下部町誌目次

序　山梨県知事　望月幸明
序　下部町長　小林最将
例言

第一編　総論

第一章　霧の中の甲斐国……三
第二章　武田・徳川の支配……六
第三章　近代化への道……一五

第二編　自然環境

第一章　地形と地質……二三
第一節　位置・面積……二三
第二節　地形……二七
第三節　地質……三六
第四節　化石……三六
第五節　下部町の地質構造……四〇
第六節　温泉……四〇
第七節　鉱山……四八

第八節　地　震……四九
第二章　気　象……五一
第一節　下部町の気候の特質……五一
第二節　気象と産業……六一
第三節　気象と災害……七一
第三章　植　物……八七
第一節　下部町の植物と自然環境……八七
第二節　気象的要素……九〇
第三節　地史的要素……九四
第四節　帰化植物……九八
第五節　下部町での垂直分布……一〇一
第六節　下部町各地の植物……一〇三
第七節　下部町内のめぼしい群落……一一七
第八節　下部町内のめぼしい名木・巨木……一一九
第四章　動　物……一三三
第一節　ほ乳類……一三三
第二節　鳥　類……一三五
第三節　は虫類……一三六
第四節　両生類……一三六
第五節　魚　類……一三八
第六節　昆虫類……一三九
第七節　その他の動物……一四六

第三編　町の歴史

第一章　先史時代……一三一
第一節　無土器文化時代……一三一
第二節　縄文文化時代……一三一
第三節　弥生文化時代……一三三
第二章　古代と中世……一三五
第一節　古墳時代……一三五
第二節　律令制時代……一三六
第三節　甲斐源氏と河内……一三九
第四節　下部と武田氏……一六〇
第三章　近　世……一六六
第一節　支配の変遷……一六六
第二節　明細帳を中心とした村の移り変わり……二一九
第三節　検　地……二四九
第四節　貢租の変遷と諸掛り……二六六
第五節　天領機構と村役人……二九八
第六節　村　極……三一〇
第七節　五人組……三一三
第八節　宗門改め……三二四
第九節　村入用と夫銭……三四三
第十節　入会と慣行……三五三

第十一節　江戸時代の交通……三六一
第十二節　飢饉……三七八
第四章　明治時代……三九〇
第一節　維新前後……三九〇
第二節　明治の行政改革と村の合併……四〇九
第三節　地租改正……四二三
第四節　戸籍法・学制・兵制・郵政・選挙制度の施行……四三七
第五節　日清及び日露戦争……四五一
第六節　恩賜林……四六八
第五章　大正・昭和の時代……四七三
第一節　大正・昭和の経済動向……四七三
第二節　大平洋戦争……四九五
第三節　町村合併……五二〇

第四編　集落と人口

第一章　総説……五三三
第一節　集落の歴史……五三三
第二節　農村集落の特質……五三四
第三節　集落の形態……五三九
第四節　集落と村……五六一
第二章　下部町の集落……五六三
第一節　地形的概観……五六三

第二節　集落の形態分類……五六八
第三節　人口とその変遷……五七三
第四節　集落の移り変わり……五七七

第五編　自治のあゆみ

第一章　町の行政……六五九
第一節　町のあゆみ……六五九
第二節　役場の機構と各種委員会……七三三
第三節　広域行政……七六四
第四節　歴代三役……七六九
第五節　議会制度と議会議員……七七八
第六節　庁舎等の竣工……七九八
第七節　名誉町民制度と名誉町民……七九九
第八節　町章・町民歌・町の木の制定……八〇三
第二章　町の財政……八〇五
第一節　概況……八〇五
第二節　税制と税収……八〇七
第三節　財政規模の推移……八一五
第四節　町の財産と起債……八一七
第三章　選挙制度……八二三
第一節　選挙制度の変遷……八二三
第二節　各種選挙の結果……八二四

第三節　選挙管理委員会……八四一
第四章　町の事業計画と発展……八四四
第一節　長期総合計画とその成果……八四四

第六編　産業と経済

第一章　概況……八七一
第一節　産業と立地条件……八七一
第二節　歴史的経過……八七五
第二章　最近における農村対策事業……八九四
第一節　農業構造改善事業……八九四
第二節　山村振興事業……八九八
第三節　林業構造改善事業……九〇三
第四節　水田利用再編対策事業……九〇六
第五節　茶産地振興事業……九一三
第六節　農業振興地域整備事業……九一五
第七節　しいたけ産地振興事業……九一九
第八節　農村地域工業導入促進事業……九二六
第九節　町単独の農業振興事業……九二六
第三章　農業……九二九
第一節　土地利用の動向……九二九
第二節　土地基盤の整備……九三〇
第三節　農業経営の動向……九三〇

第四節　農業生産の動向……九三三
第四章　果樹園芸……九三六
第一節　果　樹……九三六
第二節　園　芸……九三九
第五章　畜　産……九四〇
第一節　畜産の推移……九四〇
第二節　畜産の現況……九四一
第六章　養　蚕……九四五
第一節　養蚕業の概況……九四五
第二節　養蚕業の移り変わり……九五一
第三節　飼育法の改善……九六三
第四節　これからの蚕糸業とその課題……一〇〇〇
第七章　農業関係団体と指導機関……一〇〇四
第一節　農業委員会……一〇〇四
第二節　農業協同組合……一〇〇五
第三節　農業共済組合……一〇〇六
第四節　農業改良普及所……一〇〇七
第五節　峡南土地改良事務所……一〇〇八
第六節　家畜保健所……一〇〇九
第七節　西八代蚕糸事務所……一〇一〇
第八節　山梨統計情報事務所……一〇一一
第九節　その他農業関係団体……一〇一三

第八章　林　業……一〇一六
第一節　明治維新後の林業……一〇一六
第二節　林業経営の歩み……一〇一六
第三節　薪炭の生産……一〇一九
第四節　しいたけ栽培……一〇一九
第五節　林業関係団体……一〇二〇
第九章　水産業……一〇二七
第十章　商工・観光……一〇三三
第一節　商　業……一〇三三
第二節　工　業……一〇三七
第三節　印章業……一〇三九
第四節　観　光……一〇四一

第七編　教育と文化

第一章　教育行政の変遷……一〇四七
第一節　沿　革……一〇四七
第二節　教育委員会……一〇五四
第二章　学校教育……一〇五八
第一節　学制以前の教育……一〇五八
第二節　小中学校教育の変遷概要……一〇五九
第三節　町内小中学校の沿革……一〇七七

第四節　実業補習学校・青年学校……一二八
第五節　峡南高等学校……一三一
第六節　学校給食……一三八
第七節　学校行事その他……一四二
第八節　学校教育関係団体……一五〇
第三章　社会教育……一六一
第一節　社会教育の沿革……一六一
第二節　社会教育委員……一六五
第三節　社会教育の方針と計画……一六九
第四節　公民館……一七〇
第五節　青少年総合対策及び青少年教育……一七六
第六節　婦人会及び青年団……一八四
第七節　成人教育……二〇三
第八節　社会体育……二一三
第九節　図書館と視聴覚ライブラリー……二一五
第十節　下部植物園……二一七
第四章　文　化……二三一
第一節　文　学……二三一
第二節　文化団体活動……二三八
第三節　情報文化……二三三
第四節　その他……二四三

第八編　厚生と衛生

第一章　保健衛生……一二四七
第一節　概　況……一二四七
第二節　人口動態及び衛生統計……一二五九
第三節　飲用水の移り変わり……一二六六
第四節　環境衛生……一二七八
第五節　保健衛生と医療機関……一二八五
第二章　社会福祉……一三〇〇
第一節　社会福祉事業の沿革……一三〇〇
第二節　社会福祉協議会……一三〇三
第三節　民生事業……一三〇五
第四節　福祉事業の施設……一三一〇
第五節　国民年金事業……一三一〇
第三章　国民健康保険事業……一三一七
第一節　国民健康保険事業の概要……一三一七
第二節　法律改正と事業の移り変わり……一三一八
第三節　国庫支出金と保険税……一三二一
第四節　被保険者と保険給付……一三二三
第五節　保健施設……一三二六

第九編　交通運輸と通信

第一章　交通と運輸……一三九五
第一節　旧道の概観……一三九五
第二節　交通運輸の変遷……一三九八
第三節　道路の開発……一四一三
第四節　河川と橋りょう……一四三五
第五節　交通機関の発達……一四四四
第六節　交通安全対策……一四四八
第二章　通　信……一四五八
第一節　通信の発達……一四五八
第二節　電信電話の普及……一四七四

第十編　治安と消防

第一章　治　安……一四八一
第一節　警察制度の変遷……一四八一
第二節　治安の機関……一四八三
第三節　警察協力団体……一四九七
第二章　消　防……一五〇一
第一節　消防団の沿革……一五〇一
第二節　本町消防団とその活動……一五一八
第三節　歴代消防組頭及び団長……一五四一
第四節　退職報償金制度と公務災害補償……一五四四
第五節　消防協力団体……一五四八

第六節　広域消防……一五五六
第三章　火　災……一五六一
第一節　火　災……一五六一
第二節　今後の課題……一五六九
第四章　風水害……一五七〇
第一節　江戸時代の風水害……一五七〇
第二節　明治時代の風水害……一五七六
第三節　近年における風水害……一五七八
第四節　水防体制……一五九五
第五章　その他の災害……一六〇七
第一節　地震災害……一六〇七
第二節　東海大地震の想定……一六一九
第三節　地すべり及び急傾斜危険地帯……一六三三

第十一編　宗　教

第一章　神　社……一六三九
第一節　原始宗教……一六三九
第二節　神道の起こり……一六三九
第三節　神社の由来……一六三〇
第四節　社　記……一六三七
第二章　寺　院……一六六八

第一節　仏　教……一六六八
第二節　仏教の移り変わり……一六六九
第三節　各宗派の由来と寺記……一六七五
第三章　キリスト教……一六九四
第四章　神祠・仏堂……一六九六
第五章　教団宗教・講……一七〇〇
第一節　神道的教団……一七〇〇
第二節　仏教的教団……一七〇一
第三節　その他の教団……一七〇三
第四節　講……一七〇三
第六章　民間信仰……一七〇六
第一節　概　説……一七〇六
第二節　路傍の神仏……一七〇六
第三節　屋敷神と氏の神……一七一七

第十二編　家と生活

第一章　家……一七二一
第一節　家の制度の移り変わり……一七二一
第二節　名字と家紋……一七二五
第二章　生　活……一七四六
第一節　衣食住の変遷……一七四六

第二節　住居と生活……一七七〇
第三章　習俗・習慣……一七七六
第一節　年中行事……一七七六
第二節　風俗・習慣……一七八四
第三節　俗信・迷信……一七九〇
第四節　口碑・伝説……一七九二
第五節　童歌・民謡……一八〇五
第六節　方言……一八一四

第十三編　史跡・名勝・天然・自然記念物・文化財

第一章　史跡……一八四五
第一節　郷土と遺跡……一八四五
第二節　鉱山……一八五三
第二章　名勝……一八七一
第一節　本栖湖とその周辺……一八七一
第二節　毛無山……一八七五
第三章　天然・自然記念物……一八七六
第一節　天然記念物……一八七六
第二節　自然記念物……一八七七
第四章　文化財……一八七八
第一節　指定有形文化財……一八七八
第二節　指定無形文化財……一九一三
第三節　その他……一九一四

発刊によせて



山梨県知事　望月幸明

下部町は、古くから信玄公のかくし湯、木喰上人の生誕の地として全国に知られております。下部鉱泉は、景行天皇の御代に発見されたといわれておりますし、湯之奥や川尻の金山が大変栄えたとも伝えられております。

このように歴史と伝統のある下部町は、東に本栖湖を有し、蛾ヶ岳、釈迦ヶ岳、龍ヶ岳、雨ヶ岳、毛無山等を水源とする渓流に恵まれた大自然の中に、多くの先人のたゆまぬ努力によって築かれたすばらしい町であります。

下部町は、多様化した社会ニーズに呼応し、美しい渓流を活用してヤマメの里振興センターを中心とする新しい事業を進めておりますし、下部温泉郷、多くの文化財、豊かな山林等の誇り得る観光資源を積極的に活用した施策が展開され、将来の発展が大いに期待されているところであります。

現在は、「地方の時代」という言葉に象徴されるように、我々の知恵と努力により人間性豊かで個性のある郷土づくりが求められております。

このように新しい時代が展開されているとき、立派な町誌が発刊されたことは、先人の歩んできた足跡を後世に伝えるとともに町の将来を展望するためにも重要な意味をもつものと思います。

私が県政の基本方針の一つに「ふるさとづくり県民運動」を置いたのも単なる懐古的な考えからではなく、今その地に生きる人々と次代を担う人々とが尊い祖先の残してくれた郷土に誇りと愛情をもって、活力ある地域づくりに積

極的に参加していただきたいと念じたからであります。

「下部町誌」の発刊にあたり、関係各位の御努力に対し心から敬意を表するとともに、この町誌が広く活用され、下部町が益々発展されることを心から念願するものであります。

昭和五十六年五月

発刊にあたって



下部町長　小林最将

昭和三十一年九月三十日、久那土村・古関村・下部町及び共和村の一町三か村が合併して、新下部町が誕生いたしました。時あたかも経済の大変動と民主日本の建設を志向する激動のさなかにおいて、新町の建設という使命観に燃えて、渾身の力を結集下された町民各位の努力によって生々発展し、今ここに、光輝ある二十五周年を迎え感慨ひとしおなるものを感じます。中途、下田原及び宮木の両地区が分町したことも、生活圏を考慮するならばやむを得ないことと思います。

本町は東に富士箱根国立公園を望み、西は甲斐の文化向上を支えた富士川をかぎり、北は蛾ヶ岳の山頂から、南は毛無山に連なる分水嶺の県境に至る広大な地域で、面積は一三〇・七六平方キロ、人口七千八百余人を擁する町であります。

町名「下部」は、千余年の歴史と「信玄公のかくし湯」で知られる下部温泉に由来するものであります。

本町は、発足以来各位のたゆまぬ努力によって、各方面に幅広く飛躍してまいりました。もとよりこれは、遠い祖先から営々として築き継がれてきた先人の偉業でもあります。よって、これら町内の史実や沿革・生活文化などに十分な資料をあて、あらゆる角度から究明して未来への発展・飛躍の糧ともすべく、また下部町発足二十五周年記念事業の一環として、町民の要望に応えるために、町誌の編さんを企図いたしました。このことは貴い資料や民具など、年々いん滅離散して取りかえしのつかない事態の到来など、これにして思えば誠に時宜を得た事業であって、心から喜ぶべきことだと思います。

町誌編さんに着手して以来、四年有余の歳月と各位の願いがようやく実り、ここに待望久しかった本誌の発刊をみるに至ったことは喜びに耐えません。

ご指導、ご協力を願いました諸先生、町誌編さん審議会委員、編集委員をはじめ、貴重な資料を快く提供下された町民各位に、深く感謝の意を表する次第であります。

この町誌が、町民及び本町に関心をもたれる各位の座右の書として広く愛読され、郷土への理解と認識が深められ、さらには人々の道標ともなって広く活用され、永く後世に残ることを期待して発刊のことばといたします。

昭和五十六年五月

例言

一、本町誌は下部町発足二十五周年記念事業の一つとして、本町の地誌として編さんした。

一、資料収集には万全を期し、各部落の資料を均一に掲載するよう努めたが、地域により保全損失があり扱いにやや片寄りを生じた。

一、資料等の関係から記述に精粗繁簡があり、また表現形態に多少の差異があるのは、各編はもちろん章・節によっても執筆者を異にしたためで、修文の時点で努力は払ったつもりであるが十分ではなかった。

一、資料の引用は執筆者の表現意図によるもので、多小同一資料や同性格の写真・図表等が掲載されている場合がある。

一、記述内容に重複する箇所があるが、それはその編・章としてのまとまりや、読む人の理解しやすさを考えて、あえてしたものである。

一、文章はつとめて平易にし、現代かなづかい及び当用漢字の使用を原則としたが、やむを得ず旧漢字を使用する場合はルビを付した。

一、引用の近世・近代文書は原文のままとしたが、理解しやすくするためできるだけ要約文を載せた。なお、文意上疑問の余地のある箇所には（ママ）を付した。

一、引用資料の出典についてはつとめて本文中に明記したが、なお巻末に参考文献・資料として列記した。

一、出てくる人名については原則として敬称をはぶいた。

一、編集の最終時点を昭和五十五年三月末としたが、その期日がやや不統一になったのは諸般の事情でやむを得なかった。

第 1 編

総　　論

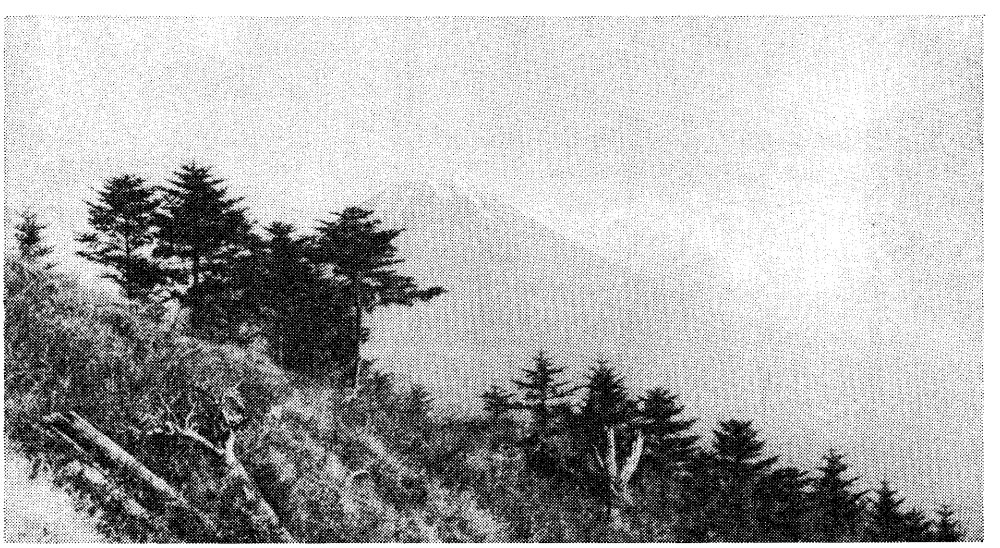

毛無山の天然林と富士山

第一章　霧の中の甲斐国

わが下部町は、山梨県の南部に位置して、地形は南西にせばまって富士川に開け、身延町下山に対している。ここに注ぐ常葉川とその支流、反木川、栃代川、雨河内川、下部川、及び同じ御坂山系に発して、かぼそく富士川に入る三沢川及びその支流大磯川、樋田川などに沿って点在する、およそ二三の集落から成っている。標高二〇一メートルから一、九四五メートルの毛無山におよぶ間に、一、〇〇〇メートル級の山々をいくつかかぞえ、面積一三〇・七六平方キロ、農地は宅地を含めて四・八三平方キロ、実に八一・五%が山林である。かくて四囲を山にかこまれて、田が川沿いに開けているが自給するに足らず、畑作は急傾斜地にまで及んで天につらなっている。

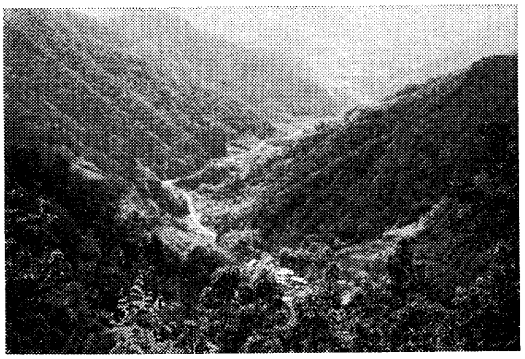

大磯小磯部落より芝草水船を望む

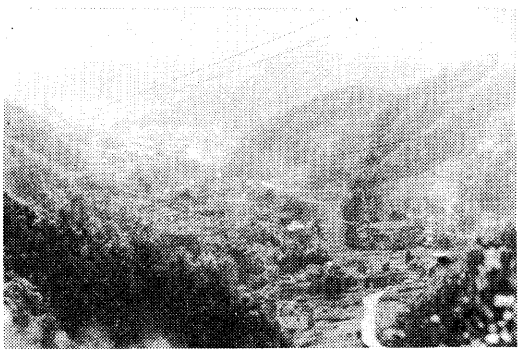

岩欠部落より大炊平方面を望む

このように各集落は交通不便な山あいに、人の往き来する街道から離れた、いわゆる〝自然村〟として生い立ったのであるが、自然村とはいっても――民俗学の柳田国男が指摘するように（『日本農民史』）――集落それぞれがどのような村を開くか、その労力をどうするか、またその場所を選ぶについての制約への対応など、さまざまな事情のもとに織りなされた歴史を背負っているのである。しかしこうした自然条件から、久しきにわたって僻地であることを余儀なくされたのも致し方がない。それが近年、外界の交通、運輸、情報の手段が飛躍的に発達するにつれて、次第により広い経済的・文化的領域に組み込まれていって、大正以降、それこそ急速に近代化への道をたどるのである。

それは各集落の歴史を断ち切るほどの急転回だったといってよい。この変化の中で、いくつか小集落が消滅したり、ないしは消滅しようとさえしている。そこにひずみはなかったか、総論ではそれがさぐれたらと思う。新しいコミュニティーづくりのために。

稲作の起源

近年になって上之平や五条、それに三沢などから石器が出土している。それらから少なくとも、町の起源が古く上代にまでさかのぼることが推測されるが、残念なことにまだ歴史上の資料として解明されるに至っていない。では地勢的に関連する地帯の出土品についてはどうであろうか。

『境川村誌』によれば、同村小黒坂で出土した弥生式土器にもみの圧痕が指摘され、また中寺尾では稲穂を刈り取ったとおぼしい粘板岩製の石包丁が発見されている。さらに中道町では環状石及び石斧が出土したという。それが甲西町秋山や、増穂町西ノ入出土のものではアワビの貝殻製だったという。

稲作は、新しい文化をもった人々が、今から二、三〇〇年ほど前の弥生式土器の時代、日本へ移住して伝えたとされているが、これには南方説と

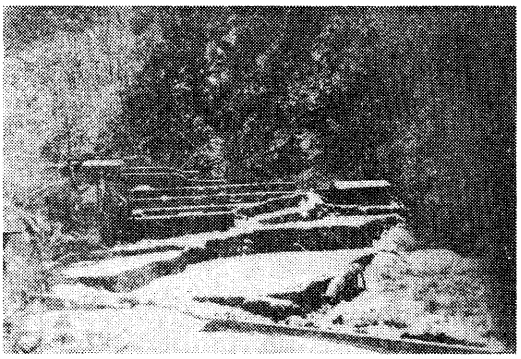

山あいの水田（中之倉，中屋敷）

北方説があり、南北二元説もある。安藤房太郎博士はこれについて、稲を常食とする南方民族が、北九州及び朝鮮に移入したのがはじまりといっている。最近民俗学者宮本常一は、これら諸説を総括するように、「彼ら（稲作民族）は、東南アジアから中国沿岸、朝鮮南部を移動してきた」として、つぎのようにいっている——

「稲作から生み出されるわらの多彩な利用が、日本文化の大きな特色を形づくった。なわ、かます、みの、ほうき、わらじ、なべ敷き……。こんなにわらが身の回りにたくさんある文化は、あまり例がない。これは刃物を使わないで物を作る文化といえ、日本人の器用さにつながっていく。」（東京朝日新聞、一九八〇年十一月十七日）

では下部町にあっては、稲作はいつごろ移入されたものだろうか。

一色その他の山あいに、千枚田のように幾段にもつらなる山田は、はたしていつごろ開拓されたのだろう。常葉川の河口に近い波高島や上之平では、明治四十三（一九一〇）年八月の大水害で田を流されたという記録があるが、それどころか終戦になった昭和二十（一九四五）年十月五日の集中豪雨で一部流されている。この下流域にかぎらず、川沿いの田はいずれも出水のため流失をくりかえして今日に至っているにちがいないが、取入れのための用水路の開削や、ことに岩盤にうがったトンネルなどには、父祖の稲作への執着ぶりがにじんでいる。

本栖のトンネルを少しくだった中之倉（中屋敷）上方の標高六五〇メートルほどの高いところに、一二アールの田が耕作されている。耕作者（赤池喜伴）によれば、明治の中ごろ曾祖父の開いたものと聞いている由であるが、さらに古く小規模に試みられたかも知れず、これまた稲作の伝播力を物語っていないか。

ところで柳田前掲書は、山沿いの稲作について重要な示唆を与えている。稲作の用具としては、はじめ木製具が使われていたが、延喜式以前にすでに鉄製のすき・くわが一般に用いられるようになっていて、外部から求めたのは金の部分だけだったから「草山もなく薪山もない村の如きは、とうてい中世の農民には想像できなかった」というのである。私たちにしても、買い求めたすき・くわやなた・かまなどの金の部分に、自分で山から伐ってきた木で柄をすげるのが当り前のことだった。これをもって柳田は、「要するに、村という考えが時代とともに変っていったのである」という。

この地域の稲作について、『延喜式』の各地物産を記した項にあたってみよう。物産名は種類がかなり複雑になっているが、甲斐国については米麦は全く記されていない。布・帛・麻をはじめ、染色用と思われる紫草や紅花、からし、くるみの実や油、筆、紙のほか、牛・鹿などの皮、かもしかの角とかいのししの油などが記されている。そして、米は東は尾張から三河までで、近畿・中国・九州にかぎられている。麦を産したのは大和朝廷近傍の山城・大和・河内・摂津・和泉だけである。

これは甲斐国に稲作がまだ十分に定着していなかったためか、大和朝の支配力が当村の貴重な米を収奪しうるほどにここまで及んでいなかったためか、そのいずれかであろう。調といって人頭税のようなものまで課して、帛（きぬ）や紬（つむぎ）・橡（当時の栃がゆや栃餅のための食用の実か？）を甲斐国に期待した朝廷が、米を免除するとは思えぬ。

『延喜式』とは、貞観十一（八六九）年から延喜七（九〇七）年までの律令施行細則を、勅令により藤原時平等が編集したものである。大和朝廷の支配が確立したのは七世紀の半ばころとされ、そのころにあたる大化の改新（六四六）では、土地はすべて国有で私有を認めず、それを年齢によっ

て割り当てて貢を徴した。ただ貴族だけは田の私有を許され、奴婢を使って大規模な耕作を行うようになり、そのため牛馬が使用されるに至るのである。当時の生産量は、上田一〇アール当たり五・七キロ、下田三・六キロほどだったという。なおここに見られる奴隷経済時代は、改新以前の上古社会以来おこなわれ、いろいろに形を変えて後世の純然たる貨幣経済時代に至ってはじめて止むのである。

民族の交流

この不分明な時代の郷土について、あれこれの伝承や周辺のものもふくめた文書や出土品などの考古学的資料でイメージづくりをして、具体的な形象を作り出すには、第一に地勢への配慮などいろいろ前提として考えなくてはならないことがある。ここで一つだけ取り上げるとしたら、今は疑いもなく異民族とされる人びとが帰化していることである。

この国の昔、中国や朝鮮から、あるいは戦乱や支配権力の難を避け、あるいは鉄やのちにマルコポーロ（一二五四―一三二三）のいうう、まい国をもとめ、あるいはまた朝廷や大閤秀吉のような戦国武将に招かれたり、連行されたりして移り住んだ帰化人の少なくないことは歴史に明らかで、あらためていうまでもない。秦氏が二世紀から三世紀にかけて帰化した中国人にあたえられた姓で、養蚕や機織りの業を伝えた人びとだったことはかくれもない。また身近な巨摩という地名は高麗から転じたもので、朝鮮帰化人の名ごりとされている。

明治二十七（一八九四）年、三珠町大塚の鳥居原古墳から出土した神獣鏡には、「赤烏元年五月廿五日」の銘があった。その年号は、大阪府の黄金塚古墳出土の同形の鏡にあった銘の「景初三年云々」の年号とともに中国年号で、前者は呉の、後者は魏のそれで、それぞれ西歴で二三八年、二三九年に当たっている。この時代は、魏志倭人伝にいう倭の女王卑弥呼のころで、古墳時代（三〇〇年以降）より古く、天皇年紀初見（継体）に先んじること二七〇年のことである。

またその古代の民族の移動について、北方の騎馬民族（江川波夫説）や、以前から取り上げられていた南方民族の、先住民族である熊襲族・土蜘蛛・出雲族、さらにこのあたりにも足跡を残すアイヌ種族（国史学のうえではえみし・えぞなどと呼ばれた）などの先住民族征服説がある。下部地域とのかかわりはどのようなものだったろうか。少なくともいくつかの他民族との交流なりそれらの影響は認めなければならないだろう。

第二章　武田・徳川の支配

私たちの郷土がはじめて歴史に登場するのは、ようやく武田時代以降である。なるほど、山梨県の古い国名である甲斐は、「古事記」や「日本書紀」など大和朝中心の古書や「正倉院文書」などの古記録に、朝廷勢力の伸張・貢納に関連して見えるが、庶民の側については伝説の域を出ていない。それをやや具体的に推測したりたどれるのは、わが国最初の武家記録といわれる鎌倉時代の史書『吾妻鏡』や、江戸幕府の甲府勤番支配松平定能が内藤清右衛門・森島弥十郎をして、国内の村役人・僧侶・神主などの協力のもとに編集した『甲斐国志』（一八一四年）、民俗学の資料やわずかに土地に残る古文書などによってである。

武田氏と穴山氏

これらの資料にさぐられる中世の下部町は、武田氏というよりも武田親族衆筆頭穴山所領の河内領、その中の東河内地内の一地域だった。詳細はあとの編にゆずるとして、まず穴山氏について見よう。

武田氏系図は五種類をかぞえるが、信憑性を求めた郷土史家の教示によって穴山氏の系図をさぐると、武田家十代信武の第四子義武が逸見穴山（韮崎市穴山町）に住んで地名を名乗ったのが初めである。

武田宗家から入って穴山氏を継いだ二代満春につづいて、三代信介も宗家から入った。この信介のとき穴山氏は河内領南部に移り、六代信友（一五〇六―一五六〇）に至って下山に居館を置いて、その子信君（一五四一―一五八二）、さらにその子勝千代（一五七二―一五八二）まで河内を領した。（下山へ穴山氏が移ったのは、牌所などの関係から信友の父信綱ともされているが、信友の下山居館は疑いない）そして信友の夫人は、あの下山南松院の南松院殿葵庵理性大姉で、武田信虎の女であり、その子信君もまた信玄の女を夫人としている。見性院である。

このように穴山氏は武田氏とは近い血縁であるばかりでなく、さらに濃い姻戚関係にあったのである。この穴山氏がその領内に対して二重支配の方策をすすめ、武田氏より直接に大きな影響をもったことは怪しむに足りない。

この点、甲斐国九筋二領のうちの郡内領にあって、武田氏に対して特殊な立場をとった小山田氏と似ている。郷土史家なかざわ　しんきちは、おそらく源頼朝が征夷大将軍になった建久三（一一九二）年前後に、平氏追討軍にくわわった武蔵国小山荘の別当小山田有重の子五郎行重が、甲斐国都留郡の桂川上流にあたる田原郷（現在の都留市）を受領するようになったと、『甲斐国志』はあとづけている。（『大月市誌』）このように、小山田氏は郡内領の地頭でありながら、甲斐国守護武田氏とはもともと主従関係は見られなかった。この小山田氏も、のちに武田氏と姻戚関係をむすんで特殊な立場をとり、やがては武田氏におさえこまれてゆくのであるが、それにもかかわらず、小山田氏は領内に色濃い二重支配の影をとどめているのである。

したがって中世の下部町を知るには、穴山文書が重要な資料となるだけでなく、河内領には武田文書にくらべて穴山文書が圧倒的に多いといわれながら、残念なことに今日この面での解明はあまり進んでいない。その中で、飯田泰江「武田親族衆としての穴山氏の研究」（「甲斐路」第二・三・六・一三号―一九六一―一九六六）は意欲的な労作である。ただ残念なのは、引用文書のほとんどが西河内に関するもので、したがって論証も西河内にかたよるうらみはあるが、東河内にとっても重要な参考文書であることは疑いない。

柳田前掲書もいうように、今日の村生活を築き上げた基礎は、ヨーロッパも同様に十七世紀から前の、武家移動の時代にあったので、それをかえりみなければ郷土史を調べたといえないのである。

戦国の武将

平氏を倒して鎌倉に幕府をひらいた源氏の治世も、わずか三代三十六年にすぎなかった。その間に頼朝は大江広元の建策をいれて、王朝以来設置した国守に対して新たに守護、その下に地頭数名を置いて、荘園以下の郷村を支配させ、かくして世の乱れをまねいた王朝にかわって、国家統治の大権をにぎろうとした。封建の発生である。

この時代の流れの中で、甲斐の武田氏が台頭してくるのであるが、通常おこなわれている武田氏系図についても異論がないわけではない。たとえば、竹越与三郎『日本経済史』（第三巻）はこんなことをいっている。

「武田氏は世々甲斐にあり、源義光の後と称し、甲斐源氏と称するも、必ずしも信ずべからず。ただ最も信ずべきは、足利氏のために鎌倉管領たりし持氏に属した重臣たるの一筆にあり。」

いずれにせよ、武田氏崇拝がすぎると、のちの明治五（一八七二）年の大小切騒動のときのように、後の世の失笑を招きかねない。大小切というのは、江戸時代（一六〇三―一八六七年）に国中地方でおこなわれた特殊な貢租徴収法で、貢租の三分の一を小切として金納とし、あとの三分の二を大切としてはじめもみ納、のちその三分の一を代官所が一定の場に張り紙して布告する国中の平均相場で納めるとしたもの。甲州農民は、それを信玄公の恩典と信じこんで、維新政府が地租改正にさきだって、これが廃止を布告したのに対して騒動に決起し、軍隊まで出動して処刑者を出すに至ったのが、いうところの大小切騒動である。その間に農民は甲府岩窪の信玄公墓前で団結を誓い、また最後に恵林寺の墓前で判官謀略の要求聴許の黒印書を取り上げられるという芝居めいた場面が演じられているのである。

武田氏はどこまでも、戦国時代の武力をもってする支配者のひとりであることを忘れては、中世の郷土を明らかにすることはできない。著名な史学者久米邦武が『古事記神話』に関連して、「後に貴族諸家がその歴史に付会して家誌や地誌に功勲を叙し、その栄を誇耀するは、門閥を重んずる時代の風習にして、信ずるに足らず」（「日本古代史」）としているのを一概に排するわけにはゆかないのである。

竹越のいうように、戦国時代に入る応仁期、足利将軍治下の甲斐守護として、信玄の曾祖父、武田刑部少輔信昌が諸侯の中に名をつらねている。封建制への武田氏の登場である。

穴山氏の二重支配

その武田親族衆の筆頭である穴山氏の領した河内領は「倭名鈔」に記す河合郷で、八代郡の郷名であるが、「巨摩郡と並びて同郷名あるは今東西河内領あるゆえんなり」と『甲斐国志』はいい、北方市川郷、その東は九一色郷に山岳を接するとしている。この河内領について、前記飯田文弥、服部治則（「山梨百科辞典」穴山氏の項）は、ほぼ現在の南巨摩・西八代両郡で甲州の四分の一にあたるとしている。とすれば、当時今の西八代郡の三珠町上野にあって国中領南面の備えに任じた一条氏（信玄の兄弟）の領地とどこで接するか。のちの徳川検地による領界、東河内については割石峠を北限とするのが地勢的に自然ではないか。いずれにせよ、信君のとき江尻の武田氏出城を守り、駿河の東部一帯にまでおよんだ穴山氏の勢威のほどは十分うかがうことができる。

飯田前掲稿は、河内地方に見られる武田文書に比して、信友から信君にいたるにつれて穴山文書がはるかに多くなり、しかもこれら武田文書の性格はかえって穴山支配の特徴を裏づけていることを指摘している。そしてその間に、穴山氏は穴山を在名とし、武田を本名として押し出して、有力国人層を排除していったとし、穴山氏の家紋が武田菱の下の一つがかけた割菱を用いたことをあわせ指摘する。

当時、東河内領には岩間氏・帯金氏・四条氏に伍して常葉氏が住んだ。四条氏は別として、他はいずれも武田氏に先んじてその強大な勢力を河内地方に誇っていた加賀見遠光の一族とされているが、『甲斐国志』士庶部には三沢氏の名も見える。それぞれ小豪族として土着していたのであろう。

穴山氏が南部から居館を移した下山は、前の下山氏の所領として比較的開けていただけでなく、駿河を国中とつなぐ要衝でもあった。のみならず、ここが早川入りの黒桂・保村・雨畑などの金山や森林資源を制する地の利も見のがせない。

こうした西河内領にくらべて、東河内、とりわけ小豪族常葉氏の所領への穴山氏の勢力伸張は、帯金氏所領とともにややおくれたのではないか。いま見る富士川ではなく、川底も高く屏風岩で奔流早川を迎え入れた当時の富士川は、名にしおう日本三大急流の一つといわれた、あらあらしい大河だった。岩間は水運も早くから開け、南部とならんで牧のあった庄だから、穴山氏もいち早く着目したことだろうが、こちらから常葉に入るにも山が居すわる。

こうした地理的条件に加えて、穴山信友の時代には、武田氏は信虎につづいて晴信（信玄）が甲斐国の地頭・御家人層を、さきに触れた小山田氏の場合に見るように、次第に組みしいてゆく過程にあったことも考えられる。

しかしこちらにも湯之奥金山があり、さらに湯之奥・栃代など御坂山系の豊富な山林があってみれば、これを放置するはずはなく、穴山氏は次第に小豪族を被官させ、また百姓の中の名主のような有力者を配下に組み入れるとともに、寺領を掌握して河内領全体を支配するに至るのである。

信友のころの対人関係を示すものとして、つぎのような門西文書がある。前掲飯田稿の中に引かれた唯一の常葉氏領関係文書であるが、氏はこれを河内文書からとられている。

信友　花押

右竹籔之事はやすへし、何時も用之時ハ何本所望と判をつかはすへく候、何へとも其分申付候、用の時印はんこし候共無判者きるへからす、以此儀能々竹をはやし奉公可申也仍如件

天文十二癸卯七月五日

佐野縫殿右衛門尉

この佐野縫殿右衛門尉なる者は「湯之奥村の人で山造りの奉公、つまり植林の役目をもっていた名主的な人であった」ことを、飯田は同じく河内文書に徴している。この古文書が門西家に残っているのは、のちに佐野から門西と改姓したことからだろう。

信玄の全盛期とその子勝頼の時代にわたって河内を領した穴山信君の代には、職制も敷かれて、河内支配が達成される。いいかえれば、武田氏の階級支配制にのっとって、小豪族のもとに地侍、さらに有力百姓を配して住民の貢租負担をになわせたのである。穴山支配文書にも、若林外記・以奉軒・穂坂常陸介・同織部之正などの奉之役職者に登場している。

飯田前掲稿に載っているつぎの文書は、右の武田氏の階級支配体制を示すとともに、武田親族衆筆頭の穴山氏の特殊な立場からの二重支配をもうかがわせる。

尾張紺屋番子何者成共田村方へ就致如在者不及披露其方可被成敗候、此由能々可被仰聞候、恐々謹言

十月三日　　晴信　花押

豆州へ

この豆州を、飯田は『甲斐国志』記載の註記から信友として、河内の染色を業とする「紺屋に対して行ったのと同様に、信友が尾張紺屋番子の成敗を任せられたのであろう」と、解している。さきに言及した『延喜式』の記載する甲斐国物産の紅花や紫草は、当時岩間村に紺屋の存在していたことを示す文書に関連して、常葉氏領も物産圏に入らぬでもない。とすれば、かもしかの角やいのししの油などの産物もクローズアップされてくるというものだが――。

この『延喜式』からも察せられるように、中世に至ると米穀が主要産物となり、穴山氏もわずかながら新田開発をうかがわせる文書を残しているが、しばしばいうように急峻な山国である河内領にあっては、生活用具と

してはもとより、武士たちの築城・武器などの用材としての山林や鉱石精錬のため竹林の経営が経済基盤だった。

早川入りには、矢細工をはじめ、中世の武士御用の名ごりをとどめる地名がいくつかある。さきに見た湯之奥佐野縫殿右衛門尉への文書とともに、こことひとつづきの山中の大崩れ（大河内村）の助左衛門尉や孫右衛門尉などへの山造りに関連した穴山支配文書が多く見られるとおり、このあたりは主として山造りを貢租として課せられていた。江尻築城に際して、早川入りで切り出した木材が、早川からして筏で送り出されたというのだから、このあたりの住民も荷役のほか筏を組んでこれに乗り組んだかもしれない。（ついでにいえば、名主の名は荘園の区区のことで、それを領したものがもと名主であり、右の名前の下につく尉というのは、賦役として京にのぼり禁裏の警衛などについたことを示すものといわれる。半士半農の有力な百姓だったのだろう。）

したがって、山林はきびしく取り締まられ、竹木の無断伐採を禁じたり、ときに徴発し、その反面棟別銭、すなわち家別棟数にかかる役銭を免じたり、早川入りの文書に残るように桶や鉢・指物（箱その他）・曲物（ふるいその他）などを献上させて商いを許すなどして、これを保護している。また、後世の番匠小路や江戸期に知られた下山大工の名を残したことも、穴山が手工業を奨励した名ごりであるが、昔からひろく河内領に多い大工職も、これと無縁ではないだろう。

武田氏の税制

ここでちょっと武田氏の税制を見てみよう。京桝三升を一升とする甲州桝（郡内枡は京枡二升五合で一升）の出現も、要は武田氏の収税の利便のための統一にほかならない。信玄の税制なるものも家長政治時代の産物であって、人民の権利は認めなかったが、甲州法度の次第にも見られるように、人民保護の形跡が認められる。いわゆる民力涵養である。

川や橋の渡し賃、籠かき、馬によるなど一切の往来賃銭を公定とした。また、租税を武士や寺院にも賦課した。このことを『甲斐国志』はつぎのように記している――

「武田の町より諸役銭の事あり、地頭役、代官役というのは、知行高の中、五十分の一を公収せり。……皆十貫文の本高二百文宛なり。すべて知行地の内、寺社領等にも公納の役銭あり、夫れを収めて他人知行にも給える趣、古印書に多く見えたり。又地頭の俵役という事あり、米取りし地より俵数に係りて収むるか。徳役とは内徳、徳分などといい、本免に入らざる社田より出ず。」

一同の公納したものに、さきに説明を加えた棟別銭がある。このほかに、信玄は雑税を課した。

「山口の口銭」というのは、山林に入って薪炭・草木を取ろうとする者に課した税で、山の入口に改め役人、すなわち山口衆を置いて銭をとったのである。（金山を管理したのが金山衆である）後に制度をかえて、山林付近の諸村落は恒例として米を納めたという。そのほか、三日市場や八日市場など、『甲斐国志』にいう「往還の人馬荷物を改めて口銭を取る」のが本戸役、関所役である。さらに、塗物・紺屋・布・鍵・窓・樹木などの税のほか、竹の年貢・塩税もあり、木綿一反につき七分五厘の税を課せられたという。

信玄の税法でさらに特徴的なのは、多くの犯罪に科料を課して金納に、すなわち罰金に着目したことである。（この項前掲『日本経済史』による）

こうした穴山氏支配と武田氏税法のもとにあって、一般人民はどう反応したか。残念なことに、それをうかがう文書や伝聞は残っていない。わずかに、「泣く子と地頭には勝てない」とか「のうもねえ」とかいう諺とかいいぐさなど卑屈な泣きごとをとどめているのみで、恩賞や感状をもらったとか、棟別銭や諸役を免除されたとかいうものが今に残る古文書の大方である。

『妙法寺記』は、わずかにそれを推測させてくれる。これは、同寺代々の住職が、庶民の側から戦国の文正元（一四六六）年から永禄四（一五九一）年

までを日記にとどめた貴重な記録である。同寺の所在の関係で内容が郡内領を主としていることはやむをえないが、そこに見られる領民の苦難は、「皆々所ヲ欠ケ申候」という記述がよく伝えている。窮迫で年貢が納められず、一人あるいは二人、ときには一家が離村したのである。日本の農民史にいう「欠落」とか「逃散」である。

河内領ではどうだったか、このことについて管見のよく知るところではないが、『妙法寺記』はその文明五（一四七三）年の項に、この年「甲州大飢饉、餓死スルコト限リ無シ。米百三十文一升粟七十文、大麦六十六文也」と記している。日記のはじまる以前も察するにかたくなく、同寺記はその後毎年のようにひでりや降霜・暴風雨・地震などの自然災害やコレラ・天然痘など疫病の流行に難儀する領民の暮らしを伝えている。

山国の河内領にあってひときわ地勢急峻な下部地区には、さらに沢水のはん濫・土石流・山崩れが見舞ったにちがいない。その苦難の生活は察するに余りある。

『日本史年表』（歴史学研究会編）は、天正十（一五八二）年十月の項に、徳川家康、武田の武将穴山信君（梅雪）を誘降する。武田勝頼、信長・家康に攻められて甲斐田野で自殺する、と淡々と記している。「誘降」という巧みな表現で伝える梅雪の武田離反については、ここでは触れる余地はないが、甲府の信玄公祭りの主催者の中で、この離反をいちずに裏切りとして難じ、行列の二十四将中に梅雪をかぞえることを拒む主張が、一時的にせよ通用したという話は、感情的にすぎはしないか。信玄の父信虎追放、降将諏訪頼重を甲府に自殺させてその女を入れて側室として勝頼は生ませたこと、たびかさなる政略結婚なども、戦国の世のこととしなくては理解しえないだろう。かねてから信玄の意を体して家康と交渉のあった梅雪は、降伏の誘いにのって武田家再興を計ったという説もある。しかし、『甲陽軍鑑』にしても、同じ離反でありながら、小山田よりむしろ梅雪の方に不快の念をあらわしているように思える。この梅雪も、徳川にくみして本領安堵することはできたものの、武田滅亡から二か月ばかりの五月、家康とともに堺にいて本能寺の変を知り、急ぎ帰国の途中、宇治田原で土民の手にかかって果て、嫡子勝千代信治も天正十五（一五八七）年十六歳で没して、ここに穴山家は絶えた。

徳川氏直轄領として

甲斐国の徳川氏との関係は、慶長八（一六〇三）年一月、幕府が徳川義直を甲斐に封じるより早く、信長の死去とともに、この五郎太こと義直が甲斐・信濃を占領し、武田家臣八〇〇人が起請文を献じて徳川家臣となったことに初まる。同二月家康、征夷大将軍に任じられて江戸幕府を開き、享保九（一七二四）年、幕府の財政を拡充するため、さらに甲斐国を天領、すなわち幕府直轄領に編入して、甲府勤番の制を設けた。これは甲府勤番支配二人、その配下として勤番士二〇〇人、与力二〇名、同心五〇人という職制だった。

田制は、武田時代は五公五民、秀吉当時四公六民とされたが、家康はこれを二公一民、一坪六尺三寸を六尺とし、税法をさらにきびしいものとした。この収税をめぐって、家康が百姓は「生かさず殺さず」といったというのは、よく知られた語りぐさである。これは直轄領の代官が任地に帰ろうとする際、家康が直接会って、郷村の百姓どもを「死なぬように、生きぬようにと合点致して収納申し付くべし」とさとすのを常としたことから生まれたものであるが、このことに関連して、前掲『日本経済史』は「落穂集」のつぎのような挿話を引用している――

「土井大炊頭、一年その居城下総の古河に帰りしに、前年は殆ど見るべき農家なかりしに、今は農民の家の見るべきものあるを見、その部下を集めて百姓生きすぎざるかを問うたることありき。当時は一村の名主の家には必ず水牢、木馬を置き、農民が領主に納むべき貢米を怠るや、或は水牢に投じ、或は木馬に乗せて之を苦しめて、納税を果さしめずんば已まざりき。」

また米沢地方では、農民が租税を滞納すると、その妻を人質として略奪

し、租税を完納しなければかえさなかったという風があったということである。甲斐については知ることができないが、推して知るべきだろう。

五人組の制

その後、末端の行政組織として「五人組」なる制度を敷いた。これは五戸を一保とした王朝時代からの制度で、孝徳天皇が大化の改新の戸籍をつくったとき、非違を検察させたことが記録に残る。

徳川幕府は、一切の町村の人民を、五戸をもって一組として組頭を置いて共同の責任をとらせ、五人組数組に名主一人を置いたのである。したがってここにいう名主はさきに触れた名主とは性質が異なる。この制度には、労力を結合させて農作を奨励しようという農村保護の意図もあったと見られるが、何よりも租税を収めさせたり、盗賊を探したりするのにこれを利用したもののようである。犯罪者をかくまうとその罪犯の責任を負わした。またすでに『妙法寺記』に関連して触れたように、窮迫で年貢が納められずに一人なり二人、もしくは一家で郷村を離脱するのをふせぐ方法も兼ねたのだろう。五人組といっても五戸だけではなく、分家など縁故者も加わり、三十一戸をかぞえた組もあったという。

しかし早くも寛永十四（一六三七）年十月には、幕府は武士法度に加えてさらにつぎのような関東八か国の代官法令を下して、人民を取り締まっている——

> 五人組いよいよ心いれ改むべし。在々所々に不埒の者なきやう、一郷かぎりにはかりあい、常にこれをせんさくし、もし悪徒あらば五人組はさらなり、そのさまにより郷中のもの等迄曲事たるべし。不審の者に宿借すべからず。もし知らずして借し、あやしげなる事あらば、たとい親戚たりといふとも、すみやかに里正五人組有りのままに申出ずべし……

封建制を大成し、参勤交代や寺社など改修、さては移封などによって大名の力をそぎ、徳川家の安泰に腐心した幕府も、悪貨の流通、しもじもの窮迫によるうちこわしなどが起こって、屋台骨がゆらいでゆく。

『日本経済史』は、「徳川氏の政治は、家康以後見るべきものなく、その間の歴史はただこれ、大奥の歴史とお家騒動の記録に外ならざりき」ときめつけている。かくて、天下を統一して平和は得たが、平和に安住しようとして鎖国の制を敷き、世界の大勢におくれるに至った。

つぎに、幕政もくだって文久三（一八六一）年の「御代官御預所御物成細払御勘定帳」なる金銀米穀の細目を記したもので、甲斐国についてその収奪ぶりを見よう——

> 甲斐国　御勘定方安藤伝蔵分
> 高・一七八、四八〇石六斗二合三勺五才
> 一、金三六、〇六二両三分永二八文七分
> 　米二三、三一二石五斗一升五合五勺八才
> 　御勘定方増田安兵衛分
> 高八〇、一二五石八斗六升四合六勺九才
> 一、金二七、六二七両二分永八六文九分一厘五毛
> 　米九、八四三石七斗九升三合一勺三才

なお、中世の金産出国甲斐のその後について薩摩と比較して見れば——元禄十二（一六九九）年より元禄十六（一七〇三）年までの山出金目

> 薩摩　一七一貫三〇〇目余
> 甲斐　四貫三〇〇目余

慶長のころ大いに金銀を産出したさすがの佐渡も、寛永十八（一六四一）年から元禄七（一六九四）年の五十四年間は全く金を産出していない。

右の甲州の産金額から、甲州では下位に列する湯之奥金山の当時の産出が、すでに皆無かそれに近かっただろうことが推測される。

ではそのころの甲斐国の生産物を、元禄四（一六九一）年開板という、前掲『日本経済史』の資料について見よう。

> 甲斐国　甲州判、郡内（絹紬）、仝紙、漆、蠟、小梅、姫胡桃、柳下木

綿、駒、題目石

他国とくらべて、いかにも貧弱で、後進地帯を思わせるが、米穀類がどこにも見えないのは一般物産となっていたためと思われる。

元禄時代、養蚕が全国に普及して、白糸の輸入止むとされるが、十年余にして生糸による織物輸出に転じたという。元禄五年『信濃蚕業沿革史料』によれば、信濃・上野・奥州・下野・武蔵・相模の蚕種商が八王子で「渡世上の取締約束を結んで、商法の隆盛を誓った」という。甲州における養蚕はどうだったのだろう。右の物産から見て郡内には普及していたのではないか。

山村民に課せられた労役

武田・穴山時代の山村民に課せられた山造りの労役についてはさきに触れたが、寛延四（一七五一）年二月の十谷村明細帳の一文が、竹川義徳「山村民に課せられた労役」（『甲斐路』一〇号）に呈示されている。徳川期にいう御林守がどのようなものか示唆してくれる。

「御林之儀前々ヨリ惣百姓家別に相守、山廻り壱月六度、一日ニ六人ツヽ、二月ヨリ十一月迄御林山内見廻リ申候」

十谷はいま鰍沢町に属しているが、穴山時代の西河内領である。十谷峠を分水嶺に大柳川が木材搬出の便をになったのだろう。このような江戸幕府直轄山林には一般人は入れず、村民の共同責任として管理させた。

このような山村民に課せられた労役には、他に御巣鷹守があった。『甲斐国志』は、「武田ノ文書ニモ間々鷹ノ事見エタリ」と記しているが、前掲竹川稿によれば、文献の上では奈良時代後期の養老五（七五一）年の「放鷹司」（鷹匠の役所）にさかのぼり、武田時代にあっては甲府古府中に残る「鷹師」という地名や、勝頼の最期までつき従った将士の中の「御鷹匠山野井源蔵」が指摘される。

しかし、もと貴族らの遊びだった鷹狩りも、さすが兵戈に明けくれる戦国時代になって一時おとろえ、江戸時代になって平和な日々に無聊をかこつ武士たちの好むところとなった。

『甲斐国志』（国法の部）は、甲州の御巣鷹山として右十谷をはじめ十三か所を挙げているが、その中にこの地区のつぎの三か所が入っている。

釜額　東河内山一か所
常葉　同前
杉山　同前

山村民の御巣鷹守がどんなにきびしいものだったか、この地区については徴すべきものがないので、前掲稿の引く郡内小管村文書を『甲斐国志』（山川部）について見よう。

一札之事

一、巣鷹御用別して当年厳しく被仰付候段奉畏候、例年より相究候御巣場は不及申、奥野末々迄も随分精出し相尋可申候、もし山之内不見届外より相知候は何分の越度にも可被仰付候、御鷹見仲間の内山へ不出者御座候はゞ仲間之内にて詮議仕可申出候、総て山へ罷出候ても手前のかせぎ計仕御巣鷹不精に仕候もの御座候はゞ御鷹見仲間吟味仕可申上候、為其一札出し申所如件

享保八年卯二月　　郡内領小管村
御巣見
佐右衛門印
（以下九名略―引用者）

名主
源太左衛門殿
組頭衆中

右の文中に、御巣見仲間十人が落度のないようにたがいにいましめあったことがよく読みとれるが、十人の共同責任が問われるのみならず、五人組頭や名主にまで累の及ぶ事情もうかがうことができよう。しかもこの労役に対する報酬はごくわずかで、巣鷹を見つけると三巣までは御蔵米十

俵、それ以上は一五俵ずつ褒美を出したが、見つけられない場合は褒美の方をけずるという、重い責任だったという。

山中で鷹をとる小屋とか麓でこれを飼いならす小屋を「とや」といったということで、今もこれが地名となって各地に残っているとして、前掲竹川稿は富里に日影鳥屋を挙げている。まだ確かめられないが、三沢にも通称「鷹の巣」とよばれる地名がある。

捕えてすぐにその筋に報告し、これを飼いならしたうえ江戸へ送りとどけるわけであるが、「途中で万一逃げられでもすると死罪に処せられる場合もあった」という。御巣見の困難も察するに余りある。

武田・徳川期の貨幣

つぎに、武田・徳川期の貨幣について少しばかり書き加えよう。

人類が自給自足の経済生活をいとなんでいるかぎり、財物を交換する必要がない。その交換（売買）の仲だちをする貨幣も必要ではなかった。

初めは、米や布帛が交換媒介物となったが、農業や工業の発達につれ、やがて奴婢・牛馬や勾玉・剣・鏡などまでが、貨幣の用をなした、と日本貨幣史はいう。ではいつごろ、今の貨幣が生じたか。あまりはっきりしないが、さきに触れた「延喜式」には銭（ぜに）（銭の漢字音のなまったもの）で調物（賦役にかわる物）を納めたことが見える。

戦国時代の貨幣としてもっともはっきりしているのが、武田氏の甲州金である。さきに触れたように、信玄は領内の金山を他国に極秘にして統轄していたが、当時これが他国のものよりひろく流通したために自然にあらわれたようである。その鉱山としては、東山梨の黒川山にまず指を屈し、南巨摩郡の雨畑山・保山・黒桂山、西八代の金山嶺（湯ノ奥）、それに北巨摩鳳凰山の五座石などがあった。

徳川期の中ごろ、青木昆陽が命を奉じて甲州にきて調べたところとして、武田氏は年々三千四、五百両の甲州金を産したと伝えている。（『奉便小録』）甲州金には一分金（重さ一匁）が主だったようで、のちに家康が入峡して中郡宮原村の松木氏に命じて、重さ一匁で三〇万両を吹替えさせたという。この松木氏がいわゆる金座と呼ばれる役掌であるが、甲金の極印からすでに武田時代から金座の存在していたことは明らかで、志村・山下・野中・松木ら四家がそれと推定される。それによって、金座の創始者は信玄だといわれる。

甲州金が主として軍用金や褒賞金として使用されないで備蓄されたことは疑いないが、さきに記したように年貢を半ば金納にするとか、犯罪に科料を課す、あるいは布一反に七分五厘の税をとるなどしたことから、一般にも通用していたことは明らかである。こうして信玄は、家康に先んじて貨幣集中の策を講じた政略家だった。

このように、武田氏の貨幣制度は金本位制だったが、補助貨幣として他国から集めた銀を用い、金一両すなわち四匁を銀四八匁に当たるものとしてこれを公宝とした。銅銭は古来中国から入って通用したが、武蔵国で銅が発見されて、和銅開珍と呼ばれる銅銭が初めて鋳造された。和銅元（七〇八）年のことであるが、ここでは銅銭の甲斐での通用を示唆するにとどめる。

徳川氏の田制租法

徳川時代の田制租法にあっては、耕作権しか認められていず、人民は農奴の状態におかれていた。したがって、土地の売買なるものはのちのちまで耕作権の質入れにすぎなかった。明治以降の田畑の年季売買は、その名ごりと見られる。

「五公五民」の貢納制のもとで、将軍・大名・武士・公卿（くげ）・寺社は米を売却して金を入手して生活していた。一方、百姓は生産した米を二分して一半を彼らに奉るだけではなく、種々の付加税を課されたが、まえにも触れたように、五人組の制が土地売買や百姓の移動をふせぐ役割をになった。百姓は組に依存するほかなく、水利など労力奉仕に努めたのである。

下部地区のような山あいの、戸数もわりあい少なかった集落にあっては、他処からはもとより村内の有力者も新田を開く余地がなく、したがっ

て「分かれ」とか「新家」として独り立ちすることも制約されて、変化にとぼしく経過しただろうと思える。これを裏がえせば、近世まで僻地としてとどまるとともに、歴史上の小豪族や役人たちの食指を刺激しないですむという利点もあったといえる。

封建制は鎌倉時代にはじまり徳川氏によって完成されたが、さしもの江戸幕府も、外からは開国をせまられ、内からは商品経済の発展におされて、歴史の流れのまえに挂冠のやむなきに至るのである。ここにいう商品経済の前提である貨幣統一は、信長まずこれに手を染め、秀吉がこれを継承して、徳川氏によって大成された。このようにして国民経済が緒につくに至ったのであるが、これで各領国の自給自足の経済が全国的規模に拡大されるとともに、奴隷的使役の時代が終わって賃労働の時代がはじまるのである。

第三章　近代化への道

歴史は明治維新をもって近代にはいる。社会史のうえでは、封建制社会から資本主義社会への移行でもある。

天正十八（一五九〇）年、家康が江戸を開いてより二七八年で徳川幕府が倒れ、将軍にかわって君主制、すなわち天皇を絶対とする支配体制のもとに、薩・長の下級武士を中心とする明治政府が成立した。そして明治四年の廃藩置県後の六年七月二十八日、地租改正条令を布告する。それによって、初めて法的に土地所有権が認められて、年貢は金納となる。かくて、貨幣経済に組み込まれて、まがりなりにも近代化への一歩を踏み出したのである。

そして、封建治下の「五公五民」、ときには「七公三民」が、名目的には「二・五五公」に減じられた。明治二年以降、全国的に続発した農民一揆にこたえたものである。この中には、明治二年の田安領一揆や甲州独得の大小切安石代廃止反対の大小切騒動があった。

河内領がこうした事態に直接かかわりのなかったことは、この地方の貧寒な生産事情を示すものといってよい。『甲斐国志』によれば、文化年間（一八〇〇年代）の河内領一戸平均石高は、（一村平均二五四人、一戸平均四・六人として）一石八斗七升一合であって、九筋二領中、東河内領の石高戸数は、西河内領とともに最低である。（最高は、中郡筋の一一石八斗七升五合。）

人口は、文化十一（一八一二）年についての『甲斐国志』記載から、つぎの数字を読みとることができる。

	戸数	人口	馬
富里	六三八	二八〇一	七三
久那土	三八〇	二二四六	八六
古関	三四一	一五〇八	三六
計	一、三五九	六五五五	一九五

ここで、馬の数から生活の一端を推測することができよう。大正年間まで、この地方に馬喰（ばくろう）の存在したことは伝承のうえでも実際上も明らかである。馬は、この地方にあっては、永年のあいだ農耕はもとより運輸・交通の有力な手段だった。

富士川水運

一方、徳川家康が、角倉了以（すみのくらりょうい）・玄之父子に命じて富士川改修を行って以来、富士川水運が主として甲信の御用米積出しに任じるとともに、やがて信州の寒天や奈良田の曲輪（まげわ）製品などの搬出をはじめ、身延参りの旅客運びや、生活に欠くことのできない塩の搬入に役立ったことはよく知られている。これが盛況をきわめたのは、明治二十二年の東海道線開通から四十四年の中央線開通までの二十年間だという。

この間に大きな役割をになった富士川運輸会社が藤村県令の指示で鰍沢に設立されたのは、明治七（一八七四）年のことである。その会社に所属する船乗り営業者は、本庁へ誓約書を提出するきまりだった。明治十一（一八七八）年、富里村上之平船方依田伊左衛門、波高島船方高野与左衛門ほか一六人の誓約書が残っている。

上之平の右手裏山に、航海の安全を守るといわれて船人に尊崇された「金比羅さん」のお堂がある。これは、この土地の百姓たちのかなり多くが富士川をなりわいの場としたことを物語っている。また、三沢村や常葉村南原の金比羅社も富士川水運と無縁ではあるまい。波高島にあった運輸会社分社というのも、富士身延鉄道開通まで存続したという。鰍沢に、このほかいくつか水運会社が設立されるに至った記録も、この水運の盛況を物語っている。

このことは同時に、奥の村々、たとえば湯之奥などで炭焼きが盛んに行われて、これが馬の背や人の背で運び出され、波高島から駿河方面へと船に託され、帰り船に積み込まれる塩や塩魚、はては「コンペートー」のたぐいの菓子が村人たちから心待ちにされただろうことを思わせる。

ランプから電燈へ

石油が入ってきたのは、いつころのことだろう。いま六十代の上之平の老人は、幼いとき波高島まで、かけ橋が流れれば山道伝いに、わずかな石油を買いにやらされたこと、子どもに割り当てられたホヤ拭きのこと、ときにはあやまって割り、回ってくるホヤ売りを待ったことを記憶している。さして遠い話ではない。

東京電燈会社が文明開化の東京市内に配電を開始したのは明治二十（一八一七）年一月二十二日、甲府電力会社によって甲府市内に一、一六三燈の電燈がともされたのが、それより十三年後の明治三十三（一九〇〇）年五月のことである。では下部町ではいつのことだったろうか。

身延電燈会社の手で、大正七（一九一八）年三月十日、まず久那土地区の三沢・樋田・車田・切房木に電燈がともったのが初めで、順次南へともっていって、上之平が九年秋のことである。そして十二年ころまでにほぼ全域に行きわたったが、その中で昭和初年自家発電をはじめた湯之奥や、同じく自家発電の栃代だけは、戦後身延電燈を合併した東京電力の送電圏に入った。

富士身延鉄道

さらに、この地域に一時期を画したのは、富士身延鉄道の開通である。明治三十六（一九〇三）年六月、新宿―甲府間に中央線が開通した。国中の人たちはそれまでは、甲州街道を馬か徒歩で行くか、それとも富士川を船で下るかしなければ、東京へ出られなかった。この地区にあっては、中央線が開通しても朝早くちょうちんをさげて山道をたどり、ところによっては勝坂峠を越えて、砥坂の渡しをわたり箱原に出て、富士川べりを鰍沢まで歩き、ここで鉄道馬車に乗って、夕刻ようやく甲府着、駅前の宿屋で夕食をしたため、夜行で六時間要して、翌朝飯田橋駅に到着するというありさまだった。

昭和初年のいっとき、飛行艇なる乗り物があってこの地方の人を波高島から鰍沢へ運んでくれたが、その轟音は耳を聾するばかり、航行中は話も通じなかった。とにかく鰍沢から甲府まで、レールの上を走る馬車――鉄道馬車は明治三十（一八九七）年から山梨県交通史上に大きな足跡を残したが、富士身延鉄道の開通によってその役割を終わる。

木喰仏の発見者、柳宗悦は「上人発見の縁起に就て」という一文で、大正十三（一九二四）年、古関村の木喰仏のふるさと、丸畑へと思い思ってたどった道筋をこう書いている――

「……上人の故郷と云われる丸畑は、富士川の下七、八里の所にあるのです。鰍沢に於て私は一行と別れ、只一人夕ぐれの流水に沿ふて道を下りました。その夜は飯富に宿ったのです。六月十一日、運命は遂に私の足を上人の故郷丸畑へ入らせました。波高島で船を棄て下部に入り、そこで幸に案内を得、一里余り常葉川を溯りました。暑い午後の光りに山路を縫ふて歩む私達は汗にしたりました。……」

往くにも来るにも、昭和初年までの下部地区はこのような状況にあった。生産物も交通の便もない僻地に、商品経済の入り込む余地はとぼしかったのである。

資本主義の波及

日本の資本主義の発展は、これより百年もまえにイギリスが産業革命において経験したように、だれもが必要とする衣料のような消費部門からはじまった。

製糸王といわれた片倉兼太郎の同族会社片倉組が長野県諏訪に設立されたのが明治二十八（一八九五）年、その翌年には福島県郡山の郡是製糸、さらにその翌年の三十年に片倉組と同じく諏訪の岡谷製糸などの機械によるめざましい生産が始まった。これとならんで、政府とむすんだ大実業家の手で紡績業がそれぞれ機械制工場生産に入ってゆく。

明治二十二年には日本最初のパルプ工場ができて、富士製紙や四日市製紙が洋紙生産で発展する。つづいて製糖業が、さらに三井・三菱・古河な

どの財閥による石炭生産が軌道にのっていく。その間には、当初輸入機械にたよるという経済循環の後進性も、日清戦争の償金による官営八幡製鉄所の設立を転機とする重工業部門の生産の発展によって解消してゆく。が、

それはまた、日本がロシアとの戦争をはさんで軍事国家に発展し、やがて太平洋戦争へのめり込む道でもあった。

こう書くと、いかにも日本の資本主義が順当に発達したかのようであるが、急進展する工場生産の紡績業は、早くも明治二十三年には製品が国内市場にあふれて恐慌がおこっている。要するに、これを供給した女工たちの賃銀では、需要者の側には立てなかったのである。

下部地区がどんな辺地であっても、徐々にでも貨幣経済が浸透してきたように、資本主義も波及しないではない。まずはじまる業種としては、造り酒屋である。原料を手近にひかえ、買手も遠く求めなくてもよいからで、いま各所に酒屋の屋号が残るゆえんである。かやの実や薬草を採取して高尾山や江戸へ持って行ったとかいう話もあるが、やや目立った生産としては、日本紙の原料であるこうぞくらいのものではないか。

この地区が貨幣経済の浸透にからくも対応する道は、さきに触れた船頭や馬子・駄賃しょい、大工や桶屋・屋根屋などの手仕事をもつ者の出かせぎであり、炭焼きや箕づくりのような工夫であり、他に商品を求めての行商だった。そんな中で、製糸や紡績工場に女工として娘を送り出したことは、目立った現象である。

そのころの、同じ東河内の岩間村の状況はひじょうに興味ぶかい。明治四十三(一九一〇)年三月三十一日現在の岩間村の生産額は、総額一四七、一四〇円のうちの九二、八五〇円が「足袋」となっている。それに次ぐのが芡で一五、〇〇〇円、繭は六、二七〇円、その他を米・豆・麦が占めている。(『西八代郡誌』)

当時、「岩間たび」として世に知られた産業は、「山梨百科辞典」によれば、寛政九(一七九七)年、岩間村を中心に農家の副業として発足、日清・日露の両役に軍需用として発展して、右の数字を示した四十三年に同業組合を設立し、北陸・北海道にまで販路が伸びたが、福助・土屋などの大資本に圧倒されて、昭和十年ころに全く姿を消すにいたったという。「ハンコの町」六郷は、それにつづく岩間の在りようを示すもの。その昔は「東河内領の名邑(『甲斐国志』)であり、河内路・富士川水運の砥坂の渡しをもつ宿駅だったから、貨幣経済にも敏感に反応しえたのかもしれない。

なんにしても、岩間の進取的な在り方は、資本主義発達史の一挿話として注目にあたいするが、下部地区にも資本の進出がなかったわけではない。

青山靖「早川の水運」(『甲斐路』一二号掲載)によれば、京ケ島の斉藤義一談として、明治三十五、六年のころのこと、静岡の富士製紙(のちの本州製紙)が「この奥で盛んに山をやっていた。何でも二千石の材料を飯富のドバへ三月までに出さなければならぬといったことがあった」という。

ちょうどそのころ、四日市製紙株式会社が「富里村其他山林」(五老峰・桑木山)からパルプ材を搬出する際、これを上之平が村受けした(区長遠藤民一郎を代表とし古老数名が保証)話がある。さらに同四十二年には、同区遠藤民一郎・佐野由房両名を代表者として村受けしたことを示す、同年三月一日付の「木材搬出に関する契約公正証書謄本」が残されている。道なきところを木馬や架線、あるいは軌道(トロッコ)によって、波高島へと運び出した模様をうかがうことができる。

このような貨幣経済の浸透につれて、早くも土地(田畑や山林)の移動が起こった。その間に多少なり富の蓄積が見られたことは、所々に伝聞される「質屋」の出現したことでも明らかである。それは同時に、生活共同体としての集落における旧来の有力者の没落や、勢力分野の移動をもともない、目に見えぬ共同体の破綻へとみちびいた。今日見られる集落の分割や区長の片押し選出などはその成り行きであって、よかれ悪しかれ歴史のつちかった集落自治の破綻と、新生への過程にあることのあらわれにほかならない。

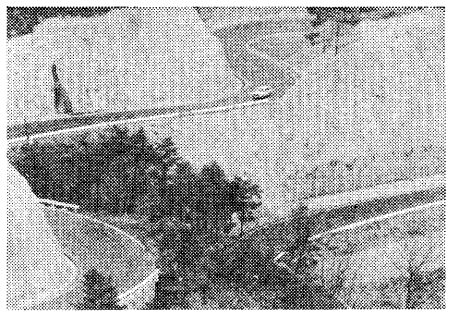

国道300号線（中之倉地内）

急速な近代化

民芸の柳宗悦が木喰の故郷をおとずれたあの日から、わずか五年を経た昭和三（一九二八）年三月三十日、富士身延鉄道、富士―甲府間八八・一キロメートル、三九駅が全通した。今では、急行なら新宿まで三時間、名古屋まで五時間である。

この交通の便を追うように、自動車産業の発達にうながされて、国道三〇〇号線、西八代縦貫道が開通して、今や下部町は四通八達の交通網の中に位置している。今の国鉄身延線が、もし富士身延鉄道株式会社発企人小野金六・堀内良平・根津嘉一郎らによって当初計画されたように富士川右岸に敷設されていたらどうだったろう。――町内に五つの駅をかぞえる下部町の幸運を身にしみて覚える。路線争奪をめぐる紆余曲折を知ればなおさらのことである。

この交通の発展に呼応するように、新聞購読、ラジオやテレビ・電話の普及を見た。たとえば新聞であるが、町内購読紙数は現在約二、〇〇〇部を数えている。四十年前の約四倍増である。――その間に、世帯数はむしろ減少を示しているのだが。こうして、かつての僻地は、急速に情報化社会に組み入れられていった。

人口について見れば、昭和三十年以降年々減少傾向をたどって、いわゆる過疎化現象を示し、五十四年末までに七、九八三人、年平均二五六人の流出を見、五十五年国勢調査によれば男三、七〇二人、女四、〇一七人、計七、七一九人、前回五十年の調査と比較すると、七三七人の減少となっている。

もとよりこの過疎化現象は、基本的には資本の集中にともなう職場への人口移動であって、行政など人為的にはどめをかけることは不可能といってよい。ただ、農業後継者と見られる長男の都市移動は、まま新旧思考の不一致からとも思える。

そこにはまた、近年、交通機関の発達による通勤・出かせぎと相俟って、農業人口の老齢化現象が見られるが、それには農地の狭少のうえに農作業の機械化ということが大いにあずかっているのである。農業面で少しふりかえってみよう。

昭和二十（一九四五）年八月十五日の、いわゆる終戦の詔勅から翌二十一年元旦の天皇の人間宣言によって、日本は平和憲法のもとにかってなく神権君主制から一躍民主化された。この戦争をはさんで、山梨県の農業は急速に変化したのである。

水田についてみると、明治・大正時代二〇、〇〇〇ヘクタールだったものが、昭和四十三（一九六八）年には一六、〇〇〇ヘクタールに減少した。それは、栽培が生産性の高い果樹や野菜に切り換えられたためである。そして麦は明治・大正の二三、〇〇〇ヘクタールから、終戦時食糧不足から三〇、〇〇〇ヘクタールに回復したが、昭和四十三年にはそれが六、〇〇〇ヘクタールに減少している。（農林省山梨統計調査事務所「明治百年の山梨農業」）

下部町にあっては、桃・梅など果樹への作付け転換が図られたが成功せず、その後の四十五年から町当局によって茶生産が取り上げられて、ヤブキタ茶が新植され、現在茶園およそ一五ヘクタール、五十五年度の採取生産およそ一八、〇〇〇キロ、これが町営製茶工場によって加工され、主として町内消費に向けられている。当面の目標茶園二〇ヘクタールを目ざし、養蚕・しいたけにつぐ町の基幹産業としての期待をになっている。

その間にあって、下部町の農業も大きな変貌をとげた。明治・大正期の畜力は耕耘機に、肥料は緑肥（かっちき）から化学肥料へと変化したのである。山梨県では中央線開通にともなって魚かす・油かすへ、やがて満州大

豆かすが用いられるようになったが、これはさきに触れた地租改正による金納に刺激されて、米麦の商品化がすすんだためである。交通不便な下部地区にあっては、こうした傾向の波及もおくれたことはことわるまでもない。

化学肥料の先駆である硫安は、大正三（一九一四）年七月から大正七（一九一八）年十一月におよぶ第一次世界大戦中、ドイツで発明され、やがて燐酸肥料が発達する。それで昭和初期には硫安全盛で、石灰窒素・加里塩類の輸入がつづいた。

こうした中で、高利貸的肥料商人の農村集奪に対抗して、共同購入する必要にせまられ、全国的に協同組合の設立がうながされてゆく。下部町にあっては、こうした組合組織はどうであったか、いま私たちはこの点でも反省を余儀なくされる。それはとにかく、この化学肥料も、近年、地力の減退や作物の品質の点で、ふたたび有機肥料が見直されてきているのが実情である。

近代社会に生きる

以上私たちは日本の、そして山梨県の歴史のうえで、郷土がどうあったか、抜き書きするようにしてひとわたり見てきた。将来どうあったら、私たちは父祖にこたえることができるだろうか、それはこの町を愛し、町民のしあわせを思う人たちの手にゆだねられる。以上の記述から思いついたことを記して「むすび」としたい。

まず何よりも、立地条件から余儀なくされた後進性を率直に認めたい。まず己を知る——このことこそが、進歩への前提だからである。

私たちの父祖がそれぞれに集落を形成し、これを維持してきたのは、労力をあわせ、幸不幸をともにしてきた共同・共感の結果にほかならない。どの集落にもある氏神社は、それを中心として地区住民が結集し団結したことの象徴である。村八分と呼ばれる江戸以降の私的制裁は、今日から見れば人権に反するまちがったやり方ではあるが、昔は村のしきたりや団結を守ろうとした窮余の一策だった。

生物学は、武器をそなえぬ弱い種ほど群棲し共同して、その種の保存につとめたことを教えている。たとえば、蟻や蜂を見るがよい。怪獣のようにかたくよろい、孤立して生き、滅びていった古生物——ダーウィンの生存競争説は、この相互扶助をふまえたうえで、適者生存を説いた学説である。

といって、封建制のもとでの五人組制度のような協力共同体制がよいというのではもちろんない。創始者である家康の支配や収奪の方法でしかない共同責任のおしつけなど、こまるばかりでなく通用もしない。そうした封建的社会制度から生まれてきた「義理・人情」もまた、今日の民主主義の社会にはなじまない。それは家長制時代の「地縁・血縁」の名ごりであって、ほんとに人間関係を律するものとはほど遠い。だから、〝甲州選挙〟などという汚名にもつながりかねないのである。

たとえば、武田氏の寄親・寄子の制は、戦国大名の武田氏が家臣団統制のために利用した制度であるが、今もひろく県内で行われている婚姻の際の親分・子分のしきたりはどうか。これはもと、婚礼のときだけのものではなく、親分はどこまでも子分のめんどうをみ、他方子分は親分に礼をつくすとともに労力で奉仕するのがならいだった。そこに義理が生じ、人情が生まれたのである。今は、この慣習は実質のともなわぬ儀式的形式にすぎず、その間の義理・人情も実情にそぐわない惰性で、無意味に行われているにすぎない。

このように、義理・人情を実のないものにしたのは、貨幣経済が人びとにもたらした平等の観念や権利意識にもとづくものであるが、それはそれで、人間社会の進歩としてじゅうぶん評価されなくてはならない。

私たちの生きている近代社会は、社会学の定義にならっていえば、封建的身分制度が消滅して、個人の自由・法のまえの平等が実現した社会である。と同時に、それは技術にもとづく産業社会であって、社会全般の組織化、わけてもたて組織化がすすみ、ともすれば人間性が無視されがちである。「人間疎外」というのは、そのことを指しているのであって、人間社

会の発展はこれが解決にかかっているといってよい。

戸ごとのカラーテレビやクルマの普及を見たからといって、文化的だとか、文化が向上したことにはならない。それは、明治期の文明開化での〝鹿鳴館〟であり、似て非なるもの、えせ文化である。

山梨市出身の文学者、前田晁（あきら）は、いま万力公園に立つ己が文学碑に、「一人の心は万人の心、文化の根源はここにある」ときざんだ。ドイツ文学者、高橋義孝がいったように、これを「思いやり」、「思いやる心」といいかえてもよい。文化とは、単なる物質的なものではなくて、より精神的なもの、より心の問題である。「わが身をつねって他人（ひと）の痛さを知る」人間関係のうえに成り立つものである。争いより協調に、競争ではなくて連帯のうえに根づく。今日の教育における荒廃も偶然ではない。

しかも、文化には継続性、伝統が必須の要件なのである。にわかに生まれ、育つものではない。ここで「ことば」――読書の重要性に気づく。私たちはそれぞれの地域にあって、文化を、生きがいを創（つく）り出してゆかなくてはならない。

これを要するに、私たちは生物的・経済的存在から人間的・社会的存在へ、いいかえれば競争の時代から連帯の時代へと指向することになる。――そこにこそ、町づくりの基本があるように思えるが、どうだろうか。

きょう、歌人前登志夫のこんなことばに出会った。（東京朝日新聞「日記から」一九八〇年十二月五日）

「……山里でも、家々に自家用車があり、洋風の応接間がまぶしい。暮らしはうんと向上したが、心のゆとりがなくなった。

人が寄ると、共通の科白（せりふ）は時代おくれの郷土への愛想づかし。郷土からの脱出を語ると、新しい思想に見えたりする。その土地の暮らしをゆたかにする遊びの工夫がない。想像力に乏しい……」

ちょっと気になることばである。「郷土」を下部にうつして、いっしょに考えてみることにして、「総論」をしめくくる。

第2編

自然環境

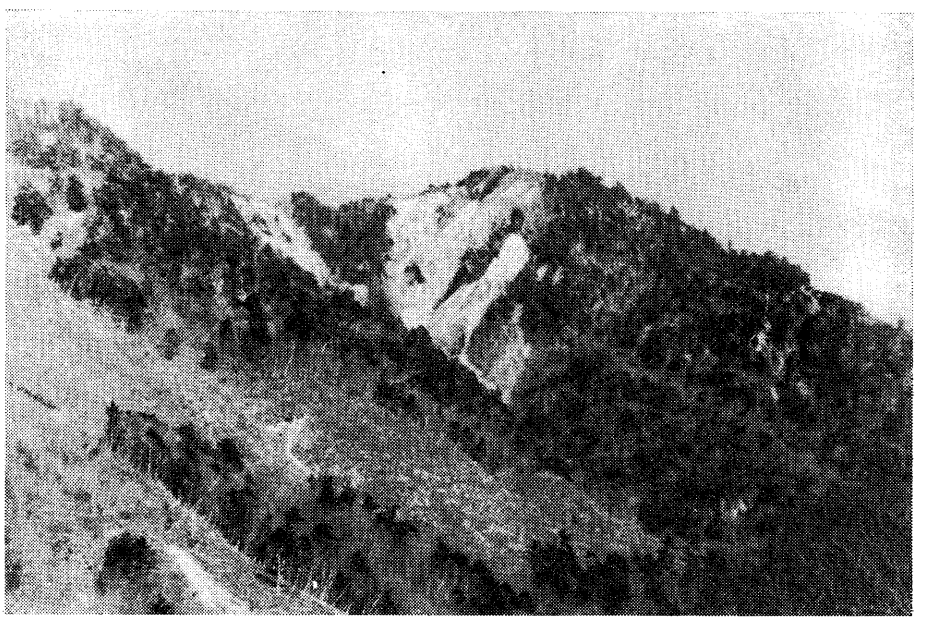

湯入奥・入沢の大ガレ

第一章　地形と地質

第一節　位置・面積

下部町は甲府盆地の南、山梨県の南部に位置する。町のほぼ中央に当たる役場の位置は、東経一三八度二九分一〇秒、北緯三五度二六分三〇秒、標高二五〇メートルである。東は本栖湖面の中央を境として上九一色村と接し、西は中富町とさらに富士川を隔てて、対岸の南巨摩郡身延町へ続き、北は釈迦岳　蛾ケ岳を結ぶ分水嶺によって、三珠町、市川大門町に接し、北西部は六郷町に、南東部は毛無山系を境として静岡県へ続き、一県六か町村に囲まれた地域である。本町は波高島の標高二〇一メートルから、最高は毛無山の一、九四五メートルの間にあって東西一一・七キロメートル、南北一五キロメートル、面積は一三〇・七六平方キロメートルで、県下第一一位の広大な面積を有する。面積の八一・五%は林野でその大部分は峻険な山地で占められていて、耕地及び宅地はわずかに四・八%、六・三平方キロメートルにすぎない。

第1図　下部町の位置



第2図　（5万分の1）竜ケ岳――役場断面図

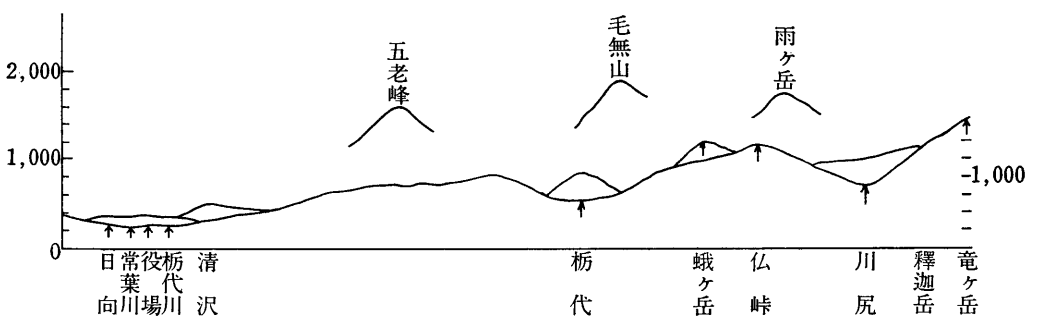

第二節　地形

一　概観

本町は御坂山脈の西麓にあって、西に富士川が流れ、東に富士山を仰ぎ、身延線が谷間を縫って

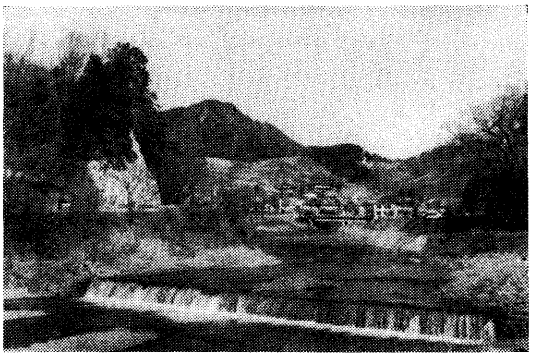

常　葉　川

ほぼ南北に貫通している。北部には釈迦岳（一、二七一）蛾ケ岳（一、二八〇）の連山がそびえ、東部には三方分山（一、四三二）竜ケ岳（一、四八三）雨ケ岳（一、七七一）毛無山（一、九四五）いずれも一、二〇〇メートル級の群山がそびえ立ち、南方天子山脈へと連なっている。これらの嶺々を源とする渓流は西に向かって、反木川、栃代川、雨河内川、下部川となって、常葉川に注ぎ、樋田川は三沢川に合流する。常葉川、三沢川は御坂山脈の支脈をはさんでそれぞれの流域をうるおし、南に、あるいは西に流れて富士川にそそぐ。従って地形は北東から南西に向かって開け、常葉川、三沢川及びその支流流域には、わずかながらも耕地が開け、集落が点在している。畑地及び桑園は相当の傾斜地までが利用されている。本地域の山地は壮年期地形を呈するため各山は急峻にして険しく、河川は深いV字谷を形成し、峡谷美を呈している。

二　断　層（第5図参照）

㈠古関断層

烏帽子岳付近において、断層粘土をともなう断層で、下芦川から古関を経て王岳南方に延びている。この断層で東西性の断層を切っている。高萩累層内においてもこの断層を境にして、構造が違っている。

㈡　三沢川断層

この断層は精進北方の三方分山付近を通り、根子、瀬戸を経て三沢川に達する東西性断層で、瀬戸付近では断層破砕帯が認められる。また北西から南東への数本の断層によって切られている。この断層は東部では断層の南側が上がり、西部では北側が上がるという蝶番断層である。三沢川断層を境にして南北両側では褶曲構造の形や、岩相が異なっている。大局的には、同じ方向性の褶曲軸を持ち、北側と南側とではその軸の傾斜が異なるにすぎないと思われる。

㈢　大石断層

王岳、鬼ケ岳の北方をほぼ東西に走る逆断層で、高萩累層と小沼累層が、この断層によって境されている。この断層は貫入岩体の石英玢岩を切っている。

㈣　瀬戸断層

瀬戸から堀切断層に平行に走り、南方延長は堀切断層に収れんされる断層で、中之倉付近では堀切断層とこの断層にはさまれる地塊だけが北西から南東の走向を示している。

㈤　熊沢断層

熊沢付近を北東から南西に延びる断層で、北西の地域の構造と南東の地域の構造が、この断層を境にして差異が認められる。

三　地向斜と地背斜

下部町の中には露出している地層をよく見かけるが、平らな地層はほとんどなく曲がっていたり傾いている地層ばかりである。これらの多くは地殻の横に働く力によって曲がったものでこの地層の曲がりを褶曲という。加わる力（圧力）が大きくない場合には地層は曲がって、山と谷が一つづつ、または連続してできる。第㈢図のように山になる部分を地背斜とよび、谷になる部分を地向斜という。この力を造山運動といい、できた山地を特に褶曲山地とよぶ。

㈠本栖地向斜

御坂山地では最も規模の大きい向斜構造で、三方分山より本栖の北西を

第３図　褶曲と地向斜地背斜説明図

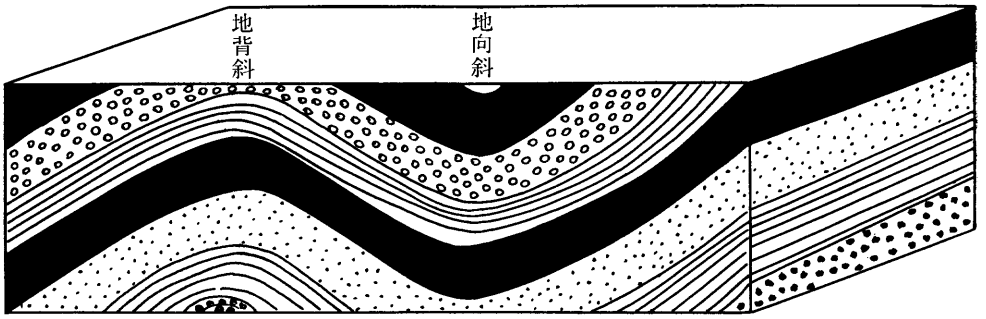

通り、両翼の傾斜は四〇度から六〇度くらいである。三方分山付近に最上部の西八代累層が認められまた中屋敷西方においても、西八代累層が上部に乗っている。数メートル単位の小褶曲構造も認められる。

㈡和奈場背斜

本栖向斜の北方の背斜で中屋敷北方から和奈場では軸が北東から南西に延びているが、堀切断層と瀬戸断層によって切断され、中之倉地域では、北西より南東の方向に軸が動いている。両翼の傾斜は四〇度より六〇度くらいである。本栖向斜と同じ規模の褶曲で、軸部には御坂山地最下部楕形山層が露出している。

㈢水船向斜

水船付近を東西に走る向斜軸で、両翼の傾斜は六〇度くらいである。

㈣大磯背斜

大石付近を東北東から西南西に走る向斜軸で、軸は西に傾斜し両翼の傾斜は三〇度くらいである。

㈤小磯向斜

大石背斜の北の向斜部で、軸は



毛無山（身延町下山にて）

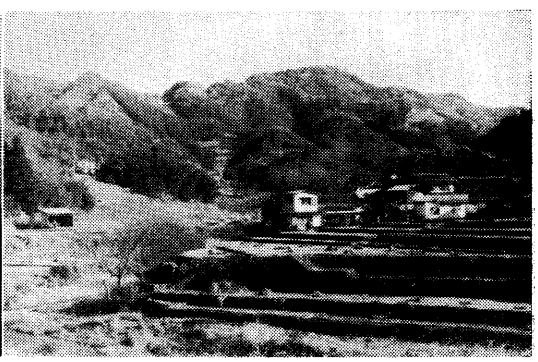

段丘地形（市之瀬地内）



醍醐山（中富町飯富にて）

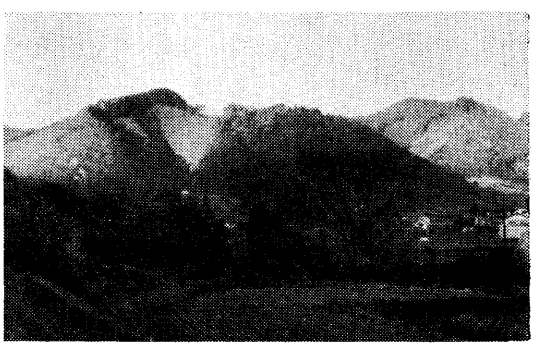

地向斜地形（市之瀬地内）

第4図　下部町の水系山系図

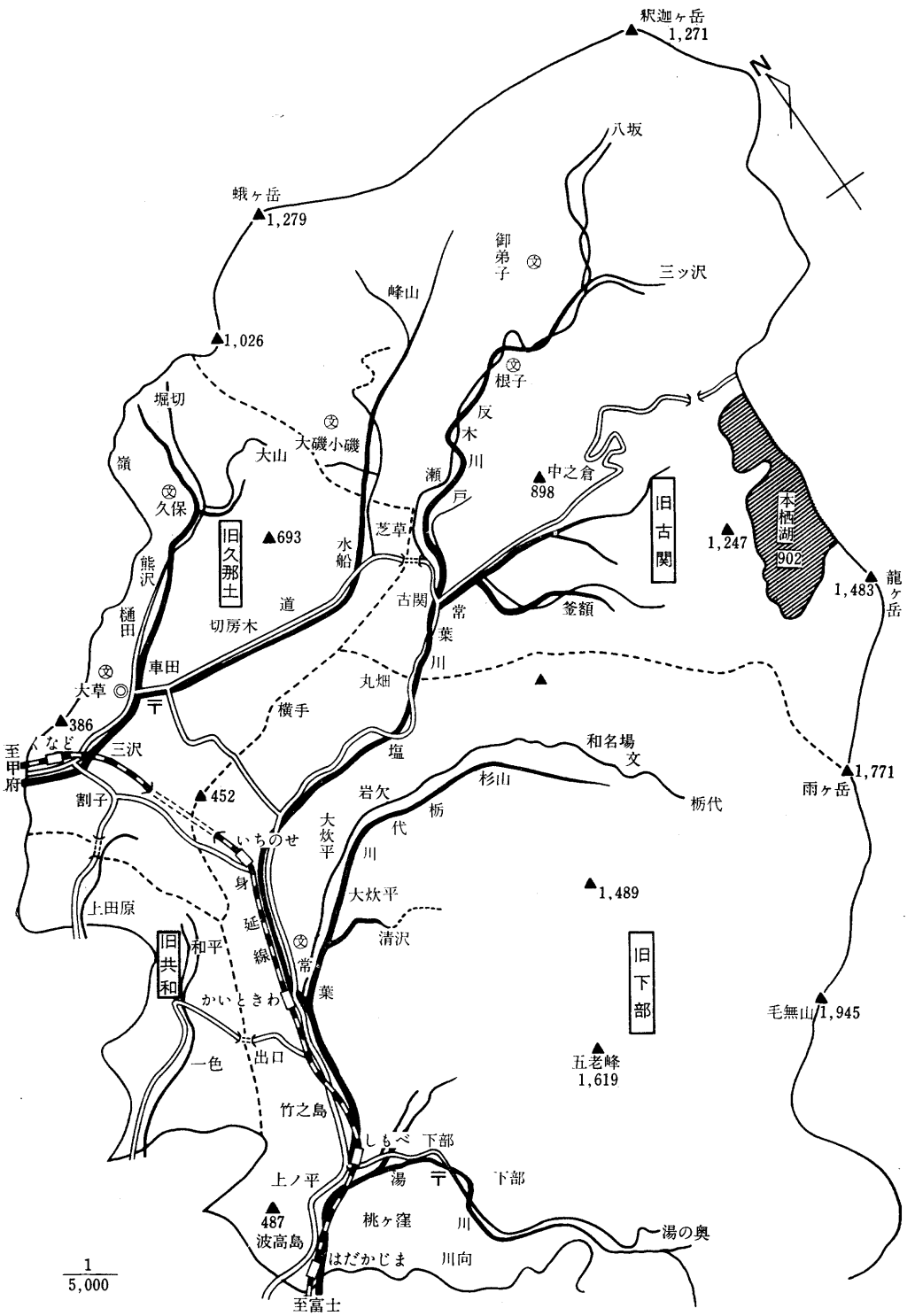

東北東より西南西に走る。

(六)大山背斜

小磯向斜の北側の背斜である。ほとんど東西に近い軸をもつが、東方にすすむに従って、東北東から西南西に変わる。

第三節　地　質

本町は約一、〇〇〇万年ないし三、〇〇〇万年以前、海底の火山活動によってできた御坂山系に包まれた地域で、町内の大部分は第三紀層に属する西八代層群からなっている。

一　累層・互層・岩層

(一)　西八代累層

模式地は下部町和平の東方の山腹で、分布範囲は久那土駅南方から、大

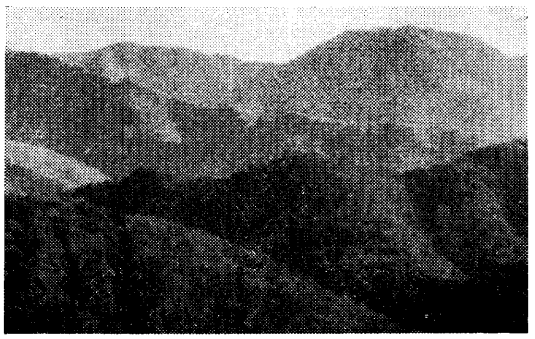

西八代層群

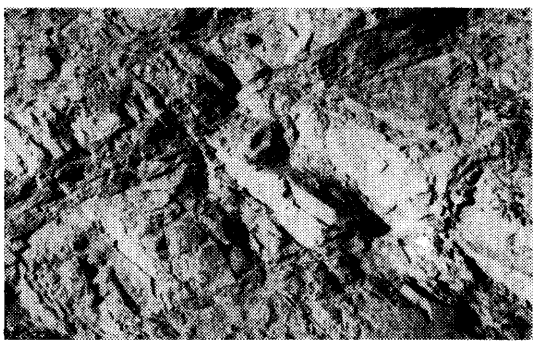

砂岩泥岩互層（市之瀬地内）

第5図　下部町地質略図

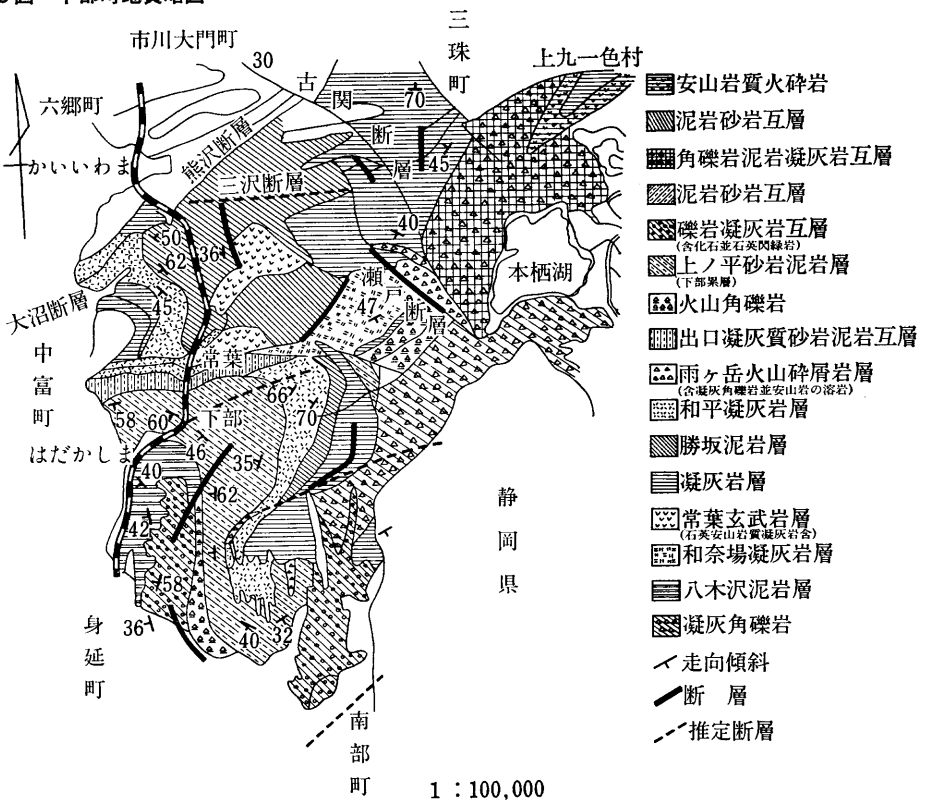

石、上田原、和平、常葉を経て、清沢南方まで幅五〇〇メートルより一、〇〇〇メートルにわたって分布している。清沢南方では一たん断層によって断たれるが、栃代南東部および栃代から湯之奥間に再び露出しているのが見られる。

層厚、和平付近で四〇〇メートル、東部にいくほど層厚を減ずる。

岩相にはおもに普通輝石石英安山岩質の火砕岩からなっている。岩石は凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩およびガラス質細粒凝灰岩があるが、一般に西方の和平付近は凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩が多く、これより東方にいくにしたがって細粒の凝灰岩になる。凝灰角礫岩は無層理、塊状の場合が多いが、火山礫凝灰岩、ガラス質凝灰岩などの構成粒子が細かくなるにしたがって成層状態はよくなる。

これらの火砕岩の風化部は灰白色であるが、新鮮面は帯青白色である。風化に耐え、しばしば急な山嶺を形成する。火砕岩中の石英安山岩礫は、斜長石、融食型石英、小量の普通輝石などの斑晶からなり、石基はカリ長石、斜長石、石英などからなり、わずかに普通輝石、磁鉄鉱、燐灰石を含む。火砕岩中には、有孔虫化石を含む暗灰色泥岩が介在している。

層位関係、下位の桃ノ木累層とは整合であり、栃代付近では、両層は互層帯をはさんで、漸移の関係である。上位の高萩累層とは整合である。古生物、桃ノ木累層に類似種の有孔虫化石が泥岩中から産出する。(和平部落北端の切割)

(二)　小沼累層

・模式地は、西八代郡下部町出口付近の県道の切割、分布は久那土駅西方から切石の対岸に延び、富士川をこえて深町、清水、出口を経て、岩下(杉木出口竹ノ島)に連続する。岩下では断層により切断され連続はたたれるが、雨河内川上流、下部川上流などに再び露出する。

・層厚は、出口付近で三〇〇メートルあり

・岩相は、普通輝石安山岩質ないし玄武岩質の凝灰質砂岩を主とし、これに凝灰質泥岩が多く挟在する。砂岩は露出面では黒色ないし暗灰色であり、玉ねぎ状風化を示す。一方、新鮮部は暗青緑色、塊状である。厚さは一〇センチメートルから一〇〇センチメートルの砂岩と、一〇センチメートルから八〇センチメートルの泥岩とが互層することが多いが、本累層の下部には泥岩の多い部分がある。

層位関係、本累層は清水以北で高萩累層に直接整合でのるが、これより以南では、西八代累層を被覆する。

・古生物、出口付近の凝灰岩より蘚虫類の破片が産出する。

(三)　古関川累層

西八代層群は厚さ三、〇〇〇メートルに達する地向斜性の一連の地層からなり、各種の火成岩と、泥岩を主とする、そのなかに本累層は分布し、主に大量の塩基性火砕岩、溶岩からなる。

西八代層群の最下部層で、古関川河床に模式的に露出するほか、栃代川下、中流及び上流、雨ケ岳一帯にも広く分布する。常葉、岩欠方向を軸とする背斜構造と和奈場を通り北東から南東方向を軸とする背斜構造があり、両者間には杉山を通るスラストがある。本累層の上に整合に、主に大量の泥岩と酸性凝灰岩とからなる地層(一之瀬累層と醍醐山累層)が重なっている。上部(下部累層)は、はっきりした火砕岩を欠き砂岩や細礫岩を主とした地層となる。このように本層群の下半分は塩基性火山岩と、それに続く酸性凝灰岩と泥岩で特徴づけられるが、上半分は酸性凝灰岩をともなった粗粒の砕屑岩からなり、岩相の変化も激しく礫岩層中には著しい層間異常が見られる。

泥岩の亜角礫を広範囲にわたって含んだり、また、炭化した植物破片などは、この層群の上半部に、始めてあらわれる。小型有孔虫はこの層群の泥岩中に普通見られるが、サガリテスは上部に多く見られる。

(四)　市之瀬累層と醍醐山累層

本累層はがいして北部程厚くなり、また岩質も、粗粒になる一方凝灰岩層中の陸源砕屑物の相対量が多くなるという傾向を示している。

また下部累層中の砂岩の中には、本層群の下部を構成する各種の火山岩

の岩片が、多量に見出されたことは、本層群上部の堆積時において、すでにその下部が侵食（隆起）の場にあったことを暗示している。

構造については西八代層群最下部の地層は、この地域の東部に露出し、これより上位の地層は西方へ沈む背斜軸によって、屈折しながら最下部層を北、西、南の三方からとりまくように分布している。

背斜軸付近では、地層の傾斜は急であるが、この部分をのぞくと、三〇度から五〇度の傾斜が普通である。

この地域の西八代層群の北縁は三沢川断層を境とし、南縁は雨河内断層を境としてやや構造の異なる地層（いずれも本層群の延長）に接する。

断層は、常葉背斜、田原背斜の下部層に多く見られる。これらの褶曲軸や断層の走向はいずれも東西に近い。

(四) 和奈場凝灰岩層

この層は和奈場付近の栃代川河崖に模式的に露出している。おもに玄武岩質で、斜長石の結晶を多量に含む結晶凝灰岩からなっている。また所によっては、同質の枕状溶岩や凝灰角礫岩がある。

一般に青灰色、塊状で凝灰質砂岩や泥岩のレンズを介在する。和奈場東方一キロメートル地点には、淡青色硬質砂岩、頁岩水成岩の一つ泥板岩の別名の互層が五メートルの厚さで挟在する。さらに本層は暗青灰色の緻密な玄武岩の岩脈によって貫かれている。

(五) 常葉玄武岩層

常葉玄武岩は常葉川左岸に模式的に露出する。黒暗紫色緻密堅硬質砂岩で、頁岩の互層が五メートルの厚さで挟在する。

また暗紫色緻密堅硬カンラン岩、輝石安山岩の溶岩や凝灰角礫岩からなる。溶岩は枕状を呈することが多い。溶岩、凝灰角礫岩中の礫とともに気孔に富みこの中は弗石、緑凝岩、方解石、鉄サポイト、まれには玉ズイなどで充塡されていることもある。

三沢川、樋田川、大磯川流域地方もこの層に属する。但し樋田川上流は古関層と同一のものが見られる。

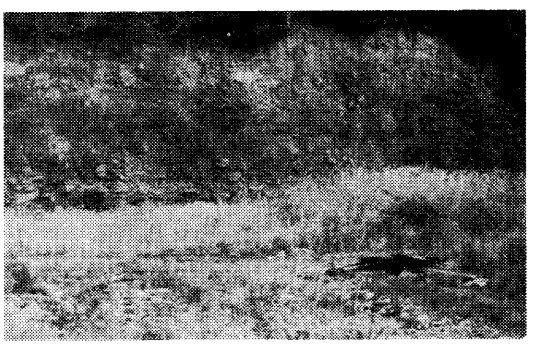

凝灰質砂岩硬質凝灰岩層（湯之奥地内）



礫岩砂岩互層（出口地内）

(六) 雨ヶ岳火山砕屑岩層

栃代川上流の雨ヶ岳一帯に露出するほか、毛無山から湯之奥一帯にも連続して分布している。

おもに層理に乏しい暗緑色硬質の凝灰角礫岩、火山礫凝灰岩からなり。その中の礫としては、暗緑色、または暗紫色の玄武岩、輝石安山岩の角礫のほかに黒色珪質頁岩も含まれる。毛無山から西に延びる尾根は淡緑色の石英安山岩質凝灰岩が露出している。

(七) 勝坂泥岩層

本層は市ノ瀬停留所から久那土方面に通ずる勝坂一帯の道路切割りに模式的に分布し、東方へ幾条かの断層によって切られながら、栃代川上流、下部川上流、毛無山付近へと追跡できる。

おもに泥岩からなり、酸性凝灰岩、凝灰質砂岩をはさむ。泥岩は暗灰色無層理で、風化して多片状に割れる。泥岩は「もめ」ているためきわめて

剝離性に富んでいる。（特に栃代川上流の泥岩）

酸性凝灰岩は淡灰色で、石英安山岩質である。一般に二メートルないし五メートルの層厚で泥岩にはさまれているが、本泥岩層の上部に多く、栃代川上流地区では泥岩と互層している。

下位の古関川累層と、上位の和平凝灰岩層との関係はそれぞれ整合である。下位層との関係は諸所でみられるが、特に栃代部落近くの道路切割りでよく見られる。ここでは泥岩と接する玄武岩質凝灰角礫岩の礫はいく分水磨された形跡があるが、不整合とは考えられない。

(九)　和平凝灰岩層

一色地内和平の露崖に模式的に露出する。北は久那土から下田原、和平を経て常葉東方で断層によって断たれるが、栃代、湯之奥の方まで追跡できる、分布の幅はほぼ五〇〇メートル、層厚は模式地付近で四〇〇メートル、東部地区で一〇〇メートル内外である。おもに石英安山岩質の凝灰岩で、所により凝灰角礫、ガラス質凝灰岩である。風化帯は灰白色であるが、新鮮部は帯青白色である。風化に強くしばしば小規模な山嶺をつくる。黒色泥岩の「はさみ」を含んでいる。下位の勝坂泥岩層とは整合である。しかし東部地区では両層は指交漸移または互層漸移の関係である。

(十)　上一色火山角礫岩層

上一色から和平へ行く路崖に模式的に露出している。ここから南へは急激に薄くなり、下一色で尖滅する。北方へは深町下田原を経て久那土まで連続する、下部は層理明瞭な緑色凝灰岩からなっている。

上部は無層理の玄武岩質集塊岩、同火山角礫岩、凝灰角礫岩からなる。玄武岩礫は径四〇センチメートル以下で、暗灰色を呈し、弗石、方解石で充塡した杏仁状構造を示す。下位の和平凝灰岩との間に泥岩をはさみ整合である。

(十一)　出口凝灰質砂岩泥岩層

本層は出口部落と下一色とに模式的に露出している。層厚は三〇〇メートルである。砂岩、泥岩ともに凝灰質であることが特徴である。

砂岩は風化面は黒または暗灰色であるが、新鮮面は暗青緑色である。泥岩は黒色、厚さ一〇センチメートルから一〇〇センチメートルの砂岩と一〇センチメートルより八〇センチメートルの泥岩とが互層する。しかし本層の下部は泥岩が優勢であり、上一色部落の道路切割りによく露出している。

凝灰質砂岩は帯緑黒色ないし暗褐色で（新鮮面では青味を帯びる）一般に節理の発達がよく、しばしば玉ねぎ状に風化している。

おもに塩基性火山灰からなる、模式地付近の岩石は、上一色層の玄武岩の火山灰からなり、この中に鮮虫類の小破片がみられた。

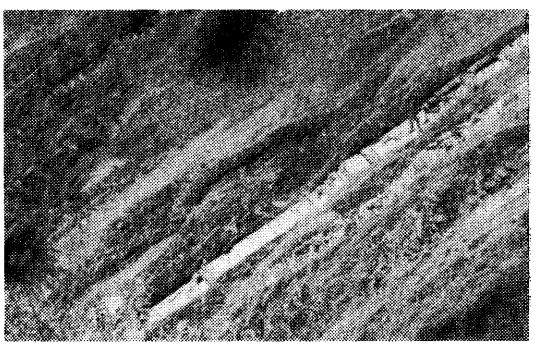

勝坂泥岩層（勝坂地内）

凝灰質砂岩は多くの場合、後表のような形式で泥岩と互層している。最下部に横たわる厚い泥岩は、一之瀬累層のそれに似ているが、石英安山岩質の凝灰岩をはさまない。

(十二)　屏風岩凝灰岩層

・模式地、下部町出口、竹之島間の鉄道線路切割。層厚は模式地で約二五〇メートル、醍醐山西側および中部地域で五〇〇メートルである。緑色班点をもつ石英安山岩質軽石凝灰岩をその特徴とするが、岩相の変化がやや著しい。模式地以東では、ほとんどこの凝灰岩だけからなるが、この地域の西部、北西部では凝灰質粗粒砂岩または細礫岩に移化またはこれらと互層する。これらの間に数メートルの厚さの中または細粒砂岩または細礫岩に移化し、砂岩泥岩の互層をはさんでいる。凝灰質粗粒砂岩または細礫岩は無層理で厚さは五メートル以内である。泥岩層を伴い、一般に黒色また

は黄灰色（新鮮面で淡青緑色のことがある）で、軽石の小片、石英安山岩の小角礫、軽い軟かい泥岩の断片などからなっている。まれに泥岩の一〇センチメートル大の角礫や植物破片をふくんでいることもある。

一般に本層には、場所により、多量の不規則な形をした泥岩の礫が泥入している。

安山岩質軽石凝灰岩（大谷北方、宮木東、屏風岩、雨河内川中流）いずれも軽石凝灰岩、かなり純粋な軽石凝灰岩で、これを構成する軽石は緑色で三センチメートル以下のものが多いが、軽石の構造が肉眼でも認められる。

一般に常薬背斜以北ではやわらかく黄灰色ないし暗褐色に風化しているが、以南では暗褐色ないし淡緑色でかたく、醍醐山などをつくっている。軽石の斑晶ないし斜長石（新鮮ないし汚濁、一部曹長石化）普通輝石、石英、紫蘇輝石（大部分仮像）鉄サポナイトである。

主に石基に鉄サポナイト（軽石の構造に平行に配列）雨河内川流域では、葡萄石、緑色の緑泥石、緑簾石類が生じている。下位層との関係は漸移関係で本層中の凝灰質砂岩と泥岩は、出口層のそれと同性質である。この中にはじめてあらわれる石英安山岩質凝灰岩の基底をもってその境とする。

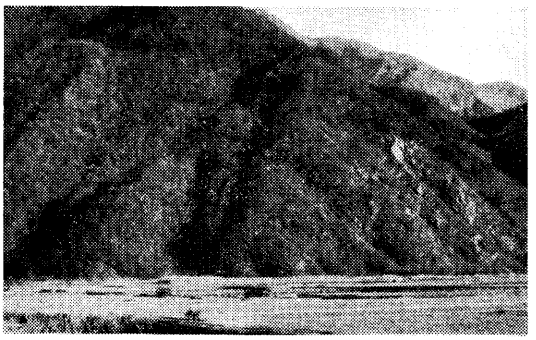

屏風岩凝灰岩（中富町屏風岩）

㈣　竹之島砂岩泥岩互層

・模式地、下部町竹之島西方の沢。

・層厚、模式地付近で約四五〇メートル、醍醐山西側で約六〇〇メートル、主に砂岩泥岩の規則正しい細互層からなっている。下部に細礫岩をふくむ粗粒部をレンズ状にはさんでいる。模式地の沢では、砂岩泥岩のほぼ等量の五―一〇センチメートルの互層からなり、上部では砂岩がやや厚くなっている（砂岩一〇―三〇センチメートル泥岩五―一〇センチ）醍醐山西側および雨河内川中流北岸には厚さ五〇メートル前後の粗粒砂岩ないし礫岩部がこの部層の下部にみられる。雨河内川中流の砂岩泥岩互層では、砂岩が優勢でやや凝灰質である（砂岩三〇～二〇センチメートルないし泥岩五―一〇センチメートル）

互層をつくる砂岩は暗灰色ないし灰色中粒で、泥岩よりかたく層面に直交する二方向の節理により鋸歯状に割れている。泥岩は黒色ないし暗灰色、炭化した植物破片が、やや粗粒の砂岩中に見出されることがある。礫岩は通常暗褐色ないし黄褐色に風化し、円磨度のよくない各種の砂岩の礫からなり、まれに白ないし灰色のチャート礫をふくむこともある。

礫は普通径二、三センチメートル以下であるが、まれに五センチメートルにおよぶ膠結物は主に細礫で多くの場合凝灰質でない。

模式地付近では、屏風岩層の凝灰岩と、この部層の互層とのさかいは両者互層することなしに急変し、境界部に泥岩の亜角礫、砂岩泥岩互層の塊が不規則に入りまじっている部分（約五メートル厚）がある。醍醐部落西側および雨河内川北岸では、屏風岩層の凝灰岩の上に、泥岩の亜角礫を多量にふくむ凝灰質粗粒砂岩があり、ついで礫岩、砂岩泥岩の互層が重なっている。特に雨河内川中流では、屏風岩層の凝灰質物質は、竹之島層下部にまでおよび、両部層の変化は模式地程ではない。

㈤　上之平火山岩質砂岩、砂岩泥岩層

・模式地、下部町上之平東方、竹之島南方の県道傍、層厚約二七〇メートル。各種の火山岩、岩片から主としてなる細礫岩ないし砂岩や、粗粒砂岩ないし小礫岩をふくむ粗粒部と、砂岩泥岩の細互層とが数メートルないし数十メートルの厚さの互層をなしている。砂岩泥岩細互層は、まれに細礫の薄層をはさみ、やや粗粒であるが、竹之島層の砂岩泥岩互層と同性質である。この砂岩は、中粒ないし粗粒で、泥岩よりも通常厚い（砂岩一〇～二〇センチメートル、泥岩五～一五センチメートル）泥岩の中には小型有孔

虫がふくまれる。

火山岩質砂岩は概いして暗灰色を示し、各種の暗緑色ないし赤褐色の火山岩片（スコリヤや軽石をふくむ）や斜長石などの結晶片からなっている。この中に五ないし一〇センチメートル内外の亜角礫状の泥岩片を普通にふくみ、そのほか、少量の砂岩などの砕屑物質を混じている。通常塊状で葉理や層理を示さない。緻密であるが屏風岩凝灰岩より軟かく、一部で石材に利用されている。

模式地付近では、普通輝石または橄欖石（仮像）をもつ各種の玄武岩や石英安山岩の小岩片（これらの岩石学的性質は、下位累層を構成する既述の火山岩類のそれに、それぞれ似ている）。

普通輝石、斜長石などの結晶片、バーサイト構造のあるアルカリ長石、斜長石、石英などからなる砂岩の岩片（いずれも一センチメートル大以下のものが多い）を含む。

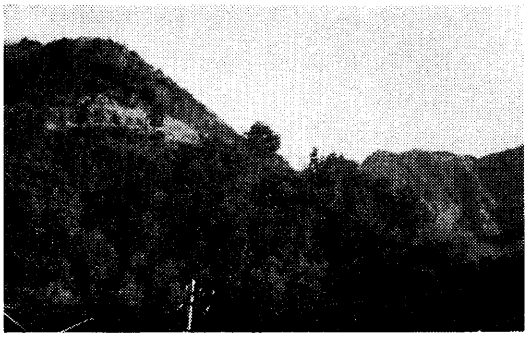

波高島泥岩層（波高島地内）

礫岩は前記の火山岩質砂岩の中に、おもに砂岩の二ないし四センチメートル大の亜円礫が多量に加わったもので、より細粒の細礫岩、粗粒砂岩を伴う。

下位層との関係、竹之島層からつづく砂岩泥岩互層の中に、前記の火山岩質岩が最初に大量に出現する部分をこの部層の基底とする。

㈱　波高島泥岩層

・模式地、下部町波高島、上之平間の国道傍の崖、層厚、四〇〇メートル、泥岩を主とし、うすい砂岩層（二―一〇センチメートル）をはさむ。

模式地ではまれに、四、五メートル厚さの凝灰質の砂岩、礫岩がみられる。また、泥岩の中に黄褐ないし鉄錆色に風化する厚さ一センチメートル内外の白色凝灰岩が、ひんぱんにはさまれている部分がある。有孔虫、サガリテスが泥岩の中に普通に認められる。泥岩は下位層のそれよりやや軟かく、帯青灰色を呈する。

砂岩は中粒で、野外で緑灰色にみえるものが多いが、やや石灰質または珪質の暗灰色細粒砂岩もある。下位層との関係では上之平層の粗粒岩が少なくなって、泥岩が優勢になるところから上位をこの部層とする。

なお上限は断層のためあきらかでないが、波高島南方から塩之沢北方に分布する泥岩層は本層に類似し、一部は上位にあるものと思われる。

二　岩石

㈠　橄欖石玄武岩

本質凝灰角礫岩の岩塊は、北川長塩間から岩欠の東方をよこぎっている。断層の東北側に多く分布し、主に溶岩（時に枕状を示す）として、一部結晶凝灰岩および本質凝灰火山角礫岩としてあらわれているが、いずれの場合でも大型の双晶をなしている、斜長石斑晶を多量にもつことが特徴的である。風化面では、この斜長石斑晶は白色に、石基は緑色を帯びてみえるが、新鮮面では、全体として帯緑暗灰色をしめしている。斑晶―斜長石、橄欖石、石基―斜長石（曹灰長石）鉄普通輝石、磁鉄鉱、気孔には鉄サポイトがあり、このまわりに鉄にとむ分結物がある。

㈡　無斑晶安山岩

清沢入口、凝灰角礫岩の岩塊、妙法鉱山、常葉駅北方線路傍など、主に南部すなわち前述の断層の南側に、溶岩や凝灰火山角礫岩として広く分布している。北川以北では、橄欖石玄武岩の上位に橄欖質玄武岩と、安山岩の岩塊をふくむ凝灰角礫岩がある。一部に溶岩をはさむ、暗灰色で、緑色鉱物でみたされた気孔にとんでいる、斑晶をなし、石基―斜長石（曹長石、著しい長柱状）橄欖石（少量、鉄サポナイト）気孔に鮮緑色のセラドナイト、無色の緑泥石、鉄サポナイトがある。鉄にとむ分結物の脈がある。

㈢　石英玢岩

清沢東方の沢、凝灰角礫岩中の岩塊、淡青色または黒色で緻密、斑晶と有色鉱物に乏しい。

斑晶―斜長石（部分的に曹長石）石基―長石、石英、磁鉄鉱、チタン鉄鉱、燐灰石。

㈣　泥岩

泥岩は通常凝灰質砂岩の薄層をふくみ、凝灰岩が二〇―四〇センチメートルの厚さで、砂岩が〇・五―五センチメートルの厚さの割合で互層する。

砂岩は新鮮面で明瞭だが、風化面では認めにくく、全体として塊状の泥岩にみえることが多い。

泥岩は風化し易く、風化面では黄灰ないし褐色を示すが、新鮮面では青暗灰色を帯びかたい。有孔虫化石を多く含む。泥岩と互層する砂岩は凝灰質中粒ないし細粒で、風化して黄白色にみえることが多い。

㈤　斑状玄武岩

枕状溶岩―常葉駅北方線路傍、凝灰角礫岩の岩塊―清沢東方の沢、主に常葉北方境畑付近に溶岩として分布する。斑晶―斜長石（新鮮）石基―斜長石（新鮮）普通輝石、橄欖石（少量、鉄サポナイト、輝石の反応緑がある）磁鉄鉱、チタン鉄鉱。鉄に富む分結物が、気孔のまわりにある。

㈥　アルビトファイアー

清沢東南の沢、軽石凝灰岩中の岩塊、清沢東南方の沢に分布する淡青色の軽石凝灰岩中に岩塊として、しばしばふくまれる。帯褐灰色で、白濁した斜長石斑晶が点在する。

斑晶―曹長石、普通輝石。石基―斜長石、石英（少量点在）、磁鉄鉱、燐灰石。なお妙法鉱山坑内に、これに似た岩石（粗面安山岩質輝石玢岩）がある。

切峰面図について（第七図参照）

山地の各最高地点を含む一つの面を仮想しこれを切峰面という。

ある山地が壮年期に達した地形をしている時、峰の高さが似ているから、これを連ねて一つの面を仮定することができる。

これを切峰面という。

これを作るには、一キロメートルとか、四キロメートルとかの網目を書きそれぞれの目の中の最高点を一つずつとり、その高さを現わすような等高線を書けばよいわけである。

これが平坦面に近いものだとすれば、この面をもとの平坦面すなわち侵食前の面と推定することができる。

それ故、切峰面は原地形を推定する手がかりになる貴重な資料と見なされる。

下部町の地形をみる時に、その侵食の状況など、過去の地形を知る手がかりになる。

第6図　地質柱状

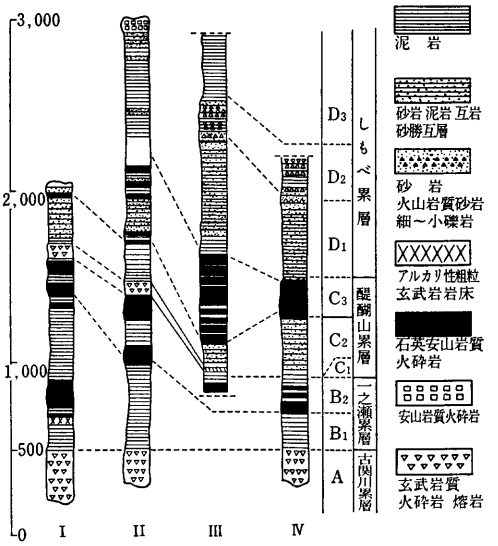

第1表　層序表

層群	累層		部層	層厚 m	特徴
西八代層群	下部累層	D_3	波高島泥岩層	400＋	泥岩，うすい砂岩，白色凝灰岩，まれに粗粒砂岩をはさむ，ソガリテスが多い上限は断層のため不明
		D_2	上之平火山岩質砂岩砂岩泥岩層	270±	各種の火山岩片からなる粗粒砂岩，礫岩と砂岩細互層との互層
		D_1	竹之島砂岩泥岩互層	450―600	砂岩，泥岩の有律細互層，レンズ状の礫岩部がある
	醍醐山累層	C_3	屏風岩，凝灰岩層	250―500	紫蘇輝石，普通輝石，石英安山岩質，軽石凝灰岩，西部では泥岩砂岩，細礫岩が多くなる
		C_2	出口凝灰質砂岩泥岩層	200±	帯緑黒色凝灰質砂岩と泥岩の互層
		C_1	上一色火山角礫岩層	0―90	古銅輝石，普通輝石玄武岩の火砕岩と溶岩
	市之瀬累層	B_2	和平凝灰岩層	200―400	普通輝石，石英安山岩，火砕岩と泥岩
		B_1	勝坂泥岩層	200―900	泥岩，石英安山岩質凝灰岩と凝灰質砂をはさむ下部にアルカリ橄欖石玄武岩の溶岩と岩床
	古関川累層	A	（未区分）	300＋	塩基性火山岩の溶岩と火砕岩，まれに凝灰質砂岩，泥岩をはさむ基盤は不明

第７図　下部町の切峰面図

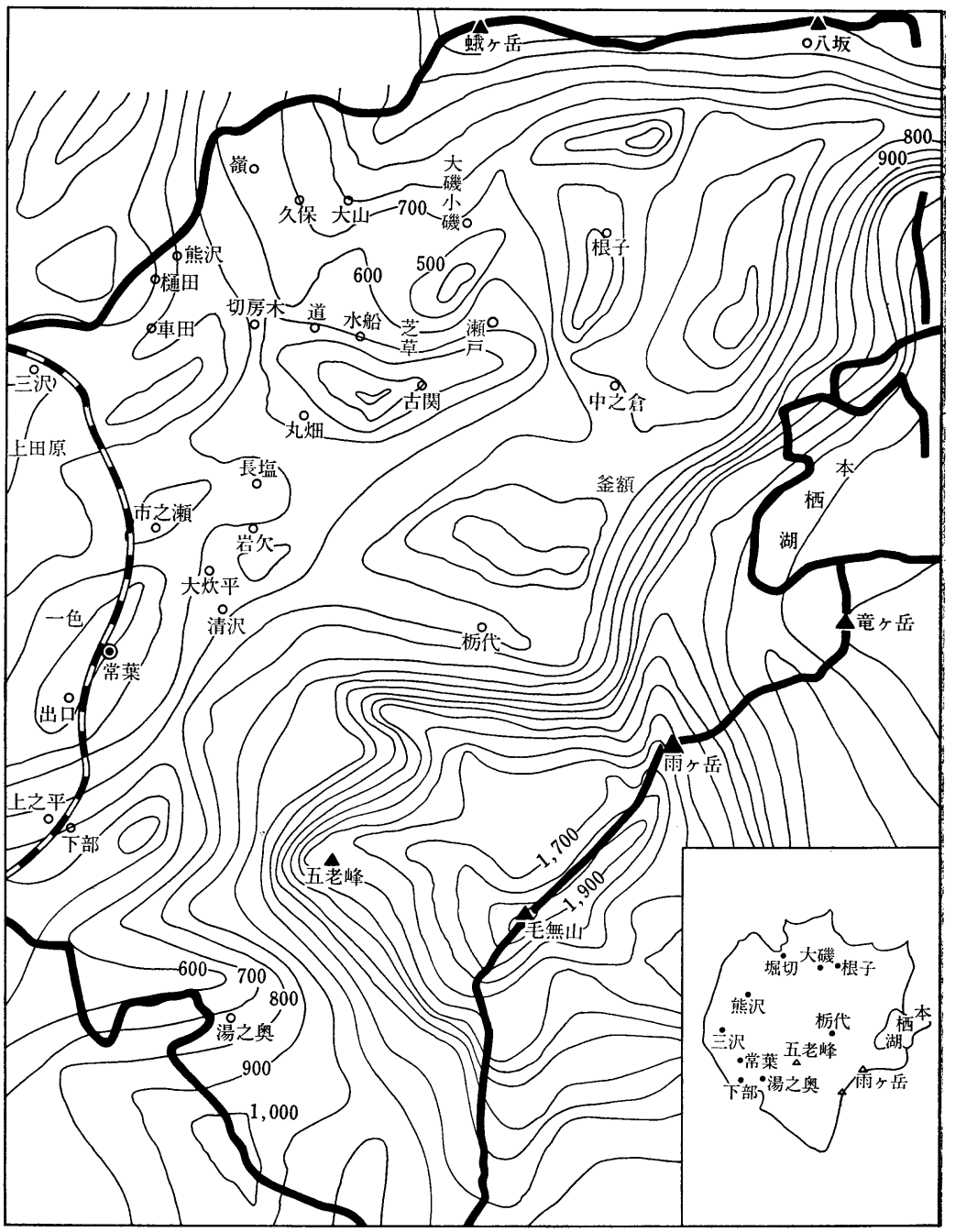

第四節　化　石

本町内の化石産出場所は、下部累層・出口凝灰質砂岩泥岩層・勝坂泥岩層などに、有孔虫・魚貝及び二枚貝などの化石が見られる。

模式地、西八代郡下部町和平の東方、層厚約一、〇〇〇メートル、普通輝石安山岩質の火砕岩が主体で、暗灰色泥岩を介在し、有孔虫化石が産出する。下部累層中の化石、模式地、下部町下部川、層厚約一、〇〇〇メートル泥岩、砂岩の有律互層で特徴づけられる。本累層からも有孔虫化石が産出する。また下部町勝坂、波高島などの泥岩ならびに泥岩砂岩の互層から巻貝、角貝、有孔虫、魚のウロコ、および植物などの化石が産出し、泥岩の厚い地域から底棲有孔虫のほか比較的浅海に棲むレピドシクリナや、それにともなってみつかる藻類が産出することなどにより比較的浅い海であった証拠を示すものである。

よって下部累層には年代決定ならびに堆積盆の研究のためなどには極めて有効な底棲有孔虫化石や浮遊性有孔虫化石が含まれている。

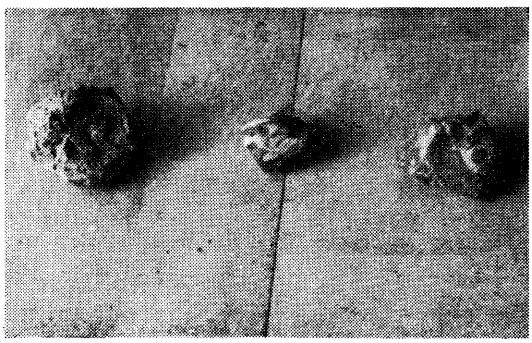

貝　化　石

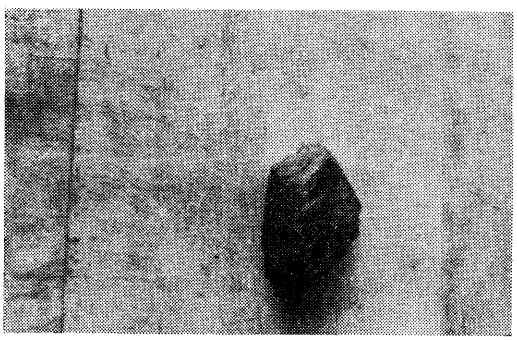

植　物　化　石

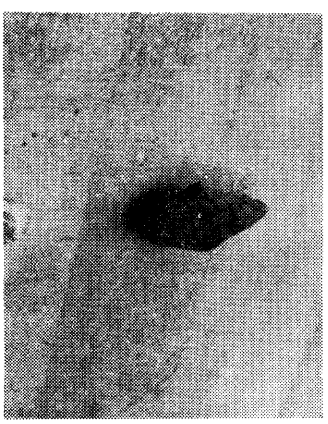

植　物　の　化　石

第五節　下部町の地質構造

一　糸魚川静岡構造線との関係

糸魚川静岡構造線は、日本の本州の中央部を横断する大地裂帯の西縁を通る構造線で、日本海側の糸魚川から姫川をさかのぼり、松本、諏訪盆地を経て韮崎に出て、富士川に沿い、相又を通り、静岡に出る一大断層線である。

第三紀には日本列島のほぼ中央地溝帯に沿って、富士火山帯の前身である火山が噴出し、御坂層はこの時の火山噴出物によってうめられた。

露頭は火山灰におおわれているため明らかでないが、断層の起こった時期は、古期中新世と上部白亜紀の間とされている。

今地上にその跡をたどってみると、糸魚川から韮崎まではその様子がよくわかる。

さらに南側は、富士火山帯の噴出物の下にかくれ、さらに相模湾を斜めに走って深海底に連続している。

富士川流域西側より古生代層、中生代層が配列し糸魚川―静岡構造線が

介在して、その東側区域として天子山脈に御坂層を、また富士川流域地帯に第三紀層が分布している。

この第三紀層のなかに本町は位置している。

富士川谷は南部フォッサ、マグナの西側を占める重要な地区である。

(1)富士川谷を構成する諸岩層は中新世を通じてほぼ連続的に堆積し続けたこと。

(2)これら中新統の西側には、古第三紀層が存在し、かつ両系統は直結していること。

(3)富士川下流地域には層序がしっかり確立されている、中新、鮮新両統が存在し、富士川谷にもその連続および鮮新統下半部岩層が存在することなどである。

また手打沢不整合がこのなかにあって、下の部大井川褶曲帯（西八代中新統）と上部の静岡鮮新統との斜交不整合であろうとみられている。

この地の複雑な地質構造は、大井川褶曲帯運動と、さらにその後の瑞穂フォッサ、マグナ褶曲運動が、重ねて変形を与えた結果であると思われる。

また「静川層群」の分布地域について層序、古生物、地質構造について考察し、そのうちで、手打沢不整合の詳細な研究結果から、藤田和夫氏（一九四六）は、それほど大規模なものではないとしている。一方一九五四年松田時彦氏は先ず富士川谷の北部に始まり富士川谷全域におよぶ層序、古生物、地史、火成活動、地質構造、構造史等を精密、広範な調査研究の結果から学説を樹て、さらにこれを推し進め、南部フォッサ、マグナの地質解明につとめた。

東側は新第三系からなり、これらの両系統の境はいうまでもなく、糸魚川―静岡構造線である。

先新第三系は粘板岩、千枚岩、砂岩等を主とする海成層からなり、これらは一般に走向は南―北、傾斜は西へ急斜し、強く褶曲している。

西方の岩層が最も古く糸魚川―静岡構造線にむかって、西から東に新しい地層が帯状に配列している。

西側より小仏、三倉、瀬戸川の各層群であり、これらはすべて断層で接する。

新第三系は糸魚川―静岡構造線以東、富士山山麓まで分布している。

小単位の背斜、向斜があるが、全体的には、先新第三系と異なり、東側から西側へ向かって漸次上位の岩層が露出している。

また、衝上性の断層が多く介在し、これらは網目状に走り、概ね鱗片構造をなしている。

この新第三系は、下位の御坂統および上位の富士川統であり、前者は北部に比較的広く、また富士川統中には、衝上断層によって下位の地層が突上げられた部分が、散点的に露出している。

本栖地域では、北東―南西の本栖向斜が走り、北西地域では、北五〇度―六〇度南東に傾斜し、南東地域では、五〇度―六〇度北西に傾斜している。古関北東地域の構造は大きな一般走向に従っている。釜額地域では、北四〇度東―北六〇度西の背斜軸をもった中之倉背斜を境に傾斜は変わる。

二　御坂層と下部累層との関係

西八代層群は厚さ三〇〇メートルに達する地向斜性の一連の地層からなり、各種の火成岩と、泥岩を主とする。その下限は、地域東方のドーム状構造によってかくされ、また上限は静川層群におおわれている。

下部（古関川累層）は、おもに大量の塩基性火砕岩、溶岩からなっている。上は整合に、主として泥岩と酸性凝灰岩とからなる地層、（市之瀬累層と醍醐山累層）が重なっている。上部（下部累層）は、はっきりした火砕岩を欠き、砂岩や細礫岩を主とした地層となる。このように本層群の下半分は塩基性火山岩と、それに続く酸性凝灰岩と泥岩で特徴づけられるが、上半分は、酸性凝灰岩をともなった粗粒の砕屑岩よりなっている。岩相の変化も激しく礫岩層中には著しい層間異常が見られる。泥岩の亜角礫を広範囲にわたって含んだり、また、炭化した植物破片などは、この層群の上半部に、初めてあらわれる。

小型有孔虫はこの層群の泥岩中に見られるのが普通であるが、サガリテスは上部に多く見られる。

市之瀬累層と醍醐山累層はがいして北部程厚くなり、また岩質も、粗粒になる一方、凝灰岩層中の陸源砕屑物の相対量が多くなるという傾向を示している。また下部累層中の砂岩の中には、本層群の下部を構成する各種の火山岩の岩片が多量に見出されたことは、本層群上部の堆積時において、すでにその下部が侵食（隆起）の場にあったことを暗示している。

構造については西八代層群最下部の地層は、この地域の東部に露出し、これより上位の地層は西方へ沈む背斜軸によって、屈折しながら最下部層を北、西、南の三方からとりまくように分布している。背斜軸付近では、地層の傾斜は急であるが、この部分をのぞくと、三〇度―五〇度の傾斜が普通である。この地域の西八代層群の北縁は三沢川断層を境とし、南縁は雨河内断層を境として、やや構造の異なる地層（いずれも本層群の延長）に接する。断層は、常葉背斜、田原背斜の下部層に多く見られる。これらの褶曲軸や断層の走向はいずれも東西に近い。これがフォッサ・マグナの南部で、地質学的位置をしめる重要なものである。

三　御坂山脈の新第三系との関係

富士川流域で、西北の走向をとっている新第三系は身延付近で二またに分かれ、片側は赤石山脈に沿い釜無川まで北に走るが、他の半分は東へ曲線を描いてまがり、富士山の北を取りまくように走って、丹沢山地につづいている。丹沢では関東山地の走向に合致して、北西走向の褶曲をしている。

身延付近の分派するところの構造は断層が多く、数個の地塊になっている。

御坂山脈における構造も決して単純ではないが、大体において山脈の形と合った褶曲が主であり、これを多くの断層が切るものと思われる。

しかし御坂山脈の地質は詳しくは分かっていない。ただ今まで知られている資料を通じて見ると、御坂層群と西八代層群がこの山脈を構成するもので、ところどころ火成岩が、これらの褶曲した堆積岩を貫通している。

また御坂層も西八代層も火成活動の激しい時期に生成したものであるから、それ自体が火成岩を多量にともなうものである。

御坂層群は輝緑凝灰岩、輝緑岩、安山岩、などもともなうから、時の経過よりも過大な厚さに発達している。

しかし中間にはところどころに陸源砕屑に由来する純堆積岩も介在している。

ところによっては動力熱変成を受けて、結晶質になっている。圧砕作用は、至るところで猛威をふるったらしい。

造山帯であって、火山帯であった地向斜の堆積層であるし、生成後も造山力と火成作用の影響を受けているので、地質はすこぶる複雑である。

四　御坂層の層序との関係

御坂山地を構成している地層のほとんどは、新生界第三系の御坂統と富士川統であり、御坂統は下部御坂層群、中部御坂層群、上部御坂層群より構成され、さらに、これ等の各層群は二つの累層から成っている。

従って御坂統は下部より塩基性火山岩、および塩基性火山砕屑岩を主とする櫛形山累層、泥岩を主体とする桃ノ木累層、酸性火山岩、および酸性火山砕屑岩を主体とする西八代累層、塩基性火山岩、および塩基性火山砕屑岩を主体とする高萩累層、酸性火山岩、および酸性火山砕屑岩を主体とする六つの累層よりなっている。

御坂山地の褶曲構造の方向は、一般に、北東―南西で一部には北西―南東のものも認められる。褶曲軸面はほとんど垂直に近いものが多く、両翼の傾斜はほとんど違わない。

褶曲の規模は波長二―三キロメートルの大きいものから数メートルの小さいものまで認められる。褶曲の規模の段階としては三段階が認められ、最も規模の大きいものは、波長二―三キロメートル、波高七〇〇―一〇〇

○メートル、ついで波長一キロメートル、波高三〇〇―六〇〇メートル位、最小のものは波長数メートル、波高数メートルのものもある。

五　富士火山帯との関係

富士山では、地盤の割れ目から、最初多量の玄武岩を噴出して溶岩台地をつくり、これを基底溶岩とし、その上に何回もの溶岩、火山礫、火山灰、火山砂などの噴出を繰り返した。

基底溶岩は橄欖石・石灰長石・玄武岩で、鉱物成分として、灰長石に属する斜長石は、斑晶をなし、大部分が聚片双晶を示し、カールスバット双晶は極めてまれである。橄欖石をわずかに含み、輝石はきわめてまれか、全く含まないが、副成分として磁鉄鉱を多量に含み、橄欖石を包囲している。

また石基の多くは微晶質で、斑晶質のものは少ない。溶岩の多くは、塊状溶岩であるが、局部的には縄状溶岩も見られる。

丸尾と呼ばれる溶岩は富士山の側噴出による新しい溶岩で一〇層が知られている。

丸尾溶岩はいずれも、新しい時代の噴出で、大小の鉱滓状溶岩塊の集合よりなる溶岩流である。塩基性溶岩に属し、成分鉱物は、ほとんど、基底溶岩と同じで、斜長石橄欖石の斑晶を有するが、基底溶岩に比べて磁鉄鉱の量が多い。石基は微晶質で玻璃質のものはほとんどない。

青木ケ原丸尾溶岩中最大のもので、御坂山脈の麓まで達している。しかし津屋氏の言う青木ケ原溶岩は、もっと小規模で寄生火山の長尾山から噴出したもので、御中道御庭付近から出たものは別のものとして区別している。

剣丸尾溶岩流は青木ケ原丸尾の東方に位置し、暗褐色を示す溶岩である。以上のほかに鷹丸尾、御庭丸尾、雁丸尾印丸などがあるが、岩質は玄武岩質溶岩である。

六　櫛形山累層と下部累層との関係

御坂統の櫛形累層は古関累層に相当する。下部町中屋敷、燈、中之倉付近中屋敷北方、本栖湖南、竜ケ岳、六郷町より鰍沢に至る地域、都留市宝鉱山付近まで非常に広く分布し、模式地は中之倉付近である。

下位との関係は、本地域では観察できないが、上位の桃ノ木累層とは整合漸移で移りかわる。

この関係が明白にわかる地点は、反木川沿いの根子の奥、精進湖付近、落居付近などである。

本櫛形累層は塩基性火砕岩、溶岩の上に桃ノ木累層と同じ泥岩、凝灰岩層が互層を示す漸移帯をへて、次第に泥岩に富んで来て桃ノ木累層に移行する。

本櫛形累層は黒色ないし褐色の玄武岩、および安山岩の溶岩、凝灰岩、凝灰角礫岩より構成され、一般走向は東北東から西南西で、背斜の両側で北及び南に傾斜し角度はゆるいものから急なものまで一定しない。層厚は中之倉付近で六〇〇メートル、その他は、場所によって異なるが一番厚い所で八〇〇メートルである。

中屋敷、中之倉についてみると、和奈場付近の累層は北五〇度より六〇度東の走向で中屋敷付近では、同じ走向であるが、中之倉、燈付近では北三〇度より六〇度西の走向を持っており両者は断層で境されている。

和奈場付近より古関南方にかけて、背斜軸が見られ、瀬戸より燈に見られる背斜軸と同じものであるが、後期の断層運動により、中之倉付近の軸の方向が変化させられたと考えられる。

その他根子東方には、この累層中の向斜軸が認められる。

中之倉付近では、玄武岩の溶岩、および凝灰角礫岩等を主体とし、北五〇度、西、五〇度南西の走向傾斜を持つ。

釜額入口付近は泥岩が多く、桃ノ木累層との漸移地帯である。

本栖湖南方に広く分布するこの累層は、普通輝石安山岩質の溶岩、凝灰岩、凝灰角礫岩より成り、構造も北東より南西に延び全体として北西に傾

斜している。

本栖湖南西では上位に泥岩が見られる。本栖湖北東方および精進湖東方の本累層は石英安山岩質、普通輝石安山岩質の溶岩、凝灰岩、凝灰角礫岩よりなり走向傾斜は北八〇度東、三〇度から七〇度北である。

七　桃ノ木累層と下部累層との関係

勝坂泥岩層と下部累層である。分布地域は本栖湖北方地域、水船、切房木地域に多く分布する。

よく露出するのは本栖湖北岸である。下部の櫛形山累層とは、整合漸移の関係で、上部の西八代累層とも整合漸移の関係にある。

三ツ沢上流では、本累層の泥岩の上に西八代層群の石英安山岩質の凝灰角礫岩が整合的に重なっているのが認められる。

層序から考えて、丹沢の塔ケ岳亜層群寄の凝灰質泥岩に対比される。泥岩を主体とし、紫蘇輝石・普通輝石・石英安山岩質の凝灰岩、および凝灰質砂岩を含み、玄武岩、安山岩、ドレライトなどの岩床、岩脈に貫かれている。層厚は厚い所で一、三〇〇メートル位であり化石については有孔虫なども多数産出する。

本栖地域の本累層は、本栖向斜を境にして、傾斜は大きく変わるが、一般の構造は北六十度より八十度東の走向を示す。

本栖湖岸の露頭では、泥岩が主体をなし砂岩を含むが、この中に、多数の安山岩の岩床が見られる。また精進湖北東岸においては、泥岩は次第に少なくなり、インターフインガーの関係で玄武岩溶岩、同質火成砕屑岩が多くなって、同時異層と考えられる。水船、車田付近の本累層は、石英安山岩質の凝灰岩をはさみ、熊沢の背斜の近くでは走向は北六〇度西から北一五度西と次第に、南北性に変化してくる。

第六節　温　泉

一　下部温泉

下部温泉は町の南部に位置して、五老峰と俗称川向山とにはさまれた山合いにあって、毛無山を水源とする下部川の両岸に、旅館と商店が並んで温泉街を形成している。下部川に沿った約一キロメートル、下部駅付近、さらに南方五〇〇メートルの身延線沿いに数軒の旅館が点在し、これらを合わせて下部温泉郷という。

下部地域の西には、日本を大きく二つに分ける地質構造線、静岡糸魚川線がほぼ南北に走っている。本地域をも含めて富士川に沿う地帯はその影響もあって、衝上断層が多く幾つかの地質内に分けられる。

沿　革

武田信玄のかくし湯として知られているように、発見や利用はかなり古い。また、一説によれば景行天皇の代、甲斐の塩海足尼という者が領内巡視の折に発見したものともいわれている。当時は自然湧出を利用していたと思われる。

昭和十五年に二、三の試錐を行って、新泉源を得て分湯利用している。現在は泉源数は七口である。昭和三十一年には、全国有数の温泉のうちから泉効が顕著であること、湧出量が豊富であること、気候的に休養地として適すること、その他の条件に適合するものとして認められ、国民保養温泉として指定を受けている。

(一)温泉地付近の岩層

本地域を構成する岩層は、上位より沖積層、洪積層、新第三紀層は凝灰質泥岩、砂岩泥岩互層、礫石などよりなっている。沖積層は富士川の支流である常葉川、雨河内川、下部川の各河川沿いに細長い分布を示し、河川堆積物、砂礫よりなっている。

洪積層は主として河岸段丘として分布し、下部川、常葉川沿いにある。広いものは、上之平部落にのるもの、波高島部落にのるものがある。以下の岩層は新第三紀中新世中期のもので、西八代層群の上部に属するとされている。凝灰質泥岩は比較的粗粒で、時に薄い凝灰質砂岩をはさんでいる。砂岩泥岩互層は砂岩と泥岩の細かい互層の泥岩が優勢であるが、下半

部では安山岩質凝灰角礫岩をはさんでいる。温泉が湧出しているのは主としてこの岩層である。礫岩は径一〇センチメートル以内の砂礫が凝灰物質によって膠結されている。岩層の変化が著しい。礫としては輝緑凝灰岩、珪岩、硬質砂岩などが認められる。

凝灰質泥岩は、常葉川右岸で波高島部落を中心として、同川左岸では、波高島駅対岸より下流にそれぞれ分布している。砂岩泥岩互層は前記凝灰質泥岩の北東方それぞれに分布している。下部川沿いには、同地層の下半部が見られる。礫岩は下部川の廻沢部落南方から東方にみられ、北方へ延びて雨河内川に達する。どの岩層も互いに漸移する。このほかに火成岩としては、湯之奥から毛無山にかけて角閃石玢岩が分布する。これは西八代層群を貫いたものといわれている。

波高島駅南方の常葉川左岸には、凝灰質泥岩にその層理にほぼ平行な岩床として、貫入した粗粒玄武岩がある。

㈡温泉地付近の地質構造

本地域の特徴的な地質構造は、雨河内川から下部駅附近を経て、波高島に至る東北東より西南西方向のいわゆる雨河内断層である。推定断層であって断層面は確められないが、両側で地層の分布にずれがあり、水平方向の変動が大きいようである。断層近くでは地層の走向傾斜が著しく異なり、時に垂直層までみられる。この断層の傾斜は恐らく急な南傾斜であろう。この断層の南方では、地層は恐らく急な南傾斜の面で北西より南東ないし北北西より南南東の走向、三〇度より六五度の南西傾斜を示すが、上位層ほど走向は南北に近づき傾斜は急となる。断層の北方では東より西ないし北西より南東の走向、三〇度より八〇度の南ないし南西傾斜を示す。

雨河内川の流路は雨河内断層の走向と一致し、温泉地より下流の下部川は露出する砂岩泥岩互層の走向と一致する。

節理としては層理面に平行なものと、これに直交するものとが発達したようである。このような節理が温泉の賦存と流動とに重要な関連を持っているのかも知れない。

岩層に対する鉱化作用、温泉作用は認められないといっていい。

㈢泉源

泉源およびその温度は測定年によってちがいがあるが、最高温度摂氏三一、一度（昭和二十一年）最低温度の泉源で二〇、五度（昭和二十九年）であり、平均三〇度から三二度のものが多い。大正三年以来泉温の変化はほとんど認められていない。

下部温泉には厚生組合泉源、大市館泉源、源泉館泉源（神泉）、湯元ホテル婦人風呂泉源、同ホテル脱衣所下泉源、下部ホテル泉源、中町掘さく泉源、不二ホテル泉源、湯沢泉源がある。

この他にも大市館飲湯、源泉館および別館、新屋の井戸など温泉もしくは異常水とみられているものは、現在では余り利用されていない。大市館泉源、源泉館泉源、湯元ホテル婦人風呂泉源は、極めて近接しているもので、本来は同一の泉源とみるべきものである。いずれも浴槽（そう）底の砂岩泥岩互層より自然湧出するもので、一泉源の状況変化によっては他泉源の湧出状況も変化するものと思われる。従って泉温、湧出量などは自他浴槽内の水位によって大幅に変動する。下部ホテル泉源は、下部川右岸にある深さ五メートル程度の浅い掘さく泉源で、現在は動力揚湯が行われている。この泉源も揚湯量によって泉温、泉質が変化するものと思われる。

湯沢泉源は、砂岩泥岩互層中の泥層より自然湧出するもので、この泉源の他にもその附近に同様な水の滲出が見られる。

なお、身延町に属するが波高島駅対岸の沢に単純硫化水素泉（冷鉱泉）が湧出している。

以上のほかに下部温泉には掘さく泉源二、試錐井一、未利用掘さく泉一、がある。

掘さく年代の古い順に、不二ホテル井、厚生組合泉源井、下部ホテル庭内井、中町掘さく井、である。

〇不二ホテル井

昭和十年代に一八〇〇尺が掘さくされ、摂氏二八度の温泉水が、一丈の高さに自噴したという。現在地より約二メートルの高さに自噴する温泉水を利用している。本掘さく井の坑内状況は不明であるが、深度とともに上昇し、二四〇メートルの深度で摂氏二八度を示している。

○厚生組合泉源井

昭和二十六年に掘さくされたもので二三〇メートルの深度を有し、現在地表より五メートル程度の切下げを行って自噴泉している。

この泉源井についても、温度上昇が一五五メートルまでみられるが、一五五メートルから一五八メートルのところで急激に低下しているが、それ以上の深さでは再び上昇を示している。

これらのことから本泉源井は、深度一五五メートル付近より湧出し、浅部での冷地下水の混入があるものと思う。

○中町掘さく井

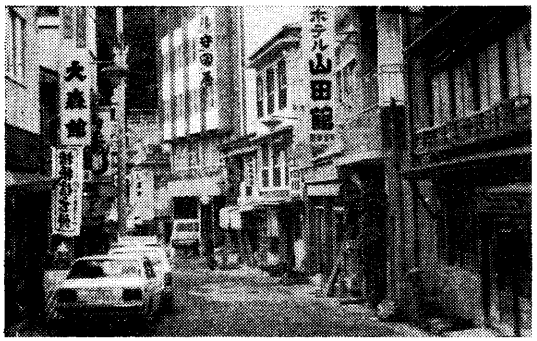

下部温泉街

昭和四十四年に掘さく深度一、〇〇〇メートルに達したもので、現在二五、二度の温泉が自噴している。動力揚湯試験では動水位四〇メートルで摂氏二六、八度が得られるという。掘さく記録によれば、深度七二メートル付近から自噴が始まり、二四〇メートル付近で特に増量している。深度二三〇メートル付近に温度の急上昇部があり、比抵抗検層結果と総合して考察すれば、二三〇メートル付近と三五〇メートル付近とに、温泉湧出層が存在するらしく、それ以上の深さでは存在するとしても小さいものであろうと思う。このように、温泉は低温のものながら比較的広範囲に分布している。

泉温、湧出量などは、ほとんどの泉源で適確に測定し得ない。大略として（第2表）で示す。

下部温泉の泉源として、現在使用されているものとしては、㈠共同組合試錐井、㈡源泉館泉源、㈢大市館泉源、㈣湯元ホテル泉源、㈤三笠湧水、の五ケ所である。このうち、㈠の共同組合試錐井は二三〇メートルの深度で、地表下約五メートルで自噴している。㈡㈢はいずれも凝灰質砂岩の亀裂より湧出しており、㈣は五メートルの浅井戸で同じく凝灰岩質砂岩の亀裂よりの湧出らしい。ただし㈤の三笠湧水は、頁岩の節理より湧出しているが、泉質はいわゆる下部温泉泉源とは泉質を異にしている。

また湯沢温泉の源泉は㈥不二ホテル試錐井、㈦湯沢温泉泉源が使用されており、前者は試錐当時の深度六〇〇メートルと称し、地表で自噴している。後者は頁岩中の節理より湧出している。

㈣温泉水の化学的性質

温泉街にある七泉源（厚生組合泉源、大市館泉源、源泉館泉源、湯元ホテル婦人風呂泉源、湯元ホテル脱衣所下泉源、下部ホテル泉源、中町掘さく泉）は、第2表の如くナトリウムおよび硫酸イオンを主要成分とする、弱いアルカリ性の単純温泉に属し、化学組成の類似からいずれも同一の温泉源に由来するものと考えられる。

これらの中で、下部ホテル泉源は溶存成分量が総体的に他の泉源より少なく、またカルシウムおよびヒドロ炭酸イオンのミリバルパーセントが大きい。

温泉街から離れて、国鉄下部駅の南西に不二ホテルおよび湯沢の二泉源がある。いずれもアルカリ性が強く、硫化水素を含み泉質は単純硫黄泉である。不二ホテル泉源はナトリウムおよび塩素イオンを、湯沢泉源はナトリウムおよび硫酸イオンを主要成分としている。これらの温泉は、化学組成や溶存成分の点で、下部温泉とは性質の異なった温泉である。主成分の経年変化をみると、第4表のように、厚生組合泉源、大市館泉源、源泉館

第2表　下部温泉源泉分析表

	源泉名	文献および分析者	採水年月	泉温℃	PH	K^+ mg/L	Na^+ mg/L	NH_4^+ mg/L	Ca^{2+} mg/L	mg^{2+} mg/L	Fe^{2+} mg/L	cl^- mg/L	SO_4^{2-} mg/L	HCO_3^- mg/L	H_2CiO_3 mg/L	蒸発残渣
1	下部温泉	日本鉱泉分析表（昭4.）	大正 3.6	約35	微アルカリ	0.3	80.5	0.21	57.1	0.3	1.40	66.6	205.3	17.6	30.5	460
2	下部第1号泉	日本鉱泉分析表（昭7.）	昭和 6.		〃	1.7	79.9	—	56.0	1.2	2.10	70.4	210	17	36.3	460
3	下部第2号泉	〃	〃		〃	1.8	82.0	—	58.0	0.9	0.2	73.0	210.5	17	31.5	40
4	（湯元ホテル）下部第3号泉	〃	〃		〃	7.8	82.8	—	64.8	2.2	0.3	71.6	239.5	21	13.5	510
5	下部第3号泉	〃	〃		〃	7.2	76.4	—	57.1	2.3	0.5	67.1	218.5	17	10.3	480
6	下部第4号泉	〃	〃		〃	8.7	89.8	0.35	63.0	1.8	0.2	73.2	249.5	32	21.2	560
7	下部第3号泉	木村健二郎報文	昭和22.2	35.1	8.8	2.0	92.6	—	61	2.1	—	81.5	208	19	10.5	545.2
8	湯元ホテル旧湧泉	分析者渡辺ヒサ	〃	29.2	8.8	1.8	86.4	—	60	2.2	—	72.5	201	19	34.3	489.6
9	大市館源泉		〃	32.0	8.8	2.9	89.6	—	64	1.7	—	77.6	193	—	32.6	514.2
10	共同組合試錐井	上治寅治郎報文	昭和28.7	32.2	8.8	—	—	—	—	—	—	82	—	30	—	—
11	湯元ホテル	東大鉱技研	〃	32.5	8.6	—	—	—	—	—	—	76	—	30	—	—
12	源泉館		〃	31.5	8.6	—	—	—	—	—	—	76	—	24	—	—
13	大市館		〃	31.1	8.8	—	—	—	—	—	—	72	—	30	—	—
14	共同組合試錐井	分析者高橋　清	昭和29.3	32.2	8.8	—	—	0.25	59.5	0.7	0.0	72.0	210	21.5	—	—
15	湯元ホテル	〃	〃	32.7	8.7	—	—	0.30	59.2	0.9	0.0	75.5	210	22.5	—	—
16	源泉館	〃	〃	31.5	8.6	—	—	0.27	59.0	0.7	0.0	70.5	205	16.5	—	—
17	大市館	〃	〃	29.5	8.8	—	—	0.25	59.6	0.6	0.0	70.5	203	22.5	—	—
18	三笠	〃	〃	20.5	8.2	—	—	0.05	19.0	0.3	0.0	9.0	30	51.8	—	—

1.　：日本鉱泉分析表（昭4.）
2～6：日本鉱泉分析表（昭7.）
7～9：木村健二郎報文（未刊）（昭22）
10～13：上治寅治郎報文（昭和28）
14～18：本報告（昭29）

第８図　下部温泉附近地形図

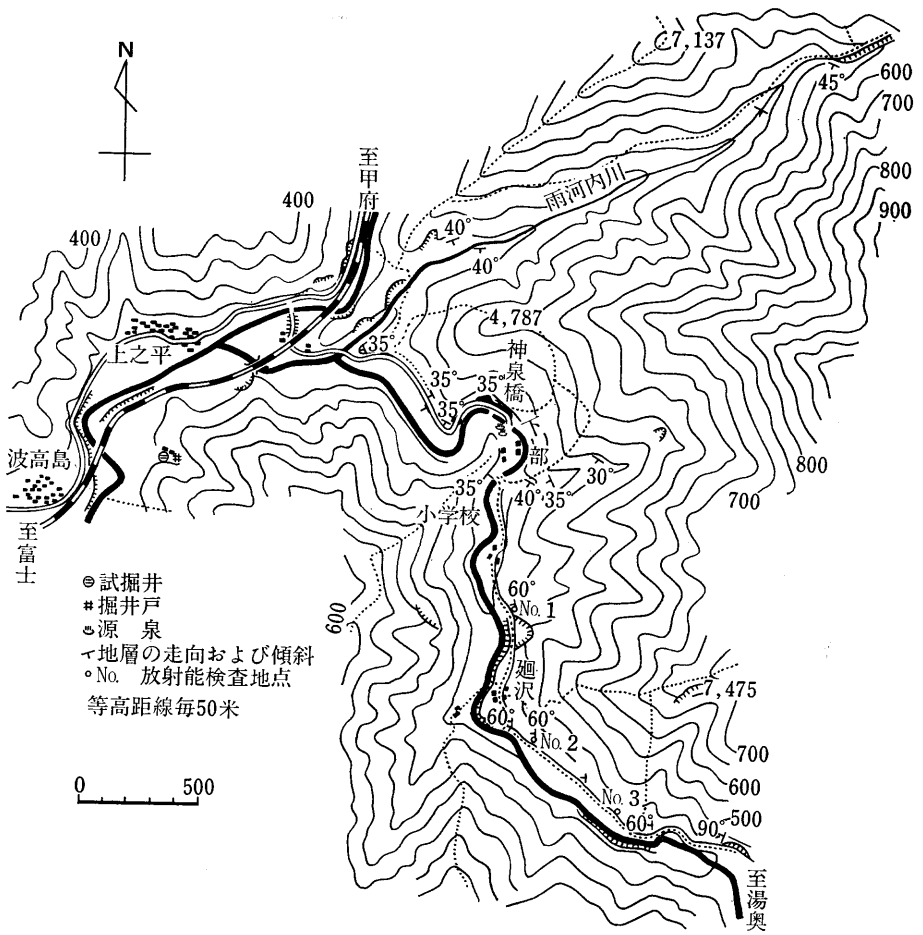

第９図　下部温泉地区の地質略図

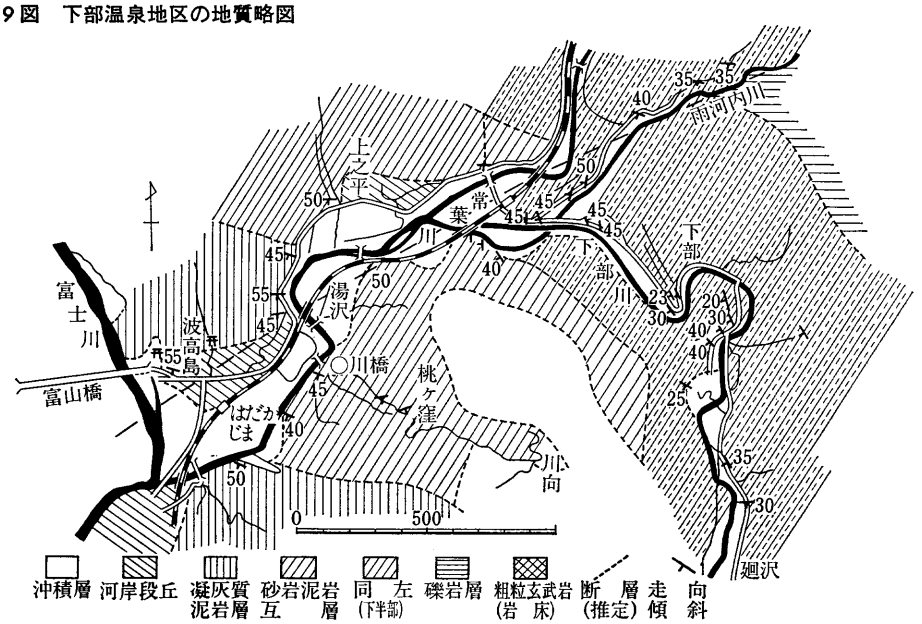

第10図　試掘候補地

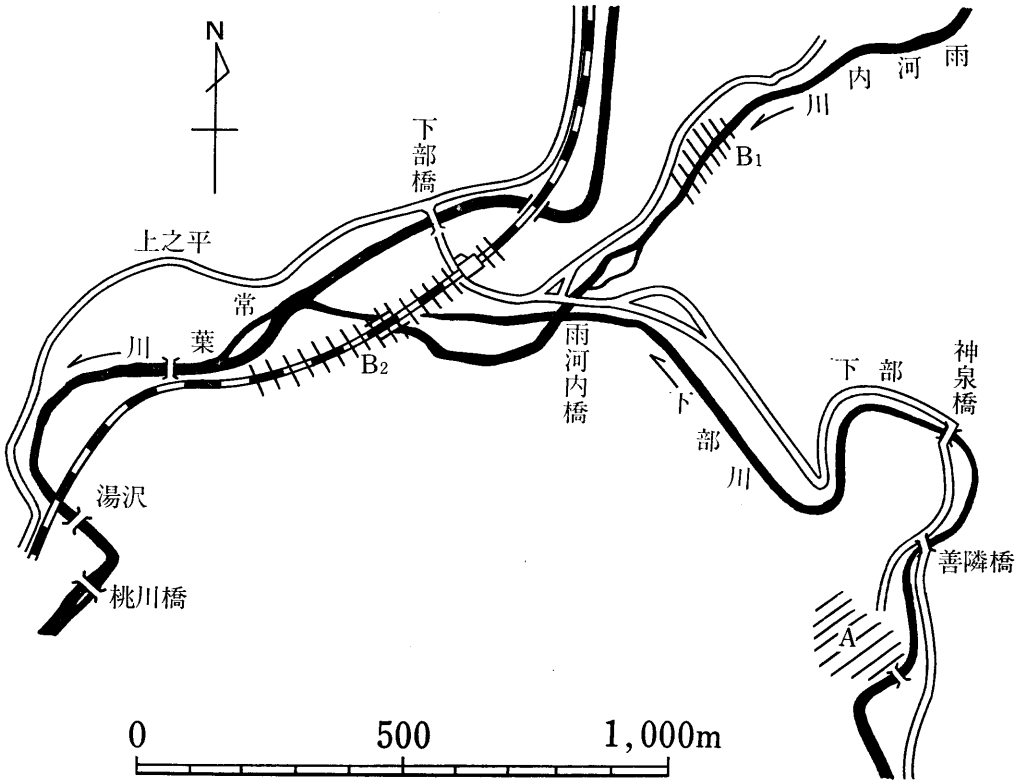

第３表　各源泉の状況

源　泉	泉　温 ℃	湧出量 ℓ／m	泉　質
厚生組合源泉	32.8	225.8	単純温泉
	掘さく長　230m	約５mの切下げ自噴	
大市館源泉	29.2	40～62	単純温泉
	砂岩泥岩互層より自然湧出		
源泉館源泉	31.4	110～128	単純温泉
	上記源泉と同一源泉と見なし得る		
湯元ホテル婦人風呂源泉	30.0	20～30	単純温泉
	上記源泉と同一源泉と見なし得る		
同ホテル脱衣所下源泉	32.8		単純温泉
	自然湧出		
下部ホテル源泉	(25)	510	単純温泉
	掘さく長　約５m	動力揚湯	
不二ホテル源泉	24.0	7～8	単純硫黄泉
	掘さく長　600m	約２mの立上り自噴	
湯沢源泉	16.5　５±		単純硫黄泉
	泥岩層より自然湧出		
中町掘さく井	25.2	ｃａ200	単純温泉
	掘さく長 1,000m	動水位—40mとすれば 26.8℃　450ℓ／m	

源泉名	mg^{2+}		Cl		SO^{2-}		HCO_3^-	
	mg	m・val%	mg	m・val%	mg	m・val%	mg	m・val%
第1号泉	1.201	1.55	70.36	31.06	198.30	64.48	16.400	4.23
第2号泉	0.655	0.83	72.98	31.64	199.70	63.92	17.600	4.44
第3号泉	15.390	15.33	72.24	24.67	225.60	56.89	92.940	18.44
第4号泉	16.390	15.45	74.88	24.20	232.00	55.37	108.800	20.43
下部温泉	14.690	15.67	70.03	25.62	207.50	56.03	86.310	18.35
湯元ホテル			85.00		208.00		19.000	
			67.95					
	1.660	1.92	75.75	30.01	213.30	62.40	32.340	7.45
	1.000	1.24	21.03	9.56	247.00	82.88	26.670	7.04
	3.220	4.21	63.40	28.35	223.30	67.12	17.080	4.44
大市館			84.00					
			70.78					
			72.00				30.000	
	1.1360	1.57	61.00	28.95	195.40	68.48	8.542	2.36
	0.8780	1.27	62.12	31.18	169.10	62.66	20.540	5.99
源泉館			84.00		203.00		18.000	
			67.24				24.000	
	1.1790	1.65	60.28	28.92	195.90	69.38	5.370	1.50
	0.4391	0.59	65.81	31.43	180.60	63.70	17.180	4.76
厚生組合			64.41					
			82.00		69.00		30.000	
	9.3490	10.23	64.63	24.26	222.30	61.58	64.000	14.06
	3.3660	4.51	72.20	32.74	193.40	64.75	8.896	2.34
下部ホテル	3.5000	6.49	46.02	29.19	96.10	44.80	71.000	26.07
	2.4900	5.77	30.30	24.04	87.81	51.45	52.840	24.37
	2.9270	7.83	25.70	20.38	100.40	58.76	44.820	20.65
不二ホテル	0.2430	0.41	160.30	87.18	6.00	2.41	20.060	6.34
	0.7318	1.22	118.10	67.56	57.50	24.28	23.760	7.90
湯沢			166.00				49.000	
	0.3805	0.67	67.93	43.77	98.760	46.97	21.680	8.12

（5）山梨県立衛生研究所　（6）中央温泉研究所

第4表　温泉水主要成分の経年変化

源泉名	試験年(昭和)※	泉温(℃)	PH	蒸発残留(mg/ℓ)	K^+		Na^+		Ca^{2+}	
					mg	mval%	mg	m•val%	mg	m•val%
第1号泉	6 (1)	37.00			1.736	0.70	80.13	54.59	54.17	42.37
第2号泉	6 (1)	37.00			1.801	0.71	82.0	54.81	55.38	42.51
第3号泉	7 (1)	33.00	7.31		7.835	2.43	82.77	43.58	62.17	37.58
第4号泉	7 (1)	34.00	7.39		8.706	2.55	89.76	44.74	63.67	36.42
下部温泉	(7) (1)	35.00	7.38		7.221	2.40	76.36	43.07	57.54	37.25
湯元ホテル	22 (2)	35.10	8.80						61.00	
	28 (3)	32.65	8.00							
	30 (5)	33.00	8.60	498.8	3.910	1.41	65.00	39.71	78.79	55.23
	42 (5)	30.00	8.20	484.6	10.870	4.18	73.40	48.02	61.73	46.30
	44 (6)	32.80	8.70	465.0	0.80	0.33	74.00	51.11	55.50	43.98
大市館	22 (2)	32.00	8.80							
	28 (3)	31.10	7.72							
	29 (4)									
	30 (5)	30.90	8.40	457.4	6.647	2.87	60.35	44.16	60.35	50.70
	44 (6)	29.20	8.70	421.0	0.500	0.22	65.00	49.54	55.98	48.97
源泉館	22 (2)	32.00	8.80						60.00	
	28 (3)	31.45	7.60							
	30 (5)	31.10	8.60	460.0	7.038	3.06	63.15	46.71	56.45	47.92
	44 (6)	31.40	8.50	441.0	tr		70.00	49.89	60.57	49.52
厚生組合	28 (3)	31.30	7.60							
	29 (4)	32.50	8.80							
	30 (5)	31.80	8.40	517.5	1.200	0.41	79.31	45.89	63.85	42.39
	44 (6)	32.80	8.80	474.0	0.80	0.33	72.00	51.02	54.29	44.12
下部ホテル	28 (6)		7.07	254.0			50.32	49.01	40.00	44.48
	30 (5)		7.20	277.8	5.318	3.83	31.35	38.36	36.43	51.17
	44 (6)	(25)	7.40	223.0	tr		27.50	38.90	32.82	53.27
不二ホテル	41 (5)	23.10	8.70	328.2	8.37	4.34	91.65	80.85	13.62	13.79
	44 (6)	24.00	10.00	341.0	tr		98.50	87.04	11.58	11.76
湯沢	29 (4)	20.00	8.80							
	44 (6)	16.50	9.70	337.0	tr		90.00	84.23	17.75	14.67

※分析者　(1) 国立衛生試験所　(2) 木村健二郎他　(3) 上治寅次郎他　(4) 安藤　武他

泉源で、主要成分たとえば硫酸イオンは、若干減少する傾向を示すが、湯元ホテルの二源泉では逆に若干増加の傾向を示している。総体的にみて、下部温泉街の泉源は、現在のところ化学成分にあまり大きな経年変化は認められない。不二ホテル泉源および湯沢泉源では、塩素イオン含量に著しい減少が認められた。

(五)地表地質

下部温泉付近にみられる岩層は、新生代新第三紀中新世中期の西八代層群に属する凝灰質泥岩、砂岩、泥岩、安山岩質凝灰角礫岩などである。

下部川沿いには、走向北西より南東、南西傾斜であるが、雨河内川から下部駅付近を経て波高島に至る東北東より西南西方向、東傾斜の雨河内断層の北方では、走向東より西、南傾斜を示す。断層付近の層理は乱されている。

(六)温泉湧出の地質構造

大市館、源泉館、湯元ホテル、下部ホテルの各源泉の湧出状況からは、温泉水が地下でどのように流動し、地表に湧出するのか不明である。恐らく岩層中の割れ目を上昇するものであろうが、自然湧出泉が現在の場所付近に限られている機構は、明らかになし得ない。厚生組合源泉、中町掘さく泉の掘さく状況は、温泉水が地下の比較的浅部を水平方向に流動していることを示している。

不二ホテル源泉、下部ホテル庭内井の掘さく状況からは、雨河内断層に沿う温泉水上昇の可能性がよみとれる。

(七)温泉の湧出状況

下部温泉の自然湧出泉は、浴槽底より湧出し、自他浴槽内水位の影響をうけて湧出量、泉温、成分などが変化する。掘さく井では、厚生組合泉源は切り下げ自噴、下部ホテル源泉は動力揚湯、中町掘さく泉は自噴でそれぞれ採取されている。

これらの泉源も、採取量によって泉温、成分が変化するのは当然であるが、正確な湧出量が測定出来る泉源が少い。

以上の泉源は、泉温摂氏二五度、より三二度の単純温泉に属することとなる。

湯沢泉源は自然湧出泉であるが、不二ホテル泉源は鉄管を立上げて自噴している。湧出量はいずれも少なく、二五度以下の単純硫黄泉である。

常葉温泉
所在地、下部町常葉、泉質、単純硫化水素泉

神奈温泉
所在地、下部町杉山、泉質、単純温泉

第七節　鉱　山

一　妙法鉱山（常葉鉱山）

○位置、下部町字常葉小字境畑に位置する。身延線甲斐常葉駅より国道三

第11図　妙法鉱山付近の地質図

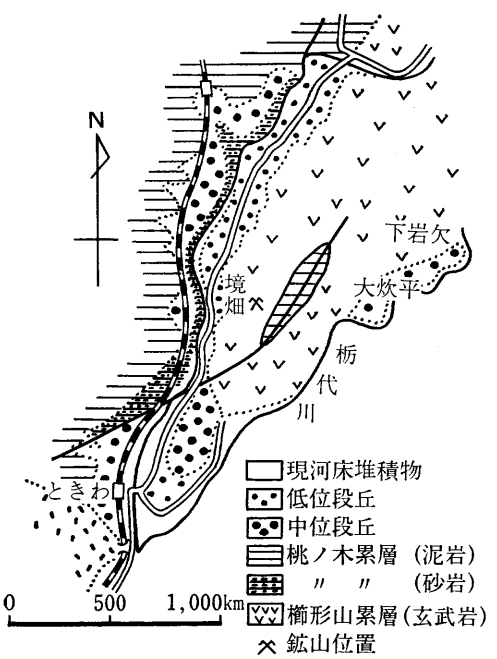

○○号線を北東に約一キロメートルの地点にある、交通は至便である。

○地質、御坂統下部の櫛形山累層の玄武岩質ないし無斑晶安山岩質の黒色火砕岩からなっている。しばしば、凝灰質暗灰色泥岩のレンズが介在する。本火山砕屑岩は走向北五度より二〇度東、傾斜二〇度より四五度西である。

鉱床はおもに玄武岩質の角礫凝灰岩、凝灰角礫岩中に、網状に一部ポケット状に胚胎している。東西一一〇メートル、南北六〇メートルの範囲に、数個所の富鉱部があり、これが稼行された。

鉱石は輝銅鉱が主で斑銅鉱、藍銅鉱がこれに次ぐ。また特に硫化鉱、炭酸塩類、酸化鉱その他の二次生成をともなっている。

○沿革、現況、発見されたのは相当古いが、以来小規模に採掘されていた。昭和二十八年には第一妙法鉱山株式会社によって稼行され、規模もやや大きく、従業員も二〇名余で年間出鉱量は四〇六、三〇五トン平均品位は、銅四、五五パーセントであった。現在休山中である、坑口付近の崩落により入坑は全く不可能である。

二　富里鉱山

○位置、下部駅東四キロメートルの下部町湯之奥の入沢谷壁にある。身延線下部駅より車で、一五、六分、四、五キロメートルで坑口に到着する。

○地質、鉱山付近の地質は御坂統下部の櫛形山累層、桃ノ木累層からなる。一般に走向は北より三〇度、五〇度東、傾斜は六〇度より八〇度北西である。角閃玢岩閃緑玢岩の岩脈が見られる。鉱床は櫛形山累層の暗緑色凝灰角礫岩中に胚胎する。

おもに淡紅色の基地に黒色斑紋をもったマンガン鉱である。その他閃亜鉛鉱の小さいポケット状鉱体もあり、黄銅鉱、黄鉄鉱も散点する。

○沿革、現況―発見、採掘ともに比較的新らしく、きわめて小規模の稼行であった。現在は休山中で坑口付近の崩壊が著しい。

第八節　地　震

我が国は地震が多い、それは地域が第三紀から第四紀（一、〇〇〇万年―一〇〇万年前）のはじめに、激しい造山運動（褶曲断層等の地殻変動）があったため現在もなお地殻の運動が活発で、不安定ないわゆる環太平洋造山帯の一部をなしていることである。また火山国であることとも関係が深い。昔より「地震・雷・火事・親父」のたとえの通り、災害も大きく最大の恐怖事とされていたのである。これらの災害を未然に防止し、あるいは軽減するには、地震予知対策とか、土木建築などの耐震化、地震に対する対応策を心得ておくことが大切である。

一　地震に伴う諸現象

地震に伴って起こる現象としては、断層、土地の隆起又は沈降、山津波、時としては山鳴りやせん光を伴うこともある。

○断層　地震は、地下の深部で岩石が割れるためにおこる。その割れ目が地表まで達した時に、断層が現れる。濃尾地震（明治二十四年）には、長さ一〇〇キロ、上下水平のくいちがいは、三―七メートルにも達する大規模な断層が生じた。

○土地の隆起又は沈降　大地震のさいには、地盤が隆起するとか、沈降するとか多少の地殻の変動を見ることが多い。関東大震災（大正十二年）には、湘南一帯、三浦半島、房総半島南部などは、二メートル以上も隆起した。また逆に土地が沈降する場合も多く見られる。

○余震

大地震後には、これに伴う多くの地震が起こる。これを余震という。余震は大地震に伴って生じた地殻変動のあった地域におこり、余震が少ないとかえって心配なものであるともいわれている。地震のマグニチュ

ードが大きい程余震も大きいが、普通の大地震の余震では、家が倒壊するようなことは、ほとんどない。

○地鳴りとせん光

大地震に伴って地鳴りや、せん光を聞いたり見たりした人があるというが、地鳴りは震動波の震動が空気中に伝わって、音となって感じられるもので、山地では特にはげしい。また地震の際怪しい光を見たという人もあるが、これは一種の電気的現象であろうと、まだ推測の域を脱していない。

○地割れ、山津波

大地震が起こると、堤防、道路、埋め立て地などの軟弱な地盤の所には、地割れが生じ易い。また山の斜面などが大きい範囲にわたって、急速に流下するのを「山津波」という、山津波は時速一〇〇キロメートルにも達して、大きい被害をもたらすことがある。また山地では山崩れとか落石などもしばしば起こる現象で、生命保全のために十分注意する必要がある。

○地下水の変化

大地震では時として、水脈に変化が生じ、井戸水が濁ったりまたはかれたり、温泉の温度の変化を生じたり、湧出量が多くなったり少くなるなど、変化することがある。

二　地震の予知

大地震を事前に知って、適切なる対応策をたてることは、災害を最小限にする最善の方法であって、各国々でも懸命に研究している、ナマズやキジなどの動物を使っての研究も、雲による予知なども研究されているが、本項では地殻に蓄積されるエネルギーを測定して、地震を予知する概略を述べよう。

地殻やマントルにエネルギーが蓄積されていき、土地の沈降とか隆起などの異常変形が観測される。この前ぶれ現象としての土地のひずみを早くとらえるために、検潮儀によって観測し、水準測量、三角測量などによって、土地の変形を連続的に測定しようとするものである。

しかしこれらの方法では、短期間に広い地域にわたって観測することは至難なことである。最近では土地伸縮計や水管傾斜計などによって、微小なひずみでも連続的に記録され、さらに微小地震、極微小地震の観測、調査なども強化されつつある。それらの観測調査をもととして、地震を予知するわけである。地震予知のためには「いつ、どこでどのくらいの地震が起こるか」を知りたいわけで、その予知のための観測地を増置して、確実な予知情報を得るために努力されている。

三　人工地震とその利用

地震は震災をおこすのみの有害な自然現象とも思われ勝ちだが、地震の効用もまた少くない。火山性地震の観測は、火山活動や噴火の予知にも重要な手がかりとなり、また地球内部の地質構造を知り、石油などの地下資源の探索などには、火薬や原爆の爆発による人工地震が大いに利用されている。

第二章　気　象

第一節　下部町の気候特質

一　気　温

(一)　下部町の概況と気温

下部町役場の位置は、東経一三八度二九分、北緯三五度二六分、標高二五〇メートルである。御坂山脈の最西部に位し、北部、東部はいずれも一、二〇〇メートル級の山々が連なり、いわゆる山岳地帯をなしている。

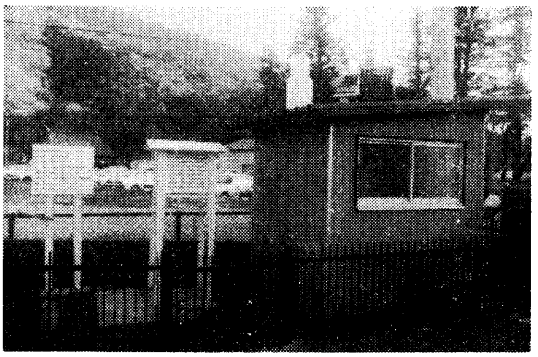

建設省下部雨量観測所

第１図　下部町の位置

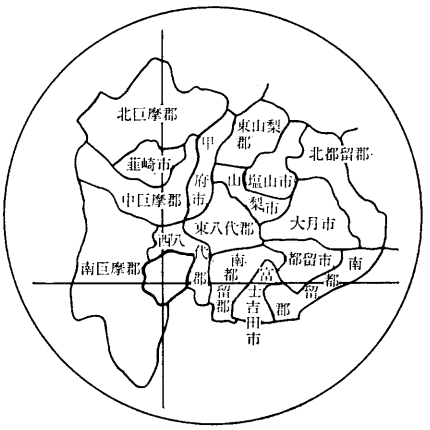

第２図　下部町要図

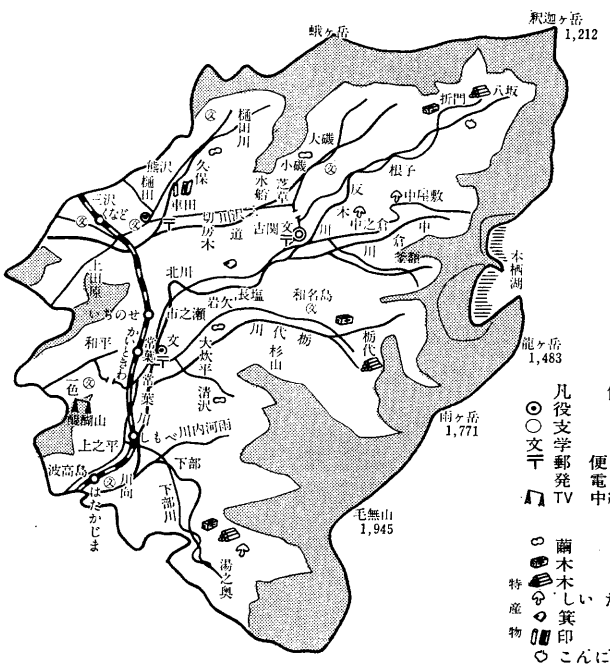

西は富士川の峡谷を隔てて南アルプスに対する広い地域で、気温の変化が激しい所である。

下部町は位置の上からは内陸的であるが、気候は表日本の気候に属し、暖候期には風が弱く降水量は県下でも多い。これに反して、寒候期には特に北西の季節風が強く、下部観測所の資料によると、降水量及び積雪は比較的少ない。また地形が複雑で全面積の八五％以上は山付きのため、気候の地域的変化が大きく、夏と冬との寒暑の差がはなはだしい。

○最高気温の分布

昭和四十三年一月より五十二年十二月までの一〇年間の集計は1表のとおりである。

第1表　最高気温の平均値　　（昭34—52年）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
43	8.4	7.3	13.6	20.3	23.9	27.8	29.2	31.4	26.8	20.6	18.6	12.7	20.1
44	9.3	9.4	12.8	19.3	25.9	27.1	29.1	31.9	28.1	21.4	16.5	11.1	20.1
45	8.5	11.4	10.5	19.2	25.6	25.9	30.9	32.3	29.3	21.7	15.5	9.9	20.0
46	8.6	9.7	14.1	19.1	24.4	27.2	30.9	32.9	27.0	19.6	15.7	11.4	20.0
47	10.8	8.2	14.7	19.4	24.6	27.4	32.9	30.3	28.9	23.2	16.6	10.3	20.6
48	7.8	11.7	13.9	22.0	25.0	25.9	33.2	34.3	28.0	20.2	15.7	9.8	20.6
49	7.8	9.3	11.3	21.2	25.3	28.4	27.2	33.6	26.7	20.8	15.3	9.4	19.7
50	6.9	7.9	13.7	19.9	24.6	27.6	30.2	31.3	29.9	19.9	15.2	9.9	19.8
51	9.2	10.4	13.3	17.3	23.1	26.3	27.8	29.8	25.1	20.0	14.7	10.9	19.0
52	7.3	9.6	15.0	20.9	23.4	25.6	31.5	29.9	28.1	22.3	17.9	12.3	20.3

北　緯　35°26′
東　経　138°29′
標　高　250m

建設省下部雨量観測所

第2表　最低気温の平均値　　（昭43—52）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
43	−6.6	−4.5	1.2	6.1	17.9	15.1	19.9	21.1	16.9	9.9	2.8	0.2	8.3
44	−3.8	−0.8	−0.2	6.8	10.5	14.4	19.7	20.7	17.8	9.7	3.9	−3.7	9.5
45	−6.6	−2.6	−1.5	6.3	10.4	15.2	20.4	20.4	19.4	10.1	3.0	−2.9	7.6
46	−5.0	−3.1	0.9	6.9	11.5	16.7	21.0	21.3	17.4	9.6	2.7	−2.2	8.0
47	−2.3	−1.3	1.6	6.5	11.0	15.4	20.8	20.4	16.2	10.7	3.3	−1.4	8.7
48	−3.5	−2.9	−1.5	8.8	10.5	16.0	21.1	22.6	16.6	9.6	1.2	−6.3	7.7
49	−7.7	−3.0	−0.2	7.1	11.2	16.2	19.6	21.7	17.4	11.4	1.8	−2.0	8.3
50	−5.4	−4.3	−0.9	7.3	11.6	17.1	20.8	20.7	18.3	11.5	4.6	−1.8	9.0
51	−5.7	−0.2	−0.5	6.8	11.5	17.7	19.3	21.8	16.1	10.5	2.8	−2.5	8.1
52	−5.4	−5.7	1.3	7.7	11.2	17.5	21.6	21.4	18.8	11.2	5.9	−1.0	8.7

建設省下部雨量観測所

第3表　月別最高・最低・平均気温10年平均値表　　（昭43—52年）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
最高気温	8.4	9.5	13.3	19.9	24.5	26.9	30.3	31.8	27.8	21.0	16.2	10.8	20.0
最低気温	−4.7	−2.4	−0.3	7.0	11.7	16.1	20.4	21.2	17.5	10.4	3.2	−2.3	7.7
平均気温	1.9	3.6	6.5	13.5	18.1	21.5	25.4	26.5	22.7	15.7	9.7	4.3	14.7

建設省下部雨量観測所

この表でわかることは、四十七年、四十八年の二年間は全年の平均最高気温が二〇・六度と高く四十八年の八月は三四・三度と過去一〇年間の最高を示している。

また、最高気温のうちで最も低い年は五十一年の一九度で、この年の八月の二九・八度は、四十八年の八月より四・五度も低くなっている。しかし、五十一年度は全年では低いものの、寒候期の一―二月はほかの年度より二・三度高くなっている

七月に三〇度以下の年は四十三、四十四、四十九、五十一年の四年間で、ほかの六年間はすべて三〇度をこえる暑さであったことがわかる

八月に三〇度以下の年は、五十一、五十二年の二年間であった。

○最低気温の分布

一〇年間の最低気温の平均値は2表のようである。

過去一〇年間の平均値を分析してみると、下部町は前述のように周囲を山に囲まれている関係から、四十九年一月の平均は零下七・七度と最も低く、次いで四十三、四十五年の零下六・六度がこれについでいる。全年では四十五年が七・六度と最低を記録している。これに次ぐのは四十八年の七・七度で、最高、最低気温から考察すると四十五年が気候的には一番寒い年であった。

さらに各年の十二月の最低気温を比較してみると、四十三年のみ〇・二度でほかの年はすべて零度以下である。これを全年でみると四十三年は八・三度でほかの年とあまり変わらない。かえって四十六、五十一年より〇・三度高くなっている。この一〇年間の統計をみるかぎり、年間を通して最低を記録したのは四十五年で、この年は一―三月まで月平均の最低が零下を記録している。全年でも七・六度と寒い年で、農作物への影響も出た年であった。

○平均気温の分布

過去一〇年間の月別最高、最低の平均気温は3表のとおりであって、いずれも年平均気温とよくにている。平均気温は一月が最も低く一・九度で

第3図　下部町の気温　(1968～1977)

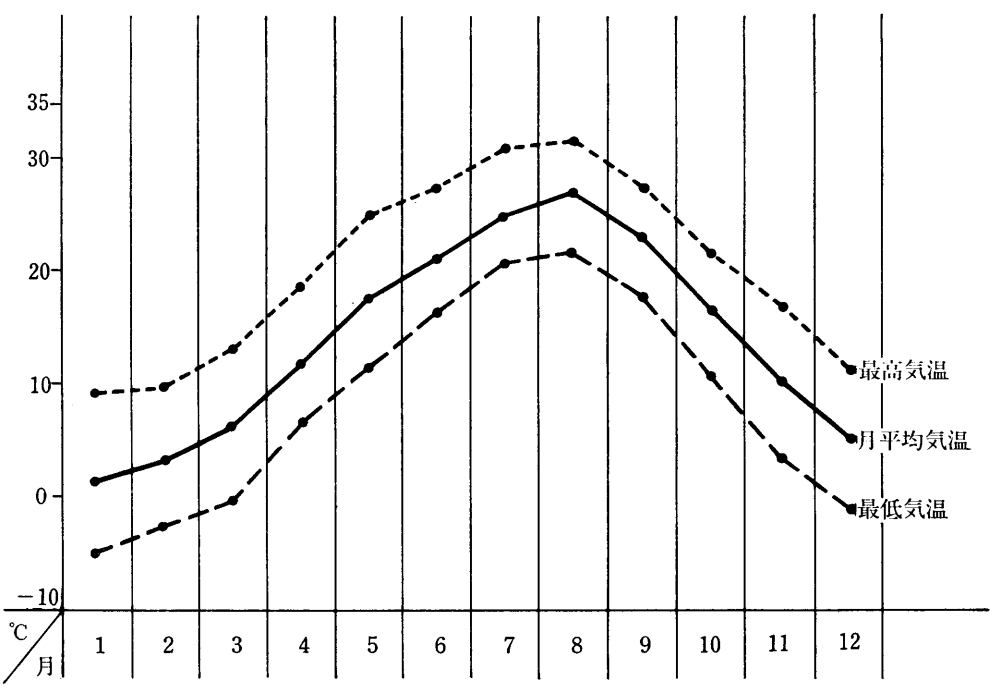

建設省下部雨量観測所

十二月の四・三度より二・四度も低い。本町で著しく寒いのは一―二月であることがわかる。また反対に最も暑いのは八月の二六・五で、九月に入ると急に気温が下がり、秋のおとずれの早いことがうかがえる。

この最高、最低、平均の三気温を図示すれば3図のようである。この図を比較してみると、ここ一〇年間の平均気温の最高は八月の二六・五度、最低は一月の一・九度、年平均気温は一四・二度である。

(二)　県内各地の気温と下部町の気温

第4図　山梨県最高気温の平均　(1951～1960)

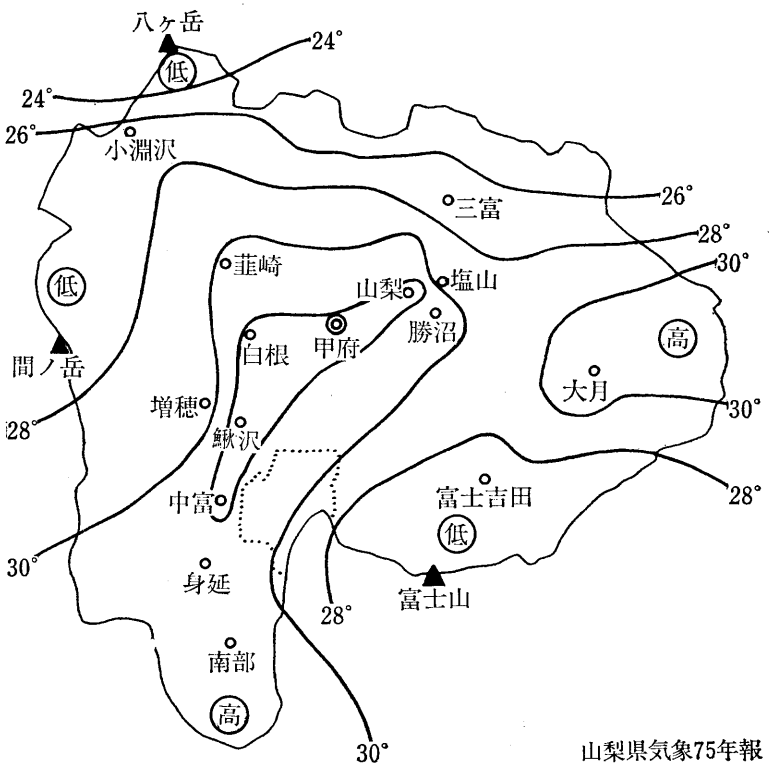

山梨県気象75年報

下部町は県の南部に位置しているが、県内ではどの地域と同じくらいの気温であるかを調べたのが4、5、6図である。

最高気温では増穂、塩山、勝沼などと同じであり、三〇度をこえる最高地域に次ぐ気温で、甲府周辺の地区には及ばないが年間を通して暑い。

最低気温についてみると、富士川沿いに位置していることからその影響を少なからずうけているので、甲府周辺の地区よりは高い傾向にある。なお、本町の山間部は韮崎、勝沼よりは一―二度低くなっている。

第5図　山梨県1月最低気温の平均　(1951～1960)

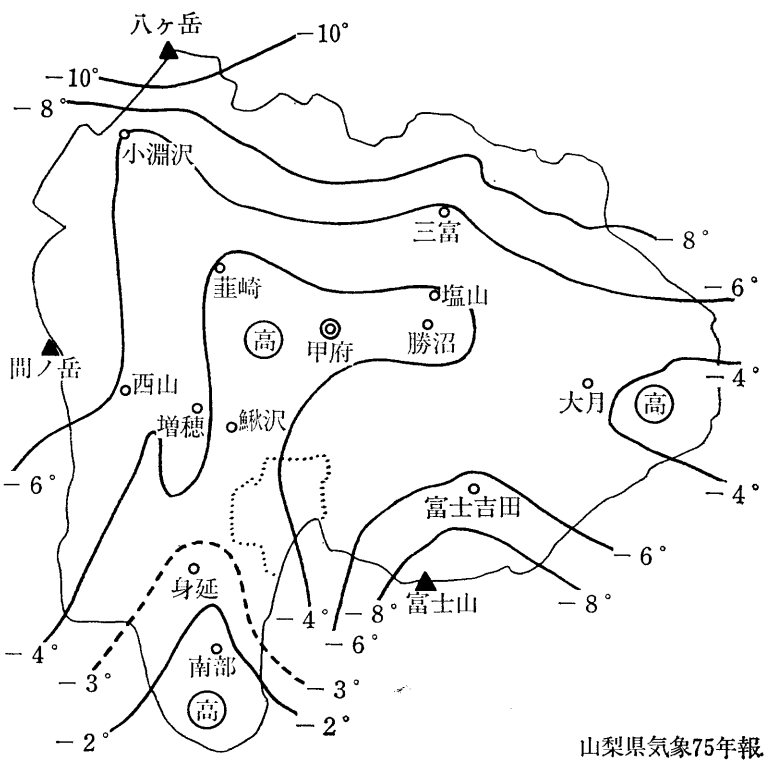

山梨県気象75年報

第6図　山梨県年平均気温　(1951～1960)

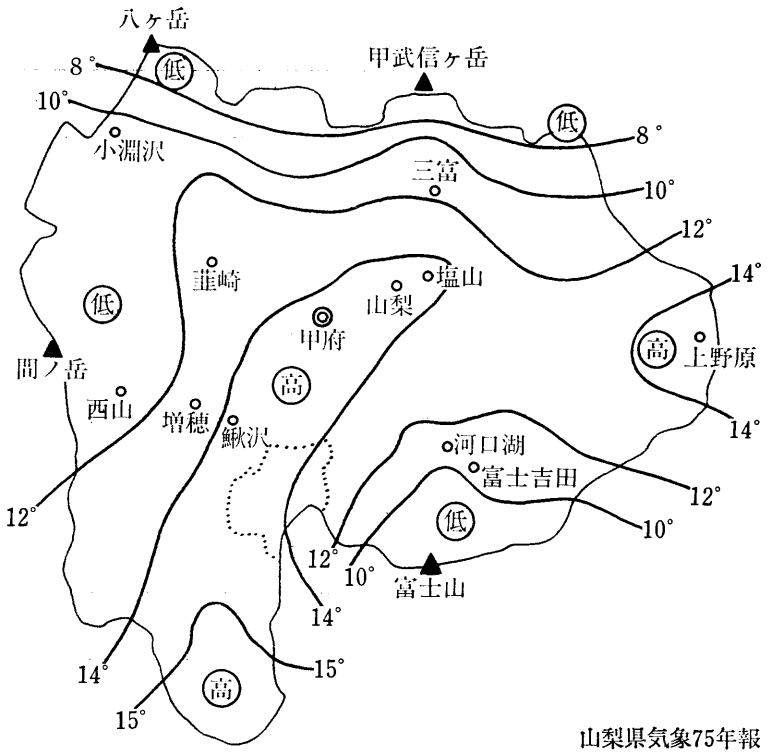

山梨県気象75年報

平均気温は、南部周辺よりは一―二度低めで、韮崎、増穂あたりより二―三度高く、甲府や白根などと大体同じくらいの平均気温である。

㈢　甲府並びに隣接町と下部町の気温

下部町の気温を甲府と比較して相違を調べたり、隣接の鰍沢、身延、南部、中富と対比したものが第4、5、6表である。

まずこの表でわかることは、本町の最高気温は甲府よりわずかに高く、全年においてもわずか〇・三度高い程度であって、鰍沢、身延、南部、中富に比較すると南部よりやや低く、ほかはほぼ同じくらいである。

甲府の八月は三一・三度であるのに、本町は三一・八度と南部よりは低いが鰍沢、身延と同じで甲府より幾分高いことがわかる。（ただし、これは調査年次が幾分ずれているのではっきりとはいえない）これに反し冬の一―二月を甲府の最高気温とくらべてみると、本町は甲府よりは〇・一―二度くらい低い。これは甲府市は盆地特有の八ヶ岳おろしが吹くものの、本町は甲府より日照時間が少なく、周囲が山にかこまれ気温が上昇しないものと思われる。

隣接の鰍沢、身延、南部、中富と比較すると、鰍沢は一・二度低い。古関は常葉よりさらに〇・一―〇・二度低い。これは、南巨摩は地形上と下部町よりさらに南にあるため表日本の影響をうけやすい関係で高いものと思われる。

最低気温について甲府と比べてみると、甲府の一月は零下三・五度で、本町の零下四・七度は甲府より一・二度低くなっている。これも前記と同様、本町は北西の季節風と日照時間とによって低温となる。さらに隣接町村と比較しても冬期は低温であるのに反し、夏期は甲府及び鰍沢、身延、南部、中富などと比較してもほとんど変わらない結果である。これは本町及び隣接町といえども日中は大差がないことがわかる。

次に平均気温を甲府並びに南巨摩郡の各町と比較してみよう。

甲府の一月は二・五度で下部町は一・九度である。冬の寒い間は下部町は甲府より寒く、二月以降各月は甲府と多少の差はあるがほとんど同じ気温であって、下部は地形上や日照の関係から年間通して甲府よりやや低い結果となっている。

南巨摩の各町とは本町の方が幾分低温で、殊に南部町と比較すれば下部町は全年の平均において一・二度低い。これは当初の予想結果であるといえる。

第4表　各地の月別最高気温10年間平均値表　(1966—1975)

地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
甲府	8.5	9.6	13.4	19.8	24.3	26.3	29.7	31.3	26.9	20.6	15.9	10.1	19.7
鰍沢	8.8	10.0	13.8	20.0	24.5	26.5	30.0	31.8	27.5	21.3	16.6	10.6	20.1
身延	9.7	10.5	14.1	19.9	24.4	26.4	29.7	31.8	27.5	21.5	16.9	11.4	20.3
南部	10.7	11.0	13.1	20.2	24.7	26.6	29.8	31.9	27.7	22.1	17.6	12.2	20.8
中富	9.1	10.1	13.9	19.7	24.2	26.3	29.8	31.6	27.4	21.2	16.4	10.5	20.1
下部	8.4	9.5	13.3	19.9	24.5	26.9	30.3	31.8	27.8	21.0	16.2	10.8	20.0

甲府気象台（下部の数値は下部観測所資料）

第5表　各地の月別最低気温10年間平均値表　(1966—1975)

地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
甲府	−3.5	−1.8	1.2	8.1	12.0	16.6	21.2	21.9	18.1	10.9	4.2	−1.8	8.9
鰍沢	−3.5	−1.8	1.1	8.0	11.9	16.4	20.9	21.6	17.9	10.9	4.5	−1.7	8.9
身延	−2.6	−1.1	1.8	8.4	12.2	16.8	21.0	22.0	18.4	11.7	5.2	−0.8	9.4
南部	−1.4	−0.4	2.4	8.9	12.8	17.1	21.1	22.3	18.6	12.3	6.2	−0.4	10.0
中富	−3.4	−1.9	1.0	7.9	11.6	16.8	20.7	21.6	17.9	10.9	4.3	−1.7	8.8
下部	−4.7	−2.4	−0.3	7.0	11.7	16.1	20.4	21.2	17.5	10.4	3.2	−2.3	7.7

甲府気象台（下部の数値は下部観測所資料）

第6表　各地の月別平均気温10年間平均値表　(1966—1975)

地名＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
甲府	2.5	3.9	7.3	13.9	18.2	21.5	25.5	26.7	22.5	15.8	10.1	4.2	14.3
鰍沢	2.7	4.1	7.5	14.0	18.3	21.4	25.4	26.7	22.7	16.1	10.6	4.5	14.5
身延	3.5	4.7	8.0	14.1	18.3	21.6	25.4	26.9	23.0	16.6	11.1	5.3	14.9
南部	4.7	5.4	8.5	14.6	18.8	21.9	25.4	27.1	23.0	17.2	12.0	6.3	15.4
中富	2.9	4.1	7.5	13.8	17.9	21.3	25.2	26.6	22.7	16.0	10.4	4.5	14.4
下部	1.9	3.6	6.5	13.5	18.1	21.5	25.4	26.5	22.7	15.7	9.7	4.3	14.2

甲府気象台（下部の数値は下部観測所資料）

二　湿　度

(一)　甲府の湿度

甲府の湿度を昭和五十三年の理科年表(東京天文台編さん)によると7表のようで、湿度の年平均は七二%で宮古、熊谷、飯田、浜松、静岡、和歌山、厳原などと同じ湿度である。月平均では十二月から五月にかけて低く、ことに二―三月の最も乾燥する季節が低くていずれも六二%で松本、大阪よりわずかに多湿となる。これは夜間にひじょうに低温となり、湿度が高くなるためで、日中の乾燥ははなはだしく二〇%を下ることもしばしばある。

湿度の高いのは六月から十月にかけてで、このうち最も高いのは九月の八〇%である。これを折れ線グラフに表すと7図のようになる。

七月と八月がこれに次いで八〇%近くまで高くなり、この季節の湿度は全国的にみてほぼ中位に属し、過去の最小湿度の記録は一一%である。甲府は全国的にみて湿度が低く、低い方から一五番目となっている。調査の結果、湿度が甲府と同じ所が七箇所、となっている。

(二)　下部町の湿度

湿度は気温や降水量、風、地形などと深い関係がある。下部町の場合も甲府とほぼ同様であって冬の一―二月は異常乾燥のために湿度が低い。一日のうちでは、普通昼間は気温が高く湿度が低いのが通例であるが、湿度が極端に高い場合は不快指数が高くなり、仕事の効率も悪く、日射病などにもかかりやすい。これとは逆に、夜間は湿度が高く、曇天や雨天の日も高くなり、快晴の日は低くなる。

また、西傾斜の土地や住宅は西日を受けて乾燥するので湿度は一般に低い。下部町の住宅並びに土地は比較的に山付き地帯に多いので、甲府やその周辺の平地の湿度と比べると湿度は高い。

下部町の降水量を甲府と比較すると、年間を通じて甲府より多く年平均湿度は約七三%と高く県内においてもやや高い地域に属している。

夏の雨季は相当多湿であるが、晩秋から春にわたる異常乾燥は養蚕や果

第7表　甲府の湿度　　(1941―1970の平均)

月　別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
湿　度(%)	64	62	62	66	72	76	79	79	80	78	74	69	72

理科年表

第7図　甲府の平均湿度　　(1941―1970の平均)

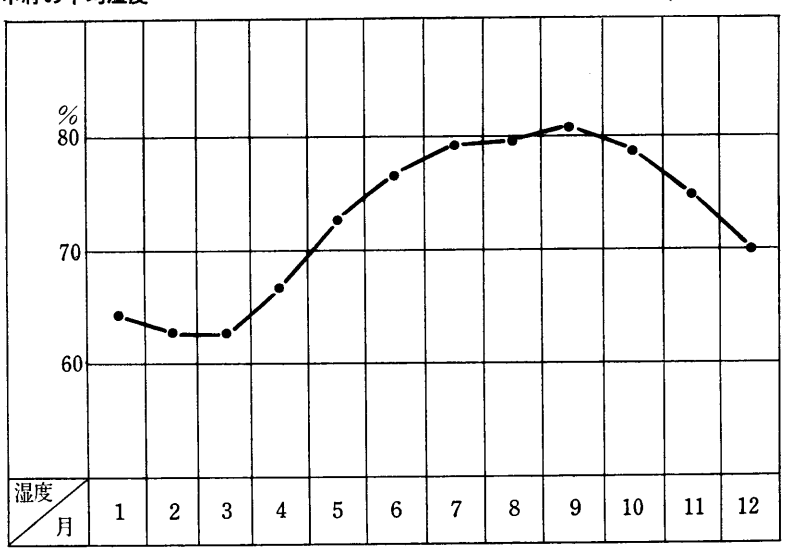

理　科　年　表

樹の品質の向上に役立ち病虫害を少なくして収量を多くするのに好適である。しかし、雪の少ないことと相まって山火事の危険性が多い。また、冬季の乾燥する季節は平均六〇%前後まで下がることもあると考えられる。

三　降水量

(一)　山梨県各地の降水量

山梨県内の降水量の分布状況は第8表、第8図のようになっている。県下で降水量の最も多いのは山中の二、七三〇ミリで甲府の二倍半に達している。次いで南部の二、四二二ミリで、その次は富士豊茂の二、三九二ミリと県南部が多くなっている。降水量の最も少ないのは双葉町の一、〇七三ミリで、甲府も一、一〇四ミリと降水量は少ない方である。全般的に少ないのは甲府を中心として北にかけての地域で、勝沼、増富、御岳などが一、二〇〇ミリ以下で少雨地域である。

一方古関は河口湖、都留、鰍沢などとならんで多雨地域に属し、下部町全域も県内では多雨地域である。古関で最も雨の多い月は八月の二三九ミリで、次は六月の二三二ミリで、主として梅雨期から七―八月にかけての夏に多い。一般的に、県内では山付き地帯の道志や早川町の山間部の雨量が多く、二、〇〇〇ミリ以上と比較的多い方である。要約すれば、下部町は県内で高温多湿地帯に属するといえる。

山梨県にはいりこむ気流は、冬は日本海から中央山脈を越えてくるため

第8表　山梨県下各地の降水量（一九六六年―一九七五年の平均）

地名	降水量 mm	地名	降水量 mm
甲府	一、一〇四	南部	二、四二二
小淵沢	一、二八八	勝沼	一、一三二
韮崎	一、二一一	中富	一、五九二
鰍沢	一、四二一	奈良田	二、一七五
身延	二、一〇〇	高根	一、一六五
河口湖	一、五二二	白州	一、四二八
増富	一、一六〇	西山	一、九七一
三富	一、三〇五	上野	二、一五七
上野原	一、五九七	雨畑	二、一九九
笹子	一、五〇五	古関	一、四五一
黒駒	一、二一一	御岳	一、一七二
都留	一、五五〇	双葉	一、〇七三
道志	二、一七〇	須玉	一、一〇一
上吉田	一、六九二	宝	一、六二三
富士豊茂	二、三九二	甲東	一、五四五
山中	二、七三〇	上九一色	一、六六三

第8図　山梨県年降水量（mm）　（1951～1960年間平均）　山梨の気象年報

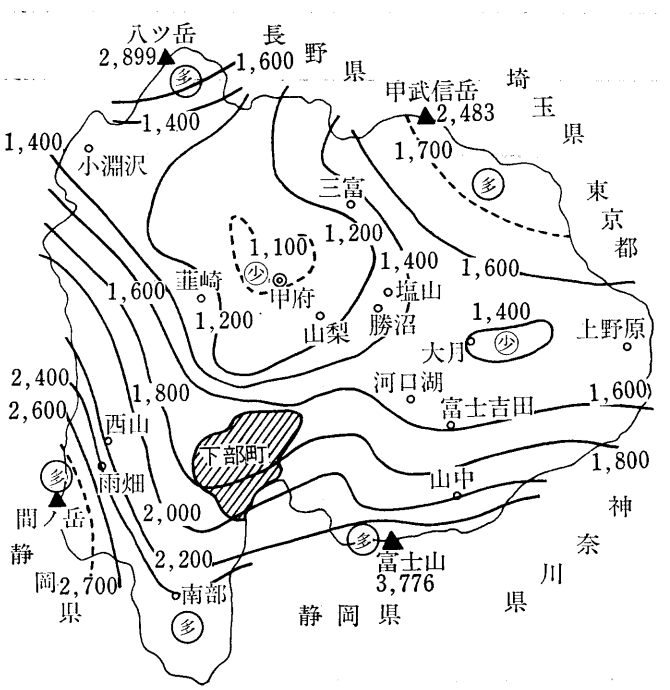

乾燥し、夏は県南部の身延以南は、直接太平洋上からくる多湿の気流をうけて多雨となるが、その他の地方は御坂及び富士山一帯の山地を越えるため、比較的水蒸気の少ない気流となるので、降水量は少なくなる。下部町は寡雨地帯の南で、多雨地帯への漸移的地域であることが第8図でよくわかる。

しかし、山梨県は全般的に台風時や初夏の梅雨期などには、複雑な地形の影響も加わり、集中豪雨に見舞われることも少なくない。また、盛夏には盆地特有の局部的過熱により雷雨がしばしば起こり、短時間ながら豪雨を観測することがある。

下部町の場合、台風や梅雨は県下の概況と大差はなく、雷雨は比較的少ない方で峡南地方の気象をよく表している。雷がなってもなかなか降ってこない場合が多い。したがって、夏作の農作物に被害を与え「おしめりを欲しい」とか「夕立がくればいい。」ということを老人の口からよく聞かされることがある。しかし、漸移地帯でありながら地形の関係で、降りはじめるとたちまち大雨となり、豪雨による河川のはん濫が多く水害に結びつくことが多いのは、本県ならびに本町の宿命的自然環境である。

(二)　甲府の降水量

甲府の降水量を各都市と比較すると第9表のようである。

甲府は仙台とほぼ同じくらいで、北海道及び九州地方の半分程度である。

七月の降雨は各都市の中で甲府は最も少なく、九州方面の半分程度である。これは梅雨前線の活動が地形の影響により現れたものであって、甲府は山梨県の地形により少雨傾向があらわれたものである。

年間降水量をみると、甲府が一、二〇七ミリで室蘭より三四ミリ程度多く、ほかの都市よりかなり少ない。鹿児島などにくらべると約半分程度の降水量しかない。これが山梨県の地理的位置と地形に伴う特性といえる。さらに甲府の月別降水量は第10表のようになり十一月から五月までが少ないなかで一月が最も少なく三八ミリで、六月から十月までは多く、九月が

第9表　降水量の比較　　山梨県の気象75年

月＼地名	室蘭	仙台	東京	甲府	大阪	福岡	鹿児島
1月	73.9	37.0	47.9	37.9	43.2	69.4	75.3
7月	166.4	167.2	146.3	142.7	176.9	252.9	343.1
年	1,172.7	1,231,5	1,563,4	1,207.3	1,359.0	1,703.4	2,337.1

第10表　甲府の降水量　1951—1960の平均　　理科年表　1968年

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
降水量 mm	38	49	72	85	90	140	143	156	188	137	67	43	1,207

第11表　甲府の降水日数　1951—1960の平均

月／日降水量	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
1㎜以上の日数	5	5	7	9	11	11	11	9	13	11	5	4	101
10㎜以上の日数	2	2	3	3	4	4	5	4	5	4	2	2	38

最も多くて一八八ミリとなっている。

これによると、甲府の降水量は一、二〇七ミリで全国的にみると甲府は降水量の少ない方で、全国八〇の観測地点中で少ない方から一四番目となっている。降水量の特に多い地方は近畿地方の南部で、尾鷲では四、一八六ミリを示し、多い地方は九州の南部、四国の太平洋側、山陰、北陸、東北地方の日本海側で二、〇〇〇ミリを超える。特に少ない地方は中部地方の東部、関東地方、東北地方の太平洋側、北海道となっていて一、〇〇〇ミリ内外を示している。甲府より少ない所は、東北地方、北海道、瀬戸内海沿岸、岡山及び中部地方の長野である。

第11表によると甲府の降水日数は、日降水量一ミリ以上は一〇一日で全国八〇箇所のうち少ない方から四番目と全国でも降水日数の少ない所となっている。日降水量一〇ミリ以上の日数は三八日で全国の少ない方から一四番目である、このように甲府の降水日数は全国的にみて少ない。

第12表は甲府の豪雨日数を示したもので、十年間の豪雨日数の平均では、日降水量三〇ミリ以上が八三日、五〇ミリ以上が六日、一〇〇ミリ以上は〇日となっている。三〇ミリ以上の日数の場合では全国的資料によると、少ない方から一二番目、五〇ミリ以上の日数では少ない方から二番目で、一〇〇ミリ以上が〇日の所は長野、帯広、網走などで、甲府の豪雨日数は全国的にも少ない方である。

五〇ミリ以上の集中豪雨は過去六日にすぎず、これは盆地の地理的条件からくることは前述したが、五〇―一〇〇ミリの間の豪雨が昭和五十二年七月八日に甲府盆地を襲った。連日うだるような暑さ（最高気温三二・八度）の続くなかで、狭い盆地特有の熱界雷現象による局地的な雨で、わずか一時間に七三ミリと戦後最高の豪雨となった。その原因は高温で日中無風状態が続くなか、すりばちの底のような盆地の地表で熱せられた空気が対流しないで急上昇し、上空では北側から冷たい空気が流れ込んだため雷雲が発生、この雷雲は一〇、〇〇〇メートルもの上空に達してひじょうに大型となり、雷の発生と同時に強風が吹き荒れ、八日の午後二時すぎから集中豪雨となった。

第12表　甲府の豪雨日数　一九五一―一九六〇年の平均

理科年表一九六八年

月 / 日降水量	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	年
三〇㎜以上の日数	二	二	四	五	五	九	一三	九	一六	一三	五	三	八三
五〇㎜以上の日数	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	一	一	一	〇	〇	六
一〇〇㎜以上の日数	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

(三)　下部町の降水量

本町の降水量を最近一〇か年すなわち四十三年から五十二年までの観測結果に基づき集計したものが第13表の降水量である。

この結果を分析してわかることは、過去一〇年間で最も降水量の多かった年は四十九年の二、一五六ミリである。この年の一月はぜんぜん降雨がなかったのに降水量が多いのは、四月から九月まで二〇〇ミリ以上の降雨量のあった月が例年の二、三倍にあたる半年以上も続いたためである。

その反対に、降水量の最も少なかったのは四十八年で一、二八一ミリ。この年の六月の梅雨期はいわゆる「からつゆ」で八一ミリと非常に少ない。十一月も例年に比べてやや少なく、十二月は一か月全然雨が降らず異常乾燥が続いたため一〇か年の最下位であったことがわかる。この一〇年間の降水量の順位は第13表に示すとおりであって、平均していえることはいわゆる冬期の十二月から一―二月にかけては、乾候期で比較的降雨が少なく、六月の梅雨から秋の収穫期十月ころまでは、台風並びに低気圧の前線の影響で、約半年は雨が降った年が多かった。

このように本町は県内からみても南部や西山などに次いで多雨地域に属していることがわかる。

さらに本町の降水量を甲府並びに豊茂、上九一色、上野、古関などの降水

量と比較したのが第14表である。この表は統計年度が一〇年間で同一であるが、統計年が異なり詳細な比較はできないが、甲府と比べてみると同一年の五十年の結果は、甲府は一、一〇四ミリに対し本町は二、一〇五ミリと二倍に達している。豊茂などと比べると降雨は少なく、上九一色や上野に対してははるかに多い。またこれを甲府周辺の地域に比べてみると、年によって八〇〇から一、〇〇〇ミリも多い時がしばしばある。したがって、本町の降水量は、季節により年によって幾分異なるが一、三〇〇―二、一〇〇ミリの範囲内での降水量であることがわかる。

また、梅雨末期には集中豪雨に見舞われたり、台風の襲来もあり、低気圧前線の影響をうけて降水量には相違がある。そこで降水量の平均値は長期間の観測結果にまたなければならない。気象統計は平均値も重要であるが、異常気象にも深い注意と関心とが必要である

町内の古関との比較は、古関一、四五一ミリに対し常葉は一、七四五ミリで、常葉の方が約三〇〇ミリ多い。これは地形の関係上わずかではあるが常葉の方が南西に傾き気温の影響によるものと思われる。

第二節　気象と産業

作物と気象とはきわめて密接な関係をもっている。その作物に最も適した気象条件において最大の収量と良質なものを得ることができる。

作物の成育の時期からいうと発芽、成長、開花、結実、成熟などに分けられ、いずれの時期もみな重要であるが、作物によってどの時期が最も重要であるかが違い、その重要な時期に気象が適当であるかないかが収量に大きく差異を生じてくる。特に異常気象が続くと作物の生育に悪い結果となり、病虫害の発生も多くなり、極端な場合には災害をうけ収量皆無の場合もあり得る。作物を栽培する目的はなんといっても収穫高を多くすることである。農作物の収穫高は気象とひじょうに密接な関係にある。俗に農作物の作柄はお天気次第であるとよくいうが、実際にそうである。このように農作物の収穫高が天候に強く支配され、しかもその天候の見通しができない、また人工的に天候を調節することもできないので、その年その年の豊凶は全く天候まかせのようなものである。これが農業の特異性の源ともなっている。今後、もしも収穫高の予想を確実に行うことができるようになれば、農業にとってはこの上もない大きな改革とみなければならない。このように考えると、収穫高と気象との関係を究め、気象状態から収穫高の予想を行うという問題は極めて重要であると認めてよい。

たとえば、政府が農作物の適正な需給計画を立てたり、価格の見通しをたてたりする場合には収穫高の予想がまず必要となる。また、農家自身についてみると、収穫高の予想はそれに基づいて予想収量に順応した農業経営を行うようにしたり、農家の経済を考えたりする上に役立つ。収穫高を予想することは、国民生活にとっても極めて重要であるために古来よりいろいろな努力がなされている。

昔は勘や経験をたよりにした収量の予想が行われていた。この場合には、日々の天候や農作物の生育状態をみてそれらからうける総合的な感じから収穫を予想するので、その予想は人によりかなりちがいが出てくる。このような方法でも案外当たることもあるが、決して科学的な方法であるとはいえない。

古来、収穫高を予想することわざがたくさんある。それらのうちのおもなものを例示すれば次の通りである。

○冬暖かきは凶年の兆
○大雪は豊年の兆
○寒雷は凶作　春雷は豊作
○桜の花が平年より早く咲く年は豊作、遅く咲く年は凶作なり
○つばめの飛来の早き年は豊作、遅き年は凶作

これらのことわざは、永年の経験に基づく収穫高を予想する一種の法則のようなものと考えられ、だれが利用してもその結果は同じであるから、これを利用して収穫高を予想することは、勘や経験によるときよりも普遍

第13表　下部町の降水量　昭和43年—52年　単位：mm

建設省下部雨量観測所

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年　計	順　位
昭　43	27.2	6.0	125.5	108.4	128.5	136.8	300.8	308.0	52.8	98.9	31.8	185.5	1505.2	9
44	62.3	161.0	101.9	97.8	120.5	248.8	187.6	398.4	83.2	137.0	50.9	36.5	1685.9	6
45	129.0	61.8	95.4	127.8	166.2	359.0	133.0	161.0	70.1	92.1	82.5	46.1	1529.0	8
46	38.0	54.4	71.9	152.6	97.5	110.7	230.9	272.5	279.3	222.3	21.1	62.3	1,613.6	7
47	63.6	194.0	84.7	115.6	190.9	214.8	102.8	422.3	397.9	39.7	67.9	100.8	1.995.0	3
48	149.3	71.4	16.9	165.8	126.3	81.3	108.2	119.1	190.4	208.0	45.1	0.0	1.281.8	10
49	0.0	43.8	145.0	236.2	45.9	345.6	416.0	298.6	405.8	115.4	59.4	44.6	2,156.3	1
50	68.5	168.5	111.2	111.4	106.0	124.0	221.7	615.1	81.6	232.6	211.7	52.8	2.105.1	2
51	1.0	137.8	114.9	90.5	217.1	172.9	108.2	127.7	384.6	147.1	142.7	84.2	1.728.7	5
52	6.5	23.2	205.7	148.2	94.1	190.2	33.5	526.5	327.6	58.8	199.1	43.6	1,857.0	4
全　年	545.4	915.9	1073.1	1354.3	1293.0	1984.1	1,842.7	3,649.2	2.273.1	1,351.9	912.2	656.4	17,457.6	

第14表　各地の月別降水量（mm）　（1966～1975年）　甲府気象台資料

月別＼地名	甲府	富士豊茂	上九一色	上野	古関
1	46	97	62	46	52
2	59	127	91	75	73
3	72	145	99	91	110
4	89	205	132	92	94
5	76	157	105	95	122
6	166	292	213	186	232
7	146	345	231	158	157
8	145	417	293	183	239
9	132	218	188	122	126
10	102	205	142	118	131
11	36	99	56	41	50
12	35	85	51	50	65
全年	1,104	2,392	1,663	1,257	1,451

性がある点では、科学的であるともいえる。が、実際にはこのような簡単なことわざなどで、収穫高を正確に予想することはできない。

農作物の収穫高を科学的に予想する方法にはいろいろあるが、それらのうちでも気象状態から収穫高を予想する方法は重要なものの一つである。気温で平均気温よりさらに重要なのは、最高気温、最低気温及びその較差である。降水量も月量、年量、降水日数のほか最大日量や季節分布などが重要である。風は植物の蒸散作用に大いに関係し、平均風向、平均風速よりも最多風向、最大風速の方が重要である。湿度も平均値だけでなく、種々の湿度の現れる場合を併せ考える必要がある。

これらの気象要素の時間的、空間的変化や分布は、ほとんど全部が太陽の放射量の差違に基因するので、天気日数や日照時間が重要問題となってくる。

一　稲作と気象

山梨県の稲作は、寒冷地を除くと種まき時期は大体五月上旬、発芽期は五月中旬、田植え期は六月中・下旬、出穂期は八月下旬―九月上旬で、完熟期は十月下旬である。最近裏作の麦栽培が減り、種まき並びに田植え期が、労働力の分配上幾分早目になってきている。それはともかくとして、稲作の収量増減の原因は、種子や品種の良否、肥培管理、病虫害の有無などに左右されることは当然であるが、暴風雨の有無など気候の適順であることが重大な要素をもつものである。

稲作にとって最も重要な時期は、六月末から九月中旬までの気温、日照時間、降水量などの気象要素である。これらの要素がうまく組み合わされていることが必要である。なかでも最も必要とされるものは気温である。稲は熱帯性の作物であるため七月から八月にかけて高温で天気がよいとよく分けつし成長がよくなる。八月の終わりから九月上旬に高温で晴天続きであると、出穂、開花が良好となり、九月中旬―下旬が晴れると結実がよく収量が多くなる。この時期に雨天や曇天が多く低温が続くと出穂期も遅

れ、完熟期に日照時間が少なかったりすると、十分な結実は望めなくなり高冷山間地では冷害をうけ、収量の減少となる。

農家がそれぞれ自分の耕地の豊凶を、気象状態から予想しようとするには、地温や降水量、その他の気象要素を簡単な方法でよいから観測し、一方これに対して毎年の作柄の記録をつけておけば、これらの資料から豊凶を予想することができるようになる。

正確に収量の予想を行うことは、技術的に非常にむずかしいが、気象状態から収穫高を予想する場合の長所の一つは、利害に関係のない科学者あるいは技術者により予想が行われるので、その予想が政治的、道徳的にゆがめられる心配がない。いま一つの長所は、十分研究して一度収穫高と気象との関係を求めておくと、その後はわずかな労力で簡単に収穫高を予想できることである。

短所としては、収穫高は気象のみに支配されるものでないから、気象状態から求めた予想収穫高は必ずしも適当でない場合がおこることである。このように長所、短所はいろいろあるが、いずれにしても正確に予想できればよいのであって予想収穫高の誤差が小さければよい。

そこで参考までに、作物体を実測してみての値から収量を予想する場合と、気象状態から収量を予想する場合とどちらが誤差が小さいかを知るために、水稲の豊凶考照試験の資料について調べてみると第15表に示す結果が得られた。これは調査結果の一部であるが、いずれの場合にも草丈や分けつ数を実測して収量を予想するよりも、気象状態から収量を予想した方が誤差が小さいことがわかる。

第15表　水稲豊凶考照試験

農業気象資料

地方名＼種		早稲	中稲	晩稲
青森県	気象より予想した場合の予想収穫高の平均誤差	七・四%	一一・二	九・六
宮城県		一三・九%	一一・一	一五・六
青森県	草丈と分けつ数とから予想した場合の予想収穫高の平均誤差	八・三	一二・〇	一三・七
宮城県		一八・二	一三・〇	二〇・〇

また、気象状態から予想した収穫高と、農林水産省の予想収穫高との誤差を比較してみると、全国都道府県を平均してみて、農林省の第一回予想収穫高の平均誤差は七・七%、第二回予想収穫高の平均誤差は五・四%である。これに対して気象状態から予想した収穫高の平均誤差は六・七%で、第二回予想収穫高の誤差よりは大きいが、第一回予想収穫高の誤差よりは小さい。

以上のように予想収穫高の誤差を比較してみると、前述したように作物と気象との関係は気象条件において、収量と品質に大きく影響することがわかる。

下部町は一般に気温が高く、最高気温は南部身延に次いで高く、増穂、塩山と同じで三〇度をこえる暑さとなる。しかも、山間部の栃代、湯之奥を除くと日照時間も比較的多く、狭い水田を稲作として利用し平均収量を辛うじて確保している。

県の南部に位置するので降水量も比較的に多く一、五〇〇―二、〇〇〇ミリに達し、夏の干害なども少なく稲作には十分とはいえないが辛うじて間に合う。夏の日照りが長く続くと、三沢川が涸れる寸前の場合には稲作に影響をきたし、近年宅地化や畑作への転換も行われてきている。稲作に最大の影響をもたらすのは水質であるが、栃代川、雨河内川、反木川の上流は硬水で稲作栽培にはあまり適さないが、農民の努力によりこの欠点を補いつつ稲作に従事している。近年一部畑作への転換、休耕田が増え将来の稲作に危機感を与えている。また、常葉川、下部川の水質は軟水にて稲の生育に適し、日照時間も長く、古来より米作り地帯として発展してきたが、この地域も漸次果樹園が多く作付転換、休耕田として稲の作付面積は減少しつつある。

二　気象と林業

気象は、樹木の成長に直接大きな影響を与えるばかりでなく、いろいろな林産物の生産高にも影響する。気象はまた、造林作業や製材その他の林産物の加工などにいたるまで大きく影響する。

各種の樹木はそれぞれ気候によって分布が制限される。気候の違った所ではそれぞれ違った森林帯がみられることになる。地球上の森林帯を大きく分けてみると熱帯林、温帯林、寒帯林の三つに区別することができ、これらの各森林帯の間にはまたいろいろな森林帯がみられる。

日本森林帯をみると、南から暖帯林、温帯林、寒帯林の三つがあり、これらの分布は緯度と標高とによって決まってくる。各森林帯は構成している樹木の種類がそれぞれ違っている。すなわち暖帯林では、主にスギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、クス、キリ、ケヤキ、竹類などで構成されているが、温帯林ではブナ、ナラ、クヌギ、トチノキ、ヒノキ、サワラ、ヒバ、スギ、アカマツなどで構成されていて、寒帯林ではシラベ、トドマツ、エゾマツ、アオモリトドマツ、アララギなどで構成されている。このように気候の違いにより森林帯が違ってくると、これに応じて造林から林産物の加工にいたるまで作業が違ってくる。

下部町は温帯林の地域で、前記樹木が町内どこにでも育っている。地域内でも特に気候に適した所とそうでない所とがあるので、農作物と同様に気候的適地適作が考えられ、各地域ではそれぞれ気候に適した樹木の造成をすることが有利である。

造林計画を立てるときには、その林の任務によって計画のたて方が違う。林の任務としては、木材、まき、炭その他各種の林産物の生産を目的としている場合と、その地帯の気候を調節することを目的としている場合とがある。防風林、防雪林、防霜林、防霧林、飛砂防備林、水害防備林、水源かん養林はいずれも気候調節の森林である。このように気候を調節するための森林を造る場合にはその地帯や地域での気象状態を前もって調べておき、どの辺にどのような森林を造成したらよいかを目的に応じて計画することがのぞましい。また、森林の伐採はどの部分を切ると気候調節に役立つかを気候の測定を基礎として森林造成に心がけるべきで、計画なしの伐採は水害の原因ともなるので注意したい。

造林作業は気象に応じて適切に実施する必要がある。樹木が育つ最適温度は山梨県などでは二三―三四度くらいで、最高温度は二六―四〇度くらいまで、最低温度は〇―一六度とされている。これ以上低温であると樹木は育たず、その限界以上になると枯死の状態となる。下部町などは高山は少なくて最適温度の山地が多く、気象条件としては樹木の生長によい。ただ、夏の日照りの続く七月下旬から八月にかけてあまり温度の高い時には樹木を保護する作業を実施する必要がある。

林の中と外では温度の状態がちがうので林の造り方を人工的に変えることもできる。その一例として、林内の気温の高すぎ、低すぎを防ぐ方法としては、針葉樹と広葉樹を混ぜて植林するとか、針葉樹の下草刈りを七―一〇年くらい実施して風が林内を吹き抜けるのを適当に調節して気温の低下を防ぐこともできる。一般に樹木は農作物と違って寒害、干害には強いけれども、下部町で寒害を防ぐには適当に間伐してやることが大切である。間伐をすれば日光が林内に差し込む量が多くなり、また冬季には林内の積雪量が多くなり地面近くが、冷えるのを防ぐ結果ともなる。また、干害を防ぐには、植え付け後間もない樹木に対して下草刈りを励行したり、付近の伐採した樹木の葉を敷くことも予防の一例である。

樹木がひじょうに強い風を受けると、機械的な障害を受けることが多く、そのなかでも最も被害の大きいのは台風である。一度大きな台風がくると、一番大きな被害は樹木の根返りであって特に砂間の傾斜地に多くみられる。また、台風ほどの強い風でなくても、長時間にわたりかなり強い風がふくと生育が阻害され、傾斜わん曲、主幹割裂、その他幹折などが起こる。樹木は気象の影響を受けるので、樹種をえらんだり、植林する時に風上の林は風下の林を保護できるように造ったりして風害対策を講じておくことが必要である。

樹木の生育にはある一定の光が必要であって、その必要量は樹木の種類によって違う。比較的に多くの光を必要とする樹木を陽樹といい、わずかの光線でも育つ樹木を陰樹といっている。中にこの陽樹と陰樹の中間の中庸樹種もある。これらの樹種を一応あげれば次の通りである。

陽樹　カラマツ　クロマツ　アカマツ　スギ　ケヤキ　カバ

陰樹　ヒノキ　サワラ　ツゲ　ブナ　ヒバ　トドマツ　ブナ　ヤツデアオキ

中庸樹種　クヌギ　コナラ　カシワ　クリ　ニレ　ハンノキ　ホオノキ　クルミ　カシ　シイ　トウヒモミ　クス

林内は林外より光量が少なく、林内の光線を林外の光線の百分率で示すと、ヒノキ林で二六%、モミ林で七―一二%、アカマツ林では一七―二一%ぐらいである。このように林内の光の量は樹種によっても違うが樹木の生育時期によっても違う。樹種によって必要とする光線の種類は多少違うので、陽樹、陰樹を両方とりまぜて造林するときには林内の光線に注意する必要がある。ヒノキやスギは反射光より側光を要求し、マツ類は側方光を必要とする。要するに林内の光量を多くするには枝打ち、疎伐、間伐などを行うとよいが、あまり一度に多く林を疎開させると、森林内の湿度が低くなり土じょう水分が少なくなって干害を受けやすくなる。

気象は森林から樹木を搬出して木材とするまでの作業に大きな影響を与える。伐採の適期は気象に支配されるところが大きい。一般に労力、材質、搬出などの面からみて冬期が適期とされている。冬期に伐採した木材は、夏期に伐採した木材より材質が強く虫害を受けることも少なく、建築材に使用しても狂いが少ない。これは樹種によっても違い、伐採後虫害を防ぐためすぐに皮をはがなければならない針葉樹や材木の色彩や光沢を尊ぶものは、初春あるいは晩夏のころに伐採した方がよい。これは労力の点からみても余剰労力、労働時間の多いことなどである。なお、冬期の伐採は、木材の搬出上、霜、雪を利用する点からも夏期より都合がよい。最近は木材の搬出も機械力の使用が多く、道路近くまで架線その他の機械を使用している場合が多くなった。木材の植え付け経過年数が少ないことと経済性（価格など）や品質の点から外材の需要が多く、約七五%を外材で占められている現状である。しかし、今後の需要は国内産にたよることも考えられるので、雨の多い下部町として樹木の手入れを怠ることなく林業経営を高度化して樹木を災害から守るべきであろう。

森林災害の最も大きいものは山火事である。山火事に影響する気象要素としては、気温、雨、風、湿度などである。気温は直接山火事と関係するわけではないが、急に気温が上がるようなときは湿度が下がるので、山火事を起こしやすくなる。雨が降ると樹木が湿るので山火事が起こりにくくなるが、降雨後日数を経るにつれて山火事の危険性が大きくなる。風の強い時は山火事の危険性が増す。それは風が強いと飛火が盛んに行われ延焼速度が早くなるからである。一般に山火事の拡大する危険性は風速が二メートル以上になると大きくなる。山火事の延焼速度は風速の二乗に比例するから、風速が強くなると急に山火事による被害は大きくなる。湿度と山火事との関係についてみると密接な関係があり、いうまでもなく湿度の低い時には山火事がよく起こる。山梨県では、冬期に湿度が五〇%以下、夏期に六〇%以下の時に山火事がよく発生した。この場合に何日間か引き続いて湿度の低い日が続けば、それだけ山火事の危険性は大きくなる。下部町でも最近山火事は比較的に減ってきたが、過去の例からいうと気象と山火事との関係から気象の変化に応じて特に山火事の起こりやすい時期というものがみられる。その時期は一日についてみれば気温が高く湿度の低い日中が多く、年間については一月から春先の三月に多く入山者のたき火と煙草の火の不始末によるものが多い。中でも煙草の原因が多くなっている。大体湿度が五〇%以下となったときに特に山火事について警戒し、なお湿度が三〇%以下となるようなときは非常警戒しなければならない。

下部町は、総面積のうち山林の占める割合が約八一・五%で面積は一〇〇、六五八ヘクタール。人工林率は県有林一二・七%、私有林二一・八%、総計三四・五%であって、町として昭和四十二年度より造林一五年計

画を策定し推進に当たっているが、まだ計画通りに実施されていない現状である。したがって、今後前期現状と気象条件をよくみきわめて自然をうまく利用し、町民の熱意と絶えざる努力とによって、最大の資源である山林の活用を図るべきである。昭和四十五年度から林業構造改善事業に着手して、下部町の将来の林業振興の一大飛躍をはかり、経済的な豊かさと水害の防止に役立てることがのぞましい。

三　気象と養蚕

養蚕に及ぼす気象の影響としては、桑への影響と蚕の飼育上への影響との二つの面があり、さらにこれらのうちでもいろいろな問題に対して気象は大きな影響をあたえる。

気候からみて養蚕に適している所と適さない所とがある。養蚕の気候的適地を考える場合には、桑の栽培上の適地と蚕の飼育上の適地との二つの面について考えなければならない。

まず桑についてみると、桑は温帯及び亜熱帯で生育し、その北限は大体北緯五〇度辺りである。それで日本ではごく寒冷な一部の地方を除けば大部分の地方では桑の栽培が可能である。桑はどちらかといえば高温多湿な土地がその栽培に適している。桑の葉は遠くへ輸送して養蚕に役立てることはむずかしいから、桑の栽培適地により養蚕の適地もきまってくる。しかし、日本では桑の栽培に対する気候の影響は蚕の飼育に対する気候の影響ほど大きくないから、結局養蚕の気候的適地は蚕の飼育上の気候的適否に左右されるところが大きい。

それでは蚕の飼育上に気象がどのような影響をあたえるだろうかというと、まず蚕の生育には温度と湿度とが最も大きな影響をあたえる。蚕の生育に対する適温は時期によって違うが、催青の適温は二三―二五度である。幼虫期には一齢で二五―二七・五度、二齢から四齢までは二二・五―二七・五度、五齢では二二・五―二五度くらいの温度が適している。

飼育温度は減蚕歩合とも密接な関係があり、三齢までは温度が三〇度になるまで高温ほど減蚕歩合が少なく、三〇度を超えると軟化病にかかるものが多くなるので再び減蚕歩合は増加する。営繭の適温は二五度前後で、温度が高すぎると早く繭を作るが同功繭が多くなり、逆に温度が低すぎると繭を作ることが遅くなって、繭の形は小さくなる。あまり温度が低いときには繭を作らずに死んでしまう。さなぎの適温は二四―二七度で、発蛾の適温は二五度前後である。

湿度についてみると、蚕の生理上からは七五―八五％くらいの湿度がよい。これも虫齢によって違い、稚蚕期には七五％、壮蚕期には六五％くらいが適している。湿度が高い時には蚕は病気にかかりやすく、またあまり湿度が低すぎると桑が早く乾くために栄養不良となる。幼虫期の湿度は桑葉からの蒸散があまり大きくなく、しかも蚕児に直接悪い影響を与えないくらいの湿度がのぞましい。脱皮期に湿度が高いと蚕の就眠が遅れ、脱皮後の蚕が不潔で病気にかかりやすくなる。また、湿度が低すぎると新しい皮ともとの皮との間の液が蒸発するために脱皮が非常に困難となる。営繭の時湿度が高いと汚繭だとか薄皮繭などができやすく、糸の光沢が悪く類節が多く、また解じょが悪く品質が非常に低下する。

以上のように温度や湿度は蚕の生育に大きな影響を与えるから、気象条件は養蚕の適否を決定する大きな要素となる。これを大ざっぱにいえば、比較的温暖で乾燥した気候の地帯が、養蚕に適しているといえる。

蚕の飼育には、気温や湿度や風の吹き方などの局地的なちがいにより適している所とそうでない所とができる。このような関係は下部町のうちでもよくみられる。この場合には地勢が関係するところが多く、一般には低湿地帯よりも高燥地帯の方が養蚕に適している。本県では豊富、大塚などである。養蚕を行う時には蚕室の位置や向きに注意すると同時に、防風林その他の施設をなし、その辺の気候を養蚕に最も適したような気候に変えてやることも大切である。蚕は普通家の中で飼育されているから、そこの気象条件が多少不適でも人工的に調節して蚕の飼育に適した気象条件とすることができる。屋外飼育をする場合でも、適温にするのには屋根の施設

をしたり周囲にかこいを作ったりして、蚕のために暑さ寒さの調節が必要である。このような場合、温暖で湿度の高い所よりも寒冷で湿度の高い所の方が容易に気象条件を調節することができる。それは湿度が高く寒冷な所では、加熱して養蚕に適した温暖低湿な気候にすることが容易である。これに対して温暖高湿な所では、蚕の飼育に適するように湿度を下げることはなかなかむずかしいからである。このような関係からみると、一般に湿度の高い日本では養蚕の適地はどちらかといえば気候の比較的寒冷な地方にあるといってよいことになる。日本では関東北部から中部地方にかけて養蚕が行われ、山梨県は長野県とともに養蚕の盛んな地域であるのはこのような関係からでもある。しかし、あまり気候の寒冷な地方では、桑葉の得られる期間が短く同時に蚕の飼育期間も短いので養蚕に不適となる。

桑の栽培と気象　桑の葉は蚕の唯一の食物であり、桑葉の供給状態が好適であるか否かは蚕の作柄に大きな影響を与える。このように養蚕上大切な桑に気象は大きな影響を与える。まず蚕の飼育期間は桑葉の発生期から落葉期までに限られることになる。それで蚕室の気温を調節して気候環境としては蚕の飼育が可能でも、桑の発芽期よりも前なら桑葉を得ることができないので蚕を飼うことはできない。日本における桑の平年の発芽期は9図に示すように、九州では三月下旬で、それより北に向かうに従って次第に遅れ、関東地方では四月下旬、東北地方では五月上旬となっている。

桑は温帯から亜熱帯産のものであるから、下部町のように暖帯地帯はその生育の適地である。桑の発芽期は、その年その年の天候により早くなったり遅くなったりする。桑の生育にとって特に重要な気象条件は気温と降水量である。大体温度が一〇度以上になると発芽する。それで気温の上からかなり正確に桑の発芽期を予想することができる。早春の開葉期に気候が変調で寒波が襲来すると凍害を受ける危険がある。また、気象は桑の品質に大きな影響を与える。雨がちで日照不足のときは同化作用が行われないために桑の木の生育が悪くなり、そのような桑は蚕の食物としてよくない。日陰の桑や梅雨期の日照不足の桑を蚕に与えると、体重が軽くなり減蚕歩合が増加し、収繭量も減り糸質が劣等となる。一体どのくらいの期間の不良天候が葉質に悪い影響を与えるかというと、天候の状態によっても違うが二日間くらいの不良天候のときにはその後二―三日内外晴天が続けば回復する。四―六日間も不良天候が続くとその後一週間以上も晴天が続かなければ完全に回復しない。葉質は桑園の場所や栽植法に基づく気象環境によっても支配される。たとえば密植あるいは東西畝で畝はばの非常に狭い場合、または桑園が北向きの傾斜地にある場合は日当たりが悪く、桑の成熟が遅れて蚕の食物としてはあまり好ましくない。以上のように気象は葉質に大きな影響を与えるから、よく注意して葉質が不良にならないような栽培法を行うとともに、不良天候が続きそうな場合にはその前日に多少多めに桑を採収しておく心がけが必要である。

桑の収量に気象は大きな影響を与える。普通は春期が温暖で適当な降雨

第9図　桑の発芽日　農業気象（朝倉農業選書）

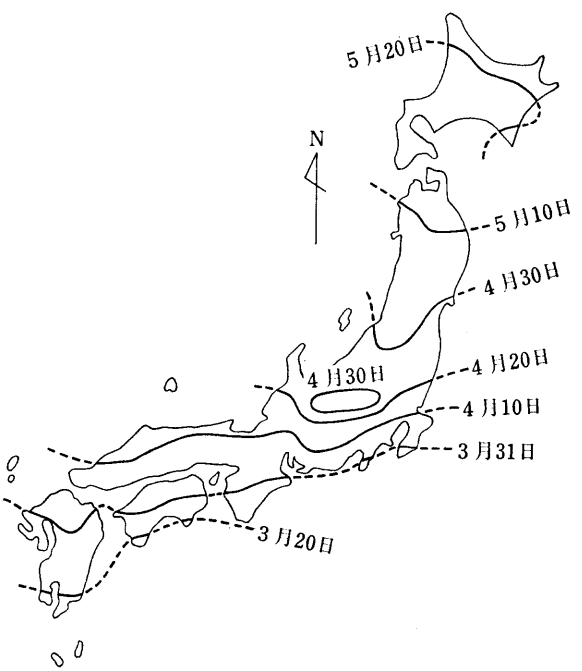

に恵まれると収量は多くなる。反面桑はいろいろな災害を受け、そのうちの約八五％は気象による災害である。そのうちで最も被害の大きいのは霜害で五六％となっている。

桑の発芽期より終霜日を注意しないとそれだけ霜害の危険性が大きいことになる。霜は夜間の冷却により気温が約四度以下に下がり、地面付近で〇度以下となると霜が降り、桑の生理が破壊され霜害となる。大体山梨県では四―五月末の間に発生する晩霜は桑への被害をもたらす。下部町の場合は地形に谷間やくぼ地が多いので、低温の空気が低地に向かって流れやすいため晩霜の場合が多いと思われる。

霜害に次いで被害の大きいのは風害である。桑の風害は主に台風によるもので、葉がすれると葉の表面に傷口ができて、その傷口から水分が発散して葉が粗硬となり飼料価値が下がる。

梅雨期の不連続線による豪雨や、台風に伴う豪雨のために桑の葉が水に浸ると、呼吸作用と同化作用が行われなくなるために飼料として価値が低下する。また、雨が降ると桑の葉にどろがつく。このような葉を蚕に与えると繭が小さくなり、収繭量が減る。また桑の生育に必要な水分が供給されないときには干害を受ける。ことに梅雨期もしくはそれ以前に雨量の少ない場合には、桑樹の発育が十分でなく根の吸収力がおとろえるから一層干害は大きくなる。

蚕作の豊凶は年によってちがい、非常に良かったり非常に悪かったりしていわゆる豊凶がみられる。この豊凶に対して天候は最も大きな原因となっている。蚕作に気象がどのように影響するかを調べてみると、大体春蚕は低温の年に豊作で、高温の年には凶作、湿度の低い年には豊作が多く湿度の高い時には凶作が多いという傾向がみられる。また、夏秋蚕についてみると、高温多湿の時には概して凶作となる傾向が多いことが認められる。このように蚕作の安定は気象条件と深い関係があるので、気候条件の調節できるものは努力をはらう必要がある。

四　気象と茶栽培

(一)　下部町の茶栽培の現状

山梨県内で茶栽培をはじめたのが、県の最南端の南部、富沢町である。この地域は静岡県に近く、気象的にみても温暖多雨区に属し年平均気温は一四度以上あり、降水量は南部で二、四二二ミリで、山中に次いで県下で二番目の多雨区に位し、茶栽培に適している。この両町は、県の特用作物振興対策事業として昭和三十年から自家用飲用として茶栽培をはじめたもので、県下で最初であった。

下部町の気象は、南部、富沢町の気象と若干の差はあるけれども非常に類似しているので、茶栽培には適しているとみなければならない。その後昭和四十五年に本町の立地並びに気象条件、経営能力、労力などを考慮し下部町の将来の商品化作物として、さらに山梨県第一次茶振興対策事業の一環として、県の指導により町内の数か所に茶栽培モデル畑を設置し、茶栽培を積極的におしすすめてきたのである。その推進普及に努力してきた結果、昭和五十一年五月一日現在で茶栽培農家は二〇〇戸を上回る。栽培熱も年々高まり、昭和五十年には品質において山梨県荒茶品評会で名誉ある第一位、第二位を獲得するにいたり、名実ともに県下一にのし上がった。栽培技術と良質茶の生産に自信がつき今後の茶栽培の期待は大きい。

(二)　下部町の茶栽培と気象

日本では古くから茶を薬用としたり、しこう品として飲用したりして多用したため、多く栽培した。現在でも可能な各地では最近特に茶栽培に力をいれてきている。特に有名なのは京都府宇治であり、静岡の茶は全国的にも有名である。日本全体の生産額はほとんどこれらの府県で生産され、遠くは海外への輸出も行われている。

茶はその性質上温帯性の気候を好み、日本各地で栽培され、その生産額も年々上昇している。茶栽培の気象条件としては主として温度、降水量、日照率、降霜期間の長短などに左右されるが、実際にはさまざまの気象要素がその栽培に影響を与えている。

下部町は16表にみられるように、茶栽培の気象には好適条件を備えている。すなわちやや寒冷地でかつ昼夜間の温度較差が大であって、中雨区、中風区に属している。茶の栽培適地は年平均気温が一三―一五度で、最低気温の極限は零下一五度ぐらいである。年間降水量についてみると、一、三〇〇―一、五〇〇ミリぐらいが適度であって、しかもその三分の二にあたる約一、〇〇〇ミリの降水量が茶の生育のさかんな四―一〇月の期間にあることが適地の条件とされている。下部町の場合は、平均気温についてみると一四度で適温となっており、最低気温の極限については若干暖かさを示す。降水量においては南部、富沢などと比較してはるかに少なく一、四〇〇―一、七〇〇ミリと茶栽培に好条件を備えている。

第16表　各地の茶栽培気象要素表

調査地＼項目	平均気温（℃）	最低気温極（℃）	降水量（㎜）	備考
常葉	一四・二	零下一・〇	一、七四五	昭和四三年―三三年下部観測所資料
古関	一四・一	〃　一・二	一、四一五	昭和三三年―四〇年甲府気象台資料
南部	一五・三	〃　一・六	二、三二八	〃
静岡	一五・三	〃　一〇・六	二、三一〇	〃
身延	一四・八	〃　一〇・六	一、八九二	〃
鰍沢	一四・七	〃　二〇・四	一、三〇四	〃
甲府	一四・六	〃　一九・五	一、〇七五	〃

ただし下部町のように全般的には茶栽培に適するが、山間地や傾斜地の多い地域においては局地的に霜害を受けることもあるので、早期に防霜設備を施し、これを予防することが必要となってくる。なお、適品種を組み合わせて、技術的にやや早出し栽培を計画することも、良質の茶を得る根本である。

また、茶栽培を経営面から考察すると、温暖多雨の地域での栽培は極めて順調に生育して収量も多いが、品質の面で茶の水色、味、香りなどが劣る。逆にやや寒地で中雨地帯での茶栽培は、温暖多雨区の収量に比較してやや劣るが、茶の水色、味、香りは反対に最高の良質茶が得られるので、経営管理はこのような点に注意して栽培したい。

(三)　今後の茶栽培

イ、茶樹の根は常に活動できるような条件が必要である。地下水の高いところや下層土が重粘土の場所は、通気性が劣るために深耕作業を実施して有機質を計画的に施し、土じょうの改良をはかることが必要である。

ロ、多くの作物は病害虫による被害が多いのであるが、茶樹はそれらによる被害が極めて少ない作物である。その理由としては摘採や整枝によって病葉の大部分を摘みとるために発生が少ないのである。しかし、病害虫の防除をなおざりにしてもよいということではない。常に正しい知識をもって年に最低五回の薬剤散布は必要である。

ハ、茶栽培は良品種を選択して植えつけることが増収につながることはもちろんであるが、摘葉時の気象状態に特に注意してなるべく晴天の日をえらび、摘みとった葉が重なりすぎて熱くならないようその日のうちに乾燥処理する。また、曇天時、雨の日、朝つゆなどの場合は茶摘みをさけた方がよく、やむを得ず茶摘みをした場合は直ちに広げて乾燥させ、光沢のよい製品を得るよう心がけるべきである。

ニ、これからの目標となる茶栽培としては、適期、適株、浅摘みを確実に実施して、良葉の生産を中心に考えて栽培にあたるよう心がけたい。

ホ、生葉の生産場所と加工場の距離が生葉の品質維持に影響を与え、摘採後家庭から茶加工場までの運搬時間と、加工場受付後から蒸し時間などが生葉の変質に大きく左右されるので、生産者は茶加工場の職員とよく連絡をとり、品質保持がされるよう有機的に計画をしておくことが増産の基本である。

第三節　気象と災害

一　台風と風水害

山梨県の過去における気象災害は、地勢上風水害が最も多い。それは特有の急しゅんな地形とくずれやすい地質との悪条件によって、昔からたびたび風水害を受け、明治以降だけをみても水害県の名にふさわしいほど数多く風水害に見舞われた歴史がある。本県の総面積の八七%は山林で、これがすこぶる傾斜が急で、地質は石英閃緑岩、花崗岩、第三紀層、御坂層、安山岩層、凝灰岩層、集灰岩などの極めてもろいもので、地形もまた複雑である。しかもこのくずれやすい山腹は各地で開墾されたために崩壊しやすい状態におかれている。

一方、県下の大小河川二七五はいずれも標高二、〇〇〇―三、〇〇〇メートル級の高山に源を発し、その高度に比較して流下する距離が短くいわゆる山岳河川でその流れは激流となる。したがって、大雨で出水したときには山腹を縦横に侵食し、鉄砲水となって山地での被害を起こして多量の土砂を流下し、各河川が同時に山ろく地帯の集落や耕地、交通路、住宅などに大被害をもたらす。しかも鰍沢町南端の禹ノ瀬は河床が岩盤で狭く固定されているため、盆地に流下した大小の河川は大雨があるとすぐ出水し大水害となる地形をなしている。

また、風水害の起こる直接の原因は台風や前線による豪雨と暴風とであるが、その災害を増大にするものは前記のごとく地形、地質などの自然的要因が直接の原因ではあるが、森林の過伐、治山施設の不備、水防対策や風害対策の不備などの人為的要因にもよるものである。これらのうち台風や前線による豪雨は自然的要因としてどうすることもできないものであり、また地形や地質などの自然環境も宿命的なものであろうが、人為的社会的要因は災害を増大させるものでなく、逆に災害を最小限にくい止めるための要因となるようにすべきである。過去県内や下部町で起こっている風水害のうち人為的施設の不備により、逆に災害を増大させている例はしばしばあって、そのために天災か人災かが問題にされてきた。

本町は地形、地質上から台風災害による被害もはなはだ大きく、過去の記録（後述）でも家屋の流失をはじめ田畑の流失、冠水、道路の崩壊、身延線波高島鉄橋の損傷など物的被害もさることながら、尊い人命を奪った水害も幾度かくり返され、その都度災害に対処してきた。

そこで、次に台風と風水害との関係について、注意したい点を述べて参考としたい。

台風は性質により、経路、季節、地域により、また対策の適否によりその被害高や被害地域も違ってくる。大体六月ごろ日本にくる台風は一般に小型であるが、その前面に前線を形成し、中心がはるか遠くにある時から大雨を降らせ水害を起こす。一九三八年六月下旬の水害がそのよい例である。これに対し夏にくる台風は一般に最盛期のものが多く、はっきりした前線はなく。雨は中心付近だけが多い。しかし、風は強く、このため水害よりは風害が大きいのが原則である。時にはこれに伴う大水害を起こすこともある。一般に移動速度はあまり速くなく、時には迷走台風といって複雑な経路をとることがある。

秋にくる台風は衰弱期のものが多い。一般に風も雨も強く、したがって風害も水害も大きい。一九三四年九月二十一日関西を襲った室戸台風はこのよい例である。この台風の移動速度は七〇キロくらいで非常に速かった。このように移動速度が大きいと、降雨時間は割合短いが進行方向の右側では非常に大きい風害をうけることがある。異常に大きな台風災害はこのような型のことが多く、一九四五年九月十七日の枕崎台風、一九五九年九月二十二日の伊勢湾台風（これは昭和三十四年山梨県に大被害を与えた台風一五号である）、一九六一年九月二十六日の第二室戸台風はいずれもこのような特徴をそなえていた。もちろん、雨量は割合に少ないとはいっても相当の雨量であり、特に経路の左側では雨量が多く、また山岳の南東側では高温多湿の気流が吹きつけられ豪雨となる。晩秋にくる台風は北上後急に

第10図　台風の普通の進路

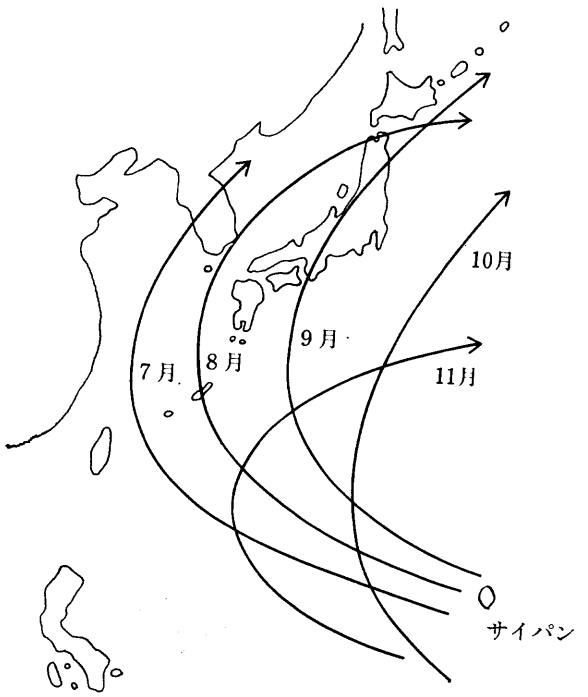

第17表　月別台風襲来数

月	襲来数	発生数
1	—	〇・五
2	—	〇・五
3	—	〇・三
4	—	〇・九
5	〇・二	〇・八
6	〇・二	一・九
7	〇・四	四・三
8	一・〇	六・五
9	一・三	四・九
10	〇・六	三・九
11	〇・一	二・三
12	—	一・六
年	三・六	二八・四
統計期間	一九三一―六〇	一九四〇―五九

（高橋浩一郎著　気象災害論）

東に向きを変え、八丈島の南を通るのが平均コースである。第10図は台風の普通の進路を示したものである。

年間の台風の襲来数を調べたものが第17表である。この表によると、襲来数の多いのは八月、九月であり、年平均では三・六回である。もちろん年により違いがあり、少ない年は一―二回、多い年は六―七回となる。発生数をみると、七、八、九、十の四か月が多く、年平均では二八回くらい、多い年では年に四〇回以上になることもあるが、少ない年では二〇回くらいである。

地域的に台風の襲来数の分布をみると、日本では紀伊半島の南部から四国が多く、平均年に一回程度であり、だんだん北にいくに従って減少し、北海道では〇・三回、いいかえると三年に一回の程度である。右の表で台風の襲来とはその地点の近くを台風の中心が通り、台風通過による最低気圧が九九〇ミリバール以下になった場合をいい、これは風速二五メートル以上の暴風となることとほぼ同様である。

大雨や豪雨の原因の大部分は台風であるが、前線によるものも多い。このほか短時間の豪雨の原因としては雷雨があげられる。

前線による豪雨で最もひどかったのは、昭和三十二年七月二十五日長崎県下に降った雨で、一日の降水量が一、一九〇ミリを記録し、この記録を越える豪雨は世界に見当たらないという。

局地的豪雨の例としては、昭和四十二年七月二十二日に甲府市内西部や積翠寺地区に雷雨があり、このとき甲府気象台では七八・五ミリを記録し、山岳地帯では一〇〇ミリをこえたものとみられている。我が国の河川は、連続二〇〇―三〇〇ミリの豪雨があるとたちまち大こう水をひき起こす可能性があるといわれている。そこで、明治時代に入ってから今日までの山梨県下を襲った大こう水のときの降雨は第18表のようで、被害もまたはなはだ大きかったのである。

この表でもわかるように、長雨の後は必ずといってもよいほどに、山崩れがあり大こう水となって、各河川が一度に増水する。また、総降水量も大こう水に大きく影響するが、それよりも日最大降水量が、なんといっても風水害の直接の原因となることを銘記したい。

特に明治時代には大きな水害が多く、明治四十年八月二十二―二十八日の台風は、山梨県にとって忘れ得ぬ水害として伝えられ、五〇万県民挙げ

西暦年	日本暦年月日	種別	原因	総降水量	日最大降水量	風向	最大風速	記事
				mm	mm		m/S	
1894	明治27年 8.10～14	水	台風	456	116	S.E	7.1	被害　中程度
1896	明治29年 9.6～12	水	台風	394	142	S.W	3.7	釜無川流域被害甚大　死者35　家屋全壊半壊　500戸
1898	明治31年 9.4～7	風水	台風	311	166	S.E	20.2	豪雨滝の如く河川悉く氾濫山岳崩壊甚しく北巨摩被害大 死者　150人　流失家屋　150戸　赤痢等流行
1904	明治37年 7.8～13	水	台風前線	309	124	N.W	2.2	被害著し
1906	明治39年 7.12～17	水	前線	241	171	N.W	7.0	荒川被害甚大　増水4.3m　三ツ水門付近より欠潰甲府南部浸水２m
1907	明治40年 8.22～28	水	台風	327	132	W	1.4	50万県民挙げて死地に陥りし大厄　死者22人　家屋全，半壊5767戸
1910	明治43年 8.2～17	水	前線台風	583	223	W	4.3	豪雨連日にわたり県下一面大洪水荒川塩川大氾濫　死者24人
1935	昭和10年 9.21～26	水	台風前線	420	186	E	4.9	全県下に被害，富士川　荒川　塩川大氾濫　死者39人
1545	昭和20年 10.3～5	水	台風前線	308	245	S.E	5.0	死者　36人　家屋全，半壊　256戸　家屋浸水　6,130戸
1947	昭和22年 9.13～15	風水	台風カスリーン	310	214	NNW	12.5	死者　16人　家屋全，半壊流失　173戸　家屋浸水　1585戸
1950	昭和25年 6.6～14	水	前線	306	112	NNW	6.9	死者　１人　家屋全，半壊流失　３戸　家屋浸水　272戸
1959	昭和34年 8.12～13	風水	台風７号	195	160	ESE	33.9	死者　90人　負傷者　794人　家屋全，半壊流失　6,536戸
1961	昭和36年 6.23～29	水	前線	338	182	SW	8.8	死者　６人　家屋全，半壊流失　24戸　浸水家屋　6,042戸
1966	昭和41年 6.27～28	風水	台風４号	175	170	NNW	14.0	負傷者１人　行方不明１人　家屋全半，壊４戸　浸水家屋1332戸
1966	昭和41年 9.21～26	風水	台風前線	179	66	W	17.5	死者174人　負傷者97人　全壊家屋160戸　半壊341戸浸入家屋10,435戸

第19表　明治27年以降の主な洪水

年　月　日	原因	総雨量	最大日量	風向	風速	年　月　日	原因	総雨量	最大日量	風向	風速
明治29. 8.30—31		72	40	SE	11.6	昭和11. 9.26—27	前線低気圧	237	210	NW	2.0
30. 9. 2— 9	台風	254	79	NNE	19.6	12. 7.14—17	梅雨前線	241	104	SSW	2.2
31. 6. 4— 5	台風	110	100	NW	14.4	13. 6.28—30	前線台風	260	130	SES	1.9
32. 9. 7— 8	台風	161	76	S	4.6	〃 8. 1— 5	低気圧	204	137	SW	1.5
〃 10. 5— 7	台風	186	98	NW	23.0	16. 7.19—22	台風	174	102	NNW	7.0
33. 9.22—30	台風	138	78	NW	32.3	17. 9.18—23	台風	135	46	SSE	6.7
35. 9. 7		93				18. 8. 4— 5	熱低	133	131	SW	1.7
38. 8.17—	台風	95	95	W	2.2	〃 10. 2— 3	台風	105	89	NNW	7.5
41. 8. 5—15	台風	236	54	NW	11.7	19. 8. 6— 8	台風	130	109	ESE	4.8
44. 8. 3— 5	台風	191	169	SSE	7.5	20.10. 3— 5	前線台風	308	245	SE	5.0
大正元年9.21—24	台風	128	72	S	16.5	〃 10. 7—11	台風	190	85	SW	5.5
2. 8.26—27	台風	49	40	NNW	16.0	23. 9.15—16	台風アイオン	255	223	NNW	13.2
2.10. 1— 4	台風	104	23	NW	12.0	24. 6.16—22	前線台風デラ	218	81	E	10.3
3. 8.12—14	台風	120	119	WNW	11.7	〃 8.31—9.2	台風キティ	86	82	NW	13.2
〃 9.11—15	台風	161	138	W	5.1	25. 8. 2— 7	前線熱低	160	111	E	7.1
6. 9.23—10.1	台風	246	102	NW	19.0	27. 6.23—24	台風ダイナ	98	78	N	16.1
7. 9.23—24	台風	105	94	SSE	11.8	〃 7. 9—15	梅雨前線	117	42	SSW	12.0
8. 9. 9—16	台風	220	68	SE	15.8	28. 9.23—25	台風13号	47	21	SSE	18.0
9. 8. 2— 6	台風	155	96	WNW	9.5	29. 9.17—18	台風14号	110	66	NNW	15.5
10. 9. 4— 9	熱低	241	85	NW	6.2	31. 9.25—27	台風15号	104	52	NNW	21.6
11. 8.23—26	台風	237	117	NNW	13.2	32. 9. 9—12	前線	127	59	EES	6.9
12. 6. 8— 9	梅雨前線	131	126	SW	3.6	33. 9.17—18	台風21号	118	101	NW	21.1
14. 8.14—18	台風	234	107	ENE	6.2	33. 9.22—26	前線台風22	184	86	NNW	22.0
15. 9. 3— 4	台風	37	35	SSE	17.7	34. 9.26—27	台風15号伊勢湾	82	65	SSE	29.8
昭和 3.10. 3— 8	台風	241	136	NNW	8.2	36. 9.15—16	台風第2室戸	87	56	S	17.2
4.10.25—26	台風	122	94	E	5						
5. 7.30—8.2	台風	136	71	NW	5.7						
6.10.13—14	台風	107	107	ESE	2.9						
8. 8.19—20	雷雨	154	128	WSW	3.9						
9. 9.18—21	台風	97 室戸	72	SSW	134						

て死地に陥り、尊い犠牲を二三三人も出した。当時恩賜林の御下賜などもあり、昭和の今日までの風水害の教訓ともなっている。大正時代にもいくつかの台風による風水害が発生している。なかでも大正元年の風水害はめったにない風威を呈し、被害は人畜死傷、家屋倒壊などはなはだしく、二、六〇〇戸が全半壊のもようで、死者五〇人、負傷者一一一人となり、特に風による被害が大きかった。

昭和四十一年九月二十一日―二十六日に山梨県を襲って大被害を与えた台風二六号は、最大一時間降水量は、上九一色で一〇〇ミリ、船津で八二ミリ、古関で七八ミリを記録している。

山梨県の過去の風水害、風雨の異常現象は、どんな形、原因、ひん度で出現し、災害をもたらしたか、甲府測候所創設以来今日まで八十有余年の記録を見ると、七十回にも及ぶ洪水に見まわれていることに驚く。

二　凍霜害

地面付近の気温が夜間低下して氷点下になると、植物の組織は凍って葉や茎は枯死する。この現象が凍霜害であるが、下部町の場合過去において初霜害はあまりなく、晩霜によりしばしば被害を受けた歴史があり、時には春の雪も加わってその被害を大きくしたこともある。下部町の耕地は海抜二〇〇―九〇〇メートルまでに分布しているので、晩霜の警戒期間は長期間となる。春の凍霜害の記録は三月二十九日から五月二十七日ごろまで続いているが、農作物の生育状態との関係もあって、最も発生数の多い時期は四月下旬後半から五月上旬前半までである。よく言われる「八十八夜の別れ霜」ということわざのとおり、四月下旬から五月上旬にかけて霜が農作物に被害を与えてきている。被害対象作物は主に苗代、桑園、そ菜、果樹などで、発生件数は昭和二十五年ころより目立って多くなっている。これはこのころから暖冬傾向が続き植物の成長が早まったことと、戦後ビニールハウス栽培が普及したが、その利用が不完全なため被害が多くなった。

霜は気温が氷点下に低下すると降りることは前述のとおりであるが、それ以外に北西風が強く吹き、空気が乾燥して昼間の気温が下がり、次いで夜間になって風がおさまるとともに快晴となり、雲や霧がなくなると放射が過大となって地表面が冷却するとき、気温が下がって結霜することがある。一般に晴天無風で、静穏で気温の下降のはなはだしい夜は、警戒を要する。

霜害は地形により違いがある。すなわち斜面は寒気が流れ去り気温もそれほど低くならないので被害が少なく、くぼ地は寒気がたまるので底ほど被害が多くなる。この現象を霜穴といい、また寒気の流れのために霜の結び易いところを霜道というが、これらの多い下部町などは霜害を受けることが多いので警戒を要する。

地質的には、乾燥した砂地はすき間に空気が満ちて、地中からの熱伝導がわるいために、冷却がはなはだしく結霜度が高い。逆に湿地は比熱が大きく熱伝導もよいので結霜度は低い。本町は、地質的にみると大部分は第三紀層に属し、平地の部分の地質は泥岩層が多く分布しているため、地中からの熱伝導が悪いので結霜度が高く注意が必要である。

県内では、過去凍霜害を多く受けたのは甲府盆地の東部と西部で、これらの地域は砂質じょう土で、地質的にみて凍霜害を受ける可能性が多分にある。甲府盆地の東部では、山梨市から東八代郡一帯にわたる広い範囲にわたってしばしば凍霜害を受けている。

昭和三十一年の記録によると、西八代郡の霜害は七%で県下で最も少なく、霜害の最も多いのは北巨摩郡の三四%である。西八代郡の中でも下部町は比較的に霜害は少ないものの、油断すると思わぬ被害を受けることがある。下部で凍霜害を受けやすい地域は栃代、湯之奥、折門、根子、峰山、大山等の比較的日照時間の少ない地帯か、高冷地に多い。

○主な凍霜害

甲府測候所開設以来の県下凍霜害による被害状況は、第20表のようである。

第20表　最近の主な凍霜害

年月日	甲府の最低気温	記事
明治三八、五、二五	℃ −0.6	東山梨、東八代、中巨摩を主として、県下一円に被害があった。県下桑園総面積二二、一三六ヘクタールの三分の一以上にあたる八、二六〇ヘクタールに被害を受けた。本町にも相当の被害があり、桑、野菜に被害を受けた。
大正　六、五、一一	−0.9	被害あり
大正　九、四、二三 二四	−0.6	県下桑園の三割が被害、県内春蚕は六分作。下部町にも降霜がはなはだしく、桑園黒変地区あり、県の指導によって根元より伐りとり、夏秋蚕用としたところもあった。繭の減収は一五―二〇%程度であった。馬鈴しょの被害が大きかった。
昭和　四、五、六	−0.3	一市七郡九四町村が被害をうけ、桑園二、五一〇ヘクタール被害を受ける。西八代郡は被害は少なかった。桑園、野菜の被害が多かった。
昭和　六、五、三	−0.3	県下各地に相当の被害があった。
昭和　九、五、三	−0.5	被害あり
昭和二八、四、一五	−1.2	相次ぐ晩霜で県下の桑園、果樹、そ菜、馬鈴しょ等の被害面積三、三〇〇ヘクタールであった。本町でも全域にわたり桑園、野菜の被害が大きく、五月五日が最高晩霜記録となっている。
四、一八	−1.0	
四、二五	−1.8	
五、五	−0.7	
昭和三〇、四、五	−2.8	県下の晩霜、凍結の被害面積四、〇四六ヘクタールであった。桑園の被害はほとんどなかった。
四、六	−1.0	
昭和三一、四、三〇	−0.2	県下全地域に未曽有の大被害を被り、収穫皆無面積は一般農作物三、六七七ヘクタール、桑園二、〇四三ヘクタールにおよんだ。本町においても、大陸の寒気をともなった大陸の高気圧が日本列島を襲ったため低温になり、桑、野菜に被害が多かった。
昭和三三、三、三〇	−2.4	県下で、主要作物、果樹等に相当な被害があった。本町でも麦、梅等に多少の被害をうけた。
四、一	−1.7	
昭和四〇、四、一二	−3.8	県下では、中巨摩郡を中心として果樹野菜に五八六ヘクタール、八八九トンの被害があった。本町では桑、ビニール栽培に多少被害がみとめられた。

○昭和三十一年四月三十日の凍霜害

この年は二月中旬までやや暖冬に経過し、二月下旬末ごろから急に低温となり三月中旬の初めまで続いた。このために作物の生育は抑制されていたが、三月中旬から気温は急激に上昇し、それが三月下旬まで続き農作物の生育は急激に進んだ。桜の開花も平年より一週間も早く三月二十九日開花した。ところが、四月上旬になって気温は急激に低下し、四月五日、六日の両日に晩霜と結氷とがあったが、農作物にはあまり被害もなく事なきを得た。その後四月中旬より下旬まで高温が続いたので再び作物の生育は促進され、平年よりも三、四日程度進んでいたところ、四月末に急に寒波が襲来して三十日には零下二分となり晩霜と結氷があった。そのため蚕の掃き立てを目前にひかえて桑をはじめ、麦類や果樹等に相当の被害があった。これは四月末日以降の結氷として明治三十八（一九〇五）年以来五十一年ぶりのことであり、特に桑園の被害においては空前のものであった。

桑園の郡市別被害は第21表のようであるが、このときは東八代、東山梨郡において被害率が大きく西八代郡は六・九%と県下では最小の被害に終

第21表　県下郡市別桑園被害状況　（昭和31年5月）

郡市別	栽培面積	被害面積	収穫皆無換算面積	春まゆ被害減収量	被害率
	ha	ha	ha	t	%
東山梨	一、五一〇・八	六四二・三	三〇五・二	一四七・四	二〇・二
東八代	一、三四六・四	六五七・九	三一四・二	一五三・四	三三・三
西八代	五一五・四	一二一・一	三五・八	一四・七	六・九
南巨摩	六三六・七	一八一・二	八三・〇	三三・六	一三・〇
中巨摩	一、四九八・二	九二一・七	二九九・七	一二一・四	一九・三
北巨摩	二、〇三三・六	一、二八一・四	七〇三・二	二三三・六	三四・七
南都留	八〇七・四	三八六・四	一四九・三	八六・三	一八・四
北都留	六七七・五	二六六・二	一二一・四	三五・三	一八・〇
甲府	三〇〇・二	一四四・七	五一・九	三一・一	一七・二
計	九、二五四・三	四、五九九・九	二、〇四二・五	七八七・八	三〇・〇

第22表　山梨県下農作物被害状況　（昭和31年5月）

作物別	作付面積	被害面積	収穫皆無換算面積	減収見込量	被害金額
	ha	ha	ha	t	千円
麦類	九、九一九・八	三、一五五・八	九一五・九	二、三八一・三	八三、四三八
雑穀	七五四・八	三〇六・九	一四〇・三	二七・八	九、七七六
なたね	三六八・三	九八・一	二九・六	三八・三	二、八五五
馬鈴薯	一、七二三・〇	六一三・八	三一〇・〇	二、三八一・九	一九、〇九九
果樹	一、九二七・二	五五一・五	一五一・四	二、五二七・七	九一、九七七
蔬菜	六七八・七	三三〇・三	三〇三・六	三、〇三九・八	八一、〇六〇
桑園	九、二五四・三	四、五九九・九	二、〇二三・五	七八七・八	三五、一〇七
苗代	二一八・八	四六・〇	一一・四	—	一、三七一
計	二四、七四三・七	九、六九二・三	三、七九七・七	一一、三九七・五	六〇四、六三

わった。また、農作物の県下被害状況は第22表のように多額のもので、この年は減収見込量と被害金額もかなりの額にのぼった。

三　ひょう害

降ひょうによって農作物が直接被害を受け、また間接的に病的障害や凍害を受けることをふくめてひょう害というが、ひょうの降ることにより農作物のほかに農業上温室やビニールハウスなどの被害も大きい。また、このひょう害は急性的災害の代表的なものであるが、被害地域は狭く、この害を受けると降ひょうの程度により収穫皆無という惨状を呈する。降ひょうは強い雷雨に伴うものであるから、雷雨の発生回数の多い春から夏にかけて多く、その範囲は一般に連続した帯状の細長い長円形の地帯で、下部町の一部は第11図に示すように過去降ひょうに見舞われたことがあった。

速度は一時間に約四〇キロ程度で進行する。降ひょうによる被害の規模は、ひょうの大きさと降ひょう時間に比例する。ひょうの大きさは直径〇・五―五センチで、ときにはそれ以上のものがある。降ひょう時間は普通五―一〇分程度であるが、直径二センチ以上のひょうが三〇分以上降ると被害は大きくなるといわれている。

本県の降ひょうは、各観測所の資料に基づくと最も多い月は五月で総回数の二五％を占めている。ひょうの降りやすい地域を調べて、一〇年間の各観測所の降ひょう回数を図示したものが第12図であって、県下の降ひょうは県北部の八ケ岳山麓から秩父山系にかけてと、笹子峠付近から上野原にかけて、もう一つは笹子峠付近から富士山にかけての山付き地帯が多く、富士川流域地帯と県西部は比較的に少なくなっている。

次に山梨県の大正元年から昭和四十四年までの過去のひょう害を、年次別に調査してみると次のようである。

大　元・四・一九　被害あり。
八・一三　被害あり。
七・七・三〇　被害あり、大豆大。
昭　六・六・一七　中巨摩郡から富士山麓地方四郡一八町村。二銭銅貨大、屋根がわら、窓ガラス破損、桑園二八八ヘクター

第11図　降ひょう分布図

（昭和30年５月15日の状況）

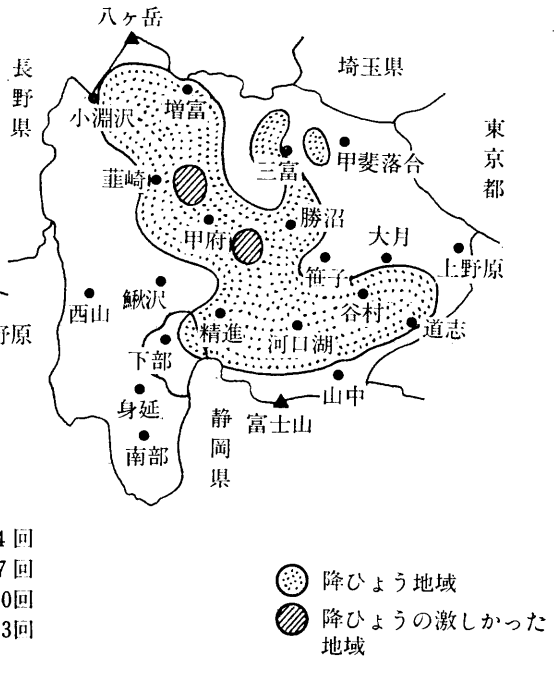

第12図　降ひょう回数分布

（昭和７―16年の10年間）

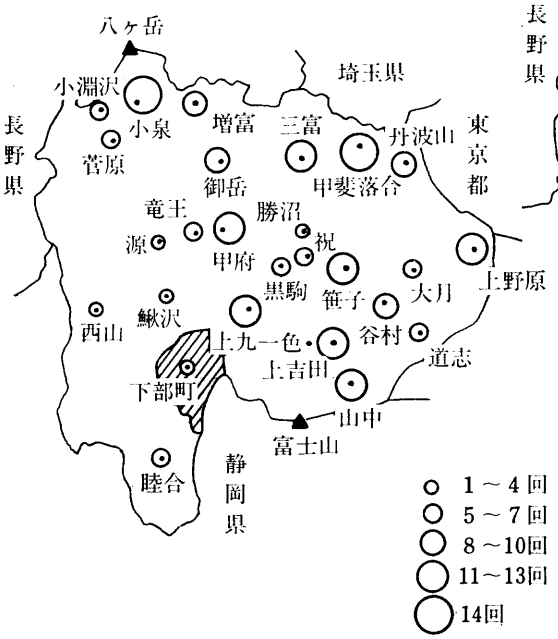

八・五・九　八ヶ岳から谷村にかけて麦、桑、ぶどうに被害。桂川の下流域では桑、麦、苗代が三〇―五〇％の被害。

一〇・五・二一　直径二・二センチ　被害少。

一四・五・二八　桑の新芽が被害をうける。

二三・五・二八　大麦一〇・七ヘクタール　被害率〇・二％

二五・六・二八　県北部山岳地帯、特に東山梨郡が顕著、被害面積二、〇二四ヘクタール。

二六・六・一二　勝沼地区が中心、被害面積一、八八七ヘクタール、被害率一九％。

二九・八・一〇　南都留郡船津村、被害面積一二五ヘクタール。

三〇・五・四　八ヶ岳山麓、桑、大根に被害。

五・一五　ハト卵大　県北部一帯四市二五町村被害率三〇％

特に麦類六、二二八ヘクタール、桑園四、〇五一ヘクタール。

三三・五・二四　塩山市付近　桃、麦に被害。

七・二一　山梨市、収穫皆無面積六六ヘクタール。

八・三　被害面積五七四ヘクタール。

三四・五・二八　勝沼、塩山方面　ぶどう、桑三五〇ヘクタール。

五・二七　塩山、勝沼、都留、大月の各地で果実、そ菜類が被害をうける。

五・三〇　七・六　富士吉田地区　水田一二〇ヘクタール、大小豆五〇ヘクタール、馬鈴しょ二〇ヘクタール、とうもろこし六〇ヘクタール　野菜一〇ヘクタールが被害。

三五・五・三一　主な被害地は増富、清里地区、南巨摩郡の一部。大小麦八四ヘクタール、馬鈴しょ二五ヘクタール、な

たね六ヘクタール。

三六・六・七　牧丘町から山中湖にかけて農作物九五三ヘクタール、八二一トン。小鳥が死ぬ。窓ガラス破損。

三七・四・二一　大月市、麦七ヘクタール、三・六トン

五・二五　三富から上野原で麦類、野菜、果樹二七三ヘクタール、五〇トン。

八・一五　大月市、水田五ヘクタール、桑園一七ヘクタール。その他こんにゃく、雑穀等。

九・一六　北巨摩郡、水稲一二七ヘクタール　一五トン。陸稲一一ヘクタール一トン。

三八・七・三　東八代郡、東山梨郡、果実、野菜七〇ヘクタール、三四七トン。

八・三　甲府市、中巨摩郡ぶどう二五ヘクタール。

三九・五・一三　北巨摩郡、水稲、葉たばこ、大根等。

五・三〇　一円銅貨大、上野原町　麦類、桑馬鈴しょ五〇ヘクタール。

七・二七　牧丘町二一七ヘクタール。

四〇・五・一一　おもに上野原町二九八ヘクタール。

八・二　直径二センチ、勝沼町、果実八八ヘクタール、七六五トン。

四一・五・一六　塩山市、富士山西側、果樹、桑、野菜一〇六ヘクタール。

八・一二　そら豆大、楕形町、桑三〇ヘクタール、トマト一ヘクタール

四三・六・八　ピンポン玉大、都留市きゅうり五〇ヘクタール、水稲苗等。

六・二二）　北巨摩郡九〇六ヘクタール。

六・二三）

四四・七・二一　塩山市　勝沼町、三富村で、果樹野菜、桑等一一八ヘクタール。

八・二〇　塩山市　トマト一ヘクタール。

これらの降ひょうのなかで、山梨県に最も多くの被害をもたらしたいくつかをさらに詳細に述べると次のようになる。

○昭和二十六年六月十二日のひょう害

六月十二日に長野県、山梨県、栃木県にはげしい降ひょうがあった。

山梨県の場合は、午後二時ごろ北巨摩郡の韮崎町付近で雷雨が発生し、この雷雨は南東に移動して甲府付近にひょうを降らせ、午後四時半ごろ山中湖付近で終雷している。これはオホーツク海から日本全土にかけて高気圧がおおっており、北にのびる閉そく前線を備えた低気圧が東海道沖を東

第23表　農作物被害表　　昭和30年5月18日　山梨県調査気象七五年報

作物別	作付面積	被害面積	収穫皆無換算面積	減収見込量	被害金額
	ha	ha	ha	t	千円
大麦	二、九九九・一	一、〇二九・一	三三一・四	七五五・六	二九、三七三
小麦	三、二五八・八	八四六・二	二七八・六	七五〇・九	二六、〇〇四
裸麦	三九六・四	二一三・一	八六・八	一〇七・五	三、八七六
雑穀	二七七・四	一〇四・〇	四一・三	五三・七	三、一七七
馬鈴薯	三九二・三	一二〇・〇	七三・七	九二・七	一〇、七一〇
水稲苗代	一三一・八	五〇・一	一八・三	—	六、五八四
甘藷苗代	三・〇	一・一	〇・三		九三九
果樹	五五八・一	一三三・八	四四・四	三四四・六	一三、一〇五
茶類	五五・七	四五・〇	二七・二	三三・五	二、七九〇
ホップ	二一・七	一・五	三・二	三・二	一、二八〇
蔬菜	七八・二	二四・六	一一・七	一、〇一三・一	九、二七五
桑園	四、〇五〇・六	一、三九・五	五〇・六	一、二五九・〇	一〇一、〇六七
			まゆ	五九・四	
合計	一三、八三三・〇	四、〇九七・〇	一、四九・五	—	三〇八、二八〇

に進んでいた。雷雨はこの閉そく前線に伴うものと考えられ、上空には寒気の侵入があった。山梨県にこのような大降ひょうがあったのは甲府気象台創設以来初めてといわれ、勝沼、菱山付近の農作物特にぶどうに多くの被害をうけた。この年は晴天が続き空梅雨のため農作物が干害を受けたところへ降ひょうにあった。

下部町においても、田植え前で大小麦の結実期にあったので小麦に脱粒がみられ、相当の被害をうけた。干害に伴う降ひょうは過去にはなかった。

○昭和三十年五月十五日のひょう害。

このひょうは、北巨摩、中巨摩、東山梨、東八代、西八代の五郡と甲府を含む二五町村にわたって、午後二時ごろから四時すぎまでかなり強い雷雨があり、山付き地帯に大豆大から小鶏卵大の降ひょうがあった。特に桑、麦、果樹に大きな被害をおよぼした。

本町においても、麦類、桑、そ菜などに大きな被害を与え、春蚕飼育の桑は葉が黒色となり蚕への影響が多かった。

県全体の被害総額は、約二億八〇〇万円に達し近年にない災害であった。農作物被害は第23表のとおりで、被害面積は四、〇九七ヘクタールに達し、下部町の被害率は三〇％以上におよび本県、本町のひょう害史上特筆すべき現象であった。

特に旧古関村においてひょう害がじん大であった。その惨状は当時の県への陳情書によって知ることができる。

「五月十五日午後四時十分頃激しい雷鳴と共に沛然たる豪雨の襲来とみるまもなく、忽ち三糎乃至五糎大の猛烈な降雹となり、閃々轟々地軸をゆるがす霹靂と共に荒れ狂う白色の嵐は凄絶また惨烈形容を絶する様相を呈し瞬時にして凡ゆる農作物は余すところなく惨害を蒙り、而も約四十分間に亘り猛威の限りをつくし積雹六糎余に達する荒涼たる此の惨状は未だ嘗ってその例を識らぬところで、脱粒地を覆う大小麦、落葉粛条たる桑園、惨憺たる菜園、馬鈴薯等を目のあたりにして村民は只呆然たるものがあった。」と記しており

この被害の実態については第24表の通りで、被害金額は一、一四八万円余の巨額に達し、なお稔実途上にあった大小麦並びに生育過程にあるその他一般農作物の被害の実相は時日の経過とともにますます拡大した。

○昭和三十年五月二十四日のひょう害

午後四時ごろから塩山市付近を中心に小指頭大の降ひょうがあり、かなりの被害を生じた。

○昭和三十年七月二十一日のひょう害

山梨市地方に降ひょうがあり、かなりの被害を生じた。

○昭和三十年八月三日のひょう害

第13図　ひょう害分布図　　昭和30年５月18日

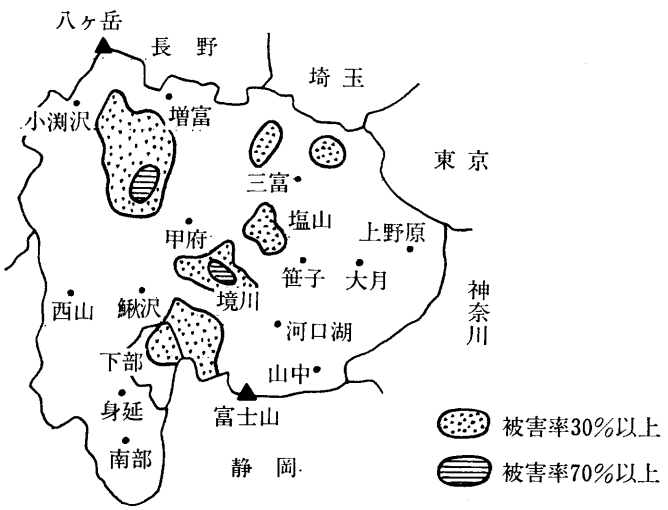

第24表　古関村降ひょう災害実態調査（昭和30年５月18日）　　古関陳情資料

種別	作付反別	平年収量	減収量	被害見積金額	減収率	被害程度内訳						
						10%未満	10～30	30～50	50～70	70～90	90以上	計
大麦	355反	781石	359石	1,257千円	46%	29反	42反	213反	53反	18反	0	355反
小麦	401	721	317	1,617	44	41	62	202	75	21	0	401
裸麦	142	256	128	666	50	8	12	84	23	11	4	142
馬鈴薯	40	12,000貫	4,800貫	192	40	5	9	15	7	3	1	40
そ菜	59	17,700	11,000	440	65	8	10	13	14	9	5	59
豆類	98	78石	28石	196	36	16	22	39	18	3	0	98
トウモロコシ	149	119	35	175	30	32	42	75	0	0	0	149
桑	428	140,000貫	6,300貫	6,300	45	27	48	247	86	20	0	428
柿	1,800本	9,000	3,100	155	35	380本	430本	480本	300本	200本	90本	1,800本
其の他の果樹	2,000	10,000	3,500	175	35	400	500	500	400	200	0	2,000
稲苗代	32反			160	30	7反	9	13反	3反	0	0	32反
甘藷苗代	1,000坪			100	33	150坪	250坪	450坪	150坪	0	0	1,000坪
椎茸		600貫	120貫	480	20							
合計				11,481								

第14図古関村雹害地域表　昭和30年５月15日　　（古関村資料）

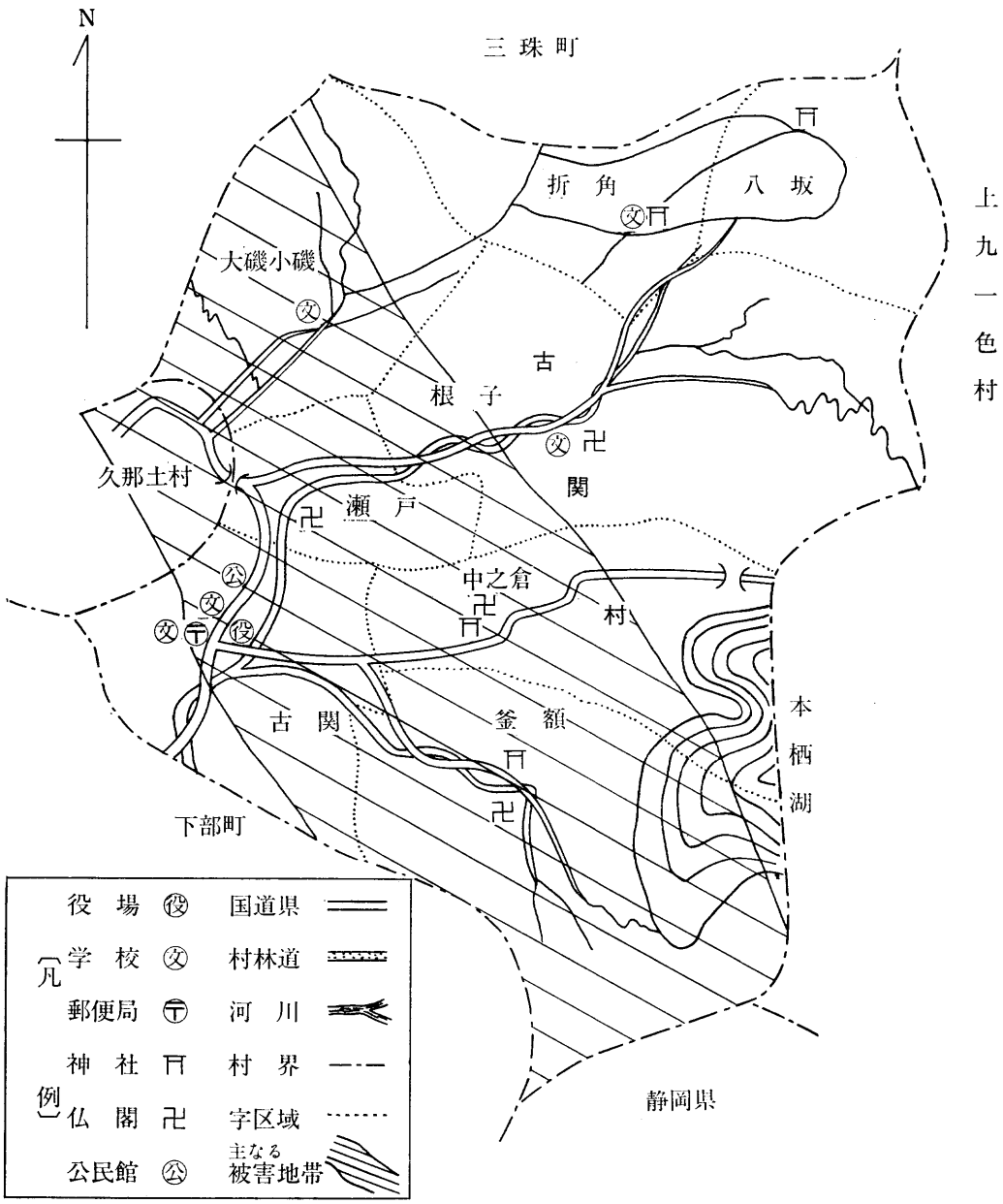

東山梨郡牧丘町、塩山市　南巨摩郡南部町、身延町及び河口湖地方に二センチ大のひょうが降った。

○昭和三十三年五月二十八日のひょう害

この日は午前中より県内各地に雷雲が発生して雷雨となったところが多く、各地に落雷があった。このため山梨市、塩山市、勝沼、牧丘町一帯では午後零時半から約一〇分間にわたって降ひょうがあった。このためこれらの地区ではぶどうの新芽や桑に相当の被害があった。

○昭和三十四年五月二十七日のひょう害

この年は五月二十五日から毎日散発的に発生し二十七日は奥野田と勝沼町に午後七時半から直径一―二センチのひょうが約一五分間降って、桃、ぶどうなどに一〇%程度の被害を与えた。

○昭和三十四年五月三十日のひょう害

この日は県下各地に雷雨があって、午後二時ころから夕刻八時ころまで続き、県の北西部の長坂町と東部の大月、勝沼町に降ひょうがあり、なかでも大月市七保町上和田部落には、午後二時ごろから小鶏卵大のひょうが一時間半も降り続いて約六センチ積もった。このために各地に大被害があった。

○昭和三十五年五月三十一日のひょう害

この日の気圧配置は、満州方面が低気圧となり、オホーツク海から日本海にかけて高気圧が張り出し、弱い前線が日本海から南下して山梨県を通過した。上層には新鮮な空気が流れこんできたため雷雲が発生したことにより、ひょうが降ったと考えられる。県の南部では午後一時ごろから、県北部の清里、小渕沢、増富では午後三時半ごろから、約三〇分間直径〇・五―三・〇センチの降ひょうがあり、大麦、小麦、馬鈴しょ、菜種に三〇%程度の被害があった。

○昭和三十六年六月七日のひょう害

午後二時ごろ御坂町藤野木地区の降ひょうはひどく、馬鈴しょや桃などに多大な被害を与えた。

昭和四十三年六月二十二日のひょう害

二十二日夜九時二十分ごろから約三〇分間にわたって、甘利山麓の釜無川右岸を中心とした県西北部一帯に降ひょうがあり、出荷を前にした果樹をはじめ農作物に大きな被害があった。ひょうの大きさは親指大のものが厚さ一五センチにも達したところもあった。県農務部がまとめた被害面積は八七四ヘクタール、収穫皆無一二五ヘクタール、被害額は一億一、二〇〇万円に達した。

四　冷干害

(一)　冷害

山梨県は、周囲を山岳に囲まれている関係上、盆地並びにその周辺を除く耕地の大部分は山岳高冷地に散在し、標高六〇〇メートル以上にある面積は田において二一%、畑において二五%を占めている。この耕地は気象的災害、中でも冷害に悩まされ、本県農業の進展を阻害している状況である。その冷害は北海道や東北地方のようなきびしさはないが、水害と絡みあって周期的に襲来し、山間高冷地の農業経営を不安に落とし入れ、かつ高冷地農業開発の障害ともなっている。この冷害も明治三十五年、三十八年、四十三年、大正二年、昭和六年、九年、十五年、十六年、二十年、三十八年、四十年、四十三年などが顕著であった。そのうちでも昭和十年は希有の凶作であって、本県の冷害として特記すべきものと思われる。

冷害の原因として考えられるものは、東北地方の農家では「不作は海から」というように、昔からおぼろげながら凶作の原因を察知していたようであるが、冷害の根本原因についてはいろいろな学説があるが、火山爆発説と太陽黒点説が有力である。

諸学者間で、冷害予察の資料として左の事項をあげていることは注目すべきことであろう。

1　太陽の黒点数の最大又は最小のとき

2　火山の大爆発があって噴煙が非常に高い所にあがり、地上を覆う場合

3　冬季に樺太、千島、北海道方面が例年よりも寒さが厳しいとき
4　オホーツク海に春季流氷が大量あるとき
5　富士山頂はもちろん東北地方の高山頂の冬季の気温が例年より著しく低いとき

ふつう冷害は北海道や東北地方などの高冷地に多く発生する。稲作期間の四―九月までの気温が低く天候不順つづきのときに起こる。ことに七月の幼穂形成期と、八月末から九月旬にかけての開発期の気温が低いのが一番大きく影響する。

昭和十年の冷害

この年の冷害の根本原因についてはつまびらかでないが、八月中旬から九月にかけての異常気象、特に多雨、低温、寡照の持続に伴って発生した気象的災害だけにその範囲も広く、水稲は低温感受性の最も高い穂ばらみ、出穂、開花期にあったので生理障害を起こし減収をきたしたのであろう。当時の気圧配置は、盛夏に小笠原付近の高気圧の発達が平年のように著しくなく北高南低の梅雨型の気圧配置を繰り返したので、連日雨が続き、八月中旬には快晴はわずか二日と少なく、ほとんど曇天、雨天に終始し、八月中の降雨日数は二一日で平年より六日多く、九月も一九日で五日多くなっている。要するに、八―九月を通じて気温は平年に比して一、二度低く、降水量は平年四九一・九ミリに対し八五九・一ミリで三六七・二ミリ多く、日照時間は平年三六九・三時間に対し二六三・二時間と一〇六・一時間少なくなっているし、この年には八月十七日に富士山に初雪をみたほどである。

農作物の被害は、八月上旬まではおおむね順調な生育をたどり、特に水稲において作況は「やや良」を予想されていたが、前記異常気象の襲来のために出穂不能、開花不能、受精不能となり、さらに稲熱病の発生などによりまれな減収をきたしたのである。そのほか畑作物、中でもとうきび、大豆そばなども水稲ほどではなかったが著しい被害であった。その状況を県の統計資料からみると、水稲にあっては次のようであった。

青立による収穫皆無面積		六一三ヘクタール
七割以上減収		六八三　〃
五―七割減収	一、三七四	〃
三―五割減収	二、二九四	〃
三割未満	八、〇二四	〃
計	一二、九八八	〃

これは総作付面積一七、六七八ヘクタールの七三%にあたり被害の大きさを物語っている。なかでも岳麓、八ケ岳山麓、東山梨郡、北都留の山間部に著しかった。下部町においてもこの冷害にあい、岳麓地方ほどの被害はなかったものの旧下部町の高冷地や旧久那土村の一部、古関村の上流地帯において、五割以上減収や青立による収穫不能の稲作が目立ち、各町村において農林一号などの耐冷性品種の普及奨励、簡易温床苗代の設置助成などを行い、これが克服に努めた結果長い間悩まされていた高冷地育苗も一大進歩をとげたことは喜ばしい。

(二)　干害

干害もまた本町農業にとってゆるがせにできないものである。戦前においては主として水稲に集中されていたが、戦後において高度成長により水稲はもちろん農業の多角化にともない、畑作干害が大きくクローズアップされてきた。

すなわち戦前の畑地は桑園、果樹園にしぼられ、その割合は七〇%を占め干害をこうむりやすい地域はほとんど桑園に限られ、当時の畑作干害はさほど問題視されなかった。それが戦中、戦後を通じて食料重点施策となり従来の土地利用形態を全く変え、桑園、果樹園などは畑地総面積の約三〇%に圧縮された。代わって食料作物が進出し、干害その他の災害をまねき、被害を激じんならしめてきた。

戦後三〇年過ぎて、時代の様相は一変し、食糧事情好転とともに米の余剰による生産調整から水稲は徐々に畑作物に転換し、再び果樹、そ菜などの栽培が増え水稲よりむしろ畑作物の干害が問題視されている。この干害

の主因は降水の不規則なる分布にあるが、気温、日照及び農作物の生育時期とによってその様相を異にするものである。

夏作干害は主として、六月から八月にかけての降水量が強くひびき、この期間の平年降水量は四二八ミリであるが、夏作干害は平年降水量の六〇％以下の場合に発生している。過去の干害は明治二十八年、大正二年、昭和二年、十五年、二十一年、二十二年、二十七年、三十五年、三十六年、三十八年、四十二年と発生しているが、最近の現象は干害の後には必ず水害がひきおこされ、被害は干害と水害との累積で現れ、分離し得ないものがある。

過去の干害で河内地方で顕著であった二十二年の状況を調べてみると、この年の降水量は六、七、八月を通じ七月上旬と八月下旬においてわずかに平年降水量を上回っているが、その他はいずれも平年より二〇％少なく、三か月の総降水量は二四四・九ミリであって平年の四二八・三ミリに対し五七％にすぎない。田植え最盛期である六月中旬から下旬にかけての降水量は六〇・二ミリ、平年の一三九・三ミリに対しわずかに四三％であった。したがって、この年はまず田植え用水の不足に伴う植え付けが遅延した。さらにまた、この期間を通じての高温、多照は干害に拍車をかけ、畑作物中最も耐干性の弱い大豆、とうもろこし被害が特に著しかった。

秋冬作の干害は主として四月から五月にかけての降水量、並びにこれの不規則な分布に伴って誘発されるものである。秋冬中代表的な麦作についてみると、時あたかも干害に対し最も感受性の高い穂ばらみ期から登熟期で、この期間においてはわずかに数日間の干天も強くひびくものである。

戦後の干害が土地利用形態の変化に伴って発生していることは全国的な傾向であるが、本町は地形上山腹傾斜地に畑地の大部分が散在しているため、不適地への麦作栽培をきたし干害を激じんにしてきた。過去の麦作干害は昭和十八年と二十四年に発生しているが、これを二十四年の状況から考察してみると、この年は冬期間いわゆる暖冬異変であった。当初から変調的な気象下におかれ、さらに三月下旬から五月上旬にかけて寡雨、低温多照に経過した。特に四月から五月上旬の穂ばらみ期から出穂期にかけては平年降水量六〇・三ミリに対しわずかに二九・三ミリで、この期間の干天が生理障害を起こし広範囲に干害を起こしている。

麦類別干害の状況は25表のようである。

二十四年の干害地帯は甲府盆地周辺の畑作地帯および河内地帯で、本町も各地域において麦類や野菜などに相当の被害を出し、県に干害対策を要請した。干害の根本対策は干害地域での作付転換が主であり、干害地の土じょう改良のため敷わらなども効果がある。なお、最近の食糧事情の好転とともに、不適地の自主的転換も可能になると思われる。

第25表　昭和24年産　麦干害状況

反別…町　　減収量…石

被害程度 ＼ 種別	1～3割		3～5割		5～7割		7割以上		皆無		計	
	反別	減収量	反別	減収量	反別	減収量	反別	減収量	反別	減収量	反別	減収量
	町	石	町	石	町	石	町	石	町	石	町	石
大麦	805.5	3,304	908.5	8,122	720.1	7,921	125.7	2,074	54.7	980	2,614.5	22,401
小麦	1,019.6	3,799	840.7	5,187	620.0	5,637	234.5	2,861	82.5	1,164	2,797.3	18,648
裸麦	11.7	59	9.2	57	6.3	46			1.3	19	28.5	181
計	1,836.8		1,758.4		1,346.4		360.2		138.5		5,440.3	41,230

県農務課調査

五　気象災害と予防

気象は一年を周期として種々変化している。したがって、一年のうちで、ある農作物に好適な時期は、地域の気象の季節的変化の状態によりきまってくる。作物の栽培時期を決定する主な気象要素は、気温と降雨である。下部町のように温暖多雨地に属する地域は、気温の年較差が比較的大きく、各季節に応じて各種の農作物が栽培されている。すなわち比較的温暖に適する稲などは夏期を利用して栽培され、比較的寒冷な気候に適する麦などは春、秋あるいは冬期を利用して栽培される。それゆえに作物や、果樹は気象条件によって左右されることが大きいので、県全体の大気候によって営農するだけでなく、下部町の小気候をよく知り、地域に最も適した営農を生みだし、その合理化をはかることが必要である。狭い土地での合理化はなかなかむずかしく、栽培も容易ではないけれども、気象の平年値を知っておくことは、適地・適作という点から必要であって、ときどき起こる異常気象を知ることは、気象災害を防ぐ上から極めて重要なことである。

気象災害について、限られた資料で簡単に記述してみたが、気象災害を予測することはまことに困難で、よくいわれる災害は天災だともいって、人力では防ぎきれない面をもっている。しかし、水害などが過去において集中的に発生した事例も多く、現代においても時おりみられるのは、治山、治水に対する配慮や、施策が十分でなかったためだといえないこともない。

第三章　植　物

第一節　下部町の植物と自然環境

植物が生育し繁殖するためには、その地域の自然環境に大きく支配されるものである。下部町における植物の生育状態や、分布状態を理解するためには、本町の地質、地勢、気候などをより深く知ることが大切である。

下部町は第三紀層に属する御坂山系に囲まれた地域で、この山脈は五湖を屏風(びょうぶ)で飾るように、東西に走っている低山山脈である。この山系中下部町に属する代表的な山には、北に大山（七〇六メートル）、蛾ケ岳（一、二七九メートル）、大平山（一、一八八メートル）釈迦ケ岳（一、二七一メートル）東に山方分山（一、四二二メートル）、竜ケ岳（一、四八五メートル）、雨ケ岳（一、七七一メートル）、毛無山（一、九四五メートル）などがある。



本栖湖畔からながめた御坂山系の一部

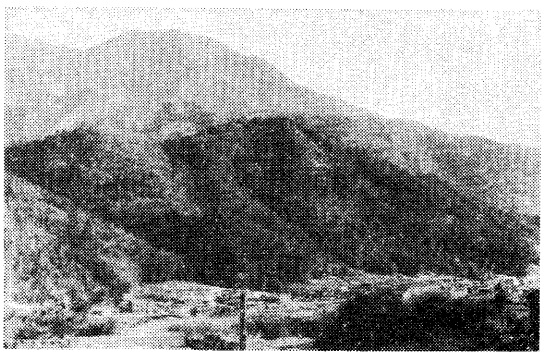

下部町の山々

また地質、地形を見ると、本栖湖北岸や西岸に見られる火山角礫岩層、雨ケ岳付近の火山砕屑岩層、久那土地域一帯を中心にした泥岩層、大磯小磯付近の凝灰岩層、市之瀬部落付近の玄武岩層、山口部落の凝灰質砂岩、泥岩層などがあげられる。河川の侵食もすすみ、深い渓谷、河岸段丘がみられ、各地に多くの断層があり、複雑な状態を示している。

これらの詳細については、本編第一章地形、地質の項で述べてあるので参照してほしい。

下部町の植物は、このような地形・地質の基盤の上に生育しているわけである。

下部町の気象については第二章気象の項で詳細に述べてある。ここでは植物とのかかわりのある事項の概略についてふれることにする。

甲府気象台の調査結果によれば、本県は次のような区分になっている。

A小雨高温区　甲府盆地
B多雨高温区　甲府盆地以南の富士川流域
C平雨高温区　大月・上野原を中心にした、桂川流域。
D小雨冷涼区　八ケ岳山麓の高原から、甲府盆地以北の山岳地域。
E多雨冷涼区　富士五湖地方、西部山岳地帯および丹波川上流地域。

下部町の年平均気温は摂氏十四・七度、降水量は年間約二〇〇〇ミリメートルである。

このことから考えても、下部町は甲府気象台の区分による多雨高温区に属するわけである。

とくに植物帯を気温によって、熱帯・暖帯・寒帯などに区分している。暖帯の範囲をあげると、年平均気温摂氏一三度以上、二一度以下の地域を指している。

本町はこのことから暖帯の平地付近に属する。とくにこの地帯は、カシ

類が多く生育しているため、暖帯を別名カシ帯ともよんでいる。

本町内では、海抜六〇〇―七〇〇メートルまでの間に、カシ類の多く生育している地域がみられる。

これらの事実からも本町は暖帯区に属し、暖帯林が多く存在しているであろうと類推される。

気象条件である気温と降水量は、植生に大きな影響をあたえている。

この気象条件を直観的に比較できるように考案したものを、クライモグラフという。ここにとりあげたものはその一種である。

このグラフは第1図に示してあるように、縦軸に月平均気温をとり、横軸に月平均降水量をとり、月ごとにその実態を記入したものである。

一月と八月を結んだ線と横軸との角度によって、植生の気候型を判断するようになっている。

九〇度以下を表日本型、九〇度以上は裏日本型の植物の生育がみられる地域であるとしている。

さらに学者は、五〇度以下が本来の表日本的植生の発達する地域であり、五五度―九〇度までが内陸型、九九度以上が本来の裏日本型の植生が存在する地域だと発表している。

表日本型は、夏は高温多湿であり、冬は寒冷乾燥になる特徴がある。裏日本型は冬季に著しい積雪のあることが特徴である。

第一図で示してあるように、甲府と下部の場合を見ると、甲府の場合は内陸型であり、下部町の場合は、本来の表日本型に入ると考えられる。

とくに気象的条件によって、植物の分布範囲が決定されているものを、気象的要素と呼んでいる。

気象的要素として指摘できるものは、一般には暖帯林や温帯林の構成分子となっていることが多いといわれる。

そしてこの要素の分布は、

第1表　気温と降水量

下部町（下部観測所）　　統計期間1968―1977

要素＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
気温	平均	1.9	3.6	6.5	13.5	18.1	21.5	25.4	26.5	22.7	15.7	9.7	4.3	14.7
	最高平均	8.4	9.5	13.3	19.9	24.5	26.9	30.3	31.8	27.8	21.0	16.2	10.8	20.0
	最低平均	−4.7	−2.4	−0.3	7.0	11.7	16.1	20.4	21.2	17.2	10.4	3.2	2.3	7.7
降水量	平均(mm)	55	92	107	135	129	198	184	365	227	135	91	156	1,746

甲府　　統計期間1966～1975

要素＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
気温	平均	2.5	3.9	7.3	13.9	18.2	21.5	25.5	26.7	22.5	15.8	10.0	4.2	14.3
	最高平均	8.5	9.6	13.4	19.8	24.3	26.3	29.9	31.3	26.9	20.6	15.9	10.1	19.7
	最低平均	−3.5	−1.8	1.2	8.1	12.0	16.6	21.2	21.9	18.1	10.9	4.2	−1.8	8.9
降水量	平均(mm)	46	59	72	89	76	166	146	145	132	102	36	35	1,104

第1図　クライモグラフ　　下部町（表日本型）　　甲府（内陸型）

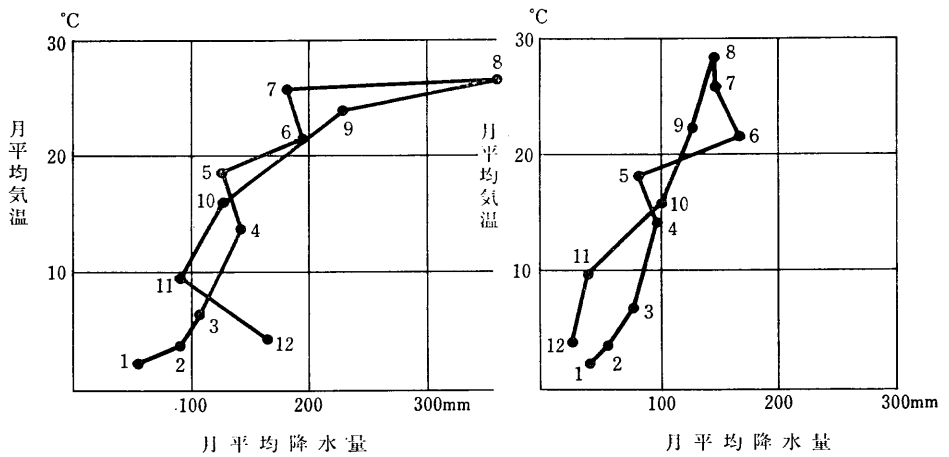

1　連続分布をしていること。

2　同一地域に個体数が多いこと。

3　気温や降水量などによって分布限界がはっきり限定されていること。

などの特徴があるといえる。

これらのことから考えると、ツバキ・カシ類などの常緑広葉樹は、西南方の亜熱帯や暖帯に起源のあるものであり、反対に針葉樹は北方に起源をもつものであることがわかる。

下部町内の植物、とくに森林について見れば、自然林の多くはほとんど伐採されており、二次林や栽植林がめだって多い状態である。

しかし各村落に現存する神社・仏閣には、往時の自然林の一部や、栽植され残存している巨木などが見られる。それらも残り少なくなってきていることは残念なことである。



長塩，山神社の境内林

下部町における垂直分布を考察する場合は、主として暖帯林・温帯林が中心となる。毛無山頂や雨ケ岳山頂などは、標高から考えて亜高山帯に相当するため、そのことにも触れることが必要になる。

富士火山の活動した結果、その地域で植物に種の分化が見られることが発表され、天子山系に見られるフジザクラがその好い例とされている。

また古第三紀に起きたホッサ・マグナ（糸魚川―静岡大地溝帯）が、植物の種の分化に一つの役割を果たしていることも発表されている。

このような地質・地形の変化の歴史にかかわって生じた植物を地史的要素とよんでいる。

下部町はホッサ・マグナの中に位置づく地域でもあるため、地史的要素について考察することも大切である。

さらに歴史時代になって、諸外国

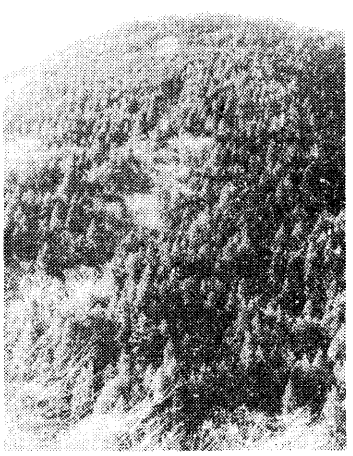

栽植された林（湯之奥）

との交流によって、人為的にあるいは自然に移入されて分布域が拡大された植物がみられる。これらの一群は帰化植物と呼ばれている。本町内でも鉄道沿線や、道路沿いに帰化植物がよく見られる。以下各節において、気象的要素、地史的要素などをとりあげ簡単に触れることにする。

第二節　気象的要素

前節で記しておいたように、主として気象的条件によって植物の分布が決定されているものを気象的要素と呼んでいる。下部町は第1表・第1図からわかるように、多雨高温区に属する地域である。植物分布もそれらの気象条件の影響をうけて、暖帯林と温帯林が分布している。このことからそれらを観察することが大切である。ここでは暖帯林と温帯林をとりあげて記していくことにする。

一　暖帯林

暖帯は年平均気温摂氏一三―二一度の範囲に入る。前節でもふれておいたようにとくにこの地帯は、カシ類が多く生育しているので、カシ帯とも呼ばれている。

下部町における暖帯林は、海抜で五〇〇―六〇〇メートルぐらいまで分布帯が占めている場合が多い。一般にこの海抜までの地域は、人間生活の本拠が位置づいているので、大部分が破壊されて、自然林を見つけることはほとんどできない。

このため下部町の場合、よく保存されていると考えられる神社・仏閣などの境内林を調査することが大切である。

暖帯林を特徴づけるものは常緑広葉樹である。そのおもな樹種をあげると、ツクバネガシ、アカガシ・アラガシ・シラガシ・ウラジロガシなどのカシ類。スダジイ・コジイなどのシイ類。クス・ダブ・ヤブニッケイなどのクス類。そのほかツバキ・サザンカなど多類があげられる。

暖帯林の分布を南アルプス山麓を中心にした第2図によれば、静岡県安部川筋の竜爪山（一、〇四一メートル）の山麓では、アオキ・ヤブツバキ・リンボクカゴノキ・シモダモ・ツブラジイ・ウラジロガシなどがみられ、安部川上流の玉川村や湯の森付近までダブの林が入りこんでいるといわれる。

大井川上流の千頭・田代付近には、アラカシ・アカガシ・ウラジロガシ・ツクバネガシ・リンボクなどの暖帯林があると報告されている。

また天竜川流域の秋葉山（七二四メートル）や白倉山（一、〇二七メートル）にも暖帯林がめだち、天竜川での暖帯林の限界は、平岡・水窪付近までで、ヒサカキ・ヤブツバキ・リンボク・シラダモ・ダブノキ・シキミ・アカガシ・ツクバネガシ・ウラジロガシ・ツガなど各河川流域共通などがめだっているといわれる。

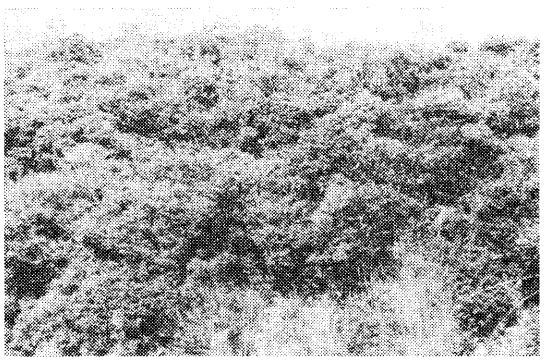

下部湯町のカシ林

本県では富士川の流域や、その支流である早川、常葉川などの流域に多く見られるが。その他地域によって多少異なるが、桂川・道志川　秋山川などの河岸に沿って、ダブノキ、ヤブツバキ、シラガシ、アラカシ、コクサギ、ウラジロ、コシダなどの暖帯植物が、細く深くはいりこんでいるのが見られる。

本町のカシ類に目をむけて観察すると、湯之奥部落付近・栃代川流域では、杉山部落付近まで、常葉川では中之倉燈付近まで、反木川流域では、根子新田部落付近などまでに見られる。暖帯林と温帯林の境界がこの付近からうかがえる。

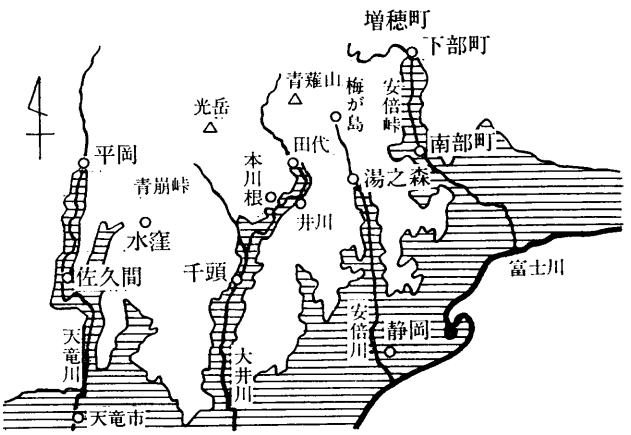

第２図　南アルプス山麓における暖帯林の侵入図

カシ類で本町内に見られるものは、アラカシとシラカシである。特にアラカシは、崖などの岩場の場所に生育する。下部温泉湯町付近の崖には立派なアラカシ林が見られる。さらに湯之奥山神社のウラジロガシを中心とした林。国道三〇〇号線ぞいでは、木喰橋付近の山にみられるアラカシ林。中之倉不動滝付近のアラカシ林など町内各所に見ることができる。

カシの生育に適する気候をカシ気候ともよび、月平均気温が摂氏二〇度以上の月が四か月以上あるところの気候をさしている。

特にウラジロガシは、湯之奥から身延山を結ぶ線を境にして、それ以南の地に分布している。このことはその地域がより温暖な場所であることがうかがえる。カシは小さいとき、日陰にそだつ陰樹であって他の樹木を上木として育つものである。

湯之奥山神社のカシ林は、モミを上木として形成されたカシ林である。

ヤブツバキは、町内各所に見られるが、特に湯町に多い。下部町がその北限であると考えられる。さらにフユザンショウも下部温泉付近に多く見られる。ナンテンは富士川沿岸地域に多くみられ、特に身延のナンテンは、甲州盆唄にまでうたわれるほど有名である。下部町の場合一色部落に自生のものが多く見られる。現在このナンテンは北上して、芦川渓谷まで達している。



湯之奥山神社のカシ林

つる性の木本植物には、イタビカヅラ・ツヅラフジ・テイカカズラ、草本の中では、イワノユキノシタ・ランヨウアオイなどがみられる。

本来暖帯林の地域は、常緑広葉樹林におおわれていたと考えられる。しかしそれらが伐採などにより、クヌギ・コナラ・シデ・アカマツなどの陽樹林が生じ、さらに伐採をくりかえすと、土地はやせて、アカマツ林になると考えられる。このような変遷は本町内各地で見られる。

暖帯林の日本での主分布は、緯度で北緯三八度あたりまでといわれる。

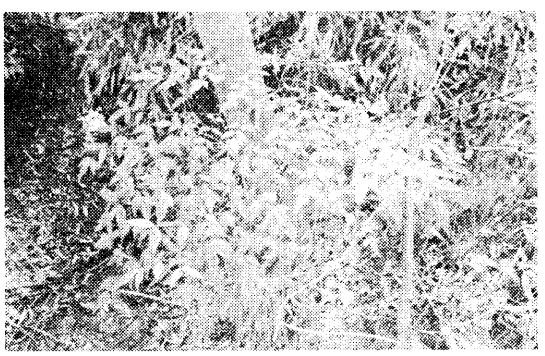

野性のナンテン（一色地内）

二　温帯林

温帯林はブナ帯ともいわれている。本県の場合クリ・ブナ・ツガなどが温帯林を形成している。

温帯林は海抜で、約四〇〇―一、五〇〇メートルにわたる範囲の地域である。下部町の場合は、カシ帯の上部はほとんど温帯林に属していると考えられる。一般にクリの上部の分布帯がブナで占められている。

暖帯林と比較してみると生育期は短くて、その生育が気温に大きく影響されている。

このことに注目した学者の研究によると、温帯林の植物の生育適温は月平均気温が摂氏一〇度以上であって、その気温の継続している期間が、温帯林の生育期間であるという。

さらに植物と気温の関係について研究している学者の意見によると、一般に化学反応速度は、摂氏一〇度あがるごとに二―三倍になる。このことは植物の生長・同化作用・呼吸作用などの生理現象の場合でも、ほぼ実験的に証明されているとのことである。

植物の生理現象には必ず不適性温度があり、その不適性温度以上は逆に抑制的に作用する。前述した法則は、最適温度以下の範囲でのみ成立するといわれる。

この関係を調べるには、ある期間気温がどの程度どれ位つづいたかを知ることが必要である。そのために、積算温度を使用すると便利であると説明している。

この積算温度とは、期間を区切ってその区切りの温度を加えていったものというのである。

吉良竜夫博士は、この方法から暖かさの温度指数を考案した。

この方法は区切りを月単位とし、摂氏五度を基点として月平均五度以上の月をとりあげ、その月平均気温から五度を差引いた数値を加えた結果を温度指数と呼んでいる。

また寒さの温度指数も考案している。これは月平均気温摂氏五度以下の月について、その月平均気温から五度とのひらきを求めて合計したものを指す。この数値の結果はマイナスで表わされる。

暖かさの温度指数は、植物に対する温度の積極面を示すものであり、寒さの温度指数は植物に対する温度の消極面をあらわしていて、どちらも植物の分布を制限する原因となると述べている。

これによれば、暖帯林の代表樹種カシ・ダブ・ツバキなどは、暖かさ温度指数で八五度以上となり、温帯林のブナは八五度以下を示している。

その他の樹種については、第3図を参照してほしい。

さらに九州ではカシ類は暖かさ温度指数で八五度の高さまでのぼり、ブナ帯と接する。

しかし中部地方では、カシ類は暖かさ温度指数一〇〇度でとまり、ブナ帯につながらない。この場合に、カシの分布の上限は、寒さの温度指数が、マイナス一〇―一五度で、それがカシの分布を制限していると考えられる。

九州では暖かさ温度指数八五度の高さで、寒さの温度指数が八―九度である。

以上のことから分布帯の関係に変化のあることが説明できる。

以上気象的要素では温帯林の場合、とりわけ気温の変化が植生に大きな影響を示していることが理解できる。

温帯林は、その海抜によって構成樹種が異なり、低海抜地帯からクリ林がはじまり、ブナ林・ウラジロモミ林などに変わっていく。

(一)　クリ林

クリは下部町の場合、海抜一、二〇〇メートル位まで分布がみられる。このクリは温帯林の指標植物の一つになっている。

その分布限界は北海道石狩地帯北部までであるといわれる。年平均気温で摂氏六度、一月の平均気温マイナス八度までの範囲で、暖かさ温度指数で一〇〇度までの地域であるといわれる。

このクリ林の中には暖帯林のような常緑広葉樹は少なく、ヤマツツジ・

第３図　日本の樹木の分布帯と暖かさ温度指数との関係（吉良竜夫博士による）

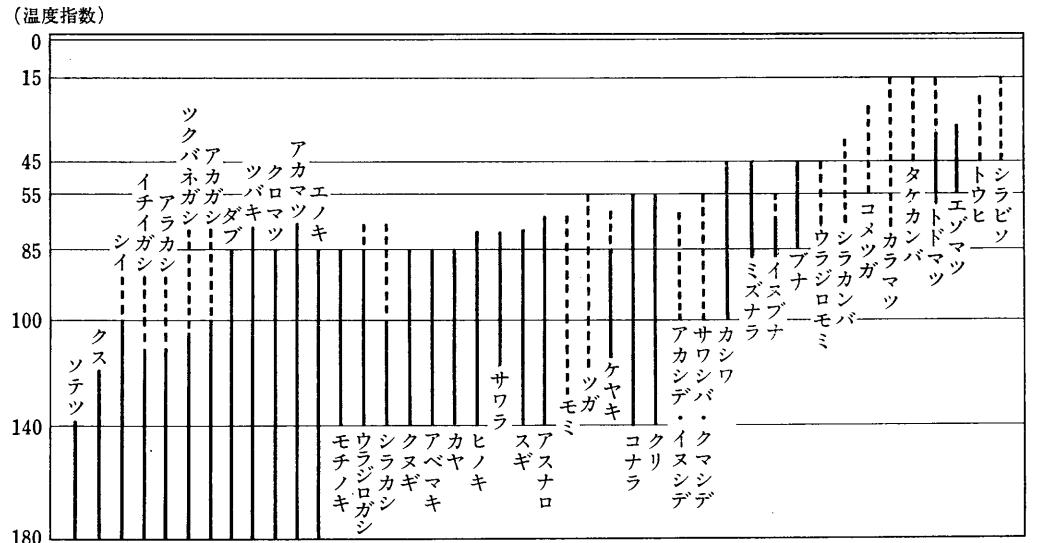

（実線は水平分布による調査，点線は垂直分布による調査結果を示す）

などの温帯林の植物を本町内でも見ることができる。

この林の安定相は、ツガ・モミがめだつのが当然であるが、人為的に破壊されているため、アカマツ・クリ・クヌギ・コナラ・ヤマツツジなどの二次林がめだつのだと考えられる。



クリの林（古関地内）

トウゴクミツバツツジ・リョウブ・コバノトリネコ・ウリカエデ・ウリハダカエデ・ウワミズザクラ・クヌギ・コナラ・ヤシャブシ・イヌシデ・アカシデ・アカマツ・モミ・ツガ

(二)　ブナ林

本県内のブナ林は海抜で約一、二〇〇―一、五〇〇メートルにかけてでてくるようになる。

本町内の高山である毛無山の場合、約一、一〇〇メートル付近より、イヌブナ・ブナがあらわれてくる。

釜額部落の仏峠から稜線を南にいくと、約一〇〇〇メートルにブナ林がある。目通り幹囲二メートル以上のものが多い。特にブナは温帯林の指標植物の代表植物でもある。このブナは水平分布や垂直分布でも、暖かさの温度指数八五度以上の土地には分布していない。また寒さの温度指数でマイナス一〇度―一五度以上でなければならない。

植松博士の観察によると、ブナ林もその分布の顕著な地域では、低海抜地域にイヌブナが目だち、より高海抜にブナが目だつと指摘している。この両者の住み分け現象については、今後の研究によると発表している。

一般に垂直分布でブナ帯という場合に、本町内では、ミズナラ・コナ

ラ・カシワ・クマシデ・ミズキ・ヤマウルシ・ヤマボウシ・アカマツ・オオモミジ・ヤグルマカエデ・コバノトリネコ・イロハモミジ・マルバウツギ・ミツバツツジ・ヤマハゼ・リョウブ・ハシバミ・ダンコウバイ・サワシデ・カマツカなどが目だつ。

本県内でブナ林で目につく群落は、シラカバ・レンゲツツジ群落、ミズナラ・イタヤカエデ群落・ハシドイ・チョウセンゴミン群落、ツガ・ミツバツツジ群落・ツガ・コカンスゲ群落・ブナ・スズタケ群落などがある。

旺盛なブナ林の形成されるのは年降水量一、五〇〇ミリメートルを中心にした地域であることが報告されている。

㈢　ウラジロモミ林

ウラジロモミ林は、ブナ帯の上部に細いベルト状に分布している。

ウラジロモミ林の発達するところは、気温較差が大きくて、年降水量も少なくなってくる内陸性の気候を示す地域である。

ウラジロモミ林の多い地域の年降水量を調査すると、一、五〇〇ミリ程度の雨量を示す地域が多い。

前に記しておいたように、ブナが二、五〇〇ミリを中心にした地域に多いこととあわせ考えてみると、年降水量一、七〇〇―二、〇〇〇ミリの地域ではウラジロモミ・ブナなどの混生する中間地帯が考えられる。

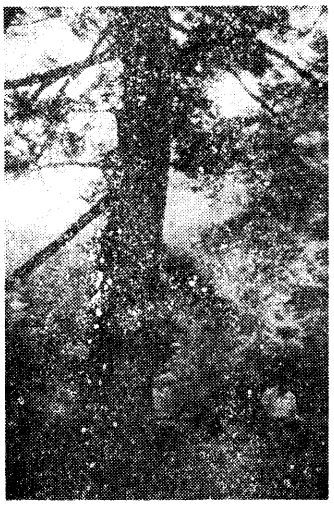

ブナ林（毛無山）

クライモグラフから考えると、五〇度までが表日本型、五〇―九〇度までが内陸型といわれる。

下部町の場合は、第1図からみて五〇度以下で表日本型である。甲府は五〇度から九〇度の範囲に入り、内陸型を示している。

このような条件のため、下部町内の高山をみると、自然林の中にウラジロモミ林を形成していない。

毛無山頂付近を見ると、コメツガ・イチイ・イラモミ・トウヒ・タケカンバ・シラビソ・ウラジロモミ・カラマツなどの混生林になっている。このことは下部町が表日本型であることと、年間降水量二、〇〇〇ミリメートルという気象条件から生じたものと考えられる。

ウラジロモミ林には、トリカブト・コナラ・ナツツバキ・ダンコウバイ・ミズナラ・ヤマアジサイ・イヌブナなどがある。

第4図　ウラジロモミ林とブナ林の分布域図

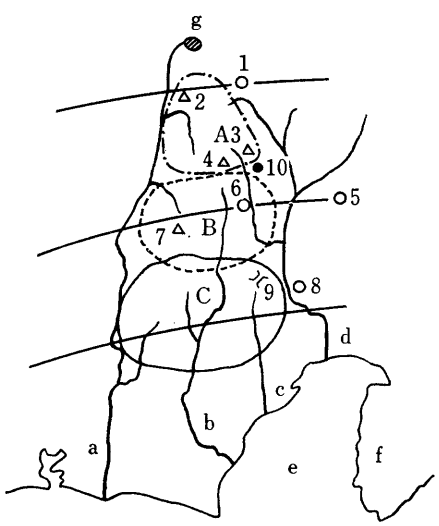

1　富士山，2入笠山，3駒ヶ岳，4北岳，5甲府，
6　西山，7赤石岳，8南部，9安倍峠，10増穂町
a天竜川 b大井川 c安倍川 d富士川 e駿河湾 f 伊豆 g 諏訪湖
A：ウラジロモミ林の目だつ地域。（年降水量約1,500mm）
B：ウラジロモミとブナの混生林が目だつ。（年降水量1,700～2,000mm）C：ブナ林が目だつ。（年降水量2,500mm以上）

第三節　地史的要素

一　地史的要素

植物の分布とか起源を論ずる場合に、今まで地史的な見方がほとんどな

されていなかった。

植松春雄博士は今まで調査した南アルプスの植物資料を注意深く解析することによって、その地域の植物相（FIORA）は地史に関連して生まれ、または分布していることを発表した。

このようにして生じた植物を地史的要素とよんでいる。

以下地史的要素について概略を記すことにする。地球上に被子植物が出現したのは、気候が割合に温暖であった時代だといわれる。日本列島は白亜紀の後半以降、現在に至るまで大陸との間で陸地の接続、分離が繰り返されてできたことが地質学上証明されている。

白亜紀直後に西日本を内帯と外帯とに区別する中央構造線ができたといわれる。

第三紀中新生に、秩父古生層を主とした地域が、南アルプスと関東山地とに二分され、糸魚川から静岡に至るまでの大きな海峡が生じた。

これをナウマン（E. Naumann）によって「ホッサ・マグナ」と名づけられた。

第5図　ホッサマグナ地域概念図

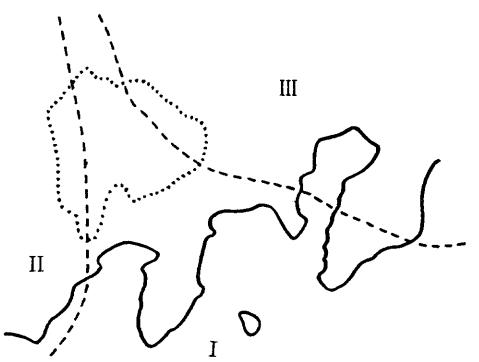

I　ホッサマグナ地域
II　南アルプス地域
III　秩父山塊地域

このため山梨県の大部分や伊豆半島・三浦半島・房総半島の一部は海底であった。第5図ホッサ・マグナ概念図を参照してほしい。

この海峡地帯は断層の通過地帯であるため、地殻が弱く、八ケ岳・茅ケ岳・富士山などの火山の噴火を見たのである。

第三紀時代はほとんど現在と同一植物が分化してきていたと考えられる。このような状態が、海峡の出現によって、植物の分布に障碍になったのでないかと考えられる。そのことは、プラキストンラインや、渡瀬線からも証明されるわけである。

したがって、ホッサ・マグナでは、第三紀時代に起源のあったもので、分布の足のおそかったものや、現在垂直分布の上でブナ帯以上の地域を分布本拠としているものには、その分布上に影響をあたえたものがあるといえる。

二　ホッサ、マグナの役割

㈠　隔離による種の分化である。二分された当初は同一種であったものも時間的経過につれて分化していくこと。ヒメスミレサイシンがそれを示している。

㈡　北方に起源をもつ植物や西南方に起源をもつ植物が地質時代における気候の変化で、南下または北上し、あるいは後退したと考えられるが、ホッサ、マグナをはさんで、どのような形で残っているかということ。

㈢　海峡が陸地化するにつれて、噴出した海底火山だといわれるものが、種の分化にどのような役割をはたしたかということ。

富士山地域におけるフジザクラはその好例であると考えられる。

以上のような問題点を考察する過程で次のような仮説を立てた。

三　地史的要素の仮説

㈠　垂直分布では、ブナ帯とシラビソ帯の構成要素に着目することが必

要である。

これらの分布帯のものは割合に古い時代のフロラを残している可能性を持っている。

それはこれら両分布帯の植物は、あまり環境の変動を受けなかったと考えられるからである。ブナ帯・シラビソ帯は、寒暖両変化の場合、分布帯の中で一番上下に分布移動ができ、分布植物が遺存できる分布帯である。

ダブ帯が氷河期に温暖地である低海抜地に移動し、分布帯を失って絶滅し、高山帯では、温暖気候の際植物の残存場所を失い、絶滅することもあったと考えられる。

㈡　アジア大陸や北米大陸と日本列島とに同一種や同一属の分布している場合である。これらの種や属の形質の類縁や分布の実態を観察することによって、アジア大陸と日本列島における地史と、フロラの関係がわかるからである。

ダブ帯に分布していた植物は大きな変動を受けていて、地史的要素の遺存のむずかしい分布帯である。これに比べると現在のブナ帯とシラビソ帯を分布本拠としているものは、気候的変化に対して垂直に分布移動はしても、絶滅することは少なかった。したがって、地史的成因を考える上では、この両分布帯の植物は重要である。

㈢　ある場所を中心にした地域に固有な属とか種のある場合である。

同一種や属の現在における分布地から推論してその植物の分布の由来がわかるものである。

キタダケソウは本県の白根北岳に、ヒダカソウハ北海道の日高にのみそれぞれ分布している。このような分布資料から分布由来を追求できるのである。

㈣　新しい富士火山地域で生まれたものと考えられるものがある。種の分化は、基本的には時間の長いほど大きな形質の変化をきたすものと考えられる。そのことから富士山などの新しい火山での起源植物は、短い時間しかたっていない。そのため類縁植物から微妙な差異によって区別される。フジアカショウマ・フジオトギリなどは火山地域に目だつが、同属のものとわずかな形質の相異によって区別されるのはその例である。

以上のことから、下部町と関係あるものを指摘すると次の通りである。

四　本町における実態

㈠　テバコモミジガサ型

第6図に示してあるように、中央構造線にそって、テバコモミジガサや、イワユキノシタ、ヒメシャガラなどを中心とする植物の一群が、九州四国から、本州中部へと分布している。

第6図　テバコモミジガサの分布

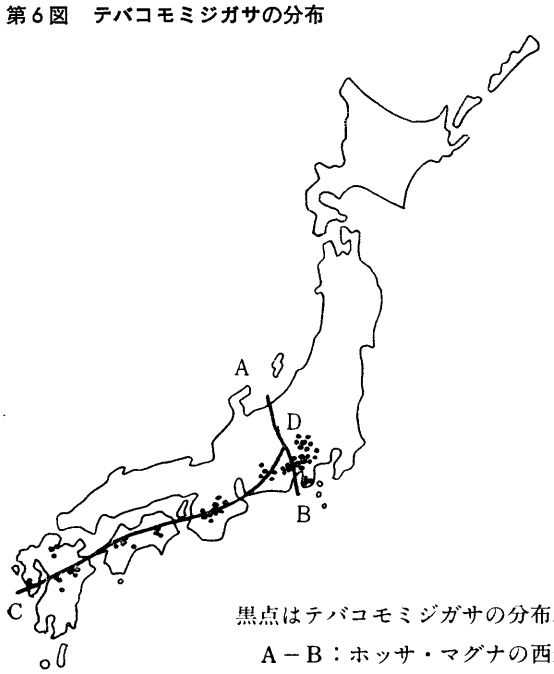

黒点はテバコモミジガサの分布地
A－B：ホッサ・マグナの西縁
C－D：中央構造線



テバコモミジガサ

本町内でも毛無山や仏峠などで見ることができる。主として日本列島上でもっとも古い地層である秩父古生層の地域にそって分布している。

日本列島の地史を考えて、同一分布型を示すものをあわせて、テバコモミジガサ型とよんでいる。テバコモミジガサ型に入るもので、下部町まで分布してきているものをあげると、テバコモミジガサ・シモバシラ・モチツツジ・アワブキ・ホソカエデ・ヒメシャラ・シコクフウロ・イワユキノシタ・レンゲショウマなどがある。

これらの多くは、中央構造線に沿って連続して分布することからみて、割合に新しい第四紀時代になってからの気候的要因や、単なる分布の機会があったことにより連続分布したものでなく、中央構造線付近の古い地層が中国大陸両南部の同様な古い地質の地域と陸続きであったころ、西南方から分布を拡大したものの遺存であると考えられる。この型のものは分布している地質から考えて、日本のフロラ構成要素の中でも割合に古い時代のフロラの残存したものではないかと考えられる。

今後中共西南部やヒマラヤなどの植物研究が十分すすめば、テバコモミジガサ型と起源を同じくするものが多く究明されるものと考えられる。

(二)　シラカバ型

この型はハシドイ型を指しているが、本町ではハシドイをほとんど見ることができないため、シラカバ型と名づけた。

この型は日本列島が大陸の半島の時代に分布拡大したものであると考えられる。

とくに同一群落をつくることが多く、大陸系の要素をもつ起源地に似ている内陸性気候の場所を生活の本拠にしている。

これらの地域はいずれも年降水量一、四〇〇ミリメートル以下の小雨量地で、大陸系要素の遺存地域を形成している。

本町内では、多雨高温区に属するため多く見ることができない。毛無山などの一部にシラカバなどを見ることができる。

(三)　ヒメスミレサイシン型

ヒメスミレサイシンは、スミレ属の一型で、白花をつけ他のスミレ属のものと比較して、はっきりとした型質を持つ種である。

とくに注目すべき点は、このヒメスミレサイシンの分布が、過去に存在したホッサ・マグナの溝にそって整然と分布していることである。

植松博士の採集記録では、戸隠山・燕岳・三才山・美ケ原・釜無山・北岳・黒岳・十文字岳・増富ラジウム峡をあげている。



ヒメスミレサイシン

研究機関の記録では、信州三才山・十文字峠・秩父三峰前白岩・甲斐八ケ岳・毛無山などがあげられている。

これらの事実は、ヒメスミレサイシンが、このホッサ・マグナの地域において発生の起源をもったことを示している。

前川文夫博士は、ホッサ・マグナは一種の種形成能力のあることを述べ、ホッサ・マグナ地域と命名して、一つの植物区を設定している。とくにカンアオイの群を材料にして

研究をすすめている。

植松博士は、このホッサ・マグナと関係があると考えられる植物をホッサ・マグナ要素と呼び研究された。とくにヒメスミレサイシンをとりあげたことは注目すべきものである。

この型に入るものは多くあったと考えられる。しかしこのホッサ・マグナ地域が、南北にわたるせまい帯状の地域であったために、現在ほとんどのものが分布拡大されていて、明確な指摘をすることがむずかしいといわれる。

本町の毛無山にヒメスミレサイシンの存在する記録は一九五八年金井弘夫博士によってなされている。

(四)　フジザクラ型

フジザクラは、蛾ケ岳・毛無山・三方分山など御坂山系のように富士山隣接地にその分布を見ることができる。



フジザクラ

本来本種は富士火山の地域で生まれたものであると考えられる。

ホッサ・マグナ地域は地殻が弱く多くの火山の噴出をみた。この火山地域のもつ種分化への要因は火山性裸地のもつ生活環境も大きい意味を持つと考えられるが、ここでは地史型の一型としてあげてある。

コユネユメツツジ・フジアカショウマ・フジサンシキスミレ・フジオトギリなどがこの型に入る。このフジザクラ型に入るものは、富士山そのものが新しいので、種分化のための時間が少ないだけに、その多くは同属のものと微妙な形質の差異しか示していない。

植物の中で、サクラ・アザミの両属のように分化の著しいものと、そうでないものがある。火山地域で生まれたフジザクラ型では分化の著しい仲間の方がよい資料になるといわれる。

第四節　帰化植物

一　帰化植物

帰化植物とは「よその国から渡ってきて、野生状態になった植物」をいう。

外来の植物でもイネ・チューリップなどは野生化することがないので帰化植物とは呼ばない。

とくに大切なことは、帰化植物は人間の力で運ばれた植物であるということである。自然の力によって運ばれたものは帰化植物とは呼ばない。そのために、多くの帰化植物は人の住居の近くで見られる。

帰化植物が侵入して、各地に広がり、そこの植生の一員として定着する条件をあげると次のようである。

○　外国より種子など繁殖可能な植物体の一部が侵入してくる。(輸入物質などに混入して)

○　侵入地(帰化センターと呼ぶ)よりさらに広がっていくルートのあること。

○　帰化植物の生育に適当な環境条件(気候・土壌など)がそろっていること。

○　新しい生育地で、在来の植物との競争に負けないこと。

以上の条件がすべて満足しないと、帰化植物は新しい土地に定着しないといわれる。

帰化植物はよく考えてみると、日本という土地に最初に人が渡来した時からすでに始まっていたはずである。

有史以前の人々の移住・交流にともなう帰化植物を想定し、史前帰化植物と前川文夫博士は呼んでいる。

長田武正博士は時代順に、史前帰化植物、旧帰化植物、新帰化植物とわけて考えられるともいう。

とくに明治以降欧米諸国との交流が盛んとなり、移入される植物の数が多くなった。現在普通に帰化植物というのはこうした新しい帰化植物を指しているのである。

明治年間における帰化植物は、アカツメグサ・アレチノギク・イヌムギ・ウマゴヤシ・オオイヌノフグリ・オオオナモミ・オランダガラシ・オランダハツカ・オランダミミナグサ・カモガヤ・コニシキソウ・コハコベ・シロツメグサ・シロバナマンテンマ・セイヨウグンバイナズナ・タチイヌフグリ・タチオオバコ・ナガハグサ・ナギナタガヤ・ノボロギク・ハリビユ・ヒメコバンソウ・ヒメジョオン・ヒメスイバ・ヒメムカシヨモギ・マツヨイグサ・ムラサキチョウセンアサガオ・セイヨウタンポポ

大正年間の場合、アオビユ・アメリカアリタソウ・アメリカセンダングサ・ウラジロハルタデ・オオフサモ・オオムカシヨモギ・カキネガラシ・カナダアキノキリンソウ・クルマバザクロソウ・タチチチコグサ・タチフタバムグラ・ニワゼキショウ・ハタザオガシラ・ホウキギク・ヒメマツヨイグサ・ブタクサ・ヤナギバ・ヤハズエンドウが挙げられている。この中には下部町内でも目にふれるものがいくつかある。

昭和時代に入ってからは、とくに終戦後牧畜が盛んになった。このため家畜の飼料として多くの植物の種子が移入され、その野生化したものが目だつようになった。

昭和時代に入ってからのものを挙げると、ホソムギ・イヌムギ・オニウシノケグサ・オニカニツリ・オヒシバ・オオアワガエリ・オオスズメノテッポウ・カモガヤ・コヌカグサ・シラゲガヤ・ツリエノコロ・ナガハグサ・ノビエ・ハルガヤ・ヒメカモジグサ・ヤリクサヨシ・ゲンゲ・コゴメツメクサ・コメツブウマゴヤシ・ザートウイツケ・シナガワハギ・タチオランダゲンゲ・ツメクサダマシ・シラゲクサフジ・シロバナシナガワハギ・ベニバナツメクサ・ムラサキウマゴヤシ・アオゲイトウ・セイヨウノコギリソウ・ヘラオオバコ・ホソバセンダングサなどである。

帰化植物は、移入されると、以後永続的にその地域に分布しているものもあり、ある種は分布を拡大し、またある種はある一時期だけ分布したものもある。

二　下部町内で見られる代表的な帰化植物

セイヨウタンポポ　これは在来の日本種に代わって下部町内でも多く見られる。明治の中ごろ、当時の札幌農学校（現在の北海道大学）の外人教師が植えたのがはじまりといわれる。

セイヨウタンポポは、外総包片が下向きにそり返るが、日本種はそり返らない。繁殖力が日本種にまさる理由のひとつは、日本種の大部分は花粉なしでは実が結べないが、セイヨウタンポポは花粉なしで結実する。いわゆる単為生殖であるといわれている。

ヒメムカシヨモギ

明治のはじめに日本へ入ってきた植物で、いろいろの名まえで呼ばれている。テツドウグサといえば、多くの人があの草かと思い出すにちがいない。下部町内でも身延線の開通にかかわってその広がりを見せたにちがいない。

このことは、地域の開発と帰化植物が無縁でないことを示していると思う。

実は風ではこばれる。鉄道や電信などとは直接に関係ないように考えられる。しかしそれらの普及が裸地を作り、外来の草の入りこむ場所になることがある。

ヒメムカシヨモギの実は小さい、芽生えも小さい。外の草の密生するところでは日照不足で死んでしまう。結局表土がけずられたむき出しの土地ということになる。

オオアレチノギク　昭和のはじめ牧野博士によって気づかれたといわれる。ヒメムカシヨモギにそっくりな姿をしている。花を見れば区別できる。ヒメムカシヨモギは小さな白い花びらが見えるが、オオアレチノギクでは白い花びらが見えない状態で、全体が大きい。原産地は南アメリカの熱帯地といわれる。

ヒメジョオン　夏の道路ぞいなど白い花を一面にさかせる見なれた草になっている。明治の文明開化につれて広がった北米の植物である

マツヨイグサ　普通月見草とよばれている。江戸時代にオランダ船にのってきたといわれる。

　このマツヨイグサは花の径が三センチたらずである。メマツヨイグサとかアレチマツヨイグサとよばれるものである。

「富士には月見草がよくにあう」と太宰治によってよまれた月見草は、オオマツヨイグサのことで、明治中期にはいってきたものといわれ、花も大きい。

　下部町内の河原にも多く見られる。現在オオマツヨイグサがへり、メマツヨイグサがとってかわりつつある現状といわれる。

シロツメクサ　クローバーとよべばだれも知っている一般化した草である。原産地はヨーロッパである。町内いたる所に見かけられる。

　四つ葉のクローバーは奇形である。

ヒガンバナ　「赤い花ならマンジュシャゲ」とうたわれる植物で、マンジュシャゲは梵語である。よく墓地などにも見かけることがある。中国から渡来し、昔は栽培されたものではないかといわれる。

ハルジョオン　ヒメジョオンとそっくりである。

　ヒメジョオンと区別する場合、茎を切りずいを見るとヒメジョオンは白いずいがあり、ハルジョオンはずいは少なく中空である。。

　ヒメジョオンは二年草である。ハルジョオンは多年草で地下部をのばして別の株をつくる。

　ハルジョオンの広がり方はヒメジョオンにくらべて遅いところに特徴がみられる。

　以上は代表的なものをあげた。このほかにも多くのものが見られる。帰化植物は昔「文明開化のバロメーターである」といわれた。しかし現在では自然破壊のバロメーターという方が、適切なのかも知れないように思える。



セイヨウタンポポ



ヒメムカシヨモギと，オオアレチノギク



オオマツヨイグサ

第五節　下部町での垂直分布

一般に植物分布を考えると、高山の場合山麓から山頂に至るまで、植物は帯状にその分布変化をしていることが多い。これを植物の垂直分布と呼んでいる。植物は垂直分布のほか、南北緯度の変化にしたがっても分布変化がみられる。これを植物の水平分布とよんでいる。

垂直分布を考えてみると、富士山のような新しく形成された山岳地域は、一般的な順序にしたがって、一つの型にはまった変化をしていない場合もある。

しかし地質の古い山地には概して規則正しい垂直分布が見られ、その場所に適合した植物帯を構成していることが多い。

下部町では、自然林が低山ではほとんど人為的に破壊されているために、典型的な垂直分布を見ることができない。



ハルジョオン



ヒガンバナ

従来垂直分布は、低地帯（暖帯林）、山地帯（温帯林）、亜高山帯、（亜寒帯林）、高山帯（寒帯林）また下から照葉樹帯・落葉樹帯・針葉樹帯・灌木帯・高山草原帯などに分類されている。

ここではそれぞれの分布帯を代表する指標植物を選定し、その名称をもって分布帯を区別していくこととした。

下からカシ帯（三〇〇―一三〇〇メートル）、クリ帯（一三〇〇―一八〇〇メートル）、ブナ帯（一八〇〇―二五〇〇メートル）、シラビソ帯（二五〇〇―三二〇〇メートル）、ハイマツ帯（三二〇〇メートル）などである。

本町の場合　最高の山は一、九四五メートルの毛無山である。そのためシラビソ帯の下部までが考えられる。

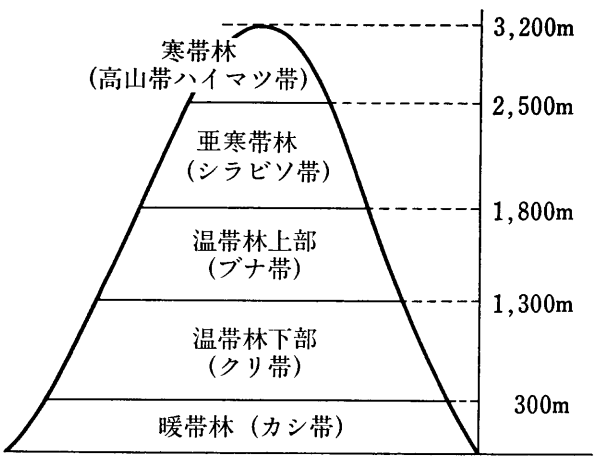

第７図　中部日本垂直分布模式図

一　カシ帯

海抜三〇〇メートルを中心に暖帯林の指標植物の一つである。カシがめだつ。

本町内でのカシ類は四〇〇メートル位まで見ることができる。

前述したようにカシのよく生育する気候をカシ気候とよんでいて、年平均気温が、摂氏一三度―二一度の範囲を指している。

この分布帯に入る本町

内の主な植物をあげると、モチツツジ・ヒメシャラ・ヤブツバキ・シラカシ・アラカシ・アブラチャン・ケンポナシ・マルバウツギ・ダンコウバイ・ヤブソテツ・アワブキ・ヤブムラサキ・コクサギなどがあげられる。

下部湯町を中心にして、岩場に見られるアラカシ林や、湯之奥山神社のウラジロガシを中心にしたカシ林、湯町熊野神社にある。カギガタアオイ・ランヨウアオイなど、カシ帯にみられる暖地性植物が多い。

全体的にみるとカシ帯の自然分布は少なく、植栽された人工林・二次林に変わっている地域が多い状態である。

二　クリ帯

海抜三〇〇―一、三〇〇メートル付近までは、落葉広葉樹であるクリが目だってくる。ここではカシ帯のように常緑広葉樹は少なくなってくる。

温帯林の生育適温は、月平均気温一〇度以上とされている。

下部町の場合、カシ帯の上部はほとんどクリ帯で占められている。いわば温帯林だといってよい。本町内でクリ帯に生育している植物をあげると、ヤマニガナ・オトコヨモギ・イヌヨモギ・キキョウ・ツリガネニンジン・フクシマシャジン・オミナエシ・ヤマツツジ・ミツバツツジ・トウゴクミツバツツジ・リョウブ・コバノトリネコ・ウリカエデ・ウリハダカエデ・ワレモコウ・チョウジザクラ・ダンコウバイ・クヌギ・コナラ・クリ・クマシデ・バッコヤナギ・アカマツ・モミ・ツガ・バラモミなどがある。

現在このクリ帯も人手が多く入り、自然林が少なくなってきている。

このクリ帯が変遷過程をへて安定した森林になる場合は、ツガやモミなどが考えられる。しかし人為による影響のため、アカマツ・コナラなどがめだってきている。

三　ブナ帯

ブナ帯は、一、三〇〇―一、八〇〇メートルにかけて分布している。ここは温帯林の上部地帯を示している場所である。

下部町の場合、各山頂や、稜線はブナ帯に入るわけである。

ブナ帯に入る代表的な植物をあげると、カニコウモリ・オオカメノキ・ベニバナツクバネウツギ・サラサドウダンツツジ・ナツツバキ・ヒメシャラ・シナノキ・イタヤカエデ・ハウチワカエデ・ミヤマザクラ・ウワミズザクラ・バイカウツギ・ウスバサイシン・フタバアオイ・ミズメ・タケカンバ・ブナ・イヌブナ・アオギリ・ミヤマハンノキ・クマシデ・サワシバ・スズダケ・ウラジロモミ・ツガ・バラモミなどが見受けられ、下部町内でもいくつか見ることができる。

とくにこのブナ帯では、低い地域にはイヌブナがめだち、高い場所にはブナが多く分布している。本町の毛無山及びその周辺にはブナの大木を見ることができる。しかし、ミズナラ・イヌブナ・ウラジロモミとの混生林になっている。

雨ケ岳に近い釜額仏峠の稜線には、ブナ林の美林を見ることができる。

四　シラビソ帯

シラビソ帯は海抜一、八〇〇―二、五〇〇メートルにわたるものである。下部町では、毛無山の山頂がこのシラビソ帯に入るわけである。このシラビソ帯は単純なものではなく、コメツガ亜帯・シラビソ亜帯・オオシラビソ亜帯・ハクサンシャクナゲ亜帯・タケカンバ亜帯などに区分できる。

シラビソ帯は、黒木立などと呼ばれる。この分布帯を構成している樹種が落葉しないため、冬季遠くから見ると黒緑色をしているところから呼ばれたといわれる。

この分布帯にある植物は、カニコウモリ・セバシオガマ・イワセントウソウ・コヨウラクツツジ・ウスギヨウラク・ゴゼンタチバナ・コミネカエデ・ミネカエデ・オガラバナ・コミヤマカタバミ・タカネザクラ・サビバナナカマド・オサバグサ・ヒロハノカツラ・ヤハズハンノキ・ネコシデ・タケカンバ・バッコヤナギ・ドロノキ・クロベ・チョウセンゴヨウ・ヒメコマツ・キタゴヨウ・トウヒ・オオシラビソなどがあげられる。

毛無山頂の場合は、シラビソ帯の中でも低海抜であるため、コメツガ亜帯に属する。山頂で見られるものは、ヒメシャラ・ブナ・イヌブナ・ツガ・カラマツ・ウラジロモミ・オオカメノキ・リョウブ・フジザクラなどが見られる。このことは、毛無山頂付近は、ブナ帯から移行する最初の部分として位置づいているためブナ帯の植物も見られるものと考えられる。

一般には、カニコウモリ・ギョクリンソウ・オオカメノキ・オガラバナ・ウラジロカンバ・タケカンバ・サワグルミ・ウラジロモミ・トウヒ・コメツガ・スズタケなどが見られるのが普通である。このコメツガ亜帯の上部にシラビソ亜帯がくることになる。

第六節　下部町各地の植物

下部町は、西八代郡の南部に位置して富士川の支流である、三沢川・常葉川を中心にし、さらに支流ぞいの山間地に部落を形成しているところである。一般には暖地性植物が主として生育する地域である。しかし海抜が四、五〇〇メートル以上には温帯の植物が見られるようになる。以下下部町内の植物について順に記していくことにする。

一　下部湯町から湯之奥までの植物

信玄公の隠し湯として有名な下部温泉の渓谷ぞいは、暖地性の植物が多く生育する場所である。

湯町に入り、旅館街のつづく北側の斜面にはすばらしいアラカシ林を見ることができる。下部川をへだてて、山腹に位置している下部熊野神社付近のカシ林も見事なものである。特に神社周囲には、カギガタアオイ、ランヨウアオイが生育している。この群落はこの付近を北限とする貴重なもので、長く保存したいものの一つである。神泉橋をわたり、駐車場がある場所から、熊野神社へと進むと、その道ぞいの場所に見られる植物は、ケヤキ・ヤブツバキ・ダンコウバイ・シラカシ・アラカシ・ヤブソテツ・シャガ・アブラチャン・ヤブムラサキ・アワブキ・クサキ・コウゾ・ハゼ・アメガシラ・タラノキ・コクサギ・ホオノキなどの木本植物。ベニシダ・クマワラビ・ゲジゲジシダ・ミゾシダ・ハカタシダなどのシダ類が多く、草本として、オカトラノオ・カラムシ・ヒトリシズカ・カギガタアオイを見ることができる。

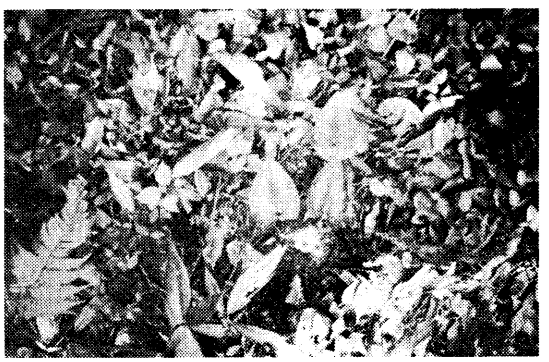
カギガタアオイ

橋をわたると急坂な林道がつづく。急坂にさしかかると、アラカシ・シラカシが目に入る。アブラチャン・ケンポナシ・ケヤキ・クサギ・イロハモミジ・カヤ・イタヤカエデ・カスミザクラ・コウゾ・ヤマグワ・バッコヤナギ・ネム・アメガシラ・ミズキなどの木々が目に入る。またモミジイチゴ・ガマズミ・ヤマブキ・コクサギ・ウツギなどを見ることができる。

草本植物は、ノブドウ、ヘクソカズラ・アメリカセンダングサ・イノコヅチ・カラムシ・アカネ・シオデ・ハンショウヅル・アシボソ・ツユクサ・トコロ・ヤマノイモ・コアカソ・ミズヒキ・カナモグラ・ヒヨドリバナ


下部湯町のアラカシ林

・アカソ・フユズタ・アケビ・エノコログサ・アキノエノコログサ・ママコノシリヌグイ・オヒシバ・メイシバ・リユウゼツサイ・クサノオウ・ベニバナボロギク・ツヅラフジ・ハタザオ・ヤクシソウ・ボタンズルなど、いつも見ることのできる植物が多数生育をつづけている。

シダの仲間は、イヌワラビ・イノモトソウ・ベニシダ・ヤブソテツ・オオバノイノモトソウなどを見つけることができる。

島部落に近づいていくと、昔の子どもたちが好んでその果実をたべたケンポナシの木が目に入る。暖地性植物の一つであるアメガシラもその姿を見せシラカシやアラカシなども多く見られる。アメガシラ・コマツナギ・ニワトコ・ヤマウルシ・オオバコ・ヌルデ・イボタ・タマアジサイ・コゴメウツギなどの低木の植物も見られる。

キンミズヒキ・ヌスビトハギ・ノアザミ・メナモミ・チヂミザサ・ススキなどの草本の仲間を道ぞいに見ることができる。



オオバノイノモトソウ

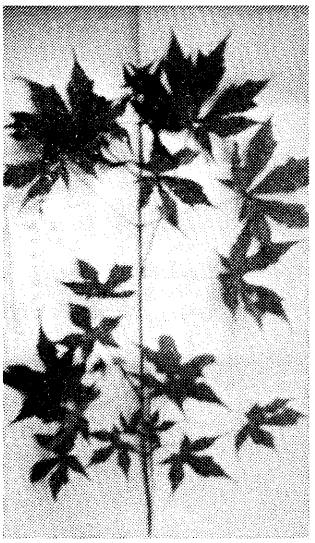

ヤグルマカエデ

オオバノイノモトソウ・クワラビなどのシダの仲間も目に入る。

島部落を通りぬけると、舗装された道路はなくなり、道路は悪くなる。

この付近の植物を見ると、エンコウカエデ・カマツカ・ヤマグワ・ガマズミ・ミズキ・コナラ・ヤグルマカエデ・カヤ・イヌガヤ・アブラチャン・アラカシ・ダンコウバイ・アメガシラ・クサギ・クズヌルデ・ケヤキ・ニワトコ・フジ・ヤマコウバイ・ヤマイヌワラビ・オオバノイノモトソウなどを見ることができる。沢ぞいのくずれた土砂の上にタケニグサがわがもの顔に生育している。

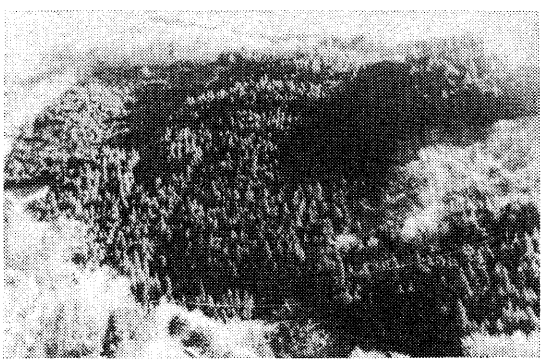

湯之奥スギの植栽林

川をへだてて、向こう側に民有地のヒノキの植栽林が見える。周囲の山はほとんど人手が入り、自然林は見ることができない。道路工事中の場所があり、この付近より、一層悪路と急坂になる。急坂をのぼりつめると湯之奥部落が目に入ってくる。段々になった畑には茶を栽培している場所が多く、ユズの木も多く目に入る。

部落の中央を一直線にコンクリート舗装の道が走り、その横のセギには、毛無山から流れてくる清れつな水が音をたてて流れている。

部落の道をのぼりつめた奥の高所に、湯之奥山神社がある。ここで特筆すべきことは、ウラジロガシを中心にして、アラカシ・シラカシをまじえた立派なカシ林を見ることができることである。中でもウラジロカシの最大なものは、目通り幹囲四メートルもある巨木である。社殿の東傾斜面には、シラカシ・アラカシ・ヤブツバキ・ヤブコウジ・テイカカズラ・フユ



ヤブコウジ（湯之奥）



シャガ（湯之奥）

ズタなど暖地性の植物を多く見ることができる。

社殿西側には、目通り幹囲三、一〇メートルのモミの木がある。その他、スギ・カヤ・イロハモミジ・ツガ・モミ・ウリカエデ・クリ・ダンコウバイや、暖地性の植物を示す、シャガ・ヤブコウジなどがある。その他テイカカズラ・ヤブムラサキ・ゼンマイ・シラクチズル・イタヤカエデ・ニシキソウなどを見ることができる。

この付近は暖帯と温帯植物の混生しているのを見ることができる。この神社の境内林は、自然林の様子を見せる貴重なものである。

二　雨河内周辺の植物

下部駅側の雨河内橋の手前を左折すると、舗装道路もすぐなくなり、未舗装の道がつづく、しばらく雨河内川に沿ってのぼる。この道も洪水のためか、道が流され車の進入をゆるさない状態になる。いつからのことか大きな石が道路に横たわっている。道ぞいの植物をあげると、ヒメムカシヨモギ・タケニグサ・キツネアザミ・ツリフネソウ・ミゾソバ・ススキ・アブラススキ・ヤハズソウ・ヨモギ・クズ・キンミズヒキ・チカラシバ・ネナシカズラ・マツヨイグサ・テキリスゲ・ヤクシソウ・ヤブレガサ・カラスサンショウ・コクサギ・ニガキ・ケヤキ・ダンコウバイ・オニグルミ・ヤマハゼ・マユミ・アケビ・ヌルデ・ボタンヅル・ツルヨシ・エノキなどとその種類は豊富である。

三　一色周辺の植物

鳩打のトンネルをくぐりぬけると、右に左にと山腹をまがりくねった県道は一色部落へと続いている。この県道からわかれ、一色和平へそして県道は富士川ぞいの宮木部落へと続く。

天然記念物の指定を受けているニッケイのある際沢へと山道を登る。つづら折りの道ぞいに多くの植物を見ることができる。

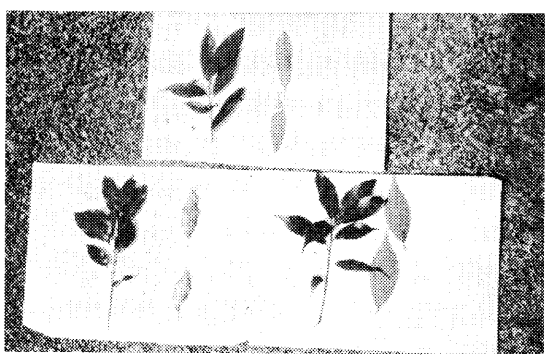

雨河内付近のカシ類

ミズ・イロハモミジ・ケヤキ・ウツギ・イヌガヤ・オニグルミ・ヤマウルシ・ヤマグワ・カヤ・アワブキ・コクサギなどの低・高木が、山道にさしかかるとすぐに目に入る。

草本類も多い。ベンケイソウ・ハコネシダ・アキカラマツ・チヂミザサ・イタドリ・ヘクソカヅラ・シモツケ・アキノエノコログサ・カツラナデシコ・ヤブソテツ・シャガ・ツユクサ・エノキグサ・ダンドボロギク・カラムシ・ボントクタデ・カタバミ・イヌヤマハツカ・イヌワラビ

・ヨモギヤマユリ・コアカソなどである。

中腹付近は、沢ぞいの道になり、ガマズミ・ヤブムラサキ・エノキ・アラカシ・ネムノキ・オオシマザクラ・イヌシデ・アカシデ・ヤグルマカエデ、などがある。

しばらく登ると、人家が目に入るころモウソウの竹林に出会う。この竹林と混生して、自生のナンテンを見ることができる。アオキもその姿を見せてくれる。そのほかに生育しているものをあげるとミズナ・クジヤクシダ・フキ・ニシキソウ・アケビ・オカトラノオ・クマワラビ・ミズヒキ・ウシハコベ・サルトリイバラ・コアジサイ・カマツカ・オオバジャノヒメ・コゴメウツギ・ワラビ・ミゾソバ・タマアジサイ・タムラソウ・ムラサキシキブ・アカショウマ・コウゾ・ヌスビトハギ・ジシバリ・キヌタソウなどがあげられる。

ようやく際沢の部落にたどりつく、見事なニッケイが目に入る。

実測してみると、目通り幹囲二、〇三メートルあった。天然記念物指定の年代からくらべるとまた一段と成長したあとがうかがえる。樹形をみても指定されるだけの、立派な風格をそなえている。

四　大炊平から栃代までの植物

栃代川ぞいにある大炊平・岩欠部落付近には、道ぞいに畑がつづく。道ぞいの植物は一般に見なれているものが多い。カタバミ・キンノエノコログサ・エノコログサ・メヒシバ・アメリカセンダングサ・オオバコ・ハコベ・アカザ・チカラシバ・ナヅナ・イヌビエ・ヒメジオン・チジミザサ・イノコズチ・ススキ・カナモグラ・イタドリなどが目だつ。禁酒塔を過ぎ大炊平部落に入ると、大きなケヤキが目に入る。周囲の山はほとんど二次林となり、アカマツや、クヌギ・ナラを中心とした林が多い。

所沢までくると、斜面の畑のあちこちに、ユズの木が目に入る。アラカシもよく生育している。

岩欠部落を過ぎると急傾斜の道となって、山はせまり、けい谷ははるか下に水の流れを聞くようになってくる。

アラカシ・シラカシの木々が多く。ススキ・エノコログサ・ヤマブキ・アカザ・ウツギなども目に入る。

和名場部落を左手上に見ながら、左右にまがりくねる道は奥へと続いている。けい谷の流れもはるか下になってきている。

神奈温泉入口付近の植物をみると、ケンポナシが目に入り、オオモミジ・コナラ・ケヤキ・クマシデ・エンコウカエデ・ダンコウバイ・ネム・アワブキ・キハギ・ミズキ・アカシデ・アカマツ・ヌルデ・ヤマザクラ・イロハカエデ・ニワトコ・ウツギ・クリ・アラカシ・モチツツジ・ヤマクワアブラチャン・キブシ・ヤグルマカエデ・イヌシデ・クリ・コナラなどがある。

その他、コマツナギ・フジ・カワラナデシコ・チカラシバ・コアカソ・コウゾ・ヘクソカヅラ・ヤブジラミ・イノコズチ・クズ・アブラススキ・ネコハギ・シモツケ・ヤマコウバシ・コゴメウツギ・イタドリ・エノコログサ・ムラサキエノコログサ・ヨメナ・ツユクサ・アメリカセンダングサなど道ぞいに見ることができる。

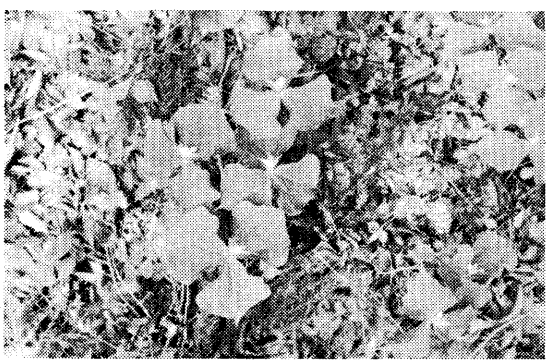

エンレイソウ（栃代）

道は奥へ奥へと続いて、やがて川も道に近づく。栃代川にかかる橋をわたり、道は大きくカーブし、バスの栃代終点につく。

部落の小高い場所に、栃代部落の神社がある。その境内に見事なヒイラギを見ることができる。

神社の東側に位置し、実測してみると、目通り幹囲一、八〇メートル

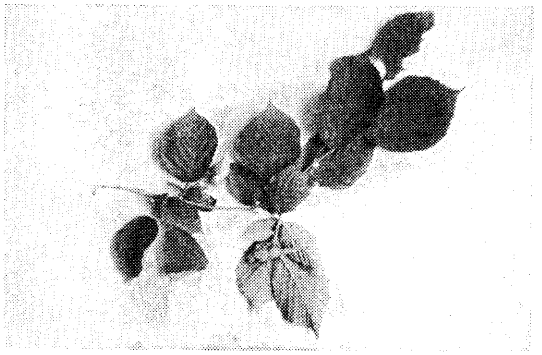

メグスリノキ（栃代）

ある。

その他二本あり、目通り幹囲それぞれ〇、九九メートル、〇、三三メートルある。

その他アラカシが二本、目通り幹囲一、二一メートルもあるヤブツバキが目にとまる。周囲には茶畑やコンニャク畑、そして栃代の流水を利用している水田もある。

部落を通り過ぎ、有名な栃代の山神社へと進んでいく。

付近は温帯林の様子を示している。部落から約一〇〇〇メートル位の場所に見られるものは、キブシ・ケンポナシ・カエデ・フサザクラ・カツラ・イロハモミジ・クマシデ・ヤシャブシ・マルバハギ・ヌルデ・ミズキ・フジキ・シラクチズル・アブラチャン・ニワトコ・サワシバ・ギョウジャノミズ・ニガキ・アワブキカツラ・マタタビなど、多くの低・高木がある。

草本類もその種類が多い。オトコヘシ・ボタンヅル・コウゾリナ・オトギリソウ・オカトラノオ・タケニグサ・ナギナタコウジュ・ヤクシソウ・コンテリニ・ヒヨドリバナ・フタリシズカ・オオバコ・キンミズヒキ・シモバシラなどが目につく。林道は、山神社への参道にさしかかるところが終点になっている。すぐ栃代川支流の谷川につきあたる。清れつな水の流れにそって、サワグルミ・サワシバ・ヤマザクラが水にその姿をうつしている。細い神社への参道に入ると、アワブキ・コバノトリネコ・ウツギ・カンスゲ・リョウブ・ツリバナなどが目にとまり、その木々の下にはクジヤクシダ・ジュウモンジシダなどのシダ類がある。

神社のすぐ下には、オオモミジ・ハンショウヅル・ウリハダカエデ・ヒナウチワカエデ・ヤマシバカエデ・メグスリノキ・クロモジ・ウワミズザクラ・モミジイチゴ・ハクウンボク・イタヤカエデ・ミズキ・ミツデカエデ・ウコギ・ウリノキ・クマシデ・トラノオシダ・エンレイソウ・シシウド・イヌガンソクなどが生育している。

一歩一歩神社へ近づいていく。山の急斜面に石垣をつみ、立派な社殿、そして神楽舞台まである山神社に到着する。

周囲には自然林そのままの姿を見せる木々がある。とくにアサダの巨木はすばらしい。目通り幹囲四、五八メートルもある。そのほかにツガ・オオモミジ・ヤシャブシ・ヨグソノミネバリ・イヌシデ・イヌブナなどが境内林を構成している。

ここは湯之奥の山神社、長塩の山神社の境内林などとともに、下部町内にある。

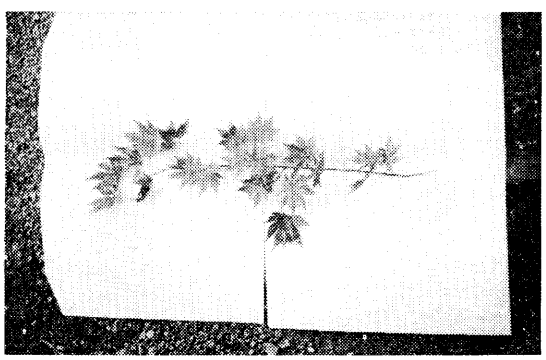

ヒナウチワカエデ（栃代）

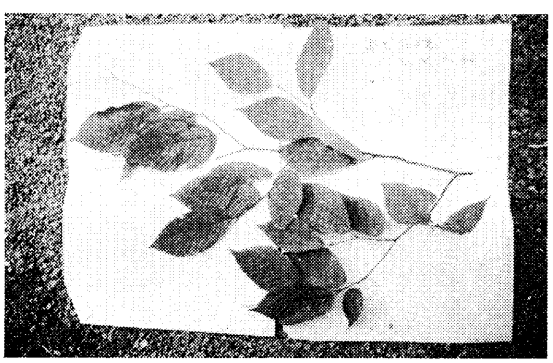

イヌブナ（栃代）

数少ない自然林の姿を見せてくれる貴重な場所である。

この境内に見られる他の植物をあげると、コバノトリネコ・ヒロハヘビノボウズ・カツラ・クロモジ・ウリノキ・マタタビ・タラ・ヤグルマソウ・イワガラミ・エンレイソウ・オオジヤノヒゲ・チゴユリ・フキなどを見ることができる。

五　常葉川ぞいの植物

下部駅より身延線ぞいに常葉駅に向かうとき、川ぞいにあってよく目につくものは、コゴメヤナギである。下部川の川原に見られる群落や、常葉川ぞいに見られる群落はすばらしいものである。下部駅付近の岩場には、アラカシを見ることができ、暖帯林という特徴の一部を知ることができる。山は二次林がつづいている。アカマツ・モウソウの林が特に目に止まる。川ぞいにケヤキが比較的多い。竹之島出口付近の身延線ぞいには、カモジグサ・オオウシノケグサ・イタドリ・アレチノマツヨイグサ・ヤブカンゾウなどが目だつ。

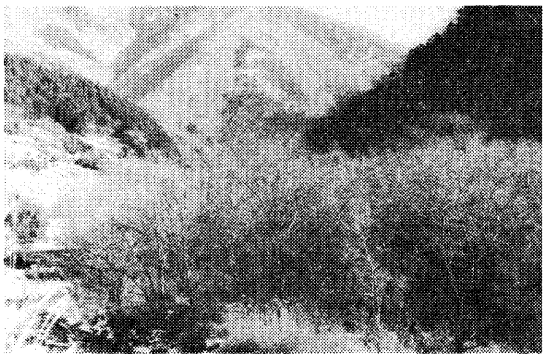

コゴメヤナギ（下部）

国道三〇〇号線の下部中学校下の崖に、ササノヒメジオン・ヒメウツギ・ネムノキなどがみられ、川ぞいには、ケヤキの大木や、オニグルミなどが生育している。

市之瀬付近の国道ぞいには、ヒメジオンやヨモギがめだって多くなってきている。北川橋から長塩部落までの間には、アラカシ・クヌギ・ヌルデ・クズなどが目だつ。あちらこちらにモウソウの竹林を見ることができる。元長塩分校の横にある山神社の境内林は特記すべきものの一つである。

ケヤキ・タカオカエデ（イロハモミジ）は、現在他には見ることのできない大木である。

この神社の周囲には、ヤブツバキ・ヒトリシズカ・フユズカ・バイコウツギ・ヤマブキ・ゴバノガマズミ・ヒメジオン・ドクダミ・ミズヒキ・マサキ・コナラ・エノキ・モウソウ・ゲンノショウコ・アカシデなどの植物を見ることができる。カヤの大樹が神社の境内をとりかこむように生育を続けている。

神社の周囲はほとんど二次林のつづく山々である。



長塩山神社の境内林

この境内林は、自然林に次ぐ貴重なもので長塩山神社社叢として、町から文化財の指定をうけている。長塩部落からは山が谷川にせまり、渓谷が続く。国道ぞいには、ケヤキ・オニグルミ・アラカシ・アカマツなどが生育している。特に木喰橋付近には、アカガシの群落や、ウツギ・ヤマユリなどが多い。

古関部落に入ると、山はほとんど伐採され、アカマツ・スギ・ヒノキなどの植栽林や、クヌギ・コナラ・などを中心にした二次林だけとなり、自然林を見ることができない。

モウソウの竹林があちらこちらに見られる。特に山の中腹以上が畑となり、桑・茶・梅などが中心に栽培されている。

六　釜額部落から仏峠までの植物

釜額部落から仏峠を経て本栖湖畔まではハイキングコースとして広く紹介されている。釜額の部落をぬけ、林道終点から山道にさしかかる。一〇〇メートル位のぼると、道ぞいにはコウゾ・クズ・マコギク・アブラチャン・ウツギ・シモツケ・ミツバアケビなどが目に入る。またホソエノウリハダカエデ・コナラ・ミズキ・ユリ・ヒキオコシ・ウマノミツバ・オカトラノオ・トダスダ・ナデシコ・アカネ・オトコエシ・チヂミザサ・クサボタン・オオバギボシ・ノイバラ・ヤマナシウ・ミツバツチグリ・ギンラン・イヌシデ・ヤマホタルブクロ・サルトリイバラ・エンコウカエデが生育している。先に進むとヒノキの植栽林が続いている。この林の道ぞいには、タチツボスミレ・マユミ・マルバウツギ・ヒトリシズカ・チョウジザクラ・コクサギ・イタヤカエデ・ニガキ・オウマノスズクサ・クマシデ・アケビ・オヤマボクチ・キツリフネ・テリハノイバラ・コアカソ・ニシキウツギ・アケニグサ・ダンコウバイ・ウリノキ・ヤマニグサなどが目に入る。



ヤマホタルブクロ

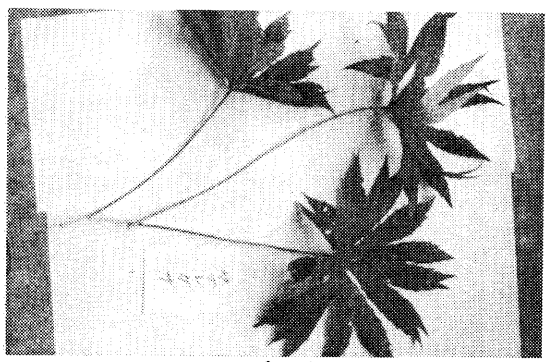

ヤブレガサ

急傾斜の山道を五〇〇メートル位のぼった場所にはオトギリソウ・ダイコンソウ・タチカタバミ・ヤクシソウ・ヒカゲスミレ・ヤブカンゾウ・ヤブレガサ・ワラビなどが目だつ。けい谷の流れをはるか下に聞くようになると、コウヤボウキ・ツクバネウツギ・カスミザクラ・ヤマコウバシ・ムラサキシキブ・コバノトリネコ・ヒヨドリジョウゴ・カシノキなどが周囲に生育している。クヌギ・ナラなどの二次林がとぎれ目をあげると、年月を経たアカマツの大木に出あう。怪奇な枝ぶりに年輪の古さを感じさせる。この周囲で特に注目したい植物の群落はモチツツジの群落で、長さ一〇メートル、幅五メートルあるすばらしいものである。

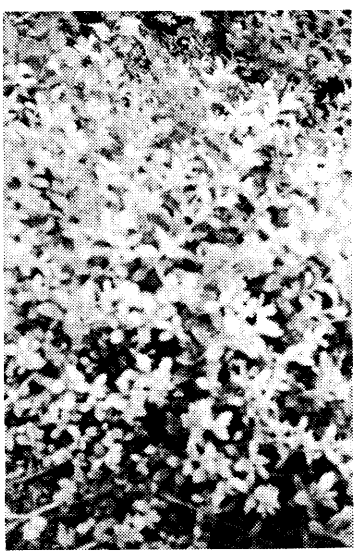

モチツツジ



フタバアオイ

このモチツツジは、ホッサ、マグナの西側である南部町、富沢町・早川町奈良田を分布の北東限としているものと考えられて、その東側には特定の場所をのぞいては分布していないといわれている。植松春雄博士は、

「この植物の群落をここで見ることは珍しい。一般には、富士川東岸には特定の場所でしか見られないといわれている。これだけの群落はすばらしい」と述べておられた。この群落付近には、リョウブ・ササバギンラン・ミツバツツジ・サンショウ・ミズタマソウ・エビガライチゴなどを見ることができた。

さらに進むと、県有林を示す指標が目に入る。

山がせまりけい谷が近づいてくる。イヌブナ・キハギリ・フサザクラ・オニグルミ・サクシバが見られる。またナガバノスミレサイシンを見ることができた。これは北限かも知れないと言われる。

アオイスミレ・サルナシ・ウバユリも生育している。山道は川と出合いする場所になり、海抜八〇〇メートル位の場所になる。フタバアオイの群落を見ることができる。テバコモミジガサ・ツルシロカネソウ・フジキ・キヨダキシダ・ツルツゲ・ナガバノスミレサイシン・ウマノミツバ・ツリバナ・ノブキなどがミツデ・カエデ・ミズキなどの高木の下に生育している。

川ぞいの山道はけわしい。高木が伐採された山が両側からせまる。タマツリスゲ・サルナシ・ヤマオダマキ・コウシンヤマハッカが多く生育している。バライチゴ・マツブサ・ジュウモンジシダ・オオバアサガラ・ヤマアジサイ・タマアジサイ・ウマノミツバ・ヨツバヒヨドリ・フジテンニンソウなどの植物が目に入る。

再び川と別れ自然林の山道に入る。トチバニンジン・コンテリニ・イチヤクソウ・テバコモミジガサが見られ、モミ・ツガの大木が目に入る。ヒメシャラ・アセビ・ナツツバキなどが生育している。これらの木々の下には、ほとんど他の植物は見られない。

しばらくして仏峠に達する。付近には、ミズナラ・モミ・イワガラミ・イヌブナ・ヤマブドウ・コアジサイ・ノブキ・スミレサイシン・ヒゴスミレ・イボタなどを見ることができる。

七　瀬戸から和合橋までの植物

反木川のけい流にそってのぼると、瀬戸部落よりけい谷となり、アカマツ・クヌギ・ナラなどを中心にした二次林がめだつ。新田付近から川ぞいに田がめだち、山の中腹にかけて畑が多い。

二次林は和合橋付近まで続いている。草本類で道ぞいに見られるものをあげると、ヨモギ・エノコログサ・アカザ・イタドリ・オオバコ・アカソ・ヤマユリ・ナズナ・チカラシバ・イヌタデ・チヂミザサ・ヒルガオなどを見ることができる。川ぞいに近い木々は、クリ・アカマツ・クヌギ・コナラ・ネムノキ・オニグルミ・ケヤキなどである。

八　沢から三ツ沢までの植物

八坂部落への道から別れ、右のけい流ぞいの急坂を進んでいく。植栽されたヒノキ林がそこここに見られる。約三〇〇メートル位進むと、コナラ・ケヤキ・クリ・ヤグルマカエデ・オオモミジ・コクサギ・アブラチャン・キブシ・コゴメウツギ・タンナサワフタギ・タラノキ・ヤマザクラ・ブキアワ・クマシデ・エンコウカエデ・アカシデ・イロハモミジ・ヌルデ・ヤマハンノキ・コウゾなどが生育し、草本類では、クズ・アブラススキ・ススキ・オカトラノオ・コアカソ・ヒヨドリバナ・ヤマハハコ・ヤクシソウ・タチドコロ・ツユクサ・タケニグサ・フキなどが見られる。

約五〇〇メートルのところへくると、渓流をはさんで向こう岸に、か

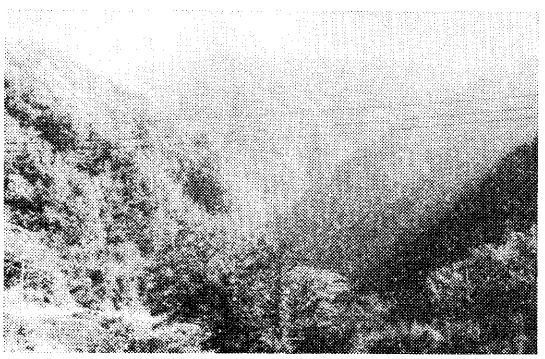

瀬戸のけい谷

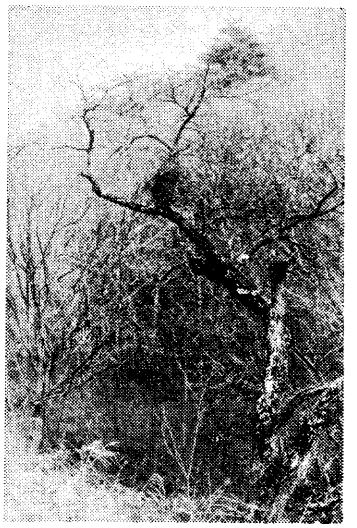

ナシノ木のヤドリギ（三ツ沢）

わいい実をつけたヨコクラノキを見ることができる。（詳細は本章第八節の3を参照）さらに進むと、道ぞい右下に、ナシの木がある。その木の枝にヤドリギを見ることができる、珍しい植物である。

部落の入口付近に、目通り幹囲二メートルもあるサワシバやアカシデがある。イチヤクソウの姿も見ることができる。

部落を通りぬけ、けい流ぞいに奥へ進む、清水を利用したワサビ田が続く。付近にはヤマイヌワラビ・キンミズヒキ・ヒトリシズカ・イタドリ・ワラビ・フキ・ウリノキ・ツユクサ・ウワバミソウ・キツリフネ・シラネセンキュウ・ミズキ・ススキ・ツリフネソウ・ミゾソバ・ゲンノショウコ・タケニグサ・オトコヘシ・ヤエムグラ・ヤマトウバナ・スイカズラ・ヤダケ・イタヤカエデ・ケヤキ・ヌルデ・ヤマハンノキ・ニワトコ・シナノガキ・サワシバ・ツルヨシ・リョウブ・シラクチヅル・カラマツソウ・ヒメジオン・エノキグサ・ナンテンハギ・イタチササゲ・エビガライチゴ・ウマノミツバなどを見ることができる。

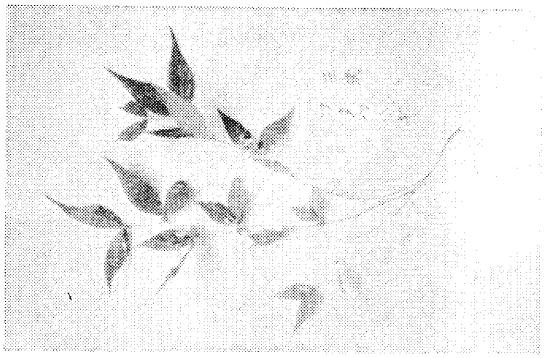

フタバハギ（三ツ沢）

さらに奥へ進むと、ヒノキの植栽林となる。その林をぬけると山はせまり、昔の炭焼きがまのあとに出る。

荒れはててしまった場所である。周囲の高木類にはクリ・コナラ・アサダ・ミズキ・アワブキ・イヌシデ・サワシバ・アカシデ・エンコウカエデ・ニシキギ・ウリハダカエデ・ガマズミなどが目に入る。

また、ミツバウツギ・ダンコウバイ・アブラチャン・フサザクラ・ヒナノウスツボ・チジミザサ・ヌスビトハギ・サルトリイバラ・コアカソ・ウラジロイチゴ・ダイコンソウ・チゴユリ・コウヤボウキ・サンショウ・ヤブレガサ・フタバハギ・アケビ・クズ・トコロ・キブシ・シシウド・ハンショウヅル・アキノエノコログサ・チカラシバ・オイシバなどが生育している。

九　沢から八坂までの植物

三ツ沢入口より左手の道をけい流ぞいに上る。やがて林道の終点に達する。それからは山道をたどって部落へと通ずる。

山道への入口には、部落へ荷物運搬用の架線の施設がある。その施設前にカツラの木がある。目通り幹囲約四メートル、地上約一、五メートル位の所で切断されてそこから多くの支幹が生えている。もともとこのカツラは数本の木が結合して生育したもののようにも考えられる。

山道にさしかかる。付近に生育している植物にはムラサキシキブ・ガマズミ・キブシ・シラクチヅツ・クリ・アワブキ・ミズキ・リョウブ・カマツカ・ヤグルマカエデ・ダンコウバイ・ハシバミ・サワシダ・アオハダ・ヤブムラサキ・イヌシデ・カヤ・ツリバナ・カスミザクラ・ハリギリ・ハンショウズル・ズミ・ツノハシバミ・オケラ・サルトリイバラ・マルバハギ・ヤブレガサ・コウヤボウキ・トコロ・ヘクソカズラ・ススキなどを見ることができる。

道は急坂となり、部落までの中間地点頃からヤマボウシがめだって多く

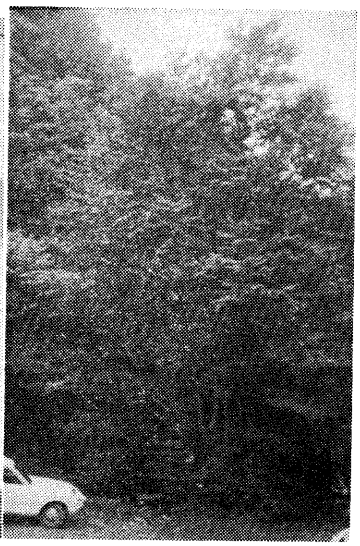

八坂入口のカツラ

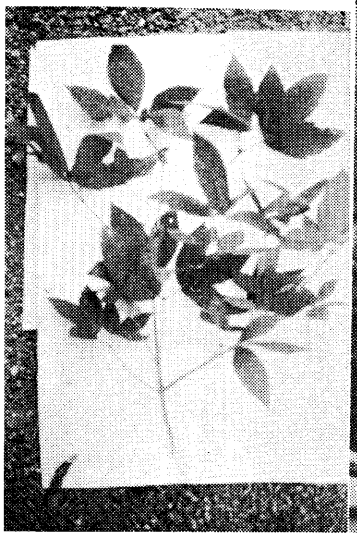

八坂のツノハシバミ

なる。

中腹から部落までは、赤土のため時折ネズミサシの木々が目にとまる。その外にミズキ・アカマツ・オオモミジ・ヤグルマカエデ・オトコヨウゾメ・フジザクラ・ニシキギ・コバノトリネコ・オケラ・イロハモミジ・マルバウツギ・ヤマハゼ・ウワミズザクラ・ミツバツツジ・ツクバネウツギ・ヤマユリ・ノバラ・タチドコロ・ソバナ・ワラビ・キキョウ・コマツナギ・コウゾリナ・カラムシ・ヤブカンゾウ・ヤマハッカなどを見ることができる。

人から聞いたが、事実この道を踏査する間には発見できなかった。

部落から二〇〇―三〇〇メートルの間に、イカリソウを多く見ることができた。

ベンケイソウ・トキリマメ・ワレモコウ・オオバギボシ・タガネソウ・カエデドコロ・エイザンスミレ・シュウメイギク・シシウド・ヤマトリカブトの姿を見ることができる。

道は稜線の近くを平行に栂の峠に続く。アカマツの林をぬけると、カシワを多くまじえた林が続き、またコナラ・ミズナラの混生林が目につく。この林の中には、イヌザンショウ、イヌブナ・ミツバウツギ・ダンコウバイ・エゴノキ・ヤマボウシ・ツリバナ・カシワ・ニシキギ・ミズキ・ツノハシバミ・ナラガシワ・クロモジ・タチフウロなどがある。

八坂部落から四〇分位で栂の峠に立つことができる。

頂上には見事な、ツガの木が一本空高くそびえている。その根元には、

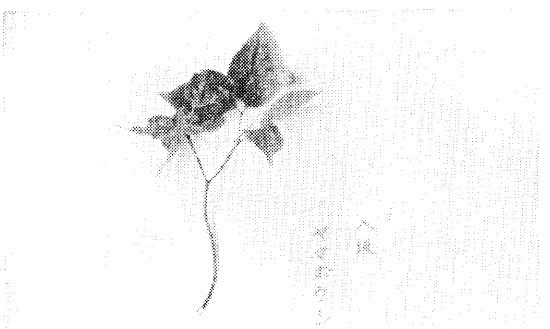

八坂のヤマボウシ

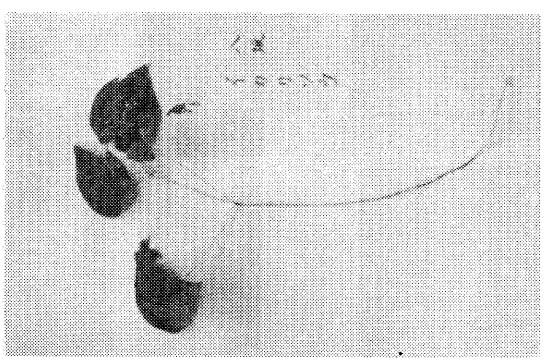

八坂のイカリソウ

十　八坂より栂の峠までの植物

部落を通りぬけると、いつのころ植栽されたものか見事なナシノキが目に入る。この道は蛾ガ岳へのハイキングコースでもある。幾年か前まではアツモリソウが多く見られたが、現在では発見することは困難だと土地の

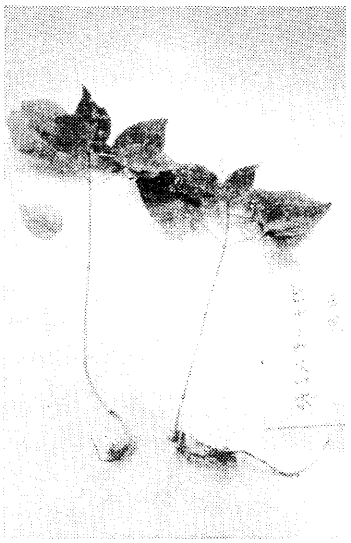

ヒナノウスツボ（三ツ沢）

小さな地蔵尊がある。いつのころのものか、昔は多くの旅人の憩いの場所であったのだろうが、栂の峠の周囲にはクリ・ミズナラ・コナラ・ミツバウツギ・マルバハギ・カシワ・フジホオノキ・ガマズミ・クロモジ・フジザクラ・クマシデ・ミズキ・ヤマウルシ・マユミ・ニシキギ・ハシバミ・イヌザンショウ・ズミ・シラキ・ススキ・タチドコロ・ギボウシ・シシウド・タガネソウ・ワラビ・クサボケ・ワレモコウ・ヤマトウバナ・メゾハギ・キンミズヒキ・ヨモギ・オヤマホクチ・ソバナ・キツネアザミ・トキリマメ・アケビ・ダンコウバイなどの植物を見ることができる。

十一　久那土駅から道部落までの植物

久那土駅周辺の山はほとんど二次林で、コナラ・クヌギ・アカマツなどを主にした山々で、そのところどころ畑になっている。三沢川ぞいの植物にはセイヨウタンポポ・マツヨイグサ・キンエノコロ・オオバコ・アカザ・ナヅナ・ノアザミ・ヨモギ・センダングサ・ヒナノウスツボなどを見ることができる。大草付近で、わらび平方面を見ると、アカマツの林の続いている。

車田付近は、山の中腹まで畑が続き、その上は二次林となっている。

切房木部落に入ると、県道ぞいに植栽された、サクラの並木が続く。

岩船地蔵付近には、ケヤキが多い。

切房木の人家がとぎれ、道部落までの中間は、桑園が続き、道ぞいには、アカザ・ヒメムカシヨモギ・エノコログサ・オヒシバ・センダングサ・オギ・ススキ・カナムグラ・イタドリ・ツユクサ・アカザ・ヒメジョオン・ヒガンバナ・クズなどが目に入る。川岸にはケヤキの大木を見ることができる。

周囲の山は二次林で、アカマツ、クヌギ・コナラなどの林をつくっている。

十二　樋田部落から嶺部落までの植物

久那土支所前の県道を、樋田川に沿ってさかのぼると、間もなく樋田部落にはいる。田の続く左手の人家の裏山には、モウソウの群落が見られる。比較的に大きな竹林である、周囲の山の上部は栽植された木々などで自然林を見ることはできない。アカマツ・クヌギ・ナラ・アラガシ・シラガシなどの木々が目に入ってくる。道路や畑のわきには、カクトラオ・カ



切房木部落のサクラの並木

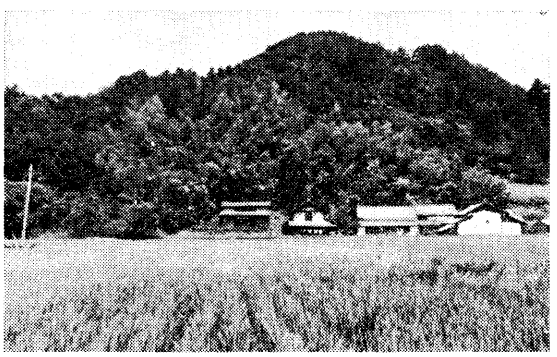

モウソウ林（樋田地内）

タバミ・キンエノコロ・ムラサキエノコロ・メヒシバ・アキノメヒシバ・アメリカセンダングサ・オオバコ・ハコベ・アカザ・チカラシバ・ナツヅタ・ヒメジオン・アオビユ・オヒシバなどが見受けられる。

道は南側より山がせまり、樋田川は蛇行の状態をみせる。川の流れにそい道は奥へと続く、樋田部落はづれの道ぞいに見られる植物は、ヨモギ・ススキ・クヌギ・クズ・アメリカセンダングサ・エノコログサ・クサギ・フジ・ヒメジオン・ヒガンバナ・コナラ・オミナエシ・ヌルデ・イタドリ・アブラススキ・タケニグサ・アカザ・ケヤキ・スベリヒユ・キンミズヒキなどである。

峡谷を思わせる道を通りぬけると、熊沢部落に達する。

山には、植栽されたヒノキ・スギ・アカマツなどの木々が二次林を形成し、クヌギ・ナラなどの木本類が山頂まで続いている。付近の植物は、ヨモギ・アメリカセンダングサ・イタドリ・オミナエシ・アカザ・マルバハギ・チカラシバ・ヒルガオ・アレジマツヨイグサ・エノコログサ・アブラススキ・クズ・ツユクサ・ヤマブキ・オオバコ・タウコギ・イノコヅチ・スベリヒユ・カナムグラ・タケニグサ・カタバミなどが見受けられる。

部落の家屋の周囲には、植栽された、カキ・ツバキ・クロマツ・ケヤキ・アオキ・イヌツゲ・キンモクセイなどが目に入ってくる。

熊沢部落を通り過ぎると道は急坂になり、再び周囲の山は、樋田川に両側よりせまってくる。行く手に岩肌をみせた山々には、アカマツが色どりをそえ、峡谷の美をもりあげてくれる。路辺の植物には、ススキ・シラヤマギク・ヤマウルシ・エノコログサ・ヘビノネコザ・アカザ・ツクシハギ・クヌギ・オミナエシ・イタドリ・ホソエノアザミ・ワラビ・キンミズヒキ・オオバコ・ヤブヘビイチゴ・オヤマボクチ・ヒルガオ・イノコヅチ・エビズル・ヤブソテツ・タケニグサ・ツユグサなどを見ることができる。

川ぞいには、オニグルミ・ケヤキなどが時折目にふれる。蛇行の道は奥へと続く、道路の周囲には、畑が平坦の場所に点在して、山の斜面もけわしくなる。クヌギ・ナラなどを主体にした山が続いている。やがて久保の部落に入る。三保小学校を中心に、部落がかたまっている。周囲の植物をあげると、ススキ・イタドリ・ヒメジョオン・ウツギ・キハギ・ツリフネソウ・フキ・ノブキ・アキノノゲシ・オニグルミ・クヌギ・アカマツ・コゴメウツギ・モミ・ノコンギク・ツリガネニンジン・タマアジサイ・ヌスビトハギ・イボタ・ヌルデ・ヤマブキ・カラムシなどを見ることができる。道をさらに進んで嶺部落へと向う、自動車の通ずるつづら折れの道が部落まで続いている。付近の植物は、ズミ・ケヤキ・ウツギワブキ・コクサギ・ベンケイソウ・ハコネシダ・チヂミガサ・イタドリ・ヘクソカズラ・シモツケ・アキノエノコログサ・ヤブソテツ・シャガ・ツユクサ・エノキグサ・ダンドボロギク・カラムシ・ボントクタデ・カタバミ・イヌヤマハッカ・ヨモギ・ヤマユリ、フキ・オカトラノオ・ミゾソバ・ジシバリ・キヌタソウなどが見受けられる。嶺部落は山の中腹にまとまって存在する部落の周囲には桑園が続いている。特にこの部落には、下部町でも他に見られないケヤキの巨木を見ることが出来る。これは、岩崎真人宅地内にあるもので、その詳細については第十三編第四章に記してあるので参照してほしい。

十三　毛無山の植物

毛無山は、下部町内における最高の山で、一、九四五メートルある。ハイキングコースとして世に紹介されている。

湯之奥より林道がつづきその終点より山道になり頂上へ向かう。

標高一、〇〇〇メートル付近までは植林がすすんでいる。

この付近の植物をあげると、モミ・アカシダ・ムラサキシキブ・イヌツゲ・マムシグサ・ヤシャブシ・ホウノキ・イロハカエデ・ミツバアケビ・ヌルデ・コナラ・ツリガネソウ・メグスリノキ・リュウノウギク・マルバハギ・ススキ・クズ・ミズナラ・ハクウンボク・ダンコウバイ・クロモジ・ガマズミ・コハウチワカエデ・ヤマボウシ・ツガ・ヤマクワ・イヌザンショウ・トウヤク・リンドウ・ゴバノガマズミ・マルダアオダモ・ヤマシ

ロギク・エンコウカエデ・ウツギなどを見ることができる。

女郎屋敷跡より、水のみ場に至る間には、ブナ・ヒメシャラ・ツガ・カラマツ・ウラジロモミ・オオカメノキ・リョウブ・フジザクラなど生育している。

標高一、二〇〇メートル付近の植物をあげると、イワガラミ・オニドコロ・センニンソウ・タイアザミ・ヤブレガサ・ギボシクリ・ウラハグサ・シノダケ・サンカクヅル・エビ・キンミズヒキ・ウリハダカエデ・ボタンズル・ニシキギ・アセビ・ガマズミ・モチツツジ・アカシデ・ウリカエデ・コハウチワ・コハウチワカエデ・ウダイカンバ・イタドリ・スギゴケ・イモノキ・コミネカエデ・コアジサイ・ヤマハンノキ・ナツヅタ・センノキ・ヤクシソウ・バッコヤナギ・アケボノスミレ・ヤマゴボウ・サルトリイバラ・ヤマハハコグサ・ガーベラ・ヒロハツリバナ・シシウド・シモツケソウ・ニガイチゴ・オニシオガマギクが生育している。

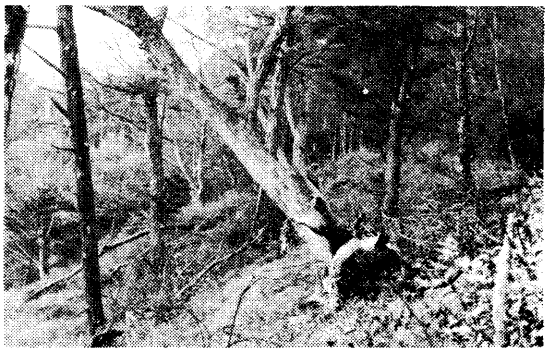

毛無山の自然林



ウラバソウ



ウリハダカエデ



マムシグサ

稜線にでる。ここから頂上までゆるやかな尾根道づたいに上る。ノガリヤス・マルハタケブキ・メタカラコウ・サラシナショウマ・ヤマトリカブト・シモツケソウ・コバイケソウなどの草本植物が続いている。

頂上付近に立つと、コメツガ・イチイ・イラモミ・トウヒ・タケカンバ・シラビソ・ウラジロモミなどの混生林となっている。そのほかヤマボウシ・ハクサンオミナエシ・シモツケ・ホソエノウリハダカエデ・ハコネギク・ホソバノトリカブト・シオガマギク・トウゴクミツバツツジ・オトギリソウ・オオバギボシ・ヤマゴボウ・フジイバラなどを見ることができる。

十四　本栖湖周辺の植物

国道三〇〇号線を下部方面よりつづら折れになった道をのぼり、中之倉トンネルを通り抜けると、目前に雄大な富士山、そして眼下に、青々と水

をたたえている本栖湖がひらけてくる。

ここでは特に下部町の行政地域に属する本栖湖周辺の植物を観察することにする。

本栖湖は海抜九〇二メートルで、ブナ帯の下部に位置づき、クリ帯上部に入るものと考えられる。代表的な樹種は、クリ・イヌブナ・シデ・モミ・ツガ・ヒノキなどが見られるわけである。中之倉トンネル出口にある浩庵荘より、国道三〇〇号線と別れて、湖畔を一周できる舗装道路を進んで行く、湖面に近づくにつれアカマツを主体にした林がある。山側の植物をみると、シデ・ツガ・コナラ・アカマツなどの木本類と、ギョウジャノミズ・アブラススキ・ナツノタムラソウ・サワシバ・ヤマユリ・メグスリノキ・アキノキリンソウ・ヤマボウシ・ヤマオダマキ・キブシ・ニガキ・コゴメウツギ・オヤマボクチ・シモツケ・フジアザミなどを見ることができる。

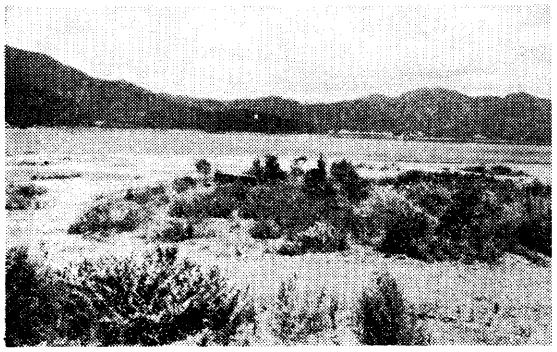

川尻付近（釜額地内）

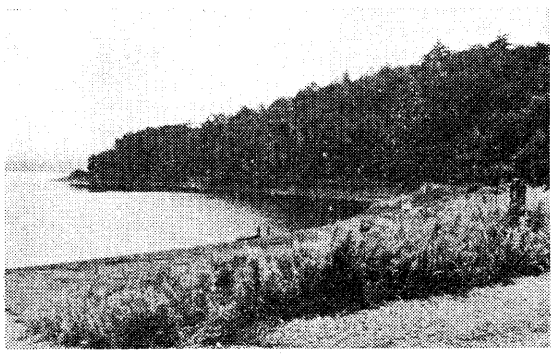

長　崎（中之倉地内）

松崎とよばれる岩場は今は切り開かれ、昔の通行に困難だった面影を見ることができない。通称「猫の面」と呼ばれている。平地に見事なアカマツの群生がある。青い湖が入江のようになった砂浜には、フジアザミ・オオマツヨイグサを見ることができる。道は湖の中に最もつきでた長崎にそって続いている。アカマツ・シデ・コメツガ・イヌブナ・アセビ・ヤマハンノキ・ミズナラ・クマシデ・クロソヨゴ・アオハダ・ツリバナ・ミネカエデ・イタヤカエデなどを見ることができる。長崎を過ぎると、通称観音堂（平石平）とよばれる場所に至る。現在、全国モーターボート競走会連合会本栖研修所の広大な建物がある、この付近の植物をあげると、ノブキ・イヌワラビ・モミ・ミズナラ・イワガラミ・イヌブナ・ヤマブドウ・ヘビノネコザ・コアジサイ・ヒゴスミレ・イボタ・コクサギ・サラシナショウマなどがみられる。道は続き、下部町社会福祉協議会の経営している本栖キャンプ場に近づく、アカマツ林の中に、その建物を見ることができる。夏には多くの団体を宿泊させ、夏休みのいこいの場所でもある。周囲の植物には、クマシデ・サワシバ・ヤマハンノキ・ヌルデ・コブシ・フジザクラ・ナナカマド・ツリガネニンジン・キキョウ・ホタルブクロ・マツムシソウ・キツリフネソウ・タチフウロ・ミツバフウロ・クサフジ・オキナグサ・タチドコロ・ナデシコ・コゴメウツギ・ウリハダカエデ・ヒヨドリバナ・タチドコロ・オヤマボクチ・アキノキリンソウ・コアカソなどがある。この付近は川尻と呼ばれ、昔武田氏の時代には、川尻金山とよばれ、金が採掘された場所である。広々とした平地が連なり、竜ケ岳が眼前にそびえている。アカマツ林の群生が続く中に、キャンプ場やバンガローが点在している。

本栖湖は、富士五湖中自然美を残す唯一の湖であるともいわれている。現在その周囲には開発された周遊道路が完成され、観光客も年ごとに多くなりつつある。そのためか、心ない人々の行為により自然が荒されることもしばしばあり自然の保護を一層呼びかけたい。下部町内に属する地域までは、富士山の溶岩の流入は見られない。ほとんど第三紀層に属する岩石

である。眼前にひろがる富士山麓の林相とは、異なった林相を見せている。また本地域の気候は、町内とは約二十日位の遅れを見せ、郡内地方の気候区帯に入る場所であることも、植物の成育に多くの影響があるのではないだろうか。

第七節　下部町内のめぼしい群落

一　毛無山のブナ林

○下部湯之奥・県有林・海抜約一、一〇〇メートル。

毛無山は、海抜約一、〇〇〇メートル付近までは、植林され、自然林を見ることはできないが、それ以上では見事な自然林を見ることができる。標高約一、一〇〇メートル付近より、イヌブナ・ブナが現われる。毛無山のブナ林には、ツガ・カラマツなどが混生している。本町内ではブナ林として、その群落を構成している場所は限られているため毛無山のブナ林は貴重なものの一つである。ここではほかにヒメシャラ・カラマツ・ウラジロモミ・オオカメノキ・リョウブ・フジザクラ・テバコモミジガサ・フタバアオイなどを見ることができる。



毛無山のブナ林

二　仏峠付近のブナ林

下部町釜額・県有林・海抜約一、一〇〇メートル。

仏峠より稜線を尾根づたいに、南の方向へ約一〇〇メートル進むと、ブナ林がある。目通り幹囲二メートル位の大木が見られ、樹勢は旺盛で見事なものである。

この付近にアセビの群落もありともにすばらしい。このブナ林を構成している他の植物をあげると、ミヤマツミ・ハウチワカエデ・コミネカエデ・リョウブ・コウヤゾウシ・ツガ・ヤマタイシンなどである。



下部温泉湯町のアラカシ林

三　下部温泉付近のアラカシ林

○下部町下部・民有地・海抜三〇〇メートル。

下部駅から、下部温泉湯町にかけて、下部川の両岸には、アラカシ林がよく生育している。また熊野神社周囲及びその反対側の旅館街の裏山にも、アラガシの見事な群落を見ることができる。

この付近は急傾斜地であり、岩場が多い点から、カシ類の生育をうながしたものであろう。この付近にはほかに、アメガシワ・ナンテン・フユザンショウ・シラカシ・ヤブツバキ・カヤ・イヌガヤ・アブラチャン・コガクウツギ・テイカカズラ・ツヅラフジ・ベニシダ・オオバノイノモトソウ・ハカタシダなど暖地性の植物の分布がめだつ。

四　湯之奥山神社のウラジロガシ林

○下部町湯之奥、社有林・海抜五〇〇メートル。

下部温泉より下部川に沿って約四キロメートルのぼると、湯之奥部落がある。この部落の上方にある山神社の境内林はウラジロガシを中心として、アラカシ・シラカシのカシ林が構成されている。その他、ヤブツバキも多く見ることができる。モミの大木が三本・ツガ一本・ほかにイロハモ

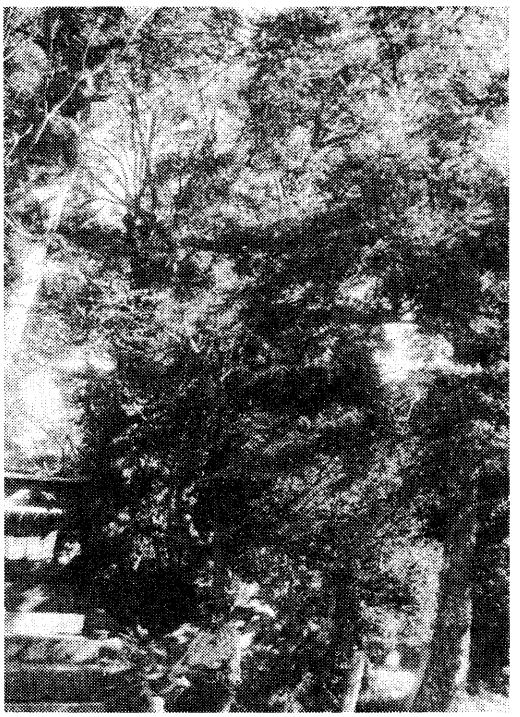

湯之奥山神社のウラジロカシ林

ミジ・オオモミジ・エゾノキもあり、樹林下に、ヤブコウジ・テイカカズラなどの暖地性の植物が多く見られる。

このようなウラジロガシ林は本県においては珍しいものといわれ、またこの地はウラジロガシの北限とも考えられるところから貴重な群落として、保存したいものである。

五　熊野神社境内のカギガタアオイと、ランヨウアオイ

○熊野神社所有林・海抜三、〇〇メートル。

カギガタアオイ・ランヨウアオイ両種とも、ウマノスズクサ科・カンアオイ属の植物である。フロラ構成要素としては、東海要素に属して、太平洋側東海地域に分布している。本県南部の富沢・南部・身延などに分布し、中富町中山・下部町下部などにも局地的に分布しているが、下部はこの植物の北限的性格が強く貴重なものである。熊野神社境内には、両種が多く分布し、カギガタアオイの花期は十月で、おしべの柱頭が外側に曲がりかぎ型となる。葉は卵形、または卵状だ円形で白班のないものもある。

ランヨウアオイの花期は三月―五月である。



ランヨウアオイ（湯町）

六　一色付近の自生ナンテン

○下部町一色　民有地・海抜三〇〇メートル。

ナンテンは本県においては暖帯性植物の代表的なものである。特に県南部の富士川流域に多数分布している。下部町内でも下部湯町から常葉地内にかけて見られるが、特に一色部落には多く見ることができる。山地の岩場にかけて多く自生している。

現在ナンテンは庭園などに植栽されているものが多く、各庭先には必ずといっていいほど見うけられる、一般に発育が旺盛である。



熊野神社の境内林（湯町）

七　仏峠のモチツツジの群落

○下部町釜額、民有地・海抜七〇〇メートル。

釜額から仏峠へ向かうハイキングコースを進むと、県有林との近い場所に、モチツツジの群落がある。

モチツツジは半落葉の低木で、若枝には褐色の細毛をはやし、あとで生じた葉は次春まで残る。花は五～六月ころ咲き、ヤマツツジよりややおそい。がくや花柄には腺毛があってねばりつく。このことからモチツツジの名がつけられている。近畿地方ではきわめて普通の種類に入るものである。今まで富士川東岸地区にはあまり見ることのできないものであったといわれる。ここに見られる群落は県下富士川東岸地域では、一、二位にも相当する立派な群落である。

第八節　下部町内のめぼしい名木・巨木

一　県指定天然記念物

○一色のニッケイ（下部町一色・依田和幸宅）
（詳細は第十三編第三章に記載してあるので参照されたい）

二　町指定天然記念物

○湯之奥山神社のウラジロガシ　（湯之奥区）
○長塩山神社のケヤキ・カエデ・カヤ（北川区長塩）
○妙円寺のクロマツ　（市之瀬妙円寺）
○嶺のケヤキ　（嶺区岩崎真人宅）
○一色のクスノキ　（一色依田克己宅）
○常葉諏訪神社の大ケヤキ等　（常葉区諏訪神社）
○奥抔のフジ　（三沢区奥抔）
○八坂のミズナラ　（八坂区）
（詳細は第十三編第四章第一節に記載してあるので参照されたい）

三　指定外の名木・巨木

(一)　栃代山神社のアサダ（杉山区栃代）

アサダはカバノキ科に属する落葉高木である。

本樹は、神社正面の北向斜面に位置しており、上地面と下地面の差は約一メートルある。

根回り七・八〇メートル・目通り幹囲四・五八メートル・地上約五メートルの上部で主幹が東西二幹にわかれている。東幹はさらに北へ九メートル、南へ八メートルと大きく枝をのばし、西幹は斜上西へ一八メートルとのび、さらに南北の方向へ七メートルづつ枝張りをしている。樹高約三〇メートルでまれに見る大樹であるが、樹勢は極めて旺盛である。

この山神社境内林には、アサダのほかに、ツガ（目通り幹囲二・四五メートル）オオモミジ・イヌシデなどの大木を見ることができ、貴重な存在である。



栃代山神社のアサダ　（杉山区栃代）

(二)　若宮八幡神社のヒイラギ

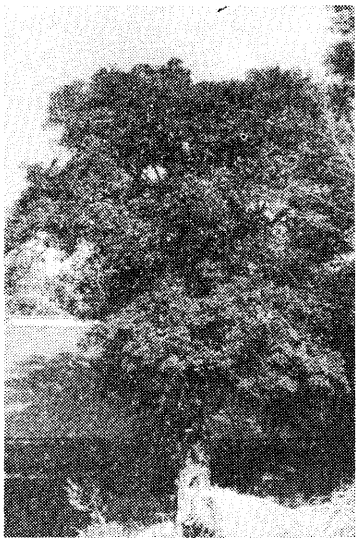

若宮八幡神社のヒイラギ（栃代）

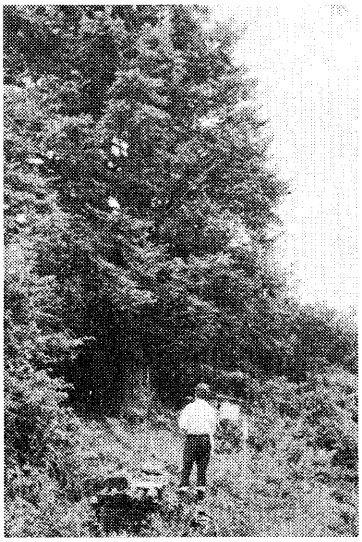

栂の峠のツガ（八坂）

ヒイラギは、モクセイ科に属する常緑の小高木である。葉は若木では、ふちに二―五対の刺端に終わる大きいきょ歯があり、老木のものは、やや小さく全縁となり鋭頭である。

本樹は目通り幹囲一・八〇メートルある立派なものである。

枝張り東西九・二〇メートル・南北八、五〇メートル、樹高約一〇メートルで、一メートル上方で多数の枝を出し、樹勢も旺盛である。

この神社の境内には、ほかに二本のヒイラギがある。下部町内ではここにあるヒイラギに匹敵するものを見ることができない点から考えて、貴重なものである。

㈢　栂の峠のツガ（八坂区）

ツガはマツ科に属する常緑の高木である。本樹は周囲に匹敵する高木がないため一段とその威容を誇るように成育している。

樹高一六・五〇メートル、根囲り五メートル、目通り幹囲三・三〇メートル、枝張りは、東西に一〇メートル、南北一〇メートルある。地上約一一・八〇メートルから多数の枝を出している。とくに斜上しているものは幹のような状態を示している。風が強いためか、全体に枝の成育は北に傾いており、樹勢は旺盛である。

㈣　中之倉不動滝のカツラ（下中之倉）

カツラは、カツラ科に属する落葉高木である。幹は聳立する。時に一株で数幹をなす場合がみられる。この不動滝付近には三本のカツラが生育しており、その一番大きなものは根回り約三メートル、目通り幹囲約二・五メートル、枝張りを見ると東西約一〇メートル、南北約一五メートルある。

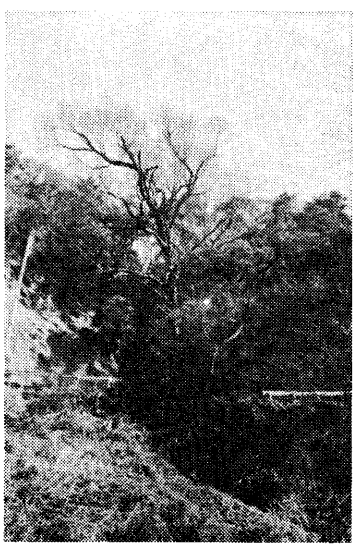

中之倉不動滝のカツラ（下中之倉）



八王子神社のスギ（大磯小磯地内）

不動滝と国道三〇〇号線をはさんで位置している。とくに南側にある渓谷ぞいに多く枝を出し、生育は旺盛である。

⑸　八王子神社のスギ（大磯小磯区）

八王子神社境内の大杉は社殿左手に位置していて、根囲り五・二三メートル、目通り幹

囲三・一八メートル、樹高約二五メートルと立派なものである。石段左手にあるスギも本樹に匹敵する大木である。下部町内の境内林のスギなどは、過去において採伐されており、この神社の境内の大杉は貴重なものである。

(6)　三ツ沢のヨコグラノキ（八坂区三ツ沢）

沢から八坂林道とわかれて、右へ八坂川に沿って急坂を約五〇〇メートルほど登ると、岩場に点在するヨコグラノキを見ることができる。

このヨコグラノキは近年南巨摩郡身延町椿草里で四本見つかり、非常に珍しいものとされていた。しかし最近本町八坂地内三ツ沢で新たに一〇本が見つかったものである。このほか反木川流域（沢付近）にも二、三本ずつ孤立的に生えている。大きいものは幹囲七二センチで、樹齢は約四〇―四五年と推定される。

現在本県では前記二か所で確認されているのみで非常に珍しく、県または町指定の天然記念物にも匹敵するような貴重な存在である。

なお静岡県においては現存する四本が、県指定の自然記念物となっている。

『牧野新日本植物図鑑』には次のように述べられている。

ヨコグラノキはクロウメモドキ科で東北地方の中部以南・四国・九州・南朝鮮・支那中部地方の山地に産する落葉高木・渓谷やがけに孤立的にはえる。高さ三―七メートルに達し、全株は無毛・枝は暗赤かっ色でことにのびた勢よい枝では赤味が強くまた皮目が目立つ、葉はいわゆるコクサギ形葉序・すなわち枝の各側に二枚ずつ組んで互生し、有柄で紙質・長楕円形・長さ一〇センチほど、先端は鋭くとがり、基部は鈍形または鋭形、全葉で多少波状をなし、上面は濃緑色で少し青味のある光沢があり、下面は白っぽくまた下面の脈上に少し細かい毛がある。花序は狭長で上方の葉腋から出て、直立し、淡緑色の小花が集合して着く、がく片は鐘形で五裂し、裂片は三角状卵形・先端は鈍形・花弁は五個・楕円形で、がく片よりも短い、雄しべは五本で花糸は短い、雌しべは一本、花柱は短かく、先端はわずかに二分する、核果は長楕円形・鈍頭で長さ六―七ミリ・黄色からだいだい色となり最後に暗赤色となる。高知県横倉山にて牧野富太郎が最初に採集し、初めはその山の特産と思われたのでその名を付けた。

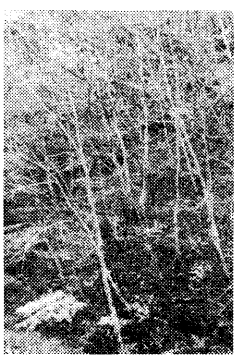

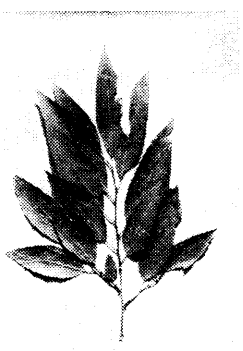

ヨコグラノキ（八坂三ツ沢地内）

第四章　動　物

下部町の動物は、標高二〇一メートルの富士川から一、九四五メートルの毛無山頂まで、温帯低山帯から亜高山帯まで垂直的な差が大きく、また常葉川、栃代川、下部川、反木川、三沢川、樋田川、田原川とそれにそそぐ多くの谷をもち、さらには本栖湖の一部がふくまれ、極めて自然環境に恵まれた地域である。そして全町の約八〇％を森林が占め、多くは広葉樹林である。これらの植物がすべての動物の食物となり、またすみかとなっている点、動物にとってはまことに恵まれた環境である。しかし、近時この自然にも種々の開発が行われて、かれらの生息に大きな影響を与え、減少またはすでに本町から姿を消しつつあるものもある。それは本栖湖の競艇場の開設によるカモ類の減少、畑作物の減少と変化による動物の減少などであるが、湯之奥林道の開通がどのように影響するかなどが心配されるものである。豊かな下部町の自然をつくっている重要な要素であるこれらの動物を、農林業と開発とのかねあいのなかで、これ以上姿を消さないようにしたいものである。近時一般住民や児童生徒が自然をはなれ、これら動植物に対する関心がうすれつつあるので、将来の下部町の自然を思うとき一抹の淋しさを感ずる。

現在下部町に生息している動物の主なものは次のとおりである。

ほ乳類	三〇種
鳥　類	一六〇種
は虫類	七種
両生類	一二種
魚　類	二〇種
昆虫類	一八九種
その他	三〇種

第一節　ほ乳類

毛無山系という亜高山帯から、深い谷とほとんど全町が森林で覆われているため、獣類の分布には理想的である。オコジョ、ヤマネ、カモシカなどの高山獣から、クマ、シカ、イノシシなどの大型獣をはじめ、夜行性の中小獣類まで、我が国本土に住むすべての獣類が生息し、我が国ほ乳動物の縮図を示している。しかし本県及び本町において、我が国陸生ほ乳類の三分の二を占めているネズミ類、コウモリ類の研究が不十分であるので、不明のものも多く、これから多くの種が記録されることを願う。

特に保護されている特別記念物のカモシカや、県指定天然記念物のカイハクビシンなどは、増加しつつある現状であるが、やがてそれらによる食害を考えねばならない時がくるであろう。その他の種類は大きく増加することもなく、均衡が保たれて行くことであろう。

種　類	生息地及び生態
1　トガリネズミ科	
(1)　ニホンカワネズミ	本町河川の中流より上流に住み、魚や水生小動物を食べている、動作は敏しょうで水中を泳ぎまわる。
(2)　ホンシウトガリネズミ	毛無山など高い原生林に住み、体は細くて小さく、足が短い。また尾は細長く、くちさきがとがっている。
(3)　ホンシュウジネズミ	低い山の草原や畑に住み、体は小さく、くちさきは前種より長くとがっている。耳介は大きく尾の基部が太い。
2　モグラ科	
(4)　ホンシュウヒミズ	全町の山地森林に生息しており、モグラよりも体が細く小さくて、くちさきも尾も長い。しばしば地上に出ると入ることができなくて死ぬことが多い。

(5) アズマモグラ

全町に生息しており、土中にトンネルを掘り一定の範囲をなわばりとして、昆虫の幼虫などを食べ、繁殖期以外は単独生活をしている。体長は一〇―一五センチぐらいである。

3 キクガシラコウモリ科

(6) ニホンキクガシラコウモリ

普通の種類で、富士山ろくのほら穴などに群せいしている。

4 ヒナコウモリ科

(7) アブラコウモリ

イエコウモリともいい、小型で前種ほど集団性はない。かつては人家の蔵や天井裏などに生息し、春秋の夕方よくとんでいた。

(8) ニホンウサギコウモリ

林の中に住み、冬はほら穴に入って越冬する、耳が胴まで長いのでこの名がある。

(9) ニホンテングコウモリ

本栖湖付近に生息し、体毛に銀色の長毛が混じり美しい。大型の種類で鼻が管状につき出しているので、この名がある。

5 オナガザル科

(10) ニホンザル

日本にだけ生息するサルで、湯之奥、栃代、毛無山、竜ケ岳などの深山に、小さい群を作って生息している。雑食性で昆虫類なども好んで食べる。

6 ウサギ科

(11) キュウシュウノウサギ

本県はトウホクノウサギとの接点である。両者のはっきりしたものはないが、本町に生息するものは上記の亜種である。

7 リス科

(12) ニホンリス



ニホンリス

(13) ホンシュウモモンガ

町内全域に生息しており、木の上に枝を集めて巣をつくるので、キネズミともいい、昼行性で木から木へとびうつる。

(14) ニッコウムササビ

ムササビにくらべてはるかに小さく、成獣でもリスくらいの大きさである。体側の皮膚がのびて広い膜になり、木から木へまい移ることができる。高山の針葉樹のこずえ近くに営巣するが、本町には数少ない。

夜行性で昼間は大木の空どうなどにかくれ、夜活動をする。バンドリともいい、モモンガと混同することがある。

8 ヤマネ科

(15) ヤマネ

ネズミに似ているが背に黒線があって尾は房状で長い。四肢は短い、清潔ずきでふんは必ず巣の外に排せつする。毛無山、本栖湖周辺に生息しており、昆虫や果実などを食す、冬は丸くなって冬眠する。

9 ネズミ科

(16) ホンドハタネズミ

(17) ホンシュウカヤネズミ

(18) ホンシュウハツカネズミ

(19) ニホンクマネズミ

ノネズミともいい、全町に分布している。

イネ科の植物の葉を細くさいて、精巧な巣を水田や草むらに作る、小型である。

カヤネズミより大きいが小型の種類である。住家性のものと耕作地に住むものとある。

住家性のネズミで家の中で生活している、年によって、天敵、病気、餌などの原因によって、増減がある。イエネズミともいい、繁殖力は旺

盛である。

10　クマ科

(20)　ニホンツキノワグマ

本州中部以北の山地に多く生息しているが、本県には約五〇〇―六〇〇頭くらいが南アルプスをはじめ全域に生息し、毛無山一帯にも少数いる。夏は高山に登り秋にはふもとに下りて果実やカニなどを食べる。冬季は大樹の空どうや岩穴に入り冬眠する。

11　イヌ科

(21)　ホンドタヌキ

ムジナともいう。夜行性で昼は穴の中でねて夜活動する。また巣の近くにまとめてふんをする習性がある。

(22)　ホンドキツネ



ホンドキツネ

巣はかぎられた赤土の軟らかい場所に作るが、行動範囲は広く民家の近くにもときどき姿をみせる。ノウサギ、キジなどのほか昆虫や魚、果実などなんでも食べる。

12　イタチ科

(23)　ホンドテン

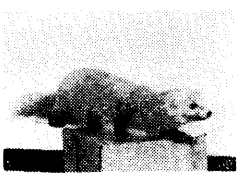

ホンドテン

キテンとススステンの二つの色相があるが、いろいろの段階がある。本町全域に生息しているが数は少ない。ネズミ、カエル、昆虫や果実などなんでも食べる。

(24)　ホンドイタチ

町内全域に生息しているが、特に根子や栃代の川岸などに多く見られる。夜も昼も活動し木登りはできないが水泳ぎは上手である。雌は小さく年中穴にいて雄に養われる習性があり、ときにはニワトリを襲うこともある。

(25)　ホンドオコジョ

ヤマイタチともいい、やや高い山の岩穴に生息しているが、その数は少ない。冬は八〇〇メートルぐらいまでおりる。冬毛は尾の黒色部を除いて白くなる。

(26)　ニホンアナグマ

マミ、ササグマともいい、つめが長く力も強い雑食性で、木の根、昆虫、カエルやネズミなどなんでも食べ、冬季は自分で掘った穴の中に入って冬眠する。

13　ジャコウネコ科

(27)　ハクビシン

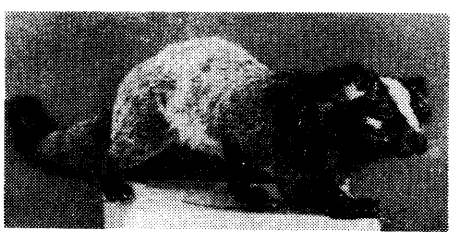

ハクビシン

原産地は南支那、広東及び台湾あたりで、移入したものが野外に逃げて野性化したものであるといわれている。本町には昭和二十二（一九四七）年に根子、昭和二十五（一九五〇）年には廻沢で松木大二が生後間もない三匹を捕獲した記録がある。その後各地でも捕獲されているが、富士川沿いに北上し増加しつつある。特徴としては顔が長く鼻はとがって白線があり、尾が頭と胴の丈ほどもあるが、体長は四〇センチ程の小動物である。夜行性でノネズミ、小鳥などの小動物や、アケビ、ヤマブドウなどなんでも食べる。昭和三十三年カイハクビシンとして県の天然記念物に指定をうけ保護されている。しかし近時農作物への害がさけばれるとともに、ハクビシンと同種か否かの検討にせまられている。

14　イノシシ科

(28)　ニホンイノシシ

本町の深山に生息しているが、その数は年々減少している。県全体では二、〇〇〇頭ぐらいおり、山ろくの耕地に来襲して、サツマイモやジャガイモ、イネなども害することがある。

15　シカ科

(29)　ホンシュウジカ

毛無山、雨ケ岳一帯に生息しているが、数は少ない。

(30)　ニホンカモシカ

日本特有の動物で高山の岩の多いところに住みイワシカ、アオシカとも呼ばれている。本町では毛無山を中心に生息しているが、その数は少ない。特質は柔和で人に危害を加えることはほとんどない。草食性で植林した幼木の新芽などを食べ被害を与えることがある。体毛は灰かっ色でやわらかい。出産は五月ごろ一子を生む。大正九年五月には国の天然記念物に指定され、更にその後昭和二十年二月には特別天然記念物に指定されている。山梨県では県獣として、指定され保護されている。



ニホンカモシカ

第二節　鳥　類

鳥の生息は、食物（エサ）と営巣場所があるかどうかによって左右される。本町はその生息には恵まれた地域である。これまで本県で記録された種類は約二三〇種であるが、ここでは本町に生息する一六〇種をあげた。その差約七〇種あるが、本町には沼地や湿地が少く、サギ、カモ、チドリ、シギなどの水辺の鳥が少ないことと迷鳥を含まないためである。翼をもって飛ぶことができるものだけに、今後の研究によってその他の種類が記録されることを期待したい。本町ではコジュケイが昭和二十二年ころより、ムクドリ、オナガが昭和三十年ころより移ってきて繁殖するようになった。またコサギがここ数年前より、イワツバメが昭和五十三年より峡南高校の建物に営巣しはじめた。コシアカツバメもやがて洋式建物を利用する日がくるであろう。このほかカラス、ヒヨドリ、キジバト、カワラヒワ、キセキレイ、セグロセキレイ、シジュカラ、メジロなどが人家の近くに営巣するようになり、その数を増加しつつある。

近ごろのはげしい自然の変化に従い、このように生態を変えて適応していく姿がみられる。往時はこのような急速な変化はなかったであろう。多くの鳥は急速な変化に適応しきれないで減少しつつあることは事実であり残念である。さらにこれからは外国産ペットの野生化なども考えられる。

本栖湖のカモは日中湖上で休み、夕方から中之倉峠などを越え、富士川、笛吹川畔にえさを求めて飛びたち明朝早く帰って休息する。この往復の時あちこちで峠越えのカモを網でとらえたり、鉄砲で撃つ猟が盛んに行われたが、最近富士川、笛吹川畔の狩猟が禁止されたため、そこで生活するものが多くなり、本栖湖のカモも減少しそのマイコシ猟も減った。

鳥類は季節によって繁殖する所と冬をこす所とを移動するものが多い。移動はさまざまで、近くは国内、高地から平地と移動するものも渡り鳥ともいえるが、普通これらは漂鳥といい、海をこえて渡るような遠い距離を移動するものを渡り鳥という。それによって、留鳥、漂鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥の六種類に分類することができる。

留鳥―一年中同一地域に生息し、季節移動しないもので、例えばスズメ、カラス、ヤマドリなどをいう。

漂鳥―高山又は深山で繁殖し、秋冬は平地に下って越冬するなど、小移動するもので、例えばカヤクグリ、ミソサザイ、カケスなどをいう。

夏鳥―冬季暖かい南方ですごし、春から夏にかけて繁殖のためにおとずれるもので、例えばツバメ、オオルリ、ホトトギスなどをいう。

冬鳥―北方で繁殖し、秋渡来して冬をすごすもので、例えばマガモ、コガモ、ジョウビタキ、ツグミなどをいう。

旅鳥―北方で繁殖し、そこよりさらに暖かい南方で冬をこすための往復の

途中、秋と春にその姿がみられる。例えばシギ、チドリ類などをいう。

迷鳥―ふだん生息していない鳥が台風などの原因で偶然現れるもので、例えばカモメ類、ミズナギドリの類などをいう。

渡り及び繁殖によって本町に生息する鳥一六〇種を分類すると次のようであるが、生態の項で〇印のついているもの（九八種）は本町で繁殖する鳥である。

留鳥	三九種	冬鳥	三九種
漂鳥	二〇種	旅鳥	一四種
夏鳥	四四種	迷鳥	四種

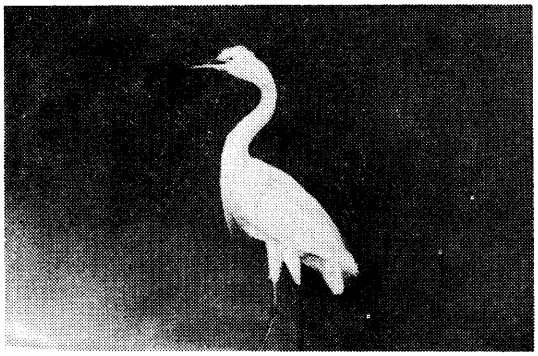

コサギ

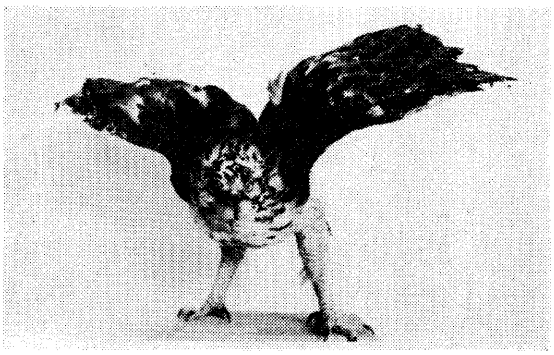

オオタカ

鳥名		生息地及び生態
1 カイツブリ科		
(1) カイツブリ	冬	「モグリチョ」ともいい全国の湖沼、河川で浮き巣をつくり繁殖するが、本栖湖には秋渡来する。「キュルルル、キリキリリリ」と早口で鳴き、潜水が得意でよく水にもぐる。全身が黒かっ色で体は丸く尾は短い。
(2) アカエリカイツブリ	冬	大型の種類で、本栖湖には年によってまれに渡来することがある。
2 ミズナギドリ科		
(3) オオミズナギドリ	迷	海洋の鳥であるが、秋南へ渡るとき迷鳥としてみることがある。
3 ウ科		
(4) ウミウ	迷	ウ飼いに用いる種類で、本栖湖に迷来することがある。
4 サギ科		
(5) ヨシゴイ	夏〇	水田やアシの茂みの中に営巣しサギの中では最小である。全身黄かっ色で、背部は濃く下部は淡い。「オーオー」と低い声で鳴く。
(6) ミゾゴイ	夏〇	四月中旬に渡ってきて谷間の横枝に営巣する。朝夕「ブオウ、ブオウ」と鳴く。方言でイブという。
(7) ゴイサギ	漂〇	別名バカッサギともいい、コロニー（集団繁殖）を形づくって一か所にたくさんの巣をかける。夜行性で夕方「クァーッ、クァーッ」と鳴きながら飛ぶので、方言でヨガラスという。

(8)	コサギ		近年、各河川や水田でみることができるようになった。市川大門町、中道町などでゴイサギとともにコロニーをつくっている。
	5 ガンカモ科		
(9)	オシドリ	漂	冬季本栖湖や谷川で少しみられる。昔からオシドリ夫婦といって仲の良い典型とされている。雄は繁殖期にだいだい色の婚羽をわきにつけ、黄紫色などの多彩色で美しい。昔は栃代川などで繁殖した。
(10)	マガモ	冬	本栖湖や富士川でみることができる大型のカモで、別名アオクビ、ホンガモともいう。
(11)	カルガモ	漂	本県では笛吹川、釜無川沿岸で繁殖するものもあるのでナツガモともいう。本栖湖や富士川に冬季飛来する。
(12)	コガモ	冬	九月中旬ごろ、本栖湖へ渡ってくる最も多い種類で、別名スイチョウともいう。
(13)	トモエガモ	冬	本栖湖や富士川に少数飛来する。
(14)	ヨシガモ	冬	前に同じ
(15)	ヒヨドリガモ	冬	前に同じ
(16)	オナガガモ	冬	前に同じ
(17)	キンクロハジロ	冬	前に同じ
(18)	ホシハジロ	冬	前に同じ
(19)	スズガモ	冬	前に同じ
(20)	ミコアイサ	冬	前に同じ
	6 ワシ・タカ科		
(21)	ハチクマ	夏	五月ごろ渡来し、山林で繁殖する。トビよりも大きく尾に幅広い黒帯がみえる。ハチの巣をみつけてその幼虫を好んで食べる。
(22)	トビ	留	町内どこでもみられるが、特に富士川べりに多くみられ、両翼を広げ旋回しながら飛ぶ。
(23)	オオタカ	留	冬季には里山でもみられる。トンビぐらいの大きさで、鋭いくちばしとつめをもち尾はまっすぐに長く、鳥の王者としての風格を備えている。
(24)	ツミ	留	タカの一種で最も小さい。低山帯の林にすみ小鳥類を主食としている。
(25)	ハイタカ	留	中型のタカで、別名マグソタカともいう。町内どこでもみられる。
(26)	ノスリ	留	トビくらいの大きさで、鋭いくちばしとつめをもち、ノウサギやキジ、ヤマドリなどを捕えて食う。
(27)	サシバ	夏	四月ごろ渡ってきて高い木の上に営巣する。中型のタカで「ピッピッ」と鳴く。
(28)	クマタカ	留	亜高山帯の山林に生息しておりあまり移動しない。大型で体格がよく攻撃力が強いので、キジ、ヤマドリ、ウサギなどの小動物を捕食する。

	7 ハヤブサ科		
(29)	ハヤブサ	冬	空中でえさを捕る習性から、日本では古くからタカ狩りとして狩人に利用された。
	8 キジ科		
(30)	ウズラ	冬	河川の流域や草原などで越冬する。ほとんど草むらの中にもぐって生活し、数は少ない。
(31)	コジュケイ	留○	在来の野鳥でなく、中国南部から輸入されたもので、本県には昭和六年ころより、また本町には昭和二十年ころからみられるようになった。平地の林に群をなしてすむ。鳴き声は大きく「チョットコイ」とか「ピープルプレイ」などとも聞こえる。
(32)	キジ	留○	町内全域の農耕地やまばらな林に生息する。一夫多妻で雄は全身緑色の美しい羽根をつけ、尾も長く優美な姿をしている。またキジは地震に対して非常に敏感で「ケーン、ケーン」と鳴き地震の予知をする。ほとんど地上生活をする。昭和二十二（一九四七）年。日本の国鳥として指定され保護されている。
(33)	ヤマドリ	留○	全町に生息しているが四季を通じてキジよりも標高の高い所にすみ、キジと同様一夫多妻で雌は抱卵やひな育てにあたる。「クックッ」と低く鳴くが、翼をふるわせてドッドッという音を出すこともある。

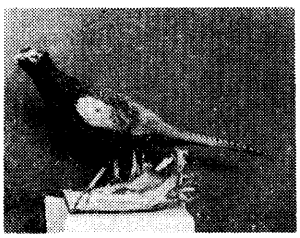

キ　ジ（雄）

	9 クイナ科		
(34)	クイナ	夏○	水辺や竹やぶなどに生息し、小魚や昆虫など捕食し「クックツ」と鳴く。
(35)	ヒクイナ	夏○	水田で、夏の夜「キョッキョッ」と鳴き、昔から「門をたたくクイナの声」という。
	10 チドリ科		
(36)	コチドリ	夏○	常葉川、三沢川などの砂れき地に営巣し繁殖する。背面はかっ色で腹部は白色「ピョイ、ピョイ」と飛びながら鳴く。
(37)	イカルチドリ	漂○	富士川や本栖湖畔の砂れき地に営巣し「ヒーオ、ヒーオ」と鳴く、コチドリよりも大型である。
(38)	シロチドリ	夏○	富士川岸に営巣し、群棲することが多い。
(39)	メダイチドリ	旅	春秋の渡りの時、富士川でまれにみることがある。シギ、チドリの旅鳥は春の渡りの時よりも秋の渡りの時にその姿を水辺にみることが多い。
(40)	オオメダイチドリ	旅	前に同じ
(41)	ムナグロ	旅	前に同じ
(42)	ダイゼン	旅	前に同じ
	11 シギ科		
(43)	トウネン	旅	春秋の渡りの時、富士川で少数みることができる。
(44)	ハマシギ	旅	前に同じ
(45)	ツルシギ	旅	前に同じ
(46)	タカブシギ	旅	前に同じ
(47)	タシギ	旅	前に同じ

		旅		
(48)	チュウジシギ			
(49)	イソシギ	夏	○	前に同じ 常葉川、三沢川でもみられるが富士川沿岸で繁殖することもある。
(50)	ヤマシギ	夏	○	ムクドリくらいの大きさで背中は暗かっ色、胸の白色が目立つ。
(51)	オオジシギ	夏	○	「チーリーリ」と鳴く。 谷合いの水田でみることがある。
	12 ヒレアシシギ科			
(52)	アカエリヒレアシシギ			本栖湖周辺に生息し「ジープ、ジープ」とするどく鳴きながら上空を旋回する。
	13 カモメ科			
(53)	カモメ	旅		秋の渡りにみられる小型のシギで、あしに膜があり水上生活ができるので、ほかのシギよりも羽毛が密である。
(54)	ウミネコ	迷		台風などの時、本栖湖や富士川に迷鳥として飛来することがある。
(55)	コアジサシ	迷 夏	○	右と同じ なかまは海の鳥であるが、本種は小型で富士川に沿って笛吹川、釜無川まで上る。
	14 ハト科			
(56)	キジバト	留	○	ヤマバトともいい、山地や農耕地に生息している。体は灰かっ色で、尾の先が灰白色である。単独行動が多く「デデッポーポー」と低い声で鳴く。
(57)	アオバト	漂	○	秋冬にカシ林などに小群で生息しており、毛無山で繁殖するものと思われる。名前のように顔から胸にかけて黄緑色で、背面は緑色

				「オアーオ、オアーオ」と異様な声で鳴く。
	15 ホトトギス科			
(58)	ジュウイチ	夏	○	毛無山に多く住み、この科の鳥は自分では巣をつくらず、ほかの鳥の巣に産卵する習性がある。ホトトギス科四種とも小型のタカのような姿をしているが、声はみな異なる。鳴きながらあずける鳥の巣をさがしつづけ、コルリ、オオルリの巣に入れる。
(59)	カッコウ	夏	○	ハトより小さく数は少ないホオジロやモズ、オオヨシキリなどの巣に託卵し「カッコウ、カッコウ」と鳴く。
(60)	ツツドリ	夏	○	四月上旬に飛来し、竹筒を平手でたたくように「ポウ、ポウ」と鳴く。センダイムシクイの巣に託卵する。
(61)	ホトトギス	夏	○	五月上旬飛来し山林にすむ、ウグイスやミソサザイなどの巣に託卵する。ジュウイチとともに夜も昼も鳴き続け、「テッペンカケタカ」とも聞こえる。

16 フクロウ科

(62) コノハズク

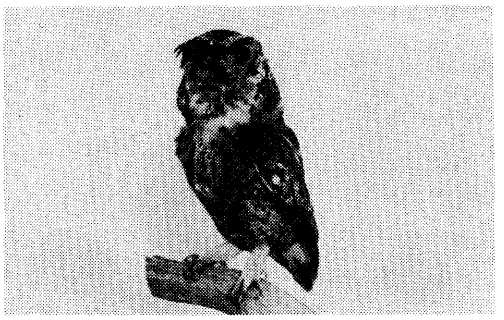

コノハズク

(63) オオコノハズク

(64) アオバズク

(65) フクロウ

	夏	漂	留
(62)	○		
(63)		○	
(64)		○	
(65)			○

本栖湖畔や下部川、栃代川ぞいの深い山に生息しており、全身灰かっ色で黒や灰色のはん点がある。小さな耳羽をつけ、目が黄色い。鳴き声は「ブッポウソウブッポウソウ」と聞こえ、ブッポウソウ（仏法僧）と呼ばれている。この科の鳥はいずれも大木のほら穴に巣をつくるが、最近このような穴のある大木が少なく繁殖に影響を及ぼしている。

秋冬の間、暗い林に単独で生息しており、目はオレンジ色で耳羽が長い。別名ミミズクともいう。五月初旬ごろ飛来し、神社やお寺などの青葉に囲まれた樹間にすみ、夏の夜「ホウッホウッ」と鳴く。

森林の中に生息しているが、平地でも声を聞くことがある。平たい顔で頭が大きく太った感じの鳥である。「ゴロッチホウコウ、ゴロッチホウコウ」と太い声で鳴く。

17 ヨタカ科

(66) ヨタカ

18 アマツバメ科

(67) ハリアオツバメ

(68) アマツバメ

19 ツバメ科

(69) ツバメ

(70) イワツバメ

(71) コシアカツバメ

	夏	夏	夏
(66)	○		
(67)			
(68)			
(69)	○		
(70)	○		
(71)	○		

夜行性で、めったに姿をみることがない。初夏の夕方「キョ、キョ」と山の方から鳴き声が聞こえてくる。

岩壁の割れ目や木のほら穴などに営巣する。大型で翼の幅が広く尾は短い。飛しょう速度は鳥類中最も速い。

前種とともに岩場に営巣する。荒れもようの天候の時、低い里の空を飛びまわる。この姿を「カマをかける」という。

人家の軒先にどろで皿型の巣をつくり、三月下旬から九月中旬ころまで留まり、二回繁殖するが、近年数がめっきり減少している。

ふつう山地の岩場に営巣したものだが、近年建築物に営巣するようになり、昭和五十三年より峡南高校の校舎や近くの鉄橋に巣作りをしたのが発見された。

太平洋岸に多く、富士川ぞいに時にみかけることがある。イワツバメと同様洋式建築の普及にともないこれらに営巣することが予想される。昭和五十五年大草で営巣した。

20 カワセミ科

(72) ヤマセミ

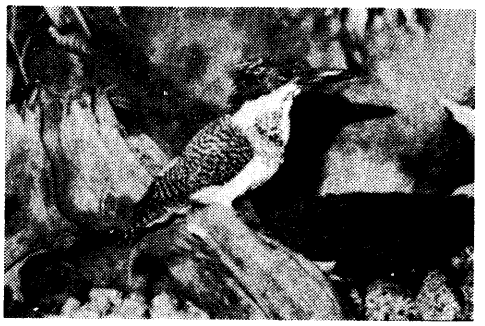

ヤマセミ

留 ○

栃代川、下部川、反木川などのけい谷にすみ、ヤマメを主食とし、がけに横穴を掘って営巣する。カワセミ類では最も大型で背面の淡黒色に白はんがあってかのこ模様で美しい。また、なわばりが広く、一つの谷で一つがいずつ生息し「キャラ、キャラ」と鋭い声で鳴きながら飛ぶ。

(73) アカショウビン

夏 ○

ミズコイドリともいい、梅雨時「キョロロ、キョロロ」と長い時間鳴き続ける。古いわら屋根のむねに営巣した例がある。

(74) カワセミ

留 ○

アオフクベともいい、清流のほとりで単独で生活する。巣は赤土のがけに穴を掘ってつくり、小魚などを食べている。飛ぶ時にはヒスイ色のつぶてのようにみえる。数が少なくなった。

21 ブッポウソウ科

(75) ブッポウソウ

夏 ○

神社やお寺の大木で、ケヤキやスギのほら穴に営巣する。体は青緑色で、飛ぶ時には翼にある白はんが目立つ。「ゲッゲッ」と美しい姿に似ず不気味に鳴き、姿のブッポウソウ（仏法僧）ともいう。以前峡南高校や三沢で煙突上の巣箱に営巣したことがあるが、その数は減少した。

22 キツツキ科

(76) アオゲラ

留 ○

冬季は里近くまでくるが、数は少ない。「ピョー、ピョー」と口笛ににた声で鳴く。

(77) アカゲラ

留 ○

山地の落葉広葉樹林に生息し、冬季は平地に下る。数は少なく「キョッ、キョッ」と鳴く。

(78) コゲラ

留 ○

最も小さいキツツキで、枯れ木に自分で穴を掘って営巣する。黒と白の横しまがはっきりしている。低山の林にすみ「ギー、ギー」と車がきしるような声で鳴く。

23 ヒバリ科

(79) ヒバリ

留 ○

畑地や草原などでよくみられ、頭に小さな冠羽があり、全体が淡かっ色をしている。滞空して「ピーチク、ピーチク」とさえずる。

24 セキレイ科

(80) キセキレイ

留 ○

部落近くの川原に生息し、長い尾を振りながら波をうって飛ぶ。峡南地方には、セキレイをとると病気になるという伝説がある。

(81) ハクセキレイ

冬　留 ○

太平洋岸を南下して越冬するが本栖湖畔や富士川で時にみられる。

(82) セグロセキレイ

(83) ビンズイ

(84) タヒバリ

(85) **25 サンショウクイ科**
サンショウクイ

(86) **26 ヒヨドリ科**
ヒヨドリ

(87) **27 モズ科**
モズ

(88) チゴモズ

留	漂	冬
○	○	

川辺に生息し、体はスズメよりやや大きく体色は黒と白、尾が長く上下に振りながら波をうって飛ぶ。

冬季低い山の松林に数羽の小群で生息し、「ピリリピーピー」と鳴く。本栖湖周辺の高い所に営巣する。

秋から冬にかけて、川岸や水田に小群で生息している。

夏	留
○	○

低山帯の森林で繁殖し、地上にはめったにおりない。名前のように「ヒリヒリン、ヒリヒリン」と鳴く。

留
○

町内どこにも生息しており、体は暗かっ色で、いつも群れをなして行動する。「ピーヨ、ピーヨ」と鳴きながら木の実をついばむ。

夏	留
○	○

部落の近くの山すそに生息し巣作りが早い。頭が大きく鋭いくちばしをもっている。電線やくいの上にとまってよく尾を振る。またカエルやバッタなどをくし刺しにした「ハヤニエ」をつくる。九月に入ると「キチキチキーキー」と鳴きながら自分のなわばりを示している。

春渡ってきて広葉樹林にすむ。やや白っぽく見える。鳴き声はにごって聞こえる。

本栖湖周辺に多く、モズと同じ習性がある。

(89) アカモズ

(90) **28 レンジャク科**
キレンジャク

(91) ヒレンジャク

(92) **29 カワガラス科**
カワガラス

(93) ミソサザイ

(94) **30 イワヒバリ科**
イワヒバリ

(95) カヤクグリ

冬	夏
	○

冬季実のなる木に集まるが、年によって渡りに増減がある。ムクドリより小型で、冠羽、黒い過眼線、尾の先端が黄色などが特徴である。「チリ、チリ」とささやくように鳴く。

尾の先端が赤い。数は少なく前種と混じって飛来し、ともに人をあまりおそれない。

留	漂
○	○

各河川の上流、ヤマメのすむけい流に生息し、冬は下流にくだる。

春早く滝下や岩かげに営巣するが、体はずんぐりとしており、けい流の岩を渡りながら「ピッ、ピッ」と鳴く。

体の色彩がミソにているからかミソッチョともいう。冬は里までくるが、体は小さく短い尾を立てて身軽にちょこちょこと動きまわり、石がきや物置のかげなどにもぐりこむことがある。

漂
○

高山の岩場に生息するが、冬季は里でもみられる。また鳴き方はヒバリににている。

毛無山などの高山で繁殖するが、冬季は里におり、沢にそったやぶ

でひっそりと生活している。「チッチッチリチリチ」と鳴く。

31 ヒタキ科（ツグミ亜科）

(96) コマドリ　夏○　毛無山のけい谷ぞいのしげみに生息しているが、姿をみることは困難である。「ヒンカラカラカララ」と馬のいななきのように鳴く。のどの紅色が目立ち、渡りの時みることがある。

(97) ノグマ　旅　毛無山のやぶの中に生息しており、コマドリににた声で鳴く。

(98) コルリ　夏○

(99) ルリビタキ　漂○　高山の針葉樹林で繁殖し、冬季は里におり単独で生活している。わき腹の空色が目立ち「ヒッヒッキョロキョロリ」と鳴く。

(100) ジョウビタキ　冬　体を上下によく動かすので「オメサンコンチャ」ともいい、また翼に白はんがあるので「モンツキドリ」ともいう。人里の庭にきてナンテンなどの実を食う。

(101) ノビタキ　夏○　本栖湖周辺で繁殖する。十月初旬の渡りの時には、平地の水田や川原でも一週間ぐらいみることができる。

(102) イソヒヨドリ　冬　海岸の岩の上などにいて、美しい声で鳴く鳥であるが、冬季町内河川の谷間でもみることがある。

(103) マミジロ　夏○　毛無山系や本栖湖周辺で「キョロンチー、キョロンチー」と鳴いている。

(104) トラツグミ　漂○　ツグミの中では最大種で、早朝口笛のように「ヒョー、ヒョー」とさびしく鳴く。単独で地上でミミズなどをあさる。「ぬえ」とよばれた怪物はこれである。

(105) クロツグミ　夏○　本栖湖周辺で、美しい声でよく鳴く。

(106) アカハラ　漂○　本栖湖周辺には多く「キョロン、キョロンチー」と大声で鳴く。

(107) シロハラ　冬　里に近い林で単独で生活し、草木の実や昆虫などを捕食する。

(108) マミチャジナイ　冬　秋早く群れをつくって渡来し、本栖湖周辺にすみ平地にも姿をみせる。

(109) ツグミ　冬　チョウマともいい、秋から春まで山や畑などでみられる。

（ウグイス亜科）

(110) ヤブサメ　夏○　やぶの下枝で、虫の鳴き声のように「シシシン」と鳴く。

(111) ウグイス　留○　全町に生息しており、声はするけれどもなかなか姿をみせない。梅の花の咲くころになると「ホーホケキョ」と鳴き春告鳥ともいう。ホトトギスのひなを育てる慈愛から、山梨の県鳥として指定され、保護されている。

(112) コヨシキリ　夏○　湿地のヨシの中や富士川岸に生息している。

(113) オオヨシキリ　夏○　湿地のヨシの中に生息し、「ギョギョシー、ギョギョシー」と鳴きつづける。

(114) メボソムシクイ　夏○　毛無山の針葉樹林に生息し、「ジュジュリー、ゼニトリゼニトリ」と鳴く。

(115)	エゾムシ	夏	○	毛無山などの高地に生息している。
(116)	センダイムシクイ	夏	○	ツバメとともに飛来し、広葉樹林に生息する。型はウグイスより小さく「ジプ、ジプ、ジー」と鳴き「ショウチュウ一パイグイ」とも聞こえる。
(117)	キクイタダキ	漂	○	亜高山帯の鳥で、体は小さく頭に菊の花ににた毛がある。冬は低山の針葉樹林にいるが、毛無山頂付近で営巣する。
(118)	セッカ	夏	○	富士川岸にススキの穂で巣を作る。「ヒッヒッ」と鳴きながら飛ぶ。
(119)	（ヒタキ亜科） キビタキ	夏	○	毛無山や本栖湖周辺の広葉樹林に多く生息し、姿も声もすばらしい。
(120)	オオルリ	夏	○	ルリともいい、岩場のあるけい流に生息し、木の頂上で美しい声で長い時間鳴きつづける。
(121)	サメビタキ	夏	○	毛無山などの高地に生息し繁殖する。
(122)	エゾビタキ	旅		秋渡りの途中、平地の林で休息することがある。
(123)	コサメビタキ	夏	○	里近くにすみ、太い横枝の上にクモの糸で小さな茶わん状の巣をつくる。地味な目立たない鳥である。
(124)	（サンコウチョウ亜科） サンコウチョウ	夏	○	五月下旬ごろ渡来し、主に広葉樹林の深いしげみの中に生息しており、尾が長く小さな冠毛がある。「ツキ(月)、ヒ(日)、ホシ(星)、ホイホイホイ」と鳴く。

	32 シジュウカラ科			
(125)	コガラ	留	○	冬季は低い山林に生息しているが、繁殖期には高い所へ移動する。頭が黒くベレー帽をかぶったようにみえる。
(126)	ヒガラ	留	○	コガラよりも数は多く、冬季には里山の針葉樹林に群れているが、繁殖期にはやや高い所にうつる。
(127)	ヤマガラ	留	○	森林でふつうにみられる。スズメぐらいの大きさで「ツーツーピー、ツーツーピー」と鳴く。カヤの実を好んで食べる。
(128)	シジュウカラ	留	○	里山にすむ代表的な種類で、白い胸にネクタイのように黒帯が目立ち、動作は敏しょう。巣箱を最も利用する。
(129)	エナガ	留	○	スズメより小さく、尾が長い。秋から冬にかけては群れて木から木へとうつり、人家近くまでくる。
(130)	**33 ゴジュウカラ科** ゴジュウカラ	留	○	また、この群れの中にはシジュウカラ、ヤマガラ、ヒガラ、メジロ、コゲラなどがよく混じっている。 毛無山のやや高い林に孤独で生息し、幹のまわりを回りながら、「フィッ、フィッ、ピピ」と鳴く。

(131)	**34 キバシリ科**			
	キバシリ	留○		数は少ないが、毛無山などの高いところに生息している。
(132)	**35 メジロ科**			
	メジロ	留○		体は緑色で、目のまわりの白い輪が目立つ。春先ツバキの花に蜜を求めて集まる。
(133)	**36 ホオジロ科**			
	ホオジロ	留○		セットウともいい、スズメよりやや大きく部落近くの山に多く生息し「キチ、キチン、キチキチン」と鳴く。
(134)	コジュリン	冬		低木や草の頂にとまって「チッチッ」と細い声で鳴く。
(135)	ホオアカ	漂○		草地や川原などに小さい群れで生息している。
(136)	カシラダカ	冬		ホオジロよりやや小さく、山ろくの草むらなどに群れていることが多い。
(137)	ミヤマホオジロ	冬		山ろくの林で、小さい群れで生息している。
(138)	ノジロ	漂○		冬季里の草むらで単独で生息している。
(139)	アオジ	冬		冬季草むらでみられる。
(140)	クロジ	漂○		数は少ないが、やぶの中に単独で生息している。
(141)	オオジュリン	冬		川原のヨシ原で小群をなして越冬する。「チューリーン」と細い声で鳴く。
(142)	**37 アトリ科**			
	アトリ	冬		山地や農耕地に群れをなして生息し「キョッ、キョッ」と短く鳴く。
(143)	カワラヒワ	冬		飛ぶ時翼の黄色の帯がよく目立つ。繁殖時のほかは群れており、「キリ、キリピー」とこずえの頂で鳴く。方言でアワズという。
(144)	マヒワ	冬		スズメぐらいの大きさで、集団で移動する。「チュイーン、チュイーン」と鳴く。
(145)	ハギマシコ	冬		群れて飛びまわり、前種とともに木の種子を食べている。
(146)	アカマシコ	冬		数は少ない。
(147)	オオマシコ	冬		前に同じ
(148)	イスカ	冬		前に同じ
(149)	ベニマシコ	冬		山のやぶに生息しているが、雄の紅い色が美しい。
(150)	ウソ	冬		小さい群れで落葉樹林に生息し、「フィーフィー」と口笛をふくように静かに鳴く。
(151)	イカル	漂○		黄色の太いくちばしが目立ち、桜の花にきて「キコキー」と鳴く。
(152)	シメ	冬		単独で生息し、太くて短いくちばしが目立つ。年により渡りの数に差がある。
(153)	**38 ハタオリドリ科**			
	スズメ	留○		人家の周辺に生息して、一軒の家でも造成されるとそこに移りすむようになる。
(154)	**39 ムクドリ科**			
	コムクドリ	夏○		春の渡りの時よくみかける。
(155)	ムクドリ	留○		繁殖時には夫婦単位で屋根裏や木の穴に営巣し、冬季は大群をなして行動する。もともと平地の広い地域の鳥であるが、近年山里にも現れるようになった。

	種名	生息地及び生態			
40	**カラス科**				
(156)	カケス	冬は里近くにいるが、夏は深山に移る。ドングリなどを蓄える習性があり、ほかの鳥の鳴き声がうまい。	留	○	
(157)	オナガ	昭和四十年ころより、町内の神社やお寺の林に群れはじめ、その後増加している。ムクドリとともに果樹地帯ではきらわれており、「ギュイー、ギュイー」と鳴く。	留	○	
(158)	ホシガラス	高山性で毛無山によくみられ、「ガーガー」とだみ声で鳴く。	漂	○	
(159)	ハシボソガラス	元来山の鳥であるが、最近人家の近くや川原にくるようになった。雑食性で捨てたものをなんでも食べるようになったためで、その数も多くなった。	留	○	
(160)	ハシブトガラス	ハシボソガラスよりもやや大型でよく鳴き、山林に生息している。	留	○	

第三節　は　虫　類

は虫類は、体表にうろこがあるため水辺をはなれても生活でき、その行動範囲も広く、春から晩秋まで草むらや人家の周囲などに生息し、冬季は土中や石がき、岩石のき裂などに入って冬眠越冬する。

本町に生息するヘビ類やトカゲ類は、次のようなものである。

	種名	生息地及び生態
1	**トカゲ科**	
(1)	トカゲ	人家の周辺でもよくみられる。体表は光沢があり、背に三条の縦じまがある。尾は緑色で切れても再生する。カナヘビより数は少ない。
2	**カナヘビ科**	
(2)	カナヘビ	平地の草むらや庭などにもみられる。半地上性の生活をし、尾は長い。前記トカゲとともにこの種をトカゲともよんでいる。
3	**ヘビ科**	
(3)	シマヘビ	背面に四本の黒い線が目立つ。生活圏が広く動作が敏速で、カエルやトカゲを捕えて食う。陰性で林の中などに住み、平地の開けたところにはあまりいない。
(4)	ジムグリ	日本内地産のヘビの中では最大種で三メートルをこえるものもある。ネズミなどを捕食するため人家の近くにもすみ、性質はおとなしい。特別なにおいを出す。
(5)	アオダイショウ	平地で多くみられるヘビで、水田の周辺を好みカエルなどを捕えて食う。また色の変異も多い。
(6)	ヤマカガシ	内地産唯一の毒ヘビである。生息場所は平地から高山まで、乾燥地から湿地帯までと広い。動作はのろく、卵胎性で七―十月にかけて五―七匹ぐらいを生む。首が細く、頭が長三角形にみえ、背に銭形状の紋がある。襲う時には、かまの首のように頭を立てる。
4	**クサリヘビ科**	
(7)	マムシ	

第四節　両　生　類

両生類は、魚類とは虫類の中間の動物で、地上生活に適応した最初の脊椎(せきつい)動物であるから水中または水辺の生活をしている。幼時に変態し、えら呼吸から皮膚、肺呼吸に変わり、また尾の消失によってサンショウウオ目（有尾目）カエル目（無尾目）とに大別される。

種名	生息地及び生態
○サンショウウオ目（有尾目）	
1　サンショウウオ科	
(1)　ハコネサンショウウオ	湯之奥、栃代、根子の奥などのけい流に生息し、体は細長く一一〇―一八〇ミリくらいで、尾は体の半分以上もある。またほかのサンショウウオは未成熟の時には水中の酸素をとるためのえらがあり、成長すると肺呼吸をするのが普通であるが、ハコネサンショウウオには肺はなく、皮膚呼吸をする。昭和四十八年十月十五日山梨県告示第七二二号により、栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地が県の自然記念物に指定され保護されている。
(2)　ヒダサンショウウオ	小型で八〇―一三〇ミリくらいである。秋には落葉の下などに生息している。
2　イモリ科	
(3)　イモリ	本栖湖に生息し、腹面の赤色が目立つ。雑食性でなんでも食べる。

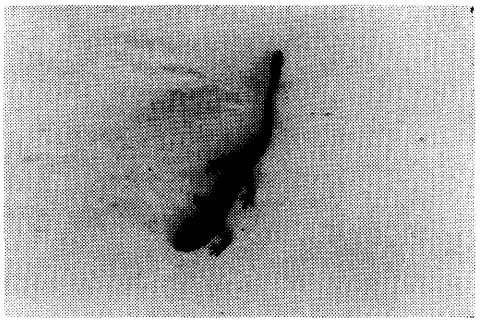

ハコネサンショウウオ

○カエル目（無尾目）	
3　ヒキガエル科	
(4)　ヒキガエル	川や池に近い山に生息し、繁殖期には水中に入り長いひも状の卵塊を生む。このころよく鳴き、体色には個体差がある。
4　アマガエル科	
(5)　アマガエル	体色を変えることができ、平地や低い山の木や草の上で生活する。
5　アカガエル科	
(6)　タゴガエル	川に住み、冬は流れの石の下で越冬する。
(7)　ニホンアカガエル	平地や低い山の陰地にすみ、水田や水たまりに平らな卵塊を生む。
(8)　ヤマアカガエル	山に生息し、二月早々谷合いの水田に産卵し、夜はよく鳴く。
(9)　トノサマガエル	もっとも普通のカエルで、田植えのすんだ水田でにぎやかに鳴き産卵する。
(10)　ウシガエル	食用ガエルともいい、北アメリカより一九一九年以降に輸入されたものが各地にひろがった。鳴き声は低く太いので、怪物あつかいされた時代があった。
(11)　ツチガエル	イボガエルともいい、川に生息している。土色の地味なカエルで、冬眠からさめるのがおそい。
6　アオガエル科	
(12)　カジカガエル	町内どこの川にも生息していて、雄の鳴き声は美しく、初夏の情緒をかきたてる。雌は大きく数が少ない。

第五節　魚　類

本町には富士川と下部川、常葉川、反木川、三沢川などのけい流と本栖湖があり、魚の種類も多い。その昔は富士川の漁労で生活していた人があったと聞くが昭和十七年五月身延町波木井に発電所用えん堤が構築され、アユやウナギなどの遡上がみられなくなった。他方では森林の乱伐による河川のはん濫、建設ブームによる砂利採取、農薬の使用、汚水の流出などにより、魚類の減少はどの生物よりも著しい。その主なものは、アユ、ウナギ、ナマズ、メダカなどである。しかし、一方養殖事業の発達、つりブームなどにより、アユ、ニジマス、ヤマメ、コイなどの放流が行われて、食ぜんやつり人を楽しませている。また、各種魚類の放流は魚相を変える要因になるので、本栖湖をはじめ各河川とも将来その変化がみられるであろう。

本栖湖のヒメマスは、中禅寺湖などとともに大正二年十和田湖より移し放流したものである。またアユは、昭和六年富士五湖すべてに放流されたが、西湖と本栖湖のみで繁殖した。しかしその後、西湖は昭和二十五、六年ころより生息しなくなった。現在では本栖湖のみが自然生息地域となっており、県では育苗湖として開発を考えている。

本町各河川の魚相を概観するに、それぞれ適温があるためおのずから生息地は限定されるが、夏でも水温の低い上流には、魚類ではないがハコネサンショウウオがすんでいる。水の流れているところには、ヤマメ、カジカがすみ、ついでアブラハヤとなり、ゆるやかな流れで水温が上がる中流から富士川へかけてはオイカワ（ギンバヤ）、カワヨシノボリ（カジカ）が主体となり、これにウグイ、カマツカ、ウナギ、ドジョウなどの混じった魚相をなしている。

	種名	生息地及び生態
	1 ウナギ科	
(1)	ウナギ	町内各河川に生息しており、数も多く大きいものもいたが、近年その数は非常に少なくなった。秋の下りウナギをとる富士川の「モジリ」も少くなった。
	2 サケ科	
(2)	ニジマス	北米大陸北部の原産で一八七七年以降に移入された。現在各地で盛んに飼育され、食卓やつり人を楽しませている。
(3)	アマゴ	一般には「ヤマメ」といっているがヤマメは箱根以東のもので赤いはん点がない。本町各河川の上流に生息しているのはアマゴで、多くの人がけい流づりを楽しんでいる。しかし、最近は放流などにより、両者は混ざりつつある。
(4)	ヒメマス	ベニザケの陸封のもので、本栖湖には、十和田湖より全国各地の火山湖とともに放流され、現在ではつり人のよいレクリエーションの場となっている。
	3 キュウリウオ科	
(5)	ワカサギ	数年にわたって、漁業組合が諏訪湖産のものを本栖湖に放流した。
(6)	アユ	富士川にえん堤がつくられるまでは海からの天然そ上が多かったが、今日ではこれは少なく、漁業組合によって海産や、琵琶湖産県魚苗センター産の稚魚が放流されている。
	4 コイ科	
(7)	ウグイ	小さいものをウグイといい、大きいものをヤマコという。五月ごろ産卵のため富士川からのそ上はにぎやかである。
(8)	アブラハヤ	アブラッパヤ、クロッパヤともいいヤマメの生

(9)	オイカワ	息域の下流で、流れのゆるいところにいる。上流ではヤマメと、下流ではギンバヤと混じっている。
(10)	コイ	ギンバヤともいい、アブラハヤの下流に多数生息している。繁殖期に雄は赤味をおびてアカッパヤ、アカメともいう。
(11)	カマツカ	放流も多く、富士川の深いよどみに生息し、相当大きいものもいる。
(12)	ギンブナ	ショウリンボウともいい、本町各河川の下流のよどみの砂地にもぐっているが、今は減少してあまりみられない。
(13)	モロコ	富士川のよどみにいる。
5	**ドジョウ科**	
(14)	ドジョウ	キリッチョともいい、本町各河川の中下流に少数生息している。カワバタモロコであろう。
(15)	シマドジョウ	水田のどろの中に生息し、冬季はどろの中で越冬する。一部腸でも呼吸する。
6	**ギギ科**	川底の砂地を好み生息しており、はん点がよく目立ち、砂の中によくもぐる。
(16)	ギバチ	ギーともいい、本栖湖に生息している。ナマズに似ているが、背びれと胸びれにとげがある。
7	**ナマズ科**	
(17)	ナマズ	町内の各河川では数が減っている。どろのあるところを好み生息しているが、本栖湖では大きいものがとれる。
8	**メダカ科**	
(18)	メダカ	ウスキともいい、田のみぞや池に生息していたが、最近は沼池の減少によりあまりみられなくなった。
(19)	カジカ	ホウテンカジカともいい、やや上流の瀬にいて、春先瀬の石の下に雄が穴をほり、雌がさそわれて産卵する。次のカワヨシノボリより大型である。
(20)	カワヨシノボリ	普通カジカといい、本町各河川の中下流のれき地に多数生息しており、雄は大きく灰かっ色、雌は茶かっ色をしている。石の下に穴をほり、卵を一層に生みつけ、雄が保護している。

第六節　昆虫類

本町は、標高差が非常に大きく、食草としての植物が豊富であることから、昆虫の種類も多種にわたり生息している。

特に、キリギリスの仲間のクツワムシは、本州中部以南に生息しているが、本町では波高島で姿をみることができ、ほかの地域には皆無である。したがって、本町がクツワムシの生息の北限ではないかと思う。

種名		生息地及び生態
○ハチ・アリの仲間		
1	**スズメバチ類**	
(1)	キアシナガバチ（セグロアシナガバチ）	人家の軒下や墓場の石などに好んで巣をつくる。春に一匹の雌が巣を作り始め、数十匹の社会になる。
(2)	キイロスズメバチ	とっくりをさかさにしたような形の巣を作る。
(8)	ホソアシナガバチ	本州から九州まで暖地の山よりのところにみられ、木の葉の裏などに巣を作る。
(4)	クロスズメバチ	暖地では山地に多く、巣は雑木林などの地中に作る。
(5)	トックリバチ	とっくり形の巣を作り、幼虫はしゃくとり虫の仲間をえさにする。
(6)	フタモンアシナガバチ	人家の軒下などに巣を作る。

2　ミツバチ類

(7) ミツバチ　採みつ用として飼育され、社会生活をする。

(8) クマバチ　四月下旬ごろ活動し、年内に二世代ほどくり返し、成虫で越冬する。

3　ジガバチ類

(9) クロアナバチ　もっとも普通にみられるアナバチで砂地に一メートルにおよぶ穴を掘る。

(10) キマダラハナバチ　ほかのハナバチ類の幼薄の巣に寄生する。

(11) ジガバチ　体は非常に細長い。雌はいも虫を巣中に運び、それに産卵する。

4　アリ類

(12) ムネアカオオアリ　日本全土に産する普通種で、木のみきに巣をつくる。

(13) トビイロケアリ　体長は三―四ミリ。

(14) クロヤマアリ　体長は五ミリほどで、日当たりのよいかわいた所に巣を作る。

(15) クロオオアリ　日本じゅうに見られ、体長七―一三ミリでかわいた赤土に巣を作る。

(16) アズマオオズアカアリ　赤かっ色の小さなアリで、本州中部から九州まで普通に産する。

(17) トゲアリ　体長八ミリで、胸にとげがあり、立ち木のくさった所にすむ。

○セミ・カメムシの仲間

5　セミ類

(18) ハルゼミ　四月下旬から六月上旬にかけて成虫となり、日本のセミの中で最も早く現れる。松林に生息し「ムゼームゼー、ギーンギーン」と鳴き、別名マツゼミと呼ばれている。

(19) クマゼミ　七月から八月にかけて平地に現れる。日本産セミ類中最大のもので「シャーシャー」と鳴くが数は少ない。

(20) ヒグラシ　七月から八月にかけて多く発生し、九月ころにもみられ「カナカナ、ヒグヒグ」と鳴く。

(21) ニイニイゼミ　梅雨明けごろより現れる。小型で数が最も多く「ニー、ニー」と鳴く。

(22) ツクツクホーシ　七月ごろから現れ、八月中旬に最も数がふえるので、秋を告げるセミともいわれ「ツクツクホーシ、ツクツクホーシ」と鳴くので、鳴き声から名前がつけられている。

(23) アブラゼミ　日本全土に生息し、油の煮えたぎるようなやかましい声で鳴く。

(24) ミンミンゼミ　鳴き声から名前がつけられており、「ミーン、ミーン、ミンミンミー」と鳴き、五―六回連呼する。数は非常に多い。

(25) エゾゼミ　町内の山地で見られ、松の木の幹に下向きにとまって「ギーギー」と車を回すように連続した声で鳴く。

(26) チッチゼミ　日本に生息するセミの中では最小のもので、七月下旬から十一月ごろまでにわたって鳴く。「チッチッ」と同調子の連続音である。

6　カメムシ類

(27) アオクサカメムシ　体長は一五ミリ。くさいにおいを出しオオカメムシともいわれる。

(28) クロカメムシ　体長一〇ミリ。

○トンボの仲間

7　ヤンマ類

(29) オニヤンマ　日本最大のヤンマで、山地の道やけい流の上を速く飛んで、同じ所を行ったりきたりすることがある。

(30) コシボソヤンマ　腹のくびれが目立つ。

(31) コオニヤンマ
(32) カトリヤンマ

大型で、頭のうしろに突起がある。成虫は、七月ごろから秋おそくまで見られ、夕暮れに低く飛び蚊を捕える。

(33) シオカラトンボ

春から秋までもっとも普通に見られるトンボで、庭園や田んぼにもたくさん見られる。

(34) ショウジョウトンボ

雄は全体にあざやかな赤色、雌はすすけた色をしている。夏、池や沼にふつう見られる。

(35) アオハダトンボ

体は美しい金緑色。初夏のころ、小川のある所に現れる。

(36) ナツアカネトンボ（赤トンボ）

六―十二月ごろまで見られる。体は顔まで真っ赤になる。

(37) コシアキトンボ

腹の白い部分がよく目立つ。

8 カワトンボ類

(38) ハグロトンボ

七―九月ごろまで平地の小川にいる。

(39) カワトンボ

体は金緑色で、春流れの近くにいる。

9 アメンボ類

(40) オオアメンボ

体長二六ミリ。黒かっ色で細長く、腹面には銀色の毛が密生している。あしは三対であるが、後ろの二対は長く水面を滑走して、小さい虫を捕食する。

(41) アメンボ

体長一六ミリ。池や川にふつういる。

10 タガメ類

(42) コオイムシ

体長一九ミリ。四月ごろ、雌は雄の背に卵をうみつける。

11 タイコウチ類

(43) ミズカマキリ

体長は四三ミリと細長い。長い足をもち、体長と同じ長さの呼吸管をもつ。

○カブト虫の仲間

12 コガネムシ類

(44) カブトムシ

雄は大きな角をもつ。七―八月ごろに発生し、クヌギなどの樹液に集まる。体長は五三ミリにもなる。

(45) カナブン

黒または緑色のものがいる。六―九月ごろ発生し、クヌギの樹液に集まる。

(46) コガネムシ

体長は二三ミリくらい。ブドウ、クリなどの害虫である。色は黄緑色。

(47) ヒメコガネ

体長一六ミリくらい。青色のものもある。豆類の害虫である。

(48) アオカナブン

体長二九ミリくらい。緑色で、やや細長い。

(49) クロカナブン

体長二八ミリくらい。全体が黒く、つやがある。

(50) シロテンハナムグリ

体長二五ミリくらい。点々と白い紋がある。

13 クワガタ類

(51) ノコギリクワガタ

体長四五ミリくらい。クヌギなどの樹液を吸う。大あごは、角のようにみえる。

(52) ミヤマクワガタ

体長三五ミリくらい。幼虫は朽ち木にすみ、成虫になるまで数年かかる。大あごが発達している。

(53) アカアシクワガタ

体長二・五―四センチで体は黒く、後胸板と脚のたい節は赤かっ色。

(54) ヒラタクワガタ

体長五〇ミリくらい。大あごが発達し、体は金色の毛でおおわれている。

(55) コクワガタ

体長三七ミリくらい。大あごの中央にとげがある。

14 ゾウムシ類

(56) コクゾウムシ

体長三ミリくらい。米の大害虫である。

(57) クリシギゾウムシ

体長九ミリくらい。くちばしが長くクリの害虫。

(58) コフキゾウムシ

体長七ミリくらい。クズの葉を食べる。

	15 カミキリムシ類	
(59)	ハラビロカミキリ	前胸部は短く腹部が幅広い。体色は緑色で樹上にすむ。
(60)	コマダラカミキリ	ヤナギ、ポプラ、イチジクなどの樹皮をかむ。産卵二年目に成虫となる。
(61)	ヤマカミキリ	八月ごろ出現し、クリ、ケヤキ、クヌギなどに害を与える。二年目に成虫となる。
(62)	ゴマカミキリ	オニグルミ、フジに集まる。
(63)	キボシカミキリ	燈火によく集まる。幼虫は、クワ、イチジクの害虫である。
(64)	シロスジカミキリ	夏季成虫は、クヌギ、アカガシ、ヤナギの樹皮をかむ。産卵して四年目に成虫となる。
	16 ハンミョウ類	
(65)	マメハンミョウ	体長一七ミリくらい。いろいろの花や葉を食べる。
	17 ハムシ類	
(66)	ウリハムシ	ウリバエともいい、ウリなどの葉を食べる。
(67)	ダイコンハナムシ	体長四ミリ。アブラナ科の野菜を食べる。
(68)	ハンノキムシ	体長九ミリ。ハンノキの害虫である。
	18 タマムシ類	
(69)	タマムシ	七―八月ごろに発生する。赤いすじが通り、もっとも美しい。
	19 コメツキムシ類	
(70)	オオナガコメツキ	体長二四ミリ。かっ色の短い毛がはえている。あおむけにたおれると、とびあがって起きる。
	20 ホタル類	
(71)	ゲンジボタル	体長一八ミリ。日本で最も大きく、五―七月ごろに発生する。腹の先の二節が発光器となっている。卵、幼虫、さなぎも光る。
(72)	ヘイケボタル	体長七ミリくらいで、腹の先の二節が発光器となっている。
(73)	オバボタル	体長一二ミリ。山地の花にくる。成虫は光らない。
	21 テントウムシ類	
(74)	テントウムシ	体は半球形で、体長七ミリ。背面は赤地に多くの黒はんのあるものや、黒地に赤はんのあるものなど体色に変化がある。成虫、幼虫ともにアリマキを捕食する益虫である。成虫で越冬し集団をなすことが多い。二つ紋型、四つ紋型、赤型、無紋型などいろいろある。
(75)	アカボシテントウ	体長七ミリ。黒色地に赤色はん紋が左右一対ある。成虫、幼虫ともにカイガラムシを捕食する。
(76)	ナナホシテントウ	体長八ミリ。上ばねはだいだい色で七個の黒はんがあり、成虫、幼虫ともにアリマキを捕食する。
(77)	トホシテントウ	体長九ミリ、成虫、幼虫ともにカラスウリの葉を食べる。
(78)	ニジュウヤホシテントウ	体長九ミリ。成虫、幼虫ともジャガイモ、ナスなどの葉を食べる害虫。背面は赤かっ色で、大小二八個の黒点がある。幼虫は、だ円形でいばら状の突起をもつ。テントウムシダマシともいう。
(79)	ヨツボシテントウダマシ	赤だいだい色で、背面に四つの黒点があり、石の下、草むらなどにすむ。
	22 ホソクビゴミムシ類	
(80)	ミイデラゴミムシ	体長一九ミリ。ごみの下などにいる。腹の先からガスを出して身を守るので、ヘッピリムシともいう。
	23 ゲンゴロウ類	
(81)	ゲンゴロウ	体長四〇ミリ。体は黒かっ色でつやがある。体のしくみが水中生活に適している。水中のほかの虫の血を吸う。

(82) ミズスマシ

体長七ミリ。はねの先は丸く、水の表面に生活し、前足が長い。

○バッタ・カマキリの仲間

24 バッタ類

(83) ショウリョウバッタ

体長は八〇ミリ。体は緑色または黄かっ色で、雄はとぶ時「キチキチ」と音を出す。耳の鼓膜は腹の根元の両側にある。草を食べる。

(84) クルマバッタ

体長四五ミリ。

(85) オンブバッタ

雄は小さく、雌は三五ミリもある。前ばねは細長く、普通の時にも雄は雌の背にのっていることが多い。

(86) トノサマバッタ

体長五五ミリで大型

(87) イナゴ

体長は三〇ミリ。イネの害虫である。

25 コオロギ類

(88) エンマコオロギ

体長二三ミリ。「コロコロリー」と鳴く。

(89) ミツカドコオロギ

体長二〇ミリ。草原で「チチチ」と鳴く。

(90) コオロギ

体が上下に平たく、きりのような卵管をもつ。すねに耳をもつ。雄の前ばねには発音器があり、美しく鳴く。

(91) オカメコオロギ

体長一三ミリ。草原で「チチチチ」と鳴く。

(92) マツムシ

スズキ原でよく見かけ、「チンチロリン」と鳴く。

(93) スズムシ

体長一五ミリ。ひげが長く、八―九月ごろ「リーン、リーン」と鳴く。

(94) カンタン

体長一二ミリ。山地の草むらで「リューリュー」と鳴く。

(95) カネタタキ

体長一三ミリ。木の上で「チッ、チッ」と鳴く。

(96) クサヒバリ

体長八ミリ。ひげが長く、木の上で「フィリリリ」と鳴く。

26 キリギリス類

(97) キリギリス

体長四〇ミリ。前はねに黒いはん点がある。草原にすみ、「ギーチョン」と鳴く。

(98) クツワムシ

体長三六ミリ。緑色、かっ色のものなどある。林の下草にすみ、夜「ガチャ、ガチャ」と鳴く。

(99) ウマオイ

体長三一ミリ。肉食性で草ヤブにすみ「スイッチョン、スイッチョン」と鳴く。

27 カマキリ類

(100) オオカマキリ

体長八〇ミリ。生きた虫を捕食する。前足は物をはさむのに適していて、内側にとげがある。大きい複眼をもつ。産卵時、卵といっしょに生み出されたあわは、かたくなり卵を保護する。

(101) カマキリ

体長七五ミリ。

(102) コカマキリ

体長六〇ミリ。後ばねが無色のものがある。

(103) ハラビロカマキリ

体長六〇ミリ。前ばねの中央に白い紋があり、前胸は幅ひろい。

28 ナナフシ類

(104) ナナフシ

体長一〇〇ミリ。コナラの葉を食べる。

29 ゴキブリ類

(105) クロバネゴキブリ

体長二八ミリ。足は走るのに適し、表面にとげがある。近年、台所に多発し、腹ににおいを出す腺があって臭い。

(106) チャバネゴキブリ

体長一五ミリ。屋内の害虫である。

○ハサミムシの仲間

30 ハサミムシ類

(107) キアシハサミムシ

体長一三ミリ。大あごは先がとがり、肉食にむいている。尾がはさみ状になっていて、これでほかの虫などをはさむ。

○チョウ・ガの仲間

(108) **31 アゲハチョウ類**

クロアゲハ

開張一二〇ミリ。暗い所で、木の間をぬってとぶ。ツツジ、ユリの花に集まり、水をすいに地上におりる。後ばねに太くて長い尾がある。前ばねにビロード状の毛があるが、雌にはない。後ばねに尾がある。

(109) カラスアゲハ

開張一三〇ミリ。ビロード状の毛があり、後ばねに尾がある。

(110) ミヤマカラスアゲハ

開張一〇〇ミリ。淡黄色のはん点とすじがある。

(111) アゲハチョウ

開張六〇ミリ。四―六月ごろ発生する。後ばねに尾はない。

(112) ウスバシロチョウ

開張一〇〇ミリ。黄色のはん点とすじがある。

(113) キアゲハ

開張一四〇ミリ。後ばねの裏に赤い紋があり、尾もある。山の花に集まる。

(114) モンキアゲハ

開張九〇ミリ。林にすみ、コナラなどの樹液を吸う。雄のはねは紫色である。

(115) **32 タテハチョウ類**

オオムラサキ

開張七〇ミリ。ヤナギなどの幹によくいる。

(116) コムラサキ

開張六五ミリ。林にすみ、少しとんではまたもどる習性がある。はねは暗紫色。

(117) スミナガシ

林の近くをとびまわり、花のみつや樹液を吸う。成虫で越冬する。

(118) ルリタテハ

開張六〇ミリ。はねのぎざぎざがするどい。花にも樹液にもよく集まる。

(119) キタテハ

開張七〇ミリ。夏は夏眠し、春秋に活動する。

(120) クモガタヒョウモン

開張七〇ミリ。かっ色の地に黒いはん点がある。

(121) ツマグロヒョウモン

開張六五ミリ。水べりや獣のふんに集まる。

(122) ミスジチョウ

開張五五ミリ。はばたきをしないでとび、花によくくる。

(123) コミスジチョウ

開張六〇ミリ。草原の花によくくる。

(124) ヒョウモンチョウ

(125) **33 ジャノメチョウ類**

ヒメジャノメ

開張五三ミリ。林の中や草原にいて樹液や腐った果物にくる。はねには丸いジャノメの紋がある。

(126) ジャノメチョウ

開張五〇ミリ。雌は七〇ミリもあり花や樹液に集まる。

(127) キマダラヒカゲ

開張六〇ミリ。かっ色で黒いはん点がある。

(128) コジャノメ

開張五〇ミリ。暖かい林の中に群生する。

(129) ヒメキダラヒカゲ

開張五五ミリ。幼虫はササを食べるので、ササの山地に多い。

(130) クロヒカゲ

開張五七ミリ。樹液や獣のふんに集まる。幼虫はメダケの葉を食べる。

(131) **34 シジミチョウ類**

ミドリシジミ

開張三七ミリ。朝夕よくとぶ。クリなどの花によくくる。小型である。

(132) ムラサキシジミ

開張三五ミリ。幼虫は、コナラ、アカカシを食べる。

(133) ツバメシジミ

開帳二五ミリ。表は紫色で美しい。幼虫はクズ、メドハギを食べる。白昼は活動しない。

(134) アカシジミ

日没後、クヌキ、コナラ、クリなどに集まる。前ばねに黒はんがある。

(135) ウラナミアカシジミ

日没後活動する。裏面にさざなみ状の条紋がある。

(136) ゴマシジミ

ワレモコウの花穂に産卵する。アリの巣中で蛹化し、七―八月ごろ脱皮して地上へ出る。

(137) ゴイシシジミ

幼虫はアリマキを食べる。唯一の食虫性のチョウ。成虫はアブラムシの分泌物をなめて、ほかの食物はとらない。五―十月まで四、五回発生する。

(138) ヤマトシジミ

四、五月ごろから十月ごろまで、いたる所で見

(139) ルリシジミ

かけられる。発生は年五、六回である。我が国では最も普通のもの。路上の湿地に群がる。

(140) **35 シロチョウ類**

(140) モンシロチョウ

開張五〇ミリ。幼虫は緑色のアオムシで大根、白菜などの葉を食害する。

(141) モンキチョウ

開張五〇ミリ。六月ごろ多く、花にとまる時、はねを合わせる。

(142) (143) ヤマキチョウ　ツマグロキチョウ

開張六六ミリ。七―八月ごろ発生する。六―七月ごろ発生。秋型は九―十月ごろ発生する。成虫で越冬する。

(144) ツマキチョウ

早春菜の花畑に現れる。小型で、波をうたずにとぶ。

(145) スジグロチョウ

四月ごろより春型、夏型と五、六回発生する。

(146) **36 セセリチョウ類**

(146) ミヤマセセリ

早春の山すそに発生。路上低くとび、はねを水平にひらいてとまる。幼虫は落葉の中で越冬する。

(147) チャバネセセリ

暖地性のチョウで、花の上に集まる。後ばねには、はん紋がない。

(148) ヒメキマダラセセリ

草原に多く見かけられる。年三回の発生で、幼虫で越冬する。

(149) キバネセセリ

動物のふんや腐った果物に集まる。雌は花の上にも見かけられる。

(150) ダイミョウセセリ

はねを水平に開いて静止する。関東型、関西型とある。さなぎは落葉の中で越冬する。

(151) アカセセリ

山地性のチョウで、数は少ない。発生は年一回で、卵で越冬する。

(152) クロセセリ

前ばねに太い白線上のはん紋がある。けい流や林の中によく集まる。

(153) ホソバセセリ

前ばねのはん紋は大きく、鮮やかである。後ばねは無紋、裏面には鮮やかなはん紋がある。年二回発生する。

(154) **37 マダラチョウ類**

(154) アサギマダラ

とび方は最もゆるやかで、ほとんどはねを開いたままとぶ。みつを吸いながらぶら下がっている。山地の林の中では大群をなす。

(155) **38 ガ類**

(155) ヤママユガ

開張一五〇ミリ。触角は羽毛状で明るい黄色をしていて、外縁部は赤かっ色である。幼虫は、クヌギ、コナラ、クリなどの葉を食べる。

(156) クスサン

開張一三〇ミリ。触角は羽毛状で、地色にはいろいろある。成虫は九―十月ごろ発生する。

(157) エビガラスズメ

開張一〇五ミリ。前ばねは灰白色で不鮮明である。五―十一月ごろ発生する。

(158) クチバスズメ

開張一一五ミリ。幼虫は、クヌギ、ナラなどの葉を食べる。さなぎは地中で越冬する。

(159) ウチスズメ

開張一〇〇ミリ。地中でさなぎとなり越冬する。

(160) セスジスズメ

開張七〇ミリ。背面に二本の白線があり、地上でよう化越冬する。

(161) ベニスズメ

開張六五ミリ。よく燈火に飛来する。

(162) ヨトウガ

開張四七ミリ。四―五月、九―十月ごろ発生し、作物を害する。

(163) カブラヤガ

開張四五ミリ。触角は両くし歯状で、幼虫は作物に大害を与える。

(164) フサモクメ

開張三九ミリ。成虫で越冬する。

(165) トモエガ

開張七五ミリ。

○ハエ・カの仲間

(166) **39 アブ類**

(166) ウシアブ

大型のアブで、体は平たく、雌は人畜の血を吸う。

(167) メクラアブ

北海道から九州まで広く分布し、人畜の血を吸う。

(168)	シオヤアブ	体は黒色、黄色の長毛でおおわれ、昆虫をとらえて食べる。
(169)	ホソヒラタアブ	腹部には各節に黒帯がある。幼虫はアブラムシを食べる。
(170)	**40 ハエ類**	
	イエバエ	体は黒色。家屋内に最も多く、食物の上に集まり、各種の伝染病を広める。
(171)	サシバエ	口は針状に突き出て、人畜の血を吸う。
(172)	キンバエ	はねは黄色を帯び、体は美しい緑色である。魚肉などに産卵する。
(173)	オオクロバエ	大型のハエで、幼虫は便所で育つ。
(174)	センチニクバエ	好んで肉類に産卵し、便所にも発生する。
(175)	**41 カ類**	
	アカイエカ	最も普通のカ、家屋内に入って人の血を吸う。
(176)	ハマダラカ	日本脳炎の媒介をする。
		とまる時、しりを上にあげてとまる。マラリアの媒介をする。
(177)	ヒトスジシマカ	ヤブカともいい、胸の背面に銀の条紋がある。
(178)	**42 ブユ類**	
	ブユ	体は小さい。人畜に群がり、血を吸う。
(179)	**43 カゲロウ類**	
	ウスバカゲロウ	幼虫はアリジゴクといい、神社や寺の縁の下の地面にすりばち状の穴を掘り、落ちた小さい虫を食べる。
(180)	クサカゲロウ	卵を「うどんげ」などと呼び、吉兆とされている。幼虫はアブラムシを食べる。
(181)	**44 シロアリ類**	
	ヤマトシロアリ	湿気のある材木につき、羽アリ（女王アリ）は五月ごろに出る。働きアリ、兵アリなどの区別がある。
(182)	イエシロアリ	マツ、スギなどの建物につき害を与える。羽アリは六―七月ごろ出る。働きアリ、兵アリなどの区別がある。
(183)	**45 シラミ類**	
	アタマシラミ	主として人の頭にいて血を吸う。毛髪に卵をうみつける。
(184)	**46 ノミ類**	
	ヒトノミ	頭は小さく、体は平たい。口は血を吸うのに適し、足はとぶのに適している。幼虫は有機物を食べる。はねは退化してない。
(185)	ネコノミ	体長二ミリ。
(186)	イヌノミ	体長二ミリくらいで、人の血も吸う。
(187)	メクラネズミノミ	体長二ミリくらい。ペストの媒介もする。
(188)	**47 ケラ類**	
	ケラ	体長三五ミリ。前足は土を掘るのに適し、土の中にトンネルを掘ってすむ。雄雌ともに発音器がある。
(189)	**48 コロギス類**	
	マダラカマドウマ	体長二二ミリ。床下や土の穴にすみ、夜活動する。

第七節　その他の動物

種名		生息地及び生態
1	**クモ類**	
(1)	コガネグモ	体長は雌二五ミリ、雄八ミリ。頭胸部に八本の足がある。大あごはとがっていて毒を出す。しりの紡績突から糸を出し巣を作る。腹部に三本の黄色いすじがある。

(2)	オオヒメグモ	体長八ミリで、腹部が大きい。網は不規則になっている。
(3)	ジグモ	体長一八ミリで、地中にすむ。
(4)	オニグモ	雌は体長が三〇ミリある。人家の軒先や山地まですみ、夕方丸網をはる。
(5)	ジョロウグモ	体長二五ミリ。金色の複雑な網をはる。
(6)	ヒラタグモ	体長一〇ミリ。へいや壁に巣をつくる。
(7)	シラヒゲハエトリ	体長九ミリ。人家にいて、ハエを捕る。
(8)	ハマキフクログモ	体長九ミリ。ススキや稲の葉を曲げて巣を作る。
(9)	アシダカグモ	体長三〇ミリ。室内にすみ、ハエ、ゴキブリなどを食べる。
(10)	ザトウムシ	体長七ミリ。足が長い。
	2　ムカデ類	
(11)	ズトビムカデ	体長八〇ミリ。足は各節に一対ずつある。体は黒く、頭と尾は赤い。あごが発達していて毒を出す。食肉性。
(12)	ズアカムカデ	体長八〇ミリ。体は赤色で、食肉性。
(13)	ゲジ	体長二五ミリ。
(14)	ヒメヤスデ	胴の節が二つずつくっついて、二対のあしが出ている。草食性で、いやなにおいがある。驚くと丸くなる。
	3　マキガイ類	
(15)	ミスジマイマイ	右巻きで直径三五ミリ。二対の触角をもち、あしの底は平たく、口には歯と舌がある。野菜などを食べ、雌雄同体である。
(16)	ウスカワマイマイ	直径二〇ミリ。
(17)	ナメクジ	体長六〇ミリ。からは退化してない。果樹などの葉を食べる。
(18)	タニシ	田やどろの中にすむが、急流に集まる性質がある。卵胎生である。
(19)	カワニナ	左巻き。えら呼吸をし、卵胎生で小貝を生む。
	4　ニマイガイ類	
(20)	シジミ	きれいな水の流れるみぞの砂地にすむ。
	5　エビ・カニ類	
(21)	アメリカザリガニ	体長一〇〇ミリ。体はかたい外骨でおおわれている。歩脚の一対にははさみがあり、えさをとったり敵を攻撃したりする。どろの中にすみ、動植物を食べる。
(22)	サワガニ	一枚つづきの甲らはかたく、一対の大きなはさみと四対の歩脚がある。
	6　ミミズ類	
(23)	フツウミミズ	体長二五〇ミリ。多くの節の中で輪のように太い節があり、卵を生むところもある。土中にすみ、有機質を食べる。剛毛があり、体を伸縮して動く。雌雄同体である。
(24)	シマミミズ	体長一〇〇ミリ。
(25)	イトミミズ	水中にすむ。
	7　シミ類	
(26)	シミ	体長九ミリ。古い本などの間にいてついているのりなどを食べる。
	8　カイガラムシ類	
(27)	イボタロウカイガラムシ	幼虫は、口ばしだけを木にさしこみ体をろうやからで包む。
(28)	ツノロウカイガラムシ	かいがらは六ミリ。
	9　アブラムシ類	
(29)	マメアブラムシ	体長一・六ミリ。春夏に幼虫で、秋卵を生み、卵で越冬する。しりからカンロという甘いしるを出し、アリと共生する。
(30)	クリオオアブラムシ	体長三ミリ。クリ、クヌギにつき、卵で越冬する。

第3編

町の歴史

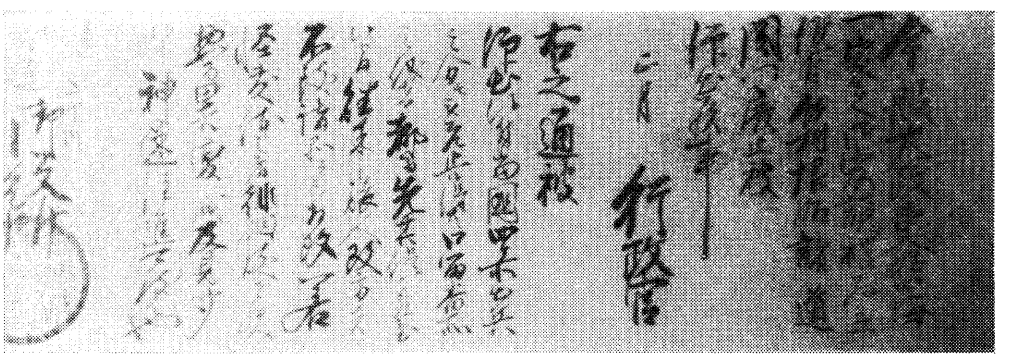

関所廃止の触れ書（明治五年）

第一章　先史時代

第一節　無土器文化時代

人類が地球上に姿をあらわしてから、およそ百万年の歴史を経たといわれ、我々の先祖であるその頃の人々は、長い間に、火を使用することを考えだし、また、石を材料とした各種の利器や道具を作りだし、これによって他の動物を征服して生活したのである。

やがて、石にかわって金属を材料として道具をつくるのであるが、それまでの長い年月のうち、土器を伴わない石器のみの文化の時代を、無土器文化時代（旧石器時代）とよんでいる。

この時代のことについては、昭和二十四（一九四九）年、群馬県赤城山麓の洪積層の赤土から、無土器文化時代特有の形をもった握槌が発見されたのをきっかけに、全国百余箇所にわたって石器が発見され、それらを調査した結果、その時代の性格や分布状況、及び年代編成まで行なわれたのである。そして、その時代編成は、敲打器、刃器、尖頭器、細石器の順序をもって数万年前から一万年前ぐらいまで繁栄した文化だといわれている。

敲打器は、万能の道具、刃器は、獲物の調理や工具につかわれたものであり、尖頭器は、手槍か投槍の先端にとりつけられ、狩猟生活に画期的な変革を生じたのである。最後に、おもに数個を組み合せて、多目的に使う細石刃など石器の使途を異にした形態のものが、発達してきたのである。

無土器文化人の住居をみるに、見晴らしのよい孤立した丘陵や、洞窟、巨岩の岩陰などに住んでおり、いちように、湖や入江、沼や川に臨む点が共通したところで、狩猟・漁労中心の生活が行なわれていた。そして、攻撃用にまた防御用に、始めは自然の石塊を用い、逐次これに人工を加えて、効果的な石器としたのである。

これらの旧石器について、山梨県内の様子をみると、戦後、先土器文化に関する研究が急速に進み、各地で多くの発掘調査が行なわれた結果、東八代郡曾根丘陵の米倉山から、黒耀石と思われる石器や、石刃・尖頭器が発見され、また南巨摩郡富沢町の天神堂遺跡からも発見されて、先土器文化の状況が明らかになり、本県にも、かつて、三ケ日人（静岡県）や、牛川人（愛知県）のような無土器文化人が住んでいたことになる。

我が郷土下部町に、初めて人間が住みついたのはいつ頃であろうか。それを知る手がかりは、町内から発掘される遺跡や遺物によるのであるが、土器の破片と共に石器が出土している程度で、はっきりしたものはない。しかし、この石器を更に精査したならばつきとめられるかも知れないが、本町における無土器文化時代については、今後の発掘や研究にまたねばならない。

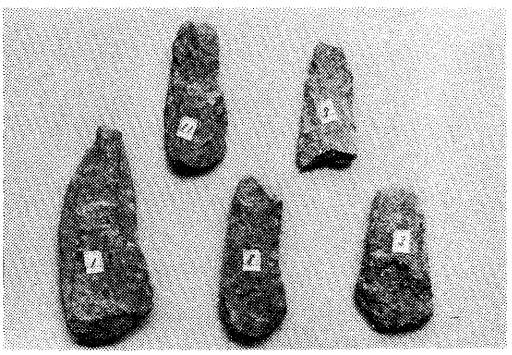

上之平より出土した打製石斧（佐野堯男蔵）

また、県内の曾根丘陵や天神堂遺跡から考えると、その中間にあって富士川の流にそう本町にも、川を伝わって住みついていたかとも思われる。

なお、町内石器については次の項でのべる。

第二節　縄文文化時代

石器時代の人々は、やがて石器のほかに、土を焼いて土器をつくることを覚えた。この土器は、食糧を入れたり、あるいは、物を調理するなどに使用したと考えられるが、これ

によって生活様式は急速に進展したであろうと思われる。この頃使用した土器は、縄目の紋様があるところから縄文式土器といい、その文化を縄文文化とよんでいる。

今から約一万年ほど前、ローム層の堆積が終わり沖積世の初期の頃の地層から土器が出土したがこれを縄文文化の始めとする。そして、その土器は年を経るに従って、器形、紋様あるいは装飾等を進化させていった。

土器が土中に埋没の深浅、即ち層位学的の方法によって前後の年代、あるいは土中の土器に伴出する植物質遺物のC^{14}放射性炭素の年代測定法によって、縄文式土器の発達過程を、次のように五期に大別している。

早期土器　紋様は隆帯紋・撚糸紋・押型紋・爪型紋・条痕紋等があり、底は尖底が多い。土器を形成する粘土中に、故意に植物繊維をまぜた繊維土器もある。器形は深鉢形が多い。

前期土器　薄手の条痕紋土器、胴部のふくらみ口縁が外反したかめ、底は平底、上底式または平底、多量の繊維を含み、撚糸の羽状縄紋、貝殻条痕紋もある。竹管紋が盛行した。

中期土器　豪華な土器、粘土紐をつけたり、口縁に立体的装飾をつける。縄紋・爪型紋が盛行、顔面把手・釣手土器等器形の変化も多くなる。磨消縄紋も始まる。土偶も増加し、巨大な石棒もあらわれてくる。

後期土器　表面を磨消縄紋で図案した。深鉢・浅鉢・土瓶形・釣手土器・高杯・香炉形土器・壺形土器等、各種の形をした土器が増えてくる。貝殻紋や半截竹管紋も盛行した。

晩期土器　この時期になると、工字紋や雷紋風の直線紋をもった土器が見られ、終末期には浮線網状紋が見られる。土器の胎土も緻密になる。

このように土器は進展し、生活もよくなったが、この時代の人々は前時代人と同様に、弓矢をもって狩猟し、銛や釣針をつかって漁労をなし、水辺では貝も捕食した。また食用植物も採取する採集経済であり、住居は竪穴住居を主とし、ときには平地住居も使用した。また自然の洞窟を利用することもあった。死者は住居の近くに埋葬した。生活に必要な道具や利器は石器で、使途にあういろいろくふうされ、製作技術も体得し、磨製石器の製作は初期から発達した。

以上ごく大まかに、我が国の縄文時代文化について（文献により）その変移を記述したが、わが下部町地域における縄紋人の生活や文化はどのようであったろうか。現段階では正確に知り得る資料にとぼしく、研究も浅いので、将来、新しい開拓等によって、地中に眠っている遺跡が発見でき、細かな研究をして判明させることに、大きな期待をかけるものである。

しかし、本町地域からも次のような遺物や遺跡が発掘されているので、本町にもこの時代既に人が住んでおり、小さいながら各処に集落をつくり、共同生活をしていたことがわかる。この遺跡や遺物は、偶然の発見によるものであるから、遺漏は多いと思われるが、次にのべてみる。

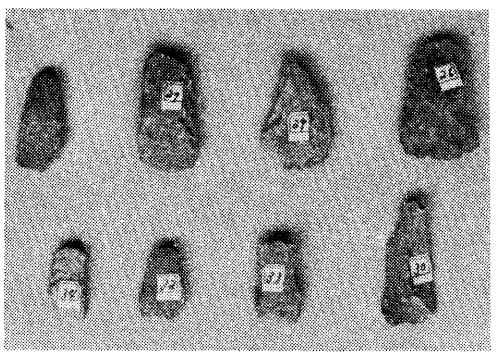

上之平より出土した打製石斧（佐野堯男蔵）

一、五条ケ丘とその付近

下部中学校の建築工事の際、多くの石器と土器及びその破片が発掘され、この付近に遺跡のあったことが知られる。石器としては、黒耀石でつくった石鏃（やじり）、打製の石斧、磨製、局部磨製と思われる石斧、その他が多く出ている。特に石鏃は多く出土し一・五―二センチメートルのものが多く、一センチメートル程度のものもある。その形はほとんどがえぐりの少ない二等辺三角形をしている。

石器と共に土器の破片が多数発見され、これらは大炊平の渡辺保仁が整理し、保存している。

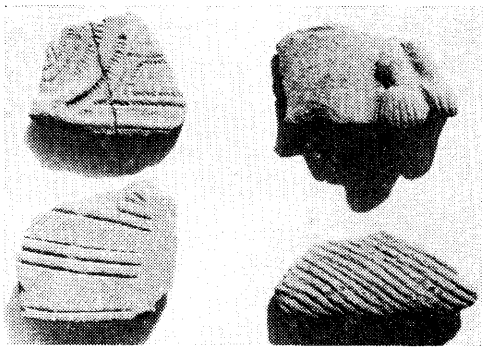

常葉五条ケ丘より出土した土器の一部
（渡辺保仁蔵）

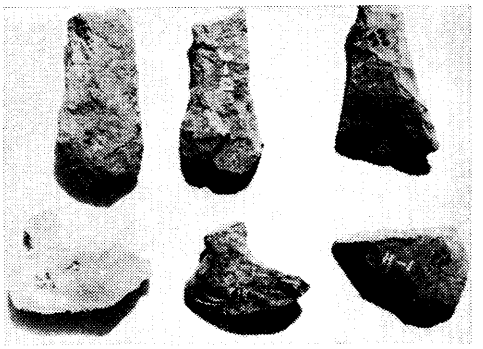

常葉五条ケ丘より出土した石斧
（大炊平・渡辺保仁）

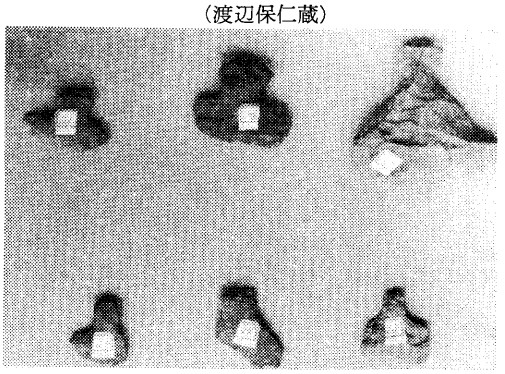

常葉五条ケ丘より出土した石斧
（大炊平・渡辺保仁蔵）

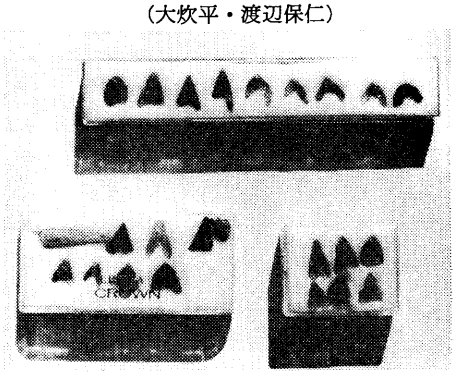

五条ケ丘より出土した石鏃
（大炊平・渡辺保仁義）

二、上之平

下部町上之平の畑からやはり多くの石器と土器破片が出土しているが前記と同様のもので、これは、佐野克夫が整理保存している。

三、常葉日向地区

この地区からも石器や土器が出土し、黒耀石のものも見られ、遺跡のあったことがうかがえる。

四、古関の若狭守邸付近

昭和十五年八月、県道工事の際この付近から発掘され、黒耀石の石鏃、石斧、燧石（ひうちいし）、雷槌などが出土している。

五、その他、中之倉、三沢塩貝、古関の長坂官林跡からも、少数ながら石器や土器破片が出土している。

第三節　弥生文化時代

縄文時代は、数千年も続いたといわれ、その間生活も徐々に進歩したのであろうが、やはり、狩猟や漁労を主な生活の基盤とした収集経済をつづけており、住居にも余り大小の差がなく、基地も共同であり、埋葬方法にも差別がなく、貧富の差や階級の差もなかったものと思われている。

ところが、紀元前二―三世紀の頃、大陸文化の影響をうけて、新しい文化が北九州にあらわれ、中国・近畿地方に進み、さまざまな形で各地の縄文時代をおわらせながら、二〇〇年たらずの間に東日本にまで波及したのである。

この新しい文化の特色は、新たに農耕がはじまり米作りを行なったことと、今までの石器にかわり青銅器や鉄器などの、金属器が使用され大変革をおこしたことである。また、土器様式も、農耕を基盤とした日常生活の道具として、必要にせまられて縄文式土器とは異なった、いかにも新しい感じのする土器様式にかわり、各地に広まったが、これは、東京文京区本郷向が丘弥生町で発見されたので、その発見地にちなんで弥生式土器と命

名され、これを使用した時代を弥生文化時代と呼び、数百年つづくのである。即ち、弥生文化時代は、日本人が米を常食とする生活に入り道具として金属性のものを使用し、富を原則とする階級社会へ入った時代であり、北九州を中心とする銅剣・銅鉾文化圏と、近畿を中心とする銅鐸文化圏の存在した時代でもある。

思うに、人間の生活にとって、金属による道具を使用しはじめたことは、それまでの古めかしい石器の肌合いをたちまち駆逐し、一方には米作りという農耕生活が同伴していったのであるから、生活の変化はまたたく間に日本列島の隅々にまで伝わり、すべてに大変革をきたした時代であったと思われるのである。

山梨県にこの文化が入ったのは、おそらく西暦紀元の頃（約二〇〇〇年前）であって、近畿地方を中心とする同文化の東漸の結果であったろうといわれている。

したがって山梨県の場合は、弥生前期の主流を示す遺跡も遺物もなくて、縄文晩期のころ、東海に発達してきた弥生中期の文化が、急に入ってきたのであろうと考えられている。

その主流が甲府盆地に入った経路は、現在の遺跡分布からみて、曾根丘陵から八代―御坂―一宮―石和―岡部方目で、その後、甲府盆地の低地へ拡散していったのであろう。このことは、東海地方の文化が富士山麓をめぐって、野をわたり山を越えて入ってきたものと言われている。他方また遅々としてではあるが、東海から富士川渓谷ぞいに、入りこんだものもあろうと推定されている。

それでは、我が郷土下部町の場合はどうであったろうか。残念ながら現在のところ、町内には、それを示す遺跡も遺物もなく判明しないのであるが、その頃、辺ぴな山間地の本町は、他との交流がなくて文化の流入がおくれ、弥生時代に入って、縄文にひきつづき、狩猟や漁労、あるいは、木の実や草根類を採取する生活様式が、根強く残っていたのであろうか。しかしまた、富士川ぞいではあるし、この土地なりの縄文文化の上に少しずつでも次第に新しい文化が積みあげられ、人々の生活を変えていったろうとも思われる。

いずれにしても本町については、農耕を示すものや、金属製の道具、弥生式土器などの今後の発掘、発見の如何にまつところが大きい。

第二章　古代と中世

第一節　古墳時代

弥生時代に新しく米づくりがはじまり、青銅器や鉄器の新しい文化が流入されて、各地の農耕農作はいよいよ発達し、そのため人々は高所から水利の便のよい低地に定住し、生産経済は豊かになっていったが、その結果は貧富の差を生じ、平等な社会から階級社会へと変革していくのである。生産力の向上によって衣食住がみたされると、進んでそれ以外のものへ富をむけるようになり畿内に勢力をもった大和朝廷をはじめ豪族は、大陸から新しい墳墓の様式が伝わると、これを取り入れ、自分の権力を示す記念物として、偉大なものをつくろうとする中で、壮大な自分の墓をつくるようになった。これは、大和朝廷の勢力が次第に広まるにしたがい、地方にまで拡散していった。この墓を歴史上「古墳」といい、この古墳が盛んにつくられた時代を古墳時代とよんでいる。

一般に、大和や畿内を中心に壮大な古墳がつくられるようになったのは、三世紀後半からだと言われている。とにかく、大和などを中心にした権力者達は、自分の力を誇示するために壮大な墓をつくり、様々な財宝も墓の中に副葬し、墓の周囲には堀をめぐらし、埴輪をたて、樹木を植えて美しく飾りたて、これにより、権力者支配者としての威容を示したのである。

日本の古墳といえば、畿内の応神天皇と仁徳天皇の陵が有名であるが、この応神陵は四世紀後半のもので王権を象徴するこの古墳に眠る天皇は、最近、新しい王朝の創始者ではないかとさえいわれている。

この古墳文化が関東や中部地方に波及してきたのは、四世紀後半とみなされる。

この年代の幅を更に時代区分すると、古墳の形や副葬品の内容などによって、前期・中期・後期に分けている場合と、単に前期・後期の二つの区分のなかで時代をみる見方がある。

古墳の種類は、前方後円墳・方墳・円墳などがあり、内部形式は、竪穴式石室・粘土棺・横穴式石室などに分けられる。竪穴式とは、扁平な割石をつかって四壁を築き、天井も数枚の扁平石でふたをする。粘土棺とは、長大な木棺の周囲を粘土でつつんだものであり、横穴式石室は大陸墓制の系統をそのままひくもので、自然石や加工石をもって、羨道や玄室を構築したもので、一般に後期のものであるといわれる。

山梨県における古墳の状況をみると、国家が統一されたころの前期古墳の分布は、ほとんどが曾根丘陵に集中しており、中期から後期初頭にかけての主流は、曾根丘陵から境川―八代―御坂町方面へいくのと、石和―岡部―春日居方面にいくのと、甲府盆地北部へ拡散していくものとが見られるのである。更に後期には、甲府盆地一帯に発展している。

これらの古墳の多くは塚とよばれている。思うに本県でも弥生から土師器への農耕文化の栄えた地方に、当然古墳を多く生みだしたことになり、農耕文化の中心地に古墳が稠密に分布する結果になっている。

西八代郡においては、三珠町内に古墳が多くみられるが、特に鳥居原狐塚からは、明治二十七年に「赤烏元年五月二十五日」の銘文のある四神獣鏡が出土している。赤烏元（二三八）年は中国の三国時代におかる呉の大帝の年号で、我が国では「魏志倭人伝」に記載のある、卑弥呼の時代にあたるころである。この鏡がどんな経路でこの狐塚に収められ、現存するに至ったかは判明しないが、当時近くの三珠町には相当の権力をもった豪族が住んでいたと思われる。（四神獣鏡は市川大門町高田の浅間神社所有であるが、現在は東京の博物館へいっている）

このような状況の中で、下部町における様子はどうであったろうか。も

ともと弥生から土師器の遺跡の少ない河内地方は、古墳の存在も少なく、ましてや本町には現在のところはっきり確認された古墳は発見されていない。

したがって、当時の様子は知る由もないが、山間地である本町は、弥生時代からの農耕生活に入ったのもおそく、その後もあまりに発展しないままに、人々の生活にも大きな貧富の差がなく、素ぼくで平等な共同生活をつづけており、特別の権力者や豪族がいなかったことに起因するのではないかと思われる。

しかしまた、古墳時代の後期には、地方の小豪族や集落の首長級以下の者でも、墳墓を築造する力をもつようになっていたので、山間の地で文化がおくれていたとはいえ、それなりに貧富の差も生じ、小権力者もいて支配していたとも考えられるので、小規模のかくれた古墳があるのかも知れない。町内の塚について調査研究するのは今後に残された問題である。

第二節　律令制時代

一　大化改新前の様子

弥生時代以前のことについては、考古学の知見により大要を知り、発掘調査により更に細かく、当時の実情をさぐる外に方法はないが、古代になると『古事記』や『日本書紀』があらわされて、文献的にも知ることができるようになった。

その『古事記』によると、景行天皇の皇子ヤマトタケルノミコトは、東征の帰途、甲斐の国にたちよったことが次のように書いてある。

すなはちその国より越えて、甲斐に出でまして、酒折宮に坐しし時、歌いたまひしく、

新治筑波を過ぎて幾夜か寝つる

とうたひたまひき。ここにその御火焼の老人御歌に続ぎて歌ひしく

かがなべて　夜には九夜日には十日を

とうたひき。ここをもちてその老人を誉めてすなわち東の国造を給ひき。

これは、東征伝説を記したものであるが、大和朝廷の代々の大王たちが東国を征服したことは『宋書』夷蛮伝倭国の条にも見えるので、甲斐の国は四世紀後半ころ大和朝廷の征服をうけ、平和的にその配下に属するにいたった事実を反映しているのである。

また『古事記』中巻、開化天皇段をみると、開化天皇の孫「沙本毘古王」が日下部連・甲斐国造の祖であると書いてある。

これらはいずれも『古事記』の中の甲斐国にことに関係の深い記事である。しかしこれにより、小独立国であった甲斐国の諸豪族が、平和のうちに大和朝廷に服属し、朝廷から国造の地位をあたえられ治めていたことを反映しているのである。国造は、名代・子代の民の地方的管掌者として権力をもつと共に、大和朝廷に対し負担的義務も負っていたのである。すなわち、男子の子弟を靫負・舎人・膳夫として、姉妹や娘を采女として貢進したり（人質的負担）、国造軍を編成して大和朝廷の軍事行動に参加させたり（軍事的義務）したのであり、甲斐の黒駒と呼ばれた駿馬を貢上したのもそうした負担の一つである。

このように、畿内に勢力を得ていた大和朝廷が次第にその勢いを増し、四世紀末には甲斐国もその支配に属したのであるが、甲斐の一隅にあった下部町は、どうであったろう。国造は半独立の地位を保障され、領内に広範な支配権をもっていたのであるが、それとの関連も不明であるし、前述のように古墳も発見されていないので、当時の様子はわからない。史実ではないが伝説として残る本町関係を次に記する。

『国造本紀』によれば、狭穂彦王の三世の孫臣知津彦公の子、塩見足尼が景行天皇のときに甲斐の国造に任ぜられたとしており、この塩見足尼が甲斐国内を巡視した折、今の下部温泉を発見し、塩見の湯と名づけたという。

二　甲斐の国府と律令制

皇極天皇四年（六四五）六月、中大兄皇子（のちの天智天皇）らは蘇我蝦夷・入鹿父子を滅して直ちに政治改革に着手し、翌年大化二年正月元旦には大化改新の大綱が宣布された。改革は多方面にわたって行なわれたが、地方制度の改革は中でも重要な施策であり、今までの国造クラスの地方豪族の政治的社会的な地位や勢力をすっかり変えてしまうことであった。すなわち、全国を国・評（こおり）・里の三段階に分けて画一的な行政制度を定め、国は大和朝廷から派遣された国司が統治し、その下には評造が評をおさめた。評造には国造の外その土地の豪族が任用された。こうして旧国造は中央からきた国司治下の評造として律令支配機構の末端に位置づけられたのである。

大化の改新によって律令国家の基礎が定められたが、その後天武天皇・持統天皇代に律令体制はいよいよ進み、今までもっていた地方豪族の政治的地位は著しく低下し、強大な国家権力の重圧が地方農民層にまで加わってきたのである。

この律令体制は、大宝令にいたって実を結んだが、同時に評制は郡制に改編され、規模や権限は大きく縮少されたのである。すなわち郡は次のように五等級に細分され、郡司は支配地の縮少と共に、軍事的機能もうばわれていった。

大郡（二〇里―一六里）
上郡（一五里―一二里）
中郡（一一里―　八里）
下郡（　七里―　四里）
小郡（　三里―　二里）

大化の改新後、東海道の一国として甲斐国がおかれ、国司が派遣され、国司の政庁である国府にいて治めていた。

甲斐国は『延喜式』や『和名抄』によると、山梨郡・八代郡・巨摩郡・都留郡の四郡であった。

郡の下には里があって、一里は五〇戸をもって編成されていた。八世紀になると里は郷に改称され、『和名抄』によると、山梨郡は一〇郷、巨摩郡は九郷で共に規模の上で中郡、また八代郡は五郷、都留郡は七郷で共に下郡になっている。

律令国家の基礎は農民（公民）であり、班田収授制に基づいて一定額の口分田をあたえられ、同時に租・庸・調・雑徭（ぞうよう）や兵役・使丁等の重い負担を課せられた。当時甲斐国は『和名抄』によると田が一二、二四九町九段余であり、『延喜式』によると出挙として、正税・公廨（こうかい）、各二四万束、国分寺領二万束、大安寺領一二、〇〇〇束、文珠会料二、〇〇〇束、堤防料二万束、救急料八〇〇束、俘囚料五万束（一説には五〇〇束）が割当られた。調では緋帛三〇疋、紺帛六〇疋、皁帛（ソウハク）二五疋、庸では、布をだす外、紙・熟麻・紅花・苧子・胡桃油・鹿脯（くるみあぶら・かのしし）・猪脂などをだすように定められていた。

次に、兵役については、国府の軍団要員として勤めさせられるとともに、西国の防備にあたる防人としてもかりだされていた。天平十（七三八）年の『駿河国正税帳』によると、甲斐国防人三九人とあるのをみても、防人を負担していたことは事実である。更にまた、名役として仕丁（しちょう）があり、五〇戸（一里）に二人の割合でだしていた。

この律令制もやがて、公民一人一人を把握してそれを土地にしばりつけ、調庸を課するという、基本的な人民支配の方式をつらぬくことが困難になった。公民としての身分をはなれた人々は、有力な王臣家や社寺につくようになり、班田制がくずれるとともに、代って荘園制が土地制度の基礎となってくるので、甲斐国にも各地に貴族や社寺の荘園がつくられ、次第に公領を侵蝕していった。

しかし、甲斐の国は都から遠く離れていたため相当おくれて荘園化されていった模様で、はじめて荘園名のあらわれるのは、冷泉天皇の安和二年（九六九）七月八日付の『山城国法勝院領目録』に、

甲斐国市川荘、田地壱拾参町玖段参佰壱拾歩と、記されているのである。その後の諸文献にはかなり多くの荘園名がみえ、伊勢神宮の神領とか

熊野権現在領もあり、更には、岩間牧などの私牧もあらわれ、次第に私有化されていったのである。

やがて、中世に入ると、甲斐源氏がおこるが、この甲斐源氏は、清和源氏の一流で、新羅三郎義光から出て、平安末期から次第に発展し、鎌倉、室町両時代を通して栄え、更に戦国時代になって武田三代の繁栄を誇るようになったのも、源義清が市河荘の荘司として下向したことが、きっかけである。

三　律令時代の下部町

律令制度による地方制度は、国―郡―里のようになっており、行政の小単位である里は、五〇戸をもって形成されていた。また里はその内部にはいくつかの自然村落を包括していたのである。その後、霊亀元（七一五）年に里は郷と改められ、その郷の下に里をおいて、いわゆる国―郡―郷―里の郷里制が行なわれたのである。そして、里には里長、郷には郷長がいておさめていたが、のちの天平十二年にはまたこの郷里制は廃止され、地方行政単位は、国―郡―郷の三段階となった。

このような時代に我が下部町はどんな状態であったろうか。『和名抄』国郡部によると、

八代郡……長江・白井・沼尾・八代・川合

の五郷からなっており、沼尾は今の市川、八代は東八代郡八代であろうといわれている。

川合郷……八代郡川合郷は、富士川東岸の地域後の東河内と呼ばれる地方であると思われ、沼尾郷に続く南の地、すなわち、六郷町や下部町がそれに入っていたのであろうと思われる。後の岩間荘が中心になっていた所で、山地が多く勢力は微弱で貧弱な郷であった。富士川西岸の西河内と呼ばれた地方は、『和名抄』によると巨摩郡川合郷となっている。

このように、下部町は当時、八代郡川合郷に属しており、郷長がいて国司の命をうけて治めていたものである。郷長にはどのような人がなっていたかはわからないが、戸令によると、

「里長・坊長・並取二白丁清正強幹者一充。」

とあるので、おそらく里長（郷長）はその里（郷）の中の有能な人物があてられていたのであろうと思われる。

しかし、川合郷については、異論もあるのであり、芦田伊人は、八代郡川合郷は笛吹川と金川との中間地点で、東八代郡石和町河内であろうと述べており、巨摩郡川合郷は釜無川と笛吹川にはさまった中巨摩郡田富町布施だと述べられている。（『国史辞典』甲斐国）どちらが正しいか判断する資料はないので、今までの通説によって右のようにしておく。

その後下部町はどう変ったか明らかではないが、『甲斐国志』古跡部によると、

常葉山、栃代山を限り、
北云三岩間庄一南云三下部一

と記されているので、一部は岩間荘に入っていて荘司に支配され、一部は下部荘に入っていたと思われる。（『甲斐国志』の中の文は疑問視されている点

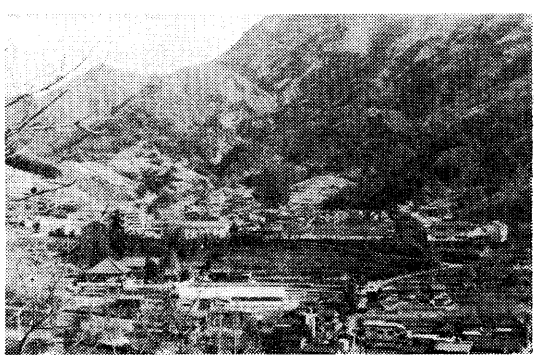

常葉氏館跡（五条ケ丘附近）

もある）

律令時代の社会をみるに、六世紀には仏教が大陸から伝来し、大和朝廷はこれを保護育成し、仏教の呪力によって国を鎮め、国家に繁栄をもたらすことを期待した。そのため八世紀には国毎に国分寺と国分尼寺を建立したが、同時にそれによる寺院や僧尼をきびしく監督し統制していたのである。しかし一方には霊亀・養老のころになると、国家の統制を受けないで多くの弟子をひきいて巷間にたち、たくみに罪福の因果をとき、托鉢しつつ人を導き、寺を建てたり橋をかけたりして人のため世のために尽くす僧があらわれてきた。僧、行基がその一人であるが、このような事情から全国に仏教は広まり、鎮護国家の仏教としての外に国々の住民にまで教えを説き、仏教に伴う文化を広めたのである。

我が下部町もそうしたなかで、神亀五（七二八）年道区に巌竜山慈観寺が開創され、聖観世音を本尊として真言宗を布教するとともに、地域の民衆を指導し、仏教に伴う文化も入り、人々はこれらに教化されつつ、より平和な安心した生活を望み、仏に頼って安心立命を得るようにしたのであろう。当時、行基開創の寺は非常に多いが、行基は薬師如来を尊崇しこれを本尊としているので、聖観世音とするのは不思議であるが、寺伝ではそのように伝えている。

仏教に対して、日本古来の民俗宗教である神をまつることもこのころさかんになり、人々は神を祭り神に祈ることを、生活のささえとしたのである。我が下部町においても、このころ多くの神社が建てられ、当時の人々はこの山間へき地において、神を祭り素ぼくにくらしながら神のまにまに静かな平和な生活をし、作物の豊かなみのりを祈り、生命の安全を祈願したのであろう。

下部町内の各神社の社記によりこの頃建立されたと思われるものを列記すれば次の通りである。

神社名	場所	祭神	創建年	〃年号
熊野権現	下部温泉未申の方	素佐男命外二神	（西暦）八三六	承和三年
諏訪神社	釜額上手屋敷	建御名方命	八八七	仁和三〃
〃	古関、宮ノ平	〃	〃	〃
〃	小磯	〃	九四三	天慶六〃
〃	瀬戸　夏作	〃	九四六	天慶九〃
〃	折門村　沢	〃	九五五	天暦九〃
伊勢神明宮	大日霊命		〃	〃
天神社	波高島	菅原道真	一、〇七六	承保三〃
八王子神社	大炊平	天忍穂耳命外七神	〃	〃
山神社	上ノ平	大山祇命	一、一八一	養和元〃
八幡熊野神社	清沢	伊佐奈岐命外一神	〃	〃
若宮八幡宮	常葉、奥田	大鷦鷯命	一、一九八	建久二〃

右のように多くの神社が建立され人々に尊敬されたのであるが、このうち、建御名方命をまつる諏訪神社は長野県の諏訪に本社があるところから信濃から甲斐に入り、南下しつつ早くから下部町内にも入ってきたものと思われる。八幡社は、源氏の氏神として尊崇されていたので中世甲斐源氏の時代に多く建てられたが、それ以前からもしずめあがめたであろうし、熊野権現は、平安末期の熊野信仰のぼつ興にともなって各地に広まり、甲斐にもその関係の荘園も存していたので、それらの関係から下部町にも入ってきたと思われる。

当時の本町内の人々は、神を祀り、仏を敬い平和な生活をしたのであろうが、当時なお天災は多く、また寛平七年以来坂東に群盗おこり、甲斐信濃等四か国は特にはげしく、被害も甚大であったので諸社に奉幣して祈願したという文献のあることからみても、決して豊かなくらしばかりではなく、苦しい生活もあったと思われる。

第三節　甲斐源氏と河内

一　甲斐源氏のおこりと発展

中世というのはなんといっても、新たに生まれた武士が世の中を支配する国家体制に入っていったことで、貴族の勢力の強かった平安時代とはうって変わり、画期的な時代であり、いままで続いた律令制の崩壊した時代でもある。

このころの甲斐の国にあっては、甲斐源氏の発展した時代であって、本町にとっても、古文書や古跡により甲斐源氏やその一族との関係及び住民の様子などがはっきりとあらわれる時代である。

甲斐源氏は、いうまでもなく清和源氏の一流であって、東国に興った源氏の諸勢力のなかで、特に甲斐の国を基盤に、新羅三郎義光の流れをひいて発生した武士の一統である。平安末期から発展し、鎌倉・室町両時代を通して栄え、更に戦国時代に至って武田三代の繁栄をほこり、小笠原氏や一条氏・南部氏・穴山氏等の同族がうまれてくるのである。

清和源氏と甲斐との最初の関係は、源義光の祖父、源頼信が、長元二（一〇二九）年甲斐守に任ぜられたことで、これにより、甲斐の国と源氏との深いつながりの一歩がはじまったのである。しかもこの頼信の働きはめざましかったので、清和源氏の権威を諸国に示し、現地人を威服させ、後年甲斐国が甲斐源氏によって制圧される素地をつくったのである。そして頼信の子、頼義、その子義光と続いて甲斐守に任ぜられてきたのであるが特に義光は、頼義の三男で近江国三井寺（園城寺）の鎮守である新羅明神社で加冠（元服）をうけたので、新羅三郎義光と呼ばれた。これは当時の風習で、長兄の義家は、八幡神社で加冠の礼をとったので、八幡太郎義家といったのと同じである。

義光が、甲斐守になったことは『尊卑分脈』や『武田系図』には見えるけれども、確実な証拠はないと言われる。しかし、北巨摩郡須玉町若神子の正覚寺は、その子義清の開基であると伝えられ、南巨摩郡中富町八日市場の大聖寺は義光の開基と伝え、ともに義光の位はいを安置している。また『甲斐国志』若神子の条には、

「……相伝フ新羅三郎義光ノ城蹟ナリト言フ村西ノ山上ニ旧塁三所アリ云々」

と見えるし、義光が甲斐守在任中の居館跡と伝えている所もある。

源義光には数人の子があったが、その一人義清が甲斐源氏の直接の祖となるのである。義清は、『尊卑分脈』や『武田系図』によると、はじめ甲斐国市河庄に配流されたという。市河庄はもと、山城国法勝院領で甲斐国初見の荘園であり、後に摂関家の所領に帰した所なので、おそらく十二世紀のはじめころ、清和源氏の一族に内訌があって、その発展が一時停とん状態におちいっていたので、子孫の安泰をはかって義光がその子を源氏ゆかりの東国の市河庄に土着させたものと思われる。義清は、その子、清光とともに、峡北の逸見荘方面にまで勢力をのばした。これが現在までの定説になっている。

これによると義清父子の在所を地形的にみてみると、市河庄平塩岡から笛吹川にそった八代・御坂・一宮方面の国衙領がながめられ、旧勢力にひそかに対峙した義清の気宇をうかがうことができる。そのころ、国衙勢力はすでに衰えてはいたが、それでも峡東地方一帯に、在庁官人達の勢力を中心になお余光を放っていたであろう。いわば、義清父子は、これら古代豪族達の去就をじっと見守りながら、巨摩というへき遠の地に武力と富をたくわえていたのである。巨摩の逸見一帯に眼をむけたのは、ここが八ケ岳南面の台地で、付近から多くの名馬を産した牧があり、軍事、交通、経済の理由から父祖がここに居住したのであって、義清はこの父祖の残した遺産をうまく経営したのであろう。

清光には、多くの男の子があったが、その子ども達を甲斐国の要所要所に分封することによって甲斐源氏の勢力は飛躍的に発展をとげることになった。各地に分封された子ども達は、その分拠した地名によって氏を称し、私達になじみ深い氏性のもとができたのである。その一大勢力の分脈を見てみると、（『尊卑分脈』による）

長男、光長、逸見（若神子町）逸見氏

次男　信義、武川庄武田（韮崎市）武田氏
三男、遠光、加賀美荘（若草町）加賀美氏
四男、清隆、二宮及び平井（石和町内）二宮氏
五男　義長、河内（石和町内）河内氏
六男、玄尊、曾根（中道町）曾根氏
七男、義行、奈胡（甲西町）奈胡氏
八男、義成、浅利（豊富村）浅利氏
九男、信清、八代（八代町）八代氏

というようになっており、これらの諸氏からは更に一条・甘利・板垣・秋山・小笠原・三好・南部等、多数の分脈は派出しているのである。

これらのうち、特に栄えたのは、信義の子孫と遠光の子孫である。信義は武田氏の祖となったが、兄の光長をしのいで甲斐源氏の総領的地位にたち後世、甲斐の守護職は武田の子孫が独占するにいたったのである。その武田氏からは、大井氏・穴山氏・今井氏・栗原氏等の有力豪族を分出している。一方の遠光は、その子、長清が小笠原氏を、光行は南部氏をとなえ、それぞれ繁栄していった。

甲斐源氏が短い間に、非常な発展をとげたのは国内の牧場地帯や要地を占拠したためと、清和源氏の血をひく尊い一族の出であったためと見られる。当時、東国の間に名をあげ強力であった清和源氏に対する期待と憧憬の念とが、甲斐においても頼信以来つちかわれ、それによって甲斐源氏は武士団総合の権勢の象徴となり、武家の棟梁になり得たのであろう。

二　甲斐源氏と河内

甲斐源氏とは前述のとおり、新羅三郎義光以来の甲斐における源氏の一統とその分流を総称して呼んだのであるが、その一大勢力は、総領制確立をめぐって葛藤をくり返しながらも、治承四（一一八〇）年の頼朝挙兵に際しては、一族をあげて富士川の陣に参加して甲斐源氏の威勢をあげた。くだって戦国のころには多くの分脈の中で、武田が宗家となり信虎―晴信の全盛時代を迎えるのである。

この甲斐も源氏当初のころ、守護職としての権威の及ぶ範囲は、国中の中郡から東郡を主とし、東国への関心から都留郡とも深い交流があった。河内一帯は遅くまで支配することなく、特殊な不干渉地帯として育っており、寺社領や荘園の姿も残り特別な地方文化による生活がいとなまれていた。したがって、そこには不入権をもつ地方小領主が育ち国人、地侍等の割拠的な自立形態も強かったようである。逆に、甲斐源氏からすれば、平地の少ない不便なこの地は重要視する必要はなく、見捨てておいたのであろう。

河内地方に甲斐源氏が勢力を伸ばし始めたのは源清光の三男、加賀美遠光が西郡に勢力をもち、そこから南進を心がけた時からであり、特にその子光行が南部に居住して、南部氏を称してからである。

(一)　南部氏と河内

加賀美遠光の三男、光行が、初めて河内の南部に住んで南部氏の祖となったのが、一一八八年頃でそれから二〇〇年ほど南部に居住して西河内を領していた。また、南部氏から分かれた波木井氏が、波木井に住してその地域をおさめていた。南部氏は、一三九〇年頃、一部を残し、ほとんどは奥州に移りその地で栄えていったのである。

(二)　下山氏と河内

加賀美氏から分かれた秋山光朝の孫、光重が、下山小太郎光重と称して下山に住み（文暦二年ころ）付近一帯を領していた。

『太平記』巻三一によると、北朝文和元年二月（南朝正平七年で西暦一三五二年）に足利尊氏が新田義宗を攻撃するための軍をおこし、武蔵野において合戦をしたが、そのとき足利氏についた甲斐源氏は、総勢三、〇〇〇余騎とみえている。その筆頭は、武田陸奥守信武、同刑部大輔信成、並びに子息、修理亮信春で、それに従う者は武田一族五人、その他の国人層で、小笠原氏・逸見氏・一条氏等とともに、南部氏や下山氏も惣領武田信武に統率されて参加している。河内に住した南部氏も下山氏も、武田のよびだしに応じて河内の武士どもをひきいて参加したのである。

㈢　穴山氏と河内

前述した南部氏・下山氏・波木井氏は、それぞれ西河内に住してその地域を領していたのみで、東河内まではおよばなかったが、穴山氏が河内を領してから次第に勢力を伸ばし、東河内も併せ領するようになった。

穴山氏は『甲斐国志』によると武田信満の子、満春がその祖であるとしているのに対し、武田一本系図によると、武田家十代の武田信武の子、義武を穴山の祖としていてくいちがっているが、いずれにせよこのころの穴山氏は巨摩郡の穴山に居住していたが、その後、武田信重の子、信介を改めて嗣子として迎えてから河内の南部に居住した。

下山天輪寺の牌子によると、信介は宝徳二（一四九〇）年三月十九日没とあるところからも、穴山信介の代に河内に入ったのは確実である。その年代は不明であるが、それまで南部に居住して所領を支配していた南部氏が、甲州の旧領を捨てて奥州へ下向した後（一三九五年前後）支配領の更送で穴山氏が南部に入ったものと思われる。

その後穴山氏は、信懸―信綱―信友―信君（梅雪）と続くのであるが、永正二（一五〇五）年ごろにはまだ河内領一円支配ではなく、「南部領主」という限られた地位であった。信綱の子、信友の時に、武田信虎の娘をめとり本家との婚姻政策によって、自分の所領の安泰をはかり、漸く河内領一帯に自己の権力を築くことができるようになって、南部から下山に移り新たな居館をかまえたのである。更にその子、信君の代になると穴山の本貫地、西河内領から東河内領も完全に支配し、中郡の一部にまで勢力を伸ばしていた。

穴山氏は、いつも本姓の武田を強く意識しており、武田の族将であるといった観念で河内領をうまく統治し、領内の者はこれに来服したのである。

当時における河内の支配をみてみると、この地方は山岳地帯であり、武田氏の本拠地から遠く離れていたため、一種の独立国のような観を呈していたようで、幾多の発給文書をみても武田氏の発給文書を、小型化したような形でおこなわれ、他地区とは変わっていた。武田信虎の時代にすでに穴山氏に特権を認めていたらしく「甲斐武田氏」の筆者である上野晴朗はこの二重支配構造を許していた形態を武田氏の本国内における再支配構造と名づけている。

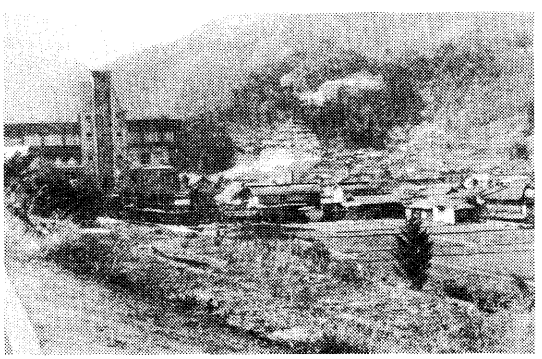

馬場氏館跡（城台附近）

三　甲斐源氏と下部町

甲斐源氏がぼっ興し、やがて甲斐国一円に勢力を伸ばしていったころの、我が郷土下部町はどんな様子であったろう。甲斐の国でも辺ぴな場所にあり、山間地が多くて農業生産に乏しい所であったので盆地に勢力を張った甲斐源氏も、この地まで勢力を伸ばすにはかなりの歳月を要したであろう。したがってそれまでは、律令制の郷里制や荘園制が残り、その慣習によって生活したり、あるいは、各地区ごとに豪族が生まれて集落ごとにおさめられていたのであろう。

やがて、甲斐源氏から分かれた加賀美氏が南進を志して河内に眼を向け、その子や孫を分居させて西河内に南部氏や下山氏が移ったころ、東河内にある本町にも甲斐源氏の血をひく常葉氏や三沢氏が居住して町内各地をおさめたのである。各集落ごとの住民や豪族、地侍達は、山間地に育ち土着性は強く勇気もあるが、後進性であり、権威によわい面もあって、甲斐源氏から分流した家系を誇る常葉氏や三沢氏に従い、これによって甲斐源氏は本町においても、結集力の強い人々を有する土じょうの上に根をおろしたのである。

(一) 常葉氏

常葉氏は『甲斐国志』によると、加賀美氏から分かれた秋山太郎光朝の三男、光季が、下部町常葉の五条ヶ丘に居を構えて、ここに住し、常葉次郎光季と称して、常葉氏の祖となり、それ以来甲斐源氏の流れをくむ豪族として辺びな土地ながら栄えたであろうと言う。このことについて『甲斐国志』人物部第四には次のように記されている。

「常葉次郎光季」「常葉ハ東河内領ノ村名ナリ子孫ノ伝詳ナラズ一二旧記ニ見エタル者ハ士庶部ニ出セリ東西河内共ニ西部ヘ引続キタル地ニテ皆加賀美氏ノ伝領ト見エテ古地ノ存スル事モアリ故ニ南部下山ヲ始メ氏族多ク分拠セシ趣ナリ士庶部ニ所記帯金・狭野・万沢・三沢等ノ諸氏モソノ家ニ縁アランコトヲ疑ヘトモ今所ニ訂定ニナシ」

また『甲斐国志』士庶部第十六には次のように記されている。

「常葉次郎光季」、「大系図ニ秋山太郎光朝ノ二男下山小太郎ノ弟トス子孫ノ系ヲ載ス今校スヘキモノナシ西郡鷹尾寺ノ陳札ニ嘉吉三年発亥八月廿二日両旦那云云源朝臣常葉丹後守光泰ト記セリ本村ニ古墳一基アリ里人常葉殿ノ墓ト云伝フ」

常葉次郎光季が常葉に居住したのは、兄の下山小太郎光重が下山に居住したのと同じころで、十二世紀の前半と思われるが、その子孫についてはつまびらかでない。しかし『甲斐国志』神社部第十三によると増穂町平林の鷹尾山権現の項に、この権現の開闢は宝亀元（七五九）年で、それから六百七十余年たった文安六年に再興供養したが、その時の大旦那として源朝臣常葉丹後光泰の名がのっているのを見ると、数代後にしてなお鷹尾山の大旦那になったのであるから、その子孫も相当に繁栄していたことがわかる。もともと常葉氏は、秋山氏から分かれたのであるから、本家のあった現在の地、甲西町秋山にはいつも思慕の念を抱いており、本家との往来もはげしかったと思われるので、秋山に近い鷹尾山権現に早くから帰依していたのであろう。それにしても、遠く離れていて交通も不便であった東河内の常葉の地にあって、なおかつ鷹尾山の大旦那となったのであるから、当時常葉氏が、相当の権力と財力をもって近郷をおさめていたと思われ、各地の豪族や地侍もこれにしたがっていたのであろうことと推測される。それらについて記録もなくつまびらかでないのは、山間へき地に住したことと、秋山氏との関係からとも考えられる。すなわち、甲西町秋山における伝説によれば、父の秋山太郎光朝は甲斐源氏の一族として共に権力を振い、しばしば京に上って平氏とも親しくつき合い、平重盛の六女重子をめとり、左京太夫従四位に叙せられたが、そのために清和源氏の統領源頼朝に攻められ、雨鳴城で最後をとげたといわれ、その流れをくむ常葉氏も、その影響をうけて源氏にうとんじられはばかっていたためと思われる。

加藤善吉著「下部町郷土史年表」によって伝説による常葉氏の系図を記すと次のようになり、当時の下部町に代々居住して長く栄えていたことがかすかにわかる。

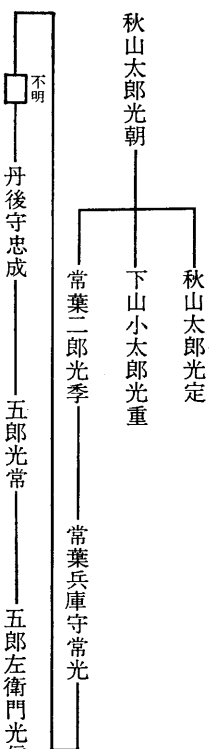

これによれば常葉氏は、常葉二郎光季が本町に居住してから十代、約三〇〇年の間、甲斐源氏の流れをくむ豪族として栄え、近郷を支配していたが、やがて穴山氏が東河内に勢力を強めるにしたがい、次第に衰え永禄八

（一五六五）年三月には四郎左衛門信泰が、馬場五郎左衛門にほろぼされて終りを告げ、その後のことは不詳である。

なお、『甲斐国志』神社部第十三には、常葉丹後守光泰が鷹尾山権現の大旦那になったことを次のように記している。

一、魅尾山権現平林村　文珠ヲ祀リ不動ヲ配ス、天文十二年癸卯四月二日虎泰ノ定書ニ南鷹尾トアリ、北方高尾山ニ対スル名ナリ、本殿方式、渡殿梁間九尺、拝殿梁間弐間、桁間弐間、鐘楼堂方壱、白山堂方壱、鳥居等アリ、文安六己巳年ノ棟札ニ開闢ハ宝亀元年開基ハ妙門行円聖人中略、至ニ文安六年一星霜六百七拾余年、再興供養導師明王住持金剛葉弘尊、勧進沙門金資宗憲、神主大旦那源朝臣高林小太郎動吉、同朝臣常葉丹後守光泰、執筆最勝住侶明厳トアリ。下略

(二)　三沢氏

常葉氏が常葉の地に居住していたころ、三沢の地には三沢氏が居住してその地を領し、近郷を支配していた。

三沢氏も甲斐源氏の流れをくむもので、甲斐源氏の祖である新羅三郎義光の孫、清光の三男に加賀美遠光があり、その長男が前にも記した秋山太郎光朝であり、更にその長男が秋山太郎光定であるが、この光定の三男である光次が三沢に住して三沢三郎光次と称し、三沢氏の祖になったという。

このことについて『甲斐国志』人物部には、

東河内は西河内と共に西部へ続いた土地で、加賀美氏の伝領であったのでそれから分かれた氏族が各所に分拠したが、下山氏や常葉氏と同様に三沢氏も加賀美氏に縁のあるものであろうと考えられると、記されている。

また、『峡中家歴鑑』には、三沢氏の祖は逸見冠者黒源太清光の子を光定と称し、光定の三男である光次が三沢氏の祖であるとしているが、光定は清光の子ではないので、その辺は疑わしいが、三沢氏が甲斐源氏の流れをくみ、光次を祖としていることは一致している。

その後三沢氏は、三沢美濃守藤次―三沢小次郎信藤―三沢太郎光遠―三沢五郎三郎光義―三沢源太郎正光―三沢喜太郎正遠―三沢六郎左衛門正明と代々三沢に居住し、その子三沢美濃守信明のとき、土屋衆に付随して東郡の地に移ったのである。三沢氏が三沢に住し、近郷を支配していたのは、常葉氏と同じころで、一、二〇〇年から一、五〇〇年にわたる三〇〇年間位と推定される。

三沢氏のうち二代目の三沢美濃守藤次について『甲斐国志』志庶部十六に

三沢藤次入道三沢村、東鑑ニ文暦二年五月造ニ立仏像一下山次郎入道、三沢藤次入道為ニ奉行一トアリ、本州人ナルベシ、

壬午起請文土屋衆ニモ三沢美濃守アリ云々

と記されており、また、日蓮聖人の書いた御遺文の中にも「三月三日藤次入道殿」の文句があると伝えられており、果して誰を指しているのかは不明だが、当時豪族として強い力をもち近郷を支配するとともに、仏法にも帰依して入道と称し活躍したことがうかがえるのである。

三沢氏三代目の三沢小次郎信藤は、日蓮聖人が三沢の地を通った折、日蓮自作の鬼子母神像を貰いうけ、三沢奥抔の地に鬼子母神堂を開基したと伝えられ、仏法に帰依しつつ人々をみちびき、平和裡に治めたと言い伝えられている。

三沢氏が三沢に居住したことはたしかであるが、古文書や資料に乏しく、確証の得られない点が多く、居住した館跡さえ判明しない状況でこれからの研究に期待することが多い。東郡に多く存する三沢という名字や、三沢にある深沢（みさわとよめば）の姓との関連なども興味深いものである。

(三)　馬場氏

常葉氏や三沢氏が、常葉や三沢の地に居住していた頃、馬場氏は八代郡

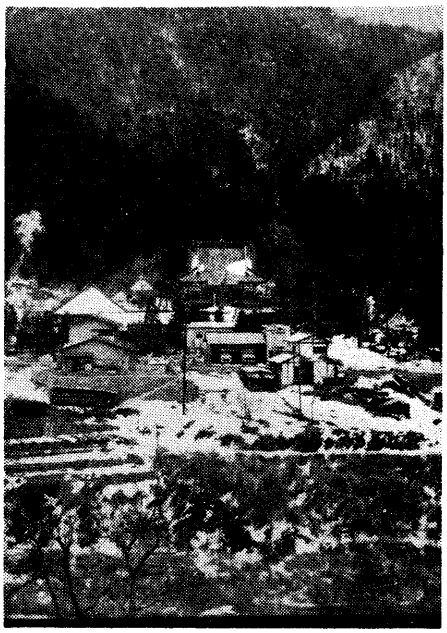

旧馬場丹後守館跡（妙円寺）

市之瀬村中村（下部町市之瀬）に居住してその附近を領し、附近の地を治めたのであろう。

しかし『馬場氏系譜』によれば、第十五代の馬場五郎左衛門信忠が、法名昌巌院殿笑岩道快居士天正十年六月五日となっており、住所は常葉字城台であるとしている。いずれが正しいか判明しないが、馬場氏が本町内市之瀬に居住して附近を支配していたことは明らかである。

また『甲斐国志』仏寺部によると、

法光山妙円寺、市之瀬村、同宗身延末黒印五石寺記云、建治三年丁丑興立、開山九老僧ノ一人日行ナリ、真言宗ニ初メ坊平ト云所ニアリシヲ馬場丹後守忠次其居ヲ捨テ之ヲ移セリ、即チ今ノ地ナリ、忠次ノ法名ヲ日瀬ト云其木像アリ

と記されていて、忠次が、市之瀬の坊平にあった旧常命院を中村に移し、法光山妙円寺としたことや、彼の法名は日瀬であることを物語っている。

馬場氏について『甲斐国志』士庶部には、信用しがたいとはいいながらも次のように記されているのでかかげておく。

（馬場丹後守）常幸院の牌子ニ昌厳院笑岩道快居士天正十年六月二十一日一ノ瀬妙円寺ニ丹後守忠次法名日瀬トアリ、北川ノ妙、妻ハ繁室妙昌大姉同十一立寺ニ丹後ノ女、法名妙来ト云アリ、ソノ条ニ記ス　未年四月七日同但馬守丹後守ノ兄ナリト云　仏岳宗椿上座同八辰年正月一日妻ハ雲岳理庵大姉同年八月五日同五郎左衛門東前院傑翁良英庵主同十八寅年八月十八日妻ハ昌英院玉清昌珍大姉文禄元辰年十一月十五日此ニ牌子ハ当村東前院ニアリ五郎左、同八郎左衛門清雲院室岸宗茂上座同四未年七月十五日此ニ牌子ハ当村東前院ニアリ五郎左衛門ノ位牌ハ早川法明院ニモアリ、同八郎左衛門清雲院室岸宗茂上座同四未年七月十五日同彦之亟恕山道思禅定門年月ナシ右ニ載スル所原記ノ支千錯乱セシヲハ今繕写スト雖モ年月モ亦其実ヲ得タリト云ベカラス里人別ニ馬場弥五郎弥次郎ナド云人ヲモ云伝ヘタリ本村諏方明神ノ社記ニ元禄九丙子年、馬場八郎左衛門忠次馬場十郎右衛門正次神殿再興云云是モ元禄ノ字誤アルヘシ又丹後守源信ト記セリ常幸院宝永二酉年ノ記ニ云寺領壱貫文信玄ノ時賜ハル所ナリ馬場丹後守領知ノ時ニ及ビテ相違ナシ次ニ堀田加賀守領分ニナリ四石五斗八升ニ改ム其ノ地ハ前ノ如シ延宝五巳年八月十五日寺焔焼シテ古証文ヲ失ス同九月検地アリテ租税ヲ命セラレシカハ大ニ駭キ江戸ニ至リ訟フレトモ遂ニ免許ナシ元禄十一寅年御代官平岡次郎右衛門伏訟ヲ糺シテ壱石九斗二合ノ地ヲ除キ与ヘラレルト云按ニ軍鑑ニ穴山衆馬場八郎左衛門見ユ国朝ノ諸記ニ載スル所中泉御鷹野ノ砌大久保相模守忠隣預リノ人馬場八右衛門一封ノ訴状ヲ上ルト八右衛門、八左衛門疑或ハ片桐市正ノ反間ニ乗シテ忠隣ニ中ルト記シタルモアリ又ハ大久保石見守ノ下役人トモ記シタリ謂フニ穴山氏没シテ後石見守ニ属シ彼カ事ニ坐シテ預リ人ニ為リタルナランカ此ニ所謂馬場氏ハ八左衛門ノ党ナルベシ。

㈣　佐野氏。

佐野氏は、もともと西河内を本拠とした勢力の強い豪族であったが、次第に東河内にも分かれて居住してきた。本町内では当時湯の奥に居住した佐野氏が有力で、それを証明するような資料も残されている。湯の奥の佐野氏は早くからその地に住み、附近一帯を支配した豪族であったであろうが、特に名をなしたのは武田氏の時代からで、武田の全盛時代に穴山氏が

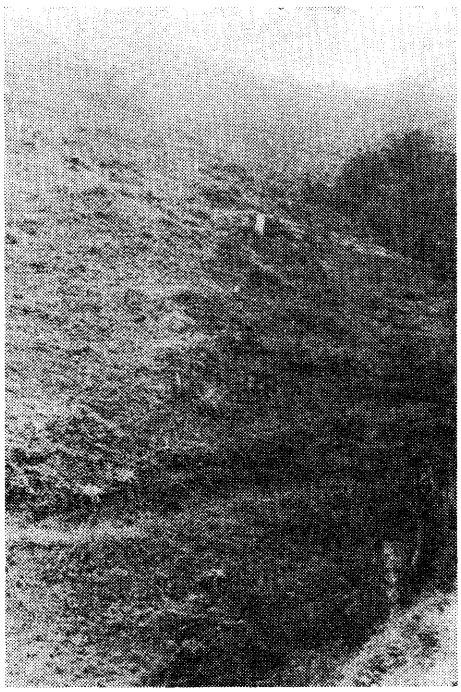

金堀衆の屋敷あと（湯之奥中山）

東河内まで勢力を伸ばし、支配するようになると、穴山氏の配下となり、金山代官や関守勤務等を命ぜられて活躍していた。佐野氏について『甲斐国志』士庶部では、佐野縫殿右衛門について次のように書いている。

（佐野逢殿右衛門）湯之奥村、里正所蔵ニ天文十二年弘治二年穴山信友ノ文書二通アリ天正八年梅雪花押ノ文書ニハ棟別免許云云文右衛門トアリ同十九年十二月（加藤平助花押）湯之奥村諸納ニ相定候間三貫文五百云云外一通共ニ文三トアリ別人ナリシャラン。

天文十二年の文書は、穴山信友から佐野縫殿右衛門に対して、竹を栽培するよう命令された花押付命令書であり、同じ年に穴山家の湯之奥代官と関守在勤も命ぜられていて、これに関しての文書は門西美貞家に存している。

弘治二年のものは、

就干奉公申、山作五間普請其外免許候、山作用所之儀、何時モ無々沙汰奉公申者也、仍如件。

弘治二年霜月十五日　穴山信友花押

佐野縫殿右衛門方へ。

という文面で、これも門西美貞家にある。

門西家所有の文書によれば、天正八年になって穴山信君花押から佐野文右衛門あてにくだしたもので

於河内谷中私宅壱軒棟別諸役令免許者也、仍如件

天正八年正月二十六日　穴山信君花押

佐野文右衛門方へ。

となっているし、更に天正十九年十二月二日付の加平助花押の文書で

湯之奥村請納ニ相定候間三貫五百文急度皆納可申候也

というものも存している。これらによってみるに、佐野氏は代々湯之奥に居住して穴山氏に重く用いられ、金山の代官として、また、稼山の取締りや関守としてつとめ、反面いろいろな免許や特別な権利をあたえられる等、その保護を受けつつ奉公し栄えていたことがわかる。更には天正十五年（一五八七）六月に穴山梅雪の子である勝千代が病死して家は断絶し、河内地方も名実ともに徳川家康の支配下になり、菅沼逗増が河内領主になって直接治めたのであるが、領主交代の後も佐野氏は湯之奥にあって活躍していたのである。

佐野氏は江戸時代になっても代々引続き栄えてきたが、後（慶長二年）

には門西氏と改め現在に至っている。

第四節　下部と武田氏

中世における本町は、既に記したように甲斐源氏の流れをくむ加賀美氏が、南進を志して河内地方に勢力を伸ばし、各地に一族を分拠させるにしたがい本町にも、常葉氏や三沢氏が分拠して支配していたが、やがて甲斐源氏の総家として武田氏が甲斐を領するようになると、その親族としての穴山氏が武田の強力な力を背景にして河内を支配するようになり、南部から下山に移住して本町を含む東河内まで完全に支配した。東河内ということばが多くつかわれるようになったのも、穴山氏のときからである。穴山氏が武田親族衆の巨頭としての河内の支配権は、武田信玄の政治力をもってしても完全には直領化できなかった程に強力で二重の支配構造を許した間接支配地域として存置していた。したがって本町も武田氏の分国でありながら、すべては穴山氏によって支配されており、穴山氏との関係がきわめて深いのである。

一　下部町と穴山氏

穴山氏が当時の本町に勢力を伸ばし強い支配力をもったのは、穴山信友とその子信君(梅雪)の時代である。同じ流れをくむ常葉氏や三沢氏が支配力を失うと、それにかわる穴山氏に支配されるようになったのである。

穴山氏は当時の下部町が、河内の他地区と同様に、湲頭(えんとう)集落や山腹の塊村が多く、生計をほとんど山岳資源にたよっていたことから、食糧生産をあげる外に、特に金山の採掘や、稼山としての竹簀・並びに材木や特殊樹木等山岳資源の生産向上につとめ、生産のために必要な規制をしたり、奉行や代官を任命したりして山作りの奉公の督励をした。支配する方法としては、山岳地帯の郷村を一つ一つ確実に把握するため、郷村の名主層の掌握に先ずつとめ、一つの谷筋の幾つかの郷村をまとめて、そこに何人かの有力役人を任命し、その者に特別免許や諸役免許をあたえて庇護するとともに、山作りの奉公を督励し、次第に支配権を拡大していったのである。穴山氏の『発給文書』からこのことをみれば次のようである。

天文十二(一五四三)年、穴山信友から湯の奥の佐野縫殿右衛門に対し、穴山家の湯の奥代官並びに関守在勤を命じている。

天文十二(一五四三)年七月、穴山信友から佐野縫殿右衛門に対し、竹を栽培し管理するよう、竹簀の規制に関する花押付命令書がだされている。

佐野氏は前に記したように河内の各地に分拠している豪族だが、ここでは湯の奥の佐野氏に発注したもので、これにより佐野氏は金山とともに、下部川筋の郷村の取締りをしたものであろう。

天文二十(一五五一)年十二月、穴山氏から轆轤(ろくろ)師堀内左京進に対し、商役免許状が下付され、保護するとともに督励している。

弘治二(一五五六)年十一月、次のように、五間普請免許があたえられている。

就于奉行申、山作五間普請其他免許候
山作用所之儀何時も無々沙汰奉公可申者也
仍如件
弘治二年　霜月十五日
穴山信友花押
佐野縫殿石衛門方へ

穴山信君もまた父信友と同様に文書を発給して領内を支配している。

於河内谷中、私宅一軒棟別諸役令免許之者也
仍如件
天正八年正廿月廿六日
穴山信君花押
湯之奥之文右衛門へ

このように穴山氏は命令書や免許状を下部町内各集落の有力者に発給し、その地域の掌握と発展に努めたのであろう。

穴山氏はまた寺社領の政策にも意を用い、新恩地を与えたり禁令をだしたりして神社仏閣に保護を加えてその隆昌をはかり、時には自らいろいろな祈願を行っている。更に門前百姓の認知による開拓の進展といった姿によって、土地生産の拡大もはかっている。これらに関する『発給文書』から本町の様子をさぐってみる。

天文八（一五三九）年五月、穴山信友は純蔵主に対し次の判物をだして威厳を示し、寺の繁栄につとめさせている。

本洲法外庵申付候、万観音（本栖）へ無沙汰なく奉公可申者也。仍如件

天文二十二（一五五三）年

「三沢の瑞応寺領の内三百文云々」

という穴山信友のお墨付がある。

永禄二（一五五九）年二月には、穴山信君（梅雪）から方外院（瀬戸）宛に

「帯金美作守承った瀬戸の事、心得たり、

今後所用の時は手形を以て申付くべく候」

という手形申付状がだされ保護をしている。

天正二（一五七四）年九月、穴山伊豆守信君は下部湯町の熊野権現に神殿一宇を建立し、天下太平と武運長久を祈願している。天正二年は、武田勝頼が美濃を侵し、遠江に入り、いよいよ三河攻略をしようとした年で、穴山氏もこれにしたがった年であるので、このような祈願になったと思われるが、下部の熊野大権現は穴山氏にとって祈願所であり、尊崇の厚かった所である。

天正三（一五七五）年八月には、次のような禁制をだして保護している。

右当社々壇之内落書之事一切停止之
但舞殿以下之事不及禁者也、仍如件

これは、穴山信君からだした熊野神社禁制であるが、天正十六（一五八八）年二月には、武田氏に代って甲斐を領した徳川家康からも、下部熊野神社に次の禁制が下付されたことから、穴山氏から続いて徳川氏も尊崇したことがわかる。

熊野神社禁制
於当権現山薪伐採事、堅令停止之
若違犯之族有之者可処罪科者也
仍如件

穴山氏は武田の分流である上にたえず重縁関係を結んでいたので、「本姓武田、在姓穴山」を名乗り、武田の族将として、また親族衆の巨頭として、武田の強大な力を背景に河内を支配し、信君の代には駿河進攻作戦の第一の功労者として、河内領拡大から駿河まで支配したが、それによって領国支配意識は益々強くなった。一方織田・徳川と接して新しい体制を機敏に感じとっていたので、武田勝頼支配の内部矛盾が現れるといち早く勝頼から離れはじめ、天正十（一五八二）年三月一日には既に徳川家康に招かれて河内をはなれており、家康に服していた。したがってその年三月武田氏が滅亡すると、甲斐は織田信長の支配するところとなり、新領主として河尻秀隆が派遣されてきたが、河内だけはその支配から除かれており、依然として穴山信君が支配していた。

そして、六月二日京都で本能寺の変が起ったときは、信君は家康とともに和泉堺にいたが、二人とも自国に帰ることになり、家康は、宇治田原四日市を経て四日には岡崎に帰りついた。ところが穴山信君は、六月三日宇治田原で土民の一撥にあって殺害されてしまった。家康は、六月四日から十四日まで岡崎の城にいたが、その間に武田勝頼の元旧臣であった岡部正綱に次の書状をだしている。

此時候間、下山へ相うつり、城見立候て、ふしんなさるべく候、委細左近左衛門可」申候

恐々謹言。

六月六日　　家康　御判

岡　次　参る

（寛永諸家系図伝による）

岡部次郎右衛門正綱は、もと今川氏の家臣で、後に武田信玄に仕えさらに駿河の清水城にいて勝頼の家臣となっていたが、家康に気脈を通じ、信君とともに家康に心服していた。右の文書は重大な意味をもち、家康は、信君が土民に殺害されたことを十分承知していて機敏な行動を起こし、領主不在となった河内地方を押えるために岡部正綱に向かって迅速果敢に下山に城をつくることを命じたのである。

本能寺の変によって織田信長が殺されたという報が甲斐に入ると、民衆が蜂起して河尻秀隆をおそったので国中は大いに乱れ、北条氏政・氏直父子と家康との係争の地となった。家康はこれらをすべて計算して武田の遺臣達を巧みにひき入れるための手段であったかも知れないが、とにかく河内が家康に服し、その支配下になったので、当時この地に住んでいた武士達も徳川につく者が多く、合戦のたびに在住武士に出場要請があったのである。

二　金山

河内の土地柄は、山地が多く生産性の低いところで『甲斐国志』にも

「山長地広シ澗中ニ僻居シ山ヲ焼キ雑穀ヲ種水田少ク民衆シ」

と記して生産の低い土地柄を示しており、江戸時代の検地によっても平均石盛は、東河内六・七〇〇石、西河内九・一〇〇石と全国平均の二分の一～三分の一の低さだと示している。したがって武田氏は、領国経済の発展のために紙漉（かみすき）・漆・獣皮等の山林資源に力を入れたが、これとて大きなものではなかった。武田氏の全盛時代に穴山氏が、この悪い土地柄の河内に居住し武田親族衆の巨頭として、強い勢力を持ち重要視されたのはなぜであろうか。理由はいくつかあろうが、その一つは、河内で多くの金を採掘したためであろう。戦国大名にとって経済力の強化は必須の条件であり、とくに戦争は多額の軍資金を要したので、信玄もその調達には苦心し、おびただしい種類の課税を行ったが、さらに積極的に領内の鉱山を採掘して金銀の蓄積に努めたのである。当時の甲州金山の代表的なものをあげてみると次のようである。

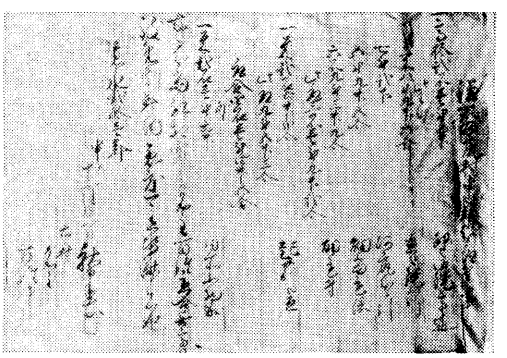

釜額河尻村の古文書（釜額区蔵）

1 黒川金山・黄金沢金山　塩山市
2 御座石金山・金沢金山　韮崎市
3 黒桂山金山・保金山　早川町
4 雨畑金山　早川町
5 湯之奥金山・川尻金山　下部町
6 富士金山（湯之奥から続く）富士宮市

このうち河内にあって穴山氏に採掘権が委任されていたのは3・4・5・6で、金山についてはいかに河内が大事であったかがわかる。

右の代表的金山のうち、本町には湯の奥金山と川尻金山があって重要視された。この外、本町には栃代金山・根子銅山・常葉銅山・古関銅山があり、ともに穴山氏が経営していた。穴山氏は、佐野縫殿右衛門（後の門西家）

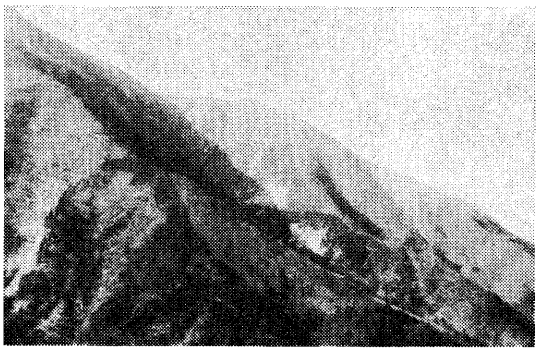

栃代金山跡（栃代地内）

を湯之奥金山の代官に命じて取締らせたが、他の金山・銅山についてもその土地の有力者を代官や金山奉行にして督励したのであろう。現在でも採掘坑や金掘りに関する地名、使用した道具等が数多く残っていて当時を物語っている。

湯の奥金山や川尻金山はいつごろからの採掘であろうか。明らかではないがかなり以前から砂金として採取したかと思われる。武田信虎の時代に採掘され鋳貨されたといわれており、信玄はこれをうけてますます増産をはかり、それにより財政を支え、軍事行動の経済的基礎としたのである。信虎の時代に甲州金の鋳貨に成功し、溶錬が行われたと思われる資料として、穴山信友の次の文書がある。

つつら山、同はう山の事、代官之儀申付候かせき山さかい候はん事かんようたるべし。
仍如レ件
天文三年六月四日

これは穴山信友が、某を黒桂山・保山の両金山の代官に任命し、金山の稼山が栄えるように図ったもので、信玄時代より前のものである。本町内に存在した金山もこのころから採掘したのであろう。

湯の奥金山や川尻金山などの金山で働いていた人々は、金山衆または金掘り衆と呼ばれ、この土地の者もあり、度重なる合戦に勝利を得て占領地から連れてこられて働かされたものもあった。この金山衆は、鉱石の採掘に従事したのみでなく、合戦にも参加させられ特別な任務について大きな働きをしている。記録によると武田信玄は、永禄六（一五六三）年二月、武蔵松山城攻めのとき甲斐と信濃の金掘り衆を使って、同城を掘り崩させようとしたのをはじめ、度々の合戦に参加させている。

天正元（一五七三）年の正月からはじまった野田城攻めにも金掘り衆が参加しているが、これには湯の奥金山の金掘り衆も多数動員されている。野田城は、豊川右岸の台地上にある小城であったがなかなか要害堅固で、城主の菅沼定盈以下が堅く守っていて容易に落ちなかった。そこで信玄は金山衆をつかって本丸と二の丸の間を、西南の方から掘り崩させて本丸と二の丸・三の丸との連絡を断とうとしたので、城兵は二の丸と三の丸を捨てて本丸にたてこもった。そこで今度は、東北の方から本丸の下に金掘り衆を入れてほり崩し、井戸をこわして水を断ち切ってしまった。城兵は水がなくてはいかんともなし難く、ついに野田城は二月十日ころに陥落したのである。この時は、湯の奥金山はじめ町内の金山衆も参加している。

城を攻めるに周囲から掘り崩していって水の手を断って陥落させるのは、信玄の常套手段で、その都度金山衆がめざましい働きをしている。さらに天正三（一五七五）年五月の武田勝頼による長篠城攻略のときも、甲州河内領からきた金山衆が、城くずしに大きな働きをしたと記されているが、このときも湯之奥はじめ町内の金山衆が多数参加したのである。

三　九一色衆

戦国大名達がいずれもそうであったように、武田信玄も軍政と民政とを重要なものとしていつも意を用いていた。軍政の中では、常に彼の意志をうけて手足となって行動する家臣団が最も貴重な存在とされ、家臣団の編成とその統率にはいつも苦心していた。武田信玄の家臣団の構成は複雑なものであったが、その根幹をなすものは寄親・寄子制であった。

しかし、辺境地域の武士団に対しては、この寄親寄子制を適用しない

で、従来通りの地域別編成を許し、それぞれ党的結合の強い集団をそのまま利用して何々衆と名づけ、国境警備や路次警固等の特別な任務をあたえていたのである。下部町に関係のある九一色衆もその一つであって、その外に武川衆・津金衆・御岳衆などがある。

九一色衆は、芦川渓谷にそって集落を構えていた地域の集団で、芦川渓谷の渓谷集団と、本栖・精進・西湖畔に散在する集落に割拠していた九一色の主として木工業に従事していた地ざむらいからなりたっている。おそらくこれらの人々が、戦国時代を背景とした中から次第に党的結合していったものを、武田氏はそのままの党的構成で編成し用いたものであろう。また地域的には『甲斐国志』にある九一色郷十四か村と呼ぶ地域であろう。その中には、下九一色分として畑(ハタ)熊・中山・垈(ソダ)・折門・高萩・三帳・下芦川・八坂が入っており、上九一色分として、梯・古関・鶯宿・精進・本栖・西湖が含まれている。すなわち現在の折門や八坂は、当時九一色郷に属していて住んでいた人々は九一衆の一員として活躍していたのである。

芦川に沿うこの地域は、八代郡中郡筋に属していて、中道往還（甲府―上曽根―右左口峠―古関―本栖―駿州吉原）の道筋であり、上代から利用されていたが、中世には軍事上経済上の重要なルートであった。したがって生産性の低い辺境の地ではあったが、重要な道筋であったので、地域集団をそのままに残して九一色衆とし、駿河や相模、あるいは、伊豆や武蔵方面との国境の要衝地帯としての国境警備の任にあたらせると共に、常に路次警固につくさせていたのである。九一色衆が辺境武士団として合戦の折にはいわゆる夜討ち朝駆けの手足となって活躍しているのはよく知られていた。

九一色郷は生産力に乏しい寒村ではあったが、山林資源の利用と駄賃稼ぎは有名であって、人々はこれによって生計をたてていた。武田氏はこの九一色衆のために諸商売役免許の特権をあたえて保護していた。この特権をあたえたのは、武田信玄のときという言い伝えもあるが、史料的に認められているのは天正五年の武田勝頼の印書である。

九一色衆が、武田軍団の中で特に注目を受け名前が歴史的に残ったのは、武田の時代というよりもむしろ天正十年三月、武田氏滅亡後に徳川家康の配下に帰順し登用されてからで、天正十（一五八二）年七月六日家康は、九一色郷の渡辺囚獄佑(ひとやのすけ)に対して路次警固の次の朱印状をだしている。

朱印状

甲駿路次往還警固として、渡辺囚獄に申付候条、その分別に任せ、馳走専一に候
そのため朱印遣し候者也、仍て件の如し。

天正十年七月六日　　御朱印（家康）

渡辺囚獄佐とのへ。（読み下し文）

天正十年は、三月に武田氏が滅亡し、六月には本能寺の変のあった年である。渡辺家は『甲斐国志』によると、代々本栖村に住み、内舎人綱十六世源次知(さとる)武田家に仕え、左京亮と称し、その子に源次縄(ただす)豊後があり、その子の源五郎守(まもる)が囚獄佑と称したと見える。また『寛永諸家系図伝』によると、渡辺囚獄佑は、武田氏滅亡直後、織田信長から甲斐を領するよう命ぜられていた河尻秀隆に誘われたが、これには応じないで、浜松におもむいて徳川家康に会い、協力することを約し、種々打ち合わせしたあと、天正十年七月三日、家康が甲信経略のために浜松を出発すると、自分は直ちに富士裾野から大宮を通り、中道往還の道案内と警固にあたったという。右の朱印状はその時のもので、当時まだ手薄であった家康は、武田の組織した九一色衆をそのままいち早く利用したのである。

こうして御先手となり、さらに本栖附近の国境警備を命ぜられていた九一色衆は、小田原の北条軍が侵略してきたときこれと戦って破り、さらに追撃して大勝をはくした。このときの功によってそれ以後九一色衆十七騎と称し、歩卒同心二十人を付属させられて九一色郷の守護と警備をつかさ

どるようになったのである。

世に言われる九一色衆十七騎とは次の人々である。（『甲斐国志』士庶部による）

渡辺治郎左衛門・渡辺五郎兵衛・渡辺次郎兵衛・河野越前・河野三右衛門・河野新十郎・田中兵部・田中弥右衛門・向山又八郎・一ノ瀬平三・大垣図書・土橋大蔵・土橋左衛門・渡辺但馬・内藤孫三郎・内藤織部・藤巻孫八郎

右のうち、渡辺氏は主として精進や梯に住し、河野氏は古関及び下芦川に、田中氏は東花輪の出生である。一ノ瀬氏は、旧上野村の一ノ瀬が本拠で、それを在姓としたのであるが、一ノ瀬から古関への道筋である芦川渓谷一帯に分派したのである。土橋氏は古関を中心とする土豪であったが、本町の古関にも分住し、ともに栄えたのであろう。また大垣氏は鴛宿に住み、内藤氏は高萩村の住人で、藤巻氏は田富の藤巻から出てその地名を在姓としている。

四　社会と文化

中世に入り武家が政権を握ると、武士を中心とする新しい社会と文化が生まれた。古代の甲斐は、都から遠く離れ、周囲を山にかこまれて交通も不便であったため、中央文化の摂取に遅れていたが、鎌倉時代になると、幕府が地方在住の御家人を権力機構の基礎としたなかで、甲斐源氏が幕府の御家人として重きをなしていたことと、地域的にも鎌倉に近かったことから、鎌倉文化の移入は活発に行われるようになった。御坂峠をこえる古代官道が、鎌倉街道と呼ばれるのも、新仏教の禅宗が比較的早く入ってきたのも、また日蓮宗の本山が河内におかれたのもこのためである。本町は甲斐の国でもさらに山深く辺境の地で、交通も不便であったが、多くの影響を受けているのである。

当時の本町には、常葉氏や三沢氏をはじめ、多くの豪族が居住して各集落を支配していたが、これら地方武士の生活は、経済力のよわさから一般に質素であったので、居館もそれ程規模の大きいものではなく、そまつなものであったろうが、外敵のことも考えたつくりであり、政治の中心としての役目も果たせるようになっていたであろう。ただ本町では、当時の館跡が判明していないのでそれを知る手がかりのないのは残念である。今後これについて研究し、発掘し、保存する方法を講じていくべきであろう。一般住民の住居にいたってはさらにそまつなものであったと思われる。

次に宗教についてみると、中世に入っておきた新仏教は、武家の信仰を急速に発展したのであるが、新仏教は今までとことなり、民衆とのつながりを深く考慮し、一般民衆を強く意識して布教をはかったので、当時の本町にも早くから入ってきてすみずみまで広がり、人々を導き、精神的生活のよりどころとしたのである。新仏教が入ると、寺院を建立したり、古くからあった寺院は改宗させたり転宗させたりして布教をはかったのである。その主なものを記すと次のようである。

建治　元（一二七六）年　真言宗常命院改宗日蓮宗法光山妙圓寺と改称
正平　七（一三五二）年　金竜山常幸院開創　南明寺系　曹洞宗
貞治　元（一三六二）年　竜湖山方外院創建　南明寺末寺　曹洞宗
明徳　四（一三九三）年　巌竜山慈観寺は真言宗から曹洞宗へ転宗
文安　四（一四四七）年　杉山に大杉山有明寺を開創　日蓮正宗
享徳　三（一四五四）年　岩欠に正覚山常法寺開創　日蓮宗
文明十八（一四八六）年　車田の体円坊を日蓮宗に開創、体具山法円寺と改称
延徳　二（一四九〇）年　中倉小沢に竜沢山長盛寺を開創曹洞宗
明応　元（一四九二）年　清沢に霊正山清沢寺を創建　曹洞宗
天文十三（一五四四）年　下部に普門山慈照院を開創　曹洞宗
天文十三（一五四四）年　切房木に中尾山西方寺を創建　曹洞宗
（右は寺伝及び下部町郷土史年表による）

以上は、主なものを例としてあげたのであるが、慈観寺だけでも二十四か寺の末寺を建てた程に、各集落ごとに建立され、集落民と深いつながりをもったのである。しかも、これらの寺院のほとんどが日蓮宗と曹洞宗であるが、日蓮宗は、宗祖日蓮が、波木井郷の地頭南部六郎実長の請いを入れて、文永十一（一二七四）年身延入山を決意し、五月十二日鎌倉を出立、十七日に波木井の里につき、一か月後に山深い身延の西谷に三間四面の草庵を結んで入山した。これが身延山久遠寺の起こりで、身延に近い本町内に日蓮宗が早くから布教され、寺の数の多いのは当然である。曹洞宗は、南北朝期から室町時代にかけて甲斐に入ってきたのであるが、それには三つの系統があった。本町に入ってきて広く普及したのはそのうちの一つ、能登総持寺開山瑩山紹瑾の高足、明峰素哲の系統である。すなわち、その法嗣雪山玄杲が、正慶二（一三三三）年のころ、西郡の領主大井春明に招かれて、増穂の小林に南明寺を創立し師を請じて開山してからで南明寺系のものが本町に入り、旧派を改宗させたり転宗させたり、新たに寺を建立したりして布教したためである。

仏教に対し、古来からの民族宗教であった神社もまた当時における生活や文化に大きく影響した。本町においても前代につづき中世になっても多くの神社が建立され、寺院同様に各集落ごとに神が祀られて、住民の生活に密着したのである。この時代に創建された神社の主なものをあげると次のようである。（社伝による）

文応元年（一二六〇）大炊平へ曾我神社を創建し、五十多気留命を祀る
同年、杉山へ八王子神社を創建し、天忍穂耳命の外七柱の神を祀る。
弘長元年（一二六一）栃代へ山神社を創建し大山祇命を祀る。
文永八年（一二七一）市之瀬へ八幡神社を祀る。祭神は誉田別命。
建治元年（一二七六）常葉へ諏訪大神社を創建し、建御名方命を祀る。
同年、栃代へ八幡神社を創建し、誉田別命を祀る。
正応元年（一二八八）水船地内に諏訪神社を創建し、建御名方命を祀る。
文亀三年（一五〇三）桃久保へ天神社を創建し、菅原道真公を祀る。
同年、杉山へ山神社を創建し、大山祇命を祀る。
元亀二（一五七一）年切房木へ神明社創建大日霊命を祀る。

本町内にある神社を右の例からみても、今日の状況からみても、多いのは山神社と八幡社、諏訪神社に天神社と熊野権現である。大山祇命を祀る山神社は、山林の多い本町の住民が、その資源を山にたより、山を司る神として尊崇したのである。また別に、富士山信仰と結びついて出現したものに浅間神社がある。これはもともと、富士山の噴火鳴動を岳神の怒りだと恐れ、その怒りを静めるために建てられたもので、平安初期貞観六（八六四）年の大噴火が猛烈をきわめてから一層おそれをなし、多く建てられた。したがって当初は山の神を祀ったが、噴火の恐怖がうすれるにつれ、富士の秀麗さと相まって祭神は大山祇命の娘である木花開耶姫の美しい神に変わっていった。八幡社は源氏の氏神として崇拝されたため、甲斐源氏の流れをひく人々によって本町にも多く建てられたのであろう。諏訪神社は、長野県諏訪に本社があり、武人を祀っているところからいくさの神として尊敬され、西郡を経て本町にも入ってきた。熊野神社は平安末期の熊野信仰の勃興によって各地に広まっているところから、本町にも勧請されたのであろう。天神社は、平安時代の菅原道真信仰から生まれており、学問の神としてあがめられたので、それが長い年月を経て本町に入ってきたのである。

このような宗教の発展によって、それがもたらす文化もまた発展したであろう。特に仏教は中世に全盛時代をむかえていたので、それは同時に仏教美術の花開いた時代でもあった。したがって本町においても寺院建築や神社建築において新しいものが取り入れられたであろうし、仏教や絵画もよいものがつくられ、人々の心をゆすぶったことであろう。また当時の人々は神をまつり、仏をうやまうことによって我が身の安らぎを得るとともに、神社や寺院は部落民の心のよりどころであり、こぞってその祭りを盛大になし、連帯を強めたのである。当時の支配者である戦国大名は、富国強兵のために、物質的豊富だけでなく、数多くの戦いの続く中で激しい生

存競争にたえるためには、精神面でも家臣団を統一し、領民を帰一させるために神仏の信仰をはかったのでその影響もうけている。

中世における本町の住民の生活は、宗教に支えられ、それに伴う文化の向上によって発展したであろうが、その現実は苦しいものであった。当時稗・粟・大小麦・米・大豆などを多く栽培して主食としていたが、平地が少なくて生産はあがらず、重税に苦しめられ、さらに天災にあい流行病とたたかい、しばしば凶作におそわれ、飢饉にみまわれて食べるものもなく、時にはわらびの根を掘り干葉を食べ露命をつなぐこともあって、餓死する者や病死する者は非常に多かったのである。『妙法寺記』には当時の農民の生活に直接かかわる記事が多く、気候・天災地変・農産物・物価などのことが克明に記載されており、戦争と重税とさらに天災や流行病などとたたかう農民のなまなましい苦悩の姿がいたるところにえがかれている。『妙法寺記』は郡内地方のことを中心に書き残したものであるが、おそらく東河内の下部町にも適用されることであって、中世農民の宿命的な姿であったと思われる。

『妙法寺記』により、さらに加藤善吉著『下部町郷土史年表』を参照して、これに関連ある事項を書きだしてみると次のように数多く、その一つ一つに農民の苦悩がうかがわれる。

文明五年（一四七三）大飢饉にて死する者限りなし
文明七年（一四七五）大洪水あり
文明九年（一四七七）疱瘡大流行、小童の死する者大半なり
文明十三年（一四八一）疫病流行す
文明十四年（一四八二）大風、大水にて作物稔らず飢渇する者多し
長享二年（一四八八）疫病流行、死する者数知れず
明応元年（一四九二）大雨降り各所流失す
明応六年（一四九七）豊作にて粟や稗の収穫十分なり
明応七年（一四九八）大地震起りて日本国中諸家ことごとく倒る。また
この年、大暴風雨ありて各所に山崩れ多し。
明応九年（一五〇〇）大風吹き被害大なり。六月には一昨年にまさる大地震あり。
文亀三年（一五〇三）大日干魃
永正元年（一五〇四）極寒言語に絶し、大飢饉にて人馬の餓死すること限りなし。
永正七年（一五一〇）大地震起り被害甚大
永正十四年（一五一七）暴風雨あり、諸川洪水被害多し。
永正十六年（一五一九）昨年来の凶作にて、餓死する者多し。
大永三年（一五二三）天然痘大流行し、小童の死する者数知れず。
天文三年（一五三四）飢饉の上に疫病流行して死する者多し。
天文四年（一五三五）前年に引続き飢饉あり、餓死する者多し。
天文九年（一五四〇）暴風雨あり被害多し。
天文十年（一五四一）凶作にて餓死者多く、人々百年来の凶作といえり。
天文十五年（一五四六）大雨降り続き、大出水して被害多し。

このような悪条件のなかで人々は、これを克服しつつ苦しい生活をしたのであるが、さらにこれに輪をかけて苦しめられたのは、合戦の度ごとに出陣させられることであった。穴山氏が河内を支配していたころの甲斐は、武田氏の全盛時代で、守護大名から戦国大名への険しい道を進む時代であったから、精鋭な軍隊と巧妙な外交政策によって四隣を制圧し、広大な版図や勢力圏をもつことに意を用い、常に合戦が行われ、その度にかりだされたのである。武田氏の主な戦いをみても、信濃経略、川中島合戦、関東進撃、駿河進攻、都への道と続き、住民は百姓をすてて参加したのである。特に駿河進攻作戦においては、穴山信君が第一の功労者であったので、それにしたがう強者どもの中に本町在住の人も多かったであろう。さらに信玄が京をめざして進むにしたがい、三方ケ原の戦いや野田城攻めにも参加し、遠く故郷を離れて活躍すると共に、彼の地で命を失った者も多かった。武田勝頼の代になって再び長篠の合戦に参加しているが、この時信君は後詰であり、戦い不利とみるやいち早く退却しているのではある

が、武田の全敗した戦いであったので、山川遠く離れた三河の地で多くの辛酸をなめたのである。幾多の合戦において手柄をたて賞された者もあろうが、多くの人々が苦しめられたのである。『妙法寺記』は天文十六年の条で

此年モ信州甲州取合不レ止、一年二度ヲ働キ被成候、ハヤ奉公ノ人々ハ信州御陣ニ迷惑致候而不レ及二言語一。

とのべている。一年に二度も戦争にかりだされて苦しむ軍役衆たちの偽りない嘆きの声を代弁しているが、これが真実であったのである。

第三章　近　世

第一節　支配の変遷

一　時代区分と資料

歴史の発展はそれぞれの時代がもつ大きな共通性から考えて、幾つかの時代に分けることができる。歴史学者によっても区分の仕方にはさまざまな考え方があって異なるが、今日では古代・中世・近世・近代の時代区分が通説である。

我が国における近世とは、一般には慶長年間（一五九六―一六一五）から明治維新（一八六八）まで、すなわち江戸時代をさすが、時にはそれ以前の織田・豊臣時代を含めて近世という場合もある。

この時代の約三百年間は、織田・豊臣氏による全国支配に徳川氏がとって代った時代であり、封建領主による支配体制が確立し、身分制度が固定化し、政治・社会等あらゆる面で封建制度が完成された時代である。

本節では前章とのつながり、町内保存資料との関係から武田氏滅亡直後からの甲斐国支配の変遷から記述することにする。

町内保存の近世初期の資料は少なく、支配体制を把握するほどのものはない。

そこで、県内資料としては最大の集成である『甲斐国志』・県立図書館刊行の『甲州文庫史料第六巻領地支配編』と、同じ県立図書館蔵の『御支配代々記』を中心として引用させて頂き、それらの記述を実証する史料として町内諸資料をつなぎ合わせることによって下部町内旧村の支配の変遷を明らかにしようとするものである。

『甲斐国志』については言及するまでもないが『甲州文庫史料』第六巻領地支配編の中には、

一、甲府御城付
二、元禄八年甲府様御人衆中分限帳
三、松平美濃守様御家中覚
四、享保四年松平甲斐守様御家中御役人付
五、宝永二年中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録
六、享保九年松平甲斐守三郡引渡目録
七、享保九年松平甲斐守引渡三郡村々堰川除覚
八、甲州代官付
九、甲斐国御領地御代官控

等の九編が含まれているが、中でも「甲州代官付」・「甲斐国御領地御代官控」の二編は直接、支配の変遷を記述しており本節の中心的流れをなしている。この史料集は次の『御支配代々記』とともに村方・町方に残された貴重な資料である。

『御支配代々記』は、本郡市川大門町内に所蔵されている原本を県立図書館でコピーし収録したもので、筆記は甲斐市川住、鷹野源正臣書とあり、安政四巳年二月で擱筆となり、歴代市川代官を記録している。流麗な筆跡でしたためられている。

降り来る雪景
春の日越　粧ふ花の景色にも
かちたる雪の木々の姿盤

最後のページには、筆を止めて、しばし雪景に見とれる筆者の人間性が感じられる。

二　武田滅亡後

天正十壬午年三月、織田・徳川連合軍との戦いに敗れた武田勝頼は、一

族とともに田野（大和村）山中に自刃し、新羅三郎義光以来連綿として二〇代にわたった甲斐源氏の政治は終わりを告げた。

『甲斐国志』には

天正十壬午年三月織田城之介信忠撃ニ入本州一獲レ勝。織田右府入レ国ニ而封ニ秀隆ヲ四郡之地一。但シ除ニ穴山ノ本領河内一替ニ信州諏方郡一。

とあり、織田信長は河尻肥後守秀隆に、穴山氏の本領である河内領を除いた甲州四郡と信州諏訪郡の支配を命じたが、河尻氏の支配は天正十壬午年六月二日、信長父子が京都本能寺で横死したので、河尻氏については

本州の民本ト恨ニ秀隆一。於レ是ニ大ニ蜂起シテ同十五日於ニ古府ノ岩窪一遂ニ秀隆ヲ撃殺ス。従軍尽ク崩レ走リテ拒ギ戦フ者ナシ。

と記されたとおり、わずか二か月余りで河尻氏の代は終わったことになる。このことについて『甲府御城付』では

此年岩窪の城代に川尻肥後守を差置る。同年六月信長於ニ京都一討死、勝頼生害より八十一日目に当る。同年七月穴山殿を大将として百姓共川尻を討取首を家康公へ献ず、同年八月家康公御仕置として御入国、森口通より御入、武田前方知行所に引籠り居候衆中並武川拾弐騎の衆召出され国中漸く安堵す。

穴山殿を大将として百姓共が蜂起したとあるが、穴山信君（梅雪）は本能寺の変の直後に山城宇治田原で横死しているので、この記事はなにかの誤りであろう。

国志では「河尻」とあるが御城付では「川尻」とあり、武鑑では「河尻」とあるので「河尻」が正しいと思われる。

徳川家康は甲斐一円の混乱を鎮めるため入国し、武田の旧臣たちを召し出した。なかでも武川十二騎衆はその後家康幕下にあって活躍することとなる。武川十二騎について『甲斐国志』には

「武川衆とは武田石和五郎信光の末裔が巨摩郡武川筋の村里に分封し　子孫繁栄して世に武川衆と号す」

とあり、武田氏滅亡後徳川家康は武川の士の本領を安堵し、慶長年中甲府城番として二人あて十日代わりで十二人が勤めたという。

町内の資料で当時のものに、九一色衆に賜った御朱印状の写しがある。

定

右以ニ先御朱判一諸役御免許之上者、自今以後不レ可レ有ニ御相違一条、為レ始ニ末木新左衛門尉西林能登一御代官役所其外諸役所、不レ可レ有ニ異議一之趣、御下知之者也。仍而如レ件。

天正五丑年二月廿二日　跡部大炊之助　奉之

九一色諸商売之役　高萩之郷
如ニ前々一無ニ相違一令ニ　三帳之郷
免許一之者也　芦川之郷
仍免状如レ件　梯　之郷
古関之郷
鶯宿之郷
九一色郷中　精進之郷
天正十壬午年七月十二日　西海之郷
本栖之郷
右九一色村々信玄御朱印ニ具有レ之

『甲斐国志』士庶部にもこのことにふれて



天正10年九一色衆に賜った御朱印状の写し
（八坂区蔵）

九一色郷中ノ地頭ニテ武田ノ時ヨリ居住セリ。天正十年七月十二日御朱印ヲ賜ハル。十七人連名ナリ。

と見える。なおこの朱印状の文言は次の通りである。

九一色諸商売之役
如二前々一無二相違一之条
令二免許一之者也
仍而免状如レ件
天正十年壬午七月十二日
大久保新十郎
奉之
九一色郷中

御朱印鑑札所持数（甲斐国志）

村名		村高	家数	鑑札	馬	牛
		石　合	軒	枚	疋	疋
天領	熊村	17.138	16	16	3	
	坪村	19.338	15	9	3	
	折門村	26.392	24	15	3	
	下芦川村	40.576	82	57	8	
	八坂村	7.448	20	4		
	梯村	40.799	53	63	3	
	古関村	94.778	218	175	8	
	精進村	3.003	67	76	7	
	本栖村	3.446	29	12	2	
	西湖村	3.141	102	39	11	
田安領	中山村	20.601	29	14	20	
	高萩村	45.135	52	20	23	
	三鶯帳宿村	19.996	22	16	11	
		117.424	129	126	4	1
合計		459.219	858	642	106	1

徳川家康は、天正十（一五八二）年七月十二日九一色衆に前記内容の朱印状を下付し、武田時代よりの特権、諸役免許・年貢以外の一切の負担を免除することを保証した。家康朱印状は九一色郷中が保存していたが、九一色郷十四か村中九か村の地頭、本栖の渡辺囚獄佑が寛永年間に預り、それに代えて他国通行鑑札を与えた。『甲斐国志』には鑑札の所持数について次のように記されている。

家康は、河尻後の仕置として、岩窪・古府中城代に平岩七之助親吉、郡内谷村城代鳥居彦右衛門元忠を置いて、天正十壬午年より同十八庚寅年までの九年間を徳川領として支配した。

三　豊臣家の支配

豊臣秀吉が天下統一を成しとげたのは、天正十八（一五九〇）年七月、小田原陣を最後として天下諸大名が秀吉に降った時である。秀吉は同年八月、徳川家康を関八州に封じ、甲斐国は羽柴少将秀勝に与えられたが、一年にして美濃国へ転封となった。『国志』には

一少将豊臣秀勝　関白秀吉義子実織田右府ノ四男ナリ　幼名於次丸丹州福知山ノ城主或ハ云天正十年八月封二之拾万石一称二羽柴丹波守一武家補任ニ云天正十三年西七月十一日叙二従四位下一任二右近衛権少将一烈祖成績ニ云天正十八年七月十三日大閤入二小田原一大封二諸将一奉レ移二神祖於関東一以二参遠駿甲信五州一封二内大臣信雄一云々願ハ可レ得二旧邑尾張・伊勢・伊賀一乎ト大閤怒テ遂ニ輟テ不レ封ゼ以二甲斐一封二丹波少将秀勝一又云十六年四月十四日車駕行二幸聚楽一少将秀勝至二正三位権中納言一ト至レ此猶以レ封二少将秀勝一為レ記本州所レ蔵同十八年十九年ノ文書ニモ少将様云々ト見エタレバ十六年補任ノ事ハ疑フベシ

と記されている。また次の分注は佐藤八郎の校訂によるものである。参考になる点が大きいので併記しておきたい

校者曰ク豊臣秀吉ノ養子秀勝ハ二人アリ、一人ハ織田信長ノ第四子於次丸秀

勝、他ノ一人ハ秀吉ノ姉瑞竜院日秀尼（三好吉房ノ夫人）ノ第二子小吉秀勝ナリ、初メ秀吉実子ナシ、信長ニ請ヒテ於次丸ヲ養子トシ秀勝ト名乗ラシム、秀勝丹波ニ封ゼラレ官左近衛権少将ニ至リシガ天正十三年十二月十日僅カニ十八歳ヲ以テ夭セシカバ秀吉姉ノ子小吉ヲ養子トシ秀勝ト命ジ丹波ニ封ジ左近衛権少将ニ任ズルコト於次丸ニ同ジ、同十八年十一月秀吉、秀勝ヲ甲斐府中ニ封ジタリシガ日秀尼ハ愛児ヲ僻地ニ置クニ忍ビズ頻リニ近地ヘノ移封ヲ請ヒタレバ同十九年三月コレヲ岐阜ニ移シタリ、翌文禄元年朝鮮ノ役起ルヤ秀勝モ同年六月渡海シテ、署ニ就キシガ程ナク病ミ九月九日其ノ地ニ没セリ、年二十四歳、国志ガ於次丸秀勝ト小吉秀勝トヲ混同シテ一人ノ事トセルハ甚ダシキ誤リト云フベシ、詳記シテ訂ス

当時の町内資料には瀬戸方外院に次の文書がある。

豊臣秀勝奉行連證文（甲州古文書）

覚

下部之内

一、合永　壱貫三百文

右者、百姓差出進上申候、先々書付有之、若隠地於訴人有之者、可為私曲者也

天正十八庚寅年九月六日

長谷部兵部兵衛（ママ）

渥美　権六郎（ママ）

右近進へ

少将秀勝に代わって、天正十九年辛卯（一五九一）年より文禄二癸巳（一五九三）年の二年余、加藤遠江守光泰が居城した。光泰は甲斐府中より高麗へ出陣を命ぜられたが、文禄二年八月二十九日陣中に没した。

一加藤遠江守光泰　初名作内天正十九辛卯年受封於本州、按ニ是年四月五日光泰ノ印書在府中五ケ寺ニ為始秀勝ノ書ニ有閏正月ニ即チ此間ニ替代セシナリ　加藤平兵衛尉光政ヲ城代トス、於朝鮮ニ卒ス本州府中善光寺ニ葬レリ五輪石塔ノ側ニ建ル碑銘ニ加藤前遠州太守曹渓院殿月剛宗勝大禅定門於朝鮮国釜山浦ニ逝去因レ茲彫ニ刻一軀ニ以伸ニ供養ニ者也文禄二年癸巳八月廿九日

世に朝鮮の役と呼ばれた秀吉の朝鮮出兵は、天正十九年の九月十六日、秀吉幕下諸大名に出兵を命じてから、慶長三（一五九八）年八月十八日、秀吉の死によって終わった。征明軍は同年十二月に至って漸く撤兵を完了するまで、七年の長きにわたった。

加藤氏の治政も朝鮮の役の政治情勢の中で揺れ動いた。

甲斐国の次の国守は浅野弾正少弼長政・同左京大夫長継、幸長父子が受封した。浅野氏の受封の時期は『甲府御城付』、『御支配代々記』、『甲斐国志』などの資料によって一年の前後があるが、『甲斐国志』の校者佐藤八郎の注釈によると次の通りであり、その間の食い違いが理解される。

長政父子ノ甲斐受封ハ文禄二巳十一月廿日ナリ、大日本古文書浅野家文書ニ「甲斐国之事令レ扶二助之一訖、全可二領知一候云々　文禄弐十一月廿日（花押）（豊臣秀吉）浅野弾正少弼とのへ　浅野左京大夫とのへ」トアリ、文禄三年ニ非ズ

浅野氏の支配は、文禄二（一五九三）年より慶長五（一六〇〇）年までの八年間であり、その間甲斐国にとっての重要な事柄は、太閤検地の一環として、駿河・甲斐などの一国検地を行ったことである。「弾正縄」と呼ばれた。

詳細は検地の項で述べることとする。

慶長五年九月十五日、史上有名な「天下分けめの戦」、すなわち関ケ原の戦によって全国支配の実権は徳川家康に移った。浅野氏は豊臣五奉行の

一人であったが、徳川家康に組し関ケ原に出陣した。

（大磯小磯伊藤氏所蔵文書より）

濃州関ケ原
御出陣ニ付被仰渡候
其元茂可被致出馬候
可然御手柄有之候ハ
左京申成軍功之賞
可被進候
浅野左京大夫留守居
平岡松雲
こふり職
慶長五庚子年
八月五日
伊藤数馬殿

平岡松雲は武田氏の遺臣で、平岡岡右衛門道成といったが、除髪して樵雲斉椿岳宗寿といった。樵雲は本文書のごとく「松雲」とも書いた。武田氏滅亡後は徳川氏や浅野氏の代官として活躍した。「こふり職」は恐らく「郡職」で代官の意であろうか。註（当時こふり職という語が使用されることに疑問をもつ学者がいる）いずれにしても文書の日付、慶長五年八月五日は、関ケ原の合戦が九月十五日であったことから、戦雲急を告げる関ケ原への出陣を勧誘している当時の切迫した状況を伺い知ることができる。

浅野氏は『甲府御城付』記載によると、

是より関ケ原へ出陣、直ニ軍功に依て御加増是あり、紀州和歌山へ所替なり

とあり、加増十三万石で三十七万四千石の大名となった。

四　徳川氏の甲斐再管領

家康は浅野氏の紀州転封によって、甲斐国三郡を直領として再管領した。すなわち慶長六年二月、平岩親吉を上州厩橋城より甲府城代として入峡させた。その辺の事情を『国志』では人物の部で次のように述べている。

慶長六丑年ヨリ御城代ナリ、系ニ曰ク五年関ケ原ノ役ニ親吉在ニ厩橋一圧ニ上杉景勝一。（秀忠）台徳公発ニ兵於真田表一、親吉自ニ厩橋一出レ軍ヲ。六年二月転ニ上州一移ニ甲州一、新タニ築ニ府之城一而居レ之。采地六万三千石。

武家補任ニ云天正十六年四月十四日叙ニ任従五位下主計頭一。

平岩親吉は、天正十八（一五九〇）年まで甲府城代として勤めたので、再度の入峡であり、甲府城を築いたことが記されている。

甲府城築城は徳川家康の命によって、天正十年、平岩親吉が縄張りしたと『国志』には記されている。

神祖御入リノ刻於ニ古府一建ニ仮御殿一及ニ同十八年一数次御按行アリテ此御殿ニ御逗留ナシ給フ、其頃一条ノ小山ニ今ノ府城ヲ被レ築御結構アリ、縄張ヲ命ゼラルト云、同十八寅年豊臣少将受ニ封於本州一明年加藤光泰代。於レ是興ニ修築之功一。（忠吉）文禄三午年ヨリ浅野長政、同長継父子領主トナリ、城代ニ浅野右近大輔長吉（忠吉）居シテ経営ス、依レ是大鋸杣等ニ授ル許状モ多ハ浅野ノ印書存セリ。慶長五子年後御料所ニナリ再ヒ平岩親吉城代タル時猶又修理ヲ加フト云。

すなわち天正十年秋より準備が始められ、支配者の代わるごとに受け継がれ、引き継がれていったことがわかる。

また『甲府御城付』には、

一、慶長五庚子年より家康公御領となる。此時甲府の御城代平岩主計頭親吉高六万石甲府新城に居住す、同十一酉年迄七ヶ年居城す、是より尾州江所替、此時四奉行ニハ桜井安芸守、石原四郎左衛門、小田切大隅守、跡部九郎右衛門右四人国中ノ仕置を致す、寺社領御改めあり、右四人の印形是を甲州寺社方の黒印と云也

と記され、平岩主計頭親吉は新城に在城して城代を勤めた。彼の在任中、家康の第八子義直が甲斐に封ぜられた。

また『国志』に

八年敬公尾張義直卿被レ封二甲州一親吉為二之伝一

とある通り、親吉は義直(敬公)の伝役(幼君の補佐役、もり役)として国政を処理した。そのころの文書は親吉の印書で出されている。

慶長十二年四月、義直は尾州名古屋六十一万石に転封されたので、親吉もこれに従って犬山に遷った。

慶長年代の文書で全県的に保存されているのは慶長八(一六〇三)年の四奉行の寺社寄進状である。『甲斐国志』によると本町内では

瀬戸	方外院	寺領	五石
道	慈観寺	寺領	五石
一之瀬	妙円寺	寺領	七石
常葉	常幸院	寺領	一石九斗二升

と明記されているが、四寺院とも現在資料は散逸し保存されていない。道村慈観寺にその写しが残っているのみである。

黒印状(写)

一、東河内道村之内　高五石　慈観寺領

右御寄進ニ候条国家安全御祈念御造営肝要ニ候重而御朱印申調可進候　以上

慶長八　　桜井安芸守(印)

二月朔日　　石原四郎右衛門(印)

小田切大隅守(印)

跡部九郎右衛門(印)

なお同日付で徳川家奉行連署禁制札が出されたが、これも保存されているものは方外院・慈観寺の二寺に残る写しのみである。

禁制

一、於二寺中一狼藉并殺生之事

一、至二山林一放二牛馬一、猥剪二採竹木一之事

一、門前郷次普請役之事

但寺領之外地頭俵役等之儀ハ可レ有二御勤一候

右条々、前々如二御證文一不レ可レ有二相違一者也、仍如レ件。

慶長八年癸卯

三月朔日　　桜井安芸守　信忠　花押

石原四郎右衛門　昌明　花押

小田切大隅守　茂富　花押

跡部九郎右衛門　昌忠　花押

方外院

とあり、道村慈観寺禁制も同文である。この時代の文書は町内に保存されているものは数少なく、貴重なものである。当時河内領は誰の支配下にあったかは『甲斐国志』の叙述による外なく、人物の部に穴山氏について

次のように述べている。

穴山玄蕃頭信君　中略　天正三亥八月ヨリ駿州江尻ノ城主トナリ彼ノ辺リヲ兼領ス。天正壬午三月　神祖ノ軍ニ降シテ本領ヲ安堵ス。

中略

同五月陪二神祖一至二江州安土一謁二織田信長一。六月二日信長於二本能寺一横死ノ時ニ梅雪モ泉州堺ノ津ニ在リ。神祖伊賀越ヘニ赴キ玉フ。梅雪ハ美濃路ヲ歴テ還ントス。遂ニ辞シテ宇治ノ方方ニ走ル。其ノ夜於二田原一為二一揆一害セラレ従者死ス之。

穴山梅雪の名が知られているが、武田信玄の姉南松院殿を母とし、天正の始めは穴山玄蕃頭信君と称し、天正八年十一月、除髪して梅雪斎と法号を名乗った。梅雪横死後の記録には

勝千代　梅雪斎の男ナリ、稚齢ニシテ下山ニ在リ、穂坂常陸、有泉大学等陣代トシテ諸方ノ軍ニ従フ。天正十五年亥六月七日勝千代患レ痘テ夭ス。年十六無レ嗣邑ヲ除カル。

とあり、梅雪斎の死後は駿州の領地は減じられて河内領のみ領していたので、前記のように嗣子勝千代が十六歳で天死したが、子なきにより領地は没収され家臣はみな幕府に召しかかえられた、河内領についてのその後は

一、河内領　梅雪斎横死ノ後其男勝千代家督シテ本領下山邑ニ治ス。同十五年六月勝千代夭折シテ無レ嗣収公セラル。其跡菅沼藤蔵定政ニ賜フ。但慶長ノ改九千石余ノ地ナリ。先是菅沼ハ切石ノ砦ヲ守衛シテ領内ニ在リ、同十八年下総相馬ヘ所替ナリ。

と記されているように天正十八年まで菅沼氏の所領であったが、菅沼氏の転封以後は国中地方と同様の支配を受けることとなった。徳川氏の直領として以後明治維新まで代官所支配下に置かれた。

甲斐国三郡は義直の尾州転封により、二代将軍秀忠の二男忠長・その後は三代将軍家光の三男綱重、その子綱豊と甲斐国を将軍家御親藩としたが、いずれも幼少であったので甲府に在城することなく、城代・城番を置き、在方は代官支配とした。『甲府御城付』には次のように記されている。

一、慶長十一年より同十八丑年迄八ケ年御城代高三万石諏訪因幡守、御城番武川拾弐騎衆、米倉丹後守、山高孫兵衛、曲渕清蔵、山高伝左衛門、入戸野又兵衛、知見寺越前、折居又兵衛、柳沢三左衛門、青木佐兵衛、馬場民部、跡部七郎左衛門、小尾彦右衛門、奉行役平岡岡右衛門、大野主水、岩波七郎右衛門、秋山岡右衛門、米山民部なり、

一、慶長十八丑年より元和九亥年迄十一ケ年之内、奉行日向半兵衛・嶋田清左衛門、御城番武川十二騎衆勤る。

一、寛永元子年より同九申年迄駿河大納言忠長卿御領地なり、此時御城代三万石鳥居土佐守・五万石水野監物、御城番六千石大久保玄蕃、横目付長田庄右衛門

一、寛永八未年正月忠長卿甲府江入らせられ候処、同九申年十月江戸より上使内藤伊賀守参られ、旅宿八日町壱丁目坂田与一左衛門方なり、上意之趣上野国高崎の城主安藤右京亮重長江御預ケ同十酉年高崎にて御生害

一、寛永九壬申年より将軍家御蔵入也、御城代一万三千石伊丹播磨守、奉行役平岡次郎右衛門、平岡勘三郎

一、同十三丙子年五月四日ゟ御城番両人に相成交代なり、

一、子年　六千五百石　遠山藤四郎
　　三千五百石　設楽甚三郎

以下略

一、寛永十三子年より寛文元丑年迄弐拾六年交代なり、

甲府城は複数の城番が毎年交代で守備にあたっていた。城番と国奉行とがあり、城番は甲府城の警護と城下町・府中の治政が任務であり、国奉行は郡代とも惣奉行ともいい、在方諸村の民政をつかさどることが任務であった。

甲府城番は諸資料からみると、最低禄高三千五百石から最高八千石までの高禄の旗本が任命された。

当時末端の村々は割郷といって、一村が東割・北割というように幾つにも分轄されていて、地頭たちの御給地と御蔵入といって幕府米倉入りの領地と細かく支配されていた。

慶安四（一六五一）年四月三日、徳川三代将軍家光の三男綱重が、甲斐国河西（巨摩郡全部と笛吹川以西の山梨郡）の地十五万石に封じられ、寛文元（一六六一）年八月九日、信州等で十万石を加増されて高二十五万石となり、甲府城主に任ぜられ甲府家をおこした。以後甲府宰相と呼ばれた。ただし将軍の連枝（兄弟）として、甲府には在城せず江戸城桜田邸に居住したので「桜田様」とも呼ばれ、その所領を桜田領と呼んだ。綱重没後はその子綱豊が遺領を継いだが、宝永元（一七〇四）年五代将軍綱吉の養子として江戸城西丸御殿に入り、家宣と称した。『甲府御城付』の記述は次のとおりである。

一、寛文元丑年九月より、将軍家光公御四男松平左馬頭綱重卿江進ぜられ候
御家老　三千五百石　諏訪若狭守
御城代　三千石　渡辺長門守
御城番　戸田周防守
同断　雨宮十兵衛
同断　小長谷伊左衛門
御先手拾弐組同心弐拾弐人ヅツ、御目付一人、御徒目付弐人、町奉行二人、与力同心甲府在勤也

一、延宝六戊午年九月十四日綱重公御逝去

一、同七巳未年綱重公御嫡甲府中納言綱豊卿御領と成、甲府御城附拾五万三千石余、其余信州、江州、作州、武州合て三拾五万三千石也
城御代三人　三千石　渡辺長門守
同断　戸田周防守
同断　岡野伊豆守
御城番九人
川勝藤兵衛　森川四郎右衛門
遠山三郎左衛門　高木五左衛門
小野八郎左衛門　佐々木右衛門
長田三右衛門　小林七郎右衛門
窪田勘右衛門

一、宝永元甲申年十二月五日、甲府綱豊卿将軍綱吉公為二御養君一西丸江被レ為レ入、無レ程将軍家宣公ト申奉る、寛文元辛丑年より宝永元甲申年迄四拾四年。

このように甲斐国は徳川一門によって支配されていた。本町内には当時の資料として貞享元子十月付の北川村「御成ケ割付」状がある。北川村割付状に次のような署名がみられる。

「北川村子御成ケ割付」は
……割付来極月廿日已前急度可致皆済者也
貞享元年子十月
平次郎　右㊞
北川村
名主百姓

この署名にある「平次郎右」は平岡次郎右衛門で『甲斐国志』には柳沢家への引き渡しについて、

宝永二年酉二月十九日本州領分御引渡シ城番並ビニ代官野田勘兵衛、遠藤次郎右衛門、飯島八右衛門、前島小左衛門也。河東ノ御料所並ビニ給所共ニ平岡次郎右衛門、雨宮勘兵衛両人請ニ取之。即松平美濃守役人柳沢権太夫、平岡宇右衛門、藪田五郎左衛門、柳沢帯刀へ相渡ス。

とあるのをみれば、平岡は甲府宰相領に含まれない河東の幕府直轄地等の代官であったことが知られる。甲府宰相時代、本町は幕府直轄地として石和に陣屋を置く代官平岡氏の支配を受けたのである。平岡次郎右衛門署名の資料はこの外にも見られる。

三沢村辰御成ケ割付
……割付来極月廿日以前に急度可致皆済者也
元禄元辰年十一月
平岡次郎右衛門
三沢村
名主

八坂村申御成ケ割付
……来極月十五日已前ニ急度可致皆済者也
元禄五申年十一月
平岡次郎右衛門
右村
名主
百姓中

各村の「御年貢割付状」に記されているだけでなく、さらに各村の諸色明細帳にも平岡次郎右衛門の名は見られる。

宝永二年
甲州八代郡河内領嶺村諸色明細帳
酉五月
略
一、小判七両三分（元禄十二・三年）御拝借金
是ハ六年以前卯辰年平岡次郎右衛門様御代ニ御拝借仕御返納之儀ハ無利ニ壱年ニ壱両三分永百八拾八文宛辰年ゟ未之年迄四年ニ御返納済仕候
略
宝永二酉年五月　河内領嶺村
名主
彦兵衛
長百姓
甚之亟

宝永二（一七〇五）年の六年前は元禄十二巳卯（一六九九）年である。御拝借金についての資料はこの外に、芝草村・北川の諸色明細帳があり、次のような内容が記されている。

芝草村　小判六両　元禄十一年拝借　三年返済
〃　小判三両　〃　十二年拝借　三年返済
北川村　小判七両　〃　十一年拝借　六年返済

代官所よりの拝借金が何に使われたかは判然としないが、元禄末期は凶作による生活苦が全国的にみえ、農民の打ち壊しなどがあった。いずれにせよ平岡次郎右衛門は、代官として東河内領の百姓とは深いつながりがあったことになる。

五　柳沢氏の領土

宝永二乙酉年二月九日、松平美濃守吉保が甲斐国二十二万八千石余を受封し、三郡を治めることになった。この時将軍綱吉は、吉保に領地御朱印状を与え、次のように述べた

甲斐国者要枢之地而、一門之歴々雖ニ領来一、依ニ真忠勤一、今度山梨、八代、巨摩三郡一円宛ニ行之一訖。為ニ先祖之旧地一、永可レ令ニ知領之状一如レ件

宝永二乙酉年四月廿八日　御朱印

甲斐少将殿江

徳川一門の歴々以外は封じられなかった要枢の地が、家臣である吉保に与えられたのである。これより先松平の姓も許されたのであるから、柳沢家の名誉これに過ぐるものはなかった。このことは幕府直轄地・将軍御料所ともいわれた甲斐国が一大名領となったことを意味する。しかも御朱印状には

先祖の旧地であるので、永く領すべし

とまで記され、故郷に錦を飾った吉保の得意満面を思うべきである。

当時の甲斐三郡は

山梨郡	高六万八千十四石一斗一升六合	百四十六ケ村
八代郡	高五万九千五百三十二石四斗五升四合四勺	百七十九ケ村
巨摩郡	高十万千二百十九石二斗九升五合	三百三十六ケ村
合高二十二万八千七百六十五石八斗六升五合四勺		

となっており、都留郡は谷村の城主秋元但馬守泰朝、富朝、喬知と三代にわたっていたが、宝永元年十一月、武州川越に転封され、吉保と入れ替った。郡内領はその後御料所として谷村代官の支配の下、維新まで変わらなかった。

『甲斐国志』巻之百人物部第九には次のように記されている。

一松平美濃守吉保　武家補任云柳沢刑部左衛門安忠二男初柳沢弥太郎保明、神田御屋形ノ小姓ナリ柳沢氏本州武河衆ノ一員也御本丸被レ為レ入節為ニ御小納戸一延宝九ノ武鑑ニモ見ユ貞享二年丑十二月廿八日任ニ官出羽守従五位下一諸家盛衰録云同三年寅正月十一日加ニ賜千石一合二千三十石同五辰年御側御用人、補任九月十二日十一月十二日加ニ一万石一貫トアリ古今城主ノ記ニ元禄三午上総佐ニ元禄三午三月廿五日加ニ二万石一拝借金三千両補任ニ云従四位下、古ル武鑑ニ泉州大鳥高三万弐千三拾石同五年申十一月十四日加ニ三万石一同七年戌正月七日補任ニ八日加ニ一万石一合七万二千三十石為ニ武州河越城主一補任ニ云同十二月任ニ侍従一十一年七月廿一日任ニ少将一同十丑年七月廿一日加ニ二万石一同十五年三月九日加ニ一万石一宝永元申十二月廿一日加ニ五万石一都合十五万石余賜ニ本州三郡一円領レ之酉二年月ト御朱印有レ之同十九日引渡ナリ吉保初メ懇望被レ封ニ于本州一恵林寺不動明王ヘ祈願ノ一封願書ヲ捧ゲ置シニ受レ封後ニ解レ願卸ニ祈願一書アルト云リ柏尾山ニ奉納ノ画幅アリ記ニ云奉蔵観世音菩薩画像一幀武州河越城主従四位下行侍従兼出羽守源朝臣柳沢保明トアリ補任元禄十四巳十一月廿六日私邸渡御ノ時父子賜ニ松平御氏号并御諱一字一称ニ松平美濃守吉保一宝永六年丑六月三日隠居十月十日除髪号ニ保山一正徳四午十一月二日卒年五十七法諱永慶寺殿甲陽羽林次将保山源養居士ト号ス寺墳等ノ事ハ古伝云吉保本州拝領ノ時於ニ御前一詠歌一首ヲ上ル

めくみある君につかへしかひありて雪のふる道いまそ踏みん

府中一蓮寺所蔵吉保肖像狩野養朴ノ筆上ニ自詠ノ和歌二首書ス云仙洞叡覧吉保詠名所百首ノ内

御長点ノ歌

嵐吹生駒の山の秋の空曇りみはれみ月そ更行

朝日かげさらす手つくり露ちりて垣ねにみたす玉川の里

宝永八年二月於ニ同寺一吉里所レ詠和歌

池水のすめるこゝろの長閑さを問はゝ千年の松やこたへん

柳沢氏の甲斐国支配は、宝永二（一七〇五）年から享保九（一七二四）年三月まで二十年にわたった。特に吉保は甲斐源氏の出であり、武田氏滅亡後、家康に召し出された武田衆の一騎であり、父祖の地を得て治政には意を尽くした。

また『甲州文庫史料』の甲府御城付には次のように叙述されている。

抑此美濃守吉保と申者、甲斐源氏之末流武川拾弐騎之内柳沢庄左衛門とて二百石を領す、其末葉たる柳沢弥太郎と申、綱吉公之館林より致御供御意ニ叶、御近習番百五拾俵ゟ段々御取立ニ預り、始泉州大鳥ニ而一万弐千三百石是大名ノ始也、次ニ信州高遠ノ城主三万弐千石、後武州川越七万石、夫より甲府城主拾五万三千石也、「又和州郡山江所替」松平を被下御一字拝領、従四位少将兼美濃守源吉保と号す、寄代立身也、宝永六己丑年吉保隠居保山と号す、

幕府大老として政治の中心にあった吉保は、甲斐に入峡することはなかったが、当時幕閣の文治政策に尽くした力を甲斐国へも及ぼそうと努力した。また吉保は、甲斐府中としての甲府城の修築・城下町を整備一新し、知行所としての分郷支配の弊害を改め、大名支配の血の通った政治を志した。

吉保が当代一流の儒者、荻生徂徠、細井広沢等を重用したことは歴史に明らかであり、荻生徂徠の甲斐入峡をまとめた『峡中紀行』などに、甲府城修築の活気ある様子が記されている。

吉里の治績も父吉保以上のものがあった。『甲斐国志』人物の部に次のように記されている。

○松平甲斐守吉里　吉保男幼名綱千代又柳沢兵部安暉ト云元禄年月任二越前守一校者曰ク柳沢家譜ニ元禄十二年十二月三日　同十四年賜二御氏諱一更二松平伊勢守吉里従四位下越前守ニ叙任セラルト見ユ　按ニ同三戌ノ八月望吉里ト宝永六年丑六月八日家督更二甲斐守一四品侍従ニ至ル　古府八幡宮奉納百首和歌ノ尾ニ記シテ曰従四位下行侍従兼伊勢守源朝臣　享保九年辰三月和州郡山ヘ吉里、武家補任ニ家督ノ時叙任ト記セルハ非ナリ

本高得替ナリ按ルニ本州三郡高二十二万八千七百六十五石八斗六升五合四勺之内十五万千二百八十八石七斗三升七合　本知行高七万七千四百七十七石一斗二升八合四勺内　新田高外五万四千二百四十六石二斗四升二合九才ノ高二万八百十七石九斗二升一合七勺都留郡預リ同六月十一日引渡上使御使番竹中主水・御小性組酒井監物・御代官河原清兵衛、在番ハ遠州浜松城主松平豊後守ナリ○松平刑部少輔安通吉保ノ二男初メ云二横手伊織一宝永六丑依レ願分知新田高一万石、享保九辰賜二越後蒲原郡ノ内一万石一在所黒川、後更二名経隆一好レ学師二於太宰徳夫一有二随雲軒詩集一除邑録ニ曰至二男刑部少輔里済一復二称柳沢氏一

吉里は宝永六（一七〇九）年より享保九（一七二四）年までの十五年間、甲斐国史上最後の大名として、後世に残る幾つかの事業を成した。茅ケ岳山麓の穂坂堰の開削であり、峡東地方の栗原・大石和・小石和筋の検地であった。柳沢時代の文書に正徳元（一七一一）年五月の御触書が残っている。竹尾左衛門の署名がある。『松平美濃守様御家中覚』で見ると、竹尾氏は御代官九名中の一人として記載されている。御触書の内容は生活全般の秩序を守ることを骨子としながら、村役人から五人組帳前書の内容を遵守することを強調している。

覚

一、前々御法并御仕置之儀五人組帳之前書を以被二仰渡一候通、常々無二油断一拝見仕、急度相守可レ申事。

一、年頃凡自今以後は名主之内壱人宛勝手次第可二罷出一事。

附、自分之礼ニかかハリ町宿ニ逗留仕間敷事。

一、節句八朔歳暮其外名主代り為レ礼府中江罷出儀自今以後ハ堅可レ為二無用一事。

附、公儀向之御祝義申上候儀有レ之候ハヽ此方より之可レ任二差図一候。我等方江見舞或ハ祝義等有レ之節も為レ悦罷出候事無用ニ可レ仕候事。

一、検見其外在用ニ出候為レ礼罷出候儀可レ為二無用一並府中泊り宿江近村之者共見

舞之儀無用可レ仕事。
一、手代物書御用にて府中江罷出候節非義ヶ間鋪儀有レ之は早速可二申出一候、少も遠慮仕間敷候事。
一、御用向は勿論願之儀又は承合度義有レ之節ハ我等宅へ直ニ可二罷出一候、惣而手代宅江名主長百姓平百姓共ニ一切出入仕間敷事。
中略
右之通村中大小之百姓不レ残為二申聞一急度可二相守一若相背者於レ有レ之は可レ為二曲事一者也
正徳元卯年五月
竹尾吉左衛門
東河内領北川村
名主
長百姓

右之御書付御渡被レ成村中惣百姓不レ残申聞せ其上名主宅ニはり付置急度相守可レ申候、若相背候ハヽ何分之事にも可レ被二仰付一候。以上
卯五月
北川村
名主 印
長百姓不残 印

享保九年三月、柳沢吉里は突然大和郡山へ転封となった。西暦一七二四年のことである。

時の幕府は八代将軍吉宗の時代で、五代将軍綱吉の元禄治下の世の風潮を引き締め、幕府財政の建て直しのため、金銀の改鋳をしたり、諸大名・旗本・百姓に至るまで倹約を命じたり、様々な施策を行っていた。柳沢家の転封もその余波を受けたものであった。

『甲府御城付』には、その時の状況が次のように詳しく記されている。

正徳五乙未年十二月二日吉保死去す、嫡子従四位下侍従兼甲斐守源吉里享保九甲辰年二月廿八日甲斐守在国ニ付御奉書至来江戸江被為召候、三月十一日於御前和州郡山江所替可致、彼地は禁裏守護を兼大切ニ可相守旨被仰付候、甲府江は十人目付赤松銀右衛門早駕ニ而十二日未の下刻着、一家中ハ不申及一国騒動無限、家老中ゟ所替之為賀中老豊原図書同時に出立江戸江伺公ス、扨家中之面々家内迄不思議成る事なれは唯忙然たる計也、尤成かな江戸ゟ川越、夫より甲府、此処を住所と定しに又ぞや大和国江所替、先々人の心如何あるやらん、又は甲府にて縁を組たる者抔是等之思ひ親子の別れ哀れなる事也、去程に同年五月十一日郡山城為請取、家老騎馬勢五拾騎甲府出立美々敷事也、

一享保九甲辰年三月十三日遠州浜松の城主甲府城請取在番被仰付候、
遠州浜松城主七万石
松平豊後守

右者甲府城請取在番被仰付候、四万石之役高、同年五月十一日御暇御馬拝領同月十八日、
右甲府城引渡御用被仰付候、四月廿八日御暇金三枚つゝ拝領之
御使番
竹中主水
御小姓組安藤主膳組
酒井監物

一同年五月下旬国中銘細帳為請取、御代官川原清兵衛至着、柳町二丁目丸屋十郎右衛門方旅宿、夫より瑞泉寺江旅宿替、是ニ而銘細帳請取相済む、同年六月九日為上使竹中主水・酒井監物着、三日町河内屋十左衛門・茶屋甚之丞方旅宿、金手町橋西迄御迎として豊原図書・根津丹下伺公す、番頭酒井外記饗応之役なり、上使より御制札御渡、家老鈴木大内蔵・町奉行稲生次左衛門立会ニ而請取、則御制札之写、
条々
一今度当城中請取之儀ハ松平豊後守被仰付候、並在番之儀ハ豊後守家中可相勤事、
一万事御法度之趣急度可相守事、
一所替ニ付百石ニ付人足壱人馬壱疋出之、二日路可相送事、
一喧嘩口論慎之、若違(背)輩之族可罰、万一令荷内□(組カ)ハ可重其(咎)道本人事、
一不可伐採竹木并押買不可狼藉之事、

一家中輩武具諸道具可其身任(心)脱カ事、
一種借之儀蔵ゟ出之、借付之儀於無疑ハ可収納事、
　附年貢未進棄損之事、
一未進方取遣之男女之儀主従之相対次第可致之、二十ケ年過ハ可為普代勿論之事、
　附譜代出置男女之儀無其紛ハ普代勿論之事、
一借物ハ可為証文事、
　右之条々堅可相守之、於若相背ハ可処厳科、

享保九甲辰年六月

竹中主水
酒井監物

右御高札八日町札之辻ニ建、諸人拝見致ス、六月十日為内見分而使川原清兵衛登城相済、扨家中諸屋敷曲輪之内百四拾八番、曲輪外弐百弐拾六番、内外合三百七拾五番、其外与力屋敷、是ハ番付無之相渡す、

一享保九甲辰年六月十一日卯之上刻、御城請取遠州浜松城主七万石松平豊後守、差添竹中主水・酒井監物、案内御代官川原清兵衛、何れも八日町口より入、家来三方ゟ御入替、陣三陣(笠ガ)羽織着し鉄砲切火縄一番に片羽口より入、鉄砲三拾挺・弓三拾挺・長柄三拾筋・騎馬拾弐騎、弐番手山口より入何れ茂右同断、三番手八日町口より入右同断、追手前堀端より八日町見附迄凡六町程、甲斐守家来皆麻上下着並居る、引渡相済、甲斐守家来片羽町見付ゟ行列ニ而出立致、

一御城在番豊後守家老河瀬勘右衛門・鞍岡三郎右衛門其外家来数多在番す、石和陣屋小宮山本之進、飯田陣屋亀田三郎兵衛、甲府陣屋奥野忠兵衛江相渡ス、支配所寺社町方共兼帯たり、都留郡は秋元但馬守領地なりしか、後川原清兵衛御代官所と成、

一享保九甲辰年五月書上之事、甲斐国三郡村数合而七百弐拾壱ケ村高合廿四万千六百弐拾弐石七斗六合也、内三千四百七拾七石弐斗九升五合寺社領也、米九百七拾弐石三斗弐升六合小物成辻、

支配者の交代のたびごとに、前支配者より後者の支配者に引き渡し目録が渡された。

宝永二酉年二月
中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録
引渡役人　飯島八右衛門㊞
　　遠藤治郎右衛門㊞
　　平岡彦兵衛㊞

(縦 24.2cm 横 16.8cm)

(甲州文庫史料第6巻)

本町内の諸村は『引渡目録』の中に次のように記述されている

前略(ロ)
一、御留番所之事
　略
古関・黒沢・芦川・山家・本栖・黒駒・鶴瀬・川浦・上萩原九ケ所
是は東川内番所御料、私料共平岡治右衛門方ゟ通手形出し申し候
右番所へ御城代御城番ゟ通手形出候義、先年御城附相渡し之節、公儀へ御伺有之委細之義可承伝候、御領分女通候節は御城代御城番支配方ゟ、右弐拾弐ケ村先規ニ而判鑑出置申候、右御城附御留番所内万沢・鰍沢・長沢三ケ所御普請料被下候、残之分は致諸役来候、番人之義拾壱ケ所共百姓役相勤申候。
　略
一、御年貢取米大小切金納之事。
　内容略
一、金納村々之事
鶴瀬・上栗原・生野・下柚木・川浦・山家・羽鹿野・上萩原・下小田原・福生里・八之尻・田野・上柚木・平須・鶯宿・古関・八坂・下芦川・梯・高萩
右廿一ケ村小切之外大切直段を以金納・大山・道村・水船・芝草・大磯・小磯・瀬戸・中之蔵・釜額・湯奥・十島・椿草里・樋ノ上・上佐野・下佐野・大垈・根子・桃ケ窪
右村々皆金納、小切金之外大切直段を以米納申候、翌五月迄延金売候
　略

一、河内領大崩村・久保村・大山・大磯・小磯村
右五ケ村ゟ薪取商売市川大門外村へ出し女通路として提札百姓願ニ付、治郎右衛門・彦兵衛方ゟ出し九月ゟ翌九月迄帯口(帯ニ)番人方へ証文出し置申候
略
一、川内領古関村用水樋木、前ゟ釜額村御林ニ而被下候
略
右は拙者御代官所御城附ニ相渡候ニ付心得とも可罷成分如斯御座候、以上
宝永二酉年三月　日
平岡彦兵衛

享保九年辰四月日
甲斐国三郡引料渡左之通
松平甲斐守家老
柳沢権太夫

(縦 26.1cm 横 17.1cm)

(甲州文庫史料第6巻)

甲州三郡御引渡目録之写
一、山梨巨摩八代三郡之高寄
一、郷村高帳　壱箱ニ入
略
一、八代郡南山中拾ケ村諸免許之事
略
一、村帳　壱冊
附道法横帳　壱冊
略
一、保村古金山
湯奥古金山
右弐ケ所古来ゟ掘り有之候
略

右ハ今般松平甲斐守従甲州府中、大和国郡山へ所替付被ニ仰付ニ候、上知高并物成、小物成山林、見取場書面之通り相違無ニ御座ニ候　以上
松平甲斐守家来
柳沢権太夫
平岡将監
豊原宇右衛門
柳沢市正
享保九辰
四月

以上は中納言綱豊卿より新領主柳沢吉保へ、次は柳沢家より甲府城請取役人へ引き継がれた目録で、二冊とも領地支配の内容を詳細に書き上げたものである。本町旧村についての記述は、わずかに前述のごとく金納村々のなかに現れているに過ぎない。

六　幕府の直轄地甲府勤番支配と代官所

享保九(一七二四)年三月より、甲斐国は天領として幕府の直接支配する領地となった。天領とか直轄領と呼ばれた領地は、江戸幕府老中の直接の指揮のもと、甲府城の警備にあたる勤番が派遣され、城と城下町の治政にあたる制度であった。一般民政は、江戸勘定奉行支配下の三部代官がつかさどった。

勤番は複数制で、二人の勤番支配が月を決めて城代となり、それぞれ組頭二名、勤番士一〇〇名与力一〇騎、同心五〇名が所属して勤務した。勤番士は旗本の中から派遣され、任期四、五年で交代した。多くは小普請組の閑職をもつ、旗本の二男、三男等が任命された。

『甲斐国志』には勤番支配について次のように詳しく記述している。

甲府勤番支配は、幕府小普請組支配・百人組之頭などから任命され、派遣された。禄高三千石に役手当てとして、甲斐国内で千石を支給された。役宅の所在によって、大手・山手勤番支配と呼ばれ、月番交代で城代となった。

『甲斐国志』の編者、松平定能もその一人で、大手勤番支配であった。そ

一甲府勤番支配三千石高、御役知千石、但シ六百七十石ハ大手ニ御役宅アリ同組小佐手村、三百三十石ハ上塩後村ニテ渡ル
頭二人御役料三百俵宛　勤番ノ士百人・与力十騎・同心五十人以上追ヽ年交替進退ア
五人・仮役御武具奉行一人・同御破損奉行一人・同御蔵立合一人以上勤番士ノリ今皆省略シテ不レ記仮目付
勝手組小普請八人・両支配御小人十七人・御破損手代二人・町年寄二人・問屋
一人・牢番二人

享保九辰七月四日小普請組支配ヨリ同十巳五月廿八日大目付へ
享保十巳六月十八日小普請組支配ヨリ彼地へ不ニ罷越一同九月廿五日依レ願御免
享保十巳十月十八日小普請組支配ヨリ同十二未七月六日病気依レ願御免
享保十二未七月十二日小普請組支配ヨリ同十四酉九月九日於ニ甲府一病死
享保十四酉九月廿八日小普請組支配ヨリ同十九寅九月十二日於ニ甲府一病死
享保十九寅十月八日小普請組支配ヨリ元文三午十二月十八日右衛門督殿家老へ〇校者曰ク右衛門督トハ徳川吉宗第三子田安藩祖宗武ヲ云フ
元文四未正月十一日小普請支配ヨリ延享三寅八月十四日病気依レ願御免
延享三寅九月七日百人組之頭ヨリ寛延三午十月二日病気依レ願御免
寛延三午十月十八日小普請組支配ヨリ宝暦五亥八月廿八日右衛門督殿家老へ
宝暦五亥八月廿八日小普請組支配ヨリ同十三未十二月十五日御持筒頭へ
宝暦十四申正月十一日百人組之頭ヨリ明和三戌四月十日病気依レ願御免
明和三戌四月廿二日小普請組支配ヨリ安永五申十月十五日一ツ橋殿家老へ　校者曰ク出雲守、諱ハ直今ニ非ズ直郷ナリ
安永五申七月廿四日百人組之頭ヨリ天明四辰四月廿九日病気依レ願御免
天明四辰五月十日百人組之頭ヨリ同八申八月十四日病気依レ願御免

興津能登守忠閭
伊丹覚右衛門晴友　任摂津守
曲淵下野守景衡
曾我平次郎長祐　任丹波守
松野八郎兵衛助義　任豊後守
建部民部少輔広充
久留島数馬通富　任出雲守
坪内惣兵衛定堅　任伊豆守
奥田八郎右衛門忠英　任備後守
川勝左京広忠　任近江守
松平軍次郎康年　任河内守
山口兵庫直今　任出雲守
松平隼人忠孝　任下野守
戸申大学忠諏　任下総守

一同勤番支配三千石高、御役知千石、但シ三百三十七石ハ南八代村、百九十六石四斗五升一合ハ尾山村、四百六十三石六斗八合ハ石村ニテ渡ル宝暦四戌年尾山・石村ノ代地五百二石四斗四合ハ竹森村上切、百三十七石九斗山手ニ御役宅七升七合ハ別田村ニテ渡ル合テ九百七十七石三斗八升一合ナリ　以上右同断アリ同組二人御役料三百俵宛　勤番ノ士百人、与力十騎、同心五十人　省ニ略之一
以下ノ御役名同ジ右ニ勝手組普請六人

享保九辰七月四日小普請組支配ヨリ新規、同十三申正月十一日大目付へ
享保十三申正月十一日小普請組支配ヨリ同二十卯五月廿五日甲府御金紛失之儀ニ付不埒之取扱有レ之本多伊予守於レ宅御役被ニ召放一
享保二十卯六月十一日小普請組支配ヨリ寛保元酉五月二日病気依レ願御免
寛保元酉五月十五日小普請組支配ヨリ延享四卯九月廿五日大目付へ
延享四卯十月十五日小普請組支配ヨリ寛延四未八月廿三日西丸御持弓頭へ
寛延四未八月廿三日小普請組支配ヨリ宝暦八寅七月十九日病気依願御免
宝暦八寅七月廿八日小普請組支配ヨリ安永四未四月朔日御鎗奉行へ
安永四未四月十二日小普請組支配ヨリ天明元丑八月廿六日御鎗奉行へ
天明元丑九月十日西丸御持筒頭ヨリ同五巳十二月七日病気依レ願御免
天明五巳十二月十五日百人組之頭ヨリ寛政元酉閏六月十二日思召有レ之御役御免
寛政元酉閏六月十二日新番頭ヨリ同十午正月十一日御小性組番頭へ
寛政十午二月二日新番頭ヨリ享和二戌就ニ病気一為ニ養生一願之通出府被ニ仰付一同九月十九日於ニ江戸表一病死
享和二戌十月廿一日百人組之頭ヨリ同三亥七月十四日於ニ甲府一病死
享和三亥八月廿一日百人組之頭ヨリ文化三寅三月十六日病気依レ願御免

有馬内膳純珍　任出羽守
宮崎七郎右衛門成久　任若狭守
永見新右衛門為位　任伊賀守
能勢市十郎頼次　任因幡守
長谷川久三郎正誠　任讃岐守
柴田七左衛門康濶　任日向守
八木十三郎盈通　任丹後守
渡辺図書貞綱　任図書頭
加藤登之助泰朝　任駿河守
安藤内蔵助広峰　任出雲守
永見伊予守為貞
松平内蔵允信愛　任主計頭後伯耆守
牧野半右衛門忠義　任播磨守
酒井内記忠貞　任壱岐守

天明八申九月廿八日御持筒頭ヨリ寛政七卯十二月十二日御鎖奉行ヘ　大久保弐部教近　任遠江守

寛政七卯十二月十二日小普請組支配ヨリ同十午十二月八日御小性組番頭ヘ　近藤左京政明　任淡路守

寛政十午十二月廿三日小普請組支配ヨリ文化二丑七月廿五日西丸御小性組番頭ヘ　滝川長門守利雍　後出羽守

文化二丑八月三日百人組之頭ヨリ同卯八月廿四日西丸御小性組番頭ヘ　松平侶之允定能　任伊予守

文化三寅四月三日百人組之頭ヨリ　大久保志摩守忠道

のように、甲府勤番のなかには、江戸の文化を直接甲斐にもたらし、後世に影響を及ぼした人たちが多かった。

代官所は、甲府、上飯田、石和にあり、三部代官所と呼ばれた。また谷村には石和代官所の出張所があった。上飯田代官所は後に廃され、代わって駿府出張所であった市川陣屋が市川代官所として河内地方の治政にあたった。

『甲斐国志』にはそのことについて次のように記されている。

一甲府御代官奥野忠兵衛元御勘定組頭ヨリ願ニ付被二仰付一享保九年六月当着当分寺社町方共ニ兼帯帰命院ヲ仮ノ陣屋トス同十年二月於二元樹木ノ地一三千五百坪余相渡リ建二治所一地続二長禅寺前一称二甲府陣屋一城内御米倉立会御役料三百俵御蔵方手代上役三人下役三人附属ス御代官所高拾万石余

同十九寅年小普請入リ跡役山田治右衛門被二仰付一以下交代略レ之

一上飯田代官亀田三郎兵衛本ト飛騨国ヨリ代ル享保九年本州御代官被二仰付一上飯田代官亀田三郎兵衛田村ニ建二治所一高九万石余同十二年未月日病死跡甲府石和当分御預リ同十四酉年坂本新左衛門代レ之後交代並ニ支配高増減数々相変リ天明七未七月当陣屋明キ取払ニナル○校者曰ク亀田家譜ニ三郎兵衛享保十三年九月十日逝トス、十二年ハ誤リ

一石和御代官小宮山杢之進本ト下総支配享保九年引替ル御代官所高九万石余ナリ外ニ関東四万六千石兼レ之同十九寅年小普請入リ代ニ増田太兵衛高十二万石トナル自二上飯田一加三万石一ナリ当陣屋ハ寛文元年甲府殿河西御領分ノ時平岡勘三郎遷二治所一建レ之　都留郡二万八百拾七石九斗二升一合七勺御代官河原清兵衛如レ前後代二斎藤喜六郎一

一当時治所四分ナリ但シ都留郡谷村ノ治所ハ属ニ石和一御代官所高ニ合ス

○甲府御代官所　野田松三郎

高八万四千八百二十九石三斗二合百六十四村

外ニ　一万三千三百三十三石三斗六合　御預ル三十一村四千五百五十六石二斗二升七合

同一橋殿上知六村　一万四千二百六石八斗二升四合　御預ル清水殿上知三十村

○石和御代官所　蓑笠之助

高六万四千二百二十八石一斗六合九勺九才二百五村

外ニ　一万四千百二十五石八斗三升二合　御預ル二十三村

○市川御代官所　中村八大夫

高七万四千八百七十六石六斗一合二百四十七村

外ニ　四千八百二十二石九斗三升七合　御預ル九村

当陣屋ハ明和二酉年新規駿府出張トシテ三万石ヲ治ス寛政六寅二月御代官榊原小兵衛被二仰付一同七卯年建替為二本陣屋一

代官所の組織は、御目見以上の旗本（将軍に直接拝謁を許される者）の中から任命された代官と、その下に、手代・手付が置かれ、実務を差配した。幕府旗本の軽禄の中から派遣された。

甲府代官所詰十三人　江戸詰十二人　計二十五人
石和代官所詰十二人　江戸詰　八人　計二十六人
谷村詰　六人
市川代官所詰十二人　江戸詰　九人　計二十一人

代官所の職務は地方と公事方とに分かれ、前者は農政、すなわち村方と直接、税の交渉、耕地調査、天災などの際の救済などを行い、元締めとか割本などと呼んだ。公事方は、管下、村々の警備、民事訴訟、刑事訴訟、処刑などを行った。加判は代官所よりの公文書の納印、保管にあたった。

七　東河内領支配

享保九年を境として、以後、東河内領は、明治維新まで、約一五〇年間上飯田代官所、石和代官所後代、明和年間に設置の市川代官所と支配が移り変わった。町内旧村で保存所蔵されてきた諸種の古文書資料から、その変遷のさまを追うことができる。

八　上飯田代官所支配

上飯田代官として、最初に着任したのは、亀田三郎右衛門で、享保九辰年(一七二四)四月十二日、飛驒国より場所替えになり着任した。当時、飛驒国も幕府天領であり、下級役人は、天領から、天領へと移り住んだ様子が伺われる。亀田は享保十二年病死したと記されている。

水船村の資料に代官亀田三郎右衛門手代の名を記した御年貢皆済状がある。

午御年貢皆済状之事
八代郡水船村
一米六石三斗六升八合　本途
中略
右者去午御年貢並小物成米金諸懸物共書面之通皆済之処仍如件
享保十二未六月
中村曾太夫
土肥八兵衛
右村
名主
長百姓
百姓代

とあり、土肥八兵衛の名は、亀田手代として明記されている。『甲州文庫史料』の中の甲州代官付に

上飯田御代官
享保辰年四月十二日飛驒国ゟ引移り、高九万石御支配、同十二年病死仕候
亀田三郎右衛門
元〆　田辺谷仙助
土肥八兵衛

のように記されていることで理解されよう。

亀田三郎右衛門の後任として坂本新左衛門が着任している。

享保十二年未御勘定ゟ出役、高六万石御支配、同十八丑年五月病死
坂本新左衛門

坂本新左衛門が上飯田代官として着任したことを証する文書は、いくつかあるが、その一つは八坂村皆済目録である。

享保十四酉御年貢皆済目録
甲州八代郡
八坂村
高七石四斗四升八合
中略

右之通去酉御年貢並諸掛物共ニ米金度々相納候手形差出シ令皆済所仍如件

坂本新左衛門手代

享保十五年　　樋口五右衛門㊞
八月　　稲垣円右衛門㊞
田部井仙助㊞
右村
名主
惣百姓

前記古文書の手代の署名に「田部井仙助」とあるが、亀田代官時代の元締め「田辺谷仙助」と恐らく同一人物であろうと思われる。八坂村皆済目録は署名、捺印の公式文書で自署であるから間違いはなく、甲州文庫史料『甲州代官付』は写本による地方資料からであることを考えると、「田部井仙助」が正しいだろうと考察される。さらにそのことを補強するものとして、熊沢村皆済目録がある。



享保15年八坂村皆済目録（八坂区蔵）

享保十四酉御年貢皆済目録

甲州八代郡
高三拾九石六斗九升八合　　熊沢村
中略
右之通去酉御年貢並諸掛物共ニ米金度々相納候小手形差出シ令皆済所仍如件

坂本新左衛門手代

享保十五年　　樋口五右衛門㊞
戌八月　　稲垣円右衛門㊞
田部井仙助㊞
右村
名主
惣百姓

八坂村、熊沢村の両皆済目録は、形式も、文章も一字、一句、同じである。

享保十五年
三郡村々江申付候証文案紙
戌八月　　上飯田御役所

差上申証文之事

一、甲斐山梨巨摩八代三郡村々近年甲金与小判両替高直段成候ニ付此度両替所
甲府町ニ而三軒奥野忠兵衛様御代官所　宇津谷平右衛門坂本新左衛門様御代官
所　上飯田新町久右衛門小宮山李之進様御代官所　蔵田村次郎左衛門以上三人
ニ被仰付小判拾両ニ甲金拾弐両四匁宛組分　銀拾匁差加へ拾弐両壱分　銀弐匁
之割合を以右両替所ニ而小判引替可申候両替所小判致持参　甲金ニ引替候時ハ
甲金拾弐両四匁請取可申旨被仰付奉畏候事

一、右両替所被仰付候ニ付三郡村々小判通用之儀ハ一切御停止ニ付　甲金斗通用
可仕候　上納金之儀三分銘々之両替所江甲金致持参小判与引替上納可仕候　若
両替所ニ而歩銀之外私曲之儀仕候ハヽ早速其段可申上ケ候事

一、此度小判小粒村々ニ通用之儀堅御停止被仰付候上ハ村中大小百姓ハ勿論　諸
職人旅懸ケ致候商人等ニ至迄取遣リ申間敷之旨急度可申渡候若職人商人他出江
出小判請取帰リ候モノ有之ハ□□主方へ相連全員数之切手　名主方ゟ申請両替
所ニ而甲金引替可申候尤旅懸致候　職人商人者兼而村中ニ而モ存知之儀ニ御座
候間名主方らも気を付可申候万一内々ニ而小判甲金両替仕候者有之ハ当人者不
及申名主五人組迄度越可被仰付候哉

一、米穀並絹紬糸綿麻紙類たばこ梨子葡萄栗胡桃林檎惣して果実之類江戸上方其
外他国へ送り候場所之商人者小判請取次第金員数へ切手名主ゟ申請両替所へ致
持参甲金ニ引替可申候且又他国ヨリ買出シ参候商人者　宿仕候者右之訳為申聞
全員数之切手名主ゟ申請両替所ニ而小判甲金与引替申候、内証ニ而歩銀之減少
之阿ヤニ而両替致候ハハ後日及御聞被遊候共吟味之上当人並名主五人組　急度
御科ニ可被仰付事

一、両替所ゟ下作在ニ江相廻候様ニ被仰付候旨奉承知候事

一、他国ゟ入リ候商物　当国之商物之代金之代リニ仕替候儀者格別代物ハ甲金渡
シ勿論ニ御座候　是又両替所ニ而小判ニ引替候様ニ相対可仕旨商人共へ可申渡

候事

一、甲州道中筋之旅人泊体路用等者其宿問屋名主ニ相断小判小粒ニ而代請取追而両替所ニ而甲金与引替可申候事

右者　甲州山梨巨摩八代三郡村々之儀往古ゟ甲金通用仕来リ小判拾両ニ甲金拾弐両四匁之積リを以銭在ニ小切大切金之外　高懸リ物之品々米穀諸品商買之儀甲金壱両者四拾八匁ニ而差引仕尤　両替分合小判ゟ出候儀有之　又ハ甲金ゟ出候事も御座候処ニ近年両替段々高値ニ罷成小判拾両ニ付当時ハ拾四両余ニ被成候所ニ大小切並高懸共取立之儀者百姓小前者甲金拾弐両四匁之積リニ而取立上納之節ハ甲府ニ而小判両替候時ハ両替之相場次第村方へ罷帰リ又右違之分百姓共江割懸ケ米穀諸品売替御年貢金償候代物ハ甲金拾弐両四匁之相場ニ売払　小判与両替致候時ハ両替高値故百姓前ゟ出候諸穀物代不依何之品内損徳之出入在ニ混雑仕候而三郡村々ことごとく困窮仕候ニ付前々之通リ甲金両替直リ候様此度ノ仰付可被下旨在ニ一統ニ奉願候所ニ書面之通此度両替所被仰付国中大小百姓御救ニ被成重々難有奉存候

向後者小判在ニ通用一切御停止ニ付若百姓職人商人聊之儀ニ而も取遣リ候者も無御座候

就小判小粒貯置候者有之哉　村中常々無油断吟味仕相背候者御座候ハハ早速御注進可申上ケ候　尤未熟ニ付外ゟ相知申候ハハ何分之御科ニモ可被仰付候　為後日証文差上ケ申候　仍如件

享保十五戌年　　山梨巨摩郡村々
八代　名主
長百姓
百姓代

三御役所様

右の文書は、享保十五（一七三〇）年八月の日付である。山梨、巨摩郡、八代郡下の村々の名主、長百姓・百姓代連名をもって、三郡代官所に差し出した証文の案紙、すなわち原稿であろう。内容は幕府発行の小判と、甲斐国で流通していたいわゆる甲州金との両替について命令があり、それを受けて三郡下村々の惣代名で、命令をお受けした証文を差し上げたものである。

幕末直領としての村々の支配体制は享保以後、名主・長百姓・百姓代という村方三役制が備わり、封建制下の末端機関として動いていた。名主は代官所の下部機構として、納税その他の仕事を受け持ち一村を統一していた。長百姓はいわば補佐役、百姓代は百姓衆の代弁者として、いろいろな要求などを伝える役目であった。

上野晴朗の『甲州風土記』の村支配機構に関する部分を引用させていただく。

代官の交替が年数的に非常にまちまちであるのは、やはり注意すべきであろう。任地での役替、兼帯、一時預りなども多く、石和から甲府へ、また市川へと赴任する者もあり、手付、手代もそれにともなって交替するのである。

また正式代官の下に、代官見習が執務代行している場合もある。これらの人々は村方の文書には代官として登場するが、武鑑には現われていない。

このように代官所は、もっぱら幕府の勘定奉行の命をうけて所轄の村を取り締るのである。一般の村方ではこの代官所のなかでも直接村方と租税等の交渉をもつ役人を割本、もしくは元〆などと呼んでいた。

さて次にこのような天領機構の下における村の姿を見てみると、享保以後から名主、長百姓の下に、はじめて百姓代の役職が設けられた。いわゆる地方三役の規制であり、いわゆる「三判」と呼んでいるのがこれである。

村役の務めというのは、機構の上では代官所の支配下にあって、封建体制下の最末端機関として存在している。名主の家が村役所となり代官所の手足となって納税その他の事務をつかさどらねばならない。三役の役分は、名主は一村の長であり、長百姓は補佐役、百姓代は百姓側の代弁者ということになる。百姓代にはまた監査役的な任務をももたせていた。また名主所へ小前百姓がなにかの要求をする場合には、すべて百姓代を通じて行なうのを立前としていた。

しかしこれも定法どおりではなく、村方には五人組というものがあって、いわゆる「三判」に連名捺印することはないけれども、組頭の権限は非常に強かったのである。直轄領の縦の流れからいえば、名主―長百姓―組頭（百姓代が生まれる）の線に村構成が統一されていたからで、これは名主、長百姓の上位永代役に

たいして、その下位に株をもった組頭が構成されており、この序列によれば百姓代は組頭の下位についてしまうのである。しかし百姓代が名主役の行為を監視し、村入用その他諸割賦物などにたいする権限が強くなるにつれて、組頭からも百姓代があらそって出るようにもなり、組頭の株、百姓代の権利株が各村内で争奪されるようにもなった。

さらに時代がくだり、階層構成にもいちじるしい変化が現われるようになると、無役の高持の出現が、さらに一層村落内の対立抗争を激化させていった。

名主は年番名主が多くなり、長百姓への入役は組頭株、百姓代株を重複して持つ者への優先があるやら、また村が残してしまう年々の負債を身替りして負担してくれる者への優先があったり、村によって三役および組頭問題はいよいよ複雑性をおびるにいたった。

村役人の権限と機能は、封建体制下の最末端の政治上の単位として、村内の納税その他の義務を遂行し、村を治めることである。代官所に提出する書類は、普通三部つくり、一部をのこし、控とよんで村役所に備えられた。

村中惣連印は五人組帳とか、対談議定書とか、あるいは御触書の請書とか、惣百姓の印鑑を必要とするものに用いられ、もし一人でも不服があって印がなければ、その文書は成立しない。したがって本百姓が亡くなり後家になると、印鑑を用いることができなかったくらい厳重であった。

村役人には年番の名主と歩き（小使）に、村負担で年給が支払われた。江戸初期の地頭支配までは一応わずかでも籾の支給があったが、御領所になってからは賄いはすべて村負担となってしまった。

村役人の数は村によって一定せず、行政上の単位は一つでも、勢力的に村が二分しているときは名主は非公式に二名立てられた。ただし町が行政上の単位として「三判」が重じられる以上、二人のうちの一方の名主は裏名主と呼ばれるのである。

村役人（長百姓）および組頭の構成は、県内を平均してみると、総家数一〇〇軒の単位村とすると、長百姓は七、八名、小前惣代が三、四名選ばれて、このうちの長百姓の中から一名が名主に、小前惣代から百姓代が選ばれるのである。

名主の勤務は一般に八月一日から、翌年七月三十一日までであり、七月下旬になると、あらかじめ取りきめられている選出方法により（年番か輪番かあるいは入札によって次の当番名主をきめる）名主がきまると、村中惣連印で代官所まで願上形式で報告されるのである。

名主は御給地のころには庄屋と呼ばれる場合が多く、また選出方法は惣百姓が自分の一門の有力者（高持）を立てる入札制度が多かった。また勝手に地頭がすげ替えを命じる場合もあったが、享保以前は名主が多くの村で複数制であった点注目されよう。また役向も北都塚村の古屋詮季家資料をみると、江戸初期においては、「御名主給米分新甲三両にて、村中諸事の触出し等右の通り御名主方より成られべく候、昨日御扱通り御陣屋御用、惣て奉行役の儀長百姓役成られべく候、廻状役右の通り小百姓役相勤申すべく候云々……」とあって、享保以後の三役三判の村役所的機能がはっきりしてくる時代には考えられないことであった。こうした時代的流れをみると、一般に村役人が特権化し、村機構上上層農民として発言力が強まるのは江戸中期以後であり、さらに江戸後期にいたり、階層構成が複雑化し、高持の権力が強まると、今度は村内に深刻な対立関係が生まれてくるのである。

代官所支配の村方も、このように幕藩体制下の天領組織のなかで、村自体もはげしくゆれ動いていたのであった。

九　石和代官所支配

東河内領が上飯田代官所支配から石和代官所に管轄替えになった年代を証する明確な資料は下部町内にはない。前述の八坂村・熊沢村御年貢皆済目録が上飯田代官坂本新左衛門に差し出された年号が享保十五（一七三〇）年であり、次の根子村御年貢割付状は延享三（一七四六）年十月に小川新右衛門から出されている。甲州文庫史料『甲州代官付』の記録では小川新右衛門は元文五（一七四〇）年から延享四（一七四七）年までの七年間石和代官として在任しているので、根子村の延享三年の年貢割付状は石和代官小川新右衛門からのものである。さすれば前述の資料では享保十五年から延享三年までの間の十六年の間のいつか管轄替えになったことになる。さらに次の八坂村蔵の「奉願上」文には年号の記載はなく、ただ「丑年、小川新右衛門御役所とあり、やはり小川新右衛門に差し出されている。石和代官

小川新右衛門在任中の丑年は延享二（一七四五）年しかないので、管轄替えは享保十五年と延享二年の間のいつか行われたことになる。その期間を短縮する資料は現在のところない。

乍恐以書付奉願上候
一、先達而被仰渡候他国より入込ミ百姓農具鎌鍬類当国計ニ而ハ直段高直ニ而迷惑ニ奉存候ニ付前々之通他国ゟ鎌鍬入込様ニ奉願上候　以上
丑正月　何村　名主印
小川新右衛門様
御役所

内容は、他国よりの行商人の入国を認めて欲しい。その訳は農具類が高値で売買されて百姓は困っている。他国よりの商人からは安値で買えるから、そのようにして欲しいという陳情文である。商品流通と値段・封建制度をゆさぶる経済発展の波が静かに農村にも息づいているのが理解される。

寅ゟ午迄五ヶ年定免御年貢可納割付之事
甲斐国八代郡　根子村
一、高三拾九石九斗九升九合
此取米拾石九斗六合
中略
右者当寅ゟ午迄五ヶ年定免依頼書面之通相極候　条大小百姓入作之者迄立会無高下令割賦来ル極月廿日を限急度可令皆済者也
延享三年寅十月　小川新右衛門㊞
右村　名主
惣百姓

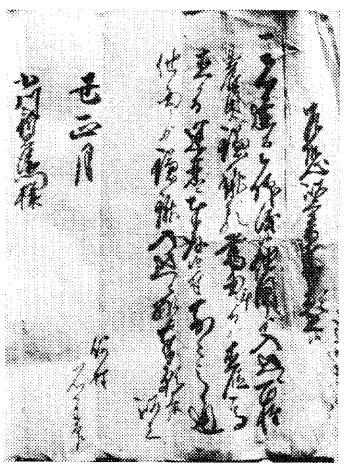

鎌，鍬などの他国品移入願上書
延享２年（八坂区蔵）

御代官所村方江申渡書付
午三月　八代郡　岩下村　五八村　寺所村　峰村　久保村　大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚
一、前々被仰出候法度書之趣　先支配申渡置候通　弥以堅相守可申候　今度支配替ニ付何ニ而も新規之儀仕間敷事
一、公儀御為ニ成候筋之儀ハ不依何事　早々可申出事
一、御年貢収納之儀百姓第一候間　米金並諸役高掛物等役所より触次第其日限無相違急度可相納候、若及滞遅候ハヽ吟味之上越度可申付候事
一、御林之儀大切ニ相守可申候百姓持山四壁之竹木猥ニ伐取申間敷事
一、御年貢割付並皆済目録大小百姓壱人も不残遂披見銘々得と及呑込無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書物等印形用百姓疑出入無之様可仕置事
一、定免並検見取之村共　其年之御取箇相極割付村方江渡候節右御取箇諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記翌年御取迄之内損候ハハ書直懸置遍き事

石和代官小川新右衛門に続いて、石和代官は上倉彦左衛門が上飯田兼帯で支配したが、寛延三午（一七五〇）年より泉本儀左衛門に代わった。

一、名主を初大小百姓常々身持惰家作並衣服食物等奢が満しき儀不仕耕作ニ精出稼等油断無之様堅可相心得事

一、博奕諸勝負三笠訴之類其外不依何事遊興堅仕間敷候尤右類之儀携者共有之ハ不隠置早々可申出事

一、勧進　能　相撲　操狂言　芝居其外諸見物之類　堅興行仕間敷候事
　附遊女歎無物技子之類一切不可差置候

一、御伝馬宿並脇道中之馬次場共御用之儀ハ不及申其外人馬共御定之通り無滞次立往還之難儀無之様可仕事

一、軽き旅人煩等之儀ハ所之者入念助抱致其品により役所へも早速可申出事

一、道中筋在方共不依何事異変之儀出来候ハヽ早々役所へ可申出事

一、道中筋並在方共ニ怪敷躰之者参居候ハヽ見逃不仕所ニ留置早速注進可申出候惣悪事有之候者見逃致候類　又ハ押隠置候ハヽ其所之名主五人組迄可為越度事

一、宗門並五人組之儀無懈怠相改可申候若疑敷宗門之者有之候ハヽ早々注進可申出事

一、御年貢皆済以前米穀一切引ちらし申間敷若猥成儀村有之ハ吟味之上越度可申付事

一、前々永荒場惣引地ニ相成候所常ニ心を付早々立帰リ候様可精出シ尤帰リ之場所出来候ハヽ早速可申出候若隠置令露顕おいてハ隠田之可為沙汰事

一、御鷹方之衆を初其外之衆中共ニ御用ニ付村方相廻候節随分入念聊鹿仕間敷候先御代官ゟ申渡置候通可相心得事

一、御巣鷹山有之村々ハ御代官被申付置候通リ御巣鷹大切相守可申事

一、町場在方共ニ常ニ火元入念可申若出火等有之節ハ早速駈付精出消留可申候若又疑敷者徘徊候ハヽ捕置注進可申出事

一、公事訴訟願等之儀我等直ニ専届手代等江任候儀者無之候間得其意候

一、御年貢米郷蔵詰致置候節盗人火之用心大切ニ相守昼夜無油断番人附置可申事

一、堤川除其外御普請所之儀御入用ニ而出来候場所ハ不及申百姓自普請ニも常ニ大切ニ仕若大風雨出水之節随分かけ廻リ精出相囲可申支

一、村入用之儀其度ニ割合取立明細帳面ニ記附置年中入用〆書仕割合相違無之段奥印致惣百姓連判帳面弐冊宛役所へ可差出　押切壱冊ハ其村方江可相返若帳面外之割合名主長百姓ゟ申懸候共一切不可指出勿論其段早速役所江可申出事

一、御年貢勿論村入用夫銭等割合指出候節其度々名主請取書可取置　百姓江割渡候品ハ百姓方ゟ請取書可取置若請取書不渡取遣未熟ニ致置候ハヽ急度曲事ニ可申付事

一、我等廻村之節並手代御用ニ而指遣候節村々名主長百姓壱両人つつ村境迄可罷出村境越不可参尤名主長百姓其外無用之者不可出事

一、御年貢金相納候前軽キ不非師聊之者ニ入特遣儀者致間敷事

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節我等並手代迄米味噌買上手前賄致候間少々ニ而も村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候尤名主長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候　惣シ而無用之百姓不可寄集事

一、手代書役並我等家来手代小者等ニ至迄賄賂或ハ村方江対シ非道成儀も有之候ハヽ誰ニよらずひそかに我等方江可申出　訴出候者並村方難儀ニ不成様ニ可申付事

一、手代下役並御家来下ニ迄不依何品売懸ケ類或ハ金銀諸色借物等一切仕間敷事

一、手代下役並家来下ニ至迄村方江対シ勃紀頼母子無尽講之類取持すゝめ候者有之者何品ニよらず堅不請取勿論早々我等方江可申出候若右之類差出候段相聞候ハヽ可為越度事

一、検見其外御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節馳走ケ間敷儀曾而仕間敷候勿論金銀ハ不及申何品ニ而モ封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品ニ而も宥免難成候間此段重恵立堅可相心得事

一、名主其外百姓等御用ニ付役所江罷出候節手代居小屋江見廻候類決而仕間敷候且又手代並召仕等ニ至迄土産祝儀なそらい酒肴其外如何様之軽き品ニ而も封物賄賂堅相送申間敷事

一、御宿之儀役所ゟ曾而不申付候間百姓勝手次第可致旅宿候事

一、俵荐蔵縄等近年麁末成村方茂有之由若不宜俵荐有之候ハヽ於河岸場ニ吟味之上米主呼出急度申付候間兼而随分入念可申事

右之趣相守猶又前ニ御代官江差出置候五人組帳前書之通無油断急度相守可申候若違背之者於有之者吟味之上可為曲事　書面之趣大小百姓不残遂披見一村切ニ名主長百姓惣百姓致印形一紙之請書差出者也

寛延三午年三月　泉本儀左衛門

右者此度御代官ニ成候ニ付御書付以、被仰出候趣大小百姓逸ニ拝見仕奉畏候急

度相守可申候若違背仕候者御座候ハハ何分之曲事ニ茂可被仰付候右及請書連判
一札指上候以上
午三月

八代郡　峰村
名　主　勝右衛門
長百姓
惣百姓
久保村
名　主　儀右衛門
長百姓
惣百姓
大山村
名　主　助右衛門
長百姓
惣百姓

石和代官泉本儀左衛門の在任は、資料によってずれがあるが、寛延三（一七五〇）年から宝暦四（一七五四）年ころまでと思われる。前述の代官所から村方へ申渡書付のなかでも、寛延三午（一七五〇）年三月、泉本儀左衛門の代官就任について記されている。代官就任にあたって管下村方へ相守るべき心得の条を示し、惣百姓連印の請書を差し出させたものである。箇条書きのはじめに、

一、名主をはじめ、大小百姓の者ども、常々身持ちを慎んで、家・衣服・食事等、身分以上の奢りをしてはならない。百姓は耕作に精出して稼ぐことが大切である。

の一項があるが、この触書もその生活の心得、心構えが百姓の基本で、そこから御年貢皆済も日限どおり上納されるという、支配者の論理が伺われる。三十余項目について書かれているが、全体としてはやはり五人組帳前書きの精神が貫かれていることになる。

石和代官は、泉本の後任として鵜飼左十郎が在任し、宝暦七（一七五七）年より三か年は今井平三郎が代官となった。

寅御年貢可納割付之事

甲斐国八代郡
熊沢村

一、高三拾九石五斗壱合
中略
納合　米拾五石弐斗八合
永弐百六拾六文四ト

右者去ル戌ゟ寅迄五ケ年定免当寅御成箇書面之通ニ候条　大小百姓入作之者迄立会無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也

宝暦八年寅十月　今井平三郎
右村
名主
惣百姓

卯御年貢可納割附之事

八代郡
大炊平村

一、高四拾壱石壱斗四升弐合
中略
米拾三石壱斗四升
納合　米拾三石壱斗四合
永百四拾八文九ト

右者卯ゟ来ル未迄五ケ年定免当卯御成箇書面之通相極候条村中大小之百姓入作之者迄立会無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也

宝暦九年卯十月　今井平三郎㊞
右村名主
惣百姓㊞

熊沢村、大炊平村の御年貢割付状は、宝暦八、九年と続いており、石和代官今井平三郎の署名入りである。

『甲州代官付』には

宝暦七丑年同辰年迄御支配・越後国へ場所替
今井平三郎

と記録がある。石和代官の名が記されている文書は本町内には以上の外にはなく、年代的にも宝暦十四年六月二日に改元され、明和元（一七六四）年となった。代官今井平三郎の後任は

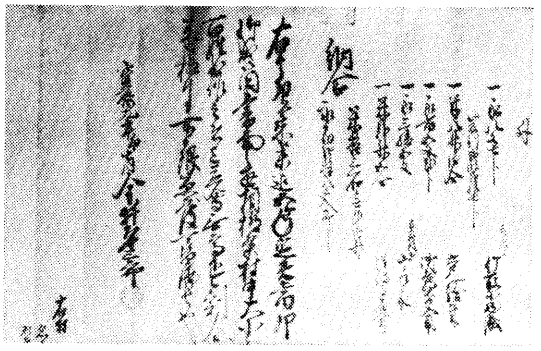

宝暦９年の御年貢割付（熊沢区蔵）

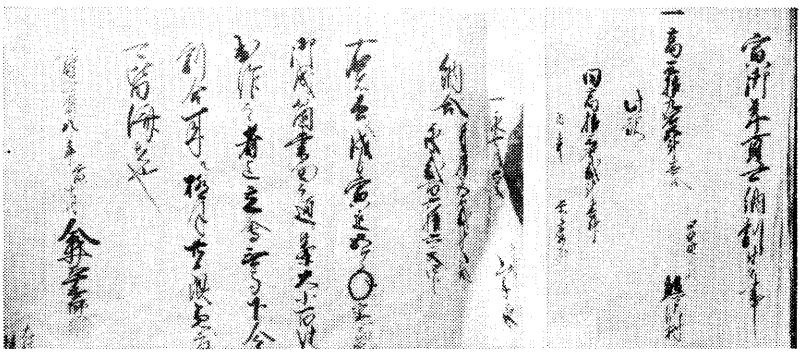

宝暦８年の御年貢割付（大炊平区蔵）

宝暦十辰五月ゟ五万石御支配・同十四申年五月病死仕候
吉田源之助

とあるところから、代官吉田源之助の病死の直後、明和と改元され、その年市川に駿州御陣屋が出張されたことになる。

十　市川代官所支配

『御支配代々記』に次のように記されている。

明和元申年ゟ同八卯年迄
駿州御陣屋御出張
市川江初天御陣屋建
御代官　小田切新五郎様
　元〆　神山弐右衛門
　替　石井　貞助
　加判　梨本弥五六
安永元年ゟ天明七未迄
御代官　柴村藤三郎様
　元〆　林　嘉七
　替　若林郡兵衛
　加判　山形　五蔵
　公事方　前野　藤蔵
天明八申年ゟ寛政元酉年迄
甲府御陣屋江御預ケ
同御代官　平岡主水様
　元〆　藤井　要助
　加判　西村常衛門
　公事方（記名なし）
寛政二戌年ゟ同五丑年迄

御代官　小笠原仁右衛門様
元〆　黒川　惣八
加判　森谷　順蔵
公事方　中里　直市

寛政六寅ゟ
本陣屋市川大門村
同九巳年迄
御代官　榊原小兵衛様
元〆　中島　貞蔵
加判　大塚喜多右衛門
公事方　安西　惣助

明和元（一七六四）年から、市川大門村に本陣屋すなわち駿州出張所が市川代官所として昇格した寛政六（一七九四）年までの三十年間、東河内領の支配は、天明八（一七八八）年から寛政元（一七八九）年までの一年間の甲府代官所に一時お預りの期間を除いて、駿州出張所から引き続いて市川代官所支配下にあったことになる。

当時の文書には、代官柴村藤三郎時代のものが二通残っている。柴村藤三郎は、安永元（一七七二）年から病没する天明七（一七八七）年までの十五年間、市川代官として在任した。

亥御年貢皆済目録
甲斐国八代郡
高七拾九石三斗九升壱合　北川村
中略
都合永拾九貫六百八拾九文五毛
右者亥御年貢米金本途小物成高掛物其外郡中割金等令皆済ニ付　小手形引替一紙目録相渡候条重而書物差出候共可為反故者也
安永十丑年三月　柴　藤三郎

右村
名　主
長百姓
惣百姓

御尋ニ付奉申上候　三沢村
一、馬廿九疋
右ハ当村馬数書面之通相違無ニ御座一　古来ゟ中馬稼ハ勿論壱疋追通ニ而　甲府又ハ郡内領其外江駄賃稼仕　口銭等相払候儀　曾而無ヒ之作馬斗リニ所持仕候依之書付お以奉申上候已上
柴村藤三郎御代官所
六月　甲州八代郡三沢村
伊佐衛門
丈右衛門
円右衛門

勝　太郎
嘉四郎

御普請御役
菊地惣門様
中村大助様

三沢村文書は、巳六月とだけあるが、柴村藤三郎代官在任中の巳年は、一七七三年の安永二癸巳年か、天明五乙巳（一七八五）年かのどちらかであるが、残念ながら確実な年号は不明である。三沢村の署名の五名は、村役についての記述はないが、名主・長百姓・百姓代などの村役人で、代官所への報告をしたためたものであり、当時三沢村全体で二九疋の馬が飼われ、いずれも農耕だけに使われ、中馬等の駄賃稼ぎなどはかつてしたことがないと答えているのである。

代官柴村藤三郎の後、寛政六年市川出張所はいよいよ本陣屋が建てら

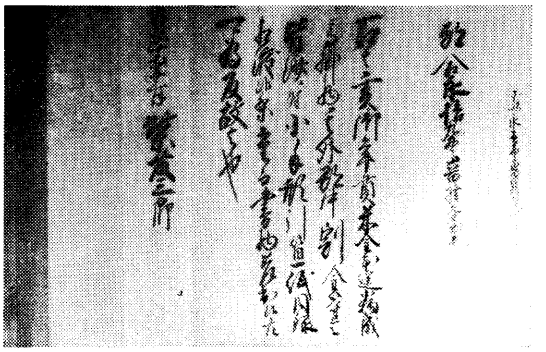

安永10年御年貢皆済目録

れ、市川代官所として東河内領を支配することになった。本陣屋になった時の代官は榊原小兵衛で、当時の資料はないが榊原小兵衛の名を明記した文書に次のものがある。

寛政六年　八代郡　市之瀬村
村ゟ申渡請証文写帳

寅　六月　日　名主　兵　蔵
私共村々此度支配ニ就　被仰付候御廻村被遊　村柄之様子御見分之上左之通被仰渡候

一、奉　重
公儀前々被仰候御法度之趣　五人組帳之控弥堅相守　親子兄弟夫婦睦敷諸親類ニ志たしくいたし下人をあわれミ　其職分を守相励　農業怠りなく万事分限を過さす　惣而御用向申渡通相守　御年貢之儀ハ割紙日限申触次第無遅滞相納候儀者勿論　兼而被仰渡候通り米金共年内皆済可仕候事
附り五人組帳之儀者忘却不致堂め毎月名主宅において為読聞可申候事

一、田畑不荒様心懸起返切添立出并農作場等ニ可相成附寄地亦ハ空地之場所有之不隠置申上御改を請可申候　然共右田畑之障　有之場所者新開　不被仰付候間其旨も相心得可申候事

一、用悪水路川除御普請所並自普請所共常々心を用ひ不及大破様小破之内村役ニ而取繕ひ置実ゟ自力ニ不叶節者　御普請相願可申候事

一、去申年被
仰出候貯穀之義者難有御趣意以来弥以相励年々貯置候様可仕候事

一、公事出入之儀者道理を以理非次第御裁所有之儀ニ候得共中ニ者村内ニ而可臥事も村役人等閑ゟいたし置及出訴候茂間ゟ有之　無益之雑用遣捨　困窮之基ニ候之条　小前之もの共江能ゟ申教村内平和ニ治リ候様取斗可申候事

一、年ゟ割付皆済目録相渡候ハハ早速勘定帳相仕立　入作之者迄為見届　印形取置可申候等閑之村役人茂間ゟ有之　小前ゟ疑心発り夫銭出入等出来いたし無益之雑用遣捨不埒之至候条已来右躰之儀無之様取斗可申候事

一、銭御用手代共村ゟ江差出候節御定之木銭米代時之相場を以可相渡候間右価を以相賄い別段村入用不相置様いたし若酒肴其外馳走ヶ間敷義並賄賂等お差出者吟味之上急度可申付候　万一手代小者并自分召仕等ニ至迄　無法之儀申懸等有之者改置　早速御注進可仕候事

一、村役人御用ニ付何方江罷出候共御用済次第早速罷帰リ候様兼而心懸ケ無益之逗留其外村入用餘計不懸様正路取斗可申候事

右被仰渡之趣承知仕奉畏候　尤此度被仰渡之趣村役人写取　小前不洩様為読聞受印取之　追而御役所江差上可申候　若相背候ハハ御科可被仰付候仍御請証文差上申所如件

寛政六年
寅之六月　市之瀬村
名主　兵　蔵
長百姓　甚　平
〃　仲右衛門
百姓代　多郎左衛門
〃　新　蔵

市川
御役所

なお三沢村からは次の文書も発見されている。

乍恐以書付奉申上候
一、私共村々去ル辰年榊原小兵衛様御支配之節拝借御普請被仰付田畑荒地起返リ可差出旨御吟味ニ付去年迄三ケ年鍬下御免当未年右之場所起返可奉差上段御普請仕候ニ付当春御見分之上作付相成候場所起返リ奉差上候然処右御年貢之儀何年より本免御年貢上納仕候哉段御勘定所被仰渡之趣を以御糺御座候得共先達而奉御見分請候通リ石砂利之場所ニ付本免御年貢上納可仕年限難見極容易ニ本免

御取箇之儀御請難仕候得共御吟味之趣無拠奉存候ニ付当未年より来ル寅年迄弐拾年之間御取下ケ被仰付翌卯年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候得共御聞済無御座候ニ付来ル亥年迄拾七ケ年季ニ御訴訟仕候得共年季ニ永取格別可相縮再応御吟味ニ付一躰年限難見極義ニ而難儀は奉存候得共当未年より来未年迄十三ケ年之間御取下ケ被仰付翌申年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候且又高石場其外水深川附之所此節起返ニ相成兼候場所来亥年迄五ケ年鍬下御免翌子年不残起返リ可奉差上場所之義且子年より今迄十三ケ年之間御取下ケ被仰付翌十四ケ年目丑年より本途御取箇御上納仕候積御請可仕候右之通ニ而御聞済被成候様奉願上候此上如何様御吟味請候而も年限相縮候儀難仕候右之通御聞済被成下候ハハ村々一同難有仕合奉存候以上

未
十月

上今諏訪村
名主　与左衛門
長百姓　午助
百姓代　幸左衛門
下今諏訪村
名主　与次兵衛
長百姓　沖右衛門
百姓代　甚左衛門
下今井村
名主　林右衛門
長百姓　重左衛門
百姓代　金左衛門
鏡中条村
名主　祐右衛門
長百姓　兵助
百姓代　三五右衛門
鴨狩津向村
名主　与左衛門
長百姓　次郎左衛門
百姓代　長右衛門
三沢村
名主　仲右衛門
長百姓　宗兵衛
百姓代　弥右衛門

市川
御役所

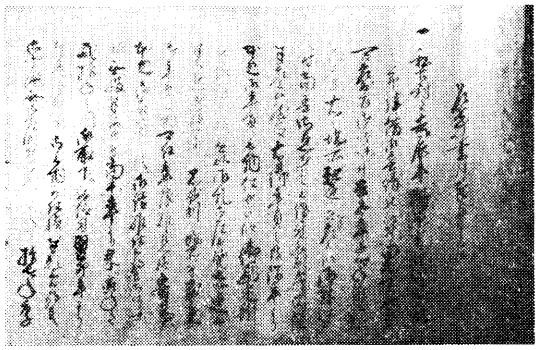

寛政８年本途御上納延期願い（三沢区蔵）

前記文書は未十月とあるだけで、文中より年号を推察する以外はないが「去る辰年榊原小兵衛様御支配之節」とは、寛政八丙辰（一七九六）年のことである。

榊原小兵衛が代官として在任した期間は、寛政六甲寅（一七九四）年から寛政九丁巳（一七九七）年の期間であり、在任中の辰年とは寛政八丙辰年以外にはない。さらに

「去年迄三ケ年鍬下御免当未年……」

とあることから、未年というのは寛政八年より四か年後の未年、すなわち寛政十一己未（一七九九）年ということになる。この文書は、榊原小兵衛の次の代官堀谷文右衛門在任中の寛政十一己未年に田畑荒地の再耕作を六か村で御請けし、昨年までの三か年は本途免除を許されてきたが、本年より上納すべき所、春に御見分いただいたようにまだ石砂利の場所で、御年貢上納までに至っていないので、ぜひとも前々からお願いしたように、今後二十年間の年貢免除がだめであるなら、せめて十三年間の免除をお聞きとどけ願いたいという訴えである。それぞれの村が共同して起返しをするというのでなく、荒地起返しを村ごとにしているので、願い上げ文だけを六か村連印でだしたものであろう。

堀谷文右衛門が代官であったことを『御支配代々記』は次のように記述

している

同十歳ゟ十二申享和元酉年迄
御代官　堀谷文右衛門様
元〆　鮫江　麟治
加判　佐藤玄治兵衛
公事方　渡辺　八兵衛

また『甲州代官付』にも

寛政十年三月ゟ享和二戌年迄
堀谷文右衛門
元〆　鮫江　才次

とあるところをみると在任期間も元〆の名にも記載の違いはあるが理解はできる。

享和二戌年ゟ文化二丑年迄
御代官　山田茂左衛門様
元〆　用瀬弐右衛門
加判　沢田　寿作
公事方　長沢　伴四郎

山田茂左衛門が市川代官として在任した時の資料としては次の三沢村所蔵の文書がある。

戌御年貢皆済目録
甲州八代郡
三沢村
高三百八拾五石四合

中略

都合永五拾弐貫五百拾九文壱匣
右者去戌御物成米金其外小物成共書面之通令皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡
上者重而手形差出候共可為古反者也
享和三亥年六月　山茂左衛門㊞
右付
名主
長百姓
惣百姓

山茂左衛門と名字の一字を省略している。山田茂左衛門は享和二(一八〇二)年から文化二(一八〇五)年までの三年間の在任で、前任者の小笠原仁右衛門・榊原小兵衛・堀谷文右衛門とも在任期間は比較的短い方であった。

文化三寅年ゟ同十一戌年迄
御代官　中村八太夫様
元〆　百々瀬周右衛門
加判　長谷川　与四郎
公事方　富田八郎
同　柴田和市郎

文化十二亥年ゟ同十四・文政三辰年迄
御代官　鈴木伝市郎様
元〆　小原　彦九郎
加判　斗方賀右衛門
替　小菅　三八郎
公事方　三嶋民右衛門

文政四巳年ゟ同子年迄

御代官　林　金五郎様
元〆　福井伴右衛門
同　原　与兵衛
替　市川　周次郎
加判　矢口　俊平
公事方　桂　民右衛門
替　桑原　大助

中村八太夫・鈴木伝市郎時代の資料はないが、林金五郎の代官在任時の資料は、常葉村御年貢割付状の中に残っている。

巳御年貢可納割付之事
甲州八代郡
卯ゟ巳迄三ヶ年定免　常葉村
一、高三百六拾壱石六斗一升三合
中略
右者当巳定免御取箇書面之通候条　村中大小百姓入作之もの迄不残立会無甲乙割合之来ル極月十日限急度可令皆済もの也
文政四巳年十月　林　金五郎㊞
右付
名　主
長百姓
惣百姓

文政四巳（一八二一）年十月の日付けで、代官林金五郎の印判がみえる。林金五郎は文政子年までの在任だが、子年は文政年間では文政十一戊子（一八二八）年なので、市川代官としての在任期間は前任者たちに比べ比較的長く、七年にわたっている。

後任は野村彦右衛門であるが『甲州代官付』には次のように着任当時の様子まで記されている。

文政十一子年七月廿八日郷村引渡、御手代衆御越被成候所、六月晦日大出水ニ而所々切所有之候而三河岸ゟ上曾根迄船拾七艘差向、御乗船ニ而市川押切迄罷越候、天保三辰年閏十一月越後国出雲崎へ御場所替、御高六万石、弐万石余御預り、都合八万石余御支配之所、田安様江九千石余、石和へ壱万石余御引渡、残六万石山口様へ御引渡しニ相成候

野村彦右衛門
元〆　山崎新次郎
原　与兵衛
公事方　山田市郎太

右の記録には、代官の名はなく御手代衆とあるところから、当時代官交替にともなう管下郷村の引き渡しには、さきに手代衆が受け取りに先行し、一応の体制を敷いた後代官が着任した様子が伺われる。三河岸とあるのは富士川舟運の船着き場で、青柳・鰍沢・黒沢の河岸をいい、甲斐国内から江戸御廻米も、すべてこの三河岸から回送されていた。その三河岸から笛吹川上曾根まで、手代衆をはじめとする代官所の役人たちを迎えるための船が準備され、市川の押切（昔の刑場で、現在の三郡橋の上瀬）まで乗船したとある。当時国内の大河川、笛吹・釜無をはじめとする諸河川が大雨の度に荒れ、田畑を流し、道路が切断された様子が伺える。

文政十一年
八代郡釜額村明細帳
子八月　日
甲斐国八代郡
釜額村

中略
右者享保九辰年御改之振合を以　此度村役人立合明細帳差上申候処少茂相違無御

座候　　以上

文政十一子年八月　　名主　六郎兵衛
長百姓　紋蔵
百姓代　市郎兵衛
〃　重右衛門

寅御年貢皆済目録

甲州八代郡
北川村

中略

都合永弐拾九貫七百六拾弐文壱ト
右者去寅御年貢本途其外共書面之通令皆済条小手形引上一紙目録相渡上者重而小手形差出候共可為反古もの也

天保二卯年四月　　野彦(村)右衛門㊞
右村
名主
長百姓
百姓代

野村彦右衛門署名の文書は、着任そうそう各村々が提出した諸色明細帳・年貢割付状・年貢皆済目録など、比較的多く本町内にも保存されているが、在任期間は天保三辰（一八三二）年までの四か年で、前任者の半分であり、記録のように、越後国出雲崎代官所へ場所替えとなった。山口様へ引き渡しとある山口様とは、次の市川代官山口鉄五郎で、『甲州代官付』の記述によると、

天保三辰年閏十一月廿八日郷村受取、高五万石、壱万石御預り、都合六万石御支配ニ相成候、同六未年二月十一日夜五ツ時ゟ七丁目弐軒屋ゟ出火、家数九百三十軒余類焼仕候、未正月江戸へ引払、御陣屋類焼ニ付御代官様御手代中高田村御引越、旅宿廿日斗リ、夫ゟ禅林寺仮陣屋仕、同十一月御普請出来、御陣屋へ引移り被成候、天保七申年迄五ヶ年御代官引替ニ相成可申所、永勤相願、願之通被仰付候ニ付元〆ハ其儘、外手代衆不残引替ニ相成申年十月ゟ葉山孫三郎と申手代罷

山口鉄五郎
元〆　沢次郎左衛門
加判　高嶋仁左衛門
公事方　直原喜作

越、郡中廻村いたし御用金申多分金子取立、我等□(欠)相働候ニ付、御支配村之内河内三拾三ケ村騒立候ハヽ、酉年十二月十六日御代官御召出シ御小十人組へ御役替被仰付候跡、御支□(配)(カ)甲府御代官井上重左衛門□(カ)御預ケニ相成候得共……　以下略

天保九戌年四月ゟ

小林藤之助
元〆　岩田勇左衛門
加判　木村忠蔵
公事方

代官山口鉄五郎は、天保三辰（一八三二）年より天保七申（一八三六）年まで五年間在任し、役替になる所を願いにより永勤を許されたが、手代中の葉山孫三郎の汚職の責任をとって、天保八年十二月十六日に役替になった。山口鉄五郎の代官在任中は難事が多く、天保六（一八三五）年の市川の大火で市川陣屋の焼失、九三〇軒にも及ぶ類焼からみて罹災者の数も多数だったろうし、その救済、陣屋再建など多忙を極めただろうことが伺える。しかも天保のこの時代は全国的に飢饉が続き、打ち続く凶作による食料不作から米価の高騰を招き、各地でも百姓による強訴、打毀、一揆等が頻発し、騒然たる民情であった。天保七年には甲斐国内でも郡内一揆といわれる事件が起こった。このような情勢の時、手代葉山孫三郎が御用金と称して多分の金子を取り立てたことは問題になるのが当然なことであった。

天保八年
飢人取調書上帳
酉正月　　車田村

高九拾八石六斗八升壱合　車田村
家数　四拾八軒
人数弐百弐拾人
　内
家数九軒　村役人並成取様者相除申候
人数四拾九人
残る三拾九軒　飢人
此人数百七拾四人
右　訳
一、家数弐拾八軒　極難之者
人数百弐拾六人
　内　男　六拾五人
　　女　六拾壱人
（戸別男女別に子細に記されているが略す）
此金拾五両三分
　但壱人ニ付金弐朱
一、家数拾壱軒　中難之者
人数四拾五人
　内　男　弐拾四人
　　女　弐拾壱人
右者当村飢人壱人別相糺取調候処書面之通相違無御座候　以上
　　車田村
申十二月廿八日　　名　主　嘉右衛門
　　長百姓　六左衛門
　　百姓代　仲右衛門
御取締
葉山孫三郎様

天保八酉（一八七三）年正月の「飢人取調書上帳」は、前年申年十二月二八日に作成し、翌年正月に市川代官所手代葉山孫三郎に差出した文書である。この資料からは飢饉の実態を知るすべはなく、餓死者がでたかどうかも明らかではない。四八軒二二〇人中三九軒一七四人が「飢人」とされていることから、相当な飢饉であったことは伺える。

葉山孫三郎の名はこの文書だけである。葉山孫三郎はこの年おそらく御代官山口鉄五郎と一緒に御役替になったのだろう。当時の資料はこの外に、天保六（一八三五）年の古関村口留番所の「修復出来形帳写」があり、代官山口鉄五郎が口留番所の修復をしたことがわかる。詳細は次項で述べることとする。

代官山口の役替えにより、次の代官が着任するまでは、市川代官所は甲府代官井上重佐衛門に一時預けになったが、天保九（一八三八）年四月、小林藤之助が着任した。三沢村並びに大山村の「諸色明細帳」にその名が記されている。

天保九年
村明細帳
戌四月　　甲州八代郡
　　大山村

小林藤之助御代官所
　甲州八代郡大山村
一、高拾五石九斗七升九合
　此反別　五町九反五畝廿八歩
　此訳
　中略
右之通相違無御座候　以上　大山村　名　主　七郎右衛門
　　長百姓　周右衛門
　　同　断　縫右衛門
　　百姓代　常　兵　衛

村明細帳

小林藤之助御代官所
甲州八代郡三沢村

定免
高三百八拾壱石三斗弐升壱合
中略
右之通相違無御座候　以上

小林藤之助御代官所
八代郡三沢村
名主　儀右衛門
長百姓　勝右衛門
〃　幸右衛門
百姓代　利右衛門
〃　利八

御普請弐割減先規ニ願立乍恐以書付奉願上候
小林藤之助御代官所甲州巨摩、八代両郡東西河内領御普請所村々惣代巨摩郡下山村名主喜兵衛、八代郡内船村長百姓太左衛門、同郡三沢村長百姓磯右衛門、巨摩郡切石村百姓代和七奉申上候
右村々御普請先前御入用寸間之内文化年中ゟ二割減ニ成被仰付候所達而先規之通被仰付候様御歎願奉申上候得共上様ゟ被仰出候御趣意者五ヶ年相限り右之御趣意相知候上者先規ニ直戻り普請相続為仕候様厳重之御理解被仰聞承知奉畏　其期五ヶ年ニ及び候先規之通被仰付候様年々御掛り御普請役所様へ御願申上候而も従
御公儀
御公儀様被仰出候御倹約之一条御利解而已被仰聞何分之御儀ニも御取上無　引続而文政年中川々御普請之節者定而先規通被仰付候者一同差含罷有候得共一円御下知も無之右之村々弐割減之処旧規ニ御引戻し被成下置候様御掛り御勘定様並御普請役江強而奉御願上候得共其儘御聞捨無是非右弐割減之処ニ而御普請出精仕東西川内富士川通し儀者格別烈瀬之場所ニ而御座候並小川筋之儀東西高山ゟ峻岨之場所へ落入水勢富士川ニ順候得共間寸弐割減之御入用ニ而者保方不行届候　夥敷御白地川欠堤切所出来仕難渋至極然処近年凶作相続米穀高値ニ相成候得者東西川内領之儀者山間洞間之村々御田地少之土地柄ニ而八分通米穀買入之場所ニ御座候得者　御田地御囲御普請仕候間及極難落入身命難計儀当惑仕今般依御吉例御巡見様御入国被為遊不顧恐御歎願奉申上候何卒格別之御仁恵を以御普請御入用弐割減之処先前之通御引戻し被仰付候得者村々百姓一同相助難有仕合ニ奉存候ニ付挙而奉願上候
右願之通被為聞召御快□前記之通御普請御入用被仰付被下置候得者　御百姓永続仕莫大之御慈悲難令忘却難有仕合奉存候　以上

天保九年戌
四月
小林藤之助御代官所
甲州巨摩八代両郡
東西川内領御普請所
惣代内船村　長百姓　太左衛門
三沢村　長百姓　磯右衛門
下山村　名主　喜兵衛
切石村　百姓代　和七
鰍沢黒沢両御番所中
馬附通願立
乍恐以書付奉願上候

小林藤之助御代官所甲州巨摩八代両郡東西川内領百弐拾壱ケ村惣代兼手打沢村与八外九人奉願上候　鰍沢村黒沢村両御番所有之候処先年者信州諏訪松本其外在々ゟ中馬附出し米穀並諸色川内領迄附通仕来候処　宝永三戌年ゟ右中馬附通し一切為致申候ニ付米穀類払底諸色不自由ニ而自然ニ高直買入東西川内領村々追々難儀至極仕候　殊ニ川内領之儀



天保９年村明細帳（大山区蔵）

者山中谷間薄地山陰霧下場所国中流水落込風水旱損ニ逢候儀多分有之其上猪鹿猿発向致諸作喰荒実ニ米穀雑穀共払底ニ而難儀至極仕候ニ付無是非厳沢青柳辺ゟ高直之穀物買取連々困窮ニ落入御百姓相続難相成途方ニ暮罷有候処尚又去ル巳年中ゟ引続凶作ニ而小前之者共露命無覚束歎奉存候　一躰当国中ニ茂数多御番所御座候得共中馬通路差支候御番所無御座候処厳沢黒沢両御番所ニ限右中馬通路御差留ニ相成候儀者乍恐如何之儀と奉存候殊ニ先年より川内領村々産物大小豆、柄茬等御年貢御上納金手当ニ甲府表へ附出売代替候節遠路故居村附出夜分之内御番所罷通　其日帰り致し候得共百姓勝手ニ相成候処是又近年夜分通路相成不申候ニ付夜明候而罷通候様ニ成行其日帰りニ不相成甚難渋仕候間何卒以来之儀者川内領百姓持馬者勿論信州向より附出候中馬右両御番所無差支通行相成候様被仰付被下置度奉願上候

右願之通御聞済被成下置候ハヽ東西川内領百弐拾壱ケ村大小之百姓一同相助広大之御仁恵与難有仕合奉存候　以上

小林藤之助御大官所
甲州巨摩八代両郡
東西川内領百弐拾壱ケ村
惣代手打沢村与へ

天保九年戌四月

内船村　久左衛門
西嶋村　丈左衛門
岩間村　市左衛門
下山村　喜兵衛
瀬戸村　斉兵衛
熊沢村　万兵衛
保　村　嘉兵衛
中野村　喜十郎
帯金村　惣兵衛

鮎猟請負人

乍恐以書付奉願上候

小林藤之助御代官所甲州巨摩八代両郡東西川内領鮎猟御運上村ゝ奉願上候　先年当国中川川御運上納村三百三ケ村　御高拾七万石内田安様御領村数三拾壱ケ村御高壱万七千石相除残弐百七十二ケ村御高拾五万三千石御料所村ゝ之内ニ而御請仕其節ゟ年季明ニ相定引請人之者其右御運上取立御上納仕来罷有候処追ゝ請負人共村ゝへ罷越其役儀ヲ権威ニ申立難渋之始末出来致シ甚以取立方難儀仕候間以来御運上高是迄弐拾ケ年平均被成下御高割を以壱ケ村限り永年ニ御上納被仰付被下置候様奉願上候

右願之通御聞済被成下候ハヽ、鮎猟御運上仕候もの共一同相助難有仕合ニ奉存候　以上

小林　藤之助御代官所
甲州巨摩八代郡東西川内領
鮎猟御運上納村々
願惣代
内船村
長百姓　左太郎
波高島村
長百姓　丈七郎
下山村
名　主　喜兵衛

「御普請弐割減……」の陳情書は東西河内領の惣代、下山村名主、内船村長百姓、切石村百姓代、三沢村長百姓磯右衛門の四名の連署で、小林藤之助市川代官へ差し出したもので、内容は文化九申（一八一二）年より五年間に限って諸工事の弐割を削減するお達しがあったが、公儀の経費倹約という趣旨も理解はできるが、東西河内領は嶮岨な山々より富士川に流入する小川が多く、河川の補修を怠ると堤防欠壊など川荒れがおこり、山間、洞穴のような村々で少ない田畑が流されてしまいます。その上近年凶作で作柄も悪く村方一同飢餓の状態です。ぜひとも巡見使が入国視察されて、もとのように普請を続けて欲しいという内容である。天保八年の大飢饉の後で、村方は普請人足にでて駄賃でもとらないと米も買えないような状況がみられる。

「鰍沢黒沢両御番所中馬……」の願いは、これまた天保九戌年四月で前文と同年月の陳情書である。東西河内領百二十一ケ村惣代として、手打沢村与八と瀬戸村斉兵衛、熊沢村万兵衛の外七ケ村の連名で陳情した。内容は信州から米穀やその他の生活物質を中馬（馬による運送）で運んでいたが、宝永三戌（一七〇六）年より鰍沢・黒沢両口留番所の通行が一切止められてしまったので、米穀類や、諸色（諸生活物資）が不足して高値になり、生活は凶作とともに困窮し、小前百姓のなかには命も覚つかない者もいる。甲斐国内に番所は多くあるが中馬通行止めの番所は外にはない。また先年より年貢上納金の手当のため甲府まで産物を売りに出かけるのに、夜中に番所を通りぬけて日帰りする百姓もあったが、最近は夜中でも通行できず仕方なく夜明けに通りぬけるようにしているが、それでは日帰りはできずほとほと困っているので河内領の百姓の持ち馬や信州よりの中馬も通行できるようお取り計らい願いたいという願いである。これによると時間で、通行止めなのか、百姓持ち馬による中馬稼ぎに対して、専門の運送屋がそれでは仕事にならないと役所に働きかけて規則改正をさせて通行止めになったのか不明だが、後者とすると現代にもあるような話である。

「鮎猟請負人……」の文書は年月日の記入はないが、この資料も小林藤之助代官に差し出した陳情書である。内容は鮎猟の運上を出している東西河内領内の村の代表によって差し出したもので、田安領鮎漁運上納村々三一ケ村を引いて残りの二七二ケ村の中で、運上金の取り立てを請負人を定めて取り立てることにしたが、請負人どもは役儀を嵩に掛けて威張り、村方は難儀しているので、これまでの二〇ケ年の運上平均を村々の高割によって村単位で永年上納するようにして欲しい、そうすればこれまで以上に上納に精を出す。という文面である。

以上の三資料からみて小林藤之助代官在任中は飢饉が続いて百姓の生活は困窮している状態が理解されるが、代官の行政がなにか東西河内領の貧困な自然を考慮しない施役を行ったように思える。名代官ではなかったのだろうか。

小林藤之助のあとは高山又蔵が、天保十三寅（一八四二）年から弘化三午（一八四六）年まで市川代官を勤めた。高山又蔵の名前の見られる文書として次のようなものがある。

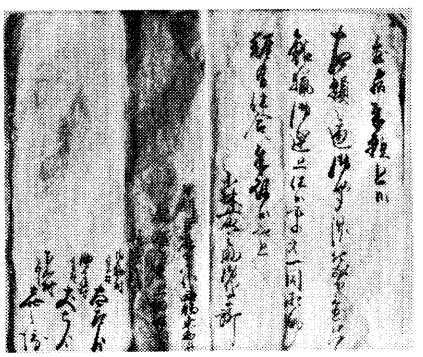

鮎猟請負人に関する文書
（長塩・磯野定勇氏蔵）

差上申内済証文之事
当御代官所八代郡根子村外拾八ケ村
惣代常葉村太兵衛外三人ゟ、同御代官所巨摩郡下山村喜兵衛外弐人江掛駿府御目附御通行之節従
中略
前書之通示談内済行届、誠ニ御威光と一同難有仕合奉存候、然ル上ハ右一件ニ付双方共重而御願筋毛頭無御座候、依之一同連印仕、済口証文差上申所如件
天保十四卯年四月

当御代官所
甲州八代郡根子村外
拾八ケ村惣代
常葉村
長百姓　太兵衛
波高島村
同　丈右衛門
上八木沢村
同　利兵衛
北川村
同　仲右衛門
右同断
同州巨摩郡下山村

喜兵衛代
名主　喜代平
長百姓　茂兵衛
同　源兵衛
以下略

高山又蔵様
市川御役所

御奉行所様

戌八月十四日

荒井清兵御代官所
甲州八代郡東河内領
五拾九ヶ村之内
根子村外拾八ヶ村惣代
波高島村
長百姓　丈右衛門㊞
市之瀬村
長百姓　十郎右衛門㊞

前記資料は、根子村外十八ヶ村より下山宿へ掛る助郷一件証文の一つで、他の多くの資料とともに『甲州文庫史料』に収録されている。

助郷とは江戸時代に宿駅常備の人馬の不足を補うため近隣の村々に課せられた役であって、元禄七（一六九四）年東海道、中山道の助郷制度が完成した後、他の街道に及んだ。助郷には定助郷、大助郷、代助郷、加助郷、加宿助郷、増助郷等の区別があり、宿駅から指定の郷村に割当てられたが、労役に対する賃銀が低廉であったため、助郷村の負担が重く、しばしば宿駅と論争を起こした。

これらの資料も、下山宿と助郷村との間で起こった問題を市川代官所に差し出したものである。この論争は残っている資料からみて長期にわたっている。天保十四卯（一八四三）年から慶応元（一八六五）年までの年月日が記されている。もちろん市川代官も何代か代替わりしている。

御奉行所様

安政二卯年六月十五日

森田岡太郎御代官所
甲州巨摩郡下山村
小前村役人惣代
訴訟方　長百姓　藤兵衛㊞
同御代官所
同州八代郡根子村
外拾八ヶ村惣代
波高島村
相手方　長百姓　丈右衛門㊞
市之瀬村
同　名主　重郎右衛門㊞

嘉永元申年四月

福田八郎右衛門御代官所
甲州八代郡根子村
外拾八ヶ村惣代
上八木沢村
長百姓　清右衛門
上野平村
同　嘉重郎

安藤伝蔵御代官所
甲州巨摩郡
万沢宿助郷

福士村（外二ヶ村略）
同　郡
南部宿助郷
大和村（外十ヶ村略）
以下村名略

慶応元丑年十月
道中
御奉行所様

とあるように市川代官小林藤之助より安藤伝蔵まで六代にわたる代官がこの問題の調整にあたったことが伺われるし幕藩支配体制が根本から動揺してきた証左であろう。下部町内旧村諸村は嘉永四（一八五一）年の資料でみると次の様である。

覚

一上佐野村・下佐野村・十嶋村・井出村〆四ヶ村
　是ハ万沢村助郷ニ御座候、
一大嶋村・内船村・丸滝村〆三ヶ村
　此村々之儀ハ私共組合拾九ヶ村間ニ挟居申候
　是ハ南部村助郷ニ御座候、
一羽鹿島村・楠甫村・落居村・岩間村
　此村々之儀ハ去ル午年御呼出有之、外村々とハ少々別段之書面差上候由ニ承リ申候、
一葛籠沢村・宮原村・鴨狩津向村・三沢村・車田村・切房木村・道村・水船村・柴草村・樋田村・熊沢村・岩下村・寺所村・五八村・峰村・久保村・大山村・大磯小磯村・上田原村・下田原村・一色村・宮木村〆弐拾六ヶ村
　是ハ切石・八日市場弐ヶ宿江助郷ニ御座候、
一大垈村・椿草里村・大崩村〆三ヶ村
　是ハ下山村助郷ニ御座候得共、駿府御目付様御通行人足触当無之候ニ付、私共と一同不仕候、
一釜額村・中之倉村・古関村〆三ヶ村
　是ハ御林守并御関所有之候ニ付、何れ村方江も助郷不仕候、
一桃久保村
　此村方之儀ハ私共先年御支配様江願立之節ハ一同仕候得共、此度ハ下山村訴状ニ無之候ニ付一同不仕候、
一根子村外拾八ヶ村
都合五拾九ヶ村
右之村々助郷御尋有之候ニ付、書面之通取調奉差上候、然ル処往古ゟ大通行之砌ハ、御支配様御差図を以加助ニ罷出候儀と奉存候、右的証ハ駿府御目付様御通行人足ハ、何れ之宿々と而茂西川内領定助大助郷ニ限リ相勤居候、東川内領ハ加助村々ニ相違有之間敷と奉存候、凡三拾年或ハ弐拾年来ニ壱度位相勤候儀ニ御座候間、追々大助と申唱候哉ニ奉存候、且又先達而御呼出之砌、宝暦年中ゟ間々東川内領江人足触当候儀ハ如何之旨、下山村江御尋有之候処、御乗船之節ハ人足触当不申趣御答申上候得共、宝暦十二年年ゟ寛政元酉年迄年数弐拾八ヶ年之間ハ、駿府御目付様駿府ゟ甲府江御登御通行、猶又御帰り御通行被為遊候、其内御乗船ニ付人足触当不申候と下山村申立候儀ハ、悉ク齟齬いたし候儀と乍恐奉存候、縦令鰍沢河岸ゟ下山村迄御乗船ニ候得共、同所ゟ身延山大野山御巡見有之候ニ付、此所ハ往古ゟ御陸路御定例ニ御座候ニ付、私共組合村々も助郷ニ相違無之候ハハ、壱ケ年も休年可有之筋無之候処、下山村申立候儀、何事茂素ゟ謀斗之事故、前後不都合之申立眼前之儀ニ御座候、其外是迄茂申上置候通、米穀御張紙御直段ゟ所相場年々高直ニ付随意納申立、正米上納不仕、御張紙御直段を以御上納仕、定金納村々茂御張紙御直段ヲ以御上納仕、東川内領之儀ハ年々正米差出、定金納村方ハ御当地御蔵前買納御直段を以御上納仕、西川内領とは殊之外年々難渋仕罷在候、依而新規ニ西川内領同様ニ相成候而ハ、中々以百姓永続可相成筋無之候間、乍恐此段御賢察被成下、国許御支配様ニおいて自談仕候書面、以来取用居ニ相成候共、又ハ隣宿同様西川内領ニ而相勤候共、両様之内済方被仰付被下置度、御仁恵之御沙汰幾重ニ茂奉願上候、以上、

嘉永四亥年十月七日

甲州八代郡拾九ヶ村惣代

波高嶋村
長百姓　丈右衛門

御奉行所様

注　下山宿への東川内領
加助郷村々　根子村、瀬戸村、北川村、一之瀬村、杉山村、岩欠村、大炊平村、清沢村、常葉村、湯之奥村、下部村、上之平村、波高島村、上八木沢村、下八木沢村、帯金村、角打村、樋上村、和田村、以上拾九ヶ村

これは『甲州文庫史料』の記載によるものだが、旧村諸村は資料からみて、切石・八日市場弐ケ宿と下山宿の計三ケ宿助郷が義務づけられていたことがわかる。

十一　口留番所

『甲斐叢書』・第一巻口留番所一件によると旧古関村に口留番所があり、宝永年間に、現市川大門町山家字帯那より移転した。

甲州駿州富士郡之出口甲府道法九里　同国同郡東川内領
一口留番所壱ヶ所　古関村

番人
百姓弐人

右場所の儀、往古相立有之段申伝而已に而、中絶致居候処、六拾六年以前、宝永二箇年松平甲斐守領分に相成候節、番所有レ之宜場所之者に而、同国山家村ニ有レ之候番所を、引移し相建、番人之儀は、古関并隣郷釜額中ノ倉三ヶ所にて、弐人ッヽ百姓番相勤、右故其節より三ヶ村高役免除を申付、御料所に相成候而も、諸事先格通を以、高役免許被二仰付一来、外仰給米等は不レ被レ下候

一右場所舗地の儀は、番所相立候節より、高六升九合高内引に相立来候

一門番所矢来等甲斐守領分の節は、領主入用を以、普請有レ之候に付、御料所に相成候而、度々御入用御修復の儀相願候共、難ニ相立一旨、先前御代官申渡自普請に仕来候

一右場所取ノヽ勤方の儀は、「鉄炮女出入相改、甲府勤番支配并御代官手形を以、相通何物によらず、疑敷ものは相糺、諸荷物等怪敷相見候得は相改、其外何事によらず怪敷筋の儀有之候得は、早速支配役所江、申出候儀に御座候

当時の関所通行は厳しく、「入り鉄砲に、出女」というくらい取締りはきつかった。『甲斐国志』記載の「関所定め」からも、そのことは伺える。

〔朱書〕　同郡東川内領
古　関

定

一御定之番人、昼夜おこたりなく勤番可レ仕事

一朝六ツ時御関所扉開、晩六ッ時ノ可レ申候、夜中猥に往来致させ申間敷候、断次第聞届可レ通事

一鉄炮は出入共、我等の証文にて可レ通事

一御国中より他国江おもむく女有レ之は、我等共証文に而可レ通事

一何者によらず、急用とて御関所江通懸ノ並疑敷様子のもの有レ之は留置、府中江可レ致ニ注進一事

一士民僧俗に限らず様子あやしき躰にて大勢相伴ひ御関所を通らは、ひそかに人を附て見送らせ、尤府中江可レ致ニ注進一、且又御国中の者大勢相伴ひ御関所に参懸らは是を押へ留置、早速府中江可レ致ニ注進一事

附ノ手負人同断之事

一御国中境外によらず、物騒の聞へありて、往来の人繁く、其外疑敷様子あらば、早速府中江可レ致ニ注進一勿論不慮の騒動之節は、大切に御関所を守、加番人等の儀常々可ニ示合一事

一御番所近辺山林幽谷之内、人畜によらず疑敷もの有レ之は府中江可ニ注進一事

一大風雨地震等の時分、別而不レ可レ致ニ油断一万一御関所之扉並番所及ニ破損一にお

いては、御関所之内外仮番所を居昼夜是を守り、早速其趣府中江可ニ注進一（陣屋）、尤其節近郷より加番人を出し可レ申事

一御関所火の用心、随分大切に念を入へし、若近辺大事有レ之時分は、番組之も（番）（道具）の早速馳参、御関所を警固すへし、若可レ防方便於レ無レ之は、番人以下御道具に（番）（御）付添、近辺を立離るべからず、縦番所及ニ焼失一共、御関所近辺不レ可ニ立退一事（道具）（陣屋）

一番所御道具は、取扱大切に念を入べし、毎年府中より其改を受、紛失無レ之様可レ致事

一誰人によらず番所に宿すへからす、親類縁者たりといふとも制外に不レ可レ通事

一御関所近辺間道有レ之而、私に往来有レ之由是を聞付におゐては、早速人を遣し見届させ府中江可レ致ニ注進一事（陣屋）（注進すべき事）

右条々堅可ニ相守一者也

享保九年〔朱書〕　認無之

宝永四年八月　家老

朱書前断　誰

時代は下がるが、関所通行について桃ケ久保村名主発行の通行手形のことからも、在方の百姓の移動を厳しく取り締っていたことがわかる。

次の文書は元治元（一八六四）年五月二十三日とある。元治の元号の改元は二月二十日で、翌年四月八日には慶応に改められるので、一年余の月日が元治であり、慶応とても四年弱の、慶応四（一八六八）年九月八日にはもう明治に改元された。目まぐるしく変わる元号はそのまま急変する社会状勢を象徴している。

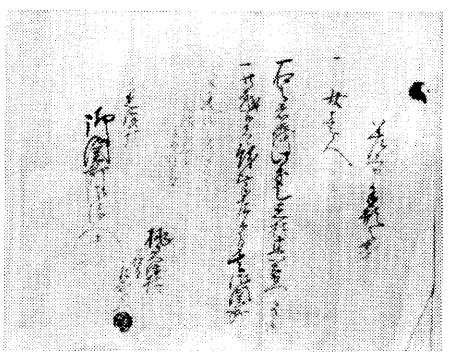

差上手形之事（旧桃ケ久保村蔵）

差上申手形之事

一、女　壱人

右之者儀此度乙黒村甚右衛門殿方迄罷越候者ニ紛無御座候間其御関所無相違御通可被下候　以上

元治元年

子五月廿三日　八代郡

桃ケ久保村

名主

庄ニ右衛門㊞

黒沢村

御関所御役人中様

なお、天保六未（一八三五）年、古関村より番所修復の詳細を、代官山口鉄五郎に提出した記録が残されている。

駿州往還

甲州八代郡川内領古関村口留番所屋根其外修復出来形張写

八代郡　古関村

中略

右　寄

永七貫八拾壱文三分

葺大工　拾人五分

但シ飯料共壱人永三拾弐文

大　工　五拾四人

賃壱貫八百九拾文

甲州八代郡古関村
百姓代　次左衛門
長百姓　次郎左衛門
名主　勘左衛門

山口鉄五郎様
御役所

代官歴代表（但し享保九年柳沢吉里・大和郡山に移封以後の直管にかかる。）

上野晴郎著甲州風土記による

年号	甲府御代官	上飯田御代官	石和御代官	市川御代官
享保 九 甲辰	奥野忠兵衛 六月命八月入込 ―十九年七月まで（御役御免）	亀田三郎兵衛 六月命―同十二年まで	小宮山杢之進 六月命―同十九年七月まで（御役御免）	
一〇 乙巳				
一一 丙午			石和に属す（国志）小宮山杢之進 山田治右衛門十三年まで	
一二 丁未		（亀田死去）その後十三年まで甲府代官兼帯		
一三 戊申			この年まで江戸にて当分無加判、其間甲府代官御預り	
一四 己酉	坂本新左衛門―同十九年八月まで			
一五 庚戌				
一六 辛亥				
一七 壬子				
一八 癸丑				

年号						
一九 甲寅	山田治右衛門 八月命―元文三年まで（石和代官へ）	大久保孫兵衛 江守伝十郎 月命―元文三年まで	増田太兵衛 七 八月命―元文二年まで			
二〇 乙卯						
二一、四 丙辰						
元文 一						
二 丁巳			江守伝十郎 上飯田にて（兼帯）			
三 戊午	小川新右衛門 大久保内蔵助（御預り）（御勤番兼役）上飯田兼帯		山田治右衛門 三年―同五年まで（甲府代官より）			
四 己未	元文五年石和代官へ					
五 庚申	吉田久左衛門 四年命五年入込―寛延元年まで		小川新右衛門 五年―延享四年まで			
六、二 辛酉						
寛保 一						
二 壬戌						
三 癸亥						
延享 四、二 甲子						
二 乙丑						
三 丙寅						

| | | |

| | | |

二 乙丑																								

四 癸巳	五 甲午	六 乙未	七 丙申	八 丁酉	九 戊戌	一〇 己亥	一一 庚子	一二 辛丑	一三 壬寅	一四 癸卯	一五、一二 甲辰 弘化一	二 乙巳
		柴田善之丞	井上重左衛門		松坂三郎左衛門				小林藤之助			
					篠本彦次郎―九年十三年まで							
	井上十左衛門―七年まで		西村貞太郎	江川太郎左衛門八年―					佐々木道太郎十三年―嘉永三年まで			
					小林藤之助				高山又蔵			

三 丙午	四 丁未	五、二 戊申 嘉永一	二 己酉	三 庚戌	四 辛亥	五 壬子	六 癸丑	七、十一 甲寅 安政一	二 乙卯	三 丙辰	四 丁巳	五 戊午	六 己未
			福田八郎右衛門					寺田直次郎					
								清水孫次郎					
	福田八郎右衛門				森田岡太郎―六年まで			荒井清兵衛	森田岡太郎		佐々井半十郎		

七、三庚 万延 一甲	福田所左衛門			
二、二辛 文久 一酉			内海多次郎	木村董平
二壬 戌				高木源六郎 加藤余十郎
三癸 亥	加藤余十郎			安藤伝蔵
四、二甲 元治 一子			増田安兵衛 —慶応二年まで	
二、四乙 慶応 一丑	小笠原甫三郎			
二丙 寅				
三丁 卯	中山誠一郎		柴田桂次郎	増田安兵衛
四、九戊 明治 一辰			石田守人	成瀬勘左衛門
二己 巳				
三庚 午			名倉予何人	

第二節　明細帳を中心とした村の移り変わり

一　概説

下部町内諸部落が旧村の時代まで、いつの時代にこの狭隘な土地に住みつき、どのような歴史的発展をたどって来たかは明らかではないが、一つの事実は、町内の何ヵ所かで先史時代の生活用具の石器や土器の破片が出土することである。それ以外には古代からの祖先の生活を知る手がかりはない。近世以降、それも江戸時代中期頃から順次資料は多くなるがそれとても一端を知るに過ぎない。

本節では旧村時代に各村（現在の区）に所蔵されている諸色明細帳から発展の過程を探ることとする。

多くの学者が、人間社会発展の過程を探り、理論的に、法則的に説明し、解明しようと試みてきた。

『大日本百科事典・小学館版』では「村落」について次のように定義づけている。

> 村、むら　村落と呼ばれる集落の最小単位で、都市的集落の町や都市と本質的に異なり、集落の階層性からみれば、都市的集落の基盤をなしている。一般に農林水産業（第一次産業）に従事する人々の居住地で、その生活の基盤となる産業によって、農村、山村、漁村、半農半漁村などに区分される。したがって、村落は、それらの産業の生産基地でもある。
>
> 形態的には、宅地の凝集の度合いで集村と散村に大別されるが、日本の集落は集村が主体で、先史時代から沖積地に立地し、古代には条里村落が成立し、荘園時代には豪族屋敷村や名田百姓村・寺百姓村など従属関係をもとにする村落ができた。江戸時代にはいると開墾・開拓・干拓が進み、新田集落が増加した。村落では、長期間同一場所に居住するために、血縁関係の濃い社会を形成し、入会地や共有地もあり、ゆい（結）の慣行などの共同労働もあって、閉鎖的社会となる。最近では、共有地の減少や農業の機械化から共同作業は減る傾向にあり、さらに都市への人口流出の結果、共同社会の維持が困難な過疎地帯が出現し、集落の再編成がおこなわれようとしている。なお、行政上の村は地方公共団体の一種であるが、市・町と異なり、法律上特別の要件はない。旧来の村が、そのまま現行地方自治法上でも認められている。
>
> 〈田辺健一・堀田報誠〉

〔民俗〕今日、行政区画の単位として呼んでいる村（行政村）とは別に、通常民

間ではその範囲よりは狭く、大字や小字の範囲を「むら」と呼んでおり、「おらが村」と意識している場合が多い。このような共同体意識を知るためには村境と称するものがどこかを見るのがよい。今日の行政村の村境とは別に、「虫送り」の行事で虫を送り出す場所、悪疫を防ぐ意味の呪的行為である「道切り」をしたり道祖神を祭っている場所などがそれで、その境界内が伝統的な住民意識による「むら」で、共有財産などを持つ部落と呼んでいるものに近い形である。村は語源的には「むれ」（群）であり、自然発生的な集落であり、共同体的な意識によって結合している。そこにつくられる社会構造は「家」を単位とし、その家は階層の中に位置づけられるとともに婚姻や分家を媒介にして同族や親族集団を形成し、地域集団としての組とか、年齢集団、親分、子分などの擬制的親族、経済的・信仰的な諸社会集団などさまざまな家連合によって結合・構成されており、それぞれ有機的に結合している。一方、元来封鎖性の強かった村落では、よそ者に対して警戒心が強く、ただわけもなく反発する傾向すらあって、よそから村にはいって定住しようとするときには「村入」といって種々の手続が必要であった。ふつうは村落や村寄合のときなどに酒を出して、部落とか組のもの一同に挨拶するというのが多いが、挨拶に続いて氏子入りとか、村の共同作業などへの参加を経て、村の共有地の利用が許され、しだいに「一軒前」として認められるのである。

〈野口武徳〉

村落の発展過程、民度の発達を知るには「村明細帳」が相当程度その様子を物語っている。

明細帳にはさまざまな呼称があるが、本町内の明細帳は「村差出明細帳」とか「村諸色明細帳」の二種類の名称が使われていて、県下他町村にみる「村鑑明細帳」の表書は見当たらない。では村明細帳とはなにか、諸色明細帳の諸色とはなにかは次の『甲州文庫史料』の解説で十分であろう。

村明細帳は、江戸時代の村勢要覧ともいうべきもので、村鑑明細帳・明細書上帳・諸色明細帳などとも呼ばれるが、村の概況を知るのにもっとも便利な史料である。領主の交代があった時や、代官あるいは幕府の巡見使が廻村する時に村から差出させたので、その時その場合によって、詳細なものもあり、簡単なものもあるが、一般に村高・貢租・水利・山林・入会・家数・人口・農間余業・免租地・助郷役・繁昌場所への距離など、村の全般について記述されている。一村に年代をへだてた明細帳が数冊あれば、支配関係、土地利用、家数・人口などを比較することによって、村の移り変りを手軽く見ることができる。しかし、支配者が明細帳を提出させるのは、村の貢租負担能力を見るのがおもな目的であるから、村ではことさら地理的条件が不利なことを強調したり、収入を内輪に書いたりする傾向があった。明細帳を史料に用いる場合は、このような点に注意することが必要である。たとえば、ある地域について煙草・養蚕・木綿・紙・絹織物など商品生産を知ろうとして、一時期における各村の明細帳にある数量金額を集計してみても、別の史料による地域の数量金額がひどくくいちがうことが珍らしくない。このような場合の一村の数字は、地域内でその村の相対的な地位を示すものと考えるべきであろう。

県内に現存する村明細帳は、宝永二年（一七〇五）甲斐国三郡が柳沢氏の藩領となった際、村々から提出させたものが上限と推定され、以後、享保九年（一七二四）甲斐一国が天領となったときの差出、さらに文化三年（一八〇六）甲府勤番支配松平定能によって着手される、『甲斐国志』編纂のための資料収集として行なわれた各村明細帳の提出もあった。以上は三郡あるいは甲斐国全域におよんだものであるが、これらのほかに地域的に限定されたと思われるものに、田安領・一橋領が設定された延享三年（一七四六）のものや、天保年間（一八三〇―四三）に巡見使へ差出したもの、その他がある。

さて、明細帳に掲載される事項やその形式、あるいは文言に共通性がみられるのは、明細帳の提出が支配役所からの命にもとづくものであるので、その際、雛形が示されたものであったことは、当館所蔵・上粟生野村三枝家文書所収の享保九年「村鑑明細帳・甲斐国何郡何村」と標題のある冊子によって明らかである。これは美濃判で五六丁より成り、管内の村々に共通するように、きわめて事項も多く、詳細に例文が示されていて、形式もよく整えられている。例示してみよう。

一　当村畑方
　但右同断、土ハ黒野土か赤土へ小石交り歟、惣而土の名ハ其所ニ而只今迄唱来り候名を可書、
一　当村蚕　但百姓不残渡世のため前々ゟ蚕いたし候とか
　是ハ年々絹ニ織リ又ハ糸綿紬ニも織り、まいニ而も相払申候か、蚕の当り年ハ大概代金ニ積リ当村江金何百両程も入候、蚕違候得ハ何程ならてハ入不申候と、大体ニも可書付之、
一　当村何之誰殿古城跡　長何百何拾間　横何百間
　是ハ本ニ三之丸大概廻り間数を可書、但何拾年以前、何之年ゟ田畑ニ成り高ニ入候哉、又ハ御林等ニも成り候哉、委細可書付之、尤何ケ所有之候共一ケ所切ニ可書之、

一鍛冶	何左衛門	一紺屋	何右衛門
一何大工	何兵衛	一木挽	何之丞
一桶屋	何右衛門	一指物屋	何左衛門
一畳屋	何右衛門	一乗物屋	何兵衛
一絵師	何之丞	一桧物師	何三郎
一鋳物師	何次郎		

　右是ハ当村所生又ハ他所ゟ来り、渡世送り候諸職人何拾人有之候共、右心得を以壱人別ニ不残様ニ可書記之、無之ものをハ其趣を可書記、

享保九年各村差出の明細帳がとりわけ詳細に記載されているのも、この雛形から理解されよう。

二　『甲斐国志』にみる下部町内の旧村

『甲斐国志』第一巻提要部・郷名の項・九筋二領の叙述の中で、下部町内旧村は次のように記されている。

一河内領　巨麻・八代二郡共ニ河合郷アリ後ニ西河内東河内ト云西ハ下山ノ庄南部ノ御牧又飯野ノ牧早川入リ中山等アリ東ハ岩間ノ・下部、又岩間・古関・常葉・田原・帯金・大島ヲ六組トモ称ス

東河内田額六千七百余石領村五拾九、西河内田額九千百余石領村六拾三
　合　壱万五千八百石余　領村　百弐拾弐
山長地広シ澗中僻居シ山ヲ焼キ雑穀ヲ種ウ水田少ク民衆シ

下部・古関・常葉・田原等の旧村名がみえている。以前は八代郡河合郷といわれたが後に河内領のうち東河内と呼ばれることになる。河内領は甲斐国中央部を貫流する富士川によって東と西河内に分けられていた。領村百弐拾弐と村数は多く、富士川に注ぐ多くの谷川の辺に小さな部落が数多くあり、焼畑に雑穀を作って、ほそぼそと生活していたようすが伺われる。さらに『甲斐国志』第十七巻、村里部第十五では、次のように詳述している。

　村里部第十五　八代郡東河内領
倭名鈔ニ載スル所ノ八代郡河合郷是ナリ西富士河ニ限リ巨摩郡西河内領ニ対ス北ハ本郡市河郷及ヒ中郡九一色郷ニ堺シ東ハ駿州富士郡ト一重ノ山頂ヲ以テ分界トス十島村ニ至リ河ヲ隔テ南ハ同州庵原郡内房（ウツブサ）又西領ノ万沢ノ域也凡テ河内領ハ三郡ノ地ヲ抽ンテ安部郡・富士郡ノ中間ニ差入ルコト拾数里北広ク南狭シ駿州ノ地ハ譬ヘハ凹ノ形ノ如シ当領中世分部シテ六組ト称ス所謂岩間（イハヽ）弐拾村古関組七村田原（バラ）組四村常葉組九村帯金（タシカネ）組拾三村大島組六村是ナリ又常葉山・栃代（トシロ）山ヲ限リ北ヲ岩間ノ庄ト云フ南下部ト云フ西河内下山・南部ノ例ノ如シ古蹟部ニ詳ナリ
一高六千七百拾六石九斗六升九合
　村里五拾九　戸三千弐百四拾七
　口壱万四千九百六拾弐　男七千六百四拾四　女七千三百拾八　馬四百六拾四

古関組七村、田原組四村、常葉組九村とあり、提要部の記述と同様に久那土村の名はみえない、これは岩間組弐拾村の組下に組み込まれているからである。この記述からみて、中世よりの東河内領六組と称された地域はほぼ昭和三十年代の町村合併までの西八代郡の行政区画と同じである。

以下、『甲斐国志』記載の順で、下部町内旧村の村柄をみてみよう。

樋田村

一　高三拾弐石八斗七升　戸拾五　口六拾八男三拾四女三拾四　馬四

宮原ノ東弐拾七町ニ在リ南ハ車田村ヘ拾四五町久保川小磯川ニ会注スル処ナリ耕水ノ事ニ依テ村名トナルカ

熊沢村

一　高四拾弐石八斗七升五合　戸弐拾　口八拾六男四拾四女四拾弐　馬八

樋田ノ東拾五六町ニ在リ其東ハ久保ヘ弐拾四町

嶺村

一　高拾八石七斗壱升三合　戸拾弐　口六拾七男四拾女弐拾七　馬弐

寺所ノ東弐拾町許北ハ山家ヘ壱里山続キ高頂ニ家居又嶺或ハ峰ニ作ル共ニ通用セリ

久保村

一　高四拾五石弐斗五升　戸弐拾弐　口九拾八男五拾女四拾八　馬四

嶺村ノ東拾余町澗谷中ニ在リ地凹ニシテ渓水相会シ川トナリテ西南ニ去ル之ヲ久保川ト名ツク熊沢ヘ弐拾四町北ハ山家東ハ大磯小磯水船切房木等ノ諸各山界ナリ

大山村

一　高十六石五斗六升弐合　戸拾四　口四拾七男弐拾六女弐拾壱　顔弐

久保村の東南ニ在リ北ハ山家村東ハ大磯小磯村各々壱里許リ実ニ大山深谷中の孤村ナリ

三沢村

楠田（クスダ）大石　貝持（カヒモチ）西ケ窪　奥抔（オクナド）蕨平　大草　塩具　柿島　与垂沢（ヨダレ）　宮平　鰌沢（ナブリ）

一　高三百八拾五石四合　戸七拾三　口七百弐拾三男三百五拾九女三百六拾四　馬三拾

鴨狩ノ東拾弐三町ニ在リ南ハ市ノ瀬村ナリ大磯川ニ沿テ東ヘ入ル数村ヲ三沢入リト云左右総テ山ナリ東ハ車田村界ニテ大磯川車田川トモ云樋田川即チ久保川鍛冶屋沢南方ノ一渓ヲ云右ノ三渓合流スル処アリ蓋シ村名ノ因ル所ナリ

車田村

今井

一　高九拾八石五斗四升八合　戸四拾九　口弐百五拾壱男百弐拾六女百弐拾五　馬七

三沢ノ東ニ在リ切房木界マテ拾町許車田或ハ曲間田ニ作ル

切房木村

一　高五拾六石六斗弐升八合　戸四拾六　口弐百拾男百三女百七　馬四

東ハ道村西ハ車田南ハ北川ト云北ハ久保ヘ凡壱里許山嶺連レリ村ノ名義ハ遮キリ塞ク意ナルヘシ今モ岩石ノ峙立シテ見エタリ古ヘハ大磯川及ヒ諸渓流壅塞セシ処ナリシヲ斬鑿シテ水ヲ去シシ事アリシヤナラン

道村

椚原　和田　滝ノ上　宮ノ前

一　高五拾七石七斗弐升六合　戸五拾五　口弐百弐拾五男百拾七女百八　馬七

切房木ヨリ東拾町余ニ在リ山ノ壑窄ミ絶岸多クシテ村居東西ヘ長シ大磯川屈曲嗚咽シテ流ル村内ニ橋ヲ架スル事八所路転曲シテ通スルヲ以テ名トスルカ又古書ニ道ヲ堂ニモ作レリ蓋シ仏堂ニ因テ名ヅクルナラン

水船村

一　高三拾壱石四斗九升四合　戸弐拾壱　口八拾男四拾弐女三拾八　馬三

道村ノ東ニ在リ南ハ古関ニ当ル名義切房木ニ類スヘシ以上弐拾村ヲ岩間組ト云

芝草・大磯小磯二村ハ古関五村ニ合シテ古関組七村ト称ス

芝草村

一 高四拾壱石三斗弐升壱合　戸弐拾弐　口百拾三　男五拾五　女五拾八　馬五

西北ハ水船・東北ハ大磯小磯ナリ

大磯小磯村　峰村　谷隈

一 高五拾八石九斗九升　戸四拾九　口弐百弐拾九　男百弐拾三　女百六　馬三

芝草ノ東北ニ在リ又其東北ハ中郡筋折門村・高萩村ナリ東ハ瀬戸・根子(ネッコ)西ハ山家・久保等各山堺ナリ

上田原(カミタンバラ)村

一 高九拾五石四升　戸六拾壱　口弐百七拾八　男百三拾八　女百四拾　馬拾

三沢ノ西鴨狩ノ南ニ在リ以下四村ハ山嶺ニ囲マレ一構ヘノ地ナリ田原組ト云

宮木村　八ツ沢　小田原　大子(ダイゴ)

一 高百七拾九石八斗九升七合　戸九拾九　口三百八拾九　男弐百九　女百八拾　馬五

下田原ノ南ニ在リ其南ハ波高島ニ界フ西河内飯富ニ向ヘリ

一色(イッシキ)村

一 高百七拾七石七斗六升　戸九拾壱　口三百七拾九　男百八拾八　女百九拾壱　馬八

宮木ノ東北ニ在リ三沢ノ南ニ当ル東ハ常葉(トキハ)村ナリ

常葉村

一 高三百七拾三石九斗五升九合　戸百五拾　口六百四拾五　男三百四拾五　女三百　馬弐

拾、東清沢ヨリ西一色ニ抵テ凡四拾町余、北ハ市ノ瀬村、南ハ上平(ウエノダイラ)ナリ境内弐拾五町、以下七村古関川ニ沿ヒ左右ミナ山ナリ

北川村

一 高七拾九石三斗九升壱合　戸百四　口四百七拾壱　男弐百三拾九　女弐百三拾弐　馬八

市ノ瀬村ノ東北拾町許ニアリ南ハ岩欠(イハカケ)北ハ車田ニ当レリ又東北ハ古関ヘ弐拾町余ナリ是ヨリ南ハ即チ常葉組ナリ

古関村　丸畑　馬場　松葉　宮平　上村　下村　屋敷

一 高百九拾八石八斗壱合　戸百五　口四百弐拾八　男弐百拾五　女弐百拾三　馬拾弐

北川ヨリ東北瀬戸マテ堺内九拾町半、瀬戸川・釜額川(カマビタイ)会流シテ古関ト呼フ釜額ヘ出ル方ハ駿州富士郡ノ通路ナリ口留番所アリ中ノ倉、釜額、本村之ヲ衛ル府ヲ距ルコト九里、市川宿ヘ五里、国界ヨリ駿州根原村ヘ三里半本栖ノ関ニ会シテ一道トナル

桃ガ窪村

一 高六石五斗弐升六合　戸七　口三拾弐　男拾六　女拾六　馬壱

上野平ノ南、下部ノ西、上八木沢ノ山間ニ在リ慶長郷村帳ニ三斗六升ノ高ナリ又弐石五斗弐升大垈　三石八斗九升椿楚利(ツバサツガリ)トアリ何レモ狭村ナリ

釜額村

一 高三拾石八升四合　戸拾九　口九拾九　男六拾弐　女三拾七　馬三

境内東西三里南北壱里東ハ中郡筋本栖村ノ湖中長崎ト云突出セル処ヨリ南ノ方広川ト云処ニ見通シ其南ハ駿州根原村ノ山界ニ接ス本村ノ名義モ山嶺ノ形ニヨリ起ルナルヘシ

中倉村　中屋敷

一 高四拾五石五斗弐升四合　戸四拾弐　口百八拾壱　男九拾九　女八拾弐　馬六

古関ノ東弐拾町許ニ在リ東北中郡筋本栖村ヘ弐里半

瀬戸村　上下二組

一　高五拾四石三斗八升弐合　戸三拾　口百四拾弐男七拾四女六拾八　馬四

古関ノ東北拾弐町中倉ノ西北ニ当ル是ヨリ根子村ヘ壱里許、本村蓋シ瀬戸川水行ノ事ニ因テ名ヲ得ル

根子村　上下二組

一　高四拾四石五斗七升五合　戸五拾弐　口弐百六拾七男百四拾女百弐拾七　馬五

東西壱里弐町瀬戸ヨリ中郡筋折門村ノ山続キ大磯小磯村ニ界ス東河内東北ノ極ニシテ最モ高キ地ナリ根ノ言ハ峰ナリ村名ノ因ル所乱峰ノ間ニ在リ

清沢村　菅窪　細尾

一　高五拾三石七升四合　戸弐拾四　口九拾三男四拾壱女五拾弐　馬弐

本村東西南共ニ常葉村ノ山ニ界シ北ハ大炊平村ナリ以下四村栃代川ニ傍フ

大炊平村

一　高四拾弐石九升五合　戸弐拾弐　口九拾三男四拾六女四拾七　馬四

西南ハ清沢ノ界ナリ大炊ノ言ハ負ナリ方言ニ山ノ中腹、岩傍ナトニ正路ナク小径アルヲオヒト名ヅク山ヲ負フ如ニシテ蟹行スルナリ大ナル平原ト云事ニハ非ス左右狭キ山谿ノ村ナリ

巌欠村　所沢　中屋　東村　三国

一　高五拾五石七升五合　戸三拾三　口百弐拾六男六拾六女六拾　馬三

大炊平ノ東北拾五町ニ在リ岩石多ク缺崩シテ懸崖トナレリ村名ノ起ル所ナリ村中多ク掛樋ヲ造テ耕水ヲ引ク北ニ市ノ瀬・北川ノ阪路アリ

杉山村　本村（戸六）　和那場（戸弐拾八）　栃代（戸拾三）　本村ヲ距ルコト五拾町）

一　高六拾石弐斗五升七合　戸三拾七　口百六拾八男八拾九女七拾九　馬四

西南ハ岩欠東ニ栃代山アリ駿州ノ国界ニテ東河内ノ高山ナリ村内凡ソ東西六拾町許、南ハ常葉山堺ナリ

下部村

一　高九拾五石三斗六升弐合　戸三拾四　口百三拾六男七拾壱女六拾五　馬四

本村ハ湯川入リ上ノ平村ヨリ拾五六町ニ在リ東北ハ常葉ノ山東南ハ湯奥各壱里許、村中ニ温泉アリ

湯ノ奥村

一　高三拾五石三斗七升七合　戸拾八　口七拾三男三拾八女三拾五　馬三

東南ノ方駿州富士郡ヘ間道アリ金山嶺ト云猪頭村ヘ三里余、麓ト云処ヘ下ル、西南ハ大笈東北ハ常葉、杉山各山堺ナリ下部ノ温泉ヨリ村名ヲ得ルナラン

上野平村

一　高九拾石壱斗七合　戸五拾四　口弐百四拾壱男百九女百三拾弐　馬七

常葉ノ南拾七八町ニシテ下部ノ西ニ在リ常葉川ノ北高爽ノ地ニ倚レリ以下十三村帯金組ト云

波高島村

一　高百拾壱石壱斗七升　戸弐拾五　口百弐拾六男六拾四女六拾弐　馬三

上野平ノ西富士川ニ臨ミ河津場アリ以下帯金ヘ係ル方ハ駿州ノ通路ナリ

市ノ瀬村

一　高八十七石二斗七升四合　戸五十三　口二百十八男百五十女百八　馬六

表1　『甲斐国志』による石高，戸数，人口の村別の対比集計（文化3年の集計）

村名	石高	戸数	人口	内訳		馬	牛
				男	女		
	石 斗 升 合						
樋田村	32 8 7 0	15	68	34	34	4	0
熊沢村	42. 8. 7. 5	20	86	44	42	8	0
嶺村	18. 7. 1. 3	12	67	40	27	2	0
久保村	45. 2. 5. 0	22	98	50	48	4	0
大山村	16. 5. 6. 1	14	47	26	21	2	0
三沢村	385. 0. 0. 4	73	723	359	364	30	0
車田村	98. 5. 4. 8	49	251	126	125	7	0
切房木村	56. 6. 2. 8	46	210	103	107	4	0
道村	57. 7. 2. 6	55	225	117	108	7	0
水船村	31. 4. 9. 4	21	80	42	38	3	0
芝草村	41. 3. 2. 1	22	113	55	58	5	0
大磯小磯村	58. 9. 9. 0	49	229	123	106	3	0
上田原村	95. 0. 4. 0	61	278	138	140	10	0
一色村	177. 7. 6. 0	91	379	188	191	8	0
常葉村	373. 9. 5. 9	150	645	345	300	20	0
北川村	79. 3. 9. 1	104	471	239	232	8	0
古関村	198. 8. 0. 1	105	428	215	213	12	0
釜額村	30. 0. 8. 4	19	99	62	37	3	0
中倉村	45. 5. 2. 4	42	181	99	82	6	0
瀬戸村	54. 3. 8. 2	30	142	74	68	4	0
根子村	44. 5. 7. 5	52	267	140	127	5	0
清沢村	53. 0. 7. 4	24	93	41	52	2	0
大炊平村	42. 0. 9. 5	22	93	46	47	4	0
巌欠村	55. 0. 7. 5	33	126	66	60	3	0
杉山村	60. 2. 5. 7	37	168	89	79	4	0
下部村	95. 3. 6. 2	34	136	71	65	4	0
湯之奥村	35. 3. 7. 7	18	73	38	35	3	0
上野平村	90. 1. 0. 7	54	241	109	132	7	0
波高島村	111. 1. 7. 0	25	126	64	62	3	0
桃窪村	6. 5. 2. 6	7	32	16	16	1	0
市ノ瀬村	87. 2. 7. 4	53	218	150	108	6	0
折門村(御弟子)	26. 3. 9. 2	24	100	60	40	3	0
八坂村	7. 4. 4. 8	20	62	32	30	0	0
計	2655. 6. 5. 3	1,403	6,555	3,401	3,154	190	0

常葉ノ北十五六町ニ在リ西北三沢村ヘ三十二町以下七村古関川ニ傍ヒ左右ミナ山ナリ

八坂村

一　高七石四斗四升八合　戸二十　口六十二　男三十二　女三十　鑑札四枚

下芦川村ノ南一里半ニ在リ高萩村ヘ二里根子村ハ一里各ミ坂路也東ハ精進村ノ山堺ヒ本村九一色郷名ニミエズ分村ノ事不レ詳ト云フ

折門村　御弟子

一　高二十六石三斗九升二合　戸二十四　口百　男六十　女四十　鑑札十五枚　馬三

一作ニ折角一慶長郷村帳ニ御弟子村トアリ高萩ノ南一嶺ヲ隔ツ上下二里河内領根子村ヘ一里東八坂村ヘ一里各ニ坂路アリ

『甲斐国志』の編さんは文化三（一八〇六）年より九ケ年の歳月をかけて集大成され幕府に献上されたものである。甲斐国内各村からの報告は、文化三年になされたといわれるが、下部町内旧村の報告も明確ではないが、その頃と考えてよいだろう。

現在の下部町は『国志』記載の旧村・三十三ケ村で構成されていることになる。

戸数一、四〇三戸、人口六、五五五名・男三、四〇一名・女三、一五四名、馬数一九〇四、総石高二、六五五石である。各村の石高を比較してみて、百石以上の村は三沢村、一色村、常葉村、古関村、波高島村の五ケ村にすぎず、大部分の村が五〇石以下である。

次表は『甲斐国志』刊行より五十年前の宝暦六（一七五六）年の『甲斐国三郡村高帳』による石高の対比であるが、東河内領では五〇〇石以上の村は一ケ村、西河内領で二ケ村と三郡各筋と比べて少なく、特に一〇〇石以下の村数が極端に多いことをみても河内領内各村の生活を相像することができる。

表2　宝暦6年（1756）甲斐国三郡郷村高帳による村高の対比

筋別＼石高別		1000石以上 A	500石以上 B	100石以上 C	100石以下 D
山梨郡	万力筋	3	15	25	6
	中郡筋	2	12	11	0
	栗原筋	3	23	27	3
	北山筋	4	4	9	4
八代郡	大石和筋	3	14	24	2
	小石和筋	3	17	21	4
	中郡筋	4	6	6	12
	西郡筋	1	2	3	0
	東川内領	0	1	17	41
巨摩郡	中郡筋	5	19	25	2
	北山筋	7	10	23	18
	逸見筋	7	22	31	3
	武川筋	2	11	19	7
	西郡筋	5	27	33	3
	西川内領	0	2	29	31
計		49村	185村	303村	136村

（上野晴朗氏作成）

村名＼年号	延宝4年 1676	宝永2年 1705	享保9年 1724	延享3年 1746	明和5年 1768	天明8年 1788	享和2年 1802	文政11年 1826	天保4年 1833	天保9年 1838	計
樋田村							○				1
峯村		○									1
大山村										○	1
三沢村										○	1
車田村				○	○						2
芝草村		○									1
北川村		○									1
釜額村	○							○			2
根子村			○								1
大炊平村									○		1
湯ノ奥村						○					1
市ノ瀬村								○			1
計	1	3	1	1	1	1	1	2	1	2	14

（町誌編集のために集められた村明細帳）

三　明細帳からみた近世の下部町

本町管内の旧村ではほとんどの村で村明細帳を所蔵しており、その数も少なくない。町誌編集のために集められた明細帳のみでも一四冊に及んでいる。

甲斐国内における村明細帳は、宝永二（一七〇五）年のものが上限といわれているが、釜額のものは延宝四（一六七六）年の最も古いもので、県内で上限と推定される村明細帳より二十九年も古い。現存するものとしては県内でも最も古く、特筆されべきものと思われる。

延宝四年の明細帳は、残念ながら釜額村の資料のみで他村のものが見当たらない。したがって、他の諸資料との関係で資料として比較するものがない。また集められた明細帳は数も少なく、年度もバラバラであるために、ある年度の本町内旧村の比較さえできない。

ここでは釜額村の延宝四年（一六七六）明細帳と『甲斐国志』（一八一二）記載のものと、文政十一（一八二八）年明細帳三ツの資料から釜額村の推移を比較し、明細帳から見た釜額村の生活を考えてみよう。次表の通り延宝四年から文政十一年までの一五二年間に、戸数で七戸、人口は二倍以上に増加したことがわかる。小さな谷川の水を利用したわずかな田、山腹の傾斜の比較的ゆるい所を畑として（出作りの記述もない）『国志』記載の三十石余の村高とは驚異である。文政明細帳には村高の記録はないが、釜額村の谷間には新田開拓の余地はなく、村高はかわらなかっただろう。延宝四年明細帳では、

田では水稲・永楽・きび・いも
畑では大豆・粟・ひゑ・はい豆・小豆

とあり、文政の明細帳には農作物の記録はないが現在とそんなに変化はないところから農作物の種類も、延宝のころと大差はなかっただろう。したがって食生活の内容も、下部町内山村部は釜額村と同様な生活をしていただろうと思われる。町家や商家とは異なり、粗末で、貧しかったろうと思われる。

	戸数	人口			寺院	僧	馬	石高
		男	女	計				
延宝4年（一六七六）	一四	三三	二六	四九（内僧一）	一	一	四	記述なし
文化3年（一八〇三）	一九	六三	三七	九九	記述なし		三	石 三〇 升 八 合 四
文政11年（一八二八）	二三	記述なし			一	記述なし		

延宝四年
甲州八代郡東川内領釜額村諸色明細帳

一　当村分内　西東三里　古関村境うばが沢ゟ本栖村境和くが沢広川原迄
　　北南壱里　杉山村境ゟ中之倉村境迄瀬戸村観音境かきり計
一、人数　四拾九人内　弐拾弐人男
　　弐拾六人女
　　壱人　僧
一、家数　拾四軒内　九軒　本百姓
　　五軒　水呑
一、馬　四疋
　　女　馬
一、御年貢納米之儀ハ御取米之内三分壱小切金納御直段（値）ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以拾月中金納仕候　残三分二之儀大切金納　御直段之儀ハ国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積りを以極月ゟ来年七、八月迄御上納皆済仕候

一、口米之儀ハ壱俵ニ付京舛壱升六合三勺六才臨時物共ニ大切同直段ニ而上納仕候

一、人馬役勤申候儀ハ御川除人足等被仰付候節高割を以相勤申候

一、馬役之儀ハ馬持候者之役仕候　御通り之節ハ組中寄合村次ニ相勤申候

一、田作之儀　永楽　籾　いも作り申候

一、畑作ニ者　大豆　粟　ひえ作申候其外はいまめ　とうあつきつ具り申候

一、耕作之外男女かせぎ之儀ハ岩間村市川村江薪出売買仕候

一、御林　長六百拾四間　居村川岸ゟ波高島前表川迄　三里
　　横百六拾間　壱　居村ゟ鴨狩村前表川迄道法　弐里

一、当村切支丹高札壱枚御座候

一、当村名主給米五斗四升年々高割ニ而百姓役ニ出し申候

一、年々御検見之儀ハ名主長百姓寄合野札を立御案内仕　御引方之儀者引帳面を以銘々割渡し申候

一、村入用掛り物之儀ハ年中帳面ニ記置　惣百姓寄合帳面相改村高之内拾万分壱外残高ニ而割合仕候

一、五艘此米　壱石八升　紙漉船役
　　但し壱艘に付弐斗三升六合つゝ

　内三艘退転米　六斗四升八合

是ハ先規紙漉退転仕御年貢七斗五升六合上納仕者退転仕売置申候田地へ押欠け申取可申と申候得共地方外出し候申儀迷惑仕候、御慈悲ニ御引被下候様ニと奉願候

一、境内　三百五拾坪　当国古関村広泉院末寺　禅宗　長沢寺

是ハ先規ゟ御除地ニ御座候

御年貢地

一、高三斗八升九合　同寺

是ハ御年貢上納仕候

一、鉄炮弐挺　持主　伝兵衛
　　又左衛門

是ハ山中ニ而　猪鹿多　出作も荒申候ニ付前々ゟ定御預り鉄炮如此御座候

一、当村ゟ川尻山ニ古金山壱ヶ所御座候

一、御拝借鉄炮壱挺　名主年番預り

是ハ猪鹿多分出作も荒申候ニ付前ゟ仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通り相違御座無候　以上

甲州八代郡東川内領
釜額邑

名主　長兵衛
長百姓　弐兵衛
同　伝兵衛
同　三郎兵衛
同　七郎兵衛

文政十一年

八代郡釜額村明細帳

甲斐国八代郡

子八月　日

釜額村

一、当村分内　東西三里　古関村境ゟ本栖村境
　　南北壱里　川尻竜ヶ嶽広川原迄
　　杉山村境ゟ中倉村境迄

一、家数　弐拾壱軒　内寺壱ヶ寺

一、当村之儀　古関村口留番所役相勤並御林有之候ニ付　替役引之村方御座候

一、紙漉船役米之儀　米八斗六升四合、是ハ文化九申年、御代官中村八太夫様御支配之節御引方被仰付相残米弐斗壱升六合当村百姓六人ニ而御上納申候

一、当村前々川除御普請所ニ御座候処　文政元寅年御代官鈴木伝市郎様御支配之節御伺之上定式御普請所と改申候事

一、御林　長さ　六百拾四間　壱ケ所　居村川岸ゟ波高島前通迄　三里
　　横　百拾四間　居村ゟ鴨狩村前富士川迄　弐里
　此反別三拾九町弐反卜
　柴数　松木九百七本
　　縦木　三　本
　是ハ前所平岡治郎右衛門様御代御見分被成下　目通寸間御改被成如此ニ御座候　此外小木数知不申候

一、此御林之儀者先規ゟ御林ニ御座候得共ゟ何年以前誰様御代ニ御林罷成候も相知不申候山守之義ハ御館林様御代ニハ御春(おすた)た加(か)上り申候ニ付　為御扶持方壱春ニ付御米拾五俵宛被下候其上御川除割之儀も御除被下　落葉下草之儀者　山中之義ニ御座候得共先規ゟ御林ニ捨置申候

一、御本丸様ニ相成　御たか御用不被遊御扶持方も不被仰付候共　先年之例を以村中ニ而相守申候
　宝永二年ノ明細帳ニハ女壱ケ所とあるは、検地帳ノ字ニ而云う是ハ俗称スル字を以て記載したるを以箇取減ずると雖　此拾ケ所ニ含みあるを以則女壱ケ所ニ対照するなり

一、百姓林拾所
　下日影林　壱ケ所
　上日なた　壱ケ所
　下日向林　三ケ所
　是ハ岩山之儀ニ而先規ゟ御改無御座候得共尤中古ゟ山手永場ニ組入申銘々御上納仕申候

一、藪　三ケ所　百姓三人之居藪

一、諏訪大明神宮　壱ケ所　是ハ敷地長拾五間横拾間之処先規ゟ御改無御座候
　未之御検地之節も御改請不申反別無御座候

一、伊勢大神宮　壱ケ所　是ハ敷地長六間横四間之処右同断御改無御座候
　右は何連も鴨狩村神主土佐守祭礼仕申候

一、当村御蔵屋敷壱畝拾弐卜
　是ハ未之御検地之節も高外ニ而御年貢之義御赦免被下候

一、御年貢納米之儀者御取米之内三分壱者小切金納御値段ハ金壱両ニ四石壱斗六升かえ、定直段を以拾月中ニ金納仕残三分弐之儀大切金納御直段之義者国中直段之金拾両ニ付壱割高之積を以極月ゟ来年七八月迄御上納皆済仕候

一、口米之儀者壱俵ニ付京枡壱升六合三勺六才臨時物共大切御直段上納仕候

一、当村名主給之義五斗四升年々百姓役ニ出し申候

一、村入用掛物之義者年中帳面ニ記置　惣百姓寄合村高之内拾分壱引残高ニ而割合申候

一、鉄炮三挺玉目弐匁五卜　内弐挺定御預
　　壱挺御拝借鉄炮

一、切支丹御高札御座候

一、境内　三百五拾坪　禅宗長沢寺
　是ハ先年ゟ御除地ニ御座候
　当村ゟ方々江道法
古関村江弐拾町　中倉村江拾五町
岩間村江弐里半　黒沢村江四里廿町
市川江五里弐拾町　石和江　拾壱里
甲府江九里廿町　常葉村江弐里半
駿州根原江四里　本栖村江三里余

一、当村分内川尻山ニ古金山壱ケ所御座候

右者享保九辰年御改之振合を以此度村役人　立合明細帳差上申候処少茂相違無御座候　以上
　文政十一年子年八月

　　名　主　六郎兵衛
　　長百姓　紋　蔵
　　百姓代　市郎兵衛
　　〃　重右衛門

野村彦右衛門様
　御役所

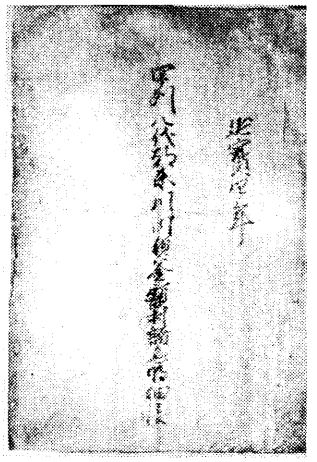

延宝４年諸色明細帳（釜額区蔵）

釜額村の延宝・文政の両明細帳は記述にいささかの違いはあるが同形式とみてよいだろう。記述の内容をみると、

村の位置・面積

隣村との関係で示されている。里数に変わりはないが、延宝明細帳は……沢とまで記され文政よりも詳しい。

家数・人口

本百姓と水呑百姓との別、男女の数が延宝ではわかるが、文政では家数のみである。なお、両者とも成人、子どもの別はなく、僧侶は記されている。馬数も明記され、当時家畜としての馬は人間なみにまたはそれ以上に労働の中心的存在であったことが伺われる。

御年貢米と口米

年貢は大小切金納と記されているが記述の順序に相違がある。口米（第四節で説明）は京枡で計量されること、延宝・文政の両者とも同記述である。

御年貢免除

寺社関係や御蔵屋敷（年貢米の倉庫）等は「御除地」「高外」と記され村高から除外されている。ただし寺社所有田畑でも、延宝には「御年貢地……同寺」とあるところをみれば、屋敷高は免除されているが、田畑は対象となっていたのであろう。が文政にはその記述はない。

幕府公有林と御巣鷹山

隣村との関係で場所表示をし、間数で面積表示をしている。文政では詳しく、山守に対する扶持米と河川工事の人足免除と恩典を与えられていたことが記されている。

農作物

田作は永楽（きびの呼び名）・水稲・いも畑作は大豆・小豆・はい豆・粟・ひえ等が記されている。町内諸村とも大差はなく同様であるが時には村によって、木綿などがみえる。

農耕以外の仕事

「男女かせぎ之儀」とあり、男女とも薪・炭を岩間村、市川村等の近隣の商家へ売買したとあるが文政には記述がない。

紙漉き

延宝の記述には「紙漉退転仕」とあり、紙漉職人が村から出ていったとあるのをみれば職人は他村よりつれてきたのであろうか。それとも釜額村の山でこうぞ、みつまたが栽培されていたので、紙漉職人が出かせぎに来ていたのであろうか明確でないが、障子紙などが製造されていたことは確かである。

寺社の記録

宗旨、僧の数、寺社名、境内の面積が記されている。延宝では「長沢寺」のみで、文政には「諏訪大明神」「伊勢大神宮」と「長沢寺」と寺社名がある。延宝では神社はなかったのだろうか明確でない。

村入用

現在の町財政と同じで、小前百姓全員で、高に応じて割り付けた。

切支丹高札の有無

山また山の奥にまで幕府の命令が徹底していた証拠といえる。

鉄炮の有無

定預りの鉄砲は弐挺、臨時に拝借の鉄砲と厳重に管理していた。

村内の・古金山の記録

川尻（本栖湖畔）の古金山

他村への距離

延宝には記録はないが、文政では甲斐国内の主要な、生活関連の深い町村への距離が明示してある。

人馬役・口留番所役

延宝では人足、馬人足等の役所御用の際の請け方が述べられ、文政では口留番所役が記されている。資料によると延宝時には口留番所はなかったから、口留番所役が与えられて、他の人馬役等は隣村に代えられたのであろう。

百姓林

延宝には記載なく、文政では村有林、共同林として記されている。公有林の一部が下賜されたものか。

二つの明細帳を比較してみると以上の点になるが、本町内旧村の明細帳の記載事項は他郡のものと比して簡略である。釜額村延宝四年明細帳と文政十一年明細帳とでは後者の記述がやや詳しい程度である。山間の小村で、村高も低く、特産物もなく、歴史上の舞台となった事柄も、古跡もなく、ひっそりと生活してきたにすぎないからだろうか。山梨郡・八代郡等の明細帳をみると余計その感が深い。以下年代順に各村諸色明細帳をみることとする。

四　宝永二（一七〇五）年諸色明細帳

柳沢美濃守が甲斐受封後、全村に差し出されたもので、嶺村、芝草村・北川村三村のものである。

宝永二年
甲州八代郡河内領嶺村諸色明細帳
酉五月

一、当村分内　東西六町窪村境ゟ寺所村境迄
　　但し府中迄六里半
　　北南八町山家村境ゟ窪村境迄
一、人数　三拾七人内　拾八人　男
　　拾七人　女
　　弐人　僧
一、御年貢米之儀三(分)ト壱小切金納御直段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段以十月中御上納仕候　残ル三分二之内三分一大切金納極月ゟ正二月迄御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段ニ四俵高　相残ル米御売付ニ被仰付本年五月ゟ七八月迄右同直段ニ御上納仕候
一、御口米取米三斗六升入壱俵ニ付米三升六合三勺六才つゝ
　　是ハ御口米臨時物共
一、歩金之儀ハ御年貢御上納金壱両ニ付永壱文宛近年相納申候
一、高百石ニ付金壱分つゝ之積り御蔵歩納申候
一、米弐升四合　去申之六尺給御上納仕候
　　是ハ年々多少御座候
一、銀四ト五リん去申之御幸懸出申候
一、畑作粟・稗・大豆　はいまめ　とうあつき　古向麦
一、人馬役之儀御廻状村次之儀ハ家別ニ勤申候御川除人足等ハ高割ニ仕候　岩間村ニ御通り御座候而助伝馬出し申候節ハ高割ニ而勤申候
一、耕作の外男女かせぎ之儀ハ薪、かや、木市川江出し売買仕候
一、女共之儀ハ山家村御関所御証文申請薪かや木市川村へ出し売買仕申候
当村女之儀薪かや木商ニ仕市川大門筋迄も罷出売買申候　依之山家村御関所江平岡彦兵衛様ゟ御判鑑御出置被成　当村ゟ出候女ニハ御判形有之候木札被下右木札を以御関所前々ゟ通来申候
但嶺村大山村久保村三ケ村女之分計山家村御関所通り札被下通り来り申候
　　内　三斗壱升　八郎右衛門
　　八斗三升　長右衛門
一、百姓林三ケ所　ひかけ(みね)
　　大三年
　　曾う里
　　是ハ御検地之節御改茂請不申御年貢茂出不申候反歩も無御座候
一、藪　壱ケ所　ささ竹　百姓三人之居藪
　　文言右同断

一、入相馬草取場　山元　窪山
　　山元　大山村　　入相申候
　道法壱里御座候
　是ハ野銭なしに前々ゟ馬草取来り申候
一、入相山　釜額山　村中薪取場
　中之倉山
　是ハ道法三里半御座候　山年貢ハ何ニ而も出し不申前々ゟ入来り申候
一、小判七両三分　御拝借金
　是ハ六年以前卯辰年平岡次郎右衛門様御代ニ御拝借仕御返納之儀ハ無利ニ
　壱年ニ壱両三分永百八拾八文宛辰年ゟ未之年迄四年ニ御返納皆済仕候
一、当村郷御蔵屋敷拾七ト
　是ハ高外ニ而御検地之節御改被遊　御水帳ニ載　御年貢ハ出し不申候　御
　蔵之儀ハ去卯之年大風ニ而津ふれ無御座候
一、村中諸事入用懸り物之儀年中名主帳面ニ記置極月ニ至惣百姓立合吟味之上高
　割ニ仕候但し壱石ニ付銀三匁懸り申候年々多少御座候
一、当村名主給之儀米五斗四升宛年高割ニ仕候並役高壱石八斗除申候長百姓給ハ
　何ニ而も一切無御座候
　当村ゟ方々江道法
　　寺所村江　壱里
　　岩間村江　壱里半
　　常葉村江　弐里半
　　窪　村江　壱里
　　山家村江　壱里半
　　市川村江　弐里半
一、当村ニきり志たん高札並捨馬札
　以上弐枚御座候
一、定預鉄炮　壱挺
　是ハ先規ゟ猪鹿おとしのためお預ケ被下候
　河内筋下山村竜雲寺末寺
一、境内　禅宗　富向山　玉峰寺

　是ハ未之御検地節御除被下畝卜知(歩)不申候
一、高壱石壱斗　同寺
　是ハ高内ニ而御年貢御上納仕候
　　宮原村　河内守支配
一、天神山之神ほこら　長五尺　壱ケ所
　　横四尺
　是ハ村中之氏神ニ而九月十六日ニ神事仕候
一、諏訪大明神ほこら　長五尺　三沢村右近支配　壱ケ所
　　横四尺
　文言同断

右之通り当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々並前前ゟ仕来り候儀委細帳面ニ記
差上ケ申通相違無御座候

　河内領嶺村
　宝永二酉年五月
　名　主　彦右衛門
　長百姓　甚之丞

嶺村宝永二年明細帳には家数の記入はなく、人数三拾七人とだけ記されているが、天明八年明細帳によると、次の点が異なることに気付く。

　天明八（一七八八）年四月
一、当村男女耕作の間稼之儀薪木売買仕市川大門村へ罷出売申候　女之儀ハ年々四月以前駿州富士郡へ茶津(つつ)み日用ニ罷出申候依之古関村御関所御証文被下置名主印形を以通り来り申候
一、当村家数拾三軒人数七拾壱人
　内　三拾九人　男　馬弐疋
　　三拾弐人　女
一、当村人馬役之儀御廻状村次之儀ハ家別ニ勤申候馬役之儀ハ岩間村御通り被遊候節ハ助伝馬高割ニ仕リ相勤申候定助ハ無御座候

と記され、嶺村の人口は八十三年間に三拾七人から七拾壱人と倍増した。家数は宝永二年より何軒増えて天明八年に拾三軒になったかは不詳だが、分家があったとしても三、四軒の増加ではなかろうか。日庸仕事も駿州富士郡にまで広がっていったことに注目したい。

宝永二年
甲州八代郡川内領柴草村諸色明細帳

一、当村分内　東西六町半　水船村ひる坂ゟ瀬戸村境迄　但し府中江八里半
　南北七町　小磯村境ゟ水船村境迄
一、人数拾弐人内　三拾三人　男
　三拾七人　女
　弐人　僧
一、家数弐拾壱軒内　拾八軒　本百姓
　三軒　水呑
一、馬数　七疋　女馬
一、御年貢納米之儀ハ御取米三分壱小切金納御直段ハ金壱両ニ米四石壱斗四升かへ定直段を以十月中御上納仕候残而三分弐大切金納御直段之儀ハ金拾両ニ付国中壱割高直段を以来年七、八月迄御上納仕候
一、口米之儀ハ三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺六才つゝ臨時物共ニ大切同直段ニ而御年貢皆済之節相納申候
一、六尺給米壱年ニ四升　つゝ上納仕候　六尺給納
一、銀九分六七匁つゝ　御幸掛り納
　是ハ府中御幸諸事入用懸り
一、田作之儀ハ永楽籾又ハいも作り申候
一、畑作之儀ハ大面粟ひえはいまめ、こうらい　あつき作申候
一、高六石四合八勺　道村ゟ入作
　内　壱石壱斗九斗九升八勺　田方
　四石八升五合　畑方
一、高壱石五斗八升七合四勺水船村ゟ　入作
　壱斗壱合壱勺　田方
　壱石四斗七升六合三勺　畑方
一、高八斗三升五合八勺　瀬戸村ゟ　入作
　弐斗　田方
　六斗三升五合八勺　畑方
一、高四升　畑方古関村ゟ入作
一、高壱斗五升三合壱勺　畑方小磯村ゟ入作
一、高壱石九斗三升三合　畑方水船村江出作
一、百姓林三ヶ所内　せう(照)坂林　壱所
　嶺沢北森壱所
　向　林　壱所
　是ハ先規ゟ岩山ニ而御検見之節も御改請不申反ト無御座候林銭とも出し不申候
一、竹藪　壱所　百姓壱人之居藪
　是ハ文言右同断
一、小判六両
　是ハ七年以前仰之年平岡次郎右衛門様御代御拝借仕候御返納之儀ハ巳年ゟ未暮迄ニ小判弐両つゝ、三年ニ御返納皆済仕候
一、小判三両
　是ハ六年以前平岡次郎右衛門様御代御拝借仕無利ニて巳暮ゟ未暮迄三年ニ御返納仕候
一、年々御検見之儀ハ田畑に銘々札を立御引帳面を以名切明細ニ割渡申候
一、村中諸事入用掛物之儀ハ年中名主帳面ニ記置極月ニ至惣百姓立合吟味之上高割ニ仕候但し年ニより多少御座候
一、当村男女かせぎ無御座候耕作間男はもや木附せい出し岩間村市川村江出し売買仕候
一、御川除場六ヶ所　竹之下但長弐間　高三尺石積壱ヶ所
　横三間

あらい但長六間　高三尺片出し壱ケ所
横壱間
川く本(ぼ)但長弐間　高三尺石積壱ケ所
横壱間
地蔵堂但長三間　高三尺片出し壱ケ所
横三間
かミ川く本(ぼ)但長六間　高三尺石積壱ケ所
横壱間
向屋敷但長弐間　高三尺石積壱ケ所
横壱間

是ハ御入用道具村々御割合ニ而被下御普請相勤申大分之節ハ御買上ケヲ被仰付候時御座候

一、用水之儀ハ大磯川ゟ取申候此水道さし岩ニ而年々堰道くミ申ニ付人足大分自普請ニ仕候

一、当村川く本（ぼ）の山九年以前丑年満水ニ而山くミ仕水出之節ハ上田中田江砂押込水払無御座候

一、当村入相山大磯小磯村山江　拾五日入来り申候

是ハ先規ゟ山年貢出し不申入相来申候

一、薪取山入相釜額分
中倉分長坂通りみつき山江入来申候

是ハ先規ゟ山年貢も出し不申相来り申候

一、根子村山江多郎兵衛壱門共人馬入来申候是ハ先規ゟ子細有之入来申候

一、船弐艘半

此永米御年貢五斗四升但し壱艘に付弐斗壱升六合つゝ内壱艘半百姓退転仕永年貢三斗弐升四合年々弁納仕難儀仕候

一、当村切支丹御高札壱枚御座候

一、諏訪大明神宮ほこらなし　壱ケ所

一、天神之宮

是ハ弐ケ所共先規ゟ御改無御座候故反ト無御座候氏神ニ而九月神事仕候

一、さち　壱ケ所

一、天白　壱ケ所

一、山之神　壱ケ所

是ハ右三社共少々のほこら御座候

当国慈観寺末寺葉柴山昌寿寺

一、境内九畝拾ト禅宗

是ハ先規ゟ御除地ニ而午御検地御改被極高外御除御水帳ニ御座候

御年貢

一、高四斗五升五合

是ハ御年貢上納仕候

当国道村慈観寺末寺

一、境内三畝ト(歩)　禅宗　円明山境正庵

是ハ午ノ御検地ニも御打捨被遊御年貢相納不申候

一、当村名主給米三斗六升高割ニ仕候同役高四石六斗八升名主役ニ引申候長百姓役引何ニ而も無御座候

一、壱畝廿ト

是ハ午御検地之節御除高外ニ而御水帳ニ御座候

一、人足三百五拾人　猪鹿追人足

右者当村諸事御尋付村中ニ有之品ニ前々仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通相違無御座候　以上

宝永二酉年五月　甲州八代郡川内領柴草村
名主　金右衛門
長百姓　多郎兵衛
同　貞兵衛

右者宝永二酉年指上申候明細之面不残写差上申所相違無御座候　以上

享保九辰年六月　東川内領柴草村
名主　六兵衛
長百姓　貞兵衛
同　多郎兵衛

右者天明八年申五月御巡見様江差上申候

名主　萩右衛門
長百姓　幸右衛門
百姓代　仲右衛門

柴草村宝永二年明細帳は、その後享保九辰年六月と、天明八年申五月の都合二度にわたって、そのまま提出された。享保九辰年六月といえば、柳沢吉里（松平甲斐守）が和州郡山に御国替えになったのが三月四日であり、その三ケ月後であるから、直轄領となった新代官に差し出したものである。天明八年申年五月は、十五年もの長期間市川代官をつとめた柴村藤三郎が病没した翌年、甲府代官所が河内領を兼帯していたので巡見使が一帯を見回った折に差し出したものである。享保と天明の明細帳は、宝永二年のものと全く同一の形式であって、年号、人口、家数等が修正されただけで出されたものであろう。これは村方にとって、村内諸色のすべてを明らかにすることは、直ちに貢租の増に結びつくことになるので、村方が一致してできるだけ内輪に見積もったものを差し出したのである。柴草の場合、宝永二（一七〇五）年から天明八（一七八八）年まで実に八三年の長い年月であるが、地形的にも新田開発の余地はなく、多少は発展していたとしても、巡見使一行も河内領は国中地方と異なることを承知していたのであろう。

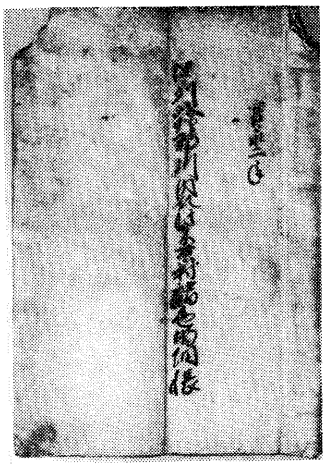

宝永２年諸色明細帳（芝草区蔵）

寛永二酉年
甲州八代郡河内筋北川村諸明細帳
五月

一、当村分内　東西　弐拾八町　一之瀬村境ゟ古関村境迄但し府中迄八里拾弐町
南北　五町　岩欠村境ゟ切房木村境迄
一、人数　百七拾人　内　男八拾八人
女八拾弐人
一、家数　五拾軒　内　四拾軒　本百姓
拾軒　水呑
一、馬　拾疋
一、御年貢米之儀三(分)ト一小切金納御直段ハ金壱両ニ付米四石壱斗四升かへニ定直段を以十月中御上納仕候残三分二之内又三ト一大切金納極月ゟ正二月迄之内御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段ニ四俵高相残米売付ニ被仰付来五月ゟ七八月迄右同直段ニ金子を以御上納仕候、先年館林様御代ニ者府中直段ニ地払被仰付候
一、口米納壱俵ニ付米壱斗六合三勺納来り申候
一、歩金之儀臨時物共御年貢御上納金壱両ニ永壱文つゝ近年ゟ納来申候
一、六尺給米壱斗弐合御上納仕候尤年々ニ多少御座候
一、永百九拾七文
是ハ拾七年以前平岡次郎右衛門様御代ゟ高百石ニ付永弐百五拾文つゝ御上納仕候
一、枝郷　長塩　山うら
一、鉄炮　三挺　定御預り鉄炮
是ハ当村山方之儀ニ御座候へハ猪鹿多く出作毛荒シ申候ニ付御訴訟申し上、玉なしニ而威し申候
一、田方ハわせ稲計り作り来り申候
右田へ麦三(分)ト一程仕付候
一、畑方ハ麦粟ひえ大小豆そば少し作申候

一、耕作之外男女かせきニハ石箕など少々作申候
一、高七斗八升六合三勺　畑方杉山村岩欠村ゟ入作
　内　五斗三升八勺　杉山村　新五衛門
　　弐斗五升五合五勺　岩欠村　弥兵衛
一、高九斗五升壱合
　内　三斗四升五合　田方
　　六斗四升六合　畑方
一、高八斗壱升　畑方岩欠村へ出作
一、高弐拾石七斗六合七勺　一之瀬村へ出作
　内　五石九斗壱升弐合田方
　　八斗四升八合　畑成田
　日影山　拾三石九斗四升七合　畑方
一、百姓山　五ヶ所　大くわつ沢　壱ヶ所
　　まいい山　壱ヶ所
　　かつつ久保　壱ヶ所
　　くわばら山　壱ヶ所
　　ぬまの浦　壱ヶ所
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納之村ニ御座候右五ヶ所之山嶺絃ゟ下江拾八間つゝ市之瀬村入相秣取り来申候
日向山之内
一、百姓山　弐ヶ所　きつ志やう山
　　ごんきよう山
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納之林ニ御座候
一、百姓山　壱ヶ所　大丸山
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納林ニ御座候
一、藪　弐ヶ所　いへの下　百姓弐人屋敷
是ハ未之御検地ニ反別無御座候得共前々支配仕来り申候
一、百姓林　壱ヶ所　かしわき沢　杉山村ゟ買山
是ハ杉山村山買ニ而木草取来リ申候
御年貢上納之林ニ御座候
一、百姓林　壱ヶ所　木はく山　同林買山
是ハ杉山村ゟ買候而木草取来り申候
年貢上納林ニ御座候
一、北川七両
是ハ去ル七年以前卯年平岡次郎右衛門様御代官所之節致御拝借御返納ハ去年ニ永壱貫百六拾文つゝ六年ニ御返納仕相済候
一、当村切支丹御札並捨馬御札弐枚御座候
一、当村御蔵屋敷弐拾四ト弐(歩)拾七年以前未之御検地御水帳高引ニ載、御年貢ハ御赦免被下御蔵ハ七年以前卯年大風ニ而吹潰レ申候
　当村ゟ方々江道法之覚
　江戸江　四拾三里拾弐町
　府中江　八里拾弐町
一、脇道　常葉村江　道筋　先　一之瀬村江四町
　　沿　古関村江　壱里
一、御伝馬助郷　常葉村江定助ニ被仰付候
　常葉江道法　拾弐町
一、当村名主給米弐俵役高引、六石三斗引来申候名主長百姓之内ニ而壱年勤ニ御座候
一、年々御検見御引方之儀ハ田畑江銘々札を立御引申請御帳面筋義名切明細ニ割渡し申候
一、村中諸事掛り物之儀其年々帳面ニ記置　極月ニ至惣百姓立合吟味之上高割ニ致来申候
　其の外検見　一之瀬村妙円寺末寺
一、境内　五畝拾八ト　法花宗　正福寺
是ハ御水帳高外ニ載　御年貢御赦免御座候
一、御年貢地高三斗五升　同寺
　高外除地　一之瀬村妙円寺末寺
一、除地境内　法花宗　妙立寺
是ハ御水帳ニ□□無御座候

一、田年貢地高弐升弐合五勺　　同寺
　　京三宝院袈裟下
一、御年貢地高三斗八升　当山流山伏　大法院
　高外除地
一、山神社地　壱ヶ所村支配
一、鍛冶　壱人　八郎右衛門
一、大工　壱人　長左衛門
右者当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々並前前仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通
相違無御座候　以上
　宝永二酉年　河内筋北川村
　　五月
　　名　主　五兵衛
　　長百姓　弥兵衛
　　同　平兵衛
　　同　嘉右衛門
　　同　隆右衛門

前記嶺村・芝草村・北川村三村の宝永二年明細帳によると、三村とも農業を生活の基本とし、

田方　水稲
畑方　麦・粟・ひえ・大小豆類・そば・野菜

などを栽培し、食料を確保すると同時に、農閑期には薪炭等を町家に売り現金収入を図ったものと思われる。また時には日雇い人足などに出てかせいだものだろう。北川村明細帳には鍛冶職・大工職と職種が明記されているが、外の二村には記載されていない。といって村内に北川村のような職種が全然なかったとは考えられないが明確なことはわからない。

五　享保九（一七二四）年諸色明細帳

柳沢家が享保九年三月四日、大和郡山へ御国替えになって、甲斐一国は天領代官所支配に置かれた。当時の明細帳は一冊、根子村に残っているに過ぎず、下部町内旧村全般を把握することはできないが、前記の宝永明細帳と明らかに異なる点は、田畑とも上・中・下の等級がつけられていることである。これは石盛が定着した結果、明細帳に記されたことと思われる。

享保九年
甲州八代郡東川内領根子村諸支書上帳
　　東河内領根子村

一、古高拾弐石五斗三升六合
　四十六年以前　辻弥五左衛門様　御検地
　　比企儀左衛門様
一、高三拾九石九斗九升九合
　此反別　田八反三畝九ト
　分米四石七斗八升弐合
　　中田六畝二六ト
　　内廿ト　前々永諸引
　残　六畝拾七ト　有反
　　下田六畝拾七ト
　　内拾七ト前々永諸引
　残　六畝ト
　　下田三反八畝廿五ト
　　内六畝弐ト前々永諸引
　残　三反弐畝廿三ト　有反
　　山田三反壱畝三ト
　　内六畝廿三歩半前々永諸引
　残　弐反四畝六ト半　有反

畑　拾六町八反壱畝拾卜
分米　三拾五石弐斗壱升六合
中畑壱町六反三畝拾卜
内三反五畝弐卜半前々永諸引
残　壱町弐反八畝拾四卜半有反
下畑三町九反五卜
内七反九畝廿三卜前々永諸引
残　三町壱反拾四卜　有反
下畑三町四反七畝拾四卜
内壱町五反弐畝廿六卜前々永諸引
残　三町九反四畝拾七卜　有反
山砂畑七町三反七畝廿九卜
内　五町七反三畝廿九卜前々永諸引
残　壱町六反四畝卜　有反
屋敷　四反弐畝六卜
内　七畝壱卜　前々永諸引
残　三反五畝五卜　有反

一、家数三拾七軒
内三拾四軒　高持
外　三軒　水呑

一、人数百五拾弐人
内　男七拾七人
女七拾五人

一、馬　拾疋　但女馬

一、耕作之間男はすミはいを焼岩間村市川村扱又東郡筋中郡筋西郡筋迄出し売買仕候女之儀ハ何ニ而もかせぎ無御座候

一、村居屋並　東西ハ壱里弐町折門村境ゟ瀬戸村境迄南北ハ三拾町中倉村村境より大磯小磯村境迄

一、当村ゟ東ハ本栖村迄弐里西ハ道村迄壱里五町
南ハ中倉迄壱里　北は折門迄壱里

一、江戸江四拾五里甲府江九里駿州根原村迄四里半岩間村迄弐里

一、当村市場六さい無御座候極月廿六日市　罷出し候

一、田作稲草永楽籾又いも作り申候こやし草刈敷ニ而御座候

一、畑作ハ粟種はいまめ種　ひえ種とうあき種　多く作り故こやし馬屋こいに而御座候

一、薪ハ当村の山ニ而取来り申候

一、当村山江瀬戸村ゟ入相薪馬草取来り申候

一、御年貢の米納方之儀ハ御取米三分一者金納御座候金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以八九月中ニ御上納仕候残三分二大切金納御直段ハ国中ニ壱割高直段を以来ル年七八月迄御上納仕候

一、年々御検見之儀ハ銘々田畑江札を立御引方申請帳面を以名切明細ニ割渡し申候

一、人馬役之儀ハ人ハ御川除人足等被仰付候節ハ高割を以相勤申候御通抔之儀ハ家別ニ相勤申候馬之儀ハ馬持候者之役ニ仕御通之節ハ古関村江出し組一同ニ村次ニ相勤申候

一、田用水之儀ハそり木川ゟ取申候せぎ普請ハ百姓自普請ニ仕候

一、当村御川除場三ヶ所　かミ根子　長拾間　高三尺一ヶ所　横壱間
ちゃ道下　長八間　高三尺一ヶ所　横壱間
かミ瀬戸屋敷　長拾間　高三尺一ヶ所　横壱間
右三ヶ所御川除入用材木人足之儀ハ御買上ヶ山極代銀三匁

一、当御蔵屋敷壱畝歩
是ハ六拾弐年以前御検地之節御水帳のせ御年貢御除罷有候　御蔵之儀ハ卯之年大風ニ而吹潰し御蔵無御座候

一、当村土橋弐ヶ所是ハ百姓自普請ニ任作場道筋ニ而御座候

一、当村入用懸リ物之儀ハ年中名主帳面ニ記シ置来正二月御年貢小割勘定之砌ニ惣百姓立合帳面相改村高拾分一引残高ニ而高割ニ仕候

一、名主給之儀ハ米三斗六升高割ニ仕候役高之儀ハ四斗五升七合除申候長百姓ハ

何ニ而も一切除不申候

一、永百文　当村　半右衛門
　　長兵衛

是ハ本栖村と見取及御年貢と高萩村江弐人ニ而出し申候

一、境内　当国瀬戸村方外末寺
　　禅宗　銅根山　万福寺

御年貢地

一、高壱斗四升九合
　　是ハ御年貢御上納仕候　同寺

一、当村山江入相之馬　古関村　作兵衛
　　道村　五郎右衛門
　　車田村　六左衛門
　　田原村　三郎兵衛
　　芝草村　多郎兵衛
　　大山村　重郎兵衛
　　小磯村　三左衛門
　　大磯村　又衛門

右之村〻八人之者当村山江前々ゟ訳御座候ニ而入相馬取来リ申候

一、大明神鉾蔵　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺弐寸五ト

是ハ敷地長拾壱間横弐拾間之所先規ゟ御改無御座候故未御検地之節も先規之通り御改請不申反ト無御座支配ハ河内領宮原村川内守仕来申候

氏神ニ而九月神事仕候

一、当村切支丹御高札壱枚御座候

一、当村銅山　ちゃ道山と申所　壱ヶ所御座候

是ハ三拾六年以前巳年美濃国和田重吉と申者本〆ニ而掘申候

一、大工壱人　木挽壱人

一、鉄炮　壱挺是ハ亀田三郎兵衛様ゟ御拝借づつ

一、鉄炮　弐挺猿猪鹿おとしの多め被下置候定預り

是ハ猿猪鹿おとしの多め百姓所持仕候鉄炮御預り被成候

一、天神鉾蔵　但し　壱　尺　三ヶ所
　　壱尺四寸

此敷地長さ拾間横八間之所先規ゟ御改無御座候故未御検地之節も先規之通御改請不申反ト無御座支配ハ宮原村川内守仕来申候うち神ニ而九月神事仕候

一、子之神鉾蔵　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺弐寸

此敷地長拾間横五間之所右同断ニ御座候氏神ニ而九月神事仕候

一、大明神ほこぐら　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺四寸

此敷地長拾六間横拾間之所右同断ニ御座候氏神ニ而六月九日神事仕候支配ハ右同断ニ御座候

一、伊勢大神宮　宮　長壱　尺　壱ヶ所
　　横弐尺壱寸

此敷地長拾弐間横八間之所右同断ニ御座候四月十日神事仕候支配右同断

一、山野神ほころ　但　九　寸　壱ヶ所
　　三尺壱寸

此敷地長拾弐間四方之所右同断ニ御座候

一、村中惣百姓ニ而壱ヶ月二三度つゝ猪鹿がり申志候壱つ取申ニ而甲斐守御役人方江差上申儀ハ銀六匁つゝ被下候

一、銀六拾文目　玉薬代

是ハ夫銭といたし高割ニ仕候年ゟ多少御座候米何程と申して山小物成野小物成無御座候

外ニ

穢多猿引乞食無御座候

右者当村有来候わけ大概書上候　以上

享保九年辰七月

東河内領根子村
　名主　八之丞
　長百姓　惣右衛門
　同　甚五衛門

六　延享二（一七四五）年諸色明細帳

延享年代（一七四四～一七四七）の明細帳は車田村に残っている。それも延享二丑年と延享三寅年の二年間の明細帳であるが、延享三年明細帳は、宝暦十辰（一七六〇）年七月と明和五（一七六八）子年六月にもそのままの内容で差し出されたことが記録されている。これは、前掲、芝草村明細帳が宝永二年、享保九年、天明八年と都合三回、八十余年後まで同内容のまま差し出されたことと同じである。ただ車田村の場合は二十余年間に三回と比較的短期間である。

このころから明細帳の内容、なかでも石高、村高についての記述が詳しく、田畑石盛についても記されている。

延享三年
甲斐国八代郡車田村諸色明細帳
寅正月　日

（中略）
田畑石盛
上田壱石三斗　中田壱石壱斗　下田九斗　下下田七斗
山田　五斗　上畑　七斗　中畑五斗　下畑三斗
下下畑壱斗五升　山砂畑　六升　屋敷壱石　刈生畑三升

右のように石盛は上田を基準として、それから二斗下がりを常例としている。車田村の石盛も、上田が一反歩で取高は二石六斗、五分摺で米一石三斗とれる。それから二斗下がりで石盛を決めている。

甲州の筋ごとの村々の中でも山梨・八代・巨摩郡等は河内領の狭隘な山村に比して石盛も高く、『甲州風土記』によると上田では二石二斗と二倍近くになっている。

延享弐年
甲州八代郡東川内領車田村諸色明細帳
丑二月

一、車田村　東　西へ拾町　三沢村境ゟ切房木村境迄
　南　北へ三拾町　熊沢村境ゟ北川村境迄
　但、府中へ　七里半
延宝六年平岡八郎兵衛　御検地　八代郡　車田村
一、高九拾六石弐斗七升　壱合
内
田高　四拾九石六斗四升四合
此反別　五町三反四畝廿八ト
　此　訳
上　田　九反四畝拾八ト　分米　拾弐石弐斗九升八合
中　田　六反六畝三ト　分米　七石弐斗七升壱合
下　田　壱町九反七畝拾六ト　分米　拾七石七斗七升八合
下下田　壱町七反三畝三ト　分米　拾弐石壱斗壱升七合
山　田　三畝拾八ト　分米　壱斗八升
一、畑高　四拾四石七升七合
　此反別　拾六町弐反六畝廿ト
　此　訳
上　畑　壱町五反七畝廿八ト　分米　拾壱石五升五合
中　畑　弐町七反三畝拾九ト　分米　拾三石六斗八升壱合
下　畑　四町弐反弐畝ト　分米　拾弐石六斗六升
下下畑　弐町弐反六畝廿八ト　分米　三石四斗四合
山砂畑　五町四反六畝七ト　分米　三石弐斗七升七合
屋敷高弐石五斗五升
　此反別弐反五畝拾五歩
外

刈生畑高　八斗四升五合
此反別　弐町八反壱畝廿五卜
一、高壱石四斗三升弐合　子御改新田畑
内
田高弐斗三升八合
此反別　三畝
此　訳
下田弐畝六卜　分米　壱斗九升八合
見付田廿四卜　分米　四升
畑　高　壱石壱斗九升四合
此反別　三反九畝廿七卜
此　訳
中ノ下畑　七畝三卜　分米　弐斗八升四合
下　畑　弐反五畝拾弐卜　分米　七斗六升弐合
下ノ下畑　七畝拾弐卜　分米　壱斗四升八合
一、畑　八畝六卜　戌ノ御改最取場
此御取米弐升五合
一、名所止　海部　壱ケ所　戌年御改
此御年貢永拾五文四卜宛年納申候
一、米三斗弐升四合　紙漉船役壱艘半
但シ壱艘ニ米弐斗壱升六合宛
是ハ年々御免定ニ載御上納仕候、只今ハ紙漉不申候
一、人数　百八拾九人　内　男　八拾九人
女　九拾四人
僧　六人
一、家数　三拾弐軒　本百姓
一、馬数　拾弐疋　但シ女馬当才ゟ五才
一、御年貢米壱俵ニ付三斗六升入之積り勘定仕候
一、御年貢御取米之内
三分一者定御直段小判壱両ニ付四石壱斗四升当残三分二之内三分壱ハ国中大切直段ニ壱割高ニ而金納仕リ残リ分は御廻米ニ而御上納仕候
一、御口米之義三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺四才宛納来申候
一、田作之義ハ永楽　屋らく　えび稲大分作り申候
一、畑作之義ハ　あわ　ひえ　はい豆　あづき　かうらい　多分作リ申候
一、当村より方々江道法
甲府七里半　市川村江　三里余
江戸江四拾里半　岩間村江　拾九町
里沢村江弐里半
身延へ四里半
一、人馬役之義　御役人様　居村大通り之節ハ三沢村樋田村切房木村道村四ケ村組合次申候
一、高七石五斗四升五合　三沢村ゟ入作
内　四石壱升　田方
三石五斗三升五合　畑方
一、高五石五斗九升　切房木村ゟ入作
内　三石八斗六升　田方
壱石七斗三升　畑方
右弐ケ村ゟ当村トへ入作仕候
一、百姓林　六ケ所　向林
すけノ沢
名所　日かげ林
加窪林
日向林
横廻し
是ハ前々ゟ反ト無御座候
一、馬草取場入相山　切房木山江入リ来リ申候
是ハ先規ゟ野銭なしニ而入リ来リ申候
一、入相山弐ケ所　釜額村分　村中薪取場　長坂山ニ而取リ来リ申候
中ノ倉村分　道法三里半
是ハ先規ゟ山年貢出し不申候

一、入相山　根子村山ニ而前々馬草薪取り来り申候
　但シ道法弐里半当村ゟ人別をわけ入相之者ハ可仕候
　是ハ先規ゟ山年貢出し不申候
一、入相山　中之倉山へ道法三里当村之内人別をわけ入来り候者御座候
一、提長九拾六間　小坂御川除場
一、同長三拾弐間　向小坂同所
一、同長五拾弐間　六反田同所
一、同長九拾間　樋ノ沢而南同所
一、同百九拾弐間　家前通り同所
一、同長拾四間　村向同所
一、埋樋　壱ケ所　長六間　六反田
　横壱尺弐寸
　右入用竹木之義百姓居林ニ而取自普請ニ仕候
一、六反田沼　悪水ぬき堀　長三拾五間
　横六尺
　此入用堀ぬき人足壱年ニ拾五六人宛御公儀様ゟ被下掘ぬき仕候
一、井口水門　四ケ所　長三間　但し　壱ケ所ハ小坂
　横弐間　壱ケ所　大通り
　壱ケ所　家前
　壱ケ所　今井
　此入用竹木ハ百姓林ニ而取自普請ニ仕候
一、当村切支丹御高札壱枚御座候
一、薬師堂　弐間　壱ケ所
　弐間
　是ハ此敷地先規ゟ御見捨ニ而午ノ御検地も御見捨ニ御座候
一、壱畝拾九卜
　是ハ先規ゟ高外ニ而午ノ御検地ニも先規之通りに御座候
一、御検見有之候節ハ田畑ニ致し札を立御引方有之候分ハ御帳面を以百姓方ハ割渡し申候事
一、村中年内諸事入用夫銭掛リ物之義年中帳面ニ記置極月ニ至リ惣百姓立合吟味之上高割ニ仕但し年ニ寄高壱石ニ付銀三匁七八卜宛懸り申候
一、御伝馬宿ニ大通り之節ハ岩間へ人馬助合仕候
一、当村男ハ耕作仕付之間ニハ山方ゟ薪出し黒沢村市川村へ出し参り申候
一、当村女ハ作之間ニ薪草、落葉取罷有候
一、当村薪之義ハ入相山居林並買出し、たき並ニ売買仕候
　甲州八代郡落居村光岳寺末寺　禅宗　法立山　延命院
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午之御検地ニも御捨被下候
一、高壱石壱斗壱升八合　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
　甲州八代郡道村慈観寺末寺　禅宗才度山　白泉院
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午ノ御検地ニも先規之通り御見捨ニ罷成反卜無御座候
一、高八斗八升七合七勺　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
　甲州巨摩郡身延山久遠寺末寺　法花宗　躰具山　法円寺
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午之御検地ニも先規之通り御見捨ニ罷成反卜無御座候
一、高弐石三斗壱升　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
一、米七斗弐升　名主給
一、高九石八斗五升三合　同役引高
一、御崎ほこら　長弐尺五寸　壱ケ所
　横壱尺五寸
　是ハ東畑と申所ニ有之敷地ハ午御検地ニも御除被下候

一、神明ほこら　長弐尺五寸　横壱尺五寸　壱ヶ所

右ハ当村諸事御尋ニ付村中ニ有之候品々並前々仕来り候儀委細書面之通り差上ケ申候所相違無御座候　以上

延享三年寅正月

八代郡車田村

名主　六左衛門

長百姓　忠右衛門

同　甚之丞

同　儀右衛門

村明細帳は以上のほかに、年代の少しずつ下がる六通の明細帳が残っている。

天明八申（一七八八）年　湯之奥村

享和弐戌（一八〇二）年　樋田村

文政十一子（一八二八）年　市之瀬村

天保四巳（一八三三）年　大炊平村

天保九戌（一八三八）年　大山村

同年　三沢村

である。

町内の村明細帳を通してみると、旧村諸村は、農業を主とし、食生活での自給自足を図ると同時に、生活物資の不足は、駄賃取りで収入を得てまかなっていたと思われる。駄賃取りは農閑期に商家の多い岩間村・黒沢村・市川村などに、馬または自分の背で背負って薪・炭の売買をしたことが記されている。湯之奥村では富士川対岸の下山村まで行ったとある。その外、川普請（土木工事）人足としての日雇い賃金、大工等の職人としての日当取り、なかでも天明八年嶺村明細帳記述の

「女之儀八年々四月以前駿州富士郡へ茶津み日用ニ罷出申候」

の一文は「出女」の厳しい掟のなかで、当時の国外まで茶摘み日雇いとしてでかけた事実は新鮮な驚きである。以上のように駄賃取り、賃かせぎが行われたのであろう。

また、釜額村、車田村での和紙製造がある。

「紙漉舟役壱艘半

但シ壱艘ニ付米弐斗壱升六合宛」

の一文で確認される。

和紙は現在、市川大門町、中富町西島などで作られているが、和紙の原料は、こうぞ、みつまたで町内でも丸畑、栃代、湯之奥などで昭和三十年代前半まで栽培されていた。釜額村、車田村では、そのように町内で栽培された、こうぞ、みつまたなどを使い手すき和紙の製造をしていたのであろう。

不思議なのは町内明細帳のすべてに桑畑・養蚕についての記載がないことである。してみると、大山村・三沢村の天保九戌年の明細帳が現存している明細帳のなかで一番新しいものだが、一八三八年ころには町内旧村では養蚕が普及しはじめたのはいつ頃からだろうか以上の資料では確認できない。

次に前記六通の明細帳の中湯之奥村・樋田村・市之瀬村の全文を掲載する。

天明八年

村指出明細帳　甲州八代郡湯奥村

申之五月

延宝七未年　甲州八代郡湯奥村

一、高弐拾八石六斗六升　平岡八郎兵衛様
　　石井治太夫様　御検地
　此反別九町壱反九卜
　　此訳
　田高　三斗七升六合
　　此反別　六畝八卜
　畑高　弐拾八石弐斗三升
　　此反別九町四畝壱卜
　　外
　　六斗代
　　中六斗代
　　下四斗代
　　下下壱斗五升代
　　山砂畑八升代
　　屋敷壱石代
　　刈生畑
　　四升代

一、高六石七斗壱合
　此反別拾六町九反弐畝廿四卜

一、当村高反別平岡八郎兵様　石井治太夫様
　御改御水帳弐冊御座候

一、当村御年貢之義ハ小切大切米方共ニ御直段ヲ以不残金納ニ仕候

一、田畑川欠並ニ猪鹿荒地引前々御帳面通御座候

一、当村御蔵屋敷壱畝歩
　是ハ未御検地ニ御除地ニ御座候

一、当村家数拾七軒　人数　三拾弐人　男
　　弐拾四人　女　馬三疋

一、寺壱ケ寺　西河内領下山村竜雲寺末寺
　　禅宗　西方院

　地内御除地

一、氏神壱社山神　神主下部村　依田大和
　是ハ未御検地ニ社地　御除地ニ御座候

一、神社　弐ケ所　当村分内

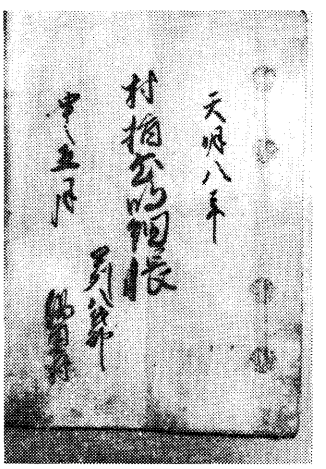

村差出明細帳（湯之奥区蔵）

　壱社山神　せりば
　壱社山神　屋敷平
　右社地未御検地ニ御除地ニ御座候

一、当村分内
　東西五拾丁駿州麓村境迄
　下部村境迄
　南北三拾七丁大垈村境迄
　常葉村山境迄

一、当村金山　三ケ所　中山　内山　かや小屋
　右三ケ所御座候而九拾三四年以前迄金掘致申候所ニ作一切致不申金掘斗仕候得共金筋段々少々罷成り諸色売買高直ニ御座候故右三ケ所のもの共方々へ罷越八九年此方ニ壱人も無御座候

一、当村道法　江戸へ四拾六里　甲府へ拾里　常葉村迄弐里
　下部村へ壱里　波高島へ弐里弐丁

一、当村分内　道橋村入用ニ而致来申候
　御預り

一鉄炮壱挺
　是ハ亀田三郎兵衛様御代官所節猪鹿威ニ御預被下候

一、鉄炮三挺　定御預り
　右ハ百姓所持仕候鉄炮ニ御座候所ニ九拾年以前御改被遊御帳面ニ附被仰付候山方ニ而猪鹿猿多く御座候ニ付おどしのため定預被仰付候

一、切支丹高札並ニ捨馬御高札共弐枚御座候

一、用水せき壱ケ所村中呑水金山沢より八丁二六間取来り申候

一、御林壱ケ所　不とう山　立壱里程
　横壱里程　富士川河岸迄四里
　反別ハ無御座候
　此木数槻栂縦拾年以前尾張屋平忠きり出申候残弐千六百本余大積五寸廻り弐間迄雑木小木立ニ御座候

一、御林御法度札壱枚御座候

一、百姓林　弐ヶ所
　是ハ未御検地ニ反別ニハ無御座候得共前々ゟ百姓支配致来り申候共ニ寅年ゟ山小物成御上納仕候
　　此訳
　壱ヶ所　立弐拾九間　上ノ山　七左衛門
　　横六十壱間
　壱ヶ所　立三間　函下　奥右衛門
　　横五拾間
一、百姓所藪　三ヶ所
　此反別七畝四卜
　　是ハ去辰年ゟ小物成御上納仕候
一、刈生場之内近年猪鹿猿発向仕故作不申候場所芝木立候場所ニ御座候
一、薪株場当村分内刈生場之内上山向山中山道ニ而取木申候
一、百姓農業之間稼ニ者、男女共ニ薪、かや、すみ等と付馬致渡場弐里余下山村へ弐里出し売申候
一、御伝馬之義ハ常葉村組中寄合相勤来申候
一、村中諸色御役金並ニ文銭等之義ハ帳面ニ記年々極月至惣百姓寄合吟味之上高割ニ致申候
一、名主役引高七石弐斗　給米壱表米但三斗六升入
一、奥山　壱ヶ所　村中薪馬草来申候
　是ハ先年金山御座候内大根為作候所ニ御縄請少ゝ御座候残候分ハ去寅年ゟ小物成御上納仕候
　右之通当村ニ有来候儀並ニ山内共ニ名主長百姓惣百姓立会委細相改候所相違無御座候
　　天明八年　　甲州八代郡　湯之奥村
　　申五月　　名　主　七左衛門
　　長百姓　七郎左衛門
　　同　仲右衛門
　　百姓代　元右衛門

享和二年
八代郡樋田村明細帳
甲斐国八代郡樋田村
名主　善左衛門

延宝六午年
辻弥五左衛門様
比企儀左衛門様

一、高三拾弐石六斗九升
　田高　弐拾石九斗六升八合
　　此反別　壱町八反六畝廿九歩
　畑高　拾壱石七斗弐升弐合
　　此反別　四町七反弐畝四卜
一、家数　拾五軒
一、人数　七拾弐人　内　男　三十九人
　　女　三十三人
一、馬　三疋　当才斗
一、百姓農業之間ハ男女共市川大門村其外薪木出し少々之財物を売或小商ひ抔をいたし渡世仕候

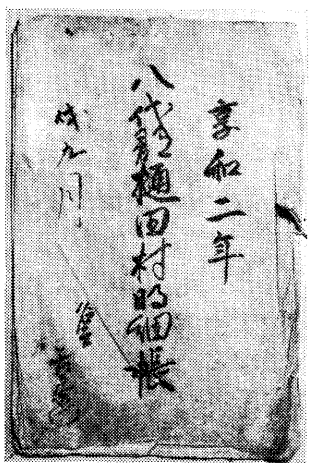

村明細帳（樋田区蔵）

一、当村分内
　東者熊沢村境迄　四丁
　西者宮原村境迄　四丁
　北ハ岩下村境迄　弐町拾間
　南ハ車田村境迄　弐町余
一、道法　当村ゟ

江戸迄　四拾里
駿州境遠嶋迄　拾弐里
甲府迄　七里半
市川大門村迄　三里半
岩間河岸迄　半道

一、御廻米船積之節ハ鴨狩村富士川之畔ニ而船積仕申候
一、田作ハ早奥中手
稲草　ゑひいね
あしけ白
しろけほら
何連茂草こやしにて仕付仕り申候
一、畑作ハ　あわひえ　大豆　小豆
木綿等少々
其外登作申候
是ハ右同断くさこやし志もこい等にて作申候
一、田草馬草等切房木村分内字外向山と申所迄先年より入会来り申候右入会四ケ村ニ而山手永御上納割合相納申候
一、当村之内字柳田と申所之百姓計り熊沢村分内迄入会田草馬草取来申候宝暦年中ゟ山手永差出来申候
一、薪木取場釜額村、中倉村両村山林江入会ニ而先年取来申候、当村ゟ道法三里
一、田方用水ハ川水ニ而仕付仕り申候
一、堤長　六拾間　宇能沢
一、堤長　百八間　西田
一、堤長　百拾間　ひかげ田
一、堤長　六拾四間　家之下田
一、堤長　七拾弐間　柳田
一、堤田　百廿四間　桑原田
右者堤六ケ所前々御普請所ニ御座候得共近年自普請ニ被仰付村役ニ取繕仕申候右入用者村高割仕り申候
一、百姓持林　三ケ所
内　柳田向
大屋
家の上
右山手永被仰付前々ゟ御上納仕来り申候
一、無本寺之阿弥陀堂壱ケ所　但三間四面
是ハ前々御検地之節ゟ屋敷弐拾ト
御検地御除被下置有罷候
一、天神之社　壱ケ所　村中氏子支配
是ハ年々六月廿五日　三沢村神主神事相勤申候
一、切支丹御禁制之高札場壱ケ所
一、御年貢御詰蔵壱ケ所屋敷壱畝弐ト
是ハ前ゝゟ御座候得共去卯之大風ニ而吹つぶし御蔵ハ無御座候
右之通り当村有之御品々明細帳面ニ相仕立奉差上候処少茂相違無御座候
享和弐年　甲州八代郡樋田村
九月　日　名主　善右衛門
長百姓　文　蔵
同　伝左衛門
百姓代　市郎兵衛
市川御役所

文政十一年　八代郡
村差出明細帳　市之瀬村
子九月

延宝六戊午年　平岡八郎兵衛様　御検地
石井治太夫様
甲州八代郡　市之瀬村

一、高八拾五石七斗四升六合
此反別弐拾三町六反弐畝六歩
此訳

田高拾三石七斗四升六合
　反別壱町七反七畝拾六ト
下田七反四畝五ト　九斗代
　分米六石六斗七升五合
下々田九反七畝拾五ト　七斗代
　分米六石八斗四升八合
山田五畝拾五ト　五斗代
　分米弐斗六升七合
六畝拾四ト　田見取
畑高六拾石弐斗七合
　此反別拾九町四反三畝四ト
上畑壱町弐拾八ト　八斗代
　分米八石七斗五合
中畑三町五畝弐拾弐ト　六斗代
　分米拾八石三斗四升三合
下畑四町三反八畝拾四ト　四斗代
　分米拾七石五斗三升九合
下々畑四町九反五畝拾ト　弐斗代
　分米九石九斗七合
山畑五町七反三畝拾七ト　六升代
　分米三石四斗四升
屋敷弐反九畝壱ト　壱石代
　分米弐石九斗三合
畑田成高拾壱石七斗四升
　此反別弐町四反壱畝拾五ト
上畑田成九畝弐拾三ト　八斗代
　分米七斗八升壱合
中畑田成壱町壱反六畝九ト　六斗代
　分米六石九斗七升八合
下畑田成八反四畝拾五ト　四升代
　分米三石三斗八升
　反別壱町七反七畝拾六ト　弐斗代
下々畑田成弐反九畝拾九ト
　分米五斗九升三合
山畑田成壱畝拾ト　六升代
　分米八合

一　家数　五拾四軒　内　拾軒水呑
一、人数　弐百拾弐人　内　男九九人
　女百三人
一、馬　六疋　但シ当才ゟ弐才迄
一、当村作間稼之義者　男者　茶売申候
　女者　薪取申候
一、馬草薪者北川村田代山ニ而馬拾五疋迄ハ前々ゟ入来リ申候
一、北川村日影山み称津る之内拾八間宛前々ゟ入来リ申候
一、当村日向用水之儀者北川村井口ゟ市之瀬田場迄拾六丁前々定式御普請被仰付
　水引来リ申候
一、当村日影用水之義者北川村井口ゟ当村常葉村田場迄拾四丁前々定式御普請被
　仰付水引来リ申候
一、当村古関川通リ　前ゝ定式御普請所
一、当村百姓林　弐ケ所
一、名主役之儀ハ長百姓之内年番ニ勤来リ申候
一、御年貢米之儀ハ波高島河岸に出し申候道法壱里半
一、当村江戸江道法四拾弐里廿八丁
一、当村ゟ甲府ニ道法八里
一、当村高反別　平岡八郎兵衛様　御役御水帳弐冊
　石井治太夫様
一、当村御蔵屋敷壱畝四ト　御除地
　東西へ拾弐丁
　南北へ九丁
一、当村長横之儀ハ　身延山久遠寺末
一、当村御黒印高五石　法花宗　妙円寺

一、当村御除地反別畑壱反壱畝拾五ト　同寺
　前々ゟ高外ニ御座候
一、当村御除地　拾四間　八幡宮社地
　拾壱間
　前々ゟ妙円寺支配ニ御座候
一、当村御除地　五間　山之神社地　前々ゟ同寺支配
　六間
一、当村御除地　五間　山之神社地　村支配
　四間
一、当村御除地　三間　山之神社地　村支配
　弐間
一、当村御除地　三間　御崎社地　村支配
　弐間
一、当村御高札　弐枚
一、当村天水場三ツ沢与申所壱町ト余御座候
一、当村鉄炮定預リ
　是ハ山方ニ御座候へ者猪鹿猿等出申候ニ付玉なしニ而威申候
一、当村神送リ之儀者前々ゟ北川村送リ申候
一、当村御用状継送リ之儀者上十日宛継送リ申候常葉村竹ケ嶋年番之節者丸壱ケ
　年継送申候
　右者当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々前々仕来候儀明細帳面ニ相仕立差上申
　処相違無御座候　以上
　　文政十一子年　　八代郡
　　九月　　市之瀬村
　　名主　兵蔵
　　長百姓　新蔵
　　百姓代　伝左衛門
市川
御役所

第三節　検地

一、概説

国家社会にあって、食料生産は社会機能の最たるものであり、そのための農地は国家社会そのものであった。農地の広狭沃瘦は国家社会の大小、強弱、貧富と直接関係し、また農業生産は税の賦課と表裏の関係にあり、それゆえ、土地制度の改変は歴史の流れを変える力ともなった。

支配者にとって、支配下の農業生産額を知るためには農地の広狭、沃瘦を調査する以外になく、土地調査は古代から行われていた。

律令時代の「公地公民の制」・「班田収授の法」等の制度は当時の「田籍」「田図」「戸籍帳」などの作成によって可能であった。その調査方法は不備で、調査結果は不完全であった。

近世になって、戦国大名の検地を発展させ、組織化し、基準化し全国規模で実施したのが太閤検地であった。秀吉にかわった江戸幕府はさらに精密化して全国の検地をおこなった。甲斐国の歴史に残る、「石見検地」・「伊奈検地（熊蔵縄）」がそれである。

江戸時代を通じて実施された検地は、一筆ごとに田畑・屋敷の面積、収穫高、耕作者を検査、測量して、村ごとの収穫高を出し、それによって、年貢、諸役を課し、幕藩体制を確立していった。

以下、甲斐国における検地の歴史から、下部町内旧村の検地を資料によって記述することにする。

二、甲斐国の検地

甲斐国における検地は(1)武田氏が国主として支配していた時代、(2)武田氏滅亡後、徳川氏が領主の時代、(3)天正十八（一五九〇）年八月、家康の関東入国後の一時期に豊臣家の領有した時代、(4)徳川家康による天下統一後、甲斐国は再び徳川家の直轄領として管領された時代と四区分して考察

することができる。それぞれの時代の検地は、検地の方法、記載の仕方等、時代で異なり、特色のあることが諸資料から明らかにされている。

武田信玄は永禄六（一五六三）年十一月、山梨郡万力筋の乾徳山恵林寺領の検地を行い、翌年、恵林寺を武田家の菩提寺と定め、多額の寺領寄進をした。現在、恵林寺所蔵の青表紙二冊「恵林寺御検地日記」「恵林寺領穀米公事諸納物帳」がそのようすを語っている。この資料が甲斐国における検地の最古の資料といわれている。

武田信玄・勝頼二代の間に、甲斐国内の一国総検地か、あるいは、恵林寺領以外の筋の諸村で検地が行われたかは、それを示す他の資料は確認されていないので明らかでない。

この時代河内領は武田氏の支族、穴山家の所有になっていた。天正八年から九年（一五八〇～一五八一）にかけて、下山の天輪寺領、並びに成島の円蔵院領の検地を行った。両寺に残されている検地帳からみると、貫高と年貢納入者だけの記載方式で、簡単なものである。これは「恵林寺領検地帳」が寺領所有者名や上納額が詳細に記載されていることと比べると、武田氏の時代、甲斐一国の総検地は行われなかった傍証とはならないだろうか。

一国総検地の場合は、検地の方法、記載の方法等が統一基準で行われることが通例であり、恵林寺領と河内二寺領との異なった記載形式では検地の意義は薄れるからである。

武田時代の検地では、貫高制で記載され、土地の呼称は町反を使用していない。時に町反を使用し、または、何升蒔田畑と記載されていても、貫高が必ず添えられて記録されている。

『甲斐国志』第一巻、提要部に、

「武田時代町段ノ数詳ナラス、以二貫高一通用セリ、天正十午年ノ後猶依二旧制一、同十七年命アリテ伊奈熊蔵家次一国打量アリ、慶長元申年浅野弾正少弼打量アリ、右両度ノ高ハ不二分明一、同六丑年大久保石見守奉行トシテ打量アリシ時ノ石高ヲ伝ヘテ古高ト称シ、毎村ニ水帳ヲ蔵セリ」

と記されている。「天正十午年ノ後猶旧制ニ依ル」ということは、武田家滅亡後も、甲斐国の土地制度・年貢関係の処理の方法は武田氏時代の古い制度がそのまま踏襲されていた。徳川家の支配が焦らずに、甲斐国の人士・農民の徳川家への心服を待つ態度とも考えられる。

そして七年後の天正十七丑（一五八九）年、伊奈熊蔵家次による甲斐一国の打量、すなわち検地が行われることになる。

伊奈熊蔵家次、後に備前守忠次と改名した。信州伊奈郡の出身で、武田家滅亡後家康に随身したといわれる。家康はこの者に命じて検地を実施した。

この検地は徳川家康が行った三河・遠江・駿河・信州・甲斐五ケ国の自領総検地の一環であったとされている。

甲斐国は、検地奉行伊奈熊蔵家次の指揮の下で実施されたことは、前述の『甲斐国志』や、県内各地の検地諸資料に伊奈熊蔵の名が記され、時には「熊蔵縄」とも「伊熊縄」とも呼ばれていたことで明らかである。

検地は農民にとって直接生活にひびく貢納の高になってかえってくるので、検地が厳しいと不穏な空気もみられることになる。また検地を恐れて荒地とされたことを示す「熊蔵荒」の記録もみえる。

河内領は家康の家臣・菅沼藤蔵定政に、郡内領は鳥居彦右衛門元忠の知行として与えられていたので除かれ、甲斐国九筋の直轄領で検地は実施された。

この時の検地の方法は、服部治則が『増穂町誌』で述べているところによれば「今川氏の旧法によって実施され、石高でなく俵数で記載されている。現在増穂町南明寺所蔵の伊奈熊蔵寺領証文で確かめられる」と述べられていることで知られる。

三、太閤検地

「慶長元申年浅野弾正少弼打量アリ」とあるのは、わが国の歴史上、太閤検地と呼ばれる検地の一環であって「弾正縄」と記されている。

太閤検地は、従来の検地より、その方法・記載の形式等が全国統一基準で実施され、画期的な検地として知られている。

文禄三・四（一五九四～一五九五）年に集中して実施されたので、別に「文禄検地」とも呼ばれた。

浅野弾正少弼とは豊臣家五奉行の一人、浅野長政で芸州広島、浅野家の祖である。

文禄二年、甲斐国に封ぜられた浅野長政は五奉行が中心となって行った全国総検地をうけて、直ちに自領の検地に着手したものとみえる。

『甲斐国志』国法部に、

「慶長元申、同二酉年ニ至リ浅野弾正長政一国検地シテ石高ニ改ム」

同書、巻之十八、村里部第十六上、都留郡の項に、

「文禄三年浅野左衛門佐始テ検地アリ、是時村里、八十一、高一万八千四百十八石二升」

と記されているのがそれである。なお浅野左衛門佐は長政の家老浅野氏重で都留郡を領していた。

太閤検地は、

「六尺三分を一間とし、一間四方を一歩、三〇〇歩を一反とし、田畑、宅地等一筆ごとに検地して上、中、下、下下の四段階の等級わけをし、京枡を基準枡として、反当収量を測り、石高であらわした」とされている。

四、大久保検地

『甲斐国志』巻之一提要部に、

「同六丑年大久保石見守奉行トシテ打量アリシ時ノ石高ヲ伝ヘテ古高ト称シ毎村ニ水帳ヲ蔵セリ」

とある大久保石見守長安の検地は慶長六年より慶長十一年まで続けられこの時の結果を慶長古高と称して、以後県内各地のその後の貢租の基準として重視されたといわれている。また『甲斐国志』巻之二国法之部には

同六丑年御料所ニナリ平岩主計頭再為ニ城代一時大久保石見守奉レ命打量ス同七寅年ニ及ベリ但都留郡ハ鳥居土佐守領分也四郡高二十三万八千百八十五石四斗一升一合今称ニ之古高一四奉行ヨリ毎村ニ掟書ヲ出ス今稀ニ存スル者アリ此時ノ検地帳ニ熊蔵荒・弾正荒ト書スル事ハ以前両度ヲ指シテ云ナリ其法浅野ノ時ノ如ク一反三百歩ヲ用ラル分ハ除高役ナリ国華万葉記等ニ二十万二千石羽柴加藤ノ拝領高トアリ武家補任ニ二十一万四千石分限帳或二十四万石トモ記タレドモ皆後人ヨリ所レ称ナリ本州ニハ慶長元申年以前ノ文書ニ石高ヲ記ス者未レ見レ之石米ト称スルハ前ニ云ヘル如ク一貫籾四俵ノ積リニテ其法異也

と伝えている。

検地の方法は、検地奉行総指揮のもと、検地役人および竿取が、村役人の案内で村内の田畑の一筆ごとに測量して記載するのである。

竿取のもつ間竿は検地棒ともいわれ、一間は六尺一分の長さで片側に目盛が入れてある。その他の諸道具は絵図のごとく、梵天、端尺杖、水縄、水縄を十字に張る十字などが用いられている。

慶長の検地と呼ばれる大久保長安の検地と、弾正縄と呼ばれる浅野長政の検地とは、大きな違いは間竿の長さの違いである。弾正縄の場合は六尺三分で、大久保検地の場合は六尺一分である。農民にとってこの二分の差

が、実は収量、村高、年貢とひびいてくるので関心の集まるところであった。

検地の結果、反別や田畑の品等が決定される。さらに、石盛とか斗代といわれている年貢の基礎となる数値が定められる。この石盛の数値の決定が領主にとっても農民にとっても最大の関心事であった。

石盛の数値は次のようにして決められていく。まず、田畑の品等から上田と決められた田の三、四ヶ所の坪刈を行い、一坪に平均籾一升あれば一反で三石の収量がある。籾三石を五分摺りにすれば米一石五斗となる。これを石盛十五とする。以下品等に応じて、二つ下がりを通例とし、中田十三、下田十一、下下田九、山田は七というように石盛の数値を定めるのである。

田畑の品等は、

田は、麦田、上田、中田、下田、下下田、

畑は、上畑、中畑、下畑、下下畑

と順序が定めてあり、土地によっては、蘭田とか、麻田などを入れて石盛の数値を高くする場合もある。

検地の結果、貢租の算定基準が定められて、この一反当たりの石盛の数値に村内の集計された総反別をかけ合わせると、その村の「村高」となるのである。

検地の結果は石盛、村高だけでなく、高請の本百姓という身分制度にも関係してくるのである。高請の本百姓という農民は、その村落での旧家で屋敷検地まで受けて認められる。

甲斐国では、国中地方と呼ばれる山梨郡、八代郡は、河内領郡内領と異なり、農地は肥沃で、しかも広大で二毛作田が多くあったことから、蘭田二三、麻田二二、麦田二二、上田二一、中田十九、下田一六、下下田一一上畑一六、中畑一五、下畑一三、下下畑八、屋敷一二などと河内領、郡内領よりも非常に高い石盛を記録していることが知られている。

慶長検地は甲斐一国検地であり、それ以後の検地は資料そのものの不足

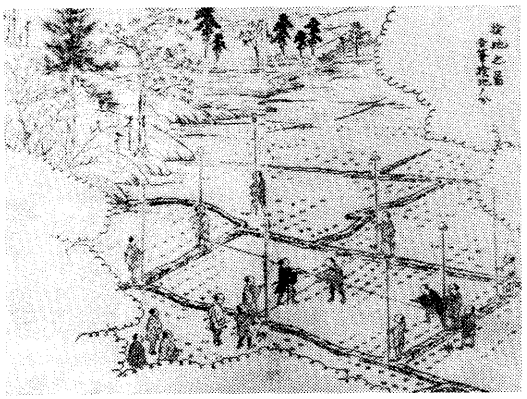

検地の図

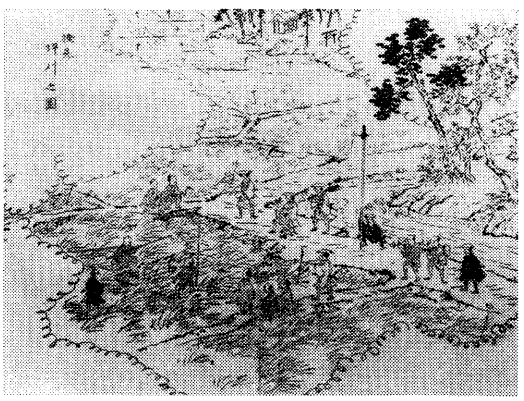

検地坪刈の図

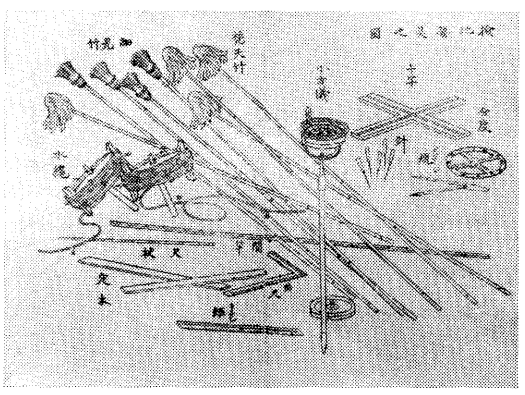

検地要具の図

表1　山梨県下検地帳一覧表

（山梨県立図書館蔵）

区分＼年号	慶長	寛文	延宝	貞享	元禄	宝永	正徳	享保	元文	宝暦	明和	天明	亨和	弘化	明治	合計
万力	174	6		266	5											451
栗原						65	118									183
大石和							38	52								90
小石和								30								30
中郡	311	29		294	61	8										703
北山	215	7	3	319												562
逸見	223	296		127												646
武川	86	254	111	61	21											533
西郡	180	398	61	76	59	5			2				3			784
河内		868	108	50												1,026
郡内		172						1	1	7	2	1	2	4	10	200
計	1,189	2,030	301	1,193	146	78	156	83	3	7	2	1	5	4	10	5,208

上野晴朗氏集計

から十分に把握されていない。上野晴朗著『甲州風土記』中の検地の旋風の項を引用すると、その間の細かなようすがうかがわれる。

これによると慶長以後公に検地が把握されているのは寛文以後である。しかし本県には慶長から宝永二年の間に地頭、給人らが各支配領において独自に検地を行なっている場合がある。

それらの支配地は知行地・御給所・御領地など呼び名はさまざまであり、これらの支配領が全部にわたって検地を行なったものかどうかは明らかではないが、資料の結果からみれば年代的にはまちまちで、しかも地頭によってはかなり辛辣にあくどい検出を行なっている。

八代郡一之蔵村の場合、地頭安藤次右衛門は延宝六年に検地を行ない、村人のひたすらの嘆願にもかかわらず、高三三九石六斗七升四合の村高が一挙に一一九石も増加されて、四五八石七斗一升九合にもなってしまった。

こうした苛酷な私領検のあと、甲府宰相徳川綱重の時代、寛文四年からふたたび大規模な検地が行なわれるようになった。寛文・延宝・貞享年間にわたるもので、栗原・大石和・小石和のように開拓が上代にまでさかのぼり、石高にあまり変動のない地域は、この検地からは除かれた。

この寛文年間の検地は同七年まで行なわれ、十二、三年後の延宝七年、逸見・武川・西郡・河内領・北山筋の一部に、その後の検地が行なわれた。しかし村の都合によって丈量をうけなかった村方もこの中には含まれている。そのかわりこの検地に洩れた村方は、それからさらに七年後の貞享の検地をうけており、今度は延宝に検地をうけた村方は、貞享のおりには新田検地と、社寺の除地改めのみにとどまった。つまり実質的には延宝と貞享の検地は同一のものということになる。延宝検地を先御縄、貞享検地を後御縄と称しているのである。このへんに支配者が、筋によって石盛直しの考えを勘案していた様子がうかがえる。とくに検地の縄入れがいまの中巨摩・北巨摩の逸見・武川・西郡・北山筋に集中していることは、用水堰の発達と、新田開発に深い関連があることがわかり、江戸初期、とくに石高増加のねらいをもって、新田開発が奨励され、また用水堰が整備されて田畑の品等をあげ、石盛直しが行なわれているのである。

上野氏はさらに県内諸資料から次のような検地一覧表をまとめている。

それによると河内領の検地として現在記録されているのは寛文、延宝、貞享年間の三回の検地が集計されているが、後述の第三項（下部町内旧村の検地）の検地資料からすると、慶長検地（大久保検地）が実施された形跡があるが十分な資料が残っていないのでその点明確ではない。

甲斐九筋二領の中でも、特に東河内領は次表のとおり、山は峻険にして、耕地は狭小で、村高五〇〇石以上が一ケ村、一〇〇石以下の村がほとんどであることを考えると、検地の回数も少なかっただろうと思われる。

村数も江戸時代を通じてさして変動はなく、約二五〇年間に二ケ村増加したのみで極めて少ない。

表2　宝暦6年甲斐国三郡郷村高帳による村高の対比

筋別＼石高別		1000石以上A	500石 B以上	100石 C以上	100石 D以下
山梨郡	万力筋	3	15	25	6
	中郡筋	2	12	11	0
	栗原筋	3	23	27	3
	北山筋	4	4	9	4
八代郡	大石和筋	3	14	24	2
	小石和筋	3	17	21	4
	中郡筋	4	6	6	12
	西郡筋	1	2	3	0
	東川内領	0	1	17	41
巨摩郡	中郡筋	5	19	25	2
	北山筋	7	10	23	18
	逸見筋	7	22	31	3
	武川筋	2	11	19	7
	西郡筋	5	27	33	3
	西川内領	0	2	29	31
	計	49村	185村	303村	136村

上野晴朗集計

表3　江戸時代の村数の変遷

郡別	筋別	慶長年中甲斐国古高書帳		宝暦6年甲斐国三郡郷村高帳		文化3年甲斐国志		嘉永6年甲斐四郡村高帳	
山梨郡	万力筋	44	137	49	148	49	148	49	150
	栗原筋	47		53		53		55	
	中郡筋	26		25		25		25	
	北山筋	20		21		21		21	
八代郡	大石和筋	44	175	44	180	44	181	44	180
	小石和筋	40		43		40		40	
	中郡筋	28		28		30		29	
	西郡筋	6		6		8		8	
	東河内領	57		59		59		59	
巨摩郡	中郡筋	49	331	51	341	53	345	53	346
	北山筋	55		58		57		57	
	逸見筋	61		63		64		65	
	武河筋	38		39		39		39	
	西郡筋	66		67		69		69	
	西河内領	62		63		63		64	
都留郡			81		111		111		111
計			724村		780村		785村		788村

上野晴朗集計

五、下部町内旧村の検地

『甲州文庫史料』、第四巻、史料解題に次のような解説がみえる。

寛永元年『甲斐国山梨巨摩八代都留四郡村高帳』は、いわゆる「慶長郷村帳」に示される四郡村高を九筋二領別に整理したもので、寛永元年（一六二四）の写本と目される。これは一〇六丁から成るが、中に石高と村名の脱落したものがあるので注意を要する。なお慶長六年（一六〇一）に行なわれた検地の村高帳と称する「甲斐国四郡古高帳」は、『甲斐叢書』第一巻に収められているので参照されたい。

宝暦六年版『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』（一三四丁）は、鷹野慧広の版行になるものである。その跋文に記されるように、甲斐国三郡（都留郡を除く）の古高二二万石余が、その後、改出高・検地出高・新田高等によって二八万石余となり、この石高のうち諸役引高・御普請金懸り高は明らかであるが、各村高のうち高訳は知りがたいので、寛延元年（一七四八）の吟味にて改められた自普請役高・郡中割懸り高・諸品役引高を一村限に仕訳、版行したものであるという。甲斐国の村高帳の版行はこの宝暦六年版をもって初めとするようで最もよく知られているものである。おそらくこの村高帳は甲府その他の書肆で販売されたものであろう。山梨郡山村（東山梨郡勝沼町山）の辻家記録に「甲斐国四郡村高記シ申候売本ニ有之候当村高写置者也、宝暦九卯十月勝沼堰合町河内屋所而ニ見申候而写左之通」と記されるのは（勝沼町史料集成）右の宝暦版村高帳を指しているのにちがいない。

嘉永六年版『甲斐国山梨八代巨摩都留四郡村高帳』（一四一丁）は、これもまた跋文によってみると従来用いられていた三郡村高帳（宝暦版をいうのであろう）以後、新検や分郷などが数多くあったので、郡内領村高ともに掲載し版行したものという。しかし、総石高は従来の三郡高に郡内（都留郡）高を加算したものであり、宝暦版に載る田安領・一橋領が、嘉永版では田安領・清水領となり、それぞれの支配高に異動があるほかは、各村高をはじめ内訳の形式にもほとんど相異はない。以上、甲斐国の村高を示す代表的な四点の史料を掲載することにしたが、これらによって、近世における各村高の推移を知る目安は得られるであろう。

右の「史料解題」の中で述べられているように、寛永元年『甲斐国山梨巨摩八代都留四郡村高帳』と宝暦六年『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』に記録されている町内旧村名とでは村名にいくらかの違いがある。

寛永元年（1624）
甲斐国四郡村高帳に記載

八代郡河内
一ノ瀬村
堂村
窪村
岩熊村
八代郡中郡筋
御弟子村

八代郡東川内領
市之瀬村
道村
久保村
岩欠村
八代郡中郡筋
折門村

宝暦六年（1756）
甲斐国三郡村高帳に記載

両者の間には一三二年の長い年月が過ぎていて、その記録の事情は不明であるが、一ノ瀬村が市之瀬村、堂村が道村、窪村が久保村の関係は村名の音訓の読みからなんとなく理解される。検地の際の記録者の誤記か、それとも宝暦六年当時に、一ノ瀬村が市之瀬村のように村名の書き方を改めたものかどうか不明である。村名の由来が土地の自然状況とか、歴史的、社会的状況の中で呼称されるのが一般的であるから、「堂村」の地名からはなにか歴史的建築物それも宗教的な建築物が建っている場所として考えられるが、「道村」ではイメージは大いに異なる。窪村、久保村もしかりである。

岩熊村と岩欠村とが果たして同一村であるのか証する資料はないが、二つの村高帳の記録の順序からして対比してみたのにすぎないが、他に該当する村名がないところからして、そうだろうと考える。

御弟子、折門村は現在も、御弟子、八坂、折門の地名が存続している点で異議はないだろう。

現在、下部町の行政区域に含まれる旧村数は三十三ケ村で寛永元年甲斐国四郡村高帳にその全部の村名が、支配代官所の管轄替えはあったにしても記録されている。

さて、慶長の検地を証する検地帳は町内には、現存していないが、慶長検地が実施されたことを証するに足る資料として、道村水帳がある。延宝六午歳十月の年号と検地役人辻五左衛門・比企儀左衛門署名印がみえる。

甲斐国八代郡河内領　道村水帳
略
壱畝　歩　蔵屋敷
寺中弐反七畝拾歩慈観寺
是者慶長七年之水帳ニ除地之旨有
之ニ付任先規如此
略
延宝六戊午歳十月

辻　弥五左衛門㊞
比企　儀左衛門㊞

右の文中付点の箇所「慶長七年の水帳」と記されているところをみれば、延宝六（一六七八）年の道村には慶長六年より実施された大久保検地の検地帳が存在していたと考えてよいのだろうか。町内資料のなかで慶長の検地について触れているのはこれが唯一の記述である。

次に、『甲斐国山梨巨摩八代郡留四郡村高帳』・『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』と嘉永六年『甲斐国山梨八代巨摩郡留四郡村高帳』の中で下部町内旧村の村高はどう変わっているのか一覧表にしてみたが、寛永元年村高と宝暦六年村高と嘉永六年村高とでは取高に差はなく、一〇〇年経過後も変わりはないということは、町内旧村のいずれも、これ以上の新田改高もでなく耕地を広げる余地はないことを意味しているのではないだろうか。

次に町内諸資料から、町内旧村はいつころ検地を受けたのか資料を整理すると次の表になる。

下部町旧村ごと検地村高の変遷

※印前回検地より村高の増加した村

村名＼年号	寛永1年(1624)	宝暦6年(1756)	嘉永6年(1853)	村名＼年号	寛永1年(1624)	宝暦6年(1756)	嘉永6年(1853)
	石 斗 升	石 斗 升 合	石 斗 升 合		石 斗 升	石 斗 升 合	石 斗 升 合
波高島村	24 5 4	※111 1 7	111 1 7	大磯・小磯村	24 0 5	※ 58 9 9 0	58 9 9 0
上ノ平	10 1	※ 90 1 0 7	90 1 0 7	柴草	17 6 9	※ 41 3 2 1	41 3 2 1
桃ケ窪	3 6	※ 6 5 2 6	6 5 2 6	水舟	23 9 4	※ 31 4 9 4	31 4 9 4
湯ノ奥	5 5 8	※ 35 3 7 7	35 3 7 7	堂(道)	45 2 4	※ 55 2 1 5	55 2 1 5
下部	15 8 4	※ 95 3 6 2	95 3 6 2	切房木	58 6 1	56 6 2 8	56 6 2 8
杉山	12 4 9	※ 60 2 5 7	60 2 5 7	車田	81 5 3	※ 98 5 4 8	98 5 4 8
岩熊(岩欠)	31 6 2	※ 55 0 7 5	55 0 7 5	嶺	19 7 5	18 7 1 3	18 7 1 3
大炊平	31 8 8	※ 42 0 9 5	42 0 9 5	大山	13 4 6	※ 16 5 6 1	16 5 6 1
清沢	66 3 9	53 0 7 4	53 0 7 4	熊沢	46 3 5	42 8 7 5	42 8 7 5
常葉	217 8 3	※373 9 5 9	373 9 5 9	樋田	29 5 5	※ 32 8 7 0	32 8 7 0
北川	28 0 3	※ 79 3 9 1	79 3 9 1	三沢	212 9 2	※385 0 0 4	385 0 0 4
一ノ瀬(市之瀬)	66 3 9	※ 87 2 7 4	87 2 7 4	上田原	69 1 9	※ 95 0 4 0	95 0 4 0
一色	92 6 8	※177 7 6 0	177 7 6 0	八坂	2 6 7	※ 7 4 4 8	7 4 4 8
中ノ倉	26 0 5	※ 45 5 2 4	45 5 2 4	御弟子(折門)	21 7 7	※ 26 3 9 2	26 3 9 2
釜額	11 5 2	※ 30 0 8 4	30 0 8 4	窪(久保)	37 0 1	※ 45 2 5 0	45 2 5 0
瀬戸	14 5 9	※ 54 3 8 2	54 3 8 2				
古関	71 3 0	※198 8 0 1	198 8 0 1				
根子	12 5 4	※ 44 5 7 5	44 5 7 5	村高合計	1474 4 7	2543 1 4 2	2543 1 4 2

下部町内に現存する年代順検地帳一覧　（町誌編纂室調べ）

延宝６年（1678）	甲斐国八代郡河内領常葉村水帳	
〃	〃	熊沢村検地帳
〃	〃	道村水帳
〃	〃	常葉村刈生畑帳
享保17年（1732）	〃	東河内領車田村検地帳
〃	〃	熊沢村検地帳
〃	〃	波高島村刈生畑検地野帳
元文３年（1738）	甲斐国八代郡〃	常葉村新田検地帳
〃	〃	杉山村新田検地帳
〃	〃	常葉村高反別帳
延享２年（1745）	〃	波高島村名寄帳
〃	〃	道村水帳
寛政２年（1790）	三沢村田畑検地並石盛控	
〃　３年（1791）	〃　亥検（損）地田畑小前内仕訳帳	
文政	熊沢村新田水帳写腰帳	
天保	田畑山林御水帳写帳	
〃　６年（1835）	甲斐国八代郡東河内領車田村水帳	
	当辰之検（損）地小前書上帳	
15年（1844）	名寄帳上の平	

現存する資料では町内には延宝六（一六七八）年の検地帳が一番古いもので、それ以前のものは前述の道村水帳の一文で知るのみである。また、次表のように各旧村諸色明細帳のなかから検地実施の年表と検地役人等を知ることができる。

明細帳によると、延宝六（一六七八）年と同七（一六七九）年の両年にわたって実施されたことになる。明細帳には検地の年号が明確に記録されているものと「二〇七年以前」・「四十六年以前」とか、「午之御検地」「未之御検地」とかのように記述されているが、明細帳作成の年から遡ると、すべて延宝六午年と同七未年に合致する。両年にわたって平岡八郎兵衛、石井治太夫を検地役人とする一組と、辻弥五左衛門、比企儀左衛門の一組との二組の検地役人によって、町内各旧村で実施された。

村諸色明細帳に記録されている検地の事柄

年　号	村　名	検地の年号	検地役人名
宝永２年酉５月	芝草村諸支明細帳	午御検地	記入なし
〃	嶺村諸色明細帳	未之御検地	記入なし
〃	北川村諸色明細帳	27年以前 未之御検地	記入なし
享保９年辰７月	根子村諸支明細帳	46年以前午年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
延享２年丑２月	車田村諸色明細帳	延宝６午年	平岡八郎兵衛
天明８年申５月	湯之奥村 差出明細帳	延宝７未年	平岡八郎兵衛 石井　治太夫
享和２年戌９月	樋田村明細帳	延宝６午年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
文政11年子９月	市之瀬村 差出明細帳	延宝７未年	平岡八郎兵衛 石井　治太夫
〃　子８月	釜額村明細帳	未之御検地	記入なし
天保４年巳２月	大炊平村 差出明細帳	延宝７未年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
〃　９年戌４月	三沢村明細帳	延宝６午年	記入なし

また、三沢村蔵の資料に次のものがある。

「田畑検地并石盛…略……御役所江書上候控」と長々とした表題である。寛政二（一七九〇）戌年三月とあり、おそらく代官所への報告文書の控として保存されていたものであろう。ちょうど、この年寛政二年は『甲州文庫史料』中の「甲州代官付」に、

寛政二戌年ゟ同五丑年迄
御代官　小笠原仁右衛門
元〆　黒川惣八

とあり、『甲州風土記』甲府勤番支配並びに代官歴代表の中にも、寛政二年から三年にかけて、石和代官小笠原仁右衛門が市川代官を兼帯していたとあるところからみて、代官交替によって支配下の村々から報告させた文書の写しであろう。

寛政二年戌三月
田畑検地并石盛其外刈生新田等荒高家数人数并馬数巳年以来納永都合永御役所江書上候控

延宝六戌午年　三沢村
平岡八郎兵衛様　御検地
石井　治太夫様
御竿之儀者相知レ不申候
高三百八拾壱石三斗二升壱合
此反別　六拾九町八反壱畝拾弐ト（歩）
田高百四拾石五斗九升三合
此反別　拾三町三反弐畝三ト半
石盛　上田十三　中田十一　下田九
下々田七　山田五
畑高弐百弐拾四石四斗五升
此反別　五拾四町九反壱畝弐拾五ト
石盛　上畑八　中畑六　下畑三
下々畑壱五　山砂畑六升　屋敷十
荒高合　是ハ前々荒山砂川欠引
田方荒高　拾八石五斗九升六合
此反別　壱町七反八畝十七ト
此減米拾壱石六斗弐升壱合
内二反ト拾ケ年過候ハヽ可起返候
畑高荒　弐拾石三斗八升七合　前々荒二石八斗壱升六合九タ
此反別　八町壱反三畝弐拾五ト
此減米三石五斗五升弐合
起返リ可申場所も相見へ不申候

延宝六戌午年
平岡八郎兵衛様　御検地
石井　治太夫様
高壱石弐斗七升五合　同所新田　石盛三升代
此反別四町弐反五畝五ト

享保十七子年
御代官
坂本新左衛門様御検地
畑高　壱石六斗八升六合　見取子ノ新田石盛三升代
此反別　五反六畝六ト
内高壱石六升七合　戌石砂入引
此反別　三反五畝拾七ト
壱斗八升七合五夕

延享二年丑二月　見付
小川新左衛門様御検地　丑新田石盛弐升代
高七斗弐升弐合
此反別三反六畝三ト
内高　四斗弐升　卯川欠引
此反別弐反壱畝ト
七升四合八夕

安永九年子
家数百六拾五軒
一、家数百七十七軒
拾弐軒増申候
外ニ寺三ケ寺并番人小屋壱軒是ハ増減無御座候

安永九子年
人数七百拾九人
一、人数七百六拾人　当戌年分
男三百七拾八人　内　三拾人　六十以上
百拾四人　十五才以下
内　三拾七人　六拾以上
女三百八拾弐人　内　百八人　十五才以下
差引四拾壱人増申候

安永九子年
馬数　九疋　五才ゟ弐才迄
一、馬七拾弐疋　五才ゟ二才迄　当戌年分
差引三疋増申候

一　納合　米五拾九石四升　巳御年貢納辻
永拾五貫弐百拾壱文
都合　六拾七貫弐百九拾
五文弐ト五厘
一、納合　米四拾九石弐斗壱
升八合　午年
永五拾弐貫七拾八文
弐ト五厘
都合　六拾壱貫六百弐拾
八文六ト五厘
一、納合　米五拾六石七斗弐
升壱合
永五拾六貫百五拾八文六ト
都合　六拾弐貫四百拾四文三ト
一、納合　米四拾三石五斗弐升六合五夕　申年
永五拾弐貫八百五拾壱文四ト
都合　五拾八貫百四拾九文六ト

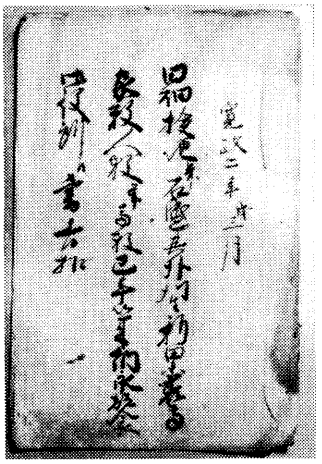

田畑検地等の文書（三沢区蔵）

以上、三沢村文書の表書にみる「……巳年以来……御役所江書上候控」の「巳年」がいつの年号かは明確ではないが、延宝六戊午年御検地から書きだしてあることから、延宝五丁巳（一六七七）年以来の三沢村の状況報告書ではなかろうかと思われる。田畑検地は、

延宝六戊午年（一六七八）
平岡八郎兵衛様
石井　治太夫様　御検地

享保十七子年（一七三二）
御代官
坂本新左衛門様　御検地

延享二年丑二月（一七四五）
小川新左衛門様　御検地

と三度にわたる検地の年号、検地役人名、石高と石盛が記されている。延宝六年検地には、川や沢の氾濫による田畑の流失、山崩れ等による土砂の流入・堆積による荒高や、新田見取（縄をいれなくて、見ただけで畝歩・石高を計る）などが書かれているところから村高全体について改めたものであろう。慶長古高帳や寛永元年甲斐国四郡村高帳では三沢村高は、弐百拾弐石九斗弐升とあるが延宝検地では、三百八拾壱石三斗二升壱合とあり、

百六拾八石余りも増加している。慶長検地より七十年余の歳月が過ぎたとはいえ、地勢的にみても、六〇パーセント増とは厳しいものを思わせる。

石盛については、後述の検地帳から考え、甲斐国の穀倉地帯である、山梨・八代・巨摩郡等の良田地帯と比べると格段に低い。上野晴朗は『甲州風土記』中でこの点に触れて、

「一般に石盛は、山梨・八代郡は地味が豊かで二毛作でもあったから、蘭田二三麻田二二、麦田二二、上田二一、中田一九、下田一六、下々田一一、上畑一六、中畑一五、下畑一三、下々田八、屋敷一二（山梨郡の最高）と、全国の石盛平均からみると非常に高い」

と述べられている。下部町内旧村では上田一三と記され、山梨郡の下田一六と下々田一一の中間にあり、下畑一三と同じ石盛である。河内地方の石盛がそれに比べて低いのは、地味もさることながら、猫の額ほどの狭小の耕地が原因であろう。石盛は、町内諸資料によっても、江戸時代を通じてずっと同じで、山梨・八代郡一帯の旧村のように石盛直しが行われた形跡はない。が、新田出高は記載されているところから、慶長検地以後、検地出高と共に三沢村高のように増加したのであろう。

延宝六年検地帳（一六七八）

延宝六戊午年の検地帳は、常葉村水帳、常葉村刈生畑帳、熊沢村検地帳、道村水帳が残されているが、膨大な資料でその全容を記載することができないが、ここでは常葉村水帳、道村水帳の一部を載せることにする。両村の検地帳を調べて驚くことは零細な田畑の一筆ごとに間竿が入れられていることである。

常葉村水帳

寺ノ下	弐間四間	下々田八ト（歩）	幸林庵
前田	壱間八間	下々田八ト	新兵衛
同所	壱間弐間	下々田弐ト	九右衛門
堀田前	壱間弐間	中田弐ト	七兵衛

道村水帳

寺之前	一、弐間四間半	上田九ト	金兵衛後家
同所	一、弐間三間	中田六ト	仁右衛門
宮の前	一、壱間弐間	下々田弐ト	茂右衛門

わずか二坪の田にまで縄入れがされている。ただ、町内資料によると享保十七年の検地帳には、

「右者甲斐国八代郡〇〇村見取場検地依被仰付、六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也」

と明記されているが、延宝検地帳のいずれにも、間竿についての記述はない。しかし、県内諸資料から考え、下部町内旧村でも、徳川氏の支配時代を通して、一貫し、間竿は六尺一分が用いられたことは確実である。

以下は常葉村水帳、道村水帳の一部である。

甲斐国八代郡河内領常葉村水帳（延宝六年）

寺ノ下	六間三間半	上畑弐畝二七歩	金三郎
同所	弐間九間	下々畑廿六ト内八ト入	同人

同所	弐間四間	下々畑八ト	幸林庵	同所	壱間拾壱間	下々田拾壱ト	藤左衛門
同所	拾壱間半拾六間半	上田六畝九ト	同寺	同所	壱間拾三間	下々田拾三ト	兵九郎
同所	六間六間半	上田壱畝九ト	久兵衛	同所	壱間八間	下々田八ト	新兵衛
同所	三間弐拾八間	上田弐畝廿四ト	同人	同所	壱間弐間	下々田弐ト	九右衛門
同所	拾三間半拾四間半	上田六畝拾五ト	幸林庵	同所	七間拾間	上田弐畝拾ト	七之丞
同所	六間拾弐間	上田弐畝拾弐ト	同寺	同所	三間弐拾間半	上田弐畝壱ト	同人
同所	五間半七間	上田壱畝八ト	藤左衛門	同所	四間半拾九間半	上田弐畝廿七ト	太郎右衛門
前田	七間半拾六間半	上田五畝五ト内二ト入	同人	同所	四間半弐拾六間半	上田三畝廿九ト	金三郎
同所	六間拾壱間半	上田三畝四ト内廿五ト入	太郎左衛門	同所	四間拾弐間	上田壱畝拾八ト	同人
同所	弐間四間	上田八ト	東前院	同所	弐間六間半	上田拾三ト	藤左衛門
同所	九間拾六間	上田四畝廿四ト	藤左衛門	同所	四間半六間半	上田廿九ト	善喜
同所	四間半七間半	上田壱畝三ト	金三郎	同所	五間五間半	上田廿七ト	次右衛門
同所	六間拾弐間半	上田弐畝拾五斗	太郎左衛門	同所	拾三間半四拾弐間	上田壱反八畝廿七ト	七之丞
同所	六間拾三間	上田弐畝拾八ト	市之丞	同所	四間半拾弐間半	中田壱畝廿六ト	茂左衛門
同所	五間拾弐間半	中田弐畝弐ト	常幸院	同所	五間半九間半	中田一畝弐拾弐ト	金三郎
同所	七間拾弐間	上田弐畝廿四ト	四郎左衛門	同所	四間七間半	上田壱畝ト	久兵衛
同所	九間弐拾四間半	上田八畝弐ト内廿弐ト入	金三郎	同所	八間半拾五間	上田四畝ト	常幸院
同所	五間半拾間	上田壱畝廿五ト	市之丞				

（中略）

| | | |

下々田　壱町弐反六畝廿六歩
山　田　八畝拾七歩
上　畑　弐町弐反弐畝廿七歩
中　畑　壱町三反八畝三歩
下　畑　弐町弐反八ト
下々田　弐町壱反五畝廿壱歩
山砂畑　壱町三反八畝拾七歩
田畑合　拾九町九反八畝拾七歩

延宝六戊午年九月

辻弥五左衛門㊞
比企儀左衛門㊞

遠藤治兵衛手代　田中喜太夫
脇部儀左衛門手代　広瀬長太夫
小人目付　嶋田利左衛門
竿　取　飯塚治右衛門
同　青柳勘兵衛
案内七之丞
五兵衛
源兵衛
喜兵衛
半左衛門
藤左衛門
金三郎
治郎右衛門
八郎左衛門

墨付百五枚　但上質共

甲斐国八代郡河内領道村水帳（延宝六年）

寺之前　一、三間　六間半　上田拾九ト　太郎兵衛　同所　一、八間半　八間半　上田廿壱ト　兵左衛門
同所　一、弐間　九間半　上田拾九ト　甚左衛門
同所　一、壱間半　拾間　上田拾五ト　仁左衛門
同所　一、参間　拾間　上田壱畝ト　常　本
同所　一、弐間　四間半　上田九ト　金兵衛後家
同所　一、弐間半　六間　上田拾五ト　太郎兵衛
同所　一、三間　拾壱間　上田壱畝三ト　ま　つ
同所　一、三間　拾壱間　上田壱畝三ト　太郎兵衛
同所　一、五間　拾弐間半　上田弐畝弐ト　甚左衛門
同所　一、弐間半　拾弐間半　上田壱畝壱ト　太郎兵衛
同所　一、弐間半　九間　上田廿弐ト　観行院
同所　一、弐間半　九間　上田廿弐ト　武兵衛
同所　一、三間半　六間　上田廿壱ト　同　人
同所　一、五間　拾五間　上田弐畝拾五ト　忠兵衛
同所　一、三間　拾四間　上田壱畝拾弐ト　助左衛門
同所　一、弐間　三間　中田六ト　仁左衛門
同所　一、弐間　拾間半　上田廿壱ト　与兵衛

（中略）

志らこ　一、六間　七間　屋敷壱畝拾八ト　長兵衛

同所　一、三間半　七間　屋敷廿四ト　孫兵衛

同所　一、三間　六間　屋敷拾八ト　又右衛門

同所　一、四間　五間　屋敷弐拾ト　金兵衛後家

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　茂右衛門

同所　一、五間　拾弐間半　屋敷弐畝弐ト　太郎左衛門

同所　一、五間　六間　屋敷壱畝ト　与兵衛

同所　一、四間　六間　屋敷廿四ト　太郎左衛門

同所　一、五間　五間　屋敷廿五ト　与次右衛門

同所　一、九間　拾弐間　屋敷三畝拾八ト　武兵衛

同所　一、四間　四間　屋敷拾六ト　甚左衛門

同所　一、六間　八間　屋敷一畝廿八ト　同人

同所　一、五間　七間　屋敷壱畝五ト　まつ

同所　一、七間　八間　屋敷壱畝廿六ト　作兵衛

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　助左衛門

同所　一、九間　拾壱間半　屋敷三畝四ト　忠兵衛

同所　一、六間　八間　屋敷壱畝拾八ト　加兵衛

同所　一、四間　九間　屋敷壱畝六ト　善兵衛

同所　一、四間　八間　屋敷壱畝弐ト　又左衛門

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　吉左衛門

同所　一、六間　拾弐間　屋敷弐畝拾弐ト　大角院

同所　一、六間　七間　屋敷壱畝拾弐ト　観行院

寄

十三　上田五反壱畝廿七歩
　分米六石七斗四升七合

十壱　中田壱反弐畝歩
　分米壱石三斗弐升

九ツ　下田六畝五歩
　分米五斗五升五合

七ツ　下々田六反三畝九歩
　分米四石四斗三升壱合

五ツ　山田壱反弐畝廿壱歩
　分米六斗三升五合

田合　壱町四反六畝弐歩
　分米拾三石六斗八升八合

七ツ　上畑九反三畝廿弐歩
　分米六石五斗六升壱合

五ツ　中畑壱町五反九畝壱歩
　分米七石九斗五升壱合

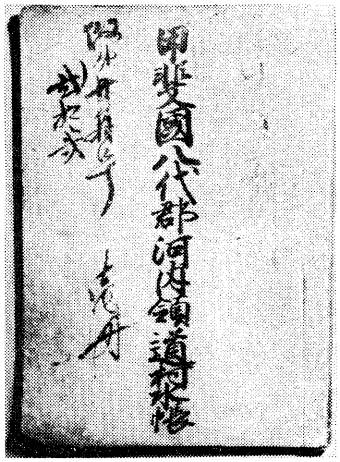



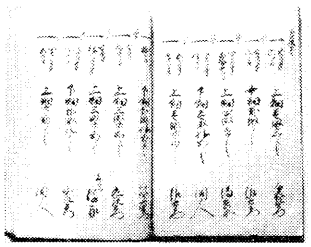

延宝６年道村水帳（道区蔵）

三ツ　下畑四町弐反九
畝廿六歩
分米拾弐石八
斗九升六合
壱ツ半　下々畑三町九
反拾六歩
分米五石八斗
五升八合
六升　山砂畑五町壱反
八畝九歩
分米三石壱斗
九合
十ツ　屋敷四反弐畝廿
七歩
分米四石弐斗
九升
畑屋敷合拾六町三反
四畝拾壱歩
分米四拾石六斗六
升五合
田畑屋敷合拾七町八反拾三歩
高合五拾四石三斗五升三合
外
壱畝弐歩　蔵屋敷
寺中弐反七畝拾歩慈観寺
是者慶長七年之水帳ニ除地之旨有之ニ付任先規如此
高五石　同寺領
是者従先規除地ニ付如斯
延宝六戊午歳十月
辻　弥　五　左　衛　門　印
比　企　儀　左　衛　門　印
遠藤治兵衛手代
田中喜太夫
脇部儀左衛門手代
広瀬長太夫
小人目付
嶋田理左衛門
竿取
飯塚治右衛門

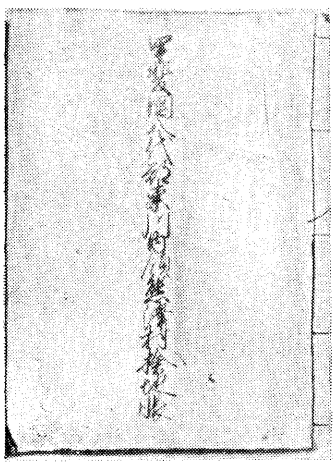

享保17年検地帳（熊沢区蔵）



享保17年検地帳（車田区蔵）

同　青柳勘兵衛
案内　武兵衛
太郎左衛門
甚兵衛
六左衛門

墨付七拾五枚　但上紙共

享保十七年検地帳

享保十七年検地帳は、

甲斐国八代郡東川内領車田村検地帳
〃　〃　〃　熊沢村検地帳
〃　〃　〃　波高島村刈生畑検地野帳

の三冊が保存されている。また過去にその存在が明らかに認められるものに、前述の三沢村寛政二年戌三月の資料がある。

享保十七子年
御代官
坂本新左衛門様御検地
畑高壱石六斗八升六合　見取
子ノ新田石盛三升代

と記されているところから、寛政二年三月当時、享保十七年の検地帳が所蔵されていたと思われる。下部町内旧村のすべてが享保の検地を受けたのであろう。しかも、享保十七年の検地は、新田検地であったことが三沢村寛政二年資料「見取子新田石盛三升代」の記述と、車田村、熊沢村検地帳の記録から推察される。

車田村検地帳では、下田一筆、見付田一筆、他の四十四筆は全部下畑ないし下下畑で、しかも、一畝内外の零細な畑ばかりであり、小字からみても車田川の流れの寄州を拓いた場所である。反別も四反二畝二十七歩、高壱石四斗三升弐合である。この検地は見取検地で、開発直後の地味の劣っている田畑の見取検地で、開発直後の反別だけを丈量し、およその見当で年貢を課し、地味がよくなれば検地の上、石高を決め村高に編入した。またそのような田畑を見取場といい見取場検地とも呼んだ。見付田というのは江戸時代の田の等級で、下下田の下の最下等の等級で地味の悪い田である。

享保の時代は幕府勘定所の機構に新田方という係があり、享保十二（一七二六）年には新田検地条目三十一ケ条が制定され、新田検地の方法や開墾督促の条文などが書かれていた。新田検地帳には本田検地帳とは別につくられ、享保十七年の検地の末尾には、

右之通検地相極者也
覧　播磨守黒印

と検地の結果を承認する署名捺印がある。覧播磨守とは享保五年に幕府勘定奉行に抜擢された、覧播磨守正鋪で、千石を知行し、勘定奉行として享保十九年老齢により辞職するまで十四年間を勤めた。在職中には下総飯沼新田開発、検地などを担当した。延宝の検地帳と比べると、勘定奉行の署名があり、時代が下がるとともに幕府の直轄領の支配が組織化され、機構が整備されていった様子がうかがえる。

熊沢村検地帳では、田畑合わせて一反六畝十二歩と矢張り零細な田畑で二十五筆の新田である。

以下車田村、熊沢村検地帳を載せる。

甲斐国八代郡東川内領車田村検地帳（享保十七年）

小坂　一、下田弐畝六歩　長九間　横七間三尺　七右衛門
高壱斗九升八合

六反田　一、中ノ下畑弐畝三歩　高八升四合　長拾壱間　横五間四尺八寸　又右衛門　同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合　長六間三尺　横五間三尺　同　寺

同所　一、下畑拾八歩　高壱升八合　長七間　横弐間三尺　甚五左衛門　同所　一、下畑拾八歩　高壱升八合　長五間四尺弐寸　横三間壱尺八寸　七郎右衛門

同所　一、中下畑拾八歩　高弐升四合　長五間四尺弐寸　横三間　同　人　同所　一、中ノ下畑拾五歩　高弐升　長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人

同所　一、中下畑拾五歩　高弐升　長五間壱尺八寸　横弐間四尺弐寸　三右衛門　同所　一、下畑弐畝三歩　高六升三合　長九間壱尺八寸　横六間四尺弐寸　六左衛門

同所　一、下畑廿壱歩　高弐升壱合　長七間壱尺八寸　横弐間四尺八寸　同　人　同所　一、下畑弐畝六歩　高六升六合　長拾三間三尺　横五間　同　人

同所　一、下畑壱畝歩　高三升　長八間　横三間五尺四寸　十左衛門　同所　一、下畑三歩　高三合　長三間　横壱間壱尺弐寸　甚之丞

同所　一、中下畑廿七歩　高三升六合　長五間四尺弐寸　横三間　同　人　同所　一、中ノ下畑拾五歩　高弐升　長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人

同所　一、中ノ下畑壱畝三歩　高四升四合　長五間壱尺八寸　横弐間四尺弐寸　権左衛門　同所　一、下畑弐畝三歩　高六升三合　長拾間　横弐間三尺六寸　同　人

同所　一、下畑壱畝拾弐歩　高四升弐合　長七間壱尺八寸　横五間五尺四寸　同　人　同所　一、下畑拾弐歩　高壱升弐合　長五間四尺弐寸　横弐間　庄右衛門

同所　一、下畑九歩　高九合　長六間三尺　横壱間三尺　与右衛門　同所　一、下畑拾五歩　高壱升五合　長七間　横弐間　同　人

同所　一、中ノ下畑九歩　高壱升弐合　長六間　横壱間四尺二寸　同　人　同所　一、下畑壱畝歩　高三升　長拾四間　横弐間壱尺弐寸　文右衛門

同所　一、中ノ下畑壱畝三歩　高四升四合　長六間四尺八寸　横五間六寸　法　円　寺　同所　一、下畑廿七歩　高弐升七合　長拾四間　横弐間　弥　兵　衛

同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合
同所　一、下畑拾五歩　高壱升五合
同所　一下畑拾弐歩　高壱升弐合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升

長拾四間三尺　横弐間壱尺八寸　惣右衛門　同所　一、下下畑壱畝六歩　高弐升四合
長拾四間　横弐間三尺六寸　伊兵衛　同所　一、下下畑壱畝三歩　高弐升弐合
長拾四間　横壱間　又兵衛　同所　一、下下畑廿四歩　高壱升六合
長拾弐間　横壱間　八十郎　同所　一、下ノ下畑九歩　高六合
長拾弐間　横弐間三尺　七右衛門　同所　一、下ノ下畑九歩　高六合
長拾四間　横弐間壱尺弐寸　市郎兵衛　同所　一、下ノ下畑拾八歩　高壱升弐合
長拾四間三尺　横弐間弐尺四寸　又右衛門　同所　一、下ノ下畑拾八歩　高壱升弐合
長拾四間三尺　横弐間　善右衛門　同所　一、下ノ下畑壱畝廿七歩　高三升八合
長拾四間三尺　横弐間　八左衛門　かちや沢　一、見付田廿四歩　高四升　（以下略）
長拾四間三尺　横弐間三尺六寸　市右衛門　右之寄　弐畝六歩　高壱斗九升八合
長拾四間三尺　横弐間　六右衛門　見付田　廿四歩　高四升
長拾四間　横弐間壱尺弐寸　加右衛門　中ノ下畑　七畝三歩　高弐斗八升四合

長拾四間　横弐間三尺　法円寺　九斗代
長拾三間三尺　横弐間三尺　利左衛門　五斗代
長拾弐間三尺　横弐間　延命院　四斗代
長八間　横壱間六寸　甚五左衛門
長八間　横壱間六寸　三右衛門
長九間　横壱間五尺四寸　十左衛門
長九間　横壱間五尺四寸　権左衛門
長九間　横六間三尺　祖右衛門
長八間弐尺四寸　横弐間四尺八寸　作左衛門

下畑　弐反五畝拾弐歩
高七斗六升弐合　三斗代
下ノ下畑　七畝拾弐歩
高壱斗四升八合　弐斗代
高合　壱石四斗三升弐合
此反別四反弐畝廿七歩
右者甲斐国八代郡車田村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也
享保十七年子十二月

御代官　坂本新左衛門㊞
御勘定　村上佐五左衛門㊞
同　藤井治右衛門㊞
下役　佐藤新八郎㊞
雑賀　源蔵㊞
友部　丈助㊞
新居清太夫㊞
帳附　松井小兵衛㊞
田辺　弁蔵㊞
堀田　藤八㊞
春山幸右衛門㊞
案内　六左衛門㊞
甚之丞㊞
与右衛門㊞
忠右衛門㊞
儀右衛門㊞
十左衛門㊞
市右衛門㊞

右之通検地相極者也

筧播磨守㊞

紙数表紙共拾四枚

甲斐国八代郡東川内領熊沢村検地帳

上川原	一、下下田九歩	高弐升壱合	長五間 横弐間	治兵衛
同所	一、下下田九歩	高弐升壱合	長三間壱尺八寸 横弐間四尺弐寸	藤右衛門
同所	一、下下田六歩	高壱升四合	長三間壱尺八寸 横弐間壱尺弐寸	住安寺
同所	一、下下田九歩	高弐升壱合	長四間壱尺弐寸 横弐間	伝左衛門
同所	一、下下田拾弐歩	高弐升八合	長四間三尺 横弐間四尺八寸	三右衛門
同所	一、下下田壱畝歩	高弐升八合	長拾四間三尺 横弐間壱尺弐寸	八右衛門
同所	一、下下田壱畝九歩	高九升壱合	長拾壱間 横三間三尺	同人
同所	一、下下田拾弐歩	高弐升八合	長六間 横弐間	治郎左衛門
同所	一、下田壱畝九歩	高壱斗四合	長六間三尺六寸 横五間四尺八寸	治兵衛
同所	一、下田壱畝三歩	高八升八合	長八間 横四間壱尺八寸	太郎兵衛
同所	一、下田廿七歩	高七升弐合	長八間四尺弐寸 横三間壱尺弐寸	七郎左衛門
同所	一、下田廿四歩	高六升四合	長七間 横三間弐尺四寸	長左衛門

同所　一、下田廿七歩　高七升弐合
同所　一、下田壱畝歩　高八升
同所　一、下田拾弐歩　高三升弐合
同所　一、下田廿壱歩　高五升六合
同所　一、下田廿四歩　高六升四合
同所　一、拾五歩　高四升
同所　一、下田九歩　高弐升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田三歩　高七合
同所　一、下下田壱畝廿壱歩　高壱斗壱升九合

長六間　横四間四尺八寸　六郎右衛門
長五間四尺弐寸　横五間壱尺弐寸　源兵衛
長五間四尺八寸　横弐間壱尺八寸　与四右衛門
長五間四尺弐寸　横三間四尺六寸　佐右衛門
長四間壱尺弐寸　横三間四尺弐寸　同人
長五間　横四間四尺八寸　庄兵衛
長三間三尺六寸　横二間壱尺八寸　五兵衛
長三間　横弐間　五兵衛
長三間　横弐間三尺　十兵衛
長三間四尺弐寸　横壱間四尺八寸　与四右衛門
長弐間三尺六寸　横壱間四尺弐寸　庄兵衛
長拾三間　横四間　太郎兵衛

同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
右之寄
下田　八畝廿壱歩　八斗代
高六斗九升六合
下下田　六畝拾八歩　七斗代
高四斗六升弐合
下畑　畑壱畝三歩　三斗代
高三升三合
高合　壱石壱斗九升壱合
此反別壱反六畝拾弐歩

長拾間　横三間壱尺弐寸　治兵衛

右者甲斐国八代郡熊沢村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也

享保十七年子十二月

御代官　坂本　新左衛門㊞
御勘定　村上佐五左衛門㊞
同　藤井　治右衛門㊞
下役　佐藤新八郎㊞
同　雑賀　源蔵㊞
同　友部　丈助㊞
同　新井清太夫㊞
帳附　松井小兵衛㊞
〃　田辺　弁蔵㊞
〃　塚田　藤八㊞
〃　春山幸右衛門㊞
案内　五兵衛㊞
藤右衛門㊞
太郎兵衛㊞
次兵衛㊞
源兵衛㊞

右之通検地相極者也

筧播磨守㊞

佐右衛門㊞

紙数表紙共九枚

元文三年検地帳

「甲斐領八代郡常葉村新田検地帳」は元文三年午二月の日付があり、末尾に、

元文三年午二月　御代官　江守伝十郎㊞
手代新井縫右衛門㊞
〃　内田　伴蔵㊞
〃　岡本　専助㊞

と署名、黒印があるが、『甲州代官付』では、

甲府勤番松野豊後守支配ゟ出役、陣屋無之、右一所ニ被仰付、元文三午年願御免勤番へ帰役、支配之節三万石、大久保孫兵衛御預り所ニ成
江守伝重郎
元〆　市野　儀助
荒井幾右衛門

とあり、『甲州風土記』・代官歴代表にも「江守伝重郎・荒井幾右衛門」とあるが、いずれが正しいのであろうか。

検地役人は享保検地と同様、御代官と手代三名の小人数でぎょうぎょうしさはない。新田検地といっても常葉村では二町三反一畝三歩となかなか広い面積である。地名からみると栃代川、常葉川合流点あたりが洪水ではん濫し、川瀬の変ったところに新田開拓がおこなわれたのだろう。やはり田畑等級は下下田、見付田と悪い。

以下、常葉村新田検地帳、熊沢村の文政十一年子丑新田御水帳写腰張帳を載せる。

甲斐領八代郡常葉村新田検地帳（元文三年）

鳥居嶋	一、下下田廿四歩 高七升弐合	長六間 横四間	平右衛門
同所	一、下下田壱畝拾八歩 高壱斗四升四合	長七間壱尺八寸 横六間三尺六寸	同　人
同所	一、下下田壱畝三歩 高九升九合	長七間弐尺四寸 横四間三尺	甚之丞
竹嶋中瀬	一、下下田九畝廿壱歩 高八斗七升三合	長弐拾四間壱尺弐寸 横拾弐間	瀬兵衛
同所	一、下下田弐畝三歩 高壱斗八升九合	長八間壱尺八寸 横七間三尺六寸	同　人
同所	一、下下田三畝歩 高弐斗七升	長九間四尺八寸 横九間壱尺弐寸	久左衛門
同所	一、下下田壱畝廿四歩 高壱斗六升弐合	長拾三間三尺 横拾四間	慈恵院
同所	一、下下田五廿畝七歩 高五斗三升壱合	長弐拾間三尺八寸 横八間四尺弐寸	同　寺
同所	一、下下田壱畝拾五歩 高壱斗三升五合	長拾四間五尺四寸 横三間	重　三　郎

（中略）

御屋敷　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、下下田拾五歩　高四升五合
同所　一、下下田拾弐歩　高三升六合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑廿四歩　高八合
同所　一、砂畑廿七歩　高九合
同所　一、下下田壱畝拾八歩　高壱斗壱升四合
同所　一、砂畑壱畝拾八歩　高壱升六合
同所　一、砂畑廿四歩　高八合
同所　一、下下田弐畝歩　高壱斗八升

長五間　横弐間壱尺八寸　八郎左衛門　同所　一、下下田拾五歩　高四升五合
長八間三尺　横壱間四尺八寸　同　人　同所　一、砂畑壱畝六歩　高壱升弐合
長八間　横壱間三尺　与一左衛門　同所　一、砂畑壱畝歩　高壱升弐合
長七間弐尺四寸　横壱間三尺六寸　同　人　同所　一、下下田拾八歩　高五升四合
長七間四尺八寸　横壱間三尺　同　人　同所　一、下下田壱畝歩　高九升
長八間　横壱間三尺　同　人　同所　一、下下田廿壱歩　高六升三合
長拾五間壱尺弐寸　横壱間参尺六寸　治右衛門　同所　一、下下田拾弐歩　高三升六合
長拾弐間壱尺弐寸　横弐間壱尺弐寸　同　人　源太屋敷　一、下下田拾五歩　高四升五合
長拾六間　横三間　同　人　同所　一、下下田壱畝拾八歩　高壱斗四升四合
長拾弐間　横四間　次郎左衛門　同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
長拾弐間　横弐間　同　人　同所　一、下下田壱畝拾五歩　高壱斗三升五合
長拾五間五尺四寸　横三間四尺八寸　治右衛門　同所　一、下下田壱畝三歩　高九升九合

長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人
長八間四尺弐寸　横四間六寸　与一左衛門
長九間　横四間　八郎左衛門
長四間三尺　横四間　清右衛門
長八間　横三間四尺八寸　太郎兵衛
長七間四尺弐寸　横弐間四尺弐寸　五郎兵衛
長四間壱尺弐寸　横弐間四尺八寸　徳兵衛
長九間四尺八寸　横壱間三尺　与一左衛門
長拾間三尺六寸　横四間三尺　正円寺
長八間　横拾壱間三尺　同　寺
長八間　横五間三尺六寸　加兵衛
長八間一尺八寸　横四間　宗仙院

源太屋敷　一、下下田壱畝六歩　長九間五尺四寸　横拾三間三尺六寸　辰之助
高壱斗八合
同所　一、下下田壱畝六歩　長拾間壱尺八寸　横三間三尺　勘左衛門
高壱斗八合
同所　一、下下田九歩　長四間　横弐間壱尺弐寸　忠左衛門
高弐升七合
同所　一、下下田六歩　長四間三尺六寸　横壱間弐尺四寸　伝右衛門
高壱升八合
同所　一、下下田壱畝拾弐歩　長拾壱間　横三間四尺八寸　金右衛門
高壱斗弐升六合
同所　一、下下田廿壱歩　長拾間三尺　横弐間　清右衛門
高六升三合
同所　一、下下田拾弐歩　長七間弐尺四寸　横壱間三尺六寸　弥右衛門
高三升六合
よばわり石一、葭畑弐反九畝拾弐歩　長七拾間四尺弐寸　横拾壱間三尺　加左衛門
高壱斗四升七合
杉木向　一、葭畑六反壱畝拾八歩　長二百間五尺四寸　横九間壱尺弐寸　同　人
高三斗八合
嶋ノ前　一、葭畑壱反三畝拾弐歩　長六拾七間　横六間　同　人
高六升七合
右之寄
下下田六反七畝拾八歩　九斗代
高六石八升四合
見付田三反三畝六歩　八斗代
高弐石六斗五升六合

砂畑弐反五畝廿七歩　壱斗代
高弐斗五升九合
葭畑壱町四畝拾弐歩　五升代
高五斗弐升弐合
高合九石五斗弐升壱合
此反別弐町三反壱畝三歩
右者甲斐国八代郡常葉村新田検地依被仰付六尺一分間竿を以壱反三百歩之積相極者也
元文三年午二月
御代官　江間伝十郎印
手代　新井縫右衛門印
〃　内田　伴蔵印
〃　岡本　専助印
案内　与市兵衛
彦左衛門
八郎左衛門
与一左衛門
市四郎
源兵衛

子丑新田御水帳写腰張帳（文政十一年）

子十一月　日　西八代郡熊沢村

上河原　一、下下田九ト　長五間　横弐間　庄左衛門
同所　一、下下田九ト　長三間一尺八寸　横弐間四尺弐寸　市右衛門
同所　一、下下田六ト　長三間壱尺八寸　横弐間壱尺弐寸　同　人
同所　一、下下田九ト　長四間壱尺弐寸　横弐間　儀右衛門
同所　一、下下田拾弐ト　長四間三尺　横弐間四尺八寸　同　人

上河原	一、下下田壱畝ト	長四間三尺 横弐間壱尺弐寸	源右衛門	
同所	一、下下田壱畝九ト	長拾壱間 横三間三尺	同　人	
同所	一、下下田拾弐ト	長六間 横弐間	萬兵衛	
同所	一、下田壱畝九ト	長六間弐尺六寸 横五間四尺八寸	孫右衛門	
同所	一、下田壱畝三ト	長八間 横四間壱尺八寸	同　人	
同所	一、下田弐拾七ト	長八間四尺弐寸 横三間壱尺弐寸	同　人	
同所	一、下田弐拾四ト	長七間 横三間弐尺四寸	庄兵衛	
同所	一、下田弐拾七ト	長六間 横四間四尺八寸	喜兵衛	
同所	一、下田壱畝ト	長五間四尺弐寸 横五間壱尺弐寸	善左衛門	
同所	一、下田拾弐ト	長五間四尺八寸 横弐間壱尺八寸	同　人	
同所	一、下田弐拾壱ト	長五間四尺弐寸 横三間三尺六寸	常右衛門	
同所	一、下田弐拾四ト	長五間 横四間四尺八寸	同　人	
同所	一、下田拾五ト	長四間壱尺弐寸 横三間四尺弐寸	同　人	
同所	一、下田九ト	長三間三尺六寸 横弐間壱尺八寸	重左衛門	
同所	一、下下田六ト	長三間 横弐間	同　人	
同所	一、下下田六ト	長三間 横弐間三尺	喜兵衛	
同所	一、下下田六ト	長三間弐尺四寸 横壱間四尺弐寸	同　人	
同所	一、下下田三ト	長弐間三尺六寸 横壱間四尺弐寸	同　人	

同所	一、下下田壱畝弐拾壱ト	長拾三間 横四間	周兵衛	
同所	一、下畑壱畝三ト	長拾間 横三間壱尺弐寸	庄左衛門	
	右寄			
	下田八畝弐拾壱ト		八斗代	
	高六斗九升六合			
	下下田六畝拾八ト		七斗代	
	高四斗六升弐合			
	下畑壱畝三ト		三斗代	
	高三升三合			
	高合壱石壱斗九升壱合			
	此反別壱反六畝拾弐ト			
	右者甲州八代郡熊沢村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積リ相極者也			
	享保十七子十二月　日			
	御代官　坂本新左衛門			
	御勘定所　村上佐五右衛門			
	同　藤井治右衛門			
	筧播磨守			

丑年新田検地改帳

前河原	一、見付畑壱畝拾弐ト	長九間 横四間三尺六寸	丈右衛門	
同所	一、見付畑拾五ト	長七間三尺 横弐間	庄左衛門	
同所	一、見付畑拾五ト	長八間 横壱間四尺四寸	同　人	
同所	一、見付畑拾弐ト	長九間 横壱間三尺	同　人	

（中略）

前河原	一、下下田壱畝六ト	長六間弐尺四寸 横五間三尺	同	人
同所	一、下下田拾八ト	長五間弐尺四寸 横三間壱尺弐寸	同	人
同所	一、下下田弐拾壱ト	長五間壱尺弐寸 横四間	同	人
同所	一、下下田弐畝拾五ト	長拾間壱尺弐寸 横七間弐尺四寸	庄左衛門	
同所	一、下下田弐拾七ト	長九間壱尺八寸 横六間	同	人
同所	一、下下田壱畝弐拾壱ト	長八間 横六間三尺	庄右衛門	
同所	一、下下畑拾八ト	長七間三尺 横弐間壱尺八寸	周	兵衛
同所	一、下下畑壱畝三ト	長八間 横四間	周	兵衛
同所	一、下下田壱畝三ト	長八間壱尺弐寸 横四間	同	人
同所	一、下下田壱畝弐拾四ト	長拾壱間弐尺四寸 横四間四尺弐寸	忠右衛門	
同所	一、下下田壱畝弐拾四ト	長九間三尺 横五間四尺弐寸	正	兵衛
同所	一、下下田弐拾四ト	長六間 横四間	兼	兵衛
同所	一、下下田壱畝六ト	長拾間壱尺弐寸 横三間壱尺弐寸	新	八
同所	一、下下田弐拾壱ト	長拾間 横弐間	庄	兵衛
同所	一、下下田九ト	長四間四尺八寸 横弐間	藤右衛門	
同所	一、下下田弐拾四ト	長五間四尺八寸 横四間	五	兵衛
同所	一、下下田壱畝ト	長拾間 横三間	周	兵衛
同所	一、下下田拾弐ト	長四間四尺八寸 横弐間弐尺四寸	藤右衛門	

右之寄

下下田弐反五畝弐拾四ト　七斗代
高壱石八斗六合
下下畑弐畝拾ト　弐斗代
高四升八合
見付畑壱反三畝六ト　壱斗代
高壱斗三升弐合
高合壱石五斗八升六合
此反別四反壱畝拾弐ト
延享二年丑二月　日

小川新右衛門
石川　劭助
花村文右衛門

右者御水帳写腰張書皆仕候処無相違御座候　以上
文政十一年子十一月　日

立合人　八　兵　衛
藤右衛門
伊左衛門
五　兵　衛

紙数拾六枚但し表紙共

第四節　貢租の変遷と諸掛り

一、概説

わが国における農業は弥生時代に普及したと考えられ、水田耕作を主とした農業に携わる人々を農民と呼び、わが国の主要産業として位置づけられてきた。本節では近世における農民の農業生産に課せられた貢租の歴史をたどり、農民生活の一部を明らかにしようとするものである。

社会の身分制度が固定化されたのは、豊臣秀吉による「刀狩り」以降といわれている。甲斐国が武田家による支配を受けていた時代、甲斐軍団と呼ばれた強壮な兵士たちは、日常は農を営み、戦時には武器を取って戦った。いわば兵農が分離しない生活を過ごしていた。武田家の敗北はそこに

原因があったと史家は指摘している。すなわち武田家を倒した織田・徳川の連合勢は、兵農を分離した専門の戦闘軍団であった。とすれば中世の終わりから近世の初めにかけて、兵農を分離し、「士」と「農民または百姓」という身分制度が作られていったことになる。この意義から本節では貢租について述べることにする。

徳川幕府や全国各地の藩主たちは幕藩体制の経済をささえる力は、本百姓にありとしていた。本百姓とか高請または高持百姓と呼ばれた百姓は自作の百姓で、検地の結果、課税の対象となる田畑、すなわち高請の田畑を耕作している百姓を呼称した言葉である。これに対して自分の田畑を持たず、他人の田畑の小作や日雇いで暮した農民を水呑み百姓（水呑）といった。村役人以外の村の大多数をしめる一般農民は小前と呼ばれた。延宝四辰（一六七六）年の町内釜額村諸色明細帳には、

延宝四年
甲州八代郡東川内領釜額村明細帳

前略

一、家数拾四軒　内九軒　本百姓
　　五軒　水呑

後略

と記されている。狭隘な河内領の諸村にあっては、本百姓と呼ばれる規模の百姓となることは容易ではないことがわかる。

二、貢納の方法

貢納の仕組みには二種類の方法があった。一つは検見取りの方法であった。これは本百姓が耕す田畑には「これだけの収穫がある」という基準の石高が定められていて、その石高に税率をかけるとその年の年貢高が算出される。当時の農業は現在よりも天候に左右されやすかったので、その年の税率は収穫前に行われる「検見と坪刈り」によって定められた。

検見の時は代官所から村々に検見廻村の日程が通達され、検見役人が出張って「坪刈り」を行って定めた。「坪刈り」とは一坪（三・三平方メートル）の田を区切って稲を刈り、籾の出来具合を調査し、それによりその年の収穫高を決定するのである。

もう一つは定免という年貢の掛け方である。この方法は、何年間かの収穫高の平均から、毎年一定の年貢高を決めて上納する仕組みである。何か年と期間を区切った定免がほとんどである。次の定免割付に関する資料は根子村をはじめ、年こそちがえ、ほとんど村に残されている。

寅ゟ午迄五ヶ年定免御年貢可納割付之事

甲斐国八代郡
根子村

一、高三拾九石九斗九升九合
　此取米拾石九斗六合
　　此訳
　高四石七斗八升弐合　田方
　内四斗壱升六合　前之川欠引
　残四石三斗六升六合
　　此取米弐石八斗五升壱合
　　内
　高三石九斗三升八合　田方
　　取米弐石七斗四升八合
　高四斗弐升八合　田畑成
　　取米壱斗三合
　高三拾五石弐斗壱升七合
　　壱石六升三合　前之川欠山崩引

内三石九斗　同荒地引
三斗八升　午山崩引
小以五石三斗四升三合
残弐拾九石八斗七升四合
此取米八石五升五合
内
高弐拾七石壱斗三升八合　畑方
取米　六石八斗四升壱合
高弐石七斗三升六合
取米　壱石弐斗壱升四合
一、高四石五斗七升六合　同所新田　畑方
此取米五斗九升五合
取米合拾壱石五斗壱合
外
一、田九反九畝拾八ト　見取
取米七斗四升七合
一、米八升　六尺給米
一、永百文　御蔵前入用
納合米拾弐石三斗弐升八合
永百文

右者当寅ゟ午迄五ヶ年定免依願書面之通相極候条　大小百姓入作之者迄立相無高下是割賦来ル極月廿日限急度可会皆済者也

延享三年寅十月　小川新右衛門

差上申一札之事
当子年より辰年迄五ヶ年定免

八代郡　根子村

一、高四拾四石五斗七升五合
此反別　廿八町八反七畝拾ト
内　高三石三斗六升
此反別　七反七畝拾八ト　諸引
残高四拾壱石弐斗壱升五合
此反別弐拾七町九畝弐拾弐ト
此取米　拾六石七升六合
内　米弐升壱合　去亥増
同　壱合　定免切替増
同　弐升　免直増
私共村方当子定免切替ニ付改受奉願候所増米御吟味御伺之上右之通御下知之趣被仰渡候間年季中米金御触日限無遅滞相納譬風水旱損等之年柄ニ而モ三ト以上之損毛ニ不相当は勿論畑方ハ何様之損毛有之共実等ニ御引方無之旦田畑損地出来候共小前持高十分一ニ不相当分定免年季中御引方ニ被仰付候間其段相心得小前惣連印之証文可差上者被仰渡承知奉畏候依之御請証文差上申依如件
元治元年
子九月　日　五右衛門
外五拾名
右
根子村
名主　儀右衛門
長百姓　利兵衛
百姓代　永右衛門

市川御役所

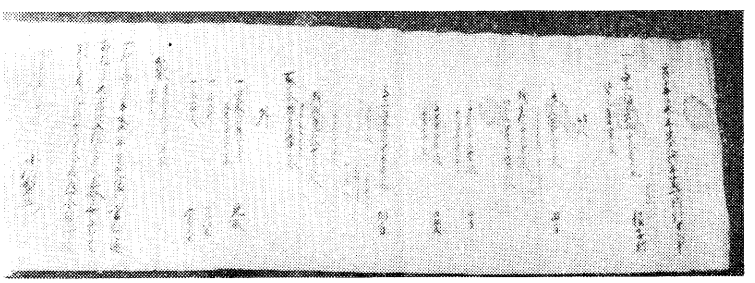

延享３年定年貢割付（根子区蔵）

前二通の文書は、延享三寅年の「定免御年貢可納割付之事」と元治元子年の「定免御請証文」ともいうべき一札である。両方とも定免は五ヶ年の

年季で請けている。延享三年の資料は石和代官小川新右衛門（元文五申（一七四〇）年より延享四卯（一七四七）年在職）が命令しているので、市川代官所設置以前は東河内諸村が石和代官所管下にあったことが伺える。根子村は資料から見ると非常に長い間定免を続けているようで、延享から元治までとすると実に一二〇年もの間定免を続けてきたといえるが、二枚の文書からだけでは十分知ることはできない。

定免割付の形式は、甲斐三郡の村々とも同様の文書が残っている。貢納割付についても「極月廿日限急度可令皆済者也」とあり、十二月二十日までに惣百姓に徹底し、皆済すべしと厳しい調子で書かれている。

定免の条件は、「年季中にたとえ風水干損等」とあるように、自然災害でも三分以上の損害がでない場合は減免（御引方）しないこと、また「田畑損地」といって川欠、山崩れ等による損地も小前持高（百姓一人一人が上納する高）の十分の一に相当しない場合も減免しないということを承知して、小前百姓が惣連印して御請証文を差し出していることからも、非常に厳しい内容だったことが分かる。

定免の規則は三分以上の損害でなければ破約することはなく、それ以上の損害であった場合は破免といって、その年限りの年貢の減免を臨時の検見によって決めていた。

根子村では定免切替について増税されていることが伺われる。「定免切替増」「免直増」がそれである。

こうして年貢が割付けられると、その取り立てはすべて村役人に任せられ、村方では五人組をとおして各家に割付けられ、指定の期限内に各家々から小割高を集めるのである。

貢納に関する村方文書には「御年貢割付」と「御年貢皆済目録」とがある。郷帳と合わせて地方三帳と呼ばれた。

御代官所村方江申渡書付

午三月　　八代郡　岩下村

前略

一、御年貢割付並皆済目録　大小百姓壱人も不残遂披見　銘々得と及呑込　無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書物江印形用百姓疑出入無之様可仕置事

右のような「割付」と「皆済目録」を百姓全員に見せ、一人一人が納得して捺印するように致すこと、毎度入念に帳面に記載し、捺印して百姓に疑念のないようにしておくことと、厳しく申し渡している。「皆済目録」は、代官所から村方へ出す年貢請取証のことで、皆済勘定目録とも記され代官名で次のように書かれ捺印されている。

前書之通皆済相違無之ニ付令奥印者也

代官名　印

右村　名主

惣百姓

これに対し年貢上納の際、村方から代官所へ差し出す明細書があり、「年貢勘定目録」といわれ、時には代官の裏判で「皆済目録」にかえられたこともあった。

本町内にも旧村名主文書の中に、御年貢割付と御年貢皆済目録が保存されている。

甲州河内領北川村子御成ケ割付之事

一、高七拾六石五斗七升壱合　高　辻　　五八村
寺所村
峯　村
久保村
大山村

内　七斗七升壱合　田永流
　　弐升九合　畑永流
残　七拾五石七斗七升壱合　有高
　此取弐拾七石五斗六合
一、高弐石八斗弐升
　此取五斗六升四合
　外
一、米三石三斗四升八合　紙漉舟役
一、米四斗三升弐合　臨時物
右当子御成ヶ如此相極之間名主惣百姓立合　無高下様ニ割付来極月廿日已前急度可致皆済者也
　貞享元年子十月　　平次郎右　印
　　北川村
　　名主百姓

貞享元（一六八四）年、三〇〇年前の文書である。右の御年貢割付を受けて、在方各村では五人組から各戸へと割付がなされ、指定の日限内に各戸からの小割高が村役人によって集められ、毎年極月（十二月）の日限で上納されていた。御代官の署名は資料のように、略されて書かれることがある。北川村資料の「平次郎右」とあるのは平岡次郎右衛門のことで、平岡は享保前後、御代官触頭として勤めた。『御支配代々記』には延宝八（一六八〇）年より元禄十二（一六九九）年まで石和代官として在職のことと記されている。『岩間村誌』には天和元（一六八一）年より宝永元（一七〇四）年までとあり年号にずれがあるが、いずれそのころのことであろう。その外の資料によっても明確ではない。また外の氏名も、

小川新右衛門――小　新右衛門
亀田三郎兵衛――亀　三郎兵衛
小宮山杢之進――小宮山　杢進

などと名字か名前のどちらかが略されている。

甲斐国河内領三沢村辰御成ヶ割付之事
一、高三百八拾壱石三斗弐升壱合　高辻
　三石八斗五合　田永流
　内　壱斗九升三合　田堰代
　弐拾五石三斗四升五合　田水損引
　九斗弐升　畑同断
　残　三百五拾壱石五升八合　有高
　此取百七石四斗八升
一、高壱石弐斗七升五合　刈生
　此取四斗弐升五合
　外
一、米弐斗壱升六合　紙漉船役
一、米壱石六斗六升弐合　臨時物
右当辰御成ヶ如此相極候上者名主惣百姓立合無高下様割付来極月廿日以前ニ急度可致皆済者也
　元禄元辰年十一月　　平岡次郎右衛門

卯御年貢可納割附之事　　三沢村
　　名主
一、高　四拾壱石壱斗四升弐合　　八代郡　大炊平村
　此わけ
　田高拾壱石七斗四升五合
　三斗三升　前々掘代引
　内　八斗壱升八合　前々川欠山崩引
　壱石六斗九升弐合　卯川欠山崩石砂入引

小以　弐石八斗四升
残　八石九斗五升
此取米六石四斗三升五合
畑高弐拾九石三斗九升七合
三石九斗六升三合　前々荒地引
内　三斗四合　卯山崩山押石砂入引
小以四石弐斗六升七合
残　弐拾五石壱斗三升
此取米六石三斗六升八合
一、高九斗五升三合　畑方　同所新田
此取米弐斗弐升八合
取米合拾三石三升壱合
外
一、八文七ト　去辰ゟ　竹藪小物成

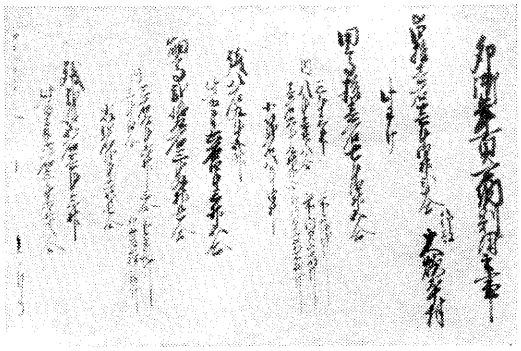

宝暦９年御年貢割付（大炊平区蔵）

一、此反別弐畝弐拾七ト
一、米八升四合　六尺給米
一、永百五文弐ト　郷蔵前入用
一、永三拾五文　去寅政出　山手永
一、米弐升五合　郷伝馬宿入用
納合　米拾三石壱斗四升
永百四拾八文九ト
右者卯から来ル未迄五ヶ年定免当卯御成箇書面之通相極候条村中大小之百姓入作之者迄立合無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也
宝暦九年卯十月
金井平三郎㊞
右村名主
惣百姓　㊞

巳御年貢可納割附之事
卯ゟ巳迄三ヶ年定免　甲州八代郡　常葉村
一、高三百六拾壱石六斗壱升三合
此訳
田高　弐百拾壱石四斗四升四合
内高四拾七石五斗弐升三合　前々并戌子山崩川欠石砂入戌川欠川成石砂入去子川欠川成山崩石砂入引
残高　百六拾三石九斗弐升壱合
此取米九拾壱石四斗三升　去辰同
内
高九拾四石九升六合　本途
此取米六拾七石九斗九升六合
高四拾壱石六斗壱升　丑寅起返
此取米弐拾八斗五合
高弐石壱升八合　去辰卯起返
此取米七斗弐升六合
高拾壱石壱斗六升八合　去辰起返
此取米壱石四斗五升弐合
高拾五石弐升九合　去辰亥地成起返
此取米四斗五升壱合
畑田成高四拾石弐斗三升五合
内高壱石三斗壱升五合　前々山崩川欠石砂入戌川欠石砂入去子川欠山崩石砂入川成引
残高三拾八石九斗弐升
此取米六拾石七斗九升五合　去辰同
内
高三拾八石五斗　本途
此取米六拾石六斗四升四合
高四斗弐升　去々卯起返

此取米壱斗五升壱合
畑高九拾七石九斗三升五合
高五石六斗五升壱合　前々堰代引
内　高五石弐斗七合　前々并戌子山崩川欠石砂入去ル子
川欠山崩石砂入川成引
小以高拾石六斗七升八合
残高八拾七石弐斗五升七合
此取米弐拾九石八斗九升弐合　去辰同
内
高八拾石五斗四升五合　本途
此取米弐拾八石九斗八合
高弐斗壱升　屋敷成
此取米壱斗弐升五合
高壱石八斗八升八合　寅改去酉以前起返
此取米三斗七升八合
高四石三斗九升九合　年々起
此取米四斗四升
高八升壱合　去ル寅起返
此取米弐升八合
高壱斗三升四合　去辰起返
此取米壱升三合
田畑成高拾壱石九斗九升九合
内高壱斗五升三合　去ル子川欠川成山崩石砂入引
残高拾壱石八斗四升六合
此取米三石四斗六升六合　去辰同
内
高拾石八斗壱升壱合　本途
此取米三石壱斗四合
高壱石三升五合　去寅起
此取米三斗六升弐合

右同断
一、高拾弐石三斗四升六合　同所新田
此訳
田高八石六斗五升六合　前々并戌子山崩川欠石砂入成川欠
内高七石六斗壱升八合　石砂入去ル子川欠川成石砂入引
残高壱石三升八合
此取米八斗五合　去辰同
畑高三石六斗六合
内高三斗三升四合　前々并戌川欠石砂入去ル子川欠石砂入引
残高三石弐斗七升弐合
此取米六斗九升　去ル辰同
田畑成高八升四合
此取米三升　去ル辰同
取米合百八拾七石壱斗八合
内米弐石八斗五升四合　畑方引
残米百八拾四石弐斗五升四合
外
一、永百九拾四文七ト　竹藪小物成
此反別三反八畝弐拾八ト
一、永百七拾三文　山役永
一、永三拾文　金掘役
御伝馬宿入用
一、六尺給米　御林守相勤候ニ付免除
御蔵前入用
一、御林四拾八町ト　壱ケ所
納合　米百八拾四石弐斗五升四合
永三百九拾七文七ト
右者当巳定免御取箇書面之通候条村中大小之百姓入作之もの迄不残立会無甲乙割合之来ル極月十日限急度可致皆済もの也

文政四巳年十月　林金五郎㊞

右　村
名　主
長百姓
惣百姓

卯御年貢米金皆済勘定目録

北河村

一、米弐拾弐石六斗六升八合　本途
一、米五斗六升四合　刈生
一、米三石三斗四升八合　紙漉船役
合米弐拾七石六斗五合

此　訳

米七石七斗三升四合　小切金納
此金壱両三分　永百拾九文　但シ壱両四石壱斗四升かへ
米五石壱斗五升六合　大切金納
此金七両弐分　永百三拾八文　但シ壱両ニ六斗七升五合かへ
米拾四石七斗壱升五合　米納

納合
金九両弐分　永七文
米拾四石七斗壱升五合
此表　四拾表三斗壱升五合
此払

印）金九両弐分　永七文　度々上納
印）米四拾表　江戸御廻米
印）米六升五合　大豆代米
此大豆壱斗三升
㊞内　六升五合　江戸納　但米一升ニ大豆弐升かへ
六升五合　甲府納　端米代金納
印）米弐斗五升
此金壱分　永百弐拾文　但シ金壱両六斗七升五合かへ

払合　金九両三分　永百弐拾七文
米四拾表六斗五合

外

一、永三百拾弐文　去ル戌年之通納
一、米壱斗六升弐合　去ル卯水夫給米
此永百九拾六文　但弐斗七升五合かへ
一、永弐百九十文　去ル卯秋以降御入用金
一、永五百五拾壱文　当辰春以降御入用金
一、永弐百六拾七文　去ル寅諸国但割并去卯牢屋御普請入用
右之通去卯御年貢米金納払御手形ヲ以御勘定仕上ケ申候若相違之義御座候ハ者
記書シ指上可申候　以上

正徳二辰年六月　東河内領北河村
名　主　平兵衛
長百姓　五兵衛
〃　茂左衛門

表之通去卯御年貢米金皆済ニ付書替如斯候若相違之儀於有之者可為反故者也

辰七月十九日　竹尾吉左衛門㊞

右の資料は正徳二辰年六月とある。西暦一七一二年で本町内の皆済勘定目録としては古い方の資料である。

さきに述べたように貢納は、

1 御年貢割付
2 御年貢皆済目録
3 御年貢皆済勘定目録

の三種の書類が必要となる。順序としては役所からの「御年貢割付」を受けて、村方惣百姓に割付け、その結果を「御年貢皆済勘定目録」として、定められた日限内に御年貢と一緒に代官所に提出する。代官所では正規の請取証としての「御年貢皆済目録」を村方に与える。が、時には「御年貢皆済勘定目録」に代官の裏判をおして「御年貢皆済目録」に代えることが

ある。右の北川村資料は、そのように村方から提出した勘定目録（御年貢納入の明細帳）に裏判して皆済目録に代えたものである。署名の竹尾吉左衛門は当時の甲斐国守柳沢家の代官衆の一人で、享保四年の『御家中御役人付』によると石高八五石であった。

他の資料はすべて皆済目録で、貢租の内容が、本途・小物成・口米等の諸内訳が明らかである。

午御年貢皆済状之事

八代郡水船村

一、米六石三斗六升八合　本途
一、米弐斗八升九合　口米
　内九升八合　公納
一、米六升　六尺給
〆六石七斗壱升七合
　此わけ
米弐石壱斗弐升三合　小切
　此金弐分　永拾弐文八ト
米四石五斗九升四合　大切
　此金四両壱分　永弐百弐拾五文九ト
一、永七拾五文六ト　御蔵前入用
一、金弐分　永百拾弐文三ト　川除割
一、永四文九ト　祭礼入用
一、永八文七ト　己御金駄賃午陣屋繕入用
一、永四文弐ト　歩銀

納合　金五両弐分　永百九拾四文四ト

右者去午御年貢并小物成米金諸懸物共書面之通皆済之処仍如件

享保十二年未六月　中村曾太夫
　土肥八兵衛

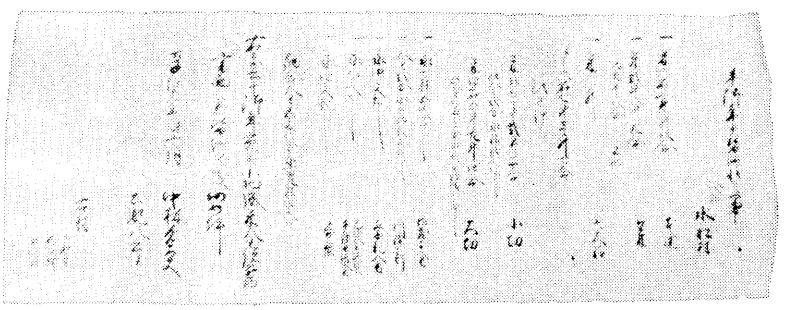

享保12年御年貢皆済状（水船区蔵）

右村　名主　長百姓　百姓代

享保十四酉御年貢皆済目録

甲州八代郡　熊沢村

高三拾九石六斗九升八合

一、米拾壱石三斗五升七合　本途見取
一、米壱斗七升五合　公約口米
一、米三斗四升壱合　三升口米
一、米七升九合　六尺給米
　此掛高三拾九石五斗壱合
　但百石ニ付米弐斗宛
米合拾壱石九斗五升弐合
　此　訳
米三石七斗八升六合　小切金納
此代金三分　永百六拾四文五ト
　但金壱両ニ付米四石壱斗四升
米弐石五斗弐升四合　大切金納
　此代金弐両　永百四拾壱文八ト　但米拾五石ニ付
米弐斗六升壱合　金弐拾九両弐分永弐百文
　此代永弐百弐拾壱文五ト　端米金納
米五石四升　但右同断
　米納

米三斗四升壱合
　此代永百六拾壱文弐ト

外

一、永九拾八文七ト
　此懸り高三拾九石五斗壱合
一、永百四文三ト
　此懸り米五石四升
一、金壱分　永弐百四拾七文九ト
　此懸り高三拾九石五斗壱合
一、金弐分　永六拾三文弐ト
　此懸り高右同断
一、永七文三ト
　此懸り高右同断
一、永弐拾七文四ト
　此懸り高村高不残
　是ハ酉八月ゟ当六月迄之分
一、永四文弐ト　米納懸り
一、永八文六ト　役高懸り
一、永三文四ト
　此銀弐分
　此懸り金四両永三拾五文六ト
納合　米五石四升
　金四両三分　永四文
右之通去酉御年貢并諸掛物共ニ米金度々相納候
小手形差出シ令皆済所依如件
　享保十五年戌八月
　　坂本新左衛門手代
　　樋口五右衛門㊞

三升口米金納
　但米三拾五石ニ付
　　金拾六両弐分永五拾文かえ

御蔵前入用
但米百石ニ付永弐百五拾文つゝ
江戸甲府欠代并青柳御蔵地年番賃
但米百石ニ付永弐貫七拾文壱ト七り
甲州申川除入用
御取替返納
酉秋戌春川除入用金

酉年祭礼入用
但高百石ニ付永拾八文三ト九リ壱も余
初金駄賃宰料　入用
御陣屋修復并水夫
但高百石ニ付
　永六拾八文九ト五リ六毛
甲府小場入用　申七月より戌六月迄
右同断

御金下改歩銀
但両替五拾八匁
　金百両ニ銀五匁

稲垣円右衛門㊞
田部井　仙助㊞
　右村
　　名　主
　　惣百姓

御年貢関係の資料は大体以上であるが、八坂村の資料は時代は異なるがが、割付、定免、皆済と揃っているので三資料を比較してみることとする。

元禄五申（一六九二）年十一月、正徳二辰（一七一二）年十一月、享保十五（一七三〇）年八月の三十八年間にわたる資料である。

甲斐国八代郡八坂村申御成ケ割

一、高弐石四斗五升七合　当流
　内壱斗五升七合
　残弐石三斗
　此取壱石八升
一、高四石九斗九升壱合　同所新田
　内四升八合　永引
　弐石五斗壱升六合　当流
　残弐石三斗七升七合
　此取九斗壱升四合

外

一、米三升
右之通リ当申御成ケ取極候間惣百姓立会無高下致割合来ル極月十五日已前ニ急度可皆済者也
　元禄五申年十一月
　　平岡治郎右衛門㊞
　　右　村

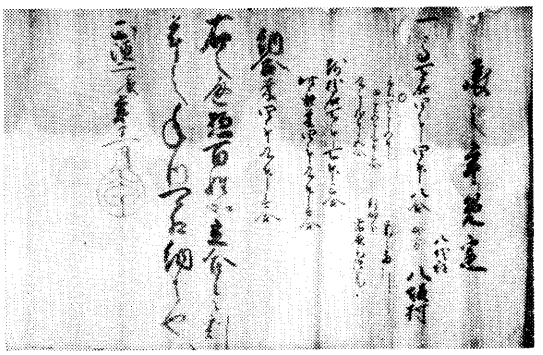

元禄5年御成ケ割付（八坂区蔵）



正徳2辰之年定免（八坂区蔵）

辰之年免定　　八代郡

名主　　八坂村

百姓中

一、高七石四斗四升八合　　畑方

内

三石七斗五升　　前々当引

内三石五斗九升三合　　新畑分

九斗二升三合　　当辰毛付荒引

此取米　四斗九升壱合

納合米　四斗九升壱合

右之通惣百姓等立合令割付之年内可相納者也

正徳二辰年十一月　　八坂村

名主

百姓

享保十四酉御年貢皆済目録

甲斐八代郡

八坂村

高七石四斗四升八合　　本途

一、米七斗六合　　公納口米

一、米壱升壱合　　三升口米

一、米弐升一合

米合七斗三升八合

此わけ

米弐斗三升五合　　小切金納

此代永五拾六文八ト　　但金壱両ニ付

米四石壱斗四升かへ

米五斗三合　　大切金納

此代金壱分永百三拾八文　　但米三拾五石ニ付

金弐拾七両かへ

外

一、五文壱ト　　御金給賃塞料

陣屋修復並水夫　入用

此懸高村不残　　但高百石ニ付永六拾八文

九ト五厘六毛内

是ハ酉八月ゟ当戌六月迄三分

一、永四ト　　御金下改歩銀

此銀弐匁　　両かへ五拾八匁

金百両銀五匁つゝ

此懸金壱分永百九拾四文八ト

印納合金　壱分永弐百文三ト

右之通去酉御年貢幷諸掛物共ニ米金度々相納小手形差出し令皆済所依如件

享保十五年戌八月　　坂本新左衛門手代

樋口五右衛門㊞

稲垣圓右衛門㊞

田部井　仙助㊞

右村　名主

惣百姓

八坂村の古い資料からみると、八坂村の総高七石四斗八合は依然変わらず、御年貢は壱石九斗九升四合を大小切金納で、合わせて壱分銀と銭弐百文余を納めたことが分かる。当時の五公五民というのは平地のことで、山間部はそれより低かった。

辰皆済目録　　甲斐国八代郡桃ケ窪村

高六石五斗弐升六合

一、米壱石壱斗三升三合　　本途

内米三斗三升九合　三ト通御捨免引

残米七斗九升五合　　小切金納

米弐斗六升四合

代永六拾三文八ト

米壱斗七升六合　　大切金納

代永四両四拾弐文五ト　　定金納

米三斗五升弐合

代永八百八拾五文

一、永拾四文　　小物成

掛米七斗九升五合

一、米三升六合　　口米

米壱升弐合　　公納口米

代永三拾文五ト

内米弐升四合　　三升口米

代永六拾五文三ト

一、永四ト　　口永

一、米四合　　御伝馬宿入用

代永拾文九ト

一、米壱升三合　　六尺給米

代永三拾五文三ト

一、永拾六文三ト　　御蔵米入用

納合　永壱貫五百五拾八文七ト

外

掛高六石壱斗七升弐合　　川除郡中割

永百三拾八文九ト

永壱文四ト　　包分銀

永三文九ト　　御金才領入用

掛高同断

永弐文五ト　　甲府御蔵小揚役高掛

永六拾壱文　　陣屋修復入用

永拾六文弐ト　　郡中惣代給

小以永弐百弐拾七文七ト

都合永壱貫七百八拾六文四ト

右者去辰御年貢本途其外共書面之通令皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡もの也

明治二巳年四月　成勘左衛門㊞

右村

名主

長百姓

百姓代

三　税の種類

税の種類は様々であるが、資料から考察すると次のようなものがある。

「本途」というのは高請地に課せられる主税で、田方と畑方とに区別されている。「本途」とか「本途物成」と記されていて、その納入方法は後述の大小切税法によって上納される。大小切税法について甲州人の多くは「信玄公以来永世変わらす花押をもって定めた甲斐の国法」と考えているが、史実は信玄時代にさかのぼるかどうかは明確ではない。

「小物成」は雑税であって、山林・原野などの樹木、下草、落葉などの利用税、紙漉などに対する運上金、冥加金などもこの税に含まれ、多種多様であった。本町での「六尺給米」もその一つである。「六尺給米」というのは幕府の台所の下ばたらき人足の給与用で、村高百石につき米二斗の割であった。

「口米」は本途に付加される、いわゆる付加価値税ともいうべきもので、代官所に属する多くの事務的経費に対して上納された。

「見取」というのは検地を受けない田畑からの取米のことである。

年貢上納は御年貢米というように当初は籾納であったが、享保以後は正米納で一俵につき三斗六升入りであった。

延享三年
甲斐国八代郡車田村諸色明細帳
寅正月
八代郡車田村

前略

一、御年貢米　壱俵ニ付三斗六升入之積リ勘定仕候

後略

宝永二酉年
甲州八代郡河内筋北川村諸色明細帳
五月

前略

一、口米納壱俵ニ付米壱升六合三タ納来リ申候中略

一、六尺給米壱斗弐合御上納仕候　尤年々ニ多小御座候

一、永百九拾七文
是は拾七年以前平岡次郎右衛門様御代ゟ高百石ニ付永弐百五拾文ツヽ御上納仕候

後略

「口米」とならんで「口永」と呼ばれる諸掛りがあるが、右の北川村の永百九拾七文がそれで、永とは銭を指していた。銭によって納めたのである。

御代官所村方江申渡書付
午三月
八代郡岩下村
五八村
寺所村
峯　村
久保村
大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚

前略

一、定免並検見取之村共其年之御取箇相極割付村方江相渡候節右御取箇辻諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記、翌年御取迄之内損候ハヽ書直懸置遍キ事

中　略

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節我等並手代迄米味噌置上手前賄致候間少々ニ而モ村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候、尤名主、長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候惣シ而無用之百姓不可寄集事、

中　略

一、検見其外御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節馳走ケ間敷儀曽而仕間敷候、

勿論、金銀ハ不及申　何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品々ニ而も宥免難成候間　此段重恵之堅可相心得事

後略

寛延三年三月　　泉本儀左衛門

貢納が百姓にとっての一大事であったことはいうまでもない。当時の年貢、すなわち農民の全収穫に課せられる税は五公五民と定められていた。つまり五割が幕府に五割が農家に残された。百姓は残された米で一年間の家族の生活と、来年の種籾を確保しなければならないのだから、前述の文書のように、石和代官泉本儀左衛門が代官交替にあたり、管下の村々へ申し渡した注意書の中で、「金銀ハ不及申、何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候」の一項を記さねばならなかったように、検見取りに来た代官所の小役人に、賄賂、供応等さまざまな方法で検見に手加減を加えてもらっていた事実がわかる。東河内領の中で、一時期、峯・久保・大山村などが九一色郷に所属していたことがあり、九一色郷は八代郡中郡筋に属していた関係から、石和代官の御触書が保存されていたのである。

乍恐書付を以奉願上候

一、九拾俵　当亥御年貢米　　落居村
　内三拾俵不熟石代
一、百五拾俵　当亥御年貢米　　三沢村
　内五拾俵不熟石代
一、三拾俵　当亥御年貢米　　鴨狩村
　内五俵不熟石代
一、弐拾俵　当亥御年貢米　　楠甫村
　内拾俵不熟石代
一、三拾八俵　当亥御年貢米　　車田村
　内拾弐俵不熟石代
一、弐拾七俵　当亥御年貢米　　切房木村
　内七俵不熟石代
一、五拾俵　当亥御年貢米　　葛籠沢村
　内拾弐俵不熟石代

右者八代郡川内領村々当亥御年貢米之儀御割賦被仰付候通小前百姓迄割賦申付候所ニ当年之儀ハ先達而御願申上候通冷気強年柄故稲作熟方不宜候ニ付死青米等有之分相改書面之通御上納仕相残分青立不熟石代ニ被仰付被下置候様奉願上候
右奉願上候通被仰付被下置候ハヽ一統難有仕合奉存候　以上

亥
十一月

落居村　名主　五兵衛
〃　百姓代　長百姓　吉兵衛
三沢村　名主　丈左ヱ門
〃　百姓代　藤右ヱ門
〃　長百姓　丈右ヱ門
鴨狩津向村　名主　権右ヱ門
〃　百姓代　由右ヱ門
〃　長百姓　甚左ヱ門
楠甫村　名主　儀右ヱ門
〃　百姓代八良左ヱ門
〃　長百姓　甚之丞
車田村　名主　六左ヱ門
〃　百姓代　幸　八
〃　長百姓　儀右ヱ門
切房木村　名主　勘左ヱ門
〃　百姓代　喜之丞
〃　長百姓　元右ヱ門
葛籠沢村　名主加重右ヱ門
〃　百姓代五郎右ヱ門
〃　長百姓　八左ヱ門
〃　百姓代　喜平次

市川御役所

前述の文書は、亥十一月とだけあり、元号がないので明確な年代は不明だが、市川御役所とあるところから、いずれそんなに古いものではない。また「冷気強年柄故稲作熟方不宜候」とあるところから、東川内領岩間組七ケ村の村役人連署で年貢の減免を願い出たものである。

江戸時代を通じて天災飢饉は数多くあったが、全国的には元和元（一六一五）年、寛永・延宝・享保・天明・天保と続き、その都度十万を超える餓死者が出たといわれる。

元禄年代（一六八八―一七〇三）までには、わが国の農業生産は飛躍的に増大していた。新田開田、用水の整備、種籾の品質向上等さまざまな要因があったであろう。しかし百姓の生活は、生産が増せば増したで年貢も増え、よい方向に向くことはなかった。検見取りの方法がそれを可能にしていたのである。

一方元禄前までは、百姓は物々交換によって生活の品を得ていたが、貨幣経済の浸透はそれまでの自給自足を破壊し、百姓の生活を変えていった。豊かな百姓と貧しい百姓と、百姓間の階層分化が進んでいった。

北川村所蔵の次の文書はそのことを語っている。

売渡申手形之事

一、丑ノ御年貢地払金子ニ詰リ申ニ付而か志や畑ケと申所麦畑弐升五合蒔之所甲判金子弐両弐分ニ売渡申所実正也　但シ年季之儀ハ丑ノ暮ヨリ子ノ暮迄而中拾年季ニ相定申候御年貢御役等之儀ハ御帳面次第ニ相定申候　此畑何方たれ人からもかまい無御座候右之年記通甲弐両弐分相済申候ハ無相違請させ可被下候為後日手形仍而如件

元禄十一年
丑ノ十二月廿日

北川村
売主　半　兵　衛㊞
証人　三　郎　兵　衛㊞
証人　五郎右衛門㊞

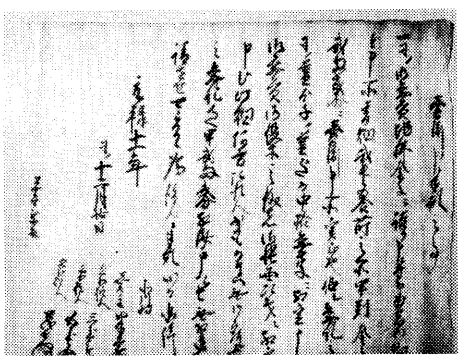

元禄11年売渡申手形之事（北川区蔵）

証人　藤右衛門㊞

平兵衛殿

乍恐以書付奉願上候

東河内領五八村外拾弐ケ村以惣代奉申上候　私共村方之儀ハ奥山中ニ而御田地少至而土地不開年々御上納米差支従前々江戸御買納奉願上来候ニ付去ル未年奉願候然処其節米三拾五石ニ付金七拾両替積を以可取立旨上文被仰付小前より取立奉御上納置罷候今般午未申三ケ年御目録御渡有之候付奉拝見済金百弐拾四両替其外諸掛物有之多分之御未納ニ相成候付奉驚入村々小前之ものも右之趣申聞候哉且又一同奉驚入候其節当国米直段之義も三拾五石ニ付金六拾四両値ニ有之殊ニ甲府石和御弐方之儀は金五拾九両余而御買納仕候趣風聞ニ及□□を□□何れの訳ニ而右様の土地米直段より格外之高値ニ而御買納仕候義ニ有之哉村役人共取計方不得其意趣強而申之速ニ打続極困窮之処申之以過去候御未納今更御取立ニ相成候而は差当夫食手当ハ勿論百姓退転ニおよび誠ニ以当惑至極難ケ敷奉存候隣村之定金之御上納ニ有之尤米穀少々時節ニ而右様相成候義は奉存候得共奥山中村々何共難渋至極仕候前条奉申上候通小前取立方相成当惑仕候間無是非不□悲不歎奉申上候何卒格別之御慈悲を以御買納代之義は其節被仰付被下置候御直段ニ而御聞済被成下置候様奉願上候且又以来之儀之定金納ニ被仰付被下置度奉願上候

右之願之通御聞済被成下置候ハヽ難有仕合奉存候　以上

天保九戌三月五日

八代郡東河内右総代
熊沢村　長百姓　藤右ヱ門
古関村　〃　勘左ヱ門
北川村　名　主　伊右ヱ門
岩欠村　長百姓　定　吉

市川御役所

五八村外十二ヶ村惣代の文書は、天保九戌三月五日（一八三八）の日付で、市川代官は小林藤之助であった。内容は「年々上納米にさしつかえるので、従前から江戸で米を買って頂いて納めてきたが、去る申年（天保六年）にお願いした時の値段は三五石で七〇両替の積りとの仰せで、その通り小前百姓から集めて上納した。ところがこの度、午、未、申年の三ヶ年の目録（割付目録か皆済目録か不明だが、代官所より渡されたので多分皆済目録であろう）を拝見したところ、七〇両の積りでいたのが一二四両替で計算され、その他の諸掛りも多くあって、多額の未納になっているので一同驚いたところである。その時甲州では、三五石について六四両替であり、殊に甲府、石和の張紙値段では五九両余替であったと風聞にしているのに、なぜ地米値段より格外の高値で買納して頂いたのか、村役人はその取り扱いに困っている。このところうち続く不作にて困窮しているところ、今さら未納だからといって取り立てるならば、当座の食にも事欠き、百姓は退転することにもなりかねないので、最初の約束の値段で済ませていただきたい、隣村でも定金納で上納とのことでもあり、これからの上納も定金納でお願いしたい」という趣旨である。ここでいう定金納とは、大小切でいう一両で四石壱斗四升替で計算した金納のことであろう。村方よりの、いわば抗議文とでもいった内容であるが、文章は御公儀に対して誠にていねいな語調で述べられている。

乍恐以書付奉願上候

八代郡道村外九ヶ村役人一同奉申上候私共村々義極山中小高人数多御座候間右引当候而は耕作地悉く行廻り不申候ニ付銘々農間近国出商ひ亦は諸職人出稼等仕御年貢御上納出精いたし営方仕候程々村方ニ付御憐愍ヲ以往古より于今迄金納にて定或買納被仰付難有御上納罷在候村々御座候然ルニ今般国中取締筋御上納村々百姓共之内剛壮之もの取調可奉書上旨御達シニ付則別帳之通村々取調奉書上候処右出人足御差図ヲ以賃銀取究請度尤も無之候而は罷出候義難渋之趣銘々申之左通り一村限り多分之賃銀取究割合いたし候而は前々申上候通小高村々ニ付迚も難及自力候間何卒か様之以御慈悲右賃銀取究メ被成下置御支配所村々一般之御割合被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候右願之通り御聞済被成下置候ハヽ村々相助難有仕合ニ奉存候　以上

亥十月

拾ケ村三役連判

大磯小磯村　名　主　市兵衛㊞

長百姓　彦右衛門㊞

百姓代　松右衛門㊞

市川御役所

郡中被仰渡書

一、御年貢金年内皆済可致処納方未熟之村々有之候　当亥年之義此節ゟ小前江申聞割紙通り可相納候　未進之小前期月ニ至相届ケ可請吟味候　若又致等閑置候ハヽ村役人可為越度条其旨可存候

一、御廻米去戌年分川下捗取納不足少候故前年ゟ格別納入用相減候間猶又出精米拵入置可申聊ニ而米も性劣候分者江戸御蔵納不相済今般被仰渡も有之間小前百姓江能ゝ申聞厳密ニ可相致申候

一、五人組帳宗門帳当亥年申渡之期日不差出村々有之候　右両帳之義者　故障等可申立筋無之御用御差支ニ相成候間来子年及ニ延引ニ候村々者厳重ニ可申付候条此段廣(ママ)ニ申渡置候

一、川通村々堤切所出来候義　多く者水防方等閑ゟ之事ニ候　依之川筋最寄之組合を定　出水之節者人足差出可相防候　用具等者常々心掛ケ置差支ニ不相成様ニ地元ニ而可取計尤組合相定候ハ其段可相届候

一、村方勘定向之義　逸ゝ小前江為見届ケ帳面江印形可取置所　疑連々之筋多



人足賃金取りきめの願書（大磯・小磯区蔵）

分及出入村役人取計方未熟之至ニ候　已来急度申合潔白可致御普請仕立方等村役人請負ニ取計候義決而致間敷　御入用米金請払帳面入用次第可差出候　且又名主給　長百姓　百姓代手当等　村限書上候様可致候
右之趣村々小前之者江茂　不洩様可申聞　追而村限請証文差出候様可申達候
亥八月
右之通被仰渡承知奉畏候　私共ゟ最寄村役人江申達一村限御請書差上候様可仕候依之惣代御請印形差上申候　以上
亥八月
甲州村々
西郡惣代浅原村　名　主　四郎左衛門
〃　荊沢村　〃　利兵衛
中郡惣代馬籠村　〃　清兵衛
東郡惣代浅利村　〃　勘兵衛
逸見惣代穴山村　〃　与右衛門
東川内領内惣代上八木沢村　〃　清右衛門
〃　車田村　〃　茂右衛門
西河内領惣代切石村　〃　多郎兵衛

亥八月、代官所より管下三郡領の惣代に対して仰出された、いわば指導書である。御年貢米を年内に皆済しない不心得な村々があるが、期限迄に上納しない場合は村役人の落度となるところから、そのことを承知しておくこと、江戸送りになる御廻米の昨年度分に量目の不足や、質の劣っているのがあり、御蔵入りのならないものがあったから、小前百姓によく申し聞かせ厳重にしなさい。

さらに当亥の年の五人組帳、宗門帳の両帳を申し渡しの期日に提出しない村々があって、御用にさしつかえているので来年の子年に提出が延び延びにならないよう村々へは厳重に、前々から申し渡しておくこと、村方の勘定のことは、小前百姓にも知らせ、決して疑われるようなことはないように、疑われることがあるとすれば、村役人の取り計らい方が未熟であることなど、五ヶ条の注意に対して惣代たちが郡下村々へ徹底し、各村ごとに御請書を差し出すようにする、との御請書である。

乍恐以書付奉願上候
久兵衛他三拾五人
八代郡三沢村名主庄五郎外長百姓四人之者共奉願上候趣意者　私共村方近年至村柄衰微仕御年貢御上納年内御皆済茂相成兼村役人共当惑仕何卒村柄立直リ　御上納年内御皆済仕候様勘弁仕度与存居候所去亥村入用夫割之節、村方より願候ニ者近年村内小売酒屋等多分出来平日余慶失墜出来　其外諸祝事並衣類等分限不相応成儀も有之与相見既ニ午年中村内相談之上居酒厳敷法度いたし置候所　追々猥ニ相成無弁もの共寄集大酒抔いたし無益之金銭障ヲ責　酒狂之上ニ而何事も発(ママ)リ村内難儀之基相成　御収納差支相成候儀ハ眼前ニ御座候間当年ゟ拾ケ年小売酒屋相止メ申度旨一同相願候ニ付酒屋共右之趣申聞候処甚相歎キ延引致呉候様強申之無拠当正月廿一日惣小前出会為致以来酒之儀者村内急度差留メ他村而已売買為致延年聞済可然哉之旨村方へ及相談候所村内酒屋有之候而者迚茂取締兼追々等閑相成可申与奉存候間是非〳〵差留惣連印定書差出可申旨申之則別紙之通定書連印取始候所日限延引相成候而も印形不揃ニ付村役人共取斗方迷惑仕右候而者一村難治御儀ニ奉存又候、同月廿八日惣小前寄会相触得与熟談為致候所別段存知寄も無之印形延引相成儀者申訳無之段申之無拠印形取揃其上勘弁可仕与候　名前順印形取立候得共前書名前之者共如何相心得候哉　再応寄会取究候上相願候程之儀　今更印形難渋仕殊ニ酒屋共儀も是迄　売る計等出銭致呉までハ相止候儀は相成がたき旨申之村役人共誠ニ当惑仕一村難治歎敷御儀奉存候　何卒御慈悲之御勘弁を以右名前之者共　逸々被御召　御吟味被仰付一村安泰ニ相治リ候様被仰付被下置候ハヽ難有仕合奉存候余者御糺之節乍恐口上ニ而可奉申上候　以上
文化十三年
子三月
八代郡三沢村
名　主　庄五郎
長百姓　磯右衛門
勝右衛門

奥右衛門
幸右衛門

市川御役所

乍恐以書付奉申上候

一、私共村々去ル辰年榊原小兵衛様御支配之節拝借御普請被仰付田畑荒地起返リ可差出旨御吟味ニ付去午年迄三ヶ年鍬下御免当未年右之場所起返可奉差上段御請仕候ニ付当春御見分之上作付相成候場所起返リ奉差上候然処右御年貢之儀何年より本免御年貢上納仕候哉段御勘定所被仰渡之趣を以御糺御座候得共先達而奉御見分請候通リ石砂利之場所ニ付本免御年貢上納可仕年限難見極容易ニ本免御取箇之儀御請難仕候得共御吟味之趣無拠奉存候ニ付当未年より来ル寅年迄弐拾ヶ年之間御取下ケ被仰付翌卯年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候得共御聞済無御座候ニ付来ル亥年迄拾七ヶ年季ニ御訴訟仕候得共年季ニ永取格別可相縮方再応御吟味ニ付一躰年限見極義ニ而難儀は奉存候得共　当未年より来未迄十三ヶ年之間御取下ケ被仰付翌年申年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候　且又高石場其外水深川付之所此節起返ニ相成兼候場所来亥年迄五ヶ年鍬下御免翌子年不残起返リ可奉差上場所之義且子年より子年迄十三ヶ年之間御取下ケ被仰付翌年十四ヶ年目丑年より本途御取箇御上納可仕候積御請可仕候間右之通ニ而御聞済被成候様奉願上候此上如何様御吟味請候而も年限相縮候儀仕候右之通御聞済被成下候ハヽ村々一同難有仕合奉存候　以上

未
十一月

上今諏訪村
名　主　与左衛門
長百姓　午　助
百姓代　幸左ヱ門

下今諏訪村
名　主　与次兵衛
長百姓　沖右ヱ門
百姓代　甚左ヱ門

下今井村
名　主　林右ヱ門
長百姓　重左ヱ門
百姓代　金左ヱ門

鴨狩津向村
名　主　与左衛門
長百姓次郎左ヱ門
百姓代　長右ヱ門

三沢村
名　主　仲右衛門
長百姓　宗兵衛
百姓代　弥右ヱ門

市川御役所

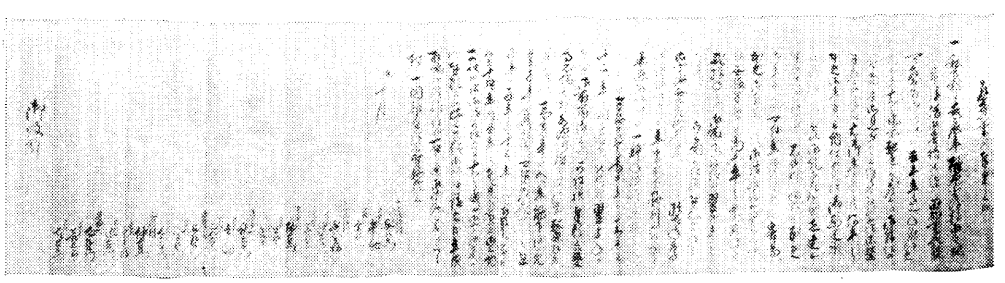

文化13年三沢村外４ケ村からの願書（三沢区蔵）

三沢村の文化十三子（一八一六）年二月の文書は、うち続いた凶作による全国的な民心の不安と二百余年にわたる幕藩体制の結果、社会規範の乱れを象徴しているようだ。この年幕府は武家屋敷などにおける賭博勝負の取締りを強化したりして、世の風潮を正そうと努力していたが、東河内の僻村でも近年村内に小売の酒屋がたくさんでき「無弁もの共寄集大酒抔いたし」そのため「無益之金銭障ヲ責酒狂之上ニ而何事も廃り村内難儀之基」と浪費により生活の上でも「御収納差支相成候儀ハ眼前御座候」と、御年貢も上納できない有様なので、惣小前が集まって酒屋追放の相談の上連印し約束しようとしたが、久兵衛他三五人が署名に加わら

ないから村役人をはじめ困惑しているので代官所でなんとかしてほしいと訴えている。

前の文書は三沢村など五ヶ村からの願いの書で、榊原小兵衛御支配の時に荒地を開墾すべく費用など拝借して始めたが、最初の三カ年間は鍬下御免四年目から全部開墾する予定で何年より御年貢上納するかについてはきめかねている。未より亥までの五ヶ年間は鍬下御免、翌子年には起返しを完了しますので、子年より子年まで十三ヶ年間は取り下げ、十四年目の丑年より本途取箇御上納出来るよう取計ってほしいとの要望書である。

四　大小切税法

甲斐国の貢納には他国に比して特殊な税法が行われていた。国中三郡、山梨、八代、巨摩郡に通用した「小切」と呼ばれた貢租の方法である。これは大切と合わせて「大小切」税法といわれた。

『甲斐国志』巻之二国法の部に

「本州収納ノ法ニ米方大切、小切ト云フ事アリ、其ノ始詳ナラズ、古人ノ説ニ相伝フルハ小切ト云フハ他国ノ畠方定免夏成ニ相当レリ、古ヘ五月上納ナリシガ後八月納ニ成リ、又享保中百姓願ニ依テ今ハ九月上旬ノ納ナリ、他国ハ畑方ハ金納、田方ハ米納ニ定マリタル事ナレドモ、国ノ仕来リニテ本州ハ田畠米打合セ其内ニテ三分ノ一ヲ小切ト云ヒ金納ニス、是ハ古法ニ一反三百六十歩ノ内二百四十歩ヲ大ト云ヒ百二十歩ヲ小ト云フヨリ出ヅ、大ハ皆籾納ナリ、後ニ又其内三分ノ一ヲ金納ニ被ル仰付ケ、今云フ之ヲ大切ト、三分ノ二ハ猶籾納ナリシガ寛文中甲府殿ノ時ヨリ河西十五万石ハ正米納ニナリ、河東ハ宝永中松平美濃守一統領分ノ時ヨリ正米ニ成ル、大小ノ割方九井ニ引当ツルニ図アリ、私田ノ内ヘ方田ヨリ一線ノ増ヲ加ヘ、九分ノ四ニ当ルヲ正米納メトス、九分ノ二ヲ公直ヲ以テ金納ニス、九分ノ三ハ端米直段ニテ金納ナリ、大ニ切ル小ニ切ルト云名ナルベシ」

とあって、「大小切」の由来は「其始詳ナラズ」と記しており、いつの時代かは明らかではない。現在確認されているのは、元和―寛永期（一六一五―一六四三）にまでさかのぼるのではないかといわれている。

この特殊な税法は一方で民力を休養し、他方で軍資を調達する必要から年貢米の一部を割引きして金納させた。すなわち年貢米の三分の一を金一両につき五石の相場だったのを、四石一斗四升替の安石代とし、毎年九月米の収穫の終わらないうちに金納させ、これを「小切」と称した。さらに残りの年貢米の三分の一を十月になってから、時の相場で金納させた。国中相場といって甲府・黒沢・鰍沢・勝沼の四ケ所の張紙平均値段であり、これを「大切」と称した。残りの九分の四の籾納部分は河西十五万石については、寛文年間甲府家時代より、河東については宝永年間に柳沢家時代より正米納に改められた。この税法は江戸時代を通じて行われた。百姓にとって当時の米価値上がりによっても、この安い石代での上納は都合のよいことであり、幕府は「小切」廃止を意図したといわれるが、明和五（一七八八）年の甲金問題、さらに安永五（一七七六）年の甲州枡の使用を改めようとして百姓の抵抗にあい、国枡、甲金とともに小切の廃止を断念し、結局明治まで続くことになる。

『甲斐国志』国法部の始めに、

「国法トハ本州ノ私ニ設ル法ニハ非ラズ、先王ノ制作シ給ヘル典故ノ偶ゝ此国ニ伝テ所レ遺ノ者ニシテ、後冷泉天皇天喜康平ノ頃ヨリ五百有余年武田氏守レ国循テ所受ナレバ、武田治国法トモ称セリ、所謂国法即チ軍法ナリ、軍陣法ニ甲州流又武田流ト称シ、礼典ニハ小笠原流ト称ス、当今海内ニ周流セリ、於ゝ今他州ノ制度ニ異ナリトスル者ハ小切・大切・三升枡・甲金分銖ノ四等・銀四拾匁等ナリ」

と記され、甲斐において他国の制度と異なるものとしては「大小切・三升（甲州枡）と甲金」の三つを甲斐の国法として受けとめている。

「大小切」を具体的に説明すると、村高四二〇石の村では五公五民であるので二一〇石を年貢米として納めることになるが、その内の三分の一の七

○石は一両につき四石一斗四升替で金納すると金高は一六両余になる。これが「小切」で、残り一四〇石の三分の一の四七石弱は時の相場で金納する。これが「大切」といわれた方法である。

宝永二年（一七〇五）の中納言綱豊により松平美濃守への引渡目録の中に、大小切税法について記され、また、貢納について、定金納と記されている村々がある。このことは、さきに述べたように、甲斐国では、正米納から金納へと移っていった時代が割合とはやい時代からであったことを証するものである。

表紙

宝永二酉二月

中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録

引渡役人　飯嶋八右衛門印
遠藤治郎右衛門印
平岡彦兵衛印

（縦24.2cm　横16.8cm）

県立図書館蔵

略

一、大小切金之事

是ハ村々三分一小切金一両ニ付米四石壱斗四升替金納、三分一大切金納、残米并小物成米紙漉船役等共々打込米納仕候、但シ米金納次第ニ御座候

一、定金納場所有之哉事

村名省略

一、米金可納次第之事

村名省略

是ハ小切金之外、米金百姓心次第納来申候口米小物成ハ米納為仕候

宝永二酉年二月日　　飯嶋八右衛門印
遠藤治郎右衛門印

御料所

甲州山梨・八代郡村

略

一、御年貢取米大小切金納之事

是ハ本運取米三分一小切金納、三分二之内　大切金納、残米納、小切金壱両ニ付四石一斗四升替定直段被仰付候、大切金国中ハ一ケ年従公儀直段被仰付候、金納増し廿三ケ村ハ小切之分不残大切直段、尤未年金一両ニ付七斗八升替、申年金壱両ニ付七斗七升替四升弐合ニ而山方七ケ所ハ大切之外米高翌五月迄可延引、

但し年々従公儀直段被仰付、近年米高直ニ付大切直段ニ而訳相済申候、国中納払村定ニ而小切不足、大切直段ニ而皆金納

一、金納村々之事

……山家……八之尻……

鶯宿、古関、八坂、下芦川、梯、高萩

右廿一ケ村小切之外大切直段ヲ以金納、大山・道村、水船、芝草、大磯、小磯、瀬戸、中之蔵、釜額、湯奥、十島、椿草里、樋ノ上、上佐野、下佐野、大垈、根子、桃ケ窪

右村々皆金納、小切金之外大切直段を以米納申候、翌五月迄延金売候

略

一、御年貢米俵入之儀、壱俵三斗六升入外七合五勺入置、三重俵ニ致江戸廻し仕候、江戸蔵前ニて右之俵三斗五升入ニテ相納、甲州より壱俵三斗六升入之積り致差引申候

略

一、八代郡南山中拾ケ村、先規ゟ諸役免許御朱印所持仕候処、先地頭渡辺囚獄取札百姓方へ被下置候、右之札損失百姓願候ニ付、近年平岡治郎右衛門、平岡彦兵衛方へ諸商売役免許之提札を置申候、右十ケ村之内本栖、精進弐ケ村居村ニ而材木商売仕候ニ付、是又願ニ依而両村江渡置申候

一、河内領大崩村、久保村、大山、大磯、小磯村、右五ケ村ゟ薪取商売市川大門外村へ出し女通路として提札百姓願ニ付、治郎右衛門、彦兵衛方ゟ出し九月ゟ翌九月迄常ニ番人方へ証文出し置候

略

一、川内領古関村用水樋木、前ゟ釜額村御林ニ而被下候

略

右者拙者御代官所御城附ニ相成候ニ付心得とも可罷成分如斯御座候　以上

宝永二酉年三月日　　平岡彦兵衛

延宝四年

甲州八代郡東川内領釜額村諸色明細帳

前略

一、御年貢納米之儀ハ御取米之内三分壱小切金納御直段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以拾月中金納仕候　残三分二之儀大切金納、御直段之儀ハ国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積りを以極月ゟ来年七、八月迄御上納皆済仕候

後略

甲州八代郡東川内領
釜額村
名主　長兵衛
長百姓　武兵衛
同　伝兵衛
同　三郎兵衛
同　七郎兵衛

宝永二酉年

甲州八代郡河内筋北川村諸色明細帳

前略

一、御年貢米之儀三(分)ト一小切金納御直段ハ金壱両ニ付米四石壱斗四升かへニ定直段を以十月中御上納仕候、残三分二之内又三ト一大切金納極月ゟ正二月迄之内御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段二四俵高相残米売付ニ被仰付来年五月ゟ七、八月迄右同直段ニ金子を以御上納仕候　先年館林様御代ニ者府中直段ニ地払ニ被仰付候

後略

宝永二酉年

河内筋北川村
名主　五兵衛
長百姓　弥兵衛
同　平兵衛
同　嘉右ヱ門
同　隆右ヱ門

宝永二酉年の旧村諸色明細帳は、右北川村の外に芝草村、嶺村があり、大小切上納についての項は同文である。

享保九年

甲州八代郡東川内領根子村諸支書上帳

前略

一、御年貢の米納方之儀ハ御取米三分一小切金納御直段　金壱両ニ四石壱斗四升かえ定直段を以八・九中ニ御上納仕候　残三分二大切金納　御直段ハ国中ニ壱割高直段を以来ル年七、八月迄御上納仕候

後略

享保九辰七月　　東河内領根子村
名主　八之丞
長百姓　惣右ヱ門
同　甚五ヱ門

延享弐年

甲州八代郡東川内領車田村諸色明細帳

前略

一、御年貢米壱俵ニ付三斗六升入之積り勘定仕候

一、御年貢御取米之内

三分一者定直段小判壱両ニ付四石壱斗四升当残三分二之内三分壱ハ国中大切直段ニ壱割高ニ而金納仕リ残リ分は御廻米ニ而御上納仕候

一、御口米之儀三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺四才宛納来申候
後略
延享三年寅正月
八代郡車田村
名　主　六左衛門
長百姓　忠右衛門
同　甚之亟
同　儀右衛門

車田村諸色明細帳には、この外に延享三年のものがあり右と大小切については同文である。

天明八年
村指出明細帳
甲州八代郡湯奥村
申之五月
延宝七未年
一、高弐拾八石六斗六合　平岡八郎兵衛様　御検地
石井治太夫様
甲州八代郡湯奥村
中略
一、当村御年貢之義ハ小切大切　米方共ニ御直段ヲ以　不残金納ニ仕候
後略
天明八年
申五月
甲州八代郡湯之奥村
名　主　七左衛門
長百姓　七郎左衛門
同　仲右衛門
百姓代　元右衛門

文政十一年
八代郡釜額村明細帳
甲斐国八代郡釜額村
子八月
前略
一、御年貢納米之儀者御取米之内三分壱者小切金納御値段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かえ、定直段を以　拾月中ニ金納仕残三分弐之儀大切金納御直段之儀者国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積を以極月ゟ来年七、八月迄、御上納皆済仕候
後略
文政十一子年八月
名　主　六郎兵衛
長百姓　紋　蔵
百姓代　市郎兵衛
同　重右衛門
野村彦右衛門様
御役所

下部町内旧村所蔵の村諸色明細帳に、前述のように「小切」「大切」金納についてすべて上納相済みましたと報告がなされている。

延宝四辰（一六七六）年釜額村の諸色明細帳が一番古い明細帳であるから「大小切」についての本町内の古文書では、延宝四年をさかのぼるものは所蔵されていない。さきに述べたように磯貝正義・飯田文弥氏共著になる県史シリーズ『山梨県の歴史』の中で「大小切」に関する記録は元和―寛永期（一六一五―一六四三）の古文書の記録で確認され、それ以上古い記録は今のところ発見されていないといわれているが、本町の延宝四年はそれより時代がさがるので、両氏の説が本町内でも確かめられることになる。

慶応三年
大小切歎願
儀定書
卯十一月日　八代郡上田原村
儀定書之事

一、当国元国主武田信玄公江軍用米金上納ニ付元亀三申年中御取箇之内　三ケ一小切金納金壱両ニ付米四石壱斗四升替積りを以被仰渡　慶長度御当家御先代東照神君様ゟ凡弐百余年之間同様被仰付百姓永続罷在候処、今般大小切正米上納可致旨　郡中惣代江被仰渡候　大小之百姓一同驚入露命相続難相成何共歎ケ敷存候　何卒先規之通被仰付度歎願中村役人諸雑用何程相遣リ候共惣高を以割合次第無遅滞急度出銀可仕候　万一歎願中村役人御過怠等被仰付候節者　小前銘々罷出強而御歎願可仕候　尤当時郡中惣代ゟ歎願差出置候間、右御沙状有之候迄　出稼、出商等一切不仕候、依之一同連印儀定書仍而如件

慶応三年
卯月十一月　日

上田原
兼兵衛
藤　蔵
佐右衛門
丈左衛門
他四十六名省略
百姓代　新三郎
同　岩右衛門

当　村
村役人中

上田原の慶応三年の大小切歎願に関する儀定書は、大小切とも正米について上納するよう郡中惣代に仰せいたされたが、「小切金納」は武田信玄公が元亀三申年中（一五七二）に申し渡され、慶長以後も御当家の御先祖東照神君さまも同様になされてきたのに、今になっての仰せは驚くばかりである。これでは生きることも難しくなるので、撤回を歎願中であるので、村役人は諸費用がいくらかかっても村中で負担するので、がんばってほしい。その間、村中、出稼ぎも出商売も一切せず待機しているよう連印で約束した」という村役人を激励した文書である。これが慶応三年である明確な情況は不明だが、幕府は江戸時代を通じて、幾度となく甲州独得の税法を廃止して増徴を図ったが、その都度三郡農民の激しい抵抗にあって達成できなかった。なかでも最も大きい動きは、明治五（一八七二）年八月二十三日に起こった「大小切騒動」である。維新によって生まれた明治新政府は、近代国家の成立を図るために、先ず国家財政の基礎固めと、地租改正によって全国一律の税法を実施し、建て直しを図った。もちろん大小切税法の廃止もその一つであり、農民の歎願と抵抗の中で強行されようとしたので、峡東九七ケ村の農民六千人が起ち、山梨県庁に迫って旧法の存置を強請するという事件であった。

第五節　天領機構と村役人

甲斐国一円が幕府直轄領とか天領と呼ばれるようになったのは享保九（一七二四）年三月以降である。それは大名領、すなわち個人としての大名の私有領地であったものが、幕府の命令によって、幕府が直接支配する領地となったことを意味する。甲斐の国主であった柳沢家が吉里の時代に突然、大和郡山に御国替になった時からである。江戸幕府の歴史上「元禄」の時代は、最も奢侈に流れた時代であり、八代将軍吉宗の代にいわゆる「享保の改革」が断行され、柳沢家もその余波を受けての転封となったのである。

天領となった甲斐国支配は、甲府勤番と呼ばれる幕府老中の直接の指揮命令下にある旗本が、甲府城の警備と城下町―府中―の市政を担当することとなった。甲府勤番は江戸旗本の小普請組に属するなかから選ばれ、遠く甲府まで派遣されたのである。

一方、勤番支配下の府中以外の村々は、江戸勘定奉行の直接の指揮命令下にある三部代官所が、管区を定めて、支配下の村々の政治をつかさどっていた。

いわば、直轄領、天領には二系統の支配機構が存在していたことにな

る。

本節では、後者の村方の民政について述べることとする。

封建制度下における支配機構の末端組織が村役人で、百姓の生活と直接結びついていて、徳川幕府三百年を支えていたことになる。学問的には、次のように考えられている。

村役人（むらやくにん）　江戸時代、幕府・諸藩の地方行政を分担した在村農民の公吏。ふつう地方三役すなわち名主・組頭・百姓代をさすが、それを支配する大庄屋、また三役以外のものもふくめて総称するのがよい。最高級のものは数か村を支配し、苗字帯刀を許される大庄屋で、所により割元・大肝煎・大名主・郷頭・十村・十村肝煎などと呼ばれ、その支配区域は組（与）・郷・筋・触・手永などと呼ばれ、郡奉行と地方三役との間にあって法令の伝達、願い届けの上申にあたった。三役以外には、納名主・蔵庄屋・給庄屋・山守・堰役人など、支配事情や村々の慣習により、村役人が置かれた。→地方三役　〈金井　圓〉

（大日本百科事典）

村役人については、地方によっても名称はさまざまであり、地位・資格も差があった。

甲斐国の村役人、すなわち、地方三役村方三役と呼ばれる役職は、名主、長百姓、百姓代の三種である。

このことについて、上野晴朗は『甲州風土記』に

「直轄領の縦の流れからいえば、名主―長百姓―組頭（百姓代が生まれる）の線に村構成が統一されていたからで、これは名主、長百姓の上位永代役にたいして、その下位に株をもった組頭が構成されており、この序列によれば百姓代は組頭の下位についてしもうのである。しかし百姓代が名主役の行為を監視し、村入用その他諸割賦物などに対する権限が強くなるにつれて、組頭からも、百姓代があらそって出るようにもなり、組頭の株、百姓代の権利株が各村内で争奪されるようにもなった」

と述べているように、百姓代の役職が設けられる前後では村役人の構成が異なることとなる。上野氏は、享保以後から百姓代が設けられたとしていることから、天領となった時代から甲斐での村方三役に異動が起こったことになる。

下部町内に保存されている資料でも、名主、長百姓、百姓代、五人組の組頭の順で署名がされている。

三役の任務は、代官所の支配の下で、名主は、主に村の自治・法律（お触れ、法度など）の伝達、年貢の収納、農業施設や諸帳簿などの管理等の責任をもった村の代表者であり、長百姓は、名主の補佐役、百姓代は村民の代弁者として小前百姓の要求や言い分を名主に伝え協議する役目であった。その外村には五人組制度があり、組頭が強い権限をもっていた。

名主は、惣百姓の中から高持（年貢上納の多い大百姓）百姓が入札などによって選ばれた。村役人には御給地と呼ばれる地頭支配のころには御名主給米などと呼ばれる籾の支給があったが、享保以後は、村負担で支払われた。

村役人の数は、村方の大小に関係したが、町内史料で見るかぎり一定していない。

町内史料のなかで、名主、長百姓・百姓代・組頭の署名が明確である文書は大山部落の「村定書之事」（次節村極の項に全文掲載）である。

前略
右之趣万端高銭ニ付惣百姓難渋之上村中熟談ヲ以取究候上は急度相守可申依之惣連印相揃申処如件
万延元年
申極月廿五日　　大山村
名　主　友右ヱ門

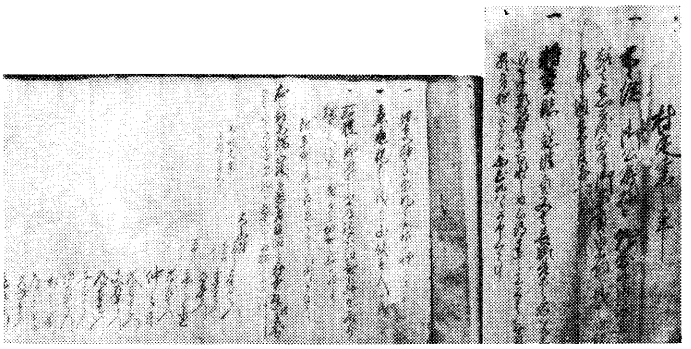

万延元年の村定書（大山区蔵）

長百姓　半右ヱ門
同　断　喜右ヱ門
百姓代　庄之亟
同　断　茂左ヱ門
組　頭　仲兵衛
同　断　茂右ヱ門
　　丈右ヱ門
　　常右ヱ門
　　与左ヱ門
　　伊左ヱ門
　　和兵衛
　　常兵衛
　　久次右ヱ門
　　庄左ヱ門

指出申願書の事

一、当村名主役之儀ハ七人御役目衆之内汰左ヱ門殿と六人ニ而名主役年番ニ御勤メ可被下候御事

一、御年貢儀は御割付之通随分精出し御上納可申候御年貢諸夫銭米遣之分江ハ利足月弐割無造背相掛ケ申候御事

一、御年貢上納被成候ハヽ御公儀様御通御同役長百姓衆中并百姓代被指添拝見致させ御公儀様御極之分小百姓迄相通事候様ニ預入候然上ハ御米を取立之儀は諸割付より多分米仕候て御公儀様御吟味御座候ハヽ勘定前成共御差越被仰付候共毛頭御恨申間敷く候御事

一、御年貢御取立ニ付御書付等諸夫銭入其年米を被成候方ニ而割合御皆済方へハ相掛申間敷事

一、御上納金表替取極候ハヽ其時ニ而替札百姓代江御知らせ可被下候御事

一、御年貢勘定者之儀は百姓代組頭相談を以て壱人宛極月十日以前ニ急度差出可申候御事

一、近村江日帰リ御用ニ御出之義ハ本五乙遠方迄御出之節は壱通宛ニ取成可被下候御事

一、御年貢諸夫銭之義ハ極月切ニ不残惣百姓皆済仕可申候若し未遂之者御座候ハヽ当人は不及申ニ五人組ニ如何様之御吟味被下候共其節ニ置一言之申訳仕間敷候御事

一、名主引渡目録之儀ハ向後ハ八月十五日相定名主長百姓百姓代組頭立会諸帳面は不及申ニ其外名主付の諸証文書付等ニ至迄相改次番之御方へ相渡可申候御事

一、御役人様御上下弐人御留リ候ニ付諸事銀弐匁夫銭ニ御入被成可被下候御事

一、名主給米之儀は先年通八俵ニ役高三石六斗是引御勤メ被成可被下候然上ハ諸帳面御仕立之節長百姓衆中御寄合賄等御座候共名主役ニ被成被下候若不時之御用ニ付諸帳面書上ケ御座候ハヽ相談之上其節相応之夫銭入可申候御事

一、御用之義ニ付市川より大嶋迄之内一夜留リ銀弐匁五分宛ニ被成可被下候御事

一、市川江御用之義ハ壱や泊リ弐匁五分候也参府御用之義ハ壱夜留リ銀三匁二夜留リハ四匁五分宛ニ被成被下候御事

一、夫銭帳之義ハ名主方平方当座ニ付合割印記置被成被下候御事

一、御年貢其外勘定目録之義ハ小百姓迄御知らせ可被下候

一、御役所様より御貢作金等其外御諸色御用金被下置候節ハ惣百姓相談之上御割合被成被下候御事

一、御免状被下置候節ハ是又小百姓迄為致拝見可被下候御事

一、名主所帳紙墨筆代甲弐分宛ニ御定被成可被下候御事

一、百姓代之義ハ組頭ニ而廻番ニ被成可被下候御事

一、欠役之義御上下弐人御留リニ付薪二把持参弐人宛御夫可被下候御事

一、参府之義ハ壱年ニ二度宛惣百姓廻リ番ニ被成可被下候御事

一、村中惣名寄百姓届之者を御頼被成御仕立可被下候御事

一、百姓入合之刈生所ニ立置候草木御売被成候節ハ惣百姓相談之上御売被成被下候御事

一、ゴゼ座頭留リ壱人ニ付五分宛被成可被下候御事

一、酒之義ハ神事祭礼御酒斗壱升宛御取被成其外一切無用ニ被成可被下候御事

一、年内諸夫銭之儀ハ夫銭名主致月〆ニ極月と八月名主渡口二度宛ニ割合通リ夫銭無之様ニ被成可被下候御事

右之ケ条一々惣百姓寄合相談之上村役人相定申候上は右ケ条書之通無相違名主役御勤被成可被下候右打訳之上定書通引仕候所少も相違無御座候仍如件

宝暦十年辰八月　日　　常葉村

江右ヱ門㊞

外百二十四人略

右之通り願之通御座候

名主　嘉左ヱ門㊞

長百姓　勝左ヱ門㊞

汰左ヱ門㊞

重兵衛㊞

庄右ヱ門㊞

五左ヱ門㊞

四郎左ヱ門㊞

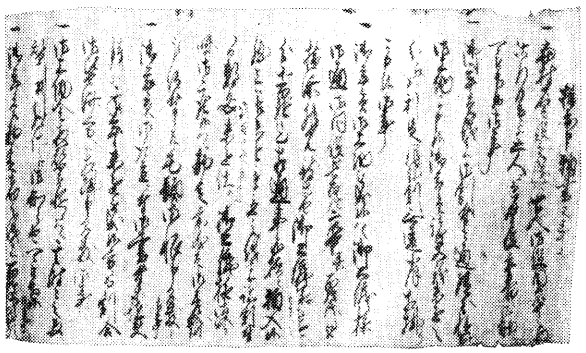

宝暦10年の願書（常葉区蔵）

これは宝暦十辰（一七六〇）年の常葉村の百姓衆が名主をはじめとする村役人に願いの書面を差し出したものである。このなかで、「名主役は年番で、長百姓七人衆が勤めてください。次の名主役との交替は八月十五日に引渡し目録を村役人立合いの上で引き継ぎをいたすことにしましょう。名主への給米は八俵ニ役高三石六斗です。名主所の紙、墨筆代は甲金で弐分にしてください。百姓代は組頭の廻り番で勤めさせてくださいなどと二十六ケ条にわたる願いを惣百姓で相談したとある。

指上ケ申立割之事

一、北川村名主役之儀ハ近年三人之衆中御勤被遊候所御帳面之儀ハ三月三日ニ引渡来リ候へとも二三年此方年々御滞リ被遊候ニ付惣百姓寄合相談之上口上ニ而度々御見分右之通リ三人之衆中御相談被遊御勤被下候様ニ御願候へとも御聞入無之以此度惣百姓寄合相談之上建割を以三人之衆中年番ニ御勤被遊被下様ニ奉願上候仍而惣百姓建割如件

宝暦十四年

申三月　　百姓代　治右ヱ門㊞

外九十人略

御名主長百姓衆中様

右之通り惣百姓連判少も相違無御座候　以上

名主役順廻定書之事

一、八代郡北川村名主役之儀ハ先年ゟ仲間衆中三人ニ而壱ケ年番ニ被相勤来候所ニ当三月三日年々名主替リ定日御座候ニ次番江相渡リ不申候ニ付　右三人衆中此度休役致度由惣百姓中江段々被申候得共　小前双方得心無御座候而右三人之衆中ニ而御勤メ被下候様ニと惣百姓中相願被申候得共　御得心茂無之候ニ而御役所様江御訴被成候処ニ御日延被仰付候処を私共内証ニ而御異見申候儀ハ当年者幸左衛門殿御勤メ被成来ル三月三日ニ平右衛門殿御請取　次番善右衛門殿御勤メ被成夫ゟ本村幸左衛門殿方へ亦々長百姓弐人有之筋を以弐年づゝ御メ被成候様ニ御異見仕候得共　当時　得心茂無之候ニ付其節ニ至リ候て者何連とも双方相談之上名主役相仕立可申候　扨又　杉山村并古関村江廻状継役引高として先年ゟ壱石四斗弐升八合有之候所此度双方相談之上右役高是ゟ未江ハ村方請取近年ありき給米直三俵ニ相定置候得共此ハありき給米直ニ定め直し杉山和那場古関村へ何程相増又ニ栃代名主所迄廻状継送りの年ハ何連に茂相談仕御用間違無之様に仕可申候

右の文言双方得心仕　此一件叶申分無御座候為其双方連印如御座候　以上

明和五年子三月

北川村

名主　幸左衛門

長百姓　善右衛門
〃　平右ヱ門
百姓代　九〇名略

北川村
扱人　正福寺
同断　妙立寺

市之瀬村
扱人　次兵衛
同断　幸左衛門

常葉村
扱人　体伊
同断　久三郎

取扱済口証文之事

一、八代郡北川村名主長百姓只今迄三人ニ而御用勤被成候所右三人之衆中此度小前方得被訴出候儀は私共も永々村役相勤罷有候得共当時手廻りも無之候ニ付何とそ新役弐三人も相立休役仕度被相願候ニ付従々小前中渡々寄合相談仕リ候得共新役も弐人計リ心当も有之由相計リ候所名主長百姓被申候儀ハ弐三人相立拙者共ぜひ〳〵休役致申渡被相願候ニ付出入ニ及候所ヲ当村妙立寺并仙住院市之瀬村幸左ヱ門并半兵衛名主長百姓衆中双方得異見仕候儀ハ此度新役壱人仲右ヱ門相立四人ニ而諸事御用等相談仕御勤可被成候名主給米之義ハ米三俵ニ而相定申候様ニ異見被下候上は名主長百姓大小之百姓得心仕候上ハ違来少も申分無御座候為其扱済口証文仍而如件

明和八
卯之三月　日

八代郡北川村
名主　善兵衛
長百姓　長右ヱ門
〃　仲右ヱ門
外六十二人省略



明和５年名主役順廻定書（長塩・磯野定勇蔵）

扱人　妙立寺
〃　仙住院
〃　〃　幸左ヱ門
〃　半左ヱ門

前掲の三通は北川村名主年番に関する文書で、一通めは宝暦十四年申三月とあるが、その年明和に改元している。西暦一七六四年である。二通めは明和五子（一七六八）年三月、三通めは明和八辛卯（一七七一）年で、この七年間に出した三通ともが、名主役に関する惣百姓の寄り合いがもたれ、北川村では名主替わりの日を毎年三月三日と定め、三人の長百姓が年番で勤めることと惣連判をして村役に申し入れたが、引き継ぎが定めの通りにいっていないので、村方小前百姓は困っているという内容である。一通めの宝暦文書では三人で相談して一年交替で名主役を勤めてくれとあり、二通めの明和五年文書では、一年交替がだめなら二年交替ではどうか、どちらでも納得のいく話し合いの上で勤めてほしいと扱人を立ての寄り合いである。扱人とは仲裁人のことであるので、三人の長百姓の話し合いがこじれた結果、第三者の寺の住職、隣村の有力者が中に入って話をまとめた約束書である。明和五年文書では、幸左衛門、善左衛門、平右衛門と三人の名が明らかである。結局、この三人が名主役を永く勤めたい欲望がこのような文書となったわけであろう。明和八年文書では、名主、長百姓の三人が永年村役を勤めたが、新人に村役をやってもらって三人は休役をさせてほしいと願い出たが、妙立寺、仙住院の住職・市之瀬の幸左衛門、半兵衛の四人のあっ旋で、新人の仲右ヱ門を新たに長百姓に加

えて四人で諸事御用を相談することとしたという示談書である。これらの文書から、名主役をめぐって長百姓間の欲望がうず巻いていることが伺われる。

上野晴朗はこのことについて『甲州風土記』の中で次のように述べている。

さらに時代がくだり階層構成にも著しい変化が現われるようになると、無役の高持の出現が、さらに、一層村落内の対立抗争を激化させていった。名主は年番名主が多くなり、長百姓への入役は組頭株、百姓代株を重複して持つ者への優先があるやら、また村が残してしまう年々の負債を身替して負担してくれる者への優先があったり、村によって三役および組頭問題はいよいよ複雑性をおびるにいたった。

村役人の権限と機能は、封建体制下の最末端の政治上の単位として、村内の納税その他の義務を遂行し村を治めることである。代官所に提出する書類は普通三部つくり、一部を村に残し、控とよんで村役所に保存された。村中惣連印は五人組帳とか、対談議定書とか、あるいは御触書の請書とか、惣百姓の印鑑を必要とするものに用いられもし、一人でも不服があって印がなければ、その文書は成立しない、したがって本百姓が亡くなり後家になると印鑑を用いることができなかったくらい厳重であった。

村役人には年番の名主と歩き（小使）に、村負担で年給が支払われた。江戸初期の地頭支配までは一応わずかでも籾の支給があったが、御領所になってからは賄いはすべて村負担となってしまった。

村役人の数は村によって一定せず、行政上の単位は一つでも、勢力的に村が二分しているときは名主は非公式に二名立てられた。ただし町が行政上の単位として「三判」が重んじられる以上、二人のうちの一方の名主は裏名主と呼ばれるのである。

村役人（長百姓）および組頭の構成は、県内を均してみると、総家数一〇〇軒の単位村とすると、長百姓は七、八名、小前惣代が三、四名選ばれて、このうちの長百姓の中から一名が名主に、小前惣代から百姓代が選ばれるのである。名主の勤務は一般に八月一日から、翌年七月三十一日までであり、七月下旬になると、あらかじめ取りきめられている選出方法により（年番か輪番かあるいは入札によって次の当番名主をきめる）名主がきまると、村中惣連印で代官所まで願上形式で報告されるのである。

三沢村にも名主役をめぐるいくつかの資料がある。

扱済口証文之事

一、此度当村名主役儀ニ付左様惣百姓江村役人中より申被渡候趣は近年不如意ニ付金子等ニ差支迷惑候依之新役五人相仕立一同差添拾人ニ被成候共又は右之名主給定メニ而平方ニ而呑込候方有之候ハヽ其仁ニ而被勤我等五人退役為致候共何ニも相談之上返答可有之よし申被渡候然ニ惣百姓打寄り度々相談致候所新役五人相添都合拾人ニ而御勤被下候様訴出則引請連印相済候依之村役人方平百姓之内ニ而高持十三人被撰出札入ニ申被渡候所此度落札之者共幸右ヱ門・治右ヱ門・辰右ヱ門・太兵衛・岡之丞五人の者共役入不得心ニ而難相済候ニ付村役人中より無是非右四人方へ御差越被仰付候処為近村我等共気之毒ニ存則三沢村ニ罷越内済之筋寺社方江御相談仕候得共寺社被仰候は此度一件之義少々内々ニ而忌合有之候得共難致と御申被成候ニ付我等共斗ニ而御役所江罷出御日限申請罷帰リ達而寺社方ヲ御頼候得ば早速御請引有之我等共一同ニ而此度之一件取扱候趣は落札四人之衆愚昧之致方と存候右高持之百姓ニ而新役五人相仕立之一紙連印一同ニ仕其上拾三人撰候節落札ニ而も難致役入旨辞退之断も不申請印□□ニ相成候節ニ至テ差支候は四人衆無申分不調法と被申候扨又幸右ヱ門殿義ハ不斗印形仕候得共役人之義ハ何共迷惑ニ候得ば四人衆一同ニ相逃候様御取斗可被下候且又名主前江も右の印形相貰五人一同ニ御書付可請と願入置候何卒五人一同ニ頼入候達而被相願候併幸右ヱ門殿義ハ惣百姓ニ而新役ヲ頼候儀も有之候得共其節は丈右ヱ門殿ニ格年名主願出候得は此義も不相成札入ニ相成候上は五人一同と存候依之五人者一同ニ相除給リ右之名主給江此度六俵相増都合拾四俵ニて其外之義ハ前々之通リ右役五人ニて唯今之通リニ乍苦労も御勤可被下候右名給

増所ニては無之由ニ是悲幸右ヱ門壱人指わへ候様被申候得共此度差略之上我等共無心以達而増給相願候此外壱人指くわへ候而も村ためニ罷不成義ニ存候得ば是悲々々五人ニ而御勤被成此末御勝手之筋休役被成度節ハ跡役之義右例入札ニ而落札之者不及辞退役入致候此度之義ハ此方共貰之義ニ候得は決而此度之義堅例証ニは仕間敷候扨又郷次伝馬村法ニて間口仕来り候処近年村方之衆中高役ニ相願候処此義も少々差略致し殊ニ当村寺社方候百姓隣憐之筋ニて乍新法定夫給是迄間口役ニ差出候所此度より高割ニ致寺社も一同相還て営候得ば五人之衆中江も此義御無心ニ御座候今年七月より高割ニ可被成候扨又扱郷之義ハ道造人足是迄間口役ニ相勤候所今年より平イラ再々百壱人ニ六分之積り以次合可申候様差略仕候

右扱之品々何卒双方御得心被成御済被下候得ハ村方も泰平ニ相納我等共迄何分恭存候

右之通御異見逸々奉承知候上此一件ニ付惣百姓申分無之候依之連印仕候

明和八年
卯二月九日

百姓　伝兵衛
外百五十一人省略

右之通村中納得印形相済候ニ付我等共も承知仕得心印形仕候　以上

三沢村
名主　嘉四郎
長百姓　圓右ヱ門
同断　丈右ヱ門
同断　勝太郎
同断　伊左ヱ門

前書之通相違無御座候付印形仕候　以上

三沢村
扱人　長松院
光沢寺
随応寺
地逸庵
車仙
車田村
六左ヱ門
上田原村
岸右ヱ門
三沢村
世話人　磯右ヱ門
同断　同所　米左ヱ門

乍恐書付を以奉願上候

八代郡三沢村名主役之義前々より年番ニ相勤来り申候ニ付去辰七月より当巳六月迄名主利平相勤罷有申候次名主之義当巳七月より来ル午六月迄名主市兵衛相勤候様被仰付被下置候様奉願上候然上ハ御年貢上納金等名主引負仕候惣百姓急度弁納可仕候

右願之通被仰付被下置候ハヽ大小之百姓一同有難仕合ニ奉存候　以上

巳七月
八代郡三沢村
名主　利平
次名主　市兵衛
長百姓　勇右ヱ門
〃　丈左ヱ門
〃　元右ヱ門
百姓代　七郎右衛門
惣兵衛

市川御役所



明和８年扱済口証文（三沢区蔵）

三沢村の一通目の明和八（一七七一）年の済口証文は村入用金も不如意で

迷惑しているので、新しい村役人を選出し、前々の村役人と合計十人で勤めて欲しいと惣百姓で相談一決したが、入札によって選ばれた人たちが役人になることを承知しないので扱い人も近村の人を頼んで仲裁し、名主給の増米とか、伝馬役、郷継役をめぐる寺社方の争いも話し合いがついたという証文である。次の「巳七月」の市川代官所への陳情文も名主役の交替について、三沢村では年番になっているので、そのようにして欲しいとの要望書である。このように村役人は村独自の方法で決められていった。

次の資料も三沢村蔵のものである。

口上書を以願上申候

一、御用状継　御役人様方御通行人馬継之義　当村より常盤村へ市之瀬村を除継送り候儀惣百姓迷惑候ニ付市之瀬へ継候様仕度　御役所様迄御願申上度旨　村役人中迄度々相願候処　市之瀬を都而御除被成候儀茂無之殊ニ小村之儀ニ茂候得者　差控時節見合候様ニとも御異見被成候故是迄其分ニ而罷有候とも何之謂茂無之市之瀬を相除いたわり候儀も無之筋ニ候　市之瀬村より小村ニ而茂　市川ゟ十嶋迄之村ニ不残相勤候所　市之瀬村をいたわり我等共ゟ常盤村へ継候儀何分心外存候依之当年之儀者是非共願候間何方様迄成とも御願被下　市之瀬村継ニ被成可被下候　此儀夫銀等何程相掛り候とも村高割被成可被下候　惣百姓一同　御願申候ニ付　連印を以御願申候　以上

安永四年未八月

伝兵衛 ㊞

外五十三名省略

村御役人中

代官所よりのお触書等の達しは、廻状形式で、伝達されていった。代官所より市川大門村の名主へ、市川大門村より隣村の高田村、黒沢村と各村名主所属の「歩き」（小使い）と呼ばれる使いによって、村から村へと回されていった。三沢村の願書は、三沢村から市之瀬村、常盤村へと廻状を継いでいくのに、三沢村から常盤村へと送らなければならないのは、まことにもって不合理である。市之瀬村を特別扱いするのはけしからん、村役人は費用がいくらかかっても、村高割で負担するので、どの役職のお役人までもよいから願ってほしいと惣百姓の連印までして、村役人の尻をたたいている文書である。

不正、不合理を正そうとする民衆の強さと、陳情行政の実態をかいま見る思いがする。

口上書之事

一、此度当村百姓之内御伝馬并郷継日役其外諸役寺社共高割ニ可致願有之ニ付名主、長百姓中被申聞候当村寺社之義往古より右諸役村法ニ而相除き来候所向後新法ニ右諸役相勤候義難成候若シ此上新法之願相立寺社共高割相成候ハヽ村入用夫銭之内申分有之候依之口上書を以申入候　以上

午ノ四月

三沢村

長松院㊞

光沢寺㊞

瑞応寺㊞

学舎㊞

神主豊前守㊞

同

名主長百姓中

右の口上書は三沢村寺社方より村方役人にあてたもので、内容は、御伝馬役、郷継役、その他の諸役を寺社方にも高割いたしたいという話だが、当村では昔から寺社方はそのような諸役を免除されてきたのに、今後新しい規則で寺社方にも、たって高割するというのであれば、村入用の経費のことで文句がある、というものである。「午ノ四月」とだけしかないが、おそらく、前掲の安永四年未八月の市之瀬村との郷継をめぐる問題で、小前百姓から村役人にあてた口上書と関連があろう。三沢村小前百姓が市之

瀬村を通り越して常葉村まで手間のかかる郷継を少しでも楽にしようと五つの寺社にも割当てようという話合いがもたれたことに対して寺社連名の反対口上書である。「御伝馬役」とは何かというと、公的な官吏の旅行や物資の輸送に備え、街道の宿、駅に常置した乗継用の馬を置く制度があり、律令時代から行なわれ、一時八世紀頃廃絶したが、鎌倉、戦国時代に制度の整備が急がれた。甲斐国でも武田氏によって完備されていたが、徳川氏に引継がれ、江戸時代を通じて村方に課せられていた。街道筋には伝馬役の負担提供を義務づけられた「伝馬宿」という地域があり、東海道各宿では一〇〇人以上の馬方と一〇〇匹の馬、中山道では五〇人の馬方と五〇匹の馬の常置が定められ、それによって大伝馬・小伝馬・伝馬等の規模によって呼称されていた。甲斐国内では甲州街道筋以外では公用通行の貨客に対して、その都度、人馬提供とそれに伴う労役負担が命令された。「伝馬役」には馬役と歩行役があった。また、天領の高掛物として本途物成（貢納）に対しする付加税として、六尺給米、御蔵前入用、伝馬宿入用米があり、宿駅の運営費にあてた。「郷継」については以上の伝馬並びに廻状等の公用の貨客については村から次の村へと引き継がれ運送され、または伝達されていった制度を指して呼称した。

村役人の仕事は多種多様で、惣百姓の生活の全般にわたって気を配らなければならなかった。

次の三沢村蔵の資料もその一つである。

差上申一札之事（三沢村）

一、当村百姓重右ヱ門跡式之儀倅勝左衛門相続可仕候所身上不如意ニ付中郡辺ニ罷越借宅渡世相稼罷有候所此度病死仕候ニ付跡式之儀勝左ヱ門倅熊蔵を以御百姓相続仕度奉存候尤勝左ヱ門儀是迄村御役本江妻子有之候御披露も不仕次第不埒之段申訳無御座候　右勝左ヱ門妻之儀　御法之宗門之者ニ無御座候　当常葉村忠三郎と申者婦ニ而慥成者ニ御座候間何卒親子共御帳面ニ御組込被成下以御憐愍御百姓相続致候様奉願上候然ル上ハ御公儀様御定法ハ不及申村法共急度相守り可申候

右之趣御聞済被下御百姓相続仕候ハヽ親類組合一同難有仕合奉存候　以上

寛政十一年未十二月

勝左ヱ門倅　熊　蔵
同人弟常葉村　多次右衛門
親類当村　儀左衛門
組　頭　彦右衛門

村役人中

跡目相続の願書で、孫に百姓株を相続させたい、恐らく、重右衛門の倅勝左衛門は身上不如意につきとあるので、勘当同然で、中郡辺で生活していたが、結婚披露もしてなかったので、村役人は勝左衛門に妻子のあることを正式には知らされていなかったであろう。

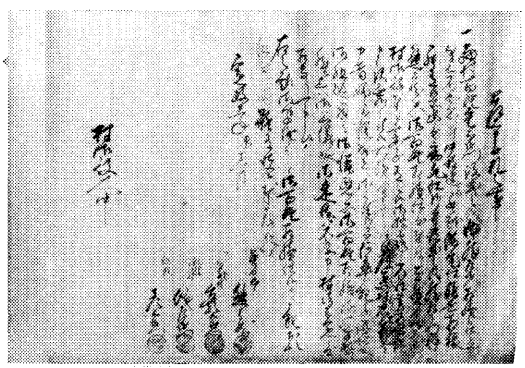

寛政11年跡目相続の願書（三沢区蔵）

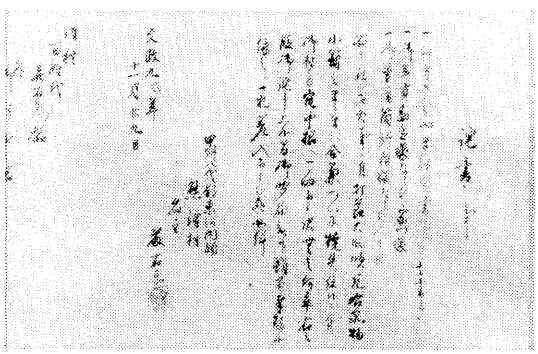

文政９年名主の詫び状（熊沢区蔵）

詫書之事

一、村方入会やま約定書ならびに其書るい
一、御年貢勘定帳ならびに宗門帳
一、御普請箇所附帳ならびに人足帳
右は私義火事ニ付折節大風吹凡右品物小箱のまゝまに合兼ついに焼失仕候ニ付御村方衆中様へ一向申訳無之何卒右之段御詫申上候間御聞届被下難有奉存候依之ニ一札差入申候処如件

文政九戌年　　甲州八代郡東河内領
十一月廿九日　　熊沢村
名主　藤右衛門

同村
百姓代
善右衛門様
外
御村中様

文政九戌(一八二六)年十一月二十九日、熊沢村名主藤右衛門宅が火災にあい、名主持ち回りの帳箱も家屋と共に灰になり、村の帳簿を焼失したことに対し村中一同へあてたわび状である。

次の文書は三沢村蔵のもので天保五(一八三四)年の年号がある。天保年間には史上に残る飢饉があり、全国各地は騒然とし、百姓一揆が頻発した。

天保三辰七月二十八日　筑前国久留米藩で百姓一揆
天保四己八月　全国各地で一揆
天保五午五月　大阪市中で打毀し
天保七申十一月　奥羽で飢饉、死者十万、甲斐郡内で一揆
天保八酉二月十九日　大塩平八郎の乱

史書を繙くと、天候不順で凶作が全国を襲い、貧弱な百姓が生きるために決起した様子がわかる。三沢村資料がその当時を想像させる。

天保五年
米売方覚帳
午三月晦日　三沢村　名主　忠次郎

去ル巳年　諸作不熟ニ而一統難渋之世柄ニ罷成　中ニ者飢ニ茂可及哉相見へ候ニ付夫食御拝借相願置候得ども満多御下知茂無之、且亦　其郷限り穀留ニ而米穀売買何連茂相成兼候間、村役人之勘弁ニ而　志者らく之間、助米之心得を以　西郡今井村ゟ買入米致シ下直段ヲ以村方へ売り出シ候次第　左之通

一、米拾九俵　今井村ゟ買入直段甲金壱匁ニ付二斗壱升かへ代金五百廿壱匁壱ト七厘
内
三百九拾匁壱ト　村方売代銀〆高
残る百三拾壱匁壱ト全損毛右損毛差出人数

一、金　壱両　長百姓　左兵衛
一、金　壱両　同　断　太兵衛
一、金甲五拾壱匁　百姓代　松右衛門
〃　丈右衛門

壱軒に付米壱杯さし
一、米　三斗三升　名主　忠次郎
代七拾匁弐ト七厘五毛
一、壱升三杯　外ニ壱杯　大石武八
一、金　壱朱銀七拾七
一、壱升三杯　外ニ壱杯　柿しま啓蔵
代四百九拾匁
中略　以下九十二名

代三匁
一、壱升三杯　外二壱杯　〃　儀　助
代三匁
一、壱升三杯　外二壱杯　大　草　与左ヱ門
代三匁
一、壱升三杯　外壱杯　佐　兵　衛
代三匁
一、壱升三杯　外壱杯　弥三郎隠居
代三匁

右之通り売渡し損まよい、五人に而出合勘定相済候所相違無御座候　以上
三月晦日
名　主　忠次郎
長百姓　佐兵衛
〃　太兵衛
百姓代　松右衛門
丈右衛門

三沢村の「米売方覚帳」から、飢饉時の様子が散見される。「中ニ者飢ニ茂可及哉相見へ候」と飢え死にするかもしれない人々がいたこと、「其郷限り穀留ニ而米穀売買何連茂相成兼候」と米・麦・や雑穀等一切の移動が禁じられているのは、第二次世界大戦前後の食糧管理法による統制の厳しさを考えると理解できるだろう。結局、三沢村役人において、「助米」の心得でというのは現在の天災救助法に匹適する非常時のお助け米の積りで西郡今井村（現在の中巨摩郡若草町今井）より購入し、その代金は五百二壱匁壱分七厘であった。帳面記載の内容からして、恐らく、家族数によって配分がなされたであろう、五分類による配分がなされている。村役人も大変な仕事だろうことは、文末の「売渡し損まよい五人ニ而出合勘定相済候」とあり、名主、長百姓、百姓代の五人にて弁償決算をしたのである。

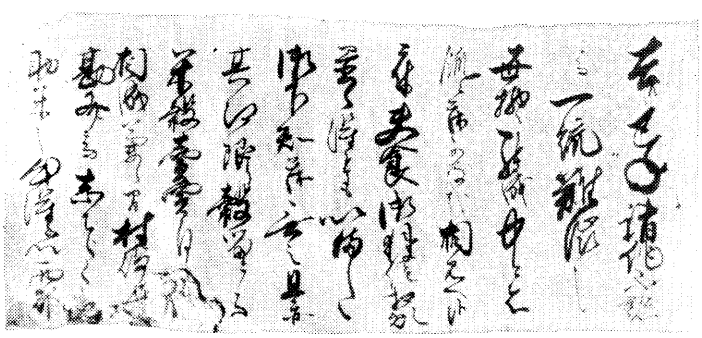

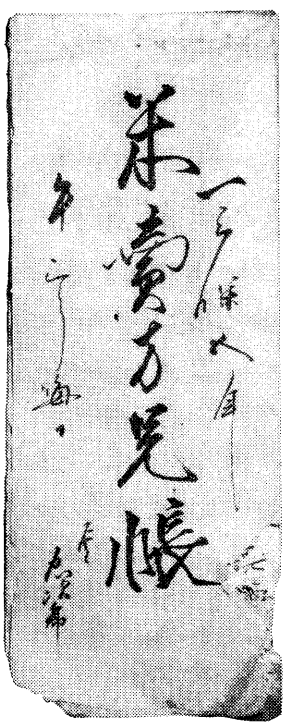

天保５年米売方覚帳の表紙とその一部（三沢区蔵）

乍恐書付を以奉願上候
八代郡三沢村百姓半次郎宅江当月九日之夜盗賊忍入衣類等盗取候所村役本江も不申出殊ニ本村と隔候枝郷成ニ付一円内聞等も無之村方ニ而も不奉存候所岩間村辺ニ而右盗賊搦捕市川大門村番人頭方江連行候由十三日之朝村方番人申出候ニ付則半次郎呼出相糺候所駿州辺江商ひニ罷越候留主之義ニ付右之段不訴出不調法仕候由申之候就而は盗賊奪取候品々書付相認翌拾四日ニは御役所様江御注進可仕奉存罷有候所御差紙を以御取出被仰御注進手後候ニ相成御吟味御察　奉請候而は申訳無御座奉恐入候扨又半次郎方江盗賊忍ひ入候様子居宅東之方ニ壱間戸有之右場所え壁を破かけかね相はつし納戸江入込長持壱棹櫃弐つより品々盗出して尤右場所ニ老母壱人娘壱人臥り罷在候へ共一向不奉存夜明ケ而見付驚入申候由相違無御座候右盗取候品々左ニ書付奉差上候

覚

一、花色ちりめん女綿入壱勺　裏もへぎ
一、□色紬行付女帯壱筋
一、青梅立嶋男綿入壱勺　裏もへぎ
一、茶もめん単物女
一、青梅立嶋女綿入壱勺　裏もへぎつぎつぎ
一、絹袷羽織壱勺　裏郡内嶋
一、青行付単物男壱勺
一、もめん黒一重羽織壱勺
一、ちりめん青茶羽織壱勺
一、もふる女帯　壱筋　裏赤色
一、結飛色女綿入壱筋　裏赤色
一、糸入嶋女綿入
一、紬袷羽織男壱勺
一、立嶋もめん袷男壱勺　裏つぎつぎ
一、絹壱重羽織壱勺
一、木綿綿入はおり壱勺　裏鼠ニ片付
一、黒布　壱反

右之通被盗取候品々奉書上候所相違無御座候　以上

寛政二戌年正月

右　村
名　主　元右ヱ門
長百姓　伊左ヱ門
百姓代　辰右ヱ門
〃　半次郎

市川御役所

寛政戌年正月は一七九〇年で、十一代将軍家斉の治政の初めであり、徳川幕府は政治の建て直しのため、天明七未（一七八七）年松平定信を老中筆頭とし、田沼意次・意知親子による腐敗した世の中の規律を正そうとしていた時代で、諸国に郷倉を建て備荒貯穀を命じたり、江戸に集まっている出かせぎ人の帰農を奨励したりしていた寛政の改革、盗人が東河内の貧しい農村にまで出没し、村役人が治安に気を配っていた様子が伺える。

差出申一札之事

一、百々村百姓利平父義先月廿七日下部村入湯ニ罷越入湯場より同月廿九日暮方当村御分内阿弥陀堂ニ立寄休足いたし居候内かんねつはけしく百々と申より外言舌不相分候ニ付村御役人中御立合之上医師御薬用等被成下其上居村迄飛脚差遣し被下難有仕合奉存私共直様迎ニ罷越候処死去仕候ニ付御役人中御立会の上死人雑物相改候処殺害ニ無御座病死いたし候ニ相違無之死人并雑物共ニ追請取申候　然上は後日御村方へ聊御厄介相掛ケ申間敷候依之当人并組合親類一同連印を以一札差出申処仍如件

天保十五辰年
十月二日

巨摩郡百々村
百姓利　平㊞
組合要右ヱ門㊞
親類作之亟㊞
名主半六代　半之亟㊞

三沢村
御役人中

村役人は時には死者の世話も引き請けなくてはならず、貢納からはじまって大変な仕事だったろうことが伺える。

第六節　村極

近世の村極（村法）といわれるものは、現代の法律体系と異なり日常の生活慣行の中から生まれたもので、その村落の自治法として成立したものである。『大日本百科事典』のなかでは次のように述べている。

村法　そんぽう　戦国時代から江戸時代に及ぶ村落の自治的規約。村極・村定・村掟・置文・議定・申合などさまざまな名称をもち、個条書にして保存されていた。戦国・安土桃山時代のものは自主的・自衛的な色彩が強いのに対し、江戸時代のものは、「五人組帳前書」の影響を受けて長文だが微温的で、その内容は、法令遵守・村寄合・治安事項・農耕秩序・衣食住・制裁条項（村八分など）が定められている。

〈金井　圓〉

もともと自治のための申し合わせであるので、村々によって取り決め事項が異なるのが通例であるが、「五人組帳前書」を受けて定められていることがわかる。

本町内保存の資料によると、覚・連判・定書・法度定・儀定書等様々な形式で書かれているが、箇条書きがほとんどで類型的である。

内容は法度定または御触書に関する年貢上納・日常生活の規範・村役人についての相談定書などである。

本町内保存文書は年代的に江戸中期以後のものばかりであり、その数も多くはなく、町内旧村に伝わる村役人持ち回りのいわゆる帳箱に蔵されていたものである。

本節では年代順に御触書と清書・村極とを併せて記述することとする。

覚　（北川村）

一、前々御法度並御仕置之儀五人組帳之前書を以被仰渡候通常々無油断拝見仕急度相守可申事

一、年頃凡自今以後は名主之内壱人宛勝手次第可罷出事

附　自分之礼ニかゝハリ町宿ニ逗留仕間敷事

一、節句八朔歳暮其外名主代リ為礼府中ニ罷出儀自今以後ハ堅可為無用事

附　公儀向之御祝義申上候儀有之候ハ、此方より之可任差図候我等方江見舞或ハ祝義等有之節も為悦罷出候事無用ニ可仕候事

一、検見其外　用ニ出候為礼罷出儀可為無用并府中泊リ宿江近村之者共見舞之儀無用可仕事

一、手代物書御用にて府中江罷出候節非義ヶ間鋪儀有之は早速可申出候少も遠慮仕間敷候事

一、御用向は勿論願之儀又は承合度義有之節ハ我等宅へ直ニ可罷出候惣而手代宅江名主長百姓平百姓共ニ一切出入仕間鋪事

附　手代物言親類縁寺ハ可為各別事

一、家来方ハ不及申手代物言家来下人共金銀米銭衣類道具酒肴一切商物仕間敷事

附　手作物之類或ハ鮒等之魚類惣而軽き物にてモ商物堅無用可仕候事

一、手代物言下人等迄金銀其外一切取替仕間敷事

附　支配所之村方にて調　て不計内有之申遣候節外へうり候直段之通売上ケ可申代銀之書付ハ我等方へ可差出候事

一、検見并不時之御用ニ而我等并手代物言在出之節前々之通御賄米被下置候然共外ニ入用も有之候間不残夫銭帳ニ書載可申候村賄は　所に有合之物を以一汁三菜之外料理ヶ間敷義仕間敷候尤酒肴遣申間敷候事

一、名主長百姓御用にて府中江罷出候節御用向仕舞次第早速罷帰可申事

附　町宿ニ而賄之儀通帳ニ　御用之品書附町宿之留帳と押切仕直夫銭帳ニ相認差出可申候事

一、自今以後夫銭掛リ物其時々入用之訳委細書付置帳面ニ仕立名主長百姓并惣百姓印判仕毎年春中ニ可差出候掛リ物随分減少仕候様ニ相心得可申少ニ而も費ヶ間鋪義仕間敷事

附　従而為自分之入用府中へ罷出遊興ヶ間敷義仕間敷事

右之通村中大小之百姓不残為申聞急度可相守若相背者於有之は可為曲事者也

正徳元卯年五月

竹尾吉左衛門

東河内領北川村
名　主
長百姓

右之御書付御被成村中惣百姓不残申聞せ其上名主宅ニはり付置急度相守可申候若相背候ハヽ何分の事にも可被仰付候　以上

卯五月

北川村
名　主　　印
長百姓　不　残印

正徳元辛卯年は西暦一七一一年、今から二百七十年前、六代将軍家宣の治政下で、新井白石が幕政を改革しようとした時代で、「武家諸法度」の改訂、金銀の改鋳がはかられたり、水戸藩主徳川綱条が「礼儀類典」を幕府に献上したりして、華美を競った元禄文化を引き締める政策をとっていた時代で、甲州では柳沢氏の治下であった。

北川区所有の右の文書は柳沢氏の指導書で、特に代官所下役人と村方三役との交際について、厳重に取締ることと村役人自身の行動の制約を命じている。「覚」とあるが、冒頭に記されているように「前々御法度并御仕置の儀……中略……被仰度候……」は前々より仰せ渡された御法度や五人組前書の趣旨を固く守ることを誓っている。そして最後に仰せ渡された趣旨を村中惣百姓でお請けした一札を差し出した「御請印帳」といってよい文書である。

幕府直轄領となってからの法度定は次の資料である。寛延三午（一七五〇）年三月、石和代官泉本儀左衛門よりの村方申渡書が嶺村に残っている。前述の柳沢時代のものより詳しく百姓の生活について規制している。

○百姓の持ち山の周囲の竹木などみだりに切ってはいけない。

○常に身持ちをつつしみ、衣食など奢侈に流れず精出してかせげ。

○ばくち等の勝負ごとや遊興などをしてはならない。

○勧進・能・すもう・操狂言・芝居などの見せ物はしてはいけない。

○火事を出すな、もし出火の場合は懸命に消火しなさい。

○頼母子講などすすめる者があったら、直ちに代官所へ申し出なさい。

など村方百姓の生活に深く立ち入って戒めている。

御代官所村方江申渡書付

午三月

八代郡　岩下村
五八村
寺所村
峰　村
久保村
大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚

一、前々被仰出候御法度書之趣先支配申渡置候通弥以堅相守可申候　今度支配替ニ付何ニ而も新規之儀仕間敷事

一、公儀御為ニ成候筋之儀ハ不依何事早々申出事

一、御年貢収納之儀百姓第一候間米金並諸役高掛物等役所より触次第其日限無相違急度可相納候　若及滞遅候ハヽ吟味之上越度可申付候事

一、御林之儀大切ニ相守可申候百姓持山四壁之竹木猥ニ伐取申間敷事

一、御年貢割付並皆済目録大小百姓壱人も不残遂披見銘々得と及呑込無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書記附印形用百姓疑出入無之様可仕置事

一、定免並検見取村々共其年々御取箇相極割付村方江相渡候節　右御取箇辻諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記翌年御取迄之内損候ハヽ書直懸置遍き事

一、名主を初大小百姓常ニ身持惰家作並衣服食物等奢が満しき儀不仕耕作ニ精出稼等油断無之様堅可想得事

一、博奕諸勝負三笠訴之類其外不依何事遊興堅仕間敷尤右類之儀携候者共有之ハ不隠置早々可申出事

一、勧進　能　相撲　操狂言　芝居其他諸見物之類堅興行仕間敷候事

附　遊女歟無物技子之類一切不可差置候

一、御伝馬宿並脇道中之馬次場共御用之儀ハ不及申其外人馬共御定之通リ無滞次立往還之難儀無之様可仕事

一、軽き旅人煩等之儀ハ所之者入念助抱致其品ニより役所へも早速可申出事

一、道中筋在方共不依何事異変之儀出来候ハヽ早々役所へ可申出事

一、道中筋並在方共ニ怪敷躰之者参居候ハヽ見逃不仕所ニ留置早速注進可申出候惣而悪事有之候者見逃致候類又ハ押隠置候ハヽ其所之名主五人組迄可為越度事

一、宗門並五人組之儀無懈怠相致可申候　若疑敷宗門之者有之候ハヽ早々注進可申出事

一、御年貢皆済以前米穀一切引ちらし申間敷候若猥成儀村有之ハ吟味之上越度可申付事

一、前々永荒場惣引地ニ相成候所常々心を付早々立帰リ候様可精出シ尤立帰リ之場所出来候ハヽ早速可申出候若隠置令露顕おゐてハ隠田之可為沙汰事

一、御鷹方之衆を初其外之衆中共ニ御用ニ付村方相廻候　節　随分入念　聊麁仕間敷候　先御代官ゟ申渡置候通可相心得事

一、御巣鷹山有之村々ハ御代官被申付置候通リ御巣鷹大切相守可申事

一、町場在方共ニ常ニ火元入念可申付若出火等有之節ハ早速駈付精出消留可申候若又疑敷者令　徘徊候ハヽ捕置注進可申出事

一、公事訴訟願等之儀我等直ニ専届手代等江任候儀者無之候間可得其意候

一、御年貢米郷蔵詰致置候節　盗人　火之用心大切ニ相守昼夜無油断番人附置可申事

一、堤川除其外御普請所之儀　御入用ニ而出来候場所ハ不及申百姓自普請えも常ニ大切ニ仕若大風雨出来之節随分かけ廻り精出相囲可申支

一、村入用之儀其度ニ割合取立明細帳面ニ記附置年中入用〆書仕割合相違無之段奥印致惣百姓連判帳面弐冊宛役所へ可差出押切壱冊ハ其村方江可相返　若帳面外之割合名主　長百姓ゟ申懸ケ候共　一切不可指出勿論其段早速役所江可申出事

一、御年貢勿論村入用夫銭等割合指出候節其度ニ名主請取書可取置　百姓江割渡候ハ百姓方ゟ請取書可取置　若請取書不渡取遣未熟ニ致置候ハヽ急度曲事ニ可申付事

一、我等廻村之節並手代御用ニ而指遣候節村々名主　長百姓壱人つヽ村境迄可罷出村境越不可参　尤名主長百姓其外無用之者不可出事

一、御年貢金相納候節軽キ下非師躰之者ヲ刀持遣候儀者致間敷事

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節　我等並手代等迄　米味噌買上　手前賄致候間少ニ而も村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候　尤名主　長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候　惣シ而無用之百姓不可寄集事

一、手代書役并我等家来手代小者等ニ至迄賄賂或ハ村方江対し非道成儀も有之候ハヽ誰によらすひそかに我等方江可申出　訴出候者並村方難儀ニ不成様ニ可申付事

一、手代下役並御家来下々迄不依何品ニ売懸ケ類或ハ金銀諸色借物等一切仕間敷事

一、手代下役並家来下々ニ至迄村方江対し勃紀頼母子無尽講之類　取持すヽめ候者有之者何品ニよらず堅不請取勿論　早々我等方江可申出候　若右之類差出候段相聞候ハヽ可為越度事

一、検見其外　御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節　馳走ケ間敷儀曽而仕間敷候　勿論金銀ハ不及申　何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品々ニ而も宥免難成候間此段重〔不明〕之堅相心得事

一、名主其外百姓等御用ニ付役所江罷出候節手代居小屋江見廻候類決而仕間敷候且又手代並召仕等ニ至迄　土産祝儀になそらい酒肴其外如何様之軽キ品ニ而も封物賄賂堅相送申間敷事

一、郷宿之儀役所ゟ曽而申付候間百姓勝手次第可致旅宿候事

一、俵拵蔵縄等近年麁末成村方茂有之由若不宜俵拵有之候ハヽ於河岸場ニ吟味之上米主呼出急度申付候間　兼而随分入念可申付事

右之趣相守　猶又前ニ御代官江差出置候　五人組帳前書之通無油断急度相守可申候　若し違背之者於有之者　吟味之上可為曲事書面之趣大小百姓不残　遂披見一村切ニ名主　長百姓　惣百姓致印形一紙之請書可差出者也

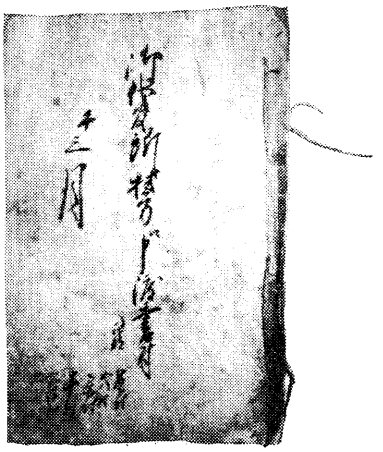

寛延３年御代官所より村方への申渡書
（大山区蔵）

寛延三午年三月
泉本儀左衛門

右者此度御代ニ成候ニ付御書付以　被仰出候趣大小百姓逸々拝見仕奉畏候　急度相守可申候　若違背仕候者御座候ハヽ何分之曲事ニ茂可被仰付候右及請書連判一札指上候
以　上

午三月
八代郡峯村
名　主　勝右衛門
長百姓
惣百姓
久保村
名　主　儀右衛門
長百姓
惣百姓
大山村
名　主　助右衛門
長百姓
惣百姓

被仰渡候条々之事
一、名主長百姓あさ木綿羽織之外着ス間敷事
一、平百姓ハ羽織等一切不相成候事
一、氏神其外祭礼等ニよびよハれ候間敷事
一、祝言初産之祝等木綿之外無用之事
附　右祝言等ニ酒さかな不相成候事
一、死失等有之候節酒一切無用之事
一、日待之儀一村一夜ニ可致事
一、念仏百万遍之義無用可仕事
右之通被仰渡候間急度可相守旨村中大小之百姓不残寄合読聞せ候処右条一々承知奉畏候間小前一同請印仕候処依而如件

天保十三年
寅八月
作右エ門㊞
外四十八人省略
根子村
名　主　次兵衛㊞
長百姓　半左衛門㊞
同　断　八右衛門㊞
同　断　利兵衛㊞
同　断　重左衛門㊞
百姓代　幸　蔵㊞
同　断　半右衛門㊞

天保十三寅（一八四三）年八月、根子区蔵の文書も御請印帳であり、村民の日常生活に関し指導している。

表紙
天保十四年
被仰渡御請印帳
卯六月　八代郡　市野瀬村

被仰渡御請印形
一、百姓身分ニ而絹、紬等着用は勿論婦人腰帯はぶき子供衣類やつ口并諸々用ひ申間鋪事
一、怒り下駄雪踏（せった）婦じくら草履相用申間鋪事

一、日かさ并志(蛇)やの目傘相用申間鋪事
一、小間物渡世いたし候者村内江為立入申間鋪事
一、従先般被仰渡候きぬ類は不及申在々村々おゐて都而奢ケ間鋪品売買致間敷且又諸色高値売渡申間鋪事
右之通村中堅相守可申候依之惣百姓御請印形仕候　以上

万延元年
申極月廿五日

大山村
名主　友右ヱ門
長百姓　半右ヱ門
同断　善右ヱ門
百姓代　庄之丞
同断　茂左ヱ門
組頭　仲兵衛
同断　茂右ヱ門
丈右ヱ門
常右ヱ門
与右ヱ門
他左ヱ門
和兵衛
常兵衛
久次右ヱ門
庄左ヱ門

徳兵衛㊞
外四十六人省略

天保十四（一八四三）年の文書で、「被仰渡御請印帳」の典型的資料である。日常生活の中で衣生活が派手にならないようにという指導書に対し、仰渡された趣旨を御請証文として、惣百姓連印で守ることを誓ったものである。

村定書之事

一、前々従御公儀様被仰出候御法度之趣は急度相守御年貢御上納之儀は御触日限之通急度相納可申候事
一、博奕賭之諸勝負又は長脇差等之宿いたし候者都而村方百姓之内ニ心得違之者有之ハ無用捨差押へ候而相不正候ハハ可申上事
附　火之用心くはへ煙管灯火致間敷事
一、請取場之道橋は早朝より出合無油断精出可作尤雪道等は触出不及人並より相遅れ候者は吟味遂可相成事
一、聟取嫁取祝儀又は初着之祝等成丈軽可仕事
一、仏事神事祭礼等分限より軽可仕事
一、癪疱祝等之儀も山伏壱人可済事
一、葬礼之野酒等は不申及肴等一切無之様取究万端諸人儀等遣取も一切無之様可致事
附　年例之儀も右ニ応男女共門例ニ可仕事
右之趣万端高銭ニ付惣百姓難渋の上村中熟談ヲ以取究候上は急度相守可申依之惣連印相揃申処如件

一八六〇年、万延元年十二月二十五日の村中惣連印で、生活の簡素化を「熟談」している。いつの時代でもあることである。

法度定

今般当国一統疱瘡祝儀之儀去子年之儀者村々難取続段御願申上候程ニ年柄殊ニ当丑年之儀も田畑共旱損ニ付右祝之儀左ニ倹約可致事
一、疱瘡棚上棚下ケ儀家内限リ相祝尤村内は勿論他村親類等ニ至迄呼振舞ハ不及申菓子紅粉絵等取遣リ度々致間敷事
右は御役所様より費之儀御差留之趣被仰付三郡一統申合も有之依之前書之通リ倹約取究候上ハ聊違変仕間敷候仍村中一同連印差出申所如件

文化十四年

丑八月　　伝兵衛㊞

外百六十三人省略

文化十四（一八一七）年の疱瘡の快気祝についての文書で、疱瘡の快気祝は倹約して、家内だけで祝い、親類縁者などに振舞ってはいけない。農業も不作が続いているので、三郡（巨摩・山梨・八代）の申し合わせもあり、お互いに約束を守りますという取り決めであるが、疱瘡のことだけでこれだけの連印状というのも珍しい。

これまでの文書は「被仰渡書御請印帳」であるが、次は「村法度連印帳」で、村民の主体的な申し合わせによって定められた内容である。

神送リ定書之事

一、疫癘天行候節神送リ致候ハヽ煩候もの壱両人も有之ハ見合快気致候節其最寄々々ニて煩候ものと煩不申候者相談之上可願出候さかんなる内は人々に神力を取神送り無用之事

一、煩候もの疫病にては無之抔と申而神輿家内へ不入申も是迄ハ有之候以来は組切に相談いたし不隠置神輿可入申事

一、神輿入り候儀ハ病者より願次第ニ可致事

一、引どり之節家の内ニ入候人々は神主様并六斉衆中輿かつき其外壱両人可入事

一、病家にて悪騒いたし損失等出来不致候様相慎可申事

一、家別壱人宛罷出勿論紙はた壱本つヽ持参いたし宮より境目迄相越可申事

一、神酒之儀弐樽つヽ取可申候其外入用は神主様より差図次第ニ可致候尤疫病除之御札家別御引可被下事

右之通此度相談を以相極候ニ付五人組頭連印いたし定置申所仍如件

明和九年辰三月

三沢村組頭

奥之丞㊞

外二十五人省略

村役人

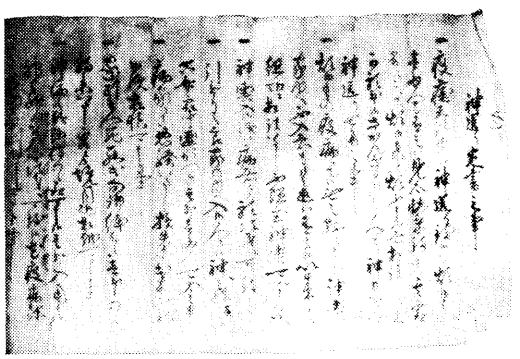

明和９年神送り定書の一部（三沢区蔵）

明和九辰年は改元の年で、安永元年でもある。一七七二年のことで、村内に疫病にかかっている患者のある場合の神送りの儀式について村中の申し合わせである。

村中連判之事

一、今度当村ニ而諸事我まヽニ而御座候故、名主、長百姓、平百姓寄合議儀仕候上ハ以来作物ハ不申及かりし き其外小林木草ニ付一円ぬ寿み申間敷候、例何成りともぬ寿み取申候ハヽ何成とも村中惣中間ニ而見出し急度議儀仕可申候、其とう人の者ニ刀物おさい取其上酒壱俵之直だん相定申上ハ以来何ニ而も我まヽ仕申間敷候、其ため連判仕申候　為後日連判手形如件

享保八年

卯五月三日

北川村　名主　平兵衛

同所　長百姓　長左衛門

北川村

惣百姓中

「諸事我まヽニ而……」の文中に、村掟、部落内の規律がルーズになっていることが伺われる。この文書も、木草なりとも盗み刈りなどしてはならないことを申し合わせ、盗難があった場合は村中で詮議し、盗人からは刃物をおさえ取り、酒壱俵の値段の罰金をとるという申し合わせで、これも

珍しい連判である。享保八年は一七二三年で、約二五〇年前の村の生活を伺い知ることができる。

村中連判之事

一、当村之儀ハ先年ハ山内入会之処ニ双方みだりに刈取申候ニ付此度惣百姓寄合相談之故此以後之儀ハ郷別持分切ニ刈可申候刈敷取候節ハ村中相談ニテ山口脇可申候名主所より申付無之内ハ一切刈申間敷以後薪等ニ至迄刈取切申候ハヽ其者諸道具取可申候事

一、平木六人山之儀此上我まゝに刈取り申間敷事

一、高そう利よこ屋之上四人山之儀ハ右之外一切入申間敷候事

一、らうば山之儀ハ大中山ニ御座候へハ先立テ切取刈置仕間敷相談之上刈可申候事

右之通り村中相談ニて相定申候上ハ　相違無御座候為其連判証文仍而如件

寛延二年
巳十二月

岩欠村
太郎兵衛㊞
外ニ二十八人連署省略

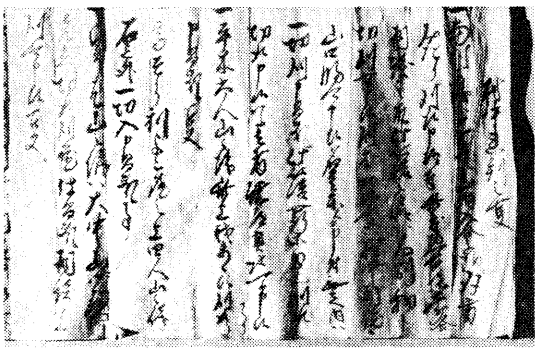

寛延２年入会山の村極（岩欠区蔵）

寛延二（一七四九）年の村入会山の管理について申し合いした証文で、もし、この申し合わせを破って勝手に薪、刈敷など刈り取った者は、罰として山仕事用の諸道具を取り上げるという、相当、厳しい約束である。北川村の村中連判書も、同じ申し合わせだが、罰則にはそれぞれ個性がある。

惣百姓定メ連判事

一、当村水所御林におゐて落葉下草等取候者見附訴出候者ニハ甲壱分つゝ褒美為取可申候当人ハ御役所へ御差出し被遊候処一言之御恨申間敷事

一、五人組宗門前書御条目読聞候間正月十七日名主所へ惣百姓寄合可申候事

一、歳当之義只今までは相廻り候得共向後は相互ニ仕可申候事

一、桑木山并大日向におゐて角目ニ相成木伐リ取者ヲ見附候ハヽ為褒美五百文取之可申候并ニ野火付候者之義も右同断相心得可申候事

一、ともらい之義葬礼相済候ハヽ賀子野より罷帰可申候勿論香奠帳之儀壱人前四冊つゝニ相定メ置可申候事

一、博奕宝引宿等仕家ヲ見付候ハヽ為過銭壱〆文つゝ差出可申候　且又五人組切ニ急度詮儀仕り名主所へ訴出可申候万一等閑ニ仕脇より相知候ハヽ五人組よりも五百文つゝ出之可申候事

一、面々持林草木猥りニ伐取間敷候薪伐り取候者有之ハ為過銭三百文出之可申候事

右は名主長百姓百姓代并惣百姓打寄相談之上定メ連判仕候間右ケ条書之通り猥り無之様ニ急度相守可申候若し違背之者有之は右加判之者打寄定メ通り申付候　以上

安永拾年
丑之二月　日

常葉村
磯右衛門
外百三十四人（略）

安永拾（一七八一）年丑二月は天明改元の年である。すなわち安永十年四月二日が天明元年ということになる。

村法度連判（印）帳といわれる。この種類の文書は以上の三通で、岩欠村、北川村、常葉村の資料であるが、岩欠、北川村のものは山慣行について定めたものであるが、常葉村のものは入会山、「御林」「オヘーシ」と呼ばれた官有林の管理を定め箇条と博奕や宝引きなどのかけ事を禁じた箇条が書かれており、罰金を徴収すると、その金額まで明示されている。なお

違反者を見つけた者へは「褒美」として若干の金銭を与えるとなっている。

岩欠村では諸道具の取り上げ。

北川村では酒壱俵分のお金と刃物取り上げ。

常葉村では褒美として五百文。罰金として三百文となっている。

村定めの中には若者の日常生活を規制したものもある。当時の若者組がどんな組織であったかつまびらかではないが、全国的には若者組は娘組と対応した組織で、成年（一五―一八歳）に達した男子が自動的に加入し、若者同志の集団規律の中で親睦を深めると同時に、一人前の村人として成長するための集団訓練を経験させることがねらいで、村落の警備、共同作業、祭礼行事などの村落共同生活の諸行事のおもなにない手となってきた。漁村地帯の「若者宿・若衆宿」などの常設的・長期的な寝宿などは有名である。次の資料は常葉村日影部落の「若者定メ」である。

若者定メ連判之事

一、常葉村若者共諸事附合条猥ニ相成候ニ付惣而若者打寄相談之上若者頭四人相頼其上若者定メ書ヲ以左ニ相記申候事

一、当年より若者改年拾弐才より頭方江相頼若者入可仕候三拾五才迄、三拾六才より五拾才迄中老ニ可仕候事

一、若者附合等村方之衆中は不及申他村衆中其不仲間迄朝夕に熟勤一ニ仕合、不礼不作法無之様可仕候事

一、若者共村方は不申及他村操芝居角力其外市町等江罷出候而も志んみやふニ可仕候万一喧嘩口論等仕候ハヽ其儀ニ付夫金等相掛リ候ハヽ其人ニ而指出し可申候事

一、博奕宝引等仕間敷候惣而若者之内不埒之儀見付候ハヽ札入ニ仕其上吟味可仕候事

一、惣而春垂木作等一円手ヲ付申間敷候事

一、七月氏神祭礼廿五日六日同七日三日間之内大酒呑喧嘩口論等無之様仕リ狂言之差障リ不相成様ニ仕候事

一、正月十四日年々道祖神祭之儀ニ付六ケ敷等有之候ハヽ村中一同等吟味仕可申候万一諸掛リ等御座候ハヽ往古より組合候組切ニ而指出し可申候事

一、初寄合之儀は正月七日ニ年々惣若者寄合相談等相定メ可申候若者入又は其外諸事届ケ候儀有之候ハヽ其節相断可申候寄合之儀も制限之通間違無之様可仕候若無拠障入等有之候ハヽ其訳頭方江相届ケ可申事

一、他村より居跡に罷出候者は頭方江相頼若者入可仕候其外若者名改候ハヽ其名ゟ相届可申候事

一、若者之内村方江奉公ニ出候ハヽ其訳頭方江相断名前除之可申候又村方江罷帰リ候ハヽ相断若者入届候事

一、若者壱軒之家ニ壱人候者は壱人、弐人候者は弐人若者入仕諸掛リ等は壱人ハ指出し可申候若し弐人罷在候内壱人入候ハヾ壱人は相除き可申候事

一、若者之内六ケ敷等有之候ハヽ随分仲間ニて可相済是非〳〵相済不申候ハヽ若者頭江可訴出候事

一、若者之内父母ニ不孝の附合仕候者御座候ハヽ急度仲間吟味ヲ可申候事

一、惣而氏神掛リ之儀は此上諸事可家掛リ仕可申候事

一、若者之内氏無之者此上は何れ江罷出附合致候共差笠脇差並指下張紙おの草里是ヲ向後は着す間敷候若又猥ニ附合仕候者有之候ハバ仲間寄合吟味之上若者仲間除之可申候事

右之ケ候書免々堅相守可申候事若し相背心得違等御座候ハヽ吟味之上其科ニより寺料とし分無御座候依之定連形而如件

安永四年

未八月

常葉村

日影之若者

儀証証文

一、此度若者頭并若者とも打寄相談仕候義ハ先年定メ置申候連印相用候共相談之上三役割日向日影相わかり候上ハ岩より下江ハ不申及面々之支配切不依何事ニ相談仕リ若又岩より下江参リ我儘ニ成義仕間鋪候若し又若者之内も怒り候而他

之組合江参不作法成儀仕候ハヽ若者頭并仲座方ニ而せんぎ仕り可申候事
一、日向村若者とも日影方へ夜遊等ニ参り我儘成儀仕候ハヽ日向村若者頭江相届ケ急度吟味為仕可申候若なをさりニ仕候ハヽ若者とも相談仕り可申候事
一、他村江狂言并春もふ見物に参り候而喧嘩口論等仕候ハヽ壱人も帰り不申候様可仕候事
一、若者之内名を改候ハヽ若者頭江相届ケ其名前可相記候様ニ可仕候事
右之通急度相守リ可申候若シ違背之者御座候ハヽ若者頭江相届ケ吟味ヲ請可申候為其連印仕リ誂置申候仍而如件
安永八年
亥之正月日

常葉村日影の若者組の「定メ」でみると、安永四（一七七五）年に若者組加入年齢を改めたことが第二項に記されている。当年（安永四年）より若者組を改め一二歳より三五歳まで、三六歳より五〇歳までを中老とするとある。「定メ」の内容は生活心得で、

一、喧嘩、口論などはしてはならない。
二、祭りなどで大酒を呑んで暴れてはならない。
三、博奕、宝引等かけ事をしてはならない。

などが重要な法度とされている。後の「儀誼証文」は日付が安永八（一七七九）年とあり、四年後に若者組の伝統の確認と申し合わせ事項をしたためたものである。二百年前の青年たちの生活を想像させるに十分な資料である。

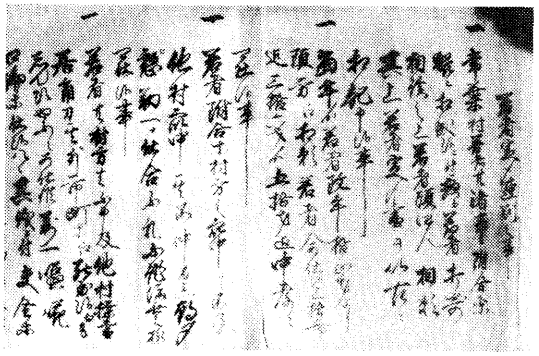

安永４年常葉村日影の若者定（常葉衣田長典氏蔵）

次の資料は大炊平若者組の儀定書である。前記の常葉村日影部落の「若者定メ」と大差はない。

儀定前書之事　　大炊平村

一、当村若者義是迄儀定書等茂無之候所此度相談之上義定取極メ左之通リ
一、御公儀様御法度之義者不及申ニ祝言其外祭礼等江罷越候而茂大酒ヲ呑喧嘩口論等不仕様相慎可申候　若又喧嘩口論之場江侍リ候ハヽ其席ニ而相済可申候事
一、初寄合之義者年々正月二日与相定メ無相違急度出会可致候事
一、正月十一日道祖神かざりの義者早朝ニ出会可致候
一、正月十四日道祖神祭礼之儀者御触之通りひそかに可仕出会之義ハ右同断
一、若者頭之儀者　二ケ年宛相勤メ跡役之儀者古役ニ而名前差候ハヽ、違背申間敷候事

前書之通り急度相守可申候　以上
天保七丙申年
正月日　　大炊平村
惣若者中

村極（村法）は、その時々の村々の情勢によって取りきめられる。五人組御仕置帳の影響が、随所に現れていて、生活の隅々まで規制している。次の定め書は根子村のもので、御幸復活を議定したものである。

相定申一札之事
当社御幸之義ハ天下太平五穀成就国家為安全之古へ明和年中迄相勤候得共村内ニ差支有之休年仕候処村中之相談を以先規之通当年より御幸相勤申候然上ハ村役人世話人当日は早朝より出席いたし万事取締方仕候様左二ケ条を以相定申候
一、御幸之儀ハ五社四組に割格番ニ相始廻ニ可仕事
一、御幸刻限之儀ハ四ツ時より八ツ時迄之内可相勤四ツ時にハ双方当番之社に罷出御供可仕候若し右場所へ不寄合者有之候ハヽ急度可及吟味ニ事
一、御幸当番之組ハ前日ニ壱人宛寄合差図次第祭じたく仕当日差支無之様可仕候事

一、桟敷場之儀ハ年々天照大神社と相定御神酒双方へ可出申事
一、祭礼中不依何事村役人之差図決而相背申間敷事
一、作花之儀ハ壱組ニ壱本宛急度差出可申事
一、世話人之内弐人宛股引、脛巾ニ而祭礼中取締方可仕若不作法之者有之ハ差押
御幸差支無之様可致事
一、若者之儀当日は早朝より村役人世話人差図次第相勤可申事
一、祭礼之節神輿之義ハ当番之組持ニ可致事
一、宗重良、幸右ヱ門、重郎左ヱ門、儀右ヱ門半左ヱ門、徳八之義ハ右祭リニ付
勤高有之間〇〇村役何方へ渡候共村役人世話人同断ニ可仕候事
一、祭礼之節衣類之儀村役人上下百姓代ヶ話人并身元宜敷者ははかま其外之者格
立候衣類仕間敷事
右之条々堅相守可申候万一相背候者有之ハ吟味之上急度可申付候為其村中一同連
印を以儀定仕候処相違無御座候　以上

嘉永四年
子八月日

吉左ヱ門印
外五十六人省略

これは、神社御幸の復活を定めた儀定書である明和年中（一七六四～一七七二）に御幸が中止されて約八十年後の嘉永四年（一八五一）に村中、相談の結果、再び実施することになったが、祭り準備の当番、御幸の時間、村内の五の神社を四つの組に割当て祭礼をする等、なお、村役人、世話人の服装まで規定している。

村　定　書　　三沢村

一、無尽会之事
是ハ去寅年度秋大旱魃ニ而田畑共致皆損、去冬ゟ当卯春迄両会相休申候
所又候当年茂旱損ニ而田方不植付場所有之　植付候分も仕付荒ニ多分相成　其上
畑方も旱損いたし、小前困窮ニ付尚亦当冬ゟ来ル辰春迄無尽会休度由願有之ニ付
相談之上相極候ハたとへ田畑損亡有之候迚も年二休候而ハ無尽未熟之基ニ相成候
ハヽ休間敷事に候　然共両年打続旱損ニ而難儀之筋頻ニ願候節ニ有之候へハ先
此度ハ願之通冬春両会共ニ相休可申候、然上ハ来ル辰年万ニ一当年通リ之悪年ニ
而　他村ニ而ハ無尽相休又ハ当村内外之法度ハ仕候共、無尽之儀ニおいてハ難儀
之筋決而不願出　無尽会急度相調可申候旦亦穀無尽之儀来ル辰夏麦作相応ニも取
入申候ハヽ麦無尽会無滞出会仕相調可申候

一、村中諸法度之事
是ハ去寅年相定組頭江ケ条書写置候通来ル辰之麦作取入候迄ハ村法度急度相守
可申候事右之通村中相談を以相定申候上ハ書面之趣、急度相慎可申候　依之定書
一札組頭連印を以差出置申候仍而如件

明和八年
卯十月

同所組頭
弥兵衛
太兵衛
太左衛門
勝左衛門
儀左衛門

三沢村御名主長百姓中　　以下　二一名省略

天保八年　　三沢村
博奕取締方惣連判帳
酉九月　　名主　勝[不明]

村方願定書之事
一、当村之義是迄村御役人中并組合中ニ而時ゝ御見廻り被成博奕等無宿者之宿いたし候義　厳重御差留被成　召抱之番非人ニも厳敷申被置　昼夜見廻りいたし候得共　中ニ者右様之宿等いたし候者有之由　略相聞候ニ付　此度村中相談之上右宿いたし候もの共御役人中者勿論　番非人ニ見当り候共(不明)取斗可被下候(不明)御役所様へ御差出相成候迄　臨時諸雑用等何程相掛り候共当人ニ而差出　其外組合之者共右宿等閑致候共不穿鑿之儀ニ付　銭五百文宛過料組合中ニ而差出可申筈　村方一同相談之上取極候上ハ　聊心得違無之様仕可申候　依之小前一同連印差出申所仍如件

天保八年
酉九月　日

冨右衛門
外百六拾三名

当村
御役人中

車田村の資料には職人の賃金を取り決めた定書がある。賃金の取り決めも現在と比べて大差はないのがおもしろい。

諸職人賃銀取定之事　　車田村

一、諸職人之内段々賃金等勝手儘ニ引上候類茂有之　御役所様及御聞諸賃銀勝手ニ引上候儀者決而不相成趣　御触御廻状ヲ以被仰渡候ニ付名主方而同役一同出会之上組頭打寄
右之段申渡候処諸職人之義も御触之趣承知奉畏賃銀之儀者是迄之通左ニ取定申候
一、大工上職人　一日　甲銀壱匁
一、茅大工上職人　一日　甲銀八ト六リ
一、石積上職人　一日　甲銀壱匁
一、籠細工職人　一日　甲銀八ト
右者私シ共賃銀之儀　前書之通リ相定メ尤中下職人之義者上職人ニ而ト附致シ賃銀是迄通リ相定メ申候　然ル上者聊違返仕リ申間敷候為其連印致シ差出シ申処仍而如件

天保十三寅年
五　月

車田村
大工職人　藤左衛門
半右衛門
多　助
藤三郎
国兵衛
金　平

利右衛門
利　平
次郎左衛門

茅大工職人　喜左衛門
藤左衛門
忠右衛門
周　蔵

石積職人　長左衛門
籠細工職人　安右衛門

相定申法度儀定書之事　　芝草村

一、正月年始之儀　村方江ハ酒一円差出申間敷候事
一、五節句儀之酒一円差出申間敷事
一、正月十四日祝儀之儀相済候上　道祖神場江酒弐升御礼として差出申候事
一、三度祭礼之儀成丈倹約ニ可仕候事
一、聟取之儀村呼等一円無之　当役壱人酒ニ而呼外所持之儀両隣相頼之可申候
附　若者頭江酒壱升持参いたし　若衆入可仕候事
一、嫁取之儀ハ村方江ハ一円志らせ不申候事
一、初産之祝御酒等一円無之様可仕候兼而父祖様土産之儀請不申候事
一、日待之儀夏秋村中（以下不明）
一、葬礼之儀酒一切差出申間敷事
一、医師頼ミ信心等仕候節も　何ニ而も互ニ差出申間敷候事
一、神仏参詣下回之節ミやけ　酒儀一切無御座候事

右ケ条之通村中大小之百姓一同寄合　得ト相談之上村方窮民立直り候ため倹約之儀取極候上ハ急度相守可申候　為後日仍如件

嘉永四亥年
八月　日

芝草村百姓　甚兵衛
外二十一名
百姓代　政　八



天保13年諸職人賃銀取定めの一部（車田区蔵）

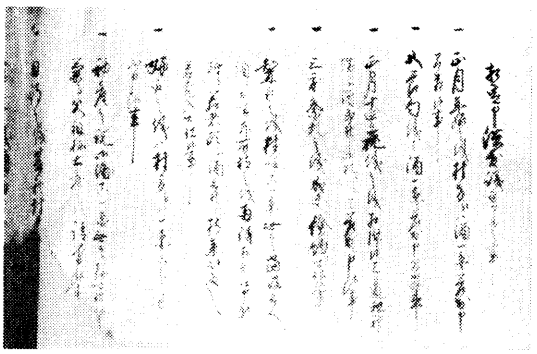

嘉永４年の村極（芝草区蔵）

文化十一年
戌霜月　　三沢村
　　組頭　貞之亟㊞
　　外二十五人省略

右之通り相違無之候ニ付組之者共連印仕候　以上
三沢村
御役本

文化十一戌（一八一四）年十一月の村極めで、一年間無尽会を休みましょうという申し合わせである。それもこれも御年貢上納の日限が迫っているので、各家々で出費を倹約しようという相談がまとまったのである。小前百姓、特に河内地方の零細農業の実態が浮き彫りにされている。

相定申儀定書之事
一、今般山林等猥ニ伐荒候ニ付村中一同相談之上取極申候、山林等伐刈候ものハ三〆文之過料取　野荒致候もの者五〆文之過料取見付次第訴人致候ものハ壱〆文之褒美相渡候様取極候上ハ以来猥ニ伐刈致候而者相互不宜儀ニ付若伐刈致候者ハ出金諸難様（切り）　何程相掛り候而も其人ニ相掛申候依之以来相慎可申為其儀定連印取極候処依而如件

文久二戌年
四　月　　小前忠左衛門
　　外八拾八人
　　名　主　沖右衛門
　　長百姓　茂平次
　　同　断　甚右衛門

以上、本節記載の町内各部落蔵の古文書のすべてにうかがい知れるのは、生活を無駄なく切りつめ、出費をできるだけ少なくし、村内の秩序をお互いに守ることを要求している。その半面、いわゆる村八分という村落共同体としての制裁があり、犯す者は厳しく罰せられたのである。

定書之事
一、当戌年之儀は照続田畑諸作ともに不熟仕御年貢御上納之失手当御日限通り出精相成兼候ニ付小前一同寄合相談仕り候処近年発起無尽等多分有悪年ニ至り候而は別而御上納差支にも可相成哉ニも奉存候間当年之儀は無尽会相休ミ御年貢御上納年内皆済ニ相成候様出精仕度段村中相談之上惣代を以御役本へ奉願上候依テ当戌之霜月より来ル亥十月迄無尽会相休ム可申候尤来ル亥之冬会より是迄之通り無相違無尽会仕可申候万一当年より格別世柄悪敷候ハヽ尚又其節村中相談取極可申候依テ連印一札差出候処如件

〃　文右衛門
長百姓　六兵衛
　　源左衛門
　　善左衛門
名　主　重左衛門

第七節　五人組

一　はじめに

五人組とは五人組または、五人組合、などと呼ばれ、この起源は遠く唐の制度からはじまっている。日本でも大化の改新後五保の制が実施されたが、中世には姿をひそめた。室町時代の末期鉄砲渡来以後、戦術が変わったので隊伍編成の必要から武士に五人組、十人組が編成され、秀吉も洛中の治安維持のために侍、下人にこの制度を実施し、一方乱国期の自衛のため庶民の間にもこうした組織がつくられるようになった。

江戸幕府は慶長八（一六〇三）年まず洛中に盗人防止のため十人組の制度をしき、町人に連帯責任を課し、やがてキリシタン禁制や、浪人取締りなどの警察目的のためにこの五人組制度を積極的に実施した。寛永十四（一六三七）年の郷中ご条目に五人組に関する詳細な規定を見ることができるのは、この制度がすでに整備普及していたことがわかる。諸藩もまたこれにならって多く五人組制度を活用し、庶民にもこの最小単位の五人組制度を組織して、主に治安維持の目的を果たし、他面これを通じて儒教思想の普及と封建制度の維持をはかった。特に天領において重視された様子がうかがえる。江戸時代には、当主を代表者として、五戸編成を原則としたが、少ないときは二、三戸、多いときは十数戸に及ぶ場合もあった。

農村では、水呑百姓も同時に編成したが、町方では普通家持、地主に限り、別に店借りだけの五人組も編成した所もあった。編成は多く町役人が定めたが、寄合いで組分けを協議した場合もある。五人組の機能は、まずキリシタンや不受不施派（日蓮宗の一派、江戸時代禁止）などの教徒や、犯罪の相互監察、告発、他郷者の警戒などの警察的使命に任じ、やがて泰平の世には、領主の意思伝達の機関となり、貢租の確納や、相互扶助に重点がおかれるようになった。

五人組とは、その名の示すように五人（五軒）が一つの組合をつくって、共同生活を営む社会組織であって、一種の地域の生活団体であり、俗にいう「向こう三軒両隣り」はここからきたものであろう。

この五人組制度は組合員同志が相検察し相互に非法なことができないようにし、もし非法であるときはこれを救護し、また相互にその行動を明らかにし、もし逃亡者が出たときはこれを捜索し、あるいはこれに代わって租税を代納する義務を負い、あるいは組内の孤児を扶養し、絶家の遺産を処分し、すべてに共同生活の義務を課した。民衆を組織づける最小の単位ではあるが、幕府にとっては誠に好都合の組織体であった。

二　三代将軍家光による五人組制度の強化

寛永十四（一六三七）年十月二十六日、三代将軍家光は関八州伊豆甲斐信濃の代官に令じ、五人組の制を厳にするといって次のような覚書を令達した。

一前々縦仰せつけられ候五人組、いよいよ念を入れ、相改むべき事。
一在々処々、悪党なきように、切に申し合わせ、常々これを改むべく、もし不届なる者あるに於ては、せんさくの上、五人組は申すに及ばず、その品により一郷の者曲事になすべき事。
一不審なる者に宿を貸すべからず、自然知らずして貸し候はば、仮に親類縁者たりというとも、怪しき事あらば、早々そこの庄屋（名主）五人組迄ありように申し届けるべき事。
一御料私領ともに或は新田、或は郷中へ越し来る者ある時は、元の出所をよくよく相改め、たしかなる者にて、構いなきに於ては、これを差し置くべき事。
一在々処々に盗賊者ならびに悪党これあるに於ては、きっと申し出ずべき事。かりに同類たりというとも、その咎を免じ御褒美を下され候。もしかくしおき、他所より訴人あればせんさくの上、その五人組はもちろん、庄屋ども曲事に行われべく、或は同類、或は親類縁者などに仇をなすべきと存じ、申し出でざる儀あるべし。右の通り存じ候はゞ内々をもって申すべく、御褒美下されその上仇を致し候はぬようにきっと仰せつけられるべき事。

一在々処々、堂宮ならびに、山林にからまり、不審なるもの見い出すに於ては、相からめ取り、（押え）庄屋ならびに、一郷の者相談の上、そこの地頭、代官へこれを渡すべく、捕え候儀なり難く候はば、その村々庄屋へ届け申すべく、御褒美下され候。しかる上は庄屋早速人を集め、精々念を入れこれを捕へからめるべく、自然捕へ候儀なり難きは、相慕えおちつく所へこれをたのみ搦め候ように致すべくもし聞きのがし見のがし欠落（逃亡）せしめるに於ては、たとえ後日聞き候とも、曲事になすべき事。

一在々処々、悪党ある時は、鳴を（音を）立てべく（合図を送る）しからば先々の村より出合ざれば郷中せんさくの上、曲事になすべき事。

一悪党捕へ候節、地頭代官、そこに有り合せず（陣屋のない所は）候はば江戸へ召し連候、奉行所へ差出すべく（突き出す）、諸事入用、公儀に従い下されべく候事。

右在々処々盗賊ありて切々悪逆を致し候事、給人の面々、御代官の輩油断なく思し召され候、かたく改（戒め）めて之をたすけ、悪党せんさくすべし。

もし無沙汰にせしめ、この後悪人これあるに於てはそこの給人代官常々不念の間曲事になすべき事、この外御法度の儀いよいよ念を入れ申しつけるべきもの也

（原文の読み下し文）

以上のように寛永十四年の五人組への命令は主として自警団的な内容が多く、特に盗賊のとらえ方、不審者に対する対応の仕方、悪党に対する処置等がこまごま規定されている。

また延宝七（一七五七）年十月三日には四代将軍家綱名をもって鉄砲の取締りと、馬盗っ人と馬の売買について村の五人組にかたく申しつけがなされた。

村々五人組の儀　いよいよかたく申し付け、仲間にて申し合わせ村々にかくし鉄炮あればこれを差出し、また馬盗っ人については五人組合へ図りかたく守るべきこと」

と命令がなされた。

また同じ五人組に対する布達の中に農耕に従事する者の心得として次の布達がなされている。

村々五人組の儀いよいよかたく申し付け、仲間にて申し合わせ耕作に精を出すべし。もし作の時分相患い候はば仲間にて肝煎申すべく、もっとも下人などもたざる小百姓、植えつけ刈り取り候節相患い候はば、作荒れざるよう親族縁者は勿論五人組のうちにて助け合い候ように仕るべく候。作の間（農閑期）には男女ともに相応の稼ぎ致し申すべく候。もし無精にていたずらに暮し候者あるにおいては五人組の内にて互いに吟味致し意見申すべく用いざる者あらば庄屋へ早々に相断わり庄屋より申し聞かせその上にも承引致さず候はばその方へ（代官へ）訴へ候ようにかねて申しつけ置き、訴へ来り候はばよく僉議の上その品によりいましめ申さるべく、かつまた科重き者あり候はばこの方（勘定所）下知得らるべく候。自然庄屋五人組かくしおき候はばこの方（勘定所）下知得らるべく候。

この条の儀年々村々に相触れ候箇条のうちへ入れ、毎年相改め（更新）らるべく候。重ねて見分（目付）を遣し候節各々不吟味の儀これあるに於ては不念になすべく候（読み下し文）

以上のごとく四代将軍家綱は民衆を組織づけ、指導を強化し、治安を維持するため生活上のこまごました内容まで規定して幕府の思いのまま民衆を支配する態勢を一段と強化した。

三　江戸時代本町に示された五人組仕置帳

仕置帳の性格

五人組仕置帳とは江戸時代五人組の遵奉すべき法規を列挙した前書、町村役人以下五人組が連署連判し、その条文に違反しないという請書をつけた帳簿とを仕置帳といった。一部は町村役人が保管し、年に何回か村民を集めて、前書の法規を読み聞かせたもので、村方五人組帳ともいった。

これは別に五人組の組合員が共に遵守すべき規則を記載したものであるので普通「五人組帳」というが、別にこれを「五人組仕置帳」「五人組証文帳」または「五人組御条目」などともいった。

次の五人組仕置帳は上田原村のものである。

五人組御仕置帳

条々

一　前々従　公儀度々出候御法度書之趣弥〻以堅相守御制法之儀不相背様村中大小之百姓下〻至迄可申付候事

一　五人組之儀町場者家並在郷者最寄次第家五軒宛組合下〻店借借地之者ニ至迄悪事不仕様組中無油断可遂詮儀若徒者有之名主之申付を茂不用候ハバ可訴之事

一　毎年宗門改帳三月迄之内可差出若御法度之宗門之者有之者早速可申出切支丹宗門之者・御高札之旨相守宗門帳之通人別入念可相改宗門帳済候而後召抱候下人等寺請状別紙可取置事

一　五人組宗門帳ニ押候外別之印判拵置申間敷候若子細候而印判替候ハバ名主長百姓江可断名を改候ハバ早速致断五人組宗門帳ニも改候名を可記事

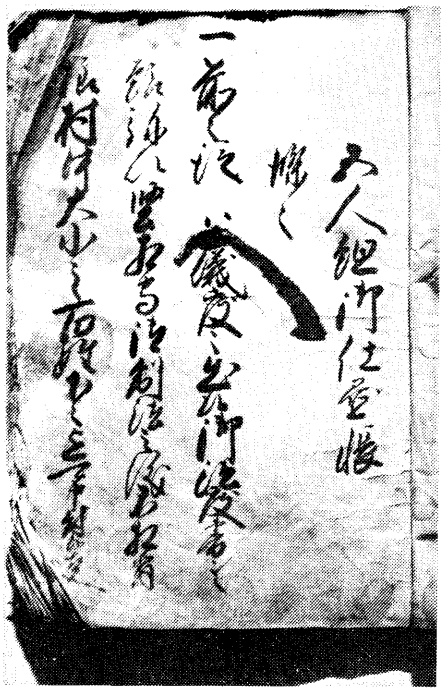

五人組御仕置帳の一部（車田二宮秋夫蔵）

一　切支丹転之者並類族有之分者別帳ニ記之切支丹奉行所江差出置候事ニ候間若他村より縁組等ニ而右之族当村江来候ハバ早速可注進事

一　田畑並山林等永代ニ売買御停止ニ候若質物ニ書入候ハバ拾ケ年限質手形ニ名主組頭加判可為仕候田畑質ニ入金子借置田畑を者金主ニ為作御年貢地主より出候儀不可仕候惣而証文怪敷文言於有之者出入ニ成候節訴不取上候且又証文ニ名主印形取可申事

附　名主組頭江加判願候ハバ其様子承届早速致加判可遣事

一　衣類諸道具又者門橋等之はつし金物之類出所不知売物一切買取申間敷候右之品質ニ茂取間敷又者不可預置出所知候物ニ而茂請人無之候ハバ質ニ茂取間敷事

一　家業第一可相勤百姓ニ不似合遊芸を好或者悪心を以公事致数寄非公事を勧偽を巧害を成者又者不孝之輩有之者不隠可申出不依何事ニ神水を呑誓紙書候而一味致同心徒党ケ間敷儀不可仕事

一　盗賊悪党人有之者訴人可仕褒美可為取其上仇を不成様可申付候事

一　百姓衣類之儀結構成物を不可着名主者妻子共ニ絹紬木綿可着之平百姓者木綿之外不可着紗綾綸子縮緬之類襟帯等ニ茂致間敷候然共平百姓ニ而も身代宜者者手代方迄断を立差図請絹紬木綿可着之事

附　男女共ニ乗物ニ乗遍加ら須惣而百姓家作等目立候普請奢ケ間敷義仕間敷事

一　聟取嫁取之祝儀奢ケ間敷儀無之様分限ゟ軽可仕候人大勢集り大酒不可呑所ニより蚊屋之祝儀新宅之廣目初産之祝不相応之儀仕候儀者可為停止応分限内証ニ而軽可仕祝言之水祝停止之事

附　葬礼之野酒停止之事

一　捨子不可仕若シ他所之者捨置候ハバ村中ニ而致養育早速可注進事

一　生類憐之儀常ニ心懸不実無之様不仁之儀一切不可仕候事

一　猟師之外鳥獣一切不可取猟師たりというと茂鶴白鳥捉候儀御停止ニ候若村中ニ而鶴白鳥致売買候者有之ハ可訴事

一　捨牛馬之儀不可致若他所之者捨牛馬並放牛馬当村江来候ハバ見出次第名主組頭江告之村中立合致詮義持主知候ハバ其村之名主牛馬主より手形取之其上早速可注進事

一　新地之寺社建立之儀堅御停止ニ候惣而祠念仏題目之石塔供養塚石地蔵之類田畑山林野又者道路之端新規ニ一切建間敷候仏事神事祭礼等軽可取立事

一　馬之筋伸候儀御停止候売買仕候ハバ出所聞届請人取五人組江相断可売買出所不慥成牛馬不可売買事

一　寺社之儀住持社人替候ハバ可注進叓

一　神仏致開帳候ハバ可注進当村之神仏他国江当分相移致開帳儀前方ニ可注進他国より神輿を送り来候様成儀有之者不可請取村中ニ少之間茂差置間敷叓

一　当村有之候出家社人山伏行人道心者亦者非人等其外穢多之類常ニ致吟味候而胡乱成者住居為仕間敷候名主長百姓江不達候而他所より来候者一夜之宿をも不仕候様右之者共江可申附事

一　村中之者之内或者立退遂電或者身代潰候而住居難成者有之バ可注進又者他村より子細候而立退来候者有之候ハバ親類たり共当村ニ差置申間敷事

一　他所之者之内当村ニ有付住宅仕度願候ハバ其者之出所家職之様子承届出所之村方から名主長百姓江届之慥成請人取手形取之宗旨相改遂注進可差置店借借地之者置候共右同断可想心得叓

一　百姓子孫ニ為分取候共壱人前之高五石より内ニ而者不可分小高之百姓者子孫ニ為分取間敷候若子細有之分候儀有之候ハバ可得差図惣而新規之百姓有付候ハバ可注進跡式之儀を存生之内親類並名主長百姓立合書付置後日出入無之様可心懸事

一　当村之内ニ而能操角力又者狂言其外見セ物類芝居為仕間敷候、私領ニ而も分郷ニ而茂或者村隣等ニ而当村境目紛敷地ニ而致候ハバ不始以前可注進叓

一　遊女野良之類一切当村ニ不可差置一夜之宿を茂致間敷事

一　行衛不知者一夜之宿をも不可致旅人其外何者ニ而茂堂宮山林道路ニ死人有之ハ其者持来雑物相改名主組頭立合其様子書付ニ而可注進堂宮山林隠居候胡乱成者有之者遂詮儀捕置可訴え其外手負又者不審成者他所より来候ハバ出所尋致附届注進之上請差図彼者可出事

一　往来之輩相煩候ハバ早速医師ニ為見随分致養生能ゝいたわり食物等入念あたへ看病仕置可注進行歩不叶先江参候事難成候ハバ其者之在所聞届迎を呼手形取相渡遣可申候若病死致候ハバ其者之道具等相改名主立合致封印置可請差図事

一　殺害人或者致自害候歟或者倒者有之者番人附置早速可注進火事盗賊喧嘩等手負之者惣而不慮之儀出来候ハバ右同断無油断可訴之

一　村中ニ喧嘩口論有之ハ名主組頭立合致裁判他村ニ而喧嘩等有之節者不可集人数立退来候者有之者隣郷之者迄出合搦捕早速可注進搦捕候儀難成候ハバ跡を志たひ落着所江急度可申渡事

一　田畑不可荒置永荒之場起返切添又者新田有之候ハバ早速可申出隠置脇より訴出候ハバ当人者不及申名主組頭迄可為越度叓

一　堀を埋又者道を狭メ秣場林際切添田畑前ゝ〻無之所江道を附馬入不可仕若し道付替新堀不致候而不叶処有之者可請差図叓

一　用水之懸引常ニ申合置違論無之様可仕若水論境論之場江刀脇差弓鎗長刀等持出遂荷擔者有之ハ其科本人より可重叓

一　御伝馬宿江定助大助郷より人馬寄候ハバ問屋等寄又者名主遂詮義猥ニ人馬触間敷候其之宿之馬囲置面々勝手ニ能荷物附候様成義一切不可仕候事

一　御朱印者勿論駄賃伝馬人足之儀常ニ致吟味置無滞様可仕候事

附　助郷江人馬触来候ハバ刻限之通無相違可出若人馬触難心得共先無滞差出後日可申出事

一　御用之人馬者不及申本海道ニ而無之候共往来之者駄賃人馬之儀昼夜不限無滞可出候事

一　御朱印又者御証文茂無之人馬出候様ニと申或者駄賃不出通候者有之者其品より押置名主組頭立合詮儀之上怪敷躰ニ候ハバ可注進事

一　村中申合番屋を作番人附置火の用心随分入念可申付候若出火等候ハバ唱を立村中立合情出可消勿論御年貢米入置候蔵大切ニ囲可申事

附　風烈之時分切ゝ相廻り昼夜不限用心可仕近在出火候ハバ早速走附可防申事

一　堤川除不切様常ニ申合洪水之時分村中之者出合可囲道橋等損候而往還之滞ニ成儀田畑損毛ニも可相成所惣而小破之時より早速修復自普請ニ難成処、御入用を以可申附候触無之候茂請取場之道橋者常ゝ無油断可作叓

一　洪水之節堤川除囲候節又者盗賊狼藉者並火事有之唱を立候節村中之者十五以上六拾以下之男子不残可差出若場所江不出合者有之者名主長百姓可遂吟味叓

一　鉄砲之儀運上出候猟師又者猪鹿為防願候而鉄砲渡置候以外村中不可隠置御定月之外鉄砲不可打証文之通猥ニ無之様可相心得叓

一　御林御立山之竹木者勿論枝葉下草等迄銭出候而刈取所多り共苗木刈取候儀不可致御林之透候所江者苗木植立候様可仕候百姓持林並屋敷四壁之木ニ而も目立候木伐遣候者先書付差出可伐之堤ニ有之候草葭等刈取間敷叓

附　新規之植物不可致堤際切掛植立仕間敷事

一　入会野山面ミ之持林ニ而茂草木猥掘取間敷候霧嘴入候儀可停止田畑江山崩破入等無之様苗木植立可申事

附　山中ニ而致焼畑来候所者格別野火附候儀可為停止事

一　諸作第一能種を撰候而蒔耕作可入念荒地之様致候者有之者急度可遂詮儀独身ニ而煩候者有之者名主長百姓立合村中ニ而致介抱田畑不荒様可致事

附　地不相応ニ田畑諸作地劣り耕作不精成者有之者吟味可仕左様之者ニ者小検見之節茂引方不申付候事

一　常ニ耕作商売茂不致者家業の稼無之者村中ニ有之者遂吟味其趣可訴支

一　博奕惣而賭之諸勝負或者百姓講与名附商売ニ事寄セ博奕ニ為似儀何ニ而茂不可仕違背之者有之者又者右之宿致候者阿らば早速可訴事

一　百姓不似合致風俗長脇差指喧嘩口論を好致酔犯行跡悪敷者何らハ可訴事

一　他所江参リ二夜泊り罷在候程之儀者名主江断可罷出候若他所他国江奉公江出又者用事候而相越候ハバ其様子書付名主長百姓江相断公事訴訟公儀江出候共其趣名主五人組江可相届支

附　百姓願書江名主長百姓奥印可仕支

一　御年貢皆済無之以前穀類他国江不可出為納金之米売候ハバ先米納之員数積納米程上米拵置次之余米責可申支

附　御用之置米急用之事候共名主壱人ニ而封印切取出申間敷候相改の名主長百姓壱両人立合ニ而封切可申支

一　御城米並荏大豆共名主長百姓之内ニ而立合青米死米砕米籾糖無之様随分致吟味桝目不切様吟俵拵儀弐重ニメ小口から摺縄ニ而仕名主長百姓升取米主手代印形之中札入可申候外札者木ニ而茂竹ニ而茂国郡村名主米主名計可記候尤廻船之節貫目等入念船頭上乗手形申付可相廻支

一　御城米積出候節名主長百姓立合俵数相改船積可致於船中ニ米差取不申様上乗船頭共江堅可申付候船懸り之場ニ而別而無油断可仕候且又御廻米を船頭ニ相渡納名主陸を参候様成儀不可仕於御蔵悪米婦け米等ニ紛シ候様成儀仕間敷候船上乗之儀村中遂吟味可遣之御蔵前入用船中雑用等不入様委細帳面ニ相記可相渡候事

一　御城米納ニ参候者逗留中悪所惣而遊山ヶ間敷所江一切不可罷越事

一　御年貢金限名主方江取集扣帳ニ納候度々金銀請取手形通帳渡置扣帳押切帳致印形遣置後日出入無之様可仕候支

一　御年貢納払致勘定名主方江手代印形帳可取置支

一　御年貢納之節名主方より米金銘ゝ手形遣之庭帳入念可致書付不念ニ而印形無之後日訴出候共取上間敷事

一　惣而従公儀被下候人足扶持賃銭等当座ニ銘ゝ割渡帳面ニ請取候趣書付印形可取置候惣而継合勘定不可致候事

一　御年貢毎年免状出候ハバ村中之者拝見仕名主長百姓方より村方大小之百姓出作之者ニ茂不残致触候而致寄合小物成浮役臨時物米金壱人前宛書付小百姓江も疑敷不存様其訳為申聞右免状置候而惣百姓立合拝見仕候旨銘ゝ印形可取置郷蔵之戸ニ茂免状写可張置御年貢割仕候節村中入用夫銭小入用迄御年貢ニ入交一同ニ不可致差引立可割合算違等無之様随分入念御年貢之儀申渡日限通相納候様常々村中可申合支

一　免状為拝見仕村中連判翌年正月十日迄可差出事

一　公用之儀又者村中申合候儀ニ付名主方江百姓寄合候節村入用ニ懸食物酒肴等一切給間敷事

一　名主長百姓始惣而前々申付候通手代並妻子召仕等ニ至迄金銀米銭衣類諸道具酒肴等軽品ニ而茂音信礼物一切仕間敷候右之者共若買物借物或者押売押買、何事ニ不依不作法之儀致候ハバ不隠置有躰ニ其趣可申出若隠置後日相聞申候ハバ名主組頭迄可為越度支

一　自分之家来並手代召仕当村江来口上ニ而申儀者不及申自分並手代印形無之書付持参候而何事申付候共一切承引不仕早速可注進支

一　手代村ゝ相廻り候節何時茂飯米塩味噌為持廻候若持参不致候節者所直段相調其上休泊之所ニ而御定之木銭出之上下共ニ少茂百姓之世話ニ不相成村ゝ之費無之様申付候条酒肴等此方より差図無之物何ニ而茂調置間敷候若調置此方不入付寄合飲喰村中入用ニ割懸候ハバ名主長百姓可為曲事無差図人馬集置隙費申間敷事

一　村中年中之夫銭懸物小入用等之儀随分名主長百姓吟味入用無之様入念右入用帳白紙閉手代印加渡置候条惣村中入用少茂不残当座ニ右之趣委細書付居合候者印形可仕候此外別紙拵置間敷候役所之押切印手代之印有之帳之外名主組頭より

懸物割懸候ハバ可為曲事毎年翌正月中ニ前年村入用帳写候而本帳相添可差出候
懸一覧写帳留置本帳名主江可相返候間年々帳面紛失無之様可致大切ゑ

一　御鷹方之儀前々相触候通可相心得ゑ

一　御料所国々百姓取箇夫食拝借種貸等之外願之儀ニ付強訴徒党逃散者堅停止ニ候処近年御領内ニも右躰之願筋ニ付御代官陣屋江大勢集致強訴候儀茂有之不届至極ニ候自今以後厳敷吟味之上重科可被行之条御代官支配限百姓共江兼々急度申付候様御代官共江可被申渡候

右之条々堅相守此旨違背之輩有者可為曲ゑ此帳毎年正月五月九月十一月一年ニ四度宛村中大小之百姓寄合慥ニ為読聞常ニ此趣合点仕罷在候様入念可申附者也

享保十乙巳年正月

前書之御箇条一ヶ条奉拝見村中大小之百姓五人組壱人茂除候者無御座候御箇条書則名主方江写置申候所被仰付候通為読聞一ヶ条宛合点仕急度為相守可申候違背仕候ハバ如何様之曲事ニ茂可被仰付候為其連判如斯御座候　以上

右之口応求令染毫畢

維持寛政八年

サニ賢　　酒井波江書

五人組御仕置帳は庶民の生活の向上を図るためのものではなく、庶民の生活を規制し幕府や為政者が好都合になるように、百姓の生活を厳しく命令し、相互に監視し合い疑わしきは密告させて吟味し、もし禁制にふれれば、村方三役をはじめ五人組までが連帯責任に問われて厳罰に処せられるというものである。また村方三役あるいは組頭には、警察的、司法的な一部権限までもがあたえられていた。この五人組は隣組とか、隣保組、組合の衆というようにし現在では相互扶助的な強い性格をもった組織に様変わりしている。

五人組御仕置帳の前文に

公儀より度々出された御法度は堅く守り、また違背しないように大小の百姓下々まで申付くべきこととし、さらに組中の者が悪事をしないように油断なく評議し、もし徒者や名主の申付けをもきかない者があれば、訴え出ずべきこととしている。この五人組御仕置帳が意図しているところは、次の四点であろう。

一、キリシタン信者の弾圧。
一、年貢の皆済の方策と農業の永続
一、犯罪の防止と浪人の監視
一、現在の平和の生活が維持できるように、仕来りの成文化。

● 1、キリシタン弾圧については
キリシタン信仰より転向の者あるいはその親類縁者までもキリシタン奉行所へ届け出なければならない。

● 寺の僧、神社の神主がかわった場合には、速かに届け出なければならない。と定め、

● 2、年貢皆済の方策と農業の永続については、
百姓が永続するためには、田畑の永代売りを禁止して年季売りにする。

● 壱人前高五石以内は、子どもたりとも分け与えてはならない。

● 田畑を永く荒しあるいは開墾地等あらば申し出ること、もし、かくしておいては当人はもちろん名主組頭まで越度とする。

● 年貢皆済以前に米を売ってはならないもし売るならば前年の御年貢員数積りを残して、残余は売ってもよろしい。

● 御城米・荏・大豆にても俵俵の時は名主長百姓立会って不良米がはいらないように、枡目がきれないように中札・外札には責任者の印形をとりおくこと。

● 御城米積み出しの節は、名主長百姓立ち会って員数を調べ船頭や上乗りによく注意すること。

● 御城米納めに参る人の逗留中の注意事項、勘定は後日出入にならないように控帳をこしらえておくこと。

● 御年貢免状は村中によく拝見させ、めいめい印形を取り置き郷蔵の戸にも免状の写をはりおいて、村人によく納得してもらうようにする。

● 百姓を一生懸命にするためには遊芸を好んだり、非公事を勧めたり、

親不孝の子は届けさせ、他方百姓の着物などを制限し、祝儀・祭礼・葬式などに至るまで細かく指示し節約することをすすめた。

3、犯罪防止について。

● 出所のわからないものは売買してはならない。

● 日ろごから出家・社人・山伏・行人・道心・非人・穢多などを調べておいて、胡乱（うろん）なる者が一人もいないようにする外他所より来た者には一夜の宿もしてはならない。

● 村の者のうち立ち退き・逐電・身代潰れの者があれば注進すること、他村より立ち退いて来た者は親類であっても留めおいてはならない。

● 村中に喧嘩口論があれば、名主組頭までも立ち会って裁判をすること、また他所において喧嘩口論があり立ち退いてくるようなことがあれば、隣郷の者までも出て搦め捕えること。

● 猟師は鶴や白鳥などは捕えてはならない。なお定月以外に鉄砲をうってはならない。

● 博奕・賭の諸勝負をした人はもちろん、場所を提供した人も訴え出ること。

● 百姓が不相応な脇差をさし、酔犯不行跡のものは訴え出ること。

● 他所へ二泊する人は名主へ断り、他国へ奉公に出るか引っ越す者は、公事訴訟して行くこと。

4、仕来りの成文化について。

● 捨子等があれば村中で懇に養育し、往来に病気で苦しんでいる者があれば早速医師に診察を請い養生をし、いたわること。死人があればその処置する。

● 捨牛馬するべからず。牛馬を買い求める時は請人をとり、五人組へ断ること。

● 新しく寺社を建て、道端に塔・地蔵建つべからず、また神社の開帳を厳しくいましめる。

● 遊女野郎の類には一夜の宿も貸してはならない。

● 堀を埋め、道を狭め、秣場や林際を切り添え、道なき所へ道をつける等してはならない。

● 水論・境論の場へ刀・脇差などの武器をもって加担する者の罪は本人よりも重い。

● 定助・大助郷にみだりに人馬の触を出してはならない。その人馬も勝手に使用してはならない。御朱印はもとより駄賃伝馬人足のことは平常よく話し合って、いざという時滞りなく差し出すよう心がけておくこと。また御朱印も証文もなく人馬を出せとか駄賃をも出さずに通行しようとする者に対しては名主組頭立ち会いの上詮議すること。

● 洪水時には村中出合って警戒し、盗賊火事などの時には大声で叫び村中の十五歳以上六十歳以下の男子は皆出合うこと。出ない人は名主長百姓立会の上吟味をすること。

● 御林御立山（幕府藩の直轄林）の竹木・下草・堤などの葦などまで刈り取ってはならない。

● 手代・妻子・召仕に至るまで、音信礼物は禁止する。また公事であっても村入用に懸る食べ物酒肴など飲食をしてはならない。

● 押売押買質物借物などについても不作法のことのないように、若しそのことをかくしおいて他からわかった場合には名主組頭の越度とする。

● 家来・手代・召し使いの者が自分手代の印形のない文書を持参しても、すべて無効である。

● 手代回村の場合必要な品々は持参するので当方から何の指図もないのに馳走して村入用に割懸けするようなことがあれば、名主長百姓の曲事とする。

● 村年中の夫銭懸物は村役人がよく吟味して、村入用が少なくなるように心がける。毎年翌正月中に前年村入用帳写し、本帳を添えて提出すること。

● 百姓は食べ物の貸借や種貸または強訴逃散はもともと禁止されているが、近年陣屋へ強訴のこともあるが、自今は重科とする。

● この御仕置帳は正月・五月・九月・十一月と一年に四度づつ読み聞かせ遺漏のないようにすること。

四　高札と定書

五人組仕置帳と共に幕府が必要とする事項については、各奉行所よりの高札「定」を掲示して五人組を通して徹底を図った。樋田村に残る文書によれば、百姓の徒党、強訴、逃散等は固く禁止された。もしこのような動きを察知したならば、自村他村を問わず早速その筋へ申し出ること、その訴人には銀百枚が下され、その内容によっては苗字帯刀を許す。同じ徒党の仲間であっても、訴え出たものはその科を許されるばかりかほうびを下さるということである。いかに幕府が百姓の団結や行動を恐れていたかをうかがい知ることができる。

五人組定書（樋田区所有文書）

定

何事によらず、よろしからざる事に、百姓大勢申合候を徒党ととなへ、徒党して強いてねがい事くわだつるを強訴といい、あるいは申合せ村方たちのき候を逃散と申、前々より御法度候条

右類の儀、これあらば居村他村にかぎらず早々其筋の役所へ申出べし、ごほうびとして

ととうの訴人　銀百枚
こうその訴人　同断
てうさんの訴人　同断

右の通り下され、その品により帯刀・苗字御免あるべき間、たとへ一旦同類なるとも発言いたし候ものの名前を申出るにおいては其科をゆるされ、ごほうび下さるべし。

一、右類訴人いたすものなく、村方騒立候節村内のものをさし押ととうにくわわらず、一人もさしいださざる村方これあらば村役人にても百姓にて重にとりしずめ候ものは御ほうび銀くだされ帯刀苗字御免さしつづき下しおかるべき者也

明和七年四月　　奉行

此時御支配、御代官野村彦右ェ門様御改御墨入双裁仕置候為念如斯御座候

以上

八月

樋田村
名主
長百姓
〃
百姓代

火事の高札（樋田区所有文書）

また幕府が百姓を支配し年貢をとりたてる上に恐れられていたことは百姓の徒党、強訴、逃散についで火事であった、火事は一旦発生すると百姓の所有物を空に帰すると共に年貢の取りたてに大きく影響するからである。樋田村からは火事に対する高札を見ることができる。

定

火を付る者をしらば、早々申出へし、若かくしおいては其罪重かるへし、たとい、同類たりといふとも申出るにおいては其罪もゆるされ、急度御ほうび下さるへき事。

一、火を付る者見附候はばこれ越捕へ、早々申出へし、見のがしにすべからさる事。

一、あやしき者あらはせんさくをとげて早々御代官地頭へ召連来るへき事。

一、火事の節、長刀、鎗、刀、脇差等ぬき身にすべからざる事。

一、火事場その外いつれの所にても金銀諸色ひろいとらば御代官地頭へ持参すへし、若隠置他所よりあらはるるにおいては其罪重かるへし。たとい同類たりというとも申出る輩は、其罪をゆるされ、御ほうび下さるべき事。

右条ニ可相守之於相背可被行罪科者也

正徳元年五月　日

奉行

その内容は火付けを発見したならば早々申し出ること。もしかくしておくならば、その罪は重い、もし同類者であっても申し出たならばその罪は許されるばかりかほうびを下される、火付け者を発見したならば、それを捕え申し出ること決して見のがしてはならない。あやしい者がいたならば早々代官所へ召連れてくること、火事のときはなぎなた、やり、刀等ぬき身にしてはならない。火事の場所等で金銀を拾った場合は代官所または地頭へ持参する、もしかくし置き他より知れた場合はその罪は重い、たとへ同類者でも申し出た場合はその罪は許されほうびを受けるであろう。右の条文は堅く守るべきこと、もしそむく者あらば重い罪を受けなければならない。

五　五人組に関する書付書と請書

幕府よりの御仕置帳による命令に対して村々よりは御請証文として一同連印の上誓書ともいうべき証文が提出されその実施の徹底が計られた。次に本町峯村、岩欠村より発見された御請証文を記述する。

差上申五人組改証文之事

一、前々従御公儀様被仰出候御法度之趣堅相守五人組限り詮議いたし不審成もの無之様、可仕五人組中御法度帳之趣、正月、五月、九月、十一月壱ケ年ニ四度宛村中大小之百姓寄合篤与読聞一々承知奉畏り候。若相背候もの御座候ハバ如何様之曲事にも被仰付可被下候為其小前一同連印を以御請証文差上申処仍而如件。

八代郡峯村

組頭百姓　七兵衛

他　市左ェ門

前書之通り相違無御座候ニ付奥印仕候

名主　伝左ェ門

長百姓　繁蔵

才兵衛

百姓代　源一

市川

御役所

すなわち「差上申五人組改証文之事」として、前々の御公儀ご法度のこと組合にて守るべく詮議いたし、不審の者のないよう一年に四回村中のものに読み聞かせ承知させ、もし違反した者は、どんなおとがめをも受けますと一同連印をもって御請証文を出させ、その徹底を期している。岩欠村よりのものとして

差上申す五人組証文之事

一、今度五人組御改に付親類、縁者仲能者計組合不申大小之百姓高持の外、組合水呑等之者の下組に仕惣而村中に徘徊仕者壱人も不残此証文に記前々被仰出候御条目、御法度之趣常々堅相守可申候、為其連判仕指上ケ申所仍如件

宝暦十二年午四月　日

八代郡岩欠村

組頭　権左ェ門

久兵衛

他

以上のように岩欠村からは「差上げ申す五人組証文之事」として親類、縁者、仲の良い者ばかりでなく大小百姓高物の外水呑百姓その他村中のもの一人も残らずおおせの御条目ご法度のことを堅く相守ります、との証文が出されている。

幕府は百姓から年貢を多く取り立てるために、その生活を厳しく規制し五人組を通して徹底させるため代官役人に対して御書付書が出された。その内容は

○、生活が苦しいのに着飾ってはならない。

○、博奕や三笠附等の勝負ごとをしてはならない。

百姓がこのようなことをすると村は衰え、荒地も出、はては村中離散する者も出る原因になる、各代官はこれを厳しく取締り農業に専念させるよう、もし違背の者がいたならば風聞たりとも召捕れ、捕え違いしてもよいとの厳しい令達であった。また右近将監からも同様趣旨の厳命があった。このことを受けて村役人からはお代官に請書として前書の御書付村中一人なしに申し聞かせ皆から請証文を取り、御書付写は名主の家に貼って置き忘れずに必ず守るよう致します。もし博奕や三笠附をなし、身分不相応な衣類を着るものがいたら召し捕えます。あやしきものをも召し捕え吟味の上お達しにそむいた者がいたならばそれは村役人、親類、五人組まで必ずお咎めを受けるようにします。と連帯責任の請書が出されている。

被仰渡請書　　四月　（大山区蔵）

御書付

都而御料所之内国郡ニ茂より候得共　関東筋並甲州辺は一躰人気強戦を申募不宜者も致出来候風義之国柄ニ相聞、別而武蔵・下総・上野・下野・常陸辺は不宜者も有之、困窮之村方ニ応じ候而は身分不相応ニ着服等取飾候者茂有之様相聞候博奕、三笠附之儀は前々被仰出度有之儀ニ候得共、万一内々右躰儀茂有之、若右ニ携候者有之候而は、農業等可致存念も薄ク相成衰故御取箇江も響、御年貢上納茂不捗取村々年増ニ候、百姓共未熟相募候而者、後年至り荒地、手余地も出来之基候、困窮之村方離散欠落もの等は其品種々可有之候得共、多分は村方不取〆ニ而、不宜儀共相募末々続不相成行候儀相聞、豊作年茂其紛無之哉ニ候、其場所支配之御代官其土地人気村之盛衰善悪を相考、御取箇筋は勿論、村内博奕、三笠附等之吟味常々心を用支配内、不宜者有之候而は、一村之衰御損失之第一与心得日々出精、遂吟味、取〆候様心懸候儀専一ニ候所等閑之心得茂有之哉自身ニ而召捕候儀は稀成事ニ候、以来御代官支配所之内、不宜行跡之者、或は万一博奕、三笠附等いたし候者有之は、厳敷尋出遂吟味、是迄悪敷村方も、農業一躰ニ相成候様ニ可取計候、村方応し不相応之身分ニ而不宜筋相聞候ハヽ風聞たりとも召捕、可遂吟味候、尤捕違候而も不苦候間右之趣御答御取〆第一与相心得及心之（ママ）候程致出精候儀要之事ニ候

右之趣、此度改申渡候間、関東筋者勿論、惣御代官御預り所役人江可被申渡尤親規御代官被仰付候ハヽ、其度々是又可被申渡候

三月

右近将監殿、御直摂津守殿、侍座ニ而御渡被成候御書付写相渡候間被仰渡之趣、末々迄忘却無之様急度相守、銘々役所々江張置博奕、三笠附並困窮之村ニ応候而は不相応ニ衣服等取締り不行跡之者共未見届ケ不申風聞而已之者ニ而も呼出可被遂吟味、御書付ニ有之通捕違候分は、不苦候間厳敷可被遂吟味候、尤等閑ニ被得心、外より風聞相聞江候ハバ其名可為不念条可被其定候。

三月

前書之通此度御書付を以仰出候条村中大小之百姓水呑、借地、店借り等迄不洩様具ニ申聞名主方へ小前請文取置勿論御書付写、名主当番之もの方へ張置為読聞忘却不致様急度可相守候、若以来博奕、三笠附等致候歟不似合衣類ヲ着家業を疎致身持行跡等難心得躰之もの於有之は、不意ニ召捕遂吟味候条村役人常々心を用如何ニも於有之は、早々可訴出、若其ものより意恨を可被含抔身分を厭等閑ニ致置怪敷風聞於有之は、召捕吟味の上村役人並親類、五人組迄急度相咎候条可得其意候　以上

明和四年四月

小田切新五郎様
御役所

樋田村からは小前五人組一同に御法度の趣洩れなく読み聞かせ一同連印をもって代官所へ提出した誓詞の古文書が出て来た。内容は、

一、農業に精出し田畑を荒らさぬよう心がけ、もし空地等が生じた場合はかくさず申し上げ作付けして年貢を納められるようにする。

一、御年貢米は期限通り納めもしおくれた場合はいかなるお咎も受ける。
一、村役人は時々村を見回り普請場所は小破のうちに手入れをする。
一、村入用についてはうたがいのないようにする。
一、御用にて村回りの節余計の人馬は出さずお泊まりの際も有合わせの品で間に合わせ一汁一菜にすること。

右仰せの通り承知し小前大小の百姓下人に至るまで洩れなく申し聞かせ御請印を差し上げます。

被仰渡書小前連印帳
天保三辰年十二月
当御代官所甲州八代郡樋田村
藤右衛門

差上申一札之事

私共村々此度御代官所当分御領所被仰付候ニ付前々御法度之趣急度相守五人組前書年々小前江不洩様為読聞印形取之差上可申事

一　農業水通ニ出精いたし田畑不荒様心懸ケ、切添切開立荒地起返は勿論先規より無謂高外紛敷地所、作付可相成空地等御座候ハバ、早々訴上請御改相応之御年貢可納、若隠置後ニ相知候ハバ村々何人共越度可相成事。
一、百姓風俗悪舗怪敷筋相聞候歟博奕、賭之諸勝負いたし候もの有之候ハバ可申出事。
一、御年貢米金銀納方之義御触御日限之通り無相滞急度上納仕候若相滞いたし候ハバ何様ニ茂御咎可被仰付候事。
一、百姓共公事出入有之候ハバ村方困窮之基ニ付常々村役人共心付出入立候節ハ双方与能和融内談ニ而済べく無拠子細有之候ハバ訴上べく事。
一、御普請、自普請共、小破之内手入いたし、村役人共時々見廻り根囲等心付数年相保候様可仕事。
一、村入用之義常々心ヲ付過分不相掛取計、不正義不仕正路勘定いたし、小前疑無之様仕べく事。
一、御用ニ付御廻村之節、御手附手代中ニ而も御先触之外余計之人馬差出申間敷候、尤御休御村方ニ而ハ都而取繕間舗義不仕木銭米代御渡被成候間所有合品ヲ以一汁一菜之外、御馳走箇間舗義不仕水夫等至迄貰之向江差出申間敷事。
一、御手附、御手代は不及申御足軽中間小もの衆に至まで金銀米銭並其外、軽品ニ而茂壱物等決而仕間敷候、若し右躰之義有之後相顕候ハバ御吟味之上急度可被仰付候事。
一　村において身持不埒もの、勘当帳外相願候節ハ当人召連可罷出御吟味之上、心底ヲ茂御丹精し被成改心、帰農之もの出来候ハバ村役人迄御引渡相成候歟、右之御趣意ニ付心得違無之様小前末々まで不洩様ニ可申聞置事。

右被仰渡之趣承知奉畏候然上者写取小前大小百姓下人ニ至迄不洩様可申聞仍而御請印形差上申処如件

天保三辰年十二月　日
当御代官所
甲州八代郡樋田村
名主　栄左衛門
外略
山口鉄五郎様
市川御役所

また樋田村からは日常生活を質素にすべき御触れに対しては、具体的な品名をあげて趣意に添うべく請書が出されている。次に記述する。

婦人被仰渡書請印帳
天保十四年卯七月　日
甲州八代郡樋田村

差上申御請書之事

一、百姓身分ニ而絹紬等着用は勿論婦人腰帯はぶき・子供衣類・やつ口・はきもの緒相用申間敷候事。
一、ぬり下駄・雪踏（せった）婦じくら草履相用申間敷事。
一、日かさ・蛇の免傘相用間敷候事。

一、小間物渡世致者村内江一切為立入申間敷候事。
一、従先般被仰渡候絹類ハ不及申在々村々ニおいても、都而奢ケ間敷品売買致間敷且又諸色高直ニ売渡申間敷候事。

右之通猶又被仰渡御座候中上之時々御見廻り万一御触之趣ニ相背者有之候ハバたとへ子供たりとも差押当人は勿論親類・組合・村役人迄急度被遊御糺旨御厳重被仰渡其段早速惣百姓江申渡名主方江請印取置追而御廻村之砌り右請印帳御改請候様可致趣是又被仰渡候依之此段廻状ヲ以御通達仕候　以上

前書之趣郡惣代之もの江被仰付候ニ付今般御請書写書相廻ニ付、早速私共より小前末々もの迄打寄都而申渡候処聊不洩候様相守申段承知奉畏候依之小前一同御請印判差上申候処仍而如件

天保十四年卯七月　日

八代郡樋田村
百姓代　十六名
長百姓
名主

市川
御役所

幕府は徹底して百姓の華美な生活を取り締まった。そのお達しは時々村を見まわり御触れに違反したものについては、たとえ子供であっても取り押え当人はもちろんのこと関係する親類・五人組・村役人まで取り調べることとの厳しいものであった。

五人組が村の防犯のために差し押人をきめて村内の見まわりをした。また防犯のための誓書としては五人組当番の村内見回りの際怪しい者を発見した場合呼び出しに応じて悪党を差し押える盗賊悪党差押人の当村役人中へのお請書も樋田村から発見された。

御取締平日備書上帳

嘉永四年　八代郡樋田村

今般御取締筋之義別段被仰渡候ニ付臨時御取締方与して御役人中並ニ重立候方々御両人宛組合当番相立隔番ニ不時村内見廻り火附・盗賊は勿論博奕其外怪敷もの見当り候節声立候筈ニ御座候ニ付兼而定置候相図ヲ聞附次第早速駈附御差図請相働可申旨承知仕候、然ル上ハ平日心附居時々御用相勤候次第ニより当村入用ニ而御手当被下候筈被仰聞承知仕依之連印請書差出申所如件

嘉永四亥年九月　日

盗賊悪党
差押人
百姓　吉兵衛
市郎兵衛

当村
御役人中

六　五人組と村定

村々では五人組をより良く育て御公儀よりの御法度を堅く守る必要があったので村定によって五人組の守るべき事柄が決められた。すなわち、年貢上納の期限・五人組の和・五人組内の不和・五人組対五人組間の問題解決、組合員の願い事の処理等について寛政十二（一五四九）年水船村では次のように決定している。

相定申一札之事　水船村

一、奉重御公儀前々被仰付候御法度之趣意弥以堅相守可申候事。
一、御年貢之義ハ名主方より相触候ハバ日限之通り急度上納可致候事。
一、前々相定置候村定法度之義弥堅相守可申候事。
一、五人組頭之義組合猶（空白）ヶ間敷義無之様平和取計可申候事。
一、於小前中願之筋有之候ハバ其組合之組頭江可相願候尚又組頭事済候様取計可申候事
一、他組より他組江相懸り候義有之ハ両組頭立会双方江異見指加へ事済候様ニ取

計可申候事。
一、組頭より組頭江相懸り候義ハ両組下並百姓代立会、内済可仕候事。
一、前書定通り諸事内済可仕様取計可申候、無拠難済義ハ、組頭指添村役人へ相願出可申候事。
一、前々被仰渡候御制法之義、急度相守可申候
一、村定之義、年久敷相成候故諸事弁方不行届村内混乱為致候義茂有之候ニ付村中寄合詮義之上以来定書之通り急度相守可申候事。

寛政十二年
申三月　日

水船村
名主　奥右エ門
長百姓　千之丞
同断　幸七

五人組制度は日本では太古より五をもって合数の単位とするならわしがあったが、政治組織の発達と共に、地方行政として五戸を単位とする小団体の自治的組織制度となって発達し人々の生活の中に位置づけられた。江戸時代になって最も整備され社会組織の単位として民政・農政の基礎組織として、単に警察の目的にのみ止まらず、これによって農村保護・民風刷新等の成果を期待した訳であるが、実際は連帯責任による命令、貢納等の徹底に終わったように思える。

幕府時代、幕府の御料所であった甲州は幕政によって厳しくこの制度が行われ、部落内の共同的自治活動・相互扶助の協力体制、村内の治安維持等にその組織力を発揮した。だが、明治二年六月この五人組制度は廃止された訳であるが、長い間人々の生活を支えたこの五人組制度は完全に村々からなくなることはなく遺風として残り、第二次世界大戦に入ると再度隣保組合として村々に復活し戦争目的遂行に大きな役割を発揮するようになった。戦後も部落内の小組合組織として残り連帯責任制度こそなくなったが有機的機能は存続している。

第八節　宗門改め

一　宗門改め

キリスト教が日本に入ってきたのは後奈良天皇の天文十八（一五四九）年八月十五日、マラッカに渡航した弥次郎とともに、ゼスイット会の宣教師フランシスコ・ザビエルが九州に伝えたといわれている。ザビエルはその後あらゆる障害、迫害と戦い、約二カ年余の間布教に心血を注いだために、鹿児島の領主島津貴久（一年後禁止）、平戸の領主松浦隆信、山口の領主大内義隆等を説得して布教の許可を得、全国に数千の信徒を得た。

ザビエルが日本を去った後も、後任の神父らは一身をなげうって布教に専念したので、キリスト教はますますひろがり信徒は日を追って増加し、天正九（一五八一）年には信徒は十五万人にも及んだ。

のち織田信長が天下をとってからは、仏教を憎むあまり政策としてキリスト教を保護し、その布教を許したので、キリスト教は燎原の火のごとく日本中に広がり、信長の晩年には日本全国に教会堂二百余か所、信徒は三〇万人、神父は五九人にもなってキリスト教は黄金時代を迎えた。

しかし、政権が織田信長から豊臣秀吉に移るや、はじめは織田の宗教政策をついでキリスト教を保護したが、天正十五（一五八七）年六月十八日にいたって秀吉は『日本は神国たり、切支丹国の邪法受くべからず』といって禁令を天下に布告し、教会をこわし神父を追放し信徒を圧迫した。慶長元（一五九六）年十二月十九日にはキリスト教信者の捕縛の厳令を発し、宣教師及び信徒二六名を長崎で処刑した。

やがて政権が豊臣から徳川に移ると家康は一時キリスト教を保護し、慶長八（一六〇三）年には神父及び修道士一二六人、神学生二八四人、教会八十余か所、信徒実に二〇万人を数えおびただしい発展を示したが、慶長十六（一六一一）年八月になって二代将軍秀忠は急に禁教令を天下に布き、京都所司代板倉重勝に命じて京都内外の天主堂を破壊させ、外国宣教師を海

外に追放し、信徒を流刑に処した。

越えて十八年、幕府は役人を九州に遣わして長崎その他の教会堂を焼き払い、翌十九年には信徒百余人を外国に追放し、元和五（一六一九）年にはキリスト教の転向をこばむ信徒一六〇名を、京都や九州島原においてそれぞれ火刑に処した。これを動機として信者の結束が高められ寛永十四（一六三七）年十月島原に内乱がおきた。幕府はことの重大さを痛感し、キリスト教の全面禁止と鎖国令を発して諸外国との通交を禁止した。国内に対しては、三代将軍家光のとき五人組制度を厳重にし、キリスト教の禁制を強力におしすすめた。このころよりキリスト教の暗黒時代が始まり、各地にキリスト教の禁制に対する古文書が発見され往時の様子を伺い知ることができる。

その徹底はとくに五人組をとおして行われた。切支丹に対する迫害の最も激しかったといわれる寛永十五（一六三八）年に出た近江国浅井郡仏生寺村「指上申五人組之事」にはその第三条に、「五人組の内に切支丹の宗旨御座候わば、急度申し上ぐ可く殊に其宗旨の者とらえさし上げ申す可く候。」と定め、五人組自体にキリシタンの検察権を与えている。

また翌年寛永十六（一六三九）年の越前国敦賀郡江良浦「五人組誓詞」によると、その第二条に、「一、ばてれん並に吉利支丹の宗旨堅く御法度に候、若し組中にこれ在るに於ては則時に申し上ぐ可く候、相隠し候て脇より聞え申候わば、組中曲事仰せ付らる可く候事。」と定め、その徹底を期した。

さらに寛永十九（一六四二）年ころから切支丹についていわゆる宗旨改めを行ったことは明らかであって、同年に出された信濃国佐久郡糠の尾村「午年五人組御帳」を見ると、その第六条に、「吉利支丹宗年々毎月御改に御座候。左様なる不審の宗旨の者御座無く候、向後牢人者なりとも左様の者御座候はバ、早々申し上ぐ可く候、子供下人に寄らず、毎月せんさく致し申し上ぐ可く候、若し申し上げず候はハ、抱え置候宿の義は申し上ぐるに及ばず、その村の名主まで御仕置に仰せられる可く候事。」

吉利支丹の不審なる宗旨を発見したならば、早々申し出ること、もし隠しておくようなことがあればその五人組の所属する村の名主までがその御仕置を受けることなどのきびしいお達しのあったことを伺い知ることができる。

二　江戸幕府の宗門改め

江戸幕府は慶長十九（一六一四）年、キリスト教禁止を明らかにしたのち、はじめのうちは臨時に宗門改めを行い、人々の信ずる宗教を取り調べて寺院僧侶の寺請証を出させていたが、島原の乱後、寛永十七（一六四〇）年には宗門改役をおき、直轄領におけるキリスト教徒の摘発や弾圧を行い、ついで寛文四（一六六四）年からは一般諸藩にも宗門改めを実施するようになった。すなわち一万石以上の藩では専任の官をおき、一万石未満の領主は名主、年寄をして毎年五人組の手形を取らせた。代官支配地では代官が主領となり、所属の手代をして毎年改め、京都では所司代、長崎その他は長崎奉行その他が、寺社領地ではその寺社がこれを改め、いずれも一紙証文及び、届帳を出すことになっていた。その後寛文十一（一六七一）年の条令によって宗門人別帳が作られた。これは毎年三月ころから六月ころの間に行われ、九州地方は特に厳重で長崎などではいわゆる踏み絵が強制された。宗門改めの証明を寺院僧侶に任せたため寺檀関係が成立し、これが形式化したので弊害が多くなった。享保年間（一七一六―三五）になって将軍吉宗は宗門改めを廃止しようとしたこともあるが、強い反対意見が幕府内に出て実現できなかったいきさつもある。

こうして幕府の強い宗門改めの政策は、宗門改めの制度となって日本中津々浦々まで実施された。

三　宗門人別帳

「宗門改め」とは、江戸時代キリシタン信仰を禁止、根絶するために設けられた制度で、キリシタンの信者であるかないかを識別するため、人ごと

に信仰する宗旨、宗教の取調べをして旦那寺にその帰依者であることを証明させて、領主に報告させた制度で、これを忠実に実行させるため、寛永十七（一六四〇）年、宗門改めをつかさどる役目として宗門改め役をおき、キリシタン奉行として定員二名の奉行をおき、配下には与力六、同心三〇人が付けられ強力にその任務の遂行が行われた。

この宗門改めに基づいてつくられたのが宗門人別帳で、人別帳は戸籍簿であり、本来は別々のものであったが人別帳にその構成員と宗門を書きこんだので一帳となり宗門人別帳と呼ぶようになった。下部町における宗門改めはどのように行われたか常葉村に残る宗門人別帳を記載し、往時の宗門改めのようすをうかがい知ることにする。

常葉村宗門人別帳

文政二卯年

宗門人別帳

八代郡　常葉村

三月

名主　治郎左衛門

一、耶蘇宗門改為御禁制密ニ弘ル族有之与相見江爾今無断絶之条、向後ハ遂穿鑿候役人ヲ定メ、常ニ無油断家中並領内改之不審成者無之様ニ可申付候、若シ此上切支丹宗門領内ニ有之を他所ゟ顕るにおいては、可為不念事

一、切支丹宗門其所ニ有之儀者名主五人組可存之所ニ此以前ゟ高札ニ書残候旨趣令達背不申出、以来脇ゟ於顕ニ者穿鑿之上、乍存知不申出候ハバ、可被行罪科之旨、兼て被申聞之、無油断、相改候様可申付支

一、切支丹宗門、近年軽者共不令露顕法を弘め継、切支丹者不出、すすめを茂致候程の者、婦かくかくれ、有之候而、情ニ入遂穿鑿からめ取候様ニ、急度可申付事

附り　宗門訴人之輩ハ以前よ里、御定之通り御褒美、可被下候事、

寛文四年十一月廿五日

右御条目之趣堅可相守、若不審成者、有之ハ早速可申出事

一、此以前ゟ切支丹宗門ニ而、転候者ハ勿論、或ハ転或ハ死失候者之類族たりといふとも可申出事

一、何連之門派共、誰弟子共不知僧尼有之は可申出事

一、僧俗共ニ尋常にかわり勤行仕候類仏具其外怪敷道具所持仕候者、有之ハ可申出支

一、不受不施悲田宗之者、有之ハ可申出事

右之通り被仰渡承知仕奉畏候、村中之者僧俗男女乞食非人穢多等まで壱人茂不残当歳以上宗旨人別ニ相改申所、疑敷者無御座候、若隠置他所よ里顕候ハバ、当人者不及申上、親るい、縁者、名主、長百姓、五人組共如何様之曲支ニ茂、可被仰付候為其銘々、旦那寺之判形を取、村中連判を以差上申所仍如件

文政二年

卯三月

一、代々禅宗常葉村常幸院旦那　丈右衛門　当卯四十六年

同寺旦那　同人妻　当卯三十九年

同寺旦那　同人子ふ具　当卯廿一年

同寺旦那　同人子うめ　当卯六年

同寺旦那　内男壱人　女三人　馬壱疋　三年

人数　〆四人

一、同寺旦那　清兵衛　当卯廿九年

一、同寺旦那　政兵衛　当卯廿六年

同寺旦那　同人妻女　当卯廿一年

同寺旦那　同人母　当卯五六年

同寺旦那　兄弟　ふく太郎　当卯廿壱年

同寺旦那　きく　当卯三年

人数　〆五人　内男弐人　女三人

一、同寺旦那　太兵衛　当卯四十弐年

同寺旦那　同人妻女　当卯三十六年
同寺旦那　同人母　当卯七十壱年
同寺旦那　同人子　倉之助　当卯十五年
人数〆四人　内男弐人　女弐人　馬壱疋　弐年
一　同寺旦那　治左衛門　当卯三十壱年
同寺旦那　同人妻女　当卯二三年
同寺旦那　同人母　当卯八十三年
人数〆三人　内男壱人　女弐　馬疋壱　弐年
一　同寺旦那　武八　当卯七十弐年
同寺旦那　伊兵衛　当卯三十九年
同寺旦那　同人妻女　当卯四十年
同寺旦那　同人子　せき　当卯五年
同人娘　とめ　当卯十三年
人数〆五人　内男弐人　女三人　馬壱疋　弐年
一　同寺旦那　権左衛門　当卯七十七年
一　同寺旦那　ろく　当卯三十六年
一　同寺旦那　新平　当卯廿九年
同人妻　当卯廿四年
同人妻　当卯五十壱年
人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　同寺旦那　弥五左衛門　当卯三十壱年
同寺旦那　同人妻　当卯三十壱年
同寺旦那　同人母　当卯六十三年
人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　同寺旦那　喜内　当卯四十五年

同寺旦那　同人妻　当卯三十三年
同寺旦那　同人弟　利助　当卯二十七年
人数〆三人　内男弐人　女弐人
一　同寺旦那　兵右衛門　当卯三十四年
同寺旦那　同人妻　当卯弐壱年
同寺旦那　同人母
同寺旦那　同人子　三五郎　当卯弐年
人数〆四人　内男弐人　女弐人
（以下略）
一　代々禅宗常葉村東前院旦那　徳右衛門　当卯八拾壱年
同寺旦那　同人妻　当卯七十壱年
同寺旦那　吉右衛門　当卯三十三年
同寺旦那　同人妻　当卯廿七年
同寺旦那　同人子　七五郎　当卯廿七年
きく　当卯四年
人数〆六人　内男三人　女三人
一　同寺旦那　萩右衛門　当卯五十年
同寺旦那　同人妻　当卯四十六年
同寺旦那　千吉　当卯廿年
人数〆三人　内男弐人　女壱人
一　同寺旦那　丈右衛門　当卯五十七年
同寺旦那　栄兵衛　当卯廿弐年
同寺旦那　同人妻　当卯廿九年
同寺旦那　とく　当卯十八年
同寺旦那　三之助　当卯六年
人数〆五人　内男三人

一　同寺旦那　女二人　松右衛門　当卯三十五年
一　同寺旦那　同人妻　当卯三十三年
一　同寺旦那　長松　当卯五年
一　同寺旦那　松五郎　当卯四年
　人数〆四人　内男三人　女壱人
一　同寺旦那　繁八　当卯五十弐年
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十弐年
一　同寺旦那　彦四郎　当卯廿弐年
一　同寺旦那　喜内　当卯廿年
一　同寺旦那　庄七　当卯十八年
　人数〆五人　内男四人　女壱人
一　同寺旦那　長右衛門　当卯五十五年
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十九年
一　同寺旦那　喜右衛門　当卯三十年
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿五年
一　同寺旦那　乙松　当卯年廿六年
一　同寺旦那　菊松　当卯廿年
一　同寺旦那　福松　当卯十七年
一　同寺旦那　さよ　当卯十弐年
一　同寺旦那　つる　当卯弐年
　人数〆九人　内男五人　女四人
一　代々禅宗常葉村明珠院旦那　平次右衛門　当卯四十五才
一　同寺旦那　同人妻　当卯四十三才
一　同寺旦那　熊蔵　当卯廿三才
　人数〆三人　内男弐人　女壱人
一　代々禅宗下山竜雲寺旦那　伝七　当卯七十才
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十六才
一　同寺旦那　平三郎　当卯三十三才
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿十七才
一　同寺旦那　忠八　当卯廿七才
一　同寺旦那　由五郎　当卯十六才
　人数〆六人　内男四人　女弐人
一　同寺旦那　弥右衛門　当卯七十八才
一　同寺旦那　五郎兵衛　当卯四十才
一　同寺旦那　同人妻　当卯三十七年
一　同寺旦那　亀太郎　当卯十五才
一　同寺旦那　和吉　当卯十三才
一　同寺旦那　定五郎　当卯五才
　人数〆六人　内男五人　女壱人
一　同寺旦那　松右衛門　当卯四十三才
一　同寺旦那　圓右衛門　当卯廿才
　人数〆弐人　男旦人
一　同寺旦那　平左衛門　当卯廿五才
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿五才
一　同寺旦那　同人母　当卯五十八才
　人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　代々法花（華）宗市之瀬村妙圓寺旦那　源右衛門　当卯五十九才
一　同寺旦那　同人妻　当卯四十五才
一　同寺旦那　弁吉　当卯廿五才
一　同寺旦那　留次郎　当卯十七才
　人数〆四人　内男三人

女壱人

一 同寺旦那　幸蔵　当卯四十五才
同寺旦那　同人妻　はな　当卯三十五才
同寺旦那　きの　当卯十五才
同寺旦那　徳蔵　当卯四十三才
人数〆五人　内男弐人　女三人

一 同寺旦那　定右衛門　当卯四十三才
同寺旦那　同人妻　当卯三十三才
同寺旦那　同人母　きん　当卯六十三才
同寺旦那　とめ　当卯十九才
人数〆五人　内男壱人　女四人　当卯十六才

一 同寺旦那　平右衛門　当卯二十四才
同寺旦那　同人母　当卯五十四才
同寺旦那　条五郎　当卯三十才
人数〆三人　内男弐人　女壱人

一 同寺旦那　久左衛門　当卯六十四才
同寺旦那　同人妻　当卯五十四才
同寺旦那　かよ　当卯十八才
人数〆四人　内男壱人　女三人　（以下略）

一 代々禅宗三沢村長松院旦那　はる　当卯十壱才
（以下略）
惣人数　六百廿四人　内三百弐拾八人　男
弐百九拾六人　女

右之者　代々拙寺旦那紛無御座候ニ付、銘々名所ニ印判之取差上申候、若御法度宗門之由、訴人御座候ハバ拙寺共何方迄茂罷出急度申訳可仕候

文政二卯年
三月

甲斐国巨摩郡小林村南明寺末寺
同国八代郡常葉村常幸院末寺　常葉村　常幸院　印
同国同郡同村常幸院末寺　東前院　印
同国山梨郡甲府大泉寺末寺　明珠院　印
同国巨摩郡下山村竜雲寺末寺　下山村　竜雲寺　印
同国同郡身延山久遠寺末寺　三沢村　長松院　印
外　市之瀬村　妙円寺　印

一 巨摩郡小林村南明寺末寺　禅宗　常幸院　僧五人　男四人
一 八代郡常葉村常幸院末寺　東前院　僧壱人
一 同郡同村常幸院末寺　明珠院　僧壱人
一 同　正因寺　僧壱人
一 同　光林寺　僧壱人
一 同　竜沢寺　僧壱人
一 同　東光寺　僧壱人
一 同　慈了寺　弐壱人
一 同村本山流修験　福寿院　男弐人　女弐人
一 同　大法院　男壱人　女壱人
一、家数　百五拾軒

人数合　六百弐拾四人
男　三百弐拾八人
女　二百九拾六人
馬拾弐疋

一　寺八ヶ寺
人数合拾六人内　拾弐人僧
四人男

一　修験弐軒
人数合六人　内三人男
三人女

一　他入之者人数三人

一　出生之者人数弐拾九人内拾七人男
拾弐人女

外
常幸院抱番　非人　人数五人　内弐人男
三人女
村抱番非人　非人　人数三人　内弐人男
壱人女

都合村内人数　六百五拾四人

右者当卯年宗門人別相改村中大小之百姓、其外水呑等ニ至迄、村内徘徊仕候者壱人茂不残相違無御座候、印判致差上申処為後日仍如件

文政二卯年
三月

甲斐八代郡常葉村
名主　治郎左衛門
長百姓　丈右衛門
〃　重郎右衛門
百姓代　又右衛門
〃　吉之丞
〃　茂右衛門
〃　藤兵衛

市川
御役所

以上常葉村より出された宗門人別帳に見られるように、宗門改めについては、堅く幕府のご制禁を守り村中の者、僧俗男女、乞食（こじき）、非人、穢多等にいたるまで、ひとりも残らず宗門人別帳に記載し、それぞれ旦那寺の証明をもらい、名主、長百姓、百姓代連名で役所に報告し、「右の者卯年宗門人別相改めにつき大小百姓、その他水呑百姓にいたるまで村内一人も残らず記載いたしましたが、記載の通り全く相違ございません」とキリスト教信者が一人もいないことを誓約している。

旦那寺もまた、以上のように証明するからには「もしも御法度の宗門の者がいるとの訴人が出た場合にはどこまでもまかり出て申し開きをいたします」と責任を明確にして各旦那寺もそれぞれ認印をおした。

また「差上申宗旨改証文之事」として、宗門人別帳提出後に出生したり聟・嫁・奉公人など他所から入ってきた者等ついて幼児たりとも別扱いにせず、寺の証明をもらって役所へ報告し、もしご法度の宗門の者がいた場合には、名主、長百姓、五人組までいかようの曲事としての罪をも受けますと誓い役所へ報告している。

差上ヶ申宗旨改証文之事　（嶺村）

惣人別合七拾四人
内三人

是ハ去亥年御改之後出生人、他所ゟ来り候者御改旦那寺之判形取之差上申候

一　禅宗八代郡道村慈観寺旦那　金十郎娘　せん　当子　弐才
一　禅宗八代郡嶺村玉宝寺旦那　市左衛門娘　たま　当子　弐才
一　禅宗八代郡嶺村玉宝寺旦那　源兵衛娘　せき　当子　弐才

家数拾四軒
人数合七拾三人　内男三拾六人

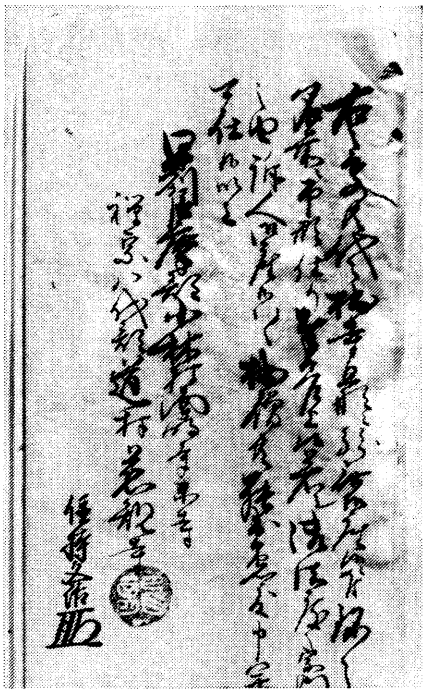

文政11年宗旨改證文（嶺区蔵）

外　寺壱ヶ寺
　　僧壱人
家数四軒
人数弐拾壱人　内男拾人
　　女拾壱人　慈観寺旦那
家数拾軒
人数五拾弐人　内男廿六人
　　女廿六人　玉宝寺旦那
右者嶺村男女壱人茂不残拙寺共旦那ニ紛無御座候　若御法度之宗門之由訴人御座候ハバ拙寺共罷出　急度申披可仕候　以上
甲州巨摩郡小林村南明寺末寺
　禅宗　八代郡道村慈観寺㊞
　　住持文括　印
甲州巨摩郡下山村竜雲寺末寺
　禅宗　八代郡嶺村　玉宝寺㊞
　　鑑司良山　花押

女三拾七人　牛なし　馬弐疋

去亥年御改之後他所江出入無御座候
同年御改之後　死失人　重左衛門
右同断　勇八母
右同断　周右衛門伜
　安太郎
右者村中男女並ニ去亥年御改之後出生人　他所ゟ来り候もの宗旨相改候処、疑ケ敷もの壱人茂無御座　若御法度之宗門之者御座候ハバ　名主　長百姓　五人組迄如何様之曲事にも可被仰付候、為其一紙連印証文差上申処　仍而如件
文政十一子二月
　八代郡嶺村
　　名主　金十郎
　　長百姓　弥五左衛門
　　〃　市左衛門
　　百姓代　安右衛門
市川
御役所

幕府に切支丹宗門改役が置かれたのは寛永十七（一六四〇）年であるが、これが全国的に実施されたのは寛文四（一六六四）年十一月で、幕府は諸藩に対して宗門改めの実施を命じ、また旗本などの知行地では名主・年寄が厳重にこれに当たり、「毎年五人組手形を取り置く」こと等も命じた。このようにして寛文四年の幕令によって、それが全国画一的に法制化され実施されていった。

これによって、以後毎年の宗門改帳が各地で作られるようになり、その改帳の体裁も宗旨を人別に記載する宗旨人別帳に統一されていった。幕府はこのとき、宗門改帳の作製について、(イ)百姓一軒ずつの人別、(ロ)一戸、一村、一郡ごとの男女別合計、(ハ)死亡・生誕・婚姻・奉公・転任による住人の移動、(ニ)各人の年齢、宗旨とを記載して各人に捺印させ、その作製の時期は検見か年貢取り立ての時にすることを命じた。

このため、宗門改めの中心はこれ以後宗旨人別帳の作製になった。そしてこの帳が果たした機能は、庶民の宗門信仰調査だけでなく、民衆の戸籍原簿となり、彼等の転住、逃散防止に役立ち、またときにはその租税負担能力を把握するための租税台帳の役割をも果たしたのである。

これは、潜伏切支丹の発見がほとんど必要としなくなった江戸中期以後も、このような幕藩体制維持のため必要だったので、かえって宗門改めの制度はより整備され強化されていった。

こうした宗門改めや寺請制度によって当時の民衆はまず寺院に掌握され、そして幕府の政治権力の支配組織に組み入れられ、幕藩体制はますます強化されていった。

このような制度は、民衆の中に自然に発生したものではなく、上からの権力によって強制されたもので、この結果は村々の檀家制度を一層厳しいものにしていった。

この宗門人別帳は、明治四年四月に戸籍法三十三則が公布され、次いで明治五年二月太政官布告をもって俗にいう「壬申戸籍」がつくられるまで連綿と続いて現在の戸籍のもととなっている。

四　高札による密告制

幕府の切支丹禁制の政策は徹底を極め、村々に高札を掲げ、その発見に努めた。発見の方法としては密告制をとり、その訴人に対してはその種類に応じて銀貨のほうびが出された。

切支丹発見の最初の責任を五人組に課し、村よりの信者の発見が他よりの密告によってなされた場合は、本人はもちろんのこと、名主、長百姓、百姓代にまで罪科が及び、五人組も一様にその咎を受ける仕組みであった。次に一色内藤高重氏所蔵の御高札を記す

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者こ連阿らハ申出遍し、

御ほうびとして

ばてれんの訴人　銀五百枚

い類まんの訴人　銀三百枚

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右の通り下さるべし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出品により、銀五百枚下さるべし、隠置他所よりあらハるるにおゐてハ、其所の名主並五人組一類共に可被行罪科者也

正徳元年五月　日

奉行

このようにして切支丹の禁制は高札をもって発見に努め信者の弾圧をはかった。

この高札によれば、切支丹を発見した訴人（告訴したもの）に対しては、前述のように奉行所から一定のほうびが与えられたものであって、ここでのばてれん（伴天連）とは宣教師すなわち神父のことであり、いるまんとは信徒のことであり、宗門とは宗教上のグループのことである。そのほか立かえりとは一旦転んだがふたたび切支丹へ復帰したもの、またこのように切支丹の禁制圧迫が激しかったので、信徒のなかには切支丹の信仰をやめて他宗を信仰するものがでた。これを「切支丹転び」といった。

明治になり政権が新政府に移管された後も（慶応年間）幕政をそのまま引き継ぎ切支丹の禁制は続けられたらしく、一色から次のような「定」が発見されている。

定

一、切支丹宗門の義は是迄御制禁之通り堅可相守事

一　邪宗門之儀堅く禁止候事

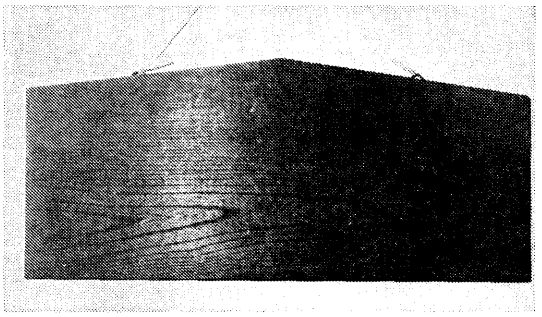

切支丹発見の訴人にほうびを与えるという高札（一色・内藤高重氏蔵）

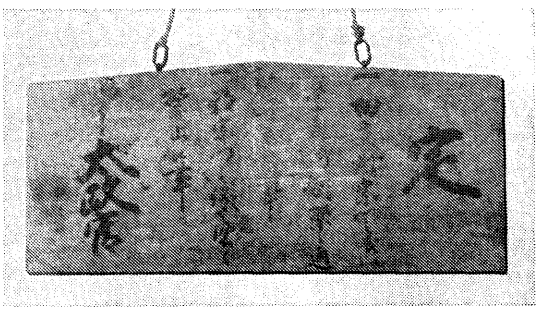

切支丹禁制の定（一色・依田克己氏蔵）

慶応四年二月　太政官

以上のようにして時代は明治に入るが、明治の新政府も切支丹の禁制をとかず体制の維持が続けられたため、諸外国から強い非難を受け明治六（一八七三）年、高札を取り除く命令が出された。

第九節　村入用と夫銭

一　村入用夫銭帳

下部町各旧村には「村入用帳」または「村入用夫銭帳」が数多く残っている。

村入用とは、村で負担しなければならない一切の費用のことであり、神社の祭礼費、村役人の給料、道普請の材料費、行路病者、行き倒れ人に対する費用、巡見使、回村役人の賄い費、寺社への奉献物、浪人、座頭、神主などの宿泊料まですべて含まれたものである。夫銭とは村の運営上欠くことのできない人足賃のことであり、村の道作り、橋かけ等の公共事業の人足賃から、役所への諸状の届、伝馬役から回状継ぎ送り、年貢のお触れ人足賃までが含まれ、これら諸経費はすべて農民が負担した。

この「入用帳」作成にあたっては、年間入用を記入するのに必要な紙数を見積もって白紙の帳面二冊をつくり、年頭に支配役所へ差し出して綴じ目印を受け、それに年間の入用を順次記入し、一年分を合算すると役所へ提出し、奥書・証印を受け一冊は役所、一冊は村役人が保管し後日の参考とした。これは御役所でも重要書類とした証左である。

村入用と夫銭をつまびらかにすることにより、どのように出費し村をどのように運営し活動したかの一端を知ることができる。

次に上之平村と三沢村の村入用夫銭帳を記載しその特徴や違いなどを明らかにしたい。



安政２年村入用夫銭帳（上之平区蔵）

・上之平村村入用夫銭帳

安政二卯年
寅村入用夫銭帳
三月　日　　上野平村

丑極月三十日　一、銀拾弐匁　名主役
是ハ年番引渡入用ニ使申候
寅正月四日　一、筆壱対代六ト　同断
一、墨壱丁代六ト　同断
一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
一、ろうそく拾弐丁　同断
代壱匁弐ト
十三日　一、壱匁五ト　同断
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
廿七日　一、三匁六ト　同断
是ハ当村□□義林伊太郎様御役所ニ召捕ニ相成
右之者御尋ニ付御役所様江罷出候御掛り
一、三百文（匁）　同断
外此壱匁八ト是ハ同断飛脚賃ニ掛申候
二月六日　一、壱匁五ト　同断
是ハ浪人弐人泊り申候
八日　一、拾弐匁五ト　同断
是ハ村方相談以火防祈禱仕候
八日　一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
是ハ五人組帳並外帳面仕立申候
三月十一日　一、六匁　同断
是ハ五人組帳宗門帳仕立申候同断掛り
七日　一、弐匁五ト　同断
是ハ勢州神主勧化ニ出申候
九日　一、七ト弐厘　同断
是ハ市川飛脚壱人泊り申候
十二日　一、三匁六ト　同断
是ハ五人組帳並外帳面差上ニ参申候御掛
廿日　一、壱匁弐ト　名主賄
是ハ阿津田御師定例御初穂ニ出申候
廿三日　一、壱匁五ト　同断
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
廿五日　一、四匁　同断
是ハ御用提灯仕立申候
四月二日　一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
廿二日　一、三匁六ト
是ハ去丑年御年貢者禰金御決に付引替ニ参リ申候
卅十日　一、八匁五ト　同断
是ハ村内相談之上神送入用
五月五日　一、壱匁八ト　同断
是ハ乙黒村明安寺穀代料当年分差出申候
六月五日　一、六ト　同断
是ハ右同断夏秋見廻料出申候
六月五日　一、壱匁五ト　同断
是ハ浪人泊り申候
六月朔日　一、三匁五ト　同断
是ハせがき仕り候節村方取集候トニ而不足ニ付賄申候
五日　一、拾五匁六ト　同断
是ハ村方御田地御囲自普請仕候入用
十日　一、五匁五ト　同断

是ハ用水入用ニ使申候

十四日
一、壱匁弐ト　同断
是ハろうそく代
十五日
一、拾匁六ト　同断
是ハ村方祭礼用
廿日
一、こも三拾枚代三匁　同断
是ハ用水使申候
廿二日
一、壱匁五ト　同断
是ハ高根神社神主上下弐人泊申
廿二日
一、六ト　同断
是ハ右同断御初穂ニ出申候
廿三日
一、四匁五ト　同断
是ハごぜ五人泊り申候
廿七日
一、壱匁弐ト　同断
是ハ常陸国鹿島太神宮神主勧化ニ出申候
廿七日
一、六ト　同断
是ハ甲府天王様神主江勧化出申候
七月三日
一、三拾弐匁　同断
是ハ村内橋木四丁代
七月十九日
一、拾五匁　名主賄
是ハ遠州秋葉山奥印（院）御普請ニ付三ヶ年間分勧化ニ出申候
十九日
一、七ト五厘　名主賄
是ハ座当（頭）壱人泊り申候
玉七月十一日
一、拾弐匁五ト　同断
是ハ春定式川除並用水御普請ケ所附帳相仕立申候　村役人百姓代御掛賄代
十八日
一、三匁六ト　同断
是ハ右帳面差上御役所様江参申候
廿日
一、壱匁五ト　同断
是ハ諏方神社神主上下弐人泊り申候
廿日
一、六ト　同断
是ハ右同断神主江御初穂ニ出申候
廿二日
一、壱匁五ト　同断
是ハごぜ弐人泊申候
廿日
一、弐ト　同断
是ハ浪人弐人ニ出申候
八月朔日
一、拾弐匁五ト　同断
是ハ用水堰夫割仕候村役人百姓代同掛賄代
十六日
一、壱匁八ト　同断
是ハ信州宇寿い熊野権現神主江勧化出申候
十七日
一、六匁　同断
是ハごぜ八人泊申候
十九日
一、壱匁弐ト　同断
是ハろうそく御用之度ニ使申候
十九日
一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト右同断
十九日
一、七ト五厘　同断
是ハ浪人壱人泊り申候
九月七日
一、銀三匁六ト　名主賄
是ハ小切金御上納ニ参り同掛り
九日
一、拾五匁弐厘五毛　名主賄
是ハ村方祭礼入用
十一日
一、三匁　同断賄
是ハ江戸浅草大黒天様勧化ニ出申候
十三日
一、弐匁五ト　同断賄
是ハごぜ三人泊申候
十三日
一、弐匁　同断
是ハ当春御普請御扶持米之義ニ付御役所様江御書付を請其節飛脚賃払申候

十四日　一、三匁六ト　同断賄
是ハ右御扶持義ニ付御尋之筋有是候ニ付罷出候同掛り
十六日　一、三匁　同断賄
是ハ馬籠村迄御普請御扶持米請取参申候
十八日　一、弐匁　同断賄
是ハ下山村助郷之義ニ付出会参り申候同掛
十月朔日　一、六ト　同　断
是ハ石田常福寺定例勧化ニ出申候
三日　一、六匁七ト五厘　同　断
是ハごぜ九人泊り申候
十二日　一、六ト　同　断
是ハ甲府八幡宮神主勧化ニ出申候
十四日　一、壱匁五ト　同　断
是ハ三峯ご別当上下弐人泊り申候
十四日　一、六ト　同　断
是ハ右同断御初穂ニ出申候
十七日　一、拾弐匁五ト　同　断
是ハ御拝借金返納割賦仕候同掛り
廿一日　一、壱匁　同　断
是ハ下山村迄御普請参申候
廿四日　一、三匁六ト　名主賄
是ハ大切金御上納ニ参り候同掛り
十一月朔日　一、壱匁五ト　同断賄
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
五日　一、拾弐匁三ト五厘　同　断
是ハ御廻米仕立申諸入用使申候
八日　一、三匁六ト
是ハ大地震ニ付御役所様江御注進ニ参り申候御掛り
一、五匁六ト　同　断
是ハ右同断ニ付土蔵半潰並御普請所崩候ニ付ケ所附帳仕立
申候間掛り賄代共
廿日　一、三匁六ト　同断賄
是ハ右帳面差上ニ参り申候
廿二日　一、拾四匁弐ト六厘
是ハ甲府御代官様御陣着ニ付下山宿ゟ八日市場迄助郷人足
ニ参り同掛参申候
同　一、七ト五厘　同断賄
是ハ番人屋敷年貢当村忠左エ門出申候
一、三匁　年内油代
一、七ト五厘　同阿かし代
一、拾八匁　勘定入用
一、拾八匁　勘定申賄代
一、八匁　百姓代給
一、五匁　夫銭割価
一、拾弐匁　勘定後夫銭入りに至申候
一、拾六匁五ト送り夫銭
惣〆銀三百九拾匁三ト八厘五毛
村高九拾石壱斗七合
内訳
高六石六斗　名主長百姓役引
高七斗弐升　寺高引
役高七石三斗弐升
残高八拾弐石七斗八升七合
但シ高壱石ニ付
銀四匁七ト壱厘五毛四才
右者寅正月ゟ同十二月迄村入用諸夫銭書面之通御座候　内証ニ有躰ニ書載可申旨
再応ニ被仰聞候ニ付　右之外割合之品毛頭無御座候　依之惣百姓一同連印を以差
上申候処仍而如件

安政二卯年
三　月　　八代郡上野平村

名　主　勝左衛門
長百姓　嘉重郎
　　太郎兵衛
百姓代　利　作
百姓代　喜代兵衛
平小前　良兵衛
　外　四十三名
宮木入作　五名

市川
御役所

安政二年の村入用夫銭をまとめてみると

普請等材料費　三拾五匁
人足　百三拾九匁九分壱厘
神主等延三九人宿泊代　三拾四匁七分
　内訳　神主六人分　四匁五分
　ごぜ二一人分　弐拾壱匁弐分
　座頭七人分　五匁弐分五厘
　浪人五人分　三匁七分五厘
村内神事祭礼費　五拾匁壱分弐黒
村外寺社勧化料　弐拾五匁三分
寺社初穂料　四匁八分
年貢関係（人足番賃）　弐拾三匁九分
給　八匁
其の他雑費　七拾八匁壱分五厘
　計　六百九拾六匁壱分三厘五毛
この外特別人足賃三百匁がかけられている。

以上まとめ書きしたように、今の財政支出ともいうべき村入用夫銭の支出が

○神社や寺に対する勧化と初穂料
○外来者の役人や浪人、神主等の宿泊費
○村内の神を祭る祭礼費
○諸連絡のための飛脚賃

などでほとんどが占められている。その外雑費としての助郷人足賃や筆墨紙、ろうそく代等もあるがそれの占める割合は少ない。

このことからいえることは、当時上之平の主な活動は、当然のことながら幕府の政策に従い役所と諸連絡する飛脚などに多く当てられ、信仰面（祭礼神事・勧化・初穂）にも多額の費用をついやして五穀の豊作や村民の無病息災を願い、またごぜや座頭の宿泊賃等まで支出して娯楽を求めていたことをうかがい知ることができる。

（注）ごぜ＝女のめくらの人が三味線をひき、歌を歌いながら物語りを聞かせ銭をもらって村々を歩いた人
座頭＝男のめくらで、ごぜと同じことをして村々を歩いた人



嘉永４年村入用夫銭帳
（三沢区蔵）

○三沢村入用夫銭帳

嘉永四亥年
戌村入用夫銭帳
三月　八代郡　三沢村

正月　五日　一、壱匁弐ト九厘　茂兵衛
右諸帳面引渡箱持人足弐人
十日　一、壱匁弐ト　同　人
右御普請丁張竹代
十日　一、七ト五厘　元右衛門
右同断
一、三ト　勝右衛門
右同断縄拾房
十日　一、八ト　茂兵衛
右同断抗木四巴
十日　一、壱分八厘　市左衛門
右同断縄六房
十九日　一、六ト　市郎左衛門
右はしかけ人足壱人
廿日　一、壱匁五ト　勝右衛門
右御普請御仕様帳御成御渡候付厥沢迄日帰り
廿一日　壱匁五ト　伊左衛門
右同断
廿一日　一、五匁五ト　茂兵衛
右定例疱瘡祭り入用
（中略）
十四日　一、三匁　茂兵衛
右塩沢道造り人足賃渡ス
〃　一、三匁　作兵衛
右勝坂道造り賃
〃　一、八ト　茂兵衛
右同断立会
十七日　一、六ト　源左衛門
右柿嶋ゟ矢の花迄道造人足
〃　一、六ト　金右衛門
右同断
十月十一日　一、壱匁七ト　茂兵衛
右大切金納日帰り
廿一日　一、壱匁七ト　同　人
右御手本米差上日帰り
十八日　一、壱匁七ト　同　人
右熊ノ波御尋ニ付日帰り
〃　一、壱匁弐ト八厘　和　七
右往還道繕杭木拾六本代
十八日　一、四匁　徳右衛門
右同断抗木廿九本代
〃　一、四匁九ト七厘　茂兵衛
右御蔵囲五間籠壱本二間籠弐本竹代
廿八日　一、五匁壱分三厘　同　人
右御米河岸番賃鴨狩へ渡ス
十五日　一、拾九匁弐ト八厘　茂兵衛
右御米河岸出し船賃払イ
〃　一、壱匁八ト　次郎左衛門
右前行給取集人足三人
廿九日　一、弐匁五ト　宗兵衛
右用心小屋造り人足代共

十二月三日　一、六ト三厘　茂兵衛
右甲府八幡宮御師初穂ニ出ス
〃　一、壱匁七ト　勝右衛門
右御割付御目録受取日帰り
一、五拾四匁九厘　送り銭
〃　一、七拾弐匁　夫銭取替利足
定例
〃　一、八匁　在郷氏神
定例　御神酒
〃　一、六拾五匁　氏神祭礼入用
〃　一、六拾匁　長百姓役銀弐人分
〃　一、五拾六匁　百姓代役銀弐人分
〃　一、三拾八匁　年中紙代
〃　一、三拾八匁　御年貢勘定賃
〃　一、三匁五ト　年中筆墨代
〃　一、六匁　年中蠟燭代
〃　一、三拾六匁　歩　給
〃　一、五拾四匁　番人給
〃　一、拾弐匁　番人夜廻り給
〃　一、六匁　博奕取締給
〃　一、六匁　橋繋給
〆七百七拾七匁六ト弐厘
内六拾七匁三ト四厘　是年貢御目録寄合銀
八匁五ト　水留古木払代
差引七百壱匁七ト八厘
高三百八拾五石五斗八升二割
高壱石ニ付壱匁八ト弐厘
俊助㊞

一五七名
右者八代郡三沢村戌正月ゟ同十二月迄村入用夫銭書面之通名主長百姓百姓代村中大小之百姓不残立会　割賦仕候　此外ニ何ニ而も懸り物一切無御座候　若シ右之外帳面を以割合仕候ハハ　私共何様之御咎ニも被仰付被下候　以上
嘉永四亥年
三　月　八代郡三沢村
去戌名主　茂兵衛
当亥名主　伊左衛門
長百姓　勝右衛門
百姓代　嘉平次
中　忠　助
市川　御役所
前書見置もの也
市川　御役所

次に三沢村の主な出費についてまとめ、上之平の村入用と比較してみる。

川除郷蔵普請材料費	三拾九匁九分壱厘
右人足賃	百弐拾三匁九分五厘
神主等延九人宿泊代	弐匁八分
村内神事祭礼費	百拾五匁
村外寺社勧化料	五匁四分九厘
寺社初穂料	四匁壱分
年貢関係（人足番賃・船賃）	七拾四匁三分壱厘
番人給外給付代	二百三拾匁
その他雑費	百八拾弐匁〇分六厘

計　七百七拾七匁六分弐厘

三沢村の場合は上之平に見られない橋・道路・郷蔵・河川等の人足その他の諸費用が多く、社寺に対する初穂料や勧化が少なく、祭礼の費用等も少なくなっている。

二　村入用夫銭割

村入用はすべて村民が負担するわけだが、その割り当てを村入用夫銭割といいその方法は違いがあり、戸割すなわち家別割（平均割）と高割すなわち石高割＝田畑山林の収穫高（今の評価所得）に応じての割り方とがあったようであり、また両方を合わせたもの、つまり戸割と高割を一定の比率で課す方法もあった。例えば熊沢村の場合は戸割と高割、三沢村の場合は高割だけで行われていた。また村に裁判などが生じ特別の出費がでた場合は特別な割り方としては、弘化四（一八四七）年における熊沢村の場合、次のような方法によったこともある。

弘化四未年
出入夫銭割取帳

極月　日　　熊沢村　名主　徳右衛門

夫銭割取
惣五百四拾弐匁三(分)ト八厘
是ハ三ツ割
一、百八拾匁七ト九厘　家別弐拾壱軒
是ハ家別願人高割　壱軒に付四匁三ト五毛ずつ
高壱石ニ付四匁三ト五毛ずつ
一、百八拾匁七ト九厘但し右同断
是ハ家別惣高割　壱石ニ付弐匁三ト四厘弐毛づゝ
一、百八拾匁七ト九厘但し右同断
是ハ家別惣高割　相手方分
落着の上取立分
高壱石ニ付　弐匁三ト四厘弐毛づゝ
一、百五拾弐匁八厘　家別割壱軒ニ付
是ハ久保山割合掛り　四匁弐ト五厘づゝ
高壱石ニ付　壱匁九ト八厘五毛づゝ
一、拾七匁三ト六厘五毛　家別割
一、拾四匁九ト七厘五毛　村高割
一、四匁三ト弐厘六毛　相手高掛り
一、拾弐匁九ト壱厘五毛　家別割



弘化４年夫銭割取帳
（熊沢区蔵）

これは訴訟の夫銭割取であってその関係者から徴集されたもののようである。

従って願人とか、落着の上取立分相手高掛などという用語も見られる。

三、村入用夫銭にかかわる村極

常葉村には次のような願い書が残っている。これは村の財政支出ともいうべき村入用と夫銭の支出方について、事なく運営されるよう惣百姓が寄り合って、村役人に具体的な条目を定めて願い出たことについて、村役人が同意を与えたものである。



宝暦10年村入用夫銭にかかわる願書の一部（常葉区蔵）

指出申願書之事

一、当村名主役之儀ハ七人御役目衆中之内、満左ヱ門殿与(と)六人ニ而名主役年番ニ御勤メ可被下御事

一、御年貢儀者、御割付之通随分精出シ、御上納可申候、御年貢、諸夫銭未遂之分江者、利足月弐割無違背相掛リ可申候事

一、御年貢御上納被成候ハバ　御公儀様御通、御同役長百姓衆中並百姓代被指添拝見致させ御公儀様御遊之分小百姓迄相通事候様ニ願入候、然上ハ、御未遂取立之儀者諸割付ゟ数多未遂仕り御公儀様御吟味御座候ハバ勘定亦成共、御差紙被仰付候共、毛頭御恨申間敷御事

一、御年貢御取立ニ付、御書付等諸夫銭入其年　未遂被成候方ニ而割合御皆済方ヘハ相掛申間敷御事

一、御上納金両替被遊候ハハ其時この両替札、百姓代江お知せ可被下候御事

一、御年貢勘定者之儀者、百姓代、組頭相談を以壱人宛極月十日以前ニ急度差出可申候御事

一、近村江日帰り御用ニ御出之義ハ本五乙遠方迄御出之節者壱通宛ニ被成可被下候御事

一、御年貢諸夫銭之義ハ極月切ニ不残惣百姓皆済仕可申候、若シ未遂之者御座候ハハ当人は不及申ニ、五人組切ニ如何様之御吟味被成被下候共其節ニ置一言之申訳仕間敷候御事

一、名主引渡日限之儀者、向後ハ八月十五日ニ相定メ名主、長百姓、百姓代、組頭立合諸帳面ハ不及申ニ、其外名主付之諸証文書付等ニ至迄相改、次番之御上下弐人御留りニ付、諸事銀二匁夫銭ニ御入被成可被下候御事

一、名主給米之儀者、先年通八俵ニ役高三石六斗是引御勤被成可被下候。然上ハ諸帳面御仕立之節、長百姓衆中御寄合、賄等御座候共、名主役ニ被成被下候、若不時之御用ニ付諸帳面書上等御座候ハハ相談之上其節相応之夫銭入可申候御事

一、御用之儀ニ付市川ゟ大嶋迄之内一夜留り銀弐匁五ト宛ニ被成可被下候御事

一、市川江御用之義者壱夜留弐匁五ト、二夜留りハ四匁宛ニ被成可被下候御事

一、夫銭帳之義ハ名主方平方当座ニ附合割印記置被成可被下候御事

一、勘定目録之儀ハ小百姓迄御知らせ可被下候御事

一、諸色御用金被下置候節ハ惣百姓迄為致拝見可被下候御事

一、御免状被下置候節ハ是又小百姓迄為致拝見可被下候御事

一、名主前帳紙墨筆代甲弐分宛ニ御定被成可被下候御事

一、百姓代之義ハ組頭ニ而廻番ニ被成可被下候御事

一、火役之義御上下弐人御留りニ付、薪弐把持参二人宛御夫可被下候御事

一、参府夫之義ハ壱年ニ二度宛惣百姓廻り番被成可被下候御事

一、村中惣名寄百姓届之者を御願被成御仕立可被下候御事

一、百姓入合之刈生所ニ立置候草木御売被成候節ハ惣百姓相談之上御売被成可被下候御事

一、ごぜ、座頭留り壱人に付五ト宛ニ被成可被下候御事

一、酒之義ハ、神事祭礼御酒許り一升宛御取被成其外一切御無用ニ被成可被下候御事

一　年内諸夫銭之義者夫銭名主銭月〻ニ極月と八月名主渡仕二度宛ニ割合送り、夫銭無之様ニ被成可被下候御事

右之ケ条一〻惣百姓寄合相談之上、村役人相定申候上者右ケ条書之通り無相違名主役御勤被成可被下候、右相談之上定書通少も相違無御座候

宝暦十年
辰八月

常葉村
平左ヱ門
外九十二名

名　主　嘉左衛門
長百姓　勝左衛門

右之通り願尤御座候

嘉左衛門
重兵衛
庄左衛門
五左衛門
四郎左衛門
以上

以上の文面をわかり易く拾い書きすると

一、年貢や諸夫銭が未納の者は利息として月二割を割り増すこと。
一、年貢未納のためそれにかかわる諸夫銭等は未納者で負担すること、
一、年貢や夫銭は十二月までに完納すること、もし完納できない者が出たときは五人組にて責任をとる。
一、名主の給米のことについては先年通り、八俵に役高三石六斗引きにする、そのため寄合等の賄が生じた場合は名主にて仕払うようにする。
一、御用の節、市川より大嶋の間は一夜泊まりとして銀弐匁五分とする。
一、市川へ御用のときは一夜泊まり弐匁五分、二夜泊まりは四匁とする。
一、勘定目録は小百姓まで知らせること。
一、名主の紙筆墨代は甲弐分とする。
一、ごぜ・座頭の泊まりは壱人につき五分とする。
一、年間の諸夫銭は八月と十二月の二度に分けて名主に納めること

以上のように村入用と夫銭について名主の給米、市川までの旅費、会計報告、名主の紙代、ごぜ等の泊まり賃、諸夫銭の納入日等についてこまごまと相談し、規定したことに対して村役人は「右之通り願尤御座候」と同意を与えている。

四　年々村入用夫銭

寛政九（一七九七）年より天保十三（一八四二）年までの市之瀬村の年々村入用夫銭帳には各年の村入用夫銭額が次のように記録されている。（これは毎年ではなく、ない年がかなりある）

天保十四年
年々村入用夫銭書上帳
卯三月
八代郡
市野瀬村

寛政九巳年村入用夫銭
一、甲銀三百九拾八匁三ト弐厘　甚平渡
　但高壱石ニ付銀四匁九ト
同十午年村入用夫銭
一　甲銀三百六拾九匁八ト　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁五ト五厘
同十一年未村入用夫銭
一　甲銀三百九拾四匁九ト九厘　定右衛門渡
　但高壱石ニ付銀四匁八ト六厘
文政元寅年村入用夫銭
一甲銀三百四拾弐匁九ト八厘　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁弐ト弐厘
同二卯年
一　此年者無御座候
同三辰年村入用夫銭
一　甲銀四百三拾五匁六ト三厘　豊蔵渡
　但高壱石ニ付銀五匁三ト六厘
天保元寅年村入用夫銭
一　甲銀四百四拾四匁六ト八厘　十郎右衛門渡
　但高壱石ニ付銀五匁三ト四厘
同二卯年村入用夫銭
一　甲銀三百七拾七匁九ト　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁五ト四厘

同三辰年
一　此年者無御座候
同十二丑年村入用銭
一　甲銀五百拾四匁六ト三厘　　友右衛門
　　但高壱石ニ付銀六匁壱ト八厘
同十三寅年村入用夫銭
一　甲銀四百弐拾九匁三ト六厘　　十郎右衛門渡
　　但高壱石ニ付銀五匁壱ト五厘
〆
右者年々村入用夫銭書面之通り相認メ差上申候処相違無御座候　以上
　天保十四年卯年三月
　　名　主　重郎右衛門
　　長百姓　友右衛門
　　百姓代　勝　太　郎
市川
　御役所
右夫銭帳九冊辰八月十七日ニ改
　兵蔵ゟ
　豊吉定右衛門へ渡ス
　上ノ田甚平へ一札　太郎右衛門渡ス
　壱冊　友右衛門へ渡ス　皆相済申候

右の年々夫銭帳からわかることは、寛政九年と天保十二年（四十五ヶ年間）とを比較してみると、天保十二年の方が百拾六匁三分壱厘、壱石当たり壱匁弐分八厘高くなっている。つまり村のかかりがずいぶん多くなったことがわかる。

五　村入用と助郷

助郷もまた村入用にかかわる支出として大きなものであり、農村財政の負担を大きくした。和宮様御下向に際しては下部町内の村々についても多くの助郷の割り当てがあり、持参品などの詳細な割り当てもあって、村々の財政的負担を大きなものにしていたものと思われる。

乍恐以書付奉申上候
　郡中総代道村助左衛門外弐人書上候、今般和宮様御下向ニ付、当御支配下八代郡村々当分中山道追分沓掛軽井沢三宿江加助郷被仰付候ニ付、同宿々江助郷惣代之もの罷越人足小屋掛等其外談判有之候ニ付用意之品々其外左之通
一　弓張提灯壱張つゞ
　外ニ目印と申て四、五ヶ村づゝ組合高張提灯用意可致候
一　寒国之儀ニ付、綿入弐、三枚づゝ用意可致事。
一　簑笠、行杖、わらじ用意可致事
一　飯米並味噌之儀、往返十二、三日程用意可致候
一　□□之儀は村役人罷出極小高村は二、三ヶ村づゝ組合大高村之儀は人数ニ応し手配差支無之様可取計事。
一　村村出立巨摩郡長沢泊り、夫より信州佐久郡高野村泊り同所より沓掛宿迄之積り。
　右之外取締として御目鑑を以惣代之もの弐人被仰付其もの共の差図を請右御用御差支無之様仕度奉存候、右は彼地より罷越候助郷惣代之もの談判之上乍恐心得方奉申上候此段御聞済被成下置候様願上候　以上
　　大塚村　三郎右衛門
　　道　村　助左衛門
　　一色村　茂　兵　衛
　木村薫平様
　市川御役所

第十節　入会と慣行

一　入会の歴史



入会山古絵図（波高島区蔵）

先史時代にも書かれているように、当下部地区に人間が移り住んだ時代は定かではないが、処々縄文式土器等散見するところから、相当古い時代から人が住んでいたことは確かである。はじめは狩猟生活から農耕文化への発達と共に農業方式も改善され、無肥料の天然作から農作物の増収が考えられるようになり、いつしか野草の肥効を知り、これを用いて農作物の耕作を行うようになった。

そのため人口のまばらなところでは身近な場所で採取していたが、集落が形成され人家の増加と共に隣接地のみの採草だけに頼ることができなくなり、山野にその場を求めるようになった。

山林には草木が繁茂しており、建築用材や薪炭材としての原木が自由に得られ、また肥料用の野草は豊富にあってそれぞれ人々はほしいだけ採取することができた。

商工業が未発達の当時としてはすべて自給自足のほかなかった。小集落が生まれそれに里長ができ、村となっては村の権力者ができ、その上に司があり国の強者は一国の国主として国内のすべてを支配し農民からは農作物の貢物を収納することになった。

農民は一定の土地からより多くの収穫を上げなければならなくなって人々は次第に山野の野草を重視するようになった。山峡の里下部町にも時代を追って、まばらだった人家が次第に増加し、人里近い山野の木材は伐られ野草の刈り取りも多くなり、やむなく奥地へ奥地へと入るようになった。

古代は林野の支配はなく、地域住民の公共のものであったが、荘園が開かれ田園の支配が権力者に掌握されてから貢納は民と耕地に課せられるようになった。そこで賦課を免れるため役人の手の届かない山林の開発をも考える者もでて、奥地山間に切畑が作られるようになった。しかし後年これらの開発された山畑も耕地として貢納の対象となり、それと共に山林もまた権力者支配の課税対象にされてしまった。

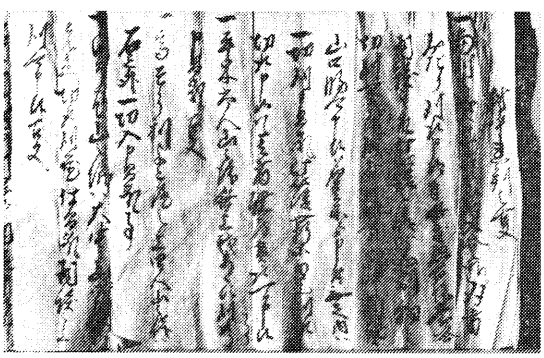

寛永２年村中連判書の一部（岩欠区蔵）

室町時代に入っては権力者によって土地の領有が明確にされ、人家に近い山野はこれらのものの所有として社寺への寄進などもあったので百姓の自由に入山できる山林は限定され、その区域は狭くなり、産物である草木は需要を満たすことができなくなった。そこで奥地山林へ向こうことを余儀なくされた。奥地山林は道路不便のため当時としては無価値に等しかったが、草木の採取は自由であって奥地山林の草木採取は、里方農民の共有の場であった。しかし時代が進んでここにも権力者の手がのび、貢租が賦課されるようになる

と、これが権利として公認されるようになる。これがいわゆる入会権の発想となる。

戦国時代には甲斐国主は洪水の被害を守るため御林の制度が定められた。そして国土を守るため入山を禁止し、立木を保護し、治水を図り、また堤防欠壊防止の防護林を堤防に育てたりして領民を水害から守る方途が講ぜられた。

江戸時代に入ると、徳川氏の農業を国本とする産業改革と、人口の増加とが農地の拡大をますます進めると共に、官林の設定や個人所有林が増加するに従い、自然入会地の面積もしだいに狭められてきた。広々とした入会地によって自由に薪炭・馬糧・肥草等を採取し得たときに比べて、入会地が不足しここに入会地に関する各種の争議がおこることになる。特に元禄・享保年間を最盛期にして入会地が当時本県農山村に住む部落民にとって、必要欠くべからざるものであっただけに、入会地の縮小あるいは存否は彼等の生活上切実かつ真剣な問題であって、死活問題であった。だから彼等だけで入会地における部落間の争いに和解が成立しない場合は、他の村々の名主名士等に調停を依頼し、それでも解決しない場合は幕府にまで訴えての大がかりの争議にまで発展した。それ程入会地は部落民の生活に必要欠くことのできないものであっただけに部落民の存亡をかけての争いがおこなわれた。

要するに当時の入会関係は地理的・経済的・社会的条件等複雑な事情がからまり合い長い歴史的過程を経て出来上がったものであるから、入会山と入会部落の関係は極めて緊密であり村の死活を左右する程の問題であるだけに問題が発生するとその解決は大変むずかしいものであった。

二　本町における入会慣行

入会というものは個人対象でなく、一または何か村かが一集団として、幕府に山年貢を上納する代償として入会権が認められたもので、入会地の機能は、部落民の経済生活を支えるに十分な機能を果たすと共にさらに共同社会としての部落の精神的結合のためにも大変役立つことが多かった。だから入会地の存在は、部落や村の向上発展に欠くことのできない重要なものであった。

入会山の争いはいったん起こると解決が大変むずかしいものであっただけに、入会慣行が大変尊重された。入会慣行は、入会地域の住民がその地方の慣例または定規により一定の山林・原野などに入り共同に収益し得る慣行及び権利をいう。

下部町の入会慣行については江戸時代以前のことは詳しい状況はわからないが、江戸時代からの多くの資料からはこの制度がかなり複雑に展開されていったことを推測するに難くない。それは山林原野は生活上重要な基盤をなしてきただけに、入会慣行が尊重されたのであって、その性格は歴史的理由によりかなり複雑化したものであった。各旧村の文書をみると入会もしくは入会山と称しさらに慣例として慣用語で薪採場・秣場などの多様な呼び名があったようである。

次に岩欠村の慣行について寛延二（一七四九）年の古文書を記載する。

村中連判之支　（岩欠村）

一、当村之儀ハ先年ハ山内入会之処ニ双方みだりニ刈取申候ニ付此度惣百姓寄合相談之故此以後之儀ハ郷別持分切ニ刈可申候刈敷取候節ハ村中相談ニて山口脇可申候名主所より申付無之内ハ一切刈申間敷、此以後薪等ニ至迄刈取切取申候ハバ其者諸道具取可申候事。

一、平木六人山之儀此上我ままに刈取り申間敷事。

一、高そう利よこ屋之上四人山之儀ハ右之外一切申間敷候事。

一、らうば山之儀ハ大中山ニ御座候ハハ先立テ切取刈置仕間敷相談之上刈取可申候事。

右之通り村中相談ニて相定申候上ハ相違無御座為其連判証文仍而如件

寛延二年
巳十二月

岩欠村
太郎兵衛㊞

外二八人連署

（省略）

徳川時代になると甲州においては武田治政の長所をとり、奥地などに存在する原生林をそのまま御林として伐採を厳禁して洪水を未然に防止する治水政策をとった。

江戸幕府の林政は国土の保安・用材の造成・民衆の生活安定をその主要な目的としたらしく、民衆もまた、よくこの趣旨を体して、村内申合せ、村規定をつくり治山のためや、生活安定のための入会地の保護のため村中連判状をつくり申し合わせを厳にしたことがうかがわれる。

三　入会山の保護

明治初年の山梨県における入会山の面積は、林野総面積の四割七分を占めていたと記録に残っているので、江戸時代もややこの程度の面積を占めていたものと思われ、下部町におけるそれもほぼこの比率で入会地は利用されていたものと思われる。もともと入会地は村の共有地として存置されたものであるから厳密な規約をもうけて互に相戒めこの保護に努めてきた。三沢村ではみだりに入会地に入っての採草等の行為を禁じ入会地を保護するために鑑札制度を設けた。次は三沢村にあった鑑札の写真である。

これは文字の様子から推察するに幕末から明治初年のころのものと思われる。表の鑑札の単純さからも当時を偲ぶことができる。

また岩欠村からは山林等へ入り込み、木や草をぬすみ取らぬようにとの相互に戒め合う天保七（一八三六）年の定書が発見された。

定書一札之事

一、野良之物盗取又ハ山林等迄入込木草盗取候者並ニ留守宅を見込金銀・米銭衣類等諸品多少不限盗取男女ハ年寄小供ニ至迄軽重ニ不依分杭江括附一両日さらし其上村方追払可申筈、厳重取定メ申候処相違無御座候以来何様之取行ニ相成候共自分仕成候儀ニ付双方共申分無御座候依之一同連印仕候仍如件

天保七申年

十一月

岩欠村

安右衛門

同人　妻

外三十組

右之通ニ付野荒、盗物等致し候者ハ高札場江入札致候尤木草取之義者先年定書相用申筈議定仕候　以上

立合人　常法寺

金竜院

この古文書から見る限り野良荒しや山林の木草等の窃盗者は軽重によらず杭にくくり付け一両日さらし、その上村追放という厳しいもので、これに対しては安右衛門夫婦外三十組が連印（夫婦署名は珍しい）し、それを二



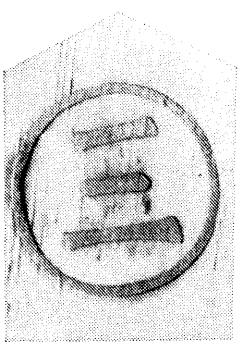

入会権鑑札（三沢区蔵）



天保７年盗みどりに対する定書（岩欠区蔵）

寺が立ち会い保証している。別に木草盗みに対しては先年定めたものがあると規定し入会山に対するそれはより厳しさがうかがい知れる。

入会山の運営が正しく行われ、隣接地との争いをも未然に防止するため、番年を決めて定期的に関係の村々の役人が立ち会って境を調べ境改めを行なった。

入会山取替覚帳

慶応四辰年正月五日　熊沢村名主

為取替書添之事

此度入会所境改番年ニ付前書之通り一同立会境目相改候処相違無御座候依而一同連印為取替申添如件

久保村
名主　茂兵衛
長百姓　啓蔵
同断　庄兵衛
百姓代　勢助
同断　五兵衛

嶺村
名主　源七
長百姓　伝左衛門
同断　斉兵衛
百姓代　伊右衛門

寺所村
名主　庄兵衛
長百姓　定右衛門
百姓代　吉右衛門

岩下村
名主　平右衛門
長百姓　甚之丞
百姓代　庄右衛門

熊沢村
名主　重左衛門
長百姓　藤右衛門

葛籠沢村
名主　芳右衛門
長百姓　勇助
百姓代　丈左衛門

岩間村
名主　太吉
長百姓　丈右衛門
同断　閑右衛門
百姓代　久左衛門

四　入会山の争い

前文にも記したように当時の百姓は唯一の肥料源を採草に求めていたので、入会地の確保、維持管理は当の村々にとっては死活の重大さがあった。

そのため村対村の境界争い、採草権の保障問題等複雑な問題がからみ合い争いが絶えなかったようである。

○古関村と釜額村の争い。

一、古関村の吉左衛門と釜額村の長兵衛こさ切之出入ニ付長兵衛子供並村中ですごし仕候は八ケ村之衆寄合、釜額村へ古関村之惣百姓入合ニ木草取申筈ニ御扱被成候其上刈生山之儀御公儀様へ御訴訟申上候所今度各御扱被成候儀ハ古関村境大柴と大草利之間おねより横道上大日影迄ハ古関村釜額村惣百姓入合ニ木草取申筈ニ御扱被成候上ハ双方申分無御座候事

一、小屋之沢御巣鷹山並居林のけ申候事。

一、釜額村新林立申間敷候事。



延宝３年入会山の論争に関する文書（釜額区蔵）

一、古関村切つみ仕間敷候事。
一、釜額村前々より山道之儀古関村人馬通り候共かまい無御座候事。
一、古関村ハ馬立場より引木仕間敷事。
一、大柴之下道ハのけ上道を通申筈ニ御済ニ成候事。

右者御代官様扱人中御訴訟申上目安申請、右壱ツ書之通り双方合点仕相済申上候以来たがいに申分無御座候　以上

延宝三年
卯之四月二七日

古関村
名　主　金左衛門
長百姓　権左衛門
　　八左衛門
　　仁左衛門
　　七兵衛
　　太左衛門
　　加兵衛
　　与五右衛門
　　仁兵衛
　　伝左衛門
　　藤兵衛
　　弥兵衛
　　文左衛門
　　伝右衛門
　　作右衛門
　　小左衛門
　　広兵衛
惣百姓中

常葉村　七之丞殿
市之瀬村　中兵衛殿
落居村　四郎右衛門殿
岩間村　伝兵衛殿
同所　彦右衛門殿
〃　与兵衛殿
〃　忠右衛門殿
〃　弥兵衛殿
楠浦村　伊兵衛殿
宮原村　狭兵衛殿
車田村　善左衛門殿
〃　甚左衛門殿
切房木村　太郎左衛門殿
〃　甚兵衛殿
中蔵村　七兵衛殿
〃　半左衛門殿
三沢村　甚右衛門殿
〃　八左衛門殿
〃　市兵衛殿
〃　平兵衛殿
小磯村　甚右衛門殿
大磯村　甚兵衛殿
根子村　作兵衛殿
瀬戸村　伝右衛門殿
柴草村　作兵衛殿

古関村吉左衛門と釜額村長兵衛とのこさ切りのことについて長兵衛の子供並に釜額村中が大変困り、そのため八ケ村の人たちが寄り合い、釜額村へ古関村が入会いして出入りできるよう決めた。

古関境大柴と大草利の間のおねから横道上大日影までの区域は、古関村釜額村双方入会って木草などを刈りとってもよろしいが前記の六ケ条は厳守することで異議なく申し合わせ決定された。

（注）こさ切り＝江戸時代樹木の陰が田畑作物の生育や耕作の妨害となる場合、許可を得て伐採除去できた。これをいう

刈生山＝草刈山

居林（居久根林）＝一種の私有林。

切房木村からも複雑な山論文書が出ている。

「今度切房木村論山入会御見分御詮議之上証書差出有躰ニ可申上旨被仰付奉畏候」として争いの内容につきこまごまと切房木村から奉行所に報告した正徳六（一七一六）年の古文書がある。次に原文を記す。

差上申口上書之事。

一、今度切房木村論山入会御見分御詮議之上証書差出有躰ニ可申上旨被仰付奉畏候

一、切房木山之儀道村・車田・樋田・熊沢入会来候旨書上候処道村・熊沢ハ其村と山かへ致しニ付近所勝手ヲ以テ刈かえ山ニいたし候旨申候然ル上ハ車田・樋田両村計入会にて道村熊沢は入会と書上候ハ相違ニ而明細帳ニ茂刈かえ山と書上可申事ニ候、四ケ村之内弐ケ村ならてハ入会と申ニ者無之旨御詮議ニ御座候先年明細帳認候節ハ刈かへ山と申儀心付不申道村・熊沢両村共ニ車田・樋田同然ニ入会と書上申候、道村・熊沢・切房木村者双方勝手ヲ以刈かえ山ニ仕候只今御詮議之上入会村同然とハ難申候然共往古より山かへ仕置而今以先規定之通り刈かへ申候、車田・樋田両村ハ入会と奉致候。

一、其村山元ニ候共入相山之内世満り候間勝手ヲ以テ刈かへ山に仕間敷事ニ筈入会之村々茂先規無之義山元我儘山かへ可為致筈無之候。何年已前より刈かへ山ニ致置候哉其節入会之村々以テ相談の上山かへ致候哉御尋ニ御座候往古刈かへ山ニ致候儀何百年以前之儀ニ御座候哉年久敷義ニ而先祖より不申伝候得者其節刈かへ山之わけ私共不奉存候今以右之通りかりかへ山ニ仕入来申候

一、入会村々明細帳ヲ以証拠ニ申処元四ケ村と書上候内道村・熊沢ハ右詮義之通り山取りかへ入会ニ而者無之候然上者元来三沢・宮原入会四ケ村之処ニ其節帳面外ニはづし置此度山論ニ取結び候様ニ相見へ候由御詮義御座候。明細帳認申候節ハ入会村之内車田よりハ名主善左衛門樋田よりハ名主卯兵衛道村より名主太郎左衛門熊沢よりハ太兵衛四人同道ニ而切房木村名主太郎左衛門方へ罷越候請帳ニ記候入会之わけ見届罷帰り候、宮原、三沢両村ハ入会村ニ而無御座候ニ付岩間村口組下二十ケ村寄合明細帳之儀相談仕候節茂切房木村名主方江茂終ニ断茂不申候右之通り入会村々者急度見届候所ニ宮原・三沢ハ入会村ニ候ハハ可致油断儀無御座候

一、中尾山之儀崩上東原ニ切房木分名所さる畑壱枚有之下横切久保山境之由見分之上申候、中尾山之儀別山ニ而東西北共ニ沢通り切り候処右久保其村境之所畑下外ハ草茂里境慥ニ不相見候山境之儀ハ峰沢を限り可申処ニ峰を越え其村畑有之下通り久保之由境不分明ニ候旨御尋御座候久保・切房木両村境ハうち石より沢下りねぶ之木がれ江見下し中尾山さる畑はバ下三石へ見通し切房木村名所高はぎと久保村名所大日向右両名所境ニ引通し両村境ニ而御座候往古より右之通境申伝候処少も相違無御座候則御見分先ニ而久保・切房木両村立合境懸御目申候

一、三沢・宮原申候は論山之惣名草が入、小名所大日向・三ツ沢・中尾ばね・あらし・とび山と申由其村名所右之通りに候哉と御尋ニ御座候

此度切房木村論山此惣名ハ外向き登申候内小名所之義ハ中尾・阿らし・さる畑・いけはた・おばたけ・水能つる・高はぎ以上七ケ所ニて御座候、右之分御水帳ニ御記御座候此度論所之内ニ此外之名所無御座候、三沢・宮原申処之惣名草が入并小名所大日向・とび山・中尾ば嶺・三ツ沢四ケ所之儀切房木分内ニハ無御座候御水帳名所御吟味之上自然御座候ハハ如何様ニ茂可被仰付候右四ケ所之名所久保村ニハ御座候哉不奉存候

一、去ル未之五月八日ニ三沢村より人馬切房木山あみかけと申処此度論外之山江入候ニ付其節かま三挺取置候由申ニ付三沢村江遂詮議候処あみかけと申処は古来より入不申場所ニ無御座候此度論山江入候を三沢村所ニ盗山仕候様申懸ケ偽り申上候由三沢村之者共申候尤論山江入候而者かま取可申筈ニ候論山より二十丁茂隔ル則山入可申様無之旨御詮議御座候

右あみかけと申名所ハかうがいたてばはつづき名所ニ而御座候ニ付かま三挺取

置今以名主方ニ差置申候其後三沢村より右之山ニハ入申候ニ付其分ニ仕罷在候去年於御評定所両度対決三沢之者共入候由申上候得共去未ノ四月廿三日三沢之者切房木山此度論所之内中尾山阿らしと申場所江参草刈申ニ付三沢村ハ入会ニ無御座候ニ付かま壱丁取置申候右場所之義四拾七年已前戌年車田・樋田・両村と切房木村かや場立出候ニ付争論仕候節茂右申上候通り三沢ハ入会ニ無御座候ニ付車田・樋田ト一同茂不仕罷在去年俄ニ入会と申阿らし江入候儀難心得奉存候

右之通り少茂相違無御座候　以上

正徳六申年

六月廿六日　　東河内領切房木村

名　主　太郎左衛門
長百姓　三右衛門
同　断　甚右衛門
同　断　甚兵衛
同　断　庄左衛門
同　断　七郎左衛門

御奉行様

さらに時代は下がるが切房木村外四か村が久保村その他を相手取り入り山境界問題を訴え出た際事件の吟味中は双方とも論所へは立ち入りが禁止された、そのため離れ地に入会山を持つ樋田村では久保村によって地内の通り抜けを禁止され難渋しているので役所によって解決してくださるようにとの願書が出された。弘化三（一八四六）年のことである。その原文を次に記す。

乍恐以書付奉願上候

当御代官所八代郡切房木村外四ケ村より同郡久保村其外江掛外向地境一件御吟味中右論所之場所江双方共ニ立入候義不相成去年御差留被仰付御請印形奉差上候然ル所願方之内樋田村之儀右外向山之内字中尾東平並奥入山北平江入会ニ付前書論所之内道筋を通行いたし来且又当春中同村之もの共右論所ニ而薪伐採置候ものも数多有之候間右薪引取方并通行道之儀相手久保村江及掛合候所、譬通行而已ニ候共論所之内ヲ通り候儀不相成薪引取之儀も同様故障之旨申候得共前段申上候場所江之通行は論所之内道筋ニ限り外ニ可立入道筋無之右は久保村之者共儀も眼然相弁居候義ニ而万一此上通路差滞候而ハ樋田村之者共外向山中尾東平奥入山北平江入会木草刈取候儀決而難成日用薪は勿論田畑肥草差支誠ニ以難渋至極仕候間何卒以御慈悲前段之始末御賢察被成下相手久保村之者共被召出御利害被成下道筋通行差支無之様被仰付被下置度奉願上候

弘化三未年八月十一日　　右　樋田村

元右衛門印
六左衛門印
作兵衛印

市川
御役所

五　明治以後の入会慣行

以上江戸時代の本町における入会慣行について古文書を追ってその概要を記述したが、以下明治維新以後の入会慣行の推移について記述する。

江戸時代甲斐の国における林野総面積の四割七分は入会山で、村民の共有物として認められ、村民はそれぞれ厳密な規約を設けて互いに相戒めその保護に努めてきたことは前に述べた通りであるが、それが維新政府になってから内容変更がなされ、明治九年旧制を廃し「山林原野官民有区別処分法」が制定され、入会権を百姓から収奪する形をとり、明治十年には「入会仮規則」を設けて入山の取締りを厳重にし、明治十一年にはさらに「官林取締規則」を公布して官林地における下草刈取りの許可制をしいて入山鑑札制度を施行、入山の制限を行った。だが入会時代に比して入会山保護の思想は人々からうすれ、その結果は林木の乱伐がなされた。こうして

明治二十一年には官有林野はすべて官林として、農商務務省の直轄に移され、明治二十二年には官林はすべて御料地に編入され県下の官林は帝室林野局静岡支庁の管理下に置かれた。だが依然として乱伐乱採が行われ、その結果は年々大洪水が発生して県下の莫大な農地を押し流した。そして遂に明治四十年八月には本県有史以来の大洪水をまき起こし、その被害は惨たんたるものであった。ここに至って官民共に治山の必要を痛感し、根本的な治水策を検討しはじめた。そして明治四十二年には内務省から山林技師を招いて、その災害の原因が山林の乱伐にあることをつきとめ、全国に例を見ない林野警察制度をしいて現地の厳重な取り締まりを行い、反面長年の懸案たる入会御料地の経営の検討を始めた。

しかしまたまた明治四十三年八月には前回（四十年）にも勝る大洪水に襲われ、前回の災害が復旧し得ないその上の災害だったので、その惨状は全く目をおおうものがあった。ここに至りこのような結果を招いたのは、当時における政府の森林経営のずさんから来ることもさることながら、県民自体が森林の効用をわきまえず目前の利に走って官林の乱伐に走ったことにも遠因があることもわかって、官民共同の責任を痛感した。

ここにいたり、県下の広大な皇室林野を山梨県に下賜して、山梨県の気候風土に対応した合理的経営によって県民の生活向上と福利を願って明治天皇は明治四十四年三月十一日入会御料地を全部山梨県に御下賜になった。

こうして入会御料地は全部恩賜県有財産となった。この面積は全県面積の三三パーセントを占め入会関係を有する町村は当時県下全町村の八割五分すなわち二〇六か村に及んだという。

ここに及んで県は従来の入会慣行の精神を認めて従来草木の払い下げを受けていた町村又は町村組合に、永久に毎年随意契約によって林野産物を売り払うこととし、入会関係の人々の生活を支えた。これによって県は一時荒廃した入会地の管理保護を積極的に推進し、県民もまたこれと協力して愛林思想を振起して盗伐の監視・天然成林・人工造林等を盛んに行うようになり、安定した管理が行われるようになった。

それは入会御料地御下賜になった翌年、すなわち明治四十五年の三月十八日県は県有財産管理の完璧を期するため、恩賜県有財産管理規則を定め、以来各町村の入会関係はこの規則に従って運営されるようになり、各町村とも恩賜林保護組合が結成され、恩賜県有財産管理規則に基づき積極的に各町村組合ごとに保護規則を定めて保護管理にあたり、その成果を挙げ現在に及んでいる。

第十一節　江戸時代の交通

一　交通の概略

江戸時代の甲州の陸路としては、甲州街道のほか鎌倉往還（沼津往還）と中道往還が主たるものと考えられ共に甲州街道と東海道を結ぶ脇往還であり、前者は甲州と駿河・伊豆・相模三州、後者は甲駿の間の商業路であった。鎌倉往還は石和から御坂、籠坂を越えて御殿場に通ずる往還であった。商業路としての中道往還は、甲府から右左口峠の迦葉坂の険を越え、精進・本栖を経由して富士山の西側から東海道の吉原宿に達するものである。さらに中道往還の脇往還として、根原から端足峠を越え仏峠を経て尾根伝いに下部町釜額部落長坂をおりて、番所（関所）を通り古関村照坂峠を越え道村車田村三沢村を経て岩間宿に達する駿州往還と照坂から大磯小磯村・大山村を経て市川大門村の陣屋へ通ずる往還があった。さらに三沢から勝坂峠を越えて常葉・波高島へ通じて富士川舟運を利用する道筋は東河内領を縦断する往古からの往還であった。また市之瀬から古関村へ通じ、常葉村から栃代・仏峠を越えて駿州往還へ連繋し、上之平から下部村湯之奥村を経て金山峠を越え駿州猪之頭へ通ずる道が江戸時代における本町の主な往還筋である。

この往還筋のうち、根原から端足峠を越え、仏峠から長坂・古関、照坂そして三沢村に通ずる駿州往還（長坂往還）が最も交通量が多く、朝早く沼

津を出発した生魚は夜道をかけて運ばれ、翌日の午前三時ころには古関についたという。つまり松明をつけた多くの人々や馬の背によって運ばれて駿州往還の賑わいを見せた。

古関からは肩を変えて市川を経、甲府の市場へ届けられ、朝の食膳に供したという。

二　関所の歴史的背景と古関の関

下部町には前記のように、古関の関所と湯之奥の関所と二か所に関所があった。関所は領国の治安上必要な地に早くから設けられたもので既に大化改新には制度化された。その後次第に整備されたが中世には交通路の施設の建設及び修理が荘園領主・豪族・民衆などに任されていたので、彼等は利用者から一定の交通費をとり修理費等にあてた。この使用料徴収所が中世一般の関所で、鎌倉時代に入ると関所から社寺への寄進があって関所の数はふえた。その外地頭・荘園領主・豪族などの設置によって関所はますますふえた。南北朝五十年間の動乱期には皇室・公卿・幕府・荘園領主等が各所に関所を設けて関税収入を得た。このため関所が交通を阻害した点は著しく、旅行者は困却し商品は高騰した。そのため関の存廃をめぐってしばしば一揆が起こったこともある。織田信長・豊臣秀吉の時代に入ってからは、人心の収らんすることと商品の流通を図って関所は徹底的に廃止され、全国の関所はほとんど同時にその姿を消すに至った。これにより交通は発展し、商品価格は安定した。近世に至り、幕藩体制の成立により幕府諸藩は領内治安維持のため交通統制を機能とする関所の設置を再び必要とするに至った。そのため全国的に関所網は張りめぐらされ、特に江戸時代に入っては江戸防衛に重点がおかれ、通行者の検査を厳重に行った。「入鉄砲に出女」といわれ武器と女性の出入りについてはその調べは細心を極めた。これは江戸下屋敷住いの大名家族の脱出を防止することが主目的であることは既に知られていることであり、入鉄砲については江戸の治安を守るためぜひ必要のことであった。

関所は陸上の関のほかに海上の関も設けられ、江戸湾入口の浦賀御番所は主に積荷のうち武具の取り調べが厳重になされた。

幕末になり下田その他に海関が増設され外人の通行や禁制品の領外移送を警戒したり、移動物資に課税する関所が天領や大名領に多かった。これらは普通口留番所または御番所と呼ばれたが、荘内藩で四か所、甲斐一国で二十か所、飛騨一国で三十一か所、肥後藩では文化六（一八〇九）年実に七十七か所を数えた。

近世の関所の厳重な取締規定が交通の発展をある程度阻害したことはいなめないが、その反面特に徳川三百年間の存続に寄与し、この間ほとんど反乱を見なかったのも関所の力に負うところが多かったといえる。

こうして関所は大化改新以来形はいろいろ変わったが、幕末まで続けられ明治初年全面的に廃止された。

（注）口留番所＝江戸時代各藩の水陸交通の要地や藩境に設けられた関所で、人及び物資の領内出入りを取り締まる機関であって御番所とも称された。

三、古関の関

古関の口留番所の位置は、下記写真が示すように、中之倉・長坂・釜額の三路線が合して、古関部落に通ずる地点で、詳しくいえば一方は常葉川（中之倉川）と釜額川の二つの川が合流している谷間。他方は急峻な山でせばめられた要衝の地で道に沿って番小屋はつくられていたらしい。そして矢来は、山から門へ、門から川へ、一九九メートルぐらいの長さでめぐらされ、急な山を登るか、中之倉川を渡らなければ関所破りはできない地点であった。

今はもう門の土台石もなければ番小屋もないが、塁壁を思わせる苔むした石垣がひとり番所の在り方を伝えている。

甲斐国と古関の関について「甲斐関所口留番所資料」（県立図書館蔵）によると。

甲斐国志四郡の口留番所弐拾五ケ所とあって、万沢・十島・本栖・山口

・鶴瀬・黒駒・芦川・萩原・河浦・古関（中道）・古関・鰍沢・黒沢・小渕沢・小荒間・大井ケ森・笹尾・長沢・浅川・小尾・巌下・馬場・諏訪・山中と記してある。（田安藩本は二十四ケ所として諏訪・山中を載せず。正保図弐拾六ケ所となり）そのうち八代郡は本栖村・遠島村・黒沢村・古関村・上芦川村・九一色村の内古関と記し、巨摩郡は万沢村・鰍沢村右八ケ所、亀田三郎兵衛御代官所（市川代官所）八代郡湯奥村・佐野村弐ケ所、巨摩郡鳴島村・大城村弐ケ所、この四ケ所ハ遠見番所ニ付判鑑不入。と書かれ古関の関所は市川代官所の支配下にあった。

甲斐山梨、八代、巨摩郡所之関所定書（石和代官・小宮山杢之進）には古関関所定として次の文書がある。

古関定

一、御定之番人昼夜おこたりなく勤番可仕事。

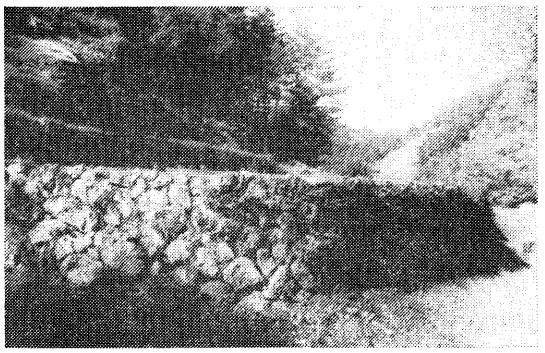

口留番所跡（古関地内）

一、朝六ツ時御番所扉開、晩六ツ時〆可申候、夜中猥ニ往来させ申間敷候、断り次第聞届可通候。

一、鉄砲出入共掛等（代官）証文にて可通事。

一、御国中より他国へおもむく女有之者是又我等共証文ニ而可通事。

附。御直参之面々罷通候節為持鉄炮之儀は当人ニ断次第聞届可相通候、大員数承届後日ニ役所江書付可差出事（文化三年八月）

一、何者によらず急用として御番所江参懸りならびに疑敷様子のもの有之ハ留置府中江注進可致事。（陣屋江可注進事）

一、士民僧侶ニ限らず、様子のあやしき躰ニて大勢相伴ひ、御番所を通らバひそかに人を附て見送らせ、府中江（陣屋江可注進）注進致し且又御国中之者大勢相伴ひ御番所ニ参りかからバ是ヲ押へ留置、早速府中江注進可致事

附、手負人同断之事

一、女往来之儀東西河内領者其所ニて名主証文ニ而可通之其外ハ我等共証文ニて可通之、尤身延山久遠寺会式に女参詣ハ先規の如く久遠寺末五ケ寺の証文に而可通事。

一、当国中境外によらず物惣の聞ありて往来の人繁く其外疑敷様子あらば早速府中江注進スヘし、勿論騒動之節ハ大切ニ御番所ヲ守り加番人等之儀常可示合事。

一、御番所近辺山林幽谷之内、人畜によらず、疑敷者有之バ早々府中江可致注進事。

一、大風雨地震等の時分別而不可致油断万一御番所ノ扉並御番所破損ニ及ブニおいては御番所の内外つかり御番所ニ居昼夜是を守り、早速其趣府中江可致注進尤其節ハ加番人を出し可申候。

一、御番所火の用心随分大切ニ念を入るべし、若し近辺火事有之時分ハ、一番組の者早速馳セ参じ御番所警固スヘし、若可防方便於無之番人以下御道具ニ附添近辺を立離べからず。縦令番所焼失ニ及共御番所近辺不可離事。

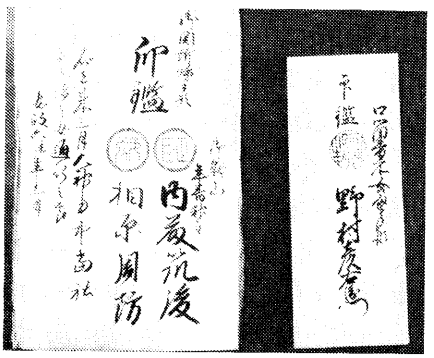

口留番所女通行手形（古関区蔵）

一、御番所道具取扱大切ニ念を入るべし毎年甲府中（陣屋）より其改を受紛失無之様可致候事。

一、誰人によらず御番所ニ宿すべからず、親類縁者たりというとも制外江通べからざる事。

一、御関所近辺間道有之ハ私ニ往来有之由是を聞付ニおゐてハ早速人ヲ遣し見届させ府中江可致注進事。

右条々堅可相守者也

享保九年

以上のように関所の開門閉門の時

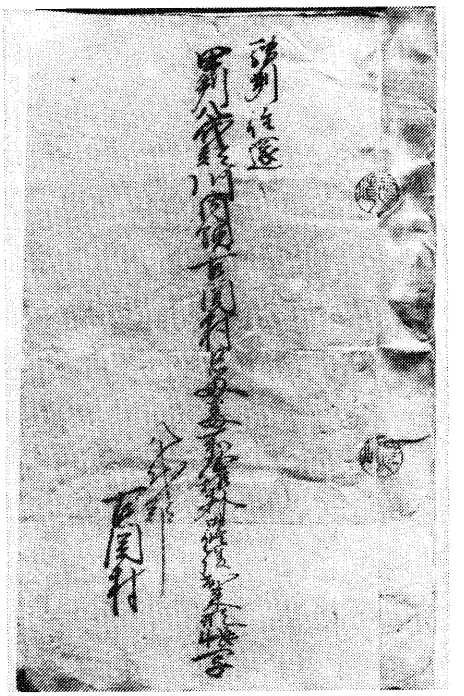

口留番所修復に関する文書（古関区蔵）

刻から鉄砲・女人の出入り取りしまり、通行人の調べ大風雨、地震等の災害時における勤務、火の用心、番所諸道具の取扱方法などこまごまと規定された関所定書である。これによって当時の関所がどのように運営され通行人はどのように管理されていたかがうかがい知ることができる。

特に鉄砲と女の出入りは厳重な取り締まりが行われ前記「定」にある通り役所の発行する手形か所名主または寺参詣等では寺の証文がないと通行は許可されなかった。

古関番所の構造と備品

古関番所の構造や備え置くべき品々については、以下に示す二つの番所修理に関する古文書から知ることができる。

古関番所の修理については、現在古関区に「修復目論見帖」が文化元（一八〇四）年十一月分として残っている。この目論見書によると、

番小屋＝二間に三間半、七坪、大工六十人、屋根職十六人、人足五十人、
御　門＝高さ一丈、開き九尺、栗材一尺に八寸角で一丈三尺、大工四人、人足三十五人
矢　来＝延長二十四間、栗材百九十二本、長さ八尺五寸、四寸角大工二十人、人足二十人、手間五十人、

これだけの費用を名主勝右衛門以下長百姓その他連名で市川御役所に届け出ている。

この関所の規模は大体これを標準とするものだが、修復に際しては現地で人足を調達し代官所に報告していた模様である。

関所の修理については、文化三年、同十二年、文久二年にもそれぞれ修理がなされたようで、その度に目論見書を出しては市川代官所から予算をとっていたようである。

駿州往還
甲州八代郡川内領古関村口留番所屋根其外
修復出来形帳写
八代郡　古関村

八代郡川内領古関村

高百九拾八石八斗壱合
一、口留番所屋根葺替　但梁間弐間
　　桁行三間　壱ケ所
此屋根平坪六坪
　外ニ壱坪　弐間ニ三尺葺下庇之分右入用
　萱六拾三束　四尺打違　屋根葺
　　五尺縄〆
　是ハ番所屋根并葺下共七坪但シ壱坪九束ニ遣積り
唐竹百拾八本　目通り弐三寸廻り此山木竹　葺押竹
代永八拾九文弐分　但し拾本永七文五分是ハ右同所二十壱坪拾七本つゝ
此山竹葺押ニ遣候積り
同竹拾八本　目通り五六寸廻り
代永九拾文　但し壱本永五文

是ハ六本ハ屋中竹四本ハ折廻八本ハ棟行ニ遣候積り
竹簀拾枚半　長六尺横六尺　屋根受
代永八拾壱文九分　但し壱枚永七文八分是ハ屋根庇共七坪二十一坪壱枚半つゝ　屋根受ニ遣候積り
縄百五房　弐拾尋廻り　但し拾房永八文六分代永九拾文三分
是ハ右行平壱坪拾五房つゝ遣候積り
屋根葺拾人五分
是ハ右同断平壱坪壱人半つゝ積り
人足弐拾人
是ハ屋根葺手伝并足代仕立取払共一式
畳八畳　但し錬緑無椽麻共壱畳永百文代永八百文
是ハ年来相立折腐候ニ付取替候積り

一、口留御門御修復　但高壱尺
開九尺　壱ヶ所
流五尺

右入用
栗木弐本　長壱丈三尺但し巾九寸厚六寸門柱
代永百三拾六文　但壱本永六拾八文
是ハ打腐候ニ付取替え積り
同木壱本　長壱丈巾六寸厚五寸　地復
代永拾五文
是ハ右同断
同木壱本　長壱丈巾九寸厚五寸　冠木
代永五拾弐文
是ハ右同断
同木壱本　長壱丈壱尺巾五寸厚四寸　棟木
代永弐拾壱文
是ハ右同断
同木弐本　長壱丈三尺巾三寸五分角　桁木
代永弐拾六文　但壱本永拾三文
是ハ右同断
同木三本　長九尺巾四寸厚三寸　梁木
代永二十七文　但壱本永九文
是ハ右同断
同木壱本　長三尺五寸角　中組木
代永五文弐分
是ハ右同断
同木弐本　長壱丈三尺末口三寸　株桁木
代永弐拾文八分　但壱本永拾文四分
是ハ右同断
同板六枚　長五尺巾壱尺厚六分　目板
代永三拾九文　但壱枚永六文五分　外ニ壱枚古枚用
是ハ右同断壱枚四ツ割中八枚メ行平拾弐枚つゝ両平四枚ハ両妻方
松板弐拾四枚　長五尺巾壱尺厚壱寸　屋根板
代永三百拾弐文　但し壱枚永拾三文
是ハ右同断屋根片側拾三枚つゝ両側分
同枚弐枚　長五尺巾壱尺厚壱寸　両破風板
代永弐拾六文　但し壱枚永拾三文
是ハ壱枚扉割二四枚ニメ左右破風板ニ遣候積り
栗木四本　長壱丈三尺巾壱寸五分厚弐寸　目板押木
代永三拾壱文弐分　但し壱本永七文八分
是ハ門片側弐本両側目板押ニ遣候積り
杉木壱本　長壱丈四尺四寸角　門笠木
代永弐拾六文
栂木四本　長七尺三寸角　扉笠桟
代永四拾弐文　但壱本永拾文五分
是ハ扇弐枚壱枚弐本つゝ笠桟遣候積り
同木六本　長五尺三寸角　同横桟
代永三拾五文四分　但壱本永五文九分　外ニ四本古木用
是ハ扉弐枚壱枚三本つゝ横桟ニ遣候積り

松木拾四挺　長七尺巾三寸厚壱寸　同格子桟
代永五拾四文六分　但壱本永三文九分
是ハ扇弐枚壱枚七本つゝ格子ニ遣候積り
同弐本　長壱丈五寸角　両袖柱
代永弐拾六文　但壱本十三文
同木四挺　長六尺五寸厚弐寸　両袖貫木
代永弐拾三文六分　但壱本永五文九分
是ハ片側壱挺つゝ長之内弐寸五分つゝほぞ入之積り
杉木弐本　長七尺巾三寸五分厚三寸　同棟木
代永拾三文弐分　但壱本永六文六分
是ハ片側壱挺つゝ遣候積り
同木四本　長七尺巾三寸厚弐寸　同桁木
代永拾五文弐分　但壱本三文八分
是ハ右同断
同木弐本　長七尺巾四寸五分厚三寸　同笠木
代永拾七文　但壱本永八文五分
是ハ右同断壱本つゝ両袖仕立木ニ遣候積り
松板拾六枚　長三尺巾壱尺厚壱寸　同屋根板
代永百六拾文　但壱枚永拾文　外ニ拾弐枚古松板用
是ハ両袖屋根片平七枚つゝ四坪分
栗木板八枚　長三尺巾壱尺厚六分　同目板
代永四拾文　但壱枚永五文
是ハ四ツ割三拾弐枚ニメ片平六枚四坪之分
三寸釘五百弐拾四本　但百本永五拾文
代永百六拾弐文　外ニ六拾本古釘用
百六拾八本　門屋根板弐拾四枚　破風板四枚合弐枚八本壱枚六本打
八拾四本　扉笠格子拾四本壱本六本つゝ
百七拾六本　屋根目板両妻共弐拾八挺両袖屋根板拾六枚合四拾四枚壱枚四本つゝ
九拾六本　両袖目板両妻共三十弐枚　壱枚三本打
五寸釘四拾本　目板押木四本壱本拾本打
代永三拾八文四分　但拾本永九文六分
八寸釘七本　門笠木より棟木江打
代永拾弐文五分　但拾本永拾七文九分
七寸釘八本　両袖笠木より棟木江打
代永拾弐文五分　但拾本永拾六文九分
鎹拾六挺　長爪木五寸
代永百弐拾四文八分　但壱挺永七文八分
是ハ扉笠桟四本　壱本四挺打候積り
三ツ道具柄樫棒三本　長九尺三寸五分通り
代永四百五拾文　但壱本ニ付永百五拾文
是ハ年末相用修復等相成候ニ付取替
三ツ道具鉄物
代永八百三拾七文
大工三拾人
是ハ門扉其外一式ニ遣候積
人足三拾八人五分
是ハ大工手伝其外一式ニ遣候積り
矢来延長弐拾四間
内長九間北之方長拾五間南之方
是ハ前同断同人支配之節御修復被仰付候処年来相立木品悉折腐及大破ニ建替ニ被仰付度旨願出候間手代差遣同心不為仕候処申立之通り相違無御座候間建替被仰付候積り
右入用
栗木六拾三本　長九尺末口三寸五分　矢来木
代永六百三拾文　但壱本永拾文
是ハ北之方矢来長九間之処壱本ハ柱江取付除之土台付間ニ送り八本つゝ之積り
同木百五本　長六尺末口三寸五分　右同断
代永八百四拾文　但壱本永八文

是ハ南之方矢来長拾五間之処壱本門柱江取付除之土台付間ニ送り八本つゝ之積り

同木七本半　長弐間巾五寸厚四寸　土台木
代永百八拾三文七分　但壱本永弐拾四文五分
是ハ右同断長拾五間之処土台木ニ遣候積り

同木弐拾弐本　長八尺末口三寸　和杭
代永弐百六拾四文　但壱本永拾弐文
是ハ右同断南北長　四間弐本ハ門柱ニ取付除之間ニ壱本根入三尺

松木弐拾四挺　長弐間五寸　巾四寸　厚壱寸　貫木
代永百九拾六文八分
是ハ右同断弐拾四間之処弐通つゝ壱通り五寸之積り

五寸釘四拾五本
代永四百弐拾弐文四分
是ハ矢来一式ニ遣候積り

人足拾弐人
是ハ大工手伝古木片附共一式に遣候積り
右寄

永七貫八拾壱文三分
葺大工拾人五分　但し飯料共壱人永三拾弐文

大工五拾四人
賃壱貫八百九拾文　但し飯料共壱人永三拾五文

人足七拾人五分　但し同　永弐拾四文

合金拾壱両永百七文三分
外ニ金壱両永三拾弐文七分

右ハ当御代官所甲州八代郡川内領古関村地内駿州往還口留番所并ニ口留御門矢来御普請之儀及大破候ニ付其段御訴奉申上候処御見分之上可成丈ケ訴相減御入用不相嵩様精々御吟味之上古木相用先格仕来ヲ以御目論見御伺被成下候処御下知相済御修復被仰付候処私共付添書面之通り御普請丈夫ニ皆出来仕尤右御用中御非分之儀毛頭無御座候依而之出来帳差上申処如件

天保六未年三月日

甲州八代郡川内古関村
百姓代　次左衛門㊞
長百姓　次郎左衛門㊞
名　主　勘左衛門㊞

山口鉄五郎様
御役所

前書之通り相違無之もの也
未三月　市川
御役所御判

右之通写書上候処相違無御座候　以上
文久元年
酉七月　日

古関村
名　主　茂平次
長百姓　伝兵衛
百姓代　源左衛門

市川
御役所

○古関番所の規模

古関番所の番人数、規模、備えておくべき品については次の文書によって知ることができる。

林金五郎書留　口留番所一件
口留番所覚帳
甲府より九里
一、八代郡河内領古関村
村役百姓番人弐人つゝ
・番所　弐間　梁三間
・門　高九尺　門九尺
・左右柵高七尺五寸　右拾四間　左六間
・置物　突棒　指俣　鋲(もり)壱本宛　棒五本　本縄　早縄　壱筋つゝ

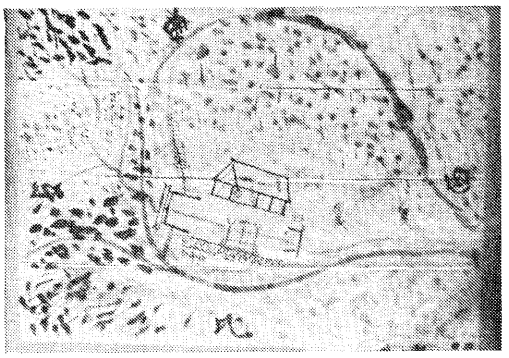

古関口留番所絵図明治３年（古関区蔵）

○古関番所の番人、普請、高役免除について

番人の人数、高役の免除、関所の普請、通行人の管理等については次のような二つの古文書から知ることができる。

甲州駿州富士郡え出口甲府道法九里
同国同郡東川内領
古関村
番人　百姓弐人

一、口留番所壱ヶ所
右場所の儀、往古相立之段申伝而已ニ而、中絶致居候処、六拾六年以前、宝永二酉年松平甲斐守領分に相成候節、番所有之宜場所之者に而同国山家村に有之候番所を引移し相建、番人之儀は、古関并隣郷釜額中ノ倉三ヶ村高役免除を申付、御料所に相成候而も諸事先格通を以、高役免許被仰付来、外御給米等は不被下候

一、右場所敷地の儀は、番所相立候節より、高六升九合高内引に相立来候

一、門番所矢来等甲斐守領分の節は、領主入用を以、普請有之候に付、御料所に相成候而、度々御入用御修復の儀相願候共、難相立旨先前御代官申渡自普請に仕来候。

一、右場所取メリ勤方の儀は、鉄炮女出入相改、甲府勤番支配并御代官手形を以、相通何物によらず、疑敷ものは相糺、諸荷物等怪敷相見候得ば相改、其外何事によらず怪敷筋の儀有之候得は、早速支配役所江申出候儀に御座候

同国同郡東川内領
古関村

村高九拾四石七斗七升八合

一、口留番所壱ヶ所　番人百姓弐人

一、番人御給米無之、高役免除被仰付、百姓弐人に而御座候

一、米五升七合　御伝馬宿入用

一、米壱斗九升　六尺給米

一、永弐百三拾六文九分御蔵前入用

一、番所敷地高六升九合高内引に相立来申候

（注）高役とは石高に応じて賦課された臨時の課役、おもに普請などの土木工事に徴収された役夫、金銀をいう。

また関所（番所）には特定の手配人の取締りも命ぜられ、関所の指図に従わない者は打ち捨てても良いとの達しなどもあったようで、市川御役所より古関の役人に示された文書に次のようなものがある。

毛利大膳太夫家来並分知家来共、印鑑之有無ニ不抱御関所関門等入出等いたし候もの有之候ハヽ取押可申聞、若手餘候ハヽ、打捨不苦候間、其段可相届旨和泉守殿被仰渡候事。

右之通江戸表より御達有候間可得其意もの也

慶応四年八月六日

市川
御役所

河内
古関村役人

○番所通行人報告

番所通行人の報告については次のような古文書も見られる。

甲州より駿河富士郡江出口

一、口留番所　壱ヶ所

甲州八代郡本栖村

右番所の儀、富士川満水の節、尾張殿御家来紀伊殿御家来稀に罷通り、持鑓壱本ツヽ有是候處其人之断に而名前等承届通り来、其外是迄、武具為持通候もの一

向無之由、尤御直参の向々并諸家中共持道具之儀ハ、其人之断に而、相通追而、名前道具員数等支配役所江相届候筈、勿論不依何事に疑敷儀は、相改候儀に而、右の外鉄炮道具、御支配御代官の断、無之候而者、不相通定に候處是迄、右当所武具通懸り候儀一切無之由に御座候

甲州駿州富士郡江出口
一　口留番所　壱ヶ所
甲州八代郡東川内領
古関村

右番所の儀、前書弐ヶ所同様の定に候處、是迄武具通懸り候儀、無之由に御座候。

○江戸末期の関所

戊辰の戦争は慶応四（一八六八）年正月三日、政府軍と幕府軍が鳥羽、伏見で戦端を開き、ここから戊辰の戦争は始まる。新政府の指示にも従わず反乱は各所におこった。なかでも三月六日新選組隊長近藤勇等は、甲州勝沼で政府軍と戦い甲斐全土に争乱の恐れが生じたので、政府軍甲斐鎮撫府司令は甲斐の関所をそれぞれ政府軍によって固めた。次の文書によって古関の番所が彦根藩、高島藩によって警護されたことがわかる。

「明治元年五月国内騒擾、脱兎襲来ノ儀難計ニ付、臨時諸藩ノ出兵及護衛隊、護国隊等ヲシテ四境ノ関門ヲ固メシム、沼津藩ハ鰍沢、上黒駒、山中ノ三ケ所及勝沼上野原両所、中津藩ハ川浦、上小田原ノ両所人数六十六人ヲ以テ厳衛セシム、又高島藩ハ古関、肥後藩安田源之丞ハ武州八王子表掛川藩差添ヲ命セラレ、真田信濃守家来綿貫泰蔵壱分隊ヲ以テ黒駒ニ屯ス、芸州藩モ亦山中ヲ警護ス、六月八日彦根藩、高島藩ニ替リテ古関ヲ守ル」

として古関の番所は戊辰の戦い中はその警護が厳しかった。

古関の古老の話によると、明治維新のころ、古関の番所を守るために南部、諏訪、彦根等の藩の家来が二十人ぐらいずつ出張してきて調練していたことを聞かされたという。

関所廃止

明治に入り新しい時代は関所の必要を認めなくなったので、明治新政府は次のような行政官布告を通達し、関所もその機能を終わったが、古関の番所はそのまま差置き往来の旅人は取調べることなく、諸品のみ改めたようである。

今般大政更始四海一家之御宏被為立候付、箱根始諸道関門廃止被仰出候事
明治二年　正月
行政官

右之通被仰出候付、当国四ヶ所出兵之分モ被差止候共、口留番所之儀者都而先其儘差置候間往来ノ旅人改方者不致、諸品而已相改若怪敷体之者徘徊致訳慥而異変之儀及見聞候得者、神速注進可改者也
巳二月二十四日
市川御役所

明治五年関所が閉鎖されるまで、村人たちは二人交代で出役し、その役割を果たしてきたものだと伝えている。出役した扶持をもらう代わりに村に課せられた高役を棒引きにしてきたものだということである。この関所は、宝永二年に復活したものであるが、最初はいつの時代に置かれたものかは、文献もなくわからないが古老の説によれば、国主武田信虎（信玄の父）が信玄によって今川氏へ追放された時、にわかに出来たものだという。父追放後、信玄は信虎の再侵入に備えて駿河に通ずるすべての街道を完全にしゃ断したことは、諸種の文献も伝えていることから、このことはかなり信ぴょう性のあることであろう。

関所の廃止後、二間・五間くらいの大きさだった番小屋は、二円で民間に払い下げられて、民家に改造されたと古老は語ってくれた。

三　江戸時代の交通と助郷

江戸時代、幕府はその重要な交通政策として駅伝の制を確立し、諸街道に宿駅を特定してこれにあたらせ、伝馬人足の補充的役割を果たさせるために宿駅近傍の農民を動員し、人馬継立ての仕事をさせた。この課役を負担させられた郷村を助郷あるいは助郷村といい、またこの課役そのものを助郷役とよんだ。（俗に御転馬または御伝馬役ともいった。）類似の制度は江戸時代以前にもあったが、この時代になって最も制度化し、また交通量の増大にしたがって極めて大きな社会的経済的影響を及ぼし、近世農民の疲弊の一大原因となった。

それは前記のように各宿近傍の村々を附属助郷に指定し、いずれも高一〇〇石につき馬二疋人二人を割り当てることを基準とした。助郷役は村の助郷勤高に応じて、村の責任で提供する義務をもつ強制的な夫役であった。もっとも強制的とはいえ、全く一方的な労力提供ではなく一定の賃金は支払われたが極めて低い賃金であった。この課役は強制的ではあったもののそれ程の負担でもなかったが次第に苛酷化し、後には宿駅の補充どころか、かえって助郷の方が主役となり、宿駅の疲弊救済のため種々の名目でその負担が軽減されるのに反して、助郷はますますその負担か重課され、その課徴範囲も広範に及んでいった。すなわち創始当初はわずかに周辺二三里程度であったものが次第に拡大され、ついには一〇里四方にまでも及んだ。これは往復の日時を含めれば一役ごとに前後数日を費さざるを得ないことになり、その負担は一層増大した。このような遠距離出役は出労不可能のものとなって、ついに金納をもってその代替えをした。この金納による負担は助郷村々に疲弊をもたらし農村を苦しめた。その上参勤交代その他交通需要の大きい時期が農村の農繁期と重なったので、農村へ及ぼす影響は甚大であった。そのため困窮した農村では代助郷願いと称して、他村を一時期に指定しての休役嘆願または課役の免除願いが次第に多く出されるようになったが、全く顧みられなかった。そのため明和元（一七六四）年十二月末から翌年正月にかけて上州から武蔵辺に展開した大一揆のいわゆる「伝馬騒動」は、助郷役重課反対に立ち上がった農民一揆で、助郷農村を守る非常手段とも思えた。この助郷反対の農民闘争は以前から発生していたが、この明和の伝馬騒動をきっかけにして、助郷重課反対、助郷拒否などの農民闘争は激増し、しかもそれは全国規模で広がっていった。「村々必至と困窮相募」「此儘罷在候ては一同及退転候外無之」などの切実な訴えともなり、「乞食にも相成」という叫びともなって燎原の火のごとく広まっていった。

この実態は当時の下部町にも例外なく見られることであった。

助郷についての御訴訟

当時三沢村からも助郷について市川代官に対し、次のような訴訟がなされている。

御訴訟

一、乍恐申上意趣は三沢村之儀往還之御伝馬頭ニ而御座候ニ付、前々より郷村御奉行様御代官様御通被遊候節は岩間組之内三沢村組下樋田村、車田村、切房木村、道村以上四ヶ村より人馬三沢江寄合、御伝馬相勤申候所ニ御本丸様御領内ニ罷成候而より以来御代官様御通被遊候節、右四ヶ村より人馬一圓出し不申居村計ニ而御伝馬相勤申候御事

一、御代官様岩間より黒沢村江御立被遊候節、組中より人馬寄合御伝馬相勤申候、是にも三沢村之人馬脇村なみに罷出黒沢迄之御役相勤申儀、迷惑ニ奉存候三沢村を御通被遊候節も近年脇村之寄馬は出し不申一村計ニ而賄申儀難儀に奉存候御事。

一、三沢村之儀は御伝馬頭之場ニ而御座候ニ付、万端御役重ク御座候所ニ御代官様岩間村ニ御留り被遊候節、御宿掃除人足砂付馬竹松葉なわ其外日役並賄人迄岩間村へ相勤申儀、三沢村ヲ通被遊候節御伝馬ニ指合何共迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ三沢組一組御立ニ成被下候ハヽ難有可奉存候御事。

右之条々被聞召分ケ御下知奉希候　以上。

貞享四年

卯八月　　河内領三沢村
名主　重右衛門㊞
組頭　市右衛門㊞
同　吉右衛門㊞
同　佐兵衛㊞
同　八良右衛門㊞
同　市兵衛㊞
同　市良兵衛㊞
惣百姓　㊞

御代官様

以上の願いごとを要約すると

一三沢村は往還の御伝馬頭で、御奉行様、代官様御通行のときは、三沢村組下の車田、樋田、切房木、道以上四ケ村から三沢村へ寄合い御伝馬を勤めてきましたが、御本丸様の御領内になってからは御代官様御通行の節、右四ケ村は人馬を出さず、三沢村だけで伝馬役を勤めています。

一御代官様が岩間より黒沢へおいでのときは、三沢村も脇村なみに人馬を出し伝馬を勤め迷惑していますが、三沢村をお通りのときは近年脇村からは寄馬もなく三沢村だけで勤めています。大変難儀です。

一三沢村は御伝馬等でいろいろな役目が重くなっているところへ、御代官様が岩間村に御留りのときは宿の掃除人足、砂付馬、竹松葉縄その外御日役賄人まで岩間へ勤め、三沢村をお通りの時は出役しなくてはならず大変困ることなので、ぜひご慈悲で三沢村が立っていけますようお願いいたします。

という願いである。江戸時代は代官等の通行にかかわる助郷制度は村の大きな負担となり、どんなに人々の生活を圧迫してきたことか、このままでは三沢村は立っていけないと切実な訴えが出されたように、助郷制度は各村々の深刻な問題であったので、それに伴う改善を願っての御訴訟文など数多く見られる。

また同じような問題では、波高嶋村外拾八ケ村より、新規に助郷が増加されないことをも願っての確認書ともいうべき申上げ書が発見されている。

乍恐以書付奉申上候

八代郡波高嶋村外拾八ケ村惣代波高嶋村長百姓丈右衛門上八木沢村同利兵衛奉申上候、年々駿府御目付様鰍沢河岸より御乗船ニ而下山村泊り翌日同村より身延山大野江御巡見被遊大野村より御乗船定例ニ御座候得者天保四巳年以前迄者私共組合村江者人足觸当一円無之、同年より新規ニ觸当有之旧例之段相改候へ共押而觸当候ニ付奉出訴候処、夫々御取調之上、今般被仰聞候者御荷物之儀先例仕来之通船積相成候様御目附様江御掛合被成候段被仰聞然上者東河内領船共組合村々之義先例之通人足壱人も差出不申候而も御通行御差支無之旨被仰聞乍去万一大風雨ニ而南部村迄御陸路被遊御通行、猶又御荷物不残陸路継立ニ相成候節者私共組合村々ゟ百名ニ付人足弐人宛差出助合候様是又被仰聞先例ニ者無之候得共、御直様理解シ御趣意難黙止承知奉畏候　依之此段奉申上候　以上

天保十三寅年八月

拾九ケ村惣代
波高嶋村長百姓　丈右衛門
上八木沢村同　利兵衛

市川
御役所

以上を要約すれば、年々駿府様御目附様が御通行になっても、天保四年までは私共組合村々へは人足の御触れもなかったが、同年よりは新規に改めたといって押して触れ当てたので、御出訴申し上げた。調べの結果、御荷物は先例の通り船積みするということで御目附様の同意を得たので、東川内領からは一人の人足も出さなくともよい、しかし万一大風雨の時は南

部まで陸路を行かなければならない。また荷物までもが陸路を行く時には、私共組合の村々より百名について二名の人足を出して、助け合うことで御許しをいただいた。先例にはないことだが事情黙止しがたく承知致します。

○下部町における助郷と、助郷にかかわる村対村の争い

幕府の役人等通行の際における助郷制度は、村々にとっては大変な負担となったので、助郷勤高については村対村が鋭く対立して争議に及び、ついには訴訟にまで発展し奉行の判定を受けることすらあった。

助郷には、定助郷、大助郷、代助郷、加助郷の別はあるが、大助郷は行列人数が多く御用人馬が不足している場合に、臨時に出役する地域である。下部地区及び瀬戸、根子部落は下山宿の大助郷であり、久那土地区、大磯小磯部落は八日市場、切石、時には岩間宿の大助郷であった。駿州代官通行の折でも下山宿へ出役、人足百九拾六人、馬弐疋の御触れであった。人足の中には正人足、詰人足、触人足の別があり、正人足には賃銀が支払われたが、多くは村入用夫銭の中で計算されたので、村々の大きな負担となって村の疲弊の原因ともなった。そのために人馬の触当てについての争いは各所にあった。これもその一例である。

この訴訟人は下山村名主喜代平外二人であり、相手方は根子村外拾八ケ村である。この事件の経過はおおむね次のようである。

この件については、天保十四年には次のような内容によって既に解決済みであった。すなわち、「天保十四年卯年高山又蔵様御役所吟味ニ而精々御利害被仰聞奉承伏候」とあり、訴訟方並びに定助郷人足六拾五人の内、高掛人足弐拾八人、残り人足三拾七人及びその余りの者は、御触れに応じて壱人三人懸りの積りをもって、東西河内領の大助郷へ触れ当てる。また東西河内領大助郷村々では、隔年に人足拾五人あて下山宿へ詰めさせ、正人足の積りをもって賃銀を払う。風雨などで船越し船積みができない時には、波高島、上下八木沢、帯金へ臨時に触れ当てる。また雇揚人足をする場合には、根子村外拾八ケ村の大助郷村々が高割りをもって賃銀を支払うことになっていた。ところが行列に多くの人足を要したことから、たまたま弘化弐巳年九月高山又蔵代官の折訴訟をおこし、同三年田村伊予守奉行所において熟談内済となったものである。

駿州代官池田岩之丞が信州へ御通行の折り、人足拾弐人、馬弐疋の御触れが出たので、賃馬弐疋は下山村より出し、御触れ人足は弐人懸りの積りをもって、都合百九拾六人の人足に対して、話し合いの通り下山村では三拾六人を差し出し、残り百五拾九人は割合触れ当て通り東西大助郷村々より詰めさせた。相手方では壱人は壱人にて継ぎ立て、残りの御触れ人足は壱人三人懸りの積りをもって割り当てるという済口であるので、たとえ差しつかえがあっても詰め置く人足を使用してはならないと言い張り、結局下山村では男女の人足まで出して身延山まで継ぎ立てた。

天保十五年九月には、駿州の大目附大久保長門守御通行の節は、下山村では話し合いの通り人足を差し出し、大助郷村々より差し出すべき人足は、御役所様より郡中惣代之買い揚げ人足を仰せ付けたというもので、問題はますます大きくなったが、弘化三年奉行田村伊豫守の時次のような条件で双方が納得した。

「下山村并助郷人足六拾五人之内高掛人足弐拾八人引残三拾七人有之候ニ付御触当三拾七人迄者下山村並定助郷弐ケ村ニ而相勤其餘御触有之節者東西大助郷村々江触当候得者聊無差支罷出御用大切ニ相勤可申其餘者同年済口証文之通相心得」

と結び解決した。つまり下山村並びに助郷人足六拾五人之内、二八人は石高に応じて賃銀を支払う人足であり、残る三七人は下山村並びに定助郷二ケ村で差し出す。それ以上人足が必要の場合は東西川内領大助郷村々へ触れ当てるという内容で了承した。このように熟談相整いました。これも御威光の御儀と有難く存じます。従って右の一件については重ねてお願い事などいたしません。御慈悲をもって御取調べはこれまでにしてお下げ下さ

いますよう、連印をもってお願いいたしますという内容である。

乍恐以書付内済御吟味下奉願上候（清沢村蔵）

当御代官所甲州巨摩郡下山村名主喜代平外弐人相手同国八代郡根子村外拾八ケ村江相掛難渋出入弘化二巳年九月中高山又蔵様御支配之節承出訴相手方ゟも返答書差出御吟味中之所、訴者共一旦御支配之御吟味相拒候ニ付同三午年三月、久須美佐渡守様御奉行所江御差出ニ相成当時田村伊豫守様江御引渡ニ相成御吟味中之処、御支配御役所之御吟味相拒候段心得違発明いたし御吟味下相願訴答一同帰国之上御吟味中之処掛合之上、夫々事柄相分熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候。

一、訴訟方申上候者従前駿府御目附様其外御用人馬継立仕罷在候処大助郷根子村外拾八ケ村之もの人足差出高之儀、右村々惣代を以、天保十一子年其節之御支配小林藤之助様御役所江訴上及出入高山又蔵様御役所御引渡相成御吟味之処御通行之節者御出役有之御差支無く様御差図被成下候旨精々御利害被仰聞一同奉承伏訴訟方並定助郷人足六拾五人内高掛り人足弐拾八人残三拾七人其餘之分者御觸ニ応じ壱人三人懸りの積ヲ以東西大助郷之村々江觸当、陸路御通行之節者無差支様人足差出且亦大助郷之村々ゟ隔年人足拾五人宛下山村江相詰可申尤東川内領者、正人足差出積を以拾五人丈賃銀以来之外共相渡勿論風雨等ニ而差掛り御荷物舟積難相成節者波高嶋上下八木沢帯金村江觸当正人足無差支様差出若川支等ニ而船越不相成節者雇揚人足仕根子村外拾八ケ村高割を以賃金相払可申尤前夜御泊江村役人之内壱人相詰罷在万一御差支有之節者御出役様之御差図を請御差支無之様可仕筈、示談内済行届同十四年四月中済口証文奉差上ケ跡部能登守様御奉行所江御伺中之処同五月五街道御取締して御朱印並御証文人馬御觸当有之　御役人様方御通行御



安政２年御吟味下願の一部（清沢区蔵）

座候節も当村方觸当通大助郷村々ゟ人足指出八日市場まで御継立仕殊ニ其節人馬遣方之儀御糺有之　御目附様御通行之砌者、前後村々同様　御触壱人江弐人添江積を以御継立仕候旨奉申上置候　然ル処同年御目附、市橋内膳様九月十一日甲府御発駕　当村御泊翌十二日、身延山、大野山御巡見、夫ゟ南部村御泊り之趣ニ而御觸人馬者、御朱印馬五疋、人足五拾弐人其外重キ御真筆入御用物人足八人、右者御奉行様ゟ別段宿村々江御觸有之候儀候処、右御觸人馬之内五拾弐人者、南部村迄五拾丁壱里ニ而、凡四里拾五町之山坂嶮岨之難場、殊ニ大野山、御巡見有之、夫ゟ南部村江御越ニ而里程凡六里余之御継立ニ付、壱人之御觸者、済口証文之通三人懸り御用物人足者御觸壱人弐人懸り御朱印馬五疋者、宿方継立之積、尚又駿府御代官池田岩之丞様御検見、為御用信州表江御通行有之同日当村御泊ニ而人足拾弐人、賃馬弐疋之御觸ニ付、馬弐疋者訴訟方ゟ差出、切石村江御継立尤近場ニ付、御觸壱人者弐人懸を以、都合人足百九拾六人之内三拾七人、済口之通訴訟方ゟ指出、残百五拾九人者、割合人足觸当通、東西大助郷村々ゟ為相詰置候得共、先出入惣代波高嶋村丈右エ門、重立上八木沢村清右衛門、常葉村太兵衛申候ニ者、訴訟方人足者、御觸当壱人を壱人ニ而継立可致、残御觸人足を壱人三人懸りニ大助郷一躰江觸当可致候右ハ済口証文ニも其餘之分者壱人三人懸り之積を認メ有之候儀ニ付、従令御用差支相成候共、為相詰置候　人足を壱人多り共、決而継立不相成旨不当之義申張候ニ付右之もの共江御出役ゟ精々御利害有之候得共、全御用為差支当村方江難渋相掛候、存意を以何分承伏不仕、依之当村役人共江被仰聞候者、右始末之儀、進而取調可致間、最早深更ニおよび御出立際ニ相成、人馬差支候而者不容易儀ニ付、訴訟方村方ニ而勘弁可致旨被仰聞無是非村内男女共ニ而、身延山迄御継立仕候処、折節大雨ニ而中々難相勤無據、久遠寺召抱人足拾五人村々高割ニ而觸当候外ニ尚又波木井村人足五人、小田舟原村人足七人、南部村助郷相又村人足拾人、同横根中村人足拾人、同中野村人足弐拾人、相雇候処、早速右村々ゟ差出候ニ付、其節者無御差支南部村迄御継立仕、右入用当村方ニ而弁金差出置之処、向後右様之儀ニ而　当村方難渋者不及申御用人馬相継立差支相成候ニ付、同月中其段御利害奉願候処、右丈右エ門外弐人被召出、再応御利解被仰聞候得共、訴訟方村方人足者、御觸通壱人ニ而継立、其餘者壱人三人懸ニ而觸当可致趣キ我意申募り罷在内、同拾五辰年九月中、御目附大久保長門守様御通行ニ付当村方ニ而者、済口証文之通り人足差出其外　大助郷村々可差出分者、御役所

様ゟ郡中惣代、相又村藤助、三沢村幸右衛門江買場人足被仰付賃銭御渡被下置、弘化二巳年春方ゟ惣代之もの江猶又御利害被仰聞候得共、弥以承伏不仕候ニ付、根子村外拾八ヶ村役人銘々被召出御利害被仰聞度趣、奉願候処、波高嶋村丈右衛門、上八木沢村清右エ門、常葉村太兵衛上ノ平村嘉十郎、市之瀬村重郎右エ門ニ而取志きり村々御呼出之儀相拒ミ罷有又候、御目附様御通行御差支候ニ付、前年之通郡中惣代八日市場村牧平波木井村多郎左エ門江賃銭御渡被下買揚人足ヲ以無差支致、御継立候得共此上此同様之臨時御用出来候も難計　片時も等閑ニ難捨置殊ニ訴訟方村方之儀　前後継場之振合も有之、山坂嶮岨難渋之場所、其上南部村江者前願之通行程五十町壱里ニ而凡四里余有之実以御觸壱人を壱ニ而者、難継立儀相手村々之もの相弁居候得共我意ニ相募り候、波高嶋村丈右エ門、上八木沢村清右エ門、常葉村太兵衛ニ被相勤兎角訴訟方村方江難渋相掛候巧を以右躰勝手儘不当之儀而已申居殊ニ当村方之儀者、継前ニ引続度々証失ニ而近来別而一統難渋ニ相逼り御百姓相続方ニも差支、取継方奉御歎願茂与罷在候処右躰邪曲不当之儀被申募永々争論抱居候而者弥夥鋪失脚相懸御用人馬も難相勤次第ニ落入、誠ニ以難立行必至与当惑仕候間、右躰不当之儀不申立御用人馬以来無差支指出右卯年人足百弐拾九人雇揚賃馬割ヲ以出銀仕、当村江難渋不相懸様被仰付度段訴上且相手方ニ而者、駿府御目附様年々西川内領御通行被為在、御荷物継立方之儀下山村並定助郷粟倉、初鹿嶋同郡大助郷波木井門野大野小田舟原、清子、大城、小縄高住赤沢、雨畑、大嶋都合拾壱ヶ村並ニ訴訟方共拾弐ヶ村高千七百五拾石余家数凡千百五拾軒餘有之、右村ニ而従前御荷物継立来、然ル処、天保巳年九月ゟ私共組合村々江俄ニ人足觸当候ニ付右村方江罷越新規之事故難相勤段及断候処、累例ニ者不致、同年限人足差出呉候様達而無心申ニ付無余儀差出候処翌午年之儀ハ仕来り之通り右村ニ而相勤罷在、右巳年ニ事泥ミ尚翌年未年又候御通行間際ニ人足觸当来候間、難等閑相断候処、訴訟方役人共申候者、当日ニ至り定例村々江振替当候而者、難ニ間ニ合ニ候間、是非共差出呉候様無心申ニ付、実意ニ基キ差出候処、謀計相巧ニ相手方拾九ヶ村江隔年ニ觸当候付難捨置天保七亥年先前御支配、小林藤之助様御役所江　新規難渋之始末奉願上候処、一件落着不仕依之翌年子年中訴状認、御吟味奉願上候処、御調中御場所替ニ相成、高山又蔵様御役所ニ而尚御吟味中同十四卯四月示談内済仕候儀者、下山村並定助郷人足六拾五人内馬掛人足弐拾八人、残三拾七人其余之分者、御觸ニ応シ壱人参人懸り之積を以東西大助郷村江觸当陸路御通行之節者　差支無之様、右人足差出且又東西大助村々ゟ隔年人足拾五人づつ下山村江相詰可申候、尤東河内領之儀者、正人足差出候積りを以拾五人丈賃銀已来之分共、此度相渡、勿論風雨等ニ而差懸り御荷物、船積難相成節者、波高嶋村上下八木沢帯金村ゟ觸当正人足無差支様差出　若シ川支等ニ而船越不相成節者、雇揚人足ヲ以觸当根子村外拾八ヶ村高割を以賃銀相払可申候　尤前夜御泊り候村役人之内壱人相詰罷在万一御差支有之節者　御出役様御差図請差支無様可仕旨、示談仕済口証文奉差上候処、跡部能登守様　御奉行所江御伺中、五街道御取締御役人中様　駿州ゟ当国西川内領御通行有之相手方村々江人足觸当候間、人足差出置尤其節之儀者、下山村前後継場村々ゟも東川内領村々江觸当一統之儀ニ付人足差出置、其後風聞承り候得共、人足割合不相当之趣ニ付和田村長百姓重郎右エ門　上八木沢村同利兵衛、波高嶋村同丈右エ門　市之瀬村名主重郎右エ門右四人下山村江罷越、御先觸与並人足割合帳面見届候処、如案訴訟方ニ而可相勤高掛り人足其外、不相当之人足為差出置候ニ付篤与掛合および候処問屋喜代平並村役人一同申候者割違いたし候間、相違之分追而割戻し以来者御伺御下知之通取斗、不正人足觸当致間鋪候間　此度之儀者了簡致呉候様挨拶有之候ニ付任其意置御伺御下知之程奉伝候処示談之通御下知済之趣　同七月中被仰渡一同難有奉承知罷存候、然処同九月中御目附様御通行　御先觸人足五拾弐人　御上様御真筆御用持人足弐人夜ニ入候節者、提灯持人足六人且又駿府御代官池田岩之丞様　御荷物継立人足拾弐人、都合人足七拾弐人江弐人懸り或者三人掛り積立右之内ニ而訴訟方並定助郷人足三拾七人相勤候而者、三分一拾弐人三ト三リニ相成　天保度済口証文之趣ニ而者相手方御先觸人足之内三拾七人者勿論　拾五人都合正人足五拾弐人訴訟方ニ而相勤残御觸人足壱人三人懸り之積を以、東西大助郷村々江觸当、御荷物継立　差支無之様取計可致シ処、右様御觸人足江一図ニ弐人懸り或者三人懸りニ積立、内三拾七人相勤候而者、全訴訟方、勤人足不足いたし夫而已なら須、拾五人分、不遣立、右者訴訟方並定助郷人足拾七人、其余之分者与、差別有之依而者添人足之儀訴訟方人足者勝手次第為差添、大助郷者大助郷ゟ壱人弐人添之処私欲ニ泥ミ不相当三人足相手方村々江、百弐拾九人觸当候ニ付　村役人壱人づつ下山村江罷越、問屋喜代平外役人共江及掛合候処素ゟ謀意巧候もの共故、何とも不相熟、無據御出役様江右之段申上御聞済相成候得共、新長百姓源兵衛、重立、喜代平、茂兵衛、喜右エ門、重左エ門、儀右エ門東兵衛、文蔵、安兵衛儀

右体両度御伺御下知証文、相振候、取計いたし、相手方村々難渋相掛候ニ付其段御届可奉申上与存、組合村々出会仕居候処、彼等共ゟ訴上御差紙相附罷有前件御下知証文を以夫々御答申上候処、右証文ニ相当り至極尤之趣被仰聞御座候処彼是年跨ニ相成尚又辰春中ゟ訴訟方達変之者共江御利解奉願候処、不当之儀申募何分承伏不仕　依而翌巳年無余儀差出奉願上候処、源兵衛外右前之者共ゟ訴状不差上年月引延シ相拒ミ罷在、立入人等有之候得共、右者御伺済之儀付御裁許同様与相心得罷在候処、破談仕り　候段難心得其段訴訟人共江掛合方奉願是又掛合候得共弥我意不当之儀申張同七月中訴答一同被召出、御直被仰聞候趣訴訟方並定助郷人足三拾七人共ニ与歟並共与歟文字無之、依而者下山村々もの共申立難取用段被仰聞御座候上、宿許江引取相手方之者共者帰村被仰付候後、下山村々もの共、御利解之趣、定而奉承伏候議与奉存候処弥々増違変申募、実々ニ当惑之余り同年八月中不奉恐願久須美佐渡守様御奉行所江御歎訴奉申上候処、御引渡ニ相成帰村仕尚又右御下知証文相立候様、奉願上候処兎角邪欲不当之心底ニ而数年難渋相掛ケ右違変中辰巳二ヶ年、他村役人江買揚人足世話方被仰付候分訴訟方並定助郷人足不足之分者勿論、西川内領大助郷村々ゟ可差出分有之　全相手方村々ゟ可差出人足ニ者曾而無之　既ニ天保十四卯年之儀も人足差支之様仕成　身延山久遠寺召抱人足其他村々ゟ人足相雇、継立候由ニ候得共訴訟方並定助郷人足之儀者途中ゟ引取候風聞有之旁々以安心不仕然者相手方村々人足差支、右ニ而雇ひ人足又者、買揚人足其外継場山坂難所有之候趣を以品々申立候共以前

御諸候様方、両度御通行有之往還道与して　役引高等被仰付置候村々有之、何連茂相弁居道造等折々手入いたし聊ニ而も難所等無之儀者御存知被為在御座候、御儀之所　万端不当之儀申立数ケ年之間相手方村々江難渋相掛ケ加え、難渋出入抔与目安を以申立候儀、難得其意右村々役人之内古役本陣九左エ門並茂兵衛、喜右エ門、百姓代重左エ門等者御下知之趣相用候心得ニ候哉、又者訴状名前之者共而已ニ候哉、此儀難心得殊ニ先般御伺済ニ相成候、証文連印之もの共者勿論、其外変心之もの共、一同被召出御吟味被成下置度且臨時御用人足觸当之儀者、西川内領継場村々並東川内領村々往古ゟ仕来り之通り東川内領一統之觸当有之候節者、相手方組合村而も聊差支無之様人足差出、御用大切ニ相勤可申候得共、下山村々限勝手觸不致様被仰付度前奉申上候、御先觸人足江弐人懸或者三人懸之積

右之内ニ而三拾七人相勤候而者全訴訟方定助郷人足遣方押領いたし候取計且又訴訴方ニ而茂添人足為致候ハハ勝手次第為差添定助郷者定助郷ゟ又為差添、大助郷者大助郷ゟ壱人ニ付弐人添え処、相手方添人足江紛込、不当之仕業難捨置、最早是迄度々御歎願奉申上候得共、右名前之者共勝手儘ニ罷出存意申立兎角年月を経相手方村々難渋ニ陥り候様相工誠ニ歎ケ敷次第ニ御座候、殊ニ相手方村々之儀ハ山沢洞間ニ狭猪鹿多分発向いたし諸作物喰荒シ候ニ付、男女之隔も無く、農時者田畑江相詰猪鹿相防候程之土地柄ニ付、中ニ者御年貢米之分定買納被仰付置候、村々も有之孰茂小高村ニ而平生木伐炭焼、又者薪等伐出、米雑穀都而買入誠ニ難儀至極罷在候、且訴訟方と並定助郷、大助郷村々之儀者、御物成御上納米之分延納ニ而年ニ寄多分之助力有之且者駅場之儀ニ付往古ゟ人馬継役引高等者不及申上、其後御検地之節御改出高之分、是亦御役引被仰付、右村々前後継場村々見平均候而も、御目附様御荷物継立差支無之処、右様謀計を以觸当仕候ニ付御取調奉願候処、御利解難黙止殊困窮村々　天保十亥年中ゟ引継数年及出入　諸入用相嵩難儀仕候間、前条之通、示談内済仕候儀、御伺済ニ相成相手方村々小前村々之もの共迄、安心罷在候処、間茂なく御下知証文相破り勝手儘之儀申立、重年難渋相掛り相手方村々相続方抱り必至与鋪歎ケ奉存候、畢竟下山村々之儀者身延山麓ニ而旅人止宿ハ勿論、右山会式之節ハ莫大之金銀落込、茶屋小屋等ニ至迄潤益筋之村方ニ而諸入用等不厭困窮之相手方村々押掠剰御上様不恐、大膽不当之心底何共難捨置奉存候間、厳重御吟味被成下置、右御伺御下知証文相守、此上相手方村々江難渋不相掛ケ安堵御百姓永続仕候様、被仰付度旨申立双方申争御吟味中之処、今般掛合之上、天保十四卯年御伺済口証文之通、下山村並定助郷人足六拾五人之内、高懸人足弐拾八人引、残三拾七人有之候ニ付、御觸当三拾七人迄者、下山村並定助郷弐ケ村ニ而相勤其余御觸有之節者東西大助郷村々江觸当候得者、聊無差支罷出御用大切ニ相勤可申其余者同年中済口証文之通相心得候筈取極、其余申争之廉者、夫々事柄相分り双方無申分掛合、行届熟談相整内済仕、偏ニ御威光故之御儀与難有仕合奉存候、右一件ニ付重而双方共、御願筋毛頭無御座候間、何卒以御慈悲、御吟味是迄ニ而御下ケ被成下置度、連印を以、奉願之候　以上

当御代官所

甲州巨摩郡下山村

小前村役人惣代

長百姓　藤兵衛

安政二卯年七月七日

訴訟方百姓代　直蔵

同御代官所

同所八代郡

相手方　根子村
瀬戸村
北川村
市之瀬村
杉山村
岩欠村
大炊平村
清沢村
常葉村
湯之奥村
下部村
上之平村
波高嶋村
上八木沢村
下八木沢村
帯金村
角打村
樋上村
和田村

右拾九ケ村

小前村役人惣代
波高嶋村
長百姓　丈右ヱ門
市之瀬村
名主　重郎ヱ門

上八木沢村
長百姓　清右ヱ門

森田岡太郎様
市川御役所

前書之儀済口証文訴答ニ而恵暮居候間、為後証之、惣代一同連印仕置候　以上

八代郡根子村
外拾八村惣代
波高嶋村
長百姓　丈右ヱ門
市之瀬村
名主　重郎右ヱ門
上八木沢村
長百姓　清右ヱ門
和田村
〃　重郎右ヱ門
上之平村
〃　嘉十郎
清沢村
〃　儀右ヱ門
常葉村
〃　太兵衛
北川村
〃　仲右ヱ門
瀬戸村
〃　才兵衛
帯金村
〃　惣兵衛

以上

前書済口本紙儀ハ波高嶋村丈右ヱ門江預ケ置申候　以上

また古関村からは和宮様御下向につき、中仙道追分外二か所の宿への助郷人足の出労について割り当てがあったが、当村は駿州より甲府への往還の古関口留番所を勤めて三役を免除されております。それに当村は山の中の村で耕地は少なく、農閑期には産物その他を旅商いしたり、また駿州方面に紙漉き稼業に出かけたりして生計を得ている次第です。また先月二十九日から大雨で古関川並びに釜額川が出水し、村内通行も難儀している始末ですので、どうか特別のご配慮をお願いしますとの市川御役所への元治元(一八六四)年十一月二日付の歎願文も見られた。当時の助郷人足出労がどんなに村人の負担になっていたかがわかる。

乍恐以書付御歎願奉申上候　(古関村)

八代郡古関村役人奉申上候、私共村方之儀、今般和宮様御下向ニ付、中仙道、追分外弐ケ宿江当分助郷被仰付候処、最早御経過ニ相成、殊ニ壱ケ路之義ニ付当御役所ニおいて、助郷高御取調申上御請印形被仰付置、私共村方之義者、駿州ゟ甲府之往還口留御関所番相勤候ニ付、前々ゟ梨、三役免除被仰付罷有候ニ付、其段奉申上候処、御免ニ迄可相成趣、被仰聞候間人馬用迄等不在罷在候処、右宿方江助郷人馬御触当有之、誠ニ以当惑至極一件当村之義、極山中谷合ニ而耕地少作間ニ者地之産物、其外等旅商いたし、又者駿州路ニ罷越、紙漉等罷越耕作者壱人女子江相任、其上当節右御番所御門、其外大役および昼弐人夜四人両相勤手廻兼候折柄先月二九日より大雨ニ而古関川釜額川通出水いたし、村内通行も難成程之仕合ニ有之、右御用之義恐入同御儀ニ者御座候得共、夫々出先ゟ引戻候而も火急之義ニ付、御間合申間敷、誠ニ以当惑至極ニ御座候間、何卒格別を以御慈悲当村江御触当之人馬分他村江御振当被仰付被下置度奉願上候　以上

子十一月二日

古関村
名主　茂平次
長百姓　伝兵衛
百姓代　弥右衛門

市川
御役所

高木源六郎様

○助郷費用の支出

当時、助郷人足についての賃金は幕府からは支払われず、その費用については各村々の村入用から支出されていた模様で、明治元年のものであるが、車田村の「切石宿大助郷割合帳」によって、当時助郷に対する出費の様子をうかがい知ることができる。

明治元年
切石宿大助郷割合帳
辰　十二月　　車田村
名主　長右衛門

三月十四日より十五日迄

重左衛門　与兵衛
忠三郎　祖右衛門
重右衛門　長左衛門
奥右衛門　喜兵衛
〆八人　此賃三拾弐匁也

是者遠州掛川様甲府城へ御所替御荷物八日市場より鰍沢迄継送り申候

才(宰)領名主
長右衛門

一　四匁五分　田原村舟賃
弐百匁　八日市場朝飯丹しめ
九百匁　酒肴代
壱〆廿四匁　鰍沢茶屋丹しめ
〆弐〆六百廿四匁



明治元年切石宿大助郷割合帳
（車田区蔵）

此飯拾弐匁也

十七日
壱匁五分　名主
右御荷物継受之儀ニ付八日市場御調べ参り。
五月廿七日
一九百五拾三匁
此銀三匁八分壱厘
右御荷物継送り賃銀八日市場より請取。
六月廿二日
政吉
宗吉
藤三郎
清左衛門
〆銀拾六匁
是ハ諸家様日々大通行　八日市場へ立人足出ス
壱〆文　小入用
銀四匁五分七厘
右五人賃
六月廿三日
万吉

源五右衛門
定右衛門
兵　八
七郎右衛門
喜左衛門
松右衛門
長左衛門
藤　七
利右衛門
茂右衛門

壱人三匁五分也
〆拾弐人分
此賃銀四拾弐匁
一　四匁五分　名主長右衛門
一　四百匁　松明代
一　壱貫弐百匁　八日市場朝飯丹しめ代
弐〆四百文　切石松坂屋払
〆四貫文
此銀拾八匁三分弐厘
是者内藤備後守様　甲府御入国ニ付御荷物継送り出張いたし候得共雨天ニ付日送り
一　人足左のものにて相勤メ
此銀四拾八匁
一　四匁五分　長右衛門
壱〆九百匁　鰍沢請酒代
七百匁　八日市場朝飯丹しめ代
壱〆三百匁　鰍沢茶屋丹しめ代
弐百匁　楠甫万屋川支ニ付御礼
四百匁
〆四貫五百匁

以上によってわかるように助郷人足に出ることによってかなりの費用がかかった。しかしその費用については幕府からは支出されず、ほとんどが各村の支出であったので、当時の村々や百姓に対する経済負担は大きいものがあり、そのため前述したように、この助郷制度は農村疲弊の大きな原因になったともいえる。

此銀廿匁六分壱厘

第十二節　飢饉

一　日本における飢饉

日本における飢饉については『日本書紀』にも見え、欽明天皇二十八年の条には「郡国大水いでて飢えぬ。或は人相食む」とあり、また推古天皇三十四年の飢饉については「老者は草の根をくらい、道のほとりに死ぬ」とある。

平安時代の末、養和元（一一八一）年の惨状はかの有名な鴨長明の『方丈記』に惨状がえがき出されている。

中世に入っては南都留郡河口湖町小立の妙法寺住職が代々書きついだといわれる『妙法寺記』に、山梨県地方、特に郡内地方の飢饉のようすが次のように克明に記されている。

文明五癸巳＝甲府大飢饉、餓死すること無限、米は百三十文に壱升、粟は七十文、大麦六十文也（中略）

天文三甲午＝此春言語同断餓死致候而、人々つまること無限、次に疫病はやり候而、皆々病み申候……こと。この年は始の年八月より明子年の四月迄わらびを掘り候而皆々身命を継候。

天文十辛丑＝此年春致餓死候而、人馬共死する事無限、百年の内にも無御座候と人々申来り候。千死一生と申候。

江戸時代に入ってからは、大小合わせて一三〇回もの飢饉があったといわれ、なかでも享保、天明、天保のそれは三大飢饉として知られ、享保の飢饉は享保十七（一七三二）年に起こったもので、主に西日本を中心に起こり、餓死者の数は明確なことは知れないが、とにかく莫大なものであった。

天明期の飢饉は天明二（一七八二）年から七年に及ぶ長期のもので、なかでも三年と七年の被害は甚大なもので、範囲は全国に及んだが東北地方は特にひどかった。中でも天明三年は春から夏にかけて晴天の日が少なく気温が上がらないため稲は穂を出さず立ち枯れ、特に関東北部から東北にかけては歴史上まれに見る大飢饉となった。相馬藩の家臣の紺野嘉右衛門の書には、「葛やところ（山いもの一種）の根を掘り、木草の根葉、野生のひえをつみ、たにし、片貝、えび、ざこをとらえ、家にいる者はわらを炒りこがし、石臼で粉にしてねり、わら餅、わら団子として食べた。弱い者から青ぶくれて餓死していった。」とあり、この大飢饉で死んだものは数十万人にのぼったという。

天保の飢饉は天保四（一八三三）年、この年は風水害のため、東北地方から関東にかけて不作に見舞われた。つづいて天保七（一八三六年）年には天候不順で五穀は実らず、天保四年を頂点とする六年に及ぶ大飢饉で、幕府は各地に救小屋をたてて救済したがとても及ばず、米価は高騰して餓死者が続出した全国的な大飢饉で、一揆や打ちこわしが各地に発生した。

わが山梨県でも天保の飢饉の被害は大きく、特に郡内領の人々の悲惨な状態は、天保九年三月下和田村の宗兵衛という人の書いた『天保巳年よりの兇年記録』、嘉永七年に増利村の秋山子徳という人の書いた『甲斐騒動一件実録』や『徳川太平記』等にも、郡内領は水田が少なく収穫皆無の上に、米穀類の移入がとまり悲惨な飢饉に瀕したことが記録されている。事実郡内領は地勢と地理的関係からも推測されるように、飢饉は徹底的で、人々の苦しみは筆舌に尽くせないものがあったことだろう。

天保四年八月一日に郡内を大暴風雨が襲い、農作物は全滅となり耕地は

流され、続いて天保五年、六年、七年は夏中でも綿入れを着るような不順な天候で、農作物の収穫は皆無となり物価はどんどん上がった。

しかし物価が上がっても物資のあったうちはまだよかったが、いかに金を積んでも物が得られないときがきた。国中三郡の豪農、穀商は穀止めといって郡内に米穀を送らなかったので、郡内一三九か村の人々は餓死に瀕し、山野に分け入って楢の実、餅草など野生のもので食べられるものは何でも食べ、ついに藁をかみ松の樹皮まで食べたが、餓死する者が続出し路辺には死者が横たわり惨状は目を覆うばかりであった。

この惨状から人々を救出せんとした下和田村森武左衛門のような義民的な人が出て。「坐して餓死するより国中に打って出て、米穀を奪取するか。奸商（わるがしいこい商人）に一撃を加えてたおれるか」と、人々を扇動しここに有名な郡内一揆が発生した。

時の指導者はこの度重なる飢饉に対して、どんな対策を講じたろうか。まず応急策としては租税の減免、米銭の施与、穀物の払い下げを行い、また一方では代用食の調理方法や食用植物の栽培方法、飢饉に備えての作物栽培法、夫食の貸し出し、荒地の開墾、食糧の備蓄等手まめな指導がなされた。

二　下部町における飢饉のようす

下部町の江戸末期における飢饉について古文書をたよりに考察してみたい

乍恐以書付御届奉申上候　（三沢村）

八代郡三沢村役人奉申上候　私共村方之儀ハ山中極難村ニ御座候処、当午畑方諸作之義も六月上旬ゟ照続、天水無之付、作柄皆損同様ニ御座候。田方之義も字西田、柿島反別壱町六反歩余枯ニ相成ニ付、惣小前百姓一統当惑罷在候、依之此段御届奉申上候　以上

天保五午年　八月　日

八代郡三沢村
名主　忠次郎
長百姓　太兵衛
百姓代　丈右衛門

市川
御役所

三沢村の場合、天保五年六月上旬から干天が続き、先ず畑作が全滅し、続いて水田に水がなくなり西田、柿島の一町六反歩余の稲が立ち枯れとなり、百姓は大変困りぬいている。との実状報告書を市川役所に提出している。

天保の飢饉は天保四（一八三三）年にはじまり同七年を頂点とする六年に及ぶ大飢饉で、幕府の救済にもかかわらず米価は高騰し、餓死者が続出し一揆や打ちこわしが各地に発生して人々の生活は惨状を極めた。

これは日本歴史上でも名高い大飢饉の年であるが、栽培面積も少ない上に栽培技術とて幼稚であり品種改良もなされていなかった当時は、そのような情況の中で収穫高も少ない上に天候に左右される確率は非常に高かったので、少しばかりの異変でも飢人が出たように思われる。

次の飢人数の報告と夫食の拝借を願い出た古文書は別の年のものであるが、このようなものはどこの部落からも出されている。

安永六年
飢人数書上帳
酉十月
八代郡三沢村

持高七斗九合八夕
一　飢人数弐人　伝兵衛
内　男　壱人

女　壱人
持高八斗五升五合六夕
一　飢人数七人　　清右衛門
内　男　五人
女　弐人　内壱人十四才以下
持高六斗五升壱合
一　飢人数七人　　嘉平次
内　男　四人
女　三人　内三人十五才以下
（以下八拾軒省略）
右之寄
惣家数　百七拾弐軒
此人数七百拾壱人之内
家数八拾三軒
合飢人数　三百人
内　男百五拾四人
女百四拾六人　内四拾五人　十五才以下六十才以上
外
家数六拾五軒
人数弐百六拾壱人
是ハ当分の間取継候者共
家数廿四軒
人数百五拾人
是ハ村役人其外小前春迄者
可取継之奉存候者共
右者先達而奉願候通、夏中旱魃ニ而　畑方皆損仕リ当時夫食一向無之及飢ニ候者共吟味仕候所　書面之通無相違御座候間、夫食拝借、被仰付被下置候様、奉願上候。　以上

八代郡三沢村
名　主　丈右衛門
長百姓　円右衛門
〃　丈右衛門
〃　幸右衛門
〃　太右衛門
百姓代　由右衛門

市川
御役所

総人数七百十一人の内、飢人三百人、当分の間食べつなぎの出来る者二百六十一人、春まで可能なもの百五十人。以上のような実状ですので夫食を借していただきたく願い上げますとの陳情文のように思われる。

注＝夫食とは近世農民の食糧のことで米麦が中心であった

このように三沢村総人数七百十一人の内、飢人四二%、当分の間食べられる者三七%、三月までは食いつなぎのできるもの二一%、実に村全体の約八〇%は飢人という飢饉の惨状であったことがうかがい知れる。

三　幕府の飢饉対策

貯穀の奨励と報告

江戸三大飢饉のうち最も長かった天明の大飢饉は天明二（一七八二）年から同七年まで続き、被害は莫大なものであった。

幕府はそのための飢饉対策として食糧の貯め置きと、より多くの食用作物の栽培を奨励した。当座はその効果があったが、飢饉の苦しみを忘れ天保の飢饉でまた災害を受けた！その節も貯穀を命じ、弘化二年にも食用作物の栽培を奨励したが、必ずしも十分な成果が上がらなかった。そこで幕府は安政三（一八五六）年に粟、ひえ、その他土地に合った食用作物の栽培を百姓たちに徹底させるよう、郡中惣代を通じて村役人に命じた。その際甲州河内領郡中惣代から市川御役所に出された請書が樋田から発見された。

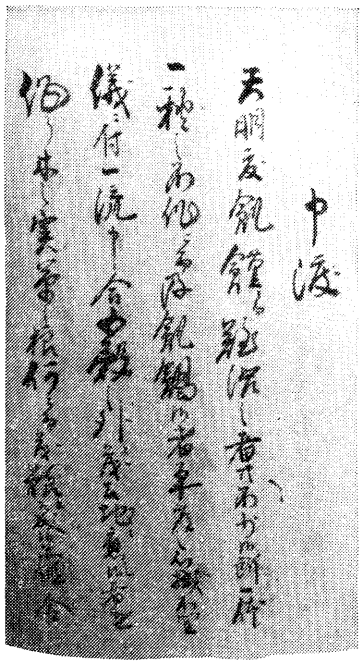

安政３年飢饉に対する御諭書の一部
（樋田区蔵）

申渡

天明度飢饉ニ而難渋之者共不少候所、一体一秋之不作ニ而、飢渇候者平常之心掛不宜儀ニ付、一統申合五穀之外ニ茂、土地ニ応じ候者も作り木之実、草之根何ニ而茂粮に相成品、縦令不用ニ成候迄茂貯置候様、其頃申渡是迄ニ貯穀之御世話茂有之、其当座之差は多り茂宜相見候処いつとなく飢渇之難を忘、平常之心掛ケ薄く相成、既ニ天保度違作之節及飢候もの共茂不少、多分之拝借等を以漸く取続候ニ付、其節茂貯穀囲増之義申渡猶又去ル巳年都而夫食ニ可相成品出情作付いたし万一違作之年柄有之候共、他之力をかりず銘々無差支取続方専ら心掛候様御觸有之、格別囲高相増候向茂有之、又は左迄ニ無之向も有之、右者平年之飢渇を忘ざる様、無怠盈ニ不心掛候而者、迚茂貯夫食湛足之部ニ者、至間舗所、近年諸国地震水旱損等打続猶又今般御府内関東筋ニ地震此上迚茂天災之程難計候間、何成共夫食ニ可相成程之ものは、囲候様可取計候、且粟、稗之類は蒔旬之遅速ニ茂不抱左迄手入を不致候共、何品ニよらず其土地ニ応じ候、夫食足し合ニ相成候物は、田之畔又は荒地之場所等迄植付候様可致候、夫食手当之ため、荒地付捨致し候迄を強而起返ニ差出し候ニ茂不及候間心得違無之、手当行届き候様可致候。

右者阿伊勢守御沙汰之趣

松平河内守殿、被仰渡候ニ付申渡候間御趣意難有存、籾麦粟稗等夫食ニ可相成品、出精囲増可致ハ勿論、其外村役人共厚致世話、木木之実、草之根ニ而も粮ニ相成候品貯置、此上若天災等有之候茂、不及飢渇様心掛可申、尤自分廻村席村々貯穀並其外粮ニ可相成品貯置候ハ見分致候間、其旨可相心得、尤御趣意之趣村々呼出し、可申達候処御廻米最中且短日の折柄遠路聊費用可有之与相厭、惣代江申渡候間組合村々江及通達小前末々江不洩様可相達候。

右之通夫食程ニ可相成品貯方郡中惣代ゟ村々迄達し方之義、去卯十二月中申渡置候処、其後貯方取計候趣届出候村方無之、畢竟村役人共等閑故之義与相聞心得違之事ニ候。御趣意之趣、難有存村役人共差あたり実意ニ世話致し、右申渡置候通木之実草之根何品ニ而茂、貯方致候、村方来巳二月晦日迄、無相違右届け候、右者村々役人共呼出し可申渡處、当惣代共江申渡間、組合限不洩様可申達候。

前書之通被仰渡之趣、一同承知奉畏候、依之請印奉上候処如件

安政三辰年十二月五日

甲州河内領
郡中惣代　惣連印

市川
御役所

すなわち大要をまとめると、

「天明の飢饉で食なく大変苦しんだものは少なくない。一秋の不作で飢渇するものは平素の心がけが悪いからだ、土地に応じ何でも作り、木の実草の根何でも食べられるものは貯め置き、たとえ不用になっても貯めおくこと、万一不作の年がきても他人の力を借りず各自で生活ができるようにすること。近年地震や干ばつ等天災がやってきたが、何なりとも夫食の足しになるものは貯めおくこと、粟、稗の類は干ばつ等にも強い。夫食のたしになるものは田の畦、荒地等にも植え付けること。

右のこと松平様の仰せ渡されたものですので有難いことです。籾・麦・粟・稗等の夫食はもちろん、その他のものも村役人は厚く世話をして、木

の実草の根にても糧になるものは貯め置き、もし天災等の場合にも飢えないように心がけること、夫食の貯め方につき郡中惣代は村役人を指導し、村役人は実意をもって百姓を指導して貯め方については来る二月みそかまでには必ず実践報告をすること」と強く申し付け、飢饉の対策をほどこしたことがわかる。

次に桃久保村における貯穀者と貯穀量についての文政四（一八二一）年の報告を記載する。

文政四年
去辰度秋貯穀小前書上帳
八代郡
桃久保村

覚

一　人数八人　庄左衛門
一　人数六人　甚右衛門
一　人数五人　喜兵衛
一　人数五人　与右衛門
一　人数五人　七蔵
一　人数四人　常右衛門
一　人数弐人　久七
　人数三拾五人
　右三拾五人
　此石　麦　三升五合
　　稗　三升五合

右者去辰貯穀度秋書面之通取集、小前帳面相認メ差上申所相違無御座候　以上

文政四年
巳正月

桃久保村
名　主　庄左衛門
長百姓　喜兵衛
百姓代　与右衛門

市川
御役所

三沢村には、家別人数と各人より集めた貯穀量を明細にしたため、末尾に「右者去戌（文化九年）之夏貯穀書面の通り、小前取集め村役人方へ預り置所相違無御座候」という「貯穀小前取集帳」がある。

文政十年
戌夏貯穀小前取集帳
八代郡三沢村

一　麦　四合　　此人弐人　市左衛門
一　同　壱升　　此人五人　安之丞
一　同　壱升　　此人五人　源左衛門
一　同　六合　　此人三人　奥之丞
一　同　八合　　此人四人　用左衛門
一　同　六合　　此人三人　兵左衛門
一　同　四合　　此人二人　兵左衛門
一　同　八合　　此人四人　仁兵衛
一　同　四合　　此人弐人　武兵衛
一　同　六合　　此人三人　庄　七
一　同　六合　　此人三人　小兵衛
一　同　四合　　此人弐人　宗右衛門
一　同　六合　　此人三人　吉右衛門
一　同　壱升　　此人五人　喜兵衛

一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	壱升弐合	此人六人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人六人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人

為右衛門
七右衛門
八左衛門
宗左衛門
利左衛門
武左衛門
忠次郎
作兵衛
熊右衛門
庄兵衛
久兵衛
仙左衛門
仁左衛門
忠左衛門
仁左衛門
永左ヱ門
友右衛門
賀右衛門
平兵衛
政兵衛
久右衛門
直右衛門
与左衛門
政　八
甚之丞
幾左衛門
治左衛門
源右衛門
平右衛門

（以下六一軒一八五人省）

一	麦	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	壱升弐合	此人六人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人
一	同	壱升	此人五人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人

峯右衛門
藤七跡
弥三郎
和　平
善左衛門
半四郎
角右衛門
吉右衛門
甚之丞
儀　平
儀右衛門
幸　七
斧右衛門
定右衛門
文右衛門
重右衛門
平次郎
才兵衛
与市左衛門
清尼衛門
三　七
宇左次
丈右衛門
儀右衛門
勝右衛門
忠右衛門
幸右衛門
茂兵衛
彦兵衛

〆八斗九升

右者去戌之夏貯穀書面之通り小前取集村役人方へ預り置所相違無御座候　以上

文政十亥年
三　月

名　主　幸右衛門
長百姓　儀右衛門
百姓代　小兵衛

市川
御役所

以上の報告書からいえることは、各村々には村役人が管理する郷蔵（貯穀所）があって飢饉に備えての貯穀が春麦・秋籾と毎年二回なされ、子細に家別、穀量、人数が報告されたようである。しかし貯穀については一人につき二合ずつとなっており、その量はお達しであったのか村決めでなされたのかはわからないが、一人二合程度の貯穀であったなら飢饉対策としては余りにも少量に過ぎるような感がする。

○各家夫食保有量の調査

幕府は村々に残っている夫食の調査、つまり籾麦等の穀物を調査したのである。目的はこの調査によって村々の困窮の様子を知り救援の方途を講ずるというよりは、むしろこの米は藩役員の手によって封印され、毎月きめられた量しか食べられず、残りは集められて家臣の食料にまわすという、およそ救援とは逆のことがなされていたといわれ、この夫食保有量の調査によって村々の飢饉はより深刻なものになったと思われる。次に波高嶋村よりの調査報告書の古文書を記載する。

天保五年
雑穀小前書上帳
午二月　　八代郡波高嶋村

一	穀物無御座候	人数六人	六右衛門
一	籾三俵　稗六升	人数八人	庄右衛門
一	籾三斗	人数五人	半右衛門
一	麦壱俵	人数三人	八右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	政　吉
一	籾弐俵　麦壱俵	人数四人	吉右衛門
一	籾弐俵　麦壱俵	人数拾壱人	善　蔵
一	籾壱俵	人数拾人	久左衛門
一	穀物無御座候	人数弐人	万兵衛
一	籾壱俵　麦壱俵	家内四人	清兵衛
一	籾拾七俵　麦五俵	人数六人	吉郎左衛門
一	穀物無御座候	人数弐人	伊　八
一	穀物無御座候	人数壱人	善左衛門
一	穀物無御座候	人数五人	藤右衛門
一	籾拾俵　麦弐俵	人数七人	勝右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	嘉　吉
一	穀物無御座候	人数四人	由右衛門
一	穀物無御座候	人数四人	清右衛門
一	穀物無御座候	人数六人	弥兵衛
一	穀物無御座候	人数五人	徳左衛門
一	籾壱俵	人数四人	重右衛門
一	籾拾五俵　麦五俵	人数五人	丈右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	甚之丞
一	穀物無御座候	人数四人	喜左衛門
一	穀物無御座候	人数四人	源右衛門
一	籾壱俵　麦壱俵	人数九人	重右衛門
一	籾五俵　麦四俵	人数六人	五右衛門
	合　籾五拾五俵三斗	但壱俵ニ付六斗入	
	麦弐拾俵	但壱俵ニ付六斗入	

稗六斗
人数百三拾三人
右者此度村方雑穀数相改可差上旨被仰付候ニ付村役人立合小前壱人別相改候処書面之通相違無御座候。以上
天保五年
午二月
八代郡波高嶋村
名主　丈右衛門
長百姓　吉郎左衛門
百姓代　善　蔵
市川
御役所

同年全く同じ報告書が桃ケ久保にも現存している（内容略）

以上によると波高嶋村の場合、総軒数二七軒のうち一四軒は穀物が全くなく、総人数一三三人中五二人には夫食が全くないという惨状で、同桃ケ久保村のものを見ると七軒中四軒は「穀物無御座候」としてさらに深刻な状態であった。

しかし波高嶋村長百姓吉郎左衛門の家のように籾十七俵、麦五俵計二十二俵、名主丈右衛門の家のように籾十五俵、麦五俵もの貯穀をしているものもあり村中でも貧富の差は大きかったように思える。

幕府はこのようにして百姓の食糧保有量を調べ百姓の飢餓の実態を知ると共に、年貢収納の計画をたてたとみえ飢饉の時でも幕府は年貢米を強要して厳しく取りたてたといわれている。幕府はこのようにして収納した年貢米を江戸や大阪に送って現金に替え、それで幕府の経済をまかなっていた。だから大量の米を飢饉の救済にまわすことは、幕府の経済を破たんさせることになり、また江戸大阪への廻米で商人は莫大な利益を得て、幕府の財政援助をすると共に独占的に米の買い占めをし、悪循環を繰り返してますます経済界に混乱をきたし、飢饉を厳しいものにして大量の餓死者を出すにいたったということである。

四　食糧の「〆買〆売」の禁止

幕府は飢饉による食糧不足の深刻化を防ぐため、食糧の国外持ち出しの禁止と、買い占め売り惜しみ、酒造等の禁止を固く下命した。道村からはこの御触れを固く守る請書が連印をもって役所に提出されている。

差上ケ申御請書之事
一　当年穀類他国出之義、先見合可申旨、其外穀類〆買、〆売等不仕且酒造稼致候者、当新酒造込之義、先見合、猥リニ酒造り致間敷候旨、其他品々此度御触之趣小前之者共迄為読聞、御触の通り急度可相守り旨、厳敷申渡、私共方江小前之者共ゟ請書取置可申候、尤此上私共無油断心懸、右ニ付小前之者共不埒之儀等無之様取計、御触之通急度相守可申候。依之御請書印形差上ケ申候。
以　上
年九月　日
八代郡道村
名主　善左衛門
長百姓　重左衛門
同断　教左衛門
小前東　八
他　五十一名（省略）
市川
御役所

五　飢餓者救済と夫食の貸し出し

飢饉に際しては幕府からの夫食の貸し出しがなされた。その返納については「必ず期限通り返します。もし返納できない者が生じた場合は必ず五人組の共同責任で返済いたし絶対に村役人に迷惑をかけるようなことは致しません」と組中連印の上儀定書が村役人に提出された。大炊平村の天保

八（一八三七）年の儀定書は次の通りである。

儀定書之事

去申年田畑違作ニ而、難渋ニ付御役所迄、奉願上候処、為御救与籾御貸被下置難有奉請取候、則御返納之儀、御役所様ゟ被仰付候御日限之通り、無相違御返納仕候。若差支候者有之者、其組合ニ而急度御返納仕り村役人迄少茂御難儀懸ケ申間敷候、為其村中連印仕申処如件

天保八酉年
七月　日

八代郡大炊平村

一 籾八升　丈右衛門
一 〃七升　源兵衛
一 〃五升　亥右衛門
一 〃六升　茂重郎
一 〃四升　幸右衛門
一 〃八升　祖重郎
一 〃壱升　伝兵衛
一 〃八升　七兵衛
一 〃六升　与左衛門
一 〃六升　佐与兵衛
一 〃五升　茂兵衛
〆籾壱石六升

一 籾五升　市右衛門
一 〃三升　勝三郎
一 〃六升　三之丞
一 〃六升　元兵衛
一 〃弐升　岩右衛門
一 〃四升　勝右衛門
一 〃五升　政　八
一 〃三升　広兵衛
一 〃四升　久左衛門
一 〃四升　儀右衛門
組合員ら

村役人中

六　飢饉対策としての夫食代用食の栽培と貯え

幕府は飢饉の対策として御教諭書を各村々に示し、夫食代用食の栽培と貯え方についてこまかく明示した。

百姓一統申し合わせて、夫食はもちろんのこと、木の実、草の根何にても栽培しため置くように心がけること、はとむぎ、えんどう、やまいもその他の品々何なりとも空地に作り、夫食としてたくわえ置くよう示した。このことは天明三卯（一七八三）年、弘化二巳（一八四五）年にそれぞれ通知したが、村役人共は請證文も出さなかった始末、この度は御趣意の通り取り行い実施の報告書を提出すべしとした安政三（一八五六）年の御教諭書が水船部落より発見されている。

市川御役所

夫食養可相成品々貯方御教諭書

水船

不作之年柄、百姓共夫食等拝借相願候得共、一体農家之者、一秋不作等ニ而飢渇及候と申程之儀ハ有之間敷、平常之心掛ニ而一年半年之飢を凌候程之手前不調之事者有之間敷、百姓共一統申合五穀之外ニも土地に応じ候ものを作候儀ハ勿論、木実、草之根何ニ而も養ニ相成候品ハ、仮令不用ニ相成候迄も採之置候様可致事。

一　春中照続苗代水差支植付不相成又者五月中大雨等ニ而、稲草水腐致候類、秋検見之節仕付荒抔と名目を附、内見帳江記シ引方申立候儀多有之候得共、右体之儀有之候其節相届見分請其時ニ当り何ニ而も出来立可申品達植付可申粟、稗之類春植向之遅速も曾而不構殊ニ稗春田ニも畑ニも出来、水旱ニも痛少き由候間、前春分ゟ之気候等無覚束向候年ハ兼而稗苗等可心掛置事。

但し田方之雑事作者其村も上毛米を御年貢上納致候儀ニ付心得違ニ而稲作仕付不相成場所は其儘荒シ置候事有之右上毛米御年貢上納致候者、百姓勝手作之事ニ而稲作不相成無拠雑事作仕付候儀ニ付、心得違致間敷候事

一　薏苡仁に仁（はと麦）者麦にも勝り候ものニ而畑江作候而も利を得る事有之由尤農地ニ応真土は勿論、砂地ニ而も出来易一旦植置候ば諸草不厭はびこり出来立候物候間秣場等之端或は用悪水路川縁、堤等植付実を取貯候様可致事

但シ　二月植八月ニ実を取候ものニ而　尤実之形細長く皮白方粮ニ宜候事

一　縁豆（えんどう）は畑之畔、崩畑めく様之地ニ而も出来立、殊ニ二月末に植、五月末六月実を取る、直ニ植又ハ八月ニ実入候ニ付糧ニ作候而、甚益ある物ニ候間、種を貯、少し空地迄も植付似様可致事

一　薯蕷（やまいも）河首馬草括蔞（かしゆところ）括蔞（からすうり）、蒟蒻、

葛、蕨等は五穀にも不劣夫食ニ相成候物ニ而、自ら山林、草地等江生ジ木立障にも不相成物候間百姓持山或は御林之内迄も種蒔付事。

一　荒地之内本田畑ニ起返米麦等の上穀出来立申間敷の見込候土地者其土地ニ応し世免て百姓之糧ニ相成候品、無油断植付可申事。

一　御林山之内木立無之新田畑開発は難相成、空地同様之場所等可有之其外木立薄き場所等江も、地元村百姓役として樋（かや）栗、椎之類土地相応之物を植付成木之上実を結候而、年々採之夫食ニ貯置候様可致事。

右之趣、天明三卯年、弘化巳年相触有之猶又去卯年中百姓夫食糧ニ可相成、木之実草之根其外何品ニ而も貯方之儀致仰渡候ニ付、同年卯十二月中申渡請証文申付置候処、右貯方取計候趣届出候村方無之畢竟村役人共心得方等閑故之儀ニ可有之依之前々御触之趣猶申諭候間、お役人共実意ニ差はかり厚世話致し難有御趣意貫候様可致候。前書蕎苡仁等前品々植付候、凡反別並此上植付荒地其外場所名々場図面取調来巳二月晦日迄ニ可申立候、尤右貯方格別骨折世話行届候、村役人は御筋迄申規模相立候様致可遣候間、差はたり出精可取斗候事。

安政三年
辰十二月

お教諭書の内容は

不作の年に百姓共夫食の拝借を申し出るものがいるが、一秋ぐらいの不作で飢渇を訴えるのは、それは心がけが悪いからである。百姓は皆申し合わせて五穀の外でも土地に合ったものは木の実、草の根、何でも食べられるもの、たとえ不用になってもこれを採りたくわえ置くようにすること。一春中照り続き、また五月中大雨で苗が腐りなどしても田を荒らすことのないようにする。もしそのようなときは粟、稗等を春植えすること、特に稗は春田でも畑でもよく水旱にも強いゆえ、春気候が悪いと思ったら稗苗を用意すること。

ただしこのようなとき稲作もせずそのまま荒らしたときでも上毛米は年貢として上納すること。

一はと麦は麦にも勝るもので、畑地はもちろん、砂地でもどこでも良いので秣場の端や用水路の川ぶち、堤等どこにでも植え付けること、一えんどうまたは畑の畦、崩れ畑等どんなところにでもでき、殊に二月まけば五、六月にはとれ、又すぐまけば八月にはとれるもので、はなはだ益の多いものなので、種を用意し、少しの空地でもまくこと。

一やまいも、かしゅところ、からすうり、こんにゃく、くず、わらび等は五穀にも勝るものなので、百姓は持ち山、御林どこでも植え付けること、一御林の内木がなく畑にもならないところには、かや、栗、しい等植え付け夫食にため置くこと。以上のような内容のことが書かれている。

七　役所よりの救済金下賜にまつわる問題

天保七年は近年まれに見る大凶作のため、貧民を救うことを目的として物持ち衆から出金させて救済金として難渋の者に渡されたが、その返還は籾種代のみは三割の利子つきで五か年々賦で返納するよう命ぜられたが、極難の者は返納できませんのでご容赦願いたい旨、代官所はもちろん御奉行所まで歎願してほしいとの、百姓百十九人から村役人への願い書も出された。天保八（一八三七）年の三沢村の例である。

天保八年
当村小前一同願連印帳
御願申定之事

八代郡三沢村
名　主　勝右衛門

一　去申（天保七）年之義者、稀成大凶作ニ付、郡中村々物持衆中ゟ差出金被仰付則当春方、楠甫村善応寺江御手代葉山孫三郎様御出役被遊壱人別々被御召出御手渡シ被下、難有頂戴仕罷有候処、当五月ニ相成東西川内領村々物持者勿論、難渋之者迄被御召出、御用金被仰付一統難渋仕候処、当八月右御手渡被下候御用金之内ニ而、籾種代三割之利金差加へ（天保九（同十三））戌ゟ寅迄五ケ年賦返納可致旨被仰渡候段、村御役人中ゟ被仰聞、村方一同驚入、極難之者ニ而御返納出金相兼候間、此段村

々惣代を以御用金御下ケ願籾種代御返納、御用捨被成下候様、御役所様者勿論御奉行所様迄御歎訴被成下度、小前一同奉願上候、然上者惣代雑用之儀ハ何程相掛候共、脇村々振合ヲ以無相違割合出金仕可申候、尤御用金御下ケ相成不申候節者御用金掛者出金不仕様、双方相談之上取極置申候、依之小前一同連印ヲ以御願申上候処仍如件。

天保八酉
九月　日

富右衛門
外　百拾九人（略）

当村
御役人中

当時は栽培技術の低さと品種の劣悪などによって自然災害への対応等の不備の条件が重なり、江戸時代には度々飢饉が襲来した。一たん飢饉になると、その主食のほとんどを米麦と雑穀にたよっていた当時の百姓は、抵抗力も弱くきびしい惨状を呈した。

これに対し、幕府も飢饉の調査や救援、平時にあっては食糧作物の栽培や貯穀の奨励等様々な飢饉対策が真剣に講ぜられ、その様子が古文書によってうかがい知ることができるが、文化程度が低く、交通も発達せず、幕府の行政も形式的な行動にすぎなかった往時としては、施策は皆無の状態に等しいもので、百姓たちは自然の中にほうり出され、弱者から倒れていったようにも思える。その上百姓たちは苦労して得た食糧も年貢米として上納させられたということを思うとき、百姓たちにとってはまさに天災と人災の二重災害を被ったことになり、塗炭の苦しみを受けて悲惨この上ない状態を呈したことになったともいえる。

第四章　明治時代

第一節　維新前後

一　皇妹和宮の降嫁

公武合体策　徳川家康の江戸開府以来、二六〇余年間にわたった封建政治も終末が近づいた。第一四代将軍家茂に至って、内にあっては尊王と佐幕の対立化、外からは諸外国の圧力が加わり、国状騒然の様相を呈していた。

安政の大獄で多くの勤王の志士が処刑され、幕府と朝廷の関係は、ぬきさしならぬところまで悪化していた。

桜田門外の変で大老井伊直弼が横死してから、老中首座久世広周等幕閣の首脳部は、朝幕間のくいちがいをなくして、公武合体をはかろうとした。

その実現の一策として、老中安藤信睦は京都所司代酒井忠義に命じて、皇女の降嫁を策謀させた。和宮は仁孝天皇の第八皇女で親子内親王といわれた。当時一五歳で、六歳のときから有栖川宮熾仁親王といいなづけであった。朝廷は強引な懇請とおどしに屈し、宮の降嫁を承諾した。

和宮は降嫁交渉の翌年、文久元年十月二十日に心にもなかった江戸下向の旅に出発した。文久二年二月十一日、江戸城において同じ年齢の将軍家茂と婚儀の式をあげた。

助郷の状況　和宮の中山道下向に関連して、本町内にある古文書は興味深いものである。町内の村々から、遙かな軽井沢、追分、及び沓掛宿へ加助郷として出役し、宮の行列の雑役人足に当たった。

封建体制下で、事あるごとに民衆を動員する仕組み、動員に応じた代官や、村役人の役割。諸経費の村々末端までの割り付けや、遠い旅のことども、人足として参加した庶民の苦労がしのばれる。



和宮下向に関する議定書の一部
（市之瀬区蔵）

為取替申議定書之事

今般
和宮様御下向ニ付市川附衆壱ケ村当分加助郷御印状被下置候ニ付左之通取定メ申候

一、人足数触当之処日限遣払等之付問屋年寄衆江談判之上沙汰可仕候
右惣代之儀ニ付御当日六日前出人足名前帳持参沓掛宿江着談判之上手配可仕事、人足小屋之儀定助郷ニ而拵置候間壱人ニ付銀弐匁四分づゝ小屋賃差出可申候尤人足着之節致勤定相済可申事

一、御当日人足食事人足壱万六千人江御米四斗入弐百俵被下候御沙汰之処寄人足馬士は三万二千五百人寄候ニ付右御米弐百俵人数江割合可申処市川附之儀は小屋代之内ニ而相弁可申候且薪木之儀は銘々入用次第買入可申候

一、馬触当ニ相成候分馬一疋人足弐人ニ替り差出可申事
前書之通対談仕候上は相互ニ□敷仕御伝馬無滞急度相勤其外取極メ有之ハ廉々双方少も相違仕間敷候依之為取替議定一札仍如件

中山道追分
沓掛
軽井沢
三宿助郷惣代
内山村
組頭　儀左エ門
馬瀬口村
文久元酉十月九日
名主　治左エ門
甲州市川附御支配所
六拾壱ケ村惣代

道　村　助左ヱ門
大塚村　三郎右ヱ門
一色村　茂兵衛

請取一札之事
一金　弐両也
右は小屋掛代金之内書面之通り慥ニ受取申候也
中山道追分、軽井沢、沓掛三宿
助郷惣代
内山村　組頭　儀左ヱ門
馬瀬口村　名主　次左ヱ門
文久元酉年十月
市川御陣屋附惣代甲州八代郡
道　村　助左ヱ門
大塚村　三郎右ヱ門
一色村　茂兵衛

人足馬士の数三万二千五百人とは大人数である。内容が明らかではないが、延べ人数とも思われる。市川代官所管内から参加した人数は、一両を百匁として、二百匁を二匁四分で割ると、八四人ほどとなるが、その数は定かではない。

市川代官所支配下、八代郡の郡中惣代三人は、人足名簿を持参して現地に出張、三宿惣代と小屋掛その他、用意すべき場品等について打ち合わせをしてきた。その結果を十月二十一日に代官所へ報告した。次の書き付けはその報告書である。

乍恐以書付奉申上候
郡中総代道村助左ヱ門外弐人書上候今般和宮様御下向ニ付当御支配下八代郡村々
当分中山道追分沓掛軽井沢三宿江加助郷被仰付候ニ付同宿々江助郷惣代之もの罷
越人足小屋掛等其外談判有之候ニ付用意之品々其外左之通

一、弓張灯提壱張づゝ
　外ニ目印と申て四五ケ村づゝ組合　高張灯提用意可致候
一、寒国之儀ニ付綿入弐枚づゝ用意可致事
一、簑笠、行杖、わらじ用意可致事
一、飯米並味噌之儀往返十二三日程用意可致候
一、宰領之儀は村役人罷出極小高村は二三ケ村づゝ組合大高村之儀は人数に応し
手配差支無之様可取計事
一、村仲出立巨摩郡長沢村泊り夫より信州佐久郡高野町村泊り同所より沓掛宿迄
之積り
右之外取締として御目鑑を以惣代之もの弐人被仰付其もの共の差図を請右御用御
差支無之様仕度奉存候右は彼地より罷越候助合惣代之もの談判之上乍恐心得方奉
申上候此段御聞済被成下置候様奉願上候　以上
大塚村　三郎右ヱ門
道　村　助左ヱ門
一色村　茂兵衛
木村薫平様
市川御役所

文久元酉年十一月二日宰領出立三日より外人足は市川宿迄夜中ニ出
立仕
和宮様　御下向ニ付信州沓掛宿江当分助郷ニ人足被仰付諸雑用　割合帳
此帳面御帳箱ニ用る帳前代ニも候間万一後年ニ有之候て見合之為
也
（帳面の表紙）
車田村　名主　新太郎

車田村
切房木村　両村割合分
十一月二日　市川江払
一、七百六拾四文　高張提灯壱張代

一、百文　　同竹代

三日

一、金弐朱　今福渡舟賃払
一、七百八文　大蠟燭十五丁
一、壱貫文　中蠟燭六拾挺
一、三〆百六拾六文　薪代沓掛宿問屋払
○此甲銀弐拾両五分
　但両替金ニテ当六貫四百文
　壱〆八拾文　六仁村内宿ニ御用相済候ニ付五ケ村ニ祝払
○此七両弐匁　但両替右同断
一、六匁　上酒五升
　是は弐ケ村出立之節名主方へ祝仕
一、百廿四文　ひの木たいまつ十二把
　内弐把奥右エ門　十把茂兵エ
〆金弐朱分
　此五両壱分七匁
　弐貫七百文分
　此拾七両五匁
○三拾三両五分弐匁
　弐ケ村割分
金五拾五両七分四匁五毛
　石高
一、八拾壱石弐斗　車田村
一、五拾六石六斗弐升八合　切房木村
合高百三拾七石八斗弐升八合
　但高壱石ニ付四分五毛宛
掛高五拾六石六斗弐升八合
一、弐拾弐両九分三匁　切房木村
掛高八拾壱石弐斗

一、三拾弐両八分九匁　車田村
　弐ケ村割合分

十一月二日昼より出立　宰領名主　新太郎
　十三日戻り　拾壱人
　此日賃三〆八百四拾八文
　但壱人賃三百四拾八文ツヽ
十三日戻り　百六拾五人
　重助倅　文左エ門
　茂兵衛　万　吉
　政　吉　仲右エ門下男　嘉兵衛
　吉右エ門　忠三郎
　兵　八　善兵衛
　庄左エ門　奥右エ門
　喜左エ門　幸左エ門
　重右エ門
此日賃　四拾九貫五百文　キリ上組代
　但壱人三百文ツヽ
外二九人　此賃壱〆三百四拾八文
　政　吉　嘉兵衛　喜左エ門　六　吉
　兵　八　十右エ門　善右エ門　奥右エ門
　忠三郎
是は沓掛宿より坂本宿迄別段ニ御用相勤候間
　壱人百四拾文ツヽ増賃
二日より三日朝迄市川ニ而入用
一、壱〆四百七拾弐文
三日
一、七貫弐百文　米壱斗六升
　韮崎宿拾六人
　扶持米沓掛宿ニ用意之分仕
同

若神子村ニ泊り其外小入用共
一、四貫九百九文
外　三百文　長沢村ニテかき代済
是より信州地ニ相掛り銭相場違ひ申候
同晩　海尻泊り諸入用
一、五貫弐百文
五日迄分泊リ諸入用
一、七メ四百六拾四文
六日　沓掛宿ニて木銭払
一、弐貫文
七日より八日晩迄
八幡宿江夜中引上人足参り其外小入用共
一、壱メ九百四拾文
九日より十日迄
沓掛坂本宿迄参諸入用
一、三貫八百拾七文
十日晩　追分宿ニテ泊リ諸入用
一、四貫八百文
十一日晩　戻り海尻泊り諸入用
一、五貫六拾四文
信州地
〆三拾貫三百壱文
此甲銀百九拾六両五匁
十二日　甲州地ニ相成　韮崎宿泊リ諸入用
一、四貫九百七拾六文
十三日　韮崎宿鰍沢宿ニテ諸入用
一、弐貫七拾弐文
甲州相場
〆七拾五貫六百三十七文
甲銀四百七拾七両七分三匁

信甲并切房木村と割合共ニ
〆七百六両六分七匁
村内ニ入用　此目方五百八十目
一、弐貫拾四文　五分　拾七本
一、六メ五百文　餅米壱斗弐升　上白米壱升用意ニ而信州江持参
一、七拾八文　すき返し紙、もち包紙
一、金弐朱
此ハ同十八日
是は弥五右エ門人足に仕度仕候而出府いたし候得共足痛ニて韮崎より相戻り候
得共夫々小仕度も有之候間骨折として差出申候
市川ニ而払
一、三百弐拾弐文　御用提灯壱張
一、弐朱
此ハ同十八日
是は信州江出立留主中夜番大切ニ相勤候ニ付源蔵方へ差遣候
六口
〆拾貫六百九拾四文
此甲六拾七両六分弐匁
合七百七拾四両弐分九匁
四百四拾八文
提灯とし立紙代　六左エ門方払
〆七百七拾三両三分五匁
掛高九拾八石六斗八升壱合ニ割
但高壱石ニ付
七両八分三匁五毛宛

名主　新太郎
長百姓　六左エ門
〃　仲右エ門
〃　長右エ門
〃　嘉右エ門

百姓代　仲　吉
〃　徳右エ門

右は車田、切房木両村分の精算勘定である。次は久保、大山、嶺村の組の精算帳である。

文久元年
和宮様人足賃銀割合帳
酉十一月　日　（表紙）

八代郡　久保村
大山村
嶺　村

おぼえ

一、壱メ三拾弐文　灯燈二ツ
一、弐メ三拾六文　ろふそ久二箱
一、三百弐拾四文　市川弁当
一、五百七拾弐文　〃　叶屋酒代
一、壱メ四百文　舟ちん
一、三メ百七拾弐文　竜王泊り
一、六百文　韮崎　小休
一、壱メ百拾八文　同所米口代
一、四百六拾四文　小田川弁当
一、弐百拾弐文　箕和　小休
一、三百文　ふし
一、八拾四文　目印
一、弐貫八百文　長沢泊り
一、五百三拾六文　海之口弁当
一、五百文　上畑酒代
一、四メ弐百文　野沢泊り
一、三拾弐文　紙代
一、百弐拾四文　目印
一、弐百五拾弐文　妙婦り出し
一、百文　円蓮丹
一、四百弐拾四文　小田井泊り
一、三百四拾文　口宿　小休
一、金弐分　米代
一、四拾文　油元結
一、金三朱　すみ
一、弐百文　六し
一、金弐朱　薪代
一、五百文　根久井塚夕めし
一、弐百文　酒代
一、六百文　塩名所木銭
一、百文　さどう
一、五百拾六文　酒代
一、百七拾壱文　坂元屋小使
一、四百文　荷物継送り
一、壱貫四百八拾四文　追分木銭
一、弐百五拾文　酒代
一、壱メ四百七拾弐文　八幡弁当
一、百文　円れんい丹
一、百文　笠取峠　小休

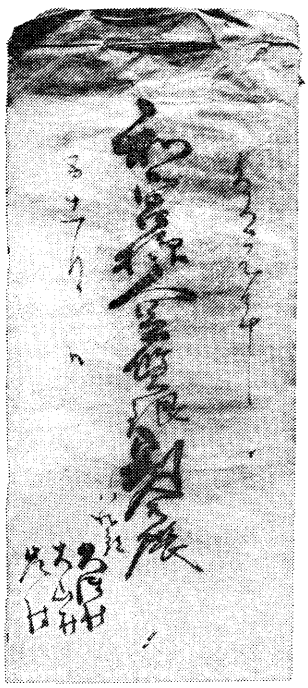

和宮様人足賃金割合帳
（嶺区蔵）

一、三百八十文　酒代
一、金弐分ト百文　長久保泊り
一、三拾弐文　元結
一、四百八拾文　和田峠　小休
一、九百八拾文　高木村弁当
一、百文　〃
一、百五拾六文　あんま
一、金弐分壱朱　上訪諏泊
　弐百四十八文
一、金七百六拾文　金沢弁当
一、四百八拾八文　だいこ原酒代
一、弐分ト四百六拾八文　〃　泊り
一、八百六拾四文　韮崎弁当
一、四百八拾文　〃
一、四百六拾六文　布施　小休
一、三メ五百文　市川宿泊り
一、壱メ五百十一文　酒代
一、六百拾文　酒代
一、餅八升五合半　代四メ三百拾弐文
一、米弐升五合　代壱メ百廿四文
一、弐升一盃半　代九百五拾文
一、味噌　代七匁ト百文
一、八人　代三匁弐分　三村分会
一、弐百八拾文　右酒代
一、壱人　代八分　岩下村出会
一、壱匁　右酒代
一、拾壱人　代四匁四分　三村役人
一、弐匁二分　酒代
一、三分　紙代
一、金三朱　賄代

一、三貫三百文　才領
一、三拾九メ　人足百五拾六人
一、四百匁　相場違ニ而入る
〆　金三両
　此銀百八拾四匁弐分
　銭八拾八貫六百五拾壱文
　此銀拾六匁四分
銀〆七百匁五分弐厘
　割高八拾石五斗四升四合
　　但、壱石ニ付甲銀八匁七分
一、高四拾五石弐斗五升　久保村
　此銀三百九拾三匁六分七厘五毛
一、高拾六石五斗六升壱合　大山村
　此銀百四拾四匁八厘
一、高拾八石七斗壱升三合　嶺村
　此銀百六拾弐匁八分

前記資料のほか、和宮下向について人足の割当、出費、手当などの記録が市之瀬村にもあった。

市川宿を十一月二日出発して十三日に帰ると、一二日間の旅である。往路は韮崎市から、南佐久郡南牧村（海ノ口）を通り佐久市に至る。佐久甲州街道であった。北巨摩と海ノ口あたりに各一泊して、二泊三日くらいで目的地についたようである。復路は同じ街道を帰ったものと、別に軽井沢から小県郡和田村を経て、諏訪への中山道、さらに、諏訪から韮崎への、信州往還を帰郷した組もあった。

現在の道路で、鰍沢から韮崎までの国道五二号線、韮崎から一四一号線、一八号線をつなぐ、沓掛までの距離が約一一五キロある。当時は谷あり、峠あり、曲折の多い道で里程は相当に延びていたことであろう。

小さい村では二、三ケ村が連合して参加している。車田、切房木連合は一五人の参加者名があり、延人数一六五人とある。下部町内の各村々の連合からも、およそ、この程度の人数が出たものと思われる。

この助郷道中の諸費用が、こまかく記録されていて、参考になることが多い。人足の日当が日賃三四八文とか、人足一五六人で三九貫（一人たり二三六匁）などと記されている。後で日賃を割増した組もある。米の値段は一升およそ四五〇匁であったようである。

江戸幕府の幣制では、金、銀、銭があって、大取引には金銀が、小取引には銭が用いられた。金貨の種類には、大判（一〇両）、五両判、一両小判、二分判（二枚で一両）、一分判、二朱判（八枚で一両）などがあった。四朱で一分、四分が一両である。

銀貨は秤量貨幣で貫、匁、分、厘があって、一貫は一、〇〇〇匁、一〇分が一匁、一〇厘が一分である。金銀の交換は、金一両が銀五十匁に当たり、後に変動して六〇匁になり、江戸末期には一〇〇匁以上にもなった。普通孔あき銭の単位が文である。千文が一貫に当たる。

甲州と信州では銭相場が違っていた。車田切房木の記録によると、信州の三〇貫三〇一文が、甲銀一九六両五厘とある。一両を一〇分ノ一貫とすれば、甲銀は一九・六貫になる。三〇・三貫は、甲銀の約一・五倍になる。これは甲州金の値うちが高かったことを、あらわしてはいないだろうか。

人足には米が支給されたとあるが、市川役所からの人足には、小屋代の中に含まれていて、米の現物支給はなかったようである。

助郷に要した経費は、各村の石高に応じて割当られ、やがて各戸から徴集された。その一石当りの掛高は村々により大きな差がみられる。経費の一部分が公儀などから支給されたかどうかは、定かではない。

二　薩長戦争

征長戦と治安　文久三年八月十八日の政変で、尊攘派公卿と長州藩が朝廷からしめだされた。二十六日には京都御所に、公武合体派の巨頭、京都守護職松平容保等と、在京の諸藩主が集合した。

十一月二十六日には一橋慶喜も京都に入り、翌年正月には参与会議が成立して、合体派が勢をもりかえした。

長州藩はこの参与会議からしめ出されていた。長州藩を頼みにしていた尊攘派志士の、あせりによる動きが活発化した。元治元年六月五日夜に池田屋の変が起きた。その変報によって長州藩内はにわかにわきたち、やがて、七月十九日の禁門の変となった。京都守備軍と長州軍との間に、蛤御門で激戦が展開された。

孝明天皇は元治元年七月二十三日に、長州追討の命を下した。第一次長州征伐は長州藩の恭順によって、十二月二十七日の撤兵命令となって終了した。

しかし、長州藩内の諸隊はその勢力を増強していた。慶応二年正月二十一日には、薩長同盟の密約も成立していた。これよりさき幕府は再度の長州征伐を決意して、将軍家茂は慶応元年五月十六日に江戸城を進発した。同年閏五月二十五日に、陸路を大坂城に到着した。

かくしているうちに、九月二十一日に長州再征の勅許が下った。翌年六月七日に戦端が開かれた。だが、征長軍参加の各藩は、それぞれ藩内の事情もあって、足なみがそろわなかった。

このころ、紀州藩内や、大坂（阪）周辺に世直し一揆が爆発した。江戸でも打ちこわしが起こった。武蔵、上野、信夫、伊達、豊後、杵築などの一揆がとくに盛んであった。

幕府軍は連戦連敗の状況下で、慶応二年八月二十一日に、天皇に休戦命令を出させた。

当時、天領としての甲斐一円は、幕府の直轄地で甲府勤番の支配下におかれていた。四囲を山にかこまれた天険の地で、江戸の守りの一環として重視されていた。

征長戦の進行中、国中の治安にはとくに意が用いられ、勤番支配の意志

は、代官を通じて村々に伝えられていた。その反応は町内のいくつかの資料から知ることができる。

乍恐以書付奉歎願候

八代郡東河内領古関中倉釜額右三ケ村役人一同奉申上候今般国中御取締方ニ付村々百姓共之内六十才以下十五才以上剛壮之もの取調可書上ニ而御触渡有之承知奉畏候処一体私共村々儀は極山中耕地狭災地柄ニ而農業一事之活業相成兼候ニ付血気盛之もの共土地之産物其外等旅商ひいたし又は駿州路江罷越紙漉稼等仕漸営方仕在殊ニ古関村之儀は駿州より甲府江の往還ニ而口留御番所御建被置同村並中倉村ニ而隔日番相勤釜額村は右加番相勤別而同村之儀は御林守被在何れも三役御免除被仰付候儀ニ而去々酉年中　和宮様御下向ニ付加助郷被仰付候節も右始末申上奉歎願一旦右御用御免被仰付候処其後尚多分之人馬御触増有之精々御利害之上己来之例ニ不抱半高勤被仰付候極之義ニ而非常等之節は三ケ村之もの共被出御番所守渡仕候義ニ御座候間何卒格別之以御慈悲今般御用之義御免被仰付被成下置候様御憐愍之御沙汰幾重にも奉願上候　以上

文久三癸亥年七月

八代郡東河内領
古関村
名　主　甚右エ門
長百姓　沖右エ門
百姓代　元兵衛
中倉村
名　主　長右エ門
長百姓　勇右エ門
百姓代　政右エ門
釜額村
名　主　八兵衛
長百姓　市之丞
百姓代　勇　助

市川
御役所

天保七年の郡内騒動は国中までまきこみ、甲府勤番の軍事力も無力化されたが諏訪藩兵などによってようやく鎮圧された。同年の三河加茂一揆、翌年の大塩の乱とともに、徳川斉昭が幕府権力の没落を警告した三大騒動の一つであった。この事件がわずかに二七年前のことであった。

一五歳から六〇歳までの剛壮の者をもって、自衛団を組織することと、農兵の徴兵は、甲府代官支配下の一三七ケ村にも命令されていた。市川代官所管下の村々にも、同じような内容の触が出ていた。

別の記録によると、「お上の御用にて村々一五才以上六〇才までの者、数人づつくじ引にて選定御用人足に徴集される」とある。これは文久三年八月のことで、剛壮の者の名簿提出だけでなく、実際に人足として徴集されたことがわかる。

それにしてもこの三ケ村は、番所や御林守の勤めを理由に、和宮様下向の助郷人足を断わり、今度は、剛壮の者調べも断わろうとしている。

嘆願書中にある三役とは、㈠御伝馬宿入用米（切石、岩間など伝馬宿への入用米、後には、宿への助郷出役もあった）、㈡御蔵前入用金（年貢米蔵の費用、人足出役もあった）、㈢六尺給米（幕府雑役夫の給米）の三つで江戸時代の高掛物である。石高を基準に賦課された租税で、享保六年以降は百石につき二斗であった。

また、村人が旅商、出稼などで生計をたてる、山村のようすがわかる。

この嘆願が聞き届けられたかどうかの記録はない。

「出女入鉄砲」は、江戸にいる大名の妻子が国もとに帰ること、江戸に武器がおくられることを警戒した、封建体制維持の代表的なことばである。幕末期でもその事情はかわらず、治安維持上の重要さも加わり、住民の鉄砲所持はきびしく制限されていた。

慶応元年寅六月
献金小前書上帳
八代郡根子村　（表紙）

一金三両　幸右衛門
一金三両　伝兵衛
一金弐両　利兵衛
一金弐両　兼兵衛
一金壱両　永左衛門
小以金拾壱両

右者今般御進発御用金之内上納奉願候壱人別書面之通御座候　以上
寅六月
八代郡　根子村
名　主　儀右衛門
長百姓　幸右衛門
百姓代　兼兵衛
市川
御役所

この僻村の、しかも小前（大高持の大前に対する、江戸時代の弱小農民）百姓までが、長州征伐の御用金を献金としていることに驚く。代官を通して公儀が命じての献金か、生活の平安を願っての、自発的な拠出であったものだろうかは不明である。

博徒、無宿の取り締まり　将軍が長州征伐のため、大阪に出陣中であり村々の治安維持が一層必要とされた。

慶応元年
御触書連印帳
丑十二月廿九日
八代郡
桃久保村
（表紙）

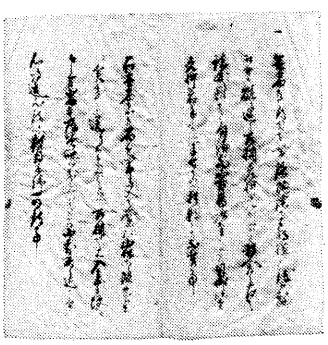

蔵美正野佐**御触書連印帳の一部**

当時長防御征伐
御進発中ニ付諸方穏便之取締致義申迄も無之義ニ付　追々触置候を村役人五人組頭之者其外重立候者申合村内昼夜見廻り厳重取締可致事

一　無宿共之内刀を帯　鉄砲鎗等を持横行致候趣相聞　既ニ追々召捕差押差出候も　移人有之右は諸民難儀は勿論不容易次第ニ候間　見掛次第差押若手向致手余り候ハヽ　打殺候共不苦事右無宿者共　宿をいたし又は堂社山林等ニ隠連候者迄　食事等送り候者有之候者召捕之上　入念手弾（段）等、申付厳重致吟味候義ニ有之候間小前末々迄申聞心得違不致様村内取締可致事

一、博奕御法度之趣者申迄も無之　村民業躰授之候義ニ付、村役人其外見廻候節家舟並堂社山林迄も相見掛次第差押可訴出事

右之趣村々厳重不洩様　村役人共より申渡し壱人別請出印形取置可申　尤不時見廻り出役差引其節見届候間　若等閑之村有之おゐてハ　村役人共越度之次第厳重可及沙汰候　此廻状村下令請印月日剋付ヲ以厳達留村より早々可相返者也

丑十二月廿六日

名　主　庄二右衛門
長百姓　喜　兵　衛
百姓代　与一左衛門
小　前　久　七
八郎兵衛
忠右衛門
甚右衛門

市川
御役所

取り締まりの対象は無宿者、博徒、武器をもって横行する者などである。彼等に宿をかしたり、食事をあたえぬこと。村内昼夜の見回りにより、見掛しだい取り押え、手向かう者は打ち殺してもよいという、厳しいものである。

村では百姓一人一人の連印状の請書をつくり、代官所に差し出した。

御請書之事

今般国内無宿博奕盗賊共厳重ニ御取締　御出役様御廻村被遊其節被仰渡候ハ一村限りニ村法を以厳重に取締方可致旨被仰付候に付前々より御法度書之趣堅相守可申勿論聊も博奕等致間鋪候万一右様不正之儀致候ハハ六日内戸〆仕其上組合申付当人江縄等掛ケ村内引廻し可申候段被仰聞候依之一同連印御請書差上申処如件

慶応二年　　保右衛門
寅五月　日　　常　八
　　外二一名
　　（省略）

八代郡杉山村
名　主　万兵衛
長百姓　広　蔵
同　断　又左衛門
同　断　伝左衛門
百姓代　丈右衛門
同　断　政右衛門

役人が取り締まりをいい渡して、村々を回った。杉山村の取り締まりの村法（その村だけのきまり）は、不正のあった者は戸締まりにし、縄を掛けて村内を引き回すという罰則まで設けて差し出した請書である。

差上申御請書之事

一、国内無宿博徒盗賊共厳重之御取締之義被仰出候義ニ付而者一村限仕法相定以来取締方行届候様可取計旨今般御出役様御廻村之上村役人中江被仰渡候ニ付仕法立右之通取極申候

一、無宿無頼悪徒一夜たりとも差置並食料与へ候もの者早速御役所江訴上可奉御吟味請事
　但隣家のもの平常□故ニ御村許江不申出候ハハ其段御役所江申立尤右入用差出申事

一、村方百姓悪徒者たらき候歟又ハ悪事等江加候者共者風聞たりとも差押早速御役所可申之事
　但し隣家のもの当人御吟味仕置済之上其次第に寄右入用迄差出可申事

一、博奕宿致候ものは早速御役所へ御訴申上御仕置済之上三十日之間戸〆之事
　但し隣家組合三日之間戸〆之上右入用も当人江准し出銀可致事

一、博奕江携候もの者早速御役所御訴訟申上御吟味済之上村法を以三十日の間戸〆之事
　但し隣家組合共次第寄戸〆入用之義当人者勿論隣家組合たりとも出銀可致事

前書之通御取締筋ケ条を以一人別ニ被仰聞承知仕候然上者御役人中昼夜ニ不限堅御見廻被成候義ニ付万一如何之仕業御目留御役所御訴可相成候吟味御仕置済等相成候上村法受候とも決而御恨申間敷候加之右一件ニ付諸雑費割合少も村高役江相掛ケ受度様申間敷候
仍之一同連印御受書差上申処如件

八代郡大炊平村
小前組頭　文　蔵
外　六人
組　頭（一二名省略）

慶応二寅年
七月　日
村方
御役人中

前書之通御取締私共村方仕方立之義可為読聞壱人別請印取置候間此段右以写奉差上候処相違無御座候　以上

大炊平村　名　主　庄右衛門
長百姓　源　兵　衛
〃　頼右衛門

市川　　百姓代　清兵衛
御役所

大炊平村では役所のお達しに対して、さらに、村法をもって罪科を課し、隣家、組合まで一連託生的な厳しいものである。役所への訴えや、吟味仕置の経費も分担して出すという、念の入れようである。

百姓たちから村役人へ、村役人から代官所へと、形式も整った請書である。

郡内騒動には大量の無宿者が参加して蜂起した農民たちの統制を乱した。幕末になると他国から流れて来た博徒、農村から放出された無宿の横行に、役所も農民も手を焼いていた。

二の宮村（御坂町）源七郎の記録によると、安政年中には竹居村安五郎（竹居の吃安）、若宮の勝蔵（黒駒の勝蔵）、国分村三蔵、市川市松などを親分とする博徒の動きが盛んで、「此ころは右の者共増長致候に付、農事も女ばかりにては野中へ罷出がたきなり」という状態であった。

取り締まるべき役所は三部代官（甲府、石和、市川）と、田安領役所の四ケ所があり、甲府には勤番士が大勢つめていながら、かれらを増長させていた。数百人の子分をもち、博徒間の闘争も激化して、役所も気味悪く思っていた。村方役人に厳重な取り締まりを命じておきながら、役所は手をこまねいていることが多かった。

慶応二年には、市川代官所支配下の巨摩、八代両郡の惣百姓が、代官安藤伝蔵の場所替えを要求して強訴をおこした。それは、代官が博徒の取締りもできず、まったく治安維持能力を失っていること、一般農民からの金銀搾取など、不合理な施策に対する抗議であった。

「此上御捨置候はば、申年（天保七年）同様一国騒乱可仕」と訴状の中に述べられている。当時の郡下の情勢が察知される。

三　戊辰戦争

幕府倒壊　第二次征長戦に敗れてから、幕府の権威はみじめに落ちぶれた。

第十五代将軍慶喜（よしのぶ）は内外の情勢に鑑み、土佐藩主山内豊信（やまのうちとよしげ）の建白を容れて、慶応三年十月十四日に、大政奉還の上表を朝廷に奉呈した。翌十五日に上表は勅許され、徳川家康の江戸開府以来二六〇年間にわたった封建政治も終末を迎え、鎌倉幕府以来七〇〇年続いた武家政治も崩壊した。

慶応三年十二月九日、明治天皇出座の小御所会議において、王政復古の大号令が降り、徳川家の辞官納地のことも決定された。

幕府倒壊の幕切れは薩摩、土佐、安芸、尾州、越前の五雄藩代表と、公卿の宮廷陰謀の形をとった。しかし、明治維新を成功させたものには草莽の活動があった。草莽の士は地方の平凡な名主や豪農で、農兵隊などを組織し、藩権力には利用されたが、反面、その統制にも服さないで行動しようともした。これが倒幕派に結びついて、慶応元年から明治元年にかけて一斉に活動した。この無名の志士の働きによって、明治維新の社会をかなりの幅で改革することができた。

本町内においても、常葉村神主依田兵部藤原国明が、内侍所御守興供奉に勤務して活躍した。

さらに、草莽のもう一つの下層、一般民衆の間に「ええじゃないか」の、民衆狂乱歌舞があった。名古屋地方に伊勢神宮の御札が降ったという、うわさが流れた。「伊勢神宮のお札が降れば世が変わる」というええじゃないかの思想と狂乱は、慶応三年八月ころより大津、京都、大坂、西宮の近畿地帯、駿府を中心に東海道すじ、江戸、横浜、松本と、狂乱のあらしは全国各地に広がっていった。

この「ええじゃないか」の民衆狂乱は、幕府権力を麻痺させた。新時代への民衆の希望と、不安の入りまじった、ゆがめられた解放感の現れと評価されている。

甲府を中心に、本県にもこの大衆混乱が波及した。下部町内では慶応三年九月ころから、各村々に神札が降り、民衆の神参りが盛んに行われた。

当時の不安定な世相は、やがて世直し一揆のどよめきとなって、全国各地に広がっている。米屋、酒屋、質屋の打ちこわしから、名主、庄屋や役所を襲うようになり、規模を拡大して一揆になっていった。一揆の指導者は、富農や中層の農民であり、あるところでは貧農層や町民であった。

この一揆が世直しといわれたのは、封建的な束縛から解放され、新しい社会をつくろうとする、民衆の願いの爆発であったからである。直接的には物価騰への反発、助郷出役反対、農兵徴集への反抗などであった。蜂起した一揆の件数は、慶応二年が江戸時代の最高であった。

次の嘆願書は、昨年の大風水害で米価が高騰したので、窮民救済方法として、麦作取り入れまで、備蓄米を融通されたいというものである。これに対する役所の処置によっては、打ちこわしなどの農民蜂起の可能性もあったと思われる。

作恐以書付奉願上候
切房木村役人奉申上候去寅年之義未聞之大風水災稀成不作未曾有之米価高値窮民救方村備之義御代官様厚以御仁恵当麦作取入迄為請方人前ニ応備穀之義被仰諭ニ随ひ備穀仕先般御届申上置候義ニ御座候然所是迄村役人並重立之者ニ而出穀融通いたし請方取計且は先達中御取締並窮民請方之義ニ付御出役様方御廻村之砌り精々被仰候次第も有之候処最早麦作取入迄日数三日ならでハ無之野夫食差支候者も御座候間此従奉歎願候何卒格別之以慈悲前書備穀御下ケ渡被成下窮民共江割渡請方相成候様奉願上候　以上

慶応三年
卯四月

八代郡切房木村
百姓代　利　助
長百姓　金左ヱ門
名　主　宇兵衛

市川
御役所

嘆願書中に、「去寅年之義未聞之大風水災……」とあるのは、慶応二年八月の瀬戸村徳岩院が倒壊したときの台風のことである。

東征と甲州の状勢　大政奉還後、武力討幕派と公儀政体派の争いの中で、慶喜が新政権の内部に、力をとりもどせる見込みがあった。

これに対抗する西郷隆盛の画策で、江戸薩摩藩邸襲撃事件が、慶応三年十二月二十五日に起こった。

慶応四年正月二日には、慶喜軍が大坂（阪）を発して京都に向かい、三日に鳥羽伏見の戦となった。旗本、会津、桑名藩兵と、薩長両藩兵が激突した。六日までの戦闘で慶喜軍は完全に敗れた。七日に慶喜は幕府軍艦開陽で、大坂を脱して江戸に向かった。

正月七日に慶喜追討令が公布され、旧幕府領は朝廷の直轄地と決定された。十五日に政府は、内政も外交も天皇みずからおこなう、と王政復古の詔書を列国公使に手渡した。

慶応四年二月、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする薩、長、土など三二藩の兵は、東海、東山、北陸の三軍を編成して、江戸へ進軍をはじめた。

鳥羽伏見の戦いにはじまる戊辰（ぼしん）の内乱は、諸藩に新政府と幕府のいずれの側につくかの、態度決定をせまるものとなった。

幕府直轄領であった甲斐においても民心が動揺して、政治的にも社会的にも不安定な時期であった。この混乱期に最初に甲州に入って来たのは、公家（くげ）高松実村を奉じた高松隊であった。官軍鎮撫隊といって、一月十八日に京都を出発、東山道の諸藩を帰順させながら東進して来た。

この先触隊長として小沢雅楽助（うたのすけ）（一仙）が先行して来た。かれは二月一日甲州に向けて諭達を出して、身分のある者、志気のある者に対して、朝廷への忠勤を呼びかけた。

二月三日には信州諏訪、高遠両藩の警衛士をともない甲府に入った。これに応じて浪人、神主などが参集して、八日には神主約一六〇人が遊軍隊をつくり参加した。

雅楽助は甲州鎮撫十箇条を示した。これは後に「にせ勅使条目」といわ

れたものである。その内容は武田の旧政の復古と、武田の浪士、神主を士族同様にとりたてること、農民には大小切税法の維持、年貢の半減令をしくことであった。これは維新政府の方針とちがっていたために甲州平定後、にせ勅使として抹殺された。

三月上旬には高松隊の神主、浪人の有志は断金隊を結成して、官軍に組み入れられた。

二月八日には江戸脱走の徒兵数百人が、甲州街道を西進して甲州に侵入して来た。しかし、石和、田中両陣屋徴集の民兵（三、〇〇〇人ともいわれた）と、幕命によって入峡した井上八郎の遊撃隊に追われて、相州方面に潰走した。

当時、甲府城内には四百人からの武士が常駐していた。東山道軍は、幕府軍が甲府城に立籠り反抗することをおそれて、甲府城乗っ取りを焦眉の目標としていた。

三月四日には、東山道の官軍先鋒六〇〇余人が甲府に入った。続いて五日には、東山道軍参謀板垣退助の後隊、九〇〇人が甲府に到着した。

甲府城内は主戦派と開城派とに分れたが、開城ときまり、城代佐藤駿河守は勤番士と共に城下を退去した。甲府城は、甲府代官中山誠一郎らによって無事に引き渡しを終了した。これは、幕府三〇〇年の甲府支配の終わりを意味している。

この五日には、幕臣近藤勇の率いる甲陽鎮撫隊一七〇人が、甲州街道から勝沼に到着した。これは、かつての新撰組に会津藩兵を加えたもので、甲府城を占拠して、再挙をはかろうとしたものであった。

しかし、甲府城はすでに官軍の手中にあった。近藤の隊と、一、二〇〇人の官軍が激突した。これが三月六日の柏尾（勝沼町旧柏尾村）の戦である。質量ともに優勢な官軍は、短時間に幕府軍を敗走させた。この戦での官軍の勝利は、甲州の民衆を新政府側につけさせる、決意をうながしたものであった。

このころの峡南の模様が、岩間村の都築匡賀翁の手記に次のようにあらわされている。

慶応カラ明治ニカケテ幕臣又ハ官軍ノ通行スルモノガ多カツタ。勝沼戦争ノハジマル前ノコト、袴ノ股立ヲトリ、大小ヲ腰ニハサミ、鎗ハ何本トナク紐デマルケテ背負ヒ、十人又ハ十五人位ノ侍ノ一団ガ昼夜トナク岩間宿ヲ通過シタ。後デ察シタコトダガイヅレモ幕臣デ、近藤勇ラト呼応シテ甲府ニ入ルツモリデアツタノガ、結局勝沼デ合流シ大イニ戦ツタモノデアルラシイ。勝沼戦争ガオワツテカラ、今度ハ夜陰ヒソカニコノ村ヲ通ツテ静岡ノ方ヘ逃レテイツタ人モアルヨウダ。有名ナ新撰組ノ結城無二三トイフ人ナドモ大宮ノ方ニ長クカクレテイタト、コレモ後デ聞イタコトガアル。

板垣退助は甲州が一応安定したので、全軍を率いて、甲府を出発して江戸に向かったのが八日のことであった。

十二日には東海道先鋒軍参謀海江田武次が、副総督柳原前光の命を受けて、浜松藩兵一〇〇人をしたがえて甲府に入り、政務をとることになった。これで、戊辰の動乱による甲州の動揺は一段落した。次は海江田の告示である。

今般王政復古真の天領と被仰出候に付追々自朝廷御沙汰可有候得共一応是迄通相心得万端支配領へ相付夫々職業勉励可致旨東海道副総督御沙汰候事但大小何事に不関心付候件之候はば不打捨置支配頭へ取次早速申出候尤公明之建言も有之に於ては採用不可致旨御沙汰候事

辰三月

東海道副総督参謀　海江田武次

『山梨県政六十年誌』

海江田は庁舎に、旧幕府の勤番支配所を使用した。これが山梨県庁のはじまりで、甲州における明治新政の発足とみなされる。

明治元年三月十四日には五カ条の「御誓文」が発布され、国家の基本方

針が内外に宣言された。

この日、高松隊の小沢雅楽助は、悪逆無道の巨魁として処刑されている。

官軍は沼津の水野出羽守を甲府城代として、甲府、市川、石和の三ケ所に代官を置き、町には奉行を、村には名主、長百姓の制を存続して、村治にあたらせた。

二十三日には、東海道軍副総督柳原前光が入甲して、三日間滞在官職制を定め、施政方針をたていったん江戸へ引きあげた。

次の資料は、東海道鎮撫副総督からの仰渡書で、各村からは受書が代官に提出された。

被仰渡書

徳川慶喜
朝敵之魁主と相成既
御親征被仰出我等東海道鎮撫の先鋒副総督蒙
勅命進軍之処慶喜東叡山江蟄退謹慎之趣相聞候乍去是迄徳川支配来候新撰組並会
藩其他残賊等所々江襲入邪説を煽立し詐謀百出良民を誘引是為ニ不図天理ニ背候
輩も有之自罪科を招候段不堪痛嘆ニ今後為
皇国勉励努力抽誠忠候儀実ニ億兆の職分ニ候条左ニ可相心得自然心得違之もの於
之有者至当之所置厳重可致事
但し大小何事によらず心付候件々有之
候ハハ上下貴賤無差別不打置夫々支
配頭江取次早速可申出候尤公明之建
言有之においては迅速採用可致候間
甲州一円百姓町人ニ至迄申達一同受
書其筋より取揃本営迄差出候様可致
事

辰　三月　　東海道鎮撫
副　総　督

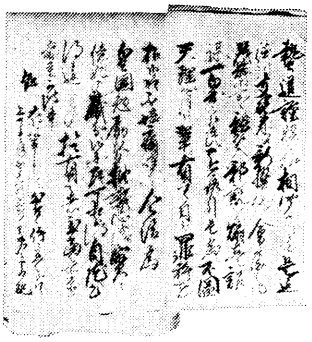

被仰渡書の一部（上之平区蔵）

水野出羽守殿

右之通水野出羽守様より被仰渡候段被仰渡承知奉畏候依て御受書差上候　以上
慶応四辰年
四月十六日

当所支配所
甲州八代郡
大磯小磯村
組　頭　重郎左衛門
組　下　新　助
清左衛門
新左衛門
喜右衛門
（以上九組省略）
百姓代　源右衛門
貞右衛門
定右衛門
松右衛門
見習長百姓　峯　兵　衛
長百姓　直右衛門
市　兵　衛
彦右衛門
忠右衛門
名　主　谷右衛門

上の写真は同じ「被仰渡書」の受書で上之平村のものである。

幕府時代の行政のしくみを、とりあえず存置して、それを使っての命令伝達、請書による趣旨徹底は見事なものである。

新政のはじまりらしく、庶民の公明な建言なら採用するという、ただし書のところに新鮮味が感じられる。

新政の方針　この時期の新政府の方針が、「覚」や「定」の文書となって、町内にいくつか残されている。

次の二つの「覚」は清沢村のものである。

覚

今般
王政御一新ニ付
朝廷之御条理を追ひ外国御交際之義被仰出諸事於
朝廷直チニ御取扱被為成万国之公法を以条約御履行被為在候ニ付而は全国之人民
叡旨奉戴心得違無之様被
仰出自今以後猥りニ外国人を殺害し或は不心得之所業等致し候者は
朝命ニ悖り御国難を醸成した而已ならず一旦御交際被仰付候各国に対し
皇国之御威信も不相立次第甚以不届至極之義ニ付其罪は軽重ニ随ひ士列之者と雖
も削士籍至当之曲刑ニ被処候条銘々奉
朝命猥りニ暴行を所業無之様
仰出候事

三月　　太政官

覚

王政御一新ニ付而は速ニ天下御平定万民安堵ニ至り諸民其所を得候様御煩慮被為
在候ニ付此折柄天下涼浪之者有之候様ニ而は不相済候自然今日之形勢を伺ひ猥り
ニ士民共本国を脱走等いたし候義堅く被差留候万一脱国之者有りて不埒之所業い
たし候而は主宰のもの落度たるへく候尤此時節ニ付無上下
皇国之御為又は主家之為筋等存込違心致し候者は心路を開き公正ニ心を以其旨趣
を尽させ依願太政官代より可申出被仰付候事
但今後総而大奉公人は不及申農商奉公人ニ至迄相抱候節は出処篤と相糺可申自
然脱走之者相抱不将出来御厄害ニ立至り候節は其主人落度たるべく事

三月　　太政官

「御誓文（ごせいもん）」発布の三月十四日は、江戸城総攻撃予定日の前日であった。正月から三月にかけて、内外の情勢は憂慮されることばかりであった。新政府は一日も早く国家の基本方針を宣言し、倒幕戦争を完勝して、諸勢力を結集する必要があった。

薩長出身の指導者は、倒幕がかれらの私意から出たものだと、いわれないためにも、公議世論を重んじるとの方針が必要であった。

対外的には、備前藩兵が外国兵と発砲しあった神戸事件、土佐藩兵がフランス兵一一人を殺傷した堺事件、天皇との会見におもむこうとした、イギリス公使パークスが攘夷主義者におそわれた事件など、列国の強い抗議をまねいていた。外国の信頼を欠いては、倒幕戦争の遂行もおぼつかない状況にあった。それで思い切った開国和親の方針がたてられた。

そして、天皇は京都御所の紫宸殿に群臣をあつめ、次の五カ条の国家の基本方針を天地の神々にちかった。

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ンニ経綸ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

この「御誓文」には新政権が民心をあつめるために、旧来の政治の弊害や、身分秩序をこわしていこうとする、革新的な気迫を見ることができる。

さらに、同じ御誓文発布の日に、五つの禁令が布告された。討幕戦の進行中各地に発生して、新政府軍をおびやかしていた一揆や暴動対策として、徒党、強訴、逃散の禁止である。キリスト教信仰の禁止、草葬（そうもう）に対しては、本籍地をはなれることを禁じ、政治活動を制限した。

次の三つの定は清沢村と、杉山村のものである。

定

一　人たるもの五倫之道を正しくすべき事
一　鰥寡孤独廃疾のものを憫むべきこと
一、人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるましき事

慶応四年三月　　太政官

定

何事により須よ路し加らざる事に大勢申合候をととう登となへ　ととうして　志ひて稀がひ事くわだつるを　ごう楚登いい　あるひハ申合せ居町居村を立のき候を　てうさんと申寿　堅く御法度たり　若右類の儀これあらハ　早々其筋の役所へ申出辺し　御本うひ下さるべ具事

慶応四年三月　　太政官

定

一、切支丹宗門の儀ハ是迄御制禁之通堅く可相守事
一、邪宗門之義ハ堅く禁止候事

慶応四年三月　　太政官

切支丹禁制の高札は、本町内にも市之瀬の小林英雄所蔵のものがある。新政府も、旧来の村方役人を村治に当らせるとともに、治安維持のために五人組制を重視した。

差上申五人組改証文之事

一　前々従　御公儀様被仰出候　御法度之趣　堅組守五人組限り詮議いたし　不審成もの無之様可仕義　五人組御仕置帳之趣　正月　五月九月　十一月壱ヶ年に四度宛　村中大小之百姓寄合　篤与為読聞　可承知奉畏候　若相背候者御座候ハヽ　如何様之曲事ニ茂被仰付可被下候　為其小前一同連印ヲ以　御請証文差上申所仍而如件

慶応四年辰三月

八代郡嶺村
百姓組頭　元右衛門
組下　藤　助
〃　八之丞
〃　竹　蔵
〃　惣左衛門
〆五人一組（以下の組略）
名主　源　七
長百姓　伝左衛門
〃　才兵衛
百姓代　伊右衛門

市川
御役所

四、江戸開城後の県内動向　三月九日旧幕府陸軍総裁勝海舟の命を受けて、山岡鉄太郎が慶喜の軽い処分と、江戸進撃の中止を申しこむため、駿府において西郷隆盛と会見した。

西郷は慶喜を備前岡山藩にあずけることを主張した。この報告には勝は絶対に反対であった。十三日には江戸薩摩邸で、西郷と勝の第一回会談が行われた。イギリス公使パークスの意向がかげで強くはたらき、西郷は慶喜処分の嘆願書を、政府に取りつぐことを約して、あすの江戸城攻撃の中止を布告した。

西郷は京都の会議で、慶喜の水戸隠退などの徳川処分と、江戸城明けわたしの条件をきめた。四月四日に、西郷は東海道先鋒総督とともに江戸城にはいり、徳川処分の朝旨をつたえ、十一日には江戸城明け渡しが平和裡におこなわれた。

江戸開城後の数か月間の情勢は、戊辰戦争期間中でもっとも深刻なものであった。旧幕士や佐幕派諸藩士が江戸を脱け出して、関東各地で反新政府の戦闘をはじめた。これに呼応する農民一揆も活発化して、各藩ともに鎮圧するために寧日ないありさまであった。

江戸の治安も悪化して、幕臣渋沢成一郎、天野八郎らの彰義隊が上野の山に立てこもり、新政府軍兵士との衝突、殺傷事件が続いていた。

房総の請西藩主林昌之介は、旧幕士伊庭八郎らの遊撃隊と合流して、房総半島から相模に上陸した。そして、小田原藩や伊豆、駿河の諸藩に、反新政府の説得をしてまわった。これに呼応して博徒、農民のあばれまわるものもあった。

林の遊撃隊は、閏四月（日付不明）甲州にも侵入して来た。その模様は『山梨県史』によると次のようであった。

上総国木更津に走った幕臣のうち、林昌之介が遊撃隊という二〇〇人余の一隊を率いて、相模から黒駒に入り、市村騒然となった。そこで甲府城代水野出羽守は、松代、中津、掛川、各藩兵を石和周辺に、また甲府勤番士を山崎周辺において警備を固めたので、遊撃隊はなすところなく敗走してしまった。またこの一件のみでなく、甲府勤番士のうちにも、去就を決めかねている者が多くいた。

遊撃隊の事件に結着がついて間もなく、五月六日に柳原副総督が、一国の鎮撫政務裁決として甲府に入り、甲府城代に次の政令を出している。

甲州ノ儀ハ東海東山両道の要地ニ付自然賊徒襲入及紛擾候テハ不容易候故明日入府一国鎮圧政務裁決可致間闔境不洩可有通達候也

五月五日　　東海道副総督

水野出羽守殿

柳原前光は六月一日、甲府城代を廃して鎮撫府を置いた。その新政は一部官員の職制を修正しただけであった。民政を担当する代官を三部代官として、役名も役宅も全く同じであった。八月二日には名称が知県事となった。市川知県事には成沢公置（幕府最後の市川代官の成沢勘左衛門）が任命された。管下の村々には、天朝料八代郡〇〇村となった。

甲府の地理的重要性から、駿州口に在る古関村の口留番所（江戸時代の小規模な関所）の警備が重視された。甲府駐留の諸番兵が交互に警衛に当たっていた。月二回づつ交代で、一隊一〇人から六〇人で、甲府と古関の間を往来していた。その模様は前記都築翁の手記の続きがある。

ソウイウワケデ、駿州口ハ大切ナトコロダツタカラ、諸藩兵ガ古関村ノ旧関御堅メヲ命ジラレタモノデアル。ソノ兵隊ハ往復トモ宿泊シ、時ニ通過スルコトモアツタガ、名主、長百姓ノ宅デ賄ナドシタモノダ。官軍ノ服装ハ大将ハ金ノ陣笠ニテマコトニ美々シク、又兵卒ハ大小ヲ横タエ、剣付鉄砲、大鼓、喇叭ヲモツテオリ、朝夕喇叭ヲ鳴ラシテ一同ヲ揃ヘ、而シテ歩行シタ。ソノ時ハ先ヅ大鼓ヲ打チ、足並揃ヘタモノデ大平久シキニワタリシ事故、見ルモノ皆メヅラシク、面白ガル人モアリシガ実ハマダ人心兢々タルモノデアツタ

古関村では広泉院が仮宿舎となっていた。本町内でも当時の人々は、これら隊士の往来をものめずらしく眺めたことであろう。

六月八日に警備の交代があって、鎮撫府参謀から、高島藩への命令が次のように出ている。

当国古関警衛今般彦根藩へ仰付けられ候間交代の上引上げ候事

覚

八月十五日　　岩間宿泊

右彦根人数明十五日当府出立古関江付御警衛右之宿泊ニ相極メ罷越候条諸事無滞心得可いたし置人数之義ハ上下拾六人ニ候間屹度頼入候　以上

辰八月十三日

甲府ニ而彦根道中方

岩間宿
御本陣中
宿々
御本陣中

古関口留番所の警衛に当たった諸藩は、次のとおりであった。

信州高島藩（諏訪伊勢守）、同松代藩（真田弾正大弼）、江州彦根藩（井伊掃部頭）の三藩である。

五月十五日には、大村益次郎指揮の官軍が上野の山を攻撃した。二、〇〇〇、または三、〇〇〇人といわれた彰義隊を一日で攻めつぶした。

同じ五月には会津藩と庄内藩が、仙台藩を盟主に奥羽越列藩同盟を結んだ。北越では河井継之助のひきいる長岡藩が抗戦した。これら反政府軍と東征軍が各地で交戦した。

九月の会津落城ののちは、各地とも急速に鎮定されていった。

近年来国々彼是之事件打続万民難渋弊モ不少趣相聞候処今般御政体御変革更始御一新万民塗炭之苦ニ陥候テモ御憐恤被遊候沢厚之御趣意ハ既御布告在之兼而承知之通候然ル処関東国々賊徒横行正民ヲ掠犯シ候ニ付夫々官兵ヲ以討鋤被仰付当国之鎮定致シ一件

朝命遵奉之趣相聞候如此非常多端下々難渋モ不少事故一廉御救助モ被成下度厚被思召候得者猶未ダ奥羽方兇暴之逆賊トモ抗命討伐戦争之最中御軍費其外不容易

折柄不被為任セ御思召候得者出格之御裁断ヲ以テ当国御料当辰年分貢納米惣高之三分通上納御捨免被成下候間右趣意奉戴シ愈家産農業相勤候様鎮撫府被仰出候

右之趣支配所中江可被相達候事

辰六月

鎮撫府参謀　印

増田安兵衛殿

八代郡大磯小磯村

重郎左衛門印
（外四一名省略）

百姓代　臣右衛門
松右衛門
弥右衛門

長百姓　岸兵衛
猶右衛門
市兵衛
忠右衛門

名主　斧右衛門

市川
御役所

この鎮撫府参謀の通達にある、増田安兵衛は市川の代官である。

九月八日に元号は、明治と改められた。

東国の鎮定を進めているので軍費も容易ではないが、救民の厚い御裁断で、甲州の御料地では辰年の年貢米が三分減らされた。それで、いよいよ農業などにはげむようにという達しである。これに対する請書が出された。

会津落城後も旗本榎本釜次郎（武揚）を首領とした反政府軍が、箱館（後の函館）に立てこもった。しかし、三年五月には降伏して、これで戊辰の内乱は完全に終わった。

この一年余りの戦乱は幕府勢力を一掃して、統一国家成立の速度を早めるのに役立った。また、敗れた東北諸藩も、勝った政府がわ諸藩も、膨大な戦費のためにつかれはて、藩の解体に拍車をかけた。

さらに、内乱期に各地に起こった農民一揆や民衆暴動は、さまざまな要求をかかげて世直しを求めた。これら農民の動きに対処する、強大な統一政府の必要が、大きな課題であることを示した。

明治二年十月、本県に田安騒動という大規模な農民一揆が起こった。

明治元年十一月五日、三部知県事を統轄していた鎮撫府が廃されて、甲斐府がおかれた。これは全国の重要な旧天領の、九府一五県の一つとしての府であった。しかし、江戸時代以来の田安領はそのままで、維新政府は甲斐国全部を掌握してはいなかった。

甲斐の田安領は、延享三年にはじまる。八代将軍吉宗の第二子宗武は、江戸城内田安門に屋敷を、摂津、播磨、武蔵、下総、甲斐に一〇万石の領地を与えられていた。甲斐国内では山梨、八代両郡のうち六〇ケ村、三〇、〇四一石余であった。天保三年に関東領地の所替えがあって、前記二郡に巨摩郡が加わり、一〇三ケ村、四七、九六〇石余を領するようになった。陣屋は一丁田中（山梨市）にあった。

騒動は成立したばかりの維新政府が、財政難のために太政官札（不換紙幣）を濫発したためである。明治二年六月には府県藩に対して、石高一万石につき、太政官札二、五〇〇両を強制割当をした。その引き替えに同額の正金を上納させた。

当時は贋金が流通していた。田安代官は領民の上納正金中の二分金に、贋金があったとして、悪金をつきかえした。さらに、貢租納期を繰り上げて正金納を命じた。

これに対して領民が反発して、十月十五日に山梨、八代両郡五八ケ村、農民四、〇〇〇人が天朝御料地編入を要求して、笛吹河原に集結した。

これは贋金騒動ともいわれた。本町内にも金札に関連した次の文書がある。

明治二年巳年
被仰渡ニ付金札請書之事
六月　日
八代郡　釜額村

被仰渡候金札受書之事

一、金札正金同様通用之義ニ付而先達而より追々厳重被仰出有之ニ付此節ニ至りては最早心得違之もの無之は勿論ニ候万々一心得違之者有之おゐては速ニ召捕厳重ニ申付候条此旨相心得候様在町共不洩様可被相触候事

巳六年廿六日

右之通御達候間可得其意右は追々相触置候間心得違えもの有之間敷筈候へ共夢々一中何之取引致候物を金札ヲ以買物いたし候節迷惑筋又は金札故直相増を割引等申聞候ハヽ封手を以堅箱訴可致速々召捕厳重可及吟味条堅此旨可相心得旨小前末々迄無洩申聞承知之旨小前壱人別請印名主方江取置可申此上不行届之村方有之おゐては村役人一同越度ニ申付兼而其心得可有之候

右之趣村方一同申聞候条承知奉畏候ニ付受書取置申候　以上

明治二巳年六月

市右衛門
丈左衛門
他　十三人
村方役人中
勇　助
佐右衛門
紋　蔵
市之丞
七郎兵衛
八兵衛

太政官札が信用されず、売買のとき相場で割り引きなどがなされ、額面どおりの通用が困難であったことがうかがえる。

田安騒動は、入峡した田安家重臣鈴木稲城と、権知事土肥謙蔵の説得で、二十一日には鎮静化した。十二月二日には、民部省から一揆取調御用として、監督大祐塩谷良翰が出張してきた。

明治三年一月、領地返上決定触が出され、田安領は五月甲府県に正式に編入された。

第二節　明治の行政改革と村の合併

一　明治初期の行政改革

新政府の行政動向　明治維新の激動の中から生まれた維新政府は、一刻も早く強力な統一政府をつくらなければ、欧米諸国の圧力から、国の独立が守られないと考えていた。

そのため天皇親政を看板に、天皇の権威を高め、その威光を借りて、薩長出身者中心の中央政府の政治危機を乗り切ろうとした。富国強兵策を強力に押し進めるために、急速に西欧の制度、文化をとり入れた。ために、めまぐるしく法制が改廃され、朝令暮改、新しいものを指向する中に、古いものを温存する矛盾もみられた。

明治初期の中央官制は、太政官のもとに立法をつかさどる議政官、行法（行政）をつかさどる行政官、司法をつかさどる刑法官がおかれた。議政官は上局と下局にわかれ、行政官は行政、神祇、会計、軍務、外国の五官に分れていた。これは慶応四年閏四月に公布された政体書によるもので、行政、立法、司法の三権分立と、議事制度の採用官吏の公選という進歩的なものであった。しかし中身はかなりあいまいなものであった。

明治二年七月八日には、職員令を公布して、中央の行政機関を神祇、太政の二官に分け、民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の六省に改正した。

太政官は律令官制の行政の最高機関であった。平安時代に、太政大臣から摂政、関白が分化し、平安時代末期には有名無実化したが、江戸末期まで存続した。慶応元年一月、太政官代がおかれ、明治十八年十二月二十二日の内閣制度の発足まで続いた。だじょうかん　とも読み、ここから多くの命令、布達が出さりた。

明治二年一月二十日の薩、長、土、肥藩主の版籍奉還の建白提出から、四月までには大藩のほとんどが建白を提出した。六月十七日には版籍奉還の勅許がおりた。藩主は藩知事に任命され、形式上は天皇の一地方官となった。

越えて、四年七月十四日、天皇は在京の諸藩知事を召集して、藩を廃し県を置く詔書をつたえた。

本県行政の推移　明治初期の本県の行政形態も目まぐるしく変遷した。

版籍奉還は諸藩主が版（土地）と籍（人民）を朝廷に還納することで、明治元年十月の藩治職制や、二年六月の藩改革項目などによって、新政府の藩統制力を強めていった。

こうした版籍奉還が諸藩に進められて行く一方では、天領は二年七月十七日、京都、東京、大阪の三府を除いた府を県と改称し、蝦夷地を北海道と改称した。本県では甲斐府が廃されて甲府県となった。

この当時の地方制度は、府藩県三治制であったが、全国各地に農民一揆や反政府運動が頻発し、各藩とも財政的破綻も著しくなって、廃藩の機運が高まっていた。政府は四年二月、薩、長、土の藩兵を中心に、親兵一万を東京に集め、その軍事力を背景に、強制的な廃藩置県を断行した。二六一の藩が廃されて、全国は三府三〇二県となった。さらに、この年十一月には府県の統廃合がなされて、三府七二県となった。この時甲府県も山梨県と改称された。県令として土肥実匡が任ぜられた。

こののち名称、県域ともに変更されずに今日におよんでいる。

鎮撫府時代の市川代官所は市川県となり、間もなく郡政局となり、甲府県時代には郡中総代制にかわった。県は各郡に郡中総代二四名をおき、四人あて五日交代で甲府に宿泊して、三人あて県庁の詰所に出勤して郡治にあたらせた。任期は二ケ年であった。三年五月に郡中総代詰所定則二〇項目が出されている。

本町の郡中総代に関連した文書として次の二つがある。

三年八月、郡中総代車田村嘉右ヱ門、昨年来御用多く勉励致し候に付御褒美として銀三枚下され候

山梨県の行政管轄変遷表

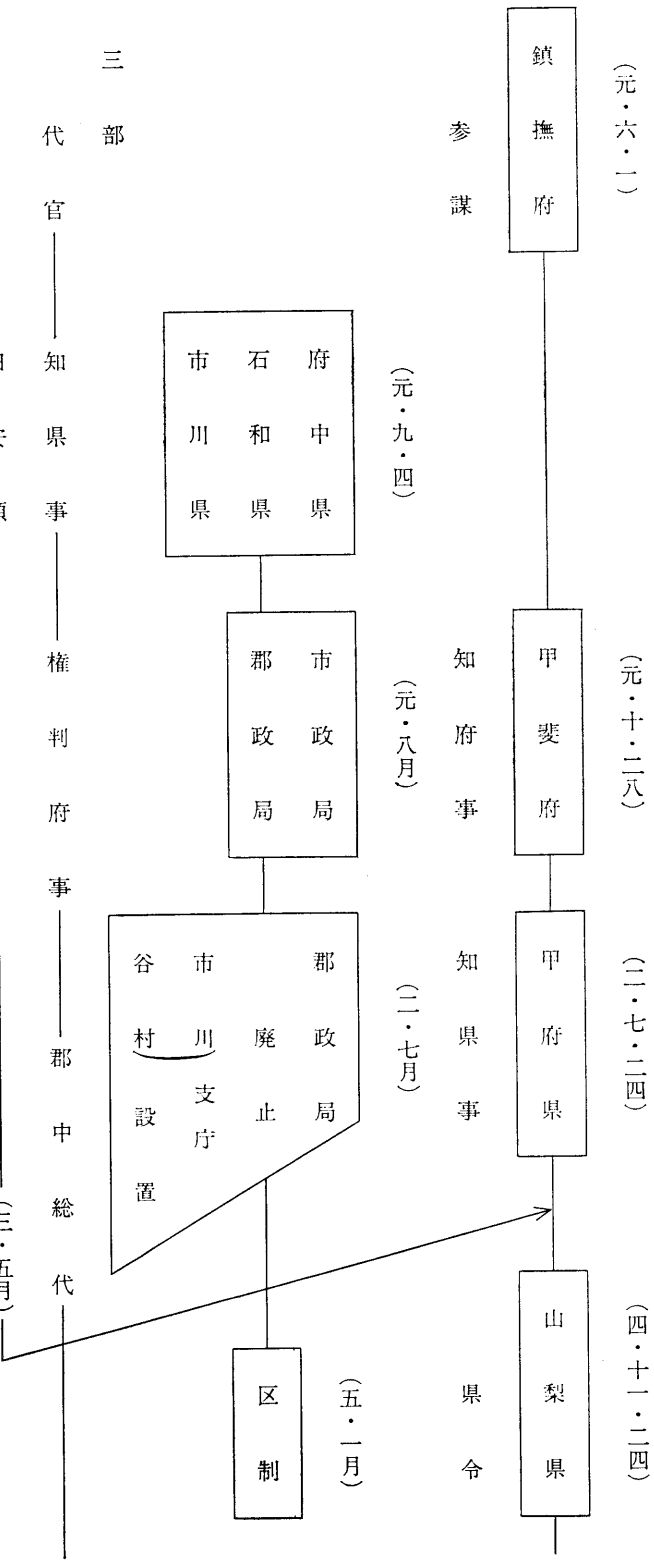

四年八月、常葉村遠藤源五左ェ門に郡中総代として勉励につき御褒美として銀三枚を下さる。

六年八月には郡中総代制が廃止された。

貨幣制度　戊辰戦争の軍費や、廃藩された藩の負債をかかえ、さらに文明開化をいそぐ諸施策のために、政府の財政は窮乏していた。大量の太政官札を発行し、四年五月十日には新貨条例を公布し、貨幣を金本位制とした。一両を一円とし、十進法を採用した。

貨幣制度は民衆の生活にも深刻な影響がある。次に、本町内にある関連資料をあげる。

覚

借金銀利足之義是迄定之利足有之候処自今貸借隻方之者相対示談之上利足取極貸金証文江急度書載候而取引可致候処金子貸渡候砌前利ニ引落候様之取引いたす間

敷若相背ニおゐては双方共可致曲事事

辛未正月　　太政官

右之通り被仰出候間相達候条　得其意小前末々迄不洩様可申聞事

辛未二月　　（古関・渡辺昌朋蔵）

利息は貸金証文に必ず記載しておけということである。銭相場の混乱の中で借金利息についての、争いごとも多かったことが想像される。

覚

一、古甲金壱分　此通用　金弐両弐分

一、甲重　壱分　此通用　金弐両

一、甲定　壱分　此通用　金一両三分弐朱

右甲金相場之義　当節釣合相違いたし候哉ニ而通用不致儀ニ相聞候ニ付　今般甲金通用相場書面之通相立候条　当国四郡共通用可致候　向後格別之相場相立取引いたし候もの於有之者急度及御沙汰ニ候条　心得違いたす間敷事

右之条得其意小前末々迄不洩様可申聞候事

此廻状刻付順達廻尾より可相返もの也

未二月四日　　市川庁　　（渡辺昌朋所蔵）

これは四年一月二十九日に、甲州へ政府より布達されたものである。三月十四日には改定の布告が出されている。

新貨幣御発行ニ付而者　諸貨相場立之儀ハ都而本位貨幣を準拠といたし　金壱円ニ付何程又者何品何程ニ付金何円何銭　相場立いたし　決而従来之銀目亦者其之外称呼ヲ以新貨ニ相場相立候義無之様可致候事

辛未九月　　大蔵省

右之通被仰出候条　市在無洩可相達候　且当国ニ而者　当時通用無之甲金称呼ヲ以相場相立物品売買いたし不都合之次第ニ付　以来甲金之称呼者可相廃候事

辛未十一　月　甲府県　　（渡辺昌朋蔵）

四年十一月十三日のこの布達により、甲金による甲州独特の貨幣制度が廃止されて、新貨幣制度に吸収されていった。なお円の単位が出たのは、三年十一月からであった。

大阪造幣寮におゐて既ニ新貨ノ銭造盛大ニ施行有之候得共　夥多之故　右金銀一時ニ改鋳国内一般新貨遍く発行難相成候処　弐分判ヲ嫌忌シ候ヨリ自然上下ノ不融通ヲ醸シ候ニ付　今般為替金三井組江申付政府在来之古金銀ヲ引当トシテ凡高三百万円之正金引換十円　五円　三円　三種之証券ヲ製造シ　来十五日ヨリ発行いたし海関税ヲ除ク之外　租税其ノ他之上納物日用公私之取引ニ至ルまで総て正金同様ニ通用セシメ候　尤右証券之義ハ新貨鋳造之高ニ応シ引揚くへき筈ニ候得共　若シ差当り正金引換方望出候モノハ何時ニ而も三井組ニおゐて在来之弐分判ヲ以引換遣候条　諸民一毫之懸念ナク従前金札同様互ニ通用いたすべく此段相廻候事

辛未十月　　太政官

右之通被仰出候間　相達候条　得其意　小前末々　不洩可触示　此廻状村名下令受印　至急順達従廻尾可相返もの也

辛未十一月十六日　　市川庁　　（渡辺昌朋蔵）

新政府の貨幣制度は、元年四月十九日に太政官金札の発行を布告し、五月九日に新貨鋳造を布告、二年二月五日には大阪に造幣局を設置し、従来の金銀座を廃止した。四年十二月二十七日には、はじめて新紙幣を発行した。五年十一月十五日には国立銀行条例を公布して、各国立銀行に兌換券の発行をゆるした。しかし、九年八月一日には国立銀行条例を改正して、



新貨交換と旧銅貨品位明治４年（渡辺昌朋蔵）

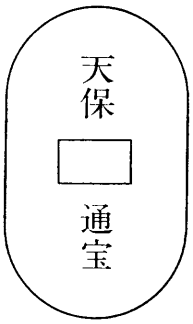

八厘銭

銀行紙幣の金貨兌換を廃止した。

四年二月十六日には、田方正租以外の租税はすべて金納とした。八月二十五日には府県租米の金納をゆるした。五年八月三十日には田畑貢米のすべての金納をゆるした。

旧銅貨之儀去ル辰年　定価被仰出候処今般新価幣御発行ニ付　各比較商量之上当分左之通品位被相定候条　其旨相心得新貨幣並金札共取交聊無差支通用可致事

辛未十一月

太政官

新貨幣並金札之比較

新貨壱円　金札壱両ニ当る
新貨五拾銭　金札弐分ニ当る
新貨二十五銭　金札壱分ニ当る
新貨十二銭　金札弐朱ニ当る
新貨六銭弐厘五毛金札壱朱ニ当る

旧銅貨品位

拾枚を以　八銭とす
百弐拾五枚を以て壱円に換る

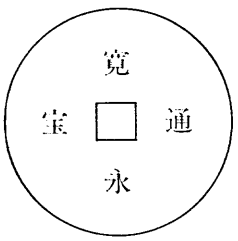

二厘銭

六拾弐枚と二厘銭二枚を以て五拾銭に換る
三十一枚と二厘銭壱枚を以て廿五銭に換る

但し十二銭半　六銭二厘五毛

右の割合たるべし　以下同断

拾枚を以　二銭と須
五百枚を以　壱円ニ換る
弐百五拾枚を以　五拾銭ニ換る
百弐拾五枚を以　廿五銭と換る

青銅銭と唱へ　元四文銭也

拾枚を以　壱銭半と須
六百拾七枚を以　壱円に換る
三百三拾四枚を以　五拾銭ニ換る
百六十六枚を以　弐拾五銭ニ換る

銅銭ニ而元四文銭也

拾枚を以　壱銭と須
千枚を以　壱円ニ換る
五百枚を以　五拾銭に換る
弐百五拾枚以　弐拾五銭に換る

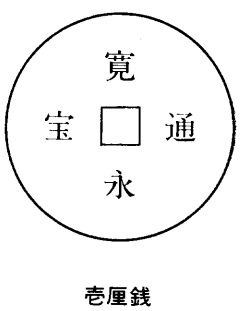

壱厘銭

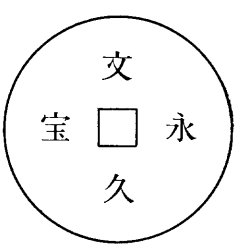

壱厘半銭

右者新貨幣本位之金貨と定位の銅銭との比例に依而定むるが故ニ一種又者数種を併せて用ゆるとも一口の取遣り一円之高を限り用ゆるべし　但し壱円之高を越連ば是を拒む権阿るべし　尤相互の便宜に依り取遣する時ハ右制限ニ不抱勝手たるべし

右之通り相達候条得其意小前末々迄不洩様触置候事

未十二月廿八日

市川庁　申下刻出之

（渡辺昌朗蔵）

すべてが文明開化の方向をめざす世相の中で、貨幣経済の滲透も急速に進み、旧銅貨と新紙幣、新硬貨との交換の円滑化をはかることは、経済の発展上重要なことであった。

醸造株鑑札の更新

今般御濁酒其外銘酒類並醤油醸造御定税則御改正被仰出従前之株質札都而廃止いたし更に免許鑑札大蔵省租税司より引替可相渡間是迄渡置候当九月十五日限り可差出事

一、是迄六ケ株与唱江壱株を二所或三所江分け候者とも有之趣右者自今禁止候事

一、右分け株を以醸酒致し居候もの今般改而相願候ハヽ　新規鑑札下渡候間願人姓名書相添当九月十五日限迄可願出事

一、向後新規稼致度望之ものハ毎年八月中ニ可願出事

一、右免許鑑札所持之もの以来石数之定限無之醸造之手続は其年造込凡積石数銘々之力ニ応じ造主より八月晦日限可申立其年柄勘弁之上醸造石数向ニ定造高免許鑑札下ケ送候事

但し当未年之免許鑑札引換以前之儀ニ付従前之株鑑札を以造込石数可申立事

一、濫製之もの有之候ハヽ規則ニ従ヒ科料可申付条心得違無之様可致事

右之趣得其意を従来酒造人は勿論無識可相触候尤御規則書披見致度もの其旨可申出候此廻状至急順達留より可相返者也

未八月二日（明治四年）

市川庁

（渡辺昌朗蔵）

酒造などの醸造株鑑札の更新が、税則改正で行われた。醸造も新政府の統一的な方法で許可し、それにより税収の方途を講じようとするものであった。

営業税は各種の営業に従事するものへ賦課した県税であった。その種類は明治十年山梨甲第二百二十三号布告によると、酒造免許税、酒類造石税売薬営業税、煙草卸小売税、船税、車税、牛馬売買免許税、各種印紙税、銃猟税、度量衡税、銀行税などであった。

天然痘予防

疱瘡といふ病は一生一度必ず是を免るゝ事能はず而して多くは幼少の者に感ずるものにて唯病中の苦しみのみならず痘痕肌膚に残りては醜き顔色となり眼目に発しては盲となり甚しきは命を害ふも又少からす実に可恐可憫事なり然るに近年種痘の法大に開け纔に四五点を種ゑて容易に此病難を免るゝ事となり実に人生無極の幸福にして可尊良法なりといへども或は其理を弁ぺずして種々の浮説を信じ幼童あるも種痘いたさず又は貧究にして医師への謝礼等に差支へ心ならず等閑に打過終に自然痘を煩ひ他人へも伝染するに至る甚だ遺憾の事に付昨壬申二月中種痘の法を設け施行に及ぶといへども旨趣未だ貫徹せず遺漏の者も有之哉に付此度方法改正各所病院出張所に於て左の通受場を区別し定日を立普く施行候条各村戸長に於て此意を体し小前末々に至る迄無洩種痘いたし候様可申輸事

一、別紙日割之通各種痘所へ其所属の町村には痘瘡不相済幼童は召連可罷出事

一、種痘相済たる者は戸長に於て戸籍名前の上へ朱圏を可記置事

一、小児出生候はゝ八十日後両三箇月の中に其所轄の種痘所へ出必らす種痘を可受事

一、種痘を受るもの身元難渋なる者は謝礼差出に不及尤身元相応の者冥加の為謝金は心任せたるべき事

但本文冥加金は貧究にして家業に間暇なく種痘定日に罷出難き者へ救助金に差遣し冬夏の間種痘瘡取続きのため種痘いたし遣し候儀に付右救助金又は諸雑費等に充候儀と可相心得事

心得事

一、種痘定日には出張所有之村方の戸長又は伍長の内にて三名出張種痘人の駆引其他諸事世話可致事

但是迄の世話掛は自今相廃止候事

右の趣管内無洩相達する者也

明治六年十月七日

山梨県権令藤村紫朗（三沢村御布達書）

明治九年五月十八日には、天然痘予防規則が内務卿大久保利通から布達されている。次はその概要である。

小児初生七〇日から満一年までに必ず種痘すること。初種後五年か七年ごとに再三種すること。

種痘した者と、天然痘にかかった者は、医師から証明書を取って置く事。区戸長は、初種の者、再三種の者、事故で種痘しなかった者を地方庁に届け出ること。

満二五歳以下の者の送籍時には、前記医師の証明書を所持させること。

管内に天然痘が流行するときは、接近の府県に報告して、住民全員、未痘児はもちろん、種痘済の者まで、年齢期限を問わず接種すること。

種痘をせずに、無稽の説を唱へ、他人をまどわす者は罰金を科せられる。

斬髪村廻達　明治元年には横浜に斬髪店が開業し、翌二年には東京にも開店した。四年八月に斬髪廃刀随意の布告が出されている。

斬髪村廻達　　大山村戸長

県第七拾五号御告示二斬髪ト結髪トノ得失ハ御文面ニ瞭然タリ然ル処闔国人未タ其可不知徒ニ忌嫌シ不断者あり甚敷ニ至リテハ片竈ノ形ニ換江天庭ヲ剃リ其態不忍見阿リ又狡児の空言ニ貼着シ紛議ヲ発して正副戸長之内ニも未タ猶予シテ不決者有之由如何ナル哀情かや又別ニ論スル所阿る折ニ頭部ヲ剃ト言事西洋各国ニハ未聞商支那之俗剃残髪芥子ニ髣髴するも不可羨慕者那里我皇国ニおゐても大古より曽テ剃髪ハ無之処滓屠ノ教行るゝニ及テ所謂入道与唱江稍々薙髪習弊阿るも民俗曽剃髪之挙ヲ不息蓋シ天正元亀擾乱之頃兵士脱冑暇那きお以天窓ノ気ヲ上発セシ免ンガ為天庭中ヲ円ク又剃リ逢気ニテ発するニ与里其剃而処ヲさ可いきといひ剃而処ノ形ナリ月の如く那るを以て文学尚額ニ至迄剃リ半髪ハ那くな里さ連ハ剋刊（かみそり）を天窓ニ施すらくハ近共不良の習ニ有之斬髪者人民をして健康ならし免且ハ結髪の冗費与時間トテ省キ候ハゝ一個ノ生涯ニ取テも若干ノ益ナリ況や闔国多員ニ出ぬ可ヲヤ斬髪ナラバ只朝暮浴後ニ梳而已ニシテ時間ヲ費スコト少ク又湯水ニテ灌頂セバ其愉快言フベカラズ故ニ斬髪ハ第一寒熱ノ外威を防禦スル只一ノ良法ナリト御達之御心ヲ可奉感激事ナリ竊ニ聞ク御政令ハ蠱ニ因可変革ラザルモノ得者ト風俗又然リ然ルニ或ハ言其猥ヲ真似テ真実ヨトラズ以テ非存ベシ此短褌補スヘキニハ先ツ善ト聞カバ速ニ移リ悪ト見ハ忽チ誠シム因リテコレ性善ト可謂ナリ且結髪ノ費ヲ学校ニ換用ナクバ可令注念事ナリ夫レ学ハ身ヲ立テ財本学問無連ハ実ニ十全ノ活斗ヲ立ツル能ハス斯ヲ以結髪冗費ヲ学校ノ用ニ供シ黙首ヲシテ文明ニ赴カシムルニ御布告可令尊奉諺虎ノ害ヲ去カントスルニ山ヲ焚キ野人之菽粟ヲ不顧ト依テ遐遠斬髪ノ不可ヲ言者アラバ得失ヲ説キ弁駁シ黙変スルヲ顧慮シテ猶予スルモノアラハ深厚公意ノ在ルトコロヲ知ラシ免速ニ一様ノ風俗ニ帰シ候様各区正副区長毎邑正副戸長ヨリ諷諭ヲ致シ尚用サルモノ有ルハ厚キ御趣意ニ悖リ更ニ恐懼之至ニ付其者名前書持被成度此段及御通達候也

右御達シ之趣相守斬髪候義正副戸長者勿論伍長之者は拝見次第斬髪いたし其外小前末々迄至又ハ他江罷出候者有之ニ付来る六日迄ニ者不残斬髪可仕候承知之者左ニ名前下江請印可仕候且故障之者ハ何ニ之事ニ付ハ名前下迄下札ニて至急順達可仕候也

明治六年

酉七月

戸長　赤池伊右衛門

副戸長　赤池与右衛門

伍長　十三名

頭髪についての諸外国のようすを述べ、皇国においても太古は剃ることがなかった。戦乱の時代には胃の中のむれ気を抜くために剃った。結髪の弊害を健康上や、経費の面から説き、結髪に要する冗費を、学校教育に当てることをすすめている。正副戸長は布達の趣旨をよく説明して、六日までに斬髪するようにして、承知の者の請印をとるようにという廻達である。

県庁からの斬髪布告は、各町村の戸長からふれられたが、斬髪を説いてまわる村役人で、斬髪していなかった者も多かったという。

そのころ流行した歌に「半髪頭をたたいてみれば、因循姑息の音がする。総髪頭をたたいてみれば王政復古の音がするザンギリ頭をたたいてみれば文明開化の音がする」というのがある。一般民衆のとまどいが想像される。

番人抱議定　二年六月十七日には、版籍奉還をした各藩主を知藩事に任命し、その藩士を士族とした。一般の人民を農・工・商の平民とした。四年八月二十八日には、穢多・非人の賤称が廃されて一般平民とした。しかし、職業や生活上の較差は残されて来たこともある。三年三月九日、平民の苗字帯刀がゆるされ、四年十一月二十七日に、平民の乗馬、羽織の着用がゆるされた。五年一月二十五日には、皇族・華族・士族・平民の四階級制とされた。

六ヶ村番非人抱議定之事

右番非人抱夫持之事

但シ五ヶ年切替

年内

夏者　麦　四斗五升

秋者　雑穀四斗五升

其の外

正月	年始	五月	節句	八月	彼岸
十五日	祝ひ	六月	祭礼	九月	祭礼
二月	彼岸	七月	盆貰ひ	九月	大豆
三月	節句	八月	節句	十二月	歳暮

当箇条之通リ候条其余ハ見廻ニ而已相勤可申上大山の儀ハ箇条相除尤御用向は格別相勤可筈取極申候今般新小屋立建掛之義は小屋懸リ出来迄は惣高割其ノ余者都而豪家半分に割合ニ而何程相懸リ候とも無口支出銀可申筈六ヶ村一同取極申候処如件

明治三午年正月　日

一、当番小屋敷割合

熊沢村　甲銀　八分六厘

岩下村　〃　壱両弐分弐厘

寺所村　三分二厘

嶺村　甲銀　三分二厘

大山　〃　三分三厘

久保村

名主　啓蔵

長百姓　庄兵衛

百姓代　勢平

熊沢村　岩下村　嶺村　寺所村

大山村（各村役人）

右割合之通り年々久保村江相払可申候　以上

久保村　御役人中

改暦　日本の暦は七世紀のころに、中国から伝えられた太陰太陽暦であった。太陰暦によって日を数え、これに太陽暦の一年をいくつもの節気に分けて、組み込んだものであった。

明治五（一八七二）年十一月九日、改暦の詔書によって、それまでの太陰太陽暦を太陽暦に改めることになった。それと同時に太政官布告が発布され、五年十二月三日をもって明治六年一月一日とした。以後一年を三六五日として、四年ごとに一日の閏をおくこと、さらに一日を昼夜均等に二四時間に分けることなどが制定された。

こうして一、〇〇〇年以上にわたって用いられてきた常用暦が太陽暦に改められたが、民衆の習慣や年中行事などがただちに改められるわけではなく、それまでの暦は旧暦として、その後も数十年にわたって民間で用いられた。

旧暦の習慣のなかには、月名や雑節などをはじめ、今日でも用いられている習慣や名称が少なくない。

二　村の合併と町村制、郡制の施行

区制　明治維新後の地方行政単位としては、江戸時代の村の制がそのまま踏襲されていた。田畑などの耕地・飲用水、水田灌漑用水の利を中心に成長して来たのが、小規模な旧村である。これを近代的な国家組織に統一するため、明治初期に盛んに村の合併が行われた。

その最初の試みは、いわゆる「壬申戸籍」の元になった、明治四年四月施行の戸籍法実施のためや区制であった。全国一斉に「区」制が設けられ、各区に戸籍事務取扱役としての戸長がおかれた。区制施行の文に

各地方土地ノ便宜ニ隋ヒ予メ区画ヲ定メ毎区戸長並副ヲ置キ長並副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ掌ラシム

とある。区の区域は従来の村とは別に定めたものである。

本県の場合には、五年正月十八日全県下を四郡に分け、さらに八〇区とした。

山梨郡　第一区から第一七区
八代郡　第一区から第一六区
巨摩郡　第一区から第三五区
都留郡　第一区から第一二区

本町は八代郡の次の所属であった。

第十一区　折門、八坂
第十二区　山家
第十三区　熊沢、嶺、久保、大山、芝草、大磯小磯、根子、瀬戸
第十四区　三沢、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、釜額
第十五区　上田原、一色、市之瀬、北川、岩欠、杉山、大炊平、清沢
常葉、上野平、波高嶋、桃窪、下部、湯之奥、（加藤善吉著下部町郷土史年表）

一区はおよそ千戸とした。戸長副戸長は官選によるものであった。五年四月の名主、庄屋、年寄の廃止によって、一般民政もつかさどるようになった。八月には郡中総代の制度も廃されて、その事務を各区の戸長に移した。

戸長　五年十月二十五日には、各区に区長・副区長をおき、村ごとに戸長、副戸長を設けた。

十月廿五日　名主長百姓ヲ廃シ各村正副戸長ヲ置カントシ其選挙法ヲ布達ス曰
今般大小切安石代廃止ノ上ハ村費等精々減少無之テ不相叶ニ付従前ノ組分ケハ勿論小村ノ分ハ可成大最寄ヘ合併村吏人員減省候様毎区協議ノ上早々可申出事
一、名主長百姓相廃止更ニ人選ノ上毎村戸長副戸長ヲ置候条別紙規則照準公平入札ヲ以選挙致シ来ル十二月十五日ヲ限可取極事
但戸長副戸長選挙候迄ハ元名主長百姓ニテ是迄ノ通事務可取扱事
右ノ趣無洩可相達者也
壬申十月廿五日　『山梨県史』

（明治五年）

村吏改置定則

一、戸長ハ一村壱人ニ限リ副戸長ハ村高ニ応
左ノ通

百石以下	副戸長　壱人
百石以上　三百石迄	同　弐人
三百石以上五百石迄	同　三人
五百石以上八百石迄	同　四人
八百石以上千石迄	同　五人
一千石以上	同　六人

但給料ハ民費タルヘシ尤村事務ノ繁簡ニ因テ人員給料共増減アルヘシ
一、戸長ハ村内土地人民ニ関係ノ事件士民ノ別無都テ取扱副戸長ハ是ニ次テ事務ヲ輔ケ貢納夫銭勘定取立方等事務一々戸長ノ改ヲ請可事
一、戸長副戸長勤務無年限タリト雖モ詮議ノ品ニ寄転役退役申付候儀可有之其節ハ更ニ公選ヲ以可相定事

一、入札日限取定前以一村無洩相達尤戸数多ノ村方ハ両日ニ割合入札可致事
一、入札済翌日封ノ儘県庁へ持参官員ノ立会ノ上開封致シ高札ノ者へ可申付事
右規則ノ条々堅可相守事

壬申十月　『山梨県史』

六年四月には、市町村伍組編成法並びに戸長公選法が定められ、四戸から十二戸で伍長を編成し、組内で伍長を互選した。伍長によって正副戸長が選出され、県庁がこれを任命することとした。

当時の戸長事務受渡規則による諸帳簿から、戸長の事務の概要を知ることができる。

諸帳簿引渡目録之概数

一　戸籍原帳　一　布告書
一　内外寄留名録　一　徴兵名前書上帳
一　送籍扣帳　一　廻状順帳
一　検地帳　一　銃猟并僕婢人力車乗馬駕籠鑑札受払帳
一　名寄帳　一　村明細帳
一　同税金取立帳　一　耕地絵図
一　民費割賦帳　一　地券書類
一　同取立帳　一　山林帳
一　学校取扱書類　一　地所質入書入売渡割印帳
一　貢納米金勘定帳　一　布告書村内廻達表
一　同取立帳　一　諸往復書
一　伺届指令留　一　諸約定証書
一　願書留　一　村内誰より誰へ相掛何々一件書類

（三沢村御布達書綴）

六年九月、区制の改正が行われ、県下八〇区が廃されて三四区となった。下部町の大部分は第二〇区に属した。

明治初期の村の合併　戸長公選布達のはじめに、小村はなるべく合併して、村吏人員を減少するようにと記されていた。しかし、この時期に本県で合併したのは、次の二例のみであった。

八代郡中沢村（戸数三〇）門前町村（戸数九）金沢村となる。
巨摩郡初鹿島村（戸数二八）小縄村（戸数二一）本建村となる。

六年に入ると政府は大蔵省布達をもって、町村費を節約し住民負担の軽減のため、とくに財政貧困な町村の合併を積極的に促進する方針を打ち出した。一月に、山梨県権令として入峡し、翌七年十月県令に昇任した藤村紫朗は、政府の方針にそい町村合併を積極的におしすすめた。

明治七年九月廿五日　合村心得ヲ布達ス無益ノ冗費ヲ省キ有用ニ転スルハ尤急務ニ付追々相達候趣モ有之処　管下村々ノ中反別少ク人口多カラサル小村不少　右等ハ便宜合村不致テハ毎事無用ノ労費ヲ増シ不便利ニ付　既ニ此理ヲ弁ヘ速ニ合併致シ候村々モ有之　或ハ即今協議中ノ向モ有之趣ニ候処　間ニハ旧来ノ慣習ニ固着シ偏見ヲ主張シ無謂苦情相唱ヘ候村々モ有之哉ニ相聞　不都合ノ事ニ候右等ハ篤ト利害得失ヲ考究致シ早々協議ヲ遂ケ　反別戸数人口並ニ地理ノ実況ヲ取調速ニ合村ノ見込可申　就テハ秣場　堤防修理ノ儀ニ付　自然故障ノ次第アリテ等閑ニ打過候事情有之難図ニ付　左ノ通相心得協議可致事

合村ニ付心得

一　村持山或ハ入会山等有之村ヘ他ノ村々合併スルトモ　事実差支アルニ於テハ其持山　入会山ヲ共同セサルモ苦シカラス　但協議ノ上可成双方互ニ便利ヲ得一和親睦共ニ業ヲ営ム様心懸ヘシ
一　川筋水害之アル村ト其患ナキ村ト合併スルトキハ　水防入費等ハ従前ノ通関係ノ村ニ於テ相弁ヘ　其害ヲ蒙ラサル方ニ於テハ其入費ヲ課出セサルモ妨ケナシ
一、用水堰入費等之アル村ト之ナキ村ト合併スルトキハ　従前ノ通用水関係ノ村ニ於テ其入費ヲ弁ヘ　関係無之方ニ於テ其入費ヲ課出セサルモ妨ケナシ
但右弐ケ条　若連年災害打続ク歟下莫大ノ費用ヲ要スル事故アリテ難渋致ス時ハ　協議ノ上之ヲ補助スルハ雖難相救ヒ吉凶相扶クル交際上ノ義務ナレハ　此

旨厚ク会得スヘシ
右之趣　管内無洩相達スル者也
明治七年九月廿五日
山梨県令　藤村紫朗『山梨県史』

県令の布達によると、共有林、入会山、水利、治水問題などが、合併上の障害になっていたことがうかがえる。合併には旧来からの慣習、偏見に固着せず、古くからの村落共同体の慣習を認め合いながら、良く協議するようにと指示している。

この時期に本町関係の合併も進められた。

七年十月九日　嶺村、久保村、大山村は三保村となる。
七年十一月十七日　八坂村、折門村畑熊ほか九ケ村は九一色村となる
八年四月二十三日
清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、常葉、上野平、波高島
桃ケ窪、下部、湯之奥、十二ケ村合併して、富里村となる。

七月には戸長一人、旧十二ケ村には副戸長各一人（常葉には二人）を置き、合村事務所を常葉常幸院に設けた。

八年六月三十日　上田原村、下田原村、一色村、宮木村は共和村となる
八年八月　寺所村、五八村、岩下村、熊沢村は河頭村となる

山梨県の合併は七年に四八件、八年には一〇三件とすすみ、明治年間に合併した村数の七七%にあたる。幕末期に七八八ケ村であった村数は、三四〇ケ村余りにまとめられた。これは全国的にみても、およそ一年くらい早く進行した。

九年十月にも区の区画が改正された。郡下の当時の村が、県下三四区のどこに属していたかがわかる。また、村名もよくわかるのが次表である。

改年区第一九（旧区第一六）
大河内、栄
改正区第二〇（旧区第一三、一四、一五、）
三保、落居、葛籠沢、宮原、河頭、芝草、根子、大磯小磯、瀬戸、楠甫、初鹿
嶋、岩間、三沢　鴨狩津向、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、
釜額、共和、富里
第二〇区は、割石峠から湯川の範囲で、区長は共和村二宮貫平であった
改正区第二一（旧区第十一、十二）
九一色、大塚、上野、市川大門、印沢、高田豊和、八ノ尻、山家

郡区町村編成　明治政府が最初に制定した、本格的地方自治制度がいわゆる三新法であった。郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則の三法律である。十一年七月二十二日の太政官布告第一七一八、一九号をもって公布されている。十三年四月公布の区町村会法とあわせて、地方制度の一つの体係を形成したものであった。

郡区町村編成法は、地方を区画して府県の下に郡区町村をおき、郡町村名は従前のままとする。郡には郡長一人、区には区長一人を置くことを原則として、小さな郡の場合には、数郡に郡長一人をおくことができる。町村には戸長一人ずつを置き、数町村に一人置くこともできる。ただし、区内の町村には別に戸長を置かないで、区長に戸長の事務を兼ねさせることができた。というものであった。

郡区町村編成法　左之通被定候条此旨布達候事
明治十一年七月廿二日
太政大臣　三条実美

第一条　地方ヲ劃シテ府県ノ下郡区町村トス
第二条　郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル
第三条　郡ノ区域広濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ劃シテ数郡トナス

（東西南北上中下某郡ト云カ如シ）

第四条　三府五港其他人民輻輳ノ地ハ別ニ一区ト為シ其広濶ナル者ハ区分ツテ数区トナス

第五条　毎郡ニ郡長各一名ヲ置キ毎区ニ区長各一員ヲ置ク　郡ノ狭少ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六条　毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得　但区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

この郡区町村編成法によって、従来の区制が廃止され、行政区画としての郡町村の名称が復活した。行政系統は府知事、県令―郡（区）長―町村戸長という形に整理された。

本県においては本法が布告されるとただちに、郡区域制定に着手した。従来の山梨、八代、巨摩、都留の四郡を九郡に分け内務省に上申した。原案の南八代を西八代、西巨摩を北巨摩、東巨摩を中巨摩とすることで裁許となった。

こうして、郡の区域、名称が決定したので、十一年十二月十九日、各郡に郡役所を設け、同月二十四日に郡長が置かれた。各村々は郡の管轄下に入れられた。西八代郡の初代郡長は名取善十郎、郡役所の所在地は市川大門町で、所属の村数は三五ケ村であった。

十二年二月七日戸長選挙法が公布された。これまでの戸長は、伍長の選挙による間接選挙であった。ここに、二〇歳以上の戸主男子で町村に本籍をもち、その町村に地租を納める者という、基準での直接選挙になった。

戸長選挙法

第一条　戸長タルヲ得ヘキ者ハ満二拾五才以上ノ男子ニシテ其町村ニ　本籍ヲ定メ満壱年以上住居シ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル
但左ノ各款ニ触ルヽ者ハ戸長タルヲ得ス

第一款　懲役実決ノ刑ニ処セラレタルモノ

第二款　身代限リノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘザル者

第二条　戸長ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ満二拾才以上戸主ノ男子ニシテ其町村ニ本籍ヲ定メ且其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル　但前従第一款ニ触ルヽ者ハ戸長ヲ選挙スルヲ得ス

第三条　戸長ヲ選挙セントスルトキハ郡長ニ於テ予メ選挙ノ投票ヲ為スヘキ日ヲ定メ其町村ニ報告スヘシ

第四条　選挙ノ投票ハ附与シタル用紙ニ被選挙人ノ住所姓名年齢等詳記シ選挙予定ノ日之ヲ郡長ニ出スヘシ

第五条　郡長ハ投票ヲ調査シ其最モ多数ノ者ヲ当選人トシ同数ノ者ハ年長ヲ取リ同年ノ者ハ鬮ヲ以テ之ヲ定ムヽ若シ当選人ヲ辞スルカ或ハ法ニ於テ不適当ナル者ハ順次投票多数ヲ得タル者ヲ取リ本人並ニ選挙人ニ示シ県庁ニ具申スヘシ

第六条　選挙会場ハ該町村書役ニ於テ斡旋シ主務ノ郡書記之ヲ監督スヘシ

第七条　選挙ノ際事状該町村ノ治否ニ関係スルト認ムルトキハ官選ヲ以テ特ニ任シ或ハ其当選者ヲ改選セシムル事アルヘシ

第八条　戸長ノ任期ハ三年トシ三年毎ニ改選ス但前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第九条　戸長任期中ト雖モ第一条ニ掲ル各款ニ遭遇スルカ或ハ他村ニ移住スルカ又ハ事故アリテ退職スル時ハ更ニ其欠ニ代ル者ヲ選挙スヘシ

第拾条　前各条ノ外選挙ニ係ル細則ハ郡長ノ定ムル所ニ従フヘシ

こうして、戸長は公選され、戸長役場は各戸長の自宅とされた。布告の伝達、租税の上納、戸籍、徴兵、土地、教育に関する行政事務、町村支弁の各事業を管掌することになった。

十二年四月には、山梨県町村規則が発布され、町村初の代議員制が発足して、村々は一斉に村会規則を制定して、議会を開くようになった。

富里村議会関係の記録は、十二年度からの村会議案、村会議事録などが保存されている。久那土村は二十二年からの村会決議書、古関村には三十八年からの村会決議記録がある。

十二年四月には数箇村に戸長一人をおくことになり、小さな村の連合戸

長時代である。連合町村会も開かれた。

本町関係は同年四月二十八日に、左記のグループが決まった。

一、鴨狩津向村、車田村、三沢村、樋田村
一、切房木村、道村、水船村、芝草村
一、瀬戸村、釜額村、古関村、中之倉村
一、大磯小磯村、根子村

十三年一月には、合併困難な村々は連合した。連合役場に戸長が設けられたので、単村の長を村用と称した。

三沢、樋田、河頭　車田　切房木　道、水船、芝草　大磯小磯、瀬戸、根子　古関、中之倉、釜額

三沢村外四個村連合
古関村外八個村連合

十七年十月

三保、山家、落居――三個村連合

十五年七月には、古関連合村に官選戸長として、共和村佐野孝道が就任したという記録もある。（加藤善吉著下部町郷土史年表）

市制町村制の施行　自由民権運動の発展と、国会開設運動の高まりの中で、三新法が約一〇年間施行されたあと、明治二十一年四月二十五日に市制・町村制が公布された。二十三年五月十七日には府県制・郡制が公布された。これによりわが国最初の近代的な地方自治制度が成立した。

市制町村制の施行は二十二年四月以降、地方の実情に応じて、府県知事の具申により、漸次施行の方針であった。山梨県においては、元老院でこの法律の審議にあたっていた、中島知事の赴任によって、はやくも二十二年七月一日から実施された。次は知事の告示である。

内務大臣ノ指揮ニ依リ同年七月一日ヨリ県下甲府ニ市制ヲ、其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス

明治二十二年六月二十六日

山梨県知事　中島錫胤

市町村制は隣保団結の旧慣を尊重し、自治及び分権の原則を実施するため、政府の事務を地方に分任し、住民としてこれに参与せしめる。という、地方自治本来の精神に立脚するものであった。しかし、当時の我が国の事情から、住民自治の要素は不完全であった。団体自治の形態を一応備えているものの、官治的色彩の濃いものであった。

市町村会は選挙による名誉職の議員をもって組織されたが、執行機関としては、町村会において、町村公民中より選挙される町長、町長の選挙と町村会の同意による助役をおき、収入役は町村長の推薦により、町村会が選任する有給の吏員とされた。

市町村は国から独立の人格を認められ、市町村に関する事件ならびに、法令により委任された事件、市町村の財産収入で処理するものとされた。しかし、府県知事、内務大臣の監督下におかれ、さらに郡長の監督をうけた。内務大臣による監督権は、市町村会の解散、予算強制、市長の任命、町村長選挙の認可等であった。

府県知事または郡長は、市町村長、助役等市町村吏員の懲戒処分権があった。市町村の行為について許可事項も多かった。

選挙もまた、制限選挙や等級選挙制で、制約が多かった。

このように、市町村制によって発足した地方自治制は、その内容において集権的、官治的性格が強かった。

市町村制実施のために、当時全国七万余を数えた町村を、五分の一に減少させるという、町村合併が強行された。

本町の各旧村も県の方針に従って、次のような合併がなされた。

久那土村　三沢村、車田村、切房木村、樋田村、芝草村、水船村、道村

古関村＝古関村、釜額村、中之倉村、瀬戸村、根子村、大磯小磯村
下九一色村＝九一色の内、畑熊組、中山組、折門組、三帳組、垈組、高萩組、八坂組、下芦川組
富里村＝大河内村の内　字川向が合併
落居村＝落居村、河頭村
山保村＝山家村、三保村

山梨県における町村合併進展状況

年　代	合併村数
明治　5	2
〃　7	48
〃　8	103
〃　9	0
〃　10	1
〃　11	1
〃　12	1
〃　21	5
〃　22	5

『山梨の百年』による

府県制・郡制施行　府県制・郡制の公布は明治二十三年五月であった。本県はいち早く二十四年八月一日に施行された。この施行は、全国的には十年の歳月を要した。

告示第二四号
明治二十四年八月一日より本県下へ郡制を施行せられる
明治二十四年七月一日
山梨県知事　中島錫胤

告示第三〇号
明治二十四年十月一日より本県に府県制を施行せられる。
明治二十四年九月一日
山梨県知事　中島錫胤

郡役所に郡長がおかれて、町村行政の指揮監督が行われるようになった。

府県と郡は、本来府県知事、及び郡長の所管する国の行政機構であって、それが同時に地方公共団体の区域とされた。その執行機関には、国の行政官庁である府県知事、及び郡長をもってあてられ、その主要な補助機関も国の官吏があてられた。

したがって、府県は地方公共団体とはいっても市町村と異なり、国の監督をうける範囲が広かった。

公選の議員による議会の権限も狭く、これに対する執行機関の優越性が認められていた。住民自治の要素は、市町村の場合よりさらに稀薄で、官治的性格の濃いものであった。

郡は郡制施行前においては、単純な行政区画であったが、これが郡制施行により、はじめて府県と市町村の中間における自治体とされた。

このように、我が国の地方自治制は、はじめ府県、郡、市町村の三段階の地方公共団体をもって発足した。

郡は、大正十二年の郡制廃止によって、地方公共団体の性格を失うのである。

県知事は、二十四年十月一日に県議会議員の選挙を告示した。

議員の定数は、西山梨―一、東八代―三、南巨摩―三、北巨摩―四、北都留―三、南都留―三、東山梨―四、西八代―二、中巨摩―五、甲府―二定員三〇名であった。十月十五日には新制第一回臨時県会が開催された。

市町村制、県府制によって、その基礎を支えられた我が国の地方自治制は、その成立後いくたの改正を経て、終戦にいたるまで実施されて来た。おおむね昭和四年の改正までは、自治権の拡充強化の方向をたどった。その後戦時体制の進展にともない、自治権は漸次後退の経過をたどり、つい

に昭和十八年の改正で、地方自治の本旨は有名無実となった。

県議会議員及び郡長　明治年間の本町関係の県会議員は次のようであった。

十年　五月　二宮貫平（上田原）　区長中より選出
十年　五月　渡辺信喜（三沢）　公選議員代理出席
十二年三月　二宮貫平　当選
十六年八月　二宮貫平　再選
二十四年十月　二宮貫平　当選
二十八年十月　堀内源太郎（常葉）　当選

『県政六十年誌』

郡長氏名	就任（年・月）	退任（年・月）
名取善十郎	明治一一、一二	明治一四、一二
依田孝	〃一四、一二	〃二三、三
八代駒雄	〃二三、三	〃二三、九
相曽長能	〃二三、九	〃二三、一二
近藤茂晴	〃二三、一二	〃二七、一二
福島為則	〃二七、一二	〃三〇、四
小林陽	〃三〇、四	〃三三、五
福島為則	〃三三、五	〃三八、六
樋口兼泰	〃三八、六	〃三九、七
福武勇次郎	〃三九、七	〃四一、四
青柳晴雄	〃四一、四	大正四、一
大河平親貞	大正四、一	〃七、六
古屋芳平	〃七、六	〃八、八
大野元	〃八、八	〃九、一二
猪瀬弁吾	〃九、一二	〃一二、
奥村信太郎	〃一二、	〃一五、六
小泉源	〃一五、六	

第三節　地租改正

一　地租改正前の貢租

年貢から地租へ　維新政府が政治を統一して、秩禄処分、富国強兵、殖産興業の諸政策を強力に推進するためには、膨大な財源が必要であった。産業の進展がみられなかった当時としては、歳入の大部分は地租によるほかはなかった。

江戸時代には各藩の年貢のとり方がまちまちで、四公六民、五公五民とさまざまであった。米による現物納は、運搬の不便さ、その年による豊凶で収入がちがい、財政の計画が立てにくい上に、支払いは全部現金でやらなければならない、などの不合理があった。

政府は明治三年七月二十四日、税制を改正して、田方地租は米納、畑方地租は石代納（金納）とした。四年二月十六日には、田方正租以外の租税をすべて金納とした。四年八月二十五日には、府県租米の金納を許した。五年八月三十一日には、田畑貢米のすべてを金納に改めた。

政府は地租を金納させるために、農民が有利な農作物を自由に作り、販売できるように、四月九月作物栽培の制限をといた。さらに農産物の商品化を促進して、農民の年金納を容易にするために、五年三月十五日に、土地売買の禁止を廃止した。やがて、農地は大名のものから、農民の所有へ

と一大変革がなされる。

以下、地租改正までの、本町内関連の記録を記載する。

大小切歎願　大小切は、江戸時代に甲州国中三郡でおこなわれていた、独特の税法であった。

『甲斐国志』に、「古法ニ一反三百六十歩ノ内、二百八十歩ヲ大ト云ヒ、百二十歩ヲ小ト云フヨリ出ヅ」とある。田畑貢租のうち三分の一を小切（しょうぎり）といって、金一両につき、米四石一斗四升替えの安石代で上納させた。また、三分の二の大切（だいぎり）は、最初は籾納であったが、そのうちの三分の一（全体の九分の二）を、毎年十月、国中相場（甲府、黒沢、鰍沢、勝沼の四ケ所の平均値段）で金納させていた。

小切値段は江戸時代を通して据えおかれ、米価の値上がりによって、農民の貢租負担は実質的に減少していった。

小切制は武田信玄の租法であるとする説があるが、その由来は明確でなく、現在確認しうる記録の上では、元和から寛永期に求められている。

甲州の農民にとって、大小切税法は一大恩典と考えられていた。慶応三年十月の幕府による、大小切税法廃止の計画に対して、山梨、八代、巨摩三郡の惣百姓が強い抵抗を示して、これをしりぞけている。

その例として、前記（第三章四節）の大小切歎願儀定書、上田原村の文書がある。

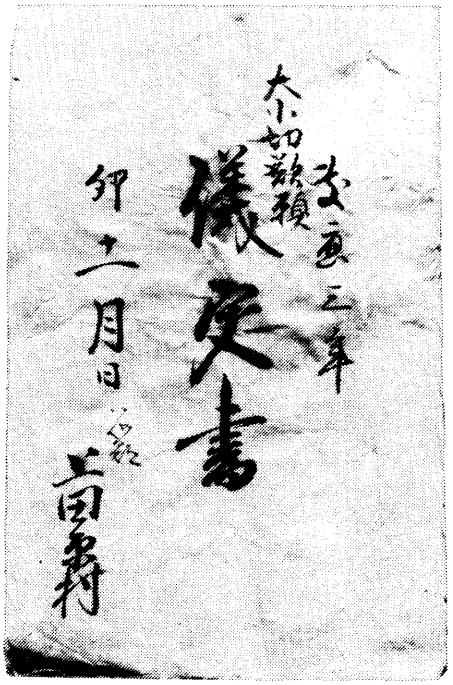

大小切歎願儀定書（上田原区蔵）

それから、五年の歳月が流れる。

甲州農民の執拗な抵抗によって、維持されて来た大小切税法も、維新政府の強力な措置によって、遂に廃止される時が来た。

明治五年八月八日、懸案の大小切税法廃止の布告が出されるやいなや、三郡惣百姓の反対運動が起こり、やがて東郡九七ケ村農民が蜂起した。この一揆は大小切騒動とよばれて、その規模の大きさと、処罰の広範囲に及んだ点、天保騒動に並ぶものであった。

布告が出されると、三郡の各地で集会が開かれ、県庁への歎願がくりかえされた。八月二十三日には、栗原筋、万力筋を中心に東郡の農民が武装蜂起した。山梨県庁の報告によると、農民六、〇〇〇余人、甲府庁下に殺到した。県庁は一時「願ノ趣聞届候事」の黒印状を出させられるまでに追いつめられた。

県庁は二十日夜半、信州上田分営に鎮圧のため一中隊の出兵を依頼し、二十二日、二十三日には陸軍大輔にやつぎ早な出兵を願い出た。軍事力による弾圧の方針をとったのである。

勝利に酔った農民が村々へ引き揚げたあと、入峡した東京鎮台兵の警衛下で、九月三日、土肥県令は恵林寺に栗原、万力筋の村役人を集め、さきの許可の取り消しと、黒印状の取り上げを命じた。こうして御一新を掲げる政府の力の前に、農民は屈服した。

明治五壬申八月廿一日
大小切御歎願書　芝草村　控
乍恐以書付奉歎願候
山梨県管下　市川附之内　八代郡東河内領　五拾九ケ村役人一同奉申上候　今般

御改正之折柄当国租税之内大小切并石代之義　御廃止被仰出村々大小之百姓一同奉驚動候　取来当国之義者武田家よりの旧法　是迄被御立置　難有永続罷在候処右大小切御所置有之哉　余国与違ひ石盛其他　御取箇追々相嵩　殊ニ当国之義者　寒嘎雨国打続時候不順　且東西ヲ相隔　富士川与申本朝無双奔流之大河有之養水は山沢から涌出冷水故　年々諸作出来劣　其之上　猪鹿之害多く　無難之年柄与いへとも　取実至而尠　従来之大小切石代等御立被置候ニ付　生活罷在候得共　近来諸物価高騰ニ而　今日之生業難相成　悉く疲弊ニ陥リ　悲歎罷在候折柄前条之御所置　御廃止被仰出候而者　難立行存　大小之百姓一同寝食稼業忘レ動揺既ニ御庁江罷出愁訴仕度　銘々心配ヲ究メ候ニ付　愚昧之もの共　粗暴等之義も難斗　深く心痛仕　村役人共々　可奉歎願旨　精々及説諭　一ト先鎮静相成候ニ付　不顧恐　此段私共奉歎願申上候　何卒寛大之御仁恤ヲ以　前段厚御憐察之上　大小切石代之義　従前之通　御据置被成下　往々御百姓永続相成候様　御憐愛之御沙汰挙而奉歎願候　以上

明治五壬申
八月廿一日

八代郡東川内領
五拾九ケ村
役人連印

山梨県
御役所

年貢割付状と年貢皆済目録　江戸時代の租税には、本途物成（村々の高請地に課した）、その他の附加税、並に小物成（山年貢、野年貢、草年貢などの雑税）とがあった。

村々の高は度々の検地によって決定され、村高が租税の基礎とされていた。一定の期間一定の税率による定免（実収の如何にかかわらず）の方法と、その年々の検見による、税率決定法があった。高にかける税率を免といい、損毛のひどい場合には、検見を行い破免することもあった。

貢租を軽減する方法に、高内引と称する次のようなものがあった。天災のため耕作不能におちいった場合、これを起返すまで免除する、一作引、当毛引、連年免除の連々引、永久免除の永引などがあった。また、被災の状況によって、永荒場引、荒地引、川成作、石砂入引、山崩引などの制もあった。

検見によってその年の免が決定されると、年貢割付状が村々の村役人に、村高を一括して賦課された。その時期は収穫の前後で、納期はおよそ十二月下旬であった。村役人はそれぞれの個人に割当、これを全納すると、年貢皆済目録が交付された。

新政府も江戸時代の税制を踏襲していたが、明治五年以降は、金納一途に改められた。

次は、明治元年の皆済目録で、二年四月に交付されたものである。

辰皆済目録　　甲斐国八代郡

高四拾壱石三斗弐升壱合　芝草村
一、米拾弐石五斗九升四合　本途
　内米三石七斗七升八合　三分通御捨差引
　残米八石八斗壱升六合
　米弐石九斗三升九合　小切金納
　代永七百九文九分
　米壱石九斗五升九合　大切金納
　代永四貫九百弐拾五文五分
　米三石九斗壱升八合
一、米弐斗壱升六合　定金納
一、永五拾五文　紙漉船役
一、永百文　卯より未迄　小物成
一、永七拾五文　五ケ年季　鉄炮役
掛米九石三升弐合　水車運上
一、米四斗壱升壱合　口米
　米壱斗四升　上納口米
　内　代永三百五拾弐文

米弐斗七升壱合　三升口米
代永六百八拾壱文四分

掛永弐百三拾文
一、永六文九分　口米
一、米弐升五合　御伝馬宿入用
代永六拾七文九分
一、米八升三合　御蔵宿入用
代永弐百弐拾五文三分
一、永百三文三分
納合永拾七貫六百九拾六文三分
外
掛高四拾石五斗五升六合　川除郡中割
永九百拾弐文五分　包分銀
永拾五文五分　御合才領入用
永四拾四文弐分
掛高右同断　祭礼入用
永弐拾五文　甲府御蔵小揚
掛高右同断　役高掛
永拾六文三分　陣屋御修復入用
永三百八拾五文九分
此永壱貫三百九拾九文四分
都合永拾九貫九拾五文七分

右者去辰御年貢本途其外共書面之通全皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡もの也

明治二巳年四月　成勘左衛門㊞

右　村
名　主
長百姓

百姓代

以下、用語の意味を略記する。

起返―荒地を再開墾して、農地に復旧する。

永(えい)―永楽銭、永楽通宝のことで、室町中期から江戸初期にかけての標準通貨

江戸時代伊勢以東の幕府領で、幕府の収支勘定や、関東の畑年貢、さらには物価の表示などに用いられた、銭貨の名目的呼称。公のときに用いた。

口(くち)**米**(まい)―田の面積に応じて、本租のほかに加徴した租米。

江戸時代、年貢高に応じて、一定比率で徴収した租米。見本として俵から抜きとられた米などの意があった。

口米永(くちまいえい)―江戸時代の年貢の附加税で、口米と口永を合わせたもの。元和三年、貢米一俵(三斗五升入)につき口米一升とされた。口米一升、貢米百文につき、口米三文と定めた。

口(くち)**永**(えい)―口米永の略

才領―宰領のことで、かしらだって民事を取締り処理すること、又はその人。

荷物の運送の指揮監督。

多人数の外出、旅行の世話役、またはそのことがら

置居米―江戸時代の米価調節用や、備荒貯蓄用に米を囲って置くこと。またはその米(囲米)。置米ともいう。

包分銀―柳沢吉保時代に包分役を置き、その役の諸手当につかわれた附加税。

廻(かい)**米**(まい)―江戸時代、米を産地から消費地などへ回送すること。又はその米。

取米―年貢米のこと。

租税上納割賦帳　大小切騒動の流血事件の直後、県から次の告諭書が発

せられた。

今般安石代悉皆被廃止候ニ付爾後貢納ノ儀土肥県令出京其筋へ縷々申立候へ共既ニ別紙ノ通国々安石代并関東筋畑方永納ノ分反当低ク余国並不相当ニ付悉皆改正相成候程ノ儀ニテ申立ノ趣一切御採用不相成候仍テハ従前余国ニ無之公納口米并免元ノ両条ハ今年ヨリ相廃止候条可得其意右ニ付巨細ノ儀ハ区々戸長并為総代呼出候役人共へ申達候間同人共ヨリ篤ト承リ御趣意奉戴此上可成丈節倹相用夫銭減方精々注意耕耘向格別勉強出産増殖上納不差支様可心掛候此廻状至急廻達従留可相戻者也

壬申九月廿一日　　山梨県庁

『山梨県史第二巻』

次の租税上納割賦帳から、大小切制の安石代が廃止されている。

当申租税上納割賦帳

八代郡　杉山村
甲斐国八代郡　畑方　同所　新田
午より子迄七ヶ年定免　田方　杉山村
一　高四拾八石壱斗五升
右同断
一　高拾石八斗壱升七合
右同断
一　高壱石弐斗九升
皆田　午　改新田
貢米合拾弐石八斗九升壱合
去未同

外

一　永七拾文　　山　税
納合　米拾弐石八斗九升壱合
永七拾文

右者当申租税書面之通候条総百姓立会無甲乙割賦致決算本極月限急度上納可致者也

明治五壬申年十月　　山梨県庁廼

二　地租改正事業の進行

地租改正条例の公布と地価算定　明治六年四月、大蔵省は地方官を招集して、地租改正を協議した。同年七月地租改正条例を公布した。その要点は次の三点であった。

土地の所有者には、地券をわたして、その所有権を認める。

これまでの地租は、土地の収穫高の何割というように決めていたが、これからは土地のねだん（地価）を決め、地租は全国一率に地価の三%とし、豊凶にかかわらず課税して金納とする。

地租を納めるのは、農地を耕作しているといないにかかわらず、土地の所有者とする。

政府は諸政策推進のために、財政上歳入を減ずることができなかった。旧来の貢租を減じないことを目標に、地租改正を進めなければならなかった。

改正にはまず、地押丈量といって、江戸時代の検地仕法で縄延や、隠田をただし、田地を測定し、地価を算定しなければならない。

地価算定については、『山梨県政百年史』に次のように記されている。

まず地価の算定については、「地方官心得書」によって「自作ノ地ヲ検査スルハ第一則ヲ以テシ、小作ノ地ハ第二則ヲ以テス」（第一三章）とされた。第一則（自作地の地価算定方式）によると、収穫代金から一五パーセントの種肥料（定率）と地価の百分の四の地租・地方費を控除したものが作益とされる。そして自作地の利子率百分の六は（一般慣行上の利子率に比して非常に低く現実的根拠を有しない）、総反別の総地価に対する地租が旧貢租より減じないことを目標として算定されている賦課率の結果から算出されたものであった。こうして第一則に

よる地価算定の式は次のように示される。

$$地価=\frac{a\,b(1-0.15)}{\frac{6}{100}+\frac{3}{100}+\frac{1}{100}}=10\,a\,b(1-0.15)$$

収穫量＝a，地価修正率＝b

次に第二則（慣行小作料を基礎とする地価算定）においては、まず地価百分の四の地租・地方費の倍額が小作米金と定められる。つまり小作料中、国家取分（百分の四）と地主取分とを折半とし、利子率の四分は（慣行利子率よりきわめて低い）、右との関連で算出されたものだという。この小作地の地価算出の定式は、自作地のそれ（第一則）を基礎としてつくり出されたものであつた。次の式であらわされるであろう。

$$地価=\frac{c}{\frac{4}{100}+\frac{3}{100}+\frac{1}{100}}=\frac{100}{8}c$$

小作米代金＝c

ところで政府は、「小作米ハ地主ト小作人ト相競フノ間ヨリ出ルモノナレバ、収穫ノ多寡ヲ推知スベキ確証ニシテ、人民互ニ欺隠スル能ハザル者タルヲ以テ、第二則ヲ適実ノ者トス（略）」（心得書第一三章）といい、「小作米ハ地価ヲ求ムル標的」（同第一六章）というように、地価算定にあたつては第一則よりも第二則が適実とされた。そして畑の場合はもつと明確に、「小作米金ヲ以テ地価ヲ算スルヲ本則トス可シ」（同第二一章）とした。ここに慣行小作料なるものが誰の目にも明瞭で、確実な準拠となりうるものとして、地主小作関係の展開が不十分であった当時においても、自作地をも小作地とみなして第二則方式による算定を行おうとする政府の意図が示されている。

（中　略）

ところが、この年をとおして地価算定について不明確であった政府の方針も、七年末になると、これまで基調としていた慣行小作料による第二則方式を全面的に否定し、全般的に収穫調査を基礎とする第一則方式によって行なうことを明らかにした。というのは地価算定が第二則方式の適用を認められる条件―慣行小作料率が村平均六八パーセント以上という制限規定―に応じうる地域はごく限られたものであったこと、したがって全体として旧貢租を減じないという基本目標にそって地価を高めうる方途は、第一則方式への転換に求められなければならなかったからである。

こうして八年に入ると、収穫量調査を基礎とする地価算定が進められ、九年を一般整頓の年とする目標の下に改正事業が推進されることになった。

改租着手と調査雛形　地味調査、地価の振付けなど違反せず、不平不満なく事業の円滑な推進のために、議定を行った村が多い。次は常葉村の議定書である。

議定書之事

今般地券地価付之儀　村方一統相談ヲ以　右正副戸長地券立会人并伍長相願　地味取調　地価振付候処　聊違反申間敷候　依之一同連印仕候処　如件

明治七甲戌年三月　日

伍長　望月幸右衛門
外　百四十三名

静光院
東仙院
明珠院
光林寺
慈了院
竜沢寺
依田　国明
福寿院
大宝院

戸長　遠藤源五左衛門
副戸長　赤池忠兵衛
〃　松井久三郎

地券御発行ニ付代価小作付

各区　正副戸長

第九十四号

地券御発行ニ付　地価之調理等　兼テ及布達候通　旧来之貢額ニ抱ハラス　銘々見込之代価ヲ書載シ　小作帳ヲ添　差出候筈之処　右簿帳区々之調ニテハ検査ノ際不都合ニ付　更ニ別紙雛形ニ照準　手作地　小作地ノ仕訳いたし反別并壱ケ年之収額米金　地価共書載　早々可差出　尤未一筆限り帳不差出　村々右帳差し出候上日数ヲ限り引続差出シ可申　此段相達候事

但本文簿帳　差出候上ハ　最前相達候　小作帳差出ニ不及候事

明治六年八月十八日

山梨県権令

藤村紫朗（熊沢村蔵）

調査雛形

幾筆モ合シ一口ニ小作入付相居候分ハ　一筆限リ帳ノ番号ヲ　如此朱字ニテ　番号下ニ載スベシ　畑方モ之ニ準ス

何　番　　但シ種肥其ノ外諸費ヲ引去リ作又ハ両毛作トモ総テ其ノ他一歳字何何　ノ収穫ヲ挙ベシ

一、田何反歩　　何等

此収穫米何程　　右　同人印

地価　何程　　小作人其印

何　番

字　何

一、畑何反歩

此収穫品何程

地価　何程

但シ麦桑茶藍木綿之類総テ其品ノ数量判然タルモノハ悉ク記載スヘシ　其品ニヨリ其量ヲ記シ難キモノハ収利ノ代金ヲ記スベシ

何　番

字　何

一、屋敷何反歩

地価何程　　如此一人別認メ一村ノ合計

一、持山何反歩　　左ノ如ク仕訳スベシ

地価何程

一、林　何反歩

地価何程

右ハ地券御発行ニ付　私共村方銘々持地反別代価等可申上旨御達ニ付　私共立会　役前　隠田　切開　縄伸之類迄地毎ニ取調候処　箇所落ハ勿論　隠歩等一切無御座候　且取揚米并小作米等　聊詐欺之儀不奉申上　若心得違之儀有之後日相顕ハルニ於テハ如何様之処置有之候共　毛頭申分無御座　依之地主一同調印ヲ以テ奉申上候　以上

何国何郡何村

百姓惣代　何　某印

戸長　何　某印

長官宛

右雛形ヲ作為スルニ当リテハ左ニ記スル箇条ヲ会得シ調スベシ

第一条

地代金ハ一ケ年収穫之内　種肥代其外諸費ヲ引去　全ク地主所得トナルベキ米金ヲ　其ノ村売買ノ利息割合ヲ以テ見込ノ代価ヲ記載スベシ

第二条

雛形ニ記セル収穫米ハ是迄年々其地ヨリ　登量惣数ヲ挙ゲベシ　尤モ其年々豊凶ニ依テ一定ナラズト雖モ　半年作柄ヲ正実ニ書出スベシ

一、用紙美濃紙　堅帳　壱枚四行つゝ

一、収穫米麦　合ニテ止メ候事

但シ勺ハ四捨五入之事

一、地価ハ厘ニテ　止メ候事

一、貸長屋敷地ハ宅地江記載可致候事

但シ抱屋敷地も前同断

一、小物成ハ高外　山林芝地類　番号　字　地目記載之事

但シ反別は是迄取調候反別　強掛紙ニテ記載之事

地主　姓名者不及記候事

一　畦畔ハ記載ニ不及候事
　但シ総計ハ記載スルモノ
一、土地田畑并私墾田畑共　処分済之分　持主姓名記載ノ事
一、田畑ハ等級毎ニ　左之通
　但シ壱反ニ付
　収穫　米　麦　何石何斗何升何合
　地価金　何百何拾何円何拾何銭何厘
　利朱　何分何厘
一　林竹藪　芝地之類モ同断
一、宅地ハ等級無之ニ付　初筆之分江　左之通
　但シ　壱反ニ付
　地価金何拾何円何拾
　但シ村方之適宜ヲ以等級相定候分ハ　田畑之廉々見合スヘシ
一、反別之内　外番ニ有之溝或ハ冷水　濡水路一筆毎ニ其反別ヲ記載候事
一、内番有之分ハ此際総テ押番ニ可改候事
別紙写之通　雛形相廻候条　御写取　早々御順達有之度候也
　七月十八日　　八代郡第拾三区
　　副区長　　印
　正副戸長地券掛　御中　　（熊沢村蔵）

収穫取調帳　地価の決定に収穫量の調査が重要である。芝草村では、七年六月には次のような調帳が完成していた。

収穫取調帳

八代郡第十三区　芝草村

字南尻　壱　　地主
一　畑　壱畝歩　　内藤伝兵衛印
　此収穫　大麦三升　　自作
　　大豆壱升七合
　此地価金六拾銭

同一地　弐十六
一　畑　六畝弐拾四歩
　此収穫　大麦四斗四升八合
　　大豆壱斗五升八合
　此地価金八円七銭

字中畑ケ　六十一　五十六　五十八　五十四　五十七　六十　　地主
一　田　弐畝弐拾八歩　　内藤久左衛門印
　此収穫　米壱斗三合　　自作
　此地価金三円七銭六厘

字ついじき　六十二　六十三　六十四
一　私墾田　弐拾九歩　　教昌庵
　此収穫　米弐升九合
　此地価金八十七銭

字中畑ケ　三十壱　　内藤源左衛門印
一　屋敷　弐畝拾五歩
　此地価金弐円四拾銭

字中畑ケ　三十九　　内藤甚兵衛印
一　屋敷　壱畝六歩
　此地価金一円弐拾銭

字なぎ　千百五　　赤池繁右衛門印
一　竹林　弐拾壱歩
　此地価金五銭弐厘

同一地　千百六

赤池長兵衛印

教昌庵

内藤文左衛門印

一　竹林　拾四歩
　此地価金三銭四厘

字ついじき　六十九
一　私墾林　弐畝拾五歩
　此地価金拾五銭六厘
字ついじき　七十一　八十三　九十四　九十六
字つるね　三百十八
字中おばね　百二十七
字深沢　百三十九
字瀬戸坂　二百七十九
一　林　壱反弐畝廿六歩
　此地価金八拾三銭四厘

以上は地目による抜粋で、字名の下、地番数字は朱書されている。さらに同帳の終わりの部分を記載する。芝草村の合反別などがわかる。地番の最後は一、二二三番地であった。

合反別拾弐町八反八畝拾七歩
　此地価金六百四拾円八拾八銭五厘
　内
田反別壱町弐反四畝廿九歩
　此収穫　米　弐石九斗三升
　　大麦　壱石九斗四升三合
　　此地価金百五拾壱円五拾弐銭壱厘
畑反別拾壱町壱反弐畝壱歩
　此収穫　大麦　拾六石七斗三升四合
　　小麦　六石三斗壱升九合
　　大豆　四石三斗七升八合
　　小豆　壱石九斗七升
　　粟　壱石六斗六升三合
　　稗　四斗八升
　　大角豆壱石弐斗七升弐合
　　此地価金四百四拾円七拾弐銭弐厘
私墾田四畝六歩
　此収穫　米　壱斗弐升八合
　　此地価金三円七拾八銭
私墾畑壱畝弐拾五歩
　此収穫　小麦　弐升三合
　　大豆　四合
　　粟　壱升壱合
　　此地価金五拾六銭
屋敷反別四反五畝拾六歩
　此地価金四拾四円四拾銭弐厘
　　外ニ
林反別八町七反八畝弐拾壱歩
　此地価金六拾一円三拾三銭四厘
竹林反別六畝六歩
　此地価金四拾六銭弐厘
私墾竹林弐拾五歩
　此地価金六銭六厘
私墾林弐畝拾五歩
　此地価金拾五銭六厘

右者地券御発行ニ付私共村方銘々持地反別代価等可申上旨御達ニ付私共立会役前隠田切開縄伸之類迄地毎ニ取調候処箇所落ち勿論隠歩等一切無御座候且御場米并小作米等聊邪欺之義不奉申上若シ心得違有之後日相顕ハルニ於テ者如何様之御取置有之候トモ毛頭申分無御座候依之地主一同調印ヲ以奉申上候以上

甲斐国八代郡第十三区
芝草村

明治七戌年六月

伍　長　内藤伊右衛門印
同　断　内藤善左衛門印
同　断　内藤松右衛門印
同　断　内藤半兵衛印
伍長惣代　内藤忠右衛門印
副戸長　赤池繁右衛門印
戸　長　内藤源左衛門印

山梨県権令　藤村紫朗殿

収穫値段記

一　米壱石　三円　一　大麦壱石　壱円廿銭
一　小麦壱石　壱円六拾銭
一　大小豆壱石　壱円七拾銭
一　粟壱石　八拾銭　一　稗壱石　四拾銭
一　大角豆壱石　壱円三拾銭

この取調帳には、中畑ケほか三つの字に、二八筆の地番と、屋敷地主二八名が記載されている。

切絵図と一村総絵図　明治六年に出された、地所調雛形に、絵図の作成の仕方が次のように示されている。

一、絵図面ハ字分ケ切絵図ト一村総絵図ヲ仕立候事。
一、切絵図ハ田畑屋敷其外共一筆限押番号ヲ設ケ社地、寺地、墓地、馬捨場、池沼、溜井、郷蔵地の類村持の分ハ図中へ朱ニテ書入候事。道ハ朱、川藍（あい）村持林入会山林の類草色荒地ハ持主旨無共鼠色深荒地ハ薄墨ノ中へ黒点ヲ加工高外荒蕪地の類ハタィシャ色社寺領等上知の分ハ黄色田畑、屋敷、私墾地等持主有之林ハ色分ケなし。
一、一村総絵図ハ道、川、山、居村字村境ヲ記ス。
一、切絵図ニハ一筆限番号ヲ記シ村持ノ分ハ朱ニテ書入色分け致候事。
右之通ニ候事。

『新修甲州法制史』

村々は地所調雛形にそって、絵図の作成の準備を始めていた。政府は六年七月二十八日の太政官布告、第二七二号、地租改正条例をもって、字限地図及び一村総絵図の作成を命じた。

この時期につくられた絵図は、その後、二十年六月二十日の大蔵大臣訓令で、字限地図を基本に統一更正地図として改正されてきた。

二十七年二月には、磯部弥平の製図によって、富里村分間地図が完成した。

他方では、八年の地租は検見などせずに、七年の年貢額で強行された。また一方では、八年三、四月ころになると、地価調査が進み、八年分の租額が村々に提示されてもきた。

八年十月ころから、九年三月にかけて、各村々より地所等級附書上帳、地所取調一筆総計簿、一筆限総計簿などが提出された。これらの帳簿は、伍長や副戸長の連名、および地主連名調印がなされていた。

これに対して、県から村々へ、地租改正地価表が下附された。地価表にさまざまな苦情が生じたので、巨摩、八代両郡区長連印の知事宛の伺いが提出されたりした。

改租用の米価は、明治三年から七年の平均相場による平均米価がもちいられ、一県一率米価主義がとられた。

反別地価名載書出帳及び一筆限名寄帳　次に杉山村の一筆限名寄帳の抜萃を記載する。

五十五番　六等
字　寺前　畑弐歩　小林直次郎
一　壱　間　此収穫麦弐合
二　間　此地価金三銭六厘
此地租金壱厘

八十三番　明治十六年
字　寺前　三月廿八日
一　八間半　宅地弐畝廿歩　代替　小林藤左衛門
九間二尺四寸　此地価金三円六十銭八厘　小林重吉
此地租金九銭壱厘

百　番　二等
同　所　苅生畑芝地成一畝廿歩　小林儀右衛門
一　五　間　此収利金壱銭三厘
十　間　此地価金十一銭七厘
此地租金三厘

百十九番
字　寺前　高外
一　壱　間　掲示場壱歩　官有地
壱　間

百廿三番
字　寺前
一　三　間　境内拾弐歩　八王子社
四　間

百廿八番
字　寺前

一　三　間　墓地廿八歩　有明寺
九間半

百四十七番
同　所　宅地七畝拾七歩　有明寺
一　十間四尺八寸　此地価金拾円三十五銭一厘
二十一間　此地租金弐拾五銭九厘

百六十四番
字　東原　宅地弐畝八歩　小林久右衛門
一　七間四尺八寸　此地価金三円十銭壱厘
八間四尺二寸　此地租金七銭八厘

百八十一番　一等
同　所　苅生畑竹弐畝十二歩　同人
一　四　間　此収利金二銭五厘
十八間　此地価金六厘

三百廿番　六等
同　所　田壱畝七歩　小林直次郎
一　三間一尺二寸　此収穫米三升五合
十三間一尺二寸　此地価金一円廿三銭一厘
外　二歩　溝代
外　三歩　畦代
此地租金三銭壱厘

貼紙が二枚ある。

十七年度全歩水害

拾七年荒地五ケ年期

三百三十三番　一等　　小林儀右衛門
字　向嶋　畑林成七畝六歩
一　十二間　　此収利金四銭八厘
　十八間　　此地価金四拾四銭
　　此地租金壱銭壱厘

三百六十五番　二等
字　森　　山畑芝地成八畝歩　　小林平左衛門
一　十二間　　此収利金七銭九厘
　二十間　　廿間此地価金七十二銭
　　此地租金壱銭八厘

旧杉山村の二、二二二の筆数のうち、山林、原野を除く、すべての地番が八分冊にまとめられている。帳簿の作製グループごとに、関係者の氏名と、合反別と、地目ごとの総反別も記されている。

土地等級と、合筆、代替、などによる貼紙の字はほとんど朱書されている。

作製の年代がつまびらかでないが、記載事項に変更があったときには、貼紙などして逐次訂正されている。

地券の発行　新政府はさきに定めた「地券発行規則」にしたがって、明治五年七月四日、全国にわたって地券を発行交付した。これは「壬申地券」といわれた。

当時としては、土地の所有権をはじめ、いっさいの権利の得喪変更についての、唯一の公示方法だった。

この地券の制度は、明治二十二年三月、「土地台帳規則」の制定施行によって廃止されるまで、存続された。

地券は一定の形式で、政府がその用紙を印刷して、各府県単位に発行交付した。

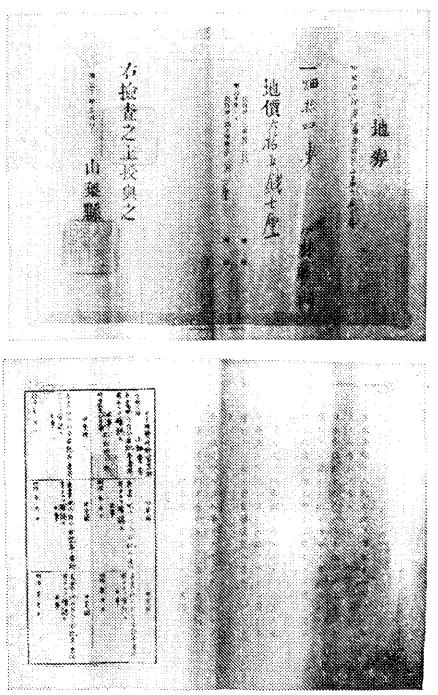

地券の表と裏（杉山蔵）

表面には、国、市郡、町村、地番、地目、反別、持主名、地価、地租を記載し、「右検査之上授与之」とし、年月日、山梨県、県庁印が押捺されていた。

裏面には、次のような文言が印刷されていた。

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ
日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ
日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ
日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入スルコトヲ得ヘシ
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモノトス

と、印刷されている。

次に地券の例をあげる。

大日本帝国政府

明治八年改正　地券

甲斐国八代郡富里村杉山第八拾三番

持主　小林藤左衛門

一　畑拾四歩
　地価六拾五銭七厘
　　此百分ノ三金弐穫　地租
　明治十年ヨリ
　　此百分ノ弐ケ半金壱銭六厘　地租

地券之證 右検査之上授与之

明治十二年三月八日　山梨県　山梨県

（表）

甲斐国西八代郡富里村
家督相続　小林　重吉
表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス
主事
西八代郡長依田孝
明治十六年三月廿八日

（裏）

裏面には上記のような　欄が五―六もうけられてある。

地券用紙は地目により色分けがされていた。この地券に記載されている地租は、国税で、明治十年以後は地価の百分の二・五に軽減された。

県の地券発行について、各町村は「地券台帳」を備え、これに地目、地番、反別、地価、地租、地券授与年月日、地主の本籍、氏名、地主変換などの事項を記載した。

次の帳簿には地券の発行枚数などの状況が記録されている。

地券証印税総計帳

山梨県第廿区
富里村ノ内（表紙）
旧杉山村

合　券数　二千三百五拾五通
　印税　廿六円八拾壱銭三厘

内

地価金二千三百八拾四円七拾六銭八厘
　金六円八拾七銭三厘　二円上三百六拾壱通
　金拾九円九拾四銭　二円下千九百九拾四通
合反別七拾四町九畝拾九歩
　此価金弐千三百八拾四円七拾六銭八厘
　此印税金廿六円八拾壱銭三厘
　　此訳
田反別三町八反弐畝九歩
　此価金六百七拾二円七拾六銭壱厘

内

地価金四百六円七拾四銭六厘
　此印税金弐円六銭四厘　二円以上　百九筆
地価金弐百六十六円壱銭五厘
　此印税金四円弐銭　二円未満　四百二筆
畑反別拾六町五畝廿九歩
　此地価金千弐百七十八円廿二銭八厘

内
地価金七百九十八円三拾七銭八厘　二円上
此印税金三円九拾九銭弐厘　百九拾八筆

地価金四百七十九円八十五銭　二円未満
此印税金九円五十九銭　九百五十九筆
宅地反別九反七畝拾五歩
此地価金百三十三円三十七銭九厘

内
地価金百廿二円九拾八銭三厘　二円以上
此印税金六十壱銭六厘　三十七筆

地価金拾円三十九銭六厘　二円未満
此印税金九銭
竹林成反別四反壱畝廿五歩
此地価金三円九十三銭二厘

内
畑竹林成三反八畝廿二歩　二円未満
此価金三円六十五銭弐厘　拾三筆
此印税金十三銭
畑竹林成三畝三歩
此価金廿八銭　二筆
此印税金弐銭
林成反別拾壱町六反八畝九歩
此地価金六十六円五拾八銭九厘

内
畑林成六町七反五畝廿九歩
此地価金三拾八円廿四銭九厘

内
地価金三円五銭　二円以上
此印税金拾銭五厘　壱筆

地価金三拾五円拾九銭九厘　二円未満
此印税金壱円廿八銭　百廿八筆
刈生畑林成四町九反弐畝拾歩
此地価金廿八円三十四銭

内
地価金拾二円廿二銭八厘　二円以上
此印税金六銭壱厘　五筆

地価金拾六円拾壱銭弐厘　二円未満
此印税金三拾壱銭　三拾壱筆
芝地成反別四拾壱町壱反三畝廿二歩
此地価金弐百廿九円八十七銭九厘

内
山畑芝地成壱町八反九畝九歩　二円未満
此地価金拾七円九十壱銭弐厘　八十壱筆
此印税金八十壱銭
刈生畑芝地成三十九町弐反四畝拾三歩
此地価金二百十壱円九十六銭七厘

内
地価金三拾円九拾五銭　二円以上
此印税金十五銭五厘

地価金百八十壱円壱銭七厘　二円未満
此印税金三円六十九銭　三百六十九筆

合印税金廿六円八十壱銭三厘
此券数弐千三百五拾五通

内
弐円以上　三百六十壱筆
地価金千三百七拾四円三十三銭五厘
弐円未満　千九百九拾四筆
地価金千拾円四拾三銭三厘
右之通相違無御座候　以上

右村地券担当　小林政重
右戸長　小林政勝

山梨県令　藤村紫朗殿

この総計帳は年代がつまびらかでないが、小林政勝が戸長在任は明治八年七月から十四年二月までであるからその間の作成であろう。

地券を紛失したときは、地券台帳により再交付が受けられた。

家督相続または、土地の遺贈については、相続開始のとき（戸主死亡、失踪または隠居）から六か月以内に、地券の書き換え手続きをしなかったときは、罰金として地券一通につき、証印税の五倍が科せられることになっていた。

土地の売買にあたっては契約締結の証として、売渡証文が作成された。土地を売渡し、または譲渡する者は、売渡、譲渡証文に地券を添えて、その他の戸長役場に差出し、奥書割印を受けて、買受人、または譲受人に譲渡することになっていた。戸長役場には土地売買譲渡奥書帳を備えて置いた。

土地の質入、または書入証文には、必ず町村戸長の奥書と証印が必要とされていた。この奥書証文は、願い出があったときには、帳面と証文とに番号を朱書して奥書をした。奥書証印のないときには、担保設定の効力がないものとされていた。

山林原野の地租改正　山林原野の地租改正は、田畑宅地の調査に引き続いて、明治九年より実施丈量に入った。次は県令の丈量に関する布達である。

乙第七九号　　各区正副戸長

山林原野検査之儀　相達候ニ付テハ　既ニ取調差出候向モ有之候処　高内外ヲ混シ　取調有之且未タ不差出向モ有之　不日丈量着手之筈ニ付テハ差支不少候間更ニ順序左之通リ相心得　別紙雛形ニ照準詳細取調　地引　絵図面相添　本月廿五日限リ無遅滞　可差出　此旨相達候事

一、高外山林原野　大略耕地丈量之手続ニ拠リ　一筆限リノ区別アルモノハ　其筆限耕地同様丈量シ　一字限リ区別ノミナルモノハ　其字（あざ）限丈量スヘキ事

一、山岳ハ斜面側面ニテ　縦横間数ヲ量リ　反別を算出スヘシ　深山幽谷或ハ柴草山等　手広ノ地ニシテ　容易ニ丈量ナシ難キ地ハ　差向キ四至ノ境界ヲ詳記シ　周囲ノ里程ヲ量リ凡ソノ反別ヲ取調ブベキ事

明治九年九月十一日

山梨県令　藤村紫朗

この布達にもかかわらず丈量作業は困難なことであった。筆数多く、官有民有の区別が錯雑していて、十一年四月にいたっても、丈量未済の村が多かったといわれている。

九年の山野税は、前年の税米大豆を九年の石代相場によって計算して、仮納させ、改正の際に過不足勘定をする、便法が講じられた。

十二月八日、県は調査結果にもとづき、戸長、地主総代を召集して、地価額の当否を推問、不公平のないことを認めた。

これによって、新税額は九年にさかのぼり収税することとした。

本県の林野改租事業の問題点としては、古来入会地としてひろく住民に利用されてきた林野が、官民有区分未定地とされて来たことである。

十一年には従前の官林と社寺上地林を官有地に編入した。官民有区分未定地の一部分を民有地として、他はすべて官有地に編入して、本県林野の改租を完了したのは十四年のことであった。

第四節　戸籍法・学制・兵制・郵政、選挙制度の施行

一、戸籍法の改正

徳川時代の戸口制度　近代的な統一国家形成のために、維新政府は地租改正による土地制度の確立とともに、戸籍制度を改正して、人民の掌握を図る必要があった。

明治の戸籍制度の基礎となっていたのは、徳川幕府時代の戸口制度であった。制度の中には、宗旨証文、五人組帳、石高帳などがあった。さらに、重要なものに宗門人別帳、宗門改帳がある。

人別帳には、氏名、族籍、年齢、人の出入増減を記載して、名主が管掌していた。

宗門改帳は、島原の乱後、切支丹禁制を目的としたもので、記載事項は次のようなものであった。

男は名を、女の名は必ずしもかかないでよい。
氏は士以上、年齢は何才と記す。
順序は、戸主、父母、妻子、譜代の召仕。
年期雇人。
戸主は捺印し、妻、召使は実家をかく。
一戸の所有田畝歩、石高。
各戸の末家数及び人数。
小計何人、内、男何人、女何人。
各戸の宗門の寺院名と、その証明印、などであった。
取扱者は、寺院、名主、五人組頭、家主などである。

明治当初の戸籍　明治当初の戸籍としては、不完全ながら、明治三年戸籍があげられる。この戸籍に至るまでの経過は次のようであった。

新政府は、戊辰戦後江戸に集まる脱藩者や、浮浪者の取り締まりに手を焼いていた。そのため、早急な戸籍の整備をせまられていた。

戸籍法のなかった二年十月、東京府は府内の士籍法、及び戸籍法を公布した。これは、元年十月二十八日、京都府で公布した戸籍編製の仕法書をもとにしたものであった。

京都府の仕法書は市中戸籍仕法書と、郡中戸籍仕法書に区別されていた。さらに、元年十一月には士籍法、卒籍法、社寺籍法が公布されていた。

政府は戸籍の作成を全国的に実施しようとして、二年六月四日に次のような民部官達をだしている。

一、市中戸籍仕法書
　但他所入来往奉公人雇人仕法相添
一、郡中戸籍仕法
　但　右同断
一、市中制法
一、郡中制法
一、町役可心得条々
一、村役可心得条々
一、社寺籍法
一、士籍法

右京都府ニ於テ編立ノ分今般府県一般施行被仰付候間此段相達候事
但京都府ト記シ有之処ハ某県ト書改ムヘシ上記ノ儀ハ兼テ御布告ノ趣モ有之候ヘトモ此書ニ限リ重刻不苦候事

一、戸籍編製ノ儀其ノ始メ手数相掛候事ニ候ヘトモ後年其事ニ馴レ候上ハ簡易ナル良法ナレトモ事改ムルヲ嫌フ下民ノ常情敢テ当惑不致様懇々説諭施行スルヲ肝要トス此段ノ心得相達候事
一、各書二冊渡方ノ事

壬申戸籍　庚午戸籍が不完全なものであったので、整備された戸籍制度施行までには、次のような改正がなされてきた。

明治二年六月二十五日の藩政廃止にともなって、従来の藩士を士族およびそつとして、農・工・商を平民とした。

明治三年九月十九日、平民に姓をゆるした。

四年四月五日、戸籍法を改正して、国民を華族、士族、卒族、神官、僧侶、平民の六階級に区別した。

四年八月二十八日、布告を発して、従来の穢多非人の称呼を廃して、これを民籍に編入した。同年十月、甲府県から出された布告につぎのようなものがある。

穢多非人ノ称被廃自今身分職業共平民可為同様御布告有之候ニ付テハ其所民籍へ編入致シ同一ノ取扱可致ハ勿論ニ候得共中ニハ抱番人御廃相成候事ニ相心得給分等不相渡村方モ有之哉ニ相聞候処従来ノ村番一時ニ相廃候テハ取締向差支可有之且差向元非人共活計出来兼候間追テ相達候迄番人ト唱エ是迄ノ通為相勤置可申事
但従前ノ非番人共番役相止度キ者ハ勝手次第任其意代リノ者ハ元非人ノ内用弁可相成者人選可致事
辛未十月　　『山梨県史』

四年十月三日、宗門人別帳を廃止した。

五年一月二十九日、壬申戸籍の実施に従って、卒の身分を廃して、国民の族称を皇族、華族、士族、平民の四族とした。

四年四月四日には、太政官布告第百七十号を公布した。

今般府藩県一般戸籍ノ法別紙ノ通改正被仰出候条管内普ク布告致シ可申事
（第三十三則までであった。略）

これによって、整備された近代的成文立法としての戸籍法が、公布された。施行は五年二月一日からとされた。

維新政府は、戸籍の調査が民治民生上の第一の要務と考え、人民掌握の最初の手段として強力に実行した。

幕末からの世相は、脱籍、無産の輩の横行、無頼の徒の横行、押入強盗など多く、治安確立のためにも戸籍の整備が必要であった。全国の戸口調査、浮浪人取り締まりの行政的、警察的目的から戸籍法の公布となった。

実施の年の干支から壬申戸籍ともいわれ、現行戸籍の開祖ということができる。

政府は五年一月十三日、「戸籍法心得方」を一般に頒布した。各府県はこの心得方に準拠して、新戸籍の編成施行にとりかかった。

山梨県令は七年二月二十二日、次のように布告している。

戸籍トイウモノハ戸数ヲ明ラカニシ人員詳（つまび）ラカナラシムルタメニ設クルモノニテ官府人民ノ保護ヲナスニ一日モ闕（か）クベカラザル大切ノ記録ニシテ下ニ於テハ各自永世ノ系譜タリ。

抑モ人民安隠（あんのん）ニ生業ヲ営ミ蓄積ノ財貨モ猥ニ他ヨリ侵シ奪ウ事ナク住家土蔵モ毀焼スル事ナク弱キ者トテ強キ者ヨリ凌（しの）グ事能ワズシテ今日気安ク世ヲ渡ルモノハ悉ク皆官府保護ノ庇蔭ナラザルハナシ、サレバ此戸籍ニ漏ルル者ハ官府ノ保護ヲ受ケザルモ同理ニテ其国ニ住ミナカラ其国民ニアラザルニ近シ、此故ニ先達テ戸籍編制ノ儀被仰出一人トシテ無籍ノモノモ無之様トノ御主意ニ候処管下戸籍未ダ全備ナラズ随テ人員遺漏ノ弊ヲ免レズ其以不相済事ニ付此般更ニ別冊ノ通リ編制法ヲ改定シ候条従前ノ粗漏ヲ訂正シ別紙箇条ニ基キ早々編制可致就テハ掛官員改メノ為其中巡回申付候条整備次第其趣区長ヨリ可届出若了解シカタキ条件アラバ無憚可伺出事。

明治七年二月二十二日　　山梨県権令藤村紫朗

また別冊として、

一、戸主幼少ナルカ或ハ婦女ノミニテ戸主ニ可相立男児無之ヨリ空名ヲ掲ゲ置候向モ有之趣ノ処右ハ一身両名ニシテ現員ノ実ヲ失イ不都合ニ付幼少ノモノ又ハ婦女ニシテ戸主ニ相立候儀ハ不苦訳ニ付急度相改メ或ハ空名ヲ記シ或ハ現員脱漏等無之様詳カニ取調現実ノ人員記載スベシ。

一、年齢ハ従来ノ戸籍ニ記載スル者ニ拘ラズ更ニ其者ノ生年月ヨリ当明治七年一月マデヲ算シ幾年幾月ト記載スベシ。

一縁故アリテ入籍致サセ度者有之節主家転退年ニテ送籍スベキ在籍コレナキ者ハ其次第願出許可ノ上入籍スベシ但従前入籍致サセ置候分ハ此度編制ノ際ニ限リ願出ニ不及以後ハ本文ノ通リ可心得事。

一　戸籍ノ台紙並ニ略紙ハ区長総代理ヨリ可相渡筈ニ付町村戸数ノ概略毎区区長ニテ取纏メ申出請取ノ上毎町村ヘハ区長ヨリ配達スベシ。

一、毎戸ノ標札番号雛形ノ通リ改正シ速ニ掲グベシ裏家住居ハ往来ヨリ見ヤスカランタメ雛形ノ通リ路次（ろじ）入口ヘモ掲グベシ。

一、従前ノ区村境界ノ目標相廃更ニ雛形ノ通取建可シ。但シ境界変更コレアラバ其時々可相改事。

『新修甲州法制史』



明治５年の戸籍簿（熊沢区蔵）

戸籍編製法は七年九月十三日付県令告示によって一部改正された。甲州において壬申戸籍の完成年代は明瞭ではないが、八年九月七日付の布達に次の文がある。

壬申戸籍編製ノ節本人居所不定等ニテ調漏相成今以テ無籍ノ者往々有之趣相聞不都合ノ至ニ候得共当時戸籍改正ノ際ニ付編入願出候者ハ是迄漏籍、事由ニヨリ聞届候分モ可有之候条右等ノ類ハ本月限リ編入可相届出右期日ヲ過ギ届出候者ハ屹度相当ノ処分ニ可及候此旨布達候事。

『新修甲州法制史』

このいましめ文から推測して、その前後に完成したものと考えられる。

壬申戸籍の形式は、美濃紙の二紙を戸主一名に用いた。まず一紙には、郡、区、住所、番、先代、相続、任役、姓名、印鑑、産神、葬所、家業、余業、持家として、門、本宅、土蔵、物置、貸屋、雪隠、持屋敷として、竪、横、坪、山林、鉄砲（猟筒・威筒）船、車、牛、馬、人員として、内男、十四才以下、十五才以上、廿一才以上、四十以上、六十以上、八十以上、女、十四才以下、十五才以上、四十才以上、八十才以上、他住男女、癈疾、逃亡、出生、囚獄、流刑、死亡、皇学男女、支那学、一学、一学、医術、武術、算術、筆学、修業人、持高（内田畑）、反別（内田畑）、他村持高（内田畑）、反別（内田畑）新開田畑、請地小作田畑、歳入金米、貢納金米、小物成、抱、運上、第二紙にはその家族である戸主らんで、親の名と続柄、戸主、年令、姓名、印があって、以下、高祖父、高祖母、曾祖父、曾祖母、祖父、祖母、父、母、妻、男子、女子、婦、孫、曾孫、玄孫、兄弟、姉、妹、大伯父、大伯母、大叔父、大叔母、伯父、伯母、叔父、叔母、従兄弟、従姉妹、その他厄介などの記載らんとなっている。

これを現代戸籍簿の形式と比較すると、

(イ)戸主の系譜、職業、役職、信仰宗教、菩提寺などが明瞭である。

(ロ)特技、学術、前科などが明瞭である。

(ハ)その印鑑簿が併置されていること。
(ニ)その家産、歳入、納税などが明らかである。
(ホ)いわゆる大家族主義によっていて、あらゆる親等が明瞭である。

などの点に特色がある。

またこの戸籍のもう一つの特色は、神社仏閣も一個人として戸籍に記載されていることである。

釜額区には、八代郡第十四区、釜額村戸籍が保存されている。二六戸に一寺が加えられて、二組の伍組に分かれている。形式は庚午戸籍から壬申戸籍までの中間的なものである。表紙に明治五年改正とかかれているが、五年以前の編製の上に、五年九月ころから十七年七月ころまでの記載が見られる。

各村々とも、戸籍編製には苦労したものと思われる。

戸籍規則によると、戸籍本簿を六か年ごとに政府に差出すことになっていた。これには多くの費用が必要とされた。山梨県は政府に建議して、戸籍は府県に蔵して総計表だけを毎年提出する。政府は全国の戸数人員を知ればよいとした。これに政府が受け入れて、次のような太政官通達が出された。

今般其県管下甲斐国一円山梨県人別調トシテ太政官権大書記官杉享二差遣候
右取調ハ他府県人別政表ノ模範トモ相成候ニ付取調方法等懇切ニ協議致シ人民営業ニ差障無之様可取計此旨相達候事

明治十二年四月二日

太政大臣　三条実美

『山梨県政百年史』

いつくかの経緯を経て、全国にさきがけて「甲斐国現在人別調」の調査となった。十二年十二月三十一日午後十二時における常住人口を調査した。

調査項目は、住家、寄留、族籍、家族、婚姻、年令、生国、宗旨、職業、廃疾聾唖盲人の十項目であった。

調査票は左記のような家別の様式であった。

甲斐国何郡何村

住家	借地持家							明治一二年何月何日
姓名	家主及家族	男	女	身上ノ有様	年齢	生国	宗旨	職業	唖聾盲
平何ノ誰	家主	男		夫	四十六 二月	甲	真言	釘鍛治	
誰	妻		女	妻	四十二 五月	駿	真言	○針仕事	
誰	長男	男		未婚	二十五 七月	甲	ナシ	庖厨鍛治	

十三年八月、わが国最初の人口調査に当たるこの調査の集計事務が終了した。

明治十九年戸籍法　十九年九月内務省令第一九号「出生、死去届出及ビ寄留者届出方ノ件」が制定された。施行は十二月一日とされた。

それによると、出産、死亡、失踪者復帰、廃戸主、廃嫡、改名、復姓、身分変換、その他戸籍に関する事項についての届出義務が規定をみた。

正当な事由がなくその届出を怠った者は、二十銭以上、一円二十五銭以下の科料に処せられるものとされた。

同年十月には、内務省令第二二号で「戸籍取扱手続」が定められ、戸籍簿の調整、並びに記載方法、戸籍永久保存の原則が確立された。

この戸籍法による戸籍簿の形式は、現在下部町役場に保存されている除籍簿によると、次のようである。

（明治十九年式戸籍）

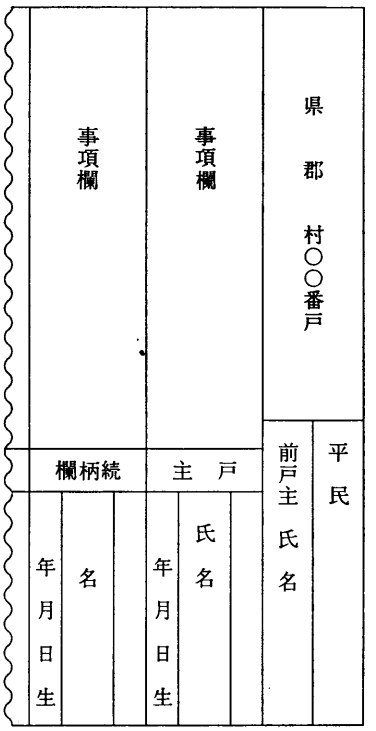

一葉目（表のみ裏面なし）は、戸主を含み七名、二葉目には八名分の記載らんがある。

明治三十一年戸籍　旧民法（明治二十九年法律第八九号）においては、戸籍も旧来の戸口調査的性格から前進して、司法的、身分公証的性格をもつこととなる。

この戸籍法の一大変革は、三十一年六月、法律第一二号のいわゆる旧戸籍法の制定公布となる。同年七月十六日からの施行である。

四年布告の戸籍法、及び十九年内務省令第一九号、同年内務省令第二二号などの寄留規定を除きすべて廃止された。

この戸籍法の本質的変革の特色は、身分登記の制度が樹立されたことである。具体的には、本籍人身分登記簿と、非本籍人身分登記簿の二種類を一年ごとに調製することとしたことである。

身分に関する届出、報告などの身分登記簿の記載事項は次のようであった。

出生、嫡出子否認、私生児認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、後見、隠居、失踪、死亡、家督相続、推定家督相続人廃除、家督相続人指定、入籍、離籍、復籍拒絶、廃家絶家、分家、廃絶家再興、国籍得喪、氏名及び族称変更など、身分登記変更の部に記載された。記載は届出の順になされた。

身分登記を基礎としたから、一事項を戸籍と、身分登記簿の双方に重複して、二重に記載する結果となった。

なお、従来と異なる主な点は次のようであった。

(イ)従来の内務省所管の戸籍事務が、司法省の所管に改められた。

(ロ)新たに戸籍吏の職を置き、戸籍役場の名称を用いた。

(ハ)戸籍簿のほかに、新たに身分登記簿を設け、これに身分に関する事項を戸籍簿とは別に記載した。

(ニ)新たに戸籍を編製するごとに、その副本を作製して、これを監督庁に送付する副本制度が創始された。

(ホ)従来の戸籍は、実証的な住所登録の性格が強かったが、観念的な「家」の登録制度となったことである。

三十一年戸籍の形式は次のようであった。

大正三年戸籍法と新戸籍法　大正三年三月三十一日公布、四年一月一日施行の戸籍法によると、身分登記制が廃止され、戸籍役場、戸籍吏の名称も廃止された。

戸籍簿の形式は、明治三十一年戸籍簿と大差がなく、一葉目の表に戸主一名、裏に家族二名、二葉目の表と裏に各二名ずつ記載らんがあった。

第二次世界大戦後、民主国家としての諸制度改革がなされたなかで、昭和二十二年十二月二十二日に新戸籍法（現代戸籍法）が公布された。施行は二十三年一月一日であった。

戦前の家族法は「家」の制度を定めて、その家長である戸主が、他の家族員を支配する戸主権を認めていた。さらに戸主の地位は、その全財産とともに、長男ひとりに相続させるという特殊な家督制度であった。

（明治三十一年式戸籍）

<table>
<tr><td>本地籍</td><td>事項欄</td><td>事項欄</td></tr>
<tr><td>県郡村字番地</td><td rowspan="2">戸主</td><td rowspan="2">続柄</td></tr>
<tr><td>前戸主</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>族柄
前戸主ト
ノ続柄
父
母
氏名
続柄
氏名
出生
年月日
戸主トナリタル原因及年月日
家族トノ続柄
父
母
氏名
続柄
出生
年月日
名</td><td></td></tr>
</table>

一葉の表には戸主を含む二名、裏には三名、二葉目には、表裏各三名ずつ記載できた。

戦後家族に関する法律は、個人の尊厳と、両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない（憲法二四条二項）とされた。

これにより戸籍も「家」の登録から、個人身分の公証簿にかわり、家督相続の規定も廃止された。

現代戸籍簿の形式は次のようである。

（現行戸籍）

<table>
<tr><td>本籍</td><td>戸籍事項欄
昭和年月日
編製㊞</td><td>事項欄
養父母欄が必要なら設ける</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>父
母
氏名
続柄
A
名
出生
年月日</td></tr>
</table>

Aの部分を額書らんといい、妻などと記載する必要のあるときのみ、横線を引いて作る。

一葉の表には筆頭者一名、裏に二名、二葉目は表裏それぞれ二名ずつの記載らんがある。

記載事項は次のようである。

戸籍事項欄

一、新戸籍の編製に関する事項
二、氏の変更に関する事項
三、転籍に関する事項
四、戸籍全部の消除に関する事項
五、戸籍の全部に係る訂正に関する事項
六、戸籍の再製又は改製に

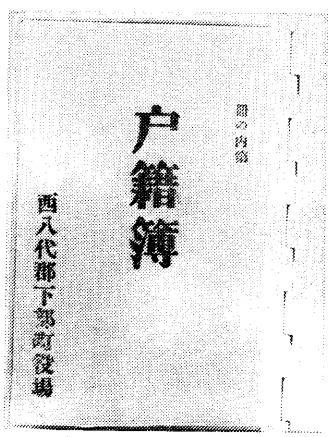

現在（昭和55年）の戸籍簿
（下部町役場）

関する事項
身分事項欄
①出生に関する事項、(2)認知に関する事項、(3)養子縁組又は離縁に関する事項、(4)婚姻離婚に関する事項、(5)親権、後見人又は補佐に関する事項、(6)死亡、又は失踪、(7)生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了、(8)推定相続人の廃除、(9)入籍、(10)分籍、(11)国籍の得喪、(12)名の変更、(13)就籍者、(14)死亡による婚姻解消、(15)夫又は妻が日本国籍を有しない者、(16)新戸籍編製、他戸籍に入る者の従前の戸籍表示、(17)除籍の事由、(18)一部訂正の趣旨及び事由

二、学　制

学制頒布　学制は、わが国の近代的な教育制度の発祥となったもので、それ以前の教育は江戸時代からの延長であった。庶民の教育機関としての寺子屋と、武士階層のための幕藩体制下の教育機関であった。

学制のねらいは、新政府の開国進取、殖産興業、富国強兵の国是を推進する、文明開化の大前提としたものであった。学制序文（太政官布告第二一四号）に学制の理想を次のように示している。

必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス

五年八月三日、文部省布達第一三号別冊で示された学制の大要は次のようであった。

学区制、全国を八大学区に分かち毎区に中学校一ケ所を置く。
一大学区を分かち三二中学区として、毎区に中学校一ケ所を置く。
一中学区を二一〇小学区に分かち毎区に小学校一ケ所を置く。
全国に大学校八、中学校二五六、小学校五三、七六〇を置く計画であった。小学校は当時の人口六〇〇人に対して一校、中学校は人口一三万人に一校を置く割合である。（以下第七編教育と文化参照）

三、兵　制

徴兵令　新政府は富国強兵策の推進のために、戸籍をつくり人民の移動をにぎり士族、平民をとわずに、兵隊を徴集する必要があった。

藩士軍隊と民衆軍隊の優劣は、第二次征長戦で明瞭になり、戊辰戦後の藩兵は国家統一の障害となって来た。装備も各藩によって異なっていて、同じ洋式軍隊といっても、イギリス式、フランス式、オランダ式とまちまちであった。

軍務官副知事大村益次郎は、藩軍隊を解散して、兵隊を広く国民から徴募して、洋式訓練をほどこした軍隊の創設を考えた。しかし、兵部大輔になってまもない明治二年九月、刺客に襲われて十一月にはこの世を去った。

大村の遺志は、五年に陸軍大輔となった、山県有朋らによって実現されて来た。

三年十月に、陸軍はフランス式、海軍はイギリス式とする、兵制統一の布告が出された。

四年二月には、薩、長、土三藩の兵約一万による御親兵（五年に近衛兵と改称）がおかれた。

五年十一月二十八日、太政官から徴兵告諭が出されて、陸海の二軍を備えることになった。告諭には、「上下を平均し、人権を斉一にする道」に立って、士、民の別なく「皇国一般の民」として国に報ずる、国民皆兵の理想がうたわれていた。

六年一月十日（太陽暦切替により五年十二月三日が、六年一月一日）、徴兵令が発布された。男子二〇歳に達する者を陸海二軍にあて、陸軍は五種類の兵科に配属させ、海軍は徴兵によらず、志願兵があてられた。陸軍は六軍管区にわけ、各軍管区に鎮台を置いた。

最初の徴兵制度によると、三か年の常備兵役ののち、第一後備兵役二年、第二後備兵役三年の義務とされた。

本県における徴兵は次の布達からはじまった。

此程徴兵ノ儀ニ付御布告ノ趣相達置候処最早近日徴兵使発行可相成積ニ付別紙ノ通区数ニ応シ人員割相示シ候間一家ノ主人嗣子承祖ノ孫独子独孫其他羸弱宿病不具ナルモノヲ除キ当年相当弐拾才ノ者ニシテ身ノ丈五尺壱寸曲尺以上強壮兵役ニ堪ユル者毎区抜擢致シ来ル十五日迄ニ書面ヲ以可申立事

右ノ趣至急可触示者也

明治六年二月二日

山梨県権参事　富岡敬明

山梨郡
八代郡　正副区長
巨摩郡

別紙

山梨郡

一　徴兵　人数　第何区

高（石高）と区毎に示されている

合高七万八千拾九石弐斗三升九合弐勺

徴兵七拾三人　但市中共

八代郡（下部町関係の区のみ記す）

高弐千弐百六拾五石九斗七升六合

一　同　弐人　第拾壱区

高千百四石五斗四升七合

一　同　壱人　第拾三区

高千八百四拾七石八斗六升六合

一　同　壱人　第拾四区

高千七百四拾九石壱斗五升三合

一　同　壱人　第拾五区

合高六万六千六百三石五斗五升七合七勺九才

徴兵五拾三人

巨摩郡（各区の石高・人数略）

合高拾四万千六百弐拾弐石壱升壱合

徴兵百拾弐人

右区内ニ於テ御主意ニ適当ノ人物無之差支候節ハ毎区融通不苦事

『山梨県史』

六年二月二十七日に徴兵使が着県して、三月三日に第一回の徴兵検査が実施された。身体検査と筆算試験を行い、検査終了後、籤を抽き当たったものを徴兵員とした。その結果の兵員は次のようであった。

常備		補充	
騎兵	三人	騎兵	三人
砲兵	七人	砲兵	三人
工兵	五人	工兵	二人
輜重兵	壱人	輜重兵	壱人
歩兵	八十壱人	歩兵	三拾弐人

『山梨県史』

五月十四日には各区々長を徴兵議員に兼務させ、各村戸長を副議員兼務とした。

常備兵入営日割左ノ通相定候条無遅延本人共へ申達置当日一区限召連可罷出事

但為取締議員ノ者山梨八代巨摩三郡ヨリ四人都留郡ヨリ壱人附添出京可致尤休泊雑費等郡費ヲ以取賄可申事

但本文費用ハ常詰区長ヨリ可相渡事

山梨

六月三日　八代三郡ノ者県下着

巨摩

同　四日　調査　都留郡ノ者谷村着

同　五日　出立　調査

同　六日　道中　出立
同　七日　道中　以下上ニ同シ
同　八日　東京着
同　九日　著届
同　十日　入営
右ノ趣管内無洩相達者也
明治六年五月廿五日

山梨県権令　藤村紫朗

『山梨県史』

このようにして、十日には東京鎮台に入隊した。

免役連名簿と兵制の進展　徴兵令は発布早々に民衆のはげしい反対にあった。徴兵の強制性、兵営生活の恐怖、働き手をうばわれる家族の難渋などから、徴兵忌避の風潮が盛んであった。明治六年には国内各地に徴兵反対暴動がおこり、血税一揆といわれた大規模のものもあった。

徴兵令には免役条項があった。不具廃疾者、官吏、官立学校生徒、留学生などは徴集除外とされていた。また納税の責任者である戸主、嗣子、養子など家の存続に必要な者の免役を許していた。有産者は代人料二七〇円を納めると免役となった。当時の歩兵二等卒の年俸は一五円三三銭で、代人料はきわめて高かった。

民衆は徴兵のがれのために、幼女を相手に養子縁組を結び、分家や他家に入籍し、あるいは分家や廃家を再興して戸主となって、徴兵のがれをはかった。

各区　正副区長
同　戸長

本年徴兵為検査徴兵使来ル二月中旬当県来着ノ趣ニ付山梨八代巨摩三郡ハ県下ヘ召集都留郡ハ谷村ヘ召集候筈ニ付癸酉ノ年乙第百九拾四号ヲ以徴兵連名簿及ヒ免役連名簿共一区限り取纏差出候様相達置候処今以不差出不都合ノ事ニ候条来ル十日限リ無相違可差出若シ前顕等閑ノ者モ有之ハ追テ屹度取糺候条心得違無之様注意可致事
但本人年令ノ儀ハ当日一月ヲ根拠トシ満弐拾歳十一ヶ月迄ノ者取調候儀ト可相心得事
明治七年一月一日

権令　藤村紫朗代理
山梨県参事　富岡敬明

『山梨県史』

甲斐国八代郡第十三区
国民軍免役連名簿

芝草村

姓　名　内藤〇〇〇
住　所　芝草村
戸　主　内藤〇〇〇
誕　生　年号年月日
族職業　農
徴兵令第　または
三章中ノ　嗣子、戸主
条二当ル者　身ノ丈五尺三寸
本年一月満廿一歳七月　朱書　この二行は

この形式が一名分で、一九名記載されている。戸主が七名、嗣子が一二名であった。

（連名簿の終りの部分）

当村ニ於テ当十七歳、十八歳以上、四十歳迄相成候者　取調候処書面之通　十九名　有之
此段　御届申上候　以上
明治六年第八月

八代郡第十三区
芝草村　副戸長　赤池繁右衛門
戸長兼副議員　赤池源太郎
区長兼議員御中　（芝草区蔵）

次に兵制の進展を列記する。

七年　兵部省が陸軍省と海軍省にわけられた。陸軍士官学校が開設された。

八月三日、陸軍諸兵上下士官生徒選抜、徴募の布達が県権令藤村紫朗から出されている。

九年　海軍兵学校が開設された。

十年　六鎮台兵力四万、戦時七万となる。

十月二日　富里村北川丸畑岩松真索、西南戦争から凱旋途中、兵庫県にてコレラのため死亡。下部町戦病死者の第一号であった。

十一年十二月　参謀本部が置かれ、軍令と軍政の分離がなされた。

十五年一月四日　軍人精神の根本とされる、軍人勅諭が出された。「我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」、からはじまり、忠節、礼儀、武勇、信義、質素の五ケ条の訓誡が示されていた。

十五年　陸軍大学校が設立された。

十六年　徴兵令が改正されて、代人料の制度が廃止された。

二十一年　鎮台制度を廃して、師団制とした。

二十二年　学生、留学生など徴兵延期を満二六歳までにとどめ、戸主の免役規定を廃した。

四、郵政の創始

郵便制度の誕生　江戸時代の通信には、幕府の御用をつとめる飛脚があった。宿場ごとに人足が待機していて、次の宿場まで継走したので継飛脚と呼んでいた。大名などは早駕籠を用いた。商人は町飛脚を利用した。町飛脚は幕府の免許をうけて営業していた。

明治維新前後のころには、定飛脚問屋が各駅の伝馬所から人馬の供給を受けて、信書と貨物の運送を営業していた。

郵便事業は国家社会の中枢神経というべきものであり、国民の個人生活にも深いかかわりがある。近代国家づくりをめざす新政府は、郵政事業を重視して、通信は政府の手によって運営すべきものと考えて、新式郵便の官営を企て、着々とその準備を進めた。

明治元年四月、会計官の内に駅逓司という部局を設け、水陸運輸及び駅伝に関する行政を担当させた。翌二年七月には駅逓司を民部省の所属にうつし、三年五月には前島密が駅逓権正に任ぜられて、信書取り扱いの官業化への準備が開始された。

三年十二月、試みに東海道筋の東京―京都―大阪間に郵便を開始した。

四年一月二十四日（太陽暦三月十四日）新式郵便の開設が布告された。三月一日（太陽暦四月二十日）に前記三都間の郵便を実施した。この日がわが国郵便創業の日である。

書状集箱（郵便ポスト）も各所に設置され、日本で最初の郵便切手も印刷された。額面四八文、一〇〇文、二〇〇文、五〇〇文の四種類で、額面の左右に竜の模様がえがかれていたので「竜切手」と呼ばれた。やがて新貨条例の発布によって、旧来の両貫文が廃されて、円銭の単位が用いられることになった。切手の額面も五年二月には、半銭、一銭、二銭、五銭の四種に切り換えられた。この切手の採用は新式郵便の最大の特徴であった。

官営の郵便実施に対して、飛脚問屋が一斉に反対運動をおこした。四年八月駅逓司を駅逓寮と改称、八月英国留学から帰った前島密が駅逓頭（えきていのかみ）となり、飛脚問屋たちの説得に成功した。

新式郵便の立案者が前島密で、その実施者は杉浦譲であるといわれている。杉浦は三年六月十七日に、前島の後任として駅逓権正に任じられ、郵便創業までの九か年間、その実施準備にあたったのである。四年七月十五日（太陽暦八月三十日）の東京―横浜間の郵便の開設、さらに、神戸、長

崎、新潟、函館の開港地に新式郵便開始の決定を行うなどの功績者であった。

杉浦は天保六年九月二十五日、甲府二十人町、甲府勤番同心杉浦七郎右衛門の長男として生まれた。幼名を愛蔵といい、軽輩から身をおこし、安政二年十月には徽典館教授方手伝いとなり、文久三年と慶応二年に二度フランスに渡り、慶応元年には清国の上海に御用出張をした、外国事情通であった。

ところで、当時は新式郵便といっても、それを運ぶのは人の背と足であった。郵便物を運ぶことを「逓送」といい、運ぶ人を「逓送人」と呼び、その仕組みは飛脚時代と変わりばえしていなかった。ただ組織が全国的になって行くこと、政府の強大な権力が管理運営にあたっているという点が、非常に大きな違いであった。

郵政事業の発展　明治五年五月、二百数拾年間続いた民間飛脚営業を廃止して、飛脚業者の救済策として陸運会社の設立を認めた。のちの内国通運会社である。同時に伝馬所、および助郷制度も全廃された。この間の事情は次の布告によっても知ることができる。

甲州道中并脇往還駅々トモ至当之相対賃銭ヲ以テ士民公私之区別無之行旅之往来物貨之運輸公平正実之規則相立陸運会社開業之儀願出即願之通聞届来ル九月朔日ヨリ開業候条得其意会社定式之賃銭相払各安堵ニ旅行物貨運輸可致候因而右同日ヨリ伝馬所併ニ助郷トモ相廃シ候条往還稼致度者ハ総而陸運会社へ入社会社鑑札ヲ以テ稼方可致社外無札之者往還稼不相成候条心得違致間敷右会社式者駅々会社ニ就テ詳知可致候

右之通触示者也

壬申八月五日　　山梨県庁

明治五年八月発行『峡中新聞』第二号附録より。

これに関連して、甲駿両国間の運輸は唯一の富士川水路によることから、富士川運輸会社の設立が、七年一月二十五日に内務卿大久保利通の認可を得ている。『山梨県史』

四年十二月、東海道吉原駅から甲府に至る郵便が開かれ、五年七月には東京―甲府間の各駅間に郵便線路が開通して、県下最初の郵便役所が甲府に開設された。

七月一日に甲府柳町二二番地に、かつての飛脚問屋加藤源六郎所有の建物が役所にあてられ、初代甲府郵便取扱人（のちに取扱役と改称）には前記加藤源六郎が任命された。

新式郵便を民衆一般が信用し利用を勧奨させるため、県庁内に郵便掛を置いて、第一次の監督も行わせた。

四年十二月五日には東海道筋は長崎まで郵便が達し、沿道最寄の二、三十里の場所へ枝道郵便が開かれた。五年七月一日（太陽暦八月四日）には全国に郵便を実施した。

この時、山梨県下に開設された郵便役所、郵便取扱所は次の八ヶ所であった。

下鳥沢、下初狩、上谷村、勝沼、石和、甲府、市川、上野原、『法規分類大全』第一編郵便編

六年四月一日、郵便料金の全国均一化にふみきった。書状は国内のどこに出しても、二匁ごとに二銭と定め、市内郵便は半額の一銭とされた。

五月一日には郵便事業を政府専掌とし、信書の逓送はすべて、駅逓頭の特任とし、わが国郵便制度の基礎を築いた。

この年の十二月には、はじめて「はがき」が発行された。その形は二つ折りの薄紙で、市外用が一銭、市内用が半銭であった。はがきが単葉の厚紙になったのは、八年五月発行のものからである。

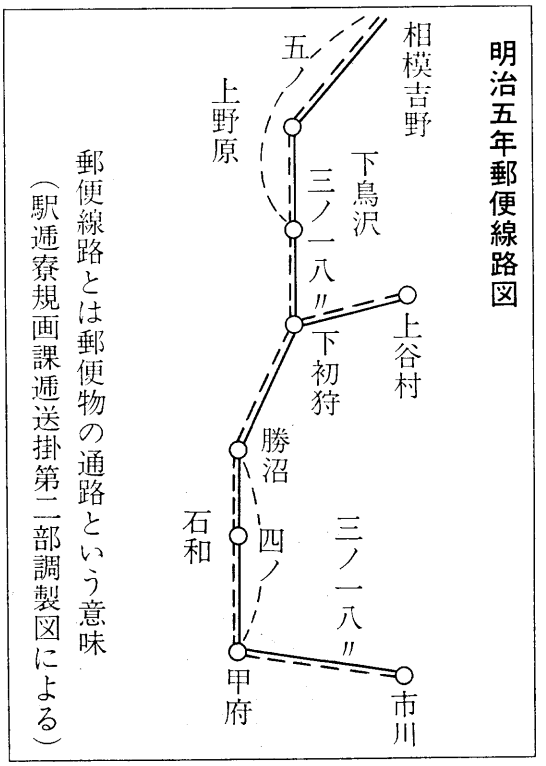

六年六月には甲府―上諏訪間の線路が開設された。七年五月一日には甲府―東海道奥津（おきつ）までの沿道の郵便が開始された。

七年七月には県下各地に郵便取扱所が増設され、その数は六年の一〇か所から、一挙五二か所となった。本町内では七年一月十六日に常葉郵便取扱所が開設され、所長は馬場彦左衛門が任命された。同年七月一日には、車田村塩平に開設され、所長には二宮康史が任ぜられた。

八年一月一日には、郵便役所および郵便取扱所を、一律に郵便局と改称した。

郵便と為替貯金と簡易保険は、わが国郵政業務の根幹となる三大事業である。

八年一月二日に郵便為替が創業され、五月二日には郵便貯金がはじめられた。

十年一月十一日に駅逓寮を駅逓局と改称した。

十八年十二月二十二日には逓信省が創設された。

三十九年三月一日、郵便振替貯金の創業。

大正五年十月一日、簡易生命保険の創業。

近代通信の一端をになうものとして、有線および無線の電気通信がある。これらの事業も逓信省の管掌であった。次に電気通信発達の概要を記載する。

明治元年十二月二十五日、東京―横浜間に電信が開通した。

六年二月十七日、電信が長崎に達した。

十一年三月二十五日、電信中央局の落成を期して、電信開業式が挙行され、上海および、国内の六十八局との交信がおこなわれた。

十二年一月二十九日、万国電信条約に加入した。

二十二年一月一日、東京―熱海間に市外電話開設される。

二十三年十二月十六日、電話交換を東京、横浜で開始した。

本県に電信が創設されたのは、十二年六月十五日である。電話は三十八年三月、東京―甲府間の通話事務開始に始まった。

本町内の電話業務の開始は次のとおりであった。昭和六年五月一日久那土郵便局、七年五月二十一日下部郵便局、十年四月一日富里郵便局、十四年九月一日古関郵便局である。

五、選挙制度

明治前期の選挙制度　新政府の行政制度の変遷につれて、選挙制度も変容を重ねてきた。

明治六年四月三日、市町村伍組編成法並びに区長戸長公選法が定められた。これによると、従来の百姓代の制度を廃して、四戸から一二戸までで伍組を編成し、組内の公選で伍長一人を置き、正副戸長は伍長の公選で定め、正副区長は戸長の公選により、県庁がこれを調査して任命した。

このころすでに、財貨、酒食によって、選挙の腐敗がなされていたことが、『山梨県史資料』に詳述されている。

五月十二日に、藤村県権令は区戸長選挙にたとえ小前の出身者でも、至当の人材ならば選出すべきであると布達している。

八年一月三十日藤村県令は、伍長の人選は組合一統にて入札をなし、封書して正副戸長へ差出し、区長が点検の上伍長をきめることと布達している。三月十三日の布達では、選出された伍長には、区長から「依公選当区何村第何伍長ニ決定候事」、の証書を授与することとされた。

九年三月二十七日、区戸長選挙規則を改定して、正副戸長選挙規則と正副区長選挙規則に分離した。

正副戸長選挙人は当該町村の伍長である。被選挙人は、男子で年齢二一才以上で、普通の読み書き算術に通じていて、住居が本町村、または隣の町村にあって、六か月以上在籍のものとされた。

なお、官職にある者、廃疾、逃亡、失踪、処刑中の者、一年以上の懲役実刑に処せられた者、正副戸長を免職された者、または辞職後六か月以内の者は被選挙人にはなれないと定められていた。

正副区長の選挙人は、当該各村の正副戸長とされていた。被選挙人の資格要件は、前記正副戸長の場合と同様であった。

十二年二月七日、戸長選挙法が制定された。九年三月の正副戸長選挙規則が廃止された。戸長の資格要件は、満二五才以上の男子、その町村に本籍があって、満一年以上居住し、その町村に地租を納める者とされた。なお、懲役実刑に処せられた者と、身代限りの処分を受け負債の弁償が済まない者は除かれた。

戸長を選挙する者は、満二十才以上の戸主男子で、その町村に本籍があって、地租をその町村に納める者とされた。住民の直接選挙となった。

戸長の任期は三年とされていた。

十五年の改正では、戸長資格に財産制限が加えられ、住民の直接選挙から、町村会議員による間接選挙となった。

十二年四月二十八日、町村会規則が制定布達された。これにより村々は一斉に議会を開くようになった。

町村会議員の数は町村の大小に比例して定められた。

議員の資格は、満二五才以上の男子で、その町村に本籍があり、満一年以上居住し、その町村に地所を所持するものとされた。

風癲白痴の者、懲役一年以上及び国事犯一年以上の刑に処せられた者、（満期後七年を経た者は此の限りではない。）身代限り処分を受け負債の弁償が終わっていない者、官吏教導職にある者は除かれた。

議員の選挙人は、満二〇才以上の男子で、その町村に本籍があり、その町村内に地所を所持するものとされた。失格者は前記被選挙人の場合と同じであった。

議員の任期は四年で、二年ごとに半数改選とされた。議長、副議長の任期は二年とされた。

十七年五月、区町村会法が改正された。議長はそれぞれ区長、戸長が担当することになった。

区町村会議員の選挙権者は、満二〇才以上の男子で、その区町村内に居住し、その区町村内において地租を納めるものとされた。

被選挙権者は満二五才以上で、他は選挙権者と同じとされた。

府知事、県令の権限が強化されて、区町村会の停止または解散をさせることができるとされた。

県会議員選挙は、九年十一月七日発布の県会条例並びに県会規則による県会議員選挙が、翌十年一月三十一日限りで実施された。

県会条例第一条に、「県会は各区々長及び公選議員と併せ事を議するの会」とされ、区長三四名と毎区公選議員三四名によって組織された。

県会公選議員は、毎区総代人の互選とされた。

十一年七月二十二日、太政官布告で府県会規則が公布された。これによって、地方制度の上に代議員制度の一部が実現した。

本県においては十二年三月一日から三十一日までの間に選挙会を開くこととされた。県会議員の定数は三十名、西八代郡の定員は三人と定められた。

定められた。通常県会は四月二十二日から十日間開かれた。

議員の資格要件は、満二十五才以上の男子で、その府県内に本籍があり、満三年以上居住し、その府県内で地租十円以上を納める者に限るとされた。

欠格者としては、風癲白痴、懲役一年以上の実刑に処せられた者、（十二年四月四日、これを懲役一年以上及び国事犯禁獄一年以上実刑に処せられたる者、但し満期後七年を経た者は此の限りでないと改正）、身代限りの処分を受け負債の弁償を終わっていない者、官吏及び教導職とされた。

選挙人は、満二〇才以上の男子で、その郡内に本籍があり、その府県内において地租五円以上納める者に限るとされた。

欠格事項は前記被選挙人の場合と同様であった。

議員の任期は四年、二年ごとに半数改選である。

市制・町村制及び府県制・郡制施行以後

明治二十一年四月、市制、町村制が公布され、本県においては、二十二年七月一日に施行された。これにより、わが国最初の近代的な地方自治制度が成立した。

市制、町村制においては、市町村内に居住する者を、住民と公民に分け、公民だけが市町村政に参加する権利があり、公務に参加する義務があると規定された。住民はその市町村内に住居のある者、公民は、満二五才以上の帝国臣民で公権を有し、一戸を構える男子、二年以来市町村の住民で市町村の負担を分任し、その市町村内において地租を納め、もしくは、直接国税年額二円以上納める者とされた。

市町村の公民はすべて選挙権を有するが、公民権停止中の者、及び陸海軍の現役にある者は除かれた。

被選挙権は、市町村公民にはすべて与えられた。ただし所属府県郡の官吏、有給の市町村吏員、検察官および警察官、神官、僧侶、その他諸宗教師、小学校教員などは市町村会議員になれなかった。

議員選挙には等級制が採用され、市では三級・町村では二級選挙制が行われた。町村では、直接町村税の平均額以上納める者を一級選挙人とし、未満の者を二級選挙人とした。議員は名誉職で、任期は六年であったので、各級選挙人は、三年ごとに各級とも議員定数の二分の一を選挙した。但し、いずれの級に属する被選挙人を選挙するかは、全く自由であった。

この等級選挙制は大正十年四月施行の、市制・町村制一部改正に至るまで続いた。

町村長および助役は、町村会において、町村公民中部年令満三〇才以上で選挙権を有する者から選出された。任期は四年であった。

府県制、郡制は二十三年五月公布され、本県では二十四年十月一日に府県制が施行された。

府県制による県会は、県内郡市において選挙した議員をもって組織された。本県の議員定数三〇名、西八代郡は二名であった。

選挙は複選制といわれるもので、市では市会と市参事会が会同し、市長を会長として行われ、郡では郡会と郡参事会が会同し、郡長を会長として行われる。但し会長は投票に加わらない。

被選挙権は、県内市町村の公民で選挙権を有し、その県において、一年以来直接国税一〇円以上を納めた者とされた。但し、その県の官吏および有給の吏員、神官、諸宗の僧侶、教師はのぞかれた。

県会議員は名誉職で、任期は四年、二年ごとの半数改選とされた。

府県には副議決機関として府県参事会がおかれた。県参事会の構成は、県知事、高等官二名、および名誉参事会員であった。名誉参事会員は、県会が議員の中から、四名を互選した。

本県に郡制が施行されたのは、二十四年八月一日であった。

郡制による郡会の構成は、郡内の町村会において選出した議員と、大地主の互選による議員の二種類であった。各町村から一名を原則として選出し、総数が二〇名を超えるときは、人口を標準として二〇名に止めるよう配当した。一〇名以下のときは、一〇名になるよう数を増すことができ

た。郡内において町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上の者を大地主とし、町村会選出議員定数の三分の一の議員を別に選出した。大地主の数が三分の一に達しないときは、選挙によらず郡会議員となった。

被選挙権者は、郡内町村公民で町村会の選挙権を有する者と、大地主中選挙権を有する者である。

所属府県並びに郡の官吏、その郡の有給吏員、神官、諸宗の僧侶や、教師、小学校教員などは除かれた。

大地主で選挙権を有する者は、帝国臣民で公権を有する男子、年令二〇才以上、禁治産者でないこととされた。租税滞納処分中は停止された。

大地主の選挙は代人によって行うことができ、陸海軍の現役中は代人でなければ選挙を行うことができなかった。

郡会議員は名誉職で任期は六年、三年ごとの半数改選とされた。大地主議員の任期は三年で全数改選であった。

郡副議決機関として郡参事会がおかれた。郡長と名誉職参事会員四名で組織された。名誉職参事が会員中三名は郡会で互選し、一名は府県知事が、郡会議員または、郡内町村の公民のなかから選任した。

明治二十三年に、府県制と郡制が全文改正されて、複選制を廃し、直接選挙制が採用された。直接国税納入額三円以上の者に選挙権が付与され、有権者数は数十倍に拡大された。

四十四年には市制・町村制も全文改正された。

郡制は大正十五年三月廃止となり、郡会は消滅した。

わが国の衆議院議員選挙法は、明治二十二年二月、憲法発布と共に公布された。

選挙権は満二五才以上の男子で、直接国税十五円以上納める者とされた。有権者は当時の農村では約二町歩以上の地主に相当する人々で、国民総人口の一%強に当たり、本県の場合は人口およそ、四〇〇、〇〇〇人、有権者数三、八〇〇人余りで、全県民の〇・九五%の少数で、政治運動に関係してきた人々を失望させた。議員定数は三〇〇人である。

二十三年七月一日に第一回総選挙が施行された。本県選挙区は次の三区にわかれ、定員三名である。

第一区（西山梨、北、中巨摩）立候補　四名
第二区（東山梨、南、北都留）立候補　四名
第三区（東、西八代、南巨摩）立候補　六名

この選挙は候補者の政見よりも、閥族縁故に依存し、買収が横行し、山梨の選挙の腐敗渕源と説く人もある。

三十五年八月施行の第七回総選挙から、甲府市が定員一名、郡部は定員四名の大選挙区となった。

第五節　日清及び日露戦争

一　日清戦争

日清戦争の経過　明治二十四年五月十一日、ロシア皇太子に警備の警官津田三蔵が剣で切りつけた。これが大津事件である。ロシア皇太子はウラジオストックでのシベリア鉄道の起工式に出席するため、途中わが国に立ち寄ったものである。

そのしたがえて来た六隻の軍艦は長崎から神戸に来航した。この露国極東艦隊の威容は、日本の一大脅威であった。

さらにシベリア鉄道の敷設は、大陸軍国ロシアの軍靴を極東にひびかせるものとして恐れられ、国内に恐露病がみなぎった。

同年七月五日には、提督丁汝昌のひきいる、清国北洋艦隊の新鋭巨艦定遠、鎮遠をはじめ七隻が東京湾に入港した。これは親善訪問とはいえ、日本に対する示威運動とみられた。わが国はこれらに対抗できる軍備の拡充が急がれた。

二十七年韓国に、新宗教運動と結びついた農民の反乱が起こった。韓国政府は、清国にこの東学党鎮圧のため出兵を求めた。わが国も居留民保護のため出兵することとなった。

政府は韓国において、清国との力のつりあいを保つため、二十七年六月二日の閣議で出兵を決定した。六月五日には東京に大本営が開かれ、九日には、大鳥圭介公使と陸戦隊四百人が京城にはいった。十二日には、第五師団混成旅団の先頭部隊が仁川に上陸した。

清国は天津条約により、出兵の通知を六月七日にして来た。清国部隊の牙山上陸完了は九日であった。

六月二十二日には、混成旅団本隊六千が仁川に到着した。

この韓国における日本と清国の対立に、ロシアとイギリスが、日清共同撤兵の調停に乗り出して来たが失敗した。

清国の勢力を韓国から追い出すことを決意したわが軍は、七月二十五日には韓国王宮を占領し、国王大院君に「韓国は清国の属国ではない」と宣言させた。

この日早朝、豊島沖で最初の海戦が起こった。巡洋艦吉野、秋津島、浪速が、清国艦と交戦して、広乙は浅瀬にのりあげて降伏、済遠は逃亡、陸兵輸送船高陞号を撃沈した。

二十九日には成歓の清軍陣地を抜き、三千の清軍を平壌に敗走させた。

八月一日に清国に宣戦を布告して、九月十五日には大本営を広島に進めた。

この日平壌を総攻撃し、夜には清軍を撤退させた。このころの戦闘は、小銃の一斉射撃と白兵戦のくり返しで、大砲はまだあまり発達していなかった。

九月十七日、連合艦隊と北洋艦隊主力とが遭遇して黄海々戦があった。彼我各十二隻、戦闘約五時間、清国艦四隻を撃沈、擱坐一隻、戦場離脱七隻、日本艦隊で撃沈されたものなく、北洋艦隊は完敗した。わが艦隊の勝因は、速力による艦隊運動と、速射砲の威力であるとされた。

制海権を得た日本は十月下旬、第一軍が鴨緑江岸の清国軍を撃破するのに呼応して、第二軍を遼東半島の花園口に上陸させた。

十一月六日に金州を、二十二日には旅順を占領した。

二十八年二月には、山東半島に上陸して陸海から威海衛を攻め、北洋艦隊の定遠、済遠、威遠を沈めた。

三月上旬第一軍は牛荘、営口に進出し、他方澎湖島も占領した。

清国は戦意を失って講和を打診して来た。講和会議は下関で三月二十日にはじまり、四月十七日に調印された。講和条約の内容は、清国は朝鮮の独立を承認し、遼東半島、台湾、澎湖島を割譲し、償金を支払うなどであった。

二十三日にはロシア、ドイツ、フランスの各公使が日清講和条約に異議を申し入れて来た。いわゆる三国干渉である。日本政府は当時の国力から、やむなく遼東半島を返還することを三国に通報した。五月五日のことであった。

日清戦争の勝利は、列強の極東進出に対する被害者意識から、ひたむきな富国強兵の洋化策と、維新以来の近代国家への国民意識高揚とが、効を奏したものといえよう。また、組織力に富む国民性の築いた新しい秩序と、老大清国の古い秩序の差ともいわれている。

町内応召兵士　米国海軍少将ジョージベルナップは日本の勝利を予想して、二十七年「ニューヨークサン」に次のような寄稿をしている。

日本人の素質を知るには、過去千年のあいだの日本歴史を知る必要があろう。それによってこの民族の献身的武勇と、戦略的才能、それに英雄的行動がいかにすぐれているかを知ることができる。

このベルナップの指摘のように、本町内から参戦した人々も勇戦した。しかし、太平洋戦争の終戦時に、兵事関係の悉くの記録が焼却されて、日清、日露の役に従事した兵士について不明の部分が多い。

今後、年月を経るごとに埋れ去られることが多いと思われるので、出征軍人の氏名、戦没者の氏名など正確を期しがたいが、敢えて記載する。

旧下部町内は、渡辺嗣雄編「殉国散華芳魂録」（昭和四十四年九月二十三日発行）により、古関、久那土地区、一色、上田原については、町史編

纂室の調査により記述する。

出征軍人名簿

赤池　定吉（岩欠）　小松市太郎（山口）
小林　喜雄（長塩）　高野　与吉（波高島）
小林　伊作（〃）　高野　理弼（〃）
磯野　新作（〃）　高野　高造（〃）
松木　留作（下部）　高野由太郎（〃）
北条　彦作（長塩）　赤池八百太郎（道）
上田　美一（三沢）　渡辺　福蔵（中倉）
岩崎　正三（嶺）　伊藤瓶太郎（丸畑）
大原　駒作（上田原）　土橋　桂一（古関）
内藤　為作（一色）　今村　万吉（三沢）
赤池　宗孝（中倉）

戦没者略歴

田中角太郎（北川）
竹内安太郎（清沢）
石井　豊也（常葉）
今村　市助（三沢）

二十八年六月二日に日清両国間において、台湾割譲の批准書交換が終わると、北白川宮能久親王の近衛師団を台湾に急派した。将兵は大連から冬服のまま熱帯に送られた。

日本軍をなやませたものは、全島内各地での住民の反撃と、マラリア、コレラ、チブス、脚気などの病気であった。衛生対策のおくれのために、病気にたおれたものは全師団の半数にも達したといわれた。

二　日露戦争

日露戦争の経過　わが国の遼東半島への進出が、三国干渉によりさまたげられたことは、連戦連勝の報に狂喜していた国民に、三斗の冷水をあびせかけられた感があった。

藩閥も政党も、列強の干渉をはねかえすには、軍事力の強化以外にはないと考えた。臥薪嘗胆を合言葉に、軍備拡張計画が推進された。陸軍は明治二十七年に七個師団であったものが、三十六年には一三個師団に増強された。海軍も日清開戦時の六万三、一〇〇トンから、三十五年には二倍半に増大された。

一方ロシアは二十九年に、日本に対抗する露清同盟密約をむすび、満州横断鉄道敷設権をえて極東経略を進めた。

清国に対する列強の利権奪取合戦は、三十一年に頂点に達した。三十年にドイツは膠州湾を占領し、三十一年にはロシアが旅順、大連を、イギリスが威海衛、九竜半島を租借した。フランスも三十二年に広州湾を租借した。

さらに、イギリスは揚子江沿岸一帯を、フランスは広東、広西、雲南を、ドイツは山東省、ロシアは満州をそれぞれの勢力下におさめた。このようにして清国は半植民地化され、日本は支那分割の危機とうけとめていた。

三十三年三月、山東省でドイツの鉄道敷設に反対して農民が乱をおこした。清国の植民地化に抵抗したのは、朝廷ではなく民衆であった。農民を組織したのは、義和団という宗教的な秘密結社であった。暴動の鎮圧に失敗した清朝は、逆に暴動を利用して列強の圧力を排除しようとした。

五月二十五日に清朝は列国に宣戦し、軍隊に攻撃を命じた。列国は公使団を救出するため、さまざまな対立をふくみながらも、連合軍を組織して北京にむかって戦いを進めた。わが国も七月六日に出兵の閣議決定をして、連合軍の一万八、〇〇〇のうち、最大の一〇、〇〇〇の兵力を派遣した。八月十四日に北京は陥落した。

ロシアは三十四年に、東清鉄道の完成まで清国は満州に軍隊をおかない。満州、蒙古の利権を他国にあたえない。ロシアの満州における駐兵権を認める。という内容の露清条約を清国におしつけた。日本とイギリスの強い抗議で露清条約は成立しなかったが、ロシアは満州を占領し続けた。

三十五年一月、日英同盟がロンドンで調印された。条約の内容は清韓両国の領土の保全と、イギリスは中国において、日本は中国と朝鮮において特殊利益をもつこと。日英いずれかの国と他国と戦争が起これば一方は中立を守り、第三国が戦争に加わった場合は、援助のため参戦することなどであった。この同盟は日本の朝鮮支配を認めていないが、列強の干渉をおそれることなく、ロシアと対決できる立場をつくることができた。

三十五年四月、ロシアは清国との間に満州還付条約を結び、十月八日には第一次撤兵を実行した。しかし、第二次撤兵の約束日である翌年四月八日には実行されなかった。逆に在満兵力を増強し、清国に対して、満州の港を外国に開放しないこと。露国軍撤兵後も満州の利権はロシアのものであることなど、七項目の確認を要求した。

三十六年八月、日本は六ケ条の協商案をロシアにしめした。日本は韓国に、ロシアは満州の鉄道経営に特殊権益をもち、これを保護する出兵権をたがいに認める。ロシアは朝鮮政府に対する援助と助言の専権を日本がもつことを認める。などであった。

十月のロシアの回答は、朝鮮海峡に要塞をもうけないこと。朝鮮の北緯三九度以北を、中立地帯にすることなどであった。

これに対して日本政府は、三十七年一月に戦争開始を決意した。二月四日の御前会議で日露開戦を決定し、翌日国交断絶をロシアに通告した。

九日には日本艦隊は、露国軍艦二隻を仁川沖に攻撃し大破させた。連合艦隊は旅順港外に露国艦隊を襲撃して、戦艦四隻などに損害をあたえた。

九日には露国が宣戦を布告し、日本も翌十日に宣戦の詔勅が出された。

ロシアは満州の侵略に対して、これほど早く日本が反撃してくるとは思わなかった。作戦は欧露、西シベリアからの増援軍をまって、決戦をいどむ方針であった。

日本は敵の有力増援部隊の到着前に逐次撃破を意図した。二月十六日、第一軍の一部は仁川に、主力は大同江鎮南浦に上陸した。海軍は露国極東艦隊を封じこめるため、旅順口閉塞作戦を二月から五月にかけて実施した。

第一軍は五月一日に九連城を抜き、鴨緑江右岸の敵を撃破し南満州に進入した。

五月五日から第二軍が遼東半島大沙河口に上陸し、二十六日に南山を占領した。南山は堅固な要塞で、朝から晩まで十四時間の激戦で、三万六〇〇〇の兵力で攻撃し、死傷者四、四〇〇人を出した。

十九日より第一〇師団が大孤山に上陸して、第一軍と第二軍の中間を北上した。

六月四日には第三軍を編成して、旅順を攻撃させた。

第二軍は十五日に、敵の旅順援軍を得利寺附近に撃破した。七月二十五日には大石橋、営口を占領した。新編成の第四軍は、七月三十一日から八月一日にかけて折木城を抜いた。

八月十日には黄海海戦があり、露国艦隊は旅順港脱出に失敗して、その戦力を半減した。

八月二十八日ころから九月四日まで遼陽会戦が行われた。第一、第二、第四軍の一三万〇、〇〇〇人と、露軍二二万〇、〇〇〇人の会戦兵力で、相方約二万〇、〇〇〇人の死傷者を出した。日本軍は砲弾も少なく敗退する敵軍を追撃することができなかった。

旅順は近代的な設備を整えた要塞で、決死の攻撃にもかかわらず、犠牲を多くするばかりであった。八月十九日、九月二十六日、十一月二十六日と総攻撃を繰り返しても、一つの敵陣さえ突破できなかった。

十一月二十八日からは、二〇三高地に集中攻撃をくりかえし、ようやく十二月五日に占領した。この戦闘で戦闘総員六四、〇〇〇人のうち一七、〇〇〇人の死傷者を出した。露軍は三十八年一月一日に降伏し、旅順は一月二日に開城された。

旅順要塞の攻防戦は一五五日間、後方部隊まで加えて一三〇、〇〇〇人の軍隊を投入して、五九、〇〇〇人の死傷者を出した。

三十七年十月十日から十七日にかけて、沙河の会戦がおこなわれ、露軍を沙河以北に撃退した。

翌三十八年一月二十六日から二十九日にかけて、露軍の攻勢による、黒溝台会戦があった。

二月下旬には旅順より北上した第三軍も加え、全軍で奉天攻撃を開始した。三月一日に総攻撃がはじまり、一進一退の戦況であったが、八日に露軍の退却がはじまり、十日に奉天を占領した。奉天会戦の期間は約二旬、日本軍の死傷は、二四〇、〇〇〇人のうち七〇、〇〇〇人、露軍は三二〇、〇〇〇人のうち九〇、〇〇〇人で、露軍に再起不能の損害をあたえることはできなかった。

日本軍は三月中旬には、鉄嶺方面に退却する露軍を追って、開原の線に進出して、やがて休戦をむかえた。

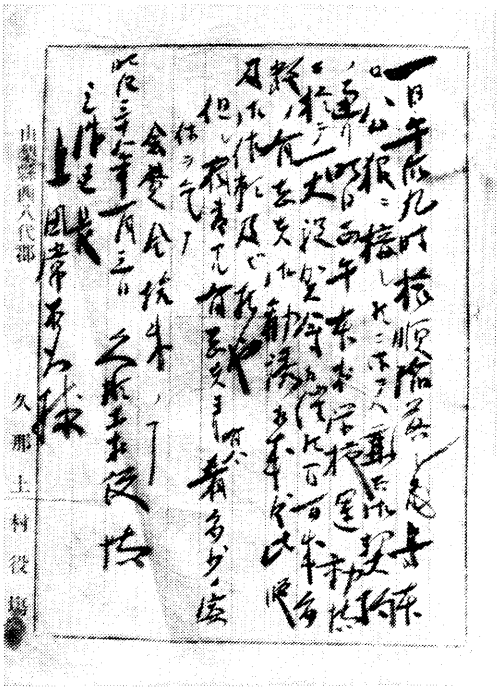

旅順陥落祝賀会通地（三沢区蔵）

三十七年十月十六日にリポー軍港を出発したバルチック艦隊は、翌年四月十四日にカムラン湾に到着した。五月二十七日に沖島付近で、日本連合艦隊がバルチック艦隊をむかえ撃つ、日本海海戦が起こった。

午後二時から七時までの戦闘で、戦艦四隻をはじめ露国艦隊の八割を撃破した。翌二十八日には残存艦の主力が降伏した。戦艦八隻以下三八隻の露国艦隊のうち、撃沈されたもの一九隻、捕獲されたもの五隻、目的地ウラジオストックにたどりついたものは三隻のみで、他は遁走中沈没、または外国の港湾に遁入武装解除された。日本側は水雷艇三隻が撃沈されたのみであった。

戦艦数四隻の劣勢な日本海軍の勝因は、艦艇の速力がまさっていたこと、射撃の正確さ、火薬の効力、戦法の巧みさなどがあげられた。

わが国力と軍事力の限界を知る為政者は、早くから講和の機会を求めて、ひそかに米国に仲介を依頼していた。

露国も三十八年一月二十二日、レニングラードに生活苦を皇帝に訴えに集まった民衆に、軍隊が一斉射撃を加えた「血の日曜日」という事件がおこり、各地にストライキが続発した。六月には戦艦ポチョムキンの水兵反乱があり、ロシアも戦争継続が困難な状況にあった。

六月十日に米国の講和への申し入れがあり、八月十日には日露の全権がポーツマスで会見した。講和条約は九月五日に調印された。条約は遼東半島租借権と、旅順長春間の鉄道の日本への譲渡。ロシア軍の満州からの撤退。日本の韓国管理を認め、樺太の南半分の割譲を内容とするものであった。日本国内には、賠償金もとれない講和に反対の運動が激発した。

日本の永年にわたる野望であった日韓合併に関する条約は、憲兵などの強力な警察力を背景に、四十三年八月二十二日に調印された。

この節での年月などは、主として『日本の歴史』読売新聞社発行、『日本の歴史』ほるぷ出版社発行などによった。

町内参戦兵士　ロシア兵は陣地戦になると独特の粘着力を発揮した。日本軍の下士官、兵は歩哨や斥候などの任務で、機敏な行動と、全体状況からの判断力にすぐれていた。分隊や小隊の戦闘は巧みで、とくに自軍全体状況のなかで、自隊の戦術的位置を知り、自発的に犠牲にもなるという精神に富んでいた、といわれている。

このような優れた兵士が、本町内からも多数参戦している。

出征軍人名簿

渡辺　清三（清沢）　渡辺　延喜（大炊平）
伊藤　栄吉（大炊平）　渡辺　寅吉（岩欠）
渡辺　惣助（〃）　渡辺　泰株（〃）
渡辺　長久（〃）　渡辺　源重（〃）
渡辺　正徳（〃）　渡辺　陔作（〃）
小林　義隆（杉山）　磯野多一郎（〃）
伊藤　嘉一（丸畑）　平野　玄林（〃）
伊藤　善春（〃）　小林　俊朗（北川）
伊藤　亀吉（〃）　小林　万吉（〃）
小林　喜雄（長塩）再　小林　正次（市之瀬）
小林　伊作（〃）再　小林　恒利（〃）
北条　彦作（〃）再　桜田　兼義（〃）
北条　眩隣（〃）　依田　清正（宮ノ平）
磯野　晴次（〃）　切金　英義（日向）
小松市太郎（山口）再　小林　光吉（〃）
高野由太郎（波高島）再　佐野　由房（上之平）
高野　貫一（〃）　佐野　文平（〃）
遠藤文次郎（〃）　佐野　政重（〃）
穴山　元治（〃）　佐野本次郎（〃）
高野　高造（〃）再　佐野諏方儀（〃）
遠藤　幸作（〃）　遠藤勝之助（〃）
佐野　敬之（竹之島）　遠藤　長造（上之平）
佐野　正三（桃川）　遠藤　仙松（〃）
鈴木　栄助（〃）　依田　豊治（下部）
佐野　光吉（下部）　佐野　弁則（〃）
石部　春寿（〃）　佐野　倉蔵（〃）
依田　祖一（〃）　赤池　和一（〃）
望月斧太郎（湯之奥）　赤池八百太郎（道）
佐野　午吉（道）　佐野　鉄蔵（〃）
上田　佐重（三沢）　佐野重太郎（〃）
上田　宗重（〃）　小林　兼重（水船）
深沢　大重（〃）　内藤　盛富（芝草）
深沢　義政（〃）　内藤　福松（〃）
上畑　好松（〃）　赤池　万吉（切房木）
桐戸　一吉（〃）　日向　昌宜（車田）
桐戸　順一（〃）　土橋　長重（〃）
桐戸　慎一（〃）　日向助太郎（〃）
小林　留吉（〃）　渡辺菊次郎（樋田）
高野作之助（〃）　伊藤　栄保（熊沢）
保坂　信義（三保）　伊藤　馨（〃）
土橋　熊吉（〃）　伊藤　徳治（〃）
渡辺　利一（〃）　伊藤　永吉（〃）
渡辺　勝政（〃）　伊藤　君保（〃）
藤巻熊太郎（〃）　伊藤　才重（〃）
鷹野　喜重（〃）　伊藤　叶重（〃）
二宮栄十郎（上田原）　内藤　源六（一色）
大原　駒吉（〃）　内藤　平十（〃）
望月　富保（〃）　近藤　貫一（〃）
佐野　東三（〃）　内藤　徳蔵（〃）

大原　進誠（上田原）　佐野　馬蔵（一色）
大原　為重（〃　）　加賀美理新（〃　）
深沢　与助（〃　）　伊藤　豊作（古関）
伊藤　満直（中之倉）　土橋　兼一（〃　）
赤池　幸作（〃　）　内藤　兼作（〃　）
赤池　虎吉（〃　）　渡辺清十郎（〃　）
渡辺　義治（〃　）　若狭　藤作（〃　）
赤池今治郎（瀬戸）　伊藤　秋俊（大磯小磯）
赤池　富治（根子）　伊藤八百吉（〃　）
赤池　寛（〃　）　赤池　泰重（〃　）
伊藤瓶太郎（丸畑）再　田中　来光（〃　）
伊藤茂一郎（〃　）　内藤七五郎（〃　）
赤池　清作（釜額）　今福秋太郎（八坂）
赤池芳太郎（〃　）　赤池　仙造（折角）
（再は日清日露両役参加者）

以上一二六名の参戦者があった。外に次の一二名の戦没者がある。

戦没者名

渡辺　清重（大炊平）　小林幸三郎（折門）
上田　美一（三沢）　磯野　新作（長塩）
内藤　粂一（中之倉）　赤池　宗吉（中之倉）
北条　重治（長塩）　保坂　美久（三沢）
渡辺　彦重（車田）　伊藤　高義（大磯小磯）
赤池　幸重（大磯小磯）　曽谷　朝則（竹ノ島）

戦役時代の世相　日清、日露の二つの戦争は、日本資本主義経済の規模を一まわりずつ大きくしていった。

三十三年五月には芦川第一発電所が営業を開始して、甲府市内に電灯がともされ、動力源としての電力利用がはじまった。

三十六年には中央線が甲府まで開通し、製糸業と織物業の機械化が進められた。

この時期に若尾逸平、根津嘉一郎などの甲州財閥が台頭した。

三十六年と三十八年には、県内最大規模の製糸女工のストライキがあった。小作争議も続発していた。

莫大な戦費から地租の増徴や、間接税の増加があり、物価の値上がりを考慮に入れても、日露戦後の国民税負担は、日清戦争当時の二・七倍にものぼったという。

次に町内戦役関連の記録を列記する。

㈠　三十七年春、富里在郷軍人団が組織されて、団長に松木留作が就任した。

㈡　三十七年九月十五日　久那土臨時村会議事録本村出征軍人家族慰問方法并ニ本郡軍人援護会費本村負担額支出方法ノ件

本村出征軍人家族慰問方法ニ付テハ
本郡ニ組織セル軍人援護会費　本村負担額拾壱円四拾四銭八厘ヲ三倍シタルモノ　即参拾四円参拾四銭四厘ヲ各区戸数ニ配当　徴収シ其総額ノ三分ノ一ヲ西八代郡軍人援護会費ヘ支出シ　本村組織セル出征軍人慰問会ノ名義ヲ以テ　出征軍人家族ノ生計程度ニ準シ　救財又ハ慰問スルモノトス
これを受けて、九月二十日の区長会は、
戸数三百八十戸ニ割リ、壱戸ニ付金九銭壱厘、
と決定した。

㈢　三十八年四月九日に、久那土村日露戦争戦死者渡辺彦重、上田美一、保坂美久の三柱の合同葬が営まれた。

㈣　三十八年七月五日　富里村会議事録
軍人葬儀執行ノ定日　本月廿三日ト相定メ　該委員ニハ村会議員并ニ各区長代理者外ニ　会葬区ニ於テ弐名宛撰ス

大炊平区二　渡辺源左エ門　渡辺勝左エ門
長塩区二　赤池正宝　小林利右エ門

(五)　三十八年十一月十六日　富里村会議事録
議案壱号
山梨県凱旋門建築費本村負担額支出ノ件
原案ハ村税ヲ以テ負担シ　予備費ヨリ支出スル事ニ決ス

(六)　四十三年三月　帝国在郷軍人会が設立されて、各村々の在郷軍人団はその分会となった。

(七)　町内各地で、満州軍総司令官大山巌や、連合艦隊司令長官東郷平八郎、旅順攻撃や各海戦の幻灯会が開かれて、軍事思想の高揚がはかられた。

(八)　四十年三月、湯町熊野神社に日露戦争の戦利兵器が、陸軍大臣寺内正毅から奉納された。
なお、二十八年七月三日、日清戦争の戦利品三三点が知事から慈観寺に下付されていた。

(九)△富里村明治三十九年事務報告書（抜萃）
一、兵事
壮丁ノ数及検査ノ状況
本年　四拾弐人
合格者　甲　十八人　乙七人
△久那土村明治三十九年事務報告書（抜萃）
兵事
壮丁ノ数二十六名　内合格者弐拾弐名
不合格　四名
抽籤ノ結果現役弐名　補充弐拾名トス

第六節　恩賜林

一　恩賜林の沿革

御下賜以前

(一)　官民区分未定時代（自明治初年　至十四年）
本県の御料地は大別して従前官林、社寺上地林、入会御料地の三種である。
従前官林は徳川時代の「御林（おはやし）」（幕府や藩主の領有した山林）、「巣鷹山（すだかやま）」（平安時代からあって、狩猟用の巣鷹を捕獲するためにたかの巣をかけた森林。または巣を営むに適したものとして、指定された保護林）で、明治二年版籍奉還の際に官林に編入されたものである。
社寺上地林（じょうち）は、明治三年に社寺有の山林を帝室の財産に上地（知行地を官に没収すること。土地を返納すること。またはその土地）されたものである。
入会御料地は本県に下賜され、山梨県恩賜県有財産となったもので、一般に恩賜林と呼ばれているものである。
この土地は昔から山税その他の「小物成」（江戸時代に田畑に対する本年貢の本途物成に対して、山年貢、野年貢、草年貢などの雑税をいう。）を納め、自由に入山して樹木及び下草を採取した、慣行があるといわれた林野である。
台帳面積は二九万八、二〇三町歩で、この見込面積は一六万〇、〇〇〇町歩で、県総面積の三分の一強にあたる広大なものである。
この御料地は高山峻嶺、名山、大沢を含み、全国的にもまれな存在であった。
政府と県は、山林火入の悪弊を矯めようとして、たびたび布達を出して来たが効果があがらなかった。十二年十月県は、「小物成」山林の伐採を全面的に禁止する布達を出した。これがかえって反抗の気勢をたかめ、火災が四方にしきりに起こり、盗伐も各地に続発した。
この間に県は官民有区分調査を進め、十四年一月、政府の許可を得て官

有地に編入した。これによって、山梨県の山野地租改正が終わったとされた。

このとき県入会林野の九九%が官有地となった。藤村県令の考え方は、民有にすると県民が公課に堪えられないと思い、官有として、従来の入会慣行を残そうとしたものとされている。

㈡、官有地時代（自明治十四年、至二十一年）

十四年二月内務省は、官民有区分の確定地はことごとく官林に編入し、とくに実地が林相をなしている土地の、編入洩れのないよう各府県に通達して来た。

山林の管理が内務省から農商務省にうつされ、全国の官有林に統一的経営を施行しようとしていた。これに対して藤村県令は、官林への旧来の入会慣行を禁止すると入会村民が困惑するので、旧来の入会を許しておかれるように上申した。

県令と農商務省の間に度重なる伺いと指令の交換、交渉の後、ようやく県の懇請が採用されるようになった。

県は十六年一月に、官有山林原野草木払下条規を制定した。条規の要旨は樹木芝草伐刈慣行があって、許可されないと生計上困難を招く村は、樹木は二〇か年、芝草は五か年以内の年期で、相当の代価で払い下げ、許可された村落は、山野樹木の保護に責任をもつというものであった。

このために、当時の県民の心は緩和して、生気を回復した。

㈢、官林時代　自　明治二十一年三月

至　明治二十二年八月

県は鋭意林野の保護管理に努めてきたが、二十一年三月、本県の官林をすべて農商務省の直轄とし、松本大林区署の所管に属することになった。しかし、入会原野は山梨県知事の管理とされた。大林区署では十分に管理し難い事情が多くあったためである。

二十一年五月松本大林区署は、甲府市太田町一蓮寺内に山梨派出所を設置した。翌二十二年一月からは、同派出所を甲府派出所と改称し、さらに三派出所を増置した。

この時期に、大林区署は本県吏員の立ち会いの上、官有地の境界調査を行い、主要境界線に標識を設置した。境界野帳見取図も作成し、これが後年境界査定の参考となったものである。

㈣　御料地時代　自　明治二十二年八月

至　明治四十四年三月

かねてから皇室御料地の拡張が計画されていた。二十二年八月に県下の従前官林、上地官有林、原野は、松本大林区署及び県の所管から、御料局静岡支庁に管轄をうつされた。

これを山林種別からみると、入会林野およそ三一万〇、〇〇〇町歩、従前官林八万二、〇〇〇町歩余、社寺上地林二万二、〇〇〇町歩であった。

十六年の県布達、草木払下条規は樹木の払い下げが二〇か年以内ときめられていたため、濫伐、暴採が横行して守られなかった。

二十三年三月、静岡支庁は御料地の経営に改良を加えようとした。改善の方法としては、年々均等の樹木を永く住民に払い下げ、森林経済の実をあげ、住民は子孫に至るまで皇恩に浴するようにしようとした。このため草木払下条規を廃し、宮内大臣の認可を得て、九月県告示をもって、御料地草木払下規則を公布した。この規則は二十五年二月、二十九年四月、三十一年一月に改正もしくは追加されたが、規定の精神は変更されなかった。

改正の眼目は払い下げを受けた住民に、伐木跡地及び未立木地に植樹を行わせ、輪伐区画の調整測量の業務、盗伐被害の処理を各部落に負担させた。草木払下規則上の責務を各部落総代に負わせたことである。

この規則中の入会団体の輪伐区画調整は、多大の手数料と費用を要した上に、輪伐区の拘束を受けることから、払い下げ手続きはまれにしか提出されなかった。

このため二十八年に入会御料地樹木臨時払下手続が制定され、十二月県告示で布達された。この規定は一時的な規定を変更無期限とし、各種の規律を設け監督を厳重にした。これに対して入会民の抗訴が続発し、濫伐し

盗伐の弊が絶えなかった。御料局は物議をおそれ、人民の理非を矯正することができず、規則は無視されることが多かった。入会御料地は人民の公然私欲を敢てする目的物、といわれるありさまであった。

三十九年六月に、御料地処分（特売）の方針が、宮内大臣から示達された。

(1)、県下の入会御料地のうち無立木地、これに準ずる稀少の林地、一〇〇町歩未満の点在地は、相当代価でその入会団体に払い下げること。

(2)、前項の払い下げ予定地の価格は、面積、材積などの概略の調査を行い、これを算定すること。

(3)、払い下げを終わったのちの残存の御料地で、入会権の解除を必要とするものは、その実況に応じて土地分与の方法、あるいは償金下与、あるいは将来における収益分与の方法などによって解除を図ること。

これによって、四十年六月三〇日までに払い下げの願い出は筆数二、四九二、見込面積は一六〇、〇〇〇余町歩に達した。しかし払い下げ希望価格が安すぎて、入会地下賜までに、払い下げ許可のあったものは、僅かに九〇〇町歩に満たなかった。未許可の願書は御料地下賜の際に、出願者に返付された。

大水害と入会御料地の下賜　本県は高峻な山岳が四囲に連なり、諸川は急流が多く、岩質も一般に脆弱で水害を受けやすい自然条件下にある。

水害は史実によると、明治年間だけでも八、十一、十四、二十五、二十九、三十七、三十九年と遭遇している。

とくに四十年は未曾有の大水害であった。死者四二二人、家屋の流失倒壊一一、九四三戸、耕地や宅地の埋没流失は七、六〇〇ヘクタール、その惨状はいうに忍びないものであった。

その応急災害対策も緒につかない四十三年、またもや大洪水に見まわれて県民の困窮はその極に達した。

水を治むるには山を治むるにありとの考えから、県は県下河川の流域調査を行った。その結果によると九〇、〇〇〇ヘクタール余の荒廃林地があり、重要河川の水源地に五、〇〇〇ヘクタール余の崩壊地があることが明らかになった。この荒廃の原因は、維新以後入会地に対する官と民との意見が異なり、愛林の観念を失わせた結果であった。

県は四十三年四月、新たに林野警察を特設した。これは山林河川の取り締まりのためであった。このとき下部に、市川警察署林野警察巡査出張所が設置されて共和、古関、富里、久那土を管轄した。

四十三年十一月山梨県会は内務大臣に意見書を提出した。その骨子は入会御料地の無償下附を受け、県自から経営に当たり、その実をあげ水災を防止して、県土の保全をはかりたいというものであった。

四十四年三月十一日、明治天皇は特別の思召をもって、山梨県下における御料地を、県有財産として下賜されることになった。次はその御沙汰書である。

御　沙　汰　書

山梨県管内累年水害ヲ被り地方ノ民力其ノ救治ニ堪ヘサル趣憫然ニ被思食特別ヲ以テ帝室林野局甲府支庁所轄御料地ノ内段別弐拾九万八千弐百参町七反七畝拾五歩ヲ山梨県々有財産トシテ下賜候条善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為在候此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣子爵　渡辺　千秋

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎殿

下賜された御料地の面積は二九八、〇〇〇ヘクタール余り、実測は約一六四、〇〇〇ヘクタールである。本県林野面積三四〇、〇〇〇ヘクタールの半分を占めている。

御料局は「山梨県御料地引渡につき覚書」を起草し知事に内示した。局と県の両庁は協議の結果、「山梨県恩賜地引渡に関する協定条項」を定め

た。協定の要目は、三月十日仮引渡し、同月三十一日に土地台帳を交付して引渡しを終わり、同時に旧入会御料地に関する、御料局の権利義務を全部、県が継承すること。入会御料地特売規程を廃止することなどであった。

その他、旧入会御料地に関して、現に山梨県下に奉職している御料局員全員を、県吏として引き継ぐ約束がなされた。

三月二十五日の臨時県会において、恩賜財産管理仮規則、恩賜財産に関する予算及び、四十四年度一般歳計追加予算の議決がなされた。

財産管理の方法は当分の間、御料局の定めた御料地草木払下規則、入会御料地樹木臨時払下手続などをそのまま施行することとされた。

恩賜財産は模範林としたため、県有への登録税および地租は免除された。

県は財産管理のために、四月内務部内に恩賜県有財産管理課を新設し、四か所の出張所と二六分担区を配置した。

これまでの記述は主として、昭和四十三年一月、山梨県恩賜林保護組合連合会発行の、『山梨県恩賜林御下賜関係記録』と、四十六年五月、山梨県発行の『山梨県恩賜県有財産御下賜六十周年記念誌』によった。

二　入会の状態

入会慣行の概要　四四年六月一日から七月六日まで、入会地下賜の前後策を講ずるために、農商務省山林局長上山満之進（明治二年山口県生まれ、後の枢密院顧問、台湾総督）が、県内各地の実態調査を行った。

その調査結果を農商務大臣に復命した、「山梨県恩賜林付視察復命書」により、入会慣行の概要を記載する。これは当時極秘書類とされていた。

広大な恩賜林の入会関係は錯綜を極めている。これは入会慣行のある林野を基準にして、維新前からの旧村単位に、入会団体が組織されているためである。

全県下の入会山は三一七、入会部落は一、三〇〇を算していた。

入会団体は町村内の大字を単位としているものが普通であるが、小字が単位のものも少なくなかった。

入会関係には次の二つがある。

㈠、単式入会、単独入会または単村入会といわれて、一村または一部落が単独で、一つの入会山に入山するものである。

㈡、複式入会、二つ以上の町村が入会うもの。二つ以上の部落が入会うもの。他町村または他郡と入会うものなどさまざまである。

全県的に単式入会に属するものは、一村全部のものが二六。一部落のものが一二五。合計一五一であった。複式入会に属するものは一六六あり、ほぼ半数ずつである。

同一入会山に対する入会団体間の関係もさまざまである。その関係の区別は、江戸時代においては、産物採取の分量、入山の時期、採取器具などが主なるものであった。明治期においては、採取産物の範囲と、経費分担率および、利益配分率の差などが重要であった。

入会団体の権能は、産物の払い下げ、土地の借受、部分木の植栽などすべて、入会団体でなければゆるされなかった。団体内の住民も団体の承諾が必要であった。

入山の資格は、入会団体内の住民であることとされた。

入会の目的としては次の三種がある。

㈠、産物の採取、江戸時代の採取物件は、住民の自家用及び稼用の用材、薪炭材、小柴、下草などであった。現今では入会団体住民の必要とするもの以外に、多量の樹木を払い下げ、他に転売し、数十年間の転売契約を締結しているものもあった。

採取方法も、共同入山して産物を採取する入会採取と、特定採取とがある。特定採取は特定の産物採取に、入山の区域と住民を限定したものである。

幕府時代に入山時期その他の制度を定めたのは、永年の産物供給と、国

土の保全に役立てるためであった。

㈡、借地、桑園を主として雑穀、蔬菜などの耕作地及び造林地である。払い下げ代金が低廉なため転貸して、益金を収めているものもあった。

㈢、部分木植栽、官民有区分後、県が奨励し、御料地時代には内規を定めて許可してきたものである。入会団体以外のものが部分木の植栽をする時には、入会団体と収益分収の契約を結び、その承諾が必要であった。

富里村地内入会山　上山局長の視察復命書は、一〇章から成っていて、附属書類も五集ある。その第五集（実地視察の部）の中に富里一号から八号までがある。

局長は六月十六日に甲府を出発して、釜無川下流、富士川上流の治水、沿岸の地況林況を視察して、鰍沢町、西島村を経て八日市場に旅宿した。その調査の結果が、第七章（入会の状態）第一七節（富里村地内入会山）である。これを記載して当時の入会状況の参考としたい。

富里村ハ西八代郡富士川ニ瀕セル中部ニ在リ村内ノ水流ハ西走シ波高島ニ於テ富士川ニ入ル。

六月十六日村吏員ヲ八日市場ニ招キテ入会山ノ状況ヲ聴ク。富里村ニハ入会山十三字アリ。孰レモ村内各部落ノ単村入会ナリ。

其名称及入会部落名左ノ如シ。此他富里村民ハ他村ニ於テ入会山ヲ有セス。

桑木山、大日向、大子山　常葉部落
羽前場　杉山部落
長屋泉水、広野村上、中山、向山、若草里　湯之奥部落
石小屋　清沢部落
せふ婦　大炊平部落
壱本木、雨河内　下部部落

常葉部落内桑木山ノ払下樹木ハ従来ハ料金ヲ戸割トシテ地元人民ヨリ取立テ入山セシメ他ニ売払ヒタルコトナカリシカ明治三十三年一月ニ至リ樅、栂、唐檜、虎ノ尾、其他製紙原料トナルヘキ立木悉皆ノ転売契約ヲ佐野某伊藤某ト締結シ二千円ヲ受領セリ。

此買受権ハ後伊藤某一人ニ帰シ其後更ニ数人ニ転移シ明治四十年終ニ四日市製紙会社ノ手ニ帰シタリ。（附属書類富里第一号）

此契約中ニハ針葉樹ニテモ檜、唐松、五葉松ハ包含セスト常葉区長語レリ風聞ニ依レバ此三種ハ佐野某ニ売渡シ佐野ハ之ヲ岩渕ノ住人勝間田某ニ譲リタリト謂フ。

佐野某、伊藤某トノ当初ノ期限契約ハ明治三十九年末迄ナリシカ。

其後二、三回之ヲ更新シタルヲ以テ今尚有効ナリ。其更新ヲ為ス毎ニ常葉部落ハ更ニ多少ノ料金ヲ取得セリ。

常葉部落ノ収得セル代金ハ若シ将来一般ノ制度ニ依リ払下ゲヲ受クル能ハサルニ至ルコトアルモ返還セサルコト契約書ニ明記ス。

売払代金二千円ハ当時ノ住民各戸ニ分配セリ。分配の方法ハ戸籍面ノ三分家シテ竈ヲ別タサル者ハ十分ノ一戸分、竈ヲ別チ分家シテ三年ニ至ラザルモノハ十分ノ三戸分、其三年以上六年未満ノモノハ十分ノ六戸分、其ノ他ハ一戸分トシ一戸当リ十二円二十七銭トセリ。此配当ヲ受ケタル総戸数ハ百六十三戸ナリ。此他契約更新ノ際受領シタル金額及分配方法ハ明ナラス（附属書類富里第五号）

明治三十三年八月桑木山ノ雑木ニ付依田某ト年期売契約ヲナサントシタルモ当時下戻訴訟中ナリシヲ以テ其事止メリ。桑木山ノ針葉樹ハ昨年迄ニ既ニ大部分ヲ伐採シ今ヤ一千尺メ位ヲ余スノミ。昨年中四日市製紙会社ハ払下以外ノ樹木ヲ伐採シ山本某（県会議員）ノ告発スル所トナリ終ニ過伐金八千円余円ヲ上納セリト謂フ。

雑木ハ年々二百四五十棚宛払下ヲ受ケ之ニ四割ノ益金ヲ加ヘ部落内一部ノ者ニ炭木トシテ売払フ。明治四十二年度四十三年度共ニ同シ。

大日向及大子山共ニ柴草山ニシテ年々柴草ノ払下ヲ受ケ戸割ヲ以テ料金ヲ徴収シ自由ニ入山セシムト村吏員語レリ。然ルニ附属書類中収支計算書ニハ徴収金ノ収入セラレタルモノヲ見ス。

常葉区ハ入会山ニ於テ借地ヲ為シ切替畑トシテ之ヲ部落民ニ小作セシメ多少ノ益金ヲ得。

杉山部落内羽前場山ニ付テハ二個ノ年期契約アリ。（附属書類富里第二号及第三号）一ハ栗原某ヲ対手トシ明治三十四年二月樅、栂、唐松、檜、虎ノ尾、檜、松

類全部ノ転売ニ付年期契約ヲ為シタルモノニシテ一ハ叙上樹種ヲ除キタル以外ノ立木全部ノ転売ニ付明治三十七年二月小林某ト年期契約ヲナシタルモノナリ。

此契約ヲ締結シタルカ為メ杉山部落ハ第一ノ契約ニ付テハ七千九百四十円（内千二百九十円ハ予金トシテ受領シ残部ハ契約期間中毎年百九十円ヲ支払フノ契約）第二ノ契約ニ付テハ一千五百十二円五十銭（内二百円ハ手附金トシテ受領シ一千三百十二円五拾銭ハ年々五十二円五十銭宛支払フ約定ヲ得タリ。

契約書中ニ払下ノ停止セラレタル場合ニ於ケル約束アルモ煩雑ナレハ玆ニハ略ス。

栗原ハ契約後約二年ニシテ買得権ヲ四日市製紙会社ニ譲渡シ小林某モ昨年五、六月頃其権利ヲ他ニ譲渡セリ。

年期契約ニ依リテ得タル金銭ノ処置ヲ部落吏員ニ問フモ答弁ナラス風聞スル所ニ依レハ小林某ハ雑木ニ付権利ヲ有スルヲ以テ四日市製紙会社カ事業用ノ雑木ヲ払下ケントシタルトキ多額ノ報酬金ヲ貪リタリ又小林某ヨリ権利ヲ譲受ケタル。両人ハ杉山区ニ対シテ十分ニ契約ヲ履行セサルヨリ之カ追窮ヲ受ケ数回欺瞞ノ策ヲ講シテ遂ケス終ニ訴訟トナリ刑事問題ヲモ惹起セリト。

湯奥部落内長屋泉水外四字ニ在リテハ明治四十年四月製紙原料（樅、栂、唐檜、白檜黒）全部ノ転売ヲ山本某、石原某（両人共現ニ山梨県会議員ナリ）ニ二千円ヲ以テ明治四十八年迄十箇年間契約シタリ。

未タ一回モ伐採セス而シテ代金二千円ハ既ニ全部受領済ナリ然ルニ契約書中毫モ伐採禁止ノ場合ニ処スル規定ナシ（附属書類富里第四号）

「収得金二千円ハ部落ノ旧債償還ニ用斗タリト謂フ」

長屋泉水外四字ニ生立スル雑木ハ年々払下ヲ受ケ部落民ノ炭焼業者ニ売却ス。地形材質ニ従テ売価ヲ異ニスト村吏員説明セリ風聞ニ依レハ県会議員山本某ハ雑木ニ対スル権利ヲ買受ケ居レリト。孰レカ真ナルヤ明ナラス。

富里村内他ノ入会山ニ付テハ特ニ記スヘキモノナシ。

当日ハ天候不良ナリシカ為メ親シク村役場ニ就テ調査スルコトヲ得ス。村吏員ヲ数里隔テタル八日市場ニ招キテ状況ヲ聴取シ附属書類モ村吏等当日ハ携帯セス数日ノ後初メテ其写ヲ送致シタルノ状態ナレハ総テ実情ノ尽ササル所アリ。加フルニ村吏等喋々弁シ去ルニ拘ハラス質問ニ対シテハ何等カ答弁ニ躊躇スル所多キモノアリ。附属書類中収支計算ニ関スルモノノ如キハ悉ク正確ナルヤ否ヤヲ保シ難シ。

三　恩賜林下賜と村会

古関村村会　上山局長は僻地、嶮路もいとわず県下の要地を踏査して、その卑見として「恩賜県有財産の経営方針の大綱」が示されている。

(イ)　恩賜林ハ原則トシテ県有ヲ持続スルコト

(ロ)　入会慣行ヲ制限シ入会ニ対スル権利思想ヲ除去ニ努ムルコト

(ハ)　地元住民ノ生業及生活ニ必須ナル林産物ハ努メテ之ヲ供給スルコト

(ニ)　荒廃地恢復スルニハ施業ノ巧拙ヲ論セスシテ其達成ヲ眼目トスヘキコト

(ホ)　入会慣行ヲ制限シ弊習ヲ制抑スルト共ニ入会団体ニ与フル将来ノ利益ヲ以テシ自ラ進テ経営ノ実行ニ協力セシムルコト

この意見書などをもとにして県は「山梨県恩賜県有財産管理規則」を、四十四年九月九日の県議会に附議決定し、四十五年三月十八日に公布施行した。これは現行管理条例の母体となったものである。

この県の動向にそい、その指導のもとで、各村々も七月ころから恩賜林の保護規則の制定をはじめた。古関村においては七月七日に村会が開かれ、次の三議案が上提され審議された。

一、古関村恩賜県有財産保護規則

一、古関村恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

一、古関村明治四十五年度恩賜県有財産ニ関スル歳入出予算表

審議の結果、決定を七月十二日の議会まで延期することとなったが、次に当日提案された保護規則を記す。

古関村恩賜県有財産保護規則

第一条　本村ハ明治四十五年山梨県令第二十二号山梨恩賜県有財産管理規則及同年山梨県令第二十三号山梨県恩賜県有財産管理規則施行細則ヲ遵守シ本規則ヲ設ク

第二条　本村ノ保護スヘキ恩賜県有財産ハ左記ノ箇所トス

西八代郡古関村大字釜額字小屋入　第六百八十一番恩賜県有財産

一台帳面積　弐町歩

同郡同村同字　字小芝第千五百五十四番恩賜県有財産

一台帳面積　壱町歩

同郡同村同大字　字茸沢第二千五番恩賜県有財産

一台帳面積　壱町参畝拾歩

同郡同村同大字　字奥野第二千三十二番恩賜県有財産

一台帳面積　弐拾町歩

同郡同村大字釜額字三ツ沢第二千三十三番恩賜県有財産

一台帳面積　五町歩

同郡同村同大字　字川尻第二千三十五番恩賜県有財産

一台帳面積　参拾町歩

同郡同村大字同字姥ケ沢第百四十二番　同

一台帳面積　八反歩

同郡同村大字同字滝ノ前第百四十三番　同

一台帳面積　六反歩

同郡同村大字同字水上第六百四十一番　同前

一台帳面積　五反参畝拾歩

同郡同村大字同字保山第六百三十一番　同前

一台帳面積　参反参畝拾歩

同郡同村大字同字栃沢第千五百四十三番　同前

一台帳面積　参反参畝拾歩

同郡同村大字同字熊穴第千五百五拾参番　前同

一台帳面積　七町五反歩

同郡同村同字　字柿平向第千五百九十二番　前同

一台帳面積　弐町歩

同郡同村同字　字草多第二千三十一番　前同

一台帳面積　四町八反歩

同郡同村同字　字向平第千四百七十五番　前同

一台帳面積　五反歩

同郡同村同字　字柿平向第千五百九十三番　前同

一台帳面積　六町歩

同郡同村同字　字茸沢第弐千拾六番　前同

一台帳面積　四町歩（古関釜額ニ於テ地籍ヲ区分シ入会ノモノ）

同郡同村同字　字老僧作第六百十五番

一台帳面積　七反参畝拾歩（古関釜額ノ入会地）

同郡同村同字　字老僧作第六百十六番

一台帳面積　壱町歩（古関釜額入会地）

同郡同村同字　字三ツ木第千九百九十七番

一台帳面積　九反歩（前　同断）

同郡同村同字　字川尻二千三十四番

一台帳面積　参町歩（前　同断）

同郡同村同字川尻二千三十六番

一台帳面積　壱町参反参畝拾歩（前　同断）

西八代郡古関村字中之倉字日向山第二千九百三十六番

一台帳面積　拾弐町歩

同郡同村同字　字牛首二千九百二十四番

一台帳面積　八町歩

同郡同村同字　字立岩二千九百二十四番

一台帳面積　拾町歩

同郡同村同字　字川尻二千九百二十六番

一台帳面積　参拾町歩

西八代郡古関村大字根子字棚上四千六百三十番

一台帳面積　八拾壱町六反六畝弐拾歩

西八代郡古関村大磯小磯字日影林第四千二百五十四番

一台帳面積　弐町四反歩

同郡同村同字　字岩根林第四千二百七十四番

一台帳面積　六反六畝弐拾歩

同郡同村同字　字熊蔵林第四千二百七十六番

一台帳面積　参町歩
同郡同村同字　字棚上第四千二百七十七番
一台帳面積　六反歩
同郡同村同字　字山之神第四千二百七十八番
一台帳面積　参反歩
同郡同村同字　字蛾ヵ岳第四千二百七十五番
一台帳面積　六町六反歩
同郡同村同字　字西ノ入第四千百二十二番
一台帳面積　八反参畝四歩

第三条　本村内ノ住民及前条ノ恩賜県有財産ニ入山スル者ハ左記各号ヲ遵守スル義務アルモノトス

一、当該官庁ノ入山証ヲ携帯スル者ノ外入山鑑札ヲ携帯セスシテ入山セサルコト

二、規定ノ制限ニ違背シタル器具ヲ携帯シテ入山セサルコト

三、入山期限及入山区域外ニ入山セサルコト

四、恩賜県有財産内ニ於テ焚火ヲ為サヽルコト若シ炊事其他止ヲ得サル事由ニヨリ焚火ヲ為シタルトキハ全ク消火シタル後ニアラサレハ現場ヲ立去ラサルコト

五、盗伐誤伐冒認侵害侵墾濫用其他恩賜県有財産ニ対シ加害行為ヲナサヽルコト

六、境界標其他標識ヲ移転汚損若クハ毀壊セサルコト

七、恩賜県有財産内ニ炬火ヲ携帯シテ入山セサルコト

八、当該官吏若クハ本村長ヨリ消防ノ為メ山場ノ通知ヲ受ケタルトキハ勿論恩賜県有財産又ハ其ノ附近ノ林野ニ火災アルコトヲ覚知シタルトキハ臨機周知ノ方法ヲ講シ消防上必要ナル器具ヲ携帯シテ速ニ駈付ルコト

九、樹皮ヲ剝取リ又ハ鋸斧等ヲ以テ切込ミ其他一切ノ傷害ヲ加ヘサルコト

十、天然下種ニ依リテ更新ヲ行フ区域ニ存置セラレタル母樹ヲ損傷セサルコト

十一、稚樹ヲ損傷セサルコト

十二、恩賜県有財産内ニ猥リニ牛馬ヲ牽入レ若ハ放牧ヲ為サザルコト

十三、当該官吏又ハ本村長ヨリ有害動物ノ予防及駆除ニ付出場ノ通知アリタルトキハ直ニ之ニ応スルコト

十四、前各号（第八及第十三号ヲ除ク）ノ違背者ヲ発見シタルトキハ直ニ本村長ニ申出ルコト

第四条　本村ハ必要ナル防火線ヲ設クルモノトス

第五条　本村ハ消防ニ従事シタル者ニ対シ焚出ノ必要アルトキハ直ニ之レヲ行フモノトス

第六条　本村ニハ恩賜県有財産標識位置図ヲ備フルモノトス

第七条　本村長ハ境界標識其他ノ標識ノ保存ニ注意シ看守人ヲシテ少クモ一年一回実地ニ就キ標識位置図ト対照シ検査ヲ行ハシムルモノトス

第八条　看守人又ハ其他ノ者ノ故意過失又ハ怠慢ニヨリ県ニ於テ建設シタル境界標其他ノ標識ヲ亡失、移転、汚損若クハ毀壊シタルトキハ本村ハ当該官庁ノ指揮ニ従ヒ其ノ建替又ハ修理ヲナスモノトス

但シ看守人以外ノ者ノ故意又ハ過失ニ出テタルトキハ其者ヲシテ之ヲ弁償セシムルコトアルヘシ

第九条　やといもや（蚕の上簇に使うもや）ノ採取期限ハ毎年二月一日ヨリ四月三十日ニ至ル迄トス

小柴及下草採取ノ期間ハ山梨県恩賜県有財産管理規則第四十六条第一項ニ依リ認可ヲ受ル迄ハ左ノ通リトス

一、小柴　自五月一日至十月三十日

二、秣及肥料ニ供スル雑草　自五月一日至十一月三十日

三、萱　自十月一日至翌年三月三十日

前二項ノ期間ハ本村長ニ於テ其ノ年ノ状況ニ依リ之ヲ短縮スルコトアルベシ

第十条　本村ハ恩賜県有財産保護ノ為メ看守人六名ヲ置ク　内一人ハ常設看守人トス但シ事務ノ都合ニ依リ増員スルコトアルベシ

第十一条　看守人ハ常ニ受持区域内ヲ巡視スルモノトス

第十二条　看守人ハ本規則ニ違背シタル者又ハ被害若シクハ異状ヲ発見シタルトキハ之ヲ防止シ又ハ戒告ヲ与フル等臨機ノ処置ヲナシ直ニ本村長ニ申出ルモノトス

第十三条　入山セントスル者ハ本村所定ノ入山鑑札ヲ買受ケ入山之際之ヲ携帯スベシ

其種類及料金左ノ如シ

一　用材鑑札　壱枚ニ付　壱銭
一　薪炭材鑑札　〃　壱銭
一　やといもや鑑札　〃　壱銭
一　小柴鑑札　〃　壱銭
一　下草鑑札　〃　壱銭
一　雑鑑札　〃　壱銭

第十四条　入山鑑札ノ雛形ヲ左ノ如ク定ム

木製

表

第何号
大字何
何入山鑑札
何某

裏

○
古関
役場
年月日

但　寸法竪弐寸巾一寸五分役場印焼印トス

第十五条　入山鑑札ハ入山事故終リ又ハ入山期間満了シタルトキハ直ニ返納スルモノトス

第十七条ニ依リ無効トナリタルトキモ亦同ジ

第十六条　本村ハ左記各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ相当ノ賞与ヲナスモノトス

一、消防上功労多大ナルモノ
二、盗伐侵墾其ノ他ノ被害ヲ発見シ功労多大ナルモノ
三、前二号ノ外恩賜県有財産保護上功労多大ナルモノ

第十七条　本規則第三条条項（第十四号ヲ除ク）ノ一ニ違背シタル者アル時ハ其状情ニ依リ本村会ノ決議ヲ経テ十年以下ノ入山停止ヲ命スルモノトス

前項ニ依リ入山停止ヲ命セラレタル者ノ鑑札ハ無効トス

附　則

第十八条　本規ハ山梨県知事認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

村会々議録

明治四十五年七月十二日開会

議事日程

七月七日の村会と同じ議題（記載省略）

（書記赤池義直）本村会書記ヲ兼摂ス

（議長土橋重一）開会ヲ宣告ス

（議長土橋重一）去ル七日ノ決議ニ基キマシテ本日村会ヲ招集致シマシタ　依テ審重慎議御議定アランコトヲ望ム

（七番議員赤池富之助）只今議長ノ提案ニ係ル此ノ保護規定ハ山梨県恩賜県有財産管理規則第七条及同附則第六十条及六十一条ニ於テ各入会慣行アル部落ニ於テ保護ノ義務アルト共ニ既得ノ権モアルコトナレバ古関村恩賜県有財産保護規則ヲ修正シ何々部落保護規定ト修正サレンコトヲ望ミマス

（弐番赤池菊五郎）只今議長ノ提案ニ係ル議案ハ即チ郡長ヨリ示サレタル準則ニシテ単村同一入会ノ場合ハ本規則ニ於テ差支ナキモ七番説ノ如ク実体ヲ異ニスル場合ナレバ本員ハ七番説ニ賛成シマス

特別会計規則ニ付キマシテモ各部落ヨリノ徴集シタ歳入トシ上納金ヲ歳出ト修正セバ此ノ特別会計規則ハ原案ノ儘差支アリマセン

（議長土橋重一）他ニ御動議ハアリマセンカ

（三番伊藤亀吉）七番説ニ賛成

（六番伊藤武八）原案ニ賛成

（八番渡辺国一郎）去ル七日ノ決議ニ因リマシテ本日迄延期トナリタル村会ハ各部落ノ代表者が此問題ニ就テ其当局ノ意見ヲ聞クトノ理由デアリマシタ　其当局ノ意見ハ如何ナルモノナルヤ一応議長ヨリ其ノ代表者ニ詰問アラレンコトヲ望ム

（議長土橋重一）八番説ノ意見ニ因リマシテ一応二番赤池菊五郎ニ其当局ノ意見ヲ議場ニ向テ発表サレンコトヲ求ム

（二番議員赤池菊五郎）只今ノ質問ニ答ヘマス　本員ハ本年管理課長及出張所長ガ本村ニ巡視ノ際其ノ意見ヲ承リマシタ故別段県当局ノ意見モ質サズシテ帰リマシタノデアリマス

（八番渡辺国一郎）其前ニ於テ了解シ得ラレシモノヲ何故ニ村会ヲ延期シマシタカ　既ニ今日ニ於テ既デニ責ムルハ致シ方ハアリマセン　結局本員ハ六番説ニ賛成シマス

（議長土橋重一）他ニ意見ハアリマセンカ――

御意見ガナケレバ採決致シマス

七番説ニ賛成ノ御方ハ起立
起立者　七名
多数ノ賛成者ニ依テ七番ノ修正説ニ決定シマス　然ラバ是レニテ本日ノ議事ハ閉会ト致シマス
右会議録ヲ朗読シ相違ナキヲ認メ倶ニ署名捺印ス
明治四十五年七月十二日

古関村会議長
村長　土橋　重一㊞
村会議員会議録署名委員
赤池菊五郎㊞
（外三名略）

いちど各部落ごとの保護規定に議決した村会は、七月二十四日の会議で原案の村としての保護規則に決議を変更した。その間の事情は次の議長、村長の提案理由の説明で知ることができる。

日程ヲ変ジテ（当日の第一日程は伝染病予防委員及医師慰労金ノ件）第二日程ニ移ル旨ヲ宣シ兼テ告知シタル通リ本村恩賜県有財産保護規則制定ノ件ヲ議ニ付ス本件ハ曩日諸君ガ本郡長ノ召ニ応ヂ出衙ノ際郡長ノ指示ニ依リ既ニ知悉セラルヽモノト信ズルガ故ニ直ニ原案ノ通リ決議セラレンコトヲ述ベ且ツ本案議定ニ先チ去ル十二日ニ於テ為シタル各部落ノ保護規定ヲ設ケルトノ修正決議ハ之レヲ取消シ然ル後本案ニ移ルヲ穏当ナリト思考スト述ベタリ（会議録より）

郡長の指導により保護規則、特別会計規則、歳入出予算表は原案の通り決議された。翌八月知事から次の認可指令が出された。

山梨県指令乙第八七号
西八代郡古関村
明治四十五年七月廿四日付第六六〇号申請古関村恩賜県有財産保護規則ニ関スル件第二条中台帳面積九反歩トアルヲ台帳面積六反歩ニ字山ノ神トアルヲ山之神ニ修正シ認可ス
大正元年八月十九日
山梨県知事　熊谷喜一郎

七月二十四日可決された四十五年度恩賜林に関する、歳入出予算表の款（科目）のみを記すと次のようであった。

（単位は円）

歳入	合計	二八八・三七	
	交付金	一一二・五〇	売払見込金の百分ノ二十五
	払下物産売払代	一六一・八七	用材、薪炭、下草
	入山鑑札料	八・〇〇	八百枚分
	雑収入	六・〇〇	誤伐盗伐代等
歳出	経常費		
	事務費	二一・一六	書記給料、雇員、看守人、使丁手当
	保護費	六・五〇	鑑札調整費、賞与等
	納付金	一五二・一五	用材、薪炭材、小芝下草、払下等
	予備費	五・〇〇	
	合計	一八四・三一	
	臨時部		
	土木費	一〇・〇〇	防火線設置人夫二〇人分
	積立金	九四・〇〇	
	合計	一〇四・〇〇	
	通計	二八八・三一	

富里村村会　富里村会は七月五日に招集され、次の四つの原案が提出された。

第壱号　恩賜県有財産保護規則
第弐号　恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

第参号　明治四十五年度恩賜県有財産ニ関スル歳入出予算
第四号　明治四十五年度歳入出追加予算
当日の審議状況を会議録から抜粋、記載する。
午後参時開議
議長　会議録署名委員ノ選挙ヲ宣ス
議長指名説起リ満場一致ヲ以テ指名ニ決シ議長ニ於テ小林喜雄君、渡辺子之助君ヲ指名決定ス
議長　今回ノ提案壱号乃至四号総テ関聯シ居ルヲ以テ一括シテ附議セント述ヘ壱号案ハ管理規則ニ依リ之レガ制定ヲ為シ保護ノ責任ヲ本村ニ移サヽレバ町村経済ニ多大ノ関係ヲ及シ弐号三号ハ之レニ伴フモノニシテ第四号案ハ歳入ノ第七款及歳出経常部ハ先キニ寄附金ノ受入ヲ決議シアルモ処分方法決定シアラサルヲ以テ基本財産ニ編入シ臨時部ハ前年度繰越金ニ剰余アル見込ナルヲ以テ恩賜林経営費ニ補充セント説明ス
二、三質問アツテ後議長休憩ヲ宣ス
午後四時開議（出席議員右ノ如シ、略）
拾番（石部）保護規則并ニ之ニ伴フ議案ハ熟慮ヲ要スヘキニ就キ次会迄延期シ第四号案中歳入第七款及歳出経常部ハ原案ニ賛成ト述フ（繰越金并ニ補充金ハ第三号案確定額ニ依ル）
多数ノ賛成アツテ拾番説ニ決ス
議長　本案ハ至急ヲ要スルヲ以テ近日中ニ尚ホ招集スヘキニ就キ其際ハ必御出席ノ上原案ノ通リ決セラレンコトヲ述テ閉会ヲ告ク
右朗読ノ上署名ス

富里村会議長
村　長　赤池定太郎

当日の出席議員は発言者石部要議員を含めて、九名であったが、複雑な入会慣行などから、保護規則を決定しかねている状況が現れている。
当日提案された保護規則は、県の準則に依っていて前記の古関村の規則と同じ一八条からなっていて、形式も同様である。異るところは、看守人が八名であることと、入山鑑札料金である。富里村の鑑札の種類と料金は次の通りであった。

用材鑑札	壱枚に付	金拾銭
薪炭材鑑札	壱枚に付	金拾銭
小柴やといもや鑑札	壱枚に付	金参銭
下草雑鑑札	壱枚に付	金弐銭

次に保護すべき県有財産の、大字、小字、地番、台帳面積を、第二条の形式に拘泥せずに列記する。

大字清沢字石小屋　二、二二六番、六町六反六畝二〇歩
大字大炊平字せうぶ　一、三五四番、弐町歩
大字杉山字羽前場　一、九二五番、参百町歩
大字常葉字大子山　三、八〇六番、六町六反六畝二〇歩
大字常葉字桑木山　七、六七四番、六拾町歩
大字湯ノ奥字広野村上　四一九番、五町歩
同右　同右　四二〇番、五町歩
同右　字中山　四三〇番、五町歩
大字常葉字大日向　七、六七一番、九町四反七畝一八歩
大字湯ノ奥字若草里　四六八番、五町歩
同右　字長屋泉水　四七七番、五一町八反三畝歩
同右　字広野村上　四七八番、六七町五反九畝二五歩
同右　同右　四七九番、一一三町九反八畝一三歩
同右　同右　四八〇番、一八町六反二〇畝歩
大字湯ノ奥字中山　四八一番、四九町一反一畝二〇歩
同右　同右　四八二番、二町三反九畝二七歩
同右　同右　四八三番、一八二町九反九畝一〇歩
同右は向山　四八四番、一三四町二反歩

次は当日の原案第弐号である。

富里村恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

第一条　恩賜県有財産ニ関スル収支ハ特別会計トス

第二条　恩賜県有財産ノ保護費造林費借地料産物払下納付金其他恩賜県有財産ニ関スル一切ノ費用ヲ歳出トシ交付金、補助金、払下産物売払代其他恩賜県有財産ニ関スル一切ノ収入ヲ歳入トス

第三条　本特別会計ノ歳入ハ一般会計ヨリ之ヲ補充シ又ハ一時繰入レヲ為スコトヲ得

議事原案は前会五日に提案された四つであった。

当日議長より次のような要請がなされた。

議長　提案壱号乃至四号通シテ議題トシテ附議セント述ヘ本案ハ去ル五日本会ニ於テ延期ト決シタルモ上級庁ノ注意ニ依リ急施トシテ招集セシヲ以テ速カニ決議セラレンコトヲ望ム

（村会議事録より）

この結果、第三号原案科目の金額の一部修正がなされ、他は原案の通り議決された。

次に修正議決された、四十五年度恩賜県有財産に関する歳入出予算表の款の金額を記す。

△歳　入　（単位は円）

交付金　二五・〇〇　県規則第四九条に依る

売払い代金の百分の二五

払下産物　五二九・六〇　用材・薪炭材売払代　石小屋外三字芝下草売払代

入山鑑札料　四五・〇〇　用材札百枚　薪炭札三百　下草札八百　雑用札一・〇〇　不用品売払代

雑収入　三六・一五　一般会計より補充

補充金　六三六・七五

計

△歳　出　経常費

事務費　九五・五〇　雇員給料・旅費報酬・賞与・看守人手当・雇入料・雇人料・備品費・通信運搬費

保護費　五三・二五　焚出費・予防駆除費・測量・標識建設費・鑑札調整費・功労者賞与

納付金　四八三・〇〇　用材・薪炭材・芝草払下代金

予備費　五・〇〇

合計　六三六・七五

県民の多年の宿願であった御料林の下賜が実現し、全県が喜びに湧き立ち、富里村においても恩賜県有財産保護規則が村会で議決された。

しかし、県有財産としての恩賜林は、旧来からの入会慣行による住民の利権を奪うものと考え、不満をいだくものもあった。大正元年十月に次のような建議書が提出された。

入会権恢復之訴ニ付建議書

西八代郡富里村　村会議員

佐野　保正

外六名

謹而惟フニ吾カ富里村ノ内字石小屋字葛蒲字羽前場字桑木山字大日向字大子字長屋泉水字字広野字向山字若草里字中山ノ元小物成入会御料地ニ係ル現今恩賜県有林野ノ濫觴ハ今ヲ距ル遠ク徳川中世ノ遺業ニシテ由来幾数百年間ヲ経過シタルカ殆ド窺知スベカラザル歳月之久シク入会シ其立木草莽ハ所謂民有然トシテ自由ニ芟伐スルノ慣行ニ有之而当初維新ノ革命以降約言スレバ該地ノ制裁一変シテ村持地トナリ再変シテ官民有未定地トナリ三変シテ純粋タル官有地トナリ四変シテ御料地トナリ五変シテ終ニ今日ノ恩賜県有地トセラレタリト雖モ其間幾多ノ沿革ヲ

経過シタルカ例証スレバ該地ノ入会権限タル確カニ団体人民ニ限リ永世払下ヲ許可スベキ県ノ告示ヲ公布セラレタルコト一再ニシテ止マラザルノ印象ヲ捺セラレタルニ非ズヤ況ンヤ永世払下ヲ得ル云々ハ即チ読デ字ノ如シ宜ク天壌ノ無窮ヲ盟ヒ亦宜ク吾人々類アラン限リ継承遵守セザルヲ得ザル万世不磨ノ大権ヲ与ヘラレタルコトハ今日ニシテ新タニ議論ヲ上下スルノ必要ナキヲ信認セリ然ルニ今ヤ該入会権ハ殆ト湮滅セラレントス吾輩惑フナキ能ハズ危機既ニ爰ニ迫ル最早当面問題トシテ恭黙スルニ忍ビズ敢ムコトヲ得ス今回更ニ該入会権ノ恢復ヲ司法裁判所ヘ訴ヘ公明ナル御判決ノ下ニ当然勝訴ノ目的ヲ達セント欲ス茲ニ於テカ予メ議長貴下及ビ署名以外ノ賢明ナル村会議員各位ノ協賛ニ拠ラザルヲ得ズ冀クハ只管本村入会人民ノ衷情ヲ憫諒セラレ緊急動議トシテ速ニ本会ニ附議セラレ度果シテ可決ヲ得ルニ至ラバ即チ管理村長タル御名義ヲシテ当入会団体ヲ代表シ司法裁判所ノ御裁定ヲ仰カレ度而テ之ニ附随ノ費用ニ至リテハ毫モ村衙ノ経営ヲ煩サズ其団体人民ヨリ弁償夫ニ付適町村制第十三条第壱項同第四十五条四十条第十一項同第四十七条第三項ノ規定ニ依リ敢テ一片ノ微衷ヲ表白シ併セテ建議候也

大正元年拾月拾六日

右

佐野　保正印
依田直次郎印
渡辺子之助印
小林勇吉印
小林熊右衛門印
門西善太郎印
磯野浜吉印

西八代郡富里村々長
富里村会議長　赤池定太郎殿

町村長が町村会の議長となるという、町村制は二十一年四月に公布され、本県においては翌二十二年六月に施行された。その後この入会権恢復の建議が提出された時期の、四十四年十月一日に一部改正（法律第六九号）がなされた。

次にこの建議にある町村制の条文を列記する。

第十条　町村ハ町村住民ノ権利義務又ハ町村ノ事務ニ関シ町村条例ヲ設クルコトヲ得

町村ハ町村ノ営造物ニ関シ町村条例ヲ以テ規定スルモノノ外町村規則ヲ設クルコトヲ得

町村条例及町村規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第四十条　町村会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ（一項から十一項までである）

十一、町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第四十七条　町村会ハ町村長之ヲ招集ス議員定数ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スベキ事件ヲ示シテ町村会招集ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ招集スヘシ（本条の三項は次のようである。）

招集及会議ノ事件ハ開会ノ日前三日迄ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前記建議に関する富里村会の状況は、村会々議録に次のように記録されている。

開催年月日　大正元年十一月七日
午後三時開議

議長　議員依田直次郎君外五名ヨリ町村制第四十七条ニ依リ村会招集ノ請求書提出アリタルヲ以テ開会セリト述フ

小林書記村会招集請求書ヲ朗読ス

議長　依田議員ヨリ請求理由ノ説明ヲ求ム

弐番（依田）山梨県恩賜県有財産管理規則ハ従来ノ入会権ヲ侵害セラレタルヲ以テ之レガ回復ヲ司法裁判所ヘ入会団体ヲ代表シ村長名義ヲシテ訴訟ヲ提起セラレンコトヲ求ムルノ建議案ヲ提出スル為メ本会招集ノ請求ヲ為シタル以所ナリト説明シテ建議案ヲ提出ス

小林書記建議案ヲ朗読ス

村長　斯ノ如キ建議若シ成立スルモ多額ノ費用ヲ要スヘク其出途ハ如何ナル方法ニ拠ルカ具体的ノ説明ヲ求ム

弐番（依田）費用ハ入会団体ヨリ寄附スルコトハ既ニ団体惣代人ヨリ申出アリタルト説ク

村長　申出タル而已ニテ現ニ提供セサレバ不確実ナルヲ以テ本案ノ否決ヲ望ム

拾番（石部）本案ハ一時延期シ議員ニ於テ入会団体ヘ交渉シ訴訟費用現金壱千円ヲ提供セシメ然ル上決議セント述フ

多数ノ賛成アツテ延期スルコトニ決ス

千才時　午後九時

右朗読ノ上署名ス

次期十二月十二日の村会において、この案件の審議がなされず、翌大正二年中の村会にも提案がなされていない。

これは入会団体住民からの訴訟費の調達が困難であり、上級庁からの訴訟回避の働きかけによる結果であろうと思われる。

四　町内恩賜林の所在と保護

現在の下部町は、下部町恩賜県有財産保護財産区管理会条例（昭和三十二年三月一日公布）によって、恩賜林の保護がなされている。

この条例による管理会は次の二つである。

一、大八坂及び川尻並びに山之神外一五山
　恩賜林保護財産区管理会（旧古関村）

二、広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会
　（旧下部町）

管理会は各七名の財産区管理委員をもって組織され、町長の委任事項である次の九項目の処理にあたっている。

一、防火線の設置その他火災予防、病虫害の防除並びに道路及び橋りょうその他、地盤の保護工事に関する事項

二、盗伐、誤伐、その他加害行為の予防に関する事項

三、造林に関する事項

四、産物の買受に関する事項

五、境界標その他標識の保存に関する事項

六、看手人の設置に関する事項

七、経費の支弁及びその賦課徴収に関する事項

八、土地の借入又は買受に関する事項

九、其の他恩賜林の管理に関する事項

なお、下部町広野村上外九山恩賜林保護財産区財政調整基金の設置及び管理に関する条例（昭和四十九年三月二十五日公布）により、保護事業費の支払いに対する財源の不足を生じたときの財源積み立てを実施している。

恩賜林保護財産区所在面積表

大字	小字	面積（ヘクタール）
大磯小磯	山ノ神	七・四四
	棚神	五・六九
	熊蔵	二〇・六三
	蛾ケ岳	一二・四六
	岩根林	一三・二四
	日影林	一八・六七
	西ノ入	〇・七九
根子	棚神	二四一・五六
中之倉	立岩	四五・六二
	牛首	一八・八六
	川尻	一〇三・五五
	茸沢	九・四七
釜額		八・八七
	草多	五四・八〇
	三ツ沢	一八・一二
	奥野	

川尻　四〇九・一五
八坂　大八坂　一八八・八六
三ツ沢　四一・二二
計　一、二一九・〇〇（旧古関村）
杉山　羽前場　六四七・六三
常葉　大日向　一一四・一六
桑木山　五四六・四五　（雨河内　五八、四六
清沢　石小屋　一三・九七　一本木　四一、九六を含む）
大炊平　せふ婦　五・五三
湯ノ奥　広野村上　一三六・九七
長屋泉水　一四四・五二
中山　三七一・一一
若草里　四二六・八七
向山　九三・三八
計　二、五〇〇・五九（旧富里村）
合計　三、七一九・五九

町内の恩賜林は海抜一、九四五メートルの毛無山頂から、大日向の海抜三〇〇メートルの標高差の間に分布していて、町の総面積の約三割を占めている。

本栖湖畔川尻は富士箱根伊豆国立公園に属し、旧富里は大日向、長屋泉水、中山の各一部分を除き、大部分が水源涵養保安林になっている。大日向、川尻の一部分には部分林（無立木地解消のために市町村または市町村組合と県の収益分収による造林地）がある。

第五章　大正・昭和の時代

第一節　大正・昭和の経済動向

一　明治から大正へ

(一)　韓国の合併

日本は日清・日露の大戦で、国運を賭して大勝利を得た。その結果、韓国の京城（ソウル）に統監府を設けて庶政の改善に尽力し、農事、道路の改修、学校の新設など面目は一新するに至った。しかし韓国皇帝は列国の力を借りて日本の保護から離脱しようと画策した。ここで日本側は条約無視を詰問したところ、韓国皇帝は譲位し、新協約を結んで、一切を挙げて日本に一任、明治四十年日本皇太子は韓国を巡遊し、十二月韓国皇太子は日本に留学した。

こういった空気の中で伊藤博文のハルピン駅頭での暗殺事件も起こったが、明治四十三年寺内陸相が統監を兼任すると両国の意見が一致し、併合条約が調印された。この条約により韓国合併の詔書が渙発され、韓国は一切の統治権を日本に譲り、名称を朝鮮と改めるに至った。

(二)　満州支配への体制

日露戦争の講和条件で、日清戦争の時のような賠償金が受け取れなかったことを、主たる不満の対象として、講和反対の世論が強かったため、これを抑えるのに政府は強権を発動しなければならぬほどであった。しかしこの戦争を勝利の形において終止し得たことは、日本のその後の政治、経済の上に極めて大きい成果をもたらした。一〇年前、ロシアに奪い去られた遼東半島の先端部、いわゆる関東州（旅順・大連地区）が、租借地として日本の手に戻った。これと南満州鉄道（長春以南）及びその付属地、鉱山などの利権とがロシアから日本に譲渡されたのである。また、幕末から明治初年にかけての時期にロシアに併合（千島列島との交換という口実によって）された樺太の南半（北緯五〇度以南）が還ってきた。

かくてその後四〇年に及んだ日本の満州経営が始まり、樺太方面ではオホーツク海の鮭・カニなどの、いわゆる北洋漁業が始まった。

満州経営の拠点となったのは、明治三十九年に創立された南満州鉄道株式会社であった。当社は鉄道経営だけではなく、鉱山・製鉄所・港湾を支配し、さらに鉄道付属地（駅周辺及び線路の両側三キロ以内）の行政権・警察権・外交権・駐兵権さえ持つに至った。こうして沿線に鉄道守備隊がおかれたが、関東州に駐屯することになった関東軍とこの守備隊とが、それからの満州支配の実権を握ることになった。この実力を背景に経済進出が急ピッチで進む。初期のいわば資本主義経済の尖兵ともいえる商人たちの後から、本格的な産業資本の進出となってくる。この辺から植民地支配、帝国主義的進出といったメカニズムが動き始めたと言えよう。

かくて満州の資源と市場をめぐって米国との角逐が始まるのである。

(三)　国際経済の舞台へ

ア　資本の蓄積と集中

国内では明治も四十年代に入ると、大企業・大工場がどんどん増加し、企業の合併も進んだ。大経営の時代きたるという表現がよく用いられるようになってきた。これは資本の蓄積、集中が目立ってきたということである。工業界では綿業と生糸を中心とする典型的な軽工業国の域を出ていなかったが、それでも、日清・日露の両戦争の経験を通じて、製鉄業・機械工業などといった基礎がすでに形成されていた。

重工業部門では造船の発達が特に著しかった。これは軍事的な性格をもっていたが、それだけではなかった。明治末期になると財閥は多角経営型のコンツェルンとしての体制を固め、財界代表として経済界に指導的な立

場を形成して政府の重要な財政、経済政策に参画することもふえてきた。

さきに獲得した台湾経営は良い成績で発展をつづけ、新しく南樺太と満州とが支配下に入ったし、さらに朝鮮を保護国として（四十三年に合併）その経済に対する支配力が強まってきていた。ちなみに日本の第一銀行が韓国の中央銀行としての役割を果たしていたことをみてもわかろう。

日本は資本主義国としてスタートしてから僅か四〇年そこそこで、かなり高度の資本主義経済として発展し、世界の列強に伍するまでの存在になってきた。政治的には国際政治の舞台に上り、経済的には国際経済社会の有力な一員となってきたのである。西欧の先進諸国が数世紀をついやして歩んだ国民経済成長の道程を僅か半世紀の間に踏破したスピードは、世界史上例をみないものである。

イ　貿易の急増と工業国への変容

日露戦争後の貿易額は一貫して伸長を続けていたが、欧州大戦が始まるやさらにこれに拍車がかけられた。欧州の先進資本主義諸国が全経済力を戦争に集中していた間に、それまで彼等によって支配されていた世界各地の市場に向かって、日本からの輸出品がまるで無人の野をゆくように進出したのである。こうして大正四年から七年までの四年間に輸出総額は、五七億三、〇〇〇万円、輸入四二億七、〇〇〇万円と上昇し、差し引き黒字分が一四億六、〇〇〇万円という大きい額に上った。輸入原料の割合及び輸出完成品の割合の双方が、着実に上昇したことは、海外原料に依存する加工貿易国としての形成が進んだことであり、農業国から工業国への変質とも言えよう。そして輸入品の輸送は全て海上輸送によらねばならないことはいうまでもなく、必然的に造船ブームを招いたのである。

ウ　造船王国の基礎を形成

日露戦争中には船舶の需要が急増し、海軍艦艇の建造も盛んであった。このため既に他産業に比し著しく進んでいた造船業が、また一段と躍進することになった。

造船業は幕末期から官業として始まっていたが、十年代に多くは民営にかわり、一方、海軍工廠として存続ないしは新設されたものもあった。日清戦争後の造船奨励法によって造船助成策が本格化した。軍艦では、日露戦争中の起工で四十一年に呉海軍工廠で竣工した「生駒」が巡洋艦の先駆となり、四十三年、四十五年ころに呉で竣工した戦艦には薩摩・安芸（一九、〇〇〇トン）・摂津（二一、四四三トン）など初期の弩級艦クラスの典型として世界的に注目される傑作が次々に生まれた。日露戦争が主として英国製の艦で戦われた（駆逐艦以下の小艦艇は国産が多かった）がのち、その戦訓に基づく自主的設計によって、ここに国産軍艦時代の花が開きはじめたのである。

二　第一次大戦と経済恐慌

㈠　大戦による好況もつかの間

第一次大戦の勃発当初は、列国の戦時体制と為替取り引きの中止によって、一時株価や生糸価の暴落などがみられたが、大正四年半ばからは、列国からの軍需品注文、ヨーロッパ諸国からの輸入途絶のため、アジア諸国が日本に発注をはじめたこと、列国の船舶不足から日本の海運への発注が殺到したことなどから、景気は急激な上昇をみせはじめた。

この結果、大正三―七年までの間に、新規事業計画や事業拡張の為に投ぜられる資本は一〇倍にも伸び、企業利益率は三年下期に一四・二％であったものが、六年下期には六三・三％に達した。投機熱は最高潮となり、株価はこの間平均二・二一倍にはね上がり、特に船舶・紡績・砂糖などの諸株は三―五倍の高騰を示した。企業家の中には、一躍大金を手にするものも少なくなく、「成金」の語が広く流行した。

だが、このような好況による投資・投機の増大、政府財政の膨張は、当然すさまじいインフレーションをひきおこし、朝日新聞社の卸売物価指数は大正元年―八年の間に三・六倍、日本銀行の卸売物価指数は二・四倍に達している。主要商品の小売価格をみると精米二・二倍、木綿四・一倍、木炭二・四倍となっている。政府は六年八月「暴利取締令」を発し、米穀、

鉄類、石炭、綿糸および綿布、紙類、薬品、染料の七品目の暴利を取り締まる法律を出したが、ほとんど効果はなかった。

これに対して、全労働者の四五%を占めた繊維工業労働者の賃金は一・二倍になったに過ぎず、これら労働者、零細業者、小作人たちの生活は物価高で大きな打撃をうけ、それがやがて民衆蜂起の「米騒動」の原因となっていくのである。

さて山梨県経済の中核である農業についてみるに、当時本県農業において養蚕の占めていた位置は極めて大きく、繭価の動向は農民生活に重大な意味をもっていた。平均繭価が明治四十年に五〇円六二銭であったものが、四十一年三六円九銭に下落し、以来三〇円台にとどまっていたが、大戦勃発の翌年の四年には、三二円八六銭と明治四十年以来九年間の最低単価を記録した。ところが五年には四五円七三銭、六年には六一円二五銭、七年七五円一五銭、八年一〇〇円二三銭へと一度にはね上がり、本県繭価史上の歴史をつくることになる。米価についても別表の如く、これまた繭価と同じく四十年以来低値をつづけ、四十四年―大正二年は一時回復したあと、三―五年と大戦を契機に下落し、六年に至って回復し、七、八年には一挙に明治末年の二倍以上の高値を記録している。

繭価・米価の変動（円）

	本県繭価（石当り）	米　価（石当り）
明治40	50.62	16.48
41	36.09	15.94
42	37.04	13.14
43	32.92	13.27
44	35.28	17.35
大正元	35.37	20.04
2	39.69	21.75
3	37.72	16.90
4	32.86	12.87
5	45.73	13.28
6	61.25	19.80
7	75.15	34.14
8	100.23	44.38
9	56.48	45.94

繭価は山梨県統計書より算定，米価は農林省山梨県調査事務所編「統計からみた明治百年の山梨農業」による。大正元～7年は最高・最低の中間値を採用

ところで、大正七年八月には本県においても米騒動が起きているが、当時の物価は全体としてどのようになっていたであろうか、別表の「第一次大戦下の生活物資の価格変動」にみるとおり、大正四年にほぼ底となり、五年以降は急速な上昇を示し、遂に八年には頂上に達する。大正元年を基準とすれば、食料品の価格は大体二倍であるが衣料品、燃料、紙類は三倍以上となっている。特に食料品での値上がりのはげしいものに、沢庵、鶏卵、清酒、味噌があり、これらの異常な値上がりが一般庶民の生活を大きく圧迫したことは容易に想像されるのである。

㈢　関東大震災で二重の打撃

大正十二年九月一日午前十一時五十八分に発生した大地震は、関東全域及び静岡・山梨の一部に大災害をあたえた。震央は相模湾西部沿岸、震源は地下二八キロ、マグニチュード七・九で、東京に近く震源が浅かったため、いっそう大きな被害を招いた。地域的には京浜地帯、千葉県南部の被害が特にひどく、全壊全焼家屋五七五、三四九、半壊家屋一二四、八九八、死者九一、三四四人、行方不明一三、二七五人で損害総額は当時の金額で約五五億六〇〇万余円に及んだ。

この大被害は第一次世界大戦後の恐慌以来、不況に悩む日本経済に大打撃をあたえた。翌二日成立した山本権兵衛内閣は、一か月の支払い猶予令を出し経済界の混乱に備えるとともに、貸金回収不能で支払い能力を失った銀行に対し、震災手形割引損失補償令による救済にのりだした。この震災手形は四億四千万円余におよび、通貨膨張をもたらし震災恐慌の原因となった。



一方山本内閣は戒厳令を施行し、軍隊を東京・神奈川・千葉・埼玉に動員、さらに人心の不安に乗じて朝鮮人暴動が起こるとの流言が広がり、そのため自警団らによる朝鮮人約三、〇〇〇人が殺害された。また政府は、この機会に多くの労働組合や社会主義者の弾圧を図り、亀戸警察署における南葛労働組合員らの殺害（亀戸事件）、甘粕憲兵大尉による大杉栄の殺害（甘粕事件）、などが起こった。九月七日には治安維持令を発し、過激社会動運取締法案が流れて以来、当局がもくろんでいた治案立法を実現した。これらの弾圧は労働運動に動揺をあたえ、以後アナーキズムは衰え、組合動運は大衆を基盤とする堅実な方向、議会利用の方向に転換したが、この転換の内容をめぐって左右の対立が激化し、日本総同盟の分裂に至った。

本県では甲府以東郡内地方に損害が多く、鳥沢以東の鉄道は不通となり、発電所被害のため到るところ電灯は消え、流言乱れとび人々は不安の日々がつづいた。あたかも本県は秋繭の出盛り期であったが、東京銀行の休業と一般人気不安のために金融は極度にこう塞して、ほとんど繭の取引が行われない状態で、第十・有信・若尾の三行は協議して代表を日本銀行に派遣、三行連帯の手形に対し、若尾倉庫へ生糸の入庫を条件として融資をうけ急場をしのいだ。

㈣　金融恐慌

大正期における金融の状況をみるに、四年までは貸し付けの停滞状態がつづいたが、五年から急速に貸し付けが伸長し、預金についても、大正四年に対して八年には三・二倍化する活況を迎えている。本県の場合は、特に生糸を中心とする産業界が好転したことによるものである。

慢性的不況の中にも、社会運動も成長し、ようやくデモクラシーの芽も育ちはじめたかに見えた大正もわずか十五年で終わることになった。

昭和二年、東京の渡辺銀行の取り付けをきっかけとして、金融恐慌が全国に波及し、全国の銀行が一斉に休業するという事態が生じた。民政党の若槻内閣はその対策に腐心したあげく退陣、政友会の田中内閣がその後をうけたがわずか一年で終った。この後再び民政党の天下となり、浜口内

県下銀行主要勘定の推移

（単位：千円）

年次	行数	公称資本金	払込資本金	積立金	預金	貸付金
大正元年	67	8,312	7,271	2,238	13,724	12,723
2	67	9,675	7,467	2,379	15,229	12,913
3	64	9,599	7,614	2,540	16,993	14,521
4	61	9,500	7,593	2,728	20,343	14,660
5	61	9,580	7,825	2,928	22,785	24,499
6	61	14,280	12,167	2,231	32,267	36,057
7	60	14,970	12,292	2,595	42,837	41,428
8	61	16,130	14,180	2,810	64,287	61,711
9	61	22,600	17,095	4,030	54,604	63,071

「山梨県統計書」より

本県生糸繭織物の生産額の推移

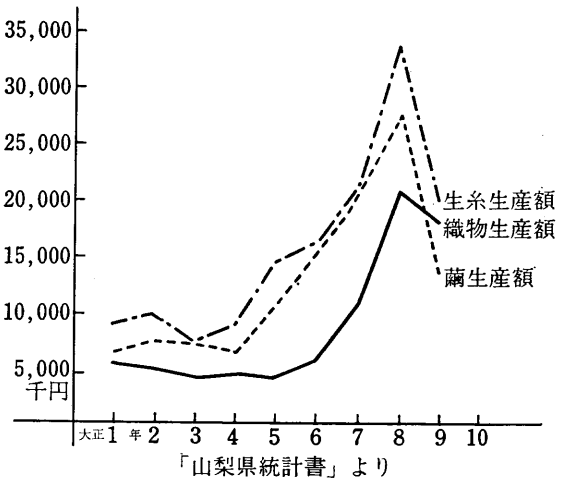

「山梨県統計書」より

閣は同党伝統のデフレ政策をかかげて安定政策を断行し、金本位制復帰という懸案を断行するに至った。これは経済を立て直すオーソドックスな方式として、当然この政策はそれなりの評価をうけて然るべきものであった。首相が凶弾に倒れたため同党の若槻内閣が再度登場したが、日本経済の不況の深刻化する中で、世界農業恐慌のあおりをくい、英国の金本位制再停止にあって、日本の金本位制も維持困難になっていった。当時の金融恐慌は、日本資本主義経済史上はじめての事態で、日本経済全体に大きい混乱をまき起こした。銀行界においては、

イ　二、三流銀行の多くは淘汰された。

ロ　昭和三年の銀行法実施によって、中、小銀行の多くは大銀行に合併された。（本法は銀行は株式会社に限ること、及び資本金の最低限度百万円などを定めたもの）

ハ　預金が三井・三菱・住友・安田・第一の五大銀行に集中する傾向が強まった。

ニ　銀行預金の郵便貯金への移動に伴ない、預金部資金が激増した。

ホ　信託会社・生命保険・組合金融の進出が盛んになった。

ヘ　金融界の影響をうけ、産業界でもカルテル（企業協同）の結成などが盛んになった。

本県においては、大正末期からの主要生産物である繭価の暴落が農家に禍いして、一般不景気に苦慮していた折柄、昭和五年十二月に至り、たまたま他県に起こった銀行預金取り付けの噂をきき伝えた預金者が、小林富士井銀行甲府支店に取り付けをしたのが導火線となり、流言百出、中旬に至り遂に多数銀行に対する取り付け騒ぎを惹起した。これがために資金の大部分を不動産担保に固定してあった郡部銀行などは遂に休業整理のやむなきに至り、その結果は一般銀行の預金引き出しとなり、その引き出した預金は多く郵便貯金と化した。翌六年に至ってはいわゆる開店休業と称して、閉店はしないが預金の払い戻しをしない銀行が続出し、四三銀行中営業するものわずかに十数行という未曾有の大惨状を呈したのである。

(五)　社会主義運動の激化と弾圧

うち続く万年不況という経済情勢の中で、大正デモクラシーは、労働運動、共産主義運動、アナキスト運動、そのほかいろいろな無産者運動ないし社会運動として発展しはじめた。

米騒動後、労働者、農民、学生、婦人などを含む広範な大衆運動が活発化するなかで、九年には日本社会主義同盟が結成され、十一年には日本共産党が発足、さらに労働農民党、社会民衆党、日本労働党の三つの合法社会主義政党が分立（十三年）、日本にも共産主義と社会民主主義の二大潮流がはっきりと現れた。

学生の思想運動も次第に社会主義運動へと発展し、地方の高専の学生の間にも思想団体が組織され、十一年には大学・高専など、二六校が参加して全国学生連合（全学連）が結成された。

十二年に起こった関東大震災は、経済界に大きな打撃を与え、人心を動揺させたが、益々活発化する社会主義運動に対する政府の弾圧も一段ときびしくなった。国民の動揺を抑えるため同年十一月には「国民精神作興ニ関スル詔書」が出された。

欧米の戦勝国では、中小企業と労働者を犠牲にして企業の整理と集中を

進め、生産を合理化することで戦後の恐慌を切り抜けたが、日本は中国で列強と競争するために、経済力の弱さを軍事力で補おうとするところから、常に多大の軍事費を計上して、軍縮期でも総予算の四分の一を占めるありさまで、国家財政は常に赤字であった。

大正十四年護憲三派によって組閣された加藤高明内閣は、国民の長い間の念願であった普通選挙法を成立させたので、有権者数は一躍四倍となり、貴族院も改革された。しかしそれと共に治安維持法を制定して、過激な社会主義運動を弾圧し、また軍縮による国防力の低下を恐れて、中学校以上の学校では現役将校による軍事教練を行うことも立法化した。翌十五年一月、治安維持法は早速、京大学生に適用されて、三八名が検挙されるという事件を起こした。大正デモクラシーに魅力を失った知識人や学生のなかに、過激なマルキシズムに関心を寄せるものが増えてきて、昭和二、三年の経済恐慌の中に階級運動が盛んとなり、各大学にもマルクス主義研究サークルなども生まれ、その中には労働運動・農民運動の指導者となるものも少なからずあった。

昭和二年三月、若槻内閣は、震災後の不景気を救うために財界を立て直す法案を議会に提出したが、片岡蔵相の不用意な発言によって忽ち銀行の取り付け騒ぎが起こり、金融大恐慌に陥った。恐慌は田中内閣の三週間の支払い猶予令によって切り抜けられたが、これによって中、小銀行のいくつかは倒れ、金融資本の独占的支配が確立された。

田中内閣は、さらに従来の国際的な協調政策を捨てて、中国大陸に対して積極政策をとり、山東省へ出兵して昭和三年五月、済南において北伐軍と衝突し、次いで張作霖爆死事件を起こし、中国の反日感情を高めた。一方国内では米価暴騰し、貧困家庭や欠食児童続出し、社会運動が活発化した。政府はこれに対して強行処置をとり、三月十五日の日本共産党員の全国的検挙にはじまって、労働農民党、無産青年同盟などの解散命令、東大新人会や各帝大社研の解散命令など相つぎ、思想犯専門の特高課も設置され、弾圧は日ごとに強化されたが、田中内閣はやがて野党の攻撃をうけて昭和四年七月退陣した。

三　大陸進出と軍部の独裁

(一)　満州事変を契機として

当時各国の間では、平和を望む声が強くなり、昭和三年には不戦条約が調印され、その他国際協調のための各種会議やオリンピック大会が開かれるなど、次第に融合同化の方向へ向いつつあった。我が国でも浜口・若槻内閣とも幣原外相を中心に積極的に友好外交を進めたので、中国の排日感情も次第に好転のきざしが見えてきた。

しかし右翼思想の人々と大陸進出を目ざす軍の一部は、これを軟弱外交とののしった。昭和六年九月十八日、奉天に近い柳条溝で鉄道の爆破事件が起こった。これが満州事変の発端であり、軍国主義日本の誤れる第一歩であった。奉天駐在林総領事から幣原外相宛の十九日発電報告は「今次ノ事件ハ全ク軍部ノ計画的行動ニ出デタルモノト想像セラル」といっているが、参謀本部編さん「満州事変作戦経過の概要」は、「支那正規兵（兵力三、四〇〇名）ハ突如柳条溝（奉天駅東北方約七粁半）付近満鉄本線ヲ爆破スルノ暴挙ヲ敢テセリ」と記している……事変は政府の不拡大方針にもかかわらず軍部によって強行され、昭和七年三月には満州国建国が宣言されるに至った。

軍部による大陸侵攻が強行されている間に、国内では軍国主義と全体主義が非常な勢いで台頭してきた。かねてから国家主義、軍国主義を意図していた右翼は、早くも昭和五年には友好外交と軍縮政策の浜口首相を狙撃し、昭和七年には井上・団などの財界の巨頭が血盟団によって暗殺され、五月十五日には満州国承認に反対していた犬養首相が一部陸軍将校によって殺害された。（五・一五事件）

昭和恐慌のさ中、動きのとれない経済危機の深刻化に対する国民の焦りと、財閥と結托して経済混乱収拾に無力な政党政治への強い不満とは、なんらかの形で現状打破を待望するようになり、軍国主義の巨大な歯車の中

に捲きこまれていったといえる。

(二) 軍事費の増大と農山村更生

満州事変勃発直後、若槻内閣に代わった犬養内閣の積極財政は高橋蔵相の指導下に進められ、満州事変の戦費、併行的な兵備拡充費を賄いつつ赤字公債方式(歳入補塡公債を発行することで、それにより歳入不足を補塡して当年度の歳出を賄うもの)を採用した。財政の積極化で雇用を増大し、金輸出再禁止で低為替時代を呼び輸出を増進することによって、他の工業国にさきがけて恐慌から脱出する情勢に変わってきた。

当時の国家予算の概要は左の通りで

昭和六年～一四億七、六〇〇万円(三一・二%)
〃 七〃～一九億五、〇〇〇万円(三五・九%)
〃 八〃～三二億五、四〇〇万円(三七・九%)
〃 九〃～二一億二、三〇〇万円(四四・〇%)
(%は国家総支出に占める軍事費の割合)

満州事変期の財政の膨張の主因は軍事費と「時局匡救費」とであった。さきの世界大戦期および休戦直後のインフレーション期に発生した農家の負債がその後の不況によって、返済不可能な多額のものにふくれ上がり、そこへ緊縮デフレ政策と昭和五年の大豊作に伴う米価暴落による豊作飢饉が重なって農村の苦痛がさらに深刻となり、デフレによる中小商工業の打撃もひどかった。こういう事態が血盟団テロなどの背景となっていた。そこへ国防危機の認識と満州事変遂行方針で硬化した陸軍の政党不信が大きく加重されて、政党政治が否定されることになったのである。

こうした状況を背景に、昭和七年八月の臨時議会で、農山村の更生と中小商工業者救済のため三か年計画の「時局匡救費」支出が決まった。その額は直接国庫から支出したものだけで五億五、〇〇〇万円に上っている。しかしかかる一時的応急処置のみでは、農村不況を克服することができなかった。ここに新しく採り上げられたのが農村更生運動である。

農村更生運動の目的は「農山漁家の経済生活を安定せしめ、更に将来に向って其の福利を増進せしむる」(農林省訓令)にあるのであって、これを実現させるためには農村固有の美風である隣保共助の精神を生かし、これを経済生活上に徹底させ、農山漁村の産業および経済の根本的刷新を図ろうとするところに目標がおかれていた。

農村更生運動の大綱は、昭和七年十月六日農林省訓令第二号をもって決定されたのであるが、もっぱら農山漁村の自力によって遂行せんとしたので「自力更生運動」の名称が与えられた。しかし疲弊の極に達していた当時の農村にとっては、自力更生は到底期待しえなかったので、次のような援助的応急措置が講ぜられた。

1 産業組合法及び産業組合中央金庫法の改正
2 産業組合活動促進助成金の交付
3 農村経済更生施設費に係る農業倉庫建設奨励金の交付
4 農村負債整理組合法及び同施行規則の発布
5 農業動産信用法及び同施行令の発布
6 産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法及び同施行規則の発布
7 農山漁村共同作業場奨励規則の発布
8 積雪地方農村経済調査所の設置

政府は右のような政策をもって、昭和七年度を初年度として五か年計画で、全国一二、〇〇〇町村の約半数を指定村として実施する予定であったが、最終年度においては予定数を遙かに突破して六、五八九か町村に及んだ。

本郡では昭和七年度に上野・落居・岩間・栄・楠甫・共和。八年度に古関・市川大門。九年度に大塚・宮原組合・高田。十年度に上九一色・下九一色・富里、十一年度に山保・大河内がそれぞれ指定をうけている。

当時の報告書は次のようになっている。

○西八代郡古関村(昭和八年度指定)
負債の整理～一戸当り一、〇〇〇円、全村三五万円の負債ありたるも、昭和十

年七月全村三部落へ負債整理組合を新設し、政府資金を借り入れ整理をなしつつあり。

○西八代郡富里村（昭和十年度指定）

生活改善と時間励行、葬儀、出産及び節句、入退営兵、徴兵検査その他総べて見舞は村計画に則り実行し、殊に葬儀についてはその最も意を用うべき無酒神聖とし、造花、梅饅頭・香典返し等全廃し、寺院への謝礼も制限し香典は各三〇銭を限度とする等これを守るに至り、之が励行により従来村内中流の葬儀等より節約せる額は凡そ酒代五〇円、香典返し三〇円、寺院謝礼二〇円、其の他二〇円、計一二〇円の巨額を算す。各種の会合は、定刻を遅れて開会することなきよう面目を一新したり。

第1表　米価・繭価の変動

（山梨県統計書による）

	米価	繭価
	円 銭	円 銭
大正12	32.86	10.02
14	36.08	10.56
昭和2	26.97	6.37
3	26.91	6.72
4	26.26	7.21
5	15.57	3.00
6	14.94	2.91
7	19.18	3.33
8	18.46	5.56
9	24.00	2.42
10	26.09	4.33
11	26.07	5.07

（注）米は1石当平均価格，
繭は上繭1貫当平均価格。

昭和恐慌期における農業県たる本県の米・繭について、この時期の価格の変動をみるに米・繭共に昭和四年までは比較的安定した価格であったが、米は五年から八年まで低価格がつづき、九年以降上昇に転じたが、繭は五年から九年までの間に八年に一度立ち直りを見せながら、翌九年には再び暴落するという状況で、殊に繭価の低落が激しく農家の不安は深刻であった。当時生糸はアメリカ市場に依存していたわけであるが、奢侈品という性格が強いため、不況による消費の縮少が顕著であり、同時にアメリカにおける人造絹糸の発達が、生糸を圧迫するに至ったということが、繭の価格を低落させた大きな原因である。

また、このように農産物価格が暴落し、農村が未曾有の不況に襲われるや、農家の経済状態は急激に悪化し、農民組合の動きや、農村不況による収支償わざるを理由とする小作争議などもにわかに増加するに至った。（表1～3参照）

第2表　山梨県小作争議件数

	争議件数	関係人員	
		地主	小作人
大正9年	12	97	1,902
10	18	1,104	1,577
11	41	592	2,638
12	45	460	3,006
13	49	534	3,476
14	43	326	3,124
15	39	409	2,988
昭和2年	38	276	2,025
3	53	156	838
4	86	289	1,736
5	144	379	2,300
6	150	360	1,456
7	139	227	1,274
8	133	242	1,696
9	126	374	1,878
10	460	670	3,372
11	613	833	5,390
12	503	725	3,513

農林省農務局『小作年報』（各年）による

(三)　昭和初期における旧村の概況

○昭和五年度久那土村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村ノ生業ハ、農蚕業ヲ主トシ、商工業之ニ次グ。殊ニ蚕業ハ近年著シク進歩シタルモ、繭価惨落ノタメ前途暗胆タルモノアリ。農作ニ於テモ近年稀有ノ豊作ナリシガ、其ノ収支償ワザルタメ又前途憂慮ニ堪エザルトコロナリ。

経済及ビ会計

一般経済界不況ヲキタシ、財政ヲ困難ナラシメタル為、財課徴収上甚大ナル支障ヲキタシタルモ、吏員総出動ニテ連日滞納金徴収ヲナシタル結果、過年度徴収

額ノ減少ヲ見タルモ尚一段ノ努力スベキ点ナキニアラズ。

○昭和五年古関村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村農家ノ副業トシテ主要ナル製炭ハ、市場ニ於テ声価挙ラズ、為ニ販路モ圧迫セラレツツアルヲ憂ヘ、当局者相戒メテ、品質及ビ表装ニ意ヲ用イ大改良セラレタルモ、前年度不況ノアトヲ承ケテ、価格低落シ、為ニ収入激減シ未曾有ノ惨状ヲ呈セリ。又製材モ製炭ノ如ク市況振ワズ、殆ド休止ノ状態ニアリテ収入ナシ。

椎茸栽培モ逐年増加シ、其ノ進歩著シク最モ有望ナル副業ナリ、

養蚕ニアリテハ、輸出市場ニ於ケル糸価ノ不況ナルヲ以テ、平年ニ比シ掃立枚数ヲ減少、尚価格暴落シ、春蚕ニアリテハ前年ノ半額ニ達セシモ、夏秋蚕ハ更ニ激落シテ未曾有ノ惨状ヲ呈セリ。

○失業救済農山村臨時対策低利資金借入契約書

一金六千弐百円也

右失業救済農山村臨時対策低利資金トシテ本日正ニ借用候ニ付テハ左記事項ヲ契約致候為後日本書差入候也

記

一　本資金借入ニ付テハ、昭和五年十二月二十六日山梨県令第五十号失業救済農山村臨時対策低利資金貸付規則並ニ之ニ基キ発セラレタル指示命令ハ総テ之ヲ遵守スルコト。

二　借入元金及利息ハ、別紙償還年次表ノ通リ相違ナク償還スルコト。

昭和六年五月十二日

西八代郡古関村長　赤池保貞

山梨県知事殿

○古関村公私経済緊縮実行申合

一　出産及節句

イ　出産児ニ物品ヲ贈ルハ長男・長女ノミノコト（但シ祖父母ヨリ贈与スルハ此

第３表　年次別　郡市別農民組合数および農民組合員数

市郡別＼年次＼事項	昭和６年		昭和７年		昭和８年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
甲府市	4	316	4	316	1	103
西山梨郡	18	1,006	18	987	20	1,073
中巨摩郡	77	6,282	68	5,338	73	5,827
北巨摩郡	52	2,284	44	1,835	46	2,015
南巨摩郡	17	1,769	10	1,046	12	1,261
西八代郡	8	1,310	7	1,230	8	1,258
東八代郡	73	1,989	41	1,761	51	2,569
東山梨郡	62	3,322	55	2,755	63	3,482
南都留郡	6	849	8	1,242	7	1,011
北都留郡	3	132	3	282	3	282
合計	320	19,259	258	16,792	284	18,881

ノ限リニアラズ）

ロ　節句祝ヲナスハ長男・長女ノミノコト。

ハ　節句祝トシテ金銭物品ヲ贈与スルハ長男・長女ニ限ルコト（但シ祖父母ヨリ贈与スルハ此ノ限リニアラズ）。

二　祭　典

イ　祭典ノ際ニ於ケル飲食余興等ノ費用ハ節減スルコト。

三　婚　礼

イ　婚礼ハ可成礼式ニ止メ調度費ヲ節減スルコト（引物ニハ記念品ヲナスコト）

飲食物ノ代リニ物品ニテナス。

ロ　花婿及花嫁ノ衣服ノ着替ハ一度トスルコト。

四　葬　式

イ　葬式ノ際ノ酒ハ左ノ程度ヲ越エザルコト。

○平葬ニハ酒ヲ用イザルコト。

○並三仏事ニテハ出棺前一度トスルコト。

○本三仏事以上ニテモ可成節酒スルコト。

ロ　三仏事以下ノ葬式ハ必ズ当日限リトスルコト。

ハ　並三仏事以下ノ葬式ニテハ引物ヲ用イザルコト。

ニ　御悔ト称スル贈物ヲ全廃スルコト。

ホ　新忌招ヲ全廃スルコト。

五　厄日待

イ　厄日待ニ用ウル酒ヲ減ラシ引物ヲ全廃シテ費用ヲ節減スルコト。厄年ニ当ルモノハ元日奉拝ノ際金銭ヲ何程ナリトモ神前ニ供エ、区長及氏子総代立合ニテ受取リ神社ノ特別会計トナス。可成日待ハナサザルコト。

六　病気見舞

イ　病気見舞ハ必ズ金銭ヲ以テスルコト（但シ近親者ノ贈リ物ハ此ノ限リニアラズ）。

ロ　病気見舞人ノ接待ニ酒ヲ用イザルコト。

ハ　快気待ハ之ヲ全廃スルコト。

七　児童生徒ノ服装及学用品

イ　可成綿服ヲ着用セシムルコト。

ロ　藁草履ヲ奨励スルコト。

ハ　可成学用品ノ費用ヲ節約スルコト。

八　其ノ他

イ　国産品ヲ愛用シ外国品ヲ抑制スルコト。

ロ　公私共会合ノ時間ヲ励行スルコト。

ハ　可成宴会ヲ少クシ且ツ之ヲ簡素ニスルコト。

ニ　金肥ヲ節減シ緑肥堆肥ヲ使用スルコト。

ホ　手伝ヲ受ケタル返礼トシテ贈物ハ之ヲ全廃スルコト。

ヘ　田植・上簇・繭掻等ノ際、茶菓子・肴ハ自家製ノモノトスルコト。

ト　医師ヲ招キタル場合ニ酒ヲ用イザルコト。

チ　帰郷兵士ノ土産物ハ可成廃止スルコト。

リ　茶菓子ハ自家生産ノモノヲ用ウルコト。

ヌ　可成毎戸毎月拾銭以上ノ貯金ヲナスコト。

ル　年賀ノ廻礼ヲ廃シ元日ノ朝午前七時村社ニテ酒二升及菓子（酒一升代ノ分）ヲ供エテ年賀式ハ区民一同ニテ実施スルコト。

右ノ通リ決議シ相互ニ是ヲ確守シ各組ノ実行委員ト協議シテ実行スルコト。

昭和五年一月十六日

第弐区長　赤池　泉
署名委員　赤池博正
〃　赤池春三
実行委員　赤池　豊
〃　赤池広蔵
〃　赤池一策
〃　赤池博正

○久那土村失業救済農山村臨時対策低利資金貸付規則

第一条　失業救済農山村臨時対策低利資金ハ本則ニ於テ之ヲ貸付ス。本資金ノ貸付ヲ受クベキ事業ノ種類及借受主体左ノ如シ。

一　蚕糸改良事業

荒廃桑園改植

二　副業及農業共同施設

農業共同施設

借受主体ハ農会其ノ他非営業法人及十人以上連帯者トス。

第二条　本資金ハ前条ノ借受主体ニ対シ之ヲ貸付クルモノトス。

第三条　本資金ノ貸付利率ハ一ケ年四分二厘トス。貸付ヲ受ケタルモノハ之ヲ転貸スルコトヲ得ズ。

第四条　本資金ノ償還期限及据置期間ハ左ノ通リトス。

一　蚕糸改良事業資金

荒廃桑園改植　七ケ年以内

二　副業及農業共同施設資金

農業共同施設　七ケ年以内

第五条　本資金ハ半ケ年賦元利均等償還方法ニ依リ毎年一月五日及七月五日限リ毎期同一ノ金額ヲ償還セシム。貸付及償還ノ際ニ於ケル一期ニ充タザル利息計算ハ貸付ノ際ニハ貸付金交付ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ支払当日迄ノ日割ヲ以テ計算ス。

第六条　本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ第一条第二項各号ニ依ル事業ノ種類別ニ左ノ書類ヲ具シ昭和六年三月一日マデニ久那土村長ニ提出スベシ。

一　借入申込書

二　事業計画書

三　失業救済農山村臨時対策低利資金借入契約書

第七条　貸付ノ通知ヲ受ケタル者ハ遅滞ナク借入契約書ヲ提出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ。

第八条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者事業計画ノ変更ヲナサントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ久那土村長ノ承認ヲ受クベシ。

第九条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者元利金ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還金百円ニ付キ一日五銭ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴収ス。

第十条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ貸付金ノ全部若クハ一部ヲ直チニ返還セシメ又ハ償還方法ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ。

一　資金借受ノ目的外ニ使用シタルトキ。

二　正当ノ理由ナクシテ事業ニ着手セズ又ハ之ヲ中止シタルトキ。

三　事業遂行ノ見込ナシト認メタルトキ。

四　前各号ノ外本則ニ違反シタルトキ。

第十一条　連帯借用者ハ毎年度ノ償還期限マデニ遅滞ナク元利金ノ返済ヲ履行スルタメ連帯者中ヨリ二人以上ノ代表ヲ為サシメ償還金ノ集金ヲナシ期限内ニ違反セズ償還セシムベシ。

代表者ヲ選任シタルトキハ村長ニ届出ズルコト。

第十二条　本資金融通ニ関シ政府ヨリ利子額ノ補給アリタル場合ハ別ニ定ムル所ニ依リ本資金借受主体ニ交付スルモノトス。

附　則

本規則ハ昭和六年三月二十三日ヨリ之ヲ施行ス。

○昭和八年富里村事務報告書（抜粋）

皇太子殿下御誕生

一　十二月二十三日、皇太子殿下御誕生ニ付キ二十四日午後一時村社諏訪大神社ニ於テ報告祭執行

二　皇太子殿下御誕生御七夜ニ付キ、村各種団体員ヲ始メ小学校職員児童一般村民無慮二千有余人、小学校庭ニ参集奉祝提灯行列ヲ挙行セリ。

高貴ノ方ノ御来村

六月二十二日第一旅団長朝香宮殿下、西八代郡徴兵署徴兵検査御視察ノ途次、下部ホテルニ御宿泊ノ為メ御来村ニ付キ、村各種団体員ヲ始メ村有志多数下部駅ニ奉迎、二十三日御退村ニ付キ奉送ス。

国民自力更生ニ関スル映画会

県社会課主催ニテ、十月十七日夜富里公会堂ニ於テ国民自力更生ニ関スル映画会ヲ開キタリ。

国際連盟脱退ニ関スル詔書伝達式

我国ニ於テハ、国際連盟脱退ニ際シ渙発セラレタル詔書ヲ、市町村各種団体、社会教育団体ニ於テ奉読セシムル為メ、大日本連合婦人会、大日本連合女子青年団

及ビ社会教育会ノ三団体ニ於テ共同謹写シ、本村男女青年団ニ伝達方送付アリタルニ付キ、之ガ伝達式ヲ七月二十四日小学校庭ニ於テ執行ス。

愛国機献納基金並ニ罹災義損金募集

一　愛国機第七四（山梨）号ヲ本村ヨリ献納ニ付キ、本村ハ在郷軍人分会ト協力シテ基金二四八円六四銭ヲ納付シタリ。

二　三陸地方震災ニ際シ、本村ヨリ義損金七〇円ヲ送付シタリ。

○昭和九年久那土村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村ハ農蚕業ヲ主トシ、商業之ニ次ギ小規模ナル加工業漸次勃興シ、交通運輸ノ便マタ活発ナル進歩ヲナシ生業ノ複雑化ヲ示ス。然レドモ打続ク不況ニ失業者続出シ、必然ニ村民ノ生業タル農蚕業者著シク衰微シ、商工業者マタ運営宜敷カラズシテ、前途愈々憂慮スベキ状態ナリ。

財務ノ状況

一　村税其ノ他諸収入賦課徴収ノ状況

一般経済界ノ不況ニモカカワラズ、納税組合アリタル為納期内ニ稍々完納ス。従ッテ未ダニ督促状ヲ発シ、滞納処分ヲナシタルモノナケレドモ、偶々納期ヲ逸シ滞納等アルハマコトニ遺憾トスルトコロナリ。

二　借入金ニ関スル状況

土木匡救事業費ニ充ツル目的ヲ以テ一、〇七五円並ニ一、五〇〇円ノ二回ニ亘リ年三分二厘ノ利率ニテ大蔵省預金部ヨリ借入レタリ。

三　個人貯金奨励ノ状況

経済更生委員会ヲ設置シ、村一丸トナリ生活ノ改善、副業ノ奨励ニ依リ更生スベク、漸ク貯蓄熱ノ表面化ヲミルニ至レリ。

○昭和十年富里村事務報告（抜粋）

勧業・経済更生計画ノ指定ニ就テ

農家経済ノ窮乏打開策トシテ、昭和七年末農林省及ビ本県ニ於テ、農山村ノ経済更生計画樹立実行指導方針発表セラレ、本村ハ本来之ガ指定ヲ受ケタルヲ以テ、村内有志ヲ経済更生委員ニ嘱託シテ、県ヨリ係官ノ臨席ヲ得テ、之ガ計画ニ対スル基本調査ヲ開始シ、年末之ガ集計ヲ得ルニ至リ、昭和十一年ノ初頭計画樹立ノ運ビトナラン。

㈣　大陸の産業と新興財閥

第一次大戦後の日本経済は、好景気から一転して不況のドン底に落ち込んだのであるが、政治の貧困は如何にもこれをくいとめることはできず、浜口内閣の緊急政策もさらに拍車をかけた感すらあった。その後満州事変を契機として昭和六年、宇垣大将が朝鮮総督に就任、まず朝鮮の経済を一変させ、国外への開拓が大いに注目をあびることになった。昭和八年朝鮮鉱業開発会社の創立により鉄・石炭・黒鉛のほかにタングステン・モリブデンなど特殊鋼合金材料や、軽金属材料の開発が事変遂行上に脚光をあびた。同年かいらい政権といわれた満州国が出現、鉄道の建設、道路、港湾の整備などは軍事的意図の下に着々進められていた。最初は一部の経済人によるいわゆる新興財閥の大陸進出が目立ったが、やがて既存の財閥も競って新天地に投資するようになった。鮎川義介の満州重工業、また朝鮮においても日本窒素肥料らが化学工業方面にも着手、ダムの設立なども行われ、大陸の兵站基地として、外地への資本投資は極めて活発化していった。

㈤　経済統制とカルテル

「統制」という言葉が経済に関して多く聞かれはじめた。後年の軍需産業動員という性格のものではなかったのが、この時期（満州事変期）の特色である。

満州事変に先だって、大企業を組織化して企業体制を国際水準にまで高めることを目途とする、産業合理化政策の一環として、重要産業統制法が成立していた。大企業の恐慌対策を国家が支援する、という姿勢の法律であった。

最も典型的なカルテル結成の例は日鉄大合同である。昭和五年に商工省

で準備に着手されたが、事変勃発後のインフレ時期で、業界の経営好転などのため意見、様相が変化したが、今度は国防産業強化の見地から昭和八年「日本製鉄株式会社法」公布、九年一月同社が創立された。官営八幡製鉄所を中心に輪西・釜石・三菱・富士・九州の一所五社の合同で資本金三億五、〇〇〇万円、創立当時この日鉄は、銑鉄一八五万トン、鋼材一四一万トンを生産し、国内総生産量のうち銑鉄九六%、鋼材四六%を占めるものであった。

なお三菱重工業（三菱造船と三菱航空機の合併、九年創立）、住友金属工業（住友伸銅鋼管、住友製鋼の合併、十年創立）、王子製紙会社（旧王子製紙が富士製紙、樺太工業を合併、八年成立）なども著名な例であり、他の業種にもこのような例が続々と現れた。

また外国為替管理法（昭和八年）、石油業法（昭和九年）、自動車製造事業法、重要輸出品取締法、重要肥料業統制法（いずれも昭和十一年）などの統制法の制定が次第に活発化してきた。

やがて国による強力な監督、保護育成というところから、軍需産業を支える基礎産業に国家自身が直接育成するという姿勢が強まっていった。これは国防生産充実というテーマの中で、鉄鋼・軽金属・工作機械などといった基礎産業部門の弱さが壁となってきたため、国の産業政策が、この壁を突破することに集中されることになってきたものである。満州事変期の日本経済は、当面の高度国防国家を目ざす、軍需産業を支えることを任務としながら、重化学工業化への基本ラインを、不動のものとして固めていったのである。

恐慌からの脱出という各国共通のテーマを、諸先進国に先がけて達成し得た時期の日本経済から、右の重化学工業化という体質強化の時期へと、いわば舵の方向が変わったのは、昭和十一―十二年という年代のことであり、政治上でも、この時期に最も劇的なものは二・二六事件であろう。

二・二六事件は高橋蔵相の生命と共に、彼が死守しようとしていた「財政の生命線」を奪い去ることになった。事件のあとに登場した広田内閣を経て、さらに林銑十郎（陸軍大将）内閣となると、軍部と財界との調和を主眼とするようになってきた。

㈥ 支那事変で戦時体制へ

昭和十二年、華北において日華両軍間に戦闘が勃発した。華北駐屯の日本陸軍の一部隊（演習中）と、中華民国軍部隊との中間に何者かが潜入して、日華双方に向けて発砲し、両軍を戦闘状態に追い込んだものと報ぜられている。それが何者の仕業であったか、いまだに公式に確認されてはいないが、国際共産党勢力の手先、あるいは中国共産党の手先であったなどと言われてもいる。

さてこの事件勃発は、第一次近衛内閣成立後約一か月のころである。この内閣は軍部、財界、政党、新聞、右翼、多くの文化人たちなど、広い層からの歓迎をうけて登場したもので、満州事変の砲火も何とかおさまって、新興満州国の成長が軌道に乗り始めたかとおもわれる時期に臨んで「生産力拡充」「国際収支の適合」「物資の需給調整」という経済三原則をかかげていた。

満州事変の発端には黒い霧がただよっていたにせよ、もはや時間も経過し、さらに新生の満州国も次第に落ちついて、日本財閥の協力もあって経済建設も軌道に乗りはじめていた。また一時はきわめて冷却化した対米関係もやや落ちつき、米国の対満州貿易も、事変前を上回って、何とか事実関係の積み上げにもってゆけるかと見られる可能性も出はじめたころであったから、この経済三原則は、当時の日本経済の懸案事項をよく見抜いたものであったといえよう。

近代的な高度国防の見地で、特に基礎産業生産力、大幅拡充は当然の責務であるし、主要工業原料、エネルギー源としての石油や、機械類の海外依存度がきわめて高い故に、輸出産業振興、国際収支の改善は緊要な任務となるし、基礎産業その他の急速な成長のため、原料物資の不足が顕在化しつつあった時期である。

高度国防、軍需生産拡充といった面からみると、日本の国民経済の規模

と生産力、および再生産構造が限界になっていたが、右の三原則は、このことを器用に表現したものであったといってよい。

ところが日本の経済成長が、まだその限界を拡大し得ていないうちに、早くもそれまでのいわゆる準戦時体制から、突如として勃発した華北事変の故に、戦時体制へと移行しなければならなくなってきた。やがて当時「支那事変」と呼ばれたように、この事変は拡大していった。日本側陸軍当局の判断の甘さ（陸軍当局は、はじめ二カ月で屈服させるといっていた）中国の国民党、共産党共同戦線の強じんさなどの故に、全面的かつ長期の本格的戦争と化していった。

日華事変と共に文部・内務両省は国民精神総動員計画をもって時局に当たる実践要項を決定、十二年九月本県へも指令してきた。県では藤原知事を委員長とする官民合同の実行委員会を結成し、市町村には市町村長を中心に各種団体を総動員し、講演会・講習会などによって日本精神発揚の浸透を図った。社会風潮の一新・銃後後援の強化持続・非常時財政・経済への協力と資源愛護の実践運動によって、堅忍不抜の精神を高めようとしたものであったが、具体的には享楽心を抑えて消費を節約し、食糧や諸道具は共同労作による生産品でまかない、輸入品は使わず、国産品を主にする生活に切り替え、それらの節約したものは国防資源に献納する一方、派遣軍人家族の慰問やその家庭への援助をさらに深めることであった。

そのころ秋の収穫期に入っていた農村では、出征家族の労力不足が目立ちはじめ、晩秋蚕の投蚕が続出した。県農務課では農事組合を督励し、共同作業の集団労力を日割によって移動しながら、出征家族の農事援助をするなどの処置をとった。

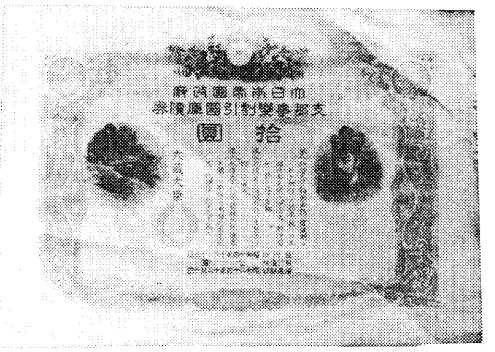

支那事変，国債

ア　国家総動員法公布

十三年四月、国家総動員法が公布された。国家諸統制の根源をなす法律であるが、統制については日華事変直前すでに軍備拡充五か年計画とその推進に関連して「輸出入品臨時措置法」が十二年九月に公布され、不要不急物資の輸入制限と戦争資材を調達するため国内物資を統制したのが最初である。この時はまだ準戦時体制であった。それが十二年十一月二十一日には大本営が設置され、宣戦布告こそなかったが、この時期から名称は事変であっても、戦時体制は本格化した。

国家総動員法は「戦時ニ際シ国防目的達成ノタメ国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシメル……」と定義し、常務、物資、賃金、物価、出版などあらゆるものを勅令（省令）で統制、規正できるようにした白紙委任立法であった。政府各省はこれに基づく省令を頻発し、次々に統制を強化し、国民生活を好むと好まざるとにかかわらず、戦時枠の中に押し込んでいったのである。国家総動員法公布と共に直ちに制定、実施されたのが「物品販売価格取締規則」と「物価委員会令」である。本県でもこれに即応する「山梨県地方物価委員会」を設置、商工省と協議し、適正最高標準価格（公定）

下士官兵ニ告グ

一、今カラデモ遅クナイカラ原隊ヘ歸レ
二、抵抗スル者ハ全部逆賊デアルカラ射殺スル
三、才前達ノ父母兄弟ハ國賊トナルノデ皆泣イテオルソ

二月二十九日

戒嚴司令部

二・二六事件のとき飛行機からまかれた帰順勧告ビラ

として八月一日に県報で告示した。

商工省令「物品販売価格取締規則」に拠って指定したものは麻洋服地、麻帆布、麻ロープ、ゴム製品としては自転車タイヤ、中袋、ゴム靴、地下足袋、綿製品として裏地、晒木綿、晒キャラコ、夜具地、敷布、靴下、足袋、軍手に至るまで、皮革製品としては鞄、ベルトなど総計七八品目にわたる小売価格、こえて八月八日には輸入木材（在庫品）洋松脂、アラビヤゴム、ヒマシ油などの工業用品のほか布靴、アルマイトやアルミニューム製の鍋釜類、毛織物などの小売価格、さらに八月十八日には久留米絣などの織物と紙類の最高小売価格が指定された。

それまでの県内市場価格は指定品目によっては下回った価格であったのを、にわかに指定最高価格まで引き上げる業者が見えはじめ、県保安課で業者監視を厳重にしたほか、屑銅を含む銅の使用禁止を八月十五日から強化した。それまでの屑銅の使用は知事の許可制で、一部業者（飾職）に許されていたが全面禁止となり、ホック、スナップ、パンチ、ヘヤーピン、徽章、ペン先、錠前、戸車レール釘を除いたほかは学生服の金ボタンをはじめ小さい足袋のコハゼに至るまで二五七品目に銅使用は封ぜられた。これよりさき鉄・金・銀および非鉄金属の地金使用も、軍需以外は資材入手が困難となり、業者は資材配給機関としても工業組合、商業組合の結成を急がねばならぬ事態となっていた。

イ　勤労報国隊の結成

本県において学校勤労報国隊、青年勤労報国隊、官公庁勤労報国隊、銀行・会社勤労報国隊、商店・工場勤労報国隊の五つが結成されたのは十三年七月で、第一回、第二回と隊旗授与式が行われ合計八八二隊、八四、七二五人の隊形が整った。

これは集団の勤労作業を通じて国益に奉仕することがねらいであり、それは戦線へ通じるものとして、道路や河川の改修、開墾作業、運搬作業、荒廃地の復旧などに出動した。当初の集団活動には草刈り作業が取り上げられ、農村の肥料対策とかみ合わせ鉄道当局と打ち合わせて中央線、身延線、小海線の軌道堤の草刈りを地区最寄りの隊が行ったりした。小学校の報国隊は教育の一環として集団勤労作業の過程で、関連知識を学びとらせる方法がとられ、草刈りの場合では、緑肥になる効果、乾燥すれば馬糧になって戦地へ送られることなどが教材になった。

ウ　生活必需物資の配給

十四年から十七年までは国家総動員法による各種の統制が矢つぎ早に実施されている。その中でも食糧関係は国民生活全般に響くものであるだけに、中央と地方の上級機関を組織するのに手間どった。山梨県の「米屋さん」と呼ばれた元請、卸、小売、及び加工を含めて約九、〇〇〇人がいたが、これらの上級機関の「山梨県食糧配給統制組合」が組織されたのは十六年の暮れである。

米穀の統制は、他の食糧物資とは出足が少し異なり、十四年四月公布の「米穀配給統制法」は同年朝鮮米が旱害で収穫激減のため急速に国内食糧需給が逼迫したことによるものであったが、戦時統制の性格を帯びたのは十五年に「麦類配給統制規則」「臨時米穀配給規則」「米穀管理規則」などの公布によってである。

十五年産麦及び米を生産農家から産業組合・農会が集荷、それを政府が買い取り、この時から供出の割当制がとられ、これと共に消費者へは配給制となった。まだこの時は統制組合の組織前として上級機関として県庁内へ山梨県食糧配給協会を設置する一方、県は「臨時米穀需給調整規則」を県令で告知、七月一日から配給を実施、米穀通帳によって一人一日二合五勺が配給基準量であった。県では外地米と内地米との混合米をつくって配給する一方、八月一日からは節米を徹底させて甲種、乙種料理店とも酒と料理を専門にしている業者には一切米食は出させず、客が食事を要求する時は代用食（粉食類）を提供させ、また飲食店、仕出し屋などは朝、昼、夕の食事時間を二時間と限定し、時間外の客の一切には代用食、旅館にても三食付の客の場合には一食は代用食ですまさせた。

こうして代用食が普及すると、甲府市内では、うどん、そばを食する者

が多くなり、一部業者は勝手に値上げする店も現れ、八月十九日、甲府警察署は業者を集めて、価格を協定させた。次の食料品は最初の食料品協定値段である。

もりそば五〇匁一〇銭、大もり七五匁一五銭、ざるそば五〇匁一六銭、かけそば四〇匁一〇銭、大かけそば六〇匁一五銭

また料理屋、飲食店、旅館に対し、商工省は全国的標準額を発表した。朝食一円、昼食二円五〇銭、夕食五円であるが、県内は全国標準価格より二割引き下げて朝食八〇銭、昼食二円、夕食四円に釘付けして十月一日から実施させた。

なお八月一日から砂糖も切符制、木炭が通帳制になっている。切符は一家の人員、住所、姓名を記入した下部に切り取り線で二枚の小切符が付き、これを一枚ずつ切り取り二回の割り当で、配給量は一人一か月八〇匁、木炭は米と同様の通帳で、一回に一俵以上は売らぬことになっており、砂糖も木炭も冠婚葬祭などの特別の場合に限って、警察の証明で特配する場合もあった。

九月十五日にはマッチも切符制となり、七人以上の家庭で一か月に中箱（一五銭）一個、六人以下の家庭で小箱（二銭）六個と定めた。

また味噌は一か月一人一四〇匁、醤油は三合五勺であった。

エ　経済戦と銃後

富里村銃後奉公会会則

第一条　本会ハ富里村銃後奉公会ト称シ事務所ヲ富里村役場内ニ置ク

第二条　本会ハ国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ挙郷一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ実施ニ当リ益々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三条　本会ハ本村ニ居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条　本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為関係団体ト緊密ナル連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

一　兵役義務心ノ昂揚
二　隣保相扶ノ道義心ノ振作
三　兵役義務服行ノ準備
四　現役又ハ応召軍人若ハ傷痍軍人並其ノ遺族、家族ノ援護
五　労力奉仕其ノ他家業ノ援助
六　弔慰
七　慰問、慰藉
八　犒軍
九　身上及家事相談
十　軍事援護思想ノ普及徹底
十一　其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

第五条　本会ノ経費ハ会員之ヲ負担スルモノトス
前項ノ負担ノ程度及徴収方法ハ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第六条　特別ノ事情アル会員ニ対シテハ評議員会ノ議決ヲ経テ前条ノ負担ヲ減免又ハ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第七条　本会ノ会員ニ対シテ兵役ニ服セザル故ヲ以テ特別ノ負担ヲ為サシメザルモノトス

第八条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長	一名
副会長	一名
評議員	若干名
実行委員	若干名

第九条　会長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ
副会長ハ会長之ヲ委嘱ス
評議員ハ学校長、村会議員、村吏員、警察官、部落代表者、各種団体ノ代表者、方面委員其ノ他適当ナル者ノ中ヨリ会長之ヲ委嘱ス
実行委員ノ委嘱ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第十条　会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄シ会議ノ議長トナル
副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
評議員ハ本会ノ重要事項ヲ評議ス

実行委員ハ分掌事項ノ実行ニ当ルモノトス

第十一条　本会ノ役員ハ名誉職トシ公職ニ在リ又ハ代表者タルノ故ヲ以テ役員タル者ヲ除キ任期ハ四年トス　但シ再任ヲ妨ゲズ

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十二条　役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三条　本会ニ左ノ五部ヲ置キ実行委員ヲ分属セシム

一　庶務部

二　教化部

三　扶助部

四　慰問部

五　勤労奉仕部

部ニ部長ヲ置ク

部長ハ実行委員ノ中ヨリ会長之ヲ命ズ

第十四条　各部ニ於テ行フ事項左ノ如シ

一　庶務部

㈠　各部間ノ連絡統制

㈡　身上及家事相談

㈢　現役又ハ応召軍人ノ家庭ノ調査

㈣　兵役義務服行ノ準備

㈤　其ノ他他部ニ属セザル事項

二　教化部

㈠　兵役義務心ノ昂揚

㈡　隣保相扶ノ道義心ノ振作

㈢　時局認識国防思想及軍事援護思想ノ普及徹底

三　扶助部

㈠　現役又ハ応召軍人若クハ傷痍軍人並其ノ遺族家族ノ援護

四　慰問部

㈠　弔慰

㈡　慰問、慰藉

㈢　犒軍

五　勤労奉仕部

㈠　労力奉仕其ノ他家業ノ援助

㈡　軍需品供出

第十五条　本会ニ顧問ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

顧問ハ本会ノ重要ナル会務ニ付会長ノ諮問ニ応ズ

第十六条　本会ニ幹事及書記ヲ置ク

幹事及書記ハ会長之ヲ委嘱ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会計及庶務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十七条　評議員会ノ議決スベキ事項左ノ如シ

一　会則ノ変更ヲ為スコト

二　事業計画ヲ定ムルコト

三　収支予算ヲ定ムルコト

四　事業報告及収支決算ヲ認定スルコト

五　基本財産ノ造成管理及処分ニ関スルコト

六　其ノ他会長ニ於テ附議シタル事項

第十八条　評議員会ハ評議員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ開会スルコトヲ得ズ

評議員会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十九条　評議員会ノ議決ヲ経ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ評議員会ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ会長之ヲ専決シ、次ノ評議員会ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十条　会長ハ事業ノ報告ヲ為シ又ハ重要ナル事項ニ付申合セヲ為ス為総会又ハ代表者会ヲ開クコトヲ得

第二十一条　本会ハ戦時事変等ノ必要ニ備フル為基本金ヲ積立ツルモノトス

第二十二条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三条　会長ハ年度開始前ニ於テ事業計画及収支予算ヲ作成シ評議員会ノ議決ヲ経ルモノトス

会長ハ年度終了後速ニ収支決算書及事業報告書ヲ作成シ評議員会ノ認定ヲ受ク

ルモノトス

第二十四条　本会ノ経費ハ会費、寄附金、補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五条　本会ノ事務費ハ毎年度総予算額ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十六条　本会ノ基本金及歳計現金ハ評議員会ノ議決ヲ経テ郵便貯金ト為シ若ハ確実ナル銀行、信用組合等ニ預入シ又ハ適当ナル方法ニ依リ之ヲ管理又ハ保管スルモノトス

第二十七条　本会ノ財産ノ管理及出納ハ毎年評議員之ヲ検査スルモノトス

第二十八条　本則ノ施行ニ関シ必要ナル細則ハ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第二十九条　本則ヲ変更セントスルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第三十条　本会ノ事業ノ執行及会計ニ付テハ山梨県知事ノ監督ヲ受クルモノトス

附　則

本則ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

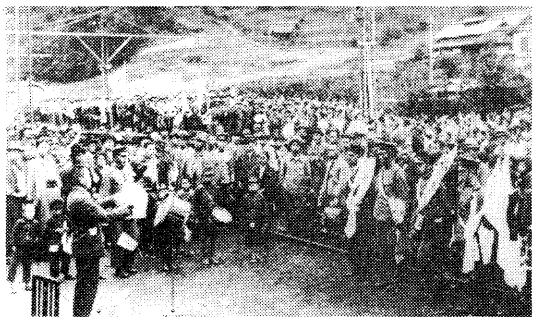

出征兵士を送る人々

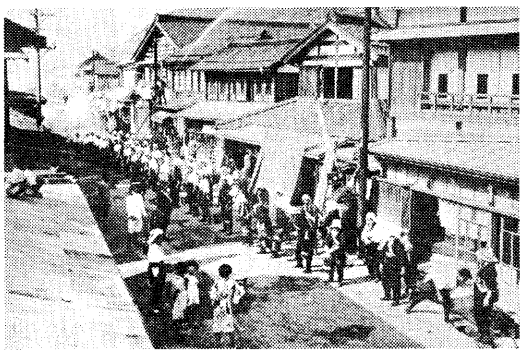

戦時中の防火訓練（常葉にて）



戦勝祝賀ちょうちん行列

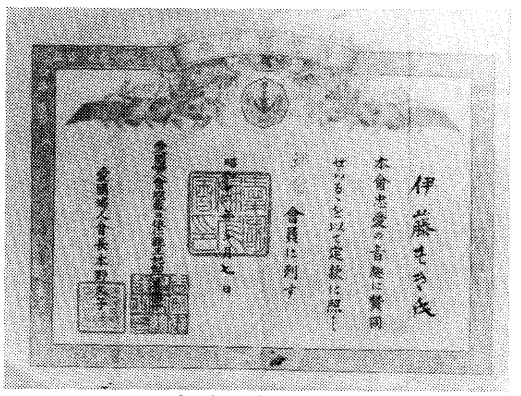

愛国婦人会員の証



戦時下における児童の練成

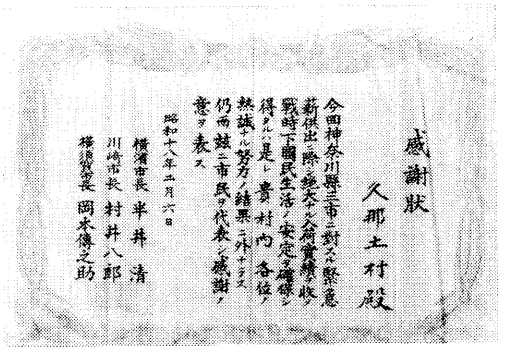
感謝狀
久那土村殿
今回神奈川縣三市ニ對スル緊急薪供出ニ際シ絶大ナル人荷實績ヲ收ル戰時下國民生活ノ安定ヲ確保シ得タルハ是レ貴村内各位ノ熱誠ナル努力ノ結果ニ外ナラズ仍而茲ニ市民ヲ代表シ感謝ノ意ヲ表ス
昭和十八年二月六日
横濱市長　半井清
川崎市長　村井八郎
横須賀市長　岡本傳之助

薪供出に対する感謝状

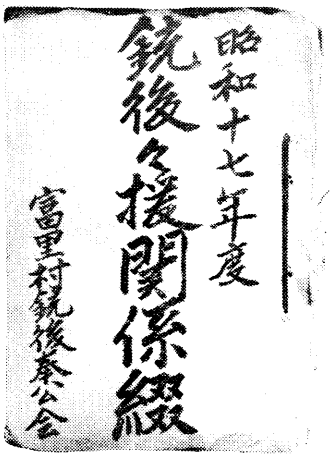
昭和十七年度
銃後々援関係綴
富里村銃後奉公会

銃後後援関係つづり

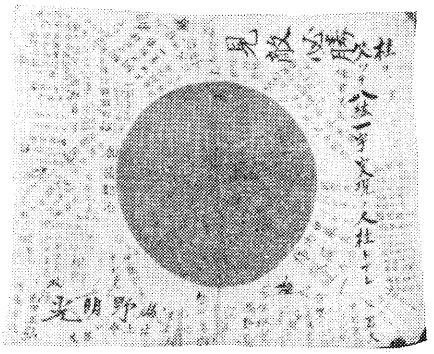

第二次世界大戦出征兵士の寄せ書

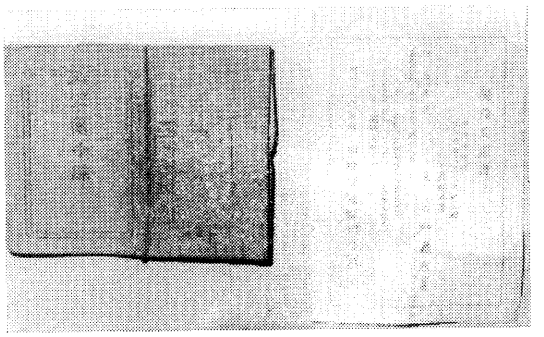

軍隊手帳と現役兵証書

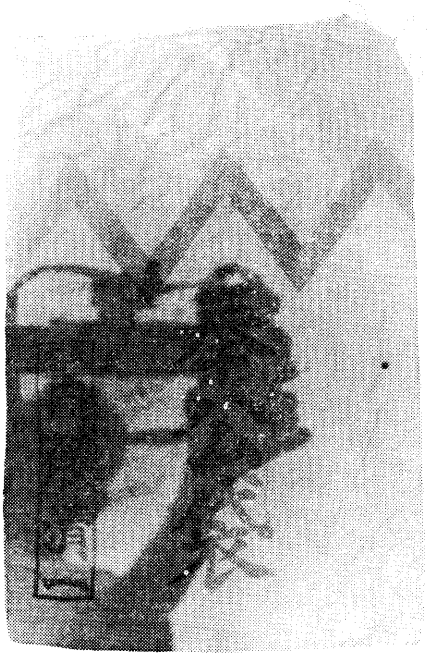

在郷軍人が使用した奉公袋

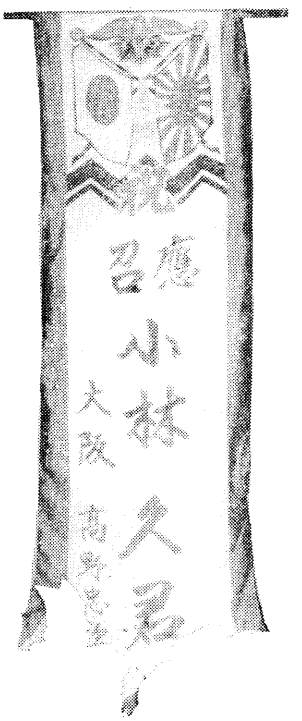

書応召軍人の送り旗

発第　号
昭和十三年五月五日

久那土村長　上田延太郎㊞

各区長殿

満蒙開拓少年義勇軍壮行会開催ノ件

今回小林栄、内藤昌蔵ノ両君満蒙開拓少年義勇軍ニ採用相成左記日時ニ出発セラルルコトニ相成候間
壮途ヲ祝スル為メ壮行会開催致シ候条一般御参会相成様御部内ヘ御通達方御取計ヒ相成度御依頼方及通知候也

左　記

五月十二日午前十時五十二分　久那土駅発車

発号外
昭和十三年十月二十八日

久那土村長　日向　保

各区長・各種団体長殿

戦勝祝賀提灯行列挙行ノ件

国民待望ノ武漢三鎮ヲ完全ニ占領セルヲ以テ祝賀スル為メ今夕左記ニ依リ大提灯行列ヲ挙行致度候間貴部内無洩御伝達ノ上多数御参加セラルル様御取計ヒ相成度此段及通知申上候也

左　記

一　午後五時三十分村民一般各種団体員共小学校庭ニ参集ノコト
一　各自提灯及ローソク一本宛持参ノコト
一　補充ローソクハ役場ニ於テ準備ノコト

区長会議協議事項　久那土村
昭和十三年八月十一日

一　慰問袋ノ寄贈ニ関スル件

部落名	寄贈数量
三沢区	一一〇袋
樋田区	一七袋
車田区	四一袋
切房木区	三五袋
道　区	三二袋
水船区	一三袋
芝草区	一二袋
計	二六〇袋

割当数量　二六〇袋
寄贈期日　九月マデ

二　軍需兎毛皮供出ニ関スル件
割当数量　三九〇枚（生後七ケ月グライ）
供出期日　十四年二月マデ

三　軍需梅漬供出ニ関スル件
割当数量　三樽
供出期日　八月二十一日

四　軍需椎茸供出ニ関スル件
割当数量　一〇貫
供出期日　十一月中旬

経済戦強調週間実践細目　久那土村

期日	運動目標	実践事項
昭和十三年十二月十五日	私経済反省ノ日	一、神棚仏壇ノ清掃 二、毎朝宮城ヲ遙拝シ神仏ニ礼拝スルコト 三、予算生活ニ対スル反省 四、部落別懇談会ヲナシ実施事項ノ申合
十二月十六日	生活刷新ノ日	一、家具諸物品等ノ整理整頓 二、集会ノ時間ヲ厳守スルコト 三、酒煙草間食其他嗜好品化粧品等ノ節制
十二月十七日	物資節約ノ日	一、家庭消費節約ノ余地アルモノヲ検討スルコト 二、国防資材ノ徹底的節約ヲ期スルコト 三、衣服調度品等ノ修理手入ヲ為スコト 四、衣服ノ新調ヲ可成見合スコト
十二月十八日	物資更生利用ノ日	一、不用品活用ノ工夫 二、一戸一品廃品蒐集実施 三、代用品ノ研究
十二月十九日	生産拡充ノ日	一、勤労報仕作業ノ実施 二、発明発見ノ奨励 三、自給肥料ノ増産、開墾作業ノ実施
十二月二十日	貯蓄強調ノ日	一、貯蓄組合未加入者ノ絶無ヲ期ス 二、貯蓄率引上実行 三、国債応募、貯蓄債券ノ購入 四、収入増加ニ依ル特別貯蓄ノ実行
十二月二十一日	銃後戦績奉告ノ日	一、銃後戦ノ実績ヲ省ミ将来ノ覚悟ヲ神前ニ誓フ 二、週間実施事項ニツキ懇談会ヲ開クコト

経済戦強調週間ニ際シ特ニ強調スベキ事項

一、生活刷新ニ関スル事項
(イ) 旧正（正月）ヲ廃止スルコト
(ロ) 年末年始ノ贈答ヲ廃止スルコト
(ハ) 元旦ニハ必ズ神社ニ参拝スルコト
(ニ) 年賀回礼ヲ廃止スルコト

二、物資ノ節約ニ関スル事項
(イ) 衣服ノ新調ヲ見合スコト
(ロ) 一戸一品（廃品）醵出ヲ実施スルコト

三、貯蓄ノ実行ニ関スル事項
(イ) 国債又ハ貯蓄債券ノ応募ニ努ムルコト
(ロ) 貯蓄組合ヘ進ンデ加入スルト共ニ毎月貯蓄額ノ増加ニ努ムルコト

○請　書

昭和拾五年度公営木炭富里村割当拾万貫（二万五、〇〇〇俵）生産事業別紙予算書ニ依リ請負候也

昭和十五年十二月十二日

富里村木炭改良組合連合会
会長　磯野　辰一

富里村長　桜田　潔殿

木炭の割当は、二万五、〇〇〇俵で、供出値段は一俵一円九五銭であった。原木は石当り一円四〇銭、業者は産業組合倉庫渡し一俵一円一〇銭九厘であった。当時といえども此の大事業をなし得たのは一億火の玉の精神より外何ものでもなかった。

戦時節米報国運動実施方策

「戦時節米報国運動実施要項」に基き本運動の目標を「節米一割」の貫徹に置き、左の実施方策に依り米穀の消費節約に関する全国民の一大運動を展開し、戦時国民食糧の安定を期せんとす

一、家庭に於ける実施方策

各家庭に於ては洩れなく左の「共通実践項目」を実行すると共に「選択実践項目」を適宜に選択しその中一項は必ず励行すること

イ、共通実践項目（左の各項は必ずこれを実行すること）

（一）七分搗米（胚芽米も七分搗とす）常用の徹底

飯米は全国各家庭一切七分搗米（胚芽米も七分搗とす）を常用すること

（二）完全咀嚼の励行

食事に際しては適量を摂取し完全咀嚼に努むること

（三）無駄米の排除

淘ぎ方を軽度にして流出米を防止すると共に残飯の処理に留意する等一粒の米と雖も無駄にせざるやう極力注意すること

ロ、選択実践項目（左の各項の何れを選ぶも之を実践すれば節米一割となる）

（一）混食の励行

麦其の他の雑穀、豆類、薯類、根菜類等最低一割の混食を行ふこと

（二）代用食の励行

三日に一食は小麦粉、蕎麦粉食（麺類、パン、団子、ツミイレ等）其の他の代用食を行ふこと

（三）雑炊、粥食の励行

保健並に業務上支障なき一定の階層に於ては少くも一週に三食の雑炊、粥食を行ふこと

二、各種食堂飲食店駅弁等に於ける実施方策

官公署、会社、工場、鉱山、学校、汽車、汽船等の食堂、駅弁、一般食堂、飲食店等を通じて七分搗米（胚芽米も七分搗とす）の常用は勿論左の「共通実践項目」及び「特別実践項目」の励行を期すること

イ、共通実践項目

（一）主食と副食物の分売

主食（飯）と副食物を分売し主食に大小の別を設け極力飯米の無駄を排除すること

（二）代用食の併売

小麦粉、蕎麦粉食（麺類、パン、団子、ツミイレ等）其の他の代用食を併売すること

（三）献立品目の制限

献立品目は極力之を制限し現物見本の陳列を廃止すること

ロ、特別実践項目

（一）集団生活に於ける混食、代用食の励行

官公署、会社、工場、鉱山、学校等の食堂に於ては麦其の他の雑穀、豆類、薯類、根菜類等の混食を行ふ外代用食を励行すること

（二）一般食堂、飲食店等に於ける混食、代用食の励行

一般食堂、飲食店、料理店、旅館、汽車、汽船の食堂等に於ては前項の趣旨に副ひ一部混食料理及び代用食を行ふこと

（三）前項の方面に於ては右の外期日を定め適宜「混食日」又は「代用食日」を設くること

三、米を原料とする嗜好品等の製造関係に於ける実施方策

米を原料とする餅、菓子、飴其の他嗜好品等の製造関係に於ては代用原料の使用其の他の方法により節米を励行すること

昭和十五年一月

国民精神総動員中央聯盟

防空訓練ニ際シテ

来ル九月十二日ヨリ九月十六日ノ五日間防空法令ノ定メニ依リ実施致候ニ付防空ノ完璧ヲ期シ何時敵機ノ空襲ガアツテモアハテル事ナク対処シ完全ニ出来得ル様先ニ配布置候「防空に関する県民の心得」ヲ熟承相成度此条及通知候也

左記御留意相成度

第八条

灯火管制ヲ実施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ実施区域内ニ於ケル

光ヲ発スル設備又ハ装置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ。

（本条ハ灯火管制ヲ実施スル場合ニ於ケル光ノ秘匿義務ニ関スル規定ナリ）

第十九条

第八条ノ規定ニ違反シタル者ハ三百円以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ処ス、故ナク第十一条第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若クハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ当該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若クハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ

（本条ハ灯火管制実施ノ際ニ於ケル光ノ秘匿義務違反及調査ノ妨害等ニ関スル罰則ナリ）

◎空襲警報ヲ発令ニ就テ

昼間警報ガアッタ場合平常通リ仕事ニ従事セルモ、夜間ニ入リ警報知リタル時ハ直チニ警戒管制トナルコトヲ御留意相成度申添候也

昭和十三年九月十日

久那土村防護団長

各位殿

第二節　太平洋戦争

一　開戦前夜

(一)　仏印進駐と三国同盟

昭和十五年七月成立した第二次近衛内閣の使命は、いわゆる「新体制」の推進であったが、この内閣の成立は新たなる戦争への道も決定的にしたのである。

七月二十二日、内閣が成立し、その五日あとに開かれた大本営政府連絡会議で決定した「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要項」は、その冒頭において「帝国ハ世界情勢ノ変局ニ対処シ内外ノ情勢ヲ改善シ速カニ支那事変ノ解決ヲ促進スルト共ニ好機ヲ捕捉シ対南方問題ヲ解決ス」と述べ、しかも南方問題解決の為には、諸般の情勢、これを許す限り好機を捕捉し、武力を行使するという決定をも含んだものであった。そして九月二十三日には日本軍は北部仏印に進駐した。これは列国の対中国ルートの封じ込めと南方地域に対する軍事拠点を確保するため、ナチス・ドイツに降伏したフランスを強圧しておこなったものである。

さらに同月二十七日には、ベルリンにおいて、軍事同盟を意味する「日独伊三国同盟」を締結した。この三国同盟の締結は、北部仏印進駐とともに、その後の日本の進路を決定づけたのであり、さしあたりは、特にアメリカの反枢軸国外交政策の強化、とりわけ日本に対する強硬報復措置を招いたのである。一月の日米通商条約失効で両国間は既に無条約時代に入っており、やがて米国側の工作機械輸出禁止、石油、屑鉄、航空用ガソリンもこれに次ぎ、資源のない日本は致命的な打撃を蒙った。その都度日米交渉は行われ即ち、米側とすれば、昭和十四年以降とってきた対日経済制裁政策を武器として、日本のアジア政策、とくに積年の対中国軍事政策を抑止し、できうれば「満州事変」以前の状態に復させるためのものであり、日本側からいえば、アメリカの対日経済封鎖によって、石油その他の重要物資の海外からの補給が困難に陥り、中国における戦線すら困難になってきた状況にかんがみて、対米妥協の可能性を見出そうとしたものであり、ひいては対南方進出の理由をつくるための手段でもあったのであるが、事態は改善されることなく、双方硬化の一途をたどった。

一方南進への傾斜を強めつつあった日本軍当局は、「南部仏印」における軍事基地の確保を急ぎ、昭和十六年六月二十五日南方施策促進に関する件の決定をもとに、七月二十八日には南部仏印進駐が決行され、これによって日本は対日協力を求めていたタイ国及び資源問題で交渉中であった「蘭印」当局を牽制するとともに、東南アジア諸地域に対する制空権、制海権を確保する基地を得たわけで、この進駐はアメリカをはじめ列国を強く刺激した。

(二)　ＡＢＣＤ包囲陣

日本の南部仏印進駐に対する報復措置として、アメリカは十六年七月二十五日、在日資産の凍結を行い、ついでイギリス、蘭印もこれにならった

が、蘭印はさらに日蘭石油民間協定を停止した。八月に入ってアメリカからの発動機用燃料、航空用潤活油などの輸入は全く途絶え、A（アメリカ）B（イギリス）C（中国）D（オランダ）の包囲陣によって日本は戦略物資の入手が不可能になり、二・二六事件前後から軍が計画していた戦争計画は画餅に帰したのである。ここに至って日本は決定的に「武力南進」に傾いていったのであるが、とくにABCD包囲陣をアメリカとの妥協によって緩和するか、あるいは武力によって突破すべきかの岐路に立つに至った。

そして九月六日には、御前会議において、十月下旬を目途とする戦争準備の「完整」と「十月上旬頃ニ至ルモ尚我ガ要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直ニ対米（英・蘭）開戦ヲ決意ス」という条項を含む「帝国国策遂行要領」が決定された。これによって日本は事実上、武力南進に大きくふみ切ったのである。

和・戦いずれかの道を選択しなければならない段階に到着した近衛内閣は、閣内の意見をまとめることができず、特に陸軍の主戦論におされ十月には総辞職となり、陸相からおされた東条英機を主班とする新内閣が誕生したのである。

その後戦争回避への動きはいろいろあったが、結局十一月五日の御前会議において、対米交渉は、十二月一日午前零時までに成功すれば武力発動を中止するが「自存自衛ヲ完フシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為、此ノ際対米英蘭戦争ヲ決意シ、武力発動ノ時機ヲ十二月初頭ト定メ陸海軍ハ作戦準備ヲ完整ス」ということを含む「帝国国策遂行要領」の決定が行われた。

㈢　遂に対米戦争へ

日米関係は最悪の事態に至り、十二月一日「御前会議」が開かれ、遂に十二月八日をもって対米英蘭開戦を行うべき「聖断」が下った。まさに矢は弦を放たれたのであって、マレー上陸作戦部隊は十二月八日、海南島を出発した。そして日本側の交渉打ち切りの通告は、アメリカ時間で十二月七日午後二時二十分、野村大使からハル国務長官に手交されたが、その一時間前に日本海軍機動部隊は、太平洋の米海軍根拠地ハワイ真珠湾に奇襲攻撃を行い、またその一時間五十分前には、日本陸軍先遣部隊はマレー半島に上陸を開始し、またイギリス支配下の香港、上海に碇泊中の米英両国艦艇に対する攻撃を含めて、日本軍は十二月八日未明、全戦線にわたり戦端を開いたのである。

なお、この日すでに日本軍の作戦行動が開始された数時間後、枢密院本会議（御前会議）が開かれ、形式的に宣戦布告が諮問され、全会一致で可決された。

二　戦局の推移

㈠緒戦の勝利

太平洋戦争の開戦にあたって日本は、相手側からは「だましうち」と非難される奇襲作戦を断行した。日米交渉の行われているさなかの十六年九月一日には、全海軍に戦時編成が発令され、さらに十一月五日には大本営海軍部が、所要の対米英作戦準備実施を連合艦隊に発令し、十一月六日には大本営陸軍部が、南方軍および南海支隊の戦闘序列と、南方要域および香港攻略準備を発令し、さらに同十五日には、南方軍および南海支隊に対する南方要域攻略の任務を付与、さらに同二十一日には、大本営海軍部が作戦部隊の作戦待機海面進出を指示、同二十六日にはハワイ攻撃の海軍機動部隊が択捉島を出港、十二月一日大本営は作戦実行を発令、翌二日には十二月八日をもって、進攻作戦を開始する旨を発令、同四日マレー作戦部隊が海南島を出発、十二月八日の開戦となったのである。

かくしてハワイ奇襲によって日本海軍は撃沈、戦艦四、敷設艦一、標的艦一、損傷、戦艦四、巡洋艦三、駆逐艦三、水上機母艦一、工作艦一、撃破した飛行機四七九などの戦果をおさめ、また南部仏印を基地とする海軍航空部隊は、十二月十日午後マレ半島沖を航行中のイギリス東洋艦隊主力艦プリンス・オブ・ウエルズとレパレスを撃沈した。

一方陸軍は南方作戦を開始し、海軍の援助のもとにマレー半島のコタバ

ルに上陸した部隊は、翌十七年一月三十一日にはジョホールを占領、続いて二月八日シンガポール島に上陸して同十五日これを完全に占領し、英軍一〇万を降伏させた。そして一方、前年十二月八日には、フィリピンに対する攻撃、タイ国進駐もおこなった。

その後、日本陸・海軍は十二月中にグアム島、ボルネオ島、香港、ミンダナオ島などに上陸しグアム島、ペナン島、ダバオ（ミンダナオ島）、ウエーク島、クチン（ボルネオ）などを占領、翌十七年に入って一月にはマニラを占領、中国戦線では長沙を占領、またクアラルンプール（マレー）、タナカン島、マラッカ、ダボイ（ビルマ）を占領、ニューブリテン島、アンボン島、そしてミンドロ島に上陸し、マカッサル、パレンバンなどを占領した。さらに三月にはジャワ島、ニューギニヤ島のラエサラモア、アンダマン諸島へ上陸、ジャワ島のバタビヤ、ビルマのラングーン、スマトラ島のメダン、ジャワ島のスラバヤ、クリスマス諸島などを占領、四月に入るとフィリピンのバターン半島を攻略し、五月にはビルマのマンダレー、コレヒドール島、ミンダナオ島を攻略、六月に入ってからはキスカ島、アッツ島を攻略した。

このように日本は奇襲という有利性を発揮して、開戦後約六か月の間は文字通り連戦連勝、破竹の進撃を続けた。これに対し十七年三月、フィリピンを脱出したフィリピン駐留のアメリカ陸軍司令官であったマッカーサーが同年四月、西南太平洋方面連合軍最高司令官に任ぜられ、オーストラリアのメルボルンにその司令部をおいて、反攻作戦を練った。

(二)戦局の転換

ハワイ・マレー沖海戦のあと日本海軍は、昭和十七年二月ジャワ沖海戦、バリ島沖海戦、スラバヤ沖海戦、三月バタビヤ沖海戦、さらに五月に珊瑚海海戦と、これらの戦いを通じて日本軍も相当の損害を受けたが、概ね日本側の優位のうちに推移した。

ところが同年四月十八日、日本本土に接近したアメリカ機動部隊の空母ホーネットから発進したB25爆撃機が、東京、名古屋、神戸の諸地区に

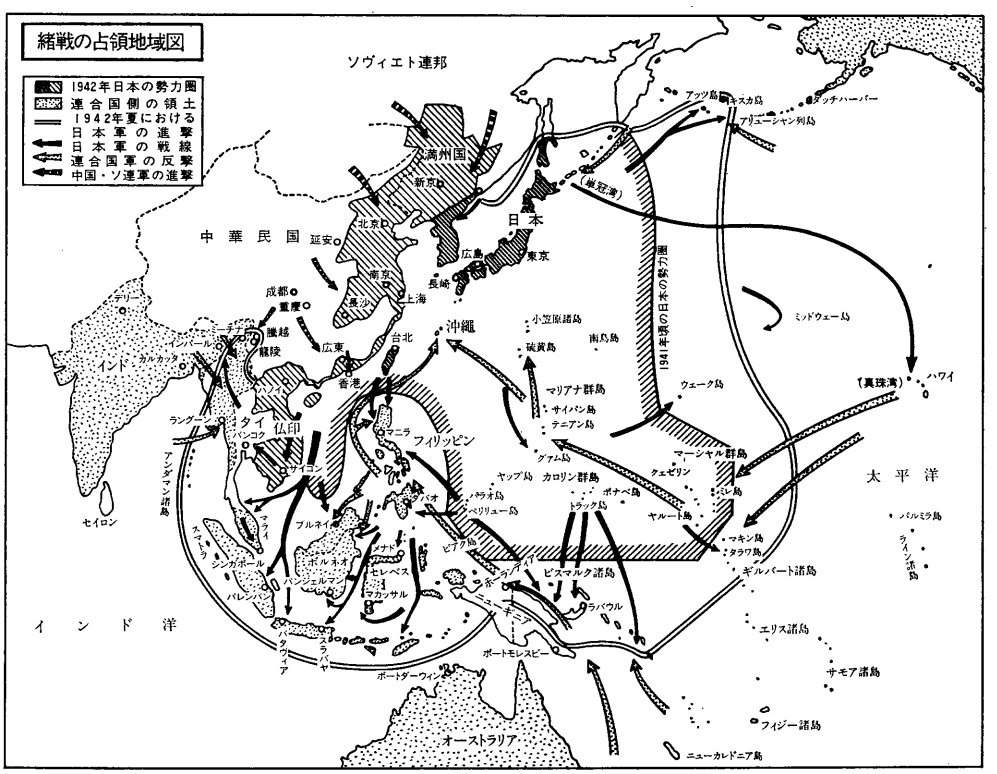

対して初空襲をおこなった。これによって西太平洋における制海空権を誇示していた日本海軍に大きな衝撃を与えた。

この東京空襲の威信回復と、短期決戦による太平洋の制海・空権の完全掌握を目ざす海軍はミッドウェイ島の攻略を企図し、連合艦隊の大部分をひっさげ、かつ同島占領のための陸軍部隊を随伴し、大規模な作戦が開始された。しかしこの作戦をいち早く察知した敵側に迎撃され、六月五日大海空戦が展開されたが、結果は空母四隻と巡洋艦一隻を失うという惨たんたる結果に終わった。

この海戦における米軍の圧勝と、日本軍の惨敗とは、太平洋における戦局逆転の転機となり、以後の戦いの主導権はアメリカに移っていったのである。

昭和十七年八月からガダルカナル島の戦闘が始まった。このニューギニア島の東方にあるソロモン諸島の中の一つであるガダルカナル島には、海軍陸戦隊が飛行場を建設していたが、同八月七日アメリカ海兵師団は、機動部隊支援のもとにその奪回作戦を開始した。その後日本海軍は、ソロモン諸島の攻防をめぐって米海軍との間に、第一次ソロモン海戦（八月八日）、第二次ソロモン海戦（八月二十四日）、サボ島沖海戦（十月十一日）、南太平洋海戦（十月二十六日）、第三次ソロモン海戦（十一月十四日）を戦い、その間相次ぐ増援攻撃作戦をおこなったが、日本軍は多大の損害を受けるのみで失敗に終わり、遂に翌十八年二月同島の兵力をブーゲンビル島に撤退させた。このとき撤退し得た兵力は陸海軍合計一万一、〇〇〇名であった。

このガダルカナルの敗戦は、緒戦期の勝利に酔った日本軍が、あまりにも戦線を拡大しすぎ、ついに伸びきった戦線に対する補給ができないための敗戦で、第一線の敗残部隊では、ついに多数の餓死者を出すという惨たんたる状態さえ現出、ミッドウェイ海戦の完敗とならんで、太平洋戦争の戦局を逆転する大きな契機となったのである。

三　戦局の長期化と決戦態勢

㈠枢軸国の敗退

昭和十八年二月、日本軍はガダルカナル島撤退の余儀なきに至り、また中国戦線においても大本営は十七年十二月、重慶進攻作戦中止を指示した。一方ヨーロッパ戦線においても昭和十七（一九四二）年十月には、イギリスのモントゴメリー将軍の率いる連合軍がエル・アラメインで反攻を開始し、ロンメル将軍の率いる独軍を攻撃して屈服させ、さらに十一月八日には、アイゼンハワー司令官の率いる米英連合軍が北アフリカ、カサブランカ付近に上陸して第二戦線を展開、またソ連スターリングラードの攻略を目ざしたナチス・ドイツ軍は、逆に十八年二月、壊滅的打撃を受けてソ連軍に屈服するに至った。精強を誇ったドイツ軍も一九四二年後半以降、東西両戦線で敗退しはじめ、イタリアは一九四三年七月、連合軍の本土上陸を許し無条件降伏している。かくして日・独・伊枢軸国はほぼ同じ時期に頽勢に転じたのである。

㈡米軍、反攻に転ずる

昭和十八年に入って、太平洋戦線においても日本の敗勢は一段と濃くなってきた。ガダルカナル島撤退につづいて、五月十二日には米軍がアッツ島に上陸し、二十九日には同島の日本軍は全滅し、七月二十九日には日本軍はキスカ島からの撤退を余儀なくされた。また米軍が六月三十日、中部ソロモン、レンドバ島およびニュージョージア島に上陸、七月五日にはニュージョージア島に上陸、さらに九月四日にニューギニア島のラエ、サラモアに上陸、十月二十七日にはモノ島に上陸、十一月一日にはブーゲンビル島に、ついで十二月十五日にはニューブリテン島に上陸、というように米軍の反攻は次第に熾烈を加えてきたのである。

㈢一にも船、二にも船

太平洋戦線において、日本が次第に軍事的な敗北を余儀なくされてきた理由は、もとより軍事的な作戦上の欠陥もさることながら、彼我の軍事装備の格差の問題と、さらに補給の問題が決定的な要素であったといえよう。すなわち日本は奇襲作戦による緒戦期の優勢を過信して戦線を無謀に広

太平洋戦争中船舶推移

（単位：千総トン）

年次	新増その他の増	喪失その他の減	差引増減	年末保有量	指数
開戦時（1941. 12. 8）				6,384.0	100
昭和16年12月中	44.2	51.6	Δ 7.4	6,376.6	99
17	661.8	1,095.8	Δ 434.0	5,942.6	93
18	1,067.1	2,065.7	Δ 998.6	4,944.0	77
19	1,735.1	4,115.1	Δ2,380.0	2,564.0	40
20年8月まで	465.0	1,502.1	Δ1,037.1	1,526.9	24
敗戦時（1945. 8. 15）				1,526.9	24

旧海軍資料による。100トン以上の鋼船一切を含む。『近代日本経済史要覧』（安藤良雄編）より

げ、その広大な戦線に対する兵力、軍需品、食糧などの補給が完全に破綻をきたしたのである。これ等輸送に必要な船舶は軍需生産にとっても重要な意味をもっていたが、米軍の航空および潜水艦による攻撃によって、船舶の喪失は累増し（別表参照）しかも新造船はこれに追いつき得ず、船舶問題が極めて深刻な問題になり、これが軍事的意味において戦線の維持を不可能にすると共に、他方南方および中国における占領地からの日本本土への軍需生産のための戦略物資の輸送をも阻んだのである。

㈣企業整備と経済統制の強化

ガダルカナルの敗戦でむかえた昭和十八年の初頭以降、政府と軍は戦局の悪化に伴って国内態勢の強化を推進せざるをえない状態に追い込まれていった。

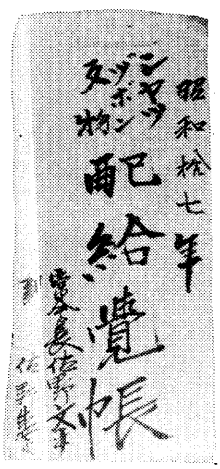

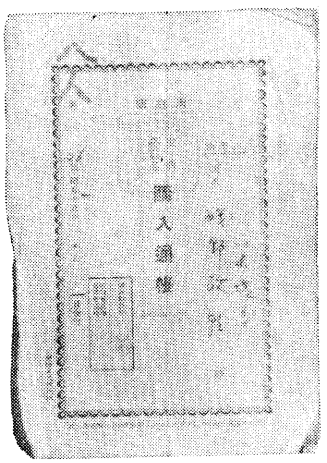

配給覚帳と生活必需品購入通帳

経済統制の面では、開戦まもなく企業評可令、物資統制令が施行され、昭和十七年にはいってからは「兵器製造事業特別助成法（政府が民間工場に、国費をもって重要な生産施設を建設し貸与するもの）、日本銀行法、重要物資管理営団法、戦時海運管理令、金融団体統制令、企業整備令、金融事業整備令、水産統制令、産業設備営団法改正、中央食糧営団設立などがあいついでおこなわれ、またこの間、国家総動員法に基づく重要産業団体令による各産業団

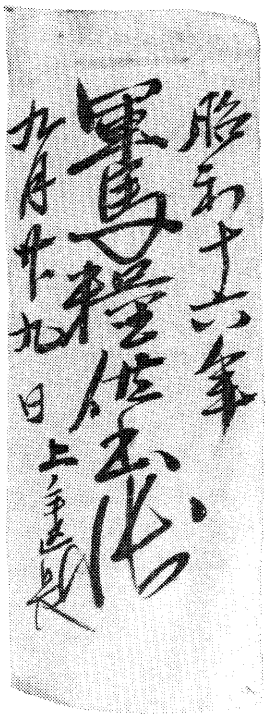

軍馬糧供出帳

体令による各産業部門別の「統制会」の設立、生活必需物資を含む各種物資の配給統制、消費規制などがおこなわれた。

戦局の逆転とさらにその悪化、並びに軍需生産の増産が、意の如く進まないことに極めて強い危機感を抱くに至り、これに対処する方策をとらざるを得なかったのである。

昭和十八年一月、閣議において「生産増強勤労緊急対策要綱」行政官庁職権委譲令、三月には交易営団法、水産業団体法、石油専売法、商工組合法、商工経済会法などをあいついで公布した。

またつづいて三月二十四日には、商工省外局として金属回収本部が設けられたが、これは銅像、鉄柵、鉄道レール（このため一部の私鉄、路面軌道などが外された）、それに家庭内金属類を回収したほか、繊維産業などのいわゆる平和産業関係の工場や、機械設備を軍需工業に転用するためのものであった。これと関連して同年三月以降、綿紡の徹底的整備と企業の整理統合が開始された。さらに四月には緊急物価対策要綱が閣議決定され、価格調整補給金制度、価格報奨制度が採用された。また六月には「戦力増強企業整備要綱」などが決定されたが、これは工業部門を第一種（繊維産業等軍需工場に転用すべきもの）、第二種（航空機、兵器、造船等の最重要軍需工業）、第三種（第一種、第二種以外のもの）の三部門に分かち、第一種工業部門の工場、機械などを徹底的に第二種工業部門に転用するとともに、第二種工業部門内部の整備をおこなおうとするものであった。

四　国家体制の強化と銃後の守り

昭和十八年後半にはいり、太平洋戦線ではアメリカ軍が、日本軍が占領していた重要な島に逆上陸してこれを奪回するとともに、一部日本軍の守備する途中の諸島をとり残したまま、次ぎの重要島嶼を攻略するという、いわゆる飛石作戦を展開するなどアメリカ軍の反攻が強化され、また九月八日にはイタリアが、連合軍に対して無条件降伏をするという事態に直面し、日本の軍と政府の危機意識はいっそう高まり、国内態勢をいっそう強化する方策を打ち出さざるを得なかった。

そのため、まず昭和十八年九月二十一日には「国内態勢強化方策」が決定された。この方策は軍需生産、とくに航空戦力の躍進的拡充と「食糧の絶対的自給体制」を確立するための国内態勢強化であり、理工科系学生以外の兵役徴集猶予停止、徴用の拡大と女子動員の強化、各種機関および一般家屋の疎開などをふくむものであった。

そして十月末には臨時議会を召集し、それによって成立した「軍需会社法」が同月末公布された。この法律によって軍需会社として指定された企業は、企業全体が強力な国家管理のもとにおかれ、軍隊的な編成をとるとともに生産について政府に対する公法上の責任を負い、さらに株主総会の権限など商法上の規定が排除され、実質上企業の役員の罷免権を政府がもつというものであった。また十一月一日付をもって行政機構の大改革がおこなわれ、従来の企画院、農林省、商工省、逓信省、鉄道省が廃止され、新たに軍需省、農商省、運輸通信省が設けられた。この場合とくに、陸海軍に分かれていた民間航空工業に対する発注



一億総動員のポスター

および、これに対する管理監督部門を一元化することが、最も大きなねらいとされたのであった。

○一億総動員

国民生活に対する重圧と脅威の最大なものは、なんといっても軍隊への動員であった。満州事変以来太平洋戦争末に至るまで、陸海軍に召集された数は一、〇〇〇万を起すと推定されるが、戦死者は陸軍で一四四万、海軍で四二万、その他の官民（戦災や玉砕せる島民の死者等を含む）六六万、不具廃疾は陸海併せ一七万余といわれている。昭和十八年には法改正によって学徒動員が行われ、これによって陸海軍に入隊した者のなかから、「特攻隊」として空や、海に多くの若い生命が奪われたことは、まさに太平洋戦争の悲劇であった。

一方、国家総動員法にもとづく「国民徴用令」による徴用もおびただしい数にのぼっている。軍需会社法、工場事業所管理令によって指定された企業、ないし工場事業所の従業員は、そのまま現員徴用となったが、そのほか新規として徴用された数のみでも数百万といわれている。

さらに学生・生徒の勤労動員も三〇〇万、女子勤労挺身隊も五〇万にのぼった。これらは本人の意志とは関係なく、事実上強制的に労働に動員されたものであるが、さらに国際法上の捕虜のほか朝鮮人・中国人は工場・事業場に労働力として、強制かつ過酷な条件のもとに使役された者も多数にのぼった。

学徒動員で本町に最も関係の深い身延中学校は五年生一〇〇名が愛知県半田市の中嶋飛行機半田組立工場、四年生一五〇名が横浜市の日産重工業工場、三年生一五〇名が川崎市の東京航空機計器工場に動員された。

○食糧及び生活物資の欠乏

戦争の長期化に伴い輸入食糧は見込めず、農村の労働力の軍隊への召集と徴用による工場への動員、肥料・農薬の欠乏等による生産低下は実に深刻な問題であった。なお峡南農工学校生徒は、はるばる北海道へ学徒勤労報国隊として渡道し、食糧増産に従事した。

農家の供出制度は十五年から始まり、十七年の食管法によって全国的に国家管理が強化され、供出割当を市町村が担当、さらに十八年には「部落供出制」に移して共同責任体制で完全供出をはかり、また保有米量を削って供出させるために、国家表彰制度を設けるなど、アメとムチによって食糧確保に躍気となった。

主食配給にいも類・そば・とうもろこしなど雑穀が米換算で入るようになる前年からこれ等も供出制となり、畑作農家も全面供出対象者となった。遊休閑地はもちろん、荒地の開墾、土手・工場敷地・家庭の庭先・学校の運動場まで最少限を残して耕し、いもや南瓜などを作って主食の足しとした。

なお、生活必需物資は既に切符制（十五年）となっていたが益々逼迫「ほしがりません勝つまでは」の標語を政府は隣組の回覧板、常会の必行事項として守らせようとしたが「ヤミ」という言葉は当然のようにこのころの日常生活の中に深くはいり込んでいたのである。

○昭和十六年久那土村事務報告（抜粋）

一、戸数並ニ人口ノ動態

現在戸数五二二戸、在籍人口年末現在ニ於テ男二、一七〇人、女二、〇七八人、計四、二四八人ニシテ、前年ヨリ九一人ノ増ナリ。現住人口ハ年末現在ニ於テ男一、一九六人、女一、四八九人、計二、六八五人ニシテ前年ニ比シ男四四人、女三一人、計七五人ノ増加ナリ。

二、生業ノ状況

農業ニ従事スルモノ多ク全村ノ大部分ハ農家ニシテ、農家四〇二ノ内専業二八〇戸、兼業農家一二二戸ナリ。商業及其他ノ業務ヲナスモノ一二〇戸ナリ。本村ハ耕地面積狭少ニシテ、一戸当リ田ハ僅カ九畝歩、畑ハ四反歩ニ過ギズ、然モ地味肥沃ナラズ、且ツ傾斜地等多クシテ労力ノ割合ニ収穫少ナク農業経営上困難多キ故、副業トシテ養蚕ヲ営ムモノ多ク、近年養蚕組合ノ活動ニヨリテ一層養蚕ノ発達ヲキタシ、本年ノ如キハ春蚕量一一、〇二四貫、金額九九、二一六円、夏秋蚕七、四三一貫、金額五九、四四八円ニ達ス。其ノ他養鶏・養豚等ノ副業マタ盛

ンナリ。

商業ハ統制経済確立サレ、配給制度実施セラルルヲ以テ一般ニ不振ナリ。然シテ業者ノ現況ハ物資欠乏ノタメ商品ノ入手困難ニヨリ辛ウジテ昔日ノ面目ヲ保ツニ過ギズ。

工業モマタ物資入手難ノタメ発展ヲナサズ。以上農・商・工ノミニテハ生計維持困難ノタメ各種ノ職人・職工トナリテ他出スルモノ多ク、且ツ軍需工場ニ進出スル男女多クシテ労力ハ不足ヲキタセル現況ナリ。

三、常　会

実ヲ上グベキ村常会ハ、三十余ノ委員ヲ以テ構成シ、毎月二十五日午後二時ヨリ久那土国民学校ニ於テ開キ、以後毎月二十六日ヨリ部落常会ヲ開キ、三沢常会ヨリ始マリテ芝草常会マデ七日間ノ期日ヲ以テ実施シツツアリ。其ノ成果極メテ顕著ナルモノアルハ時局柄洵ニ喜ビニ堪ヘヌ次第ナリ。

村長ハ事務一切ヲ統轄シ、助役ハ土木・勧業・統計・社会事業・経済更生ノ事務ヲ担任シ、収入役ハ財務ヲ、書記ハ戸籍・兵事・庶務・生活必需品物資ノ配給等各々其ノ職務ニ精励シツツアリ。

四、警備ノ状況

警防団ハ七部制ト別ニガソリン部隊トニ編成シ、各部トモ団長ノモトニ一致協力以テ防護ノ任ヲ期シツツアリ。

防空ニツイテハ、大東亜戦争勃発以来凡テノ機関ヲ動員シ、其ノ完璧ヲ期シツツアリ。昭和十六年十二月三十一日警戒警報、十七年一月二日午後六時三十分警戒警報、三月四日午後七時三十八分警戒警報、三月五日空襲警報ノ発令アリシモ沈着ヨク各々ノ職務ヲ遂行シ銃後ノ完璧ヲ期シツツアリ。

五、銃後奉公会ノ状況

応召並ニ入営兵士ノ壮行、帰還兵士ノ歓迎会等常ニ実施ス。軍人援護相談所ハ軍事扶助申請、前線将兵ニ対シ慰問品ノ発送ヲナス。留守宅ニハ区及ビ各種団体ト連絡シテ労力奉仕、留守宅慰問等ニ努ム。梅干・大麦・兎毛皮ノ供出等モ前年以上ノ成績ヲ収メツツアリ。

六、貯蓄ノ状況

村内各戸ニ対シテ簡易保険加入ノ推奨ニ努メ其ノ成績良好ナリ。尚十六年四月国民貯蓄ノ制度定マルニ及ビ村内ニ五〇〇人ノ組合員ヲ有シ、現金貯蓄三万円也、保険金債券購入等ニヨリ本村ニ割当テラレタル一八万円目標モ達成シ、加フルニ大東亜戦争ニヨル皇軍ノ大捷ニヨル感謝貯蓄ノ奨励ノモトニ、村民ニ対シ一層ノ協力ヲ求メ、約一万円也ノ貯金額ヲ割当テ実行シタリ。

七、物資統制令ニ依ル事業

本村ニ於ケル生活必需品タル木炭・砂糖・地下足袋・清酒・味噌・醤油・菓子・食油等ノ配給ニ主任深沢書記コレニ当リ、極メテ公平ニ配給ノ方法ヲ考究シ以テ村内消費者ノ便ヲ計リツツアリ。

八、其ノ他

村内一般及ビ各種団体ニハ、報国貯金・債券ノ購入・国債ノ消化等ヲ奨励シ目下其ノ実績ヲ上ゲツツアリ。

社発第四〇五号
昭和十六年十二月十五日

学務部長

各市町村長殿
各方面委員殿

庶民生活強化運動実施ニ関スル件通牒

財団法人全日本方面委員聯盟提唱ノ下ニ従来全国一斉ニ実施来リ候方面強調週間ハ今回実施方法ニ検討ヲ加ヘ単ニ方面事業ノ強調整備乃至ハ歳末ニ於ケル要扶掖者ノ救援ノミニ止メズ其ノ実践ノ分野ヲ拡充シ大政翼賛運動ノ一翼トシテ戦時生活ノ刷新強化ヲ目指シ名称ヲ庶民生活強化運動ト改メ実施致スコトト相成候処右ハ庶民生活ノ指導支援ヲ行ヒ以テ重大時艱ノ克服ニ貢献スル所極メテ大ナルモノ可有之ト思料セラレ候ニ付テハ別紙実施要綱ニ基キ貴職並ニ方面委員其ノ他関係者協議ノ上有効適切ニ実施相成充分所期ノ成果ヲ挙ゲラルル様格段ノ御配意相成度

追而左記諸点参考マデニ御含置相成度申添候

記

一、本年度ハ大政翼賛会山梨県支部ガ後援トナリ同会ヨリ市町村支部ニ対シ積極的協力方通牒相成筈ニ付実施ニ際シテハ同会市町村支部ト緊密ニ連絡提携セラレタキコト

二、市町村ノ実情ニヨリ本年直ニ従来ノ方法、慣習ヲ一擲スル事困難ノ場合ハ其ノ運動目標ヲ真ニ時局ノ要請ニ即応セシムルニ努メ内容ニ於テハ適宜従来ノソレヲ踏襲スルモ差支ナキコト

三、実施ニ当リテハ運動目標並ニ実践事項ノ拡大ニ伴ヒ市町村ニ在ル各種団体ノ積極的協力ヲ求メ其ノ総力ヲ結集シテ実施スル様考慮セラレタキコト

庶民生活強化運動実施要綱

一、名　称　庶民生活強化運動

二、期　間　昭和十六年十二月二十日ヨリ二十五日マデ

三、主　唱　財団法人全日本方面委員聯盟

四、後　援　山梨県、大政翼賛会山梨県支部
山梨県方面委員聯盟、山梨県社会事業協会

五、実施主体　市町村、市町村方面事業助成会

六、趣　旨　畏クモ宣戦ノ大詔渙発セラル、今ヤ真ニ千古未曾有ノ非常時局ニシテ国運隆替ノ由ッテ岐レントスルノ秋隣保相扶ノ醇風ヲ振起シ苟モ国民ニシテ一人ト雖モ其ノ職分ヲ曠シウスル者ナカラシムル様庶民生活ヲ強化刷新シ相率ヒテ臣道実践ニ邁進セシメ以テ重大時艱ノ克服ニ資セントス

七、運動目標
1　隣保相扶観念ノ昂揚
2　戦時庶民生活ノ建設
3　庶民生活ニ対スル支援
4　方面事業後援団体並ニ厚生福祉施設ノ整備拡充

八、実践方法
1　市町村ニ於テハ方面委員本運動ノ中心トナリ一定ノ綜合的実施計画ヲ樹立シ之ニ基キテ実施ニ当ルモノトス
2　町内会、部落会、隣組等ノ幹部、社会事業団体、教化団体、婦人団体、青少年団体、宗教団体等ノ積極的協力ヲ求ムルモノトス

九、実践要目
一、趣旨ノ宣揚ニ関スル事項
（イ）本運動実施ニ付特ニ町内会、部落会、隣組等ノ常会ニ於テ方面委員其ノ他適当ナル関係者ヨリ本運動ノ趣旨ヲ述ベ其ノ協力方ニ付懇談ヲナスコト
（ロ）国民学校児童ノ作文、習字等ノ教材ニ本運動ニ関スルモノヲ採リ入ルルコト
（ハ）講演会、映画会、懇話会等ヲ開催スルコト

二、戦時庶民生活ノ建設ニ関スル事項
（イ）共同労作、共同炊事、共同購買等生活協同化ヲ促進スルコト
（ロ）貯蓄ノ励行ヲ図ルコト
（ハ）廃品ノ活用ヲ勧奨スルコト
（ニ）冠婚葬祭其ノ他歳末年始等ニ於ケル虚礼虚飾ノ廃止励行方ニ付特別ナル措置ヲ講ズルコト
（ホ）其ノ他庶民ノ生活ヲ戦時下ニ即応セシムルヤウ必要ナル各般ノ指導的措置ヲ講ズルコト

三、庶民生活ノ支援ニ関スル事項
（イ）一般要扶掖者、軍人家族遺族並ニ時局ノ影響ヲ蒙ル者ニ必要ナル支援ヲ為スコト
（ロ）生活支援ハ恩恵的、施与的ニ流レズ飽ク迄モ隣保相扶ノ醇風ニ基ク国民的支援ノ精神ニ依リ且其ノ形式ニ於テ之ヲ実施スルコト
（ハ）生活支援ハ歳末ニ於ケル一時的給与ノミナラズ事情ニ応ジ生業維持、転業等ノ為必要ナル支援ヲ為スコト
（ニ）戦時下ニ生起シツツアル各種社会的疾患（例之要保護少年ノ増加、乳幼児ノ栄養低下等）ヲ隣保共同ニテ出来得ル限リ防止措置ヲ講ズルコト
（ホ）既存ノ各種厚生福利施設ノ機能ヲ最高度ニ発揮スル様之ガ周知ヲ図リ且利用ヲ勧奨スル為適切ナル方途ヲ講ズルコト
（ヘ）県民生活ノ強化ニ資スル為方面事業後援団体及各種厚生福利施設ノ整備拡充ヲ促進スルコト
（ト）各種ノ救護施設ニ保護ヲ受ケツツアル者ニ対シ適当ナル方法ニ依リ慰問慰藉ノ方途ヲ講ズルコト

四、資金ノ造成ニ関スル事項
生活支援ニ必要ナル資金ハ次ノ如キ方法ニ依リ汎ク一般ノ理解協力ヲ得テ造成シ一部ハ歳末ニ於ケル一時支援ノ資ニ充ツルト共ニ必要ニ応ジ一部ハ方面事業団体其ノ他各種厚生福利施設ノ常時的支援資金ニ充ツルコト

（イ）従来ノ実績ニ徴シ適当ナル方法ニ依リテ一般市町村民ヨリノ醵出ヲ求ムルコト
（ロ）婦人団体等ノ協力ニ依リ各戸ヨリ不用品、廃品等ノ提供ヲ受ケ即売会ヲ催シ其ノ収益金ヲ事業資金ニ充ツルコト
（ハ）一般有資者並ニ官衙、会社、工場等ヨリ適当ノ方法ニ依リ寄附ヲ求ムルコト

五、県ニ於テ実施スル事項（予定）
（イ）期間中「山梨県ノ時間」ニ於テ本運動ノ趣旨ヲラジオ放送ス
（ロ）本運動ノ趣旨ヲ徹底セシムル為印刷物ヲ作成シ市町村ヲ通ジ町内会、部落会、隣組等ノ常会ヲ始メ適当ナル箇所ニ配布セシム
（ハ）期間中数ケ所ニ於テ要保護少年発生防止ニ関スル協議会ヲ開催ス
（ニ）期間中人口増強ニ関スル座談会ヲ開催ス

振甲収第二二号
昭和十六年九月十五日

総務部長

各市町村長殿
各　課　長殿
各　廨　長殿
各事務所長殿

金属類特別回収ニ関スル件

第二次官庁公共団体資源特別回収ニ関シテハ目下着々回収物件ノ撤去蒐集等夫々実施中ノ事ト被存候処撤去補修等ニ関シテハ引続キ民間物資ノ特別回収実施ノ運ト相成近ク商工省告示ヲ以テ撤去費補修費代替品費等ノ基準額ヲ決定セラルルコトト相成タルニ付テハ官庁公共団体分ニ付テモ可成其ノ基準額以内ニ於テ撤去補修等ヲ実施シ費用ノ低減ヲ図ル為近ク県下土木建築工業組合員ヲ以テ工作班ヲ組織セシメ之ニ協力セシムルコトト相成候条右御含ノ上爾今本件実施ニ関シテハ左記ニ留意ノ上実施相成度尚市町村ニ於テハ関係事項ニ関シ一般ニ周知方取計相成度

記

一、官庁公共団体ノ特別回収物件中代替品ガ必須ニシテ（例ヘバ国民学校ノ採暖火鉢、溝蓋、屋根等ノ如キ）而モ其ノ入手ニ相当期日ヲ要スルモノニ付テハ第二期中（一月末日迄）ニ回収ヲ完了シ得ル様速カニ代替品ヲ入手スベク手配シ入手ノ上速カニ回収スルコト
二、撤去、補修等ニ相当経費ヲ要シ工作班ノ斡旋ヲ希望スル向ニ在リテハ左ノ様式ニ依リ振興課宛申出ヅルコト
（斡旋申込様式）

回収物件						
物件所在	物件名	構造	長サ（米）面積（平方米）箇数	供出見込量	着手予定月日	備考

備考　物件ノ構造ニ付テハ可成具体的ニ備考欄ニ記入スルコト

三、曩ニ指示シタル集積場所、集積期日ハ第一期分ヲ示シタルモノナルヲ以テ第一期中ニ回収スベキモノト決定セルモノ、及第二期分ト定メラレタルモ撤去補修等比較的困難ナラザルモノ等ヲ可及的多量ニ供出スルコト　第二期ニ於ケル回収物件ノ集積場所、期日等ニ付テハ民間物件回収計画ト睨ミ合セ輸送力等ヲ考慮ノ上別ニ指示スル予定ナルコト
四、民間物件ノ回収計画ニ関シテハ別途詳細計画ノ上指示スベキニ付其ノ間ニ於テハ供出スベキ物件ノ選定、取纏等何時ニテモ供出シ得ル様準備セシムルニ止ムルコト
五、九月一日付閣令第二十号回収物件、及施設指定規則（九月一日官報参看）第三条ニ指定セラレタル施設（概ネ九月十日現在ノ調査対象ナルモ多少追加アリ）ニ備付ケタル同規則第二条ニ指定セラレタル物件ハ八月二十九日付勅令第八百三十五号金属類回収令（八月三十日官報参看）第三条ニ依リ「譲渡其ノ他ノ処分ヲ為シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ」禁止セラレ之ガ違反者ニ対シテハ国家総動員法ニ依ル厳重ナル処分アルベキニ付此旨一般ニ周知徹底セシメ違反ヲ未然ニ防止スルコト

六、官庁公共団体分タルト一般民間分タルトヲ問ハズ特別回収ニ関シテ疑義ノ存スル場合ハ具体的ニ振興課ニ申出打合ヲ遂ゲ或ハ徹底ヲ欠キ或ハ苛察ニ渉ラザルニ留意スルコト

振山発第九〇号
昭和十六年九月十六日

恩賜財団軍人援護会山梨県副支部長　渡辺　宏綱

各市町村銃後奉公会長殿

銃後奉公強化運動中郷土出身ノ前線将兵慰問ノ件

来ル十月初旬ヲ期シ全国一斉ニ実施セラルベキ銃後奉公強化運動ニ際シ、前線慰問ノ為当支部ニ於テ郷土絵葉書ヲ作成シ別途送付致候ニ付キ、前線出動ノ郷土出身将兵ニ対シ、左記参照ノ上適当ノ方法ヲ以テ発送方御取計相成度

追ツテ部数不足ノ場合モ可有之候ニ付キ出動応召ノ年次ヲ追ツテ可成古参将兵宛御送付相成度候

記

一、郷土絵葉書ハ一人宛一部（四枚一組）贈呈スルコト

二、郵送ノ為必要ナル包装袋ハ国民学校児童又ハ隣組等ニ於テ作成スル等適当ノ方法ニ依ラレタキコト

三、郵送料（開キ封ニテ三銭）ハ可成ク銃後奉公会其ノ他ノ団体ニ於テ負担セラレ度キコト包装内ニ慰問文ヲ挿入セラレ度キコト（其ノ場合ハ郵税四銭）

四、可成ク銃後奉公強化運動期間中ニ市町村内前線慰問行事ノ一トシテ発送セラレタキコト

富銃発第五号
昭和十六年九月二十九日

富里村銃後奉公会長　桜田　潔

村会議員
常会長　殿
各種団体長

銃後奉公強化運動ニ関スル件通牒

来ル十月三日ヨリ同七日迄銃後奉公強化ノタメ左記事項実践其趣旨ノ徹底ヲ計ラレ度

記

一、十月三日　毎戸国旗掲揚

一、十月三日　午前七時半軍人援護ニ関スル勅詔奉読式挙行ニ付（国民学校）多数参列ノコト

一、十月三日　正午村民ハ在所ニテ黙禱

一、十月四日（時間未定）下部療養所慰問（各種団体長）

一、適切ナル会合ニ於テ左ノ誓ヲ斉唱セシムルコト

銃後奉公ノ誓

1　皇室のもと一億一家、心と心、力と力とを一つにして銃後を守り固めます。
2　朝夕に皇軍の労苦をおもひ戦線に送る銃後の真心として慰問文と慰問袋とを絶やさぬ様に致します。其の留守宅の力にもなりませう。
3　遺族の家を護り合って英霊の忠誠におこたへ申します。
4　傷痍軍人には心から敬意を表し其の再起奉公に力を添へませう。
5　銃後も国防の第一線、元気に睦まじく将来の大きな希望に生き、現在の苦難を戦ひ抜きませう。

以上

昭和十七年一月富里村常会々議事項　一、二五

一　軍用叺供出ノ件
二　軍用梅干供出ノ件　一戸二〇粒宛
三　衣料切符実施ノ件
別紙調査書調査ノ上至急提出下サイ
追テ購入券交付ノ日時ハ通知スルニ付為念
四　企業許可令施行ニ関スル申請ノ件
日割ハ左記ノ通リニ付キ役場マデ関係者出頭ノコト
一月二七日　清沢　大炊平　岩欠　杉山　長塩
〃　二八日　丸畑　北川　和名場　栃代
〃　二九日　昭和組

〃　三〇日　昭和組以外ノ常葉区一円
二月　一日　下部元村
一月二一日　前記以外ノ四号方面
二月　二日　前記日割ノ不参ノ者

五　塩ノ配給ニ関スル件

購入者ハ各部落ノ購入店左記ノ通リ指定ス

一号入全、山口、東組　　渡辺文吉
市ノ瀬　日向　　桜田清治
丸畑　長塩　北川　市瀬日影　境畑　昭和組　　小松富重
常葉日向全　五条　宮平　岩下　　依田清正
波高島上組　上ノ平　　佐野　信
波高島下組　桃川　　米沢市作
下部駅より大曲マデ　湯ノ奥　　杉山一好
下部大曲より廻沢マデ　　石部政信

農発第三六一号
㊙　昭和十七年五月十四日

経済部長

富里村長・農会長殿

軍需梅干供出割当ニ関スル件

軍需梅干供出ニ関シテハ事変勃発以来特別ナル御配慮相煩居候処大東亜戦争以来軍ノ作戦上梅干ハ第一線部隊用トシテ愈々重要ト相成候為昭和十七年度ニ於テハ前年度以上ノ供出割当有之候ニ付テハ左記事項篤ト御了知ノ上梅干ノ計画的生産確保ニ努メラレ供出上万遺憾無之様特段ノ御配意相煩度尚本年度ニ於テハ製造用食塩配給統制相成居候ニ付供出梅干用塩ハ専売局ヨリ各町村ニ特配セラルルニ付御了知相成度此段及通牒候也

記

一、昭和十七年度軍需梅干製造並供出割当

市町村名	供出用生梅漬込割当貫数	所要塩量	梅干供出割当数	同上樽数	摘要
富里村	一四〇メ	四二メ	五六メ	一五樽	但シ一樽ハ選別セル梅干三貫七〇〇匁詰トス

（注意）

1　原料生梅ハ甲州小梅及極大粒ハ使用セザルコト

2　塩ノ割当ハ生梅一升（但シ山盛一升トス）ニ対シ塩三合又ハ生梅一貫匁ニ対シ塩三〇〇匁ノ割合トス

3　生梅重量ニ対スル梅干出来上リ高ハ約五五％予定ナリ

4　生梅漬込割当量ハ梅干出来上リ後選別除外スベキ分トシテ約三〇％ヲ見込居ルモノトス

5　供出割当数量ハ最低数量ナルニ付供出ニ際シテハ選別除外品以外ハ全部供出スルモノトス

6　着色、調味料タル紫蘇ハ生梅一貫ニ対シ二〇〇匁（但シ茎葉共ノ重量トス）ヲ準備シ太キ茎ヲ除キ使用スルコト

7　製造方法ニ付テハ別途ニ製造仕様書印刷シ送附ス

二、供出時期　九月以降ノ予定

三、供出方法　前年ニ準ズルモ改メテ通知ス

富里村

昭和十七年度軍需干草供出割当表　七月常会提出

部落名	戸数	貫数	部落名	戸数	貫数
清沢	二八	二八〆	宮ノ平二	五	五
大炊平	二六	二六	昭和組	七〇	五〇
岩欠	三六	三六	中嶋酒屋	一三	一三
杉山	九	九	北原	一一	一一
和名場	二〇	二〇	林組	一九	一九
栃代	二五	二五	中組	二四	二四
丸畑	三一	三一	下組	三〇	三〇
長塩	五一	五一	杉之木	一六	一六
北川	二二	二二	出ノ口	一三	一三
市之瀬　日向	二六	二六	竹之嶋	二五	二五
〃　日影	二八	二八	上之平	四八	四八
境畑	一三	一三	波高嶋	六二	六二
五條	八	八	桃川	一三	一三

芦原山口	一九	一九	下部	一三五	一一〇
東	三八	三八	湯之奥	四八	四八
宮ノ平一	六	六			

注意

一、本年ハ供出量昨年ノ三分ノ一ニ減ジ最モ良質ノモノヲ供出セシムル予定ニテ検査モ厳密ナルガ故特ニ左ニ留意アリタシ

(イ) カヤ、ススキ等ノ太キ処ハ絶対ニ入レザルコト

(ロ) 手クブリハ必ズホドクコト

(ハ) 色ハ青々ト乾シ上ゲ変色及イキレタルモノハ入レヌコト

(ニ) 乾シ上ゲタルモノハ夜露、フッカケ等ニセザル処ニ置クコト

(ホ) 供出日ハ軍ト打合ノ上追テ通知ス

昭和十七年一月十七日

西八代郡富里村銃後奉公会長　桜田　潔

総務部長　殿

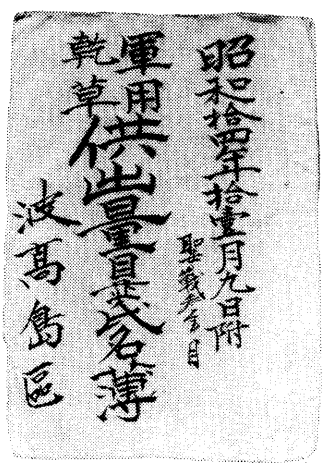

軍馬糧乾草の供出書

金属類特別回収優良部落並個人調査ニ関スル件

客年十二月三日照会ニ係ル左記調査別紙之通リ推選及報告候也

金属類特別回収優良部落会事績調書

西八代郡富里村下部部落常会

一　部落会地域ノ概況

(一)　環境　下部温泉ノ所在地ニシテ住家ハ二十町余ニ渡ル広域ニ点在シ、温泉業者・宿屋業者ヲ除ク外一般農業ニ従事ス。

(二)　戸数　一三〇戸

(三)　住民ノ生業状態

営業者ノ外主トシテ農業ニ従事スルモ、耕地ハ甚ダ狭少ニシテ食糧ハ年内三分ノ一ヲ支フル能ワズ、従ッテ農閑期ハ製炭・製材等ノ業ニ服シ産業報国ノ念ニ燃エツツアリ。

二　部落常会ノ活動状況

(一)　平素ニ於ケル活動状況

常会長ヲ中心ニ何レモ毎月一回男女常会ヲ開キ、協力一致シテ社会奉仕・勤労奉仕・下部開発事業・療養所・遺家族慰問等其ノ活動振リニ至ッテハ村内ノ模範タリ。

(二)　回収ニ際シテノ概況

各種団体ヲ動員シ、回収ニ先ダチ毎戸ニ渡リ勧告督励シ、時局下喜ンデ之ニ応ズル様認識ヲ深メタリ。当日ハ各役員出動シ能ク回収班ヲ助ケ秤量・梱包・運搬等ニ協力ン其ノ進行ヲ計リタリ。

三　供出数量

鉄	貫	銅及銅合金	貫
普通屑	三〇三、五八〇	故銅	五、七四〇
級外〃	二七、一四〇	真鍮	一一、八七〇
白ベラ	一五三、四八〇	砲金	六、八〇〇
並銑	一二六、五〇〇	唐金	
計	六一〇、七〇〇	計	二四、四一〇

四　供出物件ノ主タルモノ

門扉　柵　手摺　欄干　仕切用金物

銅　(乙)　金屬類特別回收供出物件總括表

昭和18年1月10日　　市區町村集荷場所名　富里村

區分	銘柄	量目	代替物費ヲ含メタル買上代金	取外シ費	修理費	備考
買上品	古銅	35貫340	292円81	2円97	44	三三常会
	真鍮	116 200	834 32	17 39		
	唐金	17 370	79 48			
	砲金	2 805	15 23			
	小計	171 715	1221 84	10 36	44	

鐵　(乙)　金屬類特別回收供出物件總括表

昭和18年1月10日　　市區町村集荷場所名　富里村

區分	銘柄	量目	代替物費ヲ含メタル買上代金	取外シ費	修理費	備考
買上品	普通屑	2511貫980	2,681円26	296円01		三三常会
	級外	71 310	23 69			
	白ベラ	[redacted] 700	21 76	10 03		
	並銑	504 420	426 76	1 36		
	小計	3131 410	3,153 47	307 40		

隣保組回ラン

隣組回覧

銀の大動員

今や勝敗の鍵は懸つて航空決戰に在ります

△皆さん　銀を出しませう。銀を！

敵は我が表玄關に迫りつゝあります。最早一瞬の躊躇をも許しません。私共は斷乎これを撃碎すべく邁進の一途あるのみです。刻下の急務は航空機等の生産に必要な大量の銀を供出し一刻も早く前線へ一機でも多くの新鋭機をどし〳〵送り込むことです。就ては左記事項を篤と御覧願つてこの際全國各家庭の隅々からたとへ一匁の銀でも餘す所なく之をお國の御用に立てますやう十二分の御協力を願ひます。

尚金・白金・ダイヤモンドに付てもこの際銀と一諸に買上げますから是非御持參下さい。

▼回收物件

銀製品の室内裝飾品、化粧用品裝身具、食器、菓子皿、喫煙用具、文房具、外國銀貨、古錢其の他銀であれば何んでも結構です。

▼買上方法

左記日時及場所へ政府の買上代行機關たる社團法人中央物資活用協會の買上班か出張して買上ます。

日・時

場所

▼買上値段

政府で定めた價格

銀製品　純銀量一匁ニ付　三十五錢

銀地金　同　十七錢五厘五毛

金　純金量一匁ニ付　十四圓四十三錢七厘五毛

の割合で買上げます。買上げに付ての鑑定秤量は嚴選された鑑定員に依つて公正に行はれます。

▼代金支拂

現品を持參して頂けば其の場で鑑定秤量の上即時現金で支拂ひます

昭和十九年九月

大藏省・内務省・軍需省・山梨縣

中央物資活用協會山梨縣支部

回覧順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

山梨・四

五　特ニ優良ト認メタル理由

組員何レモ和衷協力自カラ進シデ労務ニ服スルノ美風アリ。

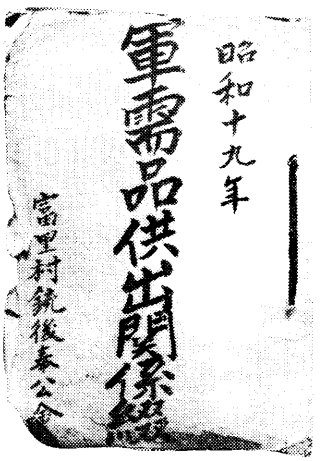

軍需品供出関係つづり

昭和十九年度戦時物資供出割当表（富里村）

部落名	松根	叺	莚	縄	藁	綿
清沢	五九〇メ	三三ケ	三五枚	五包	二三梱	六・三メ
大炊平	五九〇	三三	三五	五	二三	六・三
下岩欠	三五〇	二〇	二三	五	一三	三・七
上岩欠	四一〇	二五	二八	五	一五	四・四
杉山	一五〇	九	一〇	五	二	一・七
和名場	四四〇	二七	二九	二五	五	五・六
栃代	四一〇	二五	二八	一五	五	四・四

長塩	一、二三〇	六六	七四	一〇	四〇	一一・八
丸畑	六八〇	四〇	四四	三五		七・三
北川	五三〇	三一	三四	五	三	五・五
市之瀬日影	六三〇	三八	四三	五	二四	六・七
〃日向	六三〇	三八	四三	五	二四	六・七
境畑	三〇〇	一八	二〇	五	八	三・三
五条	一七〇	一〇	一二		七	一・九
芦原山口	四八〇	二七	三〇	五	一七	五・一
東	七七〇	四六	五一	五	三三	八・一
宮ノ平一	八〇	五	六		四	一・〇
〃二	一五〇	九	一〇		七	一・七
酒屋中島	三八〇	一八	二〇	五	八	三・三
昭和組	一、六三〇	九六	一〇六	一〇		三・七
北原	一九〇	一三	一三		八	二・一
林組	四一〇	二五	二七	五	一三	四・四

中組	五七〇	三四	三七	五	二一	六・〇
下組	七〇〇	四一	四五	五	二六	七・四
杉ノ木	三七〇	三	二四	五	一三	四・〇
出口	三〇〇	一八	二〇	五	九	三・三
竹ノ島	六三〇	三八	四三	五	二六	六・九
上ノ平	一、二三〇	七三	七九	五	四九	一三・一
波高島	一、四五〇	八五	九四	五	六〇	一五・六
桃川	三〇〇	一八	二〇	五	八	三・三
下部一	七四〇	四四	四八	一〇	一四	七・八
〃二	五七〇	三四	三七	五		八・六
〃三	六一〇	三六	三九	五		九・八
〃四	一、〇一〇	六〇	六六	五		一四・七
湯ノ奥	一、〇七〇	六三	六九	三〇	三	一一・五
計	二〇、五四〇	一、二三四	一、三三七	二五五	五四六	二三六・九
県割当	二〇、〇〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	二五〇	五四〇	二三六・〇

追加分	五〇	一四	一七	五	六	〇・九

昭和十七年十一月三日

富里村銃後奉公会長　石部元三郎

勇士各位

大東亜戦争勃発以来僅カ一年足ラズニシテ、我ガ皇軍ハ戦域正ニ一万数千哩、実ニ此ノ広漠タル海空陸ニ於テアラユル困苦欠乏ニ堪エナガラ善謀力戦、世界戦史ニ比類ナキ大戦果ヲ挙ゲテイマス、只々我等ハ有難ウト云ウ言葉ヨリ外アリマセン。又一方建設方面ニ於テハ、満州、支那各地ハ勿論南方新占領地ニ於テモ重要国防資源ノ確保ヲ始メ、建設諸事業ノ着々トシテ進メラレツツアルコトハ誠ニ邦家ノタメ慶賀ニ堪エマセン。而シナガラ戦争モ建設モ又コレカラデアルコトハ申スマデモアリマセン。我々ハ前線銃後ノ別ナク打ッテ一丸トナリ、不撓不屈、如何ナル長期戦ニモ堪エ、道義ニ基ヅク大東亜ニ新秩序モ建設シ以テ万民皆ナ其ノ所ヲ得シムルコトガ我国ノ理想デアリマス。

コノ理想顕現ノタメニハ諸君ハ命ヲ捧ゲ君国ニ尽シ、我々ハ身ヲ挺シテ銃後ヲ固メル覚悟ガナクテハナリマセン。コレヲ思ウ時全ク帝国ノ前途ハ正ニ苦難デアリ又光明デアリマス。今後幾度カ我ガ上ニ試練ノ嵐猛ル共断乎ト守レ其ノ正義進マン道ハ一ツノミ、強キ信念ニ生キヌキハジメテ光明ニ浴スルコトガ出来ルノデス。諸君、銃後ハ更ニ心配ナク、唯一途ニ彼ノ傲慢不遜ナル米英撃滅ニ向ッテ邁進シテ下サイ。

コノ慰問品ハ誠ニ軽粗ナモノデハアリマスガ、村民一同ノ感謝ノ真心ガ含マレテオリマス。本日役場ニ於テ慰問品ノ梱包ニ発送ニ余念ナキ青年婦女子ノ姿ヲ御想像下サイ。

今年ハ幸イ天候ニモ恵マレ、養蚕モ農作物モ大豊作デ去ル二十七日ニハ新穀感謝祭並ニ武運長久戦勝祈願ノ太々神楽ヲ村社ニ於テ執行シマシタ。コノ御守ニハ村民一同ノ誠意ト祈願ガ込メラレテオリマス。御佩用下サイ、左様ナラ。

本村各種団体ノ氏名ヲ参考マデニ

村長　石部元三郎　助役　赤池忠則　収入役　渡辺宗親　書記　小林孝叶　小林能臣　渡辺要　佐野信次　小林敏江　斉藤マサエ　渡辺正臣　国民学校長　松田寛　青年学校長　前川重弘　産業組合長　渡辺趣譜　農会長　堀内卓三　森林組合長　桜田潔　警防団長　磯野辰一　軍人分会長　竹内京三　軍友会長　佐野利晴　教育後援会長　馬場正臣　翼賛壮年団長　佐野喜光　銃後奉公会職員　佐野利晴　婦人会長　石部多か

一身上家事上ノコトニツキ御相談ガアリマシタラ遠慮ナク銃後奉公会専任職員佐野利晴宛御通信下サイ。

謹　啓

「オミンナン　オアツウゴイス」と申しても　上空の寒き大空に北方の冷涼な地に、極熱の南方に　広い地域に亘って活躍なされ、しかも　此の御たよりが皆様の御手許に届くのは早くて二週間、遅きは半年「オ寒ウゴイス」といはねばならぬ秋かと思ひます。

でも只今故里は「オ暑ウゴイス」上衣は着用せずともよいと資源愛護の見地からか、お上よりのお達しがあって外出も上衣なしが多くなりました。

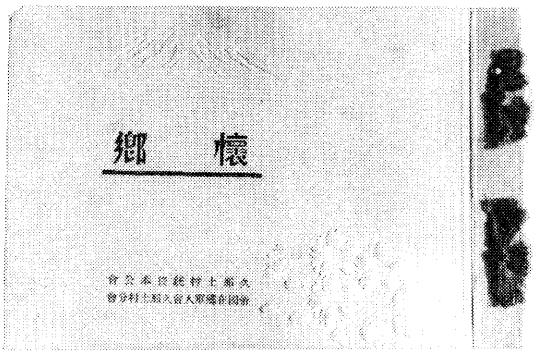

慰問写真集（慰問袋へ入れた）

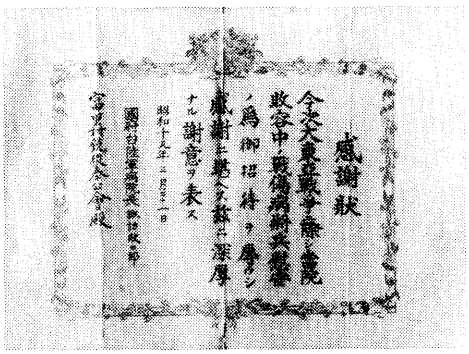

戦傷病将兵慰安の感謝状

春蚕も六十掛から七十五掛となり村平均十一円五十銭見当です。収量も村平均瓦当七百二十匁といふ好成績、織物原料の不足の折柄益々馬力をかけています。麦作も思ひの外実入が良くて収量多く大麦などは供出希望者ばかり、稲作も発育順調、目下食糧増産緊急対策が実施され、甘藷、豆類　ソバ　玉蜀黍　大豆等雑穀の増産に懸命です。食糧不足等万々なからしむ可く増産隊の編成、青少年団、壮年団等の活躍著しきものがあります。必ず食糧難は打開致します。否食糧不足等絶対に到来致しませんから御安心下さい。

私共青年指導を托されているもの、農夫の食糧増産、前線の苛烈凄壮な決戦を繰返していられる諸兄と同じ態度で職場に打死の覚悟で頑張っています。

「オミンナン」安心して呉れ、兄等先輩の後には張切った青少年が何時でも出動出来得る態勢で待機しています。行軍力の養成、耐久力の錬磨、士気の昂揚に郷にいては産業戦士として、兵となっては、米英撃滅の火の玉となり得る身心の錬成に励んでいます。

来る廿七日には青年学校青年団主催徹夜行軍で富士登山を決行致します。八月には水泳訓練、銃剣道暑中合宿訓練も行ひます。

女子も軍国の母たるべく身心の錬磨に努めています。

戦局益々重大化す秋、皇軍将兵各位の労苦を多謝し併せて武運長久を祈願して暑中の御挨拶と致します。

昭和十八年七月二十一日

富里青年学校　前川　重弘　南巨摩郡五箇村
小林　久直　富里村長塩
赤池三千雄　西八代郡古関村釜額
渡辺　重義　富里村大炊平
一瀬とき子　西八代郡市川大門町
富里青年団副団長　望月　将男　富里村常葉日向
富里女子青年団副団長　小林志げ子　西八代郡富里村常葉日向
富里青年学校　渡辺　哲雄　富里村上岩欠

富里村出身将兵各位

振山収第八三八号

昭和十八年二月十九日

恩賜財団軍人援護会山梨県支部長

各市町村銃後奉公会長殿

皇軍慰問書籍百万冊献納運動実施ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ一月十八日付振発第四七号ヲ以テ内政部長ヨリ各市町村長宛通牒致シ置キ候処本運動ハ長期決戦下前線将兵慰問ノ為メ、最モ適切ナル試ミニ有之候ニ付キ標記運動ノ所期目的達成ノ為メ格段ノ御協力ト御配意相成度

昭和十八年二月十七日

富里村銃後奉公会長　石部元三郎

各常会長殿

現役並ニ応召軍人遺家族激励慰安会開催ノ件

今般左記ニヨリ慰安会開催致スベク候条御出席相成様御督励相成度　尚甚ダ御手数乍ラ別紙招待券貴部内遺家族へ一戸一枚宛御配布下サレ度御願申上候

左　記

一　日時　昭和十八年二月二十二日正午ヨリ
一　場所　久那土国民学校
一　演芸　浪曲　万才　奇術
一　往復旅費自弁　土産品等ナシ、下足包紙持参ノコト

農発第六五七号

昭和十八年八月二十四日

内政部長

富里村長殿

食糧増産隊帰還ニ関スル件

食糧増産隊ノ編成ニ就テハ格段ノ御尽力相煩シ感謝仕候、目下隊員ハ内原訓練所ニ於テ、炎暑ヲ冒シ厳正ナル訓練ヲ実施中ニ有之候処、以御蔭全員無事所期ノ訓練ヲ修了シ、左記ニ依リ帰還可致候ニ付テハ当日帰還報告式ヲ挙行可致候条御出席相成度此段及通知候也

追而隊員家庭ニ対シコノ旨御伝達相煩度

尚隊員ハ内原ニ於テ訓練セラレタル心身ヲ以テ今後食糧増産ニ動員挺身可致候処

之等隊員ハ国家的重要任務ヲ負イ、自家ノ経営ヲ顧慮スル遑ナク、卒先本隊ニ参加セル為メ仮令農繁期ニ於テ一時帰宅等ノ措置ヲ講ズルト雖モ、家庭ニ於ケル労力ノ補給等ニ就テハ、応召農家ニ準ジ可然対策ヲ講ズルノ要有之ト存候条、此点万遺漏無之ト存候ヘ共何分ノ御高配相煩度此段御依頼申上候

記

一　帰還日時　八月二十九日　午後四時六分　甲府駅着

一　帰還報告式　同日午後四時三十分　県庁前庭

農発第二八二号
昭和十八年八月二十六日

内政部長

富里村長殿

満州国山梨県報国農場勤労奉仕隊慰問激励ニ関スル件

曩ニ御配慮ヲ煩シ候首題ノ勤労奉仕隊ハ、已ニ現地農場ニ於テ酷暑ト闘イツツ食糧増産ト農場建設ニ従事致シ居リ候処、之ガ慰問激励ヲ為スハ之等隊員ヲシテ更ニ一層士気ヲ昂揚セシムルコトト存候ニ付テハ、左記ニ依リ之ガ実行ニ関シ一段ノ御配慮相成度此段御依頼候也

記

一　現地奉仕隊員ニ対スル処置

国民学校　女子青年団員等　其ノ他適当ナル団体ニ委嘱シ慰問文又ハ軽易ナル物品（慰問袋）ノ発送ニ努ムルコト

二　残留家族ニ対スル処置

出動応召兵士ノ家庭ニ準ジ、村内各種団体代表ノ家庭訪問及勤労奉仕計画ノ実施等ニ努メラレタキコト

西八銃連発第二号
昭和十八年二月二十四日

西八代銃後奉公会連合会長

富里村銃後奉公会長殿

傷痍軍人花嫁講習会開催ノ件

今般支那事変並大東亜戦争ニ身ヲ挺シ皇国ニ報ジ不幸傷痍ヲ受ケ、又ハ疾病ニ罹リ第一線ヨリ後退セル傷痍軍人ニ対シテハ、諸種ノ保護施設ニ依リ症状固定シ、又ハ治癒シ夫々適職ニ再起奉公ノ誠ヲ効サシメツツアルモ、近時未婚者傷痍軍人ノ増加ニ伴イ、之等傷痍軍人ニ対シ好配偶者ヲ斡旋シ、精神的生活ノ安定ヲ図リ愈々再起奉公ノ志操ヲ固メシメ卒先垂範聖職完遂ノ推進力タラシムルハ、刻下極メテ緊要ナル事ト思料セラルルヲ以テ、之ガ配偶者斡旋ノ積極化ノ一方途トシテ別紙要項ニ基キ傷痍軍人花嫁講習会開催ノ上、結婚適齢期女子ニ対シ傷痍軍人ノ心情ヲ正シク認識セシメ、進ンデ傷痍軍人ノ配偶者タラントスル思想ノ昂揚ニ資シ度候条御部内適当ナル受講者推選方御取計相成度

追而本会ニ於テ準備ノ都合モ有之候ニ付出席者ヲ別紙用紙ニ記入三月四日迄ニ御回報相成度

傷痍軍人花嫁講習会開催要項

一　主　催　西八代銃後奉公会連合会

二　日　時　昭和十八年　自三月十五日～至三月十七日　三日間

三　場　所　西八代郡富里村下部慈照院

四　経　費　宿泊、食事ハ主催ノ負担トス
但シ飯米七食分　約一升持参ノコト

五　出席者　結婚適齢期ニアル婦女子中一般婦女子ニ対シ指導的能力アル者及現ニ其ノ立場ニ在ル者、一村銃後奉公会ヨリ十名以上ヲ推選シ出席セシムルコト

六　服装及　服装ハ大日本婦人会々服又ハ女子青年団々服ニモンペヲ着用スル
他ニ寝具ノ一部トシテ寝衣（ドテラ、毛布、下着衣）敷布、枕被布
洗面用具、筆記用具等日用品ヲ持参ノコト
尚初日の昼食ハ持参ノコト、履物ハ適宜トス

昭和十九年富里村銃後奉公会日誌（抜粋）
二月十八日　金　曇後雪

午前九時より、公会堂に於て蚕繭確保大講演会あり、県経済部長、東京蚕糸学校助教来村、
午後二時より役場に於て人口調査打合せあり出席す。三時より戦勝祈願祭を行う。

三月十日　金　晴
午前十時より、村招魂堂に於て四英霊の合祀祭に参列す。午後二時より軍友会を事務所に於て開催す。

三月十三日　月　晴
午前中執務、午後女子挺身隊選出打合せのため常会長会議あり出席す。

三月二十六日　月　晴
午前八時二十八分の電車にて、南巨摩地方事務所へ海軍々人援護協会の会議あり出席す。午後二時より農業会設立総会に出席、夕方大炊平、渡辺俊人氏弔問に海軍大臣代理として来村せし川井大尉殿の案内を収入役に依頼す。

三月三十日　木　曇後雨
常葉駅午前八時三十八分発にて、海軍予科航空練習生出発につき見送りをなす。

四月八日　土　雨
午後二時より出征兵士　小林貞雄、磯野惣次郎　松井民雄　伊藤栄作　石部源次郎　小林義雄　太田数馬　常葉駅早川助役　下部局員三浦の九氏の奉告祭を施行す。

七月二十六日　水　晴後雨
午後七時、古関村防空監視哨に婦人会長外二名同伴にて慰問を行う。

十月六日　金　曇
午前七時役場集合にて、村会議員、各種団体長等戦没者の墓参をなす。一号方面遠藤倫之　堀内勝喜　石部市則　高野健　二号方面農業会長　磯野弘文　青年学校長　高野忠男　三号方面助役　佐野義祐　四号方面堀内卓三　小林孝叶氏

十一月七日　火　晴
午前九時より軍需干草供出を県購連にて受取る、四時終了す。

十二月三日　月　晴
午前九時より、地方事務所において銀並に金属類回収打合せあり、同時に綿（火薬用）供出の打合せも行う。午後二時警戒警報入り、十五分にして空襲となる。午後の松根の打合せ会に依田氏出席するも警報入りたるため会は中止する。

○戦時下の学校
富里国民学校日誌（抜粋）

昭一六・四・一　国民学校制本日より施行、富里国民学校となる
四・二一　大子山五反歩開墾
一二・九　宣戦の大詔奉読式並に国難突破祈願祭
一二・一〇　県翼賛会主催の必勝国民大会（舞鶴城）に出席
一二・一二　義勇軍募集に関する打合せ（共和村）校長　高二担当出席
一二・一四　必勝村民大会　五年以上参加
一二・二二　宣戦布告奉告祭を諏訪、熊野両神社にて執行
一七・一・一五　富里村翼賛壮年団結盟式
二・七　明日日曜につき大詔奉戴日行事を繰上げ実施、（君が代、詔書奉読、訓話）
二・一七　シンガポール陥落祝賀村民大会、職員児童旗行列
三・一　満州建国十周年記念式　義勇軍壮行会
三・三　義勇軍出発につき全職員児童歓送
三・一三　ラングーン陥落祝賀行事、神社参拝、旗行列

三・一八　第二回学童集団継走、常葉駅～八木沢峠八キロメートル
四・　八　大詔奉戴日式後、特別攻撃隊九勇士の海軍合同葬なるため日比谷公園の方向にむかい遙拝をなす
四・二三　初五以上勤労奉仕
四・二九　楠公父子石像の除幕式
五・　六　大森先生に薙刀の指導を受く
五・二二　青少年学徒に賜りたる勅語奉読式
六・　九　高女、大子山へ甘藷苗さし、一五〇〇本
六・一七　学童服の配給を行う
七・　四　松田校長、満州新京に於て開催の東亜教育大会に県代表として出席
七・　五　校庭において軍用馬の訓練あり
七・　七　支那事変記念日の式（建国体操、行進、綱引、万才）
八・　七　校長、下部療養所の慰問をなす
八・一〇　薙刀、柔道の講習会（久那土）に出席
九・　二　村上教諭、食糧増産協議会に出席
一一・二〇　高等科、大子山麦まき
一二・　八　大東亜戦争勃発一周年記念式
一二・二二　「興亜の日」を行う、縄の出荷五八貫　その他鉄類、ドングリ
一八・一・三〇　縄出荷二〇七貫
三・　四　義勇軍壮行会に高男出席、村社にて
三・一一　麦ふみ、初五以上行動
四・二三　高等科二校時より大子山へ芋植に
八・二三　防空訓練講習を受く
九・一三　初六以上、岳山より木炭搬出一八八俵
一〇・　五　前線将兵へ慰問文発送
一〇・一三　中部学童戦技大会に出席
一〇・二二　慰問用胡桃二斗四升、二三日同じく一斗六升、樫の実四升役場へ納入
一一・　五　初五以上、午後から麦蒔手伝い
一一・　四　午後全校ドングリ拾い
一一・　六　高等科、大子山へ甘藷掘り
一一・一二　〃　大子山へ麦まき
一二・二六　少年団、部落別に麦ふみを行う
一二・二八　高等科、下部山へ薪運搬三二三把
一二・二九　少年団、部落別に麦ふみ
一九・一・一一　耐寒訓練実施
一・一四　高等科薪搬出作業
二・一九　縄ない競技大会に参加（落居）
二・二二　高等科薪搬出奉仕九四〇把
三・一〇　戦意高揚展開催
三・一三　義勇軍壮行会
三・一六　薪搬出奉仕
三・二〇　初五以上勤労奉仕
三・二四　初五以上薪運び
三・二七　〃
三・三一　常葉川原開墾作業
（この頃より殆ど連日の如く運搬、食糧増産のための作業にかり出された……以下略）
八・　二　本日より学校に竹槍をもってくる
八・　七　初三以上縄ない
八・二九　四谷第二国民学校集団疎開学童受入れ
八・三〇　四谷第三国民学校　〃
九・二二　高等科、養蚕勤労奉仕
一一・　一　この頃より連日の如く空襲警報の発令あり
一二・二六　貯穀の籾あつめ、一人一升、二人の場合は一升五合宛
一二・二九　苧麻の出荷
二〇・一・　八　四谷国民学校の慰問演芸会開催
一・一〇　四谷の児童へ慰問の餅をおくる

一・一一　青少年総突撃運動における縄の供出　二、二八八貫
一・一二　籾五俵供出
一・一五　四谷の児童達へ乾燥南瓜をおくる
一・一六　四谷の学校より餅の返礼として乾パン七缶をうける
一・一七　南瓜の種子供出　一・五貫
一・二〇　甘藷切干供出
一・二三　西八代郡少年兵壮行会（久那土）
二・一六　四谷学校より恩賜のお菓子のお分け式をおえて戴き児童に配分す
二・二〇　四谷六年生を送る会
二・二一　下部教場の父兄会、四谷六年生の荷づくりを行う、高二女手伝い
三・一　高男、桑皮搬出の手伝い
三・二六　甘藷ぐらづくり
四・二六　本日より高等科は普通授業を廃止、専ら増産に努める
五・一五　高二女四七名、田中計器下部工場に出動
五・一七　高二男三〇名、富士工場に出動
六・二二　富里国民学校学徒隊結成

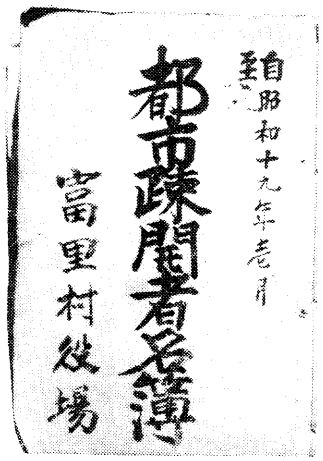

疎開者名簿

○空襲と強制疎開

空襲に備えるための家屋の強制疎開・学童疎開・警防団への動員・防空訓練への駆り立てなど国民生活に対する圧迫は日ごとに高まっていったが、十九年秋からはついに本土に対する空襲、艦砲射撃などがはじまり、一般国民とくに都市の住民はその恐怖のなかを逃げまどいつつ、しかも生命をつなぐ食糧を買い求めてさまようなど暗い生活の日々がつづいた。そして数多くの国民が空襲によって尊い生命を奪われ、住む家を失い、あるいは家族とも散りぢりになるなどその悲運に泣く悲劇がくりかえされたのである。

このような悲劇はひとり都市だけではなく、日本において最大の兵力の供給源であった農漁村からはおびただしい数の戦死者をだし、それをめぐる悲劇は全国津々浦々に及んだのである。

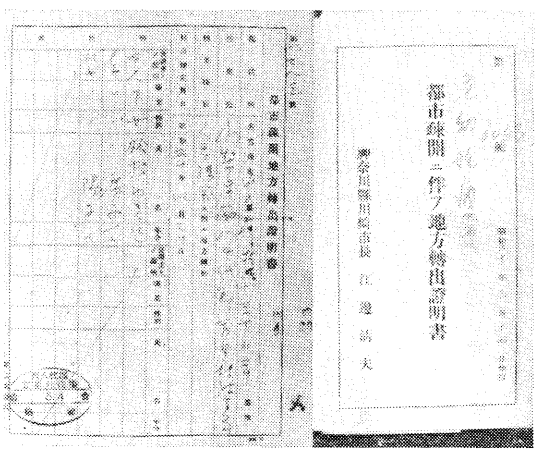

地方転出証明書

都市からの疎開は農村の親類・縁故を頼って行われたが、十九年度富里村疎開者名簿によれば一五五世帯の家族が記載されている。

発第一六号
昭和二十年七月四日

久那土村警防団長　土橋　悦造

各部長殿

灯火管制強化ニ関スル件

時局ノ推移ニ鑑ミ敵機ノ空襲必至ノ重大時期ト相成リ、灯火管制ハ最モ関心ヲ要スル次第ニ候、今般山梨県ニ於テモ管制規則改正セラレ其ノ実施ヲ強化スル事ト相成候、依ッテ貴部内ニ於テモ、左記要項ニヨリ管制強化ニ努メラレ度及御依

頼候也

左記

一　点灯ト同時ニ管制用具ヲ取付ケ、直射光線ノ外部ニ洩レザル様ニスルコト

二　午後十時以後ハ空襲管制ト同様光線ハ絶対ニ外部ニ洩レザル様ニスルコト

三　就寝ノ場合必ズ消灯スルコト（十時前ト雖モ就寝ノ時ハ消灯スルコト

警戒警報発令ノ場合十時前ト雖モ空襲管制ト同様ニスルコト）

注意

一　最近敵機通過後警報発令セラルルコト往々ニアリ、故ニ灯火管制ハ厳重ニ御注意願イタシ

二　近時管制方法幾分遅緩セルモノ多キニ及ベリ、御注意ヲ乞ウ

発第四二三号

昭和二十年七月十五日

久那土村長　桐戸政喜

久那土警防団長　土橋悦造

各区長・警防団各部長殿

白壁擬装実施ニ関スル件

戦局ノ推移ニ伴イ空爆ノ危険ヲ防止スル意味ヲ以テ、白壁ノ擬装方実施ニ関シテハ、兼テヨリ御手配中ナルモ、今回左記ニヨリ強力ニ実行セシメラルル様示達有之候条　貴区内各方面ト連絡ノ上遺漏ナキ様御注意御願申上候

記

一　白壁ハ全部黒色ニテ塗リ潰スコト（赤色ハ擬装ニナラズ）

二　来ル七月二十二日マデニ必ズ実施スルコト

三　灯火ヲ充分ニ管制シ、白壁ヲ塗リ替エル等、其ノ他敵機ノ目標トナル可キ



戦時体制下の女子青年団の訓練

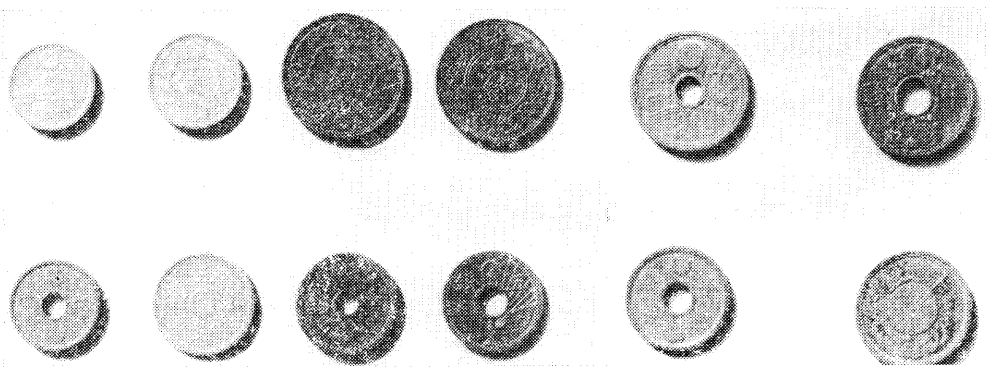

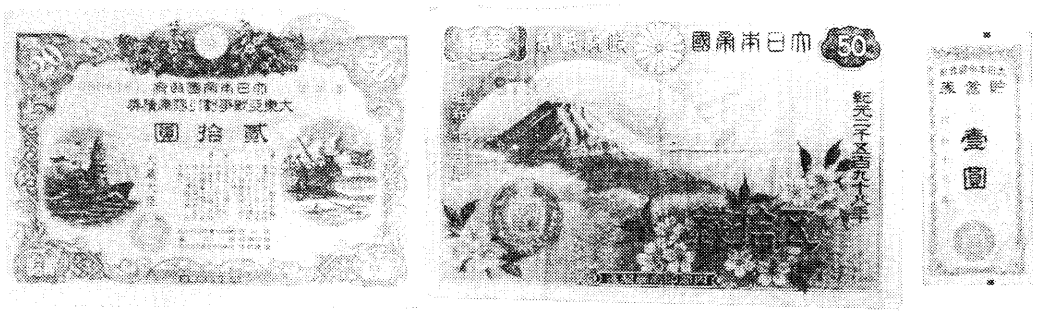

戦時体制下の貨幣と国庫債券、貯蓄券

モノヲ此ノ際一切除去ニ努メラレ度シ

○戦時体制と貨幣

第一次世界大戦前の日本では、貨幣用金・金貨・紙幣が自由兌換によって完全な金本位を維持して来た。昭和六年七月に発行された弐拾円の兌換紙幣は日本銀行兌換券といい、表に「此券引換に金貨弐拾円相渡可申候」と印刷されてある。昭和十七年二月日本銀行法が制定されて、兌換券は銀行券に変わった。

貨幣のうつりかわりは、その国の経済と密接な関係がある。昭和六（一九三一）年、満州事変以来我が国は準戦体制に移行した。そのことは貨幣の面に現れ、昭和八年から補助貨幣の拾銭・五銭の白銅貨はニッケル貨に変わった。昭和十三年度ころより壱銭の銅貨はアルミ貨にかえて、銅は引きあげられた。ニッケルは軍用資材として重要であるので、貨幣の形で蓄積しておけば、将来役立つであろう軍事目的のためにとられた措置で、十二年支那事変勃ぱつに際して、ニッケル貨は回収されて軍用資材に転用され、十三年からアルミ貨に切り替えられた。昭和十三年六月には臨時通貨法によって、五拾銭補助銀貨に代わって小額政府紙幣が発行された。戦争末期には日本軍占領地のインドシナや、ビルマには亜鉛を多く産したので、それを用いて錫亜鉛貨が鋳造されるようになった。さらに終戦間近いころには金属素材確保困難から、陶器製の貨幣が製造されたが、この陶製貨は発行されないままに終戦を迎えた。貨幣の意匠なども戦時色が強く富士山・金鵄などが用いられるようになった。（ブリタニカ国際大百科事典作道洋太郎）

五　戦争の終結

(一)戦況悪化

十八年二月ガダルカナル撤退以来、日本軍の敗色は日々に高まり、五月アッツ島、十一月タラワ、マキン島、十九年に入って二月クエゼリン・ルオットの守備隊がいずれも玉砕（全滅）した。こうした中で十八年九月、大本営政府連絡会議は「今後採るべき戦争指導大綱」を決定し、今明年中に戦局の大勢を決することを目標に、対ソ関係の好転をはかりつつ対米英戦を遂行することとし、絶対確保すべき要域を、千島・小笠原・内南洋（中西部）及び西部ニューギニア・スンダ・ビルマを含む圏域と設定した。いわゆる「絶対国防圏」である。

だが十九年六月、ニミッツ提督麾下の米軍は、中部太平洋方面の中心基地であるサイパン島に上陸し、一か月の戦闘のあと日本軍は玉砕するに及んだ。またテニヤン・グワムをも米軍は占領した。ビルマ方面軍は十九年三月、インド進攻作戦を開始しインパールをめざして進撃したが、英印軍の猛反攻を受け七月にはその作戦を中止した。八月には北ビルマのミートキナで英軍に敗退、九月拉孟・騰越では中国軍の攻撃の前に玉砕、そして、マッカーサー麾下の米軍は、太平洋を「とび石」伝いに北上しつづけ九月二十日、フィリピンのレイテ島に上陸した。十一月にはサイパン島のマリアナ基地から進発したB29による東京空襲が行われた。

一方、ヨーロッパにおいても枢軸側の劣勢は日増しに濃くなり、二十年三月にはソ連軍はオーデル河をこえ、西部戦線の米軍はライン河に達し、四月両軍はエルベ河で合流した。他方ソ連軍は四月ベルリン攻略戦を展開し、五月一日ヒットラーは自殺し、五月七日、ドイツは無条件降伏をした。

(二)本土空襲の激化

昭和二十年一月、最高戦争指導会議は軍需生産の増強、生産防衛態勢の強化など、本土決戦のために根こそぎ動員しようとする「決戦非常措置要綱」を決定した。二月に入ると米機動部隊は艦載機をもって関東各地を爆撃したが、その後はB29の戦略爆撃に加えて、艦砲射撃や本土沿岸に対する機雷投下も開始された。これによって日本本土の軍事施設、軍需工場が多大の損害をうけたのはもとより、沿岸の機帆船、輸送をふくむ海陸の交通も麻痺状態におちいっていった。

そして三月九日夜から十日にかけて、東京はB29による無差別爆撃のため壊滅的な打撃を受けた。その後マリアナを基地とするアメリカ戦略爆

撃機による無差別じゅうたん爆撃は、日本本土に接近する機動部隊からの艦載機による空襲を交えて大阪・名古屋・神戸・横浜その他の諸都市におよんでいった。

一方、二月にはマニラが占領され、三月には硫黄島守備隊が玉砕し、つづいて米軍が沖縄へ上陸を開始し、まさに本土決戦寸前の状況に立ちいたったのである。

県都甲府は六月六日午後十一時五十三分、B29一二〇機の編隊による空襲を受けた。

甲府市編「甲府空襲の記録」によると、死者一、一二七人、重傷者三四五人、軽傷者八九四人、行方不明三五人、全焼一七、九二〇戸、半焼二三〇戸と市内六八%が戦災、焦土と化した。投下された爆弾は二・八キロ油脂焼夷弾、若干の一・八キロエレクトロン焼夷弾、五〇キロ級油脂焼夷弾を雨のように投下した波状無差別爆撃は、二時間余にわたった。この間玉幡飛行場の陸軍熊谷飛行学校分校からは一機も飛び立たず、まったくB29の蹂躙にまかせるのみであった。

空襲被害地域図

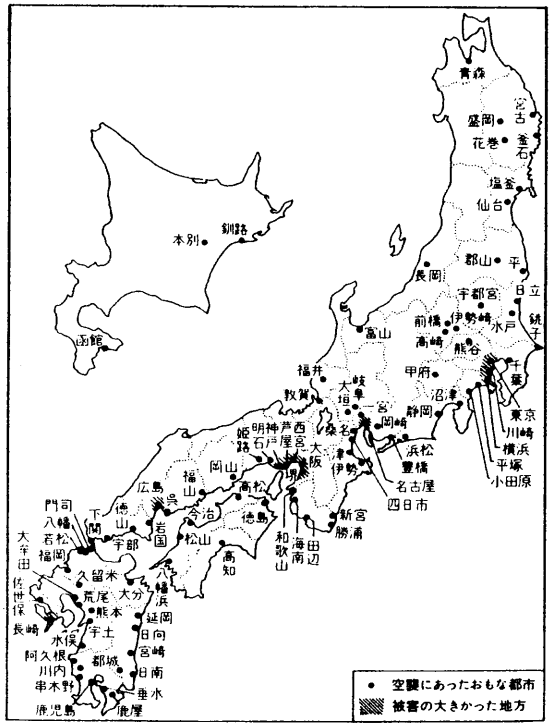

㈢日本の降伏

二十年六月二十三日、日本最後の砦であった沖縄本島は遂に米軍の手中に帰し、軍将兵の戦死者九万のほかに一般住民の死者一〇万名を出した。以後本土への空襲は益々熾烈となり、大都市からやがて地方中、小都市にまでおよび、日本経済は海上封鎖による物資の輸送凍結のほかに、国内における軍需工場の焼失、破壊、交通の寸断、労働者の罹災などによって決定的な衰退段階にはいるとともに、国内全体が日を追って混乱状態におちいり、国民の戦意喪失も目立ってきた。

一方、連合国首脳はポツダムに合会し、日本に無条件降伏を要求する「ポツダム宣言」が七月二十六日発表されたが、これに対し鈴木首相はポツダム宣言を無視する声明をおこない、軍の呼号する「一億玉砕」の態勢が持続された。ところが米軍は八月六日には広島に、ついで八月九日には長崎に原子爆弾を投下し、また八月八日にはソ連が対日宣戦を布告するなど、この極端な戦局悪化に伴い、遂に八月九日の御前会議において「国体護持」を条件に「ポツダム宣言」を受諾し、ここに満州事変以来十五年に及ぶ戦争は日本の無条件降伏によって、終結をみたのである。

降伏文書の調印は九月二日、東京湾に投錨した米艦ミズリー号上において、日本側全権と、マッカーサー元帥をはじめとする連合国側代表との間でおこなわれた。かくして日本は有史以来、はじめての外国軍隊による占領下の歴史を歩みはじめたのである。そして占領軍当局は、日本に対し全面的な戦闘行為の停止、武装解除、武器、弾薬の生産停止を命じた。

六　民主化と復興の歩み

㈠軍国日本の解体

占領政策の究極の目的は、日本が再び米国の脅威となり、また世界の平

和と安全の脅威とならざること、および他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持すべき平和的、かつ責任ある政府を樹立することであるとされ、その基本目的が「日本の非軍事化と民主化」であることから武装解除、戦犯の処刑、個人の自由と、民主主義過程の奨励を、政治、経済の両面からとりあげられ、非軍事化と民主化・平和経済活動の再開や賠償問題など、政治的、経済的諸施策が活発に展開されていった。

終戦と同時に軍隊の戦闘停止、武装解除が行われ、つづいて国内駐屯の陸軍二四〇万、海軍一三〇万の部隊は、順次解散・復員が進められた。

一方、敗戦はこれまでの領土の喪失を意味した。満州・朝鮮・樺太・台湾などの旧植民地のほか、東南アジアなどの外地在留邦人の数は、陸軍三二〇万、海軍四五万、一般邦人三四二万人を数えたが、困難な輸送状況にもかかわらず急速に進められた。

しかし、満州・北朝鮮・千島・樺太などソ連占領地域における邦人の引き揚げは難航し、時期が遅れて国交回復後の引き揚げとなった。

二十年十月四日総司令部は政治犯の釈放と、思想警察の廃止などを内容とする「人権指令」を発した。この関係で総辞職した東久邇宮内閣に代わって幣原内閣が登場したが、総司令部から次の五項目の改革の指示が与えられた。それは(1)婦人の解放、(2)労働運動の助長、(3)学校教育の自由化、(4)民衆生活を脅かす秘密警察の廃止、(5)経済機構の民主化であった。

九月十一日、東条英機元首相を含む三八名の戦犯容疑者の逮捕が命ぜられ、その後も単に旧軍人に限定されることなく、戦前の指導的政界人・財界人らにも及んだ。

一方、戦争指導者が「戦犯」として逮捕されていったのとは対照的に、新しく政治指導の場にのり出してきたのは、共産党の指導者たちであった。人権指令によって、これまで活動を拘束されていた三、〇〇〇余名の政治犯が釈放されたが、治安維持法の廃止と、特高警察の解体という状況のなかで、公然と活動を再開するに至った。


農民の解放を指令
三月十五日迄に農地改革
経済的障碍を除去
農業協同組合運動の育成へ

幣原内閣の戦後の諸施策の第一は選挙法の改正であろう。これまで政治的権利を認められていなかった婦人に、参政権が与えられることとなり、選挙権の年齢も五歳引き下げて二〇歳とした。

さらに社会主義勢力を生み出すことになった動きに「労働組合法」の制定がある。戦争中に労働運動の自発的解散がなされて以来、組合運動の禁止や取り締まりがなされていたが、マッカーサーの指令に勢いをえて急速に復活し、戦後間もなく争議の頻発と、労組結成の動きが目立ってきた。

また労働組合法の制定が、主として都市の労働者に対する影響をもったのに対し、「農地制度改革」は長い間の農村の因習を根底から変えることになったのである。第一次農地改革案は、地主の所有地を五町歩(北海道は

一二町歩）とし、それ以上は小作人に譲り渡すよう義務づけたこと、小作料は金納とすること、農地委員会を設けて必要事項を処理させる。という内容のもので、農政関係者が戦時中から検討してきた自作農創設の構想がやっと実を結んだのである。二十一年秋の議会で成立した第二次農地改革案は、在村地主所有小作地の保有制限を第一次案の五町歩から一町歩に（北海道四町歩）引き下げ、自作地も平均三町歩に制限した。

総司令部が進めようとする「非軍事化」の政策は、日本政府の進める改革のテンポを上まわるものであった。十一月二日に三井・三菱・住友・安田らの「財閥」の解体が着手され、さらに十二月にはポーレーを団長とする賠償使節団の報告が発表された。

二十一年の新年には天皇のいわゆる「人間宣言」がおこなわれ、戦争中特に高揚されて神聖視し、神格化された天皇の観念を、天皇自から否定したものであった。

ついで一月四日に司令部から出された「公職追放」の指令は、文字通り日本の指導者層を震撼させるものであった。日本を戦争にかり立てた人々を、あらゆる官公職から追放するというこの指令は、旧軍関係者、大政翼賛会関係者、軍国主義者など追放すべき人々の枠を指定していた。またこれと同時に、軍国主義的・超国家主義的団体の結成が禁止された。

(二)飢餓とインフレ

銃声が鳴りやんだとき、日本の経済も、国民の生活も、惨たんたる荒廃の中に放り出されていた。戦争は終わった。平和来る＝とはいってみても国民の前には深刻な食糧危機が迫っていたのである。戦争末期からの主食の配給は、一割減の二合一勺となったが、それも米に加えてイモ・豆カスなどを含めての計算であった。二十年産米の出る秋には二合三勺に回復する予定であったが、九月の大風水害による凶作、さらには旧植民地の喪失などは食糧不足をいっそう深刻化させていた。

外米輸入の具体的目途のつかない状況の中で、頼るは農民の供出だけとなり、政府は二十一年二月遂に「食糧緊急措置令」を発し、供出回避をする農家に対しては、強権をもって政府が受け渡しを命ずるもので、従来は罰則の対象とならなかったものまで処罰できるようになった。しかし農家の供出も決して思うにまかせず、本県においても農民組合や割当市町村とのトラブル、あるいは報償制度導入など、困難な経過の中で食糧問題ととり組んだのであるが、遂に一般家庭の遅配や欠配は日常的のこととなり、買い出しや、衣料との交換でその日を送る生活となった。軍需工場の閉鎖、休業により帰郷した者、戦災、復員、外地引揚者などによってふくれ上がった人口、これら多くの人々はすぐさまこれといった適職もなく「かつぎ屋」化す者も多く、潜在的であったヤミ売買はこのころから顕在的になって横行するようになった。各警察の経済防犯係が、中央線・身延線の主要駅に張り込んで、かつぎ屋（ヤミ屋）が列車に持ち込んだ食糧を一斉に押収した。それでもかつぎ屋が依然、商売として存続したのは、これをヤミ買いすることが常識化しつつあったからである。

県下各警察署が五月十五日から六月十五日まで一か月間に検挙した犯罪件数四四七件のうち、食糧盗みが三二二件を数えた。野荒し一四四件、忍び込み一一七件、抜取り六〇件、置き引き一件であるが、被害は馬鈴薯三三五貫、甘藷七二貫などで、忍び込みは精米所や倉庫、抜き取りは配給所の侵入などで当時が如何に食糧が逼迫していたかを物語っている。

政府は五月三十日「食糧非常宣言」を発表、県はこれに沿い「飢えは県民等しく」と「危機突破一万石救援運動」を農村に呼びかけたのに応じ、各郡下に危機突破大会が開かれた。未利用資源については二十年十一月、農林省が総合供出制に織り込んだ団栗・桑の残葉・甘藷茎葉など一六品目が決まっていたが、県ではこれを三六品目に拡大、かき・ふじの葉・山野草・玉蜀黍穂殻芯茎・豆類茎葉・果実種子・蔬菜種子・茶殻などが加えられたものである。

こうしたきびしい情勢の中でのアメリカの経済援助（衣料及び食糧）は、まさに天の恵みであり、日本を飢餓から救ってくれたのである。この飢餓の時代は、年を越した二十三年半ばからようやく前途に明るいきざしがみ

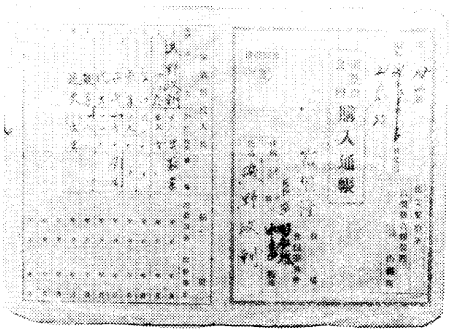

食糧購入通帳

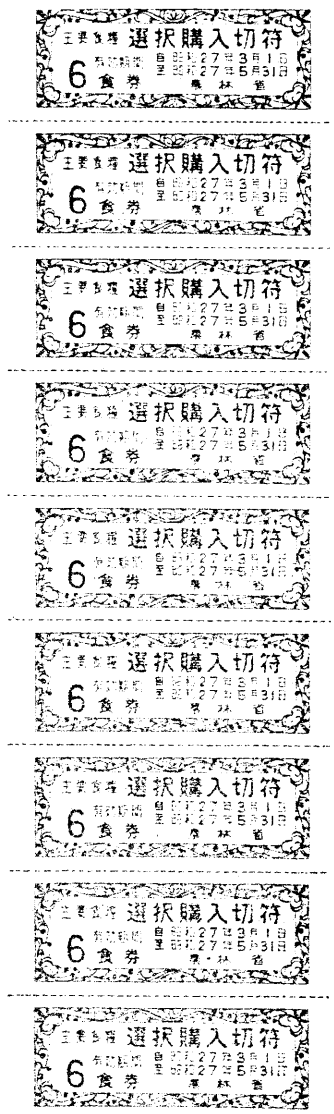

注意事項

1. 全国どこの小売販売業者甲からでも本券と引換に精麦、乾めん類又は小麦粉を買うことができ、又各自の主要食糧購入通帳をあわせ提示すれば、満六才以下の幼児に限り本券と引換に幼児食Bを買うこともできます。
2. 全国どこの小売販売業者乙からでも本券と引換に生めん、ゆでめん、乾めん類若しくはパンを買うことができ、又は全国どこの食堂、軍域食堂、学生食堂等であつて農林大臣の指定する施設でもめん類やパンの食事ができます。
3. 本券一食分は精麦一三〇瓦、乾めん類一三〇瓦、小麦粉一三〇瓦又は小麦粉一三〇瓦を原料とした生めん、ゆでめん、パン、幼児食Bに相当します。
4. 本券は、有効期間内でも新切符と引換えません。
5. 本券は、外食券と引換えません。
6. 本券を失つたときは、原則として再交付しませんから取扱には充分注意して下さい。
7. 本券を他人に譲り渡したり他人から譲り受けたときは処罰されます。
8. 本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者が当該業務のために使用する場合は昭和二十七年六月十日まで、製造販売業者が使用する場合は同年六月二十日まで、卸売販売業者が使用する場合は同年六月三十日まで有効です。

えはじめたのである。

また食糧難に加えて国民生活を圧迫したのは、インフレの進行であった。戦時中は「国家総動員法」に基づく物価統制令で抑えて来たが、終戦と共に今まで抑えられていた欲望が解放され、急激に少ない生産物へ殺到、それと経済資源の大部分を戦争で失っていた時に、終戦処理の放慢な日銀券放出が重なってインフレは遂に悪性化した。特に食糧不足によるヤミ値を急速度に上昇させてしまったのである。

二十一年二月十七日、全国民の預金を封鎖し、流通している通貨を新円に切り換えるというわが国空前の「金融緊急措置令」を公布、実施した。封鎖された預金は世帯主一人月額三〇〇円、家族は一人月額一〇〇円、戦災者・引揚者は一人一、〇〇〇円の引出ししかできず、また俸給生活者の俸給は五〇〇円まで新円で支給され、持っていた旧円は証紙を貼布したもののみ三月二日まで認められ、以後は流通禁止となった。

世は「新円旋風」となり、新円でなければ物も買えず、勢い食糧をはじめ生活必需品の購入に使用されることとなり、かえって国民の間に混乱を招いたといえる。

(三)新憲法と民主化政策

敗戦直後、日本全体が混乱の状態にあって、まだ憲法改正を当面の急務とは考えていなかったとき総司令部（GHQ）は、日本政府に対して、憲法改正の必要を示唆した。その後憲法改正調査委員会の試案や、マッカー

サー草案などの検討を経て、幣原内閣は改正草案要項を作成し二十一年三月公表した。この憲法改正案を審議するための議員の総選挙が四月十日に行われて衆議院議員は新しくなり、第九〇帝国議会が成立、憲法改正案は十分に審議されたのち、十一月三日「日本国憲法」として公布されたのであるが、第一に主権在民、即ち国民を代表する国会が国権の最高機関であること、第二に国民の基本的人権の保障が定められていること、なお特に重要なのは、第九条の「戦争の放棄」の規定で、世界に類例のない戦力不保持の原則を宣言したものであり……その後ことあるごとに日本の戦力？（保安隊からはじまって現在の自衛隊に至るまで）の論議はこの第九条をめぐって、はげしく争われてきたのである。

四月十日の総選挙は、最初の男女平等の選挙であり、三九名の婦人議員と共に共産党がはじめて五議席を得た。公職追放の影響も大きく、新議員が三七七名の多数に達した。

自由・進歩両党の連立の吉田内閣が成立したのは五月であるが、これをとりまく周囲の情勢はきびしく、政局混迷のなかで、進歩的諸政党は労働組合と協力して、当時の生活難を背景とする激しい行動をとっていた。戦後最初のメーデーには、東京だけで五〇万人、全国では二〇〇万人が集会に参加し、生活安定と共に民主主義政府の樹立を叫んでいた。経済的要求は政治闘争と結びついていたのである。

最低賃金制の確立などを要求する組合運動は、十一月に全官公庁共闘委員会を結成し、共同要求を提出したが、政府は越冬資金として一人一、〇〇〇円の支給をしたにとどまったばかりか、吉田首相は二十二年の年頭の辞で労働者を「不逞の輩」と称し、これが労働運動を刺激した。労働者の予定した二月一日のゼネストは必至と思われたが、前日に至ってマッカーサー指令によって中止となった。

吉田内閣による解散にともない四月行われた総選挙の結果は、衆議院で社会党が第一党となり、片山哲を首相とする最初の社会党内閣が誕生したのであるが小数与党の連立政権でその基盤の弱さから二十三年二月には総辞職することになった。しかし新憲法下で最初の内閣として新しい憲法を具体化する諸法則の整備と実施は、ほぼこの時期にはじめられたのである。

二十二年四月からは新しい教育制度である「六・三制」が発足した。そして「教育基本法」「学校教育法」が成立、教育の機会均等、個人の自主性の尊重、教育に対する不当な支配の排除など、教育勅語に代わる新しい教育理念を基礎とする教育がスタートしたのである。

教育の場における男女共学の実現は、社会生活における「個人の尊厳と両性の本質的平等」のひとつの表現でもあった。そしてこの理念にもとづいて民法の改正が進められ、戸主・夫婦・親子などについての旧来の不平等な規定が修正された。

なお新憲法下での新しい考え方で、制度化がはかられたのは地方分権の強化であった。地方団体の長と議員は、国民が直接選挙で選び、地方団体の運営は、それぞれの地方の自主性にもとづいておこなわれることになった。内務省は廃止され、警察制度も分権化された。

このように新憲法の実施にともなう諸制度の整備は、法律の改正を含め主として上から進められた動きであったが、これらの施策が国民のあいだに定着するには、それに対する国民の理解と支持を得ることが必要であった。長い間培われてきた封建社会を民主社会にきりかえるには、何といっても人々の頭の切り換え、意識の変化が問題であり、当時としてはそのテンポが早く、判断に迷い意見の対立や、混乱の多くみられたことは当然といえよう。

七　新しい世界へ

㈠朝鮮戦争で経済拡大

昭和二十五年六月二十五日、また戦争？　多くの日本人は複雑な気持ちで、朝鮮戦争勃発を伝えるラジオニュースを聞いたのであった。しかし米軍からの軍需品発注をうけて、産業界の様相は一変し、この特需の代金はドルで支払われたから、日本の外貨事情は一挙に好転した。こうした事情

の下に、インフレの終息から物価なども安定に向かっていた日本経済は、急速に拡大へと転じたのである。

しかし、大国が矢面に立った戦争であったから、世界各国で原料物資の買い付け競争が始まり、種々の原料物資は軒なみに値上がりし、海上輸送需要が急増、海上運賃市況が急騰した。日本としても、食糧・鉄鉱石・粘結炭・原油・塩などをはじめ多くの基礎物資の緊急輸入が大きい課題になってきた。終戦以来、まだ僅かばかりの低性能船しか持っていなかった日本は、世界海運市場の急変に直面して、船舶手当に苦慮することになった。占領方針は、つとに日本再建の方向を指向していたところ、この戦争で決定的に日本強化方針が打ち出された。こうした中で国内治安の立場から「警察予備隊」が創設され、また共産系指導者に対するレッド・パージが強化される反面、これまで公職追放をされていた旧指導者に対し、再審査のうえ追放を解除する道がひらかれた。

㈡国際社会への復帰

対日講和の推進は懸案のままで、五年以上という長い年月を経過してしまったが、朝鮮戦争後の国際情勢のはげしい動きの中で、ソ連を除外しても対日講和を急ぐという機運が高まってきた。

こうした情勢の中で、昭和二十六年九月にサンフランシスコにおいて連合国と日本との講和条約が締結された。ソ連に対してもこの条約への参加の門戸はもちろん開かれていたのだが、同国はこれに加わらなかった。中国（中華民国）とインドとの講和条約はやや遅れていずれも円満に締結された。「日米安全保障条約」も締結され、領土問題、占領軍の撤退、賠償問題などが明らかとなり、こうして日本は、二十七年四月末、長年離脱していた国際社会に復帰することになったのである。太平洋戦争開戦から数えれば、一〇年以上の年月が経っていた。

しかし、この後、日本の国際社会における地位は、特にその後の経済の成長に支えられて、年ごとに高まっていったのである。

㈢高度成長経済へ



敗戦後の諸改革と、新たな経済政策の成果があらわれるようになるのは、昭和二十年代の終わりから三十年代である。二十年代はアメリカの対日援助で食いつなぎ、朝鮮戦争にともなう特需を梃に再建された日本経済は、二十六年から二十七年の設備投資ブーム、その直後一時的不況もあったが、三十年ころになるとほぼ戦前の生産水準を回復した。

昭和三十年代は、エネルギー革命時代であり、日本経済は石油時代に入ることになった。太平洋沿岸各地に最も近代的、かつ巨大な精油所が次々に建設され、石油化学コンビナートが生まれ、そして原油消費量は飛躍的に増大していった。

一方海外からの技術導入が活発化し、電力・鉄鋼・石油化学・造船・自動車・家庭用電器など、それまでみられなかった新産業が急激な発達を遂げはじめ、その成長を刺激する大きな要因となったのは、新技術の導入であった。

昭和三十一年の「経済白書」は「世界はいま、原子力とオートメーションによって代表される技術革命の波頭にのっている。我が国においても、すでに産業設備の近代化などに、この時流に遅れまいとする動きがはじまっている」と指摘した。三十一年には、総理府の外局として科学技術庁が新設されている。

オートメーションの発達は、三十一年の「神武景気」といわれたころの生産性向上運動によってその効能が宣伝され、あらゆる産業部門に浸透する。なかでも化学繊維工業・電気機器・石油化学・鉄鋼・プラスチックな

どの工業分野では、新技術の導入競争がはげしかった。また全国至るところにみられた土木建設事業の機械化、自動化も目をみはらせるものがあった。その後のコンピューターの導入と開発も同様であった。

三十七年九月には、茨城県東海村の原子力研究所で国産第一号大型研究用原子炉にはじめて「原子の火」が点ぜられた。

かくして、はげしい新技術の導入と石油化学をはじめとする新産業の発展にうながされ、三十一―三十二年には「神武景気」といわれた投資ブームが起こり、電化ブーム、衣料革命に代表されるような「消費革命」が進行する。三十三年から一時期、国際収支の悪化のため「なべ底景気」といわれた後退期もあったが、三十四年以降再び爆発的な投資ブームがおとずれ「岩戸景気」をむかえた。

このブーム再開とともに、重化学工業の設備投資は一段と加速され、その基礎となる産業機械工業が発展の緒につく。学校を出たばかりの若年労働力がにわかに引っ張りだこになり、忽ち労働力不足の声が聞かれ「人間青田買い」などといわれた「売手市場」が現出するようになる。

すでに国民生活は飢餓的な水準を脱していたが、物価高騰によるベース・アップがつづき、消費水準の着実な上昇、国内消費市場の拡大、耐久消費財の普及がみられた。

安保闘争が起こり、新たに成立した池田内閣が「所得倍増計画」のラッパを吹きならしたのは、このようなさなかであった。当初、半信半疑であった国民は所得倍増の熱狂のなかに、次第に経済成長への期待と確信をいだくようになる。

その後、日本経済は四十八年秋の石油ショックに直面するまで、幾度かの景気後退を経験しながらも、そのつど不死鳥のように高い成長趨勢をとりもどし、先進資本主義諸国より、はるかに高い成長率を持続しつづけたのである。

㈣変容する国民の生活

経済の高度成長は、国民の生活と意識に大きな影響をおよぼした。飢餓線上から出発した戦後の消費生活は、衣食の向上ののち、住への不満を残しながら、耐久消費財の充実へとむかっていったといってよい。先ず衣生活については、はやくも二十年代後半に急速に向上し、その後個性化が進み、道ゆく人々の服装は、デザインや色彩が個性的となり、年ごとにカラフルになった。

食生活は二十年代の生命維持中心から、四十年代には栄養や味覚を重視するように変わり、その間インスタント食品が氾濫し、スタンド食堂が盛況を呈するようになった。しかし、なんといっても消費ブームの主役は、耐久消費財、とりわけ白黒テレビ・洗濯機・冷蔵庫などの家電製品であった。この三つの製品は、「神武景気」という流行語の連想から「三種の神器」とよばれ、より豊かで合理的な生活の象徴とされた。人口五万人以上の都市の世帯で、テレビと洗濯機の普及率が、ともにはじめて五〇パーセントを超えたのは三十六年であり、第二のピークは三十九年で、電気冷蔵庫がやはり初めて五〇パーセントを超える。第三のピークは四十六年から四十八年にかけてであるが、この間にガス湯沸器・ステンレス流し台・換気扇・じゅうたんが普及しただけでなく、カラーテレビも普及している。

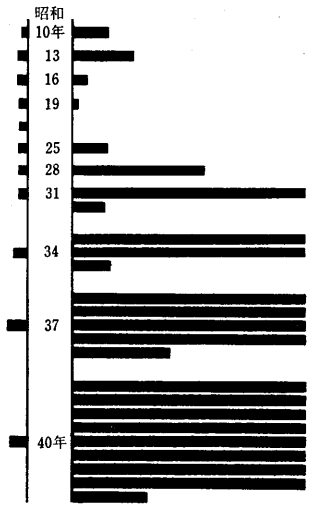

わが国の
原油の生産と輸入(単位：キロリッター)

年別	生産量	輸入数量
10	350,957	1,332,052
13	391,271	2,574,974
16	287,195	693,812
19	267,054	208,728
22	203,179	20年から23年までは輸入なし
25	328,467	1,541,028
28	334,074	5,747,527
31	349,872	11,437,918
34	454,101	21,620,832
37	860,033	44,581,230
40	751,305	83,280,004

三種の神器に代わって、カー・クーラー・カラーテレビの「三C」が四十年代の花形になっていく。

日本人の平均寿命は、四十五年には男六九・〇五歳、女七四・三〇歳で、昭和十年の戦前水準に比べて実に男女とも二〇年を超える著しい伸びであった。また三十年から四十年の一〇年間に中学校三年生の平均身長は男六・六センチ、女三・六センチ、体重は男四・四キロ、女三・三キロそれぞれ大きくなった。

他方、このように人々の消費も衣食、耐久消費財を中心にその規模を拡大し、メーカーが量産体制にのり出す大量生産・大量消費の時代を迎えたが、生産と消費をつなぐ流通の分野にも大きな変化があらわれた。その一つはスーパーの出現である。また、消費ブームに乗って三十年代は百貨店や月賦販売店も急成長した。

㈣過密と過疎

昭和四十五年の国勢調査によると、日本の総人口は沖縄を含めて一億四六四万人を超え、はじめて一億の大台を突破した。人口密度は一平方キロメートル当たり二八〇人で世界第五位、世帯数は漸増したが、一世帯平均人員は三十年ごろまでは五人前後、三五年には四・五二人、四十年の四・〇八人、四十五年には三・七二人と減少し、核家族化と単身者世帯の増加が進んでいる。

戦後の人口分布状況には、注目すべき変動がみられた。それは東京・大阪・名古屋など大都市を中心とする周辺地域に人口が集中してきたことである。特に三十年代以降、大規模な人口移動がおこった。二十五―三十年の期間に、人口の減少したのは七県にすぎなかったが、三十―三十五年には二六県にのぼり、三十五―四十年にも二五県をかぞえた。地域格差があるかぎり生活水準や、条件のよいところに向かって、人口は移動する性格をもっている。所得水準の低い農山村地域や、低開発地域から大都市へ労働力が流入し、メガロポリスと呼ばれる太平洋ベルト地帯への人口集中が進んだのである。その結果、全国土面積の僅か一三・四パーセントのこの地域に、四十七年には全人口の六三パーセントが集中するという、異常な分布状況が生まれている。

このような人口の移動と集中に対して、政府は主として大都市、とくに三十五年には昼間人口一、〇〇〇万人を超えた東京都を中心とする首都圏、さらに近畿圏や中部圏のような過密地域に関して整備計画をたて、人口の過度集中を防止、産業の分散をはかる施策を講じた。また、三十七年に策定された「全国総合開発計画」にもとづき、過密・整備・開発の三地域に分けて全国計画を策定し、全国各地に拠点都市を建設し、人口の大都市圏集中を防止しようとした。

大都市圏では、特に人口過密状態にともなう弊害が交通マヒ・水不足・

耐久消費財

下部町生活状態調査より

種別＼年度	昭46	47	48	49
カラーテレビ	779	1,195	1,728	1,902
白黒テレビ	1,739	1,356	1,070	875
電気洗濯機	2,071	2,033	2,125	2,123
電気冷蔵庫	2,064	2,029	2,240	2,035
扇風機	2,094	2,212	2,400	2,570
電気掃除機	1,268	1,431	1,615	1,691
クーラー	105	131	223	253
電子レンジ	83	114	179	285
瞬間湯沸器	775	914	1,081	1,182
ステレオ		536	621	770
電気ストーブ	121	151	168	205
ガスストーブ	146	121	157	124
石油ストーブ	1,827	2,012	2,239	2,370
電気こたつ			2,595	2,671

公害発生・住宅不足などにあらわれ、集積の利益よりも過密の弊害の増大によって、人口吸引力は減少しはじめ、昭和四十五年の国勢調査にはようやく人口分散の傾向をみるに至った。

人口分布状況に起こったいまひとつの特徴は、就業人口の構造変化である。第一次・第二次および第三次の産業別就業人口の割合をみると、戦後の経済復興のなった三十年当時、第三次人口は三五・五パーセントであったものが、三十五年には三八・三パーセントに、四十五年には四六・七パーセントへと上昇している。この種の人口増加は、産業化と都市化のいちじるしい進展を物語っている。

一方、農山漁村は都市型消費生活の流入、農機具・農薬・肥料などによる現金需要の増大など、商品経済の波に巻きこまれた。とくに若年層を中心に人口の流出ははげしく、その結果、農作業をはじめ消防や、道路の補修・教育・医療・交通など旧来の生活が維持できなくなる市町村が続出した。

昭和三十年に一、九三二万あった農業人口は、三十五年にはその比率は三割を割り、四十二年には一九・三パーセント、四十八年には一五・三パーセントにまで激減した。大量の青壮年労働力が離農し、新規学卒者のうち農業に就業する者は二十五年ごろの二五パーセントから、三十五年ごろに一〇パーセント、四十年ごろには五パーセントにまで低下した。このような農業人口の減少は、働く者の老齢化と女性化、および農業生産の兼業化をも進めた。四十五年には専業農家はわずか一五パーセントとなり、非農家に近い第二種兼業農家は半分を超えている。しかも農家の総所得のうちで、農業所得は農外所得よりも少なく、農事は片手間、いわゆるかあチャン、ばあチャン、じいチャンによる「三チャン農業」などということばがきかれるに至った。

下部町においては、1表―2表にみる如く、三十年代から急速に人口の減少が始まり、四十年代後半に至りやや平静をとりもどしたものの、なお漸減の傾向にある。

産業別就業人口は、農山村たる本町において、第一次の農林業が激減し、第二次ないし第三次産業へと移動している。また、農家は専業及び第一種兼業から第二種兼業へと移行している。

四十五年四月過疎地域対策緊急措置法が公布され、これによって過疎地域としての指定をうけたのは、本町をはじめ県下で一三町村であった（牧丘町、三富村、芦川村、下部町、中富町、明野村、須玉町、白州町、武川村、秋山村、道志村、小菅村、丹波山村）。

この法律は、最近における人口の急激な減少により、地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤の整備に関する、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止すると共に地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とするものであり、そして過疎地域を次のように規定している。

一　国勢調査の結果による、市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十年の人口を控除して得た人口を、当該市町村に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・一以上であること

二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二一一号）第一四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第一一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で、昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値〇・四未満であること

町では、国の施策や、県の過疎地域振興計画などのバックアップのなかで、県道及び町村道の整備、養蚕の経営近代化、茶・椎茸など地域産業の振興、医療の確保（定期出張診療実施・移動保健所開設他）、観光開発（下部温泉・釜額民宿）、一村一工場推進、町営住宅整備、開発センター建設（昭和四十八年竣工）など基盤整備をはじめ、各種補助事業の推進など、進行する

表1　下部町人口の推移

国勢調査

年次	世帯数	人口			人口密度（1km²）	1世帯当りの人口
		総数	男	女		
昭和 35. 10. 1	2,414	12,028	5,726	6,302	92.0	5.0
40. 10. 1	2,386	10,758	5,096	5,662	82.3	4.5
45. 10. 1	2,296	9,829	4,489	4,840	71.3	4.3
50. 10. 1	2,263	8,834	4,275	4,559	67.6	3.9
53. 9. 1	2,290	8,229	4,010	4,219	58.1	3.7

表2　下部町産業別就業人口

各10月1日

産業別	昭和35年		40年		45年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
総数	5,567	100.0%	5,220	100.0%	4,874	100.0%
第一次産業	3,001	53.9	2,500	47.9	1,866	38.3
第二次産業	919	16.5	1,002	19.2	1,154	23.7
第三次産業	1,647	29.6	1,718	32.9	1,854	38.0

備考　第一次産業は，農・林・水産業　第二次産業は鉱業，建設，製造業　第三次産業は卸・小売業，金融・保険・不動産業，運輸通信業，電気・ガス・水道業，サービス業，公務等

表3　下部中学校生徒数の推移

予想

年度	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
人数	四〇二	四八六	五三四	五二八	五二四	四八七	四七〇	四〇六	三九四	三五〇	三四九	三一六	三〇七	二九三	二六四	二三九	二一三	二〇四	一八八	一八二	一六七	一六四	一六一	一五七	一四七

表4　下部町専業兼業農家数

農林業センサス

種別 / 年次	総世帯数	農家数	専業農家数	兼業農家数			総世帯に対する農家の割合
				第一種	第二種	計	
昭和35年	2,414	1,661	238	538	885	1,423	68.8%
38	2,361	1,564	202	543	819	1,362	66.2
40	2,386	1,533	153	454	926	1,380	64.2
43	2,330	1,467	157	344	966	1,310	63.0
45	2,326	1,438	150	250	1,038	1,288	61.8
50年推計	2,263	1,286	149	147	990	1,137	56.8

過疎への歯止めと住民福祉のための施策を意欲的にすすめてきた。

なお経済の発展に伴い、住民の生活水準は急速に上昇し、均衡化しつつあるとともに、その生活態様は都市化しつつある。しかし、公共施設の整備は著しく立ち遅れており、その速やかな整備と均衡化が要請されてきた。過疎・過密の解決のためにもそれぞれの地域の特性に応じた産業の振興と、同時に住民の生活環境の近代化が要請され、一方、交通の発達に伴い、住民の日常社会生活圏は漸次広域化し、ブロックを一体とした広域的かつ総合的な市町村の行政を推進することの必要性が増大してきた。

このような情勢のなかで、昭和四十五年の「広域市町村圏振興整備措置要綱」に則って、本県でも広域市町村圏が設定されることになった。

本町は別図の如く「峡南広域市町村圏」に入るが、既にし尿処理、ごみ処理、伝染病隔離病舎などについては近隣町村と提携し広域的に共同処理してきたが、これによって峡南老人ホーム（南部町）峡南消防組合（市川大門町）峡南計算センター（鰍沢町）などは広域圏の中で推進されることになった。

峡南広域行政圏は、昭和四十六年度設定

人口八九、〇五五人、面積一、〇六二・七八平方キロメートル、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町の一一町である。

山梨県広域市町村圏

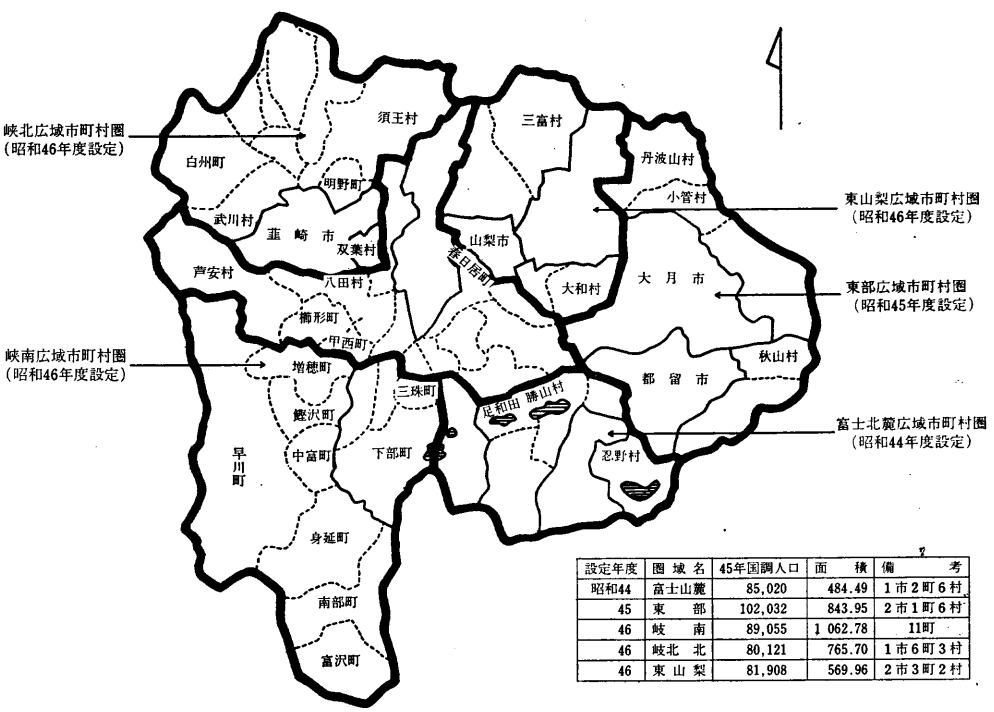

設定年度	圏域名	45年国調人口	面積	備考
昭和44	富士山麓	85,020	484.49	1市2町6村
45	東部	102,032	843.95	2市1町6村
46	峡南	89,055	1 062.78	11町
46	峡北北	80,121	765.70	1市6町3村
46	東山梨	81,908	569.96	2市3町2村

第三節　町村合併

一　町村合併促進法の制定

昭和二十一年第一次改革として、市制及び町村制の改正法律が公布され翌二十二年五月、新憲法の施行とともに現行地方自治法が施行され、まさに市町村自治体が民主化への大きな社会行政的転換を示したのである。市町村自治体の自主性、自律性を高め、民主化をすすめるために、市町村長の直接公選制の採用、条例の制定、改廃権の確立、リコール及び議会解散について住民に直接請求権の附与、監査委員、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会を必置機関としたこと等々、より多くの民主的要素がとり入れられた。現行の市町村制度は、この地方自治を根幹として消防組織法、公職選挙法、地方税法、地方公務員法、地方公営企業法、地方教育行政の組織および運営に関する法律など多くの法律によって構成されており、地方自治法の制定以来、着々と、市町村民主化への方向づけと自治体的イデオローグは高められつつある。

昭和二十八年九月一日、地方自治の確立を理念とする「町村合併促進法」が公布され、同年十月一日に施行されたが、人口八、〇〇〇人を最低目標として、爾後三年間に町村数を約三分の一に減少せしめる、明治二十二年の大合併に比較すべき、画期的な市町村再編成の大改革を強力に推進することになったのである。

昭和二十八年、同法施行当時は、全国九、八九五市町村が、六、二七〇余の町村数に減少し、町村数をおおむね三分の一にしようとする国の基本計画に対して、六、五二三町村が減少し、一〇四%の合併がなされたのであった。

本県では、町村合併促進法当時の市町村数は、二市、一九町、一七一村であった。そのうち、同法に示された標準人口八千人未満の町村は、一八三町村であり、町村の平均人口は三、四四一人で、当時全国町村の平均五、一一五人に比べても、はるかに下まわっていた。県は町村合併の趣旨にのっとり、県下の町村合併の積極的な推進を図り、山梨県町村合併促進審議会を設置して、県下の町村合併計画を立案した。その計画は、目標として一四六町村を減少し、計画完了後の県下市町村数は、既存の甲府市、富士吉田市を加え、七市四三町にしようとするものであった。その後の町村合併の進捗は、計画に対し八八%となり、県下の市町村は七市、三三町、二四村となった。

二　県の基本計画と方針

山梨県町村合併促進審議会は、昭和二十九年二月二十日恩賜林記念会館で第一回が開催され、促進基本計画や方針は次のように決議されている。

(1)　山梨県町村合併促進基本計画

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二五八号）の施行の趣旨に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に小規模町村（人口八、〇〇〇未満）を合併し、町村数を、おおむね三分の一に減少することを促進するものとする。

(一)　本県の町村規模の現状は、全国町村平均規模より低く、人口八、〇〇〇人未満の町村は一八三町村であるのでその組織及び運営を合理的、かつ能率的にし、住民の福祉を増進するよう積極的に規模の適性化を図るものとする。

(二)　市又は人口八、〇〇〇人以上の町村に隣接する町村については、前項の趣旨に則り、当該市又は町もしくは町村相互の合併を促進するものとする。

(三)　人口八、〇〇〇人未満の町村は平均四か村程度を目途として、規模の適性化を図るように合併を促進するものとする。

(四)　町村合併の促進に実動を図るための年度別目標は昭和二十八年十月二十四日、町村合併推進本部の決定に基づき、目標において、積極的に規模の適性化を図るよう促進するものとする。

(五)　町村合併に、関しては、昭和二十八年度中は啓発宣伝、その他合併の準備に

力を注ぐと共に、既に合併の気運の醸成されつつある町村については、本年度中に実現を図るよう推進し、昭和二十九年度中に本格的な合併の実現を促進するものとする。

(2) 山梨県町村合併基本方針

明治二十一年市制及び町村制の施行に先立って町村の大合併が敢行され、七万一、〇〇〇余の町村が平均四、五か町村が一町村となり、一万有余に減じ、地方制度の基礎が確立されたが、その後の政治、経済、文化、交通等著しい発達を遂げ、又特に終戦後地方制度は相次いで改正され町村の地位と責任が強化されたが大多数の町村はその規模が弱小なるために近代的なしかも高度の町村行政を行なうことは、ほとんど不可能に立ち至ったので、ここに町村の大合併を敢行して行政圏と社会圏とを一致せしめ、地方自治の基盤を確立強化し、今後における自治運営の全きを期するものとする。

これがため町村の合併は、単に目前の利害、感情等にとらわれることなく、時代の進展に応じて真に住民の福祉を恒久的に向上することを期するものとし、概ね次の要領でこれを行なうものとする。

(一) 町村合併は、全般的な合併計画をたてて均衡のとれた町村の規模とすべきであって、いやしくも個々の町村の個別的な利害にとらわれ、一、二の小町村がとり残されることのないよう留意すること。

(二) 町村合併促進法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八、〇〇〇人以上とされているが、行政能率をなるべく向上発揮する見地から具体的な実情に応じて出来るだけ規模を大きくするように適切な計画を作成するものとする。

町村の人口が八、〇〇〇人を上回っている場合においても他の町村を解消しその行政能率の一層の充実発展を図るために適当と認められるときは、その合併を促進するものとする。なお、一般に人口密度の低い本県においては、面積については、何等の基準を設けないことが適当である。

(三) 町村の合併は、専ら関係住民の福祉と町村の規模の適性化とを基礎として具体的実情に応じて行なうべきものとする。

(四) 今回の町村合併の促進は、すべての町村にわたって町村間の合併によりその規模を適性化し、その能力の増強を図ることを目的とするものであるが、小規模町村を解消するために市に編入することが適当であると認められる場合には町村と市との合併を考慮すること。

(五) 町村の合併計画は、概ね次に掲げる事情を考慮して作成すること。

1 関係町村間に、地勢、交通、産業等の相互関係が深く、自然的及び経済的基盤の一体性が認められ得ること。

2 関係町村間においては、各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく将来一つの共同社会として、自治意識を醸成することができるものであること。

3 総合開発計画、都市計画区域等を考慮し、その方針に照応して町村の合併計画を定めること。

4 全部事務組合又は役場事務組合を組織している町村間にあっては、その組織町村の合併を図ること。

5 小、中学校、病院、水道その他の公営企業について一部事務組合を組織している町村間にあっては、特別の事情のない限りその組織町村の合併を図ること。

6 地方自治法に定める協議会を設置している町村間にあっては、できる限り関係町村の合併を図ること。

7 児童の義務教育、その他の事務の委託関係にある町村にあっては、特別の事情のない限り、関係町村の合併を図ること。

8 水道、病院等所謂営造物の区域外設置の関係にある町村間にあっては、特別の事情のない限りその合併を図ること。

9 町村の行財政に重大な影響を及ぼす発電所、工場等の施設が数町村の区域にわたっている場合は、これらの関係町村の合併を図ること。

10 町村の区域について所謂飛地、又はこれに準ずるような地域があるときは関係町村の合併を図ること。

(六) 合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みちがいの起らないように留意すること。但し、歴史的地名又は故事来歴のある地名等はこれを尊重すること。

(七) 町村合併に際しては、関係町村の未収の債権を徴収し、未払いの債務を弁済する等、引き継がれるべき事務を誠実に処理し、新町村の発展に支障のないよ

うにすること。なお、町村合併を見越して不相応な事業を計画実施して債務を残すようなことは厳に戒むべきものであること。

(八) 関係町村は、その財産、営造物等を新町村に引き継ぎ、新町村の維持発展を図るものとし、いやしくも町村合併の際みだりにこれを処分することのないように充分配慮するものとすること。なお、特別の事情があって、これを新町村に引き継ぐことができないと認められるときは、特に旧町村の区域をもって、財産区を設けることとすること。

(九) 関係町村の区域内の公共的団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能を充分に果たし得るよう可能な限り合併を行なうものとし、合併不可能な場合においては、連絡組織を結成すること。

町村が市に編入される場合においても右に準ずるものとすること。

(十) 市街地と農村地帯とが合併するような場合においては、そのために農業の振興発展が阻害されることのないよう適切な配慮を加えるものとすること。

三　合併までの関係町村の沿革

下部町（富里村）　既に平安朝中期に八代郡川合郷の下部及び常葉組に属し、源義光の統轄するところであった。その後織豊時代には、清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、常葉、上野平、波高島、桃ガ窪、下部、湯ノ奥の一二ヵ村に分かれ、そのまま江戸時代まで続いて、八代郡東河内領に属した。

明治五年一月より八代郡第一五区に属し、同八年四月、前記一二ヵ村を合併し、「富みたる里」という意味で富里村と称し、常葉の常幸院に事務所を設置した。翌九年十月には山梨県第二〇区に入り、十一年十二月区制廃止後は西八代郡に属した。明治二十二年七月の町村制施行とともに、大河内村字大垈のうち川向部落を分割し、桃ガ窪に合併した。

常葉は、甲斐源氏の一族加賀美次郎遠光の孫、常葉次郎光季の居城の地であり、また下部鉱泉は武田信玄の隠し湯として古くより有名である。昭和二年身延線開通とともに下部、常葉、波高島の三駅が村内に設置されてからは交通の便も開け、特に下部は厚生省から国民温泉に指定された。

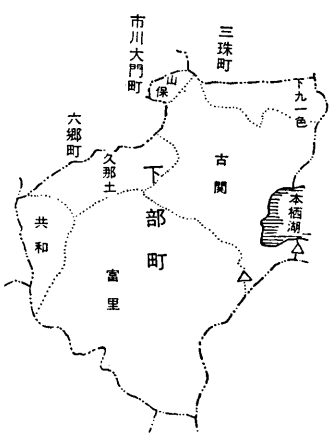

合併年月日
第一次　昭和二十九年十一月三日
第二次　昭和三十年四月一日
第三次　昭和三十一年九月三十日

合併関係市町村
第一次　古関村、下九一色村の一部
第二次　久那土村、山保村の一部
第三次　久那土村、古関村、下部町及び共和村

合併の形式
第一次　編入合併
第二次　編入合併
第三次　合体合併

昭和二十九年四月、下部町と改称した。

久那土村　「倭名抄」によると、八代郡五郷の一として、岩間より下部付近に至る富士川東岸の地域を「川合郷」といったとある。川合郷は後世岩間荘となったのであるが、本村はいずれもこれらの郷荘に属していた。また、旧幕時代には、この地域はすべて八代郡東河内領に属し、明治五年一月から三沢、樋田、切房木、車田、道、水船、芝草の七ヵ村とともに八代郡第一四区に編入され同九年十月の改編で山梨県二〇区に入り、同十一年十二月区制廃止後は西八代郡となった。さらに同二十二年七月前記七ヵ村を合併し、七ヵ村のうち三沢村奥抔の名をとり、久那土村となった。その後昭和三年三月には身延鉄道も甲府まで開通し、これより先設置された県立峡南農工とともに、村勢は飛躍的に発展した。

なお、昭和二十六年四月には落居村から熊沢区を、同三十年四月には旧山保村の一部三保地区を分割編入した。

古関村　古く関所が置かれてあったことからこの地名が生まれたと伝えられている。往古には下部、久那土と同様、八代郡川合郷に属し、旧幕時代には東河内領となったが、その地域は大磯小磯、根子、瀬戸、古関、中之倉、釜額など六カ村であった。その後明治五年一月には、大磯小磯、根子、瀬戸の三か村は八代郡一三区に、古関、中之倉、釜額は同一四区に編入され、同九年十月には、六か村が共に山梨県二〇区に編入された。ついで、町村制の施行とともに、同二十二年七月、六カ村が合併して、往古の古関荘にちなんで古関村と改めた。

昭和二十九年十一月、三珠町誕生の際、下九一色村のうち折門、八坂の二地区を分割編入した。

共和村　古代は八代郡河合郷であったが、中世には、当領が岩間組外六組に分かれて、本村は田原組に属した。徳川時代に入っては、他の組とともに八代郡東河内領に属し、下田原、上田原、宮木、一色の四カ村に分れて、いずれも市川代官所の所轄にあった。

明治初年、前記四カ村は共に八代郡第一五区に属し、各村に戸長、副戸長がおかれた。明治八年六月、前記四カ村が合併して共和村と称して、新たに戸長、副戸長を選出、旧四カ村戸長は担当として明治十二年、第一回県会議員選出まで在任し、その後は、明治二十二年町村制が施行された時にも変更はなかった。

昭和二十四年四月一日、共和村字宮木中大子部落を富里村へ境界変更した。

（山梨県町村合併誌による）

(一)古関村、下九一色村の一部合併

これについては、昭和二十九年九月十日の古関村議会議事録によって以下その状況を記す。

一　会議の事件

1　議第三十四号　下九一色村の一部編入について

2　議第三十五号　編入合併後の村議会議員の任期及び定数について

3　議第三十六号　編入合併後の教育委員会委員の任期及び定数について

4　議第三十七号　編入合併後の農業委員会委員の任期及び定数について

午後一時二十分開会

一　会議の内容

○議長（赤池弘一）　開会を宣し、本日の議事日程は、只今お手もとに配布した下九一色村折八区域の編入合併に関する議案、第三十四号乃至第三十七号の四議案について審議する旨を通告し、会議録署名人の選定について会議に諮り、十五番議員（赤池正夫）より議長指名の動議が提出され、之を会議に諮り異議なく次の者を会議録署名人に選定した。

議員第七番　若狭正照

議員第十三番　赤池嘉雄

議員第十四番　伊藤澄男

○議長（赤池弘一）　議案第三十四号乃至第三十七号は折八区域の編入合併について関連を有するものであるから、之を一括議題に供する旨を宣し書記をして議案を朗読せしめ、次いで提案の趣旨について当局の弁明を求めた。

○村長（赤池長治）　下九一色村が上野村・大塚村と合併するに際して、同村大字折門並びに八坂の区域を古関村に編入されたい旨、去る九月二十三日下九一色村長から申入れがあって、本村の合併推進常任委員会で協議の結果、意見の一致をみたので超えて、十月四日之を推進委員総会に諮り満場一致の賛成を得たことは御承知の通りで引き続いて各部落毎に合併懇談会を開いて懇談の結果之亦異議なく村民の総意を得たので、上野村・大塚村が下九一色村と合併を実施する十一月三日を目標として編入合併を実施いたし度いので茲に提案した次第である。

尚折門・八坂を編入合併するにあたって、その財産処分について下九一色村長と協議の結果、折門・八坂の区域内にある下九一色村のすべての財産は古関村に編入合併と同時に古関村に帰属することを協定いたした次第である。編入後の議会議員、教育委員、農業委員の任期及び定数については夫々町村合併促進法の規定により、下九一色村が選挙した折門・八坂地区より選出の之等議員並びに各委員会委員として在任し、任期は夫々の残任期間に相当する期間ということになっておるのであって、以上が本日提出の議案第三十四号乃至第三十七号の内容であるので宜敷く審議の上御決定願い度いと弁明した。

○議長（赤池弘一）　折門・八坂の区域を古関村に編入合併することについては村民の総意に基づくものであって、尚実施期日を下九一色村外二ケ村の合併実施と同時に行うこともまた適正であると考えるので、原案通り決定され度いと述べた。

全員賛成

○議長（赤池弘一）　質疑討論の終局を会議に諮り異議なく之が終局を宣し、次いで本案に対する表決を宣し、議案第三十四号乃至第三十七号に対しては原案通り決定いたして異議ないかを会議に諮り、異議がないので左様決定する旨を宣告した。

○議長（赤池弘一）　以上を以て本日の議事日程を終了した旨を宣し、閉議会を宣告した。

午後三時二十五分閉会

右之通り会議の次第を記載して茲に署名する。

昭和二十九年十月十日

古関村議会議長　赤池弘一
〃　議会議員　若狭正照
〃　議会議員　赤池嘉雄
〃　議会議員　伊藤澄男

議第三十四号

下九一色村の一部編入について

西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を昭和二十九年十一月三日から古関村に編入する。

理由

下九一色村・古関村の協議により上野村・大塚村・下九一色村の合併に際し、地域的にも本村に近接せる下九一色村大字折門・八坂を編入するのが適当であるため。

議第三十五号

編入合併後の村議会議員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を同郡古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条第一項の規定により、下九一色村議会議員で古関村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、古関村議会議員として在任し、その任期は古関村議会議員の残任期間に相当する期間とする。

議第三十六号

編入合併後の教育委員会委員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条の二第一項の規定により下九一色村の選挙による教育委員会委員で古関村教育委員会委員の被選挙権を有することとなる者（一名）は引続き古関村の教育委員会委員として在任し、その任期は古関村教育委員会の選挙による委員の残任期間とする。

議第三十七号

編入合併後の古関村農業委員会委員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により下九一色村農業委員会委員で古関村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者（二名）は、古関村農業委員会委員として在任し、その任期は古関村農業委員会委員の残任期間に相当する期間とする。

昭和二十九年十月十日　提出

古関村長　赤池長治

㈡久那土村・山保村の一部合併

久那土村と山保村の一部編入合併は、昭和三十年四月一日に行われたのであるが、当時の廃置分合申請書によれば次の通りである。

発第六五号

昭和三十年三月二十二日

西八代郡久那土村長　日向英治

西八代郡山保村長　伊藤清忠

山梨県知事　天野　久殿

廃置分合申請書

西八代郡久那土村と山保村大字久保・嶺・大山・山家のうちから一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地区は、地域的に隣接し、昔より人情風俗等類似しあらゆる実情相い通じておるので、住民の久那土村編入についての希望は従来より強かったわけであります。

今回、昭和三十年四月一日を期して、山保村の大部分の地区が市川大門町へ編入されるにあたり、山保村大字久保・嶺・大山・山家のうち一から九七の一まで六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地域を久那土村へ同時に編入することは至極適当であり、将来の発展繁栄を約束し住民の福祉を図るところが大きいので、昭和三十年四月一日を期し編入合併せられるよう関係両村議会の議決を経てここに関係書類を添えて申請致します。

添付書類

(一)　廃置分合又は境界変更を必要とした理由
(二)　経緯の概要
(三)　議決書・会議録の写
(四)　関係町村の現況表
(五)　関係図面
(六)　その他参考書類
(イ)　合併条件協議書写
(ロ)　合併前後見込予算
(ハ)　合併前後の町村税率比較表
(ニ)　合併前後の負担増減額
(ホ)　財産及び負債調
(ヘ)　合併前後議員選出予定数調
(ト)　町村職員数調
(チ)　合併後の中心地に至る各部落からの距離調

一　廃置分合を必要とした理由

西八代郡久那土村と同郡山保村久保・嶺・大山・山家の一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地区は、地域的に隣接しており、同郡市川大門町と山保村の大部分の地域との編入合併が昭和三十年四月一日を期して行われるので、この際同地区を久那土村に編入するため廃置分合の申請をするものである。

二　経緯の概要

山保村より久那土村に編入される一部の部落は、戸数七六戸、人口四七二名、面積四、二八五平方粁を有し、位置は、久那土村の中央にある役場、学校より北東に僅か四粁離れておるのみで、本村の唯一の河川、三沢川の上流に位し、遠く部落の起源より経済的に文化的に総ての生活の交流が円滑に、しかも密接に行われていたのであります。

尚、教育上の関係は、学制公布以来、高学年は（分校は小学校六年まで）殆ど久那土において教育を受けており、両村民の人間関係は非常に深いものがあります。

特に昭和二年、富士身延鉄道（身延線）の開通と、林道の開発をみるに至っては、加速度的に親密の度を加えて、林産物・農産物の搬出から生活必需品に至るまで、久那土村を経由して行われるようになりました。故に両村民の合併に対する熱望はもとよりあったのでありますが、幸い、昭和二十八年九月合併促進法が公布され、山保村の大部分が市川大門町と合併するの議起るや、早速両村に於て協議の結果、僅か本年一月と二月の二回の両村合併促進委員会に於て、殆ど必然的に編入合併の運びとなりました。

山梨県達第四一号

西八代郡市川大門町
〃　久那土村
〃　山保村

地方自治法第七条第一項の規定により西八代郡山保村を廃し、山保村大字山家のうち九七番地の二から六八一番地まで、七四三番地から一、五九八番地まで、一、八三五番地から八、七八〇番地までの区域を市川大門町に編入し、大字久保

・嶺・大山及び山家のうち一番地から九七番地の一まで、六八二番地から七四二番地まで、一、五九九番地から一、八三四番地までの区域を久那土村に編入し、昭和三十年四月一日から施行する。

昭和三十年三月二十三日

山梨県知事　天野　久

四　新町の誕生

(一)合併の経緯

久那土村・古関村・下部町及び共和村は、西八代郡の最南端に位置し、これら四か町村はその地理的環境より、古来経済的に有無相通ずる密接な関係をもち、さらに昭和の初め各町村を結ぶ県道が開通し、山梨交通バス及び富士山麓バスの乗り入れなど、急速な交通運輸の発展に伴い、相互間の友好親善は益々深められた。町村合併促進法が施行されるや、久那土・古関・下部・共和の四か町村を合併して、新町を建設しようという意見が一部にあらわれ、一般住民も漸次これに関心をもつようになった。

昭和三十一年四月二十日以来、関係町村は一町三か村の合併をめざして何回か協議を重ねたが、独り久那土村は地理的環境から古関村との合併を希望したのであるが、古関村が一町三か村の方針をまげなかったので、久那土村ではさらに一転して六郷町と合併したらどうかとの村内世論が台頭したため、一町三か村合併の実現は行き悩みの状態となった。このため町村合併促進法による合併期日の切迫するに従い、一町三か村を前提とする下部町と共和村との段階合併の機運が醸成されるに至った。

一方反対を続けてきた久那土村でも、四町村合併への去就を決定するため、九月十七日住民投票を行った結果、僅差ではあったが一町三か村合併が決定され、ここに関係町村の合併計画は急速に進展し、九月二十日、四町村の合同協議会が開催され、合併条件について審議し、町名は名声を天下に博する下部温泉の名に因み下部をもって町名とすること。及びその他の基本事項についてもすべて賛成するところとなったので、協議会終了後直ちに関係町村の臨時町村議会を開催、各町村ごとに一町三か村合併に関する議決を行い、昭和三十一年九月三十日、新町の誕生をみたのである。

以上は合併までの概要であるが、それぞれの町村には、地域の実情をふまえ、新しいものへの期待と不安の交錯するなかで、為政者、住民ともども真剣にとり組む問題であったのである。

次に古関村と久那土村の関係について、その経緯を当時の文書からみてみよう。

時局柄重要な問題となっております町村合併の件につきましては、長い日子に亘り、貴村より絶大なる御厚情を賜わりつつありますことは洵に感謝に堪えないところであります。

就きましては、当村は現段階に処する合併の方針として「一町三ケ村の合併実現を目標とし、此の目的達成のために先ず久那土村と合併する」。ことに委員会の意見の一致を見ました。

右につき来る七月十八日午後二時より当村役場に於て、貴村代表と会見致し度いので、お含みの上御来臨賜わり度く書中をもって御回答旁々御案内申上げます。

昭和三十一年七月十六日

古関村長　赤池　好臣

久那土村長　日向英治殿

町村合併についての回答書

兼て懸案の町村合併問題につきまして、昭和三十一年七月十六日付をもって、貴村決定による申入れと、その回答を求められましたが、久那土村委員会としては、若し将来の諸情勢等により広範な大合併の要あれば、上九一色村の一部、精進・本栖並に六郷町をも含む二町三ケ村合併案も充分検討の要ありとするがこれは貴村今回の申入れ事項と共に、先ず古関・久那土両村の合併をもって生れる新村が慎重に研究検討する、という方針に於いて、当村は現段階に処する合併の方針として「一町三ケ村の合併実現を目標とし、此の目的達成のために先ず久那土

村と合併する」という貴村決定の申入れを同意諒承することに結論をみましたので、書中をもって御答え申上げます。

昭和三十一年七月十七日

久那土村長　日向　英治

古関村長　赤池好臣殿

町村合併に対する回答書

七月十八日貴村委員の御来場を賜り、会談いたしました際手交を受けた貴村の回答書並に、七月十六日付にて当村より久那土村に差上げた申入れ文書中、「目標」の二字を「理想」に訂正し、「達成」の二字を削除され度しとの貴村の申入れに関し、本村は七月二十一日全体委員会に諮りました結果、左の通り決議いたしましたので文書をもって御回答申上げます。

一　七月十八日貴村よりの回答書の通りでは合併できない。

二　当村の申入れ文書の字句については、訂正も削除もできない。

三　古関村の意のあるところを、久那土村委員の御尽力を賜わり、村民各位に御諒承を得て、一町三ケ村合併の実現するよう懇望する。

昭和三十一年七月二十三日

古関村長　赤池　好臣

久那土村長　日向英治殿

尚、古関村長は全村民に対し、次のような経過説明と併せ、村民の心構えについて述べている。

古発第三一四号

昭和三十一年七月二十五日

古関村長　赤池　好臣

村民各位殿

町村合併問題の経過と村民の気がまえについて

町村合併促進法によって、県下各市町村が相次いで合併が行われて参りました。本年九月末をもって此の法の期限満了と共に、新町村建設促進法によって之が完成が行われる段階に迫って参ったので、古関村町村合併対策協議会に於ても真剣にこの問題と取り組んでいます。ここにその経過を報告し、村民各位の御協力を御願いいたします。

㈠　本栖・精進地区の合併について

村の境を異にしても、上九一色村の本栖とは、あの湖を本村と共に持ち、今後の観光事業や、あの地区での林業経営には離れることのできない関係を有し、更に今回の発電工事によって、古関の宿望を達成させてくれた陰に、水源供給を快く賛成してくれた本栖・精進区民の好意には忘れることのできぬ義理があので、この際この岳麓地帯との合併を第一義に考えた次第であります。之によってこの地区への話合いや、また上九一色村当局へも熱心な呼びかけをいたしました。勿論本栖については非常に熱意がありますが、今の段階では上九一色村として離し得ぬ強いねばりによってどうすることもできぬ現状であります。この不可分の関係があるこの地区が当然吾々の地区と一緒になるべき天恵の条件を持ちながら、直ちに思う通りには参りませんが、やはり矢の如く進む時局問題でも、成熟には或る期間を要するように考えられますので、残念ながら時機を待つこととといたしました。

㈡　一町三ケ村合併の方針をたてました。

御承知のように古関村は、隣に久那土村があり、古い経済上のつながりから両村民の友誼も厚く、更に教育関係でも深い関係を有し、殊に長い間、吾が古関村と合併したいと熱心に呼びかけをしてくれているので、久那土村との合併を考えることは当然であります。

次に下部町については、これ又同様、本栖下部線県道の開通以来、本村との産業経済交通は年を追って発展の度を加えつつあり、殊に本村が将来岳麓の地域と結ばれての観光を考える時、下部温泉と共に一対の眼の様な関係にさえあり、現状にてもさることながら、将来を考えると久那土村と共に固く手を握っておかねばならぬ町であります。

このように古関村としては、村の人達の意見には、久那土村と下部町との両方の意見がありますが、村民一人でも村の世論の分裂など好む者はありません。ここに古関村の一町三ケ村合併の方針が鉄則のように打ち立てられたのは決して偶然ではありません。

(三)　関係町村への呼びかけ

七月十四日下部町役場で、一町三ヶ村の合併委員で各村代表委員約二十名によって会談いたした際、当村（古関村）はこの旨を明確に発表いたし、関係町村の協力を求めたところ、下部・共和は賛成したが久那土村は反対でありました。そこで関係各町村は、かつてから交渉を進めつつある古関・久那土間のよき話合いの中より、更に一町三ヶ村合併の誘因を築いてくれるようにと、古関・久那土交渉に大なる期待をかけて閉会しました。

(四)　久那土村委員との交渉

七月十八日に久那土村委員各位と本村役場で会談いたしましたが、久那土村の方では結局要約すると次のようなことを言ってきました。

1　古関と久那土とが合併し、新村をつくった上で一町三ヶ村なり、二町四ヶ村なりを検討していこう（回答文要約）

2　現在の見透しとして、古関と一歩先んじた合併はむづかしい（言語による補足説明）

3　古関村から久那土村へ申入れした文書について

「古関村は一町三ヶ村合併を目標とし、之が目的達成のため先ず久那土村と合併をする」の文は厳に過ぎるので目標の二字を理想に訂正し、達成の二字を削除されたいと申入れをせられた。

(五)　久那土村への回答を次のようにした。

之に関し七月二十一日古関村では合併対策協議会全体委員会（約六十名）を開いて協議の結果、七月二十二日付左の通り回答文を久那土村長宛に発送しました。

1　久那土村の回答書通りでは合併することはできない（要約）

2　古関村の申入れ書の字句の訂正・削除は絶対にできない（要約）

3　久那土委員の御尽力によって、古関村の意を久那土村民へ諒解せしめ、一町三ヶ村合併実現への御協力を懇望する。

(六)　今後持すべき村民の覚悟

町村合併を成しとげる前途には幾多の紆余曲折や、多難の問題があることが想像されます。然し久那土村との関係が斯くなる上は、当然の帰結として下部町と結ぶ以外にないというような軽卒な態度は、古関村の断じて執ってはならないところであります。下部に対しても久那土村と共に、快よき合併の気運が関係町村相互の間に明るい芽生えのするまでは、落着いて待たねばなりません。

結論として古関村は、久那土とも下部とも、一方だけで終るような焦った合併は絶対にすべきではありません。村の大理想達成のために、あくまで村民一同合併に対する強い信念を堅持し、世論の強い結束を固めて、今後の町村合併に悔なき完成を図らねばなりません。

尚之がため、法の期限が近づいているので、知事の勧告等が心配のように巷間伝えられておりますが、古関村の執っている方針は幸い県の指導の考えと全く一致していますので、県から激励こそ受ければとて反対の勧告の来る心配はありません。むしろ違った考えの村が私達の力で諒解してもらうように努力はしていますが、之も及ばない時は、県の勧告の御力をも願って之を完成せしめるよう考えていますことを充分御理解の上、力強い御協力を御願いいたす次第でございます。

(二)合併の条件

1　合併の形式　合体合併

2　新町名　下部町

3　役場の位置

(1)　西八代郡下部町常葉一、〇二五番地に置く。ただし、庁舎は新築されるまで旧下部町の役場庁舎を仮庁舎とする。

(2)　久那土、古関、共和にそれぞれ支所を置く。ただし、支所では、戸籍、配給、失対、援護、国保、徴税、諸証明その他の収入事務を行なう。

4　財産及び営造物の処分

(1)　久那土村、古関村、下部町、および共和村の所有する一切の財産営造物および負債は、全部新たに下部町設置と共に同町に帰属せしめる。

(2)　恩賜県有林に対する入会慣行は従前通りとする。

(3)　財産の処分に当り関係町村のもつ負債の不均衡は、新町村建設計画において補正する。

5　議会の議員の任期及び定数

(1)　現に関係町村の議会の議員であるものは、町村合併促進法第九条第一項の規定により引続き新町の議会議員となるものとし、その任期は昭和三十二年九月二十九日までとする。

(2)　今後最初に行なわれる議会議員の選挙については、関係町村の区域に選挙区を設ける。

6　農業委員会委員の任期および定数

(1)　農業委員会はこれを統合する。この場合新町の農業委員会の委員となるものは、町村合併促進法第九条の三第一項の規定による。委員の定数は三〇名とし、昭和三十二年九月二十九日まで在任する。

(2)　今後最初に行なわれる委員会委員の選挙については、関係町村の区域に選挙区を設ける。

7　一般職員の身分について

(1)　関係町村のすべての一般職の職員は、引続き新町において任用する。

(2)　この場合勤続年数は通算する。

(3)　合併後一カ年以内に退職する職員に対しては、条例をもって退職手当の支給について優遇する道を講ずる。

(4)　関係町村の町村長、助役、収入役は一年間参与とする。

8　町村税は、新町村において均一に賦課する。ただし、昭和三十一年度町税については、関係町村で賦課した額による。

9　国民健康保険は引続き新町において実施する。

10　部落連絡員の設置方法については、関係町村の従来の例による。

11　自治功労者については旧町村ごとに行ない、方法は関係町村で協議する。

12　農業協同組合、農業共済組合および森林組合の取扱いについては、当分の間現状通りとする。

13　その他の公共団体、即ち婦人会、青年団などについては統合につとめる。

14　小学校、中学校については、校名および通学区域を当分の間現状通りとする。

15　保育所は当分の間現状通りとする。

16　合併の時期、昭和三十一年九月三十日。

下戸発第一八〇号

下部町役場新設支所に於て戸籍事務を取扱うことの認可申請について

下部町と久那土村・古関村・共和村の一町三ケ村は、昭和三十一年九月三十日から対等合併により、新たに下部町として発足することになりました。然し乍ら地勢と交通の関係で町役場の本庁を旧下部町役場に置き、他の旧村役場をそれぞれ支所として町行政の一部を分掌させ、地元住民の便宜を図るべく考慮するとともに、戸籍事務に関しても国家の委任事務としての特殊性もあり、住民の身分を実証する公簿で住民と直接結びついた関係にありますので、旧村の久那土・古関・共和の各区域に支所を設置し、戸籍を取扱うことが最も適当と確信いたします。

尚、戸籍事務を迅速且つ正確にするには、事務担当者の充分な素養と実務的に相当な経験年数が必要であることを了知し考慮しているので、実情御賢察の上特別の御詮議を以て、御認可賜り度く別紙関係書類を添え連署を以て申請いたします。

昭和三十一年九月二十七日

西八代郡久那土村長　日向英治
〃　古関村長　赤池好臣
〃　下部町長　堀内勝喜
〃　共和村長　高野　要

甲府地方法務局長
光野　勇殿

下部町役場並に同支所所在地及び電話一覧表

名称	所在地	局名	電話番号	備考
下部町役場	下部町常葉一、〇二五	富里	一五	
		下部	九	

久那土支所	久那土村三沢一八	久那土	二	
古関支所	古関村古関字上平一四三	古関	四	
共和支所	共和村下田原一、六二〇の一	切石	一七	

新支所戸籍事務担当予定者

支所名	職名	氏名	生年月日	戸籍事務経験年数	兼務事務の名称	備考
久那土支所	書記	上田　茂	大正十四年十二月一日	九・九年	選挙住民	
古関支所	書記	伊藤孝貴	大正十五年二月二十二日	八	〃	
共和支所	主事	小林善一	大正十二年六月二十五日	八・五	住民登録消防	

下部町役場と各支所との比較対照表

事項	本庁	久那土支所	古関支所	共和支所	備考
面積（平方メートル）	二〇三・五	二二七・七	八一・六	一〇二・七	
現住人口　人	六、一九四人	三、七八五人	二、五〇〇人	一、九一五人	
戸数　戸	一、一六八戸	六九三戸	四四五戸	三九三戸	
世帯数	一、一四六	七一一	四三九	三九五	
本籍人口	五、二六〇	五、三四〇	三、六三四	二、三二七	
戸籍事務吏員数	二	一	一	一	

本籍戸籍数	一、三七五	一、〇九九	七七二	五九七	
本籍戸籍簿数	二三	一六	二〇	一一	
昭和三十年度新戸籍編製数	六二	四二	三五	三一	
昭和三十年度除籍数	一二	一一	一〇	一〇	
昭和三十年度戸籍事務取扱件数	四二七	二七九	二二四	二一〇	
右同一ケ月平均	三五・六	二三・二	一八・六	一七・五	
昭和三十年度戸籍閲覧件数及び手数料					
昭和三十年度戸籍謄抄本枚数及び手数料	一、一九三枚 三五七九〇円	六五五枚 一九六五〇円	六五〇枚 一九五〇〇円	七〇五枚 二一一五〇円	
昭和三十年度戸籍証明件数及び手数料	三〇三件 九、〇六〇円	一〇三件 三、〇九〇円	五三件 一、五九〇円	七一件 二、一三〇円	
本庁と支所の距離		五・〇粁	一〇粁	六・二粁	
本庁と支所間の徒歩及び自転車による時間		歩一三〇分 自六〇分	歩一一〇分 自五〇分	歩一一〇分 自五〇分	
本庁との最長距離		一〇・五粁	一七・五粁	八・七粁	
本庁との最短距離		四・五粁	八・五粁	二・二粁	

下部町役場同支所相互間戸籍事務及び関係事務取扱規則

第一条　本規則において庁とあるのは、下部町役場及びその各支所をいい本庁とあるのは下部町役場をいい、支所とあるのは下部町役場各支所をいい区域とあるのは本庁及び支所の各取扱区域をいう

第二条　各区域の戸籍簿及び除籍簿その他関係帳簿書類は、その区域の取扱庁で蔵置する

第三条　支所には、本庁と同一様式の受附帳発送簿その他の簿冊及び書類のつづりを備える

第四条　各庁には、各庁間の書類の授受を明らかにするため、附録第一号及び第二号ひな形の書類逓送簿を備える

第五条　支所で使用する受附印及び発送印その他の印判は、本庁と同一様式のものを用いる

第六条　書類の扱庁を明らかにするため支所は、附録第三号ひな形の印判を用いて書類の見やすい箇所に押印する

第七条　他の庁に逓送を必要とする書類を受理した庁は、即日これを逓送しなければならない

第八条　関係書類の逓送は町書記又は書記補及びこれと同等の身元確実なるものがする

第九条　戸籍の編成は、現に戸籍の存する庁でする

第十条　一の区域に本籍を有する者が、他の区域の庁に届出をしたときはその庁は受付簿に登載せず届書に受付印を押し、受付の年月日を記載し、届書をその者の戸籍のある区域の庁に逓送する

第十一条　一つの届出により数箇の庁の戸籍に記載を要する届出を受理したときは、その届出により戸籍の記載をし、諸帳簿の整理を了ったときはその届書に附録第四号ひな形の印版を用いてこれに取扱者の認印を押し他の庁に逓送する

第十二条　届書を受付帳に登載する庁は、第十四条の場合を除くの外最後に届書の逓送を受けた庁でする

第十三条　甲区域に本籍を有する者、乙区域に転籍又は分籍する届出を甲区域の庁に届出たときは戸籍の記載をし、その者の戸籍の見出帳を処理した上ただちに届書とともに転出者の戸籍原本を乙区域の庁に逓送する、乙区域の庁は前項の逓送を受けたときは、戸籍の受付帳に登載し戸籍簿に編てつするとともに戸籍見出帳に記載する

第十四条　前条の届出を乙区域の庁に届出たときは、乙区域の庁はその届書を受付けた上届書を甲区域の庁に逓送する、逓送を受けた甲区域の庁は前条によってこれを処理する

第十五条　届書類の調査及び戸籍の記載手続について他の区域の庁に蔵置する戸籍又はその他の書類を必要とするときは、書面又は電話その他適当の方法によって連絡調査する

第十六条　監督地方法務局に送付する戸籍並びに除籍の副本、戸籍に関する届書及びその他の書類については左の通り取扱う

（一）　戸籍副本及び除籍副本は、その原本を蔵置する庁で作製し支所作製分は本庁で取まとめて送附する、但し戸籍法施行規則第十五条二項の副本について区分して送附する

（二）　戸籍に関する届書及びその他の書類については、支所受付のもの毎に編てつして本庁に逓送し本庁に於て一括編てつする

第十七条　監督地方法務局に送附する届書送附書副本送附目録及び戸籍事件表は、本庁において各支所分と本庁分を合計して送附する

第十八条　支所は、第十六条に規定する書類を本庁に送附するときは、前条に規定する送附書及び戸籍事件表を二通作製し一通を本庁に送附する副本送附目録は三通作製し、二通本庁に送附する

農政第六―七六号
昭和三十一年九月十五日

農務部長

各町村長　宛

町村合併と農業委員会の統合について

農業委員会の統合については、機会あるごとに勧奨してきたところであるが、町村合併促進法の失効を目睫に控え貴町村におかれては、隣接町村と合併問題について、種々御検討のことと思うが合併に際しては、新町村に期待される機能を

充分に発揮するために合併によって構成される、新しい地域社会の一体性の確立と、新市町村の組織及び運営の合理化が推進されなければならないものと思料する。

しかして、その新市町村の一体性の確立を図るためには、農業委員会等の行政機関はもとより、各種農業団体の活動がすべて新しい地域の総合的な観点に立って営まれなければならない。

かかる観点から町村合併に伴う農業委員会の設置については、特に異例の場合を除いては、一市町村に二つ以上の委員会の設置は認めない方針であるので、貴町村におかれても、その町村合併を契機に、従来の感情、その部落代表性の維持或は委員のポストの減少等にとらわれることなく、大局的な見地から新市町村に一つの委員会が置かれるよう措置願いたい。

なお参考までに委員会の合併の必要性についてみると左記のとおりである。

記

一　合併の必要性

1　農業委員会は一市町村に一委員会がおかれることが原則

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三条第一項に規定されているとおり、元来市町村の行政機関として置かれているのであり、国の委任事務を除く大部分の所掌事務は、市町村の自治行政と密接に関連し、市町村の勧業行政とは一体であり、又同委員会の活動に対する経費については、国がある程度の負担をしているとは言え、市町村の財政と密接不可分の関係にあって、本来市町村の区域を区域とする一委員会の設置が望ましい。かかる意味から同法第三条第一項において、一市町村一委員会という設置の原則が規定されていること。

2　新市町村建設と、その一体性の確立

新市町村の育成強化を図ることを主目的として制定公布をみた新市町村建設促進法をみるに、新市町村の建設を促進するためには、合併によって構成された新しい市町村の一体性の確立と、新市町村の組織及び運営の合理化が図られなければならないが、特に現下の地方行政の実態から財政運営の健全化に努めなければならないことが規定されている。これがため、農業委員会等の行政機関のみならず、公共的な機能を営む各種公共的団体の活動が、すべて総合的な観点に立って営まれるため、その統合整備が強調されていること。

3　農業委員会経費に対する国の予算措置

農業委員会の活動に要する経費については、従来とも国と市町村の負担によって賄われて来たが、これが近年の趨勢は漸減の傾向にあるが、特に本年度国のとられた予算措置をみるに、当初八、一六七委員会を年度内に五、一七〇委員会にまで統合を進める計画のもとに予算が編成され、前年度の一、八七三、五六三千円に対し九七〇、九六七千円と半減されているのが実情であること。

二、農業委員会の委員の任期、定数に関する特例

町村合併による新市町村又は吸収町村に農業委員会が一箇置かれることとなる場合における農業委員会の委員の任期及びその定数に関する特例が町村合併促進法第九条の三に規定されているが、詳細については、法律を参照願うこととするが、その大要は次の如くである。

即ち町村合併による新設町村にあっては、合併関係町村の協議により、三〇をこえず一五を下らない範囲で定めた数のものに限り、町村合併後一箇年をこえない範囲で定めた期間中は、引続いて新設町村の農業委員会の委員として在任することが出来、又吸収町村にあっては合併関係町村の協議により、一五をこえない範囲内で定められた数の者に限り、吸収町村の農業委員会の委員の残任期間中、吸収された町村の農業委員会の委員は、吸収町村の農業委員会の委員となって在任することができることとなっている。

しかしながら、合併関係町村の協議については、それぞれの町村議会の議決を経る必要があり、その協議が成立したときは合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならないこととされている（合併法九の3、9）また、かかる場合新設町村の委員として在任し得るものは、合併関係町村の選挙による委員のみであり、しかも、新設町村の農業委員会の選挙委員の被選挙権を有することとなるものに限定されているし、また、合併関係町村の農業委員会の委員であって、新設町村又は吸収町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者の数が、在任を認められた定数をこえるときは、これらの者の互選によって在任委員となるべき者を定めるものとされている。

以上の如き場合において、新設町村又は吸収町村の農業委員会の選挙委員として在任する者の数が一五をこえるときは、農業委員会等に関する法律第七条の規定にかかわらず、その数をもって選挙委員の定数とし、選挙委員に欠員が生じたとき、又は選挙委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は同法同条の規定によって市町村条例をもって定められる選挙委員の定数に至るまで減少されるものとされている。

三、事務手続

合併関係町村の協議の結果、新市町村に一つの農業委員会を置くこととなった場合は、その合併関係町村の長は、直ちに其の旨を合併協議書を添付して知事に届け出ること。

なお、農業委員会等に関する法律第七条に規定する選挙委員の定数条例及び合併関係町村の協議により三〇をこえず、一五を下らない範囲で定めた数並びに在任することとなった委員の氏名、年齢を報告すること。

地第九一九九号
昭和三十一年九月二十六日

山梨県総務部長

各町村長　宛

町村の廃置分合について

昭和三十一年九月二十二日付申請のあった、久那土村・古関村・下部町及び共和村の廃置分合について、別紙の通り決定されたので通知する。なお右は地方自治法第七条第七項の規定により、内閣総理大臣の行う告示により、その効力を発するので念のため申添える。

山梨県達第三五〇号

西八代郡久那土村
同　古関村
同　下部町
同　共和村

地方自治法第七条第一項の規定により、西八代郡久那土村・古関村・下部町及び共和村を廃し、その区域をもって、下部町を置き、昭和三十一年九月三十日から施行する。

昭和三十一年九月二十六日

山梨県知事　天野　久

協定書

一、西八代郡下部町外三ケ村合併賛成派及び下部町外三ケ村合併反対派は、双方共次の事項を確認し、相互にその立場を尊重すること。

㈠　西八代郡下部町・共和村・久那土村及び古関村の合併がそれぞれの議会によって議決されていること。

㈡　西八代郡共和村下田原及び宮木の各部落に右議決に反対し、南巨摩郡中富町に合併を希望するものがあること。

二、双方とも右事項について、それぞれ法的に認められる手続きによって、速かに処理されるよう努力すること。特に㈡については、昭和三十一年十月二十日までに処理されるよう努めること。

右の通り円満協定する

昭和三十一年九月二十四日

共和村長　高野　要
古関村長　赤池　好臣
下部町長　堀内　勝喜
久那土村長　日向　英治
共和村下田原代表　若林　緑
〃　若林　忠夫
〃　宮沢　栄造
〃　宮木代表　小林　次郎
〃　望月　貞一
〃　高野　文雄
立合人　小田切　彰
〃　深沢　允雄
〃　望月喜久男
〃　太田　公

町　村　現　況　表

区分		町村合併時の状況（昭和31年9月30日現在）					
		古関村	下九一色村の一部	久那土村	山保村の一部	下部町	共和村
人口	男	1,070	175	1,683	227	3,212	1,008
	女	1,183	182	1,801	245	2,965	943
	計	2,253	357	3,484	472	6,177	1,940
面積（平方キロ）		49.68	7.95	15.31	4.28	60.20	10.67
世帯数		390	60	691	76	1,165	383
役場職員数		11	0	28	2	43	21
産業別従事者数	第一次	963	126	2,132	345	2,236	624
	第二次	54	23	178	8	931	247
	第三次	76	37	229	25	1,305	283
官公署数		4	0	4	0	7	2
学校等の状況	小学校 本校	1	0	1	0	1	1
	小学校 分校	2	1	2	1	4	1
	小学校 児童数	347	63	492	61	834	257
	中学校 本校	1	0	1	0	1	1
	中学校 分校	0	1	0	0	0	0
	中学校 生徒数	182	28	252	27	440	175
	高等学校 全日制	0	0	1	0	0	0
	高等学校 定時制	0	0	0	0	0	1
	高等学校 分校	0	0	0	0	0	0
	高等学校 生徒数	0	0	282	0	55	0
	幼稚園及び保育所	1	0	3	0	2	0
文化施設	公民館	3	0	1	0	3	0
	公会堂	0	0	0	0	1	3
	図書館	0	0	0	0	0	0
	公園	0	0	0	0	0	0
衛生施設	病院	0	0	1	0	3	0
	診療所	1	0	0	0	0	0
会社数（資本金500万円以上）		0	0	0	0	0	0
銀行	本店	0	0	0	0	0	0
	支店	0	0	0	0	0	0
予算額	総額（円）	20,575,000	119,346	10,274,000	0	22,674,000	10,967,000
	一人当り（円）	9,132	334	2,949	0	3,671	5,653
市町村税	総額（円）	2,952,000	44,159	3,600,000	0	8,824,000	2,865,000
	一人当り（円）	1,310	124	1,033	0	1,429	1,477
劇場および映画館		0	0	0	0	1	0
電話加入戸数		19	0	41	0	127	8
車所有台数		6	2	11	5	31	4

立合人　吉田長兵衛
〃　青沼　政雄
〃　佐野　肇
〃　神沢　浄

㈢新町建設の基本方針

合併の目的は住民の福祉を図ることにあり、それがためには住民の融和と大同団結を基とし、財政力を結集して交通の便を図り、立地条件よりみて観光施設の整備、産業の開発などに全力を注ぎ合併の効果を十分に発揮することにある。

㈣宮木・下田原地区の分町

一町三ケ村の合併は、前述の経過の通り一応促進法の期限ぎりぎりの三十一年九月三十日をもって新下部町の誕生となったのであるが、従来富士川対岸の南巨摩郡中富町と、地理的経済的に不即不離の関係を保ってきた旧共和村のうち下田原・宮木の両地区は下部・中富両町の境界である富士川の二ケ所に永久橋が架設され、いっそう密接な関係になったことから中富町に編入することを強く要望していた。このことは合併の際の協定書にもうかがえる通り、既にこの時点で分町の課題をかかえていたのである。

そこで三十一年十月、宮木・下田原地区代表と下部町長職務執行者より、下部町の一部を中富町へ編入することを申し入れるとともに、下部町は分町審査特別委員会を設置し、また中富町は合併委員会を結成し十数回にわたり合併に伴う諸案件を協議したが難航を重ねた。ようやく三十三年二月十五日、下部町役場において両町及び分町地区代表者との合併委員会を開催、九項目にわたる町境界線に伴う条件を全員一致で決定し、中富町は二月二十一日、下部町は三月一日、それぞれ町議会を開催して、各町ごとに下部町の一部を分離・編入することに関する決議を行い、三十三年四月一日をもって分町が実施された。

なお、この分町をめぐっては、分町派住民の結束は固く意気軒昂で、話し合い折衝の段階のなかで連日ハチ巻、ムシロ旗が下部庁舎を囲むなどの過熱の時期もあったほどで、次ぎの経過、状況にみるごとく、当事者の苦労も想像を絶するものがあったと察せられる。

別紙㈠　下部町議会より送付された意見書

宮木・下田原地区分町に関する請願

請願者代表　若林　緑

右請願の趣旨は、県の合併審議会の調停にもとずく協定書による「住民投票」は当該地区住民多数の行動よりみて、分町賛成の投票数を得たものと案知する且つ本請願は極めて緊急を要すると認めるので速やかに善処せられ度い。

昭和三十一年十月十八日

下部町議会議長　依田守勝

下部町職務執行者
赤池　好臣殿

別紙㈡
冠省
分町審議会の件に付き数回会合せしも円満妥結の見込全然なく、当方「分町派」の結論としては、交渉を打切り、住民投票にもちこむ予定でありますから御諒承相成度右は通告申上げます。

昭和三十一年十一月十三日

下田原宮木・中富町合併期成同盟会
代表者　若林　緑

分町審査委員会
委員長　伊藤　映雄殿

分町審査委員会中間報告

昭和三十一年十月、地方自治法第一七四条にもとづく分町審査委員として委嘱を受けて以来、委員相協力して諸般の実情調査や、中富町当局の意向もたたき慎重審議の結果、分町地区住民代表とも相談し、町議会の承認を得て別紙の通りの分町条件案を策定したところ、町長の詮議となり中富町へ提示したのであります。

宮木・下田原地区分町請願に対する聴取事項

聴取事項			分町派	旧共和村当局	上田原	中富町
合併前の態度			合併の際は何れに問うも挙村一致でいくという申合せはやっていた。			
分町について			宮木・下田原220戸のうち希望206戸，反対14戸	反対	分町反対62戸	円満解決なれば受入れ用意あり。
合併議決に対し			住民意志を尊重しないので，不信任		賛成	
現状	相互間の感情問題	諸団体	消防団脱退，自警団結成，婦人会脱退，婦人部結成			
		村八分暴力行為	保育園等若干その傾向を認める。	暴力行為，威嚇行為ありという。		
	住民投票		円満裡に解決を望み，投票不用という。			
	納税について		目下滞納しているが貯金している。			
支所について			不必要	存置	存置	
学校問題			組合立にて存置したい，その必要はないの二説	協議の上存置	生徒60名 存置したい。	学区制の変更しない存置については今後協議で決したい。
負債処理	一時借入金，村債及び財産処理について		部落関係のもの，或は納得のゆくものは責任を負う。部落関係のものはその地区で負担する。又ある部落では土木教育債は負うという。	自己で責任を負うというも，それは住民の幸福でないので不能と思われる。教育債を除く，それぞれの地区で負担すべきだ。		これについては明言できないが，前二回行われた合併条件の例によると思われる。
議員の問題				一か年任期を認めたい。		合併促進法は切れているので現行法でいく。
職員について			今期合併に際し，従来そうでない者が採用されている向きがある。	人口比例では13名であるが少なくとも当該地区出身職員11名を中富町で採用ねがいたい		地財法の適用町なので目下のところ毎年1名宛減員の方針

これが条件の基本的考え方は、行くもの、残るもの互に客観的公正を期した次第であります。幸にして中富町当局の理解ある態度、並びに分町地区住民の熱意と誠意により、静かなる態度下に於て分町の実現に曙光を見たことは、多難なりし過去を顧りみて感無量のものがあります。残された問題は分町の条件に非らざる滞納税金の完納で所謂、赤字負担の完済、財産処分等にして、分町住民の誠意の披瀝に俟つものが大部分であります。

中富町の望む円満なる分町の速かならんことを祈念しつつ一ヶ年の足跡を録して中間報告といたします。

昭和三十二年十月

分町審査委員長　伊藤　映雄

宮木・下田原地区分町措置の経過

三一・一〇・一

合併下部町開庁式をすまし直ちに分町地区々民大会（宮木公会堂）に出席、懇談して民意の洞察をはかる。

一〇・九

重ねて下田原区に分町派の集合を求め、住民多数の懇談の結果、はじめて分町推進の方向への所信を披瀝した。

一〇・一〇

下部町初議会を招集して、役職員の決定、併せて会計規則の制定をみて議会の構成をはかる。（この日分町派多数傍聴し請願せんとするも議会の体制ととのわず請願に至らず）

一〇・一四

臨時議会召集、分町請願採択直ちに分町特別委員会（上田盛治）を構成する。

一〇・一五

前記特別委員と共に共和中学校に分町派・旧共和村当局並に分町反対上田原地区代表を招き、交互に意見を聴取する（前表参照）

一〇・一六

前記委員と共に中富町に出向、依田中富町長並に神宮寺議長より分町受入態度について意見を伺い、その公正なる態度に敬服する。

一〇・一八

以上連日の調査研究にもとづき、下部町議会は同委員会の答申を採択して、職務執行者（赤池好臣）に対し別紙㈠の通りの意見書の送付あり。

一〇・二二

自治法第一七四条にもとづく、分町審査委員会（伊藤映雄外一三名）を委嘱し議会の意見にもとづき速かに之が解決をはからんとする。

一〇・二四

前記委員会を開催して分町派（代表若林緑外四名）並に旧共和村長（高野要）を招き、分町に対する意見及び今までの経緯について、それぞれの立場より交互に聴取並に意見交換をなし、下部町の態度、方針の検討を行う。

一〇・二八

更に分町派を招き、意識的に滞納の村民税処置について質す。

上田原地区住民、学校問題について陳情。分町地区出身職員要求書を受理

一〇・二九

同委員会常任委員と共に中富町を訪問、同町の合併促進委員と懇談、意見交換をなすも、温情的にして分町促進の為且つ分町地区住民の為に喜ぶ。

一一・二

町長選挙告示前日にて多忙なるも、町長引継前に解決をはかるの意気込みにて委員会を開催し、分町条件案の調整をはからんと分町派を招請し協議するも、十月十五日の開陳意見（別表参照）とくい違うものあり一同唖然たるものあるも、更に分町住民全体会議に諮りたる上、折返し返答する旨約して閉会する。

一一・七

委員会とは別個に、町長単独にて分町地区役員と下田原に出向の上面談し、条件案につき九日までに妥結の曙光を見出す。

一一・八

分町条件に対する回答

昭和32．2.25 下部町より中富町へ提出した分町条件		昭和32．3.14　中発689号 左に対する中富町回答	昭和32．4.18 協議により左に対する補正回答 （発表時分町派住民傍聴）	昭和32．9．7　中発2947号 中発689号に対する中富町の補正回答
(1)　境界線は旧共和村の分町地区の従来の区をもって町境とする。		この項は了承する。		
(2)　旧共和村に於て発行した負債については全戸数383戸に按分して償還する。 但し道路債等については，それぞれ工事施工個所に属する町の負担とする。		共和村に於て資金運用部及び郵政省より発行した負債については全戸数383戸に按分して償還する。但しその他の負債については認めがたい。	負債の件については，政府資金以外は認められない。分町地区で負担されたい。その処理については，下部町と分町地区に於て協議されたい。	負債の件（上向農道債）については，本町として損失補償の議決をする用意がある。
(3)　役場及び学校等公有財産については，右の方法で分割処分する。		この項は了承する。		
(4)　分町地区出身職員にして，現に下部町職員として任用している職員は中富町で採用すること。		この項は認めがたい。	職員については，中富町においては一部境界変更と考えるので，原則的には採用できない。但し事務連絡上若干名は本町において採用する用意がある。	職員については，下部・中富町において協議の上解決する。
(5)付帯事項	イ　旧共和村の決算完了引継時，長期債以外の負債については(2)の趣旨により全戸数に按分してそれぞれ負担すること。	この項は認めがたい。		
	ロ　ポンプ債については，当該部落で負担すること。	認めがたい。		
	ハ　宮木開田事業は，町営として中富町へ引継ぐこと。	下部町に於て宮木地区に耕地整理組合を組織し，一切事業運営を同組合に移管されたい。	開田関係は下部町に於て，宮木地区に耕地整理組合を組織し，一切の事業運営を同組合に移管されたい。	開田関係については原則として団体営にするのであるが，合併前に不可能の場合は，合併後団体営にしてもよい。

前回同様、町長単独にて再度面談の結果、当該地区住民としての高野要参与も共々手を繋いでゆくことを参与自身に懇請、了解を得て大いに意を強うする。

一一・一五
委員会を開催したるも、分町派代表者（若林緑）より二日に約束した返事に代えるに、別紙㈠の通り予知せざる書翰あり、一同呆然として至誠の通じざるを嘆じ、下部町議会「住民投票成立」の観点より速かに善処せよとの意見にもとづいて、委員会並に小職の不眠の措置も解さず、故意に事態を振り出しへ戻すの愚を惜しむ。小職もまた、冒頭申し上げた通り淋しさを痛感す。

一二・二八
分町派代表より交渉再開申し入れ書翰受付け。

三二・一・九
役場において分町派と懇談会をもつ、今までの行動について遺憾の意を表明

一・二一
役場において委員会開催、十二月二十八日書翰受理に決定、滞納金について納入方勧告

一・三一
議会報告、交渉再開の件承認

二・一四
分町条件案検討

二・二五
委員会及び分町派合同会議、財産処分、学校問題、滞納整理について協議検討「分町条件案」両者懇談の上決定

二・二五
分町地区出身職員より要求書受理

二・二七
議会及び委員会の協議会を開催す。分町条件案を議会提出した上で同案の承認を受く。

三・七
右条件を中富町へ提示の上説明する。

三・一五
中富町長来町、条件に対する十四日付中発第六八九号回答文書受理

三・一九
分町派と合同協議会開催、中富町で認め難い起債等分町派で負担する。開田については団営移管する。更に中富町へ依頼すべきに付き依頼すると分町派の確約あり。

三・二九
地方三―一六七号にて、新市町村建設促進法第二七条第一項の調停に付する旨を通知入件、調停事件西八代郡下部町・南巨摩郡中富町の境界変更に関する争論、町村合併調整委員、淡路寛治郎　高橋正信　金丸親太郎

四・一八
中富町訪問、職員問題その他の件について協議、四月十四日付中発第六八九号の回答に対する補正回答を分町派代表者有志を傍聴人として発表された。

四・二二
委員会を役場に於て開催、中富町回答について検討

五・一九
分町派代表を招請して三月十九日約束の渉進状況を聴取し更に推進を約す。学童問題は別として、他は分町派の事務的措置の解決が前提なので、この解決をみるまでは委員会の活動を休むことを了承する。

六・二九
議会へ分町経過を報告し了解を得る。

八・二〇
高野要・依田喜直外より上申書受理

八・二一
県に於て第一回調整委員会開催、中富町・下部町代表出席、負債問題・開田問題・滞納問題等解決の上職員問題にふれること。

九・七
中発第二、九四七号にて中富町より条件緩和の回答入件

九・二五
午前中役場において委員会開催、午後中富町訪問、分町派代表者も交えて懇談滞納の件は預金があるので明後日中に九〇％は納入することを約す。

九・二七　第二回県の調停委員会を開催
分町派の事務的措置の推進を督促
財産評価委員会（九名）を結成して財産評価を行うこと。

五　山梨県における市町村合併と、西八代郡の状況

昭和二十八年十二月発足した山梨県町村合併促進審議会は、幾多の困難な問題に当面しながら町村合併に努力を続けて、多大な成果を収めてきた。この審議会は、昭和三十一年十一月に山梨県新市町村建設促進審議会に引き継がれて、昭和三十六年九月末日まで未合併町村の合併のために努力が払われてきた。その進捗状況と最終結果は次表のとおりで、県下では実に一六九町村が消滅、四一新市町村が誕生したのである。

山梨県における町村合併進捗状況

二八・一〇・一現在の市町村数
二市　一九町　一七一村　計一九二
（町村合併促進法施行）
三一・一〇・一現在の市町村数
七市　三一町　二一村　計六九
（町村合併促進法失効）
三六・六・三〇現在の市町村数
七市　三二町　二五村　計六四
（新市町村建設促進法改正）

西八代郡

市町村名	合併関係市町村名（施行年月日）	市町村役場所在地
上九一色村		古関字上平二三〇一
三珠町	上野村、大塚村、下九一色村の一部（二九、一一、三）	上野二六六の一
市川大門町	高田村（二九、五、一五）山保村の一部（三〇、四、一）大同村の一部（三一、九、三〇）	市川大門二四四
六郷町	（町制施行三九、四、一）	岩間字町頭四五五
下部町	古関村、下九一色村の一部（二九、一一、三）久那土村、山保村の一部（三〇、四、一）下部町、古関村、久那土村、共和村（三一、九、三〇）	常葉一〇三五

第4編

集落と人口



山の中腹に発達した中之倉の疎村集落

第一章　総　説

第一節　集落の歴史

一　集落の発生

人類は、ある地域に集まって共同の社会生活を営むのが普通である。人類がこのように集団的に居住している状態、いいかえれば、いくつかの住居が集まって、それぞれの生活を展開している場所を集落という。

狩猟生活を送っていた先史人類であっても、食糧の確保、外敵からの防御のため複数以上の群れを形成していた。さらに米づくりが始まり、立地条件によっては焼畑農業が始まり、いわゆる狩猟生活から農耕生活に移行するにつれて、人類は一定の土地に定住を始める。ここに必然的に集落が形成され、古代社会が生まれる。そして、共同体としての社会維持のため、また、外敵から自己の社会を守るため、一定の秩序が必要となりその単位集落を統率するリーダーを必要とするようになって、必然的に集落の統率者が生まれる。

二　集落の立地条件

集落は、先ず前述のような生活の必要性から、一定の立地条件のもとに発生した。古代は耕地の得やすい泉や、川のほとり、日照に恵まれたゆるやかな南面傾斜地が集落立地として選ばれた。そして支配、被支配の関係が階級的格差を生じ、一方、井戸掘りや灌漑、排水技術が進歩し、人口が増加するにつれて、集落の立地状況は多様化し、台地、扇状地、山地、さらに低湿地にも集落が形成されるようになった。一般に山地では南向きで、日照時間の長い斜面や、平地に面した南向きの山麓が、扇状地では、扇頂と扇端の湧泉列が、台地では宙水のある井戸の掘り易い地区や、人工的な用水路に沿った地区が、段丘では段丘崖下の湧泉地が、低湿地では自然堤防などが、集落立地として選ばれた。

三　農村集落と都市集落

このようにしてできた集落社会は、大別して都市と農村にわけられるが、いうまでもなく、都市と農村は集落ができた最初から分類され、そのまま現在に至っているものではない。

人間の集落社会は、原始時代においては一様に農村的であった。都市が生まれるためには、生産力がある程度発達することを必要とした。人間が耕して、その生産物を全部消費し、自分で着るものをようやく調達するような段階にとどまり、完全に自給自足の生活を余儀なくされている場合には、都市は成立し得ない。生産の手段が高度化し、生産力が高まって、生産物に余剰ができて、他の地域に供給できるようになると、そこに政治的支配者が生まれ、商工業者が生まれる。そしてそれらの支配者や、商工業者の人々が居住する集落として、都市的集落がつくりあげられる。このようにして、都市は一定の生産力の上昇とともに生ずるが、その都市の発生以来、都市と農村という二つの集落形態は、人間の社会生活の基礎的な単位地域社会として今日に至っている。そしてこの都市的集落と農村的集落とが一国をつくり、広くいえば、人類社会を形成しているのである。

四　都市集落と農村集落のバランス

人間社会におけるこの二つの集落の比重は、人間の歴史の展開とともに変わってきた。都市集落の発生は古代社会までさかのぼることができるがこれを産業構造面から見ると、都市集落が全体の社会に占める比重は、現在よりはるかに軽く、農村集落の比重の方がはるかに重かった。また都市集落自体の性格も、現代都市のような性格よりも、農村の性格に近かった。さらに都市と農村のつながりも一面的であり、比較的孤立的な生活

が都市、農村、それぞれの共同体で行われていた。

ところが近代になると、都市の比重は急に重くなり、一国の人口の中で占める都市人口の割合は、爆発的に増えてきた。都市は、農村人口の流入によって膨張し、商工業は急激に発達して農村は、都市への人的、物的資源の供給源となり、先ず経済的に都市へ従属する形となってきた。

また、都市集落が政治的支配者、商工業者の居住集落であるという形成過程からも、都市と農村との結びつきの多面化と合わせて、政治的にも経済的にも都市集落が中心となり、農村集落はいっそう強く都市に従属するようになった。

このように、同じ人類の居住群である集落ではあるが、その性格は全く異なり、対象的な要素を強くもつようになった。

第二節　農村集落の特質

一、農村集落の特質

集落を都市集落と農村集落に大別すると、下部町は農村集落といえる。そこで一般的に考えられる農村集落の特質について、考察してみる。

現在の農村は、高度に発達した資本主義社会機構の中に組み込まれ、都市と多面的に強く結びついているために、典型的な特質はうすれている。特に下部町においては、農業的立地条件の劣悪さからいってこの傾向は強い。そこで、昭和初期頃までの農村について、一般的な特質について考えてみよう。

(一)　集落の規模

農村集落は、何よりもまず、土地に強く結びついている。農業(林業)の性格上、都市集落の人々に比べてはるかに永住的であり、定着性をもっている。

長い世代にわたって先祖伝来の家に住み、先祖伝来の土地を所有している人が多い。その生産は第一次産業であり、生産に必要な土地は、他の産業に比してはるかに広大な土地が必要である。したがって人口密度は小さく、集落も比較的小さい。

(二)　対人関係

小さい集落で永住的であることから、農村集落の人々は、長い年月を重ねて、よく知り合った人々とともに社会生活を営んでいる。

また資本主義経済の発達と共に商品経済の中に巻きこまれたとはいえ、経済的な自給自足性はまだ残しており、生産と消費が完全に分離はしていない。このように多分に自足的であるだけに、農村の人々が接触し、交渉する範囲はおのずから限定され、社会関係の大部分は同じ村人との間に結ばれ、その関係は全人格的な、永続的なつながりとなる。

田植えを共同でするのも、農具の貸借も、冠婚葬祭の手助けも、講で飲食を共にするのも同じ村人であり、隣人である。

また歴史的にも、封建領主の行政上、村落共同体的性格を多分にもたされ、特に年貢の取りたてや、五人組制度に見られるように、集落構成員は互いに運命共同体的なつながりをもってきた。

しかも、その関係は必ずしも対等の関係ではなく、長い世代を通してつくりあげられた身分的な、上下関係としてあらわれることが多い。

具体的にいえば隣人関係や、親族関係、贈答関係や、労力交換関係などが重複している上に、地主、小作関係や、雇用関係、大家、新家の関係などが表裏していることも多い。

(三)　同族団関係

農村集落における対人関係上、見のがすことのできないものに、同族団関係がある。

同族団とは、いわゆる本家、分家の関係にある家の結合で、本家を中心に各種の社会的機能を営む集団である。

この社会的機能とは

一　同族共祭の氏神や、先祖の祭祀、冠婚葬祭や、建築、屋根ふきなどの協力の場合。

二　家の相続や分家、はては家財の処理から縁組などの場合の協議や、協力。

三　農耕その他経営上の互助。

四　被政治的協力。

等のものがある。

同族団の結合力の強い場合は、これらの機能をあわせて営んでおり、本家はその中心として権威的統制を行っていた。

現在では、しだいにその結合力を弱め機能を失いつつあるが、昭和初期頃までは、重要な社会的意義をもっていた。現在でも、機能は弱まっているとはいえ冠婚葬祭、氏神、先祖の祭祀等伝統的風俗慣習に、いわゆる仁義として、根強い関係を残している。

同族団とは学術用語で、実際的呼称としては

東日本では

「まき」「いっけ」（いっけまき）「じるい」「うちわ」「やうち」など、

西日本では

「かぶ」「かぶうち」「まき」「いっとう」「どうけ」などと呼ばれ、

本家も

「もとや」「ほんや」「おやえ」「おおや」

分家は

「かまど」「わかれ」「しんや」「わかされ」「あらや」「にいえ」「いえもち」「でいえ」「じわけ」「へや」世帯主を譲って別居すると「いんきょ」などの呼称で呼ばれる。

これらの呼称はすなわち、本家となる家から分岐した諸家の一団であることが示されている。

この分岐は、直接分家から孫分家へとつぎつぎになされてゆくから、かなり大きく発達する。

これらの分家には血縁者に家をもたせたものと、非血縁者のそれとがあり、前者は同族員の主要構成要素で、後者は雇人や外来土着者などが多い。そしてこれらの間では家姓、家紋・氏神・寺院・墓地などを共同にすることが多い。また分家は、普通家産の分与を受ける。その物件の種類は地方の慣例や、分家となるものの身分立場に応じて一様ではない。

しかし、この家産分けは、おおむね家の独立を確保するに足りないから、本家へのさまざまな依存を必要とする。本家は、その経営や家政にかなりの労力その他を要するので分家はそれを提供する。このようにして、同族間の協力互助が行われ、また各種の交ぎ贈答も慣行化される。本家はこのような扶養、協力、交際の中心とならなければならない。このような関係は時代をさかのぼるにつれて強く、本家の政治経済力もさらに強く、これに対して、分家の社会的独立度は低かったと考えられる。時代が下って一般に社会生活の近代化が進むにつれて、本家の政治、経済的統制は弱められ、分家の独立度は高くなり、同族団の機能はようやく儀礼的、交ぎ的生活面に、伝統的慣行が持続されている状態になる。現在の下部町に見られる同族団（じるい）関係はこの状態と思われる。

このような同族団（じるい）は、長く日本社会の基礎構造に関連し、農村集落の発達過程に大きくかかわり、次の性格構造に深くかかわって、農村集落の大きな特質といわなければならない。

㈣　社会的性格

小規模集落、閉鎖的対人関係、血族的従属的同族団関係等の特質をもつ農村集落においては、農民は生まれた地域で家業を営みながら、家業のしかたを覚え、村の生活の中にとけこみ、生活習慣を受けついで成長し、村人としての生活を送り、その土となっていく。そこでは伝統的秩序や、旧来からの慣習が強い力をもつのも当然である。

旧来のしきたりに従って生活することが最も安全であり、まちがいがないと考えられ、非合理的な因襲も変更することが難しく、これをあえて合理化しようとすると、強い抵抗を受けざるを得ない。すう勢に順応し、伝

統的な構成によりかかる生活が無難であると考えられ、近隣や親族の間に積み重ねられてきた義理が重んじられ、村人の目を恐れて、世間体が重視される。

このようにして、そこに形成される人間は自主性を欠いた性格を身につけ易く、主体的行動性をもった人間は形成されにくい。村人の賞賛や非難に左右されて行動する人間になり易い。そして人間的欲求をおさえ、出処進退を誤らないように分相応の生活を続けていくとき、そこにあきらめが形成される。さらに生活の関心がせまい地域社会に限られるとき、あきらめになれた村人は、外部から加えられる政治権力も、どうすることもできない自然力のように受け取り易い。

このような状態は、資本主義経済の発展が農村社会をまきこんで以来、相互共助の反面、嫉妬やさい疑の心を強くしたという矛盾的性格を生んできた。

小農は零細ながらも土地をもち、農具や家屋を含めて生産手段の所有者であり、また自ら家族員とともに額に汗して働かなくてはならない労働者でもある。この二重性格は保守的な面と進歩的な面を同時に持たせるが、身についた所有欲はとかく保守的な面になり易い。そのうえ前述のような同族集団のつながりも無視しがたいことと、その社会的しくみのゆえに自由な行動をとりにくいこととは、絶えず進歩的な面を冷却する条件となる。特に「耕していきさえすれば、食っていける。」という生存の保証された強みが農村集落（社会）の進歩にとっては弱みに転化しやすい。小農村社会における集落構成員の保守的性格は、このように深く、強く根をはっている。

ちなみに保守的性格の残根は、相互共助としっと、さい疑の矛盾的性格とともに現下部町においても、なお残る農村集落の特質といえる。

二、農村集落の特質の変化

(一)　――集落の質的構造の変化――（都市化現象）

農村集落は、以上のような小農社会の特質を長くもち続けてきた。それは明治以来、日本の資本主義の発展をささえてきたのであり、この下積みの犠牲をしいられたことが農業生産力の停滞と、農民生活の窮乏をもたらした。

ちなみに約六十三年前の大正五年、山梨県志編さん会が採収した、久那土村取調書、衣食住の項に次のような記載がある。

「住宅、草屋根粗造ナルモノ多シ、土蔵ハ瓦葺白堊塗モアリ、労働服ハ筒袖、股引。女子ハ筒袖襷掛ケ半々位ナリ。

日常食物ハ俚諺ニ『朝焼餅に、昼素麦、晩にゃまたおちや、ほうとう、これがおきまり』ト云フハ真ニ穿チエタルモノナリ、（筆者註、素麦とは、大麦をついて表皮をとり、それを、一、二時間かけて煮たうえ、更に残り火の上に数時間かけたままにしておき、むして米飯状にしたもの、食べ易くするために、別にみそをすり、湯でのばしてみそ汁状にしたものをかけて、たべたりした。

焼き餅とは、円熟して、固くなったトウモロコシを石うすでひいて粉末にし、これを湯でこねて厚さ一～二センチの小判状に固め、いろりの灰の中へ入れて、むし焼きにしたもの。

尚このほかに、ネリモチと称して、甘藷を輪切りにして煮たうえ、これに、そば粉、またはモロコシ粉等を加えて、つぶして、キントン状にしたものを朝食の常食ともした）。

祭典、招客ノ場合モ、手作物ノ手料理ハ、河内領一般ノ掟ラシイ、又赤飯、餅、饂飩、牡丹餅等デ振舞ヒ、大々、強イテ飽食セシムルヲ快トセラル。」

と当時の食生活が赤裸々に記述されている。いかに生産性が乏しく、貧しい生活をしいられていたかをうかがい知ることができる。このような貧しさが、前記のような特質とあいまって、いわゆる封建的性格を残存させてきた。

農家の家族制度は、個人より家を重視し、家長とその後継者である長男

の地位を高め、婦人の地位を低いままにとどめてきた。そして本家、分家の関係において本家の優位を認め、これを中心として結びつく同族団の結合を維持してきた。

用水や共有林野などによって結束させられた村落は、共同体的性格をおのずから持つものであるが、それは地主制のもとで、その権威的支配によって強化された。小作農民は地主に対して、身分的に従属せざるをえなかったからである。

このような封建的性格は、第二次世界大戦後の諸制度の改革を経ることによって著しく薄められた。

民法の改正は家族制度の崩壊、婦人の地位の向上、生活単位の変化をもたらした。

農地改革は、地主制を解体させ、経営規模の大小は残ったけれど、ほとんどすべての小作農民を自作化し、地主との身分的従属関係から解放した。

共同体としての村落の中に埋没していた農民が、戦前に比して、はるかに自由に行動できるようになった。しかし、このことは農村集落を、明るい民主的社会にしたことを意味するものではない。

戦後日本の農業は、確実に生産力をのばしていった。しかし、生産がのびて収量が増大したにしても、経営耕地が一ヘクタールにみたない条件は、日本の農業を決定的に制約する要因として、作用しつづけた。

しかも、戦前、あまりにも低かった農村の生活水準は、都市化の影響を受けて年とともに上昇した。この生活水準は、農業所得だけでは維持することはできなかった。農家は農外収入を求めて兼業農家への道を歩むようになった。

このことは昭和三十年前後に始まる日本経済の成長過程の中でいっそう明らかになってきた。工業の高度成長の結果は、農工間の所得格差を開いていった。農業生産が伸長しても、日本経済全体の著しい成長がもたらした消費水準の上昇には追いつけなかった。農村からは、急速に労働力が都市に移動し、農村にとどまるものも、農業を老人と主婦にまかせて、農業を兼業とする者が数多くみられるようになった。

戦前においても半数の農家は兼業農家であったが、その兼業の大部分は、自営兼業、人夫、日雇いなどであって、その就業の場所は、主として自己の所属する集落（村内）また隣接集落であった。専・兼業の別はあっても、地主支配のもとでまとまることができた。

ところが地主制が解体し、地主を中心とした結集がゆるんだ戦後では、専業、兼業、非農家という経済基盤を異にする家々を、ひとつにまとめあげていくことは不可能に近かった。

また、農業以外の収入が増え、むしろこれが家計の主体となるにつれて、同族団の本家、分家の関係は経済的依存や協力的関係はなくなり、過去における血縁的つながりを示す、同姓集団的性格を残すだけとなった。

こうして集落の質的内部構造は全くといっていいくらい変容してきた。下部町のように面積の八一・五％が山地で、わずか四・八％。六二七ヘクタールに二、二三八世帯がひしめく立地条件では、農業規模の零細度は著しく、このような特質の変容は非常に激しいものがあり、小集落（単位集落）の立地状況によって変容の程度、状況には大きな較差が見られる。

しかし前段でのべたような封建的特質はなお残存し、各集落に同族団のつながりが「じるい」「いっけまき」（なまって――いっけんまき――）という呼称でいくつも現存し、冠婚葬祭、交際、贈答関係に伝統的しきたりとして生きている。

(二)　集落の消滅（過疎化現象）

資本主義経済が発展し、農村も商業経済にくみこまれて、消費生活水準が向上し、都市との較差を縮めたことが兼業農家を殖やし、農業以外の収入が、家計の主体になってきたことは前章で述べたが、一方都市における工業の発達は、多量の労働力を吸収して、農村人口は大きく都市に流れていった。

まず、農家の後継者が家を継ぎ、いわゆる兼業農家として集落内にとど

まり、二、三男が若くして都市に移動していった。この傾向は、維新以後近代化をなし遂げた日本の都市と農村との依存関係を、定形化してきた。都市は農村の安い労働力を基盤に、資本主義経済を急速に発展させ、農村はその労働力の供給源として、経済的に益々従属関係を強めていった。農村人口は固定化し、農家もほとんど減少しなかった。

明治維新以来、昭和二十年代まで、日本の農家数は五五〇万戸ぐらいから、自然増的カーブで六二〇万戸（昭和二十二年）と、大きな変動は見られなかった。

しかし、昭和三十年代に至って、日本経済が高度成長をとげる過程で、農家数は大きく変動していった。

農家後継者が村落内にとどまっているころは農家数の変動はなかったのであるが、経済成長が大きくなり、農村の都市化現象が進行するにつれて、二、三男だけではなく、後継者までが離村する傾向を示してきた。そして、この傾向は都市近郊のいわゆる郊村集落ではなく、山村の疎村集落や荘宅集落に強く現われている。

狭少な耕地、建築用外材の輸入の増加をはじめとして家庭燃料など生活様式の変化にともなう林野生産物の需要減、他方、地方小都市近在では通勤兼業の就業収容力も限界があり、都市化する消費水準を維持することができないばかりか、最低生活の維持さえ困難となってくる。

このようにして、挙家離村の形で、農家数は減少していき、戦後六二〇万戸を数えた農家も、昭和四十五年には、五三四万戸と明治維新前後の数を割るまでになった。

このような離村は、離村した人々が、都市で安定した生活を営むことができ、農村にとどまる農家が経営規模を拡大して、いっそう合理的な農業（林業）経営が営めるようになるとすれば、また歓迎すべきことである。

しかし、前述の山村集落や下部町のように半農半山村集落では、立地的に不可能であり、また都市が離村者の生活を安定してくれる保障は全くない。典型的な農村であっても、特種園芸農業やらく農の立地条件に備えている所は別として、単一作物農村においては、農家数が減っても、それが、残った農家の経営の安定に作用することはない。そのために離村も個人的に行われ、出かせぎというゆがんだ形をとることが多く、挙家離村が、農業構造の改善にむすびつくような形では行われなかった。

農民離村という言葉が、暗い語感をもってうけとられるのも、それが積極的に新しい生活の場を都市に求めるのではなくて、農山村における自己の集落内での生活が破綻して離村せざるを得なくなって押し出されるという、消極的離村としか考えられない実態があるからである。

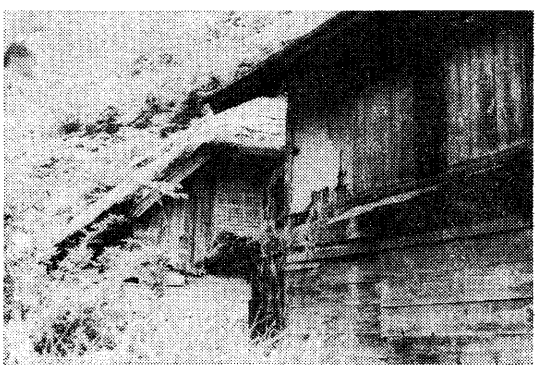

消滅した集落に残された廃屋（下折門）

このようにして農山村集落、特に山村における疎村集落、塊村集落に形態分類される集落の中には、すでに集落としての機能をなくし、あるいは集落そのものが消滅してしまったものもある。

下部町はその立地条件が、町の大部分が山地であり、町内に流れる樋田川、三沢川、反木川、常葉川等の河川沿いに開けるわずかな水田と、山深く耕したわずかな耕地という劣悪条件であり、集落もそれら河川及びその支流に沿った列村、路村山地に転在する小塊村、疎村であり、過疎化現象はこれら劣悪な条件のもとで、逃れられないものであった。そのことは後述する人口動態にも明確に表われており、古関地区の折門、下部地区の桃ケ窪、川向、大子等、山地疎村集落にはすでに消滅した集落もあり、また残存家屋が孤立化し、集落としての機能を失った久那土地区道の椚尾や下大山の集落などに見られるように過疎化現象は深刻化している。

以上、集落について一般的にその形成と、特質を考察してきたが、その

都度、補足的に述べたように下部町の各集落も、この一般的原理性からはなれたものではなく、全く同一の過程を通り、同じような特質を内包しているといってよい。

第三節　集落の形態

集落の形態は、その集落の地域性を理解するうえで必要なことである。家屋形態やその配列、道路、水路などとの結びつき、耕地や漁場、広場や港なども、広い意味での集落形態の中に含まれる。

しかし、重要なのは家屋の密集や散在、あるいは、その配列の状態などである。

一　形態的分類

家屋の集合状況から分類すると、一般的には次のように分類される。

(1)　集村　家屋が多く集まって集落を形成しているもので、更に次のように分類される。

イ塊村　一定地域に、または不規則な道路に沿って、家屋が不規則にかたまっている状態

ロ列村　道路等に沿って細長く線状に家屋がならんでいる状態でこれを更に次のように分類することが便利である。

①街村　主な幹線道路に沿って街道に依存して発達した集落で、古くは宿場町や門前町等として発達した。現代的に商店街などが分類される。次の路村とは民家の内部機構及び道路への依存度によって、性格が区別される。

②路村　道路または用廃水路などによって家屋が配され、その背後には畑地、水田、山林、原野等が、長方形様に地割され、道路



消滅し，すでに家屋もなくなった川向部落跡

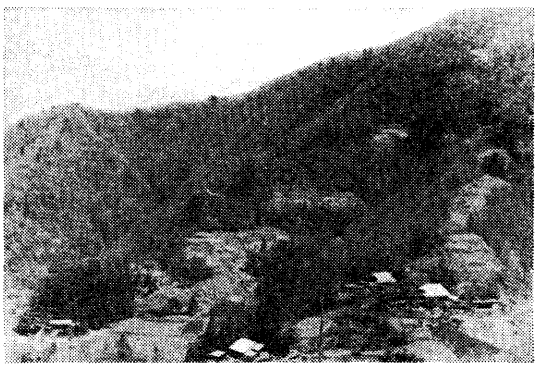

単独戸となり集落機能をなくしたもと集落（下大山）

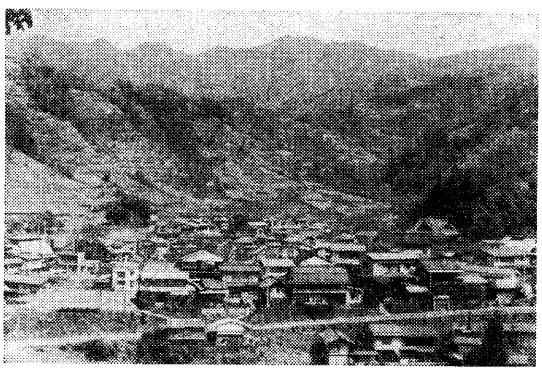

塊村形態を示す集落（古関）

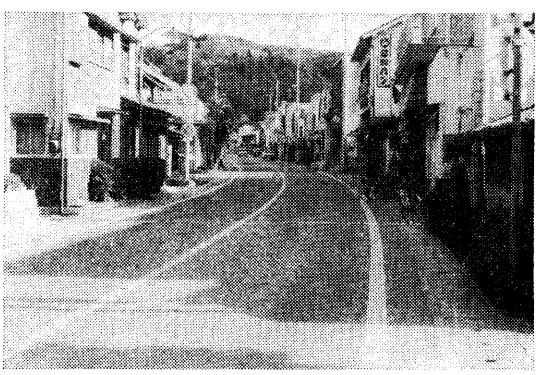

街村形態の集落（三沢）



街村形態の集落（常葉昭和組）

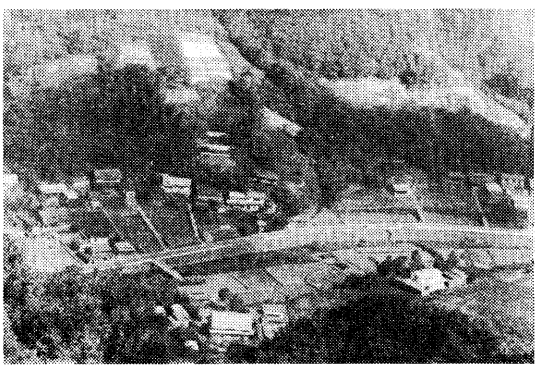

路村形態をとる集落（道部落の一部）

集落、つまり散村が一般的であったが、人口の増加につれて次第に家屋が密集してくると、人口濃密な地方では一般に集村が多くなる。

この散村から集村へ発達するのが普通の傾向である。道路や水路などのように、家屋の集中の核心になる線があると街村、路村のような線状集落になる場合が多い。

地形と集落形態との関係は非常に密接であって、谷間や山麓線、あるいは河岸などには街村が多く、扇状地や台地には散村が多い。山地や丘陵地には散村や、小塊状集落が多い。これらは地形の直接の影響というよりも、地形の影響による生産力、従って人口密度の大小が集落形態に現われたものと思われる。

二　発生的分類

集落の分類には単なる形態のほかに、集落の機能や、歴史的な発生及び

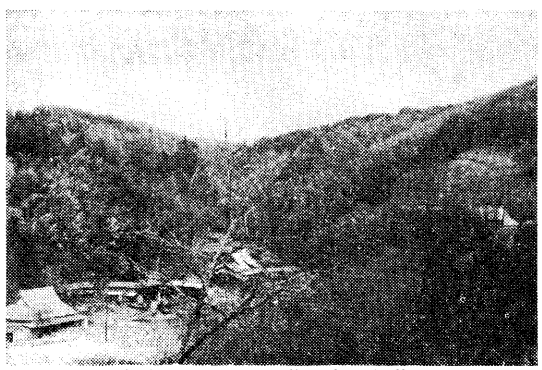

疎村形態をとる集落（和平部落）

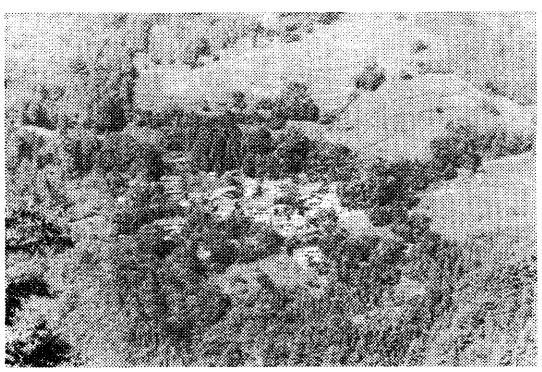

小塊村形態をとる疎村集落（嶺部落）

への依存度が生活基盤としてはうすい性格をもつ集落

(2)散村　家屋が分散した集落で、更に次のように分類される。

イ疎村　数戸がまとまって散在しているもので、扇状地や、台地に見られるものと、山地、丘陵地に見られるものとがある。下部町の疎村集落は後者に属する。

ロ孤立荘宅　各個が独立して分散している集落で、平野村に見られる。ほりをめぐらした環濠集落や、林や生垣築地をめぐらせた垣内集落があるが、下部町には余り見られない。特にこの孤立荘宅は、農業制度や慣行、開拓制度や分家制度、どこでも水を得ることができるなどの等質的自然条件によるなどの説があるが、これらが複合している場合が多い。中巨摩郡には、このような集落のなごりを多く見ることができる。

一般に最初の居住の発生の場合には、個々の家屋が孤立した孤立・荘宅

発達によって分類される類型もある。このように類型を区分する場合であっても、主としてその形態を問題とする限りは、やはり集落形態の一類型といえよう。

参考までに、その類型をあげてみる。

(1)豪族屋敷村　豪族（名主、地侍）の館を中心として発達した集落で、環濠集落の中に含まれる。二重の濠の中央に館、周囲に小作人小屋や倉庫を配して集落を形成。大きいものは集落全域のまわりに濠をめぐらしたものもある。この豪族屋敷村は天正のころのものが、甲府盆地に多い。

(2)名田百姓村　豪族屋敷村より発生が古く、形態は環濠より垣内が多い。歴史的発生は、豪族屋敷村と同じく、由緒ある家柄のものが領主よりの特許を得て、小作人を伴って耕地を開拓し、集落を形成したものである。

(3)隠田百姓村　発生は名田百姓村よりさらにさかのぼる。土豪が、班田収受制のもとで絶戸となったものの田地を返さなかったり、農民をして内密に開発したりして、公租を課せられるのを避けて、秘かに耕作させ、生産物及び利益を自分のものとするために形成された集落で、豪族武士の経済的地盤となった。江戸前半期に集中的に形成が見られたもので、名主のもとで、半奴隷的地位にあった小農を独立させ、藩主の領地内生産力の向上をねらった為政者の政策のもとに行われた開拓事業によってできた集落である。開拓者の地位によって次のように区分される。

切添新田　農民個人事業
村請新田　村落共同事業
土豪新田　名主等、土豪の事業
給人新田　藩士の自主事業。
町人請新田　裕福な町人が藩の依頼によって、資金調達した事業。
領主開発新田　藩の直営事業。

(5)寺百姓村　寺社の所領を耕作するために形成された集落（鳥居前村）

なお、都市集落の発生的分類は次のように分けられるが、その内容については省略する。

門前町、宿場町、城下町、港町、市場町、湯治場町

第四節　集落と村

自然村

これまでの記述の中で用いた集落ということばは、「一定地域に、複数の家が、定住した場合、その居住群を集落という」という概念規定で用いてきた。

その場合、集落の構成要素は単一同族団の場合もあるし、あるいは、いくつかの同族団の結合である場合、または名主・小作人というような単なる従属関係の集団やそれらとは全く関係のない集団等、多様である。

しかし、いずれにしても人間の定住によるかたまりである以上、そこには何らかの地縁的結合と、それを基礎にしたその成員だけに特有な社会的組織や、規範（きまり）が生まれる。このようにして、一つの社会としてのはたらきをもつ集団（集落）を自然村という。

農村社会は、その地域的広がりの上から

1小字（組）
2大字（部落）または旧幕藩時代の村
3第一行政村（地区）明治市制・町村制の村
4第二行政村（町）昭和二十年代合併町村

とわけて考えることができる。

自然村はこの区分けからみると、2大字（部落）または旧幕藩時代の村と考えられる。

この考え方は学問上は異論があるようであるが、本誌では、大字（部落）イコール自然村の考えをとっていきたい。

集落はこの区分でいくと、小字（組）大字（部落）明治市制・町村制施行による村など、それぞれが、すべて集落という語で包括される。これではこれからの分類考察上不便であるので本誌の場合は、学問上の適否は別に論考するとして集落の段階的概念を次のように規定した。

1小字（組）――――→単位集落
2大字（部落）旧幕藩時代の村→集落
3第一行政村――――→行政集落村
4第二行政村――――→行政町

下部町を具体的に例にとってみると、次のようになる。

1昭和　奥抔松葉　→単位集落
2常葉　三沢古関　→集落
3富里　久那土古関　→行政集落村
4下部町――――→行政町

村という語感からは自然村のイメージが強い。そこで行政集落村と呼称した。

また町という語感からは、地域的にも経済的にも、集落発生的にも特質的にも、都市集落のイメージになる。そこで町は行政町と呼称することとした。

第二章　下部町の集落

第一節　地形的概観

一　地形の概観

下部町は山梨県の南部、西八代郡の最南端に位置し、町内は便宜上、旧村単位の下部、久那土、古関の三地区に大別され、下部地区に町役場、久那土、古関地区にそれぞれ支所が設置されている。

町の東部は一、五〇〇メートル以上の反木山、竜ケ岳、雨ケ岳、毛無山等の山嶺をもって上九一色村及び静岡県富士宮市に境し、南部もやはり一、五〇〇メートル以上の二つの三角点をもつ山嶺をもって南巨摩郡南部町とこれに続く身延町に接している。

北は蛾ケ岳、大平山、釈迦岳等、これまた一、〇〇〇メートル級の山々をもって市川大門町、三珠町及び上九一色村に境し、蛾ケ岳から流れる稜線が岩間平に突出する稜端である伝水山をもって六郷町と境している。

わずかに南西に開けてはいるが、平坦部は少なく、急峻な山塊が富士川に落ちこんでいる。町の西方は南巨摩郡中富町、身延町と対している。

総面積は、一三〇・七六平方キロメートルで、西八代郡の総面積二九二・八七平方キロメートルの約半分を占める、面積的には西八代最大の町である。

町の西部を国鉄身延線が南北に通り、町内に五つの駅舎を有している。東部は標高九〇二メートルにある本栖湖の半分が本町に属し、国道三〇〇号線をもって、富士宮市及び岳麓地方と結ばれている。

面積は西八代郡最大であるが、町内には反木山、桑木山、五老峰など、その他の五指に余る一、〇〇〇メートル以上の急峻な山嶺がそびえたち、その面積の大部分は山塊によって占められている。宅地も含めた農用地は

西八代郡各町村の面積及び中心部標高

町村名 / 種別	上九一色村	三珠町	市川大門町	六郷町	下部町
総面積	六六・四八km²	二九・二八	三三・〇七	一三・二八	一三〇・七六
標高	五四九m	二六三	二五〇	二四三	三五〇

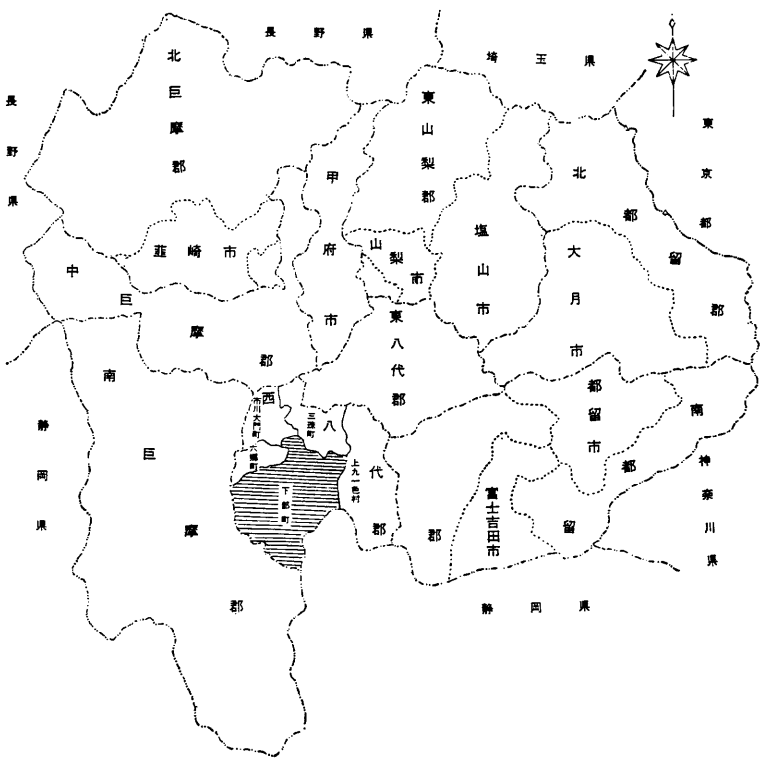

下部町位置図

四・八三平方キロメートル（農業センサス統計）であるので、実に面積の八一・五パーセントは山岳によって覆われている。

それら急峻な山塊の合い間を流れる富士川水系に属する四本の富士川支流の河川があり、それら河川が山塊をけずった河岸段丘及び河川集積原野に集落が点在している。

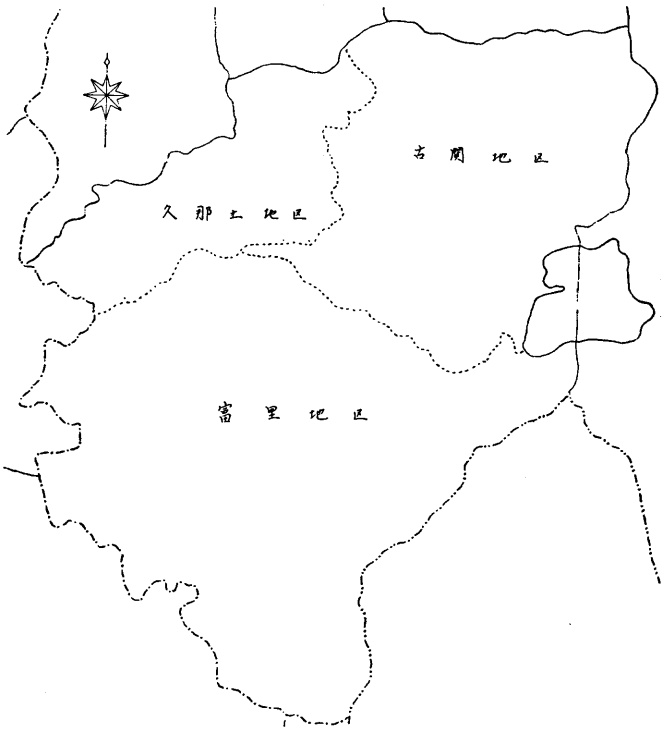

町内地区分布図

二　集落の水平分布

このように、下部町は土地のほとんどが山岳におおわれ、平坦地が少なく、集落は山岳の谷間を流れる四つの水系が形づくった河岸段丘、または小さな扇状地、集積原野に点在している。

これら集落の平面的分布状況は、分布図に見られるように、各水系に沿って線状に分布している。

しかし、すべての集落が必ずしも川辺に沿ってあるのではなく、山頂近く、または山嶺の中腹に点在する孤村集落も数多い。

それら孤村集落の歴史的発生過程は、すべてにおいてつまびらかではないが、そのほとんどが同族集団で形成されていると思われる、同姓を名のることから、何等かの歴史的過程があったものと思われる。

また、河川集積原野と見られる三沢、常葉地区の平坦地には三沢氏、常葉氏などの豪族が居住していたことから、これらの地にはやや密集した豪族屋敷村的性格をもつ集村または散村集落がある。

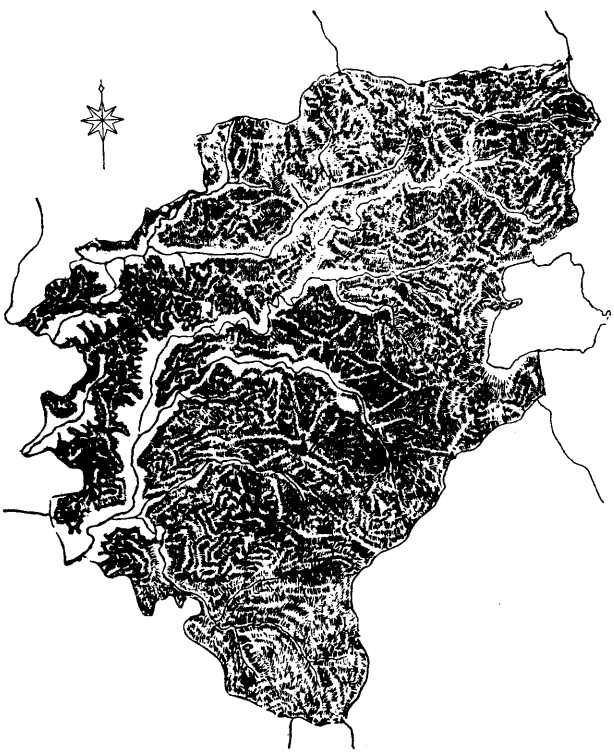

下部町ケバ図

下部町地形図

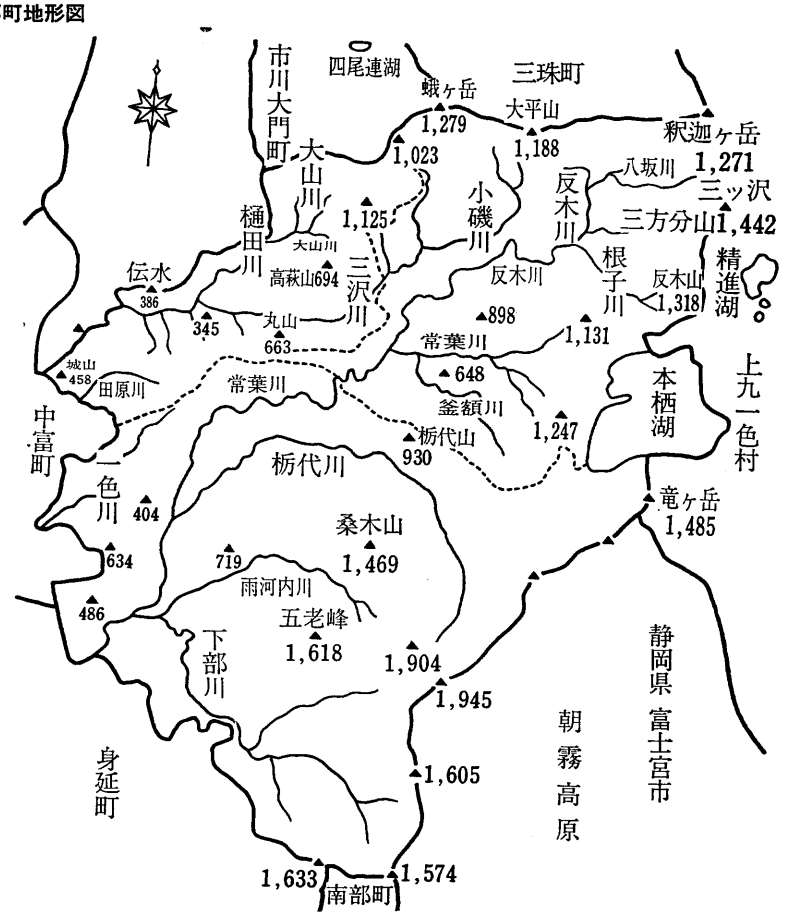

河川別にみる図集落分布表

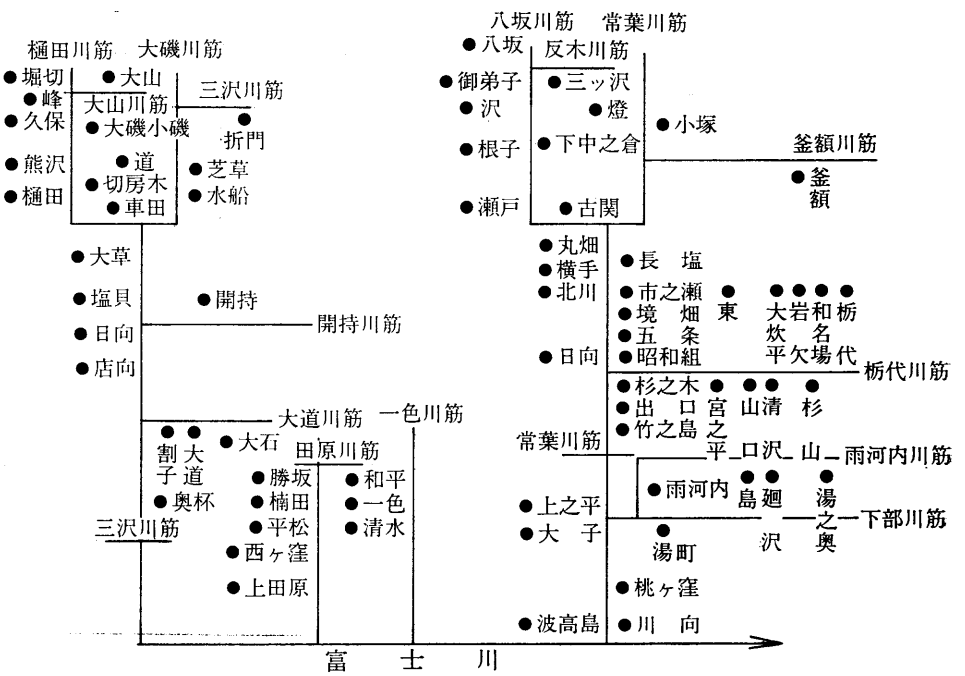

集落分布図対象表

古関地区		久那土地区		下部地区	
1	八坂	25	芝草	52	横手
2	三ツ沢	26	水船	53	北川
3	沢	27	道	54	長塩
4	御弟子	28	切房木	55	市之瀬
5	上折門	29	車田	56	境畑
6	下折門	30	樋田	57	五条
7	二軒屋	31	熊沢	58	昭和組
8	根子	32	久保	59	日向
9	根子下組	33	嶺	60	杉ノ木
10	瀬戸	34	山家	61	宮之平
11	峯山	35	下大山	62	芦原山口
12	大磯	36	上大山	63	清沢
13	仏僧	37	大草	64	大炊平
14	上小磯	38	塩貝	65	下岩欠
15	下小磯	39	日向	66	上岩欠
16	田ケ村	40	店向	67	杉山
17	八王子	41	奥抔	68	和名場
18	古関	42	割子	69	栃代
19	中之倉	43	大道	70	出口
20	燈	44	開持，柿島，住宅	71	竹之島
21	中屋敷	45	勝坂	72	上之平
22	小塚	46	平松	73	波高島
23	釜額	47	楠田	74	大子
24	丸畑	48	西ケ窪	75	和平
		49	大石	76	一色
		50	上田原	77	清水
		51	わらび平	78	雨河内
				79	湯町
				80	島
				81	廻沢
				82	湯之奥
				83	桃ケ窪
				84	川向
				85	丸畑
				86	東

これら集落の平面的広がりは、町が広いだけに大きく、直線距離で南北に約一二・五キロメートル、東西に約一一・五キロメートル、道路里程では、南北に約二四キロメートル、東西に約一九キロメートルに及んでいる。

また、久那土地区、古関地区は照坂峠によって限られ、久那土地区、下部地区は、丸山から勝坂峠に至る山嶺によって限られている。古関地区、下部地区は、常葉川に沿った山際を切り取り、曲折した道路一本によって結ばれていたにすぎない。今でこそ国道三〇〇号線となっているが、往時は人里はなれたさびしい往還であった。町村合併の歴史的経緯にもよる

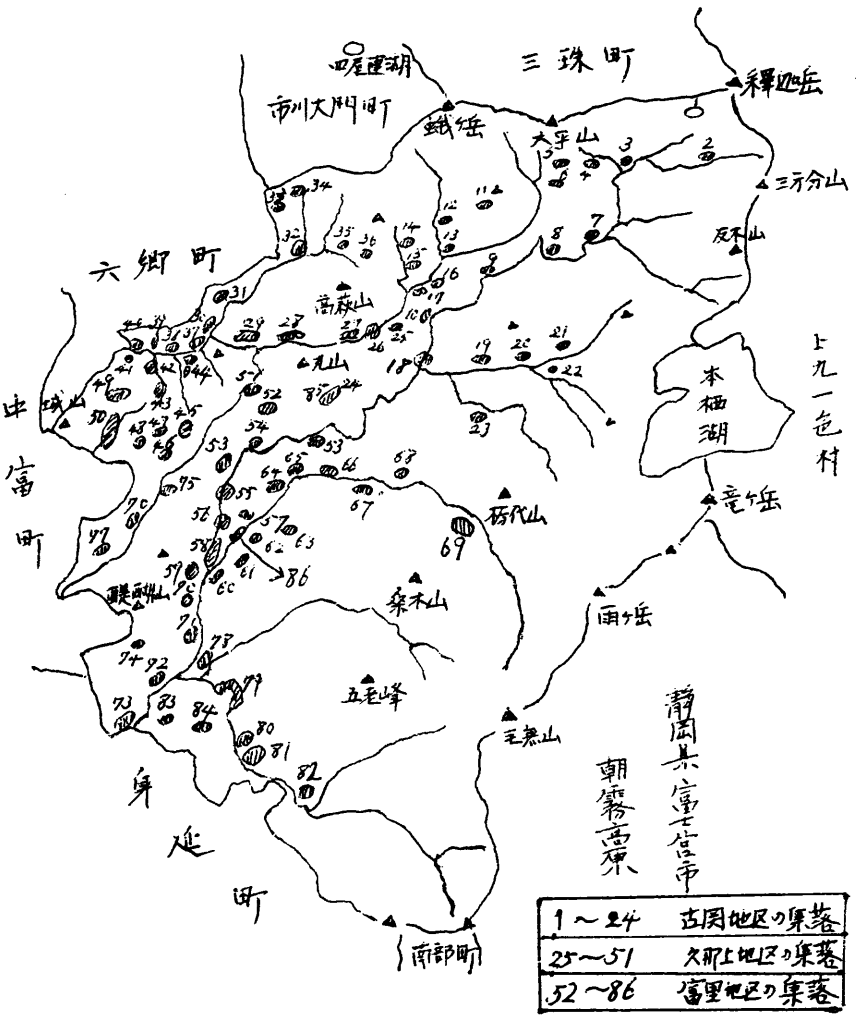

集落分布図

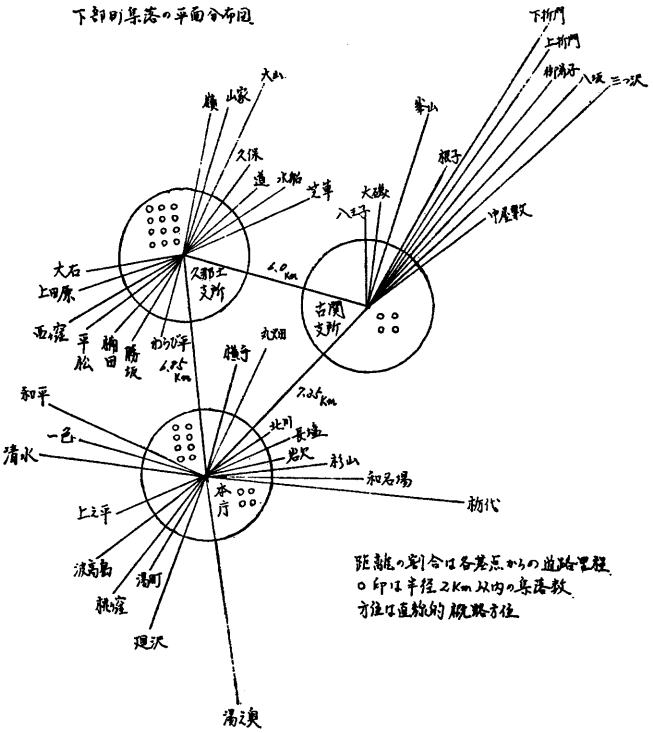

集落平面分布図

が、これら交通上の悪条件から、二地区には役場の出先機関である支所がおかれ、それぞれ住民の便を図っている。

なお、分布図によって明らかであるように、集落のほとんどは町のほぼ北西区域に集まり、地形的条件から南東部区域には集落は見られない。

北部山嶺においては、いくつかの孤村集落が存在するが、北部は南東部と同じ山嶺とはいえ、比較的山容がゆるやかなことや、中郡筋との要路として、中世より交通が行われた歴史的経緯によるものと思われる。これら折門、御弟子、八坂等の北部山嶺孤村集落は、中世、中郡九一色郷に属していたが、地形的にも、交通の便宜上からも自然な形として、沿革の節で述べた通り、後に古関村に合併し、さらに下部町として合併したものである。

このような地形的条件に加え、昭和になって西部地域に鉄道が通じ、駅舎が設置されるに及んで西部地域への集落密集度は強まり、新しい集落が形成されてきたのに反し、北部孤村集落は離村するものがあいつぎ、過疎化現象は加速度的に強まって、すでに無人集落となったところもある。

三　集落の垂直分布

下部町の標高は最低は波高島の二〇一メートルから、最高は毛無山頂の一、九四五メートルにわたり、その間、九〇二メートルに上九一色村と接して本栖湖がある。

全体的に南東部が高く、北部も一、〇〇〇メートル級の山々がそびえ、いずれも西部富士川に向かって急激に落ちこんでいる。

したがって集落の大部分は中央西部一三〇メートルから、二五〇メートルの間に集まっている。また、北部山岳地帯及び中央東部地区の山岳地帯山嶺の高地にいくつもの孤村集落が存在する。それらの折門、八坂等の集落は本栖湖の標高より高く、西八代最高標高集落である上九一色村富士ケ嶺地区（富士豊茂）の標高に匹敵する。

第二節　集落の形態分類

一　集合状況的分類

下部町あるいは、合併以前の富里村、古関村、久那土村等は明治以後、行政による何等かの行政効率的必要性から生まれた意図的なものである。その経緯については第一節、沿革の大要で述べた通りである。

集落を形態的、発生的に分類し、考察するには、近代的行政意図によって生まれた集落よりも、自然発生的に生まれた集落を対象とする方が適切であると思われる。そこで、明治八年合併の富里、共和。明治二十二年合

集落の垂直分布図

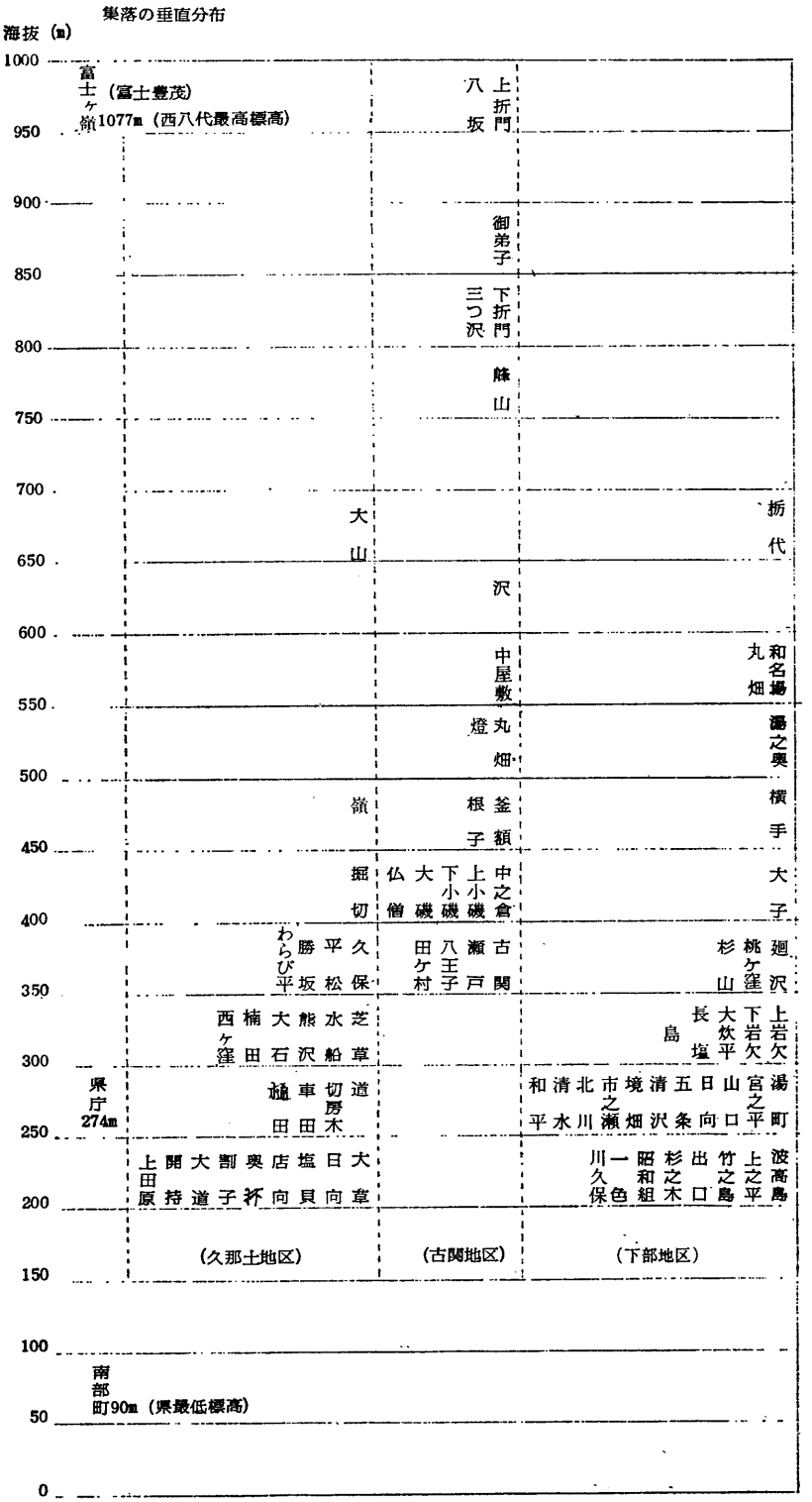
集落の垂直分布
海抜（m）
1000
950
900
850
800
750
700
650
600
550
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
富士ヶ嶺1077m（西八代最高標高）（富士豊茂）
上折門
八坂
御弟子
下折門
三つ沢
峰山
大山
沢
中屋敷
丸畑
燈
嶺
釜額
根子
掘切
中之倉
上小磯
下小磯
大磯
仏僧
久保
平松
勝坂
わらび平
古関
瀬戸
八王子
田ケ村
芝草
水船
熊沢
大石
楠田
西ヶ窪
道
切房木
車田
槌田
大草
日向
塩貝
店向
奥杯
割子
大道
開持
上田原
（久那土地区）
（古関地区）
（下部地区）
栃代
和名場
丸畑
湯之奥
横手
大子
廻沢
桃ケ窪
杉山
上岩欠
下岩欠
大炊平
長塩
島
湯町
宮之平
山口
日向
五条
清沢
境畑
市之瀬
北川
清水
和平
波高島
上之平
竹之島
出口
杉之木
昭和組
一色
川久保
県庁274m
南部町90m（県最低標高）

地区別　里程　標高一覧表

下部地区			古関地区			久郡土地区		
単位集落	海抜	役場及び支所からの距離	単位集落	海抜	役場及び支所からの距離	単位集落	海抜	役場及び支所からの距離
	m	m		m	m		m	m
湯之奥	500	7130	古関	370	125	芝草	310	4350
廻沢	350	5190	釜額	470	1880	水船	300	3900
湯の町	260	3560	瀬戸	390	1650	道	280	3100
波高島	201	4310	根子	480	5050	切房木	280	1750
大子	430	5010	下中之倉	440	1530	車田	250	700
上之平	230	3130	中屋敷	580	4580	樋田	260	700
竹之島	240	1430	峯山	770	6230	熊沢	300	1630
出口	240	1190	上小磯	430	3480	久保	360	3500
杉之木	240	925	大磯	420	4250	嶺	470	4550
宮之平	250	310	八王子	370	2730	大山	690	5900
山口	290	1130	下折門	800	10480	山家	400	4730
日向	270	310	上折門	960	9880	大草	240	330
昭和組	230	100	御弟子	870	9100	塩貝	240	880
東	230	100	沢	610	7100	日向	240	1100
五条	260	690	三つ沢	830	10250	店向	230	1250
清沢	290	1560	八坂	960	9500	奥抔	230	1450
大炊平	300	1940				割子	230	1380
下岩欠	310	2190				大道	240	1600
上岩欠	340	2940				開持	240	1500
境畑	260	940				大石	340	2950
市之瀬	270	1630				勝坂	380	3100
杉山	380	3810				楠田	300	3350
和名場	550	4880				平松	380	3830
とじろ	670	8130				西ケ窪	340	4150
北川	280	2310				上田原	240	3450
長塩	300	3310				わらび平	370	2600
丸畑	550	4380						
横手	480	3500						
和平	280	5400						
一色	240	4100						
清水	260	5200						

里程　下部地区は下部町役場（本庁）久郡土地区は久郡土支所，古関地区は古関支所をそれぞれ基点とし，各部落のほぼ中央までを計測した。
計測値は25000分の1，下部町等高線図を用い地図上で計測した値と，乗用車の距離統計による実測，又は歩度計によって歩測した値との平均値をとった。

標高　25000分の1下部町等高線図で読んだ値と登山用高度計（感度50m）で実測した値との平均値をとった。

併の久那土・古関以前の自然村集落を対象に考察することとする。

この自然村集落は行政町となった現在でも、その形態や集合状況が大きく変化することなく、その名称とともに現在に残されているので、考察上の支障はないものと思われる。

下部町は、第二節で概観を記述したようにそのほとんどは山岳によって占められ、平坦地が少ないという地形的な特質条件から、大きな集村形態をとる集落は少ない。下部町の集落（自然村）の大部分は小塊状集落と疎村に分類されるものと思われる。もちろん、戸数何戸以上が塊村、何戸以下が疎村という数的基準があるわけではなく、家屋の集合状況や道路への依存度、道路へ対しての家屋の向き、産業形態などから大まかに分類するのであって、行政村の社会機能的考察や、歴史的過程の考察の便宜のために分類するものであるので、多分に主観的な要素をもっている大まかなものである。

集合状況から形態的に次のように分類してみた。

塊村　一定地域に家屋が不規則にかたまっている形態。

常葉、清沢、芦原山口、大炊平、宮之平、市之瀬、一色、北川、長塩、古関、水船、道、芝草、樋田、嶺、山家、切房木、等

道路への依存度が生活の経済基盤としては低く、比較的一定地域に不規則な道路に沿って塊状をなしていることから塊村に分類されるものと思われる。

街村　塊村が生活の経済的基盤として道路への依存度が低いのに比して、主な幹線道路に沿って街道に依存して発達した集落で、道路に沿って線状に家屋が並らび、しかも家屋は方位とは関係なく道路に向かって建っている。古くは宿場町、門前町等であるが、現代的には商店街が分類される。

常葉の昭和組、三沢の店向等、古関も一見、街村に分類されると思われるが、馬場、松葉、宮平、上村、下村、屋敷等の小字名や、家屋の向き等から考えて、むしろ塊村と考える方が適切であろう。

路村　道路への経済的依存度は低く、道路に沿って、家屋が線状に配されその背後、または前方に、水田、畑地、山林、原野等の農耕地が地割されている形態をとる集落

車田、大道、大草、岩欠、上之平、など

散村　家屋が分散した集落で、更に疎村と孤立荘宅村に分類されるが、下部町には、孤立荘宅村はない。

疎村　数少ない家屋がまとまって散在しているもので、扇状地、台地、河岸段丘、山地に多く見られる。

三沢、大磯小磯、根子、杉山、中之倉、和平、三沢は集村に分類されるべきであるとも思うが、古関に見られるような集村、発生的な小字名がみられず、楠田、大石、開持、塩貝、柿島、西久保、奥抔等、むしろ疎村と思わせる字名ばかりで、このことから考えても疎村集落がいくつか集まって形成された散村ととらえるのが適切であると思われる。

集落が社会進歩とともに増大するにつれて、さまざまな要因が複合的に作用して人口密度が高まり、散村から集村へ発達するのが普通の傾向であり、道路や水路、現代的には鉄道など、家屋集中の核心になる線などがあると街村、路村のような線状分布の集落になる場合が多いが、三沢はその好例であろう。

その他現代的には第二次産業である工場などの産業構造的な要因が散村から集村への主要な発達要因となる場合も多いが、本町の場合はそのような例はない。

また、反対に道路の産業的なはたらきや、集落の自然環境的条件から、発達要因が非常にうすいか、あるいは無い場合は、社会の進歩とはうらはらに散村は孤村となり、むしろ衰退の傾向をもつ。

このような傾向は、疎村集落にのみあるものではなく、下部町のような、山村的状況のところでは、塊村とみられる集落においても見られる現象である。前記において塊村に分類した集落の中でも、このような傾向の

みられる集落はいくつもある。

孤村　疎村として形成された集落が、単一にそのまま村を形成したもので、社会進歩に見合った発達要因がうすく、散村から集村への発達過程とは反対に、ますます孤立化する傾向にある。

大山、八坂、折門、栃代、和名場、湯の奥、桃ケ窪、単位集落的には、勝坂、楠田、平松、西ケ窪、大子、川向等

孤村集落は社会が自給自足的産業構造の性格を強くもっていた時代はともかく、社会的機能が複雑に高度に発達するにつれて、孤村的性格は強まり、衰退していく傾向はますます強くなる。

すでに無人化し、集落が消滅した川向、桃ケ窪、折門、西ケ窪等であり、三ツ沢、下大山、大子などのように、集落としてその形態をなくしているところもある。

行政としては、そのような集落の自然条件を分析し、自然条件に見合った産業的施策を強力に推進する必要がある。

例　林業対策としての森林組合の事業や、養魚場設置の施策に見られるようなもの。

二　発生的分類

歴史的発生の過程はつまびらかではないが、現存する屋敷、馬場等の小字名、『甲斐国志』士庶の部に見られる、馬場氏、常葉氏、三沢氏、根子弾正、佐野氏などの豪族や、その居趾等から考えるに、豪族屋敷村、名田百姓村、隠田百姓村などに分類されるものと思われる。

三沢、常葉、市之瀬、根子、湯之奥、古関等は平野部に見られるいわゆる環濠集落の形はとらないまでも、すでに天正時代にこれら豪族の居住が認められることから、一応豪族屋敷村と解してよいであろう。

しかし、下部町に現存する集落は、この時代にはすでに形成されていたものであり（常葉の昭和組、三沢の店向は除いて）発生的には名田百姓村と考えるべきかもしれない。

くわしくは後述するが、三沢の開持、柿島、塩貝等はいわゆる垣内（カキツ）転化して（カイト）の地名的起源をもつものではないかとも考えられる。

垣内はもともと、垣の内、あるいは区画された範囲内の意であるが、中世、地頭、名主などの所有地、開墾地、及び開墾地につくった分村をも意味するようになったという。

これらのことから考えて、下部町の各地区中心部の集落は、名田百姓村から豪族屋敷村へと発達していったものと思われる。

車田、道、上之平、切房木、上田原、樋田等、豪族屋敷村とはいえないまでも、名田百姓村であることは、ほぼまちがいないと思われるが、甲斐国志記載の戸口や、それと面積との比、この石高等から推察するに、あるいは記録には残っていないまでも、土豪が集落形成に大きな作用を及ぼしていたかもしれない。

車田村　戸　四九　口二五〇　石九八石
道　村　戸　五五　口二二五　石五七石
切房木村　戸　四六　口二一〇　石五六石
上田原村　戸　六一　口二七八　石九五石
上之平村　戸　五四　口二四八　石九〇石

その他の疎村集落の中には、隠田百姓村があると考えられるが、その発生起源はつまびらかでない。

その他、集落にまつわる伝説などから歴史的にある人物や、その一族が隠れ住み、または流浪の途上移り住んで定住し、集落を形成したのではないかと思われるものもある。（大磯・小磯の例）

また、一色のように、庄園制度の一色別納の地から生じた地名であるといわれるものもあり、一色がそれであるならば、この地にはそこに居住していたか否かは別にしても、名主職となっていた人物がいたはずであり、集落の形成は、相当に古いものといえよう。

いずれにしても、下部町内の集落の発生は古く、江戸前半期に集中的に

その形成が見られた新田開発村の集落はないものと思われる。

例えば車田に今井という地名があるが、集落の小字名で、他の地名と関連して考えるに、新田開発村とはいいがたい。「今井は今居という意にて新居の義に同じかるべし」といわれていることからも車田地内の名主、または土豪の新居か、集落内の一開拓地と解した方が無理がない。

特殊事情によって発生した集落に、金山開発によって、発達した湯之奥、湯治町として発達した下部がある。

山梨県政六十年史には、湯之奥金山の成立原因として、富里村地内に向山千軒、広里千軒、長野千軒と称する集落があったと記載されている。

（註、地元では中山、内山、茅小屋という）

第三節　人口とその変遷

一　徳川期の人々

明治維新以前に現在の下部町を構成している村々にはどれほどの人たちが居住していたのであろうか。

日本における人口調査は古く、太宝二（七〇二）年の太宝律令による戸籍の制定に始まる。

戸籍は、律令のうちの戸令によって「凡そ戸籍は六年に一たび造れ。一一月上旬より起して、式に依りて勘へ造れ。里別に巻を為せ。惣て三通を写せ。……中略……。二通は太政官に申送せよ。一通は国に留めよ」（令集解巻九、戸令）と定められ、氏名、続柄、職業が登録された。その後、律令体制の崩壊によって戸籍もまた自ずと廃されたが、近世に至って、徳川政権のもとで統一国家の管理体制が整備強化される中で「検地」「宗門改」が実施され、特に「宗門改」は「人別帳」の形で記録されることによって、再び戸籍の復活が行われ始めた。

享保六（一七二一）年、将軍吉宗がこの「人別帳」によって、人口数を報告させて以来、律令制時代と同じく、六年目毎（子年と午年）の全国人口数が幕府に届け出られることになった。

しかし、これらの中には公卿、武士、武家に従属する者、無籍者、四民以下とされた人々などはことごとく除外されている。

また調査上の不備もあって、全体で一〇パーセント程度の過小評価が生じたと考えられている。

このように宗門改、人別帳等の資料は精度の上で大きな問題をもつし、さらに一国内の地域別人口といった点ではまた不明な点も多い。

しかし、徳川期、庶民の人口実態を知る上の唯一の資料であり、他に代わるものはない。

下部町の場合も徳川期の人口を知る唯一の手がかりは「宗門改」（宗門

享保６年を100とした場合の125年間の人口増加率の推移

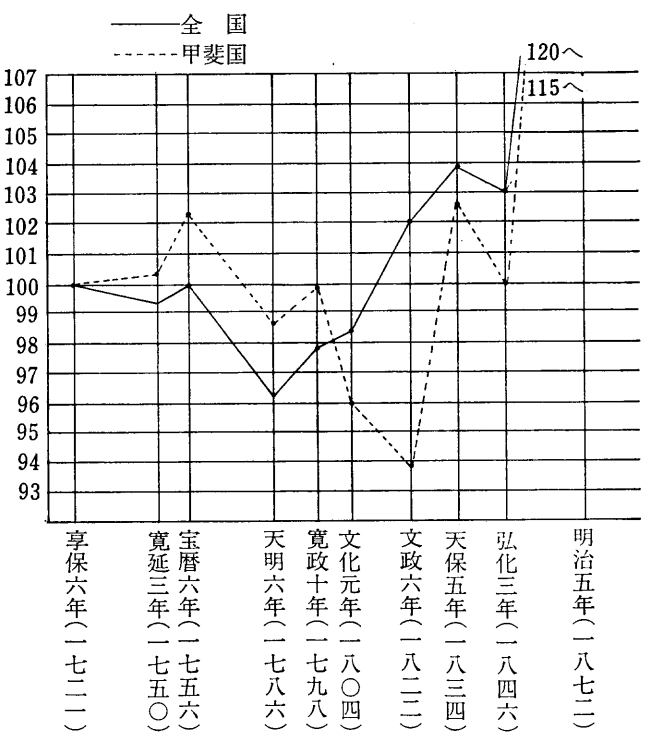

人別帳）「村諸式明細帳」であるが、これまた、どの部落にも残っているものではなく、現存するものは少なく、時代、地域ともばらばらで残念ながら、統計的処理ができるように資料を収集することができない。

結局、文化二（一八〇五）年から一一（一八一四）年にかけて編さんされた『甲斐国志』のみが一応の精度をもち、統計的に考察し得る唯一の資料となった。

ただし、この場合も、前記同様、公卿、武士及びその家族や、これに従属するものは除外してある。

しかし、山梨師範学校教諭笠井恵祐は『綜合郷土研究』の「人口調査」の中で武士数の補正を行っている。笠井氏は安政四（一八五七）年の「甲官便覧」を用い甲斐国内武士の総数を五七七人とふんでいる。

府内　五〇四人　石和陣屋　二二人　長禅寺陣屋　二五人
市川陣屋　二六人　合計　五七七人

この五七七人という数字は「甲斐国志」の甲斐国総人口二九一、三八五人に対し、〇・二パーセントにすぎない。更にこれを一人の武士に平均約五人（明七年戸籍では武士一人に対し、家族四・六人とされている）と考えても、誤差は一、〇パーセントにすぎない。さらに神官、僧尼、修験者などは明治七年に全県で五六人とされている。これとて、統計的には無視しうる数と考えてよかろう。

いわば甲斐国は、天領であったということから武士数が比較的少なかったために、それを除外した人口との誤差は少なくなっているものと思われる。

このことから考えても、現下部町を構成している村々の文化年間における実際人口と『甲斐国志』（村里の部）に記せられた数との誤差率はごく僅少と考えられ、この数をもって当時の人口数と確定しても誤りはないものと思われる。

『甲斐国志』に依る当時の山梨県人口は

府内　九、五六六人
九筋二領　七七八部落（村）　二八一、八一九人
計　二九一、三八五人

であり、そのうち

八代郡　東河内領は
村数　五九カ村　戸数　三、二四七戸
人口　一四、九六二人

となっている。

更に『甲斐国志』による現在下部町となっている村々の戸数、人口などは〈表2〉通りである。

ところで、関山孫三郎の「近世日本の人口構造」に掲載されている全国、及び甲斐国の人口動態は〈表3〉のようになっている。

この表で、甲斐国の人口の推移についてみると享保六年から、弘化三年までの一二五年間に人口はほとんど増加していなかったことがわかる。

この人口の停滞性は徳川期日本の一つの特質であり、必ずしも本県に限ったことではないが、本県にあっては、自然条件の過酷さと、それを克服する生産技術の停滞とが重なり、農業生産が一般に上昇しなかったことが大きな原因といえる。

ことに現下部町の村々は、自然条件の上からみると、急峻な山岳に占められ、平地は少なく、河川は急流で、往々にして氾濫し、水害を引きおこし、小雨乾燥の気候によってしばしば干ばつが生じた。前節でも妙法寺記等の資料によって、十年に一度は大飢きんが生じたことは述べたが、笠井恵祐述によると、享保年間から明治三年までの間に水害四〇回、凶作不作等も平均すれば、実に三～四年に一度は生じたとされている。

これらの結果として、人口増加を各人がくいとめるための「堕胎・間引き」が風習化しまた、たとえ生産があっても、一家の低い生活水準・栄養水準のために幼少時に病死するものが多かったであろう。また成人しても、低栄養水準に加えて医療の普及も乏しく、したがって流行病が発生すると全村、あるいは沢筋に位置する村々の広い地域に広がり、その為に死

〈表２〉甲斐国志に見られる文化３（1805）年の村々の人口等

下部地区

村名	家数 戸	男 人	女 人	計 人	馬数 頭	村高 石 単位石	平均一戸高石
波高島村	25	64	62	126	3	111.1	4.4
湯之奥村	18	38	35	73	3	35.3	1.9
下部村	34	71	65	136	4	95.3	2.8
桃ケ窪村	7	16	16	32	1	6.5	0.9
上野平村	54	109	132	241	7	90.1	1.6
常葉村	150	345	300	645	20	373.9	2.5
清沢村	24	41	52	93	2	53.1	2.2
大炊平村	22	46	47	93	4	42.1	1.9
岩欠村	23	66	60	126	3	55.1	2.4
杉山村	33	89	79	168	4	60.2	1.8
市之瀬村	53	110	108	218	6	87.2	1.6
北川村	104	239	232	471	8	79.3	0.8
一色村	91	188	191	379	8	177.7	1.9
計	638	1,422	1,379	2,801	73	1266.9	1.9

久那土地区

村名	家数 戸	男 人	女 人	計 人	馬数 頭	村高 石	平均一戸高石
芝草村	22	55	58	113	5	41.3	1.9
水船村	21	42	38	80	3	31.4	1.5
道村	25	117	108	225	7	57.7	2.3
切房木村	46	103	107	210	4	56.6	1.2
車田村	49	126	125	251	7	98.5	2.0
樋田村	15	34	34	68	4	32.8	2.2
熊沢村	20	44	42	86	8	42.8	2.1
久保村	22	50	48	98	4	45.2	2.1
嶺村	12	40	27	67	2	18.7	1.6
大山村	14	26	21	47	2	16.5	1.2
三沢村	73	359	364	723	30	385.0	5.3
上田原村	61	138	140	278	10	95.0	1.6
計	380	1,134	1,112	2,246	86	921.5	2.2

古関地区

村名	家数	男	女	計	馬数	村石高	一戸平均石高
古関村	105	215	213	428	12	198.8	1.9
釜額村	19	62	37	99	3	30.1	1.6
根子村	52	140	127	267	5	44.5	0.9
中之倉村	42	99	82	181	6	45.5	1.1
大磯小磯村	49	123	106	229	3	58.9	1.2
折門村	24	60	40	100	3	26.3	1.1
八坂村	20	32	30	62	0	7.4	0.4
瀬戸村	30	74	68	142	4	54.3	1.8
計	341	805	703	1,508	36	465.8	1.4
下部町全体合計	1,359	3,361	3,194	6,555	195	2,654.2	1.9

〈表3〉全国・甲斐国の人口動態

年代	全国（千人）		甲斐国（人）	
享保6年 (1721)	26,065	(100)	310,168	(100)
寛延3年 (1750)	25,918	(99.4)	311,193	(100.3)
宝暦6年 (1756)	26,070	(100.0)	317,349	(102.3)
天明6年 (1786)	25,086	(96.2)	305,934	(98.6)
寛政10年 (1798)	25,471	(97.7)	309,604	(99.8)
文化元年 (1804)	25,622	(98.3)	297,903	(96.0)
文政6年 (1822)	26,602	(102.0)	291,675	(93.8)
天保5年 (1834)	27,063	(103.8)	318,474	(102.6)
弘化3年 (1846)	26,907	(103.2)	310,273	(100.0)
明治5年 (1872)	31,517	(120.9)	358,918	(115.7)
（　）内は西暦年	（　）内は享保6年に対する増加率		（　）内は享保6年に対する増加率	
享保6年から，弘化3年まで125年間の増加率	(103.2%) (約1.03倍)		(100.0%) (約 1.0倍)	

〈表4〉徳川末期における各村々の人口動態表

村名	年代（西暦）	年数	家数	人口 男	人口 女	人口 計	平均家族数	年平均増加率% 家数	年平均増加率% 人口	備考
大炊平村	天保4（1719）	87年間	21	52	55	107	5.0	0.05	−0.15	甲斐国志以前の資料をもとに、文化三年までの人口動態
	文化3（1806）		22	46	47	93	4.2			
北川村	宝永2（1704）	102年間	50	90	80	170	3.4	1.05	1.73	
	文化3（1806）		104	239	232	471	4.5			
湯之奥村	天明8（1788）	18年間	17	32	24	56	3.3	0.32	1.68	
	文化3（1806）		18	38	35	73	4.0			
芝草村	宝永6（1709）	103年間	21	35	37	72	3.4	0.04	0.55	
	文化3（1806）		22	55	58	113	5.1			
切房木村	天文3（1738）	68年間	30	85	60	145	4.8	0.78	0.65	
	文化3（1806）		46	103	107	210	4.5			
釜額村	延宝4（1676）	130年間	14	23	26	49	3.5	0.27	0.78	
	文化3（1806）		19	62	37	99	5.2			
根子村	享保9（1724）	82年間	40	77	75	152	3.8	0.36	0.92	
	文化3（1806）		52	140	127	267	5.1			
以上7カ村の年平均増加率は，戸数で約0.4%　人口で0.9%である。										
清沢村	文化3（1806） 天保7（1836）	30年間	24 23	41 56	52 42	93 98	3.8 4.2	−0.1	0.17	甲斐国志以後の資料をもとに、文化三年以後弘化三年まで四十年間以内の人口動態
市之瀬村	文化3（1806） 文政11（1828）	22年間	53 54	110 109	108 113	218 222	4.1 4.1	0.08	0.08	
常葉村	文化3（1806） 文政2（1819）	13年間	150 150	345 328	300 296	645 624	4.3 4.2	0	−0.25	
桃ケ窪村	文化3（1806） 文政10（1827）	21年間	7 7	16 15	16 23	32 38	4.5 5.4	0	0.89	
切房木村	文化3（1806） 弘化3（1846）	40年間	46 45	103 93	107 99	210 192	4.5 4.3	−0.05	−0.21	
樋田村	文化3（1806） 天保9（1838）	32年間	15 20	34 37	34 49	68 86	4.5 4.3	1.04	0.82	
古関村	文化3（1806） 天保10（1839）	33年間	105 96	215 216	213 202	428 412	4.1 4.3	−0.25	−0.11	
大山村	文化3（1806） 天保9（1838）	32年間	14 14	26 36	21 32	47 68	3.3 4.8	0	1.39	
八坂村	文化3（1806） 文化14（1817）	11年間	20 13	32 34	30 33	62 67	3.1 5.1	−3.1	0.73	
折門村	文化3（1806） 天保2（1831）	25年間	24 25	60 62	40 60	100 122	4.1 4.8	0.16	0.88	
三沢村	文化3（1806） 弘化3（1846）	40年間	173 170	359 355	364 357	723 712	4.1 4.1	−0.04	−0.03	
以上11カ村の年間増加率は戸数で−0.2%　人口で，0.39%である。										

〈表5〉文化3年から40年ごとの人口

村名	文化3年（1806年）				弘化3年（1846年）				明治20年（1887年）				備考
	戸数	人口			戸数	人口			戸数	人口			
		男	女	計		男	女	計		男	女	計	
波高島村	25	64	62	126	27	65	64	129	32	95	97	192	
湯之奥村	18	38	35	73	17	39	36	75	15	36	37	73	
下部村	34	71	65	136	34	72	67	139	35	78	79	157	
桃ケ窪村	7	16	16	32	7	16	17	33	7	18	21	39	
上野平村	54	109	132	241	50	101	121	222	42	88	83	171	
常葉村	150	345	300	645	150	353	303	656	149	363	385	748	
清沢村	24	41	52	93	23	56	43	99	25	56	69	125	
大炊平村	22	46	47	93	22	47	48	95	23	56	58	114	
岩欠村	23	66	60	126	24	67	62	129	36	76	85	161	
杉山村	33	89	79	168	35	91	81	172	38	90	100	190	
市之瀬村	53	110	108	218	55	112	113	225	48	101	102	203	
北川村	104	239	232	471	106	245	238	483	112	279	307	586	
一色村	91	188	191	379	98	192	195	387	97	193	192	385	
下部地区計	638	1,422	1,379	2,801	648	1,456	1,388	2,844	659	1,529	1,615	3,144	
古関村	105	215	213	428	96	216	202	418	108	266	259	525	
釜額村	19	62	37	99	22	61	62	123	21	63	57	120	
根子村	52	140	127	267	53	143	131	274	60	142	157	299	
中之倉村	42	99	82	181	42	95	86	181	42	103	98	201	
大磯小磯村	49	123	106	229	50	126	110	236	55	146	156	302	
折門村	24	60	40	100	25	62	60	122	20	45	37	82	
八坂村	20	32	30	62	10	31	30	61	7	21	20	41	
瀬戸村	30	74	68	142	31	76	69	145	39	90	78	168	
古関地区計	341	805	703	1,508	329	810	750	1,560	352	876	862	1,738	
芝草村	22	55	58	113	29	57	58	115	27	64	58	122	
水船村	21	42	38	80	20	40	42	82	22	56	50	106	
道村	25	117	108	225	27	119	109	228	53	152	150	302	
切房木村	46	103	107	210	45	93	99	192	48	120	134	254	
車田村	49	126	125	251	50	129	127	256	53	145	133	278	
樋田村	15	34	34	68	20	37	49	86	18	53	52	105	
熊沢村	20	44	42	86	20	44	43	87	21	50	51	101	
久保村	22	50	48	98	23	51	49	100					
嶺村	12	40	27	67	14	34	42	76	54	138	148	286	
大山村	14	26	21	47	14	36	32	68					
三沢村	173	359	364	723	170	355	357	712	170	424	453	877	
上田原村	61	138	140	278	42	70	61	131	40	142	153	305	
久那土地区計	480	1,134	1,112	2,246	474	1,065	1,068	2,133	506	1,344	1,392	2,736	
町全体計	1,459	3,361	3,194	6,555	1,451	3,331	3,206	6,537	1,517	3,749	3,869	7,618	

亡する者も決して少なくはなかったと思われる。

乏しい資料ながらも、収集し得た資料を整理した中から考察し得る一部村々の人口推移をみてみると、天文年間（一七四〇年頃）から寛政年間（一七九〇年頃）までの五十五年間は家数も、人口も一応の伸びを示してはいるが、天保年間（一八三〇年頃）から、以後、安政年間（一八六〇年頃）までの二十五年間は人口が減少し続けている。いわゆる天明、天保の大飢饉、疫病の大流行が原因と思われる。

徳川末期から明治初期にかけては、家数は余り変わらないまでも、人口は急激に増加を示し、例えば一戸当たりの平均家族数をみると安政元年は四・五人であるのに対し、二十五年後の明治一一年には平均五・五人となっており、平均一人は家族数が増加している。

がろうじて、収集し得た資料を整理した結果からみた徳川末期における現下部町を構成している村々の人口動態は〈表4〉のとおりである。

前にも述べたように、寺請証文、宗門改帳、宗門人別帳、村諸式明細帳等の古文書資料が統計的処理をするまでには収集できなかったが、かろうじて収集し得た資料を、文化三（一八〇六）年と、それ以後弘化三（一八四六）年までとの二つにわけて整理してみたものが〈表4〉である。

『甲斐国志』は、時の甲府勤番支配、松平定能（一七五八～一八三一）が幕府の内命を受けて着手したもので、定能が編さんの総裁となり当時、甲斐の国内に知られた三人の学者、内藤清右衛（巨摩郡、西花輪村、長百姓）森島其進（都留郡、下谷村、長百姓）村松善政（巨摩郡、上小河原村、神主）らを編さん員にあげ、地方の村役人以下多くの協力によって資料を収集、九か年の歳月を費やして、文化一一年にようやく完成をみたものである。

全一二四巻、提要、国法の部、村里の部、山川の部、古跡の部、神社の部、仏寺の部、人物の部、士庶の部、附録からなる膨大なもので、資料収集の手広いこと、記述の正確なことで私撰地誌中代表的なものの一つに数えられているものである。

また、この甲斐国志編さんの資料収集時代の文化三年ころが、徳川期における二大飢きんである天明天保の飢きんの中間にあり、関山孫三郎の「近世日本の人口構造」における全国及び甲斐国の人口表からみても、徳川期における人口減少期の中間になる年代である。この意味から文化三年を一つのポイントとしたわけである。

さらに弘化三年を徳川末期のポイントとしたのは、やはり関山氏の論文からは、全国的にまた甲斐国の人口が統計的につかめる年代として、享保六年があげられており、しかもそれから減少しつづけた甲斐の国の人口が再び増加曲線を描き、ちょうど享保六年と同じ人口に戻った年が弘化三年である。それはまた、文化三年から数えて四十年後であること、さらにその四十年後の明治二十二年、町村制施行を機会に合併のため、各村々に報告書を作製させているなどの理由によるものである。

また、弘化三年以後はどの資料を見ても、人口の増加率は急に高くなっている。このことから、徳川期の人口をその後の人口と併せて比較考察するためには、弘化三年ころを徳川末期の人口と考えるのが適切であると考えて、この年を末期の時代ポイントとした。

ところで、この徳川期、各村々の人口動態表を見ると、文化三年を境に、その前期と後期で人口及び戸数の増加率に大きな特質のあるのがわかる。おそらく、天正時代から自然的増加率をたどってきた人口は、徳川中期になって頭打ちとなり、後期になるとむしろ減少傾向をとっている。また、後期には、桃ケ窪村、大山村、八坂村、折門村など、山深い山間孤村においては戸数増加はないまでも、人口は依然として増加傾向を示しているのに対し、常葉村、切房木村、古関村、三沢村など比較的平坦地にある街村、路村等の集村は減少的傾向を示している。わずかに増加的傾向にある清沢村や市之瀬村にしてもその増加率は非常に低くなっている。

従って、収集できた資料全体の統計で見ると、徳川後期における人口増加率は年平均〇・三九パーセントを示すが、山間孤村を除き、現下部町の中心的村落のみで計算すると、その増加率はわずかに年平均〇・〇六パーセントとなる。

仮にこの伸び率で文化三年から弘化三年まで推移したとすると、『甲斐国志』による各村々人口の約二・六パーセント増が弘化三年の推定人口ということになる。

関山氏の「近世日本の人口構造」によれば、甲斐国の文化元年の人口は、二九七、九〇三人であり、弘化三年のそれは、三一〇、二七三人である。この資料からは、四十年間の増加率は四・一パーセントである。それから見ると下部町の村々の増加率は非常に少ないが、資料収集数が少なく正確さを欠くきらいもあるが、下部町の自然環境の劣悪さや低生産性、徳川期における一戸当たり平均石高の比較等から考えてみると、二・六パーセントはそれほど大きく誤った数とも思えない。

そこで山間孤村の伸び率も考慮して文化三年から四十年後の人口を試算してみると、各村落ごとに増加率に格差があり、特に中心部に当たる比較的人口の多い村落が増加率がマイナスになるところが多く、全体的にみると総人口では文化年間とほぼ同じとなる。

これをさらに四十年後と比較してみると〈表5〉のようになる。

二　明治以後の人口

明治維新となって、政府は統一国家としての国管理と政策遂行の上での基礎的作業としていち早く土地・物産・人口についての調査に着手した。明治四年四月、太政官布告をもって戸籍法を公布し、同五年一月二十九日現在をもって全国一斉に戸口調査を実施した。従来の人別帳方式による石高、名主、高持、水呑などの身分記載方式を改め、華族、士族、卒、祠官、僧侶、平民に区別し、氏名、生年月日、続柄などを記入させた。時の「干支」をとって壬申戸籍と呼ばれているのがこれである。しかし、残念なことには、人権的見地から現在は法務局に保管され、固く封印されて、理由の如何を問わず、何人にもその閲覧が禁止されており、これを資料として利用することができなかった。時の統計資料も県全体としてはわかるものの、村単位の統計は残されておらず、明治初年における村々の人口実態をとらえることができない。

社会的にみて、明治維新後は産業状態が一変し、生産が著しく上昇したことや、他県からの食糧移入が自由になったこと、また居住の自由が認められたことなどから、人口の増加率は急激に高まったであろうことは想像できる。

さらに明治十二年、太政官は山梨県に対して通達をなし、太政官権大書記官、杉享二をして甲斐国現在人別調を実施した。この調査は後に行われる国勢調査の予備調査的な性格をもつものであり、わが国初の本格的な統計調査であった。

調査は家別調査方式をとり、調査員の訪問聞きとり調査としているが、しかしこの調査の統計結果も、県郡単位までは県の保存資料によって知ることができるが、各村単位の資料は見当たらず、結局、明治初期の人口資料として断片的に収集できたのは、次の村々だけである。

村	年代	戸数	男	女	計
波高島	明治三年	三二	八一	八三	一六四
桃ケ窪	明治七年	七	一九	一八	三七
切房木	明治二年	四六	一一七	一三一	二四八
嶺	明治三年	一四	三四	四二	七六
釜額	明治九年	二二	六一	五八	一一九
上野平	明治七年	四二	九〇	八五	一七五
杉山	明治七年	三八	七九	一〇一	一八〇
上田原	明治五年	四〇	七〇	六一	一三一

そこで、明治以後の人口の動態は、明治二十三年に行われた町村制施行の際の各村々からの報告書に記載された人口及び戸数を、明治二十二年の戸口として、そこを起点としてそれ以後、五年ごとの推移をみることにす

る。（五年ごとに区切ったのは、後に行われる国勢調査が五年に一回であるので、それにあわせて、五年くぎりとした）

三　現代の人口とその特色

(一)　明治末期から終戦時まで

明治十七年以降は、制度的に出入寄留の届出様式も確定し、人口の動態調査もやや確実さを増したといわれるが、それでも出寄留の脱落がおびただしい中で現住人口の計算が行われ、続けられた。

山梨県政百年史によれば、大正九年第一回国勢調査が行われるまでは、各種人口調査の間には大きな誤差があるとされている。例えば大正九年の第一回国調結果と、それまでの市町村報告による人口、また本籍人口との間には大きな差があるとされている。同書の資料によれば国調結果と本籍人口との差は実に一三パーセントになっている。

このように大正九年までの人口は確実性は低いが、一応の推移の傾向はうかがい知ることはできる。

明治維新以来の農業生産力の増大、所得の増加、教育文化の向上などは、家族を扶養する経済的基盤を多少とも改善させ「間引き、堕胎」の慣習の漸減を生じた。その結果として出生率の継続的な増加が生じたと考えられる。下部町でも明治二十二年から、同四十年にかけての人口の増加は甚だしく、第二次世界大戦末期の異常増加率に匹敵する程の増加を示している。

この傾向は下部町のみではなく、全県的にも同じ傾向を示している。県人口の場合、明治十二年に比して同二十五年までの十三年間に四万人、同二十五年から三十五年間に五万人、三十五年から大正元年までの十年間に六万人と加速度的に増加している。

このような人口増加に対して、県全体の経済力や産業規模をもってしても、これらに十分な職を与え、所得を得させることは次第に困難となった。他方隣接する他府県、特に東京、神奈川、静岡などの経済発展は急速であり、これら隣接府県と山梨県との経済格差は急激に開いていった。こうした中で、人々は他府県へ移動することで、人口増加の重圧をかわしていったといえよう。

大正9年各種人口比較　（山梨県）

	男	女	計	国勢調査人口との差	比率
国勢調査人口	二九〇、八一七	二九二、六三六	五八三、四五三		
現住人口	三一四、九四七	三一八、四二九	六三三、三七六	＋四九、九二三	＋七・九%
本籍人口	三二九、六六四	三三六、四六八	六六六、一三二	＋九二、六七九	＋一三・七%

下部町の場合も、このことは人口推移表に特徴的に表われている。大きな戦争があった中でも、明治三十五年から四十年にかけての大きな増加に比して、四十年から大正元年への増加率は急に鈍化している。中心的な下部地区は、それでもわずかばかりの増加を示してはいるものの、久那土、古関地区はほぼ横ばい、共和地区は減少している。

さらに大正五年から十年にかけての五年間は全体的に落ちこみを示しているが、これは前述したような社会的経済的要因のみではなく、統計上の要因も考えられる。前にも記したように、大正九年の第一回国勢調査までの現住人口と本籍人口との差は大きく、国勢調査以前の資料による人口は確実性の点で問題がある。しかもその差は常に現住人口がプラスであり、本籍人口を上まわっている。大正五年の人口は各旧村役場の統計資料であるのに比して大正十年のそれは、九年の国勢調査を受け、それを基に統計されていることを考えると、多少の統計的誤差は考えなければならない。

しかし、大正十年から、同十四年にかけての急激な減少は統計方法上の差とは考えられない。いずれも国勢調査の統計によるものであって、ここではやはり社会的な要因が大きく作用しているものと考える方が妥当であろう。ちょうどこの時期は、第一次世界大戦後の世界恐慌が日本をおそ

明治22年以降　5年ごとの人口推移

地区	年代 / 摘要	M22 (1889)		M35 (1902)		M40 (1907)		T元 (1912)		T 5 (1916)		T10 (1921)		T14 (1925)		S 5 (1930)		S10 (1935)	
		戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口
富	戸口	562	2,559	597	3,178	595	3,596	632	3,806	666	3,938	678	4,082	784	4,069	862	4,470	914	4,676
	平均家族数		4.5		5.3		6.0		6.0		5.9		6.0		5.2		5.2		5.1
里	人口密度		42.5		52.8		59.8		63.3		65.5		67.9		67.6		74.3		77.7
古	戸口	332	1,656	317	1,873	321	2,061	346	2,138	338	2,242	335	2,137	356	1,867	355	1,982	374	1,988
	平均家族数		4.9		5.9		6.4		6.1		6.6		6.4		5.2		5.6		5.3
関	人口密度		33.4		37.7		41.5		43.0		45.2		43.0		37.6		39.9		40.0
久	戸口	466	2,431	442	2,484	418	2,627	440	2,629	424	2,766	428	2,566	474	2,317	509	2,592	511	2,629
郡	平均家族数		5.2		5.6		6.2		5.9		6.5		6.0		4.9		5.7		5.1
土	人口密度		115.1		155.0		163.9		164.1		172.6		160.2		144.6		161.7		164.1
共	戸口	366	1,690	396	2,109	343	2,334	366	2,297	367	2,343	368	3,247	379	1,727	372	1,755	371	1,691
	平均家族数		4.6		5.3		6.8		6.2		6.3		6.1		4.6		4.7		4.5
和	人口密度		167.2		208.9		230.8		227.2		231.7		222.2		170.8		173.6		167.3
全	戸口	1,726	8,336	1,752	9,644	1,677	10,618	1,784	10,865	1,795	11,289	1,805	11,032	1,993	9,980	2,098	10,799	2,170	10,984
	平均家族数		4.8		5.5		6.3		6.0		6.3		6.1		5.0		5.1		5.1
体	人口密度		63.8		71.0		78.1		79.9		83.1		81.2		73.4		79.5		80.8

地区	年代 / 摘要	S15 (1940)		S22 (1947)		S25 (1950)		S30 (1955)		S35 (1960)		S40 (1965)		S45 (1970)		S50 (1975)		S55 (1980)	
		戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口	戸	人口
富	戸口	902	4,870	1,159	6,074	1,132	6,131	1,165	6,177	1,243	6,070	1,248	5,566	1,246	5,016	1,180	4,391	1,071	3,923
	平均家族数		5.3		5.2		5.4		5.3		4.9		4.5		4.0		3.8		3.7
里	人口密度		80.9		100.9		101.9		102.7		100.9		92.5		83.4		73.0		64.0
古	戸口	374	2,054	408	2,276	390	2,253	447	2,472	422	2,214	405	1,893	379	1,594	359	1,325	394	1,356
	平均家族数		5.5		5.6		5.8		5.5		5.2		4.7		4.2		3.7		3.4
関	人口密度		41.4		45.8		45.4		49.8		44.6		38.1		32.1		26.6		27.3
久	戸口	508	2,650	648	3,404	629	3,397	693	3,801	749	3,744	733	3,299	671	2,718	727	2,740	713	2,704
郡	平均家族数		5.2		5.3		5.4		5.5		5.0		4.5		4.1		3.8		3.7
土	人口密度		165.4		212.4		212.0		237.0		178.5		157.3		129.6		130.6		127.4
共	戸口	347	1,639	426	2,212	379	2,127	383	1,940	下田原，宮木は分町して中富町へ									
	平均家族数		4.7		5.2		5.6		5.1	上田原，一色は下部町へ（上田原→久郡土地区．一色→下部地区へ）									
和	人口密度		162.1		218.8		210.4		191.9										
全	戸口	2,131	11,213	2,641	13,966	2,530	13,908	2,688	14,390	2,414	12,028	2,286	10,758	2,296	9,328	2,266	8,456	2,178	7,983
	平均家族数		5.3		5.3		5.5		5.4		5.0		4.5		4.1		3.7		3.6
体	人口密度		82.4		102.8		102.3		106.8		91.9		82.3		71.3		64.7		60.3

い、農村も深刻な不況に見舞われた時であり、特に小作農や零細農家の多い下部町の各集落は惨たんたる状況であったことが想像される。当時の農家の負債は自作農平均で五六一円、小作農平均で二九四円であった。しかもこの負債の内容は現在のような設備投資による生産性のものではなく、生活上の全く消費的なものである。一方、都市や工業地帯では、生糸相場の持ちなおしや、十二年の大震災後の復興に多くの労働力を必要とし、下部町でも多くの出寄留者を出したものと思われる。

やがて恐慌もおさまり、養蚕、林業、その他県内産業の発展につれて、下部町人口も自然増加的傾向を示して、昭和十年代に入るが、それでも自然増加数の半数は流出人口となっている。

(二)　終戦から現在まで

前表で明らかなように、昭和十五年から、二十二年までの人口は異常な増加を示している。

これは一つは第二次世界大戦中の疎開者の受け入れによるものであり、山梨県はいずれの町村とも同じケースをたどって、人口の増加を来たしている。これらの増加は定住するものではなく、また産業構造の変化や経済的需用増大によるものではなく、一時的な現象であって、生産性のあるものでもなかった。

もう一つは、終戦に伴う帰還軍人や外地引揚げ者などの帰省、及び徴用などに強制的に出労させられた人たちの帰省によるものであり、さらにこれらに伴う出生率の増加が考えられる。しかしその数は前者による増加を上まわるものではなかった。

当時、我が国は戦時体制下の軍需物資生産に重点をおいた産業構造であり、加えて空襲により工業は壊滅状態にあった。工業の再建は急速にはできなかった。だが時を経るにつれて徐々に平和産業への移行が進展し、工業生産も再開し、物資不足も緩和されるようになってきた。それとともに都市からの疎開人口は、再び都市への人口流動として現われてきた。昭和二十二年から二十五年までの三年間はそれまで急激に上昇してきた人口が逆に減少に向き、古関、久那土、共和等のきなみに減少している。

都市復帰現象は単に人口減少のみでなく、それまで上昇し続けてきた戸数も急激に減少していることからもうかがえる。町全体としては、三年間で一一一戸の家数が減少している。この数は明治三十五年から四十年までの減少率（年平均一五戸）を上まわる年平均三十七戸の減少となっている。

この都市復帰による戸口の減少も、昭和二十五、六年ごろを峠として、再び増加に転じている。

朝鮮動乱に端を発した特需による景気の向上は岩戸景気、神武景気の言葉を生み、社会の景気は向上し、一方、戦時中の異常状態から、自然に戻った人口動態は出生率の増加をもたらし、また乳幼児の死亡率の低下、医療の発達、食生活の向上、国民所得の増加など、さまざまな好要因が作用して人口は増加し、昭和三十年にはそのピークに達している。この傾向は町内三地区とも同じケースをたどり戸数二、六八八戸、人口一四、三九〇人に達している。この数は大正末期から昭和初期にかけての経済恐慌時、また明治三十五年の人口の一・四倍、戸数で一・三倍となっている。

下部町の過酷な自然環境、それからくる貧弱な地場産業の経済状況ではこの異常な人口増加は受け入れる余地はなく、限界に達したと見るべきであろう。

昭和三十年代は、我が国が異常ともいえる急激な経済発展に突入した時代である。敗戦によって史上類を見ない打撃を受けた我が国が、一億近い人口をかかえて民族的に自立し、世界経済の中で先進諸国に仲間入りしていくためには、経済的にも独自の地盤を固めなければならず、そのためには工業立国の方針を進める必要があった。政府は工業発展の方途を講じ、あらゆる援助を惜しまなかったために、我が国の産業は急速に発達して工場の新設は相次ぎ、GNP（国民総生産）は増大し、巨大工業地帯の発生とともに、工業地域への人口流動が見られるようになった。

下部町も例外ではなく、昭和二十五年から三十年にかけて膨張した人口は、はけ口を見つけたように流動をはじめている。この現象は単に出かせ

ぎ的労働人口のみの流出ではなく、戸数減少をも伴い、これから後の人口減少にさらに拍車をかけている。

日本経済はその後も急速に発展を続け、昭和四十二年のGNPは自由世界第三位、国民所得では第二位となり、翌四十三年にはGNPで自由世界第二位となった。資本は自由化され、それに伴って企業の合併も相つぎ、四十五年には八幡・富士両製鉄所が合併、世界一の企業が誕生して、日本経済は異常な発展を遂げた。この経済成長は工業都市への人口過密状況を生み、また逆に農山村地帯には極度な過疎現象をひきおこした。

本町においても、昭和三十年代に始まった人口の流動現象は急速に進み、昭和五十五年には何と明治二十二年の人口八、三三六人をはるかに下回り七、九八三人となっている。この人口激減状況は現在に至ってようやく衰えを見せてはいるものの、下部町に多い山間の疎村、孤村集落に深刻な過疎問題を生み出している。

㈢　過疎化の波

下部町における過疎現象は、昭和三十年代、日本が高度経済成長期に入った時から始まる。前述したような社会経済情勢の中で、青年層の県外流出が続き、年齢別人口構成は後で述べるように青年層の比率が低くなり、結局子どもの出生に関係する年齢層がうすいため、必然的に出産率は低下してきた。

しかも、それに加えて、生活水準の向上を望んで家族規模を縮小する傾向、子どもの教育を考慮して子どもの数を制限する傾向、女性解放に伴う分娩、育児への配慮、文化水準の上昇とともに、少産少死の傾向は増大し、幼児の人口は急激に低下していった。事実、昭和二十五年、平均家族数は五・五人であったものが年々低下し、昭和四十六年には遂に四人となり現在では三・六人と低下している。この数は年寄り一人に夫婦、子どもが一人か、または夫婦に子ども一人か二人の平均家族を想起させる。世界的経済恐慌に見まわれた昭和初期でさえ、平均家族数は四・七人であったことを考えると隔世の感がする。

・ 13年間に戸数の減少率が10%以上の集落

川向，桃ケ窪	100%
折門，八坂	55%
杉　山	27%
一　色	20%
湯之奥	19%
三　保	18%
釜　額	17%
大磯小磯	16%
車　田	13%
上田原	13%
根　子	10%
切房木	10%

・ 戸数がほとんど変らないかむしろ増加した集落

下　部	＋1戸
上之平	＋3戸
清　沢	＋1戸
岩　欠	＋1戸
市之瀬	＋8戸
波高島	－2戸
樋田・熊沢	＋9戸
三　沢	＋11戸
芝草・水船	＋1戸
中之倉	＋3戸
常　葉	
大炊平	－1戸

・ 人口の減少率が30%以上の集落

折門・八坂	78%
杉　山	49%
三　保	45%
湯之奥	44%
根　子	41%
大磯小磯	40%
一　色	40%
清　沢	37%
釜　額	36%
古　関	34%
芝草・水船	33%
岩　欠	31%

・ 人口の減少率が20%以下の集落

波高島	13%
上之平	17%
市之瀬	12%
車　田	15%
樋田・熊沢	9%
三　沢	19%

町内各集落の現在人口

集落＼年	大字	昭和41年 戸	男	女	計	昭和51年 戸	男	女	計	昭和54年 戸	男	女	計	備考
富里	川向					0	0	0	0	0	0	0	0	
	桃ケ窪	13	30	26	56	0	0	0	0	0	0	0	0	昭和35年7戸
	大子					3	3	4	7	3	2	3	5	
	波高島	94	209	200	409	96	183	189	372	92	174	179	353	
	下部	196	412	475	887	205	334	363	697	197	312	346	658	
	湯之奥	21	39	45	84	17	28	27	55	17	24	23	47	
	上之平	64	126	158	284	70	115	133	248	67	108	127	235	
	常葉	426	923	1,041	1,964	425	761	821	1,582	396	680	727	1,407	
	清沢	29	80	86	166	31	56	60	116	30	49	55	104	
	大炊平	28	81	77	158	27	64	71	135	27	57	65	122	
	岩欠	40	106	96	202	40	77	75	152	41	70	69	139	
	杉山	49	100	125	225	36	63	70	133	36	52	63	115	和名場も栃代も含む
	北川	104	268	290	558	97	211	216	427	96	212	204	416	長塩，丸畑も含む
	市之瀬	74	187	186	373	80	180	157	337	82	176	150	326	
	一色	80	151	174	325	67	105	119	224	64	97	98	195	和平も含む
	小計	1,218	2,712	2,979	5,691	1,194	2,180	2,305	4,485	1,148	2,013	2,109	4,122	
久那土	芝草水船	40	100	106	206	41	71	73	144	41	70	68	138	
	道	56	112	132	244	57	86	110	196	56	87	102	189	
	切房木	67	144	167	311	61	124	132	256	60	108	123	231	
	車田	95	156	227	383	84	143	178	321	82	148	174	322	
	樋田熊沢	55	138	140	278	62	127	137	264	64	125	128	253	
	三保	72	214	191	405	65	130	115	245	59	118	103	221	下大山は現在1戸
	三沢	288	677	723	1,400	308	576	597	1,173	299	551	582	1,133	
	上田原	60	120	139	259	53	101	104	205	52	94	92	186	
	小計	733	1,661	1,825	3,486	731	1,358	1,446	2,804	713	1,301	1,372	2,673	
古関	古関	129	298	359	657	126	226	237	463	125	207	225	432	丸畑も含む
	釜額	28	76	78	154	24	46	53	99	23	52	46	98	
	中之倉	44	108	109	217	44	87	79	166	47	82	76	158	
	瀬戸	34	64	84	148	34	43	55	98	31	36	47	83	
	根子	70	190	175	365	64	115	126	241	63	101	113	214	
	大磯小磯	60	147	158	305	50	99	102	201	50	94	87	181	峯山も含む
	折門八坂	49	132	131	263	25	40	42	82	22	23	33	56	
	小計	414	1,015	1,094	2,109	367	656	694	1,350	361	595	627	1,222	
	合計	2,365	5,388	5,898	11,286	2,292	4,194	4,445	8,640	2,222	3,909	4,108	8,017	

昭和二十二年のいわゆるベビーブームはその後、当然四十五年から五十年にかけて第二のベビーブームをもたらすはずである。しかし、下部町ではその傾向は全く見られず、幼児人口は横ばいを続け、青年人口もまた横ばい状態で推移している。

このことは、都市への青年層の人口流動が、依然として衰えを見せていないことを表わしている。

下部町全体の人口としては、昭和四十年から五十五年までの十五年間に二、七七五人（年平均一八五名）昭和三十年から五十五年までの二十五年間では実に六、四〇七人（年平均二五六人）の人口減少が見られる。この六、四〇七人という数は文化十一年、下部町の全体人口六、五五五人に匹敵する数である。二十五年の間に、江戸時代の三三か村が消滅したことになる。

しかし、この過疎現象は、下部町全体に平均的に進行しているものではなく、町内各集落の状況を見ると、地域的に格差が見られる。

前ページの表に見られるように、昭和四十一年から五十四年にかけて、十三年間に一五パーセント以上の戸数減少を記録した集落は、いずれも山間の孤村集落であり、比較的平坦地に位置する集村集落はむしろわずかながら増大している。

人口の減少についても同じ傾向が見られ、四〇パーセント以上の減少をみせている集落は前記の集落と重なる。

消費文化の発達、生活水準の向上と、それをもたらした産業構造は、もはや土地依存の生活をなりたたせなくし、人々を土地から引きはなし、都市従属の都市化生活へ追いやった。経済・生産性は都市のそれに比すべくもないが、消費レベルは急速に都市化していった。

道路はもはや集落間を結ぶ単なる連絡のための道や径ではなく、都市化した消費生活を支える経済的動脈の役目を果たすようになった。必然的に道路への依存度は高まり、町行政としても道路行政は重要な施策となった。しかし、道路が中之倉や、道、水船などのように主要往還的道路の路村集落や、その道路に依存して発達した集村、街村集落はともかく、道路開設が困難な地域や、道路が行きずまり的な地域では、旺盛な消費をまかなえる物資流動は困難となる。人々は生活レベルの向上を図り、または維持するためには、当然そこを出て、所得の増加と消費文化の享受のために努力せざるを得なくなる。

こうして、まず山間の孤村から人口流出が激しくなり、村としての機能をなくしていった。

川向、桃ケ窪の両部落は遂に無人と化し、上、下折門もまた挙村離脱せざるを得なくなった。大山部落の下大山は、以前は九戸を数える孤村集落の形態をとっていたが、現在では一戸となり、集落の機能を失っている。このほか三沢の西久保、上之平の大子等も集落機能はなくなっている。

また幼児人口の減少は町内各学校の児童数減となり、以前は下部小学校にあった長塩、和名場、高島、湯町、一色。久那土小学校の道、上田原、三保。古関小学校にあった折八、磯、根子の各分校は、三保分校が小学校に独立したほかはことごとく廃止されてしまった。三保小学校も独立当時（昭和四十五年）には五〇人余りの児童数を数えたが、現在は一〇名の超小規模校となっている。

(四) 人口構成の特質

過疎化現象は単に人口の減少に止まらず、人口構成上にもさまざまな問題をなげかけている。その最も特徴的なものは年齢階層別による構成の変化である。この構成を調べるのには国勢調査の資料が最も的確であるので、同資料が完備ししかも人口が最大ピークに達した昭和三十三年を起点としそれ以降五年毎の五歳階級別人口構成資料によって考察することにした。

まず五歳階級別人口の変遷では、前述したような社会変化に伴って人口規模は年々減少しているのに比して、その構成割合は決して比例していない。

これを見やすくするために、累積型グラフにしてみがた、三十年におけ

5歳階級別年齢人口とその変遷　　**下部町**（国勢調査資料による）55年は役場調

	昭和30年			昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
85以上	7	26	33	9	21	30	10	33	43	21	43	64	32	59	91	31	51	82
80～84	25	46	71	37	51	88	28	72	100	50	89	139	50	70	120	76	101	177
75～79	75	115	190	61	115	176	83	127	210	88	117	205	118	155	273	112	164	276
70～74	113	176	289	125	175	300	125	144	269	164	188	352	156	194	350	163	224	387
65～69	194	237	431	157	178	335	199	209	408	175	209	384	201	259	460	221	268	489
60～64	216	242	458	233	237	470	221	252	473	226	285	511	244	281	525	231	310	541
55～59	293	293	586	251	269	520	258	330	588	257	297	554	256	310	566	262	366	623
50～54	301	312	613	290	355	645	278	324	602	270	327	597	274	390	664	339	369	708
45～49	344	397	741	297	355	652	294	350	644	288	411	699	347	366	713	279	270	549
40～44	338	414	752	316	372	688	306	433	739	351	369	720	263	262	525	182	232	414
35～39	361	435	796	321	440	761	386	404	790	269	269	638	186	239	425	200	183	383
30～34	388	518	906	394	424	818	300	298	598	185	227	412	171	181	352	228	189	417
25～29	505	545	1,050	332	348	680	218	264	482	192	198	390	250	199	449	230	194	424
20～24	464	512	976	285	388	673	185	277	462	248	243	491	233	248	481	281	236	517
15～19	562	613	1,175	381	486	867	478	494	972	459	454	913	407	352	759	316	310	626
10～14	841	871	1,712	828	806	1,634	733	724	1,457	591	498	1,089	361	376	737	304	252	556
5～9	947	932	1,879	767	751	1,518	607	522	1,129	361	371	732	296	249	545	211	202	413
0～4	875	857	1,732	642	531	1,173	387	405	792	294	245	539	224	197	421	210	186	396
	6,849	7,541	14,390	5,726	6,302	12,028	5,096	5,662	10,758	4,489	4,840	9,329	4,069	4,387	8,456	3,876	4,107	7,983

社会的年齢階層別人口の変遷

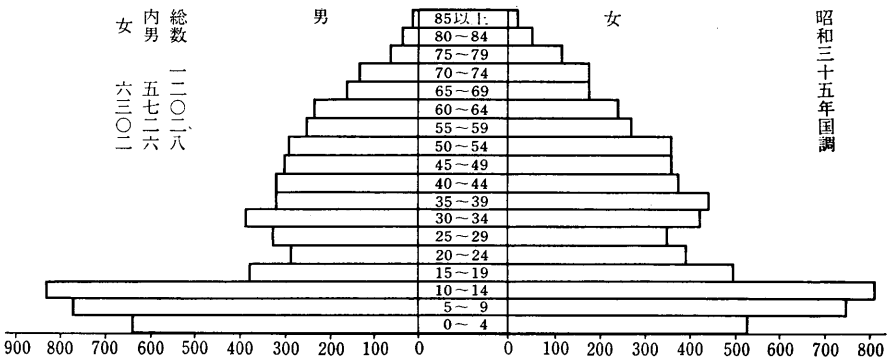

本町年齢階層別人口構成（昭和55年）

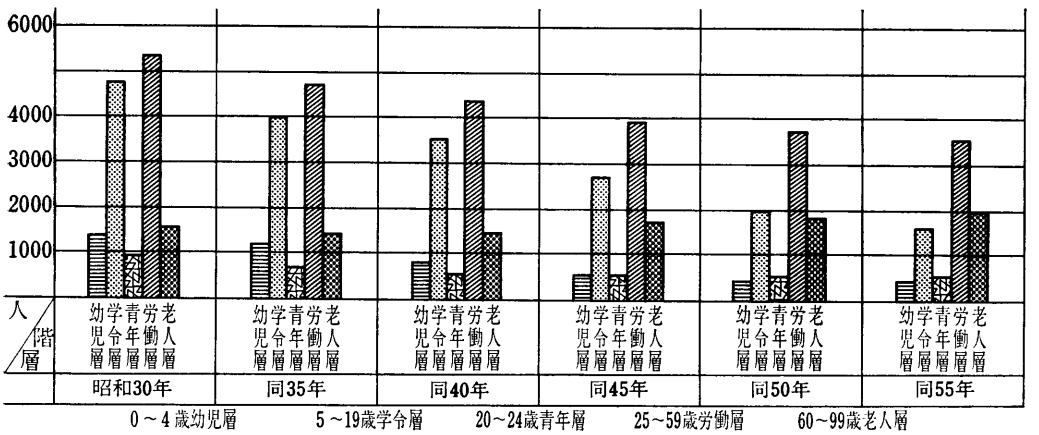

るピラミッド型の順調な人口構成は四十五年あたりから、中ふくれ型となり、五十五年にはずん胴型に近くなっている。特に本町において特徴的なのは、高等学校卒業以上の年齢層に当たる二〇歳から三〇歳の青年層が、中くびれになっていることである。しかも、そのくびれの幅は年を追うにつれて上にのび、幅が長くなっている。このことは、高学歴社会になるにつれて進学率が高くなり、大学進学のための流出もさることながら、高卒就職者も、県外就職に道を求めざるを得ない社会情勢にあることを示している。中くびれが四十五年から五十年にかけて三〇歳代、四〇歳代と高齢化し、その幅が大きくなっていることは、進学のために流出した人口がユーターンはせずに、そのまま都市人口として定着していることを表わすものであろう。このような中くびれに属する二〇歳代後半から四〇歳代にかけての人口は、出産率に深くかかわる年齢層であり、このことは直接的に出産率低下としてあらわれ、幼年層人口の減少となっている。さらに近時普及した家族計画は出産率低下をさらに大きくしている。

また、この部分について、男女間の比率を検討すると三十年から四十五年ごろまでは女子に比して男子の減少比率が大きいことがわかる。いわば流出の中心が男子であったことを示している。

しかし五十年、五十五年とその差は小さくなっており、女子青年層の流出も増大していることがわかる。

これとは対比的に老人層は年々増加の傾向を示し、全人口に占める老人層の比率は高くなり、人口構成の老年齢化をはっきりと示している。

社会的年齢階層別人口とその変遷

年次	性別	0～4歳 幼児層 人数	比率	5～19歳 学齢児層 人数	比率	20～24歳 青年層 人数	比率	25～59歳 労働層 人数	比率	60～99歳 老人層 人数	比率	総数
昭和30年	男	875	12.8	2,350	34.3	464	6.7	2,530	36.9	630	9.1	6,849
	女	857	11.3	2,416	32.0	512	6.8	2,914	38.6	842	11.1	7,541
	計	1,732	12.0	4,766	33.1	976	6.8	5,444	37.8	1,472	10.2	14,390
昭和35年	男	642	11.2	1,976	34.5	285	4.9	2,201	38,4	622	10.8	5,726
	女	531	8.4	2,043	32.4	388	6.2	2,563	40.6	777	12.3	6,302
	計	1,173	9.7	4,019	33.4	673	5.6	4,764	39.6	1,399	11.6	12,028
昭和40年	男	387	7.6	1,818	35.6	185	3.6	2,040	40.0	666	13.1	5,096
	女	405	7.1	1,740	30.7	277	4.9	2,403	42.4	837	14.7	5,662
	計	792	7.3	3,558	33.1	462	4.3	4,443	41.3	1,503	13.9	10,758
昭和45年	男	294	6.5	1,411	31.4	248	5.5	1,812	40.1	724	16.1	4.489
	女	245	5.1	1,323	27.3	243	5.0	2,098	43.3	931	19.2	4.840
	計	539	5.7	2,734	29.3	491	5.3	3,910	41.9	1.655	17.7	9.329
昭和50年	男	224	5.5	1,064	26.1	233	5.7	1,747	42.9	801	19.7	4,069
	女	197	4.5	977	22.3	248	5.6	1,947	44.3	1,018	23.2	4,387
	計	421	4.9	2,041	24.1	481	5.6	3,694	43.7	1,819	21.5	8,456
昭和55年	男	210	5.4	831	21.4	281	7.2	1,720	44.3	834	21.5	3,876
	女	186	4.5	764	18.6	236	5.7	1,803	43.9	1,118	27.2	4,107
	計	396	4.9	1,595	19.9	517	6.4	3,523	44.1	1,952	24.5	7,983

社会的年齢階層別人口比率の変遷

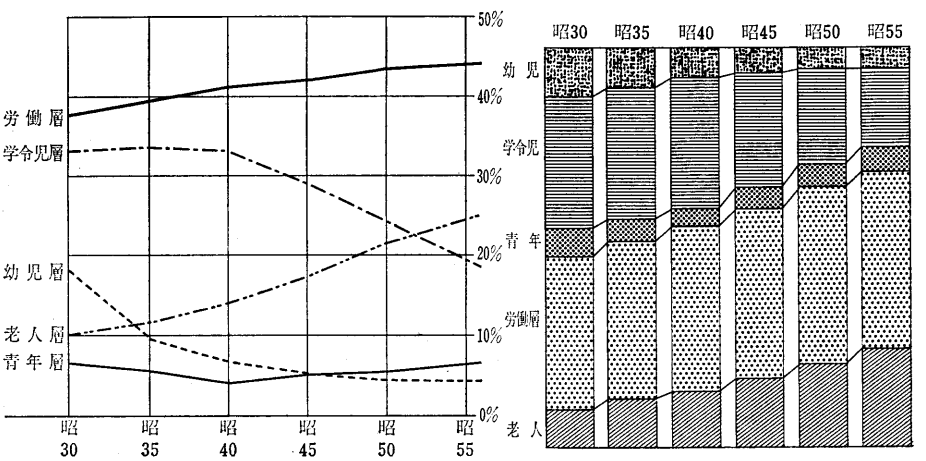

このような傾向は山梨県全体としても同じような傾向を示すが、下部町の場合はそれが極端な形で特徴的に現われている。仮に六〇歳以上の年齢階級層の人口が全人口に占める割合を百分率で示すと、次のようになる。

昭和三十年　一〇・二　昭和三十五年　一一・六
昭和四十年　一一・九　昭和四十五年　一七・七
昭和五十年　二一・五　昭和五十五年　二四・四

昭和四十年から、四十五年にかけて急に割合は高くなっているし、五十年、五十五年と上昇割合はさらに続いているが、これらは医療技術の進歩、老人医療無料化など社会福祉行政の向上による平均年齢の高齢化もあるが、それよりも青年層の人口流出、低年齢層の極端な人口減少が老齢化を強く押し上げていると見るべきであろう。

生産性人口といわれる二十五歳から五十九歳までの年齢層の変遷を見ると、これは高年齢層や低年齢層のような大きな変化が見られず、大体横ばい状態を示している。とはいえ、その人口はやはり減少傾向を示している。昭和三十年と比較すると五十五年は一、九一七人も減少している。年平均七六人強の減少である。このことは、県内における就業の余地が、下部町内、及びそこから通勤可能半径内においては限界を示すものであろう。

しかし、この生産性人口が全人口に対する比率をみると、むしろわずかながら高率上昇カーブを描いている。このことはわずかながらも家族所得の上昇を示すものといってもよいであろう。

年齢層の高齢化、生産性人口の減少にもかかわらず、消費水準の低下をくいとめているのは、低年齢層の減少による平均家族数の低下、後述する企業誘致などの政策による、女子労働人口の増加等であると考えられる。

過疎化現象の分析的考察のもう一つの観点は、労働人口（生産性人口）の推移と産業別就業状況の変遷である。これも国勢調査の資料により、昭和三十年以降、五年ごとに昭和五十年までの変化を示すと次頁表のとおりである。まず特徴的にいえることは、第一次産業（農業、林業）が三十年以

女子就業人口の変遷

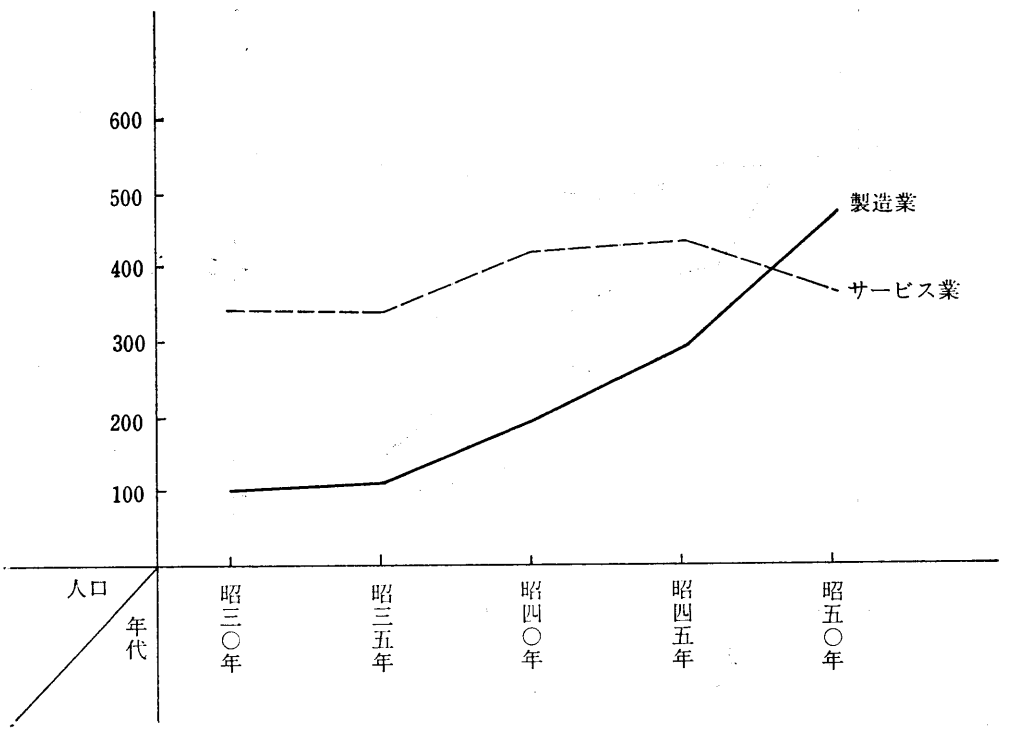

降二十年間に急激に減少し、逆に第二次産業（建設、製造）と第三次産業（卸、小売、サービス）が同じような割合で増加していることである。

昭和三十年代は農業の就業率が五七パーセントであったのが、同五十年代には一八パーセントと三分の一に減少している。これは農業技術の進歩、機械化などによる経営方式の近代化による労働力の減少とみるよりも、社会の経済構造・産業構造の変化による離農者の増大とみるべきであろう。

限られた狭少な耕地、農家の大多数が兼業農家であることを考えれば、当然の変化と見ることができる。一時、全国的に三チャン農業ということがいわれたが、下部町の場合、農業における男女の就業比を計算してみると昭和三十年から、同五十年まで、男子四〇パーセント前後、女子六〇パーセント前後と、男女間の比率はほとんど変わってはいない。

農業就業人口における女子の百分比

昭和三十年　六二％　　昭和三十五年　六二％
昭和四十年　六二％　　昭和四十五年　六三％
昭和五十年　六一％

農業就業人口の減少に伴って、農家数も減少しているが、農家数の減少が残った農家の経営規模の拡大につながっていかない。このことは、本町を含めた河内地方の自然環境上からくる特質のひとつである。近代的産業構造化した現代社会において、専業農家として、企業的に経営規模を確保するには余りにも耕地が狭く、また立地条件も劣悪である。農家の経営規模は小さく、ほとんどが零細農家で、兼業農家が多い。兼業とはいってもむしろ副業的に家計を補足するために農業を営む形が多い。このような形態からは、その男女比が常に女子に高くなるのは当然である。加えて農業機械の発達とその導入は、季節的だけでなく恒常的に余剰労働力を生む結果となる。このようにして農業従事者は余剰労働力だけでなく第二次、第三次産業における雇用の拡大があれば、農業規模を縮小しても、経済的メリットの高い産業に流れていくことは当然といえよう。従って農業就業人口の減少があっても、一方において他産業の雇用の拡大があり、非就業人口の増大につながらない限りにおいては、本町のような自然状況の中ではそれほど大きく問題視しなくてもよいであろう。

次に労働人口（生産性人口）の変遷であるが、労働人口（生産性人口）を国勢調査では一五歳以上として統計処理をしているが、この年齢層の中には

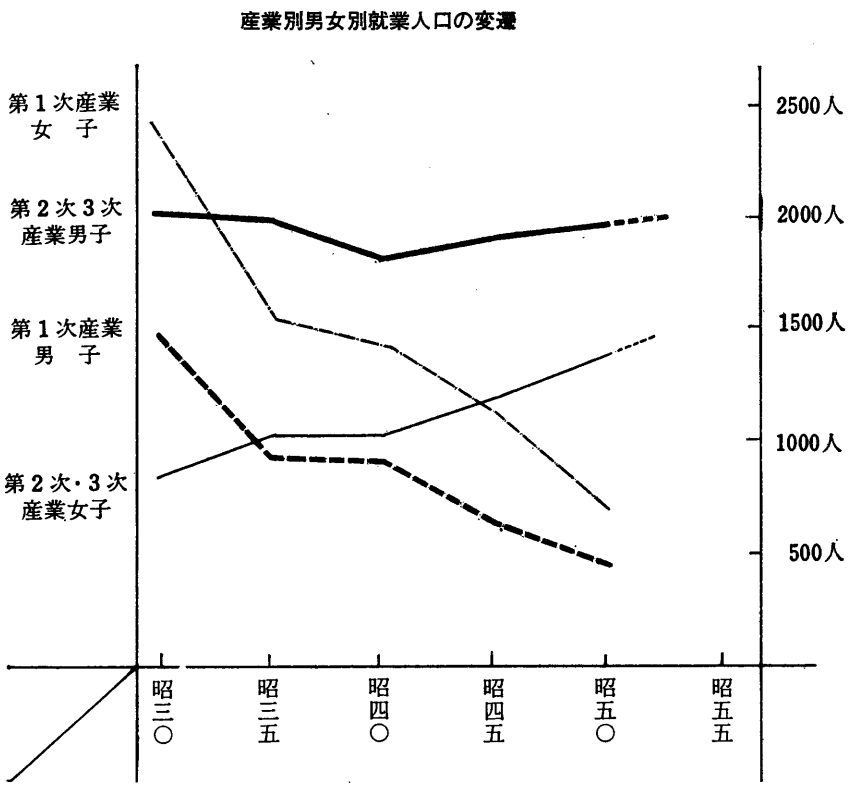

産業別，年代別就業人口

年次 / 性別 / 産業別分類	昭和30年						昭和35年						昭和40年					
	男	%	女	%	計	%	男	%	女	%	計	%	男	%	女	%	計	%
農業	1,529	42.9	2,415	73,3	3,944	57.5	940	31.8	1,565	59.9	2,505	45.0	902	33.0	1,451	58.2	2,353	45.0
林業狩猟業	301	8.4	66	2.0	3	5.3	345	11.7	151	5.8	496	8.9	129	4.7	18	0.7	147	2.8
漁業水産業	2	0.05	1	0.03	3	0.04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	32	0.9	15	0.5	47	0.7	22	0.7	5	0.2	27	0.5	31	1.1	0	0	31	0.6
建設業	364	10.2	25	0.7	389	5.7	456	15.4	77	2.9	583	9.6	451	16.5	33	1.3	484	9.2
製造業	294	8.3	103	3.1	397	5.8	248	8.3	111	4.2	359	6.4	294	10.7	193	7.7	487	9.3
卸小売業	357	10.0	235	7.1	592	8.6	379	12.8	296	11.3	675	12.1	348	12.7	317	12.7	665	12.7
金融保険不動産業	14	0.4	6	0.2	20	0.3	13	0.4	7	0.3	20	0.4	17	0.6	4	0.2	21	0.4
運輸通信業	195	5.5	31	0.9	226	3.3	147	4.9	29	1.1	176	3.2	156	5.7	31	1.2	187	3.5
電気ガス水道熱供給業	9	0.2	0	0	9	0.1	9	0.3	0	0	9	0.2	9	0.3	0	0	9	0.2
サービス業	328	9.2	341	10.3	669	9.8	295	9.9	342	13.1	637	11.4	314	11.5	425	17.0	739	14.1
公務	131	3.6	54	1.6	185	2.7	100	3.4	27	1.0	127	2.2	75	2.8	21	0.8	96	1.8
1 計	3,556		3,292		6,848		2,954		2,610		5,564		2,726		2,493		5,219	
2 労働人口（15歳以上の人口）	4,186		4,881		9,067		3,489		4,214		7,703		3,369		4,011		7,380	
3 総人口	6,849		7,541		14,390		5,726		6,302		12,028		5,096		5,662		10,758	
4 労働人口の就業率		84.9		67.4		75.5		84,6		61.9		72.7		80.9		62.1		70.7
5 現実労働人口（25～59歳）					5,444						4,764						4,443	
6 1に対する非就業人口割合						1.6						1.5						1.4
7 農業の男女比	100		160				100		166				100		161			
8 サービス業の男女比	100		103				100		115				100		135			
9 製造業の男女比	100		35				100		45				100		66			
10 卸小売業の男女比	100		66				100		78				100		90			

産業別分類＼年次＼性別	昭和45年 男	%	女	%	計	%	昭和50年 男	%	女	%	計	%
農業	655	25.7	1,133	48.7	1,788	36.7	448	18.4	701	33.9	1,149	25.6
林業狩猟業	67	2.6	9	0.4	76	1.6	35	1.4	6	0.3	41	0.9
漁業水産業	2	0.1	0	0	2	0.04	2	0.1	2	0.1	4	0.1
鉱業	27	1.0	2	0.1	29	0.1	29	1.2	1	0.1	30	0.7
建設業	505	19.8	46	1.9	551	11.3	539	22.2	57	2.8	576	12.8
製造業	285	11.2	289	12.4	574	11.7	393	16.2	464	22.5	857	19.1
卸小売業	399	15.7	351	15.1	750	15.4	355	14.6	296	14.3	651	14.5
金融不動産業	15	0.6	11	0.5	26	0.5	18	0.7	18	0.9	36	0.8
運輸通信業	147	5.7	25	1.1	172	3.5	14.1	5.8	26	1.3	167	3.7
電気ガス水道熱供給業	7	0.3	1	0.04	8	0.2	8	0.3	1	0.1	9	0.2
サービス業	345	13.5	434	18.7	779	15.9	360	14.8	458	22.2	818	18.2
公務	91	3.6	24	1.0	115	2.4	97	4.0	33	1.6	130	2.9
1 計	2,545		2,325		4,870		2,425		2,063		4,488	
2 労働人口（15歳以上の人口）	3,243		3,726		6,969		3,188		3,565		6,753	
3 総人口	4,489		4,840		9,329		4,065		4,391		8,456	
4 労働人口の就業率		78.4		62.4		69.8		76.0		57.9		66.4
5 現実労働人口（25～59歳）					3.910						3,694	
6 〃 1に対する非就業人口割合						1.3						1.2
7 農業の男女比	100		172				100		156			
8 サービス業の男女比	100		125				100		127			
9 製造業の男女比	100		101				100		118			
10 卸小売業の男女比	100		88				100		83			

町村人口密度の比較

人口密度100人以下の町村	総人口 人	多人口順位	総面積 km²	広面積順位	人口密度 昭35年人	人口密度 昭50年人	人口稀薄順位 S50 人	経営耕地面積 km²	経営耕地に対する人口密度 人
芦安村	699	22	148	3	7.9	△ 4.7	1	0.2	3,495
早川町	3.777	9	370	1	△ 28.9	△ 10.2	2	1.6	2,360
三富村	1.772	17	136	5	△ 20.3	△ 13.1	3	1.2	1,476
丹波山村	1.364	19	101	10	△ 22.4	△ 13.5	4	0.3	4,546
上九一色村	1.880	16	86	13	△ 26.7	△ 21.7	5	6.2	303
鳴沢村	2.136	15	89	11	25.9	△ 23.9	6	2.5	854
小菅村	1.328	20	52	17	△ 38.9	△ 25.6	7	0.6	2,213
芦川村	1.067	21	37	19	△ 46.9	△ 28.9	8	0.7	1,524
道志村	2.424	13	79	14	△ 39.2	△ 30.5	9	1.7	1,425
白州町	4.555	7	138	4	49.6	△ 33.1	10	6.7	679
須玉町	8.403	3	174	2	△ 67.3	△ 48.2	11	9.8	857
大和村	2.218	14	44	19	△ 61.1	△ 50.8	12	1.0	2,218
大泉村	3.266	11	63	15	△ 65.9	△ 51.8	13	4.8	680
足和田村	1.569	18	28	20	△ 57.2	55.4	14	0.8	1,961
秋山村	2.507	12	45	18	△ 69.3	△ 56.0	15	1.4	1,790
武川村	3.459	10	60	16	80.2	△ 57.4	16	4.2	823
富沢町	5.181	6	88	12	△ 77.9	△ 59.1	17	3.2	1,619
○下部町	8.456	2	131	6	△ 92.0	△ 64.7	18	4.2	2,013
南部町	7.590	4	112	8	△ 82.6	△ 67.5	19	2.7	2,811
牧丘町	7.539	5	102	9	△ 96.7	△ 73.7	20	7.2	1,047
身延町	10.345	1	130	7	△ 105.8	△ 79.3	21	3.4	3,042
山中湖村	4.607	8	89	11	△ 132.2	88.5	22	1.5	3,071
西八代郡 上九一色村	1.880		86		△ 26.7	△ 21.7		6.2	303
西八代郡 三珠町	4.229		29		△ 171.7	△ 144.4		3.7	1,142
西八代郡 市川大門町	13.627		33		△ 435.2	△ 412.1		4.0	3,406
西八代郡 六郷町	4.862		13		△ 414.1	△ 366.1		2.0	2,431
西八代郡 下部町	8.456		130		△ 92.0	△ 64.7		4.2	2,013
西八代郡	33.054		293		△ 134.4	△ 112.9			
山梨県	783,050		4.463		△ 175.2	175.4			
下部町 下部地区	4,391		60		△ 100.9	△ 73.0		1.7	2,583
下部町 古関地区	1,325		49		△ 44.6	△ 26.6		1.1	1,204
下部町 久那土地区	2,740		21		△ 178.5	△ 130.6		1.4	1,957
一宮町	9,692		29			326.0		9.6	1,007
玉穂村	3,380		8			419.4		3.9	866
田富町	6,814		10			694.6		4.1	1,661
八田村	4,195		8			503.0		3.6	1,165
勝沼町	8,854		37			240.8		8.9	994

高校及び大学在学中のもの、及び高年齢者も含まれている。現実性からいうと無理がある感がする。現在、社会的に生産労働にたずさわるのは高卒以上であり、その年齢は一九歳である。現在高校進学率は百パーセントに近く、しかも大学への進学率も年々高くなって、その年齢はさらに押し上げられている。このことは、国勢調査における労働人口の就業率を計算してみると、その率が年々低下していることからもうかがわれる。国勢調査における労働人口が現実の労働人口であるならば、その就業率の低下の割合にみあって、失業率の高さがもっと社会問題化するはずである。現実には下部町の場合も、失業問題がそれ程深刻な問題とはなっていない。

そこで、大学卒業後、すべての青年が何等かの職につくものとしてその年齢を二四歳、現在定年年齢とされている年齢を六〇歳とし、それをめやすにして、二五歳から五九歳を現実労働人口として割出しを試みた。そしてそのすべてが就業しているものと仮定して、総人口から差し引き、残りを非就業人口としてみた。

この非就業人口を、現実労働人口で除し、労働人口一人当たりが非就業人口何人を扶養することになるかを計算してみたのが「現実労働人一に対する非就業人口の割合」である。この数値は昭和三十年、一・六人、三十五年一・五人、四十年一・四人、四十五年一・三人、五十年一・二人と年を追って減少している。このことは、現実に生産性人口の増加か、またはその就業率の上昇を示すものであろう。

国勢調査による労働人口をもとにして計算した就業率の低下は、進学率の上昇が大きな原因と考えられ、現実の就業率の低下はないものと思われる。

では、現実就業率の上昇をもたらせたものは何であるかを考えてみると、ひとつは前述した青年層人口の流出による、人口減少であるが、もうひとつ見逃がしてはならないものは第二次、第三次産業における女子労働人口の増加である。昭和三十年には八七七人が、同三十五年には一、〇四五人、四十年、一、〇四二人、四十五年、一、一九〇人、五十年、一、三六二人となっており、三十年代に比して五十年代は、五〇パーセント以上の増加率である。

これに対して男子のそれをみると、昭和三十年、二、〇二七人、同三十五年、二、〇一四人、四十年、一、八九〇人、五十年、一、九七七人と変化なく、むしろ減少している。

このことは、通勤条件が困難な女子労働人口（特に主婦の場合）を考えてみると、町内における女子労働の就業容量の増大を物語っている。事実青年層人口の流出は変化しないのにかかわらず、製造業、サービス業における女子就業人口は年々増加している。製造業においては、昭和三十年代一〇三人に対して、五十年代には四六四人と四倍強になっており、サービス業においても、三十年代三四一人に対し、五十年代には四五八人と、一・三倍となっている。人口が減少している中でこれだけの増加を示していることは注目に値する。

なお、女子労働の特質からいって、町内企業の下請的家内労働の就業者もまた増大している。統計的にはつかむ資料はないが、その数は少なくはない。それら統計的数値としてはでてこないが、潜在的労働人口として生産性に深くかかわっているはずである。

女子就業人口はそのほとんどが町内産業の就業者とみてよいであろう。そしてこのことは、下部町行政が当面課題として取りくんできた過疎対策行政の成果といえよう。町内に誘致したいくつかの企業は、女子労働雇用を拡大し、地場産業発展の諸施策は潜在的労働人口を増加させている。このような過疎対策は県段階でも重要施策として取り組まれ、それは経済成長の鈍化と相乗して、流出人口のユーターン現象を生みだしている。本町においてもそのきざしは見えている。

産業別人口構成とは直接的に関係しないが、過疎対策として重要視されるものに住宅問題がある。本町は平坦地が少なく、立地条件としても企業誘致には限界がある。しかし、全県的にみれば国中はその発展性が強く、県としても重要施策として推進している中でもあり、下部町はその通勤範

囲内に入る。このことを考えれば、町営住宅の建設、県営住宅の誘致はこれまで以上に推進しなくてはならない問題のひとつであろう。

三沢地区にある柿島町営住宅を例にとれば、その入居者のほとんどが現実労働人口の年齢層であり、潜在労働人口も含めると、その就業率は百パーセントに近い。また出産率にも大きく関係する年代層である。これを一集落とみると、おそらく下部町内のどの集落にも見られない高出産率を示しているであろう。昭和五十五年度、久那土小学校入学児童は二六名であったが、その内の九名が柿島町営住宅の児童によって占められているという事実がそのことを立証している。

(5)　人口の分布状況

山間地、山沿い地帯、平坦地と地形的に複雑な下部町の場合、人口の分布状況は一様ではなく、地域的に大きな差がある。

下部町の人口密度は、昭和五十年調べで一平方キロメートル当たり六四・七人である。これは同年山梨県の一七五・二人にくらべて、一一〇人、西八代郡の一三四・四人にくらべても六九人も少ない。山梨県五四町村中、三十七番目にランクされる低い人口密度である。人口密度が一〇〇人以下の町村は県下に二二町村あるが、下部町はその中で稀薄順位で十八番目である。しかし人口では二番目、面積では六番　に大きい町に位置している。

人口密度が低いということは、一見、一人当たりの土地利用効率が高いように思われるが、単に土地面積が大きいということと、そのこととは別問題である。土地が産業経済上どのように利用し得るかという土地の経済効率が最も大切な問題である。下部町のように山地が総面積の八〇パーセントを超え、しかもそれら山地は急峻な山岳である状況では、経済的に有効な土地利用は非常に小さく限定されてしまう。それどころか、道路の改修にしても多額の費用を要し、経済的には損失の要素が強くはたらく。

ちなみに一、九七五農業センサスによる下部町の経営耕地面積は四二、二七七アールで、この経営耕地面積当たりの人口密度を割り出してみると、一平方キロメートル二、〇一三人となる。

これを下部町と同程度の人口規模である勝沼町と一宮町の場合でみると、勝沼町は九九四人、一宮町は一、〇〇七人であり、下部町の人口密度と比較すると二分の一である。

町内の分布状況をみると、昭和五十年調べで、下部町地区七三人、古関地区二七人、久那土地区一三一人で、やはり地区により密集度に大きな差異がある。久那土地区は総面積が少なく、山地面積も比較的少ないこと、集落も、路村、街村の集村集落が多いこと。これに対して古関地区は、面積の大部分が山地であること、集落もほとんどが孤村集落であることなどが原因である。

さらに久那土地区の三沢、下部地区の常葉、古関地区の古関など比較的平坦地で、かつ鉄道の駅周辺、また地区の中心的集落は人口集中度が高い。しかも過疎化の中で人口密度の減少はほとんど見られない。

次に人口密度の減少度合いをみると、本町の場合、昭和三十五年九一・九人であったものが、五十五年には六〇・三人と、三一・六人も減少している。この減少人口密度数は上九一色村の人口密度を上まわる数である。減少比率でみると三四%の減である。

これを地区別にみると、下部地区三七人減（三七%の減）古関地区　一八人減（四〇%の減）久那土地区　五二人減（三九%の減）となっており、やはり山地面積の比率の高い地域ほど、人口密度の減少率も高くなっている。

第四節　集落の移り変わり

一　下部地区

現在の下部地区一円は平安朝中期、既に八代郡川合郷の下部及び常葉組に属し、源義光の統轄するところであった。

その後、桃山時代に清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、常

葉、上野平、波高島、桃が窪、下部、湯之奥の十二か村に分かれ、そのまま江戸時代に続き、八代郡東河内領に属した。

明治七年、山梨県布達をもって県下小村群に対し、合併勧奨が行われ、これに応じて翌明治八年四月、前記十二か村が合併して「多くの村が集まり、富みたる里」という意味で「富里村」と称するようになった。

明治二十二年町村制施行のときに大河内村字大垈のうち川向部落を分割し、桃が窪に合併し、また昭和二十四年四月共和村字宮木のうち、大子部落を富里村へ境界変更した。そして昭和二十九年に至って、富里村を「下部町」と称するようになった。

昭和三十一年、町村合併促進法により、久那土村、古関村、共和村と対等合併し、新しい「下部町」として発足した。そして町内は旧村単位により下部地区、古関地区、久那土地区、共和地区となったが、昭和三十三年共和地区のうち、宮木、下田原が分町して中富町へ合併したために、上田原は久那土地区へ、一色は下部地区へ含めて呼称するようになった。

下部地区の現在戸数は一、〇七一戸、人口三、九二三人、下部町内三地区の内で最大の地区である。一戸当たり平均家族数は三・七人、人口密度は六四人である。

旧幕時代からの各村落は、常葉川流域、栃代川流域、下部川流域に点在し、常葉川と栃代川の合流点のはん濫原野に東河内領で最も大きい村落であった常葉村が存在した。

大正九年に富士から身延まで開通した富士身延鉄道はさらに延長され、昭和二年に身延―市川大門間が開通し、「下山波高島」「下部」「甲斐常葉」「久那土」各駅が営業を開始した。甲斐常葉駅の営業開始は、それまでに既に開通していた県道と相まってその近辺に新しい集落発生の要因となった。常葉駅に至る県道沿いには急速に人家が集中し、新しい街村集落が生まれた。「仲之町」と呼ばれ、また昭和になってから生まれた集落という意味で「昭和組」とも称されている。

鉄道開通による人口の集中度は下部地区が最も高く、戸数増加率でみると、明治二十二年頃までは三地区とも旧幕時代とほとんど変わらないのに、昭和十年までの四十二年間に久那土、古関は一・一倍、富里は一・六倍となっている。

下部地区は地域面積が広く、集落も川筋に沿って広範に分布していること

下部地区の集落分布

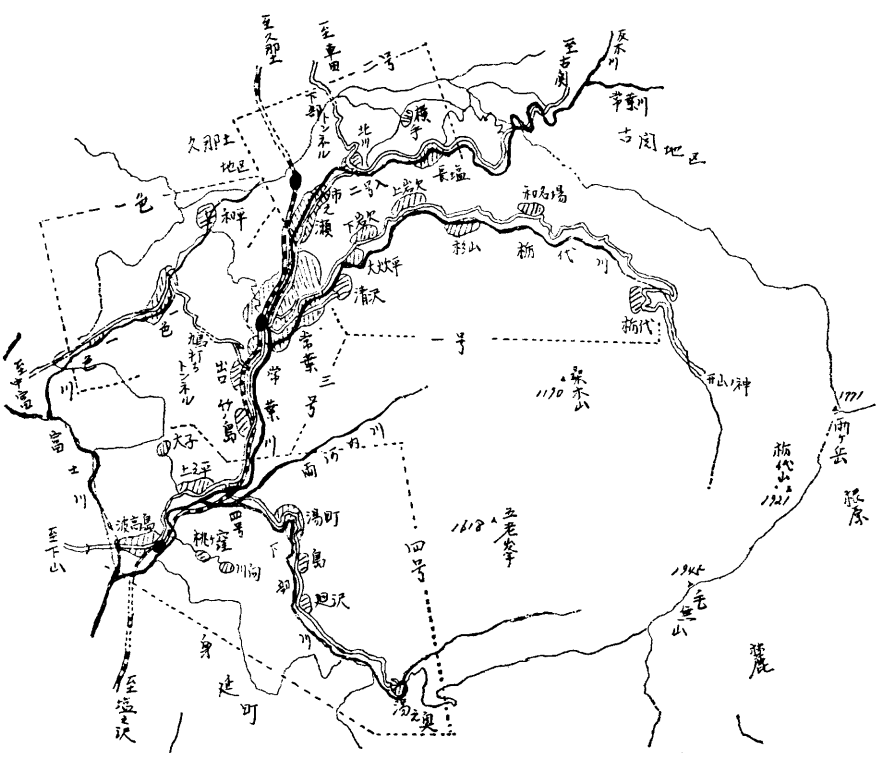

とから、現在は便宜上、五つの部落集団にわけて呼ばれている。これは行政上の区画ではなく、生活習慣上の一応の区分けである。このような区分けは相当古くから行われていたらしく、また以前は行政区画的な意味合いももっていたようである。

富里青年団編「郷土史」（昭和四年発行）には「尚、理事者は村内執政上の通語に地形、並に隣接部落の連絡を考慮して方面を分ち、即ち、清沢、大炊平、岩欠、杉山の四区を第一号（栃代川流域の集落）北川、市之瀬の二区を第二号（常葉川の流域の集落）常葉区を第三号（中心集落）上之平、波高島、下部、湯之奥の五区を第四号（下部川流域と常葉川流域の集落）と通称して執務の利便を計る」と記せられている。このような通称は現在でも使われ、現在はそれに一色川流域の集落、一色と和平を加えて五つの通称区分けで呼ばれている。

㈠ 常葉（ときわ）

国鉄身延線甲斐常葉駅を中心とし、北は常葉川上流の市之瀬、南は下流の上之平、東は栃代川沿いの清沢、大炊平に隣接する。常葉川、栃代川の合流点のはん濫平野に集中する街村集落、酒屋、中島 仲之町（昭和組）その西岸山麓に塊村集落をつくる日向、合流点下流の河岸段丘に点在する塊村集落、杉之木、出口、竹之島（通称岩下ともいわれる）栃代川流域に列村、塊村をつくる宮之平、芦原、山口、川窪（東）五条が丘に分布する、五条、石等、白代、境畑等の小字集落からなっている。

旧幕時代は一五〇戸、六四五人、村石高三七三石九斗五升九合で、一戸当たり平均石高は二石五斗であり、往時から近隣の村々に比べて裕福な村であった。甲斐国志にも「東河内の一大邑なり」と記されている。その後も戸口は増加をたどり、近代になって国鉄身延線が開通するや、戸口は爆発的に増加し、昭和三十五年には最高に達したが、その後は減少を示し、昭和四十一年には四二六戸、一、九六四人となり、昭和五十一年には四二五戸、一、七一九人、昭和五十五年には四一八戸、一、七一九人となっている。

このように過疎化現象を示してはいるが、他の集落と比較して特徴的なのは、人口減少率に対して戸数の減少率が低いことである。

昭和四十一年から五十五年までの十四年間で戸数は八戸減少しただけであるのに、人口は四七四人も減少している。年平均でみると、戸数は一年平均〇・六戸の減少に対して人口は三三・八人も減っている。このような現象は久那土地区の三沢の平坦部にも見られる現象で、街村集落をもつ地域の過疎現象の特徴である。そしてこのことは人口の年齢構成が非常に高齢化していることをも示している。高齢化現象は最近特に激しくなっており、四十一年から五十一年の一〇年間には戸数が年平均〇・一戸の減少に対し、人口は二四・五人であるのに、五十一年から五十五年の四年間には戸数年平均一・八戸の減少に対し人口のそれは五七・三人となっている。

常葉の集落分布

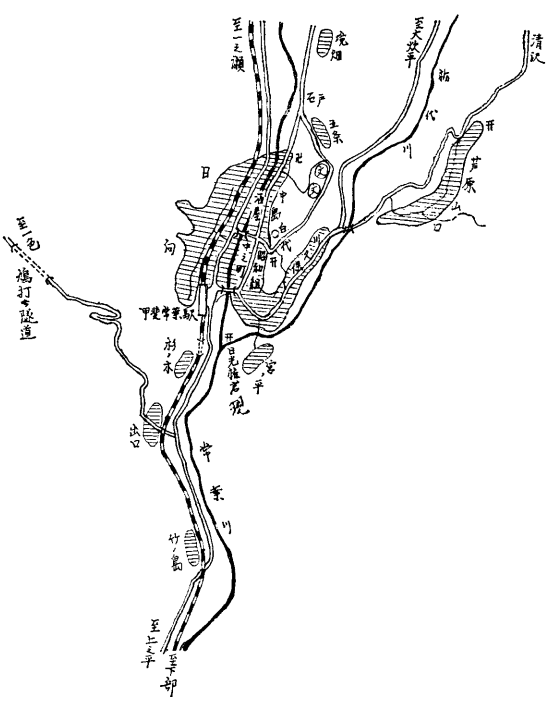

このような高齢化の傾向は若者の流出と同時に、一戸当たりの平均出産数の減少が相乗的にはたらいている結果である。

これを端的に表しているのが、小学校在籍児童数の減少である。（第七編第二章を参照してほしい。）

また各小集落の戸口の推移は次の通りである。

常葉の集落発生は古く、五条が丘からは先史時代の縄文・弥生土器類が多数出土している。

平安朝末期には既に常葉氏が居を構え、一帯を支配していた。五条が丘はその居趾であるといわれる。常葉の地名がこの豪族によるものなのか、集落発生時からつけられた地名なのかはわからない。

また、どのような理由によるものかはわからないが、寛永二（一六二五）年に城台を白代、関道を石等、御城平を五条平とそれぞれ改称されている。地形的にみても豪族が館を構えるには格好の地であり御城、城台、関道などはそこから生まれた地名であろう。

往時、栃代川、常葉川の合流点はもっと常葉川の上流地点にあり、現在の日光権現は、今の宮之平と地続きであったということである。そうだとすると宮之平の地名もうなずける。

東（川久保）は地形的な由来によるものであり、またここを東というのも、常葉村の東端に位置するからであろう。

日向も、地形的に南面傾斜地の陽光のよく当たる土地につけられる通常的な地名である。

芦原、杉之木などはその地の植相に由来するものであろうと思われる。

竹之島は、滝ノ島であったという説もある。また、ここには篠竹（大名竹）が多く繁茂していたからという説もある。竹之島地内には、昔大出水で日光権現が流され、社殿は波高島まで流れて行ったが鳥居だけはここに止まったというところから、鳥居島という地名のところもある。

杉之木地内の現在の身延線のトンネル附近は巨大な岩盤が川瀬につき出していたため、道はその上を通っていたと言われ、そのため杉ノ木、出口、竹ノ島を総称して岩下とも称されている。

境畑、出口などは村境に位置する場所の意であろう。

酒屋中島、芦原山口については、酒屋と中島、芦原と山口、それぞれ分離していた地名が複合したものであるという説と、初めから複合的につけられた地名であるという説がある。

大正初年に県道が常葉川の川沿いに開通してから、常葉の中央部には他の集落や、他府県、市町村から転入して居を構える者が増え、これまで田園地帯であった所に新しく集落が発生してきた。典型的な街村集落の発生を見たわけである。この集落は仲之町と呼ばれたが、昭和の即位大礼挙行の際、これを好機に昭和組として組織し、村の行政区画の一つとした。現在の国鉄身延線である身延鉄道の甲斐常葉駅設置後はさらに発達して現在に至っている。久那土地区の「店向」と同じく、交通機関の発達に伴って発生し、発達した集落の好例である。

往時の要害の地、五条が丘には現在、下部小学校、中学校が置かれ、その下、白代には下部町役場、同開発センターが設置されている。また、馬

下部小学校児童数（一～六年）

年代	学級数	児童数
大正一五年	一三級	六四七人
昭和六	一五	六九八
〃一一	一六	七四八
〃一五	二〇	七五五
〃二三	二四	九一二
〃二五	二三	九三七
〃三〇	二五	八七六
〃三五	三三	一〇四〇
〃四〇	二五	七六九
〃四五	一九	五〇七
〃五〇	一二	三六八
〃五五	一一	二八六

常葉の人口の変遷

	文化3年		明治22年		昭和4年		昭和41年		昭和51年		昭和55年	
	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口	戸	口
五条・境畑									30	115	30	120
酒屋中島									21	64	20	51
昭和組									89	339	88	303
日向									103	372	102	342
宮ノ平									26	92	26	84
東（川久保）									64	246	63	240
芦原・山口									29	115	27	101
杉ノ木・出口									36	128	34	125
竹ノ島									27	248	28	124
計	150	645	149	748	241	1,181	426	1,964	425	1,719	418	1,490
一戸平均家族数		4.3人		5.0人		4.9人		4.6人		4.0人		3.5人

場五郎右衛門が自ら、滅ぼした常葉四郎左エ門信泰の菩提を弔うために開基したといわれる常葉山東前院や常葉の氏神である諏訪神社も白代にある。さらに降って仲之町通りにはさまざまな商店が軒を連ね、昭和三十年代までは旅館もあって名実ともに下部地区の中心部となっている。

中島には、馬場丹後守の墳寺である金竜山常幸院がある。

常葉地内には過疎対策の一環として町が誘致した企業二社が操業している。一つは昭和四十四年三月に操業を開始した山梨帝通株式会社で従業員五十三人でテープレコーダーのアンプを生産している。もう一つは下部電子株式会社で、昭和四十七年七月操業を始め、現在は従業員六〇人でテレビ、ステレオのスイッチ等、電気器具の部品を生産している。いずれも過疎の進む中で地元の雇用拡大に大きく役立っている。

常葉には佐野の姓が多く、次いで小林、渡辺、望月、馬場が多い。さらに依田、小松、堀内、赤池、太田、切金、遠藤、松井、曾谷等が多くみられる。このほか、数多くの姓がある。

馬場、切金は「日向」や「五条」に多く「芦原山口」には佐野、渡辺、小松、「宮之平」には依田「杉之木」には佐野「竹之島」には佐野、太田、曾谷「出口」には堀内、佐野が多く、松井の姓は「川久保」というふうに「仲之町」以外の小字集落には特徴的に特定の姓が多くみられ、中には同族集団の傾向の強いかたまりもある。

土地台帳による地名

山口山、芦原、山口、島之前、浜井場、滝下、常葉藪、宮ノ平、宮ノ原、杉ノ木向、原ノ下、大炊平、峠下、水所、出口、出口中瀬、出口入、南原、大子山、高松、竹ノ島、竹ノ島中瀬、竹ノ島下、八斗畑、大黒沢、鳥居島、屋形沢、杉ノ木、杉ノ木山、檜平、林際、田尾入、日光、堀田、奥田、東、白代、東畑、前田、御屋敷、五条、五条下、五条道上、五条山、石等（石戸）、石等山（石戸山）、柳久保、境畑、林、上ノ山、柳沢、北原、古屋敷、源太屋敷、源太屋敷入、大久保、南沢、大日向、桑木山、

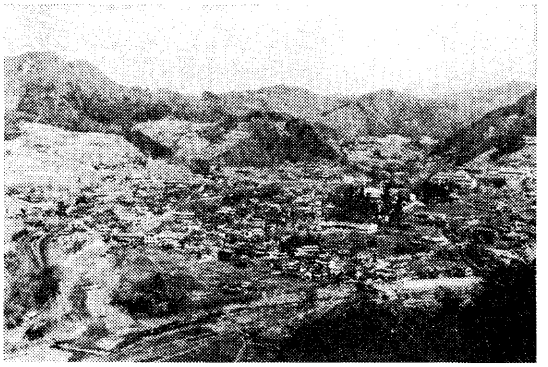
常葉昭和組・川久保・常葉日向


常葉　酒屋中島

(二) 市之瀬

常葉川に沿い、常葉の部落に隣接する集落が市之瀬（旧市之瀬村）である。常葉川はここにやや広い段丘平地を作っている。いわゆる市之瀬平である。国鉄身延線の市之瀬停留所が集落の北西、勝坂峠の登り口にある。集落は「日向」と「日影」にわかれているが、現在は国道三〇〇号線沿いに集中しはじめている。

勝坂峠ふもとの三叉路は、市川から三沢を通ってきた道が、川沿いに下部へ下る道と、川を渡り山尾根伝いに杉山へ出る道とに分かれている古道の分岐点で、ここに道祖神があり、石の指導標には「右下部、左杉山路」と刻まれている。市川大門、鰍沢への関門の第一の木戸の地であったことから「一ノ関」が市之瀬となったものだとの説がある。また、古関から渓谷を流れてきた常葉川が北川を過ぎて、急に川瀬も広くなり、里中


常葉　芦原山口

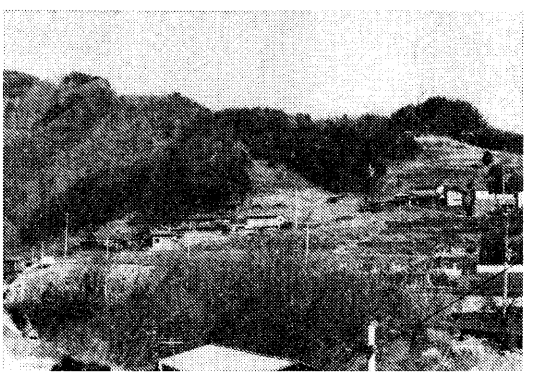
常葉　五条丘

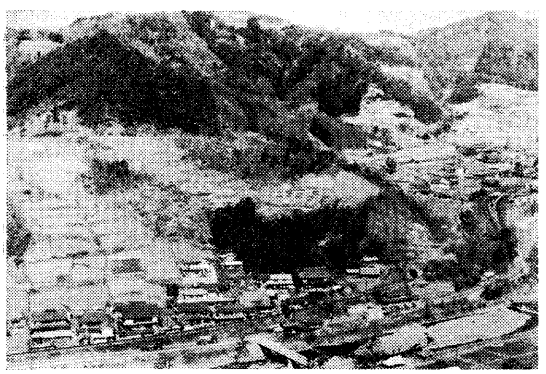
常葉　杉之木


常葉　宮之平

に入るところから一之瀬となったとする説もある。

常葉川をはさんで、右岸が日向、左岸が日影である。

現在戸数は八二戸、人口三二六人、旧幕時代は五三戸、二一八人、石高八七石二斗七升四合であり、常葉村ほどとはいかないまでも、裕福な村であったといえよう。

昭和四十年、七四戸、三七三人。五十年八〇戸、三三七人であるので高齢化はいなめないまでも過疎化が進んでいる下部町の中で唯一の増加傾向にある集落である。集落の中を通る国道が拡張整備され、現在は常葉のバイパス工事のトンネル掘削が行われている。国道沿い常葉の境畑には県営住宅も誘致されて入居が始まっており平垣地、道路、日照など、住居地としての立地の好条件から、この増加傾向は今後も続くものと思われる。

日影の部落には日蓮宗で名高い法光山妙円寺がある。この寺は、建治元（一二七六）年の開山で大坊坂にあった真言宗の寺であったが、この地の豪族馬場丹後守忠次がその居宅を提供してこの地に移し、九老僧の一人、日行上人によって日蓮宗として開山したものだといわれる。

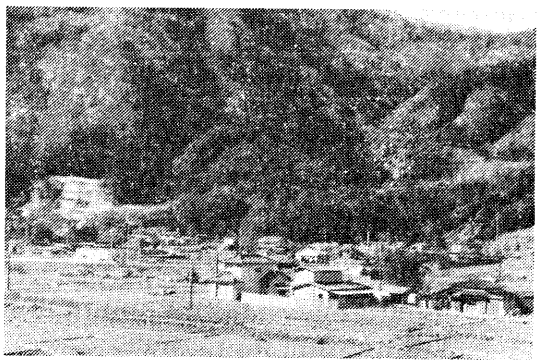

常葉　出口



常葉　竹之島

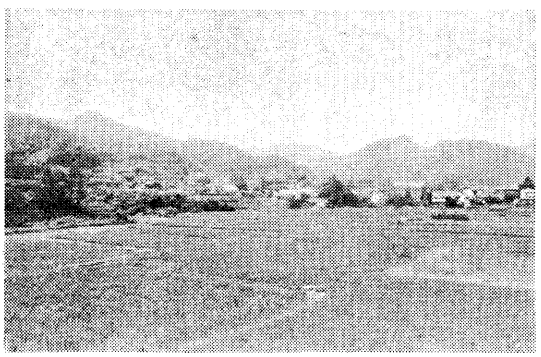

市之瀬平と市之瀬の集落

常葉に常葉氏がいたように、市之瀬には馬場氏がいて支配していたのではないかと思われるが、余りにも近接している地にいた両氏の間に、どのような確執があったのかはわからない。永禄八（一五六五）年に馬場五郎右エ門が常葉次郎光季十代の孫、常葉四郎左エ門信泰の首を討ち、常葉氏を滅ぼしてしまい、後、天正十八（一五九〇）年にその菩提を弔うために、常葉の城台に東前院を開創したと伝えられるが、馬場丹後守忠次の子孫と、この五郎右エ門との関連はわからない。

また甲斐国志には、常葉の常幸院は馬場丹後守の墳寺なりと記せられ

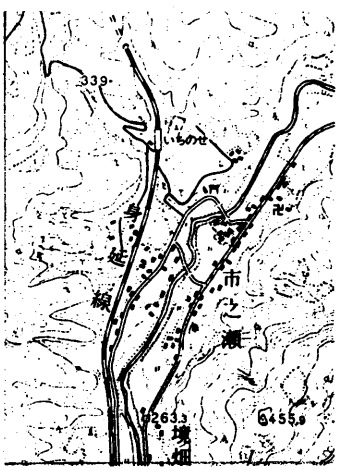

市之瀬部落

ている。

馬場氏の系譜も定かではなく、寺院・宗派の錯綜した関係も明確ではない。両氏の間の関係もわからないことが多い。妙円寺が馬場氏の居宅跡であるならば現在でも馬場姓を名乗る者がいてもよさそうであるが、市之瀬には馬場姓はなく、常葉の日向と五条に馬場姓が集中している事実はどう解したらよいのであろうか。

いずれにしても、平安朝時代にすでに村落が形成され、しかもこれを支配する土着の小豪族がいたことは確かであろう。

現在の姓は小林が多く、次いで桜田であり、この二姓以外には矢野、伊藤、山本、山宮の姓がわずかにあるだけである。

昔は農業集落であったが、現在は専業農家は一戸で、他は四八戸が第二種兼業農家であり、ほとんどが勤め人、職人、自営業である。特徴的な自営業として石材業がある。

昭和五十四年、日向地内、北川寄りに町民スポーツ広場と体育施設の設置が決まり、現在工事が行われている。完成の暁には下部町社会体育の中心地としてにぎわうことであろう。

土地台帳による地名

中村、市之瀬、中達、下垈、上垈、垈、日向中村、宮林、大坊坂、三つ沢、大平、峠、居森沢

㈢　北川

市之瀬の北の端、市之瀬平のつきる所で、常葉川は両岸から山が迫ってけい谷の様相を呈する。

その入り口で、国道三〇〇号線は橋を渡って常葉川の右岸に移る。この橋のたもとで久那土地区からくる西八代縦貫道路が国道に接続している。

この接続点の北側に塊村集落をつくっている部落が北川である。この地点からさらに上流に約一キロけい谷沿いの道を進むと、道路右側の河岸段丘上、及び常葉川左岸の山ふところに長塩の集落がある。

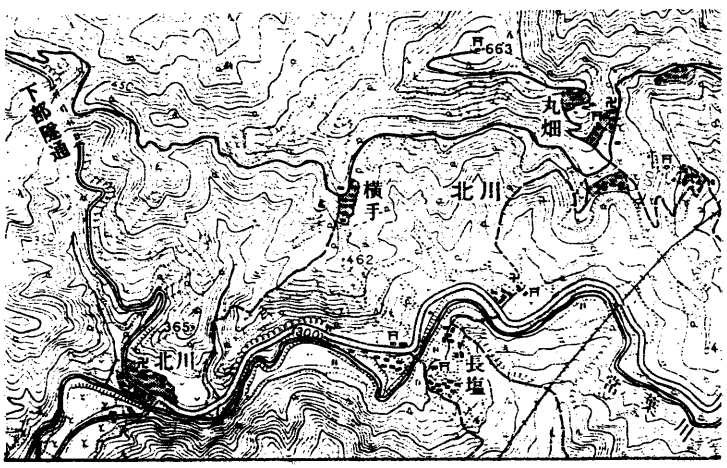

北川の部落

さらに北川部落のはずれと長塩部落のはずれから、それぞれ左方、丸山に登る道を約八〇〇メートル、標高差二〇〇メートルから二七〇メートルを登ると丸畑のうち、横手、笠、南沢（なみさわ）の疎村集落がある。これら、北川、長塩、丸畑の一部を総称して北川区という。（旧北川村）

現在戸数は九七戸、四〇〇人である。文化年間から現在までの戸口の推移をみると次表の通りである。

文化	三年	一〇四戸　四七一人	一戸当四・五人
明治	七年	一一五戸　五三六人	四・六人

明治二十二年一一二戸　五八六人　五・二人
昭和　四年　一〇九戸　五五〇人　五・〇人
昭和四十年　一〇四戸　五五八人　五・三人
昭和五十年　九七戸　四二七人　四・四人
昭和五十五年　九七戸　四〇〇人　四・一人

昭和四十年以降の一〇年間に減少の率が大きくなっている。これを昭和に入ってからの各小字部落ごとの推移でみると、

昭和　四年　二四戸　一〇一人　平均四・二人
川　昭和五十年　二〇戸　一二六人　六・三人
北　昭和五十五年二〇戸　八六人　四・三人
減少率　八三%　八五%

昭和　四年　五一戸　二六三人　平均五・四人
塩　昭和五十年　四九戸　二二五人　三・五人
長　昭和五十五年四七戸　二一二人　三・六人
減少率　九二%　八一%
昭和　四年　三四戸　一八六人　平均五・四人
畑　昭和五十年　二八戸　一〇〇人　三・五人
丸　昭和五十五年二八戸　一〇二人　三・六人
減少率　八二%　五四%

（減少率は昭和四年に対する五十五年の百分比）

このように、北川区全体として減少傾向をたどっているが、丸畑が特にその傾向が強い。

北川区のうち、北川の部落は市之瀬に隣接し、県道と国道との合流点付近に位置する塊村集落であって、小字には細分されない単一集落である。川の北側にあるところから、北川と呼ばれたものであろう。昔からの農業集落ではあるが、耕地面積は少なく土地の生産性も低い。旧幕時代の村石高も七九石三斗九升という低さである。

近年でも、農業センサスでみる農家一戸当たり平均耕地面積は三二アールで、いわゆる三反百姓である。このような土地生産性の低さから、出かせぎや職人が多く、また家内手工業生産としてむしろの生産が古くから行われていた。明治二十二年の町村制施行当時の報告書によれば当時、富里村としてのむしろの生産は年産一万枚、単価五銭、生産額五百円であったが、その生産の大部分が北川であったということである。現在はその生産も、もう行われていない。

北川の部落は門西一軒の外全部小林姓である。

長塩は、その中が大曽里（大草里）向川、紙屋、鍛冶屋の四つの小字に分かれる。やはり耕地面積は少なく、古くから本栖のすず竹を原料とした箕の生産が多く行われていた。箕は昔から農業生産には欠かせない重要な道具である。丸畑と共同で「長畑副業組合」を作り箕を生産し、それをもって広く各地を行商して歩く手工業生産が、長塩の重要な産業であった。

すず竹は日本各地の山地に広く分布しているいね科の植物である。いね科とはいっても細く、まっすぐな竹で、高さ一～三メートル、直径五～八ミリメートル程度の細竹で、節が隆起していないところから、竹細工の原料として広く用いられている。富士山二合目あたりから、山ろく一帯に広く自生しているので、古くからこれを利用して細工物をつくり、生計をたてていた集落が富士山をとりまくように存在していたということである。鳴沢の「ざる」御殿場の「こうり」（行李）山北の「箕」などその例であろう。丸畑、長塩の「箕」、北川の「莚」は、下部地区の特産物といってよいであろう。今は次第に生産されなくなり、その製法も伝わらなくなることが心配される。長塩では箕の生産以外にも紙屋、鍛冶屋の小字地名からも家内工業生産が古くから行われていたことがうかがわれる。

大曽里の小字名から焼畑農業が行われていたこともうかがうことができる。曽里はもともと「草里」（そうり）で、この地名は山梨県全域に分布するがそのうち七〇%、約一〇〇例が富士川、峡谷地域の東西河内領に集中

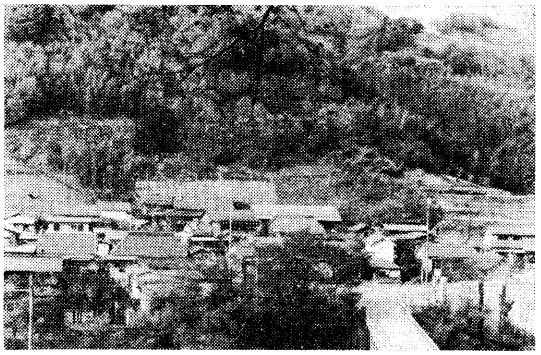

北川の部落



長塩の部落

長塩の地名は、山中に鉱泉が湧出するところからつけられたものであろう。下部（塩部）塩ノ沢等この例である。

長塩には明治時代から、現下部小学校（旧富里尋常高等小学校）の分校がおかれていたところである。

町指定文化財としては、無形文化財の獅子舞い及び山神社境内社叢がある。なお、長塩から岩欠へ峠ごえの古道があった。

㈣ 清沢（きよざわ）

常葉の川久保から栃代川をわたり、芦原山口の部落をすぎて、川久保から約五六〇メートル川沿いに上り、細尾沢を渡ると清沢の部落へ入る。南側に細尾沢、北側に栃代川最大の支流である北の沢があり、この二沢の間の傾斜地に形成された集落が旧幕時代の清沢村である。

地名の起こりは、北の沢、細尾沢の流れにちなんでつけられたものであろう。

旧幕時代は戸数二四戸、人口九三人、村石高五三石七升四合で、一戸当たりの平均石高は二・二石であり、こじんまりした裕福な村であった。

現在戸数は、昭和四十年、二九戸、一六六人。昭和五十一年、三一戸、一一六人。昭和五十五年、二九戸、九七人と大きな変動もなく推移している。

小字は菅窪、下村、細尾の三つにわかれ、村の中ほどに氏神熊野権現を祀り、下村に清沢寺、細尾に法（宝）光寺がある。いずれも曹洞宗であるが清沢寺は下山竜雲寺の末寺、宝光寺は常葉常幸院の末寺である。

江戸時代、市川、西島地方の和紙は、幕府の御用紙となり、岩間の庄には東河内で生産されたみつまたや和紙の集荷場も設置され、ここをとりしきる運上役人も配属されるようになった。東河内の村々でみつまたの生産や和紙のすきあげに適した地域では盛んにその生産が行われた。清沢村は、背には深い山、周囲には清流と、立地条件は最適であり、当時は村をあげてみつまた生産に励んでいたということである。しかし、今はその形跡もない。

している。これからみても河内領の貧困さがわかる。『甲斐国志』でもこの草里を説明して次のように記している。

「東西河内領ニ　苅生畑（かりゅうはた）ト云ウ事多シ、字義ハ苅立ニ作リ、マタ草里畑トモ云イ、曽利、沢里、草履トモ書ク、他ニモ称セリ、山側草芥ノ地ヲ刈払イテ焼キテ土塊ヲ引キオコシ、キビ、アワ、ヒエ、アサ、ソバノ類ヲ蒔キチラス、培養スルニ及バズ」

現在はほとんどが勤め人で、第二種兼業として農業が行われている程度であるが、特徴的なことは十余戸の農家が、サカタ種苗との契約栽培によって草花の種子生産を行っていることである。南面傾斜地にビニールトンネルを設置してパンジー、キンセンカ等の採種が行われているが作業主体は婦人層である。

大曽利には北条姓が多く、向川は磯野、串松、有田、紙屋には小林、鍛冶屋は磯野、赤池の姓が多い。

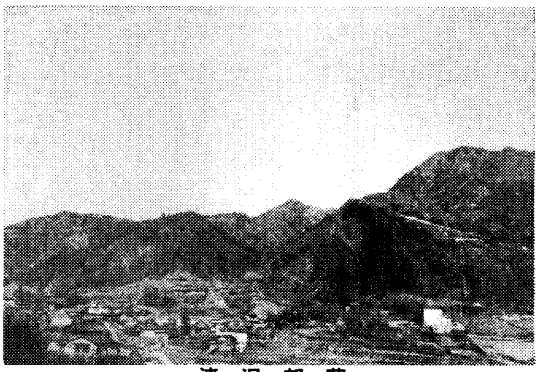
清沢部落

近年は養蚕を主とする農業集落で一戸当たりの耕作反別は他の集落に対して比較的高く農業収益も高かった。しかし昭和四十年、二九戸中、専業農家三戸、第一種兼業農家一六戸、第二種兼業農家六戸であったが、現在はほとんどが第二種兼業となり、勤め人が多くなっている。

清沢には小林姓が多く、次いで竹内、竹ノ内、磯野が多い、他には渡辺、依田がある。

土地台帳による地名

石小屋、山之長場、船久保、南草里、黒麦、奈呂尾、上冷田、下冷田、寺ノ下、家ノ下、前田、宮ノ前、入ノ沢、管之久保、久保畑、間登、休場、桃ケ久保、丸作、小屋之平、細尾羽、細尾、上日向、中日向、下日向

(五) 大炊平（おいだいら）

川久保から芦原山口への橋を渡らずにそのまま栃代川沿いに上ること九五〇メートル、道と栃代川との間の平地に塊村形態をとる集落がある。大炊平（旧大炊平村）である。

現在戸数は二六戸、一一九人の小集落である。文化年間（一六〇年前）は二二戸、九三人。昭和四〇年代は二八戸、一五八人。昭和五十年は二七戸、一三五人。そして五十五年二六戸、一一九人と、人口はかなりの減少をみせているものの、戸数は大きな変動がなく推移している。やはり高齢化の進んでいる部落である。

大炊平の地名については定かではないが、甲斐国志、村里の部には「西南ハ清沢村ノ界ナリ、大炊ノ言ハ負ナリ、方言ニ山ノ中腹、岩傍ナドニ正路ナク小径アルヲオヒト名ヅク。山ヲ負フ如クニシテ蟹行（カイコウ）スルナリ、大ナル平原ト云フ事ニ非ズ、左右狭キ山谿ノ村ナリ」と記されており、山を負う山腹にわずかに開けた平地の意であるとしている。

一説には大炊平の石小山の上に勝負平という所があるが、ここは馬場五郎左エ門と望月四郎左エ門が勝負を決して、四郎左エ門が討ち取られた所であるという。そしてここにはその後、丹後守のノロシ台が設けられ、大炊平はその控地であったところからつけられた地名であり、炊は炊飯の炊であるという説もある。

さらに大炊平地内には、村の真下に幾筋もの深い洞穴があるが、自然のものか人為的なものかはわからない。五条平にもやはりいくつかの洞穴跡があり、大炊平と五条平とは洞穴による地下道でつながっているという説もある。そして大炊平は御城にあった常葉城の控地であり兵糧貯蔵地であったところからつけられた地名であるという説もある。

しかし、後の二説は、五条と大炊平との距離からみても、地形的に考えても、当時の土木技術からみては無理があり、また往時の街道が市之瀬から杉山、長塩から岩欠へ尾根づたいに通っていたこと、また近郊の集落規模や、当時の支配豪族の権力規模からみても、常葉城そのものが規模的にそのようなことに匹敵するものであったかどうかということなど考えても軍略的な意味はうすく、真義性に乏しい。

昔からの農業集落で、山峡の村とはいえ、江戸時代の村石高は四二石九斗で、一戸当たり平均石高二石であり山峡の村としては高い方である。

一、九五八年農業センサスでは部落の戸数二九戸中農家は二五戸、そのうち専業農家三戸、第一種兼業農家一六戸、第二種兼業農家七戸となっている。現在では他の部落と同じく農業経営者は少く、ほとんど勤め人である。

大正中期頃まで、近隣の村々もそうであったが特に大炊平には飲む、打つ、買うの悪風があり、田畑を売って酒代にかえ、家庭生活を破壊する者が多かった。この風潮を憂えて当時の青年層の有志、十余人が血判をもっ

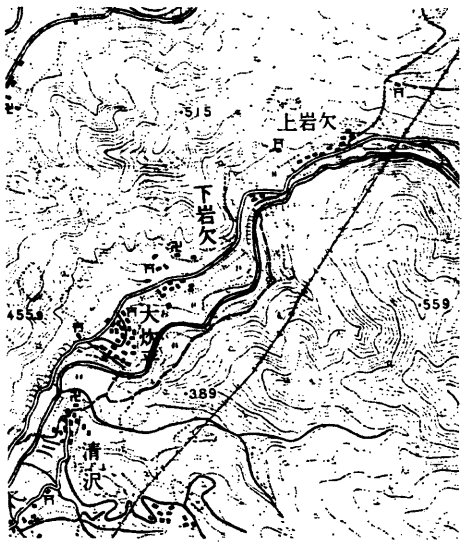

大炊平地図

大炊平には昔から「伊藤」と「渡辺」以外の姓の者は住まなかったといわれるが、現在もほとんどがこの姓であり、他の姓の者もこの姓の同族である。

土地台帳による地名

せらぶ、山之神、以之山、高草里、上之山、馬込、日向、向、家之下、宮ノ前、中畑、立道、五条、上之畑、島、かいまがり

(六) 岩欠（いわかけ）

大炊平からさらに栃代川を右に見ながら登ること二〇〇メートル。下岩欠の部落に出る。それを過ぎてさらに約八〇〇メートル登ると上岩欠に出る。上岩欠、下岩欠の両部落が旧岩欠村で、岩欠の地名は地形上からつけられたものであろう。

『甲斐国志』村里の部には「大炊平村ノ東北十五町ニ在リ、岩石多ク欠崩シテ懸崖トナレリ、村名ノ起ル所ナリ、村中多ク掛樋ヲ造リテ耕水ヲ引ク」とある。

現在は部落を上と下にわけて総称しているが、上岩欠から、約二〇〇メ

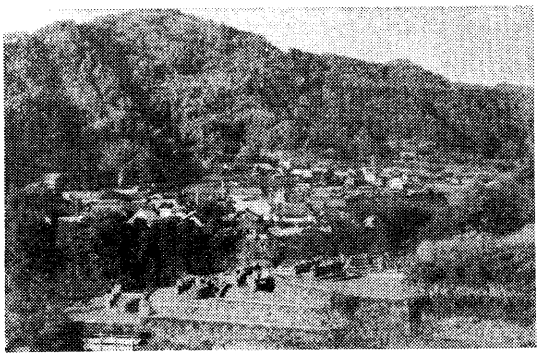
大炊平部落

て禁酒誓状を作り、禁酒団を結成した。昭和五年に「禁酒興国」と刻した高さ三メートル余の石の塔を村の入口に建立し、内外に公示し、自律的にも他律的にも誓いの実践を約して今日に至っている。今日でも部落内においてはこの誓いは守られているということである。

部落の氏神は八王子権現で「上の宮」といい「下の宮」は曽我神社といってこの二か所に祀られており、祭りには上の宮から下の宮へ、また下の宮から上の宮へそれぞれ神輿が交流するならわしがある。集落形成や、歴史的過程に何等かの関係があるのかも知れない。


禁酒の碑

ートル下った所に四戸からなる小部落「所沢」がある。他にも中村、坂下、遠屋敷（東屋敷）などと呼んでいる場所や地名もある。甲斐国志には小字名として所沢、中屋、東村、三国と四つの字が記されている。

郷土史研究家、岩倉正行氏によれば、村は往古比較的山際に生活の場を求めて小さな部落が点在していたという。しかし、天保年間に天変地異が激しく襲い、地滑り等が休みなく続き、変形した地形や、生活上の不便さから今の村の姿に変わったものだということである。

現在の道路は昭和十年代ごろまでは栃代や杉山からの木材搬出用のトロ軌道で、往古は長塩から地蔵峠を越えて上岩欠へ出る峠道が往還であった。この古道はさらに部落の中を通って栃代川に下り、川を渡って川沿いに清沢へ出、山口を通って常葉へ通じていた。現在の村のはるか上方に杵地蔵、またはきげん蔵と呼ばれる地蔵がある。ここが長塩からきて、岩欠を通って常葉へ出る道と、杉山へ行く道、また和名場、栃代方面への道の基点でもあったという。

この杵地蔵は高さ約八〇センチ、直径約二〇センチの円柱状の石像であるが、山梨県誌取調べ書（大正五年）には、この石像にまつわる伝説として次のようなことが書かれている。

「市瀬区ヨリ杉山区ニ越エル山坂ヲ地蔵坂下ト称シ其絶頂ニ杵地蔵ナル石像ヲ祀ル、里人、判断ニ苦シム事アレバ、彼ノ石像ヲ挙ゲ、願意カナヘバ軽ク挙リ、カナハザレバ重シト、以ツテ吉凶ヲ占フニ中ラザルナシト言フ、此ノ陽石、三ツニ折レテ日本国土三ケ所ニ在リ、其ノ一ケ所ハ此所ナリト伝フ（他ノ二ケ所ハ不明）」

このように道祖神が現在の村からはなれており、また氏神も部落から、はなれていることから、集落の移動が行われ、形成時の集落と現在の集落とは位置も様相も異にしていることがうかがわれる。

長塩と岩欠との中間にある浅間神社は、現在でも長塩と岩欠が当番でその祭りを担当しているとのことであり、往時この両部落が往還を通して互いに密接な関係があり、交流が多かったと思われる。

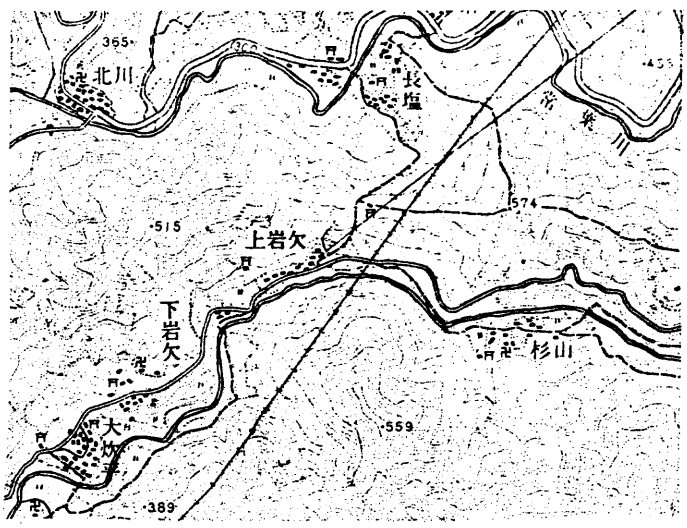

岩欠地図

現在の岩欠の戸数は所沢を含めて上岩欠が二三戸、下岩欠が一八戸、計四一戸、人口は一四〇人である。旧幕時代は三三戸、一二六人、村石高五五石七升五合であった。その後、昭和四年、三九戸、二四八人。昭和四十年、四〇戸、二〇三人。昭和五十年、四〇戸、一五二人と推移しており、戸数変動は少ないが、人口はやはり減少している。

岩欠は昔から養蚕を中心とした山村農業集落であったが、現在はほとんどが勤め人か職人である。岩欠には渡辺の姓が最も多く、上岩欠は渡辺、磯野、下岩欠は渡辺、赤池が多い。他には岩倉、村松の姓もある。

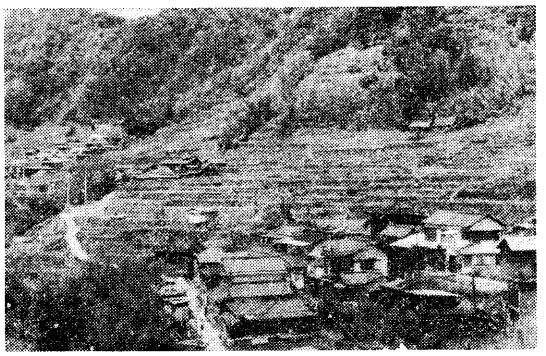

岩欠の集落（上岩欠）

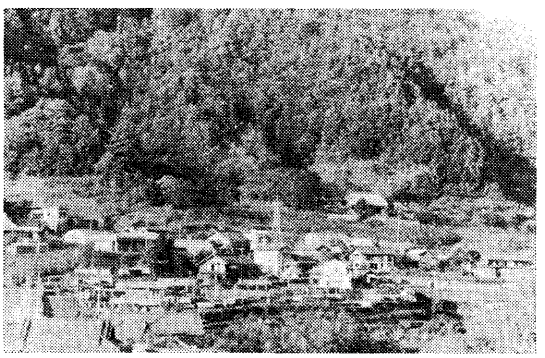

岩欠の集落（下岩欠）

土地台帳による地名

押鼻、江路、新屋、佐口、仲屋、西河原、所沢、沢向、仲村、半之木、仲道、岩下、釜土、大半目、洗、作沢、見端、東屋敷、松ケ畑、峠

(七) 杉山

上岩欠から約五〇〇メートル登ると、右側に川へ向かって下る道が分岐している。この道を栃代川に下り、川を渡って対岸にある集落が杉山である。

分岐点からさらに栃代川を右下に見ながら山腹をぬって登ること約一・五キロメートルで和名場部落への分岐点に至る。和名場はこの分岐点を約四〇〇メートル、標高差一〇〇メートルの急坂を登った山頂にある。和名場への分岐点を通り過ぎてさらに三キロメートル入ると、道は栃代川を渡る。橋を渡り、川へせり出した尾根の突端を回り込むこと一キロメートルで、下部地区で最高標高六七〇メートル、役場から最も離れた集落、栃代の部落がある。

杉山、和名場、栃代、この三つの集落が旧杉山村、現在の杉山区である。

杉山の地名は定かではないが、この村が昔から薪炭の生産を主とした林産業の集落であり、昔、神代杉の巨木が繁茂し、近辺に杉の良林が多くあったところからの村名であろうといわれている。

和名場には、今はこん跡しか残っていないが、昔は雨乞い溜ともいわれた小池があり、徳川時代にはもっと広い池であったという。ここに水鳥やけものが多く集まってくるので御猟場として罠をかけてこれを捕獲したところから罠場と呼んだのが地名の起こりだとされている。御猟場であったということは地形的にも規模的にも無理であるが、山村集落民の重要な罠場であったろうことは十分うなずける。和名場は外に和奈場とも書くし、『甲斐国志』は和那場と書いている。

栃代は栃（トチ）の木が多くあったところからつけられた地名であるという説と、周囲連山に守られあたかも城壁の様を呈し、かつ小規模ながら産金産銅の鉱山があったところから戸城であったとする説とがある。

現在戸数は、杉山八戸、和名場一八戸、栃代一一戸、計三七戸、一一二人である。

徳川時代は杉山六戸、和名場一八戸、栃代一三戸、計三七戸、一六八人、昭和初期は杉山区全体で三六戸、二四八人であった。山間へき村のため、耕やす耕地も少なく民家も増えようもなかったのであろう。戸数は江戸時代からほとんど変化がない。昭和三十年代から四十年にかけて、四九戸、二二五人となるが、五十年には再び三六戸、一三三人となっている。この変動の大部分は和名場部落である。

昔からの林主農従の村であり、昭和十年代までは栃代から常葉駅までトロ軌道が敷かれ、木材の搬出が盛んに行われた。現在常葉駅構内の駐車場となっている場所は当時搬出した木材の積出し場であり、現在川久保から

栃代へ至る道路は木材搬出用のトロ軌道であった。そのような産業状況から昔は杣（そま）木挽（こびき）などの伐採職人が多く、地元ばかりではなく遠く東北や和歌山、高知の林業地からも出かせぎで入居し、ここにおちついて永住するようになった人も幾人もいるとのことである。

和名場への入り口から少し上流の地点、栃代川のほとりにはアルカリ性ナトリウムマグネシウム泉である神奈温泉がある。温泉とはいっても泉度は一八度であるが、この温泉は昭和十年冬、そこだけ雪がとけ、餌に飢えた野鳥やサルが集まっているのを小林正三の先代が発見し、昭和十四年神奈温泉として開場したものである。

栃代部落への入り口、橋から百メートルの上流に下部町営「ヤマメの里振興センター」がある。

この施設は、下部町が山村振興計画の一環として、総工費九千九百万円をかけて昭和五十三年度に着工し、五十五年度完成オープンしたものである。目的は栃代川流域の自然を活用し、ヤマメの養殖を行い、成魚を場内の釣り場で釣らせるほか、町内各河川への放流、併せて町の特産物として町内各旅館、民宿への供給を行い、農産物の農家直売方式を採用して山間地農業を観光地農業に移行させ、山村農業の振興を図ろうとするものである。施設は採卵からふ化、養殖までの一貫した養殖施設と、一般への保健休養の場を提供する人工河川の釣り場、宿泊施設や、キャンプ場などがある。

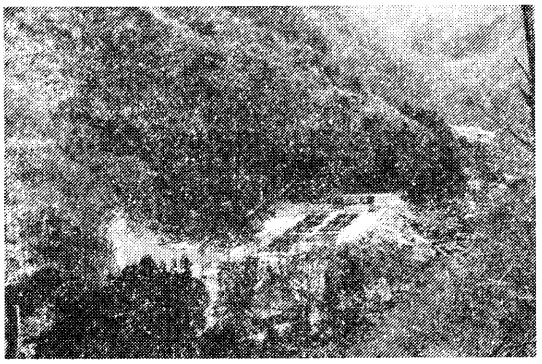

ヤマメの里振興センター

栃代部落はここから約一キロ、栃代山の山中に分け入った山ふところにある塊村状孤村集落である。ここには若宮八幡宮がある。この神社の神宝五人張りの弓には源為朝の名が刻してあるとのことである。また、天正のころ（一五七三～一五九一）の作とみられる鰐口もある。今から四〇七年も前にこのような山中にすでに集落が形成されていたとは驚くばかりである。栃代部落には小林、赤池、柴原、芝原、渡辺の姓がある。

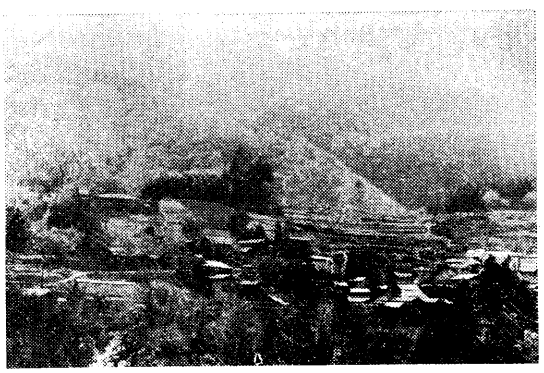

栃代部落

杉山部落は、栃代川の左岸に開けた集落で、杉山区三集落の中で最も下流かつ河岸段丘上にある唯一の集落である。しかし、その立地条件にもかかわらずなぜか戸数は最も少なく現在で八戸、徳川時代から二戸増えているにすぎない。

この八戸はすべて小林姓であり、同族集団的色あいが濃い。大杉山有明寺は日蓮正宗大石寺九代目日有上人の隠居寺として文安年間（一四四四～一四四九）に創建されたものである。今も上人が辿って来た細道を「お上人道」という。境内のイチョウの大木は上人が地にさした杖が根づいたものといわれ、枝が乳ぶさのようにたれさがっていることから「乳ノ木様」と呼ばれている。

杉山は八戸がすべて小林姓であるが、和名場もまた一八戸のうち一七戸が小林姓である。和名場は山頂に位置する孤村集落で、杉山村の中では一番大きい集落であった。そしてまた一番戸口変動の大きい集落であり、現在過疎率が最も高い集落である。

これといった農産物もなく、現在は養蚕を主とする農業の外職人、勤め人ばかりである。

和名場への分岐点を少し通りすぎた左手山際に杉山区の分校がある。

土地台帳による地名

和名場、家之下、原、船久保、佐藤内、向島、森、管久保、東原、寺ノ前、大小屋、高草里、辰加尾、万久、郷良沢、萩原、広根、長屋、加篭作、西沢、栃代、羽前場、開平

(八)　上之平

常葉区の竹之島から常葉川に沿って約一・五キロメートル下った所で常葉川は川幅が広くなり、やや開けた河岸段丘の平地をつくっている。

この平地の山際に塊村形態をとっている集落が上之平部落である。

「地名の研究」によれば「〃上野〃はハナワ、またはウワノから出る。

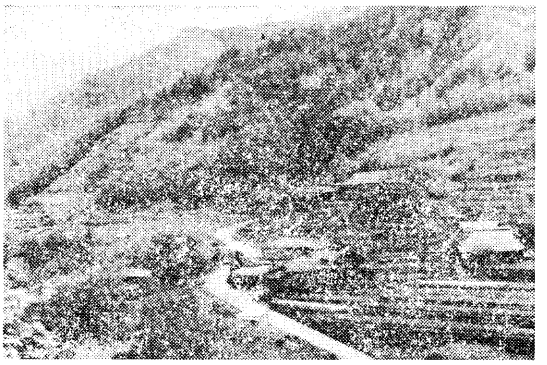

杉山の部落

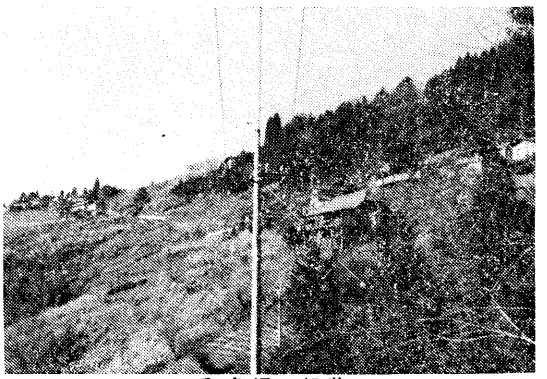

和名場の部落

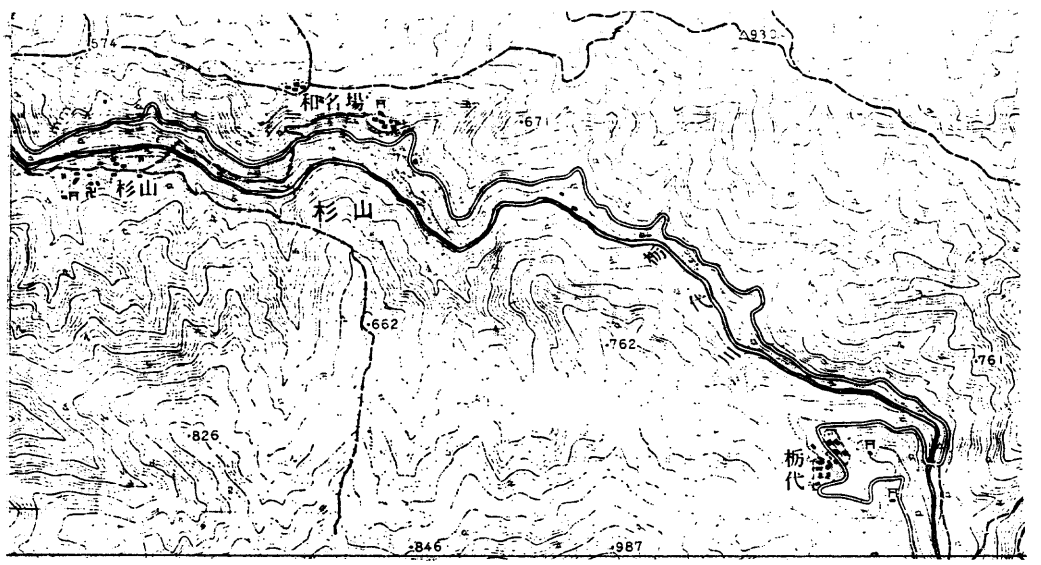

杉山区地図

川底の低下によってできた両側の高い平地をいう」とある。地形学上河岸段丘地形に〝上野〟〝上野原〟などの地名が多くみられる。山梨県でも大規模なものでは、桂川段丘の第二段丘上に発達した北都留郡の上野原、櫛形町市之瀬台地の上の平、中規模のものでは三珠町の上野などの例があり、河川流域に発達した集落には多く見られる地名である。

ここ下部町の上之平も、これらと同じく地形上からつけられた地名であろう。

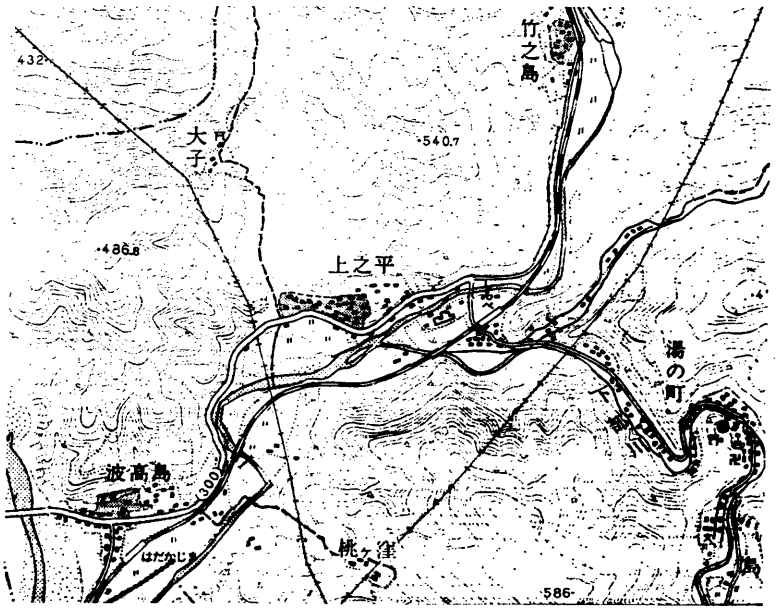

上之平地図

現在の戸口は六五戸、二二六人である。江戸時代には波高島、桃ケ窪などとともに帯金組十三か村に属し、五四戸、二四一人、村高九〇石一斗七合で一戸平均一・六石であった。

文化年間から現在までの戸口の推移は次の表の通りである。

この表でも見られるように文化年間から明治初期まで、他の集落においてはいずれも戸口が漸増しているのだが、何故か上之平は、二割以上も減少している。その後再び同じ戸数にもどるのに八十三年も要している。

この現象の原因は何によるものであるかはわからないが、隣りの波高島が急激な増大をみせているのとは対照的である。いずれにしても、山間の閉鎖的な孤村集落とは異なって街道筋の集落に見られる生活様式や、生活基盤となる産業構造の変化の激しさを反映したものであろう。

昔から米作を中心とした農業集落であるが、耕地面積はそれ程広くないため、専業農家は少なく、現在は勤め人が多い。農業は自家消費型の兼業農家が多い。

上之平には佐野姓が最も多く、遠藤の姓がこれに続く。

部落の真向かい、常葉川の対岸には下部温泉と同質の鉱泉が湧出しており、湯沢の湯として近隣のものに親しまれている。

なお、部落の上方、醍醐山の中腹に今は三戸であるが、小さい孤村集落「大子」がある。大子は共和村の一集落であったが、昭和二十四年四月共和村から分離して富里村へ編入した部落で、姓はすべて遠藤であり、同族集団的色あいが濃い。

年代	戸数	人口	一戸当	経過年数
文化三（一八〇六）	五四戸	二四一人	四・四人	＼六六年間
明治五（一八七二）	四二	一七五	四・一	

大正　十（一九二一）	四六	二五〇	五・四		
昭和　四（一九二九）	四八	二二八	四・七	八年間	四九年間
〃　三十（一九五五）	五五	二五三	四・六	二六年間	
〃　四十一（一九六六）	六四	二八四	四・四	一一年間	
〃　五十一（一九七六）	七〇	二四八	三・五	一〇年間	
〃　五十五（一九八〇）	六五	二二六	三・四	四年間	

土地台帳による地名

水口、家の下、白子、白子上、家ノ軒、宮ノ前、寺ノ前、押出、大幅、倹行、道神、寒伴沢、大かれ、仲尾、上ノ山、大子坂、寒伴沢入、西山、扇畑、下田和、大子、桐久保、ナギ、日影島、山之神沢、向山、湯沢仲、川振石、湯沢、家ノ上、

(九)　下　部

国道三〇〇号線を上之平の手前で分かれ、常葉川を渡ると国鉄身延線下部駅がある。この奥に五老峰及び毛無山、金山、御林山などの高山に源をもつ常葉川の支流、下部川のけい谷流域に発達した街村集落、下部がある。旧下部村である。

この集落は、古くから湯治場集落として発達し「信玄公の隠し湯」として有名である。

地籍的には下部駅付近及びその下流地点は常葉及び上之平に入るが、下部駅付近から、下部川上流にかけて下部温泉郷と呼称され、生活慣習的にも下部部落としてまとまっている。明治八年常葉村ほか十一か村が合併して富里村となり、昭和二十九年、下部村と改ため、下部町となり、昭和三十一年九月、古関、久那土、共和各村と対等合併して、新しく下部町となった。

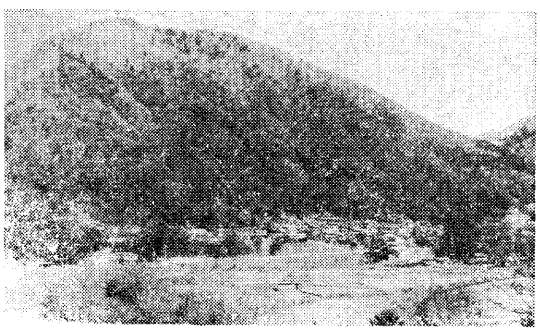

上之平部落

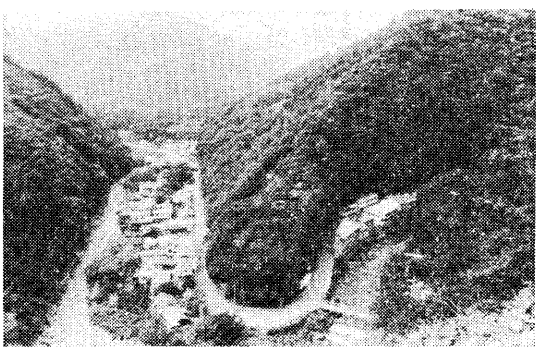

下部，湯町の集落
（島，廻沢の部落は右方さらに上流にある）

町名はこの下部温泉を町のシンボルと考え、下部をもって町名としたものである。

下部温泉の由来について、富里青年団編（昭和四年）郷土誌には次のように記されている。

「人皇一二代、景行天皇の御宇、狭穂彦王なるものあり、その三世の孫、臣知津彦の子塩海足尼といえるもの、甲斐国造に任ぜられ、領内巡視の際、五老峰西麓湯山に於いて噴出する泉源を発見し、喜悦禁ず能わず、立ちどころにその姓をとり、塩海の湯と名づけたり（又塩部の湯とも称せし由）

人皇五四代、仁明天皇承和三（八三六）年甲斐国主、藤原貞雄の次子修理太夫正信、偶々疥癬を患い、紀州熊野本宮へ祈願し、当温泉に入浴すること、三日を出でずして全治す。結願の夜、熊野権現が出現し、温泉より未申の方に我を祭祠せよと云う。その奇異なるに驚き、翌日、臣下と共に捜索せしに山頂平坦なる場所ありしを以って宮殿を造営して祭る。之を

湯泉主神となす。（この頃より塩海（塩部）を下部と改むるという）

降りて、佐野新左衛門尉政隆なる人、武田晴信公に仕え、馬奉行たり、天文中、上田ケ原に出陣し、大いに創傷を蒙り、当温泉に浴して治することを得たり、然れども創所緊要部なるを以て陣に臨むこと能わず、殊に老後の身なるを以て隠遁を乞う。温泉の傍らに居を移して茲に住す。

又川中島の役、武田氏、上杉氏のために刀傷を蒙り、当温泉に入浴、日ならずして癒ゆ、公、大いに効顕の著しきを喜び、家臣穴山伊豆守梅雪をして熊野大神の宮殿及び浴場の修理を命ず、之より以来武田家の臣僚、入浴する者絶えることなし、ここに於て世に信玄公の隠し湯との称あり。

以来療養向き温泉として農閑期の長期滞在者や外傷療養の自炊者が多かったが、近時諸施設が拡充整備され、家族や団体客が多く健全な保養温泉地として、昭和三十一（一九五六）年、厚生省から国民保養温泉に指定された。泉質はアルカリ性の単純泉で、微量ではあるが硫化水素化合物の溶存が認められる。二つの噴出所があり、一二の源泉口から毎分一、一〇八リットルの湧出がある。泉温は最高三二度の低温性温泉である。湧出泉水は各旅館、ホテルに分湯されるほかミネラルウォーターとして好評を得て、京浜地方を中心に多量に搬出されている。

現在旅館数は三四軒で収容人員は四五〇〇人あり、このほか食堂七、料理店やバー五、喫茶店一、みやげ物店が軒をつらね、ここに働く人は町内はもちろん、他町村にも及び旅館及びその関連業に従事している。

この温泉郷の中央には町営の温泉会館プールも設置されている。

集落は温泉旅館街の「湯町」「旭町」と、それから上流の「島」と「廻り沢」の四集落からなり、旧幕時代の戸口は三四戸、一三六人であった。村石高は九五石三斗六升二合で、一戸当たり平均石高は二・八石で、耕地の狭少なわりに、石高は高かった。

現在は、昭和初期に六二戸、三七〇人、昭和四十年、一九六戸、八八七人、昭和五十五年現在は一九三戸、六三四人で他の集落に比して爆発的に増加し、往時の山間のひなびた湯治村のおもかげはない。

昭和四年当時の部落内の姓は、石部、佐野、小林、依田が比較的多く、他に高橋、中野、門西、松木などであったが、現在は戸数の増大に伴い、姓も多種多様となっている。

毎年五月十四日～十六日に熊野神社の祭りを中心として、下部温泉まつりが催され、その中で松葉杖供養祭など独特な行事も行われる。

下部川と雨河内川との合流点には下部植物園がある。

湯町の温泉街の中央にある神泉橋を渡り、だらだら坂を進むと再び下部川を渡る橋と、そのまま直進する道に分かれるが、橋（善隣橋）を渡ると、島廻り沢の集落を経て湯之奥に入る。橋を渡らずに直進すると、今は青少年の家、保育所となっている旧湯町分校跡がある。



下部，湯町の旅館街

土地台帳による地名

横道、腰巻、湯向、雨河内、一本木、助代、上ノ山、大村、松原、初土、湯之平、ざれ、廻り沢、日向山、岩下、麦生、蔵狩、見之木、

(十)　湯之奥

下部駅から湯町を過ぎて下部川に沿って三・七キロメートルほど上ると湯之奥の部落がある。

五老峯の山すそを下部川が浸蝕した懸崖の一画にあり、塊村形態をとる孤村集落である。

下部と湯之奥地図

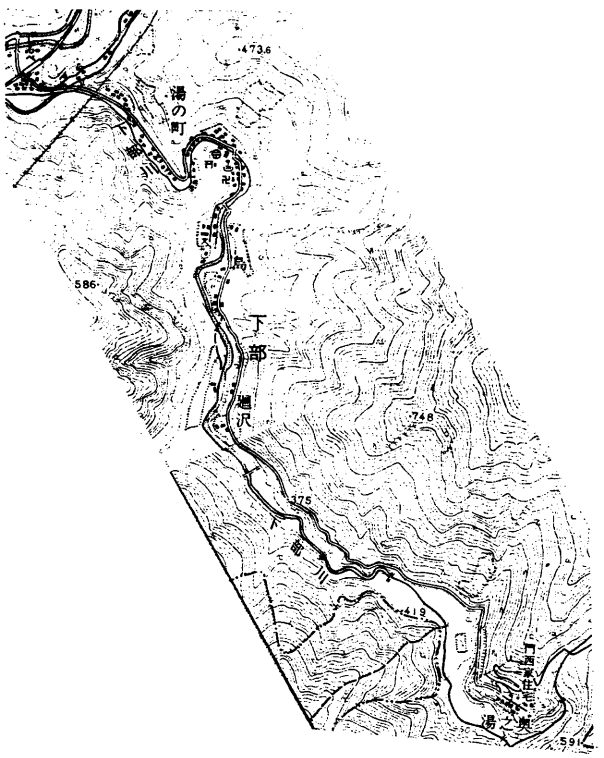

地名は下部の湯からさらに奥に入った地点との意であろう。

現在戸数は一七戸、四八人の山間農業集落である。旧幕時代は一八戸、七三人であった。明治二十二年町村制施行当時は一五戸、七三人と戸数が減少している。昭和初期富里村青年団編になる郷土誌によれば、昭和三年には三三戸、一九〇人と異常に膨張している。その後減少傾向をたどり、昭和三十年には二八戸、九五人となり、四十年には二一戸、八四人に減り、五十年一七戸、五五人となって以後、戸数の変動はない。

部落からさらに四キロメートル余り、毛無山塊中に武田時代から徳川時代にかけて栄えた金山の跡がある。当時、内山千軒、中山千軒。茅小屋千軒と呼ばれる人家があり、総称して湯之奥三千軒と呼ばれ川尻金山よりもはるかに多い採掘人夫の大集落があった。今も精錬所跡をはじめ大名屋敷、宮屋敷、寺屋敷、女郎屋敷などの屋敷跡や、宝きょう印塔をはじめとする墓地、精錬に使用した諸種の石ウス、鉱石のズリなどがある。

現在も湯之奥大崩壊（大ガレ）を中心として付近一帯は金、銀、銅、マンガンの試掘鉱区で品位分析によれば金一万分の四、銀一万分の四、銅百分の四、アエン百分の六、鉛百分の一八とのことである。

湯之奥金山は、武田時代、穴山氏の領有するところであり、穴山氏富強の源をなした。徳川時代には幕府の天領となったが、金山奉行は穴山梅雪時代、佐野縫殿右衛門であり、以後世襲によって金山及び湯之奥を統轄してきた。佐野氏は帰農して慶長初年、柳沢吉保の時に姓を門西に改めており、以後現在にいたっている。

佐野氏（門西家）の居宅は、江戸中期初頭の民家として昭和三十九（一九六四）年、国指定重要文化財となり、昭和四十四年には復元工事も完成して往時の姿をとどめている。

部落の中央には、急斜面を登るせまい一本の石だたみの道路が走り、その両側に整然と屋敷割りして民家がたち並んでいる。道路の上端には大山祇命を祭神とする山神社がある。

鉱山閉山後はさしたる農産物もなく、林業を主とする山間山畑農業であるため、過疎化は進み廃屋となっている住居もある。

五老峯、毛無山山塊の森林は一、九三九ヘクタールにのぼり、この開発を目的に下部の神泉橋左岸を起点として昭和十八年度までに林道三・四キロが開通したがその後中断していた。戦後、昭和三十三年に工事を再開、四十五年に九・三キロを完成、

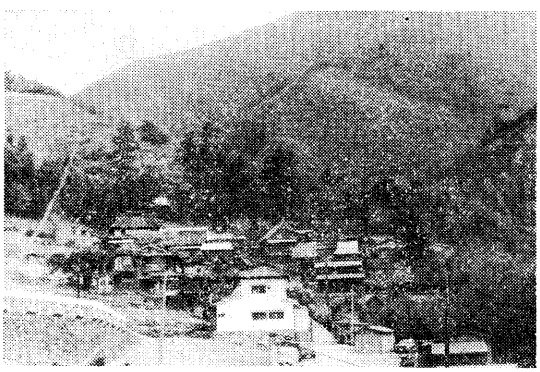

湯之奥部落

四十四年に湯之奥―猪之頭線と改めて現在山梨、静岡両県から工事を進めている。これが完成すれば、二四・七キロの林道となり、両県の交流、地域の振興、また下部温泉と白糸の滝を結ぶ観光ルートとして期待される。

部落の下方に、下部川の川幅が急に広くなっている広河原（海河原ともいう）と呼ばれる所がある。これは安政年間の大地震によって対岸の山が崩壊し、流れを止めて一小湖を形成した。（周囲六キロ余という）その後、水の落下口が小崩壊をくりかえして湖の原形を失い、広大な河原となったものだという、海河原の名称はこれによるとのことである。

部落をすぎて林道を一キロほど登った所に毛無山登山道がある。

湯之奥には望月姓六戸、門西姓三戸、他に佐野、佐田、浦田、遠藤などの姓がある。

山中深くにある孤村集落である。

土地台帳による地名

久保平、中山、広野村上、家之下、後山、永屋、泉水、若草里

(十一)　波高島

上之平から約一キロメートル、南西に常葉川を下ると波高島である。

常葉川流域の中で最も南端に位置する集落で、富山橋を渡ると国道五二号線に接続し、また縦貫道路も整備されて帯金、身延方面へも通ずるようになり、主要道路の分岐点となっている。

村のおこりは、醍醐山峰続きの村上山頂付近に平坦地があり、その周辺に発生した塊村集落であったといわれる。しかし、時代を経るにしたがって徐々に下段の土地へ移住してきたものだといわれる。富士川、常葉川の改修が進み、国鉄身延線波高島駅ができてからは、平地に住居を構える人が増え、現在は駅前を中心に一部街村らしい形をもっている。

往時は常葉川、富士川のはん濫によって、水田耕作は困難であり、農業は畑作にたよるほかはなかった。したがって最も初期の段階には、波高島とはいわず「畑が島」と呼んだものだといい、やがて「波高島」に転化したものであるという地名説がある。

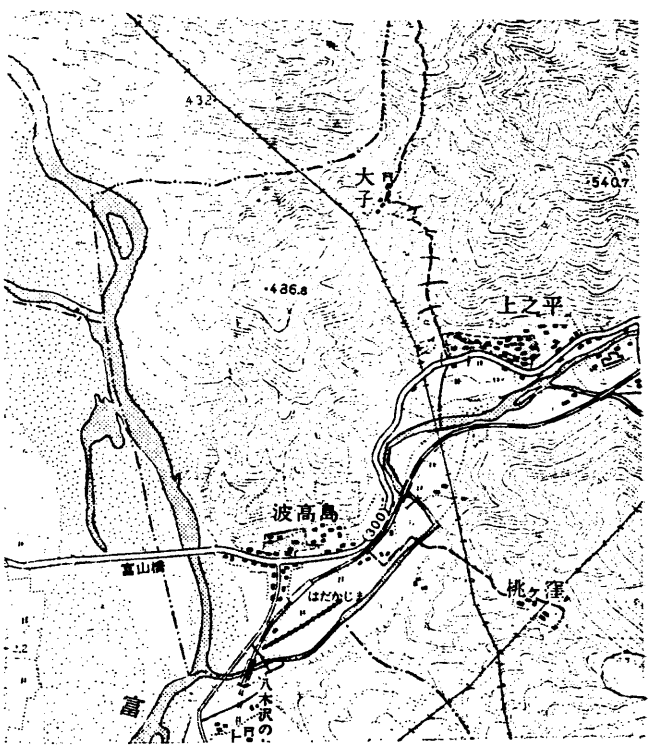

波高島地図

また、西から流れてきた富士川が、醍醐山の山塊にあたって、その山すそをえぐりながら、川瀬が向きを変える所であり、しかも、早川との合流点の川下にあり、川幅はせまく、川瀬は急流となるところから「波高島」の地名がでたとする説もある。「島」とは一般に地域の意もあり、河岸に発達した集落や、河岸の特定地域を指す場合によく呼称される地名である。

下部町の「竹之島」「柿島」、鰍沢町の「羽鹿島」「鬼島」、中富町の「西島」、早川町の「硯島」「大島」など近隣だけでもその例は多い。

甲斐国志、村里の部には波高島村について「富士川ニ臨ミ、河津場アリ、

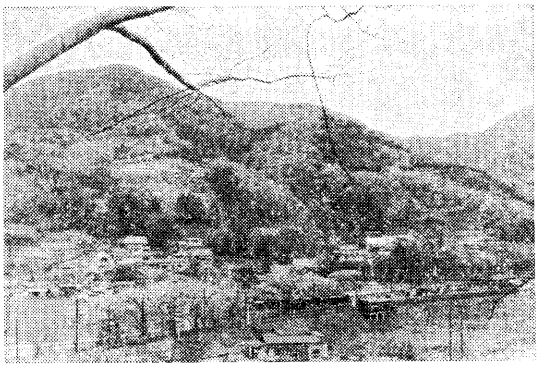

波高島部落

以下帯金へ係ル方ハ駿州ノ通路ナリ」とある。＝註「津出」とは、港から荷船を出すことの意で「河津場」とは、河川における津出の場所の意であろうと思われる。

波高島は対岸の下山への人馬の渡船場だけではなく、富士川舟運の時代、東河内における重要な津出の場所であったと思われる。

ということはまた同時に、南は川沿いに駿州へ、北東は下部、常葉、古関へと陸路における要地でもあったといえる。

昭和になって、富士川に木造の賃取橋（有料橋）が架設されたが、間もなく大水で流され、それ以後は渡船によって対岸との交通をはかってきたが、船頭不足から、部落内各戸が二戸当て当番制で船頭を務め、かろうじて渡船を維持してきた。社会の産業構造の変化、経済発展に伴う人口流出はますます人手不足を強め、当番制船頭も出労が困難となり、再び仮橋をかけて通行料を徴収し、その維持費に当ててきた。

昭和三十五年、山梨県初の新工法による永久橋として現在の富山橋が架設されて、交通は非常に便利になった。

波高島は旧幕時代、戸数二五戸、人口一二六人、村の石高一一一石一斗七升で、一戸当たり平均石高は四・四石となり、現下部町を構成している旧幕時代の村々の中では、ずば抜けた高い石高を示している。

明治初期には三二戸、一六四人に増え、明治二十二年町村制施行時まではたいした変動もなく推移してきたが、明治末期から大正時代にかけて増加し始め、特に昭和二年に富士身延鉄道が延長されて身延、市川大門間が開通し、下山波高島駅として駅が置かれてからは戸口は激急に増加した。昭和三年、五三戸、二七五人となり、昭和四十年には九五戸、四〇九人、昭和五十年、九六戸、三七二人、昭和五十五年現在、九二戸、三四八人となっている。

過疎化が進んだとはいえ、その率は他の集落に比較すると低い傾向にある。しかし、やはり青年層の流出は多く、高年齢化の傾向は強まっている。

昔からの農業集落であるが、他の集落同様、現在は勤め人が多い。

波高島には古くから分校が設置されていたが現在は廃止された。

波高島には、佐野、高野、鈴木、遠藤、の姓が多い。

土地台帳による地名

柴田、若宮、下川原、老ノ尻、前島、東畑、高遠、西ノ里、宮沢、奴田（奴多）竹ノ沢、上ノ山、井口、湯沢、蓮草里、細沢、

㈢　桃ケ窪　川向

上之平から、国道三〇〇号線を波高島に入る手前で左側に分岐する道がある。この道を入り常葉川を渡り、そのまま山中へ七〇〇メートルほど分け入ると桃ケ窪の集落跡へ出る。現在は全戸移住してしまい、三戸の空家と二戸の廃屋があるだけである。

ここを過ぎてさらに三〇〇メートルほど山坂を登ったところに川向の集落跡がある。ここはすでに家屋もなく一面の杉林となっている。

桃ケ窪は旧幕時代は桃ケ窪村として一村をなしており、甲斐国志によれば七戸、三二人、馬一頭で、村石高は六石五斗二升六合であった。これからみても、往時からの山中の孤村であった。明治八年四月、波高島は外十か村とともに富里村となり、桃ケ窪部落となったものである。

地名については次のような伝説が残されている。昔河内領主が下部温泉に湯治に行く際ここを通過したが、山の中腹に桃の花が満開でみごとな景色の集落を見た。そこで、その部落へ登って花見をした。その時、佐野庄

次右衛門というものがこれを迎えて奉仕し、歓待した。領主はこれを賞し、目通りの土地を庄次右衛門にたまわり、地名を「桃ケ窪」と命名したという。

往時、下山から富士川をわたり、下部へ出るには、常葉川を川沿いに登り、下部川に入り、下部の村へ入る道と、桃ケ窪の沢向かいの山腹を通り、山越えをして下部の村へ下る山道があったものと思われる。伝説の道はこの山道であろうと思われ、このあたりは、今も御路の地名で残っている。

川向は旧幕時代は大垈村に属し、明治七年の第一次町村合併によって大河内村の一部となったが、地形的に行政上無理があり、明治二十二年七月市町村制施行を機会に富里村に合併したものである。以後便宜上、桃ケ窪とともに桃川と通称された。

桃ケ窪、川向ともに山間孤村で耕地も少なく薪炭の生産、用材の伐採を主とし、かたわら焼畑農業を営む貧しいへき村であったため人口、戸数の増えようもなく、両部落合わせて一三戸の戸数は、旧幕時代から明治、大正、昭和と変化なく推移してきた。

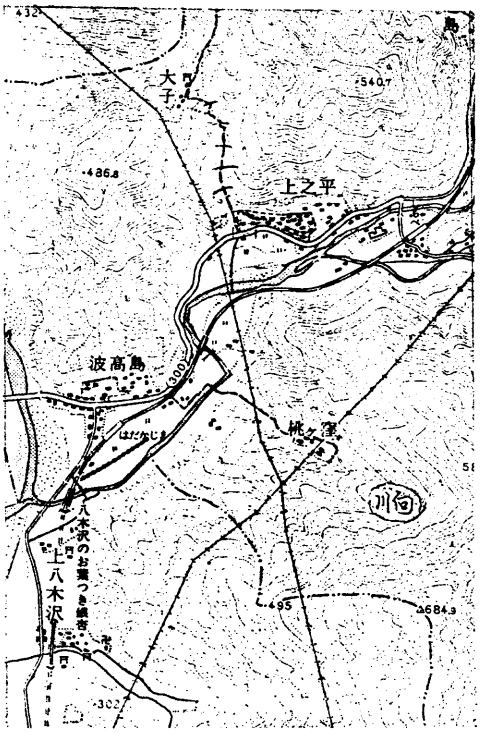

桃ケ窪川向地図

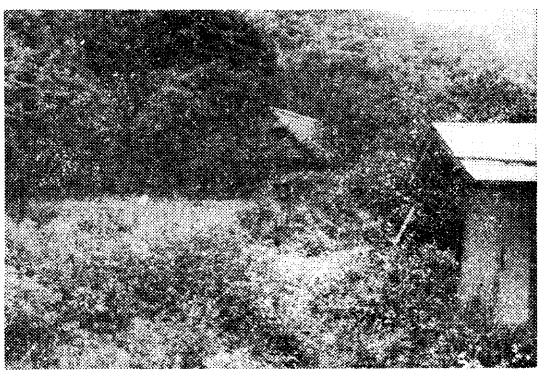
桃ケ窪に残された廃屋

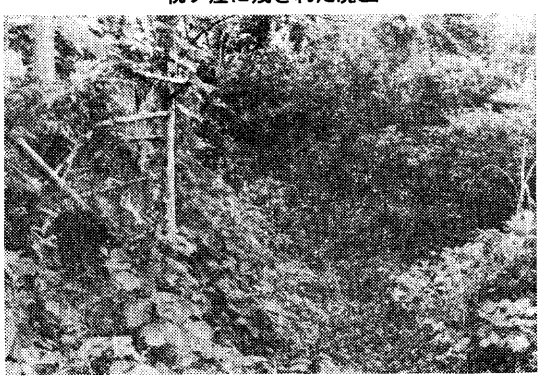
廃屋も朽ちはてた川向部落跡

昭和三十年代後半から始まった過疎現象は、いち早くこの山間の両集落を襲い、まず、川向部落が次々と離村し、昭和四十一年四月にはついに無人部落となった。

桃ケ窪部落も昭和四十年代に入り、七戸から三戸に減少、同四十四年十月には無人部落となって現在にいたっている。

土地台帳による地名（桃ケ窪）

かまぶた、久保、御路、上之山、前畑、松森、前沢、山沢畑（とび地）

たけ（とび地）

土地台帳による地名（川向）

崩、家ノ前、日向、天狗津留

㈤　一色

常葉の出口から国鉄身延線の踏切りを渡って山中へ入ると、出口から約一キロで鳩打隧道へ入る。トンネルを抜けて約九〇〇メートル下ると一色川に出る。一色川を渡ると道は川に沿って川の上下に分かれる。上流に行くと大平、峯（八久保）の集落からなる和平の部落、下流に下ると、平、際沢、古宿、芦田、樋口、宮ノ脇、清水、日向、前田の集落がある。これらの集落を総称して一色と呼んでいる。旧一色村である。

一色の地名は荘園制度の一色別納の地から生じたものといわれ、全国的にもその例が多い。佐藤八郎は、その著「甲斐地名考」で一色別納について吾妻鏡を引用して次のように説明している。

一色別納については吾妻鏡にその例がある。

「〃花押（源頼朝）〃

下す、上総国佐是郡の内、矢田、池和田村。

早く権介の娘を以て、一色別納と為し、限り有る所当は加々美小次郎に弁ぜしむべきの事。

右、件の両村の公事を優免せしめん為に、一色別納とし、権介の娘に仰付くる所なり、然りと雖も限り有る所当に於いては、加賀美小次郎に弁ぜしむべきの状、件の如し。

文治二年正月廿一日」

とあるのがそれである。これは源頼朝が、功臣上総権介広常の娘で、甲斐源氏の名将小笠原長清（別名、加々美小次郎）の夫人となっていた女性に対して与えた下文で、この女性は亡父広常から譲られた前記の矢田、池和田の二村の名主職を有していた。その父広常は頼朝の功臣であったが、やや もすれば無礼なところがあったので頼朝はむほんの心ありと疑い、寿永二（一一八二）年に彼を殺害した。間もなく広常の無実がわかり、後悔した頼朝は父を失った長清の妻を慰めるべく、広常の死後、四年を経た文治二年に前記二村の公課を免じるべくこれを一色別納としたものである。

こういう所は当時、各国の荘園にもあったとみえ、一色の地名は各地にある。

そして、下部町一色を例にあげ、近県にも三重、愛知、静岡、神奈川の旧東海道に属する地方にすべて一色の地名があるとしている。

『岩間村誌』（昭和二六年）では「東鑑」建暦三（一二一三）年五月七日の条に「甲斐国岩間庄」の名が見え、しかもそれが、和田一族の乱の功によって伊勢二郎兵衛尉なる者に与えられているところから、岩間の庄の成立を鎌倉以前であったと推定している（一色はこの岩間の庄に属していた）



一色の部落地図

これからみても、一色の集落形成は相当古く、平安朝時代、岩間の庄として、荘園内の一村落で誰が誰に一色別納の地として認めたものかはわからないが、公事免除の地となったものが、地名となったのであろうことは間違いないと思われる。

明治八年、下田原、上田原、宮木とともに四か村が合併して共和村となり、明治二十二年、町村制施行時はそのままであったが、昭和三十一年九月対等合併して下部町となり、昭和三十三年四月には下田原、宮木は分町して中富町に編入したが、一色は上田原とともに残り、現在に至っている。

江戸時代の戸口は、戸数九一戸、口数三七九人、馬八頭、村石高一七七石七斗六升で一戸当たり平均石高は一・九石と、東河内領内では平均以上の石高であった。以後大正五年、八一戸・五八三人で昭和四十年には八〇戸、三二五人、同五十年は六七戸、二二四人で現在は六三戸、一八七人となり、他の集落と同様過疎現象が進んでいる。そのために今は住居がなくなった集落もある。



一色の部落

和平部落のうち、峯（八久保）は天明年間の山津波によって、高所にあったものが現在地に移動したともいわれている。和平の集落は他からも移住するものもあり、一時は和平三三軒といわれた時代もあったそうであるが、現在は一八戸、六〇人である。ここからは三沢の平松へ抜ける古道があり、往古の往還であったそうだが、現在は通る人もなく、道は消滅している。

一色は昔からの農業集落で、昭和三十三年の農業センサスでは農家数は八一戸、うち専業農家は三一％の二五戸、第一種兼業が三八％の三一戸、第二種兼業が三一％の二五戸となっている。十七年後の昭和五十年のセンサスでは、農家数は五一戸になり、うち専業農家は一七％の八戸、第一種兼業農家は一一％の六戸、第二種兼業農家が増加して七二％の三七戸となっている。

構造的には専業農家が減り、第二種兼業農家が増えて、農業以外に生計の道を得て、勤め人などが多くなってはいるが、下部町内の他集落と比べて農業依存率は高い。

この集落も学校の創設は明治七年と早かったが、多くの変遷をたどり現在は廃校となっている。

一色のこの川筋に人が住みついたころは五苗字五屋敷であったといわれるが、現在は内藤、佐野、古屋、依田、春沢、萩原、近藤、佐藤、小林、加賀美、青柳、望月、新井、深沢の姓があり、他の地域と比較してみても塊村集落としては珍しく多様な構成になっている。

土地台帳による地名

栗山、大平、八久保、萩間、芦田、樋口、大子、和田、細久保、平、嵐山、古宿、宮ノ脇、上日向、西沢、清水下、日向、前田

二　久那土地区

久那土地区は、旧久那土村（芝草、水船、道、切房木、車田、樋田、三沢）で、それに昭和二十六年、落居村熊沢部落が、落居から分離して久那土村に編入し、さらに昭和三十年、嶺、大山、久保、山家の一部が山保村から分離して久那土村へ編入した。昭和三十一年久那土、古関、下部、共和の一町三か村が合併して下部町となって、久那土地区となったものである。後、三十三年、下田原、宮木が下部から分離して中富町へ編入してからは上田原も久那土地区へ入り、現在にいたっている。

地名のおこりについては、大正五（一九一六）年七月、山梨県志編纂会が県志編纂のために行った久那土村取調書によれば「村名タル久那土ノ由

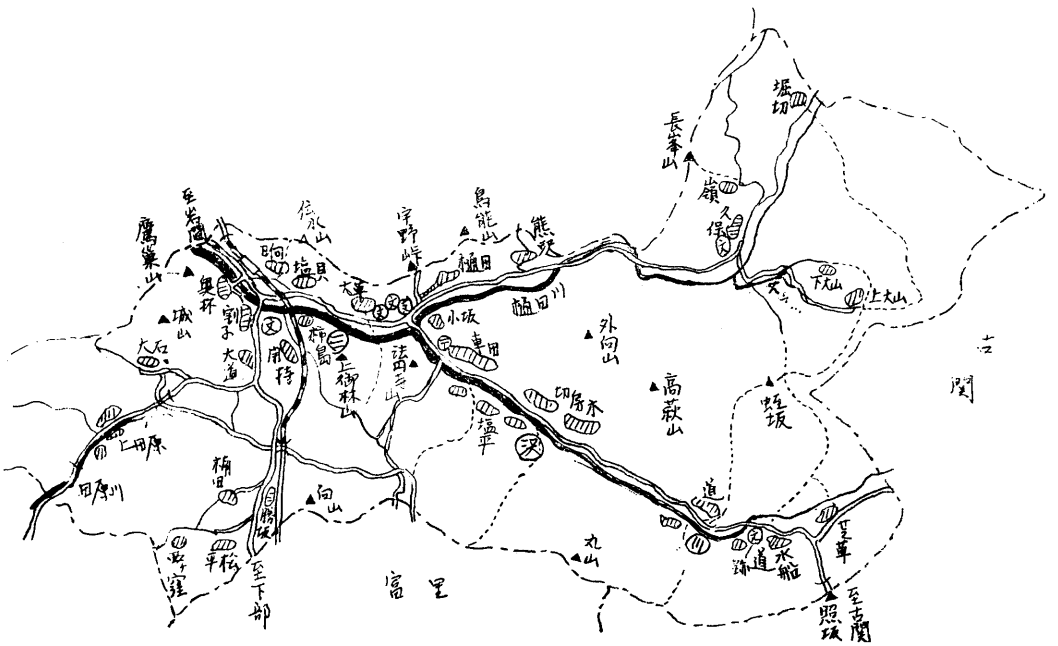

久那土略図

来ヲ按ズルニ、往古、三沢村ノ中央ニ、一ノ瀬、田原、車田、三方面ニ通スル岐路アリタル、里人此処ニ神ヲ安祀シテ岐神ト呼ビタリ、今尚此地点ニ奥抔ト称スル一部落ノ存スルアリ、是即チ岐ノ転化シタルナラン、久那土の村名、之ニ基キ改メタリ」とある。

古語辞典によれば「岐神（くなどのかみ）とは分かれ道に祭られる神で、道祖神、さえの神、〝ふなどの神〟ともいう」とあり、また神代記、四神出生の章には「こは本の号（みな）を来名戸（くなと）の神と曰す」ともある。

郷土史家の考察によれば、奥抔は、お岐様のことで「お」は尊敬と親愛を表わす、接頭語であり「おくなど」に奥と抔の漢字をあてて、奥抔としたものであろうとしている。

また一説によれば、明治二十二年、町村制施行を機会に合併当時、三沢村ほか六か村の合併から、七里村として申請したが、当時の郡長、依田孝が他に同名ありとして「岐」に久那土のあて字をして村名としたものであるという。しかし甲斐国志、古跡の部にも「久那土」の字はでている。

以下久那土地区内の各部落の概要を記すが、部落概要中、姓名については同姓が二戸以上のものを記し、他は省略した。これは集落考察上で姓名で問題となるのは地名と、豪族居住やその系列及び同族集団が主たるものであるからである。

(一)　芝草（柴草）

久那土地区の東のはずれ、三沢川（大磯川）の左岸、河岸段丘上に位置する集落で、戸数二三戸、人口六八人、東北は自害沢によって大磯小磯部落に境を接し、東は照坂を経て瀬戸部落へ続き、北は空峠を隔てて三保へ通じ、南は水船部落と隣接している。

部落は上村（うえむら）と下村（したむら）にわかれ、上村は内藤姓を名のり、下村は赤池姓が多かったが、年々戸数が減少し、現在下村は五戸を数えるだけになっている。甲斐国志によれば、江戸時代文化年間の戸口は戸数二二戸、人口は一一三人、馬五を飼い、石高四一石であったとされて

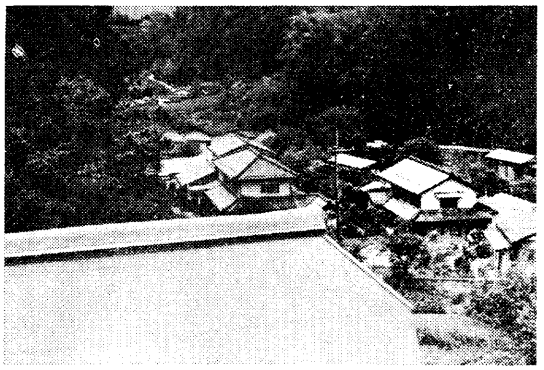

芝草部落

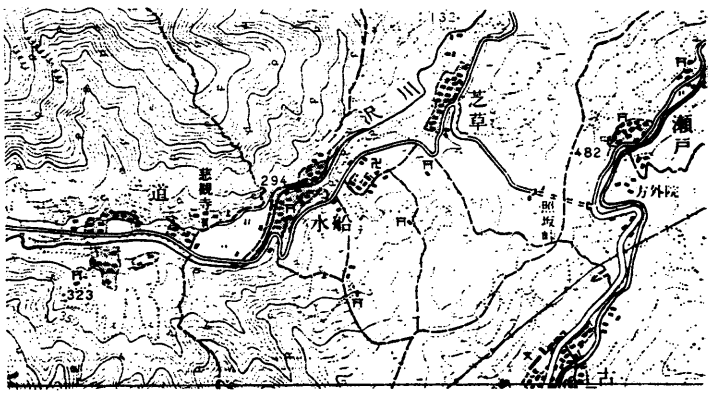

道・水船，芝草地図

いる。水田は下村の川沿いにわずかにあるだけで作物はほとんど陸作（おかさく）である。農業は自家消費の補いとする程度の米作のほかは段丘、または山腹斜面に作付けた桑園による養蚕が主であったが、現在はほとんどが離農し男子若者は出かせぎや勤め人として通勤している。

地名の起こりは古老のいいつたえによると「往古、下流の切房木に堰塞（えんそく＝せきふさぎ）があり、湖となっていて、隣村の水船までは舟が通ったが、当地にはこられなかった。下村の湖辺は短かい草が一面に生えている草地であったところから、芝草の地名が起こった」といわれている。

照坂峠へ向かう往還と、大磯小磯へ通ずる道路との分岐点でもある。郷土史家、加藤善吉は町公報、部落探訪で次のような話を紹介している。

「珍しい事に、この部落の氏神様、諏訪神社は隣接する水船部落の地内に鎮座している。昔は水船と共同で祀ったらしいが徳川時代に紛争を起こし、市川代官所の裁決で芝草単独の神社となった。敗訴した水船は、そのまま隣の道村、白山神社の氏子となったという」

久那土村時代はもちろん、町村合併後も、道村に久那土小学校の道分校があり、児童達はその分校に通学し、高学年になると本校である久那土小学校に通学していたが、古関の過疎化が進み、児童減が学級定員を割ることから、通学上の便ということもあって学区変更をして、現在は小中学生とも古関小中学校へ通学している。

また、往時、二寺のあったことが、前記部落探訪に記されている。

「部落内には昌寿寺と教聖庵の二か寺があったが、火災で焼失したのを機会に、明治七年六月十日許可により二寺とも廃寺となった。」

地名に寺の前、寺の上、地蔵堂などがあるが、これら地名はこの名残であろう。

土地台帳による地名

南尾り、中畑、茶道沢、築敷、上ノ山、中村、竹下、新井、寺の前、寺の上、横マクリ、地蔵堂、通地、自害沢、ツルネ、瀬戸坂、深沢、中オバネ、照坂、崩沢、釜渕、藤ナト、平松、大向山、ナギ、川久保、川久保上、水那久保、小掛作り、ザレ岩、宮林、芽山、上川久保、向山

(二)　水船（みずふね）

芝草に隣接し、その西南に位置する集落で戸数一八戸、人口七〇人、三沢川（大磯川）に沿った道路に並ぶ列村の形態をとる下村（したむら）と、左岸段丘上に塊村形態をとる上村（うえむら）とに二分される。上村は小林姓を名のり、下村は中村姓をなのっており、いずれも同族団的色合いが濃い。

地名のいわれは甲斐国志によれば「名義、切房木ニ類スベシ」とされている。これは往古、大磯川が切房木でせきとめられ、湖水をなしている

時代、船着場であったため、村名をなしたということである。

江戸時代の戸口は、戸数二一戸、人口八〇人、馬三を飼い、石高三一石であった。現在の戸口は一六〇年前の江戸時代のそれを下まわっていることになる。特別な産業はなく、昔から養蚕を農業の主体とし、他に職人として出かせぎが多かった。現在も職人、勤め人が大部分である。

段丘上を利用した桑園による養蚕が盛んに行われ、昭和三十年調では二〇戸の戸数のうち一三戸が養蚕を営み、年間掃き立て量六二〇グラム、年間収繭量一、九八四キログラム、当時の金額で八二一、九七四円の収穫であったことが記録に残されている。現在はほとんどが離農し、勤め人として通勤している。

水船地区の東のはしに、諏訪神社が祀られている。甲斐国志には「水船村境ニ在リ、柴草ト両村ノ鎮守ナリ、社中ニ七抱ノ杉ノ樹アリ」と記述されている。

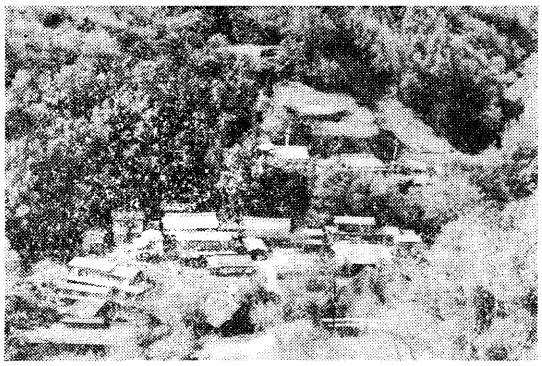

水船部落

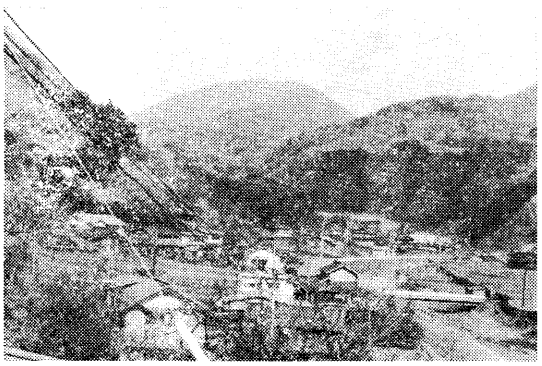

道部落

土地台帳による地名

宮ノ沢、棒向、西ノ沢、宮前、原通、古家敷、家ノ前、人寂、沢ノ上、空峠、森下、芝間、新那正、神置場、高畑、尾り坂

(三) 道（みち）（道村・どうむら・堂村）

水船の西、三沢川沿いに東西に長く伸びた集落で、現在戸数五六戸、人口一八九人、三沢川右岸道路沿いに列村形態をとる小部落とその対岸小段丘上に塊村形態をとる小部落からなる下（しも）と、水船に隣接し、三沢川左岸段丘上にある上（かみ）とに二分される。江戸時代文化年間には戸数五五戸、人口二二五人を数え、以後、明治大正とそれほど戸口の変動なく推移している。

明治二十二年町村合併までは、道村（どうむら）と呼んでいた。地名のおこりは諸説あって、いずれがそれであるか判然とはしないが、これらが複合して地名となったものであろう。

(1)僧・行基が湖畔に慈観寺を開創して、湖を干拓した後、湖底であった場所に発達した村を堂村と称した。寺＝堂であり、堂が道となったという説。

(2)往古、湖であったものを切房木の湖を開削し、水を流出せしめ、その後、川沿いに新道を作ったために道村と称するようになったという説。

(3)甲斐国志「村居、東西ニ長シ、大磯川屈曲、嗚咽シテ流ル、村内ニ橋ヲ架スルコト八所、路転曲シテ通ズルヲ以テ名トスルカ、又古書ニ、道ヲ堂ニモ作レリ、蓋シ仏堂に因リテ名ヅクルナラン」という説。

などがある。

集落は前述した如く上下にわかれるが上は小林、山田姓が多く、下は佐野、赤池姓が多い。

地名の由来にもあるように、天平時代、神亀五（七二八）年、僧行基が慈観寺を創設していることから、集落の発生は相当古いものであることがうかがわれる。

慈観寺は、その後六百年を経て明徳四（一三九三）年、真言宗から曹洞宗に転じ、以後四十代の住職を経て現在にいたっている名刹である。境内の経蔵には輪転書架が置かれ、そこに保管してある一切経は町の文化財に指定されている。

このほか、加賀国白山比咩神社から分霊した白山神社、鎌倉鶴ヶ岡八幡宮から勧請した椚尾八幡神社、なお他に八王子神社などがある。

集落内の道路は、今でこそ道の下から三沢川沿いに走る県道がそのま上部落の上方を通って照坂トンネルにいたっているが、終戦前までは慈観寺前、駿道橋のたもとより上部落に入り、甲斐国志の記述どおり転曲していた。上部落の中を屈折して登り水船上村を抜けて照坂トンネルへ通じていた。途中上部落の中間に夏なお冷たい清冽な泉があり、どんな日でりにもかれることがなかった。この水は近辺の人家の飲用水として使われ、また、そこに作られた清水屋は古関への旅人のよき憩いの場となっていた。

土地台帳による地名

高萩、穴音、モリ、寺前、和田前、西ノ上、西ノ前、滝下、平林、芝原、宮坂、宮ノ前、宮ノ脇、カラス沢、大沢、棒作、野土、天白、尺八、一ノ峠、上宮前、清水、清水上、火燈、椚尾、竹ノ上

㈣ 切房木（きりふさぎ）

道部落から、川沿いに下ること約五〇〇メートル路村集落の形をとった部落が切房木である。やはり上下に大別できる。戸数六〇戸、人口二三一人、河岸段丘上に南面している農業集落である。

一部左岸に小集落をつくり、車田部落に隣接している。江戸時代、文化年間の戸口は四六戸、二一〇人、石高五六石と甲斐国志に記されている。

地名のおこりは「きりふさぐ」の意とされている。

大正五年の県志編纂取調書には

「切房木、水船両村名ノ起リハ、往古、両部落ノ人民境論ヲ起シ、互ニ自説ヲ主張シテ決スル能ハズ、下手ナル部落ニテハ、上手ノ者ヲ苦シメントシテ岩角ノ狭塞セル処ニオイテ雑木等ヲ切リタオシテ川水ヲ堰止メ、殆ンド水攻ノ体ヲナシタリ、上手ノ部落ハ大ニ苦シミ、隣家通イモ舟ヲ以ッテセラレタリトカ、是ヨリ下手ノ部落ヲ切房木（切塞）ト称シ、上手ハ即チ水船ト呼ブニ至レリ、ト伝ウ。」

とあり、また甲斐国志は「村ノ名義ハ遮ギリ塞グ意ナルベシ、今モ岩石峙立シテ見エタリ、古ハ大磯川及諸渓流壅塞セシ処ナリシヲ開鑿シテ水ヲ去シ事アリシヤラン。」

と記されている。

現在道部落よりの切房木に入ると、県道が大きく右カーブしている所があるが、ここから眼下五〇メートル、三沢川を見下ろすと、旧街道（古道）が見える。川瀬に突出している部分があり、その上に仏堂（地蔵堂）を望見することができる。ここから左右のがけを眺めれば甲斐国志の記述が真

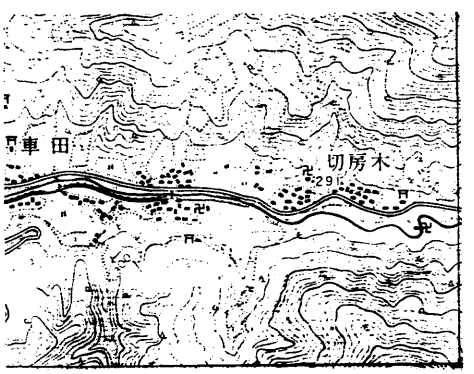

切房木地図


切房木部落

実味をもって感じられる。また一説には三沢川が堰止められて湖をなしている時、その湿気で常に霧が深かったので「霧塞（きりふさぎ）」と称したともいう。

切房木は赤池、中沢の姓が多く、中沢は上に赤池は下に集中している。この外、池田、小林、加藤、望月などの同族集団と思われる姓もある。

地名の起こりの伝説とともに他にも長者の池の伝説もあり、集落の発生はやはり相当古いものと思われる。

現在は勤め人が多いが、往時からの農業集落で、昭和三十年ころまでは南斜面を利用した桑園による養蚕が盛んであった。当時は三沢に次ぐ掃き立て量、収繭量を誇っていた。全収繭量では三沢の次に位置するが、昭和三十年調によると全戸数五八戸中養蚕農家四六戸、年間掃き立て量一、八二一グラム、年間収繭量五、六二四キログラム、部落全戸数に対する収繭量は九七キログラムとなり、三沢の三一キログラムの三倍となっている。一戸当たり平均収繭これからみても、三保地区を除く、久那土では随一の養蚕部落であったことがうかがわれる。

また、江戸時代には「こうぞ」「みつまた」を原料として、運上用の紙漉きも行われた。明治中期まで紙漉きが行われたことも古老の話にうかがわれる。近年に至っては「タモ」栽培が行われて、市川方面へも出荷されたようである。地名の中に、大堰、紙干場の地名が隣りあってあり、紙漉き出しとの関連性も思わせるが、資料もなく、詳細はわからない。

三沢川左岸、中尾沢の奥、ハブナ沢は地質的には西八代層群を三沢断層線が切る所であり、ここに往時単純泉が湧出した。切房木温泉と称したようである。甲斐国志、山川の部に「切房木ノ温泉、全瘡ヲ癒ス　其ノ地ヲ湯屋ト呼ブ、岩アリテ地ヲ覆フコト屋宇ノ如シ　高サ二丈許リ」とある。現在も湧出しているが、利用はされていない。

明治初年、竹といで引湯し、河原に湯屋を建てて温泉場を作った人があったようであるが、引湯距離が長かったために失敗に終わった。

土地台帳による地名

中村、大堰、紙干場、兎、新井、坊屋敷、日影田、上切、香ノ下、香ノ下向、前田、地蔵堂、宮ノ脇、東沢、梅木平、御崎、朝日、向林、は婦な、香土川、香会立場、井戸尻、川場、芝ケ平、切岸、大久保、尾細道、丸、細久保、吉見久保、北峯向、竹沢、北峯、山ノ神、兎坂、滝脇、東大沢、高萩、大林、水ノ鶴、池端、中尾、尾畑、茅場、猿畑、外向山

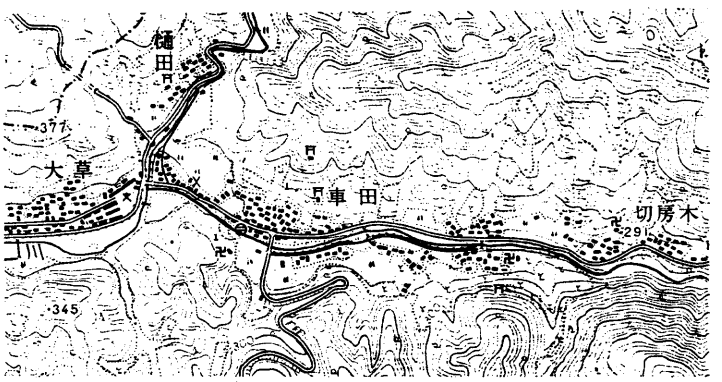

車田部落地図

(五)　車田（くるまだ）

切房木の下（西方）三沢川が樋田川と合流する地点の間に路村集落とその対岸にある塊村集落形態からなる車田部落がある。明治二十二年以前のいわゆる車田村である。

現在戸数八二戸、人口三一二人の、久那土地区では三沢に次ぐ大きい部落である。久那土地区の中心に位置し、郵便局、農協、稚蚕飼育所などもこの地にある。市川警察署の旧久那土駐在所もここに置かれていた。現在では市川警察久那土連絡所、久那土診療所がある。往時は久那土公会堂もあり、名実ともに久那土地区の中心地であった。

この部落がいつころできたかは、文献の徴するものがなく、一切不明である。法円寺が真言宗から転宗したのが文明十八（一四八六）年であるから、それからでも五〇〇年近いので、寺が創立されたころを考えると、それ以前、相当古い時代から村を形成していたことが考えられる。

地名のおこりは、甲斐国志、村里の部には「車田ハ曲間田ニ作ル」ともある。西八代郡誌はこれを説明して「川に沿いて方形をなす。故に曲留田に作り、遂に今日の如く車田に改めたり」と言っているが、地形上からいっても、甲斐国志の文法的解釈からみても、この説明には無理がある。

「地名の研究」によれば「開田の方法に、部落が協力して開田したものでも、当初から、割渡して私有させたものもあるが、これとは別の方法で、当分の間は年限をたて、総員順回りに耕作させたものがある。これを車地式といい、曲間田ともいう」とある。現に車田地内に〃今井〃という小字名があるが、今井が、新居の意味だけでなく転化して新田開発地の地名という説もあることを考えると、車田の地名の起源は後者の説明の方がうなずける。曲間田が転じて車田となったものと考えられる。昔、庶民の間においては、往々にして簡単なあて字を書き、読み書きを容易にしたことは他の例をみても多い。

宝暦六年の三郡村高帳によれば、車田村の石高は九八石五斗四升八合であった。当時の戸数は四九戸であるので、一戸平均石高は二石となる。

隣接の切房木は、四六戸、石高五六石六斗二升八合であるので、一戸平均石高は一石二斗となる。これと比べても裕福な村であったことがうかがわれる。加藤善吉の記録によると

「ただ残念なことには、三沢には三沢氏がいたし、常葉には常葉氏がいて、村を支配していたように、これだけの大村であれば、車田を姓とする豪族が居住していたのではないかと思われるのだが、法円寺の過去帳をみても百五、六十年より以前のことはわからないし、昔は慈観寺檀家もあったというが、慈観寺で所蔵する四百年来の過去帳には車田村は一人も載ってはいない。部落内を探しても、五輪塔も宝きょう印塔も見当たらないし、伝説もなければ、言い伝えもない。世の変遷とともに永い間に消えうせてしまったのであろうか。

明治以前はともかく、維新前後から久那土村結成ころにかけて、車田の人達は積極性が強く、この川筋の村々を牛耳っていた形跡が古い文書からうかがわれる。特に三沢村外四か村連合のころにその感が強い。」

古くからの農業集落であるが、これより上（東）の切房木、水船、道、芝草がどちらかといえば養蚕主体の農業であるのに対し、車田は水田面積が広く、米麦主体の農業構造であったようである。

また、たび製造を業とするものもあった（大正五年取調書）現在は、印章、装身具、その通信販売、行商関係が多い。

県道割子古関線と西八代縦貫道路との分岐点にもあたり、交通の要衝であり、交通量は激しい。

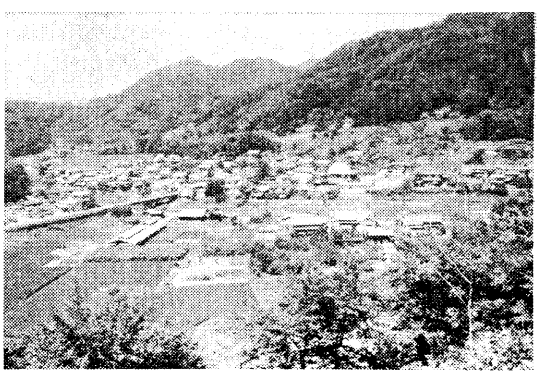

車田部落

車田には日向、二宮、土橋姓が圧倒的に多く、他に伊藤、渡辺、小林、佐野、望月、遠藤、玉木、その他などがある。特に二宮、土橋の姓には同族集団的色合いが濃い。

この部落の南方の山中に下部射撃場があるが、ここの地を通称海畑（うんばた）という。往時沼地であったことから、この名がつけられた。大正五年の取調書によればその十二番、原野、湖沼の項に「海畑ノ湖、車田の南方、三丁許リ山中ニ在リ、周囲凡ソ二町余、近年ニ至リ、周縁ニ稲を植エ付ケ中心ニ蓮ヲ植エタリシガ、結果、大イニ可ナリ」とあり、ここに湖沼の存在していたことがうかがえる。

土地台帳による地名

小坂、家ノ前、大林、今井、樋ノ沢、家前向、鍛冶屋沢、大平、向田、内坪、塩平

(六)　樋田（といだ）

蛾岳や大畠山を源流とする樋田川が三沢川と合流する地点から上流へ五〇〇メートルばかりの間にある部落が樋田部落（旧樋田村）である。樋田川の右岸、大上の山塊が樋田川にせり出した中腹にある塊村集落と、樋田川の下流がつくったはん濫原に点在する疎村集落とからなる。最南端は西田、樋田川を境として車田に接続し、また少し入った所に宇ノ尾トンネルを抜けて六郷町に至る道路の分岐点もある。

現在戸数は三七戸、人口一五五人の小さい部落であるが、小さくても、昔から裕福な村であったらしい。宝暦六（一七五六）年の三郡村高帳によれば、戸一五、石高三二石八斗七升で一戸平均石高二・二石となる。しかも馬四とあり、車田村が四九戸、平均石高二石、馬七、であったこととくらべると、樋田村が近隣の他村にくらべて比較的裕福であったことがうかがえる。しかも、江戸時代一五戸であった戸数が現在三七戸という増加率も、駅周辺の特別な地帯にある部落を除けば他に類のない増加率であり、全体的に過疎化の中で特異なものであろう。

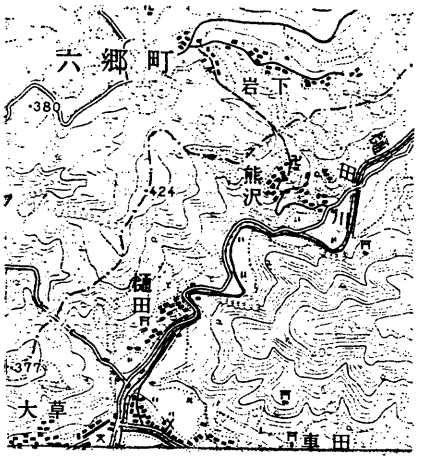

樋田・熊沢地図

部落の主要集落は川沿いより一段上がった場所にあった。飲用水には多少の不便はあるものの、村下には豊かな流れがあり、背後には大上の山を背負い、三沢川や樋田川の川瀬がまだ決まらない往古には、生活の場として、格好の場所であったろう。時代が進むにつれて、川辺のはん濫原に居住するものが増え、また樋田川の下流、県道の分岐点あたりは車田、樋田、三沢の各部落の接点であり、地形的にも久那土村の中心点でもある所から、ここへ居住する者も増えて現在にいたっている。

集落の起源はいつころかはわからないが、部落内にある阿弥堂が天正のころ、すでに創設されていたといわれるし、その裏の林の中にある供養碑（大永＝一五二一）と、裏道沿いにある石碑（永享＝一四二九）は、一族の者たちがいずれも村の名主であったことを強調しあって建てたものであろうという考察もあるところから、相当古い発生起源をもつものであろう。

部落の地名（村名）のおこりは、甲斐国志、村里の部には「耕水ノ事ニ依リ、村名トナルカ」と記されている。

樋田川は、源を蛾岳、大畠山に発し、嵐山のふもとをけずる大山川と合流して、樋田に至る八キロメートルの流域をもつ急流である。大雨の度に増水は激しく浸食作用も大きかったものと想像される。下流に至り三沢川との合流点では、樋田川の川瀬に三沢川が直角に当たる形となりそのため三沢川の瀬が樋田川の瀬を閉塞することとなり、樋田川はしばしば溢流したことと思われる。こうしてできたはん濫原はまた、急速に浸蝕され川瀬ははん濫原の下を流れるようになる。そのため、このはん濫原を水田化するためには上流から引用しなければならないが、はん濫原の上流地点は切りたった岩肌をもつ断崖で到底、用水路の開削は不可能である。結局、見渡す限り、竹といをひき、木をくり抜いてといにして引用したものであろう。この田園風景をみて、他所の部落の者までが、トヒ田（樋田）の村と呼んだことに始まるといわれている。

現在は他部落同様、専業農家はなく、ほとんど他産業を主とする兼業農家である。樋田は印章関係を業とする者が多く印刻業者、通信販売業者などが多い。

樋田部落は、伊藤、河西、渡辺の姓が多く、この三氏から村が始まったともいわれている。

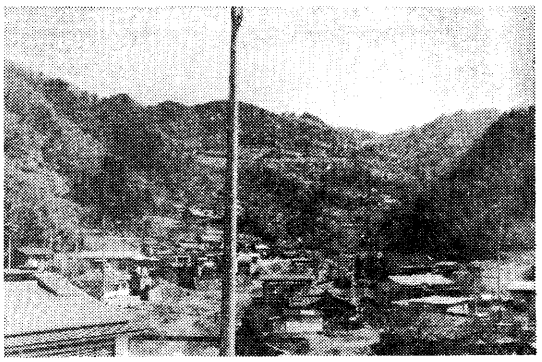

樋田部落

土地台帳による地名

ゴウシ久保、烏能、沢ノ神、上ノ山、露ノ久保、日向山、宮ノ上、宮ノ脇、西田、日影田、家ノ前、家ノ下、菜作、柳田、柳平、日向、桑原田、向山、大谷

(七) 熊沢（くまざわ）

樋田の部落から、上流へ約七〇〇メートル、道沿いにある小集落と、それより北西に標高約四〇メートルの山腹上に塊村形態をとる集落とからなる熊沢部落がある。（旧熊沢村）この部落は明治八年岩下、寺所、五八と共に河頭村となり、明治二十三年の町村制施行の際落居村と合併した。昭和二十六年落居村から分離して、久那土村に編入して現在にいたっている。現在の戸数は二五戸、人口九八人である。熊沢部落は樋田川流域の村々の中では下流に位置し、川沿いに河岸段丘というよりはむしろはん濫原と思われるやや開けた平地をもち、樋田川用水による水田は三・九ヘクタール、またなだらかな山肌はくまなく耕され、一時期畑作による耕地面積は一〇・八ヘクタールに達したという。往古から自作自営の農家が多かったと伝えられる。現在はほとんどが勤め人であり、農業は縮少され、兼業的な自家消費農家が多い。

三郡村高帳によれば戸数二〇戸、村石高四二石八斗七升五合とあり、一戸平均石高は二・一石となる。これまた比較的裕福な集落であったと思われる。

近世、農業集落はその経営形態として、一部少数の地主と、それに従属し依拠する多くの小作農によって占められた村々が多かった。その中で自作自営の経営形態がとられていたことや、部落周辺に、狼煙台（ノロシ）遠見、別当、屋敷跡などの名称で呼ばれる場所があること。土地台帳に「彦田狩」という他所では余りきなれない地名のあることなどは、甲斐源氏の一族武田信広の居住地説や、熊沢天皇御生母居住の地であったとの説が起きてきた要因の一つでもあろう。熊沢天皇はともかく、武田信広居住地説は一考に値する。

武田信広は、武田系図によると武田十一代、信満の六子で、河内領内に地行所をもっていた。熊沢地内にも館をかまえていたという。

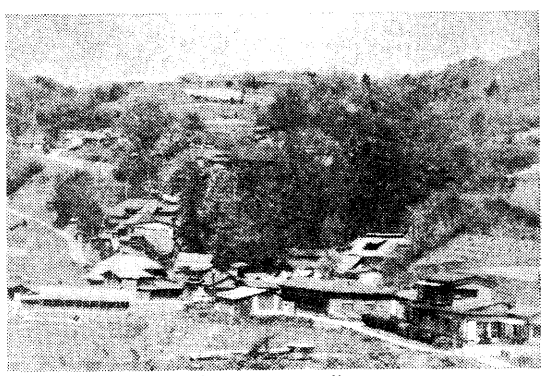

熊沢部落

信満は応永年間に天目山で滅亡したが、その子信広は難をのがれて、河内領内の辺地に住居を求めてきたものと伝えられている。部落の最も上方にある住安寺の付近にその館跡があったという。ちなみに、住安寺の屋根棟の定紋を始め、須弥檀や、あらゆる物が武田菱であったという。

熊沢の地名のおこりについては、甲斐国志ではふれていないが〝地名の研究〟によると「谷がしばしばよどんで、幾分の平地をつくる場所をクマという」とあり、郷土史家は、川沿いに平坦地の開けた場所をクマといい、そのような場所がからからクマ沢と称されるようになったのではないだろうか。

樋田から熊沢への一本道は、くねくねと曲がりくねった樋田川の流れに沿い、部落への道程はわずかであるが、かつての旧道は樋田の村から一たん川辺に下り立ち、向う岸に渡り、山際に近付き、上流に向かい、再び川を越して熊沢へと上っていったという。しかし水かさが増し、川すじの荒れる

季節となると、村人たちは比較的なだらかな斜面を選んで、山の中腹を村から村へと歩いていたという。このことからも、樋田川が熊沢の上流「くもん渕」を流れ落ちた後ははん濫原をだ行し、いくつかのよどみを作っていたであろうことは想像される。

熊沢部落の住民は、往古からすべて伊藤の姓であることは大きな特徴であろう、現在は他村より移り住む家を除いて、二五戸中、二四戸は伊藤である。

土地台帳による地名

前川原、上川原、樋坪、宮ノ脇、北川、家ノ前、上ノ山、坂東、大日向、内田、彦田狩、狐石、道棚（店）

(八)　三保（大山、久保、嶺、堀切）

熊沢部落を樋田川に沿って上流に約三キロメートルさかのぼった所、樋田川と大山川の合流点、標高三五〇メートルから、両側の山中、標高七〇〇メートルの間に三保の集落が点在する。明治以前の旧久保村、嶺村、大山村が明治七年に合併して三保村となったものである。三保村の村名は三か村が隣保共助する意からといわれる。

この三保村はさらに明治十七年隣接する山家村、落居村とともに三か村連合となり、さらに明治二十二年、町村制施行の際、山家村と合併し、二村の「山」と「保」を一字ずつとって山保村となった。

山家村は、四尾連、藤田、近萩清水、芦久保、帯那、堀切の村々からなり、山家五か村と呼ばれていた。村名は「蛾ケ岳ノ山足ニヨル故ニ山蛾トイウナルベシ、山家ハ仮字ナリ」（甲斐国志）と、「山家は夜麻我なり」（地名の研究）の二説がある。現在下部町となっている下堀切は大字が山家である。

山保村となった三保は、その後昭和三十年、久保、嶺、大山、山家の一部、下堀切が、ともに山保村を分離して久那土村へ編入した。

現在四部落の合計戸数は五九戸、人口は二二一人である。

久保、嶺、大山、堀切、四つの集落は、それぞれ立地条件を異にしている。樋田川沿いに道路に沿って列村をつくる久保部落、山頂に孤村集落をつくる大山部落、大山より低いが、やはり山頂近くの中腹に塊村をつくる嶺部落、さらに沢の谷間に集落をつくっている堀切（沢堀切ともいう）

また、各集落間の距離も約一キロメートルから四キロメートル、標高差も五〇メートルから、三〇〇メートルと、それぞれ離れて存在している。

ア　久保

久保、または久保沢ともいう。樋田川の河岸段丘につくられた列村形態をとる集落で戸数二七戸、人口九五人、食料品兼雑貨商を営む商店が一軒という小部落である。わずかに開けた河岸段丘を耕やす三保地区唯一の水田所有部落である。

列村形態はとるものの、大別的には役場久那土支所から、約四キロメー

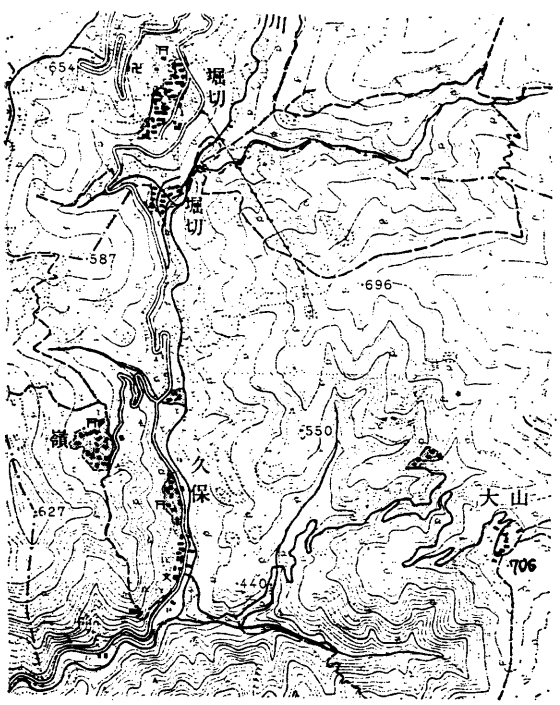

三保地区の地図



久保部落

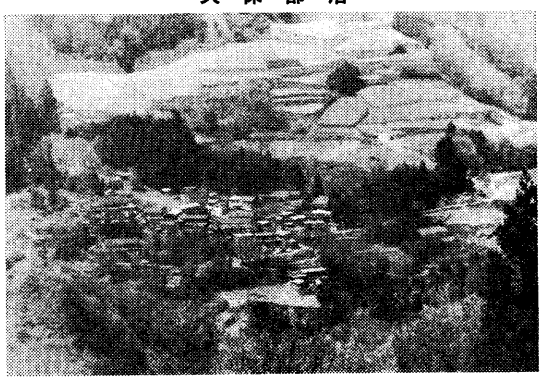

嶺部落

トル山合いに入った山間の孤村集落である。養蚕と、わずかな米作を主とする農家が多いが、過疎化の波は激しく昭和四十年三七戸、同五十年、二九戸、五十四年二七戸と減少しており、青年層はほとんど流出している。現在小学校在学児童数は零である。文化三年の戸数、二二戸、人口九八人であったことを考えると、過疎化の波の激しさがわかる。

久保部落の最南端に三保小学校がある。旧山保村山保小学校三保分校であったが、久那土村への編入とともに、学校も久那土小学校三保分校となり、昭和四十五年、独立して三保小学校となったものである。昭和四十年ころには、分校とはいえ、在籍児童数五六名の複式三学級の学校であったが、現在は在籍児童数十名の複式三学級の超小規模学校となっている。

久保の地名は一般的に多く分布しているが、久保は窪（くぼ）に通じ、周囲に比して低地部分につけられる地名である。ここの場合も、樋田川沿いに家屋があり、他の集落からみると、まさに窪であるところからつけられたものであろう。

望月姓が多く、他に長田、内藤、土橋、保坂がある。

土地台帳による地名

道店、座石、鍛冶屋、安原、新居、寺ノ上、夏作、山王、尾切、沢ノ神、たとう平、たとう、尾切日影、ちかあま、中尾、蛭沢、嵐、大日向、飛山、堂ケ入、向、向山、中川原、赤林、小石名、御崎、釜石、所島、中村、向山外

ノ嶺（みね）

久保から川沿いに登ること約三〇〇メートル、左に分岐する道に入って、つづら折の坂道を標高差約八〇メートル、距離にして約七〇〇メートル登った所の山ふところにある塊村集落が嶺部落である。戸数一四戸、人口六九人の小じんまりした山間農村集落である。文化三年の戸数一二戸、人口六七人から、明治、大正、昭和と、その戸口には大きな変動はなく現在に至っている。

村名の由来について、甲斐国志は「山家村ヘ一里、山続キ高頂ニ家居ス、嶺或ハ峰ニ作ル、共ニ通用セリ」としている　山頂にある部落という意味でつけられたものである。

ここと同じような地形によって「ミネ」と称する部落は南部、身延、富沢、増穂、敷島、足和田、道志、上野原にもあり、同名部落は各所に存在する。

昔から養蚕を主体とした専業農家がほとんどで、副業として製炭業が行われていたが、現在はしいたけ栽培や労務者として農閑期に出かせぎに出ている者が多い。一九七五年農業センサス調によると専業農家一、第一種兼業一二、第二種兼業一となっている。

部落の背面、山頂付近、山腹の南面傾斜を利用した桑園面積は広く、三保地区が久那土地区内最大の養蚕地区であり、嶺はその三保の中で随一の養蚕部落といってよい。

昭和三十三年の農業センサスによると、一四戸中の一〇戸が養蚕農家、年間掃立きて量は一三一箱、年間収繭量三、七七二キログラム、一戸当たり三七七キログラムに当たる。切房木部落の一戸当たり収繭量一二二キログラムの三倍にあたる。

またこれを昭和五十年度農業センサスと比べてみると（五十年度統計表には部落別掃立量及び収繭量の統計はないために、桑園面積で比較）昭和三十三年の桑園面積七一〇アールに対し、昭和五十年は一、一八二アールと増加している。これでみる限り他の集落においては、農業経済規模は年々縮少されているにもかかわらず、嶺においては逆に増加されており、養蚕技術の進歩、機械力の導入などを考えれば総収繭量も、一労働力当たりの収繭量も、三十三年に比べて飛躍的に増加しているものと思われる。

昭和三十九年には、全国農業祭養蚕の部で伊藤尚文氏が養蚕農家日本一として天皇杯を受賞していることを併せ考えれば、またむべなるかなと思う。現在では嶺へ登る道幅も広げられ、自動車による交通の便がはかられるようになり、このような農業規模は労働人口の流出を少なくしている。

三保小学校の在籍児童十名のほとんどが嶺部落の子どもで占められている事実はこれを物語っている。

嶺部落には岩崎姓が最も多く、それに伊藤、藤巻、村松、の四姓のみである。

部落の発生が何時ころであるかは定かではないが、真門（当主岩崎真人）の宅地内には庚申が祀られている。庚申信仰は我が国では中世期末から盛んになったことから考えても、また「真門」の地名由来から考えても、その発生は相当古い年代であろうと思われる。なお嶺の大ケヤキなど（所有者岩崎真人）が昭和五十四年四月町の文化財として指定された。

土地台帳による地名

かど、小沢、まつり地、宿の爪、沢入、中塚、間角（真門）　西八保、横手、中平、いもふ、桃ノ木畑、大川、日影、向小沢、貉穴、赤土、川戸頭、大木林、大峯、丸山、

ウ　堀切（ほっきり）

久保部落から嶺への分岐点を通り抜け、さらに樋田川沿いにのぼると道は川辺をはずれて山腹をよぎって、深い谷間へ入っていく。その途中、久保部落から約八〇〇メートルで右方、沢すじへ下りるように分岐する道を進んだ所に堀切というより、むしろ窪という感じの地形に塊村集落をつくっているのが、下堀切（沢堀切）の部落である。戸数十二戸、人口四〇人の小集落である。

姓は鷹野と伊藤の二姓のみである。

土地台帳による地名

由木、御堂下、笹本、御崎、釜石、所嶋、中村、堂ケ入、向、向山、中川原、赤林

エ　大山（おおやま）

久保部落の南端、三保小学校の下を東へ分岐し、樋田川を渡って山中へ入る道がある。この道を約二キロメートル、標高差三〇〇メートルの急坂を登りつめたところに大山の部落がある。（旧大山村）大山は、ここの上大山と、この北西、約一〇〇メートル下方の別尾根の中腹にある下大山とからなっている。

現在、戸数は七戸（うち二戸は下大山）人口一七人の山間孤村の小集落である。

文化三年、甲斐国志によれば、「戸数一四戸、人口四七人、久保村ノ東南ニ在リ、北ハ山家村、東ハ大磯小磯村各一里許リ、実ニ大山深谷中ノ孤村ナリ」と記されている。現在戸口は江戸時代の半数となっている状態である。特に下大山の減少（流出）率は大きく、現在ある家屋はほとんど無人家屋と化し、わずかに一戸三人を残すだけとなっている。集落としての機能は完全に消失している。

上大山まで登りつめた道路は、小径となってさらに網掛峠を越えて尾根

伝いに約四キロメートル、大磯小磯へと通じている。上大山は山頂付近に位置し、海抜三〇〇メートル、目に入る周辺の村々はすべて眼下である。部落は大磯小磯の谷底から吹き上げてくる強風をさけて、北斜面にあり、樋田川に臨んでいる。

江戸時代の石高は一六石五斗であり、一戸平均石高は一・一石とわずかなものであり、生産性は乏しく、村人たちの生計はそのほとんどが山林に依拠していただろうと思われる。

現在は養蚕が多く行われ、生計の主体となっている。農閑期には出かせぎ、行商が行われている。

一九五八（昭三三）年度農業センサスでは、養蚕農家一一戸、収繭量年間二、八〇二キログラム、一戸平均二五四キログラムで、切房木の一九九キログラムより大きく上まわっているが、久保の三二六キロ、嶺の五九二キロ、堀切の三七七キロに比べると低くなっている。桑園面積は、昭和三十三年の三一七アールに対し、五十年は五三二アールと増加している。農家は専業農家四、第一種兼業四となっている。

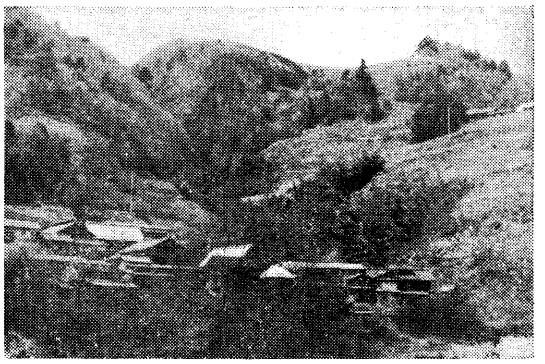

堀切の部落



上大山部落

現在は上大山まで道路が拡張され、自家用車通勤が可能となっている。

上大山の部落は、その発祥の地は今の地ではなく、現在、居平、または古屋敷と呼ばれる場所から移住してきたものであるといわれる。

天明の大地震（二〇〇年前）で蛭岳山系の集落からも被害は続出したといわれ、特にきびしい斜面の山肌に位置していた居平の村は周辺一帯に山津波が起こり、ほとんど全戸が土石流に埋没してしまったという。

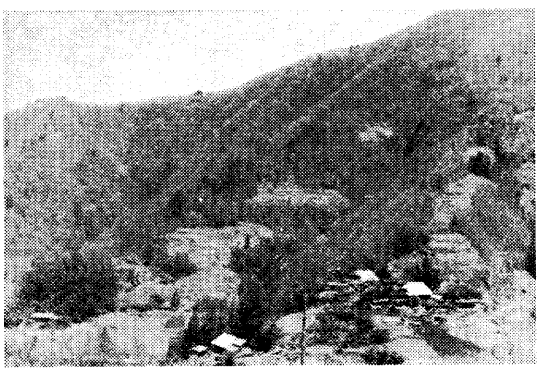

1戸3人を残し他は無人家屋となった下大山

その後も山津波は続き、村人にとっては住みなれた土地ではぁるものの、居平での再起は望めないものとして代官所に願い出た。

被害状況を調査した代官所は東郡境川村、向山という土地へ集団移住するよう指示した。

一時は喜んではみたものの、住みなれた墳墓の地を離れることは耐え難く、賛成者は一人もなかったという。新たに永住の地を求めて物色し、居平からさほど離れていない現在の地を選んで移住したものだといわれている。なお、居平は古屋敷とも呼んでいる。

大山部落は伊藤、渡辺、赤池の三姓であり、それぞれ姓ごとに大家・新家の関係にある同族集団である。現在、小中学校通学の児童生徒は皆無である。

土地台帳による地名

寺ノ下、寺ノ上、居平、蛭沢、尾切日影、尾切日向、門脇、夏作、西ノ神、西ノ沢、高畑、大崩、上川戸、川ふし、安場沢、家ノ向、加久保

(九) 三沢（みさわ）

三沢川と樋田川は、現在の下部町役場久那土支所前で合流し、三沢川となって、六郷町鴨狩津向を経て富士川に注いでいる。

この合流点から六郷町境までの間の三沢川流域と、三沢川に注ぐ大道川、開持川の川沿いに発達した集落が三沢（旧三沢村）である。小字名をもつ集落として大草、塩貝、日向、店向、柿島、開持、割子、大道、奥抔、勝坂、楠田、平松、西久保、蕨平、大石がある。

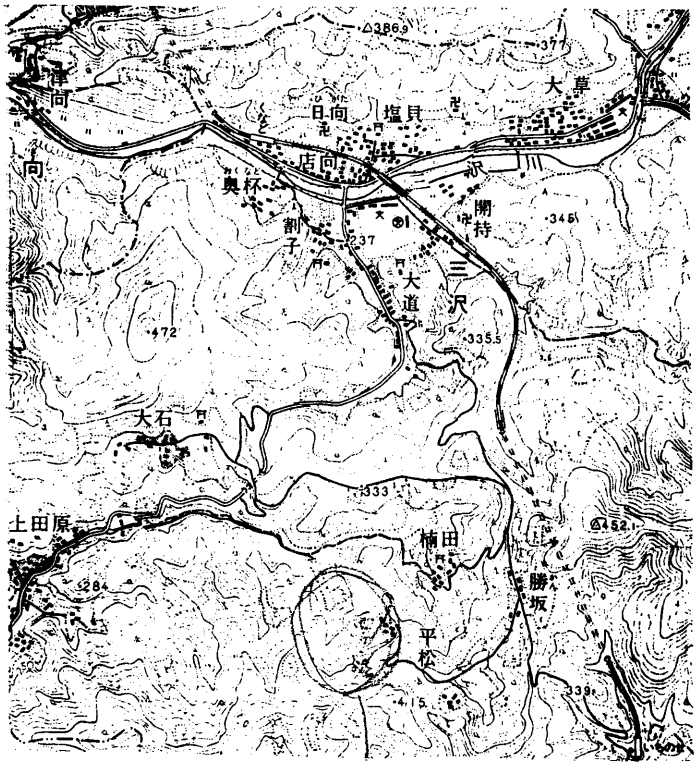

三沢の地図

三沢川は、蛾ケ岳、大平山の南ろくに源をもち、第三紀層の火山砕屑岩層を浸食して流下してきた三沢川と、蛾ケ岳の西南ろくに源をもち、第三紀層の断層や節理に沿って南下、流れてきた樋田川とが、合流したもので、大雨の度に多量の土砂を押し流してはん濫したものである。六郷町との境付近は、奥抔山と水溢（みそこぼし）とがともに相せまって川幅は狭くなり、二つの山が狭間（はざま）を作っている。そのためその地点から上流三沢地内には、小さいながらも沖積平野を形成している。

この沖積平野上に発達した集落と、三沢川に注ぐ二つの川の沿岸及び、その源流となる山中に発生したいくつかの孤村集落をあわせて三沢村と称した。

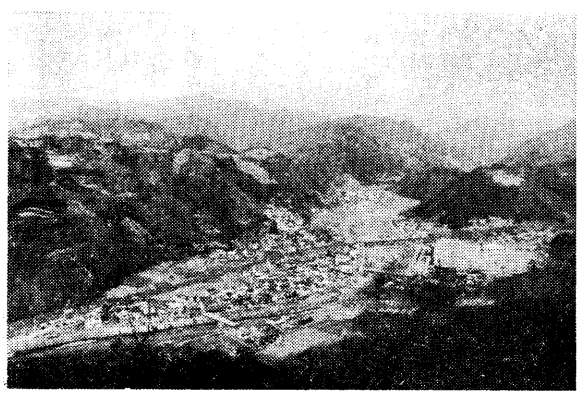

三沢中心部全景写真

甲斐国志、村里の部、三沢村には字名として、次の名があげられている。

楠田、大石、貝持、西ケ窪、奥抔、蕨平、大草、塩貝、柿島、与垂沢、宮平、鰯沢（なばり）

三沢の現在戸数は二九九戸、人口一、一三三人、下部町では常葉に次ぐ大きな部落である。文化三年の戸口は一七三戸、七二三人、石高三八五石、一戸平均石高は二・三石となり、岩間組二十か村の中では岩間村につぐ大村であった。

地名のおこりは二説あって、いずれがそれであるかはわからないが、いずれにせよ三つの流れが合流するところから、三沢と名付けられたこ

とは確かであろう。

また、この村及び近隣諸村を支配した豪族、三沢藤次入道の名から三沢村と称したという説もあるが、これとて人名が先か、地名が先かの問題もあり、定かではない。

甲斐国志、村里の部には、「大磯川（車田川トモ云）樋田川（即チ久保川）鍛冶屋沢（南方ノ一溪ヲ云）三溪合流スル処アリ、蓋シ村名ノ所レ因ナリ」とあり、大正五年の取調書には「三沢村名の伝説に、三沢川の南岸に大道沢、カイモチ沢、カヂヤ沢のあるをもって村名とせられしとぞ。」とある。往古三沢村の中心部は、地形や小字地名からして、大草よりも、割子、塩貝、日向、あたりと考えられ、そのことからしても、後者の説の方が納得がいく。

旧久那土村、あるいは旧下部町が、水田耕作地帯の集村集落、街道ぞいの列村、路村集落、山中の孤村、疎村集落など多様な集落をもって、一村を形成していたように、三沢の中には、沖積平野に位置する集村集落、街道ぞいの列村集落、路村集落、山中の孤村集落と多様な集落形態をもっており、典形的な山村の一村形態をつくっている。

往古、三沢藤次入道（一二三五年）なる人物が豪族として、この一帯を支配したことは甲斐国志、士庶の部によっても明らかであるが、その居址は現在のどこであるかはつまびらかではない。同国志、古跡の部にはこのことを次のように記してある。

「三沢氏の居址、三沢村、三沢氏ノ事ハ士庶ノ部ニ記ス、居址未ダ審ナラズ　本村ニ久那土ト云フ叢戸アリ、クナドハ岐レ道ノ事ヲ云フ　此処ハ杉山ノ方ヘ分ルル岐ナリ、里人今ハ奥抔トモ唱フ　毎事ニ阿ノ字ヲ多ク用ユルハ此国ノ方言ナリ　斯ル寒郷ニモ古語伝ハリ珍ラシキ地名ナリ」と。

三沢氏以前にどのような豪族がいたかは定かではないが、村の発生は相当古いものであろう。

このことについて、現在の鉄道、道路、学校などの現代的公共施設を略して当時の小集落名、小字地名と、およその地形図を再現して地形、及び各地名とを関連づけてみると、何れの地名も地形や四囲の状況と合致して、まことに興味深いものがある。

農村集落の各地には、カイトまたはケートと称する地名や屋号が多い「峡南の郷土」地名特集には、身延の地名の例として、ウエノケート　オキノケート　ジョウドケート　ナカケートなどほか十指に余る例をあげている広辞苑には、かいと（垣内）カキツの転、一、居所の垣の内、垣根の中、二、畑や田にすることを予定して囲った一区画の土地、豪族の所有地や小部落をも意味した。またある辞書には「かいち（垣内の意）垣戸、貝戸、海道、開土、とも書き、かいち、こうち、かくち、などともいう」とある。

さらに民俗学辞典によれば

「垣間の名称は少なくとも国の三分の一の地域で知られ、ケート、ゲート、カイチ、など土地によって多少なまって呼ばれる。

ある村では小部落を、ある村では水田、草地、畑の一区画を、ある村では屋敷のことを呼んでいる。」

とある。これらケート、ゲート、カイチは、その場所により、他のことばを冠したり、語尾につけたりして呼ばれるようである。

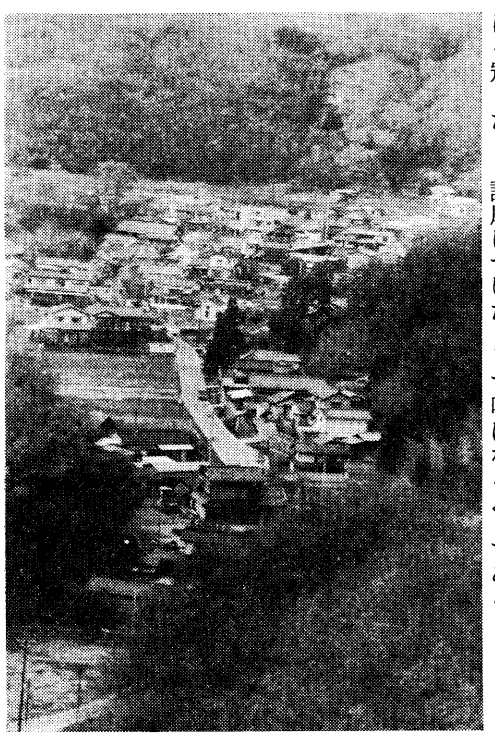

大道割子部落

このことと塩貝、開持、柿島とを関連づけて考えてみるのも、考察上の一観点であろうか。

塩貝には付近の沢から、鉱泉の湧き出た泉もなければ、そのような言い伝えもない。昔は「シオケー」と呼称されていたし、開持も「ケーモチ」であった。柿島の柿は、柿であったのか垣であったのか、川瀬による堆積地を島の名で呼ぶことは各地にある。

また「横回し」「横まくり」「横まくら」などの地名は、開墾地を地割りする時に幹線と平行して割れない部分、すなわち他の大部分の耕地の地割り線に対して、直角に地割りした部分につけられた地名であるといわれている。塩貝地内には、この地名がある。

天沢（てんたく）という所があるが、これは三沢川の川瀬が直接ぶつかる台地状の突起部につけられた地名である。川瀬がぶつかる北面は岩壁の断崖となっており、背面は堀割状の狭間となっていて、あたかも、自然の城塞状を呈している。然もその下の地名が「矢の花」である。またこの対岸、伝水山のふもと西林の西には「矢の沢」がある。矢の字のつく地名は久那土地区の中で、この二地名だけである。更さらに天沢の南が「割子」であり、ここはあたかも人為的に作った狭間の形を呈している。いわゆる堀切の状態である。割子の奥から流れ出る無名の沢は、屈曲して大道川に注いでいる。

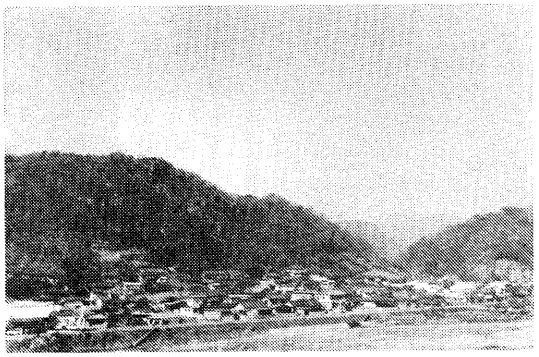

大草部落

天沢、矢ノ花の東一帯は「田中」の水田地帯である。（現在の峡南高校及びそのグラウンド）その南の小高い山は「向山」である。何に対しての向いか、理解しがたい。

さらに三沢の東の端は川幅も広く、ここは「大草」と呼ばれている。

このように考えてみると、当時の三沢村を支配した豪族と、当時の村のようすがさまざまに想像されてくる。

現在の三沢地内（大草）はその東端、車田、樋田と接する所に、役場、久那土支所、久那土小学校、同中学校、久那土保育所が置かれ、教育、行政の中心地となっている。

日向地区内には十五所神社がまつられており、三沢の氏神であり、久那土村時代は神饌幣帛指定村社であった。

三沢の西端、鴨狩津向に近い所には国鉄身延線、久那土駅がおかれ、久那土地区、古関地区への交通上の玄関口となっている。大正十三年、停車場設置決定に当たって久那土村では村民大会を開き、敷地と一金弐万円也の寄附を決定している。

駅設置後、駅前通りは急速に発展し日向、開持、奥抔、割子、大道、大

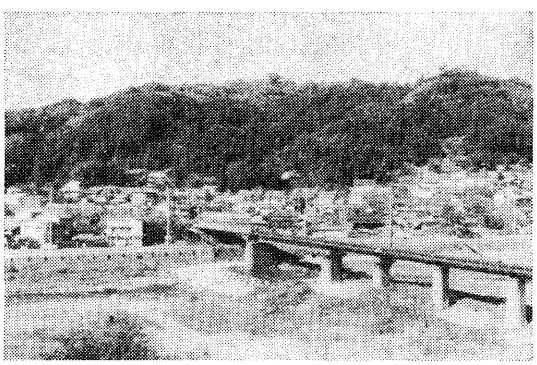

日向・塩貝部落



店向の商店街

石、田原などからここに移住し、店舗をかまえる者が多く、ここに新しい街村集落が生まれた。以後店向と呼ばれ、人口集中度は急速に高まった。現在も久那土地区の商店街的性格をみせている。したがって店向には三沢各小字地区に特徴的にある姓が集まっている。

久那土駅から徒歩で五分、三沢川南岸の沖積平野である田中地内に、峡南高等学校がある。旧県立峡南農工学校であり、現在久那土中学校のおかれている所にあったものを、ここに移転したものである。この学校は大正十二年、久那土村外七か村組合立として開校以来今日まで、久那土村はもちろん、近隣諸村の人材育成に大きな力となってきた。

県道割子中富線は、大道川が三沢川に注ぐ地点で、通称西八代縦貫道といわれる県道市川大門下部身延線から三沢橋を渡って分岐し、上田原、中富町の下田原を通り、富士川を渡って切石において国道五二号線に接続している。大道川のこの道路に沿って、小さいながらも路村形態をとる大道部落がある。大道部落のはずれを左に山中へ入る道があるが、この道は今も県道となり主要道路となっているが、往古は三沢山を登り勝坂峠を越えて、市之瀬へ出て常葉へ通ずる往還であった。従って割子からのこの道は、当時としては幹線道路に等しいまさに大道であったろうと思われる。大道川には今もなお栃代橋がかかっており、使用はしていないが昔の名ごりをとどめている。

分岐した道路を三沢山（向山）に登ると、大道から約一・三キロメートル、標高差約一七〇メートル登りつめた所、峠の頂上に勝坂部落がある。甲斐国志に言う神ン坂である。武田信玄戦勝の伝説が残っている。勝坂の地名は、この伝説によるものか、または甲斐国志に言う神ン坂として、別の由来にもとづくものなのかはつまびらかではない。武田勢が今川勢を打ち破った地である。というところから勝坂というようになったという口碑が地元では一般的である。ここの地蔵尊は路傍に祀られていたが、武田軍を勝利に導いたということから、御堂を建て厚く堂内に祀られたという。地蔵尊の御利厄が余りにもあらたかであったので灯ろうや手水などが奉納された。御堂の正面はもちろん至る所に武田菱が使用されていたという。

勝坂へ至る手前、道は分岐して右下方に下るが約三〇〇メートル、標高差五〇メートルを一気に下った所に楠田の部落がある。姓は小松、高野、小林であり、同族集団と思われる。楠（クスノキ）が地名に関係すると思われる。

勝坂峠で本道は三沢山（向山）の南斜面を市之瀬へ下るが、峠頂上で右にやや平坦な尾根道が分岐する。これを約三〇〇メートルたどると左下方に平松の集落がある。

地名のいわれについては明らかではないが、平松一帯は土壌が赤土で昔から松が多かったといわれる。平松部落の背後北面は長い尾根筋であり、楠田側からは常時強い風が吹き上げてくる。そのためにここに自生する松はことごとく南側に屈曲していたという。

平松へ下らずにそのまま直進すると道は谷間の窪地へ下りていく。ここに西久保の集落がある。

勝坂、平松に対して最も西に位置し、しかも低地であるところから、この名が生まれたという。

勝坂、平松、楠田、西ケ窪、四部落を総称して十組、または登組と称している。これは三沢の各部落を組とし、便宜上、一組から十組までとしたとき、この四部落をまとめて第十組としたもので、その位置が、三沢の最高標高地帯にあるところから「十」を「登」とするようになったものである。現在は登組として通称されている。

この登組、各部落の現在戸数は勝坂が六戸、西ケ窪零戸、平松は四戸、楠田八戸であり、典型的な孤村集落である。

西ケ窪はかっては五戸を数えたが、現在は無人部落となっている。かつては林産経営、製炭業などの第一種兼業農家であったが、現在は養蚕と畑作の第二種兼業農家で、職人、勤め人がほとんどである。

開持の東、塩貝の対岸、はん濫原野の開墾地を思わせる地形の場所に柿島の部落がある。

柿の木が多く植えられていることは確かであり、はん濫原野特有の砂礫壌土は柿の栽植には最適であるが、果たして地名がここから来たものか、それとも前述したように柿が垣の転じたものかはわからない。

この柿島地区に町営住宅がある。二〇戸の住宅であるが、現在入居者は二〇世帯、一〇〇パーセントの入居率である。入居者のほとんどが青壮年労働年齢層で、過疎化の進む中で貴重な存在となっている。

現在、西八代縦貫道路が、車田地内から下部トンネルを抜けて北川へ通じ国道三〇〇号線に接続しているが、この下部トンネルの上方に蕨平の集落がある。集落とはいっても現在は二戸、往時も四戸という小集落の孤村である。現在ここへの交通は縦貫道路の県道によっているが、縦貫道路開通前は三沢、開持部落を通り抜け、開持部落の奥、鰯沢を登り、南斜面を横すじに登っていく道が交通路であった。この道は蕨平の峠をこえて丸畑へ入り、横手、北川へと下る道と、丸畑から古関へ下る道とに分岐して、ともに常葉川沿いへ出る道であった。

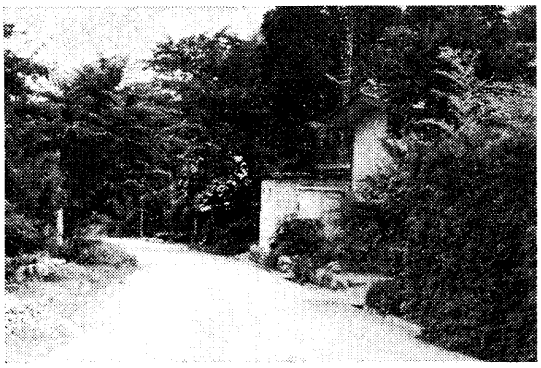

勝坂の峠道

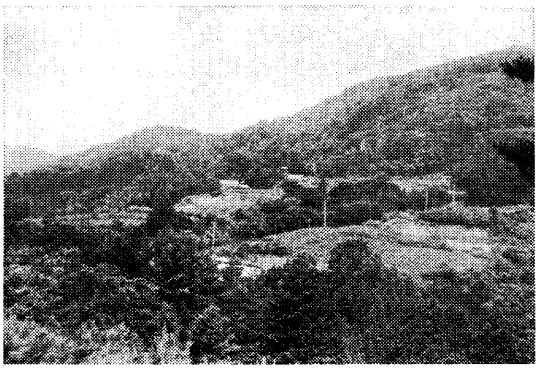

大石部落

蕨平の集落は昔は鰯沢にあったという。度重なる水害のために、わらびのよく出る、南面緩傾斜地であり、泉もある蕨平へ移住してきたということである。いつころのことかは、異説もあって定かではない。

道は大道から大石トンネルを抜けて上田原へ通ずるが、トンネルの手前を途中分岐して右方へ上ると大石の部落がある。標高三〇〇メートル、城山の中腹にある塊村集落である。周囲に開けた畑を多くもつ農村集落であったが、現在は一一戸、人口二七人となっている。ほとんどが第二種兼業農家であり勤め人、職人が多い。

大石の地名は、文献がないために明確にはわからないが、古老の話によると、この附近一帯の緩斜面、集落内に、大きな岩塊が多く存在したところからつけられた名前であるという。今は片づけたり、砕いて利用したりして、鳩久保地内に多少残っているということである。

部落の発生は古く、系図及び墓石などで六百年前まではさかのぼれるが、それ以前は不明ということである。

大石部落は桐戸姓が最も多く、ついで上田である。両者ともそれぞれ同族集団からなっている。

集落が同族集団で形成されたであろうことは、現在の小字集落に特徴的な姓が集まっていることからもうかがわれる。

大石＝桐戸　上田　大原、奥抔＝今村　遠藤、登組＝高野　小松　今村　小林、日向＝深沢　上田、大道＝保坂　上田　深沢　渡辺、塩貝＝上田　伊藤　鈴木、割子＝深沢　保坂　望月、開持＝上田　深沢、大草＝上田　丹沢　望月、柿島＝小池　上畑、蕨平＝上田　磯野

三沢は前述したように、往時は久那土地区内で最大の水田面積をもつ農村集落であった。村石高も高く、馬の飼育数も近隣最高であった。しかし社会構造の変化、鉄道の開通、道路の発達から、三沢の産業構造も大きく変わり、現在は専業農家は皆無に等しい。人口も増加し、農地は次々と宅地化していった。平均耕作反別の減少もさることながら、交通上の便は商

店街を作り、勤め人を増やし、大きな構造変化をもたらした。

現在は印刻、商業、土木、建築関係職人、公務員、勤め人と多様な職業構成となっている。製材工場も二工場ある。

大石トンネルを田原口へ出て、左下、田原川の源流になる沢に、段西(だんにし)がある。ここには硫黄泉がある。昭和初年から中期までこの鉱泉を利用して段西温泉があり、農閑期、附近一帯の農民の憩いの場であった。特に皮膚病に効能があり、少数ながらも客が絶えなかったが、現在はその跡を残すのみとなっている。この鉱泉は、西八代層群を三沢断層線が切る線上にあり、切房木鉱泉と同系列のものと思われる。

また大石トンネル大石口、下方の沢がれには、通称「ジャカ石」または「ジャガ石」と呼ばれる小豆大から、ビー玉大の球形の鉱石がでる。含有鉱物は何であるか不明であるが、割れ口、虎目石のような砂状の光沢をおびている

土地台帳による地名

(開持、大道、日向、塩貝、大草地内)

馬飼　石峯　花柄沢　幕谷沢　仲平　蟹原　大林　打越　田ノ入　休場
水穴　向山　蕨平　靡(なび)沢　萱沢　桐久保　日向林　開持　伝水　柿島　日向　宮ノ前　宮ノ前西田　宮ノ上　上ノ山　横廻　塩貝　西伝水　大草家ノ前　大草山ノ神　大草上ノ山　大草　大草平　大草向　鬼島

(登組、大石、割子、大道、奥抔、日向地内)

杓子沢　大石沢　地蔵原　段西　鳶巣　有東坂　日陰林　楠田平　楠田西久保　大木窪　入道窪　平松　平松家の下　平松家の上　萩平　地蔵沢菅ノ沢　仲尾羽根　梅沢　大石　鳩久保　立石　湯ノ沢　尾山沢　海老沢桃ケ窪　川越石　塩沢　月夜川　大道　蓼ノ沢　代ノ田　細田　割子入割子　矢ノ花　天沢　奥抔　仲塚　下河原　西田　西林　矢ノ沢　水溢大畠

(ロ) 上田原(かみたんばら)

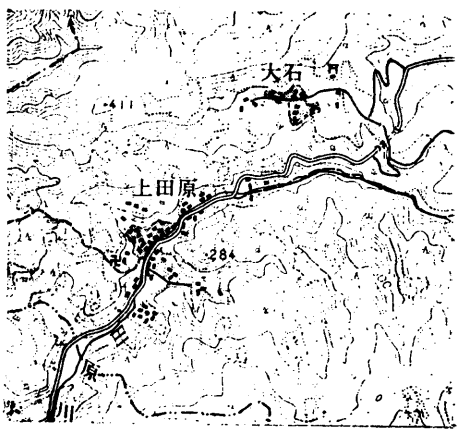

上　田　原

三沢の大道から大石トンネルを抜けて、峠を下ると、上田原の部落へ出る、旧共和村、上田原である。

旧幕時代は下田原、一色、宮木、四か村で田原組をつくり、岩間組ほか六組とともに市川代官所の所轄であった。

明治八年、前記四か村が合併して共和村となり、その後、昭和三十一年下部町、古関村、久那土村と対等合併をし、下部町となり、いわゆる共和地区となった。昭和三十三年、宮木と下田原が分町して中富町に編入したために、一色は下部地区として、上田原は久那土地区として、通称されるようになった。

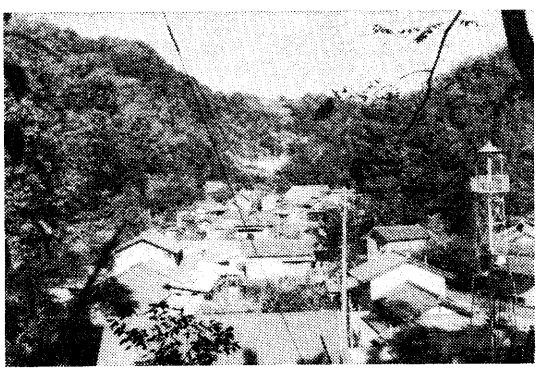

上田原の部落

旧幕時代の戸口は六一戸、二七八人、村石高九五石であった。一戸平均石高一・六石となる東河内領ではごく平均的な村であった。現在戸数は五二戸、人口一八六人であり、江戸時代より少なくなっている。

三沢地区内の地蔵沢を源流とする田原川は「宮ノ入沢、東入沢、御崎所、入道沢南山ヨリ出ヅ、道ガ入

沢、入沢、清水沢、戸木ノ沢、桜沢等、北山ヨリ出ヅ、以上皆ナ田ン原川ニ入ル」と甲斐国志、山川の部にあるように多くの谷川を集めて、富士川に注いでいる。富士川の沿岸に入江のように田原川沿いに開けた平地は、出水のたびに田原川の水流が富士川本流にせきとめられ、多量の土砂を推積した小さいながらも沖積平野とみることができよう。この沖積平野と、上流の河岸段丘に発生した集落が田原であり、入沢にかかる道切橋を境に上を上田原、下を下田原という。

「地名の研究」には「田原とは墾田の意で原は墾治など開墾の古語」としている。古語辞典によれば「墾る＝はるは開墾する、田や池を新しくつくる。」とある。

村の発生は、残されている口碑伝承の多彩さからいっても相当古いものと思われる。この流域一帯を支配した豪族もいたと思われる。

入り沢沿い、東光山、永明院には、当院の開基者だといわれる武田伊賀守の墓地がある。また開基者のものだといわれる供養碑もある。これに刻まれた年月は天正六年一月一一日と読める。

口碑伝承であり、文献資料ではないが、武田伊賀守の祖先は甲斐源氏の一族であり、武田氏の末流と伝えられている。如何なる経過を経て田原へ入ってきたかはつまびらかではないが、永正年間（一五〇四）から、田原流域の領主であったと伝えられる。

上田原地区は、西八代層群を切る大石断層線上にあり、そのためにか、往古幾か所も鉱泉が湧出した。甲斐国志、山川の部にも「温泉二カ所　一は御所ノ入　一ハ田ノ西ニ在リ、又村民ノ宅地ニ塩井あり、下品ニシテ奈良田村ニ湧ク比ニ非ズ」とある。また、宮ノ前附近からお金山周辺一帯は湧水が多くあるが、いずれも鉄分が強く、飲用には適さなかったという。入沢附近にも「シブの湯」という鉱泉が湧いていたと伝えられ、そのために入沢は小魚一匹住まなかったという。

農業集落とはいうものの、昭和五十年の農業センサスによれば、専業農家は七戸であり、他はすべて第二種兼業農家である。三沢同様、勤め人、職人が多い。

上田原には大原、原田、佐野、二宮の姓が多く、小松、奥野、高野、小林、相沢、清田、渡辺の姓もある。

共和村当時、下田原に置かれていた共和小学校、同中学校は合併と共に下部町立となったが、下田原、宮木が分町後は同中学校は廃校となり久那土中学校へ、小学校は久那土小学校上田原分校となって四年以下の児童が通学していた。その後、久那土小学校へ統合されたので分校は廃校となった。

土地台帳による地名

入道、村東、大日向、田中、東入、大津加、宮ノ前、前坂、桜田、孫田、清水久保、中村、天久保、入沢、道ケ入、海老沢、杉平、西山

㈢ 古関地区

反木川と常葉川及び常葉川の支流、釜額川の三川の流域と三沢川の上流に点在する集落が古関地区（旧古関村）である。往古には富里、久那土と同様、八代郡川合郷に属し、旧幕時代には東河内領となったが、その地域は大磯小磯、根子、瀬戸、古関、中之倉、釜額の六か村であった。その後、明治五年、大磯小磯、根子、瀬戸の三か村は八代郡十三区に、古関、中之倉、釜額は八代郡十四区に編入、明治九年には六か村が共に第二十区に編入された。

ついで町村制の施行とともに、明治二十二年に六か村が合併して、往古の関所にちなんで古関村と改めた。昭和二十九年、三珠町誕生の際、下九一色村のうち、折門と八坂の二地区が下九一色村から分離し、古関村に編入した。

昭和三十一年九月、下部町、古関村、久那土村、共和村と合併し、新下部町となり、古関地区となったものである。中心集落である古関部落に役場支所がおかれている。

古関から長坂峠を越え、本栖湖畔、竜ケ岳のふもとを回って根原へ出る古

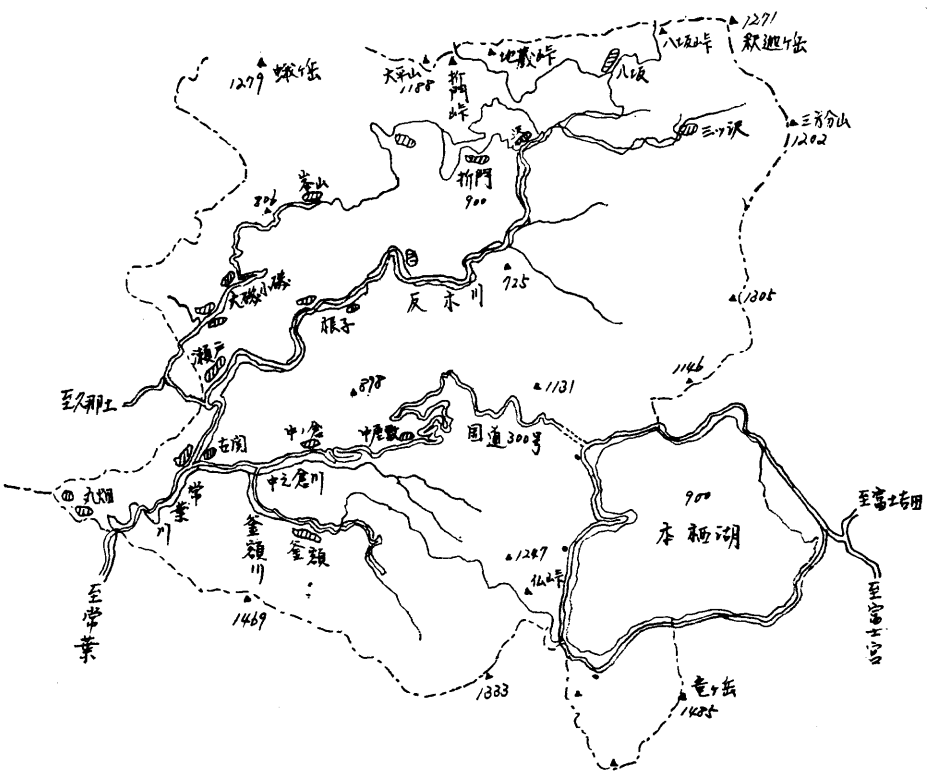

古関地区の略図

道の長坂往還（甲駿街道）は、甲駿二国を結ぶ重要な古道の一本であった関所によって「古関」と呼ばれるようになった集落は各所にある。近くは春田路（中通往還）の口留番所跡地の集落も上九一色村「古関」である。

古関地区は現在戸数、三九四戸、人口は一、三五六人、平均家族数一戸当たり三・四人、人口密度二七・三人という下部町の中でも最大の過疎地域である。地区面積の大部分は千メートル級の山々に囲まれ、集落は反木川、常葉川（ここでは中之倉川または古関川ともいう）の合流点に中心集落の古関があり、他は釜額川、反木川、中之倉川、大磯川流域の山腹や河岸段丘に小塊村集落を作って散在している。反木川の源流点の山頂近くには海抜九〇〇メートルを超す山腹に存在する孤村集落もある。また本栖湖周辺の半分は古関地区であり、ここにはキャンプ場を営む単戸居宅もあり、川尻には町営のキャンプ施設がある。

下部から本栖へ出て国道一三九号線に接続する国道三〇〇号線が通り、古関では久那土地区から照坂トンネルを抜けてくる県道、割子古関線が合流していて、自動車交通の要衝となっている。

(一)　古関

反木川と常葉川（古関川ともいう）が合流する地点の河岸段丘、及び山腹の緩斜面に開けた集落である。

釜額川が常葉川に合流する地点のやや下流に「土橋（つちはし）」という地名がある。現在の国道の対岸であるが、ここに古道、駿州口の長坂往還の跡があり、関所跡といわれる石だたみ跡が残っている。この場所に往古関所が置かれたところから「古関」の地名が生まれたということである。

この関所は甲州二十五関の一つといわれ、国志巻之一、提要、四郡ノ口留番所　の項に「一、古関、駿州口、東河内ニ在リ、本村、中倉、釜額、三村ニテ之ヲ衛ル」とある。

現在古関部落の戸数は一〇一戸、人口三六一人、古関地区の中では最大の、然も密集集落である。国道三〇〇号線が通り、県道も合流する地点であり、現在でも交通の要衝である。

下部町役場古関支所、郵便局、農協の事業所、小学校、中学校もこの部落に置かれ、食料、衣料、雑貨、酒屋などの商店もあり、名実ともに古関

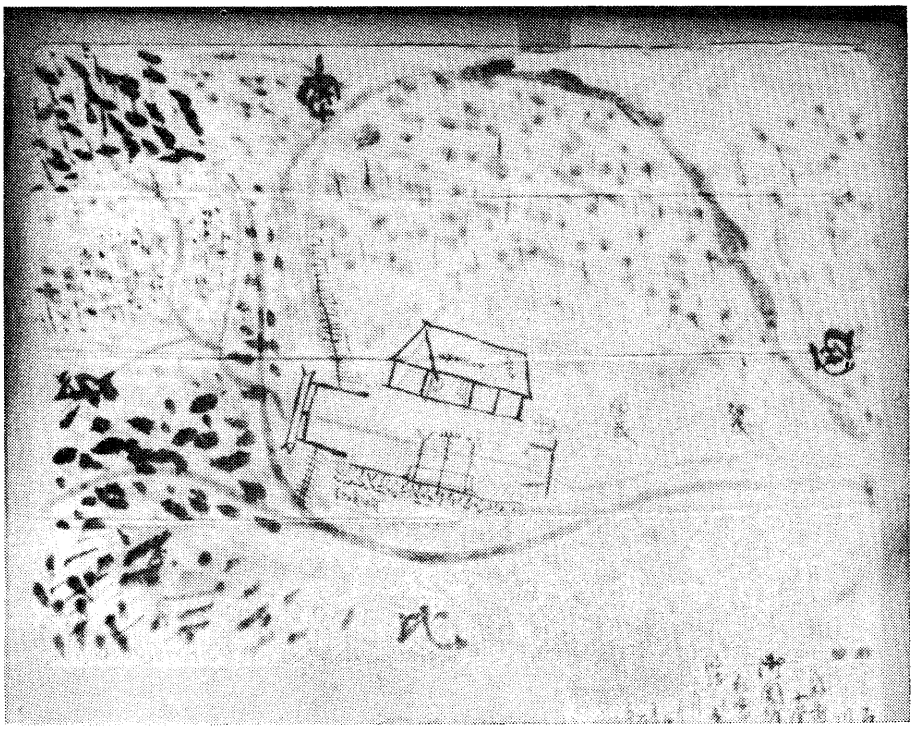

関所の絵図面

地区の中心部落である。

旧幕時代、文化三年の戸口は一〇五戸、四二八人であり、現在はわずかながらもこれを下まわっている。明治、大正、昭和と、社会一般的にみられる人口増加係数を考えてみると、近年急激に人口減少が進んだ過疎現象の激しい地域であるということができる。

人口過疎化の現象は、同時に人口の年齢構成の高年齢化現象を伴い、ここ十年ばかりの間の小学校在学児童数の減少率は非常に大きい。

もともとの農業集落であるが、耕地の立地条件から経営面積は少なく専業農家はわずかである。一、九五八年の農業センサスでは農家数七九戸、そのうち専業農家は九戸にすぎず、他は第一種兼業農家三一戸、第二種兼業農家三九戸となっている。

これも時代の変遷とともに変わり、一、九七五年農業センサスによれば、農家数は六〇戸に減り、専業農家は七戸、第一種兼業農家四戸、第二種兼業農家四九戸となっている。

古関の部落の発生は古く、三宮司平では学校工事現場から土器が出た事実もある。中世には古来交通の要所として、すでに政治的にも重要な集落となっていた。

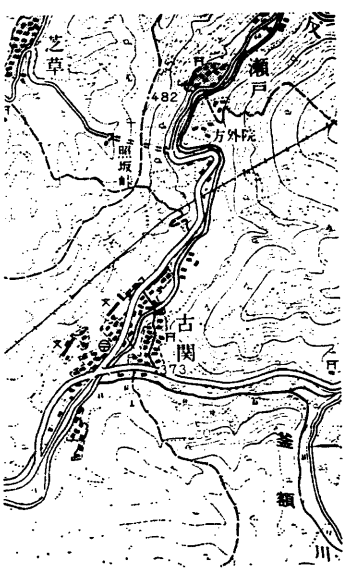

古関部落

秋山氏（甲西町）が常葉の在に移住してきて常葉氏として一帯を支配したように、戦国のころ、若狭玄蕃守がこの地に移住してきて、山合いの村々を次々と掌握していったと伝えられている。

館跡だったと伝えられる付近には、往時を偲ばせるにふさわしい地名や呼び名が土地言葉になまって数多く伝えられている。

館の最もそばにあったと思われるつぼんち（坪内＝庭園）弓矢の練習場であったまつば（的場）馬の調練場であったろうばんば（馬場）器具その他の物の処理場が想像されるアレー（洗場）館の背面から迫る裏山の中腹の村が一望にできる場所にはセーラ（法螺）と呼んでいる所もある。また犬石の伝説にまつわる休場、作事奉行の居宅であったといわれる三宮司平、渡り鳥をとった網掛など、地名、場所名にまつわる話題も多い。

古関地区は全体的に渡辺、赤池、伊藤の姓が多いが、古関部落も、伊藤、渡辺、土橋、若峡の四姓が多くそれに田中、内藤、赤池とつづき、ほかに伊東、寺下、長持の姓がある。

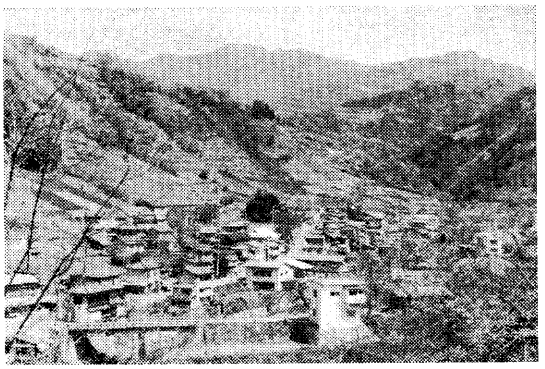

古関部落

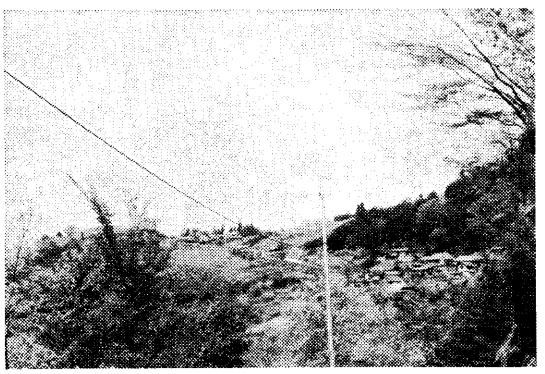

古関部落丸畑地区

土地台帳による地名

下日向、下日影、大日向、見根石、一宮、てしろおばね、竹ノ下、塁ノ尾、家ノ前、大下、うとう窪、北川境、屋敷平、峠、田ノ上、天社古、大境、大川、砂原、休場、前田、北畑、上平、三宮司平、中ノ沢、向田、三堂平、土橋、富士島、宮ノ平、馬場平、土肥平、照坂、神明、夏作、道珍林、八坂、網掛、上都留根、法山、姥ケ沢、ごうし窪、中ノ沢山、丸子、三堂林、土橋林、沢戸林、沢ノ戸、長坂

(二)　瀬戸

古関から反木川沿いに走る県道を北にすすむと、川も道も大きく左カーブしている。道は照坂トンネルの入り口で右折し瀬戸の部落をすぎ、本栖の水を落として発電している日軽金の無人発電所の近くを通り、根子の部落、さらに上流の沢部落へ、そして反木川の源流点にある三つ沢の部落へと続いている。

照坂トンネル入り口附近と、右折して川の左右両側の山腹に、また道の右側下段の河岸段丘におよそ四か所にわかれて、点在する小塊村集落が瀬戸（旧瀬戸村）の部落である。

現在戸数は三二戸、人口八六人の小集落である。やはり過疎化が進んだ部落であり、年齢構成も高年齢化し、若者の姿は見えない。季節的に無人家屋もある。旧幕時代の戸口は三〇戸、一四二人、村石高は五四石三斗八升二合であった。

瀬戸の地名については、甲斐国志、村里の部には「古関村ノ東北、十二町、中ノ倉村ノ西北ニ当ル、是ヨリ根子村へ一里許リ、本村蓋シ瀬戸川水行ノ事ニ因リテ名ヲ得ル」と記せられている。

反木川の川瀬が瀬戸部落の上流で川幅がせまく、川は急流となり、道は迫った山ぎわを川とともに屈曲してつけられ、また照坂峠付近で大きく右

に左に屈曲していたところからつけられた名であろうと思われる「地名の研究」では、瀬戸とは一般的に狭い通路または水路の呼び名であるとされている。

照坂トンネルが反木川（瀬戸川）と接する対岸にある竜湖山方外院は曹洞宗南明寺の末寺で開山は北朝貞治元（一三六二）年の名刹である

瀬戸も、むかしからの農業集落であるが、やはり専業農家は少なく、昭和三十年代農家戸数三四戸、うち専業農家二戸、ほかは第一種兼業農家一戸、第二種兼業農家二一戸となっている。それが一、九七五年農業センサスによると、農家戸数二三戸、うち専業六戸、第一種兼業農家四戸、第二種兼業農家一三戸と変化している。

現在ほとんどは勤め人、労務者、職人で耕地の狭小、立地条件の劣悪から、農業は自家消費型農業である。

瀬戸部落は渡辺、赤池の二姓がほとんどで、ほか松井姓が一戸あるのみである。

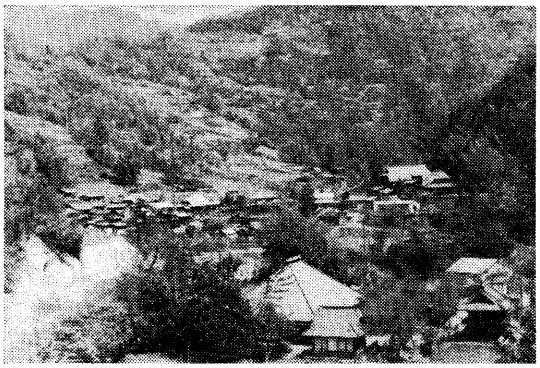

瀬戸部落

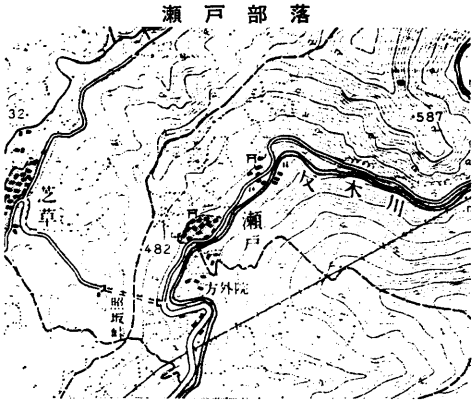

瀬戸の部落地図

土地台帳による地名

日向川原、家ノ前、家ノ下、家ノ上、寺の前、寺中、上ノ屋敷、日影ノ下、白子、峠、八曽根、根木地、夏作、伊勢山、山口、日向山、谷笠、極無、中川原、押出、日影、栃沢、下横道、横道、久保、角畑、李木、登立、狐穴、山中、千足、橋ノ上

㈢　根子（ねっこ）

瀬戸から道はさらに反木川沿いに続いている。瀬戸の部落を通り抜け、照坂より二・三キロで根子の部落に出る。（旧根子村である）

反木川がつくった河岸段丘にいくつかの小塊村集落を集めた下部随一の細長い集落である。反木川もこの辺りに来ると標高も高くなり、根子部落の平均標高は海抜四五〇メートルである。

甲斐国志、村里の部には「根子村は上下二組、石高四四石五斗七升五合、戸五二、口二六七、馬五、東西一里二町（四三〇〇メートル）瀬戸村ヨリ中郡筋、折門村ノ山続キ、大磯小磯村ニ界ス、根ノ言ハ峯ナリ、村名の因ル所、乱峯ノ間ニ在リ、東河内東北の極ニシテ、最モ高キ地ナリ」とある。一戸当たりの平均石高は〇・八五石で山間の寒村であった。

昭和四十年には七〇戸、三六五人を数えたが、現在は六三戸、二一四人と減少し、やはり過疎化が激しく進んだ集落の一つである。

根子の小集落は、下流から下組、日陰、音無、中村と反木川に沿う道路沿いに小塊村集落が続き、さらに上流に、五軒家、二軒家と孤村集落が点在する。村の中ほどで沖ノ山の峰つづきが大きくはり出して反木川をさえぎり、そのために川も道も大きくう回している。この峯つづきの突端に根子銅山跡がある。

また、このはり出しの丘状の頂上に古関小学校根子分校が置かれていた。昭和三十八年には一学級ながら児童数三二名の児童が在籍していた

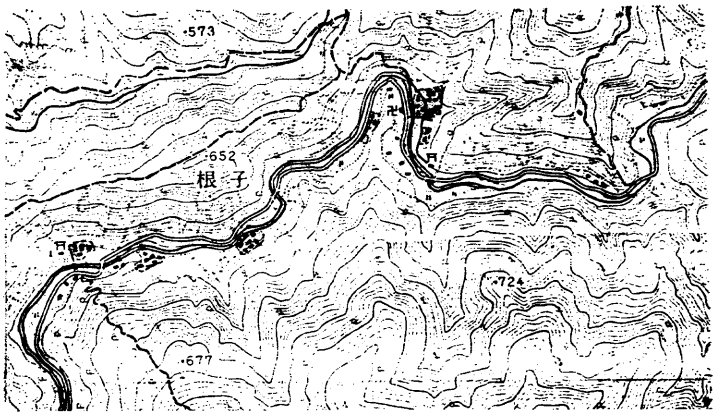

根子の部落地図

が、昭和四十八年にはわずか六名と減少し、磯分校、折八分校とともに閉鎖され、廃校となっている。

根子銅山を始めたのは美濃の国の住人、赤堀重太郎という金掘りだということである。満福寺の境内が一番坑だったといわれるが、元和年間最盛期には人家も一〇〇軒を超え、坑道も反木川を越えて川向こうの中村の部落まで達していたという。しかし湧水が激しく、そのために多数の村人をみちづれに大惨事が起こり鉱山は壊滅した。多くの人命を失ったこと、当時の技術としては湧水を止めることが不可能であったことから、再掘をあきらめ、銅山から得たすべてを投じて自ら開基者となって、この地に曹洞宗、銅根山満福寺を建立し、犠牲者の菩提をとむらったということである。元和七（一六二一）年のことである。近年になって再び採掘されたが現在は廃坑となっている。坑道の入り口は今も不気味な口をあけ、ベルトコンベアもさびつき、朽ちはてたまま放置されている。

反木川流域の神社の由来記には、元武田家直属の家臣であったと伝えられる根子弾正の氏名や、その子孫だといわれる人達の名前が記録されている。

（根子弾丘については第十三編第一章を参照）

現在根子部落は山口の姓を名乗る家が一戸の外は赤池、小林で、七割以上が赤池である。根子の姓を名乗る家はない。甲斐国志の校者は「古関村を中心として赤池を姓とする者多し、赤地、赤池相通じ用ひしものならん」と注釈している。しかし、明治三年九月に、平民が名字を名のるのを許され、明治五年の壬申戸籍のときに姓名を届けでさせられた時、地名による姓は許可されなかったため、根子を赤池とし、その同族集団及び被官百姓その他同系列をすべて赤池としたという説もある。小林姓は甲斐国志に見える小林小六なる者の子孫、同族集団及びそのゆかりの者の流れをくむものであろう。

根子下村諏訪神社のすぐ脇には、江戸末期学問所があったとされる跡がある。寺子屋跡であろう。明治のはじめころまで開かれていたということである。今この跡には珍しい筆塚の碑がある。

この寺子屋を開いた人は、愛知県海東郡大雪村滝川の在に文化一一年に出生した人で、なぜか次男に任せて家を出、禅宗の僧侶となり、この村に

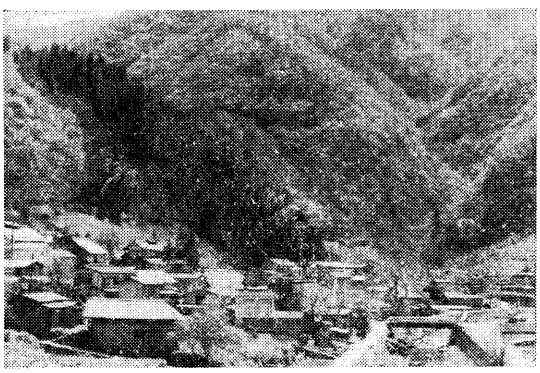

根子中村

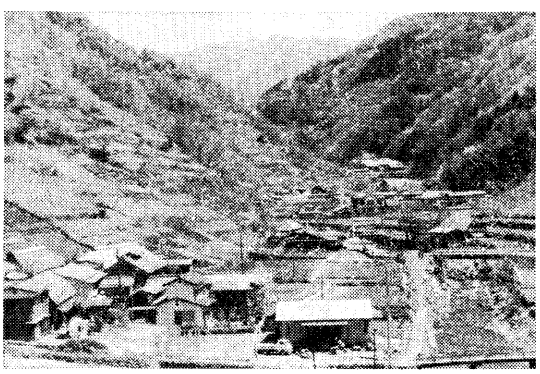

根子下村

入ってきた人だとのことである。明治十一年に没したが、それまで近隣の子弟を教え、あたたかい子弟愛を保っていたという、筆塚も寺子屋跡に当時の筆子たちが記念の碑として建てたものである。

この筆塚の碑の隣りに墓地があるが、その墓地の中にこの僧侶の墓石も並んでいる。オゼンの台石にトックリの塔身、その上にサカズキをさかさにかぶせ、サカズキの糸尻の上には筆の穂先が立っているという珍しい墓石である。村の古老の話によればまだ僧侶が元気だったころ、自分の亡きのちに、もし石碑を建ててくれるならば、このようにと約束したものを、教え子たちが果たしてやったということである。

土地台帳による地名

大森、下夏作、峯坂、中川原、猪畑、馬門、石塔、山伏屋敷、坂額、金山、茶道下、松葉、夏作り、根通り、根通り向、蔵屋敷、南坂、野土、沖ノ山、北原山、赤沢

㈣ 折門（おりかど）

反木川沿いの道をさらに上って、照坂より七・二キロの所に道路に沿って数軒の家屋が並ぶ小集落がある。ここが折門の入り口「沢」の部落である。

沢部落の入り口に折八公民館があるが、折八とは折門と八坂の合同名である。沢部落から反木川を離れ、左側に草深い細道がつづれ折に太平山、折門峠へ坂が続いている。この道を登ること里程八〇〇メートル、標高差二五〇メートルのところに御弟子の部落があり、さらに山の中腹を西に一・二キロ入ると上折門その下方里程三〇〇メートルに下折門の部落がある。これらの沢、御弟子、上折門、下折門の四つの疎村部落が折門部落（旧折門村）である。

上折門は蛾ケ岳と釈迦岳とを結ぶ稜線（りょう）のやや下、標高九〇〇メートルに位置する部落で、精進、本栖の集落に匹適する高さである。

折門村は、江戸前期においては九一色郷、高萩村の枝村であったが、中期、元禄年間、分村して独立し折門村となった。明治二十二年、九一色村が上下に分かれた際、下九一色村に属し、さらに昭和二十九年古関村に分村合併、三十一年、町村合併によって下部町となったものである。折門、八坂は蛾ケ岳、釈迦ケ岳の稜線を分水嶺として九一色郷の中では東河内領に面している特殊な立地にあった村である。



流筆真迫大和尚の墓石

現在は御弟子七戸、沢五戸、人口はあわせて二九人、折門は上下とも無人集落である。旧幕時代文化三年の戸口は二四戸、一〇〇人、馬三、鑑札十五枚、石高二六石三斗九升二合である。甲斐国志には「一ニ折角ニ作ル、慶長郷村帳ニ御弟子村トアリ、高萩ノ南、一嶺ヲ隔ツ、上下二里、河内領根子村へ一里、東ニ八坂村へ一里、各々ニ坂路アリ」と記せられており、地名の由来は定かではない。

御弟子の部落には折門と八坂、沢の子ども達が就学した古関小学校折八分校があった。折門、八坂両部落の頭文字をとって折八分校と称したが、これから、両部落をまとめて折八と呼称するようになったということである。

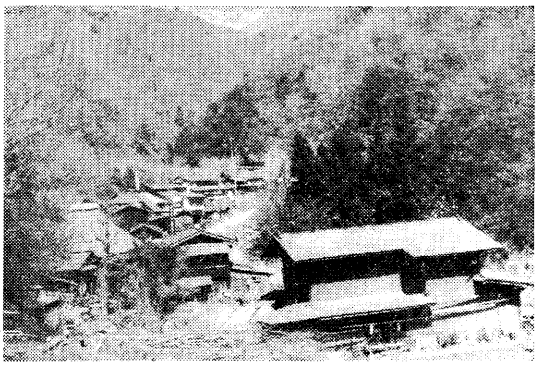

沢　部　落

上折門、下折門はかつては一八戸を数えていたが、各所に分散移住し、残った村人も昭和四十五（一九七〇）年三月挙村離村し、現在は完全な無人部落化してしまった。

八坂は武士の村、折門、御弟子は坊主の村という昔話があるが、御弟子村の地名はオデシとも書き、この村にはじめ年の若い坊さんがきた。年は若いが、ある身分の高い和尚様の御弟子さんであったところからミデシの村と呼ぶようになったということである。慶長郷村帳には御弟子村とあるところから、人々の住みつきは折門より古いのではないかと思われる。

土地台帳による地名

下折門、上折門、沢、御弟子

㈤　八坂（はっさか）

沢部落を過ぎて反木川をさらに登ると約五〇〇メートルで川は二つの沢に分岐する。右の沢をさらに約二キロメートル入った、反木川の源流点に近い所に三ツ沢（みつざわ）の集落がある。集落とはいっても現在は二戸であるが、かつては五戸の孤村集落であった。

分岐した沢を左に約六〇〇メートル入ると、やはり反木川の源流点近くに印沢（おしてざわ）という現在は無人の住居跡がある。さらに左に急坂を里程七〇〇メートル、標高差二五〇メートル登った所が八坂の部落である。

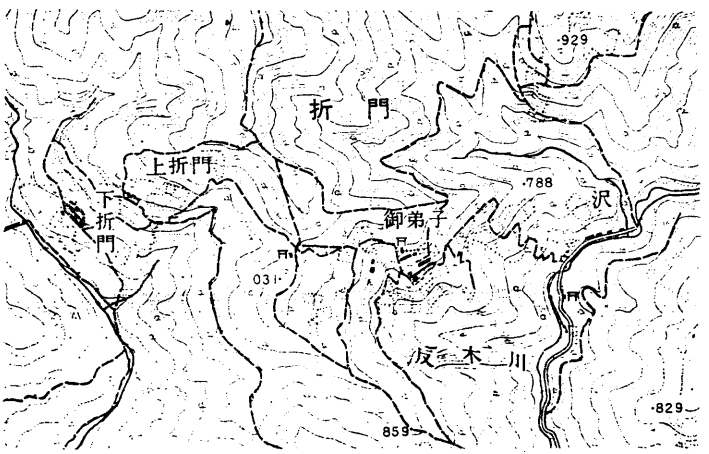

折門の地図

三ツ沢、印沢、八坂、この三つの疎村集落が旧八坂村である。

「八坂八軒、沢三軒、御弟子は五軒で後生楽」という昔からのざれ言があるが、現在も八坂は八軒、三ツ沢が二軒、あわせて一〇戸、二七人の小集落である。折門村と同じく、旧幕時代は九一色郷一四か村の内であったが、明治二十二年九一色村が上・下分村するに当たって下九一色村に属し、昭和二十九年、折門とともに古関村に合併、三十一年下部町八坂となったものである。

甲斐国志によれば、文化年間には二〇戸、六二人を数えていた。

「八坂村、石高七石四斗四升八合、戸二〇戸、口六二、鑑札四枚、下芦川村ノ南一里半ニ在リ、高萩村へ二里、根子村へ一里、各々坂路也、東ハ精進村ノ山堺ヒ、本村は九一色郷名ニミエズ、分村の事詳ナラズト云フ」

とあり、一戸当たり平均石高わずかに〇、三七石という全くの山間の孤村であった。地名は八坂、三っ沢とも、いずれも土地状況によるものと思われる。

三っ沢へは車を利用することができるが、八坂へは折門、御弟子と同じく徒歩に頼るしかない。

八坂峠頂上に近い孤村で、下部町集落の中で最高標高に位置する。本栖精進の村より高く、西八代郡内では富士豊茂に次ぐ海抜九六〇メートルである。

八坂部落は三っ沢にある山口姓の一軒を除いてすべて今福姓を名のり、単一の同族集団と思われる。

口碑によれば、甲斐源氏の一族、一条次郎忠頼（武田信義の嫡男、一条の庄現在の甲府舞鶴城付近＝に居を構える）の忠臣、今福善九郎が村の開祖であるといわれている。今福善九郎は一条忠頼の謀反をいさめたが聞き入れられず、ために病気と称して館より辰巳の方向に当たる八坂の山中に引き込み浪人となったものであるといわれている。忠頼が鎌倉で殺された後は髪を下して浄閑と号し、主君のめい福を祈って八四歳の天寿を全うしたと言う。善九郎の墓は鎌倉期の作風をよく残した法きょう印塔である。

八坂も、折門も、前述したように、天正のころから九一色郷に属していた高萩村の枝村である。

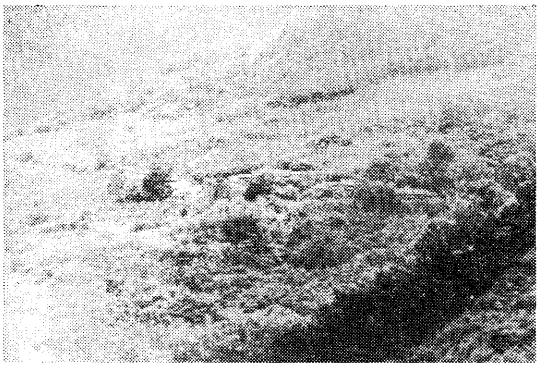

今は無人集落となった上折門

九一色はもとは工一色で木工の製品を年貢のかわりに納めることを許されていた村のことであった。中世の社会生活においてはヒノキ物は重要な日用品であった。ヒノキの材質を活かして、これを薄く削って円形または方形に曲げ、さくらの樹皮を細く割いて、これで綴じて作るので曲げ物ともいった。蒸籠（せいろう）飯つぎ（めしつぎ）柄杓（ひしゃく）篩（ふるい）三宝（さんぽう）などはその例である。これらの木工品を年貢のかわりに納めることを許されていた地域ということである。

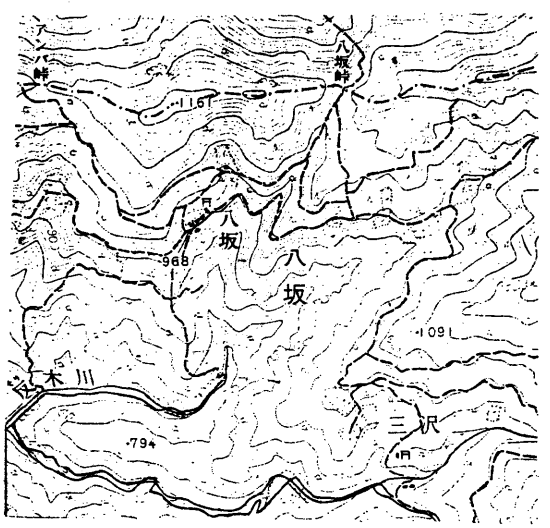

八坂の地図

九一色郷は甲斐国志　古跡の部によれば

「凡ソ本州、四方ノ山ニ居ル者多シト雖モ、狭隘カクノ如キノ地ヲ視ズ、イワユル高萩、三帳、下芦川、梯（かけはし）古関、鶯宿、精進、本栖、西湖、九村ナリ、ノチ分枝シテ、中山、折門、垈、畑熊、八阪（八坂）合シテ十四村トナル」

とあり、山村の多い甲州の中でも、これほど狭隘の地は他に例を見ないというのである。

これ程の山間へき地ではあるが、古道の中道往還の通っている地域であったことから、山岳地帯にもかかわらず、木工業のほか行商、運輸に従事する者も多く人口も増加し、はじめ工一色といった二、三の部落もやがて九か村となり、工一色九郷と総称されるようになった。それがいつころからか工一色を九一色と記すようになったという。旧幕時代にはさらに高萩村に五つの枝村ができ、九一色郷一四か村となったものである。

武田信玄の卓越した民政は天文九（一五五〇）年、奈良田、湯島、九一

色の郷民に諸役免許の恩恵を与え、行商や運輸に従わせた。これはヒノキ物の生産が重要産業であったとともに、劣悪の立地条件から、農産物の徴税が下可能であったことによるものである。その後徳川家康は、沿革でも述べたように武田の民政を踏襲し、たくみに九一色郷在地武士団を懐柔して中道往還を経て甲州入りに協力させ、北条氏を抑えて甲州占領を完了した。武田家以来の九一色郷の特権は家康によって承認させ幕府の出先機関は九一色郷民のために六四二枚の鑑札を発行交付し、これを受けて九一色郷民は甲州地内はもとより、遠く駿河、信濃、武蔵、相模に往来して行商、運輸にたずさわったという。

八坂の鑑札四枚、折門の一五枚はこの六四二枚のうちのものである。三つ沢部落にある金山神社にはこの「諸商売役免許」の木札（鑑札）一〇三枚が保存されており、この鑑札は昭和五十四年四月、町の文化財に指定された。（詳細は第一三編参照）

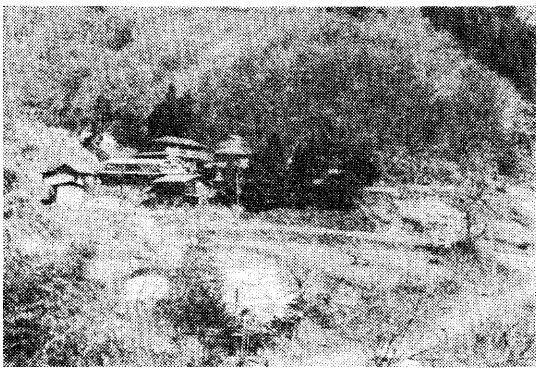

三ツ沢部落

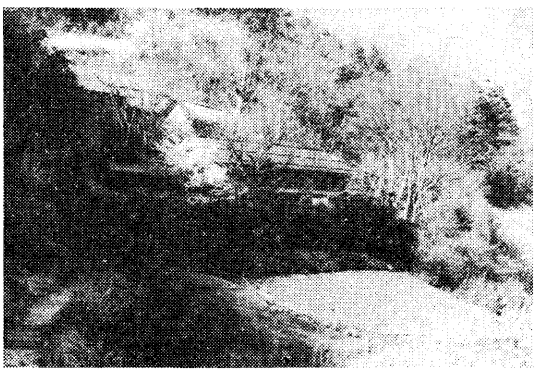

八坂部落

土地台帳による地名

大八坂　三つ沢

(六) 中之倉

古関地内で反木川は常葉川に合流する、この地点で久那土方面から来た県道は国道三〇〇号線に入る。このT字路を左折すると国道は常葉川沿いに中之倉峠へと登っていく。T字路から一、二〇〇メートル、標高差六〇メートルの所にある塊村集落が下中之倉である。さらに里程一二〇〇メートル、標高差四五メートルのところに孤村集落、灯（とぼし）の部落があ

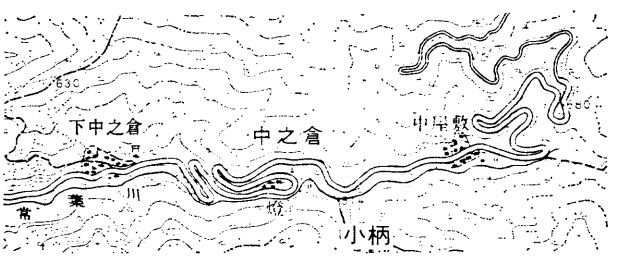

中之倉の地図

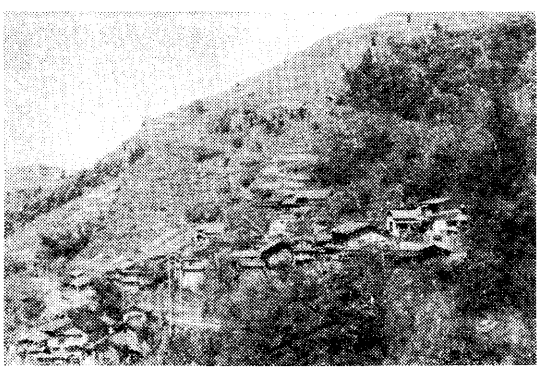

中　之　倉

る。灯を東側から常葉川に入る沢に沿って三〇〇メートル入った所に小塚（小柄）常葉川沿いにさらに里程一、五〇〇メートル、標高差一、〇〇メートル登ったところに中屋敷の塊村集落がある。これら国道三〇〇号線沿いに点在する下中之倉、灯、中屋敷、小塚の疎村集落が中之倉部落（旧中之倉村）である。中之倉は水平距離二・七キロメートル、垂直距離一五〇メートルにわたって点在し、どの集落も、常葉川がつくった沢に面した斜面のわずかばかりの平地を利用し、または石垣積みで宅地を造成して軒をつけるように固まって集落をつくっている。

現在戸数は四七戸、人口一五八人でシイタケ栽培を主とする林業、養蚕のほかは職人、労務者、勤め人が多い。

旧幕時代は戸数四二戸、人口一八一人、石高四五石五斗二升四合で、薪炭の生産、用材の切り出し等林業を主とし、紙すきも行われ、運上紙も上納していたようである。大正五年ころまではまだ紙すき業者も十軒あり、西島和紙に匹敵する上質の和紙を生産し、この紙はからかさの紙に使用されていた。

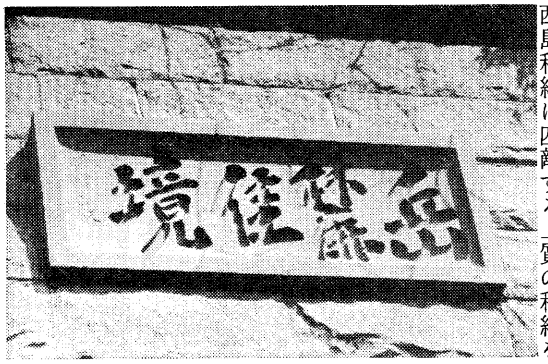

徳富蘇峯の筆による銘碑

往時は古関、釜額とともに古関の口留番所の関守を二人ずつ交替で勤め、また長坂御林の保護管理にあたっていた。そのために村の諸役を免除されていたという。

中之倉の地名については、佐藤八郎著「甲斐地名考」法師倉の項を参照に考察してみると、同書における法師倉の倉の説明の箇所を引用させてもらうと次のように記してある。

『法師が傍示（標示）であることに次いで法師倉の倉はどうであろうか、江戸時代、紀州徳川家の儒臣、井田南陽は「〝くら〟は山の峻嶮なるところを云う。」といい、また〝植物渡来考〟で知られる白井光太郎博士も「〝くら〟は岩のことなり」、と説いている。本県の芦安村は、もとは芦倉村と安通村が合併したところであるが、芦倉の「くら」は急峻な山腹の岩石の露出した所をいう名である。富山県の立山登山口で知られる芦峅寺、その北西方の岩峅寺の両部落に共通の峅も岩石の露出した崖を意味することばで、法師倉、芦倉、〝くら〟と同じである。」

古語辞典には「くら谷」ということばがあり、「くら谷とは谷間のことで、一説には岩の現れた谷のことを云う」とある。

また、地名の研究には「クラはけわしい所、元の意は人為的に岩石を集めた所」とある。

これらのことと、中之倉の地形から考えて、中之倉の「くら」もやはり「山の峻嶮なるところ、また、岩の露出した谷間」の意と解することが妥当ではないかと思われる。常葉川の谷の落石、流石が多く、耕地も道も、石を除き、また石を積んで作ったものであろう。往時、この地に住むためには人々は石をどう始末し、どう利用するかまさに石との戦いであったろうと思われる。

ここから中之倉の地名が出たものであろう。しかし「中」の意についてはどう解したらよいものかわからない。一説には「下、中、上とあったそのうちの中であろう」というものもあるが、下、上がいずれに当たるのか、見当がつかない。

地名にまつわる口碑、伝説は多く、集落発生の古さをうかがわせている。

戦国の世、戦いにやぶれた、手負いの武士の頭領が逃れてきて、血と泥に汚れた衣類を洗った滝つぼが芦洗場（足洗場）であり、陽がくれて里人から灯火を借りた場所が灯（とぼし）であり、鎧を脱ぎすてた場所が鎧畑、もっていた小柄をなくした所が小柄（小塚）隠れた場所が石小屋、牛首は打ち首がなまったものだとの説もある。

中之倉も根子と同じように赤池性が多く次いで渡辺、伊藤、内藤となっ

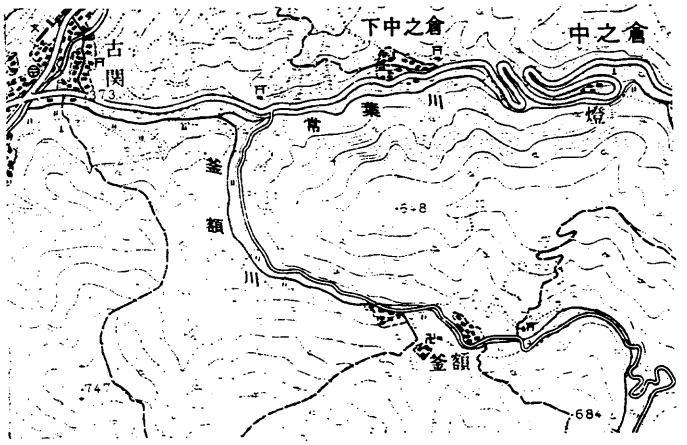

釜額の地図

ている。

国道三〇〇号線は、つづら折に急坂の中之倉峠を登っている。中屋敷から七・四キロメートル、標高差三二〇メートル登った所で中之倉トンネルに入る。トンネルを抜けると、全く突然に真正面に広大な本栖湖と、富士の霊峯がそそり立つ雄大な風景が展開する。

このトンネルは、昭和十三年に五年の月日と当時の金一一万円を費やして完成したもので、この眺望を計算に入れ三度にわたる測量と設計を重ねて掘さくされたものだという、このトンネルの湖側入り口の上部に埋め込まれている石額「岳麓佳境」は、徳富蘇峯の筆によるものである。

中之倉トンネルの脇の湖岸には中之倉地内最高標高に居住する単戸居宅、浩庵荘がある。この脇道を国道からそれて下り、湖岸を進み、長崎をまわると、全国モーターボート競走会連合会本栖研修所がある。この先二〇〇メートルに本栖湖に注ぐ沢があるが、ここまでが中之倉地内である。これからさらに広川原を過ぎ、竜ケ岳（一四八五メートル）のふもとを進むと枠沢（わくん沢）という沢へ出るが、ここまでは釜額地内であって、ここが上九一色村、本栖と下部町の境界になっている。

川頭、所久保、三つ沢、百合切、西夏作、霖間、辻、地蔵ノ上、久前戸、小渕、牛房畑、石小屋、東川戸、中川原、南郷、鍛畑、堰戸、向山、小塚（小柄）、日向山、大平、古屋敷、沢ノ神、間当、川平、大門、夏作、小林、上間当、久保、狐穴、浅日、西沢、萩ノ平、上ノ山、久保坂、小沢、黒木、芦洗場、滝脇、貉石、灯、高畑、牛首、立岩、川尻

土地台帳による地名

(七)　釜額（かまびたい）

古関から中之倉へ入る手前で、南から出る釜額川が常葉川に合流している。上流で常葉川を渡り、釜額川に沿って南へ入る道路がある。国道からはなれて、この道路を約一キロメートル入った所に釜額の集落がある。釜額川に沿って列村形態をとる谷あいの小集落である。

道はさらに仏峠を登って、本栖湖、川尻に至っている。本栖湖長崎から川尻を通り竜が岳の中間までの地域も釜額の地内である。

現在戸数は二三戸、人口九八人である。旧幕時代は釜額村では、古関、中之倉と、ともに交代制で古関の関所の関守に従事し、また長坂御林の管理に当たっていた。

旧幕時代の戸口は一九戸、九九人、村石高、三〇石八升四合であった。明治初期は二二戸、一一九人、昭和初期は二三戸、昭和四十年は二八戸、一五四人と増加したが、それから一四年間で現在の戸口に減少している。むかしから薪炭、シイタケ

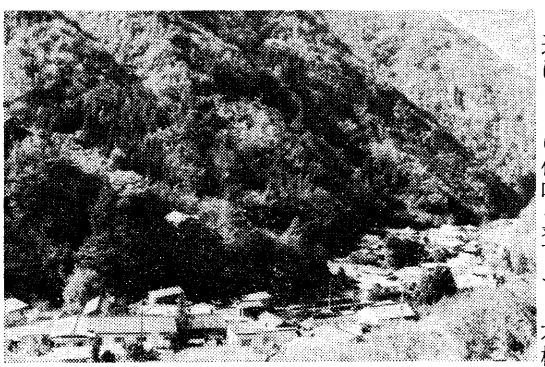

釜額部落

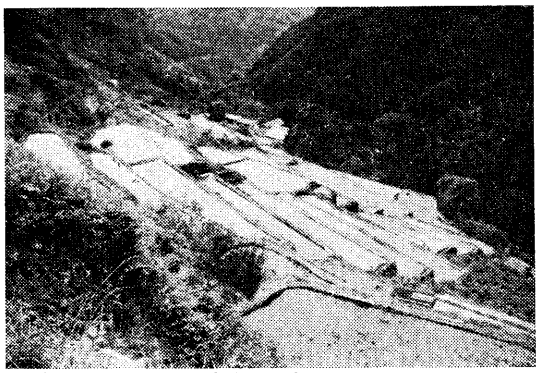

大磯の千枚田

などの林業が中心で、釜額川河岸段丘を利用した水田はほとんど自家消費用である。

昭和四十五年、民宿村として発足し、現在はほとんどの家が民宿を営み、部落がこぞってその振興に努力している。カレンダー民宿というユニークな方法もとり入れ、清流を利用した川魚料理、シイタケをはじめ豊富な山菜料理は都会人の好評をはくしている。赤池清正による土鈴の焼き物は独特な味をもちこの地の特色にもなっている。現在は土鈴だけにとどまらず、カレンダー民宿にふさわしく干支にちなんだ小動物人形の焼き物も作られている。

地名についてはさまざまな説があり、どれであるかは定かではない。

甲斐国志には「山嶺ノ形ニヨリテ起ルナルベシ」とされている。

また一説には山嶺の形（長坂峠）が鎌の上端の形に似ているところから、鎌額というようになり、それが釜額となったともいう。

また他説として、釜額川の水行が、長坂御林から見下ろすと、鎌の上端のカーブに類似しているところから鎌額となり、さらに釜額となったという山に対して川を起源とする説もある。

また伝説として、武田勝頼家臣、根子弾正之助が主家滅亡の時にその従者釜額五郎左衛門を伴って残糧米、大マス五升を背負ってこの地に入り、根子弾正は根子部落を、釜額五郎左衛門は釜額部落を開拓したという話もあるが、村落発生の時代考証上からも年代的に大きな無理がある。

部落内上手屋敷には仁和三（八八七）年に信州諏訪大社から祭神を分霊勧請して祀った諏訪神社があり、また渡場には、文禄元（一五九二）年に方外院第二世随応養順和尚によって開山された金松山長沢寺がある。

土地台帳による地名

新田、上ノ山、上手屋敷、向平、寺ノ上、朽栃沢、熊穴、下ヲゾヲリ、柿手向、堀田、宮脇、姥ケ沢、滝ノ前、中瀬、向山、居平、氷上、姥僧作、保山、小屋ノ入、小屋ノ沢、渡場、三ツ木、茸沢、柿平、下沢ノ戸、上沢ノ戸、長坂、川平上、小沢向、滝向、灯向、榎、小塚向、小芝、三ツ沢、川尻、端足日向

釜額は一村すべて赤池姓である。単一同族集団か否かはわからないが、系列を同じにする同族集団の集まりであろうと思われる。

釜額から仏峠へ登ると、その裏側は本栖湖と川尻である。長崎から川尻をまわり、南岸の上九一色村との境界までは釜額地内に入る。

川尻には往古、金山があり、広河原一帯は一時川尻千軒と呼ばれにぎわったということである。近年再掘され、昭和十年ころまでは細々ながら採鉱が行われた。掘り出された鉱石はカマスにつめられ、本栖湖を舟で渡り茨城県へ送られて精錬されたということである。現在は廃坑となっている。

川尻地内には町営のキャンプ場も設けられている。

(八)　大磯小磯

久那土地区、芝草の部落から三沢川に沿ってさらにさかのぼると、河岸段丘上に、または河岸の山腹にいくつかの集落が点在する。これが大磯小磯の部落である。（旧大磯小磯村）

山深い谷間の村に大磯小磯の地名はそぐわない感じがするが、村名の由来について次のような伝説がある。

「芝草と瀬戸の境の山頂に陣場という所がある。鎌倉時代、曽我某という者が陣を張った所という。しかし、不幸にして戦いに敗れ、ふもとの沢で自害して果てた。今もこの地を自害沢という。近くの林の中には、その者の墓と伝えられる苔

むした宝きょう印塔が残っている。曾我氏自害の後、妊娠中の妻は一子を伴ってはるばる相模の大磯から夫を尋ねてきたが、夫の自害を聞き落胆して、その足で山奥の焼間（甲斐国志では谷隈、台帳地名はヤクマ）にたどりつき、やがて生まれた子どもと三人で隠れ住むことになった。これが大磯小磯の始まりであって村名は故郷、相模の大磯をしのんでつけられたものである。」

ということである。

部落は、諏訪神社のある八王子、そこから北西の沢を登って下小磯、中小磯、上小磯、八王子から、そのまま大磯川沿いに上ると田が村を経て、仏僧の下に出る。ここで三沢川は二つの谷川に分岐する。この分岐点の左岸上段に旧古関小学校磯分校が、今は廃屋となって残っている。大磯川に沿って上ると仏僧の部落である。さらにこの上流に大磯の部落がある。分岐した沢を右に入ると道は一度は沢ぞいに進むが、すぐするどく左カーブして左側の大磯川の上段に出る、仏僧の対岸に当たる。この道を登ること約一キロで大磯部落の上に出る。道の左側、約一〇〇メートル下の沢にかけての急斜面に、峯山からの豊富な湧水を利用して水田が作られている。斜面を削り、石を積み、階段状に作られた水田は千枚田と呼ばれ、規模こそ劣るが、有名な能登の千枚田、信州の千枚田を想起させるものがある。

この道をさらに登り、水船から六・五キロ旧磯分校から四キロの地点に峯山の集落がある。巨大な峯山の天狗岩の下、海抜八〇〇メートルの棚状の山腹にある全くの山頂孤村である。

これら八王子、下小磯、中小磯、上小磯、田が村、仏僧、大磯、峯山の孤村集落の集合体が大磯小磯部落である。



大磯小磯

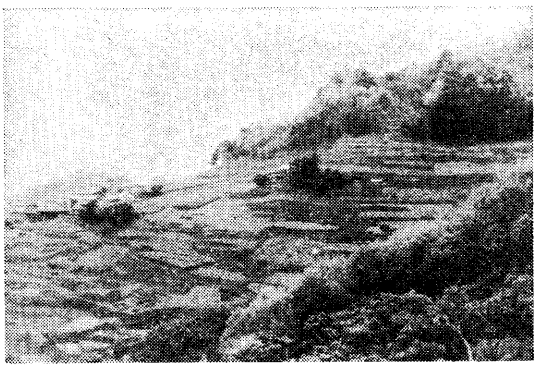

大磯小磯の峰山部落

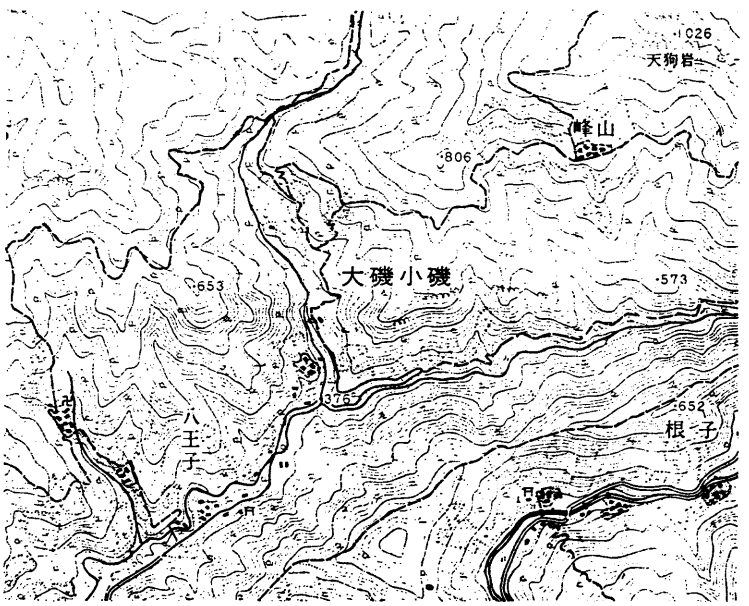

大磯小磯の地図

現在、戸数は五〇戸、人口一八一人、主として林業、養蚕を営むが、今は職人や勤め人が多くなっている。近年、昭和五十二年度林業構造改善事業として、峯山まで幅員三メートル、全長五、一七〇メートルの道路がつくられ、峯山まで自動車を利用することができるようになった。

旧幕時代は、芝草とともに川筋は異なるが古関七か村に属し戸四九、口二二九、馬三、村石高五八石九斗九升で一戸当たり平均石高一・二石、一戸平均家族数四・七人であった。

明治、大正と戸口も増え、昭和四十年、国勢調査では六〇戸、三〇五人を数え、一戸当たり平均家族数も五人であった。

しかし十四年たった現在は、戸数で一〇戸、人口で二二四人の減となり、一戸当たり平均家族数も三・六人となって過疎化の激しさを如実に表わしている。人口の過疎化はまた、その構成の高齢化をも伴って起きる。磯分校も昭和三十八年には一学級ながら三一名の在籍児童が勉強をしていたが、昭和四十八年にはわずか二名となってしまい同年三月折八分校、根子分校とともに廃校となってしまった。

大磯小磯には伊藤姓、赤池姓が多く、次いで田中、伊東、内藤、樋川姓がある。

土地台帳による地名

赤芝、三枚畑、横畑、八王子、大畑、八王子向、八王子横手、下小磯、中小磯、上小磯、田ケ村、仏僧、仏僧向、新居、家ノ入、家西、下向、井戸ノ上、バツジロウ、ヨスマ、ゴウシ久保、細ナギ、黒棚、船久保、大磯、大磯向、アマノ木沢、自害沢、滝ノ沢、スガイ沢、栢木沢、西沢、小沢、垰沢、貉川、釜渕、大渡、山ノ神、甲ゲ田、森向、間原、ヤクマ、カクラ、大峯山、峯山、大日陰、栗矢、ビリ坂、茅山、中塚、西ノ入、日影林、蛾ケ岳、熊蔵、棚上、

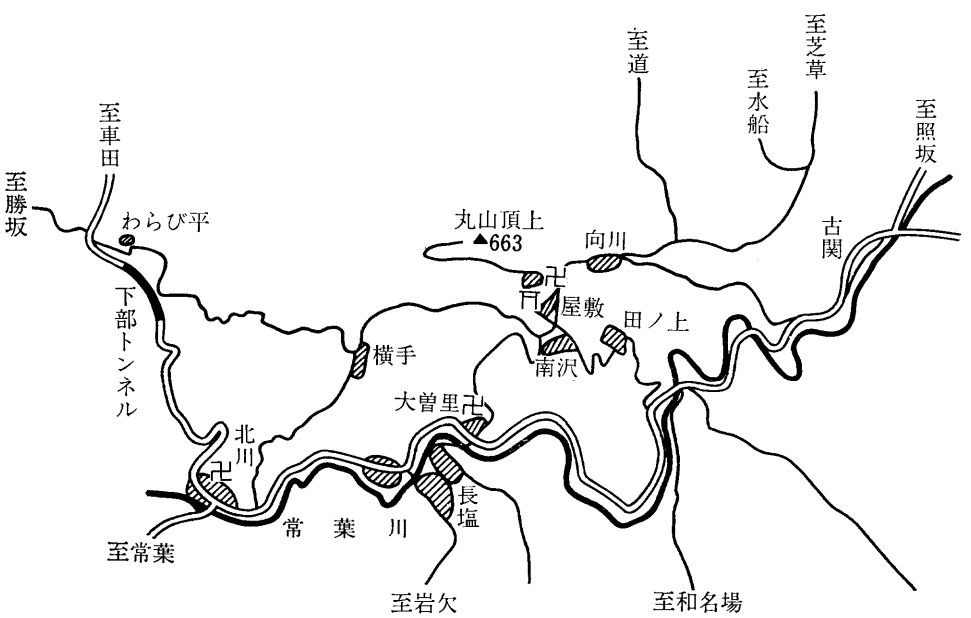

丸畑の地図

(九)　丸畑（まるばたけ）

古関三宮司橋から常葉川に沿って国道三〇〇号線を約三〇〇メートル下り、さらに右折して一、三〇〇メートルほどの山道を登りつめたところに丸畑の集落がある。

丸畑は、丸山の頂上、標高五〇〇メートルの南側緩斜面に開けた集落で、丸山に開墾された大きな畑という意からつけられた名であろうといわれている。

笠（笠山）　向川、屋敷、田ノ上、南沢、横手の六つの小字からなる疎村集落である。

地域的にも、集落分布的にも、村落形態をとっているが、なぜか昔から北川村と古関村に分かれて所属していた。現在も横手、笠、南沢は北川の大字に属し、屋敷、田ノ上、向川は古関の大字に入っている。

現在、大字古関である屋敷、田ノ上、向川の戸口は二五戸、七五人である。

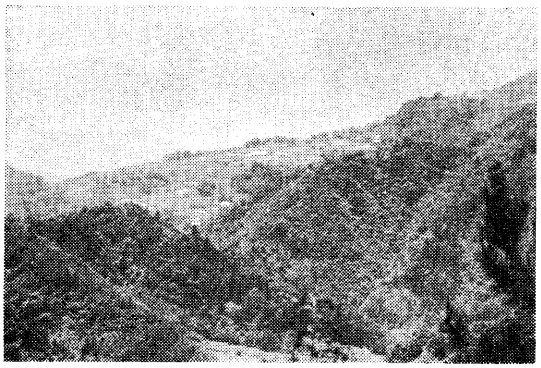

丸畑の遠望

昔からの農業集落であるが、ほとんどが畑作中心の兼業農家で、米作は、田ノ上部落の者が常葉川沿岸の河岸段丘に降りて耕作している。

他は主として養蚕や畑作であるが、近年南面傾斜地を利用してエンドウなどの野菜の出荷も行われている。

昔は本栖に産出する「スズ竹」を利用して箕（ミ）を作り、特産物として広く各地に売り出していた。

享保三（一七一八）年、向川部落に生まれた木喰五行上人は、九十三歳で没するまで広く諸国を行脚、千余体の木彫仏像を残したが、近年その素朴な芸術的価値を評価され、丸畑に現存する一〇体の仏像と関係文書は県民俗文化財に指定されている。（詳細は第十三編第四章参照）

旧富里分丸畑のうち、笠はすべて岩松の姓で占められ、横手もまた伊藤で占められているが、南沢は生松、赤池、小林の姓がある。

古関分丸畑は伊藤、赤池の姓が多く、屋敷は伊藤、赤池、向川も伊藤、赤池が大部分であり、田ノ上はすべて伊藤である。

屋敷の地名は特に屋敷跡ということではなく、地形的なことからつけられたとのことである。田ノ上、向川なども地形地名で、集落形成との関連はない。氏神はそれぞれの小字集落にあり、各小字部落は同族集団的なにおいが強い。

現在は三沢口、古関口など自動車で自由に往来できるが、西八代縦貫道路ができるまでは、わらび平から横手へ入り、北川、長塩、古関へ出る重要な徒歩道の道筋であった。

第5編

自治のあゆみ



町民の生活に必須な事務が
円滑に処理される役場事務室

第一章　町の行政

第一節　町のあゆみ

一　自治の芽ばえと戸長制度の発足

徳川初期、村々に名主・長百姓・百姓代のいわゆる村方三役が置かれた。この村方三役や五人組の制度によって、切支丹防止・年貢上納・犯罪防止・上意下達などの機能を発揮しつつ相互扶助の連帯責任を持つ点において、不完全ながら村々にも自治組織が芽ばえてきた。

ところが明治五年四月太政官布告第一一七号をもって伍組編成法が発布された。これは四戸から十二戸までの間で適当に組み合わせて伍組を編成し、組内の公選で伍長一人を置き、伍長の公選で正副戸長を定め県がこれを調査の上任命することになった。退職の際は正副戸長、伍長連署で願い出で県令の許可を受けることになっていた。

この伍組は徳川時代の五人組にならったもので、自治体の末端組織として設けられ、富里村を例にとれば、村発足以後は旧村ごとに一人の伍長惣代が置かれていた。

伍長惣代の任務や選任方法等を知るために、明治十二年七月富里村会で制定した伍長惣代定則条例を左に掲げる。



副戸長申付書



連合村当時の文書

甲号第三議案第五号

伍長惣代定則条例

第一条　伍長惣代ハ都テ該組進歩ニ至ラン事ヲ担任ス

第二条　布告布達及村役所ヨリ達スル処ノ趣旨各伍組或ハ毎戸之ヲ説示シ而村役所ヨリ屢々照会ノ件アレハ之ヲ回答スヘシ

第三条　道路橋梁堤防田畑保護等ニ関渉スル事件悉皆担理セシムヘシ

第四条　前条掲ル外ト雖モ非常アル節ハ可成丈災害等ニ罹ラサル様百事注意スヘシ

第五条　伍長惣代勤務年限二年トス

但止ヲ得サル等ヨリ勤務相成カタキ節ハ該組伍長保証書ヘ連印ヲ以其事情村役所ヘ可願出モノトス

第六条　戸長ニ於テハ伍長ヨリ申出ノ事情調査ノ上任免ノ義命スヘシ

第七条　伍長惣代撰挙ハ各伍長ニ於テ投票スルモノトス其順序ハ戸長ヨリ撰挙スヘキノ趣旨投票可差出当日ヲ予定シ用紙相添各組伍長惣代ヘ通達スヘシ且惣代ニ於テハ各伍長通知迅速撰挙シ而シテ投票当日迄ニ村役所ヘ差出スヘシ

第八条　戸長ニ於テハ各組分投票悉皆調整ニ到ラハ調査ヲ遂ゲ当選ノ者ヘハ勿論尚当撰人ノ性名各伍長ヘ相達スヘシ

第三議案第五号

伍長惣代手当費説明書附録

伍長惣代旧各村壱員トシ独リ桃ケ久保小村ナルヲ以テ波高島へ合併トス然レバ十一員ノ給料トシテ金拾五円之レヲ三ツニ分割シ而シテ其一ヲ反別ニ一ツヲ地価金ニ一ツヲ現戸数へ賦課シ其三種合スル金額ヲ目途トシ是レヘ少シク斟酌ヲ加ヘ各村給額ヲ決定セハ果シテ公平ナラントト欲ス是ヲ以テ概畧其給額ヲ得ル左ノ如シ

一金壱円	清　沢
一金八拾銭	大炊平
一金壱円	岩　欠
一金壱円	杉　山
一金弐円	北　川
一金壱円弐拾銭	市ノ瀬
一金壱円	波高島桃久保
一金参円	常　葉
一金壱円	上ノ平
一金壱円	下　部
一金五拾銭	湯ノ奥

名主・長百姓の名称は戸長・副戸長に変わったが村々では依然名主・長百姓の名称を潜称していた。名主と戸長とはその職務内容において、性格が違うことは次の布達によって明かである。

布達

戸長の職務は、村内人民を奨励督責し、庁の布達を速かに施行し、租税を収め、耕耘牧畜を励め小学を盛んにし、戸籍を正し、地券を調べ、堤防・用水・道路・橋梁を修繕し、舟車を通し、工芸を開き、物産を興し、その他一切の諸務をつかさどる事。

さらに明治六年四月、「戸長可心得条々」が県から布達されて、戸長の任務はますます重くなった。

戸長可心得条々

一、戸長之儀は支配内一統之者へ伝達之事件を始め平出諸世駈引等其役務たり時により支配内之惣代にも可相立事に付謹而御仁政之御趣意を奉じ精勤を遂ぐべき事。

一、役職に傲り尊大驕奢の所行堅く誡之、町村内の者より申出る儀は是非をもわかたずさし押へ情実を上達せず、或は公事訴訟等に付賄賂を請け依怙之取計等いたすまじく、方正廉直を旨とし条理明らかに可取計事。

一、追々相達する趣吃度相守諸布令其外伝達無沈滞速に取計旨趣峯かに町村内之者共へ可申聞事

一、町村内之者離散せざるやう注意いたし貧窮之ものあらば難渋極まらざる内扶助の手立をなすべし、自然下において心に不任程の事は速に申べく常に華美の奢を警め、無益之費を省き農業を勧め諸人成立の心遣ひ肝要たるべき事。

一、隣町村相親み互に気を付諸事申談聊隔絶する人有之べからざる事。

一、田畑荒さざる様堤防橋梁道路溝川等修補に怠るべからず自然水損等にて大破に及び下において普請調へ難き程の事は速に申出べく荒地場起返しの儀も村中申合せ精々力を尽すべし。若村内之力に不及事は是亦速に可申事。

一、田畠用水筋山林等境界を正し争論起きざるやう兼て可心付事。

一、貢納之米金其外諸上納期限に至り差支ざるやう手配方兼々可心懸事。

一、官用と号し町村へ不当之出金いたさせまじく諸入費は常に明細書に記し置き惣て清廉の取計肝要たるべき事。

一、運輸の便を起し土地を開き良木を植付物産を盛んにし永世土地の栄をはかるべき事。

一、善を勧め悪を誡め風儀をよろしきに導く事役人の勤方にあり心得方宜からざるものあらば慇懃に教諭を加え行状を改めしむべし、且又諸人に抽で心得よろしき者あらば逐一に申出べき事。

一、会所集議の節、飲食に長じ又は雑話に打過費用を省ず職業を妨る事堅く禁之心得違無之様町村内へも兼々可申聞事。

一、常々戸籍の取しらべ怠ず支配内に不審の者不可留置事。

一、溝川道路不潔にして塵芥腐敗し都て臭気あるものは養生に害あり常に申合掃除等怠ざる様可申付事。

一、凶年飢歳の手当怠なく心配遂べき事。

一、火之元別て入念相慎候様可申付事。

右之通相心得べき者也

明治六年第四月

山梨県

二　区制と郡制

明治五年正月県下を八十区に分ち、一区をおよそ千戸を標準として、七・八か村から二十四・五か村ぐらいで編成し、各区に戸長一人、副戸長二人ずつを置いて専ら戸籍事務を行わせた。（この年はじめて戸籍制度が実施された。これを壬申戸籍という）区制がしかれて八代郡は第一区から第十六区までとなり、各区に村々を所属させた。

これによって折門・八坂は第十一区に、山家は第十二区に、熊沢・嶺・久保・大山・芝草・大磯小磯・根子・瀬戸は第十三区に、三沢・樋田・車田・切房木・道・水船・古関・中之倉・釜額は第十四区に、上田原・一色・市之瀬・北川・岩欠・杉山・大炊平・清沢・常葉・上野平・波高嶋・桃ケ窪・下部・湯之奥は第十五区にそれぞれ編入され、各区に官選の戸長・副戸長が置かれた。

然しこの区制は明治九年十月三日改編されて、県下を三十四区とし下部町全域は第二十区となり、この時から正副戸長は、正副区長となって共和村の二宮貫平が区長に任命された。

達

毎区戸長副戸長廃止更ニ区長副区長ノ称ヲ以テ一区一人ヅツ置候条区内ノ村ニ於テ篤ト人選致シ一村封書ヲ以テ来ル十一月十五日限リ可申出右給料ハ可為民費条区限相当取定可伺出事但シ区長副区長人選中ハ是迄ノ通元正副戸長ニテ事務可取扱事

十月二十四日　　山梨県令　土肥　実匡

この改編された区制は僅か二か年で終わり、明治十一年九月新たに郡区町村編成法が制定、公布されて従来の区制は廃止された。

（郡区町村編成法の条文は第三編四章二節参照）

右によって府県の下に郡、郡の下に区町村を置くことになり、その大きい郡は東・西・南・北・上・中・下などに分割することになった。しかして郡には郡長を、町村には戸長を置いて行政事務を執ることになった。

本県では十二月十九日山梨・八代・巨摩・都留の四郡を分けて山梨・八代をそれぞれ東西に、巨摩を南中北に、都留を南北に分割して九郡となし各郡に郡役所を置いて官選の郡長を配置した。この時下部町全域は西八代郡に属し、市川大門村の旧御陣屋に郡役所を置き、最初の郡長に南巨摩と兼任の名取善十郎が任命されて来た。

郡の分割については、初め八代郡の割石峠以南と、巨摩郡の大柳川以南を合わせたいわゆる東西河内領をもって河内郡を設置して、岩間へ郡役所を置く案が出た（この案はその後大正時代にも出た）が、結局この地方は中央に富士川という自然の境界があるので採り上げられず、県の方針によって八代郡は東八代と南八代に、巨摩郡は東巨摩・西巨摩・南巨摩に分割することに定めて、内務卿に認可の申請をしたのであるが、時の内務卿伊藤博文の裁断によって八代郡は東八代と西八代に、巨摩郡は南巨摩・中巨摩・北巨摩に変更のうえ認可になった。

三　町村合併と町村連合

これより先、町村合併促進の方針が打ち出されていたが、さらに明治七年九月二十五日山梨県布達甲第一八四号をもって、県下の小村群に対し強力な合併勧奨が行われた。

（布達文は第三編四章二節へ掲載につき参照）

これが契機となって、県下には続々と合併による新村が誕生した。下部町内においては、いち早く明治七年十月九日嶺・久保・大山の三か村が合併して三か村が隣保団結するという意味で三保村となり、十一月十七日八坂・折門二か村は畑熊など外九か村と合併して昔からの九一色郷であったところから九一色村となった。翌明治八年四月二十三日には清沢・大炊平・岩欠・杉山・北川・市之瀬・常葉・上之平・波高島・桃ケ窪・下部・湯

之奥の十二か村が合併して、多くの村が合併したという意味と、また、富みたる里という意味で富里村と称し、同年六月三十日には上田原・下田原・一色・宮木の四か村が合併して共同和楽の意をもって共和村となった。さらに同年熊沢村は隣接岩下・寺所・五八と合併して河頭村を組織した。その他の村々は県から強い勧奨を受けながら、従来の小村に強い愛着を感じそれから脱しきれず合併しようとはしなかった。

そこで県はこれら勧奨に応じない小村群に対して、連合組織を命じて来た。よって明治十三年一月三沢・樋田・河頭・車田・切房木の五か村で三沢村外四か村連合。道・水船・芝草連合。大磯小磯・根子連合。古関・瀬戸・中之倉・釜額連合などの連合村をつくった。（道以東が全部連合して古関村外八か村連合を組織した時もあった）

これら連合村当時の資料は極めて乏しく、それぞれの連合村に連合戸長が置かれたはずであるが、その氏名を知る由もないことはまことに残念である。ただ、僅かに明治十三年に古関・瀬戸・中之倉・釜額の四か村連合戸長は伊藤顕孝であり、同十五年に道・水船・芝草連合戸長は内藤常右衛門であった程度である。

さらに明治十七年十月になって三保・山家・落居の三か村連合が成って、一応自治体としての適正区域を定めるに至った。

町村の合併や連合村の成立によって村役所を設置しなければならない。さらにこのころ学制の頒布によって続々と学校が設けられ、その校舎も必要になって来た。然し発足早々の村々では早急に庁舎や、校舎を建設する余裕もなければ資金もない状態で、止むなく一時の便法として学校は神社や寺院、あるいは芝居小屋などを借用し、村役所は民家を借用するのがいずれの村でも通例であった。

郡区町村編成法が施行されて以来若干の改正はあったが、そのまま定着状態で十年を経過した明治二十一年、市制町村制が公布されて自治体の基礎はいよいよ強固になった。この法律の趣旨は公布に際して発せられた詔書によって明らかである。

詔　書

朕地方共同ノ利益ヲ発達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保団結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

明治二十一年四月十七日

内閣総理大臣　伯爵　伊藤　博文

内務大臣　伯爵　山県　有朋

市制町村制は全部で八章百三十九条から成り、明治二十二年七月一日をもって施行され、これが施行によって明治十一年七月施行の郡区町村編成法第六条及び第九条但書と、明治十七年五月第十四号布告町村会法は廃止された。この町村制は、その後部分的には何回も改正されたが、昭和二十二年四月十七日法律第六七号をもって公布された地方自治法が翌二十三年施行されるまで、全国の町村では金科玉条として守られて来た。

町村制の施行によって従来の戸長・副戸長の名称は廃止されて新たに町村長・助役・収入役の三役が生まれた。また、これを機会に町村の合併が勧奨されたので、今までの連合組織は解体されて各地で分合が行われた。

山梨県令第四一号

来七月一日ヨリ県下ニ市制町村制ヲ施行スルニツキ、町村ノ区域左ノ通リ分合改称ス。但合併ニ係ル旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存シ、飛地ハ各其所在町村ノ地籍ニ編入ス。

明治二十二年六月二十六日

山梨県知事　中島　錫胤

村名	旧村名
久那土村	三沢村・車田村・切房木村・樋田村・芝草村・水船村・道村
古関村	古関村・釜額村・中之倉村・瀬戸村・根子村・大磯小磯村
下九一色村	九一色村ノ内、畑熊組・中山組・折門組・三帳組・坐組・高萩組・八坂組・下芦川組

富里村　富里村・大河内村ノ内字川向
落居村　落居村・河頭村
山保村　山家村・三保村

四　富里村

富里村の誕生

明治八年四月二十三日富里村は発足した。いずれの村も合併するまでにはいろいろの経緯もあり、また、準備期間をも要したのであるが、富里村も十二か村合併が実現するまでには一年半も前から話し合いがあったらしく、明治七年一月作成の次のような議定書が発見された。

拾弐ヶ村合併議定書之事

今般闔州諸政御維新萌襲之一如陋習ヲ一洗シ旧慣ヲ棄捐シ更ニ合併改正ニ付衆庶一般以服膺貫徹之儀方今各所仰御太助上順序蓋人民交際之目度ヲ以園村正副戸長伍長以図陸合及各自銘之得禀議量法一定確実決意謹粛之至子茲度予其議依頼其定屢愿口則儀不可違背条々

一、戸長一名確定之事。
　但人選之義者右拾弐郷入札可致事
一、副戸長之儀者拾弐郷へ一名宛人選可仕候万一難相立候ハヽ伍長ニ而正副戸長同様相勤可申事。但年給之儀者副戸長同断相心得可申事
一、戸長年給金三拾八円ニ而毎月休日一六ヲ除之外日勤尤事務取調申之儀者休日ニ不関相勤可申事
一、正副戸長者勿論伍長代理ヲ以府ノ内郡区出張之節者日当金拾弐銭五厘所謂飯料紙代附立之事
一、副戸長年給一円ニ定メ其餘戸長代理トシ而副戸長伍長会所詰合日当者金拾銭ヲ以相勤可申事
一、会所取設之儀者園村中央元常葉村へ設立可致事
　会所入用筆墨紙炭油蠟燭代共一ケ月金弐円戸長ニ而相賄可申事、堤防用悪水路道路橋梁其他行状之儀者小路限取計可申且持山大会之儀者更ニ従前之通相可心得事、定使一人此年給籾麦ニ而弐斗入拾俵ニ金三円給与之事但外傭夫之儀者其時々賃銭ヲ以遣払可申事
一、雑査村費之儀者年内六月十二日両度ニ割右遣払之本月ヨリ金高ニ照準拾分ノ一ヲ以利子計算之事
一、村内差縫之儀ニ付会所ニ而取調中入費勝敗ニ不拘双方当分之出可致事
　但他村ヨリ相手被故公事相成候ハヽ其当人ニ而不残出金可致事。
右者拾弐ヶ村正副戸長伍長共協議之上村法取極申候然ル上者従後急度相守可申候為後証一同連署之上確定依而如件

甲斐国八代郡第拾五区
拾弐ヶ村合併
富　里　村

右は上之平区から出た資料であるが、これで見ると富里村が誕生する一年余も前から戸長や副戸長の選出方法や、配置などを決めているばかりか、給料や雑給、勤務日や一・六日（現今の日曜日に相当する日）の休日まで決めている。

これらの状況から類推すると、拾弐か村の合併は比較的スムースに進んだと思われる。

明治八年四月二十三日富里村は発足して最初の戸長に北川の小林政勝を選び、発足早々のこととて常葉の常幸院を借用して村役所を置いた。しかし村の基礎が固まるにつれて借家住居では何かと不便を感ずるので庁舎新築の必要に迫られ、明治十三年村会の決議をもって、常幸院境内へ接続した参道の東側第四五番から第四五八番まで水田四筆合計四畝十四歩（四・七五・〇三平方メートル）を常幸院領上地なるをもって村で払い下げて敷地とすることになり、早速県に対して上地払い下げの手続きを取った。

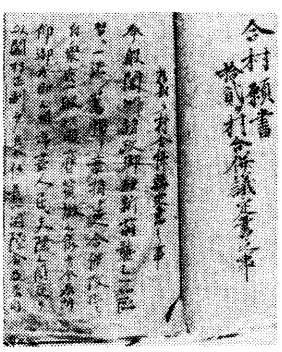

規約緒言

敷地上地御払下願添付図面

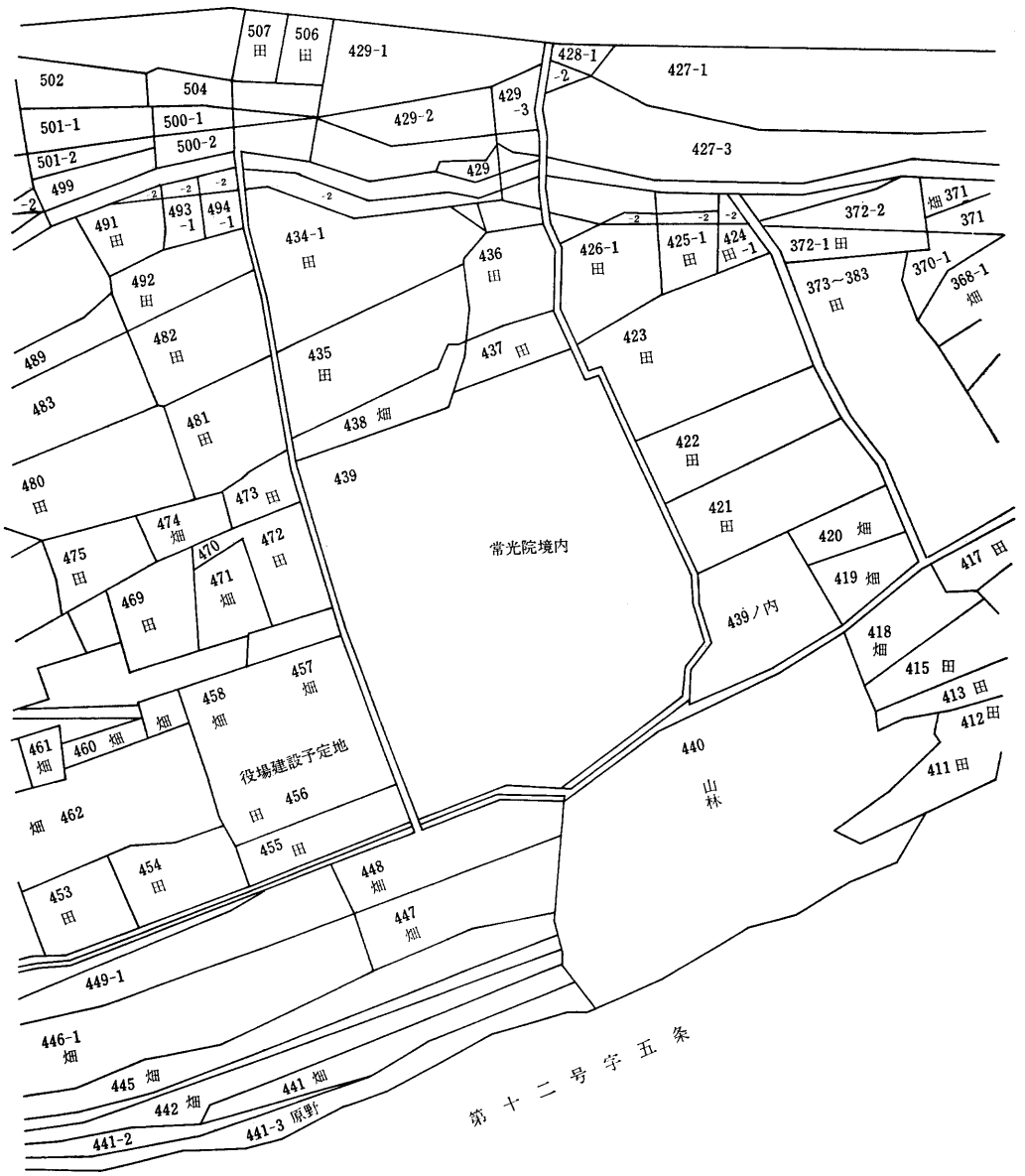

次はその申請に対する許可指令である。

村役所新築ノ為敷地上地御払下願
西八代郡富里村
戸長　小林　政勝

右奉申上候本村役所今般新築可致議決ニヨリ依而ハ位置適応ニ付本村常盤組常幸院領上地ノ内江設置仕度候間該地ヲ役所為敷地ト御払下ゲ被成度別紙取調並ニ図面相添此段奉願上候以上

明治十三年第三月十二日　右
戸長　小林　政勝㊞

山梨県令　藤村紫朗殿

第弐〇四壱号

書面願之趣聞届候条地代金弐拾円本月十五日迄ニ所轄郡役所へ可致上納事但地代金上納済地券下與之義更ニ可申出事

明治十三年五月四日
山梨県令　藤村　紫朗㊞

敷地ができたので庁舎を建築することになったがここに一つ問題が起きた。それはこの敷地が湿田で建物の腐朽が早いことと、隣接して常幸院の草ぶきの大伽藍があるので火災などの憂いもあり、さらに交通も不便であるとの理由で村会は再び敷地を村社諏訪神社境内と定め、県へ許可申請をしたところ、指令第五八六一号、明治十二年十二月廿三日付で「村社境内ハ村役所建設之義難聞届候」という指令であった。（上掲写真）



指令書

前記指令に接したので止むを得ず、三たび他に敷地を求めなければならないことになった。この時戸長は桜田正容になっていたので、桜田戸長は適当な場所が見つかるまでの間、暫定的に市之瀬の戸長自宅へ移した。次はそれを証する郡長の認可指令である。

村役所位置御願
西八代郡富里村
戸長　桜田正容

右者本村役所之義従前仮ニ常葉組常幸院ニ設置候処今般村民協議ノ上都合ニ依リ自宅ヲ以テ当分之間事務施行仕度候ニ付此段奉願候以上

明治十四年第五月三十日　右
桜田　正容㊞

西八代郡長　名取善十郎殿

第三五〇号

書面之趣認可候事

明治十四年五月三十日
西八代郡長　名取善十郎㊞

役場庁舎新築

常幸院から役所を市之瀬の戸長宅へ移して執務している間、一方では適当の場所を探しているうちに、売家があるというのでそれを買うことにした。それは常葉字東で松井晴豊所有地第一、二一六番地に建設してある建坪一六坪一合（五三・二二平方メートル）の民家である。

早速市之瀬からここへ移って、以来数年を経過するうち町村制の発布によって村役所は村役場となり、この時大河内村の一部川向が分村合併して規模はますます拡大して来たので手狭を感ずるに至ったため、新生富里村

の第一代村長松井晴豊は庁舎の移転拡充を決意し、東前院所有地で字白代第一、〇二三番から一、〇二六番までの水田四筆合計四畝十五歩（四四六・二八平方メートル）が最適地と認め、ここと先に敷地予定地として払い下げてある常幸院前の村有地を交換してもらうこととして村会の議決を経た。次はその許可願とこれに対する指令である。

土地交換許可願

西八代郡富里村大字常葉字五条下

第四百五拾五番外三筆

田合別四畝弐拾四歩　所有者富里村

明治十三年五月役場敷地トシテ払下相成罷在候処該地ハ湿地ニシテ工事ヲ成スモ忽チ朽破シ永久保存ノ見込無之隣地ハ常華院現境内ニシテ草葺ノ大堂宇ニ接シ火災ノ憂有之而ノミナラズ通路甚不便等ヨリ今般更ニ白代第千二十三番ヨリ第千二十六番迄合反別四畝十五歩当村東前院所有地ハ本村中央ニシテ前後ニ道路ヲ有シ人民ノ便利ナルヲ以テ該地ト交換ノ上役場新築致度村会議決ノ上双方熟議行届候間地所交換ノ儀御聴許被成下度

明治廿四年七月九日

富里村長　松井　晴豊㊞

西八代郡長　近森茂晴殿

右により郡長の許可があって敷地が決定したので、松井村長は村役場位置変更の件を村会にはかって決定し、さらに県知事に対し位置変更の認可を願い出た。

村役場位置変更願

西八代郡富里村長

右ハ当村役場ノ義当村常葉区地内字東第千弐百拾六番地建家ヲ買受仕用罷在候処其位置構造等不完全ニシテ水患火災ノ憂多キヲ以テ村会ノ決議ニ依リ同区地内字白代第千弐拾参番地へ新築移転致度候間御認可被下度此段奉願候也

市之瀬桜田戸長宅から此処へ移転（現在地へ移る前）

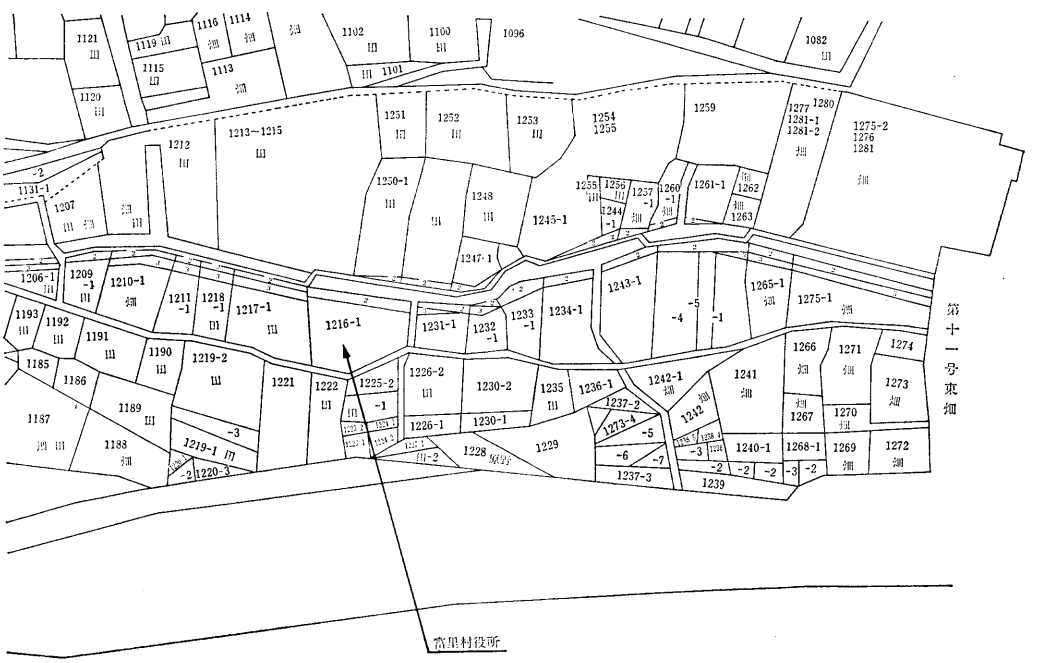

明治二十四年十二月十八日
右村長
松井　晴豊㊞
山梨県知事　中島錫胤殿

これに対し次の認可指令があった。

山梨県指令丙第壱〇八九号
西八代郡富里村長
明治廿四年十二月十八日願村役場位置変更の件認可ス
明治廿四年十二月二十二日
山梨県知事　中島　錫胤㊞

このようにして役場を移転新築した。これまでに何回か移転をしたが、この時以来時に修理や模様替えはあったが、合併による大下部町の役場となって昭和三十五年改築するまで約七十年間、村のまた町の中心としてこの建物が存在したのである。

さらに移転による旧庁舎は、明治二十六年十月二十日の村会において売却することになり次のような決議がしてある。

村会決議理由
本村有基本財産建物ノ内建家壱棟（十六坪一合本村旧役場）本村常葉地内字東第千二百十六番地松井晴豊所有地ニ建設アリテ借地料ハ金四円以上建物修繕費金参円以上合せテ金八円内外ノ金額ヲ年々村税ヨリ支出セリ。然ルニ該建物ヨリ生ズル収益等更ニ無之得失相償ザルニヨリ売却スルモノトス。

右の決議によって、同月二十五日付郡長の許可を得て右建物は民間へ払い下げてしまった。

かくて役場の庁舎は建築したものの年々殖える書類・帳簿などを保管する倉庫が必要になって来た。年々増加する村税の賦課額に対し、さらにこのうえ建築費を課税して、村民の負担を加重することは当事者として偲び難いので延期して来たが、遂に明治三十二年に至り書類を完全保管する上から倉庫建築を決議し、費用は基本財産のうちから支出することとなった。次はその申請及び許可指令である。

基本財産消費ノ件稟請
西八代郡富里村長
別紙本村会決議ノ件ハ本年度ニ於テ村役場倉庫新築ノ必要ヲ感ジ該費ハ臨時費トシテ村税ヨリ支出セントスルモ経常部ニ於テ弐千四百有余円ノ巨額ニ達シ到底負担ニ堪エ難キヲ以テ予算額金百円ハ本村有基本財産ノ内ヨリ以テ支出致度決議相成候条町村制第百廿七条ニ依リ許可ヲ乞ウ
明治卅二年四月十九日　右
村長　佐野保正㊞
西八代郡参事会
西八代郡長　小林　陽殿

村会決議理由書
本村役場倉庫新築ノ必要ハ夙ニ村会ノ認ムル所ニシテシバシバ会議ニ登スルト雖モ年々歳々経常村税ノ賦課ノ重キヲ加ヘ延期シ来リタルモ弥本年度ニ於テ新築ノ決議ヲ為シタリ然ルニ本年度経常村税ハ二千四百有余円ノ巨額ニ達シタルヲ以テ村税ヨリ徴収スルハ到底其負担ニ堪ヘ難キニ付全額金百円ヲ基本財産ヨリ支出スルノ決議ヲ為シタリ。

第五号
富里村役場
明治三十三年四月十九日付出願富里村基本財産全員消費ノ件
右町村制第百二十七条ニヨリ之ヲ許可ス
明治三十三年五月十四日
西八代郡参事会
西八代郡長　福島為則㊞

各種学校設立

学校については、明治七年の五月十六日許可により第一大学区第四十四番中学区第六十七番常葉学校（学区取締人若林直次郎）が創立、開業して常幸院を仮校舎として借用中であったが、十月諏訪神社境内にある芝居小屋（哥舞伎座）を修理してこれに移った。これは戸長から藤村県令に提出した左の願書によって知ることが出来る。

学校之義ニ付御願

八代郡第十五区

常葉村

村社諏訪大社境外上知

一、取交（とりまぜ）木数　十六本

村社江合併末社跡公納地

一、同取交　木数　三十一本

〆　四拾七本

右奉申上候常葉学校之義ハ当村常幸院ニ仮設有之候処村内並合併々協心之上村社諏訪大社内ニ四間七間之哥舞妓（伎）座有之候間右臺ヲ営繕到し移校仕度候ニ付前書木数無代価ニ而御下ケ被成下度依而明細帳相添此段奉願上候　以上

明治七年十月二十八日

右　付

伍長惣代　小林仁右衛門㊞

副戸長　馬場　幸八㊞

戸長　遠藤源五左衛門㊞

山梨県令　藤村紫朗殿

右のほか明治七年には各所に学校が設立された。即ち五月十六日には第六十六番高嶋学校が、五月十七日には第六十八番市之瀬学校及び第六十九番北川学校が生まれた。後、市之瀬学校と北川学校は統合して瀬川学校となり、これらの学校は富里尋常小学校が発足するまで続いた。

常葉学校は常幸院から諏訪神社境内の芝居小屋へ移って数年を経過するうち、児童数もふえて狭隘を感ずるようになり、且つ芝居小屋を修理した不完全な仮校舎のため児童に対する寒暑の影響などにより保健上もよくないので、出来得れば校舎を新築したいが経費の関係上、それも出来ないので一部増築をすることになり、その敷地として神社境内拝借方を願い出でたが、神社境内なるが故に許可にならなかった。次はその文書である。

官地拝借願

西八代郡富里村

公立常葉学校

本校創設之儀曩ニ明治六年三月中旧来劇場修繕而シテ教場トナスニ日月文化旺盛之域ニ遭遇シ生員漸次増殖スルヲ以一少校舎中教育奨励自在万全ヲ要セサル而已ナラズ加之フルニ寒暑ノ如キ衛生健康其宜ニ障害セサル可カラサルヲ識ル然ルニ本館位置之儀、北ハ村社諏訪大神社現境内ニ界シ而シテ東西南タル僉民有畠低之田圃ニ接絶患フルニ校舎裏面ニシテ咫尺モ増築之便ニ供セズ更ニ新ニ建築ヲ要スレドモ学資闕乏随テ一朝整理スル能ハス万々止ヲ得サル義ニ付這般該校増築之為メ所属村一同会合反覆諮詢候得共該社境内之区画ニ倚ラサルヲ得ス、設ヒ増築スルモ社内聊風景ヲ損サス却テ装麗清潔ヲ加フ、而レトモ仰ゲハ現社地境内ナルヲ以御認可之奈何ヲ憂ヘ俯テハ他ニ増箇之不便地ナルヲ之レ懼ル重畳困却之至ニ耐ヘス且増築之儀ハ実ニ本校学事進否之細大ニ関渉シ加之学科授業之体裁ヲ支ヘ一向難黙止ニ付請フ前述之情状閣下深ク御愍察被為在該地拝借之義御許容被降置度別紙

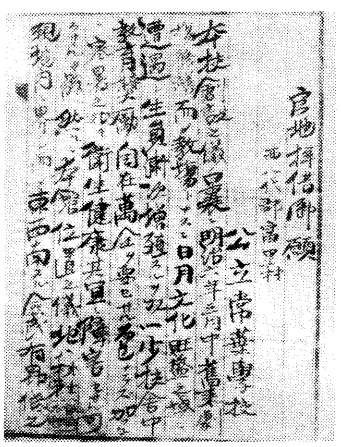

官地拝借願

地引絵図面相添主幹之者連署俯テ奉仰候以上

明治十三年第四月十四日

右校委員

堀内源太郎㊞

同

渡辺儀右衛門㊞

右社司掌

依田　国明㊞

山梨県令　藤村　紫朗殿

前書願出候ニ付奥印仕候也

右村戸長　小林　政勝㊞

前書之通願出候間即送達候也

明治十三年四月十九日

西八代郡長　名取善十郎㊞

山梨県令　藤村　紫朗殿

第壱八七弐号

書面難聞届候事

明治十三年四月廿三日

山梨県令　藤村　紫朗㊞

また、北川学校についても最初発足の時は北川の正福寺を借用して仮校舎としていたが、ここは長塩や殊に丸畑方面からの通学には極めて不便のため協議の結果、地域の中央である長塩へ移転することとなり、明治十四年七月から校舎を新築するまでの間、受性坊で授業をするようになった。但し当分の間長塩北川交互半年開校のこと。

公立小学校移転御許可願

西八代郡富里村

北　川　学　校

右者是迄当村正福寺ヲ借家仮校舎トシ授業罷在候処該居ハ属村ノ片隅ナルテ以テ生徒通学上不便ヲ譲ニ付今般一同遂ケ協議ヲ同村受性房ヲ借家シ暫時仮校舎トシ移転仕度候間御許可被下度此段奉願上候　以上

明治十四年七月七日

右校

学務委員　赤池　邦久㊞

戸長　桜田　正容㊞

山梨県令　藤村　紫朗殿

第三八七四号

書面之趣聞届候事

明治十四年七月九日

山梨県令　藤村　紫朗㊞

先に常葉諏訪神社境内へ校舎増築を計画中申請したが、藤村県令から神社境内まかりならぬといって許可されなかったので、止むなく役場の二階や日向の小林秀基方を借用して、暫定的に分散授業を行っていた。

明治二十八年三月二十五日の村会で校舎新築の議が起こったが、協議の結果、軍国多事の折にて民費多端なるの故をもって翌年度まで延期ということになった。しかして翌明治二十九年二月二十九日の村会において正式に決定し、神社境内の隣接地へ木造草葺平家建の校舎一棟を建設して、初めて独立専用の校舎を有するに至った。次に掲げたのはその経緯を証する文書である。

基本財産金ヲ以テ土地買得ノ件禀申

別紙本村会決議ノ件ハ本村立小学校舎狭隘ニ付増築ノ必要ヲ認メ校舎一棟新築スルコトニ決シタルモ敷地買得ニ充ツル費用ナキニ依リ本村有基本財産金ノ内ヲ以テ土地ヲ買得シ村立小学校舎敷地ニ致度決議相成候間町村制第百廿七条ニ依リ許可乞フ

明治三十年五月十五日

西八代郡富里村長

小林　正堯㊞

西八代郡長　小林　陽殿

村会決議理由

本村立小学校舎狭隘ニ付増築ノ議起リ昨廿九年該費用徴収セシニ其后設計ヲ変更シ別ニ壱校舎ヲ新築スルコトニ決シタル結果敷地ヲ買得セサルヲ得サルモ該費用ニ充ツベキ余裕ナク然リト雖モ新ニ賦課徴収スルハ一方ナラサル手数ヲ要シ且民力ニ堪ヘ難キニ依リ基本財産中ヨリ金百六拾円ヲ支出シ本村渡辺藤吉所有地ヲ買得シ本村立小学校舎敷地トナスコトヲ議決セシ以所ナリ。

取調書

西八代郡富里村常葉地内

字白代第千弐拾九番

一、田壱畝弐拾九歩地価金五円六拾銭壱厘

令所第千参拾番

一、田弐畝五歩　地価金七円七拾弐銭四厘

合反別四畝四歩（四〇九・九二平方メートル）

此地価金拾参円参拾弐銭七厘

此買得代金百六拾円也

右之通相違無之候也

明治三十年五月十五日

西八代郡富里村長　小林正堯㊞

第三号

明治三十年五月十五日付稟請富里村々会議決基本財産金遣払ノ件

右町村制第百廿七条ニ拠リ之ヲ許可ス

明治三十年五月廿五日

西八代郡参事会

西八代郡長　小林　陽㊞

明治三十年度における校舎新築費決算報告書によれば、総額五百七拾七円九拾壱銭七厘となっている。以来右校舎を使用すること約八年、児童数は年々増加の一途をたどり、再び校舎の狭隘を告げるに至った。

明治七年以来、常葉学校・高嶋学校・下部学校・杉山学校・市之瀬学校・北川学校などが創立されていたが、明治二十五年経費の関係などもあって常葉高嶋・北川を除き他は統合などによって廃校し、それらの地域住民は希望者のみ就学して他は義務を免除することにした。よってこれらのうち部落によっては私塾のような形で子弟の教育をしていたが、これでは完全な教育ができないので相諮って各部落から村長に対して陳情・請願などが続出した。その一部を紹介すると。

教育免除解融請願書

山梨県西八代郡富里村

下部区・湯奥区　杉山区・丸畑区

百弐拾戸総代

右教育免除解融ニ付請願仕候

教育ハ社会一般ニ普及スベキ者ナルモ我富里村部内下部区外三区ノ如キハ去ル明治二十五年免除サレタリ依テ今般該村民挙ゲテ解融ヲ請願致シ候間此段御許容被下度候也

理　由

教育ニ関シテハ上、陛下ヨリ明治二十五年十月三十日忝ケナクモ詔勅（年が違っているが教育勅語の事だろう）ヲ下賜セラレタリ国体ノ精華ハ教育ニアリト、宜ナル哉、夫レ国家ヲ富強ニシ国民ヲシテ国法ヲ遵守セシムルモ抑々教育ニ渕源セザル莫シ、是レニ依テ是レヲ見レバ社会教育ハ一日モ忽ニス可カラサル者ニシテ最モ緊要ナル事ハ喋々ヲ要セズ、勿論社会ノ形勢ニ徴シテ晰明ナリ、若シ一国人民ニシテ斯ノ如キ重大必要ノ教育無カリセバ果シテ如何、曰ク其ノ人民ハ必ズ清国人ト等シク忠ナク孝ナク蒙昧固陋ノ境界ニ立到リ従テ奴僕視セラルルナラン、今ヤ前途顧慮スレバ実ニ慨クニ勝ユ可カラズ、依テ該村民等挙テ請願スルニ到リシモ畢竟国利民福ヲ増進セシムルニ外ナラズ、故ニ当本願ノ如キハ時勢ノ依テ濫触スル者速ニ使用シテ免除ヲ解融セラレンコト村民一同連署ノ上奉請願候也

明治二十八年十月八日

右丸畑区人民総代
赤池　瀬平㊞
赤池　彦七㊞
赤池　信正㊞
伊藤　茂平㊞
岩松　幸吉㊞
杉山区総代
小林　正重㊞
小林新五左エ門㊞
小林儀右衛門㊞
小林千代吉㊞
小林伊右エ門㊞
湯奥村総代
浦田　義幸㊞
遠藤　政清㊞
門西善太郎㊞
下部区総代
石部　兵作㊞
石部　万治㊞
石部熊十郎㊞
石部　弘㊞
石部　貢㊞
依田　喜平㊞
石部嘉十郎㊞
石部岡太郎㊞

西八代郡富里村長
小林　正堯殿

翌二十九年二月二十八日、今度は丸畑を除く下部湯奥・杉山の三部落で次のような陳情をしている。

昨年申し入れた請願について、その後三部落八十八戸協議の結果、各戸が出費して金壱百円の資金を作り、これを富里村へ献納するので村ではこれを基本金として預金して置いて、その利子をもって年々の教育費にあて、永世維持するようにして下部区と杉山区へ分校を設けてもらいたい、というものである。一方北川区丸畑三十二戸では、これも次のような趣旨の陳情を二十九年三月三十日村長に提出して、強力に学校復活を申し入れている。

教育義務免除回復并に小学支教場設置願い

当区は道路峻嶮で通学不便の所であるため支教場を設置されていたが、明治二十五年国民の一大義務である教育を免除され、同時に支教場廃止されたので、止むなく赤貧の窮民は無理をして寺子屋同様の教育をしておりますが、代議制度の今日このような不完全な教育で、貴重な光陰を空費するは畏くも陛下の御聖勅に反することと考えますので、この点御諒察のうえ小学義務を回復して支教場を復活して下さい。そうして下されば私達当組から村費の内へ金百円也を、来る四月から来年三月迄に亘って献納いたします。就てはその金を永世基本金として毎年利子を教育費へ差加えられたくお願い申し上げます。

また、北川と長塩は一つの支教場を持っているが、半年交代に正福寺と受性坊に移転する状態で、そのため教員も居つかず教育の効果が上がらぬので、中央へ新築してもらいたいとしきりに陳情する有様、その上本校では校長小野茂吉から「生徒数がふえて諏訪神社の拝殿を使用しているのだが、校舎新築が延期に延期を重ねているため教育に支障少なからず、直ちに新築して欲しい」との申し入れがあって村当局も蜂の巣をつつかれたように四苦八苦の状態で、これらに対して一々応ずることが出来ず延び延びになったと思われる。そのため十月になってまた丸畑から次のような請願が出された。

請　願

学舎建設ノ儀ニ付謹デ奉請願候

国民教育ノ普及ハ明治聖代ノ一大威烈タルハ我々共ノ堅ク信ズル所タルト同時ニ賢明ナル村長閣下ノ深知セラルル義ト奉存候翻テ不肖等ノ生地丸畑組ヲ見ルニ此ノ怠ルニ於テ実ニ言フニ忍ビザルモノニ有之数星霜ノ久シキニ嗟呼ノ嘆声ヲ繰返スノミニ御座候ヘ共、聖大ナル天皇陛下ノ下ニ在リテ組織的ノ教育ヲ施スニ由ナク徒ラニ過去ノ春夢ニ葬ラレタル寺小屋様ノ教育ヲ有スルノミニテ教育機関トテハ実ニ筆ニ恥ヅ可キ次第ニ有之候是レ畢竟土地ノ僻陬ナル為メ明治二十五年新学令発布ト共ニ教育義務ノ免除ヲ得随テ明治二十三年以来設ケラレタル分教場モ廃絶セラレシヨリ来ル自然ノ現象ニ有之候生等今ニ於テ大ニ感憤スル処アリテ村長閣下ノ明識ヲ仰ギ旧制ヲ今日ニ起シ聊カ聖勅ノ高遠ニ近ヅキ添ヘ奉ラント欲スル為メ基金壱百円ヲ村費ノ中ニ寄献シ之カ保管ノ結果ヨリ生ズル可キ若干ノ利子ヲ以テ教育費ノ一端ニ供シ以テ一ツノ分教場ヲ設ケラレン事ヲ昨二十九年中衷ヲ乞ヒ其裁可ヲ俟ツ殆ド一ケ年、今ニ何等ノ御処置ナキ事有之候モ已ニ二十有余ノ就学児童ト生等寄献金ノ熱誠トハ優ニ教育ノ義務ノ復旧ト分教場建設ノ価値有之ヤニ被存候生等濫リニ想フニ教育ニ於ケル本村ノ一大情弊トモ云フ可キハ教育上ノ中央集権債務ニ有之従テ一個ノ高等学校ノミ独リ隆運ニ趣クト雖モ各所ニ散在スル尋常小学分教場日ニ敗運ニ傾キアルノ一事トモ考ヘ候之レ明カニ国民教育ノ博大ニ普通教育ノ聖旨ニ悖ル義ニシテ、今ニ於テ顧慮セズンバ積勢沼ル其底極スル所ヲ知ラサルニ至ル可キ義ト信シ候仰ギ願クハ村長閣下国民教育ノ理想ヲ胸辺ニ畳ミ燃ユルガ如キ生等ノ熱誠ヲ洞察セラレ公明ナル心慮ヲ以テ速ニ生等ノ意衷ヲ容レラレン事ヲ深ク依椅スル所ニ有之候　謹白

明治三十年十月四日

西八代郡富里村
北川区丸畑三十四戸総代
岩松宇一郎㊞
伊藤　幸平㊞
小林今朝松㊞

西八代郡富里村長　小林正堯殿

これと同時に丸畑三十四戸は北川区から分離して丸畑区として独立の一区を改設されたいと村長に請願して来ている。理由としては北川区は僻隅（へきぐう）の上に広い地に散在する三部落から成り、民心は四分五裂でごとことに物議をかもし到底一区の体を維持することはできない。というのである。思うに表面へは出さないが学校問題で北川・長塩は半分交代で学校を移転授業をしているが、丸畑へは番が回って来ないので止むなく寺子屋式で児童を教育しているので、今回も百円の資金を出資して丸畑分教場設置を請願しているような現状であるので、これらが原因ではなかろうか。

右のような陳情攻めにあって村当局も協議の結果、結局下部・杉山へ分教場を復活し、北川も強化して丸畑の北川区からの分離は認めないことになって今日に及んでいる。

明治三十八年四月十日村会で、小学校狭隘に付き教場借り入れの件を協議したところ、校舎の借家は適当の場所がないので、一層の事現地に隣接して一棟新築のことに決す。よって同年五月十六日の村会で小学校新築の件が決議された。

議　案

一、本村小学校狭隘ニ付新築ノ件。

決　議

一、明治三十八年四月十日ノ村会ニ於テ新築スル事ニ決シ置キ村長ハ至急大工ニ見積リ仕様帳ヲ調製セシメ村会ニ提出セシ処、議員一同異議ナシ、議長然レバ時局ニ対シ役場モ多忙ヲ極メ居リ候ニ付議員内ヨリ数名ノ建築委員ヲ撰定アラン事ヲ望ミ、之ニヨリ直チニ左ノ人名撰任ス。

遠藤彦作・赤池定太郎。

二、材木ハ本村内下部地内御料林払下ゲノ目的ヲ以テ本村人民ニテ御料局ニ向ヒ許可申請ノ件委任スル事ニ決ス。但シ申請費用ハ委任者自弁トス。午後六時閉会。

右決議候也

富里村長　渡辺安太郎㊞
村会議員　渡辺徳治郎㊞
小林　政重㊞

北条儀左エ門㊞
馬場　隆重㊞
赤池定太郎㊞
佐野　喜平㊞
佐野万二郎㊞
石部　弘㊞

このようにして学校の新築は決まった。村長はこれが実施について各方面へ交渉したり、その筋へ認可申請をしたが、また延期せざるを得なくなった。それは村会議事録が物語っている。

明治三十八年六月十三日村会議事録（抄）

一、本村尋常高等小学校狭隘ニ付曩ニ村会ニ於テ新築スル事ニ決シ該費用村税ヘ賦課スルモ時局ニ付村民大ニ困難ニ因リ一時教育基金ヲ借入レル事ニ決シ村長ハ郡長ヘ是非共借入致度旨申請スルモ県庁ニ於テハ総テ新事業ハ繰延ノ方針ニ付該金借入レ難ク然レハ到底村民ヨリ徴収スル事ハ時局ノ為メ困却故更ニ戦争終局迄延期ノ事ニ決ス。

右決議候也

富里村長　渡辺安太郎㊞
村会議員　（前項同様ニ付省略）

明治三十八年九月五日、日露戦争は終わって講和条約が結ばれて平和が克復された。よって同年十一月十六日村長渡辺安太郎は、先に延期になっていた小学校新築の件を村会へ提案して議決された。

議　案

一、弐号　村立小学校々舎増築ノ件並ニ同建築費予算議定ノ件

決　議

一、弐号原案ハ本年四月十日新築ノ決議アルモ同年六月十三日本会ニ於テ戦時中延期スル事ニ変更セラレタルモ今日平和克復セルヲ以テ校舎敷地ニ接続セル遠藤彦作氏所有田地ヲ借受ケ間口十三間奥行四間外ニ廊下用十二坪ノ弐階造リ校舎ヲ増築スル事。本年五月十六日決議ノ如ク用材木適当ノモノナキヲ以テ本村下部地内字雨河内及字壱本木御料地樹木払下許可ヲ得テ製材方法ヲ営業者ニ請負ハシムル事。

右議決ス。

となっている。この費用予算額は六六一円三七銭であり、うち建築材払い下げ代金二三三円九六銭六厘であった。これは個人から借入れて支払った。学校新築が決まって着々準備を整えているうち、また又問題が起こった。それは明治四十一年四月九日の村会議事録によって知ることが出来る。

原　案

第壱号　富里尋常高等小学校舎新築ノ件

決　議

第壱号　校地狭隘且隣地ノ高低甚ダシクシテ適セザルヲ以テ明治三十八年十一月十六日本会ノ決議ヲ変更シ更ニ常葉地内字五条ヘ移転シ新築スル事ニ決シ村長ニ於テ建築委員若干名ヲ嘱託シ充分ノ設計ヲ為シ次会ニ予算案ヲ附議スル事ニ定ム

右のような経過をたどって、学校は五条平の高燥の地に移転新築することとなり、明治四十一年四月三日落成式を挙行して以来、幾多の増改築などを経て今日に至っている。

これより先、明治三十五年五月二十四日、常葉区長小林勇吉から村長渡辺源左衛門に対して次のような申請書が提出された。

借家料設定并下附ノ件申請

西八代郡富里村常葉区長

右申請候富里尋常高等小学校高等科ヲ置ク校舎ハ常葉区ニ於テ去ル明治四年中舞

台即常葉区ノ劇場トシテ建築シタル建物ニ有之候処一般法令ニ依リ学校ヲ設ケザルヲ得ザル場合トナリ常葉区ハ該建物ヲ充用シ始メテ常葉学校ト名付ケ旧清沢・大炊平ノ両区之レガ所属トナリ以来仝区ノ児童ヲ通学セシメ来リタル処現今ハ尚進テ富里尋常高等小学校ト改称シ汎ク本村ノ高等科生徒ノ通学スル所トナレリ。依之校舎ハ殆ンド本村ノ共有建物ト認ムルノ感ナキニアラズト雖モ常葉区ハ曾テ本村ヘ寄附又ハ売渡シ所有権ヲ移転シタル等ノ記憶モナク又証左モナシ、想フニ一時校舎ニ補充スルノ意志ヨリ自然等閑不問ニ附去リ終ニ今日ニ流レタル義ニ有之候。然ルヲ檀ニ本村ノ営造物トシテ基本財産ニ編入シタルハ畢竟当局者ノ錯誤ニ出テタルモノニシテ宜シク之レガ更正セサル可ラズ果シテ然レバ全然常葉区ノ建物ニシテ其所有権モ仝区ニ帰着スルハ喋々ヲ要セズシテ明ナリ従テ借家料ヲ附スルハ当然ナルモノト思考候ニ付区会ノ決議ニ依リ申請候条閣下速ニ借家料ヲ設定シ相当御下附被成下度別紙区会決議書相添此段申請候也

明治参拾五年五月廿四日

右区長

小林　勇吉㊞

西八代郡富里村長　渡辺源左衛門殿

区会決議書

一、明治参拾五年五月十六日午前九時区会ヲ招集シ議案ハ富里尋常高等小学校高等科ヲ置ク校舎ヘ借家料ヲ設定下附ノ儀村長ヘ申請スル件

決　議

右校舎ハ去ル明治四年中常葉区毎戸課役ヲ以テ建築シ劇場ニ充テタル建物ニシテ仝区ノ財産ナル事ハ論ヲ俟タサル所ナレトモ曩ニ一般ノ法令ニ依リ学校ヲ設クル事トナリタルヲ以テ常葉区ハ清沢・大炊平ノ両区ヲ所属ナシ始メテ之ヲ常葉学校ト名付ケ一時ノ補充ニ供用シタルモノナリ、然ルヲ自然今日迄使用シ来リタルモ曾テ厘毛ノ借家料ヲ受ケタル事ナク殆ンド今日ニ在ツテハ本村ノ共同建物ノ如ク認メラレ数十年ノ久シキ無賃無料ナルミナラズ既ニ本村ハ我ガ有ナリトシテ権利ヲ争フ場合ニ立至リタル故当区ハ玆ニ於テ其所有ノ権利ヲ明確ナラシムルト仝時ニ金五円ノ借家料設定下附セラレン事ヲ飽マデ村長ニ請求スル事ニ決議ス

右謄写之通相違無之候也

明治卅五年五月廿四日

常葉区長　小林　勇吉㊞

この申請があってから二か月過ぎて臨時村会が開かれ、その席上次のように決まった。

明治三十五年七月二十五日

富里村臨時村会議事録（抄）

一、明治三十五年五月二十四日付常葉区長小林勇吉ヨリ申請ニ係ル校舎借家料設定下附之件

右校舎ハ元常葉区劇場トシテ建築シタル建物ナルヲ以テ所有権ハ常葉区ニアリ依テ借家料ノ請求云々ト云フニアリト雖モ該建物ハ明治八年常葉学校ニ充用シ以来則規之遷化ニ依リ明治廿二年ニ至リ富里学校ト定メ所有権既ニ富里村ニ移転シタルモノト思料シ依テ借家料ノ請求ニハ応シ難シ。然レトモ常葉村社境内ヲ運動場ニ使用仕来リ尚ホ今後モ使用ノ事ヲ産子ニ於テ承諾スル上ハ該社ヘ金百五拾円ヲ寄附スルモノトス。

右決議シ午後第八時閉会ス。

明治三十五年七月廿五日

議長　渡辺源左エ門

出席議員　小林　文二郎

矢野　治甫

渡辺　安太郎

佐野　万二郎

桜田　文吉

高野　喜一

佐野　喜平

馬場　隆吉

村立小学校は明治四十一年の建築で、以来二十有余年を経過し就学児童

は増加し、その数は当時の約倍数を示し学級数十一に及び、そのため唱歌室裁縫室などにおいて授業を続けてきたが、年々児童の増加する数がはなはだしく、現在の校舎では狭隘となり学級編成と授業上の困難によって増築の必要を認め、昭和三年三月工事企画に関して村民大会を開き参会者百五十余人にて席上直ちに増築することに満場一致で決まり、二か年継続事業として完成すべく、第一年次昭和三年度は敷地買収地ならし工事、第二年次昭和四年度において建築工事を施すこととなり、昭和四年一月工事設計者甲府市連雀町佐野広と請渡契約を締結、二月十一日起工式、三月二十六日上棟式、七月三日竣工には同日知事代理山中県視学臨場のもとに盛大な落成式を挙行した。新校舎は桁間二十四間、梁間五間半、木造二階建瓦葺建坪二六四坪、時代に適した新校舎である。

さらに下部分教場は従来寺院を仮用していたが、児童数の増加と採光が悪いため教育上支障が少なくないとの理由から新築を企画し、字腰巻地内に敷地を求め佐野広と請渡契約を結び二月十六日地鎮祭、三月二十七日起工、八月二十七日落成式を挙行する。この校舎は桁間二十一間、梁間五間半、木造平屋建瓦葺、建坪一一八坪の立派な校舎である。

発足当時の予算編成

富里村が発足したのは明治八年四月であるから、その年から予算の編成があったことと思われるが遺憾ながらその資料がない。今残っている予算で一番古いのは、明治十二年七月から翌年六月までの歳出予算で、次の通りである。会計年度も七月から六月までになっていて今とは違っている。

自明治十二年第七月
至明治十三年第六月
村会議案甲・乙号　山梨県西八代郡富里村
甲号第三議案
第壱号　一金拾五円　道路橋梁修繕補助費
内　金拾円　雇職工賃銭
金五円　諸色代
第弐号　一金四拾四円弐拾銭　消防費
内　金三拾八円弐拾銭　器具購求代
金六円　賞与費
第三号　一金百円也　村役所新築費
内　金拾円　材木代価
金九拾円　諸職賃銭
第四号　一金拾円　鳥獣威費
内　金五円　火薬代価
金五円　人足賃銭
第五号　一金拾五円　伍長惣代手当費
第六号　一金三百弐拾五円四拾弐銭四厘田養水費
内　金弐百拾円　人足賃銭
金五拾四円弐拾六銭四厘　諸色代価
金六拾壱円拾七銭　雇職工賃銭
第七号　一金八拾四円五拾四銭九厘　学校補充費
第八号　一金――　同幹事給料
第九号　一金三拾四円　布告新聞購求費
第拾号　一金七円九拾銭　協議費係ル旅費日当
金五円八拾銭　戸長旅費
内　金弐円拾銭　雇筆生手当費
第拾壱号一金四拾弐円八十七銭五厘　会議費
金参拾壱円七拾五銭　給与
内　金五円弐拾弐銭五厘　需用費
金参円四拾九銭九厘　議場器具新調費
合計　六百七拾八円九拾五銭弐厘
甲号議案　地方税戸数割総則
第一条　戸数割ハ地方税全部ノ六分五厘ヲ地租ヘ賦課シ、全部ノ三分五厘ヲ戸数ヘ賦課スヘシ

第二条　鰥寡孤独四項ノ窮民ニ遭遇スルモノモ亦現戸数壱戸ヲ折半シ其五分ヲ課出スヘシ

第三条　一戸ヲ畳ミ他ヘ寄留シタルモノハ現ニ戸数ノ名称ヲ有スルモ課セス

第四条　他ヨリ一戸ヲ挙ケテ村内ヘ寄留スルモノハ現戸数一戸ニ編入スベシ

但挙戸寄留ニ非ズト雖モ業商ヲ盛ニシ妻子若クハ三等親以上ヲ撫養スルモノハ現ニ一戸ヲ課ス

第五条　第二条中鰥寡孤独ノ四項ニ属スルモノト雖モ地租金壱円五拾銭以上収納スルモノハ現戸数一戸ニ編入スベシ

右之通原案トシテ各議員ヘ分賦候也

明治十四年第八月

戸長　桜田　正容

湯の奥金山をめぐる紛争

明治十五年に常葉と湯の奥で金山の所属をめぐる論争が解決した。その経緯をたどって見ると、発端は宝永のころ代官の命によって萱小屋地内から富士川船の建造用材を伐採するについて両村でその地域の所属について問題を生じ、長い年月争って来たのがこの年ようやく解決したものである。それを証する古文書があるが、極めて難読・難解なため、これを現代文に要約して次に掲げて見る。

差上申口上書之事

一、今度東河内領常葉組湯奥村かやごやで「舟木を取りたい」と黒沢村の縫左衛門が願い出て来たが、右は百姓山ですから此の度は伐採する事を延期して下さるようお願い申し上げます。

宝永七寅年九月二十五日

常葉村名主　七郎右衛門㊞

湯奥村名主　三郎　兵衛㊞

御代官様

表向きは民有地だからといって延期願を出したが、両村の間でその土地の所属をめぐっての争いはだんだん激しくなり、湯之奥村では幾多の証拠を上げて代官所へ書類を提出した。次に掲げたのがそれである。

恐れ乍口上書を以て申上候御事

一、湯奥村は東は駿河大境から西は下部村境まで三貫五百文納めで天正十九年加藤平助様の御証文で御年貢を上納して来ており更に慶長三年細四兵衛・寺孫六様御証文にて五石四升納めて参りました。その後御橋林御領分になり四十七年以前即ち寛文五巳年と三十三年以前即ち延宝七年にそれぞれ御縄入れの節も居村は申すに及ばず金山三か所附近まで残らず御縄受の上お水帳に記載してあります。然し金山三か所（萱小屋・中山・内山）の者は金掘り故お縄受をせず、菜・大根も小作畑に作付けしております。

一、御本丸様の時、御代官平岡次郎右ェ門様の節、即ち元禄四未年茅小屋九左衛門・内山重右衛門その外金掘どもの言うには「金山分の所へ湯奥村の者共が苅生畑を仕立て迷惑につき訴え出てお代官様から書付をいただいた」と偽り申した由にて常葉村名主八郎左ェ門・長百姓重郎右ェ門・三之亟・五郎右ェ門・藤左ェ門・四郎右ェ門・下部村名主藤右ェ門・長百姓平次右ェ門・五郎右ェ門・又左ェ門・十右ェ門・北川村平兵衛が私達の村と寄合い一日一晩相談したが、どうしても合点が行かぬので代官所へ行って対決の上、古来よりの証拠により先規の通り境も無いまま私共支配するようにと仰せつけられました。

一、去る寛文元丑年湯奥御林山より御用木を出した際、佐々七郎兵衛・斎藤次之亟様御奉行にて、その後延宝三卯年野田三郎左ェ門様御代官の節、たか井屋清左ェ門に言い付けて御用木を出し更に又同五巳年御奉行向坂庄兵衛様・都築三右ェ門様がお出でになり、その後元禄十二卯年御奉行森田治左ェ門様・真木惣兵衛様・田中五左ェ門様お出で高瀬忠ェ門に仰せつけ御用木を出した時もお礼状を私共頂戴いたしました。

一、明細帳差上げてある通り湯奥村は駿河大境から西は下部村迄七十五丁余（八・二キロメートル）北は常葉村山境から南は大垈村境迄四十一丁余（四・五キロメートル）と書上げの際常葉村十郎右ェ門・三之亟を頼んで書いて貰ったものであり、宝永四亥年地震で泉水山崩壊の節御代官様御見分絵図仰付けられた

時も湯奥村金山三ケ所駿河国大境と絵図へ書込んで差し上げました。

一、当村分かやごや九左ェ門所持の猟師鉄砲を平岡彦兵衛様へ差上げた様子をお尋ねに付一昨年五月一之瀬五左ェ門召連証文私共連印で差し上げた控を私共所持しております。

一、十二年以前かやごや九左ェ門がかやごや山に樅・栂等を高瀬忠右ェ門に売渡した際伐木奉行に願って売渡証文を持参したが彼九左ェ門がかやごやを立ちのいたので売らせなかった。

一、五年以前駿府友野与市郎、中山・内山・かやごや銅山御証文申請持参間歩（まぶ）見分をと言ったが見せなかった事を御代官様へ申し上げた。

一、去る三月ときわ村七郎右ェ門・三之亟指図にて一色村六之亟・甲府飯田町源七郎杣一人を連れてかやごや山材木取出し商売仕たき由にて参ったが証文持参せざるにつき見せ申さず。

一、去る九月黒沢村縫左ェ門舟板木をと願って来たが、かやごや山は百姓山だから延引させた。

一、去る五月雨畑村作之亟・下山村藤兵衛金山を見度き由にて書付持参につき見せたが其の後何の沙汰もない。

一、金山間歩役金三は金掘退転後、平岡次郎右ェ門御代官の節より常葉村にて間歩役金少々出しました。子細は末々になって金山も盛んに金掘りをするように致すべきつもりだろうかと思われる。此の上金山も盛り、証文も持参すれば常葉村名主衆金役をしようとも又他国の者がしようが間歩道具は取らせ申すべく自然伐木商売には成り申さず。

一、今度当村出林にて飯富村松右ェ門・仁兵衛・下山村庄助御用木仰せ付けられ御奉書を頂戴したが、これによって常葉村分内だと偽り主張したので湯奥村は先規より数通の証文を所持しており村は格別金山三ケ所駿州大境迄支配している由を申し証拠多数を持っているので弥々以て御用木を取った跡、かやごや山は先規の通り拙者共支配するよう仰付けて下されば有がたい仕合せであります。右の通り少しも偽り申し上げませんので先規の通り支配出来ますよう仰付け下されば有難く存じ奉ります。

正徳元卯年十一月　　東河内領湯奥村
名主　三郎兵衛㊞

長百姓　六左ェ門㊞
惣百姓

これに対して両村の寺院住職や、近村の役人衆が調停にはいり、次のような扱手形にそれぞれ調印して事件は一応落着した。

扱手形之事

一、今度公儀様から湯奥萱小屋山にて御用木をお取りになるにつき、右の山金掘役金を常葉村名主衆が納めたので右の山支配の由お代官様へお訴へ申しました。これによって湯奥村名主は出府して、右の山を支配している旨訴へたので常葉村常幸院・同村東前院・湯奥村西方院は組中の名主長百姓と共に寄り合い双方異見扱いの結果御用木は双方恐れ多いので以来間歩拵（まぶかせぎ）の節は前々通り相違なく双方異議ないので後日の為め扱手形仍て件の如し。

正徳二年辰之三月十一日

常葉村
三之亟㊞
重郎右ェ門㊞
次郎左ェ門㊞

常葉村
扱人　常幸院㊞
同　東前院㊞

湯奥村
扱人　西方院㊞

常葉村
扱人　重左ェ門㊞
同　吉之亟㊞

下部村
名主　平左ェ門㊞
長百姓　藤右ェ門㊞

一ノセ村
名主　市之右ヱ門㊞
北川村
名主　平兵衛㊞
杉山村
名主　太郎右ヱ門㊞
大炊平村
名主　太兵衛㊞
清沢村
名主　重郎兵衛㊞
長百姓　十良左ヱ門㊞

しかしながらこの問題は実際には解決せず、明治五年地券発行の際、境界確定の必要に迫られて再燃し、今度は常葉側から藤村県令に対し、次のような取調願が出された。

小物成山村境界取調願（原文のまま）

第二十区富里村旧常葉村
遠藤　啓満
赤池　忠兵衛
小林仁右ヱ門
佐野　甫保
曾谷治右ヱ門
望月　貞源
堀内又右ヱ門
佐野　喜三郎
松井　晴豊

右奉上申候
一、当村高小物成地之内字中山・内山・萱小屋該地ハ当村ノ南ニ峙チ、静岡県下駿河国富士郡ニ接シ広大ノ山野ニ三小村落ヲ成シ然レドモ闔村無比ノ山窠四囲ナルヲ以テ百穀不毛ノ地故ニ無高ノ村ナリ、且他村ノ如キハ高ナルモノアリ貢租上納ス、彼ノ三村ハ貢組ノ途之ニ易ユルニ金掘役永ヲ以テ貢租トシ上納致来リ而シテ元禄九年同十年ニ至ル迄挙テ三村ノ名称及ビ名主・長百姓等有之且又割付等有ルヲ以テ確然ノ証跡ニ候事。
一、三村稍々繁盛スレドモ惜哉地位百穀不毛ニシテ金掘業ノ外、計活ノ途是ニ易ルベキ助力ナウシテ追々衰弱等ヨリ維持ニ属セズ荏苒欠乏シ元禄ノ度迄ニ散亡ス、且又右三村外八ケ村ノ義ハ当村組下村ナルヲ以テ幕府中御法度其他渾テ御布令等ノ件ハ当村へ直チニ御頒布相成テ十一ケ村へ相達シ万般関渉罷在候慣来ノ縁故ヲ以テ右三村区当村区画内へ合併相成候上、右村名ヲ以テ当村字ニ換ヱ、字中山・内山並萱小屋記載致候古絵図面数枚御座候
一、三村区画当村へ合併相成候ニ付金掘役永当村へ被仰付、元禄ノ度ヨリ上納致来リ候義当村御割付目録等ニ瞭然記載御下渡シ相成候事
一、金掘役永義明治五壬申年以後当村御割賦書へ瞭然山税ト御記載御下ゲ渡シ相成則上納仕候事。
一、去文久ノ度湯之奥村門西縫右ヱ門義何等ノ所見ニ候哉本県下百々村嘉右ヱ門・八良兵衛両名へ右金山稼方譲渡シ及ビ試掘等致候ニ付当村ヨリ故障ノ旨奉出願候処訴答御喚徴ノ上証跡御調査有セラレ重畳利解ノ末右地所へ縫右ヱ門手入等一切仕申間敷段御受印形同人奉差上置候、然ル所地租御改正ニ付高外小物成等迄御取調ニ付実地一筆限リ取調並絵図面一村総計等嚮キニ奉差上置候処尚亦湯奥村地券担当人元副戸長門西縫右ヱ門何等相心得候哉該地ヲホシイママニ地券一筆限リ及ビ総計上トモ取調記載致シ自己勝手ニ取計候義甚ダ難得其意ヲ候事。
一、該地全ク当村区画内ナル地ヲ湯奥村ニ於テ掠奪ノ旨趣ヨリ右等ノ策謀仕候段遺憾ニ堪ザル義ニ候事。
前顕ノ義ニ付遏ヲ得ズ別紙証跡写シ絵図面（省略）等相添奉上申候、何卒前顕事情深ク御洞鑒有セラレ湯奥村総代ノ者被召出御説明被成下当村ノ地内ニ区域決定相成候様仰付被下置度此段連署ヲ以テ偏ニ奉懇願候　以上。

明治十一年九月　日

右
小林仁右ヱ門㊞

堀内又右エ門㊞
望月　貞源㊞
赤池　忠兵衛㊞
松井　晴豊㊞

山梨県令　藤村　紫朗殿

これに対して県でも斡旋の労を取ったと思われるが、円満に解決しなかったと見えて遂に訴訟問題にまで発展した。従って常葉側では部落の代表として遠藤啓満など十人を選び出し、これに百五十一人が一切の権限を委任して強力な斗争を開始した。

この状況を見て隣部落である岩欠の渡辺良平・大炊平の渡辺源左衛門・市之瀬の桜田正容など三人の元老が座視するに忍びず、相談の上立入人となって調停の労を取り、八方斡旋の結果次の文書に見られるように、同十五年に至って何百年振りかに紛争が全く解決した。

委任之証

西八代郡富里村之内　故　常　葉

一、今般本村内旧常葉組ヨリ湯之奥組へ係ル金山訴訟ノ儀出願候ニ付該件惣代ノ者ニテ取計候事件ハ聊異議申間敷候為後組一同連署委任之証入置申処因而如件。但該件ニ関スル入費ノ儀ハ旅行滞留巡回ニ不拘一日金五拾銭勝敗ヲ諮ハズ出金可致事。

明治十五年　月　日

右

望月乙右エ門㊞
外百五十人省略

遠藤啓満殿
外九人省略

内済示談之証（原文のまま）

当県下西八代郡富里村地内金山字萱小屋・内山・中山三ケ所之義嚮キニ安政四己年中常葉・湯奥両村ニ於テ互ニ該村所持地小物成場之趣ヲ以争論相発シ其筋へ出願夫々御利解奉受候得共終ニ決極ニ至ラズ以降明治五壬申年地券御発行之際猶又両村ニ而取調帳簿へ記載奉曾上候ニ付其筋ヨリ不都合之旨ヲ以度々御取調有之候ト雖モ何レノ地内トモ不相分候処不都合之趣ヲ御口達相成候由承リ今般同村渡辺良平・渡辺源左エ門立入熟談之上常葉組ニ於テ元禄十一年ヨリ昨十四年迄金掘役金上納仕来ヲ以金拾円ト吊壱個湯奥組ヨリ常葉組へ差出シ而シテ右金山三ケ所ハ悉皆湯奥組地内ト相定然ル上ハ常葉組地券帳簿ニ記載有之山三ケ所ノ義ハ今回更ニ削除致スヘク者確定ノ上両組聊申分無之示談内済行届候仍而両組人民惣代并立入人一同連署示談済口之証仍而如件。

明治十五年第九月廿六日

山梨県西八代郡富里村常葉組

惣代　遠藤　啓満㊞
〃　小松　清㊞
〃　望月　貞源㊞
〃　松井　晴豊㊞
〃　馬場　七之丈㊞
〃　小林仁右エ門㊞
〃　赤池　忠兵衛㊞
〃　佐野　甫保㊞
〃　堀内　源太郎㊞
〃　曾谷治右エ門㊞

同村湯奥組

惣代　望月　常寿㊞
〃　浦田　義幸㊞
〃　望月　重三㊞
〃　遠藤　政清㊞
〃　門西　富陽㊞
〃　門西　簑一㊞

立入人　渡辺　良平㊞
〃　渡辺源左エ門㊞

〃　桜田　正容㊞

伝染病隔離病舎

富里村では従来、村内各部落の衛生組合で経営している隔離病舎があるのだが、明治三十一年県から村営の隔離病舎を設置するよう指定された。よって五月三十日の村会でこれが問題となり、結局指定を辞退することとなった。次はその議事録である。

明治三十一年五月三十日臨時村会
議事録
午后二時開会
一、伝染病院隔離病舎設置ノ件
伝染病院及隔離病舎建築ハ本村ノ如キ人家各所ニ散在セルヲ以テ到底壱ケ所位ノ病舎ニテハ患者ヲ収容スルコト能ハズ、又各所最寄以テ本県告示第四十七号ノ病舎設置ノ富里村指定ノ免除ヲ請フトシテ否決セリ。
右議決確定ス

西八代郡富里村会議長
村長　小林　正堯
村会議員　渡辺　良平
伊藤　茂平
高野　直次郎
佐野　久之丈
馬場彦左ヱ門
磯野　辰蔵
石部　一格
遠藤　喜作
渡辺源左ヱ門

明治三十五年八月二十三日村会議員・区長・区長代理者など合計二十四人を招集して役場楼上で合同協議会を開催し、西八代郡長福島為則は岡田郡書記を従えて臨席し、先ず村長から会議の趣旨を説明「本村は隔離病舎の指定村なるも未だ完全な隔離病舎の設備なく、予防法の本旨を貫徹する能はず、よって従来の病舎を廃してさらに一か所村立の隔離病舎を新設するに就て諸君の熟議を乞う」と述べ、郡長の訓示演説を紹介した。
郡長は伝染病予防法と隔離病舎の主要なる点を力説して、指定を辞退するが如きは遺憾此の上もないことである、速かに建設の決議をされたいと望む。よって直ちに村会を開いて

一、従来の部落毎の隔離病舎を廃して更に村立の病舎を一か所建設する事。
二、位置は本村常葉区内にて役場附近に選定する事。
三、現在の隔離病舎中新設病舎の用材に充て得るものは村税を以て買揚る事。

その後敷地は変更して、常葉地内五条一、四〇六番馬場隆重所有地及び同所一、三九三番東前院所有地に決定、建設については本郡中または其他に建設してある病舎を視察の上、郡役所及び県庁の主任に就き指揮を受けあらかじめ設計して万全を期すること、と決議してある。
郡長が来村して村内有力者を集めて協議会で勧奨したので、止むなく村会で議決はしたものの、そのまま延期して翌年十月になっても工事に着手しない。そこで郡長から厳重な督促があったので、また十月十六日村会を開いて再決議をした。議事録にはこう書いてある。

一、伝染病隔離病舎建設の件
右ハ昨年中ノ村会ニ於テ敷地ハ本村常葉地内字五条ト選定し各衛生組合ニテ建設シアル建物ヲ買揚ゲ建設ノ決議ヲ為シ本年度予算中該費トシテ壱千円編成シ提供シタルモ終ニ延期議決ト相成其儘ニ候監督官庁ヨリ照合ニヨリ至急建設ノ事右ハ至急敷地ヲ確定シ認可ヲ受ケ且ツ病舎建設ノ設計ヲ為シ認可ヲ受ケ本年度中落成ノ見込ヲ以テ速カニ着手シ費用ハ臨時村税トシテ賦課徴収スルカ又ハ村債ヲ起ス事
右議決ス

明治四十一年六月二十五日の村会では、敷地の選定が字柳沢畑地を第一候補地とし、字嶋の前畑地を第二候補地として、当該官庁の意見に依り決定することとなり、翌二十六日西八代郡書記内田孝太郎及び巡査部長井上虎吉を招いて両人実地踏査の結果、第二候補地嶋之前第六、一四五番畑外四筆に決定した。このように病舎の敷地決定が二転三転したことは、伝染病舎なるが故に地元の反対などがあって容易に断がくだせなかったのではなかろうか。

しかし、またまた、その土地は将来山岳崩壊土砂浸入のおそれがあるからと七月二十三日村会を招集して同所六、一八〇番から六、一八二番までと六、一八七番及び六、一八六番合反別七畝九歩に変更決議された。八月二十八日の決議で病舎建築が決まり、諏訪神社前の旧校舎を解体しその材料を充てることとなった。敷地買収・建築費その他費用合わせて千二百二十六円十一銭四厘也、しかしその後赤痢が大発生してその病舎に収容しきれなくなったので、今度は字滝下へ敷地を求め広大の病舎を建築したが、大正三年八月火災を起こして焼失し、僅かに残った事務室を病室に使用し、大正九年に至ってさらに改築した。

道路改修

大正四年十一月十日、大正天皇の御即位式が行われた。これは国を挙げての御慶事で国や県では各町村に対して、記念事業を施行するよう指示して来た。富里村ではこの時長年の懸案であった波高島から市之瀬までの道路改修をすることになり、これが竣工したので大正九年十二月十五日波高島・下部温泉間に定期人力車が開業したのである。道路改修を決めた村会の会議録を示せば次の通りである。

大正四年七月十二日村会々議録（抄）

議長（佐野由房）今秋挙行セラルル御即位大典ハ御一代ノ盛儀ナルヲ以テ各自治団体ハ宜シク記念事業ヲ完成スベク屢々監督官庁ヨリ注意アリ、本職ニ於テモ熟々考慮スルニ本村ニ於テ経営スベキ事業多々アルモ比隣郡村ニ著シク遜色アルハ交通機関ナルハ諸君ノ疾ニ知ラルル所ナルヲ以テ此際計画ヲ樹テ波高嶋ヨリ市之瀬迄及ビ上ノ平ヨリ分岐シ下部ニ至ル道路大改修ヲ行ハントス幸ニ御協賛ヲ得バ技術官ノ派遣ヲ乞イ実地測量ノ上予算ヲ編成シ尚、一面本案ハ土木補助規定中ニハ公益上必要ト認ムルモノハ制限ニ抱ハラズ補助云々トアル規定に該当スルモノト思料スルヲ以テ特別委員ヲ選ビ県庁へ請願セントス、奮テ御賛成アランコトヲ希望ス

第十二番（遠藤彦作）本案ハ数年来本村ノ宿題ナルガ故ニ大賛成ナルヲ以テ速成ヲ望ム特別委員ハ議長指名ニテ三名説ヲ動議ス

十二番ヘ賛成ノ声四方ニ起ル

議長（佐野由房）満場一致異議ナキヲ以テ特別委員ニ渡辺順一郎・遠藤彦作・石部惟三ヲ指名ス

議長（佐野由房）閉会ヲ告グ。時ニ午後五時。右朗読ノ上署名ス

富里村会議長　村長　佐野　由房印

会議録署名委員　遠藤　信吉

赤池　正朗

さらに八月四日の村会で、佐野村長は特別委員三人と共に県庁へ出頭して、郡市町村土木補助規程第四条に基づいて特別補助の申請をしたところ、県では「とに角予算を編成して申請書を提出せよ」との指示を受けた旨を村会へ報告して、道路改修費一八、九二五円、橋梁架設費一、五〇〇円、計二〇、四二五円、このうち県費補助一六、三四〇円、村費負担四、〇八五円の予算を議決して県へ申請した。

大正六年五月二十一日には、常葉五条から大炊平を経て岩欠までの道路を開削して里道に編入するの件が、渡辺徳治郎村長から村会へ提案され、一同異議なく決定して明治三十五年、県訓令第五十九号により道路新設願

を提出して許可され、これが完成によって大炊平・岩欠・杉山方面の住民、ことに就学児童の通学は極めて便利になった。

その年十月一日、竹の島地内の大黒沢が大音響と共に大崩落し、佐野喜作ほか四戸は全壊、太田吉次郎は半壊して目を覆うばかりの大惨状を呈し、なお今後も不安の状況につき、村長は村会にはかって砂防工事を県に申請すると共に、応急砂防工事費として金七〇円也を補助することとなった。

下部温泉の開発は富里村はもちろん、県当局もすでにその必要を認め、これを県下の名勝地富士五湖と連絡させて広く世に紹介するには、道路の整備が必要として昭和九年度から三か年継続で道路改修をするため、県予算に九年度工事費一五万円を計上したので、予算通過希望陳情を村長及び村会議員一同ですると共に、地元堀内県議の不断の努力により、幾多のう余曲折を経て十二月二十二日午後十一時五十分満場一致を以て原案可決。これの完成を見たことは現在国道に編入されたことと考え合わせて、富里村百年の大計を成し遂げたものであって、高く評価されるべきであろう。

また、下部飯富線道路に関しては富里村外二か村道路組合の事業として、昭和八年度農業振興土木事業費県補助及起債によって竣工したのである。

醍醐山の中腹にある大子部落（当時八軒）は、元来共和村大字宮木の小字であって、地形上宮木部落へは遠く山を越さなければならぬのに、麓の富里村上野平の方がはるかに近いので、従来学童の通学も委托児童として富里村高嶋分教場へ通っている関係上、長い間の懸案として富里村への編入を念願していたのであるが、両村合意の上ようやく昭和二十四年四月一日をもって、共和村から分離して富里村へ編入することになった。

中学校新築

戦後六三制の実施によって新制中学校が発足したので、富里村では中学校の新築をすることになった。現在の校舎では狭隘であり、昭和二十三年二月十一日村議会及び同月十六日村民大会において新築することに決まった。経費については昭和二十四年二月十四日、県指令施収第一〇九号をもって認可を受けた国庫補助金九八四、九五三円と、起債額九八〇、〇〇〇円及び寄付金その他の収入金六八五、〇四七円、計二六五万円で校舎六教室一棟と便所一棟を新築し、三月二十日落成、四月一日から使用することになった。これの建築委員としては村議会議員・各種団体長・各駐在員など約百人であった。

富里村から下部村、そして下部町へ

昭和二十九年二月二十三日、村長堀内勝喜は村議会協議会を招集して、近時各地に町村合併が進められ、これと同時に町制を施行する村が多くなったので、富里村でも町制を施行することが有利であると力説して議会にはかり、地方事務所や県へも連絡したところ、県では六郷村が四月一日に町制を施行するようすでに手続きを完了しているので、富里村も同時に施行しては如何との意向なので、県も郡も協力的であるからこの際是非とも町制を施行したいのでよろしく御討議ありたい。ついてはそれを機会に町名を全国へ知れ渡っている下部温泉にちなんで下部町と改めたい。そうすることによって下部温泉郷をより以上に発展させることになるが如何。と議員の意向を聞いたところ、町制施行には異議はないと思うが、村名変更は各駐在員や部落民の意見を聴いた上で決める方がよい。ということになり早急に元老・駐在員・各種団体長合同会を開いた結果、一部には「富里町」を主張する者もあったが、結局満場一致で原案に賛成したので、三月四日正式村議会において決定し、四月一日村名を一応「下部村」と改め即日町制を布いて「下部町」となった。

五　久那土村

久那土村の誕生

明治二十二年六月三沢村・車田村・切房木村・樋田村・芝草村・水船村・道村の七か村合併の議が進み、相互に小異を捨てて大同に付くという見地

からこれが決定した。新村発足に当たって七か村の代表者が集まって村名選定につき協議の結果、この地域は西八代郡の中央部に位置するので「中里村」と決定して県へ認可申請を出した。然し一説には七か村が合併したのだから「七里村」と決したとも言われているが、これに関して証拠となる文献が見当たらないのでいずれが正しいか明らかではない。ただ古老の説を掲げて後日の研究に待つのみである。

ところが認可申請書が郡役所を経由する段階において、時の郡長依田孝は無断で中里村を「久那土村」と変更して県へ進達してしまった。理由は三沢地内の奥抔部落によるといわれている。この奥抔は往古東河内縦貫道路が勝坂峠へかかる手前の部落で、古関を経て駿河へ通じる駿河往還と分岐する地点だったのでそこへ岐神（くなどの神）を祀ってあったため、その神様を人々は「おくなど様」といってあがめていたのが地名となって漢字で「奥抔」の文字を宛て書くようになったといわれている。

依田郡長が変更した理由としては、隣村に富里村という里という字を使った村があるし、七里村では東山梨郡に同じ名の村がある。いずれにしても将来混同する恐れがあるからとかいろいろ取沙汰されているが真意はわからない。それにしてもことのよし・あしにかかわらず地元へ無断で変更されたのに敢えて一言の異議も言わなかったことは、南八代郡が内務卿伊藤博文によって西八代郡に変更されたことと併せ考えて、当時の制度が極端な中央集権であり、一面地方民衆の政治意識の低さと、如何に官尊民卑の思想が強かったかを物語るものであって、到底現代流の感覚では考えられないことである。しかし結果的には南八代郡より西八代郡の方が、中里村より久那土村の方が地理的にも由緒的にも適当のように考えられ、この点当時の指導者層の炯眼に敬服せざるを得ない。

かくて久那土村は発足し、車田、日向信賢宅の土蔵を借用して村役場の看板を掲げた。七月十八・十九両日にわたって村会議員を選挙し、その村会議員によって第一代の村長に二宮貞憲が選ばれ、最初の歳入、歳出予算が議定された。

明治廿二年度自七月至三月歳入・歳出予算別紙之通り本村会ニ於テ逐条議決相成候間一同連署仕候也

明治廿二年十月九日

久那土村々会議員

深沢　儀喜㊞
深沢　重平㊞
上田　順策㊞
河西　正平㊞
日向　信賢㊞
日向　孝文㊞
中沢甚左エ門㊞
佐野勝左エ門㊞
小林丈右エ門㊞
中村　藤吉㊞

久那土村会議長　二宮貞憲殿

明治廿二年度自七月～至三月歳入予算表

第一款　雑収入
　第一項　小学校授業料金三拾五円
第二款　村税
　第一項　地価割金参百九拾四円廿五銭一厘
　第二項　戸別割金百六拾八円九拾六銭五厘
合計五百九拾八円二一銭五厘

明治廿二年度下半期歳出議決書

第一款　役場費弐百七拾三円四拾五銭弐厘
　第一項　給料百拾六円拾六銭四厘
　　一、書記給料六拾四円五拾銭
　　二、収入役給料弐拾九円八拾六銭四厘
　　三、使丁給料廿壱円八拾銭
　第二項　雑費六拾七円七拾八銭八厘
　　一、旅費六円

二、報酬四拾四円七拾八銭八厘
三、実費弁償額拾弐円
四、雇人料五円
第三項　需用費六拾弐円
一、備品費弐拾円
二、消耗費弐拾円
三、賄費拾弐円
四、通信費五円
五、雑費五円
第四項　常時修繕費廿七円五拾銭
一、役場修繕費廿七円五拾銭
第二款　会議費四円七拾銭
一、書記給料壱円五拾銭
二、編製費壱円七拾銭
三、消耗費五拾銭
四、雑費壱円
尋常小学校経費弐百四拾四円五拾八銭八厘
職員給料百九拾八円
雑費六円八拾七銭
校中費二拾四円七拾銭八厘
修繕費拾五円
附録第一田地価修整費拾八円六拾銭
総計及帳記入費拾四円五拾銭
修正用紙代参円拾銭
筆墨料其他諸費壱円
附録第二堤防工事六拾壱円五拾七銭五厘
村役課出人夫賃六拾壱円五拾七銭五厘
合計金五百九拾八円弐拾壱銭五厘

これより先の明治六年十二月六日、第一大学区第四十四番中学区第七番

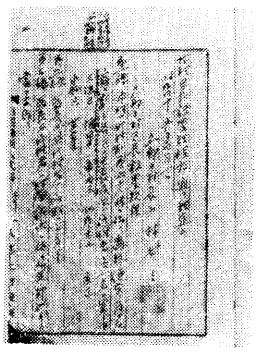

区長設置規定

車田学校が稲荷神社境内で開校し、続いて十二月十七日同中学区第八番三沢学校が潮縁坊で、翌七年八月八日同中学区第七十二番道学校が慈観寺でそれぞれ開校した。右三校は其後学制の改正で各尋常小学校となった。

町村制施行を機として久那土村が誕生し、従来の旧村は大字として存することになったが各村ともこの大字を区域とした旧村ごとに区を設置して村会の議決による区長を置いた。元よりこの区は公法上の機関ではなく、単なる村長の補助機関であると共に、旧村当時の戸長の役目の一部をも受け継いだ存在で、区を統轄する任務をも持っていた。

久那土村区長設置規程

第一条　本村ハ町村制第六十八条ニ依リ処務便宜ノ為左ノ区ヲ劃シ各区ニ区長及其代理者各一名ヲ置ク
三沢区・樋田区・車田区・切房木区・道区・水船区・芝草区
第二条　区長及其代理者ノ任期ハ一ケ年トス
第三条　区長及代理者ハ村会ノ議決ニ依リ所定ノ報酬手当ヲ支給ス
第四条　区長ハ村長ノ命ヲ承ケ村長ノ事務ニシテ区内ニ於ケルモノヲ補助ス其概目左ノ如シ
一、村会議決ニ依リ村長ノ指名セル事項
二、翌年度其区ニ施行スベキ事業及之レニ対スル費額ヲ調査シ村長ニ提出スルコト
三、臨時ノ事務トシテ特ニ村長ヨリ命アルトキニ直ニ之ヲ執行スルコト
第五条　区長代理者ハ区長ノ事務ヲ補助シ区長故障アルトキ之ヲ代理ス

三沢村分離請願事件

明治三十一年、久那土村誕生以来約十年を経過したため、役場や学校をいつまでも借家住いで置く訳にも行かないので独立した専用の建物を建てこれを機会に学校も三尋常小学校を廃して、統合しようということになった。

これらの建物は建てれば永久施設になるので、その位置の選定が問題に

なった。車田部落は村の中央にあるということで今までも車田中心で来たため今後もこの状態を維持しようとして車田地内を主張し、樋田以東の部落（三沢では奥六区といった）は車田の主張に賛成し、三沢部落はほとんど村の半分にわたる大部落であるところから、この際役場と学校を三沢地内へ建てなければと、光沢寺前あるいは西田を主張して真っ向から反対して譲らなかった。

このようにして三沢対奥六区の対立は日に日に激しくかつ悪化して来て遂に三沢では七月十九日、区民大会を開き分村独立を決議するに至り、従って同月行われるはずの村会議員半数改選の選挙には、区民全員が棄権することを申し合せた上、元村長や村会議員・区長などを含む六人の起草委員を選任して分村規約を制定、さらに人民総代として上田竜助・深沢儀喜・上田孝喜・深沢市太郎・深沢正次郎・深沢重平・保坂兵助・今村兵重郎・深沢子之助・上田徳兵衛の十人の実行委員を仕立てて、百八十二人の全員が署名・捺印した委任状を取って本格的なしかも猛烈な運動を開始した。

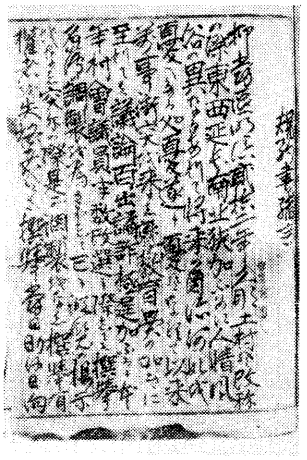

規約書緒言

規約書緒言

抑当区明治弐拾二年車田外五区を合併し久那土村と改称の際東西延長、南北狭く加ふるに人情風俗の異なるありて将来の自治如何を憂へたる処、憂遂に憂となりて以来万事衝突を来し就中教育費の如きに至りては議論百出、譎詐極逞加ふるに本年村会議員半数改選に際しては選挙名簿の調製を為さずして己に縦覧の告示をなし、突爾の際是が調製をなし、選挙有権者を失格者とし、撰挙当日助役日向清吉自己にて名簿を抹殺し其他横暴専恣其極に達し是を法律に問ふも道なく有志交々矯むるも改むる所なし。嗚呼是の村長助役、是の村会議員と倶に意気合して将来村治の円満を計るべけんや。如何せん如何せん、古人言ふ百計尽きて一計出づ、故に本区は断然意を合して分村するの止むなきに出づ故に左の規約書を調製し自記調印して確守履行する者なり。

明治三拾壱年七月

第壱条　当区は町村制施行以来村治の円滑を欠き将来隣保団結の望みなし、故に敢て分村を為すに決す。

第二条　第壱条の目的を達する為め区民中より総代拾名を撰挙し全権を委任す。

第三条　総代人は名誉職とし、旅費日当を給せず但し実費を支弁す。

第四条　第壱条の目的を達する費用は総べて区費より支出す。

第五条　本村現任名誉職・役場員既に不信任と認め共に村治を計画する能はず、故に当区の村会議員・役場吏員は即時退職する者とす。但し区長も役場よりの命令に応ぜず。

第六条　本規約書以外にて随時総代人より区民へ指命する事有る時は万事是に服する者とす。

第七条　以上諸条目の規約に違ふ者ある時は共有金管理規定の規約に依り処分す。

右規約ヲ確守スル為メ一同署名捺印候也

西八代郡久那土村大字三沢

深沢　定太郎

外百七十七人

（省略）

委任状

当区ハ町村制実施以来村治ノ円滑ヲ欠キ故ニ区民一同協議ヲ遂ゲ分村スルニ決シ総代拾名ヲ撰挙シ其目的ヲ達スル迄ハ区民ノ利害得失ハ申スニ及バズ其他何様ノ事ナリトモ一切総代ノ御取計ニ委任仕候也

右委任依テ如件

明治三十一年　月　日

西八代郡久那土村三沢区

今村伊勢次郎

外百八十一人（氏名省略）

深沢　儀喜殿
（外九人省略）

これにより選ばれた総代はそれぞれ分担を決めて、郡役所に郡長を訪ねて具申する者、分村請願書作成のため先に南巨摩郡増穂村から分村した穂積村や、許可にはならなかったが、西八代郡栄村から分村しようとした上・下佐野部落や、井出・十島部落を歴訪して目的達成について調査・研究をする者など活発に活動を開始した。

七月二十五日、分村規約第五条の定める所によって、三沢出身の村会議員と役場職員は一斉に辞職届を村長に提出し、翌二十六日には村長・郡長・県知事・内務大臣に宛ててそれぞれ次のような「分村請願書」を提出した。

請願書

西八代郡久那土村大字三沢区
人民一同

右謹テ奉請願候、当区ハ明治二十二年町村制施行ノ際、車田外五区ト合併シ久那土村ト改称致サレ候得共、東西最モ長ク南北狭ク瓢形ヲナシ其東小ニ西大、加フルニ風俗人情ノ異ナルアリテ将来ノ円滑如何ヲ憂ヘタル処、憂終ニ憂トナリ以来万事衝突ヲ来タシ紛紜止ム時ナク相共ニ一村ノ福利ヲ計画スル能ハズ、就中教育費ノ如キニ至リテハ議論百出不平ノ事夥多有之候得共、事皆志ヲ行フ能ハザル常理ト諦メ居候、爾来爰ニ拾ケ年、倍々其甚シキヲ極メ目視スルニ忍ビザル場合ニ迫リ候加之是レヲ経済上ヨリ推考スルモ村ノ下ニ区アリ区長及代理者ヲ仮ニ設置シ区内万般ノ事務ヲ処弁仕来リ候其報酬ヨリ使丁ノ給料ニ至ル迄一切区費ヨリ支弁仕候、其額尠少ニアラズ加フルニ村税ノ重キヲ負担シ重複ノ経費ヲ要シ区民一同ノ困難名状スベカラザルノ有様ニ立至リ年々歳々土地ノ売却或ハ質入ノ為メ他町村人民ノ所有ニ転ズルモノ多ク弥困難ヲ重ネ能ク其久キニ堪フル能ハザル義ニ御座候、万一等閑ニ附スル時ハ当区ノ潰滅火ヲ見ルヨリモ明カナル次第ニ有之候、既ニ前陳ノ如ク当区ハ外ハ六区ト風俗人情ヲ異ニシ常ニ彼等ノ奸計ニ陥ル事往々ニ有之本年村会議員半数改選ニ当リ名簿縦覧期日ノ公告ヲ為シナガラ撰挙原簿ノ調製無之突如ノ際是レガ調製ヲナシ有権者ヲ失格トナシ撰挙当日掛長ハ自己ノ独断ニテ名簿ヲ抹殺シ或ハ確定後変更スル等暴横専恣至ラザルナク言語ニ絶シタル次第ニ御座候、斯ル名簿ニ拠リ投票候ハ私共ノ屑シトセザル処、止ムナク全村一級撰挙人ノ半ヲ有スル当区民ハ挙ゲテ棄権仕候、想フニ人ノ尤モ貴ブベキハ権利ニ有之候得共彼等ト趣ヲ異ニシ其非ヲ挙ゲテ争フハ亦私共一同ノ好マザル処遂ニ其蹂躙スル所トナリ不平止ム時無之村治ノ円満ハ到底夢想ニモ是レヲ望ムベカラズ、是レヲ救フノ道分村ノ外、他ニ策無之ト確信仕候、本村ハ戸数四百余土地々価金四万円ヲ有シ是レヲ他六区ト折半スルモ共ニ戸数二百地価金弐万ヲ有シ優ニ独立維持相成候間何卒情状御洞察分村御裁可有之度此段一同連署之上別紙図面相添ヘ請願仕候也

明治三十一年七月廿六日

西八代郡久那土村大字三沢区
第百拾五番戸
深沢定太郎㊞
明治五年七月四日生
外百五十五人署名省略

山梨県知事　小野田元熙殿
久那土村長　日向　孝文殿　（各通）

ここで注目すべきことは、この事件の原因は役場と学校の位置争奪であるにもかかわらず、請願書も辞職届も一言もそのことに触れてはいない。日向村長はこれらの書類を受理する前にその村会議員と懇談すべく、役場へ出頭するよう招致したが誰も応ずる者がなく、止むなく八月九日臨時村会を開いてこれらの件を協議に附した。以下はその決議書である。

明治三十一年八月九日臨時村会決議書

第壱　本村大字三沢区民一同ヨリ分離請願書提出ニ付キ村長ヨリ本村会ニ議題トシテ容ルルヤ否ヤ諮問相成候処当村会ハ議スルノ必要ヲ認メザルニ付本件否決シタリ。

第二　村会議員四名退職申出ノ件ニ付左ノ通リ裁決シタリ

一、上田竜助
退職届出ニ付審議之処結局制第八条第一項ニ該当セル理由アルモノト認定セリ。
一、上田孝喜
右ハ制第八条第一項ノ事故アル依リ退職申出ノ処該届書ニ添付セル医師診断書単純ニシテ疾病ノ為メ公務ニ堪ヘサル理由アルモノト推定スル能ハザルニ付診断書明晰ナラシムル為メ一応更ニ診断書ヲ改メ差出スコトヲ求メタリ。
（後記、診断書差出方請求スルモ本人ヨリ差出サザルニ付相当ノ理由アルモノトシテ退職ノコトニ認定ス）
一、上田健太郎
別紙退職届書ニ付審議セシ処制第八条第三項ニ該当シ職工ノ為メ常ニ町村内ニ居住スル能ハザル理由アルモノト認定セリ。
一、保坂兵助
別紙退職届書ニ就キ審査候処同人ハ六ケ年間村会議員ノ職ニアリタルヲ以テ制第八条第五項ニ該当セル正当ノ理由アルモノト認定シタリ。
第三　本村有給吏員収入役并書記辞職申出ニ就キ左ノ決議ヲナシタリ。
一、書記深沢福重
制第六拾七条ニ依リ随時解職スル事ヲ得ルトアルニ依リ解職ヲ聞届ケタリ。
一、収入役上田康吉
解職申出ノ処未ダ三十年度精算報告未済并ニ三十一年度第一回ノ勘定会モ請ケサルニ依リ翌十日以上二件執行済ノ上解職聞届ケルモノトス
第四　明治三十年度精算報告ノ件翌十日充分ノ調査ヲ要シタル上認定スル事ニ決ス
第五　省略
第六　省略
右議決候也
明治三十一年八月九日

久那土村々会議員

日向　清吉㊞
赤池　保美㊞
渡辺菊治郎㊞
日向忠四郎㊞
佐野　重長㊞
赤池　光蔵㊞
小林　兵助㊞

参照
町村制第八条　凡町村公民ハ町村ノ選挙ニ参与シ町村ノ名誉職ニ選挙セラルルノ権利アリ又其名誉職ヲ担任スルハ町村公民ノ義務ナリトス
左ノ理由アルニ非サレハ名誉職ヲ拒辞シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス
一、疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
二、営業ノ為メニ常ニ其町村内ニ居ルコトヲ得サル者
三、年齢満六十歳以上ノ者
四、官職ノ為メニ町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
五、四年間無給ニシテ町村吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ経過セサル者及六年間町村議員ノ職ニ居リ爾後六年ヲ経過セサル者
六、其他町村会ノ議決ニ於テ正当ノ理由アリト認ムル者
（以下略）
町村制第六十七条　町村吏員ハ任期満限ノ後再撰セラルルコトヲ得
町村吏員及使丁ハ別段ノ規定又ハ規約アルモノヲ除クノ外随時解職スルコトヲ得

村会でこの請願は議するに及ばずとして否決したが、以後、日を経るにしたがって紛争は激烈になったので、西八代郡長小林陽は監督指導の立場からこれを見兼ねて仲介の労を執ることになり、来村の上役場へ両者を招き懇談の結果、
一、建設場所を大草地内、東は大槻から西は天神社までの間とする事。
二、附帯条件として通学道路の拡張と樋田川へ通学橋を架ける事。

右の案を出して両者にはかったところ双方とも納得し、長期にわたっての大紛争はここに解決して平静にもどった。

次に掲げる数回の村会議決書は紛争解決後の処理方法を詳細に物語っている。

臨時村会議決書

明治参拾壱年拾二月九日開会

一、（省略）

二、本村々治葛藤之為メ郡長出張シ終ニ和解調停致シ関係人集合之節要シタル費用ハ畢竟村治上ヨリ起因シタル次第ニ付明治参拾壱年度予備費ヨリ支出スルモノト承認ス

右本村臨時村会ニ於テ決議候也

明治三十一年十二月九日

西八代郡久那土村会議員

日向　清吉
渡辺菊治郎
日向忠四郎
小林　兵助
赤池　保美

議決書

明治三十一年十二月二十八日臨時村会ニ於而別紙之通リ議決候也

久那土村会議員

渡辺菊治郎
日向　清吉
日向忠四郎
佐野　重長
小林　兵助
中沢源治郎

決議書

明治参拾壱年十二月十三日付達第三八号ヲ以而尋常小学校々数並ニ其位置郡長ノ諮問ニ対シ左記之通リ当村会ニ於テ決議ス

第一、校数之義、是迄三尋常小学校ヲ今回改而久那土尋常高等併置ノ小学校但シ道ヘ分教場ヲ設置スルコト

仝上位置　本村内大字三沢区字大草第壱番地第弐番、第百七拾六番、第百七拾七番ノ四筆ヲ敷地トシテ建設スルヲ適当ノ位置トス

（以下略）

役場開庁・学校新築開校

紛争が解結したからには、当然先に辞職した村会議員の補欠選挙をしなければならない。よって翌明治三十二年三月一日補欠選挙の結果、今村兵重郎・上田徳兵衛・上田竜助・高野政栄が当選したので、同月十一日臨時村会を招集した。次はその時の議事録である。

明治三十二年三月十一日臨時村会議事録

本日当村会補欠員四名出席議員全体ノ意見ニ依リ抽籤ヲ以テ席次ヲ定ムル左ノ如シ

壱番　今村兵重郎
弐番　日向忠四郎
参番　赤池　光蔵
四番　赤池　保美
五番　上田徳兵衛
六番　上田　竜助
七番　小林　兵助
八番　佐野　重長
九番　渡辺菊治郎
拾番　中沢源治郎
拾壱番　日向　清吉
拾弐番　高野　政栄

本日議事提出案

第壱、四月一日ヨリ施行相成候尋常小学校並ニ高等小学校設備並施行ノ方法

一、本村従前ノ校舎ヲ合併建設スルモノトス

一、普請委員ハ三沢四名外六組ヘ各壱名宛トシ本村会議員ニ於テ撰任スルモノトス

委員ハ総ベテ名誉職トシ其任期ハ該建築工事落成迄トス

一、本日当村会ニ於テ該工事委員撰挙ヲ行ヒ其結果左ノ如シ。

上田孝喜・深沢儀喜・深沢市太郎・保坂万治郎・河西正平・土橋美直・中沢甚左エ門・佐野重兵衛・中村猪太郎・内藤福松

工事員総会々議録

明治三十二年三月十四日本村尋常小学校並ニ高等及村役場新築事業ノ為メ工事委員総会ヲ開キ第一着抽籤ヲ以テ席次ヲ定ムル左ノ如シ

席次

壱番	佐野	重長
弐番	河西	正平
参番	上田徳兵衛	
四番	土橋	美直
五番	渡辺菊治郎	
六番	深沢	儀喜
七番	佐野宇之吉	
八番	日向	孝文
九番	中沢甚左エ門	
十番	内藤	福松
十一番	上田	孝喜
十二番	保坂万治郎	
十三番	小林	兵助
十四番	土橋子之作	
十五番	深沢市太郎	
十六番	赤池	光蔵
十七番	日向忠四郎	
十八番	高野	政栄
十九番	中村猪太郎	
二十番	上田	竜助
二十一番	中沢源治郎	
二十二番	赤池	保美

第壱　位置

東大槻ヨリ西天神社迄ノ間ニ於テ其位置ヲ定ムル事（但シ右ハ過般有志会ニ於テ本郡長ノ指定地トス）。

三沢区小字大草第十六番田壱畝七歩ト西第四十四番トノ間ニ小沢アリ該沢ヨリ以東ヲ役場敷地トシ仝以西ヨリ神社内迄ヲ学校敷地并ニ運動場ト定ム。但シ新築敷地買入第十六番・第十五番ニ多潰地トナル。第四十四番・第四十五番・第四十六番第七十六番トス。

第二　通学道路並ニ架橋新設ノ件

通路ハ従来畦畔ノ頭上ヲ往来セシガ幅員僅カニ一尺五寸乃至弐尺ニシテ到底生徒道路ニ堪ヘザルヲ以テ差当リ平均三尺ニ修繕ヲナス事

橋梁ハ三沢川通リ堤防一口場所撰定シ仮ニ架橋シ出水ノ当時ト雖モ通学ニ差閊ヘナキ事ヲ要ス

以上二項ハ新築事業ト継続架橋及道路修繕ヲナス事。

第三　敷地買上ゲ

敷地ハ田壱畝歩ニ付金参拾円詰ニ而買上ル事評価ス、仝畑壱畝歩ニ付壱円五拾銭ニテ買上クル事ニ評価ス。

第四　人夫出役方法

新築事業ニ用スル人夫ハ本村内左ノ割合ニ随ヒ義務出役スルモノトス。

三沢組ノ内小字大石・楠田・平松ノ三組ハ毎戸二日ヅツ其他ハ総テ三日ヅツトス。

車田・樋田ノ弐組ハ総テ三日ヅツトス。

切房木ノ一組ハ二日ヅツトス。

道・水船・芝草ノ三組ハ各一日ヅツトス。

附属。村内毎戸出役スルハ勿論ナレドモ万一行商并ニ職工ニシテ他出不在ノ者ハ婦女ニテモ苦シカラズ。

万一本村民ニシテ正当ノ理由ナク、ミダリニ出役ノ義務ヲ欠クモノハ壱人金弐

拾五銭ヲ課出スレモノトス。

役員撰挙

新築事業ニ付役員撰挙ヲ開キ其投票ニ関シ点数ノ多少ヲ比較シ当撰ヲ定ムル左ノ如シ

会計係	当撰	十四点	河西　正平
〃		十三点	土橋　美直
〃		十点	上田徳兵衛
払下運動委員	当撰	十三点	渡辺菊治郎
〃		十一点	上田　竜助
工事監督委員	当撰	十五点	今村兵重郎
〃		十四点	日向忠四郎
〃		十二点	小林　兵助
〃		八点	上田　孝喜

工事委員中佐野重兵衛ハ辞退ニ付其補欠員ヲ撰挙ス、其当撰者

工事補欠委員　佐野宇之吉

右工事委員総会ニ於テ決議シ一同ノ面前ニ於テ朗読シ正当ヲ証スル為メ署名捺印ス

明治三十二年三月十四日

工事委員

上田　孝喜
上田　竜助
佐野　重長
中沢源治郎

このようにして役場は三沢宮の平の素封家、上田信昌方で一家転出による空家を買収移転し、学校は今まで三沢・車田両校が校舎として借用していた神社境内の芝居小屋を買収の上持ち寄って建築し、十一月二十三日落成して同日開庁・開校したのである。以来十年、就学児童は累年増加して遂に収容しきれない状態になったので、明治四十一年学校増築の必要に迫られ隣接して二階建六教室を新築するに至った。

消防組発足

明治二十三年六月三沢では、私設三沢消防組を設立、同二十四年十月新たに消防規則を定めた。同三十五年七月車田でも私設車田消防組を組織、同三十九年四月県令第二八号を以て公設車田消防組が発足した。

明治四十一年十一月公設三沢消防組が設置され、同年十二月十日山梨県令第三六号をもって公設車田消防組を第一部とし、定員六〇名、公設三沢消防組を第二部とし、定員七〇名をもって発足した。

（詳細については、第十編第二章第一節参照）

伝染病隔離病舎建設

明治四十三年三月、村内各部落の伝染病隔離病舎を統合し、車田小坂地内に当時としては完全なる病舎を建設、十一月落成し市川警察署長によって「久那土村立理生院」と命名した。この費用総額金千六百円也。この理生院は以来多数の伝染病患者の治療に貢献して来たが、昭和二十六年八月二十日時代の進運に伴ない不完全な病舎を使ってしかも村に迷惑をかけるという理由から、病院を利用して従来の隔離病舎を敬遠する風潮になって来たのでこれを廃止した。

部落有財産統一問題

村内旧村には共有地がそれぞれあったが、新発足した久那土村には村の基本財産となる土地が無いので、明治の末ころからこれの造成のために各部落から提供させる案が出たが、議が熟するまでには種々の問題があってはかどらなかった。たまたま入会山所有部落では明治初年、これが御料地に編入されていたのを明治三十九年県告示第二三四号山梨県下入会御料地特売規程によって元の所有者に払い下げられた。各部落ともその代金支払いのため一部借入金をしたのが、元利がかさんで返済に窮している矢先き

だったので、各部落から無償提供のほかに右借入金の肩代わりをして取得した土地もあって、大正二年四月十四日部落有財産統一問題は解決した。

峡南農工学校設立

大正十一年、山梨県では中学校二校・高等女学校二校を新設する議が県会で決まった。中学校二校のうち一校は峡南地方へということになっているので峡南地方の各地では、これの誘致のため虚々実々の戦術を使って激烈な争奪戦が始まった。最も顕著だったのは身延村と岩間村だった。

久那土村では、従来小学校に修業年限二か年の高等補習科があって、自村及び近村の子弟を教育して来たが、大正十一年度をもって郡制が廃止されることになっており、従って郡からの補助金が打ち切られるため同高等補習科は必然的に廃止の運命にある時だったので、この際これに代わるものとして県立中学校を誘致しようと村を挙げての運動を展開した。しかし六月二十日県立中学校は遂に身延村に決定した。そこで久那土村では村立で乙種実業学校を設立することになった。次はその決議録である。

会議録（写）

大正拾壱年拾壱月参日左記急施事件ニ関シ本村会ヲ本村役場ニ招集ス

一、久那土村立農工学校設立ニ関スル件

同日午後四時参拾分村長小林安吉開会ヲ宣ス、出席議員左ノ通リ。

二番　小林　安吉　　三番　上田　重吉
四番　河西　綱蔵　　五番　上田延太郎
六番　土橋　悌朔　　八番　二宮武四郎
九番　上田　謙造　　十番　深沢　儀喜
十一番　中沢　寅松　　十二番　赤池　光蔵

議長　之レヨリ会議ヲ開ク旨ヲ宣シ、会議ニ先ダチ会議録署名員ノ選挙ヲ行ヒマス、例ニヨリ議長ノ指名ニテ差支アリマセンカ。而シテ其数ハ四名ト致シタク思ヒマス。

各員　異議ナシト呼ブ。

議長　異議ナキモノト認メ左記四名ヲ指名ス

中沢　寅松　　二宮武四郎　　上田延太郎　　河西　綱蔵

議長　議事ノ都合ニ依リ時間延長ヲ致シマス。

議長　一休ヲ宣ス

午後六時再会ヲ宣ス

議長　第一号案久那土村立農工学校設立ニ関スル件ノ第一読会ヲ開ク。

十二番　中沢寅松　本件ハ其理由正当ニシテ頗ル機宜ニ適スルモノト認ムルヲ以テ読会ヲ省略シテ原案通リ決定ヲ望ム。

五番・八番賛成ト呼ブ

議長　第一号案ニ対シテハ満場異議ナキモノト認ムルヲ以テ読会ヲ省略シテ原案通リ可決確定シマス。

議長　本案可決確定ニ付テハ之レガ設立認可ノ実行ヲ期スル為メ二名ノ実行委員ヲ選挙シ且之レガ為メ出務ノ場合ハ其実費ヲ支弁セントス其予算ノ形式ハ急拠ニ付他日之ガ作製ニ御異議アリセンカ

満場異議ナシト呼ブ

議長　然ラバ選挙ヲ行ヒマス

八番二宮武四郎　選挙ノ煩ヲ省キ其指名ヲ議長ニ一任スト発議シ各員賛成ト呼ブ。

議長　然ラバ中沢寅松・深沢義政ノ弐名ヲ指名致シマス。

各員異議ナシト呼ブ

議長　議事全部ヲ終了シタル旨ヲ述ベ、村長小林安吉閉会ヲ宣ス

時ニ午後拾時

大正十一年十一月三日

議長　小林　安吉

議事録署名委員

中沢　寅松

二宮武四郎

上田延太郎

河西　綱蔵

議第壱号

久那土村立農工学校設立ニ関スル件

本村現在ノ高等補習科ヲ拡張スルノ主旨ヲ以テ村立ノ久那土農工学校ヲ設立シ大正十二年四月一日ヨリ開校ノ認可ヲ申請シ且同時ニ経費ノ内ヘ県費ノ補助ヲ申請セントス

大正十一年十一月三日提出

久那土村長　小林　安吉

理由

本案議決ヲ要スル其理由ハ本村ノ高等補習科ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ之レヲ拡張シテ村立ノ農工学校トシ地方適切ノ教科ヲ授ケテ其ノ開発ヲ期スルノ必要ヲ認メタルニ由ル

よって小林村長は設立認可申請や、県費補助獲得のため奔走していたところ、翌年二月になり時の郡長猪瀬弁吾は、久那土村単独では経費の負担に堪えかねると思うので、西八代中部十か村及び山保村で学校組合を組織しては如何との案を出し、関係各村長を招集してこれを諮問、各村とも協議のうえ二月十日までに答申するよう申し渡した。そのため久那土村では先きの決議を変更する必要があるので、同月七日再び村会を招集した。

村会々議録

大正拾弐年弐月七日左記急施事件ニ関シ本村会ヲ本村役場ニ招集ス

左　記

一、農工学校設立ニ関スル件

一、峡南農工学校組合規約諮問ノ件

大正拾弐年弐月七日午後第弐時参拾分村長小林安吉開会ヲ宣ス、出席議員左ノ通リ。

一番今村模喜、二番小林安吉　三番上田重吉　五番上田延太郎　六番土橋悌朔
七番赤池光蔵　八番二宮武四郎　九番上田謙造　十番深沢儀喜　十一番佐野宇之吉　十二番中沢寅松

議長　之ヨリ会議ヲ開ク旨ヲ宣シ会議ニ先タチ会議録署名員ノ選挙ヲ行ヒマス。

例ニヨリ議長ノ指名デ差支アリマセンカ然シテ其数ハ四名ト致シ度ク思ヒマス

満場異議ナシト呼ブ、議長御異議ガナケレバ左ノ四名ヲ指名致シマス

中沢寅松　二宮武四郎　上田延太郎　今村模喜

議長　第三号案農工学校設立ニ関スル件ノ第一読会ヲ開キ左ノ理由ヲ述ブ

本案ハ大正拾壱年拾壱月参日本村ニ於テ村立デ設置スルコトガ村会ノ決議デアリマシタガ経費が多額ナルニヨリ之レヲ本郡中部ノ組合立トセバ其ノ経費ノ一部ヲ軽減スルコトニナリマスカラ茲ニ変更ノ決議ヲ求ムル次第デアリマス

満場　本案ハ読会省略シテ確定議トセラレンコトヲ望ミマス

議長　然ラバ読会ヲ省略シテ原案通リ確定議ト致シマス

議長　峡南農工学校組合規約ヲ諮問ニ付シマス

五番上田延太郎　本村ハ費用負担ノ割合ニ比シ組合会議員ノ数至ツテ少数ニ失シ之レニテハ会議ノ流会ヲ生ジ当局ニ於テ余分ノ手数ヲナサザル場合アリト信ス、故ニ之等ノ弊ヲ除クト共ニ其ノ均衡ヲ保ツ上ニ七名ト増員スルコトニ修正ヲ望ム

八番二宮武四郎　第二条中西八代郡ノ下ニ中部トアルヲ久那土村ト修正ヲ望ム

六番土橋悌朔、十二番中沢寅松、七番赤池光蔵、九番上田謙造賛成ト呼ブ

議長　只今五番議員及八番議員ヨリ諮問案中議員定数並ニ位置ヲ久那土村ト変更スルコトノ修正意見ガアリマシテ多数ノ賛成ガアリマシタガ本案ハ過日郡ニ中部各村長ガ招集セラレ其節ノ諮問ニ対シテ夫々協定セシモノニ本月十日マデニ郡答申スルコトデアリマスカラ本村ノミニテハ修正出来得ルヤ明カナラザルガ可成其ノ修正意見ヲ郡ニ答申シテ修正ニ努ムル積リデアリマス。若シ修正出来得ヌ場合ニハ一先此ノ案ニ御承知ヲ願ヒタク思ヒマス

各員　異議ナシ、異議ナシト呼ブ

議長　之レニテ議事全部ヲ終了シタル旨ヲ述ベ、村長小林安吉閉会ヲ宣ス。時ニ午後参時拾分

大正拾弐年弐月七日

議長　小林　安吉

会議録署名員

今村　模喜

上田延太郎

二宮武四郎

議第三号　　中沢　寅松

農工学校設立ニ関スル件

大正拾壱年拾壱月参日村会議本村立農工学校ヲ本村外拾ケ村組合立ニ変更セントス

大正拾弐年弐月七日提出

久那土村村長　小林　安吉

理由

本案議決ヲ要ス。其理由ハ本村単独ニテハ経費ノ負担多大ナルニヨリ之レヲ組合立トナシ以テ其ノ負担ヲ軽減セントスルニアリ。

（峡南農工学校組合規約省略）

右により中部十か村及び山保村ではそれぞれ郡長に答申したが、この時岩間・落居・楠甫の三か村は脱落して結局山保・久那土・古関・富里・共和・鴨狩津向・葛籠沢・宮原の八か村で、久那土村外七ケ村峡南農工学校組合を組織することになって、四月二十五日ようやく文部大臣の認可を得て開校する運びになった。

いずれにしても久那土村創村以来の大事業で、この陰には当時の県会議員伊藤喜重、及び郡下における政友会の大立物だった、深沢義政の政治接衝の面における力が大きく作用していたことを忘れてはならない。

富士身延鉄道敷設と停車場設置

明治の中ごろから甲駿鉄道敷設に関する案があったが、実現はしなかった。大正九年富士・身延間が開通して以来、これを甲府まで延長することは沿線住民の長い念願であった。大正十三年ようやく機熟して延長工事を実施する運びになったが、村々では路線の争奪が始まり、陳情合戦などの末ようやくルートが決まって久那土村をも通過することになった。同時に続いて官営か民営かでまた沿線住民の意志統一が図られた。久那土村では村民大会を開いて官営では着工がおくれるので、早期着工を期するためには民営を望むとの結論を出した。ついでまた沿線の村々では停車場の設置運動を起こした。この時も久那土村では八月二十四日再び村民大会を開いて敷地と金弐万円也を鉄道会社へ寄付することを決めて駅の設置を勝ち取った。寄付金の弐万円中半額の壱万円は村内全戸から集めた寄付金を当て、残額の壱万円は営業開始後会社が納める税金を二か年間免除して相殺することにした。

このようにして工事が進みレールの敷設には、津田沼鉄道第二連隊の兵士百十五人が久那土村へ来村し、民家へ分宿して約一週間で敷設を完了し、昭和二年十二月十七日開通の運びとなった。

道路改修

鉄道が開通すると駅を中心とする道路改修がクローズアップされて来た。そのうち、先に申請して置いた時局匡救農村振興土木事業として、古関村に通ずる照坂隧道並びに共和村に通ずる大石隧道の開削工事が、昭和七年八月三十日付地発表第二五七号をもって県費補助が確定したので、両工事を同時に着工することになった。

照坂隧道は久那土村と古関村共同施行の工事で、久那土村三沢上田信三が請け負い、久那土村負担分として一四、三〇八円予算が計上してある。また大石隧道は久那土村と共和村と共同施行の工事で、共和村下田原若林孝俊が請け負い、久那土村負担分として七、九九二円予算が計上してある。合計金二二、三〇〇円の財源は県補助金一六、七二五円、村債五、五七五円、年利三分二厘、十五年賦で山梨県から借り入れ、照坂隧道は三か年継続、大石隧道は二か年継続工事で完成した。

役場庁舎と小学校の新築

久那土村役場は明治三十一年、三沢上田要助所有の住宅を買収して移築したものであり、小学校は同年車田稲荷社境内の芝居小屋と、三沢十五所

神社境内の芝居小屋をそれぞれ持ち寄って移築した平屋建と、これに明治四十二年増築した二階建ての部分とで、いずれも老朽甚だしく改築の必要を認め、たため昭和十年八月二十六日の村会で役場は三沢第十七・十八・二十一・二十二番地の田へ移転改築、小学校は従来の敷地のほか第百八十番地外十四筆畑約十八アールを買入れて拡張改築をすることとなった。建築予算は役場が五、六三九円、学校が三三、一二八円（いずれも土地買収費を含む）で、改築臨時委員として村会議員・学校委員中から十八人を委嘱し、十月九日入札規程を制定の上、入札を執行したところ役場・学校とも車田の渡辺泰造に落札、直ちに着工して昭和十一年七月二十日をもって落成式を挙行する運びとなった。

熊沢部落・久那土村へ合併

熊沢村は明治八年八月、県の勧奨によって隣接岩下・寺所・五八の三か村と合併して河頭村となったが、まだ一村としての適正規模になっていないので同十三年一月の勧奨で、河頭村は三沢・樋田・車田・切房木の四か村と共に三沢外四ヶ村連合をつくり、連合役所を車田に置いて約十年を経過した。

明治二十二年七月町村制の施行されたのを機会に、この連合村は解体して三沢外六か村が合併して久那土村となった時、河頭村は落居村と合併して新しく落居村をつくった。

以来六十二年、峠を隔てた落居村の一部となって経過したのであるが、その間常に部落民の念頭を離れなかったことは、村の中心へ出るのに峠越しの不便さであった。特に明治十七年九月岩下に三沢学校岩下支校が置かれた関係もあって、熊沢部落は学童も高学年になると委託児童として通学に便利の久那土小学校へ通うのを例としていた。

「村の構成は川の流れに従うべきもの」との原則によって久那土村への合併を念願しながら、部落が落居村の穀倉地帯である関係などから、落居村の承諾が得られないまま昭和二十六年に至った。この年岩間村を中心として周辺六か村が合併して六郷村が発足することになったので、この好機を逸することなく同年三月二十日、熊沢は落居村から分離して久那土村へ合併したのである。

参考のため当時の村議会会議録を左に摘記する。

第二回久那土村議会々議録（抄）

一、本村議会を昭和二十六年三月十二日午前九時久那土村役場に招集する。

一、議員参集したので議長は会議を開く旨を述べる。

（中略）

議長、議案第八号落居村熊沢の区域を本村に編する件を議題に供し書記に朗読させる。

書記、議案を朗読する。

議長、本案については村長の説明を願います。

村長、説明いたします。多年に亘り本村への編入運動を起し議会に計りましたが認められず現在に至りました。幸い岩間附近の村々が合併に際し、本村に近接している関係上、行政・経済・その他種々の点より見て編入することが適切であるという区民の意志が強く、関係代表者から編入の申出があった為め本案を提出した次第であります。宜敷く御審議下さいますようお願いします。

議長・唯今村長よりの説明の通り何か合併について質問がありますか。

八番、本件に対し熊沢区民より何か希望というような事の申し出があったか。

村長、特別の申し出はない。

八番、区有財産はあるか。

村長、区有財産といっても特別なものはない。村境工事は落居名義にて行い完成後本村に編入する。

議長、他に質問はありませんか。

各議員慎重審議の結果原案賛成と述べる。

議長、原案賛成により八号議案は可決確定いたしました。これを以て告知した会議の事件は全部終りましたので閉会致します。時に十時四十五分。

（下略）

議案第八号

落居村字熊沢の区域を本村に編入する件。

西八代郡落居村字熊沢の区域を分離しその区域を久那土村に編入するものとする。

昭和二十六年三月十二日提出

久那土村長　上田　盛治㊞

理　由

落居村字熊沢は落居村役場・学校より遠隔の地にあり、かえって久那土村樋田部落に近接し、行政・経済その他の諸点よりみても、境界変更により久那土村に属することが適切であり部落民の多年の念願であったので境界変更について議会の議決を求める。

嶺・久保・大山・山家の一部久那土村へ分村編入

嶺・久保・大山は明治七年十月九日県の提唱する小村統合の趣旨により合併した。その時村名を「三か村が隣保相和す」の意を以て「三保村」と命名した。その後十年を経た明治十七年十月県の勧奨があって三保村・山家村・落居村で三か村連合を組織したが、この連合期間は極めて短かく僅か五か年で明治二十二年七月町村制の発布となった。

町村制の施行を機会に県下の小村群は続々と合併した。三保村もこの時隣接山家村と合併して山家の山と三保の保を合せて新村名を「山保村」と称するに至った。以来六十六年、昭和三十年に至り町村合併促進法が制定されるに当たり、山保村のうち山家の大部分が市川大門町へ合併することになったので同村嶺・久保・大山と山家の一部は住民の意志によって、同時に久那土村へ分村編入することになった。次は当時の村議会の決議書である。

議第一九号

山保村の廃止編入について

西八代郡山保村を廃し、山保村大字久保・嶺・大山・山家のうち一から九七の一まで、六八二から七四二まで一、五九九から一、八三四までの区域を昭和三十年四月一日を以て西八代郡久那土村に編入することを山梨県知事に申請するものとす。

昭和三十年三月二十二日提出

西八代郡久那土村長　日向　英治㊞

昭和三十年三月二十二日議決

同郡久那土村議会議長　上田　盛治㊞

理　由

久那土村と山保村の協議により町村合併促進法の趣旨に基き地方自治の本旨の充分な実現に資するため。

右の議決が当事者である久那土・山保両村の議会でそれぞれ議決されたので、両村々長は連名で即日県知事にあてて廃置分合申請書を提出したところ、翌二十三日付で知事天野久から認可された。

（この申請書及び附属書類の内容等については第三編町の歴史中町村合併の項に詳記してあるので参照されたい）

右の結果、同年三月二十九日官報第八四七〇号をもって総理府告示がなされ、ここに両村の廃置分合が効力を生じ永年の懸案は全く解決した。

次に掲げたのは総理府の告示である。

総理府告示第五百八十五号

町村の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県西八代郡山保村を廃し、大字山家のうち九七の二から六八一まで、七四三から一、五九八まで、一、八三五から八、七八〇までの区域を市川大門町に編入し、大字久保・嶺・大山及び山家のうち一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五八九から一、八三四までの区域を久那土村に編入する旨、山梨県知事から届出があった。

右の廃置分合は、昭和三十年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年三月二十九日。

内閣総理大臣　鳩山　一郎

六　古関村

古関村の誕生

明治十三年一月、古関・釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯・芝草・水船・道の九か村が連合して「古関村外八か村連合」を組織して、同十五年には共和村の佐野孝道が官選戸長として就任した。その後、これが分裂して古関・釜額・中之倉・瀬戸で古関村外三か村連合、根子・大磯小磯で二か村連合、道・水船・芝草で三か村連合を作ったこともあり、何回かの変遷を重ねているうちに明治二十二年町村制が発布されたので、これを機会に六月二十六日古関・釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯の六か村が合併して古関村が新しく誕生、初代村長に小林重右衛門を選んだ。

学校創立と運動場石積工事

これより先、明治七年八月八日、第一大学区第四十四番中学区第七十一番古関学校が創立され、西栄寺を仮校舎として発足した。その後約十年西栄寺は廃寺となったので、その跡へ明治十七年九月、同村渡辺国一郎請負人となって校舎を新築したが、児童数増加のためさらに明治三十四年及び三十五年の二か年継続事業として金五百円の村債を起こし、これに若干の村費を加えて校舎を改築した。その際敷地拡張に当たって裏側の山を削り、その土砂を表側へ埋め立てて造成したままで、資金の関係などから全然石積みをしなかったので、降雨の都度土砂を押し流して運動場をせばめ、裏側は土砂が流れ込んで建物が腐朽するため、時の学務委員と学校長連名で、石積工事施工願いを村長に提出している。

請　求　書

一、古関尋常高等小学校運動場并裏手石垣完成工事附便所手入

本校ハ最近ノ建築ニ係リ児童ノ教育ニ適スト雖運動場ハ未ダ完キニ至ラズ殊ニ四囲ニ石垣ナク勾配甚シキ為メ降雨毎ニ土砂ヲ押流シ益々校地ヲシテ狭少ナラシメ今ヤ建物ニ影響ヲ及ボシ危殆図ラザル現状ニ付キ之レガ完成ヲ期シ度校舎裏ハ石垣ノ無キ為メ降雨毎ニ溝ヲ塡メ建物ヲシテ腐朽セシメ且ツ衛生上害少カラズ候間石垣ヲ営マレ度此段及請求候也

明治三十八年四月二十二日

古関尋常高等小学校学務委員総代
専任学務委員　内藤　市造㊞
同校々長　加藤　政重㊞

古関村長　渡辺　信殿

満福鉱山と根子分教場

根子所在満福鉱山（業務執行代表者石井千太郎）の精錬所から発生する煙毒によって、古関小学校根子分教場付近の草木が真っ赤に枯れてしまった。児童の衛生上極めて有害に付き字茶道下にある右分教場を移転しなければならない。そのため村長伊藤隆之は鉱山側に交渉したところ、鉱山側では一時いずれかの建物を借用して仮校舎として欲しい、との具申につき村長はその具申書を明治四十三年七月十四日村会の議に附したところ、村会では分教場を移転するとなれば永久的建物を新築しなければならぬ、仮校舎を借用するが如き姑息の処置は絶対にすべきではない。また移転改築するとなれば一切の費用は当然鉱山側で負担すべきである。よってこのような具申書は取るに足らない、と強硬な態度で否決した。

そこで村長は村会決議を持って再度鉱山側と交渉して、移転改築に要する費用相当額を負担させる約束を取りつけると同時に、いろいろの条件を盛り込んだ契約書を作成して再び村会の議に付した。ところが契約事項四項目中第二項に賠償額一、三六九円中十月に三〇〇円、以後毎月二〇〇円ずつ翌年三月まで納入すると記載してあるので、これがまた問題となって、万一にも鉱山が倒産などによって閉山となれば契約の履行ができなくなるので、その場合には結局村で支弁しなければならない。これでは村民に対して面目ないから、むしろ鉱山側で用地を買収したり校舎を建築したりして、現



根子分校についての契約書の一部

物を村へ寄附するようもう一度交渉を望むということであった。村長はこれに対して本職もその点を強調したのだが、鉱山側は作業に多忙なためとても手が回り兼ねるとのことでようやくこの契約書に同意したのである。しかし各位の要望とあればもう一度交渉いたしますとて三たび交渉の結果、ようやく先の契約書を次のように書き換えて十一月二十四日の村会で議決された。

契約書

西八代郡古関村長伊藤隆之ヲ甲者トシ同郡同村大字根子満福鉱山鉱業権者代理同鉱山長中元甫之ヲ乙者トシ甲乙両者間ニ左ノ条項ヲ締結ス。

第壱項　満福鉱山施業上鉱煙発生ノ為メ甲者管理ノ小学校根子分教場ノ児童衛生及教授ニ支障アルコトヲ乙者ハ認メタリ。

第弐項　前項ニ依リ乙者ハ甲者ノ為メニ其分教場ノ移転改築ニ要スル一切ノ費用ヲ自弁シ且甲者ノ命令ニ遵ヒ其ノ指揮監督ヲ受ケ指定ノ校地ニ校舎ヲ建築シ明治四十四年参月参拾壱日限リ甲者ニ引渡スモノトス

第参項　乙者ヨリ前項ノ校地及校舎ヲ甲者ニ引渡シタル時ハ甲者ハ大字根子地内字茶道下第参千八百八拾参番第参千八百八拾四番合併校地壱反参畝弐拾壱歩ノ土地及其土地ニ建設シアル建物悉皆ヲ乙者ニ無償引渡ヲ為スモノトス

第四項　鉱業権者ニ於テ本契約不履行ノ場合ハ中元甫之代テ担任シ甲者ニ何等ノ損害ヲ相掛ケサルモノトス

右後日ヲ証スル為メ弐通ヲ作リ各自壱通ヲ所持スル者也

明治四拾参年　月　日

西八代郡古関村長　甲者　伊藤　隆之

同郡同村根子満福鉱山鉱業者　乙者　中元　甫之

右契約ヲ締結致度及諮問候也

明治四拾参年拾月弐拾九日

古関村長　伊藤　隆之

この契約によれば、鉱山側で学校を移転改築をして村へ寄付することになっているが、事実はそうでなく、先に鉱山側から提出された具申書の通り、同年七月九日字蔵屋敷五、一九六番地の民家を一時借用して、ここで授業を開始した。もちろん移転の費用は全部鉱山側で負担したのである。

そこで村会の議決による契約が、履行されていないことが問題になるのだが、資料がないので明かではない。恐らくこのころ既に鉱山経営が不如意になっていたのではなかろうか。それで精錬所の規模が縮少された結果、煙毒の被害がなくなったことを認めたので、約二年振りで仮校舎を閉鎖して旧校舎にもどった。しかしいったん村会で決めたことだから大正二年七月十五日の村会で前の議決を取り消している。

学齢児童貧困者保護規程制定

今と違って昔は、村民の中にも貧富の差がはなはだしくその日の生活にも事欠く家も多かった。これらの家では子弟を学校へ就学させず子守奉公に出したり、家事に従事させたりすることが多かった。中には貧困にかこつけて「女の子には学問はいらぬ。なまじ勉強させると生意気になって困る」などという風潮もあった。よって明治四十年村当局は学校と相談の上、教育勅語の御趣旨にのっとり、一面国民の義務としてこれらの子弟を救済就学させるため、村会にはかって次のような規程を制定した。

第一条　貧困ノ為メ就学スル能ハザル学齢児童ヲ保護シテ就学セシムルヲ以テ目的トス。

第二条　保護費ハ毎年少クトモ金五円以上ヲ村税予算ニ編入スベシ。

第三条　保護ノ程度ハ学務委員会ノ意見ヲ聞キ村長左ノ三種類ニ決定ス。

甲種　教科書及用具ヲ貸与スルコト。

乙種　前記ノ外筆紙石筆類ヲ給与スルモノトス

丙種　衣食用品ヲ給与シ若クハ資産家ニ依托シテ就学セシムルコトニ学務委員ニ於テ斡旋スルコト。

附　則

第四条　本規程ハ明治四拾年度ヨリ施行ス。

伝染病隔離病舎設置

明治三十八年三月三日、村会議員渡辺国一郎は村民の代表として、伝染病隔離病舎の整備建設について、次のような建議書を村会議長に提出している。特に古関村は明治十五年コレラが大流行、また明治三十三年には赤痢病が集団発生して、不完全な病舎のため苦しんだ経験を持っているので、このような建議になったものと思われる。

建　議　書

本村ニ於ケル伝染病隔離病舎現在八ケ所ヲ合併シテ壱ケ所ト決議アランコトヲ建議候也。依テ左ニ本村ノ得失及ビ事情ヲ具上候。

目下本村ニ於ケル隔離病舎ノ設置アルハ現在八ケ所ニシテ其ノ是ニ当ツル所ノ古関村ノ財源タルヤ少ニシテ四方内外ナク此ノ如ク少ナル財源ヨリ見ルモ到底罹ル八ケ所ノ隔離舎ニ患者収用シテ各所ニ村税ヲ以テ患者ヲ保護セントスルハ水ヲ以テ火ヲ灯サントスル理ニシテ不能ノ事タル事ハ各員ノ認知スル所ナル事ハ建議スル迄モナクシテ明カナリ其ハ是迄本村ニ於テ事実上行ナイ来ル例ニ照ラシテ明カナリ先年中本村ニ於テ壱ケ所ニ壱人ノ患者収用セシ事アリシニ其患者壱人ニシテ夫レニ対スル費用ハ一百円ニ至リシモ其ノ患者ニアツル所ノ保護タルヤ実ニ不完全タル事ノ事実アリシ事ハ各員諸士ノ認知シ居ル所ニシテ明カリナリ斯ノ如ク事実アル以上ニ於テハ八ケ所ニ各壱人ツツノ患者収用スル場合ナキヲ保セズトスル以上ハ前書ノ如ク壱百円ヅツ八ケ所ニ村税ヲ費スル事明々白々タル事実ナル事ハ火ヲ見ルヨリモ実例ニシテ明カナリ左レバ壱ケ所ニ百円ヅツトスル時ハ八ケ所ヲ合スル時ハ則チ八百円也是ヲ壱ケ所ニ合併シアル時ハ八百円ノ四分ノ一、二百円位ヲ償スル時ハ患者ニ対スル保護等モ完全ニシテ且ツ予防規則ノ方法ニ至ル迄完全ナル事是又明白ナル事ノ結果タル事ハ明カナリ。斯ノ如ク利害得失アル事ヲ予現シアル以上ハ村民トシテ其ノ事情ヲ村会ニ具上シテ公共ノ利益ヲ得ントスルハ村民ノ希望スル所ニシテ猶又村会ノ責任タル事ハ村民ノ建議スル迄モナク我国町村制ノ条文ニシテ公共ノ利益ヲ謀リ村民ノ幸福ヲ発達セシムルハ村会ノ責任ナル事ハ明々白々タル法条アリテ諸員ノ見知スル所ナリ。以上ノ如ク法文及ビ事実上ノ建議ニ御座候故御調査ノ上御熟議ヲ以テ建議ノ如ク本村ノ財原ヲ顧ミ本村内隔離病舎ヲ何レノ地タルヲ問ハズ壱ケ所ト御決議相成度此ノ段建議ニ及ビ候也

明治参拾八年参月三日

古関村々民　渡辺国一郎㊞

古関村々会議長　渡辺　信殿

この建議に対し同日の村会に於て次のような決議がしてある。

決　議　書

古関村伝染病隔離病舎八ケ所アルヲ壱ケ所置ク事ヲ決議ス。

当分ノ内本村大字古関字三堂林隔離病舎ヲ古関村仮隔離病舎ニ借入ル事ヲ決議ス。

ところが明治四十年十月に至り、また赤痢病患者が発生し、借用した三堂林の村立隔離病舎には収容しきれず、村当局では八方苦心の末、古関下組の病舎を一時借用しようとしたが組の者に不在者が多く、相談ができないという理由で承諾を得るのに日時を要するため、それでは早急の間に合いかねるので十月三日急きょ村会を開いて、渡辺国一郎所有で広泉院東にある空屋を年額十円也の高額で借用することに契約、直ちに患者を収容した。その後明治四十一年七月十一日の村会で決議して、三堂林の隔離病舎

を改築して完全な病舎とした。

恩賜林御下賜

明治四十年八月二十四日及び同四十三年の累年にわたって、山梨県下は未曾有の大水害を被り、県民は疲弊困憊の極に達した。そこでこれの復興の資となすべく同四十四年三月十一日、明治天皇は県内の御料地一五万六、一九八ヘクタールを山梨県へ御下賜になった。いわゆる恩賜県有財産である。県ではこれの保護のため管理条例を定めて、地元市町村または旧来の慣行による入会組合（財産区）へ保護管理を委任することとなった。

古関村は、大字釜額・中之倉・瀬戸・根子・大磯小磯の五部落には恩賜林が所在するが、大字古関にはこれがなかったので、以前から所望していたやさきだった。管理条例に地元市町村とあるので、古関全体が該当するものと解して、時来たれりとばかりよろこんだ村長土橋重一は、大正二年度特別会計古関村恩賜県有財産保護歳入歳出予算案の附記欄に、古関部落も加入している旨を書き加えて村会へ提出したところ、村会でそれが問題となり、古関は従来の慣行による入会組合ではないのだから、除外すべきだとの意見を主張して五部落の議員は同年三月七・十・十一・十二・十三・十四・十五・十七・十八・二十二日と毎日方外院へ集合して打ち合わせをしたり、法規の研究をしては村会へ出席するという具合で、十日間も論議を尽くした結果、その附記事項を削除して修正可決をしてしまった。

土橋村長は直ちに郡長の指示を仰いだ。郡長青柳晴雄は「村長提案は款項のみであって他は計算の内訳であるから、附記を削除したのは議題外審議であって越権行為である。よって再議に附すべし」とのことだった。よってまた村会を招集して再議に附した。その理由は次の通りである。

大正二年三月二十三日再議案

大正二年度恩賜県有財産保護歳入歳出予算は監督官庁の検閲を受け其の指示により先に提案したるに村会は意外な附記科目の修正を行ひたるは提案権を侵害し其の権限を越へたるもののみならず其の収支に関し不適当と認むるにより町村制第七拾四条第五項により再議に附す所以なり。

再議に附した結果は予算は原案通りにしてその付記は本村入会慣行六部落均等負担と訂正した。然し村会では、過去に納得の行かぬ点ありと見て次のような村会開催請求をしている。

急施村会開会請求

古関村々会議員　赤池菊五郎

外拾名

右者大正元年度本村歳入歳出及特別会計ニ関スル恩賜県有財産本村歳入歳出計算並本村ノ事務ニ関スル書類等検閲検査ノ為メ来ル卅一日ヨリ急施村会議相成度町村制第四十七条第一項ニ依リ及請求候也

大正弐年参月弐拾六日

右

赤池菊五郎
赤池富之助
伊藤　亀吉
渡辺源四郎
小林　玉造
赤池吉重郎
伊藤　隆之
伊藤豊兵衛
伊藤　武八
内藤　市造
渡辺国一郎

村長　土橋重一殿

土橋村長はこれに対して、当日は郡長の命により郡役所へ出張しなければならぬからと四月五日に村会を招集した。そこで議員の手によって毎日書類・帳簿の検閲検査が行われたが、同月十三日から村長の意向によって十日間の休会が宣せられ二十三日再会、二十八日閉会した。その時郡長に

あてた村会閉会報告書によると次の通りである。

村会閉会報告

去ル四月十二日当役場発第三〇二号ヲ以テ報告置キ候村会ハ左記ノ通リ議定、昨二十八日閉会致シ候条此段及報告候也

大正二年四月二十九日

古関村長　土橋　重一

第一課長　広瀬栄太郎殿

左記

開会日（四月五・六・七・八・九・十・十一・二十三・二十七・二十八日）計十一日

一、村会議員請求ニ係ル急施村会ノ件

右村会ヲ開会シ役場収入役出納帳簿ノ検査ヲ行ヒタリ

二、三（略）

四、恩賜県有財産ニ関スル本年度歳入歳出予算ノ件。

五、六（略）

この事件に対して発せられた郡長の訓令文が保存してないので、詳細は知る由もないが、郡長は古関村にも共有権ありと解釈して訓令したらしく思われる。それがまた問題紛糾の焦点となって再び村会招集請求書が村長に提出された。

村会招集方請求

大正弐年参月弐拾日付本郡訓令第四号ヲ以テ本村特別会計ニ属スル大正弐年度恩賜県有財産本村歳入歳出予算処分ノ件ハ違法行為ニシテ本職等ノ服スル事能ハザル処ニ付本県参事会ヘ訴願シ之レガ匡済ヲ求メ度候

右ノ理由ニヨリ急施村会招集相成度町村制第四十七条第一項末段ニヨリ及請求候也

大正弐年五月壱日

古関村会議員　赤池菊五郎㊞　赤池富之助㊞

小林　玉造㊞

伊藤豊兵衛㊞

伊藤　隆之㊞

渡辺源四郎㊞

古関村長　土橋重一殿

村会議員の請求によって五月四日村会は招集された。会議録によると次の通りである。

（前略）

議長土橋重一、諸君ノ請求ニ依テ昨日本会ヲ招集協議ノ為メ時間ヲ費シマシタガ亦引続イテ開会ヲ致サレタイトノ請求デアリマシタカラ本日開会致シマシタ、ソレデ番外トシテ意見ヲ申シ上ゲマスト議員諸君ガ御請求ニ係ル村会ノ目的ハ大正二年度恩賜県有財産本村歳入歳出予算ニ対シ本郡長ノ処分ヲ以テ違法行為ナレバ服スル能ハザル故ニ本県参事会ヘ訴願セントスルノデアリマスガ、要スルニ御承知ノ通リ本年度予算タル恩賜林特別会計ハ先ニ本郡長ノ認可ヲ受ケテ提案セルニモ係ラズ諸君ガ修正セラレタカラ更ニ再議ニ付シタルモ修正意見ヲ変ゼズ依テ止ムヲ得ズ郡長ノ処分ヲ申請セルモノナリ、斯ルモノナレバ郡長ノ訓令に対スル訴願ハ諸君ガ服スル能ハザルモノトスレバ必ズ之レニ対スル建議ヲ出サレン事明カナリ、其ノ建議案ハ村長トシテ之ヲ提案スル事ハ出来マセンカラ其辺ハ御承知ヲ願ヒマス。

二番赤池菊五郎、最前吾々議員同志ノ村会招集ヲ請求シテ決議セントスル理由トシテ本年度本村恩賜林ニ関スル本郡長ノ予算タル「予算処分案」ニ吾々ノ主張スル民法二百九十四条及同法第二百六十四条ニ明カニ規定セル入会権ナルヲ蹂躙セサルヤ亦一面カラ云ヘバ入会権ガ一ノ財産権ナル以上、ドウシテモ町村制百四条ノ規定ニ従ヒ同第二百四十四条ノ規定ニ従ヒ会計ヲ分別スベキ事ハ法ノ示ス所ナリ斯ル事由デアレバ如何ニシテモ郡長ノ処分案ニ服スル事ハ出来マセン、尚利益ヲ享受ノ点ニ於テ其ノ費用ノ負担ヲスベキモノデアル、当然権利上

受入レラレテ差支アリマセンモノト考ヘマス管理規則第四十七条ニヨツテ従来ノ慣行ニ依リ保護営林セル交付金ナレバ之レヲ平等均一ニ支出セントスルガ如キ郡長ノ処分案ハ違法ナレバ是非共之レヲ匡済ノ方法トシテ其ノ処分案ニ対スル違法行為ヲ議決シ上級官庁ヘ訴願セラレン事ヲ望ミマス。番外ハ村長トシテ即チ行政上其職務トシテ之レヲ行フ能ハサルハ理ノ当然ナリ然レドモ村長ト村会議長トハ同一ナル人ニコソアレ其ノ性質ヲ異ニシアレバ古関村会議長タル名義ノ下ニ訴願ノ提起ヲ行ヒ尚本村議事細則第二十四条ニ依テ本会ノ主意ニヨリ訴願書起草員ヲ直撰シテ訴願書起草ヲナサシメ以テ訴願セラレン事ヲ望ミマス

議長　唯町村制ノ条文ニ依テ議員三分ノ二以上ノ請求ニヨリマシテ村会ヲ招集セルモノナレバ諸君ガ建議書ヲ御提出下サレバ格別、議長ニ於テ提案致シマセンカラ左様御承知願イマス。

二番赤池菊五郎、村会議長トシテモ議員ノ意見ヲ用イザルヤ

議長　提案セザルモノナレバ議スル必要ナキモノトノ事デアリマス、若シ議スルナレバ建議セラレンコトヲ望ミマス。

二番赤池菊五郎、請求書ニ其ノ主意ヲ明カニシテアリマス故ニ之レガ採否ヲ決セバ足レルモノデアリマス。

八番渡辺国一郎、只今恩賜林ノ訴願問題ニ付テ村会ヲ請求セルモ議長ガ提案セザルモノヲ議スル必要ナシ。議長ガ議事進行ヲ致シマス以上ハ可否ヲ決スベキモノナルモ議長ガ提案シナイト云フモノナレバ議員論旨ヲ容レナイヨウ願イマス

議長　別段諸君ノ意見ヲ聞ク必要ナシ。何故ナレバト云フニ提案セザルモノナレバ他ニ意見ヲ聞ク必要アリマセン。

七番赤池富之助、何故本員ガ発言ヲ求メテモ許シマセヌカ。

議長　七番ノ発言ヲ許サナイト答フ。

二番赤池菊五郎、村長ト議長ハ其職場ガ異ナル故村会ノ議決ヲ執行シテモ差支アリマセン。故ニ本会ニ於テ起草委員ヲ挙ゲテ之ヲ為セバ足ル。亦之ヲ行ツテ当然ナリ、然ルニ議長ノ提案以外ニ村会ハ何等議スル能ハザルモノトスレバ自治ノ村会タルモノハ不必要ナリ。故ニ速カニ村会ノ意見ヲ聞キ村会議員ノ名義ノ下ニ訴願セラレンコトヲ願ヒマス。

議長　建議ヲ出セバ足ルモノナリ、提案セザルモノモ議スル必要ナシ。

二番赤池菊五郎、村会議長トシテモ訴願スル事ガ出来ナイ事デアリマスカ。

議長　提案セザルモノニ対シテ訴願出来マセン

七番赤池富之助、何故本員ニ発言ヲ許シマセンカト問フ

議長　本件ハ最早七番ノ意見ヲ聞ク必要ナシト答フ。

三番伊藤亀吉。九番小林玉造、二番説ニ賛成ス。

議長　建議案モナケレバ之レニテ閉会致シマス。ト宣ス。

右会議録ヲ朗読シ相違ナキヲ認メ茲ニ署名捺印ス。

大正二年五月四日

古関村会議長　土橋　重一

二番議員ノ動議ヲ採決セザルハ不法也トテ委員ハ署名セズ

村会はこのような結果で終わったが、議員達は郡長の違法行為を県へ直訴するには、訴願書を村会で決議しなければならないので、また村会の招集を請求することになった。

村会招集方請求

古関村々会議員　小林　玉造

外四名

右ハ大正弐年度恩賜県有財産古関村歳入出予算等ニ対シ四月弐拾日付本郡訓令第四号ヲ以テ本郡長青柳晴雄ノ為シタル処分ニ服スル事不能ニ依リ本県参事会ヘ訴願ヲ提起スベク該文書議定ノ為メ村会招集セラレ度而シテ町村制第百四拾条第一項ニ依リ来ル十日ヲ以テ期間満了可致ニ付其期日ヲ喪失セザル限度ニ於テ招集日時御指定相成度此段及請求候也

大正弐年五月七日　　右

小林　玉造㊞

赤池吉重郎㊞

伊藤　隆之㊞

赤池菊五郎㊞

渡辺源四郎㊞

土橋村長は、この請求書が合法的なものであって見れば招集せざるを得ず、止むなく五月九日村会を招集したものの、開会を宣するや否や議場を脱出して姿をくらましてしまった。当時の町村制では村長が議長をする定めになっていたので開会はしたが議長が不在では議事を進めることができ来ない。よって年長者である伊藤豊兵衛議員を議長代理者として会議の形態は整えたが、議案の提案権を有する肝心の村長が不在のため、あらかじめ用意して来た建議書によって議事を進めた。

その建議書及び会議録は次の通り。

建　議　書

古関村々会議員　赤池菊五郎
外五名

大正弐年度本村特別会計ニ属スル恩賜県有財産歳入出予算不服訴願書別冊ノ通リ御議定相成度此段及建議候也

大正弐年五月九日

右

赤池菊五郎㊞
伊藤　亀吉㊞
赤池吉重郎㊞
小林　玉造㊞
赤池富之助㊞
渡辺源四郎㊞

古関村村会議長
古関村長　土橋重一殿

会　議　録

議長土橋重一故意ニ議場ヲ去リシヲ以テ村会ハ一致ノ意見ニヨリ制第四十五条ニ準拠シ年長者議員タル伊藤豊兵衛ヲシテ議長席ニ着カシム。

議長　之レヨリ議事ヲ開キマス

二番赤池菊五郎、先ニ本員ノ動議成立セルニモ係ラズ前議長タル土橋重一氏ハ之レガ採決ヲ為サズ退場セルヲ以テ本会ニ於テ採決アランコトヲ望ミマス

議長　二番ノ動議ニ賛成者ハ起立ヲ願ヒマス。起立満場。

議長　満場賛成ニ依リ確定議ト致シマス。

二番赤池菊五郎、訴願書起草委員弐名トシテ議長指名ノ下ニ決定アランコトヲ望ミマス。

七番赤池富之助・九番小林玉造賛成ス。

議長　二番ノ動議ニ依リ本職ヨリ指名シテ差支アリマセンカ。満場異議ナシ。

議長　満場賛成ト認メ指名シマス。赤池菊五郎・赤池富之助。此二名ヲ指名シマス、就キマシテハ此起草委員ハ来ル六日迄ニ起草ヲ完了シ同日本会ノ認定ヲ経テ提出スルコトニ致シマス。御異議アリマセヌカ。満場異議ナシ。

議長　然ラバ之レニ決定シマス、尚来ル七日訴願書認定ノ為メ本会ヲ招集スル事ヲ村長ニ請求シマス。満場賛成ノ旨ヲ述ブ。

議長　之レニテ閉会ト致シマス。

右会議録ヲ朗読シ相違ナキヲ認メ茲ニ署名捺印ス。

大正弐年五月九日

古関村会議長代理村会議員　伊藤豊兵衛㊞
同村会議員会議録署名委員　赤池菊五郎㊞
渡辺源四郎㊞
伊藤　隆之㊞

当日議決した訴願書は次の通りである。

訴　願　書

山梨県西八代郡
訴願人　古　関　村　会
右代表者　古関村会議長

不法処分取消ノ訴願

不　服　要　点

一、大正弐年三月七日ニ招集セラレタル西八代郡古関村会ハ村長土橋重一ノ提案セル大正弐年度恩賜県有財産山梨県西八代郡古関村歳入出予算案ニ付キ審議ノ上原案ニ修正ヲ加ヘ其修正案ヲ可決シタルニ古関村長ハ「監督官庁ノ検閲ヲ受ケ其指揮ニ依リ村長ノ提案以外ニ付記科目ヲ修正シタルハ其ノ権限ヲ越ヘタル

ノミナラズ其ノ収支ニ関シ不適当ト認ム」トノ理由ニヨリ大正二年三月廿六日村会ヲ招集シ再議ニ付シタルニヨリ村会ハ慎重審議ノ上修正案中第一款役所費第一項二項三項ヲ原案ニ復活シ前議決ヲ改メタリ。然ルニ西八代郡長ハ大正二年四月廿日訓令第四号ヲ以テ収支ニ関シ不適当ナリトノ理由ノ下ニ特別ノ予算ヲ作成シ其ノ執行ヲ命令セラレタルハ不法ノ処分ナルヲ以テ之レニ服スルヲ得ズ依テ町村制第七十四条ニヨリ玆ニ訴願ヲ提起シ違法処分ノ取消ヲ求ムル次第ナリ。

理由

第一、町村制第七十四条ニヨレバ村会ノ議決権限ヲ越エタル場合ニ於テ監督官庁ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シ之レヲ再議ニ付シ村会其ノ議決ヲ改メザル時ハ監督官庁ハ之レヲ取消ス事ヲ得ルニ過ギザルハ同条第一項二項ノ規定ニ照シテ毫モ疑ヲ存セズ。

然ルニ訴願人タル古関村会ニ対シ大正二年三月廿六日古関村長ノ再議ニ付シタル理由書ニハ「村長ノ提案以外ニ付記科目ノ修正ヲ行ヒタルハ提案権ヲ侵害シ其権限ヲ越エタルモノ」ナリトノ理由ヲ明記シ町村制第七十四条第一項ノ規定ニ依リ再議ニ付シタルコト明白ナルニ拘ラズ其ノ議決ヲ改メザル場合ノ処分トシテ檀ニ監督官庁自ラ予算案ヲ作成シ其ノ執行ヲ命ズルガ如キハ明カニ法律ニ違背セル不法ノ処分ニシテ取消サル可キモノト確信ス

第二、古関村長ガ再議ニ付シタル理由書ニ於テハ前項議決ヲ違法ナリトスルノミナラズ「其ノ収支ニ関シ不適当ナリト認ムルニヨリ」云々トアリテ再議ニ付シタル理由ハ町村制第七十四条第五項ヲ附従ノ理由トナスモノノ如シ而シテ其ノ何故ニ不適法ナルヤノ理由ヲ明示セザルガ故ニ毫モ理由ヲ示サザルモノト撰ブ所ナシ想フニ法律ガ理由ヲ示ス事ヲ要件トセルハ其ノ理由ヲ具体的ニ明示シ以テ其ノ議決ヲ改メシムルヲ目的トスルガ為メニ外ナラズ具体的ニ理由ヲ示サザル時ハ何レガ不適当ナルヤヲ知ルヲ得ズ随テ議決ヲ改ムルニ由ナク且議決ヲ改ムル必要ナク又議決ヲ改メズトスルモ村長又ハ監督官庁ハ何等ノ処分ヲ為スコトヲ得ザルモノトス蓋シ郡長タル監督官庁ガ町村制第七十四条第六項ニ依リ処分ヲ為スハ同第七十四条第五項ノ事実ガ適法ニ発生シタルコトヲ前提要件トシテ其処分ヲ為スベキモノナレバナリ従テ郡長ノ為シタル訓令第四号ハ違法ノ処分ナリト信ズ。

第三、前項論ズル如ク古関村長ハ監督官庁ノ指揮ニヨリ収支ニ関シ不適当ナリト認ムトノミニテ何等具体的ニ其理由ヲ示サザルガ故ニ之レヲ知ル由ナキモ訴願人タル古関村会ハ当局者ノ意ヲ忖度シ歳出第一款事務所費第一項ノ給料及二項三項ヲ全部削除シタルヲ不適当ト認メタルモノト信ジ其項目ニ於テ原案全部ヲ復活シ前議決ヲ改メタリ既ニ前議決ヲ改ムル以上ハ町村制第七十四条ノ処分ヲ為ス能ハザルハ論ヲ俟タズ故ニ訴願人タル古関村会ノ議決ガ町村制第七十四条第一項ニ依リテ再議ニ付シタリトスルモ将タ同第五項ニ依リテ再議ニ付シタリトスルモ古関村会ハ前議決ヲ改メタルニ拘ラズ訓令第四号ノ処分ヲ為シタルハ不法ナリト信ズ

要求

以上ノ理由ニヨリ大正二年四月廿日付訓令第四号ヲ以テ山梨県西八代郡長青柳晴雄が大正二年度恩賜県有財産山梨県西八代郡古関村歳入歳出予算ニ対スル処分命令ハ之ヲ取消ス旨ノ御裁決ヲ求メ候

右訴願提起致候也

山梨県参事会

山梨県知事　熊谷喜一郎殿

右の結果については、文献が見当たらないので速断は許されないが、その後現在に至るまで大字古関は、恩賜林管理会に加入していないところを見ると県参事会の裁定が、村会の主張を入れて裁決したものと思われる。

峡南農工学校設立に伴う学校組合設置

大正十二年、西八代郡長猪瀬弁吾は郡下中部十か村の村長を集めて、久那土村に中等程度の農工学校を新設する意図を明らかにし、その母体となる学校組合を組織するため賛同されたい。と諮問すると共に計画の大要を発表した。

古関村長赤池信照は帰村すると、直ちに二月五日村会を招集してこの学校組合に加盟するかどうかを諮ったところ、反対意見が多くて遂に否決になってしまった。よってさらに十八日再び村会を招集し、その席へ郡役所

の職員の臨席を求めて詳細の説明をしてもらったところ、今度は議員全員納得了解して前決議を取消し、加盟に賛意を表するようになった。

次はその当時の村会々議録の抜粋で、会議録抄その一は否決の状況、会議録抄その二は可決の場面である。

大正十二年二月五日（会議録抄その一）

議長　告知件名ノ通リ峡南農工学校設立ニ関スル学校組合設置ノ為メ村会ニ諮問ス依テ直ニ議第六号諮問案ヲ提出シマス。

十番　只今ノ諮問案ニ対シ本員ノ希望ヲ参考トシテ申述ベマス。勿論学校経営ト云フ事ハ非常ニ好イ事デアツテ衷心ヨリ賛成シマスガ之レニ関連シテ費用ガ伴ヒマス、其ノ費用ノ点ニ及ンデツラツラ本村現時ノ経済状態ヲ視ルニ思ヒ半バニ過グルノデアリマス住民収入ノ大部分タル即チ物産トシテハ用材木炭ハ殆ンド半額ニ下落シ、出稼労働諸工賃モ半減シ居ル状況ナリ斯ク収入ハ半減シ居ルモ生活費ハ依然トシテ嵩ミ居ルヲ以テ本村経済ノ危機ニ頻シ須ラク有識者ノ考慮ヲ要スル時期デアリマス。殊ニ上政府ニ於テモ経費ノ縮少主義ヲ取リ屢次訓令ヲ発セラレテ居リマス故ニ之レガ実現ハ火ヲ視ルヨリモ明カナリ、依テ考フルニ本村現時ノ状態ヲ以テ推移セバ現在本村ノ高等科サヘ経営不能ノ域ニ達セザルヤヲ憂フルノデアリマス。故ニ一時ノ問題デナク、事将来ニ渉ルヲ以テ組合加入ハ主義トシテ賛成スルト雖モ経済上ニ於テ困ル故ニ不同意ナリ。殊ニ入学希望者ハ授業料ヲ徴スルヲ以テ本組合ニ加入セザル町村ノ子弟ト雖モ入学シ得ラルル事ト思ヒマス、生徒少数ニシテ予定ノ学級ニ充タザル場合ハ尚且ツ然リトス、故ニ組織ノ数ニ入ラザルシテ子弟ガ入学シ得ラルル事ナレバ本村将来ノ為メ不同意ヲ表スルヲ得策ト考ヘマスガ多数諸君ノ意志ニ訴ヘテ見マス。

村長　本案ハ過日村長会議ニ於テ設置スル事ニ決シマシタガ経費ヲ要スルヲ以テ村会ヘ諮問シタノデアリマスガ十番議員ハ其ノ経費莫大ニシテ将来本村ノ負担ニ任スル能ハサルヤヲ懸念セラレテ不同意ヲ表セラレマシタガ実際ノ経営費ハ六千円ノ予算ニシテ内三千円ハ県ノ補助ガアルソウデアル。残金ノ内六分ヲ久那土村ニ於テ負担シ四分ヲ他ノ加入町村ノ負担トセバ実際本村ノ負担ハ左程莫大ナリト云フ程デモアラズト思ヒマス、之レハ郡長ノ説明デアリマシタガ近キ将来ニ於テ県ニ移管サレル事ニナルソウデアリマス。

十番、組合ノ本質ハ民法上ヨリ考ヘマシテ其ノ権利義務ニ甲乙ガアルベキ筈ハナイノデアリマス、随テ経費ノ分担モ均一ニセナケレバナラヌガ原則ナリ若シ組合定款ニ久那土村六割ト定メアルト雖モ該村ニ於テ万一負担ガ出来ナケレバ組合各村ハ平均ニ負担ヲ配当シナケレバナラヌモノデアル之レガ即チ組合性質ノ根本義デアリマス故ニ一旦加入セバドウシテモ将来之ガ負担ニ任ゼナケレバナラヌノデアリマス。殊ニ県営ニナルヲ見越シテ組織スルガ如キハ事実未定ノ問題ヲアテニシテ行フガ如キハ最モ不当ナル処デアリマス。而シテ村長トシテ考ヘラルルニハドンナモノデス、本村小学校デスラ歳ト共ニ経費ハ膨張シテ村税ノ七割ハ之レニ充当シテ居ルノデアリマス尚此ノ上ニ学校経営ノ為メニ資ヲ投ズルコトヲ理事者トシテ御考エニナツタナラバ財源ハ何レヨリ求メ得ラルルデショウカ。又村民疲癈ノ今日此ノ上ニ重荷ヲ負ハセル事ガ出来得ラルルト思ヒマスカ。

村長、勿論全村挙ゲテ一致シテヤラナケレバナラヌ事ト思ヒマスガ本村ニ於テ其ノ負担ニ堪ヘラルルヤ又堪ヘラレザルヤハ見方ニ依ツテ差違アリマスガ之レハ議論デアリマス其ノ事ニ当ツテ見ナケレバ果シテ負担ニ堪ヘルヤ堪ヘザルヤハ判明シマセンノデアリマス凡ソ物事ハ万事施設経営ニ伴フ経費ガ必要デアリマス。其主義ガ善デアツテ且ツ利益アル将来ヲ見越シタナラバ多少ノ費用ヲ投ズルニ敢テ苦衷トスル処ニアラズ即チ理事者トシテ考ヘナケレバナラヌ事ト思ヒマス。

十番、町村ヲ目的トシテ立テルノデアリマス、町村ハ将来不死ノモノデアリマス之レカ設立ノ暁其ノ費用ハ何程ヲ要スルト雖モ必ズ取ラレルノデアリマス故ニ設立ノ主義ハ賛成スルト雖モ経費ヲ出スコトニ付テ困ル事デアルガ故ニ遺憾ナガラ賛成出来ナイノデアリマス。此ノ学校ノ経費タルヤ先程村長ノ説明ノ通リ久那土村ニ於テ経費ノ六割ヲ負担シ経営スルト雖モ組合長以下吏員ハ全部久那土村役場吏員ヲ以テ任ズル規約デアリマス幸ヒニ此ノ人達ハ無給デ行ツテ呉レレバヨイガ必ズ無給デハ無イ故ニ其費用ヲ扣除セバ六分ノ負担ヨシテ之レニ伴フ収入増加スルヲ以テ相殺シテ見レバ実際ノ支出ハ僅少ノモノトナル事ニナル。利益享受ハ久那土村ニ多クナレバ畢竟久那土村ノ繁栄策ヲ講ズルノニ他ノ町村ガ其ノ二分トカ三分トカノ費用ヲ出サナケレバナラヌ事ニナリハセヌデショウカ故ニ事ノ始メニ於テ大ニ考ラナケレバ後日ノ憂イヲ残スコトニナリマス

而シテ之レヲ内ニ顧ミレバ今日ノ儘不景気ガ押シ進ンデ行ケバ高等科サヘ廃止スル形勢ヲ馴致スルカモ知ラヌドン底マデ陥ルトコトニナリマス故ニ此ノ際新事業ヲ企図スルガ如キハ社会ノ大勢ニ逆行スル施設ナリト認メマス。

五番、国家トシテモ経費ノ縮少ヲ図ル今日新事業ヲ企テルト云フ事ハ大勢ニ悖ルコトデアリマス、斯様ナ施設ハ困ルコトデアリマス此ノ時期ニ学校ヲ目論ムハ時勢ノ要求ニ反シテハ居ラヌカ。教育普及上学校ノ発展ニ就テハ何者モ迎ヘテ居ルガ然シ時期ガ悪イノデアル此ノ時期ニ於テ新事業ヲ開発スルト云フ甚ダ当ヲ得テ居ラヌノデアル結局本員モ十番ニ賛成デ不同意ヲ表シマス。

四番、決定シテ其ノ筋ヘ報告ノ時機逼迫シ居ルカラ困ルガ隣村ノ振合ヲ見テ決スルモ一策デアリマス。

十番、町村ト云フ自治体ハドウ云フ事ガ本質デアルカト云フニ苟モ町村会議員ハ自己ノ権限デ自村ノ財政デ自村ノ人民デ之レヲ主トシテ政治ヲ採ラナケレバナラヌ又他ノ例ヲ採ルト云フハ最モ不可ナリ。隣村久那土村ニ於テ賛成シタカラ必ズ本村ニ適切ナリト云フ事ヲ得ズ亦隣村富里村ニハ下部温泉ニヨル収入アリ随テ農会技術員ヲ設置ショウガ村経済上許ス範囲ニ於テ経営スルノデアル、隣家ガ土蔵ノ新築ヲ羨ンデ自己モ経済ヲ顧慮セズ真似ルト云フ事ハ出来マセン故ニ村会議員ハ其村内ノ実状ニ鑑ミ決定セバ足ル徒ラニ他村ニ追随スルハヤガテ虚職ノ嫌ヒガアリマス隣村ハ如何ニ決定シヨウガ本員ハ不賛成デアリマス。或ハ村長ノ立場上甚ダ迷惑デショウガ本村ノ経済上止ムヲ得マセン。

村長、十番ハ村経済上民カ負荷ニ堪ヘナイ故ニ不賛成ヲ力説スルモ過日村長会議ノ際計算シタル処ニヨレバ本村ノ配当約一割デアリマス六千円ノ内三千円ハ県補助其ノ三千円ノ六割ガ久那土村ノ負担トシ千二百円ニ対スル一割百二十円ガ本村ノ負担トナル様ノ計算ニナリマスガ尤モ之レハ既算デアリマス莫大ナル費用トハ思ヒマセンガ如何デショウ。

十番、村長ニ必ズ言明ノ通リ百二十円ヲ以テ費用充当シ其レ以上壱銭モ超過セザル事ガ保証出来マスカ果シテ将来ニ向テ百二十円ヨリ一銭モ超過セザルモノデアレバ本員ハ賛成シマス。

村長、未来永劫必ズ百二十円ヲ一銭モ超過セザルト云フ保証ハ本職トシテハ出来マセン。

十番、然ラバ本員ハ当初ノ通リ不賛成ナリ。

六番、本員モ時代ノ趨勢上経費節減民力涵養ヲ叫ブ今日新事業ノ企図ニハ賛成シマセン、況ンヤ本村現時ノ経済状態ニ於テ民力疲弊ノ折柄此ノ上ニ重荷ヲ負ハス事ハ出来マセン。

十二番、本員ハ青年ノ修養上此ノ学校組合ニ加入スルヲ希望スル、今ヤ学問熱ノ非常ニ高潮ニ達シ青年ノ中学程度ノ学校ニ入学スル者激増シ本県ニ於テモ先キニ中学校ヲ拡張シ以テ之等青年ノ希望ヲ充タス様努力シツツアリ本村ニ於テモ岩間ニ中学校ヲ設置ヲ望ム為メ委員ヲ挙ゲテ奔走シタル事アリ青年モ起チ大イニ活動シタルヲ聞ク、況ンヤ隣村久那土村ニ中等学校設立ノ企図アルニ本村会ガ不賛成ヲ表スルガ如キハヤガテ青年ノ学求熱ヲ沮喪セシムルノミナラズ青年ノ反抗的態度ヲ示シ来ルヤモ図ラレズ諸君ノ再考ヲ望ミマス。

十番、青年ノ反抗何事ゾ吾々村会議員トシテ青年ニ強要セラルルヲ恐ルルガ故ニ云々トシテ意志ヲ枉ゲテ賛成スル能ハズ、十二番ノ如キ徒ラニ虚栄ヲ飾ルモノト同一視スル能ハズ本員個人トシテモ君等ノ行動ヲ喜バザルモノデアリマス。

議長、論議尽キタリト認メマス依テ採決シマス先ヅ提案ニ賛成セザル十番説ニ五番六番賛成デアリマスカラ動議成立セリ依テ十番説ニ賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス。

起立者一番赤池喜一、二番伊藤隆之、四番伊藤福太郎、五番赤池行義、六番伊藤久一、十番渡辺国一郎起立者六名多数デアリマス。

議長、八名中六名ノ多数ヲ以テ峡南農工学校組合設立ニ不同意ト決シマス（以下略）

大正十二年二月十八日（会議録抄＝その二）この時郡役所吏員来村して反対者を説得した。議長、告知件名ノ通リ峡南農工学校経営ノ為メ町村組合組織ノ件ニ付去ル二月五日不同意ノ旨決定シタルモ再ビ諮問致シマス。依テ議第七号諮問案ヲ提出シマス。

十番、本件ニ関シマシテハ郡役所ノ吏員ニ於カレテ其ノ農工学校組織ノ内容ニ就テ詳細説明ガアリマシテ経営ノ方法其他ニ関シ委細了承致シマシタ依テ本員ハ去ル二月五日ノ決議ヲ取消シ更メテ組合組織ニ加入スル事ニ賛成シ読会ヲ省略満場一致ヲ以テ賛成ヲ答申スルコトニ決定ヲ望ミマス。

満場異議ナシ。

議長、然ラバ第七号案ハ去ル二月五日ノ決定ヲ取消シ更メテ農工学校組織組合ニ

加入スルコトニ決定シマス。

これによって西八代郡長の諮問に対し、古関村は峡南農工学校組合に加入する旨の答申をした。ちなみにこの時中部十か村の内岩間・落居・楠甫の三か村は不同意の答申をして組合へ加盟しなかった。

道路の開発

大正十三年十二月十日の村会において、富士岳麓から下部温泉を経て身延山に通ずる道路を、自動車の通行ができるよう拡幅改修するべく知事へ陳情、県会へ請願する議が一決し、直ちにその起草をして同月十四日知事及び開会中の県会へ提出した。その請願書は次の通り。

請願書

西八代郡古関村

僅ンデ本県県会議長閣下ニ請願候

富士岳麓ノ雄大ナル景勝ハ夙ニ内外人ノ激賞スル所ニ有之殊ニ一昨年畏クモ東宮殿下ノ行啓ヲ仰ギシ以来頓ニ名声ヲ博シ観光客ノ激増セシコトハ玆ニ贅言ヲ要セズ宜ナル哉国立公園ノ議アルヲヤ。其ノ来遊スル者ハ著名ノ下部温泉及ビ日蓮宗ノ総本山ナル身延ノ霊場ニ詣スル者歳ト共ニ多キヲ加フ。

本県当路者ニ於テモ之レガ開発ニ就テハ鋭意尽瘁セラルル処県民又挙ツテ之レヲ渇望シテ止マザルナリ。

本県会ニ於テモ玆ニ観ル処アリ過日ノ県会ニ於テ吉田・精進線ヲ延長シテ下部ニ通ズル県道修築ノ第一読会ヲ通過シタルヲ聞ク、之レ民意ヲ尊重シタル当然ノ決議ニシテ其ノ速成ヲ切望シテ止ザル次第ニ有之候

然ルニ本村ノ道路ハ自然ノ地勢ニ委シ曲折崎嶇常ニ遊客ノ怨嗟ヲ聞キ甚ダ遺憾ニ有之候是ヲ以テ本村ニ於テモ県是ニ随ヒ之レガ修築ヲ計画シ関係アル上九一色・富里ノ両村ト団結シテ一大英断ノ下ニ精進ヨリ身延ニ貫通スル車道ヲ設ケントシ着々進捗中ニ有之候

今ヤ富士川ニ沿フ富身鉄道ノ敷設モ目睫ノ間ニ迫リ之レニ岳麓ヨリ連絡スル道路ノ設定ハ当面ノ急務ニシテ啻ニ遊覧ニ便ナル而已ナラズ産業開発上必須ノ便線ナリトス所謂道路法第十一条第七号ヨリ九号ニ至ル路線ニ該当スルモノト信ジラレ候

何卒明鑑ヲ垂レ実地御踏査ノ上可然御詮議相受度時恰モ県会開会中ニ属スルヲ以テ不取敢村会ノ決議ヲ経テ悃願候也

追テ頃日仄聞スル処ニヨレバ精進ヨリ富里村杉山区ヲ経テ下部ニ通ズル県道開鑿ノ内定アル由果シテ事実ニ有之候哉。憶フニ道路ノ開設ハ少額ノ経費ヲ以テ大ナル利便ヲ得ル地区ヲ選バザル可カラズト存候、而シテ本村中之倉・古関ヲ経テ下部ニ通ズル道路ハ最モ捷径ニシテ工事ノ簡易之ニ如クハナカルベシ加フルニ人家ニ接シ且ツ山紫水明・風光明媚ノ地域ニ有之候ヘバ彼此対照セバ工事ノ難易、道路ノ利用自ラ明瞭致ス可クニ付比較測量ノ為メ御実査相願度申添候也

大正拾参年拾弐月拾四日

西八代郡古関村長代理

助役　土橋　賢三印

村道を県道に編入

昭和二年十月十七日の村会へ赤池保貞村長は、村内を通過する本栖から下部温泉を経て身延山に通ずる道路（現在の国道三〇〇号線）を県道に編入されたい、と県へ陳情するの件を提案して満場一致で決議された。次はその時の協議録である。

協議録

昭和弐年拾月拾七日村会決議中議第四拾壱号県道編入請願ノ件ニ関シ其実現ヲ期スル為メ関係村タル上九一色村及富里村ノ両村長ニ交渉シ連署ヲ求メ知事ニ請願スルコト其交渉委員及請願委員トシテ村会議員中ヨリ渡辺昌義・赤池藤作ノ弐名ヲ挙ゲ村長ヲ輔佐スルコト。尚本件ニ伴フ経費ハ一時予算科目ノ名誉職費用弁償中ヨリ支出シ不足ノ場合ハ他日追加予算ヲ認ムルコト。

右協議決定ス

昭和弐年拾月拾七日

村　長　赤池　保貞
村会議員　渡辺　昌義
〃　赤池　藤作
〃　伊藤　直道
〃　赤池　丑松
〃　赤池幸太郎
〃　小林健治郎
〃　赤池市太郎
〃　赤池　省三

その後機会があるごとに陳情を重ねていたが、堀内勝喜が県会議員に当選するに及んで努力した結果遂に県道に編入され、さらに昭和四十五年四月一日に至って、国道三〇〇号線に昇格認定されるに至った。

富士身延鉄道を国鉄に買い上げ要望

昭和二年十二月身延・市川大門間に富士身延鉄道が開通した。この鉄道は元来国鉄経営で敷設すべきであったが、開通を急ぐ余り地方民の要望によって私鉄としたものである。そこで一応私鉄で敷設しても早晩国鉄に移管させる目的もあったのだが、路線が富士川沿岸の山間地を通過のため難工事だったので、ばく大な工費がかかっている関係上、当時日本一の高運賃であった。

そのため沿線の町村では相談して、それぞれの町村会の決議をもって国鉄に買い上げを要望する意見書を提出した。古関村では昭和七年四月三十日の村会で議決して次の意見書を提出した。

意　見　書

山梨静岡両県ニ於ケル東海道富士駅ヲ起点トシ中央線甲府駅ヲ終点トスル八十八粁里程電気鉄道ヲ布設シ一般旅客・貨物ノ輸送事業ヲ営ミ居ル富士身延鉄道株式会社ノ鉄道運賃ハ客貨何レモ現行省線ノ倍額ニ達シ居ルガ故ニ刻下悲惨ノ現状ニ在ル地方農山村ニ於ケル産業ノ発達ヲ阻害シ地方農民ノ生活安定ニ脅威ヲ加フル極メテ重大ナル地方経済ノ実際問題ト言ハザルベカラズ。

元来該鉄道ハ東海道線ト中央線ノ横断連絡完成ト仝時ニ駿・甲・信・越輸送ノ緊要幹線ヲ組織シ国家的主命ヲ具備スル路線ト確信スルモノニ有之候。

地方産業ノ振興開発ニ特別ナル御助成計画ヲ実施セラレントスル政府当局ハ此際斯ノ如キ重要路線ヲ買収国営ニ移管シ利用更生ト運賃軽減ヲ図リ公私鉄道ノ統制以テ国民経済ノ救治ニ資シ一挙両得・国利民福ノ御施設相計ラレ度候

是本町村公益ニ関スル重要問題ニ付キ町村制第四拾参条ニ依リ町村会ノ議決ヲ以テ茲ニ謹デ意見書及提出候也

昭和七年　月　日

山梨県西八代郡古関村長　赤池　保貞㊞

鉄道大臣　床次竹次郎殿

閣下

しかしながらこれらの要望は、当時の状況から直ちに実現すべくもなかったが、以来数年この鉄道はますます赤字が累積して経営困難になったので、昭和十三年十月に至り国鉄が借り上げて経営するようになり、遂に同十六年五月一日一切を買い上げて国鉄「身延線」と称するに至った。

照坂隧道開通

古関村と久那土村の境をなす照坂峠は嶮岨の峠であって、往古から古関村の物資はすべて人馬の背を借りてこの峠を越えて搬出入されていた。両村特に古関村ではこの障害を除くことが永年の悲願であった。ところが今回農村振興土木事業助成を目的とする規程が出たので、これを機会にその事業に組み込んでもらってこの難所に隧道をあけるべく、古関・久那土両村で何回か協議を重ねた結果、次のような協定が成立して相互に覚書きを手交すに至った。

覚　書

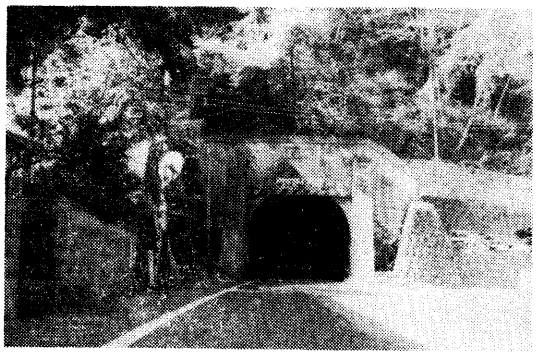

照坂隧道

古関村ヨリ久那土村ニ通ズル道路ヲ両村協同シテ改修計画ヲナスニ就テハ左ノ通リ実行スル事

左記

一、改修工事費ハ各自村分ヲ負担スルコト。

二、工事ニ使用スル人夫ハ両村共通シテ使役スルコト。

三、工事ハ両村トモ同日両村境ヨリ着手シ久那土村ハ三沢県道ヘ接続スルマデ、古関村ハ大字古関部落ハヅレ（照坂ノ登リ口ヲ云フ）迄改修スルコト。

四、工事設計仕様ハ今回救済事業ニ加ハリタルトキハ県ノ指示ニ依リ、加ハラズシテ起債ノ方法ニヨリ工事ヲナストキハ荷馬車ノ通ル程度以上ノ道路トスル。

五、今回ノ救済事業ニ加ハラザルトキハ両村トモ各自起債ノ方法ニヨリ施行スルコト。

六、第五項ノ場合ニ於テ工事ハ本県市町村土木費補助規定ニ依ル補助ヲ受ケ施行スルコト。

右覚書依テ如件

昭和七年八月二十九日

西八代郡久那土村長　今村　模喜㊞

西八代郡古関村長　赤池　保貞㊞

その後、この事業を時局匡救農村振興土木事業に組み込み方を申請したところ、これが許可になって十一月五日の村会で可決した追加予算を見ると、古関村分工事総額五千円に対し県補助金は四分の三で三、七五〇円也、不足分の一、二五〇円は村債を起し、県補助金は四分の三で三、七五〇円也山梨県から十五年賦の低利資金（年二分）を借りて賄っている。

なおこの大事業が時局匡救農村振興土木事業に指定されたので、先きの覚書に基づき両村で次のように具体的な協議をした。

協議録

昭和七年十一月三日照坂隧道工事ニ関シ古関・久那土両村協議会ヲ開ク、午後四時開会、協議決定事項左ノ如シ。

一、工費負担ニ関スル件

照坂隧道開鑿工事区域内ノ工費ハ古関・久那土両村各其ノ半額ヲ負担スルコト。但シ昭和七年度ニ於テハ古関村ハ金五千円負担シ、久那土村ハ金三千三百八円ヲ負担スルコトニシ昭和八年度ニ於テ昭和七・八年度ノ二ケ年通シテ両村同額ノ負担トナルヨウ久那土村ハ古関村ヨリ多額ノ負担ヲナスコト。

二、工事執行ニ関スル件

1、工事ノ請負ヲナサシムル者ノ選定ハ県ニ一任スルコト。

2、工事請負契約ヲナスハ両村ノ道路工事関係者一同立会協議ノ上ナスコト。

3、工事ニ使用スル者ハ専門ノ技術ヲ要セザル者ノ外ハ両村ノ者ヲ使用スルコト。但シ専門ノ技術ヲ有スル者ガ両村内ニアルトキハ優先使用スルコト。

三、用地及ビ地上物件補償ニ関スル件

1、道路敷其他用地ハ土地所有者ヨリ起工承諾書ヲ徴スルコト。

2、地上物件ハ来ル八日両村立会取調前同様承諾書ヲ徴スルコト。

四、測量ニ関スル人夫賃ニ関スル件

一人一日六拾銭支払フコト。

五、身延土木出張所ヘ出頭ノ件

1、来ル七日両村ヨリ村長外一名ヅツ出頭シ所長ニ工事執行ニ関シ懇願スルコト。

2、尚古関村ノ隧道口ニ通ズル道路ノ設計変更方ヲモ懇願スルコト。

六、右各項実現方ヲ両村協力シテ県ヘ陳情スルコト。

古関村長　赤池　保貞

久那土村長　今村　模喜

道路委員　赤池国五郎

〃　田中　家光
〃　赤池　広蔵
〃　土橋　重一
〃　伊藤　俊一
〃　赤池　与市
〃　上田　孝喜
〃　二宮武四郎
〃　日向　公
〃　上田　宗重
〃　保坂　常喜
〃　内藤　正二
〃　小林　兼重
〃　山田簑太郎
〃　赤池　政昤

昭和七年度七、一五九円、竣工期限昭和八年二月末日、同八年度一一、三九七円、竣工期限昭和八年十二月末日をもって久那土村三沢上田信三が随意契約で請け負い、開びやく以来村境に横たわる交通の大障害を取り除いて、両村永年の悲願はようやく達成することが出来た。

契　約　書

照坂隧道開鑿及其前後道路工事ヲ古関・久那土両村ヨリ随意契約ヲ以テ拙者請負候ニ就テハ請書記載事項ハ必ズ遵守可致然シテ本人ニ於テ履行セザルトキハ保証人本人連帯シテ責ニ任ジ決シテ貴村ヘ御損害相掛ケ申間敷候依テ保証人連署ノ上本契約書差入候也

昭和七年壱月拾弐日

西八代郡久那土村三沢二五四七
請負人　上田　信三㊞
西八代郡久那土村三沢一〇八一
保証人　上田　謙造㊞
西八代郡久那土村三沢一〇〇一
保証人　上田　孝文㊞
久那土村長　今村　模喜殿
古関村長　赤池　保貞殿

右は昭和七年度の請負契約書である。（昭和八年度の請負契約はこれを省略する）

診療所設置

古関村は無医村なるをもって診療所設置の議が起こり、昭和九年十月二十六日の村会において決定、県から奨励金の交付を受けて設置することとなった。その後県へ申請の結果奨励金の交付も決まり、医師を招へいする準備として十一月十三日医師給料月額三十円の他、往診料は医師が直接患家から徴収するなどの件を決定。さらに昭和十年二月二十一日敷地を渡辺源治郎所有で大字古関字前田北畑第十八番地、宅地六十五坪を金二百二十八円で買収して診療所の敷地とし、建築費一、三六五円一〇銭をもって随意契約で古関伊藤吉秀が請け負った。村ではこの建築費中千円の村債を起こして充当、昭和十年四月二十日竣工した。その後新町になってから改築をして現在に至っている。

バス乗り入れ

昭和十年八月二十九日、山梨県告示第四九〇号をもって久那土停車場本栖線、及び大宮下部線道路が府県道に認定されたので、これを機会に富士岳麓電鉄及び山梨交通両会社は定期バスの乗り入れ許可を出願した。古関村ではこれの早期実現を期するため、側面から応援すべく県知事に対して陳情することになった。しかし諸種の事情からその後十数年を経た昭和二十五年十二月十日、山麓自動車（現在の富士急バス）は富士吉田・常葉間、

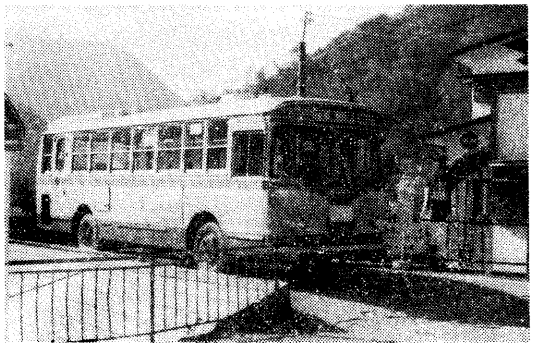

バス乗り入れ（古関にて）

山梨交通バスは鰍沢・古関間を同時に乗り入れ開始するに至った。

次はその一部で、昭和十三年十月二十一日村会で決議した陳情書の全文である。

陳　情　書

謹ンデ陳情仕候、吾人ノ待望久シキ府県道本栖下部線ハ大部分本村地域内ヲ通過致シ近日竣工可致本路線開通ノ上ハ当地方産業開発ノタメ偉大ナル効果ヲモタラス可キ事ハ申ス迄モ無之殊ニ本路線ノ使命年々激増スル富士山麓ノ観光客ヲ天下ノ名湯下部温泉及霊山身延ニ誘引シ観光山梨県是ヲ完成スルニアリト信ズ。聞ク処ニ依レバ今回富士山麓電鉄会社ニ於テ本路線ニ対シ乗合自動車運転ヲ出願致シ候趣キ同会社ハ已ニ過去十数年岳麓全体ニ亘リ開発ノ施設ヲ充実シ数百万円投ジテ電鉄ヲ建設シ静岡山梨両県ニ跨リ大富士一円ノ乗合自動車ヲ運転シ其他別荘・ホテル・ゴルフ場等ノ施設枚挙ニ遑アラズ産業観光ノ開発ニ専心致シ在ル事ハ周知ノ事実ニ有之殊ニ今回開通ノ本栖下部線ハ同会社ニ於テ大正十五年六月鉄道敷設ノ許可ヲ受ケ其ノ後昭和六年四月専用自動車道路ヲ出願当時本県岸田土木課長殿御声援ノ下ニ三班ノ測量班ヲ作リ鉄道道路両測量ノ費用ハ約二万余円ヲ要シタル事実モ有之其ノ後昭和十年八月県事業トシテ本路線改修スルニ際シ願書ノ取下ゲヲナシタルモノナレバ乗合自動車運転ハ本路線ニ過去ヨリ深キ関係ヲ有スル富士山麓電鉄会社ノバス運転路線ヲ延長セシムルコソ其ノ効果甚大ナルベシト信ジ候ニ付キ同会社ニ御許可相成度此ノ段路線直接関係村トシテ奉陳情候

昭和十三年十月二十一日

西八代郡古関村長　伊藤　秋俊㊞

山梨県知事　土居　章平殿

道路改修

久那土停車場本栖線、照坂隧道口から根子二軒家までのいわゆる林道古関根子線道路は、幅員も狭い上に屈曲凹凸が甚だしいので、地元民は不便を感じていた。特に照坂隧道が開通後は車の通行が出来るよう改修を望む声が高かった。

よって同路線瀬戸地内字白子から、大字根子地内字山伏二軒家前までの拡幅改修工事を実施することになった。時あたかも王子製紙株式会社が根子地内の山林で大量の伐採事業を始め、これの搬出のため道路改修の計画をしていたので、地元民はもちろんのこと、村としても此の際大資本と提携して大改修をする計画を建て、村会の決議を経て同会社に対して次の陳情書及び寄附願いをした。

陳　情　書

謹而陳情仕候

今回本村ハ根子部落ヨリ陳情相受候ニ付本村会ノ議決ヲ経テ県当局ノ指導ノモトニ県費補助並古関根子線ノ改修工事ノ施行ヲ決意致シ候

該路線ノ改修ハ県及地元並ニ貴社トノ三角利益ヲ有スルモノト思考致シ候条情御洞察ノ上御計画ニ再検討被成下本村ノ林道改修計画ニ御賛成ノ上該工事費ノ内へ御寄附ヲ賜リ度此段及陳情候也

昭和十四年二月六日

山梨県西八代郡古関村長　伊藤　秋俊㊞

王子製紙株式会社御中

この林道は延長五、〇〇〇メートルのうち既に改修済の分が九七七メートルあるので差引四、〇二三メートル、幅員三メートルが今回改修の予定である。なお費用については用地補償料三、〇〇〇円、工事費三六、二八

一円、計三九、二八一円で、このうち県補助金五、〇〇〇円、地元負担金一九、二八一円で不足分一五、〇〇〇円を王子製紙からの寄附を見込んでいる。工事は金三六、二八一円也、うち昭和十四年度二〇、〇〇〇円、昭和十五年度一六、二八一円で根子部落（代表者赤池弘一）が七月十日随意契約で請け負い二か年で完成した。

中学校建設

学制改革によって新制中学校が発足したので、古関村では昭和二十二年十月二十九日中学校新築の決議をして以来、議長を始め議員や委員の協力を得て敷地の買収その他強力に推進した結果、字三宮司平第三四八番外十一筆畑地積合計約二、六〇〇平方メートルの土地に、昭和二十二・三年の二か年継続工事で建設することとし二、〇〇二万〇一五二円の予算を計上したところが、予定地のうち一部買収不可能のため変更の止むなきに至り、翌二十三年二月字前田北畑第八一番外十五筆田及び畑地積合計三、〇〇〇平方メートルを敷地と定めてここに新制古関中学校を建設した。土地収容に当っては当時の村議会議員は自分の土地を提供した。

本栖湖電源開発

古関村では本栖湖電源開発の必要を痛感し、これが実現を期して昭和二十八年七月八日、村長赤池長治と議会議長赤池弘一が山梨県総合開発委員会に出頭して口頭で陳情したところ、同委員中には最初、委員長を始め反対意見を持つ者も二・三人あったが、これも賛意を表するようになったので前途が明るいことを認め、この機を逸せず運動を試みるべく、翌七月九日議会の協議会を開いて議員報告すると共に県に対して開発促進方を申請した。その結果八月二十五・六の両日にわたって山梨県特別電力委員会によって降雨をおかして本栖・精進・西湖・河口の四湖について水位実地調査が行われ、村長と議長がこれに随行した。その結果によると電源開発には極めて明るい見通しがついたことを確認したので、八月二十七日臨時村会を招集して村長、議長からつぶさに状況報告をすると共に、これについては将来当局の視察及び調査がしばしば行われると思うが、開発については議員全員が協力されたい旨の要請をした。

さらにこの開発事業は民営をもって施行されるよう県へ陳情請願した結果、民営で実施することになった。また事がここまで運んだのは県特別電力委員会もさることながら、地元古関村の努力によるものとして、これらの費用の一部へと日本軽金属株式会社では、古関村へ金拾五万円の寄附を申し出た。そのほか反木川の橋梁新設、古関・瀬戸の水道施設などの費用を寄附した。もちろんこれだけで瀬戸の発電所が出来た訳ではなく、中之倉地内へ放水をした際にはいろいろの苦情が出て、富里村と共同で陳情するなど種々の問題を起こした。このようにいろいろの経緯を経て、昭和三十二年一月十八日に至ってようやく発電所は完成したのである。

八坂・折門部落の編入

下九一色村大字八坂・折門（面積九・一六平方キロメートル）の両部落は往古九一色郷のうちで中郡筋に属していたが、明治二十二年町村制施行の際、上九一色・下九一色の二か村に分かれてこの二部落は下九一色村へ属した。しかしながら村の中央部とは、千メートル級の山嶺を隔てているため不便が多く、永い年月古関村への合併を望んでいた。たまたま昭和二十九年上野・大塚・下九一色の三か村合併の機運が醸成されたので、これを好機として昭和二十九年十一月三日をもって、下九一色村を分離して古関村へ編入合併をした。これによって古関村はその面積が四九・五九平方キロメートルとなった。

（編入合併に関する村議会の議事内容・議決書合併条件・その他については第三編町の歴史中町村合併の項に詳記してあるので参照されたい）

七　共和村

共和村の誕生

甲斐国志によれば、上田原村（高九十五石四升、戸数六十一、人口二百七十八人）は三沢の西鴨狩の南、田原川の上流に在り、その下流西方に続いて下田原村（高二百四石九升五合、戸数百一、人口四百三人）があり、西方富士川を隔って切石村に対している。田原（たんばら）とは墾田の意なりと「地名の研究」では言っている。

山を隔って一色川に沿い上流に一色村（高百七十七石七斗六升戸数九十一、人口三百八十九人）がある。一色とは公事を免除され年貢だけ出す田を一色田といった。その一色田の事だろうといわれている。その下流で下田原の南に宮木村（高百七十九石八斗九升七合戸数九十九、人口三百八十九人）が続き富士川を隔てて飯富村に対す。この村は一色川の下流扇状地帯に立地して村内の神社に神木があるために宮木という。といわれている。

以上四か村は明治八年六月三十日合併し、共同和楽をモットーとして「共和村」と称し下田原に役場を置いた。

村民は概して質朴にして勤倹力行の美風があり人情は厚く、大正時代は一般に行われていた小作争議などほとんどなく、地主・小作人は相互に両益を主とし、平年といえども刈分法を実行しつつあり、故に永年小作者多くまた小作人はほとんど自己の田畑の如く土地を愛する者が多かった。

大正五年の戸口調査によると次表の通りで、このほかに牛六十頭、馬九十余頭が飼育されていた。馬は主として貸馬・駄用・肥料取りであった。

大字	上田原	下田原	宮木	一色	計
戸口					
戸数	六三	一一四	九七	八一	三五五
人口	四一三	七八五	七二二	五八三	二、五〇三

これを昭和三十年の国勢調査の結果と比較して見ると、次表の通りであって四十二年間に世帯数において二十八戸増となり、人口においては五百六十三人の減となっている。

村名	男	女	計	世帯数
共和村	九〇〇	一、〇四〇	一、九四〇	三八三

この人口減の原因については、恐らく富士川舟運の閉鎖によって生じた過疎傾向の現れではなかろうか。また世帯数が殖えた原因は核家族現象や、分家の結果と思われる。

住民の職業について大正五年調べによれば、大工三十五人、左官五人、

名称	数量	金額
米	四四四石	五、五六九・〇〇〇
大麦	一、三四七石	九、四三〇・四〇〇
小麦	四五〇石	四、二七八・八〇〇
大豆	二九石	二四九・九〇〇
小豆	一三石	一三六・五〇〇
蕎麦	三〇石	二四六・〇〇〇
甘藷	五〇、〇〇〇貫	二五〇・〇〇〇
繭	二八〇石	一〇、二六八・〇〇〇
生糸	五四〇貫	三〇、〇〇〇・〇〇〇
薪	一四五、〇〇〇把	一、四五〇・〇〇〇
炭	三、六〇〇貫	二五二・〇〇〇
藺	一〇、〇〇〇枚	五〇〇・〇〇〇
寝蓆	二、〇〇〇本	一、二〇〇・〇〇〇
草鞋	五、〇〇〇足	一〇〇・〇〇〇
合計		六三、六九〇・六〇〇

鍛冶屋一人、石工三人、屋根職四十五人、木挽十二人、杣三人、舟夫二十五人、漁業三人、猟師五人、筏乗十二人、蓆織十人、ネコザ織十五人、商店九人、行商四十人、その他勤人多数ということになっている。当時の賃金は作男年額六十円、同女三十五円、日傭男四十銭、女三十銭、大工五十銭、左官六十銭、屋根職四十五銭、石工五十五銭であった。

明治の終わりごろ、農業養蚕業は村内一般に行われ殊に下田原・宮木は耕地平坦にして肥沃だったため最も盛んで、一色・上田原の如く山地に行くにしたがい耕地は急斜面となり、肥沃でないため前者に比し遜色を免れなかった。農産物は米・麦・大豆・大根・人参などで果樹の栽培は宮木方面が盛んであった。明治四十五年に於ける生産物の数量・価格などを表示すれば前表の通りである。

明治二十年ごろまでは草綿・藍の作付けが盛んであったが、紡績糸・印度藍などに圧迫されてほとんど作付けは無くなり、跡地はすべて桑園に変じた。養蚕は明治十年ごろから一般に先んじて始まり、各部落に養蚕組合があって大正時代最盛期であった。



大石隧道（上田原側より）



富士川の渡し

有名な明治四十年の大水害により、下田原の「河原町」と称する富士川舟運当時栄えた部落は、全部荒敗してそこの住民は全部移転し、これも跡地はすべて桑園となってしまった。

工業は村内唯一の工場として以前若林安造経営の製糸工場があったが、大正九年久那土村へ移転して峡南製糸株式会社となったため、特に見るべきものはない。

その昔甲駿唯一の交通運輸機関であった川舟時代には、共和村は実に富士川の清流に臨んだ繁華な一大中心地であった。当時この川岸につながれた川舟は日日百をもって数えられ、祭日などには数百隻の川舟が岸に連なり、舟ごとに灯火を点じ川原町は時ならぬ雑踏を呈したものである。しかし時代は移ってその唯一の交通機関を誇った川舟も遂に衰えて、淋しくも自動車や電車に取り残され、ただ下田原・切石間と宮木・飯富間に渡船場が二か所あるのみであったが、それも現在は富士川橋と飯富橋となって、船の影は完全に消えてしまった。

富士川の反対側である東方山附地帯には昭和の初め、大石トンネルが出て久那土村に通じ、鳩打トンネルが出て、富里村に通じるようになった。

村長以下歴代三役の氏名及び歴代村会議員の氏名は別項の通りである。

大正十五年各部落に衛生組合を設立し各区長及び代理者、村会において選挙した者が衛生委員となるのだが、組合設立以前から委員はあった。これらの委員は警察官吏と一体となり専ら防疫事務に当たった。次に掲げる衛生委員は明治四十一年八月以来、昭和の初年に至るまでの委員であって、衛生方面に最も熱心に尽力せられた者で其の功績は尠くないものである。

若林　牧平	依田　喜平	内藤　市蔵	佐野　宇八
小林源太郎	佐野福太郎	望月亀太郎	内藤　源六
大原　進誠	小林　幸作	依田　平吉	古屋幸之右ェ門
若林　緑	内藤　俊策	若林松太郎	古屋　光蔵

佐野　一夫　　高野　一重　　若林　徳重　　近藤　清重
内藤　新蔵　　佐野　保　　古屋　彦一

昭和三十一年九月三十日、総理府告示第五百七十九号をもって共和村は久那土村・古関村・下部町と共に大同団結して新下部町となったが、下田原及び宮木は合併当初からの悲願が実現して、昭和三十三年四月一日、下部町から分離して南巨摩郡中富町へ編入合併をして現在に至っている。

八　下部町

下部町の誕生

通信・交通機関の発達に伴い住民の行動範囲が拡大されたことと、土木工事を始めとするあらゆる事業や施設・設備の充実を図るには従来の微力な村々では完全にこれを果たすことができないので、政府は経済上・交通上及び人情風俗が共通した地域で、人口八千人以上を目途として町村合併を進め、もって市町村の自主性と自立性を高め、かつ民主化を進めるため昭和二十八年九月一日、町村合併促進法を制定して十月一日これを施行した。

この法律は向う三年間の時限立法で、この間に合併する市町村には特典が与えられた。全国の市町村はこの際大同団結の見地から合併が進められその一環として、県では久那土村・古関村・下部町及び共和村の一町三か村の合併を立案して勧奨して来たが、各町村とも賛否両論があって容易に結論が打ち出せなかった。（これに関する経緯については第三編町の歴史中町村合併の項で詳説してある）然し町村合併促進法の有効期限が昭和三十一年九月三十日である関係上、各町村とも協議を急いで最後の日ぎりぎりで合併が成立した。

恩賜林保護財産区管理会設置

往古から各地に入会権を有する山林があった。いわゆる「お林山」または「おへえし」と呼ばれる土地その他で入会権を持つ村々で管理収益していたが、明治維新後上地して御料地に編入されていたのである。明治三十九年山梨県告示第二三四号、山梨県下入会御料地特売規程によって一部関係部落などに払い下げられた個所もあるが、大部分は御料地として帝室林野局の支配下にあった。

それが明治四十年・四十三年と相次ぐ山梨県下の大水害によって田・畑・家・屋敷などを失う者が多く、県民の疲弊困憊見るに忍びずとして、これが救済のため明治天皇から県下の御料地一五万六、一九八ヘクタールを山梨県に御下賜になった。山梨県ではこれを恩賜県有財産として地元の市町村に管理会をつくらせて保護管理に当たっている。

下部町には旧下部町及び旧古関村に管理会があって、それぞれ管理育成に努めていたが、新下部町発足に当たって新たに下部町恩賜県有財産保護財産区管理会条例を、昭和三十二年二月二十七日制定四月一日から施行した。

この条例によると旧古関村に「大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区管理会」を、旧下部地区に「広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会」を置き、それぞれの管理会に財産区管理委員七人を仕立て、互選した正副会長によって運営がされている。

管理会の任務は次の通りである。

一、防火線の設置その他火災予防、病虫害の防除並びに道路及び橋梁その他地盤の保護工事に関する事項。
二、盗伐・誤伐その他加害行為の予防に関する事項。
三、造林に関する事項。
四、産物の買受に関する事項。
五、境界標その他標識の保存に関する事項。
六、看手人の設置に関する事項。
七、経費の支弁及びその賦課徴収に関する事項。
八、土地の借入又は買受に関する事項。
九、その他恩賜林の管理に関する事項。

久那土中学校建築にまつわる紛争

戦後の学制改革により六三制が実施された結果、昭和二十二年四月新制中学校が発足し、久那土中学校は小学校の校舎を増築して使用していたが、年を経るに従って生徒数もふえ諸設備などの関係もあって、独立校舎の必要に迫られて来た。

創立十年を経た昭和三十二年、独立校舎を新築することになったが、またその位置の争奪が始まった。すなわち三沢地区の人々は光沢寺前の字横廻もしくは田中地内を主張、この時一方、車田地内では土地提供者がなかったので町の当局でも簡単に田中地内と決定した。その後車田は急に態度を変え以東・以北一丸となって、車田小坂地内を候補地としてここに新しい争奪戦が始まった。

次はその時の町議会議決書である。

下部第二中学校々舎新築に関する件

昭和三十二年度に於て下部町立第二中学校（久那土中・共和中統合）校舎新築工事を実施せんとして下部町議会の議決を求めます。

昭和三十二年三月二十八日提出

下部町長　磯野　辰一

昭和三十二年三月二十八日議決

下部町議会議長　依田　守勝

久那土統合中学校建設敷地に関する件請願

三沢区長　上田　瑛松

外代理者二名

紹介議員　望月脩一郎

同　渡辺　賢三

同　伊藤　映雄

統合中学校建設敷地は、田中地内に決定していたが、途中において車田地内にいたし度い意見もあり、昭和三十二年十二月十四日久那土地区議員と立合にて磯野町長・堀内議長の調停案にもとづく十二月二十七日の期限が経過し、今に至るも車田以東の請書の提出がないので、調停条件にもとづき田中地内に建設せられる様請願する。

昭和三十三年一月九日

昭和三十二年の暮れあたりから、車田区の中学校敷地反対運動は日を経るに従って盛んとなり、以東以北の部落を糾合して「久那土中学校建設位置反対連合委員会」をつくり、あらゆる方法を講じて反対運動を推し進めるようになった。

これに対し町当局としては、既定の方針に従って建設工事を進めるより他に方法はなく、田中の水田に土砂を埋め立てて敷地造成工事を起したところ、三月十七日には区民大挙してデモ行進をするやら、同月二十九日には地鎮祭の式場に押し寄せて市川警察署員の警戒する中で祭壇を包囲するやら、町長を虜にするやら、あらゆる手段を弄して妨害の限りを尽くし、遂に負傷者まで出して地鎮祭を中止せざるを得なくしてしまった。さらに四月二日学校では入学式を挙行するのだが、車田以東以北の父兄は生徒を登校させず入学式も挙行出来ず、その後も同盟休校を敢えて行うに至った。なお反対側の区長、組長を始め各種委員・消防団員など一斉に辞職をして久那土地区の行政機能は全くまひしてしまった。

その間、町当局及び地元久那土選出の町議会議員などの奔走・斡旋によって幾分暖和はしたものの団結は強固で、最後は昭和三十三年九月十五日県議会議長などが立会人となって、町当局と反対連盟が協定を結び、ここに半年有余にわたる紛争は全く解決した。

以下はこれに対する関係記録である。

昭和三十三年三月三十日

定例町議会々議録（抄）於　下部中学校講堂

（前略）

議長、本日の議事日程第一号議案より審議すべきでありますが第二号議案を繰り上げて、久那中学校々舎建築工事執行の件を上程いたします。

二番、久那土中学校請渡しについては既に日時も切迫して居りますので速かに工事を執行されるようお願いします。

二十四番、私は昨日商用より帰省致しまして地鎮祭にも欠席致し申訳ありませんでしたが昨日の事態騒々しかったことを町長よりお知らせ願いたい。

議長　その状況は後にして第二号議案を事務局をして朗読せしめます。

事務局、朗読す。

議長、町長の議案に対する説明を求める。

町長、二十九日久那土地区にて中学校々舎建築に対する地鎮祭を執行せんとするも、紛騒のため取り止めたるも議決されて居りますので工事を執行致したいので本案を提出しました。

十八番、地鎮祭は町長の説明通りにて中学校建築は各々望む所なるも、昨日の紛糾の為め私は消防団長として団員の辞職、各部落の公職の辞任、市川警察の総出動、同僚議員岩松議員の軽傷と雖も負傷という様の惨事を起すという大混乱を致したという事を考察致しまして、町長の絶大なる考慮を要するものと思う。

二十一番、昨日地鎮祭の騒擾に依り中止された事は遺憾の極みである。町長はあの状態を察知して執行すべきである。然し議会は既に議決より執行の最終段階に到達して居るので、建築の是非は久那土選出の議員に於て今一度再考熟慮の上円満策を講じ執行されるよう猛省を促さん事を提案する。

二番、山田・小林議員の御意見ご尤もなれど日時も切迫して既に執行の段階にあるので如何ともなし難き実状でありますので町長・議長に於ても教育の重要性に鑑み断行されん事を要望する。

十番、久那土中学校の建築は久那土地区住民と議員の熱望によって議決されたものであるので異存はないと思う。多数暴力の大衆行動によって町政の途を誤らぬ様にして戴きたい。建てても建てなくても同様の非難のある事なれば県・国の補助の関係もある故当局は断々乎として実行すべし。工事請負の件は町長・議長に一任して戴きたい。

二十四番、議決されていても状況判断をせられ町長はもう一度反省すべきではないか。

十六番、会議の進め方につき動議を出しているのでその様に扱われたし。

議長、小林議員は動議として出したのか。

二十一番、動議として扱われたし。

十九番、動議は一時間と限度されたい。高野議員の意見も重なるものあり当局は断乎実行されたい。要望。久那土地区繁栄のため円満に執行することを望むも建築に対する賛否は何れも同じで流す事と建築する事の二道よりなし。町長・議長・地区議員七名にて決論を出してもらいたい。

九番、小林議員の動議もありますが地区議員にて解決する事は一時間にては出来ない。地域議員の意見一致しない場合どうするか、一致した場合どうするか。当局は事を運ぶために議員の意見を聞きたいのか、事を運ぶために議員の意見を尊重するか。

十九番、伊藤議員の意見ももっともに存ずるがこの期に及んでもう一度考え話し合う機会を与えようとするものでしょう、町長は議決に則って断乎執行すべきである。

二十一番、私の動議は昨日の状況を見た結果である。

議長、小林議員の動議採択。久那土地区議員にて一時間協議を致すことに異議なきか満場異議なし。

（一時間休憩、午後三時再開）

議長、一時間久那土地区議員が協議したが結論が出ない。

十一番、議長は無記名投票でこの処理を願いたい

（中略）

議長、開票の結果、可が十票、否が十五票で同意を得る事が出来なかった事を発表致します。

（後略）

昭和三十三年六月十八日

臨時町議会録（抄）於　公民館

（前略）

議長、本日の日程第一議案第二三号久那土中学校敷地決定に関する紛争の件を上程致します。本案は久那土選出議員山田栄幸氏外六名より請求ありましたので山田議員より提案理由の説明を願います。

第十七番、久那土中学校敷地決定に関しては既に御迷惑を煩わし県下希に見る紛争を極めたことは誠に遺憾に存じます。

町長は建設と共に平和工作を併行して施行する事を主張し約束し居り、既に八十余日を経過して居るにも拘らず、何等の措置も方策も講ぜず放置するが如きは無責任も甚だしく如何なる所存であるか、吾々議員として住民に対し寔に申訳なく存ずる次第でありますと共に、町政運営にも支障を来たし居る事は町の長として不都合極りないと存じます。速かに円満解決を要望するものであります。その例を上げれば

一、消防団員の辞職の問題。

一、選挙管理委員の辞任（土橋悦造氏）尚補充員小林義孝氏繰上げたるも辞任の事。

一、区長・組長が辞職して連絡機関の絶えている事。

一、納税組合の解体の事。

車田以東、以北の行政の機能が停止しているのではありませんか。然るに町長はこれに一顧だにせず平然として、吾々議員が之れが解決策につき数回迫るも何等の沙汰もないことは遺憾に存じます。

五月二十九日には久那土地区議員と三沢区代表者、議会側より堀内議長・依田土木委員長・杉山委員、役場側より町長・助役・総務課長・土木課長等と会合、話し合いの上

一、久那土中学校寄附金（二八〇万円）は三沢地区に於て全額負担のこと、車田以東、以北は設備費として応分の寄附をなすこと。

一、西八代縦貫道路は中央部より最短距離にして、北川橋を目標に開設すること。

一、久那土消防団第一部にガソリン喞筒一台は町負担にて購入すること。

を要求決定してあるにも拘わらず、町長はその後に至るも何等の措置をとらず六月七日久那土中学校上棟式に参列せよ等の通知を出しているなど議員を侮辱したることではないか。町長の久那中学校解決について一方的であって、何等の措置を講じて居らぬ事は誠に遺憾と同時に責任を追及するものである。尚車田地区へ保育園を設置する事を附加してお願いします。

町長、山田議員より申されるも町長として平和復帰せなければならぬ事は痛感しております。又一方的措置などの意志はありません。解決案に対しても三沢地区へ全額負担させ、車田以東以北が設備費として寄附する事等についても考うべきである。縦貫過程も北川橋目標に通ずることも技術者の意見も聞かなければ決定する事も難しからん。最短距離を通すことは良いと思います。

消防ポンプ購入についても他よりも申込みもありますので施設費として設けたい。本月十二日に久那土支所に集合を願い解決策について御協議をせんと出張したが、三沢からも車田以東、以北からも出席者少数のため会議は流会となりました。地区議員の御協力を得て各部落を巡回懇談を遂げ、円満解決策を樹てたいと考えて居りますが農繁期のため出来ませんが誠意はあります。

十七番、然らば五月二十九日の会議の決定事項は認めて居らぬと云う事ですか。

町長、五月二十九日の会議の四項目は承認しては居ない、あの四項目を基礎にして平和策を講じたいと云うことです。

十七番、五月十七日に副議長を交え五人と、五月二十九日役場楼上の会議の結果決定した事も認めて居らないという事ですか、然らば過去に於て車田以東、以北の代表者より決議文が出ていると聞いておるがこの発表を願いたい。

町長、見たが受入れて居らない。

十七番、受入れて居りませんか。

十一番、町長は口を開けば円満と云うがこの解決に対し誠意を以て山田質問に答えて貰いたい、少しも誠意をもっているとは認められない、それとも何か他の方法を以て町長として解決策があるのか、あるなら意見を伺いたい。

町長、解決策とは地区議員の皆さんが解決策を持ってそれにより検討する事が適当と思う。学校の寄附金に就いても当初久那土地区にての割当を勘案する事が良いと思う。

十一番、町長には案はないという事ですか、地区議員の案によってそれを検討して行きたいという事ですか。

町長、その通りです。

二十四番、町長は中学校建築について専決処分をして居るがどうですか。

町長、専決処分はして居りません。決議に基づいてある。

二十四番、予算はどうなっているか。

町長、三十二年度に建築費が計上してある。

二十四番、年度経過後過年度予算で執行出来るか、執行出来ればその法の説明を願います。

町長、町長・議長に一任という各位の総意により執行している。

（中略）

二十四番、久那土中学校紛争解決策なし。町長は流れ川を棒で打つ如きで、既に事件以来八十余日を経過して居る、総べての機能は麻痺状態である、たとへば狂犬病予防の通知にしても徹底せず殆んど注射して居らぬ、寔に危険である。

町長に熱意があるか。その具体案があるかどうか。

町長、流れ川を棒で打つというような考えはない、車田以東、以北の人達とも良く話し合いして行きたいと考えております。只今農繁期のため議員諸氏とも相談の上一日も早く町民の福祉のため尽したいと思います。然し現在大なる影響ないと考えて居る。

（中略）

十七番、町長は紛争解決案としての四項目を改めて認め実行する意志があるか、又修正案があればこれを提示願いたい。

町長、一、中学校寄附金の件は車田以東、以北も応分の寄附をする。

二、ガソリンポンプ購入の件は久那土分団の整備費として認めるも団長に於てしかるべく願いたい。

三、車田地内へ保育園施設をすること。

四、縦貫道路は中央部より最短距離北川橋目標に路線を決定。

右のようにいたします。

議長、四項目について町長が承認したので議第二三号、議第二四号議案を議決いたしますが異議ありませんか。

全員、賛成異議なし。

議長、議第二三号・同第二四号の議案は可決いたします。

（下略）

協　定　書

久那土中学校建設に関する紛糾問題については双方とも左記条件より円満に解決することに同意した。

記

一、久那土中学校建築地元負担金は車田以東、以北に於ては寄附をせず。但し設備費として応分の寄附をすること。

二、西八代縦貫道路は久那土地区中央部より旧富里地区北川橋を通ずるよう、町全体の要望として県に実現方強く要請すること。

三、消防久那土分団第一部以東、以北に対し整備費として町は金参拾万円を支出する。

四、車田地内へ保育園を設置する。

五、木造建物が耐久年限後に於て改築を要する場合は久那土地区民多数の意見により最適地に位置を決定すること。

六、生徒の勉学に支障なきことを期するため、

1、防音装置をすること。

2、通学橋及び道路を建設すること。

3、護岸工事を完備すること。

但し通学橋及び道路は検討の上最適地に決定すること。

以上の条件を町に於て全責任をもって実行すること。

昭和三十三年九月十五日

立会人

山梨県議会議長　太田　公㊞

山梨県議会総務委員長　横内　要㊞

山梨県議会地元議員代表　望月喜久男㊞

町当局

下部町長　磯野　辰一㊞

下部町議会議長　堀内　卓三㊞

下部町議会議員　望月脩一郎㊞

同　赤池　繁㊞

同　二宮　保㊞

同　山田　栄幸㊞

同　渡辺　賢三㊞

久那土中学校建設位置反対連合委員会

車田区代表　土橋　悦造㊞
切房木代表　池田　富義㊞
熊沢代表　伊藤　貞雄㊞
芝草区長　内藤　信明㊞
水船区長代理　秋山　昌平㊞

右協定によって、紛争は全く解決したことを同年九月二十二日の定例町議会の冒頭、町長から議会へ報告してここに終止符が打たれた。

下田原・宮木地区中富町へ分町合併

下田原・宮木の分町について、久那土村・古関村・下部町及び共和村が合併するに当たって、共和村の一部である下田原と宮木地区は富士川対岸の中富町への合併を希望して、一町三か村合併に強く反対して来たのであるが、町村合併促進法の有効期限である九月三十日が切迫しているので、九月二十四日関係者が集まり八人の県議会議員が立会人となって、十月二十日までに分町する旨の協定を結んで一応下部町へ合併したのである。その後諸種の事情があって延び延びになり、昭和三十三年四月一日に至って待望の中富町への分町合併が実現した。

（この分町合併に関する事項は第三編町の歴史、町村合併の項に詳説してあるので参照されたい）

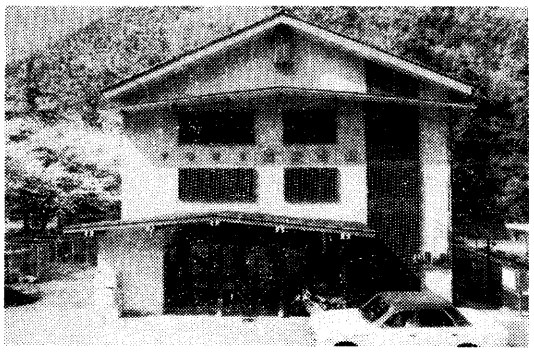

下部温泉会館（湯町）

町立下部温泉館設立

（昭和四十五年以降温泉会館という）

昭和三十六年六月十五日下部温泉は国民保養温泉として厚生省から指定された。以来俗悪の施設を持たぬ閑静にしてひなびた温泉郷としての名声が高まり、浴客や観光客の数がますますふえるので町としても健全の施設を設ける必要を感じ、国民温泉指定を機会に町立休養施設として温泉会館の設立を企画して、工費八二〇万円を投じて下部横道地内に建坪四九五・九平方メートル二階建の建物を建設、昭和三十七年三月三十一日竣工六月四日落成式を挙行した。経費総額八二〇万円。内二二〇万円は厚生省からの助成、同二二〇万円は県からの助成金で町の負担金は三八〇万円であった。町ではこの三八〇万円を起債に仰ぐ事として、その起債の償還には入湯税を見返りとして充当する事にした。その後同会館に隣接してプールを設置し年々利用者は殖えている。

次はこれが建設及び運営などに関する記録である。

昭和三十六年十二月二十二日
下部町議会第四回定例町議会会議録（抄）

（前略）

五番、下部温泉館運営に対し運営委員会を設置致しまして円滑なる温泉館の運営を期す事を要望致します。その為めには議会議員全員が運営委員になる事を提案致します。

議長、只今堀内議員より提案がありました温泉館運営委員会設置の動議についておはかりいたします。委員会の構成員については尚検討を要すると思いますが運営委員会設置については御異議ありませんか。

議長、御異議ないので温泉館運営委員会を設置することに決定致します。

議長、日程第五議案第五七号下部温泉館設置について。日程第六議案第五八号下部温泉館新築工事契約の議定について。以上二議案について採決をとります。賛成の方は御起立を願います。（起立多数）

議長、起立多数。よって本案は可決致しました。

八番、運営委員会設置については賛成致しますが委員の構成人員について議会議員全員、旅館業者全員を選任する事が望ましいと思います。

十一番、本問題については町長・議長・旅館組合長三者に一任致し選任されたい。議長、議長としてもよく考えて居ります。本問題について委員会を構成し、委員を選任することは検討致さなければなりません。この問題は町長・議長にお任せ願いたい。

一番、温泉館運営委員選任については民生観光常任委員を含んでの上で選任されたい。

十二番、運営委員選任については地元議員をもお含みの上選任下さる事をお願い致します。

議長、当局及び議会全員、旅館業者全員の中から特に民生観光常任委員を考慮の上選任したいと思います。御異議ありませんか。

（異議なし、全員）

議長、只今議長の案に御賛成下さいましたのでその様に致します。

（下略）

議第五八号

下部温泉館新築工事請負契約について

昭和三十六年度において実施する下部温泉館新築工事請負契約を左記要領により契約したいので契約に関する条例（昭和二十一年十二月二十七日下部町条例第十九号）第五条の規定により議会の議決を求める。

昭和三十六年十二月二十二日

下部町長　上田　盛治

甲府市飯田町二二〇七番地

三井建設工業株式会社

代表取締役　鈴木　武

これが管理及び運営については十二月二十二日の町議会において条例を決定の上施行されたので、六月から委託経営をして来たところ、八月十日会計検査院の監査にあたり桑山調査官からその不合理を指摘されたため、県や厚生省の見解をうかがった上で全面改正をした。すなわち次の通りである。

下部町立下部温泉館管理及び使用条例

第一条、下部町立下部温泉館を使用するものは別表に定める使用料を前納しなければならない。但し特別の理由があると町長が認めたときは使用料を減免することができる。

第二条、既納の使用料は還付しない。ただし使用者の責に属さない事由により使用することができなくなったときはその全部又は一部を還付することができる。

第三条、使用者は故意又は重大な過失により施設その他の物件をき損又は滅失した場合には町長の認定する額をもって弁償しなければならない。

第四条、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が定める

附　則

この条例は公布の日から施行する

別　表

使用料　一日　大人　一二〇円

小人　六〇円

同日下部温泉館費特別会計を設置したが、昭和三十七年度歳入歳出予算総額は五八万円であった。これによって見ても営利を目的としない施設であることがわかるであろう。

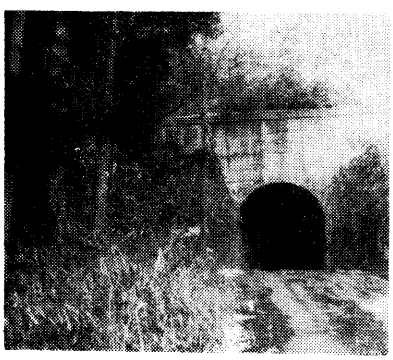

宇野尾隧道（樋田側より）

宇野尾隧道開さく

樋田地内字烏能（うのう）にある烏能峠は隣接六郷町宮原との境界をなす小さい峠であるが、昔から樋田以東、以北の人々が岩間平を経て鰍沢方面へ通ずる要衝で重要な路線であった。そのためにこれが開削は古くから叫ばれていたので、両町々長相談をして六郷町で

はいち早く昭和三十五年工事を始めて、自町分に属する宮原側半分を開削してしまった。

下部町においても自町分に属する残り半分を開削する必要に迫られ、地元樋田・車田から町に対して陳情・請願などもあったが議会の一部には宇野尾トンネルは利用度の少ない路線であるので、他にもっと急を要する路線もあることなればとの理由でなかなか決まらない。そのうちに町長も変わったので新任の上田町長は地元の樋田・車田の団体営で施工することに専決処分をしてしまった。

次はこれに関する町議会の会議録抜萃である。

昭和三十五年八月一日
下部町定例町議会々議録（抄）

（前略）

十九番、十七番議員は休憩して処理したい。二十五番議員は会議規則を引用して処理したいと云うが、申すまでもなく久那土地区より請願が出て宇野尾峠の隧道問題が最も重大問題であり、十分や二十分で解決するようもなく請願の概要を発表して、次回全員協議会に於て決定することが最も適切な方法と思う。

議長、時間延長を致します。約三十分。

議長その通りである。事務局長より請願書の概要を朗読せしめます。

事務局長、請願書を発表する。

九番、採択・不採択、受理不受理等の問題に関しては委員会附託等のこととともなり議長発言するなれば降壇して発言すべきである。

議長、総務委員長に見解の相違につき訂正すべく発言したので降壇する必要なし。

議長、本問題は後日全員協議会に於て検討する事が最も適切と思われますので左様致します。

（下略）

昭和三十五年九月二十九日
下部町臨時議会議録（抄）

（前略）

議長、議案第四十六号予算外支出義務負担議決の件を上程する。

二番、宇野尾峠開削工事については先に地元関係者より請願書が提出されて居り、議会でも採択については態度が決定されていない。本工事は巨額の費用も伴ない利用度も少ない路線と思考される。又財源として地元寄附金も明瞭でないようであります。六郷町と本町に亘る工事であるので、着工前に慎重に協議すべきである。特に現地も確認し町の財政面を熟慮して、又既設路線の改修等を優先して実施すべきで本案は撤回すべきであります。

町長、本路線は六郷町と本町にてする工事でありまして、先年六郷町は着工し道路分は既に完成して居ります。時機を失しては実施出来ません。本路線は多年関係住民から熱望して実現出来なかった箇所でありますが、六郷町と呼応して地元樋田区等の共同施工により、農林業資金を借入れ実施すべく本案を提案した次第であります。

十七番、前議会で本工事については地区出身議員で協議したいと申し上げましたが、結局全員協議会で研究討議することに決定になって居りますのに、本案提出は不思議であります。全員で現地を踏査検討するため本案は継続審議として保留されたい。

二十五番、十七番山田議員の意見に賛成します。杉山議員も同趣意の発言をなし保留説を唱える。

議長、議案第四十六号は継続審議として保留することに決定してよろしいでしょうか。

全員、賛成。

（以下略）

議第四六号
予算外義務負担議決の件

六郷町宮原・下部町樋田・車田間の宇野尾峠開さくに関し六郷町の実施と相俟って施工せんとする開さく事業に充てるため地元樋田・車田区の資金借入に対し左

記の通り予算義務負担せんとする。

昭和三十五年九月二十九日提出

下部町長　磯野　辰一

予算外義務負担せんとする額

四、七三七、〇〇〇円也

理　由

宇野尾隧道開さく工事については、多年関係住民の熱望して実現し得なかった所でありますが、六郷町地内は昨年度より着工したので本町地内もこれに呼応して地元樋田区等が協同施工にて着工せんとするに当り、山梨中央銀行より年利三分五厘、三年据置十五ヶ年々賦償還の農林漁業資金を利用して着工せんとするもので、本路線竣工の暁は峡南文化の交流向上には勿論産業経済面にもたらす恩恵ははかり知れないものがありますので、右借入に対し予算外義務負担せんとするものである。

昭和三十五年十二月二十二日

下部町議会定例会々議録（抄）

（前略）

議長、議第五十九号専決処分の件報告を議題に供します。町長説明を願います。

町長、総務課長が代って説明いたします。

総務課長、宇野尾の道路の専決処分については前町長・前議長が農林漁業資金を借入に付き六郷町に於て借入期限が切れるのでやった事であります。

十九番、町政の問題として重要のことである。下部町が専決処分をした事は近隣に拡がって面白からざるものあり。九月二十四日の議案になっていて流会したのであって、之れは各位の意見を異にしたためであり、自治法百七十九条を利用したのであって余りにも不徳の致すところであります。前町長は致し方ないが現町長は大いに反省をなし今後このような事がなきよう願いたい。本町に於て十二分の検討をなし、再度このような事はない事として本議案は認めたい。

十七番、久那土以東地区との利害関係もあるので良く議員全員で調査して而して後実行すべきである。当局も充分話し合いの場を持つべきものを新町長に於て斯様の処理を今後執らざるよう要望して本件に賛成する。

町名	幅員	延長	同上中トンネル	事業費	農林漁資貸付許可	備考
下部	四・〇	三一〇・〇	一一一・〇	四、七三七千円	三、七九〇千円	共同施行
六郷	四・〇	四九七・〇	一〇八・〇	四、九七五	三、九八〇	共同施行
計		八〇七・〇	二一九・〇	九、七一二	七、七七〇	

十四番、これは前町長が六郷町長と約束して居たのが原因をなして居る。斯様なことは町と議会側ともっと話し合いの場を作るべきものである。六郷町に不信のことをなさしめざるよう熱望を以て処すべきものであるが、今後かかることのなきよう注意して賛成するものである。

十八番、専決処分を実行すれば借入金をすることが出来るか。借入れが出来れば実行するか町長に伺いたい。

町長、六郷町とは同時議決をなすべきで団体営でやるべきものであると思う。地元よりお願いがあって執行するものであります。地元に熱意があれば行います。熱意がなければやれないと思います。

（中略）

議長、決定いたします。

（下略）

古関小学校新築

古関小学校は明治七年八月八日古関学校として創立され、字三宮司平の高燥の地にある西栄寺の伽藍を仮校舎として発足したのであるが、その後西栄寺が廃寺になったのでその敷地に独立校舎を新築した。明治十三年のことである。

しかし明治三十五年には老朽に加えて児童数増加のため狭隘を感じたので、敷地拡張のうえ校舎を改築し、さらに明治四十二年と昭和十三年に増築をして来たのであるが、以来長い年月を経た結果校舎のいたみも甚だし

く、県からは危険校舎に指定される一方、地元やＰＴＡからは改築要請の陳情や請願が相次いで出されたため、昭和三十九年国庫の補助金を得て鉄筋コンクリート二階建十教室、工費総額一、八一五万円で三井建設工業株式会社に請け負わせ、昭和四十年四月十二日落成した。これが改築決定に至るまでの経緯について町議会の議事録を次に掲げて見る。

昭和三十八年八月二十八日
下部町議会々議録（抄）

（前略）

十一番、ひとしく教育を受ける権利を有するとの教育の大方針は就職教育にも言える事であると思う。何れの児童生徒も平等な立場で教育がなされるべきであり、町財政の赤字解消も目睫に控えておる現在、近年必ずや町費全額をもって教育施設が出来ると思うのであります。古関中学校の産振施設、古関小学校の校舎等学校格差の是正について町長に望むものであり町長の考えをお聞きしたいのであります。

町長、古関小学校の校舎は来年乃至再来年には鉄筋コンクリートで建設しなければならないと思うのであり、又産振施設も地元の熱意があれば町としても整備せざるを得ないと思うのであります。

（下略）

昭和三十八年十二月二十四日
下部町議会々議録（抄）

（前略）

二十番、古関小中学校の給食及び産振教育はその後どの様な経過であるかお聞したい。

町長、教育委員会に於て研究しておりますが三十九年度には古関小学校の老朽校舎の改築を致したいとの意向であります。

教育委員長、町財政では出来がたい問題でありますが教育委員会としては古関小学校の老朽校舎の改築を当初予算に計上される様町当局にお願いしており小学校を改築した後その古材で中学校の産振教室を建てたいと思って居ります。

（中略）

二番、古関中学校の産振教室の件であるが、現在産振の教具は古関公民館の片隅にほこりをかぶって使用されている。地域の熱意で産振教育実施のための教室建築については敷地の準備が第一であります。私共は用地を用意して町に寄附納入致し既に採納済であると思います。今回の追加に用地の整地費を計上して整地工事を進めていただきたい事を要望する次第であります。前議会に於て教育委員長は、私のこの質問に対して古関小学校改築に関する古材を使用して産振教育をするための施設を建築したいという答弁をされたが、当局のこれに対する方針は如何かお聞きいたします。

町長、地元には学校整備委員会が設立されており、この委員長の話では古関小学校の改築古材で産振施設をとの話があり、私もその様に思っているが解体しなければ古材の程度が不明であるので、はっきり言えない。又用地寄附についてはうすうすは聞いているが正式に願書は届いていないのであります。

教育長、去る一月十八日学校整備委員長赤池長治氏より前回の陳情等に基づき産振教室のための敷地寄附方申入れがありました、当時教育委員会としては古関小学校改築の件があり、老朽校舎は致し方ないが新しい校舎を産振教育に充当する考えをもっていたが、県では新校舎は点数が高く老朽度に達していないとの事であり従って起債補助等の対象にはならないという事であります。老朽度の高い旧校舎は、移築出来るかどうか疑問であり再生は困難ではないかと思われますが、解体後利用可能であれば改築致したいと考えております。

二番、町長は地域住民の熱意に応えるという力強い答弁が前々議会でなし、我々は敷地を買上げた。又前議会に於て教育委員長は小学校改築の際その古材を使用して整備したいとの事であった、その言を信頼して今回も地元に於てはそのように進行しており了知しているのに、又今聞けば町長は具体的寄附採納は知らない。ほのかに聞いてはいるが書類は見ないとの事誠に遺憾である。町も教育委員会も良く地元との話合いをなすべきであり又期待する次第であります。

教育委員長、二月五日と記憶するが古関小学校整備委員会長赤池長治氏外二名より小学校改築で陳情を受けた。当初全部を改築したいと思っていたが老朽の点から出来ない。町の財政上考慮の上小学校の改築を先ず進める旨の回答をしておいたのでその様に了知のものと考えております。

県施設課では新しい部分は老朽度がないので（四、八〇〇点の老朽度）改築の見通しはもろくも破れ、産振教育施設のための移転による産振教室は実現不可能の状態にあり、現在意に副いかねる状況である、地元の父兄負担が多い事を充分承知しているが国庫補助がない場合は町財政上困難と思われる次第であり、地元よりの寄附採納は教育委員会で保留しております。

二番、古関小学校旧校舎の材料では移築不能との事であるか。

教育委員長、旧校舎の材料が使えればそれを使用して実現に考慮致したいと思っております。

二番、旧校舎の材料が使えぬ場合五年先きに行かなければ産振教室は出来ないという心配も出て来る。この追加を見ますと借金は全部了し貯える事の出来るよう熱意を示し用地寄附もしているので、この意志を一日も早く達成される様町長教育長教育委員長は善処される事を望むものであります。

（下略）

このようにして議会において審議検討の結果、改築は決定したのであるが、工事中の授業などについては古関中学校の教員及び地元ＰＴＡとも十分話し合いの上、分散授業をすることになり九学級のうち、四学級を残し中学校の屋体（屋体は階上の日本間も使用）支所の二階などに分けて新校舎の落成まで不便を忍びながら授業を続けた。

峡南高校・久那土中学校相互移転

昭和四十二年山梨県では高等学校整備計画を発表した。これによると県立峡南高等学校は学校敷地として約二〇、〇〇〇平方メートルを必要とすることになっている。しかしながら現在の敷地は一二、二一八平方メートルでその必要面積に遠く及ばぬばかりか、既に大草の現在地は飽和状態となって拡張の余地が全然ない。このままであれば学校は他町村へ移転されるおそれが多分に出て来た。下部町、特に旧久那土村の先輩が血の出るような苦労を重ねて設立した学校を失うことになっては、祖先に対しても申訳ないということで町当局では種々協議の結果、久那土中学校と峡南高校の敷地を交換し、中学校所在の字田中地内の水田を新たに二一、二〇五平方メートルを町で買収してこれに中学校敷地を合せて県へ無償提供する事となった。

よってこの旨を県へ持参して交渉したところ、県においても協議の上、次のような指示があった。

一、県総務部長・教育長・総務課長・学事課長・学校長との対談の結果

1、下部町は土地を買収し県へ寄附することが先決問題で、これを予定通り進めて貰いたい。

2、土地造成は県でやる見通しである。

3、校舎の建築については県の問題で、県の計画によって施工する。

4、地元負担は学校（ＰＴＡ・同窓会を含む）の責任で主体性は学校にある。よって校舎建築について特別に下部町に負担をかけるようなことはしない。

5、建築の時期については県で決めるが、ＰＴＡの資金積立増と負担金軽減とを勘案して決めることになろう。

6、学校長・ＰＴＡ会長・同窓会長が変わっても責任は継続する。

この指示にもとづき、町では昭和四十三年十二月二十三日町議会において次の決議をした。

議案第四十八号

土地取得について

山梨県立峡南高等学校移転整備の用地として、後記の土地を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第三条の規定により下部町議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十三日決議

下部町長　太田　久則㊞

記

一、場所　西八代郡下部町大字三沢田中

二、面積　約二一、二〇五平方メートル

三、取得予定価額　一七、五〇〇、〇〇〇円
四、契約の相手方下部町三沢　二、四〇〇番地
　　深沢作太郎外三十一名

早速に三十二人の所有者に対し個々折衝をして土地を買収した上県へ提供した。ここは湿田のため県では直ちに埋立整地工事の後建物の新築工事を施工して、これの落成の後中学校と相互移転をしたのは昭和四十七年四月一日の事であった。

山村開発センター建設

昭和四十二年度に旧富里村及び旧下九一色村の折門地区が山村振興法による振興山村として指定を受け、続いて昭和四十五年度には旧古関村と旧山保村の三保地区が同じ指定を受けた。

町ではこれら地域が自然的要件に恵まれないばかりでなく、広大な地域を持ちながら社会的条件が劣悪であって農林経営・技術情報連絡・生活改善・住民福祉などの公共施設がなく、住民の集会場所すら小中学校以外にはない。この事が住民の生活意欲を衰退させ過疎化への拍車をかけている原因である事に思いを及ぼし、産業を振興し、豊かな山村として伸びるにはこれらの機能を持つ山村開発センターの設置が緊急課題であり、この実現により、真の町の特性を生かした農林業の近代化を図る産業開発の拠点となるのはもちろん、住民の社会生活の利便に大きく寄与する事が出来、又生活と生産に対処する意欲が高揚されて、住民福祉の向上が期待できるとして山村開発センターの建設をする事になった。

その経費及び計画等は次表の通りである。

右について議会の議決を経たり諸種の手続きも完了して工事の請渡契約締結の段階になったのは昭和四十六年十二月の事であった。よって同月八日町議会の議決を経た。すなわち次の通りである。

（前略）
議第五十八号
　工事請負契約の締結について
つぎの通り工事請負契約を締結する
一、契約の目的　山村開発センター新築事業
二、契約の方法　指名競争入札
三、契約の金額　八千五拾万円也
四、契約の相手　甲府市丸の内一丁目一番五号
　　名工建設株式会社甲府支店
　昭和四十六年十二月八日提出

提出理由
地方自治法第九十六条第一項第五号及び議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第二条の規定により議会の議決を求める必要による。

（中略）
十四番、この契約の工期は何時か、又保証人は誰か、保証金はどうか。
総務課長、工期は来年九月三十日で保証人は株式会社早野組・株式会社国際建設取締役佐々木主殿氏であります。保証金はありません。
十四番　継続事業でありますが来年度に持越す場合その措置がとられているか。
総務課長、継続事業の決定をもらっていますので、再び出す事はないと思います。
十四番　契約をする場合一応保証金をとる事になっていますが、保証金を取らずに工事が出来ると見たという町長の判断でそうしたという事ですか。
町長、そうです。
（下略）

昭和四十六年十二月二十二日第四回定例町議会
（前略）
十番、山村開発センターに対する考えをお聞きしたい。それはセンターに対する批評であるが、こんな大きな物を建てて十分活用できるのか疑問であるという

事業計画

(1) 事業計画総括表

山村開発センター

管理主体	下部町	受益範囲	下部町全域	利用人口	9,328人（45年国調）

施設区分	事業量	事業費	負担区分				施工計画			備考
			国庫補助金	県費補助金	町費	その他	着工年月日	竣工年月日	施工方法	
	㎡	千円	千円	千円	千円					
建物	1,409.532	76,000	32,214	16,107	27,679	0	46.12	47.10	請負	地下1，地上3階鉄筋コンクリート建
	(122.842)	(6,288)			(6,288)					給排水，給湯，冷房一部，暖房全電気工事等
内部施設	農林業研修等器材費	400	0	0	400	0	47. 4	47.11		4品目
	資料展示器材費	630	0	0	630	0	47. 4	47.11		5品目
	調理実習器材費	200	0	0	200	0	47. 4	47.11		1品目
	印刷及び複写事務用費	250	0	0	250	0	47. 4	47.11		1品目
	その他	5,020	0	0	5,020	0	47. 4	47.11		15品目
	計	(6,500)	0	0	(6,500)	0				26品目
合計		76,000 (12,788)	32,214	16,107	27,679 (12,788)	0				

註 （ ）は、補助対象外事業費

(2) 事業内容および利用計画

施設区分		面積数量	利用計画							
			利用の種類	年間回数	延べ利用人員	利用の種類	年間回数	延べ利用人員	計 年間回数	計 延べ利用人員
建物	大会議室	1室 m² 235.227	森林組合	2	300	青年団 集会	2	150	145	6,300
						青年団 卓球	120	1,200		
			養蚕組合	3	900	婦人会	2	500		
			椎茸組合	2	200	講演会	4	1,000		
			茶生産組合	2	300	集団検診	4	800		
			成人式	1	200	老人クラブ	3	750		
	会議室 (特別会議室 農林業研修 相談室)	2室 113.892	結婚式場	10	400	森林組合	3	120	75	2,800
			青年団	4	200	林業教室	4	80		
			婦人会	5	300	種苗組合	3	50		
			体育協会	2	140	農研グループ研究会	6	240		
			青少年育成会	4	140	わさび生産組合	3	60		
			身障福祉会	3	100	茶生産組合	4	120		
			母子愛育会	4	240	養豚組合	4	150		
			花木組会	4	160	その他	10	300		
	老人保養室	1室 34.350	老人クラブ	120	360	会議休憩	娯楽		120	360
	研修室	2室 52.628	青年団	120	2,400	婦人会	60	600	180	3,000
	図書室	33.300	一般図書閲覧	300	3,000	図書貸出	20	2,000	350	5,900
						読書グループ	30	900		
	娯楽休養室	2室 93.338	老人クラブ	40	1,200	囲碁将棋	120	1,200	260	4,000
			婦人会	30	600	レコード・コンサート	50	200		
			青年団	10	200	結婚披露	10	600		
	宿泊室	2室 33.300	へき地住民緊急宿泊	10	60	生花教室	20	400	110	1,540
						茶教室	12	240		
			青年指導者研修	5	30	結婚披露控室	10	300		
			農林業研修者	5	30	詩吟教室	48	480		

施設区分		面積数量	利用計画							
			利用の種類	年間回数	延べ利用人員	利用の種類	年間回数	延べ利用人員	計 年間回数	計 延べ利用人員
建物	談話室 休憩コーナー	㎡ 50.678	一般談話 休憩	300	1,500				300	1,500
	農林業研修兼相談室 （会議室）	1室 (45.609)	農林業技術部門 農林業経営部門 農林業金融住宅部門	150 150 150	450 450 450	心配ごと相談 その他農事相談	15 145	70 510	610	1,930
	農林業情報資料展示室	1室 35.671	農産物展示 農薬肥料展示 消費生活指標展示	300 300 300	3,000 3,000 3,000	民芸品展示 郷土資料展示 その他資料展示	300 300 300	3,000 3,000 3,000	1,800	18,000
	健康相談室	1室 33.435	乳幼児 妊産婦	18 12	620 240	個人相談 予防接種	随時 10	300 1,200	40	2,360
	生活改善実習室	1室 24.338	青年団 婦人会 農村栄養改善グループ	3 7 6	120 250 180	生活改善グループ 職域婦人グループ 椎茸ナメコ生産加工実習	5 6 3	130 360 150	30	1,190
	食堂及厨房	2室 72.920	一般者 軽飲食	300	3,000	—	—	—	300	3,000
	浴室	14.250	一般利用者	150	1,500	宿泊者	20	120	170	1,620

声を聞くが町長はこれをうまく運営する心構えがあるか。町は年間どの位の使用者があるかどうか。又それを検討したかどうか、検討してあればお聞きしたい。

町長　検討いたしております。その点については経済課長より説明させます。このセンターの意義は心のよりどころをセンターに持って行くという事にしたいと思っております。又設計については多目的に使用出来るよう設計してあります。町自体が計画性をもって運営し住民がそこで研修を得る中で全員協力して進めて行きたい。運営に当っては運営協議会をつくるか検討中です。

経済課長、山村開発センターの利用計画については農林省の方に出してありますが、その計画を申し上げます。大会議室・青少年の研修室等利用計画を年間一四五回と見て六、三〇〇人の利用計画を見ています。特別会議室等を含めた計画は十回と見て四〇〇人位を計画いたしております。この利用計画に合うように私共も努力しなければなりません。

（中略）

六番、町財政についてお聞きしたい。国際状勢はアメリカのドル防衛により国の経済状態が不安定であるということから、町に交付される地方交付税が減少するのではないかと心配される訳であります。そういう時にセンター等の大きなものを建築し、その方への出費で町財政を圧迫するのではないかと思うがその点どうか。町の広報に町長の座談会の中で、直接あたたかい金は四百万円出せるセンターが出来るんだとありますがそれは本当の事か。

（中略）

町長、本年度の政府予算が公共事業財政投融資が検討されております。国では半年もすれば経済見通しは向上するのではないかと言っています。地方交付税が低くなるというような事も言っていますがこの間も全国町村長会議が開催されましたが、交付助成金等も懸命の努力をする必要があると思っています。経済の変革期に対応して行かねばならないし、又国としてもこのまま見逃しはしないだろうと思っています。そういう中で経済展望から言ってそんなに心配する必要はなかろうと思います。

（下略）

昭和四十七年六月三十日第二回定例町議会

（前略）

五番、久那土・古関は公民館を建設してあります。下部は開発センターを目下建設している訳ですがこのセンターが公民館活動の役割をもった活動が出来るかどうか。

町長　多目的な機能を有する施設として使用したいと思っています。

経済課長、社会教育的多目的に使用する考えであります。公民館をつくる計画がありましたが、それも含めてセンターを充分活用するよう運営します。目的の中には教育の字は入れませんでしたが中味は充分入っている訳です。

（中略）

五番、審議会の委員を選出する団体はどのような団体か。

経済課長、団体の長を審議会の委員にお願いするという事であります。農業委員と・農業協同組合・教育委員会・社会教育委員会・社会福祉協議会・青年団・婦人会・老人クラブ連合会等であります。

（中略）

二十番、開発センターを安く使用させる事は旅館業者に圧迫をかけないか使用制限をする気があるかどうか。結婚式の場合酒などはセンターの特殊性からうまくないのではないか。又赤字経営の懸念があるがその算出など根拠を聞きたい。次に職員の事であるが現在の職員の配置転換で間に合うかどうか。別に募集するとすれば一般会計に圧迫をかけないか見通しをお聞きしたい。

町長、職員は所長が兼務し、掃除婦・機械係二人を予定している。赤字経営についてというがセンターの収入だけでは足りなくなると思います。下部の旅館業者に対して圧迫というが使用する階層が違うので圧迫にはならないと思います。

経済課長、センターそのものが一般会計に関連するもので予算では一般会計に入ります。業者に圧迫云々の点については食堂経営は富久屋・正風軒・清華亭の三者協業でやります。経営は苦しいかも知れませんがやってほしいとお願いしてあります。職員については出来るだけ現在の職員でやれるようにしたい。

（下略）

町営住宅建設

昭和四十四年頃から過疎政策の一環として町営住宅建設の案が起こり、この頃政府で建てた第二期住宅建設五箇年計画に基づき本町でも二箇年継続事業として、第一年次昭和四十六年度に第一種六戸（一戸当たり床面積三七・八七平方メートル、延面積二二七・二二平方メートル）第二種四戸（一戸当たり床面積三四・六平方メートル、延面積一三八・四〇平方メートル）いずれも簡易耐火構造平屋建で計一〇戸、第二年次昭和四十七年度も同様の計画で合わせて二〇戸を三沢柿島地内へ建設する事となり、昭和四十六年四月二十日梨住第七号で建設省から承認された。

同年九月二十日県地方課企画振興係から町長あて過疎計画（集落整備）について至急提出するよう連絡があったので直ちに次の通り報告してある。

集落再編成計画の町営住宅建設計画を加え、移転者のため用地取得造成事業を行い貸付けるとともに、自力で住宅が建設出来ない世帯については町営住宅を利用するよう計画した。なお移転世帯には移転補助金（計画では四〇世帯一〇万円）一世帯当たり二〇万円二〇世帯分と、造成地に住宅を建設する世帯については住宅建設資金（限度一〇〇万円）に対し利子補給をする。（町費の貸付金制度は変更）

造成地に幅員四メートル、長一〇〇メートルの道路と上下水道工事・共同作業所及び庭を広くし農業も併せ出来るよう考慮する。用地取得については昭和四十七年度措置される土地開発募金より取得する予定である。

昭和四十六年八月二十日市川土木事務所係官立会いのもとに、請負入札執行の結果、敷地造成工事は一四〇万円で樋川工業株式会社に建物は初年度分九〇七万六、〇〇〇円を以て三沢望月建設工務所に、第二年度分は昭和四十七年一月二十六日一五六万円を以て同人にいずれも落札直ちに着工し、前者は二月二十日完成し同月二十四日竣工検査を了し四月一日入居開始した。第二年次分も続いて竣工して予定の工事は全部完了した。

この事について町議会での状況は次の通りである。

昭和四十六年十二月二十二日第四回定例町議会会議録（抄）

（前略）

十五番、久那土の三沢に建設されている町営住宅についてどういう人を入れるのか。家賃の見通しなど又入居資格についてお聞きしたい。

（中略）

企画課長、これは条例で定める事になっていますが現在役場で審議中です。審議が遅れた理由として建築費をもって家賃の計算をする事になっております。水道等が入っていないので現在審議中という事です。この条例を議会に提案する時詳しく説明したいと考えております。

十五番、それではまだ何も決定になっていないのか。

企画課長、この金額を出すには色々な事が決定にならないと決まらないので早く決定を見て議会に提出したいと思っています。

十五番、町を出るという人を防ぐための住宅ですのでこの点を矛盾のないように願いたい。過疎対策の一環として公営住宅を建築したのであるから、早い時点で入居資格を決めた方がよいのではないか。その点町長はどう考えているか。

町長、企画より説明した通りであります。基準が決っていません。一戸幾らかかるか判らんので決定できません。早急に要望に答えたいと考えております。

（中略）

二番、久那土地区に現在公営住宅が建設されているのでありますが、この公営住宅が久那土に決定するまでに各地区から色々な要望が出て来ていると思います。その後はこの公営住宅の事について聞いていないが余りにも一方的な地区に片寄りすぎると思う訳で、バランスの取れた行政が望ましいと思い要望する次第であります。

町長、久那土は来年の計画にも入っています。土地の確保も検討しなければなりません。現状で過疎を救う事が出来るだろうかと悩んでおります。若者が他出しないですむ職場、中学校卒、高校卒の男女が魅力をもつ勤め先を欲しい訳です。工場誘致についても福祉厚生施設を完備した工場であれば魅力がもてる訳

で、そういう工場を誘致する中でこれが付随して町営住宅を建てるべきだと思います。この地区にも建設する必要があると思います。

二番、他町村に勤めている者でも町内に留めて置きたいという事も考えの中にあって公営住宅を建設したいと思うのです。そういう場合そのようなデーターをとって、それを基本にした施策が必要ではなかろうかと思う訳です現時点で町営住宅を欲しい人が沢山いる所へ建てて貰いたいのです。そういう町の行政を願ってやみません。

（下略）

昭和四十七年二月二十四日第一回臨時町議会において下部町営住宅管理条例を制定した。この議案提出について、町長は提案理由を次のように説明している。

議案第一号下部町営住宅管理条例を別紙のとおり制定したいので、町議会の議決を求めます。その理由は、健康的で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活安定と社会福祉の増進に寄与する必要があると思いますが、地方自治法第二百四十四条の第二項の規定により条例で規定する必要があり、又同法第九十六条の規定により下部町議会の議決を求める必要があります。これがこの条例案を提案する理由であります。

広域簡易水道設置

昭和四十六年七月十六日第二回定例町議会会議録（抄）

（前略）

六番、涌水や伏流水に恵まれ自然の落差を利用できる地形と生活改善を旗じるしに普及した簡易水道だったが「簡易水道より井戸水の方が安全だった」と流行語がある現在、本町にある幾つかの水道も各種病原菌との争いに明け暮れているのではないかと心配いたしております。当局ではこれら衛生面の指導育成にどのように対処しているか。又町が主軸となって各地区の簡易水道の連合体をつくり水道に関する技術、水道管理研究等の前向きの指導助言をすべきであると思うが町の姿勢と方針を聞きたい。或る水道によっては雨が降れば泥水となり、旱天が続けば水が涸れ水道としての機能を十分果さないものがあるように聞き及んでいる時、町長は一大決心の上に立ち飲用と消火の両面に万全な水道を、まず手始めに本町役場を中心にした地点に施設するよう要望する。

町長、理想を追究するなれば町一本の水道にし消火栓をもった大水道が望ましい訳ですが、町の予算では到底できません。

民生課長、町内の水道管理については町営でやらなければならんという達しが来ております。登録されている水道が二十一か所、その外を合せると五十一か所あります。水道法に基づき年四回の水質検査をしています。現状ではこんな程度の指導であります。なお隠れた水道についても指導を致して居ります。滅菌装置をする事が問題点になっており定められておりますが、この点はほとんどされておらず、薬品の斡旋を町がしており部落の負担で処理して居ります。（中略）大水道については町長から答弁があったが、水道の理想は蒸溜水を取る事にありますがこれは至難ですから努めて大水道にしたいと言う事ですが地域的に建設が困難です。ポンプアップして久那土地区をした後でこの地区もやりたいと思っており長期計画にのせてあります。

一番、水道は民生安定に欠かす事のできないところでありますので、町で一括管理運営して欲しいという事を要望します。

町長、わかりました。

（下略）

昭和四十七年久那土地区に水道敷設の必要を痛感し、総額七、四六〇万円を投じて計画を建てその筋の許可を受けて着工の運びになった。これは久那土支所の前三沢川と樋田川の合流点へ二十五メートルの井戸を掘り、一日三五〇トンの揚水試験に成功したがなお必要量の五〇〇トンには一五〇トン不足するのでこれを一〇〇メートル上流の樋田川の地下水で補い、合わせて五〇〇トンの水を小学校裏山へ電力で揚水して久那土一円へ供給する計画であった。



栃代川取水反対集会（昭和48年01月）

この工事は中途において太田町長から佐野町長にバトンタッチがされ、新任の佐野町長は次の理由で設計変更を決意した。

一、合流点で三五〇トン揚水出来たが不足分を僅か一〇〇メートル上流で一五〇トン揚水したならば合流点の三五〇トンが出なくなる。

二、二五メートルの地下から三五〇トンないしは五〇〇トンの揚水をしたら附近の井戸はもちろん、それから下流の井戸はことごとく涸れてしまう恐れがある。

三、当時両河川の流域には二十六戸の水洗便所がある。この汚水が地下に浸透して再び汲み上げられる。然も水洗便所はこれから殖える一方である。

右の理由によって反木川の良質の水を根子地内で取り入れ、これを古関・久那土両地区へ給水する事に意を決して反木川流域住民の了解を得ようとしたところ「古関地区は水に困っていないので水道の必要はない。又反木川の水を取水されると田用水に支障がある」という事で猛烈な反対に会い、止むを得ず今度は栃代川上流で山神社附近と町有地山林から湧出する良質の水を取水して下部・久那土両地区へ供給する案を立て、栃代を皮切りに部落毎の懇談会を開いて流域住民の了解を得ようとしたが、又々岩欠以南の流域住民によって「栃代川の水利権を守る会」が結成され何回か反対のための総決起大会が開かれた後、むしろ旗を掲げたデモ隊が役場へ押しかけて町長に詰めよる一幕もあった。昭和四十八年十月六日の事である。

これらの事によって計画は二転三転し、再び久那土地区へボーリングをしようとしたところ今度は六郷町鴨狩部落から異議が出たので町長は事前に裁判所に対し妨害禁止の仮処分を申請した。今度は事が他町村との関係になって来た。これを聞いた西八代県民室長と六郷町長が仲介あっ旋の労を取り、条件付きで妥結して仮処分の申請を取り下げた。

このように幾多の難関を切りぬけて最後に決まった水源は出口前で、部落対岸杉の木地内の山麓を掘削してその湧水を電気で揚水する事となり、下流住民の承諾も取りつけた。

昭和四十九年町議会議員の現地調査の上、県の係官を招いて診断してもらったところ「極めて良好の水源である」との折紙をつけられたので、さらに身延保健所・県立衛生研究所などの検査の結果「飲用適」の太鼓判を得るに至った。五月二十日臨時町議会において計画変更の議決をして許可申請をしたところ六月二十一日許可された。

この工事は南北二八メートル、東西一二メートル、深さ八メートルの湧水池をつくり、その中へ二か所直径二メートルの集水ヒューム管を埋め、水槽池内は玉石・砂利・砂等で覆い、その上は芝生で仕上げる。二か所のヒューム管の底から、なおそれぞれ二〇〇ミリのボーリングで深さ二五メートルまで掘り、どんな渇水時でも一日最底三、〇〇〇トン以上の水を確保する事ができる。

工事は二つに分け、ボーリングは甲府市岩間鉄工所が二三七万円。水槽池一式は常葉工業が九八三万円で落札施工した。水中ポンプ七・五キロワット二台及び送水ポンプ三七七キロワット三台は山梨日立株式会社納入で八一五万九、〇〇〇円。送水ポンプ室から第一配水池への鋼管径一五〇ミリメートル延長一、五八七メートル、第一配水池の容積二〇〇立方メートルの工事は甲府中央水道株式会社が二、〇八四万円で落札した。

昭和四十七年度事業として久那土駅附近・樋田方面・大道方面へ配水管を敷設した。この事業費は六〇〇万円で山梨セメント商会が落札、同年度内に完了した。更に昭和四十六年度分として残りの配水管全部と消火栓九

○基及び慈観寺前山の中腹（丸畑裏山）へ二三九立方メートルの配水池工事等全部で五、〇七二万二、〇〇〇円を以て山梨セメント商会が落札施工した。これで各戸給水を除く幹線工事は全部完了したのである。以上両地区のここまでの工事費を合算すると合計一億〇、四四六万一、〇〇〇円となる。

昭和四十九年度は八、一七二万円で天王山の第一配水池から自然流下で北川・長塩の間へ導水して横手の貯水池へ送り更に加圧して丸畑の貯水池へ送り、そこから自然流下で慈観寺向うの配水池へ連絡するようにした。

昭和五十年度は丸畑貯水池から丸畑・長塩へ給水すると同時に、一部は横手を通って勝坂の頂上へ配水池をつくり、そこから登組・大石・田原・一色へ給水する工事、及び第一配水池（天王山）から常葉・市之瀬への給水工事を完成して昭和五十年九月十三日広域簡易水道通水式を挙行するに至った。

最後にこの工事に要した総額は五億四、二七〇万〇二四八円で、その内四億六、五六七万六、〇〇〇円が国からの補助で残り七、七〇二万四、二四八円が町単独支出金である。然し更にこの内大部分は起債と過疎債で、過疎債の大部分は元利補給につき実質町負担金は極めて少額になっている。

第二節　役場の機構と各種委員会

一　役場の機構

役場の事務を分掌処理するために昭和四十年十月二十七日町条例第百七十四号で下部町課設置条例を制定したが、その後事務の増加と繁多を加えるに至ったため機構改革の必要を生じたので、同四十四年七月二十八日これを全面的に改正した。部分的にはその後も数回改正が行われて現在に至っている。その条文と系統図は次の通り。

下部町課設置条例

（課の設置）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第七項の規定に基づき、下部町に次の課及び室を置く。

企画観光課
総務課
税務課
民生課
保健衛生課
経済課
土木課
町誌編さん室

（分掌事項）

第二条　課の分掌事項は、次のとおりとする。

企画観光課
一、町政の総合的研究及び企画に関すること。
二、総合開発計画及びその他の事業の総合的企画に関すること。
三、広報、統計及び観光に関すること。

総務課
一、職員の人事に関すること。
二、議会及び委員会に関すること。
三、予算その他財務に関すること。
四、行政一般に関すること。
五、他課の所管に属しないこと。

税務課
一、固定資産の評価に関すること。
二、町税の賦課徴収に関すること。

民生課
一、社会福祉に関すること。
二、社会保障に関すること。

三、窓口事務に関すること。

保健衛生課

一、保健衛生に関すること。
二、国民健康保険に関すること。
三、公害対策に関すること。
四、上下水道及び簡易水道に関すること。

経済課

一、農林業、商工業及びその他の産業に関すること。
二、消費保護に関すること。

土木課

一、道路、河川その他の土木に関すること。
二、住宅及び建築に関すること。

町誌編さん室

一、町誌の編さんに関すること。

更に昭和四十五年十二月一日下部町役場処務規程、同四十九年二月十八日下部町教育委員会事務局の組織に関する規則が制定されて、各課室係の分掌事務が定められた。

その要点を示すと次の通りである。

企画観光課

企画係

一、町政の総合的調査及び研究に関すること。
二、町政振興の企画に関すること。
三、総合開発計画及びその他の事業の総合的企画に関すること。
四、事務処理合理化に関すること。
五、法令審査に関すること。
六、広報・公聴に関すること。
七、指定統計その他各種統計に関すること。
八、各種行政資料の作成に関すること。

観光係

一、観光に関すること。

総務課

庶務文書係

一、秘書及び渉外に関すること。
二、儀礼に関すること。

役場機構図

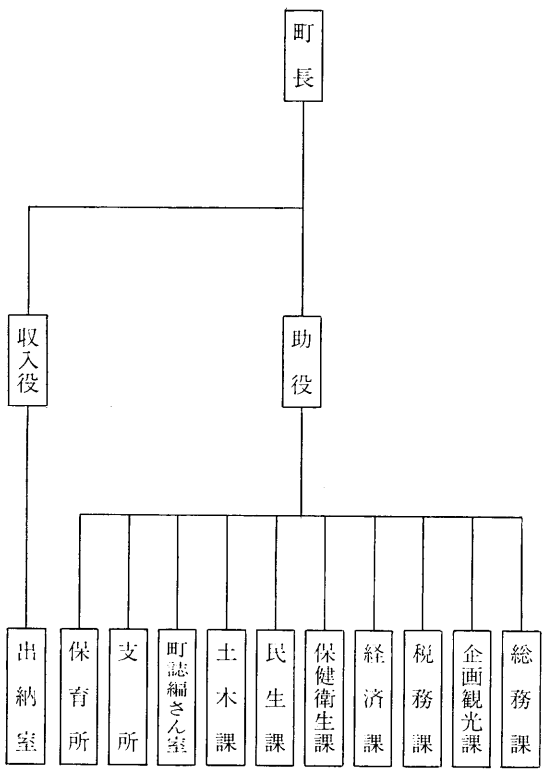

三、表彰及びほう賞に関すること。
四、公文書の収受、査閲に関すること。（戸籍、住民基本台帳法に関する文書を除く）
五、公文書の校正、浄書及び発送に関すること。（但し、賞状等の浄書を除く）
六、文書編さん、保存及び未完結文書の完結確認に関すること。
七、帳票の登録に関すること。
八、官報、県公報及び庁内図書の保管に関すること。
九、公印の管守に関すること。
十、条例、規則、規程及び告示並びに公告式に関すること。
十一、職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関すること。
十二、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
十三、職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
十四、職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
十五、議会、選挙管理委員会及び公平委員会に関すること。
十六、公務災害補償、市町村職員共済組合及び町村職員退職手当組合に関すること。
十七、境界変更、廃置分合及び字名の設定変更に関すること。
十八、当直に関すること。
十九、庁中取締及び庁舎の管理に関すること。
二十、防災及び消防団に関すること。
二十一、防犯に関すること。
二十二、交通安全の保持に関すること。
二十三、電話の管理に関すること。
二十四、公用車の集中管理に関すること。
二十五、郵便切手の受払いに関すること。

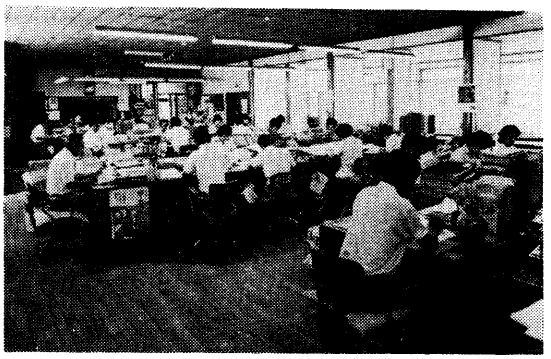

役場事務室

二十六、支所に関すること。
二十七、町村会に関すること。
二十八、異議申立、訴願及び訴訟に関すること。
二十九、その他、他の課、室及び総務課の他の係の所掌に属さないこと。

財政係
一、歳入歳出予算の編成及び予算の執行経理に関すること。
二、町有財産及び営造物の取得、管理、処分に関すること。
三、収入、支出命令に関すること。
四、地方交付税に関すること。
五、町債に関すること。
六、補助金、負担金、交付金に関すること。
七、監査に関すること。
八、契約に関すること。
九、物品の発注に関すること。
十、その他財務に関すること。

税務課
調査係
一、町税、保険税の課税資料の収集作成に関すること。
二、町税、保険税及び個人民税の調定賦課に関すること。
三、固定資産税の評価に関すること。
四、納税組合に関すること。
五、納税通知書告知書の作成に関すること。
六、税関係の証明に関すること。（受付及び交付を除く）
七、土地台帳、地籍図、家屋台帳整備に関すること。
八、その他税務に関すること。

徴収係
一、督促状作成に関すること。
二、滞納整理に関すること。
三、滞納処分に関すること。
四、徴収台帳の消込み及び整理に関すること。

民生課

住民係

一、来訪者の受付、案内に関すること。
二、陳情、苦情、相談に関すること。
三、到達文書の受領に関すること。
四、謄抄本、諸証明の作成交付に関すること。
五、埋火葬及び改葬に関すること。
六、原動機付自転車の標識の交付並びに返納に関すること。
七、主要食糧の配給に関すること。
八、助産費、葬祭費、火葬費の支給手続きに関すること。
九、自衛官募集に関すること。
十、国民健康保険に関する事務のうち被保険者の資格得喪に関すること。（被保険者証の発行、訂正及び回収に関する事務を含む）
十一、印鑑登録に関すること。
十二、外国人登録に関すること。
十三、住民相談室の管理に関すること。
十四、窓口で受けた依頼用務に対する事務処理の確認に関すること。
十五、別紙第一の事務にかかる申請、願、届等の受付及処理結果の伝達に関すること。
十六、諸証明、閲覧及び謄抄本、手数料収入額の決定に関すること。
十七、各種台帳の閲覧申請に関すること。
十八、国民年金に関すること。
十九、身体障害者旅客運賃割引証作成交付に関すること。
二十、戸籍、住民基本台帳関係文書の受付に関すること。
二十一、妊娠届の受理並びに母子手帳の発行に関すること。
二十二、戸籍事務の処理に関すること。
二十三、住民登録事務の処理に関すること。
二十四、住民異動事務の処理に関すること。
二十五、人口動態に関すること。
二十六、身元照会に関すること。
二十七、その他各種申請書及び届書の受付処理に関すること。
二十八、その他住民サービスに関すること。
二十九、次の諸台帳の整備保管に関すること。
住民基本台帳、戸籍簿、除籍簿、身分登記簿、戸籍の附票、印鑑簿、除印簿、犯罪人名簿、原動機付自転車台帳、外国人登録原簿、国民年金に関する諸台帳、国民健康保険被保険者台帳、
三十、次の諸台帳の保管に関すること。
土地台帳、家屋台帳、土地名寄帳、地籍図、道路台帳、橋梁台帳、保安林台帳、療養給付カード、予防接種台帳、

福祉係

一、生活援護に関すること。
二、児童福祉に関すること。
三、災害救助に関すること。
四、社会事業に関すること。
五、民生委員及び児童委員に関すること。
六、身体障害者福祉に関すること。
七、母子家庭に関すること。
八、青少年総合対策に関すること。
九、保育所の管理運営に関すること。
十、失業者救済及び職業安定に関すること。

保健衛生課

保健衛生係

一、公衆衛生、伝染病予防に関すること。
二、保健衛生指導に関すること。
三、妊娠婦及び乳幼児に関すること。
四、衛生施設の管理及び取締りに関すること。
五、汚物処理及び清掃に関すること。
六、衛生組合に関すること。
七、浮浪者及び精神病者に関すること。
八、行路病人、行路死亡人及び変死人に関すること

九、墓地に関すること。
十、狂犬病予防に関すること。
十一、国民健康保険に関すること。（住民係に属する事務を除く）
十二、公害対策に関すること。

水道係
一、上下水道及び簡易水道建設に関すること。
二、上下水道及び簡易水道の維持管理に関すること。
三、水道料金の徴収に関すること。

経済課
農務係
一、農業及び水産業の振興に関すること。
二、農業委員会に関すること。
三、病虫害防駆除に関すること。
四、生産物流通指導に関すること。
五、農業水産業団体に関すること。
六、農業金融に関すること。
七、移住に関すること。
八、土地改良に関すること。
九、米穀管理に関すること。

林務商工係
一、恩賜林保護に関すること。
二、林業振興に関すること。
三、林業団体に関すること。
四、狩猟に関すること。
五、商工業振興に関すること。
六、副業振興に関すること。
七、消費者保護に関すること。
八、商工団体に関すること。
九、度量衡に関すること。
十、林業及び商工業金融に関すること。
十一、工場誘致に関すること。

土木課
建設係
一、道路、河川、堤防、橋りょう工事に関すること。
二、各種建築及び施設建設に関すること。
三、住宅及び宅地造成に関すること。
四、林道及び治山治水工事に関すること。
五、災害復旧工事に関すること。
六、その他管理係に属さないこと。

管理係
一、道路、橋りょうの維持管理に関すること。
二、道路、河川占用及び土地収用に関すること。
三、官公有土地及び水面に関すること。
四、水防に関すること。
五、土地利用関係の争議防止及びあっせんに関すること。
六、土木用機械器具の管理に関すること。

町誌編さん室
一、町誌の編さんに関すること。

出納室
出納係
一、町税、保険税、個人県民税の収納に関すること。
二、税外収入の収納に関すること。
三、町費の支出及び決算に関すること。
四、歳入、歳出外の出納に関すること。
五、基本財産の積立及び有価証券の保管に関すること。
六、出納諸帳簿の整備保管に関すること。
七、物品の出納保管及び検収に関すること。
八、備品の保管に関すること。
九、保育料の収納及び国民年金証紙の売さばきに関すること。
十、その他収入役の補助に関すること。

久那土・古関支所

一、各管轄区域内の戸籍に関すること。
二、各管轄区域内の配給に関すること。
三、各管轄区域内の国民健康保険に関すること。
四、各管轄区域内の徴税に関すること。
五、各管轄区域内の諸証明に関すること。
六、各管轄区域内のその他の収入事務に関すること。

教育委員会事務局

管理係

一、教育委員会の会議に関すること。
二、事務局、公民館等の職員の任免その他人事に関すること。
三、経理に関すること。
四、教育目的のための基本財産及び基金に関すること。
五、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
六、教育財産の管理に関すること。
七、教具その他の設備に関すること。
八、教育委員会規則等の制度又は改廃に関すること。
九、教育に係る調査及び統計に関すること。
十、公印の管守に関すること。
十一、公文書類の保管その他文書に関すること。
十二、学校職員の任免その他の人事に関すること。
十三、教育課程及び教科内容に関すること。
十四、教科用図書の採択に関すること。
十五、学習効果の評価に関すること。
十六、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
十七、校長、教員その他の教育関係職員並びに児童及び生徒の保健・衛生、福祉及び厚生に関すること。
十八、学校給食に関すること。
十九、児童及び生徒の就学に関すること。
二十、学校体育に関すること。
二十一、学校図書館に関すること。
二十二、県教育委員会、その他の教育委員会及び事務局各係との連絡調整に関すること。
二十三、前各号に掲げるもののほか、社会教育係の所掌に属さないこと。

社会教育係

一、公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
二、社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財審議会委員、視聴覚ライブラリー運営審議会委員、スポーツ振興審議会委員及び体育指導委員並びにそれらの会議に関すること。
三、社会教育関係団体の指導育成に関すること。
四、各種社会教育講座に関すること。
五、社会教育資料の刊行、配布等に関すること。
六、社会教育のための必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
七、社会教育に関すること。
八、文化財に関すること。
九、ライブラリーに関すること。
十、ユネスコ活動に関すること。
十一、青少年対策に関すること。
十二、前各号に掲げる以外の社会教育活動に関すること。

昭和四十八年六月二十一日教委規則第七号下部町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則によって次の通り委任された。

教育長

一、学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
二、学校、公民館及び図書館の設置又は廃止を決定すること。
三、一件百万円を超える教育財産の取得を申し出ること。
四、県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。

五、県費負担教職員の服務の監督一般方針を定めること。
六、前二号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
七、公民館長及び図書館長の任免を行なうこと。
八、勤務評定に関すること。
九、学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。
十、一件百万円以上の工事の計画を策定すること。
十一、教育委員会規則の制定又は改廃を行なうこと。
十二、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
十三、社会教育委員及び公民館運営審議会委員を委嘱すること。
十四、校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
十五、学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。

更に昭和四十八年九月六日教育長訓令甲第一号下部教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程によってその権限に属する事務の一部を各小中学校長及び古関・久那土両公民館長に委任した。

各小中学校長
一、教育費のうち、一件千円以下の食糧費の支出命令に関すること。
二、職務に専念する義務の特例に関する条例第二条及び同規則第二条の規定に該当する場合の教頭及び教員の職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

古関・久那土公民館長
一、下部町夜間照明施設設置使び使用に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づく町長の権限に属する事務で教育長が委任を受けた事務のうち、古関地区夜間照明施設、久那土地区夜間照明施設について、それぞれの使用許可及び使用料減免使用の制限に関すること。

二、各種委員会（法令に基づく必置委員会）

農業委員会

敗戦後しばらくは国民の虚脱状態が続いたが、昭和二十年八月二十八日全国農業会会長会議において新農業政策綱領が決議され、農業により国家生産の基礎を確立し、農業立国の国是を明りょうにするための一環として、農地の適正配分と土地改良の徹底が取上げられた。すなわち戦後いち早く制定されたいわゆる農業三法によって農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会は農業増産を唯一無二とした戦中戦後の農政、耕す者に農地を、そして家庭生活の改善や民主化・技術の改良等の使命を果たして来た。

農地委員会は小作人層から五人、地主層から三人、自作農層から二人の比率で選出された委員で構成し昭和二十一年十二月二十日一斉に各市町村で選挙が行なわれた。この委員会の目的は新農業政策綱領によって農業により国家生産の基礎を速かに確立し農業立国の国是を明りょうにするための一環として農地の適正配分と土地改良の徹底とが取り上げられた。

これにより昭和二十一年十一月二十三日を境として以後不法不当の土地の取り上げや売買の対象となった土地はもちろん一定の保有面積以外の農地は強制的に譲渡されるいわゆる農地改革が行われたのである。

農業調整委員会昭和二十三年七月二十日臨時農業生産調整案が成立即日公布された。これによって市町村に農業調整委員会が設置され第一回委員選挙が同年十一月三十日一斉に行われた。

この委員会の目的は第一、農業生産の割当及び事前供出割当をする事。第二、中央農業調整審議会と知事の意見により府県別農業計画が定められ知事は市町村長に、市町村長は農家別に指示する。その際市町村長の諮問に対して審議の上可否を決する。第三、この生産計画に基づいて肥料その他の農業資材の割当てを行なう。

農業改良委員会昭和二十三年七月十五日農業改良助長法が公布、八月一日施行となり農業改良委員会の発足となった。

その目的は「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題について有益かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること」であった。

その手段として政府は農民が農業及び農民生活に関する有益且つ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県と農林省が協同して行なう農業に関する普及事業を助成するため、補助金を交付する事とし、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置し、専門技術員は試験研究機関と密接に連絡し、専門事項について調査研究し改良普及員を指導し、改良普及員は農業改良普及所に属し、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導にあたるものとされ専門技術員、改良普及員の巡回指導・農場展示・出版物配布・講習会開催・器材利用・その他によって農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。農業講習施設による改良普及員の養成、及び研修並びに農業または農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者、及びその他専門技術員または改良普及員に協力して、農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。そして政府の援助のもとに府県の職員である普及員が主体となって、民主的教育の原理に基づいて科学的知識を農民に普及し、農業技術による農業生活の発展のほか生活技術による農家生活の向上を期すること。としたものであった。

そこでこの普及事業の民主的運営に寄与するため郡程度の地域毎に農民代表者による農業改良委員会が設けられた。

農業委員会昭和二十六年三月三十一日を以て食確法が失効になるので食糧管理制度の存続する限り農業調整委員会の存続か、それに代るべき組織については何等かの法制的措置をとる必要が生じて来た。また、農地改革による所有権移転の登記もほとんど完了し、食糧事情の好転や農業改良普及組織の法制化の必要を感じるに至ったことなど客観的情勢の推移に応じ農林省は農地委員会・農業調整委員会・農業改良委員会を統合して従来の所掌事務に加えて農業の自主的な計画化の機能を果たさせるための農業委員会を設置することとし、その組織規定を単独法として制定することの方針を定めた。

そしてその方針によって鋭意法案の立案を検討し、昭和二十六年二月二十一日第十通常国会に政府提案として五章五十三条に及ぶ農業委員法案を提出した。

これは従来の三委員会がそれぞれ独立して横の連絡がなかったので統合して総合的な農民代表の機関とすること、従来上から行われていた農業政策を下からの農業政策に切替えること。第二には農業全般に関する事項を所掌するために自作農創設維持、農地等の利用関係の調整、土地の改良・交換分合・小作調停、諮問機関としては土地の開発・改良保全・生産条件の整備・農業技術の改良・その他農業生産に関する事項・農畜産物の加工流通に関する事項・農業振興に関する総合計画・地方公共団体の長に建議したり、諮問に応じたりすることが任務であり、目的である。

この法案は同日議決を経て同年三月三十一日施行された。よって七月二十日町内各旧村毎に農業委員会が発足したのであるが昭和三十一年九月三十日町が合併したので必然的に農業委員会も統合して下部町農業委員会となって現在に至っている。

就任年月日　退任年月日	富里村	久那土村	古関村	共和村	山保村（三保・下堀切）	下九一色村（折門・八坂）
昭和26・7・20―昭和29・7・19	会長　堀内勝喜	会長　望月脩一郎	会長　赤池長治	会長　高野要	委員　望月栄一	委員　小林金吉
	委員　渡辺寛治	委員　内藤光	委員　渡辺昌義	委員　小林秀次	〃　鷹野幸辰	〃　今福義隆
	〃　小林利一	〃　河西忠雄	〃　土橋菊水	〃　若林誠	〃　岩崎滋	
	〃　渡辺健一	〃　伊藤将作	〃　若狭弘幸	〃　内藤芳直	〃　赤池久光	
	〃　磯部昻	〃　上田昌蔵	〃　伊藤忠光	〃　依田平吉	〃　望月直	
	〃　小林孝容	〃　今村源三	〃　伊藤貴好	〃　依田喜直	〃　岩崎福徳	
	〃　北条貢	〃　深沢作太郎	〃　赤池登	〃　佐野誉志夫		
	〃　小林伴一	〃　赤池節満	〃　赤池武正	〃　村松寛治		
	〃　桜田禁	〃　池田美裕	〃　渡辺富美蔵	〃　近藤利雄		
	〃　小林徳重	〃　遠藤憲二	〃　赤池昌孝	〃　萩原恵策		
	〃　望月正策	〃　深沢千岩	〃　小林元政	〃　長沢政一		
	〃　小松斌	〃　桐戸肇	〃　赤池直義	〃　二宮弘道		
	〃　依田正義	〃　山田安之	〃　赤池精	〃　若林富雄		
	〃　馬場文雄	〃　小林義孝	〃　田中重治	〃　赤井茂雄		
	〃　佐野忠一	〃　上田盛治	〃　伊藤英雄	〃　佐野定喜		
	〃　佐野儀雄	〃　上田晴喜		〃　大原芳夫		
	〃　鈴木光春	〃　上田兼作		〃　伊藤久雄		
	〃　石部信近	〃　日向退助		〃　小林正直		
	〃　浦田博	〃　加藤博		〃　二宮豊		
		〃　小林政明		〃　内藤高重		
昭和29・7・20―昭和31・9・29	会長　磯野辰一	会長　上田盛治	会長　赤池長治	会長　高野要	委員　長田忠一	委員　今福義隆
	委員　依田正義	委員　上田美隆	委員　渡辺吉広	委員　古屋寛作	〃　伊藤尚文	〃　渡辺旭
	〃　渡辺真一	〃　内藤隆重	〃　赤池彦一	〃　小林秀次	〃　渡辺要訓	
	〃　高野林	〃　佐野又重	〃　渡辺肇	〃　若林啓三郎		
	〃　小林義之	〃　加藤博	〃　渡辺皇保	〃　高野和義		
	〃　磯野定市	〃　日向武之	〃　赤池武	〃　高野昶		
	〃　小林寛永	〃　土橋佐市	〃　赤池正	〃　佐野東三		
	〃　佐野林	〃　望月春喜	〃　赤池義文	〃　相沢辰夫		
	〃　佐野義久	〃　小林政則	〃　伊藤隆俊	〃　小林菊造		

昭和29・7・20―昭和31・9・29

委員　小林　政次
〃　依田　良雄
〃　渡辺　公男

委員　保坂　要維
〃　深沢　延吉

委員　伊藤　桂一
〃　赤池　嘉一
〃　内藤　次男
〃　赤池　宗治

委員　若林　良一
〃　内藤　高重
〃　近藤　義治
〃　若林　誠
〃　伊藤　久雄

下部町歴代農業委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
会長公選　磯野　辰一	昭和31・9・30	昭和32・9・29
〃　上田　美隆	〃	〃
〃　内藤　次男	〃	〃
〃　若林　誠	〃	〃
〃　高野　昶	〃	〃
〃　望月　春喜	〃	〃
〃　赤池　彦一	〃	〃
〃　近藤　義治	〃	〃
〃　磯野　貞市	〃	〃
〃　加藤　博	〃	〃
〃　渡辺　旭	〃	〃
〃　日向　武之	〃	〃
〃　内藤　高重	〃	〃
〃　長田　忠一	〃	〃
〃　古屋　寛作	〃	〃
〃　高野　林	〃	〃
〃　赤池　喜一	〃	〃
〃　依田　良雄	〃	〃
〃　赤池　武	〃	〃
〃　佐野　義久	〃	〃
〃　佐野　又重	〃	〃
〃　小林　政則	〃	〃
〃　赤池　正	〃	〃
〃　佐野　林	〃	〃
〃　小林　菊造	〃	〃
〃　依田　正義	〃	〃
〃　渡辺　吉弘	〃	〃
〃　小林　寛永	〃	〃
〃　渡辺　要訓	〃	〃
推薦　上田　盛治	〃	〃
〃　高野　要	〃	〃
〃　赤池　長治	〃	〃
〃　渡辺　公男	〃	〃
〃　高野　和義	〃	〃
会長公選　堀内　卓三	昭和32・9・30	昭和35・9・29
〃　小林　利一	〃	〃
〃　渡辺　千秋	〃	〃
〃　小林　一郎	〃	〃
〃　遠藤　民一郎	〃	〃
〃　依田　正義	〃	〃
〃　高野　長利	〃	〃
〃　佐野　又重	〃	〃
〃　小林　喜之	〃	〃

右は町村合併促進法の規定により旧町村農業委員の中から三十人を選び任期を一年延長したものである。

| | | |

推薦	堀内卓三	昭和38・9・30	昭和41 6 30辞職
〃	二宮豊	〃	〃
〃	磯野辰一	〃	〃
〃	赤池久男	〃	〃
〃	岩崎巌	〃	〃
会長	渡辺千秋	昭和41・7・20	昭和44・7・19
公選	赤池利直	〃	〃
〃	小林季叶	〃	〃
〃	小林宣行	〃	〃
〃	伊藤真一	〃	〃
〃	佐野一男	〃	〃
〃	古屋明	〃	〃
〃	堀田平吉	〃	〃
〃	佐野実	〃	〃
〃	小林孝正	〃	〃
〃	河西忠雄	〃	〃
〃	内藤次男	〃	〃
〃	赤池正夫	〃	〃
推薦	佐野一郎	〃	〃
〃	岩崎福徳	〃	〃
〃	小林正臣	〃	〃
〃	上田美隆	〃	〃
〃	二宮豊	〃	〃
会長	二宮豊	昭和44・7・20	昭和47・7・19
公選	赤池武	〃	〃
〃	赤池昇	〃	〃
〃	保坂一志	〃	〃
〃	小林光信	〃	〃
〃	内藤次男	〃	〃
〃	佐野重良	〃	〃
〃	内藤俊輔	〃	〃

公選	佐野実	昭和44・7・20	昭和47・7・19
〃	渡辺殷	〃	〃
〃	渡辺千秋	〃	〃
〃	上田昌蔵	〃	〃
推薦	伊藤貞雄	〃	〃
〃	佐野一郎	〃	〃
〃	小林千代松	〃	〃
〃	赤池長治	〃	〃
〃	渡辺清	〃	〃
〃	加藤善吉	昭和46・6・1	昭和47・7・19
会長(前)	佐野重良	昭和47・7・20	昭和50・7・19
〃(後)	渡辺殷	〃	〃
〃	小林千代松	〃	〃
公選	加藤善吉	〃	〃
〃	高野哲太郎	〃	〃
〃	渡辺義一	〃	〃
〃	伊藤昭三	〃	〃
〃	渡辺千秋	〃	〃
〃	伊藤忠治	〃	〃
〃	内藤次男	〃	〃
〃	内藤俊輔	〃	〃
〃	伊藤茂	〃	〃
〃	赤池一雄	〃	〃
推薦	竹内喜一	〃	〃
〃	小林宣行	〃	〃
〃	長田豊春	〃	〃
〃	上田晴喜	〃	〃
〃	今福清輝	〃	〃
〃	佐野茂	〃	〃
〃	伊藤映雄	〃	〃
会長	加藤善吉	昭和50・7・20	昭和53・7・19
公選	小林千代松	〃	〃

公選	伊藤恭一	昭和50・7・20	昭和53・7・19
〃	若狭重信	〃	〃
〃	二宮勝	〃	〃
〃	小林光章	〃	〃
〃	渡辺兵治	〃	〃
〃	佐野隆喜	〃	〃
〃	赤池計	〃	〃
〃	佐野靖夫	〃	〃
〃	渡辺三宝	〃	〃
〃	内藤清一	〃	〃
〃	堀内伴登	〃	〃
推薦	小林知則	〃	〃
〃	小林吉行	〃	〃
〃	二宮正己	〃	〃
〃	保坂武甫	〃	〃
〃	内藤次男	〃	〃
〃	岩崎巌	〃	〃
〃	伊藤映雄	〃	〃
会長(前)	伊藤映雄	昭和53・7・20	昭和52 12 27死亡
公選	赤池計	〃	〃
〃	磯野寿貞	〃	〃
〃	佐野元蔵	〃	〃
会長(後)	浦田博	〃	〃
公選	上田芳雄	〃	〃
〃	赤池勝夫	〃	〃
〃	赤池徳喜	〃	〃
〃	佐野昭三	〃	〃
〃	依田文男	〃	〃
〃	若狭重信	〃	〃
〃	渡辺重義	〃	〃
〃	佐野靖夫	〃	〃
〃	小林孝正	〃	現在

推薦	伊藤恭一	昭和53・7・20	現在
〃	渡辺善家	〃	〃
〃	高野正次	〃	〃
〃	磯野浩行	〃	〃

教育委員会

昭和二十三年七月十五日制定された教育委員会法によって都道府県はもとより全国すべての市町村に教育事務を担当する責任機関として知事・市町村長とは独立した教育委員会を置くこととした。そしてこの教育委員会が設置され、教育長その他の事務処理の体制が整った市町村には学校等の施設の設置管理の全責任、すなわち物的管理はもとより人的管理・運営管理の責任を持たせることとしたのである。

しかし従来学校の物的管理のみしか担当していなかった市町村について、教職員の人事や教育活動についてまで管理者としての責任を持たせることについては、その自治能力に危惧の念を持つ意見が多く、市町村に対する教育委員会の全面設置は四年後の昭和二十七年まで保留され、その間未設置の市町村については都道府県の教育委員会が従前地方長官の行なって来た職務を担当した。

従って、昭和二十七年秋、全国の市町村に教育委員会が設置されはじめて、教育行政における地方自治の理念が実現されることになったのである。

教育委員会法の定めた地方教育行政制度は、従来の国中心の地方教育行政とは著しく異なり、地方自治の趣旨を最大限にとり入れたものであったため、同法を適用して、すべての市町村に教育委員会を設置することについては、当初から強い反対意見があり、また全面設置の後にもその廃止・権限の縮少等を求める運動が繰り返された。

その反対理由の主要なものは、一つには行政委員会としての教育委員会は邪魔な機関であるというのである。教育委員が直接選挙で選ばれたこと

に対する批判もこの意見の底流に含まれている。他の一つは学校を個々の市町村が管理し、殊に人的管理・運営管理までも市町村ごとに行うのは不適当であるから以前の体制の如く、市町村は学校の物的管理を行うにとどめ、人的管理や運営管理はすべて都道府県の教育委員に担当させるべきであるというのである。

前者の意見については暫くおくとして、後者の意見は結果的には教育行政について、新憲法でいう地方自治の原則に即さないことになるものである。このことは前述の歴史的な経緯からみて明らかである。もっともこの点については都道府県の当局が旧憲法下における場合と異なり、国の出先機関ではなく、地方自治の原則に沿う地方自治体となっているとの意見もありうるものであるが、市町村の自治を否定する点においては旧制度と同様であり、市町村の自治をかえりみないで、都道府県の自治のみで地方教育行政における地方自治が実現されるということは、どうしても無理が伴なうといわなければならない。

教育委員会施行によって一部不合理の点も指摘されるに至ったので、昭和三十一年六月三十日これを根本的に改正し、新たに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が制定され同年十月一日施行された。

この法律は教育行政における地方自治を尊重する建前に立って制定されたもので、もちろん学校の人的管理にしても運営管理にしても、はた又物的管理や社会教育の諸事業にしても、市町村のみでそのすべてが満足に処理出来るものと考えるものではない。現に義務教育諸学校の教職員の給与は都道府県が負担し、更に国もその二分の一を負担するほか国や都道府県から多くの経費が市町村の教育のために支出され、又行政の運営についても各種の指導援助が行われているのであるから、教育事務について市町村の自治を尊重するといっても市町村の力の足りない点は都道府県や国で補い、又指導援助する体勢を考慮しなければならないことはいうまでもない。

これは市町村に先ず教育についての第一義的な責任と機能を与え、その努力に期待することによってこそ国民全体の教育としてその振興を期し得られるものである。

さて本町では昭和二十七年十一月一日市町村教育委員会設置保留期限満了直前に旧村毎に教育委員会が設置され、各村とも一斉に公選によって教育委員が選挙された。その後昭和三十一年十月一日法律の改正によって委員の選任方法が変わり、市町村長が議会の同意を得て任命することとなったが、昭和三十一年九月三十日町村合併の結果、下部町教育委員会となって現在に至っている。

委員の任期についても最初は選挙の結果得票数の高点者二人は四年、他の二人は二年と定められていたが中途において法の改正（昭和二十九年六月十日公選法の一部改正）により他の二人も四年となった。昭和三十一年町村合併により任期中ではあったが全員が退任した。

富里村（下部町）教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野寿章	昭和27・10・5	昭和31・9・29
佐野喜光	〃	〃
岩松一格	〃	〃
渡辺寛治	〃	昭和28・8・
杉山一好	昭和27・10・10	昭和30・4・29
磯野辰一	昭和28・8・	昭和31・9・29
依田延好	昭和30・5・7	〃

久那土村教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
上田謙太郎	昭和27・10・5	昭和31・9・29
深沢正夫	〃	〃
山田栄幸	〃	〃
保坂武甫	〃	〃

古関村教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
中沢静治	昭和27・10・20	昭和28・10・20
日向鼎	昭和28・11・11	昭和30・4・29
上田盛治	昭和30	昭和31・9・29
赤池肇	昭和27・10・5	昭和31・9・29
渡辺昌義	〃	〃
渡辺清	〃	〃
赤池栄孝	〃	〃
伊藤正雄	昭和27・10・15	昭和30・4・29
田中重治	昭和30・5・7	昭和31・9・29

共和村教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
高野要	昭和27・10・5	昭和31・9・29
依田和夫	〃	〃
小林慶治	〃	〃
長沢公夫	〃	〃
若林豊	〃	〃

下部町教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
磯野良知	昭和31・10・14	昭和38・7・31
赤池訓	〃	昭和35・8・31
佐野喜光	〃	昭和32・9・1
日向まき	〃	昭和32・10・13
依田和夫	昭和31・10・18	昭和34・10・17
矢崎道弥	昭和32・9・6	昭和41・10・13
日向純孝	昭和32・12・12	昭和36・10・13

佐野弘	渡辺勝雄	伊藤映憲	馬場慶太郎	保坂寿正	小林安幸	山田栄博	浦田祥一	小林光世	浅川文治	日向英寛	河西雄一	馬場源郎	石部繁治	池田武彦	渡辺寛仁	石部尚文	伊藤浄政	日向勇元	小林真次	青柳謙明	赤池清公	渡辺貞男
昭和34・10・21	昭和35・10・14	昭和36・10・14	昭和38・9・1	昭和38・10・21	昭和39・10・14	昭和40・10・22	昭和41・10・14	昭和42・10・21	昭和43・10・14	昭和44・1・28	昭和44・10・22	昭和45・7・22	昭和45・10・14	昭和46・10・21	昭和47・10・14	昭和48・3・17	昭和50・10・22	昭和51・10・14	昭和51・10・14	昭和52・10・22	昭和54・10・21	昭和55・10・27	昭和55・10・27
昭和38・10・20	昭和51・10・13	昭和40・10・13	昭和39・10・13	昭和42・10・20	昭和43・10・13	昭和44・10・25	昭和45・10・13	昭和46・10・20	昭和45・5・18	昭和44・10・21	昭和48・10・21	昭和47・10・13	昭和48・3・16	昭和50・10・20	昭和51・10・15	現在	昭和52・10・21	昭和54・10・20	昭和55・10・13	昭和55・10・13	〃	〃	〃

監査委員

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第百九十五条によって町村は条例の定めるところにより監査委員を置かなければならない事になっている。この監査委員は町村長が議会の同意を得て財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下知識経験者という）及び議会議

員のうちから選任される訳で、この場合監査委員の定数が四人の場合は議員のうちから二人又は一人、定数が三人以下の時は議員のうちから一人を選任する事になっている。本町の場合は定員二人につき議会議員知識経験者各一人ずつである。

なお監査委員は町長・助役と親子・夫婦・兄弟・姉妹の関係にある者は選任できない。又中途に於てこのような関係が生じた場合はその職を失う事が建前となっている。

富里村（下部町）監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
議　佐野忠義	昭和24・12・10	昭和26・5・17
知　赤池忠則	〃	昭和26・7・9
議　佐野利晴	昭和26・5・18	昭和26・11・6
知　岩格一格	昭和26・7・10	昭和28・7・9
議　小林喬森	昭和26・11・7	昭和30・4・29
知　竹之内竹次	昭和25・10・10	昭和30・7・9
議　渡辺健一	昭和30・5・10	昭和31・4・29
知　小林喬森	昭和30・7・30	昭和31・9・29
議　小林才雄	昭和31・5・10	〃

久那土村監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
議　佐野重良	昭和22・5・12	昭和22・5・23
知　保坂寿太郎	〃	昭和24・5・12
議　池田伊作	昭和22・6・20	〃
議　上田吉一	昭和24・5・15	昭和26・5・3
知　日向俐	〃	〃
議　保坂重治	昭和26・5・4	昭和28・5・3
知　加藤善吉	〃	昭和27・1・10

知	佐野重良	昭和27・1・11	昭和28・5・3
議	伊藤貞雄	昭和28・9・22	昭和30・9・21
知	上田謙太郎	昭和29・5・4	昭和31・9・29
議	渡辺喜作	昭和30・9・22	〃

共和村監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
大原孝憲		
加賀美道治		

下部町監査委員

氏名	就任年月日	退任年月日
知　赤池長治	昭和32・2・1	昭和33・2・1
議　熊谷義之	〃	昭和32・9・29
議　杉山一好	昭和32・10・4	昭和36・9・29
知　上田謙太郎	昭和33・4・15	昭和37・6・25
議　太田久則	昭和36・9・30	昭和40・9・29
知　保坂寿太郎	昭和37・8・1	昭和38・10・10
知　小林元政	昭和39・1・1	昭和41・12・31
議　馬場孫一朗	昭和40・10・21	昭和47・2・24
知　深沢正夫	昭和45・3・20	昭和48・3・19
議　小林最将	昭和47・6・21	昭和48・9・29
知　二宮保	昭和48・3・20	昭和50・10・19
議　望月幸男	昭和48・10・4	昭和50・6・28
議　二宮英男	昭和50・6・28	昭和52・9・29
知　日向三郎	昭和51・11・24	現在
議　保坂武甫	昭和52・10・1	昭和55・10・17
議　中野智一	昭和55・10・27	現在

監査委員は従前は都道府県のみ必置とされ、町村は任意とされていたので古関村では置かなかった。ところが昭和三十八年法の改正によって町村でも必ず置かなければならないこととなった。委員の任務は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

選挙管理委員会

地方自治法の第百八十一条では地方公共団体は選挙管理委員会を置かなければならない事が決まっており、この委員会は町村毎に四人の管理委員と同数の補充員を、選挙権を有する者で人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会が選挙する。

選挙管理委員及び補充員には選挙投票又は国民審査に関する罪を犯して刑に処せられた者はなることができない。又、議会の議員を兼ねることもできない。

選挙管理委員は県知事及び主務大臣の指導監督を受けなければならないと規定されている。任期は四年で補欠就任の場合は前任者の残任期間となっている。

本町では下部町選挙管理委員会規定が制定されていて委員会ではこの規定の範囲内で職務を執行している。

富里村（下部町）選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺義次	昭和23・2・	昭和24・12・12
磯野貴信	〃	〃
小松斌	〃	〃
中込松柏	〃	〃
渡辺義次	昭和24・12・13	昭和27・
磯野貴信	〃	〃
小松斌	〃	〃

補	竹内竹次	昭和24・12・13	昭和27
〃	小林伴一	〃	昭和27・1・31
〃	赤池忠則	〃	〃 27・12・9
〃	佐野林策	〃	〃 27・1・31
補	小林悟	昭和27・2・11	昭和27・12・9
〃	佐野誠	〃	〃
〃	磯野七郎	〃	〃
〃	磯野貴信	昭和27・12・10	昭和30・12・9
〃	小林悟	〃	〃
〃	遠藤静一	〃	〃
補	渡辺健一	〃	〃
〃	馬場文雄	〃	〃
〃	佐野克夫	〃	〃
〃	渡辺一	昭和30・12・10	昭和31・9・29
〃	馬場慶憲	〃	〃
補	佐野一郎	〃	〃
〃	小林英雄	〃	〃
〃	佐野武雄	〃	〃
〃	西門尊訓	〃	〃

久那土村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
高野忠之	昭和23・11・17	昭和26・11・15
深沢正夫	〃	〃
加藤常治	〃	〃
山田金重	〃	〃
補 望月牧太郎	〃	〃
〃 伊藤朝重	〃	〃
〃 土橋美雄	〃	〃
〃 内藤倉孝	〃	〃

古関村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤義則	不明	昭和23・3・20
赤池訓	〃	〃
伊藤孝重	昭和23・3・31	昭和23・11・7
赤池正芳	〃	〃
渡辺昌義	昭和23・11・8	昭和27・11・9
赤池正芳	〃	〃
赤池重造	〃	〃
伊藤正雄	〃	〃
伊藤義則	〃	昭和25・8・24
赤池久男	〃	〃
赤池信清	〃	〃
伊藤晴雄	〃	〃
渡辺憲綱	昭和25・8・25	昭和27・11・9
赤池根正	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
山田金重	昭和26・11・10	昭和29・11・15
日向陽	〃	〃
上田延太郎	〃	〃
桐戸政喜	〃	〃
内藤正二	〃	〃
渡辺善嗣	〃	〃
上田秀吉	〃	〃
今村悌一	〃	〃
上田延太郎	昭和29・11・16	昭和31・9・29
土橋悦造	〃	〃
佐野楠志	〃	〃
今村源三	〃	〃
伊藤修哉	〃	〃
赤池凞重	〃	〃

共和村選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮直彦	昭和26・9・12	昭和27・12・7
高野義慶	〃	〃
佐野判明	〃	〃
高野義慶	昭和27・12・8	昭和30・12・4
若林精一	〃	昭和28・9・12
大原芳夫	〃	昭和30・12・7
萩原康凞	〃	〃
佐野判明	〃	〃
近藤勝義	〃	〃
伊藤久雄	昭和30・12・8	昭和31・9・29
高野義慶	〃	〃
小林栄重	〃	〃
佐野定喜	〃	〃
若林富次郎	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池登頼	昭和25・3・15	昭和27・11・9
伊藤駒生	〃	〃
渡辺治	昭和27・12・24	昭和30・12・22
小林貞光	〃	〃
伊藤役栄	〃	〃
赤池利雄	〃	〃
赤池久男	〃	〃
渡辺渡	〃	〃
渡辺清	昭和30・12・23	昭和31・9・29
小林元政	〃	〃
田中晴市	〃	〃
赤池勉	〃	〃
赤池久男	〃	〃
赤池慶喜	〃	〃

下部町選挙管理委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤久雄	昭和31・10・14	昭和33・3・31
馬場慶憲	〃	昭和33・5・11
土橋悦造	〃	昭和33・5・29
渡辺清	昭和33・4・14	昭和34・10・13
小林義弘	昭和33・5・12	〃
岩松一格	昭和33・5・7	〃
小林義孝	昭和33・5・30	〃
依田和夫	昭和35・1・24	昭和38・7・17
渡辺千秋	〃	昭和35・11・18
小林義孝	〃	昭和35・10・15
渡辺清	〃	〃
内藤次男	昭和35・10・16	昭和38・2・17
渡辺義一	〃	〃
上田瑛松	昭和35・12・7	〃
小林貢	昭和38・2・18	昭和42・2・17
内藤次男	〃	昭和41・7・16
河西寛	〃	昭和42・8・12
小林千代松	〃	昭和39・10・13
赤池宗治	昭和39・10・14	昭和41・12・24
小松操	昭和40・8・13	昭和41・3・13
古屋重範	昭和41・7・17	〃
今村孝太郎	昭和41・12・25	〃
望月甲一	昭和42・3・14	昭和46・2・13
望月一本	〃	〃
伊藤尚文	〃	〃
赤池保	〃	昭和46・3・15
小林正	昭和46・3・14	昭和50・2・16
赤池武光	〃	〃
小林政次	〃	〃

若狭軍太郎	昭和46・3・14	昭和50・2・16
遠藤斌	昭和50・3・17	昭和54・3・16
赤池武光	〃	〃
赤池公陛	〃	〃
佐野武雄	〃	〃
日向致誠	昭和54・3・17	現在
渡辺徳治	〃	〃
小林義彦	〃	〃
若狭金男	〃	〃

公平委員会

地方自治法第八十五条の五第一項第三号を以て、人事委員会を置かない普通地方公共団体の内人口十五万未満の町村では、公平委員会を置かなければならないことになっている。

公平委員会は三人の委員を以て組織し、委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、町村長が選任することになっており、この場合、禁治産準禁治産者・禁錮以上の刑に処せられその執行の終らない者・町内で懲戒免職の処分を受け二年を経過しない者・暴力で政府を破壊しようとする政党員等は選考を受けることができないことになっている。

公平委員会は左に掲げる事務を処理しなければならない。

一、職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し判定し、及び必要な措置をとること。

二、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

三、右の外法律に基づきその権限に属せしめられた事務

下部町では昭和三十一年十一月二十七日新たに条例第七号で下部町公平

委員会設置条例を制定して、従来設置されていた公平委員会を条例化し、同五十三年三月三十一日同議事規則を定めて委員会の運営をしている。旧村当時からの公平委員は次の通りである。

久那土村公平委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
土橋悦造	昭和26・11・10	昭和27・10・20
深沢正夫	〃	〃
赤池喜好	〃	昭和31・9・29
土橋美雄	昭和27・10・21	昭和31・9・29
今村源三	〃	〃

古関村公平委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池定良	昭和27・3・31	昭和30・5・10
赤池定義	〃	〃
田中位一	〃	〃
伊藤俊一	昭和30・5・11	昭和31・9・29
伊藤正雄	〃	〃
赤池祭直	〃	〃

下部町公平委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤映雄	昭和32・2・1	昭和32・9・14
幡野力	〃	昭和35・1・30
若林忠治	〃	昭和33・3・31
日向俐	昭和32・10・4	昭和36・1・31
内藤芳直	昭和33・10・20	昭和34・1・31
内藤芳直	昭和34・2・1	昭和38・1・31

依田守勝	昭和35・8・1	昭和39・7・31
河西君勉	昭和36・2・1	昭和40・1・31
赤池忠則	昭和38・7・4	昭和39・2・23
伊藤忠光	昭和39・3・16	昭和42・7・3
赤池長治	昭和39・8・1	昭和43・7・31
上田孝腸	昭和40・10・22	昭和44・10・21
依田喜直	昭和42・7・18	昭和46・7・17
土橋覚一	昭和42・7・18	昭和47・7・31
望月栄一	昭和43・8・1	昭和48・11・10
赤池忠則	昭和44・11・11	昭和50・7・18
伊藤忠光	昭和46・7・19	昭和51・7・31
赤池長治	昭和47・8・1	昭和52・11・15
上田孝腸	昭和48・11・16	昭和53・5・31
青柳真浄	昭和50・10・3	昭和55・7・31
渡辺清	昭和51・8・1	昭和51・9・28
青柳真浄	昭和51・9・30	昭和54・10・2
小林寛永	昭和52・11・16	現在
伊藤知美	昭和53・6・23	昭和55・10・9
赤池光夫	昭和54・10・3	〃
伊藤知美	昭和55・8・1	〃
狩野敏男	昭和55・10・27	〃
赤池公陛	〃	〃

固定資産評価審査委員会

地方自治法第百八十条の五第一項及び第三項によって、普通地方公共団体は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないと規定してある。委員は非常勤で任期は三年。固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するのが任務である。

その定数は三人とし、町の住民で町税の納税義務の有る者の内から議会の同意を得て町長が選任する。右の委員が欠けた時は直ちに議会の同意を得て補欠選任をする。若し議会が閉会中であれば同意を得ないで選任する

ことができる。この場合は直後の議会で事後承認を得なければならない。その際同意を得ることができなければその委員を罷免することになっている。

固定資産評価審査委員は国会や地方議会の議員・地方団体長・農業委員会の農地部の委員・固定資産評価員等はこれを兼ねることができない。又町営工事の請負をすることもできない。

尚この外に禁治産準禁治産破産者で復権しない者・固定資産評価審査委員で罪を犯し処罰された者・国家公務員地方公共団体職員で懲戒免職になり二年を経過しない者は委員となることができないという制限がある。

旧村以来の固定資産評価審査委員は次の通りである。

古関村固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池長治	昭和26・8・27	昭和30・5・10
伊藤久一	〃	〃
赤池義直	〃	〃
小林貞光	〃	〃
渡辺憲綱	昭和30・5・11	昭和31・9・29
赤池勉	〃	〃
小林秀義	〃	〃

富里村（下部町）固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池忠則	昭和25・8・14	昭和26・8・13
磯野貴信	〃	昭和31・9・29
渡辺義次	〃	昭和28・1・3
赤池忠則	昭和27・10・10	昭和31・9・29
佐野逸策	昭和28・1・13	〃

久那土村固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林安吉	昭和26・9・11	昭和27・10・20
上田謙太郎	〃	〃
日向英治	〃	昭和31・9・29
小林安吉	昭和27・10・21	〃
上田千代吉	〃	〃

下部町固定資産評価審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
上田謙太郎	昭和32・2・1	昭和34・10・21
渡辺五郎	〃	昭和35・1・31
内藤照雄	〃	昭和34・10・19
伊藤忠光	昭和34・10・21	昭和36・10・31
深沢正夫	〃	昭和36・9・19
小林義弘	昭和35・8・1	昭和38・1・31
伊藤忠光	昭和36・2・1	昭和39・1・31
上田千代吉	昭和37・3・27	昭和40・1・31
馬場文雄	昭和38・1・1	昭和41・1・31
赤池登	昭和39・7・10	昭和42・1・31
深沢千岩	昭和40・2・1	昭和43・1・31
馬場文雄	昭和41・2・1	昭和44・1・31
渡辺五男	昭和42・2・1	昭和45・1・31
上田雪太郎	昭和43・7・18	昭和46・1・31
馬場文雄	昭和44・2・1	昭和45・7・21
土橋菊水	昭和45・2・1	昭和48・1・31
渡辺武彦	昭和45・7・22	昭和47・1・31
日向徳達	昭和46・2・1	昭和49・1・31
渡辺武彦	昭和47・2・1	昭和47・9・28

中込春雄	昭和47・9・29	昭和50・1・31
土橋菊水	昭和48・2・1	昭和51・1・31
日向徳達	昭和49・2・1	昭和52・1・31
中込春雄	昭和50・2・1	昭和53・1・31
小林元政	昭和51・2・1	昭和51・9・28
内藤延雄	昭和51・9・30	昭和54・9・29
保坂美明	昭和50・2・1	昭和55・1・31
北条保義	昭和53・2・1	現在
内藤延雄	昭和54・9・30	現在
保坂美明	昭和55・2・1	現在

二　各種委員会（その他条例・規則に基づく委員会）

地方自治法以外の法令や町の条例又は規則によって設置されているものに各種委員会や審議会がある。これらの委員会や審議会に所属する委員はそれぞれの職分において執行部に協力したり、又当局の諮問に応じたりして町政の一翼を担っている。

次に昭和五十四年四月現在の各種委員を列記する。

固定資産評価委員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林最将	昭和51・11・10	現在

社会教育委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺清	昭和54・4・1	現在
小林直行	〃	〃
土橋重夫	〃	〃
渡辺勉	〃	〃

串松秀太郎	〃	〃
渡辺富美夫	〃	〃
河西元子	〃	〃
赤池さかえ	〃	〃
小林はな子	〃	〃
二宮千章	〃	〃
古山久	〃	〃
赤池光夫	〃	〃
日向志摩男	〃	〃
小林兼一	〃	〃
伊藤輝一	〃	〃
今福誠	〃	〃
松井美次	〃	〃
小林宣行	〃	〃
北条貴人	〃	〃
佐野澄江	〃	〃

文化財審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
加藤善吉	昭和53・4・1	現在
北条保義	〃	〃
二宮秋夫	〃	〃
今福清輝	〃	〃
岩倉正行	〃	〃
鳥屋尾文雄	〃	〃
幡野力	昭和53・9・1	〃

国民健康保険運営協議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林直行	昭和54・4・23	現在
小林祥一	〃	〃
伊東信雪	〃	〃
若狭熊太郎	〃	〃
堀内政人	〃	〃
佐野寿章	〃	〃

保健施設計画審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮貞憲	昭和53・9・1	現在
小林久政	〃	〃
堀内政人	〃	〃
渡辺昌朋	〃	〃
有馬百代	〃	〃
中島進一	〃	〃
井上富江	〃	〃
佐野澄江	〃	〃
上田春子	〃	〃
坂美恵子	〃	〃
保		

下部町簡易水道運営審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
土橋精一	昭和52・10・1	現在
磯野武一	〃	〃
日向謙	〃	〃
矢崎道弥	昭和52・6・1	〃
北条保義	〃	〃
松井美次	〃	〃

上田誠　昭和52・6・1　現在

内藤延雄　〃　〃

渡辺武彦　〃　〃

渡辺武　〃　〃

小林嘉之　〃　〃

赤池貞男　昭和52・12・26　〃

公民館運営審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
下部	昭和54・4・1	現在
渡辺富美夫	〃	〃
小林はな子	〃	〃
山宮辰也	〃	〃
北条容位	〃	〃
小林勇夫	〃	〃
佐野美恵子	〃	〃
石部元章	〃	〃
内藤清一	〃	〃
高野操	〃	〃
小林兼一	〃	〃
久那土	〃	〃
大原半弥	〃	〃
二宮保房	〃	〃
伊藤まさ子	〃	〃
深沢晴雄	〃	〃
上田鶴子	〃	〃
古関	〃	〃
赤池さか江	〃	〃
赤池菊夫	〃	〃
赤池清正	〃	〃
伊藤知美	〃	〃
赤池武則	〃	〃

スポーツ振興審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮保房	昭和52・10・1	現在
太田弘	〃	〃
遠藤重善	〃	〃
上田喜彦	〃	〃
小林正吾	〃	〃
日向謙	〃	〃
佐野静子	〃	〃
赤池和希	〃	〃
河西桂	〃	〃
伊藤源康	〃	〃

視聴覚ライブラリー運営審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺清	昭和53・9・1	現在
赤池清正	〃	〃
二宮保房	〃	〃
望月幸男	〃	〃
小林和夫	〃	〃
小林庸男	〃	〃
小林亮	〃	〃
石部栄	〃	〃
佐野澄江	〃	〃
伊藤明美	〃	〃

町誌編さん審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
依田守勝	昭和51・9・6	現在
赤池謙次	〃	〃
遠藤好男	昭和51・9・6	〃
上田照夫	〃	〃
小林道昭	昭和54・4・1	〃
河西桂	昭和51・9・6	〃
内藤義清	〃	〃
伊藤孝	〃	〃
赤池貴修	〃	〃
渡辺重保	昭和53・4・1	〃
磯野玲	昭和51・9・6	〃
伊藤松彦	昭和53・4・1	〃
小林精一	昭和52・10・1	〃
土橋精一	昭和51・9・6	〃
小林智一	昭和52・10・1	〃
中野謙	〃	〃
日向貢	〃	〃
伊藤郁郎	〃	〃
小林正吾	昭和51・9・6	〃
青柳真浄	昭和53・10・14	〃
日向勇	昭和51・9・6	〃
串松秀太郎	昭和53・4・1	〃
小林千代晴	昭和51・9・6	〃
小林和夫	昭和53・4・1	〃
小林亮	昭和51・9・6	〃
伊藤友長	〃	〃
川田喜美恵	〃	〃
佐野寿章	〃	〃
磯野ひさよ	〃	〃
内藤俊輔	〃	〃
小林知則	〃	〃
小林祥一	〃	〃
保坂不二男	〃	〃
日向富士雄	〃	〃

公害対策審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
深沢良男	昭和51・9・6	現在
渡辺晴雄	〃	〃
赤池輝朔	〃	〃
伊藤知美	〃	〃
伊藤平巌	〃	〃
今福ふさ	〃	〃

民生委員推せん会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
浦田博	昭和54・4・1	現在
内藤弘	〃	〃
土橋精一	〃	〃
磯野武一	〃	〃
日向謙	〃	〃
樋川恒雄	〃	〃
石田保広	〃	〃
渡辺勝男	〃	〃
遠藤好男	〃	〃
河西桂貴	〃	〃
伊藤孝貴	〃	〃
矢崎道弥	〃	〃
石部一夫	〃	〃
渡辺夫佐子	〃	〃
赤池清正	〃	〃
上田政子	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
土橋精一	昭和52・10・1	現在
日向謙	〃	〃
渡辺真一	〃	〃

水防協議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
今福孝行	昭和52・10・1	現在
磯野一代	〃	〃
赤池誠明	〃	〃
田中善吉	〃	〃
加藤勇一	〃	〃
日向兼修	〃	〃
小林一江	〃	〃
赤池静男	〃	〃
磯野澄栄	〃	〃
石部清	〃	〃
浅川	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
小林最将	昭和53・8・1	現在
若林春樹	〃	〃
後藤辰雄	〃	〃
古屋哲男	〃	〃
土橋精一	〃	〃
小林貢一	〃	〃
石部欣一	〃	〃
石部元章	〃	〃
佐野種重	〃	〃
赤池一雄	〃	〃
中沢栄史	〃	〃
諏訪完三	〃	〃
渡辺勝男	〃	〃
遠藤好男	〃	〃
日向勇桂	〃	〃
河西桂貴	〃	〃
伊藤孝貴	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺重保	昭和53・8・1	現在
磯野玲	〃	〃

小口資金融資審査委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺勝	昭和53・8・1	現在
遠藤好男	〃	〃
伊藤孝貴	〃	〃
赤池修	〃	〃
石部栄吾	〃	〃
小林正	〃	〃
土橋精一	〃	〃
宮沢雄	〃	〃
古屋重範	〃	〃
中沢昭五	〃	〃

林業構造改善事業協議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
内藤庚一	昭和50・9・18	現在
小林精一	〃	〃
土橋精一	〃	〃
磯野武一	〃	〃
高野静喜	〃	〃
浦田博	〃	〃
小林吉行	〃	〃
内藤延雄	〃	〃

恩賜林保護財産区管理会委員
大八坂川尻山之神外十五山恩賜林保護財産区

氏名	就任年月日	退任年月日
小林元政	昭和52・4・1	現在
今福要	〃	〃
赤池信一	〃	〃
赤池武正	〃	〃
赤池良寿	〃	〃
伊藤本家	〃	〃
赤池好二	〃	〃

広野村上外九山恩賜林保護財産区

氏名	就任年月日	退任年月日
浦田博	昭和52・4・1	現在
赤池昇	〃	〃
小林知則	〃	〃
竹内喜一	〃	〃
依田文男	〃	〃
門西公夫	〃	〃
切金道	〃	〃

山村開発センター運営審議会委員

氏名	就任年月日	退任年月日
石部栄	昭和53・9・18	現在
石部薫仁	〃	〃
土橋精一	〃	〃
宮沢雄一	〃	〃
伊藤映雄	〃	〃
伊藤明美	〃	〃
佐野澄江	〃	〃

三　諸例規

本町には、各種例規のうち、条例一三六、規程五七、規則七九、要綱八、規約三、要領一、内規一合わせて二八五あって、それぞれの趣旨にのっとって町の運営をしているが、そのうち最も多数の町民に関係の深いものを選んで次に掲げた。（昭和五十四年現在）

下部町議会傍聴人取締規則

（昭和三十一年十月十八日規則第二号）

第一条　下部町議会を傍聴しようとする者は、この規則に定めるところに従い、議長の許可を得なければならない。

第二条　議長の許可を得た傍聴人は、その住所氏名年令を記帳し、係員の指示に従い、入場しなければならない。ただし、議場その他の都合により、議長は、傍聴人の入場人員を制限することがある。

第三条　傍聴人は、次の事項を守らなくてはならない。

一、戎兇器の類を携行してはならない。

二、帽子、襟巻又は外套の類を着してはならない。

三、杖、傘の類を携行してはならない。

第四条　傍聴しようとする者で酩酊したもの、又はふう顚白痴のもの及び議場の秩序を害するおそれのあるものは、如何なる理由あるも傍聴は許さない。

第五条　傍聴人にして法令及びこの規則に違反するものについては、議長は退場を命ずることができる。

附　則

この規則は昭和三十一年九月三十日より施行する。

下部町納税組合助成金交付規程

（昭和四十七年三月二十四日告示第十八号）

第一条　この規程は、納税組合の育成強化を図ることにより、町税の完納を期し、もって町財政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第二条　町民税、固定資産税、国民健康保険税及び入湯税を納入する納税組合に対して納期限内に全員納入した場合に助成金を交付する。

第三条　前条の助成金は、組合員一人当り一、二〇〇円とし予算の範囲内で交付する。入湯税については一人当り七、五〇〇円とする。

2　前項の助成金は、年度末に交付する。

第四条　納税組合を組織したときは、左記事項を具した書面をもって町長に届け出なければならない。

一　規約

二　組合員氏名

三　組合長及び副組合長氏名

2　前項の届け出をした後に組合員又は役員に異動があったときはその都度届け出なければならない。

第五条　前条の納税組合は、従来の部落単位を原則とする。ただし、二十世帯以上の場合はこの限りでない。

第六条　町民税、固定資産税、国民健康保険税及び入湯税を毎期限内に全員納入した組合に対して、町長は、これを表彰することができる。

附　則

この規則は昭和四十七年四月一日から施行する。

下部町手数料徴収条例

（昭和三十一年十二月二十七日条例第二十号）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条第一項の規定による手数料の徴収については別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

第二条　手数料の額は、次のとおりとする。

一　証明	一件につき百円
二　公簿、公文書図面の閲覧又は照合	一回につき百円
三　公簿、公文書の謄本、抄本又は謄書	一枚につき百円

2　数件を一括して申請するときは、その種類の異なる毎に各別に手数料を徴収する。

第三条　郵便で申請する場合は前条に規定する手数料の外その郵便料を増手数料として増徴する。

第四条　閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本その他の交付は、公衆に示して差支えないと認めたものに限る。

第五条　手数料は閲覧、照合、証明及び謄本又は抄本その他の交付又は申請のときこれを徴収する。

2　申請事項の不明又は証拠のないものはその旨を告げ、すでに納入した手数料は払戻す。但し、郵便で申請する場合については告知に要した郵便料は徴収する。

第六条　次に掲げるものについては、手数料は徴収しない。

一　法令の規定により取扱うもの

二　本町の住民で公費の救助を受け又は扶助を受けるために必要なもの。

三　本町の住民で手数料を納入する資力がないと町長が認めるもの

四　公用として官公署より請求のあったもの

五　公務員が職務上の必要で請求したもの

第七条　詐偽その他不正の行為によりこの条例に定める手数料の徴収を免れたものには二千円以下の過料を科す。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

下部町教育委員会傍聴人規則

（昭和四十八年六月二十一日教委規則第五条）

（趣旨）

第一条　この規則は、教育委員会の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の届出）

第二条　教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年令を傍聴人受付簿に自署しなければならない。

（傍聴人の制限）

第三条　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴の禁止）

第四条　精神に異状があると認められる者、酒気を帯びていると認められる者その他委員長において不適当と認められる者は、傍聴することができない。

（傍聴人の遵守事項）

第五条　傍聴人は、議場の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしてはならない。

（違反に対する措置）

第六条　委員長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

下部町教育委員会表彰規則

（昭和四十八年十二月四日教委規則第十五号）

（目的）

第一条　この規則は、町内の教育、学習及び文化の振興発展に貢献した善行業績を表彰することを目的とする。

（表彰の対象）

第二条　教育機関及び団体並びに個人で次の各号の一に該当するもの（以下「被表彰者」という）は、この規則の定めるところにより、下部町教育委員会が表彰する。

一　教育、学術及び文化の振興研究及び改善のためじんすいし、その功績が顕著であるもの。

二　多年にわたり、教育機関又は団体に勤務し、誠実にその職務に精励して、他の模範と認められる者。

三　前各号のほか、特に表彰に価すると認められるもの。

2　褒賞条例その他国又は県の定めるところにより表彰されたもので第一条の

目的に副うと認められるものに対しては、この規則による表彰を行なうことができる。

（表彰の方法）

第三条　表彰は、表彰状を授与して行なう。ただし、金品をあわせて授与することができる。

（表彰の選考）

第四条　表彰の選考は、教育委員会が行なう。

2　選考にあたっては、諮問機関を設けて意見を徴することができる。

（追彰）

第五条　被表彰者が死亡したときは追彰するものとし、表彰状及び金品は遺族に交付する。

（表彰の時期）

第六条　表彰は、毎年十一月に行なう。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（被表彰の公表）

第七条　この規則による被表彰者は公表する。

（委任）

第八条　この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は公布の日から施行する。

下部町公民館使用条例

（昭和三十二年二月一日条例第三十号）

第一条　この条例は、地方自治法第二百二十五条の規定により、下部町公民館（以下「公民館」という）の使用及び使用料の徴収につき別に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

第二条　公民館を使用するものは、次の事項を記載した文書をもって公民館長の許可を受けなければならない。その事項を変更しようとする時も又同様とする。

一　使用する目的

二　使用する日時

三　使用する範囲及び設備

四　使用の為入場する者数及び入場料等

五　使用責任者の住所及び職業氏名

六　その他必要な事項

第三条　次の各号の一に該当する場合には、公民館の使用は許可しない。

一　使用の目的が社会教育法第二十三条に規定してある事項に合致する場合

二　使用の目的が公益を害し又は風俗を乱すおそれがあると認められる場合

三　公民館建物及び附属設備を毀損するおそれがあると認められる場合

四　その他館長が不適当と認めた場合

第四条　この条例に違反し、又は使用の許可後に第三条の各号の事由が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。

2　前項の使用許可の取り消により使用者に損害が生じても管理者はその賠償の責を負わない。

第五条　使用の許可を受けたものは、使用料を別に発する使用料告知書によって使用前に納入しなければならない。

2　前項の使用料の額は、別表使用表の通りとする。

3　既納の使用料は、これを還付しない。但し不可抗力により使用できない時、又は第四条の規定により許可を取り消した時は、その全部又は一部を還付することができる。

第六条　公民館長が特別の理由があると認めた時は、使用料を減免することができる。

第七条　使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又は公民館長の指示事項に違反して使用し、並びにその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

第八条　公民館長は、使用者に対して必要な設備をさせ又は制限することができる。

第九条　使用者は、使用を終った時は原状に復し、器具を整備し、且つ、清掃の上公民館長に引渡さねばならない。

2　前項の義務を怠った時、又は設備器具等を毀損若しくは滅失した時は、公民館長に於て適宜処理しその費用を使用責任者に負担せしめる。

3　前項の処理に代って、公民館長は損害額を定め使用責任者に賠償させることができる。

第十条　この条例の施行に関し、必要の事項は別に定める。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

下部町災害見舞金支給規程

（昭和四十九年九月二十日告示第五十四号）

（目的）

第一条　避けることのできない自然災害によって蒙った被災者の福祉助長をはかることをもって目的とする。

（定義）

第二条　この規程において「災害」とは、地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象により生ずる災害及び火災等の被害をいう。

（災害見舞金の対象）

第三条　この規程において災害見舞金（以下「見舞金」という）の適用を受ける者は、下部町に住所を有する者で、下部町の区域内において前条の災害による家屋（住家に限る。以下同じ）及び住家敷地に被害を受けた世帯とする。

（見舞金）

第四条　見舞金は、次の区分による。

一　家屋の全壊、全焼、その建物の規模、構造及評価額並びに耐用年数等に応じて、一世帯について十万円以上最高三十万円を限度として町長が定める。

二　家屋の半壊、半焼、前号に準じ、五万円以上最高十五万円とし、町長が定める。

三　床上浸水、土砂堆積等、五千円以上最高五万円とし、町長が定める。

四　床下浸水　状況により、町長が定める。

五　住家敷地の欠壊、崩落、埋没、土砂流入流出等、この復旧に要する費用が、十万円以上百万円を限度として三割以内、ただし、国又は県の復旧工事及び補助対象になったものは除く。

（見舞金の支給）

第五条　町長は、災害査定会議に諮って見舞金を決定する。

2　見舞金は、すみやかに被災者に支給しなければならない。

3　故意又は重大な過失によって生じた被害と認定されたものに対しては、見舞金は支給しない。

（災害査定会議）

第六条　査定会議は、助役、収入役、教育長、各課長、室長、事務局長をもって構成する。

2　査定の公正を期するため、担当職員は、町長に対し次の書類を提出しなければならない。

一　被災の事実が証明される書類。

二　見舞金の支給制限に関する書類。

三　その他町長が必要と認める書類。

（その他）

第七条　この規程にない事項は、町長が定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十九年七月七日台風八号災害より適用する。

下部町営下部温泉会館の設置及び管理に関する条例

（昭和四十五年三月二十六日条例第二百八十六号）

（目的）

第一条　下部町は、住民の福祉増進と、下部温泉利用人口の増加をはかるため、下部温泉会館を設置し、その管理及び使用に関しては、この条例の定めるところによる。

（名称及び設置場所）

第二条　名称及び設置場所は次のとおりとする。

名称　下部町営下部温泉会館

場所　下部町下部第千百参拾番の壱

（管理）

第三条　下部町営下部温泉会館（以下「温泉会館」という）の管理は、町が行なう。ただし、管理上必要と認めるときは、町長が指定する者に管理を委任することができる。

（使用の許可）

第四条　温泉会館を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可をうけなければならない。

（使用の制限）

第五条　次に該当すると認めるときは、管理者は使用の許可を取り消し、又は許可しないものとする。

一　公益を害し、または風俗を乱すおそれのあるとき。

二　施設を汚染し、または破損するおそれのあるとき。

三　管理上必要があるとき、その他使用させることが適当と認められないとき。

（使用料）

第六条　温泉会館の使用許可をうけた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

（使用料の減免）

第七条　管理者は、公益上必要と認める場合の使用については、使用料の全部または一部を減免することができる。

2　下部町内在住者で七十歳以上の者については、使用料は免除とする。

（使用料の還付）

第八条　既納の使用料は還付しない。ただし、管理者が管理上の都合により使用させなくなったときは、この限りでない。

（損害の賠償）

第九条　故意又は重大な過失により施設を汚染しまたは破損した者は、管理者が原状に復するに必要と認める損害額を賠償しなければならない。

（その他）

第十条　この条例に定めるもののほか、温泉会館の管理及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和四十五年四月一日から適用する。

（別表省略）

納税組合規約

第一条　この組合は、納税資金を貯蓄し、町民税固定資産税及び国民健康保険税その他の町税完納と貯蓄の美風を養成するを目的とする。

第二条　この組合は、納税組合と称し、居住の納税義務ある希望者をもって組織し、その事務所を組合長宅におく。

第三条　組合に左の役員を置く。

組合長　一名

副組合長　一名

監事　一名

役員は組合員中より選挙し任期は一年とする。但し、再選を妨げない。

第四条　組合長は、組合の事務を処理しこの組合を代表する。

副組合長は、組合長を補佐し組合長事故ある時はその事務を代理する。

監事は、組合の経理を監査する。

第五条　この組合の会計年度は四月一日に始め翌年三月三十一日に終る。

第六条　組合員は、前年度各自の納税金額を標準として左の預（貯）金方法により貯蓄するものとする。

日掛預（貯）金

旬掛預（貯）金

月掛預（貯）金

前項により難いときは、随時収入により預金（貯金）するを妨げない。

第七条　預（貯）金は、組合員輪番により集金しこれを各組合員別の口座をもって預け入れ、その預（貯）金通帳は組合長に引継ぐものとする。
引継を受けた組合長は、確実なる方法をもって保管するものとする。
第八条　組合長は徴税令書等の配布を依頼された時は、直ちに組合員に配布しなければならない。
第九条　組合長は預（貯）金をもって町税を納入しようとするときは、納税令書その他納付に必要な書類を組合長に渡し納入を依託するものとする。
第十条　納入したる領収証書は、その都度組合員に配布するものとする。
第十一条　下部町より受くる補助金又は奨励金等は組合の費用を支弁しなお残金あるときは、総会の議決により処分するものとする。
第十二条　組合長は毎年会計年度末において一年間の預（貯）金額又は組合財産等の出納を精算し、これを報告するため組合総会を開くものとする。
附　則
この規約は、昭和三十四年四月一日よりこれを実施する。

第三節　広域行政

一　峡南広域市町村圏

通信・交通機関の目覚ましい発達によって人々の行動範囲は広域化し、従って生活圏・経済圏はますます拡大され、従来の個々の町村区域ではこと足りぬ状態となったので、ここに利害を同じくする近隣町村は相はかって、昭和四十六年一つのブロックを結成してものごとを共同処理することとなった。
これは生活圏を一体とした行政を行うため、国が昭和四十四年に地方都市及びその周辺の農山漁村地域を一体として、形成されつつある日常社会生活圏を行政の場とした、地域社会の総合的な振興整備を図る基本的な考えと手法により広域市町村圏の設定をして、広域行政体制の整備のため「広域市町村圏振興整備要綱」を定めたので、その要綱に準拠して組織したものである。
広域圏の範囲は上九一色村を除く西八代郡四町と、南巨摩郡全町を含む十一カ町であって国の広域行政計画に従ったもので、「峡南広域市町村圏」と称し昭和四十七年発足、各参加町から選出された委員によって協議会を設立し事務局（局員七人。市川大門・下部・増穂・鰍沢・身延の各町から派遣）を市川大門町役場に置いて運営をしている。
発足当時の峡南広域市町村圏は人口八九、〇五五人、世帯数二一、八〇六世帯、総面積一、〇六七・七八平方キロメートルで南北四五キロメートルに及ぶ圏域で、このような広大な地域をどのように開発し発展させるかを検討し、十一町の振興整備に関する計画の策定をするのが協議会の任務である。
その一環として取り上げられたのが峡南広域消防一部事務組合・峡南養護老人ホームの一部事務組合・峡南計算センター一部事務組合の設立である。

峡南消防組合

この組合は昭和四十七年の設立であって、各町消防団に関するもの並びに水利施設の設置・維持管理を除く外、消防に関する事項一切を共同処理するもので事務所は市川大門町役場に置き各組織町から選出された二人ずつ計二十二人の議員で組合議会を構成している。組合には管理者一人、副管理者十人、収入役一人を置き事務を処理する。
峡南消防組合消防本部は市川大門町下大鳥居に置き、同所に北部消防署を置いて三珠・市川大門・増穂・鰍沢・六郷の五町を、中部消防署を南巨摩郡身延町下山に置いて下部・中富・早川・身延の四町を、南部消防分署は南部町に置いて南部・富沢の二町をそれぞれ管轄し、更に早川町及び下

部町古関に分駐所が置かれ、これら各機関に勤務する職員は合計九十六人で広域圏内の警備の万全を期している。

この消防組合は消防組合法に基づいて、常に施設及び装備の維持管理と水・火災その他非常災害現場における消防活動及び救急業務に遺漏なきよう努めている。

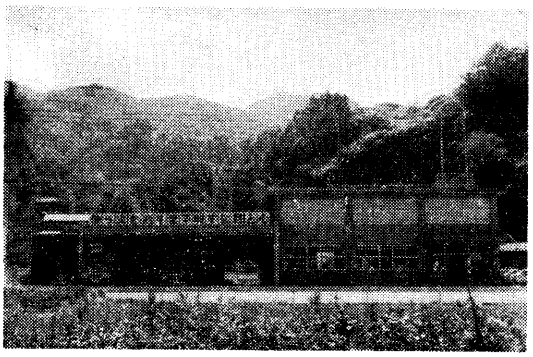

峡南消防本部（市川大門町）

峡南養護老人ホーム組合

全体人口が減少する中で老人人口は逆に増加する傾向をたどっている。老人の単身世帯や寝たきり老人の世帯も多くなり、更に核家族化の進行でこれに拍車をかけている現状である。

このようなことから老後の生活充実と福祉向上などを考えた場合、この圏域にも充実した老人ホームの建設が必要と考えられている際、南部町に老朽化してはいるが、町立の養老施設慈生園があるのでこれを広域圏の経営に移管の上、移転改築して近代的な内容の整ったホームにすることとした。

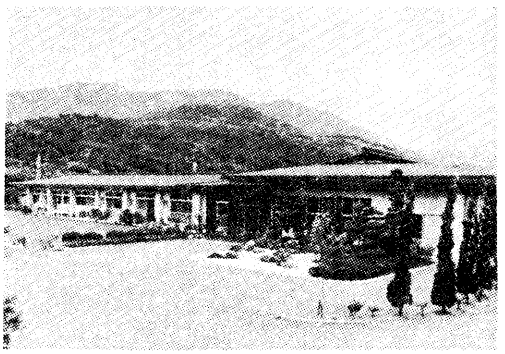

峡南養護老人ホーム（南部町）

このホームは昭和二十六年四月、旧睦合村で設立し同三十年四月町村合併の結果南部町立となったもので、三十八年七月老人福祉法の制定によって養護老人ホームとなって定員五十人の施設となったものを更に昭和四十八年四月、峡南広域市町村圏の十一カ町で共同経営することになって定員も七十五人になった。

ホームの目的はいうまでもなく老人福祉法に定める身体上若しくは経済上又は環境上の理由により社会生活が困難なため、養護を要する老人を収容し、真に老人にふさわしい生活環境を提供し老人の心理と健康を理解し、老後を生きがいある生活ができるよう養護するものである。

移転による新しい所在地は南部町中野の国道沿いで環境は温暖の気候と快適な風土と温かい人情に恵まれた台地で、自然にも親しみやすく明るく豊かな生きがいのある生活を送る絶好の条件が整っている場所で、敷地面積八、七二四平方メートル、建面積一、六四五平方メートルの鉄筋コンクリート平屋建で、ここに勤務する職員は園長以下二十二人である。

なおここでは老人入浴事業を実施、管内の長期寝たきり老人で家庭で入浴することが困難な人のために巡回入浴車「やすらぎ号」を派遣、定期的に入浴奉仕を行っている。

峡南広域計算センター組合

コンピューターシステム導入の必要性は社会経済の急速な発展に伴い、行政需要は年々増大し複雑多様化している現状にかんがみ最も痛感されるところである。一方行政の執行には近年特に高度化・迅速化が要求されており、各町とも職員の増員と、事務機の利用によってこれに対応しているが、行政の需要と供給のバランスをとるためには今後ますます経費の増大はまぬがれない。殊に作業的大量業務の処理には必然的に多数の人員が要

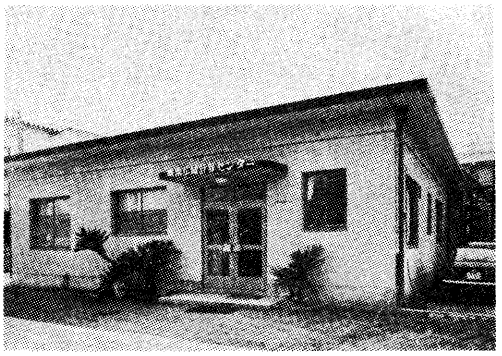

峡南広域計算センター（鰍沢町）

求される。

他面職務の分業化は所掌事務の単純化を招く結果となる。これら処理業務の機械化により事務経費を節減し、職員を記帳・計算・分類及び軽易な比較判断など反復的単純作業から解放し、人間本来の能力を活かした高度な判断や創造的業務に移行させ、事務能率の高揚を図ると共に経費の効率的使用により生じた余力を住民福祉の充実と、住民サービスの向上にあて行政の高度化に寄与しようとするものである。

次に目的を具体的に列記すると

一、情報処理をスピードアップする
二、処理量の増大をカバーする。
三、人件費の膨張を防止する。
四、行政の意志決定のツールとする。

コンピューターの導入効果については、コンピューターに何をやらせるか。つまり適用業務の内容や処理方式等によって、質量ともに異なる期待できる効果は数量金額等の具体的な計数で示させることが望ましい事ではあるが、効果のすべてを計数的に把握するには困難な面が多い、共同でコンピューターを導入し、標準的システムを作製することにより各自治体が同一歩調で行政事務の合理化・近代化をおし進めることができるのは勿論のこと、各自治体の職員が作業事務から解放され、本来的機能である住民福祉の向上に務める創造者としての役割を十二分に発揮できる体制になり得る。

次にコンピューター導入により期待される一般的な効果をみるとおよそ次の通りである。

一、行政事務の質的向上を図る。
二、事務の正確性と迅速化を図る。
三、電子計算機組織適用業務と周辺関連業務の簡素化を図る。
四、事務諸経費の節減と省力化対策とする。
五、現在、将来の職員増加に対する抑制策とする。
六、長期的行財政計画に伴う情報処理業務の確立を図る。
七、住民記録管理の確立を図る。

コンピューターの適用業務としては、

一、導入初期の段階では、コンピューターの正確性、スピード等の能力を生かし、単純大量の処理の業務に適用する。
二、第二段階としては、定型化された計画管理的な面を中心とした業務に適する。
三、第三段階としては、意志決定を中心とした例えば予測とか計画業務に関する情報処理の適用

以上の趣旨により昭和四十八年八月、峡南広域圏では計算センター協議会を組織してコンピューターを導入することとなり協議の結果、東京の三岩商事株式会社をして次のように見積らせた上、別記契約書の通り購入契約を締結した。

見積書

一、キュービクル高圧受電設備一式	一、	七八〇、〇〇〇円
二、一次側引込工事一式	三三一、	〇〇〇円
三、二次側電気工事一式	二六二、	七〇〇円
四、電算機空調電源工事一式	一、三三六、	五〇〇円
五、諸経費	二〇〇、	〇〇〇円
計	三、〇〇〇、	〇〇〇円

契約書

一、工事名、電算機電源設備工事一式
二、工事場所、鍬沢町一、一七五ノ二計算センター
三、契約方法、随意契約
四、契約金額、一金参百万円也
五、工期
　自昭和四十八年六月二十日
　至昭和四十八年七月二十五日
六、契約保証金、免除
七、契約金支払方法、検収後二か月以内
八、契約の相手方
　東京都渋谷区道玄坂一丁目九番三号
　三岩商事株式会社代表取締役　岩崎宏達

右に対する下部町の負担金は次の通りである。

一、人口割、九、一七〇人　一三五、〇〇〇円
二、件数割、八、二二三件　七、〇〇〇円
三、均等割　四八、〇〇〇円
　計　二五九、〇〇〇円

昭和四八年度経常負担金　二、八八三、〇〇〇円

かくて昭和四十八年八月二十七日業務を開始する運びになった。

二　峡南衛生組合

人間が文化的の生活を営むには先ず健康でなければならない。健康を保持するための要件は環境衛生の整備徹底にあることはいうまでもない。それには上下水道の整備・ごみ・し尿の処理等に重点を置いて蚊や蠅の撲滅を図る事が重要課題の一つである。

本町では明治の初め頃から各部落に衛生組合が設けられて、衛生委員が部内の伝染病の予防や清潔法に基づく清掃の励行を行って来た。

昭和になって溝渠の清掃整備等による蚊・蠅の撲滅運動が起こり、成績優秀のため厚生大臣から表彰された波高島地区や、一方鳩打峠附近に設けられた湯町の共同ごみ焼却場等があって着々効果を上げていたが、昭和三十九年二月十日下部町・六郷町・中富町の三町合同で峡南衛生一部事務組合を組織して、先ず手始めにし尿処理場を六郷町花具草里に建設し、これが維持運営に関する事務を共同処理することとし、同四十年十月二十五日操業を開始した。

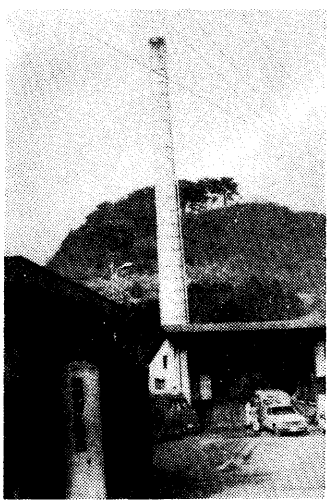

峡南衛生組合

組合議会の議員は各加盟町の町長（組合管理者たる町長は除く）と他に町議会議員各三人ずつを選出し、助役・収入役は組合管理者所在町の助役・収入役がこれを兼ねることになった。

組合経費の分担方法は毎年一月一日の現在による人口割と前年に於ける利用者数割及び均等割によって各町が負担することになっている。

昭和四十一年九月二十日には火葬場を併設、焼却炉一基を設けた。その後昭和四十四年四月一日身延町が新たに組合へ加入したので、従来の設備では不足を来たしたので同年十一月火葬炉一基を増設すると共に、四十六年にはごみ焼却炉を新設して三月二十五日一プレス二十トン用を、十一月二十日には不燃物破砕能力五ないし八トンの設備を稼働させるに至った。

昭和四十六年十二月一日には早川町が組合へ加入したので、し尿処理槽にまた不足を生じ、一基を増設して昭和四十七年九月三十日からは一日四十キロリットルの消化能力を有するに至り現在に及んでいる。

三　鰍沢町外十二か町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合

昔は伝染病のまん延が甚だしく、そのためほとんどの部落に伝染病隔離病舎があったが、明治の末頃県では一町村一病舎主義の方針を打ち出し、各町村に対して部落毎の病舎を統合するよう呼びかけ、これによって町内では各旧村毎に病舎が設置されて、多くの患者から利用されていた。

ところが大正の末頃から昭和の始め頃にかけて衛生思想が普及した結果、伝染病の発生率は極めて少なくなり、若し発病しても村立の隔離病舎へ収容されれば村へ迷惑をかけるという遠慮と、当時既に病院の施設が完備していたので不完全な村立隔離病舎は敬遠されて使用する者が無くなってしまった。

そこで町村では協議の上広域的に共同施設として一部事務組合を組織することになり、昭和二十七年五月一日鰍沢町外一町二十一ケ村共同伝染病舎設置一部事務組合と銘を打って、鰍沢病院の一画へ隔離病舎を建設することになった。

鰍沢町外一町二十一ケ村とは増穂町・鰍沢町・穂積村・五開村・西嶋村・大須成村・静川村・原村・曙村・五箇村・都川村・三里村・西山村・大同村・山保村・久那土村・高田村・六郷村・硯島村・本建村・共和村・富里村・古関村の二十三か町村のことである。

この組合ができたので従来の町村毎の隔離病舎は必然的に廃止された。新しく組織された組合の事務所は鰍沢町役場に置き加盟各町村長が組合議会の議員となり、組合長一人・副組合長二人・組合収入役一人・吏員若干名を置いて組合の運営をする仕組みとなっている。

病舎の建築については建坪二九七・五二平方メートルで二十床。建築費二七三万円、便所浄化槽七万五千円、外に救急自動車購入費四二万五千円、合計三二三万円。この内国庫補助金一八二万円。残り一四一万円の三分の一を地元鰍沢町が負担し、三分の二を加盟各町村で、六割を人口に比例し四割を平均割として負担することにした。また経常費は総額の三割を平均割とし残りの七割を人口に比例して各町村で負担することにした。

この組合はその後町村合併や新規加入町村等があったので、昭和三十一年六月三十日から協議を重ねて来た結果、名称や加盟町村名を変更して同年十月一日から「鰍沢町外十二か町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合」と改称して現在に至っている。その加盟町村名は次の通りである。

増穂町・鰍沢町・中富町・早川町・下部町・六郷町・市川大門町・甲西町・櫛形町・若草町・白根町・八田村・芦安村。



旧村　村会議録（議会事務局蔵）

第四節　歴代三役

旧幕時代の宝永五年以来村々に設置されていた名主・長百姓・百姓代のいわゆる村方三役は明治五年四月廃止されて新たに戸長制度がしかれた。ところが明治二十二年市制・町村制が施行によって戸長制度も廃止され、これに代わるに市町村長・助役・収入役の三役が置かれるようになった。町村制施行後の村長・助役・収入役は、次のとおり。

富里村歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
松井晴豊	明治22・8・6	明治25・7・5
赤池忠兵衛	〃25・7・21	〃26・3・16
渡辺源左衛門	〃26・3・23	〃28・5・12
小林正堯	〃28・5・22	〃31・7・1
赤池瀬平	〃31・7・13	〃32・1・4
桜田正容	〃32・1・20	〃32・3・24
佐野保正	〃32・2・24	〃34・3・29
渡辺源左ヱ門	〃34・4・10	〃36・10・10
渡辺安太郎	〃36・10・28	〃39・10・31
渡辺良平	〃39・11・30	〃41・8・23
遠藤彦作	〃41・9・10	〃43・9・26
桜田義重	〃43・10・26	〃44・3・26
赤池定太郎	〃44・4・27	大正2・2・21
渡辺喜代作	大正2・3・1	〃3・1・25
佐野喜平	〃3・2・6	〃3・10・12

富里村歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺源左衛門	明治22・8・23	明治26・3・31
小林正堯	〃26・4・12	〃28・5・31
馬場隆吉	〃28・6・13	〃32・3・28
望月貞源	〃32・4・13	〃34・2・23
磯野金十郎	〃34・3・4	〃35・2・15
赤池定太郎	〃35・2・26	〃37・9・5
桜田文吉	〃37・9・10	〃38・3・25
小林盛吉	〃38・4・12	〃39・3・20
遠藤彦作	〃39・4・12	〃39・5・4
高野喜一	〃39・7・13	〃40・3・30
石部弘	〃40・4・23	〃41・4・20
佐野喜平	〃41・5・26	〃42・3・10

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野由房	大正3・10・24	大正5・1・22
渡辺徳治郎	〃5・2・1	〃9・1・31
馬場留重	〃9・2・3	〃10・9・28
赤池正宝	〃10・11・7	〃12・6・27
小林孝憲	〃12・7・27	昭和2・7・31
渡辺子之助	〃15・5・17	〃15・3・31
石部要	昭和2・8・12	〃3・12・17
堀内勝喜	〃3・12・22	〃6・9・29
磯野辰一	〃6・10・15	〃10・10・14
堀内卓三	〃10・10・18	〃14・10・17
桜田潔	〃14・10・23	〃17・5・6
石部元三郎	〃17・5・9	〃20・7・6
堀内卓三	〃20・8・14	〃22・3・10
渡辺嗣雄	〃22・4・5	〃26・4・4
石部孝	〃26・5・5	〃27・11・30
堀内勝喜	〃27・12・23	〃31・9・29

富里村歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
磯野辰蔵	明治42・3・25	明治43・4・9
渡辺喜代作	〃45・4・28	大正2・3・31
佐野由房	大正2・4・19	〃3・10・24
小林喜雄	〃3・11・25	〃5・3・5
小林孝憲	〃5・4・15	〃6・6・15
馬場留重	〃6・7・19	〃9・2・2
渡辺趣譜	〃9・2・27	〃11・6・12
佐野佑十郎	〃11・6・23	〃12・2・6
依田直次郎	〃12・2・28	〃12・8・20
石部元三郎	〃12・9・14	〃14・5・31
堀内勝喜	〃14・6・23	昭和3・12・22
石部市正	昭和4・5・18	〃6・3・5
石部孝	〃6・4・1	〃8・7・10
佐野照順	〃8・7・17	〃12・7・16
遠藤倫之	〃12・8・19	〃16・8・18
赤池忠則	〃16・12・4	〃20・5・3
渡辺五郎	〃20・5・30	〃22・1・23
小松斌	〃22・2・25	〃26・2・24
佐野利晴	〃26・11・7	〃30・11・6
磯野貴信	〃30・11・7	〃31・9・29
小林正堯	明治22・8・13	〃26・3・28
遠藤陸造	〃26・4・7	〃28・5・28
望月貞源	〃28・6・6	〃32・4・13
小林頗雄	〃32・4・17	〃34・2・14
赤池定太郎	〃34・3・14	〃35・2・28
渡辺喜代作	〃35・4・4	〃36・3・23
渡辺源重	〃36・4・8	〃37・9・5
高野喜一	〃37・9・6	〃39・2・12

久那土村歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
松木留作	明治39・7・10	明治39・12・7
渡辺趣譜	〃40・1・17	〃42・3・15
渡辺徳治郎	〃42・3・18	大正2・3・17
渡辺美貞渡	大正2・3・24	〃3・2・4
松井愿治	〃4・8・23	〃4・8・12
曾谷吉治	〃5・5・3	〃7・4・20
堀内勝喜	〃7・5・2	〃11・5・1
曾谷泰一	〃11・5・8	〃15・2・3
小林裕晴	〃15・2・18	昭和3・1・13
佐野利晴	昭和3・2・7	〃3・4・30
竹之内清治	〃3・5・11	〃4・8・31
桜田勇作	〃4・9・17	〃7・10・28
磯野貴信	〃7・11・1	〃10・31・31
竹之内竹次	〃11・12・14	〃14・11・24
渡辺宗親	〃14・12・14	〃18・12・13
渡辺義晴	〃19・2・1	〃25・1・31
渡辺秀一	〃23・2・10	〃26・11・7
渡辺秀一	〃26・11・7	〃30・11・6
小林孝叶	〃30・11・7	〃31・9・29
二宮貞憲	明治22・8・1	〃22・12・17
上田徳兵衛	〃23・1・17	〃24・4・3
赤池善右ヱ門	〃24・4・18	〃26・2・15
上田竜助	〃26・3・9	〃27・4・24
日向忠四郎	〃27・5・1	〃28・8・6
河西正平	〃28・8・30	〃30・3・16
小林光重	〃30・3・31	〃31・2・10
日向孝文	〃31・3・12	〃32・4・15

日向清吉	明治32・4・25	明治34・2・23
今村兵重郎	〃34・3・9	〃35・1・13
土橋美直	〃35・1・24	〃36・4・8
上田順策	〃36・4・24	〃37・1・11
上田徳兵衛	〃37・2・24	〃38・4・14
土橋金造	〃38・4・26	〃39・8・4
上田孝喜	〃39・8・23	〃40・3・7
深沢市太郎	〃40・3・26	〃41・12・7
加藤熊吉	〃41・12・23	〃42・8・31
渡辺菊次郎	〃42・9・8	〃43・9・27
小林安吉	〃43・11・18	大正2・7・7
二宮武四郎	大正2・7・15	〃3・11・3
河西定重	〃3・11・14	〃5・2・27
深沢義政	〃5・3・11	〃6・12・10
桐戸一吉	〃6・12・20	〃8・5・9
小林安吉	〃8・6・4	〃12・6・3
中沢寅松	〃12・6・4	〃13・3・3
今村模喜	〃13・3・20	〃15・1・29
深沢義政	〃15・2・6	昭和2・1・6
日向真	昭和2・1・15	〃5・2・25
今村模喜	〃5・2・28	〃5・4・29
上田謙造	〃5・5・9	〃6・4・2
今村模喜	〃6・4・11	〃9・9・30
深沢市太郎	〃9・10・5	〃11・9・26
上田延太郎	〃11・10・27	〃13・8・2
日向保	〃13・8・6	〃15・1・27
上田謙太郎	〃15・2・14	〃18・1・17
土橋悦造	〃18・1・18	〃20・2・19
桐戸政喜	〃20・2・20	〃21・4・18
土橋美雄	〃21・5・27	〃22・2・7
上田盛治	〃22・4・8	〃26・4・7
望月脩一郎	〃26・4・24	〃30・1・22
日向英治	〃30・2・13	〃31・9・29

久那土村歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
上田徳兵衛	明治22・8・1	明治23・1・17
赤池善右ヱ門	〃23・2・4	〃24・4・18
上田竜助	〃24・4・30	〃26・3・9
日向忠四郎	〃26・3・23	〃27・5・3
保坂兵助	〃27・5・17	〃29・2・3
小林光重	〃29・2・15	〃30・4・9
日向清吉	〃30・4・19	〃31・4・27
今村兵重郎	〃32・5・9	〃34・3・23
土橋金造	〃34・3・28	〃35・1・28
上田順策	〃35・2・12	〃36・4・24
渡辺菊次郎	〃36・5・12	〃37・3・23
土橋金造	〃37・4・4	〃38・4・26
上田孝喜	〃38・5・11	〃39・8・23
二宮俊	〃39・9・8	〃40・11・4
加藤熊吉	〃40・11・22	〃41・12・26
渡辺菊次郎	〃42・1・19	〃42・9・8
赤池光蔵	〃42・9・28	〃42・12・1
小林安吉	〃42・12・21	〃43・11・18
二宮武四郎	〃43・12・16	大正2・7・15
河西定重	大正2・8・4	〃3・11・14
桐戸一吉	〃3・12・3	〃6・12・20
日向文四郎	〃7・1・31	〃8・3・8
河西綱蔵	〃8・4・11	〃10・9・10
上田謙造	〃10・10・3	〃11・3・27
今村模喜	〃11・4・20	〃13・3・20
中村義春	〃13・4・14	〃15・1・8
日向真	〃15・1・20	昭和2・1・15
桐戸政喜	昭和2・1・19	〃5・3・12
日向公	〃5・3・18	〃8・8・2
加藤常治	〃8・10・18	〃10・5・13

久那土村歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
日向清吉	明治22・8・14	明治26・3・1
小林光重	〃 26・3・21	〃 29・2・16
深沢子之助	〃 29・2・27	〃 30・8・9
上田康吉	〃 30・8・23	〃 31・8・10
山田金重	〃 31・8・23	〃 32・12・11
佐野宇之吉	〃 32・12・25	〃 34・1・15
小林安吉	〃 34・1・21	〃 36・4・9
内藤兵作	〃 36・4・16	〃 37・6・1
河西定重	〃 37・10・5	〃 39・10・16
保坂常吉	〃 39・10・18	〃 39・10・20
池田政吉	〃 39・10・25	〃 40・10・13
河西綱蔵	〃 40・10・18	〃 41・2・27
土橋悌朔	〃 41・3・6	〃 42・3・5
今村模喜	〃 42・3・11	〃 45・3・23
桐戸政喜	〃 45・4・6	大正2・3・26
今村源三	大正2・3・31	〃 3・4・11

氏名	就任年月日	退任年月日
上田延太郎	昭和10・5・18	昭和11・10・26
山田金重	〃 11・12・9	〃 13・8・12
上田謙太郎	〃 13・8・17	〃 15・2・14
土橋悦造	〃 15・2・17	〃 18・1・17
桐戸政喜	〃 18・2・15	〃 20・2・19
土橋美雄	〃 20・3・12	〃 20・11・20
上田正明	〃 20・11・21	〃 21・9・23
日向盛治	〃 21・10・14	〃 22・4・7
中沢静治	〃 22・7・1	〃 26・3・31
日向純孝	〃 26・5・4	〃 28・3・31
日向英治	〃 28・4・22	〃 30・2・8
岩崎巌	〃 30・4・1	〃 31・9・29

古関村歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
小林重右ヱ門	明治22・7・22	明治24・1・15
土橋甚右ヱ門	〃 24・1・27	〃 25・4・5
赤池英勝	〃 25・4・11	〃 26・8・22
赤池林兵衛	〃 26・8・29	〃 28・3・15
伊藤武八	〃 28・3・23	〃 29・3・26
渡辺伊左ヱ門	〃 29・4・2	〃 30・3・20
伊藤豊兵衛	〃 30・3・26	〃 31・3・24

氏名	就任年月日	退任年月日
今村富蔵	大正3・5・6	大正3・11・4
加藤常治	〃 3・11・10	〃 4・4・12
向琢磨	〃 4・4・16	〃 6・3・20
保坂重治	〃 6・3・24	〃 6・7・4
望月光義	〃 6・7・14	〃 7・2・4
保坂重次郎	〃 7・2・13	〃 9・1・20
上田宗重	〃 9・2・8	〃 10・7・23
橋美雄	〃 10・8・1	〃 13・3・24
日向公	〃 13・3・30	昭和2・4・18
上田盛治	昭和2・4・25	〃 6・3・9
加藤善吉	〃 6・3・23	〃 9・4・6
佐野重良	〃 9・4・10	〃 12・8・30
上田尊三	〃 12・9・26	〃 14・7・31
日向俐	〃 14・8・23	〃 15・8・25
山田幸	〃 15・9・12	〃 16・1・4
日向英治	〃 16・1・12	〃 20・1・11
向英治	〃 20・1・12	〃 21・2・7
内藤隆重	〃 21・2・8	〃 21・9・20
上田豹一	〃 21・10・1	〃 25・10・1
上田豹一	〃 25・10・1	〃 29・10・1
上田豹一	〃 29・10・1	〃 31・9・29

古関村歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池和一	明治22・7・22	明治24・3・16
田中源右ヱ門	〃 24・3・26	〃 25・4・25
伊藤豊兵衛	〃 25・5・11	〃 26・3・23
赤池元兵衛	〃 26・4・8	〃 27・3・21
赤池林兵衛	〃 27・4・11	〃 28・3・30
渡辺伊左ヱ門	〃 28・4・11	〃 29・4・8
渡辺藤吉	〃 29・4・25	〃 30・4・8
伊藤伝兵衛	〃 30・4・15	〃 31・4・6
赤池広蔵	〃 31・4・16	〃 32・11・24
小林伍兵衛	〃 32・12・15	〃 36・4・23
赤池博正	〃 36・5・14	〃 36・11・25
土橋重一	〃 36・12・27	〃 37・6・15
伊藤隆之	〃 37・7・22	〃 38・7・31
赤池宗吉	〃 38・8・10	〃 39・8・2
小林玉造	〃 39・8・22	〃 40・4・22
赤池與右ヱ門	〃 40・4・30	〃 41・1・24
伊藤八十吉	〃 41・2・11	〃 41・1・15
伊藤亀吉	〃 42・1・29	〃 42・10・9
赤池信照	〃 42・12・2	〃 42・12・7
赤池富之助	〃 42・12・17	〃 43・10・28
赤池菊五郎	〃 44・1・10	〃 44・8・5
赤池長治郎	〃 44・8・19	〃 45・1・15
赤池吉重郎	〃 45・1・25	大正2・6・15
伊藤七五郎	大正2・3・26	〃 2・6・6
伊藤満直	〃 2・8・17	〃 3・5・15
赤池正治	〃 3・8・29	〃 4・9・9
赤池亀吉	〃 4・6・10	〃 5・5・31
赤池幸輝	〃 5・7・13	〃 6・2・23
赤池由松	〃 6・4・17	〃 6・8・30

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池元兵衛	明治31・3・30	明治31・10・28
伊藤武八	〃 31・11・4	〃 33・12・9
赤池林兵衛	〃 33・3・2	〃 33・1・27
赤池重左ヱ門	〃 33・12・26	〃 37・12・28
渡辺信	〃 37・12・28	〃 39・6・2
赤池広蔵	〃 39・6・2	〃 40・11・8
小林玉造	〃 40・11・8	〃 41・5・23
内藤市造	〃 41・5・23	〃 42・4・24
渡辺広蔵	〃 42・4・24	〃 42・10・2
伊藤隆之	〃 42・10・2	〃 43・6・7
伊藤八十吉	〃 43・6・7	〃 44・5・13
土橋重一	〃 44・5・13	〃 45・5・9
赤池英勝	大正5・5・16	〃 5・5・26
赤池吉重郎	〃 5・5・26	〃 11・3・17
赤池信照	〃 11・3・17	〃 12・11・25
伊藤隆之	〃 12・11・25	〃 13・12・25
伊藤満直	〃 13・12・25	昭和2・2・14
赤池保貞	昭和2・2・14	〃 6・2・14
赤池泰重	〃 6・2・14	〃 10・2・14
赤池行義	〃 10・2・14	〃 12・2・24
伊藤秋俊	〃 12・2・24	〃 13・3・28
伊藤種徳	〃 13・3・28	〃 14・6・1
赤池幸作	〃 14・6・1	〃 14・12・22
土橋兼一	〃 14・12・22	〃 16・1・17
赤池栄孝	〃 16・1・17	〃 20・1・17
渡辺昌義	〃 20・1・17	〃 21・3・12
赤池義直	〃 21・3・12	〃 22・4・6
赤池長治	〃 22・4・6	〃 26・4・22
赤池好臣	〃 26・4・22	〃 30・5・

古関村歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤伊重郎	大正6・10・23	大正6・11・10
赤池信照	〃 6・12・4	〃 8・3・31
伊藤伊重郎	〃 8・4・17	〃 9・2・26
伊藤孝一	〃 9・4・7	〃 9・10・25
伊藤種徳	〃 9・12・11	〃 11・5・29
土橋賢三	〃 11・6・21	〃 15・6・20
赤池行義	〃 15・8・14	昭和3・10・6
田中種一	昭和3・10・23	〃 4・7・12
伊藤久一	〃 4・7・30	〃 4・11・13
伊藤義量	〃 4・12・3	〃 8・7・20
渡辺昌義	〃 8・7・21	〃 12・7・22
土橋悦治	〃 12・8・1	〃 14・11・20
赤池長治	〃 16・2・26	〃 18・4・10
赤池訓	〃 14・11・26	〃 16・2・21
赤池位一	〃 18・4・15	〃 21・1・10
赤池訓	〃 21・2・5	〃 26・5・7
渡辺憲綱	〃 22・5・8	〃 28・3・31
伊藤忠光	〃 26・7・16	〃 29・3・31
赤池久男	〃 28・4・8	〃 29・12・22
赤池根正	〃 29・12・25	〃 31・9・29

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺伊左ヱ門	明治22・8・18	明治23・5・13
赤池宗吉	〃 23・5・14	〃 24・9・2
内藤市造	〃 24・9・11	〃 25・4・11
伊藤武八	〃 25・4・19	〃 26・4・4
土橋甚右ヱ門	〃 26・4・5	〃 28・7・5
伊藤隆之	〃 28・7・11	〃 30・3・30
赤池広蔵	〃 30・3・25	〃 31・4・6
小林玉造	〃 31・4・20	〃 32・3・20

共和村歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤直吉	明治32・4・4	明治33・7・9
渡辺長重郎	〃 33・7・12	〃 34・7・24
伊藤保位	〃 36・8・19	〃 36・10・30
小林慶次郎	〃 37・4・20	〃 38・7・31
伊藤重忠	〃 38・8・9	〃 38・10・22
伊藤孝一	〃 38・11・21	〃 39・10・25
伊藤亀吉	〃 39・11・15	〃 42・2・3
伊藤種徳	〃 42・2・13	〃 42・2・23
伊藤直道	〃 42・2・27	〃 42・3・26
伊藤重忠	〃 42・4・2	大正1・8・17
赤池泰重	大正1・8・25	〃 5・6・26
伊藤秋俊	〃 5・7・5	〃 7・10・15
赤池定良	〃 7・10・18	〃 11・10・17
赤池定良	〃 11・10・20	〃 12・1・6
赤池幸作	〃 12・1・20	昭和2・1・19
赤池幸泉	昭和2・5・7	〃 2・5・1
赤池長治	〃 4・7・30	〃 7・4・15
赤池義直	〃 7・4・6	〃 11・4・5
赤池義直	〃 11・4・6	〃 15・4・5
赤池義直	〃 15・4・6	〃 19・4・5
赤池義直	〃 19・4・6	〃 22・4・5
田中求	〃 22・4・28	〃 23・8・14
伊藤役栄	〃 23・8・15	〃 27・8・14
赤池根正	〃 27・8・15	〃 29・12・24
二宮貫平	明治22・10・1	明治
長沢桂之	〃 26・11・8	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
高野和平	不詳	不詳
内藤信春	不詳	不詳
奥野薫治	不詳	不詳
近藤宗五郎	不詳	不詳
内藤八十八	明治32・4・14	33・7・1
依田喜則	33・7・14	35・1・22
佐野熊五郎	35・2・24	37・9・6
若林亀吉	37・9・30	41・4・19
依田喜平	41・5・12	42・4・11
佐野熊五郎	43・1・11	大正2・3・20
近藤宗五郎	大正2・5・6	4・6・9
伊春沢徳次郎	4・6・12	6・12・3
伊藤丑野	6・9・6	9・6・9
宮沢栄造	9・6・9	13・7・2
二宮直彦	13・3・12	15・2・10
小林慶治	昭和4・10・30	6・8・30
若林貞一	6・9・2	9・2・1
高野義慶	9・2・11	10・5・7
高野孝一	10・5・11	11・4・30
大原喜一	11・5・6	12・7・13
若林精一	12・7・31	13・1・3
佐野保一	13・1・10	14・1・28
若林福信	14・1・9	15・9・28
近藤清重	15・9・29	16・1・31
高野要	16・2・3	17・10・18
二宮弘道	17・12・18	18・5・28
伊藤久雄	18・5・30	19・9・30
若林忠治	20・4・11	21・5・24
高野昶	22・4・20	23・4・16

氏名	就任年月日	退任年月日
若林謙三	明治28・4・1	31・1・19
長沢信義	31・1・19	35・1・24
依田喜則	35・1・24	37・5・14
二宮大作	37・5・14	42・4・14
内田孝太郎	42・4・14	42・7・18
三井伝蔵	42・7・18	42・12・26
高野和平	42・12・26	43・10・29
若林弘毅	43・10・29	44・11・15
小林兼吉	44・11・15	大正2・3・8
二宮大作	大正2・3・8	6・3・19
二宮宮作	6・3・19	8・6・28
若林弘毅	8・6・28	12・7・7
若林安造	12・7・7	14・3・6
若林弘毅	14・3・6	昭和3・7・13
近藤宗五郎	昭和3・7・13	4・10・9
二宮直彦	4・10・9	8・10・26
若林精一	8・10・26	10・6・18
若林緑	10・6・18	11・4・30
高野孝	11・4・30	12・1・5
高野義慶	12・1・5	16・1・30
若林精一	16・1・30	官選
望月共行	官選	20・11・28
小林慶治	20・11・29	21・5・26
若林忠治	21・5・26	22・4・6
宮沢栄造	22・4・6	24・10・2
依田喜直	24・10・2	28・10・2
高野要	28・10・2	31・9・29

氏名	就任年月日	退任年月日
若林謙三	明治28・4・1	31・1・19
長沢信義	31・1・19	35・1・24
依田喜則	35・1・24	37・5・14
二宮大作	37・5・14	42・4・14
内田孝太郎	42・4・14	42・7・18
三井伝蔵	42・7・18	42・12・26
高野和平	42・12・26	43・10・29
若林弘毅	43・10・29	44・11・15
小林兼吉	44・11・15	大正2・3・8
二宮大作	大正2・3・8	6・3・19
二宮宮作	6・3・19	8・6・28
若林弘毅	8・6・28	12・7・7
若林安造	12・7・7	14・3・6
若林弘毅	14・3・6	昭和3・7・13
近藤宗五郎	昭和3・7・13	4・10・9
二宮直彦	4・10・9	8・10・26
若林精一	8・10・26	10・6・18
若林緑	10・6・18	11・4・30
高野孝	11・4・30	12・1・5
高野義慶	12・1・5	16・1・30
若林精一	16・1・30	官選
望月共行	官選	20・11・28
小林慶治	20・11・29	21・5・26
若林忠治	21・5・26	22・4・6
宮沢栄造	22・4・6	24・10・2
依田喜直	24・10・2	28・10・2
高野要	28・10・2	31・9・29

共和村歴代助役

落居村（熊沢）歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤栄保	不詳	

落居村（熊沢）歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤信義	不詳	

落居村（熊沢）歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤武平	明治27・7・	明治27・8・
伊藤初平	〃31・4・	〃32・4・
伊藤敏宝	〃36・1・	〃37・1・
伊藤栄保	大正6・5・	

山保村（三保）歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
長田米作	明治36・6・2	明治38・5・
岩崎正三	〃38・5・15	〃39・7・
岩崎孝一要	〃42・4・23	〃43・3・
鷹野永吉	大正7・12・26	大正2・8・
長田宇一郎	〃8・7・16	
伊藤喜重	〃10・5・17	
望月友規	昭和11・5・10	
伊藤友規	〃14・4・9	
保坂宗則	〃14・4・18	
伊藤友規	〃18・4・22	
伊藤秀光		

共和村歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野千之	明治33・3・8	明治35・5・
伊藤丑野	〃35・7・28	〃39・7・27
伊藤丑野	〃39・8・20	〃43・8・19
伊藤丑野	〃43・9・1	大正3・8・31
宮沢栄造	大正3・9・20	〃5・8・6
若林精一	〃5・10・19	〃9・3・27
宮沢栄造	〃9・3・20	〃11・3・20
内藤良平	〃11・4・21	〃13・3・25
高野要	〃13・4・1	〃15・1・22
望月英雄	〃15・2・6	〃15・6・25
若林富雄	〃15・7・6	昭和4・12・31
伊藤丑野	昭和5・1・4	〃8・5・31
佐野東三	〃8・7・16	〃9・1・8
佐野保	〃9・1・18	〃10・4・30
大原孝憲	〃10・5・4	〃14・5・3
大原孝憲	〃14・5・3	〃18・5・3
二宮六一	〃18・5・5	〃20・4・10
小林菊造	〃20・4・16	〃24・4・15
小林菊造	〃24・4・16	〃25・4・22
高野真	〃25・4・26	〃27・3・4
伊藤幹	〃27・12・8	〃31・1・15
二宮六一	〃31・1・25	〃31・9・29

内藤高重	昭和23・5・10	昭和27・5・9
望月英二郎	〃27・5・11	〃29・4・3
若林富雄	〃29・7・5	〃31・8・31
佐野判明	〃31・9・6	〃31・9・29

山保村（三保）歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤金重	明治24・5・	明治26・5・
岩崎要	〃32・5・	〃32・11・
長田米作	〃32・11・	〃34・1・
鷹野孝一	〃40・11・	〃42・5・
長田永吉	大正4・10・	大正6・5・
望月宇一郎	〃7・2・	〃8・2・
岩崎巌	昭和12・5・12	昭和14・5・31
望月栄一	〃29・2・2	昭和30・3・31

山保村（三保）歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
鷹野重正	明治30・4・	明治31・4・
長田治左ヱ門	〃42・10・	〃44・4・
望月宇一郎		

下九一色村（折八）歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
小林半左ヱ門	明治41・3・24	明治42・4・25
今福喜作	大正7・5・7	大正8・7・22
小林秀義	昭和19・1・22	昭和19・5・31

下九一色村（折八）歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
小林半左ヱ門	明治38・10・15	明治38・11・20
今福勝次郎	〃42・9・28	〃43・4・30
内藤増造	大正11・3・29	大正12・4・4

合併後に於ける歴代三役　下部町歴代町長

氏名	就任年月日	退任年月日
磯野辰一	昭和31・11・10	昭和35・11・9
上田盛治	〃35・11・10	〃39・11・9
上田謙太郎	〃39・11・10	〃43・11・9
太田久則	〃43・11・10	〃47・11・9
佐野喜光	〃47・11・10	〃51・11・9
小林最将	〃51・11・10	〃55・11・9
小林最将	〃55・11・10	

下部町歴代助役

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池長治	昭和33・2・11	昭和37・2・10
赤池長治	〃37・5・1	〃38・4・20
佐野忠義	〃38・8・29	〃39・8・15
佐野喜光	〃40・10・22	〃43・12・31
山田栄幸	〃44・1・28	〃48・1・27
石部源治郎	〃48・3・17	〃50・12・15
赤池信一	〃51・10・9	〃51・12・31
渡辺勝	〃52・12・26	

下部町歴代収入役

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野忠義	昭和32・2・1	昭和36・1・31
佐野忠義	〃36・2・1	〃38・8・28
加藤善吉	〃38・9・1	〃42・8・31
日向致誠	〃42・9・4	〃46・9・3
日向致誠	〃46・9・4	〃50・9・3
遠藤好男	〃50・10・1	〃54・9・30
磯野骏	〃54・10・20	

第五節　議会制度と議会議員

一　議会制度

明治十三年四月、布告第十八号で区町村会法が発布され、初めて町村に代議員制度が発足して町村も徐々に完全自治に近づいてきた。

これによると選挙権を有する者は二十歳以上の男子で、その町村に本籍を有し且その町村に土地を有する者に限られていた。要するに納税義務者である戸主であった。被選挙権も納税義務者で、これはその町村の納税の平均額以上を納める者を一級とし、平均額未満の者を二級とした。議員の任期は一級二級共に六年で各級とも三年毎に半数交代制で、明治四十四年の改正で任期は四年となり半数交代制も廃止され、更に大正十年の改正で一級、二級の区別も廃止となった。

区町村会法

第一条　区町村会ハ区町村費ヲ以テ支弁スベキ事件及其ノ経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条　区町村会ノ会期議員ノ員数任期改正其他ノ規則ハ府知事県令之ヲ定ム

第三条　区会ハ区長之ヲ招集シ其議案ヲ発ス町村会ハ戸長之ヲ招集シ其議案ヲ発ス

第四条　区会ノ評定ハ区長之ヲ施行シ町村会ノ評決ハ戸長之ヲ施行ス、若シ其評決ヲ不適当ナリトスルトキハ、其ノ施行ヲ止メ府知事、県令ニ具状シテ指揮ヲ請フベシ

第五条　区長ニ於テ区会、郡区長、戸長ニ於テ町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアルト認メタルトキハ其会議ヲ中止シ府知事、県令ニ具状シテ指揮ヲ請フベシ

第六条　府知事、県令ニ於テ区町村会ノ議事若シ法ニ背キ又ハ治安ヲ害スルコトアリト認ムルトキハ何時タリトモ区町会ヲ停止シ又ハ之ヲ解散シテ改選セシムルコトヲ得

第七条　前条ノ場合ニ於テ停止又ハ解散ヲ命シタルトキハ更ニ開会命シ又ハ改選スル迄ノ間区長戸長ハ経費ノ支出徴収方法ヲ定メ府知事、県令ノ認可ヲ得テ施行スルコトヲ得

第八条　区長村ニ於テ議員ヲ選挙セス又ハ議員招集ニ応セスシテ会議ヲ開クヲ得ス及議定スヘキ議案ヲ議定セス又ハ会期内ニ於テ議案ヲ評決シ終ラサルトキハ前条ノ例ニ依ル

第九条　議員ヲ選挙スヘキ者ハ満二十才以上ノ男子ニシテ其区町村ニ住居シ其ノ区町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府県会規則第十三条第一款第二款第三款第四款ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十条　議員タルコトヲ得ヘキ者ハ満二十五才以上ノ男子ニシテ其区町村ニ居住シ其区町村内ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル但府県会規則第十三条第一款第二款第三款第四款ニ触ルル者ハ議員タルコトヲ得ス

第十一条　区会ノ議長ハ区長町村会ノ議長ハ戸長ヲ以テ之ニ充ツ区長戸長若シ事故アルトキハ区長戸長ニ於テ議員中ヨリ議長ヲ指定スルコトヲ得

第十二条　府知事県令其管轄内ニ於テ町村会ヲ開設シ得ヘカラサル状況アルヲ認ムルトキハ内務卿ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ

第十三条　府知事県令ハ数区町村ニ関渉スル事件アルトキ其区域ヲ定メテ聯合町村会ヲ開設スルコトヲ得

第十四条　府知事県令ハ水利土功ニ関スル事項ニシテ区町村会若クハ聯合区町村会ニ於テ評決スルヲ得ザルモノアルトキ特ニ其区域ヲ定メテ水利土功ヲ開設スルコトヲ得

第十五条　聯合区町村会及水利土功会ハ総テ本法ニ準拠ス其区域区長戸長数人ノ所轄ニ渉ルモノハ府知事県令便宜郡区長ヲシテ之ヲ管理セシム但戸長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアルヘシ

右奉勅旨布告候事

これによって見ると被選挙権は二十五歳以上だったし議長は戸長が当たったことがわかる。これは後に町村制が敷かれてからも町村長が議長となることは変わらず地方自治法の施行されるまで続いた。

町村会法の施行によって村々に村会が開設され、それぞれ議事規則や傍聴人取締規則が制定された。

明治二十二年四月一日を以て従来の町村編成法に代わるに市制町村制が施行され、町村の自治組織は一段と強化された。

それによると、第二章町村会第一款で次のように定められている。町村会議員は其町村の選挙人其被選挙権ある者より之を選挙す。其定員は其町村の人口に準じ左の割合を以て之を定む。として人口千五百人未満の町村に於ては議員八人、人口千五百人以上五千人未満の町村に於ては議員十二人(以下略)これによって下部町内の旧村はそれぞれ十二人の議員を選出していた。

その選挙権・被選挙権についても細かい条件があって、現在と比較すれば著しい制限選挙であったが、終戦後の昭和二十二年地方自治法の施行によって同法第九十一条では議員の定数は人口一万以上二万未満の町村は二十六人、五千以上一万未満の町村は二十二人と定められている。

本町合併当時は人口一万以上の時があったが、昭和三十三年下田原・宮木両部落の分町と過疎化のため激減して五千以上一万未満に転落した。そのため議員定数は二十二人になった。然し町の条例によってこれを減少することができるので現在は十八人になっている。

町議会議員は国会や県議会の議員或は地方公共団体の常勤の職員を兼ねることはできない。任期は四年で補欠の場合は前任者の残任期間とする。議員の権限は、条例の制定改廃・予算を定め決算を認定する。地方税の賦課徴収・分担金使用料手数料加入金等の徴収、条例で定める契約の締結、財産の取得処分、寄附又は贈与の受入、必置委員会の報告を請求して事務の管理と議決の執行及び出納検査をする、その他である。

議会の招集は町村長が行い、その種類は定例会と臨時会があり定例会は年四回以内、臨時会は必要の都度招集する。議員の中から議長、副議長を選出し、条例によって特別委員会を置くことができる。議長及び議員は自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子孫・兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係ある事件についてはその議事に参与することができないことになっている。

議会は公開することが建前であるが、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは秘密会を開くことができる。公開するときは議会の秩序が乱されないように、傍聴人取締規則が定められている。

議事の運営は会議規則でこれを定め、これに従わぬ議員は懲罰を科することができる。なお議会には条例の定めるところにより事務局を置くことができる。本町ではこれを設置して局長・書記及び常勤の職員を配置している。

二　村会議員(議会議員)

明治二十二年市制、町村制施行後の村会議員(町議会議員)は、次のとおり。

富里村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
石部茂八	明治22・7・18	明治25・7・17
堀内源太郎	〃	〃
赤池信正	〃	〃
高野篤信	〃	〃
桜田正容	〃	明治28・7・17
渡辺源左ェ門	〃	〃
佐野昌次右ェ門	〃	〃
松井晴豊	〃	〃
小林儀右ェ門	〃	〃
渡辺智雄	〃	〃
渡辺良平	〃	〃
赤池忠兵衛	〃	〃

磯野辰蔵	明治25・7・18	明治31・7・17	
高野昌平	〃	明治28・7・17	
渡辺徳治郎	〃	〃	
小林政重	〃	〃	
赤池彦七	〃	明治31・7・17	
依田直次郎	〃	〃	
小林勇吉	〃	明治28・7・17	
渡辺子之助	〃	〃	
門西善太郎	〃	明治31・7・17	
桜田忠作	〃	明治34・7・17	
佐野由房	〃	〃	
佐野保正	〃	〃	
桜田義重	〃	〃	
小林熊太郎	〃	〃	
石部要	〃	〃	
磯野浜吉	〃	〃	
小林喜雄	〃	〃	
渡辺子之助	〃	明治37・7・17	
石部惟三	〃	〃	
赤池正朗	〃	〃	
遠藤信吉	〃	明治34・7・17	
小林正寛	〃	明治37・7・17	
佐野国十郎	〃	〃	
馬場留重	〃	明治40・7・17	
堀内五良市	〃	〃	
矢野治甫	〃	〃	
渡辺順一郎	〃	〃	
小林孝憲	〃	〃	
遠藤彦作	〃	〃	
渡辺庄作	〃	〃	
小林利臣	〃	〃	
渡辺美貞	〃	〃	
小林直憲	〃	〃	
北条儀左エ門	明治37・7・18	明治43・7・17	
渡辺徳治郎	〃	〃	
小林政重	〃	〃	
赤池彦七	〃	〃	
依田直次郎	明治40・7・18	大正2・7・17	
小林勇吉	〃	〃	
門西善太郎	〃	〃	
渡辺子之助	〃	〃	
桜田忠作	〃	〃	
佐野由房	〃	〃	
佐野保正	明治43・7・18	〃	
桜田義重	〃	〃	
小林熊太郎	〃	〃	
石部要	〃	〃	
磯野浜吉	〃	〃	
小林喜雄	〃	〃	
渡辺子之助	大正2・7・18	大正6・7・17	
石部惟三	〃	〃	
赤池正朗	〃	〃	
遠藤信吉	〃	〃	
小林正寛	〃	〃	
佐野国十郎	〃	〃	
馬場留重	〃	〃	
堀内五良市	〃	〃	
矢野治甫	〃	〃	
渡辺順一郎	〃	〃	
小林孝憲	〃	〃	
遠藤彦作	〃	〃	
渡辺庄作	大正6・7・18	大正10・7・17	
小林利臣	〃	〃	
渡辺美貞	〃	〃	
小林直憲	〃	〃	
石部弘	〃	〃	
赤池定太郎	明治37・7・18	〃	
高野喜一	明治34・8・17	〃	
遠藤彦作	〃	〃	
馬場隆吉	〃	〃	
佐野万二郎	〃	〃	
矢野治甫	〃	〃	
佐野喜平	〃	〃	
石部貢	明治34・7・18	〃	
桜田文吉	〃	〃	
小林文二郎	〃	〃	
渡辺安太郎	〃	〃	
門西権義	〃	〃	
渡辺喜代作	〃	〃	
小林永貞	明治31・7・18	〃	
小林正義	〃	〃	
門西権義	〃	〃	
渡辺源左エ門	〃	〃	
高野直次郎	〃	〃	
伊藤茂平	〃	〃	
馬場彦左エ門	〃	〃	
渡辺良平	〃	〃	
桜田正容	〃	〃	
石部一格	明治28・7・18	明治34・7・17	
小林善行	〃	〃	
遠藤喜作	〃	明治31・7・17	
馬場隆吉	〃	明治28・7・17	
佐野久之丈	〃	明治31・7・17	
赤池邦久	〃	〃	
望月貞源	〃	〃	
高野昌平	〃	明治28・7・17	
磯野辰蔵	明治25・7・18	明治31・7・17	

竹之内源太	大正6・7・18	大正10・7・17	
石部春壽	〃	〃	
伊藤亀吉	〃	〃	
佐野由房	〃	〃	
松井美忠	〃	〃	
堀内源太郎	〃	〃	
遠藤彦作	〃	〃	
桜田義幸	〃	〃	
磯野辰一	大正10・7・18	大正14・7・17	
渡辺源重	〃	〃	
小林孝憲	〃	〃	
北条善作	〃	〃	
小林喜一	〃	〃	
桜田貫一	〃	〃	
馬場幸太郎	〃	〃	
依田直次郎	〃	〃	
佐野保正	〃	〃	
堀内源太郎	〃	〃	
高野直次郎	〃	〃	
佐野佐十郎	〃	〃	
赤池正宝	大正14・7・18	昭和4・7・17	
小林本治郎	〃	〃	
渡辺趣譜	〃	〃	
渡辺子之助	〃	〃	
桜田潔	〃	〃	
浦田政吉	〃	〃	
石部惟三	〃	〃	
松井誠	〃	〃	
石部元二郎	〃	〃	
赤池直策	〃	〃	
高野泰	〃	〃	
小林定義	〃	〃	

馬場正臣	昭和4・7・18	昭和8・7・18	
小林重利	〃	〃	
小林直憧	〃	昭和8・7・17	
松井愿治	〃	〃	
佐野由房	〃	〃	
依田美信	〃	〃	
高野俊江	〃	〃	
石部孝	〃	〃	
伊藤繁	〃	〃	
石部市正	〃	〃	
堀内卓三	〃	〃	
小林喜信	〃	〃	
渡辺省三	〃	〃	
堀内卓三	昭和8・7・18	昭和12・7・17	
渡辺趣譜	〃	〃	
佐野信	〃	〃	
石部孝	〃	〃	
依田美信	〃	〃	
小林義兼	〃	〃	
小林孝憲	〃	〃	
望月重康	〃	〃	
小林孝憲	〃	〃	
桜田潔	〃	〃	
赤池正宝	〃	〃	
石部元三郎	〃	〃	
遠藤倫之	〃	〃	
岩松一格	昭和12・7・18	昭和17・5・20	
石部真	〃	〃	
赤池正宝	〃	〃	
堀内卓三	〃	〃	
磯野貴信	〃	〃	
高野忠男	〃	〃	
小林善富	〃	〃	
佐野利晴	〃	〃	

| | | |

久那土村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野勝左ヱ門	明治22・7・18	明治25・7・25
中村藤吉	〃	〃
中沢甚左ヱ門	〃	〃
河西正平	〃	明治28・7・25
日向孝文	〃	〃
赤池保美	〃	〃
上田順策	明治22・7・19	明治25・7・25
小林丈右ヱ門	〃	〃
日向信賢	〃	〃
渡辺義一	昭和30・4・30	昭和31・9・29
小林義輝	〃	〃
依田守勝	〃	〃
小林義之	〃	〃
高野忠男	〃	〃
望月豊之	〃	〃
浦田博	〃	〃
石部信近	〃	〃
矢野勇	〃	〃
旭重忠	〃	〃
高野佳雅	〃	〃
太田甲斐	〃	〃
熊谷義之	〃	〃
依田延好	〃	〃
小林才雄	〃	〃
小林政次	〃	〃
小林最将	〃	〃
磯野薫	〃	〃
渡辺健一	〃	〃
議長		
議長		

氏名	就任年月日	退任年月日
深沢重平	明治22・7・19	明治25・7・18
中沢源治郎	〃	〃
深沢儀喜	〃	〃
小林光重	明治25・7・26	明治28・7・25
佐野重兵衛	〃	〃
土橋美直	〃	〃
深沢栄三郎	明治25・7・27補	明治28・7・26
深沢儀喜	〃	〃
深沢重平	〃	〃
今村兵重郎	〃	〃
保坂兵助	〃	〃
赤池保美	明治28・7・26	明治31・7・25
上田竜助	〃	〃
中沢源治郎	〃	〃
日向清吉	〃	〃
小林仲吉	〃	〃
日向忠四郎	明治31・7・26	明治37・7・18
赤池光蔵	〃	〃
佐野重長	〃	〃
渡辺菊治郎	〃	〃
小林兵助	〃	〃
上田孝喜	〃	明治31・8・9
上田徳兵衛	明治32・3・1補	明治34・7・18
上田竜助	〃	明治34・7・17
高野政栄	〃	明治37・7・18
今村兵重郎	〃	〃
日向孝平	明治34・7・18	明治40・7・17
上田順策	〃	〃
赤池文右ヱ門	〃	〃
上田孝喜	明治34・7・19	明治40・7・18
辞職		
辞職		
上田竜助	明治22・7・19	明治28・7・25
保坂兵助	〃	〃
上田健太郎	〃	〃
〃	〃	〃

内藤竹治郎	明治34・7・19	
保坂万治郎	〃	
中村義正	明治37・7・18	
小林宗吉	〃	
渡辺信吉	〃	
土橋金造	明治37・7・19	
赤池光蔵	〃	
深沢市太郎	〃	
上田竜助	明治40・7・18	
日向孝文	〃	
加藤熊吉	〃	
小林安吉	〃	補
中村位光	〃	補
上田孝喜	明治40・7・19	
内藤福松	〃	
深沢儀喜	〃	
河西久吉	明治43・7・18	
日向清吉	〃	
中村義春	〃	
上田孝喜	大正2・7・18	
桐戸一吉	〃	
小林安吉	〃	
加藤熊吉	〃	
赤池太重郎	〃	
深沢市太郎	大正6・7・19	
深沢義政	〃	
今村兵重郎	〃	
土橋子之作	〃	
赤池作右エ門	〃	
中村義春	〃	
深沢儀喜	大正10・7・18	

上田延太郎	大正10・7・18	
上田謙造	〃	
小林安吉	〃	
今村模喜	〃	
佐野宇之吉	〃	
赤池光蔵	〃	
中沢寅松	〃	
上田重吉	〃	
河西綱蔵	〃	
二宮武四郎	〃	
土橋悌朔	〃	
桐戸政喜	大正14・7・18	
保坂常喜	〃	
深沢雪太郎	〃	
日向義策	〃	
深沢大重	〃	
小林兼重	〃	
小林安吉	〃	
日向真	〃	
伊藤武重	〃	
中沢寅松	〃	
赤池光蔵	〃	
土橋美雄	昭和4・7・18	
今村模喜	〃	
保坂常喜	〃	
上田孝喜	〃	
中村義春	〃	
上田孝文	〃	
二宮武四郎	〃	
日向公	〃	
上田宗重	〃	

内藤竹治郎	明治40・7・18	
保坂万治郎	〃	
中村義正	明治40・7・17	
小林宗吉	〃	
渡辺信吉	明治43・7・17	
土橋金造	明治43・7・18	
赤池光蔵	〃	
深沢市太郎	大正2・7・17	
上田竜助	〃	
日向孝文	〃	
加藤熊吉	〃	
小林安吉	大正2・7・18	
中村位光	明治43・7・17	
上田孝喜	大正2・7・17	
内藤福松	〃	
深沢儀喜	〃	
河西久吉	大正2・7・17	
日向清吉	〃	
中村義春	大正2・7・17	
上田孝喜	大正6・7・17	
桐戸一吉	〃	
小林安吉	〃	
加藤熊吉	〃	
赤池太重郎	〃	
深沢市太郎	〃	
深沢義政	〃	
今村兵重郎	〃	
土橋子之作	〃	
赤池作右エ門	〃	
中村義春	〃	
深沢儀喜	大正14・7・17	

| | | |

伊藤貞雄	昭和26・4・24	昭和30・4・29	
日向俐	〃	〃	
二宮保	〃	〃	
佐野主道	〃	〃	
中沢静治	〃	〃	
保坂重治	〃	〃	
内藤徳太郎	〃	〃	
日向鼎	〃	〃	
桐戸敬蔵	〃	〃	
高野忠之	〃	〃	
補欠 上田静雄	〃 27・10・20	〃	
議長 上田延太郎	昭和30・4・30	昭和31・9・29	
日向済	〃	〃	
上田盛治	〃	〃	
二宮保	〃	〃	
上田一夫	〃	〃	
今村音道	〃	〃	
赤池節満	〃	〃	
深沢豊	〃	〃	
渡辺喜作	〃	〃	
赤池繁	〃	〃	
赤池幸喜	〃	〃	
保坂寿太郎	〃	〃	
保坂日出男	〃	〃	
小林保福	〃	〃	
伊藤勇	〃	〃	
長田豊春	〃	〃	

古関村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
土橋甚右エ門	明治22・7・18	明治26・4・5
赤池重左エ門	〃	明治28・7・18
小林重右エ門	〃	明治22・7・19
赤池信照	〃	明治22・8・8
渡辺清左エ門	〃	明治24・12・4
伊藤武八	〃	明治25・4・19
田中源右エ門	明治22・7・19	明治26・8・19
赤池和一	〃	明治22・7・29
伊藤豊兵衛	〃	明治25・5・11
赤池宗吉	〃	明治23・5・14
伊藤奥右エ門	〃	明治24・10・23
小林松右エ門	〃	明治28・7・19
赤池七之丞	明治22・	明治25・7・18
赤池安央	〃	明治24・4・30
赤池信房	〃	明治28・7・18
赤池貞重	明治25・3・21	〃
赤池松右エ門	〃	〃
赤池元兵衛	〃	明治28・7・19
赤池英勝	〃	明治25・7・19
伊藤又兵衛	〃	明治28・7・19
伊藤八十吉	明治25・7・18	明治31・7・17
内藤市造	〃	明治30・11・21
渡辺藤吉	明治	明治31・7・18
小林伍兵衛	〃	明治28・7・18
伊藤豊兵衛	明治	明治31・7・18
赤池與右エ門	明治28・7・18	明治34・7・18
伊藤武八	〃	〃
赤池元兵衛	〃	明治31・7・18
小林松右エ門	〃	〃

伊藤武八	内藤市造	渡辺貞蔵	伊藤隆之
〃	明治40・7・19	〃	〃
〃	大正2・7・18	明治40・7・18	〃

小林玉造	渡辺国一郎	伊藤豊兵衛	赤池与右エ門
〃	〃	〃	〃
〃	大正2・7・17	明治40・7・18	明治40・7・19

渡辺信	赤池広蔵	渡辺国一郎	小林伍兵衛
〃	〃	〃	〃
明治37・7・19	明治40・7・18	明治37・7・19	明治39・3・26

伊藤治左エ門	伊藤豊兵衛	渡辺信	赤池七之丞
〃	〃	〃	〃
明治37・7・18	明治40・7・17	明治36・11・	明治40・7・19

赤池元兵衛	赤池信照	土橋甚右エ門	伊藤八十吉
〃	〃	〃	〃
明治34・7・19	〃	〃	明治40・7・17

渡辺勝一	赤池林兵衛	赤池安央	伊藤豊兵衛
〃	〃	〃	〃
明治34・7・19	明治37・7・19	〃	明治37・7・18

伊藤八十吉	伊藤敏尚	渡辺国一郎	赤池重左エ門
〃	〃	〃	明治31・7・18
明治34・7・18	明治34・7・18	明治37・7・18	明治37・7・18

赤池安央	土橋甚右エ門	赤池市郎兵衛	赤池和一
〃	〃	〃	明治28・7・19
明治31・7・18	明治34・7・18	明治34・7・19	明治31・7・18

赤池富之助	赤池宗吉	赤池菊五郎	赤池吉重郎
〃	〃	〃	〃
明治40・7・19	明治43・7・18	大正2・7・18	大正2・7・17

土橋重一	伊藤亀吉	渡辺源四良	渡辺国一郎
〃	〃	〃	〃
明治43・7・19	大正2・7・18	大正6・7・17	大正6・7・17

土橋甚右エ門	赤池国五郎	赤池正治	伊藤伊重郎
〃	〃	〃	〃
大正6・7・17	大正4・7・	大正6・7・17	大正6・7・17

赤池由松	赤池菊五郎	内藤市造	赤池博正
〃	〃	〃	〃
〃	大正2・7・19	〃	〃

赤池亀吉	伊藤八十吉	山口今朝松	赤池富之助
〃	〃	〃	〃
〃	大正6・7・18	〃	〃

土橋賢三	伊藤種徳	渡辺政勝	赤池信照
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

赤池幸輝	伊藤満直	渡辺信	赤池広蔵
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

内藤七五郎	土橋甚右エ門	大正6・7・19	大正10・7・18
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

渡辺国一郎	赤池富之助	伊藤伊重郎	大正6・7・18
〃	〃	〃	大正10・7・17
〃	〃	〃	〃

大正14・7・17	大正2・7・18	明治40・7・19	大正2・7・17
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

| | | |

| | | |

共和村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮貫平	不詳	不詳
若林謙三	〃	〃
奥野薫治	〃	〃
二宮深造	〃	〃
依田幸平	〃	〃
内藤信春	〃	〃
近藤勝信	〃	〃
深沢清重	〃	〃
若林市造	〃	〃
高野和平	〃	〃
長沢桂之	〃	〃
依田喜則	〃	〃
長沢信義	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
依田政重	〃	〃
近藤宗五郎	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
内藤八十八	〃	〃
原田文治郎	〃	〃
二宮大作	大正2・7・18	大正6・7・17
古屋彦一	〃	〃
若林牧平	〃	〃
近藤清八	〃	〃
若林亀吉	〃	〃
高野和一郎	〃	〃
依田長次右エ門	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
小林元次郎	〃	〃
小林源太郎	〃	〃

若林弘毅	大正2・7・18	死亡
伊藤丑野	〃	〃
春沢徳次郎	〃	〃
若林弘毅	大正6・7・19	〃
若林和一	〃	〃
若林松太郎	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
二宮大作	〃	〃
深沢勝太郎	〃	〃
小林米吉	〃	〃
若林亀吉	〃	〃
高野和一郎	〃	〃
内藤仲蔵	〃	死亡
若林弘毅	大正10・7・18	〃
若林孝俊	〃	〃
伊藤丑野	〃	〃
若林緑	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
高野竹次郎	〃	〃
高野繁作	〃	〃
佐野久昌	〃	〃
古屋彦一	〃	〃
内藤俊策	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
佐野東三	〃	〃
若林安造	大正14・7・18	〃
若林孝俊	〃	〃
若林緑	〃	〃
宮沢栄造	〃	〃
二宮直彦	〃	〃
佐野宇八	〃	〃

若林弘毅	大正6・7・17	〃
伊藤丑野	大正10・7・17	〃
若林松太郎	〃	〃
若林和一	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
二宮大作	大正8・4・30	〃
深沢勝太郎	〃	〃
小林米吉	〃	〃
若林亀吉	〃	〃
高野和一郎	〃	〃
内藤仲蔵	大正8・4・30	〃
若林弘毅	大正14・7・17	〃
若林孝俊	〃	〃
伊藤丑野	〃	〃
若林緑	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
高野竹次郎	〃	〃
高野繁作	〃	〃
佐野久昌	〃	〃
古屋彦一	〃	〃
内藤俊策	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
佐野東三	〃	〃
若林安造	昭和4・7・17	〃
若林孝俊	〃	〃
若林緑	〃	〃
宮沢栄造	〃	〃
二宮直彦	〃	〃
佐野宇八	〃	〃

| | | |

| | | |

山保村（三保）歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
岩崎要	明治22・7・18	明治25・7・17
保坂貞蔵	〃	明治28・7・17
伊藤金重	〃	〃
岩崎正三	明治25・7・18	明治31・7・17
岩崎正三	明治34・7・18	明治40・7・17
長田米作	明治31・7・18	明治37・7・17
望月源太郎	明治37・7・18	明治43・7・17
伊藤友規	〃	大正2・7・17
岩崎要	明治40・7・18	〃
鷹野孝一	〃	〃
伊藤友規	明治43・7・18	〃
長田永吉	〃	〃
渡辺玉次郎	大正2・7・18	大正6・7・17
望月福太郎	〃	〃
岩崎正曼	〃	〃
岩崎要	大正6・7・18	大正10・7・17
赤池市三郎	〃	〃
望月宇一郎	〃	大正14・7・17
保坂宗則	大正10・7・18	〃
鷹野喜重	大正14・7・18	昭和4・7・17
望月宇一郎	〃	〃
伊藤秀光	〃	昭和8・7・17
望月栄一	昭和4・7・18	〃
伊藤友規	〃	昭和12・7・17
望月栄一	昭和8・7・18	〃
伊藤秀光	〃	〃
赤池房吉	〃	昭和17・5・20
岩崎巌	昭和12・7・18	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤勇	〃	〃
望月教造	〃	〃
岩崎巌	昭和17・5・21	昭和22・4・29
伊藤勇	〃	〃
長田金重	〃	〃
望月栄一	昭和22・4・30	昭和26・4・23
赤池宗則	〃	〃
岩崎真人	昭和26・4・24	昭和30・3・31
望月朝治	〃	〃

下九一色村（折門・八坂）歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
小林半左エ門	明治22・7・18	明治28・7・17
小林彦右エ門	明治27・3・18	明治30・7・17
今福喜作	明治30・7・18	明治31・7・17
今福常右エ門	明治30・7・18	〃
今福勝治郎	明治34・7・18	明治40・7・17
今福喜作	明治37・7・18	明治43・7・17
今福勝治郎	明治40・7・18	大正2・7・17
小林半左エ門	明治43・7・18	〃
今福勝治郎	大正2・7・18	大正6・7・17
赤池重作	〃	〃
今福村治郎	大正6・7・18	大正10・7・17
今福喜作	〃	〃
内藤豊作	〃	〃
小林孝作	大正10・7・18	大正14・7・17
今福村治郎	〃	〃
今福村治郎	大正14・7・18	昭和4・7・17
赤池仙三	〃	〃
今福喜一郎	昭和4・7・18	昭和8・7・17
内藤増吉	〃	〃

下部町歴代議会議長

氏名	就任年月日	退任年月日
依田守勝	昭和31・9・30	昭和32・9・29
堀内卓三	〃 32・10・4	〃 35・10・16
望月脩一郎	〃 35・11・8	〃 36・9・29
佐野喜光	〃 36・10・2	〃 37・9・29
赤池好臣	〃 37・9・29	〃 38・10・11
日向英治	〃 38・10・11	〃 40・1・9
石部源治郎	〃 40・1・9	〃 40・9・29
岩松正清	〃 40・10・4	〃 44・4・28
赤池信一	〃 44・4・28	〃 44・9・29
小林最将	〃 44・10・4	〃 47・2・24
馬場孫一朗	〃 47・2・24	〃 48・9・29
伊藤真一	〃 48・10・4	〃 50・6・28
草間克六	〃 50・6・29	〃 52・9・29
土橋精一	〃 52・10・1	〃 55・9・17
望月幸男	〃 55・9・17	

氏名	就任年月日	退任年月日
小林孝作	昭和4・7・18	昭和8・7・17
今福喜一郎	昭和8・7・18	昭和12・7・17
内藤幸作	〃	〃
小林順之助	〃 12・7・18	〃 17・5・20
今福秋太郎	〃	〃
今福富義	〃 17・5・21	〃 22・4・29
赤池仙三	〃	〃
小林孝	〃 22・4・30	〃 26・4・23
今福嵐幸	〃	〃
小林金吉	〃 26・4・24	〃 29・11・2
今福嵐幸	〃	〃
赤池清重	〃	〃

下部町歴代副議長

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池登	昭和31・9・30	昭和32・9・29
望月脩一郎	〃 32・10・4	〃 35・11・8
赤池信一	〃 35・11・8	〃 36・9・29
赤池久男	〃 36・10・2	〃 37・9・29
渡辺賢三	〃 37・9・29	〃 38・10・11
石部源治郎	〃 38・10・11	〃 40・1・9
岩崎巌	〃 40・1・9	〃 40・9・29
渡辺清	〃 40・10・4	〃 42・8・31
上田昌蔵	〃 42・9・2	〃 44・4・28
池田繁治	〃 44・4・28	〃 44・9・29
日向三郎	〃 44・10・4	〃 47・2・24
土橋精一	〃 47・2・24	〃 48・9・29
二宮英男	〃 48・10・4	〃 50・6・28
伊藤郁郎	〃 50・6・28	〃 51・6・19
日向謙	〃 51・6・22	〃 52・9・29
磯野武一	〃 52・10・1	〃 55・9・17
小林正吾	〃 55・9・17	

下部町歴代議会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
依田守勝	昭和31・9・30	昭和32・9・29
渡辺義一	〃	〃
小林義輝	〃	〃
北条貢	〃	〃
堀内政人	〃	〃
佐野逸策	〃	〃
渡辺健一	〃	〃
磯野薫	〃	〃

| | | |

| | | |

| | | |

望月幸男	昭和52・9・30	現在	
渡辺貢	〃	〃	
磯野武一	〃	〃	
石部一夫	〃	〃	
樋川恒雄	〃	〃	
草間克六	〃	〃	

第六節　庁舎等の竣工

下部町役場の庁舎は昭和三十一年九月三十日、一町三か村合併の際、旧下部町役場を新町役場と定めたもので同日付町の告示で「下部町役場を常葉一、〇二五番地、同久那土支所を三沢一八番地、古関支所を古関一四三番地、共和支所を下田原一、六二三番地に設置する」と定めた。

常葉所在の本庁は明治二十四年十二月二十二日付県指令第一〇八九号を以て認可、富里村役場として新築以来約七十年を経たもので、老朽甚だしくその上合併による職員の増員、事務量の増加は必然的に庁舎の狭隘を来たし、改築の必要を認めながらも持寄り赤字に苦しみ、財政自主再建団体として更生の道を歩んでいる町としてはそれもできず、一時の便法として役場の分室を設ける等の措置を講じていたが、合併以来五周年が近づくに従ってようやく改築に踏み切る事となり、昭和三十三年三月新庁舎建築案を議定し、昭和三十三年度予算に一、二〇〇万円を計上し、その内第一年度は取りあえず敷地の買収と整地のみとして工事を開始するに至った。

続いて工事を進めようとしたが、国庫補助金及び起債額の確定が遅延したため工事は三十四年度に繰り越さねばならない状態になった。越えて三十四年三月二十四日いよいよ工事の指名競争入札を執行しその結果、甲府市三井建設株式会社に請負金額一、〇三三万円を以て落札、契約を締結し以来鋭意工事の完成に努力した結果同年十月木造二階建かわらぶき、敷地面積一、八三七平方メートル、建面積一、一〇九平方メートルの立派な庁舎が完成した。よって十月十六日工事監督者春日建設社長立ち会いの上竣工検査を完了。昭和三十五年十月七日下部町々制祭を執行するにあたり併せて庁舎の竣工式を挙行する運びになった。

これについて昭和三十五年九月二十九日の町議会で磯野町長はそのよろこびを次のように語っている。

「待望久しかった新庁舎も各位を始め町民の皆様の絶大なる御尽力を頂き見事に完成し、心配された寄附金もおかげ様で漸く予定通り進捗しておりますので、合併記念として町制祭並びに庁舎竣工祝賀式を十月七日午前十時から挙行したい。予算は五十二万円の乏しい財源でありますが町ぐるみの有意義な式典といたしたく計画しております」と。

このようにして完成した庁舎であるが、その後現在までにこの庁舎は二回に及ぶ拡張工事が施された。すなわち第一回は昭和四十七年で裏側へ拡張して階上に議会事務局・議員控室・便所を新築し、階下に町長室と事務室をいずれも拡張。これによって建築以来十数年を経て生じた事務処理や議会活動における支障を取り除く事ができた。

更に第二回として昭和五十三年表側へ玄関の拡張・町長室・出納室・町民待合所を新設した。この改造は住民の利便とサービスの向上を図るべく計画されたもので、よりはいりやすい役場として窓口事務の充実・待合所に自動給茶機を設置しての住民へのサービス、更には町長室・出納室を前面に設けて住民との親密度を深めようとするものである。この改造費は設備費を含めて九二七万円を要した。

庁舎の使用状況については現在（昭和五十五年八月）一階が町長室・応接室・総務課・税務課・経済課・民生課・企画観光課・保健衛生課・農業委員会事務局・出納室・土木課・宿直室・用務員室・更衣室・町民待合所・便所・玄関・消耗品保管庫等で、二階は議場・議員控室・議会事務局・教育委員会事務局・町誌編さん室・和室・便所・書庫等である。

久那土支所は旧久那土村役場として明治三十一年三沢の民家を買収の上

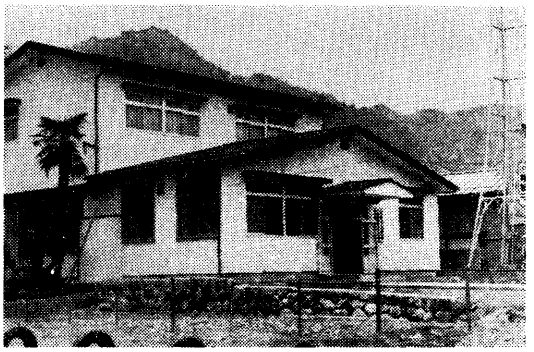

役場　久那土支所

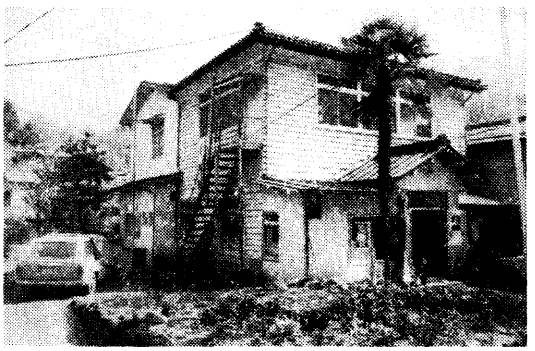

役場　古関支所

移築したものであるが、昭和十一年七月小学校と同時に改築したものを更に昭和四十七年三月地区公民館を併用のため改築したのである。工事請負人は松井組工友株式会社で請負金額は八一〇万円、財源は県補助金一四〇万円。其の他自己負担で工事施工内容は講座室・調理実習室・図書室・娯楽室・事務室・便所・書庫・倉庫・その他で合計二七四・三二平方メートル木造二階建、長尺亜鉛メッキ鋼板かわら棒葺カラー。備品としてはカラーテレビ・図書・マッサージ機・囲碁・将棋用具・料理実習用具等をそなえ、これの完成によって久那土地域住民のより所であり、社会教育推進の場として町でも講座・展示会・実習等の計画を立て地域の人々の生活の向上をはかっている。

古関支所は旧古関村役場として従来旧道沿いに建設してあったが、役場の裏側に県道が開通し、旧道は廃道になったため同一敷地に昭和二十五年改築したものである。

昭和四十六年五月、町は社会教育推進の場としての公民館が長期総合計画により順次建設される事になっているので、その第一期計画として赤池工務所（所長赤池文夫）の請負により地区公民館併用の目的で古関支所を大改造した。その規模は一階が八〇・一二三平方メートル、二階が六六・一〇二平方メートル、木造二階建、長尺カラートタンぶきの部分とかわらぶきで、要した費用は四五二万円である。

この公民館の施設内容は一階が玄関・事務室・宿直室・押入れ・便所・談話室・倉庫・娯楽室・調理実習室・台所で、二階は会議室・戸棚・押入れ・講座室等で談話室にはカラーテレビ・マッサージ機、会議室には卓球台、実習室には瞬間湯沸かし器などを取り揃え、老若男女を問わずだれでも気軽に立ち寄り憩いの場としても利用できるようになっている。

共和支所は旧共和村役場であったが昭和三十三年四月一日旧共和村の内下田原・宮木の二部落は下部町を離れて南巨摩郡中富町へ編入したため上田原は久那土支所へ、同じく一色は本庁へそれぞれ所属する事になり、共和支所はこの日限りで業務を停止し支所は廃止になってしまった。廃止された支所の建物はしばらく閉鎖されたままになっていたがその後中富町へ払い下げた。

第七節　名誉町民制度と名誉町民

本町に居住する者、または縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術・技芸、その他広く社会文化の振興に、また、地方自治の進展に貢献しその功績が卓絶で、町民の尊敬を受ける者に対し、下部町名誉町民の称号を贈るため、昭和五十一年三月二十二日条例第二号「下部町名誉町民条例」を制定し、同五十四年十二月施行規則が定められた。

この名誉町民条例は

（目的）

第一条　この条例は、広く社会文化の進展について功績があった者に対し、その功績をたたえ、町民敬愛の対象としもって下部町における社会文化の興隆に資することを目的とする。

（称号）

第二条　本町に居住する者若しくは本町に縁故の深い者で公共の福祉を増進し、学術、技芸、その他広く社会文化の振興又は地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、町民の尊敬を受ける者に対しては、この条例の定めるところにより下部町名誉町民の称号を贈る。

2　名誉町民には、名誉町民章を贈るものとする。

第三条　名誉町民は、町長が町議会の同意を得て選定する。

（功績の公表）

第四条　名誉町民の功績については、公表し、顕彰する。

（待遇及び特典）

第五条　名誉町民に対しては、次の待遇及び特典を与えることができる。

一　町の公の式典への参列

二　本人の生活に対する便宜の供与又は援護

三　死亡したときは、相当の礼をもってする弔慰の表明

四　功績碑、記念碑の建立

五　その他町長が必要と認める特典

（称号の取り消し）

第六条　名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、町民の尊敬を受けるにふさわしくないと認められるときは、町長は町議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。

2　前項の取り消しを受けた者は、その日から第五条の規定により与えられた待遇及び特典を失う。

（規則への委任）

第七条　この条例の施行に関し必要な事項は規定で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

次に施行規則を記述すれば

下部町名誉町民条例施行規則

（昭和五十四年十二月十三日規則第十号）

（目的）

第一条　この規則は、下部町名誉町民条例（昭和五十一年下部町条例第二号。以下「条例」という）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（推挙調書の作成）

第二条　町長は名誉町民を推挙するときは、次の事項を記載した推挙調書を作成し、せん考委員会において協議するものとする。

一　職業、氏名、生年月日

二　出生地、本籍、現住所

三　推挙に該当すると認められる事項

四　性質、思想、宗教、品行及び平素の行状

五　生計の状況及び財産の程度

六　信望の程度

七　賞罰（賞にあっては受賞の種類）

八　経歴の大要

九　その他参考となる事項

（せん考委員会）

第三条　せん考委員会は、町長及び名誉町民推せんの都度町長が委嘱する委員をもって構成する。

2　せん考委員会の会長は町長とし、会議の議長となる。

（推挙の通知）

第四条　町長は、条例第三条の規定により名誉町民推挙について議会の同意を得たときは、すみやかにその旨を本人に通知するものとする。

（功績の公示）

第五条　推挙された名誉町民の功績については、下部町公報で公表する。

2　名誉町民の顕彰式は、町制施行記念日等に併せて行なう。ただし、特別の事

由がある場合はこの限りでない。

（称号の贈与及び登録）

第六条　名誉町民の称号の贈与は、顕彰状（第一号様式）によるものとする。

2　名誉町民に推挙された者は、名誉町民台帳（第二号様式）に登録するものとする。

（名誉町民章）

第七条　名誉町民には、名誉町民章（第三号様式）を贈る。

2　名誉町民章は、本人に限り終身はい用し、何人にも貸与することはできない。

3　名誉町民章は、じゆをもって胸部中央にはい用するものとする。ただし、略章を用いることができる。

4　名誉町民であった者の遺族は、これを保存することができる。

（称号の取消し）

第八条　名誉町民が、条例第六条の規定により称号の取消しを受けたときは、名誉町民章を返納させるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

第一・二号様式省略

町長が候補者を議会に推挙するには、前記規則によりその都度名誉町民せん考委員会（昭和五十四年十二月十七日開催、委員六名）でせん考し、昭和五十四年十二月定例町議会において、下部町名誉町民を選定する議案（議案第七〇号同七一号）が提出され、太田公・上田美枝の両氏が万場一致の賛成を得て、本町初の名誉町民がここに誕生した。

昭和五十五年三月九日午後一時から、下部町開発センターにおいて、名誉町民顕彰式が盛大に挙行された。

名誉町民二氏の略歴及び功績概要は、次のとおりである。

第3号様式

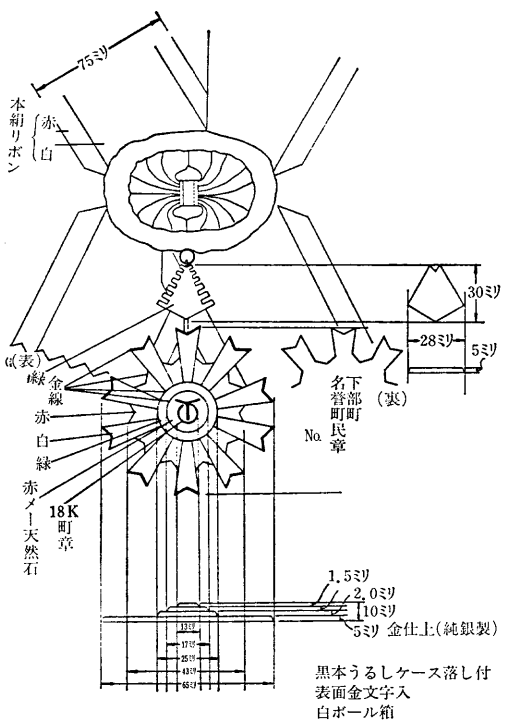

下部町名誉町民章

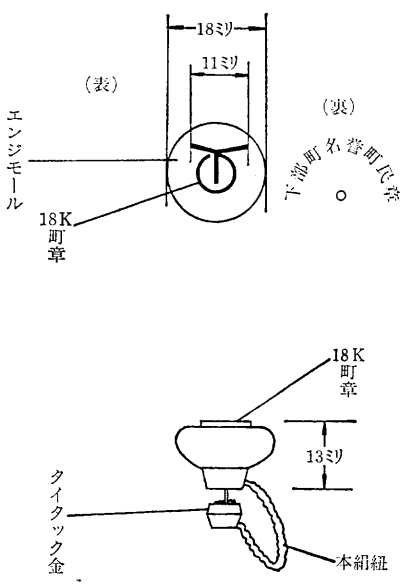

下部町名誉町民章略章

○太田　公



大田　公氏

本籍　山梨県西八代郡下部町常葉二六二二番地
住所　本籍に同じ
生年月日　明治三十七年三月三十一日
学歴
日本大学法科卒業
公職歴　山梨県議会議員　四期　山梨県議会議長
（第五十七代）
山梨県議会農務、山梨県議会運営委員会委員長
原水爆禁止国民使節として訪ソ、クレムリン宮殿においてブルガーリン首相と会見、使命を果たす。（昭和三十二年）

賞

自治功労者として全国都道府県議会議長会より表彰
県政功績者（県政一般）として山梨県知事より表彰
勲五等双光旭日章を受く　昭和四十九年四月二十九日

功績概要

山梨県議会議員としての功績

昭和二十六年四月、地域住民の期待を一身に背負い、県議会議員に初当選以来四期十六年間の永きにわたり、地方自治の振興と県政の発展に多大な貢献をなした。

この間、農務委員会委員長をはじめ、決算特別委員会委員長、議会運営委員会委員長等を歴任し、生来の敏腕をいかんなく発揮した。とくに議会運営委員会委員長としては、議員間の信頼もとくに厚く、四度にわたりその要職を務め円滑な議会運営に尽力した功績は偉大である。

さらに、昭和三十三年八月には、第五十七代議長の重職に就任し温厚寛大な性格とともに卓越した指導性を発揮し、民主的議会運営の確立と地方自治の発展に偉大なる貢献をなした。

○上田　美枝



上田美枝氏

本籍　山梨県西八代郡下部町三沢二七四番地
住所　東京都中央区日本橋横山町八番九号
生年月日　明治四十一年三月二十八日
学歴
大正十三年三月二十日　共立女子職業学校卒業
職歴
昭和　十八　年　九　月二十六日　上田嘉一郎商店店主
就任
昭和二十三年　八　月　十三　日　株式会社上田嘉一郎商店社長就任、現在に至る
昭和四十二年　七　月二十九日　上田繊維興業株式会社代表取締役、現在に至る

民間団体歴

昭和三十七年　四　月　社団法人全国発明婦人協会副会長に就任、現在に至る
昭和　十八　年十一　月　財団法人日本発明振興協会参与就任、現在に至る
昭和五十三年　七　月　財団法人上田美枝きもの資料館理事長就任、現在に至る
自昭和三十三年九月　東京組紐卸協同組合幹事就任
至同　四十　年九月
自昭和三十九年五月　東京和装細貨卸協同組合理事就任
至同　四十三年九月

賞罰

昭和三十五年　八　月　科学技術庁長官から「裁ち目なし折畳み型衣服」の考案に対し注目発明として選宣さる
昭和四十一年　九　月　紫綬褒章を受く（裁ち目なし折畳み型衣服の考案による）
昭和四十八年　五　月　紺綬褒章を受く

第八節　町章・町民歌・町の木の制定

国に国歌があり国旗があるように、町には町としての地域にふさわしい歌と町章があることは当然であり、町民感情としてこれを欲することは理の当然とするところである。

本町は合併発足以来数年を経たにもかかわらず未だこれの制定なく、他の町村では既に定められて常に佩用し愛誦されている関係上、本町でもその必要性が痛感される次第であった。

昭和三十六年八月四日公民館運営審議会の席上これが議題となり、制定については町の教育委員会及び社会教育委員会が主体となって、町広報その他回覧板等で広く町内から歌詞・図案を公募すること。締め切りは十月末日とすること。等を決定して募集を開始したところ、結果に於て応募数は町民歌五人六編、町章六人八点に過ぎないので更に締め切りを十二月末日まで延期したがその後の応募者はなかった。

よって翌三十七年二月二十一日教育委員・社会教育委員の合同会で審議の結果、県教育庁学事課指導主事秋山晴時先生に町民歌を、同橘田正光先生に町章の審査を依頼することとなった。

両先生が応募作品に就て審査をしたところいずれも採用するに足るものは無いとの結論に達した。そこで町側では止むを得ず審査員の秋山先生に町民歌の作詞を、橘田先生に町章の図案作製をそれぞれ依頼した。

二月二十三日、両先生の作品が出来上がったので改めて教育委員・社会教育委員合同会を開き、その席で別記両先生の作品を正式に下部町々民歌及び町章と決定し、町民歌については本町出身で県教育庁学事課指導主事松井美次先生に作曲を依頼することとなった。

三月四日午後二時半から下部中学校屋内体育館に於て自衛隊富士学校の音楽隊を招き、その伴奏によって下部婦人学級の皆さんの合唱で発表会を行い、更に久那土・古関両地区でも同音楽隊による演奏会が行われた。

下部町町民歌

作詞　秋山　晴時
作曲　松井　美次

一、毛無の峰の暁の星
仰ぐひとみに感激の
いま新しい朝がきて
栃代の雲もにじを呼ぶ
おお下部、下部
希望かがやくわれらの町よ

二、本栖の湖はいまもなお
神秘の夢をたたえつつ
四すじの流れうるおして
みのりゆたかな野をひらく
おお下部、下部
めぐみあふれるわれらの町よ。

三、むかし武田のつわものの
ゆかりをしのぶかくし湯も
世にあらわれて名湯の
ほまれにかおる大下部
おおわれら、われら
ふるさとのさちたたえうたおう。

（昭和三十七年三月四日制定）

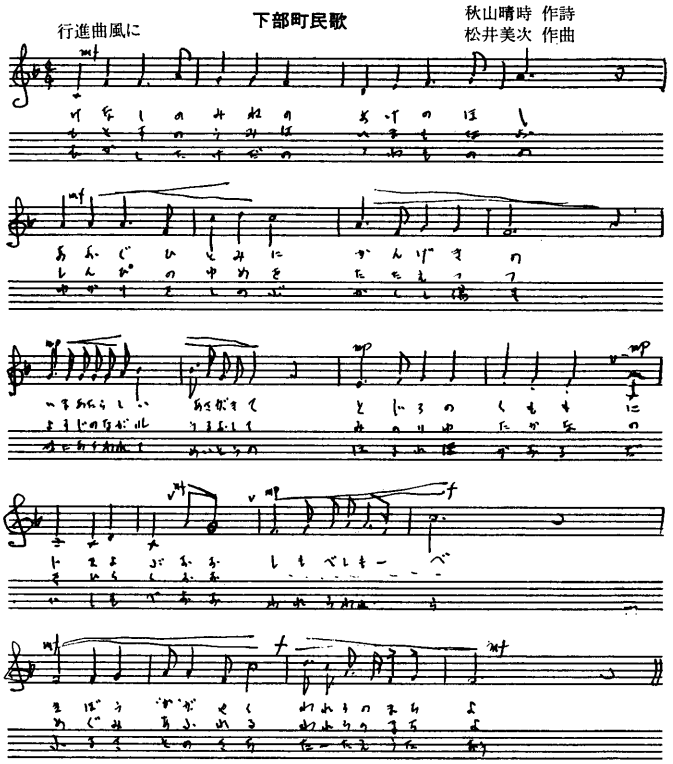

下部町章図案について。

1、考案者　山梨県甲府市住吉本町二二五五

橘田正光

2、意図

(1)　「下」の字の図案化したもの

(2)　〉は飛躍を象徴し、

(3)　◉は和と発展を意味する。

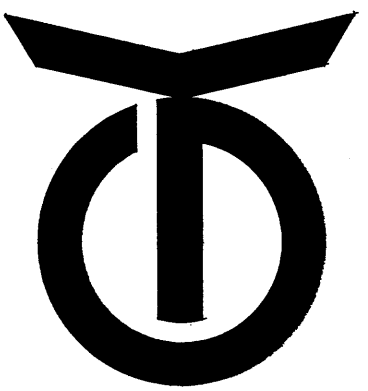

「町の木」

緑ゆたかな郷土を建設し、この中に営まれる生活と産業の調和ある発展を図るため、一般公募により「町の木」を選定し山林・公園・広場・庭園等に植え緑化思想を高揚し、山林緑化及び環境緑化と、広く緑化運動を進めるとともに観光開発にも役立てる目的で昭和四十四年四月一般町民から募集をしたところ、同月十五日の締め切りまでに多数の応募があって町民の関心の深さが如実に感じられた。

よって五月六日十五人の「町の木」選定委員が集まって種々検討の上選考をした結果、最も応募点数の多い「松」を町の木に選定することになった。応募の中には「赤松」「松」等があったが、選定委員会で検討の結果「松」と決定した。

ちなみに応募した木の種類は、松・赤松・やまざくら・かしわ・くり・かき・けやき・ひのき・かし・さくら・やまつつじ・いちょう・なら・からまつ・ヒマラヤシーダ・メタセコイヤ・つばき・せんだん等であった。

これにより五月九日、緑化推進事業の一環として常葉地内南原で植樹祭を執行し、その席上「町の木」選定発表をして入選者に賞品の授与等を行った。

第二章　町の財政

第一節　概況

一　税制改革と財政の確立

明治維新によって徳川幕府が崩壊し、徴税権が政府の手に移り、明治四年廃藩置県によって全国が政府の直轄となったので、明治政府は直ちに税制の改革に着手した。すなわち今まで年貢として各村へ割当てていた従来の物納制度を廃止し、貨幣による金納制度に改めた。改革の中心は、当時農業中心の経済のもとで租税収入の大半を占めていた地租の改正から始められた。

政府は先ず地租の改正にあたって、旧幕府時代の土地制度そのものの改革から手をつけた。封建時代の遺物である田畑の永代売買禁止を解き、近代的土地所有権を認め、地租の納税者は土地の占有者でなく、土地の所有権者とした。更に重要なことは課税の基礎が従来の収穫高を標準として課税してきたのであるが、これを地価を標準とすることに改め、作柄の豊凶によるしんしゃくは行わないこととした。しかも土地の価格は売買価格でなく収穫の収益の見積もりによる収益価格であることとされた。また従来免租地であった主要都市の市街地にも地租を課すこととしたのである。この地租改正は十年近い歳月を要した大事業であったが、これによって、始めて全国を通じて画一的な課税がなされるようになったのである。明治の初期は、地租が全税収の八〇％―九〇％を占めていて、維新当初には旧幕府時代から引き継いだ一、五〇〇種にも及ぶ雑税が存在していたのであるが、これらはしだいに整理され、酒類税など二十数種類の税目が設けられるようになった。

また地方税として、国税である地租の三分の一を限度とする地方付加税（地租割）が設けられたのをはじめ、明治十一年には地方税規則が制定され、地方税の体系も一段と整備されるに至った。

明治初期の税制の特色は、幕府時代の税制を受け継ぐなかで、これをしだいに近代税制に改めていった点にある。長い間の鎖国政策によって海外の影響を受けることのなかった旧来の税制が、資本主義経済の発達に伴って、近代国家の税制としての体裁を整えるには、幾十年の長い歳月を要したのである。

このようにして幾多の変革を経ながら、今日では体系づけられた税制のもとで、法人、個人の事業税や固定資産税等、その他法で定められた範囲内で課税徴収し、国や県、市町村自治体は、この税を財源としていろいろな自治体としての施策を行うのである。

以下昭和五十三年度における本町の一般会計当初予算（表一）についてその概要を述べてみよう（広報しもべ122号抜粋による）

二　一般会計

昭和五十三年度一般会計当初予算は、歳入歳出とも総額一一億二四七〇万円で、円高、ドル安の経済環境の中にあって、景気は依然として低迷を続けており「うるおい」と「やすらぎ」に満ちた町民生活の実現を図ることを基本に、自主財源はわずかに一七・七％という苦しい中で予算が編成されている。歳入面では（図(1)参照）町税収入などの自主財源は歳入全体の一七・七％、国、県支出金、町債などの依存財源が八二・三％で、いかに本町の財政が苦しいかがわかる。歳出面では総務費が一九・四％、農林水産業費一六・一％、民生費一三・九％、ついで土木費、教育費、衛生費、公債費、消防費、災害復旧費、議会費、諸支出金、商工費、予備の順になっている。おもな使いみちは次の通りである。

(一)　議会費

議会費は、広く町民に議会活動を報告するための議会広報の発行年四回

など、総額三、二七三万九、〇〇〇円である。

(二)　総務費

総務費は、町行政の内部管理経費、財産管理費、交通安全対策費、企画、広報活動費、町誌編さん費、徴税関係費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費など総額二億一、八五一万七、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

峡南広域計算センター負担金六〇〇万五、〇〇〇円、広報発行費一六〇万円、町誌編さん費として収集執筆者報償などに八一三万四、〇〇〇円、公有林整備事業費一五四万四、〇〇〇円、公用車車庫新設一七〇万円、農業委員会委員選挙費一三二万八、〇〇〇円などである。

(三)民生費

民生費は、心身障害者、老人などの福祉、生活保護、児童手当など、社会保障関係費総額一億五、六二二万七、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

身障者福祉手当一一四万円、社会福祉関係団体助成二四一万二、〇〇〇円、一人暮らし老人対策として愛のベル設置費六三万六、〇〇〇円、七〇歳以上の老人医療の無料化に要する経費四、〇九五万円、敬老会事業一九八万八、〇〇〇円、峡南養護老人ホーム負担金一〇五万円、児童手当一、八六〇万円、保育所運営費五、九一二万九、〇〇〇円などである。

(四)　衛生費

衛生費は、母子健康対策、結核検診、成人病対策、広域簡易水道など総額九、五六五万二、〇〇〇円で、おもなものは次の通りである。

母子栄養強化などに二二〇万二、〇〇〇円、結核検診等各種予防二七五万四、〇〇〇円、成人病対策として胃がん、子宮がん、脳卒中などの検診二四七万七、〇〇〇円、峡南衛生組合負担金二、四四七万八、〇〇〇円、広域簡易水道運営費としての繰出金四、三三八万九、〇〇〇円などである。

(五)　農林水産業費

農林水産業費は、農業委員会運営費、農業振興費、農地費、山村振興費、開発センター運営費、林業振興費、林業構造改善費など総額一億八、一〇四万六、〇〇〇円でおもなものは次のとおりである。

農業振興事業補助金一八六万四、〇〇〇円、農業基盤整備事業として国庫補助で丸畑農道舗装、県単補助で根子、北川水路工事費一、一一〇万円、山村振興事業としてやまめの養殖センター建設費四、二五〇万円、開発センター運営費六二五万九、〇〇〇円、協業体組織のしいたけ産地振興利子補給など林業振興補助一、三〇三万一、〇〇〇円、林道改良工事七〇七万円、林業構造改善事業費六、〇四二万二、〇〇〇円などである。

(六)　商工費

商工費は、商工及び観光の振興費として総額一、二五一万三、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

商工会活動補助一三〇万円、観光協会補助金三八〇万円、温泉会館繰出金三四六万五、〇〇〇円などである。

(七)　土木費

土木費は、土木管理費、道路橋梁費、住宅費、河川費として総額一億二、八六万二、〇〇〇円で、おもなものは次のとおりである。

道路橋梁維持関係工事一、四五〇万円、部落道舗装原材料支給及び補修材料六〇〇万円、部落道改良補助三五〇万円、道路新設改良工事七、三二一万円、河川維持改修関係三一三万五、〇〇〇円などである。

(八)　消防費

消防費は、総額四、八九二万五、〇〇〇円で、おもなものは峡南消防組合負担金三、一三五万円、消防団員公務災害補償組合五二九万七、〇〇〇円などである。

(九)　教育費

教育費は、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費など総額一億二、一八二万六、〇〇〇円でおもなものは次のとおりである。

小学校教育振興費一、二九六万六、〇〇〇円、スクールバス運営費二九五万三、〇〇〇円、中学校教育振興費一、〇六二万七、〇〇〇円、社会教

育事業費三三一万四、〇〇〇円、公民館費三三六万五、〇〇〇円、青少年育成推進費一四三万四、〇〇〇円、保健体育費二八〇万九、〇〇〇円、学校給食費三、二六〇万七、〇〇〇円、学校プール維持管理費三二三万九、〇〇〇円などである。

(十) 災害復旧費

災害復旧費は、台風などにより被害のあった農林水産業施設、公共土木施設災害復旧費で、総額三、三四三万五、〇〇〇円である。

(十一) 公債費

公債費は、各種施設建設のために借り入れた資金の返済で元利総額七、七七六万一、〇〇〇円である。

(十二) 諸支出金

諸支出金は、湯町簡易水道整備及び湯町下水道建設基金積立金一、五〇〇万円など、総額一、五一九万七、〇〇〇円などとなっている。

以上は款別に説明したが、この予算を性質別に見ると図(3)、(4)のとおりである。

歳入面においては、国、県からの支出金や交付税、町債などの依存財源が八二・三%を占めており、自主財源はわずかに一七・七%で、三割自治どころか一割七分自治と、本町の財政はまことに厳しいものがある。

歳出面では、人件費が三六・四%、物件費一一・一%、補助費等一〇・四%、扶助費五・九%などとなっており、これら行政経費が六四・〇%を占めており、普通建設事業費など投資的経費はわずかに二二・九%となっている。このような財政事情は、ひとりわが下部町のみならず、各地方自治体の一般的傾向であり、時代の進展に適合する自治体活動を行うためには、より堅実な財政の確立が望まれる。

三 特別会計

特別会計は、総額四億三、二一八万八、〇〇〇円で内訳は次のようになっている。

(一) 国民健康保険会計

予算総額三億六、九四一万八、〇〇〇円となっている。歳入のおもな財源は国庫支出金二億一、七五二万五、〇〇〇円、保険税一億一、五八五万五、〇〇〇円で一世帯当たりの保険税は七万四、七六五円、繰入金県支出金繰越金などである。

歳出のおもなものは、療養、高額療養、助産婦などの保険給付費、三億四、四四六万一、〇〇〇円。保険施設費三〇一万円などである。

(二) 下部温泉会館会計

五九五万五、〇〇〇円

(三) 恩賜林保護財産区会計

広野村上外九山管理会　一〇六万円

大八坂、川尻、山之神外十五山管理会　五八万六、〇〇〇円

(四) 湯町簡易水道会計

一二〇万三〇〇〇円

(五) 広域簡易水道会計

五、二四四万六、〇〇〇円

(六) 上の平簡易水道会計

五六万三、〇〇〇円

(七) 三保簡易水道会計

九五万七、〇〇〇円

第二節 税制と税収

明治維新によって、徳川幕府が崩壊したのち、政府は直ちに税制の改革に着手したことは、前節で述べたところであるが、その後も税制については幾度か改革を重ね、近年では昭和十五年の税制改革によって法人税が所得税から分離したが、この改正は戦時の要請にこたえて、税負担の均衡、税制の弾力化、簡素化を目的としたものであった。また戦後の税制は連合

昭和53年度下部町一般会計予算

第1表　歳入歳出予算

〔歳　入〕　　（単位千円）

款	項	金額
(1) 町税		168,323
	1. 町民税	50,123
	2. 固定資産税	55,636
	3. 転自動車税	2,329
	4. たばこ消費税	18,000
	5. 電気税	6,500
	6. 木材引取税	45
	7. 特別土地保有税	1,190
	8. 入湯税	34,500
(2) 地方譲与税		14,200
	1. 自動車重量譲与税	10,000
	2. 地方道路譲与税	4,200
(3) 自動車取得税交付金		11,400
	1. 自動車取得税交付金	11.400
(4) 地方交付税		574,000
	1. 地方交付税	574,000
(5) 交通安全対策特別交付金		260
	1. 交通安全対策特別交付金	260
(6) 分担金及び負担金		16,659
	1. 負担金	16,659
(7) 使用料及び手数料		4,346
	1. 使用料	2,796
	2. 手数料	1,550
(8) 国庫支出金		99,106
	1. 国庫負担金	80,423
	2. 国庫補助金	14,847
	3. 国庫委託金	3,836
(6) 県支出金		109,923
	1. 県負担金	11,801
	2. 県補助金	97,820
	3. 県委託金	302
(10) 財産収入		474
	1. 財産運用収入	474
(11) 寄付金		9
	1. 寄付金	9
(12) 繰入金		5,000
	1. 繰入金	5,000
(13) 繰越金		500
	1. 繰越金	500
(14) 諸収入		3,800
	1. 預金利子	2,000
	2. 雑入	1,800
(15) 町債		116,700
	1. 町債	116,700
歳入合計		1,124,700

〔歳　出〕　　（単位千円）

款	項	金額
(1) 議会費		32,739
	1. 議会費	32,739
(2) 総務費		218,517
	1. 総務管理費	182,273
	2. 徴税費	24,930
	3. 戸籍住民登録費	8,592
	4. 選挙費	2,152
	5. 統計調査費	283
	8. 監査委員費	287
(3) 民生費		156,227
	1. 社会福祉費	77,894
	2. 児童福祉費	78,333
(4) 衛生費		95,652
	1. 保健衛生費	27,119
	2. 清掃費	24,478
	3. 簡易水道運営費	44,055
(5) 農林水産業費		181,046
	1. 農業費	91,839
	2. 林業費	89,207
(6) 商工費		12,513
	1. 商工費	12,513
(7) 土木費		128,862
	1. 土木管理費	19,741
	2. 道路橋梁費	105,726
	3. 住宅費	260
	4. 河川費	3,135
(8) 消防費		48,925
	1. 消防費	48.925
(9) 教育費		121,826
	1. 教育総務費	18,571
	2. 小学校費	28,253
	3. 中学校費	27,426
	4. 社会教育費	8,921
	5. 保健体育費	38,655
(10) 災害復旧費		33,435
	1. 農林水産業施設災害復旧費	4,392
	2. 公共土木施設災害復旧費	29,043
(11) 公債費		77,761
	1. 公債費	77,761
(12) 諸支出金		15,197
	1. 普通財産取得費	197
	2. 基金費	15,000
(13) 予備費		2,000
	1. 予備費	2,000
歳出合計		1,124,700

昭和53年度一般会計当初予算財源分析図

単位千円

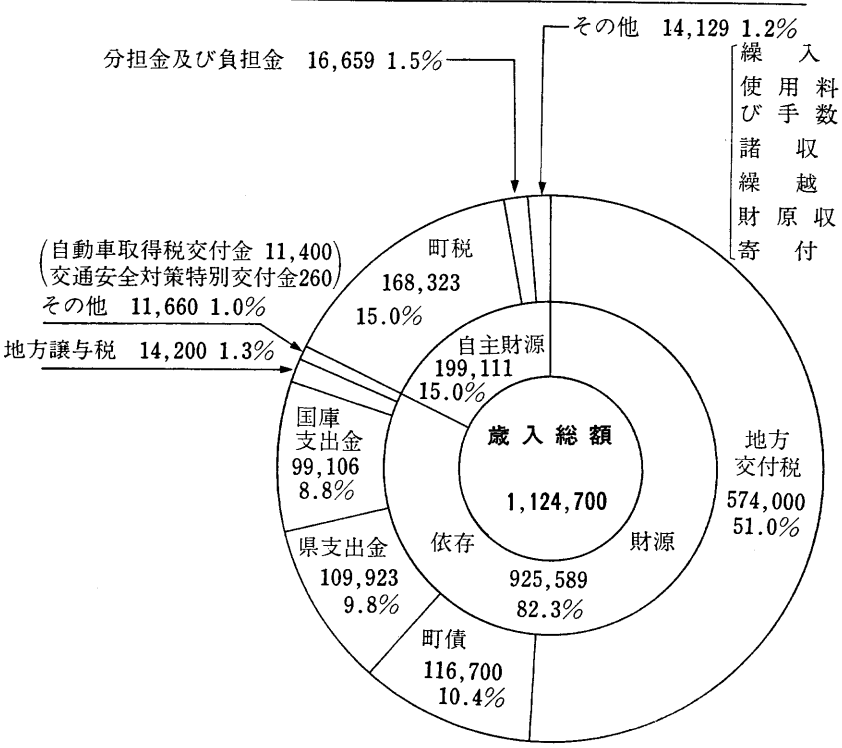

昭和53年度一般会計当初予算性質別歳出分析図

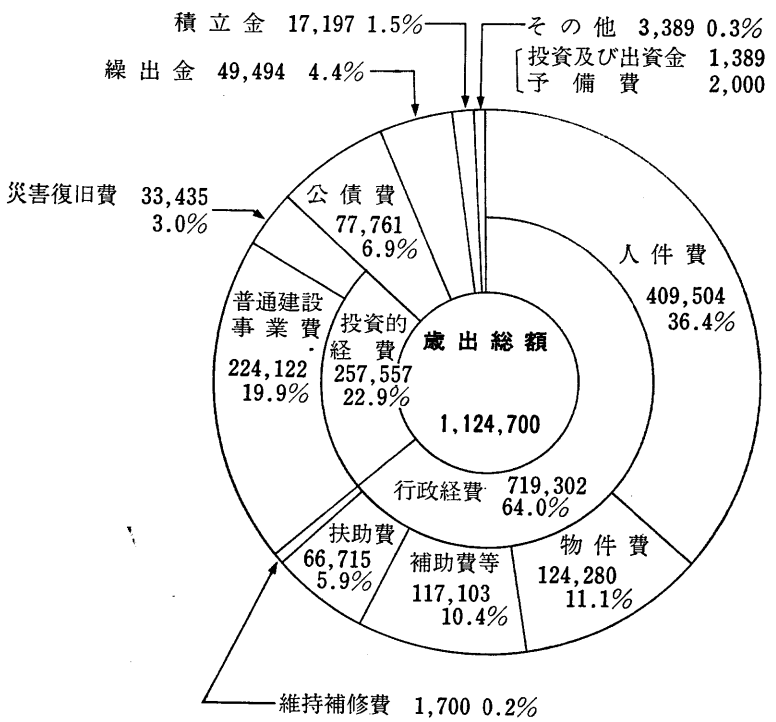

昭和53年度一般会計当初予算款別構成図

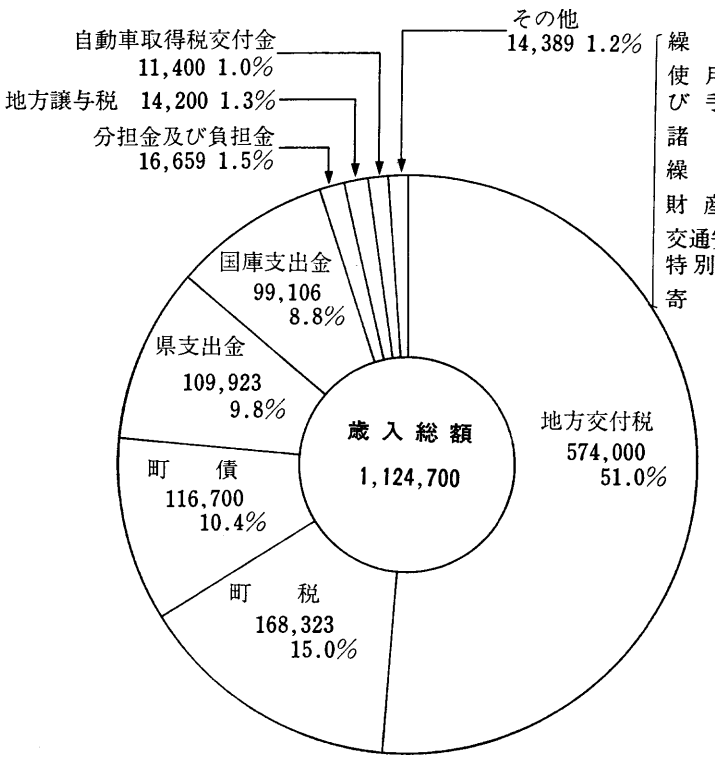

単位　千円

繰　入　金	5,000
使用料及び手数料	4,346
諸　収　入	3,800
繰　越　金	500
財　産　収　入	474
交通安全対策特別交付金	260
寄　付　金	9

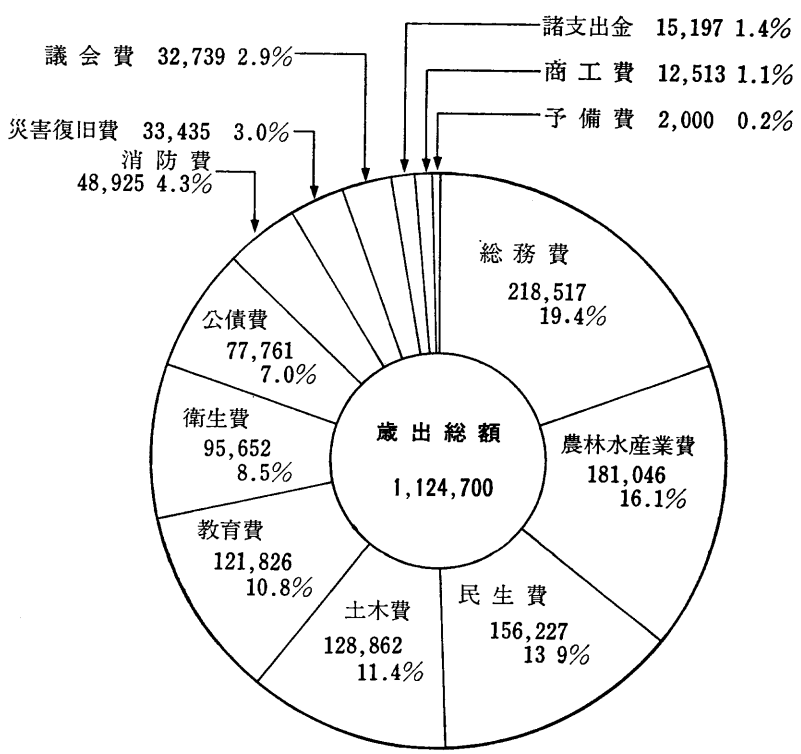

（表１）　昭和52年度町県民税所得割の税率

課税標準額の段階	税　率	速算控除額	県　民　税
30万円以下の金額	2％	0円	150万円まで2％速算控除額0円
30万円をこえ　50万円以下	3％	3,000	
50万円をこえ　80万円以下	4％	8,000	
80万円をこえ　110万円以下	5％	16,000	
110万円をこえ　150万円以下	6％	27,000	
150万円をこえ　250万円以下	7％	42,000	150万円をこえるもの4％速算控除額30,000円
250万円をこえ　400万円以下	8％	67,000	
400万円をこえ　600万円以下	9％	107,000	
600万円をこえ1,000万円以下	10％	167,000	
1,000万円をこえ2,000万円以下	11％	267,000	
2,000万円をこえ3,000万円以下	12％	467,000	
3,000万円をこえ5,000万円以下	13％	767,000	
5,000万円をこえる金額	14％	1,267,000	

◎市町民税個人均等割　　700円

⊙法人税均等割

1. 資本金額又は出資金額が１億円をこえる法人（第３項第３号に掲げる公共法人等を除く，次号において同じ）及び保険業法に規定する相互会社で市町村内に有する事務所，事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む）の数の合計数（第５項において「従業者数の合計数」という）が百人をこえるもの……税率年額80,000円
2. 資本の金額又は出資金額が１億をこえる法人及び保険業法に規定する相互会社で前号に掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が１千万円をこえ１億円以下である法人……税率年額24,000円
3. 前２号に掲げる法人以外の法人等……税率年額 8,000 円

⊙町民税法人税割　　$\frac{12.1}{100}$

⊙電気税　　$\frac{5}{100}$

⊙軽自動車税

- 5000　　650円
- 9000　　1,000円
- 12500　　1,300円
- 四輪貨物　営業　2,900円／自家用　3,300円
- 乗用　営業　5,200円／自家用　5,900円
- 農耕　　1,300円
- 二輪小型自　　3,300円

⊙固定資産税　　$\frac{1.4}{100}$　標準高　$\frac{2.1}{100}$

⊙入湯税　　１人１日に付　　100円

⊙木材引取税　　$\frac{2}{100}$

⊙特別土地保有税

保有分　　$\frac{1.4}{100}$

取得分　　$\frac{3}{100}$

⊙たばこ消費税　　$\frac{18.1}{100}$

⊙国民健康保険税

所得割　　$\frac{3.78}{100}$

資産割　　$\frac{59.26}{100}$

均等割（１人当り）7,156円

平等割　　9,398円

軍の占領下といった特殊条件にあったため、外国特にアメリカの税制の影響を強くうけた。すなわち、

(イ)　昭和二十二年の所得税の申告納税制

(ロ)　自主的地方財政の確立を図るための地方税法が改正され、国税の地方への委譲、法定独立税の採用、目的税の整備が行われ、国税の付加税制度が廃止された。

入場税や地租はこのとき、国から地方へ移管されたが、その後入場税だけは、昭和二十九年に国に復帰したが、長い歴史を経てきた地租はついに国税から姿を消し、現在の市町村税、即ち固定資産税へ統合されることになった。戦後日本経済は異常な速度で急激な変化をもたらし、加えて社会情勢の混乱から税務行政の執行も困難を極めたため、税制の根本的改革と税務行政の改善をはかることを目的として、アメリカのシャウプ博士を団長とする税制使節団が来日し、日本税制の改革について、いわゆるシャウプ勧告が出され、これに基づいて、昭和二十四年から二十五年にかけて税制の改革が行われ、それが法律化され昭和二十五年から実施された。

改革のおもな点は

一、直接税に重点をおき、所得税、法人税、相続税などに大幅な改正がなされ、間接税はできるだけ軽減または廃止する方向が打ち出された。

二、戦後の異常なインフレに伴い資産の再評価を行い、課税の適正をはかった。

三、所得税、法人税に青色申告制度を採用し、税務行政の民主化に力を入れた。

四、生産増強や事業投資、資本蓄積などを促進し、個人及び法人の課税を適正ならしむるため租税特別措置法を設けた。

昭和二十七年わが国は連合国と平和条約を結び、独立国家として経済も次第に安定してきたので、昭和二十六・二十七年には、減税を目的とした税制の改正が行われ、またシャウプ勧告によって改革された税制についても、その後の情勢の変化に対処するための反省がなされ、これに基づく修正が行われた。更に昭和三十七年には国税通則法が公布され、国税に関する処理手続きが整理されるとともに、直接税以外にも、申告納税制度が導入され、国、地方の税源配分の一環として、県民税、所得割の改正などが行われた。

昭和五十三年度の税目別税率を見ると次のとおり（表2）である。

（表2）　市町村税一覧

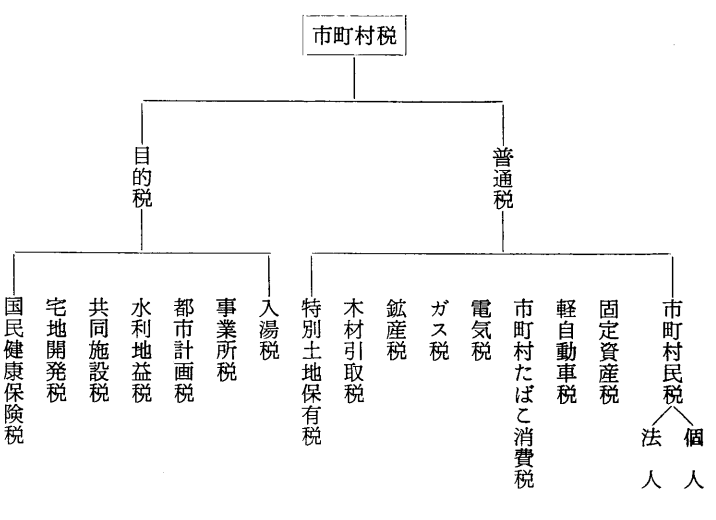

本町合併以来の税別税収の推移は、次のとおりである。（表3）

（表３） 一般会計税別（町税）税収の推移 （単位千円）

税別／年度	町民税	固定資産税	軽自動車税	たばこ消費税	電気税	入湯税	特別土地保有税	木材引取税
32	4,781	10,539	423	2,371	1,361	617		331
33	3,789	12,235	83	2,853	1,428	571		138
34	4,295	13,214	120	2,850	1,369	1,184		131
35	4,490	12,515	182	3,060	1,611	1,066		100
36	4,436	12,533	274	3,314	1,544	1,228		57
37	5,086	13,873	426	4,059	1,947	1,292		77
38	5,682	15,192	492	4,465	1,755	1,355		0
39	5,399	16,345	820	5,730	1,791	1,346		135
40	5,582	16,327	864	5,883	1,896	1,306		154
41	5,899	17,018	990	6,309	2,346	1,300		24
42	7,528	20,682	1,207	9,095	2,806	1,299		13
43	8,518	24,923	1,238	8,900	2,996	1,518		113
44	8,937	25,020	1,505	10,647	3,430	1,827		300
45	10,606	26,542	1,776	11,048	3,979	3,739		107
46	15,992	29,472	1,855	12,128	4,196	8,072		48
47	22,003	32,073	2,022	13,687	4,911	9,022		41
48	27,255	37,335	2,186	14,519	5,180	10,870		45
49	38,049	44,432	2,186	15,264	6,125	10,191	24	140
50	43,819	49,740	2,126	15,618	5,518	23,406	1,620	225
51	53,188	54,291	2,678	17,288	6,800	26,918	1,599	46
52	66,192	63,307	2,656	23,750	7,811	28,170	1,575	176
53	75,075	69,331	2,818	25,160	8,280	39,050	1,148	209

（注）昭和32年度軽自動車税は自転車荷車税
昭和48年度地方税法の一部改正により特別土地保有税創設

（表４） 昭和53年度町民税負担の状況（当初予算）

区分／税別	昭和53年度町民の税負担		1人（1世帯）当り負担額		説明
1. 町民税	個人	46,832,000	一般町民1人当り	5,649	
	法人	3,291,000	法人その他1人当り	53,080	
2. 固定資産税	個人	23,730,090	一般町民1人当り	2,862	
	法人	24,047,910	法人その他1人当り	387,869	
	交付金納付金	7,858,000	交付金・納付金		
3. 軽自動車税		2,329,000			1,810台 他に非課税41 減税5
4. 国民健康保険税	（調定額）	117,531,000	国保加入1世帯当り	74,765	国保加入世帯(1572世帯)

昭和53年4月1日（現在）	
世帯数	2,238
人口	8,290
法人数	62

第三節　財政規模の推移

昭和二十四年アメリカのシャウプ博士を団長とする税制使節団の来日があって、同使節団は、日本税制の改革について、いわゆるシャウプ勧告を発表し、この勧告に基づいて、昭和二十四年から二十五年へかけて税制の改革が行われた。この改正の主なものはおおよそ次のようなものである。

(1) 平衡交付金制度が設けられた。

(2) 税制全体を通じて直接税に重点をおき、間接税はむしろ軽減、廃止する方向が打ち出された。

(3) 所得税、法人税に申告納税制を採用し、税務行政の民主化に力を入れた。

これらの改革のうち(1)の平衡交付金制度は現在地方交付税として歳入源の大きな柱となっており町の財政を支えている。以下このことについて簡単に触れてみよう。

㈠　地方財政平衡交付金（以下交付金という）は町の運営に必要な経費を国が定めた一定の算式によって算出した基準財政需要額と、町の財政力を国が定めた基準によって算出した基準財政収入額を比較し、基準財政収入額が基準財政需要額に満たない場合、その不足額を交付し、それぞれの自治体の財政力の均衡をはかりもって健全なる自治体を育成強化しようとしたものである。

㈡　この制度は昭和二十五年から実施されたもので昨年度すなわち昭和

（表５）　下部町財政規模の推移

（単位千円）

年　　度	歳入決定額	歳出決定額	繰　越　額
昭和31年度	28,341	53,805	△　25,464
32	69.356	94.735	△　25,379
33	68.057	92,968	△　24,911
34	79,097	96,090	△　16,993
35	91,948	105,173	13,225
36	88.241	94,106	5.865
37	98,153	89,281	8,871
38	116,682	101,760	14,922
39	163,554	145,243	18,311
40	178,371	168,960	9,411
41	230,689	288,527	2.162
42	296,418	293,992	2,426
43	341,369	324,451	16.918
44	352,683	328,464	24,219
45	397,881	381,893	15,988
46	487,515	456,849	30,666
47	662,979	637,294	25,685
48	668,734	634.539	54,195
49	880,995	843,168	37,827
50	993,331	998,456	4,875
51	1,052,194	1,045,862	6,332
52			
53			

合併時（昭和31年度）

久那土村	6,328	9,716	△　3,388
古関村	7,367	6,980	387
下部町	11,391	28,304	△　16,913
共和村	3,255	8,805	△　5,550
合　　計	28,341	53,805	△　25,464

（表６）　下部町における地方交付税の推移

（単位千円）

年度	財政需要額	財政収入額	交付基準額
昭和35年度	39,014	12,931	26,083
36	47,538	13,282	34,256
37	57,466	15,603	41,863
38	67,042	18,143	48,899
39	81,385	21,130	60,255
40	89,758	22,915	66,843
41	97,407	24,328	73,079
42	113,514	27,548	85,966
43	136,893	33,932	102,961
44	167,091	36,498	130,593
45	200,259	42,082	158,177
46	235,243	49,088	186,155
47	304,582	57,466	247,116
48	382,667	69,513	313,154
49	499,254	92,267	406,987
50	540,231	99,802	440,429
51	588,747	118,783	469,964
52	660,907	134,319	532,588
53			

五十二年度を例にとればこの年算出した財政需要額は、六億六千六百九十万七千円で基準財政収入額が、一億三千四百三十一万九千円なので、需要額に対して収入額が五億三千二百五十八万八千円不足するので、その不足額が交付された。

本町は、昭和三十一年九月三十日、町村合併促進法にもとづき、旧下部町（昭和二十九年四月一日、富里村を下部村と改め同日、町制を施行、下部町と称す）旧久那土村、旧古関村及び、旧共和村（昭和三十三年四月一日、旧共和村のうち、下田原、宮木が分町して中富町へ編入）が合併して、本町の総面積は、一三〇・七六平方キロメートル、となり西八代郡下随一の広汎な、新下部町となったが、その面積の八一・五％を山林で占められ、わずか四八％の地域が耕地及び宅地となり、集落が、常葉川、反木川、三沢川、流域とその山間部に点在している。このような宿命的な立地条件のため、町は特定の資源にも恵まれず、財政収入基盤は、極めて貧弱である。しかしながら年ごとに向上する行政水準に伴う財政需要は、増加の一途をたどり、町税も経済成長に伴い、自然増収があるとはいえ、一般財源の町税に占める比率は年ごとに低下し、国や県に対する依存財源が高率を示している現状である。本町が合併した昭和三十二年度以降の財政規模を歳入、歳出決算額で見ると、表(5)（下部町財政規模の推移）のとおりで、五年後の昭和三十七年度には、歳出決算額は合併当時よりやや低いが、十年後の昭和四十七年度には三・一一倍に、その後わずか四年後の昭和五十一年度には一一・〇四倍という実に驚異的な財政規模の膨張振りである。

このことは、ひとり我が下部町ばかりでなく、国、地方を通じて、一般的傾向であり、自主財源に極めて乏しい本町では、地方交付税に大きく依存しなければならない現状である。ちなみに本町の昭和三十五年度から五十三年度までの交付税の推移を示すと次のとおりである。（表６）

終戦後、昭和二十二年五月三日、新憲法と同時に施行された地方自治法は、市町村自治体の民主化への全面転換を示したもので、つまり市町村自治体の自主制及び自主性が認められ、住民生活に密着した事柄については、原則として、住民自からの手で処理運営されるものとされた。その結果市町村自治体の行政事務は、質、量とも増大した。自治体の健全なる行政運営は、財政の確固たる裏付けを得て、はじめて十分な活動を推進することができるのであって、地方自治の確立は、健全なる財政に、その命脈を託しているといっても、決して過言ではない。また一方、国の施策の大きな柱である「社会保障制度の充実」の叫ばれるなかにあって、民生費の増加、また、小、中学校の教育水準の向上をはかるための教育振興費、遠距離通学児童生徒のための、スクールバスの運営及び維持費、学校給食費など、教育予算の町財政に占める割合は、年ごとに増える傾向にあり、また、総務費も、行政事務の多様化の中にあって、事務処理機構の整備に伴な

う、峡南広域センター負担金、広報発行費、町誌編さん費、職員給与費など、また農林水産費は、山村振興事業費として、ヤマメの里センター建設、林道改良工事、林業構造改善事業など、その他土木、保健衛生費等においても、町財政を圧迫する要因は枚挙にいとまがない。

このような厳しい財政事情の中にあって町当局は少ない予算でより効果的な行政活動を行い常に住民奉仕の向上に意を用いているのである。

第四節　町の財産と起債

一　町の財産

町で所有している財産を公有財産という。公有財産は町が行政事務、または事業を行ううえで直接使用することを目的とする本庁舎、支所と町民が共同利用に供することを目的とする公共用財産と、普通財産とに分けられる。開発センター、製茶工場、小・中学校、公民館、診療所、公営住宅、巡査駐在所、広域簡水、青年の家等がこれにあたる。

また普通財産とは前二者以外の財産をいい、分校跡、林野、その他の土地をいう。

本町の町有財産は別表のとおりである。

二　起　債

起債を地方債と一時借入金とに分ける。

(イ)　地方債

地方公共団体が第三者から資金の借入れを行い長期にわたってその債務を返済する借入金をいう。地方債は資金を借入れた年度には、その事業の遂行のための財源として繰り入れられるが翌年度以降には債務として償還しなければならないので、住民には負債として負担がかかる。したがってみだりに財源を地方債に依存しての事業は好ましくなく、極力これを抑えて、毎年度通常の財源をもって賄うよう町の健全財政を図ることが望ましい。

(ロ)　一時借入金

地方公共団体が一時的に歳計現金に不足を生じた場合、その不足額を補う目的をもって一時借入をする借入金をいう。この借入金の償還は当該会計年度内にこれを行い、翌年度にはその債務を繰り越さない。したがって地方債とは異なるものである。

本町における地方債の状況はつぎのとおりである。

1.　公有財産（昭和54年３月末日現在）

(1)　土地及び建物

区分			土地	建物		
			（地積）	木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積
本庁舎			1,837㎡	1,052㎡	245㎡	1,297㎡
支所		2	614	139		136
公共財産	開発センター		1,702		1,410	1,410
	茶加工場				215	215
	小中学校	7	46,879	12,391	1,984	14,375
	学校プール	3	4,615	70	130	200
	古中寄宿舎		448	315		315
	公民館	2	504	420		420
	保育所	5	5,203	1,980		1,980
	診療所	3	463	173		173
	古関分駐所				87	87
	消防機庫及詰所		132	30	54	84
	役場前駐車場		373			
	公営住宅		2,907		819	819
	温泉会館		1,067	496	76	572
	巡査駐在所	2	288			
	民宿集会所			109		109
	水防倉庫			132		132
	広域簡水		2,276		597	597
	湯町簡水				18	18
	上之平簡水		52		21	21
	三保簡水		106		59	59
	清沢簡水		72		20	20
	木喰保管庫				10	10
	青少年の家		829	314		314
普通財産	分校跡地		4,445	143		143
	林野		226,109			
	その他の土地		5,892			
合計			306,813	17,764	5,745	23,509

(2)　山林（実測した個所は実測面積による）

土地の権利の区分		面積	立木の推定蓄積量	分収造林町の持分
所有		232,180㎡	701.4㎥	
分収	町有地分収造林	120,991	146.1	4/10
	私有地分収造林	230,575	313.2	6/10
計		583,746	1,160.7	

(3)　動産（船舶，浮標，浮桟橋，浮ドック，航空機等）

ない

(4)　物権

区分	現在高
鉱泉分湯権	1
計	1

(5)　無体財産権（特許権，著作権）

ない

(6)　有価証券

区分	現在高
割引電信電話債券	5,110千円
計	5,110

(7) 出資による権利

区　　分	現　在　高
山梨県農業信用基金出資金	1,700千円
山梨県信用保証協会出資金	4,400
山梨県家畜，畜産物衛生指導協会出資金	100
計	6,200

(8) 物　品

区　　分	現　在　高
普通自動車（バンを含む）	11台
軽自動車	1
スターールバス	1
ブルドーザー	1
普通ダンプカー	1
消防ポンプ自動車	2
小型動力ポンプ	34
小型動力ポンプ積載車	27
単車	6
電子リコピー（印鑑登録事務用）	3
複写機	2
印刷機	2
ピアノ	10
映写機	6
金庫	4基
録音拡声装置一式（議場）	一式
ビデオテレビ一式	1
緊急時間ろ水機	1

(9) 債　権

ない

(10) 基　金

1. 財政調整基金

区　　分	現　在　高
現金	126,508千円

2. 国民年金基金

区　　分	現　在　高
現金	6,000千円

3. 土地開発基金

区　　分	現　在　高
現金	12,908千円
不動産 土地 原野	10,543 (994.57㎡)
合計	23,451

4. 湯町簡易水道整備及び湯町下水道建設基金

区　　分	現　在　高
現金	28,500千円

5. 学校建設基金

区　　分	現　在　高
現金	37,627千円

3. 地方債現在高の状況（その１）

（単位　千円）

区分	昭和52年度末現在高A	昭和53年度発行額B	昭和53年度元利償還額 元金C	利子	計 D	差引現在高 A＋B－C
1．一般公共事業債	412	6,900	94	25	119	7,218
2．一般単独事業債	22,560	15,300	990	1,546	2,536	36,870
3．公営住宅建設事業債	6,770		296	435	731	6,474
4．義務教育施設整備事業債	10,577		901	672	1,573	9,676
5．辺地対策事業債	32,606		7,721	2,046	9,767	24,885
6．産業廃棄物処理事業債						
7．災害復旧債	28,321	7,200	4,076	1,932	6,008	31,445
(1) 単独災害復旧事業債						
単独災害復旧事業債（除火災）						
(ｲ) 元利補給付小災害債						
歳入欠かん等債						
火災復旧事業債						
(2) 補助災害復旧事業債	28,321	7,200	4,076	1,932	6,008	31,445
8．一般廃棄物処理事業債						
9．厚生福祉施設整備事業債	12,599		772	931	1,703	11,827
10．公共用地先行取得事業債						
11．市町村民税臨時減税補填債						
12．退職手当債						
13．転貸債						
14．過疎対策事業債	370,396	97,500	23,626	24,710	48,336	444,270
15．国の予算貸付政府関係機関貸付債						
(1) 転貸によるもの						
(2) その他						
16．同和対策事業債						
(1) 法第10条によるもの						
(2) その他のもの						
17．減収補てん債（昭和50年度）	1,700		162	125	287	1,538
18．財政対策債	28,279		2,177	2,428	4,605	26,102
19．交付税振替分						
20．都道府県貸付金	2,700		700	175	875	2,000
21．その他	7,900	1,300		247	247	9,200
合計（1～21）	524,820	128,200	41,515	35,272	76,787	611,505
上記のうち交付公債の直轄事業負担金						

地方債借入先別現在高の状況（その２）　　（単位　千円）

区分		昭和52年度末現在高A	昭和53年度発行額B	昭和53年度償還元金額C	差引現在高A＋B－C
1. 政府資金		466,289	113,400	37,895	541,794
内訳	(1) 資金運用部	365,345	111,600	37,224	439,721
内訳	内訳 (ｱ) (ｲ) 以外のもの	352,746	111,600	36,453	427,893
内訳	内訳 (ｲ) 年金融資によるもの	12,599		771	11,828
内訳	(2) 簡易保険局	100,944	1,800	671	102,073
2. 公営企業金融公庫		7,900	13,300		21,200
3. 国の予算貸付，政府関係機関貸付（公営企業金融公庫を除く）					
4. 市中銀行		47,931	1,500	2,920	46,511
5. その他の金融機関					
6. 保険会社					
7. 交付公債					
内訳	(1) 直轄事業負担金				
内訳	(2) その他				
8. 市場公募債					
9. 共済組合（恩給組合を含む）					
10. 外国債					
11. その他		2,700		700	2,000
合計（1～11）Ⓔ		524,820	128,200	41,515	611,505
Ⓔの内訳	証書借入分	524,820	128,200	41,515	611,505
Ⓔの内訳	証券発行分				
Ⓔの内訳	うち登録債				

第三章　選挙制度

第一節　選挙制度の変遷

明治十一年に郡区町村編成法や府県会規則が施行されて、我が国の選挙がようやく制度化して来た。以来約一〇年を経た明治二十二（一八八五）年には大日本帝国憲法が発布され、これに伴って貴族院及び衆議院が設けられたので、衆議院議員選挙法が制定され、更に府県制や市制町村制も公布されて選挙制度はここに確立された。

初めは国の選挙は独立した選挙法によったが、地方公共団体の議員選挙は府県制・市制町村制等の中で決められていた。それが幾多の変遷を経て戦後公職選挙法になったのである。

衆議院議員選挙法については、明治二十二年法律第二二号で制定された時は、選挙権は満二五歳以上の日本国臣民である男子で一年以上直接国税一五円以上納め、かつ一年以上その府県に本籍を有し居住している事が条件とされていた。被選挙権については年齢が満三〇歳以上で住所の要件はないが納税は選挙人と同じである事が定められていた。議員定数は三〇〇人で一区一人の小選挙区制であった。しかし特殊の場合一区二人の例外もあったが、このような区では二人連記投票制であった。投票はすべて記名投票の形式で、候補者名の外に投票人の住所氏名を明記して捺印することになっていた。

選挙運動の取り締まりについては余り厳重ではなく、買収と暴力行為が禁じられていた程度であった。

以上のような制限選挙であるため有権者は約四五万人で総人口約四、〇〇〇余万人に対する割合は僅か一・一パーセントに過ぎなかった。

この法律は約一〇年を経た明治三十三年法律第七三号で改正になった。その要点は、納税額が従来の一五円が一〇円になった事と、被選挙人については納税要件が廃止されたので、三〇歳以上の日本国臣民たる男子にはすべて被選挙権がある事になった。もちろん一定の欠格条件はあったのだが…。この改正で議員定数は三六九人にふえた。選挙区は一区一人の小選挙区制であったのを改めて府県を単位とする大選挙区制（市部・郡部）とし、山梨県は定員五人となった。

投票の方法もこの時から無記名単記秘密投票になった。有権者数が拡大して約九八万人となったが総人口四、四〇〇万人に対してまだ二・二パーセントに過ぎなかった。

大正八年法律第一六号で又改正された。その要点は世界の情勢が普通選挙を実施している国が多く、我が国にもこれを主張する気運が盛り上って来たが、当時の原内閣は時期尚早として、その代り納税要件を一〇円から三円に引き下げた。これによって議員定数は四六四人とふえ、有権者数は三倍の三〇〇万人となった。当時の人口約五、五〇〇万人に対し五・五パーセントまでになった。選挙区は再び小選挙制を採用し東西八代・南巨摩で一区一人を選出することになった。

大正十四年法律第四七号では、選挙権・被選挙権について大幅な改正が行なわれ従来の納税資格は全廃され、日本国臣民たる二五歳以上の男子で一定の欠格事項に該当しない限りすべて選挙権を有するいわゆる普通選挙になった。この改正で選挙区は従来の大選挙区でもなく、さりとて小選挙区でもなく、我が国独特の中選挙区と称する選挙区になった。議員の定数は四六六人で、山梨県は他県に較べて県が小さいので、大選挙区の時と変りなく一県一区定員五人となった。又今回から不在者投票、点字投票制度及び立候補制度を取り入れた。

納税要件を全廃したため、有権者数は一躍一、二四〇万人となり、当時の総人口六、〇〇〇万人の約二〇パーセントに相当する数となった。

昭和二十年法律第四二号では選挙人の年齢を満二五歳から満二〇歳に、

被選挙人の年齢を三〇歳から二五歳に引下げ、この時から女子にも男子と全く同じ条件で選挙権、被選挙権を与えた。これによって、我が国も欧米先進諸国と同じ男女平等の普通選挙制度を実施した。議員定数は四六八人（含む、沖縄二人）山梨県は全県一区五人、有権者数は女子参政権者合せて三、六八〇万人（昭和二十一年四月現在）我が国の総人口七、三〇〇万人に対し約五〇パーセントに相当する。その後定数の改正が行なわれ現在（昭和五十五年一月）四七一人であるが、当分の間五一一人となっている。

一　貴族院議員の選挙

については明治十二年勅令第一一号貴族院令によって、一、成年男子たる皇族、二、満三〇歳以上の公侯爵、三、満三〇歳以上の伯子男爵でそれぞれ同爵の互選によって選ばれた者、四、国家に功労があり、又学識がある満三〇歳以上の男子で勅任された者。五、帝国学士院会員中互選された者。六、多額納税者の互選された者の六種類の者を以て組織されていた。このうち公選というにふさわしいのは、多額納税議員であったが、その選挙権は極めて制限されていたし、一面議員数も六六人に過ぎず全体の五分の一にも満たない数で、従って旧憲法下における貴族院においては、特に選挙について取り立って記する程のこともない。

二　参議院議員の選挙

昭和二十二年法律第一一号で参議員議院選挙法が制定された。参議院は日本国憲法によって、戦前の貴族院に代って設置されたもので、議員の選挙については、地方選出議員と全国選出議員とがあり、地方区では山梨県は全県一区定員二人、任期六年で半数交替という制度である。

選挙の方法については衆議院議員選挙と同様公選によって行われている。

その後、昭和二十五年法律第一〇〇号をもって公職選挙法が公布されるに及んで、参議院議員選挙法は廃止された。議員の定数は二五二人で、そのうち一〇〇人が全国選出議員で、一五二人が地方選出議員である。

三　地方公共団体の議会の議員選挙

明治十一年布告の府県会規則では、府県会議員選挙の選挙人は、年齢が二〇歳以上で一定の地域に居住している男子、被選挙権は同じ条件で二五歳以上とされ、投票は本人が投票所に出頭しなくても代人を以て投票を提出することも許されていた。

選挙区は郡区の区域で議員の任期は四年、級別はなく二年毎に半数交替であった。この規則は明治二十三年法律第三五号で改正された。その要点は被選挙人の資格をその府県において直接国税一〇円以上を一年以上納めることとし、選挙人の直接選挙によらず、郡会及び市会で選ぶいわゆる複選法を採用したので、非民主的であるとの非難が続出した。

よって明治三十三年法律第六四号では、府県制の全面改正が行なわれ、有権者の直接選挙になったが、選挙権の資格要件は従来通りで投票は単記無記名方式がとられた。

大正十一年法律第五五号によって、選挙権の要件である国税納税額の制限は徹廃され、単に府県内に於て一年以上直接国税をたとえ幾らでも納めればよいとし、被選挙権の要件も著しく緩和された。

大正十五年法律第七三号の改正では、府県内の男子たる公民がすべて選挙権及び被選挙権を有するものとして、普通選挙制度を採用と同時に、立候補制度とし、選挙運動制限、選挙運動の罰則強化等が確立されておおむね現在の制度になった。

市町村議会の議員については、明治二十一年法律第一号で定められた市制町村制によって、選挙権は年齢満二五歳以上の男子で二年以上その市町村に居住し、地租を納め又は其の他の直接国税年額二円以上納めることを必要とした。その納税額の多少によって市においては一、二、三級に分け、町村においては一、二級に分けて各級毎に定数の三分の一あるいは二分の一を選挙するいわゆる級別選挙を実施した。投票は無記名単記投票で

あった。

大正十年法律第五八号及び五九号では、選挙権の資格要件が拡張されて二年以上その市町村において市町村税を納めればよいことになった。金額の制限は廃止となったのである。これと同時に級別選挙の市における一、二、三級は一、二級に、町村では級別は廃止となった。

大正十四年普通選挙法（男子のみ）が制定され、次の総選挙から施行されることになった。

大正十五年法律第七四号及び第七五号で納税要件は廃止された。従って市における級別も廃止され、市においては候補者制度が採用され、町村は昭和十八年の改正からであった。

昭和二十一年法律第二八号及び二九号で大幅なしかも画期的改正が行われた。それは日本国憲法の発布に伴ない地方自治法が制定され、女子にも参政権が与えられたことであって、すなわち同一市町村内に三ケ月以上引き続き住所を要している日本国民で満二〇歳以上の者には、一定の欠格事項に該当しない限りすべて選挙権を、同二五歳以上の者には被選挙権を与えるというものである。

四　首長の選挙

旧憲法時代には、都道府県知事は地方長官として政府の任命による官吏であり、市町村長は市制、町村制の定むるところによって、市会及び町村会において選出したので、一般民衆とは無関係の選出方法であったが、地方自治法と公職選挙法が施行されるに及んで、何れも直接選挙によることとなった。選挙権については議員の場合と同様であるが、被選挙権については知事は年齢三〇歳以上となっている。

第二節　各種選挙の結果

衆議院議員選挙結果（選挙区東西八代南巨摩）

回数	年月日 選挙人数	得票数	当否 （は区域外	氏名
一回	明三・七・一 八六七	二九七	当	古屋専蔵
		二三五	次	依田孝
		九五		葉袋義一
			（当	八巻九万
			（当	田辺有栄
二回	明三五・二・一五 八五四	三九	当	加賀美嘉兵衛
		二八	次	古屋専蔵
		一五		依田孝
		六〇		木内信春
			（当	浅尾長慶
			（当	葉袋義一
三回	明三七・三・一 八九五	五九八	当	加賀美嘉兵衛
		二一二	次	依田孝
		六八		古屋専蔵
			（当	葉袋義一
			（当	依田道長
四回	明三七・九・一 九二八	五三三	当	加賀美嘉兵衛
		三〇四	次	広瀬鶴五郎
		三三		木内信春
			（当	石原彦太郎
			（当	依田道長

五回	明三一・三・一五 九六七	六七七 一八五	当 次 (当 (当	薬袋義一 山県昌吉 小林七郎 河口善之助
六回	明三一・八・一〇 一、〇八二	四九七 三九一 九七	当 次 (当 (当	秋山元蔵 望月小太郎 薬袋義一 斉藤卯八 河口善之助
七回	大選挙区制 明三五・八・一〇 八、二二五	二、二六九 一、六二六 一、六二一 一、四三八 一八七 二三九	当 当 当 当 次	広瀬久政 薬袋義一 望月小太郎 長沢市蔵 中島謙吉 佐竹作太郎
八回	明三六・三・一 七、八六一	一、七七四 一、七〇五 一、二六一 九五六 八八九 四四六	当 当 当 当 次	広瀬久政 望月小太郎 長沢市蔵 菊島生宜 小林七郎 佐竹作太郎
九回	明三七・三・一 六、一二三	一、四三〇 一、二一一 一、一九四 七七二 四八四 四一七 三七一 一四七	当 当 当 当 次	根津嘉一郎 広瀬久政 天野董平 望月小太郎 長沢市蔵 佐竹作太郎 乗黒直方 鷹巣清次郎

一〇回	明四一・五・一五 一三、一三九	二、三七一 二、〇五五 二、〇三六 一、九六五 一、六四二 一、三二四 七四九	当 当 当 当 次	森国造 根津嘉一郎 天野董平 手塚正次 望月小太郎 竹内友治郎 佐竹作太郎
一一回	明四五・五・一五 一一、三二七	二、八六五 二、三九五 二、〇四〇 一、八〇二 一、二七三 九三〇	当 当 当 当 次	根津嘉一郎 市川文蔵 堀内啓治 手塚正次 伊藤政重 佐竹作太郎
補欠選挙	大三・一一・二五	一一、四八五		宇佐美一宝
一二回	大四・三・二五 一一、八六〇	三、四八七 二、二七三 一、九一八 一、五八八 一、三三四 八六五	当 当 当 当 次	望月小太郎 市川文蔵 根津嘉一郎 牛田唯一 伊藤政重 大木喬命
一三回	大六・四・二〇 一一、一四九	二、二四五 一、九六六 一、八四〇 一、七七三 一、五八七 七三二 六六一	当 当 当 当 次	望月小太郎 河西豊太郎 生原忠右エ門 牛田唯一 藤田胸太郎 浅川保平 若尾璋八

補欠選挙	一四回		一五回		補欠選挙	〃	一六回	
〃七・一三・七	小選挙区制 大九・五・一〇 七、七三六		大一三・五・一〇 八、〇四一		昭二・二・二七	昭二・三・二九	昭二・七・二八	全県一区 昭三・二・一〇 一三六、二七八
	三、八五五 三、三〇六		四、八一四 二、二三四					二四、七五八 三、七四三 一八、〇六七 一五、六二九 一五、一六六 八、七八六 一、七五五 一、一四六
当	当 次 (当) (当) (当)		当 次 (当) (当) (当) (当)			当		当 当 当 当 当 次
穴水要七	望月小太郎 伊藤政重 若尾璋八 飯島信明 穴水要七 三枝彦太郎		望月小太郎 堀内良平 若尾璋八 田辺七六 竹内友治郎 藤田胸太郎		村松甚蔵	穴水要七	土屋岩保	河西豊太郎 田辺七六 大崎清作 竹内友治郎 穴水要七 高橋亀吉 早川巳之利 古屋貞雄

一七回		一八回		一九回	
昭五・二・二〇 一三八、六五八		昭七・二・二〇 一三八、四九一		昭一一・二・一〇 一三八、一九八	
二五、一三三 三二、一五八 一九、四四五 一三、〇八九 一〇、六六八 九、二〇五 五、三四八 四、〇五八 二、三四七 二九八	当 当 当 次	二四、二二四 一〇、二一五 一七、二六一 一五、六七一 一五、六三三 一一、四一四 一一、二三三	当 当 当 当 次	二四、〇五八 一六、八五九 一三、六三三 一〇、〇五〇 九、一四五 八、二六一 八、〇五八 六、三七〇 八〇	当 当 当 当 当 当 次
堀内良平 河西豊太郎 田辺七六 竹内友治郎 大崎清作 平野力三 伊藤喜重 臼井治郎 笠井重治 安藤博		田辺七六 川手甫雄 大崎清作 竹内友治郎 福田虎亀 笠井重治 堀内良平		笠井重治 田辺七六 堀内良平 今井新造 平野力三 矢崎弘 若尾金造 川手甫雄 竹内友治郎 宮川千之助	
一九、六六六	当	二六、四九一	当	一九、六六六	当
					田辺七六

二〇回			二一回		
昭三・四・三〇 一三五、八五一			昭一七・四・三〇 一三九、五三三		
一九、三三六	当	平野力三	一九、七四九	当	高野　孫左エ門
一七、四二七	当	笠井重治	一九、六三六	当	今井新造
一五、三二四	当	堀内良平	一六、四七七	当	平野力三
一三、三六四	当	今井新造	一五、九五一	当	田辺七六
一二、六三八	次		一五、一〇一	当	堀内一雄
八、七三三			八、一三一	次	白須規矩治
四、三九		川手甫雄	四、九一五		笠井重治
三、五三五		野中豊七	三、四三三		宇佐美一経
		古屋貞雄	二、七五三		古屋貞雄
		蔦木武士	二、六二三		平林太一
			一、三七〇		井上潔
			一、二三五		進藤誉造
			九三		大久保政知
一〇一、一五四	当	平野力三	二九、五三三		
六八、一四七	当	天野久			
五〇、七六八	当	樋貝詮三			
四四、一三三	当	笠井重治			
四四、〇八四	当	松沢一			
三七、七四一					
三五、四三五					
三三、二三四					
二四、一四九					

二二回			二三回		
昭三・四・一〇 四一四、〇六一			昭三・四・二五 四三九、二八九		
一六、九四五		大久保代	五八、九一六	当	平野力三
一六、七一九		矢崎朝芳	四三、七三三	当	天野久
一五、七九三		雪江雪	四三、六四七	当	松沢一
一五、六三三		大木金次郎	三九、一九七	当	鈴木正文
一〇、七八八		平林太一	三八、二四五	当	樋貝詮三
九、五五五		三枝一保	二九、〇八三		臼井治郎
六、〇三六		川手秀一	二七、四九八		笠井重治
五、四七四		内田貞良	二六、三〇四		秋山賢蔵
五、三四		望月としの			
三、八六一		古屋勤			
三、三九二		小林儀光			
二、九五七		中島高治郎			
一、六四三		田島朋晴			
一、五六一		永田耀			
一、五五三		赤池利雄			
一、四八四		中島勝太郎			
一、一五		永田三千長			
一、〇四一		星野寛			
一、〇三一		林実			
八八八		池谷矩治			
八八		田中晴夫			
六六〇		竹内秀祐			
五三一		遠藤明			

	二四回	二五回
	昭二四・一・三 四三、九九二	昭二七・一〇・一
一、一三三 二、六五三 五六三	四一、七四五 三八、六六一 三五、八三三 三一、六五五 二七、四〇三 二六、二六四 三三、四七五 二一、八四八 一五、一五八 一八、六九八 一六、六七一 一四、七四四 八、一五四 一、三五三 一、一三八	四八、九〇九 四七、一八一 四四、二九七 四三、一一七 四〇、一〇三 三九、八三六 三八、二六二 三一、三三九 一一、〇六〇 一〇、九九三 五〇六
	当 当 当 当 当 次	当 当 当 当 当 当 次
雪江 古屋 池谷 矩治 雪勤	樋貝詮三 鈴木正文 天野　久 深沢義守 小林信一 小野永雄 山田栄太郎 松沢一 秋山賢蔵 笠井重治 鈴木隆平 古屋貞雄 小野崎恵一 藤本直勤 古屋	吉江勝保 平野力三 内田常雄 荻野豊平 古屋貞雄 小林信一 鈴木正文 星野重次 深沢義守 池谷源一 亀井高義

	二六回	二七回	二八回
	昭二八・四・一九	昭三〇・二・二七	昭三三・五・三
五三、七一〇 五三、五六一 四七、九八六 四〇、七二七 三七、九二九 三六、三二四 三七、九三三 三三、八六三 一五、七二一 六四八	当 当 当 当 当 次	古屋貞雄 古屋菊男 小林信一 平野力三 鈴木正文 内田常雄 荻野豊平 吉江勝保 笠井重治 堀内文美	六九、三五四 五五、四八〇 五三、八一三 四六、三七七 四三、四二一 三三、八一〇 三〇、六二三
五六、〇三六 五六、七三五 四五、五六八 四三、九八三 四一、七四一 三三、三五九 三一、三六七 二〇、七四四 一九、八五八 四、三一三 三、一四八 一、八一六	当 当 当 当 当 当 次	堀内一雄 荻野豊平 小林信一 古屋貞雄 内田常雄 鈴木正文 安田敏雄 平野力三 島津久子 平林新一郎 志村卯三郎 堀内文美	金丸信徳 堀内一雄 田辺国雄 内田常雄 小林信一 古屋貞雄

	二九回	三〇回	三一回
	昭三五・一一・三〇	昭三八・一一・二	昭四二・一・二九
	一八〇三〇	一九七九	一九七九
	一七、四三五	一七、九五七	一七、九六四
	一七、四三〇	一七、九五七	一七、九六四
	一六、九五三	一七、〇四一	一七、〇四一
	一六、八四三	一六、九七四	一六、九七四
	一六、七一一	一六、九七四	一六、九七四
	一六、七〇〇	一六、九七四	一六、九七四
	一六、五三五	一六、九七四	一六、九七四
	一六、四九五	一六、九七四	一六、九七四
	当	当	当
	当	当	当
	当	当	当
	当	当	当
	当	当	当
	当	当	当
	次	次	次
	鈴木正文	金丸徳重	金丸信
	荻野豊平	堀内文雪	堀内一雄
	平野力三	平出栄一	田中角栄
	雪江雪美	小林信男	小林信雄
	堀内文	古屋貞雄	金丸徳重
	金丸信	金丸徳重	堀内一雄
	堀内一雄	堀内一雄	田中角栄
	小林信一	小林信一	小林信雄
	田辺国男	田辺国男	金丸徳重
	金丸徳重	金丸信	堀内一雄
	古屋貞雄	平出栄一	田中角栄
	雪江雪美	堀内文美	小林信雄

	三三回	三四回
	昭四七・一二・一〇	昭五一・一二・五
	一〇二、九五四	一〇三、九六八
	六六、二一七	七〇、〇七九
	六六、二一七	七〇、〇七九
	六六、二一七	七〇、〇七九
	四九、九〇九	六六、一四八九
	四三、八五三	五三、五五五
	当	当
	当	当
	当	当
	当	当
	当	当
	当	当
	次	次
	金丸信	鈴木強
	内田常雄	中尾栄一
	小林信一	金丸信
	及川順郎	堀内光雄
	日向美行	小林信一
	金丸信	内田常雄
	中尾栄一	及川順郎
	金丸信	日向美行
	堀内文美	遠藤欣之助

三五回		
昭五・一〇・七		
田辺国男	九〇、〇九八	当
中尾栄一	五九、四七四	当
堀内光雄	七七、九五五	当
神沢浄	五五、五一四	当
鈴木強	四四、七九八	当
及川順郎	四四、四三四	次
福田ごうし	二一、九六一	

三六回		
昭五・六・二		
金丸信	八六、九一九	当
田辺国男	七五、〇一三	当
鈴木強	六三、九五三	当
堀内光雄	五五、九五九	当
中尾栄一	五五、〇八九	当
神沢浄	四八、九三五	次
及川順郎	三七、八七五	
石丸あじき	二八、九六三	

参議院議員選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三・四・	一〇三、二四六	当	小宮山常吉
		九〇、三六六	次	平野成子
		五九、三一四		古屋貞雄
		一三、三五四		阿部淑子
二回	昭五・六・四	八六、一九九	当	平林太一
		七〇、五九八	次	丸山三郎
		六三、八四六		中村邦保
		五五、三六二		柳本光三
		三四、九四二		雪江雪

三回		
昭八・四・二四		
広瀬久忠	一七六、四五三	当
鈴木俊彦	一一〇、四三〇	次
堀内義之甫	一四、九〇五	

四回		
昭三・七・一		
吉江勝保	一四五、四三七	当
安田敏雄	一三六、二一九	次
田中徹雄	三三、一九三	
武井治郎	五、四九二	

五回		
昭三四・六・二		
安田敏雄	一五七、九四四	当
広瀬久忠	一五六、一九七	次

六回		
昭三七・七・一		
吉江勝保	一八二、九三三	当
神沢浄	一三八、二五五	次
平林太一	七三、四五五	
足達八郎	六、八四	

七回		
昭四〇・七・四		
広瀬久忠	一八七、八四三	当
安田敏雄	一五四、一六〇	次
足達八郎	三、〇九〇	

八回		
昭四三・七・七		
吉江勝保	一八六、八一〇	当
神沢浄	一五五、七一四	次
三森信	二一、三六三	

補欠選挙		
昭四五・一一・一		
星野重次	一三六、九六〇	当
神沢浄	一三七、七五〇	次
三森信	三一、一八	

九回		
昭四六・六・二七		
神沢浄	一七〇、〇五一	当
大沢とおる	一三〇、四九六	
三森信	一九、八八九	
成沢勇記	一六、四五六	

一〇回		
昭四九・七・七		
中村太郎	一七七、一〇八	当
鈴木強	一三三、二六六	次

		三二、八七二 二五、六四六 一三、二二三		中沢　こうめい 桜井　真作 遠藤　欣之助
一一回	昭五二・七・一〇	二一二、九九〇 一九四、二四七 二三、〇八四	当 次	降矢　敬雄 神沢　浄 桜井　真作
一二回	昭五五・六・二	二五五、〇二六 一七〇、三三四 三一、三七〇	当 次	中村　太郎 原　忠三 桜井　真作

西八代郡選出山梨県会議員一般選挙結果

（カッコ内は残留者）

回数	年月日	得票数	当否	氏名
	明一〇・五・七	第一回県会於一蓮寺第二〇区長公選代理		二宮貫平 渡辺信喜
	明一三・三・			渡辺信 依田孝 二宮貫平
一回	明一三・六・	半数改選		薬袋義一 青柳行忠 （渡辺信） （依田孝）
二面	明一五・二・	〃	補欠 〃	渡辺信 青柳直道 佐野弘道 二宮貫平 （薬袋義一）
三回	明一七・二・	半数改選	補欠	二宮貫平 渡辺信 河西瀬平 望月昌凞 （作野弘道） （青柳直道）
四回	明一八・一三・	〃		渡辺信 青柳行忠 （河西瀬平） （望月昌凞）
五回	明二一・一・	〃		河西瀬平 望月昌凞 （渡辺信） （青柳行忠）
六回	明二三・三・	〃		依田孝 森田新介 （河西瀬平） （望月昌凞）

新制複選

一回	明二四・一〇・	半数改選		二宮貫平 依田孝
二回	明二六・一〇・	〃	補欠	若林謙三 秋山喜蔵 （依田季）
三回	明二八・一〇・	〃	補欠	秋山喜蔵 堀内源太郎 藤巻亀吉

四回	明三〇・一〇・	半数改選		（秋山　喜蔵） （藤巻　亀吉）

直接選挙

一回	明三一・三・	一期四年		上田伴蔵 有泉米松 （失格就職せず）
二回	明三六・一〇・	〃		上田伴蔵 有泉米松
三回	明四〇・一〇・	〃		山本武彦 土橋孝
四回	明四四・一〇・	〃	補欠	若林弘毅 土橋静美 一瀬益吉
五回	大四・一〇・	〃	補欠	堀内源太郎 一瀬益吉 堀内隆規
六回	大八・一〇・	〃		伊藤喜重 依田辰蔵
七回	大一三・一〇・	〃		伊藤喜重 都築照松

普通選挙

一回	昭二・一〇・			伊藤喜重 有泉直松
二回	昭六・一〇・			堀内勝喜 有泉直松

三回	昭一〇・一〇・			有泉直松 秋山真男
四回	昭一四・一〇・			有泉直松 秋山真男
五回	昭三・四・三〇	五、九九五 四、五六三 四、二五四 三、六二一 二、三二四	（当） （当） （次）	望月喜久男 北村義保 米沢良知 堀内卓三 小林嘉幸 望月恒徳
六回	昭二六・四・三〇	五、三八三 五、三三一 四、九五一 四、六〇八 四、一一五 一、八三一 八二八	（当） （当） （次）	太田公 堀内卓三 望月喜久男 青沼政雄 北村義保 河西清重 小林嘉幸
七回	昭三〇・四・三	六、〇五三 五、一四七 四、一六七 三、九五三 三、〇七三 二、九七一 一、二八三 一四四	（当） （当） （次）	太田公 青沼政男 望月喜久男 丹沢義保 望月貢 長沢誠 赤池信一 小林武重
八回	昭三四・四・三	六、四八〇 六、一三五 五、六五〇 三、七二六	（当） （当） （次）	丹沢義保 太田公 上田謙太郎 青沼政雄

九回	一〇回	一一回	一二回	一三回
昭三八・四・一七	昭四二・四・一五	昭四六・四・一二	昭五〇・四・一三	昭五四・四
六、四三八 六、四三一 五、九四四 二、〇六三	無投票当選	八、二六〇 六、八一五 五、八四八	八、四八一 六、五三三 五、八六〇	無投票当選
（当） （当） （次）	（当） （当）	（当） （当） （次）	（当） （当） （次）	（当） （当）
秋山　亮 有泉　亨 太田　公 土屋　兼雄	太田　公 有泉　亨	有泉　亨 青沼　富秋 太田　公	有泉　亨 青沼　富秋 若林　正彦	有泉　亨 青沼　富秋

山梨県知事選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三・四・三〇	一三八、二七七 一〇三、四〇五 三六、五四七 二七、八二九 七、五四一	当選 次点	吉江　勝保 松沢　一 大鷹　貴佑 川村　茂久 柳本　朝光
二回	昭三六・四・三〇	二三一、五〇九 一六六、三八五	当選 次点	天野　久 吉江　勝保
三回	昭三〇・二・一七	二三八、三三八 一一八、七〇六	当選 次点	天野　久 金丸　徳重
四回	昭三四・二・一	二二四、六〇八 一四八、二七五	当選 次点	天野　久 小林　信一
五回	昭三八・一・二七	一八〇、四〇三 一二六、二〇四 八三、六四三	当選 次点	天野　久 金丸　徳重 星野　重次
六回	昭四三・一・二九	二一〇、七〇五 一八一、〇一三 六、八一八	当選 次点	田辺　国男 天野　久 三森　信
七回	昭四六・一・三一	二五二、九五六 三五、三三四 三二、二九九	当選 次点	田辺　国男 田中　てつお 日向　美行

八回	昭五〇・二・一	二五四、二四〇 二一一、四六三	当次	田辺国男 鈴木強
九回	昭五四・二・三	二四七、三六八 二三五、〇一一 四、九九二	当次	望月幸明 田辺国男 福田ごうし

山梨県教育委員会委員選挙

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭二三・一〇・五	七三、四〇三 五三、四五七 四二、七五〇 三八、四二一 二三、六六二 一三、四〇八 一一、七五七 七、二一八 七、一一二 二、六八六 九七七	当 当 当 当 当 当 次	五味一男 森寿 向井房恵 高山千鶴 堀内茂栄 大鷹貴祐 阿部淑子 三井若千代 中島源三 小沢市郎 中村粂吉
二回	昭二五・一一・一〇	七四、五七四 五八、五二二 四五、三五一 三四、六二六 二二、四三二	当 当 当 次	高山千鶴 鷹野啓次郎 堀内茂栄 中島正行 阿部よし子
三回	昭二七・一〇・五	一三二、九八八 一〇四、七三六 六六、二六七 一四、七〇一	当 当 当 次	五味一男 近藤兵庫 山口民蔵 伊藤茂

補欠選挙	昭三〇・二・一七	一五〇、三〇〇 九五、〇四三 六八、六九三 二四、三一〇	当次	坂本勝元 内藤正之 古屋脩則 三森信

下部町長選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三一・一一・一〇	三、六五〇 三、三八六	当次	磯野辰一 堀内卓三
二回	昭三五・一〇・二三	三、四六二 二、六五三	当次	上田盛治 堀内卓三
三回	昭三九・一〇・一八	三、三七八 二、八一六	当次	上田謙太郎 佐野忠義
四回	昭四三・一〇・二〇	二、九二一 二、六八二	当次	太田久則 上田謙太郎
五回	昭四七・一〇・一三	三、〇〇六 一、七七四	当次	佐野喜光 渡辺正晴
六回	昭五一・一〇・一七	二、三〇七 二、一九二 一、二〇九	当次	小林最将 石部源治郎 佐野喜光
七回	昭五五・一〇・一九	三、三〇三 二、〇六二	当次	小林最将 二宮英男

下部町議会議員選挙結果

回数	年月日	得票数	当否	氏名
一回	昭三・九・二			
		第一選挙区（下部地区）		
		三九八	当	堀内卓三
		三七〇	当	岩松正清
		三五二	当	杉山一好
		三五一	当	渡辺潔一
		三四七	当	桜田久則
		三三九	当	佐野喜光
		三三三	当	石部源治郎
		三一三	当	渡辺武保
		二〇六	当	高野忠男
		一七七	当	依田延好
		一五六	次	望月吉弘
		一五〇		熊谷義之
		第二区選挙（古関地区）		
		三三三	当	小林元政
		二五八	当	赤池信一
		二五三	当	赤池優
		一四七	当	伊藤俊一
		一六	次	土橋菊水
		第三選挙区（久那土地区）		
		二八八	当	山田栄幸
		二六六	当	望月脩一郎
		二六三	当	伊藤映雄
		二五三	当	伊藤尚文
		二四一	当	渡辺賢三

回数	年月日	得票数	当否	氏名
二回	昭三・九・二六			
		第四選挙区（共和地区）		
		三三	当	若林緑
		二〇三	当	小林慶治
		二〇一	当	高野要
		一五三	当	依田喜直
		一三〇	次	大原孝憲
		一〇五		近藤義治
		二四	当	二宮保
		一九一	当	赤池繁
		一五	次	上田盛治
		第一選挙区（下部地区）		
		無投票当選		
			当	石部源治郎
			当	赤池義順
			当	石部竜
			当	佐野喜光
			当	岩松正清
			当	矢野勇
			当	望月吉弘
			当	磯野浩行
			当	石部信近
			当	太田久則
			当	渡辺武保
			当	小林利一
			当	堀内卓三
		第二選挙区（古関地区）		
		三九	当	赤池久男
		三三	当	伊藤操
		二〇三	当	土橋菊水
		一七	当	赤池好臣

| | | |

四回　昭四・九・三五

第二選挙区（古関地区）

土橋精一	当	三三
今福清輝	当	二七
伊藤真一	当	二九
内藤延雄	当	二七
赤池武正	次	二六

第三選挙区（久那土地区）

日向三郎	当	三八
伊藤郁郎	当	三六
小林貢	当	三六
望月孝	当	三三
古屋重範	当	二八
日向謙	当	二三
保坂武甫	当	二二
佐野金秋喜	次	一七
上田重一	当	一五

小林武一	当	二七
保坂安治	当	二八
遠藤義忠	当	三三
伊藤忠治	当	三六
土橋精一	当	三〇
草間克六	当	二七
石部一夫	当	二六
小林正吾	当	二三
赤池久経	当	二三
二宮正巳	当	二四
渡辺哲雄	当	二四
磯野武一	当	二四
望月幸男	当	二四

五回　昭四八・九・三

岩松卓徳	当	二四一
渡辺英殷	当	二三八
二宮男	当	二三三
宮保房	当	二三三
伊藤真一	当	二三三
渡辺豊	当	二三一
石部栄	当	二〇七
日向謙	当	二〇六
伊藤郁郎	当	一九二
小林貢	次	一八六

小林正吾	当	二九七
土橋精一	当	二五五
二宮英男	当	二三四
中野智一	当	二三三
伊藤郁郎	当	二〇九
赤池繁	当	二〇五
佐野喜貢	当	二〇二
小林隆	当	二〇一
保坂武甫	当	一九八
伊藤忠治	当	一九五
日向謙	当	一九〇
望月幸男	当	一八五
渡辺貢	当	一八四
草間克六	当	一八一
樋口恒雄	当	一七九
石部一夫	当	一七三
磯野武一	当	一七三
渡辺貢	当	一七〇
渡辺殷豊	当	一六八
二宮正巳	当	一六二

六回　昭五一・九・六

	一三六	深沢成寿

旧村教育委員選挙結果

得票数不詳	当	久那土村
	当	上田謙太郎
	当	深沢正夫
	当	山田栄幸
	次	保坂武甫
		土橋悦造
		日向英治
		赤池政吟
無投票当選	当	古関村
	当	赤池肇
		渡辺昌義

昭二七・一〇・五	当	渡辺清
	当	赤池栄孝
無投票当選	当	富里村（下部町）
	当	佐野寿章
	当	佐野喜光
	当	岩松一格
	当	渡辺寛治
得票数不詳	当	共和村
	当	高野要
	当	依田和夫
	当	小林慶治
	当	長沢公夫
	次	佐野東徳

下部町農業委員選挙結果

第一回　昭二六・七・二〇　無投票当選

（富里村）	堀内勝喜	渡辺寛治	小林利一	渡辺健一	磯部昇
	小林孝容	北条貢	小林伴一	桜田禁	小林徳重
	望月正策	小松斌	依田正義	馬場文雄	佐野忠一
	佐野儀雄	鈴木光春	石部信近	浦田博	
（久那土村）	望月脩一郎	内藤光	河西忠雄	伊藤将作	上田昌蔵
	今村源三	深沢作太郎	赤池節満	池田美裕	遠藤憲二
	深沢千岩	桐戸筆	山田安之	上田盛治	上田晴喜
	上田兼作	日向退助	加藤博	小林政明	
（古関村）	赤池長治	渡辺昌義	土橋菊水	若狭弘幸	伊藤忠光
	伊藤貴好	赤池登	赤池武正	渡辺富美蔵	赤池昌孝
	小林元政	赤池直義	赤池精	田中重治	伊藤英雄

（共和村）

高野　要　小林秀次　若林誠

（山保村）

依田喜直　佐野誉志夫　内藤芳直
長沢政一　二宮弘道　若林富雄　赤井茂雄　近藤利雄　萩原恵策
大原芳夫　伊藤久雄　小林正直　二宮豊　佐野定喜　依田平吉
望月栄一　鷹野幸辰　岩崎滋　赤池久光　内藤高重　望月直
岩崎福徳　村松寛治
小林金吉　今福義隆

（下九一色村）

第二回　昭二九・七・三〇　無投票当選

（下部町）

磯野辰一　依田正義　渡辺真一　高野林　小林義之
磯野定市　小林寛永　佐野林　佐野義久　小林政次
依田良雄　渡辺公雄

（久那土村）

上田盛治　上田美隆　内藤隆重　佐野又重　加藤博
日向武之　土橋佐市　望月春喜　小林政則　保坂要維
深沢延吉

（古関村）

赤池長治　渡辺吉広　赤池彦一　渡辺肇　渡辺皇保
赤池武　赤池正　赤池義文　伊藤隆俊　伊藤桂一
赤池嘉一　内藤次男　赤池宗治

（共和村）

高野要　古屋寛作　小林秀次　若林啓三郎　高野和義
高野昶　佐野東三　相沢辰夫　小林菊造　若林良一
内藤高重　近藤義治　若林誠　伊藤久雄

（旧山保村）

長田忠一　伊藤尚文　渡辺要訓

（旧下九一色村）

今福義隆　渡辺旭

第三回　昭三・九・三〇	無投票当選	堀内卓三	小林利一	渡辺千秋	小林一郎	遠藤民一郎
		依田正義	高野長利	佐野又重	小林嘉之	内藤次男
		渡辺明	小林金吉	小林正直	若林良一	小林菊造
		伊藤正行				
第四回　昭三五・九・六	無投票投選	河西忠雄	内藤次男	小林知則	池田鎮雄	上田静雄
		小林政一	佐野一郎	赤池熾	小林源吉	伊藤操
		渡辺良策	高野長利	小林一男	佐野誉志夫	佐野正
第五回　昭三八・九・三五	無投票当選	赤池長治	内藤次男	渡辺千秋	渡辺辰三郎	渡辺殷
		渡辺清	赤池利直	赤池光雄	渡辺重義	古屋明
		小林一男	赤池正夫	望月盛理	上田千代吉	高野長利
		磯野久太郎	赤池菊治			
第六回　昭四一・七・二〇	無投票当選	渡辺千秋	赤池利直	小林孝叶	小林宣行	伊藤真一
		佐野一男	古屋明	堀田平吉	佐野実	小林孝正
		河西忠雄	内藤次男	赤池正夫		

七回　昭四四・七・一五						
当	赤池武	赤池昇一	保坂志一	小林光信	佐野重良	内藤次男
当	赤池利直	遠藤斌	河西忠雄	上田昌蔵	渡辺千秋	佐野実
当	二宮豊	内藤俊輔	小林正臣	内藤次男	佐野重良	渡辺千秋
当	赤池一雄	伊藤忠治	高野哲太郎	伊藤茂	加藤善吉	渡辺義一
当	伊藤昭三	佐野重良	渡辺千秋	内藤次男		
当	渡辺殷	小林千代松				
三六	一八	一六	一五	一四	一三	九
六	六	六	六	四	三	九
三〇						

八回　昭四七・七・一四						
無投票当選						
当	当	当	当	当	当	当
当	当	当	当	当	当	当

| 九回 | | |

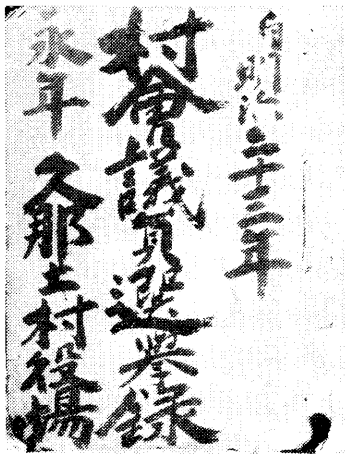

村会議員選挙録

委員の選挙をするに当たっては同時に同数の補充員を選挙して置き、欠員があった場合、委員長は補充員の中から順次補充するのであるが、その順序は選挙の際得票の多かった順による。若し得票が同数の場合はくじで決めなければならない。そして補充員が全部なくなった時はまた補充員を仕立てて置かなければならない。

法律の定めるところにより行われる選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員または補充員となる事はできない。また、任期が切れても後任者が就任するまで在任する。中途において委員長が退職しようとする時は委員会の承認を得なければならず、委員が退職しようとする場合は委員長の承認を得なければならない。

都道府県の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を指揮監督することができる。

選挙管理委員会は委員の中から選挙によって委員長を定め、委員長は委員会を代表する。若し委員長に事故がある時は委員長の指定する委員が代理する。委員長は委員会を招集し、また委員から請求があればこれを招集しなければならない。委員会は三人以上出席しなければ開くことができない。また委員長及び委員は自己若しくは父母・祖父母・配偶者・子・孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についてはその議事に参与することはできない。但し委員会の同意を得たときはこの限りでない。議事に

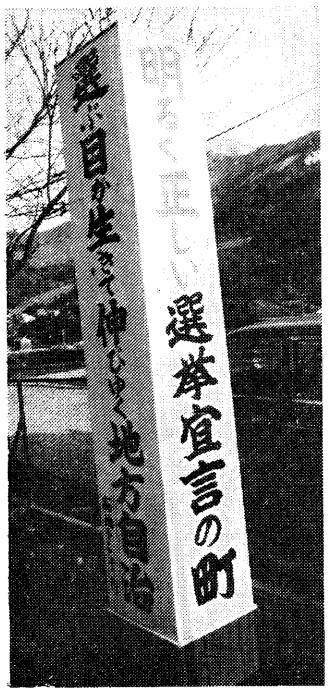

明正選挙宣言
（下部町役場）

投票区名	投票所名	区域名
第一投票区	常葉保育所	常葉（雨河内を除く）
二	開発センター	清沢、大炊平、岩欠、市之瀬
三	杉山分校	杉山、和名場、栃代
四	元長塩分校	北川、長塩、丸畑（下部分）
五	波高島保育所	上之平（川振石を除く）波高島
六	下部保育所	下部、湯之奥、常葉の内雨河内、上之平の内川振石
七	古関中学校	古関、丸畑（古関分）釜額、中之倉、瀬戸根子
八	根子公民館	大磯、小磯、峰山
九	元磯分校	折門、八坂
一〇	折八公民館	三沢の内大草、樋田、車田、切房木、熊沢
一一	久那土小学校	三沢（大草を除く）
一二	三沢区事務所	道、水船、芝草
一三	道区会場	久保、大山、嶺、山家
一四	三保小学校	一色
一五	一色公民館	上田原
一六	上田原公民館	

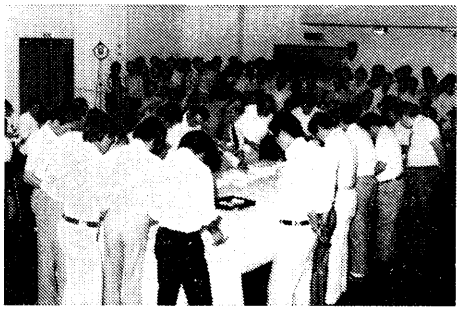

開票風景（開発センター）

参与することができない委員が出来たため定数に不足を生じた時は補充員をもって臨時にこれにてる。議事は出席委員の過半数で決し可否同数の時は委員長の決するところによる。

下部町では合併前の旧町村ごとに選挙管理委員会が設置された。即ち昭和二十三年二月富里村に、同じころ古関村に、十一月久那土村に、同二十六年共和村にそれぞれ設けられ、昭和三十一年九月町の合併と共に管理委員会も合併して今日に及んでいる。

次に公職選挙法による選挙の投票区は前の表の通りである。

第四章　町の事業計画と発展

第一節　長期総合計画とその成果

（この項は昭和四十六年の下部町長期総合計画書に基づいたもので、既に計画が実現しているものもあり実施中のものもある）①は現状（昭和四十六年）と施策及び要望②その成果

町の行政を進める上に最も大切なことは、事前に綿密な計画を立てることであり、その計画を着実に実施することによって、町の発展を期する結果となる。

この意味で本町では合併以来、新町建設計画、財政再建計画、新農村建設計画、農業構造改善事業計画、林業構造改善事業計画、造林十五箇年計画、山村振興計画、辺地対策計画など諸計画が次々に策定され、それぞれ効果をあげて来たが、これら計画は皆部分的の計画であって一部地域の振興には役立って来た、総体的な町の行政を進める上には片寄り過ぎている感があるので、昭和四十五年これらを総合した普遍的な長期総合計画を樹立して年次計画に従って着々成果をあげて来た。

たとえそれらが法律によって強制されたものであっても、町独自の計画を立て、さらにそれを実践して効果をあげた事はすばらしいことである。

次に長期総合計画について、その基本目標とするところを左に掲げる。

計画の基本目標

一　緑にそびえる山脈、清れつな流れの自然に観光など産業の振興を調和させ、豊かな町民生活の向上を図る。

二　明るい生活が出来るよう社会福祉の増進と教育文化の向上を図り、健康にして教養ある町民像を期待する。

三　防災と町土保全に積極的に取り組み、安心した生活が営まれるように図る。

四　高能率化と合理性を取り入れ、町行政の実を上げる。

さらに具体的施策として昭和四十五年現在で策定の長期総合計画によれば

一　道路

①広汎な面積を有しその八一・五％を山林で占められている本町は、道路網の整備が急務である。町内の国道は昭和四十五年四月、県道身延本栖線が国道三〇〇号線に昇格した路線のみで、その整備は遅れ本格的改良は本年度（昭和四十六年度）からの予定である。

一般県道は町内延長四四、六六二キロメートルで、そのうち四五・六％が舗装整備されている。町道の総延長は一七四、七九八メートル、大部分が砂利道であり、その四三・四％にあたる七五、九七一メートルは幅員二・五メートル以下の道路である。

近年山村においても日常生活に自動車利用が増し、特に消防自動車、ごみ収集車、衛生車など集落内にはいることが要求され、これに伴い集落内部落道の整備が急がれている。また山腹に位置する集落及び小学校分校に車道新設の構想をもっているが、急傾斜地と高地のため建設単価が高く、適正勾配による道路延長は既設道路の数倍にして、その事業費は多額であり、国・県の高率補助策の適用により遂行したい。

集落内の道路整備も拡幅が宅地や家屋にかかることが多く、これらの点が整備を遅らせている原因でもある。

橋梁は六六橋で総延長一、〇〇三メートルで、わずか六橋が永久橋である。大水害時には木橋の流失で孤立する集落も予想され、道路整備とあわせ橋梁の永久化に努める。

イ、国道及び県道に対する要望

1国道三〇〇号線の早期整備と交通安全面から中之倉峠地内カーブの除去と市街地のバイパス化を図られたい。

2 県道古関割子線、道―芝草間の拡幅舗装の早期実現。
3 県道中富本栖線の内出口―一色間の拡幅舗装の促進。
4 県道割子中富線の拡幅舗装の促進。
5 町道三保線の県道編入と全線県代行で整備されたい。
6 富士五湖、下部、身延をつなぐ有料道路の建設を早期実現されたい。

ロ、町道計画

地域振興はまず基盤となる道路整備である。この観点から主要幹線道路（一級、二級町道）の改良を計画期間（十か年）の前期に重点を置き促進し、これら道路を年次計画をもって舗装化し拠点集落へのバス乗り入れの実現を期することが必要である。

主要町道整備計画（前期）

三保線　樋田―堀切間二・四キロメートル
根子線　瀬戸―根子間一・〇キロメートル
小磯分校線　芝草―分校間一・六キロメートル
栃代線　東組―岩欠間〇・二キロメートル
折門八坂線　沢―八坂御弟子間四・〇キロメートル
初平線　車田上―切房木下間〇・二五キロメートル
長塩岩欠線　かじや―紙屋間〇・〇五キロメートル
清沢線
大草線
市之瀬日向線
日向和平線

主要町道整備計画（後期）

前記事業に引続き二級、三級町道の改良舗装を進め、その六五%を完了する。

ハ、部落道路計画

生活様式の向上により、各種車の利用が増し、各家庭に通ずる車道建設が要求される。基本的にはこの道路の管理維持は部落であるが、住民福祉の向上を目的とする自治体においては施策として部落道の改良を積極的に進め、消防車、衛生車、清掃車の活動とモータリゼイショ

主要橋梁整備計画

（昭和46.5）

昭和橋	長さ	46.0m	幅員	4.0m
栄橋	〃	24.0	〃	4.0
湖仙橋	〃	20.0	〃	4.0
中村橋	〃	14.0	〃	2.0
宝向橋	〃	14.0	〃	2.0
大渡橋	〃	17.0	〃	4.0
上小磯橋	〃	10.0	〃	3.0
中村橋	〃	17.2	〃	4.0
大岩橋	〃	15.4	〃	4.0
観音橋	〃	15.0	〃	4.0
和平橋	〃	15.0	〃	4.0
宮の平橋	〃	32.0	〃	4.0
日向橋	〃	23.0	〃	4.0
下清沢橋	〃	20.0	〃	3.5
大岩橋	〃	14.0	〃	4.0
下村橋	〃	15.0	〃	4.0
渡場橋	〃	14.0	〃	4.0
観音橋	〃	15.0	〃	3.0
瀬戸橋	〃	15.0	〃	3.0
新井橋	〃	35.0	〃	4.0
古関橋	〃	15.0	〃	3.0
通学橋	〃	13.0	〃	3.0
延年橋	〃	12.0	〃	3.0
八王子橋	〃	13.0	〃	3.0
日影橋	〃	13.0	〃	3.0
奥抔橋	〃	38.0	〃	4.0
上川渡橋	〃	35.0	〃	4.0
湯川橋	〃	60.0	〃	3.0
天神橋	〃	35.0	〃	3.0
杉の木橋	〃	50.0	〃	3.0
三ツ沢橋	〃	16.0	〃	3.0

ンに対応し、住みより町づくりを進める。現行の舗装率九〇%により最終年度までは地形的に困難な部落を除き、全地域に車道（幅員二・五メートル）が建設されるよう図る。

ニ、橋梁計画

道路整備と併せて遅れている橋梁の永久化を図り、大水時の橋梁流失による部落の孤立が無いよう橋梁改良を促進する。

②本町では民生の安定と、生活文化の向上をめざし長期総合計画に基づいて、順次建設、改善工事が進められた結果、（昭和五四年七月現在）次のような成果をあげている。

一、国道は全長二一キロであり。このうち常葉地内にバイパスが計画されて、近く着工の運びとなっている。

二、県道は町内延長が計画時三二・九四キロのところ、その後栃代線五・六キロと三保線五・三キロ、折門古関線七・四キロが町道から昇格編入されて総延長五一・二四キロとなり、そのうち既に舗装された分が約九〇%、目下拡幅改修中の箇所二・七キロでまだ完了の域に達してはいない。

県道中、古関割子線・中富本栖線の拡幅舗装は全部完了し、ひところ話題に上った富士五湖、下部、身延をつなぐ有料道路はその後県財政の都合で延期されたまま今日に至っている。

三、町道の拡幅舗装については、その路線の重要性と工事の難易性などを考慮しながら工事を進めて来ているが、何分にも広汎にわたる地域であるためその進捗が思うにまかせず、ましてや拠点集落（三保、根子、湯之奥など）へのバス乗り入れは当分早急には望めない実情にある。

拡幅舗装の既に完了した道路は、小磯分校線、初平線、長塩岩欠線（かじや紙屋間）大草線、市之瀬日向線で、まだ完了しない路線は根子線、折門八坂線、清沢線、日向和平線などである。部落道の舗装（コンクリート）については、町で資材を供与してそれぞれの部落が工事を進めているが、まだ八〇%ぐらい完了したに過ぎない。

四、橋梁の永久化については当初計画の三十一橋中、八王子橋などを除くほとんどは永久橋化している。

二　鉄　道

①町内には四駅、一停留所が設置され、一日二十往復の電車が運行されているが、うち二往復は急行で、下部駅以外は止まらない。市之瀬停留所はさらに二往復が通過している。近年道路網の整備に伴い自動車利用が増加し、さらに過疎化が進み鉄道利用者が減ずる傾向にある。国鉄では財政の建て直しのもと特に赤字路線の合理化を進め、身延線も合理化の対象となり、停留所及び貨物取扱いの廃止、駅の業務委託などが計画されていると聞く。町としてはこれら合理化が地域住民へのサービスに欠けないよう、また合理化案を地元公共団体と協議し決定されるよう、身延線改善促進期成同盟を通じ国鉄側に申し入れを行っている。昭和四十六年合理化発表を控え、地域住民が不便を来たさないよう合理化にいかに対処するか。沿線市町村と協同して取り組まなければならない。

イ、鉄道に対する要望

1　合理化は地域住民の意志を十分考慮の上、公表前に町と協議されたい。

2　各駅の施設整備を行い利用者のサービスに努められたい。

3　身延線の区域を東京鉄道管理局に移管されたい。

4　停留所通過電車をなくし、市町村の開発とともに利用客の増加を図る対策に協力されるよう望む。

5　中央東線新宿発急行の直接身延線への乗り入れを実現されたい。

②国鉄の合理化案はその運営のあらゆる面が縮小されるので、地域住民としては不便を感ずる点が多くなるのでこれに反対を唱え、殊に久那土駅の業務委託化には反対同盟を作ってデモ行進をするなどの挙に出たが、膨大の赤字に悩む国鉄としては、一部地域の要望のみを受け入れるはずもなく、遂に昭和四十八年四月一日をもって久那土駅は業務委託となった。

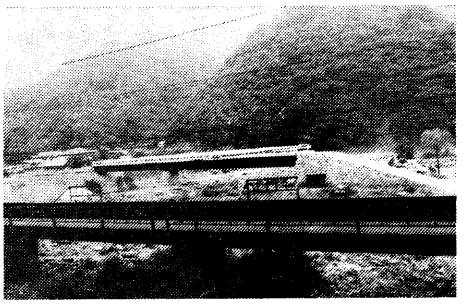

湯沢橋（上之平地内）

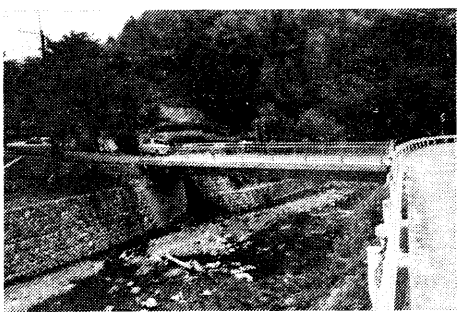

観音橋（瀬戸地内）

また電車の運転回数についても急行の回数が増加した代わりに、普通電車は町民の不便をもかえりみず大幅に減少してしまった。ただ増加した急行の中で、中央線新宿発や東海道線静岡及び三島発が直接乗り入れるようになったことがせめてもの慰めというべきだろうか。

三　路線バス

①本町には山梨交通株式会社及び富士急行株式会社運行によるバス路線が七路線あるが、下部駅―下部温泉を除いては運行回数が三往復から七往復となっている。これら路線の利用者から運行回数の増加を要望されているが、過疎化による人口減に加えて自動車の普及により利用者が減少する状況の中で、さらに運行回数の削減と赤字路線廃止が会社側から発表され、利用者はもちろん、地域振興を図ろうとする農山村の市町村に大きな衝撃を与え社会問題となっている。町では道路整備を進め山村の集落にバス乗り入れを実現し、住民生活の向上とこれら地域の児童が適正な規模の施設で、しかも充実した設備により教育されることを願っているなど、バス運行にかける期待は大きい。

イ、路線バスに対する要望

1　営業成績の悪い路線の間引き運転、運休が会社側から発表されたが、関係市町村と同調し間引き運転、運休に反対する。

2　道路整備を進め三保線、根子線、湯之奥線へのバス乗り入れを進める。

3　甲斐常葉―古関間の運行回数を増加されたい。

4　本栖―身延間の国道整備及び有料道路計画、湯之奥猪之頭間林道の完成に伴い、これら道路を結ぶ観光バス路線の計画を要望する。

これらの要望事項とはうらはらに、現在乗り入れ運行中のバス路線さえ赤字経営の犠牲となって廃止される運命にあるので、ましてや三保線、根子線、湯之奥線などの新設路線などの実現は遠く及ぶべくもない現状である。

現に大塩―田原線の如きは廃止されようとしたところを、同線は上田原地区の保育園児や学童が利用している大切な路線であるので、町から会社へ助成金を幾年かの間支払って運行を継続している状態である。

なお、国道三〇〇号線の一部や林道湯之奥―猪之頭線は目下改修工事中につき、完成後は観光バスの運行を要望するものである。

四　通　信

①町内四郵便局があるが、郵便物は三保地区が黒沢局、折八地区は上九一色局により集配されている。これら地理的条件から配達の遅れが甚だしいので集配局の変更が望まれる。

電話の普及は地域集団電話が各地区に設けられ、昭和四十五年四月で二、〇九六台で八八・九六%の普及率となっている。さらに富里、下部地区では地域集団電話の第二次募集を行っており、普及率が高くなるものと思われる。これら電話は地域集団電話を除いては富里、下部、久那土、古関の四委託局のため、同一町内でありながら即時通話が出来ないので、統合し

自動化された電話局の設置が望まれる。

イ、主要施策（要望）

1、三保・折八区の郵便物集配を地理的条件から久那土郵便局に変更し、集配の敏速化に努めてもらいたい。

2、電話局を統合し自動化の促進に努める。

3　災害時における有線通信途絶の場合に非常無線電話の設置をする。

4　部落などの連絡手段として放送施設の設置を進め連絡の徹底を期したい。

5　庁用電話の増設と統合自動化の際は代表番号制として住民の便に供する必要がある。

②郵便局の集配区域は原則としては、市町村の区域によることとなっているが、本町の場合、村が分割による編入合併以前のままの集配区域が今も行われているので、昭和五十一年町議会では地域住民の要望に従い、三保・折八両地区を久那土郵便局の管轄下に編入されるよう決議して、関東郵政局へ申請をしたがまだ実現の運びになっていない。思うに集配区域の分割編入は、編入する方は歓迎しても、分割される方は各種の事情があって承諾できない場合があるのではなかろうか。

非常災害の場合における通信については、無線電話を備えて消防本部と各分団並びに峡南消防署などと通信ができる。さらに携帯用トランシーバーをもって災害発生の場合は現場と本部との交信にも使用している。

町内四つの電話局は既に鰍沢青柳電報電話局に統合されて各個の電話は自動化され、庁用電話は代表番号制となっているが、さらに昭和五十四年には地域集団電話もすべて一般電話に切り換えられて、下部地区は七月二十四日、久那土・古関地区は八月三十日をもって開通された。

五　児童母子福祉

①福祉の重要性にかんがみ福祉国家の実現を目指して、福祉行政を進めているが、自治体においても国の施策に従い、積極的に諸制度の実施を進め町の使命である住民福祉の向上をおし進めなければならない。

児童福祉については町立七か所の保育所が設置され、二四四人の児童が保育されている。昭和三九―四一年の出生児童数三七七人に対し措置児童二四四人、六九・三％となっており、出生率の低下に伴いさらに減ずる傾向にある。施設についても二保育所を除いては区事務所、旧学校など使用しており、これら施設が老朽化し規模も小さいので、施設の統合も併せた改善が急務である。

現保育所の入所児童は次の通りでA、B階層（生活保護、準生活保護）は少なく、CI（町民税均等割）C2（同五、〇〇〇円以下）の階層が多く占めている。

母子家庭に対する措置としては、母子世帯への資金貸し出しが母子福祉法によりなされ、町では二〇歳未満の子供がある世帯には利子補給を行い、母子家庭にわずかではあるが温かい手をさしのべている。母子福祉年金も国民年金に肩代わりされつつあるが、児童扶養手当と共に引き上げが望まれる。

イ、主要施策

1　常葉保育所を改築拡大し、認可定員一三〇人とし下部、波高島保育所を統合する。

2　中学校移転と併せ峡南高校後に久那土保育所を設置し、第一、第二保育所を統合する。

3　児童数の減少が激しい久那土第四保育所は廃止する。

4　幼児教育の重要性に伴い幼稚園の新設を検討する。

②町では旧村単位の一地区一保育所の方針を打ち出し、昭和四十七年三月常葉保育所を拡張改築をした。

これは波高島、下部をここに統合する目的であったが、統合の段階となるに及んで各種の事情により、止むなく統合は見送らざるを得なくなった。次いで久那土第四保育所（三保）は児童減少により昭和四十六年三月

三十一日廃止したが、昭和四十九年残る久那土第一と第二を統合して、中学校裏手に建面積七九〇・五平方メートル、総工費四、八〇五万円の新園舎を建築した。

六　老人福祉

①若年者の流出と計画出産により、老齢人口の占める割合が年々増加している。具体的には昭和三十五年六十五歳以上の老齢者が九二九人で人口に対し占める割合が七・八％であったものが、昭和四十四年では一、一六一人で、占める割合は一一・三％と増加している。これら老人に対する福祉措置として、国では老齢福祉年金、県の敬老年金、町でも昭和四十四年度から敬老年金を支給しているが、順次改善を図り老人に対する老後の生活の安定に努める。

世帯構成も核家族と呼ばれる夫婦単位の世帯となり、老人の孤独化の傾向が強くなりつつあり、これら対策が大きな問題である。

イ　主要施策

1　老人ホームを建設し老後の生活の保障と安全を図る。

2　景勝地本栖湖畔、または下部温泉地区に老人福祉センターを建設し、娯楽集会の場として老人福祉を助長する。

3　ねたきり老人及び障害のある老人で施設に収容できない者については、家庭奉仕員を派遣してきめ細かい介護をする。

②老人が占める割合がますます大きくなって来ているので、老後の生活保護が切実な問題となっていることはいうまでもないことである。老人ホーム建設については、その後峡南広域市町村圏の施策として、南部町に完備した峡南老人ホーム慈生園が建設され、その他にも各種の老人ホームの施設が出来たので、それらを利用することとして、昭和五十四年七月現在町内の老人でこれらを利用している人数は次の通りである。

慈生園	五人	富士川荘	三人
青い鳥老人ホーム	三人	小山荘	三人
桃源荘	二人	和告寮	二人
仁生園	一人	豊寿荘	一人
		寿の家	一人
		春風寮	一人
		長寿荘	一人
		計	二三人

老人福祉センターの建設については、その後山村開発センターが建設され、その一室（浴室付）を老人休養室として充てているが、部屋が一室に限られている関係もあって、狭隘のためか利用者は少なく、下部温泉会館も七十歳以上の町民には無料開放しているが、願わくは娯楽施設を備えた独立の老人福祉センター建設が望まれている。

寝たきり老人及び障害ある老人には、ホームヘルパー（家庭奉仕員）が訪問して、家庭奉仕など細かい介護に努めている。

七　身体障害者及び精神薄弱者福祉

①身体障害者については、身体障害者福祉法の制定により、身体障害者手帳の交付、更生医療などの巡回相談により福祉更生のための施策が講じられている。身体障害者手帳の交付は昭和四十四年現在、一九二人が受けている。

町においても昭和四十五年度から心身障害年金制度を設け、障害の程度（一級から三級の人に年額六、九九九円、四級～六級の人に年額三、〇〇〇円）により交付を行い、これら恵まれない人々の福祉にわずかではあるが援助をしている。

町に身体障害者福祉会が組織され相互扶助の目的で活動しているが、身体の不自由により総会などの出席者が少なく役員の重荷となっている。

精神薄弱児についても県の鑑定を受け該当者については前記年金が支給されている。また町に心身不自由児父母の会が結成され、これらの人達に家族の理解がなされつつあり、県と共催で行った巡回相談には参加者が多く明るい傾向と思われるが、未だ一部の家族の人達は人目をはばかり外出

させず、調査訪問に対しても面接を拒否したり、質問に満足の回答を得ない場合もあり、一層の理解と地域の人達の温かい思いやりが望まれる。

イ　主要施策

1　身体障害者に対しては巡回相談を活用し、県関係機関と連係を密にして医療、補装具交付、職業訓練所への入所あっせんを図る。

2　身体障害者福祉会の強化を図り、自主的な相互扶助と円滑な会の運営がなされるよう努める。

3　精神薄弱者については適切な判定を受けさせ、これに基づく生活指導、治療施設に入所などの処理を積極的に指導し、恵まれない人達の援護に努める。

②身体障害者手帳交付者数は昭和五十四年七月現在二四四人で、これらの人達に対する医療関係、補装具の交付、職業訓練所への入所斡旋などすべて実施して福祉の向上に努めている。

また、精神薄弱者に対する措置としては、生活の指導、治療施設への入所など積極的に進めている。下部町民で昭和五十四年七月現在、施設に入所中の者は次の通りである。

育成センター	八人	清山寮	四人
光風寮	三人	きぼうの家	二人
梨の実寮	二人	立正光正園	一人
あげぼの医療福祉センター	一人		
明山荘	一人	明生学園	一人
若葉養護学校	一人	西甲府病院	一人
グリンヒルホーム	一人	計	二六人

八　生活保護

①本町の生活保護人口は総人口に対する〇・六%と、西八代郡平均〇・九%に対し低く、生活の安定がなされていると言える。年次別に見ると昭和三十八年が一・七%、四十年が一・四%、四十二年が一・三%（いずれも四月現在）と逐次減少している。

生活保護世帯の要因は生活中心者の疾病、特に入院を必要とする人で、入院と同時に収入が途絶えるケースが多い。保護世帯に準ずるボーダーライン層世帯も六十世帯と推定され、町においてはこれら世帯も含め、町社会福祉協議会では歳末見舞金を贈り、明るい正月を迎えられるよう図った。

イ、主要施策

1　保護世帯及びボーダーライン層を含め、これら世帯が各種予防注射、レントゲン、検診など励行し、保健衛生思想の啓蒙普及に努め健康の維持、増進を図る。

2　永年保護世帯などは扶助料に対する依存心が高く、更生意欲に欠け家庭内の児童に悪影響が考えられるので、担当民生委員による早期更生指導を図る。

②生活保護世帯は昭和五十四年七月現在で二五世帯、施設入居者で保護を受けている者及びボーダーライン推定者を含んだ数は総人口に対する九・二%である。これらの世帯はもちろん一般町民に対して町では各種予防注射、レントゲン、検診などを随時行って成果を挙げつつあり、さらに永年保護を受けている世帯に対しては、扶助料に対する依存欲を除去して更生の実を上げるよう民生委員によって指導している。

九　国民健康保険

①国民健康保険事業会計は独立採算の特別会計で、その財源は六〇%が国・県の支出金、四〇%を加入者の保険税でまかなっている。運営は昭和三十五年度がわずか赤字であったが、以後黒字に転じ健全財政を維持している。歳出の療養給付に伴い徴収される保険税は年々増額され、昭和四十四年は一世帯当たり一二、二〇〇円となり、諸物価高騰の折家庭の生活費にあたえる影響は大きくなりつつある。

保険給付費も昭和四十三年度五、五五九万九千円で、一世帯当たり三万

○、四一五円になり、保険税との差額及び事務費などは国・県補助金でまかなわれている。

保険税の軽減は住民が健康であることが絶対的要件で、一般保健衛生の諸施策の充実が国保の運営に大きな力となる。したがって一般保険業務と相互協力し積極的に推し進める。

イ、主要施策

1　住民の健康増進のため住民検診、保健施設の充実、機動力による指導体制を整えるなど一般保健行政と協力する。

2　保健婦の増員をし保健衛生指導の強化を図る。

3　へき地巡回診療所の建設、医療相談、移動保健所、栄養指導、各種予防接種などを実施する。

4　国に療養給付費負担率の引き上げ、保健婦設置補助金の実費負担など大幅増額を要望する。

国民健康保険特別会計は現在約四分の三が国・県の補助で、四分の一が税収入である。

保険税は昭和五十三年度一世帯平均七万〇、八五三円（一人平均二万三、五八七円）で運営はようやく黒字会計を維持している。医療費についてはその三割を本人が負担し、残り七割を保険で給付しているが、この年間総額が昭和五十三年度は二億六、〇四七万一、四九三円となっている。

②町では町民の健康増進のため住民検診などを実施し、未然に予防方法を講じて健康保持に努めている。住民の健康が増進されることによって医療給付も減少し、引いては税負担も軽減される結果になる。

十　社会福祉

人権擁護については人権擁護委員（法務大臣委嘱）により相談会が年二回ほど実施されている。また、行政相談員が国や自治体の行政と個人間の問題に当たり住民の不平不満の善処をしている。

町においても民生委員が中心となり心配ごと相談日を月一回設け、小さい多種多様な事柄も相談を受け住民福祉の一役をになっている。

十一　交通安全

①最近における自動車の増加はめざましく、道路行政の遅れがさらに交通災害に結びつき、大きな社会問題となっている。町内においても国道三〇〇号線におけるダンプカーと観光外来車の増加は、悪路と重なり交通事故が多発している。この路線は近い将来改良舗装がされる予定であるが、中央道富士吉田線経由の車が増加し交通事故増加が予想される。また町内を縦・横断している県道基幹町道の改良舗装の完成と相まって、消防法に規定する救急業務の開始が検討の段階となって来ているが、消防団員の減少する現状から消防常備部の設置、または広域行政による消防署の設置を考えると共に、救急医療機関としての病院の必要性が生ずる。

被害者対策としての交通事故相談所の設置、交通行政専門係の設置などが考えられ、また交通指導面の充実からも交通指導員の委嘱など幅広く取り組まなければならない。

町内で組織されている交通安全対策推進協議会は各種機関団体を網羅し、職域地域ぐるみで交通事故の絶滅を期している。安全教育については保育所、小中学校についてはある程度成果が上がっているが、これ以外の幼児、高校生、一般成人者などに対する教育がされて居らず、今後各部落の会合などを利用して安全教育を実施する。特に老人・婦人層及び青年（高校生を含む）には重点的に社会教育の面で取り上げる必要がある。

イ、主要施策

1　あらゆる会合を通じて交通道徳の高揚を呼びかける。

2　救急業務を備えた消防常備部、または広域行政による消防署の配置を考慮する。

3　交通安全のため道路反射鏡、危険場所に防護柵、国道三〇〇号線と交差する県道中、交通量の多い危険個所に国道の改良と併せ歩道橋の設置をなす。

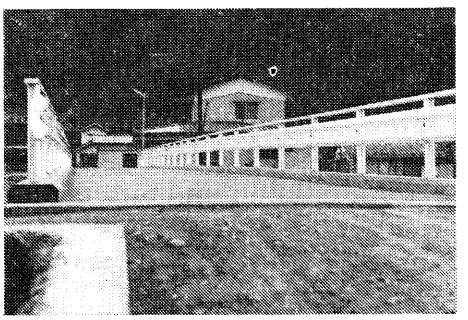

奥杯橋（三沢地内）



夜間照明施設

②国道三〇〇号線の改良舗装は中之倉地内及び市之瀬地内は既に完成し、常葉地内のバイパスを始めその他沿線の改良工事も近く着工の運びとなっている。県道についても最近編入された三保線・栃代線などを除いてはほとんど舗装され、町道も九〇%ぐらい完了しているうえ、町には交通安全指導員（四名）が委嘱されて常に活躍している。これらによって交通事故も漸減の傾向にあることはよろこぶべき現象である。

峡南広域町村圏による消防署が設置され、これに伴う救急車が配備されて防災対策、救急業務に役立っている。また交通安全教育については高齢者教室などの会合を利用して常に啓蒙に努め成果を挙げている。

十二　住　宅

①昭和四十年国勢調査では借家世帯二四五世帯、間借り二五世帯となっており、町営住宅建設に対する住民の要望は強く、昭和四十五年度から宅地取得に取り組んでいるが、地価の値上がりがはなはだしいにもかかわらず適正価格で購入し、いたずらに地価の高騰を招くことのないよう慎重を期しているので取得に苦慮している。

また時代に即し、一世帯一住宅で一人一室と住宅内容も変わりつつあり、明るい家庭生活には住宅の改善も積極的に進めなくてはならない。過疎化のはげしい集落においては、交通の便が良い地域への移転を希望する世帯もあり、工場誘致による住宅需要とともにその必要性はさらに増大すると思われる。

イ、主要施策

1　昭和四十五年度土地取得を完了し、昭和四十六年度は町営住宅の建設を実現する。

2　過疎化のはげしい集落については町において平坦地に造成をなしこれら世帯に住宅の建設が出来るよう図る。

3　産業の振興、観光の健全な発展を期するため従業員寄宿舎などの建設にも積極的に協力し豊かな町造りを図る。

②昭和四十七・八年度を一・二期に分けて、三沢柿島地内へ町営住宅二十戸を建設し、さらに常葉境畑地内に誘致した鉄筋コンクリート二階建三棟、計二十戸の県営住宅を建設し昭和五十五年四月入居を開始した。

過疎対策の一環としても町民の深い理解を得て町営住宅の増築をすることは必要であり、またそれを望む声も高い。

十三　水　道

①本町の水道は簡易水道で昭和四十四年現在二十一施設、給水人口五、五一一人が県の認可を受けた水道であり、総人口九、三二八人に対し給水歩合は五九・一%になっている。その他は無認可の簡易給水施設及び井戸などの使用により完全な施設とはいわれない。認可施設についても計画給水人口が千人以上は三施設で、残りは部落及び部落内地区を単位とした小規模なもので、浄水・滅菌施設の整備が必要があり、管理運営は受益者である水道組合が当たっている。集落の点在と無計画による水道のため、一地域に三施設ある集落もあり、今後これらの整理統合を進め、水系を単位と

し名実共に町営とした水道管理をし、生活水準の向上、工場誘致など水の需要増大に対処しなければならない。

イ、主要施策

1　飲用水の不足、施設のない地区の簡易水道建設を計画的にでき得る限り大規模で実施する。

2　浄化滅菌施設強化を進め、口腔伝染病予防に万全を期す。

3　既設の小規模水道を統合整理し実質的な町管理をする。

②飲用水の不足を解消し、併せて町民に衛生的飲用水を供給することを目的として昭和五十二年五月、広域簡易水道を建設。その他三保、清沢、上之平、湯町簡易水道が敷設されている。広域簡易水道の敷設に当たっては総工費五億四、二七〇万円を要し、町内一、一六三戸に給水している。なおこのほか、表面は町営となっているが、実質的には各部落で経営している簡易水道、あるいは給水施設など小規模の水道が二十数か所あり、これが統合はまだされていない。

十四　清掃処理

①昭和三十年、下部温泉地域が特別清掃地区の指定を受けたのを機会に、ごみ焼却場を常葉屋形沢地内に建設し、温泉街から搬出されるごみの処理をしているが、施設が老朽化し、さらに建設当時から搬出されるごみの量が多く、十分な処理がされていない現状である。搬出されるごみも不燃物が多く、焼却場周辺にはこれらあきかんやあきびんで不衛生甚だしく、この処理に苦慮してきたが、幸い峡南衛生一部事務組合により昭和四十五年十二月ごみ処理と不然物処理施設の着工がされて、昭和四十六年三月にはごみ処理、同十一月には不燃物処理の施設が稼動をはじめた。

しかし町内の河川の汚れは甚だしく、回覧板、広報などで衛生思想の高揚に努めているが、施設がないため抜本的な対策とはならず、下流の人達の苦情が続き、衛生組合での建設が急がれていた。

町内にはごみ処理車の入らない山間地域のごみ処理が、完全に行われるような対策を講ずる必要がある。

し尿処理については、昭和四十年十一月峡南衛生一部事務組合によって施設が完成し、処理業務が開始されたが、集落内道路整備の遅れと農村部における自然処理などにより利用率は二二・〇七％と低く、利用地区も下部温泉郷、常葉、古関、三沢、車田など県道に沿った地域が主である。近年は一般家庭においても浄化槽装置が取り入れられつつあり、環境衛生向上の面からも推進を図りたい。

主要施策

1　峡南衛生一部事務組合で施行するごみ処理施設の早期完成に努める。

2　衛生車のはいらない山間部の集落には簡易焼却装置を補助策により進め、全部のごみが完全処理されるよう図る。

3　衛生思想の高揚と不法なごみ投棄については、県条例の規定とともに指導・監督を強め、河川の清掃を強力に進めよい町づくりを行う。

4　他市町村及び県を通じ牛乳、ヤクルトなどの容器の回収を国及び企業の責任において行うよう運動を展開する。

5　部落道の整備を進め衛生車が部落内にはいり、完全処理されるよう図る。

6　一般家庭の水洗便所（浄化槽）化を進める。

②六郷町花具曾利地内へ下部、六郷、中富、早川、身延の五町共同による峡南衛生組合の施設として火葬場、し尿処理場、ごみ処理場が設けられて、毎月塵芥、不燃物、空瓶、空缶などの収集を行っているので前記の諸問題は一応解決された。

然し、これらの町内といえども山間僻遠の地で、道路が整備されないために利用できない集落が若干あることは遺憾である。

河川の清掃については毎年河川愛護デーを実施し、県・町からの補助が実施部落、あるいは団体に交付されて清掃作業を奨励している。

十五　疾病予防

①健康で快適な生活が送れるよう努めることが、町行政の目的の一つである。昭和三十九年度から昭和四十三年度までの主要死因を見ると、第一位が脳卒中、第二位が心臓疾患となっていて悪性新生物（ガン）が昭和三十九年度五位のところ順次上位となり、昭和四十三年は二位と増加の傾向にある。

また死亡時期について昭和四十三年度を調査すると、厳寒期の二月が多く、続いて三月、一月の順でこの三か月間に年間死亡者の五一・三％を占めている。四位は八月、九月と暑い時期であり、気候に大きく影響されているといえる。これに対処するため保健所の指導を得、衛生思想の普及を成人講座などにより行なう。また脳卒中、悪性新生物（ガン）は高齢者に多く成人病巡回健康診断などを積極的に受け、早期発見、早期治療の実施体制をとれるよう図る。

結核は医学の進歩により死亡率は減少しているが、発病率は余り減ってはいない。年二回町で行うレントゲン検診も年々受診率が高く、町民の結核に対する関心が深まりつつある。

本町は身延保健所管内においてレントゲンの検診率が高く、罹患率（人口千人に対し患者数）七十九人と低く良い結果が現れている。予防接種についても関心が高く好成績である。過去三年間赤痢病など法定伝染病の発生はみていない。

蚊、ハエ、ゴキブリ、鼠族、昆虫駆除は生活環境の向上と伝染病予防の両面から大切であり、地域の一斉駆除によりその効果は上がる。町では数年前までは薬品の購入に補助金を支出していたが、昭和四十三年十一月下部町環境衛生施設整備事業補助金交付要綱を制定し、根本的に発生源となる下水道、堆肥舎、畜舎及び便所のコンクリート化防疫並びに清掃用機械器具などの購入に適用させ、家庭、地域、社会ひいては町全体の生活環境を清潔で健康的なものにしようと図り、実施中である。防除薬品も町で一括各部落の注文を取り、低価で購入配付など斡旋に努め実施期日も一斉に行うよう指導している。

1　住民検診率の向上をさらに進め早期発見、早期治療に努める。

2　患者管理の徹底、患者家族管理の徹底を保健婦の家庭訪問により行う。

3　住居の清掃により清潔な環境で生活が営まれるよう努める。

②昭和四十三年から十年を経過した昭和五十三年においては死因別疾患順位は第一位が心臓疾患、第二位が脳血管疾患、第三位が悪性新生物（ガン）第四位が肺炎など気管支疾患という順位でほとんど変わりはないが、成人病検診の受診率は九八％と町民の予防意識が高揚しつつあることを示している。

カ・ハエ・ゴキブリ、鼠族、昆虫などの駆除については環境衛生施設整備事業補助金交付要綱の定めるところにより、これらの駆除薬品購入について補助金を交付して防除の奨励をしている。

さらに病原菌の発生源となる下水道、堆肥舎、畜舎、便所のコンクリート化及び水洗化など環境衛生に努めている結果、近年赤痢、腸チブスなどの伝染病の発生が減少したことはよろこばしい現象である。

十六　治山治水

①本町の面積のうち八一・五％を山林が占め、標高は二〇一メートルから一、九四五メートルまでの間にあり、北東南には蛾ケ岳・釈迦ケ岳、竜ケ岳、雨ケ岳、毛無山などいずれも一、五〇〇メートル以上の嶺がそびえ立っている。山林は落葉樹が多く急傾斜で、六月の降雨期及び台風時に豪雨による山崩れなどその被害は大きく、治山治水が強く望まれている。

昭和四十一年九月の台風二六号による被害総額は三億七、五四八万円に達し、死者六人、住家の被害六八四棟、河川護岸欠壊四一か所、道路欠壊九五か所、田畑の流失埋没二三・八ヘクタール、農業用施設四二か所、林地崩壊四一か所、林業用施設三三か所、橋梁流失五か所など未曾有の被害を記録している。

これら被害防止策としては、崩壊箇所の復旧と危険箇所の防災工事が急

務である。しかもこれら工事は費用が多額にかかる国・県の施策にまつものが多く、積極的に関係機関に働きかける必要がある。また山林の植樹など地域住民も防災に取り組み、町民一体となり町土の保全に努める。

治山事業計画

割子沢、神鎮沢、いたち沢、穴音沢、水船沢、音無沢、道水路、切房木田ノ上沢、大磯小磯、横手、墾野、宮の平、丹那沢、堀沢、島沢、大平沢、平、入沢、中村、小沢、峰中村、樋ノ沢

地すべり

熊沢、根子新田、北川、栃沢、

②昭和四十一年九月突如襲った台風二六号によって蒙った大被害についてその後町としては積極的に各関係機関に働きかけ、災害激甚地の指定を受けたので、高額の補助により復旧工事が進み、その大部分は完成した。

治山治水及び地すべり防止工事については危険度の多い箇所を優先的にその度合いを考慮しつつ施工した結果、割子沢、神鎮沢、水船沢、道水路切房木、田ノ上沢、大磯小磯、樋ノ沢、北川などは完成し、他は工事中のものまたは未着工のもので、これらは近い時期に施工される筈である。

十七　防災消防

①昭和四十四年四月、下部町地域防災計画が実施され災害予防、災害応急対策、災害復旧計画が示され、総合的に推進されている。しかし地形的悪条件から予期しない地域の災害（たとえば昭和四十一年九月台風による死者の発生）が予想され、より細密な科学的調査を必要とする。

消防団員は五〇〇人三箇分団二十七部に分かれ、昭和四十四年現在自動車ポンプ一台、小型動力ポンプ二十七台と基準口数三九に対し、現有消防ポンプ口数は二三・七と低く施設整備が急務である。

五〇〇人の団員も他町村工場への勤めや出稼ぎなど、昼間時に集合できる団員は六〇％と推定され、少数精鋭主義で待遇の改善と婦人による後援隊の強化などを進める必要がある。

さらに国道三〇〇号線の整備、有料道路の開発など道路網の完成により救急業務が考えられ、常備消防の検討を始めなければならない。

イ、主要施策

1　道路整備に伴い救急業務を伴った常設消防の設置をする。

2　消防無線を常備し災害時における防災体制を強化する。

3　救急業務と常備消防については広域市町村圏で検討、実施を図るを原則とする。

4　昼間時の災害（特に火災）に対処するため婦人による消防組織の強化を図る。

②消防団は少数精鋭主義を建前としているうえに峡南広域市町村圏による消防署の発足により人員を削減し、殊に第三分団は部の編成替えにより第四部（根子）と第六部（折八）が合併するなどして、現在（昭和五十四年七月）団員四一五人になっている。消火器具の基準口数も町全体としては不足はない状態である。

さらに防災に関する事項として昭和五十四年八月七日、本町も地震防災対策強化地域に指定されたので、今後防災に関する諸施策が講じられていくことであろう。

十八　小学校

①本町の小学校は昭和四十年本校三校、分校十一校であったものが、道路の整備と児童数の減少、施設設備の充実した本校での教育など父兄の理解がなされ、昭和四十五年には本校四校（三保分校が独立）分校四校となり、他の六分校は各本校に統合された。

施設整備については昭和四十年古関小学校改築、各本分校とも学校給食を実施し、さらに三地区に小中共用プール建設も完了し、内部施設整備（机・椅子）に意を用いている。

過疎化の現象は児童数にも現れ、昭和四十三年児童数を一〇〇とした場合、昭和五十四年度指数は四六・四と著しい減少が推計される。

年次別小学校児童数

学校	昭四三	昭四五	昭四七	昭五四
下部	六一五	五一五	四五三	三〇一
久那土	三六九	二九三	二六一	一八〇
古関	二五九	一六六	一二三	八九
三保	—	四三	三四	一〇
計	一、二四三	一、〇一七	八七一	五八〇

これら児童数の減少と道路整備、交通機関の発達に伴いさらに分校の統合を推進し、学校無人化による施設の完備や非常警報器など盗難及び火災の対策、教材教具の充実、通学道路の整備、児童を中心とした信頼あふれる教師との心の触れあい、温かい家族の励ましなど、学校と家庭における精神的な結びつきの強化を図り、教育の向上に努める。

イ、主要施策

1　下部小学校及び古関小学校に屋内運動場を建設する。

2　下部小学校及び久那土小学校を老朽化の状況から順次鉄筋コンクリート二階建校舎に改築する。

3　保健衛生の面から各学校の便所を水洗式(浄化槽)に改築して行く

4　道路整備、交通機関の発達と児童数の状況など、地域の理解を得、分校の統合を進める。

5　机・腰掛など備品の整備充実を順次進め、完備された施設々備の中で教育が受けられるよう図る。

6　心の通った学校教育、家庭教育の推進に努め、明るくたくましい子供を期待する。

7　登校、下校の道路整備など通学路の安全施設を積極的に進め、児童を交通事故から守る。

小学校施設整備計画

校舎現状

学校	一般校舎	屋内運動場
下部	木造二、六四二平方メートル	〇平方メートル
久那土	〃　二、三四六　〃	木造六一三　〃
古関	鉄筋一、五七〇　〃	〇　〃

校舎計画

学校	一般校舎	屋内運動場
下部	改築二、三一〇平方メートル	六〇一平方メートル
久那土	〃　一、四七三　〃	〇　〃
古関	〇　〃	〃　三三五　〃

②校舎の改築については町財政の関係と、現校舎が未だ使用に堪えるところから老朽校舎としての認定が得られず、従って補助対象にはならず、全額町費負担では財政の都合もあってその運びになっていない。屋内運動場についても財政上などの関係もありその域に達していない。便所の水洗化は保健衛生、環境美化の面から既に昭和五十四年度に完了している。

学校の統廃合については、休校中の分校一校を残すほかは全部本校へ統合した。よって机・腰掛など内部施設の充実に意を用い、着々成果を収めつつある。その他各般の事項に対して計画の推進に努めている。

十九　中学校

昭和三十五年四月一日古関中学校に、折八分校の中学生を吸収したため中学校は下部、久那土、古関の三校となり、折八地区の中学生は屋内体育館に宿泊していたが、翌三十六年民家を購入して寄宿舎とした。

昭和三十九年から小学校にならい生徒数が減り、昭和四十三年の七九四人を百とした場合、現在の状況で行くと昭和五十三年の生徒数は三九七人と六〇%に激減することが推計される。

学校別生徒数の推計

年度	下中	久中	古中	計
昭和四三	三九四	二〇二	一七八	七九四
四四	三五〇	二一三	一八五	七四八
四五	三五〇	一九〇	一七三	七一三
四六	三三〇	一七六	一五一	六五七
四七	三二〇	一八〇	一三三	六三三
四八	三〇六	一八七	一二〇	六一三
四九	二七一	一八九	一〇三	五六三
五〇	二五〇	一六四	八五	四九九
五一	二二三	一四七	八三	四五三
五二	二二七	一三〇	七一	四二八
五三	二一五	一二〇	六二	三九七
五四	一八四	一二八	四六	三五八

推計上は以上の生徒数となる。本来中学校教育は専門科目の教師によるべき教育であるが、今後専門教師の配属がきわめて困難となり、教育効果が低下するようなことがあってはならない。これらの状況から適正規模（十一学級から十八学級）の施設で教育されるべきで、学校統合の必要性が痛感される。通学距離など問題も多いが、教育効果の向上を最重点に取り上げ、住民の理解を得るためにも学校統合を積極的に打ち出し、適正規模と充実した施設々備で専門教師による授業が受けられ、人間形成の基調である義務教育に最大の意を注ぎ、豊かな人づくりを図らなければならない。

イ、主要施策

1　中学校の適正規模による教育効果を重点に取り上げ、統合のため関係機関相互の理解と、部落懇談会などによる住民の理解を求め推進する。

2　教育機材の充実を図り、科学進歩の著しい現代社会に対応出来得る教育がなされるとともに一般備品の拡充も併せ、豊かな知識を修得させなければならない。

3　久那土中学校移転は昭和四十七年実施される見通しが出来ているが、昭和五十二年一学年生徒数は四四人となり、全学級数が三学級になる推計がなされる。これら実現を考慮し整備する必要がある。

②中学校生徒も減少して、昭和五十四年度には下部中学校一八四人、久那土中学校一二八人、古関中学校四六人、計三五八人となり、六年後の昭和六十年度には下部中一二七人、久那土中八五人、古関中二九人、計二四一人と、さらに激減することが予想される。そのような状況の中での学校運営の困難性は想像に難くない。一町村一中学校ということは教育効果のうえからも大いに歓迎すべきことではあるが、他面広大な面積を有する本町では、地理的差異をもち、それぞれの事情があり、町の将来と子供の将来にかかわる中学校教育だけに慎重な態度で望まなければならない。

久那土中学校と峡南高等学校の相互移転は、昭和四十七年四月一日実施済みである。

二十　保健体育

①町内小学校児童の体位を全国及び県と比較すると、身長においては下部小学校三年、四年の女子が全国平均を上回り、古関小学校では一、二年女子、三年男女、五年男女、六年男子の七段階で。久那土小学校では二、六年の女子と四年男子の三段階。体重においては下部小学校の五、六年女子。古関小学校の五年男子。久那土小学校では二年の男女、四年女子が全国平均を上回っている。

以上の状況から身長は古関小学校が七段階に勝っているが、体重は一段階しかなく、久那土小学校は身長・体重とも三段階、下部小学校は身長・体重二段階となり、三校別順位も大差はない。

中学校も同じように全国と比較すると古関中学校で身長三段階、体重一段階、久那土中学校は身長一段階、体重二段階、下部中学校は身長なく体重で一段階上回っており、学校別順位も小学校と同じである。

施設面のうち屋外運動場は下部小、中学校は共用で、屋内運動場も下部小学校及び古関小学校に無く、建設が望まれている。

学校給食は下部、久那土、古関の小中学校で実施し、古関小から根子、磯分校へ運搬されており、久那土小学校から三保小学校へ運搬されている。折八分校のみが実施されていない。給食施設は六施設十五人の給食婦と、二人の栄養士によりなされているが人件費の占める割合が高い。順次建設したため施設が旧式で老朽化しているので統合し、給食センターの建設を進めたい。

イ、主要施策

1　屋内運動場を下部小、古関小に建設する。

2　屋外運動場も独立して使用出来るよう施設の整備などを進め実現を図る。

3　運動施設整備と運動器具の充実を図る。

4　保健室の完備と便所の水洗化（浄化槽）を図る。

②小学校の屋内運動場及び便所の水洗化の問題については前々項小学校の部に記載した通りであるが、屋外運動場については久那土小学校庭が峡南高校と共用であったが、昭和四十七年、峡南高校が久那土中学校と相互移転をしたため小中学校と共用になっている。運動器具も着々充実しつつある。各学校では保健室を設け保健管理と保健指導に万全を期している。

二十一　社会教育施設の整備拡充

①町内公民館は中央公民館が常葉に在り、久那土、古関にそれぞれ地区公民館がある。中央公民館は昭和四十七年建設のもので、内部施設々備が完全でなく、しかも階下の会議室を農業共済組合に貸してあり、社会教育団体の利用は少なく、大規模な中央公民館の建設を強く要望している。

二つの地区公民館も、学校の屋内運動場併設のため内部施設に乏しく、冬期の会議には使用出来ず、公民館としての役割を十分果たし得ない状態にある。

この現況の中で、部落集会場を部落公民館として公民館活動を研究委嘱し、地域社会教育の推進に努めている。研究委嘱公民館は十館で活動を行っているが、施設設備も公民館としての機能を備えたものが要求され、県補助のもと昭和四十五年二館の建設を行った。

イ、計画の構想

1　地区公民館として古関支所を改築し、木造二階建瓦葺九五〇平方メートルの公民館を建設する。

2　昭和四十六年度久那土地区に同じく支所を改築し、木造二階建瓦葺一九九・三平方メートルの公民館を建設する。

3　昭和四十七年度鉄筋コンクリート四階建内一階駐車場、延一、九三〇平方メートルの中央公民館を常葉に建設する。

4　年次部落公民館を県の補助を得て建設して行く。

5　勤労青少年にも利用できるよう夜間照明施設を中学校庭に設けてスポーツの振興を図る。

6　町民運動場の建設を図る。

②昭和四十六年五月には古関、同四十七年三月には久那土両支所を改築してそれぞれの地区公民館となし、以来ほとんど毎日使用してその効果はまことに見るべきものがある。常葉に建設を予定している中央公民館は、昭和四十七年十一月落成した開発センターがその目的の大部分を果たしているので、さしあたり新設の必要もなく公民館運営は順調に進められている。

町民の体育向上をはかるため、昭和四十六年度に下部地区夜間照明施設（被照明面積一一・一二〇平方メートル、設備容量三〇キロワット、ランプ数二八、平均照度三〇ルックス）翌四十七年度には久那土地区夜間照明施設（被照明面積六・〇〇〇平方メートル、設備容量三〇キロワット、ランプ数二〇、平均照明度三〇ルックス）同年度古関地区夜間照明施設（被照明面積二・六〇〇平方メートル、設備容量一五キロワット、ランプ数一五、平均照度三〇ルックス）の三施設が学校校庭に設けられスポーツの振興をはかっている。

社会体育は学校施設などを開放（休日・夜間）して行われて来たが、体育

が盛んになるに従い町民スポーツ広場の建設が必要視され、市之瀬地内にこれが建設を計画、昭和五十四年度から土地買収に着手、現在敷地造成を行い五十八年度完成を目ざして着々事業が進められている。

二十二　社会教育活動の推進

①社会教育のうち公民館活動は、部落公民館を研究委嘱し明るく正しい選挙の推進を中心に活動している。委嘱公民館は次の十館である。

三沢店向公民館、切房木公民館、三沢開持公民館、長塩公民館、北川公民館、和平公民館、湯町公民館、根子公民館、折八公民館、常葉公民館。

家庭教育学級は従来小学校区を中心に開設して来たが、通学距離などの関係で集まりが悪く成果が上がらなかった。昭和四十四年から容易に参加できるよう部落公民館を単位に八回位いを目標に開設し、講師も身延山大学、県社会教育課などから招き、宗教、社会情勢、子供の教育など幅広い課題を取り上げ、青少年の家庭指導に成果を上げつつある。

成人教育は、ともすれば若人の断絶、また社会情勢の目まぐるしい変化に対応できる教育の機会が少ない。これらの状況から成人学級の必要性が認識される、時代に即した課題が学習されている。昭和四十五年度計画では年五回次のテーマにより成人講座が開かれる。第一回山梨県長期計画と我が町の位置。第二回過疎化と町づくり。第三回現代社会と地方自治。第四回青少年育成の諸問題。第五回地域開発と社会教育の役割。以上課題の選択と、優秀な講師により意義あるものとし、さらに広く参加できるよう努める。

視聴覚教育については昭和四十年視聴覚推進町村の指定を受け、機械器具の整備充実を図った。現在十六ミリ映写機三台、フィルム四〇〇巻、八ミリ映写機十台、スライド映写機一台、テープ式録音機四台が設備され、各種学級講座、学校教育に利用されている。また技術講習会、教材研究会などを開催し広く利用されるよう努め、その効果を高めるためライブラリー委嘱学級の開設も計画される。

芸術文化活動は昭和四十三年、下部町文化協会が短歌、俳句、吟詠、囲碁、将棋、マジック、民謡おどり、盆栽、菊作りの愛好者グループによって設立され、活動の成果を文化祭で発表し情緒豊かな人間生活の推進を図っている。

青年団は上の平、湯町、常葉、古関、切房木、車田、三沢の七支部九〇人の団員によって構成され、青年の友情と政治的、社会的、文化的向上を図り、地域発展に寄与するを目的として活動している。実践活動には体育局、社会文化局、広報局、女子活動局の四局が設置されているが、該当する年齢層に対し入団者は二二%と少なく、地域的にも支部の設立が望まれ、青少年育成の面からも加入を望んでいる。

青少年対策は国・県においても大きい施策として、青少年の健全な育成が取り上げられ、積極的な推進がなされつつある。町には町長を本部長とする「青少年総合対策本部」が設置され、また民間人による「青少年のための下部町民会議」が設けられ、青少年対策と取り組んでいる。さらに部落には育成会が組織されスポーツ大会、キャンプ、講話会などを開催し、団体生活あるいはスポーツを通じて社会人としての基礎的知識と体験を通じ、相互の友情を深め心身の健全な発達を願うものである。

育成会のキャンプ施設としてテント（五、六人用）二十張、ソフトボール用器具は三地区に二組、バトミントン四組が配備されている。しかし小中学校近隣地区は運動場の使用が可能であるが、その他各部落ともスポーツ広場の設置が困難であり、町の積極的な援助により広場の建設に意を注いでいる。

イ、主要事項

1　子供クラブなど指導者層の充実をはかり、適切な指導により活動の推進に努める。

2　部落のスポーツ広場の設置を補助策により積極的に進め、健全なスポーツの発展を図る。

3　青少年を取り巻く環境を整備し、よい環境で育成されるよう図

る。

②ライブラリー委嘱学級は現在（昭和五十四年八月）はないが、近いうちに委嘱をする予定である。

青年団はその後、在住青年の数が減少するに従って団員数も減り、支部も常葉下部支部と久那土古関支部の二支部のみとなり、団員数も四十八人となったが、活動は活発で昭和五十四年度の活動方針としては次のように定めてある。

私達は青年団活動を通じていろろな立場の人達や、いろいろの団体との接触を保ち地域に住む人々の環境や問題を社会活動などを通じて若者として認識していきたいと思う。また文化活動、スポーツ活動、組織活動で同世代の新しい友人との交流を深め、若者の人生におけるあらゆる学習の中で若者同志の連帯統一の仲間意識を深めて行こうと考えています。

高齢者教室は昭和五十四年度は波高島、市之瀬、常葉、道、古関の五か所が国の補助。根子、三保の二か所は町単でほかに県費補助の久那土高齢者地域活動が指定され、それぞれが学級主事を中心に活動している。

二十三　文化財及び自然の保護

①町内には国指定重要文化財一、県指定天然記念物一、町指定文化財二、町指定無形文化財一があり、国指定の重要文化財は門西家住宅で、昭和四十四年一、四〇〇万円の経費により解体復元工事を行い、約三〇〇年前の姿で保存されている。現在は防火施設として、消火栓の設置を計画中である。

町指定文化財木喰仏十体も保管庫を昭和四十四年建設し、防虫防湿に努めている。同じく町指定の文化財慈観寺の経蔵と一切経は町で防虫のため多量の樟脳を投入してこれの保存に積極的に協力している。

イ、主要施策

1　国・県の指定については関係機関、所有者町と相互協力し防火施設など保護に努める。

2　町指定のうち木喰仏、慈観寺の一切経については一応防虫防湿施設を了しているが、さらに意を用い所有者と年一回位い点検を実施し完全保護に努める。

3　長塩獅子舞については地域の有志が伝統芸能を守り伝承するため保存会が設立されているが、積極的に町も協力し保存に努める。

②文化財については国の指定による門西家住宅が一件、県指定の一色のニッケイ樹、民俗文化財として木喰仏十躯の二件、町指定のものが現在（昭和五十四年八月）慈観寺の一切経ほか十二件（詳細は第十三編参照）で計十六件がある。

門西家の保護施設として警報器、消火栓など既に完備しており、長塩の獅子舞は太鼓など道具の一部を補給したが、他は町でも指定早々のこととてまだその域に達していない。早晩保護施設をすることにはなっている。

二十四　下部温泉とその周辺

①下部温泉は町の南部に位置し、五老峰と俗称川向山とに挟まれた山あいにあり、毛無山を水源とする下部川の両岸に三十三軒の旅館と商店がならぶ温泉街を形成している。

下部川に沿った約一キロ、下部駅附近、さらに南方五〇〇メートルの身延線沿いに数軒の旅館が点在し、これらを合わせて下部温泉郷という。交通は身延線と国道三〇〇号線（富士五湖からの道路）国道五二号線（静岡方面）及び県道市川大門下部身延線（甲府方面）の道路があり、近年はこれら道路により自動車を利用する観光客がふえつつある。

温泉は古く武田信玄時代からあり、将兵が戦いでの傷を癒したと伝えられ、信玄公隠し湯として有名である。昭和三十一年六月自然環境と外傷、胃腸病などの効果が認められ、国民保養温泉の指定を受け年々歳々発展して来ている。昭和四十四年度観光客数は二六二、五〇七人を数え、推定消費も六億一、六八九万円となっている。

戦時中は陸軍療養所となり、戦後は近郊の人達が自炊で温泉療養した療養温泉であったが、今は三分の二が観光客で温泉郷も療養温泉としてのたたずまいを残しながらも近代的観光地としての施設整備がなされている。

附近の観光地としては富士五湖の一つ本栖湖があり、二分の一が本町の行政区画にはいっている。また、日蓮宗総本山身延山久遠寺は車で十五分の距離（身延線利用も可）にあり、本栖湖―下部温泉―身延山をつなぐ道路が昭和四十五年四月、県道から国道三〇〇号線の完全整備がなされる昭和四十九年度には現在（昭和四十四年度）富士五湖を訪れる年間観光客約七四〇万人の一割が来郷するとしても現在の倍以上の客の増加が予想され、これら観光客の受入れ態勢を民間資本の積極的な導入とともに行い、観光基盤の充実を図らなければならない。また、富士五湖・身延山を結ぶ観光ルートの設定、湯之奥・猪之頭線の着工に伴い、昭和五十七年までには富士宮市につながり富士宮市方面の奥座敷的存在となり、下部温泉郷の交通道路網は画期的に整備され発展が期待できる。

ハイキングコースとして知られている毛無山も林道湯之奥・猪之頭線の開通により登山が容易となり、登山客の激増が予想され、これら対策が計画されなければならない。また、清らかな川での観光と釣りとを結びつけるためにも富士川漁業組合と提携し魚族の保護、ヤマメ・アユの放流を行い川の美化に意を用いなければならない。

イ、主要施策

1　観光客増加に伴い駐車場建設が急務である。

2　旅館などの防災施設を完全にし、避難所の設定、誘導など従業員教育の徹底を図り観光客の安全対策に万全を期す。

3　泉源開発のためボーリングを実施したが、これの活用とさらに一個所ボーリングを行い湧出量の増大と高温を期待する。

4　毛無山登山道の整備と下部川の美化、ヤマメの保護と放流など漁業組合と提携し、自然保護を進めながら自然環境の中で楽しめるよう努める。

5　景勝地富士五湖ルート、身延山を結ぶ観光ルートを設定し滞留拠点とする。

6　観光業主及び従業員のサービス講習会などを開催し、人情厚い精神的サービスの向上と従業員宿舎の建設に協力し、優秀な従業員確保に努める。

7　民謡おどりグループの育成、観光キャラバンなど観光協会、旅館組合と相互連携をとり、積極的に観光宣伝に努める。

8　重要文化財門西家、木喰仏など見学コースを設定し、これらを文化財観光資源として宣伝する。

9　新宿発急行電車の直接身延線乗り入れの早期実現要望。

10　富士五湖・下部温泉を直接結ぶバス路線の設定要望。

11　国道三〇〇号線及び林道湯之奥・猪之頭線の整備完了と同時に富士五湖・下部・身延・富士宮を結ぶ周遊バス運転の実現。

②下部温泉郷の年間浴客数は昭和五十三年度四〇万八、一九三人で十年前の二六万二、五〇七人に比すれば一四万五千余人の増加となっている。このために横道地内及び慈照院の庭に町営無料駐車場を設けたり、ボーリングをして新たに泉源を開発するのほか、滞在中の浴客には重要文化財門西家や木喰仏の見学など観光宣伝を怠らず、一面従業員の資質向上をめざしての講習会を開催したり、東京方面へキャラバン隊を派遣して宣伝受入れ態勢などにもあらゆる手を尽くしている。

新宿発急行電車の身延線乗り入れも実現し、新幹線に接続するため身延線急行電車は、東海道線静岡及び三島まで運行されるようになった。

二十五　本栖湖畔と蛾が岳精進湖間ハイキングコース

富士箱根伊豆国立公園内、富士五湖の一つ本栖湖は西岸が下部町に属し、五湖のうち唯一の俗化されない湖として貴重な存在となっている。

近年モーターボート連合会本栖厚生施設が会員の研修所を設け、また既設のキャンプ施設六か所、ボート業者三業者によって夏季のキャンプ場が

開設され、一二五、〇〇〇人が訪れている。

この湖の開発は国立公園地域内のため厚生省の自然保護政策により開発に強い規制が取られ、また湖が深いために冬の結氷がなく五湖のうち最も開発がおくれている。

結氷しないため冬は鴨などの水鳥が飛来し美しい自然が保たれ、町においても自然保護を重視する声は大きい。湖畔も平坦地が狭く岸から山に続く地勢は開発をおくらせる原因でもある。

昭和四十五年四月県営キャンプ場が町の社会福祉協議会に移譲され運営を始めたが、これら施設の整備を図り町民の憩いの場として涼風清らかな水、緑の山を満喫し自然に親しむ機会を得るための計画がなされている。

昭和四十二年四尾連―精進湖間観光道路開発協議会が設立され、郡下四町一か村により四尾連湖を起点とし、蛾ケ岳を経て折八峠から三方分山、精進湖へと御坂山系の山々を縦走するコースは五〇万円の県補助を得、総工費一五〇万円で開通された。幅員一・五メートルのコースは甲府盆地、南アルプス、富士の眺めと、春は緑萌え出る中を、夏は深緑に木陰を求め、秋は紅葉と落葉を踏んで四季折々のハイキングコースとしてハイカーが増加する傾向にある。将来折八地域の振興策に結びつけるよう努める。

イ、主要施策

1　自然の美観を損なわない開発の促進を図る。

2　湖を利用し養魚（鯉）の振興を図り将来は町内河川に放流できるよう図る。

3　町の社会福祉協議会の施設を整備し、町民の憩いの場として利用できるよう図る。

4　甘藷・野菜畑・栗園と観光農園の開設をして、コースの名物にする。

5　民宿などハイキングコースの宿泊拠点とする。

②富士五湖のうち唯一の神秘性を有している本栖湖は、自然の美観を損なわぬため毎年町主催で、青年団その他関係者の協力を得てゴミの収集などを行って来た。昭和五十四年度は県主催のクリーン作戦が行われたので町でもこれに参加して環境美化に努めている。

湖を利用しての養鯉業は数年前個人経営で試みたが、夜間の密漁が絶えず、個人経営では成果を収めるに至らず遂に断念した実績がある。

一方、町では栃代川上流にヤマメの里振興センターを開設してヤマメの養殖を開始した。これによって将来下部温泉の浴客などを誘致して釣りを楽しませる一面、観光地として開発する予定である。さらに漁業組合を通じて町内各河川へ放流、町民にレジャーを楽しませる計画もある。

二十六　民宿

①農山村の振興策として民宿開設の検討がされている際、時を同じうして釜額地域においても民宿の開設が話題となり、町と実施部落の一致した計画のもとに昭和四十五年六月県の指定を受け釜額民宿村が発足した。計画は十五軒であったが、施設整備が遅れたため客の受け入れをしたのは四軒に過ぎなかった。それでも延人員約八〇〇人が訪れ、遅れた宣伝としては好成績であった。民宿希望の各世帯では県の整備資金の借り入れにより台所、便所、客室の増改築に着手し、四十六年四月からは十五軒揃って開設できる予定となった。

釜額民宿の好評の原因は人情味溢れる接客態度と静かな自然環境、新鮮な材料による料理があげられ、七月開設から十二月までに三回来泊した客もあった。開設数の増加に伴い地域としても駐車場及び客と住民との交流の場、室内球技などが行える民宿集会所の建設を図らなければならない。宿泊客誘致のため早い時期から宣伝に努める必要がある。

イ、主要施策

1　民宿集会所を建設し、交流の場また地域の民俗資料などの展示紹介に努め、さらに卓球施設の利用に供する。

2　自動車利用客の増加に伴い駐車場の建設をする。

3　新鮮な野菜・果実など供給できるよう収穫時期を異にする計画栽

培を行う。

4　環境美化に努め魚類などの保護を図り来郷者に自然を満喫できるよう心掛ける。

5　民宿の魅力である田舎の生活を提供し、施設の改造も台所、風呂場、便所の衛生面と内部改造に意を用い草屋の保存に努める。

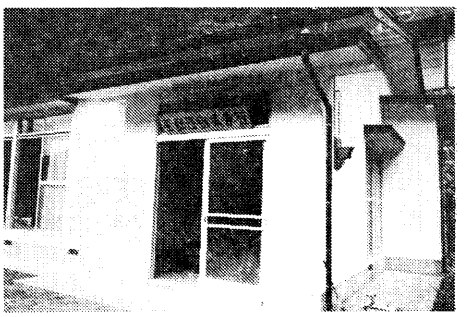

釜額民宿集会所

②民宿集会場は昭和四十七年四月十一日、木造平屋建瓦葺建面積六八・二平方メートル総工費一六五万円をもって竣工落成した。この施設によって来泊者は卓球その他によって相互に交流を深める場として利用されている。

宿泊客に喜ばれるには新鮮な野菜果実などを食膳に供することである。この意味で釜額民宿経営者は山梨県農事試験場八ツ岳分場で試験中の楤（たら）・蕨（わらび）の栽培方法を視察して来て自家の畑で栽培して食膳に供している。

さらに部落の中央を流れる釜額川の美観に努めると同時に、時々川にヤマメなどを放流して宿泊客に釣りを楽しませている。

二十七　農　業

①総面積の八一・五％を山林が占め耕地はわずか六・〇一％である。これら耕地は河川流域のわずかの平坦地のほか、山間部の急傾斜地が多い。

農家一戸当たり平均耕作面積四一アールで零細農家が多く、労働人口では農業就業者の占める割合は四五・一％であるが、町民総所得での農業の占める割合は一五・八パーセントと少なく農業の生産性の低下がめだち、労働人口も第二次産業へと流動しつつある。

昭和三十五年一、六六一戸で六八・八％を占めていた農家数も昭和四十三年には一、四六七戸で六三・〇％と減少し、さらに専業農家となり兼業農家も農業主が農業従に移行して行く傾向であり、農外収入に対する依存度は高まりつつある。これら現状に町でも山林振興事業の指定を受け、生産基盤施策として農道整備、集団桑園造成事業、また近代化施策として稚蚕共同飼育所建設、壮蚕飼育施設の設置を実施し、または計画してきているが、地形的悪条件も重なり部分的な成果しか得られず、稲作の減反などと相まって山間地の農業振興は難題であり、総合的な施策のもと基盤整備事業の推進を図り、省力化しさらに協業化した中で適地適作、品種改良の方向で進める必要がある。

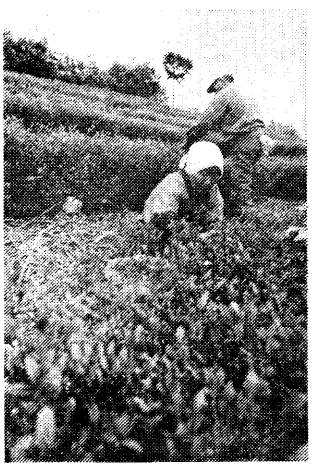

茶栽培

農業の生産性低下は農家数の減少とさらに兼業化へと進み、農業就業者も婦女子と高年齢者の占める割合が多くなりつつある。

昭和三十五年農家数は一、六六一戸でそのうち兼業農家は一、四二三戸と農家戸数の八五・七％を占めていたが、昭和三十八年は農家数一、五六四戸、うち兼業農家一、三六二戸農家数の八七・一％と兼業農家が増し、昭和四十三年度は農家数一、四六七戸、うち兼業農家一、三一〇戸で農家数の八九・三％と占める割合が大幅に増加している。さらに兼業農家を農業主（第一種兼業農家）と兼業主（第二種兼業農家）に区分してみると昭和三十五年には農業主農家が三五八戸、兼業主農家八八五戸で兼業主農家が六二・二％を占めているが、昭和三十五年に比して一一・五％増加し農家所得が農業以外の産業に依存しなければならない状況である。

イ、主要施策

1　地形的悪条件のため企業化した専業農家の育成、及び大規模な土地改良事業は適用されず、農業労働力も老齢化と婦女子の占める割合が多くなりつつある現状では、農道整備により耕運機など小規模機械が容易に搬入利用出来るよう努める。と併せて急峻な山間耕地に索道を架設して適地適作をし、共同稚蚕飼育のための桑園造成、茶園造成転換の事業を進める。

これら事業は山村振興法の適用を受け実施し、さらに水路改良など小規模事業については部落、または団地など農事組合協業体を対象とした下部町農業振興事業補助金交付規程により年次計画をもって実施する。

2　基幹作目である養蚕については稚蚕共同飼育所が古関に建設されて町内各地に設置されたことになり、過重労力の軽減と稚蚕飼育が完全に行われ、無駄なく安定した養蚕が営まれる。また増収のため壮蚕飼育保温舎の建設も計画する。

茶栽培を新しく推進作目に指定し、茶園造成実施と関連し製茶工場の建設をする。その他組合または協業体で実施する田植機器具購入についても前記農業振興事業補助規程により積極的に進める。

3　基幹作目に対する技術指導、品種改良を関係機関の助言のもと実施する。国道三〇〇号線、本栖下部身延間有料道路、湯之奥・猪之頭林道の各路線が完全整備されると富士五湖・富士宮の消費地と時間短縮がなされ流通機構の改善とともに野菜・果樹の出荷が容易となり、これら栽培を積極的に進める。また下部温泉及び民宿を訪れる観光客を対象に観光農園、果樹園の設定をなし、観光と併せた農業振興を図る。

4　昭和四十六、四十七年を目途に山村開発センターを建設し、農林業指導の充実と技術、経営の研修の場として資料展示、図書室の設置、農村の栄養改善のための施設備品を整備する。

農村青年の教養研修が宿泊して行われるよう宿泊のための施設と住民健康管理を主体とした保健室、農協、森林組合総会の開催ができる五〇〇人収容の大会議室も設け地域社会の拠点とする。

②農道整備や索道架設など一部分実施はしたものの資金の関係、利用度の関係などのため、未だ実施できない箇所も多々ある。なるべく早い機会に実施できるよう心掛けてはいる。稚蚕共同飼育所については昭和四十二年五月久那土地区に、昭和四十五年三月には市之瀬地内へ富里稚蚕共同飼育所を、さらに昭和四十八年四月古関中ん沢地内へ建設して協同作業による省力化を進めているが、なお久那土地区稚蚕共同飼育所では昭和五十五年度から人工飼料による飼育を始めている。

茶の栽培については、年々増反して現在の作付面積は一六ヘクタールであり、目標の二三ヘクタールにはまだ達していない。よって目標に到達するまで積極的に奨励している。昭和四十九年五月には市之瀬地内へ町営の茶加工場（鉄骨平屋建スレート葺二一四・五平方メートル、総工費一、四二六万二千円）を建設し、同月十一日操業を開始して町内の需要を満たしている。

昭和四十二年十二月町内旧下九一色村及び旧富里村、同四十五年十二月旧山保村及び旧古関村がそれぞれ山村振興法の適用を受け、これが条件の一つとなって昭和四十七年十一月多額の国庫補助のもとに、常葉地内役場構内へ鉄筋コンクリート三階建一部地下室付きの近代的設備を持つ山村開発センターを建設した。これによって各種会合はもちろん結婚式、福祉関係、社会教育などの殿堂として利用され、町の進展に大きく貢献している。

二十八　林　業

①本町の林野面積は一〇、六一八ヘクタール、林野率八一・五％と面積から見た林業の占める位置が高いが林野面積の三五・五％は県有林で、残る六四・七％に当たる六、八九一ヘクタールが民有林である。林業形態は従来から薪炭生産を主とした経営が続いたため、近年の燃料革命による薪炭不況は本町林業に大きく影響し、林業に対する依存度を著しく低下させている。しかし本町の林業は農家林業で農林複合経営により成り立ってお

り、農林は不離一体の関係にあり相互振興が必要である。このため民有林蓄積の六三%を占める広葉樹の活用策として、茸類の特殊林産物生産と広大な林野の高度利用策として、低質広葉樹林から針葉樹林に林種転換のため拡大人工造林が進められている。

一方、林業生産の基盤となる林道は開発が遅れ、林道密度二・六二mと低い。また林家の経営規模は三ヘクタール未満の林家が大半を占め平均〇・四五ヘクタールと零細であり、蓄積資本の過少、急傾斜地による労働過重など条件的制約に林業は他産業との格差が著しく、若年労働力は他産業に流出し労働力の劣弱不足を来たすなど問題が多い。

イ、主要施策

1　昭和四十二年に樹立した下部町造林十五か年計画に基づき、昭和四十二年から同四十六年までの五か年を第一期として、一、二五〇ヘクタール、同四十七年から五十一年までを第二期として一、二五〇ヘクタール、同五十二年から五十六年までを第三期として九六〇ヘクタール計十五か年に三、〇〇〇ヘクタールの造林達成を強力に推進し民有林の六〇・九%を針葉樹とする。

2　拡大造林推進と相まって現有蓄積の広葉樹を活用して、しいたけ・なめこ・しめじなどの茸の生産を高め、農林家経済の安定向上を図り造林計画達成に有機的に結合させる。造林用苗木についても自給自足を原則に樹種の選定など林家の需用に応じた生産を図る。山間地で冷水地帯にはわさび田の開発を進め、下部温泉など観光地の需要に対処する。

3　地域内林道は八路線延長二七・七キロメートルで、しかもこれらの林道は県有林開発のものが多い。地形的特色として小河川、沢が数多く、尾根と尾根の間に所在する急峻な山林に林道を完備するには多数の路線が必要で、現有林道では民有林開発上著しく不備であり、林業経営における機械施設などの利用も十分できず生産性を阻害している。

将来における林業経営方向を基に、投資的効果を考慮し林道開設を進める。林業構造改善事業（昭和四五～四九年）で、二路線延長二、九〇〇メートルを計画しているが、さらに引き続き林道開設を図る。

労働力不足に対処し林業の生産性を高めるため、林業施設機械の整備充実と協業体制の確立を図り、生産物の流通機構改善を期す。

②造林十五か年計画は昭和五十六年をもって一応完了する予定であるが、その結成については遺憾ながら毎期計画の一・五%程度しか成果が上がっていない。これは最初計画の立て方にも若干の無理があったことを認めざるを得ないが、町内の山林の大部分が雑木林でその雑木がほとんど需要がないことと、人手不足がこれに拍車をかけて伐採不可能の状態にあることも原因の一つである。

造林計画と併行して、有り余る原木を活用してしい茸生産協業体を組織して奨励したところ、昭和五十三年の生産高は、生しいたけ四〇・二トン、乾燥しいたけ三トン、なめこ三トンであって、天候などに左右され生産量に多少の差はあっても農林家の経済を大いに潤している。

林道の開設は民有林開発上最も必要とするところであるため、町が林業構造改善事業の指定を受けたのを機として峰山林道、和平林道、勝坂林道の三路線開削に着手、いずれも完工をみている。

二十九　工業振興

①地形的な悪い条件から工業の発展は見られず、印章業、製材工場、編物工場が点在している。昭和四十三年現在事業所数四九か所、従業員数一九〇人、製造品出荷額も相当額には達している。労働力は市川大門、甲府方面と身延、静岡県方面に流出している。中学、高校卒業の若年労働力は町外に大半流出し、過疎化の大きな原因となっている。

これらの状況から町の振興策として工場誘致の必要性を痛感している。現在電気部品メーカーが進出を希望しているので公害、資本、新工場建設

計画など検討し、町施策としての誘致工場の実現を図るとともに、地場産業の育成のための企業近代化懇話会の設立など、複雑多岐な経済情勢の下にある地場産業の発展を図る。

イ、主要施策

1　多種多様な地場産業の育成は企業側と町と十分検討し、地場産業共通の振興策を見出し推進しなければならない。

第一歩として既存企業近代化懇話会の設立を計画し、経営を近代化し諸施策を遂行して行く。

2　優良工場を誘致し労働力の町内留保と町民所得の増大を図る。

一村一工場を地形的条件から二工場とし、併せて従業員二〇〇人程度（地場産業保護の面を考慮し）の規模とする。これら工場は公害・資本・従業員給与など確実性を検討しなければならない。

②県の提唱する一村一工場建設の趣旨により、下部町では過疎防止対策の一環として公害のない、然も地場産業を圧迫しない企業という建前で、昭和四十七年十一月下部電子株式会社を誘致、常葉日向地内に工場を新設する。先に操業を開始した下部帝通株式会社及び久那土地区へ個人誘致の荒木製作所とともに三工場がある。

三十　支所の改組

①地域住民へのサービス機関として、その役割を果たして来た支所であるが、合併から二十三年経過し町の一体性の確立と相まって、そのサービスは道路網の整備、教育施設、住民福利厚生事業の推進と広く深い意味で地域住民の生活向上を図る必要を痛感する。

今までの事務的サービスは、道路整備に伴う自動車の利用、電話の増設などにより少人員で解決できると思われる。また地方行政のよりどころとして精神面に与える影響も大きく、この点町では公民館と併用し集会・講座などの使用が便利になるよう施設を整備する。

現在支所の事務は一般職員六人、常務職員二人が配置され、業務内容も合併当時とほとんど変わっていない。行政事務と職員を分散すると仕事にロスと二重の手間がかかり、誤りを起こしやすく、当然人件費需用費が増大する。

業務内容は税金など現金の収納事務、戸籍、住民基本台帳事務、民生福祉事務に大別される。現金などの収納事務は支所長（分任出納員）が収納したものを本庁の出納室に送金している。戸籍・住民基本台帳関係事務を見ると基本台帳法の目的である選挙人名簿登録・国民保険・国民年金など住民に関する事務処理の合理化が規定されているが、二重機構のためその効果が発揮できない状況である。民生及び福祉事務にしても支所の係だけで処理できないものが多く二重機構といえる。

以上は現況であるが、実態と行政の要求を地域住民に周知し理解を積極的に求め支所を改組し、半分の労力は地域作りの機関に配属し行政水準の向上を図らなければならない。

イ、主要施策

1　支所の建物は改築し住民の各種集会、講演会、講習会ができる広間や談話室などを施設し、住民接触の場である公民館的役割を果たし得るよう支所の事務縮小を図り出張所とする。

2　納税・諸証明・謄抄本などは電話で、納税は納期ごとに本庁から係員が出張所に出向き領収する。

諸証明・謄抄本などは電話で出張所または本庁へ請求すると、毎日定期に本庁の車が出張所へ配付して回る。

3　支所の縮小により人件費（職員八人を四人とする）日宿直料など管理費合わせて三三四万六千円の節減が可能となるが人件費（職員）は複雑増大化して行く行政事務処理にあて、職員の新採用をせず地域振興事業財源の確保を図る。

4　支所の改築は昭和四十五年度古関、昭和四十六年度久那土支所を行う。

②支所の改築については昭和四十六年五月古関支所、昭和四十七年三月久

那土支所をそれぞれ改築して地区公民館としての機能をも有し、地区における講演会・講習会その他の集会に役立たせている。事務の縮小についてはいずれも地域の要望などを入れてまだ縮小の段階に至っていない。

三十一　事務処理の合理化

①行政事務の合理化については検討され会計伝票が実施されているが、時代の進歩に合わせ行政事務も複雑化と事務量の増加が先行しがちである。市町村の事務処理は、国や県の行政組織にならい中央の縦割組織に対応したかたちになることは必ずしも不合理とは言えない。

しかし町村は国・県と違い住民と直結する為政者であり、その行政組織も住民の便宜を重点においた能率的な事務処理体制を整えなければならない。文書事務については処務規程による分類が明確でなく、編綴内容も統一されておらず、不用文書の廃棄処分が完全でなく倉庫不整理の要因となっている。

また保管保存帳票の作成、決裁並びに公印管理についても適正を欠き、改善の必要がある。住民に接する窓口事務も各課が担当し不便を来たしている。

以上の点を考慮し、住民福祉向上に資する種々の施策を効果的に遂行するため、時代に即応した行政事務の近代化を期す。

イ、計画の構想

1　複雑多岐の傾向にある行政事務に対処するには事務組織の合理化及び強化を図る。

2　事務の責任と管理組織のなかでできる限り広く分担させ、それぞれの分担者にその職位にみあった権限を与え事務の一本化を図る。

3　文書の集中管理を行い、行政科目別に分類保存する。また帳票の登録制度の採用、文書収受発送事務の集中、文書浄書の集中、文書貸出制度などを採用し改善を行う。

4　住民係を設置し、各課でもっていた窓口事務の一本化、受付など訪れる住民のサービスに努める。

5　最少の人員で最大の効果を上げるよう、職員の事務研修の実施と事務機構の設備を図り、その時々の要求に適切な措置がとれる態勢を保つ必要がある。

②事務処理の合理化はその後昭和四十五年十二月一日、訓令第四号で下部町役場処務規程が改正されると同時に実施され、法令その他別に定めのあるものを除きこの訓令の定めるところによることとなった。もっともこの訓令の定めるところによって処理することの困難な事件が生じたときは、町長の指示を受けて別に処理することができるとしてある。

これによると事務の責任と管理組織のなかでできる限り広く分担させ、それぞれの分担者にその職位にみあった権利を与え、事務の一本化と合理化を行い、もって文書の集中管理を実施し、さらに窓口事務も一本化している。

三十二　広報、公聴活動

①広報紙の発行は教育委員会が担当していたが、昭和四十四年八月企画室の設置により企画室に移管された。その名も「広報しもべ」として昭和四十五年から隔月発行とし八ツ切判、六頁～八頁建で各世帯に配付され、町行政施策の正しい理解を願っている。紙面も町民になじんでいただけるよう明るい話題、町民の善行記事、町の伝説など、さらに投稿による文芸欄、グループ訪問など身近な問題も取り上げ単なる告知板にならないよう配慮している。

その他周知の方法としては文書による回覧を区長・組長・駐在員に依頼し行っている。またその状況によっては町の車に放送設備をしてスピーカーによる方法も取っているが、山間の奥地まで知らせることはできない。

公聴活動は部落主催による「町政を聴く会」が持たれており、質問に答える消極的な活動となっている。

イ、計画の構想

1　まず見ていただく広報紙として写真を多く取り入れ、紙面から固

さを除き親しみやすくする。

2　月一回発行とする

3　広報活動を積極的に進め、全部落に町政の振興を説明し理解と協力を得る。

②「広報しもべ」は従来隔月刊行していたが、情報活動が複雑になるに従って記載事項も多くなってきたので、昭和四十六年五月発行の第三十四号から月刊として毎月一日発行することとなった。然しその後も日を経るにしたがい記事も多くなってきたので、時には特集号を発行したり八頁建てを原則とするようになり、さらに昭和五十一年七月の第百号からは従来の八ツ切版をA三判（30センチ×21センチ）に拡大して同年十一月百五号から毎月十日を発行日とするようになって今日に及んでいる。



広報しもべと議会広報

第6編

産業と経済

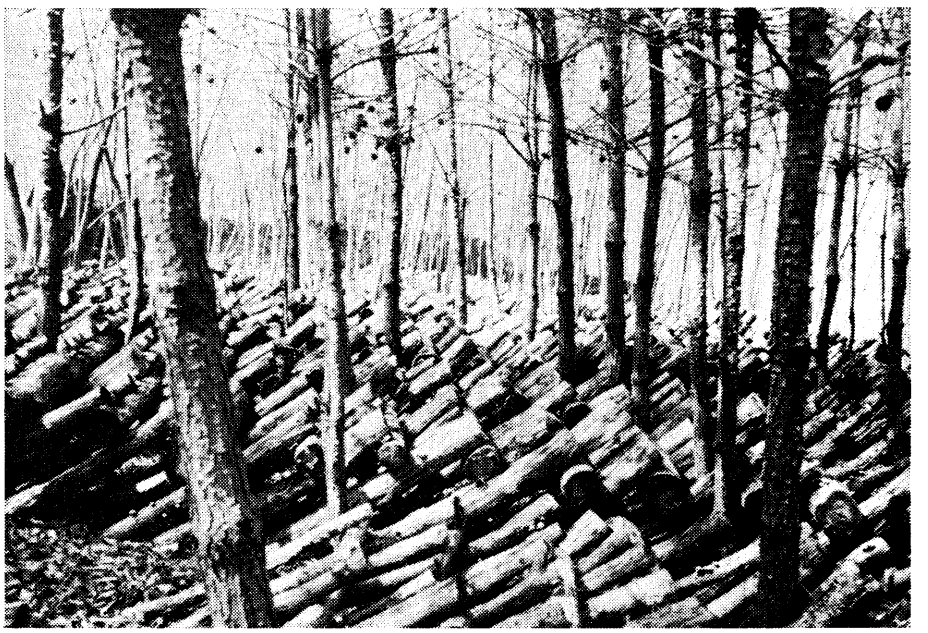

産地振興事業によるしいたけ栽培

第一章　概　況

第一節　産業と立地条件

一　概観

本町は県の南部にあって、東経一三八度二九分・北緯三五度二六分に位置し、総面積一三、〇七六ヘクタールのうち林野面積は一〇、五四四ヘクタールで八一%を占め、農用地面積は五七六ヘクタールで総面積の四%に過ぎない状態であり、その他河川敷、道路敷、宅地など一、九五六ヘクタールで一五%となっている。

土地は垂直的には、標高二〇一メートルから一、九四五メートルの間にあり、北東から東、東南にかけては、蛾ケ岳、釈迦岳、竜ケ岳、雨ケ岳、毛無山などいずれも標高一、二〇〇メートル以上の山岳が聳立し、これらの山岳を水源とする渓流は、樋田川、反木川、栃代川、下部川、雨河内川となり、さらに三沢川、常葉川となって富士川に注いでいる。

本町はこのような山合をぬって流れる河川の流域に多くの集落が発達しているが、一部には林業を主要産業とした、山村部落をも擁している。

土地面積の推移は表1のとおりである。

本町の産業別純生産額をみると、昭和四十二年には、総額一九億四、九〇〇余万円で、このうち第三次産業が五八%を占め、さらに第三次産業のうちサービス業が、総額の二九・三%となっており、湯町などの観光収入のウエイトが極めて高く、第一次産業である農林業は二二・八%でサービス業にも及ばない状態である。建設業や製造業など第二次産業は一九・二%であるが、農業の一八・三%を上回っている。ちなみに山梨県の構成費と比較してみると、本町は、第一次産業と第三次産業が県より高く、第二次産業の建設業や製造業が低い。これは県の工業立県的性格と、温泉郷と農林業という二面的な本町との産業基盤の差異によるものと思われる。昭和四十二年における産業別純生産額は表2のとおりである。

本町の基幹産業としての農業は、生産なり経営の基盤となる農地が河川の流域にひらけた比較的豊沃ないわゆる優良農地を除くほかは、大部分が山麓や山腹の傾斜地にあって、土地生産性も労働生産性もともに低く、奥地に入ると「耕して山頂にいたる貧なるかな」そのもののような段々畑が見受けられ、山村農業のきびしさを感ずると同時に、傾斜地を開拓した祖先の労苦が偲ばれてならない。

経営形態は従前は米麦、養蚕、木炭などを主体とする零細経営であり、山付地区には養蚕専業農家があるが、大部分の地区は、農業収入だけでは生計が維持できないので、諸官庁や会社へ勤務する者や出稼ぎをする人が多く、兼業化、特に農を従とする第二種兼業農家が増大している状況である。従って労働力も婦人や老人に頼らざるを得ない状態である。現在の主要作目は、米、養蚕、しいたけであるが、米は昭和四十五年度から実施された生産調整以来減反傾向をたどり自給的な色彩を強くしたが、現金収入源としての養蚕、しいたけは、安定成長をとげており、また、町の積極的な指導奨励により、茶の作付が増大し、特に町の先行投資的な茶加工場の建設により、急速に発展し将来町の主要産業の一つとなるものと思われる。

果樹は、従前加工用の缶桃やすもも、梅、ぶどうが奨励されたが、このうち缶桃は、台風災害、夜蛾、価額低落などで消滅し、現在商品として出荷されているものは、ぶどうと梅で、今後の発展は期待できない状態である。畜産については、養豚と企業的に一部でブロイラーを飼育しているが、全般的には低調である。これは要するに輸入小麦によって、先ず麦作が激減し、政策的な米の生産調整によって、米に対する魅力を喪失し、高度経済成長とその余波による雇傭の増大によって、若い労働者が都市へ流

表1　土地面積の推移（ha）

年度	総面積	農用地面積		林野面積		その他	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
昭35	13,076	772	6%	10,230	78%	2,074	16%
〃40	13,076	743	6	10,872	83	1,461	11
〃45	13,076	576	4	10,544	81	1,956	15

註　比率は総面積に対する割合である。

表2　産業別純生産額（昭和42年）

項目	所得額（千円）	構成比　%	県の構成費%
第一次産業	445,079	22.8	19.9
農業	356,642	18.3	15.8
林業狩猟業	88,437	4.5	4.1
漁業水産養殖業	0	0	0.1
第二次産業	373,664	19.2	28.0
鉱業	15,653	0.8	0.5
建設業	170,058	8.7	8.3
製造業	187,953	9.6	19.2
第三次産業	1,130,486	58.0	52.1
金融保険不動産業	83,261	4.3	7.0
運輸通信業	157,367	8.1	5.4
電気ガス水道業	4,675	0.2	3.0
卸売業小売業	273,904	14.1	16.5
サービス業	571,779	92.3	15.4
公務	39,500	2.0	4.8
計	1,949,229	100.0	100.0

表3　気象表　　下部町役場　観測所資料

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均(℃)	0.8	7.6	8.5	13.4	16.5	21.0	25.5
	最高(℃)	15.2	17.9	21.2	27.5	30.6	32.3	36.0
	最低(℃)	−9.5	−10.4	−5.9	1.9	3.6	10.2	16.8
降水量		56.58	54.26	101.79	101.84	168.00	207.59	145.4
降水日数		4.2	6.4	8.8	10.8	9.8	13.2	14.2
風方向		北	北	東	東	無	無	南

区分		8月	9月	10月	11月	12月	計	年平均
気温	平均(℃)	27.0	24.0	16.0	10.0	3.7	174.0	14.5
	最高(℃)	37.5	32.9	29.8	24.4	17.3	322.6	26.9
	最低(℃)	17.6	10.8	3.0	−3.3	−8.0	26.8	2.2
降水量		188.58	252.3	124.2	48.2	72.25	1,520.99	126.7
降水日数		10.8	11.6	9.8	6.6	5.6	111.8	9.3
風方向		南	無	無	無	北		

降雪期間　12月20日～3月26日　根雪期間なし　積雪量（年間累計）0.29m　早霜11月18日
晩霜4月30日　霜日数154日

出し、過疎化の進行の過程で、原始産業としての農業が変容を迫られているのが実態である。過疎化と平行して、農地を改廃し、変則的なベットタウン化するような状態であるが、過疎化に伴って、農地は流動するので、この際規模を拡大し、他産業に匹敵するようなたくましい自立農家の育成を期待するものである。

広大な山林は、県有林が三五%、私有林のうち個人所有林五三%、共有林一〇%、その他二%となっている。町では造林十五か年計画を策定し、昭和四十二年度から実施している。

林業も農家と重複するが、一、二四八戸で生産は主として素材、木炭、しいたけ、樹苗などであるが最大の天然資源である山林の活用は極めて重要なことであり、町は昭和四十五年度から国の施策である林業構造改善事業を取り入れ、林道の開さく、しいたけの乾燥施設、しいたけ生産協業体の育成をはかる一方町独自の造林計画の推進に努めている。

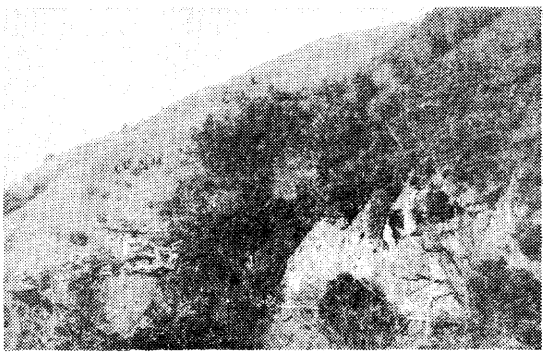

山腹のだんだん畑（中倉）

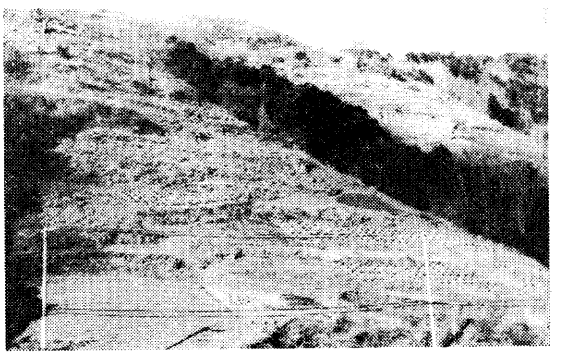

山腹のだんだん畑（古関にて）

本町基幹産業としての農林業と併せて、天下にその名声を誇る信玄公隠し湯下部温泉郷、カレンダー民宿として郷土色豊かな釜額民宿、本栖湖など観光と休養を兼ねた特異性のある観光地があり、工業面では農村工業導入促進法に基づき、弱電関係工場も誘致され、地場産業としての印章業・編物工業・製材業などとともに堅実な発展をとげている。

商業は、道路や交通事情の急変とともに、町内購買力の流失が甚だしく商店街を形成しているのは、観光客や湯治客を対象とする湯町のほか、常葉、三沢、古関で、ほとんど大部分が小売業者である。

二　地形と産業

本町の集落は、国道三〇〇号線を中心とし、縦横に走る県道八路線につらなる沿線に発達し、人口の集中化とともに、産業活動も活発である。耕地もこの地域に集中し、特に水田については、樋田川、三沢川、田原川、一色川流域などは時には水不足に悩まされることがあるが、全般的には土地は肥沃で生産も安定している。しかしながら、山間部や河川の上流地域の水は、水温が低く、日照時間が短いため、いもち病が発生し易い状態である。最近米に対する関心が量より質ということから日本晴の作付けが最も多く、ついで長稈で多少倒伏のおそれもあるが、良質でいもち病に強い農林二二号が多く、古関地区のような山間部では耐冷性の強いこしひかりが最近普及しつつある。

畑作物のうち夏作としては、野菜、大豆、とうもろこし、落花生などが大部分で、栃代や折八地区ではこんにゃくも栽培されている。

農業の現金収入の大宗をなす養蚕は三保、切房木、道、水船、古関、丸畑、長塩、大炊平、清沢、岩欠など山付地域に集中し、冷暖房付の近代的な稚蚕共同飼育所の設置と、年間条桑育の普及により蚕作も極めて安定し、この地区では養蚕専業農家も多い。近年、道路網の発達と車の普及により、急傾斜地区の三保の養蚕農家は、車田周辺の生産力の高い畑地を借り入れ、桑園化している人も多く、遠くは豊富村方面からの出作もある。

表4　クライモグラフ

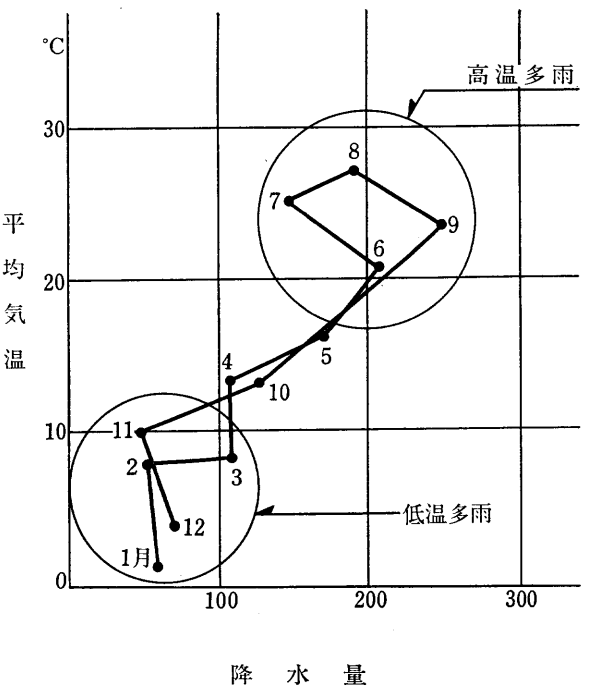

一般的に規模拡大の意欲が強いが全般的に経営者は、中高年齢者が多く、後継者対策に悩んでいる。このようななかで悪条件を見事克服した伊藤尚文氏は、養蚕の省力多収技術の功により、栄えある天皇杯を受賞した。

果樹は、常葉、北川、車田、切房木、大磯小磯などの一部で、デラぶどう栽培が取り入れられ、一時は相当の面積を有していたが、ジベ処理、病虫害防除など高度の栽培技術が要求されるので、地勢的には、南面傾斜地の日当たりの良い、また排水の良い所には糖分の多い良質のぶどうが生産されるが、一般的には漸減傾向である。

冷涼な山間部、北川、長塩、市之瀬、切房木、古関地区を中心に茶栽培が定着しつつある。

しいたけは従前自然発生的に古関、栃代、湯之奥地区その他山間部に定着し、古い産地として知られていたが、近年町や森林組合の指導により企業的な協業体や旧産地を中心に着実に伸びており、これは自然的な好条件と、原木の入手が容易なことに起因すると思われる。

本町の山間、急傾斜という恵まれない立地をいかしながら、養蚕、しいたけ栽培が定着し、また、新興作目である茶も、この立地条件のもとに、名実ともに本町の基幹作目になるであろう。

三　気象と産業

本町は、内陸的でしかも山岳に囲まれている関係で、地区間の気候の差異が著しい。すなわち富士川沿岸の比較的温暖な地区から、栃代や古関の奥地のような寒冷地もある。気温は年平均一四・五度、最低は一月の零下九・五度、最高は八月の三七・五度である。降水量は月平均一二六・七ミリメートルで年間では一、五二一ミリメートルに達し、本県でも多雨の地域に属しており、降雨の月別分布をみると、秋の十一月から四月にかけての半年間の降水量は、四三四・九ミリメートルで年間のわずか二八・五％であり、冬から春にかけての寒さと乾燥、特に急傾斜地という立地から冬作物は不安定であり、特に永年作物で、温暖、多雨に好適な茶の栽培に障害となっている。夏季は樋田川、三沢川流域などに干害が発生するが、その他の地域は水は比較的豊富で稲作も安定している。

畑作物の多はく傾斜地にあるので、時には干害を受けるが、桑園や果樹園では被害が少ない。

日照時間は、年二、三〇〇時間に及ぶが、奥地の山間部では山に囲まれている、いわば谷間は、冬期一日二時間内外のところもある。日照時間が短いことと、水が冷たいことから奥地の水田は、青立ちやいもち病が多発することもある（第三、四表参照）

第二節　歴史的経過

一　明治から昭和初期

過去三百年間続いた徳川の封建国家が崩壊し、中央集権的統一国家、すなわち明治政府が誕生し、村の生活は一変したように見えた。明治政府は近代国家を確立するために、中央集権国家組織を樹立し、資本主義的経済政策を採用した。海外の進んだ技術を取り入れて商工業を奨励し、その基礎を固めるために農民の解放を行ったのである。

農民の解放

1 四民の平等を宣言した。

2 居住移転の自由、職業選択の自由を認めた。

3 田畑の永代売買の禁を解いた。

4 農民の衣食住に関する制限を解いた。

5 地租改正を行い、地券を発行し、租税を金納とした。

この農民の解放は形式的なものであって、実際にはますます貧窮したのである。おくれた経営方式と劣った生産力をもつ村の経済組織は、進歩した海外の経済機構の中に投げ出され、それと競争しなければならなかった。しかも明治政府の富国殖産の政策は、地租による資本蓄積を強行させたので、豊凶にかかわらず、一定の額の租税すなわち地価の百分の三（明治十年以降百分の二・五）に相当する額を金納しなければならなかった。明治初期の経済界の変動は、一般物価上昇をきたし小地主、自作農は、多額の租税負担と高騰する物価と比較的低廉な米価にはさまれて、没落せざるを得なかった。

参考までに明治初、中期の農村における階層分化の指標として数字を掲げると表5のとおりである。

このように明治十年代より二十年代にかけての農村の階層分化は相当激しかったようである。この小作農は、欧米先進国におけるような農業労働者ではなく、全く地主に隷従し、封建的年貢と同じような地代を現物で納める農奴的なものであり、農閑期には出稼ぎに、また養蚕、茶桑の耕作などの賃仕事に従事しなければならない極貧階層である。自作兼小作農でさえも、わずかに自己の土地を確保しているという人々であり、やはり出稼ぎや養蚕を副業としなければ生計が維持できない状態であった。

これを要するに明治政府は財政的には主たる投入財源を地租に依存し、明治十一年度をとってみても国税収入総額の八五パーセント明治二十一年に至るも六〇・八パーセントという高い割合にあった。わが国が近代国家への発展過程においては、農村の財政的な収奪を基礎とし、農村が疲弊すればこれを財政的に援助するというように、政府は農村に対し、収奪と保護という二面的な政策をとっていたものと思われ、西八代郡誌により、旧村別の戸数人口、反別地価および総地租額をみると表6のとおりである。すなわち、地価に対し総地租額は約五・二パーセントを占めている。

次に明治から大正、昭和にかけて、わが国の資本主義体制は、著しい発達をとげたが都市の近代化にくらべると、農村は依然として旧態のまま停滞していたように思われる。特に昭和六年ころを頂点とする農村恐慌は甚だしく、農家収入の大宗をなす養蚕はアメリカの経済恐慌の影響で昭和五年の春繭相場は約三・七五キログラム（一貫匁）三円九〇銭と約五〇％の

表5

(1) 耕作総反別に対する小作地反別の比率（全国）

明治6年(1873)	31.1%
16年(1883)	36.6
〃 25年(1892)	40.0

(2) 総耕作戸数に対する小作農戸数（全国）

明治19年(1886)	43.4%
〃 24年(1891)	45.1

(3) 総耕作戸数に対する自作兼小作農の比率（全国）

明治16年(1883)	38.7%
〃 24年(1891)	45.1

表6

村名	戸数	人口	反別	地価	総地租額
	戸	人	町	円	円銭
久郡土	四〇〇	二、八二七	約五六	約三七、六〇	二、一〇九・四三
古関	三四七	二、一〇八	七三七	三一、一〇八	一、一四〇・七七
富里	六一七	四、〇三八	一、二六九	六〇、八四八	二、九五六・九五
共和	三四一	二、五一八	四四八	三一、二〇五	一、五八六・六四五
計	一、七〇五	一二、四八一	二、九七〇	一五〇、三三一	七、七五五・七七

（明治43年調）

値下がりとなり、続いてこの年の豊作だった米価は、七～八月の石当たり二五～三〇円台から秋には、一五円台へと大暴落した。そのほか物価が二～三割方低落した。

未曾有の農村恐慌に対処し政府は、明治初、中期の収奪行政から保護行政に移行し、全国的に救農土木事業と、農山漁村経済更生運動を二本の柱として、補助金政策を強力に打ち出した。このうち経済更生運動は、農民に自給自足経済の拡充、生産の増強、消費節約、産業組合の拡充強化などをもり込んだ経済更生計画の樹立推進を町村に勧奨した。これはいわゆる自力更生運動であり、報徳的な精神振興運動であった。各村とも県の指定を受けて、この運動に参画した。当時この計画を県に提出し認可されると、推進費として金百円の補助金が交付された。

この経済更生運動は一大国民運動として展開され、全国津々浦々にまで徹底し、大いに湧き立ったものである。

これと並んで重要な問題は、農民が現在負担している巨大な負債の重圧のため、経済更生の実現を阻害されていることである。この負債を整理し、この重圧を脱することは急務中の急務であるということから、政府は第六四帝国議会に農村負債整理法案を提出したところ時勢の要求するところで法案が通過成立をみたのである。この負債整理法も画期的な法律で、長い間負債の重圧に苦しんでいた農民にとってはまさに福音であった。

この法律は、直接の目的は農山村住民の負債を整理することであるが、その根本の目的は、住民個人の経済更生をなすとともに、農山村の経済更生およびその部落の経済更生の総仕上げである。

さらにこれを詳しくいえば町村民の負債を整理することによって、その生産活動を増し生活上の余裕を生じて富力を培養し、町村全体の経済力を強大にするものである。これによって周辺の町も市も振興する結果を来たすというもので。

すなわち国民経済の回復、経済界の不況打開を図ることになるのである。

これがためには、負債整理は隣保共助の精神に則り、部落内の住民が団結して組合を組織し、債権者もその部落および町村更生翼賛のために、多少の犠牲は甘受し、債務者も極めて誠実に負債整理を実行して、その完成を期すべきである。万一にも債権者および義務を怠れる債務者を国家が救済するものと単純に考えるなら大きい間違いであり、真に自奮向上の意気に満ちた者こそこの制度を利用すべきであることを制度運用について行政庁は注意を促している次第である。

なお概要は次のとおりである。

第一　負債整理の実行機関として先ず負債整理組合を設立する。その区域は部落とする。組織は無限負債と保証責任の二種がある。組合員は脱退しても責任はなお存在することとしてある。その他組合の設立・構成管理・組合員の権利義務・解散などの点に関しては、大体産業組合法に依り清算については民法の法人の例による。

本法施行の日より三年間は組合の設立を認める。しかし、全国の負債整理組合に二億円の負債整理資金を五ケ年間融通する。

第二負　債整理事業は次のようである。

(1)負債整理をなさんとする組合員の負債償還計画及び経済更生計画の樹立。

(2)組合員たる債務者と債権者との間における負債の条件緩和に関する協定の斡旋

(3)組合員に対する負債整理資金の貸付

第三　負債整理の対象となる負債は負債整理組合の組合員の負担せる私法上の金銭債務であって組合設立前に発生したるものに限るのである。ただし、組合の設立前のものでも、本法施行後に発生したものは、行政庁の認可を受けたものに限る。

第四　市町村に負債整理委員会を設置して、負債整理組合が自分の力で負債条件緩和が成立しなかった場合の請求を受けて、当該委員会が協定斡旋をなすものである。

第五　負債整理組合及び市町村負債整理委員会の斡旋によるもなおその協定が成立しない場合には更に金銭債務臨時調停法による調停をなしうるものである。この場合においては、昭和七年七月三十一日以後に生じた債務についても又金銭債務臨時調停法による調停申立ができる。

第六　負債条件緩和の協定斡旋は原則として、自治的に負債整理組合がなすべきものである。故に負債整理組合に対して、整理の申立があった負債につき金銭債務臨時調停法による調停の申立のあった場合においては、一時その調停手続を中止することとなるのである。また金銭債務臨時調停法による調停の申立のあった負債につき負債整理組合に対して整理の申出のあった時も同様に裁判又は調停委員会の調停手続を中止せられうるものである。

第七　負債整理事業の遂行を容易ならしめるために融通せらるる政府資金は大蔵省預金部支部を経由して市町村が借入れ負債整理に伴う組合に融通せらるる見込で措置期日を含めて二十年以内の年賦又は定期償還となるのである。

第八　市町村が資金の特別融通を為したる為、損失を蒙りたる場合においては、損失につき（三千万円を超える限度において）その損失額の半額を補給することとなっており、更に原則としてその残余の半額宛を道府県と市町村において負担することとなるのである。

第九　負債整理組合に対しては、所得税、営業税、営業収益税を免除するほか本法に基づいて為す登記については一切登録税を免除してある。また負債整理事業の遂行に伴い負債整理組合が抵当権、不動産所有権等を取得した場合、及び負債整理事業の遂行に、小作人が自作農の所有権等を取得した場合における登記に関しては、登録税を免除してある。以上が農村負債整理の概念であるが、農村問題の解決、就中負債の整理は極めて重大視されていたのである。

経済更生運動と負債整理の実施は、具体的には県の経済更生指定町村として指定を受け、事業を実施した。本町においても昭和七年に旧共和村、昭和八年に旧久郡土村旧古関村、昭和十年に旧富里村がそれぞれ指定を受け、経済更生計画の樹立推進を図った。その実績の一部は次のとおりである。

○旧古関村（昭和八年度指定）

負債整理一戸当り一、〇〇〇円、全村三五万円の負債があったが、昭和十年七月、全村三部落へ負債整理組合を三組合新設し、政府資金を借入れ整理につとめた。

○旧富里村（昭和十年指定）

生活改善と時間の励行、葬儀、出産及節句、入退営兵、徴兵検査、その他総べての見舞は村計画に則り実行し、殊に葬儀については最も意を用い無酒神聖とし、造花、悔饅頭、香典返し等全廃し、寺院への御布施も制限し、香典は各三〇銭を限度とするなどこれを遵守し、これが励行によって従来村内中流の葬儀などより節約せる額は、凡そ酒代五〇円、香典返し三〇円、寺院謝礼二〇円その他計二〇円、の巨額を達した。各種の会合では定刻を遅れて開会することがなくなり面目を一新した。

富里村経済更生計画樹立の趣旨

我カ富里村ハ総戸数八〇〇戸、内農家六〇〇戸残り二〇〇戸ハ商工業、及ビ其ノ他ニシテ亦其ノ大部分が副トシテ農蚕ヲ営ミツツアリ、斯様ノ状態ヨリ鑑ミテ、農家ハ本村ニ於テ最モ重要ナル構成分子ニシテ是レガ健全ナル発達ヲナスト

否トハ直チニ農家ノ消長ニ懸ル。従ツテ本村ノ将来ニ大ナル影響ヲ与フルハ勿論打続ク財界不況ノ為メ農村ノ窮燼ハ其ノ極ニ達シ、本村亦其ノ余波ヲ受ケ、村内例産者ヲ散見スル状、徒ラニ袖手傍観此ノ儘ニ放置スルヲ許サス日夜之レガ打開策ヲ考究シツツアルノ時農林省及本県ニ於テ農山村ノ経済更生計画樹立実行指導ノ方針ヲ発表セラレ―中略―本計画ハ単ニ個々ノ農家又ハ部落ノ発展ヲ期スノミナラス村全体ヲ打ツテ一丸ト為シ、思想的ニ発達ヲ遂ケシムベク相互指導誘掖シ以テ本村ヲ泰山ノ安キニ置カントスルモノナリ―後略―

経済更生計画実行方針

本村経済更生計画ノ樹立及実行ニ関シテハ農林省ノ農山村ノ経済更生計画樹立方針及本県制定ノ農山村経済更生実行指導要項ニ基キ本村ノ実情ヲ加味シテ計画ヲ樹立セルモノニシテ左ノ施設方針ニ依リ其ノ実行徹底ヲ期スルモノトス

一　全村的実行ノ督励及統制

本村経済更生委員会ハ役場吏員、村会議員、学校職員、農会産業組合、其他産業団体、在郷軍人分会、消防組・男女青年団等ノ代表者四十三人ヲ以テ組織シ本計画実行督励及統制ノ最高機関トシテ更生計画ノ目的達成ヲ期スルモノトス

二　部落的実行の督励

各部落ニ於テハ全村計画ニ基キ部落ノ実状ヲ加味シ部落計画ヲ樹立シ之ガ実行ニ当ツテハ部落内ノ委員ヲ実行督励員トシ協力一致自力更生ノ意識ヲ強調シ以テ其ノ徹底ヲ期スルモノトス

三　計画ノ周知徹底ト実行の対照

更生計画ハ実行ヲ主眼トスベキモノナルヲ以テ本村委員会ハ全村及部落協議会講演会ノ開催印刷物等ノ配布ニ依リ計画ノ内容ノ周知徹底ヲ期スルト共ニ毎月定例ノ委員会又ハ実行督励会ヲ開催シ実行ノ経過ト計画トヲ対照シ其ノ結果ヲ村民ニ周知セシメ以テ本村経済更生計画実行ノ完璧ヲ期スルモノトス

富里村経済更生計画

第一　精神教化計画

一、精神教化ノ目標

1　聖旨ノ奉體

勅語詔書ノ聖旨ヲ奉體シテ其ノ徹底ヲ期ス

2　日本精神ノ発揚

建国ノ大義ヲ明ニシ日本精神ノ発揚徹底ヲ期ス

3　郷土愛ノ涵養

郷土ノ認識理解ヲ徹底セシメ郷土愛ニ立脚スル農村生活ノ拡充ヲ期ス

二　施設実行要項

1　団体観念ノ作興

イ　諸会合ノ際常ニ神宮宮城ノ遙拝・勅語詔書ヲ奉読シ徳目ノ実践ニ努ム

ロ　皇室ニ関係アル御写真ハ鄭重ニ取扱ヒ新聞雑誌ナドニアルモノト雖モ不敬ニ渉ラザル様大切ニ保存又ハ掲上ス

ハ　祝日大祭日ハ勿論其他国家的記念日、又ハ行事アル日ハ必ズ毎戸国旗ヲ掲ゲ殊ニ小学校は毎日又軍人分会ニ於テハ関係行事アル毎ニ大国旗ノ掲揚式ヲ挙行ス

ニ、四大節ニハ村有志者ハ勿論村民ハ出来得ル限リ小学校ノ拝賀式ニ参列スルコト

ホ、神宮大麻ハ各戸毎ニ神棚ニ奉斎スルコト

三、敬神崇祖

イ、各神社祭式執行ノ際ハ村民挙ツテ参拝ス

ロ、壮丁検査・入退営奉告祭ヲ行ヒ学校児童ノ入学卒業・結婚其他諸祝事ニハ神社ニ参拝奉告ス

ハ、祖先の命日供養ハ怠ラズ、盆、彼岸等ト共ニ墓参ヲ為ス

ニ　少年団及青年団ハ主トナリ常ニ神社境内ノ浄化ヲ図ル

ホ、各戸毎ニ神棚及仏壇ヲ清浄礼拝ノ励行

四、農村教育の振興

イ、小学校ノ教育ハ郷土化・実際化シ、尚小学児童自治会・少年団・少年消防隊ノ活動ニ依リ教化ヲ計ル

ロ、青年教育ハ常ニ実業教育ヲ重視シ其ノ振興ヲ図ルタメ専任教員ヲ設置シ実業教育ヲ郷土化、実際化シ青年ノ指導ヲナスコト

ハ、青年学校ノ充実ヲ図ルハ勿論、農閑期ニハ農業ニ関スル講演会及相互研究会ヲ開催ス

ニ、小学校青年学校ハ村農会技術者ノ指導実習ニヨリ部落及家庭ヘ実業ニ関スル知識並ニ実際ヲ注入ス

五、自力更生精神ノ作興

イ、自力更生意識ノ強調ニハ断ヘズ村及部落農事組合毎ニ会合ヲ催シ経済更生農村振興ニ関シ協議会ヲ行フ

ロ、村内各区長（常葉ハ区会議員）指導ノ下ニ区内ノ安寧秩序ノ向上発展ノ為ニ共同シテ事ニ当リ隣保共助ノ精神ヲ徹底ス

ハ、各戸必ズ家計及事業ノ収支決算ヲ為ス習慣ヲ養ヒ更生ノ為改善又ハ改革ヲ要スル点ニ付座談会ヲ催シ更生ニ対スル念ヲ持セシム

ニ、更生ノ実績挙リタルモノハ表彰スルコト

六、郷土生活ノ拡充

イ、青年団少年団其他ノ団体ハ常ニ役場及学校ト連絡ヲトリ研究会ヲ設立シテ郷土の調査研究ヲ為ス

ロ、道路及公共物ヲ愛護シ恣ニ自己占有物的ナル使用ヲ矯シムコト

ハ、消防組中心トナリ少年消防隊其地各種団体相連繋シテ災害防止ニ努ムルコト

ニ、経済更生委員ハ勿論有識者ハ常ニ先頭ニ立チテ村民ノ目標トナリ模範トナリ以テ実践指導ニ当リ郷土ノ生活改善ヲ期ス

ホ　男女青年団は各種団体応援ノ下ニ毎年敬老会ヲ催スコト

ヘ、各種団体ハ常ニ勤労ヨリ得タルモノヲ維持経営ノ資ニ充ツルコトトシ成ル可ク補助寄附等ヲ求ムルノ習慣ヲ脱スルコト

ト、貯金日ヲ定メ小学校・各種団体ハ勿論一般村民ニモ及ボシ貯金思想ノ涵養徹底ニ努ムコト

七、教化団体ノ活動

イ、社会教育委員会

男女青年団ノ指導ハ勿論、学務委員、教育後援会等ト連絡ヲ取リ村一般教育ノ向上ヲ計ルコト

ロ、在郷軍人分会

国防思想ノ普及ヲ図リ未教育者ノ教育指導及青年学校ノ後援等ヲ為ス

ハ、消防組

犠牲的奉仕ノ精神ヲ旺盛ニシ一身以テ災害防止ニ当ルコト

ニ、男女青年団

青年学校ト提携シテ自力以テ青年修養ニ努メ共同一致民風ノ改善向上ヲ図ルコト

ホ、少年団

自発的学習ト自治精神ノ涵養、社会奉仕ノ風紀改善等ヲ計ル素地ヲ養フコト

ヘ、教育後援会

小学校教育ノ後援ハ勿論、社会教育委員会ト連絡シ青年教育・家庭教育・社会教育ヲ盛ニシ経済更生意識強調ノ徹底ヲ期スルコト

第二　公経済ノ改善計画（以下改善内容細部省略）

一、村財改善

二、公債ノ整理

三、基本財産ノ造成

第三　公共組織ノ徹底方法

一、農会ノ振興

二、産業組合ノ拡充計画

第四　農家収支経済ノ改善計画

一　農家収支経済ノ現状

二　農家収支改善計画

三　消費ノ改善ト自給経済ノ拡大

第五　負債整理及貯蓄計画

一　負債整理ノ計画

第六　農業経営改善計画

一、農地利用ノ合理化計画

二　農作物改善計画

三　養蚕改善計画

四　畜産改善計画

五　山林改善計画

六　労力利用ノ合理化計画

七　共同作業場ノ利用拡充ト増設計画
八　農産物販売統制計画
九　農業薬品販売統制計画
一〇　肥料改善計画
一一　記帳普及計画
第七　部落計画並個人計画ノ樹立実行督励
一、部落計画ノ樹立及実行ノ督励
二　個人計画ノ樹立及実行ノ督励
第八　生活改善計画
一　社会及個人生活ノ改善
二　生活改善ノ概要
三　家庭経済ノ改善ノ概要

以上が経済更生計画と実行方針であるが、久那土、古関、共和の各村とも、それぞれの地域の実情に応じた計画に基づき、全村民が一丸となってこれらの実行にあたり成果を得た。

二　戦時体制と農業

昭和十年ころから農村も恐慌からようやく抜け出すことができたが、恐慌の危機を切り抜けるため、わが国は満州事変、次いで日華事変へと対外侵略への道を歩みはじめていた。昭和十二年の日華事変によって、農村経済はやっと小康を保つようになった。ことに昭和十四年の繭価の高騰は、養蚕農家の収益を大きくし、農家経済は立ち直りはじめた。

しかしながら、事変の拡大化、長期化によって、戦争経済が本格化し、農村の労働力は出征や軍需工場への動員で激減し、農家は労力と物資の不足に悩まされるようになった。

十四年からは、生産資材である肥料、農機具、農薬、作業用被服などの物資の割当配給制が行われ、さらに太平洋戦争のぼっ発によって、この配給割当てなどは激減した。また昭和十六年には作付統制規則、農業生産統制令などの施行に伴い桑園、果樹園の整理による食糧作物への作付転換が強行された。当時甘しょは、アルコールなどの原料とし、馬鈴しょは食糧として、増産施策が強力に推進された。

政府はまた悪化してゆく食糧事情に対処して、昭和十五年度に米穀管理規則で、生産者の生産したもの、また地主の小作米をすべて管理米として政府に売却することを規定し、昭和十五、六年にはこの規則によって、供出が行われたのであるが、太平洋戦争に突入するに及んで、食糧需給は急激に悪化したため、昭和十七年二月供出、集荷、配給の全面にわたり高度な国家管理体制の確立を目的とした食糧管理法が制定、実施された。

これは供出責任を部落にもたせ、割り当ては実収高を基礎として行われ末端においては「戦争に勝つために」のスローガンのもとに強行された実情であり、とにかく供出は完遂されたが、その間各種の問題が発生したことは言うまでもない。

三　戦後の食糧危機対策

終戦直後は空襲による国土の荒廃、労力、生産資材の不足などによって深刻な食糧難は言語に絶するものがあった。二十年七月（終戦一カ月前）から二合三勺（〇・四一五リットル）の配給米は一合九勺その他の食糧を含めた二合一勺（〇、三七九リットル）の総合配給制となった。

悪条件のなかでの終戦、続く軍人軍属の復員、海外移住者の引き揚げなどで人口は急増した。そのうえ、終戦の年は天候不順で米は大凶作、二十年の本県産米は三五万一、〇〇〇石で平年にくらべて実に一〇万石の減収であったにもかかわらず、供出割り当ては二〇万石と決定された。終戦に伴う行政力の弱体化と、社会的混乱に加え、供出加重のため農民の反対デモは連日繰り返される反面、消費者は遅配、欠配にあえぎ、米よこせのデモもまた県下各地に繰りひろげられるに至った。

このことは全国的運動に発展し、供出は極めて不振となったので、政府は遂に昭和二十一年二月食糧緊急措置令により強権を発動して強制収用、退蔵食糧の摘発などの非常措置を執った。この措置令に基づく本県の強制

収用は七〇石、関係農家は四九戸であった。

昭和二十一年産麦作も二一万二、〇〇〇石と推定され、前年にくらべて九万三、〇〇〇石の減収となり、全国的減収が予想されるに至ったので、政府はさらに、食糧危機突破対策要綱と食糧調整委員会を設け、国内食糧の確保に努めたが、二十年産米の供出量は五七・九%という状態であり、また輸入食糧の入荷も不円滑になって、消費者はもとより農家でも飢餓線上に投げ出される者も少なくなかった。このような状態のため、関係機関の努力も空しく麦の供出は八四・五%に終わった。県は昭和二十一年産米雑穀割り当ては、一〇万五、九〇〇石、甘しよ三七九万四千貫と決定、この郡市別割り当てを委員会に付議したが、議論百出し三度割り当てを変更し、ようやく決定したというような始末で町村、個人割り当てはさらに困難を極めたものであったが連合軍の指導によって、三月末に、辛うじて一〇〇%完了するという状態であった。

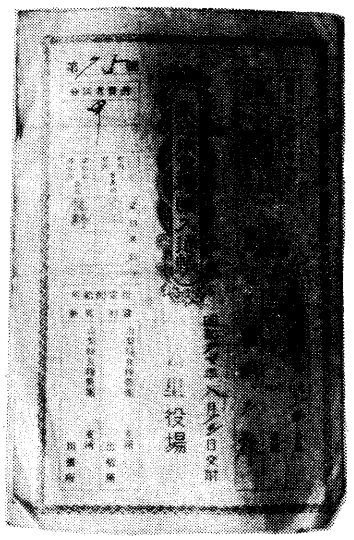

食糧購入通帳

表7　昭和24年生産及び供出割当　　（昭25県市町村勢要覧）

種別＼村別	久那土村		古関村		富里村		共和村	
	生産割当	供出割当	生産割当	供出割当	生産割当	供出割当	生産割当	供出割当
米	石 717.6	38.6	603.9	25.0	1,539.3	63.7	494.0	19.5
雑穀	石 240.5		226.1		364.2		264.7	
大麦	石 863.0	34.5	609.5	255.0	1,296.1	730.0	688.0	326.4
小麦	石 844.0		670.7		1,157.0		787.0	
甘しょ	〆 112,081	45,200	98,067	34,200	158,376	84,870	84,870	26,200
馬鈴しょ	〆 14,208	800	10,374	900	26,062	9,664	9,664	750

昭和二十二年度麦・馬鈴しょの、国からの割り当ては農家の経営規模に基づいて、生産者の主食別保有量などをきめ、これに麦六三万二、〇〇〇石、馬鈴しょ一二四万二、〇〇〇貫、米は同年十月一四万五、〇〇〇石、甘しょ三六三万貫を割り当てられたので、農家の協力を得て、麦は一〇九%、馬鈴しょ一七一%、米と甘しょは一〇〇%供出を完了した。以上は専ら県の供出関係資料であるが、当時の供出の厳しさが推察されよう。

次に政府は、食糧管理制度の改善に努め、二十三年七月食糧確保臨時措置法を制定し、生産供出の責任制の確立を図り、市町村段階にそれぞれ農民の公選による農業調整委員会を設置し、民主的運営に努めることとして、二十四、五年とこの制度の下に供出が行われたのである。

昭和二十四年の生産及び供出割り当ては表7のとおりである。

ついで二十四年には、食糧事情もやや安定したが、特に甘しょは豊作と市場価額の下落などにより、供出は好成績を示し、配給面でも麦の配給辞退が生じたので、政府は九年間継続実施したいも類の統制を撤廃し、生産者の希望による政府買い上げ制度に切り換えた。食糧確保臨時措置法は、昭和二十六年三月末日をもって失効することとなり、国内におるは食糧の需給状況も、朝鮮動乱を契機として、やや円滑を欠く気運もみられた。政府は二十五年七月食糧の自給体制の急速強化に関する措置要綱を決定し、食糧の自給体制を確立するため各種の施策を講ずることにした。

四　農地改革

戦後、あらゆる分野に改革が行われて大きな変化が起こった。このうち農地改革は、昭和二十（一九四五）年十二月九日付で、連合軍最高司令官から日本帝国政府宛に発せられた「農地改革に関する覚書」によって実施されたものであるが、この覚書の要旨は次のとおりである。

一日本国政府は、民主主義的傾向の復活強化に対する経済的障害を排除し、人間の尊厳性を尊重確立し、且つ数世紀の間封建的圧制の下に日本農民を隷属せしめて来た、経済的束縛を打破すべき目的を以て、日本の土地を耕す者が、その労働の成果を享受するために、一層均等な機会を有すべきことの保証する手段をとるべきことを指令する。

二この指令の目的は、全人口の約半数が、農耕に従事する国の農業構造を永く萎縮せしめていた如き破壊的害悪を除去するにある。これ等の害悪のうち悪性の主たるものは、次のものである。

イ　零細経営

日本における農家の約半数は一・五エーカー（約一町歩）を耕している。

ロ　小作人に極めて不利な条件の広汎な小作、日本における農民の三分の二以上は、その年収穫物の半ばまたはそれ以上に達する小作料を支払う自小作人乃至小作人である。

ハ　高利な農家借入金による農家負担の重圧、農家負債は、農家の半数足らずが、その農業所得によって生計を維持し得るに過ぎない程度に喰入っている。

ニ　商工業に有利に、農業に不利な差別的な政府の財政政策。

農業に対する金利及び直接税は、商工業に対するそれよりも圧迫的で

表8　農地改革面積（昭25　県市町村勢要覧）

村名	農地	牧野	宅地	その他
久那土村	三八・四町	三三・三町	五九四坪	国有農地一時貸付（耕地）〇・四町
古関村	一七・六	五・〇	六〇八	
富里村	三六・八	二四・五	一、八〇八	国有農地一時貸付（耕地）〇・六町
共和村	三三・三	二四・〇	二、七五	
計	一三五・〇	七六・八	五、七五	一・〇

ある。

ホ　農民及び農業団体に対する、農民の利益を考慮せざる政府の権力的統制。

農民の利害とかけ離れた統制団体によって樹てられる恣意的な収穫割当は、屢々農民をして自己の必要または経済的向上のための作付を抑制せしめる。

日本農民の解放は、かかる基本的な農業上の禍根が根絶され打破されなければ始り得ない。

三、よって、日本国政府は、一九四六年三月十五日またはそれ以前に、農地改革の綱領を本司令部に提出するよう命令する。右の綱領はつぎの事項に対する計画を含むべきものとする。

イ　不在地主より土地耕作者に対する土地所有権の譲渡

ロ　不耕作地主より公正な代価で農地を買取る為の規定

ハ　小作人の所得に相応した年賦による農地購入の為の規定

ニ　以前の小作人が再び小作人に転落しないための合理的保護の規定

かかる必要な保障は次のものを含むべきである。

(1)適正利率による長期及び短期信用を得るべきみち。

(2)加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段

(3)農産物の価額安定手段

(4)農村民を援助する技術普及及びその他の広報計画

(5)非農業的利害から自由であり且つ日本農民の経済的文化的向上に奉仕する農業協同組合運動を醸成奨励する綱領

ホ　日本帝国政府は、以上の外農業の寄与に相応する国民所得のわけまえを農業に保障するに必要と認められるがごとき提案を提出すべく要請する。

この覚書は、直接的には少なくとも次の二つの意図をもって、発せられたものと思われる。その一つは当時第八九帝国議会で審議中の農地調整法の改正案（第一次農地改革）の審議の促進であり、他の一つは、第一次農地改革の検討であった。第一の意図は、昭和二十年十二月二十八日、農地調整法中改正法律案の公布によって実施されたが、第二の意図が明確な姿をもって現れたのは、相当の月数を経てからであって、それは昭和二十一年十月二十一日農地調整法の第二次改正、及び自作農創設特別措置法の公布、すなわち第二次農地改革をもって実施されることになった。

この第二次農地改革に対する勧告の骨子は次のとおりである。

(一)小作地の保有限度は、内地平均一町歩（一ヘクタール）、北海道四町歩（四ヘクタール）とする。保有面積は世帯単位で計算し、隣接市町村に居住する場合は、不在地主として取扱う。

(二)自作農の所有する面積は、内地平均三町歩（三ヘクタール）北海道は十二町歩（十二ヘクタール）とする。

(三)農地改革は昭和二十年十一月二十三日現在で実行する

(四)保有限度以上の農地は強制買収する。

(五)買収された小作地は、昭和二十年十一月二十三日現在の小作人が優先的に買取ることが出来る

(六)地主保有地の小作人は、自作地買収分を買取る機会を与えられる。

(七)農地の買収売渡しは買受人の田畑の均衡を図るよう注意する。農地の交換分合は速に行う。

(八)全国農地委員会、都道府県、市町村農地委員会の構成、権限に関すること。

(九)買収した農地は政府より小作人に売渡す。

(十)農地改革事業は二年間に完成する。

(十一)地主に対する農地対価の支払は年二分五厘以内三十ケ年賦で支払われる。

(十二)小作人の政府に対する支払は前項と同様とする。

(十三)小作料は、農産物価格が下落する場合は、水田については年産物価額の二五%、畑については、一五%を超えない。

(十四)小作契約は文書化する。

㈣　本計画により小作人が購入した土地は、三十ケ年間政府の認める時例を除いて処分を禁止する。

㈤　小作地の取上げ及び農地の所有権の移転は今後禁止する。

以上一六項目は極めて、徹底的なものであった。

この農地改革の大綱が設定されると、農地調整法施行令・施行規則・自作農創設特別措置法施行令、及び農地調整規則の諸法が相ついで公布され、二十二年三月二十六日中央農地委員会官制の公布施行とともに、第二次農地改革に対する法制は整備され、ここに歴史的な農地改革のスタートが切られた。従って県では市町村に農地委員会の設置を急ぐとともに、本庁に農地部、農地課・出先機関である地方事務所に農地課を設置し、この事業を積極的に推進する体制を整えた。

市町村段階では、市町村農地委員会委員の選挙が、昭和二十一年十二月二十日に県下一斉に実施され、その構成は小作五、地主三、自作二計一〇名で、大多数の委員会は無投票当選という低調ぶりであった。

第二回目の市町村農地委員会の選挙は、二十四年八月十八日に行われたが、この時は農地改革の進行に伴い農村の階層分化が起こり、選挙の階層別の比率も小作二、地主二、その他六と改められた。県段階では市町村農地委員会委員の間接選挙により、県農地委員会が設置された。

○農地などの買収売り渡し

このように、農地委員会の発足により、二十二年三月三十一日の買収計画を皮切りに、農地の買収が進められた。この農地買収は、市町村農地委員会買収計画を、県農地委員会が承認して効果を確定。知事の発行する買収令書により所有権が政府に移転する。

こうして買収された農地は原則としてその農地を耕作し、自作農として農業に精進する者に売り渡された。この農地改革によって解放された面積は表8のとおりであり、四か村で農地一二五町歩、牧野七六町八反歩、宅地五、七八五坪となっている。この事業はまさに歴史的な大事業であり、連合軍最高司令官の「農地改革に関する覚書」に基づくものとはいえ、この直接の衝に当たった農地委員会委員、及び事務局職員並びに関係者の努力は、なみなみならぬものがあったことと思われる。

次に農地改革以前と以後、自小作別の階層分化をみると、表9のとおり、四か村の合計で、地主三八戸は一四戸に減り、自作農は七一〇戸が逆に一、〇七六戸に増加し、特に小作兼自作は三〇〇戸が一五四戸、小作は二五一戸が六九戸とそれぞれ減少し、零細過小農とはいえ、この統計は小作農が解放されたことを如実に物語っている。

当時農地改革から農業改革への動きが活発であったが、「農地改革に関する覚書」が、単なる農地改革に関するものだけにとどまらず、農民解放といわれる如く、戦後の新しい農政の基本的なものを含んでいたことである。すなわちそれは、

㈠農業金融の創設
㈡農産物の価格安定策
㈢農業技術普及計画
㈣農業協同組合運動の醸成

を含んでおり、また日本帝国政府の樹立すべき綱領中に明記されていないが、我が国の農業構造を萎縮させていた害毒として指摘された事項に、次のことがあったことを知らなくてはならない。

㈠農業に不利なるが如き財政政策の是正
㈡農業及び農業団体に対する権力的統制の排除
㈢供出割当の是正
㈣零細経営に関する問題の処置

このようにして、農地改革の直接的な目的が、「日本の土地を耕す者が、労働の成果を享受するために、均等な機会を得るべきことを保証する」ということであるが、換言すれば、それは国民所得に対する農業の寄与に相応する分け前を農業に保証するということである。このような目的を実現するものとして、農地改革を基準として、今後の農政に言及してい

表9　農地改革以前と以後の自小作別農家戸数

区分		地主	自作農	自小作兼作	小自作兼作	小作	不耕作農	新設農家	計
久那土	終戦時	14	126	137	86	85	0	13	461
	改革後	4	225	150	50	32	0		461
古関	終戦時	4	228	41	20	18	0	6	317
	改革後	0	255	44	12	6	0		317
富里	終戦時	11	225	168	130	93	0	13	640
	改革後	4	392	168	56	20	0		640
共和	終戦時	9	131	88	64	55	0	13	360
	改革後	6	204	103	36	11	0		360
計	終戦時	38	710	434	300	251	0	45	1,778
	改革後	14	1,076	465	154	69	0		1,778

（昭25県市町村勢要覧）

るのである。さらに重要なことは、この直接目的が一層高次の目的につながっていることである。その高次の目的とは「民主主義的傾向の復活強化に対する経済的障害の排除」「人間の尊厳性の尊重確立」「封建的圧制の下に日本農民を隷属せしめてきた経済的束縛の打破」である。約言すれば、それは民主主義の確立であり、そのための経済的障害の排除である。農政においても民主主義に対する障害の排除と、民主主義の原則の確立がその基調となるのである。そしてその展開は農地改革によってなされることになったのである。農地改革は、農村における民主主義的傾向の促進と、そのための経済的障害の排除を根本目的としたものといえる。

この画期的な農地改革を基軸として、新しい農政が展開されるのである。

○農地報償

農地改革によって、水田反当平均七六〇円、畑地反当平均四五〇円という安い価格で国に強制的に買収された旧地主たちは、不平不満が多く「農地被買収者同盟」を結成し、憲法に保障している正当な代価とはいえない、という違憲訴訟をおこしたり、補償問題について、国に対する組織的な運動を展開した。違憲訴訟については、昭和二十八年十二月十三日、最高裁から憲法違反ではない旨の判決がでたが、旧地主たちの不平不満は、その後激しい経済変動とも相まって、むしろ強まってさえいった。

この問題は「旧地主が農地改革後の経済変動とあいまって、農地を手放したことに対して、相当な心理的影響を受け、現在もそれを持ち続けている」という社会的問題として、政府は昭和三十五年に「農地被買収者問題調査会」を発足させ、検討を進めることにした。その結果、四十五年五月「わが国の民主化、戦後経済の再建、ひいては今日の日本経済の繁栄に大きく寄与した」「農地改革における農地被買収者の貢献を多とするとともに、その受けた心理的影響をも考慮して、それらの人々に対する報償を実施することが適切である」との結論を得た。

そこで政府は、「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」

を成立させ、国が被買収者に対する報償を実施することになったのである。この法律のあらましは次のとおりである。

1農地改革で農地を一畝以上買収された者、またはその遺族、一般承認人に対して、記名国債で十年間に給付金を支給する。

2給付金の額は、買収農地面積に反当り単価を乗じて算出するが、百万円を超える場合は百万円を限度とする。

○買収面積は、畑は実面積の六割、北海道は二割五分に換算する。

○売渡しや売払いを受けた場合は、その面積を買収面積から差し引いたものを売収面積とする。

○反当り単価は、一反―一町までが二万円、一町―二町までの分は一万円、二町―三町までの分は六千円、三町以上の分は二千円とする。

○一畝以上一反までの人の給付金は一律一万円とする。

給付金を受けようとする者は、四十二年三月二十一日までに、所定の手続きで請求し、毎年六月一日に最寄りの郵便局または銀行から償還金を受領するという仕組みになっており、政府の推計支給見込み総額は一、四五六億円、受給見込み総数は一六七万の多きにのぼった。

五　水利、鉱害紛争

(一)水利紛争

本町の水利慣行は、主として徳川幕府治下において確立したものと思われるが、取水地点などで紛争が発生している。水は水田農業にとっては命であり、特に最も水を必要とする田植期の農業渇水時に紛争が起きている。樋田川の取水について、文化十酉年七月、訴訟人車田名主などが三沢村名主などを相手方として「田方用水引取理不尽出入」の訴えは次のとおりである。

乍恐以書付御訴訟奉申上候

當御代官所

甲州八代郡車田村

訴訟人　名　主　　長百姓

百姓代

一、田方用水引取理不尽出入

右　同断

同州同郡三沢村

相手方　名　主　　長百姓

百姓代

右者訴訟人車田村名主長百姓百姓代一同奉願上候趣意は当村田方用水之儀樋田川通り樋田村分内ニ而堰留用水引取来候然処去月十八日三沢村之ものとも大勢罷出私共村方堰留置候場所打破狼藉相働候ニ付難捨置御訴申上候処早速御見分被成下御威光を以両村懸合熟談之上三沢村用水無之節は其段車田村へ申候用水懸引可仕旨被仰聞双方自得仕既ニ御請証文差上差障之筋も無之罷在候処又候同月二十八日之夜ニ至リ三沢村之もの共右堰留候場所狼藉仕候節当村水番之者共見付大勢之内壱両人差押御注進奉申上候ニ付右之者共被召出御過患被仰付恐入右一件心得違之旨ニ而御吟味下ケ奉願落着仕候得共一躰三沢村心得違ヲ以私共村方堰留場用水分ニ而引取来候抔と申之右様ニ相心得罷在候而は此上安心不仕既ニ樋田川より引取候用水之義は三沢ニ而唯々ニ堰留来私共村方之儀は樋田村ニ而堰留候洩水を堰留用水ニ引取右ニ唯し三沢村之義も同様私共

村方堰留候洩水を以堰留用水引取年来差支も無之処去月十八日川瀬を手寄前々堰留場所より引上ケ私共村堰留候際ニ而堰留当村堰留場所相破候義ニ付差留候処三沢村之儀上堰抔と申し候得共一躰三沢村水掛場所字大草水門口と車田村水掛字六反田小坂と申場所とは地形当村分凡壱丈余も地高ニ而三沢村堰下より水引上可申様無之眼前之義ヲ偽候間安心不仕候一躰三沢村之義は当村堰留場所より凡弐町余も引下り堰場有之用水引取来候処堰場引上置度々狼藉其時ゝ御訴申上御出役様有之御見分之上御利解被仰付夫々用水引取方之儀相分候得共右躰三沢村之もの共心得違を以分水抔と申候而は此上異論之基難儀至極奉存候間無是非今般御訴訟奉申上候何卒三沢村名主長百姓百姓代一同被召出右之始末御吟味被成下已来私共村々堰留候場所へ不差障様被仰付被下置度奉願上候尤三沢村用水難渋ニ而当村江其

段懸合有之節は用水之義ニ付何辺ニも相談可仕候間此段被為聞召訳堰場之義御取定被成下候様御慈悲奉願上候右願之通被仰付被下置候ハヽ難有仕合ニ奉存候以上

文化十酉年七月

八代郡車田村
名主　六左エ門
長百姓　儀右エ門
重左エ門

中村八太夫様
御役所

小林重右エ門㊞
赤池　勇助㊞
赤池七之丞㊞
赤池林兵衛㊞
赤池　文吉㊞
赤池　宗七㊞
赤池太重郎㊞
赤池　源蔵㊞
赤池　瀬平㊞

(二)　鉱害紛争

古関村根子地内にあった満福鉱山と、地元関係者の鉱害をめぐる問題についての文書は次のとおりである。

定約書

当村字金山鉱山拙者共ニ於テ当村ニ対シ定約執行スルコト左ノ如シ

第壱条　養蚕及飯用水諸作物其他本村ニ対シ妨害有ルト認ムル時ハ其損害ヲ弁償ス若シ弁償スルコト不能時ハ鉱業廃止ノ約

第弐条　前第壱条ノ損害ヲ認ムルニハ養蚕ハ遠近同一ノ養蚕家五人ニ依リ其損害ノ実否ヲ糺シ諸作物ハ遠近五ケ所地味耕作共同一ノ地ニ依リ其損害の実否ヲ認ルノ約
但シ損害ノ実否ヲ認ムル費用ハ鉱業人ニ於テ支弁ノ約

第三条　左ノ金額ハ鉱業人ヨリ村内及万福寺ヘ差出ス約
一金拾円　但シ借区許可ノ時ヨリ鉱業人ハ村内ヘ年々一月一日金五円七月一日金五円差出ス約、但シ、本条ノ金額ハ三年毎ニ増減スルコトヲ得
一金五円　但シ鉱業着手の時ヨリ年々一月一日金弐円五拾銭七月一日金弐円五拾銭万福寺ヘ差出ス約

一金六円　但シ是レハ蔵ノ旁ノ畑石垣ヨリ三尺通リ去リ其代金ニ差出ス約

第四条　鉱物吹場ハ字赤沢ゴー鉢渕ノ奥ノ約

右ハ拙者共当村ニ於テ定約之上本約定為取替置者也

明治廿六年三月二十九日

小林捻松殿
外五十八人（省略）

契約書

山梨県西八代郡古関村根子六拾八名ハ鉱業権者東京市芝区三田切運町弐拾七番地石井千太郎間ニ於テ製煉所設置ニ付左ノ条項ヲ契約ス

第壱条　根子区六拾八名ハ石井千太郎根子満福鉱山事業経営上必要ナル諸般工事ヲ発起スル為根子川河流ニ於ケル河水使用ニ対シ既設用水ニ支障ナキ限ハ何等ノ異議ナク其使用ヲ承認ス但シ水料不足ノ時ハ全料ヲ使用スルモノトス此場合ハ鉱業人ヨリ相当損害ヲ賠償スルモノトス

第弐条　根子区ハ其区内ニ於ケル石井千太郎鉱業ニ関スル諸般ノ経営ニ対シ現今及将来共挙区一致シテ其施設ヲ助手シ之レニ便利ヲ与フルハ勿論総テ厚意ヲ旨トシ鉱業発立ヲ期スル者トス

第参条　水害等ニ関ル防禦工事ハ完全ナル設備ヲ為スル事但シ水毒ヲ認ムルニハ水色上流ニ変更シ魚類水虫水中ニ生存シ得難キ時ヲ以テ有毒ナリトス但シ飲用水に堪へ難ハ各関係者ノ求ニ応ジ篦掘井戸ヲ為ス此場合合ニ於テハ該費用ハ鉱業者ノ負担トス

第四条　鉱毒ノ為メ諸般ノ被害ヲ生スルトキハ鉱業権者ニ於テ損害賠償スルモノトス但シ両者間ニ於テ被害高ヲ決定シ得サルトキハ郡村長及区長ニ依托シ其評価ヲ定メ其評価額ハ相互ニ於テ異議スルコトヲ得ス

第五条　損害賠償金ハ被害物品収納期ヲ以テ鉱業権者之ヲ支払フ事

第六条　鉱業権者製煉中根子六拾八名ノ中へ毎年金壱百円ヲ壱月中ニ相渡ス可キ事

第七条　鉱業上必要、土地及木炭材木等ハ相当代価ヲ以テ売渡ス事

第八条　前各項以外ノ事柄ニシテ鉱山事業経営ヲ起因シ相互ニ直接ノ利害関係ヲ及ボス場合ハ更ニ妥當協定スルモノトス

第九条　本契約ハ鉱業権者移転ノ場合ハ第三者ニ延用スルモノトス

右契約ヲ厳守スル為メ本書弐通ヲ作製シ鉱業権者及土地所有者間ニ於テ各壱通ヲ保管スルモノトス

明治四十三年四月　　東京市芝区三田切通町弐拾七番地
鉱業権者　石井　千太郎㊞
山梨県西八代郡古関村根子
石井満福鉱山長　中元　甫之㊞
山梨県西八代郡古関村根子
右六拾八名総代　赤池　正治㊞
外十二人（省略）

請　求　書

一金七拾圓参拾九銭　費用金八円七拾五銭　計金七拾九圓拾四銭也

右ハ貴鉱山鉱業ノ為メ鉱毒ニ触レ損害セシ耕作物中三ツ又ニ関スル分調査候処前記ノ通リ御座候間御支払相成度別紙明細書相添此段請求仕候也

明治四拾四年六月　日　　西八代郡古関村大字根子
耕作者総代兼調査人　赤池　信照㊞
同　断　赤池　宗吉
同　断　赤池吉重郎
区長代理者　赤池　正治
区　長　小林　玉造

万福鉱山長　中本甫之殿

三ツ又被調査算率并説明書

一、被害壱等ハ全部枯損シタルモノニシテ二等ハ半枯、三等ハ栽培障碍セシモノトシ各其内等ヲ設ク

二、株数及収皮ノ数量査定ハ平均ノ数ヲ以テシ価額ハ収皮三拾貫匁ニ付金拾壱円即チ壱貫匁金三拾六銭六厘余収皮等費用ヲ控除セザルモノハ収穫力ニテ水量ニ見積リタル所以ナリ、

三、全枯賠償ノ額ヲ定メタルハ予定収獲ノ四倍ヲ以テシ即チ復活ノ目的ナキモノナレハ種蒔ヨリ収穫迄四ケ年ヲ以テ算シ本額ヲ定メタリ

四、半枯ハ全枯一ケ年分ノ半額トス（半数生存シヲルモノナレハナリ）

五、栽培障碍ハ半枯ノ半額被害一等一ケ年四分ノ一トス

算　率　表

栽培等級	一株本数	収皮量	一株単価	被害	一本収皮量	単価	殊被害	三本収皮量	一株単価
一	一五	一、三	一、一	一五	〇、三七五	〇、一三七	一五	〇、一八	〇、〇六八五
二	〃	〃	〇、七三	〃	〇、二四〇	〇、〇九一五	〃	〇、一三五	〇、〇四五七
三	〃	〃	〇、三七	〃	〇、一二五	〇、〇四五七	〃	〇、〇八二五	〇、〇三一八

この満福鉱山社長と地元耕作者の間には、精錬所設置の時点で鉱害問題の処理について、成文化された定約書や契約書が取交わされていた。今日社会問題化している公害問題の先駆をなすものであろう。

水稲については表10のように被害の程度を四区分して、被害額を算定し請求している。明治四十三年の被害額は水稲二百三拾五円七拾五銭、大小麦百八拾三円八拾七銭、野菜雑穀九拾壱円九拾三銭、合計五百拾壱円五拾五銭という巨額にのぼり、四十四年には三極（みつまた）、楮、くるみの一本一本までが対象になった。例えば製紙原料の三極だけでもその被害総額は七拾九円拾四銭の請求が、耕作者総代兼調査人五名から、満福鉱山長中本甫之宛に提出されている。また

古関小学校沿革誌によれば、「大正元年根子満福鉱山精錬煙毒のため、下根子へ仮移転したるが、精錬中止のため旧校舎へ移転する。」とある。亜硫酸ガスのために多くの人がのどをいため、雨水にとけた亜硫酸は作物に大きな被害を与えたものと思われる。

表10 鉱毒被害物件調査算定表籾明治四十三年度（一反歩に対する補償額）

被害壱等田之部（四分）					被害弐等田之部（三分）		
地位等級	平年壱反歩収穫量	本年平均収穫量（六分）	被害数量高（四分）	賠償額壱石九円	本年平均収穫量	被害数量高（三分）	賠償額一石九円
壱等	石斗 五一	石斗升 三〇六	石斗升 二〇四	円銭 一八、三六	石斗升 三、〇六	石斗升 一五三	円銭 一三七七
二、三等	四八	二八八	一九二	一七二八	二八八	一四四	一二九六
四、五等	四五	二七〇	一八〇	一六二〇	二七〇	一三五	一二一五
六、七等	四二	二五二	一六八	一五二一	二五二	一二六	一一三四
八、九等	三九	二三四	一五六	一四〇四	二三四	一一七	一〇五三

被害三等田之部（弐分）					被害四等田之部（壱分）		
壱等	石斗 五一	石斗升 三〇六	石斗升 一〇二	円銭 九一八	石斗升 三〇六	石斗升 五一	円銭 四五九
二、三等	四八	二八八	九六	八六四	二八八	四八	四三二
四、五等	四五	二七〇	九〇	八一〇	二七〇	四五	四〇五
六、七等	四二	二五二	八四	七五六	二五二	四二	三七八
八、九等	三九	二三四	七八	七〇二	二三四	三九	三五一

㈢ 最近における水利協定

市川大門町が山保簡易水道の水源として、樋田川上流で無断取水したことに端を発した紛争について、下流の久那土地区では、飲用水や田用水の確保と、防火用水及び漁業区の保全などの立場から、昭和四十八年十一月九日「樋田川流域の水利を守る会」を結成し、市川大門町に抗議すると共に、下流の水利権擁護のために交渉を続けてきた。幸い県の配慮で、上流にダムを建設するという条件が整ってきたので、昭和五十年十一月一日、西八代地方県民室長立ち会いのもとに、市川大門町長、下部町長、樋田川水利を守る会の会長と、三者で次の協定書を締結した。

山保簡易水道に関する協定書

今回市川大門町に於て、四尾連外六部落の簡易水道を計画するに当り、その水源池が樋田川上流であるので、市川大門町長を（甲）とし、下部町長を（乙）、同じく流域の部落で結成している「樋田川水利を守る会」の代表者を（丙）とし、西八代地方県民室長を立会人として、下記のとおり協議決定し、実施項目のとおり事業を実施するものとする。

実施項目

一、ダム建設について

(1) ダム建設については、両町協力して県に陳情懇請する。

(2) ダム建設に伴う土地問題、その他一切の事項は（甲）（乙）及び（丙）が協力して解決する。

二、三保地区水道について

(1) 三保地区で実施する簡易水道の水源は、（甲）の水道の近萩分水池より引用する。

(2) 水の代価は、（甲）は徴収しない。

(3) 水源池より（乙）に分譲する近萩分水池迄のすべての経費は（甲）が負担する。

(4) 分譲を受ける近萩分水池より三保地区までの水道工事は（乙）に於て行う。

(5) 着工については、事前に（甲）（乙）協議する。

三、ダム建設期間中の減水対策について

（甲）は、樋田川流域中で（乙）の指定する個所に井戸または、ボーリ

ング工事を実施し、（甲）が使用する水道の水量と同量以上の地下水を汲み上げ、表流水として下流に流すこと。

(1)　工事個所が下部町地内の関係上、（甲）は工事費金三三〇万円也と定め、その工事一式を（乙）（丙）に委託する。

(2)　（乙）（丙）は（甲）に代り工事を引受け施行する。

(3)　工事費が超過した場合は、その分は（乙）（丙）の負担とし、残余を生じた場合は（丙）の水路改良費等にあてる。

(4)　工事竣工の上は、（乙）（丙）は直ちに（甲）に引渡す。

(5)　（甲）は、ダム完成まで揚水管理の責任を負い、（乙）（丙）はこれに協力する。

(6)　ダム完成の時点で、一切の施設を（甲）は（乙）に無償引渡し、以後の責任は負わない。

四、その他

(1)　（甲）は、計画の山保七部落及び三保地区以外の部落に給水を拡張しないこと。

(2)　現在計画の山保七部落一日の必要水量一九〇立方米以上の取水はしないこと。

(3)　三保地区へ分水する一日五〇立方米の取水に不足をしょうじた場合は取水施設の改良工事を行うものとし、一日必要量の五〇立方米以上の取水はしないこと。

(4)　万一ダムが実現出来なかった場合は、（甲）は実施項目三の(5)の責任を継続する。

(5)　（甲）は実施項目三の(1)に定めた金額を（乙）に払込んだ日から山保七部落に水道の給水を開始することができる。

(6)　本協定事項以外の工事費及び補償等については、（甲）は一切の責任を負わない。

なお、必要の事項が生じた時は、関係者協議の上、決定する。

後日のため本書四通を作成し、各壱通宛所持する。

昭和五十年十一月一日

（甲）　市川大門町長　　遠藤次男

（乙）　下部町長　　佐野喜光

（丙）　樋田川水利を守る会々長　　二宮正己

立会人　西八代地方県民室長　　渡辺勝美

六　農業技術の発達と指導体制

(一)明治初年の農業及び農業技術の展開

幕末農法の継承をもって踏み出した維新当初の農法が、明治十年末から二十年代にかけて、近代的な要素をつかみとり、盛り上がってくるまでの経過をみると、二つの流れがみられる。その一つは明治政府の勧農政策の一環として、上からの指導奨励であり、もう一つは農村の内部からの「事情」の変化に対応して盛り上がってくる動きである。当初この二つの流れは極端に遊離したものとして出発した。この状態に対し政府の側からは、その奨励策を農村の中からの流れに接近させる努力がなされもしたが、両者の遊離は明治二十年から三十年代の初めころまで続き、これが一応解消する時期は近代農法の端緒的形成期に当たっている。

この二つの流れの中で、わが国の農業を幕末農法の段階から抜け出させ、近代的農法の端緒的段階ともいうべきものを築き上げていく本流はもちろん農村の中からの動きであった。これは事情の変化、すなわち、農産物が商品交換の渦の中に巻きこまれ、農業の生産が商品生産に向か



千歯の麦こき

っていくことである。このような変化はすでに維新を遡ることおよそ三十年、天保改革のころからある程度現れているが、これは徳川期においても江戸、大阪を初め多くの都市が発達し、陸路及び海路が開け、交通量が増加してきて、都市と農村の間の商品の交換が活発になったし、また遠く北海道の魚肥が裏日本のわら工品と交換されたり、さらに瀬戸内海や畿内の諸工芸作物地帯に購入されるというように、貨幣経済は農業の生産も強く捉え、その技術段階をもいやおうなしに発展させていたのである。その後の事情を一層進めたものは、安政の開港であった。この開港によって、生糸蚕種及び茶などは一躍重要な産物と変わり、これらを中心として農業生産はいよいよ貨幣経済にとらえられてきたのである。このような事情となっていたから、その後明治になってからの農村の中での新しい技術推進の動きは、もうすでに幕末当時にその端緒的な形において現れてきていたのである。例えば稲諸品種の比較栽培の試み、種子交換、土地改良、二毛作化、選種、施肥など栽培方法の改良、農書の盛んな刊行などは、明治に入って開花をみるとはいえ、藩政時代から引き継がれた動きであったのである。明治政府の老農起用政策によって、有名になった当初の三老農中村直三、奈良専二、船津伝次平の例にしても、この人達は、すでに幕末において活躍していた農事指導者である。

以上のような事情の変化は、明治維新を経て特に急激に進展した。明治当初に相次いで行われた封建的諸拘束の撤廃（田畑勝手作、関所廃止、土地永代売買解禁、販籍奉還等）は、これらの事情変化をもたらす第一の出来事だったし、さらに地租改正殖産興業などの新政府の政策は、これらの事情の急速な変化への拍車となった。

例えば、関所の廃止、版籍奉還などにより、商品交流の範囲が拡大され、またこれによって、自給自足経済が貨幣経済にまきこまれていったことは、想像に難くない。

これによって、農業技術の面でも、例えば品種の交流範囲が急激に拡大し、品種選択の視野が開けていったのである。

(二)明治二十―三十年代近代日本農法の形成

農村の中から技術的進化をひき起こす最も基本的な導因である、農村への商品生産の侵入が維新以後の社会経済的激動の中で、急カーブをえがいて進展していくのである。このことがまた、農業技術の進化へ大きく影響して行くのであり、農民の「農事改良」への関心は強まり、種子交換会や農談会が、各地で自主的に行われるようになった。この種子交換会や農談会を通じ、「農業改良」の技術的交換が公開的に行われたのであるが、まだ一つの新しい技術体系をつくり上げるものではなく、個別的であり、はしりであるに過ぎなかった。

新しい技術体系は、十四年以降の松方の紙幣整理によるデフレ時代、なかでも十七年の最初の農業恐慌を経験した後である。そのころからようやく有名品種、購入肥料の増大、畜力耕耘の普及、湿田の乾田化、田区改正、正条植、塩水選などが足なみを揃えて出そろい、相互に関連しつつ、一つの新しい技術体系にまとまり上がって行くのである。

明治の水稲品種として最も有力な「神力」が普及に一歩踏み出すのは、明治十九年であった。未だかつて一つの品種をもって「神力」ほど反当収量の増大に飛躍的威力を示したものはなかった。それは非常な普遍性を有し、旧来の有名品種をおしのけて、暖地においては圧倒的な作付面積を占めるに至った。

この増収品種が伸びてくる裏には、もちろん肥料条件の変化が照応している。この「神力」の増収性は多肥に耐え、徒長しないで結実するといういわゆる耐肥性増収品種の第一歩であった。神力の普及は、従って金肥の普及と相携えている。販売肥料の先端を切った魚肥と並んで、清国の大豆かすが顕著に現れてくるのは、日清戦争以後であり、さらにそれは日露戦争を経過して、大豆かすの王座時代に入るのである。施肥の増投は深耕を要求するものであり、当時馬耕による深耕と、深耕を可能にするための湿田の乾田化が進み、この乾田化によって二毛作化が進行するというように、一つの条件変化が連鎖反応を起こし、農業技術が発達してくるのである。

㈢明治政府の勧農政策とその影響

明治殖産興業の最初の立役者に大久保利通がある。政権を獲得した維新政府が当初、急きょ取りかからねばならない課題として、近代産業の飛躍的育成があった。殖産興業の中心的なねらいはこれである。当時の社会的不安の一要因をなした。旧士族の救恤という社会的意味をもった士族授産とも結びついて、宣伝された勧農政策は、結果的には宣伝された程に成果は上がらなかったが、海外技術の模倣的移植をもって、先ず強くいろどられた。政権獲得直後にぞくぞく外遊した要人は、その帰朝に際して、西洋式大農具プラウ、ハローなどを持ち帰った。政府は三田育種場に農具置場を設けてこれらを管理し、貸与規則を設けてこれらの使用を奨励し、特に大規模開懇地には多小それらを持ち込むが、零細経営を主体とする日本農業には受け入れられず、陳列品に過ぎなかった。

西洋式大農具の輸入と共に、種苗や種畜が手当たり次第に輸入されたが、これらは農業の基本的組み立てを、大して変えることなしに入れられるという点で、農具などと異なり現実的意味を持っていたが、輸入がかなり無計画であり、結局地につかないで終わったものが多い。

以上のとおり政府の勧農政策の流れは、当初農民が実践的に盛り上げていく技術推進の流れと、はなはだしく遊離しており、政府の指導権は実質的にはほとんどなかった。そこで政府は、台頭する農談会を行政末端の郡役所をして主催させたり、民間指導者として名を馳せてくる老農を起用したりすることによって、民間指導と政府指導とのギャップをうめようと努力した。中央政府の老農起用政策にならって、県では管内の老農を起用し、郡では郡長がそれぞれ老農を起用するようになった。

これは要するに、明治段階における近代農法のれい明を盛り上げていった原動力は民間であり、この民間技術の台頭に至ったのは、村の素封家達が推進者としての役割を少なからず演じていたのである。

ところで日露戦争後は、明治四十年代になって、豪農の不耕作地主化への進行が全面的に広まっていくと、技術指導の在り方が、今まで自分達が小作人を指導していたこと、つまり正条植、たんざく苗代、病虫害防除などの指導、監督を、県や市町村の行政側にたよるようになってくるのである。これが帝国農会の前身である全国農事会が、農談会などを根拠として発展して行く過程の基礎をなすものである。

㈣戦中、戦後における農業技術の指導体制

明治三十三年に農会法が公布されて以来、農会は農業の指導団体として活躍したのであるが、農会が農業指導任務を果たしてきたのは技術員だったのであり、また昭和の農村恐慌に対処しての経済更生運動の中心的な活動も、技術員に負うところが大である。

その後昭和十五年に農会が産業組合と統合されて農業会となった。戦後農業における改革の一環として、農地制度の改革についで、農業会の解体と、新しい農業協同組合の育成がとり上げられた。その間、現地指導の拠

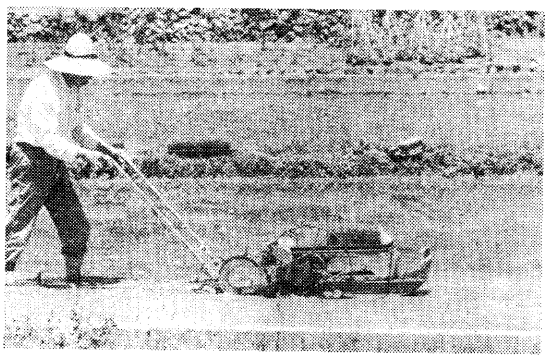

人力による田植機

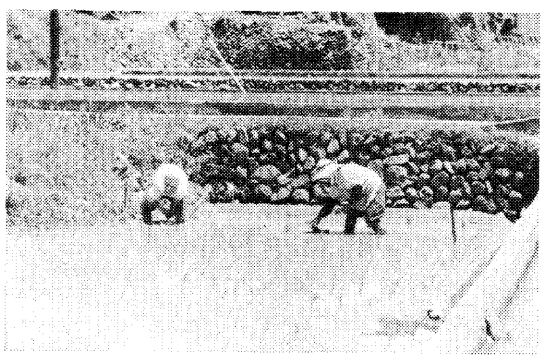

田　　植

点として指導農場が設置されたが、昭和二十三年に廃止となり、同年七月に農業改良助長法が公布され、この法律に基づく、農業に関する普及事業が実施されたのである。

この普及事業というのは、能率的な農法の発達、農業生産の増大、及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき、有益且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的としており、専門技術員の巡回指導農場展示、出版物の配本、その他の手段により、農民に対して農業及び農民生活の改善に関する教示及び実地展示をすることである。この事業は国と県とが協同して行うものであって、政府はこの協同普及事業に対して補助するものである。

このようにして、農家の直接の指導は、農業改良普及員と生活改良普及員が当たり、この改良普及員は、数名が地区の農業改良普及所に駐在し、管内への新技術の普及や生活改善を推進している。本郡の場合、市川大門町に「西八代農業改良普及所」が設置されている。ところで農業の進歩発展に伴い、農家の技術水準が高まり、さらに高度の技術を要求している現在、一普及員の活動によって、進んだ新しい幾多の技術を消化普及することは困難なことである。従って、普及員がチーム・ワークをよく保ち、相互に有機的連けいのもとに、総合化された普及活動を実施している。指導の対象は農業の個別指導から部落研究会などの地域集団指導と、青少年クラブや生活改善グループなどの目的集団指導に重点を置き、自主的農民の育成に努めている次第である。

第二章　最近における農村対策事業

第一節　農業構造改善事業

わが国の農業は、長い歴史の中で極めて厳しい試練をうけながら、国民の食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大など国民経済の発展と、国民生活の安定に寄与してきた。しかし昭和三十年代後半より経済の著しい発展と、農産物の消費構造に大きな変化を生じた。従って農業と他産業との間において、生産性や従事者の生活水準の格差が増大し、他産業への労働力の流動現象が著しくなった。このような環境に置かれる農業に対して、自然的、経済的、社会的制約による不利を補正し、農業の近代化、合理化を進め、農業従事者が健康で文化的な生活を営むことができるように、農業所得の増大を図ることが、農業及び農業従事者の重大な使命に答える道であるとして、昭和三十六年六月十二日法律第百二十七号をもって、農業基本法が公布された。第四章には農業構造改善事業について次のようにうたわれている。

第二十一条　国は農業生産の基盤整備及び開発、環境の整備、農業近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し、必要な事業が総合的に行なわれるよう指導、助成を行なう等、必要な施策を講ずるものとす。

第二十二条　国は農業構造の改善に係る施策を講ずるにあたっては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要な考慮を払うようにするものとする。

次に本町の農業及び農業構造の推移は表1のとおりである。

○農業構造改善事業の成果

三保地区においては基幹作目にまゆを取り上げて農業改善事業を行い、次のような成果をあげて、従来の農業形態から脱皮することができた。

(1)当地区は急傾斜にて、耕地は数か所による分散保有で、小規模営農技術と密着して養蚕の生産性向上を阻害し、養蚕の近代化への発展を拘束して、農業所得の増大を困難にする一大要因となっていた。養蚕規模の拡大を図って過疎地域の振興と農家経済の安定を企図し、ここに農業改善事業を実施した。その結果農道の整備、施設、機械の導入をすることによって、過重労働から省力営農へと切り替え、急傾斜地の養蚕飼育の限界生産量を増大することができた。

(2)農業生産の動向については、昭和四十年には繭生産額が第一位で一、九四二万円であったが、事業実施後の現在(昭和四十五年)においては、二、二〇〇万円の生産額となった。養蚕は全体の四六%を占め、基幹作目としての主産地形成ができた。

(3)従来の農業構造を改善した結果として、

イ農家戸数の変動はないが、養蚕専業農家は昭和四十年には一一戸であったものが、昭和四十四年には二戸増加して一三戸となった。これは事業実施直後のため畑より桑園転換が進んでいないためで、数年のうちには専業農家はさらに増加する見込みである。

ロ養蚕農家一戸当たり平均七九アールの耕作面積のうち、桑園面積は、昭和四十年には四九アールであったが、五十四年には五三アールと八%の伸びを示し、平均耕作面積の六七%が桑園となった。

(4)農家の労働力については大きな成果をあげることができた。農業就業人口は、昭和四十年と四十四年を比較すると、共に一一六人となっており増減一人程度にとどまって、若い労働力の流失は辛うじて防ぐことができたが、依然として老人、婦人の労働力は六五%と高い。

(5)資本装備について

イ土地基盤整備事業として農道の整備、索道の架設事業によって、土地の生産性をあげ、さらには基幹作目においては、普通畑の転換により

表1　本町の農業及び農業構造の推移

1　農家戸数

種別 / 年次	地域総世帯数	専兼別農家数				経営規模別農家数						
		専業	第一種兼業	第二種兼業	計	～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～0.7ha	0.7～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5ha以上	計
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸		戸
昭和30年	2,463	292	433	957	1,682	655	553	334	132	8		1,682
〃 35年	2,414	238	438	985	1,661	646	525	314	147	29		1,661
〃 42年	2,417	145	469	919	1,533	596	487	281	139	30		1,531
同上割合%		9.5%	30.6%	59.9%	100%	38.9%	31.8%	18.3%	9.1%	1.9%		100%

2　農家人口及び農業就業状況

	農家人口			農業就業状況（年雇含む）						農業雇用状況	
				農業従事者数			左のうち主として農業に従事した（基幹労働力）				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	年雇用人数	日雇季節雇延人員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和30年	4,578	4,914	9,492	2,741	3,350	6,019	1,598	2,969	4,567	0	12,380
〃 35〃	4,349	4,740	9,089	2,295	2,562	4,857	953	2,200	3,153	4	8,511
〃 42〃	3,897	4,178	8,075	1,445	2,089	3,534	799	1,757	2,558	9	9,251

3　土　地　面　積

年次＼種別	田	畑	樹園地					草地	山林	宅地	その他	計
			果樹園	茶園	桑園	その他	計					
	ha	*ha*	*ha*		*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*		*ha*
昭和30年	153.9	377.4	14.2		130.7	7	145.6	67.0	12,168.1	47.3	116.9	13,076
35年	155.8	355.2	10.3		134.8	6	145.7	48.5	12,188.1	48.0	134.9	13,076
42年	157.0	270.6	20.0		153.8	6	174.4	59.0	12,205.0	50.0	159.9	13,076

4　農業生産状況

年次	農作物作付延面積											家畜家禽頭羽数				
	稲	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果樹	工芸作物	飼料作物	桑	その他	計	乳牛	役肉牛	馬	豚	にわとり
	ha	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	*ha*	頭	頭	頭	頭	羽
昭和30年	151.8	374.8	194.7	89.4	45.4	75	18.5	127.8	130.7	1.2	1,131.8	61	120	85	61	9,922
35年	142.5	370.5	172.1	84.4	48.4	10.3	19.3	85.3	134.8	1.0	1,068.7	86	135	61	70	8,384
42年	147.4	367.0	145.8	68.5	37.8	20.0	10.0	56.0	153.8	1.0	947.3	83	77	22	200	11,252

5　主要作目（基幹作目を含む）の生産状況

年次	養蚕			肉豚			果樹（ぶどう，桃，梅）		
	関係農家数	飼育箱数	生産量	関係農家数	飼育頭数	生産量	関係農家数	作付面積	生産量
	戸	箱	t	戸	頭		戸	*ha*	t
〃　〃　30年	662	4,750	132	48	61		250	14.2	32.0
35	554	4,840	135	52	70		130	10.3	23.0
42	531	5,127	163	113	200		115	20.0	45.0

表2　地区別　年度別事業

（千円以下切り捨て）

	地区及び基幹作目名		三保地区まゆ										地区をこえる事業		合計	
	実施年度		第1年次（41年）		第2年次（42年）		第3年次（43年）		第4年次（44年）		第5年次（45年）		第1年次（41年）			
	事業種目		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
補助事業	土地基盤整備	一般農道嶺		千円		千円	長さ588m 幅員2.5m	千円 9,100		千円		千円		千円	長さ583m 幅3.5m	千円 9,100.
		〃　三保			長さ 1,949m 幅員3.5m	28,200.	長さ390m 幅員2.5m	5,890							長さ2,339m 幅　3.5m	34,090.
		集団桑園造成改良	転換1 *ha* 索道2か所 長さ790m	2,031.											転換1 *ha* 索道2か所 長さ798m	2,031.
		索道					2か所 683.7m	3,708.							2か所 長683.7m	3,708.
	経営近代施設	稚蚕共同飼育所											1棟610.2㎡ 付帯桑園3 *ha* 付帯道路25m	15,985.	1棟610.2㎡ 付帯桑園3 *ha* 付帯道路25m	15,985.
融資単独事業	土地基盤整備	索道							2か所 長600m	8,500.					2さか所 長600m	8,500.
	個	蚕室	1棟 92,7㎡	1,135.	4棟 480㎡	6,434.	3棟 258.9㎡	3,564.	2棟 281.5㎡	3,734.	4棟 457.4㎡	5,420.			14棟 1,570.547㎡	20,287.
		トラクター	自動耕耘機 3.0PS 7.0PS 5台	659,					耕耘機 7PS1台	160,	1台	118,			耕耘機 7台	937.
	人	小型四輪	0.35t 2台	600			0.35t 3台	898,	1.0t 1台	544,	0.35t 2台	644,			8台	2,686.
合計			4,426,		34,634,		23,160,		5,288.		6,182.		15,985.		89,675.	

一ヘクタールの増となって、稚蚕飼育所設置と桑園造成改良により、従来の養蚕業からみて桑の栽培、収穫、給桑、上ぞくなど一連の作業であるが、小規模の養蚕から近代化へ脱皮して、規模の拡大となった。

ロ土地基盤を整備し近代化施設事業によって、過重労働からまぬがれ、その余剰労働を他産業に従事し収益をあげることができた。

(6)農業経営

養蚕を専業とする一三戸の農家では田九八アール、畑二六四アール、桑園九五〇アール合計一、三一二アールの耕地をもち、家族構成は合計七八人で、常時農業に就業している者は三五人で、年間農業粗生産額は、養蚕二八・二トン、一、九四二万三千円、米一七、三トン、一六七万六千円、麦三八・四トン一・六五万七千円で、合計二、二三五万六千円であった。農業改善事業が行なわれた四十三年においては、経営内容にも変化をきたし、まゆを基幹作目として、まゆ三〇、四トン二、七九六万八千円、米一七、三トン二三五万二千円、麦三五、〇トン一九二万五千円、合計三、二二四万五千円と一四%の伸びを示して、事業成果が如実にあらわれている。

この変化の主要因はまゆの増産によるもので、特に農道の整備、索道の架設、稚蚕共同飼育所の設置によって省力化された。特に稚蚕共同飼育所の設備は稚蚕飼育管理の弊害が除去されたことによって、増産へと結びついた。

しかし、このように改善されたからといって、問題がないわけではない。農家戸数は現状維持または漸減の状態が続くものと見られるが、農家の労働力は他産業発展の影響をうけて、青年層はもとより、中高年齢層に至るまで甚だしいものがあるであろう。従って今の第一種兼業農家（農業を主とするもの）は第二種兼業（農業を副とするもの）にかわる可能性もある。経営耕地が狭いために、農業収益のみに依存できず、恒常的には何らかの兼業収益に依存せざるを得ない現況下では、農民層の分解にまでも進む心配もないではない。

第二節　山村振興事業

一、山村振興法

戦後、朝鮮動乱を契機として漸く発展の方向をたどり、昭和三十年代を迎えると農山村の青年は労働力として都市への集中がめざましく、農山村の過疎化と疲弊はその度を増しつつあった。政府はこの実情にかんがみ、昭和四十年五月十一日、法律第六十四号をもって山村振興法を公布した。

（目的）

第一条　この法律は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が、産業基盤及び生活環境等の整備について、他の地域に比較して低位にある実状にかんがみ、山村振興の目標を明らかにすると共に、山村振興に関する計画の作成及びそれに基づく事業の円滑な実施に関し、必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と、国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「山村」とは林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的文化的諸条件に恵まれず、産業の開発程度が低くかつ住民の生活文化水準が劣っている山間地、その地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

（山村振興の目標）

第三条　山村の振興は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮して、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一、道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。

二、農道、林道、牧道等の整備、農地用の造成、電力施設の整備等を図る

ことにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること、

三、農業経営、林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し併せて安定的な雇用を増大すること。

四、砂防施設、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設等の整備を図ることにより、水害、風害、雪害、林野火災を防除すること、

五、学校、診療所、公民館等の教育厚生及び文化に関する施設の整備、医療の確保、集落の整備、生活改善労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること

となっている。

山村振興法の公布によって、昭和四十二年十二月十五日には旧富里村、旧下九一色村折門地区に山村振興法が適用され、昭和四十五年十二月二十四日には旧古関村、旧山保村三保地区に山村振興法が適用された。

二、山村振興計画

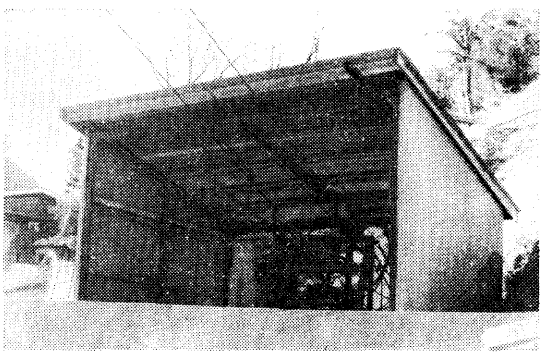

索　道（久保地内）

(一)振興の基本方針

本町は甲府盆地の南部に位置し、御坂山系の急峻な山地に囲まれた典型的な峡谷型山村である。耕地は各河川の流域から山腹にかけて急傾斜地帯に点在し、面積も少なく生産性も乏しい。林業は用材需要の変化や薪炭の斜陽化に伴って、農林業所得は県平均に対して五一％と低い。従って町財政も自己財源が一三・七％と乏しく、道路、文教、生活環境、社会施設の整備などがおくれている。これらの情勢から若年層を中心とした人口の流失は激しく、昭和三十五年から十年間に一七％の減少率を示して、部落の存続すら危ぶまれている。

このような実情にかんがみ、本村（旧富里村、旧古関村）振興の基本方針は道路網の整備を最重点とし、これにより農業の養蚕、そ菜などへの選択的拡大と、経営の近代化を促進すると共に拡大造林を進め、農林家所得の向上を図る。

そのため当面の重点施策として

イ、町道農道をはじめ地域内道路の整備

ロ、農林業の基盤整備及び農業の近代化の整備

ハ、社会生活環境の諸施設の整備

(二)振興施策

(1)交通施策

部落から国、県道に通ずる幹線、町道根子線及び磯分校線を改良整備すると共に、幹線町道と部落を連絡する町道の橋梁を整備する。

(2)産業の生産基盤施策

農林道を整備すると共に、共同桑園、茶園の造成を図り、併せて拡大造林をすすめる。

(3)産業経営近代化施策

養蚕経営の安定と振興のため、稚蚕共同飼育所及び壮蚕飼育施設を設置し、また林業振興のため素材生産、造林事業の近代化施設を設置する。

表3

	事業区分	事業種目	施工か所	事業主体	事業量	事業費
第一年次（昭和四十三年度）	生産基盤整備	農　道	市之瀬営林農道	市之瀬	長さ　650m 幅員　4m	4,980,000円
		集団桑園造成	市之瀬上垈農道			
		改良	転換造成			332,000円
第二年次（昭和四十四年度）	経営近代化施設	稚蚕共同飼育所	市之瀬	富里養蚕農協	1棟608㎡ 付帯施設一式	13,850,000円
第三年次（昭和四十五年度）	生産基盤整備	農　道	和名場農道		長さ　450m 幅員　4m	2,250,000円
第四年次（昭和四十六年度）	生産基盤整備	農　道	常葉日向農道	常葉日向	長さ　192m 幅員　3m 橋梁	2,640,000円
第五年次（昭年四十七年度）	経営近代化施設	稚蚕飼育所 山村振興開発センター（別紙）	古　関	古関養蚕農協	1棟　499㎡	10,688,000円
第六年次（昭和四十八年度）	生産基盤整備	農　道	瀬戸日向農道	瀬　戸	長さ　140m 幅員　3m	1,395,000円
第七年次（昭和四十九年度）	生産基盤整備	農　道	瀬戸日影農道	瀬　戸	長さ　110m 幅員　2.5m	1,500,000円

表4　生産計画

項目 / 作物名	戸数 現況	戸数 目標	面積 現況	面積 目標	生産量 現況	生産量 目標	生産額 現況A	生産額 目標B	B/A
			ha	ha	t	t	千円	千円	
養蚕	577	600	172	210	197	250	222,000	300,000	1.35
米	900	900	149	134	582	520	82,000	73,200	0.9
茶	10	300	0.1	15	0.2	37	225	34,000	151.1
素材	12	840			690㎥	22.260㎥	8,694	280,470	32.2
椎茸なめこ	288	640			44.1 t	84.1 t	13,230	25,230	1.9

(4) 社会環境施策

生活環境改善のため簡易水道施設を整備し、地域住民の医療を確保するため、出張診療所を整備する。

(5) 国土保全施策

○富士川水系の砂防施設の整備をはかる。

○復旧、予防等の治山事業を行い、災害防除を図る。

(6) 観光施策

富士箱根国立公園本栖湖の開発を図りながら、民宿事業の安定と発展を図るため集会施設駐車場を整備する。

このような実情の中で、本町においては昭和四十三年度を第一年次とし、四十九年度まで七年間の計画（表3）をたて、これの実施に当たってきた。

町の産業を振興し豊かな山村として伸びるためには、基幹施設としての山村開発センターの設置が緊急の課題である。この施設の実現によって町の特性を生かした農林業の発展と、産業の開発振興はもちろん、住民の生産意欲の高揚と住民福祉の向上が期待できる。

㈢　地域振興の構想

(1)　農林業等産業の振興に関する構想

町の実情にかんがみ農業においては米作品種改良をすすめ、養蚕を伸ばし、茶の栽培を奨励して産地化を図る。機械化省力化農業をめざして、町でも財政的援助をする。林業の振興については、町造林長期計画を着実に実行すると共に、林業構造改善事業の完全実施をはかり、椎茸、なめこなどの特殊林産物の増産をすすめる。また振興のかなめである森林組合、労務班および既設農業団体などの育成強化をはかり、産業道路網の整備を行い、農林従事者の資質の向上と、休養施設の建設をして、農林業の総合的発展を図ることを、基本方針とする。この基本方針を具現するために山村開発センターを設置し、ここを拠点として農林業振興のために次の施策を行う。

生産基盤整備

・土地の生産性を高めるために、農道、林道、用水路等の整備

・桑園造成改良により養蚕規模を拡大する。

・茶園造成改良により新たに茶産地形成を図る。

・林道を開設して森林資源を開発し、造林を促進して人工林化を図る。

経営近代化施設

表5　山村開発センター間数と利用計画

施設区分	間数と面積	利用の種類	施設の区分	間数と面積	利用の種類
大会議室	1 235.2㎡	農林業関係組合 成人式 諸研究会講演会	健康相談室	1 33.4	乳幼児 妊産婦
会議室	2 113.9	結婚式場 青年団婦人会 青少年諸団体	生活改善実習室	1 24.3	青年団婦人会 農村栄養改善グループ
老人保養室	1 34.4	老人クラブ	食堂及び厨房	2 72.9	一般軽飲食
研修室	2 52.6	青年団	浴室	1 14.2	一般
図書室	1 33.3	図書閲覧	森林組合 商工会 農業共済組合	3 111.5	事務室
娯楽休養室	2 93.3	老人クラブ 青年団婦人会	ボイラー 電気室	1 45.6	
宿泊室	2 33.3	へき地住民緊急宿泊，青年指導者研修，農林業研修	廊下	137.9	
談話室 休憩コーナー	2 50.7	一般談話 休憩室	階段	94.3	
農林研修兼相談室（会議室）	1 45.6	農林技術部門 農林経営部門 農林業・金融・住宅部門	便所	67.2	
			風除室	2.6	
			PS　CH	4.9	
農林業・情報資料展示室	1 35.7	農産物展示 農薬肥料展示 消費生活指標展示	倉庫	39.6	
			合計	1,532.3㎡	

・稚蚕共同飼育所を建設して、養蚕経営を近代化する。
・製茶加工施設を建設する。
・育苗機、田植機を整備して、省力化を図る。
・林業経営の近代化を図るため、必要な機械を整備する。
・しいたけ、なめこの加工施設を整備する。
・産業を振興するため、ブルドーザー、トラックを導入する。
・山村開発センターを建設して、農林業指導部門を充実し技術、経営の場として、資料の展示をはじめ、農林業経営近代化のための中核とする。

(2)生産計画

生産基盤整備、経営近代化によって、飛躍的生産の増収を図る。

(3)住民の福祉に関する構想

生活改善の向上を図るため、簡易水道施設を整備し、ごみ、し尿処理の広域処理、および緊急巡回車を整備して保健衛生の充実を図り、保育所の整備によって児童福祉を助長して、福祉を増強する。山村開発センターを設置して住民の集団検診を行い、また調理講習をはじめ、生活改善、農業後継者を中心とした青少年の研修を積み、教養を高めるなど広く社会教育、生活改善のよりどころとする。

(4)隣接地域との社会的、経済的連けいに関する構想

住民生活の実体は、行政区域を超えて複雑に結合されていることから、隣接する六郷町、中富町、身延町および上九一色村とは、特に社会的、経済的連けいは深い。相隣接するこれらの町村を中心とした、峡南地域の広域的な行政によらなくては、この地域の振興は図れない。従って今後これらの隣接町村との連けいを密にして、住民生活の向上をはかる。

(5)山村開発センターの建設

以上の地域振興構想に基づいて、山村開発センターを建設することになり昭和四十六年十二月十三日起工、翌年十一月二日、地域住民の産業振興、社会教育の振張、あるいは生活改善や保健衛生、社会福祉の増進の点を、そして老人に憩いと安らぎの場を……という大きな希望が託されて竣工式が盛大に行われた。鉄筋コンクリート造り、地下一階地上三階、総延面積一、五三〇平方メートル、総工費八八、七八八千円を投じて完成したのである。

第三節　林業構造改善事業

林業基本法（昭和三十九年七月九日法律第百六十一号）第十五条に「国は、小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充・近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に関し、必要な事業が総合的に行われるように指導及び助成を行なう等必要な施策を構ずるものとする」と決めてある。

これによって下部町は昭和四十四年四月、林業構造改善事業計画地域の指定を受け同年七月二十八日、森林組合・農林関係団体・林業従事者など

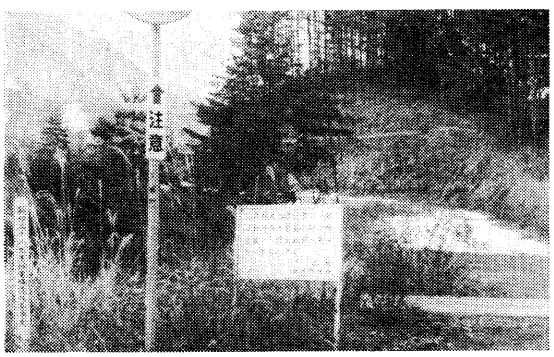

林業構造改善事業　勝坂和平線

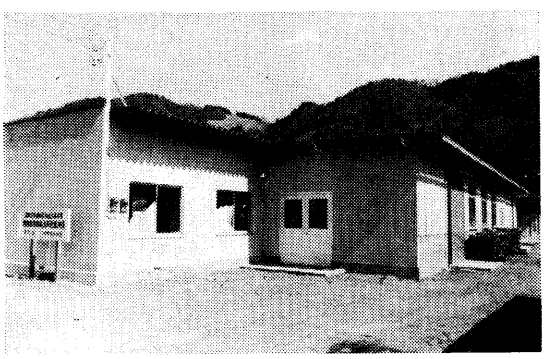

しいたけ集出荷貯蔵所　市之瀬地内

の代表者、及び学識経験者などの中から十五人を選んで委員に委嘱し、下部町林業構造改善事業協議会を設置の上、事業の推進に取りかかった。

事業内容としては、

一、経営基盤の充実事業、共有林や部落有林などの入会林野の権利関係の整理、放置林や公有林などの分収造林及び林地取得・交換分合等によって、小規模の拡大をすすめ、中堅林家の育成をはかるもの、林地面積、林地条件の調査及び境界標識の設置等の事業。

二、生産基盤の整備事業地域における林業経営の近代化を目的とし、他の林業構造改善事業と関連性のある林道の開設をするもの

三、資本装備の高度化については、素材生産施設、造林施設の設置による森林組合の体制強化と林家の協業経営による木炭生産施設、樹苗生産施設及びしいたけ・なめこなど特殊生産施設等の設置を進め林業経営の合理化をはかり労働の生産性をあげるもの、集材機・索道・トラック・チェンソー・刈取機・椎茸乾燥機倉庫・フレーム等の機械施設の設置事業。

四、早期育成林業経営の促進事業、生産期間の短い林業を確立するために、モデル的に造林を行うもの、早成外国樹種の導入、在来樹種適正品種を採用、密植・肥培・耕耘・植栽等早期育成方法を用いた造林事業。

五、協業の推進事業については計画の作成、協業活動推進のための調査及び施設の設置を行うもの、オートバイ・トランシーバー測量機具の設置及び基礎調査事項。

六、特認事業としては地域の特殊性と林業構造改善の基本構想に即して、林業構造改善として実施する事が適切と認められるもの、ワサビ田・栗林等の助成事業。

事業主体は、経営基盤の充実。生産基盤の整備事業は、町村、其の他の事業は森林組合または協業体が主体となる。

町は諸調査の実施をするとともに、関係住民事業実施主体の意志をとりまとめて計画を樹立する。事業は町村森林組合協業体などが三年間に実施する。本町では昭和四十四年度に計画を樹立して認定を受け、昭和四十五年度から四十七年度の三年間に事業を実施した。

右に要する事業費は見込額七、六〇〇万円、このうち国の助成が二分の一（補助残に融資制度もある）県の助成は林道事業費に対し十分の二、町では農業構造改善事業や山村振興事業等、他の補助事業に準じて補助する。

この事業は、林業の生産性の向上、労働力不足を補充するための協業経営の推進をはかり、林家の所得向上を目的として行う事業である。本町はほとんどが農林複合兼業農林家であるが、林業就業者はわずかに七・五パーセントと驚くべき僅少であり、面積も三ヘクタール未満の小規模林家が大半を占め、林家の所得は少なく過疎化が進む中で、林業のにない手である若年労働者が流出している現状である。

この現象を食い止めるため、町では農林業の基盤整備を実施、省力化への転換をはかり、構造改善を進めて行く必要があるとして実施した。具体策として、民有林の大部分を占める広葉樹を針葉樹へと拡大造林を進め、広葉樹の活用策としては、しいたけ産地化を推進するために協業体づくり

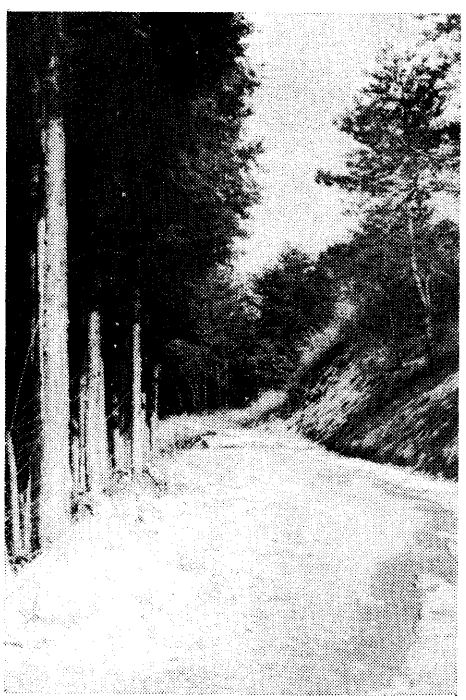

林道　勝坂―和平線

に力を入れている。このように林業経営が協業経営によって林家の所有向上を図り、全町的に波及するようこの事業が進められているわけである。

第二次林業構造改善事業は昭和五十一年度を初年度として、昭和五十四年度までの四か年にわたり行うもので、既に経営基盤である林道勝坂線延長一、五四八メートル、幅員三メートルで総事業費四、二〇〇万円が竣工し、今後集約育林が意欲的に行われるであろう。

昭和五十二年度はしいたけ集出荷所兼貯蔵庫が市之瀬地内に約二五七平方メートル一、三九〇万円が完成し、さらに大磯小磯線林道延長六〇〇メートル幅員三メートルで四、〇七〇万円、五十三年度は引き続き大磯小磯線延長七〇〇メートル五、二一六万を投じて本年度分を完成し、さらに市之瀬地内に集約育林新植を七ヘクタール実施し三八四万円を投資した。昭和五十四年度(最終年度)は林道和平線延長九四三メートル、幅員三メートルは二、九八一万六〇〇〇円を投じて、昭和五十五年三月に完成した。この林道の竣工によって、古関地区の丸畑部落から和平部落まで、いわゆる峰越し林道が開かれて、本町の産業に欠くことのできない林業経営が意欲的に行われ、林家の所得がますます増大し、豊かな住みよい町に発展する一助にもと、大きな期待がよせられている。また一色部落和平に集約育林五・三ヘクタールを設置して三一八万四千円を投資して新植を完了、さらに大磯小磯線林道延長九〇〇メートル、幅員三メートル七、五〇〇万円の巨費を投じて、峰山部落へ通ずる大工事も、昭和五十五年三月漸く完成した。この林道の完成によって林業の発展はもちろん、林家をはじめ地域社会としても、はかりしれない大きな恩恵に浴することができよう。

一　本町の地域の概況

㈠　土地利用形態別面積

下部町の総面積は一三、〇七六ヘクタールで、林野率は非常に高く、耕地は六〇一ヘクタール四・六%と極めて少ない。従って地域住民の林業に対する依存度も高く、林業振興によせる期待は極めて大きい。

㈡　保有形態別森林

林野面積のうち、原野六二ヘクタールを除いた森林面積は一〇、五九六ヘクタールで、このうち公有林は三、七六七ヘクタール(三五・六%)私有林は六、八二九ヘクタール(六四・四%)で、個人所有林は五、五九九ヘクタールと全森林面積の五二・八%を占めている。

㈢　森林保有林家階層別戸数

私有林六、八二九ヘクタールについての林家戸数は一、三八九戸で、一ヘクタール未満が四二・三%、一～三ヘクタール所有が二二・二%、三～五ヘクタール所有が一二・五%、五ヘクタール以上は三一九戸、二三%となっている。五ヘクタール未満が一、〇七〇戸と全体の七七%を占めて、山林所有も極めて零細である。

㈣　主業の種類林家

林家一、三八九戸のうち専業林家はなく、農業との複合経営である。これは本町の森林所有が零細である実態から、林業にのみ依存できないことの証左である。

㈤　民有林の齢級別面積

本町民有林の人工林率は一八・六%と低く、そのほとんどが自然林である。しかも人工林においては四齢級(二十年)以下のものが一、一八四ヘクタールを占め、戦後植林されたものである。特に本町では昭和四十二年度から造林一五か年計画を樹立して、積極的に造林の推進をはかっている。

㈥　民有林と林道

本町の現有林道は、八路線二七、七三〇メートルで、林道密度は二・六二メートルと林道の開発は極めて遅れている。従って伐採造林が円滑に進まず、地域の林業開発にも大きな影響を及ぼしている。

㈦　民有林の生産ならびに開発の動向

ア　林産物の生産

本町の素材生産は年間平均一、三〇〇立方メートルである。木炭生産

はかつては優良木炭の主要生産地であったが、熱エネルギー革命ともいわれる時代を迎えて、年々減産の傾向をたどり、昭和四十年ころには皆無となった。しかしこれにかわって生しいたけの生産が盛んになり年産二〇トンを超え、さらに増加するものと予想され、本町における林家の重要な換金作目となっている。

イ造林

本町の造林は、造林一五か年計画の実施に伴い昭和四十二年度から急激に促進され、年間二〇〇ヘクタールの造林を目標に、積極的に拡大造林が進められている。

(ハ)主要な林業労働の状況

本町における素材生産は、年産一、三〇〇立方メートル程度で、そのほとんどが製材業者や素材生産業者の雇用労働者によって行われ、造林について広い面積の場合は森林組合労務班により、狭い面積については自家労働力によって、植栽されている状況である。今後造林労働力の増大が考慮される中で、林業労働力の老齢化など、質的低下によって、さらに労働力の不足をよぶものと考えられる。

従って今後は森林組合を中心とした労務班をさらに強化し、共済制度を強化してその待遇を改善し、問題の解決をはかっていかなければならない。

二　推進体制

(一)町の財政および執行体制

本町の昭和四十三年度の歳出は三億四千百万円である。このうち産業経済費は三、二五一万七千円で九%を占めているが、林業構造改善事業の実施に伴い、昭和四十四年度から増額されるものと思われる。また林業職員は現在二名であるが、本事業の実施にともない、係の新設、技術担当職員の増員が望まれる。

(二)森林組合の現況

下部町森林組合は富里・古関・久那土の三森林組合が昭和三十八年四月合併し、組合員六三五人、払込済出資金一一六万五千円、常勤職員二名、労務班四班（二六名）をもち、造林事業を中心に活発な組合活動を行っているが、林業構造改善事業の実施により、さらに資本装備を高度化し、素材生産、造林事業などを進めて行く。

(三)森林組合の事業実績

下部町森林組合の事業内容は、現在造林事業が主体であり、町の造林一五か年計画の推進力となっている。今後は労務班、機械施設などの整備を行い、素材生産、造林事業など活発に行う計画である。

三　林業構造改善事業のあらまし

林業構造改善事業は、林業総生産の増大を図ると共に、生産性の向上による林業の発展と、林業従事者の所得増大と地位の向上を目指し、林業発展の基礎的な仕組みを改善するための施策で、これに伴う事業に対し国が助成措置をとり、県、町においても助成し指導も行って、地域林業の総合的改善とその開発を図ろうとする施策である。

本町における林業構造改善事業の対象事業と、これの実施状況は表6のとおりである。

第四節　水田利用再編対策事業

米の生産調整は昭和四十五年度から実施され、将来にわたり国民食糧の安定的供給を確保するため、総合食糧政策を展開してきたところであるが、依然として稲作志向が強い一方で米の需要は減退が続き、食糧管理制度の存在も危ぶまれている。他方飼料穀物においては一、二五〇万トンのうち九〇%は輸入に依存している。

このような背景の中で、今後の長期的展望にたって米の消費拡大を進めながら、米の生産を計画的に調整し、飼料作物・大豆・麦などの生産拡大

表6　林業構造改善事業の対象事業

事業の区分	事業の種目	事業主体	事業内容	助成対象
経営基盤の拡充	入会林野の近代化	町	複雑化している共有林や部落育林の権利関係の整理	面積蓄積等の調査費，境界標識の設置費等
	分収造林の促進	町森林組合	放置林，公有林等の分収造林により経営規模の拡大化	契約促進斡旋費，面積，林地条件調査費等
	林地の流動化	同　上	放置林，不在村所有者林地の購入	面積等の調査費
	林地の集団化	同　上	林地の交換分合	面積，林地条件調査費
生産基盤の整備	林道の開設	同　上	林道の開設	林道開設費
資本装備の高度化	素材生産施設の設置	森林組合	伐採，出材等の機械の装備	集材機，索道，トラック，チエンソー，宿泊施設，倉庫等
	造林施設の設置	森林組合協業体	造林のための機械設備	植穴掘機，刈払機，目立機，チエンソー，薬剤撒布機，倉庫，人員輸送車等
	木炭生産施設の設置	同　上	木炭生産の機械等の設備	チエンソー，軽架線，切炭機，山元倉庫，作業用建物等
	樹苗生産施設の設置	同　上	苗木生産の機械等の設備，苗畑整備	床替機，選苗機，動力カッター，スプリンクーラー薬剤撒布機，堆肥小屋，作業用建物等
	特殊林産物，生産施設の設置	同　上	しいたけ，なめこ等特殊林産物の生産施設	榾場，フレーム，チエンソー，穿孔機，乾燥機，架線，作業用建物等
早期育成林業経営の促進	林木早期育成	同　上	早成樹種，在来樹種の早期育成，モデル造林	造林費
協業の推進	協業の推進	同　上	協業活動円滑化のための設備	オートバイ，トランシーバー測量機具等
特認事業	特殊林産物施設	同　上	特殊林産物の生産施設	ワラビ田，栗林等造成費

注　これらの事業の受益者は5戸以上とし，個人施設は補助の対象としない

指　導　国・県・町は事業実施の指導にあたる

助　成　国の助成　事業費に対して補助　補助率　2分の1（50%補助）補助残融資

県の助成　林道開設事業費に対し補助　補助率　10分の2（20%補助）

町の助成　農業構造改善事業，山村振興事業に準じ助成する。

表7　第1次林業構造改善事業

	事業区分	事業種目	事業内容	事業費
第一年度（四十五年）	生産基盤の整備	林道の開設	大磯小磯線長さ756.9m幅員3.0m	12,609,000
	資本装備の高度化	素材生産施設の設置	索道 1,000mトラック1台，チエンソー2台	2,346,000
	同　上	造林施設の設置	動力付軽架線　1台	408,000
	同　上	特殊林産物生産施設の設置	穿孔機　2台	205,000
	早期育成林業経営の促進	在来樹種の早期育成	5 *ha*（新植補植保育肥培）アカ松3 *ha*ヒノキ2 *ha*	692,000
	特認事業	特殊林産物，生産施設の設置	ワサビ築田　5.00 a	1,100,000
第二年度（四十六年）	生産基盤の整備	林道の開設	大磯小磯線長さ1,015.7m幅員3.0m	20,792,000
	資本装備の高度化	素材生産施設の設置	集材機1台，機械保管倉庫1棟	2,614,000
	同　上	造林施設の設置	刈払機4台　チエンソー10台	830,000
	早期育成林業経営の促進	在来樹種の早期育成	5 *ha*　保育　肥培	378,000
	同　上	協業の推進	トランシーバー2セット測量器具1セット　協業計画樹立　20.00*ha*	186,000
第三年度（四十七年）	生産基盤の整備	林道の開設	大磯小磯線長652.3m幅員3.0m	20,792,000
	同　上	同　上	清沢線長さ330.0m幅員3.0m	1,500,000
	同　上	特殊林産物生産施設の設備	乾燥兼作業用建物1棟 乾燥機6台，集荷貯蔵庫1棟	7,110,000
	経営基盤の充実	入会林野の近代化	13*ha*	69,000
	資本装備の高度化	造林施設の設置	資材人員輸送車1台	800,000
	早期育成林業経営の促進	在来種（赤松，檜）早期育成	5 *ha*肥培	231,000

表8　第2次林業構造改善事業

	大区分	小区分	事業種目	事業内容	事業費
第一年度（五十一年）	経営基盤の充実事業	高度集約団地協業経営促進事業	林道（新設）勝坂線	長さ1,546m幅員3.0m	42,000,000円
第二年度（五十二年）	資本装備の高度化事業	林産物集出荷貯蔵施設	低温集出荷貯蔵施設の設置（貯蔵庫用建物，作業用建物，管理室併設）	1棟257㎡	13,900,000
	協業推進事業	協業促進事業	協業事業計画樹立促進事業	協業計画樹立事業	200,000
	同　上	同　上	協業生産基盤の整備事業，林道	大磯小磯線長さ，517m，幅員3.0m	40,700,000
第三年度（五十三年）	経営基盤の充実事業	高度集約団地協業経営促進事業	林道　新設　和平線	長さ310m幅員3.0m	8,000,000
	同　上	同　上	集的育林	新植　6.6*ha*	3,356,000
	同　上	〃　〃	同　上	枝打　4.8*ha*	484,000
	協業推進事業	協業促進事業	協業生産基盤の整備事業大磯小磯線（林道）	長さ504m幅員3.0m	52,160.000
第四年度（五十四年）	経営基盤の充実事業	高度集約団地協業経営促進事業	林道　新設，和平線	長さ943m幅員3.0	29,816,000
	同　上	同　上	集約育林	新植5.3*ha*	3,184,000
	協業の推進事業	協業促進事業	協業生産基盤の整備事業大磯小磯線（林道）	長さ900m幅員3.0m	75,000,000

と、その農業経営の定着化をはかり、需要の動向に安定的に対応しうる農業生産構造の確立を期するため、昭和五十三年度以降およそ十年間、新たに水田利用再編対策事業を実施することとなった。

米を主要食糧としている民族においては、米が国民生活の基礎食品であるだけに、米の過不足やその価格が、国民経済や国民の日常生活に重要な影響を与えることはいうまでもない。

わが国は古来瑞穂の国といって、稲作によって生活を立て、米麦を主食としてきた民族である。日本の稲作は、約二千年前北九州ではじめられたといわれているが、近年発掘された古代の遺跡から、もみのこん跡や炭化したもみが発見されたり、縄文式土器をもつ遺跡から米が発見されていることから、二千数百年前には既に稲作が行われていたと思われる。

戦国大名の格式をあらわすのに、何万石の大名とも言い、家来などの扶持もすべて米に換算して、何石取りの扶持とかいった。農民の年貢は米納及び金納に限られていたので、百姓達は少しでも多く水稲を作付けし、一粒でも多く収穫するように心がけた。それ程に米は大切な食糧であり、常にていねいに扱われたものである。

第二次世界大戦中の経済統制以来米価は政府によってきめられている。米価の算出法は「生産費所得方式」といわれる方法である。これは米生産農家のうち、米を販売している農家の最低生産条件にあるものを基準にして、それ以上の農家のすべてが再生産を確保すること、また米作労働一日当たりの報酬が、ほぼ一般産業の労賃収入の一日あたりに匹敵する水準にしようとする算出方法である。

明治七年ころの米の産額は約四百万トン程であったが、戦後米の増産に対する行政の対応や栽培技術などのめざましい向上によって、昭和三十七年には一、三〇〇万トン余と、史上最高の生産量を示した。三十年以前には八〇〇―一、〇〇〇万トン程度であったものが、三十年以後の生産量は飛躍的に上昇して、ほぼ一、二〇〇万トンの生産水準となっている。

食糧の管理と需給については、価格の調整などを行う食糧管理法が、昭和十七年に公布されたが、三十年以前には米の消費量に生産量がおいつかず、三十万トン程度輸入して来たが、三十六七年ころにはほとんど需給のバランスがとれる程になった。このころを境として消費の伸び率より生産成長率の方が大きく、米は生産過剰の方向へと進みだした。

食糧管理特別会計によれば、三十二年には七四億円の赤字であったものが三十六年には五〇四億円の赤字を示した。これは米麦の価格の暴落や、農村恐慌をきたさないために、生産者より高く買い、消費者に安く売る差損の累積赤字である。

米の需給は四十三年ころより大幅な過剰となった。生産高一、四〇〇万トンに対して国民の消費量は、一、二五〇万トンで過剰米は一五〇万トンである。かって食糧増産を奨励して来た我が国の農業政策の上で、百八十度の転換をして、米の生産調整が打ち出されたのは、昭和四十三（一九六三）年のことである。昭和四十五年の十月には八〇〇万トンの古米在庫米が見込まれ、食糧管理特別会計の赤字も巨額にのぼった。需要の伴わない過剰米の生産をこれ以上続けることは、国民経済的にも許されないばかりか、これ以上の財政負担は、国民の納得が得られないものとなった。政府はこの過剰米問題解決の非常緊急措置として、米の生産調整を行うこととなった。

生産調整の結果一時好転したが、再び米の過剰状態が強まってきた。政府は昭和五十三年度以降は、長期的な目標のもとに農産物の総合的な自給力の強化と、米需要の均衡化の観点から、米の消費拡大を進めるとともに、水田の高い生産性を利用して、増産の必要な作物の生産を拡大するため、昭和五十三年から水田利用再編対策を、他の関連施策の充実と合わせ実施した。昭和五十三年十月末現在の過剰米は、四八〇万トンとなっている。

次の表は、本町に対する生産調整の目標と、下部町を挙げて営々と築きあげた米の生産高を調整して、国策に協力した貴い数字である。

表9　生産調整水田の態様別面積

年度	普通転作				裏転作	集団転作	永年性植物転作				農地保有合理化法人貸付	休耕	寄託休耕			合計
	飼料作物	野菜	豆，いも類	その他		飼料作物	果樹	桑	茶	その他			寄託休耕	養魚施設	その他	
	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a		a		a	a	a
昭和45年	12.1	37.2	44.4				1.5	49.4	15.2			660.2		16.4	48.3	884.7
〃 46年												1,084.4				
〃 47年	10.7	84.3	120.4	129.1	6.3		24.8	260.6	17.9	129.4		1,387.2		87.2		2,257.9
〃 48年	10.9	101.2	201.8	45.0			50.7	273.0	5.2	135.6		1,365.7		60.3		2,249.4
〃 49年	9.0	88.8	226.6	95.4			76.2	306.3	24.3	145.0				90.0	27.0	1,088.6
〃 50年	3.6	62.4	182.5	102.8	3.1		71.7	218.8	13.3	158.9				23.1	23.0	863.2
〃 51年																
〃 52年																
〃 53年																

年度	一般奨励作物					集団転作				特認作物				経過措置対象作物		合計
										食用作物		非食用作物				
	大豆	飼料作物	野菜	果樹	その他	大豆	飼料	野菜	果樹	普通転作	集団転作	普通転作	集団転作	果樹	茶	
	a	a	a							a		a		a		
〃 51年	156.8	10.0	155.5							53.2		49.1		62.4	2.5	489.5
〃 52年	128.0	10.0	206.0		12.0					28.0		21.0		38.0	5.0	438.0
〃 53年		10.0														
〃 54年	480.1	10.0														

稲作転換目標とその実績

項目 / 年度	稲作転換目標面積	稲作転換目標数量	稲作転換面積	生産調整換算数量	協力戸数	達成率
	ha	t	*ha*	t	戸	%
昭和45年			0.8			
46年			1.7			
47年	0.9	35	2.3	85.7	340	244.8
48年		35	2.2	86.5	345	247.1
49年		35	10.9	42.3	205	120.9
50年		36	8.6	33.0	152	91.7
51年	3.8		4.9	18.7	107	(面積比)128.9
52〃	5.6		4.4	23.0	118	78.6

第五節　茶産地振興事業

茶は中国南部の原産といわれ、往古は薬用として用いられたが、漸のころから飲用されたという。唐代（六一八―九〇七）には僧侶の間に喫茶の風習が広まったという。我が国には奈良時代の聖武天皇（七〇一―七五六）のころ遣唐僧によってもたらされたというが、正確な文献に見えているのは、平安時代の初め嵯峨天皇（八〇九―八二二）が近江の唐崎に行幸の際、僧永忠が奉ったという記録がある。鎌倉時代には建仁寺の僧栄西によって抹茶の法が伝えられた。栄西は「喫茶養生記」を著し、延命長寿の法として喫茶の功徳を説き、薬用として用いた。

茶は椿科に属する常緑の植物で、温暖多雨の地方によく成育する。幼葉を摘んで加工し、緑茶（不発酵茶）、紅茶（発酵茶）、ウーロン茶（半発酵茶）を製する。紅茶は広く世界のほとんどの国で飲用されているが、緑茶は日本、中国、北アフリカの一部で飲用されているに過ぎない。そのほか抹茶、碾茶、焙茶、玉緑茶などがある。茶の特徴的な成分はカフェインとカテキンとビタミンCである。カフェインは興奮剤で、お茶を飲むと眠れないというのは、この成分のためであり、カテキンは独特の渋味を呈して、茶の味を特徴づけるものである。

緑茶の主産地は、静岡、京都、鹿児島、埼玉など十府県であるが、緑茶の生産量（一九七二年）は九四、九八三トンで、なお一〇、四〇〇トンが輸入されている現状で、需要はますます伸びる傾向にある。茶の栽培意欲は旺盛で、栽培面積の増加は著しいものがある。「お茶ぐれえいっぺえ……」ということばは、下部町ではよく耳にすることばである。これはわれわれ庶民生活の最低限の待遇を意味することばでもあり、最高級の歓待を意味することばとも感じられる。渋茶をすすりながら生活を語り、世間話に花を咲かせることは、近隣の融和という上からは極めて大切なことで、田舎の生活に密着したうるわしい光景でもあった。お茶を一緒に飲むということは、日本人の生活感覚の中に着実に定着していることがわかる。でも最近はこのような姿の少なくなったことを痛感する。

他方日本の伝統文化の中に茶道がある。今日の茶道を創成したのは、千利休であるが、茶道では特に「和敬清寂」の思想を根本理念としている。特に「わび」とか「さび」の思想は、武士道にも相通ずるものがあって、公家上流社会をはじめ、広く武家社会で行われた。茶の精神は日本人の思想とも融合して、今なお広く普及しつつある。

古来茶は畑の境界とか周囲などに植えられて、幼葉を摘んで製茶して自家用とした家も相当多かった。品種は在来の雑種でありながら非常に香味もよく、茶栽培には適地と考えられた所から、茶の生産加工および流通など能率的な集団産地体制にのっとり、町の基幹作目の一環として茶栽培がとり上げられたのは、昭和四十六年のことである。

下部町茶産地育成事業

下部町茶産地育成の初年度として、次のように計画がなされた。

一、自然的環境

本町は標高二〇〇～一、九四五メートルの間にあって、峻険な山岳に囲まれ下部町、栃代川、常葉川、反木川、三沢川、樋田川など一四七キロメートルに沿って、集落や耕地が点在している。

年間平均気温は摂氏十四度、降雨量は年一、五二五ミリメートルといういわゆる中雨高温の内陸性気候で、昼夜の温度の格差は大きい。初霜は十一月中旬、終霜は四月中旬という自然環境の中にある。

二、茶栽培の状況

四十三年度の農業基本調査によれば、茶栽培面積は二・五ヘクタールと少ない。これは畦畔茶園として早くから栽培され、自家消費にあてていた家庭が多かった。品種は在来種でありながら香味もよく良質の茶が生産されている。昔から茶栽培には適地と考えられていた。年々茶の栽培は増加の傾向にあり、現在はおよそ一五ヘクタールと増加しており、畑地利用の

茶園の造成は、ますます有望なものと断定される。

三、本町が茶の栽培を奨励する理由

イ立地条件に恵まれ、適地であること

ロ他の作目と比較して生産性が高いので、普通畑を転換して、将来は養蚕と共に基幹作目としたい。

ハ将来の需給の見通しを検討するに、良茶を生産するならば、流通も安定性が高いと思われる。

ニ観光地特産銘茶となり得るし且つ自家消費としても高く評価される。

ホ将来は茶産地形成が可能である。

四、茶の振興計画

下部町農業基幹作目として育成し、次の通り振興計画を立てる。

イ普通畑一九〇ヘクタールについて、養蚕桑園と競合いしないように、産地化形成を図る。

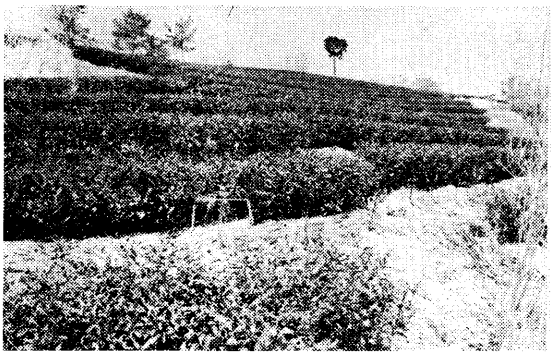

茶　栽　培

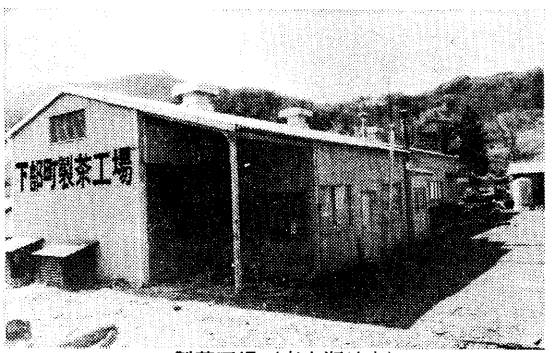

製茶工場（市之瀬地内）

ロ植栽目標は一〇アール当たり二、二〇〇本として、第一次計画は一〇ヘクタールを目標とし、年次別植栽計画を樹立して推進する。

（第一次計画は昭和四十五年から四十九年までとし毎年二ヘクタールずつ植栽）

ハ町補助金交付、町では茶産地振興を促進させるために、農業振興補助金交付規程を制定して、補助金を交付する。その規準は、組合を設立し一〇アール当たり苗木二、二〇〇本を基準として、〇・五アール以上を補助対象とする。

ニ奨励振興地域

栃代川流域＝清沢、大炊平、和名場、栃代

下部川流域＝湯之奥

常葉川流域＝波高島　上之平　常葉日向　市之瀬日向　北川　長塩　古関　中之倉

釜額川流域＝釜額

三沢川流域＝切房木　道　水船

田原川流域＝上田原　勝坂

樋田川流域＝大山

下部町茶生産組合の設立

町の基幹作目の一環として、お茶が取り上げられたのは昭和四十六年のことである。お茶は隣接静岡県では安倍地方まで盛んに栽培されている現状から「同緯度にあたる本町などで栽培できぬはずはない」と目を付けたのがその始まりである。それ以来町では基幹作目の一つとして、町内二〇ヘクタールを目標に、昭和四十七年五月四日下部町茶生産組合（初代組合長渡辺殿）を設立した。優良苗木を導入して植栽し産地拡大及び集団化をはかりながら、経営、栽培技術の講習会、研修会、品評会などを開催したり、先進地を視察して販売出荷に努めるなどこれの振興を図った結果、急速に栽培農家がふえ今や峡南地方においても他町村に劣らぬ品質と、他町村に次ぐ面積と生産量を誇り得るまでに振興した。

この組合は組合長一名、副組合長二名、理事若干名、監事二名、支部長若干名をもって構成し、現在（昭和五十五年三月）組合員一六〇名を擁している。会議は総会、役員会、支部長会とし、通常総会は毎年四月一回開催することになっている。

植栽実施計画

植栽地は普通畑並びに稲作転換地について養蚕と競り合いしないように産地形成を図る。二〇ヘクタールを目標とし、六年次植栽計画を左の三団地に設定して、県の茶産地育成事業計画と合わせて推進する。

表10　団地別植栽計画

団地区分	植栽計画						
	昭和四六年	昭和四七年	昭和四八年	昭和四九年	昭和五十年	昭和五一年	計
	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール	ヘクタール
下部地区	一・一	一・三	一・三	一・六	一・六	〇・七	七・六
久那土地区	〇・四	一・二	一・二	一・五	一・五	〇・六	六・四
古関地区	〇・五	一・〇	一・〇	一・四	一・四	〇・七	六・〇
計	二・〇	三・五	三・五	四・五	四・五	二・〇	二〇・〇

近代化施設設置計画　生葉処理のため製茶工場を設置する。計画としては昭和四十九年度には、三五キログラム一ライン、更に五十年度には三五キログラム一ラインの製茶機を設置する。

右のような計画のもとに組合は発足し、加工場は右の計画に基づいて、市之瀬九六〇番地へ昭和四十九年一月二十四日起工、同三月三十一日竣工五月十二日操業を開始した。鉄骨平屋建スレートぶき、面積二一四・五平方メートル、甲府市三井建設工業株式会社が請負、総工費一、四二六万二、〇〇〇円を要した。機械は最新式の寺田式三五キログラムライン製茶機二台で、町内生産の茶を一手に加工して今日に至っている。

下部町における茶の需給関係では一般住民の消費量と、観光客の消費量とに分けて考えることができる。昭和五十五年四月の住民人口は七、九八三人で、昭和五十三年度における観光客は延四二九、五六〇人である。今一般住民の八〇パーセント六、三八六人の一日の消費量を三二キログラムとすれば一年間の消費量は一一、六八〇キログラムとなり、観光客の推計年間消費量は四、二九五キログラム、合わせて一五、九七五キログラムとなる。茶の生産量は一〇アール当たり生葉生産量を五〇〇キログラム、荒茶生産量は一〇〇キログラムとなる。この割合で下部町の茶需要を満たすとすれば、一六、〇ヘクタールの茶栽培の面積が必要である。さらに「甲斐のみどり」として市場へ売出し、観光客の手ごろのみやげ品となれば、需要は大幅に増大することは明らかである。品質の点においても各種品評会において上位を獲得することが多く、前途はますます有望視される。

第六節　農業振興地域整備事業

この法律は略称「農振法」と称し、昭和四十四年六月の国会で成立し、同年七月一日法律第五十八号で公布されたものである。その第一条に「この法律は、自然的経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る事が必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施設を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する事を目的とする」とその目的が示してある。

本町ではこの法律第八条によって昭和四十七年九月十八日全域が農業振興地域として指定を受け、翌四十九年三月三十日同条第一項によって農業振興地域整備計画を策定すると共に、下部町農業振興地域整備促進連絡会議を設置して、整備に関する事業の円滑適正な実施をはかることとした。

この制度は、都市側の領土宣言といわれる「都市計画法」に対する農業側の領土宣言といわれている。今後における農業を振興する地域を明らか

にし、農業上の土地利用の方向を定め、その地域が名実共に近代的な農業を行う条件である土地基盤、農地保有の合理化などによって今後長期にわたって用途別に農用地を区分し、そのためには現在農用地でなくても今後開発整備し、農用地として利用できる山林・原野はこれに含まれるが、市街化区域・保安林・都市的な既成市街地・大規模な工場などは除かれる。

農業振興地域の指定及び整備の策定にあたっては、相当長期間農地として利用される二〇ヘクタール以上の土地が集団化し、その合計が二百ヘクタール程度の地域で、自然的条件や土地利用及び農業就業人口の動向、経営意欲と産業の将来性などを考慮して、農業の近代化に必要な諸条件を備えた農業地域を保全し、当該農業地域に対して、農業に関する公共投資、その他農業振興に関する諸施策を計画的に進めようとする地域である。

この地域に指定されると、国の計画にもとづいて近代化が図られるが、町では農地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農地保有合理化のため権利取得の円滑化計画、農業近代化の施設計画などの整備計画を立てる。他方、農家に対する影響としては、農地利用計画により農業に関するいろいろな補助が得られるほか、税制上においても各種の優遇措置が講ぜられる。

農業の近代化とは、農業に機械を導入して従来引き継がれて来た集約農業から脱却することである。農業の機械化大型化を図って産物の量産と、品質の向上を図ることである。そのためには基盤を整備することが極めて大切なことで、道路の新設や改修、用水路の整備、索道の設置などである。山間に点在する養蚕農家にとっては、谷を行きかう索道の建設は、省力の面からは極めて大切な施設である。機械化ということは、農業近代化の大きなウエイトを占め、能率向上の面から重要な問題である。

五十四年度までに導入された農業機械は、田植機四七台、稲刈機四一台、その他チエンソーなど多数が導入されている。例えば稲苗を手植では一日約二アールが標準とされているが、田植機では四〇アールも可能であるともいわれ、その効率は約二〇倍である。バインダーにおいても同様で、稲作にとっては画期的な変容で、まさに今昔の感ひとしおである。

このような制度が生まれた背景には、日本の経済成長が著しく、農村にも大きな影響がもたらされた。特に地方都市への工場の進出は、農村からの労働人口の流出、農地の無秩序な改廃による宅地化あるいは工場に敷地化され、用排水路、農道など農業用施設の破損が生じて、土地利用の低下を招き、さらに経営意欲の減退など、いろいろな問題を引き起こしている。しかもこのような事態が都市近郊から次第に農村地域へと拡大され、その歩みが早められて来た。そこで都市計画法が施行され、秩序ある都市づくりを行う市街化区域と、農業生産を近代的に行う市街化調整区域とに区分し、今後とも農業地域として残さなければならない地域を明確に定め、その地域を重点として農業の振興をはかる目的から定められたものである。

農業振興地域は、今後の農業振興の基礎となる地域であるから、国の農業に関する施策は、農業振興計画に基づいて集中的に実施される土地基盤の整備や、農業近代化施設の整備など、その効果は長期にわたるものである。たとえば、

一、土地改良事業、第二次農業構造改善事業、野菜の指定産地及び集出荷近代化事業、繭生産改善推進施設、畜産技術改善事業、営農団地整備のための貸付け、農地取得資金の貸付けなどについては農業振興地域に限定して実施することが原則とされている。

二、農業近代化資金の貸付け、農業改良資金の貸付け、広域的な流通施設の整備などは振興地域において優先的に実施するよう配慮される。

三、土地改良事業のうち、災害防止及び復旧・病虫害防除・流通施設の設置事業・家畜の防疫対策などについては農地振興地域だけで実施することが不適当なものについては農業振興地域以外においても実施できる。

四、農業振興地域整備計画に基づいて農業委員会のあっ旋などで、農地を譲り渡した所得税また取得者については登録税が軽減される事になる。

この法律によって農家がどのような影響を受けるかについては、

表11　農業振興地域内の各種利用面積と目標

（単位実数はヘクタール比率は%）

区分 / 年次	農用地面積		農業用施設用地		山林原野		宅地面積		工場用地面積		道路等公共施設用地面積		その他の面積		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	556	4,3	2		11,695	89.4	78	0.6	3		85	0.7	657	5.0	13,076	100,0
目標	504	3,9	4		11,724	89.7	81	0.6	3		90	0.7	670	5.1	13,076	100,0
増減	△ 52		2		29		3		0		5		13		0	

表12　農業振興地域整備事業表

	昭和45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年
基盤整備事業	農道新設	農道新設228m	索道新設600m						農道新設81m	
	排水路			飲用水改修						
	水路改修	水路改修	水路改修301m			水路改修395m			用水路改修 410m	
	農道改修	農道改修		農道改修					農道改修150m	
	揚水ポンプ	中之倉橋改修						揚水ポンプ	揚水ポンプ2	
							索道架設500m	索道架設 1,000m		
事業費	5,410,000	2,789,000	2,051,000	371,000		300,000	1,362,000	3,648,500	5,288,020	

近代事業	田植機６台	田植機５台	田植機５台	田植機９台	田植機11台	田植機２台	田植機３台	田植機１台	田植機５台	
	チエンソー６台	チエンソー11台	チエンソー１台							
		発電機１								
		電気ドリル２								
				稲刈機４台	稲刈機８台	稲刈取機10台	動力稲刈機６台	動力稲刈機９台	動力稲刈機４台	
				育苗折込機２		育苗折込機１台		水稲育苗機１台		
事業費	1,200,000	1,531,400	730,000	1,909,900	3,450,000	2,865,400	1,507,220	2,400,600	2,474,000	
農事業	動力撒粉機２台			撒粉機１台	撒粉機５台	撒粉機９台		撒粉機		
	噴霧機２台		動力噴霧機１	噴霧機５台	動力噴霧機２台	噴霧機２台	全自動噴霧機２	動力噴霧機８	噴霧機２	
	養魚池２	ワサビ田２ａ	養魚池					動力茶摘機１	動力茶摘機１	
	平茶組合					省力飼育機50セット		省力飼育機70	省力飼育機50	
	蚕室蚕具消毒		蚕室蚕具消毒	消毒用薬剤費	いもち防徐	水稲防徐薬剤費	消毒薬剤費	消毒薬剤費	消毒薬剤費	
		茶苗木	田共同防徐				蚕室蚕具消毒	蚕室蚕具消毒	蚕室蚕具消毒	
事業費	2,630,675	1,069,880	1,385,875	171,640	433,000	3,320,000	2,170,000	6,007,273	4,244,000	

一、農業振興地域に入っていないと、農業に対するいろいろな補助・融資事業ができないこととなる。

二、農業振興地域に入ると農用地利用計画を立てる事となる。その計画は今後（昭和四十七年から）十年間を見通して、田として利用すべき所、畑として利用すべき所、樹園地（桑園・果樹園）採草放牧地・混牧林地などとして利用する所、宅地化をはかって行きたい所等をあらかじめ決めておかなければならない事になっている。従って宅地化をはかる場合、この計画で定めて置かないと宅地化がはかれない事となる。また田・畑・樹園地・採草放牧地・混牧林地として各々団地的に指定された場合は、指定された通りに土地の利用をやらなければならない事になっている。

三、農業振興地域の中で策定される農用地利用計画以外の計画、すなわち生産基盤の整備開発計画・権利取得の円滑化計画など農業近代化施設の整備に関する計画にのせたものでないと、補助その他の対象からはずされる心配がある。

計画の策定のうち、現在の（昭和四十七年）各利用面積と目標とを示せば表11の通りである。

本町における昭和四十五年度から、昭和五十三年度まで実施した農業振興整備事業は表12のとおりである。

第七節　しいたけ産地振興事業

一　しいたけ生産振興の基本構想

下部町は山梨県の南部に位置し、総面積一三、〇七六ヘクタール、林野面積一〇、六五八ヘクタールで八一・五％を占め耕地はわずかに四・六％にすぎない山寒村である。近年労働力の他産業への流動と農林家経営の老齢化が目立ち、第一次産業の養蚕飼育も年々減少の一途をたどり、農家所得も少なく経営内容も楽観できない状態である。特に町全体としての第一次産業は農林家兼業で町の約半数にあたる一、四三八戸である。気象条件にも恵まれたしいたけ栽培の最適地で、原木の蓄積量も多く栽培経験も歴史的に古い。年間乾しいたけは一三・五トン、生しいたけは六トン、ほかになめこなどの生産出荷がなされているが、流通対策などはなく、個人的に庭先取り引きが行われ、経営状態の把握は極めて困難な状況である。

近年森林組合が特殊林産物として椎茸栽培を実施した。その結果がよかったことに刺激されて、農林家の椎茸の栽培意欲が急激に高まり、二、三年来の原木の伏せ込み量は莫大な数にのぼる。町の産業振興計画の基幹作目として予算措置がなされ、しいたけ栽培の資本装備事業も実施して、指導育成している現状である。特に昭和四十九年度からは県から特殊林産物振興地域の指定をうけ、融資、補助の両面から資金の助成を行い、資本を装備して経営の基礎を確立し、生産品の拡大と品質の向上をめざし、協業体の育成を図り、三か年間（昭和五十一年度まで）に一協業三～五人構成、保有楢木三～五万本を目標とした三協業体を作り、しいたけの産地化を目指して推進すると共に、第一次産業所得の増収を図るため、町の重要産業政策として予算措置をし、産地化を企図している現況である。また概して温暖で降雨量の多い下部町は、林木の成長に適しているため、造林一五か年計画の造林事業に成功し、広葉樹を伐採し、しいたけ原木として高度に利用・伐採跡地には造林をし、富士川南部の林業地に準ずる林業地帯とする。なお広大な造林対象外の山林約二、七〇〇ヘクタールについては、将来原木不足を生じないよう広葉樹林の萌芽整理や、不適樹木の整理を行って、なら・くぬぎ類の保有について計画的に指導していく。

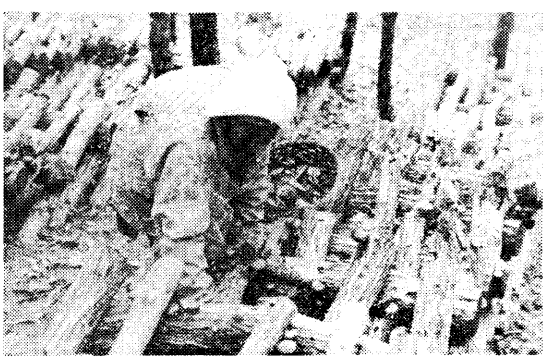

しいたけ栽培

下部町しいたけ産地振興事業補助金交付規程

（昭和四十九年十二月二十七日告示第七十九号）

改正　昭和五十二年二月十三日告示第一号

（趣旨）

第一条　町長は、しいたけ産地振興を図るため森林組合及協業体（以下「協業体」という）が実施するしいたけ産地振興事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金（利子補給補助を含む）を交付するものとし、その交付に関してはこの規程の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、しいたけ産地振興事業　山梨県しいたけ産地振興事業実施要領及び山梨県しいたけ産地振興事業補助金交付要綱に基づいて行う事業とする。

二、協業体　次に掲げる要件に該当するものをいう。

イ、構成人員三人以上五人以下の協業体及び森林組合、

ロ、同一世帯に属する者の二人以上が、その構成人員となっていないこと。

ハ、当該協業体の構成人員の同一世帯に属する者が、他の協業体の構成人員になっていないこと。ただし、町長が特に知事の承認を得て認めた場合は、この限りではない。

ニ、協業体は事業の運営を円滑にするため規約を備えるものとする。

（事業の種類対象経費及び補助率）

第三条　補助金交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2　この規程に基づいて行う事業は、下部町農業振興事業補助金交付規程（昭和四十五年三月十日告示第四号）は適用しない。

（補助金の交付申請）

第四条　補助金の交付を受けようとする協業体は、補助金交付申請書（第一号様式）を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（指令書の交付）

第五条　町長は、補助金交付の認定をしたときは、申請書に対し指令書を交付するものとする。

2　指令書の様式は、下部町文書管理規定の定めるところによる。

（補助金交付の条件）

第六条　補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

一、事業内容を変更する場合は、計画変更承認申請書（第二号様式）を町長に提出しその承認を受けること。

二、事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

三、事業が予定期間内に完了する見込みのない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに町長に報告して、その指示を受けること。

四、事業により取得した施設機械並びにほた木等は、補助金交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換、貸付又は担保に供してはならない。

五、事業完了後五年以内に災害その他の理由により被害を受けたときは、直ちにその旨を町長に報告すること。

（着手、完成実績報告書）

第七条　補助金交付の通知を受けた協業体は、事業に着手したとき又は完成したときは、すみやかに着手報告書、完成報告書（第三号様式）及び実績報告書（第四号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第八条　補助金は、事業終了後、完成検査のうえ協業体に交付するものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、事業項目ごとに概算払により交付することができる。

2　補助金の概算払を受けようとする協業体は、補助金概算払請求書（第五号様式）を町長に提出しなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

附　則（昭和五二年告示第一号）

（施行期日）

1　この規程は、公布の日から施行する。

表14　しいたけ生産の現況と目標　　（昭和49年現在）

事業主体制	生産の現況								生産の目標								摘要
	団体数	構成人員	榾木保有数	生産量		生産額			団体数	構成人員	榾木保有数	生産量		生産額			
				生	乾	生	乾	計				生	乾	生	乾	計	
		人		kg	kg	千円	千円	千円				kg	kg	千円	千円	千円	
森林組合	1	780	100,000	830	1,570	498	5,024,	5,522,	1	780	生 55,500本 乾 31,000本	19,800	9,300	11,880,	29,760,	41,640,	生1本700 乾1本120
協業体									27	92	生 8,700 乾 1,367,000	31,320	41,010	18,792,	131,232,	150,024,	生1K600円乾1K 3,200円
生産組合	18	201	526,400	5,170	11,930	3,102,	38,176,	41,278,	18	109	生 50,000 乾 545,000	18,000	16,350	10,800,	52,320,	63,120,	
その他																	
計	19	981	626,400	6,000	13,500	3,600,	43,200,	46,800,	46	981	生 192,000 乾 2,222,000	69,120	66,660	41,472,	213,312,	254,784,	

表15　しいたけ生産機械施設等の現況と整備目標　　（昭和49年現在）

機械名	形式又は規模	現況					整備目標				計
		森林組合	協業体	生産組合	その他	計	森林組合	協業体	生産組合	その他	
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
チエンソー		15	0	46	0	61	15	26	56	0	97
乾燥機		7	0	86	3	96	7	30	91	3	131
発電機		2	0	15	0	17	2	22	20	0	44
ドリル		3	0	24	0	27	3	28	34	0	65
動力一輪，三輪車		4	0	0	0	4	4	24	5	0	33
軽架線		3	0	2	0	5	3	12	2	0	17
計		34	0	173	3	210	34	142	208	3	387

表16　流　通　施　設　　（昭和49年現在）

流通施設名	単位	現況					将来の整備目標					摘要
		森林組合	協業体	生産組合	その他	計	森林組合	協業体	生産組合	その他	計	
冷蔵貯蔵庫	棟	1				1	2				2	
	広	32.1㎡				32.1㎡	98.1㎡				98.1㎡	
集出荷場	棟						1				1	
	広						99,0㎡				99,0㎡	

表17　補助対象の事業の種類対象と経費補助率

事業の種類				補助対象額	補助率		利子補給補助の場合その補給期間	摘要
事業名	小事業名	項目	細目		県補助率	町補助率		
椎茸産地振興事業	榾木造成及び流通施設設置事業	榾木造成	椎茸原木導入 椎茸種菌導入 植菌作業	左記細目の造成事業に要する経費の80%を限度として，県から認めた機関から事業資金として借入した額を対象とする。	左による借入金に対して利子を支払う場合，その借入金額を基準として，年3.8%以内の補給率をもって利子の補給をする。	県に準ずるものとし，利子補給率は2.0%以内とする	県及び町が利子補給する期間は借入した日から5年以内とする	
		流通施設設置	冷蔵施設設置 集出荷施設設置					
	生産機械装備及び生産施設造成事業	生産機械装備	チエンソー 動力穿孔機 発電機 動力付三㈪輪車 乾燥機 軽架線	左の細目の中から選択し購入し取得又は設置する経費の額とする	左の経費に対して補助率は3分の2以内とする	県に準ずるものとする。		
		生産施設造成	発生舎（含加温施設） 水槽 榾場含給水施設 乾燥用建物	左の細目の中から選択し，その造成に要する経費の額とする				

表18　年度別生産機械装備及び生産施設造成事業

年度別	森林組合 協業体別	事業主体数	構成人員	事業細目	事業量	事業費
49年度	協業体	9	29	チエンソー	9	832,960
				乾燥機	15	3,185,000
				発電機	8	775,500
				動力三(一)輪車	11	987,000
				軽架線	6	1,315,000
				ドリル	10	122,000
				乾燥室	1	193,740
				給水施設	2	275,000
小計						7,686,200
50年度	協業体	9	28	チエンソー	9	540,000
				乾燥機	4	1,200,000
				発電機	8	720,000
				ドリル	12	180,000
				軽架線	3	750,000
				動力 三輪車	4	520,000
				動力 一輪車	4	360.000
				乾燥室	1棟	700,000
				発生舎	1棟	600,000
				人工椙場	1棟	850,000
				水槽	1基	150,000
小計						6,570,000
51年度	協業体	8	24	チエンソー	12	1,030,000
				乾燥機 大	12	3,407,000
				乾燥機 小		
				発電機	8	604,540
				ドリル	13	156,000
				動力 三輪車	9	906,960
				動力 一輪車		
				軽架線	2	783,200
				水槽		
				発生舎	1棟	810,000
				ベルボーラー	2	90,000
小計						7,787,700
49年度	森林組合	1	780	乾燥機	3	725,500
				ドリル	3	36,000
				温風暖房機	1	134,500
小計						896,000
合計						22,939,900

表19　年度別椙木造成及び流通施設設置事業

年度別	森林組合協業体別	事業主体数	構成人員	事業細目	事業 事業量	事業 事業費	摘要
						円	
49 年度	森林組合	1	780	原木導入	22,500本	2,250,000	原木　1本約100円
				種菌導入	675本	1,028,300	種菌　1駒約1円90銭
				植菌作業	206人	721,000	植菌　1日約3,5000円
				冷蔵貯蔵庫	1棟	3,390,000	貯蔵庫1坪約170,000円
				封ろう	1,140個	273,600	封ろう1個約 240円
小計						7,662,900	
50 年度	森林組合	1	780	原木導入	30,000本	3,000,000	
				種菌導入	780本	1,482,000	
				植菌作業	200人	700,000	
				封ろう	780個	195,000	
小計						5,377,000	
51 年度	森林組合	1	780	原木導入	12,000本	1,440,000	
				種菌導入	320本	515,850	
				植菌作業	100人	450,000	
小計						2,400,850	
合計						15,445,750	

49　年	協　業　体	9	29	原木導入 種菌導入 植菌作業 封ろう	261,000本 6,992本 2,389人 4,798個	26,100,000 10,469,500 8,361,500 1,199,500	
小　計						46,130,500	
50　年	協　業　体			原木導入 種菌導入 植菌作業 封ろう	370,000本 9,620本 2,467人 9,620個	37,000,000 18,278,000 8,634,500 2,405,000	
小　計						66,317,500	
51　年	協　業　体			原木導入 種菌導入 植菌作業 封ろう	288,000本 7,473本 2,396人 652個	34,560,000 12,571,560 10,782,000 156,480	
小　計						58,070,040	
合　計						170,518,040	
総合計						185,963,790	

（経過措置）

2　この規程施行の際、改正前の規程に基づいて、既に実施している事業及び実施主体については、改正後の規程第六条の規定を適用し、第二条第二号の規定は、なお従前の例による。

別表、各様式省略

第八節　農村地域工業導入促進事業

この法律は農村地域への工業の導入を、計画的かつ積極的に促進するとともに、農業従事者が、能力や希望に応じて、導入された工業に就業することを促進するための措置を講ずるとともに、農業構造の改善を促進することによって、農業と工業との均衡のある発展を図り、雇用構造の高度化に資する目的をもって、昭和四十六年六月二十一日、法律第百十二号をもって公布された。これに基づき本町においても表20のような事業が実施された。

第九節　町単独の農業振興事業

一　農業生産基盤の整備

土地基盤の整備及び開発の方向としては、地域内水田は、その水利をポンプ揚水によるもの十か所約二〇ヘクタールのほかは、自然流入によっているが、揚水施設及び水路の老朽化も進んでいるので、これらの整備を図るほか、農道を整備して機械化省力化、を図るべく基盤整備を推進する。

中間地帯から山地にひらける耕地のうち、桑園については振興山村農林漁業特別開発事業で、地域内三か所に設置されている稚蚕共同飼育所と、これを拠点とする稚蚕共同桑園、それらを運営する養蚕農協など、養蚕による経営基盤は確立しているので、桑園の集団化をすすめながら農道整備を行う。一方桑園は現在約八ヘクタールの作付けがあるが、三十ヘクタールを目標に、集団的産地化を図るための基盤整備を行う。

農地などの権利取得の円滑化計画については、本地域の農業経営は立地的に狭隘であり零細であるので、他産業に見合う所得を確保するために立地条件にかなう作目の選定と、規模の確保が要件となるが、特殊林産物のしいたけ栽培の拡大と協業化を併せ養蚕・茶による収入の確保と稲作を組み合わせ、土地改良事業経営基盤整備事業など効果的な事業実施をする。

農業経営目標としては本地域における専業農家は山保地区の嶺・大山・山家・下部地区の清沢などの養蚕農家に多いが、全地域においてこの経営規模の拡大を図るほか、新興作目である茶と椎茸とを取り入れる養蚕と椎茸、椎茸と茶、茶と水稲の営農類型により農家所得を五〇〇万円に置く。

農業経営の規模拡大の誘導方向については、本地域の農用地は全体で五五六ヘクタールであり、一、四三八戸農家の平均は三八アールとなるが、収益性の低い普通畑二〇三ヘクタールとの関連から自立経営志向と判ずるには小規模である。自立経営志向農家の農地移動については、他地域転出農家または、本地域での小規模による粗放農地をもつ農家を対象に、貸借または売買など農地の秩序ある流動化を促進して、経営規模の拡大をはかる。

農地の集団化の誘導方向については、田地畑地とも大型機械の導入は立地的に困難であるが、桑園・茶園をそれぞれ整理、団地形成をする。

権利取得の円滑化に関する措置については、町農業委員会が現況農地の権利関係の実態を調査し、さらに農地流動化意向調査、部落における農業生産計画の策定調査、個別誘導調査などを実施して、その実態を掌握し、それらの資料に基づいて農地相談、部落座談会を開いて権利移動の円滑化を推進する。また、広報活動についても町広報やチラシなどにより周知をはかり、理解を高める。

農地などの権利移動に関するあっ旋の対象範囲については、地域において目標とする農業経営が、他産業従事者との均衡ある所得が得られる自立農業経営であり、こうした経営を志向する者に、農地が円滑に移動し得る

農20　農村地域工業導入促進事業

	事業区分	事業種目　細目	事業所か	事業の主体	事業量	事業費
第一年次（昭四十八年度）	農業就業近代化施設整備	特用作物，経営近代化施設整備 茶加工施設	1か所	市之瀬地内 下部町	荒茶加工場1棟 面積　214.5㎡ 加工施設一式	8,050,000
第二年次（昭和四十九年度）	農業生産基盤整備	小規模土地改良事業 農道	3か所	波高島地内 下部町	長さ　226m 幅員　3.0m	4,200,000
				杉ノ木地内 下部町	長さ　320m 幅員　3.0m 橋梁 長さ　41m 幅員　3.1m	14,400,000 13,900,000
				中之倉地内 下部町	長さ　352m 幅員　3.0m	
第三年次（昭和五十年度）	農業生産基盤整備	小規模土地改良事業 農道	3か所	竹島地区 下部町	橋梁 長さ　49m 幅員　3,7m	18,000,000
				大磯小磯地内 下部町	農道 長さ　197m 幅員　3.0m	12,900,000
				古関地内 下部町	橋梁 長さ　22m 幅員　3.2m	10,700,000

よう本地域の農業委員会においてあっ旋するものとする。なお農地などの権利を取得させるべきものの要件は、本計画で定める農業経営の目標を達成する目的で、農地を取得すると認められるほか、次の要件を具備するものとする。

1、農業経営に従事すると認められる、青壮年を含む二人以上の家族従事者がいること。

2、その者が農業経営の経営主、またはその農業経営の後継者であって、現に農事に従事しており、かつ農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

3、その者が農業経営主であって、おおむね五五歳以上であるときは、その後継者が現に農業に従事しているか、または近く従事する見込みがあると認められること。

4、その者の農業経営における当該農地等の権利取得後、本地域内の経営面積における農家の平均経営面積を、原則として越えるものであること。

5、その者が取得する農地等を本計画に従って、効率的に利用する事が確実であると認められること。

二　農業近代化施設の整備計画

農業近代化施設の整備の方向については当地域における農業は、従来の作目から養蚕と米を選び、新たな茶栽培と立地的条件の整う椎茸を配し、基幹作目とする。養蚕は既設の下部・古関・久那土の各地区にそれぞれ建設設置された稚蚕共同飼育所を効率的に運営利用し、養蚕協業の拠点とするが、茶については下部・古関・久那土にそれぞれ荒茶加工場を建設し、生産の合理化をはかるほか椎茸についても、町内生産家を受益対象に共撰場を建設し、流通機構を整え貯蔵庫を設けて価格安定に備える必要がある。

第三章　農　業

第一節　土地利用の動向

戦前、戦中、戦後にかけて土地利用状況は大きく変ぼうしている。県の統計から見ると、表1のとおりで、特に終戦時には桑園が普通畑に転換され、食糧危機突破のための麦類やいも類の増産が行われたのである。さらに昭和二十五年には、桑園は七、二〇七ヘクタールで、最盛期の昭和四年の二四、八二二ヘクタールに対しわずかに二九パーセントとなり全耕地面積の一六・一パーセントとなった。これは要するに、食糧の増産確保という至上命令のもとで、商品生産が後退し、土地利用の形態は明治初期の段階に逆転したものである。通常でさえ食糧の不足する本町の場合、非常に深刻であったものと思われる。その後経済の復興、食糧事情の好転とともに桑園も復活するのであるが、そのテンポは遅く、一度後退した作目は完全に復活することは困難であり、わが国経済が高度成長期に入るにしたがい、若い労働力が都市へ流出し、農業もいわゆる三チャン農業化し、発展よりはむしろ後退現象がみられるようになった。

昭和四十五年から、米の消費の減退に加えて生産の増大ということから、政府は過剰米の処理に窮し、史上かつてない米の減反政策が強行され、表2に見るように水田面積が動揺し、一般には転作というよりは休耕が多くなった。畑については、労力不足と生産性の低さから耕作を放棄する者や、山間部では植林して林地に転換する者が増え、耕して山頂に至る本町の急傾斜地農業も大きく変貌している。

新しい作目として、県と町が積極的に指導奨励している茶の産地育成事業が定着していることと、果樹ではぶどうと梅が小規模ながら定着してい

表1　山梨県の耕地面積と利用の推移　　（単位　ha%）

区分 / 年次	総面積		田		樹園地 桑園		樹園地 果樹園		樹園地 その他		畑	
		%		%		%		%		%		%
昭　4	52,581	100	18,211	34.6	24,822	47.2	903	1.7	156	0.3	8,489	16.2
20	52,073	100	17,975	34.5	17,031	32.7	1,554	3.0	170	0.3	15,343	29.5
25	44.718	100	16,731	37.4	7,207	16.1	1,066	2.4	66	0.1	19,648	44.0
33	45,766	100	17,077	37.3	10,117	22.1	3,291	7.2	43	0.1	15,236	33.3
35	46,251	100	17,391	37.6	10,382	22.5	4,254	9.2	58	0.1	14,166	30.6

（昭4．20年は県統計書　25．33．35年は農業センサス）

表2　経営土地種類別面積　　（単位 a）

年度	田	果樹園	桑園	茶園	その他樹園地	普通畑	総耕地面積	草地 永年牧草地	草地 採草放牧地	草地 山林のうち採草放牧地	草地 草地計
昭　35	15,458	1,017	13,408		45	35,233	65,161		481	481	962
40	15,561	2,203	15,278	46	35	27,287	60,410	30		45	75
45	14,404	2,349	10,021	9	11	17,796	52,590		560	203	763
50	12,154	1,732	17,028	688	5	10,670	42,277		133	37	170

（山梨県統計年鑑による）

表3　専業・兼業別農家数の推移（下部町）

区別 / 年度	総世帯数	農家総数	専業事業別農家数				総世帯に対する農家割合	農家総数に対する専業農家割合
			専業	兼業別				
				総数	農を主とするもの	兼業を主とするもの		
	世帯	戸	戸	戸	戸	戸	%	%
昭和35	2,414	1,661	238	1,423	538	885	69	14
〃 40	2,386	1,533	153	1,380	454	926	64	10
〃 45	2,296	1,438	150	1,288	250	1,038	63	10
〃 50	2,264	1,286	153	1,138	143	990	57	12

表4　兼業の種類別農家数（下部町）

年度	総数	雇入れ兼業				自営兼業		
		職員勤務	恒常的勞働賃	出稼ぎ	日雇夫日	林業	漁業	その他
昭和40	1,380	261	172	164	382	133		268
		433						
〃 45	1,288	239	220	70	495	24	1	239
		459						
〃 50	1,133	525		35	345	22		206

（県統計年鑑）

るに過ぎない状態である。

第二節　土地基盤の整備

農業生産の基礎条件である、土地と水、道路などの条件を整え、農業経営の安定と食糧の増産を図るために、土地改良事業が戦前から実施されているが、本町の農耕地は一団地の面積が小さく、畑地は大部分が傾斜地にあるため、大規模な土地改良事業は困難である。しかしながら、急傾斜地帯振興臨時措置法に基づく急傾斜地農道、小団地開発整備事業、農業構造改善事業、山林振興特別開発事業などにより、県の補助事業が実施され、地域振興のため多大な成果を収めている。これらの事業についてはその項に詳述してあるので省略する。

第三節　農業経営の動向

本町における農家戸数は、昭和三十五年には一、六六一戸で総世帯数二、四一四戸に対して六九%を占めていたが、その後世帯数も農家戸数も漸減し、昭和五十年には農家戸数は一、二八六戸で三七五戸減少し、世帯数は一五〇世帯減少している。

これは食糧事情の好転や、高度経済成長に伴う過疎化が進行したものと思われる。

農家の専業、兼業別の動向をみると、表3のとおり、農家階層分化が激しく、三十五年には専業農家がわずかに二三八戸、農家総数の一四%であったものが、五十年には一五三戸に減少している。兼業農家も、農業を主とするいわゆる第一種兼業農家は、三十五年に五三八戸あったものが、総戸数の減少はあるにしても、五十年には一四三戸となり、専業農家と第一種兼業農家は五十年には二九六戸となり、農家総数に対して二三%に過ぎない状態である。農山村の本町は農業が著しく後退し、農業を従とする

兼業農家は七七%を示すに至った。

兼業の種類別農家数は表4のとおりで、五〇年には兼業農家一、一三三戸のうち九〇五戸、約八〇%は職員勤務、恒常的賃労働、出稼ぎ、人夫、日雇など農外現金収入を確保し、生計を維持している。

次に耕地面積の広狭別農家戸数の動向をみると、表5のとおりで、三十五年には総戸数一、六六一戸のうち五〇アール以下は一、一七一戸で七〇%を占め、そのうち三〇アール以下は六四六戸で総戸数に対し三九%となっている。十五年後の五十年には、総戸数一、二八六戸に対し五〇アール以下は一、〇二五戸で八〇%を占め、さらにこのうち三〇アール以下は六八六戸で総戸数に対し五三%となっている。

当時、高度経済成長下にあった農業は、規模拡大となり、逞しい自主経営農家の発生が期待されたが、農村人口の都会への流出という条件下に、逆に老人、婦女子を主体とする農業に移行し、衰退の傾向すら見受けられるようになった。

次に農産物販売額の動向をみると表6のとおりで、販売額一位の部門別農家数は養蚕が第一位を占め、四十年には販売農家総数一、〇三三戸のうち五五%、四十五年には八六三戸に対し五七八戸で六七%、五十年には六七二戸に対し四三六戸で六五%となっている。麦類については、四十年に二四四戸あったが、五十年には一六戸となり麦作農家は輸入小麦に圧迫され、水田裏作麦がなくなったためであり、果樹は四十年に三九戸だったものが五十年には七三戸となり、ぶどう、すもも、梅などである。稲類(米)は自給農家が圧倒的に多い関係で、四十年には二七戸、五十年には三八戸となっている。

つまり農産物販売額一位の部門別農家数は、養蚕が大半を占め、次いで果樹、米の順となっている。

次に農産物販売金額規模別農家についてみると表7のとおりで、五十年には総数一、二八六戸のうち全く販売しない、いわゆる自給農家は六一四戸で四八%を占めている。三〇万円未満は三六八戸で二九%、三〇―七〇

表5　耕地面積の広狭別農家数（下部町）

年　度	総　数	30a以下	30～50a	50～70a	70～100a	100a上	備　考
昭和 35	1,661	646	525	314	147	29	
40	1,533	601	509	246	140	37	
45	1,438	665	425	202	117	29	30aに例外規定1を含む
50	1,286	686	339	158	82	21	例外規定1

（県統計年鑑）

表6　農産物販売額1位の部門別農家数（販売なし農家は除く）（下部町）

年　度	総　数	養　蚕	麦　類	果樹類	養　豚	工芸作物	養　鶏	稲　類	いも類雑穀	その他
昭和 40	1,033	573	244	39	36	35	29	27	21	29
45	863	578	113	49	11	34	14	30	14	20
50	672	436	16	73	2	4	4	38	9	90

（県統計年鑑）

表7　農産物販売金額規模別農家数

（単位万円）

年度	総数	販売なし	30未満	30～70	70～100	100～150	150～200	200～300	300～500	500～1,000	1,000以上
昭50	1,286	614	368	218	43	29	8	4	1	0	1

（昭50.2.1　1975農業センサス）

表8　農業就業者及び就業者の年齢別世帯員数

年度	農業就業者			農業年齢別就業者							
	計	男	女	16歳～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70以上
昭50	1,696人	548	1,148	124	39	107	205	391	209	227	394
				124		351		600		621	

（昭50.2.1　1975農業センサス）

万円は二一八戸で十七%、七〇万円以上は八六戸で六%に過ぎない状態である。さらに一五〇万円以上の農家はわずかに十四戸となっている。このうち企業的なブロイラー経営または椎茸栽培をしている者と思われるが、三〇〇―五〇〇万円に一戸、一、〇〇〇万円以上に一戸あることは注目すべきことである。

しかしこの販売額は粗収入であるので、必要経費を控除すれば所得額は相当落ちるものと思われる。

農業の担い手である農業就業者の実態についてみると表8のとおり、五十年における農業就業者は一、六九六人で男五四八人、女一、一四八人で女子は全体の六八%を占めており、また年齢別就業者についてみると、最も中核的な二〇―四九才までの就業者は三五一人で、全体の二一%に過ぎない。他方五〇―六四才までは六〇〇人で三五%、六五才以上の老人は六二一人で三七%、一六―一九才は七%となっている。ここで注目しなければならないことは六〇才以上が四九%を占めているということである。

以上、統計資料によって本町の農業経営の動向をみるとき、極めて零細過小農で専業農家も少なく、この専業農家も養蚕地域に集中しており、また一部にはしいたけ、あるいは企業的なブロイラー産業が発展しているに過ぎない状態である。

昔から本町は、農業では自立できない宿命下におかれており、明治、大正、昭和の各時代においても、職人とか出稼ぎが多かったが、特に昭和三十年以降、政府の高度成長政策によって、従来過剰人口に苦しんでいた農村は、都市における工業その他関連産業の急速な発展に伴い、基幹的な労働力が都市へ流出し、都市における人口の過密現象と逆に、農村における過疎現象が顕著になるにつれて、農業経営そのものも崩壊の過程をたどっている。すなわち、専業農家の減少、農業就業者の老齢化、婦女子化、水田の休耕、畑地の耕作放棄などの現象が顕著になっており、農家収入も俸給、賃金などのウエイトが高く、極端な表現かも知れないが、家族の中に官庁や会社、事業所に勤務するか、職人として安定した賃金を得る人がい

表9　農産物の生産量　　（明治43年調・西八代郡誌）

村名	米	大麦	小麦	大豆	小豆	とうもろこし	そば	甘しょ
	石	石	石	石	石	石	石	貫
久那土	981	1,827	8,124	184	16	96		25,000
古関	568	5,523		1,854				15,000
富里	1,089	2,630	1,666	255	70	1,500	207	6,000
共和	444	1,347	450	29	13		30	50,000
計	3,082	21,564		2,421		1,596	237	96,000

村名	蕃薯	青菜	大根	繭	生糸	椎茸	楮	三椏
	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫	貫
久那土		900	9,000	437				
古関				493		300	735	1,467
富里	108,000			522		100	750	9,060
共和				280	540			
計	108,000	900	9,000	1,732	540	400	1,485	10,527

なければ、生計が維持できないと言ってもよい。最近における経済の低速成長、石油不足を引き金とする公共料金や諸物価の高騰で、経営も多難である。

第四節　農業生産の動向

明治末期における農産物の生産状況をみると、表9のとおり米、麦類、豆類、いも類、雑穀が農業生産の主体であり、全く自給自足体制であった。このうち米と麦類は地主・小作関係が厳存していたので、食生活は相当厳しかったものと思われる。

商品生産として養蚕が主体で、農業の主たる現金収入源をなしていたことは前述のとおりである。その他製紙の西島を控えていることや、町内にも家内工業的な紙漉き場があったため、楮や三椏が栽培されていたし、旧古関や富里のしいたけ栽培も天恵的な自然環境のもとに定着していたものと思われる。

次に、近年における農業生産の状況をみると表10のとおりで、食糧危機を脱出し、安定期にはいった三十五年から、五十年に至る十五年間の主要食糧についてみると、米は四十五年の生産調整以後漸減し、三十五年に約一六〇ヘクタールの作付面積が、五十年には一一八ヘクタールと、四二ヘクタール減少しており、生産量も六三五トンから四八四トンとなったが、主食だけに自給意識が強く、経済外的な要因が働いているようである。その点麦類は外麦の輸入に圧迫され、採算割れから急激に減少し、三十五年に約一七一ヘクタールの作付面積のあった六条大麦は、五十年にはわずかに二ヘクタール、小麦は同じく約一六六ヘクタールが一六ヘクタール、裸麦は約五一ヘクタールが三ヘクタールとそれぞれ減少し、昔の面影はなくなった。

表10　米麦作付面積及び収穫高

種別 / 年次		水稲			陸稲			小麦		
		作付面積	収穫高	10a当たり収穫高	作付面積	収穫高	10a当たり収穫高	作付面積	収穫高	10a当たり収穫高
		ha	t	kg	ha	t	kg	ha	t	kg
昭和	35	159.5	635	395	3.0	4.7	157	165.6	426.9	256
	40	155.0	522	337				144.2	338.5	235
	45	132.0	525	398	3.0	3.0	100	59.0	139.0	235
	50	118.0	484	410	1.0	1.0	100	16.0	39.0	230

種別 / 年次		六条大麦			裸麦		
		作付面積	収穫高	10a当たり収穫高	作付面積	収穫高	10a当たり収穫高
		ha	t	kg	ha	t	kg
昭和	35	170.6	543.1	316	51.3	147.6	285
	40	68.1	206.3	303	15.7	45.7	281
	45	21.0	63.0	300	1.6	5.0	303
	50	2.0	6,0	290	2,9	8,0	280

（県統計年鑑）

主要食糧作物のうち米麦を除く作物の栽培状況をみると、表11のとおりで、かつて畑作の中心であった甘しょ、大豆、とうもろこしなどの作付けも減少し、このうちとうもろこしは未成熟用とし、かつての硬粒種に変わってゴールデンバンタムが普及している。

ぶどうは、デラウエアーが中心で、一時増植されたが最近は面積も減り、五十年には七ヘクタールで常葉地区、北川、長塩地区、車田地区などに小規模ながら団地があり定着している。

県や町の指導で茶の栽培が行われているが、町の荒茶加工場が四十八年に市之瀬に建設されて以来、増植意欲が高揚されている状況である。五十年は栽培農家二〇〇戸、栽培面積一六・三ヘクタール、荒茶生産量一、九〇〇キログラムとなっている。

本町の全域に散在的に分布している梅は、栽培面積八ヘクタールで二六トンの収穫量をあげている。

以上の農業生産の動向をみるに、わが国の経済政策、とりわけ鉱工業を主体とする高度経済成長に伴い、国民の所得が高まり、生活水準が高まると、従来の米麦など穀類を主とする澱粉質食品から、畜産物、果実、洋風野菜などのような動物性蛋白質や、ビタミン源の食品に食料消費の比重が移行する傾向となった。とくに近年、米の消費が減退し、かつて夢想だにしなかった水田の転作が、国の政策として実施されているという状況である。

本町の場合、農業一本では生計が維持できないことから、農業を従とする兼業化が急速に伸展し、採算に合わない農作物は減少の一途をたどり、先ず麦類、いも類が著しく減少し、昔の面影はない状態になった。新しい作物として茶の栽培を奨励し、畑作の基幹作物としている。この茶については、県茶振興協議会の第二次振興計画を軸に、団地の育成、流通の一元化など意欲的に取り組んでいる。なお観光との関連において花木栽培も近年盛んになっていることも注目すべきことである。

昔から古関や富里地区を主体にしいたけ栽培が盛んであり、特に燃料革

表11　米麦を除く主要農産物作付面積及び収穫高　　（昭51年統計）

種別 / 年次	甘しょ			ばれいしょ			大豆			とうもろこし		
	作付面積	10a当たり収穫高	収穫高	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量
	ha	kg	t	*ha*	kg	t	*ha*	kg	t	*ha*	kg	t
昭和　51	8	2,000	160	6	1,740	104	19	100	10	22	841	185

種別 / 年次	茶				ぶどう			梅		
	栽培農家	栽培面積	摘採実面積	荒茶生産量	栽培面積	10a当たり収量	収穫量	栽培面積	10a当たり収量	収穫量
	戸	*ha*	*ha*	kg	*ha*	kg	t	*ha*	kg	t
昭和　51	200	16.3	9	1,900	7	771	54	8	325	26

命以来薪炭の需要が激減したため、しいたけ栽培が時代の脚光をあび、県のしいたけ産地振興事業の指定を受け、協業体の育成を基幹として強力に推進され、近代的なしいたけ産地として再出発した。

第四章　果樹園芸

第一節　果樹

本県は、いわゆる内陸県であり、日照時間が多く、夏季は高温で昼夜の温度較差が大きく、すなわち昼間の同化作用が極めて旺盛なのに反して夜間の呼吸作用がおさえられることからぶどう・ももなどの落葉果樹の栽培に好適であり、また経済的条件としては京浜市場を控えているなど極めて有利な立地からして、果樹王国を形成しているのである。

しかしながら本町を含めた富士川沿岸の山間急傾斜地の農業は戦前養蚕と米麦を主体としており、かつ耕地が狭小のため果樹を導入する余裕もなく全く自家用で、柿やぶどうが庭先に植えられていたに過ぎない。しいてあげれば、柿が普及し、ころ柿やうまし柿として冬の甘味源として珍重されていたものである。

第二次大戦後、食糧事情も安定の兆が見えた昭和三十年ころから、養蚕の復元が停滞していたこともあって、養蚕に代る現金収入源として、時代の脚光をあびている果樹栽培に関心が高まってきたが、主要果樹の動向は次のとおりである。

一　ぶどう

自家用として庭先で古くから栽培されていたが園地としては、昭和初期に北川の小林義弘の開園が最初である。戦後は農業改良普及所の指導により町内に栽培者が増加し、一九七〇年農林業センサスでは、栽培農家五四戸、栽培面積五三七アールとなった。

品種は早生のデラウエアーであり、西八代郡農協に委託し、専ら静岡・沼津の青果市場に出荷している。昭和五十五年の出荷状況を見ると、出荷者二二名、出荷数（一ケース六四キロ入）三、五〇〇箱、売上金額四七九万七、〇〇〇円、平均単価一、三七〇円である。ぶどうは果樹のうちでは最も綿密な栽培管理を要し、薬剤散布も十回ぐらいはしなければならないし、肥料の施し方も難しく、栽

果樹栽培農家数と面積

（単位＝戸，アール）

類別	ぶどう	なし	もも	かき	くり	うめ
農家数	54	1	25	24	5	219
面積	537	10	171	108	70	1,450

1970年農林業センサス

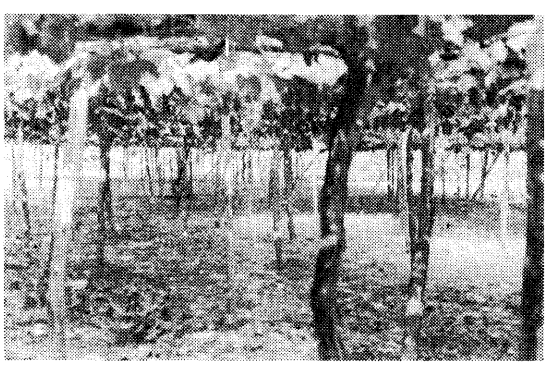

デラウエアー　栽培

培を放棄する人が出ている状況である。しかしながら一部には栽培が定着し、本場産に負けないようなぶどうを作っている人もあり、要は経営を準専業化し、先進地に負けないように努力することである。ぶどうともについては、果樹保険の制度もあり、高収益でしかも安定した作目である。出荷の時期は八月の初旬からお盆に向けて集中的に出荷しており、長年の取り引きで市場でも好評を博している。生産の体制としては郡農協のぶどう部会に属し下部ぶどう組合を結成し、剪定・ジベ処理・芽かき・出荷の計画、研修旅行など自主的に実施し生産の向上に努めている。

ぶどう市況（静岡市場）

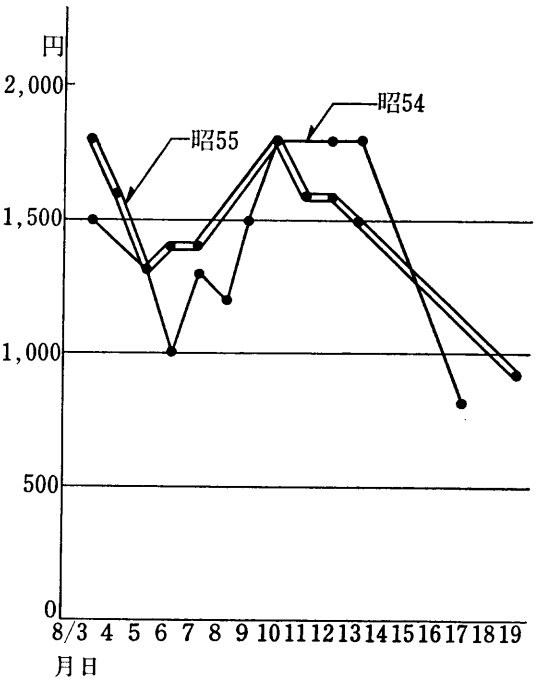

二　もも

本県におけるももの栽培の歴史は古いが、本町で栽培されたのは昭和二十九年ころである。ももは結果が早く、園を造るにも比較的経費がかからない利点があり、導入し易い作目である。

本町にももが導入された経緯についてみると、峡南地方に養蚕に代わる現金収入源として、県ではももを取り上げ、特に新興地域だけに、生食用よりはむしろ加工原料としての缶桃を積極的に奨励した。本町でも現金収入源を模索していた時期だったので、篤農家である馬場文雄が中心となり、農業改良普及所の指導のもとに、清水市の桜田産業ＫＫと十年間の取り引き契約を結び積極的にこれの増産を図り、当時植え付けをした農家三十戸で五・六ヘクタールに達したようである。当時は本町に缶桃ブームをまき起こした感があった。品種は缶桃一号、同二号などで植え付けにはいわゆる「たこつぼ」を掘り、粗大有機物質をたくさん入れるとか、植穴を掘るのに一つ一万円もかかったともいわれていたようであった。生産組織としては、缶桃組合が結成されるとともに郡段階には連絡協議会が設置され、県や郡農協の指導で会社との価格協定が行われた。技術指導について



梅栽培（三沢地内）



クリ栽培（切房木地内）

は、馬場氏が県の委託で果樹総合改善指導圃を設置し、せん定・整枝・肥培管理などについて拠点指導が行われ、一応生産・出荷・販売の体制が軌道に乗ったのである。

しかしながら昭和三十四年の台風災害により、ももの樹体が倒伏ないしは損傷を受け、壊滅的な打撃を受けたことと、山間部なので予想以上に夜蛾の発生が多かったことや、当初の加工会社の意気込みが缶詰の輸出不振から漸次低調になり、会社の経営上の立場からしては、缶詰専用の缶桃よりはむしろ生食用の二流品を安く買い入れた方が有利というようなこともあって、缶桃の価格が予想を裏切るなど諸因がかさなり、台風と共にこの缶桃ブームは消え去ったようである。しかしながら、結果論だけでなしに、自然的にも経営的にも恵まれない郷土の農業を振興するために、献身的な努力を払っておられる先覚者に心から敬意を表したい。

三　梅

戦後の一時緑のダイヤといわれるほど市況がよかったので増殖されたが、その後生産も停滞している。品種は甲州小梅が大部分を占め次いで白加賀である。梅は凍霜害を受け易く作柄が極めて不安定であり、相場も輸入ものや主産地の小田原附近の作柄に支配される傾向が強い。しかし、梅は肥培管理が楽で、山間部で凍霜害のおそれのないところでは、注目すべきものと思われるが、一、九四〇年農林業センサスでは栽培農家二一九戸、栽培面積一、四五〇アールで普遍的に栽培されている。

最近農地に栗が栽培されているが、立地条件からしてある程度伸びる可能性があるものと思われるし、特産物として発展させるよう施策を講ずる必要があるものと思われる。

野菜収穫農家面積等の推移

区分	昭和35			昭和43		
	収穫農家	収穫面積	販売農家	収穫農家	収穫面積	販売農家
	戸	a	戸	戸	a	戸
トマト	455	159	15	381	13	
きゅうり	1,086	272	2	1,080	57	
なす	1,180	371	2	1,126	79	
はくさい	1,261	1,210	7	1,253	689	1
かんらん	313	90	3	287	22	
たまねぎ	690	241	6	855	124	2
だいこん	1,474	1,384	4	1,237	636	
ピーマン	2			110	4	
にんじん	988	287		820	59	
その他		1,928	12	521	179	1

(1970農林業センサス)

第二節　園芸

一　そ菜園芸

本町のそ菜園芸は専ら自給菜園で一応各種そ菜を栽培しているが、自家消費して残りは親戚や近所で分け合っている程度であり、最近では高齢化社会の様相が顕著になったことと、第二種兼業農家が増加したこともあって、肥培管理に手数のかかるそ菜をスーパーなり、八百屋に依存するようになりつつある。甲府盆地の水田地帯のような施設園芸は、当分発展する見込みは少ないようである。

二　花卉園芸

本町には花卉園芸としてはみるべきものはないが、昭和三十五年ころ北川地区の磯野邑一が野菜花卉の採種事業に着目し、坂田種苗会社と契約して、だいこん・えんどう・プリンスメロンの一代雑種の採種とパンジー・朝顔・きんせんかなどの採種を実施したが、その後北条寛が中心となって十五人ぐらいで採種組合を作って生産に努めているが、技術指導は坂田種苗の専門家が当たっている。山間部で他の花粉の飛来しない環境での採種事業は全く地の利を生かしたものであり、しかも二十年以上も続いていることは、注目すべきことであろう。

第五章　畜　産

第一節　畜産の推移

往古から昭和初年へかけてほとんどの農家は馬を飼育して、平素は厩肥を踏ませ、農繁期ともなれば、中巨摩方面から来るブローカーの手を経て農耕馬として貸し付け、同地方の農繁期が終われば、骨と皮ばかりにやせ衰えて帰って来ることが常例であった。それから自家の農耕に使役して、また肥踏みをすることが通例になっていた。

この農耕馬として貸し付けるについて、天保年間諸物価が上がったので貸賃も上げたところ、市川御役所から「値上げ罷りならぬ」との厳重な達しにより、止むなくまた値下げした事が次の古文書（読み下し文）によって知られ、今の世の中とくらべて今昔の感一しおのものがある。

差上申す御請書の事

馬八疋也

内壱疋　茂　八
〃壱疋　常　吉
〃壱疋　万　平
〃壱疋　由右ヱ門
〃壱疋　万次郎
〃壱疋　金右ヱ門
〃壱疋　善左ヱ門
〃壱疋　重左ヱ門

右は農中三十日限り日雇甲銀二十四匁又は居村にて貸渡往返は借主掛りにては拾八匁位迄にて貸来り候処去丑年より右賃銀引上げ三拾匁より三拾六匁位迄と相成候趣御聞及ばせられ以来は前々の通り引下げ貸渡すべき旨御触御座候間恐入り奉り前書馬主江申聞け候処近年馬値段格別引上げ候に付よんどころなく賃銀引上候得共今般御改革御厳重の御趣意に付き以来は丑年以前の通り引下げ申すべき旨承伏奉り候且右の外諸賃銀諸品代は引下げ方の御趣意村中惣百姓共え申聞け候処逸々承知畏り奉り候これに依て御請書差上奉り候仍て件の如し

天保三辰五月日　八代郡北川村
名主　仲右ヱ門

市川御役所

また、畜牛事業は古来郡内と、河内二領及び奥逸見筋に発達していたが見るべき事績はなかった。明治三十年ころ、産牛馬熱が各地に興り、養鶏業及び養豚業もまた続いて長足の進歩をし、各地に畜産組合及び養鶏組合の設立を見るに至った。

県では初め各組合に補助金を交付してその事業を助成したが、その後自から種牛馬豚を購入して民間に貸し下げ、また優良種鶏を購入してその種卵を民間に配布した。故に民間でも競馬会・品評会・共進会などを開催してその改良発達に努力した。

大正十一年七月、県には山梨畜産会及び畜産組合連合会（会長内務部長）があり、郡には西八代郡産牛馬畜産組合（組合長深沢義政）があってその主催で家畜市場が車田で開催されたり、十三年二月、同組合主催で馬匹に関する智識をかん養し且つ愛馬思想を啓発するため、第一回競馬大会が三沢柿島地内で、第二回は翌年大草前河川敷で開催されるなど一時畜産ブームを呼び起こしたことがあった。また馬匹改良の方法として陸軍の要求に応じ、明治三十四年馬匹去勢法が発布され、毎年各市町村ごとに一定の場所におす馬を集めて、去勢を執行した。

本町内で馬の飼育数を調査したもので最も古いと思われる文献は、文化十二年（今から一六五年前）発行の『甲斐国志』に掲載されたもので、それによると次表の通りである。

表1　文化十二年の馬飼育頭数

村名	馬飼育頭数	内訳
富里村	六四	常葉二〇、市ノ瀬六、北川八、清沢二、大炊平四、岩欠三、下部四、湯ノ奥三、上野平七、波高島三、
久那土村	七六	樋田四、熊沢八、嶺二、久保四、大山二、三沢三〇、車田七、切房木四、道七、水船三、芝草五、
古関村	三六	大磯小磯三、古関一二、釜額三、中ノ倉六、瀬戸四、根子五、折門三、
共和村	三三	上田原一〇、下田原一〇宮木五、一色八、
計	二〇九	

表2　さらに大正五年村取調書によれば

村名	牛	馬	摘要
富里村	七〇	三〇〇	牛は乳肉用、馬は農馬貸付、駄馬、厩肥取り、
久那土村	二六	七四	馬は農耕馬、乗馬（六頭）
古関村	一〇三	四一	飼育戸数牛八〇戸（産牛三〇頭）馬三〇戸多くは駄馬農馬
共和村	六〇	九〇	牛は乳肉用、馬は貸馬、駄馬、厩肥用
計	二五九	五〇五	

これらの状況の中で戦後の状況について見ると、極度に不足した諸物資のため栄養の回復などを補うためか、戦前には及ぶべくもないが表3の通り家畜を飼育するようになった。

表3　家畜飼育頭数

種類＼年＼事項	昭和35年		昭和40年		昭和45年	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
乳牛	六三	八六	四二	六一	二〇	三一
役肉牛	一三三	一三五	四九	四八	三二	三九
馬	五九	六一	八	八	二	二
豚	五二	七〇	七八	三一二	三九	二五四
緬羊	二〇七	二六一	二一	三二	七	一二
やぎ	三三二	三四六	二七五	二八九	一七九	一九〇
うさぎ	一三四	三三四	八九	一八七	五五	一三七
鶏	一、〇七三	八、三六四	九二六	八、一三	六八八	四、五〇〇
ブロイラー	—	—	六	九、〇〇五	二	四、五〇〇

然しながら戦後も年を経るにしたがって、自動車などの普及発達により交通・運輸の面においても馬の需要は減少し、農機具の進歩により農耕馬

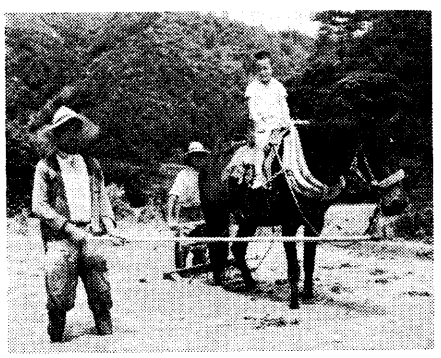

馬によるしろかき

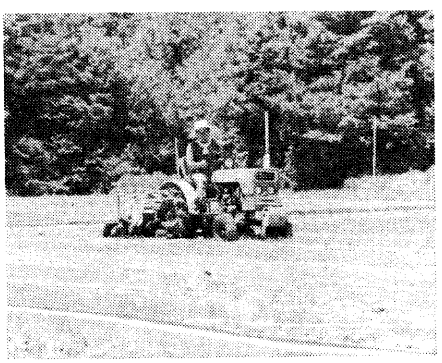

動力によるしろかき

も不必要となり、金肥の出回りによって厩肥は不用となったため、馬の飼育頭数は極度に減少して、現在は全く影をひそめてしまった。

養豚については大正の中ころから徐々に飼育が始まり、養鶏とともに戦後盛況を極めた。町では昭和三十八年「下部町改良増殖用豚貸付規程」を制定して養豚の奨励をしたが、その後飼料の高騰などにより衰微せざるを得ない現状である。

養鶏については昔から農家で片手間に数羽の鶏を放し飼いで飼育し、自家用の鶏卵を得ることが行われていた。これは近所迷惑にもなるのでしばしば物議を起こしたものである。

明治年間嶺部落で組の申し合せによって、鶏の放し飼いを厳禁した文書があるので参考のために次に掲げる。

飼鶏条規　峯組

第一条　飼鶏ハ耕作物ニ害アルヲ以テ各戸ニ雌雄二羽限リトス

第二条　飼鶏ハ冬期麦作ニ害ヲ加フルヲ以テ九月（即チ彼岸入）ヨリ三月（即チ彼岸明ケ）迄鳥屋ニ於テ飼養シ決シテ放飼スル事厳禁トス

第三条　夏期中鶏児ヲ飼育セントスルモノハ鳥屋ニテ飼養シ決シテ放飼スルコトヲ禁ス。

第四条　前三カ条ヲ違犯スルモノハ相当ノ処置ヲナスベシ

右ノ条々一組協議決定候ニ付テハ相互ニ厳守スル為メ茲ニ各調印ス

明治三十年一月一日

組員一六名調印　（氏名省略）

養鶏業は戦後盛んになり一時は多頭飼育をする農家もふえて、毎日鶏卵を市場に出荷するようになったが、これも飼料高騰の関係で成鶏飼育は採算が取れず、代わって七・八週間飼育して食肉用若鶏とする。いわゆるブロイラーが出現し、細々ではあるが現在行われている状況である。

さらに一時、やぎやめん羊の飼育も行われたが、現在では極めて微々たるものである。

第二節　畜産の現況

明治になるまでは我が国では、食肉用や乳用としての家畜は飼育しなかった。これは仏教の影響するところによるもので、飼育したのは農耕用の馬と駄馬を飼育したのみであった。

昭和四十二年における山梨県の畜産の状況を展望するに、その飼育頭数は乳用牛九、四六〇頭、うち二才未満のものが三、一八四頭、二才以上が六、二七六頭。役肉用の牛は三、三五二頭で西八代郡では一、七三三頭、下部町で二九頭となっている。これを近隣町村と比較して見ると、上九一色村は富士豊茂開拓地がある関係もあって、一、五一八頭と多く、三珠町が五九頭、市川大門町七五頭、六郷町は五二頭でいずれも下部町より多く飼育している。

これを十年後の昭和五十二年の調査によると、県全体で七、一四四頭で十年間に五、六六八頭減じている。西八代郡では一、九四九頭で、上九一色村一、八三三頭、三珠町二二頭、市川大門町六〇頭六郷町二三頭、下部町一一頭で依然として郡下どこの町村より一番本町が少ない。然し他の町村は減っているにもかかわらず上九一色村は逆に三一五頭もふえている。

以上は乳用牛についてのみの数字であるが、これが役肉用の牛に至っては十年間に下部町では八頭が二頭に減じ、六郷町の場合は皆無になってしまった。

これは牛について県・郡・近隣町村の状況を調査した結果であるが、これを表に示せば表4通りである。

また十年間における畜産生産物（生乳・鶏卵）の処理状況などを調査したものによると、昭和三十五年牛乳の県内生産量は一二、三〇三キロリットルが十年後の昭和四十五年には二七、七〇〇キロリットルと倍増以上になり、五十二年には二四、九三七キロリットルと減少している。このほか県

表4　昭和四十二年家畜飼育頭数

区域＼種類	乳用牛 二才未満	乳用牛 二才以上	役肉用牛	馬	豚	めん羊	やぎ	にわとり 六月未満	にわとり 六月以上	ブロイラー
山梨県	三、一八四	六、二七六	三、三五二	二五七	四、九九四	一八一	五、九二四	一六九、四〇五	七六六、九三四	一〇、三、二六三
西八代郡	五〇三	一、二三〇	五八	二	一、二五六	一五	二八六	五、〇九四	二三、九〇五	四〇、八〇〇
下部町	一三	一六	八	一	二九三	一二	一三三	一五六	三、四〇三	三四、五〇〇
上九一色村	四二八	一、〇九〇	三		三		一五	一〇〇	二七七	
三珠町	一六	四三	二六		六二九		五〇	二、九六八	八、三八六	五、〇〇〇
市川大門町	二八	四七	一八	一	三一九	三	七二	一、七二八	一〇、一三〇	一、三〇〇
六郷町	一三	一六	三		一二		一六	一四二	一、七一〇	

表5　昭和五十二年家畜飼育頭数

区域＼種類	乳用牛	役肉用牛	馬	豚	鶏	ブロイラー
山梨県	七、一四五	五、九九六	九〇	六一、六一一	四六〇、八〇七	三八四、〇〇〇
西八代郡	一、九四九	五一四	三六	一、四三六	二二、五八二	一一〇、三五〇
下部町	一一	二	一	九〇	一、二五八	九二、五〇〇
上九一色村	一、八三三	四九六	三五		一二、六〇五	

外からの移入が三十五年に五、八〇四キロリットル、移出が六、二四五キロリットル、県内処理は一一、八六二キロリットルである。

それに比べ、昭和四十五年の県内への移入が五、三三一キロリットルで四七三キロリットル減少し、県外移出が一二、三〇三キロリットルで六、〇五八キロリットルふえている。同年の県内処理も二〇、七二八キロリッ

三珠町	二二	一四		九六六	六、二〇八	四、〇〇〇
市川大門町	六〇	二		三八〇	二、二七五	一四、〇〇〇
六郷町	二三				二三六	

トルで八、八六六キロリットルふえている。これによって見ると移入は減って移出は倍以上にふえている。

以来徐々に減少して昭和五十二年になると生産量は二四、九三八キロリットルと大幅に減った。生産量が減少した原因は、飼料の高騰の上に農家の手不足によって飼育頭数が減少したことと、畜産経営が採算が伴わないことによるものと見られる。

次に鶏卵であるが昭和四十三年の羽数は、県下で九三六、三三九羽、うち六か月以上が七六六、九三四羽、西八代郡で二八、九九九羽うち六か月以上二三、九〇五羽、下部町三、五五八羽うち六か月以上三、四〇二羽となっている。その生産する卵は山梨県全体で一六、二二六、一〇〇キログラム、このうち自家消費一、一〇四、三〇〇キログラム、県内消費三、六四七、七〇〇キログラム県外移出一一、四七四、一〇〇キログラムという事になっている。

第六章　養　蚕

第一節　養蚕業の概況

一　維新前の養蚕業

世界最古の蚕業国は中国で、西暦前二六五〇年（四、六〇〇余年前）黄帝の時代に興こったと伝えられ、我が国の養蚕業も遠く神代の昔に興こったと伝えられている。

我が国の蚕業は中国大陸から朝鮮を経て伝わったものと推察されるが、本県の養蚕業も上古に始まり千数百年の歴史を有しているという。都留郡に早くから盛んであったが、気候風土の関係で衰え、次第に八代、山梨両郡に移っていった。

徳川時代になって寛文九年五代将軍綱吉の時、甲斐国山梨、八代、巨摩三郡の一五万石に封ぜられた柳沢吉保は、荻生徂徠らを用いて栗原、万力、石和の各地に養蚕を奨励したことに依り、急速に発達し隆盛の道が開けたといわれ、本県の蚕業は全国での主要養蚕地になったのである。

安政年間の開港によって、蚕糸が世界的市場価値をもつようになり、養蚕業もまた開港の前後から急速に発達した。

二　明治時代の養蚕業

慶応三年、時代の流れに抗することができず、大政を奉還した徳川幕府に代わった明治政府は、一年ごとに増加する生糸と蚕種の輸出を重視して、明治三年には蚕種の乱造防止、養蚕方法書および下問書の布告や、士族授産のための勧業資金の貸し出しなど、積極的に蚕業奨励に乗り出したので、これが一段と養蚕発達に拍車をかけることになった。

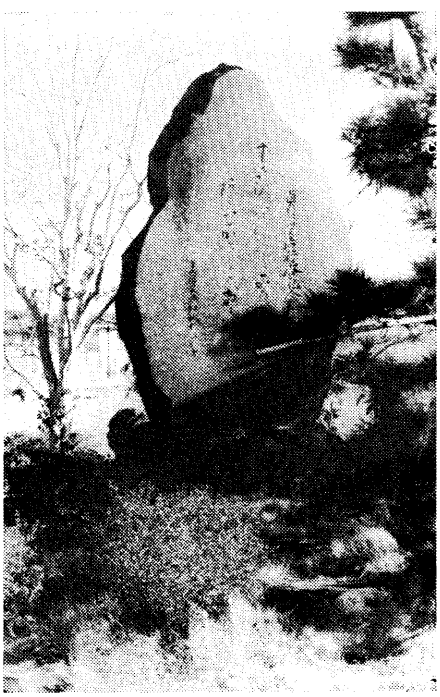

貞明皇后行啓記念碑（双葉町蚕業試験場）

山梨県の養蚕は依然として大部分が農家の副業として、婦女子の片手間仕事に行われた程度であった。

明治六年権令として着任した藤村紫朗が、特に養蚕に熱心で、着任早々北巨摩郡日野春村の荒地を開拓して桑園を造り、養蚕試験所を設置して改良増殖を図るとともに、吏員を県下各地に派遣して、養蚕の利益を力説して奨励に努めた。さらに藤村県令は、明治十六年には蚕業先進地の福島県下に数名の伝習生を派遣して、温度育の飼育法を実習させこれを広く県内に普及させ、同十九年には村上是也県属を国の蚕業試験場に入場研修させて、養蚕の新学理の導入に努めた。また二〇〇人繰りの製糸場を新設するなど本県をして蚕業王国としての基礎を築き上げたのである。これらの結果、県内養蚕の先進地である東山梨、東八代両郡を中心に、幕末から明治初期にかけては、全県的に篤農養蚕家や蚕糸商などが輩出して、蚕糸業の改良発達に大きな役割を果たした。

明治十六年蚕業有志が集まって設立した「山梨養蚕協会」は、藤村県令を会頭として飼育・栽桑・製種などに活発な研究を行い、蚕業の改良を図

表1　西八代郡調査

項目 / 年度	養蚕戸数	産繭高 繭	玉繭	屑繭	出殻繭	産糸高 生糸	熨斗糸	玉糸	生皮糸	真綿
	戸	石	石	石	石	貫	貫	貫	貫	貫
明治6年	613	543	43	40	2	288	90	52	30	50
明治20年	1,259	1,191	122	75	14	495	—	—	79	—
明治25年	3,078	1,946	279	250	16	1,060	—	31	398	21
明治30年	3,731	2,512	283	91	26	2,602	—	15	138	45
明治35年	3,208	2,959	382	260	3	2,860	—	25	屑糸及屑物 185	27

1　明治年間はすばらしい勢いで養蚕が普及し養蚕家も激増している

2　明治6年と35年を比較すれば，養蚕戸数は5.2倍，収繭量は5.4倍，生糸量は9.9屑糸が少なく技術の向上したことがよくわかる

表2　西八代郡養蚕調査　　自明治5年至明治30年　山梨県

年次	養蚕戸数	桑園面積	収繭量	総価格
	戸	反	石	円
明治 5	—	—	11,350	90,800
9	—	—	28,213	564,252
11	—	—	1,041,311	1,110,298
12	—	—	1,196,140	983,128
13	—	—	1,129,094	564,547
14	—	—	255,949	1,628,838
15	—	—	246,637	1,025,083
16	34,884	55,125	349,630	—
17	35.521	—	369,620	—
18	37,185	—	420,940	—
19	33,125	—	500,270	—
20	33,062	69,543	544,510	—
21	33,173	75,708	576,620	—
22	38,016	94,184	504,790	—
23	40,098	124,708	498,340	—
24	41,878	131,435	596,548	1,344,857
25	44,249	133,096	639,789	1,639,710
26	44,850	142,066	700,579	1,817,009
27	44,671	139,778	844,489	2,077,877
28	49,387	155,214	868,810	2,532,500
29	48,550	186,568	807,930	2,313,373
30	47,193	170,072	832,100	2,474,857

表3　西八代郡桑園調

項目 / 年次	総数		根刈		刈桑		立木	
	株数	反別	株数	反別	株数	反別	株数	反別
	株	反	株	反	株	反	株	反
明治16年	260,623	102.8	257,283	95.6	3,080	1.5	300	5.5
17	260,625	102.8	257,263	95.8	3,080	1.5	300	5.5
18	260,623	102.8	257,283	95.6	3,080	1.5	300	5.5
19	260,623	120.8	257,283	95.8	3,080	1.5	300	5.5
20	260,363	167.9	257,283	164.9	3,080	3.0	—	—
21	683,550	229.1	646,800	215.6	33,000	11.0	3,750	2.5

表4　西八代郡養蚕家及繭糸産額

項目 / 年次	養蚕家数	繭	玉繭	屑繭	出殻繭	生糸	雙糸	玉糸	生皮苧	真綿	蚕卵紙
	戸	石	石	石	石	貫	貫	貫	貫	貫	枚
明治16年	613	543	43	40	2	288	90	52	30	50	90
17	1,556	909	64	66	1	310	55	—	—	25	177
18	1,445	3,342	64	66	1	351	98	45	58	45	14
19	1,152	1,182	158	148	52	470	54	790	15	—	210
20	1,259	1,191	122	75	14	495	—	—	77	—	1,140
21	1,255	1,434	246	280	6	697	2	3	67	1	1,170
22	2,331	1,430	142	89	9	1,258	—	—	177	—	782
23	2,614	1,988	231	104	7	843	176	—	232	25	555

表5　西八代郡桑園養蚕家，繭生産額調

項目 / 年次	桑面積	養蚕家	繭		玉繭		屑繭		出殻繭	
			産額	価格	産額	価格	産額	価格	産額	価格
	反	戸	石	円	石	円	石	円	石	円
明治24年	353.2	2,643	1,131.0	31,040	169.8	1,616	110.9	975	16.6	116
25	371.0	3,078	1,943.9	61,433	278.6	3,333	250.1	2,600	15.5	162
26	412.0	3,134	2,224.7	74,912	242.1	2,985	206.0	1,766	8.5	56
27	312.8	2,662	2,066.0	53,485	269.0	2,857	220.0	1,566	20.0	214
28	333.8	2,648	3,241.0	90,788	383.0	3,287	253.0	2,743	30.0	279
29	395.5	4,312	2,712.0	88,626	352.0	3,934	384.0	3,297	48.0	234
30	492.8	3,731	2,512.0	99,180	283.0	3,756	291.0	3,960	26.0	270
31	419.2	3,143	1,845.0	75,716	265.0	3,832	240.0	3,898	28.0	323
32	459.5	2,975	1,802.0	89,170	275.0	6,547	236.0	2,166	24.0	288

表6　大正元年養蚕戸数，掃立量産繭量調

村名＼項目	養蚕戸数	掃立量			産繭量		
		春蚕	夏秋蚕	計	春蚕	夏秋蚕	計
	戸	枚	枚	枚	石	石	石
久那土	240	1,000	750	1,750	2,540	1,690	4,230
古関	268	1,250	790	2,040	5,037	2,431	7,468
富里	510	1,905	740	2,645	3,230	3,395	6,625
共和	250	650	500	1,150	3,910	1,625	5,535
計	1,268	4,805	2,780	7,585	14,717	9,141	23,858

った。また協会では同十八年に、実業伝習所を甲府橘町に創設して地方養蚕の模範を示し、さらに多数の生徒を養成して蚕業の学理と実際を教え、蚕業の発達に寄与した。

その後同二十一年に甲府城内に養蚕教習所を創設して、桑樹栽培蚕児飼育を学ばんとするものには動植物学理・化学などの大意を始め蚕桑経済・蚕体解剖・生理及病理・土壌及気象学の大意・桑樹栽培法・養蚕術・貯繭法・製種法・蚕室構造法・顕微鏡術などの学科を教授した。

官民一体となった蚕業振興の動きのなかで、下部町の養蚕業がどのような発達経過をたどったかは、大正五年山梨県誌編纂会の村取調書には、次のように書かれている。

○富里村

明治二十五、六年ころまでは本村各区の養蚕は、他の町村に比して甚だ幼稚なりしが、その後漸次桑園を改増し、蚕児飼育の方法を研究するなどに努めしかば、現今は全村にて三万円以上の収繭をなすに至れり。蚕種製造者はなし、農蚕組合二三ケ所

○久那土村

当地方の養蚕は明治八年ころ迄は桑園も僅少にして、蚕児飼育法も甚だ幼稚なりしが、其の後漸次盛んになり始め、同十八、九年よりは一層改良に尽して今日に至る。蚕種製造はかつて一人もなし、横糸工場四軒あり

○古関村

明治二十二、三年ころ迄は、大字古関の一部分に養蚕飼育する者弐拾余戸ありしのみなりしが、漸次各部落に行はれ来り、殊に著しき進歩を見るに至りたるは明治三十四、五年ころよりなり、現今全村農家二百五十戸掃立、種蚕五百七十五枚、収繭三百六十一石一斗、金一万四千四百四十円（大正五年実収）

桑園を改良及拡張するに至り、山畑の畔及堤脚などにも桑樹を植付くるに至れり、蚕種製造者は昔時よりなし

○共和村

表7　大正期における桑苗生産数量　　山梨県

年次	生産戸数	実生	接木	代出	取木	其他	計	価格
	戸	本	本	本	本	本	本	円
大正5	—	4,236,575	2,332,625	4,077,700	668,350	40,000	11,355,250	65,676
6	—	7,350,975	4,282,989	5,186,900	1,697,590	201,270	18,719,724	106,737
7	—	6,005,250	6,723,236	3,863,330	1,548,950	158,900	18,299,666	190,925
8	—	5,131,350	8,711,580	3,972,540	1,213,760	132,000	19,161,230	185,244
9	—	3,606,800	7,110,466	2,606,800	1,058,700	127,500	14,510,266	233,031
10	—	3,520,600	5,778,400	1,901,870	1,036,230	171,800	12,408,900	122,111
11	2,450	1,262,400	3,639,910	1,224,515	603,280	24,500	6,804,605	106,096
12	2,378	2,793,770	3,644,180	1,027,000	691,350	11,000	8,167,300	149,922
13	2,760	3,682,575	4,534,230	1,331,480	817,950	—	10,366,235	245,744

「当地の桑園及養蚕甚だ幼稚なりしが明治十年頃より其の必要を感じ桑園の仕立、蚕児の飼育法等を研究し、世間に先んじて諸般の設備なしたるを以て今日の盛況を見るに至る。殊に明治四十年の大水害にて、下田原字河原と称する一部落荒廃にきしたるを復旧して、悉く桑園となしければ、今は殆んど繁茂して深林の如き状態となれり、養蚕組合四部落に設けたり。織糸工場一」とある

三　大正・昭和期における養蚕業

昭和四年・富里村青年団編の郷土誌の農蚕業の部には次のように記述され、当時の状況を良くうかがい知ることができる。

「本村は四囲山を以って廻らし、農地は水田以外に平旦の耕地は殆どなし、甚しきは山腹四十五度以上の急傾地迄開墾して山畑となす。明治三十四、五年頃迄は米麦作以外に綿花を栽培して糸を紡み、藍を作って染料となし、生活上必須の衣服を造り、三椏を栽培して日常の経費にあて、殆ど自給自足の状態なりき、されど世の進運と共に農業状態も一変し、綿花藍の畑は桑園と化し、養蚕業に精励する者年々増加し、大正の晩年頃には本村主脳の生産業となれり。その生産額よりすれば、普通農業より重きをなし、本村経済は、全く養蚕の豊凶により支配せられるに至れり、桑園作付段別は一八五町余にして、之より一七、五二〇余貫の正繭を収む。米麦作付段別は一六七町にして、米三、八二四石、麦一、七九三石の収穫を見る。之を六八九戸の農家戸数に対照して見るならば、農地狭隘にして到底自給自足の域には達せざるなり、されど栽培法の改善と各自の努力の如何によりては現収よりなほ二、三割の増収を見ることは容易なり。

従来は総べて自給肥料を以てせるも、養蚕業の発達につれて自給肥料作成の余暇を失い、遂に金肥により之を補うの止むなきに至れり、農家の経済は為めに非常なる苦痛を感ずるの状態なり。本村の蚕業は生産額一七、五二〇余貫、収入は一一三、四七七円余の巨額に達し、米麦作や林産等の何れよりも遙かにぬきんでて居る故に、本村主眼の生産業であることは誰

表8　蚕種価格協定状況

		春蚕		初秋蚕		晩秋蚕	
		53年	54年	53年	54年	53年	54年
1	2万粒1箱価格A	3,660	4,030	3,620	4,020	3,620	4,100
2	算定糸価B	13,441	15,010	13,333	15,127	13,205	15,721
3	算定期間	5.20～6.8	5.20～6.8	7.20～8.8	7.20～8.8	8.25～9.13	8.25～9.13
4	比率A／B	0.2723	0.2685	0.2715	0.2657	0.2741	0.2608
5	決定月日	6／16	6／16	8／11	8／11	9／26	9／26
6	手数料	120	130	120	130	120	130
7	催青料	120	140	120	140	130	140
8	蚕種売渡扱数料	82,923.50	74,432.50	37,509.00	33,743.25	66,780.50	60.209.50
9	備考			6／25～8／10までに掃立したもの			

しも否む者はない。養蚕経営の組織技術方面の進歩は、一般的に云うならば余り進んでいるとは云えない。

飼育蚕種の品種の雑多なことは驚く程である。飼育法は、蚕体の生理と病理とを基礎としたる方法にして、之が作業上生産経済原則の下に、容易に且つ安全に収繭の目的を達し得る方法でなければならぬ。本村に於いて最も多く行なわれている飼育形式は、本県奨励の安全育にして、其の他箱飼密閉育等などなすものも多少あり、壮蚕期は大部分条桑育なるも蚕室の狭隘なる者は、従来の蚕架にて飼育す。

夏秋蚕は殆ど混沌として迷路にさまよい、他の後塵を嘗める状態である。勿論随分進歩した技術をもっているものもあるが、大体に於いて殆どそうした有様である事は情ない限りである。

大正五年四月一日は、岩欠区養蚕組合の創立なり、之が本村養蚕組合の嚆矢にして、続いて各部落に同組合の創立ありて、現在は其の数一七、組合員数三八〇余人に達す。昭和二年二月二十五日之等一七組合の連合統一を以て、部落組合の存在を益々効果あらしむべく、富里村養蚕組合連合会を組織し、第一回の会長に渡辺庄作、副会長に磯野辰一及佐野忠が就任し、本会の目的を貫徹すべく努力しつつあり。

本会の事業としては技術員の設置、蚕業研究会、蚕繭品評会、部落組合の指導等にして各部落組合にありては稚蚕共同飼育、蚕種肥料蚕具消毒薬品等の共同購入等の他、桑苗の共同経営或は先進地の視察、又繭の共同販売等なす組合あり」

以上のように、昭和初期の恵まれなかった農山村の状態を伝えているが、これは富里地区だけでなく久那土―古関―共和地区とも同様であったと思われる。

その後も養蚕業の発展と安定のために、繭糸価格安定など各般にわたって、国県の施策が政治的に強力に実施され、今日に至っている。

現在の農業は多部門にわたって生産を上げ、政治の背景のもとに堅実な成果をあげている。

生糸が過去には輸出品の花形として外貨を獲得し、我が国の経済力の基盤をつくり、第二次世界大戦の直前までは輸出品の主力として、大きく貢献したわけである。

特に戦後は食糧輸入の見返りとして、第一に生糸が輸出されたもので、これらを見るかぎりでは、蚕糸業が如何に日本経済の再建に寄与したかがわかる。

下部町の養蚕業も明治・大正・昭和と幾多の試練を乗り越えて、今日に至って来たわけであるが、時代の変化と養蚕従事者の老齢化、後継者不足による休止養蚕家の続出により、国や県、町当局の奨励にもかかわらず、戦後復興した養蚕業が、昭和四十五、六年を頂点として年々減少の傾向にあることは誠に残念なことである。

第二節　養蚕業の移り変わり

一　桑の品種改良と桑園

養蚕を行うためには、先ず桑園の開拓が必要である。このため多数の桑苗が必要となり、これを確保するために桑の繁殖法が発達し、速成的に苗木を養成する一方、先進地から桑苗の購入がなされた。

明治初期に栽培された品種は中生の高橋、晩生の鼠返、四ツ芽などが中心でこのほか白早生、与兵衛、信濃芽など多くの品種が栽培された。中でも高橋が最も多く、県下ではこの品種が八割を占めていたといわれている。その後桑葉の多収を目指して改良が進められ、明治十八年には魯桑の中から「改良魯桑」が生まれた。同二十三年には、発芽が遅く霜害が避けられる「青芽高橋」が生まれ、同二十八年には葉の広い「甲撰」が野生種の改良として発見された。当時は桑の増殖を急ぐことと、桑苗の購入が十分に出来なかったため、あるいは桑の性状が分からなかったために、農家は多くの品種を栽培し、桑園の地名を桑の品種で呼ぶこともあった。現在全国的に多収穫優良品種として折り紙をつけられている「一之瀬桑」は、明治三十一年ころ本郡上野村（今の三珠町）の一之瀬益吉が、信州上田産の改良鼠返の桑苗中から選出して、大正五年西八代郡農会の品評会に一六アールの桑園を出品し、入賞したことが一之瀬桑が世に出た初めである。

現在本県の桑園の九九パーセントはこの品種で、本町の桑園の大部分はこの一之瀬桑である。山梨県が養蚕全国一の能率を挙げているのも、この桑によるところが大きい。昭和十六年山梨県養蚕業組合連合会、山梨県桑苗組合連合会が中心となって一之瀬桑選出の功績を永久に伝えるために、甲府市舞鶴城内に「一之瀬桑由来の碑」を建立した。

桑の品種改良が盛んに行われたことは、養蚕家が収穫量の多い蚕に合った桑を望んだからである。また桑園面積も明治から大正へと毎年増加し、大正十五年には県下全体では実に二一、五〇〇余町歩に達した。畑面積に対する桑園の割合は、大正元年に四三パーセントだったものが、同十年には四六・二パーセント、同十五年には五二・五パーセントと遂に畑面積の過半数を占めるに至った。桑園の仕立法は大体根刈りで、一反歩一、〇〇〇本以上を植え付ける密植桑園が大部分であった。

施肥は化学肥料の増産で、金肥万能の傾向であったために、一般に地力が衰退して萎縮病が多発し、葉質も悪化し収葉量も低下する結果となった。県では桑園専任の技術員を置いて、栽桑全般についての指導奨励をはじめ、地力を増進するための堆肥、緑肥などの自給肥料の造成や、桑園に緑肥の間作などの普及に努めた。また桑園改良奨励規程を制定して、桑園の整理改植を目途に、桑苗の育成、実地指導桑園、稚蚕共同桑園の設定を促し、同時に桑葉増収共進会などを催して大いに桑園改良の実を挙げた。

このため桑園能率は大いに高まり、四年までは十貫台にとどまった反当収繭量が、五年から八年にかけては、十三貫四百匁から十四貫六百匁に増加した。しかし九年から十一年には繭糸価不振を反映して、十一―十二貫台に後退した。しかし十二年以降は桑園の改良と併せて肥料の増施、夏秋蚕特に晩秋蚕の増加によって、十五貫四百匁から十六貫五百匁と飛躍的に激増した。

桑園の増反と改植に併行して、桑苗の生産も増加した。別表7の生産状況にみるように、特に六年から八年にかけて著しく、県下では年産二千万本に迫った。しかし八年を頂点として次第に減少した。これは能率の低い在来の混雑種から、県奨励の優良品種へ転換する過渡期に当たったためで、改良魯桑、甲撰、一之瀬などの代表的な品種の生産が増加し、特に一之瀬桑を中心に、県外へも多数移出された。

本町にも桑苗生産者は存在したが、その生産量などは資料がなく不明である。

第二次世界大戦後は、昭和二十三年ころから養蚕復興五か年計画が樹立され、先ず桑園の復元に必要な桑苗生産が大いに奨励され、本町においても昭和二十五、六年には市之瀬、北川区を中心に、自家用と販売用桑苗二十数万本が、数年にわたり生産されて、本町並びに郡下の桑園の増反に大いに貢献し、養蚕の急速な復元に効果を挙げたのである。

二　蚕種

㈠　本県における蚕種製造家と産業業者とのかかわり

養蚕の初期には、蚕種は大体自家製で間に合わせていたが、養蚕業の発達とともに、自給自足が困難となって、陸奥、上野、信濃の蚕種を購入した。国内養蚕業の発展と、生糸の外国への輸出で、蚕種製造も急速に発展した。本県でも幕末から蚕種製造業者が激増し、明治六、七年ころには九〇〇余名になった。生産も年間一〇万枚という盛況を見せ、明治六年には四八、六三九枚を移出して、先進地の信濃、武蔵、羽前、上野、岩代に次いで全国の第六位を占め、巨利をつかんだ業者も少なくなかった。

明治八年、本県蚕種組合条例が制定された。明治後期には蚕作の安定上優良蚕種の製造と保護に力が注がれ、蚕種の取り締まりや検査も次第に強化された。この時代までの飼育品種は在来の日本種で数百種もあったが、専ら飼育されたものは小石丸、又昔、青熟、中巣、白玉、銀白、姫蚕、白竜などであった。

養蚕組合のない時代はもちろん、大正年代までの蚕種は、養蚕家各自が直接製造家と契約、製造者は催青したものを種箱に入れ農家に配り歩いた。蚕作の良否によっては、養蚕家は甲の製造家より乙へと移り歩いた。種代の支払いは、大体繭代金がとれてから製造家に支払ったもので、この代金決済の方法は、県養蚕連と県蚕種協会の価格協定によってきめられた。今日でも養蚕組合と蚕種製造家との間には、このような方法がのこされている。

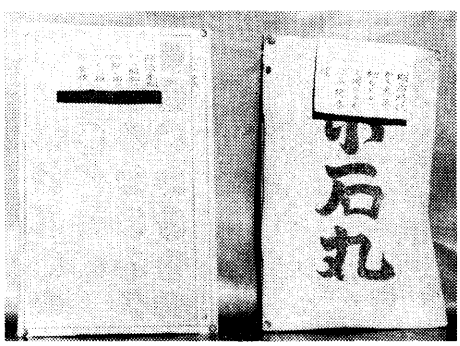

枠製蚕種

蚕種の製造形式も昭和初期までは枠製、平附などであったが、微粒子病毒の減少で昭和三年ころより撒種となり、同七、八年ころからほとんど撒種となって今日に及んでいる。

明治末期から大正初期にかけては、蚕品種の統一問題が叫ばれて、日本の養蚕業と共に永い歴史をもった在来種から、優秀な一代交雑種への一大転換が行われた。大正元年から七、八年ころまでは、春蚕種の大多数は一代交雑種に変わり、夏秋蚕も一部を残して一代交雑種に転換した。この一代交雑種の出現で、夏秋蚕の普及と増産は本県蚕糸業を飛躍的に発展させた。

大正十二年蚕種家は、繭質の向上統一を目途に、県の指定品種の原蚕種を県から配布を受けるようになったので、蚕繭の品質は著しく向上した。

明治から大正へかけて、本県蚕糸業の発展に大きく寄与した蚕種業者は、大正末期から昭和の初めにかけて発達した特約組合のために、次第にその業域を製糸業者に侵食されていった。

大正九年には五〇七人の蚕種業者があったが、同十四年には三七〇人、昭和に入ってはいよいよ衰退の歩調を速めて二〇〇人台に落ち、昭和八年

には一九三人となった。

昭和初期に本県で蚕種の売買に従事していた業者は二、〇〇〇名を超えていたが、蚕種についての知識や技能に乏しいものが少なくなかったので、蚕種の取り扱いも粗雑に流れて、蚕種の生理を害するようなものが続発し、弊害も多く蚕業の改善発達をはばむ恐れがあったので、県では昭和二年四月四日県令第三一号をもって「山梨県蚕種売買取締規程」を制定し、六月一日から施行して業者の指導取り締まりに当たった。また同五年三月県令第一五号を以て「山梨県蚕種売買取締規則」を公布して、免許証の携帯を義務づけて業者の指導取り締まりを強化した。

(二) 特約組合と委託製種一代交雑への統一

一方こうした間に、養蚕業は次第に組織化の方向に動いて、養蚕組合が急速に普及していった。そのため蚕種の選択や取引も従来のバラバラの個人取引から共同購入の方向に転換してきたので、蚕種業者は従来の蚕種販売兼技術指導者という地位から、単なる蚕種供給者となって行き、指導部門は専門の蚕業技術員へと移っていった。一方特約組合取引の増加にともない、製糸業者は購入原料繭の統一一本化を強く要求するようになったので、当然蚕種についても統一が要請されて、勢い製糸業者の指定する蚕種を生産することを余儀なくされ、次第に製糸家に従属して、委託製種するというような状態に追い込まれたのである。とくに県外大製糸などは、強大な資本力にものをいわせ原料政策の必要から蚕種製造を直営するようになったので、その特約組合はますます増加発展して、蚕種製造業者が多年手がけた地盤を蚕食していった。たまりかねた蚕種業者は対策を協議した結果、蚕種の販売あっせんや特約組合を認可制度とすることなどを県に要望した。

一方蚕種業者は、直営の蚕種製造施設をもたぬ地元製糸家と直結して、特約組合の進出などに対抗したが、それも限度があって、没落者はますます増加していった。

政府も蚕種業者の全国的なこのような成り行きも見て、これを企業の合同によって改善維持させるために十一年八月「蚕種業協同施設組合奨励規則」を公布施行した。蚕種需要の動向から見て、零細な個人経営は全く適応性を失ったので、企業合同によって設備を拡大し、同時に技術の向上を図ってこれに対抗しようというものであった。この当時本町車田に日向蚕種製造所があったが、企業合同で廃業した。これより前、竹之島に蚕種製造所があって一時蚕種が製造販売されたことが伝えられているが、詳細は不明である。

(三) 蚕糸業統制法

昭和十六年に「蚕糸業統制法」が公布実施され、同五月には日本蚕糸統制株式会社が設立された。蚕種の計画割当配給制となった。終戦後の蚕種製造配給は、二十一年度から蚕糸業界が、系統農業会を通じて取り扱うこととなったので、本県の蚕糸業界は蚕種、養蚕製糸業者と一体となって健全な蚕糸業の発達を期すために、取扱要領をきめ晩秋蚕期から実施した。

またこの時期には、各蚕種製造業者が優良蚕種生産のため、県内各地に設置した種繭分場に対しても奨励策がとられた。

現在本町でも岩欠及び根子組合に分場が設置されており、種繭が飼育生産されている。

蚕品種についてみると、虫の強さや蚕や糸の質からそれぞれの特長をもっているが、統一された優良繭の生産が強く望まれている現今の蚕糸情勢から見て、繭の検定成績の基本となる繭糸長、解じょ、繭糸繊度、生産歩合、繭の荷揃いなどの条件が良く整い、しかも虫が強くてその地域に適した品種を選び、一町村一品種を目途に飼育することが重要とみられている。したがって県では、年々適した奨励品種を指定し成果を収めている。

次に本県に関係ある蚕種製造業者をみれば、本県の蚕種製造業者は、蚕種協同組合山梨社ただ一社で、蚕種については常に他県に大きく依存している。本県に売り込んでいる県外一九業者のうち一二業者は長野で、販売数量も五割以上を占めている。そのほか静岡、神奈川、岐阜、京都、埼玉

の業者である。

蚕種価額協定は第八表の通りである。

㈣　黄繭は初めて山梨で発生

文政十年、本県南都留郡下の養蚕家が、信州から買い入れて飼った白繭種「又昔」の中から、黄繭が出たので人々は驚きたちまち大きな話題となった。

早速実用性をためすために、黄繭ばかり選んで製糸製織してみると、糸質は美しく弾力性にも富んで強く、反物としてもきわめて美麗であった。

そこで養蚕製糸が協力して黄繭の発生した原因を探究したところ、製造家が蚕種製造中酷暑を防ぐために、戸窓を開放した時に山野に自生する桑蚕の蛾が飛来して「又昔」の雌と交尾して発生したものとわかったので、文政十二年には、大掛りに桑蚕（野蚕）の繭を集めて、その中から雄蛾をとり、白繭「又昔」の雌蛾に交配して初めて黄繭を製造した。これが我が国黄繭種の起源である。黄繭の品種改良も進められて、昭和初期までは飼育されていたが、生糸需要の移り変わりと共に減少して現在は飼育する者はなくなった。

三　桑の売買

明治時代に入ってからの本県蚕業の発達は、第二表の養蚕調査にみるようにまことに目ざましいものがあった。ことに十六、七年ころから収繭量も急激に増加して、その盛衰は、直ちに本県経済の消長に大きく影響するまでに成長したので、養蚕は年々の豊凶を免れることはできなかったが、それでも一意蚕業に専心精励したので、一年ごとに盛況に向かったのである。

桑の売買は、立木売りと刈桑売りの二種で、立木売買は桑園の立木を見て価格をきめ、刈桑売買は桑葉の量一貫六百匁を「一玉」とし、その年の時価で売買する慣例であった。南北都留の両郡では駄売りといって、三尺縄で枝葉を束ねたもの六束を一駄として時価で売買した。立木売りは前金といって伐採前に支払うものと、収繭後代金の支払いをする後金払いがあったが、刈桑と駄売りは即金払いの取り引きが多かった。盛食期を迎えて多忙となれば、各郡には桑市場が開かれて、桑商人と買い手が東西に奔走して時価の高低に注意しながら売買したものである。中には桑に水を散布して増量するような不正商人もあったが、急場をしのぐためには、それを承知で取り引きも行われたのである。また投機的に市場の桑を目あてに飼育する養蚕家もあって、これらは桑相場の高低によって、高ければ投蚕し、安ければ飼い通した。

このような養蚕家は少なかったので、桑市場の取り引きは余り多くなかった。取引の形態は立木売買が最も多く、全体の四割を占め、予約して玉入れといって、刈桑を買主に配布するものと、行商するものが二割、残りが市場取引であった。

桑の価格はその年によって高低の差がひどく、明治十八年には掃立量が多かったのと、五月の発芽前後の気候が寒く、また暴風雨などもあって、桑の生育が悪く桑不足となったので、貫当り一一銭三厘と前年より一銭九厘も高かったが、十九年には掃立量も少なく桑が余ったので、八銭八厘と下った。二十年には霜害を受けたのと、秋蚕の飼育増加で収葉量は減ったが、養蚕家がこれに備えて掃き立てを制限したので、値上がりも少なく貫当たり十銭であった。二十一年には気候不順で、桑の発芽を見ない先に蚕児が発生したのに加えて、掃き立てが平年にくらべて増加した関係で、桑園の不足が甚しく遅場所はまだ飼育中であるために、桑葉は皆無に近い窮迫ぶりであったから、近年にない高値で一五銭六厘に上った。

次に蚕期中の雇人の賃金は日給で、就労時間の多少によって加減した。養蚕期中、掃き立てから二、三令までの間は安く、五令期から熟蚕期上簇期までは、昼夜の別もない過重労働となるので、賃金も増額する例となっていた。もっとも蚕期中を平均して賃銭をきめる慣行も多く行われ、この場合男は下等一〇銭、中等一五銭、上等一七銭、女は下等七銭、中等一〇

銭上等一二銭位であった。

四　繭取引の今昔

(一)　自由取引

繭の出回りは土地によって一様ではないが、大体毎年六月十日前後が最盛期で、この時期になると、県下の製糸家はいずれも店頭に「繭買入所」と大書した看板を建て、生繭を多く買い入れるために、手代仲買商を総動員して、産地各村々の養蚕家を回らせ、先を争って良繭の買い集めに当たらせた。これに対抗して信州諏訪郡などの県外製糸家も続々乗り込み、養蚕家を訪問して買い付ける一方、仲買人を通じて買い漁りしたものである。このため当時産地各村は、激しい買付け競争に狂奔する甲信両国製糸家の手代、仲買商などの往来で賑わい、随所に鉢合せ風景を展開して、相互に買いあおっては繭相場をつり上げるのが例で、製糸家の原料入手の苦心は昔も今も少しもかわらなかった。なお生繭の売買はすべて量目で行い、七月上旬からは殺蛹後の取り引きなので升量を用いた。十月以後は繭を乾燥して減量する心配はないので、専ら秤量によったものである。

現在繭の売買は、製糸家と養蚕組合の特約取り引きがほとんどである。

(二)　特約取引

繭特約取引の起源は、郡是製糸が明治三十九年自社製蚕種の配布によって、養蚕家と直接結びつき、原料繭問題を解決したことがはじまりといわれている。これが一つの機構にまで成長して、特約組合まで発達した。その機能を発揮しはじめたのは、大正末期からであった。つまり蚕糸恐慌により不振困窮に陥った養蚕経営を、製糸業者からの前貸資本で打開しようとする養蚕家と、また米国の高格生糸の需要に対応して、繭市場での雑多な原料繭の買い付けを敬遠して、直接養蚕家との出荷の特約によって、原料繭の統一を望む製糸家との要求が合致して生まれたものであって、大正末期から昭和初期へかけて蚕糸恐慌が深化するにつれて急速に発展。自由市場の領域へ広く食い込んでいったのである。

しかし本県の繭処理の場合は全県的に繭市場も開け、生繭取扱業者も、生繭取扱場所も千余か所に上り、各製糸業者は繭市場取り引きや、養蚕家の庭先販売で購繭には全く不自由を感じなかった。したがって特約取り引きは停滞気味で、昭和四年ころまではほとんど設置されぬ状態であった。ところが特約組合により取り引きすることの合理的なことを認めた蚕糸連盟会では、同年十一月評議委員会を開いて協議した結果、養蚕、蚕種、製糸の三業者が連携して特約組合を設け、全県的に奨励推進することを決め、業界の代表を実行委員にあげて特約組合案をつくり、県の指導を得て設置、奨励に努めた。

この結果、翌五年には甲府の矢島組など十七製糸業者が、北巨摩、東山梨、東八代、南巨摩、西八代郡下など四十三町村、七十二養蚕実行組合、二千九百七十六人と特約組合を結び、十三万五千八百十三貫の産繭を特約取り引きしたのである。

いずれにしても繭の出荷を特約することで、製糸業者から桑園肥料、蚕種、蚕具、その他の養蚕資材を前貸ししてくれるばかりでなく、養蚕農家にとって最も大きい負担であった養蚕技術員の雇い入れも、製糸家から技術員を派遣してくれるというのであるから、蚕糸恐慌で全く困窮していた養蚕農家が、無条件でこれにとびついていったのは、まことに無理もないことであった。そして二、三年間の特約組合の普及状況はまことに著しいものであった。

そして六年には百五十三組合、取り引き数量は二十六万五千三十貫と五年の二倍に増加し、七年には三百三十組合で五十万六千貫に、八年にはさらに飛躍して六百十二組合、取り引き数量百十五万九千貫と、わずか三年間に組合数、取り引き数とも八・五倍という驚異的な激増を示し、農家庭先販売や、製糸家及び繭扱業者の店先持込売りなどにとって代わり、八年の総取引繭の二割七分弱を占めるまでに普及発展した。

しかしこのように特約組合が発達するに従って、弊害も現れるようになった。本県ではまだ奨励時代であったから、五年の改正蚕糸業法の施行に

当たって、生繭売買取締規則に代わって実施された「山梨県蚕種繭売買取締規則」でも、繭の売買業を免許制として、繭の取り引きについては①収繭前の売買仲立　②日の出前、又は日没後における繭の売買、若しくは仲立又は繭の譲渡　③正当の理由なき売買契約の不履行　④正当の理由なき現物受渡し又は代金支払いの延期、などの禁止事項を規定しただけ特約取引きに付いては触れず、県検定による正量取り引きも任意とした。従って七、八年ころから虚弱蚕種の強制配布、養蚕組合の分裂対立、蚕業技術員の製糸家従属などから、特約養蚕家にとって最も不利な製糸業者の一方的な方法による正量取り引きによって、繭価を決定されるというようなことも一部には行われるようになった。また特約製糸業者の蚕種自家製造による蚕種の配給は、最も大きく蚕種業者を圧迫し、やがて蚕種業者を没落へと追い込むようになった。こうした続出する弊害に特約組合は、関係方面からきびしく批判されるようになった。六年三月には蚕糸連盟会が、特約取り引きを行うものに対して、取り引き方法を認可制度とするように要望したのを始め、七年七月には県養蚕業組合連合会からも特約組合が増加するにつれ、次第に弊害が増加したことを指摘して、強力な取り締まりが要望された。蚕業連盟会ではこれらの結果、特約取り引きは知事の認可とし、繭の取り引きは県の繭検定に依ることなどを中心とした、具体的な蚕種繭売買取り締まり規則の改正要項を決めて県へ陳情した。

特約組合と製糸家が契約の下に組織化され拡大するに従って、大量の繭が県外に流出するようになり、県内製糸の原料不足に拍車をかけることになった。県ではこれを防止するため、九年三月「蚕種繭売買取締り規則」を改正し、左記要項のような繭特約取り引きに関する一章十条を設けて、国の産繭処理法より一歩先に特約を許可制とし、県の検定強制を実施して、取り締まりを強化したのである。

特約取引取締要項

一、契約の相手　必ず養蚕実行組合でなければならない

二、繭検定　取引き繭については、本県繭検定所の検定を受けなければならない。

三、知事の許可　申請書に左の事項を記載した書類を添付し、毎年三月末日迄に知事に提出して、許可を受けなければならない。

(1) 相手方の名称、所在地、及組合長の氏名

(2) 組合員数及供繭員数並に取引予定数量

(3) 価格算定の方法

(4) 代金支払の方法及時期

(5) 相手方に対し、蚕種其の他物品のあっ旋、供給、資金の融通、養蚕、栽桑等に関する経営及技術上の指導、その他に付き契約をなさんとする場合は、その要領

(6) 契約書の案、第三、四、五号の事項を変更せんとするときは、知事の許可を受けること。

四、契約届出　知事の許可を受け、取引の契約をなしたときは、左の事項を知事に届出なければならない

(1) 養蚕実行組合の名称及所在地

(2) 組合員総数及取引員数

(3) 飼育期別、品種別、取引予定数量

(4) 繭の受渡場所

(5) 契約書の写

前記各号の届出事項を変更したとき、契約を解除したときは知事に届出ること。

五、取引成績報告　毎年十一月末日迄に様式第二号に依る取引成績を知事に提出すること。

つまり特約取り引きは、従来から行われていた繭市場業者や、県外製糸の特約取り引き増大による県内製糸業者の原料不足や種々の紛争などを防止するため取り締まりを強化する対策を講じたのである。

特約取り引きの弊害が多かったことも事実であるが、一方商品としての繭の生産方法に多くの進歩を与えてきた功績も少なくなかった。特約組合

を組織した結果、個々の農家の個別産業に過ぎなかった養蚕業は、近代産業の原料生産部門としての適格性を得た。そのために各種の方法を教えた功績もまことに大きいものがあった。つまり養蚕家は組合組織の団結によって、繭の価格を向上させ、製糸業者の要求する繭を生産して有利に販売することや、産繭改良に必要な資本を借入して、良繭生産を促進したことなどは、特約取り引きの特筆すべき功績というべきである。

繭の取り引きが、仲買人を仲立ちとして、養蚕家が自宅に居据ったまま繭を処理した庭先販売から、仲買人を排して自ら工場や問屋などの店先に持ちこんで売る店舗取引きへ、さらに繭市場の発展へと市場取り引きの全盛時代を招いたのが、大正期から昭和初期へかけての産繭処理形態の変せんであった。これに前述の特約取り引きが導入され、県では繭検定所を拡充すると共に、強制検定を実施して公正な繭価格決定の基礎を確立したのである。

五　戦中戦後の養蚕業

満州事変のぼっ発した昭和六年ころから経済の統制的色彩が見え始め、日支事変に拡大深化した十二年ころからは経済統制がさらに強化されて、準戦時体制から戦時体制へとまっしぐらに突入していった。十二年九月には「輸出法臨時措置法」が公布されて綿花、羊毛などの輸入が制限されたので生糸の内需が激増し、十二生糸年度には二十九万俵余であったものが、十三年には三十四万俵、十四年には四十万俵と躍進した。その結果対米為替の低落と相まって糸価は高騰し、十四年二月には俵当り一千円、九月には一千七百円台に奔騰したのである。産繭もこの年には、本県としては空前絶後の五百七十二万九千貫に達した。しかし戦局の進展に伴って国際関係は悪化の一途をたどり、いつ如何なる事態が発生するやもわからない情勢になった。そこで政府では蚕糸業界の最悪の事態を予想して、これに備える体制を整備し、養蚕農家や関係蚕糸業者が安心してこれに従事できるような施策をとった。

先ず第一に国内繊維資源の充足に重点を移し、根底を固めると同時に、輸出にも力を入れながら一朝有事の場合には、急速に転換が遂げられるよう蚕糸産業全体を通じて生産、消費、輸出の計画化を行った。それとともに総合的統制の下に運営できる機構を確立するため、十六年の通常国会に「蚕糸業統制法」を提案して一挙に通過を図り、同年三月これを公布実施した。これによって蚕糸類は一切この法の統制の対象となり、関係業者もすべて適用を受けることとなった。また同年五月には、蚕糸業統制法による事業実施機関として、政府と民間で半分ずつ出資して、資本金八千万円の「日本蚕糸統制株式会社」を設立した。これによって蚕糸類の一手買い入れと、売り渡しを行わせることとなったが、もちろんその性格は国策会社的な色彩が濃厚なものであった。

事業開始とともに、予期したより早く、同年七月米英諸国は対日資産を凍結した。米国消費にのみ依存していた蚕糸業は、重大な危機にさらされたが、蚕糸業統制法のおかげで、糸価はわずか二百円程度下げただけで俵当たり千四百円に落ち着き、不安なく危機を切り抜けることができた。そして、これを契機として蚕糸業は一〇〇%の内需時代に入り、太平洋戦争に突入してからはほとんど軍需専門のようになり、毛羽から真綿まですべて軍用として供出される時代となった。「繭も兵器なり」というスローガンの下に、質より量の増産が図られたのである。

しかし、産繭額は十四年の五百七十二万九千貫を頂点として減退に転じ、十四年を一〇〇とした産繭額は十五年が九七、十六年八六、十七年七五、十八年七三となり、減退歩調もそれ程急速ではないが、敗戦が決定的となり、労力や資材の欠乏が深刻化して、桑園能率が極端に低下した十九年には、遂に半減に近い五六とガタ落ちした。さらに終戦の二十年には前年の桑園大整理も影響して、わずか百六十万貫に激減し、十四年に比較すると約四分の一というみじめな線まで衰退したのである。

このように、十六年以後の産繭額の減少に大きく影響したものは、繭価格の低落であった。養蚕家が日本蚕糸統制株式会社に売り渡した繭掛目は

十六、十七年とも十六掛で、一般諸物価にくらべて均衡を失する安値であったため、一部の地方では桑園を整理して野菜作りに転向するものも現れた。そこで県養蚕連では、低物価政策を堅持する政府が据え置いた掛目の引き上げを繰り返し関係方面へ陳情した。一方政府も停止するところを知らぬインフレの高進に掛目の据え置きもできず、十八年には七十五掛、十九年には九十掛、二十年には一躍二百掛と大幅に引上げを断行した。

繊維事情の切迫してきた十九年六月には遂に「繭の増産並びに供出措置要綱」が実施され、繭も主要食糧同様供出割り当てとなった。つまり平年作と認められる桑園反当収繭高が規定され、それに桑園面積を勘案して繭の生産高を推定し、それを基準として供出割り当て額が決められることになった。割り当ては国、県、市町村から養蚕実行組合に対して行われ、供出は養蚕実行組合単位として地区内養蚕家の共同責任で行わせ、農業会が督励に当たった。また供出割り当て数量を確保するために、従来は自由であった養蚕家や養蚕実行組合の自家用繭の消費を最小限度に抑制する要綱をつくり統制した。

昭和二十年八月十五日には、無条件降伏をして人心が全く混乱動揺して、中には飼育中の初秋蚕を捨てて逃避するという養蚕家も現れたことは止むを得ぬ成り行きであった。また晩秋蚕の飼育も先行き不安の敗戦の中ではほとんど行われなかったことは当然である。このため二十年の産繭額は、春蚕百三十一万一千七百二十六貫であったのに対して、夏秋蚕は僅かに三十万九百九十貫という、大正年間以来の最低に惨落したのである。

太平洋戦争で輸出は全く途絶し、桑園は荒廃し生産の縮少統制の強化から、空前の変容を遂げた蚕糸業は、産繭の半分は羊毛代用の短繊維に回し、軍需衣料として戦争に協力することによって壊滅から免れたが、終戦と共に日本経済の再編成から蚕糸業は特に不足する食糧輸入の見返り産業として大きく期待され、その復元には特に力を入れられることとなった。

六　蚕糸業復興対策

(一)　終戦後における繭価の混乱

終戦後における復元は、まず戦争中の統制機構を解体し、既定の桑園十五万町歩整理計画の中止から始まった。

「日本中央蚕糸会戦後蚕糸業対策委員会」では、蚕糸は交易物資とし、また農業経営の充実強化に資するなど、戦後におけるわが国経済の再建上、その重要性は一段と加わったので、現存する桑園面積は絶対に確保し、進んで改善に努め発達を図ることが緊要であるとして「戦後蚕糸業の再建方策」を決議した。蚕糸業は新たに平和産業として再出発することになったのである。

しかし終戦の年二十年は、まだ混乱続きで復興に対する現実的な動きはほとんど見られなかった。のみならず食糧不足は最も著しく、国民の最低生活をさえおびやかす程のものであった。食糧のやみ値の暴騰は農村の総力を挙げて食糧増産にふりむけさせる原因となり、米麦の主食はもちろん、芋類・雑穀などの代用食糧と共に、封鎖経済によって乏しくなった豆類などの作付けが急増した。従って桑は現在面積絶対確保の方針が打ち出され指導されたにもかかわらず、麦や芋類などの畑作食糧の作付けに押され、全国的に減反が著しく、本県でも二十年中だけで七千三百町歩という激減を示した。

二十一年に入ると農林省では、繭増産対策を決めて蚕糸復興の第一歩を踏み出し、続いて次のような「蚕糸業復興緊急対策要項」を発表した。

一、桑園の確保

養蚕家に対する助成肥料、食糧配給の基準を明らかにするため、桑園登録制を実施、桑園整理転換の徹底的抑制、十八年度以降に他の目的に転換された桑園は、明らかに食糧作物の栽培を有利とするものを除いて、順次復元するよう指導すること

二、桑苗の確保

桑園の復元拡張に伴って、必要な桑苗を確保するため割当生産を行うほか、蚕業試験場の優良品種の育成配布、桑苗組合の生産施設の拡充、養

蚕実行組合の自給施設の強化

三、蚕糸業用資材の確保

桑用化学肥料の充足に努め、不足分は特に輸入に仰ぐ　製糸設備の急速復旧のため、鉄鋼、非金属、セメントなどの資材を確保すること製糸の完全操業を保持するため、石炭、電力などの確保に努める

四、食糧に関する措置

食糧事情の安定するまでは養蚕農家に対して食糧生産農家との均衡を得させるよう、食糧の保有、又は配給を認める。桑苗生産労務者に対しては農繁期に於ける農夫に準じ、食糧加配を行う。製糸、蚕種製造業労務者に対し、労務加配を行う。

五、価格に関する措置

繭と生糸の価格は、最近に於ける生産事情、及び他の農産物価との均衡を考慮して決める。

以上の措置は、同時に決められた、二十六年度までに、桑園面積を二十七万町歩に、産繭額を四千三百二十万貫、生糸の生産二十七万三千俵まで増産しようとする「蚕業復興五ケ年計画」を完遂するためのものであって、全面的に強力に推進された。

蚕糸業は救国産業であり、食糧輸入の見返り品であるといって、声を大にしてあらゆる奨励施策を講じて増産を呼びかけたが、養蚕意欲は一向に上がらず低調で、桑園の減反は止まるところを知らぬ状態であった。これはインフレが高進するにつれて食糧のやみ価格は高騰したが、公定価格にしばられてどうにもならぬ養蚕が、全く魅力を失ったことが、何といっても第一の原因であった。

繭価は二十一年の春繭から、米一石と繭三貫匁をパリティ（同一価格）して決められることとなった。

同年三月決定の生産米価石当たり三百円に対して、繭価は貫当り百円と決定された。これは掛目にして七百掛で、前年の二百掛に比べて大幅な値上げとなっているが、それでも食糧作物との不均衡は少しも是正されず、しかも繭代金は三千円以上は封鎖払いという不都合さでは、相手にされないのも当然であった。

加えて養蚕家への食糧加配は、上繭一貫匁に対して米一升、それもかん詰代替で二かん二ポンド（米換算四百グラム）だけ、報償物資に至っては繭十貫匁に対して酒二合、たばこ五本といった程度であった。これで養蚕を復興させようというのだから無理であった。従って蚕業復興五ケ年計画にそっぽを向けて、桑の掘取り、桑園の減反はさらに衰えず、残ったところは食糧作物への転換が困難か、転作しても手が回らないから残したという状態であった。

この間にインフレの進行はますます激しさを加え、農家の購入する肥料や生産資材、あるいは一般消費資材の値上がりも甚だしくなって、やみ価格のない繭価との格差は次第に拡大するばかりであった。政府も新物価体系の確立を急ぎ、六月発表した第一次分において、精米、石炭などの重要品のそれぞれを三、四倍に引き上げると同時に、二十二年産繭についても一躍二千六百掛と、農家の要求の二千掛を上回り、現行九百掛の二・八九倍（糸量十四匁として貫当り三百六十四円）と決定した。従って戦後養蚕農家要望の焦点となっていた繭価問題は一応治まった形になったものの、一般農産物の公価ややみ値に比べれば、なおかなり割安な公定であった。

こうした関係官庁や団体の必死の増産対策も、さらに養蚕農家の要求を上回る大幅な繭価の引き上げ断行も、沈滞の底をついた農家の養蚕意欲をかりたてることはできなかった。このようにして二十二年の産繭は、春蚕が三十七万九千四十三貫、初秋蚕が十二万三千八百七十五貫、晩秋蚕十八万五千八百十四貫、計六十八万八千七百三十二貫で、前年より一割三分も少なく、本県の収繭量最高の昭和十四年に比べると僅かに一割二分にまで落ち込んだのである。

二十三年には繭価が五千六百掛に公定されたことや、主食のやみ価格の横ばいが始まったことなどを反映して、僅かながら増産傾向に転じてきた養蚕は、二十四年四月二十五日の単一為替レート三百六十円の設定実施に

よって、ペシャンコにつぶされてしまった。終戦後のわが国貿易は、すべて複数為替レートで運営され、生糸は米国における生糸の最低価格と、内地における糸価と見合わせて一ドル四百二十円と決められていた。為替レート三百六十円は、糸価を一割四分、生糸一俵当たりにして一万二千円見当も引き下げることになった。当時製糸業者の手持ちは十万俵内外となっていたので、このため概算十二億円の赤字となったわけである。これに対し補給金の支出が認められなかった製糸業者は、この損失を経営の合理化と共に、その大半は製品原価の七割を占める原料繭代の引き下げによって埋め合わせを図ったのである。結局製糸業者の損失は二十四年の春蚕繭価にはね返って、その大部分が養蚕家に転嫁される結果となったのである。

また養蚕家として見過ごしできなかったことは、国内繭糸価格の統制撤廃が、早場所では出荷直前の五月二十七日になって実施されたことである。この結果が養蚕家にとって、大きく不利であったことはいうまでもない。統制撤廃の決まった直後の二十四年五月三十日、県養連では緊急理事会を開いて、未曾有の危機に直面した養蚕対策について協議した結果、役員全員をもって「養蚕対策委員会」を組織し、町村養蚕農協組合との連携を強化し、組合精神の高揚に努めて難局打開に努力することにした。また統制撤廃により地盤割り当ての廃止された上繭の集荷取り扱いについては、国から養蚕・製糸の両業者が集荷地盤を協定し、従前通りの方法で取り引きするよう指導されたが、これに対し県養連では全養連の指示によって立地条件を勘案し、自主的に適切な割り当て対策を立て、製糸家と連絡協調して協約することを基本方針とした。そして混乱を避けるため、従来の割当て地盤を尊重し、製糸家の一方的勧誘により、養蚕家または単位養蚕農協が単独で契約しないよう指導した。目前に迫った春繭の処理に付いては、早急に組合ごとに産繭処理に関する一切の委任状を取りまとめた上、次の方針で製糸、蚕種業者との折衝に臨むことを決めた。

一、繭の掛目については、全国養蚕業組合会の調査により、五千二百三十一掛、内渡金は最低貫当たり五百五十円として製糸家に交渉する。

二、右掛目以外に、養蚕技術員の俸給その他として、貫当たり三十円を支出するように交渉する。

三、養蚕共済組合費は、製糸家及び蚕種業者に於て、前年同様負担するよう交渉する。

しかし昭和十六年の蚕糸業統制以来、満九年ぶりで自由経済に復帰した最初の繭価協定は、単一為替レート三百六十円の決定による大損失、十万円を割る公価撤廃以来の糸価安に加え、輸出不振による先行き不安などで、製糸業者が強く警戒しているという悪条件の下に行われたため、難航したあげく養蚕家側の惨敗に終わった。その後製糸家側九名、養蚕家側十一名、県の増田経済部長、中楯蚕糸課長、風間繭検定所長を加えた小委員会を設けて検討を一任し、同委員会は二日間にわたって協議した結果、基準掛目の決定の大綱を次のように決定した。

蚕繭処理研究事項

一、本県春蚕繭の取引き基準掛目は、関東七県及び長野県の基準掛目のうち、上位三県の平均基準掛目を最低とし、糸価の動向と繭質などを考慮して決定する。各県の掛目が七月三十日までに決定しない時は改めて両者間で研究する。なお基準掛目は検討成績の三等格として、上下するごとの一格の掛目差については、三県の基準を基として研究する。

二、八都県が決まらず、中央で基準掛目を発表した場合は、それに準拠して研究する。

三、仮渡金は貫当五百円とし、出荷と同時に支払うこと。

四、検定諸費は両者の折半とする。但し便宜上検定供用繭は製糸業者の負担、検定手数料と運賃は養蚕家の負担とする。

右の決定に基づいて交渉は続けられたが、議論百出で容易に決定しなかったので、養蚕家側は憤慨して繭の返還を要求するなどの決裂状態の場面もあった。初秋蚕繭の出回りも切迫していたことと、増田経済部長のあっせんが奏効して、両者の中間をとった四千三百八十掛（三等標準）で手打ちとなり、交渉開始以来二か月でようやく妥結した。

表9　繭価の動き

年次＼項目		基準糸価	標準掛目	内渡金	生糸量歩合	平均繭価当貫kg	貫当価格
		円	掛	円	%	kg	円
昭和41〃	春	5,727.98	4,809	732	18.00	864.96	3,243.60
	初秋	6,523.02	5,600	770	16.65	911.88	3,419.55
	晩秋	6,665.22	6,150	820	16.93	1,021.79	3,831.71
42年	春	7,288.42	6,270	1,067	18.91	1,167.03	4,376.36
	初秋	7,868.72	6,668	1,000	16.96	1,109.92	4,162.20
	晩秋	7,825.85	6,680	1,054	16.96	1,118.15	4,193,06
43年	春	6,827.08	5,537	934	19.20	1,047.87	3,929.51
	初秋	6,626.92	5,415	750	16.91	897.86	3,366.97
	晩秋	6,787.37	5,465	842	17.02	915.40	3,432.75
44年	春	6,504.18	5,270	815	18.77	975.88	3,659.55
	初秋	6,945.64	5,681	755	17.26	963.96	3,614.85
	晩秋	7,150.23	5,840	835	17.26	990.49	3,714.33
45年	春	7,837.18	6,495	1,015	18.42	1,174.67	4,405.01
	初秋	8,346.08	6,760	1,015	17.66	1,174.29	4,413.59
	晩秋	8,185.17	6,637	1,015	17.77	1,160.86	4,353.22
46年	春	7,116.47	5,659	945	18.69	1,040.16	3,900.60
	初秋	6,872.00	5,465	850	18.47	995.48	3,733.05
	晩秋	6,835.00	5,465	830	18.03	972.16	3,645.60
47年	春	7,611.00	6,100	1,000	19.24	1,161.00	4,353.75
	初秋	8,238,00	6,653	1,028	18.87	1,239.00	4,646.25
	晩秋	8,537.00	6,915	1,068	18.46	1,262.00	4,732,50
48年	春	13,849.00	10,931	1,725	19.08	2,096.80	7,863.00
	初秋	13,045.00	10,250	1,625	18.75	1,930.38	7,238.92
	晩秋	10,687.00	8,358	1,325	18.56	1,562.87	5,860.76
49年	春	10,000.00	7,751	1,200	19.03	1,484.00	5,565,00
	初秋	10,000.00	7,751	1,000	18.30	1,426.00	5,347.50
	晩秋	10,000.00	7,751	1,000	18.25	1,425.00	5,343.75

第10表　繭価協定状況　　（山梨県養蚕連）

No.	蚕期 / 年度 / 項目	春		初秋		晩秋	
		52　年	53　年	52　年	53　年	52　年	53　年
1	基準糸価	13,100	13,900	13,100	13,900	13,100	13,900
	基準掛目	10,351	11,005	10,351	11,005	10,351	11,005
2	算定糸価	13,341	15,307	13,282	15,461	13,406	15,247
	算定期間	6／1～7／11	6／1～7／11	8／1～9／10	8／1～9／10	9／11～10／21	9／11～10～21
3	検定糸量	19.40	19.22	18.78	19.19	18.75	18.75
	繭格	優59(＋53)	1.00(＋37.5)	1.14(＋32)	優90(＋41)	優48(＋57)	優40(＋60)
	格差掛目	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5	37.5
4	集荷指導費	37.5	46	37.5	46	37.5	46
	団体協力費	15	18＋2	15	18＋2	15	18＋2
5	内渡金額	1,937.5	2,146	1,837.5	2,046	1,837.5	2,146
	内渡金決定月日	6／11	6／12	8／8	8／4	9／12	9／13
6	算定掛目	10,547	12,154	10,510	12,308	10,626	12,131
	算定掛目決定月日	8／8	8／4	10／8	10／13	11／15	11／26
	取引掛目	10,600	12.191.5	10,542	12,349	10,683	12,191
	配分比率	79.06	79,401	79,137	79,600	79.26	79,503
	繭単価	2,056円40銭	2,343円21銭	1,979円78銭	2,369円77銭	2,003円06銭	2,294円35銭
7	検定件数	1,832	1,707	1,485	1,398	1,787	1,758
	検定荷口数量	3,148,983	2,849,316	1,356,389	1,165,501	2,230,943	2,061,818
	500グラム粒数	249	244	259	261	267	273
年間平均繭単価		52年　2,023円36銭		53年　2,331円73銭			

表11 最近の養蚕成績（下部町）　　農政局県統計書

項目 / 年次	養蚕戸数	掃立卵量		収繭量		箱当収繭
		糸繭用	種繭用	上繭	種繭	
	戸	箱	箱	kg	kg	kg
昭和41年	570	5,390	349	166,950	7,710	31.1
42	580	6,160	320	187,800	8,200	30.7
43	590	6,350	355	199,460	9,400	31.7
44	565	6,381	377	191,560	9,940	30.2
45	557	6,340	413	202,020	9,480	31.8
46	540	5,840	370	191,080	9,000	32.7
47	510	6,255	475	203,500	11,020	32.5
48	499	6,200	418	198,020	9,620	32.0
49	453	5,760	360	184,250	9,100	32.2
50	411	4,778	327	150,990	8,940	32.0
51	385	4,680	290	145,340	7,670	31.4
52	368	4,329	265	136,110	7,120	31.8

表12 産繭収量調（下部町）

項目 / 年次	久那土養協		富里養協		古関養協		計	
	掃立箱数	上繭収量 kg	掃立箱数	上繭収量 kg	掃立箱数	上繭収量 kg	掃立箱数	上繭収量 kg
昭和52年	1,513.25	55,744.7	1,014.0	37,060.2 (3,086.0)	868.0	32,942.0 (4,088.9)	3,395.25	125,751.9 (7.174.9)
〃 53年	1,413.0	53,666.4	946.5 (84.67)	35,806.3 (2,746.7)	772.0 (166.49)	30,664.8 (4,349.5)	3,131.5 (251.16)	120,137.5 (7,096.2)
〃 54年	1,309.0	51,719.6	898.0 (100.2)	34,417.0 (2,711.8)	782,0 (144.2)	32,331.9 (4,143.9)	2,989.0 (244.4)	118,468.5 (6,855.7)

ところが皮肉にも糸価は、掛目決定の前後を底値として反騰に転じ、八月中旬には十二万円台を回復、下旬には十三万円台となり、なお上げ続け九月下旬には十四、十五万円台から、遂に十六万円台の大暴騰となった。このため初秋蚕繭の掛目決定は大いに養蚕家に幸いし、原料不足による売手市場の様相を呈し、春より二千二百十掛も高い六千五百九十掛が案外簡単に決まり養蚕家をほっとさせた。なお初秋蚕の検定成績は平均生糸量十五・六九%であったが、平均貫当価格は千十二円となり初めて千円台を超えた繭価に養蚕家を歓喜させた。同年晩秋繭の標準掛目は、初秋繭よりさらに大幅に上昇し九千二百六十掛となり、貫当平均価格も糸量十五・五七%で千四百八円に達した。

(二)　産繭処理形態と繭価に対する措置

ところで蚕糸業統制が廃止された二十四年の産繭処理は、県段階の県養連と製糸協会との間で基準掛目研究委員会を設けて、掛目を決定してきたが、この方法は独占禁止法に抵触するものとしてやめるよう指令があった。県では春繭の出回りを前に五月二十三日、二十五年度の「産繭処理基本方針」を次のように決め、公正円滑な繭取り引きを行わせることとした。

産繭処理形態に関する措置

一、本年の産繭処理については、繭検定の厳格なる実施を前提とした養蚕農協による共同処理を基本形態として指導する。

二、養蚕農協による上繭の処理は、次の二形態による。

1　養蚕農協による共同販売

○部落農協を含む単位農協は、所属組合との間に上繭販売委託に関する専属利用契約を締結する。

○市町村養蚕農協は、需要者（製糸工場）との間に上繭売買契約を結ぶ

○県養連は組合員のために、需要者との間に上繭販売に関する団体協約を締結する。

○市町村養蚕農協は、前項県養連の団体協約を基準として、需要者との間に締結した売買契約を履行する。

表13　昭和53年産繭処理状況（上繭）

組合名＼収納者名		グンゼ	平和館	昭栄	静岡県蚕糸	計
久那土養協	養蚕戸数	戸 56	戸 17	戸 23	戸 4	戸 100
	繭数量	kg 33,263	kg 11,016	kg 7,997	kg 1,390	kg 53,666
富里養協	養蚕戸数	99				(実戸数) 99
	繭数量	35,806				35,806
古関養協	養蚕戸数	96				(実戸数) 106
	繭数量	30,665				30,665
計	養蚕戸数	251	17	23	4	(実戸数) 305
	繭数量	99,734	11,016	7,997	1,390	120,137K

種繭

岩欠養協	信濃蚕業	2,746,6kg	14戸
富里養協	信濃蚕業	2,747K	
古関養協	コウベ蚕種	4,349K	26戸

表14 掃立箱数並に収繭量調 下部町

年	養蚕戸数	春蚕 糸繭	春蚕 種繭	夏秋蚕 糸繭	夏秋蚕 種繭	産繭量 春蚕	産繭量 夏秋蚕	産繭量 計	桑園面積
昭和	戸	箱	g	箱	g	kg	kg	kg	ha
28	505	1,551.8	—	1,317.6	—				106.5
29	538	1,547.6		1,549.3					108.5
30	662	1,918,5		1,830.8					138.9
31	680	2,054,6	1000.0	2,343.6	282.0				139.0
32	711	2.190.0	1,032.5	2,444.2	219.0	77,685	78,563	156,248	148.4
33	624	2,287.5	795.0	1,937.0	—	72,041	72,608	144,649	137.3
34	618	2,252.8	740.0	2,527.6	—	67,140	60,750	127,890	132.0
35	602	2,204.8	1,553.0	2,357.5	397	64,247	70,239	134,486	134.3
36								139,459	
37	620	2,018.2	1,221.3	2,369.2	476.4	59,175	69,364	128,539	136.0
38	587	2,144.7	1,308.5	2,243.5	825.9	71,119	82,125	153,244	139.6
39	591	2,208.7	1,232.0	2,918.0	964.9	76,755	85,399	162,154	142.3
40	574	2,154.0	1,418.6	2,424.7	941.5	79,568	82,277	161,845	143.4
41	561	2,231.0	1,642.0	2,585.0	1,106.8	81,270	91,331	172,601	146.6
42	577	2,287.0	1,654.5	3,270.5	1,021.2	83,852	113,253	197,105	149.4
43	575	2,359.5	1,882.8	3,442.7	1,253.6	91,760	120,021	211,781	152.8
44	550	2,348.0	1,887.6	3,378.0	1,260.4	89,147	111,739	200,886	155.2
45	542	2,236.0	232.8	3.286.2	177.8	88,333	118,437	206,770	155.9
46	536	2,200.7	260.1	2,897.5	152.7	87,235	104,694	191,929	155.3
47	501	1,996.7	228.2	3,359.2	217.0	80,882	124,184	205,066	155.0
48	467	2,042.5	219.7	3,646.5	169.2	89,514	130,427	209,951	154.0
49	453	1,925.5	190.9	3,290.5	133.6	76,453	117,296	192,749	150.9
50	390	1,636.7	178.4	2,850.0	120.4	62,078	95,593	157,671	140.4

2　協同組合製糸による上繭の処理

○単位農協は所属組合との間に、供繭委託に関する専属利用契約を締結する。

○協同組合製糸（連合会）は、所属会員との間に供繭に関する専属利用契約を締結して、組合員の供繭を確保する。

三、玉くず繭については、なるべく養蚕農協により共同処理する

四、繭の売買契約などの届出制

養蚕農協の行う産繭処理の実態を明らかにして、公正円滑なる繭取り引きの実施の指導に資するため、製糸業者その他繭需要者及び養蚕農協（連合会を含む）が、繭の売買契約又は団体協約を締結し、又は変更したときは、その内容、その他これに付随する事項を届出させる。

繭価に関する措置

一、昨年度実施された繭価研究会、その他独禁法及び事業者団体法に抵触する恐れある機関は置かない。

二、取引き繭価は、県養連と需要者との個別折衝によって決定する。

三、蚕糸局は適正な繭価決定のための指導上参考となるべき調査資料を公表する。

右に基づいて新産繭処理体制は整備確立され、それにより現在までこの方式による産繭処理が、引き続いて実施されている。糸価の激変が繭価を不安定にし、最悪の場合は養蚕意欲を減退させることから、糸価の安定を望む声は日増しに強まり、二十六年十月には三十億円の糸価安定特別会計を組み、十二月には繭糸価格安定法が公布された。その後安定法を強化して、輸出適格生糸の買い入れ制度と、この実施機関として輸出生糸保管会社が設立され、特別会計資金は百億円に増強された。

現在繭価格の決定は、県養蚕連と、製糸業者の団体協約に基づき、繭価の基準単位である掛目協定会議で決めている。各蚕期の繭出回り中心日を設定し、この日を中心に前後二十日、計四十一日間の浜糸相場を調べる。この場合現物と先物六か月の糸価の平均から、その時点の算定糸価を出す。

表15　下部町繭生産実績表

年次	産繭量	年次	産繭量
	kg		kg
昭和17年	254,546	昭和36年	139,459
18年	296,370	37年	128,539
19年	252,398	38年	153,244
20年	101,441	39年	162,154
21年	——	40年	161,845
22年	39,364	41年	172,601
23年	45,532	42年	197,105
24年	54,900	43年	211,781
25年	62,378	44年	200,886
26年	75,038	45年	206,770
27年	88,669	46年	191,929
28年	88,519	47年	205,066
29年	95,951	48年	209,951
30年	118,991	49年	192,749
31年	127,792	50年	157,671
32年	156,248	51年	153,231
33年	144,649	52年	143,061
34年	127,890	53年	133,748
35年	134,486	54年	131,392

次にこの生糸価格に占める原料繭代が何%かを、製糸家と養蚕者側の話し合いで決める。この交渉が掛目協定のヤマ場で、これが決定すれば自動的に掛目が出る。

掛目から繭価を出すには、掛目に糸歩を乗ずればよい。これが繭価二等の価格で、繭格が一格上下するごとに掛目は三七・五掛ずつ足し引きされることになっている。

次に過去三十八か年間における下部町の繭生産実績表を掲げて参考に供する。（表15）

七　養蚕業の黄金時代と病虫害予防

本県の蚕糸業は、明治三十四、五年ころから質的にも量的にも大きく発展し、全国屈指の養蚕県にのし上がった。そのため県外から蚕業を学ぶための修業生が、多数本県を訪れるようになった。

一方県下の篤農養蚕家やその子弟で、国の農務局蚕業試験場に就いて、蚕業を研修するものが年とともに増加した。そしてこれらの人達が、帰郷と同時に率先してその新知識を生かして、地方の指導に当たった。また県では養蚕先進地の東山梨、東八代、北巨摩の三郡を除いた各郡の養蚕改良普及を図るため、県令をもって「模範養蚕奨励規程」を設け、次のように各郡に一人から三人の模範養蚕家を設置し、その蚕室、蚕具から飼蚕方法のすべてを、一般に公開参観させたので、養蚕の改善上大いに役立ったのである。

模範養蚕奨励に関する規程

第一条　蚕業の改善を図るため、蚕業篤志のものにして、左の条件に従ひ養蚕をなすものは、之を模範養蚕家とし後条の規定に従ひ之を奨励す。

一、養蚕に関し、総て県庁の監督を受くること。

二、県庁の指揮に従い、蚕室、蚕具に改修を加ふること。

三、県庁の選定したる養蚕教師を雇用し、養蚕上総て教師の指揮に従ふこと。

四、養蚕中衆庶の便覧を許すこと。

第二条　前条により養蚕をなすものは、郡長をして之を選定せしむ。

前項の人員は、当分の内西山梨郡、中巨摩郡各一人、南巨摩郡、西八代郡各二人、南都留郡、北都留郡各三人とする。

第三条、模範養蚕をなすものには、蚕種並びに教師の給料を附与し、且つ蚕室蚕具の改修費を与ふべし。

但し時宜により蚕種のみを附与し、その他の費用を与へざることあるべし。前項の外、相当の褒賞を与ふることあるべし。

第四条　本規程に従ひ養蚕をなすものは、その経過は眠起毎に、その結果は収繭後七日以内に、別表により県庁へ報告すべし（別表略）

この時代の農家としては、日清日露と相次ぐ戦争によって重課されていった租税や、生活消費材、生産資材などの値上がりによる支出の増加を充足する手段として、最も現金化し易い有利な作物として、養蚕を積極的に取り入れていた時代であったから、この奨励施設が養蚕の普及発達に、拍車をかけたことはいうまでもなかった。租税や高い小作料にうちひしがれ、資力に乏しい零細農家にとって、桑は生育も早く、しかも比較的少額の資金で着手することができるばかりでなく、年に二、三回の収穫があって資金の回転も早い。その上特殊な技術は必要ではなく、老幼婦女子の有閑労力で足りる。経営も米麦作とかち合わないで、販売も簡単で現金化が容易であることなどの好条件がそろっている養蚕が、大きな魅力となったことは当然である。このため養蚕と激しく競い合ってきた他の作物をおさえ、一段と普及の速度を早めた。そして農家の生産がほとんど米麦と繭に集中されてしまうまでに発展し、蚕業の黄金時代を現出したのである。

明治時代は本県蚕糸業の基礎を築いた時代で、殊に中期以後の進展は目ざましく、他県の模範となるまでに進み盛況をきわめたのである。

明治後期の養蚕の数量的発達の跡を見れば、表十六の通りで、桑園面積は四十一年以降の増反率はそれ以前の程ではない。養蚕戸数の増加とともに、掃き立て数量と収繭量は毎年増加し、特に収繭量は十五か年間に、実

に二・一五倍に達し、四十五年には養蚕戸数五万一千五百六十一戸、掃き立て量九十五万四千八百十二枚、収繭量百七十三万五千三百十貫、この価格六百二十万四千四百七十八円という数字を示したのである。

この時代、このように養蚕が質的にも量的にも発展向上したのは、県の指導奨励によって、霜害の予防、蚕種の保護、きょう蛆の駆除や繭の殺蛹乾燥貯蔵、蚕室蚕具の消毒などが行われるようになったことが、大きく寄与している。特に桑園の霜害防止とともに、きょう蛆駆除については、県も業者もかなり手を焼いたらしく、明治三十年三月には次のような「きょう蛆駆除規則」を定め、きょう蛆を一合五銭で買い上げて、これを焼殺して蚕病の未然防止に努めた。

きょう蛆駆除規則

第一条　きょう蛆とは、家蚕、天蚕、柞蚕等に寄生する蛆をいふ。

第二条　本則は、養蚕、製種、製糸、その他仲買に従事する者にて、総て蚕繭を取扱ふ者に適用する。

きょう蛆一合につき金五銭を以て買上ぐ

右きょう蛆駆除規則は、同三十一年三月限りで廃止するとともに、同年六月二十四日には、全養蚕家に対しきょう蛆予防に付いて次のように指示した。

一、蚕種製造家と自家用蚕種製造者とを問わず、蛆を発見するに従い、悉く之を撲殺すること。又中下繭を自家用の製糸となさんとするものは速かに殺蛹すること。

一、生繭を保蔵する室には渋紙を敷き詰め、其の紙の四辺を内面に折り返し置き、蛆の散逸を防ぐこと。

一、蚕業終了の後、蚕室及び他の建物共、床下の大掃除をなし、地中に潜伏せるきょう蛆を駆除すべきこと。

その後もきょう蛆の被害は少しも減ることなく、増加まん延する傾向があったので、明治三十三年六月加藤平四郎知事は、次のようにきょう蛆の駆除法を示し、駆除を図るよう訓令した。

きょう蛆駆除法

一、蚕種製造者、養蚕者、生糸製造者、生繭乾燥者、蚕繭取扱者は、左の方法によりきょう蛆受器を設くべし。

蚕架の下に布帛、或いは強靱なる紙等にて受幕を張り、幕の中央に孔を穿ち漏れ口の一端を桶或いは瓶の類に入れ、きょう蛆の之に陥落するよう装置をなすべし。

一、生繭を集散、或いは保存する室内には、布帛或いは強靱なる紙を敷き、きょう蛆の散逸を防ぐべし。

一、生繭を運搬する容器は、綿布、麻布、其の他きょう蛆の逃散せざる材料を用ゆべし。

一、以上の諸法を以て捕集せるきょう蛆の悉くはこれを焼殺すべし

一、生糸製造者において生繭を購入したる時は、速やかに殺蛹を行うべし

きょう蛆駆除はその後も官民あげて防除に努め、戦後養蚕家の床下へ薬剤撒布をしたことは、記憶に新しいことで、今後も養蚕の続く限り重要な問題である。

八　大正、昭和の恐慌時代

大正三年七月、第一次世界大戦（欧州大戦）が起こり、我が国もこれに参戦したので、生糸の輸出は途絶し、糸価は大暴落をしていわゆる蚕糸恐慌が起きた。県はこの対策として、各製糸家に協力を求め乾燥保管させることにした。各町村は部落ごとに繭の簡易乾燥設備を行わせようとしたが、資金難のためほとんど不可能の状態になった。しかし県からは、地方の実状に応じた救済策を立てるようにと指示がなされた。郡市長が中心となって奔走した結果、地方の有力資産家や、産業組合からの資金の借入れに成功し、各地に乾繭設備が進められて、ある程度の乾燥保管が行われるようになったので、養蚕家の救済に大いに貢献した。

大正期二回目の蚕糸恐慌は同九年に起こった。これは大戦後のアメリカや日本の好景気の反動として現れた。まずアメリカの金融引き締めにはじ

表16　山梨県における明治後期養蚕戸数・桑園面積・掃立量産繭額表

年次	養蚕戸数	桑園面積	掃立量	収繭量	総価格
	戸	反	枚	貫	円
明治31	46,268	162,931	一	806,810	2,484,578
32	45,103	160,580	一	858,470	3,373,251
33	45,883	145,621	564,488	1,026,010	4,126,559
34	44,988	147,253	534,564	939,970	5,724,732
35	42,241	147,253	490,218	887,480	3,823,663
36	43,934	172,192	578,778	1,011,790	4,330,842
37	44,742	159,957	571,570	1,107,990	3,495,291
38	46,295	170,915	641,334	1,008,700	4,040,717
39	46,244	179,216	704,112	1,261,750	5,747,176
40	47,430	188,236	721,751	1,355,480	6,928,922
41	47,572	173,306	780,701	1,287,460	4,684,427
42	47,513	173,703	814,793	1,403,370	5,239,895
43	48,960	172,372	880,414	1,509,340	5,004,774
44	50,261	172,319	920,757	1,636,830	5,823,898
45	51,561	172,741	954,812	1,735,310	6,204,478

まる景気の後退で、ニューヨークの生糸が二か月も売れ残っているところへ、日本の株式暴落と銀行の破綻や、生糸商の倒産などが現れ、年頭には四千円もした生糸が、五月には半値に落ち込んだ。したがって繭値も下落して、一貫匁二十円以上に予想されたものが、八円にもならないことになり、糸価維持ができないばかりでなく、養蚕家の救済にも大きな打撃を与えることになった。

この恐慌時代には、蚕糸業同業組合中央会の活動が目ざましく、県には養蚕業組合連合会も誕生した。時の原内閣も事の重大性に鑑み、低利資金の融資等の対策を講じ、大正九年の秋には先に解散した帝産が、第二次の帝国蚕糸株式会社をつくって、滞貨生糸の買い入れを行い、糸価維持対策を行った。そのうちアメリカ景気の好転で急速に糸価が上昇し、繭価も次第に上がったので、帝蚕会社は十一年の暮には使命を果たして解散した。

大正時代に業界各種の積弊を一掃し、あらゆる行政的制度を整備した山梨の蚕糸業は、昭和にはいるとともに、いわゆる合理化時代に進んだ。

大正の末期から行きづまり状態に陥っていた日本経済は、次第に恐慌状態を深め、昭和二年三月には、遂に金融恐慌となって爆発し、全国モラトリアム強行などの非常対策がとられた。この結果産業の合理化は促進されたが、その反面失業者の激増、物価、賃金の低落をまねいて不況は一段と深刻を極めた。とくにこの年は秋蚕不作に加えて、繭価の低落がひどく、貫当り二円台という安い繭価も現れて、蚕糸業者に大脅威を与えた。県では政府に低利資金の借り入れを申請し、八月十九日、県会議事堂で開かれた蚕糸業連盟会の協議会でも、会長の鈴木信太郎知事から、養蚕、蚕種、製糸の三業者の緊密な提携と、自給自足の経営が強調された後、蚕糸価暴落対策を協議した結果、糸価安定機構の設置と、低利資金の融資を政府に陳情することを決めた。そして八月二十二日佐藤三郎兵衛ら九委員が上京して、大日本蚕糸会など各蚕糸団体の協力を求め、阿部農林次官、石黒蚕糸局長らに面接して、救済を陳情した。その後も同連盟を中心に、町村長会などから中央への陳情を繰り返した。結局預金部から五千万円が貸し出

され、本県にも百五十万円が割当てられて、乾き切った農村をうるおした。

しかしこうした間にも、米国の経済恐慌のあおりをくって、我が国の経済恐慌は一段と激しさを加え、昭和五年から七年にかけては、蚕糸業にとっても全く最悪の年となったのである。

経済恐慌を最も鋭敏に受ける糸価は、四年十月から新安値に落ち込み、翌五年六月には糸価は八百五十円、九月には五百円と、明治二十九年以来の安値にと惨落した。このため蚕糸中央会では、四年十月から製糸の操短を決議すると同時に、生糸の共同保管予定三万梱を五万梱に増やしたが、全然効果はなく、遂に前年制定されていた「糸価安定融資補償法」の発動を政府に訴えるまでになった。本県でも十二月十六日、蚕糸業連盟会の評議員会で、次のような糸価維持に関する陳情書を決議し、糸価安定融資補償法の発動を、政府や中央関係団体に要請した。

糸価安定に就いては、国策として、之が根本的施策を講ぜられるべきは勿論なるも、現下の状勢に鑑みるに、糸価は異常なる暴落を来して停止するところを知らず、今や蚕糸業の経済的危機を告げんとす。さきに業者相謀りて生糸の共同保管をなし、或いは操業短縮の実行に着手せしと雖も、糸価の暴落を防止し能はざるの現況なるは、真に深憂にたえざる処なり。政府は之が応急の対策として、さきに公布せられたる糸価安定融資補償法を速かに運用して、糸価の安定を図り、以て蚕糸業現下の窮境に救済する挙に出られんことを切望して止まず。茲に本会評議員会の決議により陳情候也

昭和四年十二月十六日

山梨県蚕糸連盟会長　平田紀一

農林大臣　町田忠治殿

またこれと同時に山梨県議会でも、折から開会中の通常県会で、次のような糸価維持対策に関する意見書を可決し、農林大臣に提出した。

意見書

本邦蚕糸業の隆替は、国家の休戚に至大の関係を及ぼすこと、敢てぜい言を要せざる所なり。然るに現今に於ける糸価は、大正九年以来の安値を呈し、落潮滔々として実に凄惨極まりなきの現状なるは、邦家のため深憂に堪えざる処なり。

翻って本県蚕糸業の状態をみるに、蚕糸は各種生産品中の首位を占め、之が消長は直ちに県経済に影響する所甚大なり。若し夫れ現時の状態に持続せんか、県下六万の蚕糸業者は真に生活の資源を奪われ、又立つ能はざるに至るは明かなり。今やわが蚕糸業は経済的危機に瀕し、之を放任せんか、又収拾すべからざるに至るべし。是が救済の途は、政府の力により「勅令第二百五十六号糸価安定融資補償法」を速かに運用して、以て糸価の安定を図るにあり、幸に右の挙に出でられんことを望む。

右府県制第四十四条により意見書呈出候也

昭和四年十二月十七日

山梨県会議長　山口　延勝

農林大臣　町田忠治殿

このようにわが国蚕糸恐慌は、ひとり当業者ばかりでなく、山梨県七十万県民の生活を危うくするものであるといって、製糸業者の新人で組織されていた山梨県生糸新人連盟でも、五年一月十三日甲府市山梨県会議事堂で、蚕糸業者大会を開催して次の決議を行った。

決議

我が蚕糸業界の現時の経済的危機は、ひとり当業者のみならず、七十万県民の生活の脅威を誘致するものなり。依て、蚕糸業者は、茲に大会を開き左の決議をなし、以て之が貫徹を期す。

一、融資補償法を即時発動し、糸価安定を期せられたきこと。
一、蚕糸経済を安定せしむるため、国策を樹立せられたきこと。
一、蚕糸業に対する特殊金融機関を設置せられたきこと。
一、生糸取引き方法を改善せしむること。

右大会では、秋山真男、山口清次郎ら七名の実行委員を選任して、一月十七日上京、農林大臣をはじめ、政友会、民政党本部などを歴訪して、陳

表17　繭糸相場表

年次	当場百斤相	同指数
	円	
昭和元年	1,585	100.0
2	1,375	86.0
3	1,321	83.3
4	1,310	82.6
5	775	48.9
6	583	36.8
7	698	44.0
8	765	38.3
9	537	33.9
10	713	45.1
11	778	49.1
12	831	52.4
13	757	47.8
14	1,378	86.9

表18　全国平均上繭一貫当価格

年次	春蚕	秋蚕	平均	指数
	円	円	円	
昭和元年	9.28	2.33	8.35	100.0
2	7.18	4.77	6.03	72.2
3	6.88	6.02	6.48	77.6
4	7.37	6.53	7.06	84.6
5	4.00	2.04	3.10	37.1
6	3.08	2.96	3.03	36.3
7	2.54	4.70	3.53	42.3
8	6.25	4.27	5.28	63.2
9	2.52	2.38	2.46	29.5
10	3.82	5.37	4.50	53.9
11	5.06	4.81	4.94	59.2
12	5.80	4.40	5.15	61.7
13	4.50	5.15	4.79	57.3
14	9.43	10.88	10.15	121.6
15	11.85	8.71	10.31	123.5

情書を提出した。折から開かれていた全国蚕糸業者大会にも出席して、大いに意見を開陳し、秋山真男、広瀬豊平の両名は、同大会の決議実行委員にも選ばれて、大いに活躍した。

こうした、本県をはじめ全国各府県の運動によって、糸価安定融資補償法は五年三月遂にその発動をみ、十八万四千梱の生糸がたな上げされたが、世界恐慌に基づく糸価低落だけに、簡単に回復することは全く望むべくもなく、やっと滞貨生糸の処分を終わったに過ぎない。

昭和十四年までは、絶えずその圧迫を受けて、別表十七、十八表のごとく市況はさえず、蚕糸業は十年間にわたり陰うつな年々を迎えねばならなかったのである。全農村を吹きまくった恐慌のあらしは、想像以上に広く深刻を極めたのであった。

九　凍霜害とその予防

県では毎年のように発生した桑園の霜害を防ぐために、訓令や告諭を出して注意を促した。明治二十六年には霜害予防の徹底を期すために、各村部落ごとに霜害予防組合の組織を勧奨し、翌二十七年には甲府測候所を新設して気象観測を行い、凍霜害予防や警報を出し、養蚕期間中の警戒に努め、蚕業の安全を図ったのである。しかし霜害の完全予防は不可能で、その後もしばしば大被害を受けたので、県では明治三十一年四月六日、清棲知事名で次のように訓令を出した。

訓令第十一号

桑樹霜害予防の義に付いては、是迄追々訓諭置候次第も有之、常に注意を与え当業者をして予防上懈怠なからしむべしと雖も、本年は気候適順ならず、とかく寒暖其の序を失い、風雨の変化また頗る不規則にして、之を既往の経験に徴するに、恰も晩霜の来る兆象なるが如く、甚だ憂慮すべき年柄なりとす。就いては予め一層当業者の注意を喚起し、充分之が予防の方法を講ぜしめ、いささかも後日の悔いなきよう精々配意すべし。

また右に次いで三十三年三月六日には、加藤平四郎知事によって、霜害

予防として燻煙法が次の通り紹介されている。

霜害予防

桑園の霜害予防法に就いては、従来数次注意を喚起せしを以て、各自その不慮に備うる覚悟あるは勿論なれば、更に警告する要なしと雖も、本年は春寒強く北風又連日に亘り、本順の気候というを得ず。今後斯くの如くにして推移せば、或いは不時の結霜あるやも図られず深く憂慮する所なり。今や農閑に際し予め防備に努めざるべからず。而して予防の法たる去る明治二十七年以来しばしば報知する所ありしを以て、之等に就いて見るべしといえども、今またその霜害予防法中効果の顕著にして、広濶の区域に応用し得べき燻煙法の要領を掲載して、参考に供せんとす。当業者は土地の状況により、適宜協同して予防の策を講じ、惨害を未然に救済すべし。

霜害予防燻煙法

予め松、杉類の生葉、藁、籾がら、鋸屑等の如き燃料を貯え置き、降霜の兆あるを予察し、桑樹の内外、所々に之を配置し点火して燻煙し、園上に濃煙をたなびかしめ、以て熱の発散を防ぎ且つ朝陽の光線をさえぎるにあり。但し燻煙の際は時々燃料に水を注ぎ、発煙とともに可成り多量の水蒸気を発散せしむべし。尚燻煙を停止すること早きに失せざるを要す。

共同燻煙法を施行し難き場合には、コンニャク粉を塗布したる綿布の類にて作れる天幕を結霜前に張り、或いは桑園に藤棚様のものを設け、筵の類を載せ、以て地熱の発散を防ぐも可なり

明治も後期に入ったのに、綿布作りの天幕を張るか、棚をかけて筵を下げることというような注意が、知事から真剣に出されていることは、今考えるといささか意外の感がないでもない。燻煙法にしても、現在の大規模で効果的な重油燃焼法にくらべると、かなり不徹底なものであったことはいうまでもない。

ところで明治三十五年の四月十一日から十三日にかけて、全県的に猛烈な大霜害があり、桑園の大部分は記録的な大打撃を受けた。県では同十四日に次のような告諭を出して対策を促した。

告諭第二号

本年は春以来気候順を失し、序を乱り寒暖時を得ざるにより、霜害の絶無を保すべからざるを以て、しばしば警告する所ありしに、頃日来俄然気候の激変を来し、本月十一日より十三日に至る迄暴風吹き荒み、殊に気温は氷点以下に降り、結霜及び寒気のため桑芽は凍りて枯凋せるもの多く、県下桑園の大部分はその害に罹らざるなく、惨状実に見るに忍びざるものあり。飼蚕家の困厄想うべきなり。

而して現時を以て晩霜期に至る将来を予想するに、霜害のおそれなきにあらざるを以て、当業者は予て示せる予防の方法により、努めて被害なからんことを期すべし。而して桑芽被害の善後策としては、左記の件を実行するを要す。

一、蚕種の催青せるもの、若しくは催青の徴を呈したるものは断然廃棄すること。

一、蚕種催青の徴なきものは貯蔵器に入れ、寒暖計六十度以下の冷所に置き、蚕児の発生を遅延せしめ、桑芽の再生を待つこと。

一、桑樹には極めて速効性の肥料、即ち人糞尿、鶏糞、豆粕等を施し、発芽力を促進せしめること。

県はこのように告諭するとともに、一万円を投じて蚕種を買い上げ、掃き立ての調整を努めたが、思うような成果をあげ得なかったのである。しかもこの年は県が予想したように、一か月後の五月十三日に、南北都留と北巨摩郡下に降雪と結氷があり、桑の収穫はほとんど皆無の状態となった。県では積極的に秋蚕の飼育を奨励し、秋蚕種の共同製造、共同購入を行うものに補助金を交付したので、全県的に秋蚕飼育が盛んに行われた。これによって春蚕の霜害による減収を、ある程度カバーすることを得たのである。

いずれにせよ桑園の霜害頻発には、養蚕農家はもとより県も全く手を焼

いたことは事実であるが、宿命的に考えて、予防対策も消極的に流れたことがさらに被害を大きくしたので、県では三十六年二月二十六日には、重ねて霜害予防として、広大な地域に応用できる燻煙法の効果を挙げるように、土地の状況により適宜に地区を決めて、共同予防の体制を整備するよう告諭で呼びかけている。

しかし予防の実は思うようにあがらず、明治三十八年五月五日の降霜も広範囲にわたったので、また全県的に養蚕家はかなりの打撃を受けた。この時県では被害桑園対策として、樹勢を促進させるため速効性肥料を施用することと、併せて被害がひどく到底再発芽する見込みのない桑は、その場で伐採し、夏秋蚕に収穫を期待するよう要望した。ところでこの年は気候が極めて不順で、春蚕は壮蚕期になってむし熱い気候が続いたのに加えて、上簇期に入り連日のように降雨があったので、結果は甚だしい不首尾に終わったのである。

このため養蚕家は、県から要望されるまでもなく、春蚕不作ばん回の望みを夏秋蚕にかけて、いずれも強い増掃気構えに出たので、今度は県があわてて同年七月十二日、時の大山綱昌知事は、買桑などによる養蚕経営の危機を戒めて、次のように夏秋蚕の増掃には慎重を期すようにと、前の要望を取り消すような警告を出した。

告諭第七号

（前略）而して一般の当業者は、之が回復を夏秋蚕に期せんとするは素より当然の理勢にして、又策の得たるものなるべしといえども、元来養蚕は投機的事業にあらず、極めて確実安固に経営して始めてその収利を全うすべきものなれば、漫りに他人の桑葉に期待して、多量の掃立をなすが如きは、啻に危険のおそれあるのみならず、たとえ予期の収穫を得るも、時に或いは得失相償わざるが如きことを保せず。さればこの際夏秋蚕の規模を拡張せんとするものは、桑葉は勿論蚕具労力等の準備を完全にし、時に臨んで遺憾なき様注意すべし。

明治の末年には、毎年のように天災が発生して、県民生活は常に大きな脅威にさらされていたのである。即ち明治四十年の大水害に続いて、同四十一年も気候は極めて不順で農蚕もかなりの凶作に終わった。前年の水害後のこととて、農家経済の困窮は一段と深刻化したので、農家はこれが打開の途を競って養蚕に求めたことは当然の成り行きであって、同四十二年の掃き立ては著しく激増した。県でもまた養蚕を凍霜害の脅威から護って、所期の成果を収めさせるための霜害防止の確実な方法として、燻煙法の実施を強調し、施行上の要点について具体的に示した。

また霜害警報の伝達も、現在のようにテレビ、ラジオもなく電話も乏しい時代だったので、電報か特別人夫の足によって県庁―郡役所―町村役場の順に「シモノオソレアリ　カネウテ」と伝達され、警鐘が打たれたものであった。明治四十四年四月から結霜の時刻が切迫した時には、甲府市の愛宕山のドン（正午砲）発射場で二発の号砲を発射して、農家に急を知らせたものであった。

凍霜害は養蚕業にとって最大の脅威であったが、終戦後の再建復興にまい進する蚕糸業にとって、戦後数年間にとくにひどい凍霜害を受けなかったことは、何よりも幸運であった。しかし災害は忘れたころにやって来るのたとえの通り、二十八年四月には異常気象が続き、十三日を皮切りに十九日、二十四日、二十五日と相次ぐ大霜害が全県下をおそい、桑園一、三一四町五反歩が平均五割に近い被害を受けた。これによる損害見込額は県蚕糸課の調査によると、桑の減収量約三十万貫、繭にして六万二千貫、金額にして二億円に達した。春蚕掃き立てを前にして涙ながらに桑を伐採する農家が続出した。本町では久那土地区の被害が甚大であった。県でも事態を重視して緊急に「果樹桑園対策委員会」を設置し、金丸副知事を会長に、武内経済部長を副会長に、関係課長らを委員として応急対策を検討した。とりあえず桑園養蚕に対する技術対策を決め、関係機関を総動員し、県養連の協力を得て各町村への徹底を図った。さらに農業共済金の支払い促進、農業所得税の減免、病虫害防除対策、農業生産資金の貸し付けなどの対策を

急ぎ、金丸副知事、武内経済部長らが上京して農林省に援助を要請した。

凍霜害は過去の実例を見るに、二、三年連続して発生する場合が多く、ここでも二十八年に続いて二十九年、三十一年と大霜害が発生した。二十九年の凍霜害は第一回が四月二十一日に発生し、被害も北都留郡を除く各郡市にわたり、桑園だけで千四百五十町歩に上り、特に県下一の養蚕地帯を含み、七割から九割という大被害を受けた。続いて同二十八日早朝には北巨摩郡下を中心に、県下高冷地を含め七百町歩にわたり大被害を受けた。

なお凍霜害予防として二十七年ころから、従来の燻煙法、覆がい法、かん水法、それに稚蚕専用桑園の設置などのほかに、重油燃焼法が行われるようになった。この方法は桑園の内外で重油を燃やし温度の下降を防ぐもので、経費も比較的少なく効果は大きい。三十一年の凍霜害では、重油燃焼で防止したものは県下で六十三町歩に達したと言われている。

その後凍霜害の被害は少なかったが、五十四年春県下に発生した凍霜害は、掃き立てを目前にして養蚕家を驚かせた。本町においては養蚕戸数も少なく、養蚕組合直営の稚蚕共同飼育所施設の完備もあって、掃き立てを二日程度遅らせただけで被害を最少限にし、年間の繭産額は前年実績に劣らない収繭量を収めたことは不幸中の幸いであった。

十　製糸業

(一)　江戸時代の製糸業

本県の製糸業や、糸繭商人の往古の変せんや活動を知る記録は乏しく、これを詳かにすることは困難である。江戸初期の慶長年間から「白糸割符」によって保護され、京都西陣織などの原料糸として無制限に輸入されてきた中国生糸が、宝暦、明和年間から幕府が生糸の輸入防止と、国内自給の方針に転換して進んだために、たちまち改良増産された国産生糸に圧倒されて輸入量は次第に減り、文化年中以後は全く跡を絶って国産糸の独り舞台となった。この時代、輸入の中国糸に対し、国産糸を和糸といったが、和糸の大半は京都へ登せて販売したことから、各産地では別名「登せ糸」とも呼んだ。「元禄帳」には「登せ糸の生産は寛永年間のころから始まり最初濃州、江州だけであったものが、明暦年中から次第に諸国に及んだ」とあり、本県でもまたこのころから生糸は土地の需要を除いて、余ったものは「登せ糸」として京都地方へ販売したものである。

その後弘化、嘉永ごろになって、産額も増加したが、それでも産地は都留、八代、山梨の三郡で全県の七分の一に過ぎなかった。また繰糸方法も原始的な手繰りで、繭三十粒内外で一線糸に繰り、一紲(かせ)の量は七、八匁のものを、三百匁内外の一束にまとめて髷糸(まげいと)といった。これを西京の機業家や、生糸商から委託された県内の糸繭仲買商が買い集めて、一個を九貫目に荷造りし、四個を一駄分として京都に輸送したものである。

このように生糸需要の増大と技術の進歩から、この時代から蚕糸業の組織と機構にも変化が見られた。養蚕から製糸、繰織が分離し、また繭生糸仲買商の出現を見るようになった。なおこの時代の本県の糸生産は年一個(一個九貫目)で、都留郡から生産するものは、全部甲斐絹原料として消費された。また弘化、嘉永ころの生糸相場は一個五十両であった。

安政六年六月の横浜開港によって、内需専門の地方産業から脱脚して、一躍輸出を目標とする国際産業へと転換したことにより、飛躍的発展の基礎を得たのである。高値と需要の激増から、生糸の粗製乱造が見られ品質も一段と劣悪となった。

(二)　明治・大正の製糸業

明治維新政府は、蚕種生糸改所の設置に続いて、明治六年一月、生糸の粗製乱造と詐欺行為を厳重に取り締まる布告をすると共に、生糸製造取締規則を公布して、業界の発達を指導した。

わが国の機械製糸は、上州前橋藩士の速水堅曹がスイス人ミューラの指導を受けて、明治三年六月前橋町の民家を借りて試みたことが初めてであるといわれている。本格的に開始されたのは、政府がフランス人ブリューナ

の指導を得て、上野国富岡の地を選び、明治四年三月十三日に着工、翌五年七月完成して十月から操業した。三百釜の官立富岡製糸場であった。これに次いで明治六年一月二十五日には、東京赤坂に四十八釜の勧工寮製糸場が建設された。これらに刺激されて信州、上州をはじめ全国各地に次々と機械製糸が出現した。山梨県では明治六年五月、県令藤村紫朗と県参事富岡敬明が、甲府山田町名取雅樹の考案した製糸機械の優秀なことを認めて、これを取り入れ模範製糸工場を新設し、県内製糸の改善発達を図るため、租税頭陸奥宗光に申請して、建設費二千五百十七円を借り入れ、同五月十四日錦町の地を選んで山梨勧業製糸場を建設し、その一切をあげて雅樹に任せ、経営に当たらせたのが最初であった。

山梨勧業製糸場と前後して、数多くの機械製糸が県下に設立され、十三年には三百七十余か所を数えるようになった。ところが十六年ごろより糸価の低落が見え始め、資本の少ないものは倒産し廃業したので、同年には百四十工場が整理され、二百三十工場となった。明治十九年になって表十九に示すように糸価はいくらか活発となり、製糸工場も増加した。

日清戦争が圧倒的勝利に終わって、わが国の国際信用は増大し、海外市場が拡大されるにつれ、本県の産業を代表する製糸業は新局面を迎えた。従来人力から水力によっていた動力は、二十七、八年ころから次第に蒸気機関に切り替えられるようになった。

また製糸工場の機械化は、明治三十六年以降は第二段階に入り、この年初めて三台の発動機と、一台の石油発動機が運転されたのである。そしてこれ以降芦川の第二、第三発電所が次々と完成するにつれて、電動機はますます普及し、電灯の使用と共に飛躍的に増加するかたわら、資本を糾合して合資組織や株式組織も盛んに取り入れられて、近代化へと脱皮していった。

大正元年から五年間は、景気は全般的に下降期であった。

糸価も二年から低落を続けたので、製糸業も不振を極め、三年には欧州大戦の影響をまともに受けて、九月には全く休業状態に陥る工場が続出した。しかし四年に入ると景気はようやく立ち直りを示したが、不況は依然深刻を極めた。だが欧州大戦の見通しのついた五年からは、糸価の高騰がもたらした製糸業利潤の増大によって、急激に製糸企業意欲を高め、休業中の工場が操業を再開するほか、新たな製糸工場の設立が相次いで行われた。

機械製糸は、大正五年には百十七工場、一万二千四百六十九釜であったものが、十年には百八十六工場、一万三千二百四十四釜となり、わずか五年間に約七十二工場、七百七十五釜増加した。

このため全般的に工女不足となり、県下各地でしのぎを削る女工争奪戦が行われた。大戦景気は八年で終わり、九年からは物価も下がり不景気風に見舞われ閉鎖工場も続出した。甲府市の座繰糸同業組合は、糸価暴落の

表19　生糸輸出額

年　次	輸出数量	同　価　格	百斤平均価格
	俵	円	円
明　治11	14,533	7,894,361	543
12	16,372	9,734,533	594
13	14,617	8,607,289	589
14	18,128	10,678,044	594
15	28,943	16,254,966	562
16	31,315	16,201,272	517
17	20,991	11,008,774	524
18	24,572	13,033,871	530
19	26,717	17,413,749	652
20	31,472	19,391,936	615
21	47,005	25,966,651	552
22	41,283	26,620,157	645
23	21,103	13,859,338	656
24	53,626	29,438,311	549
25	54,315	36,320,681	503
26	37,152	28,173,979	758

ため八月から無期休業に入り、一万余の女工が失職し大きな社会問題として騒がれた。

十年ころには不況も底をつき、十二年ころには一時的に好転した。しかし十三年には早くも反転し、十四年には糸価も低落し失業者も増加した。十五年に入ると不況は一段と深刻となり、製糸業も賃金一割値下げの断行を余儀なくされる苦境に陥った。

このように浮沈変動のはげしかった割に工場数、釜数は大した減少もなく、十四年に二百十二工場で一万三千釜を割ったほかは増勢を続け、十五年には二百三十三工場、一万三千七百七十六釜と、十年にくらべて四十七工場、一千二百九十七釜を増加した。

県ではこのような時代に対処すべく、製糸専任技術員や、製糸技術者養成所を設置して、現業員や教師を養成して、技術の向上改良を指導した。一方蚕糸関係の産業団体が共進会品評会を開催すれば、製糸業者も共同提携して、施設の強化や技術員、教婦を雇い入れて、最新の学理を応用し製糸の改良発達を図った。原料繭も県の指定奨励品種に重点をおいて品質の向上に努めたので、矢島製糸などは、生糸市場での標準格物に選定され、「矢島格」として甲州生糸の声価を大いに発揚した。当時大規模に営業していた製糸家は西八代郡下では久那土村峡南製糸株式会社、高田村丸三製糸会社、栄村睦栄会社栄分工場共栄社、上野村株式会社市川製糸場、市川大門町甲州製糸株式会社、一瀬製糸場昇進館があった。

なお、小規模ではあるが久那土村に五製糸工場（赤池元作、池田栄吉、赤池勝治、土橋子之作、上田勝太郎）があり、いずれも従業員数は十人前後であった。

また共和村、若林安造は自村下田原において製糸工場を経営していたが、大正九年六月久那土村三沢に移転、自ら社長となって前記峡南製糸株式会社（従業員一三〇名）を興した。

㈢昭和の製糸業

昭和期に入っても県下各地に製糸工場が続出し、昭和六年までに七十五工場が設立された。またこの反面、設立した製糸工場の中には、経営の拙劣さと、糸価の激動に堪えかねて次々に姿を消していったものも多かった。またこの時期に組合製糸も県下に五工場設立された。

昭和十二年には、製糸業整備改善施設規定によって県下工場数、釜数の各三割に当たる九四工場の五、一二六釜を整理した。機械製糸は「蚕糸業統制法」の施行された十六年三月には、百六十四工場（うち組合製糸三）釜数一万七百六十一釜となっていた。しかしこのころから次第に産繭額の減少が目だちはじめ、製糸設備との不均衡が大きくなってきた。それに加えて戦局の重大化に伴い、全産業部門の企業再編成の必要に迫られ、遂に十

表20　機械製糸の消長

年次	工場数	設備数	生産数量
		釜	貫
昭和 7	289	18,292	488,696
8	272	17,896	560,001
9	262	17,371	600,224
10	251	16,588	525,685
11	157	11,452	500,908
12	157	11,033	525,556
13	175	11,104	553,759
14	175	11,108	530,104
15	174	11,094	452,625
16	156	10,314	406,367
17	49	5,658	371,727
18	48	5,219	238,138
19	24 長繊維16	2,242	228,167
	24 短8 繰繭6	402台	149,900
	24 短8 開繭2	10	64,000
20	17 長繊維11	1,456釜	35,391
	17 短繊維6	252台	38,151

七年には製糸業についても大幅な企業整備が断行された。このため本県でも(表二十)「機械製糸の消長」にみるように、十七年には一挙に百余工場(うち組合製糸三)の五千六百五十八釜と、工場数では約三分の二、設備釜数では約二分の一が整理廃業または転用となった。西八代郡下でも十五工場が対象となり、旧久那土村昭和館赤池製糸場もその中に含まれた。

その後十八年二月にはガダルカナルの撤退を契機として、戦局は急転をはじめたので、政府は国内の戦力を結集して、これに対応するため、六月「戦力増強企業整備要綱」をきめて各種企業の整備を要請した。特に製糸は原料繭減産で製糸釜数はかなり過剰であった上に、戦時下では不急の設備とされたので、企業整備の風当たりは一段と強かったのである。

しかし四十九の残存工場は、一応有力工場のみであったので、工場の存廃転換の実行には比較的困難が多かった。同年四月には「日本蚕糸製造株式会社」が設立されるに及んで、整備も軌道に乗り十九年の初めには、永い伝統と優秀な設備を誇っていた二十五製糸が相次いで転廃業し、組合製糸の二工場も姿を消した。

ところで大正十、十一年と続いて信州丸茂、鐘紡の二製糸が設立された以外、昭和に入ってからは県外資本による製糸工場の設置はみられなかったが、昭和五年片倉が既成工場を買収したのをはじめ、長野県製糸業者らの原料繭買い付けの出張所が各地に設けられた。さらに十五、六年ころまでには片倉や東京笠原の、また市川大門には郡是製糸、甲府富竹町には昭栄製糸の乾繭所が設けられた。そして十七年の企業整備による統廃合の際、笠原は中巨摩郡大井村の大井館を買収して「笠原組大井工場」とし、また十九年には東京の昭和整毛株式会社は上野原町に開繭短繊維製造工場を移設した。

以上の残存二十五工場のうち鐘紡甲府工場を除く全工場は、日本蚕糸製造株式会社に所属して、いずれも所在地名を冠し、「日本蚕糸製造株式会社××工場」と呼んだ。別に蚕糸業法に基づいて、全国蚕糸共営組合が組織されたので、鐘紡甲府工場は蚕糸共営組合工場として、原料繭の配給割り当てを受けた。

また戦局がいよいよ悪化し、敗戦の様相が濃くなると共に、軍需工場に転用されるものが続出した。鐘紡は十九年末海軍工場として高射砲弾の製造に、広栄社永田製糸工場は同年十一月軍需工場として航空機の製作を始めた。さらに他の八工場も繰繭短繊維工場に転用されて、軍需品を生産したり、終戦時まで落下傘の部品製造に当たった。

終戦の二十年十月連合軍司令部の指令によって、日本蚕糸統制株式会社、共栄蚕糸組合、日本蚕糸製造株式会社は解体され、蚕糸業は戦時中の統制から解放されて、再び平和産業として出発することとなった。

ついで十二月には「生糸検査規則」が公布された。

日本蚕糸製造株式会社の解体により、その所属工場であった各製糸場は、元の持ち主に返還されることになったものの、山梨製糸業組合内にあった同会社の駐在員が、その清算事務に着手したのは二十一年の春となり、ようやく元の所有者に引き渡されるとともに、廃合や製糸設備の復元なども行われた。

この混乱動揺のうちに行われた製糸工場の主な動きについてみれば、戦災で甲府の大製糸工場を焼失した鐘紡では、二十一年六月に、東山梨郡岡部村の岡部製糸株式会社を買収して、鐘紡岡部工場とし、また東山梨郡加納岩町広栄社永田製糸は、二十一年八月の復元に際し、富士シルク工業株式会社山梨工場として再発足した。さらに上野原町の開繭短繊維工場昭和整毛株式会社の復元については、地方有力者が参加して協議した結果、株式会社上野原製糸場を創立、二十一年十一月免許を得て工場を建設した。

また北巨摩郡下では、片倉工業の乾繭場のある韮崎町有志の尽力を得て、二十一年春に韮崎製糸所の建設を進め、二十二年には操業を開始し、市川に乾繭設備をもつ京都の郡是製糸は、二百人繰りの鏡中条村の山梨製糸株式会社工場と、同郡飯野村の組合製糸甲西社を一手に買収して、郡是鏡中条工場、同飯野工場としたが、鏡中条工場はせっかく認可を得て復元計画をたてたものの、開業することなく二十二年に閉鎖した。なお市川大門町

の甲州製糸株式会社は平和館秋山製糸所と改称したが、結局前記十六製糸が復元し、鐘紡甲府工場など十製糸が廃業した。

その後甲府市山田町の芦沢製糸は中村製糸と合併して、甲府蚕糸工業株式会社に組織を変更、落合農業会製糸場も経営難から地方有志の出資により、不二蚕糸工業株式会社落合工場と変わった。

一時、八組合を数えた組合製糸も、遂に模範社だけを残して全部消滅した。終戦当時繰繭短繊維を生産していた甲府市日向町の舞鶴製糸は、その後昭和二十三年東京の桜シルクと提携し、桜シルク工業株式会社甲府工場として復帰した。

二十四年五月の統制撤廃や、単一為替レートの設定でいためつけられた製糸業者は、その後も人造繊維の目覚ましい発達や、中国生糸の欧州市場への進出などに脅かされながらも、古い歴史をもつ個人工場と、十五か町村を区域とする組合製糸模範社が、片倉、郡是、鐘紡、笠原などの県外資本工場とともに、本県製糸の主流となり、大した変動もなくきた。

製糸工場の施設のうちでは、繰糸機の近代化が著しく、二十一年復元免許を受けた当時は、多条繰糸機千二百九十台に対し、千五十五台とほとんど同数に近かった普通繰糸機は、二十九年ごろまでに大部分が多条繰糸機に置き変えられた。片倉工業韮崎工場では、二十七年十一月全国にさきがけて、K8型自動繰糸機百二十台を装備し、経営合理化に徹底した実を挙げれば、三十一年より各製糸も順次自動繰糸機を導入するようになり、製糸業もオートメーション時代を迎えたのである。

この期の座繰玉糸製糸の動きについてみると、座繰製糸はすべて繭を煮ながら足踏式機械で製糸したものであって、繭を煮る熱源に蒸気を使ったり、機械の運転に動力を使用することは、製糸業法違反として禁止されていた。ところが戦争末期から終戦後の混乱動揺期には、製糸業法も無視されて、復元や新設する座繰業者は競って蒸気機関を据えつけたり、電動機なども導入したが結局それが黙認される形となって、いわゆる機械製糸と変わりのない「機械座繰」へと近代化した。

表21　戦後の座繰，玉糸製糸の変遷

区別	座繰製糸			玉糸製糸		
	工場数	釜数	生産高	工場数	釜数	生産高
			貫			貫
昭和20年	398	1,565	3,000	70	114	77
21	398	1,565	1,289	70	114	326
22	333	1,490	4,211	96	115	382
23	333	1,490	3,862	96	132	1,383
24	236	1,490	18,091	96	132	2,144
25	236	1,486	43,859	57	119	3,557
26	231	1,319	55,358	57	107	4,250
27	213	1,234	66,068	58	125	4,219
28	190	1,244	55,798	57	163	4,637
29	179	1,287	70,193	36	113	4,966
30	179	2,149	121,679	36	117	5,832
31	179	2,263	192,464	8	76	5,631
32	178	2,063	199,023	8	109	3,763

表21　山梨県内製糸工場

会社名	所在地
輝国館深沢製糸場	南巨摩郡鰍沢町1642
㈱旭館望月製糸場	南巨摩郡増穂町最勝寺1317
㈱大正館製糸場	〃　〃　長沢1087
模範社	中巨摩郡敷島町大下条1671—1
鶴田製糸場	山梨市小原西6
桜シルク工業株式会社	甲府市北口二丁目15—27
平和館秋山興業株式会社	西八代郡市川大門町235
㈱斎藤製糸場	中巨摩郡白根町飯野3674
グンゼ株式会社飯野工場	〃　〃　3715
片倉工業㈱山梨乾繭場	韮崎市韮崎町1288
カネボウシルク㈱岡部乾繭場	東八代郡石和町山崎113
昭栄㈱甲府出張所	中巨摩郡竜王町篠原2324
笠原工業㈱大井工場	中巨摩郡甲西町鮎沢780
丸興工業㈱甲府出張所	甲府市武田二丁目1—17

また座繰製糸の原料は中繭、下繭が主体であったが、戦後の近代化によって繰糸能率が高められたので、原料の不足から上繭も使うようになって、機械製糸との区分も困難な状態にまで進んできたものも少なくない。

別表二十一の座繰玉糸製糸の変せんに見るように、座繰製糸の工場数は年々減り、三十二年には百七十八で、二十一年に比べると二百二十工場も少なく、半数以下となっているが、釜数は二十七年の千二百三十四を最低として次第に増勢に転じ、三十二年には二千六十三で二十一年より約五百釜増加した。生産高も二十九年から急増し三十二年には、内需の好調で機械生糸を抜いて二十万貫に迫ろうとしている。これに反して玉糸は輸出も振るわず、それに県内需要の大石つむぎ織の衰退で、減産の一途をたどっている。

三十三年に入ると製糸業界では、機械製糸業者が三月より二割操短に入り、また「生糸製造設備臨時措置法」に基づいて、繰糸機と無免許釜の整理を推進した。三十五年間にわたって、本県製糸業の進展に貢献した鐘紡岡部工場は、同年三月遂に廃業となり閉鎖した。

現在山梨県内の機械製糸工場は表二十二のとおり一四工場である。

十一　繭の検定所と強制検定

繭取り引きの公正と繭質改善を図るため、県では大正十五年六月「山梨県繭検定規程」を制定、繭検定所を設けて繭の検定に着手した。しかし当初は規模も小さく、繰糸量と解じょ時間だけの検定であったから、利用価値も少なく、これによる正量取り引きは所期の成果は挙がらなかった。初年の十五年には六十三組合で取り引き数量は六万六千六百五十貫で、年と共に増加したとはいえ、六年目を迎えても百八十六組合の二十五万八千四百三十一貫で総取引量の六、七分に過ぎなかった。

その後、農林省令第十一号で「道府県繭検定規程」を設けると同時に、六年から八か年計画で、各府県の繭検定事業施設を完備させるために、助成することになった。県では国庫補助を得て、検定所を拡充整備すると共

に「繭検定規程」を改正し、本格的に正量取り引きを奨励して、繭取り引きの改善と繭質の向上を図ることにした。

当時行われた検定の概要は次の通りであった。

一、検定を行う項目

1選除繭の歩合　2繭糸長　3繭糸繊度　4落緒回数　5生糸量　6繰糸量　7小ぶし

以上七項目で、当初の生糸量と解じょ時間だけの検定により五項目多くなった。

二、検定供用繭の採取数量

検定供用繭の採取には、荷口を構成せんとする生産者別に、各その生産数量の二百分の一を採取混合した上で、規定の数量を採取する

三、検定の方法

1選用繭歩合は、検定供用繭の全部につき、同功繭、汚染繭などの繰業に適しない繭を選除し、その重量割合を算出する

2繭糸長　巻取速度は春繭は一分間二二〇メートル、夏秋繭は二〇〇メートル、各六粒付緒繰により百粒を繰糸し、一粒に対する糸長を算出する。

3繭糸繊度　前号の繰糸により得たる生糸の正量と、その糸長とにより一粒に対する繊度を算出する。

4落緒回数　第二号の繰糸中の有効添緒回数を検査して、一粒に対する落緒回数を算出する。

5生糸量　白繭にありては十四中、黄繭にありては二十一中を目的とし、別に定める巻取速度と緒数にて左の方法で繰糸し算出する。

イ一荷口数量五百キログラム以上千キログラム以下のものは、検定供用繭より選除繭を控除した量に対する三十分の十二を繰糸して得たる生糸の正量を一、二にて除し、生繭に対する生糸量歩合を算出する。

ロ一荷口数量二千キログラムまでのものは、同じく四十二分の二十四を二区に分けて繰糸して得たる生糸の正量を二、四にて除し、生糸に対する生糸量歩合を算出する。

ハ一荷口数量四千キログラムまでのものは、同じく五十四分の三十六を三区に分けて繰糸した生糸の正量を三、六にて除し、生糸に対する生糸量歩合を算出する。

ニ一荷口数量四千キログラムを超えるものは、同じく六十六分の四十八を四区に分けて繰糸した生糸の正量を、四、八にて除し、生糸に対する生糸量歩合を算出する。

6繰糸量　前号の繰糸により得たる生糸の正量及び所要時間により、一時間に対する繰糸量を算出する。

7小類、　第五号の繰糸に依り得たる生糸より、十バネルを採取し、生糸検査所生糸格付検査標準写真により小類点を採点する。

四、一部検定の取扱い

大荷口の標準規程による検定によらせるほか方法はないが、過渡期で従来の一部検定を希望するものも多いので、これに対しては旧法に似た方法で行う一部検定を認めた。一部検定の検定供用繭の採取量は、一荷口に付き、一・二キログラム（三二〇匁）で繰糸方法は、白繭十四中黄繭二十一中の目的繊度で一分間の巻取速度は春繭にありては二四〇メートル、夏秋繭にありては二二〇メートル各四緒繰であって旧法と似た方法であるが、取り引き協定上に重大な関係あることは、黄繭二十一中目的で繰糸することになったので、解じょ等級に関係してくるのである。取り引き協定の統一を便するため定められた解じょ等級は一時間の繰糸量の多少で分けられるようになったが、実成績は繰糸時間によって付けた等級と何ら変わりはない。

なお等級は新たに特等級を設けて七等までとした。

五、検定手数量　一荷口に付き金三十銭

県では正量取り引きの普及を図るため、国の産繭処理統制法の実施に先

だち、九年三月「蚕種繭売買取締規則」を改正して、その第十四条で「繭特約取引きを為さんとするときは、知事の許可を受くべし、生糸製造業者にして、前項により知事の許可を受けたるものは、その取引き繭につき本県繭検定所の検定を受くべし」と規定し、強制検定の実施にふみ切ることとなった。これに備えて検査所の拡充強化を図り、八年の通常県会で繰糸釜を二十釜増設して五十一釜とするほか、寄宿舎設置などの経費を提案可決されたので、九年三月までに改装整備して、九年から計画通り繭の強制検定を実施し、繭取り引きの改善に大きく貢献したのである。

戦後蚕糸法による繭検定を厳正に行うため、新たに「検定供用繭採取立会人」を設けた。

従来の検定供用繭は、総荷口を代表したサンプルとはいえず、とかく良いものばかりを選んで出されるきらいがあったが、この制度の実施によって、荷口平均のものが出されるようになった。

なお供用繭の採取実習方法は、次のようであった。

○供用繭の採取は、売買両者立ち会いの下に採取させるか、または立会人が両者に代わって採取する。

○検定繭を袋詰めにする時は、所定事項を記入した標識を入れて封印し、さらに標識を結びつける。また繭検定書には、売買両者及び立会人の氏名を書き捺印する。

現在山梨県の繭検定は、甲府市朝日二丁目に移転新築された「山梨県繭糸検査事務所」において行われている。県下の繭集荷場において、公正な検定供用繭が採取されたものについて、近代化された設備によって繰糸と検査が行われ、繭格、生糸量などが発表され、繭価格決定の基礎となっている。

表23　単位養蚕組合の組織状況

年次	組合数	組合員数	養蚕戸数	組織割合
昭和　元	七六七	二八、六〇一	五八、八八二	四八・六%
二	八〇七	二九、九五三	五八、九五二	五〇・八
三	八三七	三〇、七八九	五九、四二三	五一・八
四	八四三	三一、三四九	五九、九八八	五二・二
五	八五五	三一、三三七	五九、九八八	五二・二

十二　養蚕組合

本県における養蚕組合は、その初期においては稚蚕共同飼育組合か、または繭の共同販売組合に始まり、いずれも蚕業技術員を中心として発達してきたものである。その組織は養蚕専業地域から起こり、明治四十年には東山梨郡下に三十七、中巨摩郡下に七十組合を数えていた。大正時代に入ると蚕業技術員の数も増え、また地方農業経済での養蚕の比重が増大して普及率も濃厚となってきたので、組織は部落単位となり全蚕期の飼育指導を中心に発達した。大正末期にはその数は七百余組合となった。昭和年代に入ってからはさらに増加して、二百四十一市町村、七百六十大字に対し、組合及び組合員数は表二十三の如く累増したのである。

ところで全国蚕糸業者の、総合的系統団体制度の確立を期した「蚕糸業組合法」は、六年三月第五十九議会の協賛を経て公布されたものである。内容は三章七十九条附則三項から成り、養蚕業、蚕種業、産業組合、製糸、生糸問屋業、生糸輸出業の六組合の構成よりなり、全国的蚕糸業組合連合会を設け、その連合会及び蚕糸業組合の連絡と、蚕糸業の改良発達、及び統制を図る目的で、日本中央蚕糸会が設けられた。蚕糸業組合は郡市単位の法人組織とし、養蚕業組合の下には、町村部落単位に養蚕実行組合が設けられることになった。

県では同年七月一日、蚕糸業同業組合中央会より岡本英太郎を迎えて、養蚕実行組合の組織促進について協議した結果、各郡市ごとに懇談会を開いて実行組合の設立の利点として、次のことを強調した。

一、養蚕業者の世論が、系統団体を通じて全国最高団体に達し、同業施設の上に実施し得られる。

二、法人格を認められる結果、対外的には統制力を生ずるが故に、事業執行の確実、経済的活動に利あり。

三、国及び県の各種奨励施設の対象とすること。

四、事業団体は養蚕実行組合のみで、他は輿論または統制機関となり、その点経費がかさまぬ。

五、組合の区域は町村部落を一単位とするので、団結力の実があがる。

その結果、従来の七百二十九の任意組合のうち、七月二十二日届出の東山梨郡松里村三日市場（今の塩山市）同郡山村（同勝沼町）同郡平等村上岩下（同山梨市）などを皮切りに、続々実行組合に改組され、同法施行三か月で北巨摩郡百二十七、東八代郡五十八、南巨摩郡六十四、南都留郡六十三、北都留郡四十三、甲府市四、東山梨郡七十六、西八代郡八十四、山梨郡二十三、中巨摩郡百二十三、計六百六十二実行組合が創設された。北巨摩郡の十月十四日をトップに、同二十四日の中巨摩郡を最後として、全県郡市養蚕業組合が創設された。以上のように各郡市養蚕実行組合の設立は順調に進んだので、山梨県養蚕組合連合会では、十一月総会を開いて解散することを決議し、引き続いて新法による「山梨県養蚕業組合連合会」の創立総会を開いて発足させた。しかしその後養蚕組合の組織はあまり進まず、七年一月現在で七百六組合、二万四千六百五十二人で、県下養蚕家の四割一分にしか達しなかった。県では養蚕実行組合に対する事業を指定し、その指導方針を確立し、事業指導指針を作って配付指導につとめた。さらに桑園整理改植をはじめ、あらゆる養蚕改良奨励規程を、養蚕実行組を基準とするよう改正し、奨励金は郡市養蚕業組合を経由して交付することとした。このため養蚕実行組合に加入し、組合員でなければ奨励金などの恩典に浴せないこととなったので、その後は養蚕実行組合の新設は大いに促進され、七月末には一千二百二十四組合に上り、組合員数は養蚕戸数の七割一分にまで普及した。また七、八年にわたって実施された桑園の整理改植事業は、一段と組合結成に拍車をかけ、八年末には養蚕実行組合数は千三百十一、組合員数は四万三千六百六十名に達して、ほとんど系統的

表24　養蚕実行組合一覧　（昭和9年3月現在）

組合名	設立年月日	組合員数	組合長氏名	組合名	設立年月日	組合員数	組合長氏名
石草沢田田	昭和 6. 9.21	17	喜郎重吉策	畑額塩川瀬	昭和 7. 8.28	8	衛良輝一作
大大三樋車	6. 8.30	25	政延宗春義	丸釜長北市	7.10.25	19	兵種定義伴勇
切水芝拾	6. 8.30	40	戸田田藤向	之	6. 8. 8	25	池池林林田
上大久堀	6. 8.30	12	桐上上伊日	炊	6. 8. 7	11	赤赤小小桜
河根宮瀬	6. 7.30	40	加小中内高	岩清大岩岩	6. 9.25	15	佐磯渡渡赤
木舟草組	6. 8. 7	45	藤林村藤野	下沢平欠立	6. 8.30	20	重一譜作彰
房道	6. 9.15	22	常安義僖幸	欠共	6. 8. 7	24	金辰趣庄
田嶺	6. 9.15	13	治吉春孝助		6. 8. 7	20	義辰信隆
原山保切頭子平戸	6.10. 5	12	芳秀友栄重	山口島島平部奥手上色平	6. 8. 7	25	林辺野藤野
磯之	6.10.15	20	原藤藤月田	高之	7.10.17	11	小渡佐遠佐
組平倉	6. 9.10	38	井藤池辺辺	杉山竹波上	6.11. 1	21	兼郎忠吉三
下上関関之	6.11.20	15	橋狭池	下湯横水	6.10.10	11	三
古古中	6.11.20	13	大伊伊望長	一色和計	6. 9. 5	13	部田井藤松田藤
	7. 8.29	22	嵩伊赤渡渡		6. 9.10	24	寿吉誠種賢夫蔵
	6. 8. 7	35	土若赤		6. 6. 5	13	春政善保和新
	6. 8. 1	50	悦重富		7. 8.28	17	石浦松伊岩
	6. 9.30	30	治義助		6.11.20	12	依内
	6. 9.30	40	之		7. 9.20	21	
	6. 8.24	27			7. 9.20	9	
	6. 8.28	26			7. 9.20	9	
	7. 8.31	16			6. 9. 5	17	
	7. 8.28	7			8. 2.19	15	
	6. 9.15	20				945	組合数　45

団体制度を確立したのである。

当時下部町における養蚕実行組合は、表二十四の通りであった。

太平洋戦争中における養蚕実行組合は、食糧増産のため桑園整理や、繭の供出割当制などを強制され、十八年三月「農業団体法」の公布によって県養蚕実行組合連合会は解体し、「山梨県農業会」に統合され、農業会では生産部に蚕業課を設けて統かつした。

敗戦後の二十二年十一月、連合軍総司令部の命によって、農業団体法と蚕糸業組合法が廃止され、代わって「農業協同組合法」が公布された。山梨県養蚕実行組合は、農業協同組合法に基づく養蚕農業協同組合を設立するまでの暫定措置として、県下一千三百八十八の養蚕実行組合を掌握し、単一組織の養蚕農協設立にまい進することを打ち出し、二十三年一月「山梨県養蚕協会」を設立した。

新法による単位養蚕農業協同組合の設立は、県の認可も順調に進み郡市にはその連合会を、県には昭和二十三年八月、山梨県養蚕販売農業協同組合連合会を創立し発足させた。その後部落単位の養蚕農業協同組合も、旧村あるいは町村養蚕農業協同組合に改組して、現在に至っている。

十三　蚕影神

本町の多くの部落には、神社の境内とか道祖神の脇などに、「蚕影神」と刻まれた石碑が祀られているのを見かけることがある。祭神は豊受大神とも稚産霊命であるともいわれて一様ではない。本町の多くは大正から昭和にかけて祀られたものが多い。いずれにしても養蚕は農業の中で最も重視され、蚕作の豊凶は一家の経済のみならず、県や国の経済にも大きな影響を及ぼすところから、その豊作と安定を願う住民の素朴な信仰の現れであったろう。蚕影神は部落のみならず、県蚕糸関係の出先機関の庭先などにも見かけることができる。その時代の人々が如何なる悲願をもって祀ったかは知る由もないが、その時代の世相の一端を末永く里人に語りかけてくれるであろう。



蚕影神

最も古いものは、茨城県多賀郡川尻町のものといわれ、明治以前に祀られたものである。太平洋の波が打ち寄せる海岸台地に、鳥居をもった立派な神社で、この地方の鎮守にもなっている。由緒によれば、昔中国から蚕神が舟でここに渡来したと伝えられている。さらに築筑山の中腹にも養蚕神社がある。

本県においては、甲府市善光寺の境内に祀られている蚕影神を、かつて県養連が、その年の蚕作の無事を祈って、その御札を県下の養蚕家に配ったことがある。

第三節　飼育法の改善

一　天保八年の養蚕指導書

養蚕飼育は往古から行われてきたとはいえ、元禄のころでさえ天然飼育で初夏のころ、蚕の発生するにまかせ、自然の気候に放置して全く火力を用いず、無造作に桑を与えて、蚕児が発生して五、六十日もかかって繭を結ばせるという方法がとられていた。元禄以後においては、寒い日には火力を用いる飼育が行われ、時代の進歩と共に飼育法も清涼育、折衷育など種々の飼育法が行われるようになった。

宝永二（一七〇五）年三月、柳沢吉保甲斐の国守に封ぜられた。柳沢吉保の奨励によって蚕糸業は復活し、その発展は目ざましく、たちまち全国での主要養蚕地となった。江戸中期には全国各地に斯界の先覚者が現れ、深い知識を傾けた養蚕指導書が相次いで発行された。その最初は元禄十四年京都の人、野木道玄の著した「蚕飼養法記」であった。次いで正徳二年十一月には、上野国群馬郡の馬場重人が「養蚕育年鑑」を発行した。以上が東西二代表作といわれている。

本県でも文政二年に、八代郡の人蚕桑園稲磨が「養蚕手引草」を、天保八年には山梨郡上萩原（塩山市神金）の宮原良弥が「蚕養秘録」を出して、育蚕の方法を世に広め、普及宣伝に努めた。当時如何なる方法で養蚕したか、まことに興味深いことなので全文を紹介しよう。

蚕養秘録　　甲州上萩原宮原良弥著

生としいけるものの中に人ばかりたふときハなし人ならで生としいけるもの鳥けもの魚むしとおほかれど何ものか衣をきる衣の細麁によりて貴賤の差別をわかつぞ人のみなる其美服といふハみな蚕して製るなりその蛹の出来し原は孱くも稚産霊神の御子保食神豊授皇大御神とて伊勢外宮に鎮座也亦稲荷大明神も此御神也須佐之男命に殺されたまひし時其御かばねに五穀と桑木と繭と成つるを天照皇大御神天熊大人といふ神を此芦原の中国に降しと其種々のものをとらしめて天上に田を作りたまひ蛹を口にふくみて糸を引出しめ給ひしより蚕の方始りて今に至るまで貴賤なくその御恩頼をかうふる也　また天竺に伝へいふには須弥山に蚕宝星といふ星衆生をあわれに玉ふあまりに繭を作りたまへりと天門精細記にみえたりしかれば眼前蚕するハ忝なくも彼神皇の御休を直にやしなひ奉るにひとしければゆめゆめおろそかにおもひ奉るべからずされバこそ物の穢をいむ事の的然なるをおもへかくて今世にまずしき人も蚕にさいはいにちがふ事なれば彼神星の御あわれひ也しかれどもかかるが故にかならず不損といふ事をしらず只その年年の晴雨冷暖によるとのみ心うるいまだしき也ここに悔に不成となき方便ありそハ蚋はきおとしより廿八日初五十日までのうち揚仕舞蚕方日々に心得あるが中に其大切なる日に口伝三つあり其方便此書に記して今より行末千とせを経るとも蚕において不成なからしめんとす是強にわが功にほこるにあらず即三十年以前より蚕に心を尽すこと凡ならぬに彼神星の幸ひたまひとか其方便を具にさとれりかつ此事を世にひろめよと霊夢さへ見つればいと忝きあまり親き友にかくとかたるにそハ片時もむなしく過須べしや早速にはからへとすすむるまにまに其大むねをここに記しと世におほやけにするなりな無此書の本意をよくよみ心得てこがひしたまハバ千万年も不熟べからずかくいへば世をかろむるに似たれどもかの神星の御慈を空しくせんも空おそろしくてな真そしらん人ハよし信仰ハバ玉ともめづらんかしそれにはわれはあづからず

かくいふはわがにはあらず天にます
我云　　宮原良弥
豊授姫の御ことぞ

蚋出方のこと

其家々にて何月何日は吉日に当れ里その日掃おとさんと思召ハ蔵おき候庫より或ハ十日或ハ十二三日前に取出し居所おもての明り障子の際五六尺さりて高さ五尺五寸より六尺程の高みつるし置きたまへ十日めには必青み十二、三日めには蚋出也出はじめたまハバ和唐紙一枚のはしへひとへにつつみ俗二階へ蓙を敷其上に籾殻を多分振其上に置夜中ハ衣類の袷にてつつみ朝ハ日出頃に取出し亦日没頃には包み置事前のごとと為べし尤あしきかぜのあたらぬように用心し給ふべし三日目には大凡出るなり

○掃落し仕方並産一ならび養法の事

掃落仕方はその日巳の下刻より午の下刻までなり蚋出候より三日目の格別暖気に候バ二日目に大かた出申べし左候ハ桑の和らかなるを摘剪刻曲金方一分を大葉とおもひ何程にも細末にして一枚の蚋に剪桑凡七合ふりかけ置線香一柱の内七分燼滅とき和唐紙一枚へはきおとすべし尤その予に剪桑七八合用意し置て今掃落したる中へ折こみ指の先にていかにもやわらかに交あわせて和唐紙三枚に配分べし扱其日半日に二度交ぜあわすべしその度ごとに一枚へ剪桑壱合二三夕ほどづつ養べし尤凝ある所ハ箸のさきにてちらし置べし扱翌二日目に四枚三日めには五枚にすべし尤一日に三度つつ朝桑後夕桑前によせ候て指先にて取まぜすへし三日目の晩まで右の如くして度々桑養たもうべし夜中には其儘にて二度宛昼夜とも都合七度剪桑養べし倦四日目ハ朝桑後右の糠ふり候筵へうつし一日に二三度づ

つ箸にて方三四分を目当として片端よりきりわけきりわけ毛子よりの所は箸にてうすき所へ取おき分候へばむらなく候仍六日めにハ一枚の蓙枚数五枚にすべし尤蓙目四日五日内端にわけて七日めに成りてもならび姿見えずハ籾糠亦ハ麦搗ぬかふりかけこしりかへしたまうべし年の運気により六日より十二三日に並びすわり掛り申すなり桑留の事ハ一枚の蓙におき子四つ五つ見え候ハ桑どめしたまふべし桑付の事ハ桑干の時わが子数を心に覚え其分おき申さぬ時桑づけしたまふべし

○鷹養やうの事

妙一枚分産蓙五枚也桑付三日目に二つ分にして此目方五十目なり格別寒く候ハゞ四日目にて五十目わけ也　扨鷹並びハいそぐ故油断なく手廻しして桑数度養ひ少し白け候時三四度の桑沢山に養ひてよしくわ不足なれば舟にそれ出る也扨亦分法ハ産と同様に心得たまひてよし亦桑留桑干も同じこと也尤桑干数季候にしたがひ二かたけより五六かたけまで見あわせあらき風ふけば起不足ことも桑何分細末に刻み平薄く桑付したまうべし

○舟飼ならび起の事

鷹蓙一枚を是二つ分にして此掛目凡七拾五匁より八十目　冷暖により二日三日四日冷気よければ三日目より吉凶見えしかと見わくる也見くるしく候ハハ八分並び候時糠をふり其上へ剪桑をかひ羽根にて掃取別の蓙にて養育つれば同様になり申也　桑干し桑付ハ鷹と同じ

○庭飼ならびおきの事

庭飼ハ是亦舟蓙を二つ分にしたまふべし庭になりては桑喰入大によろし此の時桑不足なきようにしたまふべし上出来にても桑不足なればあしき蚕になり申也　庭になる頃ハ暖気増す故に仕損んじ出来ば心を付て桑を沢山に養ひ蚕沙さらひたまふべし扨桑干桑付ハ同様にこころえたまひてよし

○光樹養揚仕舞心得の事

光樹随意にし玉ふべし上々繭とらんとおぼさば一枚蓙へ蚕数凡八百入夫より千二三百これは随意にしたまふべし尤揚仕舞の心得ハ一枚の蓙より三ケ所にて十ケ又は十二三取出てすかし見て十のうち六ツ小足に掛るを上順と申也尤黄昏にかかりてハ格別にすくものゆえ翌日にのべ薄桑養てよろし

○毛にたたぬ用意の事

紙より妙出る時格別の寒暑により油断あれば毛に立物なり心して掃落す前に寒くは袷ぐらいに二重に包みおくべしあつくば丸はだかにし置く宜し掃おとしたる紙また蓙の上にても寒暑冷暖は桑にて凌く物なれば油断なく桑を養ひたまふべし

○節高出ざるやう心得の事

ふし高はとかく湿気より出来るものなれば下きりこくそかび亦ハ雨桑薪木のいぶり格別つよきなどよりふし高のおほく出るなり並びの度ごとに蚕沙のかびざるやうに箸をいれまたこくそをさらひとりてかび気なきようにする時ハ諸病出来ることなし

○細蚕出ざるやう用意の事

ほそこハ養方の大ざや候なるより出る也前書のごとく手入こまやかに桑数養ひ玉へば細蚕出る事まれなるべし

○起しじみ用意の事

起きしじみハ大方桑の不足より出来るもの也亦ひとつには長ぼしあるひハ不断桑間遠く手入数少なければ出来る也よくよく用意したまふべし

○並びそれ出ざるやう用意の事

並びそれハ蚕質に大がたより候心得ハ切板庖丁かび気なきようにして桑器物手指まで叮嚀に清めてやしなひたまふべし其上の事は婦し高出ざるこころ得と略おなじ事なり

○蚕見分目方の事

凡蚕一枚に付掛目一七匁より廿一匁位有物也正味ハ十匁より十二三匁先ハ一枚と相立て扨青めにて粉吹かかり赤蚕なく粒そろひさわりても蚕ほろほろとこぼれずかさねこみなきを求めたまふべし

附り蚕の儀ハ色々心得あれどもここに略せり

○凡蚕一枚につき蚕数大むね心得之事

蚕一枚につき掛目十七匁より廿一、二匁此蚕数凡八万より十万程有前云うごとく養ひたまへば蚕一葉の生繭掛目一貫目入繭蓙数十五、六枚ハ大方の出来としるべし上出来なれば廿二三枚繭蓙一枚に付三升ます二升五合入此数凡二千より三千一、二百糸目方七十目より百、一、二拾匁あり前箇条之通り心を用ひて養立てたまへば相違なく幸ある事也　扨また旭蚕の節蚕数八百につき目方凡四百目位に養ひ育てたまひてよし

○桑手置心得の事

桑は摘桑又は伐桑にても朝日の出を上々旬とすしをれたりとも山家にてハ水露など打候事　甚禁べし尤誠に少しハよし軽き物を蓋にして　暖　みの出ざるやうに心付雨天の時バかりも露なきようにしたまひてよく尤平地傾村にてハ露打用ひてよろしをれても平置次第三日目昼までハよろし

○産子のうち家々置処心得の事

産鷹とも二階に置く時ハ旭のさすかた上場所なり其上ハ下より風入りよく火を焚上におかぬようにして又北の方へおきて養立べし夕日ハ厳しくいみたまふべし家により夕日さし込むあつきあり是ハかならずさわる也二階なき家にて養い立つるにも右のごとく意得てよし偖亦板屋根薄屋根にてむしあつきには桑を用意して数度養たまひ窓などは明置きてよろし

蚕養心得の事

煮焼も格別臭き物をハ禁べき也日向薤いむべき也産一並びの内来客の饗応長物語他之世業など左右油断のなき様に心得たまえかしあしく成る蚕ハいかほど手を尽すとも直る事なきもの也時気にしたがひ戸障子の明閉など其外万事油断なきように心がけたまふべし此の書のほかに秘事口伝はなけれどもかやうかやうと只手にとるやうには女中がたには会得しがたきもあるべし前書一覧したまふ上すめ兼る婦人方ハ手馴れたる人に相談したまひて養ひたまハハ初年より漸ニ二三年養たまハヾ十分に手に入給ふべし佐てハ孫彦やしハごの世までも蚕において不成という事あらじかし良弥がいう事をいぶかりたまわで則神星のおつげとおぼして各のごとく養立たまハじちにあやまちなかるべしあなたふとわが豊授姫大御神ハもあなかしこかの宝星ハも天保八年といふとしの二月甲斐国足引の山梨のこほり萩原の郷の御民　宮原良弥かしこまりてしるす

甲斐国　山梨郡上萩原邑

天保八丁酉年三月　　宮原　良弥撰

二　飼育法の移り変わり

本県の飼育法は時代と共に改良発達したとはいえ、明治にはいっても古来から行われていた清涼育一本で、豊凶もお天気任せというものであった。養蚕飼育法改善の急務を認めた藤村県令は、明治十六年、福島県で行われていた飼育法である温度育を導入するため、実習生を派遣して、本県蚕業改良発達の道を開いた。経済恐慌による農産物価格の下落は昭和六年が最もひどく、一石当たり米が一七円七七銭をはじめ大麦七円一一銭、裸麦一一円九〇銭、小麦は百斤で四円二二銭、また繭は貫当たり（三・七五キロ）三円八銭で、大正八年に比較すれば米と小麦は六割、大麦、裸麦は五割六分、繭は実に七割四分という大暴落であった。このように農産物は恐慌のあおりをくって下落する一方であったが、農家の購入する肥料などの農業生産資材は値下がりをみせなかったのである。こうした農業生産資材と農業生産物との価格の開きは、農業経営にとってまさに致命的であって、肥料以外の生産手段に生産費引き下げの途を求めて、その格差を縮める以外に方法はなかった。県でもこのころより蚕糸業不況対策として良繭の安価生産や桑葉及び労力の自給自足による経営などを強調指導し、県養連や蚕糸業連盟などもその実現に努力した。この結果養蚕経営は従来の雇

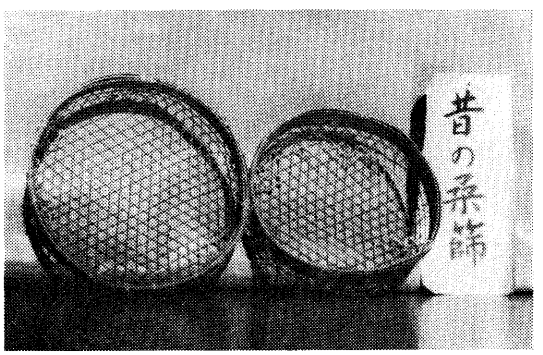

昔の桑ふるい

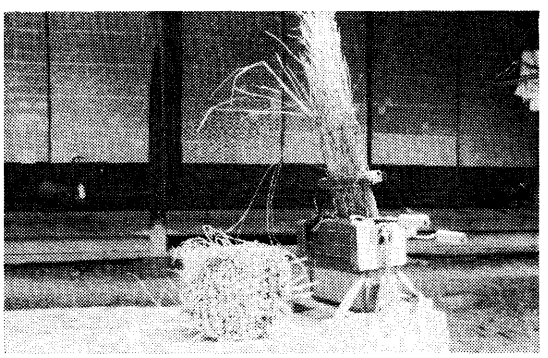
わらもずと繊機

用労力や買桑による経営は廃止され、もっぱら自家労力と自家桑葉を限度として、その範囲内で行われるようになり、同時に労力を節約するための飼育方法や簡易化も実現し、さらに特約取り引きが急速に普及発達してきたのである。

農家は農産物の価格が低落すれば、量産によってその低落による減収を補ってきたものであるが、殊に養蚕の場合はほかにこれに代わる有利な、しかも急速に転換できる作物がなかっただけに、なおさらこの傾向が強かった。この結果飼育法の簡易化が進み普及すると共に、また新しく箱飼い、防乾紙覆蓋育、電照育などの新飼育法が生み出されたのである。

先ず飼育型式の粗放化についてみれば、大正初期まで大半を占めていた剝桑育（桑をきざんで与える）剝芽育、全芽育などは、大正末期から昭和にかけて次第に減り、昭和六年には全養蚕家の九割六分以上が条桑育を行うようになり、全国的に自労自桑を限度とする粗放簡易な飼育型式に転換されたのである。

またこの時代の特殊飼育についてみると、昭和四年には密閉育、行灯育が大部分を占め、一部が箱飼いを行っていた。五年には石灰育、多桑育、電照育、補水育（亜鉛鉄板箱か木箱を用いて補水するもの）活桑育（一日一回給桑）覆蓋育などの新飼育法が続々登場して、六年ころには活桑育と覆蓋育は早くも姿を消し、これに代わって清温育が現れた。また前年来甲府電力株式会社が宣伝した電照育なども採り入れる養蚕家も少なくなったが、結局蚕児の経過を促進する以外に効果はなかったので間もなく姿を消した。これと反対に増加した箱飼いは蚕作の安定と良繭の量産が可能な経済的飼育法として広く普及し、非常時蚕糸業の再建に大きく寄与した。

箱飼育は稚蚕期には不良温湿度に対する抵抗力は強いが、栄養に対する抵抗力は弱い。また水分の要求率も体水分の発散率が大きいので、多湿に対する抵抗力も強いという蚕体生理に一致するように一、二齢期をトタンまたは木の箱内で飼育するもので、大正の中期ころから発案紹介された。その後経済恐慌により繭糸価が低落し、経済飼育の方法が研究されるようになって、脚光を浴び実行されるようになった。最初は一齢一回給桑という形式で極めて幼稚なものであった。つまり掃き立てと同時に給桑したまま盛食期から就眠まで放任し、大体就眠したころをみはからって箱から出し蚕箔上に広げたものである。この方法によれば労力の節約はできたが掃立蟻量の正確さを期し得なかったので、桑に過不足を生じやすく、桑も摘採後数日を経るので成分も劣るという欠点もあった。春日居村桑戸養蚕組合では、昭和五年以降これ等を研究改善して好成績を挙げた。県養蚕試験場でも岩間茂平技手が中心となって飼育指導に当たり、十年四月には「安全箱飼育の要諦」という小冊子を発行し、これらが箱飼育の普及に大きく貢献したのである。

またこの時代の飼育法改善について見のがしてはならないものに、甲府市二十人町北浦治作の「防乾紙飼育法」の考案があった。これは養蚕業に一大改革をもたらしたもので、中巨摩郡竜王村斉藤直恵の「板紙回転簇」

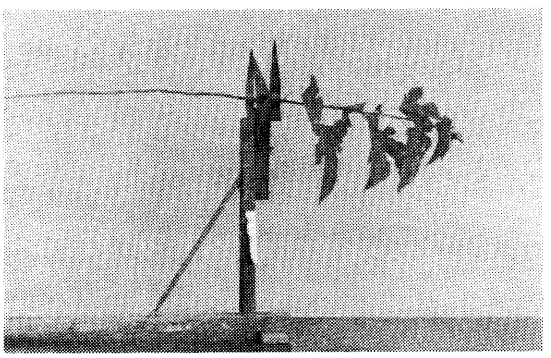

桑こき機



櫓　飼

の創案とならんで蚕糸界の二大発明といわれ、業界の進歩発展に大きく貢献した。

防乾紙飼育の発明された昭和初期には、糸質の優良な多糸量系の品種が歓迎され、虫質の強健性が軽視されたために飼育が困難となった。特に気象条件の悪い夏秋蚕に違蚕が続出して、養蚕経営は極めて不安定なものであった。防乾紙飼育法は防水加工した紙（防乾紙）を使って蚕座面を改善し、これによって飼育法の簡易化と違作防止に成功したもので、昭和六年九月から研究に着手し、満四か年の月日を費やして完成した。この飼育法によれば春夏秋蚕とも蚕作が安定するばかりでなく、飼育法の簡易化によって飼育労力と用桑は従来の半分で足り、生産費が大幅に軽減できるので、養蚕界の画期的な大発明であると絶賛を博し、たちまち県内ばかりでなく養蚕県に広がり、数年間で全国に普及した。

戦後は箱飼いを基本とした飼育法と、群馬県蚕業試験場日高氏の考案した土室育を採用した稚蚕共同飼育が、国や県の積極的な助成奨励によって急速に普及し、部落単位の共同飼育所が各地に設置された。本町においても土室育の稚蚕飼育所が数か所と、飼育室の保温に電熱器を取り入れた飼育所が多数設置され、養蚕の復元に大きく貢献した。

本町で特筆される共同飼育は、戦争中より継続実施された岩欠部落の模範的な飼育所運営で、清沢部落の共同飼育所と共に、地域養蚕振興の先進地といえよう。

本町の養蚕も前述のような推移をたどったのである。

当時の一般養蚕家は専門蚕室など持つ者はなく、その多くが居室兼用の蚕室か、住宅の一部の部屋を養蚕用にあてた。稚蚕は蚕飼いということから、戸障子に目張りをしてしめ切った部屋の中に、火鉢や暖炉などを持ち込んで保温したり、部屋の床板を切り開いて炉を作って、木炭や薪の良いものを燃やすなど工夫し、保温には特に意を注いできた。壮蚕期はこれを開放して、家族の起居するそばまで蚕座が広げられたものである。

今日育蚕上非常に重要とされている換気など全く無視され、保温のみに意を注ぎ給桑の回数などで成育を補う飼育方法であったことがうかがわれる。

採桑にしても春蚕期は条桑で収穫するが、夏秋蚕期には桑摘み器を指につけて、一枚一枚摘桑したので大規模な経営には自家労力では間に合わず、壮蚕期には臨時雇いをした。また桑摘みの能率向上のために桑摘み競技大会が各地に開催されてその技術を競ったこともあった。壮蚕飼育においても上簇まで棚飼いで、かご一枚一枚の給桑と除沙作業は大変な重労働であった。上簇法も熟蚕を最後まで一匹拾いで、かごにわら製の簇を広げて移した。繭かきも今の回転簇と違い一粒一粒丁寧に収繭したので臨時雇いを頼み大変な作業であった。

現在は稚蚕共同飼育所から配蚕されて飼育するが、養蚕経営規模によってはその形を多少変えただけで住宅兼用の蚕室となっている農家もある。

昭和三十年後半より農業構造改善事業が推進され、桑園の基盤整備と養蚕近代化の施設として、大型飼育所が建設され、自動恒温恒湿の飼育環境を維持する空調施設を完備するようになり、調桑形式も掃き立てから条桑給与と、一日二回給桑のように省力飼育で、しかも蚕作は安定するようになった。

三　条桑育の普及

現在行われている条桑育は、越後国で二百年以前に行われていたというが、本県でも郡内地方では古くから行われていたようである。「大日本蚕史」には、明治十六、七年ころ郡内地方に伝わり、平飼条桑育となった。いわゆる櫓飼いと称され盛んに同地方に普及したとある。「日本蚕業史」には、明治十八年ころには信州より条桑育が伝わり、最初郡内地方に櫓飼い（一名ウンニャガヒ）と称せられて発達した。

その後ますます普及して、昭和四年には条桑育者は、全養蚕戸数の九五%を占めるに至ったとある。条桑育の起源と本県への普及には諸説があり、いずれも明らかではない。桑の枝条を縦横に積み上げ（井桁状）次第

にその高さを増加するに従い、蚕座の状態が櫓のようになるので、櫓飼いといったものであろう。また一部ではヤブ飼いと呼ぶところもあるが、いずれにせよ郡内の櫓飼いは平飼の変わったものである。

この櫓飼いは事実上平飼いに比べれば労力と桑葉が節減され、その成績も平飼いより優れていたので、明治末期から国中地方でも条桑育の有利なことが一般に理解されるようになって、郡内式櫓飼いを改良した先覚者がこれの普及に努めた。しかし当時は条桑育に対する学究者や官辺筋の理解は全く乏しく、これを粗放育また無精育と呼び、甚だしく繭質を低下させるといって頭から排斥した。また製糸業からも苦情が続出したので、優れたものとわかっていても、一進一退容易に普及しなかったのであった。

しかし大正二、三年ころから、経済界の変動で養蚕経営も困難となり、生産費の引き下げが強く要請された結果、労力の節約を目途として、一旦衰えた条桑育がここに再び勢力を得て盛り返し、稚蚕は半分芽育で飼育し、四齢から上蔟までの壮蚕期は、条桑育とするものが増加して、現在に至っている。

四　本町における養蚕業の先覚者

(一)　篤農養蚕家　渡辺庄作　（渡辺嗣雄談）

明治二十八年に山保村大山より婿にきた父庄作（二十三歳）は、夏は家業の農作業に従事して、秋麦蒔が終わると直ちに郡内方面へ木挽として出稼ぎに行った。明治三十三年郡内にて、山梨蚕業講習会が開かれたので受講した。養蚕の先覚者が鳴沢にいることを知り、幾度かその指導を受け、参考書を見せてもらったが、その部数が少なく到底入手出来ないことを知ると、借りて夜、書写することを決心した。

昼は木挽をし、夜は墨をすり筆を握って写本することふた冬、明治三十五年の春、霊峰富士の影を映す西湖畔の道を、富士桜の花びらを踏んで帰る荷物の中には、幾夜かの睡魔と疲れを克服して写した「養蚕飼育法」と「細菌学」という、当時では最も進歩した稀少の本二冊が入っていた。

まだ桑もろくに植えてない我が家に帰るや、直ちに下部（湯町）の石部万治さん（源泉館の裏の家）が所有する下部桑（当時では大葉で良い品種の桑）の実を分けてもらい、実生苗を作っては、山の開墾地の三極畑に植え付けていったのだった。そして家で待望の養蚕飼育をはじめたのは明治三十七年の春蚕であった。

そのころ「蚕桑時報」という養蚕技術雑誌で、高部若太郎という先生が、春蚕の条桑育を提唱し、条桑育を近隣で一番早く始めたのは、大炊平の渡辺義晴さんで、明治三十八年だと思うが、当時の山梨日日新聞にはその条桑飼育の体験が発表された。その翌年庄作も教えられて実施し、非常に成績がよかった為に、急速に普及された。

当時の養蚕は現在のように、置いてきたものを持って来るようなわけにはいかず、豊凶常ならずで「違作から不動産まで動きだし」という川柳がはばをきかせている時代であった。その代わり繭価は非常によくて、繭一貫目で職人二十五人を頼むことができたというから、現在の価格でいえば一五―二〇万円位したのだろうか。

大正元年新築した家の蚕室で、近所や親類など大勢で催青や稚蚕飼育（当時は持ち寄り共同）を一緒にやっていたが、昭和十八年に戦時下の労力不足より、飼育数量が大量に減るのを防ぐために、養蚕組合の共同飼育を実施した。戦後私が村長になってから常葉、大炊平、清沢、杉之木、市之瀬などへもすすめて実施させ、現在市之瀬にある富里稚蚕飼育所ができ上がるまで継続していた。

渡辺庄作は、農家に養蚕をとり入れることに極めて熱心で、克明に記録をとって反省の資料とし、安定収入の道へ熱意をもやしていた。数多い彼の遺墨の中から、大正四年春の養蚕誌を紹介する。（毎日の記録であるが省略する）

―催青日誌―　（温度は華氏を用いた）

信州塚田彦太郎種　手製六枚也

四月十六日　晴天　二人で催青室を造り消毒法を行う
四月十九日　雨天　朝外四六度　家内六八・九度　本日種入れは　伞　直策　喜作　元吉　重作　喜三郎　所平　文平様
四月廿二日　雨天　朝外五四度　室内七十度　十時　晴　二時半外温七四度　治三郎　清太郎　元吉　権吉種青む
四月廿三日　曇　朝外四四度　室内七一度　午前十時　治三郎　元吉　清太郎　権吉種走見える故包む　廿五日掃立の予定　濡莚を敷く

第一齢飼育

大正四年四月二十七日午後一時掃立蟻量九匁甲

回数	天候	温度	湿度	時刻	給桑量	摘要
1	小雨	七一	六五	午後二時	三五匁	三匁宛三枚
2	雨	六九	六三	五時	二〇匁	
3	雨	六九	六三	八時	二五匁	
4	雨	七〇	六四	十一時	二〇匁	

四月廿八日

1	雨天	六八度	六二度	午前四時	二五匁	三枚
2	大雨	六九〃	六三〃	七〃	二五匁〃	
3	大雨	七〇〃	六四〃	一一〃	四〇〃	〃本日掃立蟻量一二匁（乙）
4	大雨	七〇〃	六四〃	午後三〃	八〇〃	六枚
5	曇	七一〃	六五〃	七〃	八〇〃	六枚
6	小雨	七一〃	六五〃	一一〃	九五匁	六枚

五月一日　朝外温度四七度

給桑回数（四時　七時　十一時　二時　四時　八時　十二時）

給桑量　壱貫弐百七十匁

記事　蚕箔一三枚を拡座して、一六枚糠入れ

本日一六箔に拡げた一箔壱匁五分宛として眠らせるつもり

このように天候、温度、湿度、給桑量、その他の手入れ等が記入され、五月三十日まで続けられている。

壱齢より四齢までの経過表

齢	掃立月日	催眠月日	停食月日	竣蜕月日	食桑時間	眠中時間
一齢	四月二十七日午後一時	五月二日前二時	五月三日前五時	五月四日後四時	四日一六時間	一日一一時間
二齢	五月四日後四時	五月八日前一時	五月九日前一時	五月一〇日後一時	三日九時間	一日一二時間
三齢	五月一〇日後一時	五月十四日後三時	十五日後五時	十七日正午	五日四時間	一日一九時間
四齢	五月十七日正午	二十二日正午	二十三日前九時	二十五日前十時	五日二一時間	二日一時間

六月一日　曇天　朝外温六五度（三十六日目）

二時起　櫓を一巡して手直増桑等をする。五時起き、石灰を撒布して給桑す

今日は天気が好くないので露が落ちたらと思って居た　隣へも頼んだ　家へも横矢の南の藪、東屋敷の堰下等を切りこんだ　西からも若宮の分と、ほかにも少ししなびた桑を願った　二時頃から大雨となり、

石灰撒布及び焚火をして　専ら排湿に努む。低温多湿なるをもって　給桑は半量にすぎず、甲の櫓点々熟蚕現れ、女衆に早くから拾い取ってもらい、一六簇上げた。それから給桑して床につくは一時なり、明日は早朝から上簇多忙ならん　夜中大雷雨にて

六月二日　朝雨　八時より晴天（三十七日目）

今日は甲櫓上簇故　和名場のひさの様　隣の母、昇、武雄、大下の母　西が二人道下のはま女様にて午前中に上簇す　まぶし数百五十個

午後庭の片附けをしていると　また雨が降って来た。臨時の人は皆帰る　久のさんだけ四時まで拾ふうてくれて五時に帰った　男衆はもずの仕度　長屋の上下に据えていつ上簇というても「さあこい」と云うつもりなり

今日杉山の堰欠落した　大仕事なり

六月三日　晴　　三八日目なり
一時に起きて見ると空には星が冷く光っている。手足がピリッとする程寒い
寒暖計は六三度を示している　蚕室にも上蔟せる室にも炭火を起してまたねた。三時半総員起床　二階の奥の間から櫓をつぶし出す。もう昨夜に余程熟蚕が居た温度が低いので皆沈んでいたが　今朝はよくひきている　朝の間は霧がかかっていたが漸く晴れて　紅の日が美しく輝き出した　朝五三度の外温は九時には六十度まで上った
午後一時までに乙全部を上げ終った　蔟数二百二個　この分ならばあるいは四百位あるかも知らん　昼食をすまして昨日の通り昇君だけ残り、他の人達には帰っていただく　午後は藤屋敷押鼻等の桑の根切りなどをする　五時頃より丙ぼつぼつ上り出し　夕飯後昇の母　章田の母　西二人に助けられて十一時上蔟後湯へはいり床に就くは十二時さ　丙蔟数五八枚　〆て四百拾蔟
貯桑所に桑が三背負も残っている　朝杉ノ木へ「ほしくば持ちに来い」といってやったが来ない　マアこれはあきらめるだな　今年は桑が沢山ある様でまだ一本も切らぬ家も見える
六月九日　朝来大雨天
本日は繭かきで家五人　鹿　西から二人で暮に収繭終る　二十八貫二百七十匁
大繭五貫五百匁中繭五貫八百七十匁　午前十時頃田原から若林御舎弟君来りて四円拾銭と相談出来賃金は貫五銭宛として　三八貫四百拾匁渡した　残荷は明日嗣が背負って行くことにして　豊作　お栄　婦光の母　私で背負って行って渡して帰宅は九時半

繭売り記

本繭　四五貫六百六拾匁此代金一貫四円掛
　百八二円六四銭　田原若林製糸場
中繭　五貫八百七〇匁代金拾壱円七四銭　小林直慎様
玉繭　五貫五百匁　内使い　代金六円六〇銭

桑買い記

一金八円五拾銭　棒共百八十四貫二百三十匁
　六五掛此葉百拾九貫七百四五匁此の玉七五玉と一貫三百匁
一金五拾銭　棒共拾壱貫二百匁　此の玉四玉半
一金三円五拾七銭　お栄一六人　二十二銭
一金三円三拾銭　照雅十一人　三拾銭
外五拾五銭　夜業分
大玉七百五拾匁分　お栄夜業分

つまり大正四年春蚕収支決算は次の通りとなる

収　入　繭　代　二〇一円〇九銭
支　出　桑　代　九円
　　雇人代　八円九拾二銭（男一日三十銭女一日二十二銭）

なお大正五年春蚕日記によれば　繭価格は本繭貫当り六円で　この年の五割高であった

注　蚕の冬眠期の名称
一眠　産（うぶ）の休　二眠　滝（たけ）の休
三眠　舟（ふな）の休　四眠　庭（にわ）の休

このように天候、温度、湿度、給桑量、その他の手入れなどが、六月三日まで克明に記載されて、当時の養蚕業を詳らかに知ることができる。

(二)　磯野式年間条桑育

篤農養蚕家磯野辰一翁の実践によって普及した年間条桑育は、第二次大戦中から戦後の生産資材、労働力不足の中で、地域養蚕業の振興発展と、経営規模拡大に大いに貢献したもので「磯野式年間条桑育」といわれ、広く県下に紹介された。

この要点とする所は　①桑園の計画的な設置を図ること、②採桑技術として間引き収穫を行うため、桑樹の生理的傷害を軽減し、桑の繁茂を促して桑園能率の増進を図る、③飼育労力を極度に軽減できる。即ち普通飼育に比べ、五分の一の労力にて足り、省力養蚕に最適である。④普通根刈仕立に比べ、収穫量も多く桑対収繭量も多い。

◎年間条桑育の桑の採取法図解

立通し桑の増収法

図1

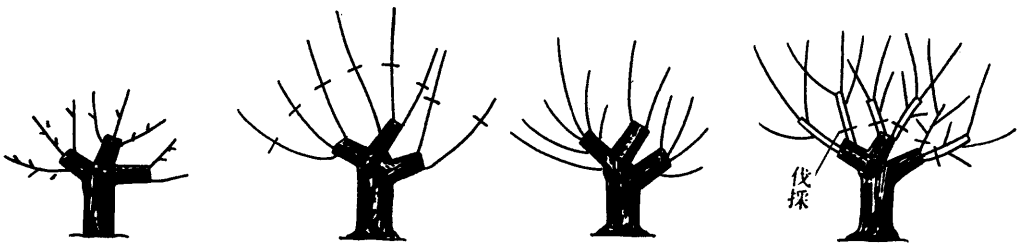

（年間条桑育仕立法に於ける）

昔は春蚕期の残桑は刈取り、水田の肥料または家畜の飼料にするのが常識であったが、この莫大な損失を転じて桑葉多収穫となすことは、桑園能率増進と、繭生産費低減に至大の関係があるので、年間条桑育とすべく研究実践の結果、今日実施している増収法が発見された。つまり「立通し桑園」の循環経営である。

春蚕期の残桑を、立通し桑園としてそのまま伸長させるのは桑園自然の姿として、樹勢を旺盛にして更新が図れること、桑園能率増進に至大の関係を及ぼす事実などから、三か年に一度は立通し桑園とする計画生産を、桑作り本然の方法と信じて今日まで実践して大いに成果をあげている。



条桑育桑園

以下その方法について述べることにする。

(1)設置計画

所有桑園を三分の一づつ毎年立通し桑園とし、三年にして一循環をする。

(2)管理方法

残桑は初秋・晩秋蚕用桑として葉質の粗硬を防ぐ必要上、六月中旬までに追肥として反当硫安二十貫、過燐酸石灰五貫を施肥することが第一条件である。然る時は葉質の硬化はなく、栄養も充実し収葉量は増大するため、初晩秋蚕において三割以上の増収となり、更に翌春蚕用として（一条残す）利用する。普通根刈株と比べて変わりない収葉量が得られる。

(3)立通し桑の利点

イ樹勢を若返らす

図２　採桑方法の図解

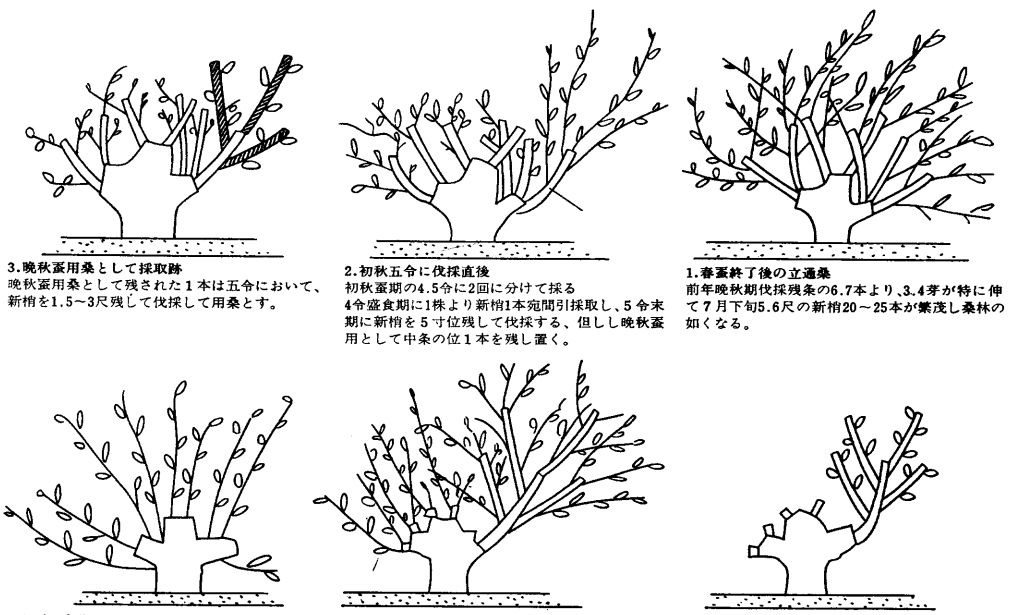

3.晩秋蚕用桑として採取跡
晩秋蚕用桑として残された１本は五令において、新梢を1.5～3尺残して伐採して用桑とす。

2.初秋五令に伐採直後
初秋蚕期の4.5令に2回に分けて採る
4令盛食期に1株より新梢1本宛間引採取し、5令末期に新梢を５寸位残して伐採する、但しし晩秋蚕用として中条の位１本を残し置く。

1.春蚕終了後の立通桑
前年晩秋期伐採残条の6.7本より、3.4芽が特に伸て７月下旬5.6尺の新梢20～25本が繁茂し桑林の如くなる。

6.春蚕五令伐採跡
５令採桑後直ちに右枝を基部より切り取る、比の時彼岸切りの新芽は２～2.5尺位に伸び、夏秋蚕専用桑園の状態となる。

5.翌春蚕壮蚕期採取前
春蚕用として１本残された枝より１６本の新芽が発育して日光の透射と通風佳良のため、５令壮蚕期に至れば１本の新芽量700匁の収穫がある。

4.翌春彼岸刈直後
翌春彼岸に右枝全部を切り捨てる、春用桑として１本を残し置く状況。

ロ桑葉の充実飼料価を増す
ハ夏秋蚕期の桑の採取が能率的
ニ優良繭三割強の増産ができる
ホ夏季除草の労力が除かれる

（結び）

限られた耕地からより多くの収穫を得、しかも繭生産費の低減を図る為の研究は、全国養蚕家の共通の願いであるが、山梨県は地勢に恵まれないだけに一歩先進の感がある。今日全国的にも反当収繭の多い県として、また数多くの多収穫篤農養蚕家を出していることも、あながち偶然ではなくこれらの養蚕家が等しく年間条桑育の実践者であり、桑の生理を活かしての採桑技術に真剣なる研究を続けた結果である。「年間条桑育」こそ今後の養蚕経営改善の面から、大いに唱道すべき桑仕立法と考える。

磯野辰一翁の頌徳碑

磯野辰一が養蚕飼育に関して多年にわたる研究実践の結果、いわゆる「磯野式年間条桑育」を考案した。この飼育法は広く県下に普及して、省力増産に大きく寄与して養蚕業界に一大変革を与え、福音をもたらした功績は燦然と輝いた。昭和四十五年翁逝去して一周年を迎えた時、頌徳碑建立の機運が高まり、町内全養蚕家をはじめ、蚕糸業各界の協賛を得て、昭和四十六年五月、盛大な除幕式が挙行された。

碑文

翁は明治二十年九月十日辰造氏の長男として生る。資性聡明果断、人に接しては温厚篤実の人であった。甲府市立山梨普通学校を経て郡養蚕伝習所を卒業し郷党を指導しつゝ学業に精進した。明治四十三年古関村内藤市造二女ゃら夫人と結婚四男五女をもうけ、大正七年シベリヤに出兵して勲八等瑞宝章を賜わる。同十一年三十五歳の時富里村々会議員となり村政に尽瘁、特に峡南農工学校設立に努力し、かたわら京都府郡是製糸市川乾繭

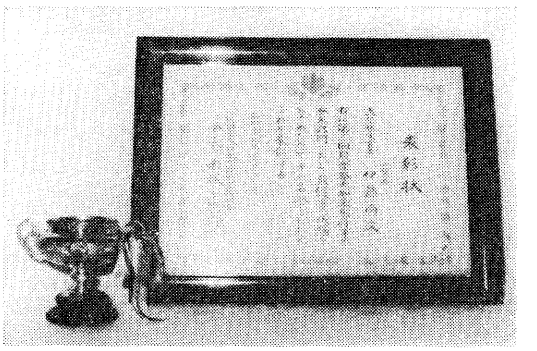

天皇杯と表彰状

場並びに飯野工場誘致に成功、昭和十年には農民を代表して夫人と共に宮中に参内し新嘗祭献穀粟御嘉納の栄に浴す。また清沢簡易水道清沢林道を完成しては部落の便益を図り更に大下部町合併成るや衆望を担って初代町長に当選赤字財政に悩みながら町の基礎を固め庁舎の建設、教育施設の充実、道路通信網の整備を始め町民の融和と民生の安定に力を尽し、一面夫人の内助を得て宿願による磯野式年間条桑育を考案普及した結果我国養蚕史上に一大革命をもたらし、その功により黄綬褒賞を賜わる。この間県郡町等地方自治体及び経済界に於ける二十余の各種要職に歴任して席暖まる暇もなく活躍し、それらの功により勲五等瑞宝章を賜わった他高松宮殿下、島田農相、多胡知事、天野知事等から幾多の表彰を受けたのであるが昭和四十四年一月三十日病のため遂に起たず、その逝去するや直ちに従六位に叙せらる。翁はその生涯を蚕糸業と地方自治の発展に献げた偉大なる人物であって世人その徳を慕い茲に有志相計り碑を建て、功績を後世に伝えんとするものである。

昭和四十六年五月

故磯野辰一翁頌徳碑建立委員会

委員長　太田久則

(三)　第三回農業祭において天皇杯受賞

出品財　養蚕の省力多収技術

出品者　下部町嶺　伊藤尚文

①地域の概況－悪条件を克服して

表25　1　養蚕規模及桑園能率

	1戸当桑園面積	1戸当収繭量	10a当収繭量
全国	28a	190kg	69kg
山梨県	28	203	104
西八代郡	31	339	111
嶺部落	57	729	127
伊藤尚文	60	1,239	206

表26　桑栽培の概要

項目＼団地別	上向	小山	上久保	西久保	計
地勢並に土質の概況	急傾斜地 第三紀層埴壌土	左同	左同	左同	—
桑園面積	20a	15	10	15	60
桑品名	一之瀬	左同	左同	左同	—
樹令	15年(15a)6年(5a)	15	15	10	—
仕立法	中刈無挙	中刈	根刈	中刈根刈	—
植付距離	210×100(15a) 270×150(5a)	270×100(10a) 120×100(5a)	120×100	180×100(8a) 120a100(7a)	—
用途別	春秋兼用	春秋兼用 (内稚蚕用5a)	春秋兼用	左同	—

表27　施肥の概要（10ａ当り）

時期別＼肥料	肥料名	37年	38年	28年度の施肥成分換算量
春肥（冬肥を含む）	丸桑	110kg	119kg	N52.2kg
	丸星	123	118	P21.7
	刈草	1,017	1,017	K33.3
	厩肥	92	100	—
	苦土石灰	37	38	—
夏肥	尿素	12	14	—
	蚕糞	508	508	—
	麦稈	500	500	—

表28　飼育成績（39年）

	掃立月日	掃立箱数	収繭量	飼育場所割合
春蚕	5月13日	16箱	562.7kg	屋内50%屋外50%（バラック）
夏蚕	6月30日	4	145.5	屋内 100%
初秋蚕	7月20日	4	138.9	屋内50%　屋外50%
晩秋蚕	8月28日	8	283.9	屋内50%　屋外50%
晩々秋蚕	9月3日	3	105.0	屋内 100%
計	5回	35	1,236.0	—

嶺部落は、身延線久那土駅から北東へ約八キロの道のりを山間部へはいったところにある、十五戸から成る農家集落であるが、いずれも専業農家でしかも養蚕を主業とする農家ばかりである。耕地は部落の峡谷の中腹から山頂にかけて、標高四〇〇―七〇〇メートルの間に散在している。急傾斜地が多く、傾斜度は一〇―三〇度で土壌は第三紀層の埴壌土である。

②経営の概要

耕地一一〇アールのうち桑園は六〇アール（三十八年秋一〇アールを新植したので現在は七〇アール）普通畑五〇アール（現在は四〇アール）で、普通畑には麦、雑穀、自家用そ菜の栽培を行っている。これらの耕地はいずれも自宅より上の方にあって、急傾斜の農道が通じているに過ぎないものが多い。桑園は大体四地区七か所に分散し、その一部は索道（架線）を利用して条桑や肥料の運搬をしている。

伊藤氏はこのような恵まれない自然条件を克服して耕地を最高度に利用している。良い桑作りはまず土作りが基本であると考え、毎年多量の刈草、麦わら、蚕糞、蚕沙などを桑園に敷き込んだ。これらの合計量は一〇アール当たり二、一〇〇キログラムにも達している。

山梨県は桑園一〇アール当たりの収繭量は全国一多く、全国平均六八キロの五割増の一〇四キロであるが、伊藤氏は一〇アール当たり二〇六キロという多収穫をあげ、年間一、二三九キロの繭を生産した。

③技術の普及性と今後の問題点

伊藤氏の桑園管理には篤農技術的なものはなく、たとえば桑園の広畦化、被覆栽培、無耕うん多幹式中刈仕立てなど、いずれも最近多収穫技術として、または省力技術として普及に移されるようになった技術である。これらをいち早く採り入れて自己の経営の一部に試み、良いとわかれば勇敢にこれを広く実行に移して、逐次改善を加える方式をとっている。飼育技術についても、稚蚕条桑箱飼、無停食育はすでに近くの数戸の農家にとり入れられ、また一段厚飼なども広く普及している。

給桑回数は各蚕期共一日三回で、初秋期には一回程度補桑をしている。

給桑は川の字形に行っており、上ぞくは条払い法によって一斉に行う。

蚕を経過別に数口に分けると共に、上簇前にできるだけ除沙を行って、上ぞく労働のピークをくずすようにしている。まぶしは全部回転まぶしを用い、上ぞく室には扇風機を入れて上ぞくの改良に努めている。なお晩秋蚕と晩々秋蚕の間を除いては、各蚕期のはじめにホルマリンで蚕室蚕具の徹底した消毒を行うと共に、パフソールによる蚕体消毒を実施している。このことは稚蚕期の周到な管理と相まって、各蚕期共箱当たり三〇キロ以上の収繭をもたらしているものと見られる。

養蚕が山へ登るといわれるこのころ、伊藤氏のような生産性の高い経営が現存することは心強い限りであるが、このような山村の傾斜地で、今後画期的に労働生産性の向上をはかって規模を拡大するためには、採桑作業の合理化、条桑運搬の省力化が特に重要である。そのためには農道や索道の増設が特に不可欠である。しかし農道の整備や索道の設置には多くの資金を要し、その反面利用度は少ないので、収益性の低い山間地農業では成り立たない場合が多いが、この解決なくしてはこのような急傾斜地農業の規模拡大も、ひいては所得の増大も望めないことになる。山村振興が叫ばれている今日、国その他の援助が切望されるわけである。一方、より省力的な養蚕技術の開発と、急傾斜地における機械化、土壌保全対策の確立などが急務である。

伊藤氏の桑園経営と飼育成績の概略は別表の通りである。

五　本町における稚蚕飼育所

(1)　久那土稚蚕共同飼育所

農業構造改善事業として、昭和四十二年一月着工し同年三月末に完成した。

一、事業の目的

農業構造改善事業の基盤整備と共に、養蚕近代化施設として、稚蚕共同飼育所を建設し、蚕作の安定、品質の向上、生産費の低減を図る。

二、事業主体　久那土養蚕農業協同組合（代表者河西忠雄）

三、場所　車田塩平

四、建物構造規模

1飼育所　木造平屋建てスレートぶき　五三一・一八平方メートル

2貯桑室（地下室）　九九・三七平方メートル

3温湿度調整装置一式

4附帯器具一式

五、事業費

	一、七六四万五千円
内県補助金	八八二万二千円
町補助金	三七〇万四千円
受益組合	五一一万九千円

六、掃立可能量　一、〇〇〇箱

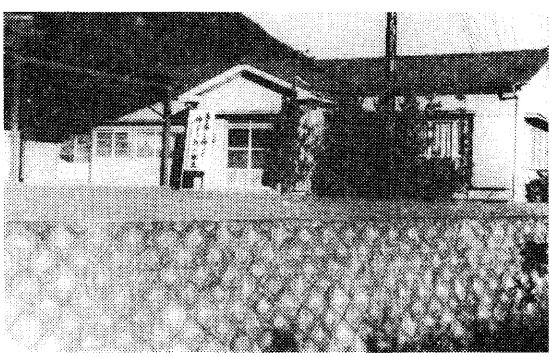

久那土稚蚕共同飼育所

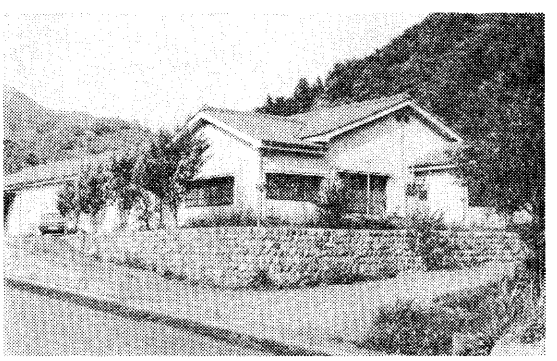

富里稚蚕共同飼育所

七、稚蚕共同桑園　一ヘクタール

八、付帯器具明細

品種	型式	数量
飼育箱	木箱底金網一、八二×〇、九一×〇、一五メートル	五〇〇
台車	一、八二×〇、九一メートル	七〇
蓋		七〇
自記温湿度計二段式七日巻		二
台ばかり	一〇〇キロ	一台
	五〇キロ	一台
	一〇キロ	二台
運搬車	一輪車	一〇台
動力噴霧器	二―三H・P付属品一式	一台

(2) 富里稚蚕共同飼育所

山村振興県補助事業として、昭和四十四年十月着工し四十五年三月末に完成した。

一、事業を必要とする理由

本地域の農業はほとんど兼業農家である。省力農業の推進を第一条件とする養蚕については、集団桑園の造成によって、養蚕の安定と飼育労力の節減をはかるため、稚蚕共同飼育所を建築して協同体系の確立をはかり、養蚕労力の減少に対処し、蚕作の安定と繭の増産をはかる。

二、事業主体

富里養蚕農業協同組合（代表者望月一本）

三、場所　市之瀬字中村

四、建物構造規模

1飼育管理・機械室など　木造瓦ぶき平屋建て一棟　四九九・六五八平方メートル

2貯桑室、鉄筋ブロック陸屋根造り一棟　九九・三七二平方メートル

3倉庫　プレハブ造　九九・六二平方メートル

4温湿度調整装置一式

5付帯器具一式

五、事業費　一、五二〇万円

内訳　県補助金　八三一万円

町補助金　三一七万円

受益組合　三七二万円

六、掃立可能量　八〇〇箱

七、稚蚕共同桑園　一ヘクタール

八、付属器具明細

品種	型式	数量
飼育箱	サンピー蚕箔八号一、八二×〇、九一×九、一三メートル	四二〇
飼育台車		七〇
飼育蓋		六〇
台秤	一〇〇キロ	一
	一〇キロ	二
自記温湿度計	気象庁検定	二
動力噴霧器	ハッタS―45	一
運搬車	一輪車	五

(3) 古関稚蚕共同飼育所

山村振興特別開発事業として、昭和四十七年九月着工四十八年三月末に完成した。

一、事業の目的

稚蚕共同飼育所を建設することにより、蚕作を安定し飼育経費を節減し、農業の労働配分を合理化し養蚕の近代化を図る。

二、事業主体　古関養蚕農業協同組合（代表者赤池久男）

三、場所　古関三八二番地

四、建物構造規模

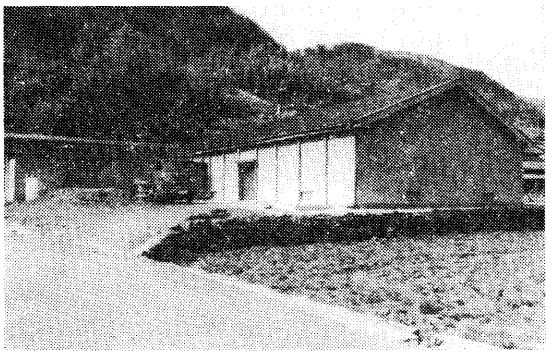

古関稚蚕共同飼育所

八、付帯器具明細

品種	型式	数量
飼育箱	サンピー蚕箔八号	二八〇
飼育台車		四四
飼育蓋		二四
動力噴霧器	ハッタS―45	一台

1　飼育所　木造平屋建亜鉛メッキ鋼板棒ぶき五〇二・三八平方メートル
2　貯桑室　鉄筋ブロック陸屋根造り
3　温湿度調整装置一式
4　付帯器具一式

五、事業費　一、〇六八万八千円
内国庫補助金　五三四万四千円
県費補助金　一〇六万八千円
町費補助金　二一三万八千円
受益組合　二一三万八千円

六、掃立可能　五六〇箱
七、稚蚕共同桑園　五〇アール

六　壮蚕期一日一回給桑

本町では昭和五十年より、養蚕近代化省力養蚕奨励のため、町補助事業として省力飼育台の導入を実施した。飼育台は幅五尺、長さは六尺ごとに増結自由で、上部はレールになり給桑台車を装備することができる。鉄製で蚕座はシート使用により、適当な深さに調節できる構造である。給桑車の使用により、給桑・条払・上簇後の残条、蚕糞、蚕沙などの処理の作業時間を短縮させるなど、養蚕経営においおいに活用されている。



省力飼育台と給桑台車

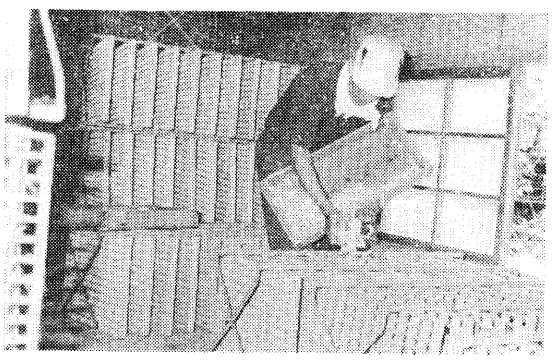

回転もず

昔養蚕の経験をした者は、養蚕飼育でも、繭の収繭毛羽取りでも、苦労の連続であった。現在でも地理的に恵まれない本町では近代化、機械化にも幾多の制約を余儀なくされるわけだが、資金の運用により装備の改善を図り、大いに省力養蚕技術を導入すれば、養蚕規模は少くとも現状維持が可能である。伝統産業である養蚕が、農業経営の基幹作目として、今後も生き続けることが出来ると考えられる。

七　蚕の人工飼料育

数年前より養蚕家をはじめ、製糸業者などの関心を集めている蚕の人工飼料育は、養蚕の革命ともいわれ、その開発と実用化は養蚕そのものを企業に奪われはしないかという不安と共に、複雑な憶測を養蚕家に与えた。農林省の蚕糸試験場が、人工飼料による養蚕実験に成功したのは昭和三十五、六年である。民間企業も農林省の基礎データーから競って研究の実用

表28　稚蚕人工飼料組成例

物　質	乾　物(g)	物　質	乾　物(g)
乾物桑葉粉末	25.0(g)	アスコルピン酸	1.0(g)
澱粉（トウモロコシ）	7.5	グルコース	8.0
脱脂大豆粉末	36.0	クエン酸	4.0
精製大豆油	1.5	計	108.7
大豆ステロール	0.2	ビタミンB群	添加
無機塩混合物	3.0	防腐剤	添加
セルローズ粉末	15.0	水分	乾物飼料1gに対し2.57mℓ
寒天	7.5		

（農林省蚕糸試験場）

化に着手した。

農林省の人工飼料育の研究は桑の凍霜害対策として、おもに三齢までの稚蚕飼育が目標であった。これに対し企業の研究は全齢育を目標とした。国や県では、養蚕家に及ぼす養蚕意欲減退の心理的な影響を考慮して、五十一年春から全齢育の総合的な研究に着手し、各県の蚕業試験場でも稚蚕の人工飼料育については、かなりの成果をあげている。本県の場合もすでに全齢育に成功しているが成績はまだまだ問題が多いという。

全齢育については、企業の懸命な努力にもかかわらず、採算に合わないのが現状のようである。

養蚕の近代化、合理化をはかるための、革新的技術である稚蚕人工飼料育の普及については「あくまでも、養蚕農家を主体とした普及でなければならない」という前提にたって進めてきたのが、国や県の基本的な考え方であり今後も変わりないものと思う。県では稚蚕人工飼料育実証事業や、実用化パイロット事業などを実施し、これらの技術確立のうえにたって、昭和五十三年度より本格的な稚蚕人工飼料育の普及に入ったのである。

蚕の人工飼料の品質を保証するため、国の段階において登録制度などにより品質の確保をはかるとともに、県ではこの普及奨励に適すると認められた飼料の中で、優良な飼料の普及をはかることにした。人工飼料の調製については、昭和五十二年度稚蚕人工飼料実用化パイロット事業により、山梨県養蚕連が設置した稚蚕人工飼料供給センターにより調製する。飼料の保存には十分配慮する必要があるので、養蚕農協を単位とした共同購入計画に基づき、一元的な流通体制を整備し県養蚕連においてあっ旋することにした。

県では五十三年度から五ケ年計画により、県下の拠点的な稚蚕飼育所を中心として年次計画により逐次計画的な整備を図ることとし、これに必要な機械施設などの整備などに対し、国庫補助事業および県単独事業により助成措置を講ずることにしたのである。稚蚕人工飼料育が実用されて三年目の現在、県下十一か所の整備された施設で飼育が行われている。

稚蚕人工飼料育を実施するには、現在の飼育室、飼育箱など施設の改造をしなければならないなど、財政上の資金も必要となるが、人工飼料育の場合は広い共同稚蚕桑園も必要ではなく、天候に影響される稚蚕用桑の不安も解消され、なお飼育労力も大幅に節減される。蚕作の安定も確保でき、真に近代的な養蚕の礎となるだろう。昭和五十四年には県養蚕連において、人工飼料育研修センターの建設を行い、実用化に伴う技術者の養成とその向上を図り、普及に万全を期すことになった。

八　久那土稚蚕飼育所を人工飼育所に改装

人工飼料による稚蚕飼育は遠くないと思われていたが、五十四年六月久那土地区において現在の稚蚕飼育所は建設以来十年余を経過し、自動温湿度調整装置並びに飼育箱などの損傷により、これの改造修理に多額の資金を必要とする事態解決のために、近代的な人工飼料育所に改装しようとの計画が西八代蚕業指導所の助言と、指導によって具体化された。そして地区養蚕家の熱意と、町役場当局の理解と、関係者の協力を得て「養蚕近代化促進対策事業（人工飼育施設）」が導入され、旧飼育所建物を改造整備した施設が、五十五年三月完成した。

○建物の改造は飼育室、作業室、飼料保管室、更衣室、蚕具置場など四一四・〇五平方メートル

○内部施設は高性能除菌フィルター（除菌率九九・九七％）内蔵の自動温湿度調整装置、自動飼育装置（二齢六五〇箱収容可能、チウオウ式ラセン循環式、スイング式給飼装置）飼料保管用冷蔵庫、ほか付帯施設として、定置配管消毒装置、高圧洗浄機などである。これらの総事業費は四、一六九万九、〇〇〇円を要した。

五十五年春蚕期より飼育を始めたが、蚕の発育は順調で従来の桑葉育に比べゴロツキの蚕の発生がほとんどなく、収繭量、糸量、解じょなどの成績も良く、関係者一同大いに自信を深め、養蚕家は改めて人工飼料育の良さを体験し、人工飼料育に全幅の信頼を寄せている。



人工飼料育，給飼作業

この人工飼料育の実施により、久那土地区だけでなく、養蚕業発展に大きな希望と、明るい将来を約束するに十分な施策であるといえよう。

稚蚕飼育では、適良桑の確保が最大の悩みであったが、人工飼料育ではどんな不良気象でも安心して対処することができることや、飼育労力が短時間で済むことは、大きな強みである。しかし購入飼料であるために、飼育経費が桑葉育に比べて割高となる。今後の人工飼料育の普及を図るためには、飼料価格の安値と安定供給の如何が、それを解く鍵といえよう。

第四節　これからの蚕糸業とその課題

一　もうかる養蚕経営へ

繭を増産するためにはまずもうかる養蚕経営でなければならない。そこで問題になるのは繭価格と繭生産費である。繭価格については、繭糸価格安定制度によって安定がはかられることになっており、国の行政施策に大いに期待するわけである。

繭生産費については養蚕農家や指導者に一層の努力を願いたい。本町は前述した磯野式年間条桑育の発祥の地であり、この条桑収穫法と飼育法に改善を加えると共に、三地区にある稚蚕共同飼育所の運営を合理化し、絶対に蚕作の安定を確保しなければならない。

稚蚕共同飼育所は、従来の養蚕経営において、養蚕家の蚕作不安定という精神的苦痛から解放したばかりでなく、飼育経費の節減、多回飼育により規模の拡大を容易にするなど、今後の養蚕にはいよいよ重要な施設である。特に前述した稚蚕人工飼料育は、久那土地区だけでなく下部町全域の養蚕振興の施策として採り上げられる日も遠くはないと思う。

年々高騰する物価、賃金のために、生産費の上昇をくいとめることは容易ではないが、繭生産費は個々の農家によって大きな違いがあり、努力次第ではまだ大幅に低減する余地は残されている。

一〇アール当たりの収繭量の少ない農家の生産費は高く、また小規模養蚕家の生産費も高くなっている。生産費低減のためには、桑園の生産力を高めると共に、町内遊休桑園の活用を養蚕組合事業として推進し、養蚕規模を拡大して、飼育装置や機具の近代化を図り、労働生産性を高めるなど経営技術の改善を進めて、伝統ある基幹産業の養蚕を振興したいものである。

二　輸入規制

国際的な生糸の需給関係は、昭和四十年にはいると共に大きく変化した。すなわち日本は生糸の輸出国から輸入国となった。四十八年の世界生糸生産実績は七五四、〇〇〇俵（一俵は六〇キロ）このうち四二・七％（三二一、〇〇〇俵）をわが国で生産、次いで中国の三一・五％（二三七、八〇〇俵）韓国の八・八％、ソ連の六・六％、インドの五・一％の五か国で全世界の九五％を占めている。日本は年々生産量が減少しているのに対し、中国、インド、ブラジルなどが着実に生産実績を向上している。この年の日本の消費は約四六五、〇〇〇俵とされ、一四三、〇〇〇俵余りが輸入生糸

表30　世界の繭生産数量　　（単位生繭，トン）

国名	昭和44年	45年	46年	47年	48年
日本	114,000	112,000	107,700	105,100	108,200
中国	120,900	130,200	131,800	141,000	155,100
ソ連	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000
韓国	20,700	21,400	24,700	26,800	31,000
インド	25,600	34,300	33,000	34,200	36,000
イタリア	2,200	1,500	800	300	400
北朝鮮	2,800	2,900	5,400	5,900	5,900
ブルガリア	2,200	2,000	1,900	2,000	1,800
ブラジル	2,000	2,600	3,100	3,600	5,000
イラン	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
トルコ	1,600	1,600	1,500	1,600	1,700
その他	7,100	8,300	8,600	8,300	8,900
計	339,100	356,800	358,500	368,800	354,000

表31　世界の生糸生産数量

（単位，俵）

国名	昭和44年	45　年	46　年	47　年	48　年
日本	358,100	341,900	328,100	318,900	321,900
中国	169,400	183,300	191,700	206,800	237,800
ソ連	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
韓国	42,700	50,400	50,700	60,500	62,000
インド	29,300	37,600	35,700	35,300	38,600
イタリア	8,300	5,200	2,600	2,600	2,000
北朝鮮	4,600	4,900	9,000	9,500	9,900
ブルガリア	4,100	4,200	4,000	4,200	3,800
ブラジル	3,900	5,700	6,900	7,900	10,000
イラン	2,400	2,400	4,000	4,200	4,200
トルコ	1,200	3,000	1,500	1,900	3,000
その他	3,200	11,600	11,900	11,400	11,900
計	677,200	700,200	696,100	414,000	754,100

である。日本は世界の生糸の四〇％余りを生産する一方、六〇％を消費する最大の生糸消費国でもある。現在生糸の輸入は、繭糸事業団一本に絞り、国内の需給関係や価格変動とにらみ合わせて数量が決定される。わが国の養蚕業の健全な発達のためには、生産費の安い国から大量に輸入される自由貿易を放置し得ないことは、明白である。現在の国内の需給状態から、輸入は避けてとおれない現実であり、内需の三〇％は輸入でまかなっている。最近は生糸だけでなく絹織物に対しても、事前許可制が効果的に運用されている。

全世界の農業はどの国の、どの作物を取り上げても、国の保護を受けていないものはない。養蚕も例外ではないはずで、国の保護育成策が得られなければならない。生糸の輸入について、それが国内の養蚕を危機に落とし入れるのであれば、輸入生糸、輸入絹織物に対して、現在の輸入規制を維持拡大して、わが国の養蚕業の発展を図らなければならないことは当然の施策である。

三　まとめ

蚕糸業の歴史を見るとき、それは決して平穏なる経路ではなかった。明治時代の勧業奨励策により大きく成長発展した蚕糸業は、大正期から昭和十五年まではわが国輸出の大宗として外貨を獲得し、日本経済に大いに貢献した。しかしながら横浜取引き糸価は不安定で、山あり谷ありの市場にて、製糸工場はこの波を受けて倒産するもの数知れず、当時のことわざに「生死業」といわれ、また養蚕家への繭代金の不払いは珍しくなかった。

この時代の本町の農業は、米穀を主体とする食糧作物と、現金収入源の養蚕とで維持されたのであるが、特に養蚕はほとんど全農家と結合して、常に農業経営の主要部門を占め、その消長は直ちに養蚕農家の経済動向はもとより、県経済にも重大な影響を及ぼしたのである。昭和初期の農村恐慌をはじめ、幾度か発生した危機の影響により、蚕糸業が大きく後退を余儀なくされた場合にも、本県蚕糸業は大した変動もなく、その地位が固守

されてきた。ところが支那事変がぼっ発し、やがてそれが太平洋戦争にまで発展するにつれ、食糧自給態勢確立の至上命令から、古い伝統を誇る本県蚕糸業もはじめてゆがめられ、桑園の一大転換を余儀なくされ、終戦当時にはついに明治時代の段階にまで転落衰退してしまった。それでも他の主要蚕糸県と比較すれば、その後退率は最も少なく、それだけに戦後の復元率は高く、三十三年の繭平均反収は三十貫を超え、戦前戦後を通じての最高を示し、全国平均を十貫も上回る成果を挙げて、蚕糸県山梨を再現したのである。

しかし化学繊維の急速な発達と中共生糸の進出、さらに世界的な景気の後退など、蚕糸業界は深刻な危険に見舞われて大きく動揺し、養蚕農家も「斜陽産業」の苦汁をなめさせられ、不安のうちに去就に迷うものも現われるに至った。

こうした情勢に対処し、農林省でも三十三年末に繭糸価格安定審議会に諮問して、繭糸支持価格の最低価格を土台として、蚕糸業の安定を図るために、三十四年には政府資金によって蚕繭事業団法を制定してこの危機に対処した。

しかし三十四年より日本産業の飛躍的伸長に従って、日本経済の膨張と共に、国内における絹の需要はますます旺盛となり、国内産繭では不足するような好景気が続いて、糸価は年ごとに継続高騰し、四十年には韓国・中国糸の輸入を得て需要を補給するという情勢となり、四十一、二年には蚕史上最高の、生糸一俵五〇万円という価格の出現をみたのである。

政府は四十一年度から本格的繭増産政策に切り替え、糸価変動防止対策として、繭糸事業団法を制定し立法化したので蚕繭、絹糸の価格も安定するようになったのである。これにより最低繭糸価格は保障され、年ごとに基準糸価は上昇している。

養蚕は労働力が一時期に集中していること、老人や婦人でも十分間に合う長所がある。また栽桑が最も有利という土地もある。それに価格がある程度保障されていることなどから、決してなくなるものではない。ほかの作物との複合経営のなかで、十分生き残るだけの魅力を備えている。つまり労働力をうまく季節配分していけば、養蚕は十分に成り立つと考えられる。養蚕が生き残るためにはこの長所を大いに活用する以外に道はないかも知れない。そして合理化・省力化を進めなければならない。行政も蚕糸業団体もそのための広報活動に努力することが急務である。

本町の産業の中で、農業は老人、婦女子の労働で営まれているが、養蚕は適地適作の基幹作目として、長い伝統の中で今も農産物の現金収入の首位にある。

養蚕の近代化・合理化をはかるための革命的技術である稚蚕人工飼料育が、久那土地区に出現したが、これら稚蚕飼育所を拠点として、基準繭価が保証され、価格及び販売に有利な養蚕を、農業経営の中で振興発展させたい。

第七章　農業関係団体と指導機関

第一節　農業委員会

下部町農業委員会は、昭和三十一年九月三十日町の合併によって、必然的に旧四か町村の農業委員会が合併したものである。これの合併に当たっては町村合併促進法の定めるところにより、旧四か町村の委員中から選考した三十人の委員によって構成され、町の合併が九月三十日であるところから、委員の任期も九月三十日であったが、昭和四十一年に至り他町村の委員の任期である七月二十日に歩調を合せるために、同年六月三十日全員辞職して新任委員が七月二十日就任し、以来改選期を七月二十日として今日に及んでいる。

選挙による委員定数は、下部町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和三十二年七月二日条例第五十五号）によって、十三人であり、推薦委員を合わせると計二十人となる。

農業委員会には会長及び会長職務代理者と、農地部会・農政部会・振興部会の三部会が設けられてそれぞれの任務を処理している。

農地部会は委員七人を以て構成し、次に列記する事項の処理に任ずる。

一、農地法その他法令により、その権限に属させた農地・採草放牧地又は薪炭林の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項。

二、土地改良法その他の法令により、その権限に属させた農地等の交換分合、及びこれに付随する事項。

三、農地採草放牧地又は薪炭林の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関する事項。

四、農地採草放牧地又は薪炭林の交換分合の斡旋その他農地事情の改善に関する事項。

農政部会は六人を以て構成し次の各事項を処理する。

一、農業生産・農業経営及び農民生活に関する調査研究。

二、農業及び農民に関する事項について啓蒙及び宣伝。

三、区域内の農業及び農民に関する事項について意見の公表及び他の行政庁に対する建議又はその諮問に応じての答申

振興部会は七人の委員を以て構成し左に掲げる事項を処理する。

一、農業及び農林に関する振興計画の樹立及び実施の推進に関する事項

二、農業技術の改良・農作物の病虫害の防除その他農業生産の増進・農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項。

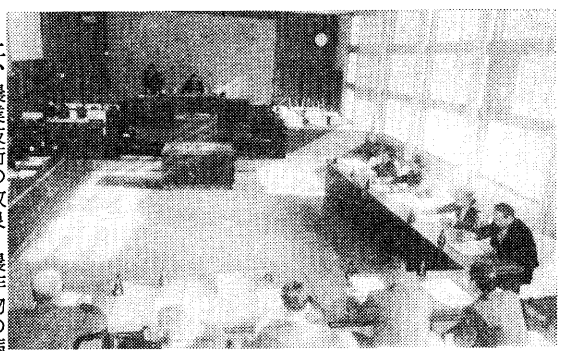

農業委員会総会

総会は全委員をもって構成し、前記各部会の処理事項について総括審議を行うのほか、区域内の農業及び農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申することができる。また右の事項中緊急を要するものあるいは軽微なる事項については会長が専決することができる。但し専決した事項については次の総会に報告して承認を求めなければならない。

委員会の委員及び職員が、その所掌事務を行うために立入り調査などをする場合には、身分を証する証票を示さなければならぬことになっている。

総会は原則として毎月二十五日（必要ある場合は臨時に）会長が招集し、会議の議長となり議事を進めるが、議事の円滑を図るためにあらかじめ決

めてある担当地区内の事件が議題となった時は、担当の委員は事情調査をして置いてこれを会議において説明しなければならない。但し自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

なお農業委員会の事項については、第五編自治のあゆみ第一章第二節各種委員会の項に詳説してあるので参照されたい。

第二節　農業協同組合

農業協同組合の前身は明治三十三年、中小生産者を保護する目的で制定された産業組合法による産業組合に端を発し、各地に信用・購買・販売・利用などの各組合が結成されたが、戦時中の昭和十八年農業・金融統制の目的で団体整理が行われ、先に組織されていた市町村農会は農業会となり



郡農協下部支所

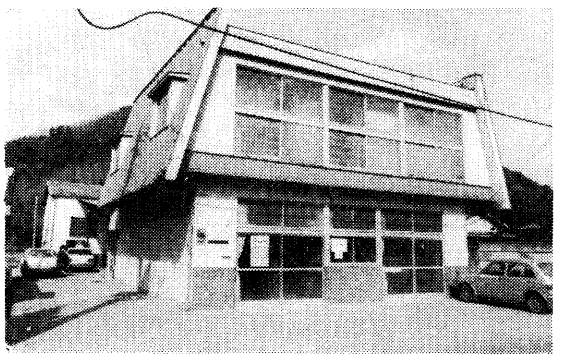

郡農協久那土支所

さらに終戦直後の昭和二十三年、農業協同組合法の制定によって、農業会を解散して農業協同組合となった。

下部町においては旧村当時、それぞれの村にこれらの組合が組織されていたが、各村の組合とも金融の面で不振に陥り、自然消滅あるいは解散の状態となっていた。ひとりこれらの組合に限らず程度の差こそあれ、全県的にも不振の組合が多かった。

よって組合の基礎を強固にするには大同団結をするにしかず、との見地から西八代郡下の農協が合併する気運が盛り上がって来た。昭和三十八年ころのことである。しかし下部町内の各組合はほとんど影を潜めている現状につき、町内一円の組合を組織してこれに加盟する必要を認め、昭和三十八年七月一日下部町農業協同組合（組合長磯野辰一）を新たに結成し、間もなく組合長は佐野喜光となった。

これによって同三十九年六月十日、郡下十三組合の一つとしてこれに参

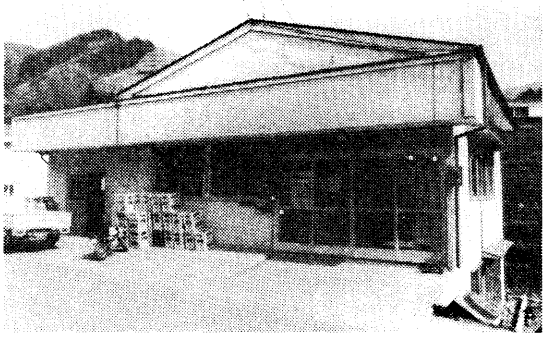

郡農協古関支所

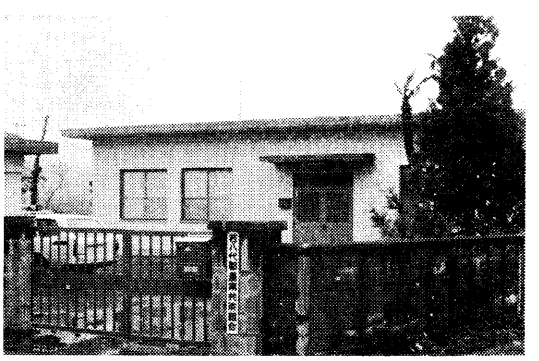

西八代郡農業共済組合

加し、八月六日西八代郡農業協同組合は発会式を挙行する運びとなった。この組合は下部・久那土・古関に各支所を置いて運営しているが、その状況は次表の通りである。

支所＼事項	役員数	職員数	出資金額	組合員数	購買品売上高	貯金高
下部支所	三人	八人	二、四四五万六千六〇〇円	八一〇人	四、三五三万九〇二円	四億八六二一万六、八一七円
久那土支所	二人	七人	一、五六四万五千五〇〇円	五四六人	四、四七〇万一、六五二円	三億〇、一五一万八、三六四円
古関支所	一人	四人	七七五万三千三〇〇円	三四四人	三、八七五万七、六五〇円	四億一、〇〇六万四、九四四円
西八代郡農協	二九人	一四九人	三億三、二六四万八、〇〇〇円	五、九九一人	七億二、二九九万五、七二一円	三〇億二、六九〇万七、六二九円

（昭和五十五年二月二十一日現在）

第三節　農業共済組合

昭和三年からはじめた農業保険の諸調査を基礎として資料の整備を図り、昭和六年に農業保険要綱が生まれ、その後幾多の曲折を経て「農業保険法」として同十四年四月一日実施された。この制度はその後さらに幾多の改正を重ねて終戦の年を迎えて廃止になり、「農業災害補償法」となって昭和二十二年実施された。

一方マッカーサー司令部によって農業会が解散され「農業共済組合」が設立された。共済については農作物はもちろん桑葉・蚕繭・家畜を対象とするようになった。これは農業・家畜両保険制度を統合し、その機能を拡充強化した農業災害補償法が施行されたもので、これに伴い県下各市町村に農業共済組合が設立されると共に、同法の規定により山梨県農業共済保険組合を設立、二十三年七月二十三日農林大臣から農林省指令第二十三号農政第二三一九号で認可。よって七月三十日甲府地方法務局で設立登記完了、九月西八代支部が市川大門町七丁目一三六五番地に設置された。この年各町村に農業共済組合が発足した。町内関係は次のとおりである。

町村名	設立年月日	事務所所在地	組合長氏名	組合員数	職員数
久郡土	昭二三・七・一四	三沢六九〇	上田利政	四三八	一
古関	〃二三・六・一八	古関二七三	小林貞光	三四四	一
富里	〃二三・六・二九	常葉一〇四一ノ一	堀内卓三	五五四	一
共和	〃二三・一二・二一	下田原一六二〇	宮沢栄造	三二八	一

昭和二十四年六月八日法律第二〇一号で農業災害補償法の一部が改正され、農業共済保険組合の名称が農業共済組合と改称。昭和二十五年市川大門家畜診療所が市川大門町二七六番地へ開設された。

昭和三十一年九月三十日久那土村、古関村、下部町及び共和村の一町三か村合併が実現したので、翌三十二年三月三十日各町村の共済組合も合併し、下部町農業共済組合として発足、事務所を常葉一〇四一番地の一に置き、堀内卓三組合長となり、組合員数一、六六四人、職員数六人の大世帯となった。他の町村においても組合合併が行われた。

昭和三十年代前半に行われた農業共済組合の合併により、当初は効率運営がなされ、また農業形態が変わるとともに、農災制度もこれにつれて改正がなされてきた。しかし事業量の減少が激しく、組合運営は年とともにきびしさを増しており、市町村への移譲は十六を数えるにいたった。一方県が実施した常例検査において県下過半数の組合が不正常、不適正運営であるとの指摘を受けたので、連合会ではこれに対処するため、農業共済事業の実施は組合連合会で行うことが本来であることから、組合基盤の整備拡充を図ることとし、県に協力を要請するとともに、組合に対してその指導を行ったのである。その結果改正農災制度の完全実施がなされるよう、

広域合併の線を打ち出して指導することになった。

これによって、昭和四十三年三月二十六日、東八代郡の七組合が合併して、東八代郡農業共済組合を結成した。広域合併第一号である。

昭和四十四年五月、市川大門町組合と、六郷町組合、それに市川大門町内の大同組合が合併した。この地域は当初郡一本の合併を目ざしたが、地域住民の理解を得られない組合があったために、郡の中間に所在する三組合が合併に踏みきり、西八代郡農業共済組合として郡一本組合への第一段階としたのである。

その後、他地区における郡一本の合併が進む中で各組合などの意志決定ができ、合併の運びとなり西八代、三珠町及び下部町の三組合が合併を決議し、すでに村へ移譲してあった上九一色村が事業廃止をして郡一本の西八代郡農業共済組合が設立された。その大要は次の通り（合併時）

一　設立年月日　昭和四十七年七月一日
二　組合長氏名　渡辺初男
三　事務所所在　地市川大門町黒沢三七五―一
四　組合員数　四、二七五人
五　農家戸数　四、七一二戸
六　水田面積　三八九ヘクタール
七　麦作付面積　五五ヘクタール
八　桑園面積　四一六ヘクタール
九　蚕繭掃立量　二二、〇九〇箱
十　果樹園面積　一二二ヘクタール
十一　家畜資格頭数一、八一六頭
十二　建物共済契約三、一二〇棟

第四節　農業改良普及所

昭和二十三年五月、山梨県庁に農業技術普及課が設置された。このころ食糧増産施策が米麦・雑穀・芋類を主体に行われていたが、農業技術の普及や、課の設置によって、有畜農業や果樹園芸の振興など新しい農業への胎動が見られた。

普及課の出先機関として同年六月、農業技術普及事務所が県下二十六か所に設置され、その一つとして本町常葉地内雨河内の町有地に、富里地区農業技術普及事務所として発足し、割石以南栄村までの地域を管轄していた。

同年八月食糧の緊急増産に関する技術普及のため、食糧増産技術員（後に改良普及員と改称）が設置され、これによって各地区に農事研究会、青少年クラブなどが集まり、人を中心とした活動が進められるに至った。十一月県には農業改良委員会が、各地区にも農業改良委員会が設置され、食糧作物の増産共進会が各地で開催された。昭和二十四年四月には食糧増産徹底のため、全部落を対象に座談会を開催するなど、活動がますます盛んになって来た。

同年九月には、各農業改良普及事務所の名称を「農業改良普及所」と改め、昭和二十六年には農業改良委員会が農業委員会となり、同年食糧増産五か年計画が樹立された。昭和三十年四月、雨河内所在の普及所は富里村役場附近へ移転した。

昭和二十八年には、国政の主要施策の一つである食糧増産計画も、アメリカの過剰麦輸入によって大幅に縮減せざるを得なくなった。これらのために昭和三十一年には大蔵省の内示を以て、普及員の定員が三パーセント削減された。越えて昭和三十三年には農業改良普及所は必置機関となり、普及員は増員となった。

昭和三十四年八月県の機構改革により、農業改良課が改良普及課に改められ、農産係を農産課に分離し、各県事務所へ農業改良普及課が設けられた。昭和三十六年には、今後の農政の憲法ともいうべき農業基本法が制定され、これに基づいて農業構造改善事業がはじまった。昭和三十八年八月には農業改良普及所の統廃合が行われ、県下二十六か所の普及所が一躍十

六か所になった。その際富里地区農業改良普及所は、郡北部の三珠地区農業改良普及所と統合して、西八代農業改良普及所となり、市川大門町に設置された。

このころ農村の労働事情は悪化して、新規学卒者の就農が減少し、青少年の他産業への流出が著しく、農村青少年の育成が重要の課題となったので、いわゆる三ちやん農業の解消に努めた。昭和四十三年にはまた県の機構改革が行われ、改良普及課は農業技術総室となり、農業関係の各試験場が新しく所管となった。同時に土づくり対策推進事業がはじまった。昭和四十四年農業政策の強化に伴い、規模が大きく生産性の高い農業経営の育成を促進するため、総合農政の実施に踏み切った。

昭和四十五年米生産調整のための稲作転換政策が国の柱として示され、総合農政が打ち出され、同時に地域農業生産分担、つまり国の農業地図が示され、本県は果樹・野菜・養蚕への転換が急速に行われた。県南部地方に茶産地育成事業が導入され、茶の増植や茶加工場の建設が行われた。

昭和四十六年後継者対策として、学校連携事業や新経営者村ぐるみ育成事業が始まった。昭和五十年には土づくり対策推進事業の強化、市町村土づくり対策推進協議会設置事業の設定、農業者モデル地区育成事業の実施、高能率集団的生産組織育成対策事業導入、世界の食糧事情のひっ迫により食糧自給に対する世論が高まり、農業見直しの気運が生じて来た。

新しい村づくり事業に対する、普及所の積極的な取り組みが検討されるとともに、農村婦人対策事業も実施された。

昭和五十三年七月、西八代合同庁舎の完成を機に西八代農業改良普及所はこの庁舎へ入居した。またこの年をもって創設三十周年を迎え、普及所の前途はますます多事多端である。

第五節　峡南土地改良事務所

山梨県の形状はほぼ円形で、東西及び南北の長さは約九〇キロメートルで、周囲を三千メートルに近い高山に囲まれ、甲府盆地及び富士北麓を主体とした郡内地区に大別される。水系は甲府盆地を中心とした富士川水系と河口湖・山中湖を水源とする桂川水系に大別される。したがって山梨県の土地改良の歴史はこの両水系の開発史ともいえる。

山梨県の農業は農用地面積三万六、六〇〇ヘクタールで、うち畑地六八%、水田三二%であるが、水稲の作付けについて見ると、食糧事情の好転に伴ない、昭和三十六年一万八、二〇〇ヘクタールの水田が九、六〇〇ヘクタールとなり、五三%と大幅に減じている。

これは水田再編とのからみもあるが、山梨の地勢・気象の優利性を生かして果樹に転換したもので、果樹王国を現出する基盤となっている。その他野菜・養蚕・畜産など市場性に富む生産性の高い農業を営んでいる。

土地改良事業は、農業の近代化を図るための各種農業政策が、その効果を十分発揮するための基礎条件となるもので、農政の根幹になるものであり、特に米の過剰基調に対応して、水田利用再編の円滑な推進と定着化のための土地基盤の整備を行うとともに、今後の農業の中核的担い手を育成確保して行くためにも、魅力ある農村環境を整備していく必要がある。

こうした農業を取りまく時代の要請と、農村社会の情勢変化に対応しながら、山梨県の土地改良事業もその性格を少しずつ変えながら、発展している。

峡南土地改良事務所は、現在の地方県民室の前身で、古くは地方事務所、次いで農務事務所、さらには県事務所と目まぐるしく変転する中にあって耕地課の名称を持ち、県下各郡に所在し、広く地域住民の間に親しまれてきた。その後、土地改良事業の増大とともに、県の行政機構の合理化対策と相俟って、大幅な機構改革に伴う出先機関の統廃合が行われ、昭和四十三年四月一日から西八代・南巨摩の両郡を管轄する峡南土地改良事務所が発足して満十二年を経た。以来市川大門町一、三六六番地に所在したが、昭和五十三年西八代合同庁舎が完成するに及んで同庁舎内に移転し、広域な峡南地方の県営及び団体営の土地改良事業、あるいは農道整備事業

などの推進に努めている。

峡南地方は甲府市から中巨摩郡を経た南部に位置し、日本三大急流の一つに数えられる富士川に沿って南北に伸び、その南部は静岡県に隣接している。東部は御坂山塊に、西部は赤石山脈前衛の急峻な山岳に囲まれた山間地帯で地理的条件に恵まれず、耕地面積は総面積の僅か四・四パーセントに過ぎない。然しながらその半面農家戸数は、世帯数の五二%と過半数のウエイトを占めているので、峡南土地改良事務所の執行する土地改良事業などの果たす役割は、かなり高く評価されているものと思われる。

最近国際的にも食糧不足の問題がしきりに取りざたされている。特に戦禍を浴びたベトナムを取り巻くアジア諸国及びアフリカ地方の食糧難は想像以上に深刻化している模様である。累年にわたる米穀の豊作に、休耕田あるいは農作転換などの増産緩和の政策を余儀なくされた我が国においても、年々の人口増加と、離農者激増の折りから、いずれ近い将来には、その余波を受け戦前戦後に叫ばれた食糧増産の声が聞かれることであろう。

また、農家の灌漑水あるいは飲料水など住民の生活を維持するために、欠くことのできない資源である地下水については、近時工業導入などによる急激な採取量の増加に伴い、県内各地において異状な涸渇、または水位低下の現象を来たしている。県はそのため水の需給対策の一環として、広瀬多目的ダムの建設、及び荒川多目的ダム建設計画の策定を急ぐとともに、併せて地下水資源の保護と採取適正化を図ることに腐心している。然しながら地下水の需要は諸種の事情にかんがみ、今後益々増加の一途をたどるものと思考される。峡南地方を貫流する富士川の流域に眠る農富な地下水資源は、この期に及んで注目されるのではなかろうか。

これら食糧増産あるいは地下水資源の発掘にしてもその原動力となるものが土地改良行政である。

峡南土地改良事務所の今後における課題になるであろうことが推測される。

下部町における町の概況と道路の延長については次表の通りである。

一、町の概況　（昭和四十八年四月一日現在）

一町郡県の面積・人口等調

区分	面積	人口	世帯	農家戸数	農家人口	耕地面積	水田面積	樹園地	普通畑	採草地
下部町	一三、〇七六ha	九、三二九人	二、二九六戸	一、四三八戸	六、五三一人	五二六ha	一四四ha	二〇四ha	一七八ha	八ha
西八代郡	二九、二八七	三四、四四四	八、四〇八	四、二九三	一九、九〇五	二、三九五	四八六	七九〇	一、一一九	二四七
管内合計	一一四、九四六	九一、一一四	二二、一二八	一一、六八三	五三、一九一	五、一一一	一、五二一	一、六八九	一、九〇一	二九三
県計	四四六、三四八	七六二、〇二九	一九一、四四七	七三、〇二四	三四四、七七二	四〇、八七三	一四、四五九	一七、九八二	八、四三三	四七三

二　農道調　（昭和四十七年三月三十一日現在）

区分	町村道延長	林道延長	農道延長	要舗装
下部町	一六一、四二七m	二七、七〇〇m	二三、九〇〇m	一〇、〇〇〇m
管内計	一、六三一、二三九	一一七、三七二	六六一、三八三	一七二、六三八

第六節　家畜保健所

東八代郡石和町唐柏字下河原一、〇〇〇番地ノ一に山梨県東部家畜保健衛生所がある。この保健衛生所の沿革については、概略次のような経過をたどっている。

昭和二十四年九月十五日、初めて甲府家畜衛生指導所を設置して全県下を管轄していたが、翌二十五年六月五日、名称を甲府家畜保健衛生所と改め、同年七月三十一日、富士吉田市及び東山梨の二家畜保健衛生所を増設し、さらに昭和二十六年十二月二十六日東八代・西八代及び北都留にも増設されて、下部町を管轄する西八代家畜保健衛生所が、市川大門町に設置された。

このようにして二十年近い歳月は過ぎた。昭和四十四年四月一日機構改革によって県下を東部と西部に分け、甲府・富士吉田・東山梨・東八代・西八代及び北都留家畜保健衛生所を統合して東部家畜保健衛生所が設置され、富士吉田と上野原に支所が置かれるに至った。

昭和四十八年今度は支所を廃止して、富士吉田市と上野原町に駐在所を置いて、現在に至っている。

このようにして統廃合や配置分合が、しきりに行われたのを見ても、その時々における畜産業の消長を物語っていることを知ることができる。

東部家畜保健衛生所の本所の機構は、所長の下に保健衛生課・防疫課・環境衛生課・病性鑑定課の四課のほかに二つの支所がある。

保健衛生課は庶務及び会計、家畜々産物衛生指導協会の指導などに任じ防疫課は家畜環境衛生の調査及び指導、生乳検査など、病性鑑定課は病理・解剖・組織・細菌・ウイルス及び化学的検査を分担する。

職員は所長、畜産環境衛生幹各一人、保健衛生課三人、防疫課四人、防疫衛生課三人、病性鑑定課四人、計十六人である。

東部家畜保健衛生所は敷地一、八六六・九平方メートル、建物は鉄筋コンクリート二階建てで本館五〇六・六一平方メートル、車庫倉庫七六・六四環平方メートル、解剖室二九・二五平方メートル、動物飼育室一六・〇七平方メートル、焼却炉一基の規模である。

なお、管内には屠畜場二か所、食鶏処理場七か所、家畜市場一か所、乳用牛育成牧場二か所、共済農協家畜診療所六か所、個人家畜診療所十三か所がある。

第七節　西八代蚕糸事務所

明治四十年蚕病予防事務所が置かれ、鰍沢感応寺にその臨時出張所があった。ところが大正七年山梨県蚕病予防事務所を改称して、甲府市日向町へ山梨県蚕業取締所が設置された。以来山梨県の養蚕業の発達に貢献して来たのであるが、養蚕業が盛んになるに伴い、地区ごとに支所を設ける必要が生じ、昭和三年四月鰍沢町に蚕業取締所鰍沢支所が設置された。鰍沢支所の管轄区域は身延、睦合、富河、万沢、大河内、栄の六か町村を除く西八代、南巨摩全域で、これが約二十年間続いた。

戦後養蚕技術が重視されるに及んで機構改革が行われ、西八代蚕業技術指導所が上野村に設置されたが、同年七月西八代地方事務所に蚕糸課が設置されるに及んで、同課兼蚕業取締所西八代支所が置かれた。

昭和三十年十一月二十七日県条例第四十四号を以て、西八代蚕業指導所設置の際、地方事務所の蚕糸課と蚕業技術指導所を統合し、蚕業取締所西八代支所は廃止されてしまった。同三十四年八月には西八代県事務所に、また蚕糸課が新設されて西八代蚕業指導所と兼務することとなった。昭和四十三年四月には県事務所の蚕糸課が廃止され、これに代わる西八代蚕糸事務所が置かれて、蚕業指導所と兼務の形となり現在に至っている。

以上は県における蚕糸指導機関の変遷である。蚕糸事務所の任務としては、昭和二十年法律第五十七号で公布された蚕糸業法及びこれに関連する諸法令によって定められているが、大よそ次の通りである。

一、桑苗の検査

桑苗の検査は知事から任命された検査員が行うのであるが次に掲げる除外品以外はすべて検査を受けなければならぬ事になっている。

一　実生苗

二　他の都道府県知事の検査合格証票を添付してある桑苗

三　学術研究又は試験の用に供する桑苗

四　博覧会・供進会等に出品する桑苗

五　前各号に掲ぐる物の外、特別の事由により知事が検査の必要がないと認めた桑苗

検査員が検査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係の者の要求があった時はこれを提示しなければならない。又検査はほ場においてする場合は「ほ場検査」、生産された桑苗についてする場合は「生産品

検査」とする。ほ場検査においてはそのほ場のすべての桑苗について、萎縮病ウイルス・モザイク病ウイルスまたはカイガラムシの付着の有無、及び摘葉禁止規定に違反することの有無について検査をする。検査員は、検査の際病虫害が付着していると認めた時、または摘葉禁止規定に違反して摘葉されていると認めた時は、直ちに当該生産者に対し、当該ほ場病害虫のまん延を防止するため、必要と認める事項を指示し、または当該禁止規定に違反して摘葉された桑園を、適切に措置するよう指示しなければならない。検査に合格の桑苗に対しては桑苗検査証票に合格証印及び検査員の認印を押し桑苗束装の掛縄に添付することになっている。

二、蚕種取扱者

蚕種取扱者の免許は試験に合格した者に交付する。受験申請があった場合、調査の上次の欠格事項に該当する者には受験させない。

一　蚕糸業法又は同法に基き発する命令に違反して処置を受け一年を経過しない者。

二　免許を取り消されて一年を経過しない者。

三　禁治産者準禁治産者。

蚕種売買及取扱業者に対しては次の事項に該当しないように指導する。

一　蚕の生理を害するおそれのある場所に於ける蚕種の売買等。

二　蚕の保護設備のない場所に於ける蚕種の貯蔵及び保護。

必要がある時は蚕種売買業者から報告を求め、又は業務を行う場所に立ち入って調査を行う事ができる。この立ち入り調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

蚕種取扱業者として著しく不適当と認めたときは、その免許を取り消し、又はその業務の全部又は一部を停止させる事ができる。

三、生繭売買免許。

生繭売買をしようとする者に対しては写真を添付した許可願書を提出せしめて許可をすることになっている。生繭を取り扱う者が生繭を集散し又は保存する場所の設備については次のような事を指導する。

一　床はコンクリート打又はしっくい打とする事。但し板張りの場合は床板割目に強い紙片で目張りをしなければならない。

二　周囲には、高さ六センチメートル以上の障板を設ける事。但し障板と生繭とが接触する場合には障板の高さは接触部の上端から測って六センチメートル以上でなければならない。

三　生繭取扱い所の標札を掲げること。

四　床下にきょうそのさなぎの潜伏するおそれのある場合は、きょうその蠅の飛散を除くに足る設備を設けること。

検定用繭の抽出についてはその公正を期するため次によって取り扱わせなければならない。

一　場所、知事の承認を得た養蚕農業協同組合の生繭集荷所又は知事の特に指定した場所。

二　時間、毎日、日の出から日没まで。

その抽出につき取り引きの当事者が異議を申し立てた場合、一回に限り再抽出する事ができる。

第八節　山梨統計情報事務所

昭和二十二年四月、農林省告示第三三号により、同年七月甲府市山田町若尾ビル内に農林省の出先機関として、山梨作物報告事務所の仮事務所が置かれ、設営の衝に当たった結果、同年九月県地方事務所単位に出張所を設け、職員定数百十六人を配置して業務開始の態勢が整ったので、昭和二十二年十月二十日、開所式を挙行するに至った。

事務所の組織は庶務課・作況課及び調査課の三課であった。昭和二十三年四月作況課と調査課の事務を調整して、面積調査課・作況調査課と改称し、新たに経済調査課が新設され、従来農業会が担当して来た農家経済調査・農業経営調査・農村物価賃金調査及び主要作物の生産費調査を、農業会の解散とともに事務所に引き継がれた。

昭和二十三年十一月には、五か町村単位に出張所を開設、合計三十二出張所となった。同年十二月東青沼町に庁舎を購入して事務所を移転した。この時市川管内に富里出張所が置かれ久那土、古関、富里、共和を管轄することになった。

昭和二十四年四月には大幅な配置定員の増加があり、三二二名となった。このうち農地改革の完了にともなう市町村農地委員会の書記二〇六名を受け入れ事務を行った。しかし同年六月、行政整理によりまた二四一名に減少された。従来の推計単位が郡単位であったものが出張所単位に拡大され、さらに同年九月統計課の増設となり、農林水産・養蚕・養畜の調査を開始し、昭和二十五年二月一日現在において、一九五〇年世界農業センサスの一環として抽出調査を行ったのである。

かくして山梨作物報告事務所は分課組織、及び業務内容も年々改善され、またその範囲も農林畜水産・養蚕の農業統計全般に拡充された。

昭和二十五年四月農林省設置法改正により、従来の作物報告組織は山梨統計調査事務所と改称され、名実ともに農林統計の全般的調査機関として再出発したのである。

昭和二十六年には、行政整理があり、職員一割減になったので事務能率向上のため十二月十六日出張所の統合強化により連絡出張所八か所、出張所三か所、計十一出張所となった。この時、富里出張所は岩間、市川両出張所と共に統合して市川出張所となった。

昭和三十一年十二月一日鰍沢出張所と市川出張所を統合し、市川大門町に峡南出張所を設けたので県下八出張所となり、全出張所に統計専門職が設置され、出張所における企画及び調査に当たった。

昭和四十五年六月農林省設置法の一部改正に伴い地方農政局に編入、関東農政局山梨統計調査事務所峡南出張所となった。

昭和四十七年十二月、農林省関東農政局山梨統計情報事務所峡南出張所と名称が変わり、同五十一年四月峡南出張所に、地区統計官一名が置かれて現在に至っている。

第九節　その他農業関係団体

一　養蚕組合

明治から大正へかけての養蚕飼育は極めて幼稚で、何の統制もなく飼育に当たって無用の労力を費し、結果は労多くして得る所が少く、そのために一般に大量の飼育はできなかった。

今日のように一斉に掃き立て一斉に収繭して、共同で売却ということはなく、蚕種も個々に思い思いに発注して、思い思いの時期に掃き立てるのであるから収繭もまちまちで、ようやく収繭すれば繭商人がはいり込んで来て、戸別に訪問してたたき買いをして回った。

飼育の方法も摘み桑剉芽育で、籠飼いだから、除沙の回数も多く手が回り兼ねるために、病害の発生も多く、これらの点で養蚕家はやせるような思いをしたものである。

大正の初めころから国や県の指導で各地に養蚕組合が設立され、徐々にではあるがあらゆる面に統制が加えられ、省力化し蚕種の掃き立てから繭の売却まで、すべて共同で行うようになった。

飼育の方法も養蚕指導員などの努力により蚕作は安定し剉芽育から全芽育へ、全芽育から条桑育へさらには人工飼料による飼育へと進んで来た。

以上は明治以来の養蚕飼育の変遷の大要であるが、養蚕組合の沿革については次のようである。大正の初めころ各部落ごとに養蚕組合が発足して、部分的には養蚕の共同経営をしたり、相互扶助の態勢を取りながら、一面組合強化のため実行組合と組織替えをして、第二次世界大戦まで来た。

戦後、経済界の変動と労力不足のために、養蚕は衰退の一途をたどるの止むなきに至ったので、従来各部落個々に組織されていた養蚕実行組合を、さらに強化して養蚕農業協同組合とすると同時に、郡下の養蚕農業協同組合が連合して、西八代郡養蚕農業協同組合連合会（郡養連）を組織し、昭和二十三年八月二十四日設立登記を完了した。設立発起人は楠甫村望月顕二

ほか十七人で、傘下の組合は六十七組合であったが、後に七十二組合となった。

下部町においては、部落毎の組合を統合して旧町村ごとに一組合とする案が起こり、先ず第一に久那土養蚕農業協同組合が結成され、昭和四十三年十月二十九日設立登記を済ませた。当時の組合長望月栄一（現上田晴喜）で組合員百二人。古関は四十六年六月二十一日登記、当時の組合長赤池久男（現伊藤操）組合員百十一人。富里は同年七月十日登記、当時の組合長望月一本（現近藤義治）組合員百二人である。かくして下部町では旧村単位にそれぞれの組合が発足したが、従来の部落単位の組合も非公式ながら存続しているのである。

以上のように目まぐるしく移り変わる組織の中で、養蚕業は人手不足から年々衰退の傾向にあるので、これがばん回のために次ぎ次ぎと省力化、安定化、共同化が進み、時あたかも農業構造改善事業が認可になったので、昭和四十一年度事業として車田塩平地内に久那土稚蚕共同飼育所を建設した。次いで昭和四十四年度振興山村農林漁業特別開発事業として市之瀬中村地内に富里稚蚕共同飼育所を、同四十七年度同事業として、古関中沢地内に古関稚蚕共同飼育所をそれぞれ建設して、以来三眠までの共同飼育をしている。即ち次表の通り。

年度	事業名	飼育所名	建坪	建築費
昭和四十一年度	農業構造改善事業	久那土稚蚕共同飼育所	六一〇㎡	一七、四五〇、〇〇〇円
昭和四十四年度	振興山村農林漁業特別開発事業	富里稚蚕共同飼育所	四九九〃	一五、二〇〇、〇〇〇円
昭和四十七年度	〃	古関稚蚕共同飼育所	五四九〃	一〇、六八〇、〇〇〇円

その後、人工飼料による稚蚕飼育が開発されたため昭和五十四年度養蚕近代化促進対策事業の一環として、久那土養蚕農業協同組合は、稚蚕共同飼育所の改設事業を起こし、四、一六九万九、〇〇〇円を投じて施設改造が完成した。

二　農事組合

大正の末期ころから部落農事組合の設立が、県や村の農事関係者からの勧奨によって進められて来た。目的とするところは農事に関する事項のうち、官公庁からの各種連絡をするとともに、組合内の農業振興に寄与することであって、部落によっては毎年籾種の塩水撰、苗代の害虫駆除、イモチ病の消毒その他農事に関する各種の業務を担当して、活発に活動している所もある。

殊に先に実施された農振法による供用地の調査、稲作転換による計画実施などには多大の協力をされたが、中には極めて少人数のため連絡機関に過ぎない組合もあり、その状態は千差万別である。

組合役員の交代は毎年、または隔年ごとに行われ毎戸順番に組合長を勤める、いわゆる順番制の組合が多い。これに対する報償は少額であるが各組合とも大小を問わず熱心に運営をしている。

現在下部町に四十三組合、久那土地区に三十七組合、古関地区に二十九組合、計百九組合がある。

三　茶生産組合

自然の好条件に恵まれ且需要供給面から、かつ茶の栽培が町の基幹作目として脚光を浴びたのは、昭和四十六年のことである。町としては茶産地育成振興事業として着手した。ここに茶の生産と販売、生産技術の向上などをめざして、昭和四十七年五月四日、下部町茶生産組合が誕生した。

下部町茶生産組合規約は次の通りである。

下部町茶生産組合規約

（名称及び事務所）

第一条　この組合は、下部町茶生産組合と称し、事務所を下部町役場経済課内に

おく。

（組織）

第二条　この組合は、町内茶生産者をもって組織する。

2、部落に支部をおく。

（目的）

第三条　この組合は、組合員の茶栽培技術の向上と良茶生産を通じて所得をあげ、以って農家経済及び町発展に寄与し、併せて組合員の親睦をはかることをもって目的とする。

（事業）

第四条　この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、植栽優良苗木を導入し、産地拡大及び集団化をはかる。

二、経営及び栽培技術の講習会・研修会の開催

三、販売及び出荷に関すること。

四、先進地視察。

五、その他、本会の目的達成に必要な事項

（役員）

第五条　この組合に次の役員を置く。

組合長　一名

副組合長　二名

理　事　若干名

監　事　二名

支部長　若干名

（役員の選任及び任期）

第六条　理事、監事は総会において選任し、組合長、副組合長は理事の互選とする。

2、役員の任期は、二ヶ年とし、再選を妨げない。ただし補欠によって選任された役員は、前任者の任期による

3、役員は、任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行なう。

4、支部長は、各支部で選出し、総会に報告し、承認を得るものとする。

5、役員が支部長を兼ねることは妨げない。

（役員の任務）

第七条　役員の任務は、次のとおりとする。

一、組合長は、組合を代表し組合業務を統轄すると共に、会議の議長となる。

二、副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときは、その職務を代理する。

三、理事は、組合業務を執行する。

四、監事は、組合業務及び会計を監査する。

五、支部長は支部を代表すると共に、組合業務執行の補助にあたる。

（会議）

第八条　会議は総会、役員会、支部長会とし通常総会は、年一回四月組合長が招集し、事業計画及び会計予算、決算、その他重要事項を審議決定する。監事会は、組合員半数以上の者から開催要求のあったとき、又組合長及び役員が必要と認めたとき開くものとする。

2、役員会及び支部長会議は、必要に応じ組合長が招集する。

（会議の成立及び表決）

第九条　総会は、組合員の半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決する。

2、前項の出席数には委任状を含むものとし、委任状は組合員一人につき五名まで有効とする。

3、役員会は、第一項に準ずる。

（幹事）

第十条　この組合に事務局を設け、幹事を置く。

2、幹事は、組合長が役員会の同意を得て委嘱し、庶務会計に従事する。

（顧問）

第十一条　この組合の正常な発展をはかるため、総会の決議を経て顧問を推戴することができる。

（経費）

第十二条　この組合の経費は、組合費、補助金、手数料、その他をもって充てる。

2、組合員は、一人につき年額三〇〇円とし、手数料は、扱い金額の〇、三

割とする。

（会計年度）

第十三条　この組合の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（その他）

第十四条　この規約にない事項は、総会に諮って決定する。

附　則

この規約は、昭和四七年四月一日から施行する。

四　下部町花木組合

昭和四十二年「下部町盆栽をたのしむ会」が発足した。これは主として甲州野梅を愛好する者の集まりで、絶滅せんとする甲州野梅の保存繁殖を図るを目的として、毎年春と秋の二回展示会を開いて一般に鑑賞させたり、講習会を開いて栽培法を研究したり、あるいはその成果の伝達をしていた。役場や普及事務所の指導を仰ぎ、甲州野梅が盆栽として極めて珍重なものであり、価値あるものであることが流布されて、原産地の甲州野梅の群落が、心ない者によって荒されることを極度におそれて積極的な行動は差し控えた。

昭和四十七年に至り一般の希望もあって、主として甲州野梅であるが、甲州野梅に限らずすべての花木を取り入れることとして、遠藤千之など十二人が発起人となって一月二十八日役場において「下部町花木組合」を結成し、発会式を挙げて本格的活動を始めた。この組合の目的は甲州野梅を栽培する人を募ることである。入会を希望する人に対しては「よく検討して真剣な態度で入会して貰いたい」と呼びかけている。当時の組合長は渡辺嗣雄で組合員は八十五人であった。

以来、千葉県その他の府県から視察者もたびたび来町し、組合自体では講習会、講演会・研修会などを開催するとともに、甲州野梅の宣伝に努め、すでに実生栽培で六万本を生産し、これを販売するに当たっては身延町・中富町などと合同してこれを行い、既に本年（昭和五十五年）は一、二月で二〇〇万円の売上げがあった。このほか、下部駅前及び北川に展示場を開設して一般に鑑賞させると共に、即売もしている。現在の組合長は遠藤斌で組合員は六十七人である。

昭和五十五年度には組合の中に野梅部会を設けることになっている。

第八章　林　業

第一節　明治維新後の林業

甲斐国は峡の国であって「峡」とは山のはざま、あるいは山合いという意味である。このために住民は山によって生活し、山から採取した草木によって牛馬を飼育し、田畑の肥料とし、または薪炭として利用したので、山は日常生活に欠くことのできない資源供給の場であった。このために古い時代から村々に入会山制度が認められ、住民は自由に入山してその資材を採取したのである。

明治二年明治政府はこれら入会山を一挙に官有地としてしまった。官有地となったので住民の入山は禁止され生活に支障を生ずる者も出て来た。よって各地の住民は、しばしば山の払い下げを政府に陳情したのであるが聞き届けられず、明治二十三年八月そのすべてが御料地に編入されて、許可なしには入山することはできなくなった。その後、御料地払い下げ規則が制定されて、一部は払い下げもあったが大部分は依然としてそのままであった。

明治四十年及び四十三年に山梨県下は大水害を被ったので、その旨天聴に達し、同四十四年三月十一日明治天皇は県内の御料地一六万四、〇〇〇ヘクタール全部を山梨県へ御下賜になった。世にいう恩賜林である。同四十五年三月十八日県ではこれの保護管理のため、県令第二十二号をもって恩賜県有財産管理規則を定めて、関係市町村に管理会を設置させて保護管理に当たり、ようやく従来の慣行による入会山としての活用ができるようになった。

民有林にしても戦後若者の流出で農山村は老人と婦女子のみとなり、一般に山林の手入れも行き届かず、永年育てた樹木に愛着を感じながらも、これを放置せざるを得なくなった。本県は総面積の七七パーセントの山林を有しながら外材輸入県となってしまった。これは労働力の不足もさることながら、林道網の整備が遅れていることが大きな原因の一つである。

第二節　林業経営の歩み

本町の総面積は一三〇・七六平方キロメートルで、その八一・五%が山林で占められている。この中には毛無山、雨ケ岳、五老峰、竜ケ岳、三方分山、蛾ケ岳、釈迦ケ岳など一、〇〇〇メートル以上の山が聳立している。山林の総面積一〇、六五八ヘクタールのうち県有林三四・九%三、七二二ヘクタール、私有林の内個人所有五三・一%五、六六一ヘクタール共有林〇・三%一、一〇三ヘクタールその他一・七%となっている。人工林率も県有地一二・七%、私有林二一・八%、総計では二、五〇〇ヘクタールで町では造林十五か年計画を策定し昭和四十二年度から実施している。

林家と農家と重複するが一、二四八戸でその生産状況も年間素材二八〇立方メートル、木炭一、八〇〇トン、樹苗二三万九、〇〇〇本、生椎茸二万三、〇〇〇キログラム、乾燥椎茸二、六〇〇キログラム、ナメコ三、五〇〇キログラム、パルプ材二八〇立方メートル、生産額は二、三一〇万円と推定されるが、ここ数年素材・薪・パルプ材などは著しく減少し樹苗・椎茸・ナメコなどが増加している。最大の資源である山林の活用を容易にするため、昭和四十五年から林業構造改善事業（別項）を取り入れて林業の振興をはかり、経済的の豊かさと水害の防止に役立てようとしている。

下部町振興山村農林漁業特別開発事業とは、振興山村農林漁業特別開発事業実施要領及び同実施基準に基づいて実施する生産基盤の整備開発、経営近代化施設の導入及び還境整備に関する必要な事業をいい、右実施要領に基づいて認定された農業協同組合・農業生産法人などの実施団体に対して補助金を交付する。

また、町では森林資源の保続培養と国土保全を図るため、民有林野などについて、その所有者と収益を分収する条件で造林を行うこととした。これは町長と土地所有者の間で、地上権の設定契約をした上で町はその土地に新植、補植、手入、防火線の設置、林道の開設、その他造林に必要な行為をする。植栽木は町と土地所有者の共有とし、その持ち分は町が十分の六、土地所有者が十分の四とする。土地所有者は町と協力して造林地の保護を行い、下草、落葉、落枝、木の実、きのこ類、手入れのため伐採した枝葉などは無償で所有者が取得する。収益の分収は売払代金を以てする。

これと同時に分収造林の条例を設けた。これは町が町有林野についてその造林者と収益を分収する条件で造林を行うもので、森林資源の保続培養と国土保全を図ることを目的としている。先ず造林者と町長とで地上権設定の契約を締結し、町行造林と大体同様の保護管理を行い、分収歩合については、町が十分の四、造林者が十分の六とすることになっている。

このほか町では町民で造林をした場合、長期造林計画に基づき、下部町内及び町長の認める隣接地に、町民及び町内の団体が行う造林事業に要する経費に対し、補助金を交付し、国土の保全並びに森林資源を増大し、林家経済の向上を図ることとした。これは昭和三十八年十月十四日山梨県公示第百九十一号山梨県造林事業費補助規程に該当しない小規模造林事業について、規程で定める率及び額を補助として交付する。

	範　囲	経　費	補助率
1	一団地三アール以上十アール未満の杉・檜・赤松・から松の人工造林事業	山梨県造林事業補助金交付規程第二条に於て毎年知事が定める基準を適する	十分の四以内
2	一団地三アール以上で県及び町の補助対象となった造林地で翌年第一回目の補植事業 一団地三アール以下の杉・檜・赤松・から松の人工造林事業	下部森林組合があっ旋した当該苗木代金	一ヘクタール当り一万円以内
3	杉・檜・赤松の幼苗生産事業	町長が別に定める基準による	十分の二十以内
4	農林漁業資金による林業資金中年利三分五厘一般非補助の人工植栽事業にかかる第一年次補給より八年分の利子補給		一分以内の補給
5	一団地五ヘクタール以上の共有又は二名以上の協業団地造林事業で二か年以内に事業を完了する造林地		一ヘクタール当り一万円以内
6	分収造林契約に土地提供者の (イ)分収率　六対四 (ロ)分収率　五対五		一ヘクタール当り五千円以内二千円以内

造林事業の範囲及びこれに対する補助率は次の通り。

下部町では林業知識及び技能を修得せしめ併せて実践活動の中核者たらしめ、もって下部町長期造林計画の円滑な推進を図るため、町内在住の林業経営青壮年を対象として「下部町林業教室」を設置する。この林業教室は役場経済課に所属し運営は経済課長がその任に当たる。教室には長期教室と短期教室とがあって、長期教室は五十歳以下の農林業者で期間一年。短期教室は一般農林業者でその都度ということになっている。長期研修生には予算の範囲内で町から手当てを支給する。

林業教室の業務は

一、教室研修生に対する林業の知識技能及び経営について教習研修。

二、林業青壮年及び林業研究団体並びに農林業従事者の指導育成

三、林業の改良及び促進についての調査研究連絡展示等

四、林業施策業務についての実践活動

次に下部町内における保有形態別森林面積及び蓄積表を示せば左の通りである。

表1　保育形態別森林面積及び蓄積表

区分 / 保育形態別		国有林	公有林				私有林				合計
			県有林	町有林	財産区有林	小計	個人	会社々寺林	その他	小計	
立木地 人工林	面積	ha	四七四	一八	—	四九二	一、一九六	二九	二七七	一、五〇二	一、九九四
	蓄積	m³	四、八六一	七二	—	四、九三三	三一、九九四	七七六	七、四一三	四〇、一八三	四五、一一六
立木地 天然林	面積	ha	二〇四、八一	二七	—	二一〇四	四、二九八	九四	七九一	一八三五	七、七六五
	蓄積	m³	三、〇二九	七五	—	三、〇七四	一一九、〇二五	二、六〇三	二一、九〇六	一四三、五三四	三四八、四九〇
立木地 計	面積	ha	二〇九、七四二	四五	—	二〇九	五、四九四	一二三	一、〇六五	六、六八五	九、七五九
	蓄積	m³	二七四	一四七	—	二七四	一五一、〇一九	三、三七九	二九、三一九	一八三、七一七	三九三、六〇六
無立木地 伐跡地	面積	ha	七	—	—	七	七一	二	一四	八七	三六一
無立木地 未立木地	面積	ha	—	—	—	—	三九	一	八	四八	五五
竹林	面積	ha	—	—	—	—	四七	一	九	五七	五七
その他	面積	ha	四一二	—	—	四一二	一〇	一	三	一四	四二六
合計	面積	ha	三、七二二	四五	—	三、七六七	五、六六一	一二八	一、一〇二	六、八九一	一〇、六五八
人口林率		%	一二・七	四〇・〇	—	一三・一	二一・一	二二・七	二五・一	二一・八	一八・七

第三節　薪炭の生産

本町の林野面積は一〇、六五六ヘクタール、林野率は八一・五%と面積から見た林業の占める位置は高いが、林野面積の三五・五%は県有林で残る六四・六%に当たる七、八九一ヘクタールが民有林である。林業形態は従来から薪炭生産を主とした経営が続いたため、近年の燃料革命による薪炭不況は、本町林業に大きく影響し林業に対する依存度を著しく低下させている。

昔、製炭華やかなころ、県内の木炭の重要産地は、東山梨郡三富村年産二十万俵、北巨摩郡増富村年産十五万俵、西八代郡富里村年産十万俵で、県下三富（さんとみ）といわれたように、下部町は峡南地方における最も生産の多い所であった。

このようにして生産された木炭は、馬の背によって古関村からは照坂峠を越え、富里方面からは勝坂峠を越えて馬子が放歌高吟しつつ長い列をつくって、毎日運搬したもので当時の風物詩の一つであった。

それにもかかわらず、製炭は今や一人の従事者をも見ることのできない斜陽産業となってしまった。

最近省エネルギーの時代となり、豊富な原材料を使って製炭の必要性は感じられるが、これに従事する年齢層の人不足と、採算が伴わぬことが原因して、まだ当分生業化する見込みは立っていない。

しかし本町の林業は、農家林業で農林複合経営により成り立っており、農林は不離一体の関係にあり相互振興が必要である。このため民有林など蓄積の六三パーセントを占める広葉樹の活用策として茸類の特殊林産物生産と、広大な林野の高度利用策として、低質広葉樹林から針葉樹林に林種転換のため、拡大人工林が進められている。

一方林業生産の基盤となる林道は開発が遅れ、林道密度二・六二と低い。また、林家の経営規模は三ヘクタール未満の林家が大半を占め平均四・五ヘクタールと零細であり、蓄積資本の過少、急傾斜地による労働過重など余件的制約によって、林業は他産業との格差が著しく、若手労働力は他産業に流出し、労働力の劣弱不足を来たすなど問題が多い。

第四節　しいたけ栽培

しいたけの栽培は近来人工によるものが多くなっているが、本町は椎茸栽培に適し、江戸時代から自然発生法による栽培が行われていた。しかし原木の伐採時期や伏せ込み場所の選定、発生後の管理などに技術を要し、熟練者でなければ成功はおぼつかないものとされていた。

本町において、しいたけの栽培を始めたのは何時ころであるかわからないが、今から一二一年前の安政六年二月の古文書に、杉山村で徳右衛門が茸職人忠三郎を雇い入れて、字まんきうと称する山で原木伏せ込み作業中、誤って足をすべらせ三〇〇メートルも下まで転落して死亡したという事故があって、杉山村はもちろん岩欠、大炊平、清沢各村の村役人が立ち会って、事件を穏便に済ませたことが記載されているところを見れば、既にそのころしいたけ栽培が行われていたことがわかる。

その後、文久元年八月、駿河国下泉村（現在の静岡県榛原郡中川根町）茸屋熊吉なる者が釜額村へ来て居を構え、十年間の約束で村有地の林木を払い下げ、伐採して茸の栽培をしたのが大量生産の始めで、村の人達にも技術の伝達をしたという。

椎茸木売渡証文

字三ツ沢

一、山壱ケ所　木品　志で、楢弐種

東ハ峠境

此代金七両弐分　但し　西ハ銘々持境

南ハ奥野境

北ハ中倉境

右は村内一同相談之上右場所椎茸木ニ売渡し代金正ニ受取申候処実正也但し年季之義は当酉之秋より来ル午之秋迄十ケ年季相定申候然ル上は小屋場棟場並ニ焼木等ハ勝手ニ可被成候為後日山売渡証文依如件

文久元酉年八月　日　　釜額村
名　主　七郎兵衛㊞
長百姓　市之丈㊞
百姓代　勇　助㊞

駿河国下泉村
茸屋熊吉殿

これは村持ちの山を売った売り渡し証文である。

中之倉では中屋敷の赤池角左衛門が茸屋熊吉についてこの栽培方法を習得の上初めて技術を導入し、順次附近へ広めたので、農家の副業としてひところは中之倉の山林中には無数の原木伏せ込みが目につく程の盛況を呈した。

これらの原木から春秋二季に茸が発生してその生産高は大正五年の村取調書によれば年間約三八〇キログラムで価格六〇〇円になったという。特に大正のころ、中之倉の赤池繁博はしいたけ栽培について県から数回表彰された上、講師を委嘱されて各地の講習会に臨んでその技術を伝達して普及に努めた程である。

発生後の管理に当たっては次のような苦労話が余話として残っている。

今と違って当時のしいたけは貴重品であったので、発生中のものが盗難にあうことがしばしばあった。そのため所有者は発生時になると毎日現場へ行って見まわりをするのだが、それでも山かげなどまでは目が届かぬので、誰も居らぬのに時々大声をあげて「誰だア!!誰だア!!」と叫ぶのが山中にこだましたという。

昭和の初めころ、植菌による人工栽培が行われるようになり、それに伴う栽培技術も改良開発されて来たので自然栽培は影をひそめるに至った。

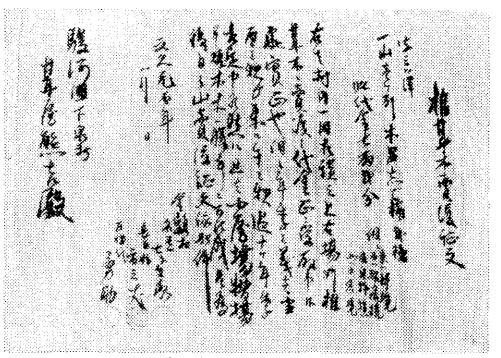

しいたけ木売渡し証文（釜額地区）

人工栽培の事項については第六編・第二章・第七節しいたけ産地振興事業の項に詳説してあるので参照されたい。

第五節　林業関係団体

一　森林組合

政府は明治三十年森林法を制定し、濫伐によって荒廃した森林の立て直しを図った。

この森林法第六二条に森林組合設立の規定が設けられているが、一般には関心が薄く本町内でも旧村中にはまだまだ組合設立の気運はなかった。

その後明治四十年及び四十三年濫伐によって生じた大水害の結果、恩賜林の御下賜などもあって、森林に関する認識も徐々に深まって来たので、組合設立の機運も盛り上がり、ようやく各村ごとに森林組合の設立を見る

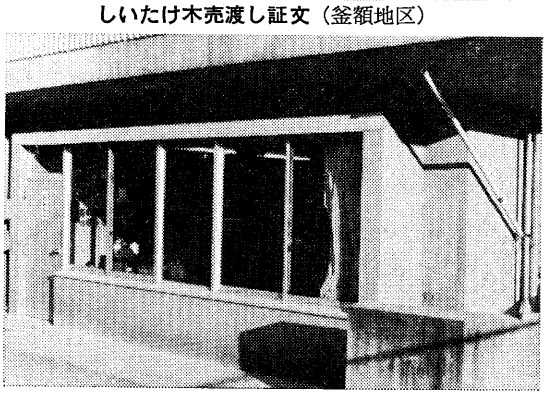

森林組合（開発センター地下）

に至った。

以来植林の奨励、造林の指導などに万全を尽くして来た。昭和三十一年九月、町が合併するに及んで組合の合併も幾度か叫ばれて来たが諸種の事情にはばまれて成らず、ようやく昭和三十八年に至り機が熟して合併が実現することとなった。すなわち同年三月二十三日付山梨県指令林第三―一九号をもって認可により富里村森林組合（組合員四〇〇人）久那土村森林組合（組合員一七八人）古関森林組合（組合員二六五人）の三組合が合同して下部町森林組合が発足した。設立委員は堀内卓三ほか七人であった。

この合併によって、森林所有者が真の協同組織体として、森林施業の合理化と森林生産力の増進に寄与し、経済的、社会的地位の向上を期する足がかりとなるものと、その期待は大きかった。

運営方針については、町林業行政に伴い民有林の画期的改善向上に当たり特に指導に重点を置いて次のような方針をたてた。

イ、教育指導事業

林業改良普及指導員と提携して林業技術の向上と発展を図る。

ロ、貸付事業

林業経営のための資金を大幅に借入れて、組合員の林業経営の円滑を図る。

ハ、種苗生産事業

組合内の自給自足の目的と組合員の収入を高めるため組合員に委託生産をなす。

ニ、購買事業

幼苗・山行苗・肥料等林業に必要な物資を斡旋する。

ホ、販売事業

組合員の生産する一切の林産物特に素材等を県森連木材市場への出荷を奨励する。

ヘ、一般管理

一般管理については特に消費的経費を節約し投資的面に重点を置き年度内支出の必要を認めたもの。

また、定款に本組合の目的として「この組合は、組合員が協同してその森林施業の合理化と森林生産力の増進とを図り、経済状態を改善し、社会的地位を高める事を目的とする」とあり、この組合が行う事業としては、

一、組合員のための森林経営案の作成その他の森林経営に関する指導。

二、組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営。

三、組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受。

四、組合員の行う林業に必要な資金の貸付。

五、農林中央金庫及び山梨中央銀行に対する組合員の負担する債務の保証、又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立。

六、組合員の行う林業に必要な物資の供給。

七、組合員の生産する林産物の運搬・加工・保管及び販売。

八、組合員の行う林業に必要な種苗の採取及び育成に関する施設。

九、組合員の行う林業に必要な林道の設置その他共同利用に関する施設。

十、防火線の設置、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設。

十一、組合員の福利厚生に関する施設。

十二、林業に関する組合員の技術の向上、及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育、並びに組合員に対する一般の情報の提供に関する施設。

十三、組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結。

十四、前各号の事業に附帯する事項。

設立当時（昭和三十八年三月二十七日現在）における総口数四七五口、払い込んだ出資の総額は四七万五、〇〇〇円であった。

以来造林苗の斡旋、植林指導奨励はもちろん、椎茸栽培における県内外の先進地視察、椎茸の植菌並びに栽培、県内外からの視察受け入れ、椎茸

産地振興事業資金導入、椎茸商品の集出荷、同栽培研修会、下部町きのこ会（協業体）の発会育成、県物産展への茸出品、勝坂、出口椙場乾燥場の施設々備など各方面に多忙を極めている。

次に最近（昭和三十八年三月二十七日現在）の組合員数を掲げると、富里地区三四九人、久那土地区一三八人、古関地区二七四人、町外六人、計七六七人となっている。

分収造林事業

この事業は下部町森林組合の定款第二条第二項によって、組合員の委託を受けて行う事業である。本町の林野は極めて広大であるといえども、多様な社会情勢と経済激動の時代においては、植栽から伐期までの長期間、適切な森林の管理育成には、多大な困難性が伴うものである。本事業は植栽から主伐期までの森林の管理育成を、組合が個人に肩代わりして行い、広葉樹を針葉樹にと樹種の転換をさせて、林家の増収を図ろうとする企画である。当該組合長と土地所有者との契約にもとづいて管理し、主伐収益金をそれぞれの割合に応じて分収しようとするものである。昭和五十五年現在の分収造林面積は一〇・一一ヘクタールになっている。分収造林の申請書、及び契約書は次の通りである。

下部町森林組合長　　殿

昭和　年　月　日

申請者住所氏名

分収造林施行申請書

次の通り分収造林の実施を願いたく　関係書類を添えて申請します

一、土地の所在及面積

所在

地目

面積

実測又は見込面積（別紙実測図面　分の一の通り）

二、存続期間　昭和　年　月　日から

昭和　年　月　日まで　満四〇ケ年

三、栽培樹種

四、植栽期日　昭和　年　月　日から

昭和　年　月　日まで

五、主伐期間　存続期間中

六、収益分収割合　組合六〇%　地主四〇%

分収造林契約書

昭和　年　月　日付　西八代郡下部町　より申請のあった分収造林の実施につき、左の通り契約する。便宜上下部町森林組合長を（甲）とし、土地提供者を（乙）として処理する

記

第一条　（甲）は（乙）の申請のあった（乙）の所有地

所在　地目　反別

の土地に　苗木を植栽し　爾後造林に必要な管理（除草、補植、枝打、除伐その他）を行なうものとする。

第二条　第一条の契約により植栽木の持分は（甲）（乙）の共有とし、その持分は（甲）が六〇%（乙）が四〇%とする。

第三条　（乙）は（甲）と協力して造林地保護のため次に掲げる事項を行なわなければならない。

(1)火災の予防、盗伐の防止、境界標等の保存、その他保護に必要なものとおもわれる事項。

第四条　（乙）は土地又は収益の分収を受ける権利を処分する場合は、（甲）の承認を受けなければならない。

第五条　収益の分収は、その樹木の売払代金をもってする。但し（乙）が特別の事由ある場合は材積をもってすることができる。

第六条　植栽地が公共用、公共事業等のため必要がある場合、又は天災その他特別の事由により契約の目的が達成できないと認めた時は（甲）（乙）協議の上契約を解除することができる。この場合は直ちに収益を分収する。

第七条　（甲）は植栽と同時に国営森林火災保険に加入するものとする。万一罹災し保険金を受領した時は、再造林に必要な経費を除いた残額を（甲）（乙）分収の割合に応じて取得する。

第八条　契約期間は昭和　年　月　日より昭和　年　月　日まで満　ケ年とする。主伐採の時期は契約期間の最終を目途とし、（甲）（乙）協議の上定める。

第九条　主伐収入の分収割合は（甲）六〇％（乙）四〇％とする

第十条　間伐等の収入はこれに要した費用を控除した残額を、主伐分収入の分収割合に準じて収得する。

第十一条　本契約以外に必要な事項が生じた時は、（甲）（乙）協議の上定める。

第十二条　地上権の設定登記は（甲）において行う。その費用は（甲）にて負担し、土地に対する公租公課は（乙）が負担する

以上の通り契約し、これを証するため（甲）（乙）各一通あてを所持する。

昭和　年　月　日

西八代郡下部町

下部森林組合長

西八代郡下部町

土地提供者

二　恩賜林保護財産区管理会

明治四十年八月二十四日及び同四十三年八月十日両度にわたる大水害は山梨県下にかつてない大被害を与えて県民は塗炭の苦しみをなめた。その惨状がかしこくも天聴に達し、この災害復興と民力の涵養のため明治四十四年三月十一日、明治天皇は山梨県下の御料地一五万六、一九八ヘクタールを山梨県へ特別御下賜になった。県民はその優渥なる天恩に感泣した。

そこで山梨県ではこれの保護のため管理条例を定めて、地元町村または旧来の慣行による入会組合（財産区）に対し、保護管理を委託することとなった。

下部町では旧富里村で広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会（現会長浦田博）面積二、五〇〇・五九ヘクタール、旧古関村で大八坂及び川尻並びに山之神ほか十五山恩賜林保護財産区管理会（現会長小林元政）面積一、二二三・八一ヘクタールをそれぞれ組織してこれが保護管理に当たっている。

また鰍沢林務事務所管内の二十八管理会は合同して恩賜林保護組合鰍沢支部を結成して運営に当たっている。

管理会の目的である恩賜林の保護管理とは、

一、火災の予防及び消防。

二、盗伐・誤伐・冒認・侵墾・その他の加害行為の予防及び防止。

三、有害動物の予防及び駆除。

四、境界標その他標識の保存。

五、稚樹の保育。

右の保護に任ずるため必要な員数の看取人を配置し、入山者には入山鑑札を持参させなければならぬことになっている。

恩賜県有財産を売り払い譲与または貸し付けする場合は当該恩賜県有財産保護財産区の意見を聞くことになっている。これに対して十四日以内に答申をしない場合は意見がないものと見なされる。

産物を売却した場合、売却後規定による交付金は知事が定める交付率を乗じて得た額を翌年度においてそれぞれ保護の責任ある財産区へ金額を通知して交付する。

財産区では特別会計を設置して毎年予算・決算を町議会に提出して議決及び認定を受けなければならない。

以上は恩賜林保護財産区に関する一部分の説明であるが、詳細は第三編町の歴史第五章明治時代第五節水害と恩賜林の項を参照されたい。

三、下部町きのこ会

昭和四十九年十二月二十七日告示第七十九号（同年九月一日から適用）をもって下部町しいたけ産地振興事業補助金交付規程を制定した。

それによると補助金の対象となるのは協業体及び森林組合ということになっている。協業体とは人員三人以上五人以下で構成する団体、但し同一世帯に属する者二人以上がその構成員となっていないこと、また当該協業体の構成員の同一世帯に属する者が他の協業体の構成員になっていないこととという条件がついている。但し町長が特に知事の承認を受けて認めた場合はこの限りではない。

右によって結成された協業体は次の二十六団体で、これが連合して下部町きのこ会（会長赤池貞男）を組織している。

昭和四十九年度

三沢協業体	代表者上田宏行	
久保〃	〃	伊藤尚文
大山〃	〃	伊藤友長
切房木〃	〃	赤池武光
水船〃	〃	小林文義
北川〃	〃	小林勝造
常葉〃	〃	渡辺三宝
岩欠〃	〃	渡辺　要
波高島〃	〃	遠藤三生

昭和五十年度

上之平協業体	代表者遠藤義安	
和名場〃	〃	小林知則
大炊平〃	〃	渡辺真一
古関〃	〃	赤池一寿
水船第二〃	〃	中村五雄
常葉第二〃	〃	渡辺弘貴
波高島第二〃	〃	佐野　久
樋田〃	〃	伊藤忠治
釜額〃	〃	赤池良雄

昭和五十一年度

大草協業体	代表者上田重喜	
道〃	〃	佐野金義
釜額第二〃	〃	渡辺郁雄
中之倉〃	〃	赤池貞男
中之倉第二〃	〃	伊藤恭一
古関第二〃	〃	若狭重信
大炊平第二〃	〃	渡辺　清
一色〃	〃	近藤義治

また、このきのこ会は次のような規約によって運営されている。

下部町きのこ会規約

（名称及び事務所）

第一条　この会は下部町きのこ会と称し事務所を下部町役場内におく。

（組織）

第二条　この会は県及び町が推進している椎茸産地振興事業の指定を受け実施する協業体員をもって組織する。

（目的）

第三条　この会は椎茸生産に関する技術、知識を習得し椎茸栽培経営の改善に資するとともに会員相互の親睦と連帯意識の向上をはかりもって地域の椎茸産地振興を図ることを目的とする

（事業）

第四条　この会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

一、椎茸栽培に関する技術的講習会、研修会の開催。

二、優良なる種菌及び榾場等の調査研究。

三、先進地の視察

四、その他この会の目的達成に必要な事項

（役員）

第五条　この会に次の役員を置く。

会　長　一名
副会長　二名
理　事　各協業体より一名
監　事　二名

（役員の選任及び任期）

第六条　理事及監事は総会に於て選任し、会長及び副会長は理事の互選とする。

二、役員の任期は二年とし再選を妨げない。

ただし補欠によって選任された役員は前任者の残任期間とする。

三、役員は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行なう。

（役員の任務）

第七条　役員の任務は次のとおりとする。

一、会長は本会を代表し、会務を統轄するとともに会議の議長となる。

二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

三、理事は会務を運営する。

四、監事は会計を監査する。

（会議）

第八条　会議は総会、役員会とし通常総会は毎年十月に会長が招集し、事業計画、予算、決算、その他重要な事項を審議決定する。

臨時総会は会員半数以上から開催要求のあったとき、又会長及び役員会が必要と認めたとき開く事が出来る。

二、役員会は会長が必要に応じて招集する。

（会議の成立及び表決）

第九条　総会は会員半数以上の出席で成立し、議事は出席者の半数以上をもって決定する。可否同数のときは議長が決する。

二、前項の出席数には委任状を含むものとし委任状は組合員一人につき四名まで有効とする。

三、役員会は第一項に準ずる。

第十条　この会の円滑な事務処理をするため事務局を設け幹事をおく。

二、幹事は会長が役員会の同意をえて指名し、庶務会計に従事する。

（顧問）

第十一条　この会の正常な発展を図るため総会の決議を経て顧問を推戴することができる。

（加入及び脱退）

第十二条　この会に加入してより五ケ年間は脱退することができない。

二、加入及び脱退する場合は文書をもって会長に届出するものとする。

（経費）

第十三条　この会の経費は会費、補助金、寄附金をもって充てる。

二、会費は会員一人につき年額一、〇〇〇円とする。

（会計年度）

第十四条　この会の会計年度は毎年六月一日に始まり五月三十一日に終る

（罰則）

第十五条　第十三条の会費の納入しない者及び本会の名誉を傷つけ本会の運営に重大な損害を与えたものは総会の議を経て除名する。

（その他）

第十六条　この規約に定めのない事項は総会に諮って決定する。

附　則

この規約は昭和四十九年十月二十八日から施行する。

下部町きのこ会スローガン

一、会員相互の協調と連帯の強化。

二、土地に合った生産技術を修得し、品質の向上を図る。

三、生産を拡大し、所得の向上を図る。

四、銘柄の確立により販路拡大と流通の円滑化

なお、この会の最近における業績としては次に掲げるような事業を実施してますます活躍ぶりを発揮しつつあり、将来が期待されている。

一、数回に及ぶ先進地の視察。

二、乾燥椎茸撰別講習会の開催。

三、静岡県から講師を招いて乾燥技術研修会。

四、県主催特種林産物品評会へ出品入賞。

五、作柄と市況見通しについての講演会開催。
六、日本椎茸連合会主催箱物品評会出品入賞。
七、チェンソー目立講習会開催。
八、夏場の榾管理についての現地指導。

第九章　水　産　業

下部温泉に遊ぶ客や、湯治客の求めに応じて、山菜料理にヤマメを添えて、下部ならではの郷土色豊かな料理が、五十有余年前に渡辺助次郎によって既に試みられていた。

助次郎の本来の職業は石工であるが、ヤマメ（アマゴの方言）の養殖と人工ふ化にとりつかれ、家庭をもかえりみる暇もなく半生を捧げた。

彼は昭和二年廻沢（堰堤付近）にヤマメ公園を経営、二か所の養魚場を設置して規模の拡大を図ったが、昭和十二年の台風によってほとんど流失してしまった。彼の信念は変わらず、昭和十三年には養魚場も一二か所と規模を拡大して再建を遂げ、晩年にはヤマメも二万尾をかぞえる程に成長したが、昭和二十年の台風によって再び流失してしまい、氏もまた高齢であったために、遂にヤマメ養殖の事業も断念せざるを得なかった。彼のこの道における先覚者としての偉業は、長く世に語り継がれるであろう。

彼は自然に近い状態で飼育するならば、ヤマメの養殖も可能であろうと、大量の河水を導水して池を設け、付近の渓流で投網や釣りで捕獲したものはすべて池に放流した。遠隔地で捕獲したヤマメを生かしたままで運搬することは、なみたいていのことではなかった。餌は温泉街で使用した魚のあらや蛹などであった。彼は池の中での自然排卵ふ化を考えたり、採卵受精も考えて人工増殖を図ったが、水が濁ることによって、すべて失敗に帰した。「これが成功すれば日本一になれるのだがなあ」と天を仰いで嘆息した。

ヤマメは湯治客の膳をにぎわしたのみならず、その油は、中耳炎の特効薬としてもてはやされた。後半になると、稚魚を猪之頭または椿草里に求めて、ニジマスの養殖や人工ふ化を試み成功をおさめている。

一、ヤマメの里振興センターの建設ゆくりなくも三十年を経た昭和五十三年三月の定例町議会においてヤマメ養魚センター建設について、小林町長は次のように所信を表明した。

第二期山村振興事業の一環として内水面漁業を振興するために、ヤマメ養魚センターを計画している。場所は、すぐれた自然環境に恵まれた栃代川上流で、そこに養魚センターを建設して、ヤマメの養殖を図り、もって下部温泉の特産品として下部温泉や民宿における旅客の食膳に供し、観光客の誘致と、農林家の第三次産業としての内水面漁業の振興を図ると述べ、五十三年から着工し、五十四年度の完成を目指して工事が行われている。

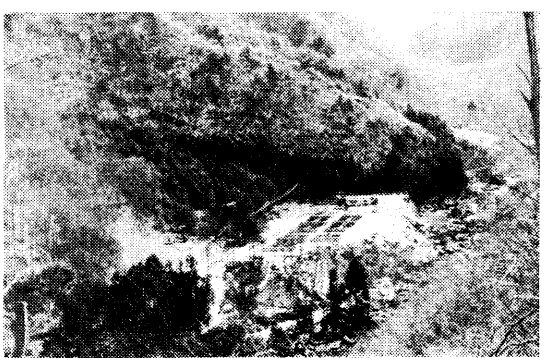

ヤマメの里養魚場（栃代地内）

下部町ヤマメの里振興センター設置の目的は

栃代川流域の自然を活用してヤマメの養殖を行い、内水面漁業の振興を図ると共に、広く一般に保健休養の場を提供するために、下部町ヤマメの里振興センターを設置する

ヤマメの里は、町長の所信表明の中にもあるように、栃代という恵まれた自然を利用して、低温の渓流以外には棲息し得ないヤマメの人工ふ化を試みたり、稚苗を増殖・養殖して本町の貴重な特産品として、旅客の味覚を大いに楽しませ、他方当地は山菜の宝庫でもあるので山菜採りを楽しみ、山里はなれた静かなバンガローや野営場に宿泊して、澄みきった空気と野趣に溢れた生活の満喫は、必ずや日常生活の疲れをいやすかっこうの場となるであろう。

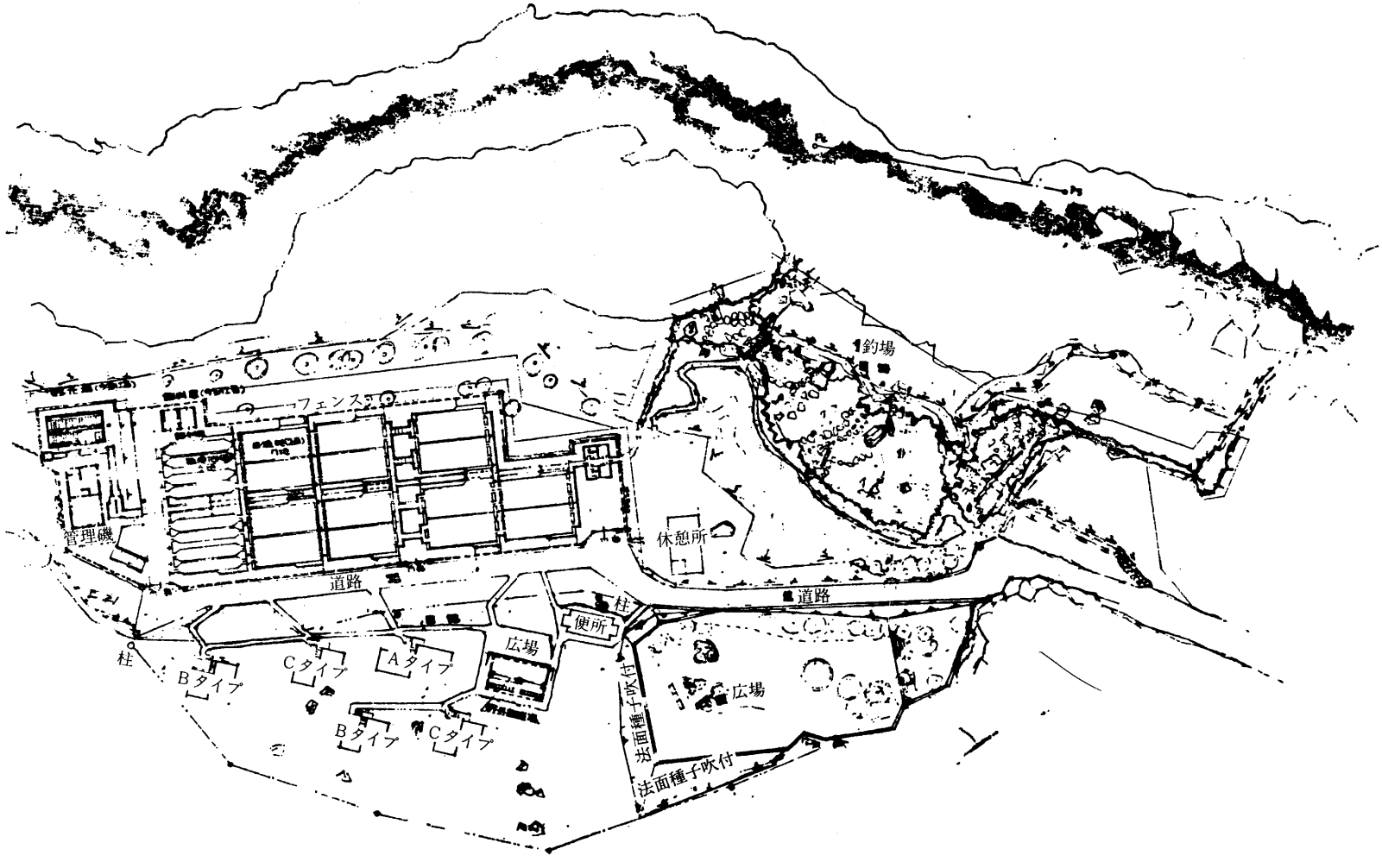
釣場
フェンス
管理磯
休憩所
道路
道路
柱
柱
便所
広場
広場
Bタイプ
Cタイプ
Aタイプ
Bタイプ
Cタイプ
法面種子吹付
法面種子吹付

表1　ヤマメの里建設費

事業区分 大区分	事業細目	戸数	事業量	事業費 千円	負担区分 国庫補助金 千円	県補助金 千円	町費 千円
漁業経営近代化事業	種苗生産施設		孵化場等1棟 43.61㎡	6,100	3,050	610	2,440
	苗養殖施設	15	養魚池等 1棟820.5㎡	39,470	19,735	3,947	15,788
	流通改善施設		管理棟1棟 468㎡ 飼料庫1棟20.0㎡	8,555	4,277	855	3,423
緑地等休養資源開発利用事業	広場等利用施設		広　場 825㎡	1,452	726	145	581
	宿泊施設	15	宿泊所等5棟 159.9㎡	24,780	12,390	2,478	9,912
	屋外調理施設		調理施設1棟 31.23㎡	1,434	717	143	574
	釣　場	15	釣場施設 673㎡	8,526	4,263	852	3,411
合　計				90,317	45,158	9,030	36,129

・　その他ヤマメの里までの道路の新設（＝L410m　W＝4.0m）水道施設等の付属施設を含み，総予算126,045千円の巨費を投じた。

施設及び各施設使用料は次の通りである。

◉キャンプ施設使用料

表2

区分	単位	料金	摘要
バンガローA棟	一部屋一泊	六、〇〇〇円	一泊とは午後一時から翌日午前十時までとし毛布使用料を含む
バンガローBC棟	一部屋一泊	五、〇〇〇円	
野営場	テント一張一泊	五〇〇円	テントは持参とする

○人工的釣り場施設使用料

区分	単位	料金	摘要
小人（小中学生）	一回	三〇〇円	一単位は二時間とする十一名以上を団体とし料金は二割引とする
大人（高校生以上）	一回	五〇〇円	
つかみどり	一池	二、五〇〇円	つかみどりの魚は別に購入する

また人工的釣場やつかみどりはもとより、さらに栃代橋より上流一、〇〇〇メートルをヤマメの里専用釣り場として借りうけ、稚魚を放流して養殖し、自然の中で多くの人々が、ヤマメ釣りのだいご味を味わえるような、健康的な慰安の場所になるであろう。

富士川漁業協同組合

アユ漁について

アユは昔から各河川に多く棲息もし、珍重な魚であったろうし、山国では貴重な蛋白源になっていたのかも知れない。いずれにしてもアユ漁については、天保のころから請負人もあり、運上金も上納していたことがわかる。貴重な文献も発見されている。

（鮎猟請負人相止村請願立）

乍恐以書付奉願上候

小林藤之助御代官所、甲州巨摩八代両郡東西川内領鮎猟御運上村ゟ奉願上候先年

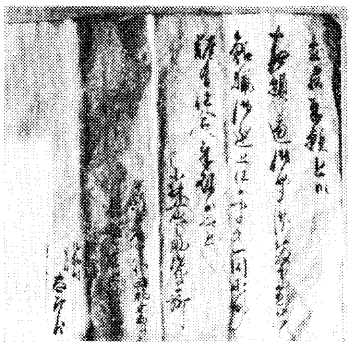

鮎猟請負人の文書

当国中川ゟ御運上納村三百三ヶ村御高拾七万石内田安様御領村数三拾壱ヶ村御高壱万七千石相除、残弐百七拾弐ヶ村御高拾五万三千石御料所村ゟ之内ニ而、御請仕其節ゟ年季明ニ相定　引請人之者其右御運上取立、御上納仕来罷有候処、追ゟ請負人共村ゟへ罷越、其役儀を権威ニ申立難渋之始末出来致し、甚以取立難儀仕候間、以来御運上高是迄弐拾ヶ年平均ニ被成下御高割を以て壱ヶ村限リ永年ニ御上納被仰付被下置候様奉願上候

右願之通御聞済被成下置候ハヾ鮎猟御運上仕候もの共　一同相助難有仕合ニ奉存候以上

天保九年戌四月

小林藤之助御代官所

甲州巨摩郡東西川内領鮎猟御運上納村々

願惣代内船村

長百姓　太左衛門

波高島村

長百姓　丈右衛門

下山村

名主　喜兵衛

市川御役所

この文書の内容は、運上金取立について、村々で請負人を訴えたものである。しかし請負人の立場や上納金額についてはつまびらかではない。

○明治五年六月十日　鮎漁一般入札にて、山梨郡室伏村上野庄之丈に当申より子まで、三沢川三沢地内、常葉川市之瀬より下流請渡すという文書がある（加藤善吉著　下部町郷土史年表）

明治七年には、波高島の某が鵜飼漁業の許可申請と、認可をするという文書がある。土地の人の話を総合すると、昭和の始めころまでは鵜飼漁業が継続されていた。漁師は鵜を籠に入れて運び、富士川やその支流などで鵜飼漁業が営まれていたようである。

鵜飼漁業は古くから行われていた。桂川の鵜飼漁業のはじめは明らかではないが、富士川水系では、西八代郡富里村で約百三十年前（嘉永年度）に鵜飼漁業をしていた記録が残っている（山梨県政六十年誌）

河川や湖沼漁業にはじめて取り締まりが行われたのは、明治二十一年三月、富士川漁業取締法による簗・罾の取り締まりである。同三十五年九月漁業法が施行され、県漁業取締規則が制定公布された。この規則によって桂川漁業組合をはじめとして、各河川ごとに、あるいは各湖沼ごとに漁業組合が結成された。富士川漁業組合は大正の初めころに結成されて、初代組合長には幡野良元が選ばれた。

終戦と共に漁業生産力の発展と、漁民の民主化を図るため全面的な改革が行われ、昭和二十三年十二月水産業協同組合法が公布され、戦時中漁業会として内水面で活動してきた漁業組合は、富士川漁業協同組合として、再発足したのである。

本組合は淡水魚、特にヤマメ、アユ、コイの稚魚を放流する一方、禁漁期間の励行など、魚族の養殖と保護に努めたので、漁族は年々繁殖し漁獲高も増加している。

第五種共同漁業免許状には、富士川漁業協同組合の免許の内容が規定されている。さらには魚族の保護増殖の面から、富士川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権行使規則の中では、漁法、漁具区域、期間などが定められ、且つこれらの維持管理費として、行使料の納付と、区域内において規定の魚種を遊漁する場合には、規定の遊漁料をおさめることになっている。但し小学校の児童、七十歳以上の老人には、申請によって無料券が交付される。

本町には富士川漁業組合員は四五〇人、準組合員は一〇〇人である。昭和五十四年度においては、常葉川及びその支流と、三沢川及びその支流

に、ヤマメ一〇万尾、アユ八万尾、コイ仔（富士川）一五万尾を放流して、保護育苗に努めた。

本栖湖漁業協同組合　本栖湖漁業組合がいつころ結成されたかは不明である。戦時中は漁業会として活動してきたが、昭和二十三年十二月水産業団体法にかかわる水産業協同組合法の公布によって、本栖湖漁業協同組合として再発足し、現在組合員数七二人である。

昭和の初期のころ土橋一夫（上九一色村）がヒメマスの養殖を思い立ち、本栖の水がきれいであること、水深、水温等ヒメマスの養殖に最適の条件を備えているところから、権利を得て湖尻（全国モーターボート競走会本栖研修所のある場所）の地にふ化場を設立した。十和田湖より卵を移殖し、谷川の清れつな水を利用してふ化し放流した。その後富士山麓電気鉄道株式会社の手によって暫く経営、後、さらに渡辺治作（精進）に引き継がれて経営されたが、昭和三十五年渡辺氏の死去と共にふ化場は全く閉鎖された。

渡辺治作は、当初より技術員としてヒメマスのふ化の業務に携り、研究の結果、晩年には採卵、授精、ふ化の領域までも完成して、年三〇万尾もの稚魚を放流したともいわれ、ヒメマスの研究に半生を捧げた。今日でも十和田湖から二〇万粒の卵を移入、県ふ化場でふ化させて放流している。

本組合ではこの先覚者の偉業を継承すべく、漁業振興資金として、国、県から補助金を得て、昭和五十八年中には、川尻地内にヒメマスふ化場を建設する予定である。

ヒメマスの漁期は三月十五日より同三十一日までとし、遊漁料二、〇〇〇円、漁獲一回二五匹以内という掟もある。

ヒメマスは、ベニマスの陸封されたもので、北海道阿寒湖原産のものであるが、和井内貞行が十和田湖へ移殖したのは有名な話である。全長四〇センチメートル位まで成長し、一般には深さ一八メートルぐらいの湖水の中層を遊泳し、適温は一〇～一三度、水が清れつでなければ棲息しない。親魚は湖水へ流入する川へ遡上して産卵するという性質がある。従ってヒメマスは、きれいな水、四〇メートル以上の水深と、十度内外の水温に棲むという特殊条件があるために、五湖中でも本栖湖、西湖のみに棲息しているにすぎない。

山梨県令園第二―十―四号
内共第四号

第五種共同漁業免許状

富士川　漁業共同組合

1、免許の内容

漁業種類　第五種共同漁業
漁業の名称　あゆ漁業　やまめ漁業　にじます漁業　いわな漁業　うぐい漁業　おいかわ漁業　かわさぎ漁業　こい漁業
漁業の時期　一月一日から十二月三一日まで
漁場の位置　南巨摩郡鰍沢町　増穂町　中富町　身延町　南部町及び富沢町並びに西八代郡市川大門町　六郷町及び下部町の各地先
漁場の区域　次の基点一号と基点二号とを結ぶ直線と基点三号と基点四号とを結ぶ直線との間の富士川本流及支流、ただし基点五号と基点六号とを結ぶ直線から上流の早川、戸川及び坪川の本流並びにこれらの支流を除く
基点一号　山梨県と静岡県との境界と富士川右岸との交点
基点二号　基点一号から三二〇度の直線と対岸との交点
基点三号　西八代郡市川大門町地先三郡東橋台左岸下流端
基点四号　中巨摩郡甲西町地先三郡西橋橋台右岸下流端
基点五号　南巨摩郡中富町地先早川橋橋台左岸下流端
基点六号　南巨摩郡身延町地先早川橋橋台右岸下流端

2制限又は条件　なし

3　存続期間　昭和四九年三月二七日から昭和五九年三月二六日まで

上記の通り免許する

昭和四九年三月二七日

山梨県知事　田辺国男㊞

富士川漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業行使規則

第四条　（漁業の方法等）次の表のア欄に掲げる漁業はそれぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし理事は水産動植物の繁殖保護漁業調整上必要と認める場合は漁業の方法、または期間は期間を制限することができる

このほか漁業権の行使については、山梨県漁業調整規則の規定を遵守しなければならない

―3

ア漁業の名称	イ漁業の方法	ウ区域	エ期間
あゆ漁業	さおづりのうちともづり	全域	解禁日から一一月三〇日まで
	さおづりのうちさくりころがし	全域	八月一日から　月三〇日まで
あゆ以外の魚種漁業	さおづりおきばり	全域	一月一日から一二月三一日まで
全魚種漁業	投網	富士川本流	九月一日から翌二月末まで
	大もぢり小もぢりろうや	全域	九月一六日から一一月三〇日まで 六月一日から一一月三〇日まで 一月一日から一二月三一日まで

第二条　（遊漁料の納付義務等）この漁場区域内でさおづり、おきばり、投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第四条の規定よる遊漁料を納付しなければならない　（昭和五十五年度）

あゆ、やまめ行使料	四、〇〇〇円
雑魚行使料	一、五〇〇
あゆ、やまめ日釣券	一、〇〇〇
雑魚日釣券	八〇〇
あゆ、やまめ年券	五、〇〇〇
雑魚年券	三、〇〇〇
大もじり券	一〇、〇〇〇
網年券	一〇、五〇〇
網日券	一、五〇〇

第十章　商工・観光

第一節　商業

昭和二年身延線の開通によって下部町内における商業圏は、その様相を一変した。すなわち以前は各駅所在地付近は、民家がチラホラあるに過ぎないさみしい所であって、物資の移入は鰍沢方面からは馬の背によって、東海道方面からは富士川船によるのほかは方法がなかったのである。

そのころの商店は商業とは名ばかりで、その数も極めて少なかった。また、各地への出商売も行われていた。特に明治維新以前のことではあるが、折門、八坂地区の諸商売役免許の鑑札は、当時を物語る唯一の証拠物件である。

身延線の開通はすべての点に革命をもたらした。各駅前通りは一躍して商店は軒を連ね、この地域を常葉では仲の町と命名し、三沢では三好町と称し、一時は市を開いたことなどもあって盛んな時もあった。今も年末年始ともなれば大売り出しをして、一時的には活況を呈している。商店は主として三沢、常葉、湯町及び古関にあり、飲食店はその五〇パーセントが湯町にある。

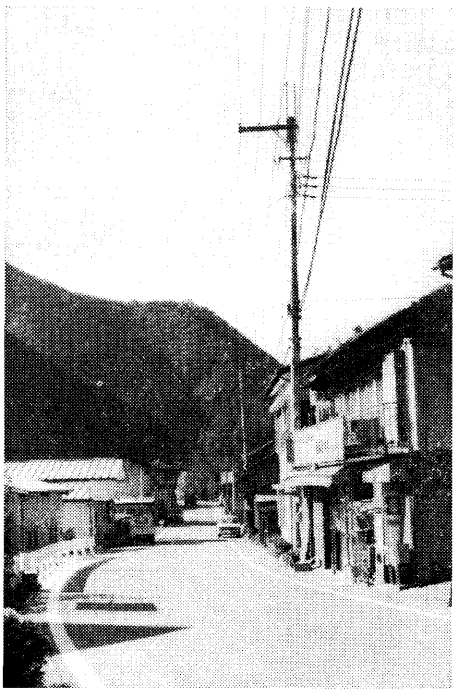

古関商店街



常葉商店街

しかしながら以来五十余年、交通が便利になるにしたがって、下部町は甲府市や市川大門町の強い商業圏の影響を受け、購買力の流出が見られるようになった。

商店数を昭和五十三年四月一日現在で見ると二五〇戸、これを十三年前の昭和四十三年の調査によると二一四戸で、それでも十年間に三六戸ふえてはいる。

物価の高騰は近年著しいものがあり、数年間に驚くほどの格差を生じている。

ちなみにこの地方における明治中ごろの統計があるので、左に掲げて参

表1

年次	精米（升）	麦（升）	酒（升）	醤油（升）	種油（升）	味噌（貫）	塩（石）	薪（貫）	炭（貫）
	銭厘	銭厘	銭厘	銭厘	銭厘	銭	銭	銭	銭
明治二三年	九・三	四・八	一三・三	一〇・〇〇	一〇・〇〇	三〇	二・九七	三	三
明治二四年	八・八	五・二	一七・〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	二四・〇	二・五〇	八	三五
明治二五年	八・五	四・九	一四・五	一〇・〇〇	一〇・〇〇	三三・三	二・二四	八	三五

考に供する。

さらにそのころの商工業者一覧表があるのでこれも併せて参考に供する。これは明治二十七年十一月二十二日発行の『山梨鑑』によったもので、その山梨繁昌記の記事は、発行者が町村の事業家に呼びかけ広告という形で集録したものと考えられるので、すべてを網羅したものではない。

○久那土村

屋号		
三浦屋	保坂万次郎	酒・穀類・荒物商
保曾多	保坂　兵助	質屋業
美野里屋	上田徳兵衛	茶卸商
浜　屋	上田　竜助	質屋業
中村屋	上田保太郎	菓子製造業
宮本屋	上田　順策	呉服太物商
松　屋	深沢　儀喜	煙草・荒物商
藤井屋	深沢　昌平	足袋商
経木屋	深沢　重平	太物商
日向　孝文	小松市左衛門	材木商
	小林　浜吉	太物・荒物・陶器販売
	桐戸直次郎	呉服商
	日向　文蔵	料理屋兼宿屋
	日向　孝文	質屋業

○古関村

伊藤伊重郎	糸繭商	
伊藤勝右衛門	呉服太物・荒物・菓子商	
渡辺　藤吉	荒物商	
渡辺国一郎	呉服太物商	
小林伍兵衛	質屋業	
赤池林兵衛	紙卸商・養蚕用紙帳売捌	
赤池与右衛門	椎茸商	
赤池　政進	椎茸商	
赤池丑五郎	小間物商	

○富里村

大市館	石部市郎右衛門	荒物商
	伊藤伊之作	糸繭卸商
	磯野　定賢	薬種商
	石部　貢	温泉業
	石部　弘	旅人宿・鉱泉業
	渡辺徳次郎	旅人宿・乾物・諸糸卸小売業
富田屋	渡辺仲右衛門	荒物商
	渡辺喜代作	質屋業
米　屋	高野　房吉	和漢薬種店
酒　屋	松井　晴豊	酒販売業
	小林嘉十郎	紙卸商
永楽軒	小林　正義	万荒物商
米　屋	小林　正堯	薬種商
	小林　金蔵	古物商
栄　屋	赤池定右衛門	太物商
	赤池　瀬平	太物商
	桜田　大作	牛馬売買商
酒　屋	桜田　正容	酒造業

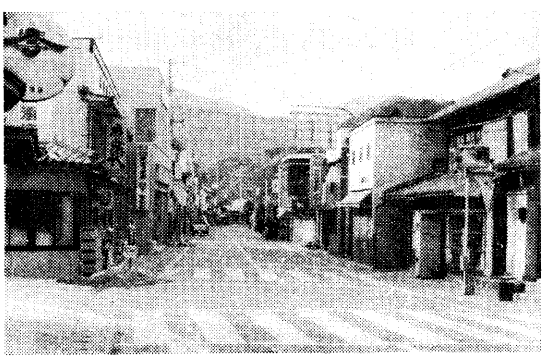

三沢商店街

桜田　啓造　染物業
佐野久之丈　線香営業
佐野　順作　米穀・食塩・薪炭卸商

○共和村
二宮　深造　染物業
太田屋　依田　茂平　質屋業
内藤　平六　金物商

なおこのほかに水車業が久那土村に九か所、古関村に三か所、富里村に二十か所あった。

つぎに昭和四十二年と、同五十二年における商店数、従業員数、年間売上高を一般商店と飯食店に分けて掲げれば次のとおりである。

区分／年度	一般商店 商店数	一般商店 従業員数	一般商店 年間売上高	飲食店 商店数	飲食店 従業員数	飲食店 年間売上高
昭和四十二年	一六九	四三〇	七三八、八六〇千円	二三	四五	一九、〇一〇千円
昭和五十二年	一七九	四四七	一、六二三、一七〇千円	三三	六五	二三、二二三千円

（下部町商工会調）

以下は加藤善吉著『切房木の今昔』掲載文の一節である。これによって昔の切房木地方における商業の片鱗をうかがうことができる。

「農閑期に於ける唯一の現金収入の方法として、麦蒔が終れば薪伐りをし、薪や割木・粗朶を毎朝、朝飯前に岩間、西島方面へ背負い出して売却し、帰って来ては又明朝の荷を造るために、終日木を伐る作業が日課になっていた。若し自家に伐期の来た山がない場合は、数人共同出資して他家の山を買って伐る方法が行なわれていた。

雨の日には藁細工をして、生産した縄や草履・莚・寝莫座などは自家用に供し、縄は大根やさつま芋等と共にはるばる鰍沢まで背負って売りに行ったものだ。鰍沢には薩摩問屋というのがあって、時には大秤を担いで横吹まで出て来て、この部隊を待ち受けて叩き買いをした事もある。

いずれにしても東の空が白む頃、宇野峠を精一ぱいの重荷を背負って白い息を吹きながら、何組も何組も喘ぎながら越して、岩間へ鰍沢へと急ぐ姿を思うと、その代償である僅かの金銭が尊く感じられて、夢々無駄使いは出来なかったのである。

また、中には馬方渡世をする人もあった。朝、暗いうちに馬を引いて釜額や根子の方へ行き、木炭なら六俵ぐらい、板なら二十枚ぐらいを馬の背へ振り分けにつけて切房木、車田、三沢あたりまで運搬するのである。殊に古関方面からは男女の馬方が毎日長い列をつくって、切房木の往還を放歌高吟しつつ往来したのであるが、そのほか炭や板を背中で運ぶ女衆も大勢いて、板が長いために狭い道路をかにのように横になって歩く珍風景も見られた。

馬にせよ人にせよ、いずれも峻嶮な照坂峠を越して来るのであるから、これまた容易なことではなかったであろう。

一方、箱原、鬼島、鰍沢方面の人達は大八車を引いて来て、これらの物資を車に積んで持って行くのだが、霜でまっ白い道を切房木まで来るにはやはり暗いうちに家を出たことであろう。継ぎだらけの法被に浅黄の股引をはいて、よごれた手拭でほおかぶりをした車ひきが、雑巾を継ぎ合わせたような手袋をして車を引き出せば、乳飲み子を背負ってドンツク布子の袢天を着た女房が、後押しをして行く有様は、当今では見ようとしても見られない風景で、当時の生活の苦しさが身にしみて感じられる。

下部町商工会

商工会の組織などに関する法律（昭和三十三年三月二十日法律第八九号）第三条に、商工会はその地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とすると商工会の目的が掲げてある。また、商工会は営利を目的としてはならない。とか商工会は特定の個人、または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行ってはならない。また特定の政党のために利用してはならないなどと決められている。

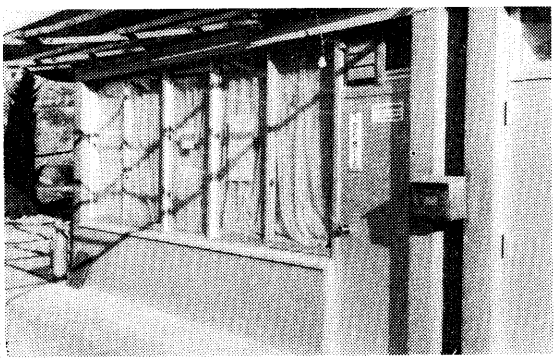

下部町商工会（開発センター地下）

戦後全国的に各地域の限られた、同志的結合組織として発生した商工会、工業会などが昭和二十七年前後から合体し、任意の商工会として地域経済発展のための活動が開始された。

昭和三十三年には、兵庫県他十四県でこれら各地の任意商工会の連合体結成の気運が高まり、三十三年六月名古屋における準備会で、商工会の助成法制定に関する要望書を、関係当局に提出することを決議した。

こうした運動の中で幾多の宇余曲折を経て「零細企業にも陽のあたる政策を」「地域組織の機能活動強化」を旗印に商工会の組織等に関する法律は、昭和三十五年二月二十三日閣議決定、同二月二十五日の第三十四通常国会に提出され、四月十五日衆議院で可決成立、五月二十日公布六月十日施行となり、全国津々浦々で法制化、商工会は産声をあげた。

下部町商工会は、はじめ商業振興会といい、これが商工業協同組合となり、さらに昭和三十五年九月三十日付、山梨県指令商第九―八二号をもって、山梨県知事天野久から設立が認可されて商工会となり、昭和三十六年五月三十日甲府地方法務局六郷出張所で登記を完了した。

その目的とするところは、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。区域は認可の日における下部町の全域とし、以後町村の境界が変更された場合は変更後の区域とする。

事務所は下部町開発センター内に置き、前記の目的を達成するため、左の事業を行うことになっている。

一、商工業に関し相談に応じ、及び指導を行なうこと。
二、商工業に関する情報資料を集収し及び提出すること。
三、商工業に関する講習会及び講演会を開催すること。
四、展示会、供進会等を開催し、及びこれらの開催の斡旋を行なうこと。
五、商工会として意見を公表し、これを国会・行政庁等に具申し、及び建議すること。
六、行政庁等の諮問に応じて答申すること。
七、商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行なうべき事務（その従業員のための事務を含む）を処理すること。
八、前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

会員は本商工会の地区内において引き続き六か月以上営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者とする。但し、六か月に満たない者であっても理事会の承認を得た場合は、会員となることができる。会員は加入金及び会費を納めなければならない。一年以上会費を滞納した者は権利の行使を停止する。と定めてある。

会員は次の場合には脱退するものとする。
一、会員たる資格を喪失した場合。
二、死亡し、又は解散した場合。
三、除名された場合。

役員は会長一人、副会長二人、理事二十人、監事二人とし、総会において選挙する。

会議は総会、総代会、理事会とし、創立当時の会員数は下部、波高島二七人、久那土二二人、常葉二五人、古関一一人となっており、現在会員を業種別に分類すれば鉱業一、建設業三三、製造業六一、卸売業三、小売業一〇〇、運輸通信業二、電気ガス水道業七、サービス業一〇二などとなっている。

会の内部には経営部会・商業部会・工業部会の三部会があり、経営部会

には金融委員会、労働委員会、経理税務委員会、観光委員会があり、商業部会には売り出し委員会、食料品委員会、衣料品委員会、日用品委員会、工業部会には工業技能者委員会、技能開発委員会、印章委員会などがある。歴代会長は次の通り。

初代会長　上田謙太郎（三沢）
二代会長　石部源治郎（下部）
三代会長　赤池　信一（中之倉）
四代会長　幡野　力（常葉）
五代会長　宮沢　一雄（三沢）

第二節　工業

下部町の過去を振り返って見るに、昔は湯之奥、常葉、根子などにおいて鉱業が盛んな時もあったし大正時代には三沢に株式組織の峡南製糸もあり、個人としては足袋製造業などがあったが、これらが閉鎖されて以来というものは工業として見るべきものはほとんどなく、いわゆる職人として工業的職種に従事する程度の状態に過ぎなかった。

大正五年現在において、これらの従事者数を列記してみれば次の通りである。

表3

村名	大工	左官	瓦屋	鍛冶屋	屋根職	木挽	杣	製紙	足袋製造	箕造	蓆織	石工	製糸工場	計
富里村	九〇	一五	一〇	二二	二〇	三〇	一〇							二六七
久那土村	三〇	一五	二	二一	一〇			一	八	六〇	三〇		四	七二
古関村														一〇一
共和村	三五	五	一	一	四五	一二	三				二五	三	一	一三一

大正九年六月十二日共和村若林安造は自村において自分が経営していた製糸工場を三沢に移転して新たに株式組織の㈱峡南製糸株式会社を興し、村の内外から株を募集して発足した。その規模は従業員男女合わせて百三十人を擁する当時の田舎としては大きな工場であったが、発足四年目の大正十二年横浜へ出荷した大量の生糸が、関東大震災によって灰になってしまったため、惜しくも会社は倒産せざるを得なくなった。

しかし鰍沢輝国館深沢製糸が後を一切買収して引き続き営業した。経営主も社名も変更したが地方人は依然として峡南製糸の名称で呼んでいた。

以来八年、世は不況時代に突入したため、深沢製糸もやがて経営困難に陥り、昭和六年遂に工場を閉鎖せざるを得なくなった。村内にある個人経営の小規模製糸工場も同じ道をたどったのである。

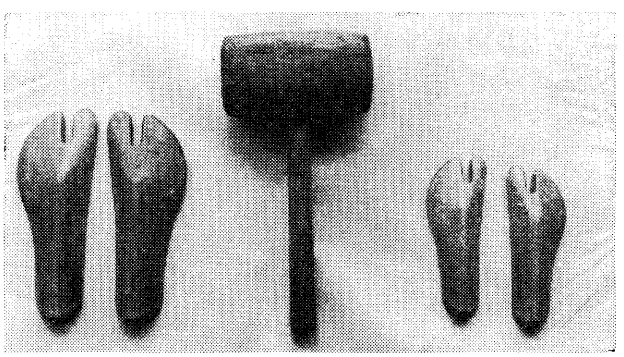

足袋製造工具

また明治の中ころから岩間地方を中心として河内足袋あるいは岩間足袋と称して家内工業的に足袋製造業が一世を風靡した時代があった。その影響を受けて久那土村にも三沢・樋田・車田などにこれを業とする者が漸増したが、大正の初年埼玉県行田市その他で、株式組織による大量生産が行われたため、この地方の足袋製造業は、衰微の一途をたどり遂に影を消すに至った。

このほか家内工業として見るべきものは長塩、丸畑における箕造りで一時は六、七十戸にまで発展したがこれも大正初年ころをピークとして衰退、現在従事者は数人に過ぎない

表4　事業所数及業種別従業員数調

（下部町）

年度	区分	総数		鉱業		建設業		製造業		卸売業		金融保険		不動産		運輸通信		電気ガス水道		サービス業	
		事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員
昭和三六年		三七五	一、三三三	二	二五	二〇	二〇四	三五	一一〇	一八八	三六六	一				一六	一三			一三	五〇〇
〃三七年		三七五	一、三三二	二	二五	二〇	二〇四	三五	一一〇	一八八	三六六	一				一六	一三			一三	五〇〇
〃三八年		四五七	一、四〇九	二	二七	一五	二一七	三三	一三一	二二六	四九一	二		一		一三	一一			一六五	六二六
〃三九年		四五七	一、四〇九	二	二七	一五	二一七	三三	一三一	二二六	四九一	二		一		一三	一一			一六五	六二六
〃四〇年		四五七	一、四〇九	二		一五	二一七	三三	一三一	二二六	四九一	二				一三	一一			一六五	六二六
〃四一年		四九〇	一、四六八	三	一六	二一	一五七	四六	一七四	二三六	五三四	一	六	二	二	一三	一二四			一六八	六六三
〃四二年		四九〇	一、四六八	三	一六	二一	一五七	四六	一七四	二三六	五三四	一	六	二	二	一三	一二四			一六八	六六三
〃四三年		四九〇	一、四六八	三	一六	二一	一五七	四六	一七四	二三六	五三四	一	六	二	二	一三	一二四			一六八	六六三
〃四四年		五一三	一、五〇九	三	一三	二九	二〇七	五四	二一三	二四八	六一三	二	七	二	五	一三	一二四			一六二	七二六
〃四五年		五一三	一、五〇九	三	一三	二九	二〇七	五四	二一三	二四八	六一三	二	七	二	五	一三	一二四			一六二	七二六
〃四六年		五一三	一、五〇九	三	一三	二九	二〇八	五四	二一三	二四八	六一三	二	七	二	五	一三	一二四			一六二	七二六
〃四七年		五一三	一、五〇九	三	一三	二九	二〇八	五四	二一三	二四八	六一三	二	七	二	五	一三	一二四			一六二	七二六
〃四八年		五一三	一、五〇九	三	一三	二九	二〇七	五六	二一三	二五九	五八六	二	七	二	五	一三	一二四			一六三	八一一
〃四九年		五二八	一、一九一	三	一三	三〇	二三七	五六	二一三	二五九	五八六	二	七	三	六	一三	一二四			一七三	八一一
〃五〇年		五二八	一、一九一	三	一三	三〇	二三七	五六	二一三	二五九	五八六	二	七	三	六	一三	一二四			一七三	八一一
〃五一年		五〇九	一、一〇八	二	一三	三〇	二三七	五三	二一三	二四六	五八五	一	三	三	六	一三	一二四			一六七	八一五
〃五二年		五〇九	一、一〇八	二	一三	三〇	二三七	五三	二一三	二四六	五八五	一	三	三	六	一三	一二四			一六七	八一五

以来四十数年を経た昭和三十六年、及びそれ以降における町内の事業所数及び従業員数を業種別に掲げてその推移を見ると（前表の通り）

下部町は地形的な悪条件から工業の発展は見られず、印章、製材工場、編物工場などが点在しているに過ぎない。しかし近年県が進めた一村一工場誘致の計画に即応して町の工業振興を図るため、公害のない工場誘致に努め、昭和四十四年三月十六日下部帝通株式会社を常葉に誘致し、同四十七年七月五日常葉日向に下部電子株式会社を誘致して若手労働力の町外流出を食い止める役割を果たして、過疎対策の一端に効を奏する事となった。

下部電子株式会社（社長小山義夫）は町の誘致工場として常葉二三八〇番地の高燥の場所へ一万平方メートルの畑及び山林を獲得し、これを整地の上第一期工事として九五〇平方メートル、鉄筋コンクリート平屋建の瀟洒な工場を建設して、業務を開始した。この会社は資本金四千万円で毎日六十人の従業員を会社所有のバスで送迎している。製造品目はテープレコーダーのアンプを主とし、その他の部品を従とし最近の年間生産高は一億三千万円。販路はアメリカ、欧州、東南アジアを主としているが、現在は国内向けに力を注いでいる。

昭和十四年一月東京都大田区下丸子にある東京無線電機株式会社（社長井上守義）は、我が国の無線工業の整備向上を図るため、部品生産専門会社を川崎市中原区苅宿三三五番地に創設した。これが帝国通信工業株式会社（社長田宮敏一）である。

この会社は神奈川県・長野県・大阪府などに幾多の工場を持っているが、昭和四十三年十月九日には山梨県へも進出して、南巨摩郡増穂町青柳へも山梨帝通株式会社（代表者鷹尾敏郎）を設立し、さらに昭和四十八年九月にはその子会社として下部町常葉四七三番地に水田面積二、三九九・七平方メートルを敷地として、これに建坪八九七・六平方メートル鉄骨かまぼこ形平屋建ての工場を建設して、下部帝通株式会社（代表取締役多田悦三）と称し業務を開始した。

この下部帝通株式会社は、最初小林孝叶方で操業を始めたのであるが、町が誘致工場に乗り出した際に、資本金四千万円の株式組織として新会社を創立の上、前記の施設々備を行い、現在テレビ・ステレオに使うスイッチを五十三人の従業員がフル操業で製造している。最近における年間生産高は二億五千万円、販路は九〇％が国内向けだという。

以上は町の方針として誘致した工場であるが、このほかにも道地内に山田栄幸個人誘致になる株式会社荒木製作所下部事業所を始めとして自己経営の工場としては、一色の依田製作所その他がある。

第三節　印章業

明治の中ころから足袋製造業が岩間を中心として発達し、その影響で三沢・樋田・車田などに業者が多く輩出したが、これらは皆家内工業的のものであったため、その後会社組織による大量生産に圧迫されて大正の半ばころ遂に廃業せざるを得なくなった。

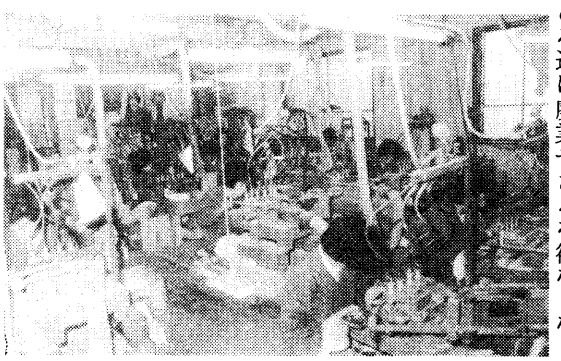

印章工場

これに代わってぼっ興したのが印章業である。現在町内常葉、市之瀬、北川、大炊平、岩欠、一色、上之平、波高島、上田原、三沢、樋田、熊沢、車田、釜額、瀬戸などにはいずれかの形で印章を業とする者が九十一人（昭和五十三年事業所統計基本調査による）ある。その内訳は外交販売を業とする者二十一人、通信販売を業とする者十二人、印鑑彫刻を業とする者二十一人、ゴム印製造を業とする者五人、印鑑の小売を業とする者二十二人、印鑑のケース製造を業とする者六人、かたわら装身具宝

石を販売する者四人で、さらにこれを分類すれば通信販売業者には官公署・学校などを対象とする者、会社工場・事業所などを対象とする者あり。印鑑彫刻を業とする者の中には出来合い認印を彫刻する者、注文による彫刻を業とする者あり。ゴム印製造業者中にも鋳造ゴム印・彫刻ゴム印などの別があり、それぞれ多種多様である。

以上は業種の数であるが、これらの業種に対する従業員数は恐らく何百人の多きに達するであろう。その販路は北は北海道から南は沖縄まで全国に及ぶばかりでなく外国まで進出している。

町内にはこれらの業者が合同して昭和五十二年九月二十九日「下部地区印章業労務改善協議会（会長二宮保房（印刻業代表）副会長望月幸男（通信販売代表）同山本孝（通信販売代表）が組織された。その目的は「雇用福祉事業並びに労働福祉事業を遂行するため、会員が共同して業務改善事業の近代化を推進し、以て従業員の福祉の増進と、会員の企業の発展に寄与することを目的とする」と掲げられてあり、会員は八十一人でその年間売り上げ高は推定三十億円といわれている。

印章の歴史中、本町関係の事項について折井忠義著「六郷町印章誌」によれば

（前略）花押は初めの間は用いられていたが、やがて私印がこれに代わるようになった。人民の実印は法的規制を行い明治四（一八七一）年に成文化され、明治六年七月五日太政官布告第二百三十九号で

人民相互ノ諸証面ニ爪印或ハ花押等ヲ相用候者間々有之候処、当明治六年十月一日以後ノ証書ニハ必ズ実印ヲ用ユベシ。若シ実印無之証書ハ裁判上証拠ニ不相立候条此旨可相心得事。但商法上ノ証書ニ商用印ヲ用ヒ請取通帳等ニ店判ヲ用ヒ候ハ別段ノ事

とあり、証書には署名・押印をすることに定められ、実印の押印のない公文書・私文書は裁判上の証拠にならないことになったのである。一般人が認印をよく使用するようになったのは明治二十七―八年の日清戦争の際兵卒も俸給を受け取るには、必ず認印を使用するように通達が出されたからである。軍人が認印を使用するようになったので、一般の人も個人が認印を持つようになった。

現代における印判の使用は江戸時代のそれに由来し、江戸時代の印判の使用は戦国時代の大名の用いた印判の発展したものであると考えられるが百姓、町人といえども印判を使用し、重要視されているがすべて黒印が用いられていた。印章業関係の組合として最も早く結成されたのは甲斐水晶販売同業組合で、大正十年八月十八日制定の組合規定によれば、加盟組合員は主として六郷町の業者で、本町在住の組合員は久那土地区の日向政由、二宮稼長、日向英治、上田佐重、日向芳造、上田算之の六人だけである。

さらに峡南印章業組合が設立されたが、この組合は昭和十年県令によって、県知事から山梨印章業組合に改正が認可された。その後昭和十三年二月九日商工大臣の認可をもって商業組合法によって、峡南水晶印章商商業組合と組織を変更した。その事業としては材料の共同購入、共同作業所の設置、印刻料及び販売価格の協定、組合員への資金の貸付、貯金の受け入れなど組合員が十分な活動をするのに便宜を図ることが主であった。

組合の地域は西八代、南巨摩一円で、地域内の同業者は組合未加入者であっても、組合の統制に服従しなければならず、服従しない場合は、商工大臣の統制命令が発せられるという強力なものであった。組合では昭和十六年に次のような申し合わせがしてある。

申合事項

一、国産品ノ声価ヲ発揮スル為メ真面目ナル営業ヲ為ス事。

二、誇大ナル広告ヲ為サザル事。

三、期日ヲ厳守シ良品ヲ販売スル事。

四、注文者ヨリ請求ノアリタル場合ハ直チニ誠意アル回答ヲ為ス事。

五、時局ヲ認識シ職域奉公ノ実ヲ挙ル事。

右宣誓ス

昭和十六年十二月四日　　峡南水晶印章商々業組合一同

その後県内一円を区域とする山梨県水晶工業組合・山梨県水晶商組合・

峡南印章彫刻業組合・山梨県印章業組合連合会・山梨県印判用品卸商工業協同組合・山梨県既刻印章業組合など幾多の組合が結成されて、現在に至っている。

第四節　観光

本町には昭和二十五年七月十八日「下部渓谷と温泉郷」として観光山梨新十勝のうちに入選し、昭和三十一年六月十五日自然環境と外傷、胃腸病などに効能が認められて、厚生省から国民保養温泉地の指定を受けた下部温泉郷は、昭和十一年二月一日富士箱根伊豆国立公園の一部に指定された本栖湖などがあって、観光地として比較的恵まれている。

下部温泉郷は町の南部に位置し、五老峰と、俗称川向山とにはさまれた山合いにあり、毛無山を水源とする下部川の両岸に発達した温泉街である。温泉郷は下部駅から東へ約一キロメートルの川沿いに発達した街と駅付近、さらに下部駅から南方へ五百メートルの身延線沿いに数軒の旅館が点在し、これらを合わせて下部温泉郷という。

交通は国鉄身延線と、国道三〇〇号線（富士五湖からの道路）国道五二号線（静岡方面）及び市川大門下部身延線（甲府方面）の道路があり、近年はこれらの道路を自動車で利用する観光客が多い。これに連なる各種道路は大部分が完全に舗装され、殊に国道三〇〇号線は富士五湖と下部身延山をつなぐ大動脈として、他の経済圏との交流を便にすると共に、日蓮宗総本山身延山は車で十五分の距離（電車利用も可）にあり、富士五湖観光から身延山詣での客の中継地点となっている。

仮に富士五湖観光客七四〇万人の一割が下部温泉郷を訪れるとしても、現在の二倍以上の客が予想される。また林道湯之奥、猪之頭線が完成すれば、富士宮方面の奥座敷となる日も近いであろう。

○下部温泉は言い伝えによれば人皇第十二代景行天皇の御代、甲斐国造塩海足尼が国内巡視の砌り発見して、「塩海の湯」と命名したのが長い年月の間に訛って「しもべの湯」になったと伝えられている。さらに承和三年甲斐国守藤原貞雄の二男修理太夫正信によって熊野権現が祀られ、戦国時代には武田信玄公が戦場で傷ついた将兵を療養せしめたと伝えられる、いわゆる「信玄公のかくし湯」として早くから世に知られ、大東亜戦争中は陸軍療養所が置かれたこともある。

これを史実に照らして見ると、国造本紀には「狭穂彦王三世の孫臣知津彦公御宇塩海足尼定二国造一」とまた古事記には「沙本毘古王者甲斐国造之祖也」とあって塩海足尼が国造として甲斐に居たことは事実であろう。また藤原貞雄について甲斐国志人物部に「藤原朝臣貞雄」と続日本後紀天長十年三月辛亥の条に「従五位下藤原朝臣貞雄為甲斐守」とあって藤原貞雄がこの南端へき地まで来たかどうかは別として甲斐の国守となったことは間違いない。また修理太夫正信については記録としては何もないが、伝説としては前記のように伝えられている。

熊野神社については社記にいう「承和三丙辰年熊野神社此所ニ出現シ給ヒ温泉湧出ス、故ニ温泉宮ト別号シ奉ル、修理太夫造営ス、天正二甲戌年穴山信君亦建立シテ神領一貫三百文寄附シ禁牓ヲ掲グ、天正壬午ノ乱後神祖此温泉ニ御入浴アリテ制札等下シ賜ハル、神主依田近江」と記している。

これらは下部の湯が古くからあったことを意味しているものであり、温泉神と熊野権現との関係がわかる。中世後期になって武田氏は下部の湯を重視し、特に信玄公は「かくし湯」の一つとして戦場で傷ついた将兵をひそかに入浴させて戦傷の手当てに大いに利用したといわれている。武田氏と下部の湯との関係が深かったことは、当時直接の支配者であった穴山氏もこの湯を使用したことと思うし、むしろ穴山氏を通じて武田氏の知るところとなったのかも知れない。

近年熊野神社の祭典に信玄公の湯治行列や、松葉杖供養祭りが行われるようになってからは一層観光客が多くなった。

康暦のころ塩山向岳寺開山・抜隊得勝禅師が下部温泉宿泊の際の語録に

到甲州下部温泉次作三頌

温泉従来冷泉作　霊迹本光無可取
非仏非神非色空　令渠誰受三熱苦
略徇截流往来　温泉応病令人安
執此権門莫忘本　看三熱内一霊寒
弥陀薬師観世音　三性一如神力妙
寒岩噴気生温泉　直呑却死漢活笑

曰く以来今日に至るまで高貴知名の士の来湯する事しばしばであった。

現在この温泉郷には旅館を業とする者三四軒、食堂七軒、料理屋。バー五軒、喫茶店一軒その他があり、浴客を含んで年間三十五万人の外来客が訪れている。

○本栖湖はその西半分が本町に属し、富士五湖中唯一の俗化されない湖として、また最も神秘的なただずまいを保持している湖として、この静かな仙境を訪れる遊覧客は年間を通じて約十二万五千人といわれている。湖畔にはキャンプ場六か所のほか、数十か所の野外キャンプ場があり、ボート八〇そう等の施設設備がある。古跡としては往昔湖畔川尻に鉱山があって盛んな時は川尻千軒といわれ、今も坑道が残って当時をしのばせている。さらに西岸に突出している長崎の観音屋敷は、往古瀬戸の方外院の旧屋敷跡であるという。

ここから山を一つ越せば釜額民宿村がある。昭和四十五年七月十一日部落二十三軒中、十四軒が民宿を開始した。ここの民宿村はユニークな方法として毎月独特な行事を盛り込んだ「カレンダー民宿」として、宿泊客を行事に参加させることが好評を博して、来客は年ごとに増加して今や年間一万二千人を数えるに至った。

このほか四尾連湖から蛾ケ岳を経て、三方分山―精進湖に至るハイキングコースが昭和四十二年開設され、折八地区の稜線を通っている。ここからの南アルプス、甲府盆地、富士の景観は実にすばらしく、春は若葉、夏は緑と涼風を求め、秋は紅葉と年ごとに訪れる人の数が増している。

○本町の最高峰毛無山も、奥地林道の開設が進むにしたがって登山客がふえている。近年文化財を訪れる客も多くなり、代表的な文化財として、昭和四十四年十二月復元工事を終えた湯之奥部落の門西家と、丸畑永寿庵を中心とした木喰上人の遺品を訪ずれる客は、年ごとにふえている。

○淡水魚の女王ヤマメと、自然美を売りものとして約一億円を投じて建設した「ヤマメの里」は四季のおりなす景色と、野趣に満ちた施設をめでて観光客もまた逐年増加することが予想される。

一、観光地開発のために町には昭和五十二年一月下部町観光協会が設立されて活躍している。協会の全貌を知るために次に会則を掲げる。

下部町観光協会会則

第一条　本会は、下部町観光協会と称し、下部町内の観光関係団体等を以って組織する。

第二条　本会は、事務所を西八代郡下部町常葉一〇二五番地下部町役場に置く。

第三条　本会は、下部町を中心とする観光事業の振興発展並びに観光資源の調和ある保護と開発を図り、町発展に寄与することを目的とする。

第四条　本会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

一、観光の宣伝、紹介。
二、観光思想の普及と自然保護の強化。
三、各地観光関係団体との提携。
四、観光施設の整備拡充
五、健全なる観光レクリエーション運動の推進。
六、町内文化財の保護及び郷土芸能の振興。
七、郷土、土産品の改善指導及び紹介。
八、観光地の美化清掃と水上安全の推進。
九、その他本会の目的達成に必要な事項。

第五条、本会の会員は、下部町に在住又は事業所をもつ組合、法人等団体で本会の目的に賛同する者及び地方公共団体とする。

2、組合が会員の場合は、組合員全員を会員とする。

第六条　本会に左の役員を置く。
一、会　長　一名
二、副会長　三名
三、理　事　若干名（内常任理事一〇名以内）
四、監　事　二名

第七条　会長は、下部町長をもってあてる。副会長、理事及び監事は総会で会員中より選任する。役員の任期は二か年とし再選を妨げない。常任理事は理事の互選により選出する。副会長一名は議会議長とする。

第八条　会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集しその議長となる。常任理事会を構成し、総会より委任された事項及び重要事項を審議する。理事は理事会を構成し、次の事項を審議する。
一、総会に付議すべき事項
二、歳入歳出予算の追加更正に関する事項。
三、その他、本会の運営に関する事項。
四、監事は、本会の会計及び会務を監査する。

第九条　本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問、参与は総会の同意を得て会長が委嘱する。

第十条　本会に事務局を設け事務局長及び局員を置き会長が任免する。

第十一条　総会は、定期及び臨時総会とする。定期総会は毎年五月これを行う。定期総会は会則の変更、事業計画並びに事業報告、予算、決算その他重要な事項を審議決定する。臨時総会は会長が必要と認めたとき及び会員の半数以上の請求があった時これを招集する。

第十二条　総会は、会員の三分の一以上の出席がなければ成立しない。総会の議事は、出席者の過半数によってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第十三条　本会の会費は加入組合等団体別に負担するもので負担額は常任理事会の同意を得、予算として総会の承認をもとめる。

第十四条　本会の経費は、会費・補助金・寄附金等をもってこれにあてる。

第十五条　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十六条　本会の名誉を著しく汚した者及び会員の職務を怠った者常任理事会の同意により除名等処分をすることができる。

附　則

この会則は、昭和五十二年一月一日から施行する。

下部町観光協会（会長小林最将）は第三条の目的を達成するため第四条によって諸種の事業を行うことになっている。昭和五十三年度において実施した事業の概要をあげれば次の通りである。

五、一一　観光客流量調査を下部駅前で行なう。
一四　信玄公かくし湯まつりを挙行する。
二三　東京レジャー記者クラブ県内観光誘致懇談会を下部に於て開催する
二四　中央線沿線観光事業協議会主催・中央線沿線を結ぶ観光展が新宿駅で開催されパンフレットを配付すると共に観光案内をする。
二六　温泉利用講習会を開発センターで開催する。
六、二一　旅館組合総会
七、三　実業の友記者下部温泉釜額民宿取材する。
五　NHK朝日新聞社下部温泉を取材する。
六　本栖湖水上安全パトロールを実施。
一二　山梨の観光と物産展が京都大丸百貨店で開催され、民謡おどり出演
二三　観光流量調査を下部駅前で実施する。
二五　朝日新聞、釜額ナギンデーを取材する。
二九　本栖湖水上安全パトロール実施。
八、三　同断
一三　富士五湖観光展八王子市・大丸百貨店で開催。
二二　中央日本観光展が大阪で開催。
二六　観光流量調査を下部駅前で行なう。
二八　同断
一〇、一四　身延線沿線観光展が静岡市松阪屋で開催、下部から民謡おどりに出
一九
二一
二二

演する。

二六　甲斐路観光展が八王子市・大丸百貨店で開催。
三一

一一、七　湯町青年部東京方面へキャラバンを行なう。
八

一二、一三　土産品開発指導講習会開催。

二、七　商工会と共催で観光講座開催。

三、三　横浜相鉄ジョイナスで開かれた山梨の観光展に民謡おどりを出演する。
四

四　湯町親和会キャラバン隊新宿駅へ。

九八　湯町青年部キャラバン隊京浜方面へ観光キャラバンを行なう。

二四　八王子市観光物産展開催、民謡おどり出演。
二五

四、七　信玄公まつり甲州軍団出陣に参加する。

五、五　観光流量調査下部駅前で行う。

一〇　同断

一四　信玄公かくし湯まつりを挙行する。

一五

二、下部町観光協会の他に下部町が加盟している観光協会に「身延線沿線観光連絡協議会」と「富士五湖下部身延白鳳観光連絡協議会」がある。

身延線沿線観光連絡協議会は南部、身延、下部、六郷、市川大門、三珠各町（会長身延町長望月吾録）は昭和四十三年十一月五日身延町において結成式を挙げ、沿線各町の観光開発宣伝のため協力し合うことを目的としている。手始めとして沿線各地の観光暦（ポスター）を作成、各方面へ配付して観光客の誘致に努めるのほか、沿線の関係者を集めて二日間にわたる観光講座を開くなど、活発な活動をしている。また、富士五湖下部観光連絡協議会は古くから存在したのであるが、昭和四十四年国道三〇〇号線が決定して観光客の流入がますます多くなり、縦の身延線と横の三〇〇号線が本町において交差する重要地点となった。昭和四十八年には早川町所在の白鳳渓谷も加盟して名称が「富士五湖下部身延白鳳観光連絡協議会」と改められた。この会では昭和四十二年に観光写真展を開催したり、四十八年には富士五湖と峡南を結ぶ観光展を、さらに五十一年には観光物産展を開くなど観光開発のために大活躍を続けている。

三、下部旅館組合と釜額民宿組合

天下の名湯、武田信玄公のかくし湯として昔から世に知られている下部温泉郷には現在三十四軒の旅館と三軒の民宿がある。これらの旅館・民宿は有無相通じ、相互の連係を図る目的から団結する必要を感じて昭和の初めころ「下部温泉旅館組合」（組合長矢崎道弥）を組織し、昭和五十年九月二十二日さらに組合の強化を図った。

組合の主なる事業としては、下部駅前へ案内所を設けて、旅館の案内はもちろん観光の案内などもして、来客の便を図っている。その他町の企画観光課とタイアップして宣伝活動、相互開発などに常に努力している。その一二の例をあげると、毎年五月十四日熊野神社の例祭に合わせて松葉杖供養祭、信玄公入湯行列などを行うほか、外部に対しては全国各地において行われる物産展に合わせて、キャラバン隊を派遣するなど入湯客の誘引に努めた結果、昨年は四〇万八、一九三人の浴客を数えるに至り、その成果はまことに見るべきものがある。

また、釜額民宿組合（組合長赤池義一）は、昭和四十五年七月十一日民宿村開村と同時に結成されたもので、まだ日は浅いが組合としての活動はやはりキャラバン隊などの派遣により主として京浜方面の学生及び一般客の誘引につとめている。

現在十四軒の組合員を有し、カレンダー民宿として月々行う民俗行事などに宿泊客を参加させるというユニークな方法を取って好評を博している。下部温泉郷が春、夏、秋の三季に浴客が多いのに対し、釜額民宿は年間を通じて宿泊客が多く、昨年中の成績は一万〇四三七人の多きに達している。

第7編

教育と文化

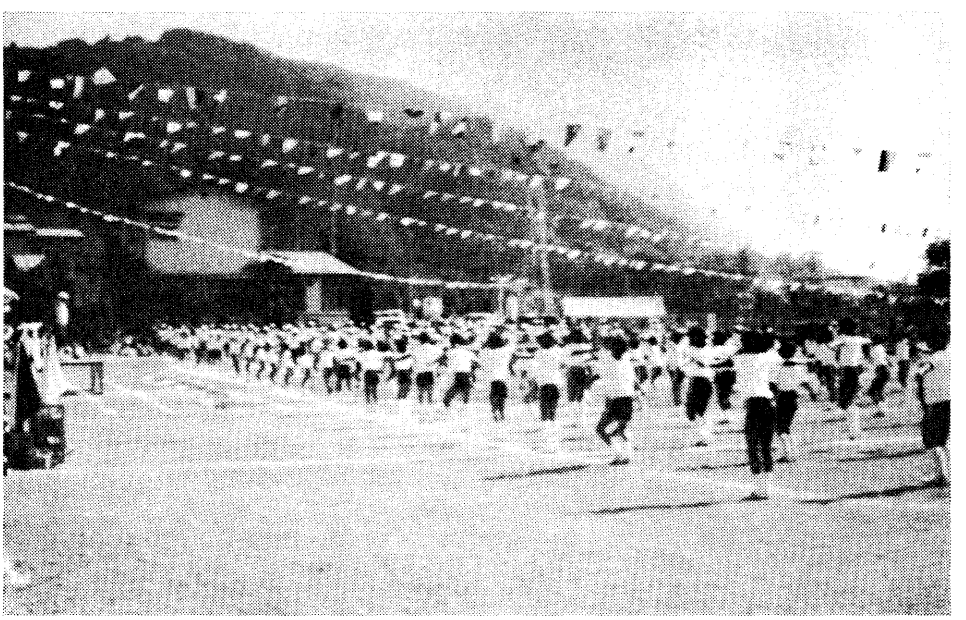

小学校の運動会風景

第一章　教育行政の変遷

第一節　沿革

一　教育制度創始の試み

わが国における上古の教育は、上流社会を中心として行われてきたが、中世以降武士のぼっ興と共に、武家社会にまで広められた。鎌倉室町の時代には、武家の子弟が一般教養を身につけるために、幼少期を寺院などに起居して、学問、詩歌、管弦などを修得させる風習があった。その流れが江戸時代にはいって、寺子屋になったものだといわれている。寺子屋が盛んになったのは、江戸中期の享保年間（一七一六～三五）から、明治の初期までである。時代の進運に伴って商工業の発達もめざましく、庶民の間によみ、かき、そろばんの必要性が生じた。その庶民の要求に答える教育機関として、寺子屋が広く普及していったのである。

他方幕末から維新にかけては、既に多くの学校が設置され、全国にわたって教育活動は展開されていた。これ等の学校は二つに分けることができる。その一つは近世武家社会の指導層であった武家が開設した学校である。武家は子弟のために城下町や領内の主要な町に学校を設置した。諸藩が城下町に設けた学校が藩校であり、地方に設けたものが郷学である。大藩は早くから学問所を設けて、子弟の教育につとめていたが、小藩の多くは幕末になってから藩校を開設した。幕末にはこれらの藩校が二七〇校ほども設けられ、郷学は数百を数えるまでになっていた。幕府はこれらの諸藩の学校が模範とするにふさわしい学校を江戸に設置していた。中心となっていたのは昌平坂学問所である。もとは林家の私塾として寛永三（一六三〇）年林羅山が三代将軍徳川家光から賜わり、後、官学として朱子学を修め権威ある学校であった。幕府ではこの外にも和漢医学、洋医学、洋学のために、それぞれ学校を設け、更に近代兵学操練のための学校も設置していた。これらが江戸に設けられた幕府の学校であって、当時必要であると認められていた学問のすべてにわたって、専門の学校が開かれていたのである。

山梨においては寛政年中甲府勤番支配近藤淡路守政明、永見伊予守為貞の両名が、甲府勤番士子弟教育のため創設されたものとして、甲府学問所がある。初代教授方として富田富五郎があたった。はじめ富田富五郎の役宅を利用して、私塾的に発足したが、享和の年代には子弟教育の必要性も増大して、入学希望者も増加したので、独立校舎を建設した。文化二年大学頭林衡によって「徽典館」と命名され、昌平黌から二名の大学頭が派遣された。明治五年四月開智学校として私学の名において教員養成に着手したが、間もなく十二月二十四日閉校となり、明治七年三月師範学校と改名、教員養成の学校となった。幕府はこのように他の直轄地にも学校を設けていたので、これらをまとめてみると、幕府は既に多様な教育機関をもつようになっていたのである。

江戸中期ころとなると、庶民の中でも資力のある人は子弟に読み書き、そろばんを学ばせるために、手習い師匠のもとへ子どもを通わせた。これが寺子屋であって、師匠が自分の居室に十五人前後の子どもを集めて、手習いを主として教育を行っていた。この寺子屋が近世の庶民学校であって、幕末のころには農山漁村にまで設けられるようになり、全国では少くとも三万以上もの寺子屋が設けられていたと推測される。師匠は多くは僧侶、神主、医師その他地方の有識者があたっていた。

この外にも漢学、国学、数学、洋学、医学などをそれぞれ専門とする学者が開設していた私塾があった。これらも江戸時代における学校とみなければならない。

これらの学校とは別に社会教化の運動を行っていた心学舎やその他の教

化団体があった。また若者は若者組を組織して、若者頭の統制のもとに宿泊して、生活に必要な知識、技能、しつけなどを身につけさせた若者宿をつくり、青少年団体の教育的機能を果たしていた。武士の子弟は居住している地域に組や連中、郷中などという教育組織をつくっていた。

このように住民各階層毎にそれぞれの教育機関をもち、目的に沿った教育が全国的になされていたが、これらを統轄して運営する近代教育制度は、つくられていなかった。当時の幕府体制のもとにおいては、幕府の勢力が強かったとしても、諸藩の学校を制度化することは不可能であった。

二　学制以前

明治の維新政府はこれらの全国の学校を、国家の機関として掌握し、政府が統轄しようとしたのである。これらは従前には全く見られなかった教育経営の方式であったが、政府はあえて実施する方針をたて、直ちに企画に着手したのである。政府はまず東西の両京に大学を設け、これを中心として学校制度を整えようとした。

小学、中学はこの大学へ進学するための予備校として、その基礎となる教育が施された。小学校においては五教科の大意を授け、中学校では五専門教科を教えることとしていたのである。小学、中学、大学は一連の学校系統をなすものと考え、この規則をつくったのである。ところが政府はこの大学制度とは別に、府県に小学校を開設することを指示していた。

それは明治二年二月五日新政府の近代国家を建設する基礎として、国民全般の教育のために、地方制度の発足点ともいうべき府県施政順序の中に「小学校ヲ設ル事」の項に

「専ラ書学　素読　算術ヲ習ハシメ　願書　書翰記牒　算勘等其用ヲ闕サラシムヘシ　又時々講談ヲ以国体時勢ヲ弁ヘ　忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ　風俗ヲ敦クスルヲ要ス　最才気衆ニ秀テ学業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ケシムヘシ」

つまり小学校は一般人の子弟に日常生活に必要な読み書き等を教え、時勢の変化したことをわからせ、人倫道徳をわきまえた人民となるような教育を行う学校であると述べている。これは政府が江戸時代の庶民学校であった寺子屋のような学校を、府県に設置させようと計画したものであった。このようにして指導者を養成する大学と、それに結びついた小学、中学の系統と、庶民の子弟が入学する国民全般の教育をめざすという小学校をならべて、二つの学校系統をもって制度化を行う方針であったものとみられる。これは江戸時代の武家学校と庶民学校とが、複線型となっていた学校観を継承して、教育制度化に着手しようとしたのであろう。

三　学制の頒布

わが国の教育制度は明治五（一八七二）年の学制頒布によって発足した。しかし明治維新直後から政府は近代的な教育制度を創始する方針を定めていた。これは維新という政治上の大きな変革があり〝庶政一新〟で教育もまた従来みられなかった方式で進められることとなった。教育制度については、既に明治元年から学校制度取調掛を任命して、新しい企画に着手した。しかし当時は維新直後の動乱も治まらず、まだ多くの藩があり政府は新しい行政機構のもとにおいて、近代的な教育制度を実施する時期に達していなかった。

明治三年の布達は「輦轂（れんこく）ノ下一所大学ヲ設ケ府藩県各中小学ヲ置ク　皆大学ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ……」とあるように、大学は最高の学府であると共に、教育行政としての機能をもっていたが、明治四年七月十八日太政官布告によって、大学を廃し教育行政を担当する文部省が設置されたのである。大学は府県の学校を管理するのにとどまっていたが、文部省設置によって、国家が進んで全国に学校を設置し、全国民の教育を行う方策を立てるべく、学校制度を緊急な問題としてとりあげた。文部大輔江藤新平は先ず全国に設けられているすべての学校は、文部省の統轄を受けることとし、文部省は国民を教育する責任をもつこととしたのである。このような基本方針を決定すると共に、学校制度の取調べに着手した。学校制度を創始するにあたって、欧米の学校制度についての資料を集め、これを十分に参照し調査を進めると共に、学制の起草にも着手して、明治四年

十二月には学制取調掛が任命された。当時の文部卿大木喬任は学制条文の起草委員として、十二名の識者を任命して、直ちに起草が始められた。同五年一月これを上申して検討したが、学制実施にあたってはその経費が重要問題として論議が重ねられ、同年九月五日学制を全国に頒布したのである。

この学制頒布にあたっては、その条文と共に太政官布告第二百十四号が公示された。これは新しい教育制度を実施するに当たっての教育宣言ともいうべき文章で、広大な教育精神が述べられている。その趣旨は、「国民が身を立て、産を治め業を盛んにするにはその身を修め知識を開き才芸を長ずるようにしなければならない。これは学校において行われることであるので、今後は国民全部が就学し、村々においては就学しない者のいる家がないようにし、またどこの家でもすべての者が学校に入学して教育を受け、無学者はひとりもないようにする」。との基本方針を明らかにしたものである。これは国民皆学の精神を実現しようとしたもので、人民一般、華族、士族、農工商、婦女子に至るまで差別することなく就学しなければならない。また教育が国民のすべてにとって機会均等であるという、近代的な教育方針を樹立したもので、わが国の教育史上まさしく時期を画する、一大改革であったとみなければならない。

従来でも学校にはいって勉学することは行われていたが、学校に学ぶものは武士以上の家の子弟であるとし、一般庶民は学校で学ぶ必要はないと考えていた。また武士の子弟が受ける学校の教育は、世間の生活から離れた高尚な漢詩文の学問を修めさせていた。しかしこの布告ではすべての国民の子弟の入学しなければならないこれからの学校は、日常生活に必須な知識技能を授ける機関であるとした。そして子どもを就学させる責任は父兄にあるとし、もし子弟を入学させないようなことがあれば、それは父兄の落度であるとした。

学制においては学校の基本体系を小学、中学、大学の三段階とした。この学校を学区制によって開設する企画を立てた。全国を八区分してこれを大学区として、ここに大学一校ずつ八校を設ける。一大学区を三二に区分してこれを中学区とし、ここに中学校一校ずつを設けることとした。更に一中学校区を二一〇の小学校区に区分して、小学校を一校ずつ建てたので、全国では二五六の中学校が開設され、五三、七六〇校の小学校が設置される計画であった。これは学校制度の基本となる大学、中学、小学を速やかに開設しようとした方針に基づくものであった。

小学校には尋常小学、女児小学、変則小学、村落小学、小学私塾、貧人小学、幼稚小学など、さまざまな小学校が設けられるようにした。中学校の外にも農業、商業、通弁などの中等学校や、労働に従事している青年が、仕事の合間に勉学する補習教育機関としての諸民学校も企画されていた。高等教育機関も大学だけではなく、理学、鉱山、法学、医学などの専門教育を施す学校もあげられていた。また小学校その他の学校の教員を養成するための師範学校も、学校制度のうちに加えて開設することが定められていた。学制の中には学校体系について規定したばかりでなく、授業料、学校経費、督学局、学区取締り、留学生などについても条文として定めてあった。

この中で「官金ヲ以テ学事ヲ助スルモノノ如キハ民ノ及ハサルモノヲ助クルニアリ」と国庫負担、補助の制度も定め、更に「凡学校ヲ設立シ、及ビ之ヲ保



明治初年の学校入費割合帳

護スルノ費用ハ中学ハ中学区ニ於テシ、小学ハ小学区ニ於テソノ責ヲ受クルヲ法トス」として、学校の設立、運営の経費等はそれぞれの中小学区において責任を負うことを原則として、各学区は寄付金、積立金、授業料等をもって学校運営をはかり、その不足分を国庫から補助するとした。

国庫支出金については、明治五年十一月に人口を基準にして、一人につき年額九厘と定めた。これにより学制実施の財政的裏づけが不十分ながらなされた。しかし学制による「小学校ニアリテハ一月五十銭ヲ相当トスル外二十五銭ノ一等を設ク」という高額の授業料を徴収することは到底不可能で、授業料の額は地方や学校により異なっていたがおおむね月額一銭から三銭程度であった。

このように、極めて広範囲にわたる教育制度の条文を定めたことは特筆されるべきことであるが、この学制創始にあたっては欧米諸国の教育制度を多く採り入れたものであり、急いで起草したことから実施後も何回か修正されている。しかし百年前にこのような近代教育制度を出発させたことは、江戸時代にすでに学校は成立していたとしても、特に重要な教育施策として特記されるべきである。

四　学制実施と教育改革

学制は小学より大学に至る学校体系を条文として整え制度化したのであるが、学区制により小学区には小学校一校を開設することとして督励した。このようにして学制発布後三年で全国の小学校が二万を超すこととなった。この数はわが国が必要とする二万五千の小学校数に近い学校数であり、それが短期間に開設されたことは驚くべき成果である。このような小学校は多くが江戸時代の学校や寺子屋などを改編したものであり、民家や寺院などを仮校舎とするものが多かった。従って小規模学校で、一教員で生徒数が二〇人前後の学校が多かった。しかし地方により、二、三年後に洋風建築の小学校も見られるようになり、文明開化の象徴として注目された。睦沢小学校や、増穂町の春米（つきよね）学校（現町民民俗資料館）などがそれである。就学率は明治六年の文部省年報に平均二七％であると報告されており、その後数年で平均四〇％ほどになるが依然として過半数が不就学であった。これは特に女子の低い就学状況によるもので、明治六年の報告では一五％、地方によっては五％に過ぎない実情であった。

新しい小学校によって教育近代化を進めるためには、教員を養成しなければならないとして、明治五年学制頒布にあたって師範学校を開設した。全国から選ばれた教師が新教授法を伝習し、これらの卒業生が各府県の師範学校において管内の教師にこの方法を伝習させた。このようにして師範学校は教育実践の改革に大きな役割を果たした。

また学制において小学を卒業した生徒のために中学を設けることを規定していた。しかし小学校が十分にその機能を果たしていなかったので、中学校が設けられてもその機能を果たすことはできなかった。しかし小学校以上の教育を受ける希望者もあったので、私立の中学校が設けられるようになりこれらの中学校は明治十年代に数百校に達した。しかし教育内容や方法も近代中等学校としての方式をとっていなかった。これらを見るに学制実施下の教育は小学校の開設と就学奨励が主なるねらいであった。

このように明治五年学制は近代学校制度を創始したのであるが、従前全くなかった制度であったため、実情に合わなかったり実施できないことも少なくなかった。そこで明治十二年九月二十九日、学制を廃止して新しく教育令を公布した。これにより明治五年の学制が画一的強制教育であったのを改め、地方の民情に合うよう徐々に学校教育の拡充をする方針をとった。学校設置が困難な場合には巡回教師の制度も認め授業も最小限十八か月でよいとした。ところがこの教育令を自由教育令などと批判するものもあり、地方によっては小学校の設置は自由であるとし、学校を廃したり就学率が低下するという事実もあらわれてきた。

教育令の公布について責任をもっていた文部卿は地方の教育状況を視察し、民意をもととして教育令を改正することとなった。明治十三年十二月二十八日前年公布されていた教育令を改正して新教育令を公布し、学校設

置や就学について強い方針でのぞむことにした。その結果下降した就学率も上昇し、学校設置についても安定する傾向をとった。

この時期に教育内容に関して重要な問題がとりあげられていた。明治十二年に明治天皇の教学についての聖旨が、文部省その他教育の要路にあった人々に示された。その趣旨は「従来の教育が知識才芸だけに進んでいて、仁義忠孝の教義の要旨が失われている」。と、政府は何よりも先に儒教による道徳教育を本体としなければならないとした。これを受けて道徳教育を尊重し、歴史教育の内容を改めることなどが文部省の改善方針として指示された。このようにして教科書の編集方針も改められ、学制実施下の翻訳教科書に代わって、わが国の伝統による教材を教科書として編集することになったが、教材はまだ安定した内容に達していなかった。

五　近代学校制度の確立

明治五年の学制から、明治十二年以後の教育令にかけての時期は、近代学校制度の創始期であり、近代学校制度が確立の方向をとって編成されたのは、明治十八年内閣制度が出発し、初代の文部大臣に任命された森有礼の、日本帝国の地位を第一等国の地位に高めようとする基本的な教育思想により国民教育を推進する方向にあった。これを国体主義の教育とも称していたが教育はすべて国家のために行われるという考え方をもって、近代学校制度確立のための施策につとめた。

明治十九年に行われた学校制度全般にわたる再編は、このような国家の要請にこたえるための方策によるものであった。その改革にあたって学校制度体系の基本となっている小学校、中学校、帝国大学と師範学校について、それぞれに学校令を公布して基本規定とした。同年四月公布された小学校令により、小学校を尋常小学校四年と高等小学校四年の二つの段階に編成し、尋常小学校四年を義務教育とする条文を掲げた。これはわが国における義務教育制度の出発点となった。高等小学校は修業年限は四年であったが、二年修了で中学校へ入学する制度としたので、高等小学校は二年ずつ二つの段階をもって編成された。また文部大臣井上毅はわが国の産業の近代化に応ずるため、尋常小学校を卒業しただけで労働に従事している青年に対して、実業補習学校の制度を設ける方策をたて、明治二十六年十一月に実業補習学校規定を公布した。更に明治三十二年二月六日には実業学校令が公布され、実業教育のための中等学校制度が確立した。本町においても三十九年に共和、古関、富里、折門に、四十年には久那土にそれぞれ小学校に併設のかたちで農業補習学校が設立された。（本編第四節の一参照）

六　教育制度と臨戦体制

第一次世界戦争がヨーロッパを主戦場として行われていた際に、わが国は戦禍を受けることもなくかえって産業が著しく発達し、国民の生活水準も高まり進学率が上昇した。他方戦後各国には新しい教育運動が展開し、教育方法や学校制度の改造についても共通した方策がとられる時代となった。このような動向のもとに大正六年、官制を公布して教育会議を発足させ主として従来からの教育制度を拡充する施策が明らかにされた。昭和十六年には国民学校制度が実施され、昭和十八年師範学校は専門学校制度の中に加えられた。急迫した戦時下にあり非常体制をとり、高等教育機関の修業年限短縮、中等学校においても修業年限を四年、高等学校は二年に短縮したばかりでなく、児童の疎開、学徒出陣、勤労動員などが行われ、昭和十九年二月には決戦非常措置要項が決定し、二十年五月には戦時教育令が公布されて教育活動は停止しなければならない事態となった。このような戦時教育措置により、教育はその機能を著しく制約されることになった。

七　戦後の教育改革

昭和二十年八月終戦、九月から学校は一応授業を始め、新しい教育方針を指示して戦時教育体制を停止した。その際に新日本教育の方針として民主主義教育を確立する原則を認め、平和な文化国家建設のための教育を推

明治25年学校系統図

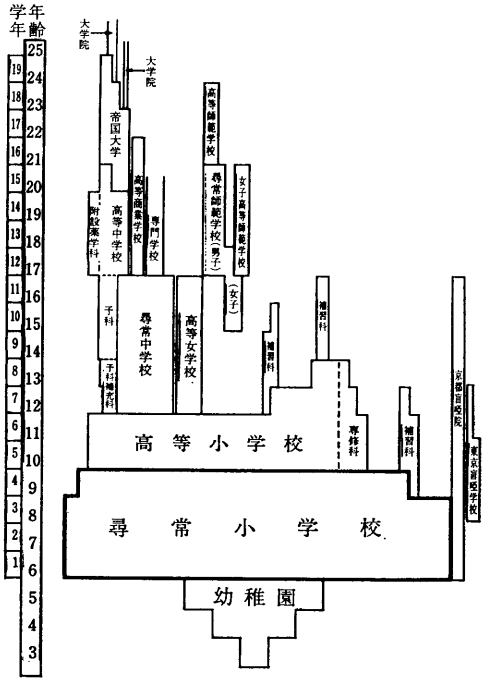

明治６年学校系統図

（学制百年史による）

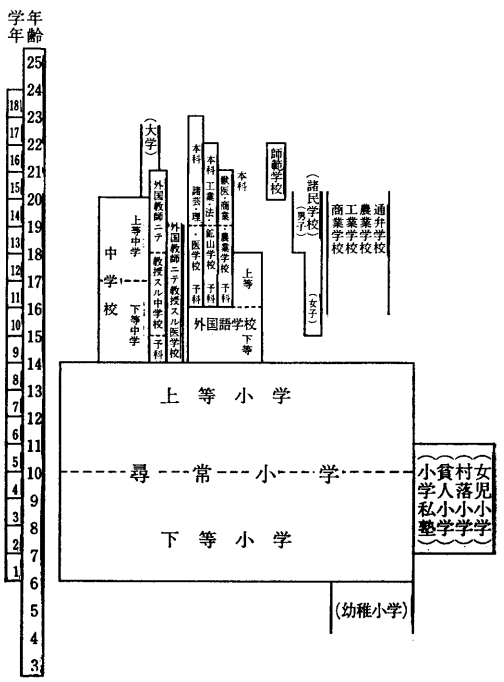

昭和19年学校系統図

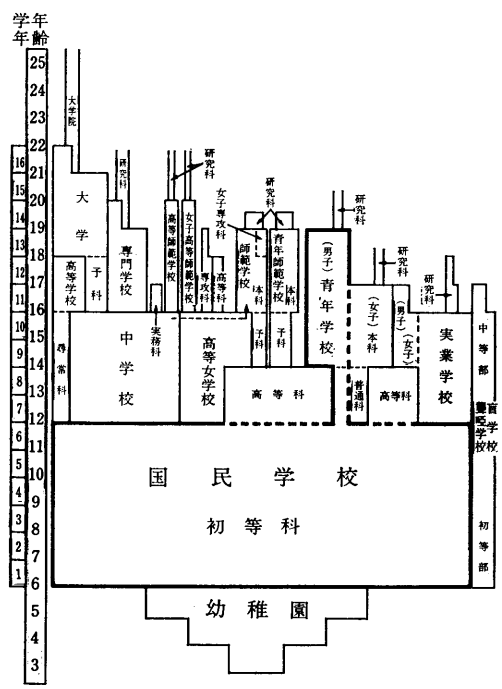

明治41年学校系統図

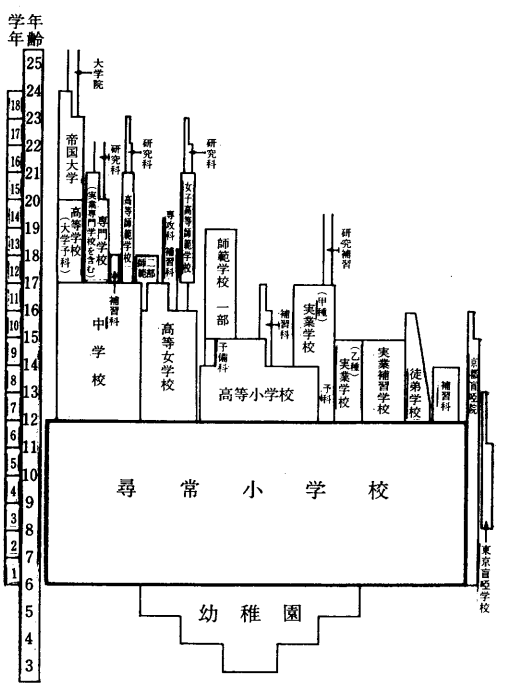

昭和22年学校系統図

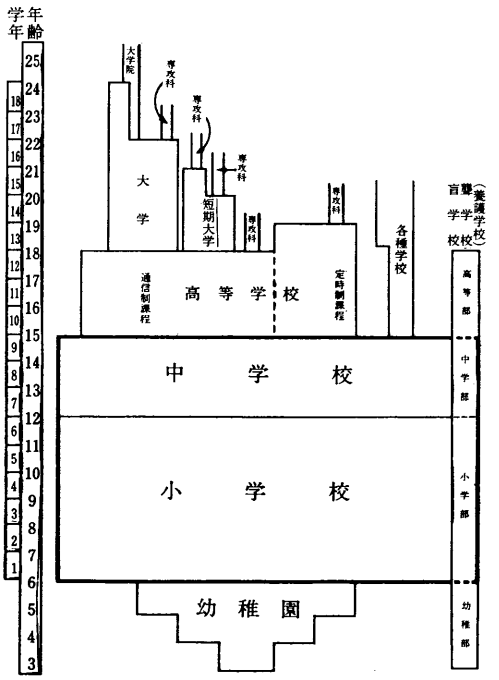

昭和47年学校系統図

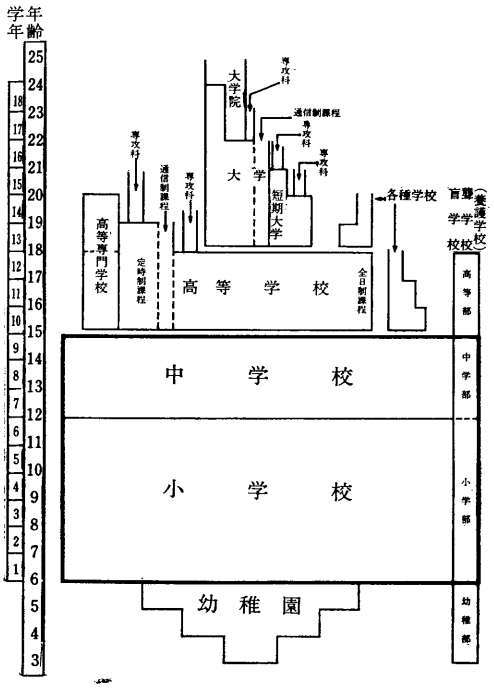

進することを宣言した。また米国教育使節団の報告書に示された思想と方策によって教育の改革に着手するよう要請を受け文部省は同年六月教育刷新委員会を出発させ、教育制度改革の方針と実施の方策を決定した。先ず二十二年に発足した六・三・三・四制による学校制度の改革は画期的な施策であって、明治五年学制の創始以後初めての大改革が実施されることとなった。

初等教育については国民学校を改めて小学校とし、高等科を中等教育に昇格させた。学校制度上の大きな改革は中等教育、高等教育において進められた。中学校は従前の高等小学校と中等学校の第三学年までとし青年学校を合わせて再編した学校であり、三年制でこれを義務教育とした。中学校は普通教育を施し、全国すべて単一編成で種別は設けていない。高等学校も修業年限三年の単一編成であって入学を希望するものはなるべく受け入れることを原則とした。高等学校には全日制、定時制、通信制があり、普通課程、職業課程による教育を行う制度とした。そして男女共学、普通と職業の総合制、学区制を原則とする方針であった。その後高等学校進学者は逐年増加し九〇%をこえるに至った。

教員養成のため学制時代から設置されていた師範学校、高等師範学校はすべて大学の一部として改革された。教員養成の特別な学校は設けない制度となり、一般大学の学生であっても教育職員免許法に定められた単位を修得すれば教員となることができる解放性の原則による教員養成となった。そしてこのような改革の進行によって大学の性格は戦前と比較して著しく変化してきた。

以上の学制及び学校教育法による制度の変遷を図示すると上表のとおりである。（学制百年史による）

第二節　教育委員会

一　学区取締と学務委員

明治五年公布の学制によると、学区は学校設置の基本区画を構成したばかりでなく、教育行政の単位でもあった。大学区には大学本部ごとに「督学局」を設けて督学をおき、区内の教育行政を監督した。また中学区には学区取締を一〇ないし一二、三人任命し、各取締は小学区二〇ないし三〇を分担し、これらを統轄指導した。学区内の就学の督励、学校の設立、保護・経費等学事に関するいっさいの事務を担当し、就学者、及び六歳以上の者で未就学の者などはその理由を学区取締に届け出なければならないとした。なお学区取締にはその土地居住の名望家を選んで地方官が任命することとした。

下部町郷土史年表（加藤善吉著）による本町内の学区取締は、次のように任命された。

明治六年十月二十七日　第一大学区第四十四番中学区第九番田原学校新築開業学区取締人若林直次郎

明治六年十二月六日　第一大学区第四十四番中学区第七番車田学校稲荷神社境内に創立開業す学区取締人二宮貞一郎

明治六年十二月十七日　第一大学区第四十四番中学区第八番三沢学校十五所神社境内に創立開業す学区取締人二宮貞一郎

明治七年五月十六日　第一大学区第四十四番中学区第六十六番高嶋学校及び第六十七番常葉学校創立開業す学区取締人両校共若林直次郎

明治七年五月十七日　第一大学区第四十四番中学区第六十八番市之瀬学校及び六十九番北川学校創立開業す学区取締人両校共小林源直

明治七年八月八日　第一大学区第四十四番中学区第七十一番古関学校を西栄寺に、同七十二番道学校を慈観寺に創立開業す学区取締人両校共二宮貞一郎

明治七年十月二日　第一大学区第四十四番中学区第七十八番久保学校長泉寺に創立開業す学区取締人上田文蔵

明治七年十二月二十四日　第一大学区第四十四番中学区第八十六番一色学校を願光院に創立開業す学区取締人小林源直

明治八年四月二十日　第一大学区第四十四番中学区第九十一番中之倉学校燈（とぼし）薬師堂に開業す学区取締人不詳

以上のように学区取締人が任命されたが、本町においては二年足らずの期間に十二の学校が設立されたのである。

明治十二年の教育令によって地方教育行政機関としては、地方長官（府県知事）及びその補助機関のほか従来の学区取締を廃して新たに学務委員が置かれることとなった。学務委員は「町村内の学校事務を管理するために当該町村民の選挙によって選任され、府県知事の監督に属し、児童の就学、学校の設置、保護等をつかさどるもの」とし、その数や給与等はそれぞれの町村の適宜にゆだねられた。この学務委員の制度は権限を有する独立の機関であるということから一般行政をつかさどる戸長と問題があったので、明治十三年十二月二十八日改正の条文は「各町村ハ学務ヲ幹理セシメンガタメニ、学校ヲ設置スル独立アルイハ連合ノ区域ニ学務委員ヲ置キ、戸長ヲ以テソノ員ニ加フヘシ」と述べ、両者の関係を調整する措置がとられた。その後学務委員の公選制は廃止して、市町村会が定員の二、三倍の候補者を推薦して、その中から地方長官が選任することに改められた。学務委員の数や推挙規則は地方長官が起草して文部卿の認可を要することとして、まず中央の統制をつよめると共に学務委員に適任の者を求めて大いに学事の振興をはかった。更に学務委員の中に戸長も加わり教育の実をあげたが、明治十八年八月太政官布告第二三号をもって教育令の再改正が行われ、学務委員の制度は全く廃止されて、その職務は戸長が掌理することとなった。以後町村の教育事務は一般行政事務をつかさどる戸長の権限に吸収されることとなった。

しかし明治十九年五月十日、第二次小学校令改正に伴う教育制度理由の

中で、参議伊藤博文上申第十条において「町村内ノ学校事務ヲ幹理セシメンガ為ニ学務委員ヲ置クベシ」として、それ以来戦前まで勅令によって各市町村に再び学務委員が置かれた。

二　教育委員会

昭和二十一年八月教育刷新委員会が発足し、同年九月第一回総会を開いた末特に教育行政について特別委員会を構成した。そして米国教育使節団報告書を基礎に、文部省要綱案その他内外の諸制度を検討し審議した結果、同年十二月末次のような建議を行った。

(1)　教育行政は次の点に留意して根本的に刷新すること。①従来の官僚的画一主義と形式主義の是正。②教育における公正な民意の尊重。③教育の自由性の確保と教育行政の地方分権。④各級学校教育の間及び学校教育と社会教育の間の緊密化。⑤教育に関する研究調査の重視。⑥教育財政の整備

(2)右の方針に基づき地方公共団体に公民の選挙による教育委員会を設け、委員会は教育長を選任して執行の責任者とする。教育委員会及び教育長は管内の学校行政および社会教育をつかさどる。――

政府は右の建議を受け直ちに制度化のため立法準備に入った。しばしば難航したがともかく第二次法案「教育委員会法案」が作成され、二十三年六月第二国会に上程され数か所修正されて成立した。その骨子は次のようなものであった。

(1)教育委員会は地方公共団体の行政機関であり、かつ合議制の独立機関である。

(2)教育委員会は都道府県および市町村に設置される。ただし町村は連合して一部事務組合を設け、その組合に教育委員会を設置することができる。

(3)都道府県教育委員会は七人の委員で、市町村教育委員会は五人の委員で組織する。そのうち一人は地方議会の議員が互選で選び残りの六人または四人は住民が投票して選ぶ。

なお委員の任期は四年で、二年毎に半数を改選する。

(4)教育委員会は従来都道府県知事、市町村長に属していた教育・学術・文化に関する事務を管理・執行する。小中学校教員の人事権は市町村教育委員会の所管とする。

(5)教育委員会に教育長をおき、教育委員会が一定の有資格者の中から任命する。教育委員会に事務処理のため事務局を設け、必要な部課を置く。都道府県教育委員会には、教育の調査統計に関する部課と、教育指導に関する部課を必ず置かなければならない。

(6)教育に関する予算は、教育委員会が必要な経費を見積もり地方公共団体の長の査定を受けるが、意見が整わない場合は長が査定した予算案に教育委員会の見積もりをそえて議会に提出し、議会の判断にまつこと

このようにして教育委員の第一回選挙は二十三年十月五日行われ、教育委員会は同年十一月一日に発足した。当初は都道府県及び五大都市に設置され、その他の市町村は二十五年までが設置期限であった。その後なお検討すべき問題があったため二年間延長され市町村での設置は二十七年とすることとなった。

本町においても同年十月五日選挙が執行され、旧久那土村、共和村は投票により、旧富里村、古関村は無投票となり、それぞれ四名の委員が選ばれ、議会よりの一名を加えそれぞれ十一月一日、各村に教育委員会が設置されたのである。

予定どおり二十七年十一月一日全国の市町村の教育委員会は設置されたのであるが、制度上、運営上多くの問題が生じた。文部省は当初の理念を生かしながらも、わが国の実態と将来の教育発展を想定して制度改革の立案を進め、三十一年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」案を国会に提出し可決された。この制度の概要は、①都道府県、市町村のすべてに教育委員会を置く。②委員は直接公選を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。③都道府県の教育長は文部大臣・市町村の教育長

は都道府県教育委員会の承認を得て、それぞれの教育委員会が任命する。④教育財産の取得、処分等は地方公共団体の長の権限とする。⑤県費負担の教職員の任命権は、市町村教育委員会の内申を得て都道府県教育委員会が行使する。⑥文部大臣は都道府県・市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、教育事務の適正な処理を図るため、必要な指導・助言・援助を行い、また文部大臣は地方公共団体の長、または教育委員会の教育事務の処理が、違法または著しく不適切な場合には、必要な是正措置を要求できる。

この制度は発足以来、主として独立後の第二期の教育の発展期に際して十分な機能を発揮しつつ定着してきた。

三　事　績

㈠　学校教育

教育委員会法によって、昭和二十七年十一月一日には、旧富里村、久那土村、古関村、共和村には教育委員会がそれぞれ設置された。当時の各村々の児童生徒数はベビーブームといわれる程に激増して、各教室は全くすし詰めの状態であった。教育委員会は物資の不足や悪性インフレ、あるいは貧困な村財政を克服して、教育立国の命題と新教育の要求の上に立って、校舎の増改築や教育諸条件の整備、保健体育の振興等に払われた努力とその事績は高く評価されなければならない。わけても視聴覚教育の機械器具の整備、図書館の拡充、理科教育や産業教育振興のための施設設備、特殊学級の設置、複式学級の解消、管内各小中学校の実験学校公開研究会をはじめとする数多くの公開研究会、体位向上による机、腰掛の新調等、新生日本の門出にふさわしい教育行政の事績であった。

○当時における教育行政の施設

昭和三十四年度（最多年度）児童生徒数

下部小学校	児童数　一、〇五八	分校数　五
久那土小学校	〃　六五九	〃　三
古関小学校	児童数　四二一	分校数　三
下部中学校	生徒数　三五九	
久那土中学校	〃　二五三	
古関中学校	〃　一五五	分校数　一

○校舎の増改築

年度	学校名	種類	建築様式
昭和二十五年度	久那土中学校	校舎増築落成	木造二階建
昭和二十八年度	磯分校	増築落成	木造平屋建
昭和二十九年度	久那土小学校	屋内体育館落成	木造平屋建
〃	三保分校	校舎増築落成	木造二階建
〃	下部中学校	六教室増築落成	木造二階建
〃	古関中学校	特別教室落成	木造二階建
〃	下部中学校	屋内体育館落成	木造平屋建
昭和三十年度	一色分校	校舎移転完了	
〃	古関中学校	二教室新築落成	木造平屋建
〃	高島分校	二教室増築落成	木造二階建
昭和三十一年度	下部小学校	二教室改築落成	木造平屋建
〃	下部中学校	校舎移転整備完了	
昭和三十二年度	久那土中学校	木工機械室落成	木造平屋建
昭和三十四年度	久那土中学校	三沢二四六〇番地移転新築落成	
昭和三十六年度	〃	屋内体育館落成	木造平屋建
〃	〃	二教室増築	
昭和三十八年度	下部中学校	校長室及び玄関落成	木造平屋建
〃	久那土中学校	産振教室建築落成	木造平屋建
昭和三十九年度	古関小学校	九教室改築工事落成	鉄筋二階建

○給食調理室の完成

下部小学校	昭和三十三年度	下部中学校	昭和三十八年度
久那土小学校	〃　三十六年度	久那土中学校	〃　三十八年度

古関小学校　昭和三十九年度　古関中学校　昭和四十二年度

○プール建設

下部小中学校用　昭和四十二年度

久那土小中学校用　〃　四十年度

古関小中学校用　〃　四十四年度

なお昭和三十五年四月一日からは折八地区生徒のために寄宿舎を設置し四十八年四月一日からは折八地区小学校児童通学のために、スクールバスの運転を開始して今日に至っている。また四十六年からは三ケ年計画によって、管内小中学校児童生徒用メラミン化粧板の机、腰掛千六百余人分の新調、暖房用の石油ストーブの取り付け等が主たるものであった。

(二)　社会教育

終戦と共に国民的な感情が薄れ、生活の規制、規範の乱れと共に、戦後急速に発達した経済は、都市や山村を問わず驚く程に社会の変貌をもたらし、民主主義の実現はますます困難の度を加えるに至った。この社会のひずみに対応し地域の住民意識の回復は焦眉の急であった。文部省は学校教育と共に社会教育の制度化を企図し、昭和二十四年六月社会教育法を公布し、始めて社会教育全般にわたっての法律が成立した。

このような情勢の中で教育委員会は、社会教育推進の基本対策として、中央公民館を設立して公民館活動に社会教育をゆだねた。

富里地区では昭和二十五年常葉一三九三番地に中央公民館を設立し、二十八年には久那土小学校の屋内体育館を兼ねて、久那土中央公民館が設立され、二十九年には古関中学校屋内体育館を兼ねて、古関中央公民館が設立され、公民館館長や主事がおかれて、生活改善や一般教養を高めるべく、婦人学級や青年学級が開催されて、一応所期の目的が達せられた。その後、婦人会や青年団もそのさん下に収めて発展の基を開き、更には成人学級、老人学級を開催して一般教養を高めたり、青少年育成のための組織化につとめて大いに成果をあげ、また、社会の進運に順応して、社会体育や文化活動を旺盛にすべく、体育協会や文化協会を組織し、県下屈指の視聴覚ライブラリーの整備、一坪図書館の充実など、その成果は極めて大なるものがある。昭和五十五年度における地区公民館は四一館となって活発な活動をつづけその成果を報告する年一回の社会教育研究大会は、まことに有意義な催しである。

第二章　学校教育

第一節　学制以前の教育

寺子屋は庶民の子弟に対して、主として読、書、算などの一般的教育を施す目的をもって、設けられた唯一の普通教育機関で、先生を師匠、児童を寺子または筆子といった。筆子は、男女七、八歳より十二、三歳までの者を収容して教育を授けた。

教科及び教育内容

学科は読書、手習（習字）そろばんを主として、その他作文、地理等をも課したという。

読書　読書のための読み物としては、実語教、童子教、三字経、古状揃、女今川　女大学　女子百人首　孝経　四書　五経等であった。

書　数字　五十音　仮名短文　幼童心得文　名頭　国尽　童子訓　江戸方角　商売往来　百姓往来　番匠往来　消息往来　庭訓往来　苗字尽　百官名　自遣往来　謹身往来　用文学　和漢朗詠集等である。

算　八算相場割　差分平方術　塵劫記等を教授した。

修身　御談義　忠孝義談等を教授す

教育法と一般風習

全筆子は一室に会して座し師匠は四、五名ずつの個人教授を行い、朝八時ころから午後四時ころまでの間教授した。



寺子屋教科書一例
（実語教童子教）

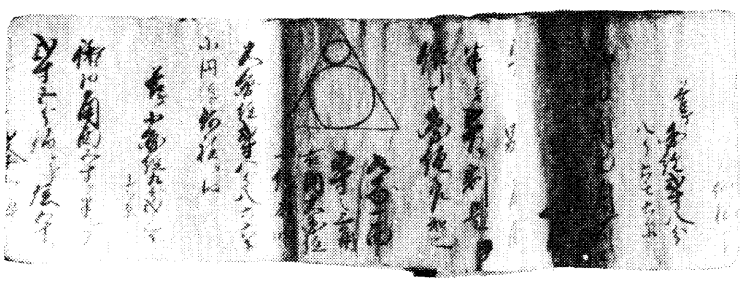

文久４年の日用算術帳

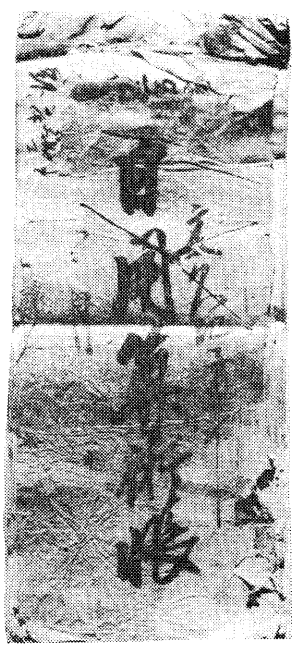

試験は毎月一回の読浚（よみざらい）と、年一回の大浚とがある。手本の暗誦、暗書などをさせたり、また書初め、七夕、展覧会等を行って手習いを奨励した。

管理の状態は、男女別席にして当番を設け、優良生は師匠の代をなし、不良悪戯の者には罰則を設けて、叱責、留置、立番などを加え、最悪の者に対しては、除籍の処置などもとられていた。「三尺下がって師の影を踏まず」のことわざもあるように、師弟の間は礼節を守り厳格にして尊師の念厚く、師は弟子を門下として親しみ、成人後までも深い関係で結ばれていた。

寺子屋入りの時には、束脩（そくしゅう）（入門の時師匠におくる金品）として白扇一対、菓子折または鰹節、金子ならば二朱ないし二百文を贈り、五節句、盆暮には一朱より百疋（びき）（銭壱貫文）位の謝儀を贈りその他

月並銭、天神祭銭、畳代、炭代などを要した。

以上は、我が国における寺子屋教育に関する一般的なものであるが、本町にはいずれの地域にも当時の文献もなく、年代や師匠名・筆子数・しきたり等の記録もなく、残念ながら明らかにすることは出来ない。しかし前章で述べたように、寺子屋は江戸中期頃より栄え、明治維新になると、近代教育機関としての学校が開設された。本町内における中近世の古文書や、古老の話を総合するに、各村（部落）には、僧侶、神主・村の有識者などを師匠とし、筆子一五、六人の小さい寺子屋のあったことを、うかがい知ることができる。

下部地区

下部　大村地内慈照院に一箇所あり、筆子一六、七名を収容し、読書、習字を主として教授す

岩下　岩下字竹之島に一箇所あり、筆子十人内外、読書、習字を主とす

日向　馬場丈右衛門、馬場幸之右衛門両氏宅にあり、筆子十名内外

日影　芦原に一箇所あり、維新より明治六年迄、佐野達眼僧都自宅において近隣の子弟を教う、筆子十数名なり

大炊平　二箇所あり、両者共近隣親戚の子弟を教う。共に十名内外の筆子を有したり。

長塩　四箇所あり。磯野十郎右衛門、赤池邦久、磯野右平、小林久左衛門等師匠として、近隣の子弟に読書の道を教えたり。

北川　二箇所、吉岡先生、小林太平、小林正堯氏等師匠たり

丸畑　二箇所岩松太右衛門、岩松六左衛門、岩松長右衛門氏等師匠たり

杉山　一箇所、筆子十人内外有り。

（以上は富里青年団編郷土誌による）

その他大正五年山梨県誌編さんのため、役場（富里、久那土、古関、共和）より報告した文書による寺子屋師匠は、次の通りである。

◎下部地区　桜田正容、桜田忠右衛門、小林太兵衛、佐野加久太郎、佐野団十郎、依田若尾（常陸守）石部市郎左衛門

◎久那土地区　上田茂平（三沢）、筆子最も多かりき。次は車田区望月才四郎、次芝草区赤池重左衛門

◎古関地区　渡辺和吉（掛川藩士）、門下生六、七〇人あり、土橋与右衛門門下生一五、六人、長沢寺僧侶長堂、広泉院僧侶いずれも一六、七人、赤池八之丞門下生二十余人

◎共和地区　二宮貫平、近藤清吉、依田茂平等にして、門下生も常に多し私塾としては、上下田原に東光密庵僧侶、若林清風あり、一色には今井太郎あり、いずれも漢籍・詩文等なり。

第二節　小中学校教育（初等教育）の変遷概要

一　学制時代

学制（明治五・八・三）の規定した初等教育の大綱

学制によれば、小学校は「教育ノ初級」で「人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」と定め、これを尋常小学・女児小学・村落小学・貧人小学・小学私塾・幼稚小学に区分した（第二十一章）。

尋常小学は小学校制度の本体をなすものであって、上下二等にわかれ、男女ともに必ず卒業すべきものとし（第二十七章）、下等小学は六歳から九歳まで、上等小学は十歳から十三歳までとしている。

女児小学は尋常小学の教科のほかに女子の手芸を教え、村落小学は僻遠の農村において教則を少し省略して教えるものとし、多くは夜学校を設け年齢の長じた者にも余暇に学習させようとした。

貧人小学は貧者の子弟を入学させるもので、その費用は富者の寄進によるため仁恵学校とも称した。小学私塾は小学教科の免状をもつものが私宅で教えるものであり、幼稚小学とは六歳までの男女に小学入学前の予備教育を施すものとした。（第二二～二六章）尋常小学の教科の順序を踏まずに小学の学科を授けるものを変則小学といい、私宅でこれを授けるものを家塾といった。

学制では、下等小学（四年）、上等小学（四年）を基本とし、その教科をも示したので学制実施とともに各府県ではまずこれを設置することに努めた。

二　小学教則（明治五・九・八）・教育令（明治十二・九・二十九）・改正教育令（明治十三・十二・二十八）と試業制度の概要

文部省は学制発布の翌月、すなわち明治五年九月八日文部省布達番外をもって「小学教則」を公布し、小学校における教科課程および教授方法の基本方針を明らかにした。小学教則は学制の規定した初等教育の大綱に基づいて上下二等の小学を各八級に分け、下等八級より上等一級に至る毎級の授業期間を六カ月とし、毎週日曜日を除いて一日五時、一週三〇時の課程とし、学制に掲げた教科を各級に配当し、各教科で使用する教科書の基準を示してその程度を明らかにし、さらに教授方法の大要を示したのである。

小学教則に示されている教育課程は欧米の教育課程を模範として定めたものであり、その教科編成は寺子屋における読、書、算の三教科編成とは全く異なって多数の新教科が掲げられており、また藩校の教科編成とも異なっている。またそこに示されている教科書も明治維新後出版された欧米近代文化を紹介した啓蒙書や翻訳書の類が中心となっている。学制の小学校は欧米を模範とするものであり、したがってそこでは文明開化の教育内容を授けようとしていたことを示している。しかしこのような教育内容は寺子屋から改造されたばかりの当時の小学校ではとうてい実施できなかったのである。

小学校の教育課程をわが国の実情に即して編成するには、机上の計画では不適当であることが明らかであった。そこで文部省は明治五年五月東京に直轄の師範学校において、新しい小学教則の編成をおこなわせることとなった。

師範学校で制定した小学教則は「下等小学教則」と「上等小学教則」からなっている。この教則によると下等小学の教科は読物・算術・習字・書取・作文・問答・復読・体操の八教科であるが、その中心の教科は読物・算術・習字・問答であり、五年に公布された文部省の小学教則とは教科の種類もその内容も全く異なったものであった。この教科編成において注目すべきことは、この教則が従来寺子屋において発展して来た読・書・算の三教科構成の伝統を重んじつつ、他面には新しく展開さるべき近代的教育課程への中間段階をなす教科の編成をしたことである。すなわち読物・算術・習字・書取・作文はいわゆる読み・書き・算盤の教科編成を新制度の小学校に合致するよう構成したものである。問答は近代教科の一部を構成すべき内容教科を総括したものであって、その内容としては理科・地理・歴史・修身などが含まれている。これらがのちになって近代的な教科に分化するのであるから、その前段階をなした教科と見ることができる。

この師範学校の小学教則は、実地の経験によって編成されたものであったので、文部省ではこれを小学教則の基準として認め、全国的に普及させる方針をとった。（本県においては七年二月に「山梨県小学教則」がつくられている）

明治十一年五月に文部省は「小学教則」を廃止したが、これは教育内容について実質的に学制を廃止したと同様な意味をもっていた。そこで各府県では独自の小学教則を編成し、村落小学教則など実情に即応した簡易な教則を編成するものも現われた。また女児のために別に女児小学教則を編成するものもあった。さらに府県内の地方によってそれぞれ独自の小学教則を編成する場合もあった。

さて、欧米の教育制度を模範とし雄大な構想のもとに制定された近代学校制度であった「学制」は、当時の日本の社会がこれを完全に受け入れる為には余りにも距離があり過ぎた。特に小学校の設立維持には多額の経費を必要としたことが重大な問題であった。「教育ノ設ハ人々自ラ其身ヲ立ルノ基タルヲ以テ其費用ノ如キ悉ク政府ノ正租ニ仰クヘカラサル論ヲ待タス」という第八九章の但書にあるように、受益者負担の原則を全うするた

めに高額の授業料を徴収しこれによって、経費を生み出す対策をとらざるを得なくなったことも、「学制」体制をつきくずす民衆の力となってきた。

明治新政府の一連の政策である徴兵令や地租改正とともに学制の実施も民衆の不平不満の対象となり、当時の農民暴動でも学校焼き打ち事件が各所にひん発、かくして学制の改革案として十二年九月二十九日の「教育令」公布となった。全国画一的で中央集権的な学制を改めて教育の権限を大幅に地方に委譲し、教育の地方管理を基本とした教育令はまたもや新たな批判をさらされることになる。すなわち就学義務の緩和は学校建築の中止や廃止となり、就学者の激減となって現われた。学制頒布以来学校設置、就学督励に非常な辛苦を重ねて成果を挙げてきた初等教育は、教育令公布によって、かえって混乱と衰退を招いたことまことに皮肉である。学制実施に忠実であった地方官や、学区取締まりなどの地方教育行政関係者が、窮地に立たされたことはいうまでもない。かくして、教育令は一年三か月の短命のまま改正教育令（十三年十二月二十八日公布）へと政策変換を余儀なくされたのである。



明治12年の小学教授書

改正教育令は教育の国家統制を強化し、府知事県令の権限強化、小学校設置、就学義務に関する規定の強化という大きな修正であった。

改正教育令に基づいて、明治十四年五月四日小学校教則綱領が定められ、これに準拠して各府県では小学校教則を定めて管内に施行した。これによって、それまでまちまちであった各府県あるいは、各地方の小学校の教育課程は、十五年頃から全国的に統一された。その点でわが国の初等教育史上における小学校教則綱領のもつ意義はきわめて大きいと言える。

改正教育令の第三条に小学校の目的および教科について次のような規定がある。

「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身、読書、習字、算術、地理、歴史等の初歩トス、土地ノ情況ニ随ヒテ罫画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中、地理歴史ヲ減スルコトヲ得」

右において、十二年の教育令では歴史の次に置かれていた「修身」をこの改正教育令では学科の首位に置くという重大な改正がなされている。これは、修身と歴史を国民精神を育成するものとして重視し、教学聖旨の理念を反映させたものとして特質される。知識才芸よりも先に、仁義忠孝に基づく儒教的な道徳教育を、わが国教学の要として確立すべきだという教育聖旨の理念を、教育政策の中に盛り込んだことは、明治初年以来官民あげて文明開化に狂奔していた、いわゆる欧化時代に対してその転換を意味する注意すべき政策であった。

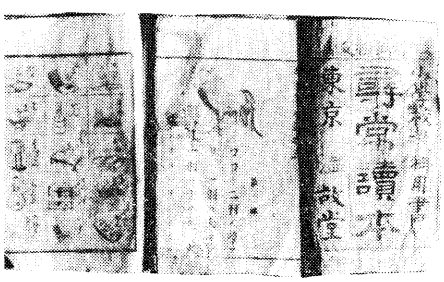

明治20年ころの教科書

小学校教則綱領によれば、小学校を初等科（三年）中等科（三年）高等科（二年）の三段階編成とし、次のように教化を定めている。

初等科　修身、読書、習字、算術（唱歌）体操

中等科　修身、読書、習字、算術（唱歌）体操、地理

歴史、図画、博物、物理、裁縫（女子）

高等科　修身、読書、習字、算術、地理、図画、博物（唱歌）体操、裁縫（女子）化学、生理、幾何、経済（女子ハ家事、経済）

右において、唱歌は教授法等が整うのを待って設けることとしている。また土地の状況や男女の区別等によって、学科の増減を認めているが、修身、読書、習字、算術は欠くことのできないものとした。

試業制度の概要

（山梨県教育百年史明治編参照）

等級制と試業　明治六年、文部省の小学校教則によると、課程を分けて八級とし、毎級六か月の修業と定めている。当時多くの採用された東京師範学校編の「小学校教則」（明治六年）も文部省の教則と同じく、上下二等各八級制をとっていた。右東京師範学校編の「小学教則」には、

一、教則中毎級六箇月間ノ習業ト定ムト雖モ、生徒学術進歩ノ都合ニヨッテ斟酌増減ハ教師ノ意ニ任スヘシ

二、教則ニ掲示スル毎級ノ諸課ハ必ズ同一ニ習熟セシメ、勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシムヘシ

三、毎級卒業ノ者ハ試検ヲ経テ昇級セシメ、落第ノ者ハ猶其級ニ止ムルヲ法トス

と定められている。学制第五項では「生徒階級ヲ踏ム極メテ厳ナラシムヘキ事」とあり、第四十八章には「生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス」とある。なお「一級毎ニ必ス試検アリ、一級卒業スルモノハ試検状ヲ渡シ、試検状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス」と規定されている。

山梨県管内小学校教則校則（明治六・六・一九）によると次のように定められている。

○教則

第三章　上下小学ノ課程ヲ修スルニ四項ヲ立ツ　四項ヲ修スルニ順序アリ上下各八級ニ分ツ　四項ハ　読書　諳誦　習字　算法ナリ

第四章　四項ニ難易アリ　八級ニ深浅アリ　易ヨリ難ニ就キ　浅ヨリ　深ニ入ルヲ順トス　等ヲ躐エ順ヲ紊ルヲ得ス　順序ハ課業表ニ具ス

第八章　四課試業ノ法ヲ設ク

句読　上　音訓一失ナク朗暢読了ノ者
　　中　随失随得　音読不斉ノ者
　　下　忘説過多　自思テ不得ノ者

諳誦　上　随問即答　一ノ遺漏ナキ者
　　中　誤脱アリ　時々思テ得之者
　　下　誤脱アリ　自ラ思テ不得者

習字　上　字画端正　運筆巧活ナル者
　　中　字画斉整　運筆不利者
　　下　字画不正　運筆粗笨ノ者

算術　上　即題即答　遺算ナキ者
　　中　遺算アリテ　再勘得之者
　　下　遺算アリテ　再勘不得者

第九章　試業ノ階級ハ中ヲ得ルヲ相当トス、上ヲ得ル者ハ一等上進ス

第十章　試検ハ四項通熟スル者ニ非サレハ請クルヲ許サズ之ヲ請ケント欲スル者ハ先ツ内試ヲ請クヘシ　習熟ノ者ニハ印紙ヲ与フ、未熟ノ者ハ更ニ修学セシメテ再ヒ検ス但内試ハ一項卒業スレハ之ヲ試ム

第十一章　既ニ諸課ノ学業習熟シタル者ハ　初入タリトモ内試ノ印紙ヲ得レハ一時ニ数等ノ試検ヲ請ルヲ許ス

第十二章　試検ハ春秋両度ニ定ム、其日ハ　令　参事　臨時掛官員　諸教官従ヒテ試検シ　入等ノ者ニハ証憑ヲ与フ　但シ落第ノ者ニハ更ニ六ケ月修業セシム

第十三章　内試ハ毎月三十日ヲ以テ定日トシ　教師其校ニ於テ是ヲ行フ春秋ニ仲ノ試検ヲ除キ毎校年中十回ノ内試ヲ遂ク　但学務官員時トシテ監臨ス

第十四章　上下小学ノ課程初等ヨリ順ヲ追ヒ　試検ヲ経第壱等ニ至ル　大試検ヲ受ケ下等ハ上等ニ上進シ　上等ハ則チ中学ノ課ヲ修セシム

第十五章　内試既済上科ヲ得ル者ニハ入等ノ印紙ヲ其席ニテ与フ　毎教師亦速ニ表ニ加名スヘシ

第十六章　下等生徒習字試検式

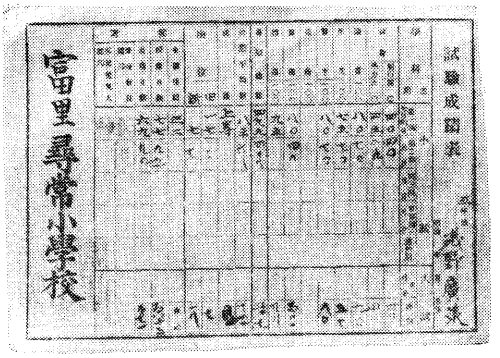

試業小試験成績表

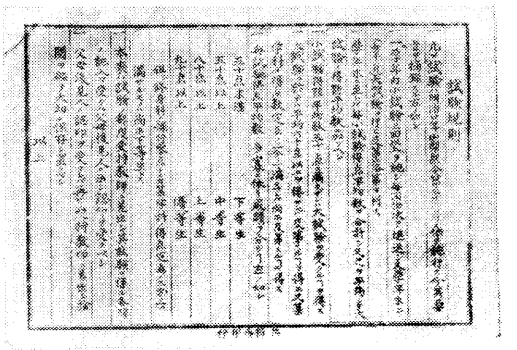

試業小試の試験規則



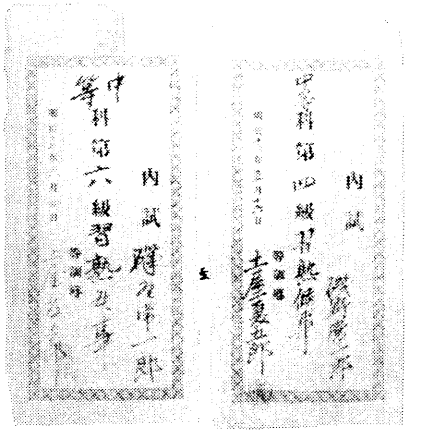

試業内試合格の証書



師範学校発行の学級卒業証書

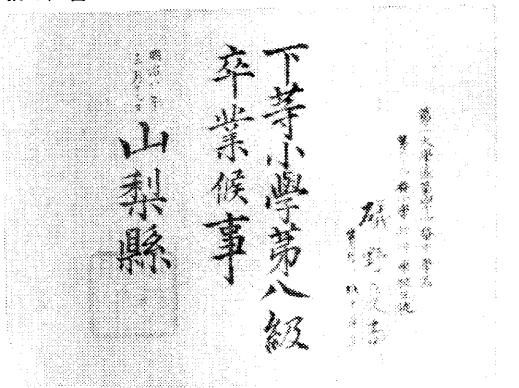

県発行の学級卒業証書

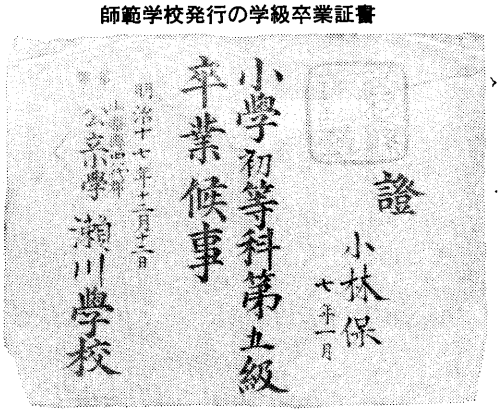

各学区の学校で発行された
学級卒業証書

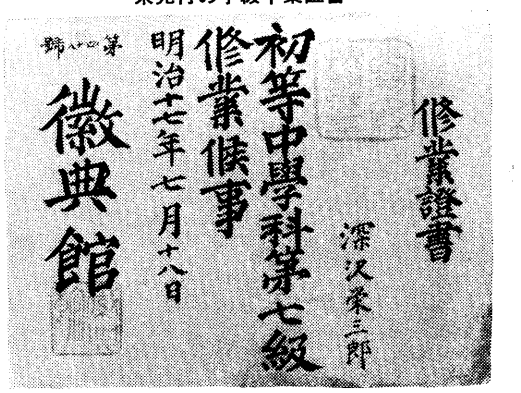

徽典館発行の学級修業証書

第八級　平仮名片仮名各十字
第七級　楷書三行十五字
第六級　同四行三十二字
第五級　同四十字以上
第四級　楷書片仮名交り七十字以上
第三級　行書仮名交り百字以上
第二級　同百五十字以上
第一級　同弐百字以上

試験には、第一に教師によって行われる内試があった。春秋二回の定期試験を除いて、毎月三十日を定例の日として行われた。これは「月次試験」又は「小試検」あるいは「内試」ともいわれている。

この試験は読書、諳誦、習字、算法それぞれの学習内容がいちおう区切りがついたところで行われ、その成績によって教室内の席順が定められた。

第二に年二回、春と秋に定期試験が行われた。これは毎級の六か月の修業期間の終わりに行われるもので、この成績によって生徒の個人個人の進級の可否が判定された。進級試験は県令、参事、掛官が臨席して行われ、合格したものには証書が与えられた。（市瀬学校明治八年の記録参照）一方この試験に落第したものは、さらに六か月同じことを履習しなければならなかった。

第三に大試験がある。この試験は、各等科の全級終了を審査する試験で、第一級終了者のみを対象として、第一級の定期試験にあわせて行うか、あるいは特に定める日に行った。

この試験に合格すると、下等終了者は上等へ進み、上等終了者は中学へと進む資格を得た。そこで「卒業試験」ともいわれた。

第四に臨時試験がある。これは他校よりの転入希望者、新規入学者等で一定以上の学力があると認められたものについて行われた。

各教科の出題は、各級別に規定された学習内容の中から問題が出されたのであるが、試験問題には基本的内容の理解度をためす問題が多く、学科に応じて素読、訳読、暗記、応用等の力をみた。及落の判定は階級試験（定期試験）の毎科の得点と、月例試験の毎科の得点とが、それぞれ毎科平均十分の五以上で、その合計得点が、十分の六以上のものを及第とし、毎科の得点が十分の八以上で、その合計点が十分の九以上のものを優等とした。したがって一科でも十分の五未満があれば落第とされた。

進級試験はいずれも何校かが合併し、県令（知事）参事、掛官が臨席して行われ、合格した者には証書が与えられた。この試験場に県令自身が出向くということは、教育が重要視されたこと、進級が非常に厳重であったことを物語っている。

また試験当日には、石盤、石筆、筆、硯、弁当などを持った児童が、担任教師に引率されて朝早くから試験場に集合して、一教室二、三十人を単位として入室して行った。七歳から十三歳までの児童たちが、なれない学校でいかめしい試験官と相対して、緊張して受験しているいたいけな姿が思い浮かぶ。

三　第一次小学校令時代

明治十九年、師範学校令、小学校令、中学校令等の各学校令により、諸学校は学校種別に制度化された。文部省はそれぞれの学校令に基づいて省令をもって学科課程の基準を定めた。小学校においては「小学校の学科及其程度」を定めた。世にこれを第一次小学校令時代という。これによると小学校を尋常・高等の二段階とし、修業年限は各四か年とした。就学義務の学齢は六歳から十四歳に至る八か年で、父母、後見人は尋常小学校四か年を修了するまでは児童を就学させる義務があるとした。小学校の一学級生徒数についても規程を設け、尋常小学校は八〇人以下、高等小学校は六〇人以下とした。この小学校令は全国の小学校教育を厳格に統轄することとなり、その後の小学校の基本構成を確立したものであって、教育令時代



明治33年国語教科書

とは確然と区別される差異を示すに至った。学科の編成は次のようであった。

尋常小学校　修身、読書、作文、習字、算術、体操

土地の状況により図画、体操を加えることができる。

高等小学校　修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操、裁縫（女児）

土地の状況により英語、農業、手工、商業を加えることができ、唱歌を欠くことができる。

この小学校令において特に注目すべきことの一つは、その第一条に小学校の目的が明示されるようになったことである。すなわち「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定めた。それまでの小学校は、普通の教育を児童に授ける所であるという程度の規定が、設けられていたに過ぎなかったが、この時から目的規定を明示するようになったのである。これはドイツの学校規定にならったものといわれる。なおこの目的規定はその後の小学校令改正の際にも改められることなく、昭和十六年の国民学校令の制定に至るまで存続している。したがって、この時から約五十年間にわたって、わが国の小学校の基本的性格を示す目的規定となったわけである。

十九年の小学校令（第一次）から四年を経たこの小学校令（第二次）に至って、近代初等教育機関としての小学校制度が、完成したと見ることができる。この小学校教則大綱（明二四・一一・一七）による教科目は次の様に定められた。

尋常小学校（四年制）修身、読書、作文、習字、算術、体操（土地ノ状況ニヨリ欠クコトモデキル）日本地理、日本歴史、図画、唱歌、手工ノ一科目モシクハ数科目ヲ加ヘルコトガデキル、女児ノタメ裁縫ヲ加ヘルコトガデキル。

高等小学校（四年制）修身、読書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外国地理、理科、図画、唱歌、体操、裁縫（女児）土地ノ状況ニヨリ外国地理、唱歌ハ一―二科目欠クコトガデキル。幾何ノ初歩、外国語、農業、商業、手工ノウチ一―数科目加ヘルコトガデキル。

（なお二十三年の小学校令では、従前は「学科」と呼んでいたものを「教科目」と称することとし、学科課程の全体を「教科」と呼ぶように改められている）

五　第三次小学校令時代

明治三十三年八月二十日小学校令は勅令をもって改定公布された。（第三次小学校令時代といわれる）

四　第二次小学校令時代

明治二十三年、小学校令は改めて公布され、十九年の小学校令は廃止された。世に第二次小学校令時代という。

制度上の変化として注目すべき点は、小学校簡易科を廃止し、小学校を尋常小学校、高等小学校の二種とし、義務教育である尋常小学校は修業年限を三年または四年とし、高等小学校は二年、三年または四年としたことである。さらに小学校に専修科、補習科を付設することができるとし、徒弟学校、実業補習学校を小学校の種類とした。このうち専修科は高等小学校に併置されるもので、農科、工科、商科のうち一科もしくは数科を置いて、実業的教養を与える課程とした。これは徒弟学校、実業補習学校とともに、産業の発展に伴って以後重要な意義をもつこととなったものである。

日清戦争後、明治三十年代初頭におけるわが国は明治維新以来目ざしていた近代国家体制の整備を如実に国民の目の前に示した。それによって国民の自覚も高まり、産業をはじめ社会の各方面にわたって、さらに新しい進展を見たのである。わが国の近代生活はその基本構造をその時期において明瞭にした。教育の分野においてもこのような社会的背景の中で、近代学校制度の整備というねらいをもって教育令改正となって現われたとみるべきであろう。

制度上の最も著しい改革は、尋常小学校の修業年限を四年として従来認められていた三年のものを廃止したことである。これは明治十九年の小学校令制定の際に、企図されていた方策が実現したもであって、簡易な初等教育をもって義務教育修了とみなすことは、これ以後においては全く許されなくなったのである。この改定小学校令では尋常小学校の年限を四年に統一しただけでなく、将来の義務教育年限延長に備えて、二年制の高等小学校をなるべく尋常小学校に併置することを奨励し、尋常小学校と高等小学校第一、二学年の学科課程の関連を図った。これによって近い将来に義務教育年限六年の制度を実現するための準備としたのである。

明治三十九年九月「小学校令施行規則」がはじめて制定された。これによると学科課程は次のように改定されている。

尋常小学校（四年制）修身、国語、算術、体操とし土地の状況により図画・唱歌・手工の一科目または数科目を加えることができる。女児のためには裁縫を加える

高等小学校（二～四年制）修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科・図画、唱歌、体操、女児の裁縫

△二年制　理科唱歌のうち一―二科目を欠き手工を加えることができる

△三年制　唱歌を欠き、農業、商業、手工のうち一―数科目を加えることができる

△四年制　英語を加えることができる

六　第四次小学校令時代（義務教育六年制の成立）

明治三十三年の小学校令以後懸案となっていた義務教育年限の延長は、四十年三月二十一日の小学校令の一部改正によって実現された。それは三十七、八年の日露戦争後の国民教育の整備拡充の政策と関連をもって実施されたのである。従前の尋常小学校の修業年限四か年を六カ年に改め、これを義務教育としたのである。この義務教育年限二か年の延長は、わが国初等教育史上画期的な改革であった。四十年三月二十五日文部省訓令では、この方策決定理由を次のように述べている。

「義務教育ノ年限即チ尋常小学校ノ修業年限ヲ六箇年ニ延長スルハ改正令ノ主眼トスル所ナリ蓋シ従来ノ修業年限ヲ以テ義務教育ノ本旨ヲ全ウスルコトハ頗ル困難ナルニ因リ明治三十三年現行小学校令制定ノ際既ニ其ノ年限ヲ延長スルノ必要ヲ認メタルモ当時四箇年ノ義務教育スラ尚未タ普及スルニ至ラサリシカ故ニ将来ニ之カ実行ヲ期スルコトトシ其ノ準備トシテ尋常小学校ニ修業年限二箇年ノ高等小学校ヲ併置スルコトヲ奨励スルニ止メ

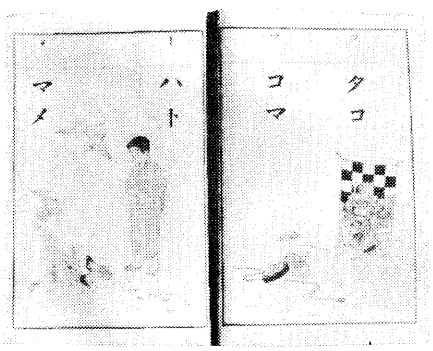

明治42年小学１年国語教科書

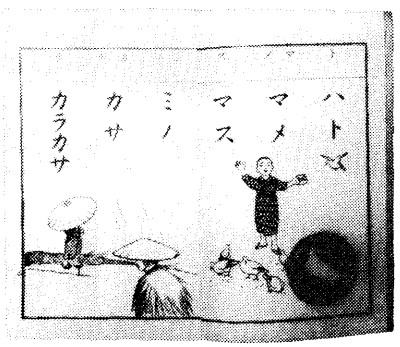

大正７年小学１年国語教科書

タリ爾来義務教育ハ著シク普及スルニ至レルノミナラス尋常小学校ニ高等小学校ヲ併置シタルモノ亦大ニ増加シ今ヤ改正ノ時機既ニ熟セルヲ認ムルト共ニ戦後益々国民ノ智徳ヲ上進スルノ必要アリ是レ義務教育ノ年限ヲ延長セラレタル所以ナリ固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト雖モ我国現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年以上ニ延長スルコトヲ許ササルヲ以テ暫ク之ニ満足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス」

かくして一年の準備期間をおき四十一年四月から実施された。

義務教育年限の延長に伴って小学校令が改正されたが、同時に高等小学校の修業年限を二年とした。これは従前の高等小学校の第一、第二学年が分離して尋常小学校に移されたためである。なおその際、高等小学校の修業年限を三年に延長できるものとした。これは中等学校に進学しない国民大衆のための教育の充実を、将来に期してなされたものである。

義務教育六年制が成立した。これが学校体系上の基礎段階となり国民共通の基礎課程となった。これによって、義務教育修了と中等学校への進学の線が一致するとともに、この基礎課程の上に中等教育さらに高等教育の諸学校が位置づけられ、学校体系が構成されることになったのである。その点で義務教育六年制の成立は重大な意味をもち、第二次世界大戦に至るまでわが国の学校体系の基本構成は、これによって決定されたと見ることができる。

学科課程全般にわたる改訂もなされ次のようになった。

尋常小学校（修業年限六年）修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科図画、唱歌、体操、裁縫（女児）土地の状況により手工を加えることができる。

改正の趣旨説明によれば「手工ハ従来教育上ノ効果顕著ニシテ将来ハ必設ノ科目ト為スノ期至ルヘキヲ以テ務メテ其加設ヲ奨励センコトヲ望ム」とあり、学科課程に対する重点の置き所の変わってきたことを表わしていると見られる。

高等小学校（修業年限二年）修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科図画、唱歌、体操、手工、農業、商業のうち一―数教科を加えることができる、土地の状況により英語を加えることができる。農業、商業、英語は随意科目。

この学科・教科目の変遷で注目すべきことは、読書・作文・習字が統一されて国語となり、教科目の数が次第に軽減されて児童の心身の発育に留意してきた点である。

七　第一次世界大戦後の教育方策と教育課程

第一次世界大戦後は、各国に新しい教育運動が起こって、教育制度の上にも今までに見られなかった改革の気運をつくり出した。わが国は戦争の中心にははいらなかったが、戦時中から戦後にかけて、各国との関連が深まり、さまざまな運動が潮流となってはいってきた。特に戦時中の経済上における利得、戦後に現われた恐慌、それらの中から教育についてもさまざまな要請が出されたが、これにこたえながら全体として教育拡充の時期にはいるようになった。

戦後における教育方策を立てるために、内閣に臨時教育会議が設けられ、教育問題全般に新たな検討が加えられ、それぞれの問題について答申がなされた。その答申によると、小学校に関して義務教育年限の延長は望ましいが、時期尚早（しょう）であるとし、高等小学校の教育をより実務的にして、かれを義務教育修了者が大量に進学する機関とした。事実これから後は六か年の義務教育だけで学校を終わるものは少なくなり、高等小学校二か年の学習を積むことはすべての青年に必須であると見られるようになり、昭和十一年にかけて高等小学校の生徒数は著しく増加した。これによって高等小学校は義務制を実施しないで、実質的に義務就学に近い進学者を迎えることになった。これは小学校教育の注目すべき拡充であった。

臨時教育会議は大正六年十一月一日、同年十二月六日、七年五月一日の三回にわたり、次の諸点について答申している。



明治33年小学修身教科書

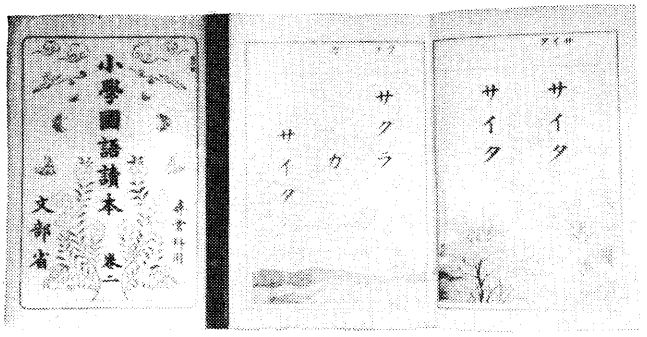

昭和８年小学１年国語教科書

第一回の答申は、市町村立小学校教員俸給は国庫および市町村の連帯支弁とすることを要望した。

第二回の答申は、①小学校教育の根本方針、②小学校教員の資格改善、③視学機関の完備、④補習教育の改善、⑤義務教育年限延長に関する方針等であった。

第三回答申は、①尋常小学校の学科課程、②高等小学校の教科目を地方の実情に適切ならしめること、③小学校の教科書は国定の方針によること、④小学校教育が中学校入学の準備教育に力を注ぐ弊風を改めること、⑤学校教育と家庭および社会との連絡、協力に関するもの等であり、以上の答申には小学校教育の改善に関して、必要と考えられるあらゆる内容が網羅されており、これらの方策に従って、大正末年にかけての初等教育改善の方策が決定されたのであった。

第二回答申の第一項は小学校教育の根本方針に関するものであって、①小学校教育においては国民道徳の徹底を期し、児童の道徳的信念を鞏固にし、ことに帝国臣民たるの根基を養うにいっそうの力を用うべきこと、②児童身体の健全な発達を図るため適切な方法を講ずること、③知識・技能の教授において児童の理解と応用を主とし、不必要な記憶によって心力を徒費する弊風を一掃すること、④諸般の施設及び教育の方法は画一の弊風を脱して、地方の実情に適切ならしむべきことの四つの方針を示している。前述のように、そのいずれもが当時の国民教育一般のすう勢を基礎として提出された方策であり、第一次世界大戦後における社会情勢に対して特別の意義をもつものであったといえよう。

八　小学校令施行規則の改正による改革の手なおし

大正八年三月、小学校令施行規則の改正があり、（尋常小学校の）理科を重視して科学教育を改善し、地理および日本歴史の時間を増加して、国民精神の涵養につとめることとした。大正十五年四月二十二日の小学校令施行規則の改正により、高等小学校の教科目別週間教授時数も改められた。

近年、国民の向学心の進歩に伴って、高等小学校に入学する者年々増加し、遂に五五％に達する情況となった。

こうした情勢に応じて高等小学校の教育をより実際的ならしめるため、教科目の吟味をなし、ここに在学する児童は、卒業後その多くが直ちに社会の実務に従事するものであるという見地から、改正が行われている。必修課目に図画、手工、実業を加え、女児に対しては裁縫のほかに家事を必修とすることに改められた。算術の中で数の代数的計算と幾何図形に関する知識を与え、珠算は必修となった。高等小学校を実務生活との関連に基づいて完成教育として考え、学校教育の基本段階の終結として、独特な体制のもとに改めようとしたのである。そのために従来の学級担任を主とした教員編成の基準を改めて学科担任を加味し、本科正教員の外に専科正教員を置くことをも認めている。

九　戦時期における教育の動向と教育改革の方策

昭和六年の満州事変以後、わが国の教育は戦争の影響を受けるようになってきていたが、十二年の日華事変を契機として、さらに著しい変化をするようになり、文教政策の上にも戦時下教育という考え方が強く示されるようになった。十六年十二月からの太平洋戦争は急速に戦時の教育体制をとることを要請したので、情勢は変わってきた。さらに十八年からは決戦体制をとることが必至であると見られたので、教育全般が非常時に備えるものとなり、戦争の激しさが本土の近くに迫るとともに、戦時教育令が公布され、学校の教育はほとんど停止されるという措置をとらなければならないまでになった。

十六年に至るまでの教育に大きな力となり、改善の中心になる考えを立てていたのは教育審議会である。これはその役割から見て第一次世界大戦後に設けられた臨時教育会議と類似した機能を有していた。教育審議会は十六年十月をもって審議を完了し、答申に基づく学制刷新の仕事は、十七年二月に設置された大東亜建設審議会に引継がれることになる。同審議会は十七年五月に「大東亜建設に処する文教政策」を発表した。そのうちの「皇国民の教育錬成方策」によると次のように述べられている。

皇国民の教育錬成方策については国体の本義に則り、教育に関する勅語を奉体し、大東亜建設の道義的使命を体得せしめ、大東亜における指導国民たるの資質を錬成するをもって根本義とし、これまでの教学刷新を中心とする文教政策は、総合的国土計画的な文教政策に切り替えられていくこととなった。

十　国民学校令の公布

昭和十六年三月一日、教育審議会の「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」の答申に基づいて小学校令を改正して「国民学校令」を公布し、同月十四日、小学校令施行規則を改正して、国民学校令施行規則を公布、同年四月一日より実施となった。

国民学校の目的は、国民学校令第一条の「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」とされている。

国民学校の教科の構成

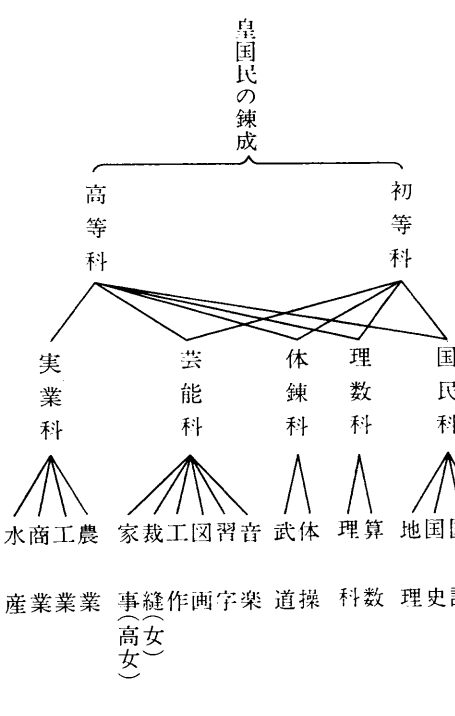

制度上の改革としては①義務教育年限が八年に延長されたこと（昭和十九年度より実施されることになっていたが、戦時非常措置により延期されたまま終戦となった）②国民学校の課程を初等科六年、高等科二年としたこと（初等科六か年修了者は中等学校に入学でき、中等学校第二学年修了により八年の義務教育修了とみなされた）③国民学校高等科第二学年を修了したもののために、修業年限一年の特修科を置くことができること、④就学義務の徹底を図ったこと、すなわち、保護者の貧困による児童就学義務の免除、または猶予の制度を廃する一面、心身異常児童のための特別の養護施設を講じ、また家庭で義務教育を行いうる旧制を廃したこと、⑤国民学校職員の組織、待遇を改善したこと、すなわち、新たに教頭と養護訓導を置きうることとなり、かつ、校長と教頭は、奏任待遇とすることができるようになったこと

である。

教育内容上の改革の要点をあげてみると、国民学校の本旨とする皇国の道にのっとる国民の基礎的錬成は、教科を通しての教育によって、行われるべきものとの建て前から、従来の小学校の教科を根本的に再編成することになったのである。そして、皇国民としての基礎的錬成の資質内容が次の五つに大別された。①国民精神を体認し、国体に対する確固たる信念を有し、皇国の使命に対する自覚を有していること、②透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献しうること、③濶達剛健な心身と献身奉公の実践力とを有していること、④高雅な情操と芸術的、技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を有すること、⑤産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛好し、職業報国の実践力を有していること。

このような資質を錬成するための教育内容の大分節が教科で、右の五資質のそれぞれに応じて、国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科（高等科）という五教科が分節して設定された。そして右の各教科の含む多種多様な内容を、その性質と目的とに応じて組織し、教科の部分目的を達成させようとする小分節が科目である。つまり科目は教科の有機的分節として観念されたのである。そしてすべての教科は「国民錬成の一途に帰せしめ」られたのである。

なお、国民学校の教育方法として刷新強化されたおもな点は次のようなものであった。

㈠　主知的教授を排し、心身一体として教育し、教授・訓練・養護の分離を避け、国民としての統一的人格の育成を期すること。

㈡　儀式・学校行事の教育的意義を重んじ、これを教科とあわせて一体とし、全校をあげて「国民錬成（錬磨育成の意）の道場」たらしめようとしたこと。

㈢　学校と家庭および社会との連絡を緊密にし、児童の教育を全うしようとしたこと。

けだし「錬成」「道場」「型」「行」「団体訓練」ということばは、国民学校の教育方法として最もしばしば用いられたものであり、「自由主義、個人主義」というようなことばは、非国民的用語として極端に排撃されたものである。

明治五年の学制以来七十有余年間、数次にわたって行われた教育改革は国民学校令、戦時非常措置法、戦時教育令等々によって大転換をなし、終戦によって破局的結末をみた。明治憲法、教育ニ関スル勅語・皇国史観等の国民学校の立論の根拠が否定された現在、そこでの教育は部分的補修によって回復されるべきものではなく、戦後の民主主義的教育改革の動向の中で全面否定の運命にあった。

十一　新日本建設の教育方針

昭和二十年八月十五日、敗戦を契機として、わが国の国政全般は連合軍最高司令部の占領のもとにおかれることとなった。したがって、戦後のわが国の教育もこの占領というきびしい条件のもと、敗戦の荒廃のなかで大きな改革を迫られることとなった。そのため、戦後の教育改革のなかには懲戒的色彩をもつ措置や、わが国の文化的風土に即し難いものがあったことは否定することはできないし、また、新教育の理念と制度の樹立は急にして、これを裏づける諸条件の整わないまま実施されたため、必要以上の困難と混乱を引き起こしたことも事実であった。しかし、戦後の教育改革は、これを近代教育史の発展の流れからみれば、必ずしもその方向の大筋を誤ったとみるべきではなく、むしろ近代教育発展を妨げていたわが国独特のいくつかの障害を取り除き、わが国の教育を正常な発展の路線においたものといえよう。

終戦後文部省がはじめて戦後教育の基本方針を発表したのは昭和二十年九月十五日に発表した「新日本建設の教育方針」である。これは占領教育政策の具体的な方針や指令が示される以前のもので、総司令部がなんら関与しなかった日本側の教育方針として注目すべきものである。

(1) 新教育の方針　新事態に即応する教育方針の確立について立案中であるが、今後の教育方針としては、国体の護持を基本とし、軍国的思想および施策を払しょくし、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教養の向上、科学的思考力のかん養、平和愛好の信念の養成などを教育の重点目標とする。

(2) 教育の体制　教育の戦時体制から平時体制への復帰、学校における軍事教育の全廃および戦争直結の研究所等を平和的なものに改変する。

(3) 教科書　教科書は新教育方針に即応して根本的に改訂されるが、さしあたり訂正削除すべき部分を指示する。

(4) 教職員に対する措置（教職員の再教育、略）

(5) 学徒に対する措置（転学、転科、学力補充、略）

(6) 科学教育（真理探究の科学教育、略）

(7) 社会教育（成人、勤労者、家庭教育の振興、略）

(8) 青少年団体（新たに郷土を中心とした自主団体を、略）

(9) 宗教（国際親善と世界平和を、略）

(10) 体育　戦争中の疲労を考慮して衛生養護に力点をおいて体位の回復向上につとめ、勤労と教育の調整に重点をおく食糧増産、戦災地復旧等の作業を実施し、明朗な運動競技を奨励し純正なスポーツを復活し、および運動競技による国際親善を図る。

(11) 文部省機構の改革（新事態に対処する機構を、略）

これは教育面での終戦処理と新教育推進を図った文部省の基本対策であった。以後の動向をみていく上で貴重なものである。

十二　日本国憲法・教育基本法・学校教育法の制定

戦後の民主的教育体制の確立および教育改革の実現にとって最も基本的な意義をもつものは「日本国憲法」の制定であり、これに続く「教育基本法」の制定である。さらに、新教育制度の骨組みとなり教育改革を具体化したものは昭和二十二年三月制定の「学校教育法」である。

二十二年四月から学校教育法は施行され、それに基づく新制の学校は、まず二十二年に小学校と中学校が、二十三年に高等学校、二十四年に大学が発足した。新学制の実施は米国教育使節団報告書の発表から約一年弱、教育刷新委員会の審議から三か月というきわめて短期間に準備を整えなければならないせっぱつまった大事業であった。

十三　昭和二十二年の学習指導要領

「学校教育法」第二十条には「小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い監督庁がこれを定める」とされ、また同法第百六条において、この監督庁は当分の間文部大臣とすることが規定された。これらの規定に基づく「学校教育法施行規則」においては、小学校の教科の基準を定めるとともに「小学校の教科課程、教科内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準による」こととされたのである。

かくて昭和二十二年春、前記の諸法令とほぼ時を同じくして、文部省の編集した学習指導要領一般編および各教科編が配布され、これが新しい教育課程の基準として重要な役割を果たすことになった。

小学校の教科の基準は、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育および自由研究と定められ、その時間配当の基準は学習指導要領によって、表1のように示された。教科の種類をみると、従来の修身（公民）、日本歴史、地理の三科目がなくなって、新しく社会、家庭、自由研究が教科として加えられた。

「社会科」の誕生はこの新教育課程の最も大きな特色を示すもので、その目標とするところは、児童が自分達の社会に正しく適応できるように、またその中で最も望ましい人間関係を実現していけるように、さらに自分たちの属する共同社会を進歩向上させ、社会的態度や社会的能力を養うことにあった。「家庭」は男子、女子ともにこれを課し、家族関係の理解、責任の自覚、家庭生活に必要な技術、態度、能力を与えようとするものであった。自由研究は、児童の自発的活動を促すために、教科外の活動とし

表1　小学校の教科とその時間配当の基準　（昭和22年4月）

教科＼学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210—245 (6—7)	210—280 (6—8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175—210 (5—6)	175—210 (5—6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140—175 (4—5)	140—175 (4—5)	140—175 (4—5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105—140 (3—4)	105—140 (3—4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70—105 (2—3)	70—105 (2—3)	70—105 (2—3)
図画工作	105(3)	105(3)	105(3)	70—105 (2—3)	70(2)	70(2)
家庭	—	—	—	—	105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究	—	—	—	70—140 (2—4)	70—140 (2—4)	70—140 (2—4)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	940—1,050 (28—30)	1,050—1,190 (30—34)	1,050—1,190 (30—34)

（注）1　1年間の総時間数である。
2　かっこ内は毎週平均時間数である。

て特設されたものである。

十四　昭和二十六年の全面改訂

昭和二十四年「文部省設置法」に基づいて教育課程審議会が設置された。この審議会の答申に基づき文部省は、昭和二十六年に学習指導要領一般編および各教科編の改訂版を編集刊行した。

改訂の主な内容は①家庭科の内容精選、②毛筆習字は国語学習の中に含むこと、③自由研究の発展的解消と教科外活動の新設、④教科配当時間を四つの経験領域毎の割合で示したことなどであった。

十五　昭和三十三年の全面改訂

昭和三十三年に至り、独立後初の教育課程全面改訂として十月に文部省告示をもって「小学校学習指導要領」を公示した。この改訂において特に考慮された点は次のようであった。①道徳教育を徹底すること、②基礎学力を充実すること、特に国語、算数に関する基礎学力の向上を主眼とし、それらの内容を充実し指導時数を増加した。③科学技術教育の向上を図ること、特に算数、理科の内容の充実を図った。④地理・歴史教育を改善充実すること。情操の陶冶、身体の健康、安全の指導をすること。⑤小中学校の教育内容についての一貫性をもたせるようにすること。⑥各教科の目標および内容を精選し、基本的な学習に重点を置くことであった。

十六　昭和四十三年の全面改訂

昭和四十三年四月一日実施の改訂学習指導要領は望ましい人間形成のうえから調和と統一のある教育課程の実現を図るという方針のもと、第三の教育改革といわれた。改訂は大要次のように行われた。

①教育課程の構成領域を従来の四領域から、各教科、道徳および特別活動の三領域によって編成するものとし、②授業時数については、各学校が地域や学校の実態に即して、三領域の授業時数を適切に定めうるようにする

ため、各教科と道徳について、学校教育法施行規則の別表で授業時数を標準として示した。③教育課程研究のため、文部大臣の定めた学校に特例を設けたことなどであった。

十七　昭和五十二年の全面改訂

教育課程に調和と、統一をと願いをこめた四十三年の改訂から十年。高校、大学への進学率の急上昇は激烈な進学競争熱となり、乱塾時代といわれる特異な社会現象を引き起こした。教育課程に盛られた内容は過密の度を深め、七五三教育とか見切り発車とか、落ちこぼれとか言う授業について行けない児童の問題が国民各層から指摘されるようになった。

文部省は昭和五十二年七月二十三日、省令をもって学校教育法施行規則の一部改正と、小・中学校の学習指導要領の全部を改正する告示を公示した。実施まで二年間を移行期間とし教育課程の整備を指示した。（小学校の完全実施は昭和五五年度、中学校は五六年度とされた）

改正にあたって三つの基本的なねらいが示された。①人間性豊かな児童生徒を育てること、②ゆとりのあるしかも充実した学校生活が送れるようにすること、③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに、児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすることである。

表2のように、教育内容の精選によって授業時数は約一割が削減され、教科内容は二―三割の削減がなされている。こうして生じた「ゆとり」の時間は各学校の裁量に任され、改正のねらいにそった実践がなされその成果が期待されているのが現状である。

新制中学校の教育課程

十八　昭和二十二年の学習指導要領

新制中学校の教科は、昭和二十二年「学校教育法施行規則」によって必

表2　小学校の各教科，道徳及び特別活動の年間標準授業時数

（昭和55年）

区分	各教科の授業時数								道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育			
第1学年	272	68	136	68	68	68	—	102	34	34	850
第2学年	280	70	175	70	70	70	—	105	35	35	910
第3学年	280	105	175	105	70	70	—	105	35	35	980
第4学年	280	105	175	105	70	70	—	105	35	70	1,015
第5学年	210	105	175	105	70	70	70	105	35	70	1,015
第6学年	210	105	175	105	70	70	70	105	35	70	1,015

（注）1　この表の授業時数は1単位時間を45分として表したものである。
2　特別活動の授業時数は，学級会活動及びクラブ活動の授業時数を示したものである。

表3　新制中学校の教科と時間数

（昭和22年）

教科＼学年		第7学年	第8学年	第9学年
必修科目	国語	175(5)	175(5)	175(5)
	習字	35(1)	35(1)	
	社会	175(5)	140(4)	140(4)
	国史		35(1)	70(2)
	数学	140(4)	140(4)	140(4)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	70(2)	70(2)	70(2)
	体育	105(3)	105(3)	105(3)
	職業	140(4)	140(4)	140(4)
	（農業，商業，水産，工業，家庭）			
	必修科目計	1,050(30)	1,050(30)	1,050(30)
選択科目	外国語	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)
	習字			35(1)
	職業	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)
	自由研究	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)
	選択科目計	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)	35～140 (1～4)
総計		1,050～1,190 (30～34)	1,050～1,190 (30～34)	1,050～1,190 (30～34)

（注）1　本表の学年は小学校からの通算である。
2　時間数は年間総時間数である。
3　かっこ内は1年間を35週とした場合の毎週平均時間数である。

表4　中学校の各教科，道徳及び特別活動の年間標準授業時数

（昭和56年4月）

区分	必修教科の授業時数								道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選択教科等にあてる授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭				
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第2学年	140	140	140	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第3学年	140	105	140	140	35	35	105	105	35	70	140	1,050

（注）1　この表の授業時数は，1単位時間を50分として表したものである。
2　特別活動の授業時数は，学級指導，クラブ活動及び学級会活動の授業時数を示したものである。
3　選択教科等にあてる授業時数のうち，外国語にあてる年間標準授業時数は各学年とも105とする。

修教科と選択教科とに分けられた。前者は国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育、職業を基準とし、後者は外国語、習字、職業および自由研究を基準とすることに定められた。さらに教科課程、教科内容およびその取り扱いについては、学習指導要領の基準によることと定められ、昭和二十二年三月にその一般編が、引き続き各教科編が発表された。

実施の結果、二十四年に至って、体育は保健衛生をも合わせて指導することとして、保健体育と改まり、自由研究も特別教育活動の時間を設けたことによって廃止された。

十九　昭和二十六年の全面改訂

昭和二十六年の学習指導要領改訂は、占領下の特殊事情のもとに行われたものであるが、道徳教育のための手引書要綱も発表されている。

独立後、まず小・中学校の社会科の改訂問題が起こり、三十年に道徳教育、地理、歴史教育の充実という観点からこれが改訂され、職業、家庭科についても三十一年に内容の再編成が行われている。

二十　昭和三十三年の全面改訂

その後、わが国の国情に即し、しかも将来国際社会の一員として発展していく基礎を固めるために、また産業、社会、文化の進展に応じて強まってきた科学技術教育重視の社会的要請、研究と経験に基づく学習指導要領自身の改善を求める諸要請等々を受けて、中学校学習指導要領は三十三年十月改訂された。改訂の要点としては小学校学習指導要領改訂と同様、①「道徳」の時間を特設して道徳教育の徹底を図ること、②基礎学力を充実すること、③科学技術教育の向上を図ること、④地理、歴史教育の改善、充実を図ることなどがあげられた。この後移行措置を経て三十七年度から全面実施された。

二十一　昭和四十四年の全面改訂

三十三年以後、科学技術の革新や経済の高度成長とともに国民の生活や文化水準も著しく向上した。一方、中学校教育自体も、高等学校進学者の急増に関連し、生徒の心身の不均衡な発達の傾向など解決を要する問題をもつようになった。このような事態に対処するためとして、文部省は四十四年四月に学習指導要領を改訂し、文部省告示をもって公示した。

改訂の要点として、①望ましい人間形成の上から調和と統一のある教育課程の編成を図ること、②指導内容を基本的事項に精選、集約すること。③生徒の能力、適性等に応ずる教育の徹底を図ること。④授業時数について弾力的な運用が図れるようにすること。この指導要領は必要な移行措置を経て四十七年度から全学年同時に全面実施された。

二十二　昭和五十二年の全面改訂

この改訂後、我が国の学校教育は急速な発展を遂げ、昭和四十八年には高等学校への進学率が九〇%を超えるに至り、このような現状にどのように対応するか、また、学校教育の現状からみて真の意味における知育を充実し、児童生徒の知、徳、体の調和のとれた発達をどのように図っていくかの問題があった。

そこで、昭和四十八年に文部大臣から教育課程審議会に「小学校・中学校及び高等学校の教育課程改善について」諮問があり、昭和五十一年に同審議会から答申が行われた。これを受けて、文部省では学校教育法施行規則の一部改正と小・中学校の学習指導要領の改訂が行われた。

この改訂の基本方針は次のとおりである。

①道徳教育や体育を一層重視し、知徳体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を図ること。②各教科の基礎的、基本的事項を確実に身につけられるように教育内容を精選し、創造的な能力の育成を図ること。③ゆとりのある充実した学校生活を実現するために、各教科の標準授業時数を削減し、地域や学校の実態に即して授業時数の運用に創意工夫を加えることができるようにすること。④学習指導要領に定める各教科等の目標、内容を中核的事項にとどめ、教師の自発的な創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようにすることとされている。移行措置期間をおいて昭和五十六年度から全面実施されることになっている。

第三節　町内小中学校の沿革

本町内の各学校には、その学校の歴史を記録して保存されている沿革誌がある。

明治五年の学制頒布から百余年間、書き続けられた沿革誌は量にして莫大、内容においてまさに生ける教育の現代史そのものである。残念ながらページ数の限定されている本誌教育編に、全容を収録することは望むべくもないが、各校の沿革誌と、保存されている関係資料の一部を掲載し、沿革に触れることにする。

現在の「区」にあたる行政単位が「村」であった明治初期の頃。寺子屋ないしは塾が、学制によって学校に改革された当時の資料は誠に貴重なものであるが、散逸、流失、焼失の憂き目に合ったものが多く、また現存しているにしても入手の術がないために、忠実に歴史をたどることを困難にしているものが多いのは残念である。

特に学制初期の頃、経済基盤の脆弱な小村が、挙げて校舎建築を急ぎ、維新の大業によって受けるべき恵沢を、自らの手中に収めんとして腐心しながらも、賦課金の割賦方式で分離し、統合したりした状況には強い関心をひかれながらも、資料不足のためにほとんど本編からは外さなければならなかった。

また明治初期、漢語調の格調高い沿革誌の文章には、当時の文化の底流をかいまみる思いにさせられる。と同時に日清・日露の両戦役を経て、次第に世界の列強に伍してきた経過は沿革誌の紙面からも鮮明に読みとれる。とりわけ天皇家のご不例に対処した国民的な悲嘆傷心の姿や、同盟国であった英国王室への信義など、生々しく記事は訴えている。教育を勅令支配のもとで発展させた太平洋戦争前の記事は、軍国主義とは気付かずにその姿を克明に伝えている。しかし太平洋戦争中の記録は、なぜか簡明にすぎてそのことに触れられるのを拒んでいるかのようであり、そのことがかえって戦中教育の何であったかを無言のうちに物語っているようにもとれるのである。

さて、本町内現存の四小学校、三中学校の沿革は不十分ながらたどれたが、既に廃校になった各校の資料は入手し難いものが多い。そのため統廃合の記録は本校の記録にゆだねたが、その開校当時の状況は伝えることが不可能であった。わずかに「道学校」「市瀬学校」の記録を不十分ながら掲載してあるが、他日識者の手によって残余の分について発掘されることを望んで止まない。

また各校毎にすべての資料を掲載すると、徒らに重複をまねくので、沿革以外の資料については入手できたものに限り、その学校と関連づけて末尾に資料として載せることにした。大同小異のものは推測の労をわずらわし、それぞれに補強していただきたい。

一　各小学校の沿革

(1)下部小学校

①下部小学校校歌

作詩　向井　房恵
作曲　坂口　五郎

一、夢の国かと思うほど
　きれいな山にいだかれて
　私たちのまなびやは
　りりしく立つよこの丘に

二、とじろの流れ常葉川
　幾千年もかわりなく

私たちのまもりとも
清く正しくなごやかに

三、下部湯けむり白い雲
若い瞳はかがやいて
いまに大きくのびていく
楽しゆかしい我が母校

（旧）富里小学校校歌

一、仰げ高層常葉山
栃代の峯ともろともに
雲間泰然そびゆなり
俯せよ清冽栃代川
日向川原と並列し
校を擁して流るなり

二、神霊山に集まりて
精気はここに充満し
自然湧出川をなす
その水上を尋ぬれば
或は淀みて渕をなし
或は激して玉と散る

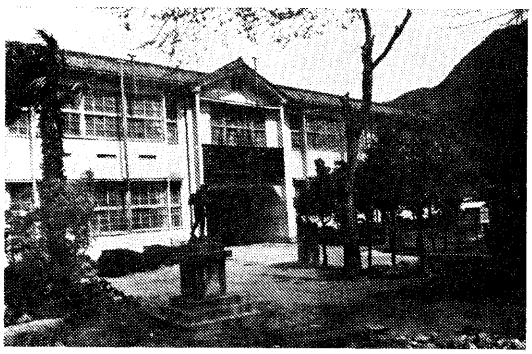

下部小学校正門

三、清くゆかしきこの自然
月日と共に我が村の
人の気質を生みにける
あゝ高潔のこの精気
是れ我が村の誇にて
又我が村の訓なり

② 沿革

明治七年五月十六日　常葉学校、高島学校設置される
〃　五月十七日　市瀬学校および北川学校設置される
〃　十二月二十四日　一色学校設置される。所属は五校とも第一大学区第四番中学区八代郡一五区
明治八年七月　清沢村・大炊平村・杉山村・北川村　市瀬村　岩欠村　常葉村　上之平村　波高島村　桃ケ窪村　下部村　湯之奥村の一二ケ村合併して富里村と称す
明治十七年五月五日　西八代郡富里村第一九学区常葉学校は、中等小学として認可される。
明治十九年四月　常葉、瀬川、高島の三学校を合併して富里学校と改称し、長塩、杉山、下部、高島の四支校を置く。
明治二十年　富里学校を富里尋常小学校と改称し、四支校を夫々分教場と改称する。
明治二十六年五月二十三日　本校に高等科を併置し、校名を富里尋常高等小学校と改称す。
明治四十年三月三十日「本校ハ元劇場ト、一ツノ新校舎ト神社拝殿、役場ノ楼上等ヲ仮用シ来タリ不完全極マリシガ、本日ノ通常村会デ新築スルコトニ決定セリ。」の村会の決定を見る。

明治四十年四月　尋常科に唱歌、図画、裁縫を、高等科に農業の教科目を加える。
明治四十一年四月一日　尋常科四学年制を六学年制に、高等科四学年制を二学年制に改める。
〃　四月三日　本校新築校舎竣工し、盛大なる落成式を挙行す。以来此の日を学校創立記念日と定む。高島分教場に五、六学年を設置する。
明治四十三年四月一日　高島分教場の五、六学年を廃止する。
大正三年四月　杉山分教場五〇坪、北川分教場八〇坪を拡張す。高島分教場に五、六学年を復置す。
大正十年四月一日　高島分教場五、六年、北川分教場四年以上本校に通学となる。
大正十一年八月三十一日　北川分教場校地拡張（土地は有志の寄附）校舎改築工事竣工し、落成式挙行す。
大正十二年九月一日　午前十一時五十八分、数十年来の稀有の大地震あるも被害なし。
昭和四年七月三日　校舎増築工事落成
昭和八年四月十三日　富里村教育後援会を設立
〃　五月二十七日　赤十字少年団を設立す
〃　十一月三日　創立六〇周年記念として校旗、徽章を制定す
昭和十六年四月一日　国民学校制実施により、校名を富里国民学校と改称する。
〃　四月二十一日　大子山五段歩開墾
〃　四月二十九日　富里村青少年団結成式挙行
〃　十一月二十七日　西八代郡教育会主催国民学校経営研究発表会開催
昭和十七年四月一日　青年学校独立
〃　四月二十九日　楠公父子石像除幕式（寄附者小林行義）
〃　七月二十日　増築校舎落成式　二階建四教室
〃　十一月二十六日　西八代郡富里国民学校　其校ニ於ケル教育研究ノ成績見ルベキモノアリ、仍テ助成金参拾円ヲ交付ス　山梨県知事
〃　十二月二十六日　電話開通　富里局十番（遠藤充朗寄附）
昭和十九年八月二十九日　東京四ツ谷第三国民学校集団疎開学童を受け入れる。
昭和二十年四月二十六日　大子山七反歩開墾、この日より高等科は普通授業を廃し専ら増産に当たる。
〃　五月十五日　高等科二年女子四七名は田中計器下部工場に出動
〃　五月十七日　高等科二年男子三〇名は富士工業に出動
〃　六月二十二日　富里国民学校学徒隊結成式挙行
〃　十二月八日　楠公父子像撤去
昭和二十二年三月六日　西八代郡下に公民科公開授業実施
〃　四月一日　学校機構改革により富里小学校と改称する。
〃　九月一日　富里小中学校父母と教師の会設立する。
昭和二十五年六月三十日　運動場周囲金網工事完成（予算一一万円）
〃　十二月三十日　給食調理場新築完成（予算一六万円）
昭和二十六年五月三十一日　旧校舎の紙張障子を改造して全校舎ガラス障子となる
〃　九月二日　視聴覚教育の重要性にかんがみ、実験学校指定を機に本校及び分校に放送施設完成
〃　十二月八日　山梨県教育委員会より昭和二十六年度の実験学校の指定を受け（三月三十一日）算数部誤算の型、社会科カリキュラムの改訂に関する公開研究会を開く。
昭和二十七年二月六日　分校経営の在り方について高島分校公開研究会（実験学校）
〃　四月一日　富里村小中学校父母と教師の会を富里村小中学校PTAと改称する。
昭和二十九年四月十五日　二宮尊徳像の寄贈あり（北条慶一）

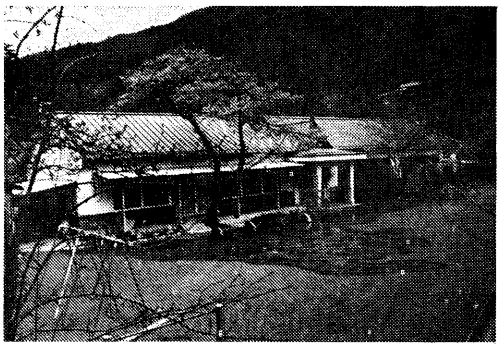

湯町分校

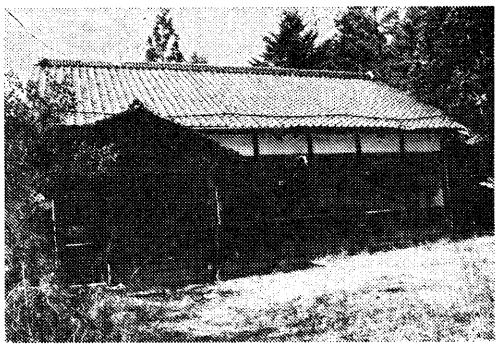

杉山分校

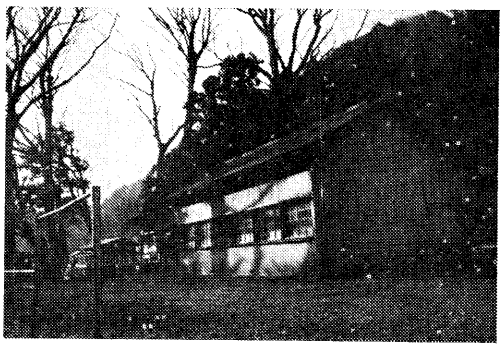

長塩分校

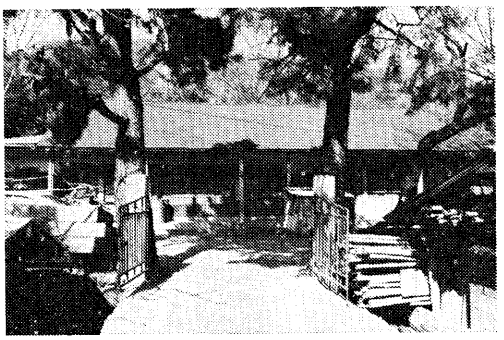

旧波高島分校

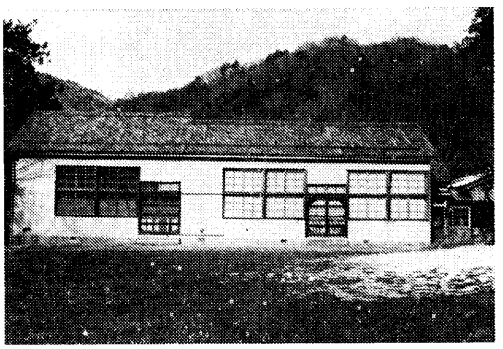

一色分校

職員児童で据付工事完了、本日除幕式

昭和三十年一月一日　町制施行に伴い校名を「下部小学校」と改称する。

〃　十月五日　第四回全国へき地教育研究大会第九分会場を北川分校にて開催

昭和三十一年四月三日　高島分校校舎新築工事落成、使用開始

〃　五月十七日　下部小学校PTAを学校毎に分離し下部小学校PTA発足

〃　九月二十五日　北側校舎の西半分は校庭南側に移転を完了使用開始

〃　十一月二十九日　新築校舎竣工。北側校舎の東半分の移転工事完了。新しい学園の環境は一応形を整える。

昭和三十二年三月七日　文部省、県教育委員会より委嘱の社会科の教育課程の発表会及び授業研究会を高島分校において開催。

〃　三月十六日　校歌制定披露会、作詞向井房恵　作曲坂口五郎

〃　十一月十七・十八日　第七次教育研究山梨県集会が下部小中学校を会場に開催され県下より千数百名の教職員および父母が参加する。参加者民家に宿泊。

昭和三十三年七月一日　共和小学校一色部落児童本校に転入学（四・一）共和小学校一色分校は下部小学校一色分校となる。

〃　十一月十五日　健康優良校として朝日新聞社・山梨県教育委員会より表彰される。

昭和三十四年三月五日　給食調理室工事完了

〃　三月十日　完全給食実施。但し当分の間六年のみ他はミルク給食を実施する。
〃　五月六日　促進学級開設
昭和三十五年十一月十五日　女子の制服を制定。鼓笛隊発足
昭和三十七年四月一日　北川分校は長塩分校と改称
〃　十二月七日　県保健大会に於て健康優良校として手塚富三賞を受ける
昭和三十八年二月二十三日　「思考力を高める社会科の授業研究」をテーマとして実験学校公開研究発表会開催。
昭和三十八年六月一日　五分校にミルク給食を開始
〃　六月十日　長塩分校にて県小さい学校研究会主催の複式授業研究会公開。シンクロファックス使用の授業をなす。
〃　十一月三十日　実験学校公開発表会開催
昭和三十九年四月一日　湯町、一色両分校児童、本校へ試験登校となる。
〃　十二月十一日　増築校舎竣工式
昭和四十年十月三日　永年続いてきた小中学校合同運動会は本年より小中校単独で実施することになり初めての小学校のみの運動会を実施。
昭和四十一年四月一日　湯町・高島両分校は本校に統合
昭和四十二年三月二十五日　全教室にテレビジョン設置
〃　四月一日　長塩・杉山分校三・四年本校に統合する。
〃　七月二十日　小中共用プール工事完了、使用開始
昭和四十三年三月一日　創立六十周年記念音楽会・同記念式挙行
昭和四十四年十一月一日　宿日直を廃止し学校無人化となる。
昭和四十六年三月三十一日　杉山分校休校し五分校すべて休廃校となる。
昭和四十七年十二月四日　全校石油ストーブ設置
昭和四十九年九月一日　給食費の徴収方法を改善し、農協口座への振込みとする。
昭和五十一年七月十七～十九日　下部管内四小学校合同臨海学校第一回目を実施
昭和五十三年七月十八日　大腿四頭筋拘縮症父母との懇談会を開催。

③市瀬学校沿革誌（明治七年―明治十七年）

抑ミ本県学制頒布ハ明治六年六月ニアリ、然リト雖本村ノ如キハ未タ其域ニ至ラズ　故ニ明治七年五月十七日及ビテ漸ク創設ノ式ヲ行フ。此ノ日ヤ学務官綿引泰殿臨マレ号ヲ「市瀬」ト定メ、静岡県平民武田昇三ヲ訓導試補ニ命ジ、仮ニ妙円寺ノ堂宇ヲ以テ教場トシ、始メテ教則ヲ履行スルニ至ル。当時ノ事務担当ハ村吏桜田正容、小林兵造等ノ兼ヌル所トナリ、而シテ本校所属村内互ニ隔絶シ、通学不便ヲ以テ属村字杉山ニ分校ヲ設ケ、本県平民深沢日竜ナル者ヲ補助トナシ該校ヲ負担セシム。学資募集ノ方法ハ毎戸賦課ス。其金員六拾円ナリ。

明治七年九月、変則学課ニ定マル。学齢人員ハ一〇九名（男五六、女五三名）就学生徒六三名（内男六〇名、女三名）昇校生徒平均二五名四分三厘。優等ナルモノ二名ナリ。

明治八年一月、教則改正ス

〃年四月一二日　本県権令藤村紫朗殿及学務官数名切石学校ニ臨マレ昇級試験ヲ施行スルニ当タリ、本校生徒ヲ其ノ一ニ列シ始メテ下等小学第八級ニ昇ル、因茲大イニ村民ノ気勢ヲ培シ子弟ノ教育ヲ怠ラザルニ至ル。

〃年八月、武田省三病気ニテ職ヲ辞シ、静岡県平民内藤泰恵之ニ代リ専ラ教授ヲ負担ス。

〃年十一月、世話掛五名ヲ置ク、該任ニ当タル者ハ小林治郎兵衛、小林定右衛門、桜田甲兵衛、渡辺市郎左エ門、桜田市郎左エ門等ナリ。

〃年十二月十七日、学務官赤星朝隆殿田原小学校ニ臨ミテ昇級試験ヲ施行ス依テ本校生徒モ亦是ノ試ニ与ル、但シ優等ナルモノハ二名ナリ。

学齢人員一〇三名（内男五五名、女四八名）就学生員五三名（内男四七名、女六名）昇校生徒平均一五人九分、本年昇級スル者三六名（内八級二四名、七級一二名）学資募集ノ方法ハ前年通リ。

〃九年一月、訓導ノ等級ヲ十等ニ、訓導補助ヲ五等ニ分ツ、深沢日竜三等訓導補助トナル。

〃六月九日、学務官綿引泰殿車田学校ニ臨ミ各校生徒ヲ合シ昇級試験ヲ施行セラル、本校生徒モ亦々之ニ加ヘラレル。

〃六月、内藤泰恵本校ヲ辞ス、因リテ武田応輔ヲ雇ヒ教養ヲ負担セシム。此ノ月教則ヲ改正ス。八月ニ至リ和算教授ヲ加ヘラル、此ノ月三等訓導補助深沢日竜三等授業生トナル。

〃十二月、事務掛リニ給料ヲ附セシム、此ノ月小学校事務ハ本県師範学校管理スル処トナル。

該年学齢人員一一一名（内男五七名、女五四名）就学生徒五五名（内男五三、女二名）昇校生徒平均一七人六分四厘、昇級スルモノ二一名（内八級三名、七級一二名、六級六名）優等者三名、学資金ハ前年ニ同ジ。

〃十年一月十五日、小学校教授法ヲ一定センガタメ日数五週間を期シ師範学校ニ於テ各校教員及授業生ヲ招集シ伝習ノ旨達セラル。

〃一月二十七日、各小学校分校ヲ廃セラル、尤都合ニヨリ出張所ヲ置ク。同二月二十七日、学務官鈴木揚芳君田原学校ニ於テ昇級試験ヲ施行ス、亦々幸ニ本校生徒モ其数ニ加ヘラレル。

〃三月二十一日、就学牌条例頒布アリ

〃四月二日、学籍編成

〃五月、事務掛リヲ止メ幹事一員ヲ置ク。

〃六月五日、学務官鈴木氏、南里氏両君臨校セラル。

〃七月五日、小学授業生適宜ニ雇入シ其姓名及等級届出ベキ旨達シアリ、同月教務監督遠藤宗義君巡校ス。

〃十月十六日、学区総理矢崎圭造君巡校、暴風雨後ノ被害状況取調ベノ為

〃十二月、訓導及訓導補ノ名称ヲ教授、訓導、準訓導の三ツニ革メ十等に分ツ。

本年学齢人員一一四名（内男六五名、女四九名）就学生徒五六名（内男五二名、女四名）昇校平均一九人八分三厘、本年中昇級生員四〇名、八級八名、七級九名、六級九名、五級八名、四級六名ナリ。優等者二名。学資金ハ毎戸ニ賦課、金額九円四九銭五厘ナリ。

〃十一年四月十八日、学務官鈴木揚芳他監督二名常葉学校ニ臨マレ昇級試験ヲ行フニ当タリ本校生徒モ此ノ試ニ与ル。此月武田応輔職ヲ辞ス。同月本県師範学校卒業生本県平民篠原高惟本校外三校ノ教頭ニ命セラル。

〃九月、小学教則、生徒階級改正ス。

〃十一月二十三日、学務掛、教務監督、学区総理ノ三氏常葉学校ニ臨ミ昇級試験ヲ行フニ当タリ本校生徒モ其数ニ加ヘラル。

本年学齢人員一〇六名、内男五五名、女五一名、就学生徒四八名、内男四四名、女四名、昇校生徒平均十六人三分五厘、昇級者十八名、内六級四名、四級五名、十級三名、九級二名、八級一名、五級三名、優等者三名ナリ。学資募集金員前年ノ通リ。

〃十二年五月二十五日、学務官、教務監督、学区取締三氏常葉学校ニ臨ミテ昇級試験、本校生徒モ是ノ試験ニ与リ昇級者二〇名。内十級八名、九級四名、八級二名、七級一名、五級四名、三級一名賞を得タル者九名、最優等者一名ナリ。

以上登記スル所ハ明治六年六月ヨリ同十二年七月ニ至ル本校沿革概略如斯

校舎位置坪数

本　校　市瀬組妙円寺内　地坪二七坪　建坪二〇坪
出張所　杉山組有明寺内　地坪二四坪　建坪一八坪
其距離　一里五六間

臨校距離

常葉学校江拾五町　北川学校江五町　三沢学校江一里二町

右取調候処相違無之候也

明治十二年七月　　西八代郡市瀬学校
　　八等準訓導　棚田美章
　　幹事　渡辺源左エ門

山梨師範学校

児童数の推移

（下部小学校）

年度	尋常（初等）科			高等科			年度	尋常（初等）科		
	男	女	計	男	女	計		男	女	計
	人	人	人	人	人	人		人	人	人
大正12年	262	309	571	72	34	106	昭和27年	424	427	851
13	283	319	602	68	46	114	28	416	405	821
14	300	321	621	61	37	98	29	425	409	834
昭和元	331	316	647	70	35	105	30	436	429	875
2	339	334	673	74	33	107	31	431	446	877
3	342	321	663	73	33	106	32	431	470	901
4	351	319	670	69	39	108	33	—	—	—
5	356	334	690	82	48	130	34	530	528	1,058
6	358	340	698	99	48	147	35	518	522	1,040
7	330	346	676	85	50	135	36	483	493	976
8	319	364	683	79	41	120	37	473	469	942
9	343	370	713	93	42	135	38	449	424	872
10	372	385	757	88	52	140	39	414	391	805
11	391	357	748	79	73	152	40	394	375	769
12	387	366	753	86	77	163	41	367	341	708
13	420	375	795	78	70	148	42	362	312	674
14	443	354	797	82	74	156	43	335	278	613
15	407	348	755	115	73	188	44	316	258	574
16	410	319	729	113	68	181	45	273	234	507
17	407	342	749	105	68	173	46	244	227	471
18	405	338	743	106	75	181	47	219	219	438
19	410	363	773	114	96	210	48	190	210	400
20	505	478	983	—	—	—	49	184	200	384
21	494	447	941	104	83	187	50	178	190	368
22	—	—	913				51	184	168	352
23	457	455	912				52	177	155	332
24	463	496	959				53	175	139	314
25	465	472	937				54	172	129	301
26	455	447	902				55	154	132	286

御中

市瀬学校の沿革は明治七年から同十二年七月までの六年間の記録しか現存していない。

この沿革誌の中で特に目につくのは生徒の昇級試験の記録である。学齢人員の五割程度の就学率の中で、昇級者は更にその五割を割っていることも注目すべきことであろう。

④　児童数の推移（別表）

⑤　歴代校長

1	石井勘吾	明二七・四―三〇・三
2	佐々木久吉	〃三〇・四―三二・三
3	浅川與三郎	〃三二・四―三三・三
4	馬場正臣	〃三三・四―三九・一二
5	稲垣　要	〃三九・一二―大二・一
6	黒田重作	大二・一―六・八
7	小尾義信	〃六・八―一三・四
8	依田貴敬	〃一三―四―昭六・三
9	望月久三	昭六・四―一六・三
10	松田　寛	〃一六・四―一八・三
11	渡辺武三	〃一八・四―二一・三
12	長沢　誠	〃二一・四―二二・三
13	矢崎勝平	〃二二・四―二四・三
14	小林久直	〃二四・四―三三・六
15	日向　勇	〃三三・六・四〇・三
16	井上　審	〃四〇・四―四二・三
17	深沢幸雄	〃四二・四―四四・三
18	伊藤　要	〃四四・四―五一・三
19	松井美次	〃五一・四―五三・三
20	小林庸男	〃五三・四―現在

(2)久那土小学校

久那土小学校校歌

作詞　向井　房恵
作曲　坂口　五郎

一、うち見れば　富士の神山
そびゆるところ
山峡の南にありて
その名ゆかしき　わが里久那土

二、朝夕に流れつきせぬ
三沢の川辺
さながらに幾世伝えて
わが学び舎は　尊くたてり

三、いざ友よ　(旧勅かしこみ)進む文化に
知徳をみがき
心をも身をもきたえて
その山川と御祖(みおや)に応えん

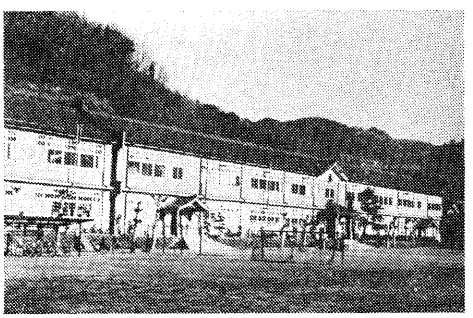

久那土小学校

②　沿革

明治六年十二月六日　所属の樋田・車田・切房木・道・水船の五か村にて「車田学校」を創立し、車田村にあった劇場を修繕改良して校舎に充て、本県学務課長綿引泰の臨席を得て開校の式典を挙げる。

〃　十二月二十日　所属の三沢村にて「三沢学校」を創立し、同村朝縁坊を仮教場とし、本県学務課長綿引泰臨席して開校の式典を挙げる。その後同村の劇場を改良修理して校舎に充てる。

明治七年八月八日　車田校所属の内、道、水船の二カ村は生徒通学の便利を図り、分離して芝草と共同して「道学校」を創立し、同村慈観寺を仮教場とし、本県学務課員三谷恒氏臨席して開校式を挙行。

〃　十月十五日　大磯小磯村に道学校出張所を置く。その後風災のため道学校教場を道村常楽院及び清久寺に移転する。

明治十八年十月十五日　道学校校舎を道村字清水に新築し、開校式を挙行

明治二十年一月　県令第四号を以て小学校設置区域及び位置を定められ、三沢・岩下・車田・道と各一校毎の名称なりしを合併して、三沢・道の二尋常小学校とし、岩下を三沢学校の分校とし車田を同校の出張所となし、磯を道学校の分校とす。その後磯分校は独立して磯簡易小学校となる。

明治二十二年五月　西八代郡立高等小学校分教場を三沢尋常小学校内に置き、高等小学科二学年までを教授す。

〃　六月　県令第四一号を以て町村制施行に際し所属の岩下を除き、三沢・樋田・車田・切房木・道・水船・芝草の七か村を合同して久那土村と改称される。県令第四九号を以て小学校設置区域及び位置を改正せられ、これまでの二校を合して車田に置き、久那土尋常小学校と称す。しかしながら通学の便をはかり三沢・道に出張所を置く。但し高等分教場は引き続き本校内におく。

明治二十三年十一月一日　久那土尋常小学校へ勅語謄本及び文部大臣訓示が下賜される。

明治二十五年四月　郡達第一六号を以て校歌、位置が改定せられ、三沢・車田・道の三尋常小学校を設置する。従って久那土尋常小学校及び同校内に併置されていた西八代郡立高等小学校分教場を廃止する。三沢・車田は修業年限を四か年、道は三か年の尋常小学科及び修業年限三か年の補習科を許可される。

三校合併後の記事

明治三十二年二月九日　郡達第六号をもって校歌・位置を改定せられ、これまで三カ所に有りたる尋常小学校を廃し、更に一カ所の尋常小学校を大字三沢区字大草に設置することになる。

〃　三月二十八日　本県指令乙第一三五号をもって、高等小学校設置並びにその教科を尋常小学校に併置の件許可される。従って校名を「久那土尋常高等小学校」と改称し、四月一日より開校することを決す。

〃　四月二十日　郡達第三〇号をもって道分教場設置の件が許可される。

〃　七月七日　本県指令乙第四七七号をもって、尋常科教科目に唱歌加設の件が許可される。

〃　七月十一日　これまで尋常科は旧三沢校舎に、高等科は旧車田校舎を教場に充用してきたが、旧教舎取壊しに付き新校舎工事中尋常科は車田組「法円寺」を、高等科は三沢組「長松院」を仮用する。

〃　十一月二十三日　新嘗祭の佳き日、本校舎・役場及び橋梁共新築工事は竣工を告げ、県知事代理県視学手塚語重を始め村民来賓多数参列して盛大なる開校式を挙行する。工事費は学校、役場、橋梁工事費総額三、七六七円五〇銭であった。

明治三十四年九月二十六日　本県指令第六三七号をもって、尋常科教科目中へ裁縫科加設の件認可される。

明治三十七年四月五日　久那土尋常高等小学校基本財産増殖のため、学校植林事業を企てるために学校苗圃を作り、杉苗六六六本を栽植する。

明治三十九年九月五日　他村より高等科へ入学せる児童の授業料の制限外徴収（一か月四五銭）の件、文部大臣より認可される。

明治四十年十月二十八日　山梨県より農業補習学校設立の件認可される。

〃　十二月九日　農業補習学校開校式挙行

明治四十一年五月十七日　明治四十一年度より義務教育年限が六か年に延

長したため、増築を決め一月十三日より工を起した増築工事竣工し落成式挙行。「増築校舎は奥行五間、間口一四間ノ木造二階建瓦葺ニシテ、工費一、五〇〇円ヲ要セリ」

明治四十四年四月十七日　山梨県教育会付属小学校教員養成所が本校内に置かれることになり開所式を挙行する。入学生徒は男五〇名、女二〇名、別に聴講生一三名。

〃　五月一日　高等科第三学年を開設し、生徒男九、女一名入学する。

大正三年一月二十七日　高等科第三学年を廃止し、二か年程度の高等補習科設置の件認可される。

〃　四月十二日　生徒用帽章を制定する。（桜花の中に岐の字を配す）

大正四年四月十三日　御大典記念事業として花柄沢に造林地を設け、松苗一、二〇〇本を栽植する。

大正十二年四月十三日　運動場外周柵の工事竣工し、杉苗四五〇本を周囲に栽植する。

大正十三年三月二十七日　本県知事梅谷光貞本村視察の途時、当校の運動場を始め種々視察する。

大正十四年二月二十七日　山梨県師範学校教員佐々木久吉、第一部生徒二三名を引率し本校の授業を参観。

〃　七月二十二日　本村青年団主催のラジオ公開が本校校庭において開催される。

〃　十一月二十七日　本校学校記念日の式後峡南簡易野球大会を本校の主催により実施。

昭和二年三月十七日　米国世界児童親善会より平和の使者として、人形の寄贈あり、長田校長受領のため甲府市に出張す。

〃　三月二十八日　右返礼として本校児童の自作の礼状一六通を謄写版にて印刷製本し、各一冊宛一八人分を米国ニューヨーク市宛発送する。

〃　八月　夏季休業中約七五〇円を投じガラス障子に改造し、校舎全体に一大修繕を加える。

昭和三年六月四日　第一回ムシ歯予防デー行事実施。

〃　十月五日　少年乃木団組織を変更し部落との関係を密接にする。

昭和四年五月十七日　本校少年乃木団団旗樹立式を挙行する。

昭和五年九月十三日　少年消防隊新設

昭和八年十一月二十三日　学校創立三五周年記念として、校旗樹立、校歌制定式を挙行する。

昭和十一年七月二十日　新築校舎落成式挙行

昭和十四年九月十一日　「青少年学徒ニ賜リタル勅語」の謄本伝達される。

昭和十六年八月二十二日　遺家族宅へ五日間の勤労奉仕作業

昭和十七年三月三日　満蒙開拓青少年義勇軍壮行式本校より三名

〃　四月八日　暁天動員実施

昭和十八年一月十八日　戦時金属類供出の令により本校道徳教育の象徴であった「二宮金次郎」の銅像供出

〃　二月十一日　二宮尊徳石像の除幕式

〃　五月十八日　本校初のツベルクリン注射を全児童に施行

〃　九月二十一日　校内滑空大会実施

〃　十二月七日　初のＢＣＧ注射接種

昭和十九年三月十日　児童の拾い集めたどんぐり一四俵を発送

昭和二十年一月八日　久那土少年団経営優良につき大日本青少年団本部、翼賛会戦時貯蓄課長・県係官等の視察を受ける。

〃　五月一日　各学年を中隊組織に編成替えし、学級に小隊の命名をなす。母親学級を開催し竹槍訓練をなす。

〃　五月二十二日　少年機動報国隊を結成する。

〃　十月五日～九日　豪雨のため校庭大決壊し職員児童防水工事に従事する。

昭和二十一年七月一日　山梨県教育委員会より本校は民主教育実験学校として依頼され、教育方法の革新を行う。

〃　九月十四日　公開授業を行う。アメリカ占領軍軍政部よりブライバンデー大尉外一名の軍政官来校、教育状況を視察し好評を博する。民主教育につき同大尉の講演あり。

〃　十二月九日―二十三日　山梨師範学校生七名教育実習生として勤務

昭和二十二年七月一日　久那土小中学校ＰＴＡ発足

昭和二十三年三月　教室増築工事竣工使用開始

〃　六月十六日　学校給食指定校に実施され、占領軍放出の脱脂粉乳によるミルク給食実施。

昭和二十五年五月三日　道分校改築落成式挙行

〃　十月二十二日　校歌の一部歌詞修正。「みことかしこみ」を「進む文化に」とする。修正者は原作詞者の向井房恵。

昭和二十九年二月二十三日　元宮家東久邇宮様来校し、子どもクラブ表彰をなす。

〃　十一月一日　公民館兼屋内体育館落成式挙行

昭和三十年四月一日　山保小学校三保分校は町村合併により本校に所属となる。

〃　十月四日　全国へき地教育研究大会三保会場の指定を受け、算数科の公開授業をなす。

〃　十一月二十一日　総合カリキュラムの研究公開実施、西八、南巨より六十余名参観。

昭和三十一年五月十一日　「久那土小中学校ＰＴＡ解散総会」を挙行。「久那土小学校ＰＴＡ」設立総会挙行。

〃　十一月一日　新「下部町」発足により、本校は下部町立久那土小学校となる。

昭和三十七年二月一日　三保、道、上田原の三分校を含む全校児童への完全給食実施

昭和三十八年二月五日　新「校章」制定

〃　三月十六日　新校章制定に伴い、新「校旗」樹立式挙行

〃　三月二十八日　道分校児童は新年度より本校へ試験登校することに決定する。通学代金は全額町負担とする。

昭和四十一年四月二十日　県教育委員会指定学校給食研究校となる。

〃　五月十五日　県教育委員会指定体育科研究校となる。

昭和四十二年二月二十二日　体育科公開授業実施

〃　三月二十一日　上田原分校閉校式。統合までには分校父母と学校側とで何回かの懇談会をもち、やがて大石トンネル開通三月下旬、山交バス運行は遅くとも六月頃までには可能という見通しが立ち四月からの統合を決定する。その間区代表、ＰＴＡ代表等による町教委、山交バス会社へのバス乗り入れ促進についての陳情は数回に及んだ。

〃　十一月十九日　三保分校へき地教育連盟主催による公開研究会実施。

昭和四十四年四月一日　三保分校一級地指定。同校は従来人事上のへき地（特別地）として認められていたが、へき地教育振興法により、本校との距離、児童の通学距離、水道施設等々の状況から一級地指定条件を充分具備するものと判定された。

〃　十一月一日　日宿直廃止、学校無人化開始

昭和四十五年四月一日　三保分校独立し、三保小学校として発足する。

昭和四十七年七月四日　算数、理科公開研究会（自主公開）

〃　七月　夏季休業について、町の学校管理規則の一部が改正され、本年度より七月二十一日より八月三十一日までと改められる。昭和四十九年九月十五日「敬老の日」を記念して「祖父母学級」を開催し好評を得る。

〃　十二月三日　日本体育大学松田助教授、オリンピック体操金メダリスト塚原光男他、峡南高校屋体にて体操模範演技会開催（本校主

催）

〃　十月十二日　本校ＰＴＡ文部大臣表彰を受ける。

昭和五十二年四月一日　文部省、県教育委員会指定の道徳教育実験学校の指定を受ける。

昭和五十三年十月九日　「発心の碑」除幕式挙行

〃　十月二十四日　道徳教育実験学校公開発表会実施。

③道学校沿革に関する資料

明治五年八月三日の文部省布達第一三号別冊による「学制」を受けて、道村には慈観寺の一隅に仮学校が設立された。（資料①）しかし、寺にはそれ自体の都合があり、間借学校の主体は常に不安なものであったことがうかがえる。（資料②）

明治十二年に至り、道、水船、芝草、大磯小磯の四カ村議員等は、学校維持にともなう費用の賦課方法をめぐって対立し、仮学校存続か新校舎建築かで論議が沸騰した。維新以後の税制改革の中で、確固たる経済基盤をもたない山村（小村分立）では、賦課金の増額は死活問題であり、村惣代の任務は如何に負担を軽くさせるかが至上であったに違いない。（資料③）

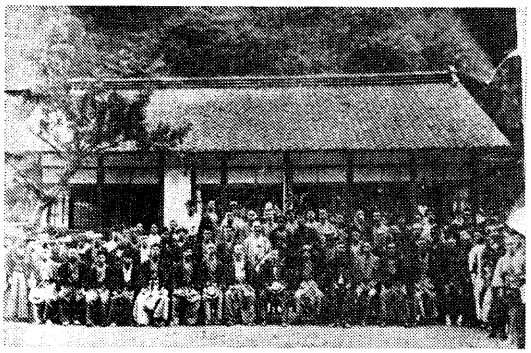

道学校落成式　大正元年８月

明治十五年四月、道他連合村学務委員山田瀬平は、暴風雨によって大破した慈観寺庫裡仮学校の修復が得策か、新学校舎建築が得策かを、各村惣代に図ったところ、またまた各村の利害対立は油に火を放ったが如き結果を生じ、上申書を郡役所に提出して事態収拾を図ろうとしている。

学制による行政権の発動により、維新の大業を上から推進させようとする政府の意図と、それに呼応することを是とする村人の意志とは併行するのだけれども、ここにおいて経済力との跛行が村惣代等の心気を悩ますのである。

こうして三年を経た明治十八年十月十五日、村人の悲願と惣代等の苦闘は見事に成就。「道学校」は独立、新校舎落成開校式を挙げ得たのである。当時の興奮と感動と満足感は、開校式当日の式辞答辞に、また記念写真に列席した有志の表情からもうかがい知ることができる。

当時から百年、歳月は人と物とに容赦ない流転に力をかせた。いま往時の跡地を訪ねるに、人家にはさまれた空地には、ただ一面に夏草が地をはい、一隅にあるさびた鉄棒の残骸には無性に夏蔦がからみついていて離れない。

「此地ニ一校舎ヲ設ク、此地高山在前樹木翁欝流水在家碧鮮々可以俯仰以神思ヲ清涼爽快ナラシム可シ実ニ講学ノ良知又結構宏壮巨麗ナル、書籍器械ニ至ル迄能ク全備セリ云々」

と、故人等が言を壮にして称賛して止まなかった「道学校」の英姿は今はない。

しかし、吾人は惟う。「邑に不学の戸なく戸に不学の人なからしめんことを期す」という、太政官布告（明治五年、学事奨励に関する被仰出書）に接してから、僅々十三年。東都に比すべきもない辺地の道村にも、とうとうとして建学の気風が奔流していたという事実と、各戸の脆弱な経済生活と、小村の弱少財政規模にあえぎながらも、校舎建築に踏み切ったという熱情と勇断をである。まさに当時としては、世紀の大偉業として自他ともに誇り得たに相違ない。

「学制」以前の封建的村民意識はこうして欧風化の為の鍵としての学校に一切を賭け、明治という時代をして「新時代」たらしめるべく進路を修正していったのである。

（その一）

八代郡第拾四区
道　村

右奉申上候当村学校之義是迄慈観寺法殿脇ニ仮学校ニテ維持罷在候処今般同寺ニ説教五月十五日ヨリ八月十五日迄有之法用差閊ニ付其日中本村清久寺ヲ仮学校ニ仕度候何卒御許容被成下度此段以連署奉願上候　以上

事務掛　中村善右ヱ門㊞
同　樋川　塙平㊞
右村戸長　佐野　周兵衛㊞

明治九年四月十八日

山梨県令藤村紫朗殿

（その二）

校堂借請為取換約定書

西八代郡道連合村
道　学校

一、借家費並営繕費　道村清久寺ヲ借家スルニ於テハ道村ニテ悉皆負担スル事
一、戸障子畳六席　此ノ破損費ハ三ケ村ニ於テ平等ニ賦課スル事
一、教員授業生給料　是ハ三ケ村月々資本ノ利子ヲ支弁スル事
一、学務委員給料　是ハ三ケ村ノ協議費ヲ以テ支弁スル事
一、教員旅費　是ハ三ケ村ノ協議費ヲ以テ支弁スル事
一、一般ノ校費　是ハ三ケ村平等ニ賦課スル事但シ協議上ニ付ス

右ハ今般三ケ村熟議之上前条之項々ヲ約定シ道村清久寺ヲ借受候上ハ今後必ス苦情ケ間敷義一切申間敷依之三ケ村関係之者一同連署右約定書為取換置候也

道村　代表八名連署（氏名略）
水船村代表四名連署（氏名略）
芝草村代表七名連署（氏名略）

学務委員二名連署（氏名略）

明治十五年四月十七日　戸長（氏名略）

右清久寺ニテ約定候也

（その三）御利解願

西八代郡道学校

道村人民惣代　山田正義
水船村同　中村善右衛門
芝草村同　内藤半兵衛
道村戸長　小林丈右衛門
水船村戸長　小林源太郎
芝村戸長　内藤市兵衛

右奉申上候本校之義明治七年八月八日車田学校を分離せしより明治十二年今日迄道水船芝草右三ケ村及ヒ大磯小磯村ニ出張所を設け維持罷在候所本年八月十七日校費予算課出方法之為四ケ村聯合会相開かんとし議員一同集合之上何故歟大磯小磯村議員不平を鳴らし該会施行難成故四月十九日四ケ村戸長以連署を郡役所江訴出屢ゝ該庁之説諭に服し既該村戸長議員并人民惣代連署之上本校経費之中江年ゝ若干之出金至当之割合を以支出可致請書を出し候旨郡役所より御指令相成候ニ付四ケ村合議之上至当之割合を以テ課出仕候　其節該村戸長代理として赤池宇兵衛なる者罷越し割合引受候処又ゝ該村人民至当之割合を拒み強情を張り加之誠意の阿る処を不顧不当ニも是迄属せし本校を離れ地形不都合なる古関校与も三保校ノ所属たる目論見顕然たり左候而ハ本校に於テ維持方差支候ニ付何卒以特別之思召を御許容被成下該村人民御呼出之上郡役所より御書下之通り至当之割合相成候様厳重御利解被成下度此段左之人名一同以連署奉懇願候以上

明治十二年九月廿五日　右　山田正義
〃　中村善右衛門
〃　内藤半兵衛
〃　小林丈右衛門
〃　小林源太郎
〃　内藤市兵衛

（その四）　上　伸　書

西八代郡道聯合村

右村幹事　佐野重長

学務委員　山田瀬平

右ハ該校義明治十四年九月二十日暴風雨ニテ借校即慈観寺庫裏（裡）大破ニ付道村山田永教居宅ヲ借受仮校ト定メ授業施シ来リシニ該宅甚陋隘ニシテ第一授業充分ニ行届兼又ハ健康ヲ害スルハ必然ナリ依テ三村ノ村惣代伍長一同ノ集議ニ附セシニ是マテ借家スル為ニ若干金ノ営繕費而已（のみ）ナラス家税等モ費シ其費金ハ水泡ニ属スルモ同様ナレバ今後又借家スレハ営繕費ハ無論家税等ノ費エハ寧ロ新築ニ若クハ無シ何トナレハ一時費額ハ嵩ムトモ校堂ハ後世マテモ存在スル物ナレハ其効アリ然ルヲ多年借家ヲ脩繕シ又家税ヲ冗費スルニ勝レリト遂ニ本年二月四日新築ニ決セリ此時芝草水舟二ケ村ノ議員云フ新築ト決セシ上ハ敷地ノ義ヲ道学校ノ名称アルニ付道村ニ於テ悉皆負担スルガ理之当然ナリト而シテ道村ニ於テハ道学校之名称ナル者ハ即チ校名ニシテ譬ヘバ人々ノ名ハ一般ナレハ本村ニ於テ悉皆負担スル理ナシト云ツテ論議紛然トシテ決セス依テ本村人民一同協議セシニ村民云三村中央ノ地エ建築ナレハ本村ニテ敷地ヲ出ス所以ナシ尤モ本村之便宜ニ任セハ相当ノ地所ヲ購求シテ出地セント又ゝ二ケ村ヘ商議ニ及ヒシ所道村出地セシムル上ハ中央ヘ建築セントハ理ニ於テ云難シ故ニ本村ノ便ニ任スト云然ラハ本村ニ於テ出地セント確定セシカ二ケ村人民中新築スレバ一時費額嵩ム抔ト苦情ヲ鳴ラス者アリキ其故万一新築落成後ニ至リ費額ノ出金ヲ拒ム者アリテハ後患ヲ遺スハ必然ナリ又ゝ商議ニ及シカ二ケ村議員挙ツテ新築ハ一時ノ費用嵩ムト云多数ニ依リ又ゝ借家スルコトニ決シ続イテ二ケ村議員云フ家税ハ無論道村ニテ負担ス可シト爾時本村議員欠席勝ニテ該費之論議ハ他力ニ譲リ然リ而シテ本村議員集会シテ熟々考フルニ曩日新築決定之際敷地ヲ本村ヘ出サシメントテ漸ク出地スルコトニ決セシ為ニケ村議員挙テ新築之破棄論ヲ主張シテ借家ニ決シ而シテ又々借家費ノ非理ヲ主張セハ余リ併呑ノ至リ云村ノ非理停止スル所ナシ此上ハ本村ニ於テ負担セサレハ自然官ノ所断ヲ仰クニ至ルヤ必セリ若シ官ノ所断ヲ受クルニ至レハ其費金而已ナラス且孰カ勝チ孰レカ敗ルニ至ル勝敗全ク決スレハ後々マテ患ヲ遺スナリ然センヨリハ寧ロ該費ヲ本村ニ於テ支弁シ論ゼザルノ勝レルニ若カスト心ナラスモ該費ヲ悉皆負担スル事ニ定メ本村清久寺本堂ヲ借学スルモ現今所々ノ破損モ有レハ其修繕費見積金凡六拾円余モ費スルト雖モ本村ニ於テ悉皆負担シ向後ノ営繕費ハ三村平等ニ賦課スル事ニ熟議セリ由リテ去ル三月廿五日該寺ヘ移転シ其旨同月二十八日同役内藤実正ヲ以上伸致シ置キ該寺エ約定書差入ベク筈ニテ候約定書製調セシ取調印ノ場合ニ立至リ本村ニ於テハ不残調印取揃二ケ村ニ於テ戸長内藤常右衛門芝草村赤池繁右衛門二名調印致セシニ中ゝ調印ヲ拒ム者アリトテ両名モ廃印致シ曩日ノ決議ヲ破リ本村ニ於テハ清久寺修繕費協議最中ヘ調印不揃ノ所以モ云ハスシテ拙者方エ使ヲ以テ回送セリ調印不揃ノ何故ナルヤト再三迫レトモ有無ノ回答モ無シ清久寺ニ於テハ固ヨリ約定書ヲ入レサレハ貸渡コト能ザル由ニテ本月四日ヨリ閉校ニ及ヒ其ノ為メ三ケ村ノ不和合ヲ生シ右ニ付教員石野垣仲裁ニ立入リ二ケ村エ諭シ本村江説キ百般奔走セシカ何分和解ノ場合ニ立至ラス今日尚モ休校致シ居リ此ノ上ハ官ノ裁断ヲ仰カザレバ結局ハ所栓無覚束存候間何卒関係ノ者御呼出シノ上一日モ早ク開校致サシムル様篤与御説諭被下度此段奉上伸候以上

明治十五年四月十日

右　山田瀬平

④　児童数の推移（別表）

⑤　久那土小学校歴代校長

初代	本荘岩五郎	明三十二年度—
2	網倉　朝吉	〃三十三年度—
3	望月虎之助	〃三十四年度—
4	篠原　信康	明三十五年度—三十七年度
5	小尾　義信	〃三十八年度—四十一年度
6	古明地文吉	〃四十二年度—大六年度
7	早川　省三	大七年度—
8	石原　弁助	〃八年度—〃十三年度
9	長田　重直	〃十四年度—昭二年度
10	宮沢　旭	昭三年度—〃十五年度
11	川住　兵造	〃十六年度—十八年度

児　童　数　の　推　移　（久那土小学校）

年　度	男	女	計	年　度	男	女	計
明治32年度	123	55	178	昭和15年度	269	238	507
33	109	75	184	16	272	223	495
34	105	74	179	17	211	233	444
35	94	88	182	18	260	240	500
36	94	79	173	19	259	240	499
37	113	77	190	20	251	253	504
38	106	89	195	21	249	237	486
39	131	101	232	22	254	258	512
40	131	105	236	23	291	269	560
41	152	108	260	24	288	278	566
42	174	118	292	25	286	293	579
43	178	118	296	26	297	296	593
44	187	110	297	27	291	278	569
大正元年	178	102	280	28	286	254	540
2	185	114	299	29	273	255	528
3	174	119	293	30	297	254	551
4	165	126	291	31	305	264	569
5	161	140	301	32	296	271	567
6	175	161	336	33	295	298	593
7	171	160	331	34	291	300	591
8	186	162	348	35	278	292	570
9	189	168	357	36	253	282	535
10	196	174	370	37	236	250	486
11	197	180	377	38	238	229	467
12	187	175	361	39	219	205	424
13	194	188	382	40	200	193	393
14	187	175	362	41	196	181	377
昭和元年	204	172	376	42	187	164	351
2	203	189	392	43	178	158	336
3	205	188	393	44	154	146	300
4	204	187	391	45	153	140	293
5	199	184	383	46	147	150	297
6	198	198	396	47	128	133	261
7	189	204	393	48	102	138	260
8	191	194	385	49	114	125	239
9	195	191	386	50	107	128	235
10	208	211	419	51	104	119	223
11	232	205	438	52	102	102	204
12	231	212	443	53	90	98	188
13	243	217	460	54	88	95	183
14	254	205	459	55	87	86	173

注

・尋常科・初等科在学児童数

・分校児童数も含む

・三保分校独立（昭和45年）後は三保小学校分は除外

12　望月　理義　〃十九年度―〃二十一年度
13　小林　久直　〃二十二年度―〃二十三年度
14　酒井　猶平　〃二十四年度―〃二十五年度
15　小林　孝徳　〃二十六年度―〃二十九年十二月
16　佐藤　一雄　〃三十年一月―〃三十二年度
17　川口　孝喜　〃三十三年度―昭三十四年度
18　佐野　公一　〃三十五年度
19　米長　二良　〃三十六年度―〃三十八年度
20　福田　七郎　〃三十九年度―〃四十年度
21　川田　照郷　〃四十一年度
22　松井　美次　〃四十二年度―〃五十年度
23　佐野　公明　〃五十一年度―〃五十三年度
24　渡辺　勉　〃五十四年度―

(3) 三保小学校

①三保小学校校歌

作詩　伊藤　勇
作曲　松井　美次

一、久保川歌う　里の日日
　相寄り生きる喜びを
　ぼくにわたしに父母が
　正義と共に伝えきた
　母校よ誇れ　三保小学校

二、紫におう　嵐山
　ふところ深くいだかれて
　ぼくもわたしもたくましく
　心とからだきたえゆく
　母校よ愛の　三保小学校

三、輝く緑　尾根の道
　間近に富士を仰ぎ見て
　ぼくがわたしが次の世へ
　勇気にあふれ進み行く
　母校よとわの　三保小学校

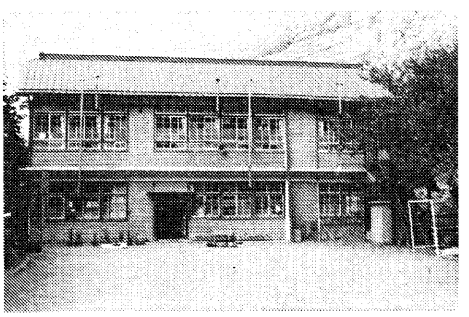

三保小学校

②沿革

「当分教場ノ起原ハ古記録散逸ニ依リ詳細ナラズト雖モ調査ノ結果判明セシ概略ヲ記スルニ、明治五年学制頒布以前ハ現校舎ノ敷地ニアリシ長泉寺ニオイテ部落ノ子弟ヲ集メ寺小屋教授ヲ行ヒツツアリシモ学制頒布後之ヲ学校組織トナシ、三保学校ト称セシモノノ如シ、便所入口ニアル門柱トモオボシキ石一基ハ、元禄中建立ノモノニシテ寺跡タルヲ知ルノ好資料タリ（資料別掲）

明治十二年一月二十八日、第四十四番中学区第三組合小学ニ編入サレ、明治十三年西八代第二組合区画ニ改正サレ、明治二十二年七月三保村ガ山家村ト合併シ山保村ト改メルニ及ビ山家学校ヲ山保尋常小学校ト改称シソノ分教場トナリ三保学校ヲ三保分教場ト改ム」

明治二十七年七月十一日　御真影御下賜
明治二十八年三月二十二日　大試験本校において実施、受験生一二名全員

合格
〃　四月二十六日　日清談判講和締結祝賀式及び運動会挙行
〃　十二月二十二日　久保区十三戸の類焼により罹災者多数を収容
明治三十年一月十三日　英照皇太后薨去により五日間授業を休止して哀悼の意を表す。
〃　十一月十三日　北部六校連合大運動会を青柳富士川岸において挙行、本校児童参加。
明治三十一年九月二日　所属大山組に赤痢患者二五名、嶺、久保区にも数名発生し、児童はこれが感染を恐れてか十月下旬に至るまで出席者毎日五、六名。
明治三十六年十月十三日　教育衛生幻灯会開催
明治三十七年三月十六日　教育奨励就学勧誘衛生思想普及のため幻灯会開催
〃　九月十九日　児童の通学区域内に赤痢患者発生蔓延の兆あるにより八日間休業す。
明治三十八年三月一日　痲疹流行七日間休業
明治三十九年四月二十五日　凱旋祝賀会（日露戦争戦勝祝賀）挙行職員児童全員参列
明治四十一年四月十二日　学務委員、職員、児童、人夫により大日向樹栽地に唐松、檜、栗苗七百本を植樹。
〃　九月二十三日　本校新築開校式挙行
明治四十四年五月一日　本校に高等科設置され授業開始
〃　九月二十七日　仮教場を嶺組玉峯寺に移し旧教場の取り壊しに着手
明治四十五年四月十日　新校舎落成式挙行
大正元年九月四日　伝染病蔓延の兆あり十日間の臨時休業にはいる。
大正九年二月三日　教員住宅の建築着手
〃　四月一日　本年度より学級増加（五・六学年）
大正十五年七月十五日　運動場拡張工事竣工式挙行
昭和五年十月三日　教育勅語渙発満四十周年記念式挙行
昭和九年六月二十七日　根津嘉一郎氏よりミシン一台寄贈さる。
〃　九月五日　同顕微鏡三台送付される。
昭和十年十一月十五日　校舎増築の件につき懇談会開催
〃　五月九日　分校増築起工式挙行
〃　五月十八日　仮校舎に移転、尋常一、二、三年は久保沢四社神社へ、四、五、六年は峯玉峯寺へ
〃　十月一日　分校増築落成式（成績展覧会・司令部よりの活動映写会）挙行
昭和十三年七月二十二日　山保小学校勤労報国隊結成式ならびに隊旗樹立式あり、職員児童参列
昭和十四年七月二十二日　「青少年学徒ニ賜リタル勅語」奉読式挙行職員児童参列
〃　八月一日　夏休廃止され夏期鍛錬期となる。
昭和十五年十月三十一日　皇紀紀元二千六百年奉祝運動会
〃　十一月十日　同奉祝式典本校にて挙行職員児童参列
昭和十六年四月十日　国民学校令実施により山保尋常高等小学校は山保国民学校となり、当校の所属はその分校となる。
昭和十七年一月八日　「毎月行ヒ来レル興亜奉公日ハ今月限リ発展的解消シ大詔渙発ノ意義アル八日ヲ以テ大詔奉戴日ト制定セラレ本日ヲ第一回トナシ爾今毎月八日挙行セラレルコトニナレリ」
〃　五月二十七日　市川国民学校において北部七校初等科五年以上児童参集錬成大会挙行され本教場からも参加する。
昭和十八年三月三日　満蒙開拓青少年義勇軍壮行式に参列。
昭和二十年十月一日　二学級編成を三学級に編成する。
昭和二十一年十月十四日　新教育指針研究会

昭和二十二年四月一日　小学校令の実施に依り山保国民学校は山保小学校と改名され新発足をなす。

〃　十月十六日　三保父兄会創立発会式挙行

昭和二十四年四月二日　五日制授業実施

〃　四月十九日　山保村ＰＴＡを山保小学校ＰＴＡに改名、部落、学年別ＰＴＡの新発足をみる。

〃　四月十日　放送室を設置し学校放送の聴取開始

昭和二十六年八月二十四日　革親会員の労力奉仕により砂場設置、富士川原より砂運搬作業。

昭和二十七年四月十二日　五日制を廃して六日制に復帰

昭和二十九年七月十一日　分校増築工事のための分散授業、一、二年四社神社、三、四年久保公会堂、五、六年図書室

〃　十月十二日　増築工事完了、分散授業をやめ従来に復す。

昭和三十年四月一日　町村合併により三保及び山家の一部（下堀切）は久那土村へ、上堀切以北は市川大門町へそれぞれ編入し山保村は解消、これに伴い山保小学校三保分校は久那土小学校三保分校と所属変更及び名称変更する。

〃　十月五日　第四回全国へき地教育研究大会第五分会場として算数科実演授業を公開する。「複式同題材指導と教材教具の工夫と活用について」の研究発表をなす。北海道から九州に至る関係者約五〇名が参加。

昭和三十二年七月十九日　分校水道設置作業をＰＴＡ会員の労力奉仕により実施。

昭和三十三年四月二日　久那土中学校建設地の設定に当たりこれに反対する父母は児童の登校拒否行動によって反意を表明する。

〃　十二月二日　第一回分校学園祭挙行

昭和三十四年八月十四日　台風七号襲来により校舎住宅等被害を受ける。

〃　十月七日　台風一六号により峯、堀切の通学路は土砂崩壊のため寸断される。

昭和三十五年四月二十三日　テレビジョン設置

昭和三十六年一月十三日　水道工事完成

〃　十一月十二日　県へき地教育大会（富士川小学校）に本校児童参加、器楽演奏を発表する。

昭和三十七年二月十一日　学校給食開始

昭和四十三年七月二十四日　保健統計指定校に指定される。

昭和四十四年六月一日　三保分校法定へき地一級地校の指定を受ける。

〃　八月二十五日　給食格納庫完成

昭和四十五年三月　郡選出県会議員も尽力。町議会は三保分校の独立を議決、県より独立校とすることについて認可あり。

但し当分の間定員三名、校長は久那土小学校長兼務、教頭を配置し、定員増までは学級担任をなす等の条件付きで名目上の独立校であり、教育的効果への波及は次年度に託すことになる。

昭和四十五年三月二十六日　下部町立学校設置条例改正により、下部町立久那土小学校三保分校は、下部町立三保小学校となる（四月一日施行）

〃　四月二日　第一回入学式挙行

〃　十一月二十五日　「十一月一日を学校記念日と定める」校歌・校章の制定をなし、学校独立・校歌・校章制定記念式同祝賀式挙行。

昭和四十六年二月九日　第一回ＰＴＡ研修会開催

〃　三月二十四日　第一回卒業式挙行

昭和五十年　ＮＥＴテレビ局より全国放映中の「人間ばんざいシリーズ（山の学校）」への参加取材要請を受け五日取材、六月十四日放映。

昭和五十三年十月二十四日　文部省・県教委・郡へき連指定道徳教育研究全国公開。

③沿革に関する資料

学校儀定書帳

児　童　数　の　推　移　（三保小学校）

年度	児童数			年度	児童数		
	男	女	計		男	女	計
	人	人	人				
明治32年	12	10	22	昭和15年	34	28	62
33				16	30	25	55
34	13	13	26	17	29	22	51
35	17	14	31	18	31	18	49
36	23	12	35	19			
37	18	11	29	20			
38	13	8	21	21	40	38	78
39	13	11	24	22	34	33	77
40	12	13	25	23	30	36	66
41	17	22	39	24	31	41	72
42	21	20	41	25	34	35	69
43				26	35	35	70
44	17	25	42	27	27	31	58
大正元年	12	20	32	28	31	27	58
2	11	25	36	29	31	26	57
3	12	23	35	30	38	24	62
4	14	23	37	31			62
5	17	23	40	32	36	27	63
6	19	18	37	33	41	28	69
7	23	18	41	34	40	28	68
8	26	17	43	35	37	28	65
9	30	39	59	36	37	30	67
10				37	34	30	64
11				38	33	29	62
12	33	25	58	39	27	30	57
13	29	31	60	40	24	29	53
14	27	32	59	41	27	26	53
昭和元年	25	32	57	42	23	26	49
2	31	30	61	43	23	20	43
3	33	25	58	44	22	21	43
4	29	29	58	45	22	21	43
5				46	19	19	38
6	27	26	53	47	19	15	34
7	29	27	56	48	16	11	27
8	29	27	56	49	13	8	21
9	31	33	64	50	9	4	13
10	35	33	68	51	8	2	10
11	34	34	68	52	6	3	9
12	32	36	68	53	7	4	11
13	33	34	67	54	6	4	10
14	34	31	65	55	5	5	10

注，昭和44年以前は三保分校としての児童数

八代郡第十三区　嶺、久保、大山村

儀定書之事

一、今般三ケ村ニ而相談之上御願(行)江御願申上久保村長泉寺ヲ小学校ニ設立致可申事

一、教師之儀者山家村清養寺蜜安様ヲ見帯ニ相頼当寺手伝可申其余世話人三ケ村江拾五人相立当番日割ヲ以日勤致幼童諸世話イタシ世話人出張之儀者無給ニ而罷出可申尤弁当料壱日鰯百文受取可申事

一、教師之儀者毎月定日相定出張仕給金之儀者□□其外公用之儀者附立ニ相定可申事

一、右入費差出方之儀者入学之者壱ケ月ニ百文其外家別へ壱ケ月ニ百文ヅツ毎月卅日限リ取立可申尤極難渋之者者此限ニ阿ラ須右取集メ之儀者三ケ村副戸長ニ而取立可申尤不足之分者家別割金以出銀可致事

一、極難ニ而筆墨紙等ニ差支入学難致者者三ケ村役人相談之上事実ニ候ハヽ右入費之内ニ而取結ヒ入学為致可申事

一、教師賄之儀者幼童ノモノ秋夏初穂長泉寺江相納右ヲ以賄可申事

一、小学校之儀者高机腰掛ニ而入学可申旨一同難渋之村方ニ付是迄之通リ有合之机ニ而為学追々御規則之通リ高机腰掛等相仕立可申事

一、幼童順席之儀者誰彼ヲ不論毎月廿五日席書致シ教師照検之上取定可申事

一、世話役兼幼童其外臨時入学之者一同日勤簿江記載致シ可申事

一、三ケ村世話役之者相談等有之出会之節飯喰酒肴等入費ヲ以一切呑喰申間敷候尤小学校御見分等有之候節者此限阿ラ須

前書之通リ三ケ村一同相談之上取極候上者急度相守可申為其連印儀定仕可申候依而如件

久保村　峯村　大山村

戸長　保坂勢平㊞　戸長　岩崎伝左エ門㊞　戸長　赤池伊左エ門㊞

副戸長　長田啓蔵㊞　副戸長　同　要蔵㊞　副戸長　同与右エ門㊞

以下二十二名　以下十二名　以下十三名

④児童数の推移（別表）

⑤歴代校長

1	有泉邦男	昭四五・四―昭四六・三
2	青柳敏雄	〃四六・四―〃五〇・三
3	太田寿子	〃五〇・四―〃五四・三
4	赤池　直	〃五四・四―現在

(4)古関小学校

①古関小学校校歌

作詞　佐野　録朗
作曲　保坂　梅芳

一、青がき山の　ふところに
だかれてきいた　子守歌
春　川の音
秋　みねの風
歴史のあとも　なつかしい
名も古関の　ふるさとよ

二、本栖のうみも　しづくから
ちいさい鳥の　むねは鳴る
道　けわしくも
夢　大空に
つよくはばたく　日をのぞみ
しずかに学ぶ　さいわいよ

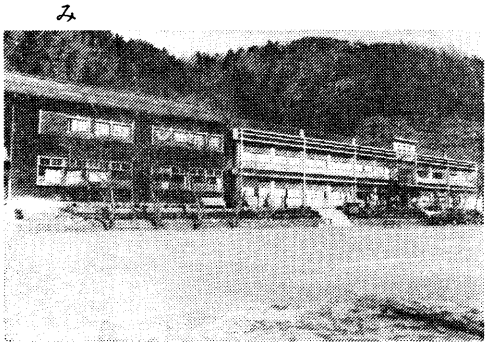

古関小学校

三、すがしい　朝の坂こえて
　通いよりそう　この窓べ
　　友　手をつなげ
　　愛　深くあれ
　理想を高く　はげむ庭
　母校よ　古関小学校

② 沿革

明治七年八月八日　県庁より三谷恒殿臨場あって、西永寺（現在地）を仮校舎として開校する。名称は西八代郡第一四区古関小学校、古関、釜額、中之倉の三部落によって建てられたもよう。

明治十年二月十六日　仮校舎西永寺が焼失したので県の認可を得て広泉院に校舎を移す。

明治十二年二月　広泉院は寒さ厳しく冬の四か月間ほとんど日光を見ず。児童が学習に耐えられない故に、関係者協議の上、県の認可を得て古関宝珠庵（現在宮の平地内）に教場を移す。

明治十五年一月九日　新入学児童急増のため宝珠庵がせまく、伊藤宗右衛門宅を仮教場として、児童三〇名を学習させる。

〃　二月二十二日　本村田中房右衛門氏の居宅を仮教場として児童三、四年生をそこに移し、伊藤宗右衛門宅を引き払う。同年四月再びここを引き払って宝珠庵に全生徒を集める。

〃　三月十六日　中之倉に古関小学校出張所を設置し初等科の児童を教える。

〃　十一月　仮校舎宝珠庵に住職入るにつき、再度教場を広泉院に移す。

明治十七年十月十一日　学校新築落成（現在地）落成並びに開校式

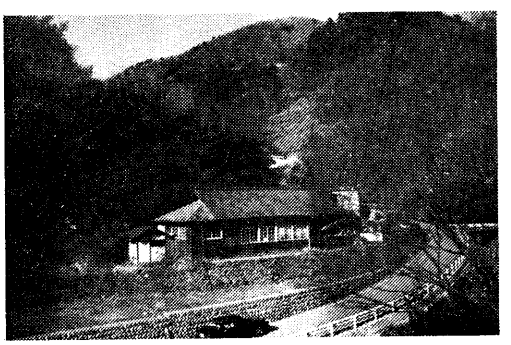

磯　分　校

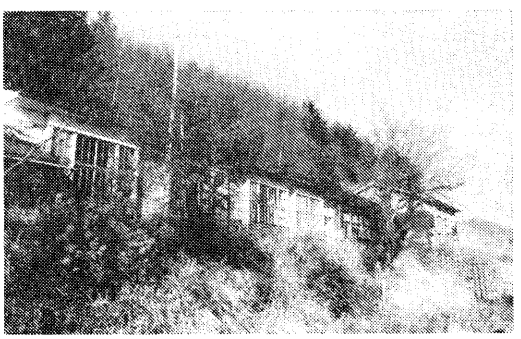

折八分校

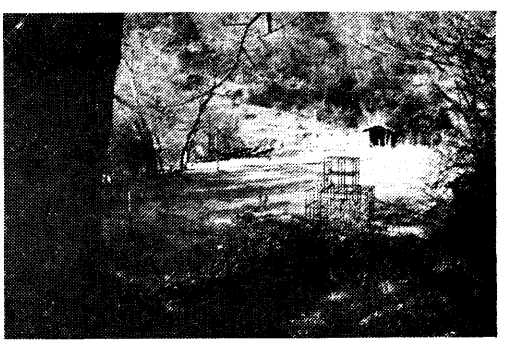

根子分校跡

明治二十年三月　学校規則改正、古関尋常小学校と改称、同時に根子に支校を設置する。

明治二十二年二月二十四日　本校において西八代中部教員会を開く。

〃　四月十六日　根子分教場新築落成。

〃　五月二十二日　本校に西八代郡高等小学校支教場を設置する

明治二十二年六月　新市町村制が実施され、磯簡易学校が古関に編入され、古関尋常小学校の支校となる

明治二十七年一月　校舎内の危険を避けるため内部の大修理をする。
明治三十年十月　有志の寄付により手風琴を購入する。
〃　十二月一日　小林郡長学校巡回あり、児童に次の訓話をなす。
㈠体育を重んずること、㈡自治の精神を養うこと。
明治三十一年九月　村内に赤痢が大流行したため三十日間休業をなす。
明治三十四年三月　学校改築のため、仮教場を広泉院に移す。
明治三十五年一月十九日　校舎は完成しないが広泉院寒さが厳しく学習に耐えられず教室のみ囲い移転する。
明治三十九年十月十五日　今日より三日間、甲府市にて一府九県連合共進会が開かれ、尋常四年以上の児童三二名を引率、甲府へ修学旅行をする。
明治四十年四月一日　高等科を二学級に編成する。
〃　十二月七、八日　農産物共進会、児童運動会を開催、来観者三〇八〇名、寄付金二九五円八〇銭あり、この金で本校磯、根子分教場の教具を購入する。
明治四十一年四月十八日　県指令第四八八号をもって図画科加設を認可された。
明治四十二年八月三十日　校舎増築工事完了し竣工式を挙行。
明治四十四年三月十一日　中沢寅松校長、文部大臣より教育功労賞を受ける。
大正元年　根子満福寺鉱山精錬煙毒のため、下根子へ仮移転したが精錬中止のため旧校舎へ移転する。
大正九年七月十九日　県指令により高等科に家事科を加設する。
〃　九月一日　根子分教場新築工事完成
昭和六年一月二十五日　運動場落成式を挙行する。
昭和九年十月二十七日　校旗樹立式を挙行する。
昭和十年一月一日　児童徽章及び職員徽章を制定する。
「柏をもって古を包む」経費総額三二円一四銭は学務委員によって寄付
昭和十三年十月三十日　新校舎落成、本日をもって学校記念日と設定する。
昭和十三年十一月一日　本校校歌文部省から認可
昭和十八年十月一日　根子分教場改築竣工
昭和十九年一月十五日　本日より根子分教場初等科三年生より本校通学とする。
昭和二十四年五月十二日　学校ミルク給食開始
昭和二十六年十一月三日　本校健康優良校として表彰される。
昭和二十八年三月一日　磯分校増築落成式
昭和二十九年十一月三日　折八地区合併により、折八分校は下九一色村を離れて古関小学校の分校となる。
昭和三十一年九月三十日　町村合併により下部町立古関小学校となる。
昭和三十五年九月一日　運動場拡張工事第二期完了。同十一月鉄さく完了。
昭和三十四年十一月二日　新校旗の樹立と校歌の発表会を行う。
昭和三十七年十一月　今福清輝教諭文部大臣表彰を受ける。
昭和四十年一月二十日　本日より完全給食を始める。
昭和四十年四月十二日　鉄筋コンクリート校舎竣工総工費一億八、一五〇万円
昭和四十四年七月一日　小中共用プール完成
昭和四十八年三月三十一日　折八、根子、磯分校を本校に統合。同年四月二日より、三分校の児童はスクールバスにて登校を始める。

③　折八分校沿革

折門八坂の地域においては、江戸時代にはいわゆる寺子屋式の教育も行われていなかったようだ。学制発布後数年を経た明治十年三月十五日に、折門分教場が設置され、三河大応が教員となり、ようやく寺子屋式の教育

行われるようになった。

明治十一年七月には、中山学校の出張所となり、年と共に教育を理解する者が多くなってきた。

明治二十二年七月一日には、下九一色尋常小学校折門分教場となり、当時の教員は内藤友太郎であった。

明治三十一年一月十三日、校舎新築開校式を挙げ、やっと学校の形態が出来上がった。これまでは主として上折門のお堂（現在は焼失して無い）が使われていたのである。しかし、折門校舎新築も成ったが人家を遠く離れた山の神の地。寂しい場所故に教師も永く勤めかね、数年後、上下折門の反対を押し切って強引に現在地に移転したとのことである。

明治三十九年十二月二十四日には折門農業補習学校が設置され、青年の教育も行われるようになった。

明治四十一年九月二十六日、小田徳云にしてやっと落着いた教育が施されるようになった。これまでは教員の異動が非常にはげしく、なかには一か月足らずしか勤めない者もあったという。

学校設置以来の教員は一部の記録があるのみで、それを挙げてみると、三河大応、雨宮徹山、内藤友太郎、田村良山、岩松長右エ門、池田薫一、赤池卯市、斉藤啓三郎、岩本義三郎、河野平造、北村信之、石原潔、有泉春吉等の名がある。

明治四十二年十月十日、徳云氏の妻小田登良の就職によって以後二人の教師によって指導されるようになった。両教師は大正十四年三月退職するまで約十七年間、児童の教育のみならず、広く青年団婦人会の育成等に尽力し、その影響は大なるものがあった。

児童数も年を追って増加し、教室増築の必要に迫られ、大正十四年四月十日着工、七月二日に二教室と職員室を完成することができた。

小田両教師の後任として小林美重、小林さとの両氏着任、昭和八年八月まで八年五カ月在職した。後任に望月道長、望月英の両氏着任、昭和十年三月まで一カ年半在職した。この間に現在の第一住宅を新築する。続いて昭和十年四月今福清輝、今福ふさの両氏着任、両氏とも退職の日まで本校において教鞭を執られた。夫君は二十九年間、妻君は三十六年間という、記録的な長期間の勤務であり戦前、戦中、戦後という変転極まりない昭和の激動期をここに勤められたのである。清輝氏には僻地教育への貢献がたたえられ、昭和三十七年には文部大臣より教育功労賞が授与されている。氏がその勤務の傍ら営々として取組まれた五万分の一の地図による山梨県の立体模型は、（四か年の継続作業、十五年七月二十六日完成）現在も古関小学校に保存され、貴重な教育資料として活用されている。それはただ社会科の一教材としてだけでなく、人間の営力の偉大さの象徴として輝いている。

昭和十二年四月　前年秋に着工した運動場の新設工事竣工

昭和十六年　下九一色国民学校折門分教場と改称

昭和十七年十一月二十八日　分教場経営研究会を開催。地域住民を含めて当地区の教育展望をもつ中で、高等科設置への足場を固める。

昭和十九年四月一日　先の研究会を契機として進展し始めた高等科設置の運動は、以後一年有余の間校長井口伝をはじめ多くの方々の努力が続けられ実現する。

〃　十月十六日　高等科設置に伴い、遠隔地の生徒収容のため第二住宅を完成する。

昭和二十二年四月一日　校名改称して下九一色小学校折門分校となる。なお新教育制度発足により、下九一色中学校折門分校も発足する。

〃　九月一日　学級増加が認可され、一、二年、三、四年、五、六年の三学級編成となる。

昭和二十五年十二月二十日　分校の中学校校舎二教室が竣工する。

昭和二十六年四月一日　校名改称。下九一色小学校折門分校、下九一色中学校折門分校は、それぞれ折八分校となる。

〃　四月二十六日　第三住宅落成式挙行

昭和二十九年二月十日　折八分校校歌を制定

〃　三月十五日　分校記念日を三月十五日と定め、第一回記念式

児童数の推移

（古関小学校）

年度	男	女	計	年度	男	女	計
明治30年	113	34	147	昭和14年	163	180	343
31	76	28	104	15	155	184	339
32	115	43	158	16	156	181	337
33	128	49	177	17	158	182	340
34	134	44	178	18	153	177	330
35	128	46	174	19	157	164	321
36	141	46	187	20	188	212	400
37	143	38	181	21	190	203	393
38	132	65	197	22	—	—	—
39	153	77	230	23	206	205	411
40	170	116	286	24	174	183	357
41	179	130	309	25	—	—	316
42	178	133	311	26	—	—	295
43	167	129	296	27	149	160	309
44	196	153	349	28	145	147	290
大正元年	189	135	324	29	157	154	311
2	191	139	330	30	188	177	365
3	193	158	351	31	190	201	391
4	172	146	318	32	183	201	384
5	167	154	321	33	197	224	421
6	171	157	328	34	—	—	—
7	164	150	314	35	196	198	394
8	168	164	322	36	—	—	379
9	170	175	345	37	193	177	370
10	169	177	346	38	—	—	439
11	184	179	363	39	189	172	361
12	199	164	363	40	185	153	338
13	203	170	373	41	182	144	326
14	195	169	364	42	158	135	293
昭和元年	179	155	334	43	142	117	259
2	192	150	342	44	122	101	223
3	191	159	350	45	117	91	208
4	181	160	341	46	97	78	175
5	175	167	342	47	86	65	151
6	177	178	355	48	76	56	132
7	176	177	353	49	63	53	116
8	174	188	363	50	60	50	110
9	162	185	347	51	54	44	98
10	177	179	356	52	54	44	98
11	172	195	367	53	45	43	88
12	179	204	383	54	46	43	89
13	178	205	383	55	40	38	78

を挙行。

折門、八坂の両区は、下九一色村を離れて古関村に合併した為、分校も自動的に古関村の一分校となる（一一・三）。〈以後の沿革は古関小学校の沿革誌に記録される〉

折八分校が現在の発展をみた基は、明治初年において市川大門町の人青洲渡辺信氏の絶大な尽力によるもので、次に分校の沿革を記す「紀原碑」の碑文を掲げる。

「表」

明治維新之際百事釐革教育之制度亦新定焉則令于全国設学校以教育子女而我郷固山間僻遠之小部落未解教育之何物適市川大門町人青洲渡辺信君鋭意力於其普及即投自費遣教師以教授我郷児童是実此地学校之濫觴也爾後数十年人々漸覚斯業不可忽諸就中小林半左衛門今福喜作之諸氏率先説衆醵出金品賦課夫役以改築校舎充備器具百方尽力無不臻矣遂明治三十八年得稍完成焉乃郷人胥謀此録其顛末而貽于後昆以供千報恩反始之資僉庶幾斯業之弥盛大云爾

西八代郡長正六位勲五等大河平親貞篆額

大正七年五月　有泉米松撰並書

「裏」

分教場主任　小田　徳云

首唱者　青年団　台石取寄

創立委員　中年会　礎　小林幸左ヱ門

内藤　増造

渡辺今朝松

今福秋太郎

小林　孝作

今福勝治郎

今福　竹松

今福　寅義

赤池　仙造

助進会建之

大正七年十二月十五日立之

④　児童数の推移（別表）

⑤　歴代校長

1	赤池　良逸	明七―十年度（校長職務代理）	
2	佐藤仙　喝	〃十二年度（〃）	
3	望月　仁風	〃十三年度（〃）	
4	小泉　義一	〃十三―十四年度（〃）	
5	伊藤　貴策	〃十五―十七年度（校長）	
6	井上　久吉	〃十八―三十六年度	
7	加藤　政重	〃三十七―三十八年度	
8	中沢　寅松	〃三十九―大三年度	
9	小尾　義信	大四―五年度	
10	赤池　保貞	〃六―十四年度	
11	深沢洋治郎	〃十五―昭三年度	
12	中沢　静治	昭四―五年度	
13	鈴木　良造	〃六―八年度	
14	佐野　位義	〃九―十年度	
15	遠藤　良行	〃十一―十四年度	
16	前川　重弘	〃十五―十六年度	
17	片田　豊	〃十七―二十年度	
18	小林　安正	〃二十一年度	
19	赤池　義順	〃二十二―三十一年度	
20	佐野　公一	〃三十二―三十四年度	
21	日向　東正	〃三十五年度	

22　大森　政重　〃三十六―三十七年度
23　志村　重勝　〃三十八―三十九年度
24　小林　孝晴　〃四十年度
25　依田　勇　〃四十一―四十二年度
26　渡辺富美夫　〃四十三―四十七年度
27　渡辺　清　〃四十八年度
28　有泉　邦男　〃四十九―五十年度
29　小林千代晴　〃五十一―五十二年度
30　串松秀太郎　〃五十三―現在

(5)　共和小学校

①共和小学校校歌

作詞　向井　房恵
作曲　坂口　五郎

一、なまよみの　甲斐の国内(くぬち)の
　　みな川あつめ
　流れ富士　立ちかえり行く
　波の音聞きて　我が生い立てり

二、名も共和　学びの庭の
　　弥栄えつつ
　つぎつぎに祖先(みおや)の業(わざ)と
　八幡の神の郷(さと)をまもらん

三、醍醐山　樫の大木(おおき)に
　　昔を偲び
　よき心　強き体に
　大御代のむたひろごりゆかん

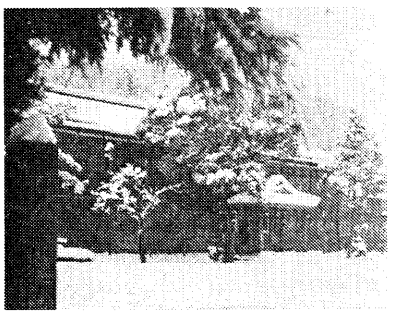

共和小学校

②沿革

慶応元年三月深町の清安寺を「成達義塾」、後に「君羊芳塾」と称し、住職密庵儒学を教授し、また明治五年三月若林又右衛門宅を小学田原学校として開校の式を挙げたのが小学校のはじめである。

明治六年四月二十日　指令をもって本小学校区は次の通り決定する。第十五区下田原村、一色村、宮木村、上田原村とす。

〃　十月二十七日　第一大学区、第四十四番中学区、第九番田原学校は新築落成し開校式を挙ぐ。学区取締人として若林直次郎が当たった。

〃　十一月一日　一色が分離して一色支校となる。

明治七年五月十二日　二宮貫平、佐野市郎左衛門、小林政勝、依田喜右衛門、内藤斧右衛門は田原学校設立に尽力したので木盃一個を下賜される。

〃　十二月二十四日　第一大学区第四十四番中学区、第八十六番一色学校を願光院に創立開業する。学区取締人は小林源直である。

明治八年　小学教則が改正され、下等小学は六歳より一〇歳まで、上等小学は一一歳から一四歳までとした。

〃　六月三十日　上田原、下田原、一色、宮木の四か村は合併して共和村となる。

明治十二年七月　切石学校にて試験が施行され、本校生徒長沢信義一名受験、初めての卒業生であった。

明治十七年九月　徒手体操及び矯正術を学科に加える。

明治十九年四月　亜鈴及び球竿体操を伝習して学科に加える。
明治二十年三月　県訓令第二〇号を以て田原学校は共和尋常小学校と改称する。
明治二十二年五月　校則を改正し、本校に西八代郡立高等小学校共和分教場を開設、学級程度は二年級までとする。
明治二十三年　三か年の補習科を置く許可を得る。
明治二十八年四月二十一日　共和尋常小学校一色分校の独立校舎（従来願光院使用）新築落成する。
明治三十二年十一月　高等小学校併置
九月七日富士川はん濫して床上四尺浸水し、損害概算八八円余となり、二十二日ようやく授業再開。
明治三十三年　運動場拡張（八二坪）
明治三十五年四月　尋常科へ唱歌を加えることを認可される。
明治四十年八月二十四日　富士川大洪水となり床上浸水五尺余り、被害甚大なり。
明治四十一年四月一日　義務教育延長に付き、従前の高等一、二年を尋常五、六年に、高等三、四年を高等一、二年に変更する。
〃　十一月四日　下田原八幡前の河原において大運動会を挙行す。
明治四十二年十月十四日　村医望月医師の児童の眼疾検診によればトラホーム患者五九名を数える。（真性三七名　疑似二二名）
明治四十三年八月十日　富士川大洪水にて床上浸水五尺余
明治四十五年四月　高等科男子には一週六時間の農業を課す。但し女子は従前の通り二時間にして、裁縫以外に一週一時間の家事を加う。
明治四十五年四月七日　一色分教場増築工事竣工、尋常五、六年を併置し二学級を収容す。
大正元年九月二十三日　近年稀有の大暴風雨にて、新校舎南面の壁全部剝落、屋根瓦破壊さる。村内被害の尤も甚しかりしは一色、宮木なり。村内全壊家屋三〇戸、半壊家屋一五戸なり。
大正四年十月二十九日　天皇陛下の御真影御下賜本日拝戴奉安す。児童職員、在郷軍人、村一般有志村境大石峠まで奉迎せり。
大正六年四月四日　本校々長若林秀吉（明治四年～三十三年）氏の遺徳記念碑の建設工事成り、本日除幕式を挙行す。
大正九年十月　新校舎落成により全児童仮教場より移転完了す。十二月一日学校新築落成式を挙行、以後本日をもって学校記念日と定む。
大正十年二月十日　本郡主催教育活動写真大会を、六時から本校講堂において開催、視聴者およそ七百名
大正十一年十二月四日　体操科公開教授開催（以後体操科を中心とした研究講習公開続く）師範学校長鈴木利平氏をはじめ県下各地より参会者多数あり。
大正十四年八月二十五日　峡南庭球大会を本校コートにて行う。当日は小泉郡長、佐野視学が奨励のため来校す。参加チームは四十有余組。
〃　十二月十二日　山梨県師範学校一部五年生二八名、本校教育事情視察のため来校
大正十五年五月十一日　本県教育綱領徹底施設優良校として、郡役所から指定を受け、助成金として金四拾円を受く。
昭和二年三月十六日　長沢校長は、日米親善のために米国より寄贈せられたる人形を県より受領す。
注　この人形は以後職員室に飾られて日夜親しまれてその役割を果たしていたが、昭和十六年十二月八日の日米の開戦に伴い敵性国家使節の人形を教育の場におくことは許されないとして、高等科二年生の作文による意志表示を根拠に、裏庭にて焼却処分された。
昭和三年十月二十日　御真影下賜に付、村長、校長、県会議事堂に於ける奉戴式に列し御下賜を受け、午後三時村民児童奉迎裏に帰校、奉安所に安置し奉る。
昭和四年十月十七日　第二回体操科公開授業を開催す。

児童数の推移

（共和尋常高等小学校）

年度	尋常（初等）科			高等科		
	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人
明治40年	95	63	158	61	12	73
41	138	95	233	33	4	37
42	138	95	233	23	6	29
43	142	116	258	20	2	22
44	132	126	258	28	4	32
大正元年	128	134	262	34	5	39
2	133	132	265	32	11	43
3	131	154	285	29	12	41
4	140	154	294	32	7	39
5	140	157	297	18	15	33
6	147	164	311	18	9	27
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
昭和元年						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8	129	127	256	33	16	49
9	141	131	272	38	24	62
10	137	143	280	35	18	53
11	138	150	288	34	20	54
12	138	158	296	31	24	55
13	138	152	290	36	28	64
14			283			71
15			262			74
16	138	148	286			77
17			248			59
18			273			74
19			391			71
20			279			73
21	143	137	280	44	41	85
22	152	124	276			
23	161	134	295			
24	161	130	291			
25	159	141	300			
26	153	151	304			
27	144	138	282			
28	135	134	269			
29	122	132	254			
30	122	139	261			
31	127	130	257			
32	129	119	248			
33	46	38	84			

注　・昭和33年は町村合併に伴う学校統廃合により本校区域は上田原区と一色区のみとなる。
　　・昭和34年４月１日本校は久那土小学校上田原分校となる。

昭和五年六月三十日　第三回体操科公開授業開催。
昭和七年五月四日　郷土教育研究会開催
昭和七年十二月十二日　児童栄養改善のため給食開始
昭和八年三月四日　修身・地理の二科目研究授業を公開す。
昭和九年十月三十一日　徽章佩用式挙行す。
菱形は郷土甲斐を、割菱は上、下田原、宮木、一色の四部落を表し、鳩は本村下田原郷社八幡神社の紋章にして平和を意味、上位の共と併せて共和となる。　男子は帽子、女子は胸間に佩用するものとす。
昭和九年十一月二十三日　校歌制定及記念発表会（作詩向井房恵氏作曲坂口五郎氏）
昭和十年十二月十日　中部教育会主催の授業研究会を開催好結果を収む。
昭和十二年二月十一日　校旗樹立式挙行（経費弐百円）御真影奉安所落成
〃　五月七日　応援団歌制定　作詩依田校長
昭和十三年二月七日　少年消防隊を組織す。隊則を定む。
昭和十三年七月九日　中部教育会研究会を本校に於て開催す。
〃　十月九日　銃後後援強化週間により、勤労報国隊は応召兵士宅の援農に出動する。
〃　十一月十五日　二宮尊徳石像の建立工事完了
昭和十六年四月一日　本日より共和尋常高等小学校は、校名を改め、共和国民学校初等科、高等科となる。
昭和十七年三月二日　満蒙開拓青少年義勇軍第一回壮行会開催
〃　八月十一日　本日より二十四日迄富士川において、水泳訓練を実施す。
昭和十八年八月二十九日　本日より三日間高等科二年生全員、下部湯町分校に於て開催された満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所形式の合宿訓練に参加す。
昭和十九年十月二十一日　本日より四日間、第二回拓殖訓練に参加
〃　十一月六日　本日より八日迄、応召兵士留守家庭の援農活動をなす。
昭和二十年一月二十四日　海軍少年志願兵壮行会開催
〃　四月十二日　松根油工場建設のため、高等科全員出動し作業に従事する。
〃　四月二十七日　食糧増産のため、運動場の開墾開始する。
〃　五月五日　高等科生に通年動員の指令下り、機動報国隊を結成する。
〃　五月二十四日　全児童終日にわたって食糧とする野草の採取
〃　六月一日　高等科女子、学徒通年動員下り、一色依田製作所に入所す。
〃　八月六日　本日より二日間各部落に除草勤労奉仕作業
〃　八月九日　本日より三日間食糧野草の採集及処理作業実施、各部落へ除草勤労奉仕
昭和二十一年九月九日　供出薪搬出奉仕作業
昭和二十二年四月一日　新教育制度実施により、共和小学校となる。
〃　七月十四日　教育後援会、ＰＴＡ両者の創立総会を行う。
〃　十二月十日　新教育推進の軸として社会科を取り上げ一年間にわたる研究の成果を県下に公開する。参加者二百余名、文部省図書監修官長坂端午氏来校す。
昭和二十四年四月十六日　週五日制授業実施
〃　四月二十六日　共和中学校舎の落成式挙行
〃　七月十四日　粉乳による学校給食開始、父母の奉仕を願う。
〃十二月六日　新運動場拡張工事地ならし工事開始
昭和二十五年二月十七日　第一次、第二次運動場拡張工事完了、本日竣工式を挙行。感謝学芸会を開催する。
〃　十二月十五日　全教科と教科外活動の授業研究を県下に公開する。参会者二百余名。

昭和三十年七月五日　一色分校、中学校校舎新築落成式及び記念学芸会を開催
昭和三十二年五月三十日　放送教育に関する研究と授業を公開する。
昭和三十三年七月一日　一色分校は下部小学校分校となる。これにより共和小学校は上田原区域のみの単独校となる。
昭和三十四年四月一日　本校は久那土小学校上田原分校となる。
昭和四十二年三月二十一日　閉校

慶応元年三月成達義塾として誕生し、以来幾星霜、郷土共和を興す文化の殿堂として幾多有能な士を輩出し、村民の魂の揺りかごとして機能し続けてきた本校も新しい世代の要求には耐えきれず、四区はそれぞれ新町政を求めて四散し久那土小学校上田原分校としての重責を完了しここに閉校となる。

③児童数の推移（別表）

④共和小学校歴代校長　就任年月日

1	若林　秀吉	明二四・一一	
2	浅川与三郎	〃三三・四	
3	小林丑太郎	〃三四・二	
4	石原　弁助	〃三七・一〇	
5	古明地文吉	〃三八・一一	
6	赤岡　隆重	〃四三・四	
7	佐野　真示	〃四三・九	
8	上田　政一	大九・一〇	
9	長沢　公夫	〃一三・四	
10	依田　輝孝	昭　九・八	
11	長沢　公夫	〃一六・四	
12	川口　孝喜	〃二一・四	
13	萩原　　操	〃三三・六	

二　小学校沿革に関する資料

(一)　富里尋常高等小学校　職員服務規程（明治三六年一月改訂）

一、公　規

第一条　学校長及ビ教員ハ教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シ法律命令ニ遵ヒ誠実ニ其職務ニ服ス可シ

第二条　学校長ハ校務ヲ整理シ所属職員ヲ統督ス

第三条　正教員ハ児童ノ教育ヲ担任シ且之レニ属スル事務ヲ掌ル

第四条　准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第五条　市町村立小学校長及ビ教員ハ当該学校所在ノ市町村内ニ居住スベシ、但シ学校長ニ在リテハ府県知事其ノ他ノ者ニ在リテハ学校長ノ認可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニアラズ

学校長及ビ教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スベキ地ヲ離ルヽコトヲ得ズ

第六条　学校長及ビ教員ハ営利ヲ目的トスル会社ノ業務執行社員取締役監査役ト為リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ。但府県知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラズ。学校長及ビ教員ハ府県知事ノ認可ヲ受クルニアラザレバ営利ヲ目的トスル業務ヲ為スコトヲ得ズ。

第七条　学校長ハ所属職員ノ勤務ノ情況ニ関シテ意見アルトキハ知事ニ上申スルコトヲ得

第八条　学校長ハ所属職員ノ教授担任ヲ定ム可シ

第九条　学校長ハ校務ノ一部ヲ所属職員ニ分掌セシムルコトヲ得

第十条　学校長ハ校務施行上便宜規程ヲ設クルコトヲ得

第十一条　学校長欠員又ハ事故アル等ノ場合ニ在リテハ上席教員其ノ職務ヲ代理スベキモノトス

第十二条　教員ハ学校長ノ指揮命令ヲ受ケテ教務ニ従事シ兼ネテ其ノ分掌ニ係ル事務ヲ整理ス可シ

第十三条　学校長及ビ教員ハ少クトモ始業時刻前二十分時迄ニ出勤シ終業後児童ノ退散シタル後ニ於テ退出ス可シ

第十四条　市町村立小学校長及ビ教員転任休職退職又ハ免職ノ場合ニ在リテハ辞

令書受領ノ日ヨリ三日以内ニ事務ノ引継ヲ為スベシ

第十五条　市町立小学校長及教員新任又ハ転任ノ場合ニ在リテハ辞令書受領ノ日ヨリ五日以内ニ赴任スベシ

第十六条　市町村立小学校長及教員他ノ官庁ニ於ケル小学校教員検定ヲ受ケ若クハ其ノ他ノ試験ニ応ゼントスル時ハ予メ知事ノ許可ヲ受クベシ、但シ知事ヲ経由スルモノハ此ノ限ニ非ラズ

第十七条　市町村立小学校長及教員欠勤旅行等ノ場合ニ在リテハ左ノ規定ニ拠ル可シ

一、官庁ノ召喚ニ応シ若クハ忌服ヲ受ケ又ハ遅刻早退若クハ第八十六条第二項ニ依リ執務セザルトキハ其旨ヲ学校長ニ届出ツベシ但学校長ノ忌服ハ知事ニ届出ツベシ

二、傷痍疾病等ノ為メ欠勤セントスル場合ニ在リテハ十四日以内ハ其旨学校長ニ、十五日以上ニ渉ルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ知事ニ届出テ爾後二週間毎ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ其ノ病状ヲ届出ツベシ

三、父母墓参、病気看護等ノ為メ欠勤セントスル場合ニ在リテハ五日以内ニ其旨ヲ学校ニ届出テ六日以上ニ渉ルトキハ知事ノ許可ヲ受ク可シ

四、父母ノ墓参病気看護転地療養等ノ為メ旅行セントスル時ハ知事ノ許可ヲ受クベシ

但シ転地療養ノ場合ニ在リテハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

五、陸海軍ノ勤務演習又ハ一年現役ニ服スルトキ、教員検定其他ノ試験等ヲ受クルトキ、小学校教員講習科ニ入学スルトキ及ビ学校ノ休業中ニ於テ旅行スルトキ等ノ場合ニ在リテハ予メ其日数及旅行先ヲ知事ニ届出ツベシ

六、休職者任地ヲ離レントスル時亦前号ニ同シ単級小学校ノ教員ニシテ前項学校長ニ届出ヲ要スル場合ニアリテハ管理者又ハ便宜学務委員ニ通報スベシ

第十八条　女教員ニハ産前産後ニ於テ左ノ各号ノ期間休養セシムベシ

一、分娩後六週間

二、医師ノ診断書又ハ産婆ノ証明書ニ依ル分娩予定日前二週間

三、前号ノ分娩予定日ヲ超ヘテ分娩セザル場合ニハ事実分娩アルマデ

第十九条　市町村立小学校長及教員ヨリ知事ニ差出ス書類ニシテ別段ノ規定アルモノノ外学校長ニ在リテハ市長村長、教員ニ在リテハ学校長及市町村長ヲ経由スベシ

私立小学校長及教員ニ在リテハ前項ノ外設立者ヲ経由スベシ

二、校　規

第一条　職員ハ毎朝始業二五分前ニ出校シ放課後一時間居残リテ校務ヲ執ルベシ且執務時間中ニハ必ズ私用ヲ為スベカラズ

第二条　欠勤遅刻早退ノ時ハ予メ学校長ニ届ケ出ツベシ

但遅刻早退ハ其時間ヲ出勤簿ニ記入ス可キモノトス

第三条　職員出勤ノ節ハ直チニ出勤簿ニ捺印スベシ欠勤若クハ旅行等ノ場合ニ在リテハ小学校令及同施行規則実施ニ関スル規程（明治三十四年県令第三号）第八十六条第一項及至第六項ノ手続キニ拠ルベシ

第四条　職員ハ校務ノ都合ニ依リ既定時間外又ハ休業ト雖モ執務ス可シ

第五条　転任休職退職ノ節ハ辞令受領ノ日ヨリ三日以内ニ事務ノ引継ヲナスベシ

第六条　新任教員ハ着任後直チニ着任届並履歴書ヲ所定ノ用紙ニ認メ差出スベシ

第七条　職員ヨリ知事ニ差出ス書類ハ別段ノ規定アルモノノ外ハ学校長ヲ経由スベシ

第八条　職員ニシテ諸種ノ試験ニ応セントスル時ハ予メ学校長ノ指揮ヲ受クルベシ

第九条　族称氏名住所等ニ異動アル時ハ直チニ学校長ニ届出デ所在地外居住ハ学校ノ認可ヲ受クベシ

第十条　担任児童引続キ欠席七日ニ及ブ時ハ其理由ヲ取調ベ保護者ニ対シ督促スベシ

第十一条　教授ニ要スベキ教案ハ前日ニ於テ之ヲ認メ学校長ノ検閲ヲ受クベシ

但学校長不在ノ時ハ上席教員ノ検閲ヲ受クベシ

第十二条　教授時間表及教授時間ノ変更ヲ要スル時ハ教務係ニ申出ヅベシ

第十三条　毎週ノ教授進度ハ第六日ニ教授週録ニ記入シ学校長ノ検閲ヲ受クベシ

第十四条　其教室備付ノ校具ハ責任ヲ以テ保管スベシ其校具中ニテ破損シ又ハ修繕ヲ要スルモノアル時ハ直チニ校具係ニ申出ツベシ

第十五条　教授管理訓練上特殊ノ方法ヲ施サントスル場合ニハ予メ学校長ノ認可ヲ受クベシ

第十六条　服装ハ質素ヲ旨トシ執務時間中ハ総テ洋服ヲ着用スベシ
但シ特別ノ事情アル時ハ学校長ノ承認ヲ受クベシ
第十七条　校務ノ分掌ハ別ニ定ムル所ニ依リ之レニ当ルベシ
第十八条　其他学校長ヨリ定メラレタルコトハ誠実ヲ以テ之レニ当ルベシ

◎　校務分掌規程

第一条　学校事務ノ処理上職員分掌ヲ為ス
第二条　分掌事務ヲ八部類ニ分チ各部ニ主任一名ヲ置ク
第三条　各部事務ハ係ヲ定メ職員之ヲ分掌ス
第四条　主任ハ学校長ノ指揮ヲ受ケ各係ノ事務ヲ整理統括シ諸表簿ニ記入ス
第五条　学校事務部別左ノ如シ
一、教務部
二、庶務部
三、機械部
四　器具部
五、図書部
六、標本部
七、衛生部
第六条　毎月整理データヲ期シ各部各係共備品ノ手入ヲナス
第七条　備品破損紛失等ノ場合ハ直チニ理由ヲ台帳ニ記入シ学校長ニ届出ツベシ
（以下省略）

◎　日宿直

第一条　御真影奉安庫を奉護シ且ツ校舎ノ取締ノ為メ宿直及日直ヲ置ク
第二条　日宿直ハ本校職員輪番に勤務スルモノトス　但学校長ハ之ヲ除キ女教員ハ宿直ヲ除ク
第三条　日宿直ハ校舎ノ内外ヲ取締リ特ニ火ノ元ニ注意スベシ
第四条　日宿直ハ大風雨ノ際ハ第一ニ御真影奉安庫ヲ護リ且ツ校番ニ命ジテ戸締ヲナシ防衛ニ努ムベシ
第五条　自火近火其ノ他火急ノ出来事アル時ハ御真影奉安庫ニ注意シ他方ニヨリ聞エ得ル場所ヲ選ヒ大声ヲ揚グルト同時ニ鳴物ヲ使用ス可シ
第六条　日宿直ハ勤務中ノ事項ヲ整理シ火急ヲ要スル場合ハ学校長ニ報告スベシ
第七条　日宿直ハ勤務中ノ事件ヲ帳簿ニ記入シ次番ニ引継グベシ
但日直ノ勤務時間ハ午前八時ヨリ午後四時マデ
宿直ノ勤務時間ハ午後四時ヨリ翌朝八時マデ
第八条　宿直室ハ常ニ整頓シ清潔ヲ保ツベシ
第九条　日宿直ニ左ノ賄料ヲ支給ス
宿直ハ一夜ニ付金拾銭
日直ハ一日ニ付金五銭
第十条　日宿直勤務中発病其ノ他止ヲ得ザル事故ノ為メ勤務ニ堪え難キ場合ハ学校長若クハ附近ノ教員ニ急報スベシ

◎　参観人取扱内規

第一条　参観人アル時ハ庶務係ハ参観人名簿ニ月日住所職業姓名ヲ記入セシムベシ
第二条　庶務係ハ参観セント欲スル学級教科目ヲ問ヒ其ノ教室ヲ指示スヘシ
第三条　参観人アルトキハ庶務係ニ於テ参観人名簿ヲ添ヘテ職員全体若クハ一部ニ予告スルコトアルベシ
第四条　教授中教師ハ参観人ノ敬礼ニ対シ答礼ヲ為スニ及バズ
第五条　参観人左ノ各項ニ当ル時ハ随時参観ヲ謝絶スベシ
一　学校長　庶務係ノ許可ナクシテ一時間ニ、二教室ヨリ多ク参観セシトキ
二　漫リニ教室内ヲ徘徊セシトキ
三　教室内ニ於テ談話セルトキ
四　教室内ニ於テ筆記セルトキ
五　其ノ他特ニ学校ヨリノ要求ヲ守ラサル時
第六条　特別ノ事情アルトキハ学校全体若クハ一部参観ヲ謝絶スルコトアルベシ

◎　学業成績考査規程

第一条　各学級担任教員及専科担任教員ハ児童ノ学業ヲ考査シ学業成績考査簿ヲ整理スルモノトス
第二条　学業成績考査ハ平常及定期ノ二種トス
第三条　平常成績考査ハ各学科単元毎ニ考査シ児童ノ自覚ト教師ノ反省ニ資シ之ヲ記録シテ参考トス

第四条　定期考査ハ七月　十二月　三月中ニ其学級又ハ其学年共通ノ問題ニヨリ之ヲ考査ス

第五条　学業成績ハ甲乙丙ノ評語ニ依リテ表ハス。点数配当ハ左ノ如シ

甲　十、九、八点

乙　七、六、五、四点

丙　三点以下

◎　操行査定規程

第一条　操行ハ児童成績考査簿個性調査簿及日常ノ言行、家庭ニ於ケル状況ニ基キテ査定スルモノトス

第二条　操行ハ甲乙丙ノ三等ニ分チ其標準左ノ如シ

一、過失欠点ナキノミナラズ進ンデ善行ヲ為スモノ　甲

二、普通ノモノ　乙

三、怠慢不注意等ニヨリ過失欠点ノ多キモノ又ハ故意ニ悪ヲ為スモノ　丙

第三条　各学級担任教員ハ学期末ニ於テ児童ノ操行ヲ査定シ考査簿ニ記入シ保護者ニ通知スルモノトス

第四条　学年末学籍簿ニ記入シ学校長ニ提出シ且保護者ニ通告ス

◎　級長規程

第一条　児童ノ自治ノ精神ヲ養ハンガ為メ尋常科三学年以上ノ各学級ニ級長一名副級長二名ヲ置ク

第二条　級長副級長ハ投票ヲ以テ選挙シタルモノニツキ学級担任教員之ヲ詮衡シ学校長之ヲ任命ス

第三条　正副級長ノ任期ハ一学年間トス

第四条　正副級長ニハ所定ノ徽章ヲ付ケシム

第五条　級長ノ任務ハ左ノ如シ

一、同級児童ノ言動ニ注意シ其風紀ノ維持ヲ補助スルコト

二、毎週慣行事項ノ徹底ヲ期スルコト

三、教師ノ命令ヲ伝達シ又同級児童ノ総代ト為ルコト

四、隊列ノ引率及集合解散ノ指揮ヲ為スコト

五、其他教師ヨリ特ニ指定セラレタルコト

第六条　副級長ハ級長ヲ補佐シ級長差支エアル時ハ之ガ代理ヲ為スモノトス

第七条　正副級長ノ氏名ハ各学級教室ノ入口ニ掲示スルモノトス

◎　児童当番規程

第一条　児童ニ自治及勤労ノ習慣ヲ養成スル為メ尋常科三学年以上ノ各学級ニ児童当番ヲ置ク

第二条　当番ヲ別チテ掃除当番、風紀当番トス

第三条　掃除当番ハ毎日若干名各学級毎ニ交代之レニ当ル

第四条　風紀当番ハ高等科弐学年男子若干名一週間宛之レニ当ル

第五条　掃除当番ノ任務左ノ如シ

一、通風採光ヲ計ルコト

二、教室及其附属廊下ヲ掃除スルコト

三、机、腰掛ヲ整頓スルコト

四、黒板及黒板拭ヲ掃除スルコト

五、各児童ニ水ヲ配ルコト

六、掃除用具ヲ仕末スルコト

七、其他教師ヨリ特ニ指定セラレタルコト

第六条　風紀当番ノ任務左ノ如シ

一、職員看護ノ補助ヲナス

二、疾病者ノ世話ヲナスコト

三、慣行事項徹底状況視察

四、下級児童ノ保護ヲナス

五、風儀上衛生上ノ注意

第七条　当番ノ児童ハ始業前及休憩時間ニ於テ教室ニ居残リテ其ノ勤務ヲ果サシメ直チニ運動場ニ出サシムベシ

第八条　風紀当番ハ所定ノ肩章ヲ着用セシム

第九条　尋常科一、二学年児童ニハ担任教員ノ見込ニヨリ当番ヲ置キテ其勤労ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得

◎　児童看護規程

第一条　教員ハ看護日割ニ従ヒ児童を看護スベシ

第二条　看護当番ノ任務ハ左ノ如シ

一、校舎ノ内外ヲ巡視監督スルコト

二、児童ノ遊技ヲ指導スルコト

三、樹木墻塀ニ登リ、土石ヲ擲ツ等危険不潔又ハ風儀ヲ紊ス如キ遊戯ヲ制止スルコト

四、建物樹木及ビ器具等ヲ毀損シ又ハ落書セシメザルコト

五、急病者又ハ負傷者ノ手当ヲ為スコト

六　児童ノ遺失品及拾得品ノ処理

七、朝礼其他児童集散等ノ指揮ヲナスコト

第三条　雨天其他ノ事情ニヨリ児童ヲ運動場ニ出スコト能ハザル時ハ各教室ニ留メテ担任教員之ヲ看護スベシ

第四条　看護当番ハ終業後左記事項ニツキ看護日記ニ記載スルコト

一、訓話諸注意事項

二、運動状況

三、拾得、障害、始末

第五条　看護日誌ハ学校長ノ検閲ヲ受クルコト

(二)　児童心得と「家庭における児童衛生心得」（明治三十八年）

これは下部小学校の資料であるが、日露戦争のころの生活指導と保健衛生思想をしのぶ資料である。戦勝によって一等国の地位に押し上げられたわが国は、後進国からの飛躍の中で結核をはじめ各種の伝染病の脅威にさらされることになる。衛生思想の普及も学校に課せられた大きな任務であった。

児童心得

平生謹みて勅語を服膺し左の件々を実行せよ

一　規則をよく守れ

二　朋友は仲よくせよ

三　約束はよく守れ

四　礼儀をよく守れ

五　時間をよく守れ

六　学用品を忘るゝな

七　不用の物を持ち来るな

八　途中遊びをするな

九　教へられたることにて分らぬことはゑんりよなくたゞせ

十　常にあぶなきことといやしきことをするな

十一　遊ぶときは元気よく運動せよ

十二　学用品の取扱を丁寧にせよ

十三　復習を怠るな

十四　もらひたる金銭などは貯金せよ

十五　自分の物には必ずしるしをつけおけよ

十六　えりまき　てぶくろ　ずきん　などは　なるべくもちゐぬよーにせよ

十七　身装を正しくせよ

十八　美服を飾るなよ

十九　金銭　品物のかしかりを妄りにせないよーにせよ

二十　金銭　品物をそまつにせないよーにせよ

廿一　楽書をするな

廿二　妄りに樹木を折り取るな

明治三十八年　月　日

家庭に於ける児童衛生心得

一　三度の食は時を違はぬよーにせよ

一　旨しとて飲過ぎ食過ぎしないよーにせよ

一　不熟の果物は決して食ふな　熟したるものにても成るべく皮を去りて食ふよーにせよ

一　路傍に売り居る食物類の覆なくしては蠅等の群り居るものを買ふて食ふな

一　腐敗の疑あるものは食ふな

一　一旦煮たる水を用ひ成るべく生水を呑まぬよーにせよ

一　熱しとて氷水を多く呑むな
一　病人ある家にて貰ひたる飲食物は猥りに口に入るゝな
一　間食はよくないから成るべく食はぬよーにせよ
一　消化悪しきものを食はぬよーにせよ
一　着物は時々洗濯して用ひよ
一　湿りたる衣服は着るな必ず日光に乾かし温気の失せたるものを用ひよ
一　寝ぬるにはねまきを用ひ何程暑き時にても胸腹を被ふことを忘るなよ
一　夜具蒲団は時々日に乾せよ
一　居間と寝所とは奇麗に掃き風を入れよ
一　暑中は垢のつきかた殊に多きものなれば毎日湯に入るか又は行水をなして身体を清潔にせよ　但し長湯をするな
一　暑中日に直射せらるゝは宜しからぬものなれば冠りものをせよ
一　熱きところを跣足にて歩むな
一　伝染病ある家又は其近傍には立寄るな
一　塵埃溜に近よらぬよーにせよ
一　心地あしき時は早く父母に告げよ
一　昼寝をしないよーにせよ
一　夜は早く寝ね朝は早く起きよ
一　薄暗きところにて読書するな
一　読みかきは机の上にてなせよ
一　朝起きたるときは歯をみがき口をそゝぎ又爪をも時々剪り去れよ
一　髪は男子は成るべく短かく刈り込み（悉く剃り去るな）女子は時々洗ひ乱さぬよーにし油を多く用ふるな
一　常に手拭を持ち汗等を拭へよ
一　猥りに路傍の便所に入るな
一　運動散歩したる後は必ず手足を洗ふてはいるよーにせよ
一　ぜんわん等の食器は時々清潔にせよ
一　暑中は成るべく人込の場所に立寄るな

からだは凡ての基でありますから学校に於ては児童の衛生に最も気をつけてお
ります。右の件々は其重なるものでありますから何卒家庭に於ても実行かた御
気をつけなされて学校と一致しまするよーに願ひます

明治三十八年　月　日

(三)　共和尋常高等小学校の生徒訓育と「道徳法典」

生徒訓育を考える場合、その訓育目標をどうとらえるかということと、実践の形態をどうするかが基本的な問題となる。

わが国の教育において生徒訓育の目標を明示するものは、明治十二年に出された「教学聖旨」であるが、その中に「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ」「仁義忠孝ノ心は人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髄ニ感覚セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入リ先入主トナル時ハ奈何トモ為ス可カラス」と示されているように「仁義忠孝」がその根幹とされている。

この精神を受けて、後に出された「小学校令」「教育ニ関スル勅語」「小学校教則大綱」「小学校令施行規則」などにおいても、道徳教育、忠孝一本、忠君愛国、公徳等の大切なことが強調されここに近代天皇制支配体制の基礎が形づくられていったのである。具体的実践目標としては、教育勅語に示された各項目を、ひたすら忠実に実践することにしぼられたのである。（山梨県教育百年史明治編）

山梨県においては、以上のような国の方針に従い、「小学校生徒操行査定条規」（明治二〇、富里小学校資料参照）「生徒訓育ニ関スルモノ」（明治二一）「学校生徒ノ風紀取締ニ関スル件」（明治四二）などが指示された。

明治二十一年、西八代郡長依田孝は「西八代郡高等小学校規則」を次のように編成し、県知事に認可申請を出している。

西八代郡高等小学校規則
第三十八号
本年訓令第六号ニ準拠シ当郡高等小学校規則別紙ノ通リ編成候間御認可相成度此段及具申候也

西八代郡長　依田　孝

山梨県知事　山崎直胤殿

第三章　生徒心得

第十条　凡ヘテ生徒ハ孜々勉励シテ以テ其課業ヲ研磨シ、各自ニ其智徳ヲ修進スルコトヲ務ムベキハ勿論、常ニ左ノ諸項ヲ謹守スベシ

一、皇室ヲ尊崇シ、国家ヲ愛護スルノ志気ヲ励ムベキコト

二、父母長上ニ事ヘテ、孝悌恭敬ヲ尽スベキコト

三、教師ノ訓令ヲ遵守シテ、以テ敬礼ヲ尽スベキコト

四、朋友ト交ルニ、専ラ信義礼譲ヲ尽スベキコト

第十一条　前諸項ヲ謹守スルノミナラズ、尚左ノ各件ヲ常ニ心得ベシ

一、毎日登校ハ起業前十分タルベシ。若遅刻セバ其事由ヲ述ベ、受持教師ノ指揮ヲ受クベシ

二、校内ニ無用ノ玩弄物、若クハ果物及菓子ノ類ハ一切携帯スベカラズ

三、授業ノ時間来リ、着席ノ報告アルトキハ速ニ整列スベシ

四、教師ノ許可ナクシテ猥ニ教室ニ出入スベカラズ

五、本校則ハ勿論、時々告諭スル所ノ条件ハ謹テ之ヲ遵守確保シ、決シテ違反スベカラズ

六、問答質疑及平素ノ談話等、務メテ温雅ノ言辞ヲ用フベシ

七、学校ヨリ貸与スル所ノ図書機械ハ勿論、自己所有ノ物品タリトモ常々叮嚀ニ之ヲ取扱、破損又ハ遺失等之レナキ様注意スベシ

八、書籍器械其他些細ノ物品タリトモ、猥リニ貸借交易スルコトヲ禁ズ

九、戸障子壁机腰掛等ニ楽書シ、或ハ之ヲ毀損スベカラズ

十、校内ヲ奔走シ、或ハ大声疾呼シ、或ハ他人ノ遊嬉ヲ妨害シ、又ハ喧嘩口論等ヲナスベカラズ

十一、猥リニ瓦礫ヲ抛チ、或ハ屋墻又ハ樹木ニ登リ、或ハ地上ニ坐臥スル等、総テ危険有害ノ遊戯ヲナスベカラズ

十二、罵詈詭謗ハ勿論、苟モ人ノ衣食等ヲ品評スベカラズ

十三、猥リニ犬ヲ嗾シテ之ヲ闘争セシメ、又ハ鶏ヲ相挑マシム等ノ戯ヲ決シテナスベカラズ

十四、生徒ハ前各号ノ外、学生タルノ体面ヲ汚ス如キ行為アルベカラズ

とある。各学校においては、こうした基本をふまえ訓育の具体化の策を樹て、実際生活の中で「習慣化」のために最大の努力を払ったことが、各校の沿革誌においても十分にうかがえる。

共和尋常高等小学校の場合も、こうした教育思想と全く無縁な中で「道徳法典」が制定されたとは思えない。しかし当時の県下各学校の資料と比較した場合、極めてユニークな道徳指針であることに驚く。次にその全文を掲載してみる。

◎共和尋常高等小学校道徳法典

校訓　一、からだを鍛へよ。

一、規律を守り、礼儀を正うせよ。

一、自治を尚び、公徳を重んぜよ。

善良な日本人である私達男女児童は、私達の国がますますえらくもなり、善くもなるためにめいめい強く役立つ人間となるやうつとめます。それ故に私達は最も善い日本人がいつも守って来た正しい生活の法則を守ります。

◆からだを鍛へよ

第一、健康の法則

善良な日本人は、ますます完全な健康を獲るやうに努めます。私達の国は日々の仕事に相応はしい体力を養ふことに努める人々によって栄へます。それ故に、

（一）私は私の衣服、私の身体及び私の心を清潔に保ちます。

（二）私は私の害になる習慣を避け私の益になる習慣を作り決してそれを破りませぬ。

（三）私は完全な健康を授けてくれる食物と、睡眠と、運動とを取ります。

第二、公平な遊戯の法則

善良な日本人は、遊戯を公平に致します。立派な遊戯は、私達の気力を増したり、鍛えたり、一層国家の役に立つ人物にします。それ故に、

(一) 私はごまかしを致しませぬ。

私は賭け事を致しませぬ。若し私が公平な遊戯を致しませぬならば、敗けた者は競技の面白さをなくし、勝った者は自尊心をなくしましょう。そして競技は下品な物になり、又人を虐げることにもなります。

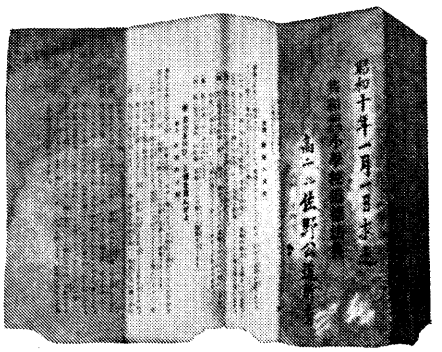

共和小学校道徳法典

(二) 私は相手に礼儀をつくします。

(三) 私は団体競技をするときには、私自身の名誉のためでなく、私の組の成功と、競技の面白さとの為めにいたします。

(四) 私は立派な負け手になります。でなければ寛大な勝手になります。

◆規律を守り、礼儀を正うせよ。

第三、規律の法則

善良な日本人は規律を守ります。規律がみだれてだらだらになれば、人の気持を悪くします。又仕事がはかどりません。それ故に

(一) 私はよく総てのおきてを守ります。

(二) 私は時間を守ります。時間を守らぬは自分の不利益ばかりではありません。他人の迷惑になります。

第四、礼儀の法則

善良な日本人は礼儀を正しくします。礼儀を正しくしなければ、自分の品位が下ります。そうして他人の気持を悪くします。それ故に

(一) 私は人の前に出る時は、頭髪や、手足を清潔にし、着物の着方にも気をつけます。

(二) 私は食事をする時は音を立てたり、食器を乱雑にしたりする様な事を慎みます。

(三) 私は戸障子のあけ立てを静かにする様努めます。

(四) 私は電車や自動車に乗った時は、気をつけて人に迷惑をかけない様にします。自分だけ席を広くとったり、不行儀なりをしたりすることを止めます。

(五) 私は言葉づかいを上品にします。

(六) 私は集会の場所、停車場、その他人ごみの所では順番を守ります。

◆自治を尚び、公徳を重んぜよ。

第五　自治の法則

善良な日本人は自分を制し、自分を信じ、自分に頼ります。自惚は愚かであるが自分を信じたのむことは、強くて有用な人物となりたい児童に是非とも必要であります。

(一) 私は出来得る限り自習をします。又正しい方法でなすことを学んだ人々に、私の力で学べる限り学びます。

(二) 私は私の舌を制します。そして卑しい言葉、下品な言葉、淫らな言葉を遣いませぬ。

(三) 私は私の気分を制します。そして他人が私に不快を与え、物事が私の気に合わぬ時でも私は決して怒りませぬ。

(四) 私は私の考を制します。愚らぬ願を起して立派な目的を妨げる様な事を許しませぬ。

(五) 私は年長の賢い人々の助言を喜んで聴入れます。私は私を愛し、私を世話してくれる人々や私よりもよく私を知り、また世の中を知っている人々の願を尊重します。併し私はよく自分自身で考え、自分自身で決し、自分自身で行う事を努めます。

(六) 私は毎日自分の考えた事や自分が行ったことを省りみます。そしてそれが正しい事であると信じられるならば、人に嘲り笑われても恐れませぬ。多数の人々が不正を致しましても、私は恐れずに正しい行いを致します。臆病は善良な日本人を造ったことがありません。

第六、共同作業の法則

善良な日本人は、自分の仲間と力を合わせてよく働きます。人は自分一人では都市や大道を作ることは出来ませぬ。人は自分一人で一軒の家も、一個の橋も作ることが困難であります。私が御飯をたべる為に、大勢の人々が種を蒔いたり、刈入れを致しました。又田を耕す鋤や、穀物を打落す道具を造り、精米所を建て、薪を伐り、かまどを造り、商店を開きました。私達が力を合せて働く道を知れば知る程、私達の国はますます栄えて行きます。

(一) 如何なる仕事でも他人と力を合わせて働く場合には、私は私の受持ちを仕遂げ、又他人の受持ちをも助けます。

(二) 私は私の仕事に用ふる凡ての物を整頓して置きます。之等の物がそのあるべき場所にない時は、邪魔になることもあり、又見付けにくいこともあります。不整頓は乱雑を意味し又時間と忍耐との浪費を意味します。

(三) すべて他人と共同で働く時には、私はいつも快活に致します。不活発は働き手全体の気を沈ませ、仕事全体を害します。

(四) 働いてお金を貰いましたならば、私は吝嗇家にも浪費者にもなりませぬ。私は友情に厚い働き手である一人の日本人として、貯金もし消費も致します。

第七、忠誠の法則

私達の国は世界に類のない国体を持って居ります。そして私共の先祖はいつも忠誠の心をもって此の国体を立派にして来ました。それ故に私達は世の中の凡ての方面に於て身も心も捧げて忠誠を尽し一旦緩急ある場合は、義勇公に奉じ、天壌無窮の皇運を扶翼します。

(一) 私は私の家族に忠誠を尽します。私は忠誠の心を以て私の両親又両親に交る者に喜んで従います。私は私の家族の人々を皆強くし、又役立つ者にする為に私の最善の助けを致します。

(二) 私は私の学校に忠誠を尽します。私は忠誠の心を以て、凡ての生徒の為に出来ている規則を守り、且つ学友を助けて守らせます。

(三) 私は私の村、私の県、私の国に忠誠を尽します。私は忠誠の心を以て国憲を重じ国法に従います。

第八、義務の法則

善良な日本人は良く義務をつくします。義務を逃げる横着者や、我儘の惰け者は他人の労働に寄生し、自分のなすべき仕事を他人に負わせます。こういう人は同胞を害し、その結果国をも害します。私は私の義務がなんであるか、私のせねばならぬことがなんであるかを見出すように努めます。そしてむずかしかろうが、易かろうが、私は私の義務を必ず果します。私がせねばならぬことは、私に必ず出来ます。それ故に

(一) 私は興味を以て私の仕事に励みます。不精無精にやる間に合せの仕事には私は満足いたしませぬ。不注意に作られた一個の車輪や、一線の鉄道は、幾百人の生命を奪うことがあります。

(二) 誰一人私を見てもいず、又私を賞めてくれない時でも、私は正しい事を正しい方法で致します。そして私が自分の最善をつくした以上、私より上手に出来た人、或は私よりも沢山の報酬を得た人を羨やむことを致しませぬ。羨望は仕事と仕事をする人を害します。

発心の行事

一、私達は今日学校へ何しに来たでしょう。

一、立派な日本人になることをつとめましょう。

前掲の「共和尋常高等小学校道徳法典」の制定年度や制定の経緯の詳細を伝える公式文書は保存されていないようである。しかし本校に勤務した者の内、生存の最年長者である元校長長沢公夫によって、次のような事実が明らかになったのでここに付記しておく。

「上田原に二宮利作氏あり、彼は号を併巌と称し、山梨県師範学校の第一回卒業生であった。往時を思うに、正規の教員養成機関に学ぶ機会を得る者は、一郡に数名を数える程稀少の存在であった。従って氏は身延小学校を最後にその職を辞するまでの間、峡南地区の教育界に多大な貢献があったと聞く。

しかし思うところあってか、この教育界を辞してアメリカ合衆国ロサンゼルスに渡り、新聞記者に転身して「日米新聞社」に職をおく。氏が書く「アメリカ通信」は、大正中期の自由主義教育開花期のわが国において、各所に熱情的な読者層をつくったと言われている。

とき大正九年、当時本県においては山梨県師範学校を中心とした郷土誌研究が進められており、本校もこれに呼応する中で同種の研究調査が進められていた。校長上田政一はその資料を在米中の氏に送ったところ、程なくそのお礼として、当時アメリカ合衆国において普遍していた「アメリカ諺集」なるものを郵送してきた。国情、国体が異なるとはいえ、人として生まれ、人としてその生涯を全うする道に何の国境やあらん。諺集を手にした職員は、これを我が校の子どもに与え、日本人として、また国際人としての感覚を育てるための法典にせんことを期して、その翻案に取りかかった。教育勅語を日本人の最高道徳としていた当時、これに関する内容を削除することは至難のわざであったことも手伝って、でき上がった内容は日本人的であった。しかし「親に孝に」というべきところを「忠誠」という言葉に置き換えて概念を広げたあたり、現在でも通用する法典であったと思う。

以来幾星霜、世に浮沈興亡の時があり、人に得意と失意の時あれども、本校に学ぶ者はこの法典を日夜口に唱え、文をそらんじ、行いを道に即さしめんとして努めてきたことを思うと感無量なるものがある」と。

(四)　古関小学校校則その他（大正末期）

◎大正末期の本校の校則

第一章　総　則

第一条　本校は、小学校令第一条の旨趣を遵守して児童を教育す。

第二条　本校の教授訓練養護の方針は別に定む。

第二章　教科及毎週教授時数

第三条　略

第四条　本校は、尋一、二年に図画を課し同五年より珠算を授け、高等科には実業科目の農業科をなすものとす。

第三章　学期休業日、教授始終

第五条　本校の学期休業日は、小学校令施行規則による。

第六条　本校は、尋常科四年以上、五月下旬より六月中旬まで十日間養蚕休業をなす。

第七条　本校の始業終業の時刻を定むること左の如し

月　日	始　業	終　業	備考
自　四月一日 至　七月十日	午前八時	午後二時	
自　七月十一日 至　九月二十日	同　七時	十二時	
自　九月二十一日 至　十月三十日	同　八時	午後二時	
自　十一月一日 至　三月二十五日	同　九時	午後三時	

第四章　儀　式

第八条　本校に於て挙行する儀式左の如し

一月　新年拝賀式　始業式
二月　紀元節拝賀式
三月　陸軍記念式　恩賜林記念式　春季皇霊祭
四月　入学式　神武天皇祭　天長節拝賀式
五月　海軍記念式
七月　終業式
九月　始業式　秋季皇霊祭
十月　勅語奉戴記念式　学校記念式　神嘗祭
十一月　明治節拝賀式　新嘗祭
十二月　終業式

第九条　儀式の順序は左の如く定める。

第一　職員児童入場
第二　参列者入場
第三　校旗入場
第四　式
一、敬礼
二、君が代で御開扉（最敬礼）奏楽
三、拝賀　賀詞奉呈
四、勅語奉戴の歌　合唱
五、奉拝
六、御閉扉（最敬礼）奏楽
七、諚告
八、儀式に相当する歌　合唱
九、敬礼
一〇、退場

第五章　成績考査

第十条　児童の平素の成績は、各学期末に於て調査し学年末に評定する。評点は十点満点でその評語は甲、乙、丙の三種とする。

第十一条　学校長は、臨時に毎学年の考査を行う。其の科目はその都度定む。

第六章　賞罰

第十二条　品行方正、学力優等及精勤なるものは褒賞を授与する。

第十三条　性行不良なるものは、之を懲戒する。

第十四条　性行不良にして他に防げあると認めるときは、出席を停止する。

第七章　職員心得（略）

第八章　校務の分担

第十六条　監護当直は、児童の性行を観察して操行査定の資とする。

左の事項は即時これを矯正又は禁止する。

1　容儀をみだしたる時
2　悪しき行いをなしたる時
3　野卑な言語を使用したる時

左の事項は即時又は朝礼の時賞賛し満足の意を表すべし。

1　学友を憐み、長上を敬したるとき
2　学友のため自己の立場をゆずりたるとき
3　多数学友の利を図りたるとき
4　その他善良なる行為ありしとき

遊戯を好まざる児童は、なるべく奨励して体育につとめること。

監護当直は、児童と共に昼食を食べこれを監督すること。

第九章　職員会議

第十七条　毎月一回職員会議を開く、会議事項は左の如し

一、命令の伝達
二、指令及び注意事項の伝達
三、打合せ、報告、研究事項
四、その他の事項

第十章　職員当直（略）

第十一章　校具貸与規定（略）

第十二章　校具保管（略）

第十三章　児童の教室内心得

第二十一条　児童の教室内心得を定むること左の如し。

一、学習中教師の許可なく席を離れないこと

二、学習中は放心することなく、教師の命令及規律を守り、常に姿勢を端正に保持して腰掛によるべし

三、放課時間中は教師の許可なく教室に入るべからず

四、学習中児童は、相互に問答・談話をすべからず

五、始業及終業は鳴物で報ず、これに従うこと

第十四章　参観人心得

第二十二条　参観人心得は別に定む

3、各中学校の沿革

(1)**下部中学校**

①　下部中学校校歌

作詩　米山　愛紫
作曲　森　儀八郎

一、常葉　栃代の清流の
　　せせらぎの歌友として
　　空に真理の風そよぎ
　　土に文化の花薫る
　　五条ケ丘に開く窓
　　下部中学　わが母校

二、姿けだかき　五老峰
　　翠になごむ　常葉山
　　朝夕べに仰ぎつつ
　　生命栄光ある自主の学園
　　使命に瞳ぶ若き眉
　　下部中学　わが母校

三、珠玉と豊かに湧き出ずる
　　泉に遠き歴史あり
　　人の情はあたたかく
　　希望あふれる郷土に
　　心を協せ学びゆく
　　下部中学　わが母校

②　沿革

昭和二十二年四月一日　新制富里中学校創立
〃　　九月一日　富里小中学校「父母と教師の会」設立
昭和二十三年三月二日　校舎六教室増築
昭和二十五年五月五日　峡南高校定時制分校併設

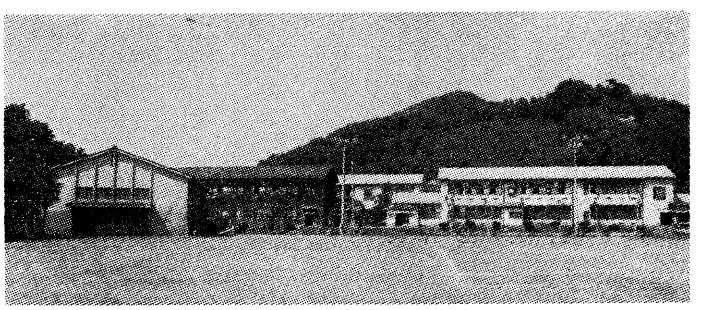

下部中学校（昭和55年６月）

昭和二十六年二月八日　県指定図書館経営実験学校公開
昭和二十八年七月二十五日　ブラスバンド新設
昭和二十九年九月二十日　校舎六教室増築
昭和三十年一月一日　町制施行に伴い下部町立下部中学校と改称する。
〃　特別教室四教室増築
昭和三十一年　屋内体育館新築落成
〃　三月十七日　下部中学校ＰＴＡ独立
〃　三月二十七日　校地拡張（運動場）校舎移転工事着工
〃　九月三十日　町村合併による下部中学校発足
〃　十一月二十一日　校歌制定、作詩米山愛紫、作曲森儀八郎
昭和三十二年十一月二十七日　木工機械室落成
〃　十二月十二日　校旗樹立
昭和三十三年十二月十二日　県指定産業教育実験学校公開
昭和三十四年四月二十六日　野球バックネット竣工
昭和三十五年七月六日　県指定教育課程実験学校公開
昭和三十六年八月三十一日　裏校舎二教室増築
〃　十一月二十三日　柔道、剣道設備設置、道場開き
昭和三十七年十二月二十五日　校長室、玄関増築
昭和三十八年十二月二日　完全給食開始
昭和四十年一月二十日　保健室新設
〃　十二月二十五日　校地周囲鉄柵、女子更衣室、生徒昇降口、農具庫、謄写室、手洗水呑場、渡り廊下等新増築
〃　四月一日　特殊学級（一学級）開設
昭和四十一年四月十日　小中学校林三町二反二五歩設定
昭和四十二年七月二十日　小中校共同プール竣工、プール開き
昭和四十五年九月一日　学校無人化実施
〃　十一月一日　築山、池、造園工事完成
昭和四十六年四月二十八日　全校生徒用机・椅子パイプ製に更新

生徒数の推移

（下部中学校）

年度	男	女	計	年度	男	女	計
昭和22年度	145	106	251	昭和39年度	249	272	521
23	193	153	346	40	239	247	486
24	220	168	388	41	250	220	470
25	216	193	409	42	210	195	405
26	206	196	402	43	202	193	395
27	210	216	426	44	168	179	347
28	204	217	421	45	177	168	345
29	218	221	439	46	167	150	317
30	225	222	447	47	176	132	308
31	238	204	442	48	172	120	292
32	215	212	427	49	157	106	263
33	187	200	387	50	129	108	237
34	165	194	359	51	101	113	214
35	197	201	398	52	84	118	202
36	249	233	482	53	83	105	188
37	269	260	529	54	84	98	182
38	247	280	527	55	95	76	171

昭和四十六年十月二十一日　校庭夜間照明施設完成
〃　十二月一日　石油ストーブ十六台設置
昭和四十七年一月二十一日　東校舎非常階段取り付け
昭和四十八年八月七日　県総体に柔道部優勝
昭和四十九年八月四日　〃　連続優勝
昭和五十年六月二十二日　県中学校柔道大会に優勝
昭和五十二年六月六日　水道、町営水道に切替える。
③生徒数の推移（別表）

④歴代校長

初代長沢	誠	昭二二―二三年度
2	矢崎　勝平	〃二四―二五年度
3	志村　重光	〃二六―三三年度
4	馬場孫一朗	〃三四―三七年度
5	石田　正男	〃三八―三九年度
6	日向　勇	〃四〇―四三年度
7	深沢　幸雄	〃四四―五〇年度
8	渡辺富美夫	〃五一―五四年度
9	宮沢　正成	〃五五

(2)　久那土小学校

①久那土中学校校歌

作詩　米山　愛紫
作曲　森　儀八郎

一、めぐる山々　麗わしく
　はるかに望む　富士の嶺
　久那土峡に　伸びる町
　和む光に　照り映えて
　輝くいらか　わが母校

二、朝夕べに　慕いより
　せせらぎ歌う　三沢川
　遠い行方を　しのぶとき
　若い希望に　胸が鳴る
　大志を抱き　世にたとう

三、友よ三年の　春秋を
　生命の限り　羽ばたこう
　拓く文化の　かおる窓
　久那土中学　睦みつつ
　誉れをあげよ　わが母校

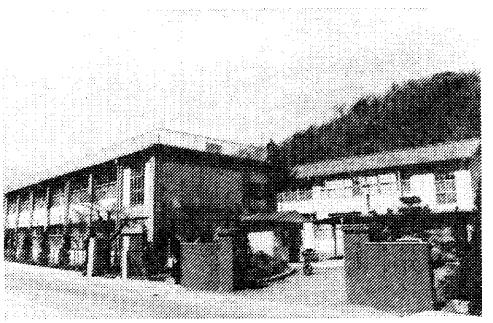
久那土中学校

②、沿革
昭和二十二年四月一日　学校教育法により久那土村三沢一五番地に村立久那土中学校と称し設置する。
昭和二十二年四月十日　開校式挙行
昭和二十二年四月　久那土小中学校父母と教師の会発足
昭和二十二年五月　久那土中学校保護者会発足（新制中学校発足当初の本校教育環境を整備し、教育財政の援助を目的とした会である）

昭和二十三年四月一日　第一回山梨県教育委員会より実験学校の指定を受ける。
昭和二十五年四月二十五日　増築校舎落成祝賀式挙行
〃　十一月　第一回強歩大会実施
昭和二十七年十一月一日　久那土村教育委員会発足
昭和二十九年五月二十日　小中学校教室交換をなす。
〃　十一月一日　雨天体操場兼公民館落成式挙行
昭和三十年六月十二日　二階講堂を普通教室にするための改造工事着手
昭和三十一年五月十五日　中学校保護者会及び久那土小中学校ＰＴＡを解散し、久那土中学校ＰＴＡを設立する。
〃　九月三十日　町村合併により校名を改称し、下部町立久那土中学校となる。
昭和三十二年七月八日　中学校独立校舎建築問題を議するためにＰＴＡは臨時総会を開く。
昭和三十三年四月四日　共和中学校廃校により、上田原地区中学生一九名は本校へ編入する。
昭和三十四年七月二十日　三沢二四六〇番地に新校舎落成、移転完了開校式を挙行する。以後この日を学校記念日とする。
昭和三十五年四月二十九日　久那土地区選出町議・同教育委員・ＰＴＡにより久那土中学校屋内体育館建設推進委員会を構成する。総額一五〇万円として町に寄付採納することを決定。
〃　七月二十六日　体育施設寄付金一九九、二五〇円をもってバックネット外諸施設の工事完了。
昭和三十六年二月十日　屋体建設寄付金一五〇万円を町に寄付採入する。
〃　七月十六日　屋内体育館及び二教室増築落成式同祝賀会を挙行する。
昭和三十七年三月五日　校旗樹立、校歌制定、ピアノ購入披露式を挙行する。校歌の作詞は米山愛紫、作曲はＮＨＫ専属の森儀八郎

生徒数の推移　（久那土中学校）

年度	男	女	総数	年度	男	女	総数
昭和22	114	78	192	昭和39	130	146	276
23	128	99	227	40	126	117	243
24	127	116	243	41	127	114	241
25	121	134	255	42	115	112	227
26	125	131	256	43	106	116	222
27	130	126	256	44	112	101	213
28	142	134	276	45	100	87	187
29	162	146	308	46	93	74	167
30	152	174	326	47	87	78	165
31	142	170	312	48	95	82	177
32	128	155	283	49	95	88	183
33	143	128	271	50	84	76	160
34	149	104	253	51	76	71	147
35	143	108	251	52	69	75	144
36	155	131	286	53	63	72	135
37	155	163	318	54	63	65	128
38	145	154	299	55	57	57	114

昭和三十七年十月二十七日　柔道場完成
昭和三十八年九月二日　学校給食施設完備し、完全給食（週六日制）開始する
〃　十一月一日　第一回学園祭を実施、「岐映祭」と命名する。
〃　十一月二十七日　産振教室の移転完了する。
昭和三十九年四月一日　第二回山梨県教育委員会より実験学校の指定を受ける。
昭和四十年七月一日　久那土小中学校プール竣工及びプール開き挙行。
昭和四十七年三月二十九日　県立峡南高校との校地校舎の交換、移転をなし、現在地（三沢七二番地）において創立以来三度目の学園づくりを始める。
〃　十一月一日　移転後の校地校舎の整備工事完了する。
昭和四十八年三月一日　屋内体育館の移転完了する。
〃　四月二十日　学校緑化整備作業実施
昭和四十九年八月十五日　校門完成
昭和五十年七月二十八日　バレーコート（一面）、テニスコート（二面）完成
昭和五十一年五月一日　食堂の設備完了し、使用開始
昭和五十二年四月一日　文部省より道徳教育実験学校の指定を受ける。
昭和五十三年十月二十四日　道徳教育の実践及び研究を公開する。

③生徒の推移（別表）

④久那土中学校歴代校長

初代	望月　理義	二二・四―二四・一二
2	馬場孫一朗	二四・一二―二六・三
3	矢崎　勝平	二六・四―三三・三
4	小林　安正	三三・四―三六・三
5	石田　正雄	三六・四―三七・三
6	井上　審	三七・四―四〇・三
7	志村　重勝	四〇・四―四一・三
8	立川　武男	四一・四―四四・三
9	小林　兼一	四四・四―五三・三
10	小林千代晴	五三・四―五五・三
11	田中　光幸	五五・四―現在

(3) **古関中学校**

①古関中学校校歌

作詩　米山　愛紫
作曲　森　儀八郎

一、緑も深き　山峡の
いにしえ関のおかれたる
歴史に映える故郷よ
誇りを胸に　春秋を
学ぶ中学　わが母校

二、文化の力　発電の
わざある嶺を越えゆけば
そびえて高し　芙蓉峰
裾野に真澄む　本栖湖に
夢ははばたく　大空へ

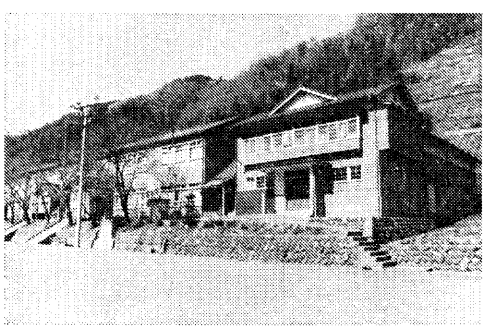

古関中学校

三、古関川は　水清く
　海原めざし　流れゆく
　畔が生みし　木喰の
　遺徳を偲び　若き日を
　磨くいのちに　花かおれ

②　沿革

昭和二十二年四月一日　新制古関村立古関中学校創立する。
昭和二十三年三月十五日　第一回卒業式挙行
〃　七月二十二日　古関中学校ＰＴＡを結成する。
昭和二十四年二月十一日　新校舎落成
昭和二十六年十月三日　徽章を制定し白線二本とともに制帽をも制定する。
昭和二十七年十一月二十九日　昭和二十四年度卒業生門柱を寄贈する。
昭和二十八年四月二十五日　学校林に植樹
昭和二十九年四月一日　山梨県教育委員会より実験学校の指定を受ける「学習指導」
〃　五月五日　屋内体育館落成式挙行
〃　十一月三日　町村合併により下九一色村立下九一色中学校折八分校は本校の分校となる。
昭和三十年五月五日　増築校舎落成式挙行
昭和三十一年九月二十六日　町村合併により古関村立古関中学校は、下部町立古関中学校となる。
昭和三十二年七月二十九日　創立十周年記念式及び学芸発表会を挙行する。
昭和三十三年十月一日　校旗樹立、校歌制定披露祝賀式挙行、校歌作詩は米山愛紫、作曲は森儀八郎

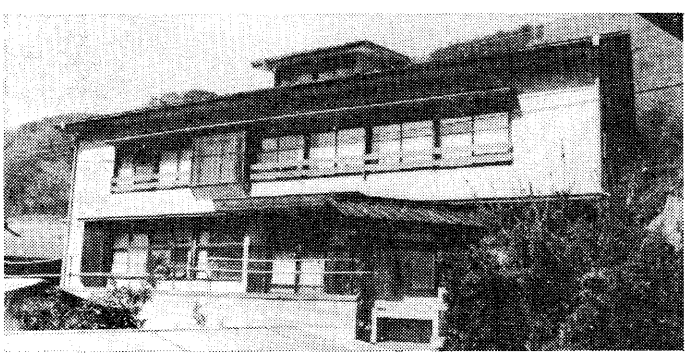

古関中学校寄宿舎

昭和三十五年二月十八日　折八分校を廃止し本校に統合する。
〃　四月一日　寄宿舎を設置する。但し分散形式
昭和三十八年十月五日　運動場拡張工事完了
〃　十月十九日　ミルク給食を開始
昭和三十九年六月十五日　全校一人用机、腰掛となる。
昭和四十年七月三十一日　技術家庭科教室落成
昭和四十一年五月二日　寄宿舎落成式挙行
昭和四十二年三月六日　完全給食実施
〃　十一月一日　創立二十周年記念式及第一回学園祭を実施する。
昭和四十四年二月五日　学校記念日を二月五日と変更し制定する。
〃　七月一日　小中学校共用プール完成、竣工式及びプール開き挙行
昭和四十五年九月一日　学校無人化となり宿直及び休日休業日の日直が廃止される。
昭和四十六年三年二十五日　へき地教育振興法により特別地域に認定される。
昭和四十九年六月十九日　本校第二回卒業生一同ピアノ寄贈
昭和五十二年四月一日　学校園の造園工事完了

③　古関中学校寄宿舎
昭和二十九年十一月三日　折門、

八坂の両部落は、下九一色村を離れて古関村へ合併した。その結果下九一色中学校折八分校は、古関中学校折八分校となった。

折八分校より各部落までの距離

下折門まで　一、一〇〇メートル
三ツ沢　〃　二、九〇〇メートル
上折門　〃　八〇〇メートル
八坂　〃　三、〇〇〇メートル
沢まで　九〇〇メートル

分校の位置は、山の中腹で各部落間のほぼ中央にあった。従って学校への道は、狭い尾根伝いか、又は沢伝いの道で、雨の日や雪の日の登校は、想像以上の困難が伴ったものと思われる。

校舎は小学校と棟続きで、職員室は共同で、一、二年生が複式、三年が単式で経営されて、特別教室はなかった。昭和三十三年三月の職員異動を契機として、諸問題が台頭した。

○特殊教科に対する小学校との兼任辞令の問題
○無免許授業の問題　○中学校複式学級の困難性の問題　○授業時数のアンバランス　等の諸問題が、通勤不可能のへき地であるために一層深刻化する中で、教育的解決をするためには、本校からの応援が不可欠の条件であった。しかし本校から分校までは九〇〇〇メートルにも及ぶ悪路で、とても通勤は不可能と考えられた。

その間ＰＴＡの承認と、町ならびに県教委の内諾を得て、同三十三年七月七日より本校への試験登校を開始し、同年九月三日より体育館二階に宿泊し、中央に幕を引いて男女に分けた。食糧の米麦、調味料は生徒の持参したもので、朝夕はいわゆる共同炊事で女子が受持ち、昼食は学校用務員のおばさんの好意で過ごした。職員は舎監として一人勤務したが、すべて無料奉仕であった。父母の負担は別としても、生徒の学力の向上という初期の目的は達せられ、生徒は遠路通学から解放されて大喜びであった。

主な経過は次の通りである。

三十三年五月試験登校に対するＰＴＡの決定と下部町教委、県教委の内諾
〃　七月七日　試験登校開始
〃　九月三日　体育館二階を寄宿舎と定め、本日より宿泊開始
〃　十二月一日　赤池泰重留守宅を寄宿舎に借り受け移転す。
三十四年一月九日　三十四年度も試験登校することをＰＴＡ決定す。
三十五年二月十八日　折八分校を廃止して古関中学校に統合することを決定する。

年度別寄宿生徒数

年度	生徒数	年度	生徒数
昭和三六年度	二	昭和四〇年度	一四
〃三七	一八	〃四一	二〇
〃三八	二〇	〃四二	二〇
〃三九	二七	〃四三	二
〃四〇	二四	〃四四	八
〃四一	二四	〃四五	八
〃四二	八	〃四六	六
〃四三	六	〃四七	八
〃四四	二〇	〃四八	二
〃四五	一七	〃四九	三

〃　四月一日　折八分校は古関中学校に統合する。
三十六年四月一日　正式に舎監が認められ、舎監として職員の配置を受ける。
三十八年二月六日　寄宿舎に正式に炊事婦を雇い入れ、名実共に充実する。

四十一年一月十三日　寄宿舎の上棟式が行われた。
〃　五月二日　本日盛大に竣工式を挙行す。総工費四、五〇〇、〇〇〇円

昭和五十五年度の寄宿舎生はわずかに三名であるが、へき地児童生徒援助費の中には、食糧、ハブラシ、手拭、寝具などの日用補助費として一日一人に対して、九八二円六五銭の町と国庫からの補助費があり、その他一〇四万円の町予算をもって、光熱費、寄宿舎の維持費、炊事婦の賃金などが支払われ経営されている。整備された環境の中で、規則正しい恵まれた寮生活ができることは、へき地教育振興の面から、まことによろこばしいことと考える。

寄宿舎の運営

寄宿舎の生活指導

(1)　指導目標

両親のもとを離れ、集団生活を営みつつ成長していく寮生徒に、よりよい生活を送らせるために、次のような指導目標をたてる。

日課	時間	日課	時間
起床	六：四五	夕食・入浴	一八：〇〇～一九：三〇
清掃・洗面	六：五〇～七：一五	学習	一九：三〇～二一：三〇
朝食・朝の会	七：一五～七：四五	反省会	二一：三〇～二一：四五
登校 (夏季)	八：〇〇まで	清掃	二一：四五～二二：〇〇
登校 (冬季)	八：二〇まで	就寝	二二：〇〇

古関中学校生徒数の推移　（古関中学校）

年度	男	女	計	年度	男	女	計
昭和22年	81	76	157	昭和39	94	110	204
23	81	87	168	40	94	104	198
24	83	89	172	41	94	103	197
25	80	83	163	42	95	83	178
26	89	76	165	43	101	77	178
27	94	81	175	44	101	85	186
28	94	94	188	45	82	85	167
29	100	101	201	46	72	72	144
30	81	101	182	47	66	55	121
31	84	86	170	48	64	48	112
32	86	81	167	49	60	43	103
33	78	72	150	50	46	38	84
34	80	75	155	51	46	36	82
35	87	86	173	52	34	34	68
36	102	94	196	53	37	25	62
37	99	104	203	54	29	17	46
38	92	105	197	55	30	19	49

町内小中学校の状況

1 施設の状況

小・中学校の施設の状況　　（昭和55年4月現在）

学校名	所在地	児童生徒数 人			学級数	一学級当り児童生徒数	教職員数					施設						児童・生徒1人当り平均(㎡)		
							教員			職員数	計	敷地(㎡)			校舎(㎡)					
		男	女	計			男	女	計			運動場	校舎その他	計	一般校舎	講堂(屋体)	計	一般校舎	講堂(屋内運動場)	運動場
下部小学校	常葉 1413	154	132	286	11	26	6	9	15	6	21	6,674	3,719	10,393	2,508	0	2,508	8.75	0	23.33
久那土小学校	三沢 15	87	86	173	6	29	5	4	9	5	14	4,282	3,496	7,778	2,163	613	2,776	12.50	0.28	24.75
古関小学校	古関 339	40	39	79	6	13	5	4	9	4	13	1,652	754	2,406	1,288	0	1,288	16.30	0	20.91
三保小学校	久保 463	5	5	10	3	3	3	2	5	0	5	522	374	896	869	0	869	86.90	0	52.20
下部中学校	常葉 1495	95	76	171	6	29	9	3	12	4	16	4,446	4,254	8,700	2,349	397	2,746	13.73	2.32	26.00
久那土中学校	三沢 72	57	57	114	3	38	6	2	8	4	12	7,360	4,858	12,218	2,163	397	2,560	18.97	3.48	64.56
古関中学校	古関 2437	30	19	49	3	16	7	2	9	3	12	3,091	1,585	4,676	1,064	290	1,354	21.74	5.91	63.08

2　学年別児童生徒数

昭和55年度　小中学校学年別児童生徒数　　（昭和55年5月1日現在）

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計		
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数		学級数
下部小学校	男 18	2	20	2	26	1	23	2	39	2	28	2	154	286	11
	女 23		24		16		26		18		25		132		
久那土小学校	男 13	1	15	1	10	1	16	1	17	1	16	1	87	173	6
	女 13		17		11		13		14		18		86		
古関小学校	男 1	1	8	1	5	1	6	1	10	1	10	1	40	79	6
	女 5		7		3		6		7		11		39		
三保小学校	男 0	0.5	1	0.5	2	0.5	0	0.5	1	0.5	1	0.5	5	10	3
	女 1		0		2		1		1		0		5		
計	男 32	4.5	44	4.5	43	3.5	45	4.5	67	4.5	55	4.5	286	548	26
	女 42		48		32		46		40		54		262		
下部中学校	男 36	2	28	2	31								95	171	6
	女 19		28		29								76		
久那土中学校	男 15	1	20	1	22								57	114	3
	女 21		20		16								57		
古関中学校	男 8	1	7	1	15								30	49	3
	女 9		6		4								19		
計	男 59	4	55	4	68								182	334	12
	女 49		54		49								152		
合計													468	882	38
													414		

ア、きまりを守り規則正しい生活を送る。
イ、互いに助け合い真剣に学習に取り組む。
ウ、自主性を高め何事にも積極的に参加し協力する。
エ、自分のつとめや言動に責任をもち、礼儀正しい明るい生徒になる。
オ、保健衛生に留意し健康なからだをつくる。
カ、寮内外の清潔・整頓につとめよりよい環境づくりにはげむ。
キ、公共の施設を大切にし、かつ積極的に活用する。

(2) 日課表

生活のきまりを守り、次の日課割によって寮生活を送る。

④ 生徒数の推移（別表）

古関中学校歴代校長

初代	小林	安正	昭二二―三二年度
2	今村	信春	〃三三年度
3	福田	七郎	〃三四―三五年度
4	日向	東正	〃三六―三七年度
5	川田	照郷	〃三八―四〇年度
6	深沢	幸雄	〃四一―四二年度
7	尾沢	恒	〃四三―四四年度
8	遠藤永太郎		〃四五―四七年度
9	小林	孝晴	〃四八―四九年度
10	望月	宏	〃五〇―五二年度
11	小林	和夫	〃五三―現在

(4) **共和中学校**

①沿革

昭和二十二年四月一日　共和村立共和中学校として創立。当初の校舎は小学校の一部をもって充当し、運動場は小学校と併用し、職員は校長以下七名であり、各学年一学級編成の三学級編成

昭和二十二年七月十六日　共和小中学校連合ＰＴＡ及び教育後援会を結成する。

昭和二十四年四月二十六日　中学校増築校舎竣工、本日落成式を挙行する。

昭和二十五年二月十七日　運動場狭隘につき、運動場拡張について実行委員会を結成して促進運動を展開、第一、二期工事とも村民の勤労奉仕によって完成し、本日竣工式を挙行する。

昭和二十六年七月二十七日　小中連絡協議会を開き、夏休みの諸計画、校舎の管理、その他について話し合う。小中併設であったので小中合同職員会議を必要に応じて開き、行事その他の調査をはかりながら学校経営がなされた。

昭和三十年七月五日　中学校二教室完成して落成式を挙行

「図書館まつり」

中学校独自の行事として「図書館まつり」がある。戦後の学校教育の最大のねらいは児童生徒の自主性、主体性を育成することであった。その為には教師による一斉教授方式ではなく、生徒ひとりひとりが学習課題を設定し、主体的実践によって解決していく学習形態が重要視され、その実践を支えるものが学校図書館であった。

本校はそうした教育思潮に則り「学校図書館」の充実と運営に意を注ぎ、県下への研究公開をいちはやく実施した。数千冊にのぼる図書を刻明に分析し、各教科、クラブ活動等における学習課題項目と全図書の内容件名とを照合させた部厚い冊子が全生徒に配布され、生徒の自主的学習のよりどころを提供し先進的な実践がなされた。このような取り組みがやがて「図書館まつり」に発展し生徒会を中核とした自主的活動として恒例的に実践された。それはやがて読後感想文、自由研究発表会などとなり演劇などと組み合わされて父母多数の参観を得て特色ある学校行事となり、今日各中学校で実施されている「学園祭」のはしりともつながったのである。

「テニス共和」

運動クラブの中では特に庭球が盛んであった。庭球は地域一般への普及も早く、すぐれた選手も輩出して伝統的な強みがあった。狭隘な校地と伝統とが生み出した体育文化だと言える。

「県下にさきがけ関西への修学旅行」

昭和二十八年十月十八日から二泊三日の関西旅行が実施された。当時中学生の修学旅行はほとんど関東であったので、その成果は大いに注目された。生徒三四名、職員三名の修学旅行は成果とは別にその心労も大きなものであったであろう。

「閉校」

新制中学として発足した本校も開校後わずか十一年の歴史を刻したのみで閉校となった。それは本校に起因する自己の崩壊ではなく、自治体の適性規模を主題とする町村合併という行政改革の余波による終末であった。

当時独自の地場産業ももたない弱少な財政、それに加えて最近の道路交通網の発達は住民の閉鎖的な生活圏を急速に改める方向へ志向してきた。学校は確かに住民にとって魂の寄りどころであり、廃校という現実はできれば拒否したい。しかし遠い将来を展望するとき、弱少規模の中で営まれる教育活動と、生徒の可能性の啓培の在り方を模索する時、郷愁よりも現実に則した判断を下さなければならなかった。

住民の感情論と行政判断との交錯する中で、分町運動は下部町議会における「分町認可の決議」を経て、下田原、宮木の両地区は中富町へ合併し、上田原、一色地区は下部へ残ることとなり、昭和三十三年三月三十一日を終焉の日と決定したのである。

③　共和中学校歴代校長

宮沢　進　昭和二十二―二十九年度

今村信春　昭和三十―三十一年度

伊藤　渉　昭和三十二年度

第四節　実業補習学校・青年学校

一　農業補習学校

明治十年代、青年運動が盛んとなり青年会や有志が中心となり寺院や小学校を使って夜学会が設けられた。これは主として冬の農閑期を利用しての学習であって山梨県の補習学校は明治二十六年「実業補習学校規程」が制定され、明治三十五年に改正されたもので、これは富国強兵の基礎は産業の振興にあると考え、また小学校卒業後の青少年の学習意欲を満たすための施設でもあった。

町内旧村毎に設置されていた農業補習学校について明治四十三年調べのものを掲げると明治三十九年四月二十五日共和農業補習学校を共和尋常高等小学校に併設。校長佐野真示、学級四学級にて生徒五十二人、経費は年間三十二円四十銭で補助は県から五円、郡から十一円、授業料は月額十銭であった。同年五月十一日古関農業補習学校設立学級数三、生徒六八人、経費は年間五十七円五十銭、県補助八円、郡補助七円、授業料月額五銭で校長加藤政重であった。

明治三十九年十二月六日富里農業補習学校を富里尋常高等小学校に併設する。学級数二、生徒数三八人、年間経費三十円五十銭、県補助五円、郡補助六円、授業料月額十銭、校長馬場正臣。同年十二月二十日下九一色小学校折門分教場に下九一色村立折門農業補習学校を併設す。校



久那土農業補習学校（大正３年ころ）

長内藤信晴にて学級は一学級で生徒数は八人、経費の内へ郡費から二円の補助があり授業料は月額十銭であった。

明治四十年十月二十五日久那土農業補習学校を久那土尋常高等小学校に併設する。二学級、生徒数四十三人、年間経費九十七円、県補助十円、郡補助七円、授業料無料。校長小尾義信であった。

農業補習学校は夜間授業が多く、この点昔の青年夜学会あるいは現今の定時制夜間教育に似た所がある。但し定時制は年間実施であるにもかかわらず農業補習学校は青年夜学会と同様冬季農閑期を利用しての季節授業が多かった。また青年夜学会と異なる点は、青年夜学会が自習的学習であるのに対して、農業補習学校は小学校の校長が校長を兼ね、小学校の職員が教諭を兼ねていた事である。町内各農業補習学校は小学校に本校を置き、各部落の集会所あるいは寺院等に分教場を置いて、受け持ち教諭が毎晩通勤して授業を施し、時には校長が巡視して講話をする時もあった。本校へは開講式、閉講式の時のみ全員が集合するという状態であった。

また、生徒は学則によって本科（前期・後期に分かれる）専修科の別があり、教科、修業期間及び休日、入退学、修了、賞罰等も規定され、学業考査によって卒業証書も授与された。

大正十五年六月十九日青年訓練所規程の示す所に基づき学則の改正が行われ補習学校を以て青年訓練所に充用し「青年訓練所充用〇〇農業補習学校」と称するようになった。なおこの時従来男子のみに限られていた補習学校に、女子部も加設して女子青年の宿望も入れ、教育の機会均等を計ると共に時代に順応する女性教育を企図する事となった。

町内の農業補習学校・高等補習学校等の沿革

明治二十六年十一月二十二日　実業補習学校規定を制定
明治二十七年二月二十一日　実業補習学校の教科書について定める。
明治三十五年一月十五日　実業補習学校規定を改正
〃　文部省、実業補習学校の趣旨について説明
明治三十九年四月二十五日　共和農業補習学校設立　学級数四　生徒数五二名　校長　佐野真示
〃五月十一日　古関農業補習学校設立　学級数三　生徒数六八名　校長　加藤政重
〃十二月六日　富里農業補習学校設立　学級数二　生徒数三八名　校長　馬場正臣
〃十二月二十日　下九一色村立折門農業補習学校設立　学級数一　生徒数八名　校長　内藤信晴
明治四十年十月二十五日　久那土農業補習学校設立　学級数二　生徒数四三名　校長　小尾義信
（農業補習学校は期間開設で、主として農閑期の夜間学習（夜学）であった）
明治四十四年四月十七日　久那土尋常高等小学校に准教員養成所設置
大正三年十一月二十七日　久那土尋常高等小学校の高等科第三学年を廃し二か年制度の高等補習科設置認可せらる。
（高等補習科は大正十二年三月三十一日で終り同年四月二十五日には組合立峡南農工学校が設立される）
大正十一年二月十五日　実業補習学校標準学科課程を制定
大正十五年七月一日　久那土村立農業補習学校は青年訓練所に起用され開所式を挙行（六月二十八日認可、県報）（看板は「青年訓練所充用久那土農業補習学校」）
昭和三年二月二十四日　学校教練及び青年訓練修了者検定規定を制定
昭和十年四月一日　青年学校令公布（実業補習学校青年訓練所廃止）青年学校規程を制定
昭和十年七月十五日　久那土村立農業青年学校認可
昭和十年十月一日　青年学校開校
昭和十四年四月二十六日　青年学校令を改正し青年学校を義務制とする。
（満十二歳以上満十九歳未満の男子、就学義務を定む）

二　青年学校

昭和十年四月、青年学校令が公布された。明治以来の農業補習学校と新しくそこに充用された青年訓練所とが統一され、青年学校と改称された。旧制中学校に進学しない男女青年に対しての教育をするもので、普通科（尋六卒者が二か年）本科（高小卒男子五か年、女子三か年）その上に研究科、専修科の四科で構成されていた。十九歳までの男子青年はこの青年学校に在籍して訓練をうけ、二十歳からの軍隊入営に続く戦時計画であった。この青年学校令の公布とともに、その教員養成を目的として、青年学校教員養成所令が制定になり、昭和十九年には師範教育令が改正され、新たに青年師範学校が誕生した。戦争がはげしくなるとともに、青少年の陸海軍または航空隊への志願者も多く募集された。在郷軍人も再三の召集で戦地へ送られ、指導する指導員も召集され、単村における青年学校教育は、その実施が困難となった。そこで県は青年学校の統合をすすめた。

しかし終戦後復員者および軍需工場からの復帰者が多かったので、昭和二十一年三月一日、県の指令で統合が解体され、ふたたび単村別に独立した。二十一年度、二十二年度と各村国民学校に併設し、終戦後の混乱とたたかい、食糧増産に励む地域勤労大衆青年の教育にあたった。二十二年四月新制中学校が発足し、青年学校は併設されて一か年経営されたが、昭和二十三年三月三十一日をもって廃校となった。

別掲資料として久那土村立農業青年学校学則を掲載する。

（別掲資料）

昭和十年七月十五日認可

山梨県西八代郡久那土村立農業青年学校学則

第一章　総　則

第一条　本校ハ山梨県西八代郡久那土村立農業青年学校ト称シ久那土尋常高等小学校ニ併設ス

第二条　本校ハ青年学校令ニ基キ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養ス

〔男子部〕教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

教授及訓練科目	教授及訓練時数						
	普通科	本科					研究科
	一年	二年	一年	二年	三年	四年	五年	一年
修身及公民科	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
普通学科	九五	九五	五五	五五				
職業科	六五	六五	七五	七五				五〇
体操科	四五	四五						
教練科			一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
合計	二三〇	二三〇	二四〇	二四〇	二一五	二一五	二〇〇	一五〇

〔女子部〕

教練及訓練科目	教授及訓練時数						
	普通科	本科					研究科
	一年	二年	一年	二年	三年	一年	二年	一年
修身及公民科	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
普通学科	八五	八五	五五	五五	五五			
職業科	八五	八五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
家事及裁縫科								
体操科	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	二五
合計	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	二三〇	一五〇

ルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二章　部科並ニ教授及訓練期間

第三条　本校ニ男子部及女子部ヲ置キ各部ヲ普通科本科研究科ニ分ツ

第四条　普通科本科並ニ研究科ノ教授及訓練期間ヲ定ムルコト左ノ如シ

男子部　普通科二年　本科五年　研究科一年

女子部　普通科二年　本科三年　研究科一年

第三章　教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数

第五条　普通科本科研究科ノ教授及訓練科目並ニ教授及訓練時数左ノ如シ

第四章　教授及訓練季並ニ時刻

第六条　本校ノ教授及訓練年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七条　本校ノ教授訓練年度ヲ分チテ左ノ三期トス

第一期　自四月一日　至八月三十一日

第二期　自九月一日　至十二月三十一日

第三期　自一月一日　至三月三十一日

第八条　本校ノ教授及訓練季節ハ概ネ九月ヨリ翌年三月迄トス但シ季節外ト雖モ四月ニ連続シ十日以上其他ノ月ニ於テモ一回以上教授及訓練ヲナスコト

第九条　本校ノ教授及訓練日並ニ終始時刻ハ学校所属区域内ニ於ケル業務ノ状態其他ノ事情ヲ斟酌シテ学校長之ヲ定ム

第十条　学校ノ休業日ハ左ノ如シ

一、祝祭日

二、産土神例祭　七月十五日　十月三十日

三、農繁期

四、年度末

五、学校記念日　七月十五日

六、恩賜林記念日

七、其他

第五章　入退学

第十一条　本校ノ入学期ハ毎年四月トス但シ特別ノ事情アル者ニツイテハ中途入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十二条　本校ニ入学シ得ル者ノ資格左ノ如シ

一、普通科第一年尋常小学校卒業者又ハ年令十二年以上ニシテ之ニ相当スル素養アル者

二、本科第一年　普通科修了者高等小学校卒業者又ハ年令十四年以上ニシテ之ニ相当スル素養アルモノ

三、研究科第一年　本科卒業者又ハ之ニ相当スル素養アル者

第十三条　本校ニ入学セントスル者ハ別記第一号様式ニ依リ学校長ニ願出ヅベシ

第十四条　生徒ニシテ転学又ハ退学セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保護者又ハ雇傭主連署ノ上学校長ニ願出ヅベシ

第十五条　学校長ハ生徒ニシテ特別ノ事由ニヨリ一時他ノ青年学校ニ於テ教授及訓練ヲ受クルコトヲ志望スル者アルトキハ其ノ期間其ノ生徒ノ教授及訓練ヲ他ノ青年学校ニ委託スルコトアルベシ

第六章　修了及卒業ノ認定並ニ賞罰

第十六条　各科ノ修了又ハ卒業ハ全課程ニ就キ教授及訓練出席時数其ノ他平素ノ学修情況ヲ考察シテ学校長之ヲ認定ス

第十七条　修了者又ハ卒業者ニ対シテハ夫々別記第二号様式ノ一、二又ハ三ニ依ル修了証又ハ卒業証ヲ授与ス

第十八条　学校長ハ必要ニ応ジ生徒ニ対シテ褒賞又ハ懲罰ヲ行フコトアルベシ

第七章　講習

第十九条　本校ハ修了者、卒業者又ハ一般公衆ノ為メ随時講習ヲ行フコトアルベシ

町内各青年学校もおおむねこれと大同小異の構想のもとに経営されたと思われる。

第五節　峡南高等学校

明治四十四年四月十七日久那土尋常高等小学校内に准教員養成所を設立して自村は元より近村の子弟を教育して教員養成に尽力したが、これが南巨摩郡静川村の切石小学校へ移転したので、大正三年一月二十七日久那土

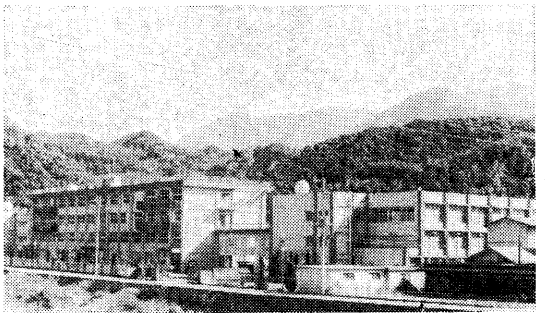

峡南高等学校

村では、これに代わる修業年限二か年の高等補習科を置いた。これは郡から毎年補助を受けて経営したのであったが大正十二年三月三十一日を以て、郡制が廃止になるので必然的に郡からの補助は無くなるため高等補習科は廃止の運命にあった。

この頃県では県立の中学校と、高等女学校を二校ずつ新設する案が県会で決まり中学校二校の内、一校は西八代・南巨摩両郡町村長の請願によって、峡南地方へ設立する事になった。峡南地方ではが然争奪戦が始まった。主な候補地は岩間と身延であったが、久那土でも此の際高等補習科に代わるものとして、中学校を誘致しようと虚々実々の運動を試みたが、中学校は遂に身延に決定した。その請願書は次の通りである。

請願書

西八代南巨摩両郡ハ県ノ南端ニ僻在シ古来河内領ト称シ地勢狭窄交通不便ノ地ニ有之随テ教育産業依然トシテ旧態ヲ改メス進歩ノ跡遅々タルモノ有之候、殊ニ教育事業ニ至リテハ最モ甚シキモノアリ今ヤ県下各郡至ル所ニ中等学校ノ設ケアラサルモノ無之是レ時運ノ進展上当ニ然ルヘキモノニ候、然ルニ両郡ニハ未タ其ノ設ヲ見ル能ハス。志ヲ抱テ学ニ就ントスルモ遠ク父母ノ膝元ヲ離レサルヘカラス、斯クテハ多額ノ学資ヲ要シ父母ノ経済上堪フル能ハサルモノアリ。従ツテ之カ教育ヲ受クルモノ甚タ尠キハ誠ニ遺憾トスル所ニ候。両郡ノ面積人口並ニ義務教育修了者等ヨリ見ルモ中等学校設置ノ条件ハ完全ニ具備シ居リ候哉ニ被存候。一旦之カ設置ノ運ビニ至ランカ、郡民ノ向学心ヲ喚起シ競ツテ入学優ニ一学校ヲ形成スルノ生徒ヲ得ラルヘク候。然レトモ資本薄弱ナル両郡ニ候ヘハ郡費ヲ以テ之カ設立ヲ為スハ到底其ノ負担ニ堪ヘス候。右ノ次第ニ候間僻陬未開ナル両郡ノ為ニ此際県立中等学校ヲ設立セラレ、地方民ヲシテ親シク是カ教育ノ恩恵ニ浴セシムルハ最モ緊要切実ナルコト被認、冀クハ閣下宜シク明鑑ヲ垂レ給ヒ両郡ノ現状ヲ御洞察アラセラレ、両郡中適当地ニ県立中学校ヲ設置、両郡子弟ノ通学ニ便セシメラレンコト切望ニ堪ヘス候。御採用ノ暁ハ学校敷地ノ寄付ハ勿論、教員住宅約十戸ヲモ設置寄付シ教員居住ノ安定ヲ計ルノ見込ミニ有之、其ノ他ニ於テモ両郡民負担ノ堪ヘ得ルノ範囲内ニ於イテハ御命令ニ依リ相当ノ寄付ヲ弁セサル覚悟ニ御座候間特別ノ御詮議ヲ以テ来年度予算ニ計上致候様相願度此ノ段奉請願候也

大正九年　月　日　　西八代・南巨摩両郡
各村長（連署）

山梨県知事　長野　幹殿

中学校設置位置の問題については、峡南地方では増穂、鰍沢、市川大門、岩間、久那土、静川、飯富、身延の各村が設置を望んでいた。大正十年十一月十九日には増穂村の有力者により、続いて同月二十七日には南巨摩郡北部、中巨摩郡南西部各村青年団が増穂町役場で決起大会を開いた。さらに十二月十一日には南巨摩郡中部有志五百人が飯富村永久寺で郡民大会を開催した。しかし学校敷地、教員住宅費を提供し得る条件があったのは身延、岩間二か村のみで、設置をめぐる争いは結局この二村にしぼられた。身延誘致を支持する村は南巨摩の豊岡、睦合、富河、万沢、西八代の大河内、栄の六か村にすぎず、この点において両郡二十数か村の支援をうけていたといわれる岩間が優勢であったが、身延側には身延村出身の藤田文太郎県議、富河村出身の内田信一郎県議がおり、身延山及び富士身延鉄道も全面的に支援していた。

一方、岩間側には県政友会が後押しをしていたことが次の文部省より知事当ての照会によっても明らかである。

大正十一年八月五日

文部省普通学務局長　山崎達之輔

山梨県知事　長野　幹殿

追テ別冊立憲政友会山梨県支部外十一青年団ヨリ文部大臣ヘ提出陳情書ニ依レハ、岩間村ハ中学校ノ位置トシテ身延村ヨリ優レル諸事項ヲ挙ケアルモ右各事項ニ対スル貴官ノ御意見承知致度候、回答ノ際ハ別冊返戻ヲ請フ（大正一一・八・県学事文書による）

この照会内容は、身延、岩間を中心とした通学区域、各町村への里程、同交通の便否、身延村の風紀、衛生、各通学区域ごとの町村人口数、尋常小学校在籍児童数、平均中学校入学志願者数、直接県税一戸平均額、各通学区域の図表等微細にわたっており、政争にまきこまれないための文部省側の慎重な姿勢がうかがわれる。

これに対する長野幹知事の回答は次の様であった。岩間地区は山岳重畳し、交通きわめて不便にして通学距離においても恵まれない。身延村は県道完備し、自動車も通じ、富士川によってへだてられる岩間地域と異なり沿岸上下の交通便利にして、富士身延鉄道の富士川架橋はこれをさらに高める予定である。風紀衛生面では、身延村には日蓮宗総本山があり風紀上厳正で、学校設置地区は郊外高燥の地であり衛生上適当である。市況についても三百余戸で市街をなす身延が勝り、可能通学区域でも、県立中学校在籍生徒数でも身延村が優れている。と結論づけている。

大正十一年六月十四日　長野知事は峡南地方の諸候補地を視察したが、結局身延に軍配があがった。

ところが六月十一日　中学校の設置位置発表によって岩間派が猛烈な反対運動を行い、七月十三日には有志が上京して内務・文部両省に陳情するという始末となった。これが峡南農工学校設立への運動となって発展していったのである。（県立身延中学校は大正十一年九月二十一日、文部省から設置認可、翌年四月一日開校となった）

峡南農工学校の設立と県移管

身延中学校設置位置問題で破れた西八代関係村の、長野知事への怒りは、長野幹知事の退任に代わる新知事大海原重義への陳情による失地回復の運動となって発展していった。

身延中学校設立認可が文部省から出された直後、西八代郡における立憲政友会の重鎮深沢義政は、大海原新知事をはじめ県会議員各位へ次のような陳情書を提出した。

陳情書

謹ミ而呈一書新任大海原知事閣下

回顧スレハ吾行政ノ区画タル嚮ニ明治維新ノ始徳川氏政権ヲ奉還畏クモ皇政復古ナリ廃藩置県ノ制令ヲ施行セラルヽヤ甲斐一国ヲ挙ケテ山梨県トナシ二領九筋ヲ廃シテ四郡ヲ分割シ現今一市九郡ノ施政トナレリ明治元年十月始メテ良二千石トシテ滋野井公寿氏本県ニ赴任セラレ爾来閣下ニ到リ渾ヲ二十一世其ノ間最長任期藤村紫朗氏ノ十有余年尚続クニ熊谷喜一郎氏ノ五年有余中島錫胤氏ノ四年有余前任長野幹氏ノ三年七ケ月ナリ而シテ殆ド全県下ヲ抑制躁(ママ)擾セラレタルハ長野幹氏ヲ以テ最大一位トセサルヲ得ス

（中略）

第三　我カ西八代郡ニハ中等教育ノ機関ナク、其辺陬ノ故ヲ以テ動ヽトモスレバ教育ノ点ニ於テハ他郡ノ後塵ヲ拝スルノ嫌アリテ嘆息スルコト久シカリキ。客年県ニ於テ、峡南ノ地帯ニ増設ノ計画アリト聞クヤ好期逸スベカラズトナシ本郡中十四カ村ハ挙ゲテ是カ実現ヲ願望シ屢ヽ当局ニ陳情セリ、然ルニ前任知事ハ是等有志ノ総意ヲ無視シテ遂ニ身延村ニ指定セラレタルハ、今ヤ県下ニ独リ我カ西八代郡下ノミ此施設ナク、有衆ノ向学心ヲ沈滞セシメ従ツテ文化向上発達ヲ阻止スル道理甚ダ遺憾ナルノミナラズ一視同仁ノ本義ヨリスルモ黙過ニ能ハサル重大事態ト謂ハザルベカラズ希クハ閣下此ノ点ヲ重視セラレ深ク考量ヲ垂レラレ親切ナル施策ヲ賜ハランコトヲ。

叙上ノ理由ニ係ル第一項、同二項ノ緊要ニ付テハ今ヤ目睫ノ間ニ開会セラレントスル県会ヘ御提案ヲ煩シ御施行ナランコトヲ敢エテ請願シ敢エテ奉陳情候也

大正十一年十一月二十一日

右　深沢義政

山梨県知事　大海原重義殿

山梨県会議員各位　殿
甲府市新寺社御中

一方中学校が身延に決まったので、久那土村では高等補習科に代わる村立実業学校を建設する事になり、大正十一年十一月三日、久那土村長小林安吉は大海原知事に対し、「久那土村立農工学校設立」に関する県費補助申請書（別掲）、並びに村会決議書、設置に関する構想、学則（別掲）等を付して設立促進を図った。

申請書が郡役所を経由する時点で、郡長猪瀬弁吾は監督指導の立場から、一か村で中学校を経営する事は経費の点で困難なので、西八代郡下中部全村による組合立の構想を立て、その指導もあって久那土村は周辺の村へ呼びかけた。結局久那土村を中心とする山保村、古関村、富里村、共和村、宮原村、葛篭沢村、鴨狩津向村の八か村で学校組合を作り、組合立の実業学校設立に向けて運動を進めていった。

このようにして大正十二年四月、前記八か村による組合立峡南農工学校を設立するに至った。

実業学校補助申請

西八代郡　久那土村

右ハ交通不便ノ僻陬地ナルヲ以テ小学校卒業者中進ンテ中等ノ教育ヲ受ケムトスルモノアルモ自宅ヨリ通学不可能ノ為メ少数ナル富豪子弟ノ外ハ其ノ志ヲ遂ケシムル能ハス頗ル遺憾トセリ仍テ去ル大正参年四月高等補習科ヲ小学校ニ附設シ中等学校ニ入学シ能ハサルモノヽ学力補習ニ努メタリ然ル処年々入学者増加シ隣村ヨリノ志望者モ漸次増加シ現在在学生徒六十七名ノ多キニ及ヘリ此ニ於テカ本村会ハ更ニ右補習科ヲ実業学校ニ改メ大正十二年度ヨリ地方ニ適切ナル農工学校ヲ設置スルコトヲ決議セリ之レ一ハ生徒ノ為メニシテ一ハ地方産業開発上最モ必要ノコトヽ信シラレ候併シテ右組織変更ニ伴ヒ経費ノ激増免レ難ク加フルニ従来補習科カ受ケ来リシ郡費補助（四百円）モ来年度ヨリハ廃止サルヽ次第ニ付事情御明察ノ上相当ノ県費補助相成度別紙農工学校設置案村会決議書及高等補習科ニ関スル調査書、久那土村及隣村職業調、同高等科児童調等相添此段及申請候也

大正十一年拾壱月五日

久那土村長　小林　安吉

山梨県知事大海原重義殿

西八代郡久那土村実業学校設置案

一　名　称　村立久那土農工学校
二　位　置　久那土村三沢久那土尋常高等小学校ニ併設ス　敷地并ニ建物図面別紙ノ通
三　学　則　別紙ノ通
四　生徒定員　壱百人
五　開校年月日　大正拾弐年四月壱日
六　収入支出予算表　別紙ノ通
七　職員数及俸給額ノ予定
職員三人　俸給総額三千七百二十円、内校長俸給千八百円教諭二人俸給千九百二十円
八　設置区域内ニ於ケル当該実業状況
本村戸数四百二十八戸中二百五十五戸ハ専ラ農蚕業ニ従事シ建築、彫刻、漆工等ヲ副業トスルモノ少ナカラス

はじめ、久那土小学校の一室を借用して開校したが、同年十二月、組合会は八千円の寄附予算をたてて校舎新築を決定した。ところが大正十三年六月、工事竣工の時になって宮原村外二か村が経費の分担が多すぎるとして組合の脱退を申し出で経費支弁の責任を負わないと言明した。情理をつくした説得も効を奏せず、峡南農工の場合にも決して地元民の大同団結が得られたわけではなかった。しかし、県移管の望みをもっていた久那土村外四か村は、その内紛を表に現わすことなく隠忍自重して多額の経費を分担した。峡南農工学校の設立が身延中学校の開校と対抗して、設立時においてもすでに組合立から県移管への強固な願望をもっていたのである。

年度別卒業生数

通算	旧・新	年月	科	卒業生数	通算	旧・新	年月	科（卒業生）						
								農業	農村家庭科	インテリア	建築	土木	機械	卒業生数
第1回	旧 1	大14.3	農業	24	27	新 3	昭26.3	105	18					123
2	2	15.3	〃	23	28	4	27.3	52	17	木材工芸 47				116
3	3	昭 2.3	〃	15	29	5	28.3	47	13	28				88
4	4	3.3	〃	7	30	6	29.3	49	19	23				91
5	5	4.3	〃	29	31	7	30.3	40	14	25				79
6	6	5.3	〃	32	32	8	31.3	35	27	19	38			119
7	7	6.3	〃	40	33	9	32.3	31	28	19	29			107
8	8	7.3	〃	34	34	10	33.3	29	27	25	31			112
9	9	8.3	〃	35	35	11	34.3	40	26	28	35			129
10	10	9.3	〃	36	36	12	35.3	43	32	39	39			153
11	11	10.3	〃	27	37	13	36.3	29	37	32	29	31		158
12	12	11.3	〃	46	38	14	37.3	20	32	32	37	34		155
13	13	12.3	〃	51	39	15	38.3	20	25	29	35	33		142
14	14	13.3	〃	41	40	16	39.3	10	27	13	33	37		120
15	15	14.3	〃	46	41	17	40.3		24	27	44	45		140
16	16	15.3	〃	48	42	18	41.3		生活科 55	工芸 51	54	104		264
17	17	16.3	〃	50	43	19	42.3		49	47	45	95		236
18	18	17.3	〃	48	44	20	43.3		45	47	45	85		222
19	19	18.3	〃	56	45	21	44.3		45	45	43	83		216
20	20	19.3	〃	107	46	22	45.3		39	37	40	79		195
21	21	20.3	〃	100	47	23	46.3		40	39	39	76		194
22	22	21.3	〃	113	48	24	47.3		39	38	40	77		194
23	23	22.3	〃	107	49	25	48.3		38	インテリア 39	40	78		195
24	24	23.3	〃	73	50	26	49.3		家政科 41	40	39	76		196
25	25	24.3	〃	39	51	27	50.3		39	34	40	79	35	227
23	女子部 1	昭22.3	〃	62	52	28	51.3		39	38	40	73	38	228
24	女子部 2	23.3	〃	71	53	29	52.3		39	34	39	77	38	227
25	女子部 3	24.3	〃	23	54	30	53.3		39	35	40	79	40	233
24	併設中学	昭23.3	普通科	19	55	31	54.3		38	32	38	76	38	222
25	新 1	24.3	農業科	49	56	32	55.3		34	36	39	73	40	222
26	新 2	25.3	〃	96				1,940	1,141	978	971	1,390	229	6,649

県立移管に関し県が指示する最低限度の施設を整えるために経費を準備する事となり、大正十五年八月、京浜各地篤志者に懇請して指定寄附金を受け、同年十二月増築工事に着手している。しかし県移管が簡単に実現したわけではなかった。大正十五年八月十九日、山梨日日新聞は、「峡南農工学校の県移管は設備を完全にせねば運動も効果を奏すまい。現在同校には蚕室もなく、講堂、雨天体操場、生徒控室、畜産室もない状況から県移管は困難である」と報じている。しかし西八代郡以外の各郡には県立学校がそれぞれ設置されており、なお県会議員伊藤喜重、政友会の重鎮深沢義政、村長小林安吉等の設立以来の努力の甲斐あって昭和二年六月県に移管されることになった。それまでの経費は基本財産三、〇〇〇円、久那土村外四ヵ村の寄附金一八、〇〇〇円、篤志寄附金二三、八〇〇円、組合分担金五一、六〇〇円、県費補助一三、五〇〇円、国庫補助二、四〇〇円、雑収入五、七〇〇円、総額一一八、〇〇〇円にのぼり、組合立学校の設立、維持がいかに悪戦苦闘の連続であったかがうかがえる。

前記のような経過を経て、学校は県に移管されて「山梨県立峡南農工学校」となった。これは学校創立を企画した時点から県立移管を目標としたもので既定の方針であった。

県に移管されるや急激に入学志願者もふえたので幾度か定員増加や学級増加の措置を取った。生徒は峡南地域はもちろん、東山梨・東八代・中巨摩・北巨摩及び郡内方面と殆んど全県下から志願して来るようになり、このために昭和十三年三月切房木に寄宿舎を設置し「済美寮」と称した。然し寄宿舎に収容しきれず、村内各所の民家に下宿する生徒も多かった。この頃から終戦まで食糧増産の波に乗って時代の寵児としてクローズアップした。

戦争がますます拡大されて農村は人手不足を来たしたので学校は授業を廃止して農家への勤労奉仕に明け暮れた。昭和十九、二十年のころは生徒は勤労奉仕隊を組織してはるばる北海道へ渡った。

昭和二十年には家庭科の必要を痛感した同窓会の発案で定員百人の女子部設置が許可になり、今まで殺風景であった学校も女生徒が来るようになって急に華やかになった。

昭和二十三年進駐軍の命によって学制が改革され今までの中学校は全部高等学校になった。従って校名を「山梨県立峡南農工高等学校」と改称した。この年暫定的に中学校を併設して新入生を中学三年生として教育した。

同年これも学制改革のために出来た四年制課程の定時制を設置して夜間勤労学徒の教育をした。定時制には中心校の外に富里分校・栄分校・静川分校（昼間制）・市川分校と四つの分校が設置されたが、徐々に分校を廃して昭和三十九年中富（静川）分校を最後に全廃した。

昭和二十五年五月には校内に課制が布かれ教務課・補導課・庶務課の三課が設置された。

昭和二十七年運動場が小学校と共用のような状態であったので川向うの車田家の前向地内へ第二グラウンドを設置した。校舎の増築についても生徒数・学級数の増加に伴い徐々に増築はして来たが戦時中物資不足の折建てたバラック同様の建物の腐朽が甚だしかったため、昭和二十八年には第二校舎を同三十年には本館をそれぞれ改築した。

戦後年月が進むに従って時代のすう勢により農業は衰退の情勢になったので農業科の応募者は少数になった。その理由の一つとして学校が工業学校化したためであって昭和三十二年四月校名を「山梨県立峡南高等学校」と改称し同三十七年遂に農業科の募集を停止してしまった。

校名が改称されたので新たに校旗を制定して昭和三十八年一月十六日これの樹立式を挙行、この頃から県において高等学校整備計画を発表した。それによると一校の基準が敷地六、〇〇〇坪以上を要する事になった。しかし大草地内のこの学校は隣接地に人家が密集して、拡張の余地がない為他に移転するより外に方法はなく代替え地がなければ他町村へ移転の恐れもあるので、町の当局者は協議の結果三沢田中地内の町立中学校と敷地を交換

町村別生徒数

（昭和55年8月現在）

学年	市町村	甲府市	春日居町	中道町	豊富村	上九一色村	三珠町	市川大門町	六郷町	下部町	増穂町	鰍沢町	中富町	早川町	身延町	南部町	富沢町	竜王町	玉穂村	昭和町	田富町	若草町	櫛形町	甲西町	中市（東京）府	計
一学年	男	三	一	二	三	五	三	二八	一〇	二〇	二五	一五	一〇	八	二二	一六	一二	二	一	一	五	一	四			一九五
	女	二					二	二	四	一六			七	一	六	二										四二
	計	五	一	二	三	五	五	三〇	一四	三六	二五	一五	一七	九	二八	一八	一二	二	一	一	五	一	四			二三七
二学年	男	一	一	七	四		五	二〇	七	二四	一九	一二	一二	一三	二二	一七	八			一	五	一	一			一八一
	女				二	一	二	六	一五	一五	三		七		二	九					一					五〇
	計	一	一	七	六	一	七	二二	一一	三九	二二	一二	一九	一三	二四	二六	八	二	一	一	六	一	一			二三一
三学年	男	一			五	二	五	二二	一一	二六	二七	七	一〇	九	二〇	二〇	八	一	一		六		二			一八三
	女						一	三	二	一七	六	二	三		六	一	二							一		四四
	計	一			五	二	六	二五	一三	四三	三三	九	一三	九	二六	二一	一〇	一	一		六		二	一		二二七
計	男	四	一	九	一二	七	一三	七〇	二八	七〇	七一	三四	三二	三〇	六四	五三	二八	一	五	二	一六	一	一	七		五五九
	女	二			二		五	七	二	四八	九	二	七	一	四	一二	二				一					一三六
	計	六	一	九	一四	八	一八	七七	四〇	一一八	八〇	三六	四九	三一	七八	六五	三〇	一	五	二	一七	一	一	七	一	六九五

する事とし、県に交渉の上それが実現して昭和四十七年三月二十五日相互移転をして現在に至っている。その面積三一、六七五・三七平方メートルである。

昭和四十七年八月十三日全国高等学校野球選手権大会山梨県大会において県代表となり、西関東地区大会で更に優勝してあこがれの甲子園へ初出場、西中国代表柳井高校と対戦して惜敗した。

昭和四十八年には第三期本館工事と体育館新築工事が落成、その後倉庫・部室・格技場等が竣工して三沢川畔に鉄筋四階建ての近代的校舎が偉容を誇るに至った。

創立以来歴代の校長は左の通りである。

就任年月日	退任年月日	氏名
大正12・5・10	昭和7・3・30	保延　長安
昭和7・3・31	〃 13・2・17	本多　六三
〃 13・2・18	〃 17・3・30	横内友四郎
〃 17・3・31	〃 23・3・31	野坂　尚義
〃 23・4・1	〃 25・12・30	網野　毅
〃 25・12・31	〃 32・3・31	広瀬　勝馬
〃 32・4・1	〃 35・3・31	斉藤　健吉
〃 35・4・1	〃 37・3・31	河野　要
〃 37・4・1	〃 39・3・31	鷹野　朝治
〃 39・4・1	〃 41・3・31	中川　紀
〃 41・4・1	〃 43・3・31	久保寺　勇
〃 43・4・1	〃 45・3・31	清水小太郎
〃 45・4・1	〃 49・3・31	小林　勝意
〃 49・4・1	〃 50・3・31	日向富士雄
〃 50・4・1	〃 53・3・31	前田　弘
〃 53・4・1	〃 55・3・31	丹沢　隆雄
〃 55・4・1	〃 現在	曾谷　尚郎

学校創立以来の年度別卒業生数及び昭和五十五年八月現在における町村別生徒数は別表のとおりである。

第六節　学校給食

一　昭和初期の学校給食

「身体検査を行ない栄養不良児に国庫補助を得、五月二日より栄養給食実施、人員五八三名」これはある小学校沿革誌昭和八年の記録である。町内各小学校の沿革誌にも、これと前後して給食実施の記録がある。昭和初期における経済不況による貧困児童と欠食児童が、全国的に出現した。昭和三年十月文部省は「学齢児就学奨励規程」を定め、道府県に補助金を交付して、まず貧困児の就学を奨励した。欠食児童については昭和七年九月「学校給食臨時施設方法」に基づいて、毎年百万円ずつ支出した。昭和十五年には「学校給食奨励規程」を定め、国庫から児童栄養資金の交付があり、栄養改善をはかるようになった。一食五銭―六銭の単価であった。このように欠食児童の救済から始められた学校給食は、次第に虚弱児を対象とする偏食を矯正し栄養改善という教育の本質に向かって運営された。しかしこれも戦時となって中断した。

二　連合軍総司令部の援助と学校給食

戦後の学校給食は、昭和二十二年二月からアメリカ合衆国を中心とした連合軍総司令部の厚意により副食とミルク給食が無償で給付され、甲府市から次第に郡部へ及んでいった。これより先、昭和二十一年十二月文部・厚生・農林の各省の通牒で、戦前の学校給食規程を廃し、新しく「学校給食実施の普及および奨励について」指示した。戦後の食糧不足による児童の体位の低下を防ぐため、学校給食の基本構想を含んだものであった。

二十四年、学校給食事務が知事部局から教育庁へ移管されたことに伴い、翌二十五年、山梨県学校給食会が設立され物資の取扱いを開始した。

二十五年、米国寄贈の小麦で八大都市の小学校にパン、ミルク、おかず

の三本立てによる完全給食が実施され、翌二十六年には全国市制地域まで拡大され、本県では甲府市などが実施にはいり、完全給食一八校、補食給食一二三校に増加し、更に完全給食への移行が始まった。

二十六年、講和条約の調印に伴い寄贈物資の資金源であったガリオア資金が七月から打切られ、今まで無償で行われてきた補食給食（弁当持参）が有償となったため中止する学校が続出した。折も折、本県をおそった風水害や冷害により欠食児童が日毎に増加し、遂に一、七〇五人に達したことから、各地において欠食児童救済の声があがり、各市町村も学校給食の緊急性を痛感し、冷害対策として学校給食の実施に踏みきっていった。

ガリオア資金打切り後政府の財政措置がとられなかったために、実施校においては給食費の父母負担は増額した。そこで給食危機突破のための運動がＰＴＡを中心に全国的に盛り上がり、二十七年十月、日本ＰＴＡ結成大会が東京で開かれ、その席上議題となり、以後全国都道府県の学校給食推進協議会を中心として、政府と国会に対し、学校給食の法制化の運動が続けられた。

三　学校給食法の制定（昭和二十九年六月三日公布）

待望の学校給食法は第十九国会において、政府原案どおり各党各派全員一致で可決され、昭和二十九年六月三日公布、即日施行された。それ以前、第十六国会において野党各派から衆議院に提出され、文部委員会に付託された同法案は、財政上の理由から法案成立に難色を示した与党側の意向のままに「本法案は予算措置を十分研究の上、次期通常国会で各派共同提案としたい」ということで審議未了となっていたものである。したがって、内容においても、かつての議員提出の法案よりもその充実が、期待されていたにもかかわらず、実際には逆に縮少され、全文わずか十三条という極めて簡単なものに終っている。

この法律にひきつづき七月二十三日政令第二三号をもって、学校給食法施行令が制定されたが、法案成立にあたっては、衆参両院の文部委員会からの付帯決議が出され、法とともに議決されている。

(1)衆議院付帯決議

学校給食の教育上の重要性にかんがみ、政府は速やかに左の事項の実施実現を講ずべきである。

一、学校給食費の負担に困難を感ずる保護者に対して適当な援助の措置をなすこと。

二、学校給食の適用を義務教育諸学校の全体に及ぼすこと。

三、脱脂粉乳についても国庫補助の措置をなすこと。

(2)　参議院付帯決議

本法律案は、学校給食に関する最低基準について規定したものにすぎない。本委員会は、学校給食が教育上並びに、国民の食生活改善上重要な意義を有することにかんがみ、その対象内容施設および設備等の充実拡張のため、将来政府が根本的総合計画を樹立し、特に次の諸点について、速やかにその実施に努力することを強く要望する。

一、学校給食を義務教育諸学校および定時制高等学校の児童生徒全体に対して行うこと。

二、（衆議院の一に同じ）

三、小麦粉については全額国庫補助の措置を講ずること。

四、（衆議院の三に同じ）

五、学校給食の施設および設備の必要経費については国庫補助の増額をはかること。

六、学校給食を担当する栄養管理職員、および必要な員数の調理に従事する職員の給与費についても、国庫補助の途を開くこと。

法律そのものの制定もさることながら、むしろこの付帯決議の内容が、その後どのように実現されてきたかが注目されるところである。

こうして学校給食法の制定により、終戦後の学校給食が、連合軍の占領政策の延長として、考えられないでもなかったものを、法制化によってわが国独自の給食として、安定したことの意味は重大である。

学校給食法はその後昭和三十一年、三十二年の二回にわたって改正され、中学校にもその実施が拡大されるとともに、高等学校定時制の生徒にも実施できるようになった。さらに、学校給食法施行令も三十一年、三十二年に出された。また給食実施の対象、回数、栄養内容、施設等の基準を示す「学校給食実施基準」が二十九年文部省告示として示され、再度の改正を経て今日に至っている。

教育課程に定められた学校給食は、三十三年の学習指導要領の改定により、「学校行事等」の領域に位置づけられて、指導されてきた。更に四十四年、五十三年の小学校、四十五年、五十三年の中学校とそれぞれに改定され、現在では「特別活動」の中の「学級指導」の一指導内容として、取扱われている。

すなわち小学校の場合は、学級指導の内容の(3)学校給食の指導、学校図書館の利用の指導など、として、中学校の場合は、学級指導の具体的な内容の(4)健康で安全な生活などに関することの中の一項目として、心身の健全の増進、性的な発達への適応、安全な行動の習慣化、学校給食の指導などとされている。

学校給食は、時の流れとともに一定の形式を整えながら、創設当時の混乱期とはうって変わった落着きをみせて、学校の教育課程の中に確実な座を占め、極めて自然の姿で運営されているのが現状である。

四　下部町内の給食実施状況

別掲の資料に見られるように、本町内四小学校（含分校）三中学校の給食開始時期は一様ではない。最も早い下部小学校でも、ミルク等補食給食開始の二十五年十二月一日から、完全給食実施までには、実に九年の歳月を要している。

終戦後の一億飢餓状況の中では、学童たちの栄養保持は絶対の課題であった。それだけに現在のような公費による給食体制や、保障問題への取組みも弱かった時に、受益者父母の労力奉仕に依存しながら、脱脂粉乳の乳化、熱処理作業が輪番制で行われていたのである。学校建築を筆頭に、教育環境整備事業に参画した戦後ＰＴＡの活動の中で、これはまた裏面史の一つとして、特筆されるべきことであろう。

それにしても各学校が完全給食体制を執るまでには、それぞれにあい路をかかえていた。

学校側からすれば、給食を含んだ新しい教育課程の整備、給食指導の在り方の第一歩からの研究調査が要求された。父母側に立ってみれば、給食施設設備の新設に伴う受益者負担、従前では考えもつかなかった給食費納入、献立栄養問題等。町村側からは多額の施設設備工事費等の予算措置、維持管理面での条例整備と人員確保及び予算計上等々。これ等が統一接点に達してこそ給食の完全実施が実現するわけであるから、各校区とも、時運の熟するまでにはかなりの準備期が必要であった。

久那土小学校の場合、本校と同時に三保、道、上田原の三分校を含む給食計画が実施の前提条件とされていた。そのためには保温の為の二重食かん、各食器の倍数用意、運搬用の格納箱、運搬者の選任、設備費の増加分を均等に負担することへの合意、運搬途上の保健上の問題等を確実に解消しなければならなかった。同校の学校日誌によれば、給食問題を発意してから年間三十数回のＰＴＡ関係会議が記録されている。現在のように給食センターからの運搬車が通例化されているころとは違い、県の保健体育課にも分校運搬という前例がなく、一切の運営は試技的に学校に任されるという状況であった。

最低の経費で本校、三分校完全給食実施という課題は、分校への運搬者と運搬費の問題につき当たった。協議の末、給食材料納入の村内三業者が輪番制無料奉仕で分校への運搬を保障することの合意をとりつける等、初期の運営はどこも大同小異の苦しい状態から出発したのである。

雨天、雪道のぬかるみの中を、毎日々々時間厳守で三分校へ無料運搬車を走らせた久那土地区の三業者の苦心。熊沢から三保分校までリヤカー運搬した三保小の教師や子ども達の苦心談も創設当時の尊い一駒であった。

一方では、給食費徴収事務、給食資材購入の支払い事務、会計監査事務

町内各小中学校の給食実施状況

昭和55年4月現在

各校別 ＼ 調査事項	給食開設年月日 補食	給食開設年月日 完全給食	給食の型	開設時校長名	開設時PTA会長名	給食需要人数（開設時） 児童生徒数	給食需要人数（開設時） 教職員	給食需要人数（開設時） 計	給食需要人数（現在） 児童生徒数	給食需要人数（現在） 教職員	給食需要人数（現在） 計	徴収している給食費 開設時	徴収している給食費 現在
久那土小学校	S 23. 6.12	37. 2. 1	週6日制	米長二良	上田将男	430人	20人	450人	173人	14人	187人	1食20円	150円
〃 道分校	同上	同上		同上		35	1	36				20円	
〃 上田原分校	同上	同上		同上		20	2	22				20円	
〃 三保分校	同上	同上		同上		67	3	70				20円	
三保小学校			週6日制						10	5	15		150円
下部小学校	25.12. 1	34. 3.10	同上	日向勇	矢崎道弥	765	30	795	286	21	307	1食18円	160円
古関小学校	24. 5.12	40. 1.20	同上	志村重勝	土橋菊水	264	13	277	79	13	92	24円	165円
〃 磯分校	同上	同上		同上		12	1	13				同上	
〃 根子分校	同上	同上		同上		22	1	23				同上	
久那土中学校		38. 9. 2	週6日制	井上審	望月多賀治	299	13	312	114	12	126		185円
下部中学校		38.12. 2	同上	石田正雄	竹内喜一	528	18	546	171	16	187		180円
古関中学校	38.10.19	42. 3. 6	同上	深沢幸雄	伊藤真一	197	12	209	49	12	61	35円	180円



学校給食

等々、膨大な給食関係事務が学校に持ち込まれ、給食指導のために昼の休憩時間を全面的に奪われた教師達にとっては二重三重の負担に耐えねばならない日が訪れたのである。

給食費納入日が指定されていても全児童生徒が一日で完納ということは全く望めず、納める側も集める教師も毎月気の重い日を持ち合ったのである。やがて、学校、PTA、金融機関の三者の話し合いが重ねられ、金銭収受の煩雑さを解消するための策が講じられた。

農協からの出張集金型（久那土中）、部落のPTA理事が集金し農協口座へ振込む型（久那土小）、教師が集金農協へ搬送型（古関小中）、農協の口座へ各個で振込み、児童教師ともノータッチ型（下部小中、三保小）の様な方法がそれぞれに案出され、現状では各校とも給食そのものの活動と、指導とに専念できる態勢になってきた。

本町の学校給食の最大の特長は、一校一給食室制を執ってきたことである。西八代郡下の各校が町村センター方式を指向してきたのにもかかわらず、一校一給食室方式を創設当初から実施したことは、本町の地理的条件と、各校における給食実施への胎動の時差をみる上で特長的である。センター方式は、運営の経済性からみればコストは廉価におさえられるという点でメリットがある。しかし一校一給食室という分散方式には、「食」の供給を機械的に堕させないという原則が確保されている。何でも食われればいいという時代ならいざ知らず、学校という場で、食事をし合うということには、常に教育課程実現の一領域を担っているという、教育的配慮と意図が、基盤になっていなければならないはずである。各学校にはそれぞれに教育目標があり経営の方針がある。それと容易に同調できる体制は、例え不経済であっても本町のような分散方式により大きな利点をみるわけである。

五　今後の課題

1 給食内容の充実、一校一給食室方式だからこそ、可能な手づくり給食の回復と、食品公害からの積極的防衛。肥満児、一般児、成人教師を対象にした内容の工夫。

2 米飯給食対策。古米放出市場にさせないことはもち論だが、パン食と米飯食の混こう二本立対策を、調理の面からも食器等の面からも截然とさせるべきではないか。和洋混こうという新しい給食文化を志向するのならいざ知らず、安易な混こうは児童生徒の食事マナーの訓練にも縁遠いものがあるようだ。

3 各校の給食運営委員会の充実。

第七節　学校行事その他

明治期の学校行事の特色を沿革誌からみてみると、第一に児童の自治活動がほとんどなかったことである。「級長」や「週番」なども、教師による一方的な任命によるものであった。する仕事も教師からの伝達や児童の監督がその主たるものであって、児童の自主的、主体的活動の入りこむ余地というものはなかった。（下部小学校校則・各種規程参照）

第二には、学校行事が教授、訓練、管理と相互依存関係をもち、教育作用の「機会」として、つまり児童に生活の場を与える点で重要な教育的意義を持つものであった。

第三には、教育成果の誇示と啓蒙であるが、学校教育が国民教育の先導的役割を果たし、一般民衆のなかに強く働きかけを行っていたことである。

一　学校行事（祝日大祭日の儀式）

明治期から太平洋戦争終結に至るまでの町内各学校の沿革誌には、天皇はじめ皇族のその時々の動静にかかわった行事の記録が多い。これは、数次にわたって改正された小学校令によって、初等教育の目標が次第に明確にされて来たことによる。つまり、天皇の絶対性を強調して、皇運を扶翼する忠良な臣民の育成という小学校教育の目標に向かっての、忠実な実践記録と見ることができよう。

とりわけ祝祭日儀式とそれに付随した国家的行事の記録は詳細を極めている。これはまた、明治二十四年公布の「小学校祝日大祭日儀式規程」に基づく体制確立の過程とみることもできる。

ちなみに各学校の祝日大祭日の儀式記録を総合し、これを再現してみると大要次のようになるであろう。

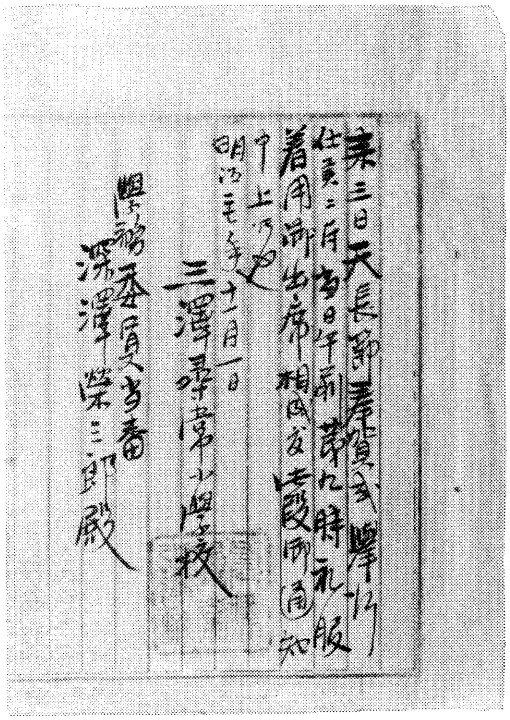

奉賀式出席通知

○根拠規程（小学校祝日大祭日儀式規程）（明治二十四年九月）

第一条　紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一　学校長教員及生徒
　天皇陛下及
　皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且
　両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス
　但未タ、御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク
二　学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス
三　学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ
　歴代天皇ノ盛徳　鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其ノ祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君愛国ノ士気ヲ涵養センコトヲ務ム
四　学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス

第二条　孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭及秋季皇霊祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第三款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第三条　一月一日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第一款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ

第四条　第一条ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ従ヒ学校長及教員、生徒ヲ率キテ体操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第五条　市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ

第六条　式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ得セシムヘシ

第七条　祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル絵画等ヲ与フルハ妨ナシ

第八条　祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第等ハ府県知事之ヲ規定スヘシ

○大正期における儀式（古関小学校校則による）

前掲の小学校祝日大祭日儀式規程を受けて、本県においても準則が定められ、それに基づいて西八代郡では「西八代郡小学校学暦準則」（明治三六年）を定めた。それによると、祝日大祭日儀式をはじめ始業式、入学式、終業式、卒業式、父兄懇談会、同窓会、成績考査、身体検査、遠足、運動会、夏季休業、春季休業、学校記念日、村祭り、校具修理等にわたる多種多様な行事が挙げられている。

古関小学校の場合も、こうした準則や県知事からの通達をもとに「校則」を制定したものと思われるが、その第四章第八条に定められた儀式をみると戦前戦中に於ける昭和年代には次のようになっている。

「新年拝賀式、始業式（一月）紀元節拝賀式（二月）陸軍記念日、恩賜林記念日、春季皇霊祭（三月）入学式、神武天皇祭、天長節拝賀式（四月）海軍記念日（五月）終業式（七月）始業式、秋季皇霊祭（九月）勅語奉戴記念式、学校記念式、神嘗祭（十月）明治節拝賀式、新嘗祭（十一月）終業式（十二月）

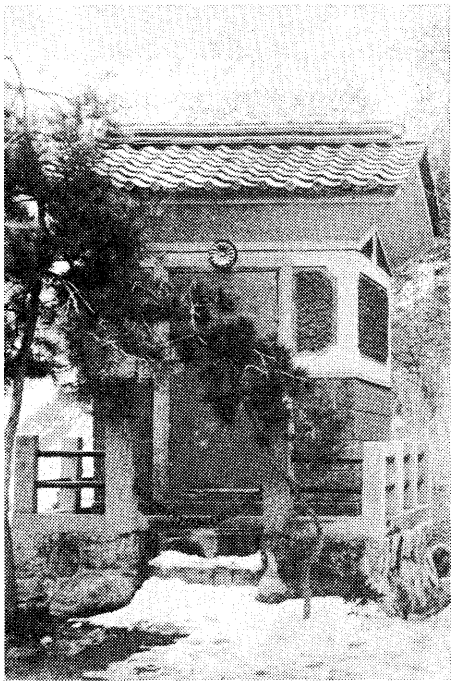

奉安殿（古関小学校）

この中でも、新年拝賀式（四方拝）（一月一日）紀元節（二月十一日）天長節（明治時代十一月三日、大正時代十月三十日、昭和時代四月二十九日）明治節（十一月三日、昭和二年になって、明治天皇の遺徳をしのび制定）は四大節（明治大正期には三大節）として、儀式中の儀式として重要視された。

この日講堂の中央拝壇には紫地に菊の御紋章のついた幕を張って、其の中に御真影を掲げて拝賀式を行った。

式は長時間にわたり、緊張と静粛の持続に耐えるのに苦痛を感じ、式後にいただいた紅白のまんじゅうが四大節の意義だったと述懐する体験者も多い。

儀式の順序について古関小学校校則の第四章第九条で次の様に定めているが、これは当時のどこの学校でも実施していた方式であった。

第一　職員児童入場
第二　参列者入場
第三　校旗入場
第四　式
一　敬礼
二　君が代で御開扉（最敬礼）奏楽
三　君が代　斉唱
四　拝賀　賀詞奉呈
五　教育ニ関スル　勅語奉読
六　勅語奉戴の歌　斉唱
七　奉拝
八　御閉扉（最敬礼）奏楽
九　誨告
一〇　儀式に相当する歌　斉唱
一一　敬礼
第五　退場

○教育勅語下賜と関係行事

明治二十三年十月三十日明治天皇は教育勅語を下賜された。翌三十一日芳川文相は勅語奉戴に関する訓令を発し、勅語の謄本が各学校に下賜されることになった。本県においては同二十三年十一月、山梨県訓令によって勅語奉読会心得が通達された。その主なる内容は、勅語奉読会は毎月三十日始業時より開き教育勅語を奉読する。その際天皇陛下の奉拝式を行う。ただし当日は礼服を着用すべし。奉読は学校長が行い、そのあと職員は道徳教育の講話をなすものとす。奉読会は最も謹慎厳粛に執行すべし、同二十四年八月教育勅語の謄本が全県下の小学校に下賜せられ、同二十六年五月天皇皇后両陛下の御真影が下賜された。以来、式日には教育勅語を奉読し、三大節には御真影を奉掲して拝賀式を挙行することとなった。

拝賀式は学校における最も厳粛なる行事であって、当日にはそれぞれの式歌が児童生徒によって歌われ、戦前、戦中の教育をうけた人たちにとっては生涯忘れ得ない思い出となっている。この行事は昭和二十年八月の終戦の日まで続けられたのである。

県下の各小学校においては、勅語謄本と御真影の奉安殿を別棟につくり、保全に万全をつくした。学校に日宿直制度が設けられたのは、この保全が最大の任務であった。共和小学校の沿革誌によると、明治四十三年八月洪水の際、共和尋常高等小学校校舎の浸水床上に達するや、死力を尽して御真影の擁護に努めた訓導深沢虎之甫は、県知事より特別表彰されている。学校が非常災害に遭遇した際第一になすべきことは御真影の奉護であった。まさに軍隊における軍旗にも相当したのである。児童生徒は登下校の際、奉安殿の前で最敬礼をなし、道徳教育の基本としてしつけられた。こうして教育勅語は戦前における教育の最高指針として最も重きをなしていたのである。昭和十六年共和国民学校の児童生徒綱領には次のように示されている。「吾等は教育に関する勅語の聖旨を奉戴し、皇国の道に則りて、一身を皇国に捧げ、もって天皇陛下の大御心にそい奉らんことを期す」生徒代表の先唱で、毎朝の全校集会（朝礼）でこれを朗唱することを日課としていた。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ト倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

文部大臣訓令抄

謹テ勅語ノ謄本ヲ作リ普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ、凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ奉体シテ研磨薫陶ノ務ヲ怠ラサルヘク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会集シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加エテ諄々誨告シ生徒ヲシテ日毎ニ佩服スル所アラシムヘシ

○四大節式歌　教育勅語とともに、戦前の学校教育を受けたものにとって忘れることの出来ない思い出は、四大節（昭和二年明治天皇の遺徳をしのぶ明治節を加えていう）の拝賀式にうたった君が代及び勅語奉答歌と式歌であろう。いずれも文部省唱歌集に掲載されている。明治二十六年八月文部省告示第三号をもって採定した小学校儀式唱歌用歌詞は次のとおりである。明治節の唱歌は昭和になってから追加されたものである。

・君が代

君が代は　ちよにやちよに　さざれいしの

いわほとなりて　こけのむすまで

・勅語奉答歌

あやに畏きすめらきの　あやに尊きすめらきの
あやに尊く畏くも　下し賜へり大勅語
是そめてたき日の本の　国の教のもといなる
是そめてたき日の本の　人の教のかかみなる
あやに畏きすめらきの　勅語のままにいそしみて
あやに尊きすめらきの　大御心に答へまつらむ

・一月一日

年のはじめの例とて　終りなき世のめでたさを
松竹たてて門ごとに　いはふ今日こそたのしけれ

初日のひかりさしいでて　四方に輝く今朝のそら
君がみかげに比へつつ　仰ぎ見るこそたふとけれ

・紀元節

雲に聳ゆる高千穂の　高嶺おろしに草も木も
なびきふしけん大御世を　仰ぐ今日こそたのしけれ

海原なせる埴安の　池のおもより猶ひろき
めぐみのなみに浴みし世を　あふぐけふこそたのしけれ

天津ひつぎの高みくら　千代よろずよに動きなき
もとゐ定めしそのかみを　仰ぐけふこそたのしけれ

空にかがやく日の本の　萬の国にたぐひなき
国のみはしらたてし世を　仰ぐけふこそたのしけれ

・天長節

今日の吉き日は大君の　うまれたまひし吉き日なり
今日の吉き日は御ひかりの　さしでたまひし吉き日なり

ひかり遍ねき君か代を　いはへ諸人もろともに
めぐみ遍ねき君か代を　いはへ諸人もろともに

・明治節

作詩　堀沢周安
作曲　杉江　秀

1
あじやの東　日出する所
聖の君の　現われまして
古き天地　閉せる霧を
大御光に　隈なくはらい
教えあまねく道明らけく
治めたまへる　御代尊ふと

2
恵の波は　八州に余り
御稜威の風は　御技を弘め
民の栄ゆく　力を展ばし
外つ国々の　史にも著く
留め給える　御名　畏

3
秋の空澄み　菊の香高き
今日のよき日を　皆ことほぎて
定めましける　御憲を崇め
諭しましける　詔勅を守り
代々木の森の　代々長しへに
仰きまつらん　大帝

祝日大祭日儀式を軸にして、戦前戦中の学校行事には儀式的行事がたい

へん多いことが沿革誌からうかがえることを既に述べた。さらにつけ加えてみると、明治天皇、大正天皇の病気平癒祈願、天皇・皇后国葬の儀、即位式、立太子の儀、同盟国皇帝崩御哀悼の儀、勅語、御真影奉戴の儀、さらに奉安殿竣工式、忠魂碑建立式等と続く明治、大正期の諸儀式は、文部省、県知事通達の経路でおろされ、村当局者、有志、在郷軍人会という実行機関を通して学校教育全体を包みこんでいた。

日中戦争から太平洋戦争へと進展するにつれてこうした色彩は更に強められ、戦捷祈願の諸行事、戦捷祝賀の旗行列、ちょうちん行列、出征兵士の壮行式、戦没将兵の村葬の儀等が優先していた。

児童生徒自身の主体的活動のようにみえた少年団活動や、出征軍人家族や遺家族への勤労奉仕作業等も、体制の中で仕組まれ奨励された諸活動といえよう。高学年生徒の参加した満蒙開拓青少年義勇軍育成を企図した拓植訓練や壮行式は、学校が皇国民錬成の修養道場化していた象徴的な事例である。さらに少国民錬成は毎月の興亜奉公日や、太平洋戦争突入の日を決意高揚の日とした大詔奉戴日の諸行事の強化となり、国語や数学の学習とは別に児童生徒の精神教育の徹底が期せられていた。「一旦緩急アレハ義勇公に奉シ以テ天壌無窮の皇運ヲ扶翼スヘシ」とは、滅私奉公であり、天皇のために死ぬための与えられた生命であるという教育は、この儀式的行事を通じて児童生徒の心をゆさぶったに相違ない。

儀式は規模の大小を問わず厳粛を尊び、批判を許さない絶対性を基として成立するものである。戦前、戦中の児童生徒の精神教育が、こうした諸儀式を通して行われ、国民教育の基盤になっていたことは史実として重要な側面である。

昭和五十三年改正の学習指導要領によると、儀式的行事について次のように述べられている。すなわち、儀式的行事には、入学式、始業式、朝会、対面式、離任式、終業式、卒業式、修了式、周年行事等がある。儀式的行事は、児童生徒に将来への希望をもたせ、学校、家庭、社会に対する感謝の気持ちを養い、前途を祝福するものでなければならない。

そのためには、行事のねらいを明確にし、その意義を理解させ、児童・生徒にとって、与えられた行事でなく、自分たちで参加してつくる行事として自主的活動を反映させながら、企画、運営されることが重要である。その際、地域、父母との提携をもとに、合意を広げる取り組みを積極的に進める必要がある。時代とともに儀式の内容にも性格にも、大きな変わりをみることができる。

二　学校行事（運動会、遠足、展覧会等）

厳粛な儀式とは別に、単調な学校生活に変化を与える運動会、遠足、展覧会等の教育的行事も、教師中心あるいは地域住民、父兄への啓蒙宣伝といった要素を含みながら次第に開花していった。

○運動会は学校行事の中でも重要な意義をもつもので、明治も三十年代に入るとどこの学校でも必ず計画される華々しい年中行事であった。運動会

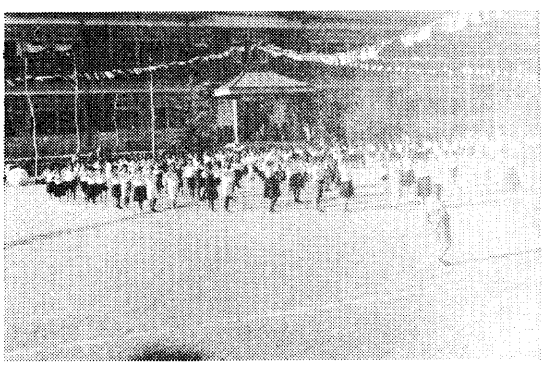

昭和17年ころの運動会

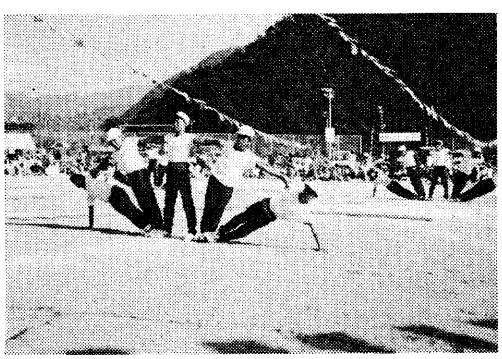

現在の運動会

の目的とするところは日常学習した成果を外部に発表し、学校教育への理解と協力を呼びかけるものではあるが、その中でも最も強く要求されたのは規律的訓練であった。そのために各種目には体力の鍛錬と同時に集団訓練としての規律が織りこまれて、見る人の感動を呼ぶように運営され、また種目の中には軍国的な歌や演技もあって全体の動きを引き締めていた。さらに運動会は単に児童たちの共同の精神培養と体力の錬磨だけではなく、河川敷などを利用した挙村一致の村祭り的な様相をも見ることができる。

町内の各学校沿革誌によると、明治三十九年十二月七、八日「有志ニヨル寄付デ新調シタ器具器械ノ展覧会、教育談話会、児童運動会、農産物共進会ヲ行ナウ。寄付金二九五円八〇銭ヲ以テ本校、磯、根子分校ノ教具ヲ購入スル」（古関小学校）や、

明治四十一年十一月四日「下田原八幡前ノ河原ニテ大運動会挙行盛会デアッタ」（共和小学校）などの記録が見られる。

学校記念日や御大典記念の行事として、各校とも運動会が仕組まれているが、当初の運動会は古関小学校の例にも見られるように、農産物品評会等と組み合わされて運営され、学業発表会的色彩の濃いものであったようである。明治三十八年二月二十六日「山本郡視学来校シ児童就学勧誘ノタメ父兄懇談会ヲ開キ、併セテ児童成績品展覧会及ビ運動会学芸会ヲ開催スル」（久那土小学校）のように、運動会も児童就学勧誘や施設設備整備のための意識喚起や基金集めの側面をも担っていた。

○修学旅行についての記録は、明治三十九年十月十五日の古関小学校の沿革誌に「甲府ニテ一府九県連合共進会ガ開カレ尋常四年以上ノ児童三二名ヲ引率甲府へ修学旅行ヲナス」とある。中央線が甲府まで延長されたのが明治三十六年、名古屋までの全線開通は明治四十四年である。一方身延線は昭和三年甲府―富士間八八・一キロメートルが全通している。従って修学旅行も沿革誌によると大正期までは県内では甲府、みたけ方面に、県外では沼津、三保がほとんどであった。昭和になると全部県外にのび箱根、江の島、鎌倉、横浜、東京、多摩御陵が多い。戦時教育下で官の指導と運賃特別割引恩典により伊勢参宮に切り替えられた。それも太平洋戦争下の数年間は全面中止となり、小学校時代の最大の思い出に数えられていた修学旅行経験をもたない世代がつくられた。

終戦後六三制で小中学校に分かれて以後は、小学校がほとんど江の島、東京方面にかわったので、中学校は初めは日光の見学が多かったが、三十年ころからはすべて関西方面にかわっている。

昭和四十八年九月六日　下部町教育委員会は、下部町立小学校の修学旅行、遠足その他の校外行事の基準に関する規則を定めた。時代に即応してこの種の学校行事をますます有効かつ安全にと規則の中で「宿泊のうち、車（船）中泊は原則として行なわない」とか、出発および帰校の時刻を原則として、午前六時以降、午後七時以前とするなど定めている。経費や旅行計画が過重にならないための歯止めとして、「修学旅行は、実施する学年の全児童生徒数の十分の八以上の参加のもとに実施する」という一項目もある。方面も小学校は隣接都県、中学校は関東地方及び関西地方と指定している。

見学場所も寺と宮の名所旧跡がほとんどであった過去にくらべて、自動車工場とか印刷、製本、菓子、弱電器機工場などの近代産業に直接触れる機会として行程が計画されてきている。さらには観光業者あっ旋の見学観光行程でなく、生徒自身の計画を重視した見学方法を採用する学校も出てきている。

○遠足の記録は比較的古くからみられる。明治期においては学年担任の引率のもとに、村内各所を探勝するということから出発し、次第に学校全体の行事として組織化されたようである。大正期に入ると直観教授の延長として名勝、風景、史跡、寺院、神社などをたずねて体験学習に役立てると共に、神社参拝などを計画の中に位置づけることによって、皇室尊重や敬神崇祖の念を培うことを忘れなかった。一面、学校内では見られない児童同志、教師と児童の人間的触れ合いの場でもあった。野外に解放された児

童達にとって、たとえそれが規律や訓練目標によって規制されていたにせよ、教室や学校での授業よりもはるかに感動的であったろう。それは今も昔と変わらない。

○学芸会の記録も古い。明治三十八年二月二十六日　古関小学校の父兄懇談会、児童成績展覧会、学芸会開催の記録と同様、町内各学校で学芸会が開かれている。学芸会は平素学習した学芸を、父兄や一般の人が参加した公開の席において演出するのがおもなものであったが、その内容としては、忠君愛国、美談、教育勅語、修身の徳目などにもとづくものが中心となり、当時の教育内容を父兄や一般に啓蒙宣伝することも考えられていた。

開催時期はたいてい二月下旬から三月上旬が多かった。一学期の遠足、二学期の運動会、三学期の学芸会、それに修学旅行は児童にとってはまさに四大節ならぬ四大行事であった。学芸会の種目は各学校の創作が多かったが、教育勅語暗誦、親孝行の話、兵役の義務、友愛物語、公民の心得、中江藤樹、二宮金次郎、貝原益軒、黄海海戦、桜田門外血染の雪、信玄の初陣、勇気、貯金、赤十字、自立自尊、軍国の母物、楠公父子桜井の別れ……と多彩であった。



昭和初年の学芸会（楠公父子桜井の別れ）

戦後は国民的開放感の中で演劇熱は高まり、学芸会的行事は隆盛の期を迎えた。しかし学習指導要領の改定が繰り返される中で、学習内容は次第に増え、学芸会に注いだ練習時間が激減されるに及んで、小学校から姿を消した。反面中学校においては「学園祭」が組織的な盛り上がりをみせ、体育的種目と並んで創作劇演出は急速に充実してきている。教師の手をはなれて自作自演を生徒自身の集団の協力の中で盛り上げていくことが、自主性、主体性を育てるという現代教育のねらいと一致している点に学芸会の現代版ということができよう。

○対外試合と学校行事　久那土小学校の沿革誌によると、大正十四年の記録に「本校学校記念日の式後峡南簡易野球大会実施」とある。共和小学校の記録には、大正十四年八月二十五日「本校において第一回峡南庭球大会を開催……」とあり、昭和十年七月にも同種の記録があり、共に年次を追って継続されていた。後年の中部の競技会といわれた陸上競技大会や球技会の前身であった。運動会へ相互招待した「他校生リレー」などとともに、自校の名誉をかけた競技会への参加は、必然的に各校の団結と積極的な練習態勢をつくりだしていった。各学校の応援歌などもこうした経緯の中で創られたものである。

○植樹　本町内各学校の沿革誌には植樹行事の実施記録がみられる。校庭の記念植樹から学校林の植樹記録まで多様である。

「山崩え水はさかまきて、うまし田畑をおし流し、移ろいかわる国原や、しげる民草色あせぬ……。青垣山の色ふかき、甲斐の食国（おすくに）ゆるぎなく……」。

大正から終戦前まで毎年三月十一日の恩賜林記念日に唱歌を斉唱した思い出を持つ人々も多い。校長が奉読した御沙汰書、甲府市舞鶴城の謝恩塔の由来はそれとしても。

この恩賜林記念日は明治四十年八月、同四十三年八月の大水害の翌年からのことである。

三保小学校沿革誌に「明治四十年三月二十一日学校林に檜苗二百本植樹」とあり以後年々追加補植の記録がある。久那土小学校沿革誌には「明治三十七年四月五日久那土尋常高等小学校基本財産増殖のため、学校植林

事業を企るために学校苗圃を作り、杉苗六六六本を栽植す」「大正四年四月一三～一八日御大典記念事業として花柄沢に造林地を設け松苗千二百本を栽植」等の記録がある。学校林を持つ学校ではそれ以後も四月から五月にかけて、植樹を年中行事の一つとして仕組んできた。伐採記録はないが、当時からして既に七十年を経ている現在、こうした成木は見事なものになっているであろう。植樹に下刈り管理に青年団やＰＴＡの応援出動の記録も残されている。

「人、百年の計を思わば人をつくれ、五十年の計を思わば木を植えよ」のことわざどおり、植樹と愛郷心の育成、さらに基本財産増殖、児童の勤労精神の培養と学校林を中心とした教育行事は、また教育目標達成へ向けての大きな仕事であった。

第八節　学校教育関係団体

一　ＰＴＡ

㈠父兄会（保護者会）

明治五年九月学制が頒布された。同六年十月二十七日には田原学校が開業し、同八年四月中之倉学校の開業を最後として、町内一二校が開業した。明治十九年小学校令の公布によって、尋常小学校は四年制で義務制となり、高等小学校も四年制となった。保護者は児童の就学については、法的な義務を負ったもので、学校と父兄とのかかわりは一層強くなってはきたが、学校の理解が中心であって、学校側とすれば、子弟の就学を促し、出席を督励する方策としての意味あいがつよかった。

学制が頒布され、学校が設立（明治七年八月八日古関学校創立開業）開業直後のことで、適当な例ではないが、明治十年八月釜額村学籍（別表）によれば、学齢内二六名中の在学者、中途退学者、不就学者数は、次の通りである。

○在学者　六名

○中途退学者、一二名　理由　男子は農夫に、女子は子守糸取りのため

○不就学者　八名　理由は前に同じと貧困によるもの

大正元年度の西八代郡尋常小学校の出席平均歩合は、男子八五・七％、女子八八・二％と非常に低い。このように中途退学者や不就学者が多く、また出席率も低いとすれば、父兄会（保護者会）の活躍に、大きな期待をよせていた時代でもあった。

学齢児童保護者会の奨励

県では貧困児童を救済して、就学や出席を援助するために、「学齢児童保護者会」またはこれに準ずべき組織を作って、金品の給付を講ずるように奨励してきた。大正二年七月の調査には古関・久那土の両校には保護者会が組織され、古関校には保護者会の規則が存することも報告されている。

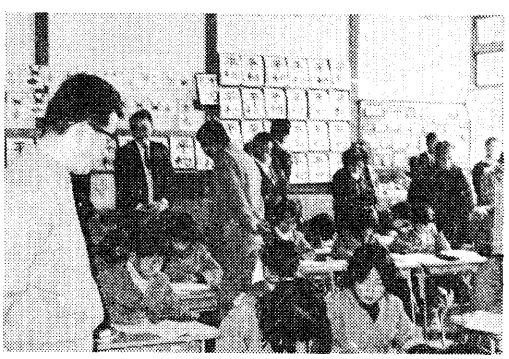

ＰＴＡの授業参観

大正初期におけるデモクラシーの一般風潮と共に、自由主義教育も開花した結果、学校の呼びかけに応じた学齢児童保護者会が結成されるようになって、学校教育の理解と児童教育のために、一層協力する立場になった。

㈡　ＰＴＡの発足

父兄会（保護者会）は学校と家庭の連絡機関として発展し、重要な役割りを果たしてきたが、第二次世界大戦後、真に子どもの幸福を守るためにＰＴＡは発足した。ＰＴＡ運動は、もともとアメリカに発達した教育関係団体で、学校と家庭との関係を密接にして、児童や青少年の健全な発達を目的として組織された。父母と教師の協力団体である。戦後荒廃と混乱の社会にあって、青少年の幸福と不良化防止等の社会的要請によって、県教育

委員会を中心に推進された。二十三年八月までには、西八代郡中すべての小中学校では、ＰＴＡが組織された。

ＰＴＡが結成されたのは、終戦後の財政の窮乏と、生活の窮迫するさなかで特に六三制の実施に伴う中学校の新築や、新体制へ対応する諸施設の建設のため、町村財政の疲弊はその極に達していたので、ＰＴＡ活動のほとんどすべてが、資金調達のために費された。そこで県教委は、昭和二十四年一月よりＰＴＡスクールを開設して、ＰＴＡの在り方、ＰＴＡ活動、ＰＴＡ資金調達活動、議事手続き、レクリエーション等、正しいＰＴＡ活動の具体的問題について講習して、ＰＴＡの指導助言につとめた。昭和二十六年二月四日には、古関小学校において、西八代郡小中学校ＰＴＡスクールが開設された。その後子弟の幸福、両親教育、広くは成人教育等の分野までの文化活動を進め、さらには学習効果や環境整理、躾の指導等を主とした研修活動、レクリエーションなどに、大部分が費されるようになった。

㈢　町内小中学校ＰＴＡの沿革

下部小学校ＰＴＡ沿革

昭和八年四月一日　富里村教育後援会設立（設立委員長渡辺健一）ＰＴＡが組織されるまで、父兄懇談会等を開催。

〃二十二年九月一日　富里小中学校「父母と教師の会」設立

〃二十五年十二月一日　給食調理場新築（経費一六万円全額父母と教師の会負担）

〃二十六年九月二日　校内放送施設を設置す（村内一般寄附と父母と教師の会寄附）

〃二十七年四月一日　富里小中学校父母と教師の会をＰＴＡと改称。

〃三十年十月五日　第四回全国へき地教育研究大会第九会場として北川分校があてられＰＴＡ協力。

〃三十一年五月十七日　下部小中ＰＴＡを解散し、下部小学校ＰＴＡを設立。

〃三十二年十一月十七、八日　第七次教育研究集会開催　夜はＰＴＡ会員宅に分宿し懇談会を開く。

〃三十四年三月五日　給食調理室完成　ＰＴＡ寄附二十四万五千円

〃三十六年五月十一日　校庭に足洗場、水呑み場を、ＰＴＡの作業奉仕によって完成。

〃三十八年六月一日　ＰＴＡの奉仕により五分校ミルク給食実施

〃八月十二日　ＰＴＡ奉仕作業により鉄製藤棚完成。

〃三十九年三月十日　給食お盆七百五十枚を寄贈。

〃四十一年四月二十九、三十日　ＰＴＡの奉仕により学校林に植林する。

〃四十二年五月十一、二日　学校林作業に出動

〃七月二十日　プール開き、小中児童生徒の積立、ＰＴＡ寄附金（一〇〇万円）と町費をもって竣工。

〃十二月一日　下部小ＰＴＡは県ＰＴＡ二十周年記念式典で表彰を受ける。

〃四十六年五月十八日　二十三日　学校林の補植作業を行う。

〃四十九年十月一日　給食費徴収事務は、会員の農協預金口座より差し引く処理に変更。

歴代学校長写真掲額完成

〃五十年五月三日　校舎間道路のコンクリート舗装を施工。ＰＴＡ母親部バザー利益金で、保健室の備品を購入。

歴代ＰＴＡ会長

昭和二十四・五年度	浅川　泉
〃　二十六・七年度	渡辺嗣雄
〃　二十八年度	渡辺寛治
〃　〃	馬場慶憲
〃　二十九年度	磯野貴信
〃　三十一年度	杉山一好

明治十年八月第二十区八代郡

公立古閑学校

釜額村学籍

戸長　赤池安央　明治七・八・二十

氏名	続柄	生年月日	学齢	不就学別	理由
A	長男	文久元六・廿五	慶応三・五 明治八・五	齢内不就学	人少並貧窮故不就学
B	長男	文久元八・八	慶応三・七 明治八・七	齢内退学	人少故農夫ニ付不就学
C	三女	文久二・八・二	明治四・七 明治九・七	齢内不就学	農婦並糸取ニ付不就学
D	孫	文久三・十・九	明治二・九 〃十・九	齢内不就学	農夫並糸取ニ付不就学
E	孫	文久三・十一・十三	明治二・十 〃十・十	齢内不就学	農夫並糸取ニ付不就学
F	二女	元治元正・十八	明治二・十二 〃十・十二	齢内不就学	農婦並糸取ニ付不就学
G	庶子	元治元二・廿六	明治三・一 〃十一・一	齢内退学	人少故明治十年九月退学
H		元治元十一・十	明治三・十 〃十一・十	齢内退学	父病気ニ付家事不手廻故明治十年十月退学
I	長女	慶応元・正・五	明治三・十二 〃十一・十二	齢内不就学	農婦並糸取ニ付不就学
J	長男	慶応元・九・八	明治四・八 〃十二・八	齢内退学	人少ニ付農並糸取ニ為致度候故明治九年十二月退学
K	二男	慶応元・十・六	明治四・九 〃十二・九	齢内退学	貧窮ニテ衣食ニ欠候故他エ子守ニ為雇候ニ付明治八年四月退学
L	附籍	慶応元・十二・十二	明治四・十一 〃十二・十一	齢内退学	人少ニ付農夫並糸取為致度明治八年六月退学
M	二男	慶応二・三・五	明治五・二 〃十三・二	在学中	

学齢満六歳―十四歳まで八年間を学齢とする
齢内前でも入学を認めた

N	長男	慶応二・三・十三	明治五・二〃十三・二	齢内退学		人少ニ付農夫並ニ男子守為致度故明治九年八月退学
O	孫	慶応二・三・廿二	明治五・二〃十二・二	齢内退学		人少ニ付農夫並糸取為致度故明治九年十月退学
P	三女	慶応二・四・廿九	明治五・三〃十三・三	齢内退学		家内多人数ニ付扶食乏故他エ子守ニ為雇候ニ付明治八年三月退学
Q	孫	慶応二・六・廿	明治五・五〃十三・五	在学中		
R	二女	慶応三・正・七	明治五・十二〃十三・十二	齢内退学		家内三女子守為致度候故明治九年五月退学
S	四女	慶応三・正・八	明治五・十二〃十三・十二	齢内退学		人少ニ付農婦並糸取為致度故明治八年三月退学
T	二男	慶応三・六・廿	明治六・五〃十四・五	在学中		
U	孫	明治元・二・四	明治七・一〃十五・一	齢内退学		家内長男子守為致度明治九年十二月退学
V	孫	明治元・八・八	明治七・七〃十五・七	在学中		
W	二男	明治元・十・六	明治七・九〃十五・九	在学中		
X	孫	明治元十一・十四	明治七・十〃十五・十	在学中		
Y	長女	明治三・二・十	明治九・一〃十七・一	齢内退学		家内人少ニ付長子守為致度明治八年十二月退学
Z	孫	明治三・十・十六	明治九・九〃十七・九	齢内不就学		家内四女子守ニ付不就学

昭和三十二・三・四・五年度	矢崎道弥
〃　三十六・七年度	堀内政人
〃　三十八年度	依田守勝
〃　三十九・四十・一・二年度	石部　栄
〃　四十三・四年度	小林正吾
〃　四十五年度	草間克六
〃　四十六年度	渡辺　貢
〃　四十七年度	草間克六
〃　四十八年度	望月達平
〃　四十九・五十年度	伊藤昭三
〃　五十一年度	市川　守
〃　五十二、三年度	山本勝美
〃　五十四年度	高野　昇
〃　五十五年度	石部元章

久那土小学校ＰＴＡ沿革

昭和の始めころには父兄会があって、学校教育の側面的な支援をしてきたが、昭和二十二年七月一日久那土小中学校ＰＴＡを結成、昭和三十一年五月十六日には独立して、久那土小学校ＰＴＡが結成された。ＰＴＡの目的は、父母と教師が協力し合い、子どもの成長を図ると、規約に明記されている。以来一貫した目標と時代時代を反映しながら、今日まであゆみ続けている。学校への経済的援助を中心とした活動から、自ら学習する活動へと質的な変革をしながら、今日にいたっている。

○昭和二十二年七月　従来の学校後援団体である父兄会の組織を改組して、学校教育団体としてＰＴＡが発足する。

○昭和三十一年四月　久那土小学校ＰＴＡとして発足、会則を定め、規約に基づく組織化と、真に子どもの教育を考え、常に学習するＰＴＡとして発足する。

○昭和三十七年　ＰＴＡの在り方を学習するため、ＰＴＡ一日入学、母親学級父親学級、学年ＰＴＡ活動など、会員相互の学習会をはじめる。

○昭和三十九年度　規約の一部を改正し、総務、保健体育、研修、新聞の五部とし、各部は自主的に企画運営するようにした。

○昭和四十七年四月　会員の親睦を図るために全員参加の球技大会を開催し、会員の要望から祖父母学級、親子スケート教室を取り入れた。

○昭和四十八年四月　自主的なＰＴＡ活動は経済的な独立の必要から、財源確保のため年二回の廃品回収を行い、ＰＴＡ活動の資金にあてる。

○昭和四十九年　学習するＰＴＡを目指し、鈴木健二氏以下八人の名士を招き、学習する。

○昭和五十一年「挨拶とは心を開いて相手にせまることである」という鈴木健二氏の講演に感銘、ＰＴＡ活動の重点目標に「あいさつ運動」をとりあげ、以来地域ぐるみの運動を展開した。十月本校ＰＴＡ活動に対し文部大臣より表彰を受ける。

○昭和五十二年　久那土小中学校及び三保小学校は、県教委から道徳教育協同推進校の指定を受けたことから、本会においても家庭における道徳教育の考え方、在り方を究めるために、研修主題として「しつけ」を掲げ、具体的な取り組みをしてきた。

○昭和五十五年　「久那土の子どもを地域全体で育てるために」を主題として、地域懇談会に各種団体の参集を願い、適切な協力と助言を得た。

久那土小学校ＰＴＡ歴代会長

昭和二十二・三・四年度日向　忠徳	昭和二十九年度　佐野　重良
〃　二十五年度　深沢　正夫	〃　三十年度　日向　鼎
〃　二十六年度　日向　俐	〃　三十年度　伊藤　友長
〃　二十七年度　河西　忠雄	〃　三十一年度　二宮　保
〃　二十八年度　加藤　善吉	〃　三十二年度　山田　栄幸
〃　二十八年度　上田　孝腸	〃　三十三年度　上田謙太郎

昭和三十四・五年度	上田雪太郎	昭和四十八年度	高野　久喜
〃　三十六年度	上田　将男	〃　四十九・五十年度	伊藤　英治
〃　三十七・八年度	小林　亮	〃　五十一年度	上田　尚一
〃　三十九・四十年度二宮	保房	〃　五十二年度	日向志摩男
〃　四十一・二年度	池田　一孝	〃　五十三年度	伊藤　郁郎
〃　四十三・四年度	上田　誠	〃　五十四年度	深沢　猿三
〃　四十五・六年度	保坂　正志	〃　五十五年度	深沢　正光
〃　四十七年度	小林　貢		

三保小学校ＰＴＡ沿革

明治二十二年七月　山保小学校三保分校となり、教育振興会を発足させ、学校と一体となって教育援助活動、啓蒙活動を行う。

〃三十年十一月十三日　北部六校合同運動会を、青柳富士川で挙行、振興会役員児童を引率して参加。赤痢発生に際して教育衛生幻灯会を開催、防疫の一役を果たす。

〃四月十二日　振興会全員が七百本の植樹を行う。

大正十五年七月　運動場拡張工事に対して労力奉仕を行う。

昭和十一年五月　校舎増築に対して多大の労力奉仕を行う。

〃二十二年十月十六日　三保教育振興会を、三保父兄会として創立。発会式を挙行。

〃二十四年度　山保村ＰＴＡを山保小学校ＰＴＡと改称して、三保分校部となり、部長制となる。

〃二十四年七月二十三日　児童用机、腰掛を青柳から運搬することに協力する。

〃二十五年　井戸掘り作業、砂場設置、国旗掲揚塔、運動場の拡張等多大の労力奉仕を行う。

〃二十九年度　分教場の増築、遊び場、鉄棒、スベリ台等の設置に労力奉仕。

〃三十年四月一日　三保地区は山保村より分離して、久那土村へ合併し、久那土小学校三保分校ＰＴＡとなる。

全国へき地教育研究会の会場となり、ＰＴＡ協力。

〃三十二年度　水道施設の補修、水道管の埋設

〃三十三年度　校舎の屋根の修理、映画会

〃三十四年度　台風十五・十六号の被害に労力奉仕により修復

〃三十五年度　ＰＴＡスクール開催、労力奉仕による環境整備

〃三十八年度　労力奉仕による教育環境の整備

〃四十一年度　台風四号による被害と片付への奉仕

〃四十五年四月一日　久那土小学校三保分校は、下部町立三保小学校となり、本会も三保小学校ＰＴＡと改称。

〃四十七年度　ＰＴＡのわらび採りを実施。実益は教育補助費として学校へ寄附。（以来労力奉仕、運動会への協力、わらび採等年中行事として行う）

運動会への協力

歴代ＰＴＡ会長

昭和四十五年度	望月　政雄	昭和五十一年度	望月　辰造
〃　四十六年度	伊藤　虎夫	〃　五十二年度	望月　政一
〃　四十七年度	藤巻　重雄	〃　五十三年度	岩崎　重一
〃　四十八年度	望月　忠義	〃　五十四年度	岩崎　伝
〃　四十九年度	鷹野　直徳	〃　五十五年度	岩崎　国夫
〃　五十年度	岩崎　徳雄		

古関小学校ＰＴＡ沿革

昭和二十二年古関小学校保護者会を結成。

昭和二十三年四月一日　古関小学校の整備の拡充と充実、ならびに児童の福祉の向上を図る目的をもって、古関小学校ＰＴＡを結成し、初代会長に土橋英夫が推挙される。

昭和二十四年五月十二日　ＰＴＡの協力を得て、学校給食（ミルク）を開始。
昭和二十六年十二月四日　郡連ＰＴＡ主催による西八代郡ＰＴＡスクールを古小にて開催。
昭和二十九年十一月三日　町村合併により、下九一色小学校折八分校ＰＴＡは、古関小学校折八分校ＰＴＡとなる。
昭和三十四年十一月二日　ＰＴＡの協力により、校旗を樹立し、校歌を制定。
昭和三十五年九月　運動場拡張第三期工事協力竣工。（第一期拡張工事三十二年十一月第二期工事三十三年九月）
昭和三十六年三月　鉄棒、砂場の設置、六月国旗掲揚塔、ブランコの設置に協力完成。
昭和三十九年三月二十五日　新校舎改築に協力し本日完成。
昭和四十年七月二十一日　ＰＴＡ主催部落別教育懇談会を開き大いに成果をあげる。
昭和四十一年三月十三日　ＰＴＡ父親学級を開催。
〃九月九日　古関家庭教育学級を開催。
昭和四十三年一月十九日　ＰＴＡ文集「ほたぎ」第一集発刊
昭和四十五年十月三十一日　ＰＴＡ研修旅行実施その後部落別教育懇談会父親学級、文集ほたぎ、研修旅行等は毎年行われる年中行事であるので記載省略。
昭和四十六年五月二十五日　西八代郡ＰＴＡ連絡協議会より、表彰を受ける。
昭和四十八年四月一日　根子、折八、磯の三分校が統合して、名実共に古関小学校ＰＴＡとなり、出席するＰＴＡ、発言するＰＴＡ、研修するＰＴＡを旗印として、会員相互の理解と結集により着々とその実をあげている。
昭和五十五年六月二日　西八代郡ＰＴＡ連絡協議会より、二度目の表彰を受ける。

昭和二十二年度（保護者会長）　土橋　英夫
〃二十三年度　土橋　英夫
〃二十四・五年度　伊藤　忠光
〃二十六・七年度　神宮寺　孝
〃二十八・九年度　赤池　登
〃三十―三三年度　赤池　信一
〃三十四・五年度　赤池　好臣
〃三十六年度　内藤　延雄
〃三十七―四十一年度土橋　菊水
〃四十二・三年度　土橋　精一
昭和四十四年度　赤池　貞男
〃四十五・六年度　伊藤　孝貴
〃四十七年度　伊藤　勇
〃四十八年度　若狭　重信
〃四十九年度　赤池　勝夫
〃五十年度　赤池　正伯
〃五十一年度　渡辺　重保
〃五十二年度　赤池　本晴
〃五十三年度　小林　健保
〃五十四年度　古山　久
〃五十五年度　土橋　公夫

共和小中学校ＰＴＡ
昭和二十二年七月十四日　共和小中学校教育後援会及びＰＴＡ両者の設立総会を開催。
昭和二十四年四月二十六日　共和中学校増築校舎竣工ＰＴＡの絶大なる協力を仰ぐ。
昭和二十四年七月十四日　父母の労力奉仕を得て、本日より粉乳による給食を開始。
昭和二十四年十二月六日　新運動場拡張地ならし工事を開始。
昭和二十五年二月十七日　第一次及び第二次運動場拡張工事はＰＴＡの労力奉仕によって本日落成。
小中学校併設経営だったので、校舎の増改築、運動場拡張等に対する物心両面の協力、施設設備の充実など、発足当時から多くの課題を担ったＰＴＡであったが、小中一体となってこれに応えて来た。また多くのＰＴＡ

スクールの開催、講演会等を開いて、戦後の教育改革を支えて来たことが理解される。

共和小中学校ＰＴＡ歴代会長

(1) 宮沢栄造　(2) 若林　力
(3) 若林四郎　(4) 小林次郎
(5) 若林四郎　(6) 高野　昶
(7) 大原孝憲

下部中学校ＰＴＡ沿革

○昭和二十二年九月一日富里村小中学校父母と教師の会として設立す。
○昭和三十一年五月十七日下部小中学校ＰＴＡを解消し、下部中学校ＰＴＡとして発足す。

一　発足当時よりの主な活動内容

昭和三十一年より四十年ころ、各専門部を中心に活動が行われたが、その主な内容は環境整備のための労力奉仕や、備品充実のための寄附等が大きな活動であった。

(1)施設部　年間数回にわたり労力奉仕を実施し、施設設備改善に協力。
昭和三十一年技術科木工・機械室新設のための奉仕
〃三十四年　野球バックネット設備への協力
〃三十六年　校内築山、柔剣道設備備品の寄附の奉仕
〃三十九年　屋体通路昇降石段の建設奉仕
〃四十二年　プール施設設置への協力
〃四十四年　前校舎・裏校舎間の池・築山への奉仕作業
(2)給食部　給食援助活動の実施
昭和三十八年　完全給食に向かっての奉仕作業
〃三十八年より四十六年ころ、給食費負担軽減のため、野菜（馬鈴薯、玉ねぎ、鶏卵）等生産農家と契約を結び、直接供給に協力。
(3)体育部　経済的学力的援助を目的に、体育後援会組織をつくり体育の振興をはかる。この組織は中間四十五年を休み五十年ころまで続く。
(4)教養部　教育懇談会　授業参観　研究会への協力・講演会研究旅行の実施
昭和三十二年　第七次県教育研究集会の会場準備、民間宿泊の協力
〃　三十三年　産業教育実験学校公開への協力
〃　三十五年　教育課程実験学校公開への協力
学期毎学年ＰＴＡ授業参観
(5)補導部　生徒の校外補導にあたる。ＰＴＡ役員は単位クラブ顧問になり、校外での生徒補導、交通安全指導、キャンプへの援助作業。
(6)その他　学校林育成への協力
昭和四十一年　個人所有の山林三・二ヘクタールを分収契約し、小中学校林として経営。
〃四十六年ころまで　ＰＴＡ・学校の意志で、修学旅行補導、スポーツ振興補助等に充てる目的をもって、栽植補植、下刈作業等を行う。

二　四十年以降のＰＴＡ活動

従来の活動を基盤に、より本来のＰＴＡ活動のあるべき姿をめざして、研修活動、講演会、研究会等への参加が積極的に行われるようになり、今日に至る

（四十一年～五十五年）

ＰＴＡ組織も改組され、専門部は総務部、研修部、補導部、保健体育部、給食部となり、施設部・進路対策部は専門部からなくなっている。
(1)総務部　年間活動計画の樹立、評議員会の運営、その他会全体としての活動計画と、実施活動を行っている。
総務部会（年六回）廃品回収（小中合同）奉仕作業、学校行事への参加（学園祭　強歩大会　その他）
(2)研修部　講演会（単または小中合同）ＰＴＡ新聞の発行（年三回）父親学

級、研修旅行、研修研究会への参加、部落懇談会（年一回）等活動範囲が広い。

(3)補導部　夏季休業中の校外補導パトロール、交通安全運動への協力、生徒指導情報交換定例会等

(4)保健体育部　ＰＴＡレクリエーションの計画と実施、対外試合への協力（総合体育大会陸上競技会その他）校内体育行事への参加、会員の体力測定等

(5)給食部　優良先進校の視察、アンケート調査等

歴代会長

昭和三十一年度	馬場　文雄	昭和四十四年度	小林　最将
〃　三十二年度	渡辺　千秋	〃　四十五年度	石部　栄
〃　三十三年度	小林　義一	〃　四十六年度	渡辺　重義
〃　三十四年度	小林　竜雄	〃　四十七年度	二宮　英男
〃　三十五年度	小山　定雄	〃　四十八年度	草間　克六
〃　三十六・七年度	今村孝太郎	〃　四十九年度	渡辺　貢
〃　三十八年度	竹内　喜一	〃　五十年度	小林　毅
〃　三十九年度	中野　智一	〃　五十一年度	望月　達平
〃　四十年度	矢野　勇	〃　五十二年度	小林　幸久
〃　四十一年度	赤池　昇	〃　五十三年度	石部　一夫
〃　四十二年度	中野　智一	〃　五十四年度	市川　守
〃　四十三年度	磯野　武一	〃　五十五年度	鈴木　勝治

久那土中学校ＰＴＡ沿革

昭和二十二年五月　新設久那土中学校の整備と、生徒の福祉を図る目的をもって、久那土中学校保護者会を結成。

〃七月一日　久那土小中学校ＰＴＡ発足

昭和二十四年度　久那土中学校校舎四教室増築に協力

昭和二十九年度雨天体操場建築に協力

昭和三十一年五月十五日　久那土小中学校ＰＴＡ並びに保護者会を解散して、久那土中学校ＰＴＡの設立総会を開催、会則を制定。

昭和三十二年七月八日　中学校独立校舎建築について臨時総会を開催。

昭和三十六年七月十六日　屋内体育館建設に協力、本日落成す。

昭和三十七年三月五日　校旗の樹立、校歌制定。

〃六月　山梨県ＰＴＡ連絡協議会より表彰を受ける。

昭和三十八年九月二日　本日より完全給食を実施。

産振教室の移転、実験学校の公開、プールの建設等に協力。

昭和四十三年　久那土中学校と峡南高校との校地校舎交換移転問題について移転問題特別委員会を設置。その実現のために大きな役割を果たす。

四十七年三月二十九日移転完了。

昭和四十六年一月十六日　廃品を回収して、ＰＴＡの活動費及び図書購入費にあてる。

昭和四十八年八月十九日　学園祭にＰＴＡコーナー（盆栽）を設けて、異彩を添える（年々継続）

昭和五十年七月　第一回ＰＴＡ新聞を発行。

昭和五十一年五月一日　会則を全面改正して、総務部、教養部、保健体育部、母親部、学年ＰＴＡの各部を設け、自主的に企画し運営する。

昭和五十一年九月一日　父親学級を開催。

昭和五十三年二月十日　ＰＴＡ発足三十周年の記念誌発行

久那土中学校ＰＴＡ歴代会長

昭和三十一年度	田中　誠明	昭和三十七・八年度	望月多賀治
〃　三十二年度	河西　寛	〃　三十九年度	日向　三郎
〃　三十三年度	伊藤　映雄	〃　四十年度	上田雪太郎
〃　三十四・五年度	池田　繁治	〃　四十一・二年度	村松　建夫
〃　三十六年度	小林　嘉之	〃　四十三・四年度	保坂　武甫

昭和四十五年度	小林　亮	昭和五十一・二年度	上田　誠
〃　四十六年度	土橋　義文	〃　五十三年度	伊藤　卓
〃　四十七・八年度	深沢一二三	〃　五十四年度	上田　尚一
〃　四十九年度	二宮　保房	〃　五十五年度	伊藤　郁郎
〃　五十年度	内藤　弘		

歴代保護者会長

昭和二十二年度	上田　盛治	昭和二十七年度	渡辺　賢三
〃　二十三年度	上田　吉一	〃　二十八年度	二宮　保
〃　二十四年度	河西　忠雄	〃　二十九年度	山田　栄幸
〃　二十五・六年度	加藤　善吉	（二十九年度をもって発展的解消）	

古関中学校ＰＴＡ沿革

昭和二十二年四月　古関小中学校父母と教師の会結成

昭和二十三年七月二十二日　古関小中父母と教師の会から独立して、古関中学校ＰＴＡを結成。

昭和二十四年一月二十六日　新制中学校発足早々、西八代郡下にさきがけて独立した古関中学校が本日竣工式を挙行。本村為政者の理解はもとより、本校ＰＴＡの果たす役割は大きかった。

昭和二十九年　実験学校公開発表会に協力

昭和三十七・八年度　両年度にわたって施行された校庭拡張工事に果たしたＰＴＡの役割は極めて大であった。

昭和三十八年十月　自然条件がきびしく、教育効果が左右されることをうれえて、古関小中学校条件整備委員会を結成して研究に着手。

昭和四十三年度　古関小中学校共用のプールが完成。

昭和四十四年度　条件整備委員会は本年度をもって解散。

主な事業

(1)教育懇談会、講演会、研修に関すること

(2)生徒の補導及び健康安全に関すること

(3)学校・学級の環境整備に関すること

(4)学校行事の援助に関すること

(5)その他本会の目的達成に必要な事業

古関中学校歴代ＰＴＡ会長

昭和二十三・四年度	赤池　好臣	昭和四十三年度	今福　清輝
〃　二十五年度	伊藤　正雄	〃　四十四年度	渡辺　昌朋
〃　二十六年度	神宮寺　孝	〃　四十五年度	内藤　延雄
〃　二十七・八年度	土橋　英夫	〃　四十六年度	土橋　精一
〃　二十九年度	渡辺　清	〃　四十七年度	赤池　繁
〃　三十・三十一年度	赤池　訓	〃　四十八年度	赤池　修
〃　三十二年度	赤池　彦一	〃　四十九年度	伊藤　松彦
〃　三十三年度	土橋　菊水	〃　五十年度	伊藤　欣一
〃　三十四年度	赤池　登	〃　五十一年度	赤池　清正
〃　三十五・六年度	赤池　勉	〃　五十二年度	赤池　菊夫
〃　三十七年度	赤池　好臣	〃　五十三年度	今福　歳文
〃　三十八―四十年度	内藤　延雄	〃　五十四年度	小林　信夫
〃　四十一年度	伊藤　真一	〃　五十五年度	赤池　本晴
〃　四十二年度	赤池三千雄		

二　教育協議会

時代の推移と共に教育もまた発展を続けているが、その発展に適格に対応するために、絶えず研修が進められてきたのが戦前の教育会であり、現代の教職員組合であり、教育協議会である。

明治、大正、昭和と戦前は、西八代教育会があって、本町管内諸学校は中部支会（落居、岩間、山宮、久那土、共和、古関、富里）に属していた。主として支会を単位として教育研究や諸行事が行われていた。

戦後地方公務員法によって職員組合が結成されて、教育会は自然消滅の状態となった。職員組合結成当初は、文化活動よりむしろ給与とか勤務時間等の労働条件とか、経済闘争に重きがおかれていた。もとより特殊な職員組合であるために当然文化面が重要視されて、教育課程や教育内容が各種の研究大会を通じて論議されその成果は著しいものがあった。

昭和四十一年には校長組合が、四十二年には教頭組合が結成されたので、校長教頭は職員組合より自然離脱する結果となった。校内研修では同一テーマで研究が行われても郡段階で三者三様の立場で研修が進められた。このような不都合を克服するために設けられたのが、郡教育協議会であり、町教育協議会である。当初は学校ごとに教科別、問題別に研究主題を設定したり、公開研究会をもつセンター方式などがとられた。

昭和四十九・五十年度は、各学年の教育課程の編成に着手し、技術講習会もとりいれて、大いに成果をあげた。

昭和五十一年度には国語・算数数学と特別教育活動の三部会構成で、教育課程や指導内容について研究し、それと並行して自己研修として体育実技講習会や音楽教室などが開かれた。

昭和五十二年度は、前年度と同様な部会構成でさらに研究を深め、一方「TPシート」作りや「たて笛」の講習会も開かれた。

昭和五十三年度には、久那土地区小中学校が文部省指定の道徳実験学校になったのを機に、それらの学校を中心に「道徳教育計画の作成」をテーマとして小中二部会を構成して研究を進めると共に焼物教室や筆耕などの実技講習会をも開いた。

昭和五十三年度は道徳教育計画の作成とさらに授業研究をもすすめ、また焼き物、ロマンフラワー・リーフクラフトなどの実技講習会も開かれた。

昭和五十五年度は、小学校新教育課程実施第一年次に当たり五十六年度は中学校新教育課程実施の年に当たる。従って本年度は小学校は各学年ごとに教育課程の再検討を中学校は教科ごとの教育課程の編成をすることをテーマとし、それぞれ目下作業をすすめている。

また下部町教育協議会は他に見られない成果として、小中学生に町費による芸術鑑賞の会を計画していることである。最近テレビ等の普及によって、間接的にはいろいろな芸術に触れる機会は多くなったが、このような山間へき地では生の芸術にふれることはなかなかできない。そこで町に予算措置をお願いし、一年に一度を目途に町費による鑑賞会をもち小中学生の情操の深化拡充に役立てている。国立音楽大学生の合唱や、山梨交響楽団や劇団「文芸座」の公演などを鑑賞し、小中学生に大きな感動を与えている。

第三章　社会教育

第一節　社会教育の沿革

教育の始まりは、古代家庭が形成され父母が子どもを養育するということから始まったと思われる。まず家の中での父、母の教育と、外での共同生活をとおしての教育とが相まって、人間が完成されていくのである。これらの教育は炉辺に集まって聞く家の習慣や食物の作り方、社会のならわしから獲物のとり方、あるいは宗教的儀式や物の考え方まで、すべて生きるためのあらゆる領域にわたって身につけたものであろう。従って社会教育の根源は遠く原始の時代までさかのぼることができる。時代の進むにつれて、幼児・青少年・成人と年齢的区分も生じて、主として教育活動の行われる場を家庭・社会・学校と三領域に分けた場合に、社会で行われる教育を社会教育といい、教育内容も多様で、その対象は青少年であり成人一般である。このようにして社会教育は、社会体制の発展の段階に即応しながら生々発展して来たものである。古来伝えられてきた教育要素の中で、最も力があったものは、伝説教育にはじまる宗教的情操の教育であった。

一　明治以前の社会教育

歴史的には遠く奈良平安時代までさかのぼることができる。当時の社会教化の事業は仏教教化の影響をうけて、施薬院や悲田院を設けて難民を救助した社会事業と平行して、そのきざしが芽生えた時代である。聖武天皇天平一三(七四一)年には、国分寺造営の詔によって、諸国に国分寺が建立された。国司が地方の政治を支配したと同様に、国分寺は民心の教化を進めて、精神面を支えるのに大きな力となった。また孝謙天皇は天下に詔して家ごとに孝経を一部所蔵させて、精勤講習せられたのは大いに注目すべき点であり、また歴代天皇は孝子を表彰して大いに孝道をすすめられた。

鎌倉室町時代の社会教化もまた僧侶によって普及された。禅宗が主として武家武将の帰依するところとなったのに対して、浄土宗、法華宗の一般庶民に対する教化は時代とともに濃厚の度を加えた。僧侶の中には辻説法と称して大道において説法する僧あり、巡錫と称して諸国を行脚し、社会の教化はもとより、医薬、マジナイのことから茶の湯、生け花の道に至るまで、彼等の手によって津々浦々までも普及していったのである。その外軍記物、お伽草紙の類が刊行されたり、新たに謡曲なども加わって勇武、正義、節婦、孝子などが賞揚されて社会教化のためには大いに貢献したわけである。

徳川時代には伊勢・小笠原氏の礼法や、生け花の諸流、点茶、和唐両様の書法、土佐狩野諸派の絵画等が国民精神を大いにかん養し、神道、仏教、兵学等が社会を教化し、社会浄化は一層進められた。殊に一般民衆の教化に力のあったものは、自身番の掲示を始めとし太平記、平家物語や、謡曲浄瑠璃、長唄、講談、小説、俳諧、歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽、角力等、これらはいずれも賢明なる諸侯に用いられて、民育教化の上に偉大な功績をもたらしたのである。

他方平民儒学ともいわれ、商業道徳を重んじ、商人に向かって宣伝された石田梅巌の心学教、農本主義を唱えてもっぱら農民の間に行われた、二宮尊徳の報徳教などは、社会教育のためには異彩を放ったものといえよう。

一方、徳川幕府は支配秩序を維持するための成人教育には、絶えず努力を払ってきた。士農工商の階級的身分秩序によって、士は万民を養い助けんためのつかさであり、農は四民の大本として、怠らず耕作に励み倹約の生活を送り、私用は後にして、年貢は早く納むべきものであると諭し、工はすぐれた器物を作ることに心掛け、商は利をむさぼることなく分を守るべきであるとし、農工商は知足安分、武士の支配に服すべきものであると

教えている。善悪は別として徳川幕府の支配体制強化のために、このような教えが御触書や禁令として次々に布告され、それを徹底させるために五人組制度が利用された。五人組制度は最初浮浪人やとばくを取り締まる目的であったが、警察の末端機構として農工商のすべての階層にわたって組織し、五人組御仕置帳によって、生活の上のすべてにわたって規定され、特に百姓に対しては農民の数の維持と年貢などについては、連帯責任が負わされ義務付けられている。各地に残されている五人組帳の前書きには上からの諸法令の集成があり、機会あるごとに「必名主所之百姓水呑ミニ至ル迄呼寄セ話聞セ常々無懈怠相守様……」と申しつけられていたのである。その内容も次第に衣食住にわたる細かな干渉指導が加わるのであるが、一般的に「御公儀を尊敬し卑しい自分の地位に満足し、粗衣粗食をもって貢租を完遂するような農民意識を作り出すための教育」という積極的要素が強く出ていたのである。

またこの時代に若連中、若衆、若者仲間などと呼ばれた若者制度があった。この制度は恐らく室町末期ころからあったであろうと推察される。これは村(部落)生活の必要に基づいて、祭礼その他の行事に参加し、また公安の維持などについても参画していたものであろう。そしてこの集団生活を通して村落の後継者訓練も行われていたのである。

古来年齢に従って子ども衆・若い衆の仲間入りをした。その組にはいるためには原始的な儀式があり、またそれぞれ年齢に応じて、社会の風俗・習慣に適応する訓練や、集団教育が行われたといわれている。これは一種の修練教育でもあり、義務訓練でもあった。また部落の長老が若い者に対して村の伝説、習慣、風俗、服装、農林・漁業に至るまで説き明かして、協同服従の精神を体得させた。そしてそれらの慣行や掟に従わなかった者は、重きは村八分に至るまで、何等かの部落的な制裁をうけたものだという。

宗教的な教育要素としては、マジナイ的なものから、山之神の祀り、厄病神、風神、火神、天神・地神と数多くの神仏を祀った。これは古代の人達が生活の中から生みだした生活の知恵である。計り知れない自然の脅威をのがれて安心立命を願う心情が、自然崇拝ともなって深く家庭生活にくいこみ、そのまま習慣や伝説となって、今日にまで及んでいるものも少くない。

若衆組の組織および仕事を規定したものを若衆定目とよんでいるが、これは五人組の条目から非常に多くの影響をうけて規定されたものである。この条目の中には、国法や村法を守るべきこと、役人に対する礼儀や敬老についてとか、風儀、風俗の改善、男女間の取り締まり、賭博、飲酒、けんか、口論などの禁止や、宗教に関する規定なども記載されている。もしこれらの掟に違反した者は何等かの制裁が加えられたものである。このような力が当時の青年を実際に形成していく大きな力となって働いたものと思われる。この若者制度は、やがて明治になると青年会となり、青年団へと発展していく大きな地盤ともなったのである。

二　明治以降の社会教育

明治以降における社会教育の成立と、その発展過程を通俗教育期、社会教育の創始期、社会教育の衰退期、社会教育復興期の四期に大別することができよう。

(一)　通俗教育　(明治四年―大正十年)

我が国社会教育の胎動期であって、社会教育施設としては博物館や図書館が設けられ、通俗教育という名称のもとにようやく社会教育が行われ始めた時代である。他面勤労青年を対象とした農業補習学校、婦人会、青年団などが次々と結成された時代である。

明治四年文部省に博物局がおかれ、博物観覧場が開かれた。翌五年には博物局に書籍館がおかれて一般に公開された。明治十九年には文部省に書籍館、博物館に関する事務と共に通俗教育に関する事務がとられるようになった。明治二十二年には図書館令が公布され、翌二十三年には山梨県教育会が甲府錦町に付属図書館閲覧所を建て、昭和五年にいたって根津嘉一

郎の寄付によって、鉄筋コンクリート二階建のものが新築され、山梨県教育会図書館と呼んだが、翌六年同会から寄付されて山梨県立図書館となった。

大正六年寺内内閣の折、臨時教育会議が設置され、通俗教育に関する調査会が設けられて文部省内に初めて通俗教育の主任官がおかれた。以上通俗教育として社会教育が学校教育に対応するものとして一応の方向を見出し、わが国の社会教育の基礎を一歩一歩築きつつあったことは見逃せないところである。

青年団の起源は江戸時代の若衆制度にあるといわれるが、近代では日清戦争直後、青年団の問題が取りあげられ「国運ノ隆盛発展ノ基礎ハ青年ノ教育ニヨルトコロキワメテ大ナリ」という識者の主張がとりあげられた。明治三十八年地方青年団体指定に関する局長通達がなされた。

青年団は本来年齢集団として、村落共同体の中でその機能を果たしてきたが、明治以降、資本主義の発展に伴って、若い者の果たすべき機能が喪失したと同時に、政府は青年に対する教化指導の必要性を認めた。特に日露戦争後の都市化に伴って、農村青年の有り方が問題となり、夜学会の開設とか青年会の組織化の問題が、地方改良運動の一環として進められて青年団活動も盛んになった。その内容も単に夜学会などの補習教育にとどまらず、気風振作、農業の改善進歩、隣保公共事業などの賛助、軍事の援護などいわゆる修養的な範囲を越えて、事業的な方面へ著しく進出していった。各種の公共・公益に関与し始めた青年団は、ややもすると事業団体的性格にはしり修養団体としての使命を忘れ勝ちであった。大正四年内務、文部両者から訓令が出されて青年団指導が強制された。

「青年団体ノ設置ハ　今ヤ漸ク全国ニ治ク　其ノ　振否ハ国運ノ伸暢　地方ノ開発ニ影響スルトコロ大ナルモノアリ」として健全な国民善良なる公民たるの素質を得さしめといって、青年団の重要性を認め、青年団は本来修養の機関としてその本旨、組織、事業、娯楽、団則等に至るまでこれを明示した。

また年齢集団の中には娘たちのみで構成する娘連中、娘組があったが、明治以降は青年会と共に処女会という名称のもとに発展した。

婦人会には、明治三十四年奥村五百子の手によって創設された愛国婦人会と、地域婦人会とがあった。愛国婦人会は、出征軍人の家族、遺族及び傷痍軍人の援護を目的としたものである。明治の末年に至り、義務教育が次第に普及するに従って学校教育への理解と、家庭教育を促進するために小学校区を単位として母姉会、母の会が地域を単位とする大衆組織で教養、娯楽、社会奉仕を目的として結成され、内容的には裁縫講習、料理講習、講演会、風俗矯正などが主であったが、本質的には良妻賢母主義に基づいて、成長していった。

明治二十六年には、小学校卒業後の青年教育充足のため実業補習学校規則が設けられ、本町でもそれから後三十九年から四十年にかけ各地域に設けられた。

大正十五年には更に軍事教練を主とする青年訓練所が設立されたので、各学校は合わせて青年訓練所充用農業補習学校となった　更に昭和十年には青年学校令を公布し、文部省と陸軍省は相協力して、男女青少年の心身の鍛錬と職業及び実際生活に必要なる知識技能を授け、社会教育の一部として取扱ったが、軍国主義の盛んになるに伴って義務化され、純粋の社会教育から逸脱していった。

大正のはじめ頃より漸く高まって来た自由主義的ブルジョアデモクラシーの思想を抑えるべく、寺内内閣によって臨時教育会議が設置され「国体の精華宣揚の教育」が打ちだされ、忠良なる臣民の育成の教育が、絶対主義的指導者たちによって方向づけられた。こうした情勢の中での社会教育は国家の意志による天下り的な域を出ることはできなかった。

(ニ)社会教育の創始期（大正十年―昭和十年）

大正十年六月二十三日文部省官制改正の際、通俗教育の語を改めて社会教育とし、大正十三年には文部省内に普通学務局のほか社会教育課がおか

れ、これを機に社会教育行政の整備も積極的な方法がとられ、その事務分掌は

1　図書館及び博物館に関すること
2　青少年団体及び処女会に関すること
3　成人教育に関すること
4　特殊教育に関すること
5　民衆娯楽に関すること
6　通俗図書館認定に関すること
7　その他社会教育に関すること

と定められ官制も事務も、また人的に大いに整備拡充された時期で、いわば社会教育の創始期である

大正十四年地方行政機構の中に、社会教育主事および社会教育主事補が設置された。

大正十五年には青年訓練所令及びその規程が公布され、同四月二十四日の文部省訓令第八号によると

「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ、健全ナル国民、善良ナル公民タルノ資質ヲ涵養スルハ、ワガ国内外ノ情勢ニ鑑ミ頗ル緊切ナルヲ覚ユ然ルニ現下青年教養ノ施設ハ逐年表裏ノ情勢アリト雖モ、尚未タ十分ナラザルモノアリ、コレ今日青年訓練ノ制ヲ定メ一般青年ニ対シテ適切ナル訓練ヲ行ナハムトスル所以ナリ、而モ本訓練ノ結果ハ、兵役ニ服スル者ニ対シ在営年限ノ短縮ヲ伴ウガ故ニ其ノ国家産業ノ進展ニ及ボスベキ効果モ亦頗ル大ナルモノアルベシ」

青年訓練所の要旨を掲げ、令第一条には次の如くその目的を示している。

「青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス」とその目的に示し、入所資格は十六歳から二十歳までの男子、設置主体は市町村　市町村学校組合であった。私人でも文部大臣の定めるところにより設置も可能であった。訓練項目は修身及び公民科、教練、普通学科、職業科で、普通学科及び職業科は文部大臣が定めることになっていた。地方長官の監督のもとに主事および指導員がおかれた。修業年限は四年であったが軍事教練が主であった。

昭和四(一九二九)年文部省普通学務局、社会教育課が独立昇格して「社会教育局」が設置されて、青年教育課、成人教育課、庶務課の三課がおかれ官制上社会教育の整備が進んだ

昭和七年には全国市町村に「社会教育委員の設置」の奨励が文部省によって行われた。現在は都道府県および市町村には設置の義務が負わされている。

以上のように我が国の政治・経済・文化の拡充期を迎え、世界的なデモクラシーの気運に乗じて我が国の社会教育は大いに充実整備され、創始期であるとともに第一次の興隆期ともいえる時期であった。

(三)　社会教育の衰退期（昭和十年～昭和二十年）

我が国は日華事変、さらには第二次世界大戦へと突入し、敗戦という冷厳な事態に直面する時期で社会教育は著しく衰退していった。昭和十年「青年学校令」が公布されて青年学校が設置された。同時に青年学校教員養成所が開設され、青年教育の制度が形式的には充実整備された時代でもあった。

昭和十四年青年学校は義務制となったが、諸外国における義務社会教育の提唱とは本質的に異なるものである。この時期は第二次世界大戦への突入必至という情勢下であって、すべての青年が国民精神を振興し、時局を担う軍国青年を国家の意志によって育成し、軍国主義、帝国主義の野望を青年に託そうとしたことにほかならない

昭和十七年文部省の社会教育局は廃止され、これにかわって国民教育局がおかれた。世界大戦により国の行政機構は決戦体制に切り替えられた。社会教育の活動は、実質的にまったく停止することになった。

わが国の戦時下教育は、高度国防国家確立のための教学刷新によって、非合理的な国粋主義的傾向と、生産力増強をめざす科学、技術教育の振興という矛盾を内包し、さらに軍事力、労働力強化のため「錬成」という精

神修養や体力の鍛錬が重視され　教育に対する軍部の全面的介入がその特徴をなしていた。小学校も昭和十六年には国民学校と改称、「皇国の道に則る」少国民の基礎錬成を実施した。教育現場では戦争宣伝や観念的な説教の注入になったり、体罰の横行がめだち戦争の激化にしたがって、とても正常な教育ができない状態であった。

まして時局の流れに浮動しやすい社会教育はその機能を停止し、国民総動員の線に沿い、とくに青年に対し軍隊教育の予備門としての国民教育に専念させられ、ついにはわが国の社会教育は廃止させられるという運命に陥ったのがこの時期である。

(四)社会教育復興期

昭和二十（一九四五）年―現在

昭和二十年十月に文部省に社会教育局が復活、社会教育課・文化課・宗務課・調査課の四課がおかれ、同時に文部大臣から、終戦の混乱に際しての社会教育の方針が示された。十一月には国民教育課・芸術課が加えられた。

昭和二十一年文部省訓令により社会教育課・文化課・芸術課・調査課・宗務課の五課に改められた。

昭和二十二年教育基本法の制定、その第七条（社会教育）により、社会教育が国および地方公共団体により奨励されなければならないことが法律により規定された。

昭和二十四年「社会教育法」が制定され、国および地方公共団体の社会教育に関する任務が明らかにされ、社会教育行政の基礎が確立した。

昭和二十五年単独法としての図書館法、二十六年に博物館法、二十八年に青年学級振興法が制定され、昭和三十一年地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定された。

戦後のわが国の教育が民主主義に基づく生活改造を必要としており、社会教育こそ、この生活改造に直結するものである。単なる学校教育の補充や拡張をめざすものではなく、社会変化の激化にともなう社会的要求として、人間の生涯教育の性格をもっている。そのために教育基本法や、社会教育法等の制定をみたのである。同法の施行により図書館・公民館等をはじめ諸施設が整備され青少年、成人、婦人、高齢者、労働者等に対する社会教育活動が活発になった。

また、これらを指導する機関としての社会教育委員が設置され、社会教育関係諸団体も発展し、めざましい飛躍と充実が図られている。

第二節　社会教育委員

一　組織と運営

昭和二十四年六月十日法律第二〇七号を以て社会教育法が制定された。これは教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする事を目的としたもので、その第五条で市町村の教育委員会の事務が定めてある。即ち教育委員会は社会教育に関し当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において左の事務を行う。

一、社会教育に必要な援助を行うこと。
二、社会教育委員の委嘱に関すること。
三、公民館の設置及び管理に関すること。
四、所管に属する図書館・博物館・青年の家・その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
五、青年学級の設置及び管理に関すること。
六、所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
七、講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
八、職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

九、生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十、運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
十一、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
十二、一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
十三、視覚、聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備器械及び資料の提供に関すること。
十四、情報の交換及び調査研究に関すること。
十五、その他第三条の任務を達成するために必要な事務。

終戦直後から各学校に組織されていた学校後援会、父兄会、保護者会等が進駐軍の指導もあって一斉にＰＴＡと改組され、これと共に青年団や婦人会を含む成人教育が行われるようになった。

また、公民館の開設に伴う公開講座、映画会というふうに社会の変遷を学びとる意欲が成人教育につながっていった。

これらの社会教育を推進するため同法第四章では社会教育委員について定めている。即ち第十五条で都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。社会教育委員は左の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

一、当該都道府県又は市町村の区域内に設置された各学校の長（これを一号委員という）
二、当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙、その他の方法により推薦された当該団体の代表者（これを二号委員という）
三、学職経験者（これを三号委員という）

社会教育委員会の委嘱は前各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿によって行う。この場合名簿が不適当であると認めるときは再度提出を命ずる事ができる。

公民館を設置する市町村では社会教育委員に公民館運営審議会委員を以て充てることができる。

社会教育委員は社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するため左の職務を行う。

一、社会教育に関する諸計画を立案すること。
二、定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

社会教育委員は教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。又教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を与えることができる。

委員の定数、任期その他必要な事項は当該地方公共団体の条例で定める。

これによって下部町では昭和三十二年二月一日条例第二十八号を以て、社会教育委員の定数、任期、報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるため「下部町社会教育委員条例」を制定して委員の定数は二十七名、任期は二年、報酬等は下部町各種委員等の報酬並びに費用弁償に関する条例で定めた。

2、下部町社会教育委員の氏名について、現在判明している分は次の通りである。

昭和三七・四・一～三九・三・三一

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池　利雄	昭和37・4・1	昭和39・3・31
赤池　武正	〃	〃
伊藤　知美	〃	〃
土橋おえい	〃	〃
保坂寿太郎	〃	〃
小林　貢	〃	〃
伊藤　郁郎	〃	〃
日向　寛世	〃	〃
加藤　善吉	〃	〃
日向　謙	〃	〃
望月　英子	〃	〃
今村　利子	〃	〃
渡辺　健一	〃	〃
佐野　さわ	〃	〃
石部　栄	〃	〃
馬場　よし	〃	〃
浅川　光世	〃	〃
古屋　寛作	〃	〃
村松　良通	〃	〃
伊藤　要	昭和45・4・1	昭和47・3・31
松井　美次	〃	〃
渡辺富美夫	〃	〃
日向　伎	〃	〃
太田　弘	〃	〃
内藤　庚	〃	〃
中野　智一	〃	〃
小林　正	〃	〃
有泉　保子	〃	〃

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池　とし	〃	〃
青柳　真浄	〃	〃
深沢　良男	〃	〃
佐野　常義	〃	〃
日向　謙	〃	〃
田中　昭彦	〃	〃
伊藤　尚文	〃	〃
土橋　精一	〃	〃
赤池　直方	〃	〃
赤池　一雄	〃	〃
赤池　咲子	〃	〃
赤池　武光	昭和50・4・1	昭和52・3・31
望月　幸男	〃	〃
赤池　直方	〃	〃
伊藤　要	昭和51・3・31	昭和52・3・31
松井　美次	昭和52・3・31	昭和51・3・31
有泉　邦男	昭和51・3・31	昭和52・3・31
上田孝太郎	昭和52・3・31	昭和52・3・31
若狭　貞子	昭和52・3・31	昭和52・3・31
磯野　周子	〃	〃
深沢　強	昭和52・3・31	昭和52・3・31
今村　実	〃	〃
浅川　清	〃	〃
北条　貴人	〃	〃
赤池　清正	〃	〃
二宮　保房	〃	〃
土橋　重夫	〃	〃
渡辺　清	〃	〃
佐野　隆喜	〃	〃

〃	〃	〃	佐野　花江
〃	〃	〃	赤池　光夫
〃	昭和51・4・1	〃	佐野　公明
〃	〃	〃	小林千代晴
〃	〃	〃	赤池　一代
〃	〃	〃	佐野　澄江
〃	昭和52・4・1	昭和54・3・31	佐野　公明
〃	昭和53・3・31	〃	小林千代晴
〃	昭和54・3・31	〃	渡辺富美夫
〃	昭和53・3・31	〃	赤池　一代
〃	〃	〃	小林　梅子
〃	〃	〃	山宮　辰也
〃	〃	〃	深沢　強
〃	〃	〃	山本　勝美
〃	昭和54・3・31	〃	赤池　光夫
〃	〃	〃	二宮　保房
〃	〃	〃	小林　直行
〃	〃	〃	赤池　清正
〃	〃	〃	土橋　重夫
〃	〃	〃	渡辺　清
〃	〃	〃	北条　貴人
〃	〃	〃	小林　宣行
〃	〃	〃	望月　幸男
〃	〃	〃	佐野　花江
〃	〃	〃	浅川　清
〃	〃	〃	佐野　澄江
〃	昭和53・4・1	〃	串松秀太郎
〃	〃	〃	赤池やえ江
〃	〃	〃	渡辺夫佐子

〃	〃	〃	河西　元子
〃	〃	〃	伊藤　明美
〃	〃	昭和54・4・1	伊藤　郁郎
〃	〃	〃	渡辺　勉
〃	〃	〃	串松秀太郎
〃	〃	昭和55・3・31	渡辺富美夫
〃	〃	〃	赤池さか江
〃	〃	〃	小林はな子
〃	〃	〃	河西　元子
〃	〃	〃	二宮　千章
〃	〃	〃	古山　久
〃	〃	〃	赤池　光夫
〃	〃	〃	日向志摩男
〃	〃	〃	小林　直行
〃	〃	〃	小林　兼一
〃	〃	〃	土橋　重夫
〃	〃	〃	伊藤　輝一
〃	〃	〃	今福　誠
〃	〃	〃	小林　宣行
〃	〃	〃	松井　美次
〃	〃	昭和55・3・31	渡辺　清
〃	〃	〃	北条　貴人
〃	〃	〃	佐野　澄江
〃	昭和55・4・1	〃	宮沢　正成
〃	〃	〃	渡辺　敦子
〃	〃	〃	望月　利子
〃	〃	〃	遠藤　庄一
〃	〃	〃	鈴木　勝治
〃	〃	〃	渡辺富美夫

第三節　社会教育の方針と計画

一、社会教育の立場

第二次世界大戦の結果は、日本人の思想や行動、生活のすべてにわたって大きく変えた。経済復興に力を注ぎ、技術革新による生産構造の変革は、物質文化の繁栄をもたらせたが、中東戦争を契機として資源ナショナリズムの考えも変わり、高度経済成長は安定成長へと路線をかえ、好況は不況へと落ちこむ中で、物質文明がもたらした人間性の喪失という損失は、計り知れないものがある、このような大きな洗礼を受けた中で、大きく影響されたものは少くない。

価値観の変化　何でも欲しい物を手に入れることが理想であり、生き甲斐であると考えて、物質に執着し、勤労より頭脳労働を高く評価したり、自己の犠牲や謙譲を美徳とした感覚は薄れて自己中心的で自己主張に終始し、義務を忘れて権利のみを主張するような世相になってしまった。

人間関係の断絶　世代間や対人関係の断絶が多く、かっては親子・主従上下と縦の人間関係は強く結ばれていたが、現在では縦の関係はもちろん、横の関係も稀薄になりがちな社会だといわれている。物質的な豊かさの中で、精神的な貧困にあえぐ社会であるともいわれる。

教育は人間のもつ可能性を極限にまで伸長させ、真に充実した自己実現をすべく生涯を通して行われるべきものであり、生涯を通して学習することが必要であるという生涯教育の立場から、生活課題や学習要求にこたえ得るように配慮し、ひとりひとりが絶えず自己啓発をし、社会啓発を続けてお互いの連帯感を高めるために、学習も多様化し充実していかなければならない。

二、基本方針

現代の社会構造は中高年齢層の人口増加、人口の都市集中化、核家族化等の人口動態の変化が著しく、国民の生活水準の向上など急激に変化してきた。同時に物質的な生活は豊かになり、余暇の時間は増加し、情報の拡大は情報化時代の到来をつげる反面、物質中心主義から人間性の疎外、地域住民の連帯意識の欠如、公害、自然破壊、交通災害等の多くの問題も派生した。

人間にとって真の幸福はと問えば、物心両面にわたる豊かさであると、ひとしく答えるであろう。激動する社会情勢の中で、生涯教育という立場からいつでも、誰でも、どこでも意欲的な自発学習が進められる体制と、環境と学習ムード作りをもつ社会教育の使命はますます増大している。このような社会教育に対する期待にこたえるため次のような方針を立てた。

自他のしあわせのために、物心両面にわたる豊かであたたかい社会づくりに、ひとりひとりがもつ特性と能力を傾注して、貢献し得る人間形成につとめる。

三、基本目標

(1)自主的に行動ができ、社会道徳を守り、住みよい社会をつくるため、積極的に努力しようとする人になる。
(2)たくましく生きようとする意志と、心身共に健康な体をもつ人になる。
(3)芸術文化に対する関心と理解を深め、情緒豊かな心と創造力をもつ人になる。
(4)自分の能力や適性を開発し、生産や生活を合理的な考えで実行する人になる。
(5)美しい郷土を愛し進んで社会のために役立とうとする人になる。

以上のような基本目標達成のため、それぞれの年度に社会教育計画を立て活動を進めて来た。

四　重点項目

(1)部落公民館に根ざした社会教育の推進
(2)ボランティア学習及び活動の推進
(3)視聴覚教材の整備と利用
(4)文化行政の推進
(5)人材相互開発調査の活用
(6)体育スポーツの大衆化と体力づくり
(7)ふるさとを見つめる運動の推進
(8)文化材の保護

五　事業計画

(1)社会教育の整備

社会教育行政の基盤となる社会教育の人的、物的条件の整備は、社会教育の振興上極めて重要である。社会教育指導員の設置、本年度新たに県から社会教育主事（スポーツ担当）の派遣による事務局の内部の強化を図るなど次第に整備されつつある。今日の急激に変化する社会において、住民の社会教育に対する要望も多様化し、地域の変ぼうとさまざまな事象に対処しなければならない。このような社会的要求と多様化に対処するために、一般行政と関連をとりながら、生涯教育の推進体制の確立につとめる。

(2)第一三回下部町社会教育研究大会

1趣旨

学習と実践を結び豊かな心、温かい地域づくりに社会教育、社会体育の果たす役割が強く求められている。こうした中で下部町民総参加のもとに社会教育、社会体育について年間の実践、成果を交流し、これまでの諸問題を究明しその条件整備等について研究協議する。

2研究主題

「心と地域を育てる社会教育、社会体育の推進について」

3主催

下部町教育委員会　後援・下部町

4期日

昭和五十三年二月十二日

5会場

下部町開発センター

6参加者

社会教育関係者、社会教育関係団体関係者、公民館関係者、社会体育関係者、町議会議員、区長、組長、学校関係者、関連行政関係者、一般町民

7分科会

○第一分科会、「部落公民館の実践」
○第二分科会、「各種学級サークル活動」
○第三分科会、「社会体育の振興」

8記念講演

○演題「スポーツと人生」
○講師日本体育大学助教授　松田治広

第四節　公民館

一　公民館の性格

公民館という名称は昭和の初め岩手県に水沢公民館があった。公民館的施設として類似の活動をしていたものはその外にも少しはあったが、現在のような公民館運動の進展は終戦後のことである。

終戦後、青年団体、婦人団体、ＰＴＡ等各種民主団体が結成され、教養向上のための諸活動を通じ町村民の啓発に大きな効果を収めてきた。しかし活動を総合的に運営し、住民の力を郷土建設のための課題発見や、解決のために結集する組織的機構や施設が必要とされ、公民館が各部落につくられるようになった。したがって公民館は次の性格をもっている。

(1)町村民が自由に集まって話し合い導き合い、お互いの教養文化を高め

下部町社会教育機構と職務内容

青少年総合対策本部

- 青少年指導者の養成研修
- 青少年団体の指導育成．協力
- 青少年問題の調査研究
- 青少年の人格形成

体育指導委員

- スポーツの実技指導
- スポーツ活動の組織育成
- スポーツ行事．事業に協力
- 住民にスポーツ啓蒙理解．普及
- 住民にスポーツ振興の指導．助言

スポーツ振興審議会

- スポーツ施設．設備の整備
- 指導者の養成資質の向上
- 事業の実施及び奨励
- スポーツ団体の育成
- 事故防止
- 技術水準の向上について

教育委員会

- 公民館．図書館．その他の社会教育機関の設置．管理及び廃止
- 社会教育委員．公民館運営審議会委員．文化財審議会委員．視聴覚ライブラリー運営審議会委員．スポーツ振興審議会委員．体育指導委員の任命．会議
- 社会教育関係団体の指導育成
- 各種社会教育講座
- 社会教育資料の刊行配布
- 設備．器材．資料の提供
- 社会体育．文化財
- ライブラリー
- 青少年対策
- ユネスコ

（以上）に関すること

視聴覚ライブラリー

- 学社教育の視聴覚方法の研究
- 教材．教具の充実整備
- 教材．教具の貸し出し
- 教材目録の作製
- 講座．講演会の開催

視聴覚ライブラリー運営審議会

- 館長の諮問に応じ各種事業の企画．実施の調査。審議

社会教育委員

- 社会教育の諸計画の立案
- 教育委員会の諮問に対しての意見
- これらに必要な研究調査
- 教育委員会議に出席して意見具申
- 青少年関係指導者に助言と指導

青少年の家

- 青少年．青少年指導者が社会的教養を高めるために利用する。

体育協会

- 町体育の向上．健全普及．体育文化の振興に寄与
  (1)県や郡の体育行事に協力
  (2)体育思想の宣伝．啓蒙
  (3)体育の指導奨励と各種行事の実施
  (4)町内の各団体の行事に協力と連絡．指導

文化協会

- 部門構成
  美　術
  音　楽
  文　芸
  芸　能
  趣　味
  郷土研究
- 各部門の連絡協調
  日常活動の推進．文化祭の企画実施．講演会．研究会の実施．機関紙の発行

公民館活動

- 住民の教養向上．健康増進．情操純化．生活福祉文化の振興増進に寄与するため、次のような事業実施
  (1)青年学級の実施
  (2)定期講座の開催
  (3)討論会．講習会．講演会．実習会．展示会開催
  (4)図書．記録．模型．資料の整備と利用
  (5)体育．レクリエーション等の実施
  (6)各種団体．機関等の連絡
  (7)施設を住民の公共的利用へ開放

公民館運営審議会

館長の諮問に応じ、各種事業の企画実施の調査審議

文化財審議会

- 教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究．保存指導活用の審議をして専門的技術的事項の建義
- 指定．解除．変更について教育委員会の諮問をうける

地域文庫

- 公民館活動の一つとして地域の読書要求にこたえるとともに、一層の読書普及をはかる。

一坪図書館

- 県立図書館の事業計画にもとずいて地域の読書普及．読書会づくり

るための、民主的な社会教育の場である。

(2)町村民の親睦を深め、相互の和合、協力を培い町村自治向上の礎となる社交の場である。

(3)郷土産業活動を促進する場である。

(4)町村民が自由に討議論談し、民主的技術を習得する場である。

(5)中央と地方文化の接触交流する場である。

(6)地域内各種文化団体の連絡調整を計り、協力する場である。

要するに公民館は社会的教養、娯楽、自治振興、生活改善、各種団体の連絡を機能的に総合した郷土振興の中心的機関である。

公民館は次の行為を行ってはならないとしている。

○もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助し、または援助するような行為をすること

○特定政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること

○市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援すること、などとなっている

二　公民館設置とその事業

社会教育法第五章第二十条によれば公民館は市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

公民館は市町村が設置者となることが原則であり、特に市町村以外では、公民館設置を目的として設立された法人に限って、設置することができることになっている。また公民館の事業運営上必要がある時は、分館を設けることができる。

公民館の事業は概略次のようである。

一　青年学級を実施すること

二　定期講座を開設すること

三　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること

四　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること

五　体育　レクリエーションに関する集会を開催すること

六　各種の団体、機関等の連絡をとること

七　その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供すること

三　公民館運営と公民館運営審議会委員

文部大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとす。また文部大臣及び都道府県の教育委員会は市町村の設置する公民館が前項の基準によって設置され、また運営されるように当該市町村に対し指導助言その他の援助に努めるものとする。

市町村が公民館を設置しようとするときは条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。設置した場合公民館には館長を置き、必要に応じては主事その他の職員を置くことができる。館長は公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い所属の職員を監督する。主事は館長の命を受け公民館の事業の実施にあたる。市町村の公民館の館長・主事その他職員は教育長の推薦により市町村教育委員会が任命する。この場合、館長に関しては教育委員会は公民館運営審議会の意見を聴かなければならない。

公民館には公民館運営審議会を置く、この運営審議会は館長の諮問に応じ、公民館における各種の企画実施につき調査審議する。運営審議会委員は左の各号に掲げる者のうちから市町村教育委員会が委嘱することになっている。

一、当該市町村の区域内に設置された各学校の長。

二、当該市町村の区域内に事務所を有する教育・学術・文化・産業・労働・社会事業等に関する団体又は機関で公民館設立の目的達成に協力

する者を代表する者。

三、学識経験者。

本町における公民館は現在地区公民館三館、部落公民館四十一館でまだ若干の設立計画がある。

昭和三十二年二月一日、地区公民館として左記三館を指定する。

名称	所在地	
下部公民館	下部町常葉一三九三番地	昭和二五・一一・三下部小学校入口に富里村公民館として建築昭和四七・一一・二下部町山村開発センター落成につき同所へ移転
久那土公民館	下部町三沢二六三番地	昭和二八・一一・一中学校屋体兼講堂として建築した村立公民館昭和四七・三・三一久那土支所改築につき同所へ移転
古関公民館	下部町古関一四三番地	昭和二九・五・二古関村村民会館として竣工昭和四六・五・二五古関支所改築につき同所へ移転

その後徐々に部落公民館が設立された。次表の通りである。

番号	名称	所在地	設立年月日	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
一	三沢日向公民館	三沢日向	昭三〇・一	五三	九〇	九九	一八九
二	大草〃	〃大草	〃四五・四	四四	九六	九一	一八七
三	開持〃	〃開持	〃四五・七	二七	四七	五三	九九
四	奥抔〃	〃奥抔	〃四五・	三〇	三三	四〇	六三
五	勝坂〃	〃地蔵沢	〃四五・四・一	一九	三三	三三	六五
六	店向〃	〃西田	〃三五・二	四九	九一	一〇一	一九三
七	上田原〃	上田原入沢	〃五五・四・一	五三	九六	八九	一八五
八	樋田〃	樋田日影田	〃四一・	三七	七三	七四	一四六
九	車田〃	車田家の前	〃四九・四・一	八二	一四五	一七九	三二四
一〇	切房木〃	切房木新井	〃四一・四・一	六〇	一一〇	一三四	二四四
一一	道〃	道和田	〃五三・七	五四	八〇	九六	一七六
一二	水船〃	水船家ノ前	〃四九・	一八	三六	三四	七〇
一三	嶺〃	嶺宿の爪	〃四七・	一四	二四	三三	六七
一四	磯〃	大磯小磯仏僧	〃四八・	四八	八七	八七	一七四
一五	瀬戸〃	瀬戸白子	〃五五・四・一	三三	六八	四七	八五
一六	根子〃	根子金山	〃五三・三	六三	一〇〇	二五	二五
一七	折八〃	折門沢	〃五四・三	三三	三四	二四	五六
一八	長塩〃	北川長塩	〃五三・三	四八	一〇六	一〇四	二一〇
一九	北川〃	北川古屋舗	〃五三・一〇	三三	四三	四二	八五
二〇	市ノ瀬〃	市之瀬上垈	〃四八・	八一	一七三	一五三	三二五
二一	常葉日向〃	常葉日向	〃五五・五	一〇一	一六八	一四七	三一五
二二	五条〃	常葉五条	〃五二・九	一六	三三	三七	七〇
二三	境畑〃	常葉境畑	〃五三・二	二七	四〇	五一	九一
二四	東〃	常葉川久保	〃四一・	六一	九九	一一三	二一二
二五	宮ノ平〃	常葉宮ノ平	〃五三・六	一九	三四	三七	七一
二六	山口〃	常葉山口	〃五三・八	二六	四〇	五五	九五
二七	大炊平〃	大炊平宮ノ前	〃五三・一〇	二六	五四	六一	一一五
二八	竹ノ島〃	常葉竹之島	〃五三・一〇	二八	六〇	六五	一二五
二九	一色〃	一色芦田	〃四四・九	四五	五五	七六	一三一
三〇	和平〃	一色和平	〃四一・	一九	二六	二七	五三
三一	酒屋中島〃	常葉中島	〃四七・	一九	三	二七	四九
三二	釜額〃	釜額新田	〃四七・三	三	四五	四二	八六
三三	下部〃	下部上ノ山	〃四〇・	一七八	二三三	二五四	四八七

三四	住宅　公民館	三沢柿島	昭四九・	三	四六	三九	八五		
三五	熊沢　〃	熊沢家ノ前	〃三四・四・一	三五	四五	四八	九三		
三六	下部駅前　〃	常葉雨河内	〃三四・	四八	六五	六七	一三三		
三七	清沢　〃	清沢宮ノ前	〃三五・	二九	四七	五一	六八		
三八	芝草　〃	芝草中村	〃三五・	二四	三五	二四	六九		
三九	波高島　〃	波高島老ノ尻	〃三五・五	九三	一七四	一八〇	三五四		
四〇	上ノ平　〃	上之平家ノ軒	〃三五・	六五	一〇四	一三〇	三二四		
四一	三保　〃	久保夏作	〃三五・四・一	五九	一三	一〇三	三四		

また、下部町公民館条例（昭和三十二年二月一日条例第二十九号）第四条により町内三地区の各公民館運営審議会を置き、委員の任期は二年とし定数は二十人以内で、その氏名は次の通りである。（昭和五十五年九月一日現在）

下部地区公民館運営審議会委員　渡辺富美夫
〃　小林　梅子
〃　山宮　辰也
〃　狩野　花子
〃　北条　貴人
〃　小林　勇夫
〃　内藤　清一
〃　石部　尚
〃　高野　操
久那土地区公民館運営審議会委員　小林　兼一
〃　上田田鶴子
〃　二宮　保房
〃　小林　直行
〃　伊藤まさ子
〃　矢野　将民
古関地区公民館運営審議会委員　赤池みどり
〃　赤池　清正
〃　伊藤　知美
〃　赤池　正伯
〃　渡辺　規子

公民館は別に下部町公民館使用条例（昭和三十二年二月一日条例第三十号）があって営利を目的とせず、特定の政党・宗教・選挙に関係のない場合、公益を害し風俗を乱すおそれのない場合、公民館や附属設備を破損するおそれのない場合等に限って使用を許可する事ができる。その使用料は昼三〇〇円、夜五〇〇円と定めてある。

部落公民館は町内に四十一館あり、各館とも一部共通の行事や学習内容を実施してはいるが、大部分はそれぞれの地域に即した活動をして成果をあげている。これらは毎年大同小異とはいいながら時代の進運とともに多少ずつ変わりつつあることは当然なことであり、それらを共通なものと特殊的なものとに分けてあげると次のようなものがある。

共通的なもの
研修旅行
血圧測定
運動会
神社、仏閣清掃
新年祝賀式
町政懇談会
歩け歩け運動参加
忘年会（反省会）

特殊的なもの
文化財めぐり

部落公民館月別事業の実施概要

月　日	事　業　名	事　業（活　動）の　内　容	参加者数	指導者その他
4	運営委員会	本年度事業計画	6	委　員　会
5	保健体育	歩け歩け運動へ参加	20	育　成　会
6	健康管理	血圧測定	30	婦　人　会
7	環境衛生 敬神崇祖	河川下水の清掃 神社境内参道　お墓の清掃	35	育　成　会
8	火祭，盆踊り	民宿組合，民宿客，子供クラブ合同により昔から伝わるナギンデー，盆踊り	30	育　成　会
9	保健体育	育成会主催ソフトボール，バレーボール大会 老人クラブ郷土民謡踊り	30	育　成　会
10	健康管理	血圧測定	20	婦　人　会
11	料理教室 豊作祝	料理及び献立方法 収穫祝	20	若宮先生
12	健康管理	血圧測定	20	婦　人　会
1	新　年　会	神社参拝後　新年互礼　ピンポン　将棋大会	30	育　成　会
2	明るい選挙推進運動	研究会	25	館　　長
3	敬老会及反省会	予　定		

7)　年間通して行った事業運動等の概要　1.挨拶運動　2.住みよい環境づくり　3.健康管理
4.婦人の防災訓練
8)　活動上の問題点と今後の方針　生活の多様化で決定した日時に集会を開くことが困難。
今後の研究課題である。

四　部落公民館の活動

各地区において地域住民のための公民館活動は年々活発になってきている。昭和五十三年度の月別事業計画の一例をあげると上記のようなものがある。

他の地域においても大体同様な計画をたてて活動している。これらはいずれも地区の育成会、婦人会等と協力一体の形の中で実施している。

獅子舞練習
キャンプ
クリスマス



部落公民館活動（運動会）

山の神祭典、書き初め
蚊や蠅の駆除
詩吟々詠会
天神宮祭典
花見大会
納涼文化祭
敬老会
盆踊り大会
河川の清掃
ポンプ操法練習
ます釣り大会
味噌つくり講習会
防災訓練バケツリレー
スケート大会

第五節　青少年総合対策及び青少年教育

一　下部町青少年総合対策本部

戦後の社会不安や経済不安は若い人の病巣の根源ともなって、いたましい事件やいまわしい事件が後を絶たなかった。この事を憂え青少年の健全育成を願う天野久知事の提唱によって、昭和三十二年山梨県青少年対策本部が設置された。

青少年は明日の日本のにない手であり、健全なる育成の成否は一家の盛衰、町の消長、国家の命運を決すべき重大な問題を内包している。豊かな町づくりはざん新な創意と、強い実行力をもつ青少年に期待することは、洋の東西をとわず明らかなところである。多くの青少年は健全に成長して、各々その所を得て学業に職場にししとして努力している姿は、まことにたのもしい限りである。中には自分の使命を忘れて一時の快楽をむさぼり、常軌を逸してあたら青春を無為に過ごすのみか、社会に害毒を流して顧みない若者も多い。社会はこれ等の現実を深く見極め原因を探究して改むべきは改め、正すべきは正して多感な青少年に道を与えようとして本部が企画され、設置されたのである。

下部町においては同三十三年十月二十一日、下部町青少年総合対策本部が設置された。

㈠目的と組織

1　青少年指導者の養成研修に関すること
2　青少年団体に対する諸般の指導育成及び協力に関すること
3　青少年問題に対する調査研修に関すること
4　青少年の人格形成に関すること
5　その他青少年問題に関すること

本部長　町長
副本部長　役場吏員
事務局長　役場吏員
顧　問　学識経験者の中から町長が委嘱する
参　与　関係行政機関の職員の中から町長が委嘱する
部　員　役場吏員関係行政機関の職員の中から町長が任命する

㈡活動状況

○青少年育成会の組織及び活動の強化　昭和三十三年より三十四年九月に至るまでに、町内各自治会ごとに設立すること、及び組織の強化を呼びかけ、下部地区二七、久那土地区二一、古関地区九、合計五七の育成会が結成された。

○下部町青少年育成推進員の設置　各地域において、青少年育成活動をより活発に推進すると共に、青少年育成会の活動を促進して、効果的推進をはかる中心的役割を果たすべき青少年育成推進員を設置する。そのためには青少年の育成に深い理解をもち、積極的な活動が期待できる人の中から三五名を本部長が委嘱する。任期は二ケ年である。

青少年推進員の任務

地域社会にあって、人格識見ともに高く広く青少年の実態に通じ、真に青少年と一体となって青少年の人格的形成につとめ、しかも地域における関係機関や団体と緊密な連携をとりながら青少年育成会の活動を促進し、部落内での諸問題を青少年育

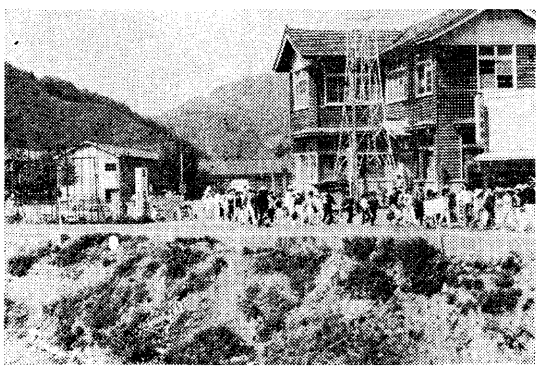

育成会主催歩け歩け大会

成カウンセラーに持ち込み、事の解決にあたる。

したがって、もともとカウンセラーとその任務を同じくするものであり、これを部落にまでほり下げ、直接毎日その地域の青少年と接しながら青少年の実情に通じ、青少年の信望を得、青少年と一体となり、熱意をもって人格形成につとめると共に、関係機関及び団体との協調をはかり、青少年の育成運動の推進と、これらの活動の促進にあたる。

地域カウンセラーの設置　地域社会において、青少年の育成をすすめる指導者は、それぞれの分野において設置され独自の活動を行っているが、最近における青少年問題は、社会の多様化に伴ってますます複雑多岐になっている。したがって青少年指導者は個々の青少年に対する相談活動を強化する一方、その問題解決にあたっては総合的視野から常に他の青少年指導者や、青少年育成会との緊密な連携を保たなければならない。

青少年育成カウンセラーの任務

(1)青少年問題の相談助言にあたる。

(2)地域の青少年指導関係者や、青少年育成組織と連けいをはかり、青少年育成の総合的推進にあたる

○青少年のための町民会議の活動促進にあたる。

右任務を全うするために次のことを心がけなければならない

イ　常に地域青少年の実態をは握しておくこと

ロ　青少年自身、及びそれをとりまくそれぞれの問題について相談に応ずると共に、その解決に努める

ハ　問題青少年に対しては、それぞれの関係機関施設と密接に連けいし、その機能を助ける。

ニ　未組織青少年の組織への加入に協力すると共に、青少年の余暇善行の健全育成に努める。

ホ　青少年関係機関および団体相互の連絡ならびに、その業務に協力すること

ヘ　その他青少年の健全な育成に努める

㈢青少年育成会の活動内容（昭和五十一年度、数字は実施した育成会の数）

新年祝賀会　全育成会　三三
夏・冬生活指導会議　三二
夏休みラジオ体操　二五
家庭の日推進運動　二二
健全育成パトロール　一三
運動会(含運動会卓球大会)八
ハイキング遠足バス旅行　八
懇談会　講演会　六
交通指導　五
山菜とり　五
マス釣り大会　四
卒業生を送る会　四
清掃美化運動　三
たこ上げ大会　二
育成林経営　一
獅子舞い伝承　一
船の科学館見学参加　三三
歩け歩け大会参加　二八
育成会対抗親子球技会参加ソフト二五
バレー　一八
映画会　一五
成人者を祝う会（含記念品贈呈）一二
部落祭典及び参加　八
クリスマス　八
盆踊り大会　六
親子話し合い　五
スケート場設置　五
花見大会　四
スケート教室　三
河川利用水泳場設置　三
子どもの日まつり　二

今後の課題　本町は地理的な立地条件に恵まれていないため、大小合わせて五七育成会がある。この中には対象となる青少年が少なく、活動のできない育成会が多くなる傾向にある。また活動事業等の内容、育成会の規模によっても会費の徴収額に差異がある

今後、育成会活動を実りあるものとするためにも、部落間の住民の理解を得て、出来得れば五十戸前後の育成会規模に統合をすすめることが緊要事である。

なお、過去には区長、組長兼任の育成会長が多数を占めていたが、長年にわたる要請指導によって、専任の育成会長がその多数を占めるようになったことは、育成会発展のために望ましい現象である。

㈣下部町青少年総合対策本部規程

昭和三十三年十月二十一日　規程第八号
改正　昭和四十六年一月二十五日　訓令第一号

（設置）

第一条　青少年に関する諸問題を総合的に調整推進するため、下部町青少年総合対策本部（以下「本部」という）を置く

（所掌事務）

第二条　本部は、次の事務についての総合連絡調整及び推進を図るものとする。

一、青少年指導者の養成研修に関すること

二、青少年団体に対する諸般の指導育成及び協力に関すること

三　青少年問題に関する調査研修に関すること

四　青少年の人格形成に関すること

五　その他青少年問題に関すること

（本部長等）

第三条　本部に本部長一名　副本部長一名、その他の部員若干名及び事務局長一名を置く。

2　本部長は、町長をもって充てる。

3　副本部長及び事務局長は吏員のうちから、部員は吏員及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命し、又は委嘱する

4　本部長は部務を総理する。

5　副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その事務を代決する。

6　事務局長は、本部長の命を受け本部に関する事務をつかさどる。

（顧問及び参与）

第四条　本部には、前条の職員のほか、顧問及び参与若干名をおくことができる。

2　顧問は学識経験者のうちから、参与は関係行政機関の職員のうちから、町長が委嘱し又は任命する。

3　顧問、参与は、部務に参画する。

（事務局）

第五条　本部に関する事務は、民生課がつかさどる。

附　則

この規程は公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年訓令甲第一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

㈤町立青少年の家

国には国立青年の家があって、社会教育の一環として団体宿泊訓練によって健全な青年の育成を図っている。その目標とするところは

一、規律・協同・友愛および奉仕の精神を涵養すること。

二、自律性・責任感および実行力を身につけること。

三、相互連帯意識を高め、郷土愛・祖国愛および国際理解の精神をつちかうこと。

四、教養の向上・情操の純化および体力の増強を図ること。

以上の趣旨を以て県には竜王町に「山梨県立青年の家」があり、町には下部(湯町)に「下部町立青少年の家」がある。この町立青少年の家は前記目標の外に青少年及び青少年指導者が集団活動を通じて社会的教養を高めるとともに、広く一般の社会教育活動の用に供するため昭和四十三年三月十八日設置したもので毎年七月十五日に開所し、九月十五日に閉鎖することになっているが教育長が必要と認める時は臨時に運営を休止することができるし、また期間外に運営してもよいことになっている。

特にこの青少年の家では次に掲げるような研修を行う。

一、青少年及び青少年指導者の社会的教養を高めるための研修。

二、勤労青少年の職業技術修得のための研修

三、社会教育団体の構成員又はその指導者の研修

四、前各号に掲げるもののほか、青少年育成及び社会教育振興に必要な研修等

青少年の家を使用できる者は責任者を定めた集団で、前記の研修を行う者に限られ、更に教育長の許可を受けなければならない。使用に当た

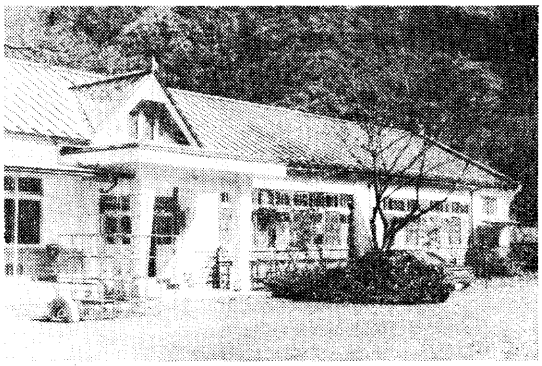

下部町立青少年の家（湯町）



子どもクラブの活動

っては所定の使用料を納入しなければならないが、この場合使用者の全部が町内に住所を有する者である時は免除され、半数以上が町内居住者の場合は二分の一が減額される。

教育長は一旦使用を許可しても次の場合には使用を取り消し、又は使用を制限することができる。

一、許可を受けた使用目的以外に使用し、又はそのおそれがあるとき。

二、秩序を乱し、又は施設・設備を害するおそれがあるとき。

三、教育長が管理運営上不適当と認めたとき。

使用者が青少年の家と施設、設備等を破損又は紛失したときは、不可抗力と認めるものを除き教育長の認定する損害を賠償しなければならない。

使用実績は毎年二百余人である。

二　子どもクラブ

㈠沿革

明治の末ころから終戦のころまでは、各部落毎に少年団（又は子ども会）が組織されていた。少年団員は尋常科一年から高等科二年までの全員が加入し、高等科の大きい人達が役員となり、小さい者たちの面倒を見ながら自主的に活発な活動を続けてきた。どこの団にもしんちゅうのラッパがあり、これで招集ラッパを吹き鳴らせばみんな集まってきたものである。

活動内容は奉仕活動、学習活動・遊びの三領域に分けられる。

奉仕活動としては、毎週日曜日には早朝から道路の清掃や補修、お寺やお宮の清掃などを行い、月一回程度は危険箱（こわれたガラスやせともののなどを入れる箱）の設置や処理お墓の清掃などをすることが主であった。

学習活動としては秋から冬にかけて夜学会を開き、寺などに机を持ち寄って上級性が教えながら勉強した。また度胸試しなどを行ったり、作文を集めて文集を作ったり、よくない遊びをしないよう約束することや、今で言う集団登校なども行われた。

遊びではコマ回し、たかあし（竹馬）乗り、ペッタンコ（メンコ）たこ揚げ、すごろく、イロハがるた、まりつき、軍艦遊ぎ、男子は兵隊ごっこ、女子はおはじきなどさまざまな遊びがすべて集団で行われ、百八松明（ヒャクハットウ）なげ松明（ナギンデー）などの行事まで整然と行われた。

一見、野ばんで非能率ではあったが、その中でリーダーシップや協力精神、美しい友情や郷土愛、身体の鍛錬や集団のルールを守る団体訓練など、尊い公民精神を養う場でもあった。また戦争一色となったころには、出征軍人の留守家庭などには、勤労奉仕なども行って子どもなりに戦争完遂のために協力したものである。

昭和二十年八月終戦を迎え、昭和二十三年一月、児童福止法施行と同時に、県には児童課が置かれた。

今から三十余年前の昭和二十三年七月、甲府市のがれきの山、焼けトタンにムシロの戸といった裏街の中で、うぶ声をあげたのが山梨子どもクラブである。昭和二十四年五月五日久那土小学校庭において、子どもクラブ発

会式が盛大に行われた。どこの町村でもこのころ一斉に各部落毎（自治会毎）に子どもクラブが組織されたのではあるまいか。

当時はまだ敗戦のごたごたが続き、ボロボロの服、穴のあいたズック靴、顔や手足には垢がしみついたような戦災者や引き揚げ者、帰還軍人などがちまたに溢れ、親たちは子どもの面倒を見るというよりも食べること、着ることが精一杯の時代であり、学校教育も戦後の教育を模索中で確たる方針もなく、甲府の街角にはいかがわしい露店商がならび、そのかたわらではチャンバラごっこや、パンパンごっこをして遊んでいたという。今では全く相像もつかないような敗戦の悲しみをしみじみと感じていた世相が、そのおい立ちの背景である。

(二)子どもクラブの現況

子どもクラブは普通小学校三年生から、中学校三年までの子どもによって構成され、福祉行政の支援、部落の篤志家の援助　各学校の校外指導という中から出発し、学校や家庭以外の場所で楽しいゲームや自由な話し合いの自主的な集団活動を通して、よい社会人となるための基礎的なものを学ぶ団体で、その目指す人間像として次の五項が掲げられた。

イ　健康な子ども
ロ　ものごとをよく考え、実行する子ども
ハ　自主性の備わった子ども
ロ　明るいすなおな子ども
ホ　協力してよい社会をつくる子ども

発足当初は学校の指導もあって極めて活発に行われ、体育会などには、各子どもクラブの旗を先頭にした子どもクラブの行進もあって、外観も整い内容も充実して大いに成果をあげたが、その後、社会教育という見地から学校の手をはなれて、子どもクラブ顧問、青少年育成会の指導下にはいった。

現在、下部町には四六単位子どもクラブと、五八〇名のクラブ員があって、各クラブに二～三名の指導者がおかれ指導に当たっている。本町は過疎化がはげしくクラブ員の激減によって、その活動も低調なところもでてきた。

山梨県子どもクラブの歌

一、どんな小さい花だって
　どんなまずしい花だって
　みんな集めりゃすばらしい
　きれいな花輪がかおります
　子どもクラブは花輪です
　やさしい愛です　天使です。

二、つばさ小さい僕等でも
　やっと二葉の私でも
　みんなしっかり結んだら
　強い力が生まれます
　子どもクラブは力です
　春の朝です　希望です

三、町の子どもも村の子も
　山の子どもも海の子も
　みんな仲よく手をつなぎ
　平和日本をきずきます
　子どもクラブは光です
　かがやく未来の生命(いのち)です

(三)下部町の子どもクラブ指導者協議会会則

(名称)
第一条　本会は下部町子どもクラブ指導者協議会という。
(事務所)
第二条　本会の事務所は、下部町役場内におく。
(目的)
第三条　本会は子どもクラブ指導者の資質の向上につとめ、町内子どもクラブの健全な発展を図ることをもって、目的とする。

（事業）
第四条　本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1　町内子どもクラブ指導者の連絡提携
2　子どもクラブ運営と指導について調査研究
3　研修会の開催等
4　各関係機関、団体との連絡協調
5　その他目的達成に必要と認める事業
（構成）
第五条　本会は町内子どもクラブ指導者をもって構成する。ただし地区協議会のある場合は地区協議会々員をもって構成する。
（役員）
第六条　本会に次の役員をおく
会　長　一名
副会長　二名
理　事　若干名
監　事　二名
（役員の選出）
第七条　会長、副会長、監事は理事会において選出し総会の承認を得る
2　理事は各地区より推せんし、総会の承認を得る。
（役員の任務）
第八条　会長は会を代表し、会務を総理する。
2　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
3　理事は本会の会務を分掌する。
4　監事は本会の会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。
（役員の任期）
第九条　役員の任期は一ケ年とし再任を妨げない。ただし欠員のあった場合は、前任者の残任期間とする。
（顧問参与）
第十条　本会に顧問参与をおくことができる。
2　顧問参与は総会において委嘱する。
（会議）
第十一条　本会の会議は、総会及び理事会とする。
2　総会は毎年一回以上、会長が招集し本会の運営に関する事項を決定する。
3　理事会は必要に応じ、会長が招集しこの会の運営に関し必要な事項を協議する。
4　会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
（経費）
第十二条　本会の経費は会費ならびに補助金寄附金をもってあてる。
2　会費は会員一人年額二〇〇円とする。
（会計年度）
第十三条　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
（会則の改廃）
第十四条　本会の会則の改廃は、総会の議決によって行なう。
（上部機関への加入）
第十五条　本会が必要とするときは、上部機関へ加入することができる。
（附則）
この会則は昭和四十六年七月二十六日から施行する。

三　青少年のための下部町民会議

㈠目的と事業

本会は、青少年の健全なる成長を願い、次のような趣旨によって昭和四十三年六月一日設立された

○青少年育成に関する行政施策の強化に強い関心をもち、その施策が充分効果あらしめるよう協力する

○町民のあらゆる分野にわたって、青少年育成の積極的且自発的活動が高められるよう、町民運動を強力に展開する。

活動方針

(1)青少年の健全育成のために、青少年に関する諸問題を、町民運動として

強力に推進する。

(2)運動の推進にあたっては、青少年の自発的、積極的参加が得られるように留意する。

(3)広く町民の関心を喚起するために、町内のあらゆる分野にわたって、緊密な連携をとり、有機的な活動をする

(4)青少年育成の各種対策事業実施にあたっては、国・県・町などの施策の強化を求める。

(5)この運動は極めて広範囲にわたるものであるから、個々の検討を充分に加え、全体の調和を考慮する。

事業内容

(1)青少年健全育成のために、町民の自覚と理解を深める事業

(2)明るい家庭づくりを推進して、家庭の健全化を図る事業

(3)青少年の善行を顕彰して、青少年に自覚と誇りを持たせる事業

(4)自らの生活改善をするために、諸種の学習活動に参加をすすめる事業

(5)指導者を養成するための、青少年グループの育成事業

(6)体育レクリエーションの奨励事業

(7)家庭教育　学校教育、社会教育の連携をはかる事業

(8)青少年施設の整備拡充事業

(9)青少年育成団体の活動促進事業

(10)青少年をめぐる環境浄化事業

(11)青少年の非行および事故防止事業

組織

この会議は、会議の趣旨に賛同する個人・団体または機関の役職員で構成している。

役員

会　長　一名

副会長　三名

運営委員　若干名

監　事　二名

役員の任期は二ケ年である。

(2)青少年のための下部町民会議規約

(名称)

第一条　この会議は、青少年のための下部町民会議と称する。

(事務所)

第二条　この会議の事務所は、下部町教育委員会内下部町青少年総合対策本部内に置く。

(目的)

第三条　この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く町民の総意を結集し町の施策に呼応して、次代をになう青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(活動)

第四条　この会議は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1　青少年の誇りと自覚を高めるための活動

2　青少年団体を育成するための活動

3　青少年の体育レクリエーションをすすめるための活動

4　青少年の教育福祉をたかめるための活動

5　明るい家庭づくりを進めるための活動

6　青少年の非行、事故防止を進めるための活動

7　その他この会議の目的を達成するに必要な活動

(組織)

第五条　この会議は、会議の趣旨に賛同する個人、団体及び機関をもって構成する。

(機関)

第六条　この会議に次の機関をおく。

1　総会

2　運営委員会

（総会）
第七条　総会はこの会議の最高議決機関であって全会員をもって構成する。総会は毎年一回以上会長が招集し、次の事項を議決または承認する。
1　事業及び予算
2　事業報告及び決算
3　規約の改正
4　その他総会が必要と認めた事項
（運営委員会）
第八条　運営委員会は会長、副会長及び運営委員をもって構成し、この会議の業務を担当する。
2　運営委員会に委員長をおき、会長をもってこれに充てる。
3　運営委員会は会長が招集する。
4　その他運営委員会に関し必要な事項は別に定める。
（専門委員会）
第九条　この会議に必要に応じ専門委員会をおくことができる。
2　専門委員会に関し必要事項は別に定める。
（役員）
第十条　この会に次の役員を置く。
1　会長　一名
2　副会長　三名
3　運営委員　若干名
4　監事　二名
（顧問）
第十一条　この会に顧問をおくことができる。
（役員の職務）
第十二条　会長はこの会議の業務を総理し、会議を代表する。
2　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠員のときその職務を代行する。
3　運営委員は第八条に定めるところにより、その職務を行う。
4　監事は会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
（役員の選任）
第十三条　会長、副会長、運営委員、監事は総会において選任する。ただし役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において選任し、次の総会の承認を求めるものとする。
（役員の任期）
第十四条　役員の任期は二年とし、再任を妨げない。
2　補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
3　役員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまで職務を行う。
（事務局）
第十五条　この会議の事務を処理するため事務局を置く。
2　事務局の職員は会長が任免する。
3　事務局に関し必要な事項は別に定める。
（経費及び会計年度）
第十六条　この会議の経費は、会費、寄附金、助成金をもってあてる。会計年度は四月一日はじまり翌年三月三十一日に終る。

(3)昭和四十三年度青少年のための町民会議事業計画
一、各種会議の開催、運営委員会、部会等を計画的に開催し、今後の方向を決めると同時に、運動の有り方を議する
二、指導者講習会の推進青対本部、社会教育と共に、指導者の養成につとめる。
三、青少年育成会の活動の促進　青少年育成推進員青少年育成会各地区会議及び連合会議等を中心に、育成会活動の促進をはかる。
四、明るい家庭づくりの推進　明るい健全な家庭は次代をになう青少年育成の基盤である。そのために家庭の日の実践、研究協議会等を開催する。
五、青少年団体活動の推進　青少年の自主的活動をすすめるため、青少年指導者との懇談会、つどいの会等を開催する。
六、環境浄化対策の促進　青少年を最もよい環境におくための実践、施策

昭和55年事業計画

月別	事業名	対象	内容
5	歩け歩け大会	町民　育成会	第12回大会　地区ごと実施
6	運営委員会及び総会	運営委員及び会員	昭和54年度事業及び決算の承認 昭和55年度予算決定
6	モンテカルロサーカス見学会	小学校４年生	モーターボート本栖研修所主催
7	夏季青少年生活指導会議	関係機関　育成会長	夏の生活指導について協議
8	育成会対抗親子球技会	育成会	地区大会　中央大会
8	愛のパトロール	町民会議役員，育成会	重点地区パトロール
11	運営委員会	運営委員	事業の推進について
12	冬季青少年生活指導会議	関係機関　育成会長	冬季の生活指導について協議
12	冬の生活指導しおりの配布	全戸	理解を深め，協力をねがう
1	新年祝賀会	区育成会	部落ぐるみ実施
2	町政を語る町長と青年のつどい	役員　青年	町長と青年の意見交換
2	青少年表彰推せん会	役員　育成推進員	個人，団体について協議推せんする
3	青少年育成関係合同会議	役員　育成推進員他	年間の会の運営，事業等についての反省

会議の開催。

七、優良団体個人の顕彰　青少年の善行や功労のあった個人、団体等を顕彰する。

八、講師助言者の派遣　青少年団体ならびに関係団体の活動・伸展のため要請により派遣する。

九、関係行政機関　団体の行なう青少年育成事業への協力

十、その他会議で必要と認めた事項

昭和五十五年度活動方針及び事業計画

一、活動方針

青少年の健全育成を願い、町民総参加の運動として取り組んで以来十三年を迎えた。

この間、ようやく町民の間に青少年育成の必要が認識され、その気運の盛り上がりがみられてきた。然し八十年代を展望する時その前途は多難なものが予想されるので県民会議と協調提携して、更に町民の理解と協力を求め家庭、学校、地域社会が一体となって青少年の健全育成をすすめるため、次の重点目標を定めた。

二、重点目標

(1)社会参加活動の推進
(2)健全な環境づくりの推進
(3)明るい家庭づくりの推進
(4)青少年健全育成意識の高揚

三、事業計画（別表）

第六節　婦人会及び青年団

一　婦人会の沿革

明治維新以来、欧米の思想や文化が急速にはいってきて政治、教育、軍事などから風習などに至るまで欧米を賛美し、模倣するような時代がお

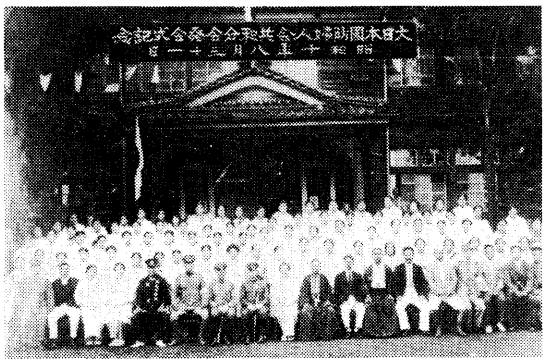

国防婦人会発会式（昭和10年）

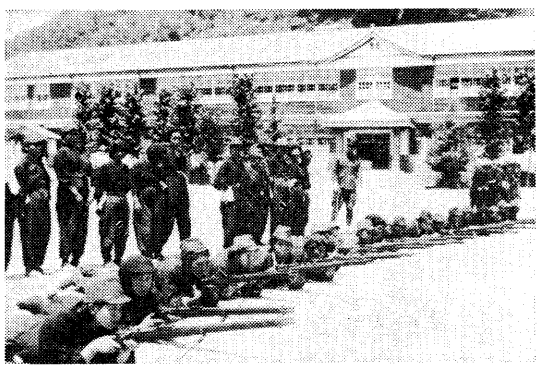
婦人会の射撃訓練（昭和18年）



愛国・国防婦人会たすき

とずれ、いわゆる鹿鳴館時代とまでいわれる時代も出現した。それらの欧米文化は日本の封建思想にもさまざまな影響を与えた。人権の尊重、四民平等の思想は、婦人をあらゆる面から解放しようとする婦人運動にまで発展して、婦人団体結成の機運が盛り上がって来た。たまたま日清戦争による戦禍の後遺症は長く、くすぶり続けた。これらの悲惨な関係者に愛の手をさしのべようと、明治三十四年には愛国婦人会の支部が、各町村に結成された。明治の終りごろから大正時代へかけて地域婦人会が結成され、社会教育の一翼をになって多大な成果をあげた。大正五年には、文部省所管の大日本連合婦人会が結成され、官制団体として全国組織にまで急速に発展していった。昭和六年九月十八日柳条溝に端を発して、戦雲深く満州の広野にたちこめる頃、陸軍、海軍両省の指導監督によって、大日本国防婦人会が結成され、出征・帰還兵士の送迎、戦没軍人及び出征軍人遺家族の援護、傷病兵士の慰問、戦勝祈願、社会秩序の保持等、銃後の守りのために寧日もなく活躍した。昭和十七年政府の命によって、すべての婦人会は統合して大日本婦人会が結成された。昭和十四年頃には、日華事変も長期化の様相を見せ、食糧の増産、蚕業の倍増は農村に課せられた使命であった。各地区婦人会は率先して各小学校毎に農繁期託児所を開設して、足手まといになる幼児をあずかって増産に協力したが、終戦と共に解散した。

昭和二十（一九四五）年十月、日本民主化のために連合軍司令部より婦人解放の指令が発せられた。同年十二月には婦人参政権が公布され、二十一年にははじめて参政権が行使された。これを契機として家庭や社会の封建性の打破と民主化の推進などの動きと、進駐軍地方民事部から、民主主義思想の普及と民主化促進のために、地域婦人団体結成の指導もあって、新日本建設を目指した民主的な婦人団体の復活が唱えられ、地域婦人団体の結成は急速に進み、二十五年頃には、全県下にわたって婦人会が結成された。こうした動きの中で、婦人の地位の向上と地域社会への貢献を目的として昭和二十一年には久那土、古関の各婦人会が、ついで二十二年には富里婦人会が結成された。

婦人会は地縁的に結ばれている多目的団体で、その目的とするところは会員相互の親睦を深め、学習を通じて会員の教養を高めると共に、奉仕活動を通じてよりよい地域社会の建設の推進力となることである。各地域婦人会はその目的達成のため、それぞれの年次計画をたてて進めている。また昭和二十五年頃より生産物の増産、家庭の合理化、青少年の健全育成などをとりあげ婦人学級、母親学級などの名称で学習を積み、あらゆる面で成果をあげた。

(一)　富里村婦人会

昭和二十二年、婦人相互の親睦を図り、教養と文化の向上を目指し、平和日本建設の基盤を作る、という目的をもって、富里村婦人会が結成された。

○活動状況

昭和二十五年県教育長より、婦人会活動についての照会があり、その報告内容によって当時の活動状況を知ることができる。

昭和二十五年九月十四日

西八代郡富里村婦人会長　浅川光世

山梨県教育長殿

婦人会活動状況報告について

教発社発二〇九号をもって御照会になりました首題の件、左記の通り報告いたします

記

一、小学校の給食の応援

毎日会員二名宛出勤して応援しています。

一、ワラ細工による貯金の積立

毎月会員一人につき二足のワラ草履を出し合い、特約店に販売してこれを農業協同組合に貯金して、会費及旅行費用、子どもクラブ育成費に充当しております。

一、台所改善計画

本村の農業振興五ヶ年計画実施要項の文化部の中に、台所改善が取り入れましたのを機会に、台所改善は婦人の手でと、協議の結果十名から十二名を一組として、台所改善無尽を立て毎月一人当り金参百円位を農協に貯金して、十ヶ月目位から改善に取りかかる計画であります。

一、栄養料理の講習会開催

自給の材料で栄養価高い料理をし、一般に普及すべく、去る八月県の農業改良普及課から講師の派遣を乞い実施いたし、受講した会員は百六十名。

一、小学校へ傘寄附

勤労によって得た金で、小学校へ雨傘二百本寄附しました。

一、子どもクラブの育成

毎月子どもと会合して善導に努めており、尚勤労によって得たお金で、図書を買い与えて居ります。

一、敬老会

年中行事の一つとして実施しています。

一、見学旅行及慰問

会員二百三十名が四月、県庁、新聞社、放送局、裁判所を見学しました。

一月東八代郡右左口村の甲陽学園を慰問見学した。

一、衛生の指導

部落毎に衛生懇談会を開き、小学校の養護教諭を依頼して、一般衛生、応急処置等の指導を受けつつあります。

一、婦人に対する選挙啓蒙運動。

来る十一月十日執行の教育委員選挙を目標に、婦人有権者の投票率の向上を期し、目下部落毎に啓蒙懇談会を開催中であります。尚表彰規程を作って、投票率優秀部落を表彰することになっております。

一、活動優秀部落及節婦の表彰

本会の決定事項に対し常に積極的に活動して、他の模範とするに足る部落、並に未亡人にして生活苦を克服し、子女の教養に専念する節婦を表彰規程によって表彰する。

○結婚改善同盟について

昭和二十九年十二月、富里村住民、青年団員、婦人会員等約三百人が公会堂に参集して、結婚改善同盟を創立した。

当時は民主主義という立場から、家庭や社会から封建性を駆逐しようと

努めた時代であり、敗戦の耐乏生活から脱却して、ようやく物資が出まわりはじめた時代であり、そのためにかかる莫大な経費を自粛して本質的な結婚祝いをしようとした時代で、その目的を次のように述べ、公民館で結婚することが一時行われた。

目的　健全な明るい家庭と、民主的な楽しい社会をつくるために、封建的習慣から脱して、会員相互で励ます会費制による、自主的な結婚の様式をうち立てる。……としている。

実践事項

イ、式の服装

○花ムコ　背広又は家にあるもの

○花　嫁　なるべく簡素にし出来得れば訪問着又は洋装とする。式の時着替えは一回のこと

ロ、披露宴

○会場　将来は公民館などを使う。

○吸物　落着き共二回若しくは三回

○引物　折詰及引物各一品づつ

○お客　お客は手伝い共最小限度にし、新客は代表者のみとする。

ハ、調度品

先方と話合いなるべく簡素にし、式の当日は運搬もせず、飾りもしない

ニ、其の他

○仲人と親分は兼ねて一人とする

○添ムコ、添嫁は廃止する。

○式当日新客は仲人の家へ寄らない

○花ムコ、花嫁には同盟から、当日胸につける造花を贈呈する。

結婚改善について一番問題とする花嫁衣裳については次のように説明している。

結婚改善花嫁姿三種類の説明

白無垢

各家庭に留袖の下着としてある白無垢を、式用に用いる（白りんずなら尚結構）昔から白は高貴な方々の式服として用いられ、大変に尊ばれていたのは申すまでもなく、一般家庭でも「白色は嫁ぎ先の家風にどの様にでも染めます」と言われて喜ばれ、又現在方々で使うようになりました。

着付は、長襦袢と上着の間に緋の小布をはさみ、純白の襟元に緋の細い縮（うすぎぬ）でういういしい若さが流れて、実によろしく、帯は年齢に合ったはでな袋帯でも結構です。つまり襟元と帯で若さを表わし、髪は洋髪で造花をつける。白りんずの上着は、新調しても後で染め替えて、普通の着物または羽織に仕立てることが出来ます。

訪問着

これまでの訪問着は、前身頃、衽（おくみ）にだけ模様をつけたものが多くて、結婚式の着替え、里帰り、結婚をした初めての正月、三月の節句など、凡そ一、二年使えば後は余り使えなくなりますので、総模様の訪問着を選びますと、祝儀、無祝儀を始め、外出の場合と何時でも着られますので、経済的であります。髪は前段と同じです。

洋装

スーツまたはワンピースドレスでも結構と思いますが、白のベンベルグで式服を新調しても、只今の値段では仕立代、附属品その他で凡そ三千円位で出来上がります。上着はそのまま使えますし、スカートはベビー服、その他の洋服に仕立て替えできます。後日の利用を考えピンク、クリーム色等も結構だと思います。髪は洋髪に造花とベールをつけます。

(二)　久那土村婦人連合会

戦後民主社会の建設と、疲弊のどん底にあえぐ村を再建すべく、いち早く婦人会結成の機運が盛り上がった。たまたま進駐軍より大きな組織より小さい組織を…という指導もあって、各部落に婦人会が結成され、次いで久那土村婦人連合会が、昭和二十一年結成された。日本社会の民主化と、

国土再建に尽くされた婦人会の力はまた偉大なものであった。

戦時中には出征や徴用などによって、ほとんど働き手のいない家庭と郷土をまもって、その全きを期した功績はまた大きなものであった。次の資料からその一端がうかがえる。

(1)　保育所開設についての通知

保育所開設について

〃早乙女や泣く子の方へ植えて行く〃短い句の中に子を思う母性愛の美しさと共に、農繁期の保育に悩む悲惨の現実がうかがわれます。

私達はこの際、可愛いいお子様方にさえ振り向く余裕をもたない親御様方のため、特に出征遺家族の方々への御力添えのひとつとして、村当局並びに小学校の御援助をうけ、今年保育所を新設いたすことにいたしました。お預りした上は、出来るだけの研究努力をして、子どもさん方をすくすくと伸ばしてみたいと思います。

何卒開設の趣意をおくみとり下さって、左記により保育所を御利用の上充分農村産業確保増進に、御いそしみ下さる様御願いいたします。

記

一　日時　場所　六月上旬（学校蚕休の日から）より十日間、毎日午前七時より午後五時まで久那土小学校内

二　託児年齢　五歳より就学前まで

三　服装　平素のままで　廃物利用の上衣をつけること

四　食事　弁当も間食も一切不要但し入所の時京一升の米と梅干三十粒或は味噌漬若干持参

五　申込其の他　五月二十八日までに小学校にお届け下さい　経費は一切不要　細かいことは追って通知いたします

昭和十五年五月廿五日　愛国婦人会久那土分会長　上田　富子

……切……取……線……

入所申込書

児童名　　昭和　年　月　日生

うちで呼んでいる名（　　）

家庭内に応召軍人　有無（　　）

久那土村農繁期保育所に入所いたします

昭和十五年五月　日

久那土村　　番地

保護者　　㊞

愛国婦人会久那土村分会保育所御中

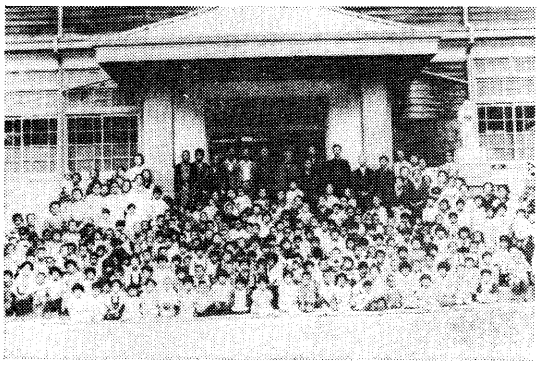

婦人会による保育所（昭和18年）

(2)　干草供出に関する文書

発第二二六号

昭和十五年五月二十一日

久那土銃後奉公会長　上田　謙太郎

大日本国防婦人会各班長殿

軍需干草供出に関スル件

昭和十五年度軍需馬糧干草供出ニ就テハ、戦局ノ重要性ニ鑑ミ第一線戦地追送用トシテ、多量整備調達ノ必要ニ迫リ本村ニ対シテ第一回分割当一千貫九月中積出シ（期日は追って通知の筈、第二回ハ十一月中ノ予定）ノ予定ニ候条第一回分供出ノ分ハ草葉ノ硬化セザルウチニ御刈取リ一戸当リ二貫匁以上トシ充分乾燥御保管シ、指定スル期日ニ供出出来得ル様ニ御用意セラレ度御部内一般ヘ御周知方御配意相成度此ノ段及御依頼候也

㈢　古関村婦人会

昭和二十一年古関村婦人会は、婦人相互の連携を密にし、教養を高め、新日本建設に寄与することを目的として、結成された。

古関村婦人会会則

第一条　この会の名前を古関村婦人会とつけ、事務所を古関村役場に置く。

第二条　この会は本村婦人の教養を高めると共に、人格の向上に努め、新日本建設に寄与し併せて、婦人相互の連繋をなすことを目的とする。

第三条　この会は前条の目的を達するため、左の事柄を行う。

1　講習、講話会を開くこと
2　生活困窮者、孤児、未亡人等の援護に努めること
3　青少年の指導をなすこと
4　生活の刷新を行うこと
5　その他本会の目的達成に必要なこと

第四条　この会の会員は、村内に居住する婦人を以って組織する

第五条　この会に左の役員を置く

1　会　長	一名	
副会長	一名	
理　事	二名	
評議員	九名	
顧　問	若干名	
支部長	七名	副支部長七名
書　記	一名	

第六条　会長及び副会長は評議員会の選挙により選出する。

理事は会長が委嘱する。

顧問は会長が推戴し、評議会に報告する

評議員は正副支部長が委嘱する

書記は会長が任免する

第七条　会長は会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する

理事は会長の諮問にこたえる

評議員は予算の承認決算の認定並びに第三条の重用事務処理について審議する

支部長は会長の命を受け、支部を代表し統轄する

副支部長は支部長を補佐し事故あるときはこれを代理する。

書記は会長の命を受け、庶務会計に従事する事

第八条　総会は毎年一回開催する。但し必要に応じ臨時に開催することが出来る。

第九条　役員の任期は一年とし、重任を妨げない。

第十条　この会の経費は、会費、補助金、寄附金で賄うものとする。

第十一条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終るものとする。

第十二条　この会の会則を改廃せんとするときは会長が総会に附議して定める。

附　則

この会則は昭和二十一年四月十日から有効とする

第十三条　第二条の目的達成のため、更に新たに三部を設けて活動する。

1　生活部(1)生活の簡素化(2)迷信や因習の打破(3)保健衛生についての研究
2　教養部(1)幼児教育(2)政治教育による政治意識の高揚(3)民主的家庭教育の研究
3　産業部

○昭和三十年度古関村婦人会事業計画

一、事業計画の実施方針

(1)　事業計画の樹て方について

各部落は何れも村の中央部から遠距離の地域にあるために、事業の実施について頻繁に会合することは困難な事情にあることと、各部落は、その生活の形態が農業に主力をそそぐ部落、養蚕或は林業に重点をおいて生活の維持している部落、若しくは家庭手工業を主としている部落と言った工合に、夫々異った特質をもっている点等から考えても、事業計画は各部落の実情と特質に応じて各支部毎に計画を樹て、実質的に健全な支部活動を活発に展開して、総合的に事業成果の発展を図ることにした

い。尚事業の内容に就いては、日常の家庭生活に即し、生活の向上と婦人の教養に資するものを選定して、その実効を期する。

(2)　事業計画の実施について

各支部の産業、生活及教養の各部は、事業計画の実施に当たってはつとめて青年団支部と連絡して、同種部会の参加を求め共同事業として、その遂行を容易にすると共に、成果の拡大を図る。

尚事業実施の時機については、村の公休日を活用するように努めることが効果的であると考える。

(3)　事業成果の促進

実技補導の講習会等の講師は、農業改良普及員、生活改良普及員をつとめて頻繁に招聘する（農業改良普及所の負担金は、村として相当に多額を負担しているということであるから努めて普及所を利用して新知識と新技術の習得を図りたい）一般教養に資するための懇談会、講習会の招聘は、必要によっては教育委員会にその斡旋を依頼する。

各支部は事業の実施報告を本部に報告し、本部はこれをとりまとめて、年三回ぐらいその状況を各支部に回覧して、参考に供する。

二、事業計画

(1)　産業部イ味噌、醤油の作り方の実際

ロ蔬菜の栽培普及

ハ主要作物の手入れの仕方

(2)　生活部イ・各種繊維製品の洗剤の選び方

・ワイシャツの糊付けとアイロンのかけ方

ロ・作業衣の仕立方

・作業衣の防水加工について

ハ甘藷の切干加工

ニ生活改善の推進

(3)　教養部イ成人講座（母親学級）

ロ読書会の結成

(四)　下部町婦人会連絡協議会

昭和三十一年九月、町村の合併によって新下部町誕生するや、地域婦人会は新町建設の基本である住民の理解と団結の必要性を痛感し、婦人の資質の向上と社会福祉の増進、下部発展への貢献することを目指して、昭和三十一年十月二十五日下部町婦人会連絡協議会は、いちはやく結成総会を開き、活動を進めて来た。

下部、久那土、古関の各地区婦人会は、年度当初総会を開催して、地区婦人会の人事、予算、事業計画等を樹てる、本会の会長は会則に従って、下部、久那土、古関というように年番制によって各地区婦人会長が勤め、他の会長は副会長に就任する習わしであったが、昭和四十三年度には、久那土連合婦人会は活動を停止し解散したので、以後は下部、古関二地区婦人会によって構成され、運営されている。

次に本会の会則と庶務報告とを記載しよう。

下部町婦人会連絡協議会庶務報告　　昭和55年度

月　日	内　　容	〃　〃	〃　　〃
4.10	郡婦連新旧役員会	43	郡婦連役員会
4.20	昭和55年度定期総会	31	防災訓練
4.25	郡婦連定期総会	11.8～9	第4回県婦人指導者研修
5. 8	郡婦連役員会	14	下部町健康まつり
21	県連合婦人会総会	17	郡婦連研修旅行
24	赤十字奉仕団委員会議	23～25	第15回文化祭
6. 5	富士山のクリーン作戦の実施について	11.29～30	生涯教育推進大会
6	郡婦連役員会		
12	県婦人会館建設実行委員会	12. 5	郡婦連役員会
23	富士山クリーン作戦推進	14	防犯協会婦人部大会
7. 3	郡婦連役員会	17	広報誌作成
19～20	県婦人指導者講座	19	歳末たすけ合い協力
21	下部町あかるい社会づくり	1.15	成人式参加
22	郡体育祭参加	18	郡婦連役員会
8. 1	郡婦連役員会	20	郡婦連消費者の集い
24	同　　上	24～25	第5回県婦人指導者研修講座
9. 6	ふるさとづくり県民運動	28～29	郡婦連研修旅行
13	郡婦連役員会	2. 5	郡婦連役員会
18	富士川荘ボランテイア奉仕活動	27	河川環境整備推進
20～21	第2回婦人指導者研修	29	社会教育研究大会打合せ
22	県体育祭並びに赤十字90周年記念	3. 4	郡婦連役員会
10. 2	郡婦人研修会	9	社会教育研究大会
4～5	第3回県婦人指導者研修	27	講座並役員会
15	下部町健康まつり打合せ	27	郡婦連役員会

下部町婦人会連絡協議会会則

第一条　本会は下部町婦人会連絡協議会と称す

第二条　本会は下部町下部地区久那土地区古関地区婦人会を以て組織する。

第三条　本会の事務所は下部町教育委員会事務局に置く

第四条　本会は会員相互の親睦提携連絡を図り、婦人としての資質の向上につとめると共に、生活文化の向上、社会福祉増進に寄与することを目的とする

第五条　本会は第四条の目的を達成するために、左の事業を行う。

一　地区婦人大会の連絡提携に関する事業

二　婦人会運営に関する研究会

三　その他目的達成に必要なる事業

第六条　本会に左の役員をおく

会長　一名　副会長　二名　代議員　若干名　顧問　若干名　会計　二名　庶務　二名　監事　二名

第七条　本会の役員は左の方法によって選出する

会長は総会に於いて選出し、副会長は他の地区の会長を充てる

代議員は各地区の役員中より選出する

会計及び庶務は会長之を委嘱する

役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない

監事は総会に於いて会員中より選出する

第八条　役員の任務は次の通りとする。

一　会長は本会を代表し一切の会務を処理する

二　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之を代行する。

三　会計は本会の会計に関する一切の事務を行う

四　庶務は本会の庶務に関する一切の事務を行なう

五　顧問は会長の諮問にこたえる

六　監事は会計の監査を行なう

第九条　本会の役員会は必要に応じ会長之を招集する

第十条　本会の総会は年一回年度初めに会長之を招集し、代議員を以て行い左のことを議決する。

一　役員承認

二　事業計画及び予算決算の承認

三　会則の改廃

四　その他必要事項

第十一条　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月末日に終る。

経費は各地区の分担金（年間一人拾円）助成金、その他の収入をもって之にあてる。

第十二条　本会の会則の改廃及び変更は、総会の決議によることとする。

附則

本会則は昭和五十三年四月一日より施行する。

下部町婦人会連絡協議会と課題

社会機構が複雑になるに従って、婦人会の果たす役割もまた多岐にわたるのは当然のことながら、本会が志向している社会福祉の重要性は、今後ますます加速することと思われる。ボランティアとして社会からの要請も強く、その活動には町民等しく大きな期待を抱いている。久那土地区婦人会が解散の状態になっているが、支障がないわけではない。可及的速やかに久那土地区婦人会の再建と、本会へ加入して目的達成のために万全の運営ができるよう願ってやまない。

各婦人会の歴代会長は次のとおりである。

	富里村（下部地区）婦人会長	久那土村（久那土地区）連合婦人会長	古関村（古関地区）婦人会長	下部町連合婦人会長
昭和一一年		上　田　たかじ		
昭和一二年		上　田　たかじ		
昭和一三年		日　向　巻　子		
昭和一四年		日　向　巻　子		
昭和一五年		上　田　富　子		

昭和一六年				上田富子
昭和一七年				上田富子
昭和一八年				土橋鶴代
昭和一九年				土橋鶴代
昭和二〇年				
昭和二一年			日向よし子	赤池志かの
昭和二二年	石部たか		日向よし子	赤池志かの
昭和二三年	渡辺お兼		上田富子	小林はる子
昭和二四年	浅川光世		上田富子	赤池とみじ
昭和二五年	浅川光世	深沢愛子	赤池やすよ	
昭和二六年	佐野春江	深沢愛子	伊藤やすじ	
昭和二七年	馬場敏子	日向巻子	赤池よしの	
昭和二八年	馬場敏子	今村利子	赤池米子	
昭和二九年	佐野まつ志	山田花代	赤池つや	
昭和三〇年	佐野まつ志	山田花代	赤池花子	
昭和三一年	小林乙代	赤池恵子	田中とよじ	小林乙代
昭和三二年	小林乙代	赤池恵子	伊藤みどり	赤池恵子
昭和三三年	小林婦美恵	河西克子	内藤千鶴子	内藤千鶴子
昭和三四年	佐野まつ志	望月亀二	赤池桃枝	佐野末子
昭和三五年	佐野まつ志	赤池和子	赤池ヤス子	佐野まつ志
昭和三六年	川田喜美恵	深沢とき子	渡辺常子	深沢とき子
昭和三七年	川田喜美恵	二宮ます	土橋重子	土橋重子
昭和三八年	川田喜美恵	上田千代	赤池公子	川田喜美恵
昭和三九年	磯野久代		赤池文子	川田喜美恵
昭和四〇年	磯野久代	赤池和子	伊藤米子	赤池和子

昭和四一年	依田ハル	日向政子	内藤ユキエ	内藤ユキエ
昭和四二年	依田ハル	日向政子	伊藤菊代	依田ハル
昭和四三年	馬場文恵		赤池梅子	日向政子
昭和四四年	有泉保子	（活動停止解散）	渡辺もと代	渡辺もと代
昭和四五年	有泉保子		赤池咲子	有泉保子
昭和四六年	望月あさ子		赤池悦子	有泉保子
昭和四七年	小林敏江		松井ツネ子	松井ツネ子
昭和四八年	渡辺吉野		松井ツネ子	依田かつ子
昭和四九年	小林かく代		伊藤とみ子	小林敏江
昭和五〇年	磯野周子		若狭貞子	小林かく代
昭和五一年	佐野澄江		赤池一代	磯野周子
昭和五二年	小林梅子		赤池みどり	赤池一代
昭和五三年	渡辺夫佐子		赤池時江	佐野澄江
昭和五四年	小林はな子		赤池さかえ	小林梅子
昭和五五年	望月利子		渡辺敦子	渡辺夫佐子

二　青年団の沿革

青年の団体は古くから年齢集団として、若者組とか、若衆などと呼ばれて村落共同体の中で共に育ってきた。明治には〇〇青年会というように、各部落（村）を単位として結成されていた。変った名称としては三沢青年矯風会などがあり、それぞれ活動が続けられてきた。明治以降急速な資本主義の発展に伴って、村落共同体のし緩と共に若衆の持っていた機能も失われて、次第に中央政府の教化指導が必要とされるようになった。特に日露戦争以後においては青年会の組織化とか夜学会の奨励という形になって急

速に進められた。

次に掲げるものは明治四十一年の市之瀬青年夜学会の会則である。

西八代郡富里村市ノ瀬区夜学会々則

吾国維新ノ革命ハ鎖国攘夷ノ夢ヲ破リテ王政復古ノ盛大ヲ産ミ出シ年ヲ験ミスル玆ニ四拾顧レバ此間ニ於ケル事物ノ変遷一ツトシテ偉大ナラザルナキハ多ク人ノ熟知スル所ナリ就中文運ノ進歩発達ハ著シク悉ク泰西ノ文明ヲ吸収シテ尚時時刻々日ニ月ニ発展シテ駸々トシテ止ヲ知ラズ抑教育ノ貴重ナルヤ言ヲ須タズ然ルニ我ガ国一般青年ニ対スル教育ノ普及如何ヲ慮ルニ完全ノ期未ダ遠ク随ツテ一日片時タリトモ豈忽諸ニ附スベカラズ万一之ヲ怠ランカ小ニシテハ一身大ニシテハ一国ノ安危存亡ニ関スル盛大焦眉ノ急務ナリ然ルニ我ガ市ノ瀬区青年ノ如キハ財力ノ乏シキガ為カ無能力者ノ多数遺憾ニ堪エズ因リテ勉強センカ為玆ニ夜学会ナルモノヲ設立シ左ニ会則ヲ掲グ

第壱条　本会ハ市ノ瀬区青年夜学会ト称ス

第弐条　本会ハ明治四拾年旧拾壱月拾四日設立ス

第参条　本会々場ハ仮ニ当区仙応坊ト定ム而シテ都合ニヨリ変交（ママ）スルコト

第四条　本会ハ青年并ニ児童等ノ学理発達及風俗ノ改良ヲ以ツテ目的トス

第五条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一、会　長　一名

二、副　長　一名

三、取締役　四名

第六条　役員ノ選挙ハ毎年青年ノ初会即チ（一月五日）当選スルコト

第七条　役員任期ハ満一年ト定ム

第八条　会長ハ本会ニ関スル一切ノ事務ヲ執ルコト

副長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アリタルトキハ会長ニ代理スルコト而シテ取締役ハ副長ト同断ノコト

第九条　本会ノ開会期限ハ拾壱月ヨリ翌年二月迄四ケ月間毎年執行スルコト

第拾条　本会ハ午後八時ヨリ開会シテ十一時ヲ以テ閉会スルコト

第拾壱条　本会員ハ事故ナキ者ハ必ズ出席スルコト但シ事故アル者ハ附届ヲナスベシ

第拾弐条　本会ニ入会者ハ男女老幼ヲ問ハス入会スルコトヲ得但シ傍聴者ハ品行方正ニシテ傍聴スルコト

第拾参条　本会ノ費用ハ当区青年団体一同ヲ以ツテ支払フコト

第拾四条　本会ニ於テ模範トスベキ勤勉者ニハ賞ヲ授与スルコト

第拾五条　本会ハ専ラ学術ノ研究ニアリト雖　一面ニハ区内ノ弊風ヲ矯メ後進本村青年者ノ模範トナルヲ念頭ニ置キ片時モ之ヲ忘レザルコト

第拾六条　本会員ハ言語ヲ慎ミ並ニ其行為ヲ乱サザル様日夜是ヲ警戒スルコト

第拾七条　本会員ハ親睦ヲ旨トシテ可成口論ケ間敷事ヲナサズ　平和主義ヲ執行勉学スルコト

第拾八条　本会員タルモノニシテ　若シ賭場ニ耽ケリ其他悪戯ノ場所ニ立入ルモノアルトキハ厳重ニ忠告シ　万一改悛セサル者ハ直チニ本会員一同ヲ以ツテ処罰スルコト

第拾九条　右各項ハ必ズ確守スベシ　此ノ規約書ハ青年一同ヲ以ツテ二通作リ一通ハ区長ヘ　壱通ハ青年会ヘ備置キテ遵守スルモノナリ

右堅ク可遵守候也

明治四拾壱年二月拾七日認

市ノ瀬青年夜学会

請取証

一金　弐円五拾銭也

右金額ハ当会ヘ補助金

正ニ受取候也

明治四拾壱年

弐月弐拾六日　市ノ瀬区青年夜学会長　櫻田義一

小林貞一

市ノ瀬区長様

地域青年団の活動は戦時中は修養団体として官制的統制的な指導に終止した反動もあって、余り活発ではなく行き悩みの状態であった。のみなら

ず夜学会の会則の前文にもあるように、明治になってから国内状勢は急激に変わり、毎日がとまどいながらの生活であったが、政府の青年に対する指導のよろしきを得て、津々浦々にまで行きわたりようやく向学心がうつぼつとみなぎってきたのであろう。

大正四年には内務文部両省から訓令が発布され、青年団の指導はこれを契機として一段と強められ、大正五年には町村を単位とし、名称も青年団と呼ばれるようになった。昭和十四年には「大日本青年団」に改組されて、第二次世界大戦の進行と共に大改翼賛会の中に組み込まれて、大日本青少年団となり、運事訓練を徹底し次第に軍国主義へとかりたてられた。

戦後新教育と民主主義の浸透によって、青年団の官制的な性格は大きく変わり、青年団は地域の民主化運動をおしすすめる主体として質的に大きく変わった。

(一)　富里村青年団

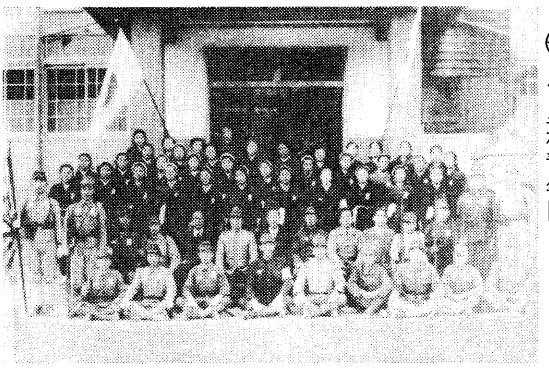

男女青年団の軍事訓練（昭和18年）

（昭和三年の青年団団報より）

「村内各部落毎にそれぞれ青年会なるものありしが、大正五年内務・文部両省の訓令（大正四年）に基づき、時の小学校長黒田重作氏、及び佐野照順氏の尽力に依り、是等青年会を統一し、十二月二十五日恰(あたか)も大聖基督(キリスト)の生誕と日を同じうして、富里村青年団を創立せり。而して是を分ちて四支部、十三年を顧みてその生長の跡を辿るに、時に伸展あり、時に停滞あり、一進一体もとより世の常として免る可からざるとは雖も、燃ゆるが如き青年の意気と溢る

る如き指導者の慈愛とは、共に俟って本団発展の中心生命をなし、全体より之を窺ふ時これ尽く進歩道程と見るべし……。」

○団員数

正団員　一〇二名　准団員　一六五名

○役員数

団　長　一名　副団長　二名　幹　事　二名

学芸部員　四名　体育部員四名　評議員二〇名

支部長　四名　分団長一三名　清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、日影、日向、岩下、上之平、渡高島、下部、湯之奥

○昭和三年における主な行事

1　相互修養会　読書中心の相互修養会を各部落毎に毎月一回開くこと、

2　見学旅行　興津、静岡、久能山、三保、清水方面指して出発、参加者一六名、二泊三日にて帰る実費六円三十銭

3　盆踊大会　八月二十一日郡農会推奨に係る宣士川音頭、その他伝習会を村農会、女子青年団合同にて聞く、講師郡農会村松技手

4　講演会　女子青年団と合同にて開く、講師大日本日連主義青年団幹部妹尾義郎氏

5　共同作業　村の依頼をうけ、女子青年団と合同し、下部公園松林（村有）内の雑草の刈払いをなす。

6　御真影奉迎　天皇、皇后両陛下の御真影を常葉駅前に奉迎す。

7　御大典　十一月十日十五日の両日祝賀式挙行団員一同参列す。尚十日には敬老娯楽会を、十六日には奉祝提灯行列を行う。

8　記念事業　御大典記念に、郷土史編纂を企図着手す（十一月二十七日）

9　講演会

○護国団組織について　昭和護国団長

○一歩前に出でよ　千葉毎日新聞主筆

10　賜御親閲　十二月十五日宮場前広場において行なわれたる御親閲に、

本団より定員三名出場光栄に浴す。

○女子青年団

従来は女子同窓会として本村小学校卒業者をもって組織し、若き女性の修養的唯一の集いたりしが、大正十四年三月郡下小学校長会議の決議に基づき、長い歴史と忘れ難い愛着とを振り捨てて、翌十五年二月十五日富里村女子青年団を組織創立せり、而して此の下に十二分団を置く爾来三ケ年創立、日尚あさきに比し成績大いに揚れり、

○団員数　九五名

○役員数

団長　一名　幹事五名　評議員一二名　分団長一二名

○昭和三年度に於ける主な行事

1　電気博見学　四月十五日折柄の快晴に、総勢五三名、朝出発、夕刻帰村せり

2　講演会　男子青年団と合同のもとに、妹尾義郎氏を招聘して開催す。

3　共同作業　男子青年団と合同、下部公園松林内雑草刈払をなす。

4　体育講習会　久那土小学校に開かれ、本団より赤池里子、依田さほえの両名出席す。

5　御真影奉迎　天皇皇后両陛下の御真影を常葉駅に奉迎す。

6　御大典　十一月十日十五日の両日、本村挙行祝賀式に団員一同参列す、尚十日には敬老娯楽会、十六日には奉祝提灯行列を行ふ。

7　講演会　公会堂に開催、講師左の如し

○千葉毎日新聞主筆　小林日種氏

○昭和護国団長　森川賢松氏

○富士学林教頭　小笠原慈聞氏

8　賜御親閲　宮城前広場に於いて行なわれたる御親閲に、本団団長その光栄に浴す。

9　講習会　中部女子青年団主催のもとに、久那土県立農工学校に開催本団員三五名出席せり。

(二)　久那土村青年団

昭和三十年発行の団報には久那土村青年団の沿革を次のように述べている。

『本村には従来、大石、三沢、大草、樋田、車田、切房木、道、水船、芝草の九部落に各々青年会ありて夫々活動しありしも、是が統一の必要を認め、大正元年頃より、本村村長及小学校長等卒先して之を計画する所ありしも、各部落青年会は夫々利害を異にするをもって、統一するに至らざりしが、大正四年に至り内務文部両省より、青年会は一町村或は一小学校所属の部落を単位として、組織すべき旨訓令せられ、爾来県及び郡よりも夫々訓令或は指示せられる処ありしにより、大正五年二月二十五日各青年会役員連合協議会を、久那土小学校に招集し統一の可否を討議せし結果、準則を定めて尚協議することとなり、且同三月三日四日の両日、本部役所に開設する青年団指導者講習の出席者を、各青年会より二名乃至四名出席せしむることに決議せり

同年三月二十八日去る三月二十五日の決議に基づき、統一の準則を定めて各青年会役員連合協議会を開き、準則を逐条審議加除訂正して、愈々統一することに決定し、各青年会は夫々支部と称し、各支部より夫々四月一日迄に支部長、副支部長、幹事を選定して校長まで報告することとせり。同年四月三日各支部より選出したる役員を招集し、団長に日向琢磨氏、副団長に上田盛治氏を選挙し、校長古明地文吉氏を総理に、村長深沢義政氏を名誉総理に推戴し、その他顧問の推戴をなし、来る四月五日発団式を挙行することを決して散会せり同年四月五日午後一時より久那土小学校庭に於いて発団式を挙行し、茲に於いて初めて現久那土村青年団は、創立されたのである。

爾来幾星霜、青年団の外面的なものは変われども、その青年団の本質は変ることなく益々意気に燃えて来た。だが昭和十六年十二月八日の無謀な

る大東亜戦争に突入、明けて十七年一億総決起の名の下に、日本青少年団と完全なる官制の青年団と化したのであった。そして若人はひたすら祖国防衛の美名のもとに、雄々しくも死地に赴いたのであった。

想えば悲し昭和二十年八月、突如世界最初の原子爆弾は広島と長崎に悪魔の爪跡をのこし、八月十五日ラジオから流れる玉音放送と共に、戦は終結したのである。

極東軍司令官マ元帥の書簡によって、すべての団体は解散を余儀なくされた。当然青年団も解散命令を受けたのである。

敗戦という悲しい事実の前に、過去の国民道徳観念は大半失われ、世は正に弱肉強食の状態であったが、その中にあってひとり心ある若人は、祖国建設に燃え敢然として、立ちあがったのであった。

昭和二十年十月一日久那土小学校に於いて、新生青年団の結成式を挙行、希望に燃える若人が集い、明日の日本建設の再出発を誓った。

また二十二年十月五日女子青年団を合併して、ここに名実ともに新生久那土村青年団が出来上ったのである。昭和二十五年四月には落居村熊沢部落の合併によって、熊沢支部を設け、三十年三月には山保村の一部の合併によって、三保支部を設置して、現在団員は百三十人を擁して、西八代郡青協傘下に於いては、最も大世帯の団である。四十年と一口に云っても、その間に於ける数々の変遷は目まぐるしいものであった。

○処女会と女子青年団

大正四年内務文部両省による訓令によって、各部落を単位として結成された年令集団としての処女会は、一段と速められたことは事実であるが、久那土村の処女会がいつ頃結成されたかは定かではない。事業としては男子青年と協力して敬老会とか、講演会、礼儀作法、裁縫等の花嫁修業的な事業が多かった。

大正十五年内務文部両省によって、女子青年団として組織された。

（昭和三十年発行団報より）**久那土村青年団団務報告**　（昭和三〇年）

月　日	内　容
三・二七	昭和三〇年度、春季総会開催 役員の進出　団長　日向志摩男　副団長　山田秀司　池田光古 本年度の運動方針 一　我々の手で町村合併を促進しよう 二　生活改善を促進すべく村内一大啓蒙運動の展開 三　平和運動の展開（原水爆禁止、北富士演習地の演習反対） 四　女子団員の積極的活動参加の推進 五　下部組織の拡充並に団員の融和 六　生活と直結する活動の展開
三・二九	第一回執行委員会　各部長の選任　旅行について
四・一	第一回常任委員会　社会部設置　旅行について
四・六	執行委員会　旅行　映画　塩水選　コーラス出場について
四・八	第四回郡青協定期大会　於久那土公民館　上田久仁男君　郡青協会長となる
四・一〇	常任委員会　塩水選　旅行　コーラス等について
四・一三	映画会開催
四・一四	コーラス練習会
四・二四	十国箱根方面バス旅行　九五名参加
四・二五	本日より四日間検便実施
四・二八	村議候補者個人演説会
五・二	常任委員会　郡青協について　村民運動について
五・一五	西八代郡　縦断駅伝競走開催
五・一八	社会部編集委員会　五月二六日新聞発行
五・三〇	執行執員会　富士豊茂開拓団慰問　苗代消毒　映画会　世論調査
六・三	常任委員会
六・七	村内苗代一斉消毒　午前九時～午後五時
六・一二	富士豊茂開拓団慰問　古本二五〇冊　ノート一二冊　鉛筆二〇打
六・二九	懇談会　芝居　桐原ふじ子独唱　野球試合等なす
七・四	執行委員会　映画会について 常任委員会　指導者講習会　映画会開催　球技大会について

七・一六　映画会開催
七・一七　第一回球技会　ソフト、バレーを分団対抗にて行う
七・二二　郡青協主催　青少年指導者講習会に参加
七・二六　盆踊り大会打合
八・四　原水爆禁止　世界大会に出席
八・五　文化部部会　団報編集について
八・八　社会部タイムス　編集委員会
八・一五　村内盆踊り大会
八・一九　研修会参加　於慈観寺一泊二日　参加団員七〇名
八・三一　久青タイムス第四号発行
九・九　執行委員会　総会　運動会参加について
九・一一　郡青協ＹＬＴＣ反省会
九・一五　執行委員会
九・一六　常任委員会
以下記録なし

(三)　古関村青年団

○婦女会と女子青年団

大正十二年四月十八日古関村婦女会を設立し、大正十五年一月一日古関村女子青年団と改む。

婦女会の発展は男子青年団に比して一般的に遅れていたが、大正四年の内務、文部両省の訓令によって組織化が急速に進んだ。おそらく各部落単位に組織されたものが、大正十二年には村単位に組織替えされたものであろう。

先に義務教育を終了した未婚の女子を中心に処女会が組織され、更にその趣旨に賛同する既婚の婦人をも加えて婦女会は組織されたのである。

県のこれ等の会に対する指導方針は

(1)　女子青年団員として、率先生活改善、勤倹貯蓄の励行に努めしめること。

(2)　智徳の涵養、経費、能率の向上をはかること。

(3)　町村の処女会の内容を改善せしめ、一層の実践向上に努めしめること。

とある。婦女会または処女会は大正十五年、内務文部両省の女子青年団指導訓令に基づいて、各地区に女子青年団として誕生したのである。

○青年団の活動状況

大正十年十二月発行の西八代郡青年団報によって当時の青年団活動をうかがい知ることができる。

◎古関村青年団調査事項（大正九年度）西八代郡青年団報第一号による。

1団　名　古関村青年団
2団長氏名　赤池宗平
3団員数　団籍にある者二六五名、内団の義務を負うもの一六六名、他は入営者若しくは不在者なり
4集　会　定期総会、臨時総会、幹部会、評議員会
5事　業　桑園耕作、規約貯金、塩水選、バクド予防、講演会、修養会、弁論会、体育操練会、撃剣大会、入営及び除隊兵士の送迎会、壮丁予備講習会、戦病歿兵士の追悼等

◎慣行事項と其の成績

1時間励行　慣行事項として之を決定して以来、各員自覚し、其の成績非常に良行にして毎度の会は定刻必ず開会し得る。

2団員は必ず補習学校に出席すると、職業上他出するもの多数あれ共、郷に在るものはほとんど出席しつつある。

◎補習教育の状況（大正九年度）

1学齢生徒数一〇二名
2就学生徒　九一名
3出席生徒数　八一名
4就学出席奨励の方法及其の成績

イ各部落に督励員を置き、就学出席を督励せしむ

ロ毎月出席良好なる部落には、優勝提灯にローソクを添え賞与す

ハ右奨励法を設けて以来、各自競争的観念を起し、且各員の自覚と相俟って、漸次出席良好なるものの如し

ニ青年団の補習教育に対する施設

○慣行事項として団員は必ず出席すること

○各分団長並に本団役員は出席就学督励する

◎処女会婦人会等の状況

1会　名　古関村中之倉婦人会

2会長氏名　渡辺なか

3会員数　正会員二三名、其の他の会員三名計二六名

4集　会　定期総会、臨時総会、役員会

5事　業　講習会、講話会等の開催

◎青年団附属図書館、文庫の状況

1図書部数　本団附属図書館所蔵四〇〇部、四六七冊

第一分団所蔵　四八冊

2閲覧人口　本団一、〇四〇人（大正八年度）

第一分団二〇〇人（大正九年度）

3閲覧図書傾向　主として修養的なもの、並びに娯楽的なもの、農・蚕業等の参考図書が愛読されつつある。

4巡廻文庫の状況　当青年団之は未廻

◎女子裁縫講習会

講習課目　裁縫、作法、家事等にして、講習員四三名、会期三十日間、講習員は熱心に出席し、女子補習教育上多大なる効果ありしものの如し

◎壮丁予備講習会（大正九年）二六名出席、科目は壮丁検査に必要なる学科を講習す、期間一週間にして多大の効果を認む。

以上は西八代郡青年団報に掲載されたものであるが、この頃の青年団は官制的な色彩がつよかったので、入団等も半義務的であった。その組織力といい、統制力といい、実行力といい絶大なものがあった。またその事業内容は修養団体としての内容であり、殖産興業的なものや軍事色の強いものが多かった。

(四)　下部町青年団

下部町が誕生すると共に、団結と友情を深め、政治的社会的文化的向上を図り、本町の発展とその理想を掲げて、昭和三十一年には既に下部町連絡協議会が結成され、同三十三年には三地区とも統合されて下部町青年団が誕生した、本町発展の一翼を担って船出したわけであるが、朝鮮動乱による特需景気の余波は、農村青年をその労働力として吸収したために、農村の青年の可働力は都市へと流失してしまった。

青年団の現状

若者が溢れ、若者に支えられた町にするためには、なんといっても若者が安心して働くことの出来るような、地場産業が発達するか、工場誘致がどうしても必要である。最近ふるさとづくりとか、高物価、住宅難なども反映して、Uターン現象がやや多く、人口流出は鈍化の傾向にあるといえども、甲府市またはその近郊に吸収されて、とうてい下部町にまでたどりつくことは出来ない。

昭和五十四年度の調べでは、団員総数五三名の少数で、勤務先は、自営業一二名、公務員を含め町内勤務は九名、残り三二名は町外といってもそのほとんどが甲府市か、またはその近郊である。以上のようにほとんどの団員が工場会社勤めであって、団活動も自ら制約され勝ちであり、団活動の重要性は痛感しつつも、不参加を余儀なくされるのが現状である。

今後の課題

(1)　生活が多様化する中で、青年団活動や事業が、古くさく感じられ参加することを好まない。

(2)　青年団は修養団体であり、時に奉仕団体であり事業団体でもあるという多目的団体であるために、強力な協力が得られ難い。

(3)　現代青年の気質は、気さくに誰とでも交際できるが、反面気の合っ

た仲間としか遊ばず、大勢の中へ解けこもうとしない欠点もある。

(4)　他人の批判や行事の批判はよくするが、自分から進んでやろうとする気慨に乏しい。

(5)　これからの青年団は、同年代である高校生とのつながりを持つようにしなければならない。

今後ますます青年の発展を願う住民サイドとしては、各家庭の深甚なる理解と協力が必要であるし、行事などを通して温く見守り、温く育てる心も必要ではなかろうかと痛感する。

下部町青年団規約

第一章　総則

第一条　本団は下部町青年団と称し、事務局を下部町教育委員会内に置く。

第二条　本団は青年の団結と友情を強め、相互の連絡を緊密にし、自主的な青年団活動を促進すると共に、青年の政治的社会的及び文化的向上を図り、あわせて地域発展に寄与することをもって、目的とする。

第三条　本団は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

1　文化・体育の進展に関すること

2　団員の教育向上に関する事業

3　地域に於ける産業、生活、政治、経済などの調査研究を行なう。

4　その他、目的達成に必要な事業を行なう。

第四条　本団は支部を次の通りに置く。

下部常葉支部　久那土古関支部

2　支部新設の場名は、新設支部の申し出により、本団役員会において承認する。

第五条　本団は第二条の目的に賛同する青年をもって組織する。

2　その目的のために、本団役員の承認により、局を設置することができる。

第六条　本団々員は満一五歳以上二八歳までの未婚の男女をもって組織する。但し該当しない者でも希望があれば、定例会の承認で参加できる。

第七条　本団は第四条の支部及び文化局、女子活動局をもって組織する。

第八条　本団々員の退団は、年一回の定期総会において行なう。

第二章　役員

第九条　本団及び支部に次の役員をおく。

本団、団長一名、副団長二名事務局一名　局次長一名　局員若干名

第十条　本団は監査役員をおき、役員会で選任し会計監査に当る。但し顧問が兼務できる。

第十一条　団長は団を総括し、これを代表する。

副団長は団長を補佐し、団長事故ある時は、その職務を代行する。

局員は事務を担当する。

第十二条　支部長は支部を代表し、支部に関する一切を行なう。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

事務局は事務を代行する。

第十三条　本団の団長副団長は団員中より選出の方法管理委員会を設置し、選挙細則による事務局及び次長・局員は団長が推薦し、定期総会の承認を得る。

正副支部長は支部において決定する。

第十四条　役員の任期は一年とし補欠のため選挙及び任命された者の任務は、前任者の残存期間とする。

第十五条　本団は必要に応じて、役員の推薦により、総会の承認を得て顧問をおくことができる。顧問は要請により会議に出席し、意見及び助言することができる。ただし決議権はない。

第三章　会議

第十六条　本団の会は、総会、役員会、定例会、実行委員会とする。

第十七条　総会は本団の最高決議機関とし、臨時総会は必要に応じ、又は団員の三分の一以上の要求があった場合団長これを招集する。

第十八条　定期総会の任務、権限は次の通りとする。

1　本団において行なわれた事業の経過報告

2　決算の承認

3　役員の承認

4　事業の決定
5　予算の承認と決定
6　団則の改廃
7　其の他必要事項

第十九条　役員会は副団長、事務局及び支部長をもって構成し、各局長は必要に応じて出席する、ただしこの役員は団長が招集する。

第二十条　役員会は次の事項を審議する。
1　事業の実行に関すること。
2　総会により委任された件について
3　予算の編成
4　団員の賞罰に関すること
5　其の他団運営に関する一切の事項

第二十一条　定例会は役員会で審議した事項を報告及び審議決定する。

第二十二条　実行委員会は、定例会で報告審議決定した件について、必要に応じ開くものとする。

第二十三条　全ての会議は、招集人員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席人数の過半数の賛成をもって議決する。ただし緊急やむを得ない場合は、その限りでない。

第四章　経費

第二十四条　本団の経費は次の通りとする。
1　団費
2　町の補助金
3　寄附金（ただし役員会の承認したものとする）
4　事業収入
5　その他

第二十五条　本団員は、団費として年一人一、二〇〇円を次の通り納入する。
1　上期（四～九月）下期（十～三月）に分け納入する。
2　ただし納入された団費は、一切返済しない。
3　途中入団した団員は、入団した月から団費を納入する。

第二十六条　本会の会計年度は、毎年定期大会に始まり、翌年の定期大会に終る。

第五章　入団及び退団

第二十七条　本団に入団する青年は自由とする、ただし本団の目的に賛同したものとする。

第二十八条　本団を退団しようとする団員は、その理由を通知し、役員会は之を確認することを要求する。

第二十九条　次の場合は、役員会の審議により戒告又は資格停止することができる。ただし除名については慎重に行ない、かつ公平に審議し、定例会に於いて決定する。
1　本団の名誉をいちじるしく汚した時

第六章　賞罰

第三十条　団員として他の模範となる者、又は団の体面を汚したる者は、役員会の審議により、三月の総会に於いて表彰し、又は退団させることができる

（附則）この団則は昭和五十四年四月一日より施行する。

下部町青年団細則

第一章　局

第一条　団員は何れかの局に所属することができる。

第二条　局は主として左の目的をもち、行事を行う。
1　体育局　若い力を結集し、スポーツ・レクリエーション、他の健全な体育を行ない、体位の向上を図る。
2　文化局　明るさとうるおいのある青年団活動を通じて、自己を磨くと共に魅力ある団を育成する。
3　女子活動局　女性の参加を促すと共に、種々の講習会、奉仕活動を通して、自己の教養を高める。

第二章　選挙

第三条　本団々員は、すべて選挙権を有する。

第四条　本団の正副団長の選挙は、毎年定期総会前一〇日までに行う。

第五条　投票の日時、場所、方法結果等はすべて選挙管理委員会で決定し、各団員に知らせなければならない。

第六条　選挙管理委員会は、本団員をもって構成し、委員長は委員中より互選する。

第七条　告示して立候補者のない場合は、選挙管理委員会を推薦委員会に切り替えて、これを行なう。

第八条　選挙または推薦により選任せられた者は、特別の事情を認めない限り、これを辞する事ができない。

活動方針及び活動計画（一九八〇年）

青年団活動の目的をじっくり考え、討論して、青年団自身の問題としてとらえ、相互理解の上に立って実践し、団員の一人々々が本団のあるべき姿を着実にとらえ得るよう、地道に活動しよう。

以上を基調とした活動方針

一、全員が助け合い、多くの仲間を作り、団結をしよう。

二、地元にとけこんだ青年活動をしよう。

三、ひとつひとつの行事を具体的に話し合い、実施し、かつ反省して、実のりのある活動をしよう。

四、約束を守ろう。

事業計画表

昭和五十五年度

月＼局	レクリエーション局	広報活動局	地域活動局	学習活動局	実行委員その他
四月					定期総会
五月		オルグ	美化運動 フラワーポット花の植付	アンケート調査	
六月	ボーリング大会	第一回新聞発行	ギターコンサート		新入団員歓迎会
七月	夕涼みの会 キャンプ		美化運動 ゴミ箱作り及び配付		郡青祭
八月	海水浴				盆おどり
九月	ハイキング		カーブミラー清掃 フラワーポット点検 ゴミの収集		県青祭
一〇月		第二回新聞発行	秋の交通安全旬間参加		運動会バザー
一一月			フラワーポット回収	学習会	婚前学級
一二月	忘年会	第三回新聞発行			ダンスパーティー
一月					成人式参加
二月	スケート教室			町政を語る会 アンケート集約	
三月		文集発行		アンケートの集約を広報局の文集にのせる。	

第七節　成人教育

一　成人学級

成人教育の一つに成人学級がある。これは成人学校の俗称であって、第二次世界大戦後成人を対象として講座形態で各地に開かれ法律・文学・手芸・料理・ペン習字など多様な内容の教育を施している。成人学級或は社会学級ともいい本町には町単で「下部町成人学級」がある。

昭和五十四年度成人学級は「下部町成人大学講座」と銘を打って十二月受講生を募集して昭和五十五年一月十八日初めて開講することになった。受講料は無料で集まった受講生約三十人。その趣旨とするところは、成人

年度	富里村 男子青年団	富里村 女子青年団	久那土村 男子青年団	久那土村 女子青年団	古関村 男子青年団	古関村 女子青年団	下部町青年団
大正 五年	堀内勝喜		日向琢磨		赤池実		(下部町青年団連絡協議会長)
六年	松井誠		上田盛治		赤池実		昭・三一年 小林健保
七年	小松斌		日向正明		赤池実		三二年 佐野功
八年	渡辺義次		深沢安蔵		磯部安芳		(下部町青年団長)
九年	佐野忠		佐野直光		伊藤朝孝		三三年 北条容位
一〇年	曽谷泰一		保坂孝		渡辺明博		三四年 上田道夫
一一年	伊藤繁		赤池元雄		赤池宗平		三五年 田中滋
一二年	佐野忠義		日向俐		渡辺貴索		三六年 松井俊臣
一三年	赤池芳延		中沢雅賞		赤池利雄		三七年 日向謙
一四年	佐野忠一		上田謙太郎		伊藤正雄		三八年 伊藤晃
昭和 元年	渡辺一	遠藤登志	深沢正夫		赤池根正		三九年 小林弘光
二年	小林甲子松	赤池宮子	上田英清		赤池長治		四〇年 田中昭彦
三年	太田久則	遠藤あき	二宮尚一		赤池直義		四一年 小山忠
四年	渡辺公男	赤池さと子	日向忠徳		土橋為次		四三年 道村芳久
五年	磯野浩行		加藤善吉		赤池長治		四三年 伊藤純輝
六年	馬場文雄	依田佐雄恵	小林孝徳		赤池信一		四四年 赤池善光
七年	門西義勝	佐野静江	加藤善吉		渡辺皇保		四五年 日向伎
八年	渡辺友一	佐野静江	山田栄幸		土橋英夫		四六年 佐野文一
九年	小林忠盛	渡辺ちえ子	小松昇		赤池正市		四七年 赤池一博
					赤池重保		四八年 赤池一博
					小林はる子		
					赤池弌子		
					赤池富貴子		
					海野威子		
					伊藤みどり		
					土橋ふみ江		

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	堀内勝喜	
六年	松井誠	
七年	小松斌	
八年	渡辺義次	
九年	佐野忠	
一〇年	曽谷泰一	
一一年	伊藤繁	
一二年	佐野忠義	
一三年	赤池芳延	
一四年	佐野忠一	
昭和 元年	渡辺一	遠藤登志
二年	小林甲子松	赤池宮子
三年	太田久則	遠藤あき
四年	渡辺公男	赤池さと子
五年	磯野浩行	
六年	馬場文雄	依田佐雄恵
七年	門西義勝	佐野静江
八年	渡辺友一	佐野静江
九年	小林忠盛	渡辺ちえ子

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	日向琢磨	
六年	上田盛治	
七年	日向正明	
八年	深沢安蔵	
九年	佐野直光	
一〇年	保坂孝	
一一年	赤池元雄	
一二年	日向俐	
一三年	中沢雅賞	
一四年	上田謙太郎	
昭和 元年	深沢正夫	
二年	上田英清	
三年	二宮尚一	
四年	日向忠徳	
五年	加藤善吉	
六年	小林孝徳	
七年	加藤善吉	
八年	山田栄幸	
九年	田中重忠	
	桐戸豊	
	上田尊三	
	内藤徳太郎	
	小松昇	

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	赤池実	
六年	赤池実	
七年	赤池実	
八年	磯部安芳	
九年	伊藤朝孝	
一〇年	渡辺明博	
一一年	赤池宗平	
一二年	赤池貴索	
一三年	渡辺治	
一四年	赤池訓	
昭和 元年	赤池利雄	
二年	伊藤正雄	
三年	赤池根正	
四年	赤池長治	
五年	赤池直義	
六年	土橋為次	
七年	赤池長治	
八年	赤池信一	
九年	渡辺皇保	
	土橋英夫	
	赤池正市	
	小林重保	
	赤池正	
	田中重治	
	赤池光義	
	赤池昌孝	
	赤池正夫	
	赤池好臣	
	土橋覚	
	赤池武雄	
	伊藤登操	
	赤池正	

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	堀内勝喜	
六年	松井誠	
七年	小松斌	
八年	渡辺義次	
九年	佐野忠	
一〇年	曽谷泰一	
一一年	伊藤繁	
一二年	佐野忠義	
一三年	赤池芳延	
一四年	佐野忠一	
昭和 元年	渡辺一	
二年	小林甲子松	
三年	太田久則	
四年	渡辺公男	
五年	磯野浩行	
六年	馬場文雄	
七年	門西義勝	
八年	渡辺友一	
九年	小林忠盛	

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	日向琢磨	
六年	上田盛治	
七年	日向正明	
八年	深沢安蔵	
九年	佐野直光	
一〇年	保坂孝	
一一年	赤池元雄	
一二年	日向俐	
一三年	中沢雅賞	
一四年	上田謙太郎	
昭和 元年	深沢正夫	
二年	上田英清	
三年	二宮尚一	
四年	日向忠徳	
五年	加藤善吉	
六年	小林孝徳	
七年	加藤善吉	
八年	山田栄幸	
九年	田中重忠	
	桐戸豊	
	上田尊三	
	内藤徳太郎	
	小松昇	

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	赤池実	
六年	赤池実	
七年	赤池実	
八年	磯部安芳	
九年	伊藤朝孝	
一〇年	渡辺明博	
一一年	赤池宗平	
一二年	赤池貴索	
一三年	渡辺治	
一四年	赤池訓	
昭和 元年	赤池利雄	
二年	伊藤正雄	
三年	赤池根正	
四年	赤池長治	
五年	赤池直義	
六年	土橋為次	
七年	赤池長治	
八年	赤池信一	
九年	渡辺皇保	
	土橋英夫	
	赤池正市	
	小林重保	
	赤池正	
	田中重治	
	赤池光義	
	赤池昌孝	
	赤池正夫	
	赤池好臣	
	土橋覚	
	赤池武雄	
	伊藤登操	
	赤池正	

年度	男子青年団	女子青年団
大正 五年	土橋ふじ江	
六年	土橋ふじ江	
七年	土橋きくゑ	
八年	土橋きくゑ	
九年	赤池積子	
一〇年	伊藤し免子	
一一年	赤池加津子	
一二年	土橋きく江	
一三年	小林はる子	
一四年	赤池弌子	
昭和 元年	赤池富貴子	
二年	海野威子	
三年	伊藤みどり	
四年	土橋ふみ江	

一〇年	石部哲夫																							
一一年	小林能臣																							
一二年	渡辺真一																							
一三年	依田克裕																							
一四年	小松美文																							
一五年	佐野俊雄																							
一六年	小林松林																							
一七年	浦田美竜																							
一八年																								
一九年																								
二〇年	渡辺英一郎	佐野天正	小林月達	望平	小林最将	佐野昭三	渡辺悟朗	北条貴人	磯野一喜	北条儀史	遠藤光明	山本勝美	伊藤哲夫											
二一年	磯野利久																							
二二年																								
二三年																								
二四～	依田正範																							
二五年																								
二六年																								
二七ミ																								
二八年																								
二九〃																								
三〇年																								
三一年																								
三二年																								

の多様化高度化、している学習要求に答え法律に関する一般的教養を身につけ、より豊かな生活を営むことをねらいとして講座を開く、ということになっている。主催は下部町教育委員会で場所は下部開発センター、学習主題は「知っておきたい法律」と題して三月二十四日までの五回にわたって左記の通り開講した。

回	日	時	学習課題	学習内容	講師
一	一・一八	一三時～一五時	親族編	夫婦・親子	甲府地方法務局鰍沢支局長 渡辺 利雄
二	二・六	一三時～一五時	相続編	新旧民法と相続	〃
三	二・一八	一三時～一五時	登記	土地・建物を登記	〃
四	三・四	一三時～一五時	人権	基本的人権の啓発の保障	〃
五	三・二四	一三時～一五時	交通事故	道交法・補償・違反	県交通事故相談所長 小川 守夫

二　青年学級

国には青年学級振興法（昭和二十八年八月十四日法律第二一号）があって勤労青年教育が我が国の産業の振興に寄与し、且つ民主的で文化的な国家を建設するための基盤をなすものであることに鑑み、社会教育法の精神に基づき青年学級の開設及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的としている。

この学級は勤労に従事し、または従事しようとする青年に対し実際生活に必要な職業、または家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的として町が開設する事業であり、勤労青年の自主性を尊重し、且つ勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して開設し運営しなければならない。

町の教育委員会は青年学級の開設を決定するにはあらかじめ議会の議決を経なければならない。また青年学級の実施機関は町の設置する公民館または学校とする。町内に居住する十五人以上の勤労青年は教育委員会に対し学級の開設を申請することができる。教育委員会は開設を決定した場合次の各項を公示する。

一、名称
二、実施機関
三、開設期日
四、開設期間
五、開設場所
六、学習内容
七、学習時間数
八、学級生の募集に関する事項
九、その他必要な事項

青年学級には主事及び講師を置く。又、実施機関は青年学級に於て左の事項を行なってはならない。

一、もっぱら営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業を援助すること。
二、特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持し、若しくはこれに反対すること。
三、特定の宗教を支持し、又はこれに反対すること。

青年学級に類する事業は何人もこれを開設することができる。この場合文部大臣及び教育委員会はその開設及び運営に関しその求めに応じて指導又は助言を与えることができる。

本町には国庫補助による下部町青年教室が設置されている。学級生の数は三十人で学級主事には小林直継社会教育主事がこれに当たって運営している。

学級内における研修活動は毎年好成績をおさめているが、特に外部との接触による研修活動を二、三掲げて見ると、県青年教養セミナー参加がある。これは青年の個々の充実と地域や職場における青年集団活動を積極的に推進するため地域文化・放送文化・職場生活・青年音楽について年間にわたり継続的系統的に講座を開催し、教養の向上に努め青年リーダーとしての資質を高める目的で甲府市岩窪町県立青年の家において各コースとも年間五回・十日間の研修を施したものである。

さらに県教育委員会主催による青少年地域活動実践発表大会に参加したり、企業内青年教育担当者研修会。青少年地域活動（ふるさと運動）少年創作活動実践発表大会などに参加したり、地域職場における集団活動の活発化を図るためいつでも、どこでも、だれでも気がるにできるレクリエーションの基礎的な知識技術指導法等を修得しリーダーとしての資質の向上を図るため、勤労青年レクリエーションリーダー研修会。県内の勤労青年の中から国内研修生を先進地に派遣し地域の文化、コミュニティ青年集団活動、青年の社会参加交歓を通してリーダーとしての資質を高め本県青年教育に資する目的で県主催で実施された青年国内研修。青少年非行化対策として青年ボランティア指導者養成のため県では青年を対象に特に子供達の地域活動促進を目的に青年ボランティアとしての在り方、技術などについての研修のため青年ボランティア指導者研修会を実施しこれに参加する。

三　婦人学級

婦人教育の振興の一環として、文部省では昭和三十一年度から教育委員会に婦人学級の開設、運営についての研究を委嘱してきたが、婦人学級の普及、充実を図るため、昭和四十七年度から研究委嘱事業にかえて市町村が開設する婦人学級に都道府県が財政的援助を行う場合、国がこれに補助金を交付することとなった。

よってこの際、市町村が開設する婦人学級の開設運営に関して、都道府県教育委員会が指導するに当たっての留意事項を下記のとおり述べるので参考までに掲げてみる。

一、婦人教育にかかる社会教育行政の役割について。

イ、婦人教育とは、婦人会がその自発的な学習意欲に基づき豊かな人間性を培うとともに市民・主婦・母親または就労婦人として、その資質や能力を向上させるために行う各種の学習を教育的に高める活動であると考えられるが婦人教育にかかる社会教育行政の役割は婦人教育が活発に行われるようにするための条件整備を行うものであること。

ロ、婦人学級とは婦人教育の一形態として婦人がもつ生活上の課題についての学習を一定期間にわたって計画的継続、かつ集団的に行う事業をいうが社会教育行政は自ら婦人学級を開設、運営し、または婦人団体等が開設運営する婦人学級について指導助言もしくは援助を行うものである。

二、市町村が開設する婦人学級の開設、運営について。

イ、市町村教育委員会が処理する事務

市町村教育委員会は婦人学級を開設する市町村内の区域参加者の実態を勘案して左記の事項に留意し市町村全体の婦人学級の開設を定めること。

ロ、学習課題をは握すること。

婦人学級を開設するに当たっては婦人の生涯の各時期（婚前期・新婚期・育児期・学校教育期・子どもの独立期・老夫婦期・寡婦期等）における一般的な学習課題を明確には握して置くこと。

ハ、婦人の学習要求をは握すること。

開設計画の策定に当たっては調査を実施し、開設区域内の婦人の生活や学習要求を的確には握する。

ニ、広報活動を推進すること。

婦人の学習についての情報を提供し、婦人の学習意欲を喚起するための広報活動を行う事。

ホ、実施機関を決定すること。

婦人学級の実施機関は主として公民館とする。

ヘ、指導者を育成し確保すること。

指導者の育成に当たっては婦人学級の指導者に必要な知識・技術を習得することができるように計画的、継続的に研修事業を実施する事。研修内容としては、婦人教育の目標、婦人の学習課題、学習計画の立案と展開グループ指導の理論と実際、視聴覚機材・教材の活用の方法リクリエーションの技術等が考えられる。学級生のなかから婦人学級を自ら企画運営できる新たな民間の指導者（ボランティア）が生まれるよう配慮すること。

婦人学級相互の連携を図ること。

婦人学級連絡協議会、婦人学級生大会等を開催し、婦人学級相互の連絡提携を図ること。

三、婦人学級の実施機関が処理する事務

各婦人学級の実施機関は市町村教育委員会の全体計画に従って左記の事項に留意し企画運営の組織を設け具体的な運営を行うこと。

イ、各婦人学級の企画運営を円滑にするため、たとえば婦人学級に参加する者の代表者、学級経験者、社会教育主事、公民館主事等で構成する組織を設けること。

ロ、当該組織は、学級生の募集、学級の編制、学習内容、方法の決定および学級運営の評価を行い、その結果を実施機関に報告すること。

ハ、婦人学級の編成に当たっては、婦人の生涯における各時期　区域　職業等の条件を考慮すること。

ニ、従来参加の少なかった若年婦人、団地または新興住宅地の婦人、就労婦人等の参加が得られるよう、募集の場所、学習の場所、学習時間等について配慮すること。

四、学習内容および方法

市町村教育委員会や実施機関が学習計画を立案するに当たっては、婦人の生涯における各時期の課題、学習要求、地域の実情等を考慮しなければならないが、この場合、学習内容については次の事項のなかから重点的にとりあげ、学習方法については次の事項に留意することが望ましいこと。

イ、学習内容に関する事項

・市民として、社会連帯意識の形成に寄与する内容

居住地域における中心的な存在である婦人は、個人的自覚に立った地域の連帯意識の形成者としての役割が期待されていることから、地域の伝統、文化、生活環境、行政、政治等に関する学習や婦人の奉仕活動に関する学習を促進すること。

また、わが国と諸外国との関係が密接になるに伴い、婦人の国際的連帯意識を培うことが必要となっているので、国際理解、日本文化の特性等に関する学習を促進すること。

・主婦として、家庭経営の能力を高める内容。

家庭生活の調和を図り、家庭生活を創造的、合理的に営むことができるよう、家計・衣食住の管理、家族の人間関係等家庭の生活設計に関する学習を促進すること。特に、経済の変動や家庭の消費機能の増大に伴い、消費生活に関する学習を拡充すること。また、急激な社会環境の変化により、心身の健康を守ることが重要なことになってきているので、家族や婦人自身の健康管理に関する学習を促進すること。

・母親として、家庭教育に関心と理解を深める内容。

親などの価値観の混乱。乳幼児

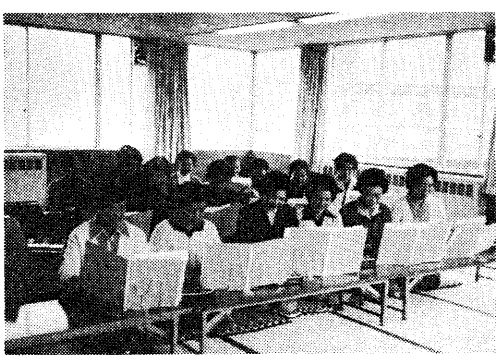

婦人学級（大正琴の練習）

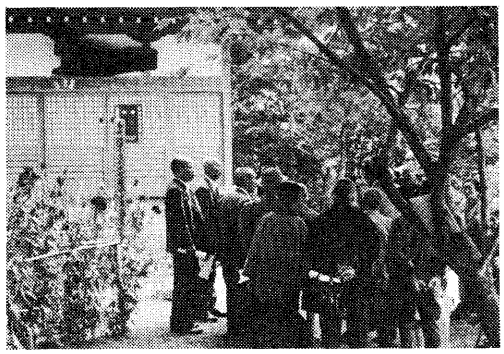

高齢者学級（文化財めぐり）

教育の重要性が問題となっていることから、子供の心身の発達、母親としての自覚や態度等に関する学習を促進すること。

就労婦人として、職業観を確立し、職業についての知識・技能の習得や職業の選択能力を身につけ、就労の意義、職場における人間関係等に関する学習を促進すること。

農村においては、都市への労働力の流出により、主婦が農業の基幹労働力となっていることから、農業経営や農業技術等に関する充実を図ること。

ロ、学習方法に関する事項

婦人学級における学習は集団的性格の学習であるので、学級生が学習課題について共同で取り組み、共通の意識を育てることができるような方法を積極的にとりいれること。

学級生の参加意識を重視し、講演・講義よりも討議、実験、実習、調査、見学等に力点をおくこと。

視聴覚教材を活用して、学習情報を豊かにすること。

適切な学習資料を作成し、配布すること。

五、婦人団体が開設する婦人学級との関連について。

婦人団体が自主的に婦人学級を開設することは、非常に望ましいことであるので、市町村教育委員会は各種婦人団体の求めに応じ、その自主性を尊重しつつ、婦人学級の開設、運営について指導・助言をすること

下部町における婦人学級は国庫補助による久那土地区中央婦人学級と町単による古関地区中央婦人学級及び町単で長塩・釜額・波高島・大炊平の四部落に各部落婦人学級が設置されているほか、以前は文部省指定であったが今は私設となった切房木婦人学級が活躍している。

これらの学級の活動状況を表示すれば次の通りである。（昭和五十三年度）

学級の名称	学級生の数	主な学習内容
久那土地区 中央婦人学級	二七名	○簡単な法律の勉強○美容とレクリエーション ○栄養と食事　○健康と精神衛生　○生け花 ○町政について　○美術館等の見学や映画鑑賞
古関地区 中央婦人学級	一〇〇名	○大正琴　○交通安全について（交通法規） ○選挙についての良識　○料理と生け花 ○婦人の生き方　○和服の着方
やまびこ婦人学級（釜額）	二四名	○町政を学ぶ　○町議会の傍聴 ○生け花　○手芸　○体力テスト ○町の歴史を学ぶ　○講演会
長塩婦人学級	四九名	○料理教室　○着付け ○あみもの　○社会見学 （放送局・県立美術館等）
波高島婦人学級	五七名	○料理教室　○健康相談 ○視察旅行　○講演会 ○詩吟教室　○大正琴 ○民踊教室
大炊平婦人学級	二四名	○子どもと映画を見る会　○下部町政を学ぶ ○漬物と保存食　○民謡おどり ○健康食と正月料理　○生け花
切房木婦人学級	四一名	○健康相談と各種測定　○書道教室 ○料理教室　○映画会 ○修学旅行（温泉慰安会）

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二〇七号）第三条に、国及び地方公共団体はこの法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。と定めてある。この趣旨によって成人教育の一環として各種の学級や教室が開設されているが、高齢者教室もその一つである。

高齢者教室の目的は高齢者がその年齢にふさわしい社会的能力を高め、積極的な生きがいを求めて学習することであって昭和五十一年三月九日文社第五四号を以て文部省社会教育局長から各都道府県教育委員会教育長にあてた通知には次のように書かれている。

高齢者教室の企画運営に当たっては、地域の特色、高齢者の生活実態や学習要求等を充分勘案すること。又、企画運営に受講者が積極的に参加する態勢を整えること。

高齢者教室の学習内容としては次の分野が考えられるが、その決定に当たっては、受講者の学習要求を尊重し、いずれかの分野を重点的に選択し、年次計画に従って学習を実施するなど工夫をこらすこと。

1、社会の変化の理解
2、若い世代の理解
3、健康の維持
4、趣味教養の充実
5、社会奉仕活動への参加
6、その他その年齢にふさわしい社会的能力の向上。

高齢者教室の学習方法としては講演・講義のみに片寄ることをさけ、受講者の積極的の参加意識を重視し、受講者相互間の討議、グループ活動・野外活動・見学実習等を取り入れるよう努めるとともに放送媒体や映画その他の視聴覚教材の利用について配慮すること。

なお受講者が持っている人生経験や伝統文化等を大切にし若い世代の交流による学習を積極的にすすめること。

高齢者教室の運営に当たっては例えば老人福祉担当部局等の関係機関・社会教育関係団体・老人クラブ等と連繋をはかること。高齢者教室の運営に当たっては反省評価を行い、それを企画運営に反映させること。

本町には昭和五十四年度において高齢者教室が久那土地区高齢者地域活動（県費）三保高齢者教育（町単）道高齢者教室（国庫）根子高齢者教室（町単）常葉日影高齢者教室（国庫）波高島高齢者教室（国庫）市之瀬高齢者教室（国庫）古関高齢者教室（国庫）切房木高齢者教室（部落単）があって、それぞれ活動している。その状況を報告があった分について摘記すれば次の通りである。

学級の名称	学級生の数	主な学習の内容
久那土高齢者教室	男一六 女三二 四八名	○高齢者について　○ボランティアのあり方と活動について ○ふるさとを伝える学習　○福祉村訪問 ○コース別活動（友愛訪問・環境づくり等） ○屋号調査　○映画鑑賞と話し合い
三保高齢者教室	男一六 女一三 二九名	○ふるさとの行事や慣習について（調査・話し合い・集録） ○健康管理について
道高齢者教室	男一〇 女一八 二八名	○高齢者の生きがいについて　○生活と宗教 ○身体の変化と成人病（個人検診） ○地域をかえりみる　○町政について ○郷土の史跡めぐり
根子高齢者教室	男一四 女一九 三三名	○昔の遊具の作り方を孫たちに伝える ○これからの老人クラブ ○郷土の史跡をたずねる ○健康管理と血圧測定 ○老人福祉の制度について

常葉日影高齢者学級	男二八〜女三五 六三名	○老人の健康についてと血圧測定 ○家庭と宗教 ○身延山と日蓮聖人について ○公共物や神社の清掃　○新年会 ○地域と私達について　○友愛訪問
切房木高齢者学級	男一五〜女二三 三八名	○講演会（老人と宗教・信仰のはなし・老人福祉・室内体操） ○歌の教室　○血圧測定 ○温泉慰安会　○忘年会 ○文化財について　○物故会員の墓参

五　ボランティア学級

ボランティア活動とは、報酬は求めないで、自分のもてる余暇と力を、他人の幸せのために、すみよい社会をつくるために、自発的、定期的、継続的にする活動を、ボランティア活動という。社会の文化が如何に向上しても、必ずひずみは出てくるものである。その活動は夫から、妻からと家族を中心として、やがて隣組から社会へと、あたかも水の輪が広がるように波及して行くべきものである、本町では昭和五十四年六月から、本学級を開設した。

1 開設期間　昭和五十四年六月〜五十五年三月

2 学級生の数　七二名

3 学習場所　下部町開発センター

4 学習目標

・ボランティア活動の意義　現代社会の特質などを学ぶことにより、好ましい人間関係をつくり、ボランティアの心を啓発する

・自己の適性、能力に応じたボランティア活動をおしすすめる。

5 学級生募集の方法と学級生の実態

・下部地区内在住の一般家庭婦人を対象にして、五〇名公募したところ、主旨に賛同して、七二名の応募があった。

・学級生の年齢は、最高年齢者七〇歳から三七歳までの婦人で、平均年齢五五歳である。

・七二名中勤めに出ている人一一名、家で仕事をしている人二〇名、家事と農業が四一名である。

コース別活動状況

◎乳幼児コース

乳幼児コースは主として保育所、乳幼児検診である。運動回数一三回、活動延人数三八人、延時間三九時間である。



ボランティア活動（環境美化コース）

◎老人に対しての奉仕活動（各部落の活動状況のまとめ）

○老人クラブ員に食事の奉仕

○一人暮らしの老人を招き、話し相手や茶の接待をする。

○部落で敬老会を開催、くつろいでいただいた。

○一人暮らしの老人の家を訪問して、話し相手、清掃などをした。

○えり巻を編んで部落の年寄りにあげた。

○湯茶の接待をしたり、大正琴、詩吟をして慰問した。

○老人クラブ員に成人病予防食の調理実習をして奉仕す。

○年寄りの集会へ茶菓子を運び応援する。

○舞踊をして楽しんでもらった。

○自作の麦とうづら豆で「おばく」を作り会食した。

○近所の病気の老人に好みの料理を作って激励した。

○一人暮らしの老人を昼間風呂に入れてあげた。

◎環境美化コース（各部落の活動状況のまとめ。全員参加）

	月日	学習主題	学習内容	時間	講師及助言者
講座	八、六	ボランティア活動の意義	○ボランティア活動について ○活動のあり方を学ぶ	三	ボランティア活動家 木村むね代
	九、三	社会の仕組みと活動	○現代社会の特質 ○望ましい人間関係	三	沢登初義
	一〇、一	ボランティア活動のすすめ方	○どんな方法で活動をすすめるか具体案	三	六郷町社教委員 依田繁子
	一〇、三〇	運営委員会	○視察旅行内容検討	三	町社教指導員 曽谷よし枝
	一一、八〇	福祉施設の視察	○老人ホーム視察（桃源荘） ○向岳寺、県立美術館見学	六	福祉施設職員
基礎講座	一二、五	○下部町老人福祉対策について ○コース決定	○地域の課題と私達にできることは何か ○コース別講座 ・乳幼児の託児 ・老人に対しての奉仕活動 ・環境の美化 ○活動方法について	三・五	町民生課長 渡辺重保 町社教指導員 曽谷よし枝
講座別コース	二、七	○運営委員会	○コース別の各部落の取組みについて ○今後の活動のすすめ方 ○下部婦人ボランティア学級の活動状況のまとめ作成について	三	町社教指導員 曽谷よし枝
	三、三	○婦人の運動への参加について討議 ○まとめ	○婦人の社会奉仕への関心を高める ○活動 ○活動状況のまとめ	三	町社教委員 松井美次 町社教指導員 曽谷よし枝

一	三、一三	○記念講演 ○閉級式	三	稲村半四郎 曽谷よし枝
コ	三、一八	○あゆみの作成についての運営委員会	六	町社教指導員 曽谷よし枝

・町内一斉美化運動を行う。
○道路沿いの空かん、びん、ごみ拾い
○河川の清掃
○ゴミ捨て場の確認
○ゴミ捨て場の整備
○子どもの広場、公民館、集会、夜警小屋など公共施設の清掃美化。
・清掃よびかけの立札を建て、ビラ貼りなどをする。

○これからのボランティア活動を高める推進力
○活動状況のまとめ検討

第八節　社会体育

一　社会体育の方針と計画

下部町はスポーツを愛好する人も多く、スポーツの盛んな町として郡下でも知られていたが、高度経済成長の結果、車社会の出現による運動不足の解消と余暇利用、健全娯楽として、スポーツは年々盛んとなって来た。本町ではこれを社会体育の中にとり入れ、町民の健康と体力の増強につとめようとしている。

体育は強健な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、健康で文化的な生活を営む上に、極めて重要な役割を果たすものである。町民の健康や体力の保持増進を図るために、人的にも物的にも環境や諸条件を整備しながら、町民の日常生活において定期的、継続的にスポーツができ、体力づくりのためのスポーツクラブなどの健全な育成をめざし、健康で明るく、住みよい町づくりを願って、町民生活の要望にこたえる、身近な社会体育を推進することを方針としている。

昭和五十五年度の計画を別表のようにたてて普及を図っている。

二　社会体育施設とその構想

社会体育はチームが強くなることではなく、底辺の拡大を図ってスポーツ人口を増し、町民の健康を保持増進することが目的であるが実際の運営に当たっては、方法論との兼ね合いがむずかしいところである。本町の社会体育の施設としては、温泉会館のプールと、町内三ケ所に設けられた照



高齢者によるゲートボール講習会



町内一周駅伝大会

下部町スポーツ推進プラン

昭和55年度

事業名	対象	定員	内容	期間 月日	曜	時間	会場	申込期日
リーダー研修会	有志	五〇	リーダーの在り方、スポーツクラブの育成指導等について研修する。	七月～八月				
実技指導者講習会	有志	三〇	ゲートボールについて、ルール、審判、実技について学ぶ。	七月～八月				
学童水泳教室	学童	各三〇	水なれ、浮くこと、呼吸法、初歩の泳法、泳力の向上に励む。	六・二一～六・三〇 七・一～七・一〇 七・一一～七・二〇	土―月 火―木 金―日	三・〇〇～五・〇〇	久那土小 下古関部小	
軟式庭球教室	町民	三〇	初歩から段階的に学び正しい技術を身につけ、スポーツとして楽しみ日常化を進める。	六・二四～七・二四	火・木	七・三〇～九・三〇	峡南高校（体）	六・二〇
バドミントン教室	町民	三〇		七・二九～八・二八	火・木	七・三〇～九・三〇	久那土中体育館	七・二五
弓道教室	町民	三〇		九・二～九・二五	木・火	七・三〇～九・三〇	下部弓道場（市之瀬）	八・二八
高齢者健康教室	高齢者	一五〇	ゲートボールを中心に身体活動を通して健康の保持増進を図る。	九・二～九・二七	木・火	三・〇〇～五・〇〇	久那土地区 下古関部地区	八・二八
第一回　陸上記録会	中学生以上の男・女	一〇〇	走、跳、投の競技力を試し体力づくりの資とする。	五・二五	日	九・〇〇～一二・〇〇	久那土小中G	五・二二
第一回　三六〇歳ソフトボール大会	有志	一〇〇	親睦と健康づくりを進める。	一〇・五	日	九・〇〇～三・〇〇	久那土中G	一〇・二
第四回　ママさんバレーボール大会	母親	一〇〇	町内各チームの親睦を図りながら試合をする。	一〇・二五	土	六・三〇～一〇・〇〇	峡南高校（体）	一〇・二〇
オリエンテーリング大会	町民	一〇〇	自然と地図を学びながら協力し合い楽しく参加する。	一一・二	日	九・〇〇～一二・〇〇	町内	一〇・二八
第二・三回　ロードレース大会	中学生以上の男・女	二五〇	年齢に応じ走力を試して健康づくりに役立てる。	一二・七	日	九・〇〇～一二・〇〇	久那土地区 下古関部地区	一一・二九
壮年体力テスト会	町民	二〇〇	壮年体力テスト実施要項による自己の体力を知り健康保持につとめる。	九～一一月		一・三〇～三・〇〇	久那土 下古関部	
第一二回　大歩け歩け会	町民	九〇〇	全町民総参加をねらいに郷土を学びながら歩き町民の和を広げる。	五・三―四	土日	九・〇〇～三・〇〇	四国天狗堂 山女の里岩堂	四・三〇

第一回バドミントン大会	有志	三〇	受好者により大会を開催し普及を図る。	一一・一五	土	六・三〇～一〇・〇〇	峡南高校（体）	一一・一〇
第一〇回射撃大会	有志	二〇	愛好者により技を競う。	一一・二	日	九・〇〇～一二・〇〇	下部射撃場	一〇・二七
第四回町内一周駅伝大会	町民	二五〇	出場者と町民一体となり健康で明るい町づくりをねらいとする。	一・一一	日	八・三〇～二・〇〇	町内	一・五
第一回卓球大会	有志	三〇	愛好者により大会を開催し普及を図る。	二・七	土	六・三〇～一〇・〇〇	古関中（体）	二・二
第三回スキー・スケート教室	町民	五〇	冬季スポーツに親しむ機会とする。	二・二二	日		県外	二・一〇

備考
・体育協会組織の整備充実
・町民スポーツ広場建設事業の推進
・支部、専門部活動の活発化
・会員　全戸加入の促進

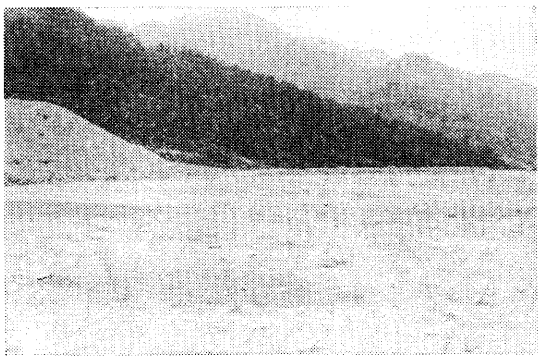

造成中の町営スポーツ広場

明施設だけで、他には全く見るべきものがない。従って本町の社会体育は、学校の施設を開放して、学校の休日や夜間にのみ行われていた。

スポーツ人口が増加して体育が盛況になるに従って、学校体育との両立はますます困難となり、ようやく町営スポーツ広場を望む声が高くなった。町では下部町市之瀬宮林地内を建設地と定め、五十四年度に用地を買収（買収面積三〇、八八七平方メートル）五十五年度には敷地の造成に着手、五十八年の完成を目途として、次のように計画している。

町営スポーツ広場構想

完成年度	施設名	構造
五八	野球場兼陸上競技場	○排水工事 ○路面整備 ○水飲場 ○男女便所及び更衣室 ○バックネット ○ダッグアウト
五八	管理棟	
五八	照明施設（グラウンド）	
五八	駐車場	
五六	体育館	○鉄筋平家 ○屋根円筒型 ○事務室

		○男女便所及び更衣室 ○照明施設
五七	テニスコート 照明施設（グラウンド）	○機具庫 ○男女便所及び更衣室 ○フェンス
五七	弓道場	射場 的場

社会体育施設　（昭和五五年八月調）

施設名	下部温泉プール	下部地区夜間照明施設	古関地区夜間照明施設
所在地	下部町一、一三〇ノ一	下部町常葉　一、四九五	下部町古関　二、四三七
施設概要	プール構造　鉄筋コンクリート 水面積（二五×一〇）二五〇平方メートル コース数　五コース 更衣室、便所　機械室	夜間照明施設 被照明面積　一一・一二平方メートル 設備容量　三〇キロワット ランプ数　二八箇 平均照明度　三〇ルックス	夜間照明施設 被照明面積　二、六〇〇平方メートル 設備容量　一五キロワット ランプ数　一五箇 平均照明度　三〇ルックス
	完成年度　昭和三八年	完成年度　昭和四六年	完成年度　昭和四七年
	工事費 二、二二三、〇〇〇円	工事費 一、三八〇、〇〇〇円	

施設名	久那土地区夜間照明施設	
所在地	下部町車田　六二八	
施設概要	夜間照明施設 被照明面積　六、〇〇〇平方メートル 設備容量　三〇キロワット ランプ数　二〇箇 平均照明度　三〇ルックス	
		完成年度 昭和四七年
		工事費 二、〇六五、〇〇〇・

第九節　図書館と視聴覚ライブラリー

一　図書館

(一)　一坪図書館

県立図書館では県下各地に分館を建て、さらにその恩恵に浴せない地域に対しては地方在住者の便を図るため、市町村の協力を得て「みどり号」と称する移動図書館で、周期的に各地を巡回して貸し出し業務を行って好評をはくした。しかし四十年代末ごろより就業人口の増加に伴って、在家庭人口の減少から利用者層が固定し、さらに利用者も多様化して、現在の移動図書館ではこれに対応することが困難となってきた。

そこでこのような地域に対して、図書館奉仕業務を提供するためのボランティア活動を中心として、県図書館・市町村教委・地域などが一体となって、住民の要求に応えるために生まれたのが一坪図書館である。

この一坪図書館は、一般民家の一部を借り、県立図書館より借り受けた図書（一セット二百冊）を備え、住民の利用に供するもので、二か月に一度新しい図書と交換される。

一坪図書館の運営には、当該市町村と十分に協議し、地域住民の意向を多く反映させ市町村教育委員会・住民・県立図書館が一体となって運営に当たっている。開館は最低週一回・二時間以上となっている。本町の一坪図書館は次のとおりである。



一坪図書館

上田茂　宅（三沢）　昭和五十年九月十日開設　館長上田佳子
深沢忠徳宅（三沢）　昭和五十二年五月十三日開設　館長深沢忠徳
（五十三年一月深沢氏死亡により閉館）
小林只典（長塩）昭和五十三年二月開設、館長小林礼子

上田氏宅では年間を通して、小林氏宅では土曜日午後一時より六時まで、日曜日は終日開館であるが、利用者も多く、地域住民から喜ばれている。

㈡　地域文庫

下部町教育委員会では下部、久那土、古関の各地区公民館に図書館を設け、文学書や事典、辞典の成人用の書物から、子ども用の図鑑、偉人伝などに至るまで幅広く、六千冊余りの図書を備え付け、読書や住民の要求に答えようとしているが、本町は余りにも民家が広く点在しているために、各公民館の及ばない地域がある。そのような地域には地域性に即した図書館業務を提供して、より一層の図書館の利用を広めようとして「地域文庫」と銘打ったもので、町教委貸し出し図書（五〇冊）を、地域の奉仕者宅を拠点にして、週一回、二時間以上定期的に開館して、地域の住民に十分利用してもらおうというものである。

山びこ文庫　昭和五十五年二月開設　芦原山口公民館　館長　小松勝子
草の実文庫　昭和五十五年二月開設　赤池善光宅　館長　赤池秀子

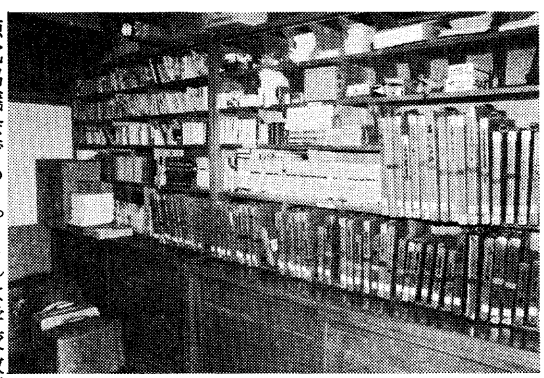

下部町視聴覚ライブラリー

二　視聴覚ライブラリー

下部町視聴覚ライブラリーの前身は、昭和三十八年発足した下部町視聴覚協議会である。これは学校教育、社会教育のますます広範多岐にわたる学習領域と、多様化する学習要求に対処するための教育手段として、その当時いち早くこのことに着眼し、八ミリ教材、録音教材を主にスタートしたものである。

その後この協議会は二年半を経過した後、発展的に解消して、昭和四十年十月、十六ミリ教材なども取り入れ「下部町視聴覚ライブラリー」として、県下市町村に先がけで設置されたもので長い歴史と伝統を誇る施設である。

昭和四十年十月二十七日条例第百七十三号、下部町視聴覚ライブラリー設置条例には「下部町内の学校教育及び社会教育両面における視聴覚教育を振興するため下部町立視聴覚ライブラリーを設置する」とあり、次の事業を行うことを目的としている。

一、学校教育、社会教育における視聴覚的方法の研究
二、視聴覚教具、教材の充実整備

三、視聴覚教具、教材の貸し出し
四、教材の目録、利用手引き等の発行
五、視聴覚教育に関する講座、講習会等の開催
六、その他必要な事項

視聴覚ライブラリーの館長は教育長をもってこれに充て館務を総理し、主事は館長の命を受けて総務一般を処理する。

別に館長の諮問機関として、教育委員会が委嘱した一〇名の委員から成る運営審議会が設置されており、調査審議活動や購入フィルムの選定などの任にあたっている。なお審議会の委員は社会教育委員から四人以内、小中学校長から二人以内、公民館長から二人以内、婦人会代表、青年団代表から各一人で構成し任期は二年となっている。

○視聴覚ライブラリーの現況

下部町視聴覚ライブラリーは社会教育及び学校教育における視聴覚教材機材の活用を容易にするために各種の視聴覚教材等を保管し、貸し出すとともに、視聴覚教材などの利用について助言、指導を行っている。

現在本町ライブラリーには、スライド・八ミリフィルム・一六ミリフィルム・録音教材・テレビ録画教材・レコード・映写機・プレーヤー・VTRなど累計四一七点、金額にして約一、一〇〇万円相当の教材・教具が保管されている。昭和五十二年度購入したVTR機材を使い自作教材製作面にも力を注いでいる。これらの教材教具は学習の場に適切に利用

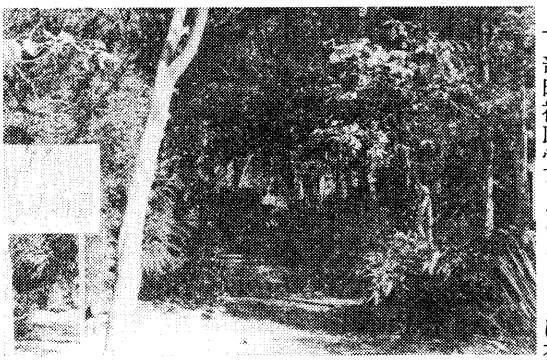

下部植物園

活用されてこそ本来の目的が達成されるわけである。それには一貫した分類整理が行われ、学習現場の要求に対応できるよう配慮されなければならない。そのため学校教材は教科別に分類し、社会教育教材は次のように分類されている。

1郷土　2スポーツ　3娯楽　4家庭教育　5少年教育　6青年教育
7婦人教育　8成人教育　9高齢者教育　10文化

○教材教具の貸し出し方法

一、教材目録、利用手引書の配布
二、物品予約申込書によりライブラリーに申し込む(電話でも口頭でも可)
三、承認借用書を渡す(電話でも簡略化している)
四、公民館・学校・サークル等の貸し出し台帳へ記入
五、使用後の点検
六、ライブラリーへ返却

第十節　下部植物園

名　称　下部町教育委員会指定私立下部植物園
所在地　下部町下部一一三二番地の三
経営者　身延町下山二六五の一番地　望月　栄
面　積　五五アール
樹　種　二二四種ほかに未整理のもの一五種
沿　革　昭和二十四年造園に着手、昭和四十三年七月十日開園式を挙行、同四十四年九月八日下部町教育委員会より下部植物園として指定される。
備　考　同園は個人経営のものとしては県下有数の植物園であり、雨河内川に臨み、園内には池あり、巨石あり、景観もすぐれている。また園内はキャンプに好適で、年々児童生徒が多数利用し春、秋は

遠足の児童なども訪れる。

なお身延町教育委員会でも同園を指定している。

植物名	科名
いぬがや	いぬがや
いぬつげ	もちのき
くまのみずき	みずき
ふくろもち	もくせい
ふじうつぎ	ふじうつぎ
いろはもみじ	かえで
とうしゅろ	やし
やまうこぎ	うこぎ
おかめざさ	いね
さわぐるみ	くるみ
くまささ	いね
こごめやなぎ	やなぎ
ふさざくら（たにぐわ）	ふさざくら
こくさぎ	みかん
いらもみ	まつ
かつら	かつら
こはうちかえで	かえで
えぞまつ	まつ
とうかえで	かえで
里とねりこ	もくせい
出羽とねり	もくせい
くろまつ	まつ
あかまつ	まつ
さかき	つばき

植物名	科名
えのき	にれ
だけもみ	まつ
とうひ	まつ
しらびそ	まつ
みつばつつじ	つつじ
こめつつじ	つつじ
にっけい	くすのき
つるしきみ	みかん
やまぐるみ	やまぐるみ
いぬこりやなぎ	やなぎ
きぶし	きぶし
やぶさんざし	ゆきのした
このてかしわ（千手）	ひのき
さんしょう	みかん
きはぎ	まめ
ひむろ	ひのき
なつぐみ	ぐみ
にがき	にがき
てりはこなら	ぶな
くろちく	いね
あめかわし	とうだいぐさ
しろかし	ぶな
おおばのきはだ	みかん
かきどおし	しそ

はこねうつぎ	すいかずら	だんこうばい
かじのき	くわ	ごまぎ
もみ	まつ	ゆきやなぎ
ねず	ひのき	かき
やまぼうし	みずき	くり
あおき	かえで	うめ
みつでかえで	つつじ	なし
しゃくなげ	くすのき	しゃりんばい
たぶのき	つばき	おばずみ
さざんか	やどりぎ	そめいよしの
まつぐみ	かばのき	やまざくら
いぬしで	かえで	つが
えんこうかえで	いね	くさぎ
ほていちく	ぶな	ごようまつ
あらかし	まめ	はくもくれん
はなずおう	まめ	かしわ
いぬえんじゅ	くすのき	けやき
やまこうばし	まめ	こでまり
みやぎのはぎ	ばら	さくらばはんのき
ゆすらうめ	ばら	さんごじゅ
ざいふりぼく	ばら	つげ
かまつか	ばら	もちつつじ
ちゃぼひば	ひのき	さねかずら
がまずみ	すいかずら	くじゃくひば
からたち	みかん	だんちく
にはざくら	ばら	とちのき
しほうちく	いね	つばき

くすのき		
すいかずら		
ばら		
かきのき		
ぶな		
ばら		
ばら		
ばら		
ばら		
ばら		
つげ		
つつじ		
もくれん		
ひのき		
いね		
とちのき		
つばき		

ぼけ	ばら
おおばい	もくせい
とべら	とべら
なんてん	めぎ
さつき	つつじ
うめもどき	もちのき
つるうめもどき	にしきぎ
もも	ばら
せんだん	せんだん
ひいらぎ	もくせい
どうだんつつじ	つつじ
まんりょう	やぶこうじ
ゆず	みかん
にしきぎ	にしきぎ
きょうちくとう	きょうちくとう
いちい	いちい
あせび	つつじ
むくげ	あふひ
まゆみ	にしきぎ
びわ	ばら
じんちょうげ	じんちょうげ
はぶそう	まみ
まさき	にしきぎ
きんまさき	にしきぎ
いとひば	ひのき
むくろじ	むくろじ
はなえんじゅ	まめ
しもつけ	ばら

しだれやなぎ	やなぎ
かりん	ばら
たいさんぼく	もくれん
ほほのき	もくれん
もくれん	もくれん
こうやまき	すぎ
たらのき	うこぎ
いたじひ	ぶな
ぼたん	きんぼうげ
はくちょうつげ	あかね
ヒマラヤシーザー	すぎ
ほそばひいらぎなんてん	めぎ
あおぎり	あおぎり
ざくろ	ざくろ
いぼたのき	もくせい
ひさかき	つばき
ひのき	ひのき
くちなし	あかね
はいいぬがや（ひょうぶ）	いぬがや
あじさい	ゆきのした
かいどう	ばら
なぎいかだ	ゆり
ささげ	のうせんかずら
くぬぎ	ぶな
すぎ	すぎ
かや	いちい
きばまさき	にしきぎ
べっこうまさき	にしきぎ

ねずみもち	もくせい
うこぎ	うこぎ
きんもくせい	きんもくせい
ひいらぎもくせい	もくせい
いとざくら	ばら
おおもみじ	かえで
おおむらさき	つつじ
きりしま	つつじ
さるすべり	みそはぎ
しきみ	もくれん
ひいらぎなんてん	めぎ
れんぎょう	もくせい
いちょう	いちょう
さんざし	ばら
こうようざん	すぎ
ちや	つばき
もっこく	つばき
げっけいじゅ	くすのき
まんさく	まんさく
くさぼけ	ばら
れんげつつじ	つつじ
やつで	うこぎ
いぬざんしょう	みかん
やまぶき	ばら
のたふじ	まめ
すもも	ばら
こぶし	もくれん
ねむのき	まめ

うつぎ	ゆきのした
ぶどう	ぶどう
きはだ	みかん
ぼだいじゅ	しなのき
あすなろ	ひのき
しらかば	かばのき
ならかしわ	ぶな
くろもじ	くすのき
かごのき	くすのき
しろだも	くすのき
ぶな	ぶな
にわとこ	すいかずら
ゆずりは	とうだいぐさ
またたび	またたび
きゃらぼく	いちい
うらじろたぶ	くすのき
つりばな	にしきぎ
おにぐるみ	くるみ
むらさきしきぶ	くまつづら
からまつ	まつ
えにしだ	まめ
きんろうばい	ばら
くまやなぎ	くろうめもどき
ちょうせんまき	いぬがや
からすざんしょう	みかん
ぎょりゅう	ぎょりゅう
なつめ	くろうめもどき
ななかまど	ばら

つるまさき　　にしきぎ
ひかげつつじ　　つつじ
山はんのき　　かばのき

かんちく
くこ

いね
なす

第四章　文化

第一節　文学

一　高浜虚子の句碑

所在地　湯元ホテル

下部駅から数分バスにゆられて下部川をさかのぼると終点に着く。下部温泉郷である。

虚子の句碑はこの近く、湯元ホテルの玄関左側に白のしっくいべいを背に、ひっそりとたたずんでいる。何か背後の下部川の川瀬の音に耳を傾けているようでもある。

「裸子を　ひっさげ歩く　ゆの廊下」

の句は、俳誌「裸子」誕生の機縁の句であるが、当時の下部の様子を思い出さなければならない。

終戦直後の昭和二十一年に当時下部駅長であった堤氏が、小諸に住んでおられた虚子先生に「湯の里へ来遊願えないか」と懇請したかいあって、鎌倉へ向かう途次に下部へ立ち寄られることになった。地元では、堤俳一佳、ホテルの中込松柏を中心に同好者に呼びかけ、句会の準備をした。

ホテルは、下部川へ掛けた板敷きの渡り廊下を通って、部屋にはいるようになっており、両側の高窓はガラス張りで天井も高く広々としていた。その奥に受付けがあり、階段を下ると大浴場になっていた。

先生は三階の最上等の部屋で休まれ、眼下に下部川の波しぶきや、対岸の湯治客の往来などを眺められながら、旅の疲れをいやしておられた時、川にかかる廊下を何人かの子供達が走り回っているのに気付かれた。そのうち湯文字姿の母親が子供を連れてきて、尻をひっぱたきながらつれかかえて湯舟の方へ帰って行く。そのような情景を詠んだものだそうである。



高浜虚子の句碑（湯元ホテル）

ホテルでの句会も盛大に終わり、翌年には句碑建立までになった。石は雨河内の大石を縦に二つ割りしたものを使い、歌は先生の直筆をいただいた。

高浜虚子（一八七四―一九五九）略歴

明治七年愛媛県松山市に生まれ、本名を清という。正岡子規との文通を通して俳句の道にはいる。明治三十一年俳句雑誌「ホトトギス」を受け継ぎ、以来虚子の文芸活動は「ホトトギス」と共にあり、従って「ホトトギス」は明治・大正・昭和を通じての俳句史ともなっている。「俳句の目的は花鳥風月を諷詠するにあり」と提唱、花鳥風月を観念として、客観写生を方法としている。ただ花鳥風月だけを志向し、純粋に花鳥風月を諷詠して、なんらの先入観念の色づけを許さない……という特色がある。

小説「俳諧師」「柿二つ」「虹」新作能「奥の細道」などがある。

昭和二十九年文化勲章を受けた。



山口青邨の句碑（丸畑）

二　山口青邨の句碑

所在地　丸畑

見命山永寿庵の本尊は、五智如来像で、木喰上人八十三歳のときの作である。

「くさぎの花、さかりににほふ　微笑佛」　青邨の句碑は永寿庵の庭の東隅に台座もなく立っている。数本の桜の老樹が枝をさしのべ、くさぎなどの小灌木や、下草が周囲をめぐらしている。

先生と下部の里との出会いは昭和三十三年四月十三日の下部ホテルで開かれた句会（虚子先生も出席）であり、後日木喰上人の里、丸畑を訪れたとき、詠まれたものである。

碑背には昭和四十四年七月二十日に、夏草山梨支部、裸子社建立とあり、町内、市之瀬の俳人・小林波留、丸畑の岩松正清両氏が発起人となり推進したものである。

なお、句碑の文字は先生ご自身の揮毫によるものである。

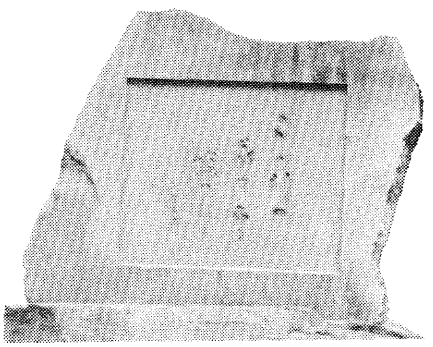

高浜虚子の句碑（下部ホテル）

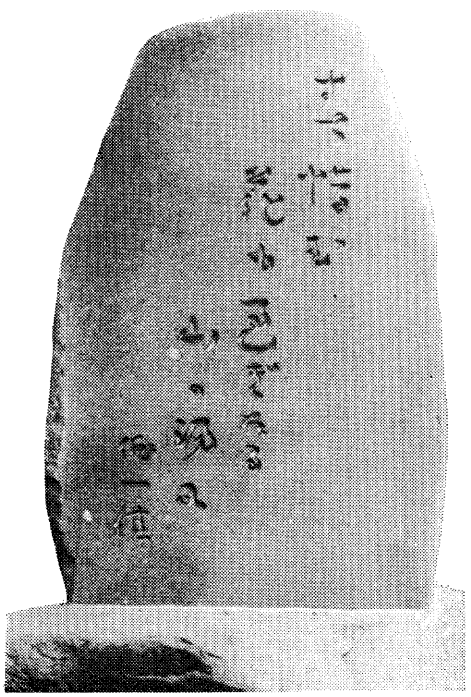

堤俳一佳の句碑（下部ホテル）

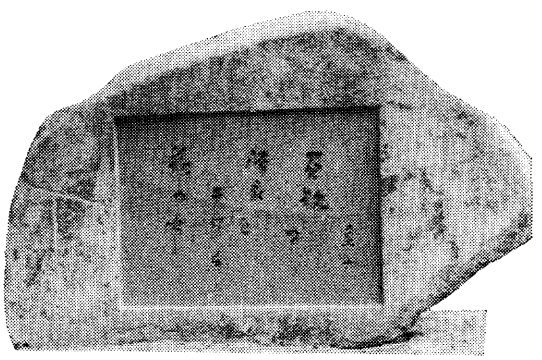

高野素十の句碑（下部ホテル）

山口青邨略歴

明治二十五年岩手県盛岡市に生まれ、本名は吉郎という。東大工学部卒業、工学博士東大名誉教授、大正十年高浜虚子の門にはいり、作句生活にはいる。昭和五年より「夏草」を創刊主宰する。写生文に一家をなす。句集「雑草園」「冬青空」などがある。

三　高浜虚子の句碑　　所在地　下部ホテル

下部駅の踏切を渡ると、すぐ下部ホテルの松林になる。玄関右側に三つの句碑があり、玄関ぎわの一段と大きな碑には、

「この行や　花千本を腹中に」　虚子

の句が刻まれている。明治、大正、昭和の三代にわたり活躍し、当代の芭蕉と称えられた高浜虚子は、郷里の俳人、堤俳一佳の招きにより、下部の里に三たび足を運ばれている。

昭和三十三年四月十三日、下部ホテル大広間で「草樹会」（東京の門人）の例会と「裸子」壱号記念俳句大会とが盛大に催された。

先生は、その日、鎌倉から門下生一行と共に、下部駅に降りられたのであるが、八十五歳の老齢にもかかわらず非常にお元気で、おいでになる道々で詠まれたのがこの句で、その日の句会で披露されたのである。

句碑の文字は翌年四月八日逝去の直前にお書きになられたもので、先生の絶筆とも言えるものである。さらに両隣には次の二つの句碑がある。

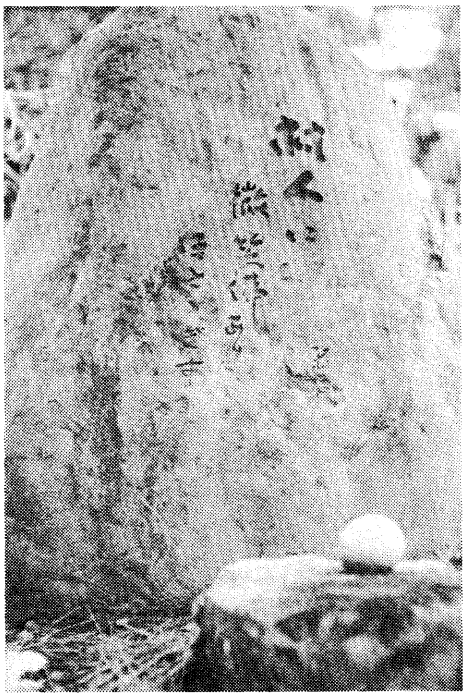

秋元不死男の句碑（丸畑入り口）

「春惜しむ花も過ぎたる山の湯に」

昭和二十四年　堤俳一佳「裸子」

「百枚の浴衣を干すも花の中」

昭和三十五年　高野素十「芹」

高野素十は茨城県生まれ、東京帝大医学部卒、在学中、水原秋桜子にすすめられて句作にはいり高浜虚子に師事し、「ホトトギス」の同人となる。俳風は純粋な客観写生に特徴がある。句集「初鴉」がある。

四　秋元不死男の句碑　　所在地　丸畑入り口

長塩を過ぎ、木喰橋を渡って古関部落が見える所、すぐ左手に丸畑への道が山へと登って行く。山の入口で車を止め、山側の畑を眺めると、松の根元に、流紋岩の川石に深く刻み込まれた句碑を見いだすことができる。

村人に　微笑佛あり　ほととぎす

この句は、毎日新聞の選者、秋元不死男が、昭和四十八年六月二十三日、丸畑の四国堂跡や上人の微笑仏などを鑑賞された後、釜額の民宿（赤池清正経営）にて句会を開いた時の句である。先生はこの句を土鈴に書いて、宿の主人や門下生にも与えた。氏の名句であったのかもしれない。

昭和五十二年に亡くなられた時、下部温泉や釜額民宿を深く愛された先生のために、碑を建てようとの話が門下生の間でまとまり、伊藤松男の土地の一角の提供を受けて、この句碑が建てられたのである。

秋元不死男略歴

秋元不死男は甲州を愛し、下部温泉をこよなく愛した一人である。明治三十四（一九〇一）年、横浜に生まれ、少年時代より俳句の道に志す、昼は会社に勤め夜間学校に通学して勉学に精励した。

昭和五年「プロレタリア俳句の理解」の論文が世評を得る。著書には「現代俳句の出発」「俳句入門」「俳句への招き」などがあり、句集には「街」「瘤」「万座」「秋元不死男句集」などがある。また昭和二十四年には俳誌「氷海」を刊行主宰する。昭和五十二年永眠する。微笑仏　微笑教ふる　夏至の峡。峰雲の叱りて立てり微笑仏　などの句もある。



蕪翁の碑（久保公民館）

五　蕪翁の碑

所在地　下部町久保公民館

身延線久那土駅に下車して、久保部落まで五・五キロメートル、よくここまで登って来たとの感もする。

部落は三〇戸足らずで、道は樋田川沿いに上流へ延び、また右岸の斜面へ続いている。

碑は公民館の入り口に建てられ、その中央には

「春も稍　気色調ふ　月と梅」

の句が翁の字と共に大書され、その下、左右、碑背にも沢山の句が刻まれている。

大きさは高さ一・五メートル、幅一・三メートルの自然石で、大きな台石にどっしりと据えられている。碑表から、明治二十六年十月建立、碑石寄付久保組、と読める。

古老の話では、石は沢の石を持って来たものであり、公民館の前身は、三間、四間の地蔵堂で、終戦後から四十年ころまでは保育園に、以後は三保診療所となり、今は「老人憩いの家」と同居しているとのことで碑は移動されている。

今はこの地に俳人もなく、長い年月を経て、創立当時の記憶もうすれ、先人の偉業を語る人もいない。

ただ碑背に、石工、同弟子の句があるので、当初から多くの句が刻まれたことは推察できるし、多くの句の内容から、松尾芭蕉の門下生を自認する俳人が、蕉風復興のため師の一句をいただき、句会を開催したことがうかがわれる。

芭蕉命日は元禄七年十月二十七日であり、十月建立とも関連し、近隣各町村の俳人相集い、盛大な句会であったろうと推察される。多くの句の中に連句と思われるものや、碑表の後刻みらしい句、各地の俳人のことなど、今後の研究をまつものである。

句

春も稍　気色調ふ　月と梅　翁
我もかく時雨にぬるる心かな　三沢　長閑
梅咲て客の帰りは月明り　ムラ　梅花
翁忌や今もむかしの水の音　チカハギ　快山
風流の道踏しめん翁の日　アシクボ　玉水

松風の落…不明…砧かな
　補助

露ちらぬ身も忌(いましめ)の付間かな　シバクサ　可守
芭蕉葉の風広く吟詠かな　クマザワ　蘭出
言の葉の月雪在りて翁会　ヤムラ　清流
月雪と花ほととぎす梅に来る　ヤムラ　花人
露ほども祖宗に報ふ翁会　ムラ　和水
梅の花面白く成る計り　ムラ
結び逢ふ露も由かりそ夕涼　小田原　光守
翁忌や硯にするや手向水　ムラ　湖堂
鶯や松竹越して梅に鳴く　堀切　千歳
翁忌や徒きぬ流れを手向水　アシクボ　麗志
唐木の音信きかん月今宵　ムラ　桐花
勝声のあたりにひびくや鶏合　ムラ　友志
水の月詠免て見せばや石の上　堀切　保寿
芭蕉忌や古今句鏡写ばや　イワシタ　花重
ながれ汲む身と恥し翁会　発起人三子　青湖
翁会見る檜すきは皆高し　ムラ　沖丸
幾千代もかむらぬ風や翁会　ムラ　小柳
豊かなる免ぐみありてや君が春　コイソ　豊才
生花はきく一色や後の雛　ヲヤマ　光雪
栞ある庵にたよらん時雨会　ムラ　米花
心まで濡る朋とし時雨会　ホリキリ　湖月
古池のなかれ志たはん翁会　翠
常磐木の濡色みどり翁の日　チカハギ　一守
大根の婦ときを月の馳走かな　カモカリ　増水
生…(不明)の世直に開く芭蕉哉　ムラ　開花
鵜鴒のおしえもあらん人の道　ユワシタ　孝宏

苔清水末は岸うつ浪の音　ミネ　清水
風ふきて大葉気味よし二百年　可朝守
　碑背
伝川ひて共に濡ればや時雨会
　落居村石工　上田兼吉
師のかけを踏ま須行かはや月の秋
　同村弟子　望月由松

松尾芭蕉の略歴（一六四四～一六九四）

本名は松尾宗房といい、三重県上野に生まれた。若くして北村季吟について貞門派の俳偕を学び、後江戸へ出て談林俳偕を修業した。三六歳ころには俳偕宗匠として独立、このころ甲斐の国に漂泊の日を送ったこともあった。この前後から俳名とみにあがり、俳風も独創的なものとなった。元禄二年四六歳の時江戸を発って「奥の細道」の旅にのぼった。芭蕉の俳風は庶民的即物的な表現の中に、激しく強い主観がよみこまれている。俳偕は芭蕉において真の芸術として大成した。「野ざらし紀行」「更科紀行」「幻住庵記」「嵯峨日記」などがある。

六　三田村鳶魚終焉(えん)の地の碑　所在地　不二ホテル

下部駅から一キロメートルほど下ると不二ホテルに着く。往時は身延線のガード手前のあき地に車を置いて、常葉川にかかるつり橋を渡ったものだが、今は永久橋になった湯川橋を渡り、畑を整地してつくった広い駐車場に乗りつけである。

碑はホテルの南面の庭の一段小高い所にあり、「三田村鳶魚翁終焉之地」とはっきり読める。高さ二・七メートル、幅一メートル余もある山崎石で、背後に桜を負い、花の時季は素晴らしい景観となる。先生はいつもここから川を眺め、遠く奥の院の落日を見つめられていたという。

江戸文学や時代考証の大家三田村先生は、疎開先の不二ホテルで終戦を



三田村鳶魚終焉の地の碑（不二ホテル）

むかえられたが、世相が安定するに伴い東京に帰られた。その時ホテルの長男、高野六衛氏を内弟子として伴われた。しかし高野氏は、ホテルの人手不足で一年ほどで郷里に帰った。昭和二十五年秋、夫人ヤエさんの他界で孤独となられた翁をホテルに招き、そのまま客分として住んでいただくようになり、永い間先生の看護につくされたということである。

宿の女主人弥生さん、お手伝いのユリさんの話では、翁はいつも静かに本を読み、メモをとり、日記をつけておられたことが印象に残っているといい、また東京からの便りに返事を出すことなどが日課であったという。

昭和二十七年に亡くなられたが、当時は遺族への連絡もとれないまま、高野氏の墓に仮埋葬したとのことである。死後十五年、翁と親交のあった堤俳一佳の「墓標一つない悲運の老作家」の訴えに応じた多くの門弟や在京の文士、地元の有識者の熱意が町当局を動かし、下部町が碑の建立を計画、実現したのである。

碑の全文

翁は武州八王子の人、名は玄竜　鳶魚は号である。蓋し詩経大雅旱麓の「鳶飛んで天にいたり魚渕に躍る」に取り、天真に随って生きるの意を寓したのであろう。家は世々八王子の槍同心であった。少時上野の東叡山寛永寺の子院本覚院に入って仏門に帰し、仏学を研鑽し、兼ねて文学博士島田篁村翁の双桂精舎に入って儒学を究め、また禅に参して悟達した。自由党に投じて政治青年であった時期もある。中年、江戸時代の政治・法制・風俗習慣・文学等の研究に励精し、ついに江戸学の泰山北斗と仰がれるに至った。著書等身、皆後学の指南車である。

この地下部温泉は、翁の遺愛の地、第二次大戦中戦火を避けて不二ホテルに在り、二十五年秋再遊してとどまり、二十七年五月十四日ここに易簀するに至った。この地にたいする翁の愛着の深さと、翁にたいするこの地の人々の友愛の備さに至ったことがわかるのである。歿するの年八十三、戒名厳王院鳶魚玄龍大居士

今年翁の十七回忌にあたり、下部の人々翁の遺徳を追慕し、この地との因縁を記念するため、碑を建てることを図り、余に文を徴した。余は遙かなる末輩の門生であり、浅学不敏であるが、翁の学友、高弟諸賢皆故人となっている。辞することを得ずこれを草した。

下部川　とどろの響き　夕べ朝

聞きてをねむり　目ざめられけむ

昭和四十三年四月十一日

受業門人　海音寺潮五郎　識

昭和四十三年五月十四日　下部町建立

三田村鳶魚略歴

三田村鳶魚は、明治三（一八七〇）年、八王子市に生まれ、本名を玄竜という。青年時代は三多摩壮士のひとりとして、政治活動に携わり、日清戦争には従軍記者として活躍し、後山梨日日新聞記者として、甲府に在住したこともある。

鳶魚は明治・大正・昭和の三代にわたって、江戸時代の文学、風俗の

研究家として名高く、著書には「未刊随筆百種」「鳶魚江戸ばなし集成」「西鶴輪講」「元禄別快挙録」「江戸風俗」など五十冊にものぼる。時代考証に生涯を投じた作家で、その功績は非常に大きい。時代作家の野沢純、海音寺潮五郎、山岡荘八・藤森成吉らの名作家も、しばしば鳶魚を訪れ教えを請うている。先生の文献はいま貴重なものとなっている。

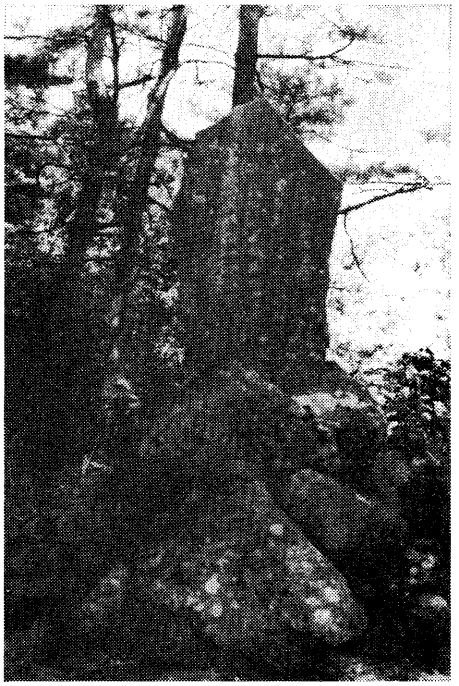

妙見山の詩碑（車田）

七　妙見山の詩碑

所在地　車田

車田の北方、部落から約二百メートル高くそびえ立つ山頂に妙見堂がある。今から百二十年の昔、万延元（一八六〇）年、悪疫が流行した際、摂州能勢から勧請奉祀した仏堂で、境内は高燥にして平坦、点綴する老松の間からの眺望は非常に美しく、久那土地区の大半を一望のうちにおさめ、仰げば南方に毛無の山塊を望み、西方に南アルプスの連峰を見る風光絶佳の勝地である。

昭和七年春、山梨民友新聞社がキャンプ地の投票を募ったところ、この境内は数ある候補地の中から選ばれて県下第三位に当選した。以来、夏ともなればキャンパーが続々と訪れて境内は時ならぬにぎわいを呈するようになった。

当時、峡南農工学校教諭日向保はキャンプ地当選を記念して次のような一詩を作り、境内に詩碑を建立した。

峙立孤峰妙見山　峙立す孤峰妙見山
崇祠儼在老松間　崇祠儼として在り老松の間
眺臨坐覚風光別　眺臨坐ろに覚ゆ風光別
天籟洗心隔俗寰　天籟に心を洗いて俗寰を隔つ
昭和七年七月　富川迂人識

（注）眺臨＝高所から見おろす事
天籟＝自然に鳴る風の音
俗寰＝わずらわしい浮世

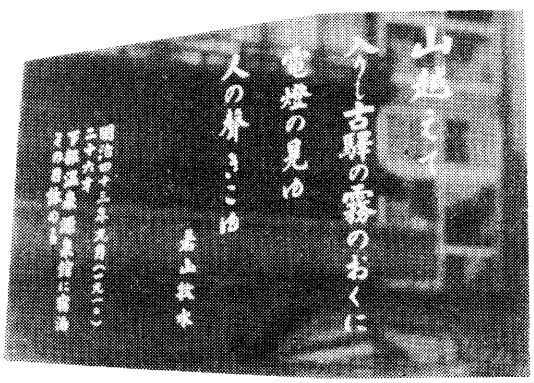

若山牧水の歌碑（源泉館）

八　若山牧水の歌碑

所在地　源泉館

山越えて　入りし古駅の霧のおくに
　電燈の見ゆ　人の声きこゆ

若山牧水の歌碑は源泉館入口に建てられ、昭和五十五年二月二十四日、除幕式が行われた。

年譜によると、牧水が下部へ来たのは明治四十三年九月上旬であって、二十六歳だったと記されている。

もろん身延線開通前のことで、下部は未だまったくの鄙（ひな）びた温泉場であった。

明治四十四年九月、牧水二十七歳

「別離」に続き、「路上」が出版される。「山越えて……」はその中に収めた一首である。付記に、六月十日、甲州の山奥なる某温泉に遊ぶ。当時の歌二十二首。とある。だからひょっとすると、牧水は六月と九月、二回下部へ来たのかも知れない。そうも考えられる。

若山牧水の歌碑を建てたい。それが石部君と私との長い間の懸案だった。それが八年目、やっと実った。

除幕式の日は快晴にも恵まれた。日曜、祭日を避けたのに列席者五十余人、県内の文学愛好者は言うに及ばず、下部町の方々も多く見えた。

東京から牧水の息子で、短歌雑誌「創作」の主宰若山旅人、牧水の高弟で知られる八〇歳の大悟法利雄、それとテレビライターの竹内勇太郎の諸氏らがはるばる参加された。

多くの人々の祝辞も私の頭に残っている。その中で誰の言葉だったろう。

「――下部にはこれまでに有名俳人の句碑は幾つも建っている。しかし歌碑の建ったのはこれが始めてだ。――」

そうか、そうだったのか。この文句に私は強く胸を打たれた。石部君の感慨も同一だったようである。

石部君と私とは手を取り合って叫んだ。

良かった、良かった。まったく良かった。

昭和三年初夏、若山牧水は再び源泉館を訪れている。しかしこのころ既に病身、一泊したのみで沼津千本浜の自宅に帰った。

永眠したのが九月十七日。行年四十四歳であった。あまりにも若かった。しかし牧水の短歌は、晶子、啄木、白秋などのそれと共に千年の後に残るであろうと言われる。

この、山越えて――、の歌碑が朽ちて千年の後もなお、若山牧水の旅と酒と恋の歌の数々が、多くの人々に愛誦されるに違いあるまい。四十四歳で逝いても若山牧水は永遠である。

（熊王徳平氏寄稿文より抜粋）

若山牧水（一八八五―一九二八）略歴

明治・大正の歌人、宮城県出身で本名を繁といった。早稲田大学英文科在学中、尾上柴舟らと車前草社を結んだ。明治十四年卒業と同時に第一歌集「海の声」を自費出版し、青春のあこがれに満ちた旅と恋の歌は若々しい感動を読者に与えた。自然主義の洗礼を受けたが、その歌風はむしろ感傷的叙情性の濃いものであった。

四十三年歌誌「創作」を創刊。「死か芸術か」「別離」「秋風の歌」「山桜の歌」など多数の歌集があり、「樹木とその葉」「静かなる旅を行きつつ」などの散文や紀行文集も多い。

第二節　文化団体活動

一　下部町郷土研究会

戦後、地方史の研究が盛んになり一種のブームを呼び起こしている状態の中で、戦前からある甲斐史学会・山梨郷土研究会に呼応して昭和四十一年には西八代、南巨摩を区域とする峡南郷土研究会が発足したので、我が下部町においても村松志孝先生の指導によって同好者数人をもって「下部町郷土研究会」を組織した。昭和四十三年十月のことである。

最初、会長には長老小林千代松・副会長に加藤善吉・幹事岩倉正行を選んで精力的に会員の獲得をすると共に、町内各所の臨地研修をする一方、講師を招聘して講演会を開いたりした。その後年月を経るに従って会員もふえたので、研究範囲を拡張して県内各地に研究の歩を進め、ある時は会独自で、ある時は山梨郷土研究会や峡南郷土研究会に参加して臨地研修を行い、最近では長野県伊那地方に武田信玄終焉の地を訪ねたり、同県佐久地方に信玄の墓と称するか所を見学したり、またある時は川中島に甲越激戦の跡をしのび、長篠に武田将士の霊を弔うなど数多くの事業を実施している。なお本年度（昭和五十五年度）の事業としては青梅街道の黒川金山跡の研修その他を予定している。

現在は会長加藤善吉、副会長岩倉正行、幹事上田誠で事務所を岩倉副会長宅に置き、会員は二十五人となって、ますます発展しつつある。

二　久那土俳句会

最近、町内各所に高浜虚子、高野素十・堤俳一佳、山口青邨、秋元不死男など有名俳家の句碑が建てられた。特に久保地内には、明治年間芭蕉の句を中心に地方俳家の句多数を刻んだ大きな自然石の句碑が建っている。このほか、町内には昔から俳句同好家が多かったと見えて大抵の社寺には俳句の懸額がある。

ことに久那土地区には明治・大正から昭和の初めにかけて中沢松堂、天地堂真竜、日向雅陽、河西三省・深沢鶯声居、土橋米香などの宗匠がいて地元民を指導したので、地方としてはそうそうたる俳家が続出していたのであるが、それらの人々も皆世を去った昨今、燎原の火の如く盛んだった俳句道も次第に衰微して来た。

この時たまたま昭和四十二年八月、身延線久那土駅ホームで偶然顔を合わせたのが堀田平吉（秀雅）、河西君（木実）、深沢寿男（寿水）、加藤善吉（磯水）の四人であった。談たまたま俳句の話に及び、衰えた俳句道を興して後継者を育成するため、俳句会を組織のうえ月々勉強会を開こう。ということになり、早急に会員を募集するため新聞に折込みを入れたところ、八月十二日の小学校における創立総会に集まった者は発企者四人を含めて僅か七人であった。席上会則を制定の上、添削河西木実、会長堀田秀雅、副会長深沢寿水、同加藤磯水と役員を決めて閉会した。

以来、年を経ること十三年、月々勉強会を開くうち会員も年々ふえて今は三十人という大世帯となった。途中赤池政男（万砂夫）に幹事を委嘱して庶務を処理しつつ今日に及んでいる。

会場は初め車田区事務所を借用していたが、昭和四十七年三月、久那土公民館が改築落成したので以来公民館を使用し、時々県の内外に吟行を試みたりして、今はますます盛んになりつつある。

若き日の吾が植えし山眠るなり　加藤　磯水
山眠り澄む空ひとり鳶のもの　上田　富子
山眠る裾に杣の灯二つ三つ　日向よし女
山眠る削られし土そのままに　赤池万砂夫
祖師堂の灯も消え静か山眠る　赤池　光生
吐く息の白く朝刊配らるる　小林　義彦
息白しお礼参りの不動坂　河西　可都
降り立ちて只黙礼の白き息　深沢　愛
峠茶屋閉じて人なし山眠る　佐野　露水
息白し言葉とならぬ遠会釈　深沢　京
故郷は山も眠ると母の文　小林　暁水
乳配る子の息白く頬赤く　上田　田鶴
忘れもの追い来る妻の息白し　上田　喜月
息白しバス停へ心急ぎながら　二宮　初女
決断の捺印白き息かけて　保坂　菊女
息白し通の人顔なじみ　井上　垂穂
山幾重一重一重の眠りかな　日向　幸雄
黙々と深き眠りの嶺つづき　上田　一洋
バスを待つ園児はしゃぐや息白し　佐野　昭子
発車する窓に駈け来て息白し　伊藤　真沙
富士川を裾に山々眠るなり　二宮　保
吾が住居眠れる山に抱かれて　保坂　文女
息白く朝の挨拶元気よく　堀田　秀雄
かくし湯を谷底深く山眠る　河西　木実
幼名で呼ぶ人のあり秋祭り　上田　春子
秋祭り空に動かぬいわし雲　深沢　寿水
秋祭り祝の太鼓谷々に　深沢　千岩
秋祭り孫に手引かれ祖母の行く　渡辺　碧星

秋祭り交通安全念じつつ　日向　健哉
汗実り五穀豊年秋祭り　鈴木　国治
豊作や祭ばやしの賑かに　上田　富喜
渡り鳥殖えてと朝のニュースにも　深沢かね子
連休は町の孫達葡萄狩り　赤池　和子
新宿へ葡萄娘が出るニュース　池田　松雲
大根の味噌汁恋し霧の朝　土橋シゲ子
青き首伸び上げて見る大根かな　二宮　豊
祭待つ下駄はいて見つ脱いで見つ　中沢　亀甲
見えねども心にぬくし春の月　土橋三千江

三　川柳　ひばり吟社

昭和四十六年、会員少数の同好者をもって発足し、久那土公民館活動の一環をも兼ねて、月一回公民館において句会を開き、機関誌「ひばり」を編集発行したり、山梨日日新聞の川柳欄へ積極投稿して、発表の場としたり、国鉄久那土駅待合室に佳吟のものを掲示して旅情を慰め、川柳の普及開拓を図って今日に至っている。

会の性質上同人組織として、主幹及び会計を中心として運営にあたり、会費は一ケ月三百円を徴収して運営費にあてている。会員数は現在二十名である。昭和五十四年九月十六日、下部町文化協会と、川柳ひばり吟社の共催で、第一回県下川柳大会を共催したところ、県内外多数の参会者を得て、盛会裏に終了することができた。

事務局、下部町樋田四四〇　代表小渕三朗子

ひばり句集より

幕切れを湧かすピエロの顔の芸　上田　楓子
ご期待へ打ったさよならホームラン　田村　幸三
嫁ぐ娘へ心の晴着きせてやり　深沢　晴峰
駅弁を買って訛りを真似て見る　渡辺　冨月
貧しさにまだ負けられぬ炎抱く　渡辺　一晴
虫干しの着物へ母の匂いする　日向　西舟
家裁出る目に悔恨の男運　久保田重子
迷いから睨めよと木魚の音が冴え　小渕三朗子
彼岸会の去年は祖母の居たこたつ　深沢　亀遊
汚染する海へぶつぶつ蟹の泡　小渕三朗子

四　詩　吟

昭和四十年ころには社会秩序も整い、工業国への転換によってようやく過疎化が進み、社会問題化しようとしていたころである。一般社会の風潮は、経済的にも多少のゆとりもできたので、健康と趣味を兼ねながら、同志が相集い生活にうるおいを求めようとした時代である。

日本翠心流久那土支部　昭和四十二年八月、故上田瑛翠（瑛松）が中心となって、会員十四名をもって日本翠心流支部を結成、甲府より講師を招いて発会式を行った。氏は常にいった「詩吟は祖先より引き継がれた最高の芸術であって、吟詠によってより詩情を味わい、浩然の気を養うことが出来る」と、今日上田翠豊（富子）が引きついで、研修にいそしんでいる。

日本翠心流常葉支部　昭和四十三年、小林次翠（次男）が同志一〇名を集めて日本翠心流常葉支部を結成した。現在でも定期的に講師を招き、また支部は独自に温習会を開き研修につとめている。

東雲流山梨支部　昭和五十年、東雲流山梨支部として発足、東雲流師範土橋映山（佐市）を指導者として、車田の土橋氏宅ほか一ケ所で三教室を開き毎週月・水・金曜日を学習会にあてている。会員も次第に増加して、今は三十名を超える程になっている。毎年一月、八月の二回本部において大会があり、多くの会員が出席し、昇段試験に合格

し、高段者も多い。

大獅子吼流常葉支部　昭和五十一年、依田岳獅（武広）が中心となって、大獅子吼流常葉支部が結成され、会員は十名である。月一回中央より講師を招き、また支部では火曜日を温習の日と定め研讃を積んでいる。中央の大会は年一回行われるが、そのほか温習会を兼ねた大会も何回かひらかれる。大獅子吼流の特徴は、琴、時にはギターなどでも伴奏が行われ、さらに詩情を高め、吟詠の効果を高められるとしている。

日本翠心流三楽会　昭和五十三年には、上田翠遙（春子）が中心となり会員十名をもって三楽会を結成し、定期的に温習を重ねている。

日本翠心流では、年一回の中央温習会と、秋には西八ブロックの温習会が計画され、盛大に行われる。

詩吟の三流派と本部



舞踊クラブ

日本翠心流
本部　甲府市青葉町　五八六
宗家　山田学翠

東雲流
本部　神奈川県湯河原町城堀八七
宗家　菅沼岱山

大獅子吼流
本部　甲府市富士見二丁目二の五
宗家　小松大獅

五　舞踊クラブ

本町における舞踊についての歴史をひもどいてみると、戦後世の中が落ち着くに従って、上流家庭の子女はけいこ事として甲府の日舞の師匠のもとに通い、湯町においては職業上ごく一部の女性の間で舞踊のけいこが続けられていた程度で、この方面では全く谷間的存在であった。

昭和三十五年、下部町波高島にけいこ場を設けて、一般家庭婦人及び児童などを対象として、約十年間継続して指導にあたり、雲の上のこととしか思えなかった日本舞踊を、一般住民の手もとまで近づけてくれたのは藤間法素娥（のりもか）師匠であり、その功績はまことに大きいものと思われる。

その後、経済の高度成長の時代を迎えて、婦人会のサークル活動としてまた家庭婦人の趣味と娯楽を兼ねたけいこごととして、大いに普及した。たまたま昭和四十三年、社会教育の一環として文化協会が設立され、その中に舞踊部として位置づけられたので、このようなグループは急速に発展した。

現在加入グループは一一、総人員八四名を数え、日常の文化活動を定期的に推進している。そのほか文化的諸行事への参加協力や、社会教育、福祉の町づくりなど多方面にわたって活動を続けている。

また、このほかにも舞踊部には属していないグループに、高齢者学級グループ、下部温泉観光宣伝グループ（責任者石部栄）などがある。またいずれのグループにも属さないが、日舞の真髄を極めようとする人たちも依然として多く、舞踊人口は三〇〇名近いものと推定される。

このような舞踊人口の急速な増加は、日舞各流派名取りの師匠たちの努力の賜ものであり、現在も子弟の育成に、グループの養成にと懸命の活動を続けられ、舞踊部発展のかげの力として、大きく貢献されている。

舞踊クラブの現況

○役員　部長　依田シズエ
　副部長佐野キミエ　日向郁子
　伊藤しょうえ　佐野玉江

グループ別の代表者及び部員

部落	代表者	人数	部落	代表者	人数
道	佐野キミエ	八	上之平	佐野玉江	八
切房木	赤池美悠喜	六	役場	磯野和子	一三
車田	日向郁子	一三	市之瀬	小林すみ子	七
上田原	佐野昭子	二	北川	小林満子	七
日向	望月イツジ	四	東	松井まつ江	七
岩欠山口	伊藤しょうよ	九			

六　大正琴学習会

文化活動の一環としての大正琴学習会は、今は全町に広がり、その琴の静かな音色は心の安らぎと豊かさを与えてくれている。

昭和五十二年一月、当時子育ても終わり何か趣味の学習をしたいと意欲を燃やしていた婦人グループの一員が、ある会場で大正琴の演奏を聞き、その特異な哀調を帯びた音色に魅せられ学習しようと盛り上がった。

今まで楽器にさわったことのなかった五十路を越えた婦人層にとって、小さいながらこの楽器で好きな歌がかなでられる楽しさ、また学ぶことによりいろいろ理解できるという自信、家庭婦人の音楽へのあこがれのようなものが趣味の輪となって現在下部町全域に広がりつつある。

代表者　社会教育指導員　曾谷よし枝

現在活動しているグループ

	学習開始年月日	グループ名	責任者	会員数
1	昭和五一・一・三〇	波高島グループ	遠藤房子	一八名
2	五二・六・五	市之瀬グループ	桜田照子	六名
3	五二・八・一	下部地区中央婦人学級第一部	小林女理	一八名
4	五三・四・八	下部地区中央婦人学級第二部	小林茂美	一五名
5	五三・五・一	切房木グループ	中沢キクエ	一二名
6	五三・九・一	古関グループA	渡辺暉子	二名
7	五三・一二・一	樋田グループ	赤池富美子	一三名
8	五四・五・二三	下部中央婦人学級第三部	佐野玉江	一四名
9	五四・八・二四	古関中央婦人学級	渡辺規子	三〇名
10	五五・一・一七	日向グループ	深沢香代子	一二名
11	五五・二・二三	三沢グループ	上田春子	一五名

七　囲碁クラブ

碁とは、囲碁、乱碁、弾碁、格碁などの総称であった。囲碁以外では格碁が連珠に発展したほかは、ほとんど行われていないので、現在では碁といえば囲碁をさすようになった。

日本の囲碁人口は一千万人ともいわれるほど、最近における囲碁の普及は目ざましいものがある。本町における愛棋家も数百名に及ぶものと思われる。囲碁愛好者はそれぞれの地域や職場において、場と機会を得て楽しんでいるが、組織的に活動しているものに下部町文化協会囲碁クラブがある。下部囲碁クラブは戦後間もなく発足したが、昭和四十二年九月町文化協会が設立されるや、率先してそのさん下に入り、専門部として位置づけられ現在に至っている。

文化協会長中野智一（四段）囲碁クラブ会長渡辺富美夫（五段）同副会長土橋重夫（三段）を中心として、毎月一回大会または研究会を開催している。大会は町内のみだけでなく、時に近隣の中富・六郷・市川大門町などにも呼びかけ、盛大に行われている。また毎年十一月実施される町文化祭囲碁大会には、大勢の棋士たちによって熱戦が展開される。

戦前は、囲碁は隠居の手なぐさみか、上流社会の一娯楽に過ぎなかったものが、最近では知的遊戯として、またレジャーの健全娯楽としてその真価が見なおされて、高校生はもちろん管内中学校の中には特別活動の中に

囲碁クラブを位置づけ、その活動を通して囲碁に親しんでいる。特に若年層の底辺が拡大されつつあることは喜ばしいことである。町内の有段者は既に数十名を数え、個々には県下の各棋戦で好成績を収めるなどの活躍もみられる。本町は西八代郡下でも最も碁の盛んな町といえよう。

八　絵画クラブ

昭和三十一年ごろより、技術の向上を図る目的をもって、主として本町管内小中学校の美術担当教師の手によって、下部町絵画協会が結成され、年二、三回の風景写生会を開催して、技術の向上と鑑賞眼の養成につとめた。その主な世話役は小林軍治である。これが時代のすうせいによって、やがて絵画クラブへと発展した。

昭和四十三年九月一日、下部町文化協会が誕生するとともに、同志一四人をもって絵画クラブを組織し、協会の専門部として更に健全な活動を続けるようになった。

初代会長には馬場孫一朗、幹事長には小林軍治を選任して、以来毎年一回研修会を開催して技術の向上に励んでいる。研修会には中央講師として田中常太郎、武田好文などを招いて盛会を極めた。

文化の日には、絵画を展覧に供し、互いに批評し合って研鑽に努めている。近年絵画愛好家も多く、底辺がいよいよ拡大して、さかんになりつつある。

第三節　情報文化

情報とは、「事柄の内容・様子、またその知らせをいう。また状況に関する知識に変化をもたらすもの。文字や数字・記号・音声などいろいろの媒体によって伝えられるもの」と定義されている。

情報の起源は生物の誕生と共に始まり、生物は自己の生存を維持していくため、絶えず外部から自分を取りまく状況に関する報を得てこれを識別し、評価して外部環境に対応して行動をとってきた。

情報はその表現形態によって、非言語的情報と言語的情報に大別され、後者はさらに口述情報と記述情報に分けられる。現在の社会で最も重要なのは記述情報である。情報は社会の進歩と共にますます大量化し、その内容も複雑多岐になる。そのような情報を収集し、取捨選択し、行動の意志決定に利用することが組織体や、またわれわれの課題である。

二〇世紀後半においては情報産業の発達と、情報の伝達と処理に関する技術を中心とする情報革命が急速に進歩しはじめた。そしてこの情報革命を契機として情報社会へと移行する傾向が見える。

特にカラーテレビ・放送衛星・有線テレビ・FM・テープレコーダーやステレオ＝レコード・ビデオテープ・電子録画装置・カラー写真・高速輪転機などの開発にともなって、今日の社会では極めて多種多様の方法が成立し、大量の情報がはん濫するようになった。このことは今ではわれわれの生活の一部ともなり、社会生活を維持してゆくための不可欠の生活要具ともなっている。そこでここではごく身近なものにつきその経過や現状を調査してみた。

一　ラジオ・テレビ

ラジオ

東京放送局が、いまの東京タワー付近の愛宕山から初放送を行ったのは、大正十四年三月二十二日で、本格的な放送は同年七月十二日からであった。

本県に初のラジオ電波が流れたのは、東京放送局が初放送を行った二か月前の大正十四年一月であった。山梨日日新聞社が主催する山梨ラジオ研究会が放送および受信実験公開を企画したもので、三日間山梨の空を電波が走ったのである。

昭和六年から十年までの、本県のラジオ受信加入者は第1表のとおりであるが、このころは東京放送を高感度のラジオで聴取しなければならなかったので普及率は全国平均（昭和十年・二七・九%）に比して極めて低率で

あった。

送電線制度によって、農村部には夜間だけ送電される定額制が多かったため、昼間は交流式受信機が使用できなかったので、都市部に比して農村にはラジオの数は少なかった。

表1　ラジオ受信者普及状況　（山梨県）

年度	加入者数	普及率
昭和六年	三、三〇九	二・七%
七年	四、八八二	四・〇
八年	六、〇四九	五・〇
九年	六、五七四	五・四
一〇年	七、八九八	六・四

昭和十二年十二月二十一日、甲府放送局が飯田町に開局（出力五〇〇W、周波数八〇〇Hz）すると普及率は倍増した。これは甲府放送局の開局や、この年、日華事変がぼっ発し、戦火の拡大と共にラジオの戦況報道に大きな関心を寄せるようになったこともあげられるであろう。以後着実に伸びて昭和十九年には二世帯に一台はラジオがあるという状況になった。

開局当時の聴取者の好みは、報道の速報性に大きな感心を示していたが、最も多く聴くのは娯楽番組で、主として浪曲、演芸物、スポーツ放送、流行歌謡曲などであった。

昭和十五年以降になると、報道管制が厳しくなり、娯楽番組が少なく戦況などの報道が多くなった。

本町においてラジオを初めて受信した年月は詳らかではないが、下部町郷土史年表（加藤善吉著）によると、大正十四年七月二十二日「久那土村で初めてラジオを受信する、青年団主催で小学校において試聴、隣村各小学校からも児童を引率して来聴する」と記されていることからして、おそらくこのころからラジオが登場したものと考えられる。

前述のとおり、甲府放送局の開局と相まって、順次普及して来た。

合併前の昭和二十九年度末には表2に示すとおり、下部町の受信契約台数は七九五台で世帯数に対し普及率は七〇・二パーセント。久那土村五三七台で八五・四パーセント。古関村三二七台で七四・〇パーセント。共和村二八九台で七二・八パーセント。郡・県普及率は七五・三パーセントとなっている。（表2参照）

合併後の昭和三十一年度末の本町の受信契約台数は二、一一九台で、普及率は七八・八パーセントとなっており、県下普及率八一・五パーセントより低い。これは周囲を山でかこまれているため電波障害の影響があったのであろう。

三十年代前半をピークとして、その後はテレビの普及により、順次減少し、昭和四十二年度末には受信契約台数も二五三台、普及率一〇・六パーセントとなった。

昭和三十八年ごろから、安価で性能のよいトランジスターラジオの出現とテレビの普及などで、四十三年度以降ラジオの受信契約は廃止された。

テレビ

テレビジョン放送は昭和二十八年二月、日本放送協会（NHK）が初の放送を開始し、続いて八月には民間テレビ放送が開局。その後、テレビジョン放送局の数はNHK、民間放送ともに順調に増加していった。

昭和三十五年前半までは、放送局は大都市や中都市とその周辺部をサービス地域としており、その他の地域は難視地域となっていたが、これを解消するため同三十八年から中継放送所（サテライト局）の建設が始められた。

本町にも昭和三十九年十二月二十三日醍醐山山頂に下部テレビジョン中継放送所が、同四十四年三月十四日丸畑山頂に下部丸畑テレビジョン中継放送所が開局した（別項参照）

同四十年からはサテライト用に初めてUHF（二〇～三〇メガヘルツ

表2　ラジオ放送受信契約台数　　（日本放送協会調）

町村名 / 台数・普及率 / 年度	下部町		久那土村		古関村		共和村		西八代郡		山梨県	
	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
29	795	70.2	537	85.4	327	74.0	289	72.8	7,021	75.3	120,559	75.3
30	815	70.0	605	87.2	348	77.9	290	75.7	6,711	79.6	123,317	79.3

表3　ラジオ放送受信契約台数　　（日本放送協会調）

種別 / 県郡町 / 台数・普及率 / 年度	ラジオ					
	下部町		西八代郡		山梨県	
	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
31	2,119	78.8	6,834	81.7	126,724	81.5
32	2,167	80.6	7,010	84.4	130,025	83.6
33	2,030	82.4	7,171	88.7	134,321	86.3
34	1,995	80.9	6,629	82.0	125,683	80.8
35	2,005	83.1	5,659	69.8	107,190	65.5
36	1,631	67.6	4,286	52.9	76,756	46.9
37	989	41.0	2,479	30.6	41,531	31.0
38	632	26.1	1,614	19.9	28,099	17.2
39	357	14.8	1,010	12.5	20,452	12.5
40	275	11.5	806	9.7	17,020	9.7
41	239	10.0	834	10.1	22,422	12.7
42	253	10.6	831	10.0	20,792	11.8

ラジオの放送受信契約は，昭和43年度以降廃止された。

表4　テレビ受信契約調

（日本放送協会受信契約統計要覧による）

年度＼種別	白黒						カラー					
	下部町		西八代郡		山梨県		下部町		西八代郡		山梨県	
	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
31			10		1,131							
32	1		22		2,302							
33	9		90		4,475							
34	26	1.1	729	9.0	16,681	10.7						
35	199	8.2	1,972	24.3	41.422	25.3						
36	726	30.1	3,600	44,4	79,735	48.7						
37	1,293	53.6	5,237	64.6	112,534	68.7						
38	1,730	71.7	6,365	78.5	130,792	79.9						
39	1,975	81.8	7,120	87.8	141,034	86.1						
40	2,133	89.5	7,362	89.0	146,836	83.4						
41	2,193	92.1	7,570	91.5	152,953	86.9						
42	2,231	93.5	7,729	93.5	157,804	89.8						
43	2,110	88.4	7,326	88.6	150,714	85.7	125	5.2	548	6.6	12,770	7.3
44	2,078	87.0	6,928	83.8	140.278	79.8	210	8.8	1,096	13.3	28,538	16.2
45	1,749	73.3	5,586	77.6	114,636	65.2	533	22.3	2,487	30.1	58,617	33.3
46	1,219	53.1	4,033	48.0	83,614	43.7	1,105	48.1	4,147	49.3	92,670	48.4
47	903	39.3	2,877	34.2	58,113	30.4	1,502	65.4	5.511	65.5	123,159	64.3
48	772	33.6	2,142	25.5	43,572	22.8	1,705	71.2	6,374	75.8	141,215	73.8
49	528	23.0	1,503	17.9	31,700	16.6	1,966	78.5	7,109	84.6	156,700	81.9
50	396	17.5	1,193	13.9	25,249	12.0	2,179	96.2	7.521	87.9	166,042	78.9
51	308	13.6	968	11.3	21,549	10.2	2,257	99.6	7,779	90.9	172,682	82.0
52	264	11.7	814	9.5	19.480	9.2	2,305	101.7	8,023	93.7	177,954	84.5
53	215	9.5	719	8.4	18,453	8.8	2,459	108.5	8,241	96.3	182,172	86,5
54	188	8.3	644	7.5	17,953	8.5	2,497	110.2	8,317	97.2	185,669	88.2

（周波帯の名称）の電波が割り当てられ、それ以後、テレビジョン中継放送局の数は急激に増加した。昭和四十七年には、ＮＨＫが約二、九〇〇局、民間放送局数は一、三〇〇局に達して全国の九七パーセント以上を視聴可能地域にするにいたっており、カバーできない難視聴地域には辺地共聴施設がつくられ、ほとんど全国でテレビジョンを見ることができるようになった。

一方わが国におけるカラーテレビジョンの研究は昭和二十六年ごろから始められた。アメリカでフィールド順次式（画面を構成するコマごとに色を切替える方法）が標準方式として採用されたことが影響して、フィールド順次式の研究が行われ、試験電波も発射された。

昭和二十八年にアメリカにおいてフィールド順次式に代わってＮＴＳＣ方式がカラーテレビジョンの標準方式として制定されたため、我が国のカラーテレビジョンの研究もＮＴＳＣ方式に移り、同三十二年にはＮＴＳＣ方式により実験放送が始まった、同三十五年にはＮＴＳＣ方式がカラーテレビジョンの標準方式として正式に採用され、この年から本放送が開始された。

カラーテレビジョン放送の開始から数年間は、カラー放送の時間が短く、放送局側のカメラやＶＴＲ（テレビの映像や音を記録し再生する装置）の性能も満足でなく、そのうえ、受像機の価額が高いこともあってその普及は遅かったが、昭和四十年ごろからプランビコンカメラ・ハイバンドＶＴＲといった高性能な送像装置が開発されたため、カラー画質が格段に向上し、大量生産によって受像機の価額も低下したためカラー受像機の普及が急速に進んだ。

昭和四十二年度末におけるカラー受信契約数は約一六九万であったが、五年後の四十七年度末には約一〇倍の一、五六三万台にも達し、白黒テレビジョンの契約数八八〇万台を大幅に上回った。また、全放送時間に占めるカラー放送の時間もほとんどの放送局で八〇パーセント以上になり、なかには全放送時間がカラー放送化された放送局もあった。

現在では、テレビジョン放送は国内だけにとどまらず国際中継がひん繁に行われるようになってきた。これは通信衛星を利用することにより可能となったものである。

昭和三十四年九月には、境川村坊ケ峰に放送所が設けられ甲府テレビ放送が開始された。

本町のテレビ契約数は昭和三十二年に一台、三十三年に九台と年々増加していったが、昭和三十九年十月東京において開催されたオリンピックなどの影響により台数も急増、同年度末には一、九七五台。ピークの昭和四十二年には二、三三一台となった。翌四十三年よりカラーテレビの普及により、白黒テレビの数は少なくなり、昭和五十四年度末にはわずか一八八台、世帯数に比して普及率は八・三パーセントと減少した。他方カラーテレビは、昭和四十三年には一二五台で世帯数に比して普及率五・二パーセントであったが、年々増加し昭和五十四年度末には二、四九七台。普及率一一〇・二（県平均八八・二パーセント）となった。表4参照

本町が他町村に比して普及率が高いのは、社会情勢の変動もさることながら、観光地下部温泉や釜額民宿などを擁している関係からでもあろう。

二　新聞

江戸時代には「瓦版（かわら）」といって、固めた粘土に文字や絵を彫り込んで焼き、これを原版として用いた今の新聞に類する報道機関があった。正しくは「読売瓦版」といって道路端で通行人を集めて読んで聞かせた上それを売るので「読み売り」という名がついたらしいが、記事の内容は火事・地震・水害・刑死・心中など三面記事的社会の出来事だけで政治向きのことは一切まかりならぬことになっていた。これは封建時代の一般民衆に対しては「これを知らしむべからずしてこれによらしむべし」の方針によるものであった。発行の時期も不定期で何か事件が起きた都度発行したものでこの点は今の号外に似ている。買って読む者も特定の階層のみに限られ、一般には文字を解せぬ階層も多かったのでこれらの人々は読み売りを聞く

昭和4年新聞普及状況　（富里村郷土史による）

部落＼新聞名	山梨日日	山梨毎日	山梨民報	東京朝日	報知新聞	時事新報	東京日日	国民新聞	消防新聞	計
北川	八	五	三	三						一九
市之瀬	七	二		一	一				一	一二
杉山	七			五		一				一三
岩欠	八	二			一					一一
大炊平	九	一	二							一二
清沢	六			三			三			一二
常葉	二七	一一	六	一〇	三	三	七	一		六八
上之平	二			六						八
波高島	二		二	七	二		二	二		一七
下部	二五	一	一〇	一八	八	三	一二	三		八〇
湯之奥	一	一	二	一						五
計	一〇二	二三	二五	五四	一五	七	二四	六	一	二五七

だけであった。

いま残っている瓦版を見ても発行者の氏名がないのは、瓦版が非合法出版物であったことを物語っているのである。然しそれに対する取り締りは緩やかであったようだ。

文久二年官版バタビヤ新聞が発行された。これはジャワのバタビヤ（現在のジャカルタ）で発行された週間新聞を抄訳したもので、さらにこれを改題して官版海外新聞といった。

明治二年、新聞発行条例が発布されたので同四年、我が国最初の日刊紙

「横浜毎日新聞」が発刊された。翌年には東京日日新聞やローカル紙としては山梨県に「峡中日報」が発行されるに至った。この峡中日報こそ現在の「山梨日日新聞」である。以来幾多の新聞が当局の弾圧や経営困難のため現われては消え、発刊しては廃刊の止むなきに至っている。その残された新聞も県の広報新聞のような色彩の強かったいわゆる御用新聞といわれるような時もあり、不偏不党を標ぼうしながら特定の政党に傾いた時もあったが、現在では大抵の新聞が厳正中立を守り、広く社会事象を知らせるための報道機関としての役割を果たしている。

わが下部町では新聞の普及状況を調べた資料に乏しく、古い調査では昭和四年富里村青年団で調べた普及状況の結果があるので前頁に掲げた（富里村の郷土史による）

下部町内で昭和四十五年以来過去十年間における新聞の購読数を年別、種類別に掲げれば下段の表の通りである。但し三保地区と上田原の全部及び読売新聞の約一五〇部は久那土地区から除かれている。



明治６年の新聞（現在の山梨日日新聞）

（新聞取次所調）

年度＼新聞	山梨日日	東京新聞（朝日・毎日・読売）	産経・日経	スポーツ	合計
昭和四五年	一、二四〇	三五五	六五	五〇	一、七一〇
四六年	一、二四八	三五六	六五	五二	一、七二一
四七年	一、二五八	三六〇	六四	五六	一、七三八
四八年	一、二七五	三六二	六九	五六	一、七六二
四九年	一、二八二	三六七	六九	六一	一、七七九
五〇年	一、二九三	三七六	七〇	六二	一、八〇一
五一年	一、二九五	三七八	七一	六七	一、八一一
五二年	一、三一二	三八五	七三	六七	一、八三七
五三年	一、三三五	三九四	六四	七三	一、八六六
五四年	一、三三二	四〇四	六四	七八	一、八七八

さらにこれを昭和五十五年八月現在で部落別に分けて掲げると次表の通りである。

部落＼新聞	山梨日日	東京新聞	産経・日経	スポーツ	合計
清沢	一六	三			一九
大炊平	二一	六		二	二九
岩欠	一六	五	一		二二
杉山	五	五			一〇
和名場	一				一
栃代	一				一
境畑・市之瀬	八九	六	一	一	九七

| | | |

したり特集号を発行したりして号数も昭和五十五年八月号で第一五〇号になっている。

発行担当課も初めは教育委員会事務局であったが、昭和四十四年八月一日企画室設置に伴い、同室において第二十五号から担当するようになった。

内容は上意下達、下意上通を旨としているが、往々にして上意下達だけの一方通行になり勝ちであったが、現在ではバランスもよく、情報伝達の機能を十分果たしている。

下部町議会広報は昭和五十年十二月の定例町議会で発行する事を決定。議会広報特別委員会が設置され、委員会においては鋭意研究し努力を重ねた結果、三月定例議会の状況を記載して五十一年四月十日第一号を発行した。以来昭和五十一年に四・七・十月、昭和五十二年に一・五・八月。五十三年に一（七八合併号）五・七・十一月、五十四年に六・十二月、五十五年に二・七月と大体定例議会ごとに発行して昭和五十五年七月で十六号になった。

その目的とするところは議会において審議採決されたこと、あるいは一般質問など議会のすべての動きを、さらには議員としての活動状況などを要約して広く町民の方々に知っていただき、より良く議会を理解していただくためである。もとより議会は公開の原則に従い、広く住民の前に公開されるべきものであるが、諸種の事情により傍聴できない町民が多数あり、特別の場合以外はほとんど傍聴者もない。このような事情の中で、住民はこの広報を通じて議会の状況や内容をつぶさに知ることができるわけである。

この議会広報発行以前は「広報しもべ」の一部、あるいは特集号などによって議会の状況等を住民に伝えていたが、それは極めて概略的なものであった。今回議会広報の出現によって、住民は居ながらにして議会の様子を詳細に知ることができるようになったことはよろこばしい限りである。

四　有線放送

有線放送とは、無線で送られてきたラジオやテレビ放送を、有線によって共同受信や再放送したり、市町村が有線による告知放送をおこなったり、あるいは有線によって街頭で広告をおこなっている放送などを総称していう。

戦後の広範な民主化運動の広がりによって、学校や町づくりとしての市町村や公民館の広報、文化活動が高まるにつれ、その需要度は増し急速に進歩発展した。

本町における施設は、市町村及び各単位部落において、住民に広く伝達する便宜の方法としての有線放送施設である。つまり通常の通達・連絡事項は文書をもってするが、緊急止むを得ない場合、たとえば火災の発生・台風情報など、または再度注意を促したり軽易な連絡事項などの場合、町民に知らせる手段としてこの有線放送を使用している。また予想される東海大地震警戒宣言に伴い、地震対策強化地域に指定された本町においては、地震予知情報及びそれに関連した諸情報の連絡などにも重要な役目を果たすであろうことが予想される。

町の施設としては、本庁及び久那土支所、古関支所にその設備がある。また各部落にも相当数の設備があって、部落の行事、集会の知らせなどにいたるまでそれぞれの地域で活躍している。

下部町役場の有線放送は昭和三十八年十一月、本庁及び久那土、古関各支所に設備したもので三か所とも費用概算、一二万円ほどを要した。また有線放送の施設を有する部落は、下部地区では常葉日向・同昭和組・同東組・同竹之島・市之瀬・大炊平・岩欠・上之平・波高島・下部・湯之奥。久那土地区では上田原・大草・樋田・車田・熊沢・切房木。古関地区では古関・釜額の合計十九か所でまだふえる傾向にある。なお近いうちに「防災しもべ」として町内一斉に無線放送が開始される予定である。

五　日本放送協会下部テレビジョン中継放送所

本町は、山岳重畳してラジオ・テレビとも、電波の谷間に存在して受信

・受像が十分でなく、多額の費用を投じて有線映像装置などを共同で設置して受信する状態であるが、なお映像は不鮮明であった。

健康で文化的な最低限度の生活を営むうえにおいて、恵まれないこの地方一帯の住民に、ひとしく文化の恩典に浴するために、テレビジョン放送中継所を設置し、良質な映像を視聴したいということは、町民全体の要望であった。

昭和三十七年二月、町では地域住民の要望に答えるため、町内はもとより、隣接する中富・身延の両町全域、及び早川町の一部、遠くは鰍沢町・増穂町方面より中巨摩郡、甲府盆地までも望見出来る眺望絶佳の高台である醍醐山（町内・海抜六三四・八メートル）を中継所建設予定地として選んだ。

同三十八年四月、郵政省はテレビ放送用の周波数の第二次割当計画の修正案を発表。これによると、テレビ難視聴地域の解消をはかるため、周波数を三、〇〇〇世帯以上の主要町村にも割当てられるようになり、本県関係では下部、身延、大月、上野原地区が加えられ、関係者の意見を聴取したうえ最終決定がなされた。

同三十九年二月、本町議会は議員提出により、次のようなテレビジョン放送中継塔の設置促進方を決議した。

テレビジョン放送中継塔設置に関する要請

決議

右に関し、別紙のとおり、決議するものとする。

昭和三十九年三月二十六日

提出者

下部町議会議員　石部源治郎
〃　上田孝腸
〃　岩崎巌
〃　土橋菊水
〃　矢野勇
〃　望月吉弘

下部町議会議員　岩松正清

下部町議会議長

日向英治殿

提案理由

テレビジョンの普及にもとづく文明開化は日進月歩の現状であるが、下部町を中心とした峡南地方はテレビジョン放送の電波受像が困難であり、とくに山間の部落においては長野放送は受像出来ても、甲府放送は受像出来ない現状である。よって、これを打開するため関係当局に放送中継塔設置に関する要請を行うものとする。

別紙

テレビジョン放送中継塔設置に関する要請書

テレビジョンの普及は文明開化の根本基因をなし、国内及び世界各国のあらゆる姿が視聴を通じて、政治・経済・文化の動向を示し、日常生活から欠くことの出来ない昨今の実情であります。然しながら、我が下部町を中心とする峡南地方に於ては、附近の山頂等を利用して長距離の有線受像装置を設け、かろうじて甲府放送を受像出来る程度であり山間部落に入りますとほとんどの部落が甲府放送は受像出来ず長野放送を受像して居る現状であります。

従いまして、長野県の有り方等は県庁及び県会ニュースを通じて理解出来ても山梨の姿は紙上による外なく、日常生活の不便は物心両面より至大なものがあります。

尚、これら多数の山間部落においてはテレビ中継塔を設置願わない限り、又現状のテレビ放送では何時になっても、甲府放送は受像出来ないではないかと思われるのであります。

山梨に住み、山梨の姿が聴視出来ないと言うことは、時代の進運に逆行の感がいたし誠に遺憾の極みであります。何卒、以上の点御賢察下され、テレビジョン放送中継塔建設について早急に実現下さいます様ここに要請

する次第であります。
右決議する。
昭和三十九年三月二十六日

下部町議会議長　日向英治

このようにして、郵政大臣をはじめ、日本放送協会、山梨放送など関係機関に建設促進方を陳情した。

その後、同年六月、郵政大臣より予備免許が許可され工事に着工、市川大門テレビ中継所より受信、総合テレビ一〇チャンネル、教育テレビは八チャンネルに変換して発信、出力一〇ワットで世帯数四、〇〇〇世帯（下部自局のみ）に及び、下位局を含めれば約一二、〇〇〇世帯にのぼり、電波のとどく範囲は一部を除く本町をはじめとして、波木井、早川橋方面にまで及んでいる。

なお、非常用電源装置として、容量三・七キロボルトアンペアーのジィーゼルエンジン式の発動機を有している。

総工費一、七四三万円を要し、昭和三十九年十二月二十三日地権者や関係機関及び常葉幡野力氏ほか関係各位の理解と協力により、待望久しかった下部テレビ中継放送所が開局した。

これを記念して、翌年一月九日ＮＨＫ甲府放送局と下部町では、下部中学校体育館において、ＮＨＫ演芸会（浪曲・漫才・奇術・映画など）を開催、盛会裏に開局を祝した。

六　日本放送協会下部丸畑テレビジョン中継放送所

ＮＨＫ（日本放送協会）では、ローカルサービス向上の一端として、下部町市之瀬・丸畑・中屋敷・大磯小磯・水船・車田・日向部落五九〇世帯と、六郷町宮原・岩間・楠甫の三八〇世帯及び中富町西嶋の三六〇世帯合わせて一、三三〇世帯の難視聴地域を解消するため、本町丸山山頂に「日本放送協会下部丸畑テレビジョン中継放送所」が設置された。

昭和四十四年十二月現地に通ずる道路改修に着手、総工費一、一六三万円を投じて、翌年三月十四日総合テレビ四四チャンネル、教育テレビ四六チャンネル、待望の中継放送が開始された。

そのほか、町内には多くの放送を視聴するため、共同聴視施設なども各所にみられる。

第四節　その他

財団法人　上田美枝きもの資料館

日本人の衣服が、社会の上下を通じて現在のきもののような形になったのは、大たい一五世紀のころといわれている。

これは、それまでにあった半島系（朝鮮風）や大陸系（中国風）の衣服の形が、長い年月のうちに次第に日本風に変わっていった結果、最後にいきついた完成形であるということができる。


上田美枝きもの資料館

このように日本人の衣服が一つの形にきまってしまうと、その結果身分や階級、老若男女の別は、主としてその材料や地質、色や模様の違いによって表わされるようになって来た。

日本服の仕立ては一見、大へん簡単で単調なもののように思われて来た。しかし、これは必ずしもそうではなく、原形は一つでも使用目的によって、たとえばきものの上に着る打掛けや羽織・合羽（かっぱ）・袢纏（はんてん）。下にはく袴（はかま）や股引（ももひき）など、その種類は大へん多いし、これに

従ってその仕立や裁縫には、細やかな違いがある。

往時の貴族が公式の場で着る衣裳も「きもの」であり、また庶民の着る普段着、仕事着も「きもの」である。きものについての限りない興味と関心は、その時代とともに変わりゆく衣生活の歴史でもある。

生活とともに歩んだ日本のきもの、これを展示する全国でも珍しい「きもの資料館」が、総工費四、一五〇万円をかけ、昭和五十三年十月、本町三沢に創設された。

建物は鉄筋コンクリート二階建て約三〇〇平方メートルの資料館と、約五〇平方メートルの休憩所とがあり、資料館は一階が展示場、二階が茶室と展示場からなり、江戸時代から、明治・大正時代の豪華な打掛や小袖をはじめ、一般庶民が身につけ親しんで来た衣裳を中心に、野良着など着物の附属品である帯や草履約七百点を陳列し、一般に公開（有料）され、衣生活の文化史として貴重なものであり、地域はもとより広く近県までも関心をあつめて大きな反響をよんでいる。

第8編

厚生と衛生



入学児童の身体検査

第一章　保健衛生

第一節　概　況

一　歴史的経過

けがや病気は、痛ましく、また恐ろしいが、病気への対応は人類の歴史とともに変化してきた。

神武天皇御東征の折、「疫病多く起りて……」と古事記にいい、また日本書紀には、「疫病流行りて国民絶ゆべし」と、当時の疫病の勢いのつよさを記している。このような時、人々は病気にどのように対応したのであろうか。当時の人々は、病気を神や悪霊のしわざと考えていたので、神に祈ったり、まじないをして病気からのがれようとした。このような考え方は世界共通であった。

他方、ねこや犬が病気になったり負傷した時には、傷をなめたり草を食べたりしてなおすように、医術というよりはむしろ本能とか、動物の勘とか、経験によって、病気などをいやす方法を心得ていたのであろう。

したがって、病をなおす薬として最初に用いられたものは、現在漢方薬として使用されているような草・木・根・木皮等の植物性のものが多く、その他鉱物、動物体やその臓器、更に酒が、薬としてかなり古いころから重要な位置を占めていたようである。これらの薬物もまた洋の東西を問わず同様であった。そして、昔は薬を取り扱うものを薬師と言った。

(一)　明治以前の伝染病対策

欽明十三（五五二）年十月、仏教が伝来し、奈良時代になって更に隆盛となるにおよんで、仏教とともに伝えられた薬物による治療法や病気をいやしたり軽くする祈とうが、僧りょにより広まっていった。光明皇后の逸話で著名の施薬院も貧民救済のための治療施設で、僧りょが中心となって行われ、その後も各地の寺で施薬された。また衆生を病苦から救う薬師如来が各地にまつられている。この当時どのような病気が流行していただろうか。記紀にいう「疫病」は、天然痘らしきものともいう。

壬申の乱によって、律令国家が完成されたのは養老二（七一八）年であった。その当時はどうであったろうか。当時の賦役令の免除の規定をみると、残疾・廃疾・篤疾の三段階があり、篤疾に該当する者が最も重症であった。このころ、すでに天然痘、赤痢、傷寒（今の腸チフス）、瘧（マラリヤ）などの急性伝染病のほか、風病（中風）、かっけ、てんかん、精神病等、現在と大差はなかったようである。また盲あ等の身体障害者もあり、これらの人々は賦役令の除外対象者でもあった。

そして、これらの病気を治療する医術としては、在来の薬物によるもの、加持祈とうのほか、遣唐使をはじめとする中国との交通が盛んになるにつれて漢方医療が伝えられ、これらの医術を伝えた儒学者、僧りょの中には、医法に従事する者も多かった。宋の徽宗の勅命によって編さんされた「和剤局方」は、有名な臨床上の治療法であり、我が国でもよく用いられたようである。

鎌倉時代の医書としては、臨済宗の栄西が著した「喫茶養生記」二巻が有名で、茶が医薬にすぐれている事を伝えている。

足利時代には、明との交通が開かれ、日本と大陸との間は往来がかなりさかんとなった。我が国の医学はその影響で、金、元の医学、特に李朱派が多く行われ、その傾向が江戸時代まで及んで、日本医学の主流をなした。

しかし、当時の医療は、特権階級や支配階級の侍医的なものが多く、一般庶民のものではなかった。医療を行う者の数が限られている時代でやむを得なかったが、こういう状態は江戸時代が終わるころまで続き、庶民は特別な領主などの慈悲というような施しの中でしか治療の恩恵に浴することができなかった。

一方西洋医学は、室町時代末期に南蛮人により伝来したが、一般に普及しなかった。まもなくキリスト教弾圧、鎖国令等によって厳しく規制されたが、長崎のオランダ商館からの医学が伝えられ、蘭方医学が徐々に広がりつつあった。享保八（一七二三）年の洋書解禁、更に安永三（一七七四）年に杉田玄白らによって洋書翻訳の「解体新書」四巻、解体図一巻が出されると、蘭学研究の気運は一層高まり、各地に藩立、私立の蘭方医学校が設立された。文政七（一八二四）年、ドイツ人シーボルトが長崎郊外に診療所兼学塾を設けて、西洋医学は更に普及された。そして、天然痘の予防方法として種痘の接種が成功してからは、西洋医学は改めて見直されるに至った。安政五（一八五八）年、長崎に入港した米艦からコレラが発生、たちまち江戸にまで広がり、数万の死者を出すに至った。幕府は、長崎に医学伝習所を設け、西洋医学の伝習をする一方、近代的な養生所をも設けてコレラの治療に当たった。また、江戸では種痘所が開設され、西洋医学研究所を設け、従来の漢方医学を中心とした幕府医学館に対して、西洋医学による診療教育の中心機関となった。

慶応三（一八六七）年十月、徳川慶喜は大政を奉還し、王政復古の大号令が発せられた。翌四年三月、新政府は「西洋医術之儀是迄差止置候得共自今其長所ニ於テハ御採用可有之被仰出候事」と西洋医術採用の方針を明らかにし、戊辰の役の傷病者の治療に西洋医学を採用、治療に当たらせた。また、新政府は同年、京都、横浜に仮軍事病院を設けるほか、旧幕府の医学館を種痘所として種痘を実施させた。他方東京下谷に大病院を設置し、医学所をこれに附属させた。明治二（一八六九）年、大阪にも官立の医学校を開き、また各地にも病院、学校が相次いで設立され、西洋医学はますます発展の気運を示した。我が国の医学は、蘭学を主としてきたが、明治三年海外を視察した相良知安等の建言を入れて、現在のドイツ医学に方向づけをするに至った。

(二)　明治以後の伝染病対策

新政府は、西洋医学に基づく衛生行政として、特に猛威をふるっていた天然痘対策に力を注ぎ、太政官布告令を出して各府県に種痘の普及方を示達した。

このように新政府は、国民の保健衛生向上のための施策を徐々に講じつつあったが、当時の医師はなお漢方医が多かった。医学校等で養成はされていたが、洋学医は少なく、また学識技能も低かった。医師ですらこの状態のため、他はおして知るべきで、一般の衛生思想、衛生状態はこれまた低調であったのはいうまでもない。このような状態を克服して国民の健康を増進するには、なお各般の制度の制定、刷新が必要であった。

衛生行政が本格的に軌道に乗り出したのは、明治五（一八七二）年二月、文部省に医務課が設けられ、同七年八月、我が国の総合的衛生制度の基点たる医務局が設置され、医制が制定されてからである。制定の功労者は、二代目医務局長の長与専斎である。医制は日本最初の衛生法規で、内容は、衛生行政・組織・医育機関・病院・医師・薬事・助産婦にまでに及び、おおよそ現在の体制を確立した。また同十年一月、太政官から「売薬規則」が発令され、営業の免許等が規定された。明治二十六（一八九三）年には、衛生事務は警察部の所管となり、昭和十七年まで続いた。

当時は天然痘、コレラ、赤痢等の急性伝染病の流行が相つぎ、その防疫対策の確立が当時行政の最大の課題だったのはもちろんであった。そして近代的な医薬制度の確立にも力を入れた。

十九世紀末より、オランダをはじめとして外国との接触も多くなり、また国内の交通の利便も手伝って、急性伝染病は急激に増加した。伝染病予防の面では、明治四（一八七一）年十一月「天然痘に罹らざるよう可致」という布告がなされ、まず種痘が普及されつつあったが、明治十年来のコレラの流行を機会に、防疫体制が一段と整備された。明治三十（一八九七）年の「伝染病予防法」の制定により、近代的な体制が確立された。

二　医療制度と伝染病予防法

一方医療制度については、明治十六年の「医師の免許規則」及び「医術

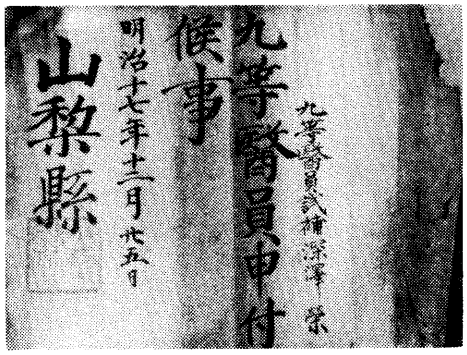

医員認可証（三沢深沢一雄所蔵）

開業試験規則」により一応の基礎ができ、更に同三十九年に「医師法」及び「歯科医師法」が制定された。なお明治二十五年ころから、防疫を根本から改めるため、環境衛生の分野の整備が始まり、同二十三年「水道条例」同三十三年「汚物掃除法」が制定された。他方、衛生行政の基礎をなす衛生統計にも努力が払われ、同十九年に「内閣報告例」更に三十九年の「戸籍法」の公布により、人口動態統計の制度も一応整った。

このような中で、明治十、十二、十九年にはコレラが大流行し、十九年のときは患者一六万二、〇〇〇人、死者一万八、〇〇〇人にのぼり、死亡の最高記録を出すに至った。天然痘も明治十八（一八八五）年には一万人以上の患者が発生した。赤痢は、明治の初年までは九州の地方病にすぎなかったが、その後は年を追ってひろがり、明治二十九（一八九六）年には関東にまで広まり、ついに全国一六万人以上の患者を出すに至った。この大流行は、伝染病防止のための各法令整備の基点となった。これとともに各府県には明治十年衛生課が設置され、また各町村に衛生委員が置かれた。（明治十二年内務省達）、そして、同三十年には「伝染病予防法」が施行されたのである。

伝染病予防法

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル伝染病予防法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十年三月三十日

内閣総理大臣　伯爵　松方　正義

拓殖務　大臣　子爵　高嶋鞆之助

内　務　大臣　伯爵　樺山　資紀

法律第三十六号

伝染病予防法

第一条　此ノ法律ニ於テ伝染病ト称スルハ虎列剌、赤痢、腸窒扶私、痘瘡、発疹窒扶私、猩紅熱、実布垤利亜（格魯布ヲ含ム）及「ペスト」ヲ謂フ前項ニ掲クル八病ノ外此ノ法律ニ依リ予防方法ノ施行ヲ必要トスル伝染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

第二条　伝染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ伝染病ノ疑似症ニ対シ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコヲ得

第三条　医師伝染病患者ヲ診断シ若ハ其死体ヲ検案シタルキハ其家人ニ消毒方法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死体所在地ノ警察官吏　市町村長　区長　戸長　検疫員　又ハ予防委員ニ届出ヘシ　其転帰ノ場合（ママ）亦同シ

第四条　伝染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其死体アリタル家ニ於テハ速ニ医師ノ診断若ハ検案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長　区長　戸長　検疫委員又ハ予防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ為スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者社寺　公私立ノ学校　病院　製造所又ハ船舶会社　各種事務所　貸席興業場其ノ他集会ノ場所ニ在リテハ其首長管理人又ハ代理者トス

第五条　伝染病患者アリタル家ニ於テハ医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

当該吏員ハ伝染病予防上必要ト認ムルトキハ其近隣ノ家又ハ患家ト交通ヲ為シタル家ニモ清潔方法及消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第六条　清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条　伝染病予防上必要ト認ムルトキハ当該吏員ハ伝染病患者ヲ伝染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ

健康者ノ隔離ヲ必要ト認ムルトキハ隔離所ニ入ラシムルコヲ得　（以下略）

この法律の中では、伝染病予防のため、地方長官に大幅な権限を与えるとともに、各町村、医師、患家等でとるべき処置や死体の処理などの義務付け、更に防疫のために、伝染病予防委員の設置や衛生組合の設立、各町村における町村立伝染病院、隔離所の建設を義務づけている。また、予防

のため交通遮断等による商家並びに困窮者への援助とか、予防諸費に対する国庫、府県、町村の負担すべきものが細かく規定されている。

また、伝染病予防法にのっとり、明治三十一年県令第九号「衛生組合規則」により衛生組合が設けられ、区域を定めて知事の認可を受け、大掃除の励行、ネズミ昆虫駆除、伝染病発生時の防疫等に奉仕協力して終戦まで至った。

結　核

結核は、欧米においては産業革命がもたらした過酷な労働条件や生活条件の結果であるが、我が国においても全く同じ条件で、明治の初期から広まりはじめ、中期には国民の間にまん延し、死亡率も高かった。特に紡績工場の女工と小学校教員に患者が多かった。

明治中ごろの諏訪のある製糸工場の記録によれば

女工の年齢　二〇歳未満　八六％

就業時間　一日一三時間

食事　朝、昼、夕食共、飯（麦四分・米六分）・みそしる・つけもの・一菜（おひたし・魚・野菜の煮物）

寝室　板ぶき　九坪　一坪に二・六人

賃金　平均一四・三銭

結核は、明治・大正・昭和を通じ第二次世界大戦後までまん延し続け、予防は公衆衛生の上で最大の課題であった。空気伝染であり体力との関係等もあって、結核の予防は極めて複雑な技能を要するため、明治の初期には全くとるべき方策はなかった。明治三十七（一九〇四）年に初めて結核予防に関する内務省令が出たが、「たんつぼ省令」などともいわれるほど実効はなかった。

大正八（一九一九）年ようやく「結核予防法」が制定され、また全国各地に結核療養所が設置されつつあったが、当時は治療といっても現在のような特効薬もなく、大気、安静、栄養といった治療体制のため全国的に広がった。特に青少年に多く発病し、昭和十一年には一四万人に及ぶ死亡者を出し、死亡率では第一位の国民病となった。昭和十二年、政府はこの対策として全国主要地に保健所を設置し、結核対策と、これまた死亡率の高かった乳幼児母子対策に対応することとなった。

また、日華事変のぼっ発間もない昭和十三年一月、国民の体力増強と福祉増進のため「厚生省」が設置され、以来終戦まで、国策に協力するための諸施策が講ぜられた。その中で特筆されるのは、同十九年全国各地に保健所網を整備し、各県においては衛生行政が警察部から内政部に移管されたこと等で、厚生省の設置とともに、戦後の衛生行政の基礎が一応整えられたわけである。また同じ年に「薬事法」が制定されたが、これに先立って十六年には、保健婦の資格法である「保健婦規則」も制定されている。

終戦後、連合軍は政府に対し次々と指令を発して、諸般行政の改革を求めてきたが、公衆衛生対策としては、不良食品の取り締まり、伝染病の予防等がその主たるものであった。また、戦後解散した各地の衛生組合は、地域の人々と伝染病予防等に活動し、やがて「ハエなし村」等環境衛生改善の先駆者として、地域づくりの担い手となってきた。

これら諸般の活動は、県市町村の自治体と地域の人々の協力によって行われ、心配された終戦時の伝染病も赤痢を除いては急速に減少した。赤痢も昭和四十年代以後は散発発生のみとなった。昭和三十年ころまで、肺結核は国民病とも死病ともいわれながらも何ら対策のないままに経過したが、ストレプトマイシン、マイセチン、カナマイシン等、特効薬の抗生物質の使用や外科手術が採用されるようになって、患者は著しく減少した。昭和三十年代の中ごろ、全国的に発生したポリオ（急性灰白髄炎）も生ワクチン投与により急速に終結を見るに至った。

一方、母子衛生対策は、保健婦、愛育会の活動等により著しく好転した。平均寿命は一段と延びた反面、高度化された社会生活から生ずるストレス等による精神病は、漸次増加の傾向にあり、新たなる問題を投げかけ

ている。

また、明治以来の国民の念願であった水道施設等の環境衛生施設は、簡易水道を皮切りに逐次ごみ、し尿処理施設の整備へとすすみ、生活環境の美化、伝染病の予防に大きな寄与をしている。なお昭和三十年代の後半に高度経済成長による地域開発の一面として、各地に発生した公害事例も各種の公害防止対策により一応の歯止めはかけられ、「昔に近いきれいな川を」の声は逐次かなえられつつある。

戦後、経済成長に伴い、生活水準の向上による食生活の急激な変化と自家用車の普及により、新たに問題となった成人病は、検診対策指導方針が策定されたものの依然として死亡率の上位三位を占めており、今後一層の努力が待たれるところである。

三　本邦医学

古代において、疾病は神のなせる業として信じられ、荒霊魂（あらみたま）のすさぶるためであり、けがれによって発病するものとされていた。そのために病気の治療と病気を防ぐまじないをつかさどる神として、大穴牟遅神（おおなむじのかみ）と少彦名神（すくなひこなのかみ）とが定められていた。この二神は我が国の医神としてあがめられた。

中国大陸及び朝鮮半島との交渉は古い時代から行われ、その結果として幾多の文化的影響をうけてきている。医療に関しても、允恭天皇三（四一四）年に新羅に良医を求められたので、新羅王は金武を派遣して天皇の疾病を治療した。これが我が国における外国医学の採用の始めであった。更に雄略天皇三（四五九）年には高麗から徳来が来朝して帰化し、難波薬師（なにわくすし）の称号を賜り医を業とした。

最初の医事法・医疾令　大化の改新（六四五）により中央集権的な国家制度が確立されていったが、大宝元（七〇一）年に「大宝律令」が施行され、それを踏襲した「養老律令」が養老二（七一八）年に施行された。この律六巻令一一巻のうち第八巻に、我が国最古の医事に関する法律といわれる「医疾令」が定められていた。これにより奈良時代の医療が推測される。医疾令によれば、医療は官営とし、諸国に医官を派遣して療治を施すことを趣旨とした。医事をつかさどる典薬寮、薬事をつかさどる内薬司という二つの役所で業務を担当した。典薬寮の長である典薬頭が、医事行政と医育の最高責任者で、そのもとで医博士が医生の教育に当たった。これらはすべて官費で賄われた。

当初から医学は分科教育で、当時四つの専門科に分けられていた。体療（内科）は七年、瘡腫（外科）と少小（小児科）は五年、耳目口歯は四年の教育年限であった。すなわち口歯科は、耳鼻科・眼科と分科せず一まとめに存在した科であった。

最初の医学書・医心方　奈良から平安時代にかけて、中国文化の輸入とともに医学も発展をみせた。平安時代の医学は、今日現存する我が国最古の医書といわれる「医心方」に代表される。これは平安時代最高の医学者で、日本医学の祖といわれる針博士、典薬頭の丹波康頼（漢の霊帝の子孫で日本に帰化した）が、当時の宮廷医学の主流であった隋唐医学をつづった医書や仙術書二〇四部を引用編集して、永観二（九八四）年に円融天皇に献上した医学全書である。全三〇巻よりなる多彩かつ膨大な書物で、疾病理論や治療法が各科別にまとめられ、歯科に関しては牙歯病、唇口病として当時の口中療治法が記述されている。これは長く宮廷に秘蔵されて、中国医学を集大成した医学教典として医生に利用され、室町時代にいたるまで大きな影響をあたえていた。平安末期になって耳目口歯科は耳目と口歯に分かれて、各々独立した専門科となった。丹波康頼の子孫丹波冬頼は、口歯科に長じた兼業であった。その子兼康は宮中に口歯科を専門とする医官として仕えた。

最初の医学校　躋寿館　明和二（一七六五）年に幕府の許しを得て神田に創立された躋寿館は、医学校として医生の教育にあたり、漢方医学を教授した。後寛政三年に幕府直轄となって医学館と改称された。

医術　病気には、単なる機能の障害によるもの、細菌によって引きおこされるもの等病因はいろいろであるが、寛政年間にはどのような医術が施



寛政年10の医学書（一色内藤義清氏所蔵）

されていたのであろうか。当時医家であった内藤家の阿蘭陀外科指南の医学書によれば

阿蘭陀外科指南（寛政十年医学書内藤義清・所蔵）

金瘡部巻三（手術）

一、腹ヲ切リ　腸出タル時ハ　先ズ手ニ椰子油ヲヌリ　出タル腸ヲ手ニノセ　疵ノ上下ヲ能クミテ腸モ不損病人モオトロエズバ　腸ヲ手ニノセ　出タル腸ヲ開キテ見テ臭ナクバ焼酒ニテ洗イ　出タル腸ヲ押入レテ縫也　ケタノ間ハ三分ニテモ四分ニテモ見合セヌフ也　薬ノ付ヨウ　木綿一端程ニテ巻　病人ヲ少シ後ノ方ニ倚掛ラセテ置也　疵癒合テ後糸ヲ切ルナリ

砕（フラケ）タル疵　鉄炮疵　高キヨリ落チタル疵ニハ玉子不付ナリ　子細ハ早ク腐（クサル）也　其時ハ（大量）テレメンティナヲ少シ温メテ　イチヨウニ付ケテ　サスカ　付ケルカスル　或ハウシ草ノ花ノ油ヲヌルクシテ　何ナリトモ吉　其上ニ玉子ノ白味ニヤシ等ノ油ヲ合セ　木綿ニノベテ付ケル　其ノ上ニ右ノ如クス　廻リニハ花ノ油ヲ塗リ付ケテ　二日目ニハ　テレメンティナヲ煎ジ　玉子ノ黄花ノ油合セテ塗併セテ此ノヨウナ疵ニハ　ハリショノ油吉　此油ハ所ニヨリ国ニヨリテナキ間ヨキ　テレメンティナ使イテ吉　ウシ草ノ油モ吉　疵アマリ砕（フラケ）タル時ハ腐セヌタメニ　テレメンティナ熱シテ洗ッテ吉

（テレメンティナ＝松科の植物からとる樹脂、精製してテレビン油をとる）

蘭薬功能取油方

一、鼻血止メ　三葉セリヲモミ、鼻ニ入ルコト　又ハ　アヒル油　鶏油　サフラン　雉子油黄等ヲ能々摺リ　交ゼ合セ付クル

二、安産　赤ヒトモシノ根　白百合花　ホルトノ油デ煮キ　白葡萄油合セ　腰ニ付クル　妊娠九ケ月目ニハルナリ

三、疱瘡ノ療治　乾（カワカ）ヌヲ潰シ　エンドウ豆ノ汁ヲホツシニ浸シ付クルナリ　鼻ノ肉ニ出来タルニハ　甚ダ痛キモノ也　一日毎度付ケ替エル也

又　フルホンカン　フライト　アクシュンキャホルシィ　サカアルムサテル　テイコロフル　ヘレンイタアトケンイム

右交ゼ合セ付クルナリ

国の中央において蘭方医が盛んであったころ、本町においてもこのような医術が行なわれていたのは、僅か一八〇年前のことである。

明治初期の頃には電灯もなく、夜は全く暗いために疑心暗鬼を生むのたとえの通り、怪談などが多く取沙汰された時代である。鍋島藩の猫騒動でもわかるように、動物とのかかわり合いも深く、ねこやたぬきが化けたとか、きつねにばかされたなど、まことしやかに語られたものである。更に狐が人の体にのりうつったための病気で、此の病気をなおす為に祈禱師をたのみ祈禱した例が今も語り継がれている。

差入申済証文之事

今度当村百姓義牢門中相煩病気平癒之太免祈念付候処　以外野狐障り有之発言い多し候者同村百姓〇〇家へ参り候様申之心外之余り同人相手取り御役許江願出役人一同調候得共事実不分明ニ而無拠御出訴ニ茂可及処　旦那寺隠居様留置申候者怨敵退散并村中安泰之太免祈念仕候而可然恨被仰聞任其意村方山福寺ニ而祈念罷在候処　尚又右野狐其外障り有之もの夫々発言いたし既ニ村方乱入ニ及候も難計又候隠居様并村方百姓代立入　夫々相糺候処　村方者勿論訴答引合　双方共ニ付重而御願筋毛頭無御座候　為念一札差入申処依而如件

明治三年四月　北川村　願人　組合惣代

御役人　相手　組合惣代

明治三年には北川に疫病が流行して、住民五四九人中七十五人罹病した。これは北川のみでなく町内はもちろん、おそらく全国的にもまん延したのではないかと思われるが、明治四年には次のような予防法が市川庁から出されている。

取込可申事　（渡辺昌朋蔵）

右之趣得其意今般布告ニおよび候シベリヤ海岸より伝来悪性病流行予防法張出候様可致事

一、今般シベリヤ海岸より悪性伝染疫流行之趣上海出張官員より申来追々蔓延御国内迄伝染可致も難計ひ候ニ付右予防法大学東校迄取調被仰付別紙之通一般御布告相成候条右之趣堅相守可申事

辛未六月（明治四年）

右之趣相達候村々得其意　予防法之趣紙上迄写し　松板江張付高札場　又は名主門前往来繁き塀垣等諸人見易き場所江掲示可致事

予防法　リンドルペスト家畜伝染病

一、諸開港場厳敷入船を改当分の内生たる鳥獣ハ勿論新しき皮革の輸入を禁免殊更彼北方より来る物は厳敷改べし尤病あらば医官改之上其病ニ非されハ上陸を免すべし

一、樺太北海道対州などハ彼地方接き常々往来交易あれば殊に注意べし従来御国の皮革ハ北海道ゟ来る物多ければ別段ニ注意すべし

一、何連の地方ニ而も追而御沙汰有迄而ハ病死せし鳥獣を売買致事厳敷禁じたり若売買せば御咎免阿るべし若又右売買せし越聞き及ばば申出べし御褒美阿るべし

一、右病死せし鳥獣を食ひ又其皮を剝ぎ用ゆること厳敷禁じたり

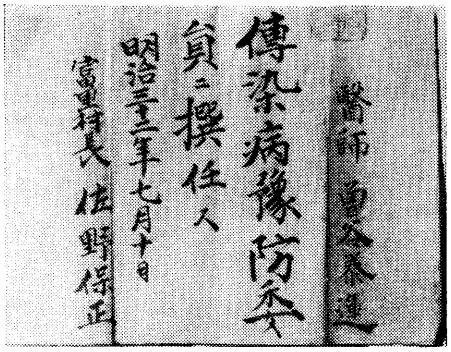

予防委員選任書（常葉曽谷尚郎所蔵）

一、各地方ニおいて鳥獣之死亡平日増する事阿らば地方官迄申出地方官より大学東校江報告らすべし

一、鳥獣死亡せば焼捨べし殊更厳重ニ卒縮を発して死せし鳥獣は無油断焼捨べし

一、鳥獣之屍を葬捨る事禁止たり若見掛ば其品ヲ役人迄報せ取揚焼捨べし

一、鳥獣之死凶相増地方ニ而ハ一入注意へし若病ニ感染ると思ば速ニ良医ニ托むべし妄りに薬越服することなかれ

一、都而此病を防ニハ病の伝来ると伝来らざるに不抱身体を清浄ニして成丈衣服を洗濯し垢の付かざる様にすべし家居も掃除を能すべし殊更馬牛部屋又は鳥小屋豚小屋等を成丈清浄ニして当時鳥獣の居る所に衣類などおかざる様ニ心掛ケべし

一、天気のよき日は窓戸を開き風を入能く家の内の乾燥ようにするを肝要とす

一、生煮の物未熟ざる菓類塩漬の物腐臭成る物硬飯物等平日たり共不宜敷成丈是越謹むべし

一、酒呑物ハ総て禁するに及はされ共暴飲すべからず房事を節ニすべし

一、鳥獣の肉を食ば能出所を尋正しく食用の為に殺せし物を食ふべし吠ず病死せし肉を食ふことなかるべし

一、当分の内新しき皮革を日用ニ供する事なかれ殊更新しき生皮を外国船又は北海道より送り入事厳敷禁じたり

一、鳥獣の屍を漬せし水を飲み又は此水にて顔手足抔洗ハ此病を受る故に用水の源を正クして若是あらば早ゝ取除川下迄其趣を知らせべき事

右之通相達条条得其意小前末ゝ迄無洩様可申聞事

未六月廿日書

市川　庁

四　本町における医療

急性伝染病とは、虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡（天然痘）、発診窒扶斯、猩紅熱、実布垤利亜、ペスト等をいうが、江戸時代の末期から明治時代前半にかけて大流行し、政府としても対策に苦慮した。本町の記録の中にも、各部落にコレラ、天然痘、赤痢などが多発した各町村においても、苦しい財政の中から対応したことがうかがえる。

明治四年には、甲府県庁の名において、疫病神に対する退散状が出されたことがあった。明治十年に県庁内にはじめて衛生課がおかれ、明治十二年、コレラの大発生に伴い村には公選の衛生委員がおかれた。続いて明治三十年には、伝染病予防委員等がおかれた。

富里村　条例第一号　委員条例（明治二十二年十月二十五日）

第一条　本村ニハ制第六拾五条ニ依り、左ノ常設委員ヲ置ク

一　土木委員
二　勧業委員
三　学務委員
四　衛生委員

第二条　各委員ノ定数ハ二名トシ村会議員中ヨリ四名、他ハ公民中選挙権ヲ有スルモノヨリ四名ヲ撰挙スルモノトス

第三条　各委員ノ任期ハ三ケ年トス

但シ議員中ヨリ撰バレテ委員トナリシ者議員ノ資格ヲ失フトキハ同時ニ委員タル資格ヲ失フモノトス

第四条　衛生委員ハ本村内ノ衛生ニ係ル行政事務ヲ分掌シソノ事業施行ノ任ヲ負担スルモノトス

明治三十年、伝染病予防法により伝染病予防委員が選出された。

久那土村　伝染病予防委員設置（明治三十年九月一日）

本年八月四日本県訓令第三拾三号ニ基キ当久那土村該委員ノ定数及ビ部内配置及ビ手当方法

一、久那土村ニ予防委員一四名ヲ置ク

二、其ノ配置

三沢区四名　樋田区壱名　切房木区弐名　車田区弐名　道区弐名　水船区壱名　芝草区壱名

三、予定ノ医師ハ岩間村　山本宗吉

四、予防委員ハ総ベテ名誉職トス

但シ伝染病予防ノ為出務シタトキハ壱人一日金拾五銭ヲ支給スルモノトス

五、医師ハ伝染病発生シタル当時指定医師ト協議ノ上手当ノ額ヲ定ムルモノトス

六、衛生費六〇円五〇銭

種痘八円　伝染病予防費一五円　清潔ニ関スル諸費二〇円　予防委員諸費一〇円　予防事務所費七円五〇銭

衛生組合ノ負担ト町村費ノ負担トノ区分並ニ町村衛生費支給細則

明治三十二年六月三十日決定

明治三十年三月三十日法律第三十六号伝染病予防法第二十一条ノ規定ニ依リ本村費ノ負担ニ属スルモノト衛生組合負担ニ係ルモノヲ区分シ其ノ支給細則ヲ定メ左ノ各項ヲ実行ス

第一項　通常臨時大清潔法施行ニ付客年十一月十九日訓令第三十七号ノ標準ニ依リ石灰乳又ハ生石灰粉ヲ撒布スル等ノ場合ハ悉皆町村費ノ負担トスル

第二項　部下各組合ヨリ伝染病発生シ隔離舎ヘ収容シタル以上ハ自宅消毒用収容中ニ要スル石炭酸及転帰消毒用トシテ患者一人平均石炭酸五本石灰二罐ゾソトシ他ハ患者ノ負担トス患者若シ貧困ニシテ負担能ハザルトキハ衛生組合ノ負担トス

但シ死亡者ニ対シテハ別ニ石炭酸二本ヲ支給ス

第三項　予防委員ノ手当ハ出勤日数ニ依リ一日金二十五銭ヲ支給ス

但シ村長ノ指揮ニ依リ出務シタル日数ニ依リ支給ス尤モ急劇ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第四項　隔離舎及患者ニ対スル人夫主ニ衛生組合ノ義務人足ヲ使用シ予防事務所ニ属スル人足ニ限リ賃銀人足ヲ使用ス

第五項　医師ノ往診料並ニ薬価ニ対スル役場吏員予防委員ヨリ依頼スル分ニ限リ村税ヨリ支払ヒシ他ハ患者ノ負担ニ属ス

追項　第二項ノ患者石炭酸石灰ノ配当数量中患者病床ノ長短並ニ一家数人患者発生シタル場合ハ第二項ノ数量ヲ減少スルコトアルベシ

右細則規定外ニ渉ル事項ハ総ベテ村長ニ於イテ相当処置スルモノトス　此ノ細則ハ明治三十二年度ヨリ実行ス尤モ本規定条項変更スルノ場合ハ村会ノ意見ヲ聴キ修正スルモノトス

明治三十六年八月三日臨時村会

西八代郡久那土村伝染病隔離病舎収用患者　食料薬価徴収規定

第一条　本村伝染病隔離病者ニ収容スル患者ニ対シ左表ノ食料薬価ヲ徴収ス

但シ哺乳児ハ食料ヲ徴収セス

種類 / 区別	一日分食料	一日分薬価
大人（十五才以上）	金弐拾銭	金拾銭
小人（十四才以下）	金拾銭	金五銭

第二条　前条ノ食料薬価ハ入舎退舎ノ当日ハ半額トス

第三条　一戸ヨリ二名以上収容シタルトキハ第一条ニ定ムル半額ヲ減ス

第四条　一戸ニシテ十五才以上六十才未満ノ者全部収容シタルトキハ第一条ニ定ムル金額ヲ徴収セサルモノトスル

第五条　貧困患者ハ前各条ニ定ムル半額ヲ減シ或ハ全部免除スルコトヲ得

附則

第六条　本規定ハ明治三十六年八月三日ヨリ施行ス

古関村にても条項全く同じであるが、徴収金額が異なる。

種類 / 区別	一日分食料	一日分薬価
大人（十五才以上）	金三十銭	金弐拾銭
小人（十五才以下）	金拾五銭	金拾銭

古関村　古関村吏員伝染病予防ノ為感染死亡手当金給与規則

明治四十年四月二十日成立

第一条　本村吏員ニシテ伝染病予防ノ救治ニ従事スル者公務ニ依リ病毒ニ感染シ又ハ之ニ原因シテ死亡シタル時ハ本規則ニ依リ手当金ヲ給ス

第二条　手当金ハ左ノ四種トス

一　療治料
二　給助料
三　吊祭料
四　遺族扶助料

第三条　病毒ニ感染シタルモノニハ療治料ヲ給ス感染者治癒シタルトキハ給助料ヲ給シ死シタルトキハ其ノ遺族ニ吊祭料ヲ給ス遺族ナキトキハ葬儀ヲ行フ者ニ吊祭料ヲ給ス遺族扶助料ヲ受クベキ者ノ順序ハ官吏遺族扶助料ノ例ニ依ル

第四条　療治料　給助料　吊祭料　遺族扶助料ハ左表ノ区別ニヨリコレラヲ給ス

手当金

職名	療治料一日ニ付	給助料	吊祭料	遺族扶助料
村長	金壱円	金百円	金四拾円	金弐百円
助役	金壱円	金八拾円	金参拾円	金百七拾円
区長	金八拾銭	金七拾円	金弐拾円	金百五拾円
予防委員	金八拾銭	金七拾円	金弐拾円	金百五拾円
収入役書記	金七拾銭	金六拾円	金拾五円	金百弐拾五円
事務雇	金六拾銭	金五拾円	金拾円	金百円

第五条　伝染病予防ノ為雇入レタル医師薬剤師及雇人夫ニ給スベキ療治料及遺族扶助料ハ其ノ時々村会ニ於イテ之ヲ決議ス

附則

第六条　本則ハ明治四十年五月一日ヨリ施行ス

古関村

「古関村デハ乏シキ財源ヲ以ッテ八ケ所ノ隔離病舎ノ運営ハ不可能デアルヨッテ村有ノ隔離病舎ヲ建テルベキデアル」という古関村区民の建議にもとづいて隔離病舎が建てられた。すなわち明治三十八年三月三日村会により、大字古関字三堂に建築することが議決された。

久那土村においては、村内の隔離病舎を統合して、車田地内小坂に建てることが決議され、一、六〇〇円の巨費を投じて、明治四十三年三月着工同年十一月しゅん工し、市川警察署長の命名により「村立理生院」と名付けられた。昭和二十六年理生院は、他の医療の充実と、峡南病院に鰍沢町ほか十二ケ町村の隔離病舎が併設されるにあたり廃止された。

富里村においては、明治四十一年七月二十三日の村会において、島の前第六一八〇―六一八二番第六一八六―六一八七番地（七畝九歩）に建設する

ことを決定して建てられたが、面積が狭いため後日滝の下へ移築された。予算一、二二六円一一銭四厘であった。

古関村、久那土村においては、明治三十六年度に、隔離病舎に収容した患者から、食料費、薬価費等徴収することが決議されているが、富里村では明治三十六年十月十六日の村会議事録に次の事が決議されてある。

議案

明治三十五、六年度伝染病予防費ハ予防法第二十一条ニ依リ悉皆町村税ノ支弁トシ衛生組合員負担ヲ返却スルノ件

決議

明治三十五、六年伝染病予防費中看護婦雇入レニ係ル費用及ビ患者食料費薬価等スベテ予防法第二十一条ニ依リ村税負担タルベキヲ本村ハ従来ノ慣行上ヨリ衛生組合ニソノ半額ヲ負担セシメタルヲ法定ノ如ク村税負担ニ引キ直スベシトイヘドモ前年ノ慣例上三十五年度ハ既ニ支弁執行済ミニシテ本年度モ略ゝ執行済ナルガ故ニ引直スガ如キハ村内ノ平和ヲ破ルノオソレアルヲ以テ前年ノ如ク引直シヲナサズ執行シ来ル三十七年度ヨリハ村税ヨリ支出スルコトヲ決ス

明治参拾弐年　杉山区　術生組合規約書　第六月七日

第一条　八種伝染疾病ニ罹リ当村役場ヘ届出之人名幾人有リト雖予防可抹消致種類ノ者ヘ毎戸ニ於イテ壱人宛金拾銭ノ補助可致決定候事

第二条　当村役場ヨリ届出人名ヘ町村民ノ義務ニ依リ衛生法第二十一条ノ規定ハ執行候様猶又可抹消然器具等ハ領収書ニ依リ本村役場ニ於イテ支払可致候此物品ハ衛生組合長並ニ代理者且ツ又予防委員之受取ヲ出シ其組内ニ宜敷順序可致候事

第三条　若シ折悪敷シテ伝染病流行致候節ハ杉山区ハ参組ニ分チ居距ハ一里ニ跨ル故ニ其組ニ於イテ負担可致候様衛生組合長並代理者猶又予防委員ニテ悉皆担任可致候事

第四条　前項壱条之杉山区衛生組合義務金ハ其組伍長ニテ取纏メ有病部落ノ伍長ヘ交付可致候若シ又困窮ニシテ多額ノ不足生ズル場合其組ニテ充分ノ方法ヲ設ケ補助得テ履行可致候事

第五条　人夫其ノ他諸事買入避病舎ヘ患者収容可致節者且又床下掃除等ハ其ノ役務ヨリ指揮命令之上者決シテ異議申間敷候事

第六条　鰥寡孤独ニシテ看護人無之者ハ其ノ組内ニ於イテ充分ノ方法ヲ設ケ救護可致候事

第七条　若シ蔓延致シ其ノ組負担ニ堪之兼候節者衛生組合長並代理者ノ保護致スベキハ勿論他組ト雖モ人夫其ノ他種々買入等助言可致候事

右之通リ杉山区衛生組合規約協議之上決定候也

明治三十弐年六月七日

衛生組合長　小林二郎

累年のように発生する伝染病の防疫、予防のために衛生委員、伝染病予防委員の選出となり、続いて、三十二年には富里村一六、久那土村七、古関村六の衛生組合が設立され、そのほとんどの組合には部落所有の隔離病舎があった。その隔離病舎たるや極めて粗末なもので、単に雨露をしのぐにすぎなかったという記録もみえている。隔離病舎が満室の場合は仮病舎やほかの衛生組合隔離病舎へ収容、更に自宅療治が続けられた。そのために古関村では三十八年に、富里村では四十一年に隔離病舎を建設することが議決され、久那土村では四十三年に理生院が竣工している。

伝染病対策

伝染病の予防、防疫に対する費用は極めて多額を要したもので、村、衛生組合、個人の負担すべきものは規定されてはいるものの、明治三十六年七月二十九日県令第三十二号によって「総ベテ費用ハ村税負担ニスベシ」とはいっても、乏しい財政の圧迫によってなかなか実現されなかった。

明治三十一年の富里村村会議事録によれば「此ノ年一三九人ノ赤痢患者ガ発生シ予防費千円以上殆ンド経常額ノ村税ニ相当セリ」とある。

明治三十三年八月波高鳥区伝染病予防日誌

駐在巡査　春田

明治三十三年八月四日出張予防事務所ニ於テ伝染病赤痢患者隔離病舎ニ付指示

事項

左記

一　予防日誌ヲ製シ予防事務所ヘ備ヘ置キ該病ニ関スル一切ノ事故ヲ細密ニ記載スルモノトス

一　病室ニハ左ノ器具ヲ備フルヲ要ス

患者室ニハ便器　石炭酸水入手洗鉢　浄水手洗鉢　ジョロ　不潔錐等五点各蓋附ヲ要ス

一　附添人看護人室ニハ左ノ器具ヲ備フルヲ要ス

手洗　石炭酸入鉢　手洗水入鉢　石炭酸洗足器　ジョロ合四ケ各蓋附ヲ要ス

一　室外ニ要スル器具

糞便煮沸器　病毒染汚物煮沸洗滌器　ブリキ錐二点各蓋附ヲ要ス

一　看護人室ニハ飲用水器　雑用水器各二点蓋附ヲ要ス

一　予防事務所ニ左ノ器具ヲ備ルヲ要ス

二十倍溶解石炭酸器　飲用水汲揚器二ケ　手洗石炭酸鉢　手洗浄水器　洗足器合六点スベテ蓋附ニテ備フルヲ要ス

一　予防委員ハ予防事務所ニ詰切勤務ニシテ交通遮断所ノ監督ヲナシ其他予防ニ関スル一切ノ事ヲ尽スヲ以テ職務トス

一　予防事務所ニハ諸用人夫雇入置キ交通遮断中ノ者ニ対スル差支ナキ様ナサシムルヲ要ス

一　患者ノ糞便ニハ該分量ノ石炭酸水ヲ注入セシメ一回毎ニ煮沸器ニ移サシメルヲ要ス

一　患者室及看護人室ノ出入及登床口及板敷等ハ一日二、三回以上看護人ヲシテ

伝染病発生状況

地域	年度	明治41	42	43
富里村	腸チフス			2
	赤痢	37	7	
	ほか			
久那土村	腸チフス			
	赤痢	6		3
	ほか	ジフテリア1	ジフテリア1	
古関村	腸チフス			
	赤痢			
	かほ			
合計	赤痢腸チフス	43	9	3
	かほ	1		1

地域	年度	大正元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	昭和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
富里村	腸チフス			発生数不詳						28				11														3				
	赤痢				1														1			1									
	ほか				ジフテリア1																											
久那土村	腸チフス																															
	赤痢	発生数不詳				1										発生数不詳			4													
	ほか		1		2																1											
	腸チフス	ジフテリア1																												ジフテリア1	ジフテリア1	ジフテリア1
古関村	腸チフス				2	1	13				28		発生数不詳						1													
	赤痢				1																											
	かほ																															
合計	赤痢腸チフス	数不詳	1	13	4	13	13	1	28		11		数不詳			数不詳			1	1	1	7	1									
	かほ		8	1								3																		1	1	

石炭水ニテ拭取ラシメルヲ要ス病毒散シタルヲ撲殺スル為メナレバナリ

一　病室ニ生存シ居ル蠅ハ鳥モチヲ以テ捕獲シ及其他ノ方法ヲ以テ残余ノ蠅ヲ撲殺スルヲ要ス蠅ハ凡テ身体及食物等ニ移渉スルヲ以テ病毒ノ伝播ヲナスモノナレバナリ

一　凡テ患者ト看護人トハ食器等ヲ各別ニ置クヲ要ス食器等ヲ同所ニ置キテハ伝染ノ虞アレバナリ

一　凡テ看護人及患者ノ食器共蚊張様ノモノヲ以テ蓋ヲナシ置カシムルヲ要ス蠅除ケノ為メナレバナリ

以上十六項ハ必ス厳格ニ執行セシムルヲ要ス

駐在巡査

一　食器ハ一日ニ一回以上沸湯ニテ患者及看護人各別ニ洗滌セシムルヲ要ス

一　糞便ノ煮沸後ハ朝夕方一日ニ二回宛煮沸セシムルヲ要ス

一　煮沸シタル糞便ハ一定ノケ所ニ投棄セシムルヲ要ス

（日誌）八月四日

当日午前十二時本区〇〇〇孫〇〇ナル者赤痳病症ナル旨山崎医師ノ届出ニ接シ不敢取遠藤〇〇長女〇〇ナル者ヲ当役場ニ届ヲ為サシメタリ

本人三時頃石炭酸弐本持チ帰リタリ駐在官上之平ヨリ至急出張アリトノ話アリ午後一時頃ヨリ区内総人足ニテ病舎ノ掃除ニ着手シ同四時終了セリ

午後四時二十分頃役場吏員望月源貞君及春田駐在官御派出預防ニ関スル器具調製六時頃患者附添人看護人ノ三名当隔離病舎ニ移住セシメタリ

事務所ハ当八幡社内ニ置クコトニ確定ス患者家宅大掃除ハ明五日早天ニ執行スルヲ以ッテ石灰弐個ヲ下山ニ買入レ人足高野孝

当夜事務所勤予防委員高野直二郎人足高野高造佐野喜十郎ノ三名宿泊　午後六時三十分山崎医師診察アリ夜中別に異状ナシ

なお伝染病が近隣に発生したる場合には伝染病予防委員は各家庭を訪問して健康状態を確かめた。明治四十四年九月の芝草区予防日誌によれば

九月拾五日本日天候午前小雨午後大降雨

出勤者　内藤又安

午後弐時頃毎戸巡視スルモ区民異常無之健康ナルコトヲ確認シタリ

九月弐拾七日本日天候晴天ニ付巡視人内藤盛富

午前九時毎戸ヲ巡視スルモ区民異状無之健全ナルコトヲ確認シタリ

但シ渡辺〇〇〇氏少々病気ノ模様ニ付午後三時巡察ノ際注意シタリ

第1表　わが国の人口推移

厚生省　医制百年史による

年次	人口（万人）	年平均人口増加率（%）	註
明治五	三、四八一	〇・五	一、明治五年―大正四年は一月一日現在昭和二十年は十一月一日現在、その他の年は十月一日現在人口
八	三、五三二	〇・七	
一三	三、六六五	〇・九	
一八	三、八三一	〇・八	
二三	三、九九〇	〇・八	
二八	四、一五六	一・一	二、昭和二十年は沖縄県人口を含まない
三三	四、三八五	一・二	
三八	四、六六二	一・一	三、大正九年は一月一日現在人口を使用して算出
四三	四、九一八	一・四	
大正四	五、二七五	一・〇	四、昭和十五年と二十五年の人口としては沖縄県を含まない人口を使用して率を算出
九	五、五九六	一・三	
一四	五、九七四	一・五	
昭和五	六、四四五	一・五	
一〇	六、九二五	〇・八	
一五	七、一九三	〇・二	
二〇	七、二一五	二・九	
二五	八、三九〇	一・四	
三〇	九、〇一〇	〇・九	
三五	九、四三〇	一・〇	
四〇	九、九二一	一・一	
四五	一〇、四六七	一・二	
四六	一〇、五九七	一・三	
四七	一〇、七三三	一・三	
四八	一〇、八七一		

資料

総理府統計局「昭和四十九年十月一日現在推計人口」

第二節　人口動態及び衛生統計

一　人口の動き

わが国の人口は享保六（一七二一）年以降の「人別改め」のころから一九世紀半ばころまでの約一二〇年間は、およそ三、〇〇〇万人から三、五〇〇万人位で経過してきたといわれている。

明治維新後の人口については、明治五年の調査で三、四八一万人であったがその後次第に増加して明治の末期には約五、〇〇〇万人に、更に昭和十年には六、九二五万人となり、五十年間に約二倍の増加となったのである。その後終戦前に一時的な減少を示したが再び終戦後のベビーブーム等により増加が続き、昭和四十八年には一億〇八七一万人となった。明治以来百年で人口は三倍となったわけである。（第1表）

第2表　明治末期から昭和初期の人口

	明治43年	大正	昭和10年	増加
富里村	三、七〇三人	三、八九四人	四、六六八人	＋九七三
久那土村	二、五五六	二、三三六	二、六二九	＋七三
古関村	二、一四三	一、九〇八	一、九八八	－一五五
共和村	二、二一〇	一、七三三	一、六九一	－五九
合計	一〇、六一三	九、八七一	一〇、九八四	＋三七三

下部町における人口の記録は、明治四十三年十二月末日現在で、旧富里村三、七〇三人、旧久那土村二、五五六人、旧古関村二、一四三人、旧共和村二、二一〇人であった。二十五年後の昭和十年の人口は富里村四、六七六人、久那土村二、六二九人、古関村一、九八八人、共和村一、六九一人となっており、富里村久那土村は増加し古関村共和村は減少しているが総合的にみて明治の末期より約三・五%の増となっている。戦後昭和三十一年、一町三ケ村の合併当時の人口は一四、二七〇人となっているが、その後社会状勢の変動（分町も含む）により減少に転じ、四十年は一一、五五一人、四十五年には九、五七二人、五十年は八、六六一人、五十四年四月一日現在では八、一二〇人となり現在も減少の傾向が続いている。

二　人口動態

人間集団の規模や性別年齢についての構成は、直接には他の地域との間における転入や転出によって変動していく外、その地域の構成員の出生や死亡によって変化していくが、更に婚姻や離婚による配偶者集団の大きさや死産の率によってもその規模は増減する。

第3表　施設別出生児数及び施設利用状況

下部町

年次	総数	病院	診療所	助産所	自宅	その他
昭和四三	一三四	四三	一四	三三	四四	
四四	一〇五	三五	一五	三三	四三	
四五	一〇五	一七	四四	三三	一二	
四六	九八	一七	四一	一八	一三	
四七	八九	一四	三六	一九	三	二
四八	七七	一三	四五	八	一	一
四九	八三	三一	四八	一	三	
五〇	八八	三六	三九	二	一	
五一	八一	三四	四四	二	一	
計	九二九	二六九	三七三	一六三	一三	三

本町の人口動態について、昭和四十二年から五十一年までの最近十年間における出生、死亡、死産、婚姻、離婚の状態は〈第4表〉のとおりである。

人口総数については、国は年々平均的に増加しており県も昭和四十五年

第4表　年次別人口動態（実数・率）＜率は人口1,000に対して＞

（県衛生統計書による）

年次	県郡町別	人口	出生		死亡		自然増加		乳児死亡		新生児死亡		死産		婚姻		離婚	
			実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
	山梨県	763,636	13,278	17.4	6,015	7.9	7,263	9.5	169	12.7	100	7.5	882	62.3				
42	西八代郡	36,170	536	14.8	320	8.8	216	6.0	10	18.7	5	9.3	43	74.3				
	下部町	10,262	134	13.1	87	8.5	47	4.6	4	29.9	1	7.5	13	88.4	73	7.1	6	0.6
	山梨県	763,439	12,780	16.7	6,074	8.0	6,708	8.8	180	13.8	94	7.2	882	64.6				
43	西八代郡	35,893	472	13.2	276	7.7	196	6.4	5	10.6	4	8.4	27	54.1				
	下部町	10,011	105	10.5	61	6.1	44	4.4	—	—	—	—	10	87.0	56	5.6	7	0.7
	山梨県	766,650	12,425	16.2	6,242	8.1	6,183	8.1	150	12.1	84	6.8	848	63.9				
44	西八代郡	35,409	482	13.6	349	9.9	133	3.8	7	14.5	6	12.4	32	62.3				
	下部町	9,761	105	10.8	98	10.3	7	0.7	—	—	—	—	10	87.0	90	9.2	5	0.5
	山梨県	762,029	12,259	16.1	6,463	8.5	5,796	7.6	165	13.5	93	7.6	799	61.2				
45	西八代郡	34,444	439	12.7	319	9.3	120	3.5	5	11.4	3	6.8	30	64.0				
	下部町	9,399	99	10.6	102	10.9	−3	−0.3	3	30.3	2	20.2	5	48.1	63	6.7	8	0.9
	山梨県	763,189	12,457	16.3	6,124	8.0	6,333	8.3	136	10.9	76	6.1	786	59.4				
46	西八代郡	34,090	450	13.2	324	9.5	126	3.7	8	17.8	7	15.6	24	50.6				
	下部町	9,103	78	8.6	111	12.2	−33	−3.6	2	25.6	1	12.8	8	93.0	77	8.5	5	0.5
	山梨県	765,782	12,427	16.2	6,051	7.9	6,376	8.3	136	10.9	83	6.7	804	60.8				
47	西八代郡	33,830	451	13.3	287	8.5	164	4.8	8	17.3	4	8.9	32	66.3				
	下部町	8,921	89	10.0	91	10.2	−2	−0.2	3	33.7	2	22.5	10	101.0	71	8.0	6	0.7
	山梨県	770,222	12,733	16.5	6,098	7.9	6,635	8.6	132	10.4	83	6.5	711	52.9	6,278	8.2	611	0.8
48	西八代郡	33,576	405	12.1	300	8.9	105	3.1	8	19.8	7	17.3	31	71.1	259	7.7	14	0.4
	下部町	8,793	77	8.8	101	11.5	−24	−2.7	1	13.0	1	13.0	4	49.4	56	6.4	2	0.2
	山梨県	775,171	12,120	15.7	6,075	7.8	6,045	7.8	106	8.7	66	5.5	643	50.4	5,732	7.4	631	0.8
49	西八代郡	33,289	471	14.1	292	8.8	179	5.4	3	6.4	2	4.3	20	40.7	219	6.6	20	0.6
	下部町	8,608	83	9.6	80	9.3	3	0.4	1	12.1	1	12.1	4	46.0	47	5.5	6	0.7
	山梨県	783,050	11,872	15.2	6,003	7.7	5,869	7.5	101	8.5	67	5.6	655	52.3	5,590	7.1	657	0.8
50	西八代郡	33,054	383	11.6	229	6.9	154	4.7	1	2.6	1	2.6	36	85.9	212	6.4	18	0.5
	下部町	8,456	78	9.2	67	7.9	11	1.3	—	—	—	—	13	142.9	44	5.2	2	0.2
	山梨県	786,979	11,613	14.8	5,961	7.6	5,652	7.2	86	7.4	42	3.6	630	51.5	5,312	6.8	737	0.7
51	西八代郡	32,673	399	12.2	285	8.6	114	3.5	4	10.0	2	5.0	32	74.2	217	6.6	16	0.5
	下部町	8,296	81	9.8	89	10.7	−8	−1.0	2	24.7	1	12.6	3	35.7	48	5.8	9	1.1

（婚姻・離婚は取扱い数）

頃より増加しているのに反し、西八代郡、下部町においては減少の傾向にあり、特に本町では十年間に実に一、九六六人の減少を見ている。これは青年層を中心とした階層が都市やその周辺の地域への転出と、それに伴う婚姻や出産の減少によるためであり、過疎現象の典型的な現れである。

(一) 出生

今まで出生率は農村部で高く都市部で低いのが通説となってきたが、こ十年間の出生率は県より郡が低く、特に本町においては昭和四十八年より人口一、〇〇〇人に対し一〇人以下を続けており、これが自然増加率の減少につながっている。昭和二十三―二十四年の出生率は人口一、〇〇〇人に対し三〇人前後であり隔世の感がある。

○出生の場所

最近保健婦や母子愛育組織の活動により母子衛生思想が高まり、病院、診療所等施設における出産が急速に増加している。(第3表)

〈第3表〉に見られるように四十二年は三三%もあった自宅分娩は五十年代にはほとんどなくなり施設における分娩に変っている。また四十七年頃までは比較的利用されていた助産所は利用も急減し、かって出産に懸命な活動をされていた助産婦は、今は乳幼児、妊産婦相談という立場で活動されている。

○母の年齢別出生数

母親の年齢による出生数の変動は一般にそれぞれの年齢の女子人口に対する出生数の比によって考察することができる。これを〈第5表〉によって母親の年齢階層別の出生数をみると、二〇歳未満の若い年齢や三五歳以上の母親からの出生は低く、二〇歳から三四歳の間の出生が大部分であり、結婚後短い期間に計画的に子供を生む傾向が見受けられる。なお四十二年から四十六年頃までは三〇歳―三四歳の出生が三〇%台であったのが、四十七年以降は減少が著しく、変って二〇歳―二四歳台の出生が増加しており、経済安定による結婚年齢の低下もうかがえる。

(二) 婚姻及び離婚

婚姻や離婚の動向は社会的な諸条件の変化に応じて推移すると考えられるが、その実態の概略は〈表4〉に示すとおりである。

昭和四十八年以降の実態は人口の減少のため実数、率ともに婚姻が県、郡平均より下回っているのは過疎地特有のものでやむを得ない実態であろう。又離婚についても取扱い件数では何ともいえないが、昭和四十八年以降も同一傾向にあるのは、全国的な社会変動の影響が及んだものということであろうか。

(三) 死亡

わが国の死亡率の低下はスペインかぜのおさまった大正末期からその傾向をたどり、昭和元年には人口動態統計が始まって以来初めて人口一、〇〇〇人に対し二〇人を割り、その後も減少を続け昭和十六年には十六人台にまで下がった。

戦後は医薬の急速な進歩や公衆衛生の向上により世界にも例を見ない死亡率の低下を見せ、三十年には人口一、〇〇〇人に対し七、八人となり、その後もゆるやかな低下を見せ四十一年以降は六人台となり現在に至っている。

本町における実態は〈第4表〉のとおりで、県、郡と順に死亡率が高くなっているが、本町は更に高く十年間に六回も死亡率が一、〇〇〇人に対し一〇人台を示している。これは人口特に青壮年人口の減少によるものであると思われる。

○年齢別にみた死亡者数

死亡者を性、年齢別にみたのが〈第6表〉である。一歳未満の乳児の死亡率は表で見られるように逐次低下しているのは好ましいが、なお努力を

期待するところである。

その外は年齢順に割合が増すのは当然であるが、男女間の死亡者数は八〇―八四歳になって始めて男より女の死亡者数が上回るが、これは男より女が長命であることを示している。

○死産

人口動態統計でいう死産とは「死産の届出による規程」により妊娠十二週（第四月）以後の死児の出産である。

本町の過去十年間における実態は〈第4表〉年次別人口動態に示したとおりであるが、昭和四十五、四十八、五十一年を除いては常に県、郡平均より高い。これは対象が少いためもあるが未だに衛生思想の欠除、過労等による母体保護にも関連があるものと思われる。

三　衛生統計

〈第7表〉は特定死因別の死亡者数及び率を表したものである。

各年次とも脳血管疾患が常に第一位で、悪性新生物が第二位、第三位が心疾患となっているが、本町の場合は第二位と第三位の順位が年により変動がある。すなわち四十二、四十三、四十五、四十七、五十一年の五年は心疾患が第二位を占め比較的多いことを示している。いずれにしても昭和五十一年のこれらいわゆる成人病の死亡者数は全死亡者数の半数以上の六〇・六%にもなっている。成人病対策のいかに重要であるかがはっきり表に表れている。

他の疾病については特にとりたてて問題にする程のことはないが、老齢化による老衰も県の平均より低く、むしろ交通事故等による不慮の事故死は今後共社会的な問題となるであろう。又かって常に死亡率の第一位にあった結核は、治療医学や公衆衛生の向上によりほとんど問題にならない程減少しているのがはっきり表からうかがえる。

第5表　母の年齢階層別出生児数

県衛生統計書による

年次	総数	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳～	
		実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率	実数	百分率
			%		%		%		%		%		%		%
昭和42	134	2	1.5	15	11.2	53	39.5	52	38.8	10	7.5	2	1.5	—	—
43	105	1	0.9	13	12.4	47	44.8	29	27.7	14	13.3	1	0.9	—	—
44	105	2	1.9	15	14.3	42	40.0	34	32.4	11	10.5	1	0.9	—	—
45	99	—	—	19	19.2	47	47.4	26	26.3	7	7.1	—	—	—	—
46	78	—	—	14	17.9	31	39.7	28	35.9	2	2.6	2	2.6	1	—
47	89	—	—	24	27.0	38	42.7	17	19.1	10	11.2	—	—	—	—
48	77	—	—	19	24.7	33	42.9	18	23.4	6	7.8	1	1.2	—	1.3
49	83	2	2.4	18	21.7	43	51.8	12	14.5	5	6.0	3	3.6	—	—
50	78	2	2.6	18	23.1	34	43.6	21	26.9	3	3.8	—	—	—	—
51	81	—	—	14	17.3	50	61.7	11	13.6	5	6.2	1	1.2	—	—

第６表　年齢別（５歳階級）性別死亡者数

県衛生統計書による（昭和42年～51年）

年度	総数			0歳			1～4歳			5～9歳			10～14歳			15～19歳			20～24歳			25～29歳			30～34歳			35～39歳		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和42年	45	42	87	1	3	4	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	3	1	4
43	29	32	61	—	—	—	1	2	3	—	—	—	1	1	1	—	2	2	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	1	1
44	47	51	98	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1
45	52	50	102	2	1	3	1	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2	1	3	—	—	—	—	1	1	1	—	1
46	62	49	111	2	—	2	—	—	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—	3	—	3	2	—	2	—	1	1	2	—	2
47	50	41	91	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	1	2	1	3	1	—	1
48	54	47	101	—	1	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	1	2	1	—	1	—	—	—	1	—	1
49	39	41	80	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
50	37	30	67	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
51	44	45	89	2	—	2	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1

年度	40～44歳			45～49歳			50～54歳			55～59歳			60～64歳			65～69歳			70～74歳			75～79歳			80～84歳			85歳以上		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和42年	2	—	2	3	—	3	3	—	3	3	3	6	1	6	7	5	3	8	10	3	13	8	6	14	1	9	10	3	8	11
43	2	1	3	1	—	1	2	2	4	4	1	5	3	1	4	2	3	5	3	4	7	5	6	11	2	4	6	1	5	6
44	—	2	2	1	1	2	1	1	2	6	2	8	7	4	11	9	6	15	5	4	9	7	11	18	7	7	14	3	10	13
45	3	1	4	3	3	6	3	3	6	3	1	4	3	1	4	7	3	10	10	7	17	6	11	17	3	12	15	5	4	9
46	4	—	4	1	1	2	2	1	3	3	3	6	7	4	11	6	7	13	9	4	13	9	9	18	7	9	16	2	10	12
47	1	—	1	3	—	3	1	3	4	3	2	5	6	5	11	2	2	4	2	5	7	7	6	13	10	9	19	7	8	15
48	1	1	2	2	1	3	3	—	3	4	1	5	2	3	5	9	2	11	8	10	18	7	9	16	6	7	13	7	11	18
49	2	—	2	1	1	2	2	—	2	—	—	—	4	4	8	7	7	14	4	5	9	9	3	12	2	10	12	6	10	16
50	2	—	2	1	1	2	—	1	1	3	2	5	2	1	3	6	4	10	7	4	11	6	5	11	3	6	9	3	6	9
51	1	1	2	—	—	—	1	1	2	3	4	7	3	3	6	9	1	10	3	5	8	7	4	11	4	8	12	8	18	26

県衛生統計書による

気管支炎		消化器潰瘍		胃腸炎		肝硬炎		腎炎・ネフローゼ		老衰		不慮の事政		自殺		その他	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
135	17.7	30	10.5	118	15.5	133	17.4	58	7.6	379	49.6	332	43.5	87	11.4	742	97.2
14	38.7	3	8.3	26	71.9	3	8.3	2	5.5	15	41.5	19	52.5	2	5.5	41	113.4
6	58.5	1	9.7	8	78.0	1	9.7	—	—	2	19.5	3	29.2	2	19.5	13	126.7
147	19.2	90	11.7	69	9.0	145	18.9	43	5.6	363	43.6	346	45.3	91	11.9	791	103.6
12	33.4	6	16.7	5	13.9	6	16.7	2	5.5	7	19.5	13	36.2	5	13.9	33	91.9
1	9.9	1	9.9	2	19.9	1	9.9	—	—	1	9.9	4	39.9	—	—	9	89.9
140	18.3	84	11.0	77	10.0	147	19.2	62	8.1	303	39.5	391	51.0	78	10.2	743	96.9
11	33.1	3	8.5	6	16.9	2	5.6	3	8.5	11	31.1	28	79.1	4	11.3	53	149.7
1	10.2	1	10.2	1	10.2	2	20.5	1	10.2	3	30.7	5	51.2	4	41.0	21	215.1
173	22.7	74	9.7	75	9.8	172	22.6	62	8.1	289	37.9	386	50.7	100	13.1	859	112.7
10	29.0	6	17.4	6	17.4	5	14.5	10	29.0	1	2.9	21	61.0	7	20.3	37	107.4
4	42.9	3	32.2	3	32.2	—	—	6	64.3	—	—	8	85.8	3	32.2	13	139.4
55	7.2	72	9.4	78	10.2	154	20.2	75	9.8	263	34.5	386	50.6	113	14.8	789	103.4
1	2.9	1	2.9	6	17.6	6	17.6	5	14.7	5	14.7	19	55.7	4	11.7	44	129.1
—	—	1	11.0	2	22.0	—	—	3	33.0	4	43.9	8	87.9	3	33.0	10	109.9
67	8.7	72	9.4	68	8.8	166	21.6	64	8.3	225	29.3	371	48.4	124	16.1	793	103.5
7	20.6	3	8.8	1	2.9	10	29.5	4	11.8	11	32.5	12	35.4	6	17.7	45	133.0
2	22.4	2	22.4	1	11.2	3	33.6	2	22.4	2	22.4	3	33.6	2	22.4	11	123.3
74	9.6	63	8.2	91	11.8	177	23.0	50	6.5	240	31.2	363	47.1	131	17.0	851	110.5
2	6.0	2	6.0	7	20.9	5	14.9	4	11.9	6	17.9	7	20.9	6	17.9	54	160.9
—	—	1	11.4	6	68.2	1	11.4	1	11.4	2	22.7	5	56.9	2	22.7	16	182.0
71	9.2	65	8.4	64	8.3	155	20.0	66	8.5	228	29.4	322	41.5	122	15.7	856	110.4
2	6.0	4	12.0	4	12.0	5	15.0	1	3.0	10	30.0	13	39.1	9	27.0	53	159.2
1	11.6	—	—	3	34.9	1	11.6	—	—	1	11.6	4	46.5	2	23.2	13	151.0
67	8.6	68	8.7	56	7.2	166	21.2	50	6.4	241	30.8	309	39.5	132	16.9	832	106.3
4	12.1	2	6.1	4	12.1	2	6.1	2	6.1	6	18.2	10	30.3	4	12.1	39	118.0
1	11.8	—	—	2	23.7	—	—	1	11.8	—	—	4	47.3	2	23.7	12	141.9
87	11.1	51	6.5	48	6.1	171	21.7	48	6.1	228	29.0	273	34.7	115	14.6	784	99.6
5	15.3	2	6.1	4	12.2	3	9.2	3	9.2	6	18.4	14	42.8	3	9.2	46	140.8
2	24.1	—	—	4	48.2	1	12.1	2	24.1	1	12.1	3	36.2	1	12.1	21	253.1

＜第７表＞ 年次別特定死因別死亡者数（実数・率）

（率は10万人に対する率）

年次	項目	死亡者総数		結核		日本住血吸虫		悪性新生物		脳血管疾患		心疾患		高血圧性疾患		肺炎	
		実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
昭和42年度	山梨県	6,015	787.7	104	13.6	9	1.2	965	126.4	1,857	243.2	799	104.6	22	2.9	195	25.5
	西八代郡	320	884.7	4	11.1	—	—	44	121.6	109	301.4	33	91.2	—	—	5	13.8
	下部町	87	847.8	—	—	—	—	10	97.4	29	282.6	11	107.2	—	—	1	9.7
43	山梨県	6,074	795.6	94	12.3	9	1.1	999	130.8	1,650	216.1	902	118.1	81	10.6	284	37.2
	西八代郡	276	768.9	11	30.6	—	—	44	122.5	71	197.8	44	122.5	5	13.9	12	33.4
	下部町	61	609.3	4	29.9	—	—	8	79.9	15	149.8	12	119.8	2	19.9	1	9.9
44	山梨県	6,242	814.3	88	11.5	6	0.8	1,069	139.5	1,812	236.4	863	112.6	101	13.2	278	36.3
	西八代郡	349	985.6	7	19.8	—	—	52	146.9	110	310.7	49	138.4	2	5.6	8	22.6
	下部町	98	1004.0	2	20.5	—	—	16	163.9	26	266.4	14	143.4	—	—	1	10.2
45	山梨県	6,463	848.2	119	15.6	7	0.7	1,040	136.5	1,845	255.3	801	105.1	103	13.5	258	33.9
	西八代郡	319	926.3	7	20.3	—	—	58	168.4	78	226.5	49	142.3	9	26.1	15	43.6
	下部町	102	1093.5	3	32.2	—	—	16	171.5	21	225.1	19	203.7	2	21.4	1	10.7
46	山梨県	6,124	802.4	88	11.5	6	0.8	1,125	147.4	1,876	245.8	751	98.4	112	14.7	181	23.7
	西八代郡	324	950.4	5	14.7	—	—	64	187.7	103	302.1	40	117.3	10	29.3	11	32.3
	下部町	111	1219.4	3	33.0	—	—	25	274.6	33	362.5	15	164.8	—	—	4	45.9
47	山梨県	6,051	790.1	68	8.8	15	1.6	1,099	143.5	1,843	240.6	764	99.7	125	16.3	189	24.6
	西八代郡	287	848.3	4	11.8	—	—	44	130.0	89	263.0	39	115.2	6	23.6	4	11.8
	下部町	91	1220.0	1	11.2	—	—	12	154.5	31	374.4	17	190.5	—	—	2	22.4
48	山梨県	6,098	791.7	61	7.9	10	1.3	1,068	134.4	1,837	238.5	796	103.3	114	14.8	182	23.6
	西八代郡	300	893.7	4	11.9	—	—	61	181.7	91	271.1	45	128.1	4	11.9	4	11.9
	下部町	101	1148.6	—	—	—	—	18	204.7	29	329.8	18	204.7	2	22.7	—	—
49	山梨県	6,075	783.7	60	7.7	10	1.3	1,116	144.0	1,745	225.1	823	106.2	117	15.1	255	32.9
	西八代郡	292	877.2	3	9.0	—	—	44	132.2	96	288.4	39	117.2	5	15.0	4	12.0
	下部町	80	929.4	1	11.6	—	—	16	185.9	24	278.8	11	127.8	2	23.2	1	11.6
50	山梨県	6,003	766.6	77	9.8	11	1.4	1,088	138.9	1,747	223.1	811	103.6	115	14.7	233	29.8
	西八代郡	229	692.8	3	9.1	1	3.0	43	130.1	73	220.9	20	60.5	8	24.2	8	24.2
	下部町	67	792.3	1	11.8	—	—	13	153.7	21	248.3	7	82.8	2	23.7	1	11.8
51	山梨県	5,961	757.5	60	7.6	8	1.0	1,182	150.2	1,703	216.4	862	109.5	104	13.2	237	30.1
	西八代郡	285	872.3	—	—	—	—	50	153.0	94	116.3	38	116.3	8	24.3	9	27.5
	下部町	89	1072.8	—	—	—	—	11	132.6	28	337.5	15	156.7	1	12.1	1	12.2

第三節　飲用水の移り変わり

一　飲用水の変遷

住居と水　人間の生活にとって片時も欠くことのできないのが水であり飲用水である。なだらかな南斜面で、しかも水辺に程遠くない所に、数多くの先住民の住居跡が発掘されている。古代人もやはり日照とか地形（食糧・防災）とか水利などは住居を構える基本的な立地条件と考えたことが想像に難くない。したがって、人為的導水の考えられない時代には、流水の至便な所とか、あるいはわき水のほとりに必然的に集落が形成されたものである。本町における集落も反木川、大磯小磯川、常葉川、栃代川、下部川、三沢川、樋田川の流域から発達したものと思われるが、本町の石器とか土器が出土する五条ケ丘及びその周辺や上之平、中之倉、古関、水船など諸条件がほぼ一致することでもうなずかれよう。

井戸水　近世にはいり、人為による導水方法や井戸掘りの技術の導入によって、更に多くの人口を養うことが可能になり、交通等の諸条件や築堤などの技術と相まって、平地のはん濫原に次第に移り住むようになったのであろう。

井戸掘りの技術は、まず金持ちの家に導入され、次いで共同井戸ができあがるようになった。当時の井戸は、手掘りの上、石積み掘り抜き井戸で、相当の費用と人手を要したため簡単に誰でもが造れるというものではなかった。その井戸は、はじめは綱や竹ざおの先につるべをつけて水を汲み上げていたが昭和の初めごろからようやく滑車が使用された。その後吸い上げポンプ方式が終戦後しばらく続き、昭和三十五、六年ころから漸次電動式にかわってきた

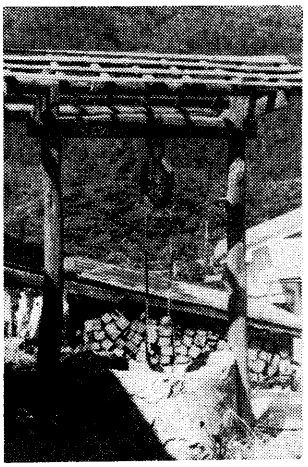

昭和初期のつるべ井戸

井戸は水脈との関係があって、どこでも掘ればいいというものではない。「川の水は三尺流れれば、お水神様がきよめてくれる」ということわざも今なお残っているように、平坦地の少ない本町においては、多くはけ

富里村村内飲用水利用状況（昭和四年調郷土誌より）

部落名	戸数 水道	戸数 井戸水	戸数 河水	戸数 湧水	戸数 合計
清沢	五	一	二二	〇	二八
大炊平	二五	〇	〇	〇	二五
岩欠	二〇	一二	〇	七	三九
杉山	一五	一五	〇	〇	三〇
北川	〇	二八	四	七七	一〇九
市之瀬	七	三九	七	二	五五
常葉	〇	一六〇	三一	五〇	二四一
上之平	〇	三四	四	一〇	四八
波高島	〇	五	一八	三〇	五三
桃川	六	七	〇	〇	一三
上部	〇	一一	三八	一三	六二
湯之奥	〇	一	三二	〇	三三
合計	七八	三一三	一五六	一八九	七三六
百分率	一一%	四三%	二一%	二六%	一〇〇%

い流を導水したり、河水やせぎの水をそのまま飲用水にあてていた。

飲用水を含む用水の確保は、主に学童や嫁の仕事であり、殊に河水やせぎの水くみは早朝にすることを要した。かつぎ棒と手おけで、共同井戸やせぎ、川などから水がめにかつぎこんだものである。そして、共同井戸は、年に一度は井戸さらいをし底まできれいにした。

水道のはじまり　我が国の水道の起源は明らかではないが、江戸の水道は最古の一つである。天正十八（一五九〇）年、徳川家康の時代に井之頭池から水を引き、各所に分水した。神田上水は承応二（一六五三）年、家光、家綱の時代に多摩川から取水した玉川上水で、管は中心をくりぬいた松、ヒノキの丸太をつないだものである。その外三田、亀有、千川の各上水がつくられた。このほか雄藩の城下町である金沢、水戸、名古屋、福山、仙台、鹿児島などでも上水道を設けたが、いずれも自然のわき水や河水をみぞで導水しただけで、沈殿、ろ過のような浄水や各戸への給水は行われなかった。このように飲用水が計画されたのは一部で、他は井戸水を主とし、次いで河水やけい流水が多く利用されたのであろう。

伝染病予防と水道条例　下水道に至っては、簡単な堀やみぞによって自然に排除されるもので、特別の施設はなかった。このように不衛生的な上下水道の状態は、腸チフス、赤痢、コレラ等消化器系伝染病の汚染源で累年全国的にまん延したものである。本町における伝染病の原因やひろがり等資料によってつまびらかにすることはできないが、神送りや疫神退散の諸行事が盛大に行われたことが古文書の中に多く見られることから、本町においても例外ではなかったことがしのばれる。

このような伝染病のまん延に対して、その予防に最も力を注いだ明治新政府は飲用水に着目し、明治十一年に「飲用水注意報」を全国に通報して井戸の改善、井戸と便所の間隔保持、井戸周囲での汚物洗滌の禁止、年一回以上の井戸さらい等を指示した。

はじめて近代水式水道が設けられたのは、明治二十年完工の横浜市で、ろ過水を有圧鉄管で給水した水道が英人パーマーの設計監督によってはじめて完成された。横浜は貿易港として、伝染病の伝染しやすい地域であるためであった。

政府の諮問機関である中央衛生会は、上下水道の普及が腸チフス、赤痢、コレラ等急性伝染病予防のために重要な施策であることを建議した。政府は二十三年になってようやく「水道条例」を制定した。その内容として、水道の敷設は市町村に限定、水質の検査、事業の認可等が主な骨子となっている。この条例の制定により、水道の普及がその緒についたわけである。

水道は最も安全な良質の飲料水を供給するが、家庭の用水に限らず火災時の消火用水や工業用水としても使用され、生活、生産にとって重要な施設である。昭和三十二年の「水道法」の定めるところによって、清浄な水を豊富にかつ低廉な価格で住民に給水することが規定され、この水道事業によって公衆衛生の向上と生活環境の改善がうたいあげられている。

徳平淳の昭和三十四年三月の調べによると、水道が敷設されて生活様式が改善されるとともに、消化器系伝染病の発生が著しく減少し、また火災の減少にも効果があることがはっきり現れている。

本町の水道　さて、本町の広域簡易水道を除いたほかの水道について記してみよう。

この水道調査のうち、明治時代のものについてはつまびらかでない点も多いが、このころの水道は、単にけい流をせきとめ、わき水を導いて水そうにため、各家庭でその水をくんだ共同の水道である。導水管としては主として竹どいが用いられ、継ぎ手には松の木をくりぬいたものが使われた。明治の終わりころから素焼きの土管が使われはじめた。土管の継ぎ手には「ま土」をつめたり、セメントで固めたりして漏水を防いだが、続いてチャン引き土管が使用されるようになった。昭和二年ころから下岩欠、大炊平、湯之奥部落等が次々と完成したが、これらの給配水管には、鋳管とか亜鉛引き鉄管がはじめて使用され、ほぼ現在の施設と大差のないものが出来上がった。昭和十六年には、清沢部落では経済更生特別事業とし

富里地区水道調　　（昭和55年調べ）

部落	給水区域	戸数 人口	種類	揚水 表流水 湧水	取水 自然流下 他	配水池 構造	配水池 規模 縦×横×高	総事業費	竣工年月日
栃代	西沢から約500m山腹に堰をこしらえ自然流下にて使用した							円	
〃 日向		10戸	湧水		自然流下	コンクリート	1.5×1.5×1.5	200,000	昭和36年
〃 日影		6戸	湧水		自然流下	コンクリート	1.5×1.5×1.5	150,000	昭和36年
和名場		21戸	表流水		自然流下	木製	1.5×1.5×1.2	50,000	昭和22年
〃		17戸	湧水		自然流下	コンクリート	4m×4×4 2ケ所	879,750	昭和36年12月
〃		21戸	表流水		自然流下	木製	0.90×0.90×1.80		大正5年
杉山		15戸	表流水		自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×3.0×2.0	300,000	昭和4年
岩欠下		20戸	表流水 揚水		自然流下 〃	鉄筋コンクリート 〃	4.8×4.5×2.4	2,614 285,464	昭和2年2月
大炊平		25戸	湧水		自然流下	鉄筋コンクリート	3.6×5.5×3.6	10,000	昭和3年5月
〃		1,100人	表流水		自然流下	鉄筋コンクリート	4.0×7.0×2.2	6,441,000	昭和35年3月
清沢		28戸	表流水		自然流下	鉄筋コンクリート	3.5×3.5×2.0	16,000	昭和16年1月
菅之窪		5戸							大正4年2月
横手（丸畑）	14戸	85人	湧水		自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×2.0×1.5	698,000	昭和31年3月
〃	〃		湧水		揚水	鉄筋コンクリート	上 3.6×5.7×3.6 下 3.9×3.9×2.4	605,800	昭和33年10月
笠		8戸			自然流下	鉄筋コンクリート	2.7×2.7×2.0	433,000	昭和33年
南沢		7戸			自然流下	鉄筋コンクリート	3.6×3.6×3.0	468,000	昭和32年
長塩大草里	21戸	88人	表流水		自然流下	鉄筋コンクリート	3.5×3.5×3.0	597,680	昭和26年3月
長塩紙屋大草里	21戸	97人	表流水 湧水		ポンプ半 自然流下半	鉄筋コンクリート	38×1.8×20 3.5×4.5×3.0	1,600,000	昭和50年5月
長塩向川		88人	湧水		自然流下	鉄筋コンクリート	5.0×2.5×2.6	581,500	昭和26年5月
長塩		88人	湧水		自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×4.5×2.5	1,112,467	昭和21年11月10日

北川		148人	伏流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×2.0×2.4	1,537,024	昭和30年3月
市之瀬		7戸						昭和4年
常葉東組		330人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	4.0×2.7×2.3	1,876,000	昭和33年3月
常葉中央		380人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	5.5×3.0×2.0	2,300,000	昭和34年3月
宮平	6戸	24人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	1.8×1.8×1.8	100,000	昭和40年
竹之島	25戸	130人	伏流水	ポンプ室 2.0×2.0×18	鉄筋コンクリート	6.0×6.0×2.1	3,455,000	昭和36年3月
一色和平嶺		53人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×1.6×1.4	363,000	昭和29年11月
一色和平全域		82人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×2.0×3.0	696,740	昭和40年1月
上之平		160人	伏流水	自然流下	地下式鉄筋コンクリート	3.8×2.2×2.2	1,535,000	昭和33年7月
湯之奥	16戸	45人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	3.0×3.5×3.0	不詳	昭和3年
下部 第二町会	10戸	40人	〃	〃	鉄筋コンクリート	6.0×4.0×2.0	150	昭和13年4月
〃 第三町会	26戸	72人	〃	〃	鉄筋コンクリート	4.5×3.0×2.0	350	昭和14年4月
〃 第一町会	12戸	50人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	4.5×3.0×3.0	330,000	昭和28年3月
〃 第四町会	30戸	120人	〃	〃	鉄筋コンクリート	5.0×3.0×3.0	850,000	昭和36年7月現在使用していない
湯町	下部一円	270人	伏流水	自然流下	鉄筋コンクリート	11.0×7.0×2.9	25,970,681	昭和42年3月
下部 第五町会	42戸	130人	〃	〃	鉄筋コンクリート	5.0×5.0×4.0		昭和49年3月
雨河内		110人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×2.0×2.0		昭和23年
雨河内	下部駅前	110人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	1.8×1.8×2.0	1,500,000	昭和35年
雨河内		100人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	5.0×3.0×3.0	545,000	昭和51年
大子	3戸	6人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	4.0×1.0×1.5	480,000	昭和40年
波高島		280人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.1×4.0×2.0	1,569,000	昭和35年12月
桃川	6戸							昭和4年

久那土地区水道調

部落	給水区域	戸数 人口	種類	揚水 表流水 湧水	取水	自然流下 その他	配水池 構造	配水池 規模 縦×横×高	総事業費	竣工年月日
芝草	13戸	47人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	3.1×2.2×1.5	120,000	昭和33年7月
道 1.2組		112人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	2.0×1.8×2.0	672,479	昭和31年5月
〃 4組	11戸	37人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	4.0×1.2×1.5	180,000	昭和30年
上切房木全	17戸	137人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	2.4×4.0×2.3	972,168	昭和27年10月
切房木日陰	6戸	30人	表流水		自然流下		鉄筋コンクリート	1.8×1.8×1.5	不詳	大正4年
〃 新井	11戸	103人	伏流水		自然流下		鉄筋コンクリート	2.0×2.0×1.5	608,556	昭和33年1月
車田上	9戸		表流水		自然流下		鉄筋コンクリート	2×2×1.5	35,000	昭和35年頃
車田下	15戸		表流水		自然流下		鉄筋コンクリート	2.5×2×1.5	40,000	昭和35年頃
嶺	12戸		表流水		自然流下		木製	1.8×1.2×2	不詳	明治30年頃
久保		140人	表流水		自然流下		鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート	2.0×2.7×2 1.6×1.8×2	1,740,910	昭和41年3月
嶺	12戸	115人	表流水		自然流下		鉄筋コンクリート	3.7×3.7×3.7	1,637,000	昭和33年2月
熊沢上村	13戸	65人	表流水，湧水		自然流下		木製	1.0×1.0×.0 0.6×1.2×0.7	不詳	明治40年頃
〃 〃	20戸	100人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	2.8×2.8×2.8	450,000	昭和30年4月
樋田上向	11戸	70人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	直径 2×1.5	不詳	明治30年頃
樋田上向	10戸	55人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	2×2×2	150,000	昭和33年2月
下向	7戸	40人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	2×2×1.5	不詳	昭和34年
大草	7戸	45人	湧水		自然流下		木製	2.5×15×2.0	不詳	大正初期各戸配水
上田原	11戸	180人	湧水		自然流下		鉄筋コンクリート	1.8×2.8×1.8	345,000	昭和38年10月

古関地区水道調

54年1月調

部落	給水地域	戸数 人口	種類 揚水 表流水 湧水	取水 自然流下 其の他	配水池 構造	配水池 規模 縦×横×高	総事業費	竣工年月日
釜額上	11戸	70人	表流水	自然流下	木桶	0.6×0.6×1.0		明治初年
〃 下	11戸	65人	表流水	自然流下	木	0.6×0.6×0.1		明治初年
中之倉西組	10戸	60人	湧水	自然流下	水槽なく導水		不詳	昭和初期
〃 東組	4戸	27	湧水	自然流下	槽なく導水			昭和初期
〃 中屋敷			伏流水	自然流下	水槽なく各戸へ配水		不詳	昭和初期
古関		620	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	9.7×3.6×3.3	6,640,000	昭和33年5月
八坂	当時 10戸	51人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.7×1.8×1.8	700,000	昭和38年3月
沢		7人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	5.0×1.5×1.5	不詳	昭和45年
御弟子	7戸	18人	揚水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×2.0×1.5	不詳	昭和36年4月
根子中村	22戸	78人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	3.0×2.7×3.0	400,000	昭和27年4月
根子上日影	8戸	60人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.0×3.0×2.0	300,000	昭和26年5月
瀬戸簡水	一般	120人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	38t貯水量	3,165,000	昭和33年6月12日
峯山	12戸	50人	湧水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.4×2.4×2.7	450,000	昭和32年
八王子	5戸	25人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.7×1.8×2.1	57,000	昭和32年11月
上小磯	8戸	45人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.7×1.8×1.8	110,000	昭和34年3月
根子		55人	表流水	自然流下	鉄筋コンクリート	2.7×1.8×1.8	616,740	

て、水道事業を完成した。

二　簡易水道の普及

戦後、水源を旧取水所にもとめて簡易水道としたものが多い。長い使用経験から、消化器系伝染病予防というよりは、むしろ省力利便という生活改善の面に重点がおかれたが、県では市町村飲用水改良費補助規程を設け、その費用の六分の一を助成することとなった。本町内における最初の補助対策事業としては、長塩大曾利水道で、昭和二十六年三月に完成した。以来水源に恵まれていた下部町各部落では、三十年ころをピークとして競って事業が施行された。当時の町村には、水道行政に対して何らの構想もなく、種々の問題を後遺症としながらも、地域に安定した飲用水を供給したばかりでなく、生活改善や伝染病予防に果たした役割は計り知れないものがある。

これらの簡易水道の完成は、部落民が一致協力して工事にあたり、あるいは川を横切り、あるいは山腹を開くなどの苦労の上に完成したもので、経済の復興と相まって、このころを契機として生活改善もようやくその緒についた。じゃ口をほとばしる水にえもいわれぬ喜びを味わったものである。

全国的な水道の普及熱に合わせ、国は昭和三十二年、こけむした「水道条例」を廃止し、新たに「水道法」を制定した。おもな改正の内容は、水道を近代化するため、給水人口一〇一人以上の水道施設を簡易水道として新たに設け、その建設には国庫補助制度を設けたほか、浄水施設や消毒、その他日常の維持管理も義務づけた。さらに消火せんの設置も新たに規定されて、より安全な水を多量にしかも安価に供給することを目標として制定施行されたことにより、簡易水道の登場となった。給水人口五〇〇一人以上の上水道と相まって、近代的な水道の施行と維持管理体制が確立されたわけである。本町において、新水道法に基づいて最初に整備されたのが古関簡易水道で、昭和三十三年三月、国庫補助金を受けて完成した。続いて三十五年三月、大炊平水道がしゅん工した。同水道は、昭和三年に給水を開始以来三十年間に及んだが、その余水は遠く一・五キロ程もある富里小学校、役場等に送水され、多くの住民に水道の利便と必要性を痛感させてきたが、施設の老朽と使用量の増加によって新たに建設されたものである。

その後、湯町簡易水道更に竹之島簡易水道が昭和四十六年完成し通水さ

一人一日の水の使用量　（化学ライブラリー水と環境より）

種別	使用量（ℓ）
飲用	2
炊事	6
調理	6
食器洗滌	4
浴用	55
洗濯	60
掃除	8
水洗トイレ	21
手洗	5
洗車	85
雑用	12
み ず 処 理	6
計	288

営業用途別給水量

種別	使用量（ℓ）
旅館（泊り客）	二四〇
ホテル（泊り客）	五四〇
飲食店（延客）	四〇
飲食店（従業者）	一一〇
喫茶店（延客）	一〇
喫茶店（従業者）	一〇〇

水の生理的必要量　一日（摂取量）

種別	必要量（ℓ）
食物	一、〇〇〇
流動物	一、三〇〇
体内酸化	三〇〇
計	二、五〇〇

水の生理的必要量　（排泄）

種別	必要量（ℓ）
尿	一、四〇〇
肺	六〇〇
汗から排出	三〇〇
糞便	二〇〇
計	二、五〇〇

れた。その時点での普及率は約六〇%であるが、町全体からみれば給水計画、普及率共にこれからというところであろう。

水の使用量　きれいにすることを「洗い流す」という言葉があるとおり、文化生活が環境衛生とか至便とか合理性を志向するならば、まさに水の使用量は文化のバロメーターである。文化がすすむに従って、水の使用量はますます増加していくことであろうが、現在、我々は一人一日にどの位の水を使用しているだろうか。驚くべき数字である。

上掲の表は一人当たり一日の使用量を示したものである。

三　広域簡易水道

生活改善が進み、文化生活が高い地域ほど水道の必要性は増すが、昔は、平地で用水が得られ易い場所は井戸により、得られ難い地域は遠方から導水して水道を設け、利便を得ていた。

旧下部の常葉一円は、世帯、人口共に多く集まっていながら、用水は井戸に頼らざるをえなかった。簡易水道が普及するにおよび、雨河内川上流の大日向から導水し、常葉部落一円に給水する計画もあったが、諸種の事情で中止になったいきさつもある。旧大炊平水道や常葉東水道から給水していたが、誘致工場と人口増加によって限界に近い状態にあった。また古関には古関水道、下部には下部水道などがあるが、町内の水道はすべて簡易水道である。昭和四十四年現在二一施設、給水人口五、五一一人が県の認可を受けた水道である。総人口九、三二八人に対し、給水人口は五九・一%になっている。ちなみに水質検査の結果をみると、時に飲用不適が五〇%以上（昭和四十七年度調べ）もある。その他無認可の給水施設三〇箇所、完全な施設とはいわれない認可施設についても、計画給水人口一、〇〇〇人以上は三施設で、残りは部落内地区を単位とした小規模なものである。これらは浄水施設整備も必要であり、運営には受益者である水道組合が当たっていた。このような状況下においても、車田と三沢の二地区は、なお井戸水を重要な飲用水としていた。

このような状態の中で、今後これらの整備統合を進め、水系を単位とし、名実共に町営として水道管理をし、生活の向上や工場誘致等による水の需要増大に対処しなければならない時を迎え、昭和四十七年、次のような主要施策を決定した。すなわち

1　飲用水の不足、施設のない地区への簡易水道建設をできうる限り大規模で実施する。

2　浄化滅菌施設の整備強化をすすめ、口こう伝染病予防に万全を期す。

3　既設の小規模水道を統合整理して、実質的に町営管理をする。

よりよい水を求めることの久しかった久那土地域の要望がようやく実り、総額七、四六〇万円の予算をもって、初めて本格的な簡易水道が計画された。

(1)　久那土支所前の三沢川、樋田川合流点へ二五メートルのボーリングにより、一日三五〇トンの揚水に成功した。

(2)　必要量五〇〇トンの不足分一五〇トンは、一〇〇メートル上流の樋田川地下水をくみ上げる予定。

(3)　以上五〇〇トンの水を小学校裏山の伝水へ電力で揚水し、久那土一円へ給水する。更に多数の消火せんによる防火設備も併せ整備する。

以上の構想のもとに、昭和四十七、八年度の完成をめざし、国庫補助事業として認可を受け、山梨セメント商会の手により、昭和四十七年度事業として、一部の地域には配水管の埋設工事も行われた。

全町水道計画

昭和四十七年十一月十日、佐野町長が就任するや、次のような全町水道計画をたてた。

全町水道計画

(一)　久那土・古関地区水道

水源を古関反木川に求め、両地区を昭和四十七、八年の二か年に完成する。

(二)　下部地区水道

水源を栃代のわき水に求め、昭和四十八、九年の二か年に完成する。

(三)　下部湯町水道

現在の水道を強化し、上之平、波高島を加えて給水区域の整備拡大を図る。これは昭和四十九年に完成する。

以上三水道の末端をつないで、上水道に切り換える。

以上のような構想を立て、議会の議決を得たが、反木川を水源とする古関、久那土地区への水道は、水質・水量共に優良であることを認められながらも、古関水道の問題と水利権がからんで、古関地区の反対にあい、消滅するに至った。(昭和四十八年四月二十三日)この際、下部地区と久那土地区との合同の水道計画変更をまとめ、同年四月二十七日議会の同意を得、直ちに久那土地区水道計画一部変更書に議会の同意書を添えて、県へ許可申請書類を提出した。

この計画は、旧下部のうち、湯之奥・下部・上之平・波高島を除く全域と久那土全域に給水しようとする広大なもので、その水源には、栃代川上流の町有地からわき出る水源と山神社のいわゆるお手洗い水をあてた。長大な送水管により両ブロックへ給配水しようとするもので、今まで考えも及ばなかった、山を越える水道の実現は、当時厚生省が新たに企画していた広域簡易水道の構想そのものであった。給水区域内の既設の簡易水道は全部廃止して、管理運営はすべて町で行うことを前提としたもので、この点では、行政が初めて水道に対応する姿勢を前向きに示したものとして、大きく評価されるものであろう。

給水人口五、一〇〇名と消火せん一七二基を備えた、総事業費四億三〇〇万円、五か年継続事業としてのこの計画が示されると、県当局はこの構想の当初計画予算について難色を示した。町長は、積極的にこれに当たる一方、給水地域特に水源及びその流域下の部落の懇談会を開き、住民の理解を得るための努力を重ねた。

この水道事業計画が町民に知れると、一様に大きな反響を呼び起こし、その実現の成り行きを心配する声もあった。特に栃代川流域の住民は、栃代川によって、田畑に必要な水その他一切の生活用水を得ていたので、生活を奪うものとして強く反対を表明した。昭和四十八年八月、岩欠、大炊平、清沢、山口の住民は、「栃代川流域の自然を守る会」を結成して、組織的な反対運動を開始し、役場や県庁にまで陳情し、デモを起こして計画の撤回を求めてきたが、変更認可申請書が県に提出され、昭和四十九年一月十八日付で認可されるや、直ちに厚生省に再審査を請求するまでに至った。こうした論議のうちにやむなく計画は一部変更され、県では、久那土地区は久那土へ、長塩・市之瀬方面は木喰橋付近へ、杉山・岩欠・大炊平・清沢・常葉付近は栃代へと三ブロックに分け、それぞれ水源を求めて工事をすることで認可した。この計画によって水源を三沢川に求める久那土地区は、水利権の問題と併せて六郷町鴨狩部落の理解も得られず、ついに告訴ざたにまで発展してどろ沼化の様相を見せた。

下部町広域簡易水道　そこで着目したのが、現在取水している常葉杉之木水源池である。杉之木向こうの山は、中腹から山のふもとにかけて、至る所に清水が吹き出している。その岩盤の下には相当の地下水があるとの推定のもとに、その中心部を堀削したところ、果たせるかな八メートル堀り下げたところで一日三、〇六八トン、水温一一度の水脈にあたった。現在給水中の人口は五、一〇〇人で、給水量は一、一〇〇トンもあれば十分である。

県の調査の結果は「極めて良好の水源である」との折り紙付き、保健所、県立衛生研究所の検査の結果も「飲用適」の証明を得た。早速、五月二十日、臨時議会を招集し、久那土簡易水道の計画変更を議決、昭和四十九年六月二十一日、計画変更が認可された。ここに幾多の波乱を呼び、住民運動にまで発展した下部町広域簡易水道は、常葉杉之木地内のわき水を水源とすることで情勢は一変し、一か年半に及ぶ水資源問題もようやく落着し、実現への第一歩をふみだした。

そして、昭和四十九年九月三十日、まず水源及び部下配水工事等に着工

した。更に久那土配水池に送水するため北川地内に二箇所送水ポンプ室等の設置工事が開始された。工事は順調に進行して道地内の久那土配水池も完成し、昭和五十年九月十三日にはついに久那土地域への通水式が水源池で挙式され、常葉川水系の水は山を越えて給水された。これまでに類をみない歴史的な快挙が成し遂げられたのである。

一方、大磯小磯地区は高所のため、加圧ポンプ場を設け給水する計画であったが、たまたま赤池長治の山林中より良質のわき水が得られたので、これを広域簡易水道の第二水源として、同地域に給水する工事が施工された。ほか五十及び五十一年度予算で丸畑配水池から分水し、大石・勝坂にも各配水池を設け、同地域及び一色地域への送配水管の敷設並びに下部地域への配水管工事が行われた。

昭和五十二年五月、各戸給水工事を除き、久那土簡易水道以来満五か年余、総工費計五億四、〇〇〇万円余を費して、県下にも類をみない規模の広域簡易水道は完成した。その建設経過の中では幾多の問題はあったが、これらを克服して、町の水道整備計画が大きく第一歩を踏み出したわけである。このことは用水に事欠き、不自由を忍んできた地域へ安全な飲用水を供給し、更に消火せんの設備等により住民の安心感をきたし、水道導入による衛生思想の向上等が大いに注目された。反面、山越えのためのポンプ施設や電気料金等の経費節減対策と併せ、加入者使用量の増加等の懸案事項も数多く、これらの解決に精力的に取り組む必要がある。

下部町広域簡易水道施設の概要

(一) 給水区域

給水区域を下部ブロック、久那土ブロックの二つに分け次の地域に給水を行なっている。

下部ブロック（上田原、一色、北川、市之瀬、常葉の内山口、雨河内を除く常葉、古関の内丸畑の各部落）

久那土ブロック（大字三沢、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊沢、大磯小磯の各部落）

(二) 給水人口、給水量

計画給水人口　五、一〇〇人

計画給水量一人一日平均給水量一五〇ℓ、一人一日最大給水量二〇〇ℓ。

(三) 水道施設

(イ) 水源　第一水源下部町常葉六九六八番地の九に集水井としてφ二〇〇〇㎜の集水ヒューム管を二カ所埋設しその中心にそれぞれφ二〇〇㎜H＝二五mのボーリングを行い取水を行っている。

第二水源下部町大磯小磯二二八六番地の湧水を止水堤を設け取水している。

(ロ) 送水　第一水源集水井に設けられた取水ポンプにより取水された水は第一送水ポンプ所へ、第一送水ポンプ所より第一送水管SGPφ一五〇㎜を経て下部配水池に送水、下部配水池より第二送水管、SGPφ一二五㎜により自然流下で第二送水ポンプ所に、第二送水ポンプ所よりポンプにより第三送水ポンプ所に、第三送水ポンプ所よりポンプにより丸畑配水池に送水し、丸畑配水池より自然流下により久那土配水池、勝坂配水池、大石配水池にそれぞれ送水している。

(ハ) 配水　下部配水池貯水量、二〇〇㎥で配水方式は自然流下により給水区域三五八戸へ給水する。

丸畑配水池貯水量一四〇㎥で配水方式は自然流下で九〇戸へ、また一部の七戸へはポンプの圧送により配水している。

久那土配水池貯水量二三六㎥で配水方式は自然流下により久那土ブロックの五二〇戸へ給水している。

勝坂配水池貯水量七四㎥で配水方式は自然流下により八四戸へ給水している。

大石配水池貯水量六二㎥で配水方式は自然流下により五一戸給水している。

大磯配水池貯水量五八㎥で配水方式は自然流下により三九戸に配水して

いる。

（二）消化栓

地下単口式φ六五㎜　一七八基

アングルバルブφ五〇㎜　二〇基　計一九八基。

○システム

無線式遠隔監視制御システムは第一送水ポンプ所を中央監視制御所とし、第二送水ポンプ所を始めとし第三送水ポンプ所、下部配水池丸畑配水池を被監視制御所とする一方下部町役場を傍受警報所としこれら相互を無線回線で結ぶ集中監視制御設備です。

設備の機構は各所の計装設備、ポンプ設備と有機的に結合され設備の監視及び制御を合理的に行ない経済的な運用を実現する。

○機能

遠隔監視制御は各被監視制御所を五分毎に呼び出し測定データ、状態データ、警報データの収集を行ない、中央監視制御所に指示、表示すると共に必要に応じポンプの起動、停止の制御を行なう一方各所の測定データを傍受警報所に通報、警報が表示される。これらの機能は全て自動で昼夜繰返し行なわれている。

ポンプの運転は各配水池、ポンプ井の水位を一定とする水位一定制御方式を採用し溢水、渇水のない安定供給をしている。

またこの無線回線を利用し各所との通話連絡ができる。

○遠隔監視制御設備方式規格

伝送路――70ＭＨＺ帯単一無線回線

システム構成――一対五集中方式

伝送方式――ポーリングデシタル方式

符号誤り検定――水平・垂直パリティ検定

精度――±一％

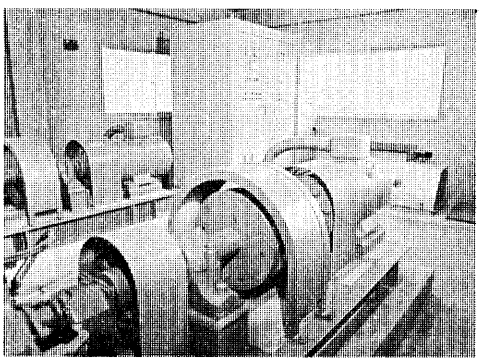

第２送水ポンプ，制御・計測設備（北川）

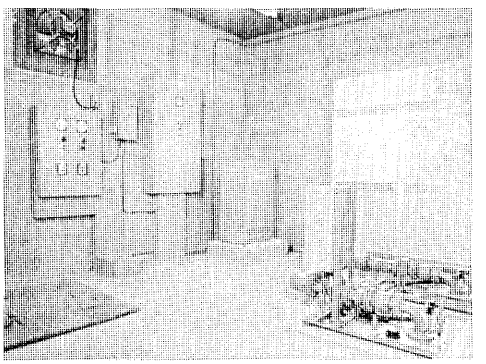

丸畑配水池ポンプ・制御・計測設備

四　広域簡易水道以後

三保地区には、昭和三十年代に久保、嶺の両簡易水道が建設されたが、その水質、水量共に不良で、保健所の水質検査でも幾度か指摘されてきた。たまたま市川大門町において、山保簡易水道が計画され、その経過の中で局面は展開していった。

市川大門町は、樋田川上流四尾連地内に水源を求め、四尾連ほか六部落への簡易水道を企画して、昭和四十七、八年度の完成をめざし、予算約五、〇〇〇万円をもって着工した。ほぼ完成する時点で、樋田川流域の人々が感知して、昭和四十八年十一月九日に急きょ「樋田川水利を守る会」を結成して、憂慮すべき問題へと発展した。この事態を重視した県民室長と市川土木出張所長が立会人として、昭和五十年十一月一日、下部町、市川大門町、樋田川水利を守る会の三者間において、「山保簡易水道に関す

ポンプ設備の概要

○第一水源及水中ポンプ設備

（取水ポンプ）●水中ポンプ七・五KW×二台　揚水量　一・五㎥／min×二

●滅菌機用ポンプ一・五KW×二台　取水ポンプと連動運転

○第一送水ポンプ所ポンプ設備

（送水ポンプ）●水中タービンポンプ

三七KW×三台（内一台予備）　送水量　〇・八㎥／min×二

○第二送水ポンプ所及第三送水ポンプ所ポンプ設備

（送水ポンプ）●多段タービンポンプ　五五KW×二台（内一台予備）

送水量　〇・八㎥／min　フライホイール付

○丸畑配水池ポンプ圧送設備

（圧送ポンプ）●圧力式自動給水ユニット×一台（ポンプ予備機付）

吐出水量　〇・二㎥／min

○第一・第二及第三ポンプ所は六KV受電

下部配水池、丸畑配水池は二〇〇V又は一〇〇V受電各ポンプ所、及配水池にはそれぞれに必要な制御設備、無線式遠隔監視制御装置と補機類とを具備している。

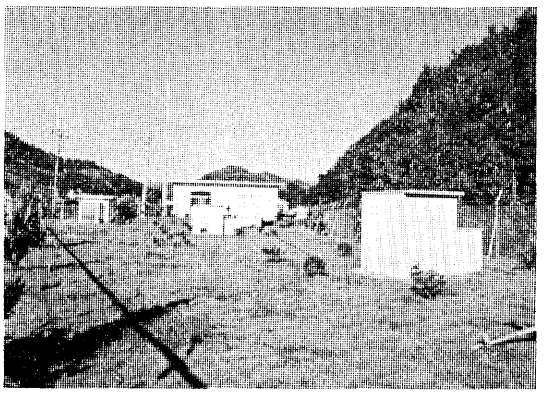

第１水源及び水中ポンプ設備（杉之木）

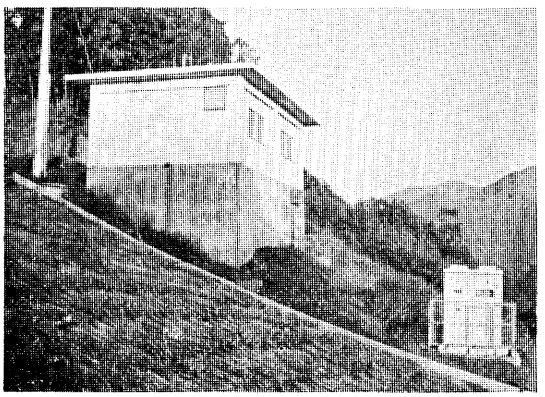

第３ポンプ所全景（横手）

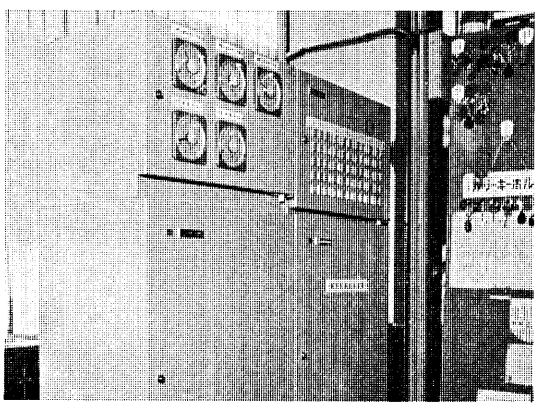

下部町役場，計測監視設備

る協定書」が締結された。

その中から関係条項を抜粋すれば

一、樋田川上流にダムを建設する。

二、三保地区水道について

(1) 三保地区で実施する簡易水道の水源は、市川大門町の水道の堀切分水池より引用する。

(2) 水の代価は市川大門町で徴収しない。

(3) 水源池より下部町へ分譲する堀切分水池までのすべての経費は、市川大門町で負担する。

(4) 分譲を受ける堀切分水池より三保地区までの水道工事は、下部町において行う。

三、その他

(1) 現在山保七部落一日の給水量には一九〇トン以上取水しない。

(2) 三保地区への分水は、一日五〇トンとする。

この協定書に基づいて、三保簡易水道は昭和五十二年度事業として国庫の補助を受け、総事業費二、九七二万円をもって着工し、昭和五十二年度末に完成した。給水区域は、山家、嶺、久保の三部落、給水人口は二一六人で、消火せん一二基を備えている。

広域簡易水道の給水区域外の下部及び古関地区には、昭和三十年の前半以前に整備された簡易水道、小規模水道施設が、わき水や表流水を水源として、住民に利用されてきた。

昭和五十二年四月、大月市の市営住宅に起きた病原性大腸菌による集団下痢症事故により、県下を一斉点検したところ、給水人口一〇一人以上の無認可水道施設が合計六四か所発見され本町も調査の結果、四施設が無認可水道として発見された。県からは、五十四年度までに改善のうえ認可を取るよう改善勧告がなされた。同時に行われた給水人口五〇人以上の小規模水道の調査では、七箇所あることが判明した。

県では、これを機会に、各町別に無認可、小規模水道を含めた統合整備計画を樹立するため、保健所と町で現地調査をした結果、将来には町内の水道をブロックとし、計画的に整備統合を進めることとした。なお県では、大月市の事故を教訓として、発見された水道施設には、五十三年度に限り早急に塩素滅菌するための滅菌機の施設に特別な補助規則を制定し、特に補助率も二分の一として計上しているが、本町でも、小規模水道を含め計一三か所の滅菌機の設置を完了した。

このように広域、三保簡易水道は完成したものの、県と共に策定した統合整備計画の年次別推進、広域簡易水道の維持管理体系等、水道事業にかかわる諸案件について諮問するため、町では、昭和五十二年三月、条例で簡易水道運営審議会を設置した。議会、学識経験者等による委員会に、水道にかかわる諸般の事項を諮問し意見を求めて、事業の推進をはかっている。この制度により、町民の意識の反映、体系的な水道施設の整備計画の実施が期待されている。

第四節　環境衛生

一　戦前の環境衛生と衛生組合

公衆衛生活動の基礎的な分野で、住民の協力を得ながら、健康で明るい生活を営むための生活環境をよりよくする行政の分野である。具体的な取り組みとしては、清浄な上水を供給し、ごみや下水は速かに排除し、伝染病を媒介し健全な生活に害を及ぼすネズミ、ハエ、蚊等の媒体を駆除して、地域の衛生環境を保持するほか、旅館、飲食店、理容美容所等の衛生基準の保持等である。昭和三十年代後半からの経済の高度成長に伴って発生した水質汚濁、大気汚染等、いわゆる公害防止活動も特に重要な課題であることはもちろんである。

明治維新以来の国や県の行政は、当時大流行したコレラ、赤痢等の防疫対策と医療体系策定に全精力を傾注していたが、明治二十年ころ、その流行が一段落したのを機会に、政府の医制面での諮問機関である中央衛生会

が上下水道の必要性を建議した。

このことは当時の衛生局年報に「二十一年二年ニ至リテハ伝染病ノ流行ヲ免レ　一般平穏無事ヲ保チシカバ前年ノ識想ハ此間ヲ以テ発達シ即チ衛生工事ノ必要初テ社会ニ是認サレ国家百年ノ長計此ニ其端緒ヲ啓発スルノ好機ヲ得タリ」と上下水道工事の早期着手の必要性を認め、更に「一時ニ之（上下水道の敷設）ヲ挙行スルコト能ハザルノ事情アリトセバ寧ロ上水供給ヲ以テ先着トセザルヲ得ズ」とあり、まず上水すなわち水道優先を決定し、二十三年の水道条例の公布施行となって現れた。「下水道法」が公布されたのは一〇年後の三十三年で、その影響は今日にまで及んでいる。また、同じ年に「汚物掃除法」が制定され清掃の徹底と指定都市におけるごみ、し尿収集が規定された。

このころ、我が国に初めてペスト患者が発生し、これを媒介するネズミ駆除が「家そ駆除の件」（明治三十二年内務省訓令）により新たに始められた。ネズミ族駆除は、汚物掃除法による大掃除の実施とともに「ねこいらず」等の黄りん製剤により、各地の衛生組合の事業活動として実施された。

その後腸チフスの大流行の際は、ハエがその媒介をするものとし、これに蚊も含めて、伝染病予防法が改正され、名称も「ネズミ族昆虫駆除」と改められた。伝染病予防の一環として、伝染病発生時の患者の隔離や防疫活動とは別に、平常時の衛生組合の任務として、大掃除等の実施とともに主要な事業であり活動であった。

二　戦後の環境衛生と蚊、ハエの駆除活動

終戦とともに進駐軍命令により、従来の官制衛生組合は解散させられたが、戦後の大混乱のなかで各地に発生したコレラ、赤痢、発しんチフス等の防疫に、各地の人々は自主的に参加協力してきた。やがて、すすんで皆の協力で地域を清潔にし、今まで長い間悩まされてきた蚊やハエを、伝染病予防から一歩進んで、積極的に駆除して、住みよい快適な生活をしようとする運動が全国的に盛り上がってきた。

昭和二十四年、厚生省は「ハエなし村」運動を提唱した。今までは夏に蚊やハエは付き物とあきらめきっていたのが、全域一斉に発生源対策を講じ、共同で定期的な消毒防除の結果、蚊やハエは目に見えて減ってきた。何よりも、ノミが全くいなくなった等の地区を先進地として、これらの地区をモデルに、次々と「ハエなし村」は広がっていった。昔はノミによって、男女共下着が点々と汚れていたものだが、それも全くなくなり、安眠できるので、老人達は夢のようだとまで言うようになった。この活動は昭和二十八年度からは厚生大臣及び毎日新聞社により、毎年数地区が環境衛生改善模範地区として選ばれ、全国表彰されるまでに至った。



ネズミ駆除対策

三　本町における環境衛生

本町においても、二十七年ころから、久那土村婦人会が身延保健所と定例的にネズミ駆除を実施して相当な効果を収め、また、旧下部町長塩においては、保健所と協力して蚊やハエの駆除に取り組んできた。なかでも旧下部町波高島における、蚊とハエの駆除を中心とした保健衛生全般にわたる活動は、本町はもちろん全国的に著名であった。この地域も、ご多分に漏れず赤痢患者による痛ましい事例があり、これを他山の石として、再び患者を出さないための住民活動が開始された。昭和二十七年、佐野喜光が地区衛生組織である保健衛生組合長に就任してから、活動が本格的になっ

た。その事業としては、

(一) 国民健康保険への協力
(二) 蚊、ハエ、ノミの撲滅、寄生虫の駆除
(三) 住居、特に炊事場・便所等の設備改善
(四) 伝染病予防のための消毒
(五) 健康診断への協力
(六) ラジオ体操の普及
(七) 設備改善の財源を目的とした無尽会の設置
(八) その他必要と認める事業

と、非常に大きなものがあり、全戸義務加入制となっているのが特徴である。しかし、当初はいろいろと困難な点もあったので、保健所と協力して、当時まん延していた寄生虫の検便、集団駆虫から始めた。これに映画会の開催などにより、逐次蚊とハエ駆除事業を取り入れ、蚊やハエの発生源の除去、定例的な殺虫剤の共同噴霧、毎月十五日の清掃の日の実施等を行った。また、保健所員と組合役員が班を作り、各戸の点検をするまでになり、ついには便所周辺や下水のみぞをコンクリート化した。その資金には、衛生無尽を作り、必要度の高い人からそれをおとして相互に利用しあった。この成果は、保健所長及び県知事表彰に輝いたばかりでなく、昭和三十三年十一月には、東京の毎日新聞本社において、第六回環境衛生改善模範地区全国表彰として厚生大臣及び毎日新聞社長から表彰された。また佐野保健衛生組合長は、昭和三十四年の全国環境衛生大会の席上、厚生大臣から感謝状を贈呈されている。

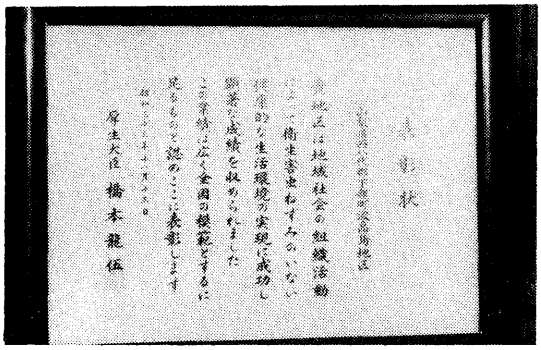

厚生大臣からの表彰状

固定焼却炉の設置

この活動は波高島地区だけでなく、温泉地を含む旧下部全域に広がり、成果をあげてきた。この運動が厚生省に認められ、各戸から発生するゴミの焼却炉建設の国庫補助として実現された。昭和三十二年、常葉出口屋形沢四一六六地内（約二畝）に、国庫県費及び町費（決算額三十三年度九二九、六八一円　内国県費四一三、三三三円）による焼却炉が設置され、小型の固定炉ではあったが、下部温泉郷及び常葉地内のゴミ処理に十数年にわたり利用された。本補助制度は今回一回限りだけであった。また、この施設はもちろん峡南地方最初の焼却場であった。一日処理量三トンと小型の上、処理効率も悪く、後半は煙の害により地元住民を悩ましたが、やがてこれが峡南衛生組合のゴミ焼却炉にまで発展することになる。

波高島地区では、蚊等の発生防止に必要な資金は、地域で無尽会等により相互に融資しあってこれに充てていたが、昭和四十三年、町では地域で実施する共同排水こう等の事業に町費で補助金を交付するようになり、大炊平、その他の地域で利用され、環境の美化に成果をあげている。

下部温泉は、往古より武田信玄公の隠し湯として知られているが、地域が狭いため集会場や駐車場等の付帯設備がなく、せっかくの温泉も十分利用できないうらみがあった。厚生省の温泉利用の方法として、国民保養温泉地の指定制があったので、地元、町及び県一体となって運動した結果、昭和三十一年、第三回の指定地として、雲仙とともに保養温泉地の指定がなされた。そのおかげで全国に紹介されるほか、国県費の補助により、慈照院前の駐車場や温泉会館、これに付帯するプール等が整備されて今日に至っている。

国民保養温泉地の指定や経済成長によるレジャーブームにより、利用客はふえつつあるが、これに比例するように下部川の汚染が目立ってきた。

汚染源の主なものは、各旅館や家庭の台所等からの雑排水とか、ほとんど各戸に設けられたし尿浄化槽からの放流水であった。地域の人々は、河川の清掃を定期的に実施するなどの努力を続けてきた。昭和四十九年十二月、一日排水量五〇立方メートル以上の旅館に水質汚濁防止法が適用され、台所や風呂などの排水の処理が義務づけられた。更に昭和五十年四月、大部分の旅館にも、県公害防止条例の上乗せ規準が適用され、排水はより以上の浄化放流が課せられたので、各旅館共施設・設備の改善が施され、五十四年四月にはすべての旅館の汚水処理施設が整備された。これらの排水量の多い旅館の放流水の規制により、下部川の汚染はある程度歯止めがされるものと考えられるが、下部川の清流を守るためには、残余の旅館・店舗等を含めた地域全体の下水道の施設こそどうしても整備されなければならない。

町もこれを受けて、特別環境保全地域下水道として整備計画を樹立し、事業の推進をはかっているが、総額二〇億円とも予測される大きな事業で、入湯税の還元、流域下水道への変更等あらゆる角度から検討して一日も早い実現が望まれる。

戦後三十余年を経過して、経済成長による生活水準の向上と衛生思想の普及により、かつては伝染病の媒介者とされたハエや蚊も問題にならないほど減少し、ノミにいたっては、その存在を知らない年代がいるほどになった。老人が昔と比べて夢のようだと言うが、戦前の状態を知っている人なら全くうなずけるに違いない。しかし、今も昔も変わらず夜間に横行しているのはネズミとゴキブリである。ネズミは、その種類もクマネズミから大型のドブネズミに移り変わり、その被害は相当な額になるものと思われる。また、ゴキブリもネズミに劣らぬ繁殖ぶりで、住宅の改善、そして冬期の暖房の普及によって、生活環境もよくなり、ネズミ以上の増加ぶりである。ネズミやゴキブリは夜行性のためか、また生息していても体面上言わないのか、とにかくハエや蚊は目くじら立てて追い回すのに、どうしてネズミとゴキブリには寛大なのか。伝染病菌の媒介者として、今までもそして今後も立て役者であることは間違いない。今後地域住民が協力しあい、夜の悪者を退治すべきである。

四　峡南衛生組合による諸施設

(1)　し尿処理

し尿は戦前はもちろん、戦後も昭和三十五年前半は貴重な肥料であった。その後一応の経済安定に伴い、衛生思想も向上したり科学肥料も普及し、又都市化が進むにつれて農村にも機械力が導入されるようになると、一転してし尿は邪魔もの扱いにされその処理に悩むようになった。特に市街地化した地域程深刻で、三十五、六年頃は衛生車が本町の山間地に不法投棄することも再三繰返されたが、汲み取ったし尿を処理する施設がない

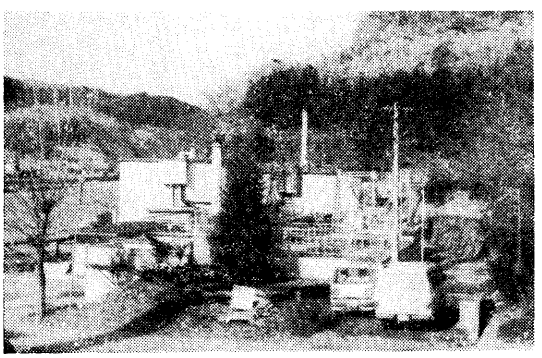

峡南衛生組合

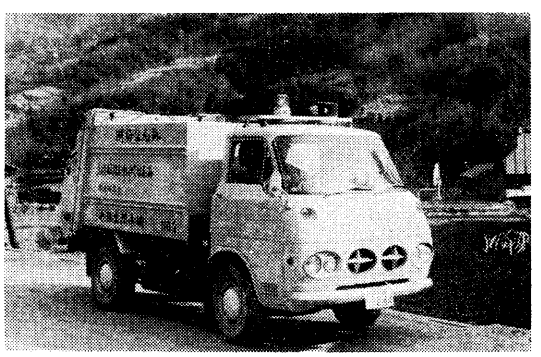

ごみ収集車

ので、不法投棄に近いたれ流しも見て見ぬふりをしなければならない事もあり、し尿処理場の建設は焦眉の急の事態であった。国は昭和二十九年、明治以来の「汚物掃除法」に変り、新たに「清掃法」を制定して「ごみ」「し尿」の処理を含む清掃事業を市町村の責任とし、新しい処理体系を作った。また処理施設の建設にも国庫補助制度が定められ、近県のあちこちにも処理場が建設されるようになった。時期は到来したのである。

昭和三十八年、同様にし尿処理に悩む六郷、中富、下部の三町が話し合い、期せずして共同処理に合意した。この話し合いを糸口に処理場の設置場所の選定、先進地の視察等も行われたが、これらには身延保健所も積極的に協力を惜しまなかった。こうして三十八年十二月、三町でし尿処理のための一部事務組合を認可申請し、翌三十九年二月認可された。一方処理場建設の国庫補助金の交付決定も厚生省からあり、同年十月六郷町鴨狩津向花具曾里地内に三機工業㈱により施工され、四十年十一月完成した。処理能力は二〇キロリッター、処理方式は一次処理が嫌気性消化方式、二次処理は高速散水炉床方式で総事業費は四、五四一万円で、国庫補助金、県費補助金、起債及び各町の負担金で充当された。今日でも各種施設の中でもいわゆる迷惑施設といわれるし尿ごみ処理場の建設場所は必ずといってもよい程反対運動がつきまとうが、幸い峡南衛生組合にはこのような反対はなく、地域の理解が何よりこのようなスムーズの着工となったわけで、またそのために折衝に当たった当局の誠意にもよるものであった。

こうして地域と行政の協力によって施設は運転を開始したが、当初は自家処理が多く投入量もそのため少なく先行きが心配されたが、次第に投入量も増加してきた。四十四年身延町が組合加入してからは処理能力の不足が急速に認められ、又とかく臭気で問題のあった二次処理施設の改善をも含め、昭和四十六年十二月着工、総工費七、七五〇万円を要して翌四十七年九月三十日竣工した。

この処理施設は、日量四〇キロリットルのし尿処理が可能であり摂氏三五―三七度に保持した消化槽の中で約三〇日間嫌気性菌の繁殖による醗酵消化を行ない、消化済みのし尿は二次処理設備に清水と最終沈でん槽から返送された汚でいと希釈混合され、適当な濃度に整い曝気そうにはいり好気性細菌の生活作用により浄化が行われ、更に最終沈でん槽で浮遊物を沈でんさせた後塩素滅菌を施して放流している。この一連の処理により放流水のＢＯＤ値が規制され、清掃法規定の各種基準に合うようにされる。消化汚でい、余剰汚でい等は機能を害さない範囲で引き出し、遠心分離機で脱水分離させて処分している。

また消化槽で醗酵分解により生成されたメタンを主成分とするガスは脱硫後、加温用ボイラーの主燃料として利用している。

(2)　ごみ処理

生活水準の向上に伴い各種のごみは年々増加の一途をたどり、特に昭和四十年代後半の使い捨ては美徳などという企業やマスコミの悪宣伝以来ごみは更にふえ続け、厚生省の試算では一日一人当たり平均一・二キログラムのごみが排出されるという。本町には下部温泉もあり多量のごみが排出される外一般家庭のごみ処理のため常葉出口の焼却炉で焼却してきたが、温泉地からのごみは水分の多い厨芥が多く焼却が困難で、又ごみの量も多いため野焼に等しいような状態になり、煙、臭気、はえ等による苦情はあったが外に方法がないので止むなく同地での処理を継続せざるを得なかった。たまたまその時峡南衛生組合のし尿処理施設が完成し運転を開始したので、ごみ処理もし尿処理と同様峡南衛生組合で共同処理することが昭和四十四年九月の組合議会で議決され、四十五年度事業として建設を予定したが身延町が同組合に加入したため計画は再検討され、改めて四十五年変更計画を決定した。その計画処理人口は二万三、〇〇〇人、一日当たりの処理量を二〇トンとした。国庫補助金の交付決定を受け、工事はし尿処理と同じ三機工業㈱の手により、し尿処理施設に隣接した六郷町鴨狩津向地内に地盤造成工事を始めたところ、軟弱な地盤のため建設不能となり、急拠小川を隔てた中富町下田原花草里地内に用地を求め、鋭意工事を進めた

結果同四十六年六月工事の竣工を見た。総工費は四、〇五〇万円を要した。

処理方式は機械化バッチ方式で各一〇トンの炉が二基並び、上部の投入口は二重式で一つの戸が開いても一方は必ずしまり事故の防止をはかっている。又燃焼を助けるためのバーナーによる助燃設備、高さ三五メートルの煙突より飛散する灰じんを落すための水洗式の洗煙設備、焼却残灰を取り出す灰バンカー等の設備があり、更にごみを収集する収集車四台を配置している。収集処理は一貫して衛生組合の直営によって行われ、その後加入した早川町を含め収集するステーション六二一か所（うち本町内一四五か所）を市街地等ごみの排出量の多い所を重点に計画的に収集処理を行い市街地の美化に大きく貢献している。

ごみ＝廃棄物につきものの燃えないごみ、つまり割れた陶器類、からになったびん類、そして缶ジュースや缶詰のからになったものなど今まではどこの家庭でも家の周囲に無雑作にころがっていたものである。こういうものが処分されたらと思った人は多かったに違いない。が山梨県では近県にさきがけてこの各家庭で困っている不燃性ごみ（略して不燃物ともいう）の処理に乗り出し、県費の特別助成で地域や、県内をきれいにと不燃物処理施設の県費補助の規則を設けた。いち早く峡南衛生組合でもこの規則による助成を受け、ガラス類、ビン類の破砕機、あき缶類のプレス機及び収集車二台の整備をし、可燃性ごみ同様組合の直営により各ステーションを毎月、前半をあき缶類、後半をビン類の収集に日程を当てており、おかげで各家庭の周辺は非常にきれいになり地域住民に喜ばれている。

ごみ処理についての問題としては稼動以来十年近い現焼却炉の更新と、一〇％近い焼却残灰類、破砕したからびん類の埋立地、更にごみの水切りの徹底等によるいわゆる燃えやすくするための利用者、つまり住民の協力をまつ等の諸問題である。

(3) 火葬場

往時は死者を葬るには土葬が主体で火葬は寺院等で一部行われていたにすぎなかった。明治六年には火葬を禁止する太政官布告も出されたが、同八年には解除になった。火葬されたのは伝染病による死者のみであった。

火葬件数　（昭和55・3・31現在）

町別＼年度	六郷町	下部町	中富町	身延町	早川町	管外	計
四七	五〇	四五	七五	七〇	一〇	四	二五四
四八	三七	七三	九一	八〇	六	七	二九四
四九	三九	六〇	八九	八九	三	九	二九八
五〇	三三	五九	七〇	一一	三	三	二九七
五一	三七	七七	八四	七三	一七	七	二九四
五二	三五	六七	八三	九五	一六	二	三〇七
五三	三九	九〇	六九	一〇一	二	一〇	三一〇
五四	四三	七三	六四	九八	一九	三	三〇九

予防日誌の一部（明治三十一年三沢伝染病予防事務所に於ける）

九月二日　上田〇〇発病後殊ニ劇症ニテ医薬ノ療養充分尽クシタリシモ其ノ効験ナク危篤ニ陥リ遂ニ本日午前第四時死亡シタリ　折柄夜来ノ大雨洪水ノ為メニ三沢川氾濫シ馬飼火葬場ニ渡ルニ至ルヲ得ベク止ムナク充分ノ消毒執行ノ上合羽及ビ傘ヲ覆イ雨水ノ浸入セザル様ナシ人夫ヲシテ中途地上ニ置キ休憩スル事等ナキ様注意ヲ加ヘ樋田橋車田橋ヲ迂回シ午前九時藤森駐在巡査並ビニ親族立合ヒ馬飼火葬場ニテ火葬ヲ執行ス

明治十七年墓地埋葬取締規則の布達により現在の体制となったが、時代の進展に伴い土葬から火葬へと人々の考え方も変わり、より近代的な火葬場を求める要望も地域から盛り上がったので、峡南衛生組合三町は、し尿処理場の隣接原野を整地し火葬場の建設に着手し、近代的な三機式火葬炉一基を備えた火葬場が四十一年に完成した。場内は炉の外祭壇、休憩室等

も付属し地域の人に利用されてきたが、同四十四年身延町の組合加入により更に一炉増設して現在に至っている。

火葬場及び霊柩車の整備により、現在では特殊事情か余程の山間地以外は火葬が通常化し、葬儀の簡略化又衛生化に寄与しているところ大である。

昭和四十七年以降の火葬の数は前表のとおりである。

五　し尿浄化槽

戦後のし尿は、肥料としての有価物から一転して、農家からさえやっ介物扱いをされるいわゆる廃棄物となり、幾多の経過や努力を経て処理施設も完備し、衛生上無害化して放流されるようになった。環境保全上喜ばしいことであったが、わが国古来よりの汲取便所の臭気からは逃避できなかった。ところが昭和二十五年の建築基準法、二十九年の清掃法の制定により従来の許可制であったし尿浄化槽、つまり簡易水洗便所が届出制に改められ、更に経済成長による生活水準の向上により脚光を浴びるようになってきた。

水道の普及がこれに更に拍車をかける形となり、本町においても昭和三十一年当初ころから下部温泉の旅館街を中心に普及し、逐次個人住宅に移行していった。本町におけるし尿浄化槽設置の第一号は三沢の深沢寿男で、昭和三十一年一月二十七日の設置届出で型式はＯＭ式三〇人槽で、現在の基準法ではおよそ一〇人槽である。当時の浄化槽は米式と呼ばれる腐敗型の現場施工の浄化槽で、設計施工とも開発途上で手さぐりの状態であり、まして維持管理などはどこ吹く風であった。四十年代にはいりばっ気型が発売され、家電メーカーがお手のものの宣伝で売り込み、一般住宅でも都市部では新築の場合は浄化槽が常識化し、設置数はメーカーや施行業者の増加に比例してふえていった。しかし維持管理は不充分で、そのため浄化槽による河川の汚染は公害工場等のたれ流しと水質汚染の双璧とまで言われるようになった。

昭和五十年代にはいり国・県共に地域の苦情もあり等閑視できず、国においては廃棄物処理法、県においても浄化槽指導要項を施行、ようやく維持管理対策に乗り出した。町もこの行政に呼応して、身延保健所と共に五十二年春以来町内で数回にわたり浄化槽の設置者を集めて、使用上、維持管理の講習会を開き、保健所等から講師を迎えて理解を求めた上で、設置者による自主管理体制の設立をはかり、古関・久那土・下部・湯町の四地区にそれぞれ維持管理組合の結成をみた。なお四地区の組合の連合組合もでき、会長には赤池信一が選出されるに至った。

ここに一つの転機を迎えたのである。かつての「蚊とはえのいない生活」実践運動のように、各人が浄化槽に注意し、臭気や水質汚染で周囲の人々に迷惑をかけないよう、そして「川をきれいにしよう」とするこの運動は、設置者としては義務として法令により規制されてはいるが、先ず環境浄化は自分の意識と努力からという自主性によってのみ果たし得られるものである。

本町におけるし尿浄化槽の設置数（身延保健所調）

年　度	設置数	累　計
昭32年度	1	1
33	9	10
34	3	13
35	3	16
36	0	16
37	5	21
38	7	28
39	8	36
40	0	36
41	2	38
42	6	44
43	6	50
44	41	91
45	17	108
46	0	108
47	12	120
48	21	141
49	29	170
50	39	209
51	53	262
52	105	367
53	60	427
54	26	453

六　今後の環境保全

昭和三十年代の後半から四十年後半にかけての高度経済成長に続く列島改造等により、そのひずみとして全国各地に大気汚染や水質汚濁による四日市ぜんそく、水俣病、イタイイタイ病等の公害問題が発生し、痛ましい数多くの犠牲者や被害者を出した。遅ればせながら国は公害基本法等公害関係法を整備して公害の発生防止に努力している。本町においては大気汚染関係ではボイラー等が三か所、騒音関係ではその特定施設が一か所、更

に水質関係ではクリーニング所が数か所のみ規制の対象であった。しかし昭和四十九年十二月下部温泉を含む一日排水量五〇立方メートル以上の旅館の排水が、水質汚濁防止法による規制対象となり計七軒の旅館において処理施設を一応整備したが、五十三年山梨県公害防止条例により、一日排水量四九立方メートル一二〇立方メートルの旅館は義務制、その他の旅館も排水処理施設の設置を整備することとなった。他方一般家庭におけるし尿浄化槽の急増による河川の水質汚濁、更にはすでに身延町では要網化された水質汚濁の一本の柱、すなわち一般家庭の生活排水による河川の汚濁や種々の重要な課題を町行政は負荷されている。

このような諸問題に対応し、町では「魚の住めるきれいな川を守れ」を合言葉に昨今からその対策を進めてきたが、中でも特に最近有リン合成洗剤をやめ、河川環境を整備するための推進協議会設立にむけて公害対策審議会を中心に準備をすすめてきた。その結果五十五年四月二十二日「下部町河川環境整備推進協議会」が設立された。有リン洗ざいの追放運動は今や全国的なものとなっているが、本町においては「汚れてからでは遅すぎる、きれいなうちに対策を」をモットーにこの運動に取り組むことになり、各組織から選出された役員を中心に総勢二八二名で組織された。なお事業については次のことが決定された。

一、有リン合成洗剤追放運動に関すること
二、下水放流先の整備推進に関すること
三、ゴミの不法投棄防止運動に関すること
四、広報に関すること
五、各関係機関との連絡調整に関すること
六、その他の目的達成

いずれにしても我々ひとりひとりがこれらの主旨をよく認識し、このような運動を盛り上げて実行にうつし、環境の保全に努めていくべきではなかろうか。

第五節　保健衛生と医療機関

一　明治以前の医療機関

本町における伝染病流行の記録としては、文明九（一四七七）年、「疱瘡大流行小童の死する者大半なり」又同十三年及び長享二（一四八八）年にも「疫病大流行し死する者数知れず」とあり天然痘が古くから大流行し、多くの人命が失われたことがわかる。降って大永三（一五二三）年、享禄四（一五三一）年にも「天然痘大流行死亡者多数」とある。又明和五（一五六八）年八坂村諏訪大明社に疱瘡の心願により鳥居を寄進した記録も見られる。

神送り定書之事

一、疫癘天行候節神送り致候ハヽ、煩候もの壱両人も有之ハ見合快気致候節其最寄々々ニて煩候ものと煩不申候者相談之上可願出候さかんなる内は人々ニ神力を取神送り無用の事
一、煩候もの疫病にては無之抔と申而神輿家内へ不入者も是迄ハ有之候以来は組切に相談いたし不隠神輿可入申事
一、神輿入候儀ハ病者より願次第ニ可致事
一、引どり之節家の内へ入候人々は神主様共六斉衆中輿かつぎ其外壱両人可入事
一、病家ニて悪騒いたし検失等出来不致候様相慎可申事
一、家別壱人宛罷出勿論紙はたき壱本ずつ持参いたし宮の境内迄相越可申事
一、神酒之儀弐樽つつ取可申候　其外入用は神主より差図次第ニ可致候尤疫病除之御札家別御引可被下事

右之通此度相談を以相極候に付五人組頭連明いたし定置申所仍如件

明和九年辰　三月

三沢村組頭
奥之丞　印
外二十五人（省略）

その意は、疫病が流行している間に神送りをすると、神力を失って病気もなおりにくいので、全員が全快してから最寄最寄でよく相談の上申し出ること、病気は隠し置かず神輿を家の中へ入れて疫神を送り出すようにしよう、但し家の中へはいる人は少数に制限して、神主や六斉の指図に従い、決して悪騒ぎなどしないように心がけ、一軒から一名紙旗を持って参加し、お宮で御祈禱の上神主を先頭にしておくり出します。その時疫病除けのお札は各家にお配りします。

当時は「流行病は疫神のなせるわざ」と信じており、流行時の不安動揺ははなはだしく、神送りをすることによって再び疫病が流行することはないと信じて、各村ごとに多額の費用をかけて行い、お札は玄関などに大切にはられたことであろう。疫病の流行が疫神の仕業であり、病気をなおすのもまた神の力にすがらなければならなかった当時のことである。

大正五年山梨県志編さん久那土村資料によれば、

「古来大熱病『コロリ』等の流行の際神送りトテ杉輿ヲ舁キ　拭取ヲナシ鐘太鼓ニテ村境マデ送出シタルコトアリ。明治十五年、『コレラ』流行ノ際ハ村ノ出入口ヘ柵ヲ結ヒ　通行ヲ防ゲ且鉄砲ヲ発シテ　疫病神ノ入来ヲ威シタルコトアリ」とありまた共和村資料には

「古来疫病ノ流行セル時ハ　疫病神ヲ送ルトテ、杉輿鐘太鼓ヲ打鳴ラシテ村境ヘ送リ出シ　又神社寺院ニ集リテ念仏題目ヲ唱ヘタリ　明治十五年ノ虎列刺病大流行ノ時ノ如キハ　村ノ入口出口ニ消毒薬及鉄砲ヲ備ヘ付ケテ通行人ヲ威シタルコトアリ」

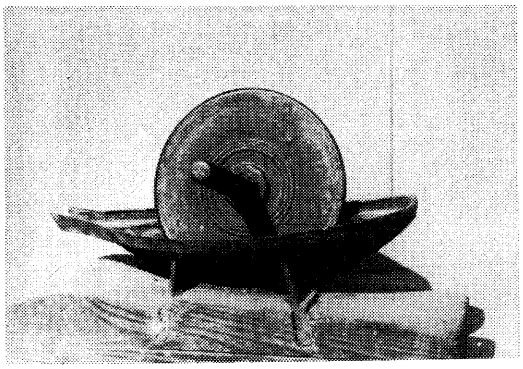

薬研（やけん）

更に同富里村資料では「古来疫病ノ流行セル時ハ神送リ・杉輿・拭取・鐘・太鼓等ノ行ヒ方ハ他ノ町村ト同様ナリ」と言い、同資料古関村の項では「古来悪疫流行ノ際ハ疫病神ヲ送ルトテ杉葉輿ヲ造リ、白紙ニテ病人ノ全身ヲ拭取リタルヲソレニ入レ村境迄送リテ捨テタリ」とあるを見れば当時各町村とも同じような事をしていた事がわかり人知の発達していなかった当時の有様が偲ばれて今昔の感に堪えないものがある。

また役所の権力、神の威力で疫病神を退散させようと考え、疫病神退散状の高札を掲げた例もある。

除疫神

普天之下　率土之浜　無不有聖王之民
汝疫神　謹而速可去　不去者奏午頭天王以
王兵征罪之可及御沙汰もの也

文久元酉　市川
年四月　御役所

法度定

「今般当国一統疱瘡祝儀之儀去子年之儀者村々難取続段御願申上候程之年柄殊ニ当丑之儀モ畑共旱損ニ付右祝之儀左ニ倹約可致事

一、疱瘡棚上、棚下ゲ之儀家内限リ相祝　村内ハ勿論他村親類等ニ至迄呼振舞ハ不及申菓子紅粉絵等取遣リ決而致間敷事

右は御役所様より費之儀御差留之趣被仰付三郡一統申合も有之依之前書之通り倹約取究候上ハ聊違変仕間敷候仍村一同連印差出申所如件

文化十四年丑
八月　三沢村
伝兵術
外百六十六人

いかにも非科学的に思えてならないこれらの行事や法度も、医師が少なく又その医師は一部の人にしか用のなかった当時の多くの人々にとっては、精一杯の対応策であったとも思われる。

しかし西洋医学は次第にその効を現し、明治元年三月には西洋医学という新たな時代を迎えた。そして古代からの最も恐れられてきた天然痘予防としての種痘を初め、コレラ等幾多の伝染病に遭遇しながらも、西洋医学の輸入によって徐々に予防法が確立されてきたのである。

明治年代になると旧時代のような非科学的な法度等もある程度筋の通ったものに変り、取り締りの中にも指導性が見受けられるようになった。

「種痘の義ハ御布告もありし通り済生の良法なるに世俗の浮説を信じ兎角等閑を以なし置き候事も有之殊に偏鄙の在にては甲府町種痘所迄の遠きを厭ひ遂に時宜を失い又は唐医直親の菜猥りに未熟の術を施し且真仮鑑定を誤里候儀も往々有之慨法の致に付今般在便宜の地に種痘出張所越設け最寄り村を配当し普く行届候様為致度生児七十五日より百日の間に急度願出種痘可請猶種痘児次の期日には無違連来り診察鑑定可請事　但し最寄村之役人兼而種痘前之小児を取調置き其筋世話方役人に申出期日には急度種痘所に為連可申右種痘義付其位某村ゝ之義市川大門村種痘出張所に罷成種痘可請候此回状早々に順達従留村回送相成可もの也

辛未　四月　（明治四年）

甲府県庁

右之他種痘出張所取定候上は勝手種痘不相成事

八代郡市川大門村

医師　村松覚有自宅

当四月種痘日

二日、八日、初日、廿一日、廿六日、七日目毎と心得べし但し当日種痘期五ツ時より九ツ時迄当日晴雨に不抱候事

右組合村七人役

幕末期江戸に開設された種痘所における天然痘予防のための種痘が維新と共に全国に普及し、生後七十五日から百日までの小児に接種し非常に効果は上がったが、なおこれに応ぜられない者のために出張接種し住民の便宜をはかる外種痘の完全実施に努力していることがわかる。

次の文書の一つは、本町の医師深沢玄益、内藤宗益が、庶民の医療の万全を期するために提出した施薬院建設の建議書であり。他は医師の倫理とか対療方法・対療者などについての医学会としての決定事項である。

乍恐以書付奉願上候

一、今般被為在復古為朝廷之御一新御制度趣万民挙而難有奉存候　然所方今諸品高値ニ付万民誠ニ困窮之折柄　疾病日ニ流行倒者多分有之　雖凌不能救依之同盟之医師等右申談候へ共　手広之義故万事行届兼候ニ付何卒御上様之以御慈悲　国中江施薬所造立被仰付被下置候様奉願上候　右之段御決定ニ相成候へ者　窮民鰥寡孤独之族員御施薬　自然病臥至死者少く諸民強盛ニ而　御年貢上納丹誠仕候へハ　国栄と難有奉存候尤施薬所入用之儀者　御上様之御失墜ニ不相成様仕　国中江入用銀郡中銀同様御取立被仰付被下置候ハヽ　国中一同万民撫育之義与難有上納可仕候　右上納金ニ而施薬所万端入用御下ケ被下置候ハ者　永く施薬所諸事行届可申与　乍恐奉存候　何卒格別之以御慈悲ヲ御聞届被下置候へバ救民之一助広太之御厚恩と難有奉存　以上

慶応四年

辰八月　当国河内領

医覚会　年行事

深沢玄益

内藤宗益

御参謀

御付属方

国民窮乏の折病は日日に流行して倒れる者が多く救うこともできない御上様の御慈悲で施薬所を建ててほしいという歎願書である。医者が少いのみならず交通が極めて不便な本町の、庶民の生活がしのばれる

◎医学会定書　慶応元乙丑年

一、御制禁之毒薬調合者不及申　怪敷療治仕間敷事

一、僧俗巫等　誑惑家医療之効顰仕候族有之者　其筋可相尋　若亦及辞論誼者趣意相糺　難捨置儀於有之者　遂懸合失墜入用同盟中ニ而割合可申事

一、件之類族ヲ致信仰同盟致誹謗候病家者立入申間敷事

一、不知行衛漂泊之医業不致　吹挙　勿論住所不定之輩突対療仕間敷事
一、件之輩　居住相定り同盟之中誰人之門下誰人之吹挙与事実盟敷ニ候上者加会旨之一同医学研窮仕　深切ニ対療可致事
一、省前医治療相頼候　患者等有之者　其旨趣相糺前医之添書有之迄ニ仕リ其上立入可申　猥ニ欺前医惑ニ治療仕間敷事
一、鬩諍喧嘩等ニ而及刃傷　打擲候砌御検使療治被仰付候節　賄賂ニ耽リ依怙贔屓之言上仕間敷事
一、天然之勢ニ候歟　近年薬品并諸物高価ニ相成　一同迷惑仕　通例之配剤一貼ニ付文限壱匁位之積ヲ以可受之　勿論格外高価之配剤者医師与病家与相談ヲ以可調合致事
一、足料之儀者　隣村者格別　余者一里金五拾疋之積ヲ以可受之事（一疋は一〇文）
一、病家ニ溜泊之儀者相成丈不宿仕　尤病家之依頼ニ溜泊仕リ候者　其由ヲ以謝儀可受之事
一、病家ニ而馳走箇間敷儀応決而可断　不時之飲食是又可断事
一、鰥寡孤独或窮乏者治療相頼候者　無宿之患者ハ格別有宿之患者ハ組合親類ニ申談挿　慈仁可診之事
一、義ヲ致失都返酬謝儀及怠慢候病家者銘々調之上小冊ニ記シ会合節相互取替置右怠慢之族頼来候者　先謝為致其上可立入　尤一同村内（以下不明）

最後までわからないのが遺憾であるが、この定書は医学会の決定事項で、対療の仕方・対療者往診料その他医師の倫理観がうかがえる。

本町においては竹之島に曾谷祐貞医師（明治四十年九月二十一日亡）があって、嘉永、安政のころから医業を営み、村医制度制定後は富里村村医として長い間医療につくされた。大正五年山梨県志編纂資料によれば「曾谷祐貞数代医家として」とある。また一色には内藤宗碩（安政六年十二月二十一日亡）医師が文政のころから医業を開業、その子宗益（明治二十四年二月二十八日亡）も父の志を継ぎ、医師として江戸末期から明治にかけて大いに活躍された。

久那土地区においては大道に深沢宗達（文化十四年亡）宗碩（享和三年亡）の親子の医師があって、天明年間から文化年間にかけて医業を開き近郷のために尽力した。なお宗達の子宗甫は沼津の城主水野出羽守の家中で、医道勤役であった。また深沢玄益の医家では江戸時代長い間医業を営んでいたものと思われる。

二　明治以後の医療機関

種痘の実施や病気の治療に当たる医師は、医学の大きな変動期を迎えたにもかかわらず旧来の漢方医が多く、またその数も少なかった。明治七年に施行された医制によって一応制度は整い、従来から医術業を行なってきた者には鑑札を交付して、医師として登録することになった。

医術業御鑑札願
八代郡第拾四区古関村
平民　渡辺玄良

右者私儀従前医術業罷有候間御許可鑑察御下ケ渡被成下度此段奉願上候以上
右
明治九年三月三十一日
渡辺玄良㊞

前書之通願出候間奥印形仕候以上
右村
戸長　内藤兵左衛門㊞
山梨県令　藤村紫朗殿

第六〇七五号
書面聞届候事
明治九年三月三十一日
山梨県令　藤村紫朗㊞

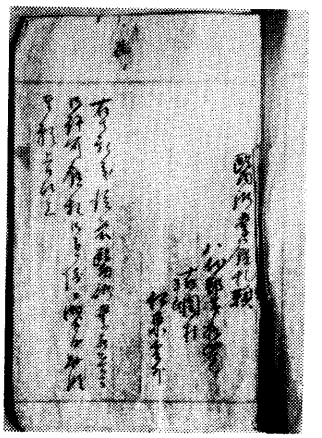

医療業鑑札願（古関区所蔵）

右と全く同じ医術業御鑑札願が　明治九年三月三十一日付けで伊東雲外医師からも提出され、第六〇七六号をもって同日付けで認可されている。

本町における各地区ごとの医療機関は次のとおりである。

富里地区　曾谷祐貞・泰運の両医師は明治三十九年まで開業、祐貞医師は村医となった。なお一色には内藤宗益医師が明治中期頃まで開業していた。明治四十二年一月には岩間正策医師が村医として着任、常葉川窪において開業し、大正四年には山崎小太郎医師が村医として着任、常葉中島屋において開業する。大正七年石川九内医師、同年富里鉱山医師味岡正治が境畑に開業、大正九年からは車田から渡辺桂造医師が出張診療にあたり同年岩間の河口医師が嘱託医として診療に当たった。

当地域は当時地理的条件も悪く交通不便の地であったために、医師が定着せず医療に関しては貧困の地であった。村では多額の補助金を支出して医療の万全を期すよう努力したが空しく終った。たまたま大正十四年十一月、上岩欠出身の磯野銀策の篤志により、大枚五千円を投じて常葉四八六番地に富里医療院を建築して、医師の住宅兼診療所として村に寄贈した。以来終戦後まで引き続き富里村民の貴重な医療機関として重要な役割を果たした。

大正十五年、塩崎順医師が待望の村医として着任、前記富里医療院に開業して診療に当たった。

昭和二年一月十日山広信泰医師が村医として着任、富里医療院にて開業、昭和四年には坂井直一医師が前記医療院にて開業した。昭和六年には落居より中込壬医師が役場において隔日に出張診療を行った。更に同九年には橋本正人医師が富里医療院にて開業した。その後島津庄太郎医師が島津医院を、大久保泰医師が富里医療院にて大久保医院をそれぞれ開業したが、なかなか長続きはしなかった。昭和二十年一月には境畑出身の遠藤充朗医師が村医の嘱託を受けて、昭和三十九年一月二十二日まで富里医療院に遠藤医院を開業した。当村出身の医師の開業を得て住民は安堵したわけである。終戦を迎えた昭和二十年九月には渡辺秀勝医師が、常葉六八八番地に渡辺医院を開業し同四十二年二月二十八日閉業した。

歯科口腔医としては、昭和五年早乙女欣蔵医師が短期間開業、当時歯科医は極めて少なかったが地域の切なる要望が入れられて、下山の山内椿房医師が昭和三年から同三十五年まで、常葉七〇二三番地下部丸通二階において火金の週二回の出張診療をし、昭和十年には下山の古屋慶信医師が常葉八〇〇番地丸吾旅館において開業診療に当たった。

その間遠藤之彦医師が境畑に遠藤歯科医院を開業、昭和四十二年から四十四年まで渡部謙綱医師が常葉八一五番地に渡部歯科医院を開業した。

古関地区　古関には渡辺玄良、伊東雲外の両医師が明治九年三月三十一日付けで、医術業鑑札の下付を得て開業し僻辺の地に医療の灯を掲げた。降って明治四十一年大嶋研三医師が古関に開業し、次のような記録が残っている。

「古関釜額中之倉瀬戸往診料三十銭、根子磯は五十銭につき村税は賦課せざること」

大嶋医師開業後一時小峰茂之医師が居たが、その後は医療機関は全くと絶え、村民等しくその不安をかこっていたが、村では昭和十年診療所創設という新しい形態による医療機関で村民の要望にこたえることになった。

古関村診療所建設後、昭和十年度から車田の渡辺桂造、宮原の内藤朝吉の両医師が交互出張の診療をした。戦後有泉馨、秋山幸雄、岩崎次夫医師とめまぐるしく交替した。その間橋本正人医師は昭和二十四年より二十九年まで、古関三六四番地において橋本医院を開業した。

歯科口腔医として、佐野寿章医師は昭和十二年から五十年に至るまで三十六年間、（二年間応召のため休業）郵便局の二階、古関二八九番地の診療所で、時の要請により場所こそ違え引き続き診療に当たり、地域住民の期待に答え大いに成果をあげられた。

久那土地区　江戸末期に、三沢に深沢順治医師が医術業を開業したが明治二十四年以後の記録は定かではない。没後深沢栄医師がその後を継承し明治末期まで医業を開業した。

明治四十五年四月十七日、宮原内藤朝吉医師が村医として嘱託された。大正三年から昭和二十三年まで渡辺医師が車田に久那土医院を開業、戦時中八木医師が疎開していたが終戦後引揚げ昭和二十一年五月三十一日から五十三年十月まで、赤池繁医師が切房木一〇三番地において杏林堂赤池医院を開業したが同医師死亡により閉院した。

歯科口腔医としては、昭和十一年五月より四か年間、佐野寿章医師が三沢において佐野歯科医院を開業し週一回出張診療に当たった。その後昭和十八年より二十三年まで三沢一〇七三番地に渡部謙綱医師が渡部歯科医院を開業した。

共和地区　共和村における医療についてはつまびらかにし得ないが、深沢栄医師から次のような願書が出ていることから、短期間ながら開業したのではないかと思われる。

医術仮開業免許下附願

山梨県西八代郡久那土村三沢一二三番戸

戸主　深沢　栄

文久元年三月十七日生

私儀今般山梨県西八代郡共和村一〇四番地に於いて、共和村を限り医術開業仕度候間、仮免状御下附被成下度　別紙履歴書を添え此段奉願上候

明治三十一年十月十一日

右　深沢　栄㊞

右願出につき奥印仕候也

明治三十一年十月十一日

山梨県西八代郡共和村長

長沢信義㊞

内務大臣伯爵　坂垣退助殿

三　現代の町の医療機関

㈠　医　院

堀内医院　院主は堀内政人医師、昭和二十三年一月二日内科、外科、小児科を専門として、常葉三二一七の一番地（出口）の実家に堀内診療所を開設、昭和二十九年秋、常葉七〇三番地に移転、堀内医院を開業して地域住民の診療に当たる外、下部小中、古関小中、久那土小中、三保小学校の校医も兼任されている。

㈡　歯科医院

佐野歯科医院　院主は佐野寿章歯科医師、昭和十年十月十日常葉七七一番地に佐野歯科医院を開業、地域住民の歯科診療に努める外、下部小中、古関小中学校の歯科校医をも兼務されている。なお昭和十二年から昭和五十年まで三十六年間（応召により二か年間休業）古関地区の出張診療に当たった。その内の約一か年間は郵便局の二階や古関二八九番地の民家を借りての診療、その後診療所医師として週二回の診療を続け、永い間へき地診療に貢献し地域住民の期待に答え大いに成果を挙げられたが、六五才を期に惜しまれながら診療所医師を辞退された。

小松歯科医院　院主は小松操歯科医師、昭和二十三年十一月二十日三沢一〇七三番地に小松歯科医院を開業して地域住民の診療に当たる外、久那土小中、三保小、峡南高等学校の歯科校医も兼務されている。「ムシ歯に急患はない」と常に説き、地域の歯科衛生管理向上のために大いに貢献されている。

(三)　公立施設

◉古関診療所　担当医師堀内政人、昭和二十五年診療所医師として迎えられ、今日まで週三回火木土曜日の午後出張診療に当たり、へき地住民の健康の保持増進と衛生思想向上のために大いに貢献し診療所設置の目的を十分果たしてくれた。

診療所は昭和十年に建てられたもので、古関地域の保健衛生上大きな役割を果たし今日に至っている。

診療所敷地選定に関する件　昭和十年二月二十一日
古関字前田北畑第十八番地六五坪、金二二八円
村買入、工事費　一、〇〇〇円一時借入れを決議す

当時の診療所は三十六年を経て使用に耐えなくなり再建され現在の建物になっている。

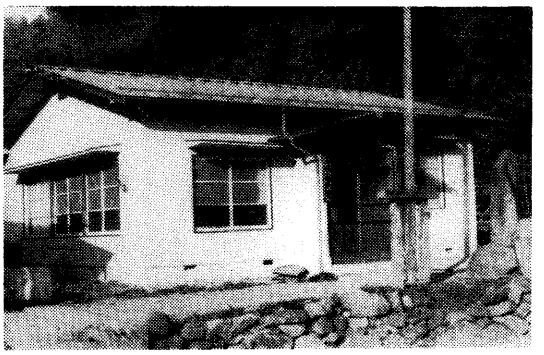

古関診療所



三保診療所

竣工年月日　昭和四十六年五月二十五日
建設費　一四五万円
面積　六一・一六平メートル

◉三保診療所　本地区は医院の所在地まで遠く、地域の保健衛生向上のため、久保三六九番地に建設した。

竣工年月日　昭和四十六年十一月二十七日
建設費　一五七万円
面積　二八・七一平方メートル

担当は赤池繁医師で昭和五十三年十月まで週一回出張診療に当たっていたが、同医師の死去により閉鎖された。しかしその後五十四年五月一日から市川大門町立病院の巡回診療が週一回行われている。(後述)

◉根子診療所　地域の整理により　根子三三七七番地に建設された。

竣工年月日　昭和四十七年十月十一日
建設費　一〇〇万円

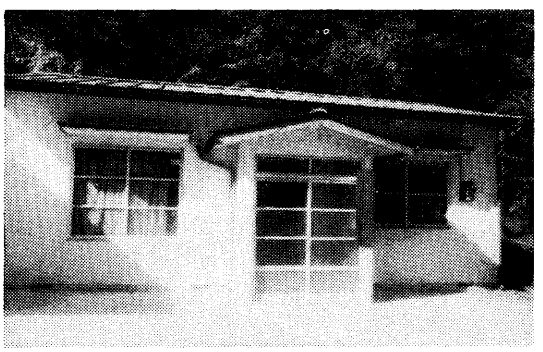

根子診療所



久那土診療所

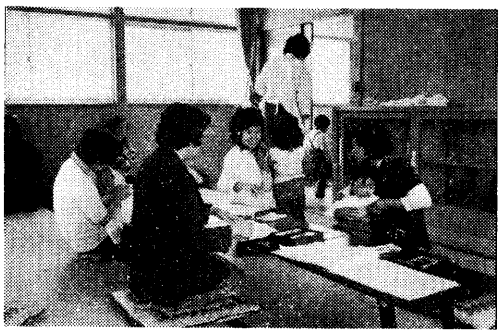
健康相談

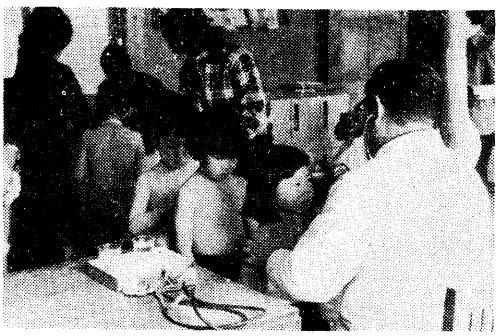
健康診断


種　痘

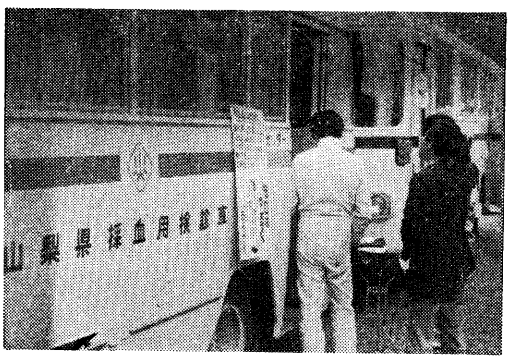

レントゲン診断

面　積　四二・〇一平方メートル

堀内政人医師が週一回出張診療を行っていたが、昭和五十四年五月一日からは市川大門町立病院が週一回巡回診療を行っている。

◉久那土診療所　昭和五十三年十月、赤池医師の急逝によって久那土地区は無医地区となった。長い間医療に恵まれていた同地区は異常な不安に陥り、その対策を町へ強く要望した。たまたま市川町立病院が五十四年度より峡南へき地中核病院となって、折八・根子・三保の三地区へは巡回診療することになった。五十四年六月二十九日車田一、一一四番地に開所して毎週月水金曜日の午後堀内医師が出張し診療に当たっている。

㈣　巡回診療

市川大門町立病院は、峡南へき地中核病院として峡南地区医療協議会の決定に基づいて、昭和五十四年五月一日から折八公民館、根子診療所、三保診療所において、週一回一時間―一時間半の日程によって巡回の診療治療が受けられることになった。このような診療所の創設や巡回診療が講ぜられるようになって診療面では明るい見通しとなった。

四　健康診断と予防対策

疾病特に伝染病の発病を防ぐには、㈠感染源つまりその病原体をなくすこと、㈡感染経路を断ち切ること、簡単にいえば病原菌を媒介するハエや蚊ねずみ等の駆除をしたり、又手を清潔にすること等、㈢感受性つまり体を丈夫にして抵抗力をつけたり病原体に対する免疫を持つことなどで、特に免疫は非常に効果的でかの天然痘に対する種痘や、新しいところではポリオ(急性灰白髄炎)における生ワクチンなどで明らかである。現在の各種予防対策はこれら三点を重点に県保健所市町村の協力により推進されている。

㈠伝染病予防対策

（表1）下部町年度別伝染病発生数

年＼病種	赤痢	ジフテリヤ	日本脳炎	パラチフス	結核	インフルエンザ	麻疹	ポリオ
昭和二五	一							
二六	三			二				
二七	四	一	一					
二八	二							
二九	三							
三〇	一							
三一	七							
三二	三	一			一四七	一九二	一	
三三	三		二		一一〇			
三四	五				五七			
三五	六	二		一	一〇二			
三六		三	一		九五			二
三七	一五		一		七五			
三八	二				一〇〇			
三九		一	一		一二五			
四〇	二				一二四			
四一	三				一二九			
四二	八				一二一			
四三					八一			
四四	一				八七			
四五					七八			
四六								
四七								
四八								
四九								
五〇								
五一								
五二								

（注）結核については罹病数。

上古以来最も恐れられていた天然痘も、種痘の開発、そして行政による強制接種により次第に下火になり、終戦後の一時期を除きほとんど発生はなくなった。

経口急性伝染病としては幕末の文政五（一八二二）年長崎に発生したコレラである。〃コロリ〃と恐れられたようにたちまち江戸にまで流行し多くの死者を出し、維新以後も再三大発生し多くの死者を出したが幸い本町には発生例は少なく、わずかに明治十年十月西南の役より帰還中の北川区丸畑岩松真索が兵庫県において罹患し死亡した例がある外、同十五年七月県下にコレラが流行した際、古関地区に死亡者多数の記録が見られる（下部町郷土史年表加藤善吉著）が、以後幸いに流行の記録は見られない。

赤痢は律令時代から痘そうとならぶ伝染病であったが、中世は発生例は少なくそれ程問題にされなかった。しかし明治十六年ころから本格的に流行し、同二十六、七年ころは更に大流行し、全国の死者は八万人にも及び伝染病の主流となり、伝染病予防法制定の一つの手がかりともなった。政府は各地に衛生組合を設立させて予防対策の方途としたが、完全予防というきめ手を欠く赤痢は下火ながら明治・大正・昭和を通じて発生し続け、特に終戦後は再び大流行したが昭和二十五、六年ころから急速に減少し

た。本町の発生記録としては明治三十年古関村に集団発生の記録があり、また三十一年八月久那土村三沢に流行した際衛生組合の防疫日誌等により当時の状態は大体明らかであるが本町における患者数等は不明である。

その後防疫体制は逐次整い各地に隔離病舎等も設置されたが、富里村においては明治四十一年常葉滝下に隔離病舎が新築され、又伝染病死亡者の火葬場を常葉大日向地内の恩賜林内に借地、八坪の同場により火葬にしたとの記録がある。

終戦後は全国的に赤痢は大流行し、隣村大河内村にも集団発生の事例があったが幸い本町にはさしたる発生もなかった。しかし昭和三十七年北川区長塩に一五名の赤痢の集団発生を見た。が、幸い医療及び防疫体制の進歩により患者は直ちに鰍沢町の共同伝染病隔離病舎に隔離したため死者もなく全員全治退院した。近年赤痢の発生はない。

赤痢以外の急性伝染病としては、ジフテリヤ・日本脳炎・パラチフス等の発生はあったが、予防接種の普及、及び衛生思想の向上もあり、いずれも散発に終っているのは幸いであった。(表1)

(二)予防接種

古くから行われてきた種痘の外、昭和二十三年六月制定施行された予防接種法によって次の予防接種が義務づけられている。すなわち痘そう・ジフテリヤ・腸チフス・パラチフス・百人咳・急性灰白髄炎・発疹チフス・コレラ・ペスト・インフルエンザ・ワイル氏病の十一種で、このうち定期的に接種しなければならないのは痘そう・ジフテリヤ・百日咳・急性灰白髄炎である。その他の予防接種は流行時に行われることになっている。

公衆衛生の進歩と共に伝染病もいくつか消滅し、最も脅威とされていた腸チフス、パラチフスは昭和四十五年七月、種痘は昭和五十一年六月に予防接種が中止となった。更に新しく麻疹(はしか)が五十三年五月から幼児を対象に実施し、乳幼児の大敵とされていた麻疹が予防できる状態となった。風疹は昭和五十二年五月から中学三年生の女子を対象に実施し、先天性疹患出現予防に大きな役割を果たしている。

(表2)　予防接種実施状況

種類 / 年	日本脳炎	種痘	ジフテリヤ	ジフテリヤ破傷風百日咳	ポリオ	インフルエンザ
四四		六九	二三二	五四	六七	
四五		七二	二四一	七二	九六	
四六		九二	二〇〇	四三	八五	
四七		八〇	二四二	九五	一〇四	
四八		六六	二三〇	七四	八六	
四九	四五一	六六	二三六	八五	九二	九五三
五〇	三八二	五七	一八二	事故のため	八二	九一三
五一	三九五	廃止	一七〇		六二	八五〇
五二	三六〇	廃止	一五四	事故のため	六一	七六二
五三	三五五	廃止	一五四	七五	六三	七九九

予防接種の実施状況は(表2)のとおりである。

(三)組合立伝染病隔離病舎

急性伝染病の発生した際の患者の隔離は、予防対策の重要な柱として政府の指示により明治の中期より各村毎に建設し患者を収容してきたが、施設の老朽並びに防疫体制向上によって散発発生となったが将来の管理運営が懸念されてきた。昭和二十七年鰍沢町外一町二十一か村による一部事務組合の設立がされ、国の補助金を受けて新たに共同で隔離病舎を建設することとなった。建設場所は鰍沢病院地内で病舎はベッド数二〇床で、建設費は合計三二三万円で、うち国庫補助金は一八二万円で外は地元負担等であった。加盟町は合併後の名称で増穂・鰍沢・中富・早川・六郷・下部・市川大門・甲西・櫛形・若草・白根・八田の各町村である。この施設の設

置により特別の集団発生以外は隔離病舎の心配はなく、予防対策に専念できるようになった。

(四)結核予防対策

かつて結核は肺病又は労咳ともいわれ不治の病の代名詞として極度にきらわれ、家族や病人はつとめて隠ぺいしようとした。又無知による家庭内感染等により流行ははなはだしく国民病とまでいわれた。大正八年結核予防法が制定され届出・治療方法等も定められたが、本格的に結核対策が動き出したのは、化学療法及び外科療法が開発され一般化された戦後のことである。〃統を引く〃とまでいわれた結核も知識の普及により徐々に理解され、又療養所や治療対策の整備により逐次利用さるようになった。これには保健所や町の保健婦の訪問指導、治療費に対する公費負担制度に負うところも大きいものがある。結核患者に関する実態把握は困難で別表に見られるとおり昭和三十二年ころから統計としては見られるが、病態別、療養別等に分類されたのは四十年代からである。

当時の患者合計は一二四名であったが十余年経過した今日では四六名に減少している。全体的に人口は減少しているとはいえ結核対策の効果がはっきり表れている。ツベルクリンやBCG接種、又結核検診車による住民検診の受診率の向上は著しく、これらが患者数の低下となって表れている。

このように結核は主要死亡原因のベストテンからはずれる程になったとはいえ、依然として問題点は多く特に老人と幼児の感染防止、他町村への出労者の検診等各種の課題が残されている。

(五)成人病検診

人口の老齢化により中高年齢者の健康管理は近年特に重要視されるようになった。四十歳前後以上の人々に多い脳血管疾患、悪性新生物、心臓疾患等いわゆる成人病は死亡率の四〇%以上を占めており、その対策は予防対策を含めて確立が望まれている。働き盛りの年代に或る日突然訪れる成人病は、社会にとっても又家族にとっても大きな衝撃であり脅威でもある。又婦人の乳がん・子宮がんも大きな社会問題である。本町においても昭和四十年から血圧測定・心電図・胃の検診・子宮がん検診等を県の協力を得て実施している。

更に本町には現在五五名の寝たきり病人がいるが、その内三分の二は高血圧を中心とした脳卒中患者であり、病床年数は一年から長い患者は八年である。本人の苦痛もさることながら家族看護による労苦ははかり知れないものがある。そこで町ではこうした悲劇を予防するため五十四年から「健康増進モデル地区事業を計画し、一年に三部落ずつ指定し〃健康な時こそ検診を〃を目標に医師の診察を含めた各種検診を全員受診する中で、健康意識の啓発を行い脳卒中予防対策に取り組んでいる。

(表3)　成人病検診実施状況

	子宮がん	胃腸検診	動脈硬化	心電図
	人	人	人	人
昭和四七年度	四三六	九六		二八〇
四八	四三四	一七〇	二三七	三二五
四九	四四六	九〇	二五一	三一八
五〇	四九三	二三七	二四四	三一九
五一	六五二	一五九	二四九	二七二
五二	四四六	二九一	二七二	二四一
五三	四八八	三一五	二四一	
五四	五〇六	三〇八		

検診の実施状況は表3のとおりである。

㈥三歳児検診

戦後の幼児検診は赤ちゃんコンクールをもって代表され、丸々太った赤ちゃんの写真が世間の話題となったものである。その後人間の持つ最低機能を発揮できる三歳児の成育結果の検診がより重要との事から、昭和三十七年から現在の検診方法に改められた。受診率はかなり高く保護者の理解と関心の程がうかがえる。しかし結果に見られるように異常児が比較的多い事と、又少数ながら精神面でも見受けられることなど今後の追跡課題もある。

（表4）三歳児検診受診状況

年度	対象	受診数	率	異常児 精神面	異常児 身体面
五〇	一〇三人	九九人	九六%	二人	四人
五一	九六	九五	九八	一	五
五二	九七	九五	九七	〇	二
五三	八九	八七	九七	一	七
五四	八三	八二	九八	一	二

（表5）乳児検診受診状況　（延件数）

年度	対象	受診数	率	異常児 精神面	異常児 身体面
五〇	三五一人	二二七人	六四%		二四人
五一	三七五	二七〇	七四		三七
五二	三二八	二四九	八二		四二
五三	三二三	二五五	七八		三五
五四	三二九	二五九	七九		二八

㈦乳児検診

一生の健康を左右する基盤としての乳児検診は母子保健の主軸をなすものである。

本町におけるこの事業についての歴史は古く旧村当時（昭和二十二年）から実施しているが、戦中戦後においては伝染病・食糧難と相まって多難の時代であり乳児の死亡も高率であった。終戦後WHOの指導を契機として公衆衛生は著しく向上し乳幼児の死亡は漸次減少し、現代においては本町における年間の死亡は零となっている。

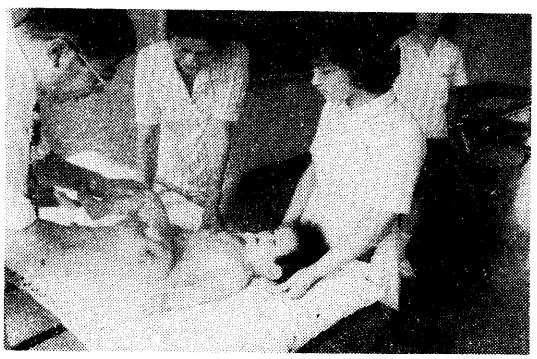

乳児検診

時代の流れと共に少産少死の時となり、加えて若者の都会流出が出生数を激減させている。従って乳児検診も絶対に赤ちゃんを死なせないこと、障害児を予防することに大きな目標をかかげながら内容も充実したものを行っている。小児科医は毎月、整形外科医は年三回招へいし、健康児の確認と更に先天性疾患の早期発見と治療を行い、最終目的として患児が将来健康生活が維持できる身体状況になるまで援助している。乳児の医療対策としては先天性疾患（股関節脱臼、脳性マヒ、斜頸）については育成医療にて全額の医療費、更に一般の疾患については乳児医療無料化制度がある。

㈧妊婦検診

健康な子供を生み育てるには先ず丈夫な子供を生むための母体の健康管理は何より大切である。

戦前乳幼児死亡率の高かったのは、生活環境不良の中での母親たちの重

労働、栄養のかたよりや不足、戦争による精神面の不安定等によるものであるが、妊婦の衛生思想の欠如によるものも一因でもあろう。

戦後母性に対する社会の理解や見なおしにより逐次対策は向上し、妊婦の異常は妊娠以前の健康管理にも問題があり、そのためには妊婦検診の外婚前教育を含め諸種の対策が必要と認められるようになった。妊婦検診は戦後最も早く始められ現在に至っているが、これに関連して妊娠届及び母子健康手帳の交付は最も基本となるものである。

受診状況については自宅分娩が盛んな時代は、対象者全員が受診する状況であったが、施設内分娩（病院・産院等）が増加した現在は病院で受診しているからという理由で受診率は二〇％にみたない状況であり、一考を要する時がきたとも考えられる。

(九)トラホーム対策

トラホームは現在はほとんどなく、理美容師等特種職業の人にのみ検診がされているのみであるが、往時の不衛生な生活環境にはむしろつきものであった。又今日のような治療の方法もなく、住居は薪による炊飯、採暖で煙は家屋内に充満し、手拭は一本で共用という様な状態では流行は止むを得ないものがあった。

明治三十三年、県衛生会は「トラホーム予防の心得」と題したパンフレットを発行し対策を教示したりしたが成果はなかなか上がらなかった。郷土誌（富里村）によると旧富里村の記録が次のようにのっている。

大正十三年　受診者一四五名中患者二〇名
〃　十四年　〃　一三五　〃　一四名
〃　十五年　〃　一三六　〃　一四名
昭和　二年　〃　一七七　〃　三名

大正・昭和に至っても患者は減少せず徴兵壮丁検査にも影響があり、小学校等の学校衛生を通じて対策を講じてきた。終戦後は抗生物質等の治療方法の向上、衛生思想の普及、住居改善等によりほとんど根絶したものと思われる。

(十)流行性感冒

この病気は江戸時代後期における異常気象と共に大流行した記録があり（明和六年、天明元年、四年、享和二年等）江戸時代だけで二十七回の流行のあった事を日本疾病史（明治四十五年）に伝えられている。

本町における流行は有名なスペインかぜといわれるもので大正八年二月「悪性感冒流行し、切房木のみで同じ日に三人死亡す、罹患者数知れず」とあり、更に「同九年三月悪性感冒流行し各所に死者続出す」（加藤善吉著下部町郷土史年表）とある。この時の全国の罹患者数は二、三八〇万人にのぼり死者は三八万人にも及び全人口の約二分の一が罹患した。

その後は小流行を繰返して戦後に至ったが、戦後の復興により諸外国との交通が便利になったが、昭和三十二年いわゆるアジアかぜが大流行し小中学校の休校閉鎖が相続いた。幸い予防接種もあったが流行性感冒いわゆるインフルエンザは病原菌の種類も多く、病原菌を予測しなければ予防接種ワクチンの製造ができず、大量高速輸送機関である航空機等の発展に対応し得ない点に問題があるようである。

(十一)大腿四頭筋拘縮症

ひざが自由に曲らず歩行困難な幼児が、増穂、鰍沢町を中心に南巨摩、西八代郡等に多数いることがわかり問題になったのは昭和四十八年の九月ころであった。事の発端は鰍沢町の幼児検診で二〇人ほどの幼児の足が動かないことがわかり「大腿四頭筋拘縮症」と診断された。一度この事が伝わると、隣接各町にも同様な症状を訴える幼児が続出し、大きな社会問題となった。要請により、一斉検診を受けた結果鰍沢町二八名、増穂町二四名、本町においても二一名の幼児が同病と診断された。この病気はおもに二―五歳に多くみられ、大腿部の筋肉がしこり状に短縮し、歩く時に足が外側に跳ねるようになる特徴がある。原因は風邪等の治療に大腿部に注射をすると起きやすいといわれているが、先天性の例もあり、確立した学説はまだない。このような情勢下に世論も高まり、国会においても県選出議員による質問に答えて、斉藤厚生大臣は救済対策を明らかにした。

その後、本病が全国的に分布されている事がわかり、県内の対策会議の呼びかけにより全国連絡会議がもたれ、昭和四十九年五月甲府で開かれた同会に一六都府県から一〇〇名が参加、「大腿四頭筋拘縮の子供を守る全国連絡会」（会長西中山秀雄）を結成し、治療法の早期発見、生活補償などを訴えていく事になった。

山梨県における四頭筋拘縮症対策委員会においては整形外科の専門医により疾病段階別に定期的な経過観察検診を行い患児がよりよい治療が確立できるよう配慮している。

町においても県の検診に協力、患児の把握、更にあゆみの会への援助も行っている。

最近においては小児医療の領域では発達段階の乳幼児の筋肉に注射することは少なくなり、治療には内服薬又は座薬を用いている。

㈤移動保健所

衛生思想の向上をはかり住民の健康を守る最良の策は誰でもいつでも医療の恩恵が受けられ、かつ健康相談の機会に接することであるが、当町には交通不便のため医療のへきとも地いえる地域はかなりの数に及ぶ。昭和三十年代にはいると人口の都市流失が始まり、更にこの傾向は強くなった。このため県や保健所は町と協力しこれら地域の人々に医療と健康相談を同時に受けられる移動保健所を年一回開設し、地元医師の協力をも得て昭和三十五年度から始めた。本町における開設状況は〈表6〉のとおりで当初はレントゲン撮影、寄生虫検査、栄養相談等が主体であったが、次第に成人病検診に移行しつつあるのは地域の老齢化とも関連し当然の成り行きであろう。現在の内容は診察・心電図・血圧測定・検尿・貧血・寄生虫検査・栄養相談・健康相談等である。なお近年へき地中核病院の整備に伴い峡南地域は市川大門町立病院が中核病院に指定され、その保健対策の中にへき地診療が盛り込まれており、移動保健所はこれら新しい施策との接点を求められようとしている。

（表6）　移動保健所開設状況

実施年度	部落	受診者	異常者				
			高血圧	蛋白尿	心臓	貧血	
五〇	湯之奥	二五人	四人	二人	〇人	〇人	
五一	三保	五三	一二	一	三	四	
五二	折八	二七	四	〇	二	二	
五三	登組	三二	七	三	二	二	
五四	大磯小磯	三五	一二	二	五	四	

㈥精神衛生対策

病気はもともと暗く痛ましいが、悲しむべきこの病は遠く律令時代の文書にも見られる程古い。

治療方法もない時代の患者家族の心身の労苦は想像以上であったものと思われる。精神衛生法が定められ一定の治療や対策が講ぜられつつある現在でも十分とはいい切れない現状である。

自傷他害のいわゆる典型的患者には精神衛生法による措置入院の外、生活保護法による入院者もあるが、その外に一般の通院治療者、なお社会復帰者も見受けられる。又これら患者の家族会ともいえる南天会が結成され、事務局を保健所におき互いに励まし合いつつ諸種の対策を関係方面に提示している。

近年精神医学の進歩はめざましく、治療は在宅或いは職場で働きながら服薬を受け社会へ適応していく方針をとっている。

こうした患者については保健婦が主治医や家族と緊密な連絡をとりながら正しい治療態度が続くよう援助している。

昭和五十四年四月現在本町登録患者は八二名である。

五　社会奉仕活動

㈠　献血運動

医療体制の整備に伴い今までは放置の外なかった脳や心臓、血管等の手術も可能となり、又交通事故の多発により血液の需要は急激に増加してきた。しかし県の血液センターが献血活動を開始するまでは個々に供血者を求める外はなかった。

昭和三十九年県献血推進協議会が発足し漸く体制は整った。下部町においても昭和四十九年町の献血推進協議会が組織され、当初は献血希望者が少なくライオンズクラブ等の協力により行われていたが次第に理解され五十二年には一般献血者も一九四人にのぼり運動もようやく一般化されつつある。

なお昭和四十一年以降本町の献血状況は次のとおりである。

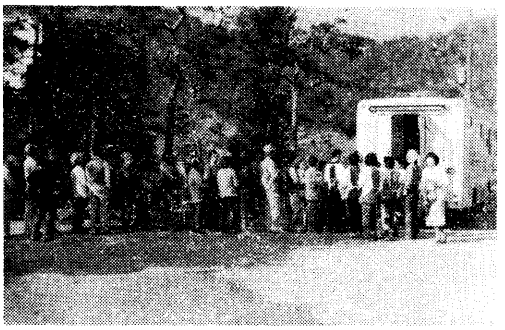

㈡　愛育会

戦前の母親は劣悪な家庭環境の中で子供を生み育ててきた。従って乳幼児死亡率はそのような背景のため依然として高かった。たまたま昭和八年皇太子の誕生を記念して両陛下からの御下賜金を基に翌九年母子愛育会が発足した。

そのおもな事業としては母子の健康が守られていない地域を愛育村として指定し、その活動機関として愛育班をおき、組織的に乳幼児妊婦検診等母子愛育の仕事が進められていた。愛育会が本格的活動にはきたのは戦後であるが、戦前から長期にわたり愛育活動は続けてきた。中巨摩郡源村（現白根町）の活動に刺激された点は大きい。

その後組織化は全県的に進み本町においても昭和三十五年に愛育会組織が結成されて漸次全町内に普及し、愛育事業の外各種検診、成人病検診等に協力している。

㈢　栄養改善推進員

大部分の病気は①栄養のバランスがくずれた時、②不規則な日常生活が誘発の原因であることは多くの人が認識していることであるが毎日の生活の中でこれを忠実に実行することはむずかしいことである。しかし最近の病気をみるとき、高血圧、心臓病、糖尿病、痛風等食生活が最大原因をなしているものが大部分であることを思う時安閑とはしていられない。

これを重視して昭和四十年から栄養改善推進員制度を設け、正しい栄養についての地域普及活動のリーダーを養成した。本町においては現在昭和五十五年推進員の有資格者は四十一名であり、スローガンとして①バランスのよい食生活　②塩分を減らそう　を掲げ地域に普及活動を行っている。

献血状況

種別 / 年	申出者	献血者	不適者
	人	人	人
昭和41年	40	36	4
42	94	69	25
43	95	79	16
44	28	23	5
45	75	63	12
46	91	77	14
47	69	62	7
48	94	85	9
49	115	102	13
50	134	126	8
51	146	126	20
52	208	194	14
53	193	166	27
54	189	169	20
計	1,571	1,377	194

第二章　社会福祉

第一節　社会福祉事業の沿革

本町における往古からの社会事業について、その発展過程を見極めることは極めて困難なことである。人それぞれに能力差があり、加えて生老病死や、不慮の災難が、人間社会生活にいつもつきまとうものであるならば、民生事業の歴史は、人間が集団的社会生活をはじめた当時から、既に行われていたものと考えられる。天平二（七三〇）年には、孤児、病人の救済事業として、光明皇后が施薬院・悲田院を開設したことは歴史上有名な話である。更に人口の増加や小都市の出現、外来文化などの影響によって、救済事業は制度化されて近隣扶助制度発達の基となった。いわゆる五人組制度をはじめとして、窮民救済政策としての「米銭給与制度」「備荒貯蓄制度」等は、各郷村に至るまで徹底的に行われたようである。各村（部落）には郷蔵があって、夏秋に収穫した穀物を蓄えたことも、飢え人調べをして、米銭を支給した文書も保存されている。

制度化されないまでも、社会福祉にまつわる社会生活の風習として、今に残されているものが多い。隣保救済活動、共同作業、冠婚葬祭、災害救助や、ゆい等の習慣、更には貧困家庭の救済の例として無尽講や、岩欠部落のように医者無尽もあった。

一　明治時代

明治時代には、鎖国時代の後進性脱却のため、政治・経済・軍事などあらゆる分野で、先進国の例にならうこととなり、慈善救済事業においても先進国に範をとった。国においては社会事業法規の制定によって、逐次近代的社会事業の形態をつくる素地が培われたのである。明治四年には「棄子養米給与方」の太政官布告が出されて捨て子救済の方途が講ぜられ、更に「行路病人取扱方規則」、同六年には「三子出産の貧困者養育料給与方」が発せられて、児童保護に対する芽生えがでてきた。

同七年には「恤救規則」が公布された。これはわが国で最初の公的救済制度として、特筆されるものであるが、この規則は昭和四年「救護法」が制定されるまで、約半世紀にわたって、我が国の救済制度の根幹をなして来た。その前文に「済貧恤救は、人民相互の情宜に因りて、その方法を説くべきはずに候得共、目下難差置　無告の窮民は自近（ついん）各地の遠近により、五十日以内の分左の規則に照らし……」として、無告の窮民を救うことは、人民相互の道義的感情によってなすべきであると説き、救済の対象者は

一、極貧の独身者にて、癈疾に罹り産業を営む能わざる者（癈疾者）
一、同独身にて七十年以上の者・重病あるいは老衰して産業を営む能わざる者（老衰者）
一　同独身にて病気に罹り産業を営む能わざる者（病弱者）
一　同独身にて十三年以下の者（幼弱者）

その救助法は一日男米三合・女は二合の割合であった。当時の山梨県の法制によれば

一、町村内懇和し吉凶相助け、善を勧め悪を戒め共に渡世の安穏をはかるべきこと

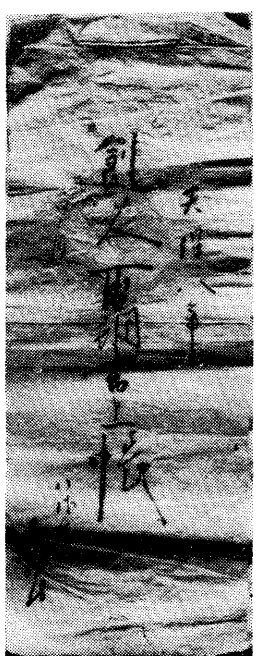

飢人調書上帳

付　鰥寡孤癈無告の窮民は、町村内互に申合せ常に心をつけ、救助申出等遺漏沈滞不可有事

付　火災盗難或いは病気等にて産業を失う者あらば、組合町村内心遣い産業に基かしむべし、不任心事あらば速に可申出の事

同町村内（当時の村は今の部落）は、吉凶共に扶け合って融和し平和に生活すべきものであると説き、村民は常に気をつけ村内に病気、火災等にて無告の窮民があれば、遺漏のないように申し出すこととしている。

同十三年には災害救助のために、米麦及び資金などを蓄えることを規定した「備荒儲蓄法」は、同三十二年「罹災救助基金法」と改正して制定された。この法は昭和二十二年「災害救助法」が施行されるまで、約五十年間にわたって存続した。山梨県においては「町村儲蓄金規則」は明治十九年に布達され、二十年から実施した。町村では公儲（貯）してこれを共有財産とし、凶荒の予備、又は窮民救済の資にあてた。

明治も後半になると資本主義経済機構も急速に発達して、貧富の懸隔も著しく生活難も増加する傾向にあった。

明治三十二年には「罹災救助基本法」及び「行旅病人及死人取扱法」同三十三年には非行少年を収容して更生させるため「感化法」が、明治三十七年には下士兵卒の遺家族の生活扶助を目的とした「下士兵卒家族扶助令」が、明治三十九年には傷痍軍人に対する収容保護を定めた「廃兵法」が公布され、同四十二年には「癩予防法」が施行され、公私の社会事業の施設が県内に開設されはじめた。

救癩施設として身延の深敬園が、貧困者行旅病人宿泊施設としての身延山功徳会が創設された。感化事業・授産事業を目的として、塩山竹行李製作伝習所が開設され、翌四十一年には現増穂町に代用感化院・山梨農芸苑などが設置された。

また同三十七年には、日露戦争勃発の事態に即応すべく、戦死又は戦病死した下士兵卒の遺家族の生活扶助を目的として「下士兵卒家族扶助令」が公布され、同三十九年には傷痍軍人に対する収容保護を定めた「廃兵院法」が公布された。

このように明治期における公的の扶助行政は慈恵的基礎の上に立つもので、明治維新という大きな社会改革の結果、生じた窮民に対処することを目的とした施策で、民間社会事業もその上に立って創設された。

二　大正・昭和の初期

大正年間の社会保障は、わが国の近代化と共に発達し、社会連帯責任から公共福祉を目標とした環境や、労働状態の改善が重視されるようになった。

明治四十四年には、わが国最初の労働保護法ともいうべき「工場法」が十四年ぶりに成立して幼年者の雇用禁止、少年・婦人の労働時間を規定して、大正五年より実施された。

第一次世界大戦に際しては、一時軍事需要によって、未曾有の好況を呈したが、終戦と共に経済は反動不況に見舞われ、米騒動は各地に飛び火した。

大正七年八月十五日夜、米の値上がりを憤った群衆は若尾本家を焼き払った。いわゆる若尾の焼き打ち事件である。大正十二年には関東大震災があって大被害を生じ、この相次ぐ社会不安に対処すべき施策の具体化が望まれた。昭和初期においても世界的な経済の大恐慌におそわれ、農村は疲弊して深刻な窮乏事態が続いた。

大正十一年には「感化院法」が改正されて「少年法」とか「矯正院法」などが制定された。少年法で審判所を設置し、審判された少年を矯正院に収容した。また此の頃、盲学校・ろうあ学校令が公布されて、その設立は公共団体の義務とされた。この時代における山梨県の社会事業は被災者の救護とか、母子保護を目的とした被保護妊産婦に対する保護券の発行とか、白米廉買券の交付などであった。

この時代には経済恐慌の時代であるだけに、また社会立法が成長したともいわれる。社会事業は本来の社会福祉事業であって、社会環境や労働状

態の改善が重要視されるようになった。こうした風潮に促進されて、諸種の法律が整備されたのは昭和四年以後のことである。大正二年「少年禁酒法」、同六年「軍事救護法」同八年「精神病院法」「結核予防法」「トラホーム予防法」、同十年「職業紹介法」「住宅組合法」同十二年「工場労働者低年齢法」昭和二年「不良住宅地区改良法」「公益質屋法」等が制定された。

昭和四年には救貧法規である「救護法」が制定された。この法は範囲の拡張と市町村の救助義務を規定して、国・県の救助費の補助義務、救助方法の明確化、労働力のある者の除外などがその特徴である。この法律での救護対象者は、貧困のため生活が不能なる者のうち

一、六五歳以上の老衰者
一、一三歳以下の幼者
一、妊産婦
一、不具廃疾、疾病その他障害により労働不能の者

これ等の救護機関は市町村とし、方面委員がこれを援助した。

救護の種類は生活扶助・医療扶助・助産扶養とし、救助活動の末端浸透化のために、山梨県では昭和二年に方面委員の設置が規定された。

社会事業の普及発達と、連絡調整のために山梨県社会福祉事業協会が誕生し、社会事業の助成指導・社会事業の調査研究・生業資金の貸付など各方面にわたって活動し、国民の生活保護、生活更正の面で重要な役割を果たした。

昭和十二年日華事変勃発するや、この時局に対処するために、軍事救護法は「軍事救助法」と改め、更に「母子保護法」昭和十六年「医療保護法」昭和十七年「戦争災害保護法」などが定められて、要保護者の保護の徹底がはかられた。

三　終戦後

昭和二十年八月十五日、日本は無条件降伏によって太平洋戦争は終結した。国力は消耗し、国土は荒廃し、輸送機関は麻痺して経済は壊滅状態となり、インフレーションは高進して失業者は巷に溢れ、食糧の遅・欠配、浮浪者、行路病人、多数の引揚者、戦災者、住宅難などによる生活困窮は国土に漲り、人心もまた動揺して、世はまさに未曾有の惨状を呈した。

昭和二十一年十一月三日、日本国憲法が発布され、第二十五条に基づいて、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場から、社会福祉の分野では幾多の立法がなされ、社会福祉事業の法制が体系化されるようになった。

昭和二十一年には「救護法」「軍事扶助法」「母子保護法」「戦時災害保護法」などを総合拡充して「生活保護法」が制定され、方面委員が廃止されて新たに「民生委員令」が施行された。生活保護法は同二十五年には大改訂が加えられた。

昭和二十二年には「児童福祉法」が、同二十四年には「身体障害者福祉法」が児童の育成と身体障害者の更生をはかるために制定された。これらは福祉三法として、福祉行政の基本となった。

昭和二十二年「災害救助法」が制定されて、救助活動を明示し、公的扶助行政の協力機関として民生委員令を廃して、二十三年「民生委員会法」を制定、消費生活の安定をはかるために「消費生活協同組合法」が制定された。

昭和二十五年の朝鮮動乱を契機とした経済界の発展は、物質文明の繁栄を遂げた反面、依然として日のあたらない階層が多く、労働力の不足、過疎過密化より生ずる社会機構の変動、老齢人口の増加、家族制度の崩壊と核家族の増加等、新たな社会問題は次から次へと提起された。

これ等の諸問題に対処して更生をはかるために、三十年「世帯更生貸付制度」を制定、また精薄者の保護、老人福祉の確立、母子家庭の保護を目的として、三十五年「精神薄弱者福祉法」、三十八年「老人福祉法」三十九年「母子福祉法」の三法がそれぞれ制定された。これらの三法は、生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法と共に福祉六法といわれ、福祉行

政の基幹をなしている。

また所得保障として、三十六年「国民年金制度」昭和四十年「母子保護法」寡婦対策として四十四年「寡婦貸付資金制度」四十五年「公害防止法」児童福祉の立場から十八歳未満第三子以降の児童を対象とする「児童手当法」が四十六年に制定された。

県ではこれ等の法律の規定によって、福祉行政施策として老人ホーム・青少年勤労センター・消費生活センターなど、多くの施設を設置した。

戦後社会福祉事業の公私分離の原則が確立したことにより、民間社会福祉事業の財源を確保するために、終戦直後から展開されていた「国民たすけあい運動」と融合して、赤い羽根募金として国民の間に定着している。また二十四年からはじめられた「お年玉つき年賀はがき」の寄付金も逐年増加して、民間福祉事業の推進、発展のために、大きな役割をはたしている。

第二節　社会福祉協議会

昭和二十四年十一月、連合国軍総司令部から指示された「昭和二十五年度における厚生施設の主目標の中で「厚生省は、全国的および都道府県の社会事業団体および施設により、自発的に行われる社会福祉活動に関する協議会を設置し、これが運営指導を行うため、全国的プランを作成しなければならない」という指示事項により、厚生省が中心となり日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会がこの問題について研究した結果、昭和二十五年七月「社会福祉協議会設立準備要綱」が決定され、同年九月前記三団体が解散、社会福祉協議会の設立にあたることになった。その後、同二十六年一月財団法人中央社会福祉協議会が発足した。同年三月、社会福祉事業法の公布によって、社会福祉法人に組織の変更を行い名称を「全国社会福祉協議会連合会」と改称し、さらに昭和三十年四月「社会福祉法人全国社会福祉協議会」と改めた。

各都道府県でも中央に準じ、社会福祉協議会の設立に着手し郡、市町村社会福祉協議会の結成を勧奨し、全国的の普及をみるにいたった。

山梨県社会福祉協議会は、昭和二十六年に結成され、社会福祉事業法の公布に伴い、同二十七年五月、厚生大臣の認可を受け社会福祉法人となった。

本町においても、昭和二十六年ごろ旧村ごとに、社会福祉協議会が設立され地域の福祉向上のために努めてきたが、昭和三十一年九月町村合併により新たに下部町社会福祉協議会が設立され、初代会長に日向よし子が推された。

この協議会は理事一三名、監事二名、評議員四二名からなり理事は町、町議会、民生委員協議会、戦没者遺族会、母子相談員、身体障害者福祉会、民生委員、婦人会、福祉担当課などの代表者により、評議員は民生・児童委員によって構成されている。

心配ごと相談所　福祉金庫の運営に努めると共にホームヘルパーを設置して要援護者の介護を図り、また身体障害者を中心とした住民の健康相談を実施してその実態を明らかにすると共に、潜在身体障害者の発見に努力、その対策の推進、その他母子福祉、児童福祉、老人福祉の推進、施設入寮者の慰問激励、歳末たすけあい運動等、住民福祉増進のため全面的に社協活動の進展を図っている。なお、昭和四十六年三月三十一日、社会福祉法人の認可を受け専門員を設置し、それと同時に県社協より児童厚生施設本栖キャンプ場の移管を受けその運営に当たっている。

昭和五十五年四月現在の社会福祉法人下部町社会福祉協議会の役員は、次のとおりである。

理事会長	石部　薫	
理事副会長	保坂不二男	
理　事	小林最将	理　事　土橋精一
〃	日向　謙	〃　佐野一郎
〃	宮沢静枝	〃　鮎川正男

理　事　佐野常義　理　事　赤池武正
〃　小林　久　〃　渡辺夫佐子
〃　渡辺重保
監　事　伊藤　要　監　事　内藤俊一

社会福祉の性格と機能

憲法第二五条によって、日本人は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が与えられ、国は社会福祉及び公衆衛生などによる社会保障が義務づけられているが、権利はあっても理想とほど遠いのが現実である。

社会の中には社会制度の変革になじめず、高度経済成長に伴う産業構造の急変に災いされて、困窮の谷間にあえいでいる人々が余りにも多かった。これらの人々に救済の愛の手をさしのべて生活水準を向上させるためには、社会福祉事業にまたねばならなかった。

社会福祉基本要項の中では、社会福祉協議会の性格と機能を次のように規定している。

（性格）

(1)　社会福祉協議会は、一定の地域社会において住民が主体となり社会福祉、保健衛生その他生活改善向上に関連ある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする、民間の自主的な組織である。

（機能）

(2)　社会福祉協議会は調査、集団討議および広報等の方法により、地域の福祉に欠ける状態を明らかにし、適切な福祉計画をたて、その必要に応じて地域住民の協調促進、関係機関、団体施設の連絡、調整および社会資源の育成などの組織活動を行うことを主たる機能とする。なお必要ある場合は自らその計画を実施する。

(3)　社会福祉協議会は、地域内の住民組織が行う住民福祉や、保健衛生等に関する活動の促進につとめ、あわせて地域内の関係機関、団体並びに施設に対してその機能を増進するように協力する。

限られた一部階層に対する援護活動はその一部であって、環境を整備して住みよい生活環境をつくり、地域全体の生活の向上につとめるのが、社会福祉協議会の趣旨である。従って地域住民が連帯意識の上に立った、自主活動こそ社会福祉協議会の理念でなければならない。

下部町社会福祉協議会の目的は、定款第一条に示されているが、今後ますます多様化する社会の中で、高度な巾広い社会福祉の発展を願ってやまない

（目的）

第一条　この社会福祉法人は、山梨県西八代郡下部町における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、地域社会福祉の増進を図ることを目的として次の事業を行う。

1　社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
2　社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
3　社会福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
4　社会福祉事業を目的とする事業に関する普及
5　保健衛生を目的とする事業との連絡
6　心配ごと相談事業の設置運営
7　共同募金事業への協力
8　福祉金庫の設置運営
9　本栖キャンプ場の設置経営
10　重度身体障害者家庭奉仕員派遣事業の受託運営
11　その他本会の目的達成のため必要な事業

下部町福祉金庫

この金庫は下部町福祉金庫といい、下部町社会福祉協議会が運営している。町内に居住する生活困窮世帯（含災害・傷病等）に対して、世帯更生運

動の一助として無利子で、一戸当たり一〇万円以内の貸し付けを行い、経済的自立の更生を図ることを目的としている。

貸付金の償還は月賦・半年賦及び一時とし、貸付期間は一年以内である。この財源は下部町社会福祉協議会の一般会計から毎年度充当し、資金源は物品斡旋販売等による利益金、社会福祉協議会賛助会員の会費の一部、助成金、寄付金、共同募金配分金等である。

福祉金庫は昭和四十九年一月から実施されているが、最近における貸付状況は次のとおりである。

昭和五十年	ナシ	昭和五十三年度	一三件　九八万円
〃　五十一年	ナシ	〃　五十四年度	一一件　八〇万円
〃　五十二年	ナシ		

下部町社会福祉事業助成

社会福祉事業法により設立された「社会福祉法人下部町社会福祉協議会」に対し同会定款第一条に定める社会福祉事業のうち、児童福祉施設事業である、本栖児童キャンプ場の設置に関する事業、福祉活動事業として、社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及、保健衛生を目的とする事業との連絡、心配ごと相談事業の設置運営、共同募金事業への協力、福祉金庫の設置運営、重度身体障害者家庭奉仕員派遣事業の受託運営、社会福祉協議会の運営に要する費用等社会福祉事業に対し、予算の範囲内で児童福祉施設事業に対して五割以内、福祉活動事業に対しては八割以内の補助金の交付を行い、本町における社会福祉の増進を図っている。

世帯更生資金貸付制度

低所得世帯や身体障害者世帯に対し生業を行うときの開業資金、世帯主や家族が入院した場合の療養資金及び住宅改修費など低利で貸し付け、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長と促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的に昭和三十年度に創設された。

貸付世帯の選定・実態の把握・資金貸し付けの斡旋・借受世帯に対する独立に必要なる援助、指導など民生・児童委員活動と密接な関係にあるためすべて民生・童児委員が行っている。

資金の貸し付けは県社会福祉協議会が行い、これに要する貸し付け資金は国三分の二、県三分の一の割合で負担、その全額を貸し付けの実施機関である県社会福祉協議会に補助する。

世帯更生資金の種類と貸付条件は次のとおり。

（昭和五十四年度現在）

本町内の最近における世帯更生資金の借受状況は次のとおりである。

昭和五十三年度		
身体障害者更生資金（生業費）	二件	一五〇万円
昭和五十四年度		
身体障害者更生資金（生業費）	一件	七〇万円
福祉資金	三件	七〇万円
住宅資金	一件	六〇万円

第三節　民生事業

一　民生委員・児童委員

民生委員・児童委員（以下単に民生委員という）の制度は、その源を大正六年五月十二日岡山県で「済生顧問」という名称で発足し、次いで大正七年六月十三日東京府で「慈善協会救済委員」と銘を打って設置され、更に大正七年十月七日大阪府で「方面委員」として出発。続いて大正九年十一月二十五日東京市でも方面委員制度を実施した。このようにして我が国の社会情勢に対応し、民間の奉仕活動の中核として、また必須の制度としての基盤を逐次固めて来たのである。

救済法の実施により、具体的目標を与えられた方面委員の活動は全国的に活発化して来たのであるが、しかしこれらの活動は地方の、或いは社会団体による任意的なものであったため、組織運営においてまちまちであり、救護法を執行するためには機能的に問題がある事が指摘され、これを全国的に統一し、より効率的な活動を展開するため法制化する事が重要視されるに至り、世論の要望も高まって来たので政府は昭和十一年十一月十三日方面委員令を公布し、ようやく法制化されるに至った。

この方面委員令の制定理由は次の四つである。

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	六〇〇、〇〇〇円以内	一年以内	七年以内	貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内
	支度費	五五、〇〇〇円以内	六月以内	六年以内	
	技能習得費	月、一〇、〇〇〇円以内	六月以内	六年以内	貸付限度・特に必要と認められる場合九〇、〇〇〇円以内 貸付期間　三年以内
身体障害者更生資金	生業費	六〇〇、〇〇〇円以内	一年以内	九年以内	貸付限度・特に必要と認められる場合一、二〇〇、〇〇〇円以内
	支度費	五五、〇〇〇円以内	六月以内	八年以内	
	技能習得費	月一〇、〇〇〇円以内	一年以内	八年以内	貸付限度・特に必要と認められる場合九〇、〇〇〇円以内 貸付期間・三年以内
生活資金		月三七、〇〇〇円以内	六月以内	五年以内	貸付限度　特に必要と認められる場合月五七、〇〇〇円以内 貸付期間　技能習得費又は療養資金借受中
福祉資金		一二〇、〇〇〇円以内	六月以内	三年以内	貸付限度　特に必要な場合一五〇、〇〇〇円以内（国民年金特例納付に要する保険料の二分の一額以内） 出産費　六二、〇〇〇円以内 葬祭費　八〇、〇〇〇円以内 転宅費　五〇、〇〇〇円以内
住宅資金		七五〇、〇〇〇円以内	六月以内	六年以内	貸付限度　災害により特に必要な場合九〇〇、〇〇〇円

	修学資金			療養資金	災害援助資金
	修学費	就学支度費			
	高校（一八、〇〇〇円） 月八、〇〇〇円以内 高専（一九、〇〇〇円） 月一一、五〇〇円以内 短大（二六、〇〇〇円） 月一六、〇〇〇円以内 大学（二七、〇〇〇円） 月一七、〇〇〇円以内	五五、〇〇〇円以内	六月以内	一五〇、〇〇〇円以内	四〇〇、〇〇〇円以内
	六月以内	六月以内	一年以内	一年以内	
	二〇年以内	二〇年以内	五年以内	五年以内	七年以内
	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校（二〇、〇〇〇円） 月一〇、〇〇〇円以内 高専（二一、〇〇〇円） 月一三、五〇〇円以内 短大（二八、〇〇〇円） 月一八、〇〇〇円以内 大学（二九、〇〇〇円） 月一九、〇〇〇円以内	自宅通学 高校 二七、〇〇〇円以内 大学 三六、〇〇〇円以内 自宅外通学 高校 三六、〇〇〇円以内 大学 五五、〇〇〇円以内	貸付限度、特に必要と認められる場合二〇〇、〇〇〇円以内		

（注）

1　貸付利子は年三パーセント。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。

2　修学費の（　）書は昭和五十四年十月一日から適用。

一、方面委員は、各種社会事業の中枢機関として重要な役割を占めるに至り、国の社会事業行政についても方面委員の手を煩わす事により十分な効果を期待する事が多い。従ってこれが法制化され確固たる制度となるときは、各種行政に於て円滑にこれを活用することができ、殊に社会事業行政上に裨益する所が大である。

二、社会事業には物質的保護と並んで、精神的指導が不可欠の要素である。殊に方面委員の活動には一層その精神的要素が重視される。したがって方面委員の信条とすべき指導精神の確立は制度運用上においてもっとも重要視すべきものであって、これを法令を以て明確に示し、ますますその高揚をはかる事が極めて必要である。

三、従来の制度が地方の任意的制度であったため各地方に於てその組織運営の方法が区々となり、その業績も地方により著しく高低を生じているので、これを統制して採長補短の実をあげ、全国を通じて統一的な進展を期する必要がある。

四、方面委員に対する指導誘掖の徹底すると否とは社会事業全般の機能を左右するものであるから国に於ても法制上の根拠によりこれに積極的な協力と指導を与える必要がある。

これにより公布された方面委員令は、法文十二か条に過ぎぬ謂わゆる法三条式に制度の大綱を示したものであるが民生委員制度史上画期的なものであり、簡単な法文にもかかわらず次の点で重要な意義をもつものであった。

1、指導精神を明確にしたこと。
2、設置主体を府県としたこと。
3、任期を四年と定めたこと。
五、選任を公平にしたこと。

新たに詮衡委員会を設け選任の公平をはかり、その詮衡基準として

1、人格正しく常識豊かに世情に通じていること。
2、同情の念篤く事業に情熱と理解を有すること。
3、党派的偏見のないこと。
4、相当程度の生活を営み近隣の信望篤く、相当期間担任地域内に居住し、日常その地域内の居住者と接触し得る立場にあり、相応の指導力のあるもの。

六、名誉職としたこと。

方面委員は名誉職と規定されたが、ここでいう名誉職とは有給の事務職員ではない事を意味するものであって、地方自治制度上のいわゆる名誉職の事ではない。なお山梨県で方面委員規程が公布されたのは昭和二年三月のことであった。

第二次世界大戦の終了を境として、我が国の社会制度は未曾有の大変革が行われ、この中にあって方面委員制度もまた従来のままの体制で存立運営が許されなくなったので一日も速かに新時代に即応する制度にするようその刷新強化が内外から強く要請されるに至った。そこで厚生省では中央社会事業審議会に諮問し、方面委員制度の改革について研究を進めた結果方面委員令を全面的に補正することとなった。

当時における社会立法としては救護法・母子保護法・軍事扶助法・戦時災害保護法・医療保護法の五法があって民生の安定に対処して来たのであったが、保護対策に制限があったため、戦後激増した生活困窮者をこの法律だけで保護救済する事は不可能であったので、政府はこれら世相の混乱と民心の不安に対処し、すべての困窮者に対して宿泊、給食、救護、衣料、寝具その他生活必需品の給与、食料品の補給などの生活援護を行うことを内容とする「生活困窮者緊急生活援護要綱」を定め昭和二十一年四月から実施した。しかしこの要綱は臨時的応急的な措置としてとられたものであって国家責任、公私の完全分離、無差別平等などを原則とした統一的公的扶助の基本法規の制定に関する理論は、民主主義の理解とともに次第に強まり、昭和二十一年九月「生活保護法」の公布を見るに至った。

この生活保護法の制定と時を同じくして昭和二十一年九月十三日勅令をもって新たに民生委員令が制定され同十月一日から施行された。これに伴って方面委員制度は民生委員制度として再発足し、民生委員は国で行う生活保護につき実施機関である市町村長の補助機関として第一線の事務にあたることとなり、また任命方法も厚生大臣が委嘱することに改められるなど、その任務は一層重要性を加えた。なお昭和二十一年九月十六日厚生次官の「民生委員令の施行に関する通牒」は民生委員令制定の経緯と目的を明らかに示している。

これらいくつかの改正の中で特筆されることは方面委員が民生委員と改められたことである。救護法の制定によって方面委員が救護委員としてその補助機関となってからは貧困者の救済がその活動の大きな分野を占める傾向をあらわし、従って一般社会には方面委員は救貧委員すなわち貧乏人の世話役という観念を植え付け、また一部の委員にも救貧事業で事足れりとする傾向もあったので、この内外の観念を一掃し広く民生安定の推進者、民生安定の諸施策実施の協力者という意味を表示し自覚せしめるために民生委員と名称を改めたのである。

民生委員は生活保護法の補助機関、児童福祉法による児童委員など終戦後に制定された社会福祉立法の第一線運営機関としての法的な立場を占めることになったのみならず引揚者の定着援護、留守家族、遺族、母子世帯

等の相談援護、隣保組織の解散にともなう要援護者に対する物資の配給、各種の証明、各種調査の受託、共同募金を始め各種募金への協力等々国家的、地方的なあらゆる社会福祉施策の推進上きわめて重要な任務を果たすことになった。

民生委員はこのように国民生活の安定と向上にきわめて重要な立場に立つに至り、これは民生委員の社会的地位の向上に直結したものであった。従って民生委員は一般社会からその存在を高く評価されることになった半面、二十二年四月から実施された首長等の公選制度との関係において、政治的その他の利害関係で必ずしも委員としての適格者が選任されない傾向が現われ、ために保護の決定その他において社会的批判を受ける事も生じ、また複雑にして広範な任務を遂行するためには、その資質の向上をはかる事が急務となると共にその活動には個人差や地域差を解消する事が必要となった。同時に民主政治の建前として民生委員制度を従来の如く勅令によらず国会の議決を経た法律に基づく制度とすることが時代的趨勢でもあり、ここに民生委員令に検討を加えた結果、昭和二十三年七月二十九日に「民生委員法」が公布されるに至った。この民生委員法は勅令から法律へと法的根拠を強化したというだけでなく、民生委員令にかなり大幅な改正が行われている。その主な点は次の通りである。

1、民生委員の指導精神を「社会奉仕の精神」としたこと。
2、民生委員に真の適格者を得るため、従来の選出方法を是正し、かつ民主化をはかったこと。
3、新たに知事による民生委員の再推薦と直接人選の規定を設けたこと。
4、民生委員の資格要件を明示したこと。
5、民生委員の職務上の信条を明示したこと。
6、民生委員の解嘱規定を設けたこと。
7、民生委員の任期を三年に延長したこと。
8、民生委員の指導訓練に関する規定を設けたこと。
9、民生委員を民生委員協議会と改め常務委員の設置とその任務を規定したこと。
10、民生委員事務所に関する規定を設けたこと。
11、民生委員に関する経費の国庫補助規定を設けたこと。

前記の通り委員の選出方法については特に政治的、その他利害関係による不適格者が選出されることを避けるため、市町村毎に「民生委員推せん会」を設置してその推せん会において民主的に推せんすることになったので、下部町においても左記の通り「下部町民生委員推せん会規程」を設けて選出の公平を期することとなった。

下部町民生委員推せん会規程

（昭和五十一年九月十四日告示第四十六号）

（趣旨）

第一条　この規程は、民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）第七条の規定により、下部町民生委員推せん会（以下「推せん会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定数）

第二条　推せん会の委員の定数は十四人とする。

（招集）

第三条　委員長は推せん会の会議を招集しようとするときは、会議招集の日前三日までに、招集の日時及び場所を文書で委員に通知しなければならない。

（会議）

第四条　推せん会の会議は、非公開とする。

附則

この規程は公布の日から施行する。

民生委員法はその後、数次の改正が行われ現行法に至ったのであるが、この間社会福祉立法実施にあたり、第一線に専門的技術が要請され、児童福祉法は児童福祉司を、身体障害者福祉法は身体障害者福祉司を、また生活保護法はその基準の立て方においてもこれを運用して扶助額を決定する

手続きについても生活保護全体を通じて科学化が行われることにより、社会福祉司をというように従来民生委員が行っていた事務は順次専門機関に移行された。昭和二十五年の生活保護法の全面改正は、社会保障制度の一環としての公的扶助制度の確立を目指し、国民の最低生活の保障を受ける権利を規定したものであるが、この権利義務の関係を明確にするため、公的責任の確立により、民生委員は市町村長の補助機関としての性格から本来の社会奉仕者としての性格に返り、公的保護の協力機関となったのである。このようにして民生委員は名誉職としての本来の自由の立場に立って幅広い社会福祉の増進に活躍することとなった。

民生委員数は全国では一六万五、〇〇〇人、山梨県下の定員数は二、一三五人で、内西八代郡は一二四人でその内訳は上九一色村九人、三珠町一七人、市川大門町四一人、六郷町一五人、下部町四二人となっている。

また、各市町村毎にある民生委員協議会の総務をもって山梨県民生委員協議会総務連絡会が昭和三十三年五月県社教事務局内に設置され、民間社会福祉活動推進のための中核である民生委員活動の活発なる進展を期し、本県の社会福祉の向上を図ることを目的としている。

我が国の社会福祉は積年にわたる公私関係の努力によって近年めざましい発展をとげているが、社会経済の変動は次々と社会的に対処すべきニーズを生じさせ、社会福祉への期待はますます増大している。

民生委員・児童委員の活動の基本は民生委員法によることはもち論であるが、地域の事情に即した日常の実践にある訳であり、それを有効にさせるためには社会福祉及び関連制度についての知識が不可欠である。

地域福祉の充実、地域住民の社会福祉への積極的参加が強く求められている今日、民間社会福祉の地域のリーダーとしての民生委員が、社会福祉及び関連制度について正しい知識を持たれる事を強く期待する。

下部町合併以来の民生委員は次表のとおりである。

担当区域	昭三・三・一～昭三三・一二・三〇	昭三四・三・一～昭三七・一二・三〇	昭三八・三・一～昭四一・一二・三〇	昭四二・三・一～昭四五・一二・三〇	昭四六・三・一～昭四九・一二・三〇	昭五〇・三・一～昭五三・一二・三〇
清沢一円	竹之内竹次	竹内喜久	磯野薫	竹之内京三	竹内喜一	小林喜正	渡辺英一郎
大炊平一円	渡辺美津	渡辺美津	伊藤要	渡辺智恵子	渡辺真一	渡辺真一	伊藤しょうご
岩欠一円	渡辺要	渡辺要	赤池やすじ	磯野ひさよ	渡辺はつよ	渡辺はつよ	渡辺唯夫
杉山区一円	小林寿美	小林寿美	小林婦美恵	赤池利直	小林政次	小林幾太郎	柴原義人	小林久恵
北川の丸畑	岩松一格	岩松一格	伊藤誠	岩松卓徳	岩松卓徳	岩松卓徳	生松喜貞	小林はな子
北川の長塩	小林小春	小林小春	磯野久太郎	磯野久太郎	有田清	小林義彦	磯野孝行	磯野孝行
北川の北川	小林伴一	小林たきの	小林源吉	小林祥一	小林吉行	小林吉行	小林義次	小林もゝよ
市之瀬一円	小林徳重	小林徳重	小林勲	小林英雄	青柳真浄	桜田照子	小林光
山口・東・宮平	松井和子	松井和子	松井和子	依田正義	松井まつ江	依田ハル	赤池金生	赤池金生
昭和組一円	浅川光世	浅川光世	佐野まさ子	浅川光世	小林雄子	小林雄子	伊藤義雄	春原ふき江
中島・五条・境畑	馬場文雄	馬場文雄	服月よし子	小林孝叶	有馬百代	有馬百代	渡辺藤子	松井マツ子
常葉日向	馬場敏子	馬場敏子	馬場敏子	馬場勝美	馬場勝美	田村吾郎	小林義久	小林久
常葉岩下	佐野林	佐野林	佐野高松	佐野高松	堀内伴登	堀内伴登	佐野藤敬	佐野好美

上の平・大子	佐野　愛子	佐野　愛子	佐野　春江	佐野　春江	遠藤　義安	遠藤　義安	遠藤百々恵	遠藤百々恵			
波高島　一　円	佐野　さわ	佐野　さわ	高野　一	山本　武文	山本　武文	遠藤　三生	高野　三次	山本　孝			
下部　四・五　組	遠藤　よし	川田喜美恵	石部智恵子	石部智恵子	志村すみ江	志村すみ江	小林あさ子	小林あさ子			
下部一・二・三　組	石部源治郎	石部　栄	石部　栄	依田　守勝	佐野　俊律	門西　高義	石部　薫	石部　薫			
湯之奥　一　円	望月　一本	望月　一本	浦田　英子	浦田　英子	佐田　豊子	佐田　豊子	佐田　豊子	門西　愛子			
三沢　一―四　組	上田千代吉	上田　将男	一―三田中誠明 四上田将男	田中誠明 上田　将男	田中　誠明 上田　直三	田中　誠明 上田　将男	上田　幸江 上田雪太郎	上田　幸江 上田　武			
〃　五・八・二　組	今村　利子	上田　富子	深沢　千岩	深沢　正夫	河西　克子	河西　克子	河西　克子	上田　政子			
〃　六・七　組	保坂　重治	深沢　千岩	深沢　勝視	深沢喜久治	保坂　武甫	保坂　武甫	保坂不二男	保坂不二男			
〃　九・一〇　組	高野　忠之	高野　忠之 上田　喜晴	高野　晴義	小松　昇	小松　昇	小松　昇	小松　昇	高野　茂利			
樋田・熊沢	河西　君	伊藤　修哉 伊藤　貞雄	渡辺　明	伊藤　芳	渡辺　好雄	伊藤まさ子	渡辺　哲夫	伊藤　誠治			
車田　一　円	日向よし子	日向よし子	日向志津代	二宮　保	小林　亮	小林　亮	日向　正四	日向志摩男			
切房木　一　円	加藤　善吉	赤池かつゑ	依田　恒二	赤池　恵子	赤池　恵子	赤池　和子	小林　直行	赤池　政男			
道　一　円	山田　花代	山田　花代	佐野　重良	佐野　重良	佐野　常義	佐野　常義	佐野　常義	赤池　渡			
水船・芝草	内藤徳太郎	内藤徳太郎	小林　義友	内藤ヨリコ	小林富士子	内藤　堯春	中村　薫	佐野　常義			
久保・大山	望月　栄一	岩崎　真人	望月　英子	内藤　弘	内藤　弘	内藤　弘	伊藤　友長	内藤　弘			
山家・嶺	伊藤　近義	鷹野長田 幸長豊春	伊藤　虎夫	伊藤　尚文	村松　建夫	伊藤　虎夫	岩崎　福徳	伊藤　司郎			
八坂　一　円	今福　輝行	今福　輝行	今福　要	今福　要	今福　静雄	今福　静雄	今福　静男	今福　誠			
折門　一　円	小林　金吉	小林　金吉	赤池　栄重	赤池　栄重	赤池　久経	内藤　忠雄					
古関の丸畑	伊藤　英雄	伊藤　英雄	内藤千寿子	内藤千寿子	土橋　重子	若狭熊太郎	伊藤　勇	伊藤　勇			
大磯小磯	伊藤ユミノ	伊藤ユミノ	赤池　智隆	伊藤　役栄	伊藤　役栄	赤池　正巳	伊藤　英雄	伊藤　知美			
根子　一　円	赤池　横	赤池　重造	赤池　公陛	赤池　肇	小林　元政	赤池　志雄	小林　正臣	赤池　渡			
瀬戸　一　円	赤池　嘉雄	赤池よしの	武田　縫子	武田　縫子	渡辺かづ子	赤池　保	渡辺　武	赤池　友幸			
中之倉　一　円	渡辺　貞一	赤池百々代	渡辺　皇保	渡辺　皇保	赤池　武雄	渡辺富美蔵	赤池　武正	赤池　武正			
釜額　一　円	赤池　正夫	赤池　勉	赤池　根正	赤池三千雄	赤池　良寿	赤池　良寿	赤池　輝朔	赤池　一雄			
古関　一　円	渡辺　治	若狭　弘幸	渡辺　憲綱	伊藤　孝重	伊藤　孝俊	伊藤　緑	若狭金男 若狭熊太郎	伊藤　孝 渡辺　規子			

宮　木　一　円　依田　平吉
〃　高野きみ代
〃　高野志希子
〃　高野　昶
下　田　原　若林　誠
〃　伊藤　久雄
〃　松本いく代
〃　望月　重平
一　色・和　平　内藤　高重　内藤　高重　一五古屋　寛作　古屋　寛作　青柳　忠義　近藤　義治　近藤　昭平
一　色　内　一　色　依田　和夫　佐野　弘　六七内藤　高重　内藤　庚　内藤　庚　内藤　政道　内藤　俊一　内藤　俊一
上　田　原　小林　菊造　大原　芳夫　大原　孝憲　小林　定雄　小林　定雄　小林　定雄　小松　武長　佐野　昭子
〃　二宮　豊　佐野誉志夫

二　生活保護

公的扶助の制度としての生活保護制度は、憲法に規定する国民の生存権保障の理念に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として現行生活保護法が施行された。

日本国憲法第二十五条では国民の最低生活を保障する事に定められている。これによって昭和二十一年生活保護法が制定された。同二十五年五月四日法律第百四十四号を以て全面改正の上施行され、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するという新しい理念を掲げ近代的社会立法として、我が国の福祉国家実現を目ざし着実な歩みを続けているところである。

生活保護は、同法第十一条によって生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の七種類に分けられ、これらはいずれも困窮のため最低の生活を維持することのできない者に対して行われるものであって、生活扶助とは衣食、その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送を。教育扶助とは、義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品や、通学用品及び学校給食その他必要なもの。住宅扶助とは住居や住宅の補修維持のために必要なもの。医療扶助は診察・薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、及び看護移送。出産扶助は分娩の介助、分娩前及び分娩後の処置、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料。生業扶助は生業に必要な資金、器具又は資料、生業に必要な技能の習得、就労のために必要なもの。葬祭扶助は検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なもの等を扶助することになっている。

保護の実施機関は知事・町村長で管内に居住する要保護者を保護するは勿論、急迫した状態にある時はその急迫した事由が止むまで管外者であっても管内に現在する場合はこれを保護しなければならぬ事になっている。また、民生委員はこの法律の施行について町村長・福祉事務所長等に協力しなければならない。

保護の方法については、生活扶助は被保護者の自宅を原則とし、本人の希望等によっては更生施設等で行い、その方法は金銭給付で、これが適当

でない場合は現物給与の場合もある。

医療扶助は現物給付を原則とし、場合によっては金銭給付をする。その他の扶助は全部金銭給付で、場合によっては現物給付もできる事になっている。

被保護者は正当な理由がなければ既に決定された保護を不利益に変更される事はない。また、保護金品に対し課税される事もなく差し押さえを受ける事もない。その代わりこの権利を譲り渡す事はできない。

被保護者が急迫の場合等に於て資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した県、又は町村に対し速かにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内に於て、保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。又被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がある時は、その義務の範囲内に於て、保護費を支弁した県、又は町村の長はその費用の全部、又は一部をその者から徴収する事ができる。

生活扶助は日常生活を営む上で必要な飲食物費や被服費、光熱水費、家具什器費等について扶助するものであって、その基準は一般的生活費と妊産婦、老齢者、身体障害者等に対する特殊な需要を満たすための費用を加算する場合とからなっている。生活扶助基準額は、全国を一級地から三級地までに分け、下部町は三級地に属しそれぞれ基準額が定められている。

教育扶助は小学校、中学校の児童・生徒を対象として行われるもので学用品費、実験実習見学費、通学用品費、教科外活動などの費用を学年別・性別によって定めた基準額と教科書に準ずる正規の教材費、給食費、通学のための交通費の実費が一定の基準によって支給される。

住宅扶助は保護世帯が借家や間借りをしている場合に家賃、間代、地代などにあてるため支給されるもので、又現に居住している家屋が破損し居住に堪えられなくなった場合に定められた基準で補修費が支給される。

医療扶助はその内容が健康保険の給付と同じで、それに入退院の移送費、通院に要する交通費も支給される。医師の証明があれば柔道整復術や按摩・マッサージの費用も支給される。

出産扶助は分娩介助料、沐浴料、処置料、衛生材料費も基準の範囲で支給される。

生業扶助は生業費、技能修得費、就職支度費に分かれていていずれも基準額が設定されている。生業費は被保護者が生計維持のため小規模事業を経営する場合必要な設備費、運営費、機械器具購入費を。技能修得費は生計維持のために職業に就くため技能を修得する場合、授業料、教科書代、教材費、交通費等を支給するもので就職が確定した新規中卒者などがそのために必要な被服や身の回り品購入のためには就職支度費が支給される。

葬祭扶助は被保護者が死亡した場合、死体検案、運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のため必要な経費について地域別、大人、小人別に設定された基準の範囲内で支給される。

三　児童福祉

(一)　児童憲章

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十六年五月五日児童憲章が定められた。

この児童憲章は

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と

昭和五十四年度生活保護者人員及金額調

種類	人員 男	人員 女	人員 計	金額 最高	金額 最低
生活	三七	五四	九一	一八七、九三五円	二四、七一〇円
教育	七	九	一六	一三、四一八	五、二三〇
住宅	六	八	一四	八、九〇〇	三、〇〇〇
医療	四一	五七	九八	三〇〇、〇〇〇	二、六四〇
出産	—	—	—	—	—
生業	一	—	一	二〇、〇〇〇	—
葬祭	—	—	—	—	—
計	九二	一二八	二二〇	—	—

下部町年度別生活保護扶助費調

	生活	教育	住宅	医療	出産	生業	葬祭	計
昭和五十二年度	一八、二二五、五五五円	一、〇六八、六四六	二六七、〇〇〇	二七、七七七、一九四	一、一五三、九七〇	一二〇、〇〇〇	五、七八九、一五五	五四、四〇一、五二〇
昭和五十三年度	一四、二四〇、五八三円	七三八、五二二	三七五、四六四	二七、二五五、六三〇	九三二、〇四〇	二〇、〇〇〇	五、三八七、〇三九	四八、九四九、二七八
昭和五十四年度	九、六三二、四九七円	七五一、九〇〇	三六二、二三九	三一、九六一、八三六		二〇、〇〇〇		四二、七二八、四七二

災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、また精神の機能が不十分の場合に適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

(二)　児童福祉法の概要

敗戦により、社会の混乱と窮乏は児童に対して最もいたましい影響を与えた。一般の生活水準の低下による児童の保健衛生状態の悪化、社会環境の激変による児童の不良化など、戦争の災禍は戦後を担う児童の育成に暗い影を落としていた。

このような社会情勢のもとで政府は当面の課題として、浮浪児対策に取り組み、児童保護の問題を根本的に解決するため、児童保護事業を法制化すべきであるという考えのなかで、児童保護法要綱案をまとめ、中央社会事業委員会に諮問した。同委員会では、児童福祉法とも称すべき児童福祉の基本法を制定することが緊急の要務であるとして、同法要綱案を示した。政府は法案を練りなおして、昭和二十二年八月、国会に児童福祉法案を提出、若干の修正が行われたうえ、同年十二月十二日、法律第百六十四号として公布され、同二十三年一月一日（一部は同年四月一日）から施行された。

この法は、それまでの児童政策を一貫して支配してきた要保護児童の保護のみを問題とする思想に終止符をうち、次代の担い手となる児童の健全なる育成、福祉の積極的増進を基本精神とした児童に対する総合的法律であり、総則・福祉の措置及び保障・児童福祉施設・費用並びに雑則の五章から構成されている。

児童福祉の理念とするところは

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない（第一条）国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（第二条）これらは児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重しなければならない（第三条）

児童福祉法でいう児童とは、満一八歳に満たない者をいい、児童を次のように分けている。

一、乳児・満一歳に満たない者。

一、幼児・満二歳から、小学校就学の始期に達するまでの者。

一、少年　小学校就学の始期から、満一八歳に達するまでの者。

児童福祉の機関として、児童福祉に関する調査、審議機関及び事務を処理する専門的機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所並びに保健所について規定している。

児童福祉審議会は児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に関する事項を調査、審議する機関で、国及び都道府県や市町村に置かれている（市町村は任意設置）

児童相談所は都道府県に置かれ、相談、判定、調査及び一時保護などを行っている。この相談所には児童福祉司が置かれ、児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど福祉増進に努めている。

市町村の区域内に置かれ、児童等の福祉に関する援助、助成等を行う機関として児童委員がある。この児童委員は民生委員法による民生委員が当てられている。

福祉事務所は、児童及び妊婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、福祉に関する事項について相談に応じ、必要な調査を行い、個別的に、また集団的に必要な指導を行うこととされている。

保健所は児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図り、保健相談に応じ、または健康診査を行い必要に応じて保健指導をし、身体に障害のある児童の療育についての指導や、児童福祉施設に対して栄養改善その他衛生に関する必要な助言を与えることなどが義務づけられている。

児童福祉施設には助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び救護院で、国や都道府県は、法律又は条例の定めるところにより、児童福祉施設を設置するが、市町村その他の者が設置する場合は、都道府県知事の認可を受けなければならないことなどが規定されている。

㈢　町内保育所

昭和二十二年十二月、児童福祉法が公布施行され、従来の児童保護から児童福祉へと大きな思想的転換がなされた。

児童福祉施設として市町村に身近な施設である保育所が設置され、保育に欠ける児童が市町村長の措置決定により保育されることになった。

これより先、本町においても旧村単位に昭和十五年頃より、婦人会などが中心となって農繁期に季節託児所が設けられ、地域の幼児を集めて保育に当たって来たが二十年の終戦を契機に廃止された。

その後、地域住民の熱意と関係者の積極的な協力により神社、寺院、集会所などの施設を保育所に当て、児童福祉に力をそそいで来た。

久那土村においては、昭和二十八年五月三沢大草組公会堂を借用し、村立久那土保育所を設立（所長望月村長兼任・保母五名・定員四〇名）同二十九年四月三沢区事務所を借用、村立久那土第二保育所（所長望月村長兼任・保母三名・定員六〇名）を設立、同時に前記保育所を第一保育所と改称した。同月道区慈観寺に村立第三保育所（所長望月村長兼任・保母三名・定員八〇名）を設置、同三十年四月久保組集会場を借用して、村立久那土第四保育所（所長日向村長兼任・保母二名・定員三〇名）を設けたが、その後時代の変遷とともに入所児童数も減少し、同三十七年三月久那土第三保育所、同四十六年三月久那土第四保育所が廃所となった。

昭和四十九年六月町立久那土保育所が建設されたのを機に第一、第二保育所は久那土保育所へ統合され廃所となった。

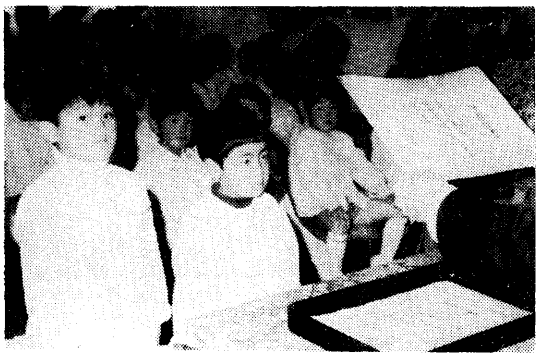

保育証書授与

保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育する児童福祉のための施設であって人生のなかで一番大切な人格の基礎をつくる時代の乳幼児を対象として児童福祉法の精神に則り養護と教育が一体となり、健康安全をモットーに社会に適応できる豊かな人間性を養い、また望ましい人間像を目標に心身の調和ある発達を目ざし、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうため、本町内には五か所の保育所が設けられている。

下部町立常葉保育所

所在地　下部町常葉九八八番地

昭和二十八年四月一日富里村立常葉保育所として創立、所長小松斌、保母六名、小使一名、定員八二名を以て発足した。

昭和二十九年四月一日町制施行により下部町立常葉保育所となり、その後、施設の老朽化、統合問題などを考慮するなかで同四十七年三月、工事費約二、一〇〇万円を要して改築、二歳以上定員一三〇名の認可を得、同五十二年四月、定員九〇名の変更認可を得て現在に至っている。

創立以来の卒園児は一、一七三名である。

一、職員数　所長一名
　　保母五名
　　調理員一名

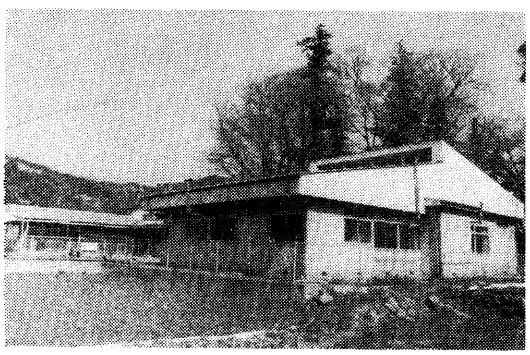

常葉保育所

嘱託医　二名
一、措置児童数　三歳児未満五名、三歳児一〇名、四歳児以上五七名
一、施設の現況

保育室	五室	一五四・〇二三平方メートル
遊戯室	一室	一一六・一六八　〃
乳児室ほふく室一室		一六・二四七　〃
事務室	一室	三三・一二四　〃
調理室		二四・八四二　〃
調乳室		四・九六八　〃
沐浴施設		六・六二四　〃
洗濯施設		四・九六八　〃
倉庫		八・二八〇　〃
用務員室		七・四五二　〃
屋外遊戯場		五三八・二八四　〃
便所		二二・三五八　〃
大便所	九か所	
小便所	八か所	

下部町立下部保育所

所在地　下部町下部九五番地

昭和二十四年六月富里村下部慈照院住職鳥屋尾文雄が寺院の一部を開放し、私立富里村湯町保育所を設立所長に就任、保母三名、定員三〇名を以て発足、同二十八年四月一日私立湯町保育所を廃し、同日富里村立下部保育所として申請、同年六月認可、昭和二十九年四月一日町制施行により下部町立下部保育所となった。同三十八年下部小学校湯町分校が学級縮少のため空き教室ができたので、この機に慈照院より保育所を移転、その後、昭和五十一年、工事費二〇〇万円を投じて、園舎の改築を行い現在に至っている。

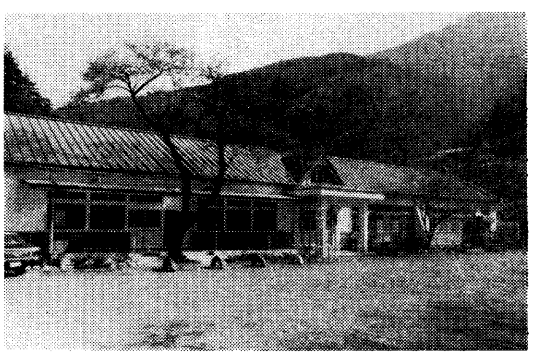

下部保育所

保母休憩室	九・九　〃	
便所	九・九　〃	
小便所	三か所	
大便所	四か所	

下部町立波高島保育所

所在地　下部町波高島七六一番地

昭和三十二年二月波高島区作業場を使用、区立波高島保育所を設立、所長に当時の区長佐野喜光就任、保母三名、定員五〇名を以て発足した。同年六月町営に移管、下部町立波高島保育所となった。

これより先昭和三十一年四月高島分校が新築校舎に移転したので、その後、分校跡に保育所を移し、更に同四十一年四月下部小学校高島分校が下部小学校へ統合したため、同四十二年九月元分校に保育所を移転、現在に創立以来の卒園児は三九三名である。

一、職員数　所長一名（兼任）

保母	二名
嘱託医	二名

一、措置児童数

三歳児	八名
四歳児	六名
五歳児	二名

一、施設の現況

保育室・遊戯室	一一三・八五平方メートル	
事務室	九・九　〃	
調理室	九・九　〃	
洗濯室	三・三　〃	

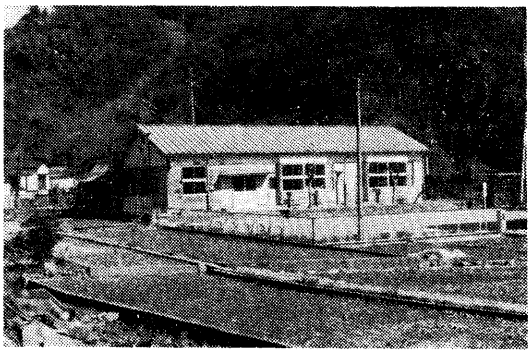

波高島保育所

至っている。

創立以来の卒園児は二二〇名である。

一、職員数　所長一名（兼任）
　保母　二名
　嘱託医二名（兼任）

一、措置児童数
　三歳児　二名、
　四歳児　七名、
　五歳児　六名、
　六歳児　七名

一、施設の現況
　保育室　四六・二平方メートル
　遊戯室四六・二　〃
　事務室　一四・四三　〃
　医務室　一四・四三　〃
　調理室　一二・三八　〃
　物置　一四・八　〃
　便所　一二・八　〃
　　小便所　二カ所
　　大便所　四カ所
　屋外遊戯場　五九七・九六平方メートル

下部町立久那土保育所

所在地・下部町三沢七九番地の一

久那土第一・第二保育所は、いづれも借家であり、設備、環境等を考慮するなかで、これを統合することは長年の懸案であった。

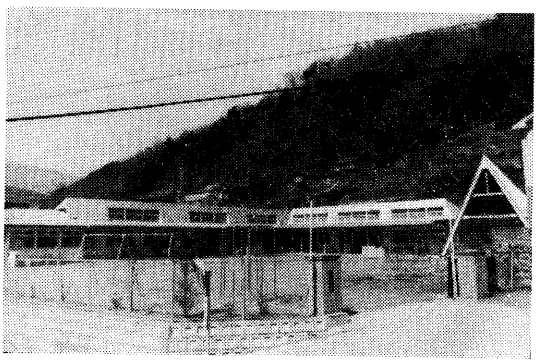

久那土保育所

昭和四十七年四月県立峡南高等学校と久那土中学校が相互移転をしたのを機に、同四十九年二月新しい統合保育所建設に着手、木造平屋建亜鉛板葺、建面積七九〇・五平方メートル、総工費四、八〇五万円を投じて同年五月完成。

昭和四十九年七月一日認可。定員一三〇名にて開所、現在に至っている。

創立以来の卒園児数（含旧保育所）一、五〇五名

一、職員数　所長一名（兼任）
　保母　四名
　調理員　一名、
　嘱託医二名（兼任）

一、措置児童数　二歳児　五名、　三歳児一七名
　四歳児二九名、　五歳児二〇名

一、施設の現況
　保育室　三〇二・八七五平方メートル
　遊戯室　一〇〇　〃
　屋外遊戯場　一、〇二四　〃
　沐浴室　一一　〃
　洗濯室　一　〃
　保母休憩室兼用務員室　一二　〃
　事務室　三六　〃
　医務室　一二　〃

調理室　三五　〃
調理室　四　〃
ほふく室　六八・三九〃
その他　一二七・八七〃
便所　四一・七五〃
小便所　七か所
大便所　一〇か所

下部町立古関保育所

所在地　下部町古関一一三番地

住民から保育所建設の要望が高まり、昭和三十一年一月保育所建設に着手、同年三月総工費二一五万円を投じて新しい保育所が竣工した。

昭和三十一年五月一日認可、所長一名（赤池村長兼任）保母五名、定員六〇名を以て、古関村立古関保育所として発足した。同年九月三十日町村合併により下部町立古関保育所となり現在に至っている。

創立以来の卒園児は六二一名である。

一、職員数　所長一名（兼任）
保母二名
嘱託医二名（兼任）

一、措置児童数
三歳児　五名
四歳児　六名
五歳児　六名

一、施設の現況
保育室

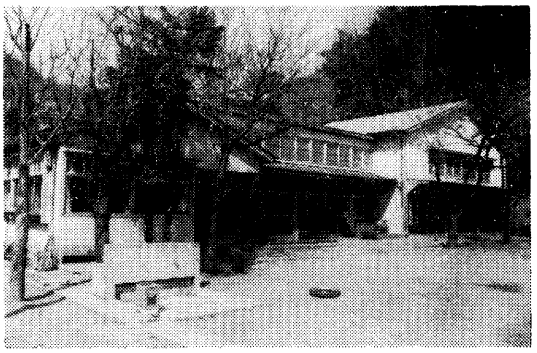

古関保育所

遊戯室　四九・六八平方メートル
調理室　九九・三七　〃
ほふく室　一五・四六　〃
乳児室　一二・四二　〃
医務室兼事務室　一六・五六　〃
用務員室　一九・八七　〃
便所　一四・〇七　〃
小便所　一二・四七　〃
大便所　四カ所
五カ所

(四)　児童手当及び厚生施設

○児童手当

児童の養育にともなう家計支出が増大するなかで、次代の社会をになう児童育成の場である家庭の生活を安定させ、健全な育成と資質の向上を図り、他方児童福祉施策の一環として、昭和四十六年五月二十七日法律第七三号で児童手当法が公布され、同四十七年一月一日より施行された。

同法で「児童」とは、一八歳に満たない者をいい「義務教育終了前の児童」とは、一五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校・聾学校もしくは養護学校の中学部に在学する児童を含む、「父」とは、母が児童を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むと規定されている。

児童手当を受けることのできる者の要件として

1　日本国民で、国内に住所を有すること。

2　一八歳に満たない児童が三人以上であって、そのうち一人以上が義

務教育終了前の児童を監護し、一定の生計関係にあること。（父母にあっては、監護している子と生活を同じくし、父母以外の者にあっては監護している児童について生計を維持すること。）

3　その人の前年の所得が、扶養親族等及び児童がないとき二二二万六千円（昭和五十三年六月現）、扶養親族等及び児童一人につき、二六万円、扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三三号）に規定する老人扶養親族であるときは、老人扶養親族一人につき、三二万円を加算した額に満たないこと。

となっている。

児童手当の月額は、三人以上の児童のうち出生順にかぞえて三人目以降の児童で、義務教育終了前の者一人につき、所得割額のある者五千円、所得割額のない者六千五百円ずつ、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分が支給される。

昭和五十五年五月現在で、本町内の該当者は一八三名である。

○児童扶養手当

児童扶養手当法は、昭和三十六年十一月二十九日法律第二三八号で公布され、同三十七年一月一日より施行された。

児童扶養手当は、児童扶養手当と特別児童手当の二種があり、いずれも父と生計を同じくしていない児童に対して、扶養手当を支給することによって児童の健全育成と、生活保障をより増進するためにもうけられたものである。一八歳未満の者、または二〇歳未満で別に規定する廃疾の状態にあるもので、児童の母がその児童を監護するとき、または母がないかあるいは母が監護をしない場合、母以外の者がその児童を養育（児童と同居し、監護し維持すること）するとき、養育している者に支給される。

扶養手当は、児童一人の場合月額二六、〇〇〇円。二人以上の場合は二八、〇〇〇円。一人増すごとに四〇〇円（昭和五十四年八月より）が加算され、毎年四・八・十二月の三期にわけて支払われている。

手当を受けることができる者は、

イ　父（内縁の父を含む。以下同じ）母が婚姻を解消した児童。

ロ　父が死亡した児童。

ハ　父が法令に定められている程度の廃疾の状態にある児童。

ニ　父の生死が明らかでない児童。

ホ　父が引続き一年以上遺棄している児童。

ヘ　父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童。

ト　婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童（父の認知を受けた児童は除く）

チ　棄て子などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童。

(1)　手当は、児童が次のいずれかに該当する場合には支給されない。

イ　日本国内に住所を有しないとき。

ロ　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額が支給停止されているときを除く。

ハ　父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償などの給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合、又は父若しくは母の死亡について、支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

ニ　父に支給される公的年金の額に、その児童の分が加算の対象となっているとき。

ホ　児童福祉法第二七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

ヘ　父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が別に定める程度の廃疾の状態にあるときを除く。

ト　母の配偶者（別に定める程度の廃疾の状態にある父を除く）に養育されているとき。

(2) 母か、児童を養育している者が、次のいずれかに該当する場合。

イ 日本国民でないとき。

ロ 日本国内に住所を有しないとき。

ハ 国民年金法に基づく障害福祉年金及び老齢福祉年金以外の公的年金の給付を受けることができるとき。ただし、その全額が支給停止されているときを除く。

(3) 受給資格者又はその配偶者若しくはその扶養義務者の前年の所得総額が法に定める支給限度額（受給本人＝二、〇三六千円、配偶者・扶養義務者＝五、七三三千円）を超えるとき。

本町における児童扶養手当の受給者（昭和五十五年四月一日現在）は一七名である。

○児童厚生施設本栖キャンプ場

自然の風光と俗化しない静かな環境に恵まれた本栖湖畔に、児童福祉週間に頒布する「母へ感謝のカーネーション」と「愛の白ばら」の収入を基金として、昭和三十一年七月本町釜額川尻二、〇三五番地に、児童厚生施設本栖キャンプ場が建設された。

管理・運営については昭和三十三年五月「本栖キャンプ場管理委員会」から山梨県社会福祉協議会に移管され、県社協は管理・運営を峡南社会福祉協議会に引継ぎと同時に下部町釜額区と委託契約を結び、委託方式による運営がなされて来た。

歳月を経て昭和四十四年十一月、社会福祉法人下部町社会福祉協議会はこの施設の払い下げを申請、これが認められ翌四十五年一月七日同協議会に移管された。

共同募金会などの協力を得て維持補修をしてきたが、昭和四十六年度から増設および修理費の県費補助が行われるようになった。

同四十九年七月十五日県及び町並びに日本船舶振興会等の補助を得て、鉄筋コンクリート平屋建、約七〇〇平方メートルの近代的設備を誇る施設が完成した。

施設の内容は、研修室兼食堂、厨房、リーダー室、シャワー室一〇室、宿泊室五室（各室一二畳）売店、ケビン六棟（各棟一〇畳、テント一〇張、一張八人用）収容可能人員二五〇人、毛布二五〇枚が用意されている。

この施設を利用する者は、原則として十八歳以下の児童・生徒であって、必らず指導者が引率する場合のほか、青少年指導育成の関係機関団体にある者となっているが、児童・生徒の利用時期以外は一般観光客の憩いの場として広く利用されている。毎年七月始め頃より八月末頃まで管理人が常駐し年間五、〇〇〇人がこのキャンプ場を利用して青少年の育成、或は修養の場、憩いの場所として大いに役立っている。

本栖児童キャンプ場利用料金表

（昭和五十五年四月一日現在）

区分		児童生徒及び引率者	一般
本館宿泊（一室当たり）			
（七室）十二畳室（五室）		六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
六畳室（二室）		四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
ケビン宿泊（一棟当たり）			
（六棟）	すずらん	六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	富士あざみ	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円
	月見草		
	富士桜	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
	山百合		
	白ばら	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円

テント宿泊（一張当たり）		
テント使用	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
テント持参	五〇〇円	一、〇〇〇円
毛布使用（一枚当たり）		一〇〇円

○宿泊は、午前十時から翌日の午前十時までとする。
○児童厚生施設本栖キャンプ場電話番号（〇五五六三）⑧〇五五九

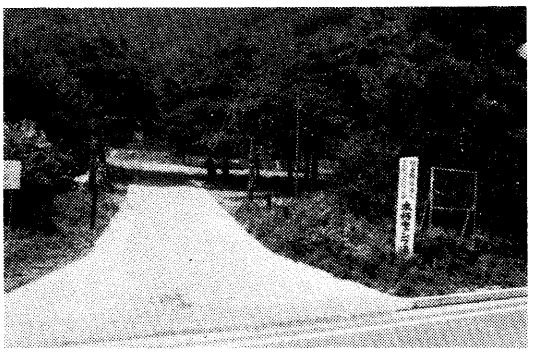

本栖キャンプ場

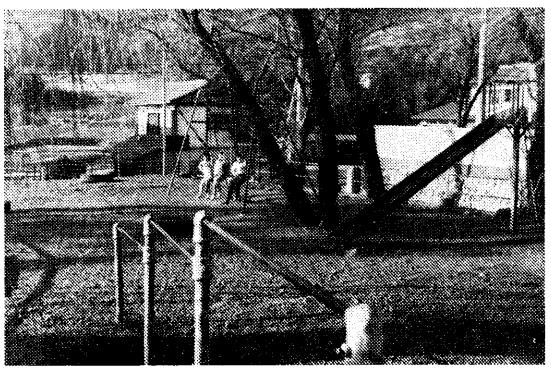

チビッコ広場

○児童遊園・チビッコ広場

児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し情操をゆたかにすることを目的として、児童遊園やチビッコ広場が設けられている。

児童遊園は、児童公園の補完的な役割をもち、とくに盛り場、小住宅密集地域、小工場集合地域および交通ひん繁地域など、児童の健全育成環境にめぐまれない地域に、重点的に設置されており、主として幼児および小学校低学年児童を対象として広場、ぶらんこ、砂場、すべり台、便所などが設けられている。

昭和三十三年から同三十九年の間、本県では国庫補助により一二ヶ所が設置された。本町においても昭和三十四年九月国庫補助を得て、下部町下部横道に下部町立児童遊園が設けられたが、昭和三十八年温泉会館プール建設のため隣地に移設、その後、町営駐車場建設により再度移転した。

前述の目的を達成するため、県では昭和四十一年度からチビッコ広場の建設に対し、二〇万円を限度として二分の一を助成し建設の促進をはかって来た。このほか共同募金の配分、部落育成会等で建設したチビッコ広場もある。

本町内で児童遊園・チビッコ広場の設けられている所は次のとおりである。

下部地区				
山口・苧原	チビッコ広場	大炊平	チビッコ広場
北　川	児童遊園地	長　塩	〃
上之平	チビッコ広場	波高島	〃
一色　二ヶ所	〃		
久那土地区			
道	チビッコ広場	車　田	チビッコ広場
山　家	〃	嶺	〃
大　山	〃	久　保	〃
大　草	〃	日　塩	〃
店　向	児童遊園地	奥　抔	チビッコ広場
上田原	チビッコ広場		
古関地区			
釜　額	チビッコ広場	中之倉	チビッコ広場

四　母子福祉

(一)　母子福祉法の概要

我が国の母子福祉対策は、古くは昭和四年に制定された救護法により行われていたが、これによると、一三歳以下の幼児を救護の対象に含め、同時に「幼者居宅救護を受ける必要ありと認めるときは幼児と併せその母の救護をなすことを得」として、一歳未満の乳児に限って母子救護の必要を認めた。

昭和十二年に母子保護法が制定され、一三歳未満の子を持つ母で夫がなく生活が困難な場合には、生活費が支給されることになった。

昭和二十一年に生活保護法が制定され、全国民を対象として、最低生活が保障されることになった。

母子家庭は社会的、経済的事情からして、一般家庭と一律の保護では母子福祉の徹底を期することは難しく、そこで昭和二十八年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子家庭の経済的自立が図られることとなった。

昭和三十九年母子福祉対策を総合的に推進するため母子福祉法が制定された。

この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって、母子家庭の福祉を図ることを目的としている（第一条）

すべて母子家庭には児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活が保障されるものとする（第二条）国及び地方公共団体は母子家庭の福祉を増進する責務を有し、これに関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて第二条の理念が具現されるように配慮しなければならない（第三条）

母子福祉法は、第一章総則・第二章福祉の措置・第三章母子福祉施設・第四章雑則から構成されており、母子世帯に対する総合的な施策を規定しているものである。

福祉の措置等の主たる対象となる母子家庭は、配偶者と死別・離婚等をしたことにより配偶者のない女子が現に二〇歳未満の児童を扶養している場合。この外、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人または公益法人に対しても福祉の措置がとられている。

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭の福祉の増進に努めるため、母子相談員制度がもうけられている。また配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付制度が規定されている。

その他、公共施設内における売店等の設置の優先許可、たばこ小売人の優先指定、住宅を必要とする母子家庭に対する母子世帯向け住宅の確保、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用を促進するため関係機関の相互協力についての規定が設けられている。

また、母子家庭の母及び児童が心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設を設置することができる、と規定しており施設として母子福祉センターと母子休養ホームの二種類がある。

(二)　母子福祉事業

○母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付制度

(1)母子福祉資金

母子福祉資金貸付に関する法律（昭和二十七年法律第三五〇号）は、母子福祉法（昭和三十九年七月一日法律第一二九号）の制定によって廃止された。

母子福祉法に、「母子家庭の母は、みずからすすんで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」という規定による措置として、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉増進を目的に、母子福祉資金の貸付を行っている。

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能修得資金、修業資金、就職支度資金、療養資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金があり、貸付限度額、利率、据置期間、返済期間等は一定していないが、いずれの資金も低利子である。

本町においては町内に住所を有し、この資金の貸し付けを受けた者が、その利子を納付期限内に納めた者に対し、昭和五十三年四月一日から同額の利子補給を行っている。

本町内における母子福祉資金の貸し付け状況は、次のとおりである。

（単位・千円）

資金名	年度	50	51	52	53	54
住宅資金	人員	六	一	三		一
	金額	三、〇〇〇	五〇〇	二、一〇〇		六〇〇
事業継続資金	人員				二	
	金額				一、二〇〇	
就学資金	人員	四	一	四		一
	金額	一、二〇〇	一五〇	一、四〇四		二一六
事業開始資金	人員	二				
	金額	一、〇六〇				
合計	人員	一二	二	七	二	二
	金額	五、二六〇	六五〇	三、五〇四	一、二〇〇	八一六

(2)寡婦福祉資金

母子家庭に対する福祉施策は母子福祉法を中心として行われてきたが、児童が二〇歳をこえることにより、同法の対象とならなくなる世帯に対しても、福祉対策が及ぶよう強く要望されてきたが、寡婦福祉資金貸付制度要綱が定められ、昭和四十四年一月一日から実施された。

これに基づき、県は寡婦福祉資金貸付条例（昭和四十四年山梨県条例第五一号）を定め、寡婦福祉資金の貸し付けを行っている。

資金の貸し付けを受けることにより経済的自立と、生活意欲が助長されると認められる、四〇歳以上の寡婦を対象に、母子福祉資金と同種資金のほか結婚資金の貸し付けが行われているが、母子福祉資金の貸し付けを受けることができる者は、貸し付けの対象にはならない。

本町においては、昭和五十三年四月一日から母子福祉資金と同様、利子補給を行っている。

本町内の寡婦福祉資金の貸付状況は、次のとおりである。

（単位・千円）

資金名	年度	50	51	52	53	54
住宅資金	人員	六	一	六		一
	金額	三、〇〇〇	七〇〇	四、二〇〇		七五〇
事業継続資金	人員		一			
	金額		四〇〇			
計	人員	六	二	六		一
	金額	三、〇〇〇	一、一〇〇	四、二〇〇		七五〇

○　母子相談員

昭和二十七年、母子福祉資金の貸付に関する法律が公布され、県は非常勤職員として、九人が知事より任命され、出先機関である各地方事務所に配置された。

さらに、県母子相談員の補助的機関として、知事より委嘱を受けた市町村母子相談員は、母子福祉法（昭和三十九年七月法律第一二九号）第二条の規定による「すべての母子家庭には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるための諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」との基本理念に基づいて、配偶者のない女子で児童を扶養しているものに対し、県母子相談員と協力して、母子家庭の発見・面接・調査・相談・指導・関係機関などとの連絡調整をはかり、母子家庭の実情を掌握し、母子福祉資金の貸付けなどの相談・指導および生活費・医療費等経済上の問題、また児童の養育・就学・就職についての相談・指導、ならびに家庭紛争その他、一身上の問題や保健衛生についての相談・指導など母子家庭の福祉全般についての奉仕活動を行なっている。

市町村母子相談員は、社会的信望があり、かつ母子相談員の業務を行うに必要な熱意をもっている者を市町村長が推せんし知事が委嘱、任期は二年である。

本町（旧村を含む）で母子相談員の職についた者は次のとおりである。

浅川光世　（常葉）　川田喜美恵（下部）
佐野さわ　（波高島）　佐野愛子　（上之平）
赤池とし　（常葉）　松井和子　（常葉）
矢野かね代（市之瀬）　磯野とみ子（岩欠）
有泉保子　（波高島）　串松和江　（北川）
小林梅子　（常葉）　深沢　愛　（三沢）
上田富子　（三沢）　赤池恵子　（切房木）
宮沢静枝　（三沢）　赤池百々代（中之倉）
赤池清子　（瀬戸）　武田ぬい　（瀬戸）
渡辺正子　（古関）　土橋重子　（古関）
赤池さか江（大磯小磯）　伊藤　静　（古関）

○　母子福祉会

本会の前身である未亡人会は、大戦後、戦争未亡人により、相互の親睦を図り、自立更生相互扶助を目的として設立された。

本町においても、昭和二十三年四月三十日富里村未亡人会が結成されたが、久那土・古関・共和の各村については、結成の年月等は定かではないが、ほぼ同時期と推考される。

昭和二十三年三月、連合組織である県未亡人会が設立された。当時は戦争未亡人を対象としていたが、その後、一般未亡人も入会するようになった。

昭和三十一年九月、町村合併により旧村当時の未亡人会は地区未亡人会となり、従前どおり地区単位に運営されている。昭和四十二、三年ころ未亡会人を発展的解消し、会名も母子福祉会と改めた。

昭和四十五年五月西八代・南巨摩両郡の母子福祉会の連合体である峡南地区母子福祉会が誕生した。

本町の母子福祉会は、県・郡組織と連絡をとり、福祉に関する調査研究・生業資金の斡旋や相談・施設の慰問・会員の研修・母子家庭の子供に対する就職激励会・母子福祉大会への参加など会の発展に努めている。

昭和五十五年四月現在の会員数は、次のとおりである。

下部地区母子福祉会　五二名
久那土地区母子福祉会　一八名
古関地区母子福祉会　一八名

各地区（旧村）母子福祉会長の職にあった者は次のとおりである

下部地区
有馬百代　佐野愛子　磯野みつゑ　内藤よし子　竹之内みさを
芦沢さかえ

久那土地区

上田晴子	中沢まつ	内藤みな与	日向おきん	深沢まつ
田中松子	加藤愛子	赤池敏子	伊藤ヒロヨ	日向志ず代
日向一枝	赤池みちゑ	小林満子	赤池久江	赤池波子
堀田和子	日向ヒメヨ	伊藤清子	日向うめ子	

古関地区

伊藤　静	赤池百々代	赤池清子	渡辺正子	土橋あさ子
今福久重	土橋シゲ子	赤池久子	伊藤アキコ	伊藤千代子
渡辺とも江	赤池はる江	小林玉恵	伊藤泰子	渡辺トキ子
赤池やす子	伊藤ひろ子	伊藤はるじ	伊藤美千枝	赤池三千江
赤池百合子	渡辺久子			

五　心身障害者福祉

㈠　心身障害者対策基本法の概要

心身障害者対策について、国や地方公共団体等の責務を明らかにすると共に、心身障害の発生の予防に関する施策や、医療・訓練・保護・教育・雇用の促進・年金の支給等、心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的として、昭和四十五年五月二十一日法律第八四号で公布、同日施行された。

この法律で「心身障害者」とは、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能障害・言語機能障害・心臓機能障害・呼吸器機能障害等の固定的臓器機障害または精神薄弱等の精神的欠陥があるため長期にわたり、日常生活や社会生活に相当の制限を受ける者をいい、すべての心身障害者は個人の尊厳が重んぜられ、これらにふさわしい処遇を保障される権利を有している。

国や地方公共団体は、心身障害の発生を予防し、福祉を増進する責務を負い、国民は社会連帯の理念に基づいて、心身障害者の福祉増進に協力するようにまた心身障害者は、自分の能力を活用し、進んで社会・経済活動に参加するように努め、その家庭においても、心身障害者の自立の促進に協力するよう義務づけられている。

このほか、福祉に関する基本的施策や、総合的施策の樹立について、また、関係行政機関相互の連絡を要する事項を調査し、審議するため、附属機関として、総理府に中央心身障害者対策協議会を設置することなどが定められている。

㈡　心身障害者対策事業

○　下部町心身障害児童年金

心身障害児童年金は、心身に障害のある児童を保護している者に年金を支給し、児童の健全なる発育を助長すると共に福祉の向上をはかることを目的に年齢二〇歳未満で、視覚障害・聴覚または平衡機能の障害・音声機能または言語機能の障害・肢体不自由・心臓・じん臓または呼吸器の機能障害等が六級以上で、身体障害者手帳の交付を受けている者、また精神薄弱者更生相談所や児童相談所において知能指数が五〇以下と判定した者の保護者（親権を行う者、後見人、その他の者であって現に児童を保護している者）に心身障害児童年金が支給される。ただし、児童を収容する児童福祉施設に児童が入所している場合で自己負担のかからない者は除かれる。

年金の額は、身体障害者福祉法施行規則に基づく障害度が一、二級の者、精神薄弱者福祉法または児童福祉法に基づく施設において、知能指数三五以下の者と判定された者については年額一二、〇〇〇円、障害程度が三級以下六級以上の者、知能指数三六以上五〇以下については年額六、〇〇〇円が支給される。

これら年金は町長が必要と認めた場合、物品を支給することができることになっている。

年金は、支給すべき事由が生じた日の属する月から受給資格を失った日の属する月まで支給し、毎年九月及び三月の二期に分け、それぞれの月ま

での分が支給される。ただし生活保護法により扶助を受けている者には適用されない。なお年金を受けた保護者は、保護する児童のために使わなければならないこととし、昭和四十七年四月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の支給者は五名である。

○　下部町心身障害者福祉手当

下部町心身障害者福祉手当は、心身に障害のある者に対して、障害者の福祉向上を図ることを目的に、本町に居住する一八歳以上の者で、身体障害者福祉法の規定に基づいて身体障害者手帳の交付を受け、障害程度一、二級の者（別表、心身障害者障害程度等級表参照）または精神薄弱者更生相談所において、知能指数が五〇以下と判定された者に対して支給される。

ただし、身体障害者福祉法にいう、身体障害者療養施設、その他これに類する施設に入所または収容されている者及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別児童扶養手当の受給対象児童に対しては支給しない。

手当の支給額は、身体障害者福祉法の規定による障害程度が一級の者に対しては、月額一、〇〇〇円、二級の者五〇〇円。

精神薄弱者福祉法の規定による障害程度が、知能指数三五以下の者に対しては、月額一、〇〇〇円、知能指数が三六以上五〇以下の者は五〇〇円とし、町長が手当の支給を決定した日の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わる。この手当は、毎年九月及び三月の二期にそれぞれの月までの分を支給する。

この制度は、昭和四十九年四月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の支給状況は、次のとおりである。

一級の者　　五一名

二級の者　　六〇名

○　下部町心身障害児福祉手当

心身障害児福祉手当は、心身に障害のある児童に対して支給し、心身障害児の福祉の向上を図ることを目的に一八歳未満の児童であって、次のいずれかに該当する者に対し支給される。

視覚障害で永続するもの

1　両眼の視力がそれぞれ〇・一以下のもの

2　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

3　両眼の視力がそれぞれ一〇度以内のもの

4　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

視覚または平衡機能の障害で、永続するもの

1　両耳の聴力損失がそれぞれ六〇デシベル以上のもの

2　一耳の聴力損失が八〇デシベル以上、他耳の聴力損失が四〇デシベル以上のもの

3　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

4　平衡機能の著しい障害のもの

音声機能または言語機能の障害

1　音声機能または言語機能のそう失

2　音声機能または言語機能の著しい障害で、永続するもの

肢体不自由

1　一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障害で永続するもの

2　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨関節以上で欠くもの

3　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

4　両下肢のすべてのゆびを欠くもの

5　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの

6　前各号に掲げるものの外、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害

7　心臓・じん臓または呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ日常生活

が著しい制限を受ける程度であると認められるもので身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則により、身体障害者障害程度等級表の一級、二級または三級に該当する障害者。

○　療育手帳実施要綱に基づく障害の程度が「A一」「A二」「A三」または「B」に該当する障害者

手当を受けることのできる者は前記のいずれかに該当する者であって、本町の住民基本台帳に記載されている者となっている。ただし、社会福祉事業法に規定している救護施設・厚生施設・精神薄弱児施設・盲ろうあ施設・肢体不自由児施設及び重症心身障害者施設に入所または収容されている者、または児童福祉法の規定による国立療養所に入所している者及び特別児童扶養手当に関する法律により特別児童扶養手当の受給対象児童に対しては支給しない。

手当は月単位とし、その額は一か月五、〇〇〇円とし、該当する障害が合わせてある者は重い方の障害に対して支給する。

支給の期間は、受給資格者が認定の申請をした月の翌月から始め、手当を支給する事由が消滅した月で終わる。毎年度七月、一一月及び三月の三期に、それぞれの月の分まで支給する。

この支給条例は、昭和四十九年九月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の支給者は一名である。

○　下部町重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者が医療に関し負担する経費の軽減を図り、重度心身障害者の福祉を増進することを目的に、年齢満二〇歳以上の者で、国民年金法による障害福祉年金の受給権者であって、その障害の程度が

1　両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
2　両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
3　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4　両上肢のすべての指を欠くもの
5　両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7　両下肢を足関節以上で欠くもの
8　体幹の機能にすわっていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
9　前記のほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10　精神の障害で、前記と同程度以上と認められる程度のもの
11　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

また年齢満二〇歳未満で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の受給対照児童

医療費助成金の支給の対象となる者は、下部町に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号の一に該当しないもの

一　国民年金法第六十六条第一項または第二項に規定する障害福祉年金の支給停止の要件に該当する者及びこれと同等な経済状態にある者
二　特別児童扶養手当の受給資格者が、特別児童扶養手当の支給に関する法律第六条から第八条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童
三　生活保護法による保護を受けている者
四　児童福祉法による児童福祉施設に収容されている者であって、国または地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者
五　精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援護施設に入所している者であって、国または地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者
六　老人福祉法による老人医療費の支給を受けることができる者
七　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律による一般疾病医療費の支給

を受けることができる者

八　下部町乳児医療費助成金支給条例による乳児医療費の支給を受けることができる者

九　社会保険各法に定めるもののほか、法令に基づきすべての疾病又は負傷について、医療費の全額（初診料等〈健康保険法第四十三条の八に規定する一部負担金又はそこに相当する負担金をいう〉を除く）の支給を受けることができる者

町では、これら対象者の疾病または負傷について、国民健康保険法及び社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合には、初診料等を除き、被保険者または組合員（被保険者または組合であった者を含む）が負担すべき費用を医療費助成金として支給する。ただし当該医療について他の法令に基づく給付がある場合は、その額を控除する。

助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定められている必要な事項の登録を町長に申請し、対象者と認定したときは受給者証を交付するこの対象者が、保険医療機関等において医療を受ける場合は、被保険者証または組合員証と一諸に受給者証を提示することになっている。

助成金の支給は、受給者またはその保護者（受給者を現に扶養または監護する者として登録された者）の請求によって、原則として、一月分を単位とし、保険医療機関等において医療を受けた日の属する月の医療費について、一括して翌月の十日以降に町に請求する。

助成金は、受給者が医療を受けた日の属する月の翌月の十日から起算して、二年以内に請求しなかった場合は支給されない。

この制度は、昭和五十二年十月一日から実施されている。

昭和五十五年四月一日現在の対象者は四二名である。

○　下部町身体障害者福祉会

昭和二十四年衆議院・参議院両厚生委員会による同時提案という形で「身体障害者福祉法」が審議されて成立を見た。

これは当時終戦によって裸のまま投げ出された傷痍軍人と数多くの戦災者が巷にあふれ、最低生活を求める声が次第に強くなって来た折、三重苦の障害者ヘレンケラーの来日によって身体障害者対策の声がますます高くなったことによるのである。

この法律は体の不自由な人の更生を援助し、その厚生に必要な保護を行ってその者の生活の安定を図ることを目的としたもので身体障害者の福祉を図るための国及び地方公共団体の責務を明確にし、さらに国民の協力義務と身体障害者自身の更生への努力を促すものである。

従来傷痍軍人の援護対策など特定の人々を対象としていた身体障害者対策は、身体障害者福祉法の制定を契機に、体の不自由な人びと全体に対する福祉施策としての位置付けがなされたもので、その内容は医療・生活の安定・教育・職業更生などの関係分野が広範にわたっている。

このようにして昭和二十五年、身体障害者福祉法が実施されて以来、社会経済事情の進展に対処して幾多の改善がなされているので関連施策とも合わせて制度の歩みを概観してみよう。

本県においては昭和四十三年十二月、山梨県地方社会福祉審議会から「在宅重度身体障害者福祉対策について」の答申と、それに合わせて「心身障害児者福祉行政の近代化と体系的整備について」の意見具申がなされている。

県では、身体障害者の実態の推移に対応して、福祉対策の拡充強化を図る見地からこれらの提言を尊重し、まず在宅援護対策として昭和四十四年度において重度心身障害者家庭奉仕員派遣事業を実施に移した。これは四十二年度国庫補助制度として発足した身体障害者家庭奉仕員が人口十万以上の都市対象という限られたものであったため、これを補完して全県一円にホームヘルパーの設置を促進しようとしたものである。

また施設整備計画については昭和四十三年三月決定した「山梨県長期開発計画」に基づいて、社会福祉村構想を打ち出し鋭意計画の推進を図ったのである。

これらの制度の歩みとしては

昭和二十五年
身体障害者福祉法公布施行
身体障害者手帳交付
診査更生相談実施
身体障害者更生援護施設への収容
補装具の給付
更生相談所の設置
売店の設置、専売品販売の許可
製作品の購買

昭和二十六年
身体障害児への手帳交付

身体障害者福祉司

昭和二十九年
更生医療の給付
ろうあ者更生施設

昭和三十二年
社会福祉法人の設置する身体障害者への入所委託制度
民生委員の協議義務

昭和三十七年
盲人ホーム

昭和三十八年
重度身体障害者更生援護施設

昭和四十一年
身体障害者福祉審議会答申

昭和四十二年
障害範囲拡大（心臓及び呼吸器障害者）
身体障害者相談員
身体障害者家庭奉仕員
内部障害者更生施設
更生保護施設への入所

昭和四十三年
更生訓練費の支給
盲人更生用具の販売あっ旋

昭和四十四年
重度障害者へ日常生活用具の支給
進行性筋萎縮症者の国立療養所への入所
盲人新職業人（電話交換手）への養成

昭和四十五年
心身障害者対策基本法の制定
身体障害者福祉審議会答申
手話奉仕員の養成
自動車操作訓練

県内の身体障害者数を身体障害者手帳交付状況で見ると、昭和四十六年三月三十一日現在で一万三、三三六人で人口千人につき約十七人の割となり、ほぼ全国平均に近い。

その障害者の種類別割合では肢体不自由者が六二・九パーセントで最も多く、次で視覚・聴覚の順である。なお障害の程度別に見ると一級一二・三パーセント、二級一九・二パーセント、三級一五・二パーセント、四級二三・五パーセント、五級一六・〇パーセント、六級一三・八パーセントとなっており一級二級の重度障害者が三一・五パーセントを占めている。

昭和四十二年の県の実態調査によると日常生活に介護を要する重度障害者全体（一万一、四九九人）の八・七パーセント九九六人あることが明かにされた。さらに身体障害者数の推移では昭和三十六年から同四十五年までの十年間で七一パーセント五、九一四人年平均五九一人の増加傾向が見られた。

下部町では、前記の趣旨により昭和二十一年ころ旧村ごとにこの会の設立を見、町の合併と共に合併して、会員の緊密な連絡交流・親和協調を図ることになった。よって昭和五十三年五月十三日規約を制定して今日に至っている。

下部町身体障害者福祉会規約

（名称及び事務所）

第一条　本会は、下部町身体障害者福祉会と称し、事務所は会長宅に置く。

（目的）

第二条　本会は会員の緊密な連携と交流を行ない身体障害者の親和協調を図るとともに、その自立更生を扶け併せて相互の福祉増進を図ることを目的とする。

（事業）

第三条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

㈠　会員の自立に必要な啓蒙及び組織化。

㈡　会員の社会的経済的地位向上に関すること。

㈢　生活、雇用等の相談業務に関すること。

㈣　その他、本会の目的達成に必要と認める事業。

（会員）

第四条　本会の会員は下部町内の身体障害者をもって組織する。

（役員）

第五条　本会に次の役員を置く。

会長　一名　副会長　三名　理事　十名

監事　二名　会計　一名

第六条　会長及び副会長は、理事会に於て互選し、総会に報告する。

2　理事は各地区身体障害者福祉会からの推薦により選出し、総会に報告する

3　監事及び会計は、理事会に於て選出し、総会に報告する。

第七条　本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2　顧問及び相談役は、理事会に於て推薦し、会長が委嘱する。

第八条　会長は、会務を総轄し、会を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3　理事は理事会を構成し、会務を掌理する。

4　会計は会計事務を行ないこれを管理する。

5　監事は会計を監査する。

6　顧問は会長の諮問に応ずる。

第九条　役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

2　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第十条　本会の会議は、総会及び理事会とする。

2　総会は、毎年一回とし、必要に応じ臨時総会を開備する。

3　理事会は、必要に応じ随時開催する。

4　総会及び理事会は、会長が招集する。

第十一条　総会は規約の制定、改廃、事業計画及び予算、事業報告及び決算、その他理事会において必要と認めた事項を議決する。

2　理事会は、総会に付議すべき事項、その他会長が必要と認める会務を審議する。

第十二条　総会の議長は会員中から選出する。

2　理事会の議長は、会長が当る。

第十三条　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（会計）

第十四条　本会の総費は、寄附金及び補助金その他の収入をもって充てる。

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

附則

この規約は、昭和五十三年五月十三日から施行する。

身体障害者福祉法第十二条の三に都道府県知事は身体障害者相談員を委嘱することができる。と定められている。この制度は昭和四十二年八月一日身体障害者相談員設置要綱が定められて具体性を備えるに至った。

身体障害者は健常者には想像も出来ない各種の社会的欲求を有しているが、それを推察して相談相手になることは至難のことである。よってこの間の事情に即応するためには原則として身体障害者である人で、地域の実

情に精通し、社会的信望、人格識見が高く福祉の増進に熱意のある人を相談員として福祉事務所長が推せんし県知事が委嘱することになっている。このようにして相談活動は効果をあげている。

合併後における歴代下部町身体障害者福祉会長及び相談員は次の通りである。

歴代会長　太田　甲斐（常葉）
〃　鮎川　正男（常葉）
歴代相談員　佐野　公治（波高島）
〃　鮎川　正男（常葉）

これと併行して昭和四十三年四月十五日精神薄弱者相談員設置要綱が定められて、世に訴えることの出来ない精薄者のために原則として精薄者を持つ保護者の中から福祉事務所長の推薦によって県知事が相談員を委嘱することになっている。現在の相談員は次の通り。

下部町肢体不自由児父母の会々長　小林　真（下部）

なおこの外に身体障害者家庭奉仕員というのがある。重度身体障害者のため独立して日常生活を営むのに著しく支障ある家庭に派遣して適切な家事・介護等日常生活の世話を行わせ生活の安定に寄与するものであるが、本町においては一人暮らし等の老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）と兼任で行っている。

次に山梨県下及び下部町内における身体障害者の数を昭和五十三年五十四年と連年比較して掲げて見ると次表の通りである。（次頁表参照）

○　下部町肢体不自由児（者）父母の会

先天性または後天性のもののほか、各種の事故により、運動機能の障害または肢体の異常が認められる児童等の保護者の集いで、児童等の福祉を増進することを目的とした団体である。

昭和三十一年九月山梨県肢体不自由児を守る父母の会連合会が結成され、同四十三年五月には、西八代・南巨摩両郡下に在住する心身障害児（者）の父母または養育者をもって、峡南地区肢体不自由児（者）父母の会が設立された。現在（昭和五十五年）の会員は約一七〇名である。

本町の肢体不自由児（者）父母の会もこの傘下にあって、療育相談・研修会・レクリエーション・重症児（者）の慰問・会員相互の連絡・各種事業への参加協力等の事業を行っている。

本年度の事業として

1　在宅重度心身障害児（者）の野外訓練
2　国際障害者年に向けての啓蒙活動
3　年末募金活動・慰問活動
4　その他、日常的・自主的な諸活動の計画実施

などとなっている。

本町の肢体不自由児（者）父母の会会員は約五〇名で会長は小林真（下部）である。

これよりさき、昭和三十二年四月甲府市羽黒町に、肢体不自由児療育センター「県立あけぼの学園」が建設され（のち社会福祉村移転）県下の肢体不自由児が将来の社会復帰をめざして頑張っている。

六　老人の福祉

㈠　老人福祉法の概要

老人福祉法は、「老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持および生活の安定のために、必要な措置を講じもって老人の福祉を図ることを目的」として、昭和三十八年八月施行された。

社会福祉制度は、古くから見られ、老齢者に対する特別な配慮がなされていたが、戦後、親族扶養・家庭生活の在り方・老齢人口の増加傾向などを背景に、立法の要請が高まり老人福祉法として結実したものといえる。

法令制度としては、大宝律令の戸令に規定された救済制度が最初といわれ、単身の老齢者に対する保護の定めがある。

明治七年恤救規則が設けられ、明治・大正を経て救護法（昭和七年施行）が実施されるまでの約六十年間にわたる一般的救貧に関する法律である。この中では、七〇歳以上の者について特別の考慮が払われている。

昭和四年救護法が制度化され、公的扶助制度の基本が確立、六五歳以上の老衰者を対象に、養老院や救護施設を設けることができることになった。

昭和二十年八月太平洋戦争終結後の混乱期、戦災・引揚・復員・失業・食糧難等の悪条件が重なるなかで、強力な救済措置を講ずる必要から、戦時中の特別立法等を全面的に統合し、同二十一年生活保護法が制定され、さらに同二十五年現在の生活保護法へと発展し、社会保障制度の根幹となった。

(二) 老人福祉施設

老人ホームは、歴史的には古く、いわゆる養老院と呼ばれてきたもので、老人福祉法の制度によって、養護老人ホームのほか、特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センターなどがある。

養護老人ホームは、六五歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由によって居宅で養護することが困難なる者を養護する施設で、特別養護老人ホームは、六五歳以上の者で、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な者を養護する施設である。また軽費老人ホームは、無料あるいは低額な料金で老人を収容し、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設である。

本町をはじめ、峡南広域行政圏内一一町にて、昭和四十八年六月、峡南養護老人ホーム組合慈生園（工費、九、五四八万円、建坪一、五九〇平方メートル、定員七五名）が南部町中野に設立された。

これら老人福祉施設に入所している者は、本町内では現在（昭和五十五年）二四名である。

このほか、法定外のものとして「老人憩の家」があり、老人福祉センターと共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなど地域活動の拠点となっている。本町には二三ケ所の老人憩の家が設けられている。

精神及び身体障害者員数表

年次	昭和53年									昭和54年								
症状別	身体障害者			精神障害者			重度身心障害者			合計			身体障害者			精神障害者		
児者別	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計
町県別	下部町												下部町					
	五	二三六	二四一	九	三三	四二	四	一〇二	一〇六	一八	三七一	二八九	四	二八五	二八九	一〇	一〇	二〇
	山梨県												山梨県					
	六五六	一三、六五八	一四、三一四	六〇三	一、二一一	一、八一四	九四	五、五六六	五、六六〇	一、三五三	二〇、四三五	二一、七八八	五三六	一五、一七八	一五、七一四	四六〇	五四九	一、〇〇九
	一、二九一	二一、六九三	二二、九八四	四一九	四〇一	三七一	一八	一〇六	一一〇	一、二九一	二一、六九三	二二、九八四	四一九	四〇一	三七一	一八	一〇六	一一〇
	五、九六六	六、二六一	五四九	一、〇〇九	二九五	五、九六六	六、二六一											

㈢　老人福祉対策

本町で実施されている老人福祉対策として、次のものがある。

○国民年金

国民年金の老齢年金（拠出制）と老齢福祉年金（無拠出制）を受けている（詳細は国民年金の項（本章第五節参照）

○下部町敬老年金

本町に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、老人の福祉と敬老精神の昂揚を図るため、毎年九月十五日現在で満七五歳以上、八七歳以下の者に年額三、〇〇〇円、満八八歳以上満九九歳以下の者五、〇〇〇円、満百歳以上の者に一〇、〇〇〇円の年金を支給している。

本町内の敬老年金の受給者数は、次のとおりである。

（昭和五十四年九月十五日現在）

地区別 / 年令別	下部地区	久那土地区	古関地区	合計
満七五歳以上八七歳以下の者	二三一	一七九	九三	五〇三
満八八歳以上九九歳以下の者	二〇	一四	一〇	四四
満百歳以上の者	一	一	〇	二
合計	二五二	一九四	一〇三	五四九

一、山梨県敬老年金

町敬老年金と同様支給されている

一、健康診査

老人は、一般に有病率が高いにもかかわらず、診療を受ける機会に恵まれない場合が多いので、老人の疾病の予防や、早期治療によって、健康を保持する立場から、六五歳以上の老人を対象に、保健所及び医師・保健婦の協力により、尿の検査・血圧測定・心電図等一般診査や精密診査を無料（公費負担）で毎年実施している。

○老人医療費

本県では、昭和四十六年度当初予算に老人医療対策費を計上し、市町村を実施主体として七五歳以上の老人を対象に、保険診療に係る本人負担額全額を公費負担（県費負担二分の一）として、昭和四十六、七年度と実施されてきたが、昭和四十八年一月より国の助成がなされるようになり年齢も七〇歳以上と引き下げ、また寝たきり老人については六五歳とし、本人負担額の三分の二を国が負担残り三分の一を県と町で折半負担する。

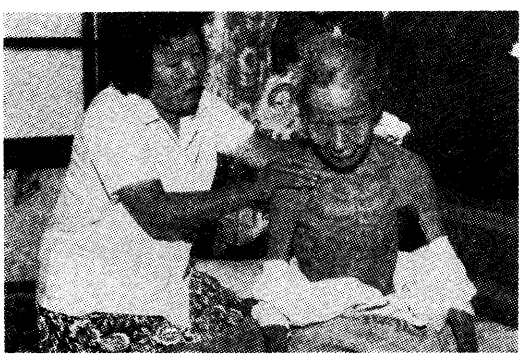

老人家庭奉仕員

○愛のベル設置

ひとり暮らしの健康でない老人に対し、安否の確認や各種の相談を行うため、近隣者の協力を得て、昭和三十八年度より設置し、町では二分の一を補助（二分の一は県費補助）し、現在三九基が設けられている。

○巡回入浴車派遣事業

六〇歳以上のねたきり老人で、家庭での入浴が困難な者を対象として月二回、保健婦及び老人家庭奉仕員（ホーム・ヘルパー）の協力により昭和五十四年度から実施、また医師によ

る理学療法などの訓練も併せて行っている。現在の対象者は四名である。

○老人福祉増進のための事業

老人の心身の健康を保持するため、教養講座・レクリエーション・その他広く老人が自主的に、かつ、積極的に参加することが出来る事業として、毎年行われている老人健康旅行、幹部役員の研修旅行・老人福祉大会・県及び峡南老人クラブのスポーツ大会・社会奉仕事業も各単位クラブでそれぞれ実施されている。

○ねたきり老人介護報償金（県関係）

ねたきり老人を介護している者に対し、日ごろの労苦に報ゆると共に、家庭の平和と、敬老思想の高揚をはかり、老人福祉を増進するため、毎年四月一日現在で、六五歳以上のねたきり老人の疾病状態が、該当年度の十月一日現在で、六ケ月以上継続していて老人と同居、常時介護をしている者に対し、県から年額七、〇〇〇円の報償金が支給されている。昭和五十四年における本町の該当者は三七名である。

○ねたきり老人、ひとり暮らし老人等の事故防止対策

最近ねたきり老人、ひとり暮らしの老人等に火災事故が多発しており、老人の場合、その特性にかんがみ、一度火気の取扱いを誤まると死に至る場合が多く、これが事故防止や、盗難防止とともに日常生活についても、老人クラブ・民生委員・警察・消防署・電力会社などの関係機関の協力を得て、巡回指導や、暖房器具等火を使用する器具の点検を実施している。

○　老人家庭奉仕員（ホームヘルパー）

老人家庭派遣事業は、昭和三十三年ごろから、一部の市町村で実施されてきたが、昭和三十七年度から、国庫補助対策事業となり、さらに老人福祉法の制定にあたって、福祉の措置として定められた。

本町においては、昭和四十四年九月一日老人家庭奉仕員制度を採用して、老人で心身の障害・傷病等の理由により、日常生活に大きな支障がある老人家庭で、養護者の手薄、または全くいない者を対象とし、食事の世話・衣類の洗濯補修・住居等の掃除・身の回りの世話・生活必需品の購入などを行い、老人が心身共に健全で、安らかな生活ができるよう務めている。

現在奉仕員一名（赤池三千江）は、老人の身体的状況を勘案するなかで、一世帯に週二回巡回している。

○老人憩いの家

老人憩いの家は、地域において、老人に対して教養の向上とレクリエーション等の場を与えて、老人の心身の健康増進を図ることを目的とし、県は老人憩いの家整備費補助金交付要綱を定め、昭和五十年四月一日から施行した。

この補助金の交付対象となるものは、公民館や公会堂及び空屋等を利用して、老人憩いの家の整備を行うために、座布団・机・扇風機・座椅子・娯楽用備品・瞬間湯沸器・電気こたつ・風呂桶等の備品を購入する費用として、一施設について二五万円以内となっている。これに対し県は憩いの家整備費補助金として二分の一を補助している。

昭和五十四年度までに、町内に設けられた老人憩いの家は、次のとおりである。

老人憩の家整備状況

部落	名称	実施年度
大草	大草老人クラブ	昭和五十年度
三沢	楽友会	〃
水船・芝草	水芝老人クラブ	〃

常葉	百寿会	〃	
常葉	日向老人クラブ	昭和五十一年度	
上之平	上之平老人クラブ	〃	
根子	根子老人クラブ	〃	
一色	一色老人クラブ	〃	
釜額	釜額老人クラブ	〃	
長塩	長塩老人クラブ	〃	
波高島	波高島老人クラブ	〃	
市之瀬	市之瀬老人クラブ	昭和五十二年度	
車田	車田老人クラブ	〃	
樋田	樋田老人クラブ	〃	
上田原	上田原老人クラブ	〃	
切房木	切房木老人クラブ	〃	
道	道老人クラブ	昭和五十三年度	
折八	折八老人クラブ	〃	
熊沢	熊沢老人クラブ	〃	
三保	三保老人クラブ	昭和五十四年度	
杉之木・出口・竹之島	岩下老人クラブ福寿会	〃	
大炊平	長寿会老人クラブ	〃	
清沢欠		〃	
岩下部・湯之奥	下部湯町老人クラブ高砂会	〃	

○県老人居室整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金の貸付

1　老人居室整備資金貸付制度

山梨県老人居室整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例（昭和四十八年三月山梨県条例第七号）に基づき、老人と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、老人専用の住居を整備する目的で、県内に居住する親族である六〇歳以上の老人と同居する者が、老人の専用居室を必要とし、自力で老人居室を増築または改築することが困難である者を対象に一〇〇万円を限度として貸付、償還期限は、資金の交付された月の翌月の初日から起算し十年以内、据置期間は資金が交付された日から起算して二年以内、貸付利率は年三パーセント、償還方法は元利均等月賦償還で、貸付などの決定、取消、貸付金の繰上償還、未償還金の免除に関しての事務を除くほかは、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に委託運営されている。

本町内においての老人居室整備資金借受状況は、次のとおりである。

昭和五十三年度　一件　八五万円

昭和五十四年度　二件一八五万円

2　重度心身障害者居室整備資金貸付制度

前述県条例により、県内に居住する重度心身障害者またはその者と同居する者であって、重度心身障害者の使用する居室、玄関、浴室、便所などを真に必要とし、自力で障害者居室を増・改築しまたは改造することが困難なものに貸付する制度で、貸付限度額は一五〇万円、償還期限、据置期間、貸付利率・償還方法ほか運営などは老人居室整備資金貸付制度と同様である。この制度は、昭和四十八年五月から実施されている。

昭和五十四年度における本町の借受状況は、一件で五八万円である。

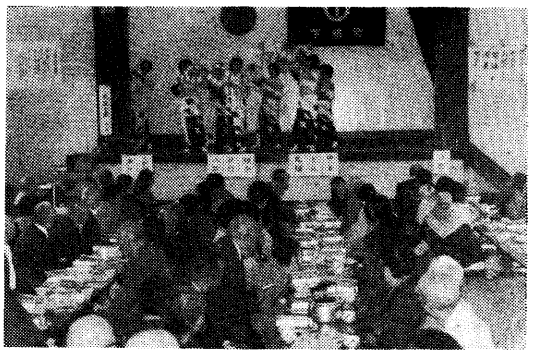

敬老会

㈣ 老人クラブ

昭和三十五年ころから国策として社会福祉の高揚が打ち出され、これに並行して、老人福祉の風潮が盛んに叫ばれるようになって町内各部落に二十九の老人クラブが組織されたこれら個々の老人クラブは横の連絡を取る必要もあり、町として統制の必要もあって連合会を組織する気運が盛り上がり、昭和三十七年には、町内各地区から準備委員が委嘱されて何回か準備委員会が持たれた末、同年六月一日午前九時から下部ホテルにおいて結成式を挙げここに下部町老人クラブ連合会が誕生した。

この時の単位クラブ及びその会長は次の通りであった。

清沢・大炊平・岩欠（長寿会）	磯野　辰一
杉山（富士里老人クラブ）	小林　義兼
常葉日影（百寿会）	渡辺　宗親
常葉日向（栄寿会）	小林　凞三
常葉岩下（福寿会）	佐野　豊晴
一色（老人クラブ）	古屋　喜義
上之平（長生会）	佐野　盛貞
下部・湯之奥（高砂会）	望月　豊之
波高島（高砂会）	高野　　誠
市之瀬（翁会）	桜田　貫一
長塩・北川（睦会）	小林　義輝
上田原（老人クラブ）	大原　芳夫
大道・割子（老人クラブ）	小林　たけ
三沢（楽友会）	上田　孝文
大草（老人クラブ）	上田　美隆
三保（老人クラブ）	伊藤　　勇
車田（鶴友会）	土橋　悦造
切房木（睦会）	池田　伊作
道（延寿会）	赤池　節満
水船（親和会）	小林　義孝
芝草（老栄会）	内藤　位昇
丸畑（老人クラブ）	伊藤　貴好
古関（延寿会）	渡辺　昌義
釜額（老人クラブ）	赤池　まつ
中之倉（老人クラブ）	赤池　貞義
瀬戸（老人クラブ）	渡辺粂太郎
磯（老人クラブ）	赤池　宝治
根子（老人クラブ）	小林　晴信
折八（老人クラブ）	今福　義隆

また、この時議決された連合会々則は次の通り。

下部町老人クラブ連合会々則

（目的）

第一条　この会は下部町在住の老人福祉向上のため、互いに相励まし、相慰めあい、常に心身の健康を保ち、教養を高め、社会に協力、より明るい豊かな生活を営むことを以て目的とする。

（名称及び事務所）

第二条　この会は下部町老人クラブ連合会（以下連合会という）と称し、事務所を下部町役場民生課内に置く。

（事業）

第三条　この連合会は、次に掲げる事業を行う。

一、健康診断及び相談の実施。
二、社会知識及び時代感覚を深めるため、講習会・座談会・体験並びに意見発表会の開催。
三、慰安及びレクリエーション等の行事。
四、神仏参拝及び見聞を広めるための視察見学。
五、社会奉仕。
六、前号に掲げる事業のほか第一条の目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第四条　この連合会の会員は、町単位老人クラブの会員とする。

（役員とその数）

第五条　この連合会に左の役員をおく。

会　長　一名
副会長　二名
理　事　若干名
監　事　三名

（役員の任務）

第六条　会長は会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
理事は会務及び事業の立案計画と執行にあたる。監事は会計会務の監査にあたる。
2　会長代行者は副会長中より予め選任しておくものとする。

（役員の詮衡及び任期）

第七条　理事は単位老人クラブの会長を以て充てる。
2　会長及び副会長、監事は理事の互選とする。

第八条　役員の任期は二年とする。但し再選を妨げない。補欠の任期はその前任者の残任期間とす。

第九条　この連合会に顧問及び参与をおき理事会の議を経て会長これを委嘱する。

（総会）

第十条　会長は毎年事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
2　会長は理事会の決定があった時は臨時総会を招集しなければならない。

（総会付議事項）

第十一条　総会に付議する事項は左に掲げるものとす。
一、経費の収支予算。
二、事業推進のための事業計画。
三、経費の収納方法。
四、収支決算の承認並びに事業報告。
五、役員の選任。
六、会則の変更。
七、県・郡連合会に提出する事項。
八、会長必要と認める事項。

（理事会）

第十二条　理事会は総会において議決された事項、その他会務執行上必要あるときは会長が招集する。

第十三条　総会で議決すべき事項であって急施を要するものについては理事会の議決を経てこれを決定し次の総会に報告するものとする。

（表決）

第十四条　会議の議長は会長とし議決は出席者の過半数による。

（経費）

第十五条　この連合会の経費は左に掲げる収入とする。
一、会員の醵出金。
二、補助金。
三、寄附金。

（職員）

第十六条　この連合会に書記をおき会長これを委嘱する。

（会計年度）

第十七条　この連合会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日までとする。

付則

この連合会々則は昭和三十七年六月一日より施行する。

役員選考の結果、最初の役員として選任されたのは次の通り。

連合会長　磯野　辰一
副会長　土橋　悦造
同　赤池　肇
理事　各単位会長
監事　渡辺　宗親
同　池田　伊作
同　赤池　宝治

前記の如く下部町内の単位老人クラブ及び町連合会は組織された。翌昭和三十八年七月十一日、法律第百三十三号をもって老人福祉法が制定実施されるに及んでその第一条に、この法律は老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。との趣旨に基づいて町から助成金が交付されるようになったので、各クラブとも盛んに活動をするようになった。

すなわち社会奉仕の一端として竹ほうきや雑巾を作って学校や保育園に寄贈したり、神社や仏堂の清掃作業などをするクラブもあり、血圧測定や老人検診をして健康管理をしたり、また健康と娯楽を兼ねて運動会や旅行をしたり、講演会、講習会、研修会などを催して老人なりの研修に努めている。

このようにして老人福祉のために全会員が努力しながら今日に至っている。その間における連合会の役員及び単位クラブ会長氏名は次の通りである。

下部町老人クラブ連合会長
磯野辰一　上田盛治　岩松一格　堀田平吉　加藤善吉　望月吉弘

下部町老人クラブ連合会副会長
土橋悦造　赤池　肇　岩松一格　土橋弘俊　堀田平吉　伊藤忠光
望月吉弘　土橋英夫　赤池久男　深沢正夫

下部町老人クラブ連合会監事
伊藤正雄　望月吉弘　河西忠雄　赤池久男　加藤善吉　渡辺健一
上田孝腸　小林金吉　二宮位重　磯野久太郎

単位クラブ

○古関延寿会
伊藤義量　渡辺昌義　土橋市三　伊藤隆俊　土橋弘俊　若狭重雄
伊藤忠光　土橋英夫　土橋　覚　伊藤宗正

○釜額老人クラブ
赤池まつ　赤池義直　赤池重朗　赤池正夫　赤池桃枝

○中之倉老人クラブ
赤池祭直　赤池貞義　伊藤孝俊　赤池博忠　赤池貞一　赤池久男

○磯老人クラブ
赤池宝治　伊藤桂一　伊藤正雄　伊藤隻珍　田中重治　伊藤英雄

○根子老人クラブ
小林晴信　赤池　肇　赤池　熾　大勝　要　赤池義金　小林文義
赤池晴雄

○折八老人クラブ
今福胤幸　今福義隆　小林金吉　今福高次郎

○瀬戸老人クラブ
渡辺粂太郎　赤池嘉雄

○古関丸畑老人クラブ
伊藤栄金　伊藤貴好　伊藤平巌　伊藤英雄

○三沢楽友会
上田孝文　上田盛治　保坂重治　上田謙太郎　今村芳一　上田宏行
上田英清　深沢正夫

○大草老人クラブ
上田美隆　上田静雄　上田豹一　上田光義　上田直臣　上田　勝

上田薫一　上田昌蔵　上田孝腸　丹沢重光

○車田鶴友会
土橋悦造　堀田平吉　日向俐　日向善光　二宮　保

○切房木睦会
池田伊作　中沢孝之　池田富義　加藤善吉

○道延寿会
赤池節満　佐野楠志　佐野　要　佐野重良　佐野又重　赤池清光
佐野喜好

○水芝老人クラブ
小林義孝　内藤位昇　内藤脩孝　内藤久吉　中村教訓　内藤隆重
中村研二　小林義友　小林保福　小林孝正　内藤より子　中村源作
中村　薫　秋山昌平

○樋田老人クラブ
渡辺　明　渡辺喜作　伊藤　真　河西　君　河西忠雄　渡辺善嗣
小林嘉之　河西金重

○熊沢老人クラブ
伊藤正行　伊藤貞雄　伊藤政義　伊藤将作　伊藤長重　渡辺貴作
伊藤　誠

○三保老人クラブ
伊藤　勇　望月　孝　伊藤忠蔵　長田一三　岩崎　巌　渡辺要訓
長田重徳

○上田原老人クラブ
大原芳夫　佐野芳夫　小林正樹　小林栄重　小林菊造　二宮　豊
二宮位重

○清沢・大炊平・岩欠長寿会
磯野辰一　渡辺嗣雄　渡辺健一

○富士里老人クラブ
小林義兼　赤池本治郎　赤池利直　鈴木金元　渡辺量一　小林つる代
小林安正　小林婦美恵　小林孝治　小林義富　小林知則

○常葉日影百寿会
渡辺宗親　小松　斌　依田正義　望月吉弘

○常葉日向栄寿会
小林凞三　小林国一　小林正作　赤池健造　小林　保　小林利重
小林祐安　馬場青樹　小林清一　小林治則　金山徳次郎　太田甲斐
小林　勲　馬場勘一　小林義久　馬場文雄

○常葉岩下福寿会
佐野豊晴　佐野政継　堀内茂門　佐野忠義

○一色老人クラブ
古屋喜義　荻原康凞　内藤高重　佐野　弘　内藤亀一

○上之平長生会
佐野盛貞　遠藤言重　佐野ちやう　佐野　茂　遠藤　勉

○湯町湯之奥高砂会
望月豊之　石部　真　望月猶延　樋口繁太郎　高野吾一

○波高島高砂会
高野　誠　佐野逸策　高野佳雅　佐野喜光

○市之瀬翁会
桜田貫一　小林伯正　谷亀英三　小林英雄　桜田　潔　小林徳重
小林　勲　小林戞皖

○北川長塩睦会
小林義輝　小林孝広　小林義弘　北条秀男　有田　清　磯野久太郎

○丸畑老人クラブ
岩松一格　生松貞一　伊藤　実　岩松　長

七　傷痍軍人と戦没者

㈠　下部町傷痍軍人会及び妻の会

明治三十九年九月、日本廃兵会山梨県支部の末端組織として設立されたのが前身であり、終戦前は、傷痍軍人軍属及び遺家族は軍事扶助法により扶助を受けて来た。その間、昭和六年十一月廃兵会は傷痍軍人会と改称された。

第二次世界大戦後、昭和二十一年連合軍の監視のもとにあって、右翼団体として政令により解散を命ぜられた。戦後は傷ついた身に鞭打って、祖国の再建につとめるとともに、昭和二十七年講和条約発効を契機に、山梨県傷痍軍人会を結成した。

本町においても、旧村ごとに傷痍軍人会が組織されたが、昭和三十一年九月町村合併により下部町傷痍軍人会となった。また、同五十年四月傷痍軍人妻の会が結成された。

昭和三十八年八月、戦傷病者特別援護法が制定されるまで、完全なる国家保障の確立を進めて来た。

傷痍軍人会は、身体の障害を克服し、精神の練磨をするとともに、品位を尊び節操を固くして謙譲の美徳を発揮すると同時に、会員相互の親睦と日本および世界の平和に寄与することを目的として、全国組織への積極的参加、研修などを行っている。

昭和五十五年現在の会員は一七名で、妻の会会員は一五名である。

合併後の歴代会長は、次のとおりである

昭和31年9月	― 昭和33年4月	小林順一
昭和33年5月	― 昭和38年3月	渡辺　要
昭和38年4月	― 昭和39年3月	遠藤千之
昭和39年4月	― 昭和41年3月	深沢寿男
昭和41年4月	― 昭和43年3月	小林順一
昭和43年4月	― 昭和45年3月	佐野準治
昭和45年4月	― 昭和47年3月	佐野公治
昭和47年4月	― 昭和49年3月	土橋克巳
昭和49年4月	― 昭和53年3月	二宮忠雄
昭和53年4月	― 昭和55年3月	小林和一
昭和55年4月	現在	渡辺　要

傷い軍人妻の会

昭和50年4月	― 昭和55年3月	深沢　愛
昭和55年4月	― 現在	佐野あや子

㈡　下部町戦没者遺族会

昭和二十二年戦病没軍人の遺家族は、町村ごとに相集まって靖国会を結成して、共に一家の柱を失った会員の相互福祉と、英霊の顕彰を図り互いに励まし合うことを目的とした。

靖国会はその後、中央が遺族会と称するに至ったので名称を遺族会と改め、その処遇などについて国や県へ強力に働きかけたり、靖国神社国家護持を強力に出願したり、さらにまた靖国神社や護国神社への参拝をしていたが、昭和三十一年、町が合併するに及んで町内四百人近い会員が連合体を作り、下部町遺族会と称し、旧村はそれぞれ地区遺族会となった。

この会長は結成以来望月脩一郎（三沢）であったが、昭和四十三年より佐野一郎（波高島）に代わった。また、中央では昭和二十七年十一月、日本遺族厚生連盟が発足し、翌二十八年三月同会は発展的解消して、財団法人日本遺族会となった。同年九月には戦傷病者、戦没者遺族援護法による弔慰金が交付され、昭和二十九年から遺族扶助料が支給開始された。

行事としては、甲斐の塔維持管理委員会長主催の沖縄甲斐の塔慰霊巡拝団を派遣して、慰霊の誠を尽くす一方、激戦地に放置されたままの戦死者遺骨の収集を国に対して要望し、一部分これが実現を見た。また、毎年定期的に国・県・町の主催による戦没者慰霊祭に参列している。

県の段階では終戦直後の混乱した社会情勢の中にあって、戦没者遺族は

すべての公的処遇を断たれたばかりでなくむしろ、白眼視されるものがあるなど、戦没者遺族の物心にわたる苦悩は筆舌に尽くせないものがあった。

このような環境に放置された戦没者遺族の憤まんの声が、全国津々浦々にほうはいとして湧き上がり、進駐軍のきびしい監視のなかで昭和二十一年六月、東京において第一回地方代表者会議が開かれ、本県においてはこれに参加した代表者が中心になって、昭和二十二年四月、靖国会が創立され、昭和三十一年四月には会名を山梨県遺族会とし、昭和三十七年二月に財団法人の認可を受けた。

本会は県下全戦没者遺族を会員とし、一万三千七百名を擁し、英霊の顕彰と遺族処遇の改善などを終始一貫した大方針としており、老齢遺族の慰安激励および実態調査の隔年実施、戦没者遺児の育成指導と奨学資金の貸し付け、靖国神社・護国神社への奉賛及び追悼式、慰霊祭ならびに沖縄甲斐の塔慰霊祭への参加等々、幾多の業績を積み重ねて今日に及んでいる。

会員全体が国に対して最も強く要望していることは、英霊をまつる靖国神社を国の責任において護持することは当然である。ということが遺族会の一貫した主張である。

英霊は明治以来靖国神社に手厚くまつってきたのであるが、終戦後は国家による護持は廃止されている。その後国会に提出された靖国法案も廃案となり、現在も国家護持を訴える遺族の悲願、国民感情などからする賛成論と、憲法二〇条（信教の自由・政教の分離）第八九条（宗教団体に対する公金支出の禁止）の規定や、国家神道復活への警戒などによる反対論とが対立し、国民的論争の的ともなっている。

いずれにしても戦没者遺族会はあくまで靖国神社国家護持を訴え続けているわけであるが、自分の意志ではなく尊い犠牲的精神の発露によって理想的国家建設のため、戦勝を信じて戦って果てた戦没者、一家の柱石とも頼む父を夫を、そして子を戦地でなくし塗炭の苦しみに耐えてきた遺家族にしてみれば、まことにむべなるかなとうなづける。

(三)　忠魂社（堂、碑）及び慰霊祭

「祖国の難に身を捧げ、平和日本の礎となって、戦場に散った霊安かれ」と、富里村では昭和三年七月、帝国在郷軍人分会により常葉諏訪神社境内に忠魂社を建立して祀る、同三十九年一色地区の英霊を合祀し一五五柱ここに鎮座する。

帝国在郷軍人会久那土村分会は、大正十一年九月二十四日小学校西側に忠魂碑を建立したが、昭和二十年連合軍総司令部の命により、学校敷地内のため除去され、その後二十四年秋彼岸、靖国会により三沢十五所神社境内に遷座された。その後、合併により熊沢・三保・上田原地区の英霊が合祀され、一〇七柱鎮座する。

大正十年二月二十六日古関村方外院に忠魂堂が落成、遺族および関係者並びに甲府連隊兵士約一箇中隊が参列入仏式が挙行された。昭和十二年二月二十八日帝国在郷軍人会古関村分会により、境内に忠魂碑も建立され、合併により編入した。折八地区の英霊が合祀され、九二柱鎮座する。

英魂鎮まるこれら聖域には、往時を偲ばせるかのように、桜の古木が茂っている。

慰霊祭は戦前、在郷軍人分会が中心となり村・各種団体・学校児童などが参列するなかで厳かに執り行われて来たが、昭和二十年戦争終結を期に、占領軍の命により慰霊祭も中断された。同二十七年平和条約が締結されて以来、市町村で公式に慰霊祭が執行されるようになった。

本町においても、毎年春三月彼岸、町主催により、各地区ごとに慰霊祭が行われている。

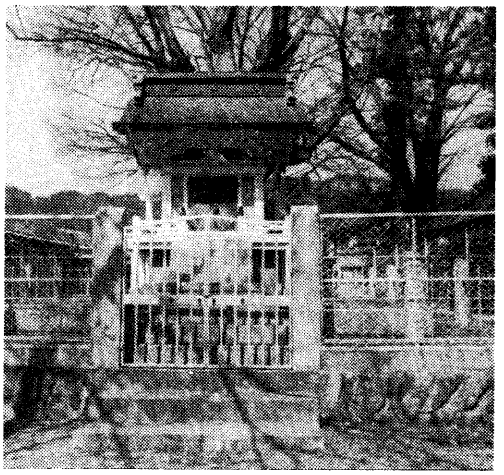

忠　魂　社（下部地区）

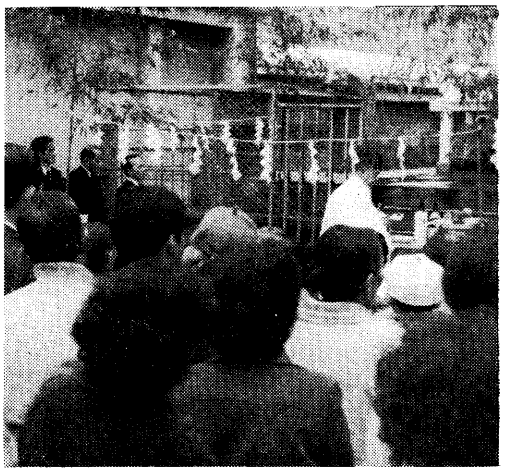

慰　霊　祭（下部地区）



忠　魂　碑（久那地区）



慰　霊　祭（久那地区）

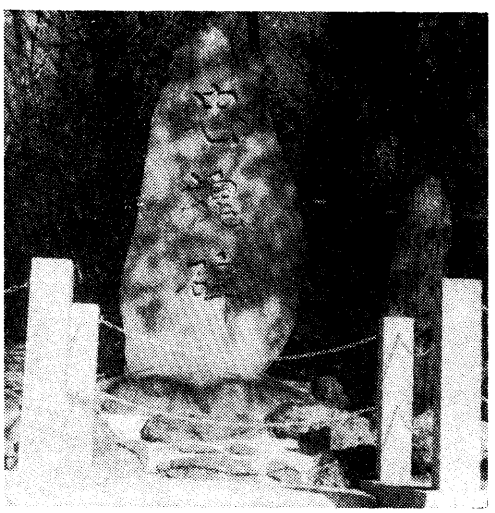

忠　魂　碑（古関地区）



慰　霊　祭（古関地区）

㈣　戦没者

〃海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、大君の辺にこそ死なめ、かえりみはせじ〃

刃も凍る北国の荒野に、はたまた、炎熱身をやく南海の孤島で南十字星を仰ぎ、必勝の信念と、尽忠報国の精神をもって戦い、祖国のために身を捧げた在りし日の勇士は、異国の地で、平和日本の礎となって散華していった。

西南・日清・日露の戦役、満州及び日華事変並びに今次大戦において、戦没なされた諸英霊の勲功をたたえ、生前の姓名を記して、永く後世に伝えると共に、殉国の霊安かれと、ひたすらご冥福をお祈りする次第であります。

（なお、所掲のご遺族氏名及び続柄は、戦没当時の記録によるものである）

下部町戦没者名簿

下部地区

部落	階級	勲功	氏名	戦没年月日	戦没の場所	遺族氏名	続柄
杉山	伍長	勲八等	小林　芳明	昭和20・5・29	比島ルソン島奥ボンボン	長重	父
〃	上等兵		長谷川義隆	〃 19・11・17	レイテ島クラシャン	ハル	母
〃	兵長	勲八等功七級	小林　金男	〃 19・8・12	北支河北省遵化県辛立庄	清隆	父
〃	兵長	勲八等	小林　正市	〃 20・7・22	ビルマトング県ピュー郡チンゴン西方	はつ代	妻
〃	軍属	勲八等宝冠章	小林　かい	〃 20・8・7	豊川工廠	義正	父
〃	上等兵	勲八等	小林　彦保	〃 20・11・16	湖北省武昌第一二八兵站病院	良匡	父
〃	上等兵	勲八等	成沢　広行	〃 20・7・1	ルソン島カンキポット山	と志の	母
岩欠	上等兵	勲八等	渡辺　房明	〃 18・10・12	湖北省武昌陸軍病院	いその	母
〃	兵長	勲七等	磯野　正滉	〃 19・3・18	ビルマウィトック	潔	父
〃	軍曹	勲七等功七級	渡辺喜代造	〃 20・3・17	小笠原諸島硫黄島	つぎ	妻
〃	兵長	勲八等	渡辺　松三	〃 19・9・10	西部ニューギニアヤカチ	かね代	妻

岩欠	伍長	勲八等	渡辺　二舛	昭和20・5・1	ビルマ　ハンタワ県タピコ村	秀子	妻
〃	一等兵曹	勲七等	赤池　好文	〃21・10・20	ソロモン群島ビーズ島	ひさ	母
〃	兵長	勲八等功七級	磯野　行夫	〃17・1・19	馬来半島バクリ	富博	父
大炊平	兵長	勲八等	伊藤　弘	〃20・2・25	ユレヒバール	斯良	父
〃	二等兵曹	勲七等功八級	渡辺　俊人	〃17・8・25	ソロモン諸島	清子	妻
〃	大尉	勲四等	伊藤　俊始	〃20・8・14	比島ルソン島リザール州マニラ東方四〇粁高地	はまじ	妻
〃	上等兵	勲八等功七級	渡辺　清重	明治37・11・30	旅順要塞赤坂山	啓次郎	父
〃	伍長	勲八等	伊藤文太郎	昭和20・1・8	ニューギニア島コモネグン	たまじ	妻
〃	兵長	勲八等	渡辺　英雄	〃19・8・15	比島ルソン島ガバナツアン	正義	父
清沢	伍長	勲八等	小林　一雄	〃20・4・1	比島ルソン島タルラック州クラーク	げん	母
〃	軍曹	勲七等功六級	竹内　勲	〃13・10・2	江西省武寧県羅盤山	喜久	父
〃	兵長	勲八等功七級	依田　善松	〃19・4・18	中華民国河北省昌梁県第五区	与平	父
〃	軍属	勲八等	竹内　勝	〃19・6・30	南方第一五陸軍病院	松代	妻
〃	二等兵曹	勲八等	小林　清	〃20・4・24	比島クラーク	尊義	父
〃	兵長	勲八等	渡辺増太郎	〃20・4・24	比島クラーク	寛	父
〃	一等卒		竹内安太郎	明治28・6・20	台湾基隆兵站病院	喜一	孫
〃	軍属		小林秀農夫	昭和12・7・4	満州国新京陸軍病院	丑善	父
北川	軍属	勲八等	岩松　貴公	〃20・3・24	トラック島	みさを	妻
〃	兵長	勲八等功七級	赤池　武重	〃20・4・21	河南省方城県方武外川崎	重則	父
〃	伍長	勲七等功七級	赤池　直栄	〃18・8・18	河南省林県城	重則	父
〃	上等兵	勲八等	伊藤　一房	〃19・7・11	山東省嶧県棗荘	一三	父
〃	上等兵	勲八等	伊藤　武夫	〃20・7・29	湖南省嶽洋県浜橋	かつ子	妻
〃	一等卒		岩松　真索	明治10・10・2	兵庫県にて	正清	曽孫
〃	上等兵	勲八等	磯野　行忠	昭和20・7・8	ナウル島	勝重	父
〃	二等兵曹	勲八等	北条　正伯	〃20・3・24	比島ザンボアンガ	けい	母

北川	伍長	勲八等	赤池　基三	昭和20・7・1	レイテ島カンキポット山	
〃	伍長	勲八等	小林　長治	〃20・7・16	ジャワジャカルタ南方	
〃	上等兵	勲八等	小林　安信	〃20・7・10	朝鮮済州島	
〃	軍曹	勲七等	赤池　唯一	〃19・7・16	パリタリン海峡　北緯一九・一九　東経一二〇・二五	
〃	軍曹	勲七等	小林初太郎	〃17・4・14	蒙古聯合自治政府巴彦塔拉盟安北県安北	
〃	伍長	勲八等	北条　清次	〃21・1・3	コムソンモリスクドウフスカルト病院	
〃	伍長	勲七等功七級	磯野　新作	明治37・11・26	清国盛京省後三羊頭村北方高地	
〃	輜重輸卒	勲八等	北条　重治	〃39・1・3	清国盛京省鉄嶺兵站病院第二分院	
〃	水兵長	勲八等	小林　悟	昭和20・1・8	台湾西北岸白河岬沖海上	
〃	軍属	勲八等瑞宝章	小林　重一	〃18・1・17	南洋方面	
〃	上等兵	勲八等功七級	小林　光都	〃19・1・16	沖縄付近海上	
〃	少尉	勲六等	小林　勲	〃20・2・24	ビルマ国エナンヂャン	
〃	上等兵	勲八等	小林　要	〃16・1・13	習志野陸軍病院	
〃	伍長	勲八等功七級	佐野　康造	〃19・9・30	マリヤナ群島	
〃	兵長	勲八等	門西　信長	〃18・1・24	ガダルカナル島セギラウ	
〃	兵長	勲八等功七級	北条　栄	〃19・9・10	西部ニューギニア　ヤマチ	
〃			田中角太郎	明治28・6・14	台湾基隆兵站病院	
市之瀬	上等兵	勲八等	小林　一雄	昭和19・7・31	バシー海峡	
〃	軍属	勲八等	小林　文則	〃20・7・3	トラック島	
〃	一等工作	勲八等	小林　清市	〃19・8・4	小笠原諸島	
〃	上等兵		小林　友幸	〃25・6・20	北都留郡富浜村鳥沢二七三五	
〃	軍曹	勲七等	小林　正英	〃20・7・1	レイテ島カンキポット	
〃	兵長	勲八等	小林　彦一	〃20・4・17	パンガシナン州マシシロック	
〃	伍長	勲八等功七級	小林　幸徳	〃19・11・25	湖南省茶陵県茶陵	
〃	上等兵	勲八等	小林　喜光	〃20・5・4	西部ニューギニア　マノクワリ	

菊香	妻					
正雄	父					
安二郎	父					
あい子	妻					
虎義	父					
つる子	妻					
さよ	妻					
儀左衛門	父					
伴一	父					
光永	父					
とし子	妻					
貢	父					
一代	妻					
芳	父					
辰次郎	父					
君江	妻					
兼太郎	父					
勲	父					
孝治	父					
清子	妻					
房子	妻					
ハル	妻					
菊平	父					
正次	父					
富子	妻					

〃	二等卒	小林　幹雄	大正9・1・28	甲府衛戍病院	兼吉	父
〃	常葉伍長	勲八等			操	母
〃	兵長	勲八等功七級	松井　毅	昭和20・3・1	マニラ市	はる代	妻
〃	上等兵曹	勲七等	松井　孝治	〃19・8・10	西部ニューギニア　ワサリ	ヨシ	母
〃	二等兵曹	勲八等	小林　祝一	〃19・10・25	比島	謹諒	兄
〃	軍属	勲八等	山本　二郎	〃19・10・25	比島東方海面	謹諒	兄
〃	伍長	勲八等	山本　藤胤	〃18・1・13	南群方面	みはる	妻
〃	兵長	勲八等	渡辺　栄	〃19・1・17	本州南方海面	良策	父
〃	上等兵	勲八等	小林　陞	〃20・8・12	湖北省宣昌患者療養所	フキジ	母
〃	兵長	勲八等	渡辺　良一	〃19・10・25	比島東方海面	邦保	父
〃	伍長	勲八等	依田　一男	〃16・1・13	千葉県市川市国府台陸軍病院	太平治	父
〃	軍属	勲八等	石井　豊丸	明治28・7・29	台湾台北兵站病院	宗親	父
〃	伍長	勲八等	渡辺　三郎	昭和19・6・1	ニューギニア　アイタベ	忠道	父
〃	兵長	勲八等	渡辺　武	〃19・8・2	テニアン	さわの	母
〃	伍長	勲八等	増元　重三	〃19・6・25	西部ニューギニア　トル河	百代	妻
〃	軍属	勲八等	有馬　武智	〃19・4・20	中華民国河北省北京第一陸軍病院	忠道	父
〃	伍長	勲八等功七級	渡辺　忠義	〃19・6・18	ビルマ国	勝之助	兄
〃	伍長		篠原　久富	〃19・8・19	バシー海峡	なみ	母
〃	兵長	勲八等	鈴木　忠雄	〃20・5・17	比島ルソン島　イボ	なみ	母
〃	兵長	勲八等	鈴木　清	〃20・11・3	西部ニューギニア　マノクワリ	まさゑ	妻
〃	軍属	勲八等	小林　忠盛	〃20・7・8	中部ルソン	てる子	妻
〃		勲八等	水上　酉治	〃20・6・26	北支那	ふじよ	母
〃	伍長	勲八等	佐野　侃	〃20・9・1	中華民国牡丹江省寧安県山市付近	たけ子	妻
〃	伍長	勲八等功七級	佐野良二郎	〃19・4・22	ニューギニア　タミ川	とめ	妻
〃	兵長	勲八等	赤池正甲子	〃20・4・21	西部ニューギニア　ムミ	英義	父
〃	二等兵曹	勲八等功七級	切金　正嘉	〃19・10・25	比島東方海面		

常葉	兵長	勲八等	小林　益一	昭和20・5・26	マニラ東方　光輝山		
〃	軍曹	勲七等	前迫幸三郎	〃　19・12・11	ネグロス島　東北部		
〃	伍長		馬場　大明	〃　20・7・1	レイテ島カンキポット山		
〃	軍曹	勲七等功六級	小林　源重	〃　13・9・8	星子県東孤嶺		
〃	上等兵	勲八等	小林　松一	〃　20・6・8	西部ニューギニヤ　マノクワリ		
〃	兵長	勲八等	小林　精	〃　22・2・18	ソ聯ウラル地区チカロフ収容所		
〃	大尉	勲六等	馬場　利次	〃　19・9・30	グアム島		
〃	准尉	勲七等功六級	馬場　友好	〃　19・4・26	マニラ西方洋上		
〃	中尉	勲六等功五級	望月　昌	〃　17・3・4	山東省定陶県馬楼		
〃	雇員	勲八等宝冠章	馬場きみ江	〃　21・1・3	宍津第百五十三兵站病院		
〃	雇員	勲八等宝冠章	馬場とく江	〃　20・12・23	北京第百五十二兵站病院		
〃	上等兵	勲八等功七級	森川　隆光	〃　18・11・26	東部ニューギニアレース岬シオ		
〃	上等兵曹	勲七等	渡辺八三郎	〃　19・2・20	外南太平洋方面		
〃	上等兵	勲八等	佐野　利夫	〃　19・7・8	中部太平洋		
〃	上等兵	勲八等	佐野　脩	〃　21・1・15	シベリヤチタ地区チャチャ収容所		
〃	伍長	勲八等	佐野　通治	〃　19・5・6	東部ニューギニアウユツクサブリ		
〃	兵長	勲八等	佐野　十郎	〃　19・12・19	上海沖		
〃	兵長	勲七等功七級	佐野　敬臣	〃　20・5・9	ビルマ　ミンブ県ミンブ		
〃	兵長	勲八等功七級	加賀美忠義	〃　19・8・10	西部ニューギニア　ムミ		
〃	上等兵	勲八等	曽谷　正	〃　19・8・21	ハルマヘラ（ワシレ）		
〃	兵長	勲八等	曽谷　広文	〃　21・11・14	ソ連チタ地区ブカチャチャ第二病院		
〃	上等兵	勲八等	太田　近治	〃　19・12・10	レイテ島カナンガ		
〃	上等兵	勲八等	佐野市郎右衛門	〃　20・11・15	武昌兵站病院		
〃	一等卒		曽谷　朝則	明治41・5・17	韓国咸鏡北道城津府鶴城面松五里海浜		
〃	上等兵	勲八等	望月　義春	昭和20・7・10	朝鮮済州島		

たに代	妻		
勇	義兄		
忠雄	父		
よしの	妻		
国一	父		
君枝	妻		
幸太郎	父		
青樹	父		
宗治	父		
義広	父		
義広	父		
隆重	父		
なつ	母		
光広	父		
利晴	父		
ヒデ子	妻		
ヨシズ	母		
以つみ	妻		
まさじ	妻		
尚郎	親戚		
吉治	父		
きさ	母		
忠	父		
文蔵	父		
ふじ江	妻		

常葉	少尉	勲六等	小松　義貞	昭和20・4・27	沖縄本島中城湾	元晴	父
〃	二等機関兵曹	勲八等	小松　国秋	〃19・8・2	グアム島	かつよ	母
下部	兵長	勲八等功七級	依田　寿雄	〃20・7・1	レイテ島カンキポット山	重治	父
〃	軍属	勲六等	石部　哲夫	〃20・8・13	比島ルソン島イサベラ州カワヤン西方四十粁	とみ子	妻
〃	上等兵		伊藤　徳又	〃22・4・21	本籍において	蔵治	父
〃	上等兵	勲八等功七級	依田　好安	〃14・3・1	中支湖北省京山県尊家橋北方	げん	母
〃	曹長	勲七等功六級	佐野　保正	〃15・6・30	河南省開封県仙大庄附近	倉蔵	父
〃	軍曹	勲八等	依田　富夫	〃19・8・12	湖北省漢口第一陸軍病院	泰忠	父
〃	上等兵	勲八等功七級	小林勝次郎	〃19・9・30	マリアナ島	よし子	妻
〃	上等兵	勲八等	佐野　隆三	〃20・3・26	中華民国湘潭県易俗河	光吉	父
〃	准尉	勲六等	石部　逸三	〃21・1・11	西部ニューギニヤ　ソロン	市正	父
〃	伍長	勲八等	山川　一	〃20・9・10	ミンダナオ島　ビタリ	雪江	妻
〃	軍属	勲八等	小林　和夫	〃20・1・21	香港方面	徳太郎	父
〃	工員	勲八等	中野　文夫	〃19・7・16	比島	盛造	父
〃	一等兵		赤池　和一	〃29・9・17	本籍に於て	文治	父
〃	伍長	勲八等功七級	小林　広瀬	〃12・11・28	江蘇省崑山野砲戦病死	サヨ	妻
〃	伍長	勲八等功七級	佐野　定吉	〃18・5・20	ジャボール島	たかじ	妻
〃	兵長	勲八等	山本　秀春	〃20・3・27	西部ニューギニヤ　ワイケオ島カベレー	貞市	父
〃	機関兵長	勲八等	小林　常蔵	〃19・10・25	比島方面	金造	父
〃	軍医少佐	勲五等	金川　利勝	〃19・10・4	グアム島	河村もとの	母
〃	少尉	正八位勲六等	山下鉄太郎	〃19・3・1	テニヤン島	勝治	父
〃	兵長	勲八等	依田　松寿	〃20・7・1	レイテ島カンキポット山	岩太郎	父
〃	上等兵	勲八等功七級	佐野　喜六	〃14・9・27	満州黒河省瑷琿県神武屯	久子	妻
〃	上等兵	勲八等	遠藤　利徳	〃14・8・19	牡丹江省綏陽県綏陽	定春	弟
上之平						米作	父

上之平	上等兵	勲八等	遠藤　三郎	昭和19・7・18	マリアナ島	浦子	妻
〃	上等兵	勲八等	遠藤善太郎	〃　19・7・18	マリアナ島	太重	父
〃	兵長		遠藤　喜一	〃　20・6・28	南アンダマン島ポートブレヤ	菊次	父
〃	兵長	勲八等	遠藤長太郎	〃　20・10・27	山東省平原県崔家	勝子	妻
〃	上等兵	勲八等	佐野　貫次	〃　20・12・30	国立長野療養所	文平	父
〃	兵長	勲八等	佐野　博	〃　19・11・10	比島レイテ島リモン	慶規	父
〃	兵長	勲八等功七級	依田　重喜	〃　19・7・23	西部ニューギニア　ムミ	ただよ	妻
〃	伍長	勲八等	遠藤　卓	〃　28・4・30	中華民国黒河省黒河岸収容所	志満	母
湯之奥	二等機関兵曹	勲八等	佐田　武四	〃　19・6・9	小笠原諸島	かりよ	母
〃	兵曹長	勲七等	望月　望	〃　18・2・8	本州南方海面	ツネ	妻
〃	兵長	勲八等	望月秀与志	〃　19・9・29	ビルマ方面	とき	妻
〃	上等兵		立白弥三郎	〃　20・1・4	湖北省武昌県武昌陸軍病院	きり	妻
〃	上等兵	勲八等	門西　義勝	〃　20・7・12	ポントック	太加枝	妻
波高島	伍長	勲八等	佐野　孝	〃　20・7・17	レイテ島ピリヤバ	とめじ	母
〃	上等兵	勲八等	高野　十次	〃　19・7・5	朝鮮紅頭	十三	父
〃	曹長	勲七等功六級	佐野　良雄	〃　20・4・13	西部ニーギニアサンサポール	泰作	父
〃	上等整備兵曹	勲八等	遠藤　友一	〃　19・10・25	ルソン島	まき	母
〃	兵長	勲八等	米沢　国一	〃　19・11・3	レイテ島ファトン	正三	父
〃	伍長	勲八等	中村　忠吉	〃　20・9・19	比島ミンダナオ島ダバオ市ドミンガ	静子	妻
〃	上等兵	勲八等	遠藤　正治	〃　19・7・18	サイパン島	いし子	妻
〃	一等飛行兵曹	勲七級功六級	井上　常夫	〃　17・5・8	珊瑚海々戦	準一	父
〃	上等兵	勲八等	遠藤　高一	〃　19・11・10	湖南省衡陽県黄茶嶺	とく	母
川向	兵長	勲八等功七級	鈴木　林	〃　19・8・10	西部ニューギニア　ワサリ	みやじ	妻
桃ケ窪	准尉	勲七等	佐野　渡	〃　19・11・25	レイテ島リモン西方	正三	父
一色	看護婦	勲八等宝冠章	萩原千枝子	〃　20・9・9	ルソン島山岳州第三山小屋	恵策	父

一色	伍長	勲八等功七級	近藤　兼雄	昭和13・10・2	羅盤山北方高地	新七	父	
〃	伍長	勲八等功七級	佐野　太郎	〃15・1・16	湖北省応山県民里山岡	馬蔵	父	
〃	伍長	勲八等功七級	内藤　保雄	〃19・9・30	マリアナ島	芳直	父	
〃	准尉	勲六等	萩原　位康	〃17・6・6	浙江省衢県孔家附近	康潤	父	
〃	伍長	勲八等功七級	内藤　正彦	〃19・12・16	レイテ島オルモック	嘉彦	弟	
〃	曹長	勲七等功六級	加賀美清重	〃19・12・21	レイテ島オルモック	彦重	父	
〃	准尉	勲七等	内藤　辰夫	〃19・12・21	レイテ島リモン	みち	母	
〃	兵長	勲八等功七級	佐藤　元治	〃20・2・23	江西省遂川県遂川	澄子	妻	
〃	伍長	勲八等	古屋　金作	〃20・5・27	ニューギニア　ネケリハ	けさゑ	妻	
〃	准尉	勲七等	内藤　君雄	〃19・9・7	神戸市兵庫区和田岬	和一	父	
〃	兵長	勲八等	内藤　清治	〃20・8・1	レイテ島カンキポット	猶一	父	
〃	兵長	勲八等	佐野　源一	〃19・11・15	五島沖方面	美之	父	
〃	雇員		近藤　文雄	〃21・7・13	満州阿城	利雄	父	
〃	伍長	勲八等	内藤　義範	〃21・6・27	ソ聯チタ地区第五分所	勝正	兄	
〃	曹長	勲七等	内藤　正富	〃20・2・20	ソ聯テルマ病院	りう	母	
〃	兵長	勲八等	萩原　貞夫	〃19・6・19	中部太平洋	共重	父	
〃	兵長	勲八等	印牧　豊	〃19・10・7	西ニューギニアプタプ島山中	数代	妻	
〃	軍属	勲八等	新井芳太郎	〃19・3・5	サイパン島	きく江	妻	
久那土地区								
三沢	兵長	勲八等	深沢　広行	昭和19・4・16	ソロモン群島	正司	弟	
〃	兵長	勲八等	上田　寛	〃20・4・30	比島ルソン島ヌエシバエシバ州バレテ	きみ江	妻	
〃	一等兵	勲八等瑞宝章	上田　一郎	〃20・2・4	本籍において	富次郎	父	
〃	上等兵	勲八等	保坂　市三	〃19・10・14	南支那海西寨附近	吉治	父	
〃	伍長		伊藤　実	〃19・7・30	ニューギニア　バロン	ユキ	母	
〃	徴用工		村重　知定	〃26・4・15	東京航空計器株式会社　川崎工場	智泉	父	

三沢	上等兵	勲八等功七級	上田　政信	昭和19・7・18	マリヤナ群島　グアム島	君江　妻
〃	軍属		上田　正夫	〃　27・12・24	中華民国濱江阿城県小阿城街三七四	幸枝　母
〃	一等兵		上田　久雄	〃　20・4・1	本籍において	をてう　妻
〃	二等兵		上田　閣	〃　20・9・29	満州国浜江省ハルピン市馬蒙満通道街	幸枝　妻
〃	軍曹	勲七等	上田　幸喜	〃　19・11・28	比島レイテ島リモン	静雄　父
〃	伍長	勲八等	上田　芳森	〃　20・6・2	ビルマ国テナゼリウム州タトン県　ビリン	操　妻
〃	兵長		上田　良知	〃　15・11・13	広東省広東第二陸病	政美　父
〃	伍長	勲八等	上田　清徳	〃　20・7・1	レイテ島　カンキポット	玉治　父
〃	兵長	勲八等功七級	上田　孝治	〃　19・11・4	広西省桂林県七星岩	演次郎　父
〃	兵長	勲八等	上田　勝政	〃　20・6・3	比島ミンダナオ島ブキドノン州マナゴック	勝　父
〃	機関曹長	勲七等	上田　武良	〃　19・2・6	マーシャル諸島方面	幸甫　父
〃	兵曹長	勲七等	上田　旭	〃　19・7・8	サイパン島	幸甫　父
〃	整備兵長	勲八等	上田　良政	〃　20・1・1	比島方面	勝　父
〃	上等兵	勲七等功七級	上田　美一	明治37・11・26	清国盛京省	たまよ　妻
〃	兵長	勲八等	上田　英夫	昭和20・7・1	レイテ島　カンキポット山	貞重　父
〃	伍長	勲八等	上田　忠	〃　20・7・12	朝鮮海峡	晴喜　兄
〃	上等兵		小池今朝雄	〃　21・8・28	朝鮮南浦市花山里二〇	百枝　継母
〃	軍曹	勲七等	深沢　竹雄	〃　19・9・30	マリヤア諸島グアム島	竹松　父
〃	一等兵		深沢　義治	大正9・2・1	甲府衛戍病院	孝治　父
〃	曹長	勲七等	小林　一男	昭和20・3・17	小笠原諸島硫黄島	孝代　妻
〃	兵長	勲八等功七級	沼田　清	〃　19・2・6	マーシャル群島クエゼリン島	要之助　父
〃	上等兵		深沢　達雄	〃　20・11・9	傷痍軍人神奈川療養所	友嗣　父
〃	軍属	勲八等	深沢　義一	〃　20・9・13	ルソン島マウテン特別州バカリ	しげ　母
〃	一等卒	勲八等功七級	保坂　美久	明治38・1・12	旅順清国成京省瀾堡定立病院	清十郎　父
〃	軍属	勲八等	山下　勇一	昭和19・8・9	グアム島	みず代　妻

三沢	上等兵	勲八等	矢野　房男	昭和19・9・16	ニューギニアソナム	たけ子	妻
〃	伍長	勲八等功七級	今村　盛利	〃20・2・11	比島クラーク	さくの	母
〃	伍長	勲八等	今村　政則	〃20・9・17	ニューギニアムミ	吉金	父
〃	上等兵	勲八等功七級	今村　市助	明治28・4・1	台湾澎湖島	千代	妻
〃	二等兵曹	勲八等	原田　徳造	昭和20・6・12	南洋群島トラック島	もとの	妻
〃	兵長	勲八等	上田　温義	〃20・12・27	スマトラ島パレンバン	健太郎	父
〃	軍曹	勲八等功七級	上田　堅蔵	〃20・10・11	ニューギニアムッシュ島一一七兵廠	やす	母
〃	一等水兵	勲八等	桐戸　等	〃20・1・28	小笠原諸島	みやの	母
〃	上等兵		桐戸　喜次	〃19・10・6	マリヤナ群島　パガン島	ふみ子	妻
〃	軍曹	勲七等功六級	上田　貞次	〃19・12・11	ニューギニア　パラワン島	綾子	妻
〃	兵長	勲八等	高野　賀正	〃20・7・1	レイテ島カンキポット	賀郎	父
〃	中尉	従七位勲六等	高野　久郎	〃19・8・21	ビルマ国マンダレー	康慶	父
〃	伍長	勲八等功七級	小松　茂	〃19・8・20	ビルマ国カレワ県	重守	父
〃	伍長	勲八等	高野　武徳	〃19・12・15	比島レイテ島リモン	徳一	父
〃	曹長	勲七等	深沢　省三	〃20・3・17	小笠原諸島硫黄島	琴	母
〃	伍長	勲七等功七級	望月　源雄	〃19・5・29	河北省文安県李庄	脩一郎	父
〃	曹長	勲七等功六級	小松　国光	〃19・6・14	ニューギニアマツアン	寛一	父
〃	伍長	勲八等	大森　功	〃19・10・20	湖南省衡山県石湾	彦志	妻
車田	伍長	勲八等	土橋　公允	〃20・3・17	レイテ島カンキポット山	元広	父
〃	伍長	勲八等	日向　英友	〃20・5・20	比島ルソン島タルラック州	陽	父
〃	伍長	勲八等	遠藤　義久	〃21・5・13	外蒙古ウランバートルダンボダルチャン病院	正代	母
〃	伍長	勲八等功七級	遠藤倫太郎	〃14・8・30	興安北省左翼旗三角山	延太郎	父
〃	伍長	勲八等功七級	二宮　福雄	〃15・5・14	湖北省京山県宅市西方	正良	父
〃	伍長	勲八等功七級	日向　英智	〃14・6・30	興安省新巴爾虎左翼旗ノモンハン	いち	母
中尉	伍長	従七位勲六等	日向　英吉	〃18・12・26	印度カルカッタ港	いち	母

車田	軍属	勲八等	日向	祥哉	昭和18・5・29	アリューシャン列島アッツ島	徳次	父
〃	伍長	勲八等	二宮	平治	〃20・3・17	ビルマ国ミンダウカンメイクラティク	かつ	祖母
〃	伍長	勲八等	日向	信之	〃20・8・2	ビルマ国トング県ピュー郡トンキ西方	みつ代	妻
〃	大尉	勲六等功五級	日向	導徳	〃19・12・21	比島レイテ島リモン	寛代	妻
〃	伍長	勲八等	日向	富美	〃20・2・17	ビルマ国ガスギ県タレンコン	ちよじ	母
〃	軍曹	勲七等功六級	日向	一豊	〃20・3・19	西部ニューギニアビアク島	いちの	母
〃	曹長	勲六等	日向	四郎	〃19・8・19	バリタン海峡	愃三	父
〃	兵長	勲八等功七級	小林	政一	〃19・9・10	西部ニューギニアヤカチ	かつ代	妻
〃	水兵長	勲八等	土橋	賢	〃19・11・22	スル海	義孝	父
〃	軍属	勲八等	土橋	勝長	〃20・3・2	ニューギニアスラバヤ港外	仲代	妻
〃	機関兵曹	勲八等	日向	茂喜	〃19・10・25	比島方面	信三	父
〃	一等卒	勲八等功七級	渡辺	彦重	明治37・11・27	清国盛京省寺児溝西方所高地	種兵衛	父
切房木	軍曹	勲七等	望月	朋法	昭和20・7・1	レイテ島カンキポット	賢憲	父
〃	兵長	勲八等	赤池	文夫	〃19・10・3	中華民国湖南衡陽県衡陽一二八兵站病院	鶴吉	父
〃	兵長	勲八等功七級	中沢	長治	〃16・5・31	山東省朝城県劉推付近	長市	父
〃	伍長	勲八等	中沢	恭持	〃19・6・23	ニューブリテン島	寅松	父
〃	伍長	勲七等功七級	池田	利長	〃19・2・15	河北省魏各庄	さだじ	祖母
〃	上等兵	勲八等	中沢	豊	〃19・10・20	ミンダナオ島ダバオ市	好子	妻
〃	兵長	勲八等	赤池	富雄	〃19・11・23	レイテ島マナガスナス	キノエ	妻
〃	伍長	勲八等	赤池	公夫	〃20・4・9	ルソン島クラーク	ふう	母
〃	兵長	勲八等	中沢	克忠	〃20・10・30	西部ニューギニアソロン	かね子	妻
〃	兵長	勲八等功七級	依田	国博	〃19・8・5	ニューギニアアイタペ	玉典	兄
〃	准尉	勲七等	赤池	金市	〃20・1・28	西部ニューギニアモルツカ州サルミ	貞子	妻
〃	伍長	勲七等功七級	加藤	信治	〃19・8・14	ビルマ国ラングーン第一〇六兵站病院	愛子	妻
〃	少尉	勲六等	赤池	勝	〃20・6・25	沖縄本島小渡	千代子	妻

〃	兵曹長	勲六等功七級	赤池　勝文	昭和19・12・5	ソロモン諸島	勝治	父
〃	兵長	勲八等	伊藤　渡	〃 20・10・25	中支冷水舗第一八五兵站病院	多可志	妻
〃	伍長	勲八等	赤池　栄隆	〃 19・10・18	マニラ南方海上	よし	母
〃	一等兵		赤池　富蔵	〃 24・4・24	本籍において	敏子	妻
〃	上等兵	勲八等	赤池　泰博	〃 15・11・9	開封陸軍病院	熊太郎	父
〃	上等兵	勲八等	赤井　武	〃 20・1・4	高雄陸軍病院	うめ	母
〃	伍長	勲七等功七級	佐野　一	〃 18・8・26	河南省林県合澗鎮南方	牛吉	父
〃	兵長	勲八等功七級	佐野　元春	〃 20・4・27	ソロモン諸島ボウゲンビル島	久嘉	弟
〃	兵長	勲八等	赤池　節則	〃 20・2・20	江南省遂河県	節満	父
〃	兵長	勲八等	佐野　要一	〃 20・6・14	湖南省群陽県大忠郷戴家村	直光	父
〃	伍長	勲八等	佐野　親郷	〃 19・8・7	ニューギニアバラム	信治	父
〃	兵長	勲八等	山田　恒一	〃 20・6・8	南ボルネオパラカン島	武義	父
〃	上等兵	勲八等	佐野　忠	〃 19・11・13	比島方面	ヒデ子	妻
〃	水兵長	勲八等	山田　久	昭和20・9・5	横須賀海軍共済組合長浦病院	飯島よ志寿	母
〃	上等水兵		村松　一	〃 20・7・3	比島レイテ島カルプゴス	小林保福	養父
水船	伍長	勲八等	中村　重徳	〃 15・3・31	山東省兗州陸軍病院	清作	父
〃	上等兵	勲八等	内藤　栄男	〃 20・7・3	比島レイテ島カルプゴス	倭孝	父
芝草	兵長	勲八等	内藤　昌蔵	〃 22・8・5	ソ聯ホール病院	はつ	祖母
〃	伍長		内藤　安治	〃 13・10・12	中華民国湖北省陽新県石尖山西方	倭孝	父
〃	伍長	勲八等功七級	内藤　忠治	〃 21・2・11	国立下志津病院	好子	妻
〃	伍長	勲七等	伊藤　等	〃 20・7・1	レイテ島カンキポット	朝重	伯父
樋田	伍長	勲八等	渡辺　一郎	〃 21・1・7	ソ聯ブラゴ工地区セレトラ	晴雄	兄
〃	兵長	勲八等	伊藤　寿	〃 27・1・31	中華民国海南島八所西松出張所	絹子	従姉
〃	軍属		河西　暉貴	〃 16・5・11	大阪陸病金岡分院	圭一郎	父
〃	軍属	勲七等功六級	渡辺　豊嗣	〃 19・12・8	広西省南円県南円	貞造	父

〃	兵長		河西　平夫	昭和19・10・29	フィリッピンカールニコバル島	輝子　妻
熊沢	二等兵	勲八等瑞宝章	伊藤　三郎	〃　19・7・21	北安省北安	ヒロ代　妻
〃	二等兵		伊藤　光茂	〃　20・2・15	満州国東満総省牡丹江市第一陸病	清重　父
〃	上等兵曹	勲七等	伊藤　恵喜	〃　20・7・25	比島ザンボアンガ	源喜　父
〃	軍属	勲八等	伊藤　嘉村	〃　20・1・8	台湾海峡	貞雄　父
〃	一等兵曹	勲七等功六級	伊藤伊勢吉	〃　18・12・4	本州南東海面	いのよ　母
久保	伍長	勲八等瑞宝章	伊藤　静男	〃　19・11・5	東部ニューギニア島ソナム	敬一　父
〃	兵長	勲八等	保坂　経基	〃　19・11・18	北千島幌莚島楯鉾	きん　妻
〃	中尉	勲六等功五級	望月　道臣	〃　19・2・22	河北省慶雲県西崔場	やを　母
〃	上等兵	勲八等	保坂　新平	〃　20・11・14	ソ聯タイセット地区第十一収容所	芳郎　父
〃	整備兵	勲八等	望月　吉三	〃　17・10・26	南太平洋	光吉　父
〃	兵長	勲八等	長田　勝男	〃　20・6・21	ビルマ国オンゴン第四野戦病院	ユキ　妻
嶺	兵長	勲八等	岩崎　喜雄	〃　20・3・15	比島ルソン島バダンガス州バダンガス西南方海上	賢一　父
〃	軍曹		藤巻　博文	〃　16・3・7	豊橋病院	義秋　父
〃	軍属		伊藤喜久夫	〃　20・3・18	トラック島	秀光　父
大山	曹長	勲六等	赤池　固	〃　20・4・17	ルソン島パンカシナン州マシシロック	おちか　妻
〃	兵長	勲八等	佐野　一生	〃　20・4・17	ルソン島パンカシナン州マシシロック	金義　父
〃	兵長	勲八等	赤池　宗一	〃　20・8・14	比島ルソン島リザール州マニラ東方高地	宗則　父
〃	上等兵	勲八等	赤池　正栄	〃　20・5・16	南アンダマン諸島第一三〇兵站院病	利保　兄
〃	雇員		赤池　富蔵	昭和19・5・15	昭南特別市立病院	利保　父
〃	伍長	勲七等功七級	佐野　忠雄	〃　19・10・18	ニューギニアマリン	金義　父
山家	兵長	勲八等功七級	伊藤　泰	〃　16・9・28	山東省舘陶県東銹庄固	道正　父
〃	上等兵		伊藤　誠	〃　20・5・21	中華民国山東省博興県	満蔵　父
〃	兵長	勲八等	伊藤　政重	〃　19・12・20	レイテ島リモン方面	貞代　妻
〃	少佐	勲四等	伊藤　孝朔	〃　19・2・6	マーシャル群島	シゲ　妻

上田原	上等兵	勲八等	大原　安一	昭和20・6・30	比島ルソン島マンテン州フンド湾	ふさ子	妻
〃	兵長	勲八等	佐野　清一	〃20・9・14	西部ニューギニアソロン	トメ子	妻
〃	伍長	勲八等功七級	大原　留男	〃20・7・8	中国湖南省東陽県東湖	弘	兄
〃	技長	勲八等	小林　信明	〃20・7・4	ミンダナオ島	八千代	妻
〃	上等兵曹	勲七等	大原　千映	〃19・4・8	南洋群島	喜一	父
〃	二等機関兵曹	勲八等	佐野　茂富	〃19・10・25	比島方面	阿佐の	母
〃	上等兵曹	勲七等	二宮　孝夫	〃19・5・1	南洋群島	得一	父
〃	兵長	勲八等	望月　常夫	〃18・8・26	北太平洋	とよ	母
〃	上等兵	勲八等功七級	佐野　正義	〃19・9・30	マリアナ島	貴代子	妻

古関地区

古関	伍長	勲八等	土橋　茂	〃20・8・14	比島ルソン島リザール州北方	智光	父
〃	伍長	勲八等	赤池　政市	〃20・5・18	ルソン島マウンテン州インチカク	小一	父
〃	兵長	勲八等	伊藤　良一	〃20・6・1	比島ルソン島マウンテン州ボンドック道	輝吉	父
〃	伍長	勲八等功七級	春沢　共一	〃13・10・1	星子県宗家西北方高地	うら子	妻
〃	伍長	勲七等功七級	内藤　重義	〃13・8・26	星子県東孤嶺古支山口津田部隊	重治	父
〃	上等兵	勲八等瑞宝章	土橋　治郎	〃13・12・4	満州国浜江省吟爾賓阿城椎名部隊	直照	父
〃	伍長	勲八等功七級	渡辺　勝造	〃13・10・12	張沿宅北方	婦美	妻
〃	上等兵		伊藤　貞雄	〃14・8・24	江西省南昌県剣霞盧東北端	彦七	父
〃	軍属		土橋　訓	〃15・12・12	満間島省延吉県延吉陸軍病院	弘俊	父
〃	一等兵	勲八等瑞宝章	渡辺　睦男	〃16・3・26	孫呉第一陸軍病院	昌儀	父
〃	兵長	勲八等	渡辺　義美	〃16・11・28	大阪日赤病院	義富	父
〃	准尉	勲七等功六級	伊藤　豊	〃19・3・30	南太平洋	久一	父
〃	伍長	勲八等	伊藤　一作	〃19・7・18	マリアナグアム島	みつよ	母
〃	上等兵	勲八等	伊藤　真	〃20・7・10	朝鮮済州島北東近海	まさじ	妻
〃	一等兵	勲八等	高杉　秋義	〃19・12・20	タラカン島	善七	父

古関	軍属	勲八等	渡辺　千哉	昭和19・4・25	海南島	高	尚兄
〃	伍長	勲八等	伊藤　俊雄	〃 19・9・13	広島陸軍病院	俊一	父
〃	兵長	勲八等功七級	若狭　軍勝	〃 19・7・6	湖南省長田市南側	いね	妻
〃	伍長	勲八等功七級	伊藤　賢友	〃 20・7・25	ウエワク	千代子	母
〃	兵長	勲八等	土橋　俊光	〃 21・3・31	湖南省雲渡第一八五兵病雲渡患者療養所	たけの	母
〃	伍長	勲八等	渡辺　恒重	〃 20・5・30	沖縄本島首里	英子	妻
〃	伍長	勲八等	伊藤　良男	〃 19・10・31	中部ニューギニア　ホーランジヤ	タモツ	妻
〃	軍属		赤池　文平	〃 17・10・9	ニューブリテン島	安川義治	主人
〃	一等兵曹	勲七等	伊藤　英雄	〃 19・10・25	比島レイテ島	照重	父
〃	兵曹長	勲七等	伊藤　和男	〃 18・6・18	南洋群島方面	辰正	父
〃	水兵長	勲八等	伊藤　武光	〃 20・5・2	比島バツラオ山	日野江	妻
〃	一等水兵	勲八等	伊藤　清美	〃 17・10・17	北太平洋	孝重	父
〃	二等機関兵曹	勲八等	渡辺　道雄	〃 19・5・4	ビスマルク諸島	治	父
〃	少尉	勲六等	渡辺　嘉重	〃 20・6・2	ルソン島クラーク西方山中	重代	妻
〃	二等兵		伊藤　金徳	〃 15・1・13	東二病院	友市	父
〃	一等兵		伊藤　金栄	〃 17・6・23	甲府陸軍病院	栄造	父
〃	軍属	勲七等	渡辺　友信	〃 20・6・15	東部ニューギニアウエワク地区セピック河畔	正子	妻
〃	上等水兵		前島　宗勝	〃 19・12・2	横浜市戸塚区原宿町戸塚海軍病院	良子	妻
釜額	伍長	勲八等	赤池　正富	〃 20・7・1	ルソン島カンキポット山	ふじの	母
〃	曹長	勲七等	赤池　克巳	〃 20・6・30	比島ルソン島マニラ東方二十粁	亀子	母
〃	准尉	勲六等	赤池　　勝	〃 16・7・27	習志野陸軍病院	てるよ	妻
〃	兵長	勲八等	赤池　忠夫	〃 20・7・10	朝鮮済州島北東近海	菊江	妻
〃	上等兵	勲八等	赤池　武男	〃 20・7・10	朝鮮済州島北東近海	久子	妻
〃	軍曹	勲七等	赤池　隆治	〃 17・4・30	比島ルソン島	重朗	父
〃	一等兵	勲八等瑞宝章	赤池　君夫	〃 17・11・6	東陸軍病院	重朗	父

釜額	兵長	勲八等功七級	赤池　春作	昭和19・8・10	西部ニューギニアワサリ	マツ子	妻
〃	伍長	勲八等	赤池　靖	〃19・12・10	比島セブ島リゴド	義直	父
〃	伍長	勲八等	沢田　条一	〃19・6・10	ニューギニアサルミ	孝義	兄
〃	上等機関兵曹	勲七等	赤池　一将	〃18・6・11	北太平洋	一策	父
中之倉	伍長	勲八等	赤池　忠	〃20・3・12	ルソン島ヌエバビスカヤアリタオ	貞義	父
〃	二等兵		赤池　貴	〃17・5・31	本籍	栄孝	父
〃	准尉	勲七等	赤池　彦喜	〃20・5・27	ビルマ国カマ村対岸カユチ	弘次	父
〃	伍長	勲八等功七級	渡辺　正治	〃19・4・12	ニューギニアポーランジャ	貞一	兄
〃	上等兵	勲八等功七級	内藤　孝繁	〃19・9・2	ニューギニアワナム	茂子	妻
〃	一等兵曹	勲七等	赤池　増雄	〃18・11・22	外南洋	祭直	父
〃	上等兵曹	勲七等	赤池　久幸	〃19・6・29	モルッカ諸島	祭直	父
〃	一等兵曹	勲七等功七級	渡辺　栄雄	〃12・8・16	上海四線路	重次郎	父
〃	伍長	勲八等	赤池　久三	〃19・10・17	中華民国河北省	まさよ	母
〃	上等兵	勲八等功七級	内藤　栄一	明治38・3・10	清国盛京省田義屯	藤兵衛	父
〃	輜重輸卒	勲八等	赤池　宗吉	〃38・5・19	大石橋兵站病院	嘉右衛門	父
瀬戸	伍長	勲八等	渡辺　清正	昭和20・4・25	ルソン島テボ	政勝	祖父
〃	伍長	勲八等	渡辺　義和	〃20・3・11	ニューギニアアマヌ川上流	たか	妻
〃	上等兵	勲八等功七級	赤池　由直	〃14・8・8	山東省冠県七里韓村	たね	母
〃	上等兵	勲八等	赤池　政輝	〃20・4・1	ルソン島マウンテン州イリサン	清子	妻
〃	上等兵	勲八等	土橋　豊	〃19・6・10	河北省石門陸軍病院	さだゑ	姉
〃	伍長	勲七等	渡辺　栄	〃20・7・2	比島ルソン島マウンテン州フウドアン	好友	父
〃	雇員	勲八等	赤池　善一	〃27・11・30	中華民国安東省安東	孝俊	父
〃	上等兵	勲八等	渡辺　正	〃20・7・10	朝鮮済州島北東近海	もと子	妻
〃	伍長二等整備兵曹	勲八等	赤池　藤雄	〃19・10・23	ビルマ方面	義延	父
〃		勲八等	渡辺　武雄	〃19・8・2	テニアン	やす	母

瀬戸	兵曹長	勲七等	渡辺　保吉	昭和20・3・28	ミンダナオザンボアンガ	妻	ふみ代
〃	二等兵曹	勲八等	渡辺　善春	〃20・2・8	南洋群島	父	善高
〃	上等水兵	勲八等	渡辺　宗勝	〃19・12・15	マニラ	父	粂太郎
大磯小	伍長	勲八等	伊藤　公康	〃20・8・21	満州虎林県虎頭西猛虎山陣地	妻	あさ子
〃	一等兵		伊藤　富夫	〃21・11・11	本籍	父	秋俊
〃	上等兵	勲八等	伊藤　静雄	〃20・8・14	満州愛河陣地	父	正雄
〃	兵長	勲八等	伊藤　健智	〃19・9・10	西部ニューギニアヤカチ	父	智水
〃	兵長	勲八等功七級	樋川　朝光	〃19・8・10	西部ニューギニアワサリ	妻	モモヨ
〃	伍長	勲七等	赤池　清松	〃19・9・22	浙江省楽清県	父	定吉
〃	軍曹	勲七等	赤池　基次	〃19・8・29	ビルマ国ラングーン南方	妻	百々代
〃	傭人	勲八等瑞宝章	土橋　豊	〃19・8・5	南方第一陸軍病院	妻	兼子
〃	一等兵	勲八等	伊藤　勇	〃19・7・17	東経一一九度四三分北緯一八度五〇分	父	福太郎
〃	軍曹	勲七等功六級	伊藤　潔	〃19・7・18	マリアナ島	父	役栄
〃	上等兵	勲八等	赤池　忠臣	〃20・3・23	ボルネオ島ビブン	父	逸捷
〃	伍長	勲七等	伊藤　仙吉	〃19・6・7	ビルマ国モーライ県タウンダツー	父	源七
〃	兵長	勲八等	田中　吉宗	〃19・12・17	湖南省長沙	父	位一
〃	上等兵	勲八等	田中　源正	〃21・1・7	湖北省黄岡県李家汲	父	晴一
〃	伍長	勲八等	赤池　義貞	〃20・7・25	ビルマペゲー県アンレビン南地方	妻	むらの
〃	兵長	勲八等	伊藤　重男	〃19・10・5	ビルマ第一〇五兵站病院	父	休寧
〃	兵長	勲八等	田中　好一	〃19・2・15	ミンダナオ島	母	タネ
〃	軍属		伊藤　孚	〃20・10・3	トラック島	姉	みやじ
〃	上等水兵	勲八等	伊藤　忠男	〃19・10・27	比島方面	父	秋俊
〃	兵曹長	勲七等	伊藤　博光	〃20・6・21	ソロモン群島	母	たかよ
〃	二等兵曹	勲八等	伊藤　正一	〃19・7・8	中部太平洋	父	実
〃	工作兵曹	勲八等	田中　幸光	〃20・3・17	硫黄島	父	位一

大磯小磯	整備兵長	勲八等瑞宝章	伊藤　文治	昭和20・8・10	大阪海軍病院	弘	
〃	二等兵曹	勲七等	赤池　有一	大正7・7・12	山口県徳山湾	すみ子	父
〃	伍長	勲八等	伊藤　京一	昭和20・7・26	満州第一五五二〇部隊	省質（長女）	父
〃	三等主厨	勲八等	赤池　幸重	明治37・9・18	鳩湾	友吉	兄
〃	一等兵		伊藤　大重	昭和25・7・25	長野日赤病院	ふさの	母
〃	歩兵	勲八等	伊藤　高義	明治38・3・3	奉天府	吉右衛門	父
〃	兵長	勲八等	赤池　悟	昭和20・7・1	ルソン島カンキポット山	重造	父
根子	軍曹	勲七等	小林　兵政	〃20・3・17	比島ルソン島タルラック州クラーク	政高	父
〃	兵長	勲八等	河野　林	〃19・8・18	バシー海峡	ひさ江	妻
〃	上等兵	勲八等	小林　繁	〃20・8・12	中華民国牡丹江省稜綾県穆陣地	重一	父
〃	曹長	勲七等	赤池　照夫	〃20・7・1	比島レイテ島カンキポット山	敬治	父
〃	上等兵	勲八等	小林　武造	〃19・4・23	西貢南方第二陸軍病院	玉恵	妻
〃	伍長	勲八等	赤池　忠孝	〃19・7・18	マリアナ島	正治	父
〃	伍長	勲八等	赤池　正雄	〃19・11・27	レイテ島リモン	きみ子	妻
〃	上等兵	勲八等	赤池　位向	〃20・11・25	湖北省黄岡県黄岡	モト子	妻
〃	伍長	勲八等功七級	赤池　美信	〃20・5・2	北部ルソンイサベ州バランバン	テル	母
〃	上等兵	勲八等功七級	赤池　清重	〃12・3・27	満州国竜江省竜鎮県	清三久	父
〃	上等水兵	勲八等	赤池　功	〃20・3・17	硫黄島	小町	妻
折門	伍長	勲八等	小林　吉永	〃20・7・1	比島レイテ島カンキポット山	金吉	父
〃	上等兵	勲八等功七級	小林　忠雄	〃14・9・30	河南省北陽県捍掌付近	嘉八	兄
〃	兵長	勲八等	内藤　薫	〃19・10・6	中国河北省北戴河陸軍病院	虎吉	父
〃	上等兵	勲八等	小林　関治	〃19・2・29	比島ルソン島マニラ南方	かつじ	妻
〃	軍属		小林　勉	〃19・8・10	大宮島	辰一	養父
〃	一等飛行兵曹	勲八等	小林　正幸	〃18・6・16	ソロモン諸島	潤之助	父
〃	職手	勲七等	小林　義直	〃19・6・15	南洋群島	嘉久	兄

折門	伍長	勲八等	小林直則	昭和19・8・15	ニューギニア	母 やすの
〃	兵長	勲八等	赤池光義	〃 20・1・29	満州国方面	妻 山子
〃	軍曹	勲七等	赤池幸栄	〃 20・6・28	中華民国広西省柳江県百明郷布村	父 栄
〃	一等兵	勲八等	小林幸三郎	明治37・10・13	清国高力勾北方高地	父 幸右衛門
八坂	一等兵	勲八等	今福晴雄	昭和22・7・8	満州松江省鶴岡市中共陸軍病院	父 元二良
〃	兵長	勲八等	今福行雄	〃 20・6・20	スマトラバレンパン南方	妻 久重
〃	上等兵	勲八等	今福満寿雄	〃 20・7・29	満州衡山県茶思寺方面	父 元二良

八　下部町福祉のまちづくり推進事業

県は、福祉のまちづくり推進事業要綱を定め、昭和五十四年七月三十日から施行した。

福祉のまちづくり推進事業は複雑、多様化する福祉需要に対応するため、地域住民の積極的な参加のもとに、地域に即したきめ細かな福祉施策を総合的かつ体系的に実施することにより、地域ぐるみの福祉の推進を図ることを目的に、市町村の区域を単位として、都市型地域・農山村型地域・中間型地域の三区分とし、昭和五十四年度を初年度として、七か市町がモデル地区に指定され、五十五年度以後は早い時期に県下全市町村が、推進事業を実施するよう努めている。

昭和五十五年度には本町をはじめ、三二市町村が推進事業実施地区の指定を受けた。

指定された市町村が実施する事業について、事業が一応定着するまで、経費の実支出の二分の一以内が補助される。

福祉のまちづくり事業の主なものは

1　福祉のまちづくり推進体制整備事業

(1)　福祉のまちづくり推進のための協議会等の設置運営事業

(2)　普及、啓発事業

(3)　調査、研究事業

(4)　事業運営費

2　老人のしあわせの里づくり推進事業

生きがい対策

(1)　老人の能力活用に関する事業

(2)　知識技能の修得に関する事業

(3)　老人スポーツ、レクリエーションなど健康の推進に関する事業

(4)　各種相談に関する事業

(5)　奉仕活動、社会参加活動に関する事業

援護老人対策

(1)　食事サービス事業

(2)　リハビリテーション教室

(3)　一人ぐらし老人家庭等への奉仕活動

(4)　ねたきり老人訪問理髪事業

(5)　その他必要と認める事業

3　障害者のすみよいまちづくり推進事業

(1)　障害者の社会参加事業

(2)　障害者の就労促進事業

(3)　早期療育の推進対策

(4)　在宅要援護障害者対策

(5)　生活環境改善事業



福祉の町づくり老人農園

(6) 奉仕活動研修会
(7) その他必要と認める事業

4 明るい母子家庭づくり推進事業
(1) 母子家庭等自立促進事業
(2) 一日父親・母親事業
(3) 母子・父子家庭レクリエーション事業
(4) 社会見学バス事業
(5) 母子家庭グループ活動事業
(6) 父子家庭食事サービス事業
(7) その他必要と認める事業

と、県で定める三七種目のメニュー事業の中から必施事業を含め一三種目以上を選択して実施するものとし、メニュー以外の事業でも特認事業として実施できるなど、地域の実状に即した福祉事業を実施することになっている。

本町においても、福祉のまちづくり推進事業を実施するため「下部町福祉のまちづくり推進協議会設置要綱（昭和五十五年三月一日告示第五号）を定め、関係機関、団体、住民の代表で構成する福祉のまちづくり推進協議会が同月二十七日発足した。

ここに福祉のまちづくり推進協議会設置要綱を記すれば

（設置）

第一条　町民福祉の増進を図るべく福祉のまちづくりを推進するため、下部町福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（事業）

第二条　推進協議会は、町民の積極的な参加と協力のもとに地域ぐるみの福祉のまちづくり推進を図るため、次の事業を行なう。

一、山梨県福祉のまちづくり推進事業実施要綱に規定する事業（以下「推進事業」という。）実施のための企画、立案、連絡調整

二、推進事業の実施に必要な調査、研究及び推進事業の普及、啓発等

三、その他福祉のまちづくりに必要な事業

（組織）

第三条　推進協議会は、町長及び委員三十名以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる団体等の役職者等のうちから町長が委嘱する。

一、町議会
二、町社会福祉協議会
三、町民生委員協議会
四、町老人クラブ連合会
五、町身体障害者福祉会
六、町母子福祉会
七、前各号に定めるもののほか、福祉のまちづくりのために参加と協力が必要と認められる団体及び個人

3　必要に応じ推進協議会に部会を設けることができる。

（任期）

第四条　委員の任期は三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第五条　推進協議会に会長及び副会長二名を置く。

2　会長は町長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

3　会長は推進協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第六条　推進協議会は会長が招集し、議長となる。

（謝金）

第七条　委員が推進協議会に出席又は町外出張の場合は、謝金を支給することができる。

（庶務）

第八条　推進協議会の庶務は、民生課において処理する

（委任）

第九条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長の定めるところによる



福祉の町づくり親子のつどい

この要綱に基づき、専門部会として総合部会、老人部会、障害部会、母子部会を設け、部会別担当事業の具体的な実施方法などについて協議し、その推進を図ることにした。

事業実施について支出予定額は、推進体制事業八五万円、老人対策事業一六四万円、障害者関係事業一一八万五千円、母子関係事業二九万五千円となっている。

下部町福祉のまちづくり推進委員（昭五五・三・二七委嘱）

氏名	所属役職等
土橋　精一	町議会議長
日向　謙	町議会民生観光常任委員長
石部　薫	町社会福祉協議会長
伊藤　要	町社会福祉協議会副会長
佐野　常義	町民生委員協議会総務
赤池　武正	町民生委員協議会副総務
小林　久	町民生委員協議会委員
望月　吉弘	町老人クラブ連合会長
深沢　正夫	町老人クラブ連合会副会長
赤池　久男	町老人クラブ連合会副会長
鮎川　正男	町身体障害者福祉会長
二宮　豊	町身体障害者福祉会副会長
土橋　重夫	町身体障害者福祉会副会長
芦沢さかゑ	町母子福祉会下部地区会長
伊藤　清子	町母子福祉会久那土地区会長
赤池百合子	町母子福祉会古関地区会長
小林　真	町肢体不自由児父母の会長
石部　栄	町中央公民館長
石部　寛仁	町教育委員会委員長
赤池　謙次	町教育委員会教育長
渡辺　清	町社会教育委員会委員長
小林はな子	下部地区婦人会長
赤池さか江	古関地区婦人会長
土橋三千江	久那土地区代表
二宮　千章	町青年団長
上田　喜彦	町体育協会副会長
磯野登み子	町母子相談員代表
松井　美次	学識経験者
二宮　貞憲	学識経験者
赤池　良寿	学識経験者

九　心配ごと相談所

相談活動は、民生（児童）委員の自主的活動分野の一つであり、方面委員当時から任務としてあげられて来た。

戦後の社会制度の変革や、著しい経済成長にともなって、複雑多岐にわたっている。

心配ごと相談所は、広く日常生活のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行ないその福祉をはかることを目的に民生（児童）委員を中心とし、主として低所得世帯の心配ごと相談にあたっている。

利用者の利便、地域の実情を考慮して定例相談日を設け、また巡回相談を行うなど無料で相談に応じている。

本町の心配ごと相談所の相談内容及び開催日数は次のとおりである。

相談内容＼年度	45	50	51	52	53	54
生計問題	8	7	8	8	5	6

家族関係	職業・生業問題	健康・医療問題	結婚相談	離婚相談	住宅問題	財産関係	精神衛生	心身障害者（児）福祉	児童福祉・母子保健	教育青少年問題	母子福祉	老人福祉	人権相談	事故関係	苦情相談	出稼相談	法律相談	その他	計	処理状況 相談所内で解決したもの	相談所で継続指導中のもの	他の機関に紹介したもの
0	8	20	0	0	6	0	5	7	0	2	0	5	0	0	0	1	0	0	62	31	5	26
1	5	2	2	1	3	2	2	4	0	0	6	4	0	2	0	0	0	0	41			
1	5	3	2	1	2	1	4	1	2	1	6	3	0	5	0	2	0	0	47			
1	3	3	0	0	2	3	0	4	2	4	3	5	0	5	3	0	0	0	46			
3	2	2	0	1	2	3	1	2	1	1	3	3	0	4	2	0	0	1	36			
2	2	2	1	1	3	2	0	2	1	1	2	2	0	4	4	0	0	2	37	30	4	3

心配ごと相談所開催日数

年度	開催延日数	週平均	出席相談員 民生委員	出席相談員 民生委員以外
45	36	0.7	108	12
50				
51				
52				
53				
54	36	0.7	72	36

十　共同募金

共同募金運動の起源についてその伝説によれば、宗教的慈悲心に根ざす隣人助け合い運動として実現したものといわれている。

昔、スイスのある山村にいた一人の牧師が、仕事がなくて生活に困っている人や、病気になっても薬も買えない哀れな人をみて、人々は神の前にみな兄弟同胞である。それなのに、ただ家族や血縁関係者だけの助け合いであってよいものであろうか、なぜ富裕な人々は、貧しい人々を助けようとはしないのだろうか。人々が神の前に平等であるならば、持てる人は持たない人に分かち与えるべきであると考え、牧師は教会の前の立木に大きなひつ（櫃）を掲げその正面に「与えよ、受けよ」と大書した。

不思議に思って集まった村人を前に、牧師は助け合うことが神の御心にかなった尊い行為であることを説教した。これに感激した村人達は、毎年秋の取入れののち、それぞれの分に応じた金をこのひつに入れ、不幸の人々のため翌年秋までの一年間、この金が使われたといわれている。

我が国の共同募金運動の発足は昭和二十二年十一月で、第二次世界大戦は無条件降伏という最悪な事態で終結した。国土は荒廃し、産業は壊滅の状態となり、食糧の遅配や欠配が続き、都市においてはほとんどの住居が失われた。街頭には浮浪者がはん濫するなど、生活の援護を要する者はお

びただしい数に達した。

戦前全国に六千七百余もあった私設社会事業施設は、戦後二千五百に減じ、その大半が戦災により致命的打撃を受け、また被保護者も極度の貧困とインフレによる物価の騰貴、物資の入手難などにより、深刻な経営難に陥った。

民間社会福祉事業の財源は主として篤志家の支援によるもののほか、御下賜金、国庫からの助成金、あるいは有力な助成団体の交付金によって維持され発展してきたが、昭和二十一年二月連合軍最高司令部の「私設社会事業団に対する政府の財政的援助に関する覚書」により、国または公共団体は、私設社会事業に対して、原則的に財政援助をしてはならないことになり、特定の場合を除くほか、国または公共団体から交付されていた補助金、奨励金は廃止された。

昭和二十二年五月、厚生省の提唱する、国民たすけあい運動の展開により、共同募金運動実施に関する要綱案を作成、種々協議検討の結果、同年十一月二十五日より一か月間、全国各都道府県ごとに共同募金運動を行うことが決定された。



共同募金

本県での共同募金は、中央の方針に基づき昭和二十二年十一月、各界団体代表者、学識経験者を委員として発足した。その後昭和二十三、四年度の二か年は、日本赤十字社山梨県支部と合同して募金を実施、同二十四年度からは、郵政省の「御年玉つき年賀はがき発売に関する法律」が制定され、この付加金が社会事業に交付されることになり、募金の成果が多くの人々に認識されるようになった。

昭和二十六年度からは日本放送協会の援助により、ＮＨＫ歳末および災害の場合のたすけあい運動が全国的に展開され、国民の理解と協力により共同募金運動は生活の中に定着してきた。

昭和二十七年社会福祉事業法の制定により、厚生大臣の認可を受け、社会福祉法人山梨県共同募金会として、共同募金事業を行っている。

募金の増強運動実施に伴い、昭和三十三年度より配分方法も(1)県全体を単位とする福祉団体施設、(2)市町村地域を単位とする福祉計画に基づくもの、(3)ボーダライン層等の個人に対して歳末たすけあい募金と、一般よりきょ出される物品等は右のよう三区分して配分されている。

昭和五十四年度の共同募金は、次の事業を行うため配分されている。

生活（老人）保護事業、児童福祉事業、更生保護事業、医療保護事業、地域社会福祉事業、各種事業推進、災害緊急見舞、特別重点配分、子どものあそび場設置、在宅緊急一時保護事業、在宅老人など給食サービス、あそび場、遊園地、フェンスの設置、地域事業、歳末たすけあいなど幅広く社会福祉のために役立っている。

近年、本町に配分された共同募金を挙げれば

昭和五十三年度分

児童厚生施設本栖キャンプ場の整備費等	三〇万円
地域募金配分金	一五万円
ボランティア活動費	五万円
歳末たすけあい配分金	五万円
計	五五万円

昭和五十四年度分

児童厚生施設本栖キャンプ場の維持管理費等	三〇万円
町社会福祉協議会活動費	二〇万円
ボランティア活動費	五万円
歳末たすけあい配分金	一〇万円

計　六五万円

となっている。

共同募金会西八代支会下部分会（下部町）の最近における募金状況は次の表のとおりである。

十一　更生保護制度と保護司

(一)　更生保護制度の沿革

地域的な隣組の連帯責任と相互扶助の精神によって、犯罪の予防と鎮圧を目的とする五人組制度が、すでに徳川時代において完備され、さらに寛政二（一七九〇）年、江戸幕府の大目付盗賊改の役から差し出された上申書により、江戸に集まった浮浪無宿者のために石川島に、いわゆる佃島人足寄場を設けて更生のための生業を与える施策をとった。

明治五年、監獄則を定めて近代的行刑の確立と刑余者更生保護制度の実現をはかり、懲治監という特別監によって、国費で刑余者の保護をして、その更生をはかるもので、非行少年の保護矯正の処遇もこの構想のうちにあった。明治十五年監獄則は改正され、懲治監は懲治場となり、放逸不良の少年に対しても矯正帰善をはかった。また「刑期満限ののちよるべき所なき者は、その性状により監獄の別房に留め生業を営ましむることを得」として別房留置による更生保護の制度が設けられた。しかし留置人の数が

共同募金状況

（単位円、下部町分会共同募金実績報告書による）

区分＼年度	昭和52年度			昭和53年度			昭和54年度		
	目標	実績	%	目標	実績	%	目標	実績	%
	円	円		円	円		円	円	
戸別募金	164,000	279,300	170.3	171,000	304,190	178	177,000	304,055	172
街頭募金	3,000	43,447	1,448.2	5,000	37,569	751	4,900	29,048	591
大口募金	79,000	0		10,000	0		106,000	0	
バッチ募金	32,000	32,000	100	32,000	32,000	100	32,000	32,000	100
特種募金	0	29,838		0	43,574		0	27,855	
地域募金	200,000	200,000	100	200,000	200,000	100	250,000	250,000	100
歳末たすけあい	50,000	50,000	100	50,000	50,000	100	100,000	100,000	100
合計	528,000	634,585	120.2	558,000	667,333	120	669,900	742,958	111
共同募金会西八代支会	2,309,000	2,815,533	121.9	2,681,000	3,121,958	116	2,823,000	3,075,419	109
山梨県共同募金会	80,000,000	106,518,043	113.1	90,000,000	114,995,429	128	100,000,000	129,637,159	129.6

次第に増加し財政的負担が増大したため、明治二十二年七月勅令第三九号をもってこの制度は廃止された。別房留置制度廃止によって、この事業は民間に頼るほかなく、時の主務大臣は府県知事に対し、民間有志の慈善行為に期待してこれを奨励する保護措置督励の訓令を発した。

本県においては、県下各宗派教導取締並びに甲府監獄吏員有志の発起により、県下篤志家の賛同を得て「山梨慈善保護会」を設立し、もっぱら釈放者の保護にあたった。

保護会は以来各地にその設立をみるに至り、明治三十三年感化法が制定され、感化院も各地に設置された。明治四十年これらの事業の推進により受刑者の再犯防止の必要性が認められ、国の奨励金交付の対象となった。

明治四十五年から大正四年にかけて大赦令が公布され、多数の恩赦釈放者がでるにおよんで、司法省はこれらの人々の保護について、各方面に呼びかけ、特に仏教各宗本山に対して各寺院の協力を求めた。この結果保護事業の関心が高まり、多数の保護団体が設立された。

大正六年八月、国立感化院令が公布され、また同七年十二月感化院規定が定められ、同十一年四月少年法が矯正院法とともに公布され、東京・大阪に少年審判所を設置した。専任少年保護司を置き少年保護司の観察が行われることになったのであるが、現在の制度でいう保護観察であり、少年の保護観察制度はここに確立された。

昭和八年少年教護法が施行されて感化院は教護院と改まり、戦後児童福祉法に吸収されることになった。また、同二十四年に現行少年法が施行され、少年の年齢は一八歳から二〇歳にひき上げられ、これに伴って矯正院法に代わり少年院法が施行された。

昭和十四年九月司法保護事業法が施行されて、保護の対象者を一定することとなり司法保護委員制度が実施されるようになった。

昭和二十五年五月、保護司法と更正緊急保護法が公布同日施行され、これにより司法保護事業法が廃止、この廃止に伴い同法に規定する司法保護委員にかえて、新たに保護司をおくと規定し、併せて保護司の選考に関する規定が施行され保護司制度の確立をみた。

(二)　保護司制度とその任務

保護司制度は隣保協助の精神にのっとり、民間の有志篤志家の善意と情熱により盛り上がったものである。

昭和十三年全国から選ばれた一万四千人の民間篤志家に司法保護委員を委嘱した。この委員の強力な活動の成果に鑑み、同十四年司法保護事業法を制定し、国の保護制度として採り入れた。

これよりさき、大正十二年少年法の施行により、少年審判所に専門の官吏である少年保護司がおかれ、民間の学識経験者に少年保護司の事務を嘱託することができるようになり、その後嘱託保護司は少年調査員と改められた。昭和二十四年一月少年法の施行に伴い少年審判所の性格が変わり、同年八月二十九日から司法保護委員会に基づき司法保護委員として少年の保護観察を実施してきた。

昭和二十五年五月二十五日保護司法の制定により保護司と名称が変わり、同二十七年従来の少年保護観察と成人保護観察とが統合され現在に至っている。

保護司は社会奉仕の精神を基調として、地域社会の浄化のため犯罪者予防更生法と定められた。職務として罪を犯した者の善導更生を助長し、また犯罪予防活動を行うことを任務としている。

保護司はその適格条件として保護司法第三条に　(1)人格行動について、社会的信望を有すること　(2)職務の遂行に必要な熱意と時間的余裕を有すること　(3)生活が安定していること　(4)健康で活動力を有することなど規定されており、その任命は保護司法により、地域の代表として選ばれた候補者を保護観察所が推せんし、法務大臣の諮問機関である保護司選考会において適否を選考し、適格者は法務大臣の委嘱を受け、非常勤ではあるが国家公務員の身分が与えられている。

昭和四十三年四月一日本省の方針に基づき、西八代保護区と南部保護区

が合併して峡南保護区となった。保護司の定数は四四名（昭和五十五年現在）である。

昭和三十年以後の本町（含旧村）関係の保護司は次のとおりである。

昭和三十年	玉島　鶴禅（三沢）	佐野　弘（一色）	望月　栄一（久保）	日向きくの（車田）	内蔵　延雄（古関）	小林　元政（根子）			
	赤池　久経（折門）	石部　たか（下部）	渡辺　健一（大炊平）	村松　武司（下部）	馬場　慶憲（常葉）				
昭和三十二年	玉島　鶴禅（三沢）	佐野　弘（一色）	望月　栄一（久保）	日向きくの（車田）	内藤　延雄（古関）	小林　元政（根子）			
	赤池　久経（折門）	渡辺　健一（大炊平）	村松　武司（下部）						
昭和三十四年	赤池　忠則（常葉）	小林　歳雄（常葉）	渡辺　健一（大炊平）	村松満さ子（下部）	玉島　鶴禅（三沢）	望月　栄一（久保）			
	内藤　延雄（古関）	小林　元政（根子）	佐野　弘（一色）						
昭和三十七年	渡辺　健一（大炊平）	山田　花代（道）	今福　胤幸（八坂）	小林　歳雄（常葉）	村松満さ子（下部）	玉島　鶴禅（三沢）			
	佐野　弘（一色）								
昭和三十九年	渡辺　健一（大炊平）	山田　花代（道）	小林　歳雄（常葉）	玉島　鶴禅（三沢）	望月　栄一（久保）	佐野　弘（一色）			
	渡辺　勝（古関）	赤池　根正（釜額）	遠藤　よし（下部）						
昭和四十一年	渡辺　健一（大炊平）	佐野　弘（一色）	玉島　鶴禅（三沢）	渡辺　勝（古関）	遠藤　よし（下部）	遠藤　好男（波高島）			
	青柳　嶺正（車田）	松井まつ江（常葉）							
昭和四十三年	渡辺　健一（大炊平）	佐野　弘（一色）	玉島　鶴禅（三沢）	渡辺　勝（古関）	青柳　顕正（車田）	松井まつ江（常葉）			
	遠藤　好男（波高島）								
昭和四十六年	渡辺　健一（大炊平）	佐野　弘（一色）	玉島　鶴禅（三沢）	渡辺　勝（古関）	青柳　顕正（車田）	松井まつ江（常葉）			
	遠藤　好男（波高島）								
昭和四十八年	渡辺　健一（大炊平）	佐野　弘（一色）	玉島　鶴禅（三沢）	渡辺　勝（古関）	青柳　顕正（車田）	松井まつ江（常葉）			
	遠藤　好男（波高島）	伊藤まさ子（熊沢）							

昭和五十年	渡辺　健一（大炊平）	渡辺　勝（古関）	青柳　顕正（車田）	松井まつ江（常葉）	遠藤　好男（波高島）	伊藤まさ子（熊沢）	上田　将男（三沢）	
昭和五十二年	渡辺　健一（大炊平）	渡辺　勝（古関）	松井まつ江（常葉）	遠藤　好男（波高島）	伊藤まさ子（熊沢）	上田　将男（三沢）		
昭和五十四年	渡辺　勝（古関）	松井まつ江（常葉）	遠藤　好男（波高島）	伊藤まさ子（熊沢）	赤池　光夫（三沢）			

第四節　福祉事業の施設

町営住宅

昭和四十年施行の国勢調査では、町内に借家住まいの世帯が二四五世帯、間借り住まいの世帯が二五世帯となっていて、町営住宅建設に対する住民の声が次第に高まった。町としても過疎対策の一環として、その必要性を感じていたので、昭和四十五年から宅地取得に取り組んで来たが地価の値上がりが甚だしいにもかかわらず適正価格で購入し、これら町民の要望に答えることとなった。

建設について初めの計画は一、四〇〇万円でうち国庫支出金五五〇万円、地方債七二〇万円、一般財源一三〇万円をもって三LDK、つまり寝る部屋が三つで、それにL（リビング）D（ダイニング）K（キッチン）が付いての標準家族（四人）で最も適当といわれるタイプ、延面積四八平方メートル十戸建の予定であったが、結局昭和四十六年度事業として、三沢柿島地内二、七一三番地ノ一に公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）に基づく町営住宅及び共同施設として、総工費一、三一〇万円をもって昭和四十七年二月二十日一種、二種各一棟竣工し四月一日入居開始をする運びとなった。翌年二月さらに同一型式の住宅一種、二種各一棟が完成して合計二十世帯分が出来た。

第一種は一世帯七部屋合わせて三七・八七平方メートル六世帯分。第二種は一世帯六部屋合わせて三四・六〇平方メートル四世帯分。

入居資格は第一種、町内居住者または町内に勤務場所を有する者で同居親族があり現在住宅に困窮している者。月収が標準世帯（四人世帯で扶養親族三人）八七、一六六円以下の者。第二種は同一条件で月収標準世帯で六三、四九九円以下の者。家賃は第一種で月額六、五〇〇円、第二種で月額五、三〇〇円となっている。但しこれらの金額は時に変動もある。敷金はいずれも家賃の三倍の額を徴収することになっている。

住宅の修繕に要する費用は畳の表替え、ふすまの貼替え、破損ガラスの取替えなど軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担で、他は町の負担となっている。なおこのほか電気、ガス、水道及び下水道の使用料、汚物及び塵芥の処理に要する費用、共同施設（管理事務所を除く）に要する費用も入居者の負担である。

また町営ではないが昭和五十五年四月十日入居を開始した常葉地内境畑に完成した県営住宅は簡易耐火造り二階建三DK、即ち三つの部屋（六畳二間四畳半一間）とダイニングキッチン（食堂兼台所）つき約六五平方メートル二十戸で三棟になっている。

第五節　国民年金事業

国民年金制度は、昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号をもって公

布された。

わが国には従来から多種多様な公的年金制度があるが、これらはいずれも会社や事業所、官公署などで働いている者、いわゆるサラリーマンを対象としたものであって、農漁民、自営業者、さらに零細な企業で働く者などに対しては、今まで公的年金制度はなかった。

国民年金制度の発足によって、すべての国民にもれなく公的年金が適用されることになった。

国民年金の給付は国民の老齢、廃疾、死亡といった事故に際して、被保険者の所得を保障するために必要な年金を支給することを主としているが、保険料の拠出を前提とする拠出制年金を基幹とし経過的、補完的、無拠出制の福祉年金を併用している。

拠出制年金は次の四つのグループから成っている。

一、老齢年金及び通算老齢年金。

二、障害年金。

三、母子年金。準母子年金。遺児年金及び寡婦年金。

四、死亡一時金。

無拠出制の福祉年金には、老齢、障害、母子及び準母子の四つの年金がある。

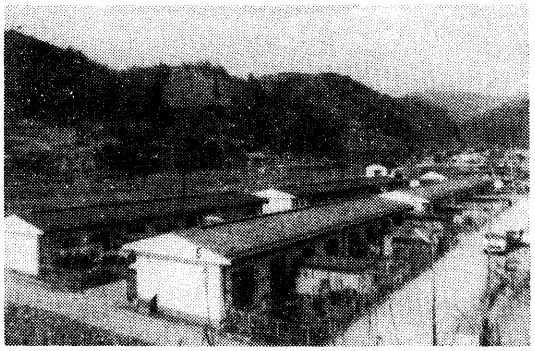

町営住宅（柿島）

○保険者

国民年金は政府が管掌することになっている。管掌者たる政府は拠出制年金はもちろん福祉年金、福祉施設、積立金の運用など国民年金事業の運営一切について責任を有し、この事業の改善向上と円滑な実施に努める責務がある。但し国民年金の被保険者及び受給権者は多岐にわたっているので被保険者の適用関係及び保険料関係については、その多くが町の仕事として国民生活に密着した行政を期待している。

○年金額及び保険料額の調整

国民年金は老齢、廃疾、死亡に関し金銭的に生活保障を行うことを目的としているが、国民の生活水準などに著しい変動が生ずる場合には、速やかに年金額の改定を行うこととしており、また保険料の額についても財政の均衡が将来にわたって保たれるよう、少なくとも五年ごとに見直しをすることが義務づけられている。

○年金額の自動的改定

前記の改定措置のほかに年金額（福祉年金を除く）は、総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数が一年度または継続する二年度以上の期間に五％をこえて変動した場合には、その実質的な価値を保つため、その変更した率を基準として政令で定めるところにより翌年度の一月から改定されることとなる。但し昭和四十九年度及び昭和五十年度においては特例として四か月繰り上げて実施することとされ、昭和四十九年度は一六・一％、昭和五十年度は二一・八％の率で九月分から増額改定されたが昭和五十一年度については、九月から政策改定による年金額の引上げを行ったので物価のスライドによる年金額の改定は行われなかった。昭和五十二年度については、昭和五十一年度平均の全国消費者物価指数が前年度にくらべ九・四％上昇したので、特例として六か月繰り上げて年金額の改定を実施するとされ九・四％の率で七月分から増額改定され、昭和五十三年度についても六・七％の率で七月分から増額改定された。また、昭和五十四年度については、昭和五十三年度平均の全国消費者物価指数が前年度にくらべ五％を超えなかったが特例として三・四％の率で七月分から増額改定された。

○強制加入被保険者

日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民はすべて国民年金の被保険者となる。被用者年金制度においては被保険者となるべき期間を雇用という客観的事実によって明確に区分することができるが、国民年金は雇用関係の有無を前提としないから一般的に就労年齢とされる年齢により区分している。また、被保険者資格には年齢要件の他に国籍要件及び国内居住要件が定められているから外国人は被保険者となれないし、日本人であっても外国に住所を有する者は被保険者となれない。

○被保険者から除かれる者

前記の被保険者の資格に該当しても被保険者とならない者がある。

一、公的年金制度によって保障を受ける者。

国民年金制度はいずれの年金制度によっても保障されない国民について年金による保障を及ぼそうとするものである。この趣旨から次の者は国民年金の被保険者から除外される。

1、被用者年金各法の被保険者又は組合員。

2、普通地方公共団体又は特別区の議会の議員。

3、被用者年金各法に基づく老齢年金・退職年金又は障害年金の受給権者。

4、被用者年金各法に基づく老齢年金又は退職年金の受給資格期間を満たしている者。

5、被用者年金各法に基づく遺族年金の受給権者。

6、未帰還者留守家族手当の受給者。

7、1から4までの配偶者。

8、学生及び生徒（各種学校・定時制・夜間部・通信教育を受けている者を除く）

二、制度発足当時すでに五十歳を超えていた者。

老齢年金の受給資格期間である保険料拠出期間は、経過的な措置として最低十年まで短縮されている。然し昭和三十六年四月一日において既に五十歳を超えている者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者)については六十歳に達するまでにこの十年の要件をも満たせないので被保険者としない扱いとしている。

○任意加入被保険者

前記のように一部の者は強制適用から除外されるが、これらのうち次に掲げるものについては本人の希望によって国民年金に加入できる。

一、公的年金制度によって保障を受ける者の任意加入。

二、国民年金の被保険者から除外される者は知事に加入の申し出をすることによって被保険者となることができる。

○任意脱退

他の公的年金から国民年金へ移ってきた場合、外国人が帰化した場合、外国から国内に帰って住所を定めた場合などには、知事の承認を受けて被保険者の資格を喪失することができる。

これは六十歳までに老齢年金または通算老齢年金の受給資格期間を満たし得ないときがあるからである。

任意脱退をすることができるのは、被保険者でなかった者が被保険者となった場合に資格取得した日から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間が二十五年（経過的に本人の年齢に応じ十年から二十四年まで短縮されている）より短かいときであり、また、かつて他の被用者年金制度の被保険者であったことのある者が、国民年金の被保険者となった場合に、過去の他の被用者年金制度の被保険者期間を含めて通算した結果、前述の期間より短かいときである。

○資格の取得及び喪失

国民年金においては、法律で定める一定の事実が発生すると当然に被保険者の資格を取得し、または喪失する。但し任意加入被保険者については、その者の意志により資格を取得し、また希望によって資格を喪失することもできる。

一、資格取得

二十歳に達した場合はその日(誕生日の前日)外国に住所があった者については日本国内に住所を有するに至った日にそれぞれ資格を取得する。

二、資格喪失

死亡した時、日本国民でなくなった時、または日本国内に住所を有しなくなった時はその日の翌日に。六十歳に達した時は、その日に資格を喪失する。

○被保険者期間

被保険者期間は保険料の負担、受給資格要件など、被保険者の権利義務に重要な意味をもっている。

被保険期間は被保険者の資格を取得した日の属する月から、喪失した日の属する月の前月までの期間を月を単位として計算する。従って資格取得日が月の末日であってもその月は一か月として算入され、資格喪失の日が月の末日であってもその月は算入しないことになる。

なお、同月中に資格を取得し、かつ喪失した時はこれを一か月として計算するが、さらにその月に資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみをとって一か月として算入する。また、被保険者の資格を喪失した者が後になって再び被保険者となった時は、前後の被保険者期間は当然合算される。

○届出、年金手帳

国民年金制度は、長期にわたる被保険者期間に応じて保険給付がなされるものであるから、被保険者に関する記録は長期間正確に保管されなければならない。

このため被保険者は資格の取得及び喪失、氏名、住所の変更に関する事項を町村長に届出る義務があり、知事は被保険者の資格を取得した旨の報告を受けると年金手帳を作成交付する。また社会保険庁長官は、被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況などについて、国民年金原簿を備え、記録を行うこととしている。

○保険給付の要点

国民年金法による年金たる給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金の拠出制年金と、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金及び準母子福祉年金の無拠出制年金があり、いずれの給付にも共通する事項は次の通りである。また、一時金たる給付には死亡一時金がある。

○給付の請求と受給権の裁定

年金給付は、給付要件が満たされれば自動的に年金の支払いが受けられるのではなく、受給権者自身が裁定請求を提出し、権利の発生を確認して貰うことが必要である。この確認のことを「裁定」という。この裁定は老齢年金、通算老齢年金については社会保険庁長官が、その他の給付については県知事が行うこととされている。

○年金の支給期間及び支払期月

年金給付は年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月分から年金を受ける権利が消滅した日の属する月分まで支給される。また、年金支給の停止については、その事由が生じた日の属する月の翌月分から停止事由が消滅した日の属する月分までの年金を停止する。但し同一月内に停止事由と停止消滅事由がある場合は支給停止しない。なお、年金の支払いは原則として毎年三月・六月・九月及び十二月(老齢年金は十一月)の四回(通算老齢年金は毎年六月及び十二月の二回、福祉年金は毎年四月、八月及び十二月の三回)にそれぞれ前月までの三か月分(通算老齢年金は六か月分福祉年金は四か月分)をまとめて支払うことになっている。但し本来前の支払期に支払うべきであった年金、失権または支給停止となった場合におけるその期の年金は支払月まで待たずに支払われる。

○受給権の保護及び公課の禁止

保険給付を受ける権利は、譲渡したり差し押えたりすることはできない。また租税その他の公課は、保険給付として支給された金銭については課せられない。但し老齢年金(老齢福祉年金を除く)及び通算老齢年金は国税滞

納処分により差し押えることができ、また課税されることになっている。この場合老齢者年金特別控除が受けられる。

○老齢年金支給要件

老齢年金は保険料納付済期間、保険料免除期間、またはこれらを合算した期間が二十五年以上ある者に対し六十五歳になった時に支給される。この二十五年という資格期間は、昭和三十六年四月一日において三十一歳を超える者（昭和五年四月一日以前に生まれた者）については年齢に応じて二十四年から十年に短縮されている。

○通算老齢年金

わが国には八つの公的年金制度があり、それらがそれぞれの条件を設けて年金を支給しているが、いずれも加入期間が主たる条件となっているので、各制度を転々と移動する人はそれぞれの制度においては年金が受けられないことになる。そこで各制度間の加入期間を通算して一定の加入期間があれば、各制度からその制度に加入していた期間分の年金を支給するため通算老齢年金の制度が発足した。この通算方式は次に掲げる公的年金制度に加入していた期間をすべて合算する「じゅずつなぎ方式」になっている。

一、国民年金。
二、厚生年金保険。
三、船員保険。
四、国家公務員共済組合。
五、地方公務員共済組合。
六、私立学校教職員共済組合。
七、公共企業体職員等共済組合。
八、農林漁業団体職員共済組合。

○障害年金

障害年金は、被保険者が廃疾によって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられる場合に支給される。その廃疾の原因は原則として被保険者期間中に発したものに限られるが、すでに老齢年金の受給資格期間を満たしている者については、被保険者の資格を喪失した後でも六十五歳に達する以前に発したものであれば支給される。

○母子年金及び準母子年金

母子年金は、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、その妻と子の生活の安定を図るため、妻に対して支給される。また、準母子年金は一家の中心であった夫、男子たる子、父または祖父が死亡した場合に残された祖母、姉が孫または弟妹を抱え母子世帯と同様の状態にある場合にその祖母または姉に支給される。

○遺児年金

遺児年金は父または母と死別して孤児となった場合に、その孤児に年金を支給するものであって父または母が死亡した場合に、その父または母のいずれかが死亡日の前日において納付要件を満たしており、その父または母によって扶養されていた十八歳未満の子がある時に遺児年金が支給される。

なお、納付要件では年齢制限がないので遺児年金は老齢年金受給中の者の孤児にも支給される。

○寡婦年金

寡婦年金は、夫が受けるべきものであった年金（いわゆる十年々金）の支給が開始され、これに伴い寡婦年金の支給も発生することになった。老齢年金の支給要件を取得している夫が死亡した場合に、十年以上継続して婚姻関係があって、夫によって扶養されていた六十五歳未満の妻に支給される。但し、夫が障害年金または老齢年金を受けていた時は支給されない。

○死亡一時金

死亡一時金は、保険料を納付していた被保険者が全く年金給付を受けることなく死亡した場合に、保険料納付済期間の長短に応じて一時金を支給しようというものである。これは三年以上保険料を納付していた者が死亡

した時遺族に支給される。この場合「三年以上」は死亡年月の前月までの実績によることとなっており、死亡時点で被保険者でなくても差し支えない。

国民年金制度については、昭和三十二年四月厚生省によって社会保障基礎調査によって、老齢者の生活実態調査が行われて実態のは握がなされ、同年五月社会保障制度審議会によって国民年金特別委員会が設置され、国民年金制度に関する基本方策の具体的検討が行われ、翌三十三年六月社会保障制度審議会では国民年金制度の立て方、年金の種類、年金額、財源などが検討のうえ答申された。七月国民年金準備事務局設置、三十四年二月国会へ法案提出、四月国会通過、法律第一四一号として公布された。

国民年金保険料額の推移

期間	三十四歳までの者	三十五歳以上の者
昭和三六年四月分～昭和四一年一二月分	一〇〇円	一五〇円
〃　四二年一月分～〃　四三年一二月分	二〇〇円	二五〇円
〃　四四年一月分～〃　四五年　六　月分	二五〇円	三〇〇円
〃　四五年七月分～〃　四七年　六　月分	四五〇円	
〃　四七年七月分～〃　四八年一二月分	五五〇円	
〃　四九年一月分～〃　五一年　三　月分	一、一〇〇円	

この法律によって、全国の市町村では国民年金制度が発足したが、長期にわたって掛金をしなければならぬことが欠点となって、制度としては全員加入を建前としながら、認識不足のため事実は掛金を滞納する者が多かった。

次にこの制度創設以来昭和五十四年度まで、本町における年度別被保険者数並びに各種年金及び死亡一時金の支給状況を左表に列記する。

年度別被保険者数並各種年金等の支給

年度＼事項	被保険者数	老齢年金		障害年金		母子年金		遺児年金		寡婦年金		死亡一時金		老齢福祉年金		障害福祉年金		母子福祉年金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和36	3,256	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37	3,369	—	—	—	—	1	24,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	3,383	—	—	—	—	4	115,200	—	—	—	—	—	—	958	6,657,849	51	1,101,600	48	939,466
39	3,297	—	—	—	—	9	230,400	2	16,800	—	—	5	25,000	596	6,892,549	54	1,153,800	43	729,462
40	3,203	—	—	—	—	13	331,200	1	12,000	—	—	5	25,000	607	8,154,104	58	1,378,500	40	726,131
41	3,189	—	—	—	—	14	835,200	1	30,000	—	—	5	33,000	661	10,149,822	61	1,594,500	31	578,051
42	3,130	—	—	—	—	24	1,430,400	1	30,000	—	—	7	47,000	666	10,805,680	60	1,780,500	22	506,833
43	3,160	—	—	—	—	24	1,449,600	8	114,000	—	—	9	61,000	651	10,992,331	62	1,997,175	15	418,213
44	3,227	—	—	—	—	27	1,596,000	2	34,800	—	—	11	75,000	657	12,058,918	57	1,889,349	11	316,915
45	3,099	—	—	1	120,000	27	2,521,600	3	187,200	—	—	10	86,000	674	13,873,625	66	3,100,623	8	233,777
46	2,962	15	733,800	4	408,000	31	2,843,200	1	91,200	—	—	17	198,000	695	15,838,027	65	3,254,600	6	205,079
47	2,853	39	2,007,336	7	818,400	29	2,897,600	3	302,400	1	19,200	8	104,000	708	21,346,409	63	3,315,000	4	161,895
48	2,827	69	8,640,991	12	3,300,000	31	7,360,000	3	720,000	5	96,000	10	134,000	770	43,400,000	62	5,400,000	2	119,733
49	2,618	212	27,117,883	15	4,876,200	34	9,247,840	2	557,280	5	111,456	7	119,000	799	66,551,360	71	9,264,000	1	79,600
50	2,651	397	63,889,552	18	7,216,500	31	9,556,800	2	579,200	3	74,146	11	187,000	838	112,202,423	74	15,264,000	1	79,600
51	2,436	526	98,534,700	28	12,969,000	26	9,628,000	5	1,216,800	3	85,200	8	164,000	802	120,907,110	81	17,694,000	1	142,500
52	2,350	665	137,199,800	30	14,945,400	21	8,814,000	7	2,194,800	4	199,900	5	115,000	757	126,217,560	82	20,430,000	1	182,700
53	2,291	779	171,377,500	33	17,559,300	22	9,334,367	5	1,872,500	6	213,200	7	161,000	701	128,302,820	82	22,213,200	—	—
54	2,226	846	196,352,400	31	16,969,200	22	9,542,135	4	1,458,000	7	314,600	4	92,000	657	145,764,820	81	26,040,000	—	—
55																			

第三章　国民健康保険事業

第一節　国民健康保険事業の概要

国民健康保険事業は、農山漁村の疲幣救済策の一環として構想され、農山漁村の住民および都市中小商工業者を対象とし、組織も相扶共済の精神を基調とした、郷土的団結を有する市町村の区域によることを原則とする地域保険として、昭和十三（一九三八）年七月に創設された。

すでに昭和二（一九二七）年より健康保険制度が実施されており、会社、工場など比較的大きい事業所の従業員が被保険者となり、保険運動が行われていたが、国民の大部分を占める中小企業の従業員、労働者、農民を対象とした保険制度はなかった。

国民健康保険制度誕生の大きな動機となったものは、昭和初期における著しい不況である。この時期（昭和五―十年ごろ）における経済恐慌は世界的なものであり、我が国においては当時貧困な小作農が多かったため、経済不況のなかにあって特にひどかったのが農村恐慌である。当時の庶民階級の経済生活の不安は実に深刻なものであって、この原因はもとよりいろいろあろうが、そのなかで傷病に起因するところの経済の負担と損失とが重要な原因であったことは容易にうなずける。この医療費の負担は、疲幣の極にあった農山漁村の住民はもちろんのこと、中小商工業者などにとっても苦痛がはなはだしく、まことに耐えがたい経済的重圧であった。特定の個人が一時に多額の医療費を負担しなければならないことや、それに加えて農山漁村は医療機関に恵まれないことが原因して、診療費は都市に比べ高額であって、これがために必要な診療をも受け得られないという状態で、農山漁村における医療問題は一つの大きな社会問題となっていた。

ここに農山漁村における医療の確保、医療費の軽減をはかるための政策が必要となり、広く一般国民の健康保障という観点から、国民健康保険制度の構想が考えられることになった。この構想のもとに調査が進められ、昭和八（一九三三）年内務省の外局（社会局保険部）で研究が始められ、昭和九年七月国民健康保険制度要綱案が世論を問う意味で非公式に発表され、構想が具体化された。同十年政府は社会保険調査会の答申をえて、国民健康保険法案を作成し、同十二年三月第七〇帝国議会に提出した。

この前年には軍事クーデター二・二六事件があり、岡田内閣が総辞職して陸軍大将林銑十郎内閣が成立した。軍閥の政治への介入が顕著になり、政局不安定のうちに法案は衆議院を修正のうえ通過、貴族院に送付されたが、委員会報告可決成立寸前に衆議院が解散されたため、ついに法案は不成立に終わってしまった。しかし、同年第七三帝国議会に再び提出され、ようやく昭和十三（一九三八）年四月一日法律公布、七月一日実施となった。以来この制度は幾多の法律改正により改善がはかられた。当時の世相を反映して任意設立の組合方式による普及実施から、戦前、戦後を通ずる運営混乱の過程を経て、昭和二十三年市町村公営に移行し、やがて事業の強制開始、強制加入の制度に発展、昭和三十二年国民皆保険体制を確立するための「国民健康保険全国普及四か年計画」を策定、実施された。さらに昭和三十四年新国民健康保険法が施行され、関係者の努力と相まって、昭和三十六年四月一日全国普及が達成され国民皆保険が実現した。

山梨県でも年次計画により普及を促進し、全国普及に先んじて、昭和三十五年十月県民待望の皆保険が実現した。

本町においては、昭和三十一年九月三十日下部、古関、久那土、共和の旧四か町村が合併して新下部町となったが、国民健康保険は既に合併前に実施されており、各旧町村の状況は次のとおりである。

下部町（旧富里村）昭和二十四年一月十日条例議決
古関村　昭和二十三年十月一日条例議決
久那土村　昭和二十三年十一月十七日条例議決

共和村　昭和二十四年九月一日条例議決

なお、各旧町村とも町村営となる以前は、昭和十三年以降適宜単独の国民健康保険組合を作り、おのおの実施運営されていた。前述のように昭和二十三年以降市町村公営に移行し、昭和三十一年九月三十日（四か町村合併）に本町の国民健康保険として条例化された。

以下参考までに昭和二十四年度の旧富里村の国保の概要を記す。

昭和二十四年度富里村国民健康保険事業計画

世帯数	一、一七七世帯
人口	六、一五三人
被保険者数	五、〇七〇人
加入率	八二％

第二節　法律改正と事業の移り変わり

昭和十三年七月より施行となった国民健康保険事業は、変転する社会情勢に対応するため、給付および運営の改善をはかり、何回か法律の改正を重ねてきたが、その主な内容は次のとおりである。

改正年月日	改正内容
昭和十七年五月一日	組合設立の強化、組合員加入義務の強化、保険医制度の改正
昭和二十三年七月一日	終戦後の国保の現状より、この制度の整備刷新をはかるための市町村公営となる。
昭和二十六年四月一日	地方税制の改正により国民健康保険税が創設される。
昭和三十一年三月十四日	保険税課税限度額を三〇、〇〇〇円から五〇、〇〇〇円に引き上げた。
昭和三十四年一月一日	国民皆保険体制を確立するため、全文改正を行い新国民健康保険法が誕生した。
昭和三十八年九月一日	地域差撤廃となる。
〃　十月一日	世帯主七割給付実施。
昭和四十三年一月一日	低額所得者の減税、世帯員の七割給付全面実施

国民健康保険法第一一条には「国民健康保険の運営を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く」とあり、その条文によって本町の国保にも運営協議会を設けてある。

委員には

一、被保険者を代表する委員	二名
二、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員	二名
三、公益を代表する委員	二名

計六名となっている。

これらの委員が保険税改正の問題、医療給付の問題、助産費、葬祭費などの問題、その他について協議し、ときには町長の諮問に答申したりして国保の育成に当たっている。

○下部町国民健康保険条例

（昭和三十四年三月三十一日条例第七十七号）

第一章　下部町が行なう国民健康保険

（この町が行なう国民健康保険）

第一条　この町が行なう国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第二章　国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第二条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

一　被保険者を代表する委員	二人
二　国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員	二人
三　公益を代表する委員	二人

（規則の委任）

第三条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

第三章　被保険者

（被保険者とする外国人）

第四条　次に掲げる国の国籍を有する者は、被保険者とする。

一　朝鮮

第五条　削除

第四章　保険給付

第六条　療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払わなければならない。

2　看護及び移送につき療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、当該給付に要する費用の十分の三に相当する額を一部負担金としてこの町に納付しなければならない。

（助産費）

第七条　被保険者が出産したときは、当該被保険者に対し助産費として四〇、〇〇〇円を支給する。

（葬祭費）

第八条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行なう者に対し葬祭費として四、〇〇〇円を支給する。

第五章　保健施設

第九条　この町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる施設をする

一　診療所

二　保健婦

三　衛生教育

四　伝染病、寄生虫病、その他の疾病の予防

五　健康診断

六　母性及び乳幼児の保護

七　栄養改善

八　その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設

第十条　前条に定めるもののほか、保健施設に関し必要な事項は別にこれを定める。

第十一条　被保険者でないものに、第九条の保健施設を利用させる場合における利用料については別に定める。

第六章　国民健康保険税

第十二条　この町の世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第七章　雑則

（財産管理の方法）

第十三条　国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に定めるところによって管理するものとする。

一　有価証券　郵便局に保管を委託し又は第一勧業銀行甲府支店及び山梨中央銀行六郷支店に保護預けとすること。

二　現金、郵便貯金又は第一勧業銀行甲府支店及び山梨中央銀行市川支店、同六郷支店並びに西八代郡農業協同組合下部事業所、同久那土事業所、同古関事業所に預金すること。

三　その他の財産　議会の議決した方法によること。

（準備金）

第十四条　保険給付に要した費用の前三年度の平均年額に相当するまで、毎年度の剰余金から該平均年度の百分の五以上に相当する額を準備金として積立てることができる。

2　前項の限度内の積立金は、保険給付に要する費用に不足を生じた時でない限りこれを使用しない。

（準備金の繰替使用）

第十五条　保険給付その他現金に不足を生じた時に、準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金をすることができる。

2　前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は、当該会計年度内にこれを返還する。

第八章　罰則

第十六条　この町は、世帯主が国民健康保険法第九条第一項、又は第三項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し二千円以下の過料を科する。

第十七条　この町は、世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第百十三条の規定により文書、その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定により当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する。

第十七条の二　この町は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第十八条　前三条の過料の額は、情状により町長が定める。

2　前三条の過料を徴収する場合に於て発する納額告知書に指定すべき納期限はその発付の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附則

1　この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2　下部町国保条例（昭和三十二年四月十五日下部町条例第六十六号）は、これを廃止する。

○国民健康被保険者異動並びに任意給付事務取扱規則

（昭和三十一年十一月二十七日規則第三号）

（目的）

第一条　この規則は、下部町の中現在国民健康保険を実施している久那土、古関共和の支所について適用するものとし、被保険者の便宜と、事務の適正化を計るをもってその目的とする。

（異動範囲）

第二条　異動の範囲は、次の通りとする。

一　世帯内の出生、死亡、転出又は他の社会保険等に加入し資格取得喪失届出のあったとき。

二　世帯全部が転出又は、他の社会保険等に加入し資格喪失の届出のあったとき。

三　新たに被保険者の申請があったとき。

（事務取扱）

第三条　届出のあったときは被保険者証と印鑑の提示を求め、備付の被保険者台帳副本に記帳し被保険者証に転記をなし、異動及び資格取得、喪失、年月日を記入、併せて町長印を保険証に捺すものとする。

2　新たに被保険者の申請がなされたときは、保険税賦課等の都合もあるので直ちに資格取得を与えることを止め主管課の指示を得て行なうものとする。

（任意給付）

第四条　任意給付の範囲は次の通りとし、給付金額については別に定めるものとする。但し、昭和三十一年三月三十一日までの間は合併前旧町村における給付金額を給付するものとする。

一　助産手当

二　哺育手当

三　葬祭手当

（支払）

第五条　支所長は、前条の定めるところにより被保険者に対し本人より印鑑を徴し給付の支払をしなければならない。

（振替払）

第六条　前条の給付金については、原則として支所において収納された保険税の中より振替払をなすものとする。

（報告）

第七条　支所長は、当該月の状況を翌月五日迄に被保険者異動調書（別紙様式第一号）並びに国民健康保険任意給付支払報告書（別紙様式第二号）と共に被保険者より徴した給付証憑証を添え主管課経由の上、町長に対し報告しなければならない。

附則

この規則は、昭和三十一年十月一日より適用する。

（様式省略）

第三節　国庫支出金と保険税

国民健康保険事業の会計は、町の一般会計から独立して、国民健康保険特別会計により運営され独立採算制を原則として、被保険者から徴収する保険税と国庫支出金（負担金及び補助金）を主な財源として保険給付などの支出をしている。

一　国庫支出金

保険会計の主な財源となっている国庫負担金の負担率の引き上げ、あるいは補助金の新設など改善をはかりながら現在に至っているが、その主なものは次のとおりである。

㈠　事務費負担金

市町村で行う国民健康保険の事務に要する経費を国が負担するもので、被保険者一人当たりの費用額を基準とし、市町村の区域又は被保険者数を勘案して、厚生省令の定めるところにより算定している。

㈡　療養給付費負担金

療養に要した費用額に応じ国が負担するもので、国民皆保険が達成された昭和三十六年度では費用額の二割、三十七年度から二割五分、三十九年度を初年度とした四か年計画をもって全員七割給付化が開始されてから、七割給付分にかかわるものは四割、昭和四十三年一月全市町村全員七割給付が実施されたので、国庫負担率は療養に要した費用の四割と改正され現在に至っている。

㈢　財政調整交付金

昭和三十四年新国民健康保険法が施行された際新設された補助金で、市町村における国民保険財政の負担力の不均衡を調整するためのもので、普通調整交付金と特別調整交付金に分けられる。普通調整交付金は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五が交付される。特別調整交付金は、さらに低所得者に対する保険税軽減交付金（全額交付）と、災害その他特別の事情によるものとに分けられている。

㈣　保健婦補助金

保健婦設置に要する費用の三分の一が交付されるが、限度額が定められている。

㈤　助産費補助金

助産費支給に要した費用額の三分の一が交付される。

昭和四十三年度より十か年間の保険税、国庫支出金などは次表（表1）のとおりである。

二　保険税

課税方法

従来保険料として徴収されていたものが、昭和二十六年地方税法の改正により、目的税として保険税が賦課徴収されることになった。

保険税を各世帯に賦課する方法は、地方税法の定めによって三つに分類されるが、本町の場合は所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割による四方式を保険税条例により入れて賦課している。この四方式によって各世帯へ保険税を賦課する税率算定は、その年度の運営に必要な目標額を定めて行われる。その年度における医療費、事務費、その他支払いをすべき経費を推計し、それに見合う国庫負担金、補助金の収入をも推計し

表1　年度別歳入状況（保険税、国庫支出金、その他）　　（単位千円）

内訳＼年度		43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
保険税		19,795	21,928	24,789	30,895	39,086	43,934	53,834	74,264	86,714	92,641
国庫支出金	事務費負担金	2,604	2,945	3,104	3,373	3,655	4,142	5,389	6,663	6,988	7,561
	療養給付費負担金	25,069	32,980	41,396	43,159	49,160	62,522	88,234	98,701	125,553	143,717
	特別療養給付費補助金	—	145	—	183	—	480	3,407	1,999	2,421	—
	調整交付金	5,013	6,921	8,749	10,953	9,734	10,997	25,088	26,308	34,646	27,100
	助産費補助金	43	42	97	133	121	140	246	493	506	520
	保健婦補助金	154	168	190	209	265	353	558	617	644	813
	計	32,883	43,201	53,536	58,010	62,935	78,634	122,822	134,781	170,758	199,893
県支出金		0	18	221	281	461	524	741	854	845	919
繰入金		—	—	—	240	405	624	1,440	4,760	4,360	4,257
繰越金		2,206	4,453	5,462	8,864	9,813	12,856	9,954	20,474	15,015	19,125
その他の収入		3	3	65	215	1,020	765	1,147	1,991	2,178	2,056
合計		54,887	69,603	84,073	98,505	113,720	137,337	189,938	237,124	279,870	318,893

て、その不足分が保険税としてその年度に必要な目標額となる。したがって保険給付費（医療費の七割相当と助産、葬祭費など）が、歳出の九〇％以上を占める国保会計において、保険税を決定づけるものはその年度の医療費であるといえる。

毎年四月一日をもって賦課期日として課税され、その後の異動（転出入、社会保険加入脱退、出生、死亡など）については、月割計算をもって税額をきめている。納期は年一〇回として、五月末日より翌年二月末日までに収納している。税金徴収は各部落を小単位とした納税組合を組織して徴収し、好成績をあげている。

なお、参考までに下部町納税組合助成金交付規程を記す。

昭和四十三年度以降、五十二年度までの保険税賦課状況は、表2のとおりである。

表2　保険税賦課状況

（単位千円）

内訳＼年度	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
所得割額	7,326	8,332	9,538	10,356	18,109	20,279	22,606	34,600	39,087	41,691
〃　%	34.41	35.05	35.05	32.94	41.85	42.01	39.22	41.13	40.55	41.04
資産割額	3,180	3,479	4,034	3,521	3,985	4,656	5,749	8,458	9,817	10,043
〃　%	14.94	14.64	14.82	11.20	9.21	9.64	9.97	10.05	10.18	9.89
被保険者均等割額	7,566	8,380	9,520	12,319	14,857	16,320	20,540	28,798	33,188	34,871
〃　%	35.54	35.25	34.98	39.18	34.33	33.81	35.63	34.23	34.43	34.33
世帯別平等割額	3,218	3,580	4,124	5,244	6,322	7,018	8,748	12,272	14,295	14,971
〃　%	15.11	15.06	15.15	16.68	14.61	14.54	15.18	14.59	14.84	14.71
所得割の税率	1.70	1.75	1.82	1.98	2.43	2.43	2.23	3.25	3.42	3.78
資産割の税率	60.28	65.50	70.06	課税標準額 0.58	〃 0.66	〃 0.62	45.70	57.02	66.24	59.26
被保険者均等割の税率(円)	1,000	1,130	1,340	1,850	2,340	2,710	3,550	5,200	6,250	7,156
世帯別平等割の税率（円）	1,750	1,950	2,270	2,930	3,600	4,010	5,080	7,240	8,570	9,398
賦課限度額	50	50	50	80	80	80	120	120	150	170
課税総所得金額または町民税の所得割額	442,633	484,194	529,611	523,078	745,223	834,527	1,013,731	1,064,602	1,142,904	1,102,936

第四節　被保険者と保険給付

1　被保険者

国民健康保険への加入については、以前は任意加入であったが、昭和三十三年の法律改正により、強制加入の原則がとられるようになり、また国保の被保険者が他の社会保険などと二重加入が認められていたことは昭和三十六年三月に廃止された。

現在は新国民健康保険法のもとにより、市町村の区域内に住所を有する者は、次に掲げる者を除き、すべて国保の被保険者とされる。

1　健康保険法（大正十一年法律第七〇号）の規定による被保険者とその被扶養者
2　船員保険法（昭和十四年法律第七三号）の規定による被保険者とその被扶養者
3　国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、公立ならびに私立学校教職員共済組合法などの規定による組合員とその被扶養者
4　日雇労働者健康保険法の規定による被保険者手帳の交付を受け、その資格を取得した者とその被扶養者
5　生活保護法による保護をうけている世帯に属する者
6　国立のらい療養所の入所患者、その他特別の理由がある者で、厚生省令で定める者

したがって下部町に住所を有し、他の社会保険などに加入していない町民はすべて国民健康保険に加入しなければならず、被保険者は疾病、負傷、出産、死亡などの際、保険給付を受ける権利がある反面、世帯主に保険税を負担する義務が課せられている。また、あらたに被保険者としての資格が生ずる者は出生、転入または他の社会保険の資格を失った場合などであり、反対に、死亡、転出、社会保険への加入などにより被保険者としての資格を喪失する。

下部町における被保険者数は、年々減少を続けており、昭和四十三年からの推移は別表3のとおりで、一〇年間に二、六三一人減少している。しかし、町全体の人口も年々減少しているので、全人口に対する加入割合に急激な変動はみられない。若干ずつ減少しているのは、町外への転出、あるいは農林業経営などの不安定から企業就職者が多くなり、企業での健康保険に加入するためと考えられるが、依然として、町人口の過半数を占めている状況である。

二　保険給付

(一)　給付の種類

国民健康保険で行う保険給付は、療養の給付、療養費、高額療養費、その他の給付の四種で、療養の給付および療養費は、法律によって保険者（市町村）に義務づけられている法定給付であり、その他の給付は、特別の理由があるときは行わないことができる任意給付である。以下その内容について説明すると次のとおりである。

ア　療養の給付

被保険者の疾病および負傷に関して、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、医療機関を通して行う給付で、その内容は、(1)診療、(2)薬剤又は治療材料の支給、(3)処置、手術、その他の治療、(4)病院又は診療所への収容　(5)看護　(6)移送となっている。ただし、このうち(4)から(6)までについては、政令で定める場合及び保険者が必要と認める場合に行うこととされている。また給付範囲については、法律改正により、昭和三十四年から入院の際の給食、完全給食、完全看護などが、昭和三十六年から歯科補てつ（入れ歯）が給付の対象とされるようになった。

イ　療養費

次の場合には、療養の給付にかえて療養費を支給する。

1　療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
2　被保険者が緊急、その他やむを得ない理由により、療養取扱機関以外の病院、診療所、薬局、その他のものについて診療、薬剤の支給、もしくは手当てをうけた場合で、必要と認めるとき。

ウ　高額療養費

家庭における医療費が高額になって家計の負担が重くなるのを軽減するために、昭和四十九年一月一日から設けられた制度で、同一の患者が同じ月に同じ病院、または医院に支払った医療費の自己負担額が三九、〇〇〇円をこえた場合、そのこえた額を高額療養費として支給するものである。この自己負担の額は、当初は三〇、〇〇〇円をこえた場合とされていたが、

表3　被保険者数の推移

区分＼年度	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
年間平均世帯数	1,836	1,828	1,795	1,766	1,756	1,741	1,702	1,669	1,638	1,606
年間平均被保険者数	7,508	7,301	6,873	6,474	6,199	5,896	5,633	5,351	5,103	4,877
国保への加入割合(%)	72	71	70	68	67	65	63	61	59	58

昭和五十一年八月一日から現在の額に改正されている。

エ　その他の給付

被保険者の出産及び死亡に関して、条例の定めによって助産費及び葬祭費が支給される。なお、これ以外にも保険者において条例を定めて、傷病手当金、保育手当金、その他の保険給付を行うことができるが、下部町では助産費四〇、〇〇〇円、葬祭費四、〇〇〇円が現在（昭和五十二年）支給されている。

(二)　給付方法

ア　療養取扱機関

従来知事の指定制であったものが、昭和二十三年の改正により、療養の給付を取り扱う旨の申し出をし、受理された病院、診療所及び薬局のことをいう。被保険者が疾病、負傷などにより療養の給付を受ける場合は、被保険者証を提出して原則として療養取扱機関で受けるものとし、療養は都道府県知事の登録をうけた医師、薬剤師が担当する。

イ　一部負担金

被保険者が療養取扱機関において療養の給付をうける際、その療養に要した費用の三割を一部負担金としてその取扱機関に直接支払うものである。この一部負担の額は、当初は五割を最高として、あとは保険者の財政力に応じて一部負担金の割合を減ずることができるとされていたが、昭和四十三年一月一日からは、世帯主及び世帯員ともに七割給付が行われることになった。したがって患者が医療機関の窓口に支払う金額は、総医療費の三割でよく、残り七割が保険給付される。

ウ　診療報酬

保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うこととされており、その額は療養に要した費用額から前記の一部負担金に相当する額を差し引いた金額である。この診療報酬の額は、内容別に点数をもって定め、点数及び一点当たりの単価は法によって定められている。経済界の変動にともない一点単価も数回変更され、昭和三十三年十月以降は一点単価を一〇円にすえ置いて計算を容易とし、診療報酬の変更部分は、診療一件当たりの点数を変更して調整をしている。

医療機関より診療報酬の請求があった場合、保険者は、法令の定めによる審査をしたうえ支払うことになっている。この審査支払事務を都道府県を区域とする国民健康保険団体連合会に委託することができ、当町はじめほとんど委託している状況である。

現在、国民健康保険団体連合会は各都道府県に一つずつ設立され、本県の場合も昭和三十四年八月より業務を開始している。したがって、実際には診療報酬の請求は、医療機関ごとに毎月集計して連合会へ請求書を提出し、連合会で審査のうえ支払いをする。各保険者は、毎月連合会から送付請求される明細書にもとづき、診療報酬に相当する金額を送金している。

(三)　保険給付の推移

国民健康保険事業の中核である療養給付は年々増加を続け、昭和五十二年度に二億四千百万円余となり、昭和四十三年度の四千四百万円余に対し五・四倍の伸びを示している。このような療養給付額の増大は、経済変動、給付改善、健康管理に対する認識高揚による受診率増などの推移にともなって生ずることは当然であるが、近年悪性新生物（がん、肉しゅなど）による長期入院など、高額医療費が目だっていることも見逃せない。

(四)　保険給付と財政

保険給付のほとんどを占める療養の給付、療養費は、給付率の引き上げや医療費増にともない年々増加の一途をたどり、別表にみられるとおり、昭和五十二年度における被保険者一人当たり平均給付額は五五、二六五円（保険税一八、八六八円）の高額をしめしている。これにともない財政規模も年々大型化しており、財政運営にあたっては各市町村とも近年保険税、国庫負担金などのかねあいから非常な苦心を続けている状況である。

国民健康保険事業は、特別会計による独立採算制を原則としているので、赤字を生じた場合のうめあわせはその会計内で処理しなければならず、保険税引き上げ以外にその方法がないところにこの事業の特異性がある。

このように医療費と保険給付、保険税の連鎖関係と、低所得の被保険者を多くもつ国民健康保険事業にあっては、担税能力の点から、財政中に占める保険税が近年とくに問題化されているわけである。この事業が本来の目的にそって円滑完全に運営されるには、国庫負担率の引き上げ以外にないとして全国的な運動も進められているが、きびしい今後の情勢といわなければならない。

第五節　保健施設

国民健康保険でいう保健施設とは直営の病院、診療所などの診療施設、保健婦の設置、その他の病院、診療所などがふくまれる。

一　保健婦活動

本町の保健婦は町村合併以来、昭和四十一年までは旧町村単位に三名設置されていたが、同年三月に二名退職してから昭和五十三年三月まで一名のままで業務を行ってきた。しかし、同年四月にようやく一名増員され、現在二名で活動している。

山梨県地域保健指導体制検討会の答申によると、人口三、五〇〇人に一人の保健婦設置が望ましいとされている。したがって、本町には三名の保健婦が必要であるが、本県の町村保健婦充足率四一％の現状からみて増員は至難である。

保健婦設置目的は、国民健康保険法施行にともない被保険者の保健指導を行い、医療費の軽減に寄与するため身分は国保特別会計に所属していたが、昭和五十三年四月より国の健康センター設置方針にともない一般会計に移管され、従来の国保業務に併せて一般の保健衛生業務を行っている。

保健婦業務は、町全体の保健衛生行政の中で計画立案され、全町民を対象として、二人の保健婦により実施されている。活動計画は国・県・町・国保などの各種統計を利用して立案され、業務の実施は医療機関、区長、組長、駐在員、愛育会、栄養改善推進委員会などの各機関の協力を得て行っている。

昭和五十三年度の活動計画は、過去の業務分析と死因統計や疾病統計などを検討して立案されているが、その重点目標を記すと次のとおりである。

1　母子保健対策をより充実させること。
2　成人病と結核対策を強化する。

表4　年度別支出状況（総務費・保険給付費・その他）　　（単位千円）

内訳＼年度			43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
総務費			3,332	3,852	4,031	4,896	5,803	6,152	7,861	5,596	9,487	9,758
保険給付費	療養諸費	療養の給付	44,081	54,134	66,007	76,132	87,427	110,252	144,707	177,085	214,633	241,420
		療養費	1,616	1,466	844	907	1,049	1,217	1,378	2,183	3,562	2,222
		小計	45,697	55,600	66,851	77,039	88,476	111,469	146,085	179,268	218,195	243,642
		手数料	219	233	193	343	388	459	488	632	805	830
	高額療養費		—	—	—	—	—	91	9,012	11,713	19,017	23,335
	助産諸費		160	140	632	490	472	440	820	1,440	1,600	1,480
	葬祭諸費		114	152	124	156	136	140	106	186	252	236
	計		46,190	56,125	67,800	78,028	89,472	112,599	156,511	193,239	239,869	269,523
保健施設費			912	1,120	1,379	1,941	2,589	3,207	4,654	5,608	6,010	7,273
公債費			0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
その他の支出			0	3,043	2,000	3,826	3,000	5,425	438	14,666	5,378	856
合計			50,434	64,142	75,210	88,692	100,864	127,383	169,464	222,109	260,744	287,415

3　家庭訪問，衛生教育を強化し，個人及び集団に対し，疾病の早期発見，治療の必要性とさらに予防知識の普及を期すること。

以上三点を中心に業務が遂行されている。

近年，疾病統計の中から，中枢神経系統の疾病（脳いっ血），悪性新生物（がん，肉しゅ）が多いことから，成人病対策，疾病の早期発見，早期治療がさけばれるようになり，保健婦の重要性があらためて再認識されている。反面，保健婦の絶対数の不足から各町村とも非常に少ない人員で業務を遂行しており，事務量の増加によって，本来の業務遂行に支障をきたしかねない現状であり，悪性疾病と医療費の関連が問題化している。今日の町民健康管理について行政上の一つの課題といえよう。

昭和五十四年度事業計画は，別表のとおりである。

表5　年度別収支と保険税の1世帯、1人当たりの負担状況　　（単位千円）

年度＼区分	歳入 保険税	歳入 国庫支出金	歳入 歳入合計	歳出 保険給付費	歳出 歳出合計	参考 1世帯当たり保険税調定額	参考 1人当たり保険税調定額	参考 世帯数	参考 被保険者数
		千円	千円	千円	千円	円	円		
43	19,795	32,883	54,887	46,190	50,434	11,044	2,701	1,834	7,508
44	21,928	43,201	69,603	56,124	64,141	12,200	3,055	1,817	7,301
45	24,789	53,536	84,073	67,800	75,209	13,985	3,652	1,790	6,659
46	30,895	58,009	98,505	78,027	88,692	17,823	4,862	1,757	6,315
47	39,086	62,934	113,720	89,472	100,863	22,549	6,388	1,750	6,032
48	43,933	78,634	137,337	112,599	127,383	25,413	7,504	1,718	5,743
49	53,834	122,822	189,938	156,510	169,464	31,081	9,391	1,695	5,504
50	74,264	134,780	237,124	193,239	222,109	44,912	14,008	1,664	5,256
51	86,714	170,758	279,870	239,869	260,744	53,009	17,015	1,610	4,934
52	92,641	199,893	318,893	269,525	287,415	57,987	19,095	1,606	4,877

11　健康保険医の利用状況

医療機関のうちで健康保険医として取り扱われるものは、都道府県知事に療養の給付を取り扱う旨の申し出をして受理された病院、診療所、薬局であり、また知事の登録を受けた医師、薬剤師が療養を担当することになっている。したがって県外の医療機関の中には、山梨県との契約をしていないことによって保険証の使用ができず、医療費全額本人払いのところがある。この場合、緊急その他やむを得ない事由があるときは、療養費として保険給付ができることになっている。

下部町における国保療養取扱い機関は次のとおりである。

診療所（内科）　堀内医院（常葉）

診療所（歯科）　佐野歯科医院（常葉）
　　小松歯科医院（三沢）

薬局　下部薬局（常葉）

なお、本町においては直営の病院や診療所がなく、昭和三十一年には古関、四十六年三保、四十七年には根子、さらに五十四年六月から久那土に町営診療所を設置し、健康保険医による町民の健康保持に必要な医療の場を週一一三回提供している。

下部町営古関診療所（古関）堀内医師担当
　昭和三十一年十月　一日開設

下部町営三保診療所（久保）市川大門町立病院担当
　昭和四十六年十二月二日開設

表5　各年度世帯当たり及び被保険者1人当たり諸費の状況　　（単位　円）

			43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
収入（被保険者一人当たり諸費）	保険税		2,701	3,055	3,652	4,862	6,305	7,451	9,557	13,879	16,993	18,996
	国庫支出金	事務費負担金	347	403	452	521	590	703	939	1,245	1,369	1,550
		療養給付費負担金	3,339	4,517	6,023	6,667	7,930	10,573	15,664	18,445	24,604	29,468
		調整交付金	668	948	1,273	1,692	1,570	1,736	2,745	3,114	4,197	4,384
		助産費補助金	—	—	—	—	20	24	44	92	99	107
		保健婦補助金	—	—	—	—	43	60	99	115	126	167
		その他	—	—	—	—	—	—	3,024	2,177	3,066	4,138
		計	4,380	5,917	7,789	8,960	10,152	13,337	21,804	25,188	33,462	40,987
	県支出金		—	2	32	43	74	89	132	160	165	188
	繰入金		—	—	0	37	65	106	256	890	854	873
	繰越金		—	—	—	—	1,583	2,181	1,767	3,826	2,942	3,922
	合計		7,311	9,533	12,232	15,216	18,345	23,293	33,719	44,314	54,844	65,387
支出（〃）	総務費		444	528	586	756	936	1,043	1,395	1,606	1,859	2,001
	療養諸費（小計）		—	—	—	—	14,273	18,906	25,934	33,502	42,758	49,958
	手数料		—	—	—	—	63	78	87	118	158	170
	保険給付費計		—	—	—	—	14,433	19,098	27,785	36,113	47,006	55,265
	保健施設費		121	153	201	300	418	544	826	1,048	1,178	1,491
	合計		6,717	8,785	10,943	13,700	16,271	21,605	30,084	41,508	51,096	58,933
収支差引残			593	748	1,290	1,516	2,074	1,688	3,635	2,806	3,748	6,454

1世帯当たり保険税調定額	11,044	12,200	13,985	17,823	22,549	25,413	31,081	44,912	53,009	57,987
1人当たり保険税調定額	2,701	3,055	3,652	4,862	6,388	7,504	9,391	14,008	17,015	19,095
1人当たり保険税収納額	2,619	2,974	3,554	4,710	6,259	7,328	9,265	13,764	16,876	18,868

下部町営根子診療所（根子）市川大門町立病院担当
　昭和四十七年十月十一日開設
下部町立久那土診療所（車田）堀内医師担当
　昭和五十四年六月二十九日開設

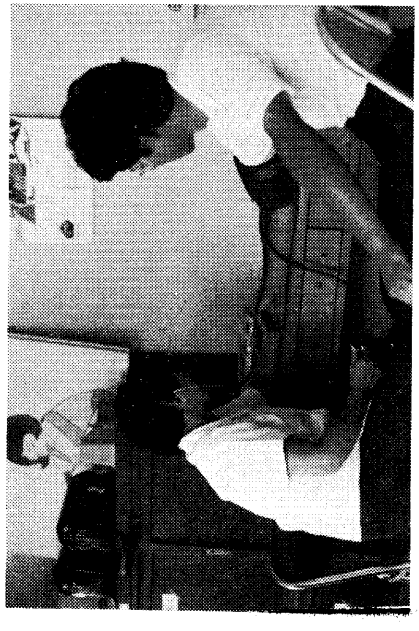

保健婦による血圧測定

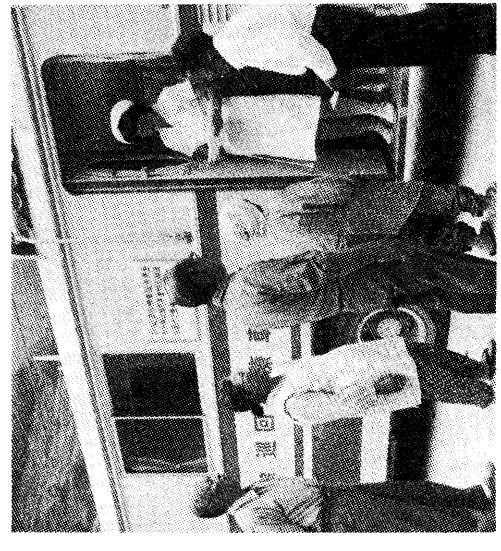

へき地巡回診療

表7　年間事業計画表　　（昭和五十四年度）

事業別＼月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
母子保健	妊婦健診 母親学級 乳児健診 1才6か月児 3才児健診	妊婦健診 ←→	母親3回特乳（小児科） 3才児	妊婦健診 ← 整形	1才6か月	妊婦健診 → 3才児	母親3回特乳	妊婦健診 ←→	1才6か月	妊婦健診 母親2回 →	母親1回特乳 3才児	妊婦健診 ←	1才6か月	乳児健診の徹底 母親学級の充実
成人病	胃・子宮ガン検診 循環器予防 結核検診	←久那土	血圧→	動脈硬化	←古関	胃X線 血圧→	動脈硬化	子宮ガン ←下部	子宮ガン 血圧→ 結核検診（一次）	動脈硬化 結核検診（二次）		←	胃X線	血圧測定の結果を動脈硬化検診に結びつける
教育	家庭看護教室 婚前学級					婚前学級	婚前学級				家庭看護（古関）			
家庭訪問	乳児、幼児 成人 老人 検診結果の訪問	← 胃訪問	胃確認		乳健未来所者確認	動脈確認	胃訪問	胃確認	乳健未来所者確認 動脈確認	子宮ガン訪問	子宮ガン訪問	動脈確認	→ 乳健未来所者確認	各種検診，未診療者を治療ルートにのせる
予防接種		ジフテリア	生ワクチン	日本脳炎 麻疹		3種混合	3種混合	3種混合 風疹	生ワクチン インフルエンザ	インフルエンザ	ジフテリア		ツベルクリン	
組織育成	保健委員の育成強化 母子衛生知識（保母） 愛育活動の活発化 栄養改善推進員 健康まつり、つどい	委嘱式 総会	健診の協力 キッチンカー 地域普及	←→	研修会	←→ キッチンカー	健康まつり	←		→ キッチンカー	研修会 キッチンカー	健康のつどい	反省会 →	
モデル地区	委嘱式 成人病予防検診 成人病学級 家庭看護 PR活動 その他		アンケート ←→ 追跡調査 モデルだより 成人PR	←	→ ← ← 胃PR	→ →	子宮ガンPR	追跡調査 ← 子宮ガンPR	→ ←	← →	S54モデル地区 ← ←	→ → ←		〝検診〟姿勢の育成 地域の状況にそくした活動を展開

その他	趣旨普及活動	けんこうだより	懸垂幕											
	その他事業	国保だより 保健施設計画審議会			標語募集 健康づくり推進協議会		事業点検	国保だより	広報特集号	保健施設計画審議会		健康づくり推進協議会		

表8　国保五か年間の利用の推移

	区分／年度	件数	日数	費用額	受診率	1件当たりの日数	1件当たりの費用	1人当たりの費用
入院関係	48	875	14,857	63,659,440	14,841	16.98	72,754	10,797
	49	822	13,646	87,561,090	14,593	16.60	106,522	15,544
	50	838	14,547	109,251,030	15,661	17.36	130,371	20,417
	51	862	15,343	139,682,020	16,892	17.80	162,044	27,373
	52	879	15,834	166,000,490	18,023	18.01	188,852	34,031
通院其の他	48	20,481	51,706	82,491,399	347,371	2.52	4,028	13,991
	49	20,271	51,918	102,041,186	359,879	2.56	5,034	18,115
	50	19,884	50,931	123,812,110	371,594	2.56	6,227	23,138
	51	20,412	50,200	139,407,000	400,000	2.46	6,830	27,319
	52	20,512	49,081	149,535,960	420,586	2.39	7,290	30,661
歯科関係	48	3,011	10,972	11,380,084	51,069	3.64	3,780	1,930
	49	3,032	11,102	16,827,510	53,826	3.66	5,550	2,987
	50	3,113	10,729	18,932,100	58,176	3.45	6,082	3,538
	51	3,191	11,172	22,099,950	62,532	3.50	6,926	4,331
	52	3,131	11,211	24,547,280	64,199	3.58	7,840	5,033

昭和52年度は48年度に対して

受診率	1.21倍
1件当たりの費用	2.59倍
1人当たりの費用	3.15倍

受診率	1.21倍
1件当たりの費用	1.81倍
1人当たりの費用	2.19倍

受診率	1.45倍
1件当たりの費用	2.10倍
1人当たりの費用	2.61倍

第9編

交通運輸と通信

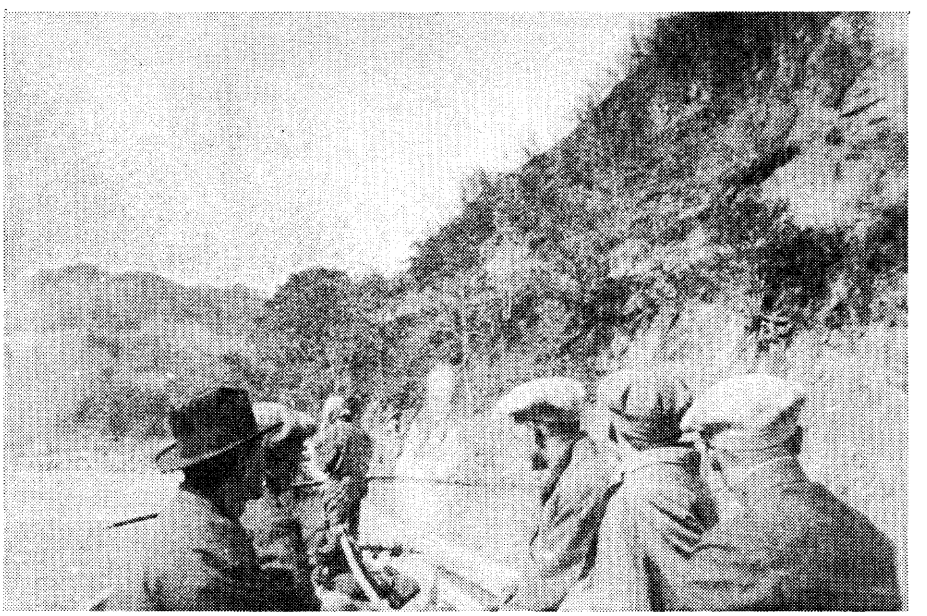

富士川下りの高瀬船（大正初期）

第一章　交通と運輸

第一節　旧道の概観

古道　原始の時代においては、食料、飲用水、日照等の自然条件に恵まれた土地や、自然の災害からまぬがれるような地形が選ばれて集落が形成され、共同生活が営まれた。互いに行き来する道もあったろうし、更には獣やこれを追う猟師たちが踏みかためた「こみち」、いわば自然道ともいわれるものもあった。

日本書記には、景行天皇四〇（一一〇）年には、日本武尊が東征の折、相模の国から甲斐の国に至り、酒折の宮にとどまり、更に武蔵の国に征かれたと記されている。この事からも、当時すでに本県と東海地方や関東地方との往来に利用されていた道路があったことが想像される。その道たるや谷川をよじ、峰を越え、山嶺を綴る山道であって、一般交通には極めて困難な道であったと思われる。その後時代が進み、国内が統一され、政治機構が整うに従って、中央官庁との往復、軍隊や食料などの輸送、貢物運搬等の必要性、人畜による運搬から車へと、運搬機関の進歩と大きくかかわりながら、道幅も広く勾配もゆるやかになって、自然道、けものの道から人工道路へと開発された。橋を架ける技術が向上して更に不便が取除かれ、中央と地方との交流は更に激しさを加えた。官吏の往来が激しくなるに従って、これに利便を与えるために駅が設けられた。駅には駅馬や人足が準備されて官人は次々と乗り継いで用務を果たした。

甲斐国志によれば、本県の主とする古道は、若彦路、中道路、河内路、雁坂口、萩原口、鎌倉海道、穂坂路、大門嶺、諏訪口があったと、伝えている。すなわち

本州九筋より他州へ達スル道路九条アリ皆路首ヲ酒折ニ起ス（酒折ハ上代ノ府治）酒折ノ北ハ板垣村御林山ヨリ金峯御岳ニ連綿シテ人蹤罕レニ至ル。南面シテ前ニ在ル路ヲ若彦路　中道　河内路ト云フ　凡ソ此路スヂニ属スル村里ヲ中郡ト称セリ　左ハ雁坂口　萩原口　鎌倉海道ナリ　之ヲ東郡ト謂フ　右ハ穂坂路　大門嶺口（トウゲ）　諏訪口是ヲ西郡ト呼ブ　其大体ヲ指シテ仮ニ呼ブ言葉ナレドモ　軍鑑等ニモ　記ス所ニシテ　今モ尚ホ人口ニ存シタリ

○若　彦　路　板垣村国玉―小石和（富士見）―八代―武居（花鳥）―鳥坂―芦川―大石（是ヨリ先ヲ金王路ト云フ）―鳴沢―上井出―吉原ニ至ル

若彦とは日本武尊の御子稚武彦王が封ぜられた武部の地を通過する故に名付けられた。

○河　内　路　府中―荒川―西条―市川大門―（慶長以前帯那通リ岩間）―鰍沢―（駿州往還）　切石―八日市場―下山―南部―万沢―宍原―興津

○中　道　府中―右左口―迦葉坂―九一色郷―古関―阿難坂―精進―本栖―駿（中道往還）州根原―上井出にて若彦路に相会す

○雁　坂　口　山崎―鎮目―別田―桑戸―神内川―河浦―天科（雁坂峠）―栃本（秩父街道）

○萩　原　口　神内川―井尻―於曾―萩原口―大菩薩嶺―多波山―川野村―青梅（青梅通り）

○鎌倉海道　石和―黒駒―藤ノ木（御坂越）―川口―吉田―須走―足柄嶺にて官道に会す古へ官史来臨の道なり延喜式に曰く諸国駅路の辺に菓樹を植え往還の人をして休息せしむ

○穂　坂　路　上府中―千塚―穂坂庄―上山―江草―金峯西麓―信州佐久

○逸　見　路　三の蔵から穂坂路と岐―駒井―穴山―台ケ原

○大門嶺口（棒道）　1荒川―石田―下今井―韮崎―祖母石―教来石―信州葛木
2穴山　若神子　渋沢　小荒間　信州堅沢（上の棒道）
3大八田　大井森　葛窪　信州堅沢（中の棒道）

以上九筋の中でも、若彦路と鎌倉海道は当時の主要道路で、御坂町に国衙が設けられて以来、中央との連絡上重要なものであった。和名抄に中央政府との日数を規定して「上り二十五日下り十三日」としているのも、また

この路筋を本道として規定したものである。大化の改新後は国守の交代や使者の上京などが頻繁になったので、官人の旅行のために駅制が定められ、三十里（今の五里）毎に宿駅が設けられた。

更に河内路について、甲斐国志は次のように述べている。

古事伝通ハ府中ヨリ三里半ニシテ市川大門宿（本馬二百十二文軽尻百四十文人足百六文）又三里半ニシテ岩間宿（但帯那通リナリ此処ニ廃関ノ跡アリ後黒沢宿ニ置市川ヨリ一里十二町割石峠ヲ超二里ニシテ岩間ニ出ヅ此路モ神祖御通行ノ事アリ）慶長以後富士川ノ通船開ケテ便道ナレバ西郡鰍沢宿ヘ逓送ス府ヨリ四里八町（本馬二百七十一文軽尻百六十四文人足百二十四文）鰍沢、黒沢二村川ヲ夾ミ各々口留番所アリ河内嶺ト九筋ノ境也　以前ハ鰍沢ヨリ岩間ヘ継グ一里半ナリ砥坂ニテ富士川ヲ済ス又岩間ヨリ岩前ト云フ処ニテ漕戻シテ切石宿ヘ継ギ馬セリ近キ辺リニ二所ノ渡口アル故両越渡ト名ヅク中世崖鑿桟ヲ架シテ西島ノ截岩径ヲ造リ行路今ハ岩間ニ係ラズ鰍沢ヨリ直ニ切石八日市場ヘ伝通ス二村ハ交代ナリ上十五日切石ヘ二里二十六町（本馬百七十八文軽尻百二十二文人足八十七文）下モ十五日八日市場ヘ三里六町（本馬二百十二文軽尻百四十八文人足百六文）……略切石宿ヨリ下山宿ニ到ル一里二十三町早河ノ横渡有リ（本馬八十四文軽尻五十六文人足四十二文）八日市場ヨリハ一里五町（本馬五十七文軽尻四十一文人足二十九文）下山宿ハ府中ヨリ八里半ナリ……（略）三沢ニ岐路アリ市ノ瀬村ヨリ東ニ行キ古関村ニ口留番所ヲ置キ富士郡根原村並ニ本州ノ本栖ニ出ッ各々三里半府中ヨリ古関ニ至ル九里ト云フ下部村ヨリ東シ湯奥村ノ金山嶺ヲ超ユ山内三里余ニシテ同郡猪頭村ニ出ヅ…（以下略）

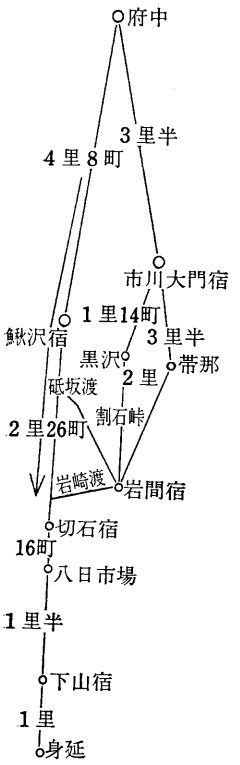

逓送経路

武田氏時代から徳川時代にかけては、世は戦国の時代で、軍兵などの出動のため道路も改善されて、ますますひらけていった。往来が頻繁になるに従って、防備の必要上道筋の要所要所には関所が設けられたが、庶民の交通のためには大きな障害となった。

徳川時代には、五街道やその他の交通量の多い脇街道の宿場には、問屋が設けられて、幕府の定めた人馬を定置し、公用の旅人や荷物を継立て、通信の逓送などの任務を命ぜられていた。公用とは言葉を換えれば無賃ということであった。宿場役人は、宿入用の予算を準備しなければならなかった。

交通量の多い街道は、公用の旅人や荷物の継立ても多く、宿入用も嵩み、それ等はすべて百姓町民が負担するような仕組みになっていた。

本町における古道　荷物の運搬が人力や畜力に頼らなければならなかった時代は、平坦な道よりはむしろ近い道が選ばれた。殊に本町は山険しくして谷深く、山岳重畳たる地域では自然の障害にはばまれたり、あるいは寸土の耕地も欲しい地域としては、迂回することも急傾斜の道も、またやむを得ない時代であった。更に本町の地形上の特色は、谷が放射状に発達していることである。主流の常葉川は南北に流れ、支流の下部川、雨河内川、反木川は東より西に流れて常葉川に注ぐ。三沢川とこれに注ぐ樋田川は共に東から西に流れている。いずれの支流も浸食が進んで、見事なV字谷をつくっている。集落はこれらの川沿いにあるため、山を隔てた隣部落との交通、例えば、栃代と釜額、岩欠と長塩、岩欠大炊平と市之瀬、常葉と一色、波高島と大子と一色、下部と竹之島と上之平、根子と大磯小磯、北川と車田、三沢と上田原、三沢と宮原、久保と切房木、久保と水船・久保と大磯小磯などは、山越えの近道が専ら利用された。路辺には愛馬の霊を祀る馬頭観音像（碑）が建てられ、道祖神を祀って旅行者の安全を祈り、石の道標を建て旅行者の便を図ったあとも、所々に見かけられる。

駿州街道　根原―端足峠―仏峠―長坂往還―関所古関―照坂峠―芝草―車田―三沢―鴨狩

駿州街道は東河内領と駿州とを結ぶ街道で、当国巡礼二十七番本栖寺（方外院）縁起によれば「信玄公此国をしろしめし、参河の国に発向の折柄……」とある。その真偽の程は不明であるが、甲斐と駿河との貨物の輸送路としてはもちろん、旅人も多く、古関に口留の番所を設ける程、軍事的にも生活物資の移出入路としても、重要な街道であったことは、想像に難くない。「中央線の開通する以前の明治三十四、五年頃は、長坂往還は明るい松明をともしながら、夜を徹して人馬の往来で賑わったものだ」と、釜額の古老は語ってくれた。

更に駿州街道の芝草から別れて、大磯小磯を経て、大山、清水、帯那、市川大門へと通ずる古道は、間道的な存在ではあるが、帯那には番所も置かれた程の要衝の地を経た街道でもあった。

お上人道　仏峠で駿州街道と別れ、栃代を経て杉山へ至る道で、文明三（一四七一）年、大杉山有明寺を開山した富士大石寺九世日有上人が通ったことから、お上人道と名づけられたのであろう。以来大石寺住職が変る毎に、此の道を通り有明寺へ参詣するならわしとなり、杉山、和名場、栃代の三部落の代表が、七尋岩まで出迎えるという、由緒深い道でもあった。

浅間づる　栃代和名場から常葉、市之瀬へ通ずる道で、栃代川左岸を下り、和名場原から右岸へ渡り、和名場から尾根伝いに浅間神社、杵地蔵を経て、市之瀬へ、あるいは天王山を経て常葉へと通ずる古道である。

湯之奥道　今は湯之奥猪頭線という。往古は天子山脈の峠を越えて猪之頭へ通じ、地蔵峠を越えて麓へと通ずる。東河内領と駿河とを結ぶ間道として重要視された古道である。特に湯之奥金山、富士金山とを結び深いかかわりをもった道だと今に伝えている。天文十二（一五四三）年には湯之奥村佐野縫殿右衛門が、代官を兼ねて関守をも任命された古文書もあることから、重要路線であったことがうかがえる。湯之奥村の番所については次のような文書もあることから、金山の盛衰と、運命をともにしたものと思われる。

一、八代郡湯之奥村甲府より十里
右者甲州駿州之国境　此処抜道有之ニ付　矢来ニ而〆切置往来之者無之　番所番人無御座候
享保九年寅八月

勝坂峠　この道は波高嶋、上之平、常葉、市之瀬を経て、割子、奥抔、鰍沢、市川大門へと通じて、昔は役人の回村順路として、書状の継送りの道として、あるいは農林産物や生活物資の移出入の道として栄え、峠には中田屋、小松屋という二軒の茶屋もあった程だが、富士身延線の開通と共に全くさびれて、昔日のおもかげはない。

美咲様　根子から瀬戸へ通ずる山道をいう。寛永の頃までは谷あいを通ずる悪路で、牛馬の通行は絶対不可能とされていた。たまたま満福寺鉱山主赤堀重太郎は、根子村への御恩がえしとして、又鉱石運搬の道として新道開拓の計画をたて、満福寺対岸から、美咲佐和の神峠を経て瀬戸に至る道筋で、峻立する岩山を開削して行程一里余の道をつくり、根子村の住人に便益を与えたと、此の道の由緒は語っている。

観光路として　精進、パノラマ台、中之倉、丸畑、勝坂、上田原、八日市場、別に路線名はないが、明治から大正へかけて、外人観光客がよく通った道であるという。その頃の外国人は藤椅子に乗った旅行者が多く、勝坂の茶屋で休み、サイダーだけはよく飲んだと、中田屋の主人は語ってくれた。

宇野尾峠（烏能峠）　樋田車田以東から、岩間、市川大門、鰍沢方面へと通じ、特に林産物や生活物資の輸送路として賑わった峠であったが、昭和二年富士身延鉄道の開通と、昭和二十七年二月宇野尾ずい道の開通によって、全く閉鎖の状態となった。

第二節　交通運輸の変遷

一　陸上の交通

河内地方は昔から僻村が多く、米穀雑穀なども信州あたりから買い入れて、貧しい生活が営まれていたようである。幕府の番所に対する方針も時代によって変化があり、宝永二年頃までは鰍沢、黒沢の番所は、中馬の附通しが自由であったが、それ以後は自由に附通しが出来なくなって高い米を買い求めなければならなくなった。また以前は百姓馬は夜分でも通行できたので、甲府で農産物を売り、日帰りができたが、近年は夜間通行が出来なく困っていた。次の文書は河内領百弐拾壱ケ村の代表が、鰍沢黒沢の両番所に対して「中馬附通」の善処を要望した文書である。元来番所は警察的な役目を果たすべきものが、庶民の生活には大きな支障ともなった。

鰍沢黒沢両御番所中馬附通願立

乍恐以書付奉願上候

小林藤之助様御代官所甲州巨摩郡八代郡東西川内領百弐拾壱ケ村惣代并手打沢村与八外九人奉願上候鰍沢村黒沢村両御番所有之候処先年者信州諏訪松本其外在〻中馬附出シ米穀并諸色川内領迄附通仕来候処　宝永三戌年〻右中馬附通一切為致不申候ニ付米穀類払底諸色不自由ニ而自然ニ高値買入　東西川内領村〻追〻難儀至極仕候　殊ニ川内領之儀者山中谷間薄地山陰霧下之場所国中流れ落込風水旱損ニ逢候儀多分有之其上猪鹿猿等発向致　諸作喰荒実ニ米穀雑穀共払底ニ而難儀至極仕候ニ付無是非鰍沢青柳邊〻高直之穀物買取連困窮ニ落入御百姓相続難相成途方ニ暮罷在候処尚又去ル巳年申〻引続凶作ニ而小前之者共露命無覚束歎敷奉存候一躰當国中ニ茂数多御番所御座候得共中馬通路差支候御番所無御座候処　鰍沢黒沢両御番所ニ限り右中馬通路御差留ニ相成候儀者乍恐如何之儀与奉存候　殊ニ先年より川内領村〻大小豆柄荏等御年貢御上納金手当ニ甲府表へ附出賣代替候節遠路故居村附出夜分之内御番所罷通其日帰り致し候得者百姓勝手ニ相成候処是又近年夜分通路相成不申候ニ付夜明候而罷通候様ニ成行其日帰りに不相成甚難渋仕候間何率以来之儀者川内領百姓持馬者勿論信州向ひより附出候中馬右御番所無差支通行相成候様被仰付被下置度奉願上候右願之通御聞済被成下置候ハヽ東西川内領百弐拾壱ケ村大小之百姓一同相助　廣太之御仁恵難有仕合　奉存候以上

小林藤之助様御代官所

甲州巨摩八代両郡
東西川内領　百弐拾壱ケ村
惣代　手打沢村　与八
内船村　久右衛門
西島村　丈左衛門
岩間村　市左衛門
下山村　喜兵衛
瀬戸村　斉兵衛
熊沢村　萬兵衛
保　村　嘉兵衛
中野村　喜十郎
帯金村　惣兵衛

天保九戌年四月



中馬付通し願文（磯野定男蔵）

甲州から駿州への通路である湯之奥と古関には番所があったが、享保の頃には湯之奥の番所は閉ざされていた。古関の番所が設けられた年代については不明であるが、宝永二（一七〇五）年松平甲斐守が領主になり、山家村（帯那）の番所を移転復活させたものである。番人は古関、中之倉、釜額三ケ村から、百姓が二人宛勤務していた。給与は無給であったが三ケ村共高役は免除であった。明治五年五月十二日廃止となった。

関所が特に厳重に取締ったのは「入り鉄砲と出女」であったように、古関の番所の「定」の部は次のようになっている。なお他国へおもむき代官の、領内を往来する女はその所の名主の証文が通行手形であったように区別されている。

一、鉄砲出入共我等証文ニ而通事

一、当国中より他国江おもむく女有之ハ是又我等共証文ニ而可通事
一、女往来之儀東西川内領を某所名主証文ニ而可通其外ハ御代官証文ニ而可通之　尤身延山久遠寺会式ニ女参詣ハ　先規の如く久遠寺末五ケ寺之証文に而可通事
一、御番所近辺間道有之ハ私ニ往来有之由是を聞付ニおいてハ早速人を遣シ見届させ府中江可致注進事…と関所破りについては規定している

更に林金五郎書留古関番所覚帳には、次のように規模、機構が記されている。

口留番所覚帳
一、甲府より九里
八代郡東川内領古関村　村役百姓番人弐人ツヽ
番所　弐間梁三間
門　高九尺　門九尺
左右柵　高七尺五寸　右拾四間　左六間
置物　突捧　指俣　袖搦(ソデガラミ)壱本宛　捧五本
本縄　早縄　壱筋ずつ

助郷（江戸時代、宿駅の補充と保護の目的で、宿駅付近、近隣の農村に課した夫役またはその夫役を課された郷村）　江戸幕府は、開府以来幕政体制の強化と、大名統制機構の整備によって全国支配の礎が成り、国内の安定と共に宿制が整備された。宿制というのは、公用の貨客の輸送、休泊、通信のために、五街道を中心に、二、三里毎に設けて一定の伝夫伝馬を準備し、公用に使役させた。本町の旧久那土地区の各村々、及び大磯小磯村は切石宿の大助郷であり、旧下部地区の各村々と根子、瀬戸村は下山宿の大助郷であった。大助郷は定助郷に対して、行列人数の多い場合、臨時に伝夫伝馬を提供する村々で、およそ百石高に対して、二疋二人出すのが通例のようであった。しかし宿定助と大助郷の間には人足の触当について、いつも争いが絶えなかったようである。此の文書は下山村と大助郷の村々の間で訴訟沙汰までになったが、示談が成立した済口証文である。



参詣婦女通行手形

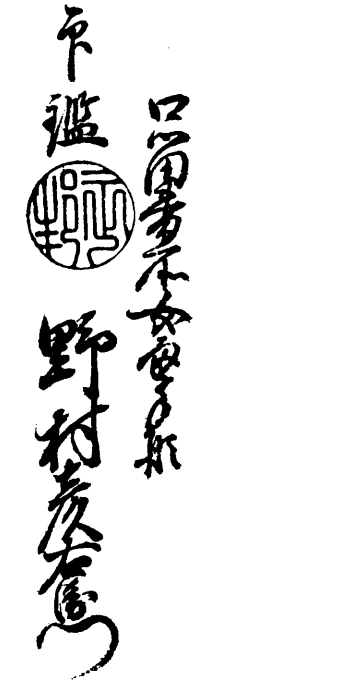

女通行手形
（他領へ行く場合）

乍恐以書付内済御吟味下奉願上候
当御代官所甲列巨摩郡下山村名主喜代平外弐人ゟ相手同国八代郡根子村外拾八ケ村江相掛リ難澁出入　以下略
一、訴訟方申上候者従前駿府御目附様　其外御用人馬継立罷在候処大助郷根子村外拾八ケ村之もの人足差出方之儀右村々惣代を以　天保十一子年其節之御支配小林藤之助様御役所江訴上及出入高山又蔵様御役所江引渡相成　御吟味中之処御通行之節者御出役有之御差支無之様御指圖被成下候旨　精々御利害被仰聞一同奉承伏　訴訟方并定助郷人足六拾五人内高掛人足弐拾八人　残三拾七人其餘之分者御觸ニ応シ壱人三人懸之積ヲ以大助郷村々江觸当陸路通行之節者差支無之様人足差出且亦東西大助郷村々ゟ隔年人足拾五人宛下山村江相詰可申　尤東河内領者正人足差出積を以拾五人丈賃銀　以来之分相渡勿論風雨等ニ而差掛リ

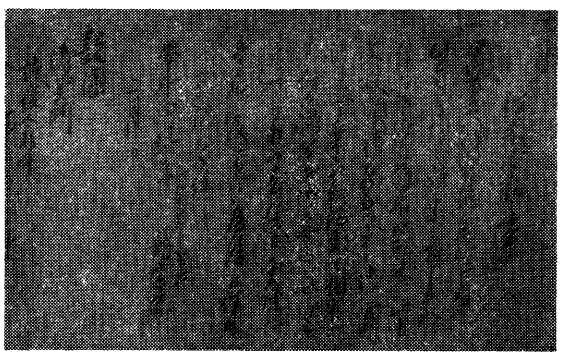

番所取締の達と往来手形之事

御荷物舟積難相成節者波高島上下八木沢帯金村江觸当正人足無差支様差出シ若川支等ニ而船越不相成節者雇揚人足仕根子村外拾八ヶ村高割を以賃銀払……

略当御代官所甲州巨摩郡下山村　小前役人惣代
長百姓　藤兵衛
訴訟方　百姓代　直蔵

安政二卯年七月七日

同州八代郡相手方
根子村　大炊平村　波高島村
瀬戸村　清沢村　上八木沢村
北川村　常葉村　下八木沢村
市之瀬村　湯之奥村　帯金村
杉山村　下部村　樋上村
岩欠村　上之平村　角打村
和田村

森田岡太郎様
市川　御役所

以上拾九ヶ村小前村役人惣代
波高島村　長百姓　丈右衛門
市之瀬村　名主　重郎右衛門
上八木沢村　長百姓　清右衛門

此の文書は、下山宿及定助郷村と東西河内大助郷村々との争いに対して、代官高山又蔵が仲裁した裁定事項である。

1下山宿及定助郷としての義務人足は六拾五人

内
・高掛人足　弐拾八人
・下山并定助郷人足　三拾七人
・六拾五人を越えた人足については、難儀な場所であるから、三倍の人足を東西河内大助郷村々へ割り当てる。

2大助郷の村々では、隔年に人足拾五人宛下山へ詰める、ただし東河内領拾五人には、正人足として賃銀を払う。

3風雪で船積ができない場合には、波高島村、上下八木沢村、帯金村へ正人足を割り当てる。

4洪水で川止めの場合には雇揚人足を頼む、此の場合も根子村外拾八ヶ村では、石高に応じて出銀する。

という内容であった。これに対して多くの人足が割り当てられて、訴訟沙汰になった。

右のような取極めによって、大助郷村々ではどのような割り当によって、人足がでていたろうか。

安政五午年　八代郡市之瀬村

御伝馬人足覚帳

九月十一日　名主　兵蔵

定メ

此度下山大助郷伝馬人足勤方之儀組頭一同相談之上相定候儀者村方廻り番ニ相勤可申候以上

安政五年九月十一日

名主　兵蔵
長百姓　重郎右衛門
同断　友右衛門
同断　久左衛門
百姓代　久三郎
同断　平助

○安政五午年九月十一日

一、三匁五ト　外壱匁七ト五厘　百姓代兼　金右衛門
一、〃　丈右衛門
一、〃　市郎右衛門
一、〃　文兵衛
一、〃　多七
外　四拾八文　舟ちん

○安政六未年九月十五日

一、三匁　和十郎
萬延元申年九月十二日夕差届ケ
一、三匁　廣兵衛

○文久元酉年九月三日

一、三匁
外三ト
外才領兼百文出　金右衛門
一、〃　五右衛門
一、〃　伊左衛門
外　四拾八文つつ

○文久二戌年六月十八日

一、才領御泊兼　市郎右衛門
一、〃　平助
一、〃　嘉吉
庄左衛門行

是ハ御代官様御陣差之節下山ゟ八日市場迄

○文久二戌年十月十二日朝参り下山ゟ切石迄

一、　次左衛門
一、　常吉
一、　佐左衛門
一、　市左衛門
是ハ御目附様

○文久三亥年十一月廿六日七ツ時下山江参り廿七、廿八の三日帰り付

一、壱匁五ト　豊兵衛
弐百四拾八文泊宿払
外四拾八文
一、壱匁五ト　茂右衛門
弐百四拾八文同断
外四拾八文
是ハ下山宿ゟ南部宿迄参り

○元治元子年五月十九日夕ゟ二十日昼迄ニ済

一、三匁　彦兵衛
一、三匁　斧右衛門
是ハ下山ゟ切石迄御伝馬明昼頃戻近場ニ付小夫共ニ如此ちん
御目附様

慶応二寅年十月五日御目附羽内庄左衛門様下山ゟ切石迄

一、　才領兼　金右衛門
一、　伊左衛門

一、
慶応三卯年八月三日
駿府口屋町御陣屋御役人様方萬沢御泊り下山へ九ツ時着　切石継
甲府御代官様御場替
一、
才領兼　市郎右衛門　佐左衛門
伊三郎　幸兵衛　善左衛門

慶応三卯年八月四日追人足同断
一、
○明治元辰年三月五日濱松様御通行之節　下山ゟ切石継
和重郎　才四郎　斧右衛門　五右衛門

○明治元辰年三月十四日掛川様御通行之節　下山ゟ切石継
文右衛門　治郎兵衛　彦兵衛　治右衛門

○明治元辰年四月十八日
藤三郎　幸吉　忠左衛門　平兵衛　市郎左衛門　幸兵衛　善左衛門　平助
茂右衛門

立人足同断

慶応辰十一月十四日
柳原右少弁様は帰京ニ付下山宿ゟ南部継

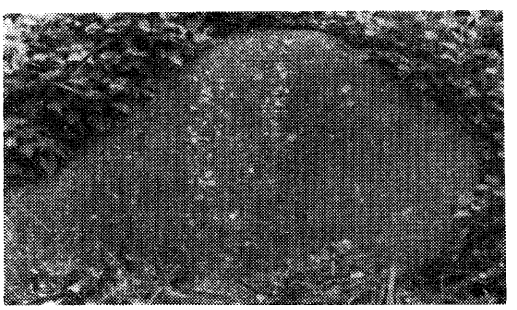

旧道標識（樋田）

艶兵衛　文兵衛　金兵衛　半兵衛　要右衛門　嘉吉　伊三郎　壱人　金右衛門　栄蔵　藤右衛門　佐左衛門　五右衛門

文兵衛　常吉　嘉吉　市郎右衛門　幸兵衛　平助　庄兵衛　作右衛門　艶兵衛　幸吉　栄蔵　金右衛門　五右衛門　佐左衛門　丈右衛門

彦兵衛
和十郎
才四郎

此節組頭迄寄合いたし組ニ而弐人つつ惣組ゟ壱人与中

○明治二巳年正月廿日　松平備中守様　当宿御泊りニ而廿一日　南部宿御通行ニ付右荷物御継立人足

善兵衛門
五左衛門
常吉

○同日依谷又右衛門様御家族下山宿へお泊ニ而　廿一日八日市場迄御継立人足

庄左衛門
伊三郎
五右衛門

右の覚帳によれば

一安政五年九月から明治二年正月まで十年と五ケ月の間に、大助郷人足として九十二名が出役している。

二公用の場合は無賃のようであるが、無料奉仕なのか、村人用として村から支弁していたかは、不明である。

三慶応元年柳原少弁様帰京の折には、市之瀬村だけでも十八人出役している全体の行列はおそらく四百人以上であったと思われる。

二　富士川の舟運

富士川の名称由来は、甲斐国志にもつまびらかではないが、本県の二大河川笛吹川、釜無川に急流早川など、数知れない支流を合わせ、行程十八里(七一キロメートル)の日本三大急流の一つに数えられた。

しかし農耕に及ぼす利得は、他の河川にくらべ比較的薄いが、ひとたび氾濫が起きれば猛威をほしいままにし、一朝にして人命財産を皆無と化す。このような脅威を幾度か繰返してきたが、その終結は誰人にも予測し得られないほど大きなものであった。

富士川の開削は、徳川家康の命を受け慶長十二(一六〇七)年角倉了以が五年間の歳月を費してなされたが、土木技術も充分でなかった当時のことを思えば、了以の苦心の程もしのばれるのである。水中に横たわる岩を砕き、浅瀬を開いて鰍沢岩渕間の舟運が開始されて以来、明治三十六年中央線が開通するまでの約三〇〇年間、甲信地方と東海道を結ぶ大動脈としての役割を果たし続けてきた。幕府の厚い保護のもとに、河岸はにぎわいを極めた。また船夫も御公儀より「御入用銀被下置」というように、手厚い保護を受けながら、育成されてきたようである。

明治八年二月、富士川運輸会社が設立され、幕府の支配から民営へと替わり、一層の繁じょうを続けたのであるが、富士身延鉄道の開通に伴って輸送量も次第に減少した。ここに時代の要求に従って新しい運輸手段に役割を渡し、就労者は見切りをつけ、他の産業へと生活を求めたのである。

○富士川舟運の始まり

南アルプス連峰から湧き出る幾筋もの支流が釜無川となり秩父連山を源とした谷川が集まって笛吹川となって盆地の辺縁を流れ、県民の生活や産業に限りない恩恵を与えている。この二大河川は西八代、中巨摩、南巨摩の郡境にて合流し、南に向かって富士川となり、東西河内の境を流れ、岩をかみ、岸を洗って十八里、駿河湾へと注いでいる。

富士川開削の目的について、日本文化史は、「幕府自ら積極的に保護し、これが交流上に於ける便宜を助けたのは、幕府直轄の貢米を江戸へ回送するに際して、費用の多い陸路運輸より低廉なる富士川を利用したことが、主な目的であろう。」と述べている。

この目的を達するために、幕府は、富士川の開削を角倉了以に命じたのである。了以は「淵石多シと雖モ舟行ル可」といい、この難工事に取り組み、どう察力とけい眼と果断によって、見事に成し遂げたのである。

永積洋子によれば

角倉了以（一五五四―一六一四）は、天文二十三年京都の医家に生まれたが、これをつがなかった。江戸初期の朱印船の貿易家であり、治水事業にも大いに活躍した。文禄の初めには、豊臣秀吉より朱印状を受け、慶長九年には江戸幕府より朱印状を受けた。了以、与市、厳昭の三代に一六隻の朱印船を安南、トンキンに派遣して活躍。治水事業として大堰川・富士川・天竜川・高瀬川などの浚渫開疎した。（注）浚渫＝どろをさらって深くすること、

このように了以は通商の才智と開削工事についての造けいが抜群に深く、偉大なる事業家であったことが、この工事を成功に導いたことであろう。とにかく了以をぬきにしては、富士川の舟運を語ることはできない。

慶長十二年以前の富士川はどのように利用されていたのであろうか。駿河風土記岩渕の条に「甲斐の檜皮、槇木等筏モテ竝に着カシム……」とある。河内地方をはじめ九筋の多くの木材は、いかだに組まれて遠く岩渕まで運搬されていたことであろう。

「御廻米之儀者格別気を附大切ニ取扱仕其外軽キ荷物タリ共飯米之多少モ積申間敷候」と三河岸（青柳、鰍沢、黒沢）の船頭に誓約させるほど深い誠意が払われ、貢米回送には行政上思いきった政策をとり、河港を築いて保護育成し、他方輸送統制にも強い力を入れたようである。



御廻米について申渡
（市之瀬桜田二郎蔵）

「御廻米」運搬については次のような事を知ることができる。

甲州は幕府の直轄の領地、すなわち天領である。ここに言う御廻米（ごかいまい）とは御城米のことであり、天領からの年貢米のことである。甲州の御城米は三河岸から舟下げによって岩渕まで運び、岩渕から蒲原まで牛馬で陸送、蒲原浜から清水までは再び船で輸送された。御廻米の輸送は「廻米仕方」というおきてがあって、それに基づいて厳重な監視のもとに輸送された。文政のころ、市之瀬村小林新蔵は、岩渕の河岸と蒲原浜の出役名主を兼ねていた。その末裔桜田一野所蔵「申渡書」には次のように書かれている。

「御廻米仕方」によって俵拵（たわらごしらえ）には役人どもを遣わして、厳重に監督し指導したものである。いつの世でも悪人は絶えないもので、清米（しょう）（上米）と偽って安値で買い集めて俵拵をしたり、悪米を元河岸へ差し出す等ふらちのないように厳しく取り締まってほしいとの達しである。

申　渡

甲州村々当辰之御物成御廻米中為立会吟味方、下役喜多川喜平次、普請役下番甚右衛門、田沢隆助被差遣候間、三河岸取締方並駿刕岩渕河岸ゟ蒲原浜迄附送牛馬値屋方共都而是迄之通相心得可被申事

一、於村々御廻米俵拵等品々之節是迄も手附手代差出世話為致候義ハ可有之候得共清米と唱安値段米買入請負俵拵いたし元河岸江差出其外不宜取斗有之哉之風聞有之候間　向後引替米等ハ勿論其外不将之義無之様為取締と手附手代急度見廻り世話いたし候様可被致取斗候

一、甲府御詰米相成候村々茂右同様可取斗候品々より右御詰米之方も立会之者被差遣候義も可有之哉ニ付急度可被心得事

一、甲州三河岸并駿刕三場所取斗方手続定書別紙相渡候間取締役并河岸之問屋其の外出役いたし名主共為心得と右場所詰所江掛板いたし置候様可被致候尤手附手代共へも右趣相心得取斗候様可被申渡候

辰九月

右之通被仰渡奉畏候早速銘々御代官江申聞候様可存候為御請奉申上候以上

辰十月五日

鈴木伝市郎手代

鮫井右一印
山本大膳手代
内田一郎印

右大貫重八郎殿　達

御廻米は幕府直臣の俸禄米であって、計画通りに輸送されることは極めて大事なことであるが、岩渕河岸の高札には次のように示されている。

定

一、御廻米元河岸より川下ケ之義一日三、四拾艘程ニ限り候間着船次第水揚いたし可申候尤船頭一同小揚為致其日限り矢来内江積入夜中河原等江積置申間敷事
但し三河岸一同積出し岩渕河岸着船致候分ハ其ノ船頭留置元河岸并滞船之場所急度相糺不取締り義無之様可致事

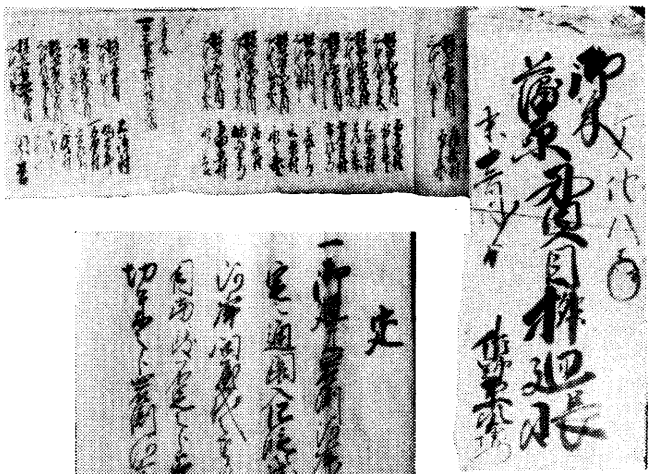

桝廻帳
上之平佐野信次蔵

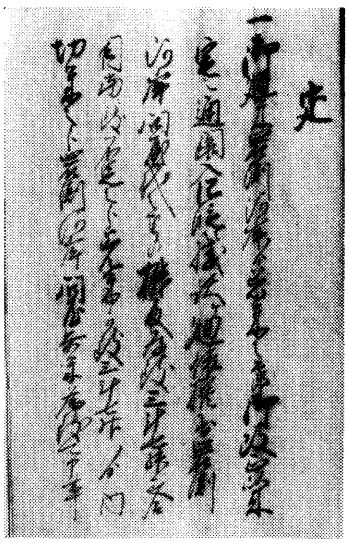

御廻米定書（市之瀬桜田一野蔵）

一、岩渕河岸より蒲原濱江附送之義牛馬出方不宜節者出役名主東西村ゟ江罷越頼立可申義者勿論毎朝明六ツ時ゟ往還筋江罷出商荷附送之牛馬差留メ可申且御廻米附送り不致候牛馬者蒲原宿ゟ商荷物決而附送り為致申間敷富士川馬越着之節者蒲原宿ゟ往来荷物附来り候馬吉原宿ゟ往来荷物無之分御米附送らせ可申候
但し　御廻米附送致候牛馬塩其外商行荷物附送り為致候蒲原宿問屋江も申渡候事

一、御廻米岩渕河岸着船之上枡廻之儀御改正以来御仕法之通百俵四撰ニいたし闇を入問屋出役名主船頭立会之上四俵撰出し升廻し改ヲ請三斗七升内に切米爾相成候分者船頭弁米為致可申候尤差米之内濡沢手米等之分切替為致右入用之儀者船頭より弁米為致可申事

一、蒲原濱江附送り之義日ゝ之事ニ付曇候節ハ是迄途中用意拵差遣シ候得共日和之様子ニ寄余慶相渡シ途中急雨有之候而も相通シ不申様取斗可申尤出役名主之中并ニ問屋代之者附添麁末無之様可致事

一、矢来内六ケ所番小屋是迄相建置番人相詰候義并御米相嵩候節者矢来外迄も積置候義ニ付定之通番差置厳重ニ為相守可申尤夜中者晴雨共出役名主矢来外時ニ見廻り心附可申事

但シ　監督方之義定法之通入念日数日積リ候分ハ折ゝ撰直シ根太附等爾不相成様別段心を用可申事

一、御米附送リ賃銭之義富士川東西村ゝ遠近爾寄増減いたし渡方有之候間去子年直雇被仰出以来出役名主賃銭払方取扱候義ニ付定法之通聊不正之取斗無之牛馬出方相進ミ候様第一相心得可申賃銭渡方不取斗之義有之候ハ、村ゝ疑惑生シ自牛馬出方相劣可申事ニ候間相互ニ吟味いたし潔白ニ相勤可申事

右之通承料得也

辰十二月

この高札は岩渕から蒲原までの仕方である。

一、一日の輸送船は三、四〇そうのことだから、船頭も使って一日の中に矢来の中へ積み込まねばならない。積み込みができない舟は、元河岸や滞船の場所を聞いて、厳重に取り締まらなければならない。

二、岩渕から蒲原まで牛馬で陸送する場合、牛馬が不足の場合は隣村まで

も出向いて頼み、かつ朝六時ころから往還に出て、蒲原宿方面から商い荷物をつけて来た牛馬を差しとめて、それに運搬させる。そのような場合には「御米をつけていない牛馬には、商い荷物をつけて蒲原宿を出発させてはならない」と御廻米の輸送を何よりも優先させている。

三、「枡廻り」といって俵の検査方法は、一〇〇俵中より四俵選び出して検査する。その結果一俵が三斗七升に不足の分は船頭に弁米させ、また差米濡れた悪い米なら、これまた船頭に弁償させるという、船頭には重い責任がかけられていた。

四、岩渕からの陸送は、日和によっては多くの荷をもたせて、お米が濡れないように心がけると共に、出役名主、問屋と付き添って監視すること。

五、晴雨にかかわらず、夜中見回りを厳重にすること。

六、牛馬報酬の賃銭は、牛馬の出し方にも影響するので、疑惑がおこらないように潔白に勤めなければならない。

というようなことが、高札の内容である。

次に治水と水運の歴史をひもどいてみると次のようなことがうかがわれる。

領主の財源は年貢である。富士川舟運の最大の役割は御廻米の輸送であった。河内路は難所が多く、普通の道路で人足一人の場合は二、三人、馬一頭は二、三頭用意しなければならなかった。牛馬でも米二、三俵運ぶに過ぎず、更に馬方牛方が必要である。ところが舟運によれば船一そうに三拾弐俵を限度として運搬することも可能であり、更に時間的には、当時の陸上輸送とは比較にならない程速く、運賃も安く、能率的であった。

甲州米とよばれた年貢米は、殆ど甲州代官所（甲府・市川大門、石和）に納入されたものであった。信州諏訪領、松本領、甲州の田安領のものも含めて、年平均四―五万俵が川下げされた。三河岸までは陸路を荷車や牛馬で運搬、石和・韮崎方面からは笛吹川、釜無川を利用して「近番船」という小舟で集めた。三河岸からは笹舟または高瀬舟に「甲州御城米」と書いた日の丸の旗をなびかせながら岩渕まで下った。これは公用船の標識であり、他の舟と区別するためのものでもあった。

岩渕までの下りは三～四時間、溯航には一隻に四人立て、人力で岸を引き綱で引いて上がったので、四日半から一週間を要した。さんまなど生ものを積んだときは、夜中でもひいて上ったので二日で到着した。

岩渕に着いた年貢米は蒲原浜まで陸送、再び船積みされて清水まで回送し、更に千石船で江戸まで回送された。千石船には一八〇〇俵から一九〇〇俵を積載して、八日半で浅草蔵前に到着した。

米の輸送は十一月下旬から翌年三月ごろまでで、米以外には、穀物・木炭・寒天・生糸・タバコ・綿糸・ブドウなどが下り荷の重要荷物であり、上り荷の食塩（年間三〇―四〇万俵）は御回塩とか御入塩といい、市川代官の統制下で行われた。その他塩魚・陶器・砂糖・畳表・石油などであった。鰍沢は甲信地方の門戸であった。富士川の高瀬舟は四人乗り、二六俵から三二俵で、旅客の定員は一五名、荷物は二四個、三六〇貫が規則であった。駿州境には十島の口留番所があって、上下の積荷改めを行い、密移出や旅客を厳重に監視した。明治の最盛期には静岡県に三〇〇隻、山梨県に八〇〇隻の舟が就航していたという。

了以は備前の国秋山から舟人四人を招いて、舟造りの手工技術、及び舵と艫の使い方等を教え、輸送に備えて船夫を養成した。船夫を志した人達


岩淵蒲原間陸路駄賃帳


御城米の旗（桜田一野蔵）

の多くは、富士川流域に住み、幼ないころから富士川とともに過ごし、いわば富士川育ちの人達で、積極的にこの訓練を受けた。

「旅客商人の船賃等は、皆角倉氏の所定にして、今に旧慣に仍ると云云」

甲斐国志に記されているが、富士川の舟賃は、了以の資本的発想に基づいているのではなかろうか。ともかく了以の努力と苦心には幕府も大いに期待し、貢献度も非常に大きかったということではなかろうか。

○舟運と河岸（甲斐国志より）

・河津　河岸

「黒沢御米蔵　石和役所支配下諸村の貢米ヲ置ク、番船百五艘、東河内領諸村の附船ヲ支配ス　高田村ニモ弐艘アリ　此ノ河岸ノ船ハ総テ船首ヲ黒塗ニシテ識トス　近番船弐拾艘　近番ハ上流諸村ヘ運送スル船ヲ云運上永弐拾九貫五百文、凡九筋ノ貢米津出ハ百姓ノ所役ナリ　此三処ヨリ船ニ積シテ駿州ノ巌渕ノ河岸ヘ運送ス　一艘ニ米三拾弐俵ヲ積ム賃永四百八拾文官ヨリ給フト云」

三河岸を元河岸ともいう。元河岸には御米詰蔵を建てて年貢米を納め、各河岸の支配下の村附船の艘数を定め、此処から駿河岩渕まで年貢米を回送した。

幕府は重要なる年貢米回送に奉仕する河岸には特権を与え、御米詰蔵に納められた米一俵につき一文を番賃として下され、敷地は除地として免租して保護を加えてきた。

富士川流域には数か所の河岸、津出し場を置き、波高島村にも河岸がおかれた。河岸には役人を常置しておいたのではなく、その都度御出張りになったようである。河岸、津出し場以外の所にて、みだりに積荷、荷上げは固く禁じられていた。河岸、津出し場と呼称は異なるが、性格は全く同一の役目であったといわれている。

積荷舟の運航

引き舟は、青苧で造った索縄を船首に結び、末端は輪をつくりて胸のあたりに掛け、二人がうつぶせて瞬時も油断することなく、こん身の力をこめながらつま先立てて引き船したのである。一人は船内にあってさおにて障害をよけながらこぎ、一人は河の中にあって太きさおを舳にある穴に通し、両肩にて担ぎ押し上げた。深い所は船に乗ってさおでこいだ。

「舟を引く者嶮岨をもいとわず上り、断崖絶壁にあえば索縄をたぐり、岩石を飛走して舟に跳び乗る様は、あたかも猿猴の梢を伝うる如くであった」と古老は今に伝えている。

追風に帆が使用されるようになったのは、いつの時代からかは定かではないが、むしろの帆が布の帆にかわったのは明治初期（一八七五年）のころからだろうといわれる。三大急流といわれた流れの中で、風に帆をはらませながら上る風景は、まさに一幅の絵のようでもあったろう。舟運盛りの頃は「舳艫千里」といわれ、甲駿の大往還としてにぎわった。

貢米回送の船積みの船底には、大竹（目通八―九寸）を敷き、その上に三十二俵を積み、その上に菰をかぶせて水濡れを防いだ。この菰も農民から徴収したものであるという。

富士川一八里の中で唯一の景勝は屏風岩である。屏風岩は富士川と早川との合流点で、あたかもびょうぶを立てるごとく地層が走り、自然がかもす美観は、見る人をして驚嘆せしめたのであったが、また随一の難所でもあった。

濁流早川が屏風岩に激突、激流となってほとばしるその下が、波高島の川岸である。波高島の河岸は商業的輸送が多く、積荷、荷上げで一日中忙しく、富士川通船の要地としてにぎわい、出入りする舟は八百余艘ともいわれた。

波高島河岸に運ばれる貢米は、上野平村、常葉村、市之瀬村からであり、遠くは古関村から運ばれた記録もある。運ばれた貢米は、お出張りの役人、手付、手代、郡中総代立会いの上、厳重な検査を受けたあと川下げされた。富士川舟運開始前の移入路は、沼津から中道―芦川往還で、人の背や馬によって運ばれた。

波高島河岸からの積み出しは、こうぞ、みつまた等を市川大門村へ製紙（和紙）の原料として運んだ。その量はばく大なものであった。こうぞ、みつまたの主な産地は東西河内の諸村で、山畑に栽培されたのである。

笹舟と御帳面舟

富士川に就航した舟を笹舟とも、高瀬舟ともいい、底板が平らであった。笹舟については、享保一五（一七三〇）年の記録による「富士川小廻船詳細図」にて知ることができる。

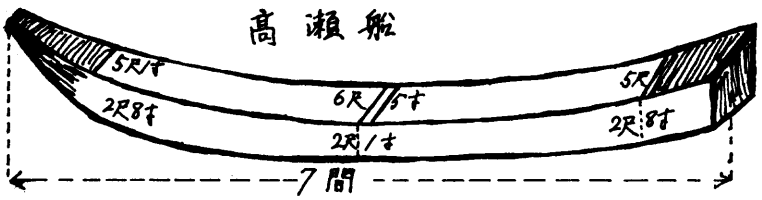

高瀬船

「其の舟の制は長さ七間、舳艫三間より三間一尺迄にして、其の幅、艫梁五尺一寸、中央六尺五寸、軸梁五尺三寸、深さ艫舳二尺八寸、中央二尺一寸、用材はすべて樅の薄板をもって之を造る」とある。享保年代（一七三〇）から船体の改造進歩は見られなかった。「小廻り船」とは、海上輸送をする大型船に対していわれたが、船材は樅の木が最適である。天明明細帳に「前略右帳面船百五艘打立申候材木樅木前ゝ御料所東河内領方々御林山云云」とあるが、御公儀より下さる材木は、搬出も容易なことから東西河内が産地とされていた。樅木は破れ難く、水中にても強く、かつ軽いという特徴をもっているからである。

船造りは専門の船大工（ふなばんじょう）が造る。船板は一寸余りの樅板を使用する。くぎはかじ屋が一本一本打った特殊なもので、幅三分余り、長さ三寸余りのものを使って組み立てられた。浸水箇所にはひのきの皮で作った「まきわた」を詰め、浸水を防いだ。

船を造る場所を「船丁場」といい、御公儀御役人の監督下で造船作業が行われた。造船に従事した船大工、きこり、木挽き職人等はそれぞれ扶持米、みそ、塩を与えられて保護されていたようである。

黒沢河岸附船は「御公儀ヨリ船木被下新造船打立テ」と御公儀のお改めを受けた。この船を公用船または御帳面船といった。波高島住民も拾艘の御帳面船を持っていて、波高島の人々はもちろん、上野平村の人達の中にも船稼ぎに従事した人は数人いたという。元河岸、黒沢河岸附船は船首を黒く塗ってあり、波高島村住民のもつ船も、すべて船首を黒く塗って、黒沢河岸附船として公用輸送にあたっていた。

波高島にも船丁場があって、近村から船大工職人が集まり、朝早くから日暮れまで働いていたというが、今はその家屋敷すらもつまびらかではないが、今も「船ばんじょう」と呼ばれる家があって、当時をしのばせてくれる。

船夫のくらし

船夫には舟木、船具一式、新造船打立御入用銀のほか、船下げ賃等に厚い助成と保護を受け、「板子一寸下は地獄」とはいわれながらも、「よい越しの金は持たぬ」とまでいわれるほど生活は豊かで派手で、一般住民のせん望の的であった。

富士川の舟運は年々盛んになり、はなやかな時代は永く続いたが、幕府は改革の度ごとに保護をゆるめ、御帳面船にも運上金として税金が課せられ、舟木くだされも天保元（一八三〇）年から廃止となり、舟下げ賃も年季五年ごとに下げられた。更にはん濫の度ごとに河底ざらいを行ったが、始めは御公儀の立て替えであったものが、後年には河岸や船夫の負担となって、河岸も船夫も公用輸送にのみには頼っていられなくなった。

船夫の履き物を足半（あしなか）といい、普通の草履の半分くらいであるが、船夫にとってはまことに履き易い草履で一日に六・七足くらいは作ったであろう

か。河で働く者の生活の知恵であるといえよう。雨降りの日や川止めの日には、草履やわらじを作ってたくさんつり下げておくことが、自慢のたねでもあった。船夫の食事を運ぶ飯櫃をヒルマ桶といい、四人で食べる二食分と、ほかに副食物や食器類を入れるので二重の入れこしになっていた。これを網で作った袋に入れ、肩にかついで運んだ。

波高島河岸とその周辺

波高島河岸の周辺は、富士川の中でも川幅が最も広く、こう水が一度おこれば早川の濁流は河原一面を覆い、その水勢はものすごく、富士川の流れを止めんばかりの勢いで屏風岩に激突して岸を洗うので、その都度河岸は移動して難をのがれてきた。このようなこう水の度ごとに河瀬はかわり、波高島とともに下山村もその被害を受けてきた。流域の住民は、飯富から上流を国川と呼んでいるが、こう水の色を見て国川のはん濫か早川のはん濫かを判断できたともいう。



波高島の横渡し

波高島河岸下流には、常葉川が合流する所に大きな岩が突き出ている。ここを「マナスの鼻」といい幾度か破船した難所として、船夫達からは恐れられていた場所である。マナスの鼻は富士川の濁流を受け流しているので、その下流ではは ん濫による災害はかつて皆無であったといわれる。

富士川は一級河川に指定され、護岸工事もほとんど完備に近いまでに整備されて、水害は全く稀有な出来事になった。早川の水は発電に取水されて、昔日のおもかげはない。

波高島には「かわぎし屋」とか「港屋」など当時舟運でにぎわった河岸をしのばせる屋号とか、近村近郷から移住して出身郷名を屋号とした船宿、居酒屋などがその名残をとどめている。

波高島河岸と時代の変遷

波高島河岸には、対岸の下山村へ渡る横渡し船があった。往古より波高島で支配運営してきたが、東西河内領を結ぶ重要な交通機関であった。渡船の発着所を「渡し場」といい、出水の都度場所を変えるということもしばしばあった。人命にかかわる業務だけに、船体、積載量などについていろいろな制約もあったことが、次の免許願いからも知ることができる。

渡船免許願

山梨県西八代郡富里村
高野丈左ェ門
高野玉三郎

一、免許年限
明治参拾六年四月壱日ヨリ明治四拾六年迄拾ケ年
一、河川地及渡津ニ関係アル市町村名等
河川地ハ西八代郡富里村波高島地盤字下川原ニシテ　富士川流域ヲ同村波高島ヨリ南巨摩郡下山村ニ通ズル里道ニテ
富里村下部温泉浴客　古関　中之倉　瀬戸　本栖　南都留郡全部　市之瀬郵便局ヨリ下山村郵便局向ケノ郵便逓送人
一、人員、諸車ヲ種別シタル各賃銭表　并ニ壱週歳収支豫算書
人　壱人　金弐銭　但拾歳迄無賃　拾歳以上拾五歳迄壱銭
馬　壱頭　金五銭
籠　壱挺　金五銭
壱週歳ノ収入金　壱百円
壱週歳ノ支払金　弐拾五円
一、渡船乗下船場ノ構造
乗下船場ハ石ヲ以テ積立テ　乗客ノ差支ナキ構造ヲ為ス。

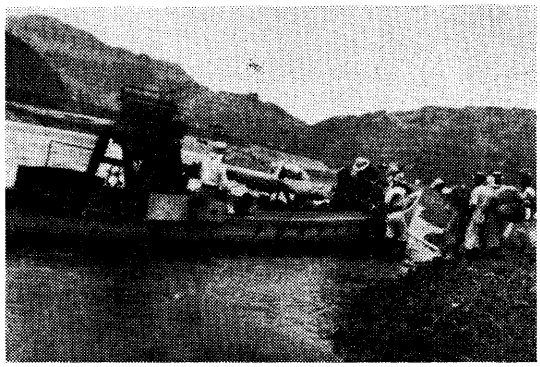

富士川をのぼる飛行艇

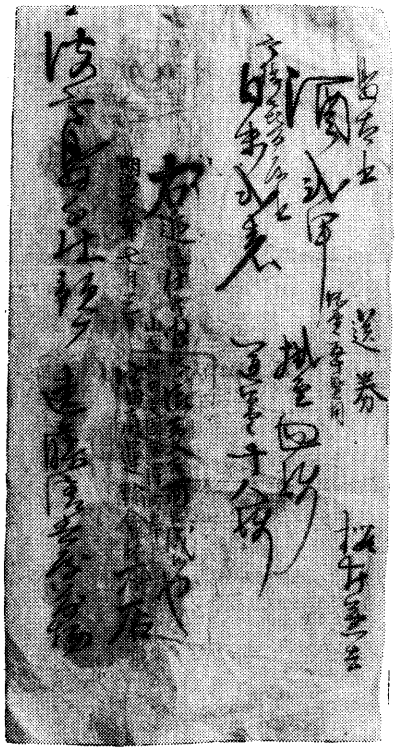

富士川運輸会社の送券

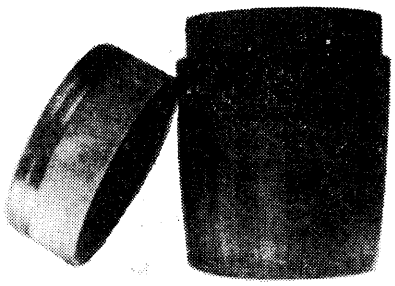

船夫が用いた，ひるまおけ

一、渡船ノ内径寸尺構造ノ概略及人馬諸車積載量

渡船ノ船体ハ木ノ壱寸板長サ五間ヲ以テ構造シ横六尺ニシテ　人拾弐人　牛馬壱頭　荷物ハ百五拾貫目

一、渡守ノ人員高水ニ増員スベキ見込人数

平素弐名　但シ高水弐尺増水ニ付壱人増シ　四人迄ハ増員ヲナシ渡船ナスモ其以上ハ越渡ヲナサズ　以下略　右

明治三十六年三月三十一日

高野丈左ェ門

高野玉三郎

山梨県知事　大山綱昌殿

右のよう渡船営業は許可制であった。渡賃は次のように変っている。

年代	明治二年	大正十一年	昭和弐年
一、人　壱人	金　壱銭	金　五銭	金　拾銭
一、牛馬　壱疋	金　参銭	金拾五銭	金弐拾銭
一、自転車　壱台		金　七銭	金　弐銭
一、駕籠　壱挺		金拾五銭	
一、人力車　壱台		金拾五銭	金弐拾銭
一、馬力　壱台			金七拾銭
一、小車　壱台			金弐拾銭
一、荷車　拾貫目			金　弐銭

明治三十六年の記録によれば、一ケ年間に利用した人数一万百九拾四人、牛馬拾頭、駕籠拾三挺と記され、多くの利便をあたえた。

尚渡船については次のように規定している。

区営渡船規定　（昭和二年）

第一条　当地ヨリ対岸下山ニ通ズル渡船場ヲ監督スル為監督者八名ヲ置ク

第二条　渡船越立ノ為　越立人十二名ヲ置ク

第三条　監督者ハ区長代理者　区会議員ヲシテ服務セシム

第四条　越立人ハ通船業ニ従事シ　其経験ヲ重ネ　労力ニ堪エ得ベキ者ト認ムル者

第五条　監督者ハ壱日壱名トシ越立人ハ壱名　若シクハ弐名　三名ヲ使役セシムルコトアルベシ

第六条　監督及越立人ハ五日毎ニ交替スルコト

第七条　勤務時間ハ黎明ヨリ黄昏ニ至ル迄トス

第八条　船体ノ保護ハ其日ノ越立人ハ翌日他ノ越立人ニ引渡ス迄ハ其ノ責ヲ負ウ　但シ暴風雨大出水ノ節ハ安全ノ場所ニ繋留シ保管スルコト、斯カル場合ニハ人員増加ヲナスコトアルベシ

第九条　越立人ハ監督者ノ指揮ニ従ヒ従業スベキモノトス万一其命ニ反シ通行人ニ迷惑ヲ蒙ラシムル時ハ　解雇使役セザルコトアルベシ

第十条　監督者ノ日給ハ金壱円五拾銭トシ越立人ハ金弐円ト相定ム、臨時ニ雇入ルルモ越立人ハ同当ノ日当ヲ支払フモノトス

第十一条　一日ノ収入金ハ監督者ニオイテ取纒メタル内ニテ　其ノ日ノ日当ヲ支払ヒ　残余ハ区長ニ納入スベキモノトス　若シ収支償ハザルトキハ　区長ニ要求シ支払ヲ為スベキモノトス

第十二条　渡船賃ヲ定ムルコト左ノ如シ

人	壱人	金　拾銭
人力車	壱台	金弐拾銭
小車	壱台	金弐拾銭
馬力	壱台	金七拾銭
自転車	壱台	金　弐銭
牛馬	壱頭	金弐拾銭

荷物ハ拾貫ニ付金弐銭トス

などと細かく規定されていた。これらの資料によって、どのように運営されていたかが理解できよう。なお常葉川、栃代川、下部川等各河川沿いで伐採された材木は、流れを利用して波高島へ集材した。集材された材木はいかだに組まれ、二、三人が上乗りし、後方にかじを付け、たくみな操作によって岩淵まで運ばれたことが次の川触で知ることができる。

川　触　甲州湯之奥村字不動山御林ゟ下部川通波高島村夫ゟ富士川通枝川ことも　両縁村ゝ清水湊ゟ海岸通江戸深川木場迄

御　領
私　領
寺社領
右川附村ゝ　名　主
組　頭

甲州八代郡湯奥村字不動山御林ゟ檜栂樅槻御材木江戸廻シ之儀　深川木場町萬屋和助江申付　川下ケい多須間　右場所ゟ下部川筋波高島村富士川通枝川とも両縁村ゝ清水湊迄　夫ゟ海岸通江戸深川木場迄廻木い多須ニ付　川丈出水又ハ海上難破船等ゝニ而散乱木有之節ハ川附村ニ早速罷出紛失無之様大切ニ取斗其所江集置最寄御代官江注進いたし　可受差図　若隠置ニおいてハ可為曲事もの也

但政番所　無上之積

天保十一年子八月

忠　次　印
善　左　印
幾　三　印
又　兵　印

追出　長　門
同　遠　江
頭　下飛弾
集人

御材木並敷木丸太共極印　切判左之通

㋝　御材木極印　㋕　敷木極印
㋭　同切判拳　㋬　切判拳

追而此触書早ゝ相廻シ披見之上　村ゝ役人共清書相添　留ゟ小林藤之助江戸御役所に可相返候

右御触書本紙者　油紙包之上印封ニ而相廻シ候条　本紙拝見いたし度村方者開封いたし大切ニ取扱　其訳委細請書ニ認入　如元封其所役人印封いたし　不限尽夜刻附ヲ以早々継送リ留ゟ江戸下各向柳自分役所江可相返もの也

子九月二八日

小　林　藤　之　助㊞

甲州湯之奥村字不動山御林ゟ下部川通波高島村夫ゟ富士川通枝川ことも両縁村こ清水湊ゟ駿河伊豆、相模、安房、上総　下総国こ海岸通村こ江戸深川木場迄

以上の触書によって次の事がわかる。

1湯之奥村字不動山の御林の材木は、深川木場町萬屋の和助によって、川下げをする。

2下部川、富士川を経て、清水から海路深川の木場まで運んだこと。

3川の出水、海上難破船等があって、若し流木を発見した場合には、各村々では散乱しないように集めておいて、代官所の指図通りにする。

4材木には極印（幕府産出の材木につけ焼印）や切判（材木仕出し業者や年次を明確にする印）がつけてある。

湯之奥村の不動山御林の檜椹樅槻などの材木は幕府の直営事業として伐採や搬出がなされていたのであろうか、とに角すばらしい良材があったことだろう。

明治八（一八七五）年二月、富士川運輸会社の設立によって、同会社の波高島分社がおかれたので、渡船業務はすべてその支配下にはいったのである。運輸会社になって、営利を基調とした業務の拡充は、船の出入りも激しくなって、幕府支配下の河岸にくらべてより繁盛したのであった。

明治三十六（一九〇三）年六月には、中央本線が甲府まで開通して、旅客が多くなり、積荷、荷揚げに多忙を極め、波高島の多くの人が河岸稼ぎに出て、上り下りの船の着く時は旅客、船夫を交えて大変にぎわい、活気あふれる河岸であった。

時代の進運に伴い、身延鉄道も次第に延長され、大正九（一九二〇）年五月には身延駅が開設されるに及んで、船の姿は次第に減少してきた。代わりに飛行艇なるものが就航したのは、大正十三（一九二三）年であった。

当時、身延、鰍沢間の運賃は一円八〇銭であった。飛行艇の運行が広告されるや、その当日より数日間は、富士川沿いの河原には弁当持参の見物人が満ちて、中にはプロペラの風に倒される者も出たほどであった。飛行艇は笹舟に発動機を取り付け、頭上には九尺（約三メートル）のプロペラが回転し、その爆音と震動は耳をつんざくばかりに激しく、艇内は話もできないほどであった。運賃が高く、その乗りごこちは不評をかい、昭和二（一九二七）年就航わずか三年にして、運行中止の止むなきに至った。

重要必須とまでいわれた「渡し船」も、道路橋梁の改修整備と交通機関の発展という時代の流れには抗しきれず、何百年かの長い間地域をうるおし、重大な役割を果たし得ていつの間にか消滅し、昭和三（一九二八）年富士身延鉄道の全線開通によって、東海道本線と中央本線とに接続するようになった。

甲州に文化をもたらし、経済的にも重大な任務を果たした富士川の舟運は、交通史への大きな一ページを残して、三百二十有余年の歴史の幕を閉じ、ここに全く終息したのである。交通史共通の哀歓であろうか。

三　鉄道とバス

(一)　富士身延鉄道

山梨県は周囲を山に囲まれた内陸県であり、交通運輸関係については、徳川時代の初期から明治の中期にかけて、いわゆる「三道一水」といわれ、陸路では、甲州街道、信州往還、鎌倉往還とこれにつぐ駿州往還（河内路）駿州中道往還などの街道が陸上交通の主要路となっていた。

水運では、日本三大急流の一つである富士川の通船が主であった。

一方、東海道線は、明治二十二（一八八九）年六月沼津―豊橋間が開通、中央線は、明治三十六（一九〇三）年に東京甲府間が開通したが、この両幹線を結ぶ日本横断の動脈である富士身延鉄道は先輩各位の卓見と努力によって、昭和三（一九二八）年に至ってようやく実現したのである。

中央線開通のころ、これと東海道本線の連絡線として、甲府―岩渕間が政府においても計画されたといわれるが、明治三十七年の日露戦争などのため日の目を見ることはできなかった。

明治二十八年、三十三年の二回にわたり、中央線敷設の功績者若尾逸平

が中心となって、富士川鉄道株式会社を設立するなど、民営で建設を企画したが、これまた実現には至らなかった。

陳情書

今般私設駿甲鉄道会社ヲ設立シ甲府岩渕間ヘ鉄道敷設相成候ニ付テハ当地方ヘモ必定一ツノ停車場御設置相成ルベクト推考仕候ニヨリ該場位置便否得喪ノ義ニ付地方人民ノ意向尤ニ陳情仕候間深ク実地御調査ヲ遂ケサセラレ相当ノ地ヘ御設ケ相成度依テ上陳仕候

私共各村落中鴨狩津向村久那土村古関村富里村ノ内七ト通落居村ノ内熊沢組山保村ノ内三保堀切ノ諸村ハ従来鴨狩村ノ回漕店ニ依テ貨物輸出入致シ来リ候義ニシテ同所ハ富士川沿岸鰍沢ヨリ岩渕間ニアル各同業中ニテモ指折ノ回漕店ニ有之候別シテ自今鉄道成功ノ後ハ南巨摩郡村ノ内ニテモ西島村静川村飯富伊沼八日市場ノ組合村大須成村其他早川入リノ諸村ハ孰レモ鴨狩津向村ヘ接近ノ村落ニ御座候得バ停車場ハ同村ヲ以テ尤恰当ノ位置ト確信仕候而シテ岩間村ノ如キハ較人家櫛比連綴ニシテ田舎間ノ輻湊地タルヤノ外観有之候得共周囲部落ヨリ諸般ノ事綜合スル等ノ実稀少ナルノミナラズ以上各村区域全体ニ対シ北方ニ偏倚シ随テ貨物運搬ノ便利宜シカラズ右ハ従前同村ニアル回漕店ノ貨物出入表ニ就テ調査スレバ事実明瞭ナルモノニ御座候到底鴨狩回漕店ノ十分ノ一ニダモ足ラザル義ニ有之独リ同村ヲ便利トスル村落ハ居村ト楠甫村落居村ヲ合セテ僅ニ数村ニ過キズ人員ノ集合ニ至ッテモ又同断ニ候是等モ乗船切符発行ノ多少ニヨリテ判然タル義ニ御座候停車場ノ位置ハ鴨狩津向村乃至久那土村両村ノ中ヘ御設置相成候様我々人民一統翹企切望ノ至リニ不堪義ニ有之候同地戸口ハ共ニ岩間村ニ比スレハ較寡キカノ観相有之候得共第一鴨狩村ハ富士川畔上下自在百貨運送ノ便アルノミ無之各村ニ通達スル便宜上至極軽捷ニシテ是ヲ換言スレバ四通八達地トモ可謂場所柄ニ有之前述各村ヘノ自他往復ハ勿論各産物ノ輸出品各購入品ノ輸入等一切萬般鴨狩津向村及久那土村ヲ経由セザル可ラザルノ要地ニ御座候

前述ノ次第深ク実際御調査被為遂特殊ノ御詮議被為尽前書両地ノ中ニテ御見立将来地方多数ノ人民便益ヲ蒙リ候様被成下度不顧忌諱陳情仕候尚別紙図面并ニ客年中鴨狩回漕店ニ於テ取扱候貨物輸出入実際取調書相添此段奉上陳候　敬白

西八代郡久那土村村長　河西正平
西八代郡古関村村長　渡辺伊左衛門
同郡鴨狩津向村長　塩沢春作
南巨摩郡伊沼村外二ヶ村　組合村村長　佐野重直
同郡静川村村長　渡辺宗十郎
西八代郡落居村熊沢区区長　伊藤初平
同郡山保村三保区長　保坂貞造
同郡山保村堀切区区長　前島久吉

しかし二十八年の敷設計画は相当進展したものらしく、当時久那土駅の設置場所を有利に導くため、鴨狩津向、久那土、山保村の三保、堀切の三区ならびに南巨摩郡伊沼村外二ケ村、同郡静川村が強力な同盟を結び、鴨狩津向村または久那土村の三沢地区に設置の運動をした文書が残っている。

その内容をみると、鉄道側では設置場所として岩間地内か鴨狩もしくは三沢地内のいずれかを考えていたものらしく、同盟は、富士川沿岸の鰍沢より岩渕間に営業している多くの回漕業者の中でも鴨狩村の回漕業者は、貨物移出入が多く、また富士川乗船切符の発行が多く、且つ南巨摩郡の西島村、静川村飯富、伊沼、八日市場の組合村にも近接していることを強調した陳情書を提出している。また鴨狩津向、久那土両村は、三沢区の長松

院に仮事務所を設け、費用の負担金を決めている。

また富里村字波高島では、停車場敷地として、熟田一畝歩につき三〇円、芝地一畝歩につき二〇円で譲与することを決めているところを見ると、この時の計画がかなり具体化していたことがわかる。

このように民間から鉄道敷設の運動と要望が盛り上がるにおよんで、山梨県議会においても、明治三十三（一九〇〇）年十二月、時の内務大臣に対し次のような意見書を提出して、その実現をうながしている。

甲府岩渕間鉄道の速成を請う意見書

山梨県下甲府より静岡県下岩渕に至る鉄道路線は、鉄道敷設法において第二期に属するも元来本線は東海道線より中央線に通じ、更に中山道線及び北越線に通ずる連絡線たるのみならず、其南端は特別輸出港たる清水港を控ゆるの故に、東海、東山、北陸諸道を連絡して地方産業の発達を促進し、国家経済に利益を与ふること極めて大なり。加えて本線の工事は平易にして工費も小額なるをもって本線を竣成せば之に由て現に起工中なる中央幹線の準備線として鉄道経費にも多大の便利を与ふるものなりと確信す。

政府はさきに事の緩急を謀り第二期線に属する篠井線を第一期に編入したる例あり、而して本線達成の急務なるは決して篠井線に譲ることなく、希くは国家経済のため将また沿道各村のため、本線工事を達成するの計に出られ度、府県制第四十四条に依り意見書呈出致候也

明治三十三年十二月十六日

山梨県会議長　野口英夫

明治四十二（一九〇九）年には東海道線の岩渕、鈴川両駅の中間に富士駅が設置され（地元である加島村は村の中心地にできた駅であるから加島駅を主張し、猛烈な陳情を行ったらしい。開業の五日前村長が送った開業記念祝賀会の招待状にも「加島駅開業に伴う云々」とある）甲駿を結ぶ新しい起点として脚光を浴びることになる。

明治四十三年三月衆議院において、「甲府より岩渕に至る鉄道急設に関する建議案」が通過し、いよいよ建設の機運が熟した。翌四十四年には中央線甲府―名古屋間も開通し、両幹線を結ぶ身延鉄道の重要性は富国強兵、産業振興の国策や軍事上からもますます強まった。

㈠富士身延鉄道株式会社の設立と敷設工事

このような機運のなかで、富士馬車鉄道の開業により富士川舟運利用に変化が現れた。

明治末期の四十三年には富士鉄道が富士―大宮間（現在富士宮）に開通、初の蒸気機関車がレールの上を走り、人々をおどろかせたが、このころになって、ようやく静岡・山梨両県出身の財界・政界人の動きが活発になり、明治四十四（一九一一）年六月二十二日、小野金六を代表発起人として、資本金四百万円で富士身延鉄道株式会社が設立された。

富士身延鉄道の建設は、大正二年から第一期工事として富士―身延間の工事が始まった。鉄道会社としては富士川西岸、現在の国道五二号線に沿ったコースを計画したが、土地をつぶされる地主の猛反対にあい、止むなく富士川東岸の山沿いコースに変更した。

この工事は地盤が悪く、トンネルや橋梁の連続で非常に難工事であったうえに、水災などの障害、加えて第一次世界大戦による物価高騰、資材の値上がり等、あらゆる困難に悩まされ、遅々として進まなかったが、ようやく大正九（一九二〇）年五月十八日に富士―身延間が開通した。

第二期工事の身延―甲府間の建設は、経営難から一時会社が放棄するなどの曲折があり難行した、政府は第一次世界大戦後の全国鉄道計画のなかで甲府―身延間の重要性を認めこれを採択、大正九年の臨時国会において、国の手によって敷設することを決定した。しかし当時の緊縮財政方針で予算が計上されず、結局民営により建設することになったのである。

大正十三（一九二四）年工事を再開して、昭和二（一九二七）年には市川大門まで、翌三年三月には待望の甲府までが全線開通をして、東海道と甲州



業務委託反対集会（久那土駅頭）


湯川鉄橋架設工事（波高島地内）


英霊無言の帰還

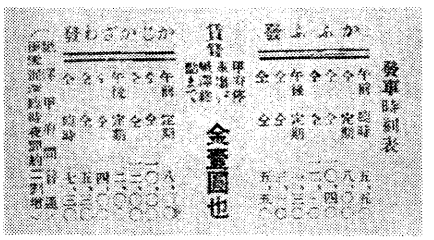

鉄道馬車時刻表

街道を結ぶ大動脈が完成したのである。大正十三年工事を再開して完成まで五カ年、工事着工より実に十五か年余の歳月を要し、幾多の難工事を切り抜けてきたが、この間尊い人命を失うなど犠牲者も多く出している。

こうして身延線は、表日本と裏日本を結ぶ重要路線として、期待をにない開通はしたものの、駅員の確保、乗客の誘致に苦しみ、経営はいつも火の車であったという。機関車、貨車、客車等すべてが国鉄の中古品であった。列車編成は殆どが二両編成で、せいぜい三両編成がやっとであった。運賃は甲斐常葉―下部間が大人で九銭、甲斐常葉―甲府間は一円五銭で大人の一日の日当が一円そこそこの時代であるから、相当な高値であったことが伺える。従って乗客は少なく、一区間を乗る旅客には敬遠されるのも無理はなかった。

昭和三年三月三十日、甲府―富士間八八・一キロメートルの全線開通と同時に電化されて、全線、電気機関車による運行が行われた。これにより東海道、中央両線との連絡が容易となり、一段と利便化された。

富士身延鉄道が全線開通するまでは、甲府へ行くことは大変なことであった。勝坂峠の茶屋が、旅人の疲れをいやす一服の場であったこともよく理解出来よう。旧下部地区の人々は勝坂峠を越え、久那土、岩間、楠甫の村々を経て砥坂の渡船を渡って右岸へ移り、鰍沢までの行程約十五キロを歩いた。鰍沢からは更に鉄道馬車に乗って約四時間、甲府へ到着するまでには都合七、八時間を要した。従って甲府は一泊の旅の地であった。しかし開通後は一時間余りで誰でも行けるというだけに、沿線の住民は基より、陸の孤島をかこっていた、峡南の村々の悲願がようやく実現したわけで、当時の感激はまたひとしおであったと思われる。

この開通によって旅客、貨物輸送はこの富士身延鉄道がほぼ独占するところとなり、産業、文化、教育、観光の各面において、めざましい発展を促す要因となったのであって、我が町にとって、まさに新しい時代の夜明けであったといっても過言ではない。

富士身延鉄道の各駅開設年月日

| | | |

・明治三十三（一九〇〇）年十二月山梨県議会、甲府―岩淵間鉄道達成を願う意見書を内務大臣に提出
・明治四十二（一九〇九）年四月東海道線富士駅開業、軽便鉄道法公布、同年八月から施行される。
・明治四十三（一九一〇）年三月甲府・岩淵間の鉄道急設に関する建議案通過
・明治四十三年四月富士身延鉄道と身延軽便鉄道（のちの甲駿軽便鉄道）が鉄道建設を競願する。（富士―甲府間）
富士鉄道、富士―大宮間（現富士宮）三・二キロ開業
・明治四十四（一九一一）年六月二十三日富士身延鉄道株式会社発起人小野金六外二十九名に対し静岡県大宮町を起点とし、山梨県甲府市に至る鉄道建設の免許が与えられる
・明治四十五（一九一二）年四月二十六日富士鉄道を買収し、富士身延鉄道株式会社を設立。資本金四百万円、発起人、東京根津嘉一郎ほか十八人、山梨堀内良平ほか八人、初代社長小野金六
・大正元（一九一二）年十二月五日富士鉄道株式会社鉄道敷設特許権（東海道富士駅を起点とし静岡県大宮町に至る間）を富士身延鉄道株式会社に譲渡の許可が与えられた。
・大正二（一九一三）年七月二十一日富士―大宮町間（現富士宮）開通一〇・七キロメートル
・大正四（一九一五）年三月一日大宮町―芝川間開通八・五キロメートル
・大正七（一九一八）年八月十日芝川―十島間開通七・一キロメートル
・大正七年十月八日、十島、内船間開通七・八キロメートル
・大正八年四月八日、内船・甲斐大島間開通五・七キロメートル
・大正九（一九二〇）年五月十八日甲斐大島・身延間開通三・七キロメートル
・大正十（一九二一）年十二月二十五日富士身延鉄道資本金八〇〇万円に増資
・大正十二（一九二三）年四月社長に堀内良平就任
・大正十三（一九二四）年六月富士身延鉄道第二期工事（身延・甲府間）に着手
・大正十四（一九二五）年九月東八代、西八代、西山梨、郡下十三ケ村が地域をあげて身延線誘致運動を展開、上曽根村（現中道町）竜華院に代表者多数が参集し、精進―甲府連絡電車期成大会を開いて気勢をあげたが、この悲願は達成しなかった。
・大正十五（一九二六）年七月二日富士身延鉄道資本金一六〇〇万円に増資す。
・昭和二（一九二七）年十二月十七日身延・市川大門間開通二六・三キロメートル・波高島、下部、甲斐常葉、久那土各駅開業
・昭和三（一九二八）年三月三十日富士・甲府間全線開通八八・一キロメートル電車運転成る
・昭和七（一九三二）年五月十日市之瀬停留所開業
・昭和十三（一九三八）十月一日富士身延鉄道を国営に移管借上し、線名を身延線と改名、名古屋鉄道管理局甲府運輸保線事務所々管となる。
・昭和十六（一九四一）年五月一日借上中の身延線を鉄道省が買収する。買収費総額一九〇〇万円
・昭和十七（一九四二）年九月一日甲府運輸保線事務所は甲府管理部となる
・昭和二十五（一九五〇）年八月一日静岡鉄道管理局所管となる
・昭和三十一（一九五六）年三月二十日身延線に初の快速電車運転
・昭和三十六（一九六一）年五月十七日身延線経営における改善を推進し業務の能率的運営を図るため、身延管理長を設置する。
・昭和三十七（一九六二）年十月一日甲斐常葉、久那土駅の車扱貨物の取扱いを廃止する
・昭和三十九（一九六四）年三月二十日身延線初の準急「富士川号」富士・甲府間二往復運転開始、その後急行となる
・昭和四十五（一九七〇）年二月十日身延管理長を廃止し身延運輸長を新設

・昭和四十五（一九七〇）年十月一日急行「富士川号」五両化となる
・昭和四十七（一九七二）年九月二十日身延線営業体制近代化で久那土駅が業務委託に波高島駅の小荷物取扱いを廃止する。新宿・身延間直通季節急行「みのぶ号」運転開始

・町内の各駅

下部町民の利用駅は、波高島、下部、甲斐常葉、市ノ瀬（停留所）、久那土（業務委託）、の五駅である。

波高島駅

波高島駅は、下部町波高島地内にあって、昭和二年十二月十七日富士身延鉄道が市川大門駅まで開通し、同時に下山波高島駅として開業、国鉄移管により波高島駅となって現在に至っている。現在総括助役一、助役一、営業管理係一、営業係一計四人で運営に従事している。昭和五十二年度の波高島駅利用者は、普通、通勤、通学を合わせて一五一、一〇九人で収入は、二〇、六二六、六五〇円をあげている。かつて貨物、小荷物を取扱ったこともあったが、今は扱っていない。駅の近くに身延線で二・三番目に長い橋梁、第一湯川（一一二メートル）第二湯川（一〇六メートル）鉄橋がある。連絡運輸機関として山交タクシー、身延タクシーが営業している。

下部駅

所在地は常葉地内で、開業は昭和二年十二月十七日（富士身延鉄道会社線）昭和十三年国鉄に移管され、現在は静岡鉄道管理局の所管となっている。有名な武田信玄のかくし湯下部温泉への観光客が、多く乗り降りする観光駅である。列車発車回数は、旅客上り二十一本、下り二十一本、貨物上り七本、下り八本計五十七本が運行している。従業員は、駅長一、助役二、営業係六、計九名で運営している。昭和五十二年度の利用客は、普通客一一〇、一九七人、定期客九二、八三四人、計二〇三、〇三一人で収入は八四、四四五、二一〇円で身延線内三十六駅のなかで、四番目に収入の多い駅である。業務取扱範囲は、旅客と手荷物（発送のみ）を扱っている。連絡

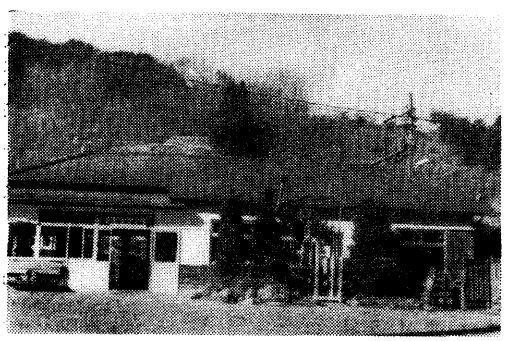
甲斐常葉駅

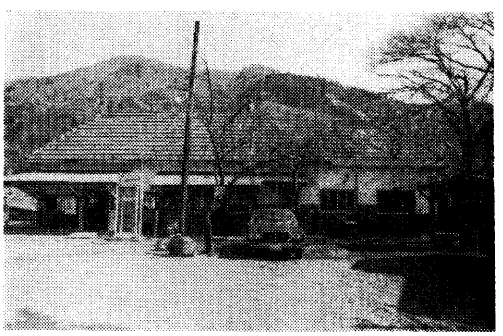
波高島駅

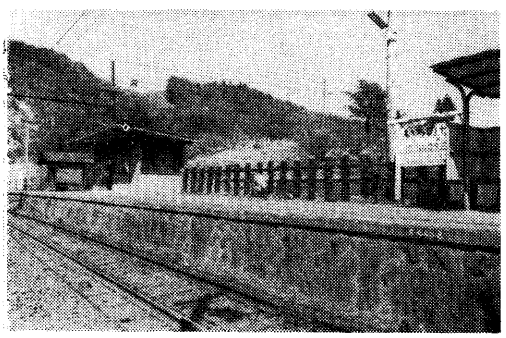
市之瀬停留所

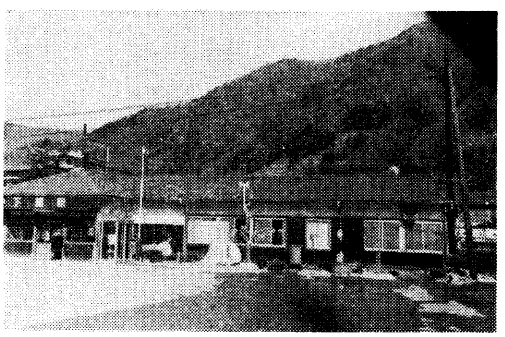
下部駅

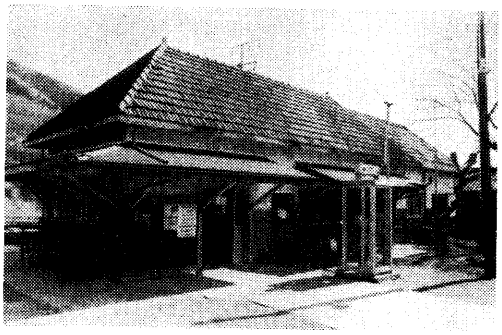

久那土駅

運輸機関として、山交タクシー、山梨交通バスが営業している。

甲斐常葉駅

甲斐常葉駅の所在地は、常葉三六六四、海抜二三〇メートル、下部町の行政機関のある中心駅である。開業は昭和二年十二月十七日、国鉄移管を経て現在に至っている。従業員は、総括助役一、助役二、営業係三構内指導係一、構内係一、計八名で運営している。昭和五十二年度の利用客は、普通客八九、八五五人、定期客二〇九、八七〇人、計二九九、七二五人で収入は二八、八八六、一〇〇円、かつては貨物を取扱っていたが廃止され、その、あと地は下部町の自動車駐車場になっている。今は旅客と手荷物・小荷物を取扱範囲としている。主な発送荷物は、鉱泉としいたけである。連絡運輸機関として、山梨交通バスと富士急行バスが、営業している。

市之瀬停留所

市之瀬地内にあって、開業は町内の他の駅より四年半おくれ、昭和七年五月十日、身延駅長が管理している職員無配置駅である。昭和五十二年度の利用客は、普通、通勤、通学を合わせて二五、九〇二人で収入は六四四、九二六円、駅の近くに身延線で一番長い勝坂ずい道（八八一・八メートル）がある

久那土駅

所在地は三沢地内で、開業は昭和二年十二月十七日、昭和十三年国鉄に移管され、現在は静岡鉄道管理局の所管となっている。昭和四十七年九月二十日、身延線営業体制近代化に伴い、駅業務が日本交通観光株式会社に委託され、その職員（国鉄退職者）四名で運営に従事している。昭和五十二年度の利用客は、普通客八一、四二八人、定期客二六八、〇一一人、計三四九、四三九人で収入は三三、四六一、六一〇円、かつては貨物も取扱っていたがいまは廃止されている。その、あと地は町の自動車駐車場になっている。駅の近くに身延線で五番目に長い三沢川橋梁（九七メートル）がある。今は旅客と手荷物、小荷物を取扱っている。連絡運輸機関として山梨交通バスと、岩間タクシーが営業している。

昭和四十五年度から十年間の町内各駅の一日平均営業成績は表1のとおりである。

㈢ バス路線

富士山麓電気鉄道の取締役社長堀内良平は当時の鉄道経営者の中ではバスの重要性を最もよく認識していた人物といえるであろう。かれはすでに大正七年以降、東京乗合自動車株式会社（通称青バス）を経営し、民間バス業者としては日本最大の企業の経営者であり、昭和二年四月、日本乗合自動車協会の創立にあたっては、その初代会長に選ばれていた。鉄道路線とバス路線を相互に補完させ、これを一つの企業によって経営し、地域交通網の独占を目指す方向が指向されたのは極めて自然の成り行きであった。

当時のバス業者は一般に極めて零細であった。大正十四年六月現在において、定期バスを経営する業者は九七六に及んでいたが、うち六三一は個人業者であり、会社ないし組合組織をとるものは三六七にすぎなかった。定期トラック業者やバスとトラックを兼業する業者合計一四五を含めた場合の一業者資本金の平均はわずか二六、三四七円であったその監督規制は各府県の所管であったが、鉄道の監督のような全国的一貫性はなく、その路線免許も簡単に発行されて一路線に複数の業者が免許されて競り合する事例すら現われていた。

しかし、大正末期以降急速にのびたバス路線によって、各地の鉄道、と

表1　町内各駅一日平均営業成績　　静岡鉄道管理局調

駅名	種別		年度 45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
波高島	乗人車員	普通	156	155	141	130	131	136	138	126	122	144
		定期	440	442	400	374	358	321	318	288	265	255
	荷物	発送個数	6	6	5	3	—	—	—	—	—	—
		到着個数	14	14	6	—	—	—	—	—	—	—
	収入	旅客	43,500	46,480	38,830	33,976	37,907	40,206	49,010	56,383	64,932	70,819
		荷物	2,250	2,330	1,930	1,204	—	—	—	—	—	—
		貨物	41,305	51,179	5,905	—	—	—	—	—	—	—
下部	乗人車員	普通	338	324	321	368	351	346	322	302	302	268
		定期	357	320	316	299	294	269	267	254	263	248
	荷物	発送個数	5	5	4	1	1	1	2	2	2	2
		到着個数	7	7	8	—	—	—	—	—	—	—
	収入	旅客	106,464	108,120	113,615	139,075	148,885	168,562	192,218	228,873	245,390	272,270
		荷物	1,496	1,817	1,530	363	357	599	846	890	1,020	1,354
		貨物	7,920	8,559	7,819	—	—	—	—	—	—	—
甲斐常葉乗	乗人車員	普通	324	313	288	273	255	242	246	222	220	210
		定期	797	755	691	626	622	592	575	553	499	444
	荷物	発送個数	11	11	12	13	11	13	12	15	18	19
		到着個数	22	19	23	25	23	22	21	20	20	20
	収入	旅客	68,811	68,345	60,995	57,195	61,635	63,468	72,498	75,742	83,124	94,532
		荷物	3,246	3,239	3,457	4,226	3,899	4,807	6,085	8,362	11,928	13,551
		貨物	52	76	—	—	—	—	—	—	—	—
市ノ瀬	乗人車員	普通	16	24	18	17	27	24	17	15	19	19
		定期	97	82	83	87	154	78	66	62	65	62
	荷物	発送個数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		到着個数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	収入	旅客	1,670	1,655	2,230	2,205	2,448	3,221	3,386	3,451	5,399	5,570
		荷物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		貨物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久那土	乗人車員	普通	285	277	256	223	232	232	238	223	216	202
		定期	753	754	763	702	682	678	706	734	721	718
	荷物	発送個数	6	7	8	8	7	7	9	8	6	6
		到着個数	18	13	13	11	9	4	4	3	3	3
	収入	旅客	56,894	56,339	52,533	46,228	51,350	58,415	67,767	86,949	95,361	109,182
		荷物	2,083	2,182	2,789	2,796	2,492	2,811	4,211	4,426	3,924	4,223
		貨物	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—

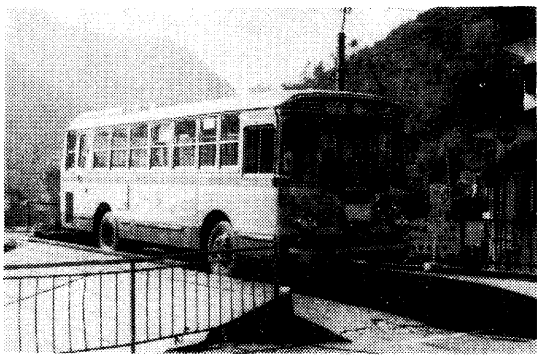

山梨交通バス（久那土駅前にて）

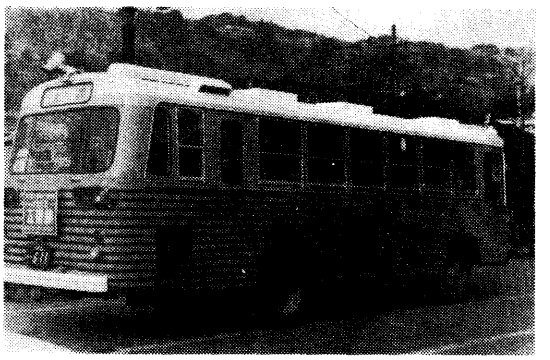

富士急行バス（甲斐常葉駅前にて）

くに零細な地方私鉄の中には大きな打撃を受けるものが現われた。政府は昭和二年十一月、バスの主管官庁を鉄道省として、監督の強化に努め、鉄道と自動車の補完、相互連絡の意義を重視する方向に向かった。また昭和六年四月公布の自動車交通事業法でもバス路線営業に対する保護、監督は更に強化された。

近隣の自動車会社では、身延自動車株式会社が岩渕―鰍沢間で多くの路線を経営していた。

下部では昭和四年三月、下部駅前―湯町間で人力車に代って下部温泉自動車株式会社が一・六キロの運転をおこなっていた。

当時使用されていたバスは、その大部分がアメリカからの輸入車であり、ホイールベース2―4メートル、出力二〇馬力台、定員五―二〇名程度の車両であった。両者が保有していた自動車の両数と定員規模は、身延自動車一七両、定員八―二〇人、下部温泉自動車二両、定員八人であった。

昭和三年に富士身延鉄道株式会社が身延自動車を買収し資本の九〇パーセントをにぎり社長は堀内良平の弟堀内宗平、専務は諏訪源敏となった。その後資本力にものをいわせ、近隣の群小自動車会社とその路線を次々に買収統合するほか路線を拡大し、やがて甲府―岩渕に至る本県陸上交通の大半を支配する後の山梨交通への基礎をきずいて行くのである。

昭和十四年頃から戦時経済統制下に入り、ガソリンの規制強化により薪、木炭等代用燃料を使って運行を続けた。十九年頃からは戦局の激化にともない、従業員は召集、徴用のため半減し、代用燃料の薪、木炭さえ欠之し自動車にとって不可欠のオイル、部品も全く入手不能となったため大部分の路線は運休の止むなきに至った。

昭和二十年五月、企業合同による統合会社を一本化して「山梨交通株式会社」が発足したが、文字どおり甲府盆地一円、峡北、静岡方面を独占する公共的企業として、敗戦による極度の経済混乱のなかで住民の足となり、新規路線の開発、車の大型化、スピード化、改良、増発をはかり、今日の姿にまで発展して来たのである。

下部町内にもバス乗り入れの機運が高まり、山梨交通株式会社が、昭和二十四年十月十七日、下部駅―下部温泉間に運行を開始したのを最初にして、昭和二十五年十二月十日、鰍沢―古関間（最初は甲府古関間）と下部駅―甲斐常葉間、（下部駅―甲斐常葉間は昭和四十七年二月十一日廃止）昭和三十一年十月二十一日、下部温泉―身延山間、昭和三十四年三月十一日、田原―甲府間、昭和四十四年六月十日、上田原―久那土駅間、昭和四十六年十二月十日、甲斐常葉駅―新早川橋間に地域住民待望のバス乗り入れがそれぞれ実現した。

一方、富士山麓電気鉄道は大正十五（一九二六）年二月二十三日、富士山麓電気鉄道発起人五八名は、大月（広里村）―甲斐常葉（富里村）、富士吉田（福地村）―平野口（中野村）間の地方鉄道免許申請をおこない、同年六月二十三日にこの区間の免許をえた。発起人五八名は、東京・甲府の有力実業

家と郡内地方の有力者とから成っていたが、その中に富里村の小林孝憲が加わっていた。

免許を得た路線のうち、大月―富士吉田―平野口間については、昭和四年六月に開業の運びに至ったのである。しかし昭和四年にはじまった世界的な不況は、会社のこれ以上の路線延長を不可能とした。高速鉄道線の開業時より昭和七年度まで、会社の鉄道部門は欠損を続け、新たな延長線建設工事に着手する余裕がなかった。このため、免許路線中の富士吉田（福地村）―甲斐常葉（富里村）間は工事着手に至らないまま、昭和五年七月五日免許失効となってしまった。しかし会社は自動車専用道路を建設することによって、その復活を計画した。

すなわち、昭和五年四月九日、山梨県知事にあて、本栖湖畔から甲斐常葉駅に至る自動車専用道路敷設許可申請書を提出し、昭和六年前半で測量を完了した。この時期に堀内良平を会長とする日本自動車業組合連合会は、昭和五年五月、第四回総会を開き、政府当局や各府県にあてた多くの陳情書を決議しているが、その中に自動車専用道路についてのものが二通あった。

産業道路並ニ観光局設置ニ付キ特殊自動車道路ノ開設ヲ促進スル件

現政府ハ組閣ノ当初ニ於テ産業振興ノ大方針ヲ樹立シ之ガ根本計画トシテ産業ノ合理化並ニ産業道路ノ開設ヲ高唱セラレタルハ寔ニ機宜ノ処置ナリト信ジ候、而シテ其後更ニ外人観光客誘致ノ為メニ観光局ヲ新設シ由テ国際貸借ノ改善ニ資スル処アラントセラルヽハ是亦時世ニ透徹セル卓見ニシテ国民ノ挙ゲテ其成果ヲ期待スル点ニ候就テハ此際右ノ御趣旨ヲ実行セラルル為メ産業道路ノ開発ニ努メ全国幹線道路ノ大改修ヲ為シ以テ本州ヲ縦貫スル国際自動車道トシテ遺憾ナキヲ期セラルルト共ニ先ヅ代表的勝地ニ自動車道ヲ完成シテ遊覧ニ便セラルルヤウ致シ度尚ホ自動車道ノ出願ニ対シテモ右ノ理由ニ依リ其詮議ヲ可及的速ニ御取計被下候様悃願仕候

右日本自動車業組合聯合会大会ノ議ヲ経陳情候也

昭和五年六月　日

日本自動車業組合聯合会

会長　堀内良平

（宛先）　内閣総理大臣　内務大臣

鉄道大臣　各府県知事

自道車専用道路法制定ニ関スル件

産業ノ開発、観光局ノ設置等現内閣ノ大方針ニ関聯シテ自動車専用道路開設ノ急務ナルハ多言ヲ要セザル処ニシテ明治ノ上期鉄道ノ建設普及ヲ痛感シタル当時ノ事情ニ比シ更ニ緊急ヲ要スルモノアルヤニ被察候

然ルニ未ダ右ニ対スル法ノ制定ナク僅カニ旧来ノ道路法ニ準拠シテ出願書類ヲ処理相成居候様及承知候処斯クテハ折角ノ起業熱ヲ冷却セシムルノミナラズ専道用路トシテノ活用ヲ期スルニ遺憾ノ点勘ナカラズト存候ニ付キ来議会ニハ是非共自動車専用道法案ヲ御提出方御詮議相成度此段日本自動車業組合聯合会ノ議ヲ経陣情仕候也

昭和五年六月　日

日本自動車業組合聯合会

会長　堀内良平

内閣総理大臣

鉄道大臣

しかしながら、このような動きは十分熟するに至らず、昭和六年四月に公布された自動車交通事業法において、自動車専用道路に関する規定も設けられたが、開設された例は全国的にも少数であった。

富士山麓電気鉄道の専用自動車道計画はその後具体的な進展がみられず、実現するには至らなかったが、昭和二十五年十二月十日、地域住民の強い要望が実り、甲斐常葉駅―富士吉田間にバス乗入れが実現した。

昭和三十五年五月、富士山麓電気鉄道が社名を富士急行と改め、昭和四十年六月十日、甲斐常葉駅―栃代間にバス乗入れが実現したのを最後にして、下部町内には、山梨交通株式会社と富士急行株式会社のバスが各地に運行され住民の足となり、車の大型化、スピード化、改良、増発をはか

り、今日の姿にまで発展して来た。

第三節　道路の開発

明治維新は諸般の改革が行われたが、交通面に及ぼす影響も少くなかった。

今般大政更始四海一家之御宏謨被為立候ニ付箱根始諸道関門廃止被仰出候事
　正月　　行政官

右之通被仰出候付　当国四ケ所出兵之分モ被差止候得共口留番所之儀者都而先其(ママ)儘差置候間往来之旅人改方者不致諸品而已相改若怪敷体之者徘徊致候訳勿而異変之儀及見聞候者神速注進可致者也
　巳二月二四日
　　市川御役所
　　古関村役人

慶応三年徳川慶喜は大政を奉還したものの、本県は幕府の直轄の地であり、甲府城内には常に四百人からの武士がおり、山国天険の地であったために、明治元年三月に至るも、開城派と主戦派に分かれて争っていたが、結局開城と決し城代佐藤駿河守は、勤番の兵士と共に城下を去った。更に三月五日には幕臣近藤勇と板垣退助のひきいる官軍が、勝沼で戦端をひらいたという。物情騒然たる中で、明治二年には右のような御布告がなされ、二百有余年にわたって交通運輸の障害となった関所は、廃止されたが、古関の番所は「往来の旅人は交通手形がなくとも自由に通し、所持している品物だけは念入りに調べ、怪しい者が徘徊(はいかい)したり、変事があればすぐ報告せよ」と権限は大いに縮小されたまま、彦根藩士によって警備されていたが、明治五年五月十二日ようやく治安が安定すると共に閉鎖された。又地域住民の犠牲をしいつつも、近世の貨客の輸送に大い貢献した宿駅や定助大助の制度も廃止となって、士民公私の別なく自由な交通が、可能になった。

明治初年の頃は、官民あげて文明開化と殖産興業に突進した時代であった。たまたま明治六年正月二十二日、藤村県令が本県県令を拝命した。同県令は文明開化の政策の一還として、学校の新築を進め、殖産興業の一還として、道路の修復と開発、橋梁の建設に力を入れたので、土木事業は極めて盛んであった。「府県長官銘々伝」が藤村県令の功績を称えて、「天工を以って自負せし山を切り、道路を平坦にし」と評する如く、山を拓き道路行政を積極的に進め、世上「道路県令」とも云われた人である。道路開通の一節に「彼ノ人工ヲ以テ天工ヲ変ジ、不便ヲ変ジテ大便利ノ地ト為サバ、人智随テ開ケ物産大ニ興リ、行旅集ッテ、商業盛ニ行レ」と述べている。かくて本県はその人を得て、道路開発の黎明期を迎えたのである。

本町における道路の開発　広大なる面積を有する下部町は、その八一・五%は山林で占められているため、町内各道路は一部を除いてその殆んどが山つき危険道路である。従ってトンネル、土砂崩落防止の施設も必然的に多く、道路網の整備は国道三〇〇号線、主要地方道、市川大門下部身延線を除く、他の一般県道の整備は急務である。下部町の地質は、約一千万年ないし三千万年以前、海底の火山活動による推積によってできた、御坂山系に属する地域で、町内の大部分は第三紀層に属する西八代層群からなっているため、新設、拡幅等にはもちろん、災害工事等は容易ではない。各路線の町内延長は、国道三〇〇号線が約二一、〇キロメートル百%の舗装率ではあるが、未改良区域一、五キロメートルを残している。一般県道は八路線延長三七・三キロメートルのうち、未改良延長は三四・六キロメートルで、改良延長は僅かに〇・九三%空度に過ぎない。

一　国県道

(一)　国道三〇〇号線（吉田下部線、下部本栖線）

本町には歴史的由緒も古く、効能著しい霊泉下部温泉がある。此の温泉と天下の景勝富士北麓の観光地と、更には霊場身延山を直結して、観光客

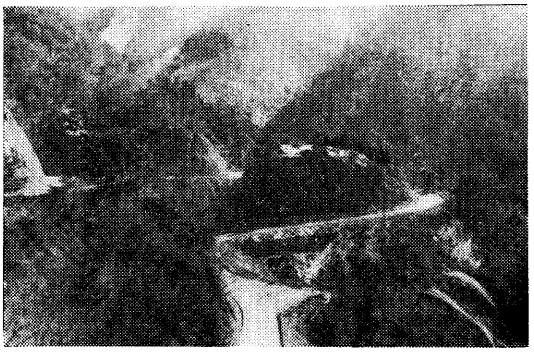

国道300号線（中倉地内）

を誘致し、村の繁栄を図ることは、村民あげての願いであり大きな夢であった。

昭和八年度の富里村事務報告によれば

「下部温泉ノ開発ハ、本村ハ勿論　県当局既ニ其ノ必要性ヲ認メラレ　県下景勝ノ地ト連絡セシメ世ニ紹介スルト共ニ　交通ノ完備ニヨリ其ノ目的ヲ期センガ為昭和九年度ヨリ三ケ年継続トシテ之ガ道路ノ完成ヲ期スベク　県予算ニ九年度工費十五万円ヲ計上セラレ県会ノ該予算案ノ通過希望陣情ノ為村長ノ登庁数回　村会議員ノ連続登庁其度ヲ重ネ　一方元県議堀内氏ノ不断ノ努力ハ通過迄ノ宇余曲折百難ヲ突破シテ、十二月二十三日午後十一時五十分満場一致ヲ以テ　原案ヲ承認セラレ　九年度ニオイテ第一年次工事ノ施行ヲ見ントスルハ、誠ニ欣幸トスルトコロナリ」

と述べている。

本路線は昭和八年吉田身延線として、県道に編入し、昭和九年起工したものの、屹立した断崖を砕きり、千尋の谷を埋め、難工事を克服し五ケ年の歳月を費し、昭和十三年十二月漸く道路改修工事を完成した。昭和二十五年十二月には、岳麓乗合自動車が吉田常葉間に乗り入れて、営業を開始した。昭和四十五年四月一日には昇格して、国道三〇〇号線となった。

国道に昇格すると間もなく、一車線区間であった灯より中之倉間県道の拡幅舗装工事が急ピッチで進められ、昭和四十八年には同区間の完成を見たものである。引続き昭和四十九年度から、かねてより懸案であった北川から出口までの区間の整備に着手した。この区間は一応舗装済みではある

常葉バイパス計画図

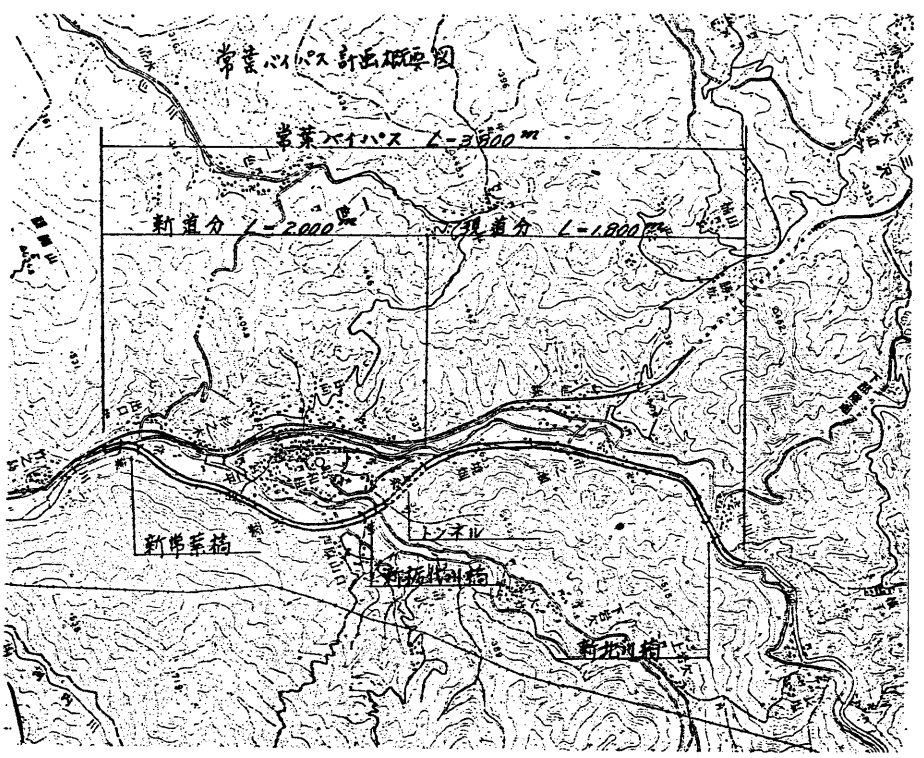

が、幅員三メートル程度の狭隘部もあり、特に近年は砂、砂利等の骨材運搬用の大型ダンプトラックの通行が激しく、昭和組商店街におけるショッピング及び身延線甲斐常葉駅利用通勤通学のための歩行も、満足には出来ない現況である。

此の路線の峠部分は、いわゆるヘアピンカーブが多く、狭隘な危険道路であったが、昭和四十九年には改良整備が終り、全面舗装された。この全面舗装整備によって、下部温泉郷を結ぶ首都圏からの観光客は年々増加し、温泉郷の発展に大きく貢献した。しかし反面富士川から首都圏への砂利の運搬はますます熾烈を加えて、騒音などに対する沿道住民の苦情も多い。これらの緩和策として、県は五十年から三〇〇号線のバイパス路線に着工、つまり北川から出口までの約三・六キロ間を、昭和五十六年の完工を目標として、目下着工中である。

常葉バイパス計画（北川―出口間）　昭和組は家並みも混みすぎていること甲斐常葉駅より下は、国鉄身延線と常葉川にはさまれて、より以上の拡幅が望めないことなどの理由によって、北川境畑間は拡幅、境畑出口間はバイパスとして路線を決定した。

バイパス部については、優良農地の潰地を少なくすることや、宮之平部落のように大型車のはいらないところの土地利用などを考慮し、検討した結果、現ルートが決定された。道路の幅員や舗装構成は、建設省通達「道路の標準幅員に関する基準」と、土質調査及び交通量の測定によって右の如く決定された。総工費約三〇億円、昭和四十九年度に用地一部買収に着手し、昭和五十六年が完成予定年である。

将来への展望　近い将来、改良を必要と思われる区間は、今のところ次の三か所あたりが考えられている

一、中之倉部落内の部分
二、古関三宮司橋の上
三、波高島部落手前

特に中之倉部落内は見通しが悪く、そのうえ前後道路の幅員に比べ狭く、大型車同志の接触事故が多く、早期改良が望まれる。そのために県は五十四年から着手できるように、強力に国に対して働きかけている。

(2) 市川下部身延線

藤村県令の道路行政の施策の線によって、次のような文書が瀬戸村、中之倉村、釜額村、古関村の役所宛に来ている。おそらく関係の村々にも来ていることであろう。

道路ヲ改良シ往来運輸之便ヲ得シムルハ自今之急務タリ　然ルニ当郡市川大門村ヨリ栄村ニ貫通シ　静岡県下ニ達スル路線ハ　従来駿州脇往還之称アリト雖迂曲艱険之処多ク　且狭窄ニシテ僅カニ旅客ノ単歩スルヲ得ルノ処少シトセス依テ是ヲ改良シ車馬往復ノ便ヲ開カントシテ　今般沿道各村協議企図スルノ挙アリ　該事業タル沿道ノ便ナルノミナラズ　郡内ハ勿論従ッテ公衆ノ便利タルヤ論ヲ俟タズ　依テ郡内一般該挙ニ戮力シ成業スル様致度　就而者沿道村々ヨリ協議ニ及フ可キ義モ可有之候間　各村応分之協力ヲ尽シ候様可致　此段及内達候也

明治十四年八月十八日

西八代郡長心得書記　秋山真喜

勝坂経由のこの路線は、駿州の脇往還ともいわれていた重要な路線である。波高島から上之平までは下部波高島線として既に開通しており、大正九年には上之平から鳥居島まで、大正十四年には鳥居島から矢羽根まで、昭和二年には矢羽根から宝永橋までの改修工事が完了した。昭和四年には全長三一、九九一メートルが県道に編入されて主要道に指定された。にもかかわらずその後は改良工事も行われないままでいたが、昭和四十九年から五十一年にかけて勝坂峠以南が拡幅舗装された。たまたま昭和三十三年久那土中学校の移転問題に関連して、縦貫道は車田家の前向田を通ることが決定された。蕨平経由の本路線は、同四十二年三月完成した。本道の開通は郡下の利便はもとより、勝坂峠をへだて、町内交通の不便をかこっていた住民の利便は倍加された。一四・二キロメートルが本町を通っているが、全線が改良舗装済みである。身延線鉄橋下の部分についてのみ高さ制

限がある。線型もS字のため、国鉄静岡鉄道管理局と協議しながら、改良する必要に迫られている。

(3)下部波高島線　本町道路の開発は、先ず下部波高島線から始められた。下部温泉は、今を去る千八百年以前、景行天皇の御代に発見されたともいわれ、霊湯の令名高く来浴湯治する者すこぶる多く、殊に波高島までは舟の便によるものが多かったので、波高島から下部の神泉橋まで新道を開設すべく、県費の補助を得て大正五年十二月二十四日起工、同九年十二月十五日四か年の歳月を経てようやく完成した。当時の土木技術に比して橋台、橋脚などの難工事と、さらに横道地内は通称滑岩という堅い岩が河岸まで迫って開削は進捗せず、折柄世界大戦後の好況時を迎えて、人件費はむろん、物価の高騰に際会して、請負者旭定次郎をはじめ、道路委員、温泉営業者などの多大の犠牲によってようやく竣工した。その記念に此の辺を「旭町」と名付けたといわれている。完成記念に植えられた三千本の桜は、今は数少ないが、春ともなれば開花して今なお沿道を飾っている。

道路の開通と共に、大正九年十二月十五日からは、下部波高島間に人力車が開業して、旅客に便を与え、昭和初期には四十台を数えたともいう。昭和二年十二月十七日下部駅が開設されるや、人力車は全く影をひそめてしまった。同四年六月には下部駅から神泉橋まで、下部乗合自動車が就業し昭和二十四年には山梨交通バスが就業して、今日に及んでいる。

(4)栃代常葉線　この路線は、常葉地内五条から五条新道として発足した。村から百円の補助金を得て、大正六年には岩欠押鼻まで、大正九年三月には和名場部落まで完成した。大正末期には、常葉から栃代羽前場までの林道が完成したのである。昭和三年には全線約九キロに及んで軌道が敷設された。恩賜林七百余ヘクタールの森林の伐採と、トロッコによる木材、木炭などの林産物の搬出が始められ、深山に眠る森林資源に漸く脚光があびせられた。当時のトロは下りには材木や木炭を積み、上りは馬で引き上げる仕組みであったが、当時のトロ引き稼業は最もモダンな職業として、地域住民の羨望的な職業であった。トロによる運搬は約二十年間続いた。昭和三十五年には自動車道としての林道が完成し、昭和四十年六月十日には、住民の待望久しかった富士急定期バスが就業した。何回かの改良補修がなされて、自動車の乗り入れ可能にはなったものの、一般旅客の輸送にはまだ不便であったが、定期バスの運行によって一段と便利になって、沿道住民に大きな夢と希望をもたせる結果となった。

本線は常葉の国道三〇〇号分岐点から、岩欠まで延長二・八キロメートルは昭和四十九年七月、岩欠から栃代まで延長五・六キロメートルは同五十二年一月二十七日、それぞれ県道に編入され供用が開始された。以後整備を進め三〇〇号常葉バイパスの立体交差部を除いて、岩欠終点までは昭和五十三、四年ころまでには整備される予定である。また岩欠栃代間は、幅員狭く曲りにくい橋梁の架け替えや、危険箇所の防災を先行しながら、逐次待避所などを設置し、拡幅改良工事を施行する必要がある。

(5)湯之奥上之平線　本線は往古より採掘された湯之奥金山や、富士金山と盛衰を共にした道路と思われるが、湯之奥は江戸時代より木材産出地として知られ、その木材はいかだに組まれて清水港まで運ばれ、それより海路江戸、深川の木場まで運ばれたことが、天保十一年川触れによって知ることができる。（富士川舟運参照）

湯之奥には民有林、恩賜林併せて一、一七二・八五ヘクタールの広大なる山林資源がある。これに着目して、大正十三年三月二十六日下部湯之奥林道の開削工事が完成した。当時既に河川敷には水力による製材所が設けられ、製材は馬や手車で搬出された。昭和九年には富里林道として改修整備され、車の乗り入れも可能となって、大量搬出の時期を迎えた。かつてこの道は猪之頭へ通ずる重要路線であったが、住民の熱望が入れられて、昭和十八年には湯之奥、猪之頭線として着工した。竣工後は本町発展の大きな担い手となろう。

昭和三十三年十月六日には、一・四キロが下部上之平線として県道に認定され、昭和五十一年四月湯之奥林道の三・一キロは県道に編入され、湯



照坂隧道（古関・割子線）

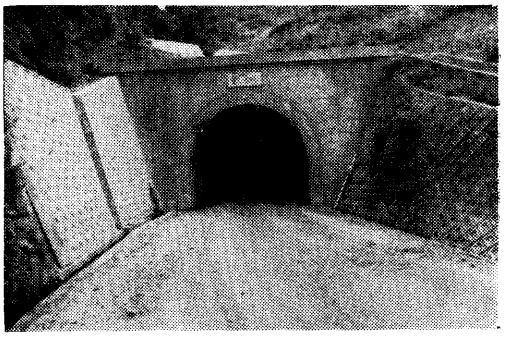

下部隧道（市川・下部・身延線）

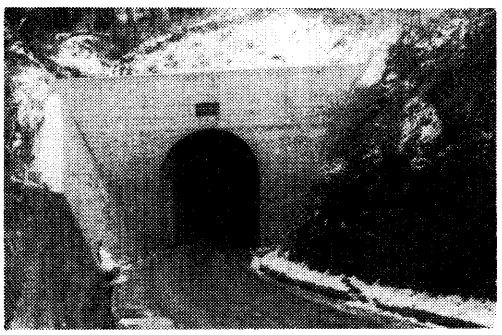

大石隧道（割子中富線）

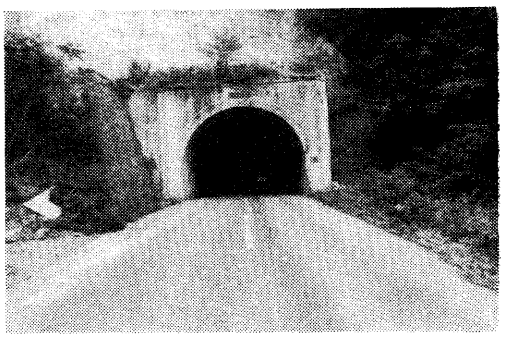

鳩打隧道（下部飯富線）

之奥上之平線と改称されて現在に及んでいる。これに伴って舗装化も進められて、現在廻沢部落先までが施工済みである。今後狭隘部には待避所が造られ、逐次舗装されることが望まれる。

(6) 下部飯富線

中富町に通ずる唯一の路線で、本道実現のために、昭和二年十一月二十七日富里村外二ケ村道路組合が設立され、初代組合長に富里村長石部要が就任した。組合規約の目的、費用の分担について次のように規定している。

第二条　本組合ハ左ニ掲ケル事務ヲ処理スル
　共和村字宮木　飯富村間橋梁架設ニ関スル事項
　常葉停車場ヨリ飯富橋梁橋畔ニ至ル　道路改修事項
第十五条　本組合ノ事業ハ　道路橋梁ヲ修築スルモノトス
　道路橋梁ニ関スル費用ハ　補助金及道路組合村及其ノ他一般ノ寄附金並財産ヨリ生スル収入　使用料手数料過料過怠金及法令ニ依リ　組合ニ属スル収入ヲ以テ之ニ充テ　尚不足スルトキハ組合内各村分賦
第十六条　組合内各村分賦ノ割合ハ左ノ如シ
　富里村五分　飯富村三分五厘　共和村壱分五厘

昭和八年には県道として認定され、農村振興土木事業として着工、本路線中最大難関たる鳩打隧道も同十一年五月貫通、昭和十三年には全線五、二二七メートルが完成した。しかし飯富橋は木橋であったので二回にわたって流失、昭和二十八年五月には国費によって、延長一五〇メートル、幅員五・五メートル、総工費五千二百余万円を費やして、永久橋が完成した。町内四・一キロメートルにはアスファルト舗装がされ、昭和四十六年十二月には甲斐常葉駅・早川橋間に山梨交通バスが就業した。将来改良するにあたっては、出口踏切と鳩打隧道は拡幅改良が必要である。特に出口踏切はなるべく近い将来、踏切道改良促進法の指定を受け、拡幅改良する必要がある。

なお昭和九年二月の村会議案「道路組合費負担ニ関スル件」についての説明を参考のために記載する。

本村ハ曩ニ富里村外二ケ村道路組合ニ参加シ　該組合ノ事業タル下部飯富線道路ノ改修ニ全力ヲ傾尽シテ今日ニ及ベリ　然ル処該組合ハ　本道路改修工事ヲ　昭和七年度ヨリ昭和十五年度迄九ケ年ノ継続トシテ計画サレ　既ニ昭和七年度分ノ事業ハ之ヲ完成シ　今亦昭和八年度事業区ノ工事設計ノ作製　事業費予算ノ議決工事請負契約等々一切ノ事務完了ト共ニ着工ノ域ニ進ミタリ　而シテ昭和八年度ノ追加工事トシテ計上ノ二千五百円及事務費八百三十五円並昭和九年度以降昭和十五年迄ニ　完成セントスル継続事業費八万千六百十六円（内工事費総額七万三千円、公債費及事業費八千六百十五円）ニ対スル財源ハ　是ヲ総テ関係村ノ負担ニ俟ツ外途ナキ処ナルモ　該起債ニシテ万一不能ノ場合ハ当然是等経費負担ハ我等村民ノ直接負担トシテ賦課スルハ明白ノ義ニシテ　本村ハ組合ノ事業執行主旨完成ノ為ニハ　組合ノ規約ニ依リ　本村ニ分賦セラルヘキ負担ノ割合ハ　直接負担ニ応スベク　本案ヲ議決シテ　将来本事業ノ継続年次ニ処セントスルモノナリ

以上の説明によって、完成は当初八ケ年計画であったことや、当時人夫の日当が五拾銭の時代であれば、七ケ年継続事業費八万余円であったこともうなずかれる。

(7) 野呂川波高島（停）線　昭和四十一年一月二十七日県道に認定されている。身延線波高島駅から国道三〇〇号線に接続する。延長四〇メートルの区間で、拡幅改良舗装済みの道路である。

(8) 折門古関線　根子折門八坂地区には四七一・六四ヘクタールの恩賜林がある。この森林開発のために、昭和十年八月全長約五キロメートルの根子林道が完成した。地域住民の努力と熱望によって、昭和二十二年八月には、下九一色村八坂道路四・二キロが車道として改修された。これにより瀬戸部落から九・二キロが全線開通して、本地域開発の主役となった。昭和五十一年五月瀬戸から出合橋まで七・九キロが県道に編入され、同五十二年十二月供用開始となった。同年から県単費による拡幅改良が進められ、五十三年から国庫補助による舗装も、約一キロメートルが完成している。

(9) 古関割子線　当初は久那土古関線として、昭和七年十一月着工、のち久那土停車場本栖線と変更、昭和九年七月照坂隧道が貫通、昭和十年八月には全線六・三キロが県道に編入された。同九月久那土橋が竣工、昭和十五年には三宮司橋から照坂隧道までが完成し大東亜戦争によって繰り延べになっていた本線は、昭和二十二年夏には全線開通した。かつて駿州街道の一大難所であった照坂峠も取り除かれて、昭和二十五年十二月には待望の山梨交通定期バスが就業して、地域開発の大動脈となった。全線ほぼ改良済みであるが、切房木のSカーブと、照坂隧道の拡幅改良などが今後の課題である。

照坂隧道は時局匡救町村道路工事として着工、工事費の配分については古関、久那土両村間において、覚書が交換されている。

覚　書

前略

一、昭和九年度ニ於テナスヘキ照坂隧道及其前後ノ工事費（瀬戸赤池由松宅地ノ所ノ旧道ヨリ　芝草内藤倭孝宅ノ所ノ旧道マデ）ノ全額ヲ古関村ニ配当セラルル様　土木出張所長ニ御尽力ヲ願フコト

二、前項ノ通リ古関村江配当アリテ残工事全部ヲ古関村ニテ引受ケタルトキハ久那土村ハ三沢ヨリ照坂隧道ニ接続スル迄ノ道路ヲ　昭和九年度ヨリ着手シ自動車道路ニ改修スルコト

三、第一項の工事費ガ久那土村ニ配当アリタル場合ハ　其工事費ノ四分ノ壱ノ現金ヲ　古関村ニ於テ負担スルコト　此ノ場合ニ於テモ久那土村ニオイテ　第二項ノ三沢ヨリ照坂隧道迄ノ道路ヲ　昭和九年度ヨリ着工シ　自動車道ニ改修スルコト

後略

昭和九年参月二十五日

その後県道に編入されて、県費負担によって施工された。

(10) 割子中富線　上田原、切石に通ずる唯一の路線で、当初久那土共和線として昭和十一年改修工事完成、大石隧道は昭和九年には

各路線現況調べ

昭54年3月末調

路線名	起点　終点	長さ km	幅員 m	改良済延長 km	未改良延長 km	告示年月日
国道300号	中之倉隧道（富士吉田市） 富山橋左岸詰（身延町）	21.0	5.0～7.0	19.5	1.5	S45. 4. 1
市川大門下部身延線	六郷町境（市川大門5丁目） 身延町境（身延町大野）	14.2	6.0～7.0	14.2	0	S 4.
栃代常葉線	栃代　常葉	8.4	4.5～6.5	0.6	7.8	S49. 7. 9 S52. 1.27
湯之奥上之平線	湯之奥久保　上之平	4.5	4.5～6.5	1.4	3.1	S33. 11. 6 S51. 4. 1
下部飯富線	出口国道分岐 中富町境（中富町飯富）	4.1	4.5～6.5	0	4.1	S 8
野呂川波高島停線	波高島（芦安村野呂川） 波高島駅前	0.04		0	0.04	S41. 1. 27
折門古関線	八坂　瀬戸	7.9	3.0～6.0	1.0	6.9	S51. 5. 21
古関割子線	古関三宮司橋詰 三沢西田	6.3	5.0～6.5	4.9	0.4	S10. 8. 6
割子中富線	三沢大道 上田原町境（中富町切石）	2.3	4.5～6.0	0	2.3	S33. 10. 6
山保久那土線	山家由の木 久那土橋詰	5.3	3.0～5.0	1.5	3.8	S52. 5. 2

各路線別隧道現況調べは下の表の通りである。

下部町内国・県道・隧道現況調べ

昭和54年3月現在

路線名	隧道名	延長 m	幅員 m	高さ m	竣功年	摘要
国道　300号線	中之倉	370	4.5	3.8	昭 11	
〃	小渕	52	6.0	3.8	〃 48	
〃	くるみ	57	6.0	3.8	〃 47	
〃	百合切	100	6.0	3.8	〃 49	
㊦市川大門　下部　身延線	下部	218	5.3	3.7	〃 42	
下部　飯富線	鳩打	212	3.5	3.7	〃 9	
古関　割子線	照坂	192	3.6	3.5	〃 9	
割子　中富線	大石	114	2.3	3.7	〃 9	

町内主要道一覧表

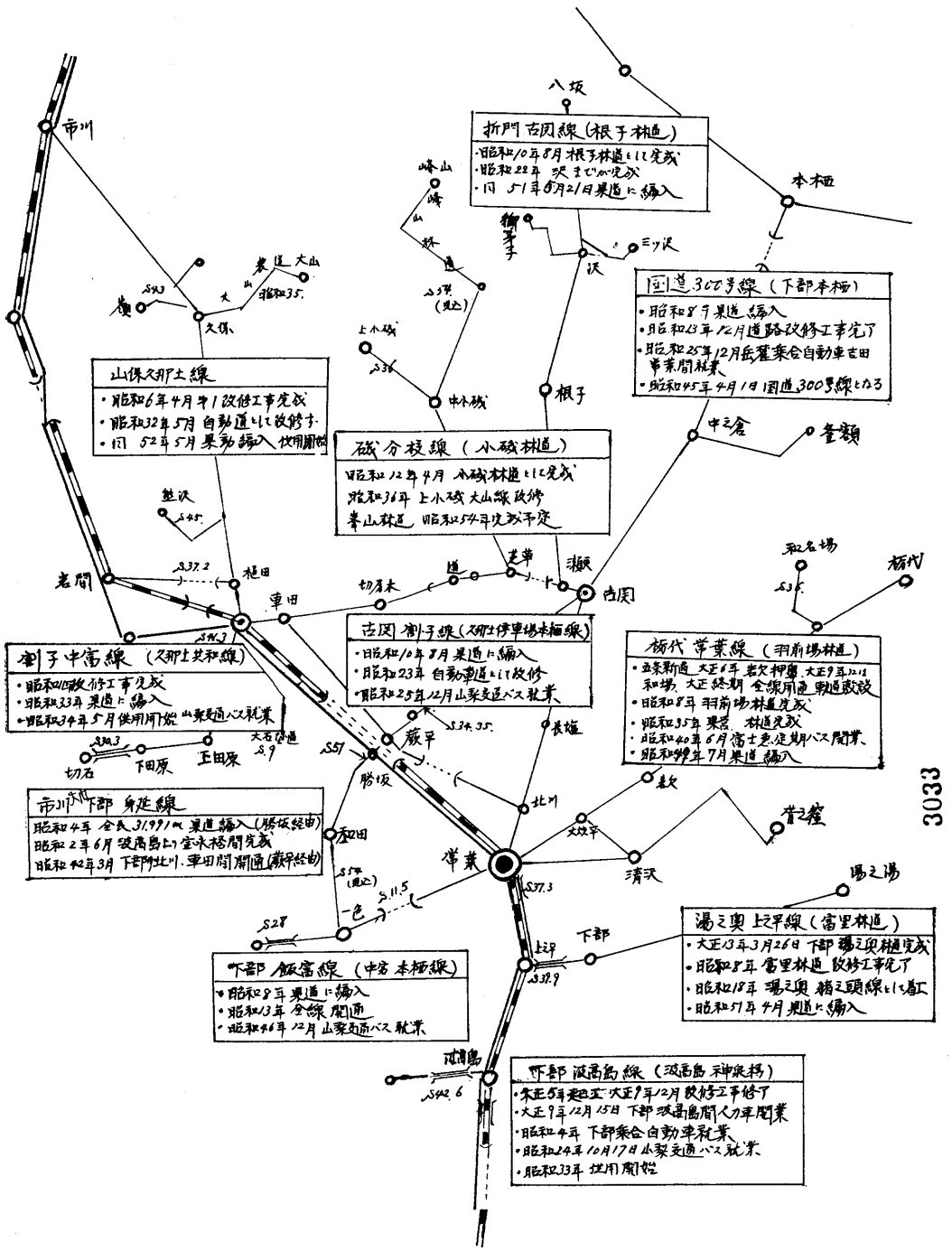

3033

貫通し、昭和三十年三月にはふじかわ橋の架設が終わり、同三十三年県道に編入された。翌三十四年五月供用開始と共に、山梨交通定期バスが就業するようになって、久那土の駅を中心とする道路網は一応整備された。同四十一年十二月には三沢橋が永久橋に架け替え、五十二年には上田原橋、部落上の待避所などを設置した。町内二・三キロのうち、アスファルト舗装は一・八キロであるが、全線簡易舗装未改良のままである。将来は交通量を勘案しながら、大規模の改良が望まれる。

(11)山保久那土線　本道は山保村時局匡救農村道工事として、昭和六年四月竣工し、荷馬車が通行して大きな利便を得た。その後何回かにわたって拡幅改修がなされた。昭和二三年十月の集中豪雨によって樋田川に架設された橋梁はほとんど流失したので、橋梁の少ない路線として開発され、昭和二十三年には全線開通となった。たまたま昭和三十年四月久那土村と三保地区との合併条件として、本道の改修が規定されている。

合併条件（三保、久那土）

一、町村道久那土・三保線拡張改修工事

起点久那土村樋田地内～終点山保村久保地内

延長四・五キロメートル幅員四・〇～四・五メートル

五ケ年計画　昭和二十九年度ヨリ　同三十三年度マデ

右のような取り交わせ文書により昭和三十二年五月には拡幅改修された。昭和五十二年五月には県道古関割子線の分岐点から、市川大門町近萩県道合流点までが県道に編入され、翌五十三年四月から供用が開始された。本路線は下部町、市川大門町、六郷町の環状路線の一部で、町内五・三キロのうち一・五キロがアスファルト舗装である。昭和五十二年度から県単費による拡幅改良と、国庫補助による舗装工事が進められているが、早期完成を望む声が強い。

各路線の現況は前表の通りである。

(二)町道

町道現況表及び町道（旧村別、幅員別）一覧表は、別表のとおりである。

町道現況表

町道別	総延長		橋梁		トンネル	
	本	m		m		m
一級町道	4	3,709	2	70	1	75
二級町道	23	23,203	16	394	—	—
その他	68	106,847	44	817	—	—
計	95	133,759	62	1,281	1	75

町道（旧村別，幅員別）一覧表　53.5.1

旧村別	2.5m以上		1.5m以上		合計	
	延長 m	幅員 ㎡	延長 m	幅員 ㎡	m	㎡
富里	14,106	46,882.5	30,962	48,701.5	45,068	95,584.0
久那土	13,685	42,661.0	11,040	17,160.5	24,725	59,821.5
古関	(4.5m以上) 1,683	9,365.0				
	15,459	45,612.5	37,375	57,755.0	54,517	112,732.5
共和	1,434	5,376.5	6,754	10,275.5	8,188	15,652.0
合計	46,367	149,897.5	86,131	133,892.5	132,498	283,790.0

町道の現況

昭和54年12月

番号	級	路線名	起点	終点	総延長	規格改良延長	規格未改良延長	幅員3.5m未満	自動車交通不能延長	砂利道	舗装道
1	1	清沢線	宝運橋	清沢細尾	1,100	1,100					1,100
2	1	長塩岩欠線	長塩国道分岐	岩欠	1,374	95	1,279	1,279	1,279	1,279	95
3	2	清沢線	細尾	清沢	544	420	124	125		124	420
4	2	清沢大炊平線	五條	家ノ下	750	127	627	627	597	727	23
5	2	和名場線	県道分岐	原	500	500					500
6	2	市之瀬日向線	市之瀬国道分岐	常葉駅	1,925	1,017	908	907			1,925
7	2	市之瀬和平線	市之瀬駅	上垈	620	400	220	220		620	
8	2	宮ノ平線	常葉白代	宮ノ平	350	33	317	317	100		350
9	2	日向和平線	常葉林際	和平	2,400	800	1,600	1,600		2,020	380
10	2	雨河内線	県道分岐	雨河内	700	145	555			500	200
11	2	廻沢線	県道分岐	日ノ木	250		250	250	250	250	
12	2	一色和平線	一色県道分岐	和平	1,250	1,250					1,250
13	他	杉山線	県道分岐	杉山	450	370	80	80		150	300
14	他	長塩横手線	分校前	横手	3,000		3,000	3,000	2,500	3,000	
15	他	芦原菅之窪線	芦原	菅之窪	570		570	570		410	160
16	他	下部波高島線	ホテル前	波高島国道	1,130	100	1,030	1,030		1,030	100
17	他	湯之奥線	県道分岐	神社上	300		300	300	300		300
18	他	和平日向線	和平	常葉日向	1,120	380	740	740	620	1,120	
19	他	山ノ神川尻線	栃代	山ノ神	3,820		3,820	3,820	3,820	3,820	
20	他	長塩笠線	大曽里	笠	2,500		2,500	2,500	1,700	2,500	
21	他	鍛冶屋大曽里線	昭和橋	大曽里国道	500	24	476	276		100	400
22	他	北上横手線	北川国道分岐	横手	1,200		1,200	1,200	1,200	1,200	
23	他	宮林線	市之瀬	宮林	450		450			450	
24	他	市之瀬岩欠線	市之線国道分岐	岩欠	1,800		1,800	1,800	1,800	1,800	
25	他	境畑日向線	境畑国道分岐	日向	150	25	125	125	125	125	25
26	他	五條北原線	中学校	北原	550	200	350	350	350	350	200
27	他	役場五條線	役場	下五條国道分岐	600	100	500	500			600
28	他	役場東線	役場	東	150	150					150
29	他	役場川久保線	役場	川久保	300		300	300		300	
30	他	役場日向線	役場	日向	250	124	126	126			250
31	他	桧平北原線	桧平	北原	800	800					800
32	他	日向大子線	常葉日向	大子	2,530		2,530	2,530	2,530	2,530	
33	他	竹ノ島雨河内線	竹ノ島	雨河内	1,400		1,400	1,400	1,400	1,400	
34	他	杉ノ木原線	杉ノ木国道分岐	原	210	40	170	170	170	169	41
35	他	竹ノ島水所線	国道分岐	水所	200	200				151	49
36	他	杉ノ木出口線	杉ノ木国道分岐	出口	850	200	650	650	650	850	
37	他	上之平大子線	国道分岐	大子	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	
38	他	波高島上向線	国道分岐	上向	350	350					350
39	他	波高島桃ケ窪線	保育所入口	桃ケ窪	900		900	900	900	900	
40	他	下部大村線	神泉橋	駐車場	152		152	152	152		152
41	他	湯之奥毛無山線	湯之奥	毛無山	8,100		8,100	8,100	8,100	8,100	
42	他	木更津線	県道分岐	木更津	150	9	141	141	141	141	9
43	他	一色際沢線	県道分岐	際沢	500	8	492	492	482	492	8
44	他	和平市之瀬線	和平	市之瀬日向	2,400		2,400	2,400	2,400	2,400	
45	他	和平上田原線	和平	上田原	2,468		2,468	2,468	2,468	2,468	
46	1	磯分校線	芝草県道分岐	小磯	950	950					950

47	2	古関丸畑線	古関国道分岐	蕨平県道分岐	4,675	1,100	3,575	3,575		3,575	1,100
48	2	田ノ上線	国道分岐	天社古田ノ上	1,040		1,040				1,040
49	2	釜額線	国道分岐	土平	1,416	1,416				1,416	
50	2	折門線	沢	折門	1,750		1,750	1,750	1,750	1,750	
51	2	磯分校線	自害沢	分校	750	750					750
52	2	小磯大山線	自害沢	上小磯	985		985	985		978	7
53	他	古関宮の平線	国道分岐	松葉	290	40	250	250		272	18
54	他	馬場線	県道分岐	馬場	500	500					500
55	他	三ツ沢線	出合橋詰	三ツ沢	2,589	33	2,556	2,556		2,556	33
56	他	八坂線	出合橋詰	八坂	3,587	8	3,579	3,579	2,779	3,579	8
57	他	下小磯線	大磯小磯755	下小磯	432		432	432	432	432	
58	他	古関小学校線	国道分岐	小学校	300	200	100	100			300
59	他	新井線	参宮寺平	新井	350	22	328	328		328	22
60	他	南沢線	古関丸畑分岐	南沢	200		200	200			200
61	他	釜額日影線	林道分岐	日影	180		180	180	180	15	165
62	他	川尻線	釜額	川尻	8,834		8,834	8,834	8,834	8,834	
63	他	パノラマ線	和合橋	パノラマ	3,800		3,800	2,600	2,600	3,800	
64	他	下中之倉線	国道分岐	西沢	300		300	300	300	300	
65	他	燈本栖線	国道分岐	中倉トンネル前	3,400		3,400	3,400	3,400	3,400	
66	他	瀬戸日影線	観音橋	日影橋	197	36	161	161	161	161	36
67	他	宝向線	宝向橋	根子日影	100	17	83	83			100
68	他	根子峰山線	根子中村橋	峰山	2,650	12	2,638	2,638	2,638	2,638	12
69	他	磯分校蛾ケ岳線	分校前	蛾ケ岳	6,500		6,500	6,500	6,500	6,500	
70	他	峰山三ツ沢線	峰山	三ツ沢	8,900		8,900	8,900	8,900	8,900	
71	1	宇野尾線	沢ノ神	宇野尾	285	285					285
72	2	奥抔線	三沢西田	奥抔	200	50	150	150			200
73	2	開持蕨平線	三沢大草	開持	638	523	115	115		164	474
74	2	大石線	大石県道分岐	大石	823		823	823		703	120
75	2	道丸畑線	道和田寺前	宮ノ前	250	180	70	70		237	13
76	2	道水船線	道寺ノ前	水船橋	450	400	50	50		50	400
77	2	熊沢岩下線	熊沢家ノ前	北川	500	500					500
78	2	久保嶺線	久保所島	嶺	437	190	247	247		437	
79	他	割子奥抔線	割子県道分岐	奥抔	500	400	100	100		500	
80	他	大草線	塩貝	久那土中横	1,950	1,050					1,050
81	他	平松線	勝坂	平松	550		550	550			550
82	他	楠田線	勝坂	楠田	550		550	550			550
83	他	勝坂大石線	勝坂	大石	1,400		1,400	1,400		1,400	
84	他	車田初平線	車田橋	切房木橋詰	850	850					850
85	他	車田樋田線	県道分岐	天神橋	400	184	266	266		266	184
86	他	久保大山線	久保	大山	2,588	200	2,388	2,388		2,566	22
87	他	大道市之瀬線			2,800		2,800			2,800	
88	他	十五所神社線	県道分岐	元保育園	250		250	250			250
89	他	切房木線	県道分岐	梅木平	350	19	331	331	350	350	
90	他	水船線	県道分岐	水船橋	220		220	220		13	207
91	他	下堀切大山線	堀切	大山	3,572	9	3,563	3,563		3,551	21
92	他	下大山線	久保沢	下大山	500	11	489	489		489	11
93	他	上田原東入線	県道分岐	東入	300	300				300	
94	他	上田原上ノ山線	県道分岐	上ノ山	200	11	189	189	189	189	11
95	他	役場山保線			5,778		5,778	5,778	5,778	5,778	

交通量調交通量調査総括表（計）　{52. 6.28 / 52.10.19} **の平均数値**

都府県支庁または指定名　**山　梨　県　12**　（12）

道路の種類	路線名 路線番号	路線名	観測地点地名 市区町 町丁目 郡村字	観測地点番号	カード番号	区間延長	歩行者類	自転車類	荷車・牛馬車類	動力付二輪車類	自動車類（台／12時間） 乗用自動車類 軽乗用	乗用車	バス	計	カード番号	貨物自動車 軽貨物	小型貨物	貨客車	普通貨物	特殊（種）車	計	合計	ピーク時間交通量（台／時） 二輪車類	小型車類	大型車類	49年度観測地点番号	49年度交通量	摘要
						km																						
元2国		300号	西八代郡下部町常葉	126	1	4.4	773	88	1	256	67	701	52	820	2	70	235	347	394	23	1,068	1,888	43	180	34	204	1,312	
㊦		市川大門下部身延線	西八代郡下部町久那土支所前	328	1	4.8	312	281	4	348	161	978	22	1,161	2	132	267	415	60	54	926	2,087	109	289	12	328	1,546	
㊀		古関割子線	西八代郡下部町芝草内藤商店前	545	1	4.4	62	27	0	94	34	292	25	351	2	66	138	101	23	30	356	707	31	101	8	550	539	
〃		割子中富線	南巨摩郡中富町下田原1,965	546	1	4.5	149	116	16	141	31	171	9	211	2	38	77	96	25	17	252	462	43	79	5	551	646	
〃		下部飯富線	南巨摩郡中富町宮木	581	1	5.5	47	53	4	103	21	225	10	255	2	55	96	123	129	12	414	669	36	89	11	590	504	
					1										2													
					1										2													
					1										2													
					1										2													
					1										2													

3 4 6　　7 10 11 12 14 15 19 20 24 25 29 30 34 35 39 40 44 45 49 50 55　11 12 16 17 21 22 26 27 31 32 36 37 42 43 48 49 53 54 58 59 63 64 66 67 72

(三)　交通量

昭和五十二年度の全国道路交通情勢調査（五二・六・二八～五二・一〇・一九）による当町に関係する主要道路の交通量調査表、及び観測地点表は次のとおりである。

観測地点表

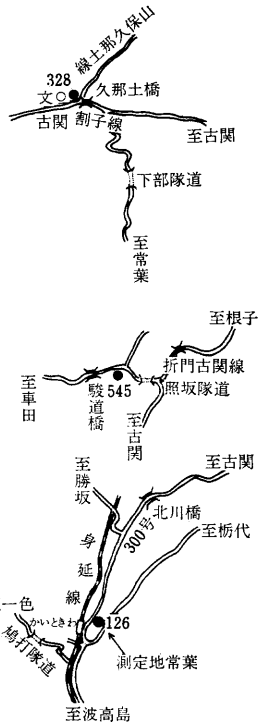

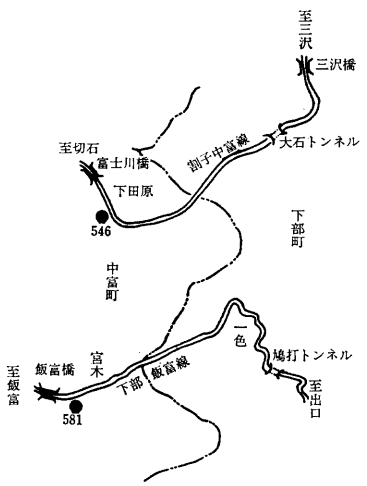

第四節　河川と橋りょう

一　河川の概況

本町は北東から南東には、御坂山系及び毛無山系に属する一、〇〇〇～一、九〇〇メートル級の群山に囲まれ、北部は釈迦岳及び蛾ケ岳など一、〇〇〇メートル級の連峰が分水嶺をなしている。常葉川、三沢川に注ぐ支流は、すべて水源をこの山々に発している。

河川法による一級河川は、常葉川、三沢川をはじめとして合計十六河川にも及び、総延長七六・二キロ、町内七三キロにも及んでいる。常葉川は、国道三〇〇号線に沿い、本栖湖西岸にそびえている一、〇〇〇メートル以上の山々に水源を発し、古関にて釜額川、反木川を合して南下し、常葉にて栃代川、下部にて下部川と合流して、三〇〇号線沿いに南下し富山橋下流にて富士川に注ぐ、常葉川は北東から南西に流れて本町を貫流し、およそ

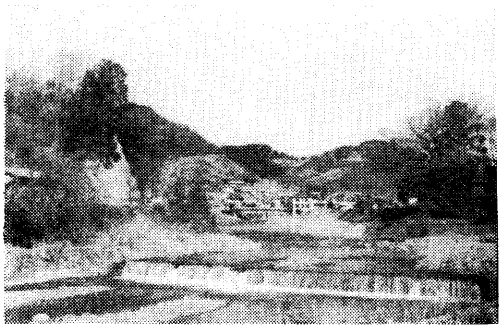

常　葉　川

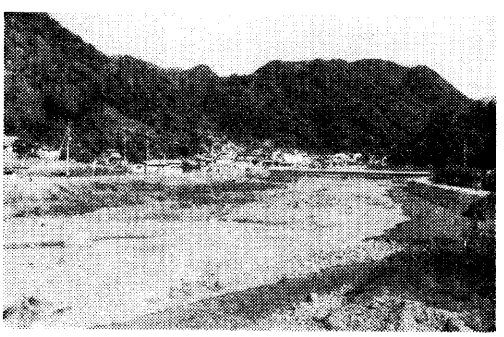

三　沢　川

一八・〇キロの流下延長に及んでいる。一方、三沢川は北部蛾ケ岳（一二八〇）の嶺に水源を発し、流路を西にとり、久那土支所前で樋田川と合流して西に流れ、六郷町鴨狩を経て富士川に注ぐ。全延長六・一キロ町内延長は五・三キロである。田原川は全延長三・九キロ、上田原部落を南西に流れて、中富町下田原地内（約一・三キロ）を経て、富士川に注ぐ。一色川は全延長四・一キロが、一色部落を南西に流下し、中富町宮木地内（〇・六キロ）を経て、屏風岩附近で富士川に合流している。

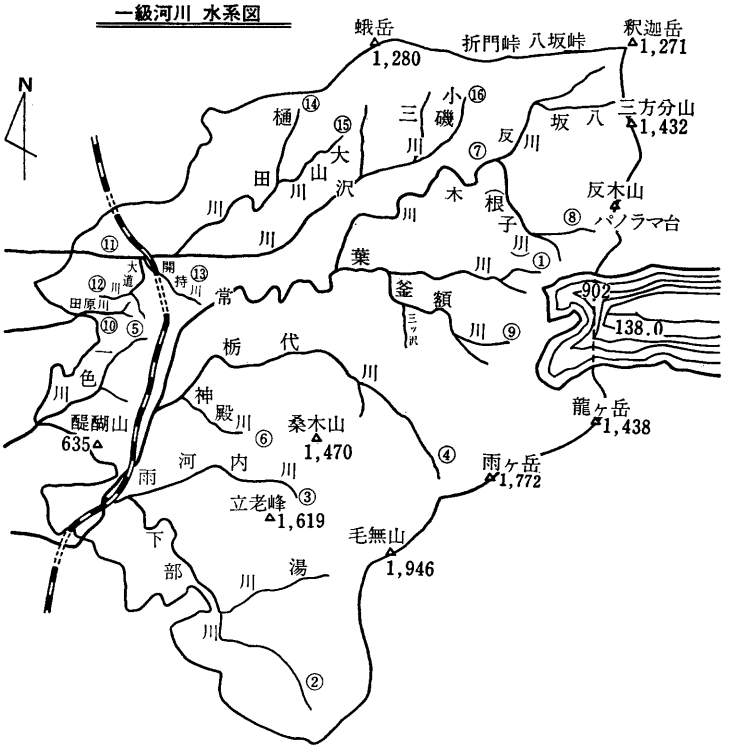

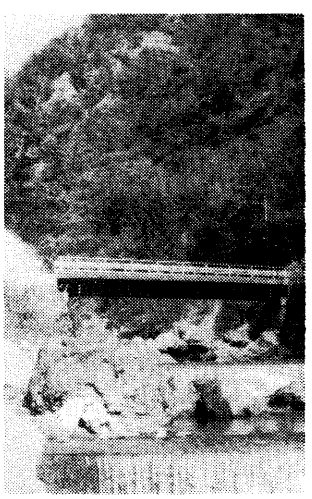

反木川

常葉川の本支流、下部川・雨河内川、栃代川、反木川などの上流は、浸食が特に進み見事なV字谷を呈している。これらの本支流はもとより、下部町内を流れるすべての川は、河床勾配がいずれも急な上に転石も多くそのために護岸の浸食も起こり易い。上流山地の崩壊や土砂の流出も多く、台風などによる集中豪雨に一度見舞われると、いわゆ

河川法一級河川表

河川名	区域	流路延長 左右岸計	流路延長 両岸平均	認定年月日
常葉川	自左岸　山梨県西八代郡下部町大字中之倉字立岩三七二番地先 至右岸　富士川への合流点	三五、九〇〇	一七、九五〇	昭和四年三月三〇日告示第五六号施行昭和四年四月一日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
二下部川	左岸　山梨県西八代郡下部町湯之奥字若草里四七〇番地先 右岸　同町湯之奥字中山四八二番地先　常葉川への合流点	一三、二四〇	六、六二〇	昭和七年一〇月一七日告示第三六四号施行昭和七年一〇月一七日 昭和三四年七月二日告示第一八七号（延長編入） 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日 昭和四九年四月一一日建設省告示第五六〇号昭和四九年四月一一日施行（延長編入）

三	雨河内川	山梨県西八代郡下部町大字下部字雨河内一一二一番地先の第一号堰堤下部川への合流点	五、〇〇〇	二、五〇〇	昭和三四年七月二日告示第一八七号施行昭和三四年四月一日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
四	栃代川	山の神沢の合流点常葉川への合流点	一五、〇〇〇	七、五〇〇	昭和二七年八月一日告示第二二六号施行昭和二六年八月一八日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
五	一色川	一色沢の合流点富士川への合流点	八、二〇〇	四、一〇〇	昭和三一年四月五日告示第八二号施行昭和一年四月一日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
六	神殿川	左岸　山梨県西八代郡下部町大字清沢字休場二〇一一番地先 右岸　同町同大字字奈呂尾一九五〇番地先栃代川への合流点	二、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和四二年五月二五日建設省告示第五五号施行昭和四二年六月一日
七	反木川	左岸　山梨県西八代郡下部町大字八坂字八坂二九番先地	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭和二七年八月一八日告示第二二六号施行昭和二七年八月一八日 昭和三七年四月一日告示第五〇号（延長編入）
		右岸　同町同大字同字三一番の三地先常葉川への合流点			昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日 政令第八五号施行昭和四七年五月四日（延長編入）
八	根子川	左岸　山梨県西八代郡下部町大字根子字赤沢四五三二番地先 右岸　同町同大字字大森四六〇六番地先反木川への合流点	五、〇〇〇	二、五〇〇	昭和四二年五月二五日建設省告示第五五号施行昭和四二年六月一日
九	釜額川	山梨県西八代郡下部町大字釜額字柿平向一五九四番地先の柿平橋常葉川への合流点	五、〇〇〇	二、五〇〇	昭和三四年七月二日告示第一八七号施行昭和三四年四月一日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
一〇	田原川	左岸　山梨県西八代郡下部町大字上田原字桜田一三二九番地先 右岸　同町同大字字東二三〇九番地先富士川への合流点	七、八〇〇	三、九〇〇	昭和三一年四月五日告示第八二号施行昭和三一年四月一日 昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日

一二 三沢川	左岸	山梨県西八代郡下部町大字大磯小磯字新居二七九五番地先	一三、二〇〇	六、一四〇	昭和一八年三月一一日告示第八三号施行昭和一八年四月一日昭和三四年七月二日告示第一八七号（延長編入）昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
	右岸	同町同大字字仏僧二一五〇番地先富士川への合流点			
一三 大道川	左岸	山梨県西八代郡下部町大字三沢字有東坂二一九九番地先	二、八〇〇	一、三〇〇	昭和四二年五月二五日建設省告示第五五号施行昭和四二年六月一日
	右岸	同町同大字同字二二〇〇番地先三沢川への合流点			
一四 開持川	左岸	山梨県西八代郡下部町大字三沢字獅子留三三七三番地先	二、八〇〇	一、四〇〇	
	右岸	同町同大字字わらび平三三四三番地先三沢川への合流点			
		高山沢の合流点			昭和二六年六月七日告示第一四三号施行昭和二六年四月一日
一五 大山川	左岸	山梨県西八代郡下部町大字大山字上川戸一八三番地先	一、六〇〇	八〇〇	昭和四二年五月二五日建設省告示第五五号施行昭和四二年六月一日
	右岸	同町同大字同字一八五番地先樋田川への合流点			
一四 樋田川		三沢川への合流点	八、四〇〇	四、二〇〇	昭和四一年三月二八日建設省告示第五〇号施行昭和四一年四月一日
一六 小磯川	左岸	山梨県西八代郡下部町大字折門字上折門四五九番地先	七、六〇〇	三、八〇〇	
	右岸	同町同字大磯小磯字仏僧向四四九四番地先三沢川への合流点			

る鉄砲水という異常な出水となって、大災害をもたらすおそれのある現状である。とりわけ常葉川、三沢川などの町内二大河川については、詳細の調査のもとに、近い将来適切な改良工事が施されることが望まれる。

しかしながらこれらの川筋には、昔から集落がひらけ、河岸段丘は耕地として利用されて河水は飲料水として、あるいはかんがい用水として、大いに流域をうるおして来たことであろう。

準用河川

町長が指定した準用河川は三本あって、久那土地区に鍋倉沢川二〇〇メートル、富里地区に山口沢川五〇〇メートルと、清沢川五〇〇メートルとがある。

砂防指定地

常葉川筋ほか二〇河川の筋に及んでおり、その面積は三八〇・四九ヘクタール、延長は三一・五九キロメートルに達している。

急傾斜指定地

昭和五十年九月十一日、県五六三号で樋田川筋熊沢地内三・三七平方キロメートルと、下部川筋湯町地内一・五六平方キロメートルの二ケ所が指定区域に指定されている。

二　橋りょう

河川は風光に美を添え、大地をうるおす母なる存在でもあるが、一度怒れば濁流渦巻き阿修羅と化す恐ろしい存在でもあった。昔は土木技術も幼稚で、多くは木橋で架設と流失とを何回となく繰り返した自然との戦いでもあった。昭和二年富士身延鉄道の開通（市川大門まで）は交通運輸の面には大きな影響を与え、道路の開発と橋りょうの改善の機運を大きく盛り上げることになった。さらに戦後の復興期と経済の高度成長期を迎えて、車輌の大型化、重量化と交通量の激増によって、昭和三十年ころから木橋は鉄橋に代わって、いわゆる永久橋架設の時代を迎えたのである。

(1)旧富山橋

下部町の数多いなかで特異な存在として、富山橋をあげなければならない。この地は下山村と波高島とを連絡するために、昔から渡し船が設けられていたが、富士身延鉄道の開通によって、貨客が激増するに及んで賃取橋設置願いが提出された。その案件が村会に提出され、その理由として

富士身延道鉄の延長に伴って、下山波高島駅が設置された。今後は人馬の往復がひん繁になることが期待される要路で、従来の渡船では到底満足できない状態である。この願いは時宜に適したものであるので、運輸交通安全のため、実地踏査をして許可を与えたいと述べている。

従来渡船は、規約を設けて区で運営した時代も、請負い制度で経営した時代もあったが、今回の賃取橋の架設運営について協議の結果、今回の次のように決定した。

交渉顛末書

一、本村波高島部落ヨリ対岸南巨摩郡下山村ヲ始メ　全郡下諸村ニ通ズル富士川渡船ハ　従来高野泰、佐野信ノ二名ニテ経営シ来リシモ　今般富士身延鉄道ノ開通アリ　殊ニ波高島地内ニハ停車場ノ設置モ見タルヲ以ッテ　相互ノ交通一層頻繁ヲ加エ従来ノ渡船ニテハ到底満足ナル聯絡ヲ計ルヲ得ズ　之ガ改善ハ焦眉ノ急ナルヲ感シ居リシ処　前記二名ハ賃取橋梁ノ設置ヲ設計セリ、而シテ之レカ許否ニ付キ地元波高島区民ト交渉ノ結果ハ　波高島部落ハ右二名ノ渡船営業ノ沿革ニ徴シソノ慣習ヲ打破シ部落ニ於テ経営スルカ如キハ　人情ニ於テ又従来両人ノ原始時代ノ犠牲的経営ニ徴シテ忍ビ難キモノアルヲ以ッテ　二名ノ者ニ設置方許可ヲ与エル事ニ決定候也

昭和三年　月　日

町村道管理者　富里村長　石部　要印

地元波高島部落代表者　波高島区長　佐野　信印

仝　代理者　高野　俊　江印

以上の理由によって、右両名に賃取橋架設の許可が与えられて着手したが、工事半ばにして流失してしまった。

当時の予算書によって、交通量の大要を知ることができる。

収入之部

種目	賃金	一日平均数	一ケ年平均数	一年賃金
人	五銭	七七人	二八、一〇五人	一、四〇五円二五銭
自転車	二銭	一〇台	三、六五〇台	七三円〇〇
人力車	一〇銭	二〃	七三〇〃	七三円〇〇
荷馬車	二〇銭	五〃	一、八二五〃	三六五円〇〇

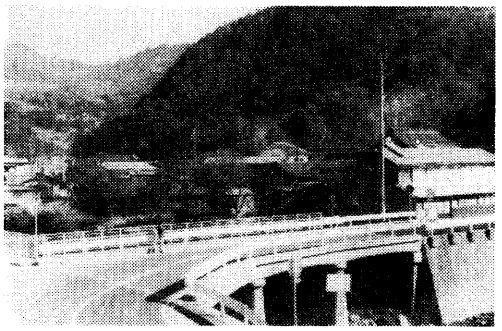

久那土橋（三沢・車田地内）

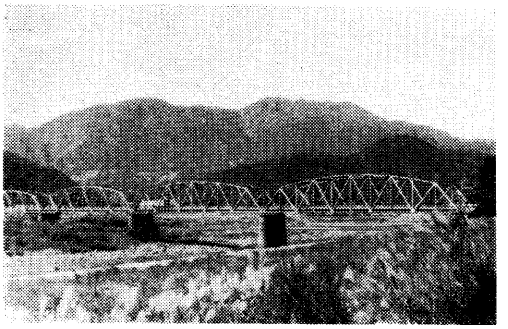

富山橋（波高島下山）

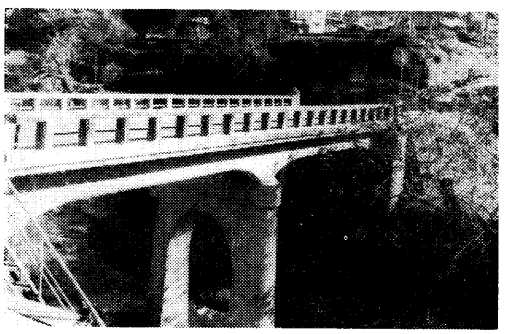

三宮司橋（古関地内）

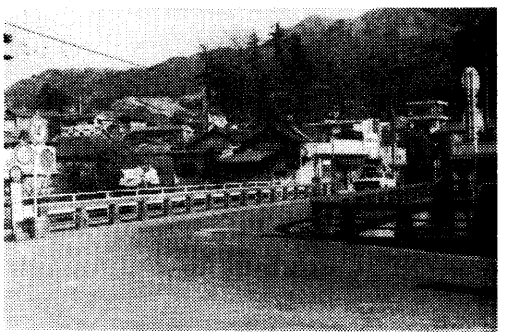

常葉橋（常葉地内）

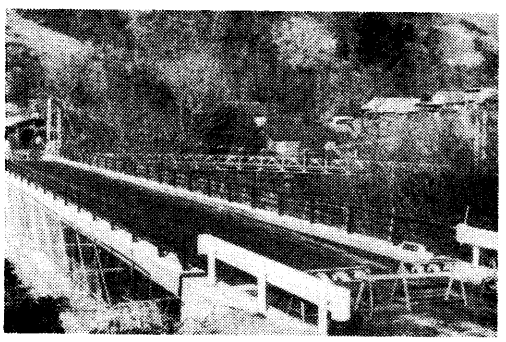

小磯橋（大磯小磯地内）

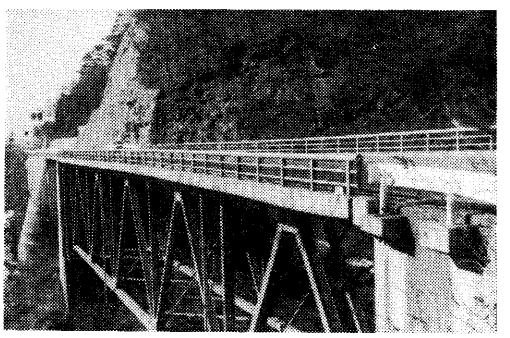

見返橋（国道中倉地内）

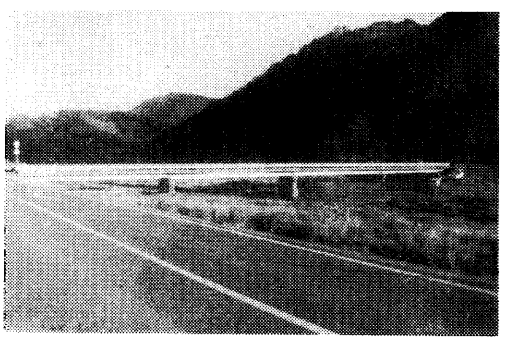

通学橋（三沢地内）

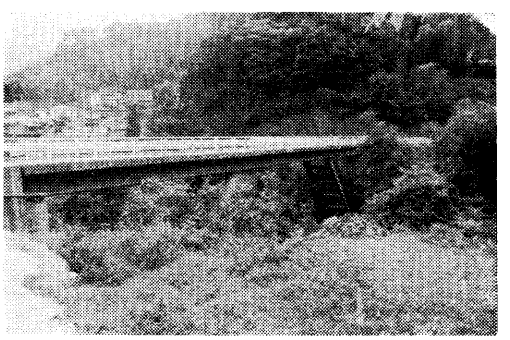

昭和橋（北川地内）

荷車	一〇銭	五台	一、八二五台
駄牛馬	一〇〃	二	七三〇台
乗馬	一七〃	—	一匹
計			二、一七一円九二銭

		一八二円五〇銭	
		七三円〇〇〃	
		一七〃	
		二、一七一円九二銭	

その後昭和九年八月、県費負担による木橋架設工事に着手、同十一年六月開通祝賀式が盛大に行われたが、間もなく流失してしまった。その後さらに数回流失の憂き目に遭い、戦後(年代不詳)は下山村の住人河西祐助輿望をになってつり橋を架設したが、これまた自然の猛威を制御することはできなかった。結局村当局や地元民の運動により、昭和二十七年八月鉄橋の架設工事が始められたが、県予算などの関係から一径間ずつ竣工、同二十八年には三径間が竣工し、昭和四十二年十一月には全径間が竣工して、富山橋と命名された。人類原始の時代から長い間交通運輸の自然の障害は、全く取り除かれたのである。

(2) 路線別橋梁

本町には大小幾つかの橋がかけられているが、ほとんどが木橋から永久橋へと架け替えられ、幅員も車社会に対応できるように改修された。路線別の橋梁現況は次の表の通りである。

国道・県道

下部町内の国・県道橋梁現況調

昭和・43・3・調

路線名	橋名	延長	幅員	面積	橋種	竣功年月	摘要
		m	m	㎡			
国三〇〇号線	常葉橋	二八・五	六・〇	一七一・〇	桁橋	昭和三七	
〃	北川橋	四一・〇	五・一	二〇九・一	トラス橋	〃一〇	
〃	木喰橋	三六・〇〇	五・〇	一八〇・〇〇	桁〃	〃一〇	
〃	聖橋	三八・〇〇	七・五	二八五・〇〇	〃	〃四八	
〃	三宮司橋	二三・〇〇	五・〇	一一五・〇〇	〃	〃一〇	
〃	傘松橋	四〇・〇〇	八・五	三四〇・〇〇	〃	〃四八	
〃	くるみ橋	三八・〇〇	七・五	二八五・〇〇	〃	〃四八	
〃	小渕沢橋	四四・〇〇	七・五	三三〇・〇〇	〃	〃四七	
〃	見返橋	六四・〇〇	七・五	四八〇・〇〇	トラス橋	〃四六	
〃	かんばん沢橋	四・〇〇	五・九	二三・六	コンクート床版橋	〃	
〃	白子の沢橋	四・〇〇	六・五	二六・〇	〃	〃三一	
〃	湯川橋	一六〇・〇〇	六・〇	九六〇・〇〇	PC桁橋	〃四一	
〃	宝永橋	二六・二〇	三・五	九一・七	T型桁コンクリート橋	〃三七	
〃	鳩打沢橋	斜正 四・七〇〇	六・一	二八・六七	コンクリート床版橋		
〃	大黒沢橋	斜正 五・一〇〇 六・六〇〇	五・八	三八・二八	〃		

(国)三〇〇号線	常葉歩道橋		二八・五〇		一・五	四三・二五	H型鋼	昭和四四・三		
(県)市川大門下部身延線	横沢橋		二・一六		五・三五	一九・二六	コンクリート床版橋	〃四〇・三		
〃	三沢橋		五六・五〇		五・五	三一〇・七五	鋼桁橋	〃四一		
〃	車田橋		四〇・〇〇		五・五	二二〇・〇	TE桁コンクリート橋	〃三九		
〃	割子橋	斜正	二・三〇 二・五五		四・五	一〇・三五	コンクリート床版橋	〃三二		
(県)湯之奥上之平線	雨河内橋		三六・五〇		五・六	二〇四・四〇	T型桁コンクリート桁	〃一三		
〃	下部橋		四〇・〇〇		五・五	二二〇・〇	ポストテンションPG桁	〃三九・三		
〃	神泉橋		一七・〇		五・五			〃三二・三		
〃	善隣橋		一六・〇		三・五					
〃	センスイ沢橋		四・四〇		四・〇	一七・六	非合成HB			
〃	沢入沢橋		六・〇		四・〇	二四・〇	鉄筋コンクリート床版橋			
(県)古関割子線	水船橋		六・三		五・五	三四・六五	鉄筋コンクリート床版橋			
〃	駿道橋		二五・二		五・五	一三八・六〇	プレストレストPC桁	〃四一		
〃	宮前橋	斜正	三・〇〇 四・一〇〇		六・九	二八・二九	T型桁コンクリート橋	〃四〇・三		
〃	平林橋		四・三〇		六・〇	二五・八〇	木橋			
〃	東沢橋		六・三〇		五・五	三四・六五	コンクリート床版橋	〃四〇・三		
〃	小坂橋		二・〇〇		六・五	一三・〇〇	〃	〃一〇		
(県)割子中富線	久那土橋		二一・三〇		五・五	一一七・一〇	T型桁コンクリート橋	〃一〇		
〃	大橋		七・〇〇		三・四	二三・八	木橋	〃三〇		
(県)下部飯富線	宮木橋		二・四〇		五・七	一三・六八	コンクリート床版橋	〃一一		
〃	鳩打沢橋		二・四〇		八・二	一九・六八	〃	〃一一		
〃	飯富橋		一五一・〇〇		五・五〇	七九二・〇	鋼構橋T型桁コンクリート	〃二八		
〃	出口橋		四・四〇		三・五	一四・〇	コンクリート床版橋	〃九・九		
(県)栃代常葉線	大橋		二四・四〇		三・五		PC永久橋	〃三四		
〃	栃代下橋		一三・〇〇		三・五	三三・一二	〃	〃三三		
〃	開平橋		八・〇〇		三・五	二〇・九	〃	〃三二		
〃	（無名）		三・四		三・四	一二・二	スラブ橋		四一災害	
(県)山保久那土線	上久保橋		四・〇〇		四・〇	一六・〇〇	床版橋KB	〃四四・七		
〃	御崎橋		七・〇〇		四・〇	二八・〇〇	床版橋KB	〃四四・一	四一災害	
〃	道店橋		一六・〇〇		七・二	一一五・二	〃	〃四八	改良工事	
〃	熊沢橋		二六・〇		四・六	一一九・六	〃	〃四四・三	災害(四一)	

(県)山保久那土線	切沢橋	四・〇	四・五	一八・〇	床版橋KB			
〃	坂東橋	四・〇	三・八	一五・二	〃			
(県)折門古関線	湖仙橋	一八・五	四・〇	七四・〇	H—B非合成桁S・G	昭和四六・三	辺地	
〃	開運橋	一七・一	四・〇	六八・四	S・G	〃四五・三	辺地	
〃	栄橋	二一・四	四・〇	八五・六	H—B S・G	〃四七・三	辺地	
〃	神前橋	一六・〇	四・〇	六四・〇	S—G	〃四七・三	辺地	
〃	亀遊橋	一八・八	四・〇	七五・二	H—B S・G	〃四五・三	辺地	
〃	和合橋	一七・四	三・五	七八・三	S・G	〃四三・三	四一災害	
〃	大森橋	二〇・二	四・〇	八〇・八	S・G	〃四三・三	四三年山村振興	
〃	宮前橋	一七・四	四・〇	六九・六	H・B S・G	〃四〇・三	辺地	
〃	境橋	一二・九	三・六	四六・四	S・G	〃四四・一	災害	

路線別橋りょう現況　町道

昭和五四年一二月

番	路線名	橋名	橋長	幅員	面積	橋種	竣功年月	摘要
1	長塩岩欠線	昭和橋	四六・〇m	四・〇m	一八四・〇㎡	永久橋	昭和四四	
2	清沢線	宝運橋	二四・〇	三・五	八四・〇	〃	〃三八	
3	市之瀬日向線	上川渡橋	二六・〇	四・〇	一〇四・〇	〃	〃四九	
4	一色和平線	観音橋	一〇・四	四・〇	四一・六	〃	〃四九	
5	〃	和平橋	六・八	四・〇	二七・二	〃	〃四九	
6	廻沢線	廻沢橋	四〇・〇	二・五	一〇〇・〇	木つり橋		
7	宮ノ平線	宮ノ平橋	三三・一	三・五	一一五・八	永久橋	〃四八	
8	清沢大炊平線	清沢橋	二三・四	二・五	五八・五	〃	〃四八	
9	〃	大炊平橋	二五・〇	二・〇	五〇・〇	木橋	〃二八	
10	日向和平線	大平橋	一〇・〇	二・〇	二・〇	永久橋	〃四二・三	
26	山ノ神川尻線	栃代橋	一五・〇	一・五	二二・五	木橋	〃二四	
27	磯分校線	大渡橋	一七・四	四・〇	六九・六	永久橋	〃四六	
44	燈・本栖線	燈橋	一六・〇	二・〇	三二・〇	木橋	〃三二	
45	下小磯線	下小磯橋	一〇・〇	二・〇	二〇・〇	〃	〃二一	
46	釜額日影線	釜額橋	一五・〇	二・〇	三〇・〇	〃	〃一九	
47	道丸畑線	日影橋	一三・四	二・五	三三・五	永久橋	〃二六	

48	開持蔵平線	通学橋	七三・八m	三・〇m	二二一・四㎡	永久橋	昭和四八
49	奥抔線	奥抔橋	三九・一	三・五	一三六・九	〃	〃 四五
50	水船線	水船橋	一三・〇	一・五	一九・〇	木橋	〃 二四
51	車田初平線	日影橋	二四・〇	二・一	五〇・〇	永久橋	〃 四八
52	〃	初平橋	七・〇	四・〇	二八・〇	〃	〃 四三
53	〃	大岩橋	一五・四	四・〇	六一・六	〃	〃 四六
54	車田樋田線	天神橋	一六・〇	二・五	四〇・〇	〃	〃 四三
55	上田原線	段西橋	六・〇	一・五	九・〇	木橋	〃 一八
56	〃	入沢橋	五・〇	三・〇	一五・〇	〃	〃 四一
57	切房木線	中村橋	一九・〇	四・〇	七六・〇	永久橋	〃 五〇
58	久保大山線	大正橋	一四・一	三・〇	四二・三	〃	〃 四〇
59	〃	大山橋	八・〇	四・〇	三二・〇	〃	〃 五一
60	〃	赤林橋	一一・四	一・六	一八・二	〃	〃 四二
61	八坂線	出合橋	七・九	三・五	二七・六	〃	〃 四三

第五節　交通機関の発達

本町の地形は、三方山をもってめぐらし、西に富士川が流れて特殊の地形であるために、乗り物についての導入は他町村に比して決して早くはない。交通機関の発達の過程は、人力や畜力による原始的なものから、機械化への発達となり、道路の開発と相まって、量的にも時間的にも労力的にも著しく経済的となってきた。本町における発達過程の概略を記すと、次のようである。

交通、運輸機関の発達過程

時代	主要交通運輸機関		運搬用具	備考
	乗用	貨物		
明治以前	駕籠、馬	人、馬	天秤棒 ショイカゴ モッコ カゴ	駕籠の利用は特殊の職業か或は特殊階級の人の場合が多い
明治時代	乗用 馬、駕籠、自転車	貨物 人、馬、土車、荷車（大八）	天秤棒 ショイカゴ ショイコ モッコ テレン	自転車＝明治三十二年 荷車＝明治末期
大正時代	乗用 人力車、自転車、馬	貨物 荷車、馬、荷馬車	ショイコ ショイカゴ 天秤棒 テレン	人力車＝大正九年 荷馬車＝大正末期
昭和初期～三〇年	乗用 電車　人力車　自動車　自転車　オートバイ	貨物 荷馬　貨物自動車　車、電車		電車＝昭和二年 乗合自動車＝昭和四年 バス＝昭和二十四年 貨物自動車＝昭和七年 オートバイ＝昭和二十四年 乗用車＝昭和二十八年

昭和三〇年～五四年	乗用	電車　自動車　オートバイ　自転車		
	貨物	貨物自動車　ダンプカー		

1 馬の利用

昔の建物の配置を見れば、ほとんどすべての家に馬小屋があった。その位置は主家に向かい合うか、あるいは主家とならんで馬の管理がしやすい位置にある。いずれの村の明細帳にも秣場が指定されていることや、路傍に馬頭観音が丁重に祀られていることなどから、馬は広く農耕や交通運輸の重要な役割を果たす動物として、家族の一員のように大切に飼育されていた。

甲斐国志によれば、下部町一三〇三戸のうち、一九五頭の馬が飼育され農耕に乗用に伝馬に、あるいは農産物、林産物、生活物資の運輸面にと、利用されて来た。「鰍沢黒沢両番所中馬附通し願立」を見ても、両番所は夜明け前に通って、甲府へ日帰りしたとも記されている。このように遠くは鰍沢、市川あたりまで、馬を輸送機関として利用したのは、大正末期まで続いた。

2 自転車

自転車は明治十八（一八八五）年、イギリスのスタンレーによって発明され、明治二十年代には国産品が販売されるようになった。本町では明治三十二年四月久那土村佐野常重が導入したのが最初である（加藤善吉著・下部町郷土史年表）当時は大変珍しく学童は授業中でも「二つの車に乗って通る」といって窓を開けてはやしたて、授業もできない程だったというエピソードもある。大正十一年一月には、公用車として富里村第一号が役場で購入されたという。大正八年若林文策が三沢に自転車業を開業した当時は、木製のリームを使用した舶来の自転車も多かった。

その後大工、屋根葺職人や、商店などが使用し、軽便なために急速に普及し、昭和三年には富里村の保有台数は七二台となった。

（郷土史富里村青年団編）

3 人力車

秋葉大助が東京の銀座に製作所を設けたのが明治二年である。全国の宿駅で馬や駕籠にかわって急速に普及した。電車・汽車を遠距離用乗り物とすれば、停車場などを俥屋の立て場として、近距離乗り物として長い間日本人に親しまれて来た。本町にはじめて就業したのは波高島、下部間で、大正九年のことである。大正の終わりから昭和へかけては二十台も就業して、舟できた旅客を温泉街まで運び最盛を極めたが、身延線の開通と、昭和四年下部乗合自動車の開業によって、自然消滅となった。

4 荷車（大八）・荷馬車

明治末期から荷車が導入された。平坦な道がひらかれるに及んで急速に普及して、運輸能力は激増した。大正末ころには荷馬車も登場して、砂バラスなどの骨材運搬や木材などの主要輸送機関となった。改修前の往還は大抵一・八メートルと狭く、路肩も崩れたが、荷馬車の出現は道路改修への大きな転機ともなった。戦後貨物自動車の運行によって、昭和三十五年ころには、全く見られないようになった。

5 自動車

昭和四年下部乗合自動車（八人乗り外国製）が開業し、富士身延鉄道の開通と輸送力の拡大は、森林資源の価値を高め、貨物の激増を促して昭和七年には貨物自動車がはじめて就業して、森林開発の一翼を担った。昭和十五年ころには戦線も拡大したので、ガソリン節約のために木炭自動車が走るようになった。

次に開業当時町民の足として、大いに期待されたバス路線は次の通りである。

(1)	神泉橋～下部駅	昭和四年三月　（下部温泉自動車）
〃		昭和二十四年十月　（山梨交通）
(2)	甲斐常葉駅～吉田	昭和二十五年十二月　（富士急）
(3)	古　関～鰍沢（初め甲府迄）	昭和二十五年十二月　（山梨交通）
(4)	下部駅～甲斐常葉駅	昭和二十五年十二月　（山梨交通）
		（昭和四十七年二月廃止）

下部町，西八代郡，山梨県別自動車所有台数（表１）

昭和53．3．31調　陸運事務所資料

用途	車種別 ＼ 町郡県別 ＼ 年度	50年 下部町	50年 西八代郡	50年 山梨県	51年 下部町	51年 西八代郡	51年 山梨県	52年 下部町	52年 西八代郡	52年 山梨県	53年 下部町	53年 西八代郡	53年 山梨県
貨物用	普通車	44	167	5,235	46	176	5,518	44	191	5,867	37	193	6,206
	普通ダンプ車	30	74	1,919	28	74	1,916	28	75	1,823	22	76	1,838
	小型四輪車	175	1,038	27,124	179	1,074	27,944	184	1,077	28,738	202	1,076	29,075
	小型四輪バン型	262	990	27,755	268	1,044	29,105	284	1,113	31,185	275	1,140	32,564
	小型三輪車		4	141		2	95		2	75		2	57
	被けん引車			57			65			69			65
	計	511	2,273	62,231	521	2,370	64,643	540	2,458	97,757	541	2,487	69,805
乗合用	普通車	1	3	849	1	3	761	1	1	837	1	1	817
	小型車	17	35	890	19	40	1,069	18	40	1,105	20	44	1,181
	乗合車計	18	38	1,739	20	43	1,830	14	41	1,942	21	45	1,998
乗用	普通車	6	32	1,282	7	40	1,689	9	53	2,014	16	69	2,323
	小型車	916	4,164	106,576	992	4,593	118,989	1,104	5,016	130,043	1,211	5,373	140,630
	乗用車計	922	4,196	107,858	999	4,633	120,678	1,113	5,069	132,057	1,227	5,442	142,953
特種用途用	特殊用途車	19	109	3,386	22	131	3,616	26	135	3,802	27	140	4,104
	大型特殊車	3	21	709	2	24	795	3	26	884	5	39	958
	特殊車計	22	130	4,095	24	155	4,411	29	161	4,686	32	179	5,062
登録自動車計		1,473	6,637	175,923	1,592	7,275	193,523	1,727	7,807	208,534	1,850	8,237	222,044
前年比増加率					8.1	9.6	10.0	8.4	7.3	7.7	7.1	5.6	6.5

小型二輪車	26	77	2,122	28	74	1,961	26	78	2,092	29	84	
軽二輪車	15			17			19			19		
原動機付自転車				1,305			1,332			1,354		
計				1,350			1,377			1,402		
軽二輪以上	5.69			5.15			4.64			4.27		
小型二輪以上	5.7			5.2			4.72			4.34		
1台当り人口				2.82			2.67			2.49		
下部町人口 3.31	8,614			8,440			8,290			8,120		

山梨県自動車所有数と1車当たり人口及び農業人口，戸数との関係（表2）

S53. 3.31 調　陸運事務所資料

項目＼年度	39 年	41 年	42 年	44 年	45 年	46 年	47 年	48 年	49 年	50 年	51 年	52 年	53 年
人口	775,131	763,194	783,209	764,495	762,170	763,029	763,189	765,000	770,000	766,000	782,000	797,000	801,306
自動車数	61,226	86,522	106,140	144,795	164,818	166,724	183,126	204,799	224,731	237,901	253,675	265,251	281,523
1車当り人口	12.7人	12.7	7.3	5.3	5.3	4.6	4.2	3.7	3.4	3.2	3.1	3.0	2.9
本町1車当り人口										5.7	5.2	4.7	4.3
国道 km	355	350	398	405	405	401	380	387	387	387	414	414	412
県道 km	1,011	1,132	1,253	1,191	1,191	1,199	1,191	1,204	1,204	1,304	1,307	1,307	1,302
1人当り所得	160 千円	210	240	316	316	379	451	511	586	757	872	934,000	1043,000
農業人口	404,962	39,355	39,355	364,436	364,436	345,673	344,772	344,772	323,580	317,400	307,779	307,779	95,490
農家戸数	78,914	77,388	77,388	74,379	74,379	73,024	73,024	73,024	70,800	70,200	68,479	68,479	16歳以上 67,010
農家率	50.0%	44.0	44.0	40.7	40.7	38.2	38.1	38.1	35.9	33.9	32.5	32.5	31.0

昭和53年度，1世帯平均　3.6人　　0.85世帯に1台（軽二輪車以上）の割合になる。　　人口年齢16歳以上

(5)下部温泉～身延山　昭和三十一年十月　(山梨交通)
(6)栃　代～甲斐常葉駅　昭和四十年六月　(富士急)
(7)田　原～甲　府　昭和三十四年五月　(山梨交通)
　田　原～久那土駅　昭和四十四年月六　(山梨交通)
(8)早川橋～甲斐常葉駅　昭和四十六年十二月　(山梨交通)

車の保有台数の変遷

区域＼年度	昭和十六年			昭和二十一年			昭和二十五年		
	自動車	自転車	荷車	自動車	自転車	荷車	自動車	自転車	荷車
旧富里村	二	二三〇	一〇	四	一七四	五五		二六一	
旧古関村	二	九五	二	三	一〇二	〇		一三〇	
旧久那土村	三	一八七	八	四	一九五	一五		二三	

下部町車両保有台数と郡、県との比較
(表1・2参照)

6トロッコ　特殊な輸送機関としてトロッコがある。栃代には七百ヘクタールにも及ぶ森林があり、大量の木材の伐採が企画された。大正の終わりから昭和の始めにかけて、栃代の羽前場から常葉駅構内まで軌道が敷設された。昭和十八年ころまではトロッコによる搬出が続いたが、戦後は自動車道として改修されたため余儀なく漸次縮減され、昭和二十七年ころには全く廃止された。大きな材木を積み、車輪をきしませながら下り、帰りは四台位いの車台を馬にひかせて上るトロッコ稼業は、時代の先端を行く職業の花形としてせん望の的であったともいう。

第六節　交通安全対策

一　道路交通の発達

昔の道路は、なるべく耕地をつぶさないようにとの配慮から、斜面や草地をひらいてつけた道であって、少々の遠回り道はやむを得なかった。特にわが下部町のように耕地の少ない所は、その傾向が強かったのではあるまいか。このような道を人馬が往来し、物資の搬出入が行われていたのであるが、世の進運につれて手車や馬車が使われるようになると、道路の道幅の狭隘や屈曲、高低が問題になって、徐々に道路改修が行われてきたのである。さらに輸送機関の大八車や馬車が貨物自動車にかわり、人力車や自転車がバスや自家用車にかわるに至って、さらにそれに拍車をかけて、今日のような完全舗装された道路の出現を見るに至った。

しかし、このような道路の整備が必ずしもわれわれに幸いすることばかりではなくなった。

昔は道の真ん中を、大手を振って悠々かっ歩した時代もあり、酒酔いが道路に前後不覚に寝込んでいた悠長な時代もあったが、今は瞬時もこのようなことは許さるべくもない時代である。

道路交通の発達の要因として次のようなことが考えられる。

(1)農業社会では、働く場と生活する場とは同じ場であることが多く、輸送に関する関心は薄かったが、二十世紀には巨大な工業、商業、金融などの都市が出現して、労働者が郊外から通勤するように事情が一変した。

(2)輸送は商品の生産、流通、消費の面などに重要な役割を演じている。多量の原材料の供給や製品の輸送などには、最も能率的な輸送機関を求めようとした。

(3)道路交通が自動車によって近代化された第一歩は、大正十二(一九二三)年ころだという。また第二次世界大戦によって道路が受けた打撃と混乱は非常に大きかったが、昭和二十四年には戦前の輸送力に回復した。

道路交通はそれまでの歴史的制約を克服して、急速に伸びたのは三十年代の高度成長期であり、四十年代には一層加速されて、このころの五年間には貨物、旅客輸送は倍増したという。また技術革新による重化学工業の進歩は、急速な所得の向上となり、より便利な、より高度な輸送機関として自動車化が進み、道路交通はより激しくなった。

二、交通事故とその対策

貨物輸送の自動車化と、自家用乗用車の普及は社会の発展に大きく寄与すると同時に、交通事故の増発と、排気ガスによる公害は、大きな社会問題となった。遂には交通戦争という言葉が生まれる程に交通事故は多発して、死傷者も増加の傾向にある。

交通事故はドライバー同士、あるいはドライバーと歩行者の不注意によって引き起こされ、一瞬にして尊い命を奪い、生涯の幸福を奪い去り、累をその家族や関係者にまで及ぼして、悲惨な結果をもたらしていることは、被害者はもちろんのこと、加害者とてもまた精神的、経済的な負担に耐えていかなければならない。

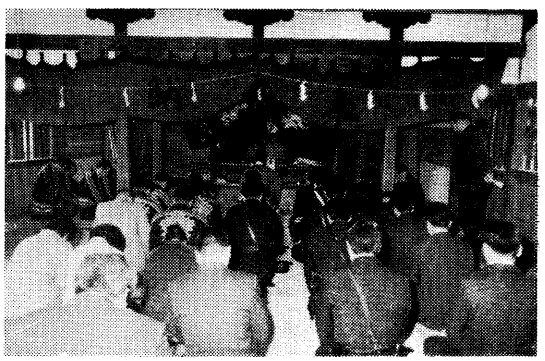

交通安全祈願祭

本町を縦貫する国道三〇〇号線と、県道市川大門下部身延線を主軸として、これと連絡する県道や町道には、定期バスや自家用車が運行して錯そうしている。殊に三〇〇号線はダンプ街道ともいわれる程、京浜方面へ向かって砂利満載のダンプカーが走っている。このような交通事情の中で、交通事故を防止し、犠牲者をなくすために最善の対策に迫られているのが現状である。

増加の一途をたどる交通事故に対して、一件でも減らすために官民一体となって、事故を抑制するために総力をあげて対策を講じているが、何といっても事故防止に欠くことのできないのは、ひとりひとりが交通ル

過去十年間交通事故に関する調

（山梨県警察本部調）

区分 / 年	全国			山梨県			市川署管内			下部町		
	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
昭和四五年	七八、〇〇〇	一六、二五七	九八、〇九六	六、一八八	二〇六	八、七五五	一五二	五	一八五	三三	一	四一
〃 四六年	七〇〇、二九〇	一六、二七八	九四九、六八九	六、二七五	二三	八、九七〇	一三九	九	一六八	三八	一	五七
〃 四七年	六五九、二八三	一五、九一八	八九一、一九八	六、〇四五	一八六	八、五六八	一三七	三	一六七	二八	二	四〇
〃 四八年	五八六、七二三	一四、五四	七八九、八四八	五、四四三	一六四	七、六〇一	一〇八	一	一四三	三三	一	五二
〃 四九年	四九〇、四五三	一一、四三三	六五一、四一〇	四、五六九	一四〇	六、三五〇	一〇六	二	一三四	二四	一	三六
〃 五〇年	四七二、九三八	一〇、七九二	六三、四七七	四、三〇六	一三六	五、九二八	一一一	五	一四四	三三	二	四五
〃 五一年	四七一、〇四一	九、七三四	六三、九七四	四、一九二	一一六	五、七三六	一一七	三	一六八	三六	三	三三
〃 五二年	四六〇、六四九	八、九四五	五九三、三二	四、〇二四	一〇〇	五、四〇	一〇三	一	一三六	二六	一	三六
〃 五三年	四六四、〇三七	八、七八三	五九四、一二六	三、八九三	一〇六	五、二〇五	九三	二	一二三	二五	一	三五
〃 五四年	四七一、五七三	八、四六六	五九六、二八七	三、七七〇	九六	四、九九三	七三	一	一八	一五	一	一八

ールを正しく理解し遵守して、「交通事故は絶対に起こさない」という自覚こそが交通事故の絶滅を期する、唯一最善の方策ではなかろうか。

前の表は過去十年間に発生した交通事故について調査したものであるが、この数字のひとつひとつに、交通事故に対する犠牲者とその家族の深い悲しみと苦しみが、秘められていることに思いをいたして、交通事故防止のために万全を期さなければならないことを再認識するものである。

三　町村交通災害共済制度

昭和四十四年十月、交通災害による被災者救済のために、山梨県町村交通災害共済制度を設け、災害条例を施行し、一朝有事の際に備えて住民生活の安定と、福祉の増進を図っている。

町村交通災害共済条例

（目的）

第一条　この条例は、交通災害による被災者を救済するための交通災害共済制度を設け、もって町村の住民生活の安定と、福祉の増進に寄与することを目的とする

第二条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　組合　山梨県町村総合事務組合をいう。

(2)　町村　組合を組織する町村をいう。

(3)　交通災害　自動車　電車汽車　飛行機　船舶その他の交通機関の運行によって生じた人身事故（過失に基づく自損行為を含む）をいう

(4)　交通災害共済　加入資格者が共済掛金を組合に納付することを約し、組合が交通災害の発生につき、この条例の定めるところにより、共済見舞金を支給することを約する契約をいう

(5)　世帯主　世帯において専ら生計を維持している者（単独世帯を除く）をいう

（加入資格）

第三条　組合が行なう交通災害共済に加入することができる者は、町村の区域内に住所を有しているもので、当該町村の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載、又は登録されているものとする。

（加入の申し込み）

第四条　交通災害共済に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、組合に掛金を添えて、申し込みをしなければならない。

2　交通災害共済は、前項に規定する申し込みが完了した翌日から効力を生ずる

（掛金の額）

第五条　掛金の額は、一人につき年額五百円とする

2　既納の掛金は返納しない

（共済期間）

第六条　交通災害共済の期間は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし四月一日後において加入の申し込みをした者に係わる期間は、その加入した日の翌日から当該共済期間の残りの期間の末日までとする。

2　交通災害共済の効力は、加入者が前項の共済期間が満了するまでの間において、町村以外に住所を移した場合においても、消滅しない。

（災害見舞金の支給）

第七条　組合は、加入者が交通災害による被害をうけたときは、当該加入者又はその遺族に対して、災害見舞金を支給する。

2　前項の災害見舞金の額は、被害の程度に応じ別表に定める額とする。

3　世帯主である加入者が死亡した場合の災害見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、別表の定める一等級の支給額の倍額に相当する額とする。

4　第一項の災害見舞金の支給を受けた加入者が、その交通災害を受けた日から一年以内に当該交通災害による被害の程度が加重した時は、加重前の等級とに対応する災害見舞金の額の差額を支給する。

（遺族の範囲）

第八条　災害見舞金の支給金を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順位による。

(1)　配偶者（婚姻の届出はしていないが、組合員の死亡当時、事実上婚姻関係

と同様の事情にあった者を含む)

(2) 子
(3) 父母
(4) 孫
(5) 祖父母
(6) 兄弟姉妹

(支給制限)

第九条　組合は、加入者が次の各号に掲げる理由により交通災害を受けた場合には、災害見舞金を支給しない。

(1) 自殺
(2) 無免許運転
(3) 故意
(4) 地震(災害救助法(昭和二十二年法律第一一八号)が適用された地震とする)

2　組合は、加入者の法令に違反する行為により交通災害が発生した時は、当該加入者に加わる災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

3　組合長は、前二項の規定により、災害見舞金の支給を制限しようとする場合において、必要があると認められる時は、あらかじめ交通災害審査会の意見を聞くものとする。

(災害見舞金支給の特例)

第十条　組合は、交通災害により死亡した加入者の遺族がない場合には、葬祭に要する金額を葬祭執行者に支給することができる。ただしその額は、五拾万円を超えることができない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(請求期間)

第十一条　災害見舞金の請求期間は、交通災害を受けた日の翌日から起算して、二年とする。

(委任)

第十二条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する

(経過措置)

2　昭和五十三年三月三十一日以前の交通災害については、なお従前の例による。

交通災害見舞金

等級	災害の程度	金額
一等級	死亡	五〇〇、〇〇〇円
二等級	全治六ヵ月以上の傷害	一四〇、〇〇〇
三等級	全治三ヵ月以上六ヵ月未満の傷害	七〇、〇〇〇
四等級	全治二ヵ月以上三ヵ月未満の傷害	四五、〇〇〇
五等級	全治一ヵ月以上二ヵ月未満の傷害	三〇、〇〇〇
六等級	全治二週間以上一ヵ月未満の傷害	一五、〇〇〇
七等級	全治一週間以上二週間未満の傷害	一〇、〇〇〇

昭和五十三、五十四両年度における町村交通災害共済への加入者数及び、共済金給付状況は次の通りである。

加入状況

	昭和五十三年度	昭和五十四年度
加入人員	三、八五一人	四、〇九二人
加入率	四六・六%	五〇・五%

災害見舞金給付状況

	昭和五十三年度	昭和五十四年度
一等級	一人	〇人
二等級	二人	〇人
三等級	三人	二人

四等級	一人	〇人
五等級	二人	三人
六等級	五人	五人
七等級	三人	一人
計	一七人	一一人
給付総額	三一五千円	一、六一三千円

四　交通安全宣言

下部町では、昭和三十七年七月二十七日議会の議決を経て、交通安全の宣言をした。その宣言文は次の通りである。

議案三十九号

交通安全町の宣言について

下部町を交通安全町とし、頻発する悲惨な交通事故の絶滅を期するため、別紙の通り宣言文を提出する。

昭和三十七年七月二十七日提出　同日議決

下部町長　上田　盛治印

宣言文

最近の技術革新による経済の発展は、急激に車両の増加を見るにいたりましたが、その結果として自動車の運行需要と、道路の容量との不均衡をもたらし、路面の輻輳は交通事故の主原因となっております。国においても既にこの対策を講ずると共に、調整を図るため道路網の整備と交通の秩序維持のために新道路交通法の制定をみたのであります。

しかしながら頻発する交通事故の大半は、人的によるもので、遵法と交通道徳の涵養、さらに交通環境の整備充実によって、そのほとんどが阻止し得るものであります。

このことにあたり町当局は、下部町発展のため予算のゆるす限りにおいて、道路の拡張整備等を強力に推進するとともに、交通環境の整備を図るべきであります。

下部町民も又自らの手で交通の不安から自分自身を守り、交通の安全をひとり取締機関にのみゆだねることなく、進んでこれに協力して交通道徳の向上につとめ、悲惨な交通事故の絶滅を期するよう、力を合わせるべきであります。

よって、下部町議会は、ここに全町民を一丸とした交通安全運動の展開を強力に推進して、下部町を「交通安全町」とすることを宣言する。

新道路交通法の制定と相まって、町としては、道路の交通環境を整備するとともに、交通道徳を高揚して交通安全意識を高め、町民一人一人の自覚によって交通事故の絶滅を期すと宣言して、甲斐常葉駅前に交通安全宣言の標識塔を建設し、その他の団体でも各所に標識塔あるいは標識などを建て、相呼応して啓蒙宣伝に努めて、町みずからの責務と使命感のもとに、交通戦争に対する防衛態勢をとった。



交通安全宣言の塔

五　下部町交通安全対策本部

交通安全対策については、それぞれの行政分野で施策が進められているが、交通安全の実をあげ、交通安全宣言の趣旨を貫徹して、その実効をあげるためには、それらの施策を総合的にとらえてより有機的に、より効果的に推進することが肝要である。そのために交通対策本部を設け、町長自らが交通安全対策本部長となって陣頭にたち、その責任において議会、交

通安全協会、警察、教育委員会及びその他の団体機関と連絡提携して、交通安全にかかわる諸問題の解決に努め、本町における交通安全に関する諸施策を決定し、当面する交通安全対策などについて、協議決定をするためのものである。以上のような必要感によって、昭和四十三年十二月一日下部町交通安全対策本部を設置して、訓令によって次の規程を制定した。

下部町交通安全対策本部規程　昭和四十三年十二月一日
訓令　第　十　号

（設置）
第一条　交通安全対策の徹底を期するため、下部町交通安全対策本部（以下「本部」という）を置く
第二条　本部は次の事項について企画し、総合調査を行ない、及び推進するものとす。
一、交通安全運動に関すること。
二、交通安全の調査研究に関すること。
三、交通安全教育に関すること。
四、交通施設の整備に関すること。
五、被害者の救済対策に関すること。
六、その他交通安全対策に関すること。
第三条　本部に本部長一名、副本部長一名及び部員若干名を置く。
2　本部長は町長を、副本部長は助役をもって充てる。
3　部員は収入役・教育長及び吏員のうちから町長が任命する。
4　本部長は部務を総理する。
5　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
6　部員は部務をつかさどる。
（事務局）
第四条　本部に関する事務は、総務課がつかさどる。
附則
この訓令は公布の日から施行する。

○　事業内容
本町の交通安全対策については、対策本部を頂点として、各行政分野や諸団体と密接な連絡をとりながら、実施することが必要である。そのおもな事業として
イ　広報車による宣伝活動。
ロ　PTAによる登・下校時の歩行指導　交通安全母の会、女性ドライバーの会などの自主組織の育成及び助成
ハ　各職場における安全会　運転者会などの育成と助長
ニ　町民に対して交通規則の徹底をはかり、交通道徳の高揚に努める
ホ　町道、県道、国道とを問わず、交通事故多発地点、及びそのおそれのある場についての事前調査、研究、ガードレールの取り付け、カーブミラーの設置など、道路環境の整備に関する進言と促進
ヘ　駐車禁止区及び追い越し禁止区域の提言と促進
ト　交通安全のためのバス停留所の位置変更の提言
チ　小中学校生徒児童に対する交通教室の開設
リ　被害者の救済救護のための、救急業務の活動
ヌ　被害者のための、交通災害共済への加入促進
ル　その他、交通安全にかかわる必要と認められる事項

六　下部町交通対策推進協議会
この協議会は、町長が委嘱した委員をもって構成する。交通事故が年々激増する情勢に鑑み、交通安全宣言の町として、交通事故の絶滅を期し、交通の安全とその円滑化を図るため、有効適切な施策を協議し推進する目的をもって町議会、警察、学校など、町内各種団体の長で、「下部町交通対策推進協議会」が結成された。目的達成のために次のような会則を定めている。

下部町交通対策推進協議会々則

（名称）

第一条　この会は下部町交通対策推進協議会（以下協議会という）という。

（目的）

第二条　この協議会は交通の著しいふくそうと交通事故激増等の情勢に鑑み、交通安全宣言町として交通事故の絶滅を期し、交通の安全と円滑化をはかるため有効適切な施策を協議推進することを目的とする。

（事業）

第三条　この協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を協議推進する。

一、交通事故防止運動の推進に関すること。

二、交通事故防止上必要な調査研究に関すること。

三、交通安全思想の普及徹底と交通道徳の高揚に関すること。

四、交通安全教育の推進に関すること。

五、道路及び交通環境の整備改善に関すること。

六、交通安全推進機関団体の育成助長に関すること。

七、被害者救済対策の確立に関すること。

八、その他この協議会の目的達成に必要なこと。

（構成）

第四条　この協議会は第三条の目的を達成するため関係機関団体などのうちから会長が委嘱する委員をもって構成する、但し役職名により委員となった者はその在任期間とし後任者は前任者の残任期間とする。

（役員）

第五条　この協議会に次の役員を置く。

会　長　一名

副会長　若干名

常任委員　若干名

監　事　二名

2　会長は町長の職にあるものがあたる。

3　副会長、常任委員及び監事は総会において委員中より選任する

4　会長はこの協議会を代表し会務を総理する。

5　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

6　常任委員は会務を掌理する。

7　監事は会計を監査する。

（顧問）

第六条　この協議会に顧問をおくことができる。

2　顧問は総会の議を経て会長が委嘱する。

3　顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

（会議）

第七条　この協議会の会議は総会及び常任委員会とする。

2　総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年一回、臨時総会は必要に応じ開催し次の事項を審議する。

一、事業報告及び決算

二、事業計画及び予算

三、会則の変更

四、その他本会の運営に関し重要な事項

五、常任委員会は必要な都度、会長が招集し、本会の運営上必要な事項について審議する。

（会計）

第八条　この協議会の経理は補助金、交付金、寄附金、その他をもってこれにあてる。

2　会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日をもって終る。

（事務局）

第九条　協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2　事務局に事務局長及び事務局員をおき会長が任免する。

（附則）

第十条　この会則に定めるもののほかこの協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2　この会則は昭和四十一年八月　日から施行する。

七　下部町交通安全連絡協議会

昭和四十一年八月には、町内の交通安全協会の各支部の連絡調整と、町民の交通安全に対する意識の高揚、及び交通事故防止を図るため、各支部の正副部長をもって「下部町交通安全連絡協議会」を結成して、目的達成のために次のような事業を行っている。

一、支部運転者の講習会及び講習会開催の指導
二、交通道徳の高揚及び交通安全思想の普及宣伝
三、その他交通安全に必要な事項

その規約は次の通りである。

（名称）
第一条　この会は下部町交通安全連絡協議会と称し、事務所を下部町役場内に置く。
（目的）
第二条　この会は下部町内にある市川交通安全協会支部の連絡機関として、支部の連けいを密にし、町民の交通安全意識の高揚と、交通事故防止を図ることを目的とする。
（事業）
第三条　この会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
一、支部運転者の講習会及び講習会開催の指導
二、交通道徳の高揚及び交通安全思想の普及宣伝
三、その他交通安全に必要な事項
（構成）
第四条　この会は支部の正副部長をもって構成する。
2　支部長は毎年四月役員名簿及び会員名簿をこの会に提出するものとする。
（役員）
第五条　この会に次の役員を置く
会長　一名　副会長　三名
この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。
第六条　役員の選出は、次の方法により行う。
会長・副会長は総会で選出する。
第七条　役員の任期は二年とする。但し再選はさまたげない。
2　欠員補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
（機関）
第八条　会議は総会とする。会議の議長は会長があたる。
第九条　総会は毎年四月会長が招集して開き、次のことを決める。
一、事業計画
二、予算及び決算
三、役員選挙
四、規約の変更
五、其の他重要な事項
第十条　臨時総会は必要に応じ会長が招集する
（経費）
第十一条　この会の経費は、助成金及び寄附金をもって充てる
第十二条　この会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日終る。
附則
この規約は昭和四十一年八月四日より施行する

この会は第二条で定められているように、市川交通安全協会支部の連絡機関である。

八　市川交通安全協会

交通安全対策については、大正十二年四月一日という早い時点において、自動車の所有者のみを対象として、山梨県交通安全協会を発足させた。昭和八年六月には、同協会の支部を各警察署ごとに設置して、交通安全の万全を期したが、昭和三十八年十月には車社会に対応すべく、従来からの車の所有者ばかりでなく、運転者をも含めた市川交通安全協会に改組して、各警察官駐在所管内を単位として下部、常葉、古関、久那土にそれぞれ各支部を設けて、交通事故の絶滅を期して活動が続けられている。

会員は交通関係団体、自動車及び原動機付自転車の所有者、運転免許証の所有者、自動車、自転車の販売修理業者、自動車燃料の販売業者などをもって組織されている。本町内の会員数は一、〇一三名である。

この会の目的を達成するために、次の事業を行っている。

(1)交通道徳及び交通安全思想の普及宣伝
(2)交通安全に関する諸施設の設置、ならびにその維持と改善
(3)交通安全対策の調査研究
(4)交通功労者及び優良運転者の表彰
(5)交通従業員の指導教育
(6)その他本会の目的達成に必要な事項

などとなっている。

一〇　久那土小学校交通少年団

昭和五十四年度の職員会議において、交通戦争といわれる現在の社会情勢を協議する中で、とくに「児童の交通事故防止と、安全確保の必要性」が確認された。このことから、児童自身に交通安全学習と、そのことを進んで実践させていくことが急務であるとの結論をみた。

そこで五十五年二月から、市川警察署、市川交通安全協会の指導助言を得て、さらに先進校の実践を研究し、交通少年団の結成をみたわけである。

五十五年四月七日、町当局、町教育委員会、警察署、交通安全協会など各関係機関から来賓を迎え、結成式典を挙行した。

この久那土小学校交通少年団は、児童の自主的活動を促進するため、児童会の部内組織に位置づけてある。とくに各関係機関の方々を顧問、参与に、学校長を会長とし、児童会指導教師を監事とし、指導組織づくりがされている。児童から選出された団長一名、副団長二名、部落を主体に考えて作られた二十の班と、その班長、副班長で組織されている、現在の団員数は一七三名である。

久那土小学校交通少年団規約

第一条（目的）
交通少年団は、団体活動を通して交通安全についての知識を修得し、交通安全についての意識の向上と技術の習得に努めながら、互いの協力融和と奉仕の精神を養うことを目的とする。

第二条（名称）
本団は、久那土小学校交通少年団と称する。（以下交通少年団という）

第三条（組織）
交通少年団は、下部町久那土地区内に居住し、久那土小学校に通学する全児童をもって組織し、久那土小学校教育課程に基づき同児童会の内部組織とする。

第四条（指導者）
交通少年団の目的達成のため、及び団の運営等の指導助言のために、学校職員の他に後援会の中より若干名をもって指導者を組織する。

2　交通少年団指導者は、学校職員とともにその指導に当たるが、その任務は次のとおりとする。

イ　交通少年団の資産の管理
ロ　交通少年団の財務について責任をもつ。
ハ　集会場、備品、野外活動について便宜をはかる。
ニ　リーダーについて相談にのる。

第五条（指導者役員）
交通少年団の指導者集団に、学校職員も含めて次の役員をおく。

会　長　一名　久那土小学校長
副会長　三名　久那土小学校ＰＴＡ会長
　　下部町交通安全連絡協議会会長
　　市川交通安全協会久那土支部長
監　事　一名　久那土小学校児童会指導担任教師

第六条（指導者役員の任期）
交通少年団指導者の任期は学校職員を除き二か年とする。

第七条（後援会）
交通少年団の運営に必要な施設、経費について後援するために後援会を置く。

後援会は、下部町久那土地区内の各種団体・有志・団員の父母をもって組織する

第八条（活動）

交通少年団は、交通教育を中心とした自主的活動団体として次のことを活動方針とする。

イ　私達は、交通を中心とした活動をすすめ、明るい町づくりに協力する。

ロ　私達は、交通ルールを守り、他人に迷惑をかけず、進んで模範を示す。

ハ　私達は、この活動を仲間とともにすすめる楽しさと、限りなく伸びる自分の力をつくり出すために努力する。

ニ　私達は、この活動を通して、健康な身体と心を養い、広く社会に奉仕する

第九条（役員）

交通少年団に次の役員をおく

団　長　一名

副団長　二名

班　長　若干名

副班長　若干名

第十条（役員の選出）

交通少年団の役員選出は児童会において行う。

第十一条（役員の任務）

・団長は交通少年団を代表し、交通少年団を統轄する。

・副団長は団長を補佐し、団長事故あるときはこれを代理する。

・班長は団務に参与するとともに、各班を代表し、班活動を推進する。

・副班長は班長を補佐し、班長事故あるときはこれを代理する。

第十二条（役員の任期）

交通少年団の役員の任期は一か年とする。欠員を補うために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条（顧問及び参与）

交通少年団に当該年度の次の役職の方々を顧問及び参与に委嘱する。

顧問　下部町長、市川交通安全協会会長　市川警察署長

参与　下部町交通指導員

下部町久那土地区交通安全母の会会長

市川警察署交通係長

市川警察署久那土駐在所係官

2　顧問及び参与は、総会の議を経て会長が推薦し、委嘱する。

3　顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

第十四条（会議）

交通少年団の会議は、総会、役員会、班会議とする。

2　総会　役員会にはかり、会長がこれを招集する。

役員会　必要に応じて、会長が招集する。

班会議　必要に応じて、班長が招集する

第十五条（会費及び経費）

交通少年団の会費は原則として徴収しない。交通少年団の経費は、補助金、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第十六条（会計）

第十五条に該当する収入があった場合は、指導者役員の中に会計一名及び会計監事二名をおき、経理及び監査を行う。この場合、その内の一名は久那土小学校教頭をあてる

第十七条（事業年度）

交通少年団の事業年度は、毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日に終わる。

なお会計年度もこれに準ずる

付則

この規約は昭和五十五年四月七日より施行する。

第二章　通　信

第一節　通信の発達

人間はことばを知った時から互いに意志の交換が自由にできるようになり、次いで紙を漉き文字が使用されるようになって、遠隔な地と通信する書状が生まれるようになった。その過程は容易に想像することができる。また相手が近くにいる場合には身振りや手振りで、大衆を相手とする時は鐘や太鼓で合図することもあった。戦国の時代には戦いを有利にすすめるため、のろしをあげて領国と陣中を交信した。その後社会の進歩に伴って政治や経済の機構もますます複雑になって、より正確な、より敏速な通信の必要に迫られて、その手段方法は国家社会の機構と深くかかわりながら、およそ千二百年の歴史的過程を経て、次第に組織立って、発達してきたものである。

一　通信機関の発達

古代の通信　遠く中国において、秦・漢が国家統一をした時には、道路をひらき駅制が設けられた。駅には常に馬が準備してあって、重要な命令を帯びた国の使者は、駅（宿場）ごとに馬を乗り継いで走らせたもので、これを駅逓といった。日本の歴史の中で通信らしい駅馬、伝馬のことが記されてあるのは、大化二（六四六）年に発せられた大化の詔の中に見ることができる。さらに大宝元（七〇一）年大宝律令があまねく全国に及ぼされるに及んで、唐制にならって駅制が定められたものであろう。いずれにしても官用通信のものに過ぎなかった。大きな事件が発生すれば、駅鈴をならしながら走り抜けたもので、市民は駅鈴によって事件のあったことを知り得たという。駅鈴とは駅使の位によって国家が授けた鈴で、その駅鈴によって準備する駅馬の数もいろいろであった。このような駅を使用できる者は、駅使という官用の使者か、高級の官吏で一般には全く用のないものであった。駅制も平安中期ころからくずれて来た。

武家の世の通信　社会の進歩によって商業の発達もめざましく、人々の往来もますますひんぱんになった。街道の要衝の地には宿場もでき、武家はもちろん論庶民でも宿泊できるような宿屋が出現するようになった。

鎌倉時代になってからは、駅馬の制をやめて、「飛脚」「早馬」の制が設けられた。幕府に重大事件があれば、早馬が走った。早馬は早打ちともいい駅で馬を乗りかえ、日に夜をついで走り、延応元（一二三九）年には鎌倉と京都間を四日で走ったとの記録もある。鎌倉時代には早馬による鎌倉飛脚、関東飛脚、六波羅飛脚などがあった。

戦国時代は如何なる盟約を結んでも隣国は敵方であって、自国の情報の漏れることを防ぎ領国の安全を図るために、要所要所に関所を設けて厳重に監視したことは、通信には大きな制限を加えたことになった。

平安時代から戦国時代にかけては、係員を要地に配置して、非常の場合には昼には煙（のろし）夜は火（かがり火）をあげ、また弓を射て、その先手紙を結び命令を伝達したり、敵味方の様子などを伝えて領国と陣中の間でにとの交信をして、戦いを有利に導いた。

武田信玄はつつじケ崎の館を中心として、陣中までの見えやすい山頂にのろし台を設けてのろしをあげ、煙の色やかがり火の色を識別して、領国と陣中で交信したといわれている。本町においても蛾ケ岳、三沢の城山には、のろし台があったと伝えられ、また釜額地内端足峠には、人穴山であげたのろしの受け場があったともいわれている。

江戸時代の通信　江戸時代では継飛脚、大名飛脚、町飛脚などあらわれてきた。継飛脚は江戸幕府経営のもので、各宿駅で人馬を継ぎ代えて書状、金銀、小荷物などを順に送り届けたこの飛脚は二人で

昼夜兼行、一定時継ぎ送られた。元禄九（一六九六）年には、江戸と京都間は四五時（九十時間）であったという記録もある。また参勤交代などで江戸詰めになった諸大名の中には、国元との間に専用の飛脚を設けて通信をした。これを大名飛脚と呼んだ。

通信の制度も時代が進むに従って組織的にはなってきたが、やはり官用通信だけであった。元和年間（一六一五～一六二三）幕府の大阪城番の武士が、その使用人を飛脚として毎月三回、八の日ごとに東海道を往復させて、家族との通信をはかったのが、私用通信のはじめであり、町飛脚の元祖となったのである。これを三度飛脚と呼んだ。

その後私用通信のことは民間にも広まり、まず大阪の商人は城番武士の庇護のもとに飛脚を営業とするものが現れた。やがて一七世紀の後半になると、商業はめざましい発達を遂げたので、江戸、京都、大阪の商人達は相談して、寛文三（一六六三）年、三都の間を往復する飛脚の営業をはじめ、幕府からは定飛脚の免許を受け、東海道を六日かかって通行したので「定六」とも呼ばれた。既に時勢は官用通信ばかりでなく、一般民衆の通信機関を必要としていたわけで、江戸時代の通信機関として明治初年まで続けられたのである。


御廻状留帳

このような組織的な通信制度も江戸各藩と、大阪、京都、江戸の間に限られて、各藩相互の間には直接的にはまだ通信の道はひらかれていなかった。いったん江戸の藩邸まで送り、それをまた送り先の藩邸までは別の使者を立てて送り届け、地方への通信などは全く辛便に頼るほかなかったのである。

町飛脚は依頼主から料金の前納を受けて、書状や荷物を運んだ。時勢が進むにつれて町飛脚の営業する範囲も五街道（東海道、中山道、日光街道、奥州街道・甲州街道）から、さらに九州から東北へと広げられていったが料金は極めて高額であった。十九世紀の終わり、つまり江戸末期ころまでには、ほぼ全国にわたって民営の郵便制度が普及するに至った。町飛脚の問屋たちは相談をして取次所を設け、毎月定期便を発するようになった。甲州路にもこれにならって甲府に取次所を設け、各駅の伝馬所から人馬の供給を受けて書状や荷物を逓送した。

代官所から村々への通達書を「廻状」といい、村から村へと継ぎ送られた。特に急を要するものを「刻付廻状」ともいった。役人が村々を巡視する経路、宿泊、食事などの命令文書を「先触」と称し、村から村へと継ぎ送られた。

近代郵便の創始と通信機関の発達

徳川幕府が滅び明治維新となるにおよんで、明治新政府が誕生したが、維新の大業は緒についたばかりで、通信制度については幕府時代の駅制をそのまま用いながらも、諸般の制度と共に急速にその改革が進められた。中央集権の体制を基に文化・経済の発展を図り、他方国際情勢や国防上の見地からも、官営による通信制度の確立と普及は、新政府の欠かせない重点施策として、着々と準備され実施が図られたのであった。

我が国郵便の父と呼ばれる前島密（一八三四～一九一九）は、民部省租税権正で駅逓改正関係を担当していたが、明治三年五月駅逓権正兼任となった。間もなくその翌月から一か年余にわたり英国に出張を命ぜられた。これに伴いその後任として、甲府勤番武士の長男で甲府に生まれた杉浦譲（一八三五～一八七七）は、当時民部省改正掛で議案、文書の主任となり、

編集、記録の主任を兼任して、諸政の刷新に当たっていたが、たまたま郵便創始の大任を引継ぎ、関係諸法令の整備と郵便役所の開設の準備を進めて、明治四年三月一日にはとにかく、新式郵便が、東京・京都・大阪に開始された。

注　明治四年三月一日は太陽暦の四月二十日に当たり、昭和九年からこの日を逓信記念日と制定、また山梨県ゆかりの杉浦譲が初代駅逓権正（現在の郵政大臣）に任ぜられ、近代郵便創始に貢献した事蹟の顕彰碑が、甲府市太田町遊亀公園内に建立されているが、郵便創業百年に及んで史実が究明され、発掘されたものである。

当時従来からの飛脚問屋は、官営の郵便制度に強く反対して対抗したこともあったが、新政府は郵便の制度が国内はもちろん、国際的にも緊要であることを強調して、官営によらなければ到底経営できない海外情勢を説き懇諭した。明治五年五月には二百数十年にわたって営業され、数々の功績を遺した民間飛脚は、全く廃止されたのである。

郵便料金と差出方

明治四年には、郵便料金と郵便に伴う諸注意事項が、次のように民部省から通達された。（資料渡辺昌朋蔵）

書状差出次第二五里已内
目方弐匁以下　弐匁迄　銭百文
目方弐匁以上　四匁迄　銭弐百文
目方四匁以上　六匁迄　銭三百文
其他右之割合ヲ以目方弐匁毎ニ銭百文つつ可増戻

右同断五十里已内
目方弐以下　弐匁迄　銭弐百文
目方弐匁以上　四匁迄　銭四百文
目方四匁以上　六匁迄　銭六百文
右之割合ヲ以目方弐匁毎ニ銭三百文ツツ可増戻

右同断百里已内
目方弐匁以下　弐匁迄　銭三百文
目方弐匁以上　四匁迄　銭六百文
目方四匁以上　六匁迄　銭九百文
右之割合ヲ以目方弐匁毎ニ銭三百文ツツ可増戻

右同断弐百里已内
目方弐匁以下　弐匁迄　銭四百文
目方弐匁以上　四匁迄　銭八百文
目方四匁以上　六匁迄　銭壱メ弐百文
右之割合ヲ以目方弐匁毎ニ銭四百文ツツ可増戻

右同断弐百里之外
目方弐匁以下　弐匁迄　銭五百文
目方弐匁以上　四匁迄　銭壱メ文
目方四匁以上　六匁迄　銭壱メ五百文
右之割合ヲ以目方弐匁毎ニ銭五百文ツツ可増事

一、本状両道取扱所間之宿村并近傍市在江差出ス書状者右割合賃銭之外目方ニ不拘壱本ニ付銭百文ツツ之増賃銭可払事
　但両京大阪共府外之分者同様銭百文ツツ増賃可払事
一、枝道者隔日或者月七八度ツツ其都合ニ寄リ往復有之候義ニ付兼急ギ候書状者何地郵便取扱所有之地ゟ別段急便与朱ニテ見ヘ安キ処ニ認置遍シ然ル時者其地ヨリ別飛脚差出届先ヨリ相当之賃銭請取候事
一、取扱所近傍江差出須書状者何地取扱所最寄ゟ可認置事
一、賃銭之儀者前以テ可払ヲ規則トス然連共事実不得止次第有之　先払する時ハ定例賃銭一倍又賃銭不足ニ払置候節者不足丈之一倍郵便切手ヲ張付朱己て消シ置候間夫ヲ目当ニシテ其届先ヨリ可払事
一、賃銭切手之儀者書状表面江可張事

右之通り候事

辛未十二月（明治四年）

右は郵便料金と取り扱い方法であるが、要約すれば

1郵便取扱所間の宿村又は近傍の町村へ差出す場合は、規定料金の外に百文余計に料金がかかる

2枝道は隔日又は月に七、八度往復するが、急を要する場合には「郵便取扱所より別段急便」と朱書すれば、取扱所より別の飛脚を仕立て届けさせる。現在の速達のような仕組みである。

3賃銭は前もって支払うのが原則だが、もし先払いにする時は規程の二倍（定例賃銭の一倍）の料金を支払わなければならない。

なお翌五年弐月の通達には、甲府柳町駅を設け、加藤源六郎に取り扱いを命じたことが明らかになっている。

今般東京ヨリ東海道筋長崎迄　郵便御発被仰出右海道筋最寄ニ、三十里之場所へ枝道郵便御発ニ付　甲府柳町駅へ右取扱所ヲ設ケ　東海道吉原駅便達之積　去未十二月十六日ゟ初トシ月ニ一、六発途ニ取極　右柳町加藤源六郎へ取扱申付　郵便賃銭切手同人方ニテ売下ケ候筈ニ候条東京並西京大阪其他同道中筋近傍へ書状其之外差出度者者一、六（いちろく）之前中夕七ツ時迄ニ町丁取扱所郵便箱へ可留出　尤海内一般御発ニ可相成御趣意ニ而至極便利之義ニ付　聊無懸念別紙規則之通り相心得　郵便ヲ以書翰其外往復可致候　此廻状刻付ヲ以至急順達　従廻尾可御返もの也

申弐月五日

市川庁

午刻出し

二　山梨における郵便の普及と開局

先覚者がその経綸と西洋先進国の郵便事情や知識を学び、世界の大勢をつぶさに見聞して新式の制度をとりいれ、維新の急激な時勢の進運に先んじて、郵便制度の改革や法令の改正がひん繁に行われたのである。朝令暮改であったが、ここに現代の郵便制度の方向づけが定められたのである。

通信機関としての郵便局は、明治四年には郵便役所と郵便取扱所に区別されていたが、過去における飛脚問屋の営業ではなく、国営郵便事業であることの認識を改めるため、明治五年には郵便役所と改め、さらに同八年一月には、郵便局と改称された。

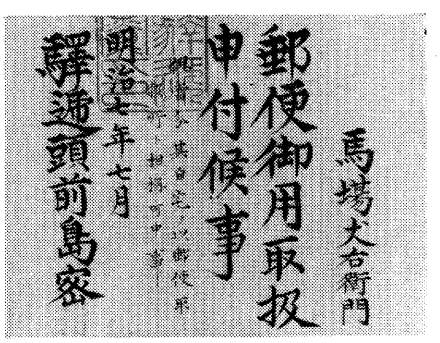

郵便御用取扱申付書

明治五年七月一日には、柳町の郵便取扱所は正式に郵便役所となり、ついで石和、勝沼、下初狩、上谷村、下鳥沢、上野原、市川大門など、それぞれ郵便役所が開設された。本郡としては市川大門に続いて、七年一月十六日には「常葉郵便取扱所」として、常葉村の日向に誕生した。同年七月一日には県内多くの取扱所が開設の運びとなり、車田郵便取扱所として車田村塩平に、また上九一色郵便取扱所が同時開設されたのである。その間六年五月には万沢、六月には韮崎、台ヶ原、翌七年七月一日には鰍沢、切石、下山などの取扱所が、次ぎ次ぎと開設されて、体制は着々と整備されたのである。

前記の車田郵便取扱所は、開設から八年後の、明治十五年六月三十日をもって廃所となったが、同年七月一日岩間局が開局されるに伴い、その事務のすべてを岩間局が引き継いだのである。

本町内においては車田郵便取扱所の廃所以降、大正八年五月一日久那土郵便局が設置されるまでの三十七年間にわたって新設局はなく富里局一局があっただけである。次いで久那土局開局から十二年後の昭和六年四月二十六日下部局が開局し、同十二年九月十六日古関郵便取扱所（同十五年一月十六日古関郵便局となる。）の開所を最後に、およそ四十年後の今日でも変

わっていない。

以上のように通信機関の発達過程をたどってみると、その当時の政治と交通通信と深いかかわりあいがわかって来る。甲府局と同時に開所した市川大門郵便取扱所は、市川代官所が置かれていた事情もあり、またその後廃所となった車田郵便取扱所については、既に常葉村に常葉郵便取扱所が置かれていたにもかかわらず、比較的近距離に配置した事由は、中道往還の裏街道として富士岳麓を通り、古関の関所を経て市川代官所への道となるなど、交通との関係が深かったことが容易に想像される。

このようにして、順次郵便局が増設されたわけであるが、創業当時国費多難なため、その地方における資産家、有志などを選んで局長に任命し、局舎を提供させ、事業の運営と弁償の責任を負わせ、安い経費でまかなわせるなどして、国費の支出をおさえて事業の発展を図ったことが功を奏したわけで、今日町村にある小局運営のやり方のはじまりである。（現在これを特定郵便局制度という）当時の町村に設置されている多くの郵便局は、局長の住宅の一部あるいはその店舗などの改造による局舎で、事務が執られていたものである。

三　飛脚問屋の廃止と陸運会社の設立

戦国大名が、戦力増強を主目的として整備した街道の中に駿州往還（河内路）がある。富士川沿いに開かれた街道で、駿州と甲州との物資の交流が行われた重要な街道であった。その街道筋の鰍沢村、切石村、八日市場村、下山村、南部村、万沢村にはそれぞれ宿駅が設けられた。宿駅とは江戸時代幕府の体制が整うと、公の貨物や御役人などの輸送や通信のために五街道をはじめ脇街道に至るまで二、三里ごとに設けたものである。その宿駅には一定数の人馬が準備されていて、これを伝夫・伝馬といった。さらに助郷の制を定め、平時からその義務を負うのを定助といい、行列の人数に応じて臨時に出勤する大助郷や、代助郷、加助郷などがあった。下部町の大部分の村々（当時）は切石宿、八日市場宿の大助郷であった。

近代郵便の創始にあたって、明治五年宿駅の制や、飛脚問屋が廃止された。政府は飛脚問屋に対する救済の施策として陸運会社を設立して、かつての宿駅の馬丁や伝夫も皆その社中に編入して、一定の手数料を与えて、郵便の附帯業務として逓送、配達の業務に従事させ、新たな生業を与えたのである。

四　郵便取扱所（局）の経営

近代的郵便制度の誕生は、明治四年三月一日東京大阪間に新式郵便がはじめられた。政府の郵便事業は、はじめ民間の飛脚問屋と競争であったが、次第に全国的に地域を拡大し、明治六年には郵便料を均一制として、郵便事業を国営として、民間の飛脚業を禁止した。

当時の局の経営は、この資料で見る限りでは独立採算的経営で、郵便取扱役の手当も僅少で、脚夫などすべての経費は、郵便配達料や切手売下げ金の百分の四の益金などが、充てられていたのである。

資料一　郵便取扱方左ニ御請申上候

一、切手は凡積ヲ以御渡相成候ニ付　売捌并残高共御勘定表へ記載シ　一ケ月御定則之通渋滞無之様指上可申尤売捌代金ハ御指図次第上納可仕候事

一、切手売下げ手数料之義ハ　売高百分ノ四被下候事

一、市内へ配達ノ書状並日誌新聞紙ノ類ハ壱本ニ付金一厘五毛ヅツ被下候事

一、市外在村三四里方迄配達ハ前同断壱本ニ付金七厘ヅツ被下候ニ付　可成丈急好便ヲ以テ相達可申候

明治十七年三月十九日

甲斐国西八代郡富里村平民
郵便取扱役　松　井　晴　豊

内務省駅逓局長
内務少輔　前島　密　殿

・切手売下げ金の処理のし方、切手売下げ手数料は百分の四であること
・市内への書状の配達料は壱本につき一厘五毛、市外在村三、四里までは七厘

づつ下されること
・配達の方法はなる丈急幸便をもってすること

資料二　御受書

七等郵便取扱役
松井　晴豊

為御手当　壱ヶ月金廿銭　筆紙墨料拾銭被下候事
但シ本文御手当及筆紙墨料之総テ繰替渡金之内より引去り出納計表ニ仕組可差出事
尚御達之趣承知奉畏候　依之御受書奉差上候　以上
明治十二年六月二日　松井　晴豊
駅逓局長
内務少輔正五位　前島　密　殿

・右の書類によって一ヶ月の手当などが決定されている。当時の局長が政府の示す通信政策の使命を十分認識して名誉を担って就任しながらも僅かの手当金の外切手売下げの利益、配達料などのみでは小規模の郵便局の経営は困難で、辞退しなければならない事情もあったようである。

資料三　記

一、金弐円五拾銭七厘　明治十三年七月一日ヨリ十四年六月三十日ニ至ル
市内配達料千六百八十五通賃金
但シ壱通ニ付壱厘五毛宛御下ケ相成候
一、金七円五拾八銭壱厘　明治十三年七月一日ヨリ十四年六月三十日ニ至ル
市外配達料千八百三通賃金但シ壱通ニ付金七厘宛
附当局之義ハ配達料受負(うけおい)額無之　市内壱通ニ付壱厘五毛　市外壱通ニ付金七厘宛ヲ以配達料御下ケ相成候而已
右之通相違無之候也
明治十四年十二月廿五日
西八代郡富里村ノ内常葉　郵便取扱役　松井　晴豊

・配達料については、市内（元常葉村清沢村十八町）は壱通について一厘五毛市外（元北川村壱里　市之瀬村廿町杉山村弐里　岩欠村壱里大炊平村廿五町　湯之奥村弐里　下部村壱里　上之平村三十町桃窪村壱里七町　波高島村壱里（一色村壱里弐町）は一通について七厘つつ徴収しこれらの配達料が郵便取扱所の収入となった。
・市内配達は年一、六八五通一日平均四・六通であり、市外一日平均四・九通、配達料御下げ分は四銭壱厘である

資料四　記

一、金三円　明治十三年七月一日ヨリ十四年六月三十日ニ至ル
郵便取扱役ノ月々御手当総額但シ一ヶ月平均廿五銭
一、金壱円弐拾銭　右同断筆紙墨料総額但シ一ヶ月分拾銭
一、金拾円拾銭八厘　右同断　市内外へ配達脚夫賃総額　但シ一ヶ月平均八拾四銭弐厘（脚夫一人三分）
一、金五円弐拾銭　明治十三年九月ヨリ十四年六月三十日ニ至ル
交換御手当総額　一ヶ月平均五拾弐銭
一、金参拾銭　大河内村名取重良右衛門迄十三年六月中別脚夫
一、金八銭　十三年九月中郵便掛札破損ニ付修繕費
常葉郵便局ヨリ大河内郵便局迄　里程四里十弐丁廿六間
車田郵便局ヨリ里程　壱里十八丁
右者明治十三年七月一日ヨリ十四年六月三十日ニ至ル分取調候処相違無之候也
明治十四年十二月十九日
西八代郡富里の内常葉
郵便取扱役　松井　晴豊

・脚夫（郵便配達人）は一日平均一、三人であった。乗り物とて何もなく広範な地域への配達がすべて徒歩によって行なわれたのであるが、その労苦の程がうかがわれる

広範なる市外地への配達は特別な方法も考えられていたようである。松井晴豊の質問に対して、山梨県郵便掛は次のように回答している。

庶第三十八号
別紙御申出ノ市外配達ノ儀ハ急幸便ヲ以テ配達スル例規ニ候　此段及御回答候也
明治十五年二月八日
山梨県郵便掛
富里村ノ内　常葉郵便取扱役　松井　晴豊殿

五、町内郵便局の沿革

(1)富里郵便局

富里郵便局は、町内四局中最も古い歴史をもつ局である。富里局の開局は、甲府局や市川局の開局から僅かに一年半遅れた、明治七年一月十六日で、近代郵便草創期の開局である。富士川水運で栄えていた鰍沢、南部の開局よりも三か月も早く開設され、割石以南の地域では最も古い郵便局である。詳しい事情はわからないが、車田局が当時としては極めて隣接して開局していることから見ても、行政や交通事情に基づく配慮が優先したように考えられる。

昭和四十九年一月十六日をもって、開局以来百年の歳月を経ている。明治八年一月十四日には馬場丈左エ門が七等郵便取扱役を申し付けられ、明治十三年七月十六日には松井晴豊が四等郵便取扱役を任命され、明治二十年四月一日には、渡辺智雄に対して三等郵便取扱役が任命されていることから、局の格付けなどもうかがい知ることができる。

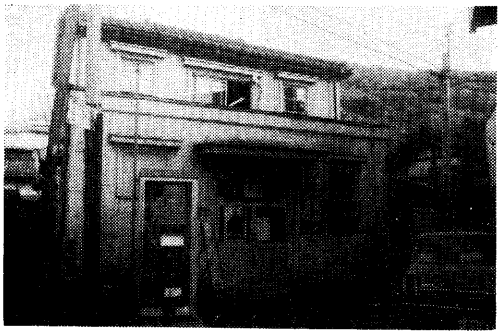

富里郵便局

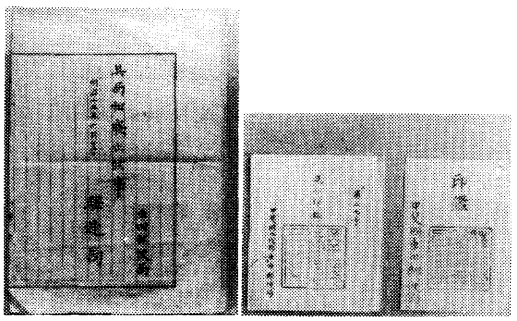

廃局通知と印鑑

郵便局は開設当時は郵便取扱所と呼ばれていたが、明治八年ころには常葉郵便局と呼称された。局舎は自宅を充てていたことや、郵便局の所在地によって市外と市内にわかれ、市内外によって郵便配達料が異なることから、局名も常葉郵便局、富郵便局、市之瀬郵便局、富里郵便局といろいろに変更され、今日に及んでいる。

当時通送路線の変更に対しては、いんぎんなる御受書がみられる。

御受書

一、鰍沢ヨリ車田ヲ経而富里間郵便線路ヲ廃シ　更ニ切石富里間　車田富里間新線開設　毎日切石ニ於テハ甲府発郵便到着次第富里へ脚夫ヲ発シ　又車田　大河内ニ於テ切石ノ脚夫富里へ着刻ヲ量リテ脚夫ヲ発シ　同所ニ於テ三方交換に改正　来月十六日ヨリ実際施行候事

一、従前毎日二方交換場ニ付手当一ケ月金四拾銭支給之処今般改正ニ付テハ毎日三方交換手当一ケ月金六拾銭支給候事

右御達ノ趣謹テ御受仕候　以上

明治十三年十二月十五日

山梨県甲斐国西八代郡富里郵便取扱役

松井　晴豊

駅逓惣官　前島　密殿

(2)　車田郵便取扱所

明治四年新式郵便制度の創始以来、維新当初には、諸政の改革がしきりに行われて、明治七年の郵便規制の改正にあたっては、施行地域の拡大などが図られた。それまでは市川大門局の管轄区域であった車田村八代郡東河内領に同年七月一日、七等郵便取扱所として車田郵便取扱所が自宅の塩平に開所された。

初代郵便取扱役として二宮藤七（康史）が任ぜられた。その管轄区域は割石以南勝坂以北（楠甫村、岩間村、落居村、葛籠沢村、宮原村、鴨狩津向村、岩下村、寺所村、五八村、熊沢村、三沢村、車田村、切房木村、道村、水船村、芝

草村、樋田村、上田原村、下田原村、一色村、宮木村、古関村、釜額村、中之倉村瀬戸村、根子村、大磯小磯村）であった。当時西八代郡下には郵便取扱所として市川大門、市之瀬、車田、上九一色の四取扱所があった。

二之宮　藤七

郵便御用取扱申付候事
但シ当分其自宅ヲ以郵便取扱所ト相称可申事
明治七年七月

駅逓頭　前島　密

地域の発展は漸次事務の増幅をもたらして、同十五年には昇格して四等郵便局となった。たまたま十五年再び制度の大改革に当たって車田郵便局は同年六月三十日をもって廃局の運命におかれた。

このように廃局となった事情は、当時の取扱役の出費や犠牲が多く、経営困難に陥り辞退したものであろう。たまたま隣村岩間村に希望するものがあったところから遂に岩間村に移ってしまったのである。開所から廃局まで八か年であった。

創業まだ間もない当時のことであり、住民側でも郵便利用には馴れておらず、手紙に切手をはらずに出したり、現金を手紙にくくりつけて出す者、料金をまけろなどという者もあったといわれる。二之宮取扱役にとっては開所のころは業務以外の労苦も多かったようだが、それらをいとわず地域の利便のために貢献したのである。

（注・郵便取扱役二之宮藤七は後に康史と改名した）

土橋こうさんの話

明治の初めころは、切房木にも、車田にも三沢にも、木炭の仲買い人がいて、この往還もおきほうの馬方衆で大変賑やかなものであった。私の家でも木炭の仲買いをしたり、日用雑貨の店をしていた。うちで郵便取扱所を始めたのは、私が九歳のころで、手紙がくると配達夫がいるにもかかわらず、遠方は馬方衆にたのんだり、また車田周辺の近い所は「おこう、お

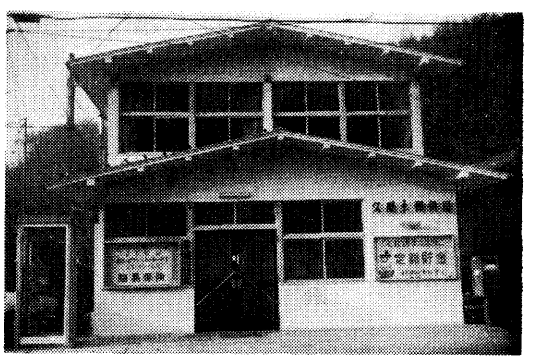

久那土郵便局

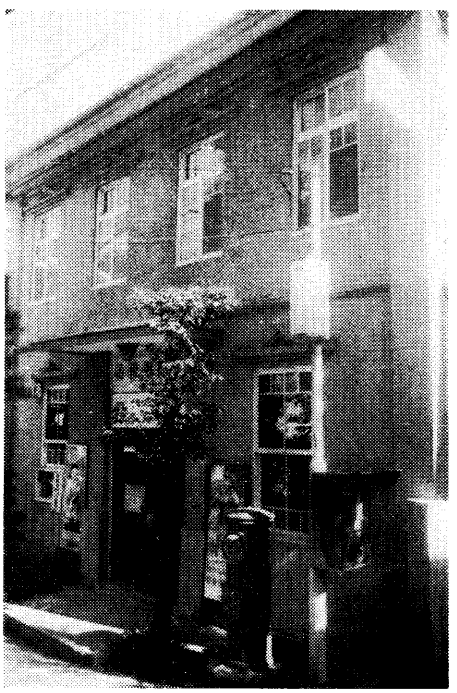

下部郵便局

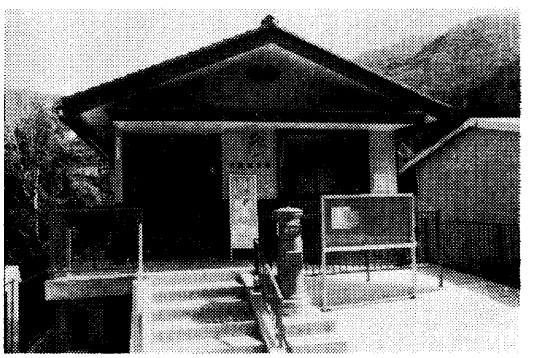

古関郵便局

前配ってこう」などと言われて配達し、五厘か一銭もらって来たことをよく覚えている。当時の車田取扱所は自宅を使って、手当三十銭、筆墨料十銭くらいもらっていたようだ……」と語っていた。

（注・土橋こうさんは二之宮康史の長女、昭和三十二年九十二歳で没）

(3)　久那土郵便局

近代郵便草創期の明治七年七月、旧車田村に郵便取扱所が置かれた歴史ある地に、三十七年後の大正八年五月一日、久那土村車田に無集配三等郵便局が開局した。

大正二年ごろより行政的にも久那土村に郵便局設置の必要を痛感していたところ、大正四年十二月町村または個人の請願施設が許されたことなどから、同五年五月車田の日向忠四郎率先して請願書を提出し、その後も引続き設置かた申請してようやく大正八年五月一日、開局にいたった。開局当時は無集配局であったが、当地特産の水晶加工品の通信販売のためには大いに役立ち、農村における金融機関としても地域利用者の利便をもたらし、また開局前の大正五年十月から始められた国営福祉事業として、簡易生命保険の普及、同十五年十月郵便年金制度創設に伴う老後保障の社会制度として普及につとめた。当時は農村地域においては、一般に保障制度に対する理解も少なく、その啓発には現在では考えも及ばない困難があった。このような状況で局務は進展したが郵便物の配達は岩間局の市外地（当時市内地は一日二度、市外地は一度の配達であった。）のため地域の利用者にとってまだまだ十分な利便とはいえなかったが、さらに地域の発展事情も加わり、また時勢のなりゆきは当局の直接配達を要望する地域住民の声が高まったため地域事情を具申すること再三、ようやく輿望がかなえられて、開局以来十年目の昭和四年一月二十一日集配事務が開始された。

管轄区域は旧久那土村と旧古関村を配達区域として市内地一区（二度配達区）と市外地三区に区画された。開局当時の職員数は一人四分であったものが集配事務開始に伴い、内勤二人、外勤五人と職員数が一挙五倍となった。

文化の進運は日進月歩を重ねて地域の商業活動も活発となり、電信電話の開通を願うようになり、これもまた幾度か申請の結果、施設費の一部として相当の寄附金を提供してはじめて許可され、昭和六年五月一日開局記念の日に鰍沢局―久那土局間、電信電話共用線（岩間局を含む。）の開通となって、ここにようやく電気通信の恩恵を迎えたわけである。電信区は旧久那土村、旧古関村のほか旧落居村、旧山保村の一部を配達区域とされた。

さらに、昭和十一年には日満郵便条約締結実施の運びとなり、日本と満州国（一九三二～一九四五）との間に郵便の道が開かれて水晶加工品、印章類の通信販売も盛んになり地場産業としての地歩を現在に引き継いでいる。

当時、久那土局においては印章、水晶加工品など特産物を広く全国に紹介するために、特殊な通信日付印などの使用について検討していたが、通信販売業者が多数利用を希望して、事務上人手不足をまねくのではないかと心配されたため取りやめていたが、昭和四十八年十二月一日から中之倉隧道から眺望する富士山と本栖湖を描き、木喰仏像を配した「風景入通信日付印」を使用し、全国各地の郵趣家からの押印申し込みにこたえて広く町内の名勝旧跡の周知につとめている。

(4)　下部郵便局

昭和六年四月二十六日旧富里村下部六二番地に無集配三等郵便局として開局し郵便、為替、貯金、保険、年金の業務を取り扱い、昭和七年三月二十六日電話が開通し、次いで同年五月二十一日加入電話数二十二で電話交換業務が開始された。

電話業務開始は久那土、富里両局よりおよそ一年遅れていたが、交換業務開始は三局が同一年ながらも町内で一番早く実施されている。

このことは、名湯信玄公の隠し湯を広く利用してもらうためにも、旅館、商店など地域の発展のためにもと、局長をはじめ加入者の熱意で請願を続けていち速く甲府―下部直通線の開通となって、湯町の発展と利用客へのサービスの向上に寄与したものである。

また、同年九月二十一日電信業務が開始されて下部、湯之奥、上之平、

波高島、大子、川向、桃ケ窪を配達区域とした。

以来、温泉郷の発展に従い電話加入数も増加し、昭和四十二年には農村集団電話（加入数二五七）も開通して、総加入数四〇四となり、郵便など郵政業務量の増加に伴って、局務定員も一〇名に増員され、昭和四十七年一月二十八日午後三時を期して、町内の四局一斉に従来の磁石式電話からダイヤル自動式に改式され、定員も局長を含む三名に削減され、現在に至っている。

湯町を広く全国に紹介するため、湯町の情趣を入れた風景入り通信日付印の使用を昭和十年十月十一日から使用していたが、戦後浴客、観光客の使用希望の増加により新たに申請し、昭和四十七年九月十日より旧印を廃止し現在のものを使用している。

(5)　古関郵便局

昭和十一年、旧古関村に郵便取扱所の設置が決まったことが新聞に報道され、郵便取扱所長の募集が行われた。古関地区から数名の希望者が申し込みをしたが、初代所長に土橋英夫が就任した。

昭和十二年六月から、青年集会所のあった古関二六一ノ二番地に局舎を建築し、受持集配局として久那土局の指導を受けながら、同年九月十六日から古関郵便取扱所として開所した。

昭和十五年一月十六日、事務量の増加などにより三等郵便局となり、古関郵便局と改称された。

地規局第一〇八三〇号　　昭和十四年十一月一日

東京地方逓信局規画課長

古関郵便取扱所長殿

郵便取扱所ヲ郵便局ニ改定ノ件

本年度ニ於テ貴所ヲ無集配三等郵便局ニ改定方決裁セラレタルニ付予メ了知置相成度

業務内容については当初郵便、郵便為替、郵便貯金で始めたが、昭和十二年十一月に郵便振替、十四年九月に電報の受付、配達、電話通話の窓口受付事務を開始し、さらに十五年一月から簡易保険、郵便年金を取り扱うようになり、現在に至っている。

なお電信配達区域は、芝草以東旧古関村のほか八坂、折門、北川の一部地域に及んでいた。

昭和十六年四月、電話交換業務取り扱い開始となったが、昭和四十七年一月電気通信業務の改廃、合理化により、電話交換業務は廃止となり、また、電報の配達業務は久那土局に統合された。

郵便取扱所として開所当時は、所長ほか一名の職員数であったが、電話加入者の増加や、四十四年七月の農村集団電話の開通などで七名の定員となった。前記の電通合理化により四名が電々公社に転出し、現在は定員三名となっている。

昭和五十三年春から地域利用者の利便と局舎の近代化を図って、古関一〇〇ノ一番地に移転新築を計画し、五十四年三月二十六日から新局舎において業務を開始した。

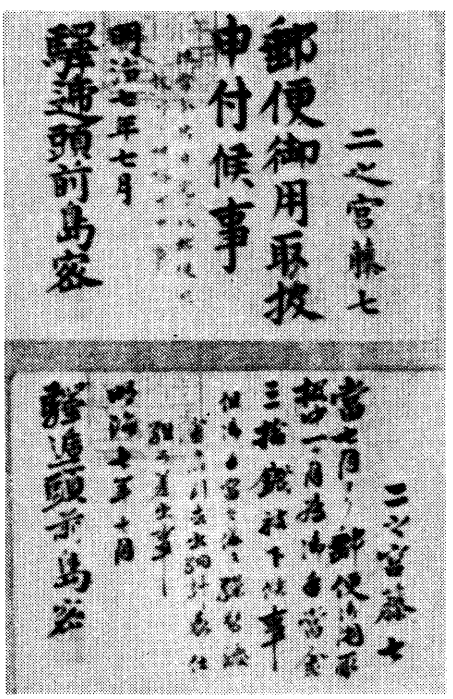

車田郵便取扱役辞令

富里郵便局年間取扱い量の推移

種別 ＼ 年次			大正12年	昭和5年	〃 10年	〃 15年	〃 20年	〃 25年	〃 30年	〃 35年	〃 40年	〃 45年	〃 50年	〃 54年
通常郵便	普通	引受け								626,770	571,071	505,527	423,400	227,395
		配達								549,217	599,573	457,345	409,165	407,705
	書留	引受け								5,174	4,449	4,859	4,318	6,570
		配達								8,303	8,469	9,313	9,269	9,125
小包		引受け								3,814	5,021	5,232	2,963	4,013
		配達								5,856	6,269	10,944	7,300	8,395
電報		発信								1,653	1,190	144	216	160
		著信								2,310	2,019	924	1,944	2,017
貯金	預入れ	口数								31,690	32,847	31,264	29,493	29,171
		金額								70,116,441	164,507,299	322,830,670	774,859,989	1,050,311,106
	払戻	口数								6,987	6,536	7,201	8,262	8,696
		金額								87,792,949	145,341,181	281,941,444	571,029,037	980,179,918
簡易保険		口数								3,372	3,441	3,722	3,463	3,163
		金額								201,081,872	392,883,003	807,824,856	1,725,086,000	2,508,052,000

久那土郵便局年間取扱い量の推移の推移

種別＼年次			大正12年	昭和6年	〃 10年	〃 16年	〃 20年	〃 25年	〃 30年	〃 35年	〃 40年	〃 45年	〃 50年	〃 54年
通常郵便	普通	引受け	—	238,246	525,450	428,481	—		746,790	842,055	3,105,420	6,532,405	3,759,500	515,380
		配達	—	202,951	216,406	221,517	—							
	書留	引受け	1,464	2,340	2,521	4,019	—	2,264	2,345	3,370	4,283	24,248	40,788	10,013
		配達	—	2,692	3,588	5,485	—	3,714	4,032	10,750	13,128	88,187	49,327	19,716
小包		引受け	2,009	4,648	11,437	9,793	—	3,356	2,652	5,163	9,054	10,306	(書留のみ) 1,694	(〃) 6,290
		配達	114	3,255	4,666	5,793	—	2,387	3,458	4,356	5,194	756	(〃) 407	(〃) 443
電報		発信	—	1,105	1,622	2,316	—	1,446	1,376	1,307	1,032	—	—	80
		着信	—	1,533	1,853	2,793	—	1,870	1,656	2,029	1,861	—	—	1,098
貯金	預入れ	口数	4,977	4,662	7,007	19,489	—	13,897	25,930	29,375	31,149	25,345	22,804	24,370
		金額	17,769	86,360	126,956	302,371	3,547,830	12,925,502	30,171,764	66,330,009	124.953,944	224,696,214	524,041,992	934,618,969
	払戻	口数	457	2,133	2,757	2,617	—	2,374	5,667	4,953	4,863	4,794	4,629	5,643
		金額	14,338	73,953	121,141	205,492	1,436,077	1,529,311	29,778,109	59,672,892	108,615,409	181,718,569	363,254,994	728,770,336
簡易保険		口数	50	515	796	3,166	—	2,678	2,657	2,020	1,740	1,652	1,536	1,619
		金額	3,357	66,106	95,277	488,594	—	—	54,428,000	100,961,143	175,867,873	412,209,577	992,990,000	1,908,489,000

備考

- 集配事務開始　昭和4.1.21
- 電信電話通話事務開始　〃 6.5.1
- 電話交換業務開始　〃 8.4.26
- 無集配局においては普通通常郵便物は引受けていない
- 貯金の欄は貯金だけの数値である（為替その他は含まない）
- 30年以降の普通通常郵便物引受け数は定例3日間調査の1日平均へ年間日数を乗じたものである。

下部郵便局年間取扱い事務量の推移

種別＼年次			大12	昭7	10	16	20	25	30	35	40	45	50	34
通常郵便	普通	引受け												
		配達												
	書留	引受け		629	851	1,034	676	274	684	759	1,354	1,610	1,587	1,401
		配達												
小包		引受け		386	510	1,033	155	63	561	585	907	895	581	577
		配達												
電報		発信		983	1,061	2,207	1,432	1,572	1,620	1,614	1,469	230	218	141
		著信		685	882	2,603	1,816	1,687	1,268	1,349	1,397	959	0	0
貯金	預入れ	口数		7,613	5,601	3,613	4,260	8,397	19,416	19,955	18,433	14,857	9,658	9,230
		金額			39,198				10,054,136	28,398,620	51,960,186	93,426,458	177,825,754	236,273,178
	払戻	口数							1,812	1,912	2,340	2,169	1,690	1,663
		金額							11,297,820	20,447,653	47,557,626	80,053,156	145,478,511	196,804,367
簡易保険		口数							47	69	165	146	263	256
		金額							54,628	67,557	210,770	279,003	1,633,453	3,664,790

古関郵便局年間取扱い量の推移

種別		年次	大正12年	昭和6年	〃 10年	〃 15年	〃 20年	〃 25年	〃 30年	〃 35年	〃 40年	〃 45年	〃 50年	〃 54年
通常郵便	普通	引受け												
		配達												
	書留	引受け							1,680	742	826	1,167	963	660
		配達												
小包		引受け							612	716	628	789	539	634
		配達												
電報		発信							1,174	867	693	245	42	41
		著信												
貯金	預入れ	口数										12,852	9,925	10,934
		金額				170,354	1,619,410	5,907,314				94,036,134	275,338,461	522,518,490
	払戻	口数										3,606	3,673	4,843
		金額				126,951	517,818	5,602,777				88,537,773	207,284,757	434,371,932
簡易保険		口数							43	45	41	39	71	82
		金額											289,395	468,930

町内各局の変遷一覧表

事項／局名	開局年月日	開局時設置場所	移転場所（現在地）	定員 年度別（昭和）	定員 内務	定員 外務	歴代局長（就任年月日）	備考
富里	明治 7. 1.16	常葉	常葉798	15			初代 馬場彦左衛門（明治 7. 1.16）	常葉郵便取扱所
							二代 馬場文右衛門（明治 7. 7. ）	常葉郵便局（明治8. ）
				35			三代 松井晴豊（明治12. 6. 2）	富里郵便局
							四代 渡辺智雄（明治20. 6. 2）	富里村の内常葉郵便局（明治14. 8.12）
				46			五代 桜田正容（明治26. 5.16）	市之瀬郵便局
							六代 赤池定太郎（大正 2. 3.11）	富里郵便局
							七代 浅川泉（昭和21. 9. 3）	
				53			八代 浅川清（昭和46. 2.27）	
車田	明治 7. 7. 1	車田8					初代 二宮康史（明治 7. 7. 1）	車田郵便取扱所（明治15. 6.30）廃局
久那土	大正 8. 5. 1	車田1166	車田1166-8（35. 1.15）	15	6	7	初代 日向文四郎（大正 8. 5. 1）	
				35	10	9	二代 日向忠徳（昭和 8. 3.30）	
				46	17	9	現 日向退助（昭和44. 5.15）	
				53	12	9		
下部	昭和 6. 4.26	下部62	左同	42	10		初代 石部孝（昭和 6. 4.26）	
				46	10		現 石部邦夫（昭和22.10.29）	
				53	3			
古関	昭和12. 9.16	古関261の2	古関100の1（54. 3.26）	12	2		初代 土橋英夫（昭和12. 9.16）	
				38	6		二代 土橋おゑい（昭和22.10.24）	
				44	7		三代 初代再任（昭和25.12.11）	
				53	3		現 土橋重夫（昭和47. 9.30）	

郵便料金の移り変わり　　逓信総合博物館資料

年　月　日	重　量	封　書	はがき	参考事項(改正事項・当時の米価)
明治 4. 3. 1(旧暦) 〃 4. 4.20(新暦)	あて地別料金制 5匁まで (18.75g)	1通分 横　浜　200文 名古屋1貫100文 大　阪1貫500文		郵便創業 米1kg3銭9厘
〃 4.12. 5(旧暦) 〃 5. 1.14(新暦)	距離別料金制 2匁まで (7.5g)	100文から500文		明治4年12月(旧暦)貨幣制改正 100文は1銭となる。
〃 5. 7. 1(旧暦) 〃 5. 8. 4(新暦)	〃　4匁まで	1銭～5銭		
〃 6. 4. 1	〃　2匁まで	市内1銭 市外2銭		
〃 6.12. 1			市内半銭 (5厘) 市外1銭	「はがき」のはじまり 明治4年半銭を5厘とす。
〃 16. 1. 1	全国均一料金制 2匁まで	2銭	1銭	明治18年往復はがき売り出し。 全国均一料金制　米1kg4銭4厘
〃 32. 4. 1	4匁まで	3銭	1銭5厘	昭和6年15gまでとなる（この改正から昭和12年の改正まで38年間料金据置） 米1kg8銭3厘
昭和12. 4. 1	20gまで	4銭	2銭	米1kg22銭
〃 17. 4. 1	〃	5銭	2銭	〃　30銭
〃 19. 4. 1	〃	7銭	3銭	〃　33銭
〃 20. 4. 1	〃	10銭	5銭	〃　35銭
〃 21. 7.25	〃	30銭	15銭	〃　1円85銭
〃 22. 4. 1	〃	1円20銭	50銭	〃　6円87銭
〃 23. 7.10	〃	5円	2円	〃　20円
〃 24. 5. 1	〃	8円	2円	〃　36円
〃 26.11. 1	〃	10円	5円	〃　55円（この改正から41年の改正まで15年間料金据置）
〃 41. 7. 1	定　形　25g 定形外　50g	15円 25円	7円	〃　123円 定形，定形外に分けた。
〃 47. 2. 1	〃　〃 〃　〃	20円 40円	10円	〃　152円
〃 51. 1.25	〃　〃 〃　〃	50円 100円	20円	〃　250円

第二節　電信電話の普及

一　電信電話の発達過程と郵便局との関係

我が国における電信事業のはじまりは、明治二年八月横浜の燈明台役所と裁判所との間に電信線が取り付けられ、官用の通信に限って使用されたのが最初である。公衆のための電信が取り扱われるようになったのは、同年十二月、東京―横浜間に電信線が開通したときからであるが、当時の料金は相当高額だったため、一般公衆にはあまり利用できなかった。

電話については、政府において民営、官営の両論に分かれていたが、逓信省においては、長距離通話の試験として、まず東京と熱海との間に電話線を架設し、明治二十年十二月から実験を行っていたところ、それが成功をおさめたので、翌年から取りあえず官用の通信に使用し、次いで二十二年一月から公衆用通信を開始するに至った。これが我が国における公衆通話のはじまりである。

その後、明治二十二年三月、政府は電話を国営事業とすることを決定した。

「注」明治十八年十二月官制改正に伴い、駅逓局を廃して逓信省が創設された。

第一節、町内各郵便局の沿革の中で、電信電話の開通などについては触れてあるが、特別に電信電話の一節を設けたことは、その発達の過程をたどったとき、およそ過去百年にわたる郵便局の業務の中にあって、郵便事業と一体であり、不可分なかかわりをもって発達してきたわけであるが、現在の機構と業務の内容から考えて特記した方が理解しやすいと考えられるからである。

かつて明治維新において、近代郵便創業以来いくばくもなくして、電信電話事業も郵便局の業務として経営され、その中で発展普及してきたのである。

当時の関係者は、速くて便利な電信電話を一年でも一日でも早くわが町わが村に、とひたすら願い、その実現のため努力を重ねてきた歴史的な経過もさることながら、第二次世界大戦後の昭和二十四年六月、進駐軍の勧告によって現在の郵政省と電気通信省に分かれ、さらに昭和二十七年に日本電信電話公社が発足したのである。その後も地方における郵便局においては、公社の委託業務として、引き続き電信電話業務を行ってきたのであるが、町内の電話については昭和四十七年一月に富里、久那土、下部、古関の各交換局の電話交換業務はすべて自動電話に改式されて廃止となった。電信業務については、現在でも受付業務に限って前記各郵便局で取扱い、配達業務については富里、久那土の二局に残されている。

「注」公社計画によると昭和五十三年度をもって全国的に自動改式となる予定である。県下では昭和五十三年八月をもって完了している。

昔から十年ひと昔といわれて、過ぎ去った時代は遠い昔のこととして忘れ去られてしまうものである。このことは四十七年一月に電話が自動改式されて七年に満たない今日において、既に町内各局に保存されていた開通時からの統計など、記録諸資料のほとんどが書類の保存期間の経過、あるいは保管場所の手狭などの理由により廃棄処分されている。大部分の業務が郵便局から離れたことにもよるが、一般的感覚として、現業にたづさわる者には古いものを見直すゆとりがもてず、まして現代は科学、技術の進歩はめざましく、その対応に追われ、過去は日に疎く、昔の十年今一年のテンポで変わる姿は、まさに日進月歩の言葉の通り驚くばかりである。

人々の活動も暮らしも社会の仕組みも、共にその進歩につれて変わってきたが、とりわけ電気や電波に関する研究、開発は急速に進んで、宇宙空間に打ち上げられた人工衛星による中継通信など、まさに驚異的発達を遂げているのに比べ、同じように通信関係である郵便事業については機械化、合理化などが図られているにも拘わらず、物件を送達し、配達する作

業が伴うために、現状では人力に負うところが余りにも多く、従って電気通信と郵便通信とのサービス内容、性質の相違が、同一事業体としてはなじまない事情となってきたわけである。

二　県下状勢と町内事情の推移

(1)　電信

山梨県下において最初に開通したのは甲府局で、明治十二年六月十五日、八王子―甲府間に開通し、生糸や織物、米相場などの通信と交易に利用されて便益を受けた。

その後は、明治二十四年二月一日に鰍沢局、二十六年二月一日には市川大門局、三十年十一月一日には南部局、三十四年二月一日には岩間局が電信業務を開始した。岩間局においては、当時割石以南羽鹿島（現鰍沢町鹿島）から波高島に及ぶ下部町全域と、中富町にわたる広い地域を配達区域としていたが、大正十二年七月一日から富里局において電信業務を開始するに伴い、富里村、古関村、共和村を富里局の配達区域として分割した。

次いで八年後の昭和六年五月一日、久那土局が電信業務開始となったことから、さらに岩間局の配達区域から久那土村、落居村字道棚までと、山保村三保地区が分割されて、久那土局の配達区域となった。

さらに、同七年九月二十一日に下部局、十四年七月一日に古関局と、順次配達業務を開始した。

（二章各局の沿革参照）

「注」昭和十四年ころからの日華事変が拡大し、さらに太平洋戦争へ向かって、戦時動員など緊急通信の増加、男子要員の不足事情も生じ無集配局における電信配達業務の実施は意義深いものがあったと思われる。

なお、昔の電信配達に関する余聞ではあるが、富里局が電信業務を取り扱う以前の明治末ごろ、当時の配達員の苦労は大変なものであった。区域は広いし、道路は狭くて険しく自転車も利用されない時代であった。岩間局が配達を受け持っていたころのことである。湯之奥へ電報配達に行ったところ、多くの猿に追いかけられて、こちらが棒を振り上げると猿も棒を振り上げ、石を投げる素振りをすれば猿も石を投げるまねをして追ってくるので、ほんとうにこわかったというその話を聞いていた息子もすでに六十歳を過ぎた。今昔の感またひとしおである。

電報の配達費は、昔は配達局から四キロメートルを超えた所に住む受取人が、電報として配達してもらうには、電報料のほかに「特使配達料」として四キロメートルごとに余分に料金を払っていたが、昭和五十年の改正で、この「特使配達料」はなくなり、どこに住んでいても電報の利用について料金は全く公平となった。しかし現実には現在でも電々公社経営の中で、片道一キロ当たり賃として、昼間二九〇円が配達人に支払われている。次の文書は昭和六年当時のものであるが、現在と比較してみると、およそ五十年の間に三、三七二倍余りの高額になっていることに今昔の感を覚える。

規信第一二五四九号

昭和六年八月一日ヨリ其局電報別使配達粁当賃左ノ通リ改定ス

昭和六年七月三十日

久那土郵便局

東京逓信局長　波多野保二

一金　八銭五厘也

(2)　電話

県下では電信同様、まず甲府局が明治三十八年三月一日、一般通話事務を開始したのが最初で、翌三十九年十月一日には電話交換事務が開始されているが、西八代郡下においては明治四十三年六月一日に一般通話業務が開始され、大正五年十二月二十六日から電話交換業務が開始となった。

本町においては、甲府局の開通からおよそ二十五年余り遅れて、昭和六年五月一日久那土局、同年七月一日富里局、翌七年三月二十六日下部局が開通し、それより七年後の同十四年九月一日古関局が開通している。

このようにして逐次電話の開通をみたわけであるが、当時の電話不足対応策とも言えるものに「呼び出し電話」と称すものがあり、他の町村に住む者に急ぎの用で電話をかけたい時は、相手が電話をもっていなくても、近くの郵便局に申し出て、相手の居住地の郵便局へ「呼び出し電話」の手続きをして料金は発信人負担で通話する方法があった。相手地の郵便局では「呼び出し電話」の通知書、通話券を発行して電報なみに相手者宅に配達し、相手者の出局をまって局内の公衆電話で通話することができた。昭和十三年ころ、お年寄りがこの呼び出し電話で、公衆電話室へ入ったものの、ただ捧立ちしていたり、送受話器に口と耳を当て違えて何にも言わない、聞こえないというようなこともあったが、今日では既に昔話となってしまった。

昭和十二年の日華事変勃発から、太平洋戦争が終結する同二十年八月までのおよそ八年間、殊に太平洋戦争に突入した同十六年ころからは、産業をはじめ物資の厳しい統制がしかれ、軍事、軍需を最優先する戦時体制下におかれたため、昭和の初めころから山村辺地にも次第に発達の過程をたどった電話事業も、一時その需要を満たしきれなかった。しかし終戦を契機として産業、経済、文化の伸張により通信、交通、運輸などの整備拡充が求められるようになったことは当然であった。

しかし戦災の復旧が急がれるうえ物資の不足をきたし、電話の加入を申し込んでも開通までには相当な年月を要した。公社の年次計画によって設置が進められ、山村地域の需要は都市部の需要に比べて低い事情もあって、町内各郵便局とも申し込み受け付けから早くても三―四年、遅い場合は五―六年経過するようなこともあった。昭和三十年代の終わりころまでは、加入申し込み者からの開通催促の応待に苦慮したものである。

「注」現在電々公社においては、都市部では申し込み後三日ぐらい、郡部でも一週間くらいを目標に開通するようサービスしているが、当時を知る人にとっては全く進んだよき時代の到来である。

電話の加入については、加入区域を「普通加入区域」「特別加入区域」「加入区域外」の三種に区別し、「特別加入区域」の場合は、線路設置費の支払い条件があって、費用がかかり過ぎて電話を持つことが容易でなかったものである。

昭和三十二年六月に「有線放送電話に関する法律」が制定されて以来、その利用を広めることとして、政府は特別補助金交付などの施策を実施した。県下においては、昭和三十二年市川大門町山保農協に始まり、本町でも旧久那土村など町内二―三の地域に施設され、農山村の通信手段として利用した。しかし山間地域の事情もあって対称地域の全域にわたっての開通は経費、運営両面の制約が重なったうえ、当時物資の不足事情から工事資材も良くなかったので補修費がかさみ、故障のまま放置されたりして、利用上も満足のものではなかった。

結局、有線放送は一般加入電話のように、個人が自由に使える便利さには及ばないことなどから、一般加入電話の希望者が激増してきたために三―四年で自然廃止となった。

このようにして、次第に電話の需要熱の高まる中で「農村集団電話」が創設された。

農山漁村地域において、利用度は低いが電話の需要度が大きくなったことから、その地域内の適当な場所にボックス型の無人自動交換機を設置して、これに多数共同方式といって一つの端末線に五―十個の電話機を接続し、各宅内にそれぞれ設置するものであった。

従来から農山村地域で希望する集落には、農村公衆電話を設置していたが、農村近代化の進展に伴い、電話需要の増加も著しくなったので、このような方式の電話を設置して、その要望に対処することとなったものである。町内に設置されたものは共同電話であっても、他人に聞かれない秘話式のものであった。

この農村集合電話は後に地域集団電話と改称されたが、町内における集団電話の開通は昭和四十二年三月に下部局、同四十三年四月に富里局、同四十四年七月に久那土、古関局が同時開通となり、それ以来十年余り農集

電話と呼ばれ、親しまれ利用されてきた。

しかしこの地域集団電話は、一個のボックスに数個の電話が共同加入しているため、ダイヤルしても話し中の場合が多く、社会経済の発展や生活圏の広域化に伴わず、また利用上も不便であるとの理由から、昭和五十二年九月、下部町長、町議会議長の連名で、この集団電話を一般加入電話に切り換えてほしい旨、陳情書を鰍沢青柳電報電話局長あてに提出した。電々公社においては、昭和五十四年夏ころを目途に工事を進めた結果、六局（旧下部地区）は七月二十四日午後二時、七・八局（旧久那土、古関局地区）は八月三十日午後二時を期して一般加入電話に切り換え、ここに電気通信による大事業が完成したのである。

電々公社においては、公社発足以来、一次から六次にわたる五ヶ年計画を推進して、電気通信サービスの改善、技術の開発につとめているが、電気通信分野の開発発展はさらに飛躍を続けて、二十一世紀に生きる人々の通信手段は、現代のわれわれには到底夢想だにし得ないものになるであろう。

現行風景入通信日付印





町内各局電気通信業務開始年表

事項／局名	電信	電話	電話交換（開始時加入数）	農村集団電話（開始時加入数）	自動電話改式（一般電話数）（農集電話数）	
富里	大正12. 6	昭和 6. 7	昭和 7.12 (9)	昭和43. 4 (407)	昭和47. 1 (141) (519)	
久那土	昭和 6. 5	昭和 6. 5	昭和 7.10 (3)	昭和44. 7 (396)	昭和47. 1 (199) (376)	
下部	昭和 7. 9	昭和 7. 3	昭和 7. 5 (22)	昭和42. 3 (220)	昭和47. 1 (147) (208)	
古関	昭和14. 7	昭和14. 9	昭和16. 4 (4)	昭和44. 7 (285)	昭和47. 1 (70) (278)	
参考 甲府	明治12. 6	明治38. 3	明治39.10		昭和 7. 11	
参考 市川大門	明治26. 2	明治43. 6	大正 5.12		昭和43. 6	
参考 岩間	明治34. 2	昭和15. 1	昭和 3. 8	昭和43. 9	昭和47. 3	

注　昭和47年1月末現在町内世帯数2,270世帯　加入電話数 1,938個

下部郵便局年間取扱い量

種別 ＼ 年次			大12年	昭6年	10	16	20	25	30	35	40	45	50	54
通常郵便	普通	引受け												
		配達												
	書留	引受け		629	851	1,034	676	274	684	759	1,354	1,610	1,587	1,401
		配達												
小包		引受け		386	510	1,033	155	63	561	585	907	895	581	577
		配達												
電報		発信		983	1,061	2,207	1,432	1,572	1,620	1,614	1,469	230	218	141
		着信		685	882	2,603	1,816	1,687	1,268	1,349	1,397	959	0	0
貯金	預入れ	口数		7,613	5,601	3,613	4,260	8,367	19,416	19,955	18,433	14,857	9,658	9,230
		金額							10,054,136	28,398,620	51,960,186	93,426,458	177,825,754	236,273,178
	払戻	口数							1,812	1,912	2,340	2,169	1,690	1,663
		金額							11,297,820	20,447,653	47,557,626	80,053,156	145,478,511	196,804,367
簡易保険		口数							47	69	165	146	263	256
		金額							54,628	67,557	210,770	279,003	1,633,453	2,664,790

第10編

治安と消防



消防団の防災訓練

第一章　治　安

第一節　警察制度の変遷

一　概説

人間が、集団生活をする場合、衣食住その他の生産・分配や秩序を維持するため、自ら自他を規制することが必要になってくる。これが治安である。いかなる時代になっても、治安はゆるがせにできない。治安の維持が確保できないときは、その地域社会やその国家は乱れ、ついに滅亡へとつながるのである。

戦国時代から徳川時代にかけて、幕府は地方に代官を置き、治安の確保と税収、一般施政上の出先機関として管轄内を支配させ、犯罪の検挙、不穏行動の抑圧、訴訟、裁判など行政いっさいの政務を行っていた。

江戸時代になって徳川幕府は「治安の基は上より下に」と法を定め、武家には武家法度、公家にたいしては公家法度を定め、僧侶、旗本に対しても一定の規制を定めていた。一般市井の庶民、百姓に対しては各村々の名主を通じて禁制、法度を周知させた。

江戸には町奉行所を設けて、戸籍取り扱いの事務（宗旨人別帳など）年貢取り立て・治安・裁判その他すべての政務を扱っていた。町奉行は老中の配下にあって与力、同心などがあり犯人の捜査や検挙、弱者の保護などに当たっていた。在郷の村方では、名主や寺院が協力のうえ宗門改めなどを行い、浪人や無頼の怪奇な徒の不穏行動の探索を行うに都合のよい制度が設けられていた。

庶民の間における五保制は五人組制度となり、整備された形の中で相互監視や共吟味として、犯罪の告発や犯人の逮捕、あるいは犯罪の未然防止、交通取り締まりなどの役割を果たした。

二　近代警察制度の沿革

明治の新政権となっても社会の混乱は続き、人心は恟々として不安はその極に達していたが、当初は幕府時代の保安形態をとり、藩兵や藩の警察機関が治安の維持に当たっていた。明治元年六月八日には

「当国古関警衛今般彦根藩へ仰付けられ候……」

（加藤善吉著下部町郷土史年表）とあり、上下一六名の彦根藩士が広泉院に仮営して、古関の関所を警護した。政府は同三年治安維持のために刑部省をおき、翌四年には廃藩置県を契機として、東京にはら卒をおき、各県には捕亡吏をおいたが、明治八年にはら卒として統一し、十月には巡査と改められた。

東京・大阪・京都をはじめ各県におかれたら卒、捕亡吏は取締り番人としてその任にあたったが、帯刀を禁じ護身用として三尺の棍棒を帯していた。これらのら卒、捕亡吏には幕府の扶持をはなれた幕臣も、その職についたものもいた。

本県には捕亡吏がおかれたが、六年には警察制度が採用され、三月には庶務課中には取締掛をおき、七月には監察と改められ、同八月には県下四地区一六カ所に取締出張所が設けられると共に、番人章程が設けられ、取締番人によって治安が維持された。

同七年には監察を廃して警察掛を設置した。同八年には聴訟課を設置して警察事務をつかさどらせた。これよりさき明治六年八月には、県下四地区一六か所に取締出張所が設けられたが、同年十二月には出張所は四か所とし、他に一六か所の屯所をおいて治安の任に当たらせた。

県令藤村紫朗は、警察の出先機関として甲府八日町、山梨郡勝沼村、八幡村、八代郡市部村（現石和町）浅利村、市川大門村、巨摩郡鰍沢村、西条村、古市場村、河原部村（現韮崎市）、若神子村、下条西割村、台ケ原村都留郡下谷村、下吉田村、上野原村の一六か所に出張所を設けたのである

が、明治七年政府は内務省を設け行政警察制度が確立し、翌八年番人・ら卒は巡査・警部と改められ巡査は一等から四等級までの階級が、また警部は一等から六等級までが定められた。

明治十年二月、取締出張所及び巡査屯所を廃し警察署と改め、四つの本署と一六の分署を設けた。

本署　分署は次のとおりである。

本署	分署
甲府警察署	久保・石和・平等・勝沼・右左口・常永
韮崎警察署	若神子・小渕沢・台ケ原
鰍沢警察署	小笠原・市川・南部
谷村警察署	吉田・初狩・猿橋・上野原

明治十年八月に、甲府警察署の分署石和、谷村警察署の分署猿橋が本署に昇格した。

同十四年警部・巡査の等級を廃し、その後も階級の改正は何度も行われた。

明治十五年十二月二日から全国の巡査の帯剣が定められ、また特務巡査を置き、同十六年九月地方警視が置かれた。

また明治十五年七月、大部分の分署を廃止して甲府・石和・日下部・竜王・小笠原・韮崎・日野春・鰍沢・南部・市川・谷村・吉田・猿橋・上野原の一四警察署とした。

徳川時代の鎖国政策によって、長い間外国との交易を絶たれていた日本は、明治維新後はじめて諸外国の文明の進歩に驚き、その導入にきゅうきゅうとしていた時代で、種々の制度もまた外国にならったものが多く、警察制度も例外ではなかった。戸数・人口などの調査は各村の戸長役所より警察に報告することになっており、学校教育についても警察の指示を受ける面が多く、行事のすべてを届け出ていた。

日清戦争により、日本の存在がようやく世界に認められるようになり、それとともに軍国主義と、資本主義経済は次第に強大となってきたなかで明治三十三年警察法が発布され、警察力は一層強化された。権力の強化は一般民衆とは次第に遠ざかって来て「警察は行きにくい役所である、巡査は怖いものである」との印象を一般から持たれるようになったのは、制度のしからしむるところであろうか。

警察は犯罪捜査・防犯抑止のほか衛生・保健関係の種痘・伝染病の予防・隔離・精神病患者の収容・監視・性病の予防・治療などに関与し、また風俗営業である料理店、飲食店、宿屋、遊戯場、船舶。危険物関係として、銃砲、刀剣類。火薬類を取り締まり。防犯関係として古物商、質屋、周旋など、その他治安に関するすべての取り締まりに当たった。

明治四十三年警察部に林野警察課を新設し、同時に林野巡査を配置した。森林の盗伐や乱伐、放火または失火による森林災害の取り締まりに当たった。

明治四十年、同四十三年の豪雨による大災害のため、疲弊困窮に陥った県民救済の方途として、皇室の御料林が御下賜になった明治四十四年三月以後、林野警察の機能は十分に発揮されてきたが、時代の変遷に伴い昭和二十一年十月廃止された。

大正十二年九月の関東大震災の事後処理や、次第に進展してきた思想運動および農村問題、小作争議などのため、昭和三年七月特別高等警察課、いわゆる特高警察を新設して思想関係、労働、農村問題などの社会問題を担当することになり、さらに昭和六年以後、満州事変、日華事変など国策遂行上の憲兵強権とともに、国家的警察制度として行政の各分野に進出した。

太平洋戦争となるにおよんで、警報の伝達、防空訓練の強化、救護、配給、闇物資の流通取り締まりなどのほか、翼賛愛国運動や、思想取り締まりなど諸般にわたり多忙を極め、戦時下における活動は著しいものがあった。

軍事政権による国策遂行も、昭和二十年八月遂に支えることができず、ポツダム宣言の受諾により太平洋戦争は終結した。

昭和二十年十月連合軍総司令部の覚書に基づき、軍閥政治の一翼をになった特高警察は、治安維持法廃止とともに廃止された。その後、中央警察の最高機関としての内務省が廃止されたことは言うまでもない。

昭和二十二年五月三日、新たに日本国憲法が施行され、民主主義国家としてすべての機構が一新した。一般から敬遠されがちな警察から、地域住民への奉仕的精神に基づく警察として生まれかわった。すでに昭和二十一年三月帯剣・詰衿服は、警棒・開衿と欧米並に親しみある服装となり、護身用として拳銃を所持することになった。

人間尊厳の確保、個人の自由と権利の保護などの趣意の憲法からして、警察の地方分権をねらい米国式に自治体警察設置を指示した。人口五、〇〇〇人以上の市街化町村では、その町村の負担により、自治体警察を設置するよう指示があり、西八代郡下では、市川大門町に自治体警察署が設置された。しかしその運営などに負担の限度があり、十分な警察活動は不可能であった。米国の自治体警察とは事情が相違しており、町村財政の関係上警察規模が小さく、実情に添わなかった。このような状況下で、住民投票によりこれを存続しないことにした町村は、昭和二十六年十月県下一七か町村に及び残る甲府、富士吉田、小笠原、西桂なども昭和二十九年六月廃止となった。廃止された自治体警察の職員は県警に帰属し、警察運営は都道府県単位として組織はすべて一本化され、現在に至っている。

第二節　治安の機関

一　江戸時代における機関

(1)　代官

幕府が天領行政の拠点として設けたのが代官である。代官は五万石位を支配する地方官で、勘定奉行に属して、年貢の徴収や司法権、検察権を行使して、民政全般にわたるのがその任務である。多くは二〇〇俵どり位の旗本が任命された。代官の管轄区域を支配所といい、その役宅を代官屋敷または陣屋ともいった。その属僚には手付、手代などがいて、支配所の一般行政や治安について、代官を補佐していた。

下部町はその時代、時代によって、岩間市川御代官所の支配所に属していた。町内に所蔵する文書の中には、年貢の割付、皆済の目録、刑事事件や山論水論、入会山の裁断など、代官所へ訴え出たもの、または通知などが多く所蔵されている。

岩間代官支配所時代（『岩間村誌』より）

寛永十一戌年から子年まで三年間　堀田加賀守
寛永十四年から正保二酉年まで九年間　秋山半右衛門
正保三戌年から承応元辰年まで七年間　松本三太夫
承応二巳年から寛文元丑年まで九年間　松田勘左衛門
寛文二寅年から同巳年まで四年間　稲葉兵左衛門
寛永五午年から延宝七未年まで十年間　野田三良右衛門
延宝八申年から天和二戌年まで三年間　辻　弥五右衛門

岩間代官所廃止後は石和代官の支配下にはいり、さらに安永四年から市川代官所に属した。この間柳沢吉保が甲府城主となり、その子吉里に至る十九年間は一藩の経営になったが、享保八年大和郡山へ転封されにおよび、甲斐は再び幕府の直轄領となった。

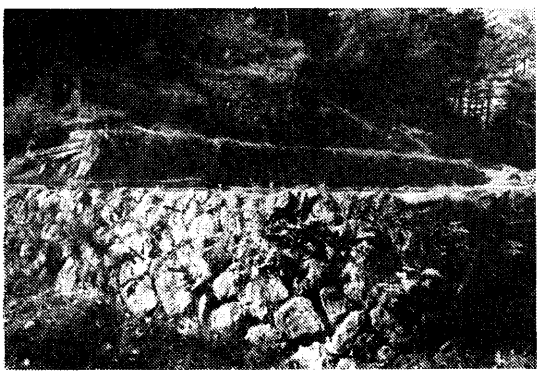

古関口留番所跡

代官氏名	在任期間	
平岡治郎右衛門	天和元年―宝永元年（二十年）	石和役所
宝永二年―享保八年の十九年間　柳沢氏（吉保・吉里）時代		
亀田　三良兵衛	享保九年―同十三年（五年）	飯田役所
小宮山　杢之進	享保十四年―（一年）	石和〃
奥野　忠兵衛	享保十五年―同年（――）	甲府〃
坂本新五右衛門	享保十五年―同十八年（四年）	飯田〃
江守　伝十郎	享保十九年―元文二年（四年）	甲府〃
大久保　内蔵	元文三年―同年（――）	石和〃
山田　治右衛門	元文三年―元文四年（一年）	飯田〃
小川　新右衛門	元文四年―寛延二年（十年）	甲府〃
上倉　彦右衛門	寛延二年―寛延三年（一年）	石和〃
泉本　儀左衛門	寛延三年―宝暦五年（六年）	〃
鵜飼　佐重郎	宝暦五年―宝暦八年（四年）	〃
今井　平三郎	宝暦八年―宝暦十年（三年）	飯田〃
吉田　源之助	宝暦十年―明和元年（五年）	石和〃
藤本　甚助	明和元年―安永四年（十二年）	甲府〃
小田切　新五郎	安永四年―天明元年（七年）	市川〃
柴村　藤三郎	天明二年―寛政二年（九年）	〃
武島　左膳	甲斐郷土年表便覧に「天明八年市川代官所甲府平岡彦兵衛石和武島左膳当分お預り」とありまた「寛政元年平岡彦兵衛（駿府代官）市川代官となる」とある	〃
平岡　彦兵衛		〃
小笠原仁右衛門	寛政二年―寛政六年（五年）	〃
榊原　小兵衛	寛政六年―同十年（五年）	〃
堀谷　文左衛門	寛政十年―享和二年（五年）	市川役所
山田　茂左衛門	享和二年―文化三年（五年）	〃
中村　八太夫	文化三年―同十一年（九年）	〃
鈴木　伝市郎	文化三年―同十一年（九年）	〃
林　金五郎	文政三年―同十一年（九年）	〃
野村　彦左衛門	文政十一年―天保三年（五年）	〃
山口　鉄五郎	天保三年―同七年（五年）	〃
小林　藤之助	天保七年―同十二年（五年）	〃
高山又蔵	天保十二年―弘化四年（六年）	〃
福田八郎右衛門	弘化四年―嘉永二年（三年）	〃
荒井　清兵衛	嘉永二年―安政元年（五年）	〃
森田　岡太郎	安政二年―同五年（四年）	〃
佐々井　半十郎	安政五年―万延元年（二年）	〃
加藤　余十郎	万延元年―文久三年（三年）	〃
安藤　伝蔵	文久三年―慶応元年（二年）	〃
成沢　勘左衛門	慶応二年八月―九月	〃

(2)　村方三役

武士と町民は原則として町に、百姓は村に、という身分による「住み分け」があったが、領国経済の基礎は農業であり農民であった。そして農民統治の基本単位を村とし、村には村方三役として名主・長百姓・百姓代がおかれた。村政の実際はすべて代官の支配をうけて、村役人がこれにあたった。その任務は年貢の割賦と取り立て、宗門改・人別改などの戸籍事務、水利土木工事、陳情、金銭の貸借、土地争い、縁談、離縁、跡式、けんかの後始末のような民事的なものから、警察訴訟のような事柄、あるいは村の諸規制（入会権、祭祀）の裁断に至るまで、いわゆる百姓代官という

形で、村の行政や治安の責任者ともなり、指導者ともなり、また上へ向かっては村民を代表し、村民の行為に対しては連帯責任を負うなど、その任務は幅広いものであった。名主がすべて管掌し、長百姓は補佐役に任じたのであるが、百姓代は年貢米出納の監視、村入用などの諸割賦の立ち合いなどと、時には名主の目付役もかねるものであった。

村名主は村人の入札（選挙）の結果により、連印の願い出によって代官が任命したものであるが、村役人になるには家柄が重視されたことはいうまでもない。

幕府は施策の浸透をはかるために「郷村条目」の類を多く発布してはいるものの、その趣旨を徹底させるために、政令を遵守することを年々誓約させ、連帯責任をとらせるという立場から「組請」とか「村請」として、村全員が捺印した連印状を提出させた、村人の共同責任による誓約履行は村方三役が中心となって行われた。制度上には「村自治」という保障はなかったが、一種の自治機能はおのずから生じ、生活を支えていた。

村人の争いや訴訟沙汰を穏便に解決させる方法として、村のおもだった人が立ち入り人となって双方と熟談して、その事件をもらい請け、裁断をくだして事件を解決したようである。また村と村との事件については、他村の名主・長百姓が立入人となって事件を解決した。

差上申御請書之事

一　国家無宿・博徒・盗賊共厳重取締之義被仰出候義ニ付而者　一村限仕法相定以来取締方行届候様可取斗旨　今般御出役様御廻村之上村役人中江被仰渡候ニ付　仕法立左之通取極申候

一　無宿無頼悪徒一夜たりとも差置并食料与へ候ものは　早速御役所江訴上可奉御吟味請事

但隣家之もの平常乍故ニ御村許江不申出候ハヽ、其段御役所江申立尤右入用差出申事

一　村方百姓悪徒はたらき候歟　悪事等江加候者共者風聞たり共差押早速御役所江可申立事

但隣家之もの当人御吟味仕置済之上其次第ニ寄右入用迄差出可申事

一　博奕宿致候もの者早速御役所江御訴申上御仕置済之上　三十日之間戸〆之事

但隣家組合十日之間戸〆之上右入用も当人江準シ出銀可致事

一　博奕江携候もの者　早速御役所江御訴申上御吟味済之上村法ヲ以三十日之間戸〆之事

但隣家組合共次第寄戸〆右入用之義当人者勿論隣家組合よりも出銀可致事

前書之通御取締筋ケ条ヲ以壱人別ニ被仰聞承知仕候　然上者御役人中昼夜不限御見廻被成候義ニ付　万一如何之仕業御目当御役所御訴可相成候　御吟味御仕置済等相成候上　村法受候とも決而御恨申間敷候　加之右一件ニ付諸雑費別入少も村高役江相掛ケ受度様申間敷候　仍之一同連印以御受書差上申処如件

慶応二寅年
七月　日

八代郡大炊平村
小前組頭　文　蔵
丈左衛門
久左衛門
利右衛門
彦右衛門
駿太郎
嘉右衛門
善右衛門
喜宇兵衛
岩右衛門
作兵衛
政兵衛
丈右衛門
儀右衛門
庄兵衛
助右衛門
啓　助
喜右衛門

村方　御役人中

前書之通御取締　私共村方仕法立之義可為読聞壱人別請印取置候間　此段ヲ以

写奉差上候処相違無御座候　以上

大炊平村　名主　庄右衛門
長百姓　源兵衛
〃　恒右衛門
百姓代　清兵衛

市川御役所

(3)　村極

さらに政令を遵法させる意味で「村極」（村定ともいう）を行わせた。村極は村法度とも村儀定書ともいい、江戸時代には、村内の団結をはかるためにも、倹約を履行させるためにも農村生活全般にわたって規定をもうけた。「村極」を守らせるためには、村八分とか、闕所とか、賤役賦課などの制裁の手段がとられた。現在からすれば人権じゅうりんも甚だしいものである。

相定申一札之事

一　奉重御公儀前々被仰付候御法度之趣旨　弥以堅相守可申候事
一　御年貢之義ハ名主方ゟ相触候ハヽ日限之通り急度上納可致候事
一　前々相定置候村定法之義弥堅相守可申候事
一　五人組頭之義組合ニ猶〇〇ヶ間敷義無之様ニ平和取計可申候事
一　於小前中ニ願之筋有之候ハヽ其組合之組頭江可相願候、尚又組頭事済候様取計可申候事
一　他組ゟ他組江相掛リ候義有之候ハヽ両組頭立会双方江異見指加　事済候様ニ取計可申候事
一　組頭ゟ組頭江相掛候義ハ両組下并百姓代立会内済可仕候事
一　前書定メ之通り諸事内済可仕様取計可申候　無拠難済義ハ組頭指添相願出可申候事
一　願之義有之候ハヽ十一月朔日迄ニ相訴出可申候夫割之節相願候而者御年貢勘定之指支ニ相成候間訴出候而茂取上不申候事

右之趣急度相守可申候　以上

寛政十二年
申三月　日

水船村　与左衛門
忠　七
嘉　吉
長左衛門跡
甚左衛門
丈左衛門
富右衛門
弥左衛門
善之亟
新兵衛
忠兵衛
惣　内
千　蔵
常右衛門
重郎左衛門
半右衛門
勇　八
平次郎

名主　奥右衛門
長百姓　千之亟
同断　幸　七

(4)　五人組

五人組とは江戸時代、古代の五保制にならった庶民の隣保組織で、その長を五人組頭、または組頭判頭（はんがしら）と称した。戦国時代下級武士の軍事編成にも五人組が見られたが、民間の組織として制度化されたのは江戸幕府成立以後である、初めはキリシタンや浪人の取り締まりを主眼としたが、後には政令の遵守、相互監察による犯罪の予防と取り締まり、あるいは連帯責任による貢租の完納、および成員による相互扶助的機能に重点が置かれるようになった。町内車田二宮家に保存されている「五人組御

仕置帳」によれば、全部で六四個条からなる膨大なものであるが、これについては第三編第四章第七節で詳説してあるので、ここでは治安に関する項のみについて、要約して掲げておく。

一、五人組は五軒ずつ組み合わせてあるので、悪事をせぬよう組中油断なく詮議を遂げ、名主の申し付けを聞かない者は、訴え出ること。

一、百姓に似合わず遊芸を好み、悪心を以って公事による事を不幸と考え、非公事をすすめ、偽りをなす者や、不孝の輩は申し出ること、何事によらず神水を飲み、誓紙を書くが如き事はするべからず

一、盗賊悪党人あらば訴え出ずること、褒美をとらせる。

一、捨子をしてはいけない、若し他所の者が捨子をした場合は村中で養育し、その旨届け出ること。

一、猟師の他鳥獣一切取るべからず。猟師といえども鶴・白鳥は捕えてはならない。売買する者があれば訴え出ること。

一、出家・社人・山伏・行人・道心・非人・穢多等常に吟味し胡乱（うろん）な者は一夜も泊めてはならない。

一、他所の者当村内へ住みついた時は、その者の出所家職を調べて名主へ申し出ずること。又出所村方の名主長百姓の請人を要すること。



五人組仕置帳の一部

一、能・操り・角力・狂言・その他見せ物等一切致させまじきこと。

一、遊女・野郎一切さしおくべからず。一夜の宿もしてはならない。

一、行方知れざる者、旅人その他堂宮・山林・道路などで死人あれば所持品等改め名主組頭立合い書き付けにて注進のこと。

一、行路病者発見のときは医師に見せ、よくよく介抱すること。若し死亡した時は所持品等改め封印すること。

一、他殺自殺者ある時は番人付け置き早速注進のこと。

一、村中喧嘩口論あらば名主組頭裁判すべし。他村にて喧嘩口論あれば集まるべからず。人数立退いた者があれば隣郷の者まで捕えて注進すること。捕え難い場合は後をつけて落付き先きへ申し渡すこと。

一、水論・境論の場へ刀・脇差し・弓・鑓・長刀等持参して加担する者あれば、その罪本人より重いこと。

一、村中申合せ番屋を造り番人をつけ置き火の用心入念に申し付くべし、出火の際は直ちにかけつけ消火につとむること。

一、鉄砲は猟師に猪鹿を防ぐために渡し置くものなれば他に村中かくし置いてはいけない。又お定め月の外うつべからず。

一、博奕すべての賭勝負あるいは百姓講と名付けまたは商売にことよせて博奕などをしてはいけない。

一、百姓に似合わざる風俗をし、長脇差し、喧嘩口論を好み酔犯行蹟あしき者は訴え出ること。

一、他所へ参り二晩以上泊るときは名主へ断わること。若し他所他国へ奉公又は用事で行く場合は名主・長百姓へ断わり、公事訴訟公儀へ出す時はその趣を名主、五人組へ届け出ること。

享保十乙巳年正月

(5)　関　所　（番所）

関所は、大化の改新のころから全国的に整備され、水陸交通上の要所に置かれ、通行者の検査統制にあたり、また関銭などの税を徴収する仕事を行ったところである。関所の性格は時代によって一様ではなかったが、主として軍事や治安上の目的のものが多かった。

関所では手形改めが行われたが、手形とは現在風にいえば通行証明書の



女通行手形（桃ケ窪）

ことで、それには人数・種別・風姿・容貌・黒子（ほくろ）おはぐろ（昔の結婚した婦人は歯を黒く染めた）など詳細に記載されていた。

手形改めは男子の通行人は比較的ゆるやかで、特に役者、相撲取り、興行師などは手形なしで通行することが許された。これに反し女子は厳重であった。これは江戸防衛のため極度に警戒したからである。

昔は、本町古関に口留め番所が設けられ、治安の維持にあたっていた。詳細は第九編第一章第二節及び第十三編第一章を参照されたい。

享保九年甲斐山梨・八代・巨摩三郡之定書（関所の掟）には次のように記されている。

古　関　定

一　御定之番人昼夜おこたりなく　勤番可仕事

一　朝六ツ時御番所扉開　晩六ツ時〆可申候　夜中猥ニ往来させ申間敷候、断り次第聞届可通候

一　鉄炮出入共掛等（代官）証文にて可通事

一　御国（当）中より他国江おもむく女　有之者是又我等共証文ニ而可通事
附、御直参之面々罷通候節　為持候　鉄炮之儀は当人ニ断次第聞届可相通候
大員数　承届後日ニ役所江書付可差出事（文化三年八月）

一　何者によらず急用とて御番所江参懸り　ならびに疑敷様子のもの有之ハ　留置府中江注進可致事（陣屋江可注進事）

一　士民僧侶ニ限らず　様子のあやしき躰ニて　大勢相伴ひ　御番所を通らハひそかに人を附て見送らせ　大府中江（陣屋江可注進）注進致し、且又御国中之者大勢相伴ひ　御番所ニ参りかゝらハ　是ヲ押へ留置、早速府中江注進可致事
附　手負人　同断之支

一　女往来之儀　東西河内領を其所ニて名主証文に而可通之　其外ハ我等共証文ニて可通之　尤身延山久遠寺会式小女参詣ハ先規の如く久遠寺末五ケ寺の証文ニ而可通事

一　当国中境外によらず　物忽の聞ありて　往来の人繁く、其外疑敷様子あらば、早速府中江注進スへし　勿論騒動之節ハ大切ニ御番所ヲ守り　加番人等之儀　常可示合事

一　御番所近辺山林幽谷之内　人畜によらず　疑敷者有之ハ早々府中江可致注進事

一　大風雨地震の時分別て不可致油断　万一　御番所ノ扉并ニ御番所破損ニ及ニおゐてハ　御番所の内外つかり　御番所を居　昼夜　是を守り早速其趣府中江可致注進　尤其節ハ加番人を出し可申候

一　御番所火の用心随分大切に念を入るへし　若し近辺火事有之時分ハ一番組の者早速馳セ参じ　御番所警固スへし　若、可防方便於無之ハ番人以下　御道具ニ附添近辺を立離べからず　従令番所焼失ニ及共　御番所近辺　不可離事

一　御番所道具取扱大切ニ念を入るへし　毎年府中（陣屋）より其改を受紛失無之様可致事

一　誰人ニよらず　御番所ニ宿すべからず　親類縁者たりとうとも制外に通べからざる事

一　御関所近辺間道有之ハ　私ニ往来有之由　是を聞付ニおゐてハ　早速人ヲ遣シ　見届させ府中江可致注進事

右条々堅可相守者也

享保九年

尚、口留番所覚帳には

八代郡河内領古関村　村役百姓番人弐人つつ

・番所　弐間　梁三間

・門　高九尺　門九尺

・左右柵　高七尺五寸　右拾四間　左六間

置物　突棒・指俣、鎖壱本宛、棒五本　本縄早縄壱筋つつ

一　八代郡　湯奥村

右者甲州、駿州之国境此所抜道有之ニ付矢来にて〆切置、往来之者、無之　番

所　番人　無御座候

二　明治以降における機関

明治二十一年十月、内務省訓令第六四〇号をもって「警察官吏配置及勤務概則」が公布され、その第十六条で「受持巡査ハ其受持区域内ニ駐在セシメ　其宿所ヲ以テ駐在所トス」と定められ、全国各府県に駐在所が設置されることになった。

発足当時は、ほとんどが民家の建物を借り受け、駐在所にあてていた。

本町においても、旧村ごとに巡査駐在所が設けられた。駐在所を役場の所在地に併置したのは、各町村の管掌する衛生、火災、道路、戸籍に関する事務は警察官の執行業務と、密接な関係があったからである。

大正五年七月、久那土村三沢に、久那土巡査部長派出所が設置され、昭和五十四年四月廃止されるまで六十有余年間、岩間、楠甫、落居、宮原、葛籠沢、鴨狩津向（現西八代郡六郷町）久那土、古関、富里、共和の各村を担当（下部部長派出所設置とともに管轄区域から富里村のうち下部上之平波高島、桃窪、川向、大子、湯之奥を除外、下田原、宮木区は分町により鰍沢警察署に移管）管内駐在所の指導監督及び司法行政事件の処理にあたっていた。



巡査巡回簿

昭和三十七年四月本町下部に、下部部長派出所が設置された。同四十年四月巡査部長派出所は幹部派出所と改称され、同四十四年四月には幹部派出所は警察官派出所に、巡査駐在所は警察官駐在所と改称された。

本町内には現在（昭和五十四年四月）下部警察官駐在所をはじめ、常葉、古関、久那土に警察官駐在所があり、連絡機関として車田小坂に、市川警察署久那土連絡所が設けられている。

なお、昭和五十四年十一月、下部町六郷町管内にパトカー一台を配置し、地域住民の治安維持に貢献している。

(1)　市川警察署の変遷

本郡は、市川に代官所が置かれ、明治初年まで現在の西八代、南巨摩両郡下二四七か村もその管轄下で、代官により司法と行政がつかさどられていた。

明治四年七月廃藩置県を契機として、警察制度も一新した。

本県における警察署の設置は、明治十年で前述のとおり四つの警察署と一六の分署が設けられた。

市川警察署は当時、小笠原、南部とともに鰍沢警察署の分署として、西八代郡下を管轄（除富里村、このとき富里村は南部分署の管轄であった）し、明治十二年鰍沢警察市川分署が市川警察署となり、西八代郡下一円の治安をつかさどり、同二十四年市川警察署は、西八代郡警察署と改称された。その後、明治二十七年四月栄村に西八代郡警察署栄分署を置き、栄・大河内の二か村を管轄してきたが、明治二十九年制度の改正により、栄分署は廃止となった。これに伴い同分署管内は、南部警察署の管轄となった。

大正八月四月、上九一色村の精進、本栖の両部落は地勢、交通などの関係で吉田警察署の管轄となった。

昭和二十三年三月警察法の改正により、県下に一三か所の国家警察と、二一か所の自治体警察が設けられたが、同二十九年七月一日新警察法の施行に伴い廃止され、山梨県警察として発足し、山梨県市川警察署と名称を変更した。同時に山梨県公安委員会規則も改正され、警視一、警部一、警部補四、巡査部長四、巡査二二、主事一、雇二、小使一、計三六名となった。

庁舎は、明治十九年築造の藤村式建築であったが、長い歳月を経て老朽し、社会機構の複雑化と、警察組織の変遷により、警察事務遂行上支障をきたすようになったので、庁舎の建築問題が起こり、昭和二十八年郡町村長会及び関係団体により庁舎建築促進同盟会が組織された。

市川大門町は、土地二・九七五平方メートル（九〇〇坪）を寄付、昭和二十九年七月、同町字竹越に新庁舎の建設を始め、本館及び諸建物のほか演武場（修道館）など工費一、二三八万余円を要し、翌年三月完成した。

(2)　下部町管内警察官駐在所の沿革

①下部警察官駐在所

一　名称　市川警察署下部警察官派出所

一　位置　西八代郡下部町下部九九六番地

身延線下部駅より東南下部川に沿い約一キロ県道湯之奥上之平線沿いに在り。

一　管轄区域　下部町の内、下部、上之平、波高島、桃ケ窪、川向、大子、湯之奥

一　設置年月日　昭和四年五月六日

一　敷地建物等　敷地一二八・七平方メートル、建物六六平方メートル木造平屋建一棟

一　所有区別　土地、建物とも県有

沿革の概要

富士身延鉄道の開通により、下部温泉の浴客が急増したので、従来の林野警察巡査をして兼任させていたものであるが、昭和四年富里村有志の寄附により、下部巡査駐在所が新築され同年五月六日から警察事務が開始された。同十年三月類焼により、さらに同四十五年老朽化のため改築、現在に至っている。

昭和三十七年四月一日巡査駐在所は巡査部長派出所に昇格、下部巡査部長派出所として発足、同四十年四月一日警察法の改正により下部幹部派出所とまた同四十四年四月一日下部警察官駐在所となり、巡査部長一名が常駐している。

駐在所及び派出所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。



下部警察官駐在所

氏名	就任年月日	退任年月日
小尾　正広	昭和・4・5・6	昭和5・3・18
井上　桂	〃　5・3・18	〃　6・7・6
原　元二郎	〃　6・7・6	〃　7・1・19
竹内源三郎	〃　7・1・19	〃　9・8・20
笠井　勉	〃　9・8・20	〃　10・12・10
新津市三郎	〃　10・12・10	〃　13・9・23
米永　緑	〃　13・9・23	〃　16・1・31
雨宮　広	〃　16・1・31	〃　21・3・29
猪又　栄	〃　21・3・27	〃　24・10・31
遠藤　巌	〃　24・10・31	〃　27・7・17
古屋　利光	〃　27・7・17	〃　29・7・6
猪又　栄	〃　29・7・9	〃　33・1・21
遠藤　巌	〃　33・1・21	〃　37・3・26

長沢　一男	〃	不詳	〃	不詳
原　重良	〃	不詳	〃	不詳
岡　徳次	〃	不詳	〃	不詳
沢登　四雄	昭和50・3・23		昭和51・3・24	
網野　通樹	〃	51・3・24	〃	52・3・23
野口日出男	〃	52・3・23	〃	53・3・23
中沢　栄使	〃	53・3・23	〃	54・3・15
和田　明	〃	54・3・15	〃	55・3・25
茅野　秀巳	〃	55・3・25		

② 常葉警察官駐在所

一 名称　市川警察署常葉警察官駐在所

一 位置　西八代郡下部町常葉七九八番地
身延線甲斐常葉駅より東方約一〇〇メートル、下部町役場より西南方約二〇〇メートルの地点、国道三〇〇号線沿いに在り。

一 管轄区域、下部町の内、常葉、清沢、大炊平、岩欠、杉山、市之瀬、北川

一 設置年月日　明治二十四年月日不詳

一 敷地建物等　敷地一六五平方メートル、建物六〇・三平方メートル、木造トタン葺平屋建

一 所有区別　土地、常葉二、七七四番地　赤池忠則所有。
建物　下部町有。

沿革の概要

駐在所の設置された年月については定かではないが、明治二十四年の初め民家を借り受けて設置されたもので後年役場の附属建物である人民控所をもって充当していたが、大正二年七月村有志の寄附により現在地に、旧富里郵便局舎を譲り受け移転改築した。さらにその後、建物が老朽化したので、昭和四十二年旧駐在所建物は町当局により一般入札に付して競売され、同年六月二十一日仮駐在所を小林正吾所有の富里郵便局裏の住宅を借用して充当、同年十月四日下部町波高島下部工業株式会社により総工費一三八万円をもって竣工、同月九日新駐在所に移転執務を開始、現在に至っている。

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏　名	就任年月日	退任年月日
内藤房太郎	明治24・・	明治32・1・8
春田　賀堂	〃 32・1・27	〃 32・6・10
萩原幸太郎	〃 32・6・13	〃 34・2・4
井上重次郎	〃 34・2・4	〃 36・5・13
天野　沢吉	〃 36・5・16	〃 37・1・3
丸山　与吉	〃 37・1・3	〃 37・5・12
新津　其仲	〃 37・5・12	〃 37・6・5
星野和一郎	〃 37・6・5	〃 不詳
高野　浜吉	〃 37・10・5	〃 38・1・8
白沢　喜六	〃 38・1・8	〃 38・11・2
雨宮吉太郎	〃 38・11・2	〃 38・12・22
金丸　又一	〃 38・12・22	〃 39・5・22
篠原　輝	〃 39・5・22	〃 40・8・7
丸山　与吉	〃 40・8・7	〃 42・8・21
丸山　新吉	〃 42・8・21	〃 42・12・25
野沢　広作	〃 42・12・25	〃 44・9・12
佐藤徳之助	〃 44・9・12	〃 45・6・12
今福芳太郎	〃 45・6・12	大正元・11・15

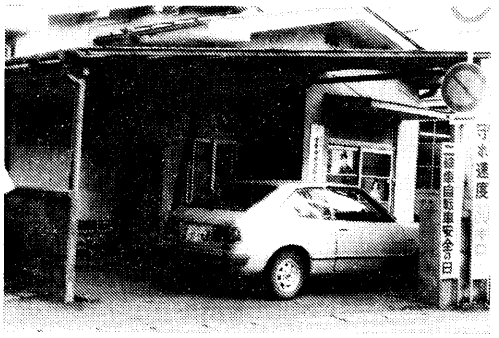

常葉警察官駐在所

竹内源三郎	大正元・11・15	大正2・2・19	古泉　秀雄	昭和32・8・21	昭和37・3・27
矢崎　藤作	〃　2・2・19	〃　2・5・22	遠藤　巌	〃　37・3・27	〃　38・8・6
沢登　登	〃　2・5・22	〃　3・4・1	羽中田富夫	〃　38・8・6	〃　39・3・22
深山喜之助	〃　3・4・1	〃　4・9・10	須田　正明	〃　39・3・22	〃　40・8・16
黒部　茂一	〃　4・9・10	〃　5・5・6	吉田　辰夫	〃　40・8・16	〃　43・3・26
柳本津弥義	〃　5・5・6	〃　6・3・7	飯室　親雄	〃　43・3・26	〃　45・2・2
小野　智雄	〃　6・3・7	〃　10・2・6	丸山　清貴	〃　45・3・23	〃　46・8・23
堀内　一平	〃　10・2・6	〃　12・12・9	松下　保	〃　46・8・23	〃　48・3・23
小林　聞	〃　12・12・9	昭和2・1・12	中込　博	〃　48・3・23	〃　49・3・23
島津　信康	昭和2・1・12	〃　2・10・12	原　義仁	〃　49・3・23	〃　50・8・25
若尾　徳秋	〃　2・10・12	〃　4・2・24	河西　宏	〃　50・8・25	〃　52・3・29
小尾要次郎	〃　4・2・28	〃　4・10・4	望月　真澄	〃　52・3・29	〃　現在
原　元次郎	〃　4・10・4	〃　5・6・7			
井上　桂	〃　5・6・7	〃　7・1・12			
小宮山体三	〃　7・1・12	〃　7・5・6			
小林　好友	〃　7・5・6	〃　8・4・3			
武井　政吉	〃　8・4・4	〃　8・10・31			
羽田宇之吉	〃　8・10・31	〃　10・12・15			
雨宮　広	〃　8・12・15	〃　12・8・26			
渡辺　高徳	〃　12・8・26	〃　14・8・4			
渡辺　勇	〃　14・8・4	〃　18・1・2			
雨宮　広	〃　18・1・2	〃　20・4・1			
猪又　栄	〃　20・4・1	〃　21・4・1			
望月　喬	〃　21・4・1	〃　23・4・1			
竹内才一郎	〃　23・4・1	〃　25・7・3			
桂原佐次郎	〃　25・7・3	〃　27・10・6			
深沢　重広	〃　27・10・6	〃　28・7・5			
竹内才一郎	〃　28・7・5	〃　32・8・21			

③古関警察官駐在所

一　名称　市川警察署古関警察官駐在所

一　位置　西八代郡下部町古関一三九―一番地、下部町役場古関支所西方約五〇メートル、国道三〇〇号線三宮司橋より東方約一〇〇メートル、県道古関割子線沿いに在り

一　管轄区域　下部町の内、古関、釜額、中之倉、瀬戸、根子、大磯小磯、折門、八坂

一　設置年月日　明治二十四年八月九日

一　敷地建設等　敷地八八・〇三平方メートル　建物六八・〇八平方メートル、鉄筋ブロック二階建

一　所有区別　土地　下部町有、建物　山梨県有

沿革の概要

明治二十四年以前は駐在所の設置がなかったので、村民の生命・財産の保護はもちろんのこと、願届申請、許可手続などに非常な不便を来たし、日常生活にも支障があるので、駐在所の必要を訴える村民の要望により村

当局が懇請し、明治二十四年八月九日古関村古関三番地に設置されたが、同三十五年三月二十五日古関一八番地に移転、大正十三年十月二十五日古関二三番地に移転、さらに昭和二十三年二月十一日古関一三九番地の一に移転し、同五十一年三月二十五日、工事費六四二万九千円を投じ、鉄筋ブロック二階建に改築、現在に至っている。

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日
春日　賀宗	不詳	明治32・3・25
町田　安要	明治32・3・25	〃 32・7・21
萩原幸太郎	〃 32・7・21	〃 32・9・6
小沢　春吉	〃 32・9・6	〃 33・1・10
近藤　安政	〃 33・1・10	〃 33・5・15
沢登熊太郎	〃 33・5・15	〃 35・12・10
高野　浜吉	〃 35・12・10	〃 37・6・5
小林　貞陳	〃 36・10・14	〃 38・5・1
中山　嘉丸	明治37・6・5	明治38・5・1
興石　正重	〃 38・5・1	〃 38・8・1
中山　嘉丸	〃 38・8・1	〃 38・11・5
星野　荒江	〃 38・11・5	〃 38・11・29
新津　玄仲	〃 38・11・29	〃 38・12・4
長田　重雄	〃 38・12・4	〃 39・4・11
篠原　輝	〃 39・4・17	〃 39・9・4
小泉順之助	〃 39・9・4	〃 42・12・28
志村　彦恕	〃 42・12・28	〃 43・12・30
佐藤政之助	〃 43・12・30	〃 45・6・11
今福芳太郎	〃 45・6・11	大正2・12・30
篠原　静	大正2・12・30	〃 5・6・5
志村　金作	〃 5・6・5	〃 6・1・6
平賀　一三	〃 6・1・6	〃 6・5・14
古屋　利政	〃 6・5・14	〃 6・5・17
藤森　泉	〃 6・5・17	〃 7・12・26
大柴　穂積	〃 7・12・26	〃 8・7・8
三枝　家久	〃 8・7・8	〃 10・10・30
有泉栄太郎	〃 10・10・30	〃 13・9・27
雨宮　俊二	〃 13・9・27	〃 15・4・5
渡辺　勘次	〃 15・4・5	〃 15・6・4
雨宮　俊二	〃 15・6・4	〃 15・7・22
三井　勇	〃 15・7・22	昭和3・2・4
伊藤　嘉蔵	昭和3・2・4	〃 4・9・15
小泉　佐吉	〃 4・9・15	〃 5・10・1
若尾　徳秋	〃 5・10・1	〃 6・6・14
小池　朝光	〃 6・6・14	〃 8・4・4
小林　好友	〃 8・4・4	〃 8・8・23



古関駐在所

石川　直道	〃	昭和8・8・23	昭和8・10・31
新津市三郎	〃	8・10・31	〃 10・9・15
羽田宇之吉	〃	10・12・10	〃 12・9・15
渡辺　勇	〃	12・9・15	〃 14・8・5
五味　林平	〃	14・8・5	〃 16・3・30
山中　弘喜	〃	16・3・30	〃 16・4・30
山本　武	〃	16・4・30	〃 16・9・30
古屋　利光	〃	16・9・30	〃 18・7・30
降矢　金明	〃	18・7・30	〃 20・9・1
神宮寺　孝	〃	20・9・1	〃 24・6・2
古屋　利光	〃	24・6・2	〃 27・4・17
遠藤　巌	〃	27・4・17	〃 27・12・20
渡辺　平二	〃	27・12・20	〃 28・6・5
深沢　重広	〃	28・6・5	〃 29・2・15
清水　正光	〃	29・2・15	〃 33・4・4
曾根　斉	〃	33・4・14	〃 34・8・1
吉田　辰夫	〃	34・8・1	〃 35・9・1
田中　昌和	〃	35・9・1	〃 37・3・30
佐藤　忠治	〃	37・3・30	〃 37・8・15
志村　誉通	〃	37・8・15	〃 38・3・22
須田　正明	〃	38・3・22	〃 39・3・21
飯室　親雄	〃	39・3・21	〃 41・3・25
渡辺　哲夫	〃	41・3・25	〃 41・9・27
保坂　橿	〃	41・9・27	〃 42・3・31
鈴木　正美	〃	42・3・31	〃 43・4・1
長坂　和男	〃	43・4・1	〃 44・4・1
市川　敬司	〃	44・4・1	〃 45・3・23
小林　広徳	〃	45・3・23	〃 47・3・23
堀井富士夫	〃	47・3・23	昭和48・3・23
三浦　正人	〃	48・3・23	〃 50・3・17
河西　宏	〃	50・3・17	〃 50・8・25
斉藤　豊	〃	50・8・25	〃 53・3・23
後藤　敏明	〃	53・3・23	〃 55・3・25
平井　澄夫	〃	53・3・25	〃 現在

④

久那土警察官駐在所

一　名称　市川警察署久那土警察官駐在所

一　位置　西八代郡下部町三沢一、〇八〇番地
　身延線久那土駅東方約二〇〇メートル、県道市川下部身延線沿いに在り

一　管轄区域　下部町の内、三沢、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊沢、三保、上田原

一　設置年月日　明治二十二年十月一日

一　敷地建物等　敷地二二五・五四平方メートル、建物　七二・七二平方メートル、鉄筋ブロック平屋建

一　所有区別　土地・建物とも県有

沿革の概要

明治十九年、西八代郡中部地帯（割石峠以南、湯川以北）有志の寄附により、鰍沢警察署市川分署三沢交番所として三沢字西田一、〇八〇番地に設置され、警察事務を取り扱ったのがはじまりで、同二十二年七月、警察制度が一変し、建物は県有財産に編入され、同年十月久那土巡査駐在所となった。

大正五年七月、この地に久那土巡査部長派出所が置かれたので、駐在所は車田に移転、小林藤次郎方の建物を借り執務していた。その後、車田字小坂無番地に三沢にあった駐在所を移築、永年にわたり執務していたが、建物の老朽化と位置的条件などにより、昭和四十二年三月車田一、一一四～

一、一一五番地に、総工費一二六万七千円をもって庁舎を新築した。同五十四年四月三沢一、〇八〇番地にあった久那土警察官派出所が廃止されたので、これに伴い車田から移転、現在に至っている（註、車田にあった旧駐在所は警察連絡所となる。旧久那土警察官派出所は昭和五十三年秋、老朽化のため取り壊し、新築して現駐在所となっている）

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏　名	就任年月日	退任年月日
山本　義久	明治22・10・1	明治33・12・11
古屋作太郎	〃　33・12・11	〃　35・1・25
雨宮作太郎	〃　35・1・25	〃　不詳
丸山　興喜	〃　不詳	〃　38・5・1
興石　正重	〃　38・5・1	〃　38・8
中山　嘉丸	〃　38・8	〃　38・11・5
星野　荒治	〃　38・11・5	〃　38・11・29
今福芳太郎	大正元・12・4	〃　不詳
佐藤徳之助	〃　不詳	〃　不詳
平賀　一三	〃　不詳	〃　5・9・5
古屋　利政	〃　5・9・5	〃　不詳
反田　政行	〃　不詳	〃　8・4・17
小林　闇	〃　8・4・17	〃　不詳
辻　金治	〃　不詳	〃　10・5・1
山下勇盤甫	〃　10・5・1	〃　不詳
小林栄太郎	〃　不詳	〃　14・2・4
細田　正彦	〃　14・2・4	〃　不詳
飯島　義清	〃　不詳	〃　15・4・5
雨宮　俊二	〃　15・4・5	昭和2・1・25
藤巻　麻一	昭和2・1・25	〃　3・8・
野田　甚内	昭和3・8	昭和4・2・1
中沢　清隆	昭和4・2・1	昭和4・8・8
伊藤　嘉蔵	〃　4・8・8	〃　4・9・14
雨宮　五郎	〃　4・9・14	〃　不詳
小林　好友	〃　不詳	〃　不詳
小松　金次	〃　不詳	〃　6・7・
小林　好友	〃　6・7・	〃　6・7・9
秋山　保市	〃　6・7・9	〃　7・5・3
石川　直道	〃　7・5・3	〃　8・10・30
辻　豊平	〃　8・10・30	〃　9・8・19
深沢　政寿	〃　8・8・19	〃　10・8・24
神戸　勇	〃　10・8・24	〃　11・7・22
飯島　義清	〃　11・7・22	〃　11・8・16
山下　善治	〃　11・8・16	〃　15・7・26
山田　義明	〃　15・7・26	〃　16・4・23
小沢喜久松	〃　16・4・23	〃　17・3・17
小林　偉伸	〃　17・3・17	〃　18・4・25
興水　良文	〃　18・4・25	〃　不詳
名執　穂	〃　不詳	〃　19・8・10
興水　良文	〃　19・8・10	〃　不詳
河野　正義	〃　不詳	〃　20・5・7
興水　良文	〃　20・5・7	〃　不詳
降矢　金明	〃　不詳	〃　不詳
斉藤　康雄	〃　22・11・5	〃　23・2・10
遠藤　巌	〃　23・2・10	〃　23・5・11
橋本　善弥	〃　25・5・11	〃　25・6・22
三井　幸蔵	〃　25・6・22	〃　27・4・21
竹内才一郎	〃　27・4・27	〃　28・7・1
渡辺　平二	〃　28・7・1	〃　28・11・1

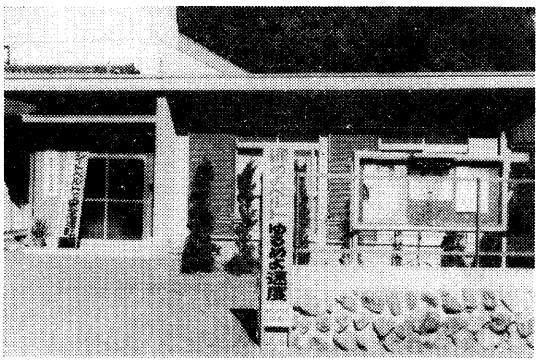

久那土警察官駐在所

曾根　斉	昭和28・11・1	昭和33・3・13
清水　正光	〃 33・4・13	〃 35・4・1
小島　茂	〃 35・4・1	〃 36・3・25
猪又　正治	〃 36・3・25	〃 37・3・27
中村　博	〃 37・3・27	〃 40・9・22
平賀　一忠	〃 40・9・22	〃 41・6・20
渡辺　哲夫	〃 41・6・20	〃 41・9・27
保坂　橿	〃 41・9・27	〃 42・3・22
鈴木　善衛	〃 42・3・22	〃 42・8・15
塚原　忠茂	〃 42・8・15	〃 44・8・16
飯室　憲雄	〃 44・8・16	〃 46・3・8
中込　博	〃 46・3・8	〃 48・3・23
神沢　要	〃 48・3・23	〃 50・3・15
三浦　正人	〃 50・3・15	〃 51・10・1
内藤　洋一	〃 51・10・1	〃 53・3・23
向山　孔朗	〃 53・3・23	〃 現在

⑤　旧久那土警察官派出所

明治四十四年四月十三日山梨県告示第一三〇号で、市川警察署管内ではじめて、西八代郡岩間村（現西八代郡六郷町岩間）に岩間巡査部長派出所が設置されたが、大正五年七月十日同派出所が廃止され、同日付告示第一二四号をもって、久那土村三沢一、〇八〇番地に久那土巡査部長派出所が設置された。

村では同月十一日、巡査部長派出所庁舎新築のため建築委員会を設置、委員二五名を嘱託、当時村長であった深沢義政を委員長に選任、建築資金捻出のため日夜奔走、久那土村をはじめ近隣村々（富里、古関、共和、山保、落居、鴨狩津向）有志の寄附により、総事業費一、五九五円五銭五厘をもって同年十二月二十四日竣工した。当時の建物は本館木造四方隅木、瓦葺平屋造（間口四間、奥行六間）に附属建物及び外柵などであった。

前述のとおり派出所の設置が決まったので、従前同所にあった駐在所の建物を取り壊し、車田小坂無番地に移築、派出所庁舎が竣工するまでの間、三沢深沢豊造所有の建物を一時借り受け警察業務を行っていた。

昭和十三年庁舎老朽化のため改築をしたが、犯罪の広域化、悪質化、車社会への対応など諸情勢や警察機構の変遷に伴い、設置以来六十有余年間、割石以南（時代によって管轄区域の変更はあったが）の管内駐在所の指導監督と、地域住民の治安維持警察行政にと数多くの足跡を残しながら、久那土警察官派出所（巡査部長派出所）は昭和五十四年四月一日をもって廃止された。

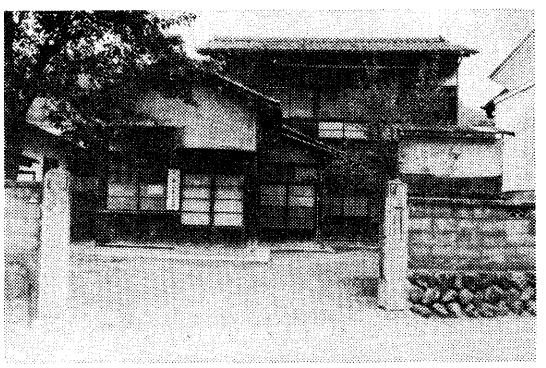

旧久那土警察官派出所

警察官派出所（幹部、部長派出所）に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏　名	就任年月日	退任年月日
吉田　博策	大正5・7・10	大正7・
三枝　家久	〃 7・	〃 8・
広瀬	〃 9・	〃 10・
沢登　登	〃 10・	〃 12・
中山　徳重	〃 12・	〃 13・
武藤　匡一	〃 13・	〃 15・
古屋　芳隆	昭和2・	昭和4・
保坂　孝一	〃 4・	〃 4・6・
有賀　美篤	〃 4・6・	〃 7・5・

市川　美篤	〃	7・5・	〃	8・・
近藤　亀吉	昭和	8・・	昭和	9・8・
安部　忠平	〃	9・8・	〃	11・1・
古屋　斉	〃	11・1・	〃	13・10・
市川　親舎	〃	13・10・	〃	17・3・
斉木　義富	〃	17・3・	〃	18・4・27
輿水　良文	〃	18・4・27	〃	24・10・
古清水勝美	〃	24・10・	〃	27・4・8
太田　宗伍	〃	27・4・8	〃	30・7・29
小林　勇	〃	30・8・4	〃	31・8・23
小沢　金雄	〃	31・8・21	〃	35・4・1
奥山　昭	〃	35・4・6	〃	36・9・1
田村　義明	〃	36・9・1	〃	37・3・24
平賀　一忠	〃	37・3・31	〃	43・3・26
山下　忠男	〃	43・4・1	〃	44・8・16
穴山　冷	〃	44・8・25	〃	45・3・20
横瀬　利男	〃	45・3・21	〃	48・3・31

(6) 旧富里林野警察巡査出張所

本県面積の大部分は山林で占められているが、当時林野の荒廃は著しく、水害、盗伐、放火、出火など多発したため、明治四十三年四月全国に類例をみない林野警察課を設置し、各警察署に林野巡査を配置して、林野警察が発足した。同月十一日訓令甲第二六号をもって市川警察署管内を二分し、林野警察巡査受持区域が定められ、本町（旧富里、久那土、古関、共和、楠甫、落居＝現西八代郡六郷町）の各村を二区とし林野警察行政が行われていた。

翌四十四年三月、本県における皇室ご料地を県有財産としてご下賜になったので、さらに厳重取り締まりを行う必要から林野巡査を増員した。同年四月十三日告示第一二九号をもって、富里村下部に富里林野警察巡査出張所が設けられ、富里、久那土、古関、共和の各村を受持区域として、山林の保護と取り締まりにあたっていたが、大正八年四月受持区域の変更により、富里林野警察巡査出張所の管轄区域は富里、古関、共和村となり、久那土村は市川警察署直轄となった。

大正十三年十二月林野警察課は廃止され、その事務は保安課に移った。当時は、民家の一部を借り受けて出張所に当てていたが、富里村民有志の寄附により昭和元年十二月出張所を建築、同四年五月富里村下部に下部巡査駐在所が設置されたので、林野警察巡査出張所は波高島に移転した。

その後、一般駐在所と兼務させる方法で順次縮少され、昭和二十一年十月警察制度の改革により、波高島にあった林野警察巡査出張所は、廃止となった。

第三節　警察協力団体

政治、経済の進展と、社会情勢の変化に伴い、警察対象事案も複雑多岐にわたり、これが職責を遂行して行くためには、地域住民の理解と協力が必要である。昭和二十三年新警察制度が発足して以来、警察への協力団体が次々に結成され、犯罪や事故のない町づくりに努めている。その主なものは次のとおりである。

一　市川民主警察協議会

警察と公衆の融和を深め、相互の理解と協力により、民主警察の推進確立に寄与するため、市川警察署管内の有識者をもって昭和二十三年九月結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　公衆と警察の融和
2　公衆に対する警察広報活動への協力
3　民主警察推進のための活動
4　警察の運営改善に協力

5　その他本会の目的を達成するために必要な事業

二　山梨県防犯協会市川支部

犯罪のない明るい社会をつくることを理想として、管内住民の防犯思想をたかめ、その自主的活動によって各種犯罪の防止ならびに青少年非行を防止し、あわせて犯罪捜査その他非常事態発生の際警察機関に協力して民警一体のもとに、管内の治安を確保することを目的として、市川警察署管内の消防団員及び消防主任をもって、昭和二十四年四月結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　防犯対策の調査研究
2　防犯思想の普及徹底
3　防犯施設の拡大強化
4　各地域および職域ならびに婦人団体の行う防犯活動の支援
5　犯罪予防、検挙の協力
6　防犯功労者、協力者の表彰または報償
7　その他目的達成のため必要な事項

三　市川地区防犯連絡所協会

防犯連絡所を通じて、地域住民と警察が密接に意志交流を図り、相互の理解と協力のもとに一体となって、地域に適合した警察行政を推進し、犯罪や事故のない明るい町づくりをすすめるため、昭和四十五年七月結成された。駐在所単位に支部を設置し、自治組織、住宅状態、地理的条件、犯罪発生状況などを考慮、一〇～三〇世帯を基準に一か所指定、管内九支部に四〇五か所の連絡所が設けられているが、そのうち本町内には一一九か所がある。

防犯連絡所の横の連絡と、活動を円滑適正に行うため、次の事業を行っている。

1　警察に対する区域住民の意見・要望の収集と連絡
2　区域内住民に対する警察の要望の連絡
3　急訴事件の連絡
4　警察と区域内住民の間における犯罪及び事故情報の交換
5　区域内における防犯・防火対策の推進
6　その他この会の目的を達成するため必要な事項

四　西八代職域防犯協会

各職域の営業者が営業法令を遵守し、社会環境の浄化につとめ、青少年の非行を防止し、飲酒運転や暴力を追放して、犯罪のない明るい社会をつくるため料理、飲食、遊技、芸妓、古物商その他これに類する業者をもって昭和四十九年六月結成された。

市川警察署管内の会員数は二一八名で、本町内では下部温泉旅館組合をはじめとして九三名が加入している。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　営業関係法令の調査研究。
2　環境浄化のため防犯施設の強化。
3　飲酒運転の追放。
4　暴力追放のための防犯活動。
5　防犯功労者・協力者の表彰。
6　その他目的達成のため必要な事項。

五　市川地区建設業者防犯協力会

工事場における防犯活動を通じ盗難、事故防止をはかり、管内全域の建設工事の円滑な進展に寄与するため、建設工事を行う事業主をもって、昭和三十五年七月結成された。本町内の会員数は九名である

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている

1　職場に対する防犯思想の普及宣伝に関すること
2　職場における犯罪、事故などの防止に関すること

3　警察の防犯捜査に対する協力
4　防犯功労者の表彰
5　その他この会の目的達成上必要と認められること

六　市川地区森林防犯協議会

県森林防犯協議会、市川警察署、鰍沢林務事務所と密接な連絡をとり、森林の盗伐、盗石、狩猟犯罪の取り締まり、自然環境破壊事犯の取り締まりに徹底を期して、森林原野の被害を防止して緑化の助長をはかり、林野火災防止について相互に研究工夫し森林愛護育成と森林資源の確保を図り、国土の保全と国民生活の安定に寄与することを目的として、市川警察署管内の恩賜県有財産保護組合および管理会、木材林産物協同組合、町村森林組合、製材業者、木材販売業者その他林産関係者、治山林道関係者、猟友会並に関係団体をもって昭和三十二年十二月に結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　森林犯罪の未然防止に関する研究と啓発宣伝。
2　林野火災の未然防止に関する研究と啓発宣伝。
3　森林犯罪取り締まり機関の活動に対する協力援助
4　森林犯罪及び林野火災防止の功労者の表彰
5　その他本会の目的を達成するため必要な事項

七　銃砲保安協会

会員相互の親睦と猟銃等所持使用の保安確保を図るため、昭和四十四年十二月結成された。

会員は、猟銃・空気銃を所持する県猟友会の会員・クレー射撃協会の会員、ライフル射撃協会の会員で結成されている。本町内の会員は現在二一〇名である。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　銃砲関係法令の周知徹底
2　銃砲に関する犯罪事故の防止のための啓蒙及び取り締まり機関に対する協力。
3　その他目的達成に必要な事業。

八　市川警察署管内少年補導員連絡協議会

会員が一体となって少年補導を推進し、少年の非行と事故を防止するため、市川警察署管内の少年補導員をもって昭和五十年十一月結成された。町内の補導員は一一名である。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　少年補導方策の研究および推進。
2　補導活動の推進。
3　関係機関、団体との連絡協調。
4　その他目的達成のため必要と認める事項。

九　市川警察署管内金融防犯協議会

金融機関に対する犯罪の防止と、金融機関利用者の防犯意識を高揚し、被害を未然に防止するため管内の銀行、郵便局、農業協同組合、信用組合などの金融機関によって、昭和三十九年十二月設立され、本町内の各郵便局、農業協同組合支所が加入している。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　防犯対策の調査研究。
2　防犯思想の普及。
3　防犯施設の整備。
4　その他目的達成のため必要な事項。

一〇　学校・警察連絡協議会

市川警察署管内、小・中・高等学校の教師と警察によって、地域児童・生徒の生活指導を中心とする非行化防止の機関として、昭和三十一年七月

設立された。

学校と警察が緊密に連絡提携して、校外生活の補導と、心身の健全なる育成を図ることを目的として、次の事業を行っている。

1　非行防止対策と調査研究。
2　校外生活の実態の把握。
3　街頭補導と事後補導。
4　善行児童・生徒等の表彰
5　その他目的達成に必要な事項。

一一　市川警察署管内警友会

会員の親睦と、かっての経験を生かして、治安維持確保に協力することを目的に、管内退職警察官をもって、昭和四十五年四月結成された。

全国的組織をもち、都道府県単位にも組織されている。地区会員は現在三六名（昭和五十三年）で、本町内の会員は八名である。

注　協力団体の会員数は、昭和五十五年一月現在である。

第二章　消　防

第一節　消防団の沿革

一　消防のはじまり

火は、有効に使えば恵み深い力であるが、その扱いを誤れば火災となり、尊い生命や営営と築いた財産を灰にしてしまう魔力をひめている。このような火災に対処するため、生活の知恵から消防組織が生まれた。古い時代の消防は、少人数の者が極めて幼稚な機具を使って消火を行っていたが、社会、文化の発展に従い、火災の脅威が生ずるにつれて、消防の組織及び手段も発達してきた。なお現在の消防は、火災だけでなく、他の災害をも対象としていることはいうまでもない。我が国で組織された消防としては、平安時代に、宮殿の防火のため「禁裡火消」があったという記録がある。

二　江戸時代

消防が発達したのは、江戸時代に入ってからである。寛永六（一六二九）年に江戸幕府は、江戸城を守るため大名に火の番を命じ、大名火消が設けられた。火災の際には老中の名をもって火消に関する奉書を出して大名を非常召集したので、これを奉書火消ともいわれていた。大名火消については、その後、寛永十六年には、火消の場所を定められた「所々火消」が、明暦三（一六五七）年には、火消の方面を定められた「方角火消」が、享保二（一七一七）年には、大名の私設の「各自火消」がそれぞれ設けられた。これら大名火消のほかに、明暦の大火の翌万治元（一六五八）年には、江戸幕府は、旗本に火消役を命じ、これを幕府直属のものとした。これは「定火消」といわれた。しかしこれらの大名火消や、定火消はすべて江戸城、大名邸またはその周辺を守ることを主な目的としていたため、一般町家にはその恩恵がほとんどなかった。そこで幕府は、月行事（月々交替で家主や名主が町内や商人の組合を代表して事務を執る）や五人組（近隣の五戸の家長によって組織された団体）などに、火の用心や初期消火活動を行わせたが、効果が少なかったので、店火消（町組織としての火消組）を作ることを許し、町内から火消の者を出させて消火にあたらせた。享保四（一七一九）年に、八代将軍徳川吉宗は、江戸南町奉行の大岡越前守に命じて、これを編成替えして町火消いろは四八組を設けさせた。この町火消は名主や月行事に統率させ、奉行所の与力、同心が指揮に当たったが、活動の出費については、町費をもってまかなう仕組みでそれぞれ分担させ組員は無報酬であった。このように後期の江戸時代においては、大名火消や、定火消及び町火消がそれぞれ消火活動に当たった。定火消はいわば官設消防に相当し、町火消は消防団の前身といわれる。この時代、江戸以外の消防としては、京都所司代のもとに、大名火消と町火消、大阪では、町奉行のもとに町火消、堺では御所属の火消と町所属の火消、長崎では長崎奉行の統轄のもとに町火消が置かれた。各大名のおひざもとである城下町では、多くは江戸の消防制度をみならって、武家火消（定火消）と町火消が置かれた。村落では江戸をはじめとする城下町のような組織的なものではなく、駈け付け消防で、その主力は五人組であり、若者組であった。五人組は幕府の命による官制的な組織であったのに対し、若者組は自然発生的な若い者の集団であった。

三　明治時代

江戸の定火消をはじめ、武家火消は江戸幕府の崩壊とともに明治元年五月十九日、永い伝統の灯を消すことになったが、いろは四八組と、本所深川の一六組の町火消は、町奉行から新しく生まれた南北市政裁判所に、次

いで東京府に移管された。明治三年東京府では消防局を置き町火消を消防組に改組した。その後、消防事務の所管について数次の変遷があり、明治七年に新設の東京警視庁に移された。警視庁では、直ちに消防組に関する「消防章程」を制定、これが明治の消防制度の組織活動の基礎となったもので、各県に消防組が設置される契機となった。消防章程は「第一章消防規則「第二章消防組役割」「第三章、ポンプ組役割」「第四章消防組頭以下心得」からなっている。

明治十年、東京警視庁は廃止され、内務省警視局内に、東京警視本署が置かれ、明治十三年に消防掛が消防本部に改められた。明治十四年警視庁が再び設置され、消防本部が消防本署に改められたうえ六分署が置かれ、明治二十四年には、消防本署が消防署と改められ、さらに明治二十九年には消防署が消防本部に、分署が消防署に改められた。当時、全国的に公設消防は少なく、ほとんどが、自治的な私設消防であったので、明治二十七年「消防組規則」を制定、消防組の組織及び運営の基準を定め、これを府県知事の管掌とし、全国的統一を図ろうとした。

明治二十七年勅令第十五号による消防規則の大要は、

一　府県知事が水火災警戒防禦のため、必要の地に消防組を設置するときは、この規則による（第一条）

二　消防組は、原則として、市町村の区域を単位として設置する（第二条）

三　消防組は、組頭一人、小頭若干名及び消防手若干名にて組織し、これらの者は警部長又は警察署長が命免する。（第三条）

四　消防組は、府県知事の指定した警察署長が指揮監督し、さらに地方全体の消防組は、警部長が府県知事の命を受けて指揮監督する。（第六条、第八条一項）

五　消防組は、水火災警防のためでなければ、集合又は運動することができない（第八条二項）

六　消防組の挙動が治安に妨害あると認めるときは、府県知事は、これを解散することができる（第十条）

七　消防組の使用に必要な器具及び建物は、府県知事の定めるところに従って、その市町村又は町村組合において設備する（第十二条）

八　消防に関する費用は、市町村、又は町村組合の負担とする（第十三条）

九　この規則は、沖縄県及び東京市には適用しない。

四　大正・昭和の前期

昭和四、五年ころから、防空業務に従事する活動団体として、軍部の指導で防護団が各地で設置されてきた。昭和十二年四月「防空法」が制定され、同年七月に日支事変がぼっ発し、防空体制の整備が急がれることになった。それにもかかわらず防護団と消防組が併立し、ときには対立することがあったので、両者を発展的に解消して、新しく強力な警防組織を設けるため、昭和十四年一月、警防団令が公布され、四月一日から施行された。これにより長い歴史と伝統をもつ消防組は、警防団に改組された。

昭和十四年、勅令第二十号による警防団令の大要は次のようになっている。

一　地方長官は、職権又は市町村長の申請により、防空、水火消防その他の警防に従事する警防団を設置する。（第一、二条）

二　警防団は団長、副団長、分団長、部長、班長及び警防員で組織し、その区域は、原則として市町村の区域とする。（第四・五条）

三　団長、副団長は地方長官が命免し、その他の団員は警察署長が命免する。

四　警防団は、地方長官が監督し、さらに警察署長が地方長官の命を受けて、指揮監督する。ただし、特設消防署の管轄区域内においては、水火消防に関する警察署長の職務は、消防署が行なう（第八・十一・十二条）

五　団員の服務、紀律及び懲戒に関する規程は、地方長官が、定員、給

与及び警防団に必要な設備資材については、市町村会に諮問して、地方長官がそれぞれ定める（第十三・十四条）

六　警防団に関する費用は、市町村が負担する。（第十五条）

七　内務大臣の指定する市においては、市長は地方長官の認可を受けて、警防団のほかに、防空業務に従事する団体を設置することができる。（第十八条）

警防団は、終戦とともに、その戦時的任務を終了し、昭和二十一年一月三十一日勅令第六二号により、警防団令の一部改正が行われ、警防団の任務中「防空」が抹消され、以後、水火災の警務を主たる任務とすることになった。

第二次世界大戦の終了した翌月、九月二十二日に「降伏後における米国の初期の対日方針が発表され、政府は、これに基づき、日本の民主化のため、新憲法を制定する方針をきめ、これと並行して、地方制度（消防制度を含む）の改革を重要な項目としてとりあげた。内務省警務局では、警察制度審議会の答申を受けて「消防法案」を作成し、数次にわたって検討を重ね、消防の組織及び作用の規定を一本化にしたもので、地方分権の形をとった。

なお、答申のうち、警防団を消防団に改組することについては、昭和二十二年五月一日に消防団令（勅令第一八五号）が公布され、即日施行されるとともに、同令附則において警防団令が廃止された。これによって従来の警防団は解消され、新たに消防団が組織されることになった。

消防組織法の施行を機に、消防は警察から完全に独立し、地方自治の本旨に基づき、地方自治体が責任を負う、市町村消防が誕生した。さらに同年、消防法が施行され、火災の鎮圧だけでなく、予防行政がとり入れられるようになった。市町村には、常設の消防行政機関としての消防本部および消防署と、火災時などに出動消火にあたる非常勤の消防団とがあるが、消防本部や、消防署を設置する市や町は、政令で定められている。常設消防は都市と一部の町だけで、本町をはじめ、ほとんどの町村は非常勤の消防組織である。また単位町村だけでは防ぎきれない災害、特殊災害が発生しているので相互に応援し、また共同の組織（事務組合、事務委託）をもって、広域災害に対処する体制がとられている。

五　旧村の消防組（団）

(1)　富里消防組

明治十一年三月、藤村県令が初めて消防規則を制定して以来、消防活動は次第に発達してきた。災害のなかで火災より恐ろしいものはないとし若し消防活動をゆるがせにすると、多くの家屋を焼失すると共に、これに加えて人畜を殺傷し家財を失ってしまうという非常に恐ろしいものであると言う認識から、消防に対しての重要性は知りつつも、民費がかさむと同時に、事務も煩雑になるということで延々になって来た。これ以上延ばす理由がないとして、戸数や、人口の疎密、地理地形及び財産など、それぞれ地方村々によって異なるが実状に応じた「富里村消防定則条例」を明治十二年十二月制定した。（註、この時代は私設消防組織であった）この条例によると、消防の業務は、戸長において統轄し、消防区域を四組（清沢・大炊平・岩欠・杉山組、北川・市之瀬組、常葉組、上之平・波高島・桃ケ窪・下部・湯之奥組）に分かち、各組に組頭一名、小頭四名を置き平組（消防人夫）の員数は区域の実情により一定していなかった。年令一五才以上四五才までの者で体格強壮にして、盗罪などを犯したことのない者は、すべて消防人夫として採用した。頭取、小頭の役員の任期は一か年とし（その後、明治十五年九月、消防定則条例の一部改正により任期三年となる。）毎年七月区域の毎戸で選挙投票し、戸長がこれを調査し役員を任命した。各区域内には消防器械器具として、高張提灯壱張、大旗一旒、腰指提灯五張、竜吐水四台、鳶口一五丁、刺又五丁を備えていた。いったん出火したときは、戸長は速やかに現場に行き、出火の原因などを調査し、この結果を警察署またはその分署に届けいで、災地附近に仮の事務取扱所を設け高張提灯や、大旗を掲げてその所在を明らかにし、消防活動を統轄した。また

区域内や隣区域以外の隣接他村に火災が発生した場合も、村内火災と同様この定則によった。火災現場に至る迄、また現場における消防活動、鎮火後の行動などの指揮はすべて、戸長または頭取及び小頭がその任にあたった。消防人夫は、平素互いに相教え放漫粗暴の行為などをはじめ仲間同志が分かれて抵抗したり、他人に害を加えることなど固く禁じられていた。

富里村消防定則条例を記すれば

第一条　消防夫ハ年令十五年ヨリ四十五年迄体格強壮ニシテ盗罪等ヲ犯セシコトナキ者ヲ採ル。

第二条　消防区域ハ該村四組ニ区分シ各組ニ頭取壱名小頭四名ヲ置キ諸般ノ担任トス而平組定員ナシト雖家倚区域人民内ヨリ第一条ニ依集シ挙ル者トス尤毎年七月ヲ以頭取小頭ニ於テ取調消防人夫名簿正則ヲ綴リ壱通ハ扣置キ壱通ハ当村役所可差出戸長ニ於テ調査ノ上一村取纏メ一綴シ備置クヘシ但（清沢、大炊平、岩欠、杉山）（北川、市ノ瀬）（常葉）（上ノ平、波高島、桃ケ久保、下部、湯ノ奥）右四組区分ノ事。

第三条　頭取・小頭交代ハ壱ケ年トシ毎年七月中消防区域毎戸ニ於テ撰挙投票シ村役所ヘ差出戸長之ヲ調査シ任免スヘシ

第四条　頭取以下トモ給料ナシ尤消防ノ際非常ノ尽力アルカ又ハ平素行状奇特ニシテ区域中ノ標準トモナル者ハ相当ノ賞誉ヲ与フルコトアルヘシ戸長之ヲ担任ス

第五条　消防器械并ニ属具区域内ニ備江左ノ如シ

高張提灯壱箇、大旗壱個、腰指提灯五箇、竜吐水四個、鳶口十五箇、刺又五個

右四組同一尤新調備具等ハ毎年定例会ニ附シ増加ノ義アルヘシ、但シ本条村会議決ノ外其ノ区域内ニテ支弁シ別ニ器械ヲ要スルモ妨ナシ

第六条　器械属具物品等消防及召集ノ節ノ外猥リニ着用携携シ又ハ他人ヘ貸与スルヲ禁ス

第七条　器械等消防ノ為ニ毀損シタル節ハ村役所申出戸長ニ於テ検査ヲ遂ケ修理又者改造新調シ相渡スヘシ、但誤リテ私シニ遺失スルカ又ハ破損スル時ハ自費ヲ以テ弁償セシムヘシ

第八条　失火ノ信号ヲ聞ク時ハ戸長速ニ災場ニ趣キ発火ノ原因ヲ検シ直チニ警察署或ハ分署ヘ可相届順序ヲナサシムヘシ

第九条　戸長及警察官出張所ハ災地家寄便宜ノ地ニ仮設シテ火災中目下ノ事務取扱所トス故ニ目標トシテ前第五条ニアル高張提灯、大旗ヲ掲クヘシ

第十条　消防区域内或ハ隣区内ハ勿論仮令更ニ他村ト雖接近ノ場所ニ失火信号ヲ頭取小頭以下平組ト雖之ヲ聞ク時ハ迅速鐘ヲ鳴シ各員ニ報知シテ人夫過半数集ルニ至テハ頭取之ヲ率ヒテ片時モ早ク現場ニ駈ケ付ヘシ

第十一条　現場ニ在リテハ人夫進退其他消防ニ係ル一切ノ指揮ハ戸長及頭取之ヲ専任トス尤頭取他出其他事故ヲ以テ不在ノ節ハ小頭ヲシテ代理セシムヘシ

第十二条　小頭四人ノ内弐員ハ専ラ災地ノ人民ヲ助ケ財産ヲ保護ス又盗難ノ憂ヒナカラシメン為メ災地周囲ヲ見廻リ消防ノ障害トナル者ヲ除クニ注意スヘシ

第十三条　消防人夫災場ニ至ル時ハ進退掛引都ヘテ戸長及頭取小頭ノ指揮ヲ受ケ専ラ協力ヲ旨トシテ区々ノ進退ヲナスベカラス

第十四条　人夫ハ仮令鎮火スルト雖頭取ノ指揮ヲ受ケス災場ヲ猥リニ退散ヲ禁ス

第十五条　鎮火ノ上ハ戸長頭取ノ指図ニ従ヒ大旗亦者高張提灯ノ下ニ整列シ小頭以下人員ノ検査ヲ請クヘシ

第十六条　火災中左ノ件々ハ警察署或ハ分署ヘ申出スヘシ

一　被災者差向キ仮住居ノ場所ナキ者

一　目下衣着ニ差閊ルモノ

一　死者ノ検視

一　負傷者ノ治療

一　盗賊ヲ捕ヘタル者

一　盗難ニ罹リタル者

一　物ヲ遺失シタル者
一　遺失物ヲ得タル者

第十七条　消防ノ庇蔭ヲ受ケタル人民等ヨリ報労ノ意ヲ以テ金貨若シクハ物品ヲ消防組ニ送ル者アル時ハ頭取ヨリ戸長ヱ申出戸長其情実ニ倚リ受納スヘシ而該物品或ハ金貨等ハ前第四条中ノ特ニ消防尽力ノモノ賞与金ノ内ニ加入シ遣払ヘシ

第十八条　消防人夫平素互ニ相教決シテ傲慢疎暴ノ振舞等アルヘカラス

第十九条　仲間ト喀ヒ彼是党ヲ分テ抗抵シ其他他人ノ妨害トナルヘキ所業ヲ厳禁ス

第二十条　区域内人夫ノ内何リ不都合アルハ頭取小頭ヘ申出懇篤説諭ヲ受ケ官署及他人ヲ煩ハサザル様深ク注意スヘシ

第二十一条　左ノ件ヲ犯シタル者アル時ハ其区頭取ヨリ村役所ニ申出戸長之ヲ糺問シ軽キハ呵責シ置キ重キハ警察署或ハ分署ニ差出スヘシ

一　頭取ノ指揮ニ違背シタル者
一　消防ノ際怠惰ニシテ尽力セサル者
一　不正ノ所業アルカ亦ハ喧嘩口論等ナシ組中ノ名誉ヲ汚ス者

右ノ外此定則中ノ条件ヲ遵行セサル者

第二十二条　前条ノ如ク処分スルト雖其犯ス所他ノ法律規則ニ触レル者ハ猶其法律規則ニ依テ処分スルコトハ勿論ノ義ト相心得ヘシ

第二十三条　前五条ノ科目掲タル経費ハ一般協議員ニテ支弁スヘシ其他消防ニ関スル一切ノ費用ト雖別々掛ル時ハ第二条但書ニ有ル消防区域内ヨリ課出スヘシ

その後、明治二十七年消防組規則が制定され、各村々（部落）に私設消防組が組織されるようになった。常葉区日影部落でも青年団体をもって、明治三十四年一月富里村常葉区日影消防組を組織し、火災水難などの警備にあたった。消防思想の普及と消防組の必要性を絶叫し、同志に呼号するなかで、部落住民の献身的努力の結果、明治四十二年一月には、同区日向消防組が、また翌四十三年一月下部消防組が、それぞれ私設消防として発足した。消火用具として手桶、コタガ、長柄杓、竜吐水、雲竜水、破壊用具として鳶口などが用いられた。時代の推移とともに、腕用ポンプが導入され、消火活動は一段と効果を奏するようになった。消防の運営費は以前から火災、盗難など、自衛の為の存在だったため、それぞれの部落負担または寄附によるものであった。明治四十四年富里村では私設消防補助として九円を計上し、前記三私設消防組へ三円宛村費より支出した。

当時の常葉日影組消防規則は、

名　称

一　富里村常葉区日影消防組トス
一　当消防組ハ日影青年団体ヲ以テ組織ス
一　会員ハ年令満参拾五才迄トス
役　員
一　消防組ニ左ノ役員ヲ設置ス
○　頭取壱名　○　副頭取壱名　○　取締五名但シ各組壱名宛トス○各組ヲ部ト称シ各部ニ部長ヲ置ク
一　喞筒ヲ使用スル為、喞筒世話掛五名ヲ置ク
一　喞筒使用ヲ監督スル為世話掛長一名ヲ置ク
一　諸器械ヲ使用スル為器械掛五名ヲ置ク
一　各役員ノ任期ハ満二ケ年トス

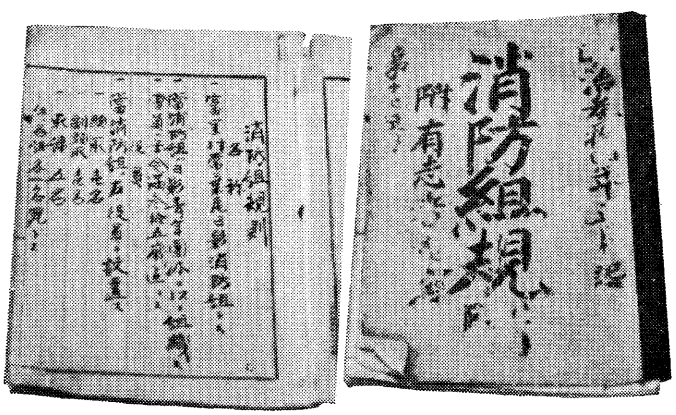

消防組規則　常葉区日影消防組

会員ノ義務

一　集会アル毎ニ会員ハ必ス出席スヘキコト

一　集会ニ出席相成カタキ場合ハ必ズ届書ヲ差出スコト、但シ場合ニ依リテハ他人ヲ依頼シテ必ス口頭ニテ届出ルベシ

一　無断欠席三回ニ及ビタルトキハ団体交際ヲ遮絶ス

となっている。

大正三年五月十四日、山梨県令第十八号をもって日影消防組を第一部、日向消防組を第二部、下部消防組を第三部とし、組頭一名、小頭一名、消防手一四〇名の定員により公設の富里消防組が設立された。その後順次、各部落に私設消防組が組織されたが、同五年三月二十日には、常葉岩下消防組を第四部とし、大正九年六月十四日には波高島消防組を第五部として大正十年二月十日上之平消防組を第六部とし、大正十四年三月二十六日市之瀬消防組を第七部、昭和二年二月三日北川の内長塩を第八部と組織変更がなされた。

昭和二年二月三日附県報掲載の組織表によれば、富里消防組の現勢は下表のとおりである。

組織表の組頭、役員以外に大正十三年二月十一日から、村独自の副組頭一名を置き、組頭の職務を補佐させた。公設消防組設置後大正十年九月まで組頭は村長が兼任しその指揮にあたっていたが、その後、役員会において組員中より選挙することになった。公設の消防組が設置されていない部落においては、消火施設や機械器具を有する自警組合や、私設消防組織があり、火災水災の警護にあたっていた。

消防組（団）の予算について。

公設消防組設置以前から昭和三十年度までの消防組関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

組名	部名	定員	設置区域
富里消防組 四八七名		組頭一名	
	第一部	小頭五名 消防手八三名	常葉の内日影
	第二部	小頭四名 消防手六〇名	常葉の内日向
	第三部	小頭三名 消防手四五名	下部
	第四部	小頭四名 消防手六七名	常葉の内岩下
	第五部	小頭三名 消防手五二名	波高島、桃川
	第六部	小頭三名 消防手三八名	上之平
	第七部	小頭四名 消防手五八名	市之瀬
	第八部	小頭四名 消防手五三名	北川の内長塩

明治一二年度　予算総額　六七八円九五銭二厘
消防費　四四円二〇銭（六・五％）
内　三八円二〇銭　器具購求代
六円　賞与費
明治三二年度　予算総額　二、四一二円六〇銭一厘
警備費　三円（〇・一二％）
㈠防火費　三円　消防諸費
大正五年度　予算総額　六、五五三円七七銭七厘
警備費　八五円七五銭（一・三〇％）
㈠雑給　八〇円七五銭
イ、手当七五円七五銭　消防組頭一人、部長四人年額四円此金二〇円、消防手二二三人出場手当一人一回金五銭
ロ、賞与　五円　功労者賞与
㈡需用費　五円
イ、雑費　五円　雑支出
昭和一〇年度　予算総額二三、〇九二円
警備費　七〇〇円（三・〇三％）
㈠雑給　一一七円五〇銭
イ、手当　一一七円五〇銭　組頭手当三〇円、消防手出場手当三五〇人
㈡需用費　二二〇円
イ、器具費　一二〇円　器具購入費
ロ、雑費　一〇〇円　雑費
㈢修繕費　三六二円五〇銭
昭和三〇年度　予算総額　一八、六七九、〇五〇円
警察消防費　五六〇、七〇〇（三・〇〇％）
1、消防費　五六〇、七〇〇円
㈠旅費　一五、〇〇〇円
イ旅費　一五、〇〇〇円　出張旅費
㈡消防団費　一三七、〇〇〇円
イ雑手当　一三七、〇〇〇円　団長手当五、〇〇〇円、副団長年一人二、〇〇〇円六、〇〇〇円。部長一五人一人一、〇〇〇円一五、〇〇〇円指揮三人一人一、〇〇〇円三、〇〇〇円訓練出場手当一人一回五〇円年三回五四〇人分八一、〇〇〇円。技術手当ガソリンポンプ整備四部分月五〇〇円年二四、〇〇〇円災害補償料一件当り一〇〇円三〇人分三、〇〇〇円。
㈢需要費　四〇八、七〇〇円
イ、報償費五、〇〇〇円　報償費五、〇〇〇円
ロ、消耗品費三一、六〇〇円　事務用紙文具料三、六〇〇円。印刷費及提灯張替八、〇〇〇円被服補修二〇、〇〇〇円。
ハ、燃料費　二二、六〇〇円　モビール四、〇〇〇円。グリス六〇〇円。揮発油応急用、演習用一〇、〇〇〇円。木炭二〇俵八、〇〇〇円。
ニ、食糧費　三〇、〇〇〇円　出初式、秋季演習費二〇、〇〇〇円。役員会賄料一〇、〇〇〇円。
ホ、通信運搬費一〇、〇〇〇円　郵便料応急輸送用。
ヘ、修繕料　六二、〇〇〇円　ガソリンポンプ一台当り五、〇〇〇円四台分二〇、〇〇〇円。腕用ポンプ一台当り二、〇〇〇円八台分一六、〇〇〇円。消火栓修理一ヶ所一、〇〇〇円二六

ケ所分二六、〇〇〇円。

ト、備品費　六〇、〇〇〇円　各部々旗新調一五旒二、〇〇〇円宛三〇、〇〇〇円。ラッパ新調六丁三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円。火の用心幕一五枚八〇〇円一二、〇〇〇円。

チ、原材料費　二、五〇〇円　薬品代

リ、負担金補助　一四五、〇〇〇円　消防協会負担金二〇、〇〇〇円　防犯協会負担金一五、〇〇〇円　連合演習団長会負担金一〇、〇〇〇円。　各部施設に対する補助金一〇〇、〇〇〇円。

ヌ、研修費　三〇、〇〇〇円　幹部講習会一〇、〇〇〇円。　消防員教養訓練二〇、〇〇〇円

ル、普及費一〇、〇〇〇円　防犯、防火思想普及費。

○　久那土消防組

火災水災に際しては、身を挺し直ちにこれにおもむき敏速果敢、犠牲的精神をもってその任にあたり、また郷土愛の精神にのっとって地方自治発展の為に貢献するという、いわゆる消防精神の必要性をいち速く自覚し、明治二十三年六月私設三沢消防組を設立、同二十四年十月二十日新たに消防規則を定めた。当時の文書には、次のように記されている。

（註・原文のママ）

端　書

今ヤ駸々トシテ文明之境域ニ際遭シ日用什器及ビ陸海運信之機関ニ至ル迄デ日一日ヨリ発明ナラザルハナシ亦水火ト云ウテ人間一日モ欠ク可カラズシテ却テ一朝激烈ナルトキハ斯之如ク恐ルベキモノハナシ之其ノ予防ヲ等閑ニ付スベケンヤ近世堤防ニ沈床粘土石腸等アリ消防ニ喞筒アリ竜吐水アリ附属諸器械アリ村内若者輩屢会合シ消防組設置セントセシモ未ダ時機致ラズシテ止ム然ル処昨冬隣村鴨狩ニ失火アリ赴キ救ウ岩間井ニ西島ヨリ喞筒提ゲ来リ盛ニ防禦ヲナス我々赤手之輩手ヲ袖ニシテ傍観スルノミ或ハ手ヲ下スモ喞筒組ノ内援ニ止リ敢テ一方ノ名誉ヲ奏セズ続イテ車田ニ失火アリ大草組ヨリ喞筒持参シ忽ニシテ消シ止ム帰途大ニ組内有志家ノ称賛スル処トナリ次イデ吏員総会ヲ開キ曰クコノ機目今適実ノ万事焉ンゾ購求シテ以テ其ノ急ヲ救ハザランヤト茲ニ於テ評議一決スト爾云フ

明治廿四年十月廿日

消防規則

第一条　名称ハ西八代郡久那土村三沢私設消防組ト云ウ

第二条　区域ハ組内ヲ分割シテ十組トナス

第三条　消防器械ハ半喞筒二台、竜吐水二個外附属品鳶口十丁梯二丁トス

第四条　修置場所ハ川北字大草第五十番地へ壱台、川南字矢之花第千八百八十八番地へ壱台字大石第百五十六番地へ竜吐水二個トシ鳶口ハ各組へ

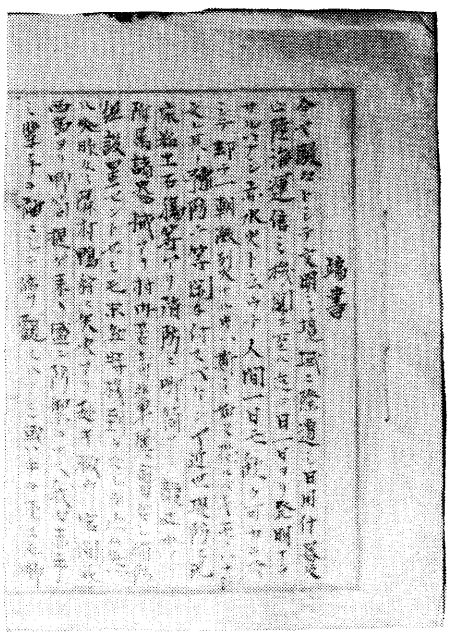

端　書

一丁階子ハ川ノ南北へ一丁ツツトス
但シ附属品購求増加スルトキハ別紙目録之ヲ調製シ本書へ連綴スベシ
第五条　受持区川北ハ第一組ヨリ第四組迄デ川南ハ第五組ヨリ第十組迄デ
第六条　消防費ハ組費ヲ以テ支弁ス
第七条　消防組ハ世話掛リ六人、小頭十人ヲ置ク、但シ世話掛リハ川北ニ三人、川南ニ三人、小頭各組ニ壱人ツツトス
第八条　消防組小頭ハ各組ヨリ撰挙シテ世話掛リハ小頭ニテ全体之内ヨリ撰挙ス
第九条　消防世話掛并ニ小頭ノ任期ハ二ケ年トス、但シ満期再撰セラルルモ妨ゲナシ
第十条　私設消防夫ノ年齢ハ満十八年以上四十五年以下トス
第十一条　消防夫ノ員数ハ毎戸壱人宛ヲ以テ組織ス　但シ戸主不合格ニシテ家族ニ合格者夥多ナル時ハ其出務者ハ年長者タルベシ
第十二条　消防ノ為負傷シ帰宅後寝ニ就キ夥多ナル時ハ平治セズ夫レガ為医薬ヲ用ユル事夥多ナル時ハ用掛世話掛協議之上幾分ナリ手当料ヲ給スルコト有ベシ
第十三条　私設消防組世話掛リハ用掛ノ指揮ヲ受ケ小頭以下消防夫ノ取締ヲナスベシ
第十四条　私設消防組小頭ハ世話掛之指揮ヲ受ケ部下消防夫ノ取締ヲナスベシ
第十五条　消防組ハソノ消防上ニ付テハ総テ警察官吏之指揮ニ従フベシ
第十六条　消防組ハ警察官吏之指揮ヲ受ケズシテ濫ニ建造物ヲ毀壊スベカラズ　但シ警察官吏不在之時ハ此限ニ在ラズ
第十七条　私設消防組ハ当組内ハ勿論其他隣村ニ失火アル時ハ速カニ担当ノ器械ヲ携持シ現場ニ馳集スベシ　但シ隣村東樋田ヨリ車田、切房木、西ハ鴨狩迄デ其ノ他ハ場合ニヨル
第十八条　消防器械担当順回出向之中ハ常番ソノ最寄之両組ニテ携持シ帰路ハソノ他ノ両組ニテ携持スベシ
第十九条　消防組ハ鎮火後警察官ノ指揮ニより一組ヅツ必ス現場ニ止リ火気再燃ノ警防ニ従事スベシ　但シ火気再燃之虞ナキ場合若クハ警察官吏ニ於テ退散ヲ命スル時ハ此ノ限ニアラズ
右者追テ新設消防規則御達相成候迄デ仮ニ旧規ニ基キ適宜編製シ紛議ヲ醸成セザル為茲ニ各員署名捺印スルモノ也

西八代郡久那土村大字三沢

用掛	今村兵重郎㊞	
同兼管理者	上田順策㊞	
同断	深沢栄三郎㊞	
同断	深沢重平㊞	
管理者兼消防世話掛	上田吉胤㊞	
管理者	上田徳兵衛㊞	
同兼消防世話掛	深沢儀喜㊞	
管理者兼消防世話掛	桐戸太重㊞	
組長	上田勝左衛門㊞	
同兼消防世話掛	深沢正次郎	
組長	上田喜代平	

続いて、明治三十五年七月、車田区を一円とする私設車田消防組が発足した。本町公設消防組の内で一番早く、明治三十九年四月三十日県令第二八号により、同年六月消防組員六〇名で公設車田消防組が設立された。同年八月十三日の村会において公設車田消防組へ補助金として金八円の支出を決議した。同年の久那土村事務報告によれば警備の項に

一　水防具ハ三沢字見世向ニ設置アルノミ
一　火災予防具ハ「本村第一部車田消防組ノ公設アリ」と記されている。

（註、当時第一部は誤って記載されたもので、久那土消防組発足時に第一部となる）

翌四十年、公設車田消防組においては、被服その他機械器具を新調、整備するため、多額の費用が必要であるとの申し出により、村費より二五円

の補助支出が決議された。明治四十一年十一月、三沢区全域をもって、組員総数七〇名とし、公設三沢消防組が設置され同年十二月十日、山梨県令第三六号をもって従前の公設車田消防組を第一部、公設三沢消防組を第二部として、ここに久那土消防組が発足した。大正三年十月九日大字切房木区全域をもって第三部の設立を村会で議決した。

当時消防組員は組頭一名、部長三名、小頭一八名、組員一八六名であった。昭和四年一月七日樋田私設消防組を公設消防に編入、村長から消防組織変更の申請がなされ、同年二月十一日県告示第二〇号によって認許され、久那土消防組第四部となった。昭和六年四月二十六日道区域を一円とする公設消防組第五部を設立、当時消防手の定員は三〇名であった。同年十二月未設置の水船・芝草両区の区長及び代理者、村会議員並びに両区の有志、正副組頭、駐在巡査出席の上種々懇議した結果、両区の将来を考慮し設立することに取りきめしたが、その後どのような事情か、公設消防の設置をみるに至らなかった。時代の変遷と共に、昭和十四年警防団令が制定され、消防組は警防団へと移り変わっていった。

消防組（団）の予算について

本村発足当時（明治二十二年）から昭和三十一年度までの消防関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

明治二二年度　（七月～三月）予算総額　二七八円一五銭二厘
　消防関係予算　〇円
明治三五年度　予算総額　一、四五六円四二銭五厘
　消防関係予算　〇円
大正　五年度　予算総額　五、九〇七円八二銭八厘
　警備費　四五円（〇・七六％）
　㈠雑給　四五円
　　イ、消防夫手当　四五円消防夫手当一部一五円ヅツ
昭和一〇年度　予算総額四八、六八七円
　警備費八三〇円（一・七〇％）
　㈠雑給五八〇円
　　イ手当五四五円　組頭八円副組頭五円、一部一二四円二部一八九円、三部一〇四円、四部六〇円五部六八円
　　ロ、費用弁償三五円　組頭副組頭費用弁償
　㈡需用費　二五〇円
　　イ、消耗品費六五円　諸用紙代一五円、ガソリン五〇円
　　ロ、被服費一八〇円　第二部被服新調費
　　ハ、器具費五円　器具修繕費
昭和三一年度　予算総額一一、五四〇、四一五円
　一、消防費三〇九、〇〇〇円（二・六七％）
　㈠消防団費六九、二〇〇円
　　イ、雑手当六九、二〇〇円　出役手当一人一二〇円三一八人分三八、一六〇円夜警手当一人三〇円計九、五四〇円、消防委員手当一人七〇〇円五人分三、五〇〇円　団長手当年額四、〇〇〇円、副団長二人、指揮者一人各二、〇〇〇円合計六、〇〇〇円、消防書記手当三、〇〇〇円、本部ガソリン部員出場特別手当五、〇〇〇円
　㈡旅費一六、〇〇〇円
　　イ、旅費一六、〇〇〇円　団長費用弁償一〇、〇〇〇円　出張旅費六、〇〇〇円
　㈢需用費一七七、七〇〇円
　　イ、消耗品費四八、〇〇〇円　ガソリンポンプ四台分、モビール、ガソリン代四五、〇〇〇円、提灯張替その他消耗品代三、〇〇〇円
　　ロ、燃料費三五、〇〇〇円　夜警用木炭代各部三、五〇〇円九

部分三一、五〇〇円、本部分三、五〇〇円

ハ、食糧費二七、六〇〇円　春秋二季出初式八、〇〇〇円、役員会賄料五、〇〇〇円、夜警賄料三、〇〇〇円。ガソリン部試運転賄料本部四、八〇〇円二部二、四〇〇円五部二、四〇〇円九部二、〇〇〇円

ニ、光熱水費三、一〇〇円　消防団機庫電灯料

ホ、修繕料四八、〇〇〇円　ポンプ一台につき五〇〇円一六台分八、〇〇〇円瓦斯輪ポンプ修繕費二部一〇、〇〇〇円、本部五部九部三〇、〇〇〇円

ヘ、備品費一五、〇〇〇円　議長副議長用法被、帽子及び団員法被、ズボン等。

ト、印刷製本費一、〇〇〇円　諸印刷代

㈣納付金。三九、一〇〇円

イ、負担金補助三九、一〇〇円　消防団員公務災害及び交付金

補償組合納付金

㈤奨励費五、〇〇〇円

イ、報償費五、〇〇〇円　優良部及び功労者表彰

二、水防費二、〇〇〇円

㈠需用費二、〇〇〇円

イ、食料費一、〇〇〇円　出水の際炊出賄料

ロ、原材料費一、〇〇〇円　応急用諸資材費

○古関消防組

明治の時代には、各部落に消防器具を備え消防活動を自主的に行う私設消防組があり、火災予防についても、部落ごとに火防組合を設け火災の警備に当たっていた。その後、消防組織の重要性に鑑み、大正二年九月二十八日に開催された村会において、公設消防に関する件が審議され、その結果、既設の消防組（私設）から自主的に公設消防組設置の申請があった場合は直ちに設置の議決をすることに決定した。大正五年四月十七日大字古関を区域とする非常組（註、私設消防であったのでこの組織の名称）より村宛公設消防組設置についての申請書が提出され、同月二十九日の村会において設置を決議同年十一月二十七日、山梨県告示第二〇七号をもって、古関村大字古関を区域として、組頭一名、小頭三名、消防手四七名による公設の古関村消防組が発足した。

当時の申請書によると、

本村大字古関非常組ヲ公設消防組ト変更致度候間村会ノ御決定相仰度此段申請候也

大正五年四月十七日

古関村大字古関非常組

正頭取　内藤照雄

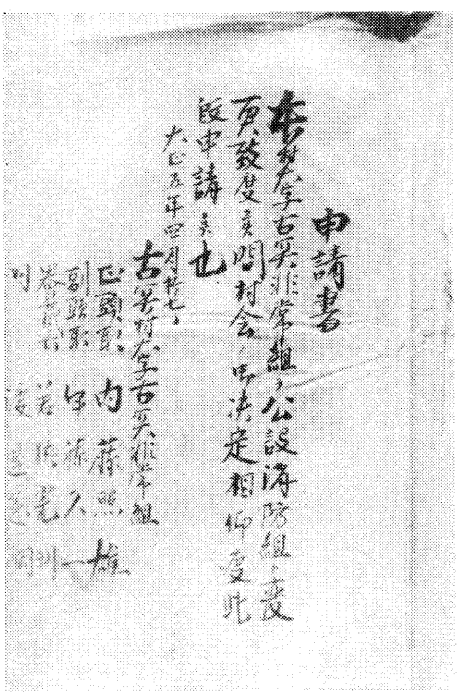

公設消防申請書（村会会議録）

副頭取　伊藤久一
器具掛長　若狭光利
同　渡辺憲綱
第一部長　渡辺常寿
第二部長　渡辺福勇
第三部長　若狭勝元
第四部長　土橋信義
第五部長　内藤八百松
第六部長　伊藤豊作

西八代郡古関村長
土橋重一殿

また　同組より村宛、機械器具の寄附願が提出されその内容は、

寄附願

一　金、参百参拾壱円六拾五銭也

内訳

吸管附喞筒（車輛共）壱個　金壱百弐拾円也
〃　ホース　二五間　弐拾五円也
〃　吸管　一五尺　拾弐円也
〃　口金　一本　参円五拾銭也
格納用建物（幅六尺、長一〇尺）一棟　弐拾五円也
竜吐水喞筒　壱個　五拾円也
ホース　二五間　弐拾五円也
口金　一本　参円五拾銭也
鉄葉製水籠　五一箇　七円六拾五銭也
非常組大提灯　一個　壱円也
刺又　二個　弐円也
滝吐水喞筒格納建物一棟　弐拾五円也
役員用提灯　二二個　五円也
警鐘　一個　弐拾円也
右用櫓　一脚　五円也
喞筒及ホース用回螺器二個　弐円也

右ハ、公設消防組設置ニ関シ寄附致度候間御採納被成下度正頭取以下各役員連署ヲ以テ此段奉願候也

大正五年四月十七日
古関村大字古関非常組
正頭取　内藤照雄
以下役員九名署名捺印

西八代郡古関村長、土橋重一殿

このような申請、寄附願により、村会で次のごとく決議した。

決議書

一　本村大字古関非常組ヨリ機械器具寄附願出タルニヨリ之ヲ受入レル事ヲ決議ス

二　古関村公設消防組設置ヲ決議ス

大正五年四月二十九日
古関村会議長
村長　土橋重一
村会議員　赤地由松
山口今朝松
土橋甚右衛門
内藤市造
伊藤八十吉
渡辺国一郎
赤池正治

大正八年二月十七日県告示第二〇号をもって組織変更の認可があり、小頭一名、消防手一二名が増員された。昭和八年十二月十四日古関村第四区（瀬戸）区長より、大字瀬戸一円を区域として、部員三〇名による消防組

の設置申請があり、消防組織の変更が決議され、第二部として発足した。第四区長より村長に提出した誓約書によると、

本部落ヲ警備区域トスル古関消防組第二部ヲ部落民ノ申請ニ依リ設置セラレ候ヘドモ費用全部当部落ノ負担トシ本村警備費等ノ支出ノ要求致サズコト。

右誓約候也、追テ本村全部ノ消防組が公設トナリタル時ハ右費用ノ支出ヲ請フコトアル可ク候。

このように、公設消防組ではあったが、運営上必要な経費は、その部落の支弁であった。村費から支出される警備費は、当時五四円で雑給手当として、年額頭取二円、副頭取一円、小頭五〇銭、夜警費として、一人一夜につき二銭五厘で、そのほか賞費及び需要費であり、喞筒や機械器具の修繕、薪炭代、ローソク代などの消耗品であった。翌年一月二十二日消防組員五名の増員を決議し、組員三五名となった。昭和十一年十二月四日古関村第六区（大磯小磯）区長より大磯小磯区域をもって、消防組設置の申請に基づき、消防機械器具など指定寄附採納をなし、組員三七名により第三部が設立された。翌十二年二月二十七日根子区域を一円として部員五六名をもって第四部が設けられ、いずれも区長より指定寄附がなされている。

以下各区長よりの寄附採納願によると、第二部では、

腕用喞筒（附属品一式）一台、給水用バケツ二〇個、梯子二丁、鳶口二丁サシコ一着、高張提灯一張、提灯四張、建物木造トタン屋根間口六尺、奥行二間となっており、また第三部では腕用喞筒一台、給水用バケツ二一箇鳶口七丁、提灯七箇、第四部、腕用喞筒二台、高張提灯二箇、給水用バケツ二〇箇、水嚢二〇箇、鳶口一〇丁、提灯二〇箇、梯子七丁となっている。

その後に至り、消防組員にハッピ、股引、はらかけ、帯などが貸与されると共に、機械器具の整備、防火用水池の完備、消防精神、教育の普及、訓練など常に行われ、消防組としての本格的活動期にはいった。

時代の変遷と共に、機械器具が発達し、社会に即応した優秀な性能をもつガソリン喞筒の購入に熱意を燃やし、大正十五年十月に開催された幹部会において、ガソリン喞筒を購入することの発議がなされ、古関出身の在京者伊藤彦七氏より金壱百円の寄附がなされたのを機に、寄附金を募ると共に組頭、伊藤久一ほか八名の役員連名にて、個人より千参百円を借用、連日連夜にわたり、並々ならぬ努力の結果、同年十一月二十三日新鋭ガソリン喞筒を導入、各所で披露を兼ね放水試験が行われた。ちなみに購入費などを記すれば、本機及び水管六〇〇尺で一、二五〇円であった。

東京森田喞筒製作所より鍬沢渡しの契約をなし、関係役員出役の上、鍬沢から古関まで貨物自動車で運搬した。交通機関も発達していない時代だったので、鍬沢渡しとなったのであろう。

消防組発足以来、機械器具の整備、社会奉仕、水利の開発、林野火災の予防などの功績により、幾多の栄誉に輝いた。昭和十四年三月二十五日、警防団令により、古関消防組を改組し、警防団として発足した。

消防組（団）の予算について

公設消防設置以前から昭和三十年度までの消防関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

表

明治四〇年度　予算総額二、一八〇円一三銭三厘
　消防予算　〇円
大正五年度　予算総額三、四九〇円五二銭
　警備費五四円（一・五四％）
　㈠雑給四四円
　　イ、手当六円　組頭一人二円副組頭一人一円、小頭六人一人五〇銭
　　ロ、夜警費三六円　一夜一二人一人ニ付二銭五厘ヅツ一二〇日分
　　ハ、賞与二円　勉励及功労者賞与費
　㈡需用費八円
　　イ、備品費四円　喞筒其の他器具機械修繕費

ロ、消耗品費三円　薪炭代一円、ローソク代二円
ハ、賄費五〇銭　演習出場年一回延五〇人一人一銭ヅツ
ニ、雑費五〇銭
㈢修繕費二円
イ、機械器具修繕費二円、喞筒其の他機械置場火見梯子修繕費

昭和一〇年度　予算総額一一、三六二円一九銭
補助費四〇円（〇・三五％）
㈠消防組補助四〇円
イ、消防組補助四〇円　消防組補助

昭和三〇年度　予算総額一八、三四八、二〇〇円
消防費二九〇、〇〇〇円（一・五八％）
㈠消防費一四五、〇〇〇円
イ、雑手当一四五、〇〇〇円　団員出場手当
㈡需用費六〇、〇〇〇円
イ、消耗品費九、〇〇〇円　被服費文具消耗機械
ロ、燃料費二〇、〇〇〇円　ガソリン代、木炭代
ハ、食糧費一六、〇〇〇円　出初式費、役員会費
ニ、修繕費一〇、〇〇〇円　倉庫修繕費
ホ、備品費五、〇〇〇円　消防器具費
㈢交際費五、〇〇〇円
イ、交際費五、〇〇〇円　正副団長会議
㈣女子消防後援隊費二〇、〇〇〇円
イ、雑手当二〇、〇〇〇円　出動手当
㈤納付金六〇、〇〇〇円
イ、負担金及び六〇、〇〇〇円　消防団員公務災害補償組合
交付金　納付金二五、〇〇〇円
防犯協会負担金二〇、〇〇〇円
民衆警察協会負担金一五、〇〇〇円

消防組から警防団へ

昭和十二年、内外の時局はいよいよ急を告げ、日華事変は拡大の一途をたどり、昭和十四年警防団令が公布され、長い伝統をもつ消防組と、民間自治体である防護団が合併して警防団となり、戦時国策遂行の協力団体として発足した。

警防団組織の誕生とともに、新たに団旗が調整され長い間着なれた紺のハッピから国防色に黒衿という団服へと変わっていった。

昭和十四年勅令第二〇号をもって公布された、警防団令第一条には「防空・水・火消防其の他の警防に従事するをもって目的とする」とある。この時すでに空襲を予見しての改組だと思われる。

昭和十六年十二月八日太平洋戦争勃発と共に、防空演習は一層重要となり、灯火管制の実施、家庭防火群の活動指導、警戒・空襲警報の伝達、避難訓練、焼夷弾に対する処置などの教育訓練、指導など、戦時体制下における最大の活動団体であった。



家庭防火群の活動

昭和十四年二月六日市川警察署長の命により、各町村長、消防組頭の合同による警防団設立協議会が開催され、その後、山梨県知事宛各町村長から、警防団設置申請書が提出され、本町（旧村）警防団がここに誕生した。

久那土村においては、昭和十四年二月二十七日、村長から次のような申請がなされている。

警防団設置申請書

一　名称　久那土村警防団
一　設置区域　久那土村一円
三　組織及び定員　別紙の通り

四　設備資材概要　別紙の通り
五　給与　金九百五拾九円也
六　予算　別紙の通り
右之通り警防団設置致度候条此段及申請候也
昭和十四年二月二十七日
西八代郡久那土村長　日向　保印

山梨県知事　土居　章平殿

警防団編成表

警防団名	部名	定員 団長	副団長	部長	副部長	班長	団員	計	設置区域
久那土村警防団	第一部	一		三	三六	四〇			車田区、戸七五
	第二部	一		一	五	六九	七五		三沢区、戸二一〇
	第三部	一		一	二	三二	三五		切房木区、戸六〇
	第四部	一		一	一	一三	一五		樋田区、戸二五
	第五部	一		一	二	一二	二五		道区、戸六〇
	第六部	一		一	一	一三	一五		水船区戸二〇
	第七部	一		一	一	一三	一五		芝草区戸一七
	ガソリン部								三沢・車田・切房木区
		一	二	七				一五	一六　三三

別紙

設備資材概要

一　手輓ガソリン喞筒　一台
一　腕用喞筒　九台
一　水管車　九台
一　梯子　九挺
一　刺又　一八挺
一　大型斧　九挺
一　小型斧　九挺
一　吸管　ガソリン用　三本
一　同　腕　用　二七本
一　水管　ガソリン用　六本
一　同　腕　用　四五本
一　管鎗　ガソリン用　二本
一　同　腕　用　一八本
一　団旗　一本
一　バレン　六挺
一　鉄熊手　三八丁
一　鋸　二五丁
一　鉈　一五丁
一　唐鍬　二五丁
一　火ノ見櫓　二個
火ノ見梯子　一二個
以上

別紙

久那土村警防団経費予算書（昭和十四年経費予算総額）
一　金　壱千壱百九円也
内訳
金六百六拾九円也　一人三〇食、二二三人分食費
金　三拾円也　出席者一人↓一〇銭費用弁償
金　二拾円也　団長一〇円、副団長五円二人手当

金　五拾円也　機械器具費
金　五拾円也　ガソリン費
金二百三拾円也　一部三〇円、二部六〇円、三部三〇円、四部一五円、五部二五円、六部一五円、七部一五円、ガリン部四〇円
金　五拾円也　被服費
金　拾円也　本団事務費
以上

このような申請に基づき、山梨県知事は、久那土村会に対し、次のような諮問がなされた。

警防収第二六〇号

久那土村会

西八代郡久那土村ニ設置スル警防団ノ定員給与及設備、資材ヲ久那土村長申請ノ通定メントス仍テ其ノ会ノ意見ヲ昭和十四年三月二十日迄ニ答申スベシ

昭和十四年三月十一日　山梨県知事　土居章平　印

諮問に基き、村会は、市川警察署長を経由し、知事に答申した。

答申書

昭和十四年三月十一日付警防収第二六〇号ヲ以テ御諮問ニ相成候警防団ノ定員給与及設備、資材ニ関し左ノ通リ答申仕リ候也

左　記

西八代郡久那土村ニ設置スル警防団ノ定数給与及設備、資材ヲ久那土村長申請ノ通リ御決定相成度

昭和拾四年参月弐拾九日

久那土村長　日向　保　印

山梨県知事　土居章平殿

（註、当時村長は即議長であった）

前記答申により、昭和十四年四月五日久那土村警防団、発団式を挙行、その第一歩を踏み出した。

富里村では、昭和十四年四月一日富里尋常高等小学校において消防組の解散式と警防団の結団式が挙行され、団長に磯野辰一、副団長に小松斌、高野忠男が、市川警察署長より任命され、富里村警防団として、村内を一三区域に分け部を設置、各部には部長一名、副部長一名、団員数一〇～一五名に対し一名の班長を置いて、その活動にあたった。当時の編成区域は、次のとおりである。

部名	区域
第一部	常葉区日影組
第二部	常葉区日向組
第三部	下部区
第四部	常葉区出口、杉ノ木、竹之島組
第五部	波高島区、桃ノ窪組
第六部	上之平区、大子区
第七部	市之瀬区
第八部	北川区長塩
第九部	清沢区
第十部	大炊平区
第十一部	岩欠区
第十二部	杉山区
第十三部	北川区丸畑、横手

また、古関村においては、昭和十四年三月二十五日消防組を解散、古関村警防団が、同年四月一日発足した。団長に土橋兼一が就任、副団長一名・部長七名、副部長一七名、団員一八四名をもって組織された。当時の管轄区域は、次のとおりである。

部名	管轄区域
第一部	古関区
第二部	釜額区

第三部　中之倉区
第四部　瀬戸区
第五部　根子区
第六部　大磯小磯区
第七部　丸畑

このようにして、各村々に発足した警防団は、戦時体制一色となって、日夜防空態勢の強化のため奔走、愛国婦人会と国防婦人会が合併した大日本婦人会と共に、銃後の守りをかため、国運をかけて、第二次世界大戦の中に突入、東京をはじめ、多くの主要都市が空襲によって灰燼にきし、未曾有の大混乱のうちに終戦を迎えた。困窮の中で、郷土の安寧秩序を保持し得た警防団が果たした役割は、高く評価しなければならない。

敗戦による極度の荒廃と、混乱の中より、新しい日本の再建が始まり、消防組織についても抜本的に改正され、昭和二十二年消防組織法を制定、続いて、勅令第一八五号をもって消防団令が公布された。これを機に、警防団は解消された。長い官治統制から脱し、消防組から警防団へ、警防団から自治体消防となり、警察から分離独立、民主的組織をもつ新しい消防団として、地方自治体の発展とともに地域社会の中核的団体として再出発し、地域住民の付託にこたへながら、消防近代化へと限りない前進を続けている。

○ 林野消防

本町の面積の約八一・五パーセントは、山野で占められている。森林資源保持の立場から、林野火災防止の必要性が生まれ、大正の時代から、昭和初期にかけて、各村々（当時）に林野消防組が設けられた。林野消防組員は、消防組消防手を充用編成され、林野火災の消火に、また火災防止のため入山者に、注意を呼びかけてきた。

消防器具として、鋸、鎌、掛矢槌、熊手、鉈、鍬、遠州鍬などが備えられていた。林野火災の場合、草木を切り払い防火線をつくるほか、松、杉、檜などの常緑樹の枝葉をもってたたき消す方法であった。この林野消防も、昭和の中ころには廃止された。

○ 自警組合（団）

公設消防組織のない部落などにおいては、火災・盗難などを防止するため、自発的に組織し警備にあたった団体で、消火器具など整備されていた。また冬期及び養蚕、その他、火気の取り扱いが多い季節には、詰所を設け毎夜輪番に出動し警戒にあたった。自警組合活動の一片を「大正山梨県誌」には、次のように記されている。

「大正十二年九月一日、関東地方稀有の大震災あり本県も又非常の災害を被って家屋・社寺等の壊破甚だしく且人畜に死傷あり、加之不逞鮮人来襲説盛んなりしゆえ、各地概ね自警団を組織して鮮人来襲及盗児跳梁に備へた。而して其の余震漸く衰へ、鮮人来襲説又声を収めて社会の秩序全く恢復したるに及び、往々之を解体して其の終結を告げたる地方あれ共、或は

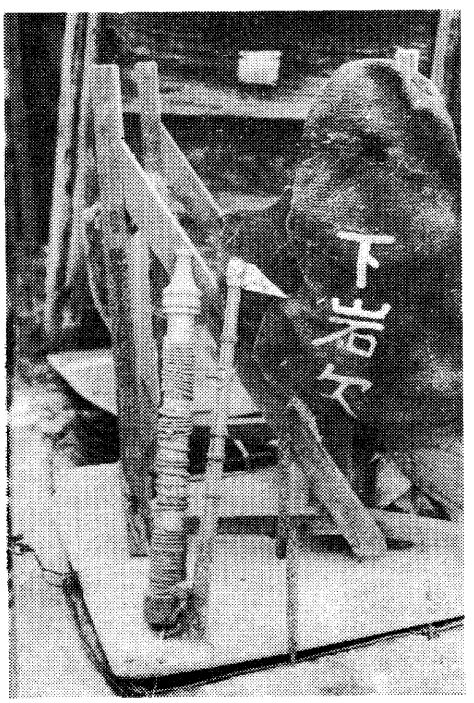

自警組合消火器

依然之を存続して盗難火災を警防せしめ居る処もある。」と、

本町においても、震災数日後、警察署の依頼により、自警組合員と、青年団員の応援によって、部落の要所に仮事務所を設け、また組合組織のない部落には、本部より組員を派遣し、約一週間にわたって、日夜その警備にあたった。

関東大震災の時、久那土自警組合長（消防組頭）から、消防未設置部落の区長と青年団支部長へ宛てた依頼状によると、

拝啓

陳者昨夕中山巡査部長殿ヨリ此際不逞鮮人ニ対シ自警組合ニ於テ警備可致様依頼有之候ニ付御区内ニハ組合員無之ニ依リ当組合ヨリ組合員出張警備ノ任ニ可膺候ニ付、就テハ青年団員ニ応援被致度旨被申候間御区内適当ナル個所御撰定事務所ニ仮用セラレ度其辺可然御取計相成度御依頼申上候也、書外委細ノ点ニ就テハ出張員ヨリ巨細御協議可申候間万事御協議被成下度此段申添候也

大正十二年九月六日　　久那土自警組合長

久那土村道、水船、芝草、樋田区長　同青年団支部長殿

当時の警備費下附申請書によると、一日一箇所の警備の費用は二円であった。

富里村の郷土誌（昭和四年七月五日・富里村青年団発行）は、「岩欠自警組合の創設は、昭和二年七月にして、部落は上岩欠・下岩欠の二組に分れ、各組共部落の上方山巓百尺乃至二百尺の位置に貯水池五個を（上岩欠四個下岩欠一個）を設け落差に依る水勢の圧力を以て放水する設備なり、組合は上岩欠を第一部、下岩欠を第二部とし、組合員第一部二十五名、第二部二十名なり、両部を統率する組合長は、同区の区長その任に当り、組合の行う事項は、公設の消防組と何ら変ることなし…」と、郷土愛の精神に基づき、部落ごとに自衛のため、このような組合が組織されていた。

○　防護団

昭和十一年、移り変わる社会情勢により、村々に防護団が結成された。翌年七月、日華事変が起こると共に、戦時体制となり、戦火は日に増し拡大されていった。その後統後奉公会や、家庭防火群が組織され、外地将兵への慰問袋の作製、発送、遺家族の慰問、勤労奉仕などのほか、万一の敵機来襲に備えて空襲時の心構えや、その処置など、防空防火に対する訓練が、順次実施されるようになってきた。防護団は、他の諸団体と共に、銃後を守る大きな役割をもつ協力団体であったが、昭和十四年消防組と合併して警防団となり、発展的解消をした。

第二節　本町消防団とその活動

一　消防団の組織

昭和三十一年九月三十日、久那土村、古関村、下部町及び共和村の一町三か村が合併して、下部町として発足した。（昭和三十三年四月一日、下田原・宮木は分町の上南巨摩郡中富町へ編入）

長い歴史と伝統をもつ、四か町村消防団の物心両面の完全なる統一を図るため、消防法と消防組織法とに準拠した関係条例を制定し、下部町消防団として出発した。

その後、一部下部町消防団条例の改正をみたが、ここに、昭和四十一年十二月二十八日公布の「下部町消防団の設置等に関する条例」のおもなる条文を抜粋すれば次の通りである。

下部町消防団の設置に関する条例

（昭和四十一年十二月二十八日条例　第百九十八号）

（趣旨）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十五条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域について

は、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第二条　法第九条第三号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

下部町消防団

2　前項の消防団の名称及び区域は別表のとおりとする。

附則

この条例は公布の日から施行する。

別表

名称	設置	管轄区域
下部町消防団	下部町	下部町全域

下部町消防団の組織等に関する規則

（昭和四十二年一月九日規則第三十五号）

（通則）

第一条　下部町消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

（内部組織等）

第二条　消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第三条　消防団に、団本部（以下「本部」という）及分団をおく

2　分団には、必要に応じ部をおくものとする。

3　分団及び部の担当区域は、別表一に定めるところによる。

（本部）

第四条　本部に団長、副団長及び本部員をおく

2　副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定める順序に従いその職務を代理する。

（分団及び部）

第五条　分団に分団長、副分団長を、部に部長、班長及び団員をおく

2　分団長は上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

（団長及び各役員の任期）

第六条　団長及び役員の任期は四月一日から翌々年三月三十一日までの二年とする。但し、再任することをさまたげない。

2　欠員補充による団長及び各役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（宣誓）

第七条　団員は、その任命後別表二による宣誓書に署名しなければならない。

（退職）

第八条　団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

（服務）

第九条　団員は、次の事項を遵守しなければならない。

一　住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては、その使命遂行のため十分な任務に当らなければならない。

二　規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令のもとに行動しなければならない。

三　機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり、職務のほかこれを使用してはならない。

（災害出場）

第十条　消防車が水火災現場に出動するときは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに正常な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。但し、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

（消防車の責任者の遵守事項）

第十一条、水火災現場への出場及び引き返す場合、消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　機関担当員の隣席に乗車すること。

二　病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

三　団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

（管轄区域）

第十二条　消防団は、町長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。但し、管轄区域が確認しがたい場合、又は別に定めるところによりあらかじめ相互応援に関し協定が結ばれていて上司の命令があったときはこの限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第十三条　水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高限度に活用して生命、身体、財産の救護にあたり損害を最小限度にとどめて水火災を防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。

（現場指揮）

第十四条　火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

（死体発見の場合の措置）

第十五条　水火災その他災害現場において死体を発見したときは、責任者は町長に報告するとともに、警察職員又は検死員が到着するまで現場を保存しなければならない。

（放火の疑いのある場合の措置）

第十六条、放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

一　直ちに町長及び警察職員に通報すること。

二　現場の保存に努めること。

三　事件は、慎重に取り扱うとともに、公表しないこと。

（教養及び訓練）

第十七条　消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

（団員の階級並びに訓練、礼式及び服制）

第十八条　消防団員の階級並に訓練、礼式及び服制については、消防庁が定める基準による。

（表彰）

第十九条　町長又は、消防団長は、分団、部又は団員がその任務遂行にあたってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2　表彰は次の各号の種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

一　表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

二　賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

（感謝状の贈呈）

第二十条　町長は、消防団以外の個人又は団体で次の各号の一に該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

一　水火災の予防又は鎮圧。

二　防火思想の普及

三　消防設備の強化拡充についての協力

四　水火災現場における人命救助

五　水火災その他災害時における警戒、防ぎょ、救助に関し消防団に対してなした協力。

（文書簿冊）

第二十一条　消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

一　団員名簿
二　人事発令簿
三　沿革誌
四　日　誌
五　設備資材台帳
六　区域内全図及び消防設備等配置図
七　消防計画
八　金銭出納簿
九　各種手当支給簿
十　給与品、貸与品台帳
十一　消防法規及び諸通知文書綴

（補則）

第二十二条　この規則の施行について、必要な事項は別に定める。

附則

1　この規則は、公布の日から施行する。

消防団を三箇分団とし、その管轄区域を前記別表一のように定め、以下宣誓、水火災その他の災害時の出動、消火及び水防救助等の活動、文書簿冊、設備資材、教養及び訓練、表彰、制服など全文二二条よりなり、消防団員の火災及び水防活動等の基本事項を定めている。

本町消防団は町村自治の発展と、自治体消防の確立、近代的消防の組織を強め、消防本来の使命である防火防水の業務に挺身し、逐年発展しつつここに自治体消防発足三十有余年を迎えたのである。

二　施設、設備、消防団の現勢

本町消防団発足時（昭和三十一年）の消防力は、消防団員数一、二四五名手引動力ポンプ一三台、小型式動力ポンプ二台、腕用ポンプ四〇台であった。その後時代の変遷とともに、社会情勢に呼応し、常備消防の設置、ポンプ積載車の配備、道路網の整備など、消防環境が大きく変わるなかで、

別表一

分団及び部の担当区域

分団		部	
分団・名称	担当区域	部の名称	担当区域
第一分団	下部町の内大字常葉・清沢・大炊平・岩欠・杉山・北川・市之瀬・上之平・大子・波高島・桃ケ窪・川向・下部・湯之奥・一色の地域	一部	大字常葉の内日影及び大字清沢
		二部	大字常葉の内日向
		三部	大字下部・湯之奥及び大字常葉の内雨河内並びに上之平の内川振石
		四部	大字常葉の内岩下
		五部	大字波高島・桃ケ窪・川向
		六部	大字上之平・大子
		七部	大字市之瀬及び北川の内北川
		八部	大字北川の内北川を除く全域
		九部	大字大炊平・岩欠
		十部	大字杉山
		十一部	大字一色
		一部	大字車田

第二分団	二部	大字三沢
	三部	大字切房木
	四部	大字樋田
	五部	大字道
	六部	大字水船
	七部	大字芝草
	八部	大字熊沢
	九部	大字久保・峰・山家・大山
	十部	大字上田原
第三分団	一部	大字古関・瀬戸
	二部	大字釜額
	三部	大字中之倉
	四部	大字根子・折門・八坂
	五部	大字大磯小磯

下部町の内大字車田・三沢・切房木・樋田・道・水船・芝草・熊沢・久保・峰・山家・大山・上田原の地域

下部町の内大字古関・瀬戸・釜額・中之倉・根子・大磯小磯・折門・八坂の地域

順次消防団員数も削減され、他方、時代に相応した機械器具、諸施設の整備が必要とされてきた。

昭和五十四年四月一日現在の本町の消防力は、次のようになっている。

消防団員数　四一五名
自動車ポンプ　二台
小型動力ポンプ　三三台
積載車　三七台

となっており、団員数においては、昭和三十一年に比し、八三〇名削減され、機械器具については、機動力をもつ新鋭ポンプなどが、多く導入された。昭和五十四年四月一日現在の団員数、ポンプ保有台数など、分団別にみると、次のようになっている。

別表二

宣誓書

私は、日本国憲法及び法令を遵守するとともに、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務に当たることを固く誓います。

昭和　年　月　日

氏名　　印

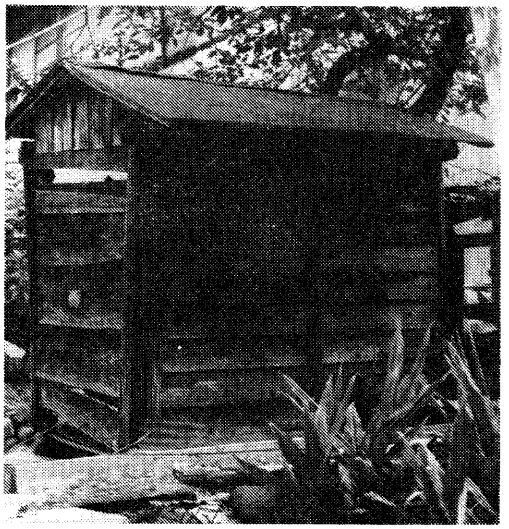

自警当時の機庫（中之倉）

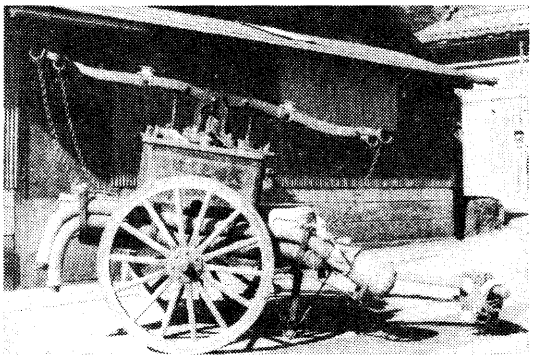

腕用ポンプ（大草部落）



小型動力ポンプと積載車（古関中にて）

第一分団

部名＼数	団員数	ポンプ数		積載車
	分団長　副分団長　部長　班長　団員　計	自動車ポンプ	小型動力ポンプ	
分団	(一)　(二)　(四)			
第一部	一　七　二六　三四		一　二	一
第二部	一　三　一三　一七		一	一
第三部	一　七　二四　三二		一　四	二
第四部	一　二　九　一二		一	一
第五部	一　二　九　一二		一	一
第六部	一　二　一〇　一三		一	一
第七部	一　三　一三　一七		一	一
第八部	一　三　一四　一八		一	一
第九部	一　二　九　一二		一	一
第十部	一　二　四　六		〇	〇
第十一部	一　三　一三　一七		二	二
計	(一)　(二)　一一　三五　一四　一九		二　一五	一二

第二分団

部名＼数	団員数					ポンプ数		積載車
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	自動車ポンプ	小型動力ポンプ	
分団	(一)	(二)				(三)			
第一部			一	三	九	一三		一	一
第二部			一	四	一九	二四		二	一
第三部			一	二	八	一一		一	一
第四部			一	二	六	九		一	一
第五部			一	二	八	一一		一	一
第六部			一	二	五	八		一	一
第七部			一	二	五	八		一	一
第八部			一	二	五	八		一	一
第九部			一	四	一三	一八		二	一
第十部			一	三	一一	一五		一	一
計	(一)	(二) 一〇	二六	八九	二三五	(三)		一二	一〇

第三分団

部名＼数	団員数					ポンプ数		積載車
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	自動車ポンプ	小型動力ポンプ	
分団	(一)	(二)				(三)			一
第一部			一	六	二〇	二七		一	一
第二部			一	二	六	九		一	一
第三部			一	二	九	一二		一	一
第四部			一	五	一九	二五		二	一
第五部			一	二	九	一二		一	一
計	(一)	(二) 五	一七	六三	八五	(三)		六	五

広域簡易水道の竣工により、飲用水と同時に、非常の場合給水区域内の火災による被害を、最小限にとどめるため、公設消火栓が一七三基備えられており、このほか町内には私設消火栓一八四基が完備されている。公設防火水そう(貯水池)は、二〇～四〇立方メートル未満のもの三五箇所、四〇～一〇〇立方メートル未満のもの二五箇所、井戸(私設)四〇立方メートル以上のもの二箇所、その他河川など九箇所、湖一箇所、プール四箇所(昭和五十四年四月一日現在)となっている。

昭和三十一年(合併時)山梨消防統計によると、私設消火栓四八基、貯水そう(池)二〇～四〇立方メートル未満六〇箇所、四〇立方メートル以上一二箇所、井戸二〇～四〇立方メートル未満のもの八箇所と記されている。

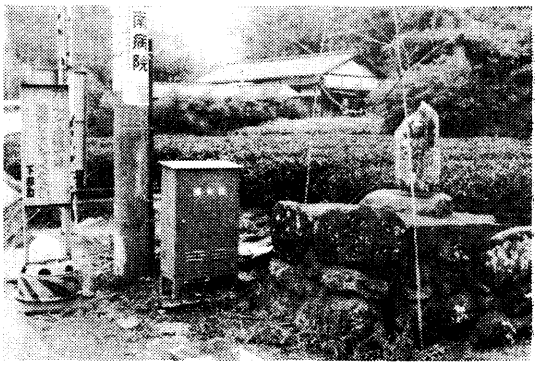

公設消火栓

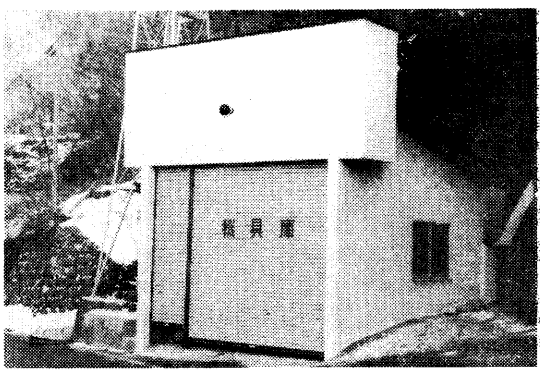

機　庫（第一分団第九部）



明治初期の消火器（深沢天通蔵）

従前は、公私設をとわず、消防組（部）には、消火機器を格納する場所としての機庫と、警戒などのため待機している場所（詰所）が併設されているところが多く、これらの施設の多くは、木造建築であった。消火用具も、腕用ポンプ、そして燃料を用いるガソリンポンプへと、時代の進歩と共に移り変わり、現在は新鋭大型化した消火機器が備えられるようになった。これらの諸情勢から、各施設とも新築または改善されるようになり、従前の建物は順次その姿を潜め、近代化した耐火性建造物と変わってきた。また火の見櫓は、火災の場所の確認と報知のために、部落の高所または中央に設けられた。古くは木製といっても、木そのものの現形を保つ一本建のものに半鐘を取り付け、部落から部落へと報知した。時代の移り変わりに従いはしご式火の見櫓となり、従前のものに比しその高さも一変した。

第二次世界大戦中警戒、空襲警報がひん発され、緊急報知の必要性から、半鐘の取り付け箇所も地上に近くした時代もあった。戦後は耐久性とその利用価値を考慮し、鉄塔火の見櫓へと移行していった。昭和五十一年四月一日現在の調査によれば、四本柱火の見櫓一八基、三本柱一八基、二本柱二八基となっている。



機　庫（第一分団　第九部）

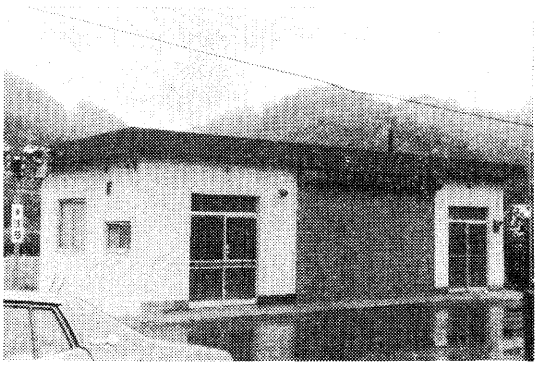

機庫（第三分団　第一部）

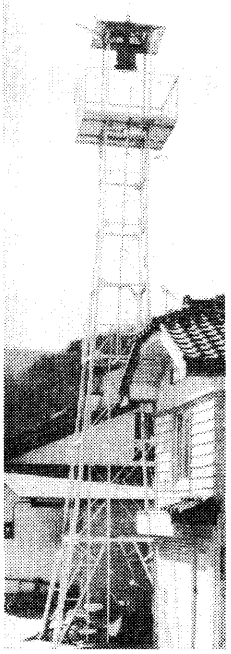

火の見やぐら
（第一分団　第二部）

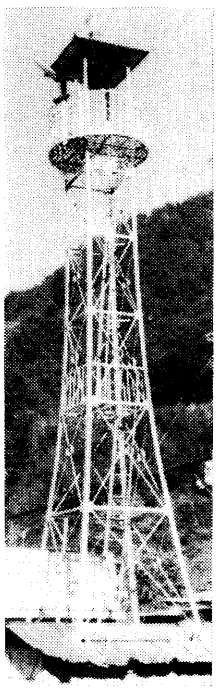

火の見やぐら
（第三分団　第二部）



火の見やぐら
（第二分団　第五部）

三　消防団の活動



教育訓練（湯町にて）



旅館の予防査察（湯町にて）

一　教育訓練と災害予防対策

本町消防団においては、消防の責務を正しく認識するとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持、協同精神のかん養を図るため、常時教育訓練をするほか、消防学校に団員を入校させ、または消防学校の教員、消防署の職員を招き移動消防学校を開校し、次のような教育、訓練を実施している。

一　入団して一年に満たない消防団員に対して基礎的な学科および実技の習得

一　上級幹部（団長、副団長、分団長）の階級にある者に対して必要な学術、技能を習得、部下を指揮監督する人格、識見などの向上。

一　中級幹部（副分団長、部長、班長）の職にある者に対し、必要な学術、技能の修得。

一　機関員およびポンプ車要員の専門的運用技術の習得

一　幹部団員の階級にある者に対し、指揮に必要な学科および技能の習得

一　音楽隊員に必要な学科および吹奏技術の習得

二　災害予防について

現在の消防業務は、火災の鎮圧ばかりでなく、火災を未前に防ぐ、予防消防の立場から、本町消防団においても春、秋、火災予防週間の運動実施にあたり、町内全域の防火パレードの実施、また峡南消防職員との合同による、ねたきり老人の家庭及び旅館などの予防査察や、毎年九月一日の防災の日を中心に、防災訓練を実施して、町民の防災意識の高揚をはかると共に、文化財を火災から守るため、文化財に対しての防火訓練などを実施火災予防に務めている。また年末、年始には特別警戒を実施して、火災の未前防止につとめている。

三　防災対策とその活動

本町においては、昭和三十七年十月二日条例第一〇八号をもって「下部町防災会議条例」を制定、防災のための措置を講ずることとしている。ここにその条例を記すれば

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第五項の規定に基づき、下部町防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　下部町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

二　町の地域に係る災害が発生したる場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第三条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一　山梨県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者。

二　山梨県警察の警察官のうちから町長が任命する者。

三　町長がその部内の職員のうちから任命する者

四　教育長

五　消防団長

六　前項第一号、第二号及び第三号の委員の定数は、それぞれ七人、一人及び八人とする。

（専門委員）

第四条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから町長が任命するものとする。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

また、昭和三十七年十月二日下部町条例第一〇九号で（下部町災害対策本部条例」が制定され、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため、もうけられたものである。この条例は。

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第二十三条第六項の規定に基づき、下部町対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の業務に従事する。

第三条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　部長は部の事務を掌握する。

雑　則

第四条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は昭和三十七年十月一日から施行する。このような条例に基づき災害対策本部の活動に関する事項について定められている。

地域防災計画

災害対策基本法第四二条の規定にもとづき、本町に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心として地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を災害から守るため町及び防災関係機関は、次の事務又は業務を処理しなければならない。

一　下部町

下部町の事務又は業務についての防災対策

一　消防団

消防法・下部町消防団員の定員・任免・服務等に関する条例・下部町火災予防条例等による事務又は業務についての防災対策、地域住民の防災思想の向上、災害時における地域住民の誘導、気象の予報及び警報並びに被害状況等の伝達又は放送

一　市川警察署及び町内警察官駐在所

災害時における治安、警察通信及び警察行政に関する調整対策

一　小・中学校及び保育所

児童生徒、保育園児の学校等における災害時の応急対策

一　農業協同組合

主要食糧の需給対策、災害応急用種子の確保対策、災害時における営農資金貸付対策、災害時における有線放送対策

一　農業委員会

災害時における農政に関する調整対策、農地及び農業用施設の防災対策。

一　交通安全協会

災害時における安全輸送の確保及び自動車の応急手配

一　東京電力身延営業所

災害時の電力の供給確保。

一　町内郵便局

㈠郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設の等保全に関すること。

㈡被災者救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除、被災者に対する郵便はがき等の無償交付。

㈢為替貯金および簡易保険、郵便年金の非常取り扱い、郵便振替による被災者救済のための寄附金送金のための無料扱い、ならびに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金、積立金の応急融通資金等の運用管理に関すること。

一　日本電電公社、鰍沢青柳電報電話局

㈠災害時の非常通話の取り扱い及び調整。

㈡気象の予報及び警報の伝達対策

一　甲斐常葉駅

災害時における鉄道対策に関すること。

この防災計画を大別すると

第一章　総則

第一節　目的

第二節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第三節　地勢と災害記録

第二章　災害予防計画

第一節　防災知識普及計画

第二節　防災訓練計画

第三節　災害危険区域の指定

第四節　災害危険箇所の調査

第五節　災害通信計画

第三章　災害応急対策計画

第一節　組織計画

第二節　職員の配置及び動員計画

第三節　気象の予報及び警報の伝達計画

第四節　災害通信計画
第五節　被害状況等報告計画
第六節　広報計画
第七節　避難計画
第八節　食糧計画
第九節　給水計画
第十節　衣料・生活必需品等の物資供給計画
第十一節　応急仮設住宅計画
第十二節　医療及び助産計画
第十三節　防疫、清掃計画
第十四節　救出計画
第十五節　死体保護計画
第十六節　障害物除去計画

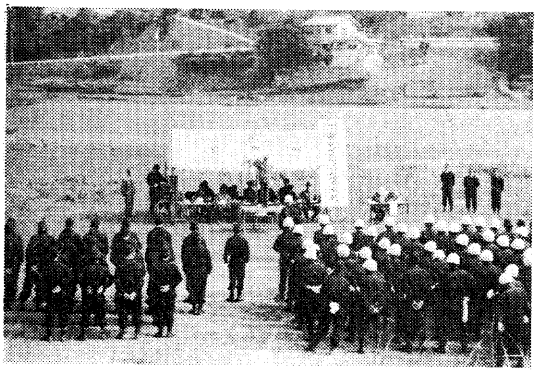

災害対策本部（常葉川原にて）

第十七節　教育計画
第十八節　輸送計画
第十九節　交通施設災害応急対策計画
第二十節　消防計画
第二十一節　水防計画
第二十二節　自衛隊派遣要請計画

第四章　災害復旧計画
第一節　農林水産業応急融資
第二節　生活確保資金融資

となっており、その一部を記すれば

防災訓練計画

（総合防災訓練）

台風、出水期に対処して毎年防災組織を動員して総合的な防災訓練を実施する。

町が主催し、町内関係防災機関の参加を求め水害などの災害の発生が予想される河川などおよびその附近一帯を中心に、通信連絡、水防工法、避難誘導、災害警備、救出、物資などの輸送、給水、たき出しなどを行う。

（基本防災訓練）

㈠気象警報等伝達訓練

県で実施する伝達訓練と並行して、災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報ならびに、消防法に基づく災害気象通報を、住民その他関係ある公私の団体に対し、正確かつ迅速に行うための伝達訓練の実施。

（避難訓練）

人命、身体をあらゆる災害から保護するため大規模の災害に対しては、集団的避難が必要とされるので、総合防災訓練を通じて住民の避難訓練を積極的に行なうほか、部落に呼びかけて地域ごとに臨時実施する。なお学校における訓練は次の事項に留意して行う。

イ　平素から災害に際して、的確に処置できるようにあらゆる場合を想定して行う。

ロ　人命、身体の安全を守ることを重点目標に行う。

ウ　学用品その他の物品に心をうばわれ、避難の時期を逸することのないようにする。人命、身体の安全確保のためには、いかなる物品も物惜しみすることなく捨て去る態度を常に養うようにする。

エ　授業中のみを想定することなく、休み時間等児童、生徒等が自由の立場にある場合をも想定して行う。

（消防訓練）

火災その他各種災害の発生に対処するため、消火、避難を重点に訓練を行うほか、随時ポンプ操法の訓練を実施して防ぎょ戦術に習熟する。消防法で定める防火管理者は、自己の属する防火対象物の消防訓

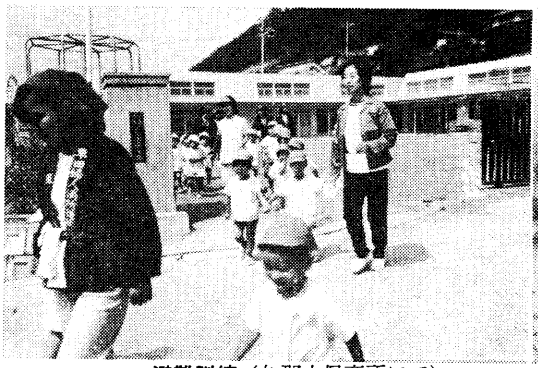

避難訓練（久那土保育所にて）



油火災消火訓練（常葉川原にて）



放水訓練（常葉川にて）

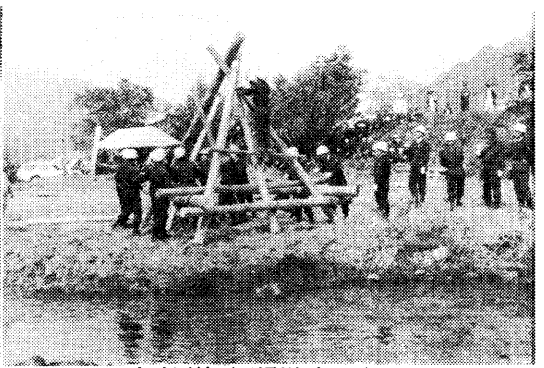

水防訓練（三沢川原にて）



救助訓練

練を実施し、消防機関は積極的にこの訓練を指導する。又地域住民の自主的な消防訓練を奨励するため婦人消防隊、自衛消防隊等の結成を部落へ呼びかけ初期消火、通報等の訓練を行う。

（水防訓練）

台風または洪水等から予想される時期以前に、水防活動が円滑に遂行されるよう、水防本部と協力、水防訓練を実施する。

災害応急対策計画

災害に際し効果的に対処するため必要な組織編成により、被害を最小限に防止し、軽減しようとするものである。災害が発生し、災害救助法による救助を要する場合で、なお防災の推進を図るため又は災害が広範な地域にわたり、またはわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合「災害対策本部」を設置する。

下部町災害対策本部

下部町災害対策本部の組織および編成は「下部町災害対策本部条例」及び「下部町災害対策本部活動要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(一)　系統

山梨県防災会議
↓
山梨県災害対策本部
↓
西八代地方連絡本部
↓
下部町防災会議
↓
下部町災害対策本部

(二)　町本部の編成

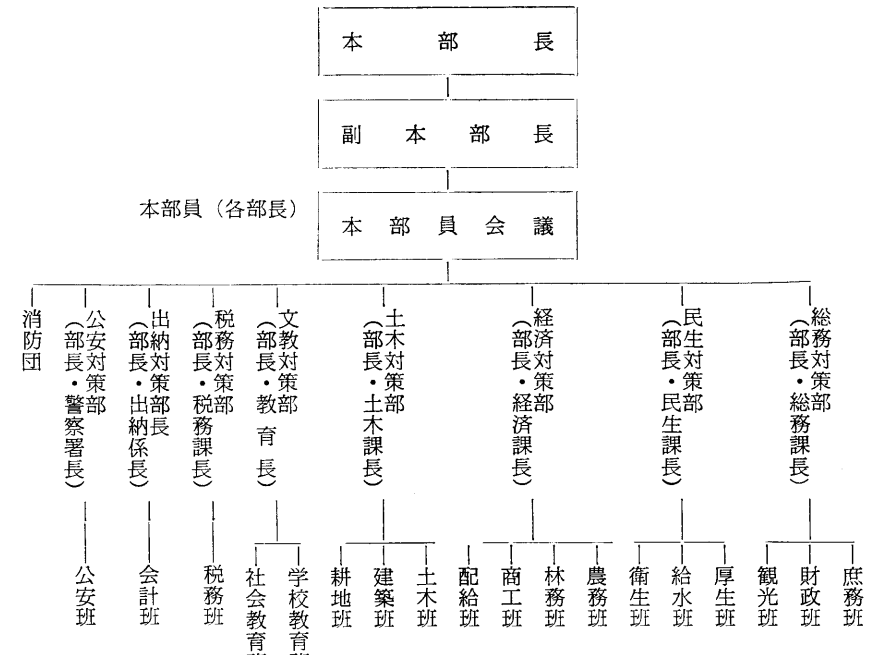

(三)　分担任務

ア　本部には部及び班をおき、部には部長、班には班長をおく。

イ　部長は本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

ウ　部長会議は災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

エ　班長は当該班の所属事項について、応急対策の処理にあたる。

オ　班長に属する課、所等の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策にあたる。

カ　別に定めた分掌事務表に定めていない事項については部長会議でその都度定めるものとする。

各班の分掌事項省略

水防本部

1　水防に関すること。

消防団

1　消防活動に関すること

(気象の予報及び警報の伝達計画)

災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報ならびに消防法に基づく火災気象通報を住民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは次のとおりである。

1　警報等の種別

気象に関連する警報等は次のとおりである。

(1)　気象の予報および警報の種類等

気象業務法に基づき気象台が発表する気象に関する情報、注意報及び警報は、おおむね次のとおりである。

気象情報

台風その他異常気象についてその状況や経過、見とおし等具体的にすみやかに地域住民に知らせるものである。

注意報

(水防関係)

風雨、大雨、洪水、大雪等の注意報

(凍霜害関係)

霜、異常低温等の注意報
（火災関係）
強風、異常乾燥等の注意報、このほか濃霧、着雪（氷）なだれ、雪雨等がある。

警報

暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水等の警報

○注意報及び警報等の伝達

気象警報等の伝達系統及び方法は、おおむね次のとおりである。

気象警報伝達系

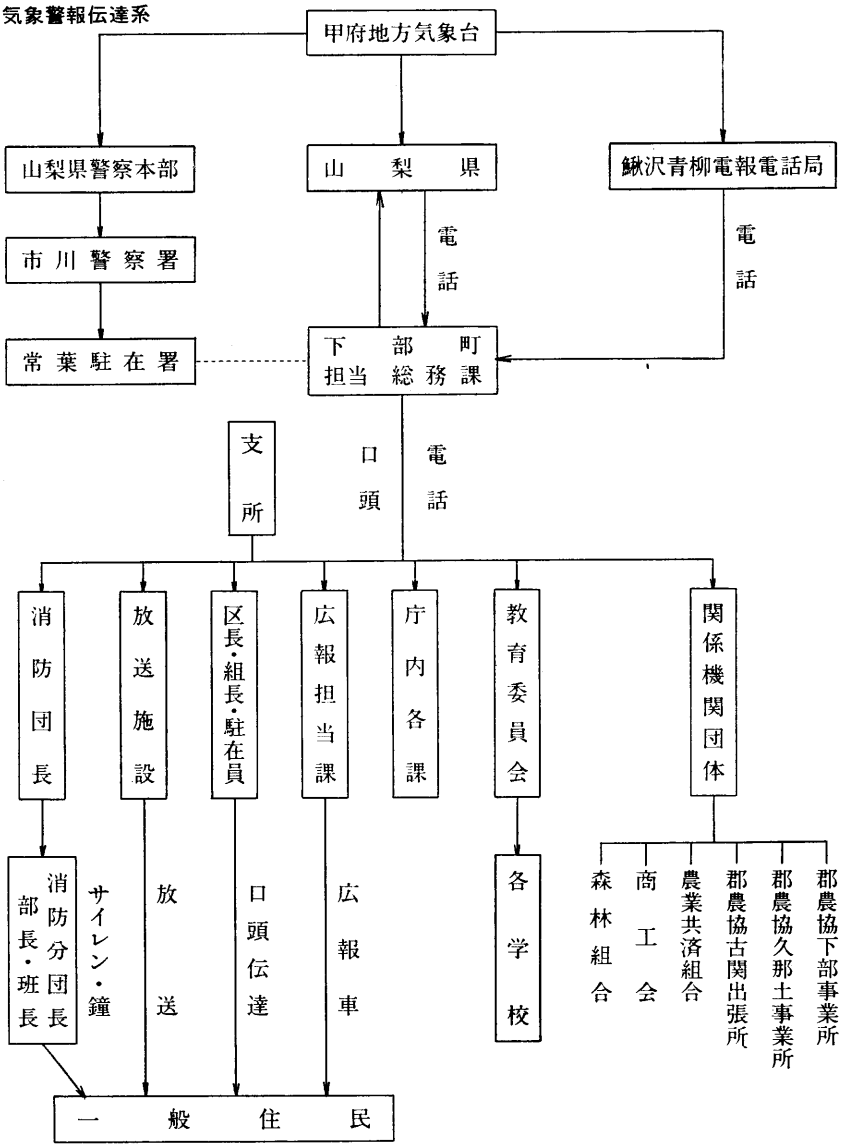

（被害状況等の報告計画）

被害状況調査等の措置

(1) 被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体および住民組織等の協力を得て実施する。

(2) 災害の状況により現地の実情を把握するため災害調査班を編成して被害状況を調査する。

(3) 被害が甚大のため町において調査が不可能のとき、または調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(4) 被害状況の調査については、西八代地方県民室と密接な連絡を図り、脱ろう、重復等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する

(5) 町長は調査し、は握した被害状況およびこれに対してとられた措置の概要をすみやかに西八代地方県民室長に報告する。又災害救助法関係の報告は、峡南福祉事務所長に報告する。

6　下部町防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を必要に応じて町と相互に連絡する。

被害報告の種類

被害報告は、災害の発生及びその経過に応じて次の三種類に区分する。

(1)　発生報告

災害が発生したとき直ちに報告するもので、災害の原因、災害の日時および場所または地域、災害発生時における被害状況等。

(2)　中間報告

被害状況が判明した都度、応援措置の完了するまでの間逐次報告するもので、被害状況、災害に対してとられた措置の概要等。

(3)　確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了した直後直ちに報告するもので、確定した被害状況、災害に対してとられた措置の概要の全般。

被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響をおよぼすものであるから、適正に行なうよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

(1)死者、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者または死亡したことが確実であると推定される者

(2)行方不明、所在が不明であり、かつ、生死が不明の状態にある者。

(3)重傷者、災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、一ケ月以上の治療を要する者。

(4)軽傷者、災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、一ケ月未満で治療できる見込みの者。

(5)住家、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。

(6)棟（むね）建築物の単位で独立した一つの建築物をいう。主屋に主屋よりも延べ面積の小さい付属建築物が付着している場合は一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは切半して各主屋と同一棟として取扱う。

(7)世帯、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(8)被害者、物的被害の概算を千円単位で計上するものとし、千円未満の端数は、四捨五入する。

(9)全壊（全焼）（流失）住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の七〇パーセント以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の五〇パーセント以上に達した程度のものとする。

(10)半壊（半焼）住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積二〇パーセント以上、七〇パーセント未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住宅の時価の二〇パーセント以上五〇パーセント未満のものとする。

(11)床上浸水、建物の床上以上に浸水したものおよび全壊または半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

(12)床下浸水、建物の床上に達しない程度に浸水したもの。

(13)一部破損、建物の破損の程度が半壊に達しないもの。ただし、窓ガラスが二、三枚割れた程度の軽微な被害は除く。

(14)非住家、住家以外の建物をいう。なお官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする、ただし、これらの施設に常時人が居住ししている場合には、当該物分は住家とする。

(15)学校、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園および各種学校をいう。

(16)公共建物、国、県、市町村、国鉄、電電公社等の管理する建物で、前記の学校は除くものとする。

(17)河川、河川法適用河川、準用河川および普通河川をいい、堤防、護岸

水制床上等河川の付属物を含めるものとする。

(18)砂防、砂防法適用の砂防設備および同法の砂防施設をいう。

(19)道路、高速自動車国道、一般国道、県道および市町村道をいう。

(20)橋梁、市町村道以上の道路に架設した橋をいう。

(21)農作物、主要食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥飼料作物、茶、桑等をいう。

(22)流失埋没、田畑の耕土が流失し、また土砂等のたい積のため耕作が不能となったもの。

(23)冠水、植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。

(24)農業用施設、水路、ため池、頭首工、揚水機、農道等をいう。

(25)林地、新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地をいう。

(26)林業用施設、治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等をいう。

(27)林産物、立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、薪、しいたけ、わさび、竹等をいう。

(28)鉄道不通、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(29)通信被害、電話、電信が故障し、通信不能になった回線数をいう。

(30)船舶被害、船舶とはろ・かいのみをもって運転する舟、以外の船をいう。被害とは、沈没（船体が没し航行不能になったもの）流失（所在一不明になったもの）破損（修理しなければ運行できない）をいう。

(31)り災世帯、災害により被害を受け通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊（流失）半壊および床上浸水に該当する世帯

(32)り災者、り災世帯の構成員をいう。

（避難計画）

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命、又は身体を保護するため一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

避難の実施責任者

避難の指示等をすることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害対策の第一次的の実施責任者である町長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

(1)町長（災害対策基本法第六〇条）

(2)知事又はその命を受けた県職員（水防法第二二条）

(3)水防管理者（水防法第二二条）

(4)警察官（災害対策基本法第六一条警察官職務執行法第四条）

(5)災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（自衛隊法第九四条）

避難の勧告、指示区分の基準

(1)事前避難

イ警報が発令され、避難の準備又は事前に安全な場所へ避難させる必要があるとき。

ロ河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する恐れがあるとき。

ハその他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2)緊急避難　地震・火災・洪水・なだれ等により危険が切迫しているとき。

(3)収容避難、事前避難として利用した避難所に危険が生じ、他の安全な場所に避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させようとするとき。

3災害救助法による避難所

災害救助法が適用された場合の避難場所は次のとおりである。

避難場所一覧表

避難場所	使用する地域
下部小・中学校	常葉・清沢
常葉保育所	常葉
下部温泉会館	下部・上之平・大子
下部保育所	下部・湯之奥
波高島区集会所	波高島
一色公民館	一色
妙円寺	市之瀬・北川
元長塩分校	長塩・丸畑
大炊平公民館	大炊平・岩欠・杉山・和名場・栃代
久那土小中学校	三沢・車田・樋田・熊沢
県立峡南高等学校	三沢・上田原
切房木区事務所	切房木
慈観寺	道・水船・芝草
古関中学校	古関・中之倉・丸畑
根子満福寺	根子
折八公民館	折門・八坂
釜額民宿集会所	釜額
方外院	瀬戸
元磯分校	磯
三保小学校	三保

（消防計画）

組織計画

1 法定上の組織

○消防団の設置・位置・下部町条例第一九八号、下部町消防団の設置等に関する条例

○消防団の名称・区域・組織・下部町規則第三五号、下部町消防団の組織に関する規則

○消防団の定員・下部町条例第一九九号、下部町消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例による。

事務機構

(1)平常時の事務機構

比較的規模の小さな通常火災・救急業務の災害事務は総務課及び本部員により次の事務を行なう。

イ　関係機関との連絡。
ロ　物資の調達輸送
ハ　団員の食糧輸送
ニ　公務災害補償
ホ　保健衛生
ヘ　情報収集
ト　火災予防
チ　火災原因の調査および損害調査
リ　その他

(2)非常災害時の事務機構

災害防ぎょの各部隊の活動が円滑にでき、また情報の報告・通報および広報等が迅速にできるように次のとおり事務分掌を定める。

総務班（総務課員及び本部員）

1 関係機関との連絡
2 物資の調達輸送
3 隊員の食糧輸送
4 貸与品の調整支給
5 公務災害補償
6 保健衛生
7 その他

予防班（総務課員と本部員）

1 情報収集・広報
2 火災予防（一般危険物）
3 火災原因の調査および損害調査
4 その他
　警防班（各分団警防員）
1 応急修理
2 通信保守修理
3 消防機器の修理および整備指導
4 消防水利
5 その他

部隊編成

平常時災害については、各所轄区域ごとに災害防止に努めるが、非常時災害に際しては、消防力を投じて防災にあたり、なお治まらない場合は、応援協定に基づき、他町村の消防団より応援を求め、災害に対処する。

（調査計画）

調査計画は、消防機関が火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防ぎょ活動ができるように、調査に関する計画をたてておくもので消防団員に消防地理・消防水利・危険地域を明らかにさせ、災害が発生した際に人命危険、災害拡大化を未然に防ぎょするよう次の調査を行う。

1 消防地理調査
2 消防水利調査
3 災害危険区域調査

（教養訓練計画）

教育

消防組織法第二六条の二及び教養基準に基づき実施するもの

消防学校教養
- 校内教育
  - 初任（四日以上）
  - 現任（四日以上）
  - 専科（その内容に応じた日数）
  - 幹部（四日以上）
- 校外教育
  - 初任（六か月以上）
  - 現任（一か月以上）
  - 専科（その内容に応じた日数）
  - 幹部（一週間以上）

町が行なうもの
- 一般教養
  - 資料配付
  - 実技大会
  - 点検・訓練礼式・消防操法
  - 招集訓練
- 委託教養 ― 日赤・自衛隊・各種大学校等に教養を委託する。

消防組織法第四条の四に基づき実施するもの

消防大学校教養
- 本科
- 専科
- 別科

(1) 消防学校教養

ア 初任教養（移動教室）消防団員を新たに任命したときは、消防学校等に入学させ、基礎的理論や技術を習得させる。

イ 現任教養（移動教室）初任教養修了後、一定期間実務の経験を経た消防団員に対し、さらに資質の向上と高度の防ぎょ知識と技能の習得を図る。

ウ 専科教養、専科教養は、現在の消防団員に対し、専門的教養を実施する。

エ　幹部教養、団長、副団長、分団長、副分団長の教養。

(2)　一般教養

訓練

(1)　基礎訓練

消防団員の規律を養成し、訓練・礼式・点検については、くりかえし実施するとともに、消防活動を有効適切に行う。

ア　規律訓練（一般規律）一般規律は、消防団員が平常守るべきことをいい、訓練方法としては、消防団員の自律心の養成・礼儀秩序の保持・職務遂行上の適切な判断力の育成をなす。

(2)　火災防ぎょ訓練

火災防ぎょは技術であり、科学であり、火災という急迫した状態において、被害を最小限度に止めることを目的とするものである。それがためには機械力以上に特殊の訓練を遂げた組織体が多年の研究と経験によって、つちかわれた理論と手段によって活動してこそ、その目的が充分達成されるわけである。

ア　基本訓練

(ア)　召集・出動訓練
(イ)　人命救助訓練
(ウ)　防ぎょ訓練
(エ)　水利統制訓練
(オ)　通信連絡訓練
(カ)　避難誘導・警戒訓練
(キ)　破かい消防訓練

イ　建物火災防ぎょ訓練

(ア)　木造建物の防ぎょ訓練
(イ)　防火造建物の防ぎょ訓練
(ウ)　耐火建物の防ぎょ訓練
(エ)　木造大建築物の防ぎょ訓練

ウ　林野火災防ぎょ訓練

（災害予防計画）

火災予防の指導

火災予防の指導は防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士及び各団体などを対象として消防関係法規の周知、消防計画の策定指導、再検討消防施設など、自主検査の強化、および自衛消防組織の促進を重点に指導する。

火災予防査察

火災を未然に防止し、若しくは火災の被害をより少なくするために、消防法第四条および同法第一六条の四に基づく防火対象物の査察を実施する。査察の種類は次のとおりである。

(1)　定期査察
(2)　臨時査察
(3)　特別査察

風水害等の予防指導

風水害は、暴風、豪雨、洪水など自然現象によるもので、従来はただ被害発生そのものを防ぐにすぎなかった。しかし、今後は一歩進んで被害を起こさないと言う予防面に重点を向けなければならない。暴風雨など自然現象により、事前に被害発生が予想されるので、被害想定図により、危険地域の巡視、警戒を行い地域住民にその実態を認識させる。

広報活動

火災、その他災害の実態とこれら災害の未然防止、火災の初期消火、早期通報および各種災害に対処する心構えについて、時期に応じた広

報活動を次のとおり行う。

(1)報道機関等による普及

新聞、公報、雑誌、テレビ・ラジオ、有線放送、広報車による巡回広報

(2)諸行事による普及

春・秋火災予防運動。防災の日、消防の日、国民安全の日、その他

(3)民間協力機関による普及。

消防協会、女子消防後援隊、少年消防クラブ、防火管理者連盟、その他

(警報発令伝達計画)

火災警報

(1)火災警報の発令

消防法第二二条に基づいて、甲府地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに県、西八代地方県民室を経由して、町長に通報することになっている。町長はこの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。この火災警報発令中は、町内の居住者のみならず、その時点でその地域にいる者は、町火災予防条例二九条により、火の使用制限にしたがわなければならない。

(2)火災警報の発令基準

ア　異状乾燥注意報発令基準　実効湿度六〇パーセント以下、最少湿度三〇パーセント以下で秒速一〇メートル～一五メートルの強風が、一時間以上継続する場合及びその見込みのとき。

イ　強風注意報発令基準　秒速一五メートル以上の風が吹くとき。

(3)単独火災警報の発令　消防法第二二条三項により、町長が単独で火災警報を発令することができる。

(4)火災警報の解除　火災警報の解除は、平常気象に復したときに解除するが通常であるが、それ以外でも、いくら一〇メートル以上の風が連続して吹いても、たまたま降雨、降雪により火災の危険が少なくなったときは解除する。

(5)火災警報の伝達および周知　火災警報を関係機関へ伝達および住民に対して周知させるため、町役場から電話などにより迅速確実に伝達する。伝達担当は総務課庶務係で行う。

(6)住民に周知の方法　住民に対する周知の方法としては、サイレン・

警報伝達系統図

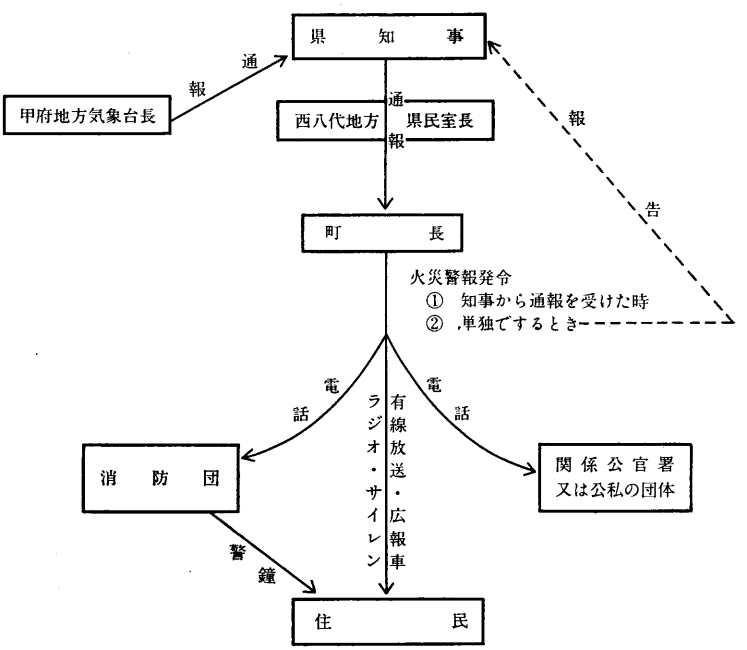

警鐘・旗・吹き流しおよび掲示板による場合とその他消防車・広報車・ラジオ・テレビ・街頭放送および有線放送などによる場合ががあるが、本町では次の方法による。

ア　サイレンによる警報

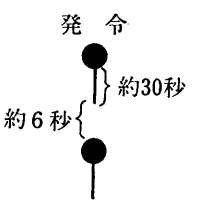

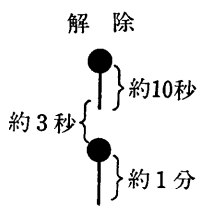

イ　警鐘による場合

一点と四点の班打　　一点二個と二点との班打

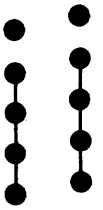

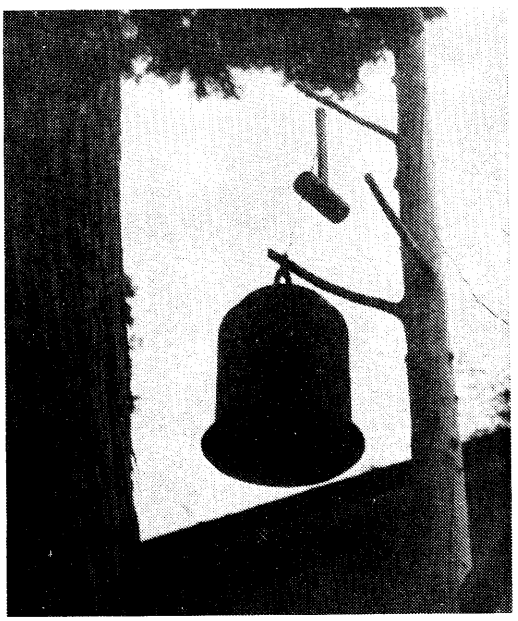

半　鐘（勝坂部落）

(3)消防団音楽隊

本町の消防団音楽隊は、昭和四十九年に結成され、同五十一年七月「下部町消防団音楽隊設置規定」をもうけ、その任にあたっている。設置規定をあげれば次のとおりである。

下部町消防団音楽隊設置規定

（設置）

第一条　下部町消防団に下部町消防団音楽隊（以下「音楽隊」という）を置く。

（任務）

第二条　音楽隊員は、消防団員の職務に従事するほか、団長の命令により、消防団活動における合図、又は指揮命令の連絡、団員の士気の高揚、儀式又は広報等のための吹奏を行なうことを任務とする。

（本務以外の活動）

第三条　音楽隊は、前条に規定するもの以外の吹奏を行なうときは、団長の許可を得なければならない。

（定数）

第四条　音楽隊の隊員（以下「隊員」という。）の定数は二十五名とする。

（任用）

第五条　隊員は各部団員のうちから隊長が推せんし、部長の承諾を得て、団長が任命するものとする。



消防音楽隊による防火パレード（湯町にて）

2　隊長は音楽隊員の推せんにより団長が任命するものとする。

3　副隊長は隊長が推せんし、団長が任命するものとする

（役員の職務）

第六条　隊長及び副隊長（以下「役員」という。）の職務は次に掲げるところによる。

一　隊長は団長の命を受け音楽隊を統轄する。

二　副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、あらかじめ定める順序に従い、その職務を代理する。

（役員の任期）

第七条　役員の任期は、四月一日から翌々年の三月三十一日までの二ケ年とし、再任をさまたげない。

2　補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

（練習及訓練）

第八条　音楽隊員は、資質の向上及び技能の練成に努め定期的に練習及び訓練を行なわなければならない。

（庶務、会計）

第九条　音楽隊の庶務、会計は、隊長が指名する副隊長が処理する。

附　則

1　この規定は、昭和五十一年七月二十六日から施行する。

2　この規定施行の日に、現に音楽隊の役員の職にある者の任期については、昭和五十二年三月三十一日までとする。

音楽隊員は第二条の任務を達成するため、隊長を中心として計画的に練習・訓練にはげんでいる。昭和四十九年十一月十七日県下消防団総合訓練大会が行われた際、音楽担当を依頼され、見事にその大役を果たして関係方面から好評をはくした。また火災予防期間には、音楽隊を先頭にパレードを実施し、火災予防の一翼を担っている。

現在（昭和五十五年一月）隊員数は二三名（欠員二名）で、音楽隊の今後の活躍が大いに期待される。

(4)殉職消防団員

昭和五十三年十月二十日、山梨県消防殉職者銘碑が、県消防学校（中巨摩郡田富町今福九九）に建立され、遺族並びに消防関係者多数参列の上、慰霊祭及び殉職者銘碑の除幕式が挙行され、県下七四名（本町出身者二名）の霊安かれと祈り、今後、消防の職務に精進することを誓った。

尊い生命を消防の職に殉じた故人の冥福を祈ると共に、消防発展の礎として、本町消防史に長くその名を残している。

石部英明、富里村下部

昭和十年三月八日、下部温泉街火災の際、富里村消防組第三部消防手として、消火作業に従事中殉職、享年三五才。

小林七郎、下部町三沢

昭和五十年六月一日、月例試運転の際、下部町消防団第二分団第二部長として、部員とともに放水訓練、機械器具の整備、点検を実施、終了後、業務連絡の途上、交通事故により殉職、享年四四才。

第三節　歴代消防組頭及び団長

明治の後半から、部落に結成された私設消防組をはじめとし、公設消防組、警防団、消防団の歴代組頭及び消防団長（昭和三十二年以降は、団長・副団長、分団長）は、次のとおりである。

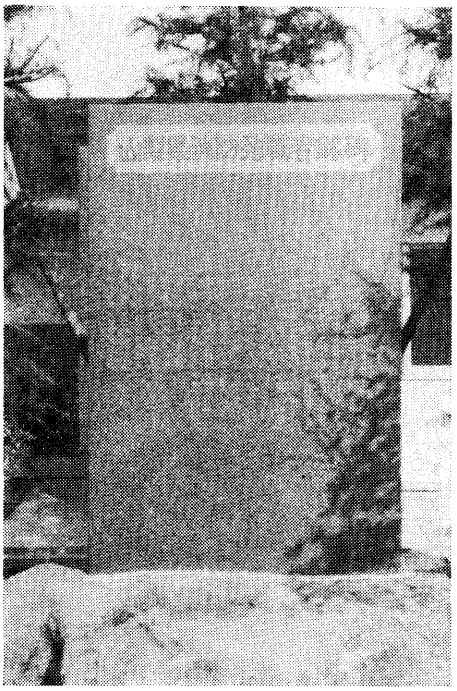

山梨県消防殉職者銘碑（中巨摩郡田富町）

○富里村歴代消防組頭及び団長

就任年月日	退任年月日	職名	氏名
明治三四・一	明治	私設日影消防組頭取	小林本次郎
〃	〃	〃	依田直次郎
〃	〃	〃	遠藤　彦作
〃	〃	〃	渡辺子之助
〃四二・一	〃	私設日向消防組頭取	赤池定太郎
〃	〃	〃	小林　利臣
〃四三・一	〃	私設下部消防組頭取	佐野佐十郎
〃	〃	〃	石部　要
〃	〃	〃	石部　一格
〃	〃	〃	石部岡太郎
大正三・五・一四	大正三・一〇・一二	富里消防組頭	佐野　喜平
〃三・一〇・二四	〃五・一・二二	〃	佐野　由房
〃五・二・一	〃九・一・三一	〃	渡辺徳次郎
〃九・二・三	〃一二・一二	〃	馬場　留重
〃一二・一二	〃一五・二	〃	石部　要
大正一五・二	昭和三・二	〃	堀内　卓三
昭和三・二	〃五・二	〃	遠藤　倫之
〃五・二	〃七・二	〃	堀内　勝喜
〃七・二	〃九・二	〃	馬場　正臣
〃九・二	〃一一・二	〃	石部　孝
〃一一・二	〃一三・二	〃	佐野　隆三
〃一三・二	〃一四・二	富里村警防団長	磯野　貴信
〃一四・四・一	〃二一・三・三一	〃	磯野　辰一
〃二一・四・二	〃二二・四・一	〃	高野　忠男
〃二二・四・一	〃二四・三・三一	富里村消防団長	磯野　貴信
〃二四・四・一	〃二六・三・三一	〃	佐野　忠義
〃二六・四・一	〃二八・一・五	富里村消防団長	依田　守勝
〃二八・一・五	〃三〇・一	旧下部町消防団長	馬場　文雄
〃三〇・一	〃三一・一二・三一	〃	渡辺　義一

○久那土村歴代消防組頭及び団長

明治二四・一〇・二〇	明治四〇	私設三沢消防組用掛	今村兵重郎
〃三五・七	〃四一・一二・九	私設車田消防組頭取	土橋子之作
〃四〇	〃四二・三・三〇	公設車田消防組頭	土橋子之作
〃四一・一二・一〇	〃四二・八・三〇	久那土消防組頭	深沢市太郎
〃四二・四・一	〃四五・二・一	〃	土橋　美直
〃四二・九・一	大正　三・二・二八	〃	上田　竜助
〃四五・四・一	〃　五・二・二八	〃	日向　孝文
大正三・三・一	〃　七・三・三一	〃	上田　孝喜
〃五・三・一	〃　九・三・二〇	〃	土橋子之作
〃七・四・一	〃一一・三・三〇	〃	中沢　寅松
〃九・三・三一	〃一三・二・一〇	〃	深沢　義政
〃一一・四・一	〃一三・九・三	〃	日向文四郎
〃一三・二・一一	昭和　二・二・六	〃	中沢　寅松
〃一三・九・四	〃　四・二・一五	〃	桐戸　一吉
昭和二・二・七			二宮武四郎

就任年月日	退任年月日	職名	氏名
昭和　四・二・一五	昭和五・一一・三	〃	赤池　金吉
〃　五・一一・一四	〃八・一・三〇	〃	上田　康吉
〃　八・二・一	〃一〇・三・九	〃	日向　公
〃一〇・三・九	〃一二・二・一五	〃	深沢　大重
〃一二・二・一六	〃一二・八・三	〃	赤池　信作
〃一二・八・四	〃一四・一・一二	〃	日向　真
〃一四・一・一二	〃一六・三・三一	久那土村警防団長	桐戸　政喜
〃一六・二・一	〃一八・一・二五	〃	佐野　楠志
〃一八・一・二五	〃二〇・一	〃	上田　吉一
〃二〇・一	〃二二・一	〃	土橋　悦造
〃二二・一	〃二二・七・三一	〃	上田謙太郎
〃二二・八・一	〃二四・一	久那土村消防団長	今村　政明
〃二四・一	〃二五・一	〃	望月　恒寿
〃二五・一	〃二六・一	〃	桐戸　敬蔵
〃二六・一	〃二七・一二・三一	〃	山田　栄幸
〃二八・一・二	〃三〇・一・五	〃	上田　盛治
〃三〇・一・五	〃三一・一二・三一	〃	赤池　繁

○古関村歴代消防組頭及び団長

大正五・一一・二七		私設古関非常組頭取	内藤　照雄
大正六・一・一八	〃一二・一・三一	古関消防組頭	土橋　重一
〃一二・一・三一	〃一四・一・三一	〃	土橋　賢三
〃一四・三・六	昭和二・二・六	〃	伊藤　久一
昭和二・二・六	〃四・二・一六	〃	土橋　兼一
〃四・二・二五	〃六・三・二四	〃	渡辺　常寿
〃六・二・一九	〃八・一・二九	〃	若狭　光利
〃八・一・二九	〃一〇・二・八	〃	渡辺　憲綱
〃一〇・二・八	〃一二・一・一七	〃	赤池　泰重
〃一二・一・一七	〃一四・一	古関消防組頭	伊藤　俊一
〃一四・一	〃一六・一	古関村警防団長	土橋　兼一
昭和一六・四	昭和二〇・二・一	古関村警防団長	渡辺　昌義
〃二〇・二・五	〃二一・一二・二八	〃	内藤　照雄
〃二一・一二・二八	〃二三・一	古関村消防団長	小林　貞光
〃二三・一	〃二四・一・三一	〃	渡辺　清
〃二四・一・三一	〃二五・二・八	〃	赤池　定良
〃二五・二・一八	〃二六・二・七	〃	赤池　優
〃二六・二・七	〃二七・一・二八	〃	渡辺　福勇
〃二七・一・二八	〃二八・一・七	〃	赤池　重造
〃二八・一・七	〃三一・一二・三一	〃	赤池　信一

○下部町歴代消防団長

昭和三二・一・一	昭和三二・一二・三一	下部町消防団長	赤池　信一
〃三三・一・一	〃三五・一二・三一	〃	山田　栄幸
〃三六・一・一	〃三七・一二・三一	〃	石部源治郎
〃三九・一二・三一	〃四一・一二・三一	〃	上田　晴喜
〃四四・三・三一	〃四二・一・一	〃	若狭　弘幸
〃四六・三・三一	〃四四・三・三一	〃	中野　智一
〃四八・三・三一	〃四六・四・一	〃	伊藤　誠
〃五〇・三・三一	〃四八・四・一	〃	赤池　登
〃五二・三・三一	〃五〇・四・一	〃	佐野　隆喜
〃五四・三・三一	〃五二・四・一	〃	望月多賀治
	〃五四・四・一	〃	内藤　延雄

○下部町歴代消防副団長

昭和三二・一・一	昭和三二・一二・三一	下部町消防団副団長	石部　欣一
〃三三・一・一	〃三三・一二・三一	〃	佐野　常義
〃三四・一・一	〃三五・一二・三一	〃	渡辺　義一
〃三五・一二・三一	〃三六・一・一	〃	依田　弘明
〃三六・一・一	〃三七・一二・三一	〃	若狭　弘幸
〃三八・一・一	〃三九・一二・三一	〃	上田　晴喜
			佐野　武雄
			渡辺　三宝

昭和四〇・一・一	〃四一・一二・三一	下部町清防団副団長
〃四二・一・一	〃四四・三・三一	〃
〃四二・一・一	〃四四・三・三一	〃
〃四四・四・一	〃四六・三・三一	〃
〃四四・四・一	〃四六・三・三一	〃
〃四六・四・一	〃四八・三・三一	〃
〃四六・四・一	〃四八・三・三一	〃
〃四八・四・一	〃五〇・三・三一	〃
〃四八・四・一	〃五〇・三・三一	〃
〃五〇・一・一	〃五二・三・三一	〃
〃五〇・四・一	〃五二・三・三一	〃
〃五〇・四・一	〃五二・三・三一	〃
〃五二・四・一	〃	〃
〃五二・四・一	〃	〃

○下部町消防団歴代分団長

昭和三二・五・一三	昭和三四・一・二	第一分団長
〃三四・一・二	〃三六・一・一	〃
〃三六・一・二	〃三八・一・一	〃
〃三八・一・二	〃四〇・一・一	〃
〃四〇・一・一	〃四一・一二・三一	〃
〃四二・一・一	〃四四・三・三一	〃
〃四四・四・一	〃四六・三・三一	〃
〃四六・四・一	〃四八・三・三一	〃
〃四八・四・一	〃五〇・三・三一	〃
〃五〇・四・一	〃五二・三・三一	〃
〃五二・四・一	〃五四・三・三一	〃
〃五四・四・一	〃	〃
〃三三・一二・三一	第二分団長	
〃三五・一二・三一	〃	

伊藤　誠	〃三六・一・一	〃三七・一二・三一
赤池　登	〃三八・一・一	〃三九・一二・三一
渡辺　真一	〃四〇・一・一	〃四一・一二・三一
佐野　隆喜	〃四二・一・一	〃四四・三・三一
日向　三郎	〃四四・四・一	〃四六・三・三一
今村　市策	〃四六・四・一	〃四八・三・三一
内藤　延雄	〃四八・四・一	〃五〇・三・三一
石部　欣一	〃五〇・四・一	〃五二・三・三一
赤池　武正	〃五二・四・一	〃五四・三・三一
小林　宣行	〃五四・四・一	〃
佐野　常義	三三・二・二四	第三分団長
若狭熊太郎	〃三三・二・二	〃三五・一二・三一
内藤　芳基	〃三四・一・一	〃三七・一二・三一
保坂　武甫	〃三六・一・一	〃三九・一二・三一
渡辺　昌朋	〃三八・一・一	〃四一・一二・三一
石部源治郎	〃四〇・一・一	〃四四・三・三一
佐野　武雄	〃四二・一・一	〃四六・三・三一
渡辺　三宝	〃四四・四・一	〃四八・三・三一
中野　智一	〃四六・四・一	〃五〇・三・三一
竹之内美文	〃四八・四・一	〃五二・三・三一
佐野　隆喜	〃五〇・四・一	〃五四・三・三一
渡辺　貢	〃五二・四・一	〃
石部　欣一	〃五四・四・一	〃
小林　宣行	〃	〃
内藤　芳基	〃	〃
石部　元章	〃	〃
小林　鉄夫	〃	〃
上田　晴喜	〃	〃
内藤徳太郎	〃	〃

伊藤　誠	〃三七・一二・三一	〃
田中　誠明	〃三九・一二・三一	〃
日向　三郎	〃四一・一二・三一	〃
今村　市策	〃四四・三・三一	〃
望月多賀治	〃四六・三・三一	〃
佐野　常義	〃四八・三・三一	〃
小松　武長	〃五〇・三・三一	〃
渡辺　強	〃五二・三・三一	〃
佐野　種重	〃五四・三・三一	〃
上田　正典	〃	〃
土橋　菊水	〃	〃
渡辺　行雄	〃	〃
赤池三千雄	〃	〃
赤池　晴雄	〃	〃
赤池　登	〃	〃
内藤　延雄	〃	〃
伊藤　賢一	〃	〃
赤池　久経	〃	〃
赤池　良寿	〃	〃
今福　静男	〃	〃
渡辺　昌朋	〃	〃
赤池　一雄	〃	〃
赤池　直方	〃	〃

第四節　退職報償金制度と公務災害補償

一　退職報償金制度

消防組織法第十五条の八、「消防団員で非常勤の者が退職した場合においては市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の

場合には、その遺族）に退職報償金を支給しなければならない」とある。

非常勤の消防団員が多年その職にたづさわって退職した場合にその労苦に報いるため、退職報償金を支給する制度を定めたものであって、地方自治法第二〇四条の二（法律又はこれに基づく条例によらない給与その他の給付の禁止）との関連において市町村の支給根拠及び支給責任を規定したものである。

非常勤の消防団員が退職した場合には、市町村は条例で定めるところにより、その者またはその遺族に対して退職報償金を支給する義務がある。適用の対象者は非常勤の消防団員で、一般職の地方公務員で非常勤消防団員を兼ねている者（例えば役場消防職員）にも適用される。

なお、消防職員または常勤の消防団員が退職した場合には、退職報償金ではなく、地方自治法二〇四条の二項により退職手当を支給することができるとされている。

退職報償金の支給の主体は、市町村である。

市町村が本条による退職報償金制度を的確かつ容易に実施できるようにするため、昭和三十九年の退職報償金制度の創設と同時に、消防団員等公務災害補償責任共済基金法が改正されて、消防団員等公務災害補償等共済基金が、市町村が支給責任の退職報償金に係わる共済業務と、損害補償に係る共済業務と合せて行うものとされた。したがって、市町村は、この基金と退職報償金支払い責任共済契約を締結して、基金に一定の掛金（消防団員一人につき昭和四十五年度から年間二、二四六円。ただし、当分の間、既往年度において消防団員が予想以上に退職したことに伴い赤字額を解消するため三六八円を加算し）を払い、退職報償金を支給する必要が生じたときは、請求により（市町村の条例により算定した額が満たないとき当該条例により算定した額）の支払いを受けることとなっている。

退職報償金の時効については、直接規定されていない。他の給付にみられるような権利義務の問題は生じないが、退職報償金の運用上、退職した日から二年を経過すれば請求できない取扱いとしたいとなっている。

二　退職消防団員報償金制度

昭和三十六年（消防庁告示第三号）に基づき消防庁長官が行う退職消防団員報償（銀杯）がある。この報償は、昭和三十六年度から行われており、十五年以上勤務した非常勤の消防団員に対して授与されている。退職報償金の支払いを基金に請求する者と、退職消防団員報償を消防庁長官に具申する者とは同対象者である。昭和三十九年の法律改正により新設されたもので、同年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用されている。

条例の準則については、昭和三十九年五月二十二日、自消甲教発第二十四号、消防庁長官通知「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例準則の制定について」により示されていた。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二八六条第一項の規定により山梨県町村総合事務組合規約の一部改正がなされ、非常勤消防団員の退職報償金の支給事務を同組合において、昭和五十三年四月一日から共同処理するため、昭和五十三年三月二十五日下部町条例第八号をもって「下部町非常勤消防団に係る退職報償金支給条例」は廃止された。

町村消防団員退職報償金条例を記すれば

町村消防団員退職報償金条例（昭和五十三年二月十八日組合条例第二号）

改正昭和五十三年七月三日組合条例第七号昭和五十四年六月二十九日組合条例第七号

（目的）

第一条　この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二二六号）第十五条の八の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

（退職報償金の支給額）

第二条　退職報償金は、非常勤消防団員として五年以上勤務して退職した

者にその者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

（退職報償金の支給基準となる階級）

第三条　階級は退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く）の直近下位の階級とする。

（勤務年数の算定）

第四条　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2　前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合にはその月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第四条ノ二　非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

（遺族の範囲）

第五条　退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）

(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

（退職報償金支給の制限）

第六条　退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1)　禁錮以上の刑に処せられた者

(2)　懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受け退職した者

(3)　停職処分を受けたことにより退職した者

(4)　勤務成績が、特に不良であった者

(5)　前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

（退職報償金支給の時期）

第七条　退職報償金は、非常勤消防団員が退職時支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

（支給手続）

第八条　退職報償金の支給について必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

一　この条例は、昭和五十三年四月一日（以下「施行日」という）から施行する。ただし、施行日の前日以前に既に町村の条例の規定による支給事由の発生している者に係る退職報償金については、当該町村の条例の規定の例により組合が支給することができる。

（退職報償金の支給額の特例）

二　施行日の前日において、町村の条例の規定により、勤務十年未満の非常勤消防団員について退職報償金を支給している場合は、当分の間第二条の規定にかかわらず、規則で定める町村については、同条の額に規則で定める額を加算した退職報償金を支給することができる。

退職報償金の負担金は、団員一人について九、七七五円である。

本町関係者への退職報償金支給の状況は次のとおりである。

年度	支給金額	支給人員
昭和五十年度	二、三二五、〇〇〇円	四六名
昭和五十一年度	二、二九五、〇〇〇円	一四名
昭和五十二年度	五、一〇五、〇〇〇円	四四名
昭和五十三年度	二、四八〇、〇〇〇円	一七名
昭和五十四年度	一五、一四〇、〇〇〇円	八三名

2　公務災害補償

消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号）第一五条の七の規定により「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(二)　前項の場合においては、「市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に必要な施設をするように努めなければならない。」とあり、非常勤消防団員の公務上の災害による損害を市町村が補償することを規定したものである。

本町においては、下部町消防団員の定員、任免、給与、服務などに関する条例（昭和四十一年十二月二十八日条例第一四条第三項の規定により、公務による災害補償のため山梨県町村総合事務組合に加入している。

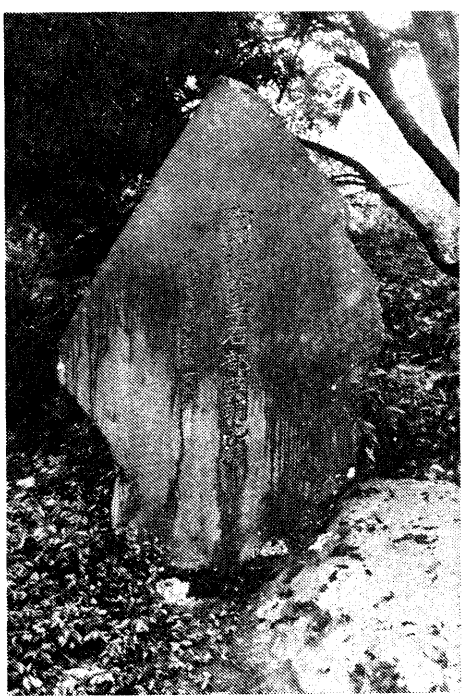

石部英明氏殉職の碑

別表　退職報償金支給額表（第二条関係）

階級	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上
団長	七〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
副団長	六〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
分団長及び副分団長	五五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
部長及び班長	五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
団員	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇

第五節　消防協力団体

一　婦人消防後援隊

消防活動の重要性にかんがみ、消防団に協力する自主団体として、婦人消防後援隊が結成された。本町は山間農耕地のため、男子は山仕事に従事するか、または出かせぎ、あるいは通勤の者が多く、日中はほとんど不在がちで、一朝有事の際は留守を守っている婦人や、在宅の者によって、積極的に消防活動がなされてきた。このように自己防衛の必要性から組織されたのが、婦人消防後援隊である。

後援隊の活動は、火災の未然防止、防火思想の普及およびカマドの検査、水火災発生時には消防団に協力応援し、幾度かの水、火災に際しては、本町婦人消防後援隊の活動は誠にめざましい働きがあり、今後の活躍が大いに期待されている。現在（昭和五十四年五月）本町に組織されている後援隊は五隊で、隊員数は一五三名である。

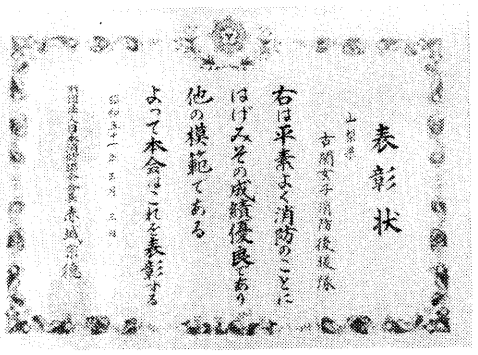

古関女子消防後援隊の表彰状

古関婦人消防後援隊

婦人消防後援隊（当時・女子消防後援隊）のはじまりは大正八年で、当時県下でも数少い存在であった。古関村大字古関部落の処女会（女子青年団）会員をもって編成、昭和三年十一月五日後援隊第一部として設置が認可され、市川警察署長及び村有志が多数出席し、盛大に結成式を挙行した。当時、村内に在住する、年齢一八歳から二五歳以下の独身者を以て隊員とし、活動してきたが、その後結婚前の女子はほとんど村内にはいなくなったため、昭和二十五年従来の女子消防後援隊を改組し、隊則を制定、未婚、既婚を問わず、年齢四〇歳までの者を隊員とし、その数五九名をもって現在に及んでいる。その間、消防団員と共に毎月一回、各戸の火の元検査を実施、また消火機械の取り扱いや、放水に至るまでの指導を受け、万一に対処できるよう訓練をなし、毎年行われる消防出初式にその技術を披露し、災害時には消防団活動を支援、負傷者の救護、たき出しなど、献身的奉仕を行ってきた。その功績により、山梨県警察本部長、県消防協会長、県知事からそれぞれ感謝状、表彰状を受け、また昭和五十一年三月七日の消防記念日には、結成以来の幾多功績が認められ、全国でも数少ない、日本消防協会長表彰を受けたことは、後援隊はもとより、本町の誇りとするところである。現在隊員数五九名

上田原女子消防後援隊

戦時中銃後を守る婦女子の役割は大きかった。戦後、災害時の補助の担い手として期待が寄せられたなかで、村議会議員をはじめ消防団、婦人会の役員を中心に、理解ある区民の協力のもとに、昭和二十八年一月十二日共和村消防団上田原婦人後援隊として、久野やよい隊長ほか二〇名の隊員をもって発足した。

区内に在住する一八才以上四五才までの女子をもって組織、以来二十有余年、消防後援隊の自覚と誇りをもって現在に受け継いでいる。

この間、ポンプ操法、機械器具の点検整備、部隊訓練など、後援隊としての必要条件を修得、また災害の未然防止のため、火の元検査の実施、防火思想の普及徹底をはかるとともに、出初式や綜合防災訓練など諸行事に参加、日ごろの成果を発揮して、有終の美をおさめている。

これら協力の結果により、県消防協会から再度にわたり表彰の栄に輝くとともに地域住民の信望厚く、今後後援隊に対する活躍が大いに期待されている。現在隊員数一四名である。

車田婦人消防後援隊

昭和三十六年二月十九日、日向寛世隊長ほか五三名をもって、車田婦人消防後援隊が結成された。

後援隊の規約によると、車田区在住の一六歳以上四五歳までの婦人を隊員とし、役員は隊長一名、副隊長一名、班長五名とし、組を単位として五班を編成、各班にそれぞれ班長を置き、指揮命令系統を詳らかにした。

結成以来隊員の努力と区民の理解協力により、順次被服の整備がなされてきた。「郷土を守るは私達の手で」を合言葉にポンプ操法、部隊訓練、消火栓の取り扱いなどを習得、火の元検査、講演、講習、映画会など開催、防火思想の普及とその徹底をはかり、また年次行われる出初式、町防災訓練にも参加している。

後援隊本来の任務を遂行したその功績により、昭和四十八年十二月、自治体消防制度二十五周年にあたり、優良婦人消防後援隊として、山梨県知事から表彰され、昭和五十三年四月ふたたび知事表彰の栄誉に輝き、地域住民が後援隊に寄せる期待は大きいものがある。現在の隊員数三一名。

切房木婦人消防後援隊

昭和三十六年二月二十一日、切房木区長、消防団第三部及び婦人会幹部により、婦人消防後援隊結成準備委員会が組織され、協議の結果次のとおり決議された。

一名称　切房木婦人消防後援隊
一年齢　満一六歳以上四五歳までの区内在住者。
一区域　第一班　上組
　　第二班　新井上沢組
　　第三班　日向組
　　第四班　日影組
一役員　隊長一名、副隊長一名、班長四名

同月二十三日準備総会が開催され、規約役員など協議決定し三月十二日町当局、消防団、関係者多数臨席の上、盛大に結成式を挙行、赤池和子隊長以下四四名の隊員よりなる切房木婦人消防後援隊がここに発足した。

その後、諸般の情勢により、隊員年齢を満二〇歳以上四五歳までと規約の一部が改正された。発足間もなく、区有志より後援隊に被服（隊服五〇着、腰ひも五〇本）の寄附がなされ、隊員に貸与順次服装も統一されてきた。

郷土愛の精神と、消防団に協力することを目的とする隊員は、ポンプ操法訓練に、部隊訓練に、また消火栓の取り扱いなど時代の要請にこたえた人工呼吸法などを修得、火災防止のため火の元検査の実施、消防行事である出初式、町防災訓練に奮って参加している。これらの功績が認められ、山梨県知事から、優良婦人消防後援隊として、表彰状が授与されたのをはじめ、幾多の栄誉に輝き現在におよんでいる。二三名の隊員は、地域住民の期待にこたえるため、日夜努力を続けている。

上之平女子消防後援隊

区民及び消防団員の理解と協力により、服装の整備がなされ、昭和四十六年六月一日、木川しげ子隊長ほか二六名の隊員をもって、上之平女子消

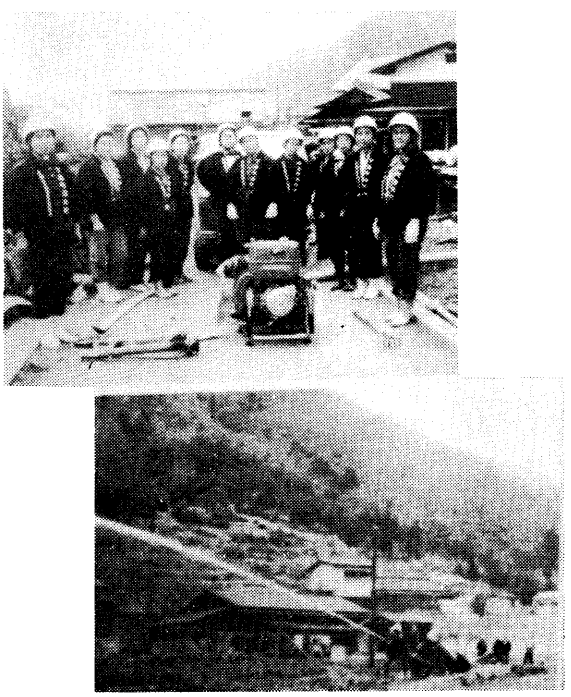

ポンプ操法と放水訓練中の上之平女子消防後援隊員

防後援隊が結成された。

当時、区内在住の年齢三五歳から五五歳までの婦人をもって隊員とし、隊長一名、副隊長二名、会計一名、庶務一名の役員構成により、隊の活動が行われてきた。後援隊は、消防団活動に協力するとともに「地域社会を守り、防災に関する知識を高め、技術的な心得を修得し、防災意識の高揚と、隊員としての資質の向上につとめることを目的とする」と隊則に制定されており、その意にそい毎月七日を「消防の日」と定め、ポンプ操法、機械器具の点検整備、部隊訓練、消火栓の取り扱い方、応急救護訓練、火の元検査の実施、講演、講習会などにより防火思想の普及徹底を図り、また台風、火災、交通事故などの災害時には出動、消防団に協力、被害を最少限にとどめており、部落民の後援隊によせる期待は、大きいものがある。前述のほか消防団出初式、町綜合防災訓練にも参加し、日ごろの成果を発揮している。このような功績が認められ、県消防協会長より感謝状が授与されたのをはじめ幾多の栄誉に輝き、今日に至っている。現在隊員数二六名

二　少年消防隊

少年消防隊は外郭的な後援団体であって、小学高学年の児童を中心として各地に結成された。

本町においては明治三十九年以降順次公設消防組が設立され、この機に乗じて少年消防隊結成の機運が芽ばえて来た。結成の時期などについては定かではないが、およそ昭和八、九年ころと思われる。昭和十一年発刊の「山梨消防現勢」によると既に富里・久那土・古関・共和の各学校に少年消防隊が組織されている。

いずれの消防隊も尋常科五年以上で組織し、村長、消防組頭、駐在巡査を顧問に仰ぎ学校長を隊長に首席訓導を副隊長に学校職員を指導員とし、高等科生徒中から小隊長を隊長が任命することになっている。係は大体警備係・給水係・運搬係・救護係・伝令係などとし、目的達成のためおよそ次のような趣旨にのっとって常時訓練を行っていた。

一　教練
二　非常時訓練
三　防火思想の宣伝
四　救護法
五　敬神崇祖
六　精神訓練
七　社会奉仕
八　その他必要なる事項

右はその本旨とするところは、ひとり消防隊としての訓練をするばかりでなく、敬神崇祖・社会奉仕などを通じて広く学校教育や、社会教育を織り込んだ精神面の教育にも役立たせようとするところにねらいがあったので、相当の成果があがっていた。

しかしながら敗戦を契機として世相が一変するに従い、自然解散になってしまった。

戦後学制改革によって新制中学校が発足したので、昭和五十一年小中学校にそれぞれ少年自衛消防隊が発足した。

本町においても下部、久那土、古関、各小中学校に結成をみている。現有数は小学校二七八人、中学校四八二人、計七六〇人で、各校とも消防計画書を作成し、この計画に基づき自衛消防訓練を実施し、防火思想の普及徹底をはかっている。

また、各校とも消防計画に則って防火管理を行い、毎年自衛消防組織により訓練を実施している。ここに古関中学校の計画の一部をあげると。

（自衛消防隊本部の設置及びその活動）

第十八条　自衛消防隊本部は、校庭の安全、かつ生徒全体をは握できる校庭東側に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。

2　自衛消防隊本部には防火対象物維持台帳及び在校者名簿等関係資料

を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

（通報・連絡）

第十九条　火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、消防機関「一一九」に通報すること。

2　通報連絡係員は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

㈠　授業中の場合

「只今○○室より火災が発生しました。生徒は全員校庭の○側に避難しなさい」

㈡　休憩中の場合

「只今○○室より火災が発生しました。教室にいる者は先生がすぐいきますから教室で静かに待ちなさい。校庭にいる者は、校庭の鉄棒のある所に集まりなさい。」

3　通報連絡員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防隊本部に通報すること。

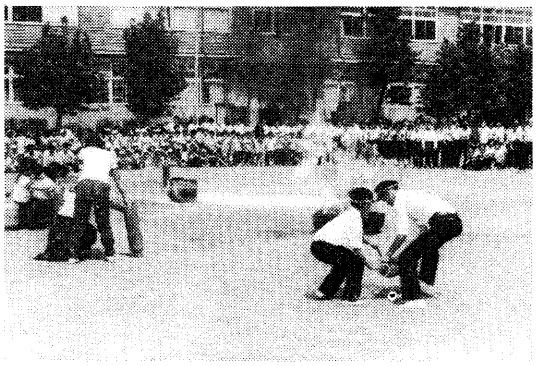

中学生による消火訓練

（消火活動）

第二十条　初期消火係員は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

2、消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

（避難誘導）

第二十一条　避難誘導は次により行うこと。

㈠　授業中校内出火の場合

ア　授業者は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。

イ　火災発生場所より反対側の階段を利用し避難させる。

ウ　学級会長は生徒名簿を持って先頭に立ち、教師は最後の生徒を確認して安全に避難させる。

エ　廊下・階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」を励行させる。

オ　校舎外では、かけ足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊本部に報告する。

カ　学用品等は、緊急の度合いを見て、持参させるか否かを指示する。

㈡　休憩中校内出火の場合。

ア　学級主任は自教室に直行し、混乱を防止するとともに定められた避難経路により避難誘導を行う。

イ　学級副主任は、特殊教室、便所、体育館に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。

ウ　校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

㈢　授業中隣接建物より出火した場合。

ア　授業者は、火災を覚知した場合、窓を閉め、カーテンを開けて、隊長の命令により校庭へ避難誘導する。

イ　校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

2　方外院に誘導する場合は、次により行う。

㈠　避難行動は、二列縦隊とし、途中列をみだす者に注意する。

㈡　方外院に到着したならばすみやかに人員点呼を行い、自衛消防隊

本部に報告する。

（防護安全措置）

第二十二条　防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について次の安全措置を講ずるものとする。

㈠　給食室及び用務員室のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動。

㈡　暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置。

㈢　その他防護安全上必要な措置

（残留生徒の救出活動）

第二十三条　救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

㈠　生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。

㈡　残留者がいた場合は、安全に救出する。

（応急救護活動）

第二十四条　応急救護係員は次の活動を行うものとする。

㈠　自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。

㈡　負傷者の応急処置を行うとともに学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し自衛消防隊本部に報告する。

㈢　救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速かに搬送できるように努める。

（休日・夜間における防災計画）

第二十五条　休日、夜間についての防災計画は、別紙古関中学校無人化対策による。

（装備）

第二十六条　自衛消防の装備ならびにその管理と、保管場所は次によるものとする。

㈠　装備

消火器	二十個
携帯用拡声器	一個
ヘルメット	八十〃
警笛	九〃
メガホン	九〃
学年旗	三旒

㈡　装備器材の保管場所は、消火器・ヘルメットは所定の場所、学年旗は教室、他は職員室ロッカーとする。

㈢　装備器材の維持管理は教務主任が行う。

第四章　震災対策

第一節　震災予防措置

（震災予防措置）

第二十七条　自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第二章各節の点検々査と合わせて、建物及び諸施設等の点検を毎月第二土曜日に行うものとする。

2　点検々査は次の事項に留意し、実施するものとする。

㈠　建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊・落下危険の有無。

㈡　戸棚・ロッカー・昇降口の靴箱等の転倒危険の有無

㈢　高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。

㈣　窓ガラスのひび割れ及びすのこの危険個所の有無

㈤　理科室の実験用器具・薬品による災害を防止するための措置の適否。

（地震後の安全措置）

第二十八条　各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）

2　各点検々査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検々査を実施し、異状の有無を防火管理者

に報告する。

3　防火管理者は、火器使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

（震災に備えての準備品）

第二十九条　震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

1　食糧、飲料水＝町教育委員会等と協議し、生徒全員の食糧を確保できる体制を確立しておく。（保管場所給食室）

2　医薬品担架＝保健室内の医薬品のほか、必要な薬品を確保しておく。（保健室）

3　毛布＝非常用として五枚を確保しておく。携帯用ラジオ、トランシーバー＝震災時に使用できるよう準備しておく（放送室）

4　学年旗、携帯用拡声機、メガホン、警笛＝自衛消防隊の装備器材を活用する。

（生徒引渡しカードの作成）

第三十条　防火管理者は、各担任教師をして、震災時に生徒を家族に引渡すためのカードを作成させ、引渡す場所及び方法等について明確にしておくものとする。

（避難場所）

第三十一条　避難場所及び避難経路は、次のとおり指定しておくものとする。

第一次避難場所　校庭北側金網附近

第二次避難場所　瀬戸方外院

（地震時の活動）

第三十二条　地震時の活動は、第三章各節によるほか、次によるものとする。

㈠　授業中地震が発生した場合の基本行動。

第一次措置、学校長等の基本行動

○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。

教師の基本行動

○地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。

○火気使用器具の始末をする。

第二次措置

学校長等の基本行動

○本部員は全生徒及び校舎の被害状況をは握するとともにその状況に応じた必要な措置命令を行う。

○本部員以外の者は、状況により生徒に教室にもどるよう指示する。

教師の基本行動

○地震動終了後混乱を静め、人員を確認し教室にいない生徒を調べる。

○生徒が全員教室にもどったかどうか、また負傷の有無を確認しその措置を講ずる。

○その後の行動について本部からの指示を待つ。

第三次措置

学校長等の基本行動

○授業中に準じて行う。

教師の基本行動

○授業中の避難に準じて行う。

（避難行動）

第三十三条　避難行動は、次により行うものとする。

㈠　生徒が机の下に身を防いだ時点で、座ぶとん等で防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。

㈡　校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部か

らの命令により行うものとする。

(三) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は、避難経路を即時に判断して行う、それ以外は第二十一条に定める通路に従い行うものとする。

(四) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。

(五) 広域避難場所への避難は隊列を保ち事故防止に努める。

(六) 広域避難場所への避難が完了した場合は、町教育委員会に連絡員を派遣する。

(七) 避難時における装備の携行者は次のとおりとする。

装備名	携行者	用途
担架	応急救護係	傷病者を搬送する
学年旗	学年主任	待避の際の印とする
トランシーバー	通報連絡係	避難時の連絡用として
医薬品	応急救護係	応急手当用
メガホン	学年主任	避難時の統率をはかるために使用
トランジスターラジオ	通報連絡係	情報収集するために使用
重要書類等	搬出係	非常持出品の搬出及び管理
毛布	応急救護係	傷病者の救護用具として使用
携帯用拡声器	本部員	避難時の統率をはかるために使用

（生徒の引渡し）

第三十四条　原則として部落長引卒して帰宅させるが、危険と判断される時は直接家族に引渡すようにする。その時はカードを渡し、名簿に必ずチェックする。

（以下省略）

子供クラブの防火活動

会員二〇名を有する大炊平子供クラブは、町内でもいち早く結成された。栃代川を眼下に眺めて山腹の中央に位置する二七戸の部落で、地形的に水利の便が悪く、平素火災に対する心配はたえなかった。

自分達の住んでいる地域を火災から守ろう、と自主的に防火活動を始めて三十有余年、冬期間寒さにも負けず毎日夕暮れ時に拍子木をたたき「マッチ一本火の用心」「ポンプ百より用心一つ」などと声をかけ部落内を回り、火の用心を呼びかけている。このためか大炊平部落には、火災がなく住民から喜ばれている。

子供達の防火活動が認められ、昭和五十二年四月、消防団の出初式の席上で、峡南消防本部消防長から表彰状が授与され、その功績をたたえられた。

三　山梨県消防協会峡南支部

広域消防の発足にともない、広域圏内各町の自治体消防団（団員数四、〇〇〇人）は連合して山梨県峡南消防連合会を組織し、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鰍沢町の北部消防署管内のブロックと、下部町、中富町、早川町、身延町の中部消防署管内ブロック及び南部町・富沢町の中部消防署南分署管内ブロックの三つに分かれていたが、その後、昭和五十年七月山梨県消防協会が結成されるに及んで、県下十個所の消防本部ごとに支部を設置することとなり、山梨県峡南消防連合会が山梨県消防協会峡南支部と名称を変更して今日に至っている。

よって連合会規約を峡南支部規約と改め、これに付随する施行細則と共に左に掲げる。

山梨県消防協会峡南支部規約

（名称）

第一条　この会は、山梨県消防協会峡南支部（以下「支部」という）という。

（事務局）
第二条　支部の事務局を、峡南消防組合消防本部内におく。
（会員）
第三条　支部の会員は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町の消防団員とする。
（目的）
第四条　支部は、防火・防災思想を普及し、消防施設の改善と消防活動の強化を図り、もって地域社会の災害を防止し、住民の福祉増進に寄与することを目的とする。
（事業）
第五条　支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1消防団相互の連絡協議。
2消防団の事業に対する協力。
3防火思想の普及徹底。
4消防に関する調査・研究・指導及び講習会の開催。
5消防機械・器具及び関係資材の購入あっ旋。
6会員及び消防団並びに消防功労者の表彰。
7会員の福祉厚生事業
8殉職傷疾会員並びに遺族に対する弔慰救済。
9雑誌・図書・その他刊行物の頒布及びあっ旋。
10その他支部の目的を達成するために必要な事業。

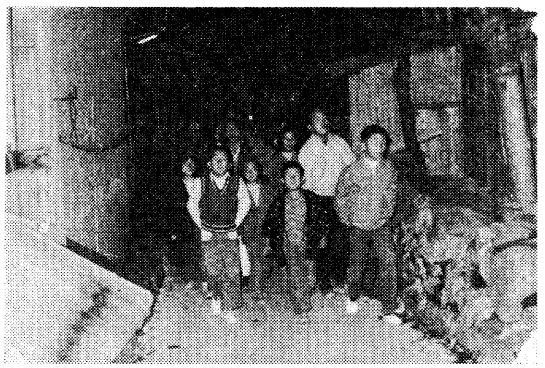
火の用心を呼びかける子供クラブ員

（役員）
第六条　支部に次の役員を置く。
1支部長　一名
2副支部長　二名
3理事　十一名
4監事　三名
5評議員　三九名（内一一名は理事）
（役員の選出）
第七条　支部長・副支部長は理事の互選とする。
2　支部長は支部に関する一切の業務を統轄処理する。
3　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の職務を代理する。
第八条　理事は各町消防団長の職にあるものをもってこれにあてる。
2　理事は支部の業務執行に参画する。
第九条　監事は会員の中より評議員会において推薦された者について、支部長がこれを委嘱する。
2　監事は事務の状況及び会計を監査する。
3　監事は理事を兼ねることはできない。
第十条　評議員は各町消防団の副団長以上の職にあるものをもってこれにあてる。
（役員の任期）
第十一条　役員の任期は一年とし、再任を妨げない。
2　役員は任期満了といえども、後任者が就任する迄の間は、なおその職務を行なうものとする。
3　補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（顧問及び参与）
第十二条　支部の事業を遂行するために必要がある場合において、支部長は理事会に諮り顧問及び参与を委嘱することができる。

2　顧問及び参与は支部長の諮問に応じて意見を述べることができる。

（事務局員）

第十三条　支部の事務を処理するため事務局を置き、事務局長及び書記若干名を置く。

2　事務局長は支部長の命を受けて事務を統轄する。

3　書記は事務局長の命を受けて事務に従事する。

（会議）

第十四条　支部の会議は評議員会及び理事会とする。

第十五条　評議員会は毎年一回支部長が招集する。ただし必要に応じて随時これを開くことができる。

2　評議員会は総会にかわる決議機関として、予算・決算の承認、事業計画その他支部の重要事項を審議決定する。

第十六条　理事会は必要に応じて支部長が招集する。

2　理事会は次の事項を議決する。

1評議員会に提出すべき議案。

2山梨県消防協会理事、評議員の選出、その他功労表彰の決定。

3評議員会の議決を要する事項で緊急を要し評議員会を開催する暇がないと認められた事項

4その他支部長が必要と認めた事項。

3　前項第三号の規定によって議決した事項については、支部長は次回の評議員会に報告しなければならない。

第十七条　支部長は、理事会及び評議員会の議長となる。

2　支部長に事故あるときは副支部長がこれにあたる。

第十八条　会議の議事は理事及び評議員の過半数が出席し、出席した理事及び評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十九条　各町の消防主任（係）は評議員会及び理事会に出席し、発言することができる。

（会計）

第二十条　支部に必要な経費は次の収入をもってこれにあてる。

1会費（負担金）

2寄附金及び補助金。

3その他の収入。

第二十一条　支部の資産中、現金は銀行預金とし、支部長がこれを管理する。

第二十二条　支部の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終る。

（補則）

第二十三条　この規約に必要な細則は理事会の議決を経て支部長がこれを定める。又その改廃についても同様とする。

第二十四条　この規約の改廃は評議員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規約は、昭和五十年七月十八日から施行する。

第六節　広域消防

行政は時代とともに変化するといわれているが、経済の高度成長を反映して、町民の生活様式の都市化に伴い、農山村地域でも都市と同様な行政サービスが求められている現状である。

またこれら社会環境の変化により、いわゆる近代化に附随して起こる災害、たとえば交通事故、油火災、新建材による火災誘発など、災害の内容も複雑多岐にわたり、一種の公害的様相を呈している。

消防の目的はいうまでもなく地域住民の生命・財産を災害から守ることであるが、最近は交通事故などの救急業務の必要性が痛感され、峡南十一町も昭和四十七年五月、もりあがる地域住民の総意にもとずいて「峡南消防組合」を結成し、峡南九万住民の豊かな生活が守れるよう期待し、市川

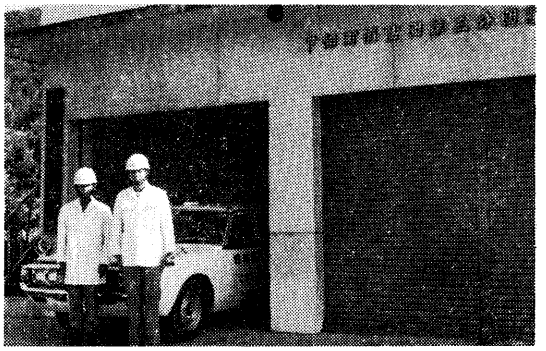

下部分駐所と救急隊員（古関）

大門町に消防本部及び北部消防署を置き、身延町に中部消防署を、富沢町に南分署をそれぞれ置いて、従来の消防団活動をこれに振り替えることでなく、従前の消防団活動はそのまま継続し、主に予防救急活動に重点を置き、消防団とも綿密な連絡をとりつつ、昭和四十八年四月一日山梨県から業務に重点出向された山本直幸を消防長に迎え、職員五十三人、ポンプ自動車二台、救急車三台、改造救急車二台で発足した。

消防組合の設置に伴い救急業務も開始して、地域社会に貢献している。道路の舗装が進み、車両は次第に大型化するとともに交通量は増加する一方交通事故も激増し負傷者や急患の輸送も日に日に多くなり、救急業務は多忙を極めている状態である。

本町は中部消防署の管内であるが、国道三〇〇号線本栖湖・下部温泉・釜額民宿など多くの人の集まる地域を持ち古関・久那土地区は中部消防署から遠隔の地域であるため急病人や交通事故など万一の場合に備えてのこの地域にも救急車の配置を要望、中部消防署下部分駐所が設けられた。

国道三〇〇号線沿い三宮司橋詰に下部町消防団第三分団第一部の消防詰所と併設、一階は消防ポンプ車と救急車の車庫。二階は消防団詰所及び峡南消防職員の待機室兼宿泊所となっており昭和四十九年二月十四日業務が開始され救急隊員二人が常時二十四時間勤務をしている。分駐所の管轄区域は古関・久那土地区及び大字北川であり、一一九番の電話が中部消防署に入ると無線指令によりキャッチし、直ちに出動することになっている。また火災が発生した場合消防団のポンプ車の出動とともに救急車をもって直ちに現場に出動することになっている。

ここに昭和四十八年業務開始から昭和五十三年六月まで、峡南消防署管内の救急活動の推移を挙げると

昭和五二年度中下部町救急出動件数

事故種別　件数　　事故種別　件数

火　災　〇　　労働災害　一　　自　損　四

自然災害　〇　　運動競技　二　　急　病　七七

水　難　〇　　一般負傷　三一　　その他　五

交　通　三五　　加　害　一　　合　計　一五六

備考　同年度における署別件数は北部署五五四件、中部署四七二件

南部署一四六件である。

下部町内救急車出動年別表

区分＼年	昭和四八年	昭和四九年	昭和五〇年	昭和五一年	昭和五二年	昭和五三年
出場件数	六七一	一、〇三三	一、九〇〇	一、一七二	一、三〇五	六六六
搬送人員	六五四	九九六	一、〇九五	一、一四七	一、二二七	六三一
不搬送	六六	九二	八六	一二二	一一一	五六

註　（昭和四八年は四月一日～一二月三一日まで
昭和五三年は一月一日から六月三〇日までの数である）

このように本町における救急出動要請件数も毎年増大するなかにあって下部分駐所の救急体制も強化され、地域住民の要望にこたえている。

一　峡南消防組合のあゆみ

昭和四十七年四月、設立事務組合発足、消防本部及び消防署の設置の政令指定の告示、同五月山梨県知事から一部事務組合の許可を受け、峡南消防組合消防本部発足。同年八月初代消防長山本直幸就任。翌四十八年一月消防職員五十三人採用。二月消防庁から救急車二台配車及び改造救急車二台購入、中部消防署南分署庁舎完成。同年三月ポンプ車二台購入、救急車（マイクロ型二B）二台購入、同月本部北部署庁舎完成。管内消防団と火災出動協定締結。

昭和四十八年四月一日業務開始。同月甲府・精進湖有料道路応援協定締結。甲府精進湖有料道路連絡協議会結成。同年五月職員八人採用。六月各町役場消防無線設置定時通話開始。七月ポンプ自動車購入南分署へ配置。十月及び十二月消防職員八人採用、林野工作車購入中部署に配置。救助工作車購入北部署に配置。

昭和四十九年二月早川分駐所・下部分駐所開所。三月及び十月消防職員十一人採用。十一月北部署車庫増築、化学車購入北部署へ配置。個別呼出用受信機八一基購入貸与。十二月、清水市消防本部と応援協定締結。携帯無線機十三基購入、消防職員一人採用。

昭和五十年三月増穂待機室開所、四月第二代佐々木鉄雄消防長就任。消防職員三人採用。救急車改造購入中部署へ配置。五月消防音楽隊規程制定隊長以下十五人。特別救助隊規程制定隊長以下二十四人。六月富士宮市芝川町消防組合と応援協定締結。八月救急車受領中部署へ配置。九月本部訓練所拡張五三九平方メートル、十月峡南地区総合防災訓練実施。富沢町自衛隊ヘリ参加。十一月可搬ポンプ購入北部署配置。特別救助隊陸上自衛隊北富士駐屯地入隊、隊長以下二十一人。

昭和五十一年消防職員三人採用、七月訓練塔完成。本部小会議室増築。

昭和五十二年一月軽連絡車配置替中部署。二月救助工作車配置替中部署。三月梯子車（二四メートル）消防自動車購入北部署へ配置。

昭和五十三年四月第三代保坂喜久男消防長就任、広域消防発足以来五年目を迎え、消防長以下八五人の消防職員は峡南地方九万の住民が安心して生活できるよう災害防除に万全を期している。

昭和四十七年四月峡南広域圏の一環として設置した峡南消防組合はその発足に当たって規約を制定した。同時に圏域内における従来の各町消防団の連合体をも結成して峡南消防連合会と称した。次に峡南消防組合の規約及び火災出動に関する細目協定を掲げる。

峡南消防組合規約

昭和四十七年山梨県指令地第五一三〇号

第一章　総則

（名称）

第一条　この組合は、峡南消防組合（以下「組合」という）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第二条　組合は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町及び富沢町（以下「組織町」という）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第三条　組合は、消防に関する事務を共同処理する。ただし、消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。

（事務所の位置）

第四条　組合の事務所は、山梨県西八代郡市川大門町一、七三三番地の一市川大門町役場に置く。

第二章　組合の議会

（議員の定数及び選挙方法）

第五条　組合の議会の議員の定数は、二十二人とし組織町のそれぞれの議会において当該議員のうちから二人を選挙する。

（議員の任期）

第六条　議員の任期は、組織町の議会の議員の任期による。

（補欠選挙）

第七条　議員に欠員を生じたときは、当該欠員を生じた議会においてすみやかに補欠議員の選挙を行なわなければならない。

2　補欠議員は前任者の残任期間とする。

第三章　組合の執行機関

（管理者、副管理者及び収入役）

第八条　組合に管理者一人、副管理者十人、及び収入役一人を置く。

2　管理者は、組織町の長の互選とする。

3　副管理者は、組織町の長の職にある者をもって充てる。

4　収入役は、管理者の属する町の収入役の職にある者をもって充てる。

（管理者の職務代理）

第九条　管理者に事故があったとき又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

（職員の任免）

第十条　組合に吏員その他の職員を置き消防長は管理者が任免し、消防長以外の吏員その他の職員は管理者の承認を得て消防長が任免する。

2　前項の職員の定数は条例で定める。

（監査委員）

第十一条　組合に監査委員二人を置く。

2　監査委員は、議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

3　監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあっては議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者にあっては四年とする。

第四章　組合の経費

（経費の支弁方法）

第十二条　組合の運営に必要な経費は、組織町の負担金その他の収入をもって支弁する。

2　負担金の納期、納入方法は管理者の定めるところによる。

附則

1　この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

2　第九条の規定により管理者が選任されるまでの間は、市川大門町長が管理者の職務を行なう。

峡南消防組合消防計画に伴う火災出動に関する細目協定

（目的）

第一条　火災を警戒し鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査・研究及び化学的理論と経験に基づく防禦技術が最高度に発揮されなければならない。

それには地形・地域別・構造別・気象別等の特異の火災に対処するため、消防力を有機的かつ合理的に運用すると共に、警防計画により防禦効果を高度に上げ、火災鎮圧に対処しなければならない。

そのため通常火災時・非常火災時・火災警報時・その他火災時ごとに所要の消防職（団）員の確保・参集場所・招集地域・招集基準・指揮系統等について、消防本部と管内消防団において協定することを目的とする。

（出動計画）

第二条　出動計画には、出動区分・出動区域・火災規模及び特殊な消防対象物ごとに出動人員・出動車両等を定めるものとし、これは各消防団毎に定める。ただし、火災の状況により消防団長が認めたものについては、消防力を増減することができるものとする。

（出動及び出動区域等）

第三条　町村が管理する消防ポンプ自動車以外の消防ポンプ自動車（積載されているもの以外の小型動力ポンプ・手挽動力ポンプ等）は原則として設置地域（分団）以外の災害には出動しないものとする。

2　偵察出動とは、附近住民等より火災であるかどうか判然としない報告、又は通報があり現場確認の必要があるときの出動をいう。

3　特命出動とは、特殊な小火災（自動車・電柱落雷等）が発生したと

き、又はこれに類する火災を覚知し又は発生した時の出動をいう。

4　偵察出動及び特命出動は、各分団のみ出動するものとする。

5　第一次出動とは特命出動以上の火災が発生した時、及び火災覚知時において未だ火焔を認知せず又は他へ延焼危険性のない時の出動をいう。この場合の出動台数は二～三台とする。

6　第二次出動とは、第一次出動以上の火災が発生した時、及び火災警報発令中に第二次出動に該当する火災が発生した時の出動をいう。この場合の出動台数は四～六台とする。

7　第三次出動とは、第二次出動以上の火災が発生した時及び火災警報発令中に第二次出動に該当する火災が発生した時の出動をいう。この場合は六台以上とする。

（応援出動）

第四条　町村相互間における消防隊の応援出動は別に文書を以て相互応援協定がなされている町にあっては、当分の間その協定に基づき、その他の町村にあっては、別に定める応援出動計画によるものとする。

（現場指揮）

第五条　火災現場における消防署消防隊と、管内消防団消防隊との指揮統制を円滑に行うため、当分の間次の方法によって現場指揮を行う。

㈠現場指揮は原則として消防署消防隊、又は消防団消防隊の何れか上席幹部がこれに当り、第二次出動以上の火災現場における指揮は、団長及び署長並びに消防長が協議して行う。

㈡先着隊の指揮は、現場到着後分団長又は副分団長が到着するまでの間は、部長又は班長が指揮にあたる。

㈢分団長又は副分団長が現場に到着したときは先着隊の指揮者はすみやかに担当方面の火勢の状況及びその範囲等を報告し、指揮の引継ぎを行うものとする。

㈣出動消防隊の指揮統制は、主として分団長又は副分団長があたり、団長又は副団長が現場に出動したときは、全消防隊の指揮統制は団長又は副団長が行う。

㈤前三号の場合においては、団長又は副団長を署長（司令又は司令補）と分団長又は副分団長を司令補と、部長を士長と、班長を副士長と読み替えてそれぞれ適用する。

（警防誘導員の設置等）

第六条　警防誘導員は、管内消防団におくものとする。

二　警防誘導員は各団の各部ごとに二名を選出し、その数は四五〇名とする。

（警防誘導員の任務）

第七条　警防誘導員は災害現場において現場最高指揮者又は消防連絡員の指揮を受け、消防職（団）員及び警察官と緊密な連携を保ち、かねて次の活動を行なう。

㈠　火災現場においては、直ちに消防法第二十八条の消防警戒区域の設定を行い、火災現場における消防活動が円滑にできるよう万全の措置を行うものとする。

㈡　各消防隊の災害現場における水利並びに進入路の誘導、山林火災時の案内等十分な措置を講ずるものとする。

（附則）

この協定は昭和四十八年四月一日から施行する。

三珠町消防団長　依田　文吉
南部町消防団長　木内　幸男
市川大門町消防団長　名取　一
富沢町消防団長　望月　寿雄
六郷町消防団長　小林　幸喜
消防長　山本　直幸
下部町消防団長　佐野　隆喜
立合人　管理者　小林　豊
増穂町消防団長　斉藤　正治
南巨摩郡町村会長　簇持保太郎
鰍沢町消防団長　海野　久雄
中富町消防団長　尾形　大作
早川町消防団長　松田　寛正
身延町消防団長　遠藤　実

第三章　火　災

第一節　火　災

一　概説

「火」や「災」（災を灾とも書く）の文字の成り立ちについて「漢字の起源」によると、火は図、にも見る通り、火の燃えている形がもとで、現在の字形に変化して来たという。

災の方が面白い。上半部は、河床に砂がたまって、流れをせき止めている形で、もとは河川の災害を示したものであったが、広く一般的な災害の意味を持つようになり、下に火をつければ、火事の災害になったという、火事の災害の意味のものとしては「ウカンムリ」は家の意味で、下に火があるので、最初は、家屋の火災を表す文字であったが、今は災害一般を表す文字につかわれている、災の語源については、さらに次のようなことがいえる「人間は、あやまちのある動物」であって、炉に火を保存している途中で、間違いから家を焼いてしまうこともたびたびあった。従って、火災の災の字は「ウカンムリにヒ」つまり「灾」の文字を用いた。

昔から地震、雷、火事、親父と、こわいものの代名詞になっていた、火災は、今も昔も変わりなく恐るべきものである。



火災文字の起源

徳川幕府法の一つに、寛保二（一七四二）年に公事方御定書上下両巻百カ条があるが、この七十条に、

火付御仕置之事

一　火を付候者、火罪

但焼立申さず候はば引廻の上、死罪

一　人に被頼火を付候もの　死罪

但頼候もの　火罪

とあり、また、正徳元（一七一一）年五月、江戸市中に出された高札には、次のようなことが記されている。

一　火を付くるものを知らば早々申出るべし、若しかくし置においてはその罪重かるべし、たとえ同類たりというも申出るにおいてはその罪をゆるされきっと御褒美下さるべし

一　火を付くるものを見付けばこれを捕え早々申出べし、見のがしにするべからざる事、あやしきものあらばせんさくをとげて、奉行所へ召連れ来るべき事

一　火事場へ下々相越し、理不尽に通るにおいては御法度の旨申聞かせ通すべからず承引なきもの搦捕うべし、万一異議に及ぶは討捨たるべき事

一　火事出来のときみだりに馳参るべからず、但役人指図のものは格別たるべき事。

一　火事出来の節、他車、大八車にて荷物を積みのくべからず。鑓・長刀・脇差等ぬきみにすべからざる事

右条々、相守るべし、もし相背くにおいては、罪科に行なわるべきものなり

正徳元年五月　　奉行

昔から、火事を出せば七代たたるといわれているが、文化、文政のころは「所払」「押込百日」とがの刑を受けただけであったが、火付けとなると引き回しの上火罪で、火焙りにされ、親類、縁者まで影響を受けて

「所払」とか「田畑、家屋敷、家財没収」などがあった。

放火の罪は、明治に入っても死罪をいい渡されたのは、新しい法律を定めるいとまがなかったものと思われる。しばらくの間江戸幕府制定の法によって処罪されたものと思われる。しかし、放火の罪は、従前火焙りの刑であったが、梟首（さらし首）にかえられた。

明治三年十二月二十日、新律綱領が発布されてその中に、放火の罪が定められている。この法律が、明治六年六月十三日次のように改正された。

第二百七十九条、凡火を放ちて故さらに自己の房室を焼く者は懲役九十日、未だ焼燬に至らざる者は一等を減ず、若し期せずして公廠、倉庫及び民舎を延焼する者は懲役二年半、因って財を盗む者は懲役終身。

第二百八十条　凡火を放ちて人の宅舎、房室を焼き、期せずして人の宅舎に延焼するものは懲役十年、さらに明治十三年七月十七日、新しい刑法が布告され、同十五年一月一日から施行された。この第二章第七節に「放火、失火の罪」によると第二百二条、火を放って人住居したる家屋を焼燬したる者は、死刑に処する。

また、第四百五条には、火を放て人を乗載したる船舶、汽車を焼燬したる者は、死刑に処する。其の人を乗載せざる船舶、汽車に係る時は重懲役に処する。

第四百六条　火を放って、山林、竹木、田野の穀麦又は、露積したる柴草竹木、其の他の物件を焼燬したる者は軽懲役に処する。

第四百七条　火を放って自己の家屋を焼燬したる者は、二ケ月以上二年以下の重禁固に処す。

第四百八条　放火の罪を犯し、軽罪の刑に処する者は、六月以上二年以下の監視に付す。

このように、時代は変わっても、放火の罪はいずれも重罪であった。

文政元年、出火により関係書帳簿を焼出した村役人は、村の衆宛次のような詫状を出している。

詫書之事

一　村方入会やま約定書ならびに其の書るい。
一　御年貢勘定帳ならびに宗門帳
一　御普請箇所附帳ならびに人足帳

右は私儀火事ニ付折節大風吹凡右品物小箱のままに合兼ついに焼失仕り候ニ付御村方衆中様へ一向申訳無之何卒右之段御詫申上候間御聞届被下難有奉存候依之一札申候処如件

甲州八代郡東河内領
熊沢村
名主　〇〇〇〇

文政戊年
十一月廿九日

同村百姓代
喜右衛門様
外　御村中様

昔は火事は神業だと信じ、人間の罪悪に対するむくいであると恐れ、燃えるにまかせていたらしい。そして火が消えると焼跡に、尻久米縄を張って御神酒を献じ、火事封じの祈禱をしてそこには家を建てなかった。

神様の力によって防ごうと火伏の守護神をまつった、京都の愛宕神社、山科町来迎寺の火除稲荷大明神、静岡の秋葉神社など、今も火除けの神として祀られている。



建物火災（昭和53年10月）

2　本町の火災

火災は、気象の状態、道路状況、水利関係、建物の構造、消火機器などにより、その被害の大小が決められるようなものである。

消火器材の発達していない時代には、水によって消火するよりも、建物を破壊して延焼するのを防いだ。このような状況のなかで、消火に困難をきたし、大火の原因となったものと思われる。

時代の推移により、生活様式の変遷、道路網の整備、消防施設、設備の充実、防火思想の普及徹底などにより、火災の発生は少なくなりつつあるが、もし折悪く発生した場合でも被害は最少限にとどめられている。

町内に発生した火災について、記録をひもといてみると、江戸、明治の時代に大火が多く、これらはいずれも建物の様式もさることながら、消火の設備施設が完備されていない時代であった。

次に享禄年代より昭和五十三年までの火災を神社、仏閣、一般建物に分けて列記すると、

神社・仏閣の火災

村名	発生年月日	被災状況
古関村	享禄元・一一・	諏訪神社焼失
市之瀬村	慶長九・一一・二六	妙円寺本堂他全焼
三沢村	承応三・ 延宝五・八・一五	十五所神社拝殿全焼
常葉村	享保三・二・二六	常幸院全焼
杉山村	寛延三	有明寺全焼
大磯・小磯村	天保三	磯善院観音堂全焼
常葉村	慶応元・三・一七	正因寺全焼
熊沢村	明治元・六・二六	住安寺全焼
切房木村	明治三・一〇・一三	竜泉寺全焼
中之倉村	明治五	長盛寺全焼
北川村	明治六・九・二七	山神社全焼
常葉村	明治七・六・一	明珠院全焼
根子村	明治八・二・一四	神明社全焼
古関村	明治九・一・四	地蔵堂全焼
富里村	明治一〇・旧九・八	常葉、東前院地蔵堂全焼
富里村	明治一八・三・一二	波高島、大竜寺全焼
富里村	明治二〇・八・二	常葉、常幸院庫裡全焼
久那土村	明治三二・一・三一	市之瀬、妙円寺庫裡、客殿全焼
古関村	明治三二・一二・二九	水船、水船庵全焼
久那土村	明治三六・九・八	古関、子ノ神社全焼
久那土村	明治三八・一二・一六	水船、諏訪神社全焼
		切房木、御崎神社全焼

富里村	大正二・二・一一	岩欠、天神社全焼
富里村	昭和六・一・二四	和名場、山神社全焼
富里村	昭和六・一・二四	和名場、宗泉院全焼
古関村	昭和一一・四・二〇	瀬戸、天神社全焼
古関村	昭和二一・一二・一六	釜額、長沢寺全焼

一般建物の火災

村部落名	発生年月日	被害状況
三沢村	元禄一三	一戸全焼
上之平村	文化七・一二・一〇	三五戸全焼
切房木村	文政六・五・一	二戸全焼
切房木村	文政六・五・八	七戸全焼
熊沢村	文政九・一一	一戸全焼
大子（宮木村）	弘化四・四・一九	
切房木村	嘉永二・一二	一戸全焼
上之平村	嘉永三・二・八	四四戸全焼
切房木村	嘉永三・	一戸全焼
切房木村	嘉永五・一二・二一	七戸全焼
上之平村	安政四・	二六戸全焼
下部村	慶応二・	一戸全焼
中之倉村	明治三・二・二	二戸全焼
常葉村	明治三・二・九	二戸全焼
常葉村	明治三・三	二〇戸全焼
釜額村	明治三・一〇・一三	四戸全焼
下部村	明治三・一一・一四	六戸全焼
釜額村	明治四・六・四	一戸全焼
折門村	明治四・一二・一六	一戸全焼
常葉村	明治五・五・一	二戸全焼
古関村	明治五・六・二八	二戸全焼
常葉村	明治五・七・二七	二戸全焼
下部村	明治六・一二・二三	二戸全焼
常葉村	明治七・四・一八	一〇戸全焼
水船村	明治七・一一・二〇	三戸土蔵一棟全焼
芝草村	明治八・二・五	一四戸全焼
瀬戸村	明治八・三・二七	五戸非住家五棟全焼
大磯・小磯村	明治八・四・一九	四戸非住家四棟全焼
車田村	明治八・七・一七	一戸非住家三棟全焼
富里村	明治八・九・一九	一戸二棟全焼
富里村波高島	明治一〇・九・八	二二戸全焼
富里村	明治一二・三・二二	四戸全焼
富里村市之瀬	明治一五・六・四	三戸全焼
三沢村	明治一五・一一	三戸全焼
切房木村	明治一七・三・一	七戸全焼
切房木村	明治二〇	一戸全焼
久那土村切房木	明治二二・一二	七戸全焼
古関村古関	明治二三	一戸全焼
久那土村切房木	明治二五	七戸全焼
久那土村切房木	明治三二・三	一戸全焼

古関村古関	明治三三・四	一戸全焼	
久那土村三沢	大正三・三・五	二戸五棟全焼	
久那土村三沢	大正三・三・一七	二戸全焼	
富　里　村	大正三・八・六	富里村隔離病舎本館全焼	
久那土村車田	大正三・八・二四	一戸全焼	
久那土村切房木	大正三・九・九	一戸全焼	
久　那　土　村	大正六・二・二五	久那土村隔離病舎半焼	
久那土村車田	大正八・六	一戸全焼	
古関村根子	大正九・一・八	四戸全焼	
久那土村芝草	大正九・四・一	一戸全焼	
久那土村樋田	大正九・四・二四	三戸全焼	
久那土村切房木	大正九・一二・二九	二戸全焼一戸半焼	
久那土村三沢	大正一三・三・九	一戸全焼	
古関村古関	大正一三・六・一八	三戸全焼	
久那土村三沢	大正一三・八	一戸全焼	
久那土村三沢	大正一五・五・四	非住家一棟全焼	
久那土村三沢	大正一五・九・二二	二戸六棟全焼	
久那土村車田	大正一五・一一・一八	非住家一棟全焼	
古関村古関	昭和二・五・五	一戸全焼一戸類焼	
久那土村樋田	昭和四・一・一六	一戸全焼非住家一棟半焼	
富里村栃代	昭和四・二・六	二戸全焼	
久那土村切房木	昭和四・五・三〇	一戸全焼	
久那土村三沢	昭和四・七・二七	二戸全焼	
富里村常葉	昭和五・九・二〇	一戸全焼	
富里村杉山	昭和六・一・二四	八戸全焼	

久那土村車田	昭和六・二・一〇	一戸全焼	
落居村熊沢	昭和六・三・六	非住宅一棟	
富里村杉山	昭和六・六・一	六戸全焼	
久那土村三沢	昭和六・一〇・三	二戸全焼	
富里村常葉	昭和七・五・一一	一戸全焼	
富里村市之瀬	昭和七・五・一一	二戸全焼	
久那土村三沢	昭和七・八・一七	非住家二棟	
富里村常葉	昭和七・一〇・二	非住家一棟	
富里村北川	昭和七・一一・八	四戸全焼	
富里村下部	昭和七・一一・二〇	二戸全焼	
富里村下部	昭和八	三戸全焼	
古関村瀬戸	昭和八・一一・一二	二戸全焼	
富里村常葉	昭和九・二・一三	一戸全焼	
久那土村樋田	昭和九・七・三	一戸全焼	
富里村市之瀬	昭和九・七・二二	一戸全焼	
落居村熊沢	昭和一〇・二・一四	一戸全焼	
富里村下部	昭和一〇・三・八	四戸全焼	
富里村常葉	昭和一一・一・二七	一戸全焼	
久那土村車田	昭和一一・二・一五	一戸全焼	
古関村瀬戸	昭和一一・四・二〇	八戸全焼	
共和村一色	昭和一二	一戸全焼	
久那土村三沢	昭和一二・六・	一戸全焼三戸半焼	
富里村常葉	昭和一二・一二・二三	二戸全焼	
富里村北川	昭和一三・一・二七	一戸全焼	
富里村常葉	昭和一四・二・二〇	一戸全焼	

富里村栃代	昭和一四・二・二七	二戸全焼
古関村	昭和一四・五・八	一戸全焼
久那土村三沢	昭和一四・一二・二三	非住宅二戸全焼
久那土村道	昭和一六・七・二〇	一戸全焼
久那土村切房木	昭和一七・一・八	一戸全焼
久那土村切房木	昭和一九・六・二二	非住家一戸全焼
久那土村切房木	昭和二〇・四・一四	一戸全焼二戸半焼
古関村釜額	昭和二〇	一戸
久那土村三沢	昭和二〇・一二・二〇	非住家一戸全焼
古関村釜額	昭和二一・一二・一六	一三戸全焼
久那土村車田	昭和二二・三・九	車田区事務所全焼
久那土村道	昭和二二・七・一九	非住宅一戸全焼
久那土村切房木	昭和二二・九・二三	非住宅一戸全焼
富里村常葉	昭和二三・一・四	非住宅一戸全焼
久那土村三沢	昭和二三・五・一〇	二戸全焼
山保村嶺	昭和二四・一・一七	一戸全焼
久那土村三沢	昭和二四・三・六	一戸全焼
富里村北川	昭和二四・六・四	非住家一戸全焼
富里村常葉	昭和二四・六・一二	一戸全焼
久那土村芝草	昭和二四・八・一七	一戸全焼
富里村杉山	昭和二五・三・一二	四戸全焼
久那土村樋田	昭和二六・二・八	二戸全焼
久那土村切房木	昭和二七・一〇・七	非住家一戸全焼
富里村川向	昭和二八・三・三一	七戸全焼
久那土村三沢	昭和二九・一・六	一戸全焼

下部町市之瀬	昭和三〇・一・一二	一戸全焼
下部町常葉	昭和三〇・七・一七	一戸全焼
下部町杉山	昭和三〇・一二・一一	非住家二棟全焼
下部町岩欠	昭和三一・一・九	一戸全焼
中之倉	昭和三二・一・一九	三戸全焼
清沢	昭和三二・四・六	一戸全焼
三沢	昭和三三・二・一四	一戸全焼
市之瀬	昭和三四・一一・二九	一戸全焼
丸畑	昭和三六・九・一三	二戸全焼
三沢	昭和三七・三・二八	一戸半焼
切房木	昭和三八・二・二	一戸半焼
北川	昭和三八・一二・三	一戸全焼（死者一名）
常葉	昭和三九・四・二	一戸全焼
古関	昭和四一・一・二三	非住家一棟半焼
三沢	昭和四一・一一・一〇	久那土小学校小使室
芝草	昭和四二・一・四	非住家一棟全焼
久保	昭和四二・三・三	一戸全焼
常葉	昭和四二・六・一九	一戸全焼
丸畑	昭和四四・一〇・一九	非住家半焼
市之瀬	昭和四四・一一・二〇	一戸全焼
常葉	昭和四四・一二・五	一戸全焼
三沢	昭和四五・一・二二	非住家一棟全焼
常葉	昭和四五・四・二二	一戸全焼非住家全焼
常葉	昭和四五・五・二五	一戸全焼
一色	昭和四五・五・二六	一戸全焼

下部	昭和四五・九・二一	一戸全焼
久保	昭和四六・九・四	一戸全焼（死者一名）
一色	昭和四六・九・九	一戸全焼
大磯小磯	昭和四八・一〇・六	一戸全焼
古関	昭和五〇・一・八	非住家（工場）一棟全焼
古関	昭和五〇・二・二一	非住家一棟半焼
下部	昭和五〇・一二・二三	一戸半焼
岩欠	昭和五一・四・一七	非住家一棟全焼
一色	昭和五一・一二・六	一戸全焼
大磯小磯	昭和五二・二・一五	工場三棟全焼
釜額	昭和五三・四・一九	非住家二棟全焼
清沢	昭和五三・一〇・三〇	二戸全焼
中之倉	昭和五三・一一・一九	非住家一棟

三　森林火災

森林資源の保護の上から、林野の火災防止は欠くことのできないことであるが、建物の火災に比して、一般に軽視される傾向にある。耐火建築が増加しているとはいえ、我が国の一般住宅建築様式からして、なお相当量の木材を必要としている。戦後、国土の復興に、開発にと公有林をはじめ、民有林にいたるまで、ことごとく伐採された。こうした情勢下において、森林資源の確保のため、国を挙げて緑化運動にあたっている、木材は、伐採期に達するまで、苗木の植え付けから、数十年の歳月を要するのであるが、この間、万一森林火災の被害を受けた場合は、これまでの苦心も水泡に帰することになる。

林野火災の出火原因は、たき火及びタバコの火の不始末によるものが多く、全体の六二・九パーセントを占めている。昭和四十八年から五十二年まで、五年間の林野火災について、県消防年報によると、発生件数三八〇件、損害額一億二、四〇三万七、〇〇〇円で、焼失面積は四四〇、五〇一アールとなっており、また峡南消防本部消防年報によると、西八代、南巨摩両郡（但し上九一色村を除く）に発生した林野火災は、三五件で焼失面積は、三、五六九アールである。

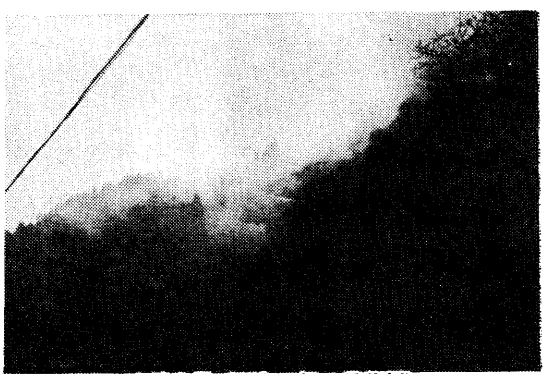

山林火災（昭和42年２月釜額）

いずれも年間を通じて、二月から四、五月に多発しており、気象状況からして、発火しやすい状態の場合が多く、殊に林野においては、枯れ葉の最も焼けやすい季節で、タバコやたき火が、枯れ草に引火する例が多く、入山者、林業作業者など、特に注意を払うよう心がけなければならない。

年々おこる林野火災の実態を考慮し、これの出火防止に十分なる配慮を期すべきである。大正・昭和初期ころ、林野火災の防止と、資源保持の立場から、林野警察や、林野消防組が設けられた時代もあった。

本町の林野火災について、大正の末期から昭和五十三年まで五八件の発生をみ、これら火災によって林野資源ばかりでなく、尊い人命をも失っている。

林野火災を列記すると、次のとおりである。

部落名	発生年月日	被災状況
富里村北川	大正一一・四・一三	山林約二ヘクタール
久那土村道	大正一一・四・一四	不詳
久那土村三沢	大正一五・四・一五	山林約一五アール
山保村久保	大正一五・四・二三	山林約二〇ヘクタール
久那土村水船	昭和三・三・二二	山林約一ヘクタール
富里村杉山	昭和四・二・二三	不詳
久那土村切房木	昭和六・三・一五	山林約四〇アール
富里村杉山	昭和七・一・一〇	山林約六アール
久那土村水船	昭和七・四・七	山林約五〇アール
古関村古関	昭和七・四・二六	不詳
富里村市之瀬	昭和九・三・八	不詳
古関村大磯小磯	昭和一〇・三・一三	山林約五〇ヘクタール
久那土村切房木	昭和一五・一・五	不詳
久那土村車田	昭和一六・一・三	〃
久那土村三沢	昭和一七・三・二二	〃
久那土村三沢	昭和一八・一・二七	山林約四アール
久那土村三沢	昭和一八・三・三	不詳
富里村杉山	昭和二二・四・一一	〃
富里村常葉	昭和二三・一二・二六	〃
富里村常葉	昭和二四・三・一	〃
古関村釜額	昭和二五・二・二八	〃
富里村岩欠	昭和二六・一・二四	〃
古関村中之倉	昭和二六・二・一	〃
富里村杉山	昭和二六・二・二	山林約二五ヘクタール
古関村中之倉	昭和二六・五・七	不詳
富里村上之平	昭和二八・	〃
富里村常葉	昭和二八・	〃
釜額	昭和三三・五・二七	〃
古関	昭和三四・二・二一	〃
市之瀬	昭和三四・三・一九	山林約一〇アール死者一名
常葉	昭和三五・二・二四	山林約三ヘクタール
民有林	昭和三六・四・四	不詳
古関	昭和三七・二・一	〃
折門・八坂・大磯・小磯	昭和三八・一二・一九	山林原野約一八・四八ヘクタール
大磯小磯	昭和四一・二・五	山林原野約一・〇二ヘクタール
古関	昭和四一・一一・二五	不詳
釜額	昭和四二・二・七	山林約四ヘクタール
常葉	昭和四二・四・二一	山林約一一ヘクタール
大磯小磯	昭和四二・五・二〇	山林約一五アール
折門	昭和四二・五・三〇	山林原野約三アール
三沢	昭和四三・二・七	山林約一・〇二ヘクタール
湯之奥	昭和四三・四・三	原野約一アール
三沢	昭和四四・一一・二八	山林原野約一五アール
折門	昭和四五・一・二九	山林約一ヘクタール
道	昭和四五・二・一一	山林約五ヘクタール
切房木	昭和四五・三・三一	山林約三・五ヘクタール
常葉	昭和四五・一一・一三	

常葉	昭和四六・四・一三	山林約二ヘクタール
市之瀬	昭和四六・一二・四	山林約二六アール
湯之奥	昭和四六・一二・七	山林約一二ヘクタール
常葉	昭和四八・二・一〇	山林約三六ヘクタール
三沢	昭和四九・四・二	山林約二〇アール
桃ヶ窪	昭和四九・四・一五	山林約一ヘクタール
清沢	昭和五一・一・二三	山林約三〇アール死者一名
瀬戸	昭和五一・三・二〇	山林約二・五ヘクタール
根子	昭和五三・四・九	山林約一〇アール
道	昭和五三・四・九	山林約一〇ヘクタール
熊沢	昭和五三・九・一	山林約二アール

第二節　今後の課題

一　戦後の火災の特性

高度経済成長政策に与えられた、昭和四十年代の前半の火災の特質は、多くの焼死者を出したホテル火災の出現である。

すなわち、昭和四十一年の水上温泉の火災、同四十三年の有馬温泉、同四十四年盤梯熱海温泉の火災などである。この三大火災は戦前、戦中、あるいは昭和二十年、三十年代の大火とは異質のものである。後半デパート、スーパー産業の一層の発展とともに、地方都市に進出する幕あけともなった。

これらの中高層ビルは機能の合理性、空間の有効利用、みかけのはなやかさ、スマートさが常に優先し、われわれがもっとも切実に望んでいる安全性は、二次または三次的なものとされたのである。一度建設されてしまうと、建築物の根本的改造は、不可能となる。

昭和四十七年五月十三日に発生した大阪、千日ビルの火災（死者一一八名）昭和四十八年十一月二十九日に発生した熊本大洋デパートの火災（死者一〇四名）などは、前述のような時代背景のもとに生じた火災である。

近年一般家庭においても、建築物の内装などに、石油化学製品を「新建材」と称し、幅広く利用されるようになった。もとが有機物だけに、可燃性が強く単に燃えるだけでなく、刺激性の強いガスを出しながら燃えるので、火災の時には人命事故に発展する恐れが大きく、また実際にこのような事故が発生している。

近年都市災害の様相が変わり、多数の死者を出す事例が多くなった。死者の多くは、早期避難に失敗して、煙死したものである。

火災対策が、人命の安全を確保することを第一にとりあげなければならないことは、今さら言うまでもないことである。

最近の一般建築様式は、新建材を使って、ほとんどが土かべのない空洞の壁体で燃えやすく、衣類は火がつくと皮膚にぴったりついて、やけどを負う化学繊維の使用など、われわれの身の囲りは文化生活の向上により、電化製品、燃料は薪から電気、ガスにうつり、家庭用具は火に弱いプラスチック製品、衣類はテトロンその他の化学製品と、火災には悪条件の積み重ねの中の生活である。

本町消防団も、進展する現在の状況に遅れることなく、日夜消防業務推進のため団員の質の向上、機具の新鋭機械化など、広域消防と相協力するなかで、ますます複雑多岐にわたる消防戦術においても、観光地下部温泉街、釜額の民宿の防火・防災をはじめ、一般民家の改造建築に伴い、積極的に、化学消防の装備の充実と、辺地部落の水利を強化して、火災はもちろん、あらゆる災害に対処できるようにすべきである。

第四章　風水害

風水害にまつわる史実伝説

「山紫水明」とも「春風駘蕩」ともいわれ清らかさ、穏やかさの代名詞であり、生命の根源である水や空気は、一度怒れば暴風洪水となって日本列島を襲い、そのもたらす災害は、はかり知れないものがある。

暴風雨の襲来は、太古から毎年のようにあったと推定されるが、四方を山に囲まれた甲斐の国は、一度豪雨に見舞われると、低地は湖沼となって葦の生い茂る不毛の地と化したという。この事を裏付けする伝説はいくつかある。「鰍沢町小柳川ニハ蹴裂明神（祭神手力雄の神）アリ、村記ニ「本州上古ノ時湖ナリシヲ、此ノ神山ヲ蹴裂キテ水ヲ行リ平地トナセリ」（甲斐国志）と蹴裂明神の由緒を伝えている。また景行天皇の御宇、日本武尊の御東征の折「国成の玉」を埋めて神に祈れば、低地一帯の湖水が退水したとも伝えられ、また養老年中（七一七～七二三）には僧行基が巡錫のみぎり衆生済度のため、禹の瀬を開さくして難民を救助したとも伝えられている。武田信虎、信玄のころには、しばしば洪水に見まわれて、領民は大いに苦しめられた。信玄はこの釜無川のはん濫を防ぐために治水に意をそそぎ、人智を尽くして堤防を構築した。今にして残る名高い信玄堤である。また慶長十二（一六〇七）年には、角倉了以が徳川幕府の命をうけて、富士川を開さくして舟運の便を開き、旅客や御回米をはじめ、生活物資の移出入路として、甲斐の国に大きな利便を与え、合わせて低湿地の解消と、洪水による被害を防いだことは、史上に残る有名な話である。

本町における状況

台風災害の中で殊に注目したいのは、台風の進行方向に対して、右側は雨が激しく左側は風が強いといわれて、場所によっては雨台風とも風台風ともいわれる。台風の来襲は年によっても差異はあるが、昭和六（一九三〇）年から三十年間の統計によれば、七月には〇・四回、八月には一・〇回、九月には一・二回、十月には〇・六回の頻数である。台風の進路について、昭和二六（一九五一）年から十年間の統計によれば、七月の台風は台湾、東支那海を北上して北東に向きを変え、朝鮮半島を横断して、日本海へと抜け、八月の台風は沖縄付近を北上して、東支那海付近で北東に向きを変え、日本海、津軽海峡を経て太平洋に抜け、九月の台風は紀伊半島に上陸して、ほとんど日本列島を縦断して、岩手県から太平洋へと抜け、十月の台風は伊豆半島、房総半島をかすめながら、北東へと進路を変えて進む台風が多いとされている。

本町の風水害はおよそ八、九月に集中し、風害よりは水害の方がはるかに大きい。本町の雨量は昭和二十六年から十か年の統計によれば、平均一、八〇〇ミリで、山梨県としては多雨地帯に属する。地質的には第三紀層に属する御坂層で、凝灰岩、凝灰質砂岩を主体としており、土壌はこれが風化分解したものからなっている。四国の山岳は壮年期の様相を呈して、高峻でしかもぜい弱な地質のために、一度豪雨に見舞われれば、山は崩壊して土砂を混入した濁流となるため、河川は急激にはん濫して堤防を決壊し、家屋や耕地を流失する場合が多く、被害は大となることが多い。

第一節　江戸時代の風水害

江戸時代とは、慶長八（一六〇三）年から慶応三（一八六七）年まで、二六四年をいう。その間大小いくつかの風水害に襲われたことであろうが、山梨県災害史に残るものだけでも六七件にのぼる。その時代には土木の工作機械もなく、すべて人畜の力に頼り、土木技術は幼稚なもので、災害はさらに大きくなって、住民の苦難は想像に絶するものであったろう。

また災害復旧工事については、地域によって村繕いでなすべき自普請所と、御役所でなすべき御普請所に分かれ、さらに災害の規模によって村費

用でなす自普請所と、御普請所とに区別されたようである。御普請所は御普請掛の検分をうけ、目論見書（計画書）に従って工事し、仕様帳、出来形帳を提出して、最後の検査を受けたようである。御普請所の請負は、請負人がするものと、村役人を中心としていわゆる村請けでする場合があったようである。左の御検分願いによっても、水害の規模がうかがえる。

天保九年
川除御普請ケ所附帳
戌正月日　八代郡　北川村

古閑川通り
字矢の下
一、石腹附延長三拾間　高壱丈　横三尺　根籠弐本重
同所
一、石腹附延長弐拾九間　高九尺　横四尺　根籠弐本重
同所
一、石腹附延長三間　高九尺　横四尺　根籠六間弐本重
同所
一、菱牛五組五ケ所　元附弐間籠拾五本
字花から沢
一、中枠　壱ケ所　元附弐間籠五本
同所
一、石腹附延長弐間　高六尺　横弐尺　根籠三間弐本
字倉之下
一、石腹附延長六間　高六尺　横三尺　根籠弐本重
同所
一、籠出シ牛壱組壱ケ所　但シ弐間弐拾本重　三間四本　打欠
同所
一、石瘤出長九尺　敷壱丈九尺　高七尺　馬踏七尺
字家之下
一、菱牛弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字桑原
一、石腹附延長四間　高六尺　横四尺　根籠弐本重
同所上
一、石積延長三拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐ケ所　元附弐間籠六本　牛壱組
字鍛冶屋下
一、菱牛弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字紙屋下
一、石腹附延長拾間　高六尺　横三尺　根籠弐拾間弐本重
同所
一、石積長弐拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺
同所
一、菱牛　三組　三ケ所　元附弐間籠九本
字瀬戸
一、石積延長三拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字田代
一、石腹附延長拾七間　高六尺　横三尺　根籠弐本重
同所
一、石積延長拾六間　高六尺　敷九尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐組　弐ケ所　元附弐間かご六本

用水

一、中枠五ケ所
一、菱牛　三組
一、石積長拾間　高五尺　敷八尺　馬踏四尺　根籠弐本重
右者当戌ノ春川除用水御普請ケ所改　書面之通り差上申候上ハ　御見分之上御目

論見被成下候様奉願上候　以上
天保九戌正月日

北川村　名主　仲右衛門㊞
長百姓　茂八㊞
百姓代　常蔵㊞

市川　御役所様

宝暦十年
辰急破仕越御普請目論見帳
辰五月　八代郡三沢村

高三百八拾五石四合　八代郡　三沢村
三沢川通り柿嶋
一、菱牛　弐組
代永四百九文四ト　人足六人
但シ壱組　永弐百四文七ト　人足三人ツツ
一、蛇籠拾六本
此石五坪　但シ長五間差渡壱尺七寸
人足廿人四ト　但シ石取壱坪四人宛
内
五本四ト　大草右石積打掛籠九尺籠拾八本ニ〆夫
壱本六ト　同所枠打掛籠弐間籠四本ニ〆
壱本六ト　菱牛重り四間籠弐本ニ〆
壱本四ト　おくなと一口立籠
弐本　矢の花堤根籠弐本重り
右之寄
永四百九文四ト
蛇籠拾六本
代永壱貫百文七ト
米壱斗四升九合九夕
但シ壱本永六拾九文弐ト　米九合三夕七才
人足弐拾六人四ト
賃永弐百弐拾九文七ト
米壱斗九升八合
但シ永弐文七ト　米七合五夕
小以米三斗四升七合九夕
金壱両弐分弐百三拾九文八ト
右之通り仕越御普請ニ申付候所相違無御座候過日御伺御組入可被下候　以上
御普請役　下山仙太郎

天保五年
当午春定式川除御普請出来形帳
二月　日八代郡　波高島村

高百拾壱石壱斗七升　波高島村
富士川通シ芾
一、大枠壱組　内法　高四尺三寸　長壱丈七尺　横壱丈壱尺
但シ石取壱坪拾人
此石三坪七分　人足三拾七人
右　入　用
雑木四本　長六尺　末口壱尺　代永弐拾八文四ト
但シ　枠柱壱本　永五拾壱文壱ト
同木四本　長三間弐尺末口五寸　代永三百五拾文
但シ　長貫壱本　永八拾七文五ト
同木四本　長弐間弐尺末口五寸　代永百四拾壱文六ト
但シ　横貫壱本　永三拾文四ト
同木弐本　長三間弐尺末口四寸　代永九拾弐文七ト
但シ　根太木壱本　永拾三文九ト
同木弐拾四本　長弐間弐尺末口三寸　代永九拾弐文九ト
但シ　敷成木壱本　永拾三文九ト
同木八拾六本　長六尺末口弐寸　代永弐百六文四ト
但シ　立成木壱本　永弐文四ト

縄拾九房　弐拾尋曲　代永弐拾四文九ト
　但シ拾房　永拾三文壱ト
大工四人　賃永百五拾文
　但壱人　永三拾七文五ト
人足六人
一、蛇籠九拾九本弐ト　此石三拾壱坪四合　人足三百拾四人
　但石取壱坪拾人
　内
六拾三本弐ト　富士川廻シ芾古積籠先大枠壱組皆〆川表弐並三重鼻打廻共壱繕
　六ト枠裏弐本壱本弐重壱繕弐ト枠上六本並弐重壱繕弐下元三方
　三間かご六本並壱重弐間かご五本九尺かご拾本下繕右上五間か
　ご拾八本ニ〆芾ぐるみ九尺かご六本鼻の事
拾四本壱ト　同所先右大菱牛長六間之処三本弐本弐重壱繕弐ト右上弐間半か
　ご拾五本、九尺かご弐本芾かご
弐拾五弐ト　七芾右前心繕長六間之溥三間かご拾八本ニ〆建かご鼻之方四本
　並四重六ト五尺かご八本下繕ニ遣
一、蛇籠三拾八本弐ト　長差渡
此石弐拾坪壱合　人足六拾人五ト
　但シ　石取壱坪五人
　内
拾九本四ト　山之神壱芾古積籠長五間之処三間かご四本鼻之方下繕右上四本並
　弐重壱繕三間かご五本ニ〆芾かご
拾本八ト　四芾上古積かご長間之処三間かご拾五本ニ〆芾かご同口三本元之
　方取合継
八本　　六芾ゟ七芾迄古石積長四拾間之処根かご壱本通八継
　右　寄
永壱貫五百七文七ト
蛇籠百四拾本七ト
　米壱石三斗壱斗壱升八合三夕　永八貫八百弐拾壱文九ト
　但シ　壱ト　米九合三夕七才　永六拾弐文七ト
人足四百弐拾八人五ト
　米三石弐斗壱升三合七夕　永三貫七百弐拾七文九ト
　但シ　壱人　米七合七夕　永八文七ト
小以　米四石五斗三升弐合　金拾四両　永五拾七文五ト
右者富士川常葉川通私共村方当辰春定式川除御普請之義仕立中時々御見廻リ諸色
御遣方丈夫ニ皆出来仕御見分奉請小前一同難有仕合ト奉存候然ル上者出水之節者
村役人罷出見廻リ仕小破之場所者村繕ニ仕大破不相成様心掛ケ候様精々被仰渡承
知奉畏候右御普請之義ニ付御願筋勿論御非分成義毛頭無御座候依之出来形帳差上
申所仍如件
　天保五年午二月

山口鉄五郎御代官所
　甲州八代郡
　波高島村
　名　主　丈右衛門㊞
　長百姓　太郎左衛門㊞
　百姓代　善　蔵㊞

御普請御掛リ
　御役人中様
右之通出来形相違無御座候以上

　御普請役　森戸十郎㊞
　長沢忠三郎㊞

万延二年
当酉春定式川除御普請出来形帳
　甲州八代郡　芝草村
高四拾壱石三斗弐升壱合　八代郡　芝草村
大磯川通上川久保
一、石積欠所長　九間　　平均高七尺　横弐尺
此石三坪五合
同所下

一、石腹付長　五間　　平均高四尺　横弐尺
此石壱坪壱合
あらゐ向
一、石積切所長　弐拾間　　平均高五尺　馬踏五尺　敷壱丈
此石弐拾弐坪九合
同所道下
一、同切所長　弐拾三間　　平均高四尺五寸　馬踏五尺　敷九尺五寸
此石弐拾坪八合
合石四拾八坪三合　人足百九拾三人弐ト
但シ　壱坪四人
右　寄
人足百九拾三人弐ト
米壱石四斗四升九合
永壱貫六百八拾文八ト
但シ　米七合五夕　永八文七ト
小以　米壱石四斗四升九合　金壱両弐分　永百八拾文八ト
右者此度大磯川通八代郡芝草村堤川除当酉春定式御普請之義村請仕立被仰付当正月ゟ御取掛私共日日御場所江罷出諸色人足遣方麁末之義無御座仕立方入念丈夫ニ出来仕猶又御改ヲ請書面之通無相違出来仕惣百姓一同難有仕合奉存然ル上ハ平生無油断見廻若シ小破之場所出来候ハハ、早速手入村繕仕大破不相成様心附出水之節ハ昼夜之無差別村役人共小前之者召連精々相防可申旨被仰渡承知奉畏候依之御普請出来形証文差上申処仍如件

万延二酉年二月

佐々井半十郎御代官所
甲州八代郡芝草村
百姓代　繁右衛門㊞
長百姓　友兵衛㊞
名主　重左衛門㊞

御普請御掛
御役人中様

右之通出来相違無候　以上

酉二月
御普請役
永持武兵衛㊞
桜井規矩郎㊞

天保二年
卯春定式川除御普請出来形帳
二月　日

八代郡　釜額村

高三拾石八升四合　釜額村
釜額川通
一、石積延長　拾五間　　平均　高五尺　馬踏五尺　敷壱丈
内拾間　字滝之前



定式川除御普請出来形帳

五間　字わた場

滝の前

一、石腹付六間　　平均高六尺　横三尺

此石三坪

弐口石拾八坪六合　　但シ　石取壱坪四人

人足七拾四人四ト

右　寄

人足七拾四人四ト　　但シ　米七合五夕　永八文七ト

米五斗五升八合

永六百四拾七文三ト

小以　米五斗五升八合　金弐分　永百四拾七文三ト

右者釜額川通私共村所当卯春定式川除出来仕小前一同難有仕合奉存候然ル上者平生無油断見廻リ仕出水之節ハ人足召連早速罷出危難之ケ所有之候預リ之防方出精仕大破ニ不相成様防取繕候様仕村囲之義ニ付御普請所大切ニ相心得可申候旨精々被仰渡奉畏御仕立中不依何事御悲分之義毛頭無御座候後日聊御乱筋無御座候依之出来形印形奉差上候所仍而如件

天保二年

卯月　日

野村彦右衛門様御代官所

甲州八代郡東河内釜額村

百姓代　重左衛門㊞

長百姓　七郎兵衛㊞

名主　行　蔵㊞

御普請御掛リ

御役人中様

右出来形相違無之候　以上

落合市之亟㊞

永持寛次郎㊞

御普請元〆各御掛

甲州川々定式御普請仕立村ニ申渡書付

寛政六年寅二月　　八代郡釜額村　名主

差上申一札之事

一、当春川々定式御普請被仰付候ニ付仕立方之儀ハ村請ニ被仰付候間外請負人決而差加へ申間敷旨被仰渡然ル上者諸色人足等御差図次第無滞差出、御掛リ中様御縄張之通リ念入丈夫相仕立候様可仕候、諸事麁末之儀無之様出精仕御日限通リ相仕立可申候若亦仕立方中出水手戻等御座候共引請中之義ニ付何ケ度も取繕仕増御入用ハ決而御願申し上げ間敷候

一、御普請願ケ所之儀先達而御見分有之無拠ケ所ニ御目論見奉請此度仕立方被仰付候上者此上ケ所増頼等者御取上不被遊候段被仰渡奉畏候

一、御普請皆出来之儀ハ御役所御掛中様迄御日限証文指上候通急度相仕立日々人足出来方明六ツ半時ゟ取懸り晩七ツ半時迄間為相働候様可仕候

一、竹木諸色出来方蛇籠作り方等差支無之様取計其節之御掛中様御改請御差図通遣り方仕候様可仕候村役人ハ御場所不明様不仕人足等至迄而可作法成儀者不及申ニ物毎騙リケ間敷儀無之様急度相慎正路ニ相働候様可仕候

一、願筋ニ付村役人等者御宿之ものニ対不埒之内談手入ケ間敷義申談候趣被及御聞候ハヽ厳敷御吟味被遊旨尤御家来中等御非分成儀申懸候ハヽ不隠置早速可申上候

一、御旅宿之儀御廻村中ハ御定之木銭米代御払被成候間所有合之物菜を以一汁一菜に相賄御宿之儀取繕ケ間敷儀ハ不及申ニ酒肴等聊三品ニ而も御馳走ケ間敷義ハ決而不仕御買上ケ之品ニ而も其時々売上書付差出代銭請之候様可仕候

一、人馬継之儀御朱印御証文之外ハ壱人壱疋も無賃ニ而差出申間敷候勿論御普請御見廻リ之節先達御手入ニ而被為済候間御雨具持之外ハ余計差出申間敷候

右之趣被仰渡逐一承知奉畏候村中小前迄而も無残申聞聊心得違無之様仕村入用諸失墜不相掛様可仕候依之村ゟ連印一札差上申所仍而如件

寛政六年寅二月

この文書は、御普請に対する釜額村の誓約書的な性格をもっているものと思われる。代官所としても不正が行われないように、前々より注意してあることがうかがえる。この度の川除普請は村請であるので、誰人といえども他の請負人をいれてはならないことや人足については、御指図通り差し出して、朝六ツ半時（七時）より夕方は七ツ半時（五時）まで働かせ期限内にはきっと丈夫に仕上げます。なお諸色出来方については、設計通り御指図通りにし、いやしくも不正工事などはいたしません。もし御普請中出水などがあって損害をうけても費用の増額請求はいたしませんので、普請ケ所を増したりしないようにしてもらいたい。

また御掛中様並びに御宿に対して内談をもちかけたり、酒肴などの御馳走などは一切なさず、土地の一菜一汁で賄うようにいたします。もし御買上げの折には、請求書を出して代銭を受け取るようにし、また御役人中衆の悪いことはつつみかくさず申し上げます。人足について御朱印状または御証文以外は無料奉仕などはいたさないよう村中承知しておりますので連印をしてこの証文を差し上げます。

度重なる大風害によって、住民は疲弊困窮して塗炭の苦しみを味わせられたのであるが、このような被害の届けは各村々で大切に保存されている幕府においても大災害に際して温かい救恤の手を差しのべている。

一金三両弐分　　杉山村
　但し寸潰壱軒に付金弐分つつ
一金弐分　徳　蔵
一金弐分　元右衛門
一金弐分　勝右衛門
一金弐分　幸右衛門
一金弐分　利　助
一金弐分　藤右衛門

右者杉山村之儀当八月七日夜之大風雨ニ而寸潰家出来候ニ付其段申上候処早速御見分之上御救ひ方御伺申候趣ニ御座候ニ付当節諸色高値之折柄住居にも相迷ひ難渋之段御憐察被御下書面之通御拝借被仰付難有受取拝借仕候尤右御伺申候儀ニ付万一御下知済不相成節者役人共奉引受取御沙汰次第無遅滞急度御上納可仕候依之一同連印小前帳奉差上候　以上

慶応弐寅年十月

杉山村
名　主　万　蔵
長百姓　広　蔵
百姓代　丈右衛門

市川御役所

第二節　明治時代の風水害

明治時代史は、一面においては水害との戦いであったといわれる程に、台風災害は多く、明治十年には、芝草村から次のような届が出ている。

該村風難届

山梨県第弐拾区　八代郡芝草村

一、九尺四間馬屋兼雪隠　但吹倒し　内藤　半兵衛
一、三間五間　居家　但し屋根半吹潰　内　藤　正　清
一、弐間三間　土蔵　但し屋根吹抜　内藤徳左衛門

右者本月十一日正十二時頃暴風雨ニテ前書ノ通リ家数大破ニ及　其他諸作等吹荒　該村一同風難ニ付此段不敢取書面ヲ以奉申上候　以上

明治十年十月十四日

右村　村総代　赤池周兵衛
担当戸長　内藤金兵衛

山梨県令　藤村紫朗殿

大風雨之義ニ付難渋届

山梨県第弐拾区　芝草村

右奉申上候去ル十日夕頃ヨリ雨降ノ初メ　翌日十一々日十時に至リ存外

罷有候間　此段御届ケ仕候　以上

明治十年十月十四日　　右村　村惣代　内藤忠右衛門

担当戸長内藤金兵衛

山梨県令　藤村紫朗殿

右の罹災届は一例に過ぎないが、おそらく町内各部落においても、相当の被害があったものと想像されるが、記録がないのでつまびらかにすることはできない。山梨県水害史による山梨県災害の統計から、地域の水害の程度を推測することができる。

山梨県水害史によれば、明治八、九、十一、十四年にも大きな水害があった。十五、十八、二十年と、災害の規模は増々拡大する一方で、二十五年には日川桂川の上流、河口湖畔に大きな災害をもたらした。死者六人、破損家屋五六〇戸、浸水家屋は四、九〇五戸、堤防決壊一八三を数え、三十一年九月五、六日には県下を台風が襲って各河川は、はん濫した。そして「山岳には崩壊所々に起こり、家屋の倒潰、人畜の圧死又相尋ぐ、警鐘四山を圧し、悲鳴峡中にひびきわたりて、その物凄きこと言語に絶せり」と結び、被害を次のように伝えている。「人命を損すること一五四人、流失家屋四五〇余戸、浸水家屋又無数、田畑の流亡するもの千二百余町歩に及ぶ」と、

明治四十年八月二十二日の夜半から降り出した雨は、二十三日には「雨勢漸く強く宛然篠突くが如く」二十四日には「雨勢滝の如く雨脚奔るに似たり」と伝えている。八月の雨量は四八〇ミリ（平年一五〇ミリ）に達し、県内の諸川ことごくはん濫して、死者二三二人、破壊流失した家屋はおよそ一万二千、浸水家屋一五、〇〇〇、田畑の埋没あるいは流亡七六〇町歩、浸水したもの二六〇町歩、堤防の決壊破損カ所七五、〇〇〇、道路の流失埋没破損カ所は実に二七万三千か所という空前の惨状となり、直接損害だけでも千三百万円にも及んだ。水害史の著者は「嗚呼之我が山梨県に於いて建国以来未曾有の大洪水を見たる歳にして、五十余万の生民が挙げて死地に陥りたる大厄歳也、大小諸川は悉く氾濫し、加ふるに、山岳崩壊は其数を知らず、田畑作物の流亡浸水は言うも更に、人畜の死傷夥だたしく、天地に為叫喚の声に揺がんばかりなり、嗚呼四十年の秋今これを思うだに戦慄す」と伝えている。

また四十三年八月十日またもや集中豪雨が県下を襲った。鰍沢地方は富士川のはん濫で「町内到る処浸水見ざるなく、一段高所に位置せる警察署の如き、窓より出入をなし、救護の舟は市街を往来す」と山梨県恩賜県有財産沿革誌はのべている。

明治の時代になってから、なぜこのような大水害が引き続きおきたのだろうか。幕府時代には林政極めて厳しく、御林御鷹山としては経営されていた。

釜額村のお林では、一本一本をていねいに調査して報告した程で、盗伐などには厳しいおきてもあった。明治にはいると林政のゆるみに乗じて、濫伐が激しく「世人の多くは将来の利害を考慮することなく、一斉に起ちて斧鉞を振い森林を襲った」ともいい、特に荒廃の程度が著しかったのはかっての入会御料地であった。

御料林の御下賜

山梨県管内累年水害ヲ被リ、地方ノ民力其ノ救治ニ堪エサル趣愍然ニ被思召　特別ヲ以テ帝室林野局甲府支庁所轄御料地ノ内　段別弐拾九万八千弐百参町七段七畝拾五歩ヲ、山梨県　県有財産トシテ下賜候条　善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ　恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為仕候　此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣　子爵　渡辺　千秋

内閣総理大臣　侯爵　桂　太郎殿

県下の入会御料林は、県の治水と重大な関係があるので、治水との直接関係者自らが経営に当たるのが、最も効果的であると考え、恩賜県有財産として、合理的経営にあたり、その結果生ずる収入をもって、県の財政を

うるおし、累年の水害から免れようとした御趣旨である。

下部町大八坂及び、川尻並びに山之神外十五山、恩賜林保護財産区に属する面積は一、二一九ヘクタール、下部町広野村上外九山恩賜林保護財産区属する面積は、二、五〇〇・六ヘクタール、計三、七一九・六ヘクタールにも及び、本町面積の約三割にも当たる。

第三節　近年における風水害

一　大正七年九月二十四日

この日の豪雨により各河川がはん濫する。富里村竹之島地内の大黒山は折柄の大暴風雨のため、十町歩余にもわたって崩壊して押し流された。大黒沢は土砂を含む濁流がはん濫して、全壊四戸、田畑の被害一町歩余りという惨事であった。この日の未明、逃げ遅れた二人のうち一人は寺の大きな石によって助けを求め、他の一人は大きな松の木に登って助けを求めたが、二人とも無事救助されたと古老は語ってくれた。なおこの台風で古関尋常小学校の根子分教場は倒壊した。

二　昭和二十年十月三―五日

㈠当年の気象概況

この年は気温が激しく変動した一年であった。一―二月は冬型の気圧配置が強く極めて寒い日が続き、低気圧もかなり多く通過したので降雪の日も多かった。三月から五月にかけては移動性高気圧がかなり通り、そのために雨は少なく晴天の日が続いた。梅雨は六月十五日ころから始まり七月の後半二十四日ころまで続いた。梅雨明けとなってもなお七月末ころまでは低気圧の通過に伴うぐずついた悪天候が続いた。八月にはいると天候は回復して夏型の天候となったが、九月ころにはまた長雨の傾向となり、下旬ころからは北高型で曇天が続く異常気象下で、九月十七日、十月五日の二回にわたって大きな台風に見舞われ、その後十一月以降は寒さが厳しく冬型の天候となった。

降雨量は二月と十月が最も多く三〇〇ミリをはるかに上まわり平年の二倍の降水量であった。日照時間も一―五月は多照傾向で六月以降は曇り日などの多い寡照傾向であった。

㈡台風通過時の気象状況

この台風は前線の影響や熱帯性の低気圧によって十月三―五日の三日間にわたるもので、総降水量は三〇八ミリという豪雨で、昭和十八年八月の熱帯性低気圧の時の一三三ミリと比較して約二倍半という降水量を示した。昭和十年九月の台風時の総降水量四二〇ミリに次ぐ大規模なものであった。

この台風は前述のような気象条件からその被害は全県下に及び、特に富士川・荒川・御勅使川のはん濫は最もひどく、各所にがけ崩れや橋の流失、田畑の冠水などが多く、県の発表によれば人的の災害として死者三六人、家屋の全半壊合わせて二五六戸、家屋の浸水六、一三〇戸とその被害の大きかったことを浮き彫りにしている。

㈢本町における被害状況

三日間に及ぶ大雨のため各河川は

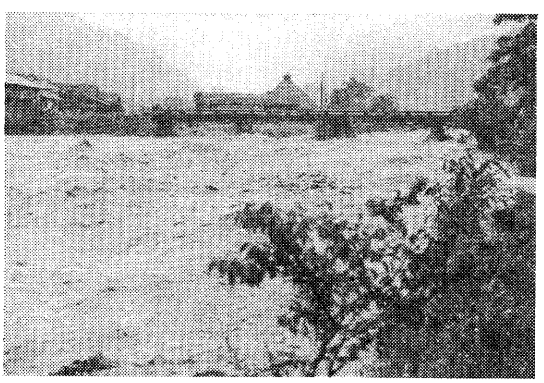

増水した栃代川（昭和34年）

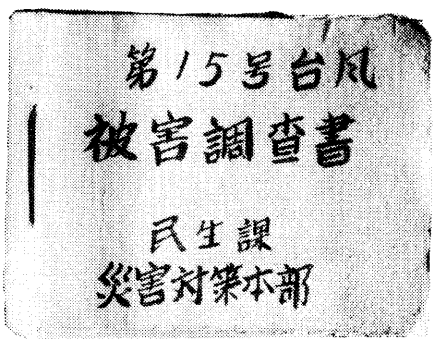

被害調査表

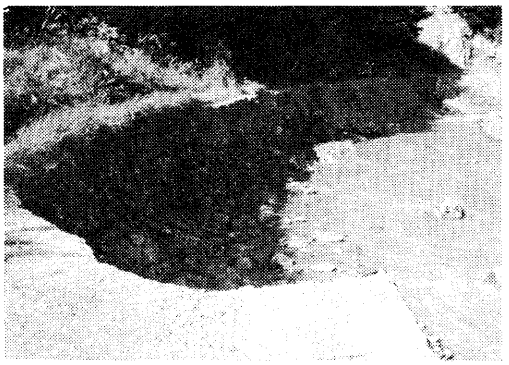

道路の決壊（昭和41年樋田地内）

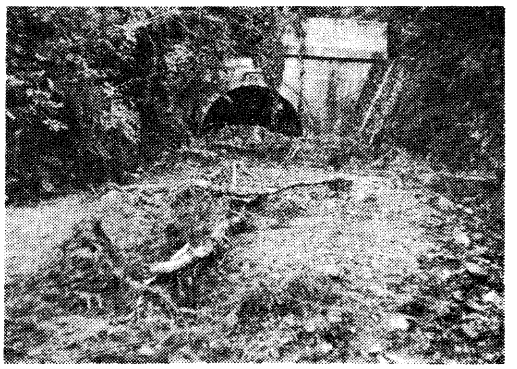

土砂崩落の鳩打隆道付近（昭和41年）

急激に増水して、町内至る所が水びたしになった。連続的に豪雨に見舞われた本町は各河川のはん濫によって堤防は各所において決壊し、道路は寸断され交通は全く途絶えた。なかでも久那土村奥抔においては折柄の暴風雨によって南側の山が大崩落した。その土石流によって全壊家屋七戸、死者五人という大惨事となった。このほかにも切房木・道村とも各一人ずつ尊い犠牲者を出している。特に三沢川のはん濫がはげしく県立峡南農工学校の運動場の大半が流失して運動にも支障をきたす程であった。身延線の被害も大きく、十一月半ばにようやく開通するという状態であった。

三　昭和三十四年八月十四日

（台風七号）

㈠　台風の経過

八月十日九時ころ、マリアナ群島東方海上に一、〇〇六ミリバールの弱い熱帯性低気圧が発生した。毎時二〇～二五キロの速さで、西北西ないし北西に進み、次第に発達して十二日九時ころには硫黄島の南東方洋上にあって、中心気圧九九五ミリバールと発達して台風七号となった。台風はその後さらに発達しながら毎時三五キロの速度で北西に進み、十三日九時には硫黄島の北方洋上に達した。中心気圧は九六〇ミリバールとさらに発達して最大風速四五メートル、風速二五メートル以上の暴風半径は一一〇キロと広がり台風としては小型に属するが、中心付近の風速は猛烈なものへと発達した。十三日の夕刻には毎時五〇キロとさらにその速度を増し、ほとんどその勢力を変えることなく本土に接近した。



災害救助物資到着

㈡　通過時の気象状況

熱帯性低気圧が台風となった八月十二日、四国沖の低気圧によって、本州南岸沿いの前線が活発化し、十時前後から県下一円に雨が降り出した。特に県南東部では十三日の未明雷を伴う猛烈な豪雨となり、一時間に八〇ミリという強い雨となった。この強い雨域は北西に移動して、大菩薩峠、大蔵沢山では十一時ころには五八ミリの大雨となった。

県南部の身延、雨畑方面では、十三日の八時から九時までの一時間に、三〇ミリも降らせた雨域も漸く北上して、前線による雨も一応峠を越えて小降りとなった。

ところが台風七号の接近によって、県南部の富河、身延、下部などは、十五時ころからしだいに雨がつよくなり、台風が三〇〇キロに近づいた十四日三時ころには雨のピークとなり、上九一色では三三ミリ、甲府で一九三ミリにも達した。台風が富士川河口付近に上陸時の七～八時までの一時間に、三〇～六〇ミリという強い雨が降った。

台風が上陸するまでは、県下全般に風は弱かったが、台風が駿河湾に上陸した十四日の六時ころから急に風速が強くなり、八時ころにはそのピークに達して大暴風雨となった。甲府での最大風速は三三、九メートル、瞬間最大風速は四三、二メートルとなって、明治三十三年九月二十九日の記録を突破した。特に台風中心の東側甲府盆地、茅ケ岳山麓地帯、双葉町の寿屋農場では、平均最大風速三六、九メートルを観測した。

七号台風は、県下に大風害と大水害とを与えた。河川流域の大水害はもとより、家屋の倒壊や、ぶどうその他の農作物、山林などに甚大な災害を与え死者、行方不明合わせて九〇人、全壊流失家屋は一九八二戸、被害金額は三一億余円に達した。なお交通、通信、電力関係にも相当の被害を与え、数日間麻痺状態が続いた。

表1は県全体の被害状況であるが、洪水災害の最も大きかったのは北巨巨摩地区で、韮崎市から釜無川上流地域に集中している。武川村では二三人が濁流にのまれて、尊い人命を失った。流失全壊家屋五六三戸、死者、行方不明者合わせて七六名の多きにのぼった。道路は各所で寸断され交通が途絶して、多数の孤立部落を出すに至った。

表2は台風七号による郡下の被害状況であるが、本町としても甚大な被害をうけたのである。

㈢台風七号の特徴

1台風となった位置が東日本に近かったうえに、う回経路をとらず、ほぼ直線コースを通って本土を急襲した。

2進行速度が極めて速く、本土に接近するに従って速度を増し、台風になってから本土へ上陸するまでに、二日を要しなかった程である。

3本県では未曾有の大暴風雨となり、最大風速は東南東三三、九メートル、瞬間最大風速は東南東四三、二メートルにも達し、甲府地方気象台創立以来の記録となった。

4台風としては中程度であったが、海上の強い勢力のままで、衰えることなく本県を直撃した。

表1　台風7号による被害（山梨県気象年度報）

罹災人数			罹災戸数					
死亡	行方不明	負傷	家屋流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破壊
66人	24人	794人	303戸	1,659戸	4,574	2,615	11,830	31,640

表2　台風7号による西八代郡各町村の被害（山梨県災害誌）

町村名＼区分	罹災総数			人的被害				住家の被害				
	戸数	世帯数	人員	死者	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
上九一色村	52	52	317	0	0	1	62	0	4	37	1	10
三珠町	140	140	756	2	0	0	27	0	22	20	18	80
市川大門町	254	254	1,279	0	0	0	10	0	5	48	30	171
六郷町	718	718	3,508	0	0	0	14	0	5	122	232	359
下部町	456	456	2,307	1	0	1	3	1	7	16	71	361
合計	1,620	1,620	8,168	3	0	2	116	1	43	243	252	981

5十二日以来の前線活動による大雨が終息しないうちに来襲したために、県下全般にわたって記録的な豪雨となり、明治四十年以来の大水害をひきおこす原因となった。

(四)本町における被害状況

八月十二日から降り続いた降雨によって、各河川は水位を増し、八月十四日駿河湾に上陸した台風は本県を直撃し、各河川ははん濫して大きな災害をうけた。十三日の昼ころには大磯では山崩れのため一戸が全壊して、死者一人、負傷者二人を出した。このほかにも山付き地帯には被害が多く、合わせて全壊七戸、半壊一六戸、床上浸水七一戸、床下浸水三六一戸となった。さらに水防管理団体の出勤人員は四七八人に達した。各河川とも決壊箇所が多く、樋田川一一箇所、一色川四箇所、栃代川二箇所、下部川三箇所、常葉川一二箇所、橋の流失四四箇所、水路二八箇所という被害を受けた。なお水防経費三四万円、人件費六万三千円であった。

四　昭和三十四年九月二十六日（十五号台風又は伊勢湾台風という）

(一)台風の経過

九月二十日、マリアナ近海に発生した弱い熱帯低気圧は、次第に発達しながら西から西北西方向へと進み、二十一日の二十一時には台風第十五号となった。二十二日十五時にはサイパン島北東方およそ一五〇キロの洋上で、中心気圧は九七〇ミリバール、最大風速三三メートルを示した。その後も発達を続けながら北西に進み、二十三日には中心気圧九〇五ミリバールと発達した。その後台風は最盛期にはいり、二十三日～二十六日までの四日間で、中心気圧は八九五～九一〇ミリバール、最大風速は六〇～七五メートル、風速二五メートル以上の暴風圏の直径は、六〇〇～八〇〇キロの超大型台風へと発達した。

その後も勢力を変えることなく、さらに時速三〇～六〇キロと、速度をはやめながら北北東へと進み、二十六日十八時には、潮の岬西方から紀伊半島に上陸した。潮の岬では十八時十三分には、最低気圧九二九、五ミリバールを観測した。上陸後も中心付近の最大風速は五〇メートルで、二五メートル以上の暴風半径も三五〇キロと、相変わらず強い勢力を保ちながら奈良、三重県の県境を通り、六時間余りで本土を横断した。二十七日零時すぎには富山市の東方から日本海へと抜け、中心気圧は九六〇ミリバールと弱まり、時速七五キロという速さで北東へ進み、秋田沖へと達した。

台風の接近に伴い、本邦南岸の前線が活発化し、二十五日昼ごろから県下全般に降雨が始まった。二十六日九時までの前線による雨量は、北部山岳方面で一〇～二〇ミリ、郡内地方で四、五〇ミリ、早川流域や県南部では五〇～一〇〇ミリであった。台風が四国南方二五〇キロ付近に達した十一時ころには、台風による降雨がはじまり、十五時ころから本格的な台風の雨となった。強風の中心は県の東部から始まった。大蔵沢山では十八時に降雨のピークに達し、一時間に四六ミリを記録した、その後雨勢はますます強まり、二十一時ごろから二十三時ころにかけては、県の南部や早川流域、釜無川上流の長坂付近とに集中豪雨があった。本町でも二一時から一時間に五九ミリの強い雨を記録した。二十四日以来の総降水量は、甲府で一〇〇ミリ内外で、雨畑では四八七ミリ、御殿山で四三九ミリ、南部で二〇〇ミリ、雨畑で三八八ミリで、本町の古関では二九四ミリと、いずれも日最大降水量を更新する降雨であった。

甲府では、二十六日夕刻までの風は十メートル内外であったが、台風が奈良県付近を通過する二十時ころから急に風が強くなり、南東風が二十メートルを超える暴風雨となった。二十一時から二十二時ころにかけて風雨はますます強く、二十一時五〇分には最大風速二九、八メートルを記録した(七号台風三三メートル)。

県下では十九時ころから風は強くなり、最も風の強くなったのは二十二時ころであったが、下部町では二十四時ころには大体おさまった。今回のこの台風は全県下におよび、七号台風より幾分弱かったとはいえ、継続時間は非常に長く、山といわず、谷といわず三〇メートル以上の烈風を伴ったことはその規模から見ても、大きい台風であった。

(二)災害状況

本県の建物は一般的に、冬季の季節風に対しては考慮されて建てられている。今回の一五号台風は、全県下にわたって南東および南西の風が強く、最大風速二〇～三二メートル、所によっては四〇メートルを超える強風が、長時間にわたって吹き荒れたために、多数の倒壊家屋を含む風水害が大きかったのである。特に早川流域を中心とした県西部山岳地帯では、日最大降水量を更新する程であったので、被害もまた大きかった。本県の被害状況は表三・四の通りであるが、七号台風より災害が小さかったことは、幸いであった。

西八代、南巨摩両郡の被害程度は、表五の通りであるが、今回の台風が、県西部山岳地帯並びに県東部山岳地帯に降水量が多く、各小中河川のはん濫が多かったために、災害は大きかった。

(三)台風一五号（伊勢湾台風）の特徴

1発生期、発達期共に極めて短かく、ほぼ二日後には台風となり、最低気圧は八九四ミリバールと発達した。

2発生以来強い中心勢力を保持しながら上陸し、その示度は本土に上陸した台風では第三位であり、紀伊半島以東では第一位であった。

3暴風雨圏の広い、超大型台風で、中心が山梨県より二〇〇キロも離れて通過したにもかかわらず、甲府では平均風速二九、八メートル、瞬間風速三七、二メートルの暴風であった。

台風は十八時には潮の岬から紀伊半島に上陸した。最低気圧九二九、五ミリバール、二五メートル以上の暴風圏半径は三四〇キロの強いものであった。二十七日零時には富山県から日本海へ抜けたが、本町では二十一時から二十二時までの一時間に、五九ミリという強い雨を記録している。二十四日以来の降水量は古関で二九四ミリであった。

本町における災害は、前回の七号台風に比較して多く、死者一人、全壊家屋三七戸、半壊七五戸という大被害を生じている。これは台風の接近が夜間であり、また日降雨量は記録を更新する程の大雨、さらには台風通過の時間が非常に長かったことが、災害を大きくしたものと思われる。

五　昭和四十一年九月二十五日（第二六号台風）

九月二十二日九時、サイパン島の東方六〇〇キロの洋上に発生した弱い熱帯低気圧は、発達しながら西北西に進み、同日二十一時サイパン島の北東三五〇キロの水域で、台風二六号となった。

この時の台風の中心気圧は、九九〇ミリバールで、四〇キロの速度で西北西に進み、二十四日の十五時には鳥島の西南西二五〇キロの海上に達した。十一時七分の飛行機の観測では、中心気圧は九六一ミリバール、中心付近の最大風速四一メートルで、中型並みの台風であった。このころが最盛期で、この勢力は本土上陸まで続いた。二十四日夜半御前崎の西方に上陸後は幾分衰えたが、依然として速い速度で進み、中心付近の最大風速は三〇メートルという大型台風であった。

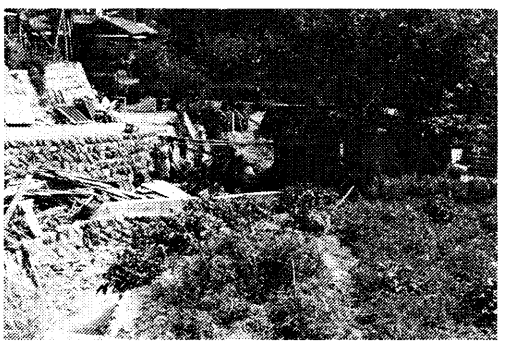

昭和41年家屋倒壊（常葉日向部落）



昭和41年災害（根子部落）

表3 台風15号による山梨県の被害（山梨県気象75年報）

項目 / 被害別	人		建物						
	死	負傷	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住宅
被害数	15	109	1,034	2,407	40	622	961	21,516	8,036

表4 台風15号（伊勢湾台風）による被害（山梨県災害誌）

町村名 / 項目 / 被害別	罹災総数		人的被害				住家の被害				
	戸数	人員	死者	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
上九一色村	59	277	0	0	0	0	15	0	43	1	0
三珠町	109	595	0	0	0	19	45	0	61	0	3
市川大門町	173	851	0	0	0	0	42	0	75	2	54
六郷町	83	424	0	0	0	2	22	0	57	1	3
下部町	116	604	1	0	0	3	37	0	75	1	0
計	540	2,751	1	0	0	24	161	0	111	5	63

二十五日一時ころ山梨県の南部に侵入し、二時ころに奥秩父方面に抜け、三時ころには三陸沖で熱帯低気圧となった。

(二)台風二六号通過時における県内の気象状況

台風二六号は、二十四日夜半過ぎに御前崎西方に上陸、二十五日一時四〇分ころには、甲府で最低気圧を観測した。このころ風雨ともピーク時を迎えて、甲府の最大瞬間風速三二・七メートルであった。

雨量は一～二時の間に、上九一色で一〇〇ミリ、睦合で八四ミリ、硯島で九三ミリ、県南部では台風二四号の影響をうけて、二十五日の夕刻まで降り続いて、本町でも三五〇ミリを超える降水量となり、県北部で一〇〇ミリをこえる雨量を示した。

台風二六号は中型の台風にもかかわらず、二十一日からの秋雨前線と、台風二四号による影響で地盤が軟弱になっていたために、山津波や山崩れが発生し、そのうえ夜間という悪条件も重なって死傷者四二七人、被害金

第12図　台風26号の降水量分布

（昭和41年９月21日～25日）

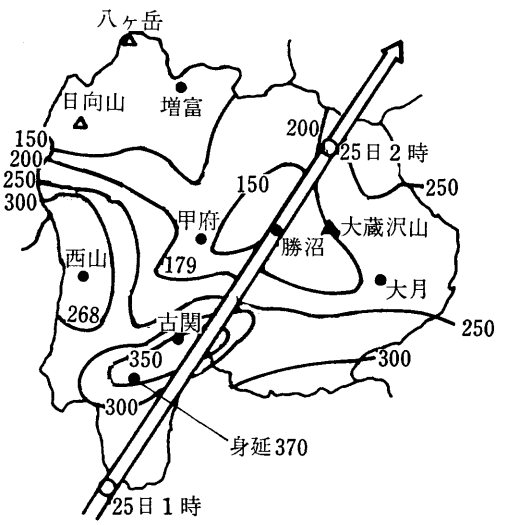

第27表　各地の雨量および風力（山梨気象75年報）

	甲府	身延	船津	初狩	精進	雨畑	古関	上九一色	富士豊茂	黒金山	奈良田
連続雨量 mm	179	376	297	178	367	295	241	300	158	190	312
最大時雨量mm	41.4	—	82.8	37	—	63	78	100	—	59	55
最大風力（階級）	8	5	10	—	7	—	—	—	—	—	—

1. 連続雨量は21日から25日まで合わせたもの
2. 最大雨量は25日０時30分から１時30分まで
3. 風力の階級
   5＝風速8.0～10.7m　7＝風速13.9～17.1m　8＝風速17.2～20.7m　10＝風速24.5～28.4m

第28表　船津及甲府の気象状況

気象	船津		甲府	
最低気圧		880.4mb		973.6mb
最大瞬間風速	南東南	40.1m	北東	32.7m
最大風速		24.7m		17.5m
最大時雨量		82.8mm		41.4mm
２１日よりの降雨量		297.0mm		179.0mm

第29表　第26号台風の山梨県の被害状況（山梨県災害誌）

	区分	被害
人的被害	死者	143人
	行方不明	32
	重傷	81
	軽傷	171
	計	427
家屋の被害	全壊（流失）	312世帯
	半壊	564
	床上浸水	2,407
	床下浸水	11,061
	一部破損	3,760
	計	18,104
非住家被害	全壊（流失）	321棟
	半壊	448
	その他	1,717
	計	2,186
公共建物被害	全壊（流失）	18棟
	半壊	15
	その他	187
	計	220

額二七五億円という災害であった。第二九表は県全体の被害をまとめたものであるが、死者数は昭和三十四年の第七号台風に比較して、二倍に達し、一九市町村で災害救助法の適用を受ける、大災害を被ったのである。

最も被害の大きかったのは、足和田村根場部落で、住民二一八人中、死者・行方不明合わせて六三人の犠牲者を出した。全戸数四一戸のうち全壊三二戸、半壊五戸、床上浸水四戸という惨状であった。また上九一色村では寺川が二十五日急増水して一瞬のうちに九戸を流失、二〇人が行方不明となった。

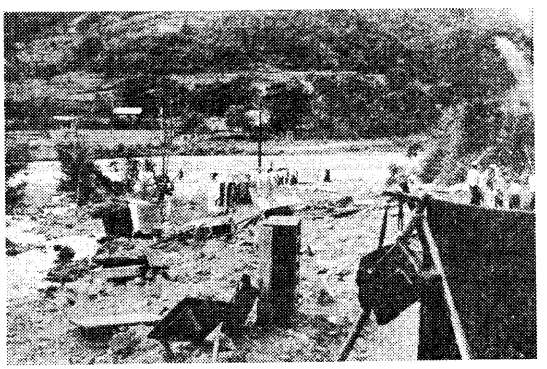

山腹崩壊による二戸全壊（桃川地内）

芦川村鶯宿では二十五日一時半ころより土石流がおこり、死者・行方不明者合わせて一六人を出し、全壊家屋一四戸、半壊家屋七戸を出し、笹子村においても死者・行方不明者九人、全壊家屋二三戸、三富村でも死者五人、流失家屋七戸という大災害をうけた。

(三)本町における被害状況

昭和四十年九月十七日の台風二四号の来襲に引き続いてまた大災害を被る。二十四日夜、御前崎西方に上陸した台風は、中心付近の最大風速は三〇メートルという大型台風で、二十五日午前一時ころには本県南部に達し、二時ころには奥秩父方面へ抜けていった。

本町は台風二六号の進路にあたり、しかも二十一日以来の降雨によって水かさは増し、時あたかも夜間の通過であったために、避難対策が十分でなかったのみならず、山付き地帯では一〇〇ミリを超える豪雨となって、

第30表　26号台風による各市町村の災害状況　山梨県災害誌

区分 / 市町村名	人的被害				住家被害					
					全壊（流失）	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	小計
	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
足和田村	81	13	55	38	80	11	28	40	100	259
上九一色村	12	8	6	20	15	4	57	110	—	186
六郷町	—	—	1	11	—	5	122	236	6	369
市川大門町	1	—	2	1	2	7	151	650	35	845
下部町	6	—	1	5	15	16	90	174	305	600
三珠町	—	—	—	—	6	26	43	176	130	381
鰍沢町	1	—	—	9	8	22	193	115	130	468
中富町	2	—	2	5	13	64	76	333	51	537
身延町	1	—	3	6	24	30	171	411	11	647
南部町	3	—	—	1	5	17	84	242	21	369
富沢町	2	1	1	8	8	18	99	160	250	535
芦川村	13	3	1	5	14	17	25	4	—	60
一宮町	—	—	—	2	7	5	93	409	—	514
三富村	5	—	—	—	7	21	40	5	12	85
牧丘町	—	—	—	1	12	29	53	35	98	227
上野原町	—	—	—	—	12	71	2	35	134	254
大月市	6	3	1	5	23	38	17	108	276	462
都留市	—	—	—	6	14	31	5	32	84	166
甲府市	1	—	—	23	—	3	685	4,004	11	4,703
全県	143	32	81	171	312	564	2,407	11,061	3,760	18,104

（昭和41年10月31日現在）

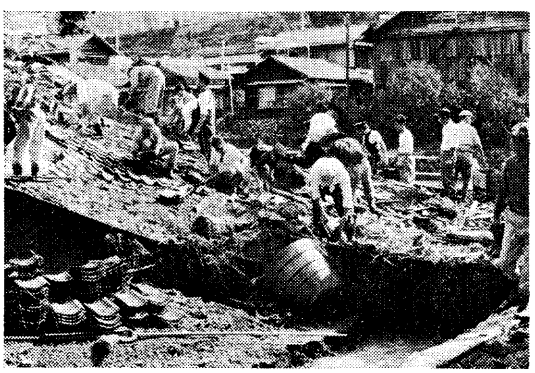

全壊家屋（常葉地内）

短時間で増水した。

町内常葉で二三七ミリ、古関で二九三ミリを記録し、過去においてもその類例を見ない豪雨となった。中でも下部の横道地区は連日の降雨で地盤がゆるみ、横道山が崩れて死者六人、重軽傷者五人、全壊家屋二戸と大きな災害を引きおこした、これは横道山のすそに人家が建てられていたことと、夜間であったことが災害をさらに大きくした。なおこの外ほかにも全壊十三戸、半壊十六戸、床上浸水一二一戸、床下浸水一八九戸という未曾有の災害を被り、災害救助法が適用された。

台風通過時の最低気圧は、八八〇ミリバール、最大瞬間風速は四〇・一メートルを記録している。立木は倒れ、屋根瓦は飛び散り、トタン板などは音を立てて散乱する状態であった。

以上主なる風水害について述べたが、次に本県及び本町における風水害について列挙すると次のとおりである。

年月日	西暦	主因	被害程度
景行天皇	一一三	霖雨	低地一帯湖水となる（日本武尊入国これを治めんがため国成の玉を埋めて退水を祈らせられた
武烈八年	五〇六	大洪水	
養老二年	七一八	大洪水	霖雨数旬に亘り諸川漲溢し田畑荒廃す
天長二年五月	八二五	大洪水	白根山大崩壊し且洪水氾濫し国中一大湖水となり水没、人命、田畑限りなし飢餓者出る
天長一〇年	八三三	洪水	御勅使川氾濫、原七郷荒蕪に帰す
仁治三年九月	一二四二	大雨	河川氾濫鰍沢方面被害甚だし
健長三年	一二五一	大水	田畑被害勘少なからず
正応四年	一二九一	大風雨	被害最も多し
応永二五年九月	一四一八	大風	諸国大木等折るなり
応仁二年八月	一四六八	大洪水	御勅使川の流域被害殊に多し
文明一四年	一四八二	大出水	大風また大雨
延徳三年七月	一四九一	洪水	大風吹きまた大水出る
明応元年六月	一四九二	大水	南都留郡谷村附近殊に甚だしく民家流亡す
〃 四年八月	一四九五	大風	作物一本も実らず飢餓す
〃 五年九月	一四九六	大風雨	諸川増水甚だしく郡内地方は一般に作物熟せず
〃 七年九月	一四九八	〃	低地は水、高地は風の被害あり
〃 九年六月	一五〇〇	大風	
〃 一〇年七月	一五〇一	大雨	昼夜大雨大水出る
文亀元年七月	〃	洪水	昼夜大雨降り大水出て悉く水に成る
永正八年九月	一五一一	大水	国々大水出る
〃 九年	一五一二	豪雨	河川の増水夥しく、石和川大出水
〃 一五年八月	一五一八	大風	大風吹いて作物悉く損す
享禄元年六月	一五二八	大洪水	田畑人家の流亡するもの多く餓死者を出す、殊に郡内地方甚だしかった。
天文二年六～九月	一五三三	大雨	数回の大雨増水し穀物凶作に陥る
〃 四年四月	一五三五	大風	大風吹いて皆家を損す
〃 五年六月	一五三六	霖雨	言語道断餓死殊更疫病はやる。
〃 七年二月	一五三八	大風	二、三月頃大風度々吹く
〃 九年九月	一五四〇	大洪水	東山梨郡栗原村（日川笛吹川）は全村砂礫荒原となる。また御勅使川暴れる。
〃 一一年九月	一五四二	〃	甲府盆地は泥砂の海と化し沃野も一木が青葉を留めず人畜の被害甚だし御勅使川釜無川氾濫暴れる（武田信玄の治水事業此の年にはじまる。）
〃 一三年七月	一五四四	大洪水	富士川大出水鰍沢被害多し
〃 一五年八月	一五四六	大雨	洪水となり殊に郡内地方山岳の崩壊多く田畑作物の被害甚だし
〃 一九年八月	一五五〇	大出水	郡内地方に餓死者出る
〃 二三年九月	一五五四	出水	降雨旬日に亘り各河川出水夥し人畜作物の被害甚だし殊に富士川の流域に多し
永禄二年	一五五九	大雨	俄かに雪しろ出る
元亀元年九月	一五七〇	洪水	風雨加うるに洪水あり、南巨摩

年　月　日	西暦	主因	被害程度
天正元年	一五七三	出　水	郡鰍沢町被害多し、富士川合流地域
〃　二年	一五七四	洪　水	大雨にて出水す 大雨連日に亘り八ヶ岳は大崩壊し各河川増水亦夥しく北巨摩北部中巨摩南湖村流失民家田畑流亡す
〃　一一年	一五八三	大洪水	笛吹川大洪水起り殊に甲府以東に氾濫多く流失甚だし
文禄二年	一五九三	洪　水	中巨摩郡下に田畑被害尠なからず三町村永源寺これがため頽廃す
慶長一四年九月	一六〇九	出　水	大雨出水あり中巨摩郡下被害多く殊に大田和村被害甚大
正保元年九月	一六四四	出　水	御勅使川氾濫し有野村他水下二一ヶ村水災に逢う
〃　二年	一六四五	大出水	御勅使川笛吹川大出水す
承応二年九月	一六五三	洪　水	御勅使川氾濫し沿岸地方一帯に多大の被害を見た。
延宝元年九月	一六七三	大洪水	県内至る処被害を見た
延宝四年	一六七六	〃	笛吹川大洪水ありまた河口湖満水人命土地の被害少なからず
延宝七年七月九日	一六七九	洪　水	作物の流亡民家の倒壊少なからず
天和元年	一六八一	〃	釜無川大氾濫し竜王村地籍堤防決壊田畑流失多し
貞享四年	一六八七	大出水	中巨摩郡下綿作水稲に被害多し
〃　五年九月	一六八八	大洪水	笛吹川釜無川に大洪水、甲府盆地は一望湖水となる人家の水没するもの無数人畜の死傷少なからず
元禄二年	一六八九	大洪水	笛吹川釜無川共に所々決壊し田畑の被害多し
元禄五年	一六九二	出　水	長雨出水甚だしく作物稔らず
〃　一二年九月	一六九九	洪　水	大風雨により洪水あり田畑の被害甚大なり殊に暴風洪水共に郡内地方に甚だし
正徳四年六月	一七一四	大出水	笛吹川大出水本支流沿岸人家田畑の流亡するもの多し
享保五年	一七二〇	出　水	県東部一帯各河川出水黒駒村の一部落は全部流失す
〃　七年	一七二二	洪　水	笛吹川釜無川各河川洪水あり堤防決壊甚だしく農作物其の他被害甚大
〃　一三年九月	一七二八	大洪水	笛吹川大洪水となり沿岸の田畑人畜の損傷激甚を極めた。殊に日川村の惨状甚だし
〃　一六年八月	一七三一	洪　水	降雨二四日河口湖氾濫被害激甚国中一帯の洪水亦甚だし
寛保二年八月	一七四二	大洪水	笛吹川大洪水あり石和方面床上三尺の浸水同地一帯河原となる
宝暦七年六月	一七五七	出　水	霖雨笛吹川出水石和地方堤防決壊浸水甚だし
寛政八年九月	一七九六	洪　水	大風雨笛吹川最も惨を極め、決壊流亡甚だ多し
文政六年	一八二三	大洪水	金川その他の各河川氾濫し金川最も被害大きく英村一帯河原となる
〃　一一年六月	一八二八	〃	笛吹川差出水門破れ下流一八ヶ

年月日	西暦	主因	被害程度
弘化三年	一八四六	洪水	村をなめつくし甲府城下まで押寄せ大なる被害を与えた
安政六年九月	一八五九	〃	笛吹川差出水門破壊、現時青梅街道附近一帯水災受く
文久二年九月	一八六二	大洪水	笛吹川差出水門より街道を押し流し水筋一帯水損を被る。
明治元年七月	一八六八	大洪水	笛吹川増水差出水門破れて下流村民水害を被ること少なからずまた郡内地方河口湖氾濫す
明治八年八月	一八七五	〃	田畑一円冠水流失家屋の破壊ありまた中部一帯泥水広々たる河原となる釜無川御勅使暴漲
〃 九年九月	一八七六	大暴風雨	大風雨富士川増水一丈七尺堤防決壊四三ケ所（延長八四六間）破損四五ケ所（延長八九三間）農作物其の他被害大
〃 一一年九月	一八七八	洪水	荒川桂川富士川釜無川増水甚だしく死亡七人流失家屋八三戸堤防決壊六七六ケ所破損二九三ケ所其の他作物被害甚大
〃 一二年一〇月	一八七九	〃	笛吹川八尺富士川一丈二尺増水堤防決壊六一ケ所破損三四ケ所道路流没一五〇ケ所笛吹川流域最も激しく富士川之に次ぐ午後猛雨益を傾くが如く河川悉く増水
〃 一四年九月	一八八一	〃	富士川八尺堤防決壊一七ケ所破損七六ケ所に及ぶ 暴風雨富士川一丈五尺釜無川九尺笛吹川七尺堤防決壊二二〇ケ所破損五六九ケ所農作物其の他被害多く災害は釜無流域が最も甚だしく塩川これに次ぐ
	一八八二	洪水	各河川悉く氾濫し堤防決壊四、四一一ケ所破損二、四七二ケ所道路流没三〇九ケ所人家破損四四一一戸人民流亡六農作物其の他被害甚大塩川筋最も惨状を極む
	一八八四	洪水	相模川酒匂の諸川暴漲し堤防橋梁損じたり
	一八八五	大洪水	各河川氾濫し死傷者二九名家屋破損浸水二、一一一流失六四戸堤防決壊五九八破損七五三道路流没四六一橋梁流失二一二破損二三八山岳其の他崩壊一、九〇〇ヵ所
	一八八七	洪水	明治一八年の大水害により政府は堤防の改修の緊要を認め二〇年より事業に着手明治二七年漸く完成した。なお本県民謡の粘土節は此の工事中堤へ粘土を搗きながら歌われた唄
	一八九〇	〃	桂川流域に被害多し河口湖氾濫
	一八九二	大出水	笛吹川筋釜無川流域御勅使川堤防決壊多く流失浸水多し死亡六人家屋破損五六〇戸浸水九〇五戸堤防決壊一八三ケ所破損三〇五道路流没一、五三八橋梁流破

年　月　日	西暦	主因	被害程度
明治二六年八月	一八九三	洪　水	一、一二五山岳その他崩壊多し 釜無川氾濫塩川御勅使川堤防決壊
〃　二七年八月一〇～一四	一八九四	台　風	風雨のため県内に顕著な被害生じた
〃　二九年九月六～一二	一八九六	台　風	釜無川流域被害甚大特に御勅使川出水甚だしく塩川上流崩落あり酸鼻を極む笛吹流域の浸水域大
〃　三一年九月四～七	一八九八	〃	豪雨滝の如く河川悉く氾濫し山岳崩落甚だしく北巨摩郡下被害最も大なり中巨摩東八代郡これにつぐ侍従差遣さる死者一五〇人流失家屋四五〇戸最大日雨量一六六、〇ミリ
〃　三三・九・二二～二三	一九〇〇	〃	本県附近通過台風を起し未曾有の大風雨にて被害甚大
〃　三九年七月一二～一七	一九〇六	梅　前	荒川の被害甚大増水四、三メートル三ツ水門附近より決壊また清川睦沢流れる甲府南部の浸水二メートル以上塩川これに次ぎ韮崎附近最も大、最大日雨量一七〇、五ミリ 五〇万県民挙げて死地に陥りし大厄、大小河川悉く氾濫山腹崩れ夥しく日川重川及御手洗川流域で日川村村一帯見渡す限り河原と化す（四〇年の大水害、この時笛吹川対岸罹災民に猟銃を合図として障子八枚建て列らね「コメキタアヤル」とせしは史話として有名である）
〃　四〇年八月二二～二八	一九〇七	台　風	豪雨連日に亘り県下一面大洪水荒川塩川が大氾濫を示し甲府市はじめ盆地南部被害甚大面積四〇年に劣らず大きかった此の年御料林の下賜あり治山治水にめざめ森林育成に努めたなお御下賜に対し甲府舞鶴城公園に謝恩塔をたて三月一一日を恩賜林記念日とし今の世まで恩恵をたたえている。最大日雨量二二二、〇ミリ
〃　四三年八月二～一七	一九一〇	梅前台風	稀有の風威を呈し被害甚だしく人畜死傷家屋倒壊橋梁流失堤防決壊農作物その他被害甚大特に風害激甚なり
大正元年九月二二～二三	一九一二	台　風	季節風相応の大雨を起し台烈風を測る状況を示した。 家屋倒壊堤防決壊交通機関の破損浸水し特に南都留郡下に被害多し
〃　二年一〇月一～四	一九一三	〃	全県下に亘り成熟期にあった葡萄果樹農作物等著しく総額五〇〇万円富士川塩川荒川御勅使川筋一帯が激甚で県下一円に甚大な惨害を与えた。堤防決壊流失道路橋梁の流失が最大
〃　九年八月二～六	一九二〇	〃	
昭和一〇年九月二一～二六	一九三五	前線台風	東山梨東八代郡の笛吹川金川日
〃　一一年九月二六～二七	一九三六	前線低	

年月日	西暦	主因	被害程度
		気圧	
昭和一二年七月一四～一七	一九三七	梅前	川の流域に被害多し死者二二人最大日雨量二一〇ミリ
〃 二〇年一〇月三～五	一九四五前線台風		盆地東側の山脈を境とし盆地中部に多く北都留郡一部及び北部山間地域は意外に少なかった各河川大増水破堤氾濫流失夥しく即ち芦川筋は最も暴威を振ったまた中巨摩滝沢川及東八代の滝戸川も決壊したまた各地山の崩落も多し最大日雨量二四、五ミリ
〃 二二年九月一三～一五	一九四七台風（カスリン）		笛吹川上流及重川金川日川御手洗川笹子川において被害甚大特に東八代郡浅間村は各所に被害甚大なお橋梁の流失多し最大日雨量二一三、八ミリ
〃 二三年九月一五～一六	一九四八台風（アイオン）		笹子川筋に多く大月市地内と北巨摩一部と東山梨郡下大、最大日雨量二二三、三ミリ
〃 二四年六月一六～二二	一九四九前線台風		県南部に多く北に行くに従って少なかった。
〃 八月三一～九	〃 台風（キテイ）		県南部富士川筋及び重川日川笹子川筋が最も多い
〃 二五年六月六～一四	一九五〇 梅前		南巨摩郡下西八代郡の南部が最も多く中巨摩郡西部これに次ぐ
〃 二八年九月二三～二五	一九五三 台風一三号		暴風雨による農作物果実に被害あり県下全般に亘る風害は山岳地方甚大出水に県南部地方特に早川入り及び奥地の西山村に至って甚大
〃 三一年九月二五～二七	一九五六 台風一五号		県西南部アルプス系南西斜面最多雨二四〇ミリメートル以上次いで南東岳麓盆地に概して少なかった
〃 三三年九月一七～一八	一九五八 台風二一号		大雨に加えて烈風あり近年稀な被害、河川道路橋梁損壊及び流失収穫期を控えた稲果樹の倒伏落果
〃 三四年八月一二～一四	一九五九 前線台風七号		未曾有の大暴風雨各河川の大氾濫続出明治四〇年以来の大水害となり家屋田畑の流失と多数の犠牲者を出した。また倒壊千数百戸その他甚大全県下に多数の倒壊家屋含む風害が大七、〇〇〇戸に及ぶ早川流域を中心とした県西部に特に水害多葡萄はじめ一般農作物も甚大最大日雨量一六〇、三ミリ
〃 九月二六～二七	台風一五号伊勢湾台風		台風七号の総被害額三一一億二〇〇〇万円台風一五号は八九億二、〇〇〇万円災害救助法適用台風七号四八市町村台風一五号四九カ市町村
〃 三六年六月二三～二九	一九六一前線台風		三市七町村にわたり死者五行方不明一流失家屋五床上浸水八三七があり特に鼓川の山津波坪川の決壊があった最大日雨量一八二、四ミリ
〃 九月一五～一六	一九六一 台風第		負傷者一八全壊家屋四四戸で峡

年　月　日	西暦	主因	被害程度
昭和三七年八月二五～二六	一九六二	台　風	二室戸東郡内方面の風による被害県南部の富沢町に集中した山崩れ家屋の浸水等が一部に発生したが農作物の被害は少なかった
〃　三九年九月二三～二五	一九六四	〃	水稲を中心とした農作物の被害の最も大きかった家屋の破壊浸水等で建造物の被害は主として県南部に多かった。
〃　四〇年九月一六～一七	一九六五	台　風	風は県下一円に吹いたので農作物建造物の被害は各地に発生した水による被害は甲府盆地以西がめだって多かった。
〃　四一年六月二七～二八	一九六六	台　風	農作物の被害は少かったが大雨による河川の被害農業施設の被害等土木被害は大であった
〃　七月二二		雷　雨	甲府市の中心から北部にかけてすさまじい雷雨は急激な出水をおこし山間部では山崩れ河川の氾濫著しく護岸欠壊家屋の倒壊流失を起し又下流朝日町を中心とした市街地は全市の三分の一に当る一四、〇〇〇世帯が浸水し死者一名全半壊家屋は一〇〇戸に達する災害となった被害の中心は相川上流の積翠寺及朝日三丁目であるこの災害に対して甲府市は災害救助法を受け自衛隊の応援をうけた
〃　九月二一～二五		前線台風	台風の進路に当たった南都留南巨摩西八代郡等の県南部に被害は集中した急激な出水により土質を崩壊し山津波を起し麓の部落を押し流した足和田村の三六戸をはじめ県下の全壊家屋は一〇〇戸を上回り特に今時の被害は人的被害が多く昭和三四年の七号台風時の二倍で一七四名にのぼる大災害であったまた県下では一五か町村が災害救助法の適用をうけた。

下部町における水害一覧表

年月日	西暦	状況
文明七年八月三日	一四七五	大洪水あり作物被害甚大
〃　一四年	一四八二	台風大洪水長雨にて作物稔らず飢渇する者多し
明応元年	一四九一	大雨降り各処田畑流失多し
〃　七年八月二八日	一四九八	大暴風雨各処山崩各河川氾濫して田畑橋流失す
〃　九年五月一八日	一五〇〇	暴風襲来被害甚大なり
永正一四年七月一三日	一五一八	暴風雨あり諸川洪水被害多し
天文八年八月	一五三九	大洪水のため常葉村奥田の若宮八幡宮流失波高島村で拾い上げ富士川左岸に祀る祭神大鷦鷯命他に天文一九年ともいう
天文九年八月一一日	一五四〇	暴風雨襲来して被害甚大なり（釜無川の信玄堤は此の年に築造）
〃　一五年七月一五日	一五四六	大雨降り続き大出水被害多し
〃　一九年八月二八日	一五五〇	大雨洪水のため常葉若宮八幡神社を吹き落し流失、波高島穴山梅雪家臣佐野庄五郎信義拾い上げて前に祀り後現在地に祀る他に天文八年八月ともいう。
永禄三年九月	一五六〇	一〇月まで雨降り続き収穫皆無疫病流行
天正一一年七月	一五八三	大洪水発生して被害多し
寛永五年春	一六二八	大出水して被害甚大
承応三年八月	一六五四	大雨降り続き河川氾濫被害多し
明暦元年八月一〇日	一六五五	巳の刻より大風吹き家屋や大木の倒れるもの多し
寛文一〇年六月三日	一六七〇	大雨大洪水おこる
元禄二年七月七日	一六八九	大洪水被害甚大
〃　一二年八月一五日	一六九九	辰巳の大風雨戌の刻より丑の刻まで吹き民家多数損じ竹木折れ枯る
〃　一四年七月一九日	一七〇一	一八、一九日大洪水にて被害多し
宝永四年一〇月	一七〇七	上之平村中尾沢氾濫総戸数四三戸中流失及び埋没戸数三九戸に及ぶ
正徳三年八月	一七一三	大雨降り満水
享保一三年七月八日	一七二八	大水害あり各地に死者多数あり
〃　一五年八月一一日	一七三〇	大出水各地に被害あり
元文元年八月一七日	一七三六	大風満水切房木村川除欠損甚だしく御普請方名主元右衛門から御代官へ陳情
元文四年七月七日	一七三九	大洪水各河川満水となる。
宝暦三年八月一八日	一七五三	大水害被害多数
寛政二年八月一九日	一七九〇	古関村大洪水中ノ沢山崩落して人家三戸及地蔵堂流失其の際地蔵尊の片腕を折るこれを戌年の荒という
〃　三年八月五日	一七九一	大洪水農作物被害甚大
享和二年六月	一八〇二	大洪水にて切房木の堤防切れ大破す
文政一一年七月三日	一八二八	六月二九日から大雨出水にて大磯川氾濫道村分にて田二反五畝新田二反歩切房木分にて田五反歩畑五畝歩流失につき道村名主善兵衛長百姓周兵衛百姓代七左衛門切房木名主岡右衛門長百姓儀八百姓代嘉右衛門連名にて市川御役所に届出づ
元治元年八月	一八六四	大風にて道村清久寺山門倒壊す
〃　八月七日	〃	大風雨にて人家一七軒潰れる
慶応二年八月二日	一八六六	大豪雨三沢村にて家屋流失死者一人八月三沢村二戸水害の為半壊につき救恤
明治元年七月	一八六八	

年　月　日	西暦	状況
明治三年八月	一八七〇	水害のため堤防欠潰次の通り上之平村一五〇間一色村七間波高島村一八〇間三沢村一二〇間
〃　九月八日	〃	大暴風雨のため被害次の通り一色村全潰四軒岩欠村三軒大炊平村二軒道村二軒半潰三二軒北川村二軒半潰九軒上之平村全潰一軒折門村一軒
〃　一〇年一〇月二日	一八七七	大風雨あり被害甚大
〃　一一年九月一一日	一八七八	道村地内大磯小磯川堤防一七三間欠壊三沢川地内三沢川堤防一一六間及び五五間欠壊す
〃　一七年一〇月	一八八四	大暴風雨あり被害甚大
〃　二二年九月一一日	一八八九	暴風雨のため諸川暴漲し堤防決壊橋梁流失被害甚大なり
〃　四〇年八月二三～二五	一九〇七	稀に見る大水害にて被害甚大なり三日間は立洪水で三日三晩降り続き隣家も見えない程降ったと古老は語る河口湖調べでは六〇〇～七〇〇ミリの降雨量という田畑の流失は八・六ヘクタールで地域的には常葉川沿岸地域三・六ヘクタール古関地区反木川常葉川沿岸の流域二ヘクタール三沢川、樋田川流域三ヘクタールで県下死者二三三人流失家屋四、五〇〇戸田畑の被害は甚大であった水害対策県民大会を開催、参会者六〇〇人であった。
〃　四二年九月一〇～一一	一九〇九	降雨大洪水被害甚大
〃　四三年八月一〇	一九一〇	大水害被害甚だし
〃　四四年三月一一日	一九一一	明治天皇は特別の思召をもって山梨県下の入会御料地全部を本県県有財産として御下賜になったその御下賜になられた御趣旨は山梨県は累年水害を被り民力の衰退の窮状をお救い下さったためであった。台帳面積では二九八、二〇三町歩実測で一六三、九〇〇ヘクタールで本県林野面積（三四万ヘクタール）の半分を占めている。本町における恩賜林保護財産区は旧古関村一、二一九・〇〇ヘクタール旧富里二、五〇〇・五九計三、七一九・五九ヘクタールで町面積の約三割に当る此の広大なる恩賜林の経営は長い間本町の治水経済元に大きく貢献した。
大正七年九月二四日	一九一八	富里村竹の島地内大黒沢暴風雨のため氾濫し全半壊六戸に及ぶ
大正一〇年九月七日	一九二一	この日暴風雨のため大黒山の崩壊一〇町歩にも及び押し流された土石流によって全壊四戸田畑の被害一町歩余りこの日の未明逃げ遅れし人二人、一人は寺の大きな石に上り一人は大きな松の木に登って救助された。今尚その大石の三分の二は埋もれているが、人助けの石と里人から親しまれていると古老は語ってくれた。尚古関小学校根子分教場はこの暴風雨で倒壊した。
昭和一〇年九月二四日	一九三五	豪雨各河川大洪水にて三沢橋流失他数橋傾く 台風襲来被害甚大

年　月　日	西暦	状況
昭和一三年六月二九日	一九三八	集中豪雨により被害多し
〃　二〇年九月一七日	一九四五	台風襲来被害多し
〃　一〇月五日	〃	集中豪雨久那土村では奥抔七人切房木道三保各一人死亡、峡南農工学校運動場大半流失身延線不通となり一一月半ばに開通す。此の日三沢奥抔裏山一町歩余に亘って崩落、民家四戸押潰されこの時町内各河川共氾濫し山の崩落、田畑の流失が相次ぎ橋梁悉く流失した
〃　二二年九月一五日	一九四七	集中豪雨のため河川氾濫中央線身延線共に不通となる。そのため天皇陛下の御来峡延期さる。
〃　二五年六月一四日	一九五〇	連日の豪雨で久那土村樋田天神社境内崩落土蔵一倒壊す
〃　二七年六月二三日	一九五二	ダイナ台風襲来被害甚大
〃　二八年九月二三日	一九五三	台風一三号襲来被害甚大
〃　二九年九月二六日	一九五六	台風二六号襲来被害甚大
〃　三三年七月二三日	一九五八	台風一一号の豪雨により波高島鉄橋流失電車不通八月七日まで徒歩連絡他にも被害多し
〃　三四年八月一四日	一九五九	台風七号襲来被害続出身延線は二〇日まで不通となる。
〃　九月二六日		台風一五号襲来切房木で全壊四戸半壊八戸其の他被害甚大（伊勢湾台風）ともいい慈観寺庫裏倒壊す。
〃　三六年六月二七日	一九六一	集中豪雨被害多し
〃　九月一六日	〃	台風一八号大暴風雨各河川氾濫し沿岸を崩壊し橋梁の流失多し
〃　三七年八月二五日	一九六二	台風一四号襲来
〃　三九年九月二五日	一九六四	台風二〇号襲来
〃　四〇年九月一七日	一九六五	台風二四号襲来大草堤小坂向田堤大堰堤清久寺前各欠潰樋田一名死亡
〃　四一年九月二五日	一九六六	台風二六号襲来下部横道山崩れ死傷者七人災害救助法が適用される。全壊一五棟

第四節　水防体制

洪水または高潮に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する目的で昭和二十四年六月水防法が制定された。同法第二十六条に指定管理団体の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、水防協議会を設置することに定められており、これにもとづいて同三十七年十月「下部町水防協議会条例」が制定された。

下部町水防協議会条例（昭和三十七年十月二日条例第百十一号）

（目的）

第一条　水防法（昭和二十四年六月法律第百九十三号）第二十六条第三項の規定による下部町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（会長の職務）

第二条　会長は、会務を処理し、協議会を代表する。

2　会長は、会議を招集し、その議長となる。

3　会長事故あるときは、その指名する委員がその職務を代表する。

（委員の任期）

第三条　関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　会長において特別の事情があると認めたときは、前項の規定に拘らずその任期中においてもこれを免じ、又は解任することができる。

（協議会）

第四条　協議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第五条　議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ、又は委嘱する。

2　幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3　書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（報酬及び費用弁償）

第六条　協議会委員に支給する報酬並びに費用弁償の額及び支給方法は、下部町各種委員等の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和三十一年下部町条例第十五号）による。

（会長の定める事項）

第七条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

前述の水防協議会の設置により指定管理団体の水防管理者は水防協議会にはかって、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事の承認を得てこれが実施にあたっている。

本町の水防計画

水防法第二十五条の規定にもとづく水防計画は、総則、水防組織、水防区域の重要度、設備資材輸送等の整備確保、気象水位状況の観測通報連絡通信連絡、出動及び作業、その他の項から成り、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内河川の洪水による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

次に計画の一部を記すれば、

○水防組織

水防団の組織

町長は、区域内の河川の水防に対しては消防団をあてる。

(1)組織は次のとおりである。

消防団 ｛第一分団――各部
　　第二分団――各部
　　第三分団――各部

(2)　組織表

	消防団員数	区域	河川名
第一分団	一八七	常葉地内	栃代川、下部川
		下部地内	雨河内川、常葉川、一色川
		一色地内	
第二分団	一二五	車田地内	三沢川
		三沢地内	三沢川
		上田原地内	田原川
		道地内	三沢川
		樋田地内	樋田川
		古関地内	反木川
		根子地内	反木川

水防本部の組織

(1) 組織系統

本部長　町長
副本部長　助役
指揮班　総務課長
副指揮班　土木課長
〃　経済課長
〃　民生課長

(2) 各班事務分担

1 庶務班
イ 情勢に応じての緊急対策の樹立。
ロ 水防工法の技術指導
ハ 水防警戒に関する事項
ニ 各係員に対する召集
ホ 水防資材の調達並に輸送
ヘ 休養、糧抹に必要なる一般庶務。

2 連絡班
イ 町内、市川土木事務所、市川警察署の連絡情報の蒐集。
ロ 被害状況その他の調査蒐集及び広報撮影

3 交通班
イ 交通の確保
ロ 交通不能箇所の交通に関する事項

(3) 連絡系統図

第三分団	八五	中之倉地内	常葉川
		釜額地内	釜額川
		大磯小磯地内	三沢川

連絡系統図は次のとおりである。

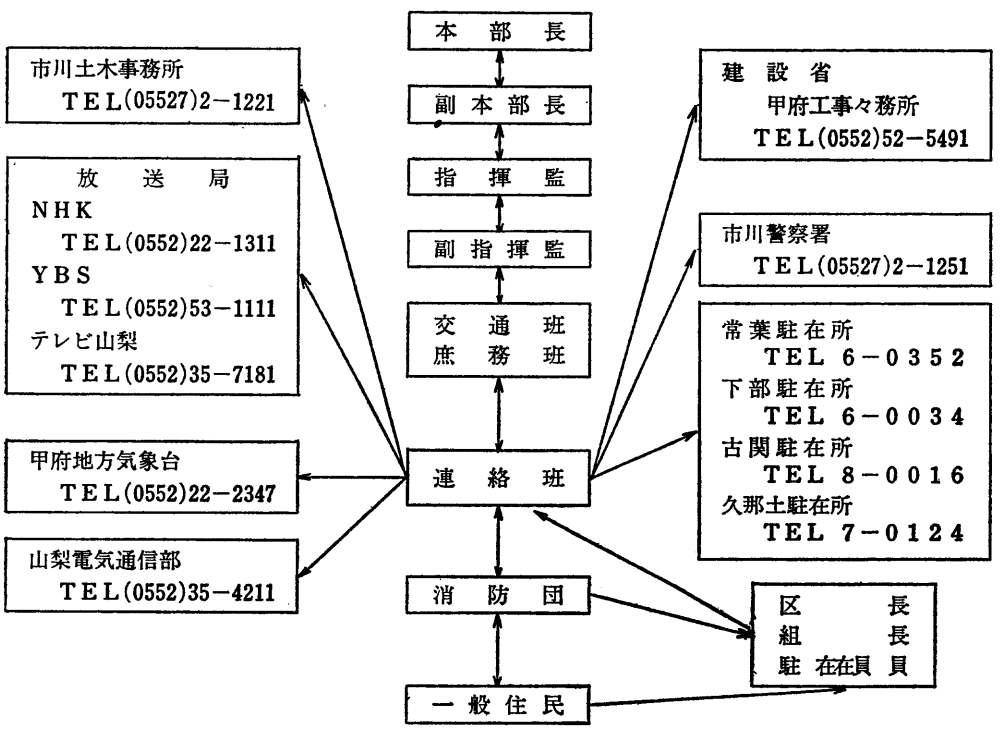

○設備資材輸送等の整備確保

1輸送の確保

(1)水防本部、各支所管内との輸送経路については、本部において管内からの通報に基づいて状況に従って通行路線を決定し、輸送の確保を図る。

(2)水防本部、各支所間の輸送経路については、各支所よりの報告に基づいて、実情により通行路線を指示する。

(3)　水防本部長は、管内の重要水防区域についてはあらゆる状況を推定し、輸送経路見取図を作成し、市川土木事務所に提出しておくものとする。

1　附近見取図に道路幅その他通路のわかる輸送網図

2　万一に備えて多角的輸送路の選定図

○気象水位状況の観測通報連絡。

水防法第一〇条の二項の規定により洪水予報を行なう河川及び第一〇条の四の規定により水防警報を行なう区域に関しては、各々その項に示す要領により行なうものとする。

1　水防本部は、気象の状況により相当の降雨が認められたとき、または、甲府地方気象台から要求のあったときは、市川土木事務所長と緊密なる連絡を取り、必要に応じて管内の雨量を次の通り報告すると共に、甲府地方気象台に通知する。

通報基準

イ　時間雨量が二〇ミリを超えたとき

ロ　三時間雨量が五〇ミリを超えたとき

ハ　イロについて報告開始後、降雨継続の場合は一時間ごとに連絡する。

ニ、通報の必要がなくなったときは、その都度、甲府地方気象台より連絡する。

2　水位の観測通報

水防管理者は、自からの判断で出水の恐れのあることを知った場合及び洪水予報または水防警報による出水の通知があった場合は水位の変動を監視して、通報水位に達したときから直ちに市川土木事務所長に水位の報告をする。

○通信連絡

1　水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話・電報の通信を要する主なる系統は、前述水防本部の組織(3)連絡系統と同様である。

次にかかげるものの通話は確実な方法をとり、受報者の確認を得るものとする。

1　水防本部の指示

2　洪水予報及び水防警報

2　通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については概ね下記によるほか、非常の場合は甲府放送及び山梨放送により連絡するものとする。

第一連絡　加入電話

第二連絡　警察電話

第三連絡　鉄道専用電話

第四連絡　無線

第五連絡　電報

第六連絡　自動車、鉄道

第七連絡　自動車

第八連絡　徒歩

○出動及作業。

1　水防管理団体の非常配備

水防管理者は、管内の消防団を配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

1　水防管理者が自からの判断により必要と認める場合

町内雨量観測所は、次のとおりである。

番号	雨量計位置				種別	管理者	観測者	備考
級別	河川名	郡市	町村	位置				
	常葉川	西八代	下部	常葉	自普	建設省	職員	(〇五五六三) 六―〇〇一一
	下部川	〃	〃	湯之奥	普	山梨県	浦田博	(〃) 六―八一六七
本栖湖	〃	〃	〃	中之倉	普	日軽	赤池信一	(〃) 七―〇九三〇

町内水防倉庫設備資材、器材は次のとおりである。

(昭和五十四年度)

番号	所管別	河川名	国庫非国庫別	面積	管理責任者	位置	備蓄資材								
							土木器具	鋸・ナタ	照明具	その他木材	空俵	むしろ	縄	蛇籠	鉄線
一	下部町	三沢川	国庫	三三・〇	下部町長	下部町車田地内	一四	三	二	四	二一〇	五〇〇	一〇	五	一七	一三〇
二	〃	常葉川	非国庫	三三・〇	〃	〃竹之島地内	一五	四	二	一三	一二〇	四〇〇	一五	四	三二	三五〇
三	〃	三沢川	〃	三三・〇	〃	〃三沢地内	五	二	一	六	四四	四〇〇	八	六	三二	三〇〇
四	〃	反木川	〃	三三・〇	〃	〃古関地内	五	四	一	七	一二〇	二五〇	八	五	一一	一五〇

2　水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
3　緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

2　本部員の非常配備
水防管理団体本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその態勢を整備しておくものとする。

3　消防団に対する非常配備
(1)　待機　消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態をは握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り、待機命令は概ね次の状態の際発するものとする。
1　洪水予報が発せられたとき
2　県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
(2)　準備　消防の部長、班長は所定の詰所に集合し、または資材器材の整備、点検作業、人員の配備計画等にあたり、水防上危険である工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測堤防監視等のため一部団員を出動させる準備命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。
1　河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
2　水防警報が通知されたとき
3　自から必要と認めたとき
(3)　出動、消防団員の一部または全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく出動命令は、概ね次の状況の際発するものとする。
1　河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
2　水防警報（出動）が通知されたとき
3　自から出動を必要と認めたとき
(4)　報告、次の場合には水防管理者は市川土木事務所に報告し、事務所長は県に報告するものとする。
1　警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。
2　危険が増大して水防作業を開始したとき。
3　堤防その他異状を発見したとき

2　非常配備
1　水防非常配備の種類を次の三種類とする。
1第一配備態勢　少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当り、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動ができる態勢とする。
2第二配備態勢、所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
3第三配備態勢、所属人員全員を動員する完全なる水防態勢。

○水防作業
1　水防工法

○川倉
水中川表法裾などに欠け込を生じたる時、拡大防止する方法にして、陸上にて木材を鉄線、または竹を以て結び付け、所定の位置に結び付けるもの。
材料＝木材、鉄線・竹蛇籠、玉石

○木流（竹流し）
樹木の種類は杉・檜・松・櫟・楢など枝葉多くかつ強きを良とする。梢を下にして欠口に流し、樹枝に土俵または砂利俵に重しを結び付け、割竹、あるいは鉄線にて天端を留め杭に繋ぎ留めるもの
材料＝流木・生竹・杭木・空俵・縄・鉄線

○積土俵
この工法は堤体の沈下の場合、あるいは堤高以上の水位に達する時

は、天端表高より五〇センチないし一メートルを隔て所要の高さまで土俵あるいは土のうを積立みてる

材料＝空俵及び縄、杭木または青竹

○むしろ張り

堤防の表法の垂下あるいは波欠を防止する方法で、むしろとむしろを縫い合わせ竹を取り付け土俵を縛り、これを巻き置きて法面に転がし其の元付けは縄または鉄線にて天端留め杭に繋ぐ

材料＝空俵、縄、むしろ、杭木、鉄線

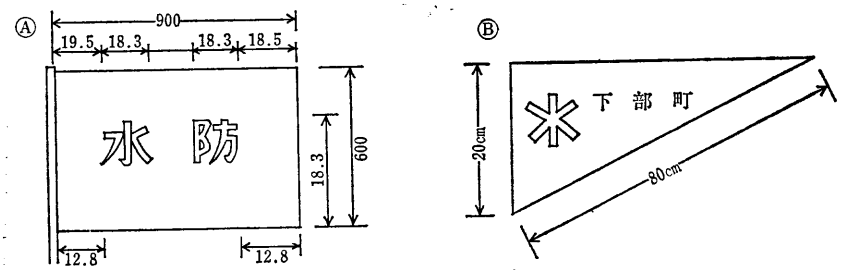

註　水防赤字　赤線取線は6粍とす。太さは3粍とす。

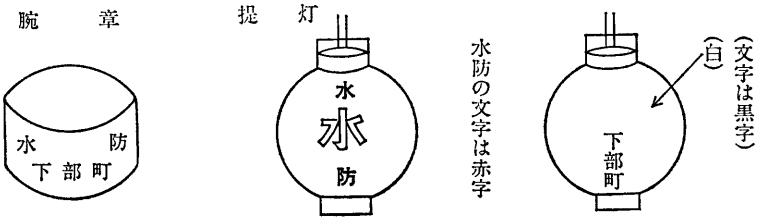

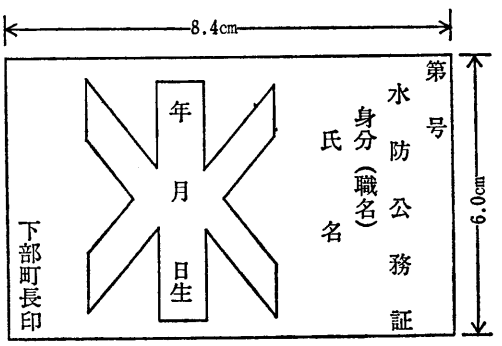

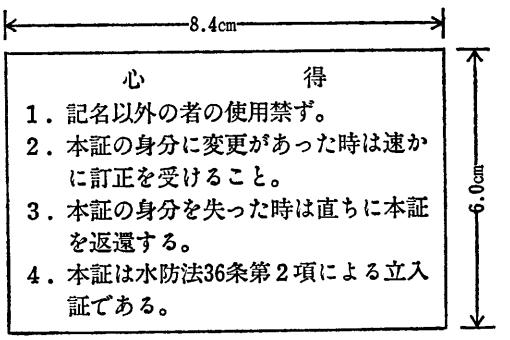

2　水防上の心得

1　消防団員は出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領などを家人に伝え、後顧の憂いをなくしいったん出動したなら命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

2　作業中は終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

○水防自動車及び身分証明

1　水防標識　水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

1　水防要員の標識　左腕に腕章をつける

2　屯所の標識　昼間の標識はⒶを揚げ、夜間は提灯を掲げる。

3　水防用自動車優先通行標識、Ⓑを掲げる。

○水防信号は次のとおりである。

1　信号は適宜の時間継続する。

2　必要があれば警鐘信号及びサイ

水防信号

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	量水標水位が警戒水位に達し、なお増大の恐れあることを知らせるもので、水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止　○休止	約五秒　約五秒　約五秒 約五秒　約五秒　約五秒 ○——　○—— 休止　休止　休止
第二信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約五秒　約五秒 約五秒　約五秒 ○——　○——
第三信号	水防管理者の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○	約一〇秒　約一〇秒 約五秒　約五秒 ○——休止　○——休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約一分 約五秒 ○——　○——

立退き計画

土木水防支部名	番号	水防管理団体名	河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退き予定地	避難立退き経路
	二五	下部町	三沢川	下部町車田・三沢	一五〇	久那土小学校	町道・県道利用
	二六	〃	栃代川	〃　常葉	一三〇	下部中学校	〃
	二七	〃	下部川	〃　下部	一八〇	下部物見台	〃

レン信号を併用することも差し支えない。

3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

○避難のための立退き

1　水防管理者は自ら防ぎょする堤防等が破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

2　立退き計画の主なる事項次のごとし、

(1)　立退きを要する人口、世帯数

(2)　避難地点及び避難地点までの連絡

○水防訓練及び常時監視

1　水防訓練

1　指定消防管理者は、六月までに一回以上県水防指導員の指導により、水防訓練を行うものとする。

2　演習要領　本町水防演習の要領は、県水防演習に準じ市川土木事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2　常時監視

水防管理者（団体）は、六月までに土木事務所職員と共に河川堤防その他水防に関係ある工作物等を巡視するものとする。

○公用負担

1　水防法第二一条により水防のために必要あるときは、水防管理者や、消防管理者は消防機関の長等に次の権限を行使することができる。

1　必要な土地の一時使用

2　土石、竹木、その他の資材の使用

3　土地、土石、竹木、その他資材の収用

4　車輌、その他運搬具または器具の使用

5　工作物、その他の障害物の処分

2　公用負担権限委任証明書

公用負担命令権限書

身分　　所属

右の者に　　の区域に於ける水防法第21条第１項の権限行使を委任した事を証明する。

昭和　年　月　日

水防管理者

氏名　　印

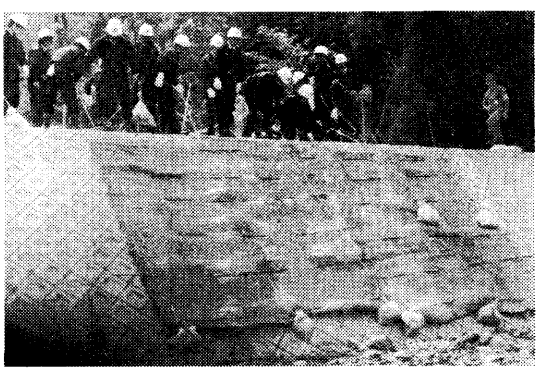

水　防　訓　練

水防法第二一条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者または消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行、必要ある場合にはこれを提示するものとする。

3公用負担命令

水防法第二一条の規定に、公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

第　　号　公用負担命令書

目的物　種類　員数

負担内容　使用　権目　人分

昭和　年　月　日

下部町長　　印

事務取扱者　　印

殿

町内重要水防区域及び土石流発生危険区域重要水防区域

（昭和五十四年度計画）

土木水防支部名	担当水防管理団体名	河川名	位置 町・大字	左右岸別	延長(m)	重要度 階級	重要度 種別	注意を要する理由	水防倉庫
〃	㊦ 下部町	常葉川	波高島	右	一五〇	b	水衛箇所	護岸老朽	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	〃	杉の木	右	一五〇	a	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	左	一五〇	b	〃	〃	〃
〃	〃	〃	古関	右	一〇〇	b	〃	〃	下部町瀬戸水防倉庫
〃	〃	〃	〃	左	一〇〇	b	〃	護岸軟弱	下部町瀬戸水防倉庫
〃	〃	反木川	根子	右	一〇〇	b	〃	護岸軟弱	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	下部川	下部	左	六〇〇	a	水衛箇所	護岸軟弱	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	〃	〃	右	六〇〇	a	水衛箇所	護岸軟弱	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	栃代川	常葉	左	一〇〇	b	〃	〃	〃
〃	〃	田原川	上田原	右	五〇〇	a	堤防高	護岸老朽、断面不足	下部町三沢水防倉庫
〃	〃	三沢川	三沢	左	二〇〇	a	水衛箇所	護岸老朽	〃
〃	〃	樋田川	久保	右	二〇〇	b	〃	護岸老朽、護岸軟弱	下部町車田水防倉庫
〃	〃	常葉川	波高島	左	三七〇	a	堤防高	未改修	下部町竹ノ島水防倉庫

市川

土木水防支部名	水防管理団体名	幹川名	渓流名	位置	保全対象区域の現況 人家戸数	保全対象区域の現況 公共建物	備考
市川土木事務所	下部町	樋田川	中村川	下部町			
〃	〃	三沢川	峰沢川	〃	三		
〃	〃	常葉川	花柄沢川	〃			
〃	〃	〃	大黒沢川	〃	三		
〃	〃	〃	竹の沢川	〃	四		
〃	〃	〃	水所沢川	〃	二		
〃	〃	三沢川	はんがら沢	〃			
〃	〃	一色川	天神沢川	〃	三		
〃	〃	樋田川	下堀切沢	〃			
〃	〃	〃	嶺沢	〃			
〃	〃	下部川	湯の沢	〃	八		
〃	〃	富士川	一色川	〃	三〇	公民館	
〃	〃	一色川	樋口沢川	〃	五		
〃	〃	〃	地蔵沢川	〃	九		
〃	〃	常葉川	釜額川	〃	二五		
〃	〃	樋田川	小沢川	〃	六		
〃	〃	三沢川	西沢	〃	一一		
〃	〃	〃	切房木沢	〃	二七		
〃	〃	〃	年林沢	〃	五		
〃	〃	〃	芝山沢	〃	五		
〃	〃	〃	鍋倉川	〃	七		

中尾沢川	三沢川	下部町	市川土木事務所			
からす沢	〃	〃	〃	九	一二	
古関沢	常葉川	〃	〃	一〇	一二	学校、郵便局
中之倉沢	〃	〃	〃	一〇	一二	
中屋敷沢	〃	〃	〃	一〇	一二	
根子沢	反木川	〃	〃	一二	一二	
三ッ沢	釜額川	〃	〃	一三	一二	
釜沢川	栃代川	〃	〃	一〇	一二	
出口沢	常葉川	〃	〃	九	一二	
西沢川	反木川	〃	〃	五	一二	
寒伴沢川	下部川	〃	〃	六	一二	
検行沢川	〃	〃	〃	五	一二	
岩かけ沢	栃代川	〃	〃	一〇	一二	
芝草沢川	三沢川	〃	〃	一二	一二	
山口沢	常葉川	〃	〃	一二	一二	

第五章　その他の災害

第一節　地震災害

地震はその災禍が広範にわたり、かつパニックを引き起こし易い状態をつくる極めて恐ろしいものである。我が国は環太平洋地震帯に属して、世界有数の地震国である。過去においてマグニチュード七以上の大地震に、たびたび見舞われて、大きな被害を被っている。

地震の発生原因については、弾性反発説（断層）岩漿貫入説　岩漿爆発説などいろいろの説がある。県内を震央として発生する地震は、他県に比較して割合多く、地域的発生頻度は高い。大正末期からの統計によれば、有感地震回数は四一五回で、震源地は富士山麓が最も多くて二七%、道志川、桂川流域がこれについで二五%、次いで県西部及び東部地域となっている。

1 安政大地震

安政元（一八五四）年に発生したマグニチュード八・四のいわゆる安政の大地震は、本県においても富士川沿岸の峡南地域と、甲府市の南部に至る地域には、相当な被害をもたらした。

本町における被害状況については、資料に乏しく知る由もないが、わずかに残っている文書によって推察するのほかはない。ここにその文書を紹介して、当時の状況の一端をしのぶ参考に供する。

恐れ乍ら書付を以て願上げ奉り候

八代郡嶺村名主、長百姓、百姓代一同申上奉り候、当村儀は御高拾八石七斗余　家数拾四軒の極小村にて　作間渡世として村持山林の立木伐出し市川大門村其外へ薪に売り渡候土地柄にこれ有　且右通行道は字ひかげと唱へ嶮岨の岩山道に御座候処　去る寅年大地震以来折々山崩れいたし候得共　時々村中罷出で手入仕り通路罷在候処当十二月朔日右場所長五間余高数拾丈欠崩れ候に付又々取詰通路いたし罷在候儀の処当月廿一日夜猶又右場所長五拾間、高数拾丈岩山崩落牛馬は勿論人夫通行更に相成らず殊に当村より市川大門村迄の道筋は外にこれ無く必至と差支其の上右場所儀此後の山崩れも計り難く極危難の場所に相成候得共当惑至極依ては新道切開き候外御座無く候間何卒御見分の上新道切開通路差支に相成らざる様仰付られ下され度願上奉り候　以上

右嶺村役人惣代
名主　才兵衛
長百姓　伝左衛門

市川
御役所

これは安政元年寅年の大地震で道路が崩落し、その後しばしば崩落するので別の所へ新道を開削していただきたいとの代官所への願書である。

恐れ乍ら書付を以て申上奉り候

古関川通り
定式用水御普請所
字矢ノ下
一、石垣延長拾間　平均高壱丈四尺、横三尺
同所
一　堰路長弐拾間　壱カ所

右は八代郡市之瀬村役人申上奉り候、私共村方の儀去る大地震にて岩山凡そ弐拾丈程石垣押崩し前書の通り堰路押埋め申候間之に依り此段書付を以て御届申上奉り候　以上

八代郡市之瀬村
名主　重郎右衛門㊞
寅十一月八日　長百姓　友右衛門㊞
百姓代　和十郎㊞

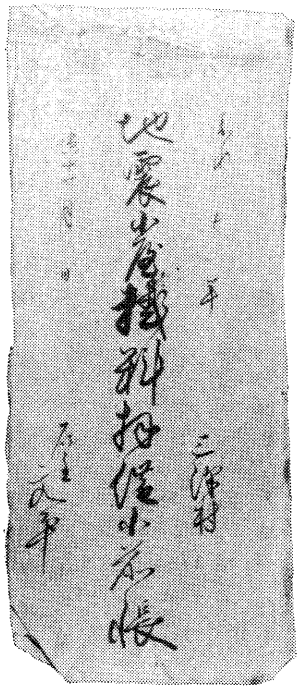

地震小屋掛料拝借小前帳

（嘉永２年）

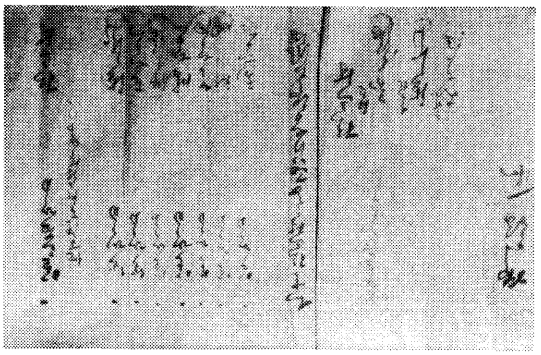

大雨風による潰家（杉山地内）

一金壱分　半潰家
一金壱分　〃

市川
御役所

この文書も地震のために水路の欠壊を訴えたもので、他にも文書にあらわれないような被害が多くあったことが推察できる。
さらにこの地震で被害を受けた者に対する小屋掛料拝借小前帳によると

嘉永七年　三沢村
地震小屋掛料拝借小前帳
寅十一月　名主　文平

（註）嘉永七年は十一月二十七日改元により安政元年となったので同じ年である

松之亟㊞

一金壱分　〃　喜左衛門㊞
一金壱分　〃　弥兵衛㊞
一金壱分　〃　丈左衛門㊞

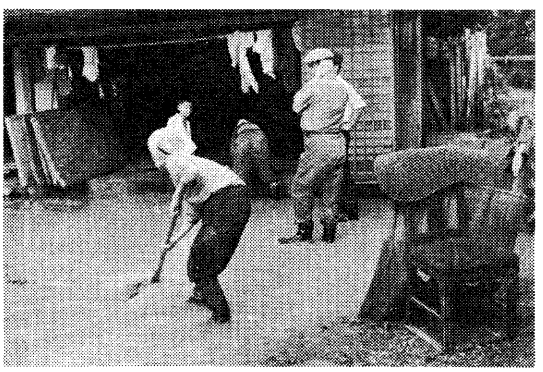

床上浸水（昭和41年一色）

〃　為右衛門㊞
百姓代　喜平二㊞
〃　藤右衛門㊞
御役所

安政二年　三沢村
上金連銘帳
卯三月　日　名主　文平

一金壱分　金左衛門㊞
一金壱分　〃　利八㊞
一金壱分　〃　常右衛門㊞
一金壱分　〃　与市右衛門㊞
一金壱分　〃　定之亟㊞
一金壱分　〃　周八㊞
右寄せて拾軒
右之通り慥に奉拝借候以上
名主　文平㊞
長百姓　伊左衛門㊞
〃　利右衛門㊞

弐拾七石八斗六升
一金弐両　文　平㊞
外ニ増壱両
同又七両
九石弐斗六升六合内三石五斗隠居林右衛門持
一金弐分　利右衛門㊞
外ニ増弐朱
同三分弐朱
四石七斗四升四合
一金弐分　伊左衛門㊞
外ニ増弐朱
同三分弐朱
四石弐斗六升
一金壱分　為右衛門㊞
外ニ増壱分
同壱両
四石九升壱合
一金壱分　八郎右衛門㊞
外ニ増壱分
四石弐斗五升壱合
一金壱分　藤右衛門㊞
外ニ増壱分
三石弐斗五升九合
一金壱分弐朱　茂兵衛㊞
外ニ弐朱増上納
同弐朱
斗壱升五合
一金壱分　忠治郎㊞

外ニ弐分
弐石三斗四升八合
一金壱分　幸兵衛隠居
重右衛門㊞
幸兵衛代㊞
升
一金壱分　忠左衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
三石六斗五升七合
一金壱分　友右衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
弐石六斗四升七合
一金壱分　宇右衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
弐石八斗六升八合
一金壱分　徳兵衛㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
壱石八斗九升
一金壱分　万　平㊞
外ニ弐朱増上納
五石三斗五升九合
一金壱分　源兵衛㊞
外ニ増弐朱
外ニ増壱分弐朱
拾石六斗三升弐合

一金弐分　　甚右衛門㊞
外ニ増壱分
同壱両壱分
三石弐斗九升六合
一金壱分　　文兵衛㊞
外ニ増弐朱
外ニ増壱分弐朱
五石五斗四合
一金壱分弐朱　　権右衛門㊞
外ニ壱分壱朱
又弐分
七石弐斗三升
一金弐朱　　式右衛門㊞
外ニ壱両弐朱
石弐斗九升五合
分　　与惣右衛門㊞

（以下紙破れて不明）

これで見ると代官所では、被災者救済金や貸付金とする資金を、村々の有志に対して石高に応じて納金させたらしい。その金額と名前が三沢村では前記の通りである。

2　関東大地震

過去百年間に日本に発生した大きな地震（マグニチュード七以上）は六二回を数えるが、このうち本県に大きな被害をあたえたのは、関東大地震である。

安政の地震から約七十年、人々は地震の恐ろしさを忘れていた矢先、大正十二（一九二三）年九月一日、午前十一時五十八分四十五秒、突然大地は揺れ出した。人々が右往左往する瞬時の間に、巨億の富と十万の尊い人命を奪い去って、余震は翌年一月ころまで続いた。これを関東大震災という。

この地震の震源地は、相模湾内伊豆大島の東方十六キロメートルの海底で、マグニチュード七・九のまれに見る大きなもので、関東一円を襲い、九九、三三一人の死者と、四三、四七六人の行方不明者、一〇三、七三三人の負傷者を出し、全壊家屋一二六、二三三戸、焼失家屋四四七、一二八戸、津波による流失家屋八六八戸を算した。

山梨県では、死者一九人、負傷者一三人、全壊家屋一、七六三戸、半壊家屋四、九九四戸を数える前代未聞の大被害を与えられた。幸いわが下部町は地質構造の関係からか被害は少なく、古関地区で落石による死者二人だけで、他には大きな被害もなく、不幸中の幸いというべきであった。

この関東大地震は震度五の強震くらいであったろうか。加藤善吉氏は当時の恐ろしかった状況を次のように語ってくれた。

「私はその時十八歳であった。家の中で雑誌を読んでいたが昼飯には少し間があるので、ぶどうを食べようと思って家を出た途端にグラグラッと来た。よろけて立ってはいられない程であった。見ると自分の家の屋根と隣家の屋根がぶつかりそうに揺れている。家の中では棚のびんや茶碗などの器物が落ちて砕ける音がする、向山では石が、木や岩にぶつかってすさまじい音をたてながら転げおちる、田の用水路の水や肥溜は溢れている。時々猛獣のほえるような不気味な地鳴りを伴って、余震が絶えまなく続くので、ほんとに生きた心地はしなかった。家の中に落ち着くことなど到底考えられず、「今夜はもっと大きいのが来る」というデマが乱れとんで、どこの家でも庭や畑で幾晩も寝なければならなかった。夏だからよかったものの、冬であれば屋外に寝る訳にも行かず、どうしたであろうかと今考えて見ても身震いがする。そのうちに「不逞朝鮮人の来襲」などの流言飛語がささやかれ、当時消防組で組織していた自警組合では、全員を召集して部署につかせて、片っぱしから通行人を検問するという厳しい警戒ぶりであった。このような状態が九日間も続いた。そのうちに余震も間隔が遠くなり、朝鮮人襲来説も根も葉もないことがわかってきたので、世情は次第に落ち着いてきた」

(一)　日本ではどのような地震がおこったか

年月日	マグニチュード	地域	被害
天武一二・一一・二九	八・四	土佐その他東海、南海、西海諸道	民家多く倒る。土佐で田苑約一二平方メートル海中に沈む津波あり、（南海道沖）
貞観一一・七・一三	八・六	陸奥	大津波あり、溺死者一、〇〇〇人余
仁和三・八・二六	八・六	京都及び五畿七道	庁舎転倒し津波あり、死者多し（南海道・東海道沖）
永長元・七・一七	八・四	畿内、東海、南海諸国	寺院橋梁損傷す。津波あり、（東海道沖）
正平一六・八・三	八・四	畿内及び南海道の一部	摂津阿波に津波あり、流失家屋死者多し（南海道沖）
明応七・九・二〇	八・六	東海道全般	津波あり、伊勢大湊にて家屋流失一、〇〇〇棟、死者五、〇〇〇人、鎌倉にて溺死二〇〇人（東海道沖）
天正一三・一・一八	七・九	東海、東山、北陸諸道、畿内	飛騨白河谷山崩にて死者数百、近江長浜、美濃大垣震火災
慶長九・一・三〇	七・九	東海、南海、西海諸道	死者五、〇〇〇人、大津波あり、土佐穴喰にて溺死三、八〇〇人、房総半島四平方キロ干潟となる（南海道沖、房総半島沖）
慶長一六・一二・二	八・一	三陸蝦夷	大津波あり、伊達領にて溺死一、七八三人、南部津軽にて人馬溺三、〇〇〇人（三陸沖）
元禄一六・一二・三〇	八・二	江戸及東海道諸国	倒壊家屋二〇、一六二、死者五、二三三人、房総半島被害甚し、江戸、小田原にては出火死多し、津波あり（相模湾房州沖）
宝永四・一〇・二八	八・四	東海道、畿内南海道及び東山、西海両道の一部	倒壊家屋二九、〇〇〇、死者四、九〇〇人、九州南東海岸より伊豆まで津波あり、土佐にて高さ二〇メートル余（東海道・南海道沖）
天保一四・四・二五	八・四	釧路、根室	津波の被害多し、（根室、釧路の沖合）
安政元・一二・二三	八・四	東海、東山、南海諸道	大津波あり、倒壊家屋八、三〇〇、焼失三〇〇、死者一、〇〇〇人、富士川洪水を起す
安政元・一二・二四	八・四	伊勢湾より九州東北部	房総半島より九州東岸まで大津波、倒壊一〇、〇〇〇、焼失家屋六、〇〇〇、流失一五、〇〇〇、死者三、〇〇〇人、震・火・水のための損失家六〇、〇〇〇（南海道沖）
安政二・一一・一一	六・九	江戸	江戸市中死者七、〇〇〇人、全壊焼失家屋一四、三四六、震後各所より出火三〇余、焼失面積二・三平方キロ、総潰家屋五〇、〇〇〇、亀有、亀井戸の線

明治二四・一〇・二八	八・四	濃尾地震	全壊八〇、〇〇〇、死者七、二七三、断層多し、岐阜にて余震十余年続く
明治二九・六・一五	七・六	三陸大津波	大津波陸前吉浜にて高さ二五メートル、三県下にて全半壊、流失家屋一〇、六一七、死亡二七、一二二人全壊住家四、三八七、死者二〇九人、断層多し（仙北郡千尾、畑屋）
明治二九・八・三一	七・五	羽後、陸中国境附近	倒壊四二二、死者一二人
明治四四・六・一五	八・二	喜界島附近	死者九九、三三一、傷者一〇三、七三三人、行方不明四三、四七六人、焼失四四七、一二八全壊一二八、二六六、流失八六八
大正一二・九・一	七・九	関東南部（関東大地震）	死者三、〇一七人、全壊家屋四、九七四、全焼二、六五一
昭和二・三・七	七・四	丹後北西部	死者二、四八五人、傷者一、一五二人、家屋流失四、〇八六波の高さ綾里湾二四メートル
昭和八・三・三	八・五	三陸沖（津波）	死者九九八人、重傷二、一三五人、住家全壊二六、一三〇、流失三、〇五九
昭和一九・一二・七	八・三	熊野灘（東南海地震）	死者一、九六一人、重傷八九六人、住家全壊五、五三九、非住家全壊六、六〇三
昭和二〇・一・一三	六・九	三河渥美湾北岸	死者一、三三九人、全壊九、〇七〇、流失一、四五一、焼失二、五九八、大津波紀伊南端六、六メートル土佐田園一五平方メートル海没
昭和二一・一二・二一	八・一	潮岬沖（南海地震）	死者三、八九五、人傷者一六、三七五人、全壊三五四二〇、焼失三、九六〇、断層あり
昭和二三・六・二八	七・二	福井地震	家屋全壊一、九六〇、地盤沈下、津波最高六メートル
昭和三九・六・一六	七・五	新潟地震	死者四九人、全壊家屋六七三、半壊家屋三、〇〇四、津波三陸沿岸四メートル
昭和四三・五・一六	七・九	一九六八年十勝沖地震	死者行方不明二九人、傷者七八人、家屋全壊四六、半壊家屋一二五
昭和四九・五・九	六・九	一九七四年伊豆半島沖地震	死者二五人、傷者二〇五人、家屋全壊九六、半壊六一六
昭和五三・一・一四	七・〇	一九七八年伊豆大島近海地震	死者二八人、傷者一一、〇二三人、家屋全壊一、三六三、半壊六、〇六七
昭和五三・六・一二	七・四	一九七八年宮城県沖地震	

年	月日	発震時刻 時	分	秒	震度	最大 ミクロン半振幅	最大 周期 秒	仮算加速度（耗／秒）	性質	震央 地名	震央 東経	震央 北緯	震央距離（粁）	記事
明治三〇	二、二〇	五	五〇	〇〇	Ⅲ	六七五	〇・三	二九六	緩	陸前東方沖	―	―	（四二〇）	
三〇	二、二八	一	一五	二四	Ⅲ	二、四五〇	〇・九	一一九	緩	常陸沖	―	―	（二五〇）	
三〇	七、二二	一八	三二	四八	Ⅲ	一、六〇〇	〇・六	一七五	急	磐城沖	―	―	（三三〇）	
三三	一、一七	〇	一四	一四	Ⅳ	九〇〇	〇・七	七三	急	甲斐中部甲府附近	―	―	（一〇以下）	
三五	五、二五	二〇	二八	五〇	Ⅴ	一、一〇〇	〇・二	二一七	急	甲斐東部南都留郡	―	―	（三〇）	
三七	五、八	四	二四	四二	Ⅲ	五〇〇	〇・五	七九	稍急	越後六日町附近	―	―	（一六二）	
三七	六、七	一七	一九	五五	Ⅲ	一〇〇	〇・三	四四	緩	磐城遠洋	―	―	（二五〇）	
三九	二、二三	一八	四九	三四	Ⅳ	一、七五〇	〇・四	三〇九	稍急	安房沖	―	―	（二〇〇）	
三九	二、二四	九	一四	五〇	Ⅳ	二、八五〇	一・五	五一	稍急	東京湾	―	―	（一一五）	
四〇	一一、二二	二	一八	一七	Ⅴ	二、三五〇	〇・五	三七九	急	武蔵南部	―	―	（八〇）	
四一	一、一五	二一	五八	〇五	Ⅳ	一、九五〇	一・四	四〇	急	磐城沖	一四一、七	三七、三	三三二	
四一	二、二九	一一	一九	三七	Ⅳ	四五〇	〇・五	七九	急	甲斐ノ南部	一三八、三〇	五三、三〇	四五	
四一	一二、二八	一七	〇八	二四	Ⅴ	一、〇五三	〇・三	急	甲斐ノ中部	一三八、五	三五、六	―		
四二	二、一三	八	一九	〇七	Ⅲ	三〇〇	〇・六	四七	緩	銚子沖	一四一、〇	三五、六	二一九	
四二	二、一三	二三	二九	四五	Ⅴ	二、〇五〇	〇・六	二二五	急	房総沖	一四一、二	三五、二	二四一	
四二	七、三	五	五四	五二	Ⅴ	八〇〇	〇・七	六五	急	東京湾西岸	一三九、八	三五、五	一一四	
四二	七、一四	一五	三一	三〇	Ⅴ	三、八〇〇	二・五	二四	急	近江姉川	一三六、三	三五、五	二一二	
四二	一二、二〇	九	五八	一八	Ⅲ	七五〇	〇・五	一一八	緩	東京湾西岸	一三九、八	三五、四	一一六	
四三	六、二八	二二	五五	五八	Ⅲ	五五〇	〇・五	八七	緩	下総北部	一三九、七	三六、二	一二〇	
四三	一〇、二五	三	二二	二三	Ⅳ	五五〇	一・〇	二四	緩	下野南西部	一三九、五	三六、三	一一一	

| | | |

一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
九・一〇	九・八	九・八	九・八	九・七	九・六	九・五	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・三	九・二	九・二	九・二	九・二	九・二	九・二	九・二	九・一	九・一	九・一	九・一
二	一八	二	〇	二三	三	〇	二三	一〇	九	二二	一七	一五	二三	一八	二二	一一	九	四	三	一七	一四	一三	一三
〇七	〇九	三五	一九	三二	三一	二五	三一	四七	四〇	二九	一四	〇二	一六	一八	〇八	二七	四六	一三	〇四	〇一	二二	二一	一三
五四	二八	一二	二八	五三	〇五	四一	〇八	四六	五一	三〇	一三	一六	一八	三九	〇五	五六	五八	四八	五〇	〇〇	一〇		
Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅲ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅴ	Ⅲ	Ⅲ
一、七五〇	四、八〇〇	二、〇〇〇	一、七五〇	一、四〇〇	三、一五〇	六〇〇	四、九〇〇	一、八〇〇	九〇〇		一、六〇〇		五、七〇〇	五、九〇〇	五、七〇〇		一、一〇〇						
四・〇	二・〇	四・〇	二・〇	一・〇	二・〇	二・〇	三・〇	四・〇	三・〇		二・〇		二・〇	二・〇	二・〇		一・〇						
八	四七	五	一七	五五	三一	六	二二	四	四		一六		五六	五八	五六		四三						
伊豆大島附近	谷村附近	野島崎沖		横須賀沖	下総佐原附近		相模西部	房総南部	安房東部	武蔵南西部	横須賀沖	利根川流域	相模湾東部	山北附近	九十九里浜沿岸	房総沖	木更津沖			甲斐、相模国境附近	相模湾		
一三九・四	一三九・〇	一三九・九											一三九・五	一三九・一	一四〇・五	一四〇・三				一三九・〇	一三九・五		
三四・八	三五・五	三四・八											三五・二	三五・三	三五・五	三四・八				三五・三	三五・一		
一二六	四五	一五四											九九	五七	一七五	一八二	(一二六)			五七	一〇四		
					(一七〇)	(一七九)	(六〇)	(一六〇)	(一三〇)	(八〇)	(一七〇)	(一八〇)											

| | | |

六	九・一八	一五	一三	三四	Ⅲ	一、四五〇	三・三	五	急	相模河内川流域	一三八・〇	三五・五	四五
六	九・二一	一一	二〇	一三	Ⅳ	？	？	—	稍急	埼玉仙元山附近	一三九・三	三六・〇	七八
八	三・三	二	三二	二四	Ⅳ	一、七〇〇	〇・八	一、〇四七	緩	三陸沖強震	一四四・七	三九・一	六六六
九	四・一五	一九	三三	五〇	Ⅲ	一、一〇四	一・五	一九	稍急	野島崎南東沖	一四〇・〇	三三・五	一八〇
九	八・一八	一一	三九	〇〇	Ⅲ	二・八〇〇	一・七	三八	稍急	岐阜―八幡附近	一三七・〇三	三五・七	一三六
一〇	四・九	一七	一九	〇五	Ⅲ	三、一〇〇	一・〇	一二二	緩	天竜川中流域	一三七・九	三五・〇	九三
一〇	七・一一	一七	二五	〇〇	Ⅳ	六、〇〇〇	一・二	一六五	稍急	静岡強震	一三六・二六	三四・五九	八二
一〇	七・一九	九	五〇	二八	Ⅲ	六、〇〇〇	二・〇	五九	緩	鹿島灘	一四一・三	三六・六五	二七〇
一一	一〇・二六	〇	三〇	五五	Ⅲ	五、二〇〇	一・九	五七	稍急	野島崎南々東沖	一四〇・一	三四・四	一九四
一二	一一・三	五	四六	五九	Ⅳ	二四、二〇〇	二・三	一八一	緩	金華山沖中震	一四二・〇	三八・四	四一七
一二	一一・二三	二	三九	二三	Ⅳ	六、〇〇〇	〇・三	二、六三二	極急	甲斐駒ケ岳附近	一三八・一五	三五・四六	二九

(3) 山梨県に震央のあった主な地震

明応九年六月四日　甲斐国地強く震う
永正一三年七月一二日　〃　〃
天文一八年四月一四日　〃　〃
天保五年四月八日　駿河甲斐富士山地鳴
明治三三年一月一七日　震度四　甲府附近
明治三五年五月二五日　〃　五　南都留郡
明治四一年二月二九日　〃　四　甲斐南部
明治四一年一二月二八日　〃　五　甲府附近
大正元年一〇月一八日　〃　四　甲斐東部
大正七年六月二六日　〃　四　谷村附近
大正一二年九月一日　〃　五　山中地方
大正一二年一〇月四日　〃　四　甲斐相模国境
大正一二年一〇月一七日　〃　四　山中湖
昭和六年四月一一日　〃　四　富士山東麓
昭和六年九月一六日　〃　四　桂川上流
昭和一二年一一月二三日　〃　四　甲斐駒ケ岳
昭和三四年九月二四日　〃　四　山梨県西部

(4) 知っておきたい地震用語

地震の震度を表すのに、日本では気象庁震度階を使って八段階に分けている。地震の規模を表すマグニチュードの単位を使って、大地震、中地震小地震、微小地震の四段階に区分されて使用されている場合がある。最近では両者を併用して、例えば「東海地震はマグニチュード五、下部町では震度三の弱震でした」という表しかたである。

地震の大きさは、地震を起こすエネルギー（断層、陥没、火山その他地殻変動の規模）と、震災距離、地質及び地殻の構造などによって異なる。

○マグニチュード

震央における地震そのものの大きさをいう単位で、震央距離一〇〇キロ

に置かれた、ウッドアンダーソン式地震計の最大振幅が、一センチの時マグニチュード四の地震であるという。

○震度階

震度階とは、ある場所における人体に感じた程度や、被害の状況などによって地震の大きさを表わす区分であって、震源地からの遠近とか、地盤の構造によってさまざまである。

○断層

地層や岩石が、強い引っ張りや圧縮によって断ちきられ、地塊がずりさがった（ずりあがった）状態をいう。

○活断層

第四紀（一〇〇万年）以降に起こった断層、または動きの目撃されたことのある断層で、多くの場合地震断層である。

(注)県内活断層及び有感地震分布図

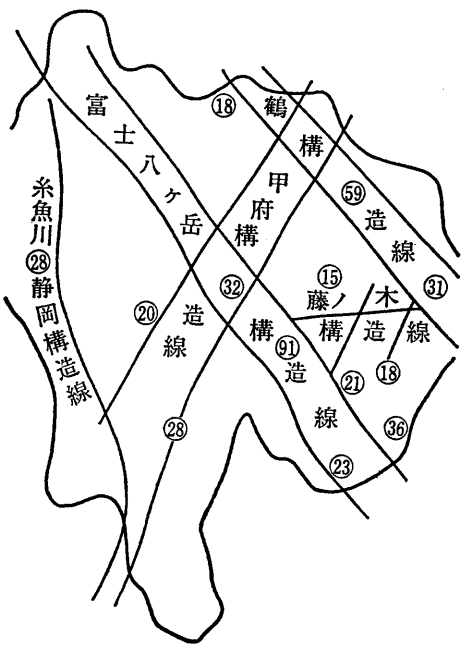

マグニチュード地震の規模等級を示す尺度で記号Mを用いる。

地震の区分	マグニチュード（M）
大地震	M七以上
中地震	M五以上　M七未満
小地震	M三以上　M五未満
微小地震	M一以上　M三未満
ごく微小地震	M一以下

気象庁震度階　ある場所における地震動の強さ

震度	解説
七　激震	家屋の倒壊が三〇%以上におよび山くずれ、地割れ、断層などを生ずる
六　烈震	家屋の倒壊が三〇%以下で、山くずれが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震
五　強震	壁に割れ目がはいり墓石、石どうろうが倒れたり煙突、石垣などが破損する程度の地震
四　中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また歩いている人にも感じられ多くの人々は戸外にとび出す程度の地震
三　弱震	家屋がゆれ戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
二　軽震	大ぜいの人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかるぐらいの地震

一　微　震	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
○　無感覚	人体には感じないで、地震計に記録される程度の地震

第二節　東海大地震の想定

一　東海大地震説

東海大地震について、地震研究所恒石幸正は次のような説を発表している。

太平洋プレートの動きと、駿河トラフ（駿河湾を南北に走る活断層）の構造から、近い将来東海地方に大地震の発生が予測されることは、地震学界の定説となっている。

「環太平洋地震帯」とは、太平洋が陸地と接する場所に巨大地震が多く発生しており、地震学界におけるプレート理論なるものが、この謎を解明している。太平洋の東南部には、東太平洋海嶺という海底火山脈が、南北数千キロにわたって連なっており、その頂上部に海嶺軸と呼ばれる谷がある。これが地球の割れ目で、ここから地球内部のマグマが噴き出しては固められて、新しい海底を作り出している。こうして生まれたプレート板状の海底は左右に分かれて、それぞれ南米大陸、ユーラシヤ大陸に向かって、年間二、三センチの速度で移動する。数千万年かかって大陸まで到達した海底プレートは、そこで大陸の下に無理やりにくぐり込む。このために地殻には圧縮力が働き、地殻を破壊して地震が発生する。海と陸のプレートがぶつかり合う場所で起こる地震は、マグニチュード（M）八級の大地震が多い。これがプレート理論である。

昭和五十三年五月二十二日地震予知連絡会に報告されたものによれば、東海大地震を起こす元凶と目されている駿河トラフを延長した内陸にも、活断層のあることを発見したとのことである。これは富士山中腹にまで延びていると報告されているので、これに近い本町としては、特に深い関心を持つべきであろう。

気象庁は遠州灘に海底地震計も設置して（昭和五十三年七月）海底からの観測を強化して、地震の前兆現象を確実に把握しようと努めている。

二　東海地震防災基本計画

中央防災会議（会長内閣総理大臣）は大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震防災対策強化地域の「地震防災基本計画」を正式に決めた。この基本計画は関係省庁や、防災対策強化地域内の自治体国鉄などの指定公共機関が作成する「地震防災強化計画」病院、石油コンビナートなど特定の民間企業が作る「地震防災応急計画」の指針になるもので、警戒宣言が出た場合の①地震情報の伝達、②避難対策、③交通規制、④避難地など防災施設の整備、などの基本事項を定めている。これを基に強化計画・応急計画などの策定をすることになっている。

警戒宣言が出た後の措置で、住民の生活に直結した項目としては。

一　飲料水。自治体は水の供給を確保し、住民などが自ら緊急貯水に努める。

二　電気、電力会社は必要な電力を供給するため、他の電力会社から電力を緊急融通できるような体制をとる。

三　電話、応急対策で重要な通信を確保するため、一般の利用を制限するなどの措置をとる。

四　道路、強化地域内の車の走行は極力制限する。また同地域内への車両の流入は制限するが、地域外への流出は原則として制限しない。高速道路は強化地域への流入を制限するとともに同地域内のインターチェンジなどからの流入も制限する。

五　海上および飛行場、津波による危険が予想される地域では船舶の入港

制限や停泊中船舶の避難などの規制を行い、強化地域内の飛行場は緊急輸送などを除き、閉鎖する。

六　鉄道、強化地域への列車進入は制限し、同地域を運行中の列車は原則として、最寄りの安全な駅やその他の安全場所まで安全速度で運転し停車、待機する。

これに伴い山梨県では、県防災会議（会長・望月幸明知事）で協議の上強化計画として正式決定をした。すなわち次の通り。

県は今後、地震防災強化地域に指定された五十六市町村に対して県計画をベースにした強化計画の策定を指導するとともに事務所・企業・学校などに応急計画を策定するよう指導する。

強化計画は、これまでの県地域防災計画地震編が、地震発生後の対策を中心に策定されていたことから、事前対策に力点を置いている。地震情報などの伝達、事前避難、緊急避難、災害時避難の明確化など避難体制確立、食糧備蓄数量、死体の見分け、検視の内容充実、警戒宣言発令、災害発生時の電気通信施設の応急対策、ガス事業施設の強化、学校における防災、交通規制、犯罪の予防など各関係機関に幅広くかかったものだが、特に強化計画は、これまでより一層警察への依存度が高くなっている。

大震法は県・市町村が六か月以内に強化計画を策定することを義務付けている。県は国の計画を参考に、これまでの県地域防災計画地震編を見直す形で強化計画づくりを急いでいた。強化計画の主な内容は次の通り。

一　避難計画。事前避難、警戒宣言発令後、危険と認められる時、地域住民をあらかじめ避難させる必要が認められるとき。

二　死体検分、検視。実施機関警察。内容。地震災害等により現に行方不明の状態にあり、既に死亡していると推定される者の捜索・検分・検視または死体処理、埋葬も市町村長が事情に応じて応急的に行う。

三　電気通信災害応急計画。電話利用制限、緊急通話優先のため、一般の問い合せ、見舞いなどの通話を制限する措置を実施する。門要通信の確保、災害時等に次の機関（県災害対策本部・警察・消防・病院・放送・報道）が優先して使用できるよう措置する。非常無線の発動、有線通信が途絶した時、各市町村の孤立化を解消するための設置をする。

四　交通計画。交通規制、県外（警戒宣言の発せられていない都県）へ車両を流出させ、入県を禁止。県内主要道路の通行禁止。県境の流入禁止規制、中央自動車道（相模湖インター、小渕沢インター）国道二十号線（上野原、白河）五十二号線（富沢）百三十八号線（山中湖）百三十九号線（上九一色）百四十一号線（高根）緊急道路の確保。

五　公安警備。警戒宣言発令から災害発生まで、またはその恐れのなくなるまでの間、または突発性地震災害発生に際し、県民の生命、身体の保護及び被災地の治安維持のため活動する。

下部町では昭和五十四年十月五日条例第二十二号をもって下部町地震災害警戒本部条例を制定公布し、いったん有事の際に備えて万全の態勢を整えている。

下部町地震災害警戒本部条例

（趣旨）

第一条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号以下「法」という）第十八条第四項の規定により、下部町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という）は警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という）その他の職員を置くことができる。

3　副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部員は、次に掲げる者を以て充てる。
一　山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者。
二　下部町教育長
三　助役、収入役及び各課長
四　消防団長
五　下部町の区域において業務を行う法第二条第七号に規定する指定公共機関又は同条第八号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者
6　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
7　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という）は、町の職員のうちから町長が指名する。
8　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。
（部）
第三条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
3　部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
4　部長に事故があるとき、部に属する本部員のうちから部長があらかじめに指名する者がその職務を代理する。
（委員）
第四条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める
附則
この条例は、公布の日から施行する。

三　地震の心得十か条（下部町制定）

(1)まずわが身の安全を図れ
丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見ましょう。
(2)正しい情報をつかみ、余震を恐れるな。
町役場、消防署、警察署などの指示に従って行動しましょう。沈着な行動をとりましょう。
(3)すばやく火の始末
過去の例から大地震で恐いものは火災です。警戒宣言が発令された時、また地震を感じたらすばやく火の始末をしましょう。
(4)火が出たらまず消火
万一火が出た場合には、初期のうちに火を消すことが大切です。大声で隣近所に声をかけあい、皆で協力して火を消しましょう。
(5)あわてて戸外に飛び出すな
どんな大きな地震でも大揺れは一分程度といわれています。あわてて外にとび出すと落下物などによりケガをするなどの危険が多いので、まわりの様子をよく確かめて落ちついて行動しましょう。
(6)狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。
狭い路地、へいぎわ、がけの上やがけの下、ブロック塀のそばなど危険な場所にいるときは急いで離れましょう。
(7)山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意
山ぎわや急ながけのそばは、山崩れやがけ崩れがおこります。低地では浸水のおそれがあるので、すばやく安全な場所に避難しましょう。
(8)避難は徒歩で、持物は最小限に
火事や山崩れ、がけ崩れの危険な地域の人々が避難を行う時は、消火や救護活動などの障害となるので、自動車は絶対使わず、必ず徒歩で避難しましょう。
持ち物は最少限にとどめ、背おうなどして身軽に行動できるよう、両手をあけて避難しましょう。
(9)協力して応急救護
たくさんのケガ人が出ると救急の手が回らないこともあります。協力

し合って応急手当てをしましょう。急場には、お互いに助け合いましょう。

(10)秩序を守り、衛生に注意

身勝手な行動をとらず、秩序を守りましょう。伝染病等の発生のおそれがあるので、衛生には十分注意しましょう。

◎不意の地震に不断の用意

イ携帯ラジオ、懐中電灯などの用意

ロ飲み水、消火用水の用意

ハ家具類の固定、発火危険物の始末

ニ非常時の避難場所、避難方法は日ごろから。

第三節　地すべり及び急傾斜危険地帯

一　地すべり

斜面上の土地の表層部がゆるやか（一日一メートル以内）にある斜面に沿って、下方にすべり移動する現象を地すべりという。山くずれなどで崩壊した物質が風化して粘土層を形成したり、の基盤の岩石（特に頁岩層＝泥板岩）が粘土化したところへ、長雨や雪解けのように、多量の地下水を含んで軟弱になった時におこり易い。日本では第三紀層の頁岩や泥岩層の断層破砕帯の地域、温泉作用によってできた粘土層の分布する地域に特に多い。一般的には傾斜八度から一五度附近に多く発生し、人間の生活の場との関係が深い。

本町の地質は第三紀層の御坂山系に属し（第二編参照）、極めて軟弱であって、前記地すべりの発生し易い要因を多分に含んでいる。地すべりについての記録はなく不明であるが、最近のものでは昭和十年の芝草に発生した地すべりと、昭和十三年上田原に発生した地すべりは著名で当時の新聞にも報道された。



上田原の災害を報じた新聞

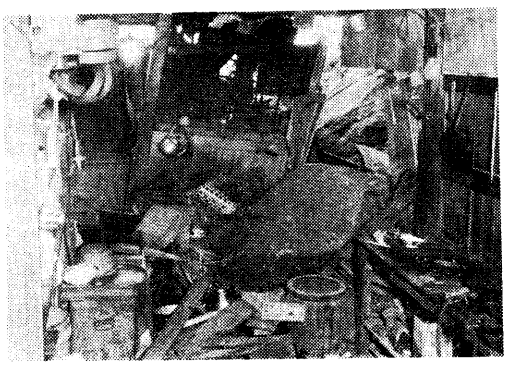
落石による被害（昭和32年下部地内）

芝草の地すべり

昭和十年九月二十四日、一週間も降り続いた長雨に、畑の表土の流失を心配して大向山（芝草部落の対岸の耕地）へ畑の見回りに出掛けた内藤もとえさんは、突如自分の立っている目の前の大地が動いて、三〇センチ程の亀裂が縦に走った。何とも言えない恐怖に襲われ急いで帰宅した。近所の人にも知らせ大向山を注視していたところ、間もなく「ズシーン」という地鳴りが起こり、約五ヘクタール余の大地がうねうねと波をうちながらすべり落ち、三沢川にその先端が突入するのを目撃した。

このため三沢川はせき止められ、長雨に増水していた川は一瞬ダムの状態になり、部落最下端の赤池保太郎氏の住宅と長屋は水没、間もなく流失してしまった。さらに大向山の畑と芝草地内の田約五〇アールも流失した。

この地は明治四十二年の時、すでに地すべりの徴候があって県に陳情調査の結果近くのマミアナ沢の水がさしているので、早晩すべる可能性があると認められてはいたが、対応策は何一つ行われてはいなかった。

終戦後蛇籠を入れて応急処置をしたが、なお下流への災禍が心配されるので昭和三十年ころ堰堤工事が施行された。（内藤ともえ談）

上田原の地すべり

昭和十三年十月八日、上田原孫田山の地すべりは午前三時半ころ、大音響と共に土砂が壊壊して、大原馬造氏所有の水車小屋一棟、小林菊造氏方の物置小屋一棟を押しつぶして、さらに山頂には新たに千余メートルにわたって大亀裂二か所を生じ、陸稲・桑園など十ヘクタール余りが押し流され、地鳴りは止まず刻々と山頂の土砂が崩壊するという、悲惨極まりない状態であったと、当時の山梨日日新聞は報じている。

○十月八日の被害状況は次の通りである。

場　所　上田原孫田山
倒壊戸数　水車小屋一棟　物置一棟
移転戸数　五戸　十一棟
家財搬出　八戸　十九棟
地すべり面積　田三〇アール、畑五ヘクタール
山林五ヘクタール、計一〇・三ヘクタール

○地すべり発生の経緯は次のとおりである。

明治三十五、六年ころ山頂に亀裂を生ず
大正十二年関東大地震にて亀裂増大
昭和九年夏の豪雨にてさらに亀裂増大する
昭和十三年六月二十七日に、千余メートルの亀裂が一度に三か所発生、十月八日の大地すべりとなる。

二　急傾斜危険地帯

下部町は大小の山岳に取り囲まれ、地形的にも地質的にも急傾斜危険地帯は至る所にある。昭和三十八年古関中学校校庭拡張工事の際、地下約二メートルの所から五輪塔十四基が発掘された。おそらく上部山地の地すべりで埋没されたものと思われる。さらに明治二十三年四月一日には、大雨によって熊沢地内宮の脇が約三ヘクタールにわたってすべり落ちて樋田川をせきとめ、折からの濁流によって湖のようになったとも伝え、その節神明宮の境内敷地も半分程くずれ去ったと報告されている。町内にはこのほか、に大きな地すべりがあったと思われるような地形が多く見かけられる。

このような災害を未然に防止するために、昭和四十四年法律第五十七号をもって、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律が制定せられた。

急傾斜地崩壊危険区域指定規準

一　急傾斜地の高さが五メートル以上のもの。
二　急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が、五戸以上あるもの、また五戸未満であっても官公署、学校、病院、旋館などに危害の生ずるおそれのあるもの

右法律の規定によって、次の箇所が急傾斜危険地域の指定をうけている。

山梨県告示第三百六号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険地区に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年七月十二日

山梨県知事　田辺国男

急傾斜地危険区域名	次に掲げる地番の土地に、設置した標柱初号から末号までを順次結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡	町	大字	字	地番
湯町	一、	西八代	下部	下部	下部	九九七の一
	二、	〃	〃	〃	〃	九九六の四
	三、	〃	〃	〃	〃	同
	四、	〃	〃	〃	〃	九八九
	五、	〃	〃	〃	〃	九六四の一
	六、	〃	〃	〃	〃	九六三
	七、	〃	〃	〃	〃	九六三の一
	八、	〃	〃	〃	〃	九九六の三
	九、	〃	〃	〃	〃	九九七の一
	十、	〃	〃	〃	〃	同

山梨県告示第五百六十三号

昭和五十年九月十一日

山梨県知事　田辺国男

熊沢	一、二、三、四、五	西八代	下部	熊沢	坂東	八七九
	二、	〃	〃	〃	宮の脇	四〇四の一
	三、	〃	〃	〃	宮の脇	四六九
	四、	〃	〃	〃	家の前	六四七
	五、	〃	〃	〃	家の前	六二九

急傾斜地危険箇所調査表

番号	地帯名	箇所名	地形 傾斜度	地形 長さ	地形 高さ	地質 種類	地質 表土の厚さ	崩壊の有無	人家	危険度
1	御弟子	御弟子	60度	110m	15m	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	無	9	A
2	沢	沢	60	230	20	〃	a	無	9	A
3		山家	45	120	20	第三紀泥岩	a	有	10	A
4	峰	峰 久保	30	120	20	〃	a	有	9	A
5	峰	峰 久保	35	30	19	〃	a	有	5	A
6	久保	久保	70	270	20	〃	a	無	15 学校診療所	A
7	久保	久保	45	200	15	〃	a	有	9	A
8	大山	大山	50	70	7	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	無	6	B
9	峰山	峰山	60	170	12	第三紀 玄武岩	a	無	12	A
10	根子	根子	15	70	9	〃	a	有	14	B
11	根子	根子	45	50	11	〃	a	有	6	A
12	五軒屋	五軒屋	45	180	15	〃	a	有	3	A
13	熊沢	熊沢	70	170	7	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	15	B
14	熊沢	熊沢	70	50	11	〃	a	有	5	A
15	日向	日向(三沢)	35	350	10	〃	a	有	28 (1)駅	A
16	日向	日向(三沢)	35	300	8	〃	a	無	40	C
17	三沢	大草	37	200	11	〃	a	有	21	A
18	三沢	大草	38	300	9	〃	a	有	19小中 保育役場	B
19	樋田	樋田	40	350	8	〃	a	有	13	B
20	水船	水船	43	110	70	〃	a	有	8	A
21	水船	水船	45	180	11	〃	a	無	26	A
22	芝草	芝草	80	60	5	〃	a	無	24	B
23	瀬戸	瀬戸	38	160	14	第三紀 玄武岩	a	無	11	A
24	奥杯	奥杯	42	150	15	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	13	A
25	割子	割子	45	110	8	〃	a	有	12	B
26	割子	割子	42	120	9	〃	a	有	10	B
27	大道	大道	42	270	10	〃	a	有	8	A
28	古関	三宮司平	45	210	31	〃	a	有	15 学校局	A
29	上平	上平	45	240	30	〃	a	有	21 学校役場	A
30	宮ノ平	宮ノ平	45	280	30	第三紀 玄武岩	a	有	19	A
31	古関	中ノ沢	46	150	30	〃	a	無	6	A
32	中ノ倉	中ノ倉	50	70	30	〃	a	有	13	A
33	中ノ倉	中ノ倉	50	100	31	第三紀 玄武岩	a	有	13	A
34	中ノ倉	中屋敷	50	80	31	〃	a	無	10	A
35	大石	大石	35	250	10	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	10	A
36	田ノ上	田ノ上	38	130	11	〃	a	有	9	A
37	上田原	上田原	35	110	15	第三紀安山 岩火礫岩	a	有	12	A
38	上田原	上田原	40	200	15	〃	a	有	17	A
39	上田原	上田原	38	19	17	〃	a	有	8	A
40	上田原	上田原	45	100	18	〃	a	有	6	A
41	長塩	大曽里	36	160	12	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	10	A
42	釜額	釜額	38	120	15	〃	a	有	9	A
43	釜額	釜額	40	50	17	〃	a	有	6	A
44	和平	和平	39	80	14	〃	a	有	13	A
45	岩欠	岩欠	40	50	15	〃	a	有	14	A
46	和奈場	和奈場	43	100	14	〃	a	無	9	B
47	一色	一色	40	70	15	第三紀石英 安山岩灰岩	a	有	13	A
48	一色	一色	35	81	17	〃	a	有	12	A
49	北原	北原	30	50	10	第三紀 玄武岩	a	有	11	A
50	清沢	清沢	40	130	12	〃	a	有	16	A
51	桧平	桧平	42	70	15	〃	a	有	8 駅	A
52	山口	山口	40	150	14	〃	a	有	17	A
53	山口	山口	36	110	10	〃	a	有	12	A
54	竹ノ島	竹ノ島	45	150	17	第三紀 砂岩泥岩	a	有	15	A
55	上の平	上の平	35	200	13	〃	a	有	29	A
56	下部	下部	38	180	14	〃	a	有	21 駅	A
57	湯町	湯町	40	430	31	〃	a	有	18 旅館4	A
58	湯町	湯町	48	250	5	〃	a	有	40 旅館21	A
59	湯町	湯町	45	180	35	〃	a	有	24郵便局 保育園	A
60	波高島	波高島	40	200	31	〃	a	有	旅館(14) 13 駅	A
61	波高島	波高島	38	210	26	〃	a	有	13 公民館	A
62	桃ヶ窪	桃ヶ窪	40	60	30	〃	a	有	5	A
63	廻沢	廻沢	39	150	10	〃	a	有	5	A
64	湯之奥	湯之奥	36	90	10	〃	a	有	13	A

第11編

宗　　教

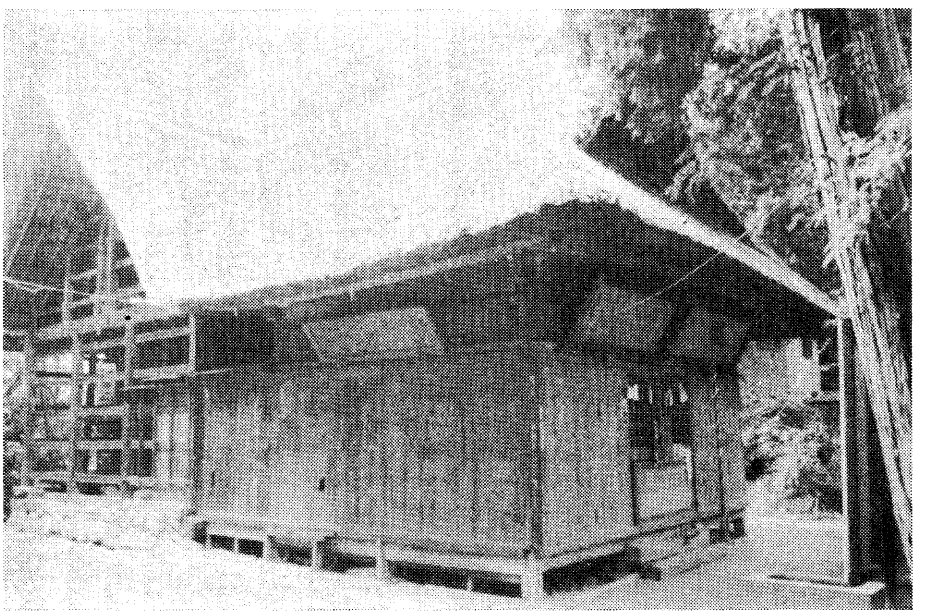

下部熊野神社　この中には、天正二年ころ建立された町指定文化財の本殿が納められている

第一章　神　社

第一節　原始宗教

人間の生活にとって自信と信仰とは不可欠の要素である。人類未開の時代には、太陽が東の空に昇ることから月の満ち欠けなどにまで、崇高の念を払い、噴火や暴風などの自然の猛威の前には生命の安全を祈り、山、川、草、木、石などの自然物を神聖視した。また、その時代はまだ精とか霊というものを考えず、自然や自然現象を単に外観的にとらえ判断したために、山、川、草、木、石から鳥獣などの自然物をはじめ、風、雷、火や太陽、星などの自然現象や天体運行まで、すべて神意による神のしわざと解釈した。この不可思議な現象に対して恐れと畏敬の念を抱き、時には喜び、時には不安感を増す神威的現象に対して、自らを慰め、自らを安んずるために生まれたのが原始宗教であろう。

このように自然の驚異と自然崇拝から発生した原始宗教は、やがて心と肉体、霊魂と物質という二元的な考えにたって、諸現象の根底には霊威を引き起こす霊魂とか精とかを認めた。精霊信仰、すなわち山には山霊があり、川には川の精があるように、山、川、草、木、石などすべての自然物や鳥獣に至るまで精や霊が宿るものと考え、また風には風霊、火には火霊があるように、風、雷、火、太陽、星などの自然現象から天体の運行に至るまで、霊魂のしわざと考えて霊魂の存在を認めた。そして、それらの霊魂は絶対な力を現すものと考えた。この超人間的霊威現象に対して、神への融和と慰撫を図り、自らを安んずる心情と行為が原始宗教となり、信仰行為となったが、時代の推移とともに信仰方法もまた変遷したものと思われる。

たとえば、そびえる山の峰そのものを崇拝の対象とした、山岳信仰。狩猟生活中心の時代には、狩猟行為を保障する狩猟神が、農耕中心の生活になれば作物の豊凶をつかさどる農業神がまつられ、崇敬されるようになった。

縄文時代の生活が狩猟中心の移動型住居群であったのに対し、弥生時代の生活は稲作などの農業生産を中心とする定着型住居群となって祖霊信仰を生み、さらに穀物の生産意欲が穀霊信仰となって、産霊神、産土神の信仰へと発展した。もちろん先住縄文人とも盛んに混交も行われた結果、宗教の原始形態や自然崇拝、精霊信仰思想も当然受けつがれたものであろう。かくして祖霊信仰は鎮守神や氏神となり、一面仏教とも結合して、今日見られる先祖供養や葬祭儀礼へと受け継がれたものであろう。

第二節　神道の起こり

神道とは、「神の道」のことであり、国家的な神である天照大神と、原始宗教的な神であり、民族的な神である土地神や氏神を敬い、祖先を崇拝する日本固有の信仰である。これを「惟神」（随神）と呼んでいる。

この神道は、日本民族の精神生活の支柱をなしてきたものであり、その精神の根源は「古事記」、「日本書紀」、「風土記」、「万葉集」などの古文献の中に見ることができる。

これらの古文献の中に見いだされる「直き正しき心」は、日本民族精神

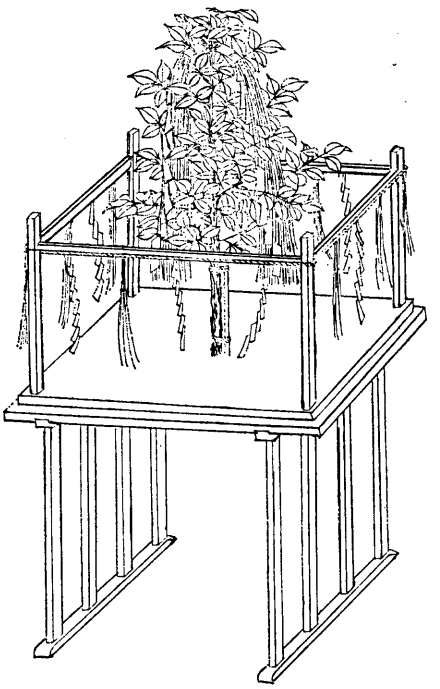

神籬（ひもろぎ）

の結晶であり、神道の精神を確立させた「まことの心」でもある。

このような日本古来の国家的・民族的宗教は、やがて外来宗教である仏教や儒教などが入って来るに及んで、それらの宗教と区別するために神道と名づけられたものである。

この神道を古神道と称している。

第三節　神社の由来

一　神社の起源

原始宗教時代から培われてきた神を、身近に招致して祈願しようという願望が、やがて神域を設け社殿を造営し、そこに神を祀るようになっていったのである。

その原初的な形態として神籬と磐境とがある。神籬について「万葉集」に次のような歌がある。

神名火に　神籬立てて——

この歌の神籬の「ひ」は「霊」のことで霊力を表わし、「もろ」は「もり」のことで、神を宿し留める木のことを言うのであり、この神籬に神をお招きして祭を行ったのである。

また、この神を宿し留める木を「榊」ともいい、「古事記」に次のように記述されている。

天香山の五百津真賢木を根許士爾許士て上枝に八尺勾魂の五百津の御須麻流の玉を取り著け、中枝に八咫鏡を取り繋け、下枝に白丹寸手を取り垂でて——

この文中の「賢木」は常磐木のことをいい、現在の「榊」のことであるが、それを根こそぎ掘り出して、それぞれの枝に玉や鏡や和幣（木綿のことで、麻の繊維で織った布のことであり、後には紙が代用された）を垂らして、天降る神霊を宿らせるための神事に用いられたのである。

次に、磐境について「日本書紀」に

吾は天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、当に吾孫の為に斎ひ奉らむ

とあるように「磐境」は「神籬」と同じように用いられており、その実体はよく分らないとされているが、「神を祀るため岩石で囲んだ神域」であると言われている。

神殿を建てて神を祀る以前の風習として、これらの「神籬」や「磐境」が用いられ、野外に祭場を設けるために榊や岩石が使用されたのである。

本県においては、西八代郡三珠町大塚の北原遺跡、北巨摩郡坂井遺跡、都留市谷村法能遺跡などの中で、特に法能遺跡にみられる特異な敷石住居の中にある石棒は、磐境の形態によく似ており、この地方において神霊を祀るために石棒が使われたのではないかと思われる。

このように石棒などの岩石を神聖視する古代人の思想は「古事記」の「天石室戸」にも見られる。

近年県内各地では古墳が発掘され、新たな発見がなされている。

本町常葉地区の五条からは、縄文時代の土器類が多く出土している。現

在は整地されて下部小中学校が建てられているが、ここは縄文時代の住居地であったのだろう。この出土品の中には土偶なども発見されているが、呪術か護符に使われたものであろうが、祭祀の面から今後の研究に待つところが非常に大きい。その意味で、これらの土器は原始時代の遺物として、貴重な出土品である。

原始時代においては、神は天界や山頂や樹木などにとどまっているものであると信じられていたものである。この神秘な超自然的なものを畏怖し、超自然的神威に依存し幸を願うことは、人類自然の願望であった。

この願いをかなえるために神籬や磐境が設けられ、そこに神が宿るものと考えられていた。従って、最初は神の常住する座である建物を造ることはなく、時に応じ神に祈願し、祭儀を行うために神籬や磐境が設けられたものである。

このことは、現在でも神をまつる本殿を持たない拝殿だけの神社があることで分かるが、その例として長野県の諏訪大社、奈良県の大神神社、埼玉県の金鑽神社などは、その顕著な神社である。

現在では、神社のことを「お宮」とか「お社」とか呼び、ほとんど同じ意味に用いられているが、「神名帳」の記載などから見れば、古代中ころまでは、次のような意味でこの言葉は使われていた。

「社」とは神祭の場所そのものをいったのである。この祭祀を行う所としての意味で「延喜臨時祭式」には「祭所」「祭庭」という言葉が使われている。また神を祭るために斎み清めた所という意味で、「中臣寿詞」には、「由庭」・「斎庭」とあり、「陸奥国風土記」の中には、「忌庭」という言葉が使われている。従ってこの「社」は、神を信仰する人々が集まり「神官」によって荘厳に祭儀が行われる神聖な場所であり、この場所を象徴する神の森は、清浄な神域であることを示し、「社」に繁茂する樹木は神木として神霊視され、「社」と不離一体のもので、信仰のうえで大きな意味をもち、大切にされてきたのである。

「宮」とは神祭の場所に、時によって臨時の屋舎を設けたものをいったのであるが、後には祭祀のために常時屋舎を設けたものまでいうようになった。この「宮」の最初の形態は御神体・御霊代・御神宝を奉安する所をいったのであるが、さらに神祭のために設けられた仮りの屋舎を指すように変化し、時代の経過と共に祭礼も順次恒例化が進み、やがて宮も定着化したのである。

当初年一度行われていた「新嘗祭」から、年二度行われる「新年祭」と「新嘗祭」となり、さらに春夏秋冬の四度の祭から、年一二回の「月並祭」となり、次第に二四回行われる祭にふえるに従って、臨時の仮宮から順次常設の「宮」へと推移して行ったものとみられる。

このことは経済的な理由もあって、初期のころには中央において多く行われていたが、やがて各地に集落がおこり、信仰心が高まるに伴って地方にまで波及していったのであろう。

日本固有の神社建築は、古来素朴であったのであるが、飛鳥時代以降においては寺院建築の壮大さが、神社建築にまで影響して、その建築様式も順次壮大になっていった。

「延喜神名帳」によると、「宮」と称することを許されていた神社は、伊勢の大神宮（皇大神宮）と度会宮（豊受大神宮）のほか九社があり、「神名帳」に載っている全国の神社数は二、八六一社で、前記一一社以外はすべて社号で呼ばれていた。

これらは平安初期における国家公認の神社であり、このほかにも地方において数多くの神社があったのではないかと考えられる。

当時の集落は五〇戸ごとに郷を置き、全国の郷数は四、〇一二あったと言われているので、神社の数もほぼこの数に匹敵するものではないかと思われる。

二　神社と祭神

神社には、それぞれの由緒によって祭神が祀られている。

古く狩猟時代には狩猟神が祀られ、農耕時代には農耕神が祀られた。ま

た武家社会では武神、町人は商売繁盛の神々などをそれぞれ祀った。従って神社や祭神には、時代時代の為政者をはじめ、多くの人々の願いがこめられていた。

本町の神社の特徴的なものを挙げてみると、町内七六社の中で山神社系統の神社は一二社あり、特に下部地区には九社と集中的に祀られている。祭神は「大山祇神（おおやまずみのかみ）」で、山々の精霊を総括支配する神である。

昔は生活の糧を山に求めることが多く、山の幸を願い、山の幸に頼っていた。このことは古文書にも書かれており、下部地区に多く祀られていることは、この土地に根差した昔からの生活様式をよくあらわしているものである。

また地形的な面からも、山とのつながりが大きかったのであろう。山の出入口には大山祇神を祀った祠がよく見られることからも、その実態を知ることができる。

諏訪神社は九社であるが、合祀されている神社を加えると一二社となり、祭神は「建御名方神（たけみなかたのかみ）」である。

この神社の始祖は、長野県の諏訪大社にあり、我が国最古の神社の一つである。

この諏訪大社は古来、風・雨・水の守り神であり、また狩猟神でもある。農耕生産の守護神として崇敬されて全国的な信仰を得ているとともに、武神として武士の尊崇を得て来ていた。

特に源氏を祖とする武田氏が、信虎の時代より信州の攻略を始め、信玄に至って諏訪を攻略してから諏訪大社を深く信仰し、その加護を願ったために武田軍の守護神としたことや、信濃に隣接しているという地理的条件も加わり、県内の各地に諏訪神社が氏神として祀られている。とりわけ諏訪に近い巨摩地方には、この傾向が顕著である。

本町においては既に平安・鎌倉の時代、古関地区には合祀社を含めて八社と集中的に祀られており、久那土地区には三社、下部地区には一社祀られている。これは狩猟や、農耕の守護神として祀られたものもあり、また武神として祀られたものもあろうが、地域の特性をよくあらわしているように思える。

八幡神社は合祀社を加えると七社になるが、下部地区には六社、久那土地区には一社と、地域的にみて諏訪神社とは対照的である。祭神は、源氏の源流の守護神である「誉田別尊（ほむたわけのみこと）」である。

山梨県政六十年誌（昭和二十七年発行）に記載されている神社数によると県内一、二六八社のうち、諏訪神社は一二七社と一割を占めており、八幡神社は一二六社とそれに匹敵する程である。特に巨摩郡には前者が五一社後者が六二社と極めて多い。

本町にもこの傾向があらわれており、富士川流域に近いその支流に沿って祀られていることから、甲斐源氏の八幡信仰の影響と、その勧請経緯を知るうえで興味深いものがある。

天神社は町内に五社あるが、同系統の天満天神社を加えると七社になる。祭神は「天神（あまつかみ）」及び「菅原道真」であるが、知を愛し、知を慕う信仰心の強かったことがわかる。

また伊勢信仰、金刀比羅信仰による神社や、そのほか数多くの神々が祀られている。

このように、神社において崇拝の対象となるものは御神体であり、御神体とは平安中期のころからよばれるようになった。神体は神自身という意味である。これは神祇祭祀に当たって拝礼する対象物であり、神そのものとして仰ぐものである。

この御神体は、正体とも、御形（みかた）とも、また霊代とも言い、現在では御霊（みたま）代（しろ）と呼び、神殿の中央の内陣に神座が設けられ、そこに奉安されている。

大正二年内務省訓令によって、御霊代の一般拝観は禁ぜられていた。昭和二十六年四月、宗教法人法の公布に伴い訓令は廃止されたが、その精神は今なお守られている。

三　神社の祭祀

神社の祭祀は、宮中祭祀、神宮祭祀、神社祭祀、民間祭祀の四つに分けることができる。

宮中祭祀は、古代からの宮中の八神殿以下の神殿の前で行われたものを言い、神宮祭祀は伊勢神宮において、古来から伝わって行われてきたものを言う。また神社祭祀は、伊勢神宮以外の全国の神社でその神社の由来に応じて行われているものを言い、民間祭祀は、一般民間によって行われている家庭の小規模な祭祀を言うのである。

元来、神社の祭日は、その神々の創祀、あるいは鎮座の日、または祭神の誕生日などのゆかりの深い日が例大祭の日として設けられている。

本町の神社の例大祭や祭事の中で、御神輿渡御などを行っているものを挙げてみると、おおよそ次のようなものがある。

下部	熊野神社	松葉杖供養祭
下部	熊野神社	太々神楽奉納
〃	〃	御神輿神幸
〃	山神社	御湯立
常葉	諏訪神社	御神輿神幸
〃	石尊社	〃
大炊平	曾我神社	〃
岩欠	天神社	〃
〃	愛鷹神社	〃
栃代	山神社	太々神楽奉納
市之瀬	八幡神社	御神輿神幸
車田	車田神社	〃
古関	諏訪神社	〃
三沢	十五所大神社	〃
切房木	浅間神社	〃
切房木	神明社	御神輿渡御

四　神社の建築

神社の中心になっている建物は正殿であるが、一般的には神殿とも言われている。

この言葉は、「古語拾遺」（大同二〔八〇七〕年）にもみられるところから、古くから使われていたことがわかる。

神殿は、さらに瑞殿とも宝殿とも言われ、御神体を安置する所である。

この神殿に対して、仮りに御神体を安置する建物を権殿と呼び、臨時のものと常設のものとがあるが、共に神殿を造営修復する時に一時的に御神体を遷座する所である。

神殿の前面には拝殿があり、祭祀し拝礼するために設けられた建物である。

平安時代末ころからは礼拝する殿舎であるので「礼殿」とも呼ばれており、室町時代には「拝屋」とも言われていた。また、神殿と拝殿との間には幣殿があるのが普通であるが、この幣殿は、幣帛（神にささげる五色である絁・絲・曝布・木綿・麻）などを折敷に載せて供進する所である。

本町においては、神殿と拝殿とがそれぞれ独立して建てられている代表的な神社は、湯之奥の山神社、横手の山神社、古関の諏訪神社、三沢の十五所神社などであるが、その他の神社の多くは、神殿に拝殿が造り付けられているか、または拝殿の奥を仕切り神殿を奉安してあるなど、多種多様である。これらの理由として

① 経済的な制約
② 自然環境等からの保護
(3) 神仏混淆時代の仏寺建築の影響

などを挙げることができる。この中で③については、室町時代後期に吉田兼倶が、仏教・儒教・陰陽道を吸収して独自の神道説を体系化して吉田神道を大成し、神道の主流的位置を占めたことから特に影響が大きかった

のではないかと考えられる。

このほか、それぞれの神社で、必要に応じて諸種の施設を設けているが、とりわけ鳥居は神社の象徴的な門であり、「鳥井」、「鶏居」、「華表」とも書かれ、「通り居る門」とか、鳥居の上の横木に鶏がとまるところから鳥居であるとも言われている。

「神道名目類聚抄」の中に「鳥居ハ上古質素ノ時ノ門ナリ、是境ヲ限ルカマヘナリ」と記載されているので、古来よりこの鳥居によって神社神域であることを示してきたことが分かる。

神社の建築様式については、それぞれ時代によりさまざまな変化がみられるが、およそ次のように分類されている。

大社造　島根の出雲大社系統
大鳥造　大阪の大鳥神社系統
住吉造　大阪の住吉大社系統
神明造　伊勢神宮系統
春日造　奈良の春日神社系統
流　造　京都の賀茂神社系統
八幡造　大分の宇佐八幡宮系統
日吉造　滋賀の日吉神社系統
祇園造　京都の八坂神社系統
吉備津造　岡山の吉備津神社系統
権現造　日光東照宮系統
浅間造　静岡の富士山本宮浅間神社系統
入母屋造　大阪の水無瀬宮系統

神社は、古くは素木（白木）のままであったものが、仏教寺院の様式の影響を受け、次第に朱塗りの形式も増えるようになった。

本町の神社は、独特の構造のものが多く、その様式も多様である。

五　神社の推移

古代の神社

日本の最古の神社として、島根県簸川郡大社町杵築の八雲山麓に南面して鎮座する出雲大社は、天之御舎（古事記）、天日隅宮（日本書紀）、杵築社杵築大社とも言われ、主祭神は大国主命で大己貴命・大穴牟遅（大汝）・大穴持など数多くの異名がある。

「古事記」上巻の国譲りの際大国主命は、「天之御巣の壮大な構えと同じほどに、地の底の岩根までも深く宮柱を埋め、高天原に肱木の届くほどに屋根の高い立派な宮殿を築いて私を祭って下さい」と申し出たので、国土を譲り受けた天照大神は、それに報いるために諸神に命じて、宮殿を現在の地に造営したのである。

社伝によると、上古は三二丈（九七メートル余）、中古は一六丈（四八メートル強）であるために、中古はよく転倒しており、寛文以来現在の高さの八〇尺の規模で、本殿を白木造りに造営した。

また、奈良県桜井市三輪町の大神神社は、延喜式祝詞「出雲国造神賀詞」に

「大穴持命の申し給はく、皇御孫命の静り坐さむ大倭国と申して、己命の和魂を八咫鏡に取り託けて、倭大物主櫛瓫玉命と名称へて、大御和の神奈備に坐せ。」

と述べられているように、大己貴命がおのれの幸魂（人に幸を与える神の霊魂）、奇魂（不可思議な力を持つ神霊）を出雲を退いて、三輪山に倭大物主櫛瓫玉命として鎮めたので、この山自体が御神体となっている。従って本殿のない拝殿だけの神社であり、神社発生の原初的形態の一つである。

やがて垂仁天皇二六（西紀前四）年に、伊勢国（三重県）の五十鈴川のほとりに神宮が創立された。「日本書紀」によると、天孫降臨の際、天照大神は

吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし。与に床を同じくし殿を共にして、斎鏡とすべし

と仰せられて、同じ宮殿の中で御神体として奉斎するように命じられたという。

そこで天照大神の御霊代として「神鏡」と「草薙剣（天叢雲剣）」とともに奉安し、斎宮として倭姫命が奉仕することとなった。これを「皇大神宮」又は「大神宮」ともいうが、「天照皇大神宮」とも、また「伊須受能宮」とも呼ばれており、「内宮」という。

その後雄略天皇二二（四七八）年には、丹波国（京都府）から豊受大神を迎え、近くの山田原に鎮祭し「渡会宮」と称した。これが「外宮」の「豊受大神宮」である。

この「内宮」・「外宮」を合わせて「伊勢大神宮」とも、また単に「神宮」とも言い、両宮は一体で、総称して「二所大神宮」ともいう。

「内宮」・「外宮」という呼び方は、「内宮」の方がより高貴な神宮であるということからであるが、「内宮」は神路山の麓に鎮座し、「外宮」は山田原の平地に鎮座するという地理的な位置にも由来する。

景行天皇の時代になると、神鏡とともに伊勢神宮に鎮祭されていた天叢雲剣は、日本武尊が東征の祭、伊勢の神宮に詣でて、斎宮倭媛命からこの神剣を授けられた。尊はこれを奉持して駿河に進まれたが、この神剣によって草を薙ぎ、賊の放った火を防いでこれを平らげられたので、この剣を草薙剣と称するようになった。

東征から戻った尊は、さらに婚約した尾張の宮簀媛の許に至り、神剣を預けられて再び伊吹山の妖神征伐にでかけたが、発病して伊勢の能褒野で亡くなられた。宮簀媛は熱田に社を建て、草薙剣を奉安した。これが「熱田神宮」の初めである。

中古の神社

神社は大化の改新のころから、奈良・平安時代にわたってしだいに発達してきた。

奈良朝の初め、元明天皇和銅二（七〇九）年、平城宮の造営に際して、右大臣藤原不比等が常陸国（茨城県）から鹿島神宮を氏神と崇めて、春日の三笠山に天皇及び皇后の御為に遷し、その地名によって「春日神社」と称し創立された。

平安時代にはいって、京都の「賀茂神社」の賀茂祭（葵祭）が盛況を呈した。また僧の行教によって、宇佐から京都の近くの男山の峰に勧請された「石清水八幡宮」の祭も、その霊験をもって世に知られていた。

さらに摂津国（大阪市）の「住吉神社」は外交の神として尊信された。そのほか安芸国（広島県）の「厳島神社」も、航海の守護の神および平家の守護神として、瀬戸内海方面の有力な神社であった。

醍醐天皇の延長年間に「延喜式」五〇巻が撰上された。全五〇巻のうち最初の一〇巻は、神祇に関する細則がすべて規定してあるところから、特に「神祇式」ともよばれている。また一〇巻のうち巻八は祝詞に関するもので「祝詞式」ともよばれ、巻九と巻一〇とは神名に関するもので、これは「神名式」とも「神名帳」ともよばれている。

この「延喜式」の神名帳によると、神祇官の祭る天神地祇は全部で三、一三二座に達し、いずれも祈年祭の奉幣にあずかり、そのうち大社が四九二座、小社が二、六四〇座となっている。

大社のうち三〇四座は官幣大社であり、一八八座は国幣大社である。また小社のうち四三三座が官幣小社、二、二〇七座は国幣小社となっている。これら「延喜式」に所載の神社は、特に「式内社」といわれ、その他の古社は「式外社」とよばれている。

一方古神道の時代から、やがて儒教や仏教をはじめ陰陽五行説、老荘思想などの伝来をみると、これらは古来の神道とのあいだに、相当の交渉や関係をもつことになった。なかでも仏教が神道に与えた影響は大きく、神仏習合の運動にまで発展するようになった。

平安時代の末近くになると、神仏習合の思想はようやく完成の域に達

し、ここに神仏を一体と観じ、仏陀の本体を本地といい、衆生済度のために現実に応じて化現することを垂迹とし、この考えを神仏に適用して仏を本地とし、わが国の神は仏の垂迹とみなした「本地垂迹説」が成立した。

中世の神社

鎌倉幕府の創始者である源頼朝は、武人ではあったが敬神の念にあつく、神事の興行や社殿の修理を奨励することが熱心であった。

鎌倉の「鶴岡八幡宮」・伊豆（静岡県）の「伊豆山権現」・相模（神奈川県）の「箱根権現」および「伊豆三島明神」などに対しては特に崇敬の念が深かった。従ってこれらの四社は、幕府の特別の崇敬社として世に重きをなした。

なおこれらの外に「伊勢神宮」をはじめ、「熱田神宮」・「諏訪神社」・「鹿島神宮」などの諸社に対しても、その崇敬はあつかった。

鎌倉時代から室町時代にはいると、室町幕府の崇敬社は伊勢の「神宮」を除いては「石清水八幡宮」をもって第一位となし、「鶴岡八幡宮」がこれに次ぐものとなった。

また将軍足利義満は「春日神社」を尊び・足利義持は「北野神社」を特に崇信したことで知られている。

近世の神社

江戸幕府の神社行政は、天下諸神の叙位・祭祀・奉幣などにおいては、鎌倉幕府以来の方針と同じく、朝廷のとりおこなわせられるところとなっていたが、この当時、神祇官はすでにおとろえ、吉田家の神祇斎場所が神祇官代となり、吉田家は全国の神社や神職に対して多大の権威をもつにいたった。

幕府の神社行政の機関としては、町奉行、勘定奉行とともに寺社奉行があり、伊勢と日光とには、特に「山田奉行」と「日光奉行」とがそれぞれふたりずつおかれた。

江戸幕府の特別崇敬社としてその第一位にあったのは、東照神君として一代将軍をまつった「日光東照宮」であり、「伊勢神宮」や「石清水八幡宮」とともに、天下の三宮と称せられ、全国三〇〇諸侯も、その領内にこの「東照宮」を勧請するような状態であった。

このほか、江戸時代においては、全国にわたって鎮守の宮の「産土祭」嬰児誕生後の「宮参り」、七五三の「宮詣」、正月の「恵方参り」、稲荷社の「初午祭」、天満宮の「天神講」、淡島社の「お針供養」・鍛冶職のあいだの稲荷信仰による「鞴祭」、伊勢参宮の「抜参り」などや、その他種々の祭祀風俗が、神社を背景としてますます盛んになっていった。

近代の神社

慶応三（一八六七）年十月、将軍徳川慶喜の大政奉還から、同年十二月明治天皇の王政復古宣言により、明治維新は神武創業のいにしえにかえり「敬神崇祖」「祭政一致」の精神をその根底に置いたものであって、慶応四年三月には太政官布達によってこの方針が明示され、明治元（一八六八）年十月には明治天皇が武蔵国（埼玉県）・一宮氷川神社（大宮市）に行幸の際祭政一致の旨をのたまわせられた。

明治元年三月二十八日太政官布告により、明治維新の「神仏分離令」が発せられ、それまで神仏習合思想により、神と仏は一心同体と考えられ、神仏混淆であったものを、神仏をそれぞれの本来の姿にたちかえらせようとしたものであり、「本地垂迹説」により、神社の境内に神宮寺や本地堂が建てられていたが、明治四年ころまでの間に神社から分離されたり、廃絶されたりした。

明治初年以来、政府は全国の神社の調査を重ねた結果、明治十二（一八七九）年、法的根拠をもつ全国神社明細帳を完成した。これによると神社の総数は一七六、〇四五社である。

昭和二十年八月における、日本の「ポツダム宣言」の受諾にともなって、同年十二月十五日の「神道指令」ならびに昭和二十二年五月三日に施

行された「日本国憲法」は、明治時代以来の神社対国家の関係を全面的に変革したものであり、これにより、いっさいの宗教は国家から分離され、昭和二十一年二月二日の勅令第七一号および内務省令第五号をもって、神社に関する従来のいっさいの法規や社格、そして神祇院の官制までも全廃した。

昭和二十年十二月二十八日に宗教法人令が発布され、神社は従来の性格を改めて、宗教法人として発足することになった。

また、国家の神社行政上の機関であった神祇院をはじめ、都道府県の社寺課、市町村の社寺係なども廃止されたので、昭和二十一年二月にいたり全国神社の総意にもとずいて、神社本庁なる宗教法人の包括的教団が組織され、本部を東京に置き、都道府県にそれぞれ神社庁を設けて、神社の宗教法人事務および宗教教化などに関する連絡をとることとなった。

当時全国における神社数は一〇六、一三七社であったが、宗教法人とみなされたものは八七、二一七社で、そのうち八六、一五七社は神社本庁に属し、他の一、〇六〇社は単立社もしくは一教派となり、残余の社は小祠であるとの理由で宗教法人の登記をしなかった。

第四節　社記

諏訪大神社

鎮座地　常葉一一二四番地（白代）
旧社格　村社
祭神　建御名方命
祭日　例大祭　七月十五日
　　秋例祭　十月十七日
本殿　桁二・一二メートル梁二・一二メートル
拝殿　桁一四・五四メートル梁七・二七メートル
幣殿　桁三・六四メートル梁一・八二メートル
石灯籠　二基
手水鉢　一面
鳥居　一基両部造
境内　一六〇三・八平方メートル
境内神社
　忠魂社　祭神　西南戦争以降の戦病没者
　　由緒
建治元乙亥年三月十五日、信濃国諏訪郡官幣大社諏訪神社から勧請したと伝えられている。

元禄九年十一月神殿を再建し、宝暦元年七月二十七日御輿を奉献する、明和四年社殿を再建、文化二年の秋拝殿を建立した。

伝承として、永禄四年常葉村郷士兼務神主依田内記源治清、信州川中島に出陣し軍功により、武田信玄公から諏方南宮の御旗にちなむ社名を許され、寛政二年同神主依田山城守吉保が上洛した折に神祇管領長上従二位卜部朝臣良倶から「諏方大明神」の護符を拝領し、それを書写した扁額を社前に掲げている。

明治四十年二月十六日県告示第三十一号により富里村から神饌幣帛供進村社に指定された。

昭和三年七月六日境内へ忠魂社を建立、同三十三年大修理を施す、境内にはケヤキ、スギなどの樹木が繁茂し、中には樹齢五〇〇年を超すと推定されるものもあり、昭和五十四年四月一日、町の文化財に指定された。

日光社

鎮座地　常葉八七七番地（日光）
旧社格　無格社
祭神　徳川家康公
祭日　旧暦八月十五日
本殿　間口〇・六一メートル　奥行〇・六一メートル

拝　殿　間口一・八二メートル　奥行五・四五メートル
境　内　二七七・二平方メートル
由緒
建久二年、常葉村領主常葉次郎光季は、若宮八幡大神を勧請し祭祀する。
天文十九年八月（常葉郷士兼務神主依田右近源正信の時）大風洪水により御神殿を流失し、その後再建した。寛永四年八月再び流失したので、その社地に徳川家康公を祀り社号を日光社と称した。昭和三十四年九月二十六日、台風十七号により社殿が倒壊したが、同年再建し現在に至っている。

石尊神社
鎮座地　常葉四三七八番地（檜平山）
旧社格　無格社
祭　神　大山津見神・大雷神・高龗神
祭　日　例祭七月二十八日
本　殿　間口一・八二メートル奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル奥行〇・九一メートル
境　内　六六平方メートル由緒
当社由緒によると「慶安三年七月二十八日に奉斎したと伝えられている」なお戦後阿夫利神社を合祀した。
祭典の当日は川の中に注連縄を張り渡し、そこに御幣を立てて、それに水を掛けながら祈願する行事があることで知られている。

天王社
鎮座地　常葉一七四一番地（浜井場）
旧社格　村社
祭　神　素盞嗚命
祭　日　七月十五日
本　殿　間口〇・九一メートル　奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル　奥行五・四五メートル
境　内　一一五・五平方メートル
由緒　不詳

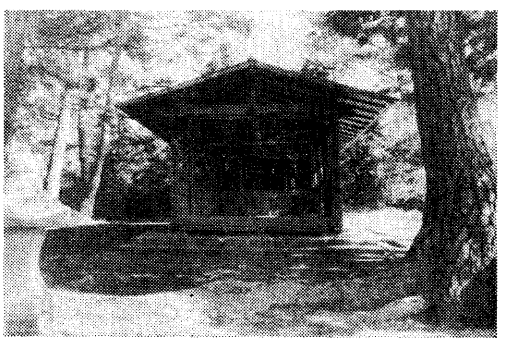
天王社（浜井場）

天神社
鎮座地　常葉七二二四番地（竹之島）
旧社格　無格社
祭　神　菅原道真公
祭　日　四月二十五日
拝　殿　間口三・六四メートル、奥行五・四五メートル
境　内　四九・五平方メートル
由緒　不詳

金刀比羅社
鎮座地　常葉三八八九及び三八九〇番地（南原）
旧社格　無格社
祭　神　大物主命・崇徳天皇
祭　日　四月十日
本　殿　桁〇・四五メートル梁〇・六一メートル
拝　殿　桁四・五五メートル梁三・六四メートル
境　内　五九・四平方メートル
由緒　文化十四年三月十日勧請鎮座

熊野大神社

鎮座地　一色五五六一番地（和田）
旧社格　村社
祭　神　伊佐那美命
祭　日　七月十五日・十月二十五日
本　殿　桁一・二〇メートル・梁一・二〇メートル
拝　殿　桁三・六四メートル梁三・六四メートル
境　内　一五一・八平方メートル
鳥　居　一基
境内社　天神社祭神菅原道真祠一宇
由　緒　不詳

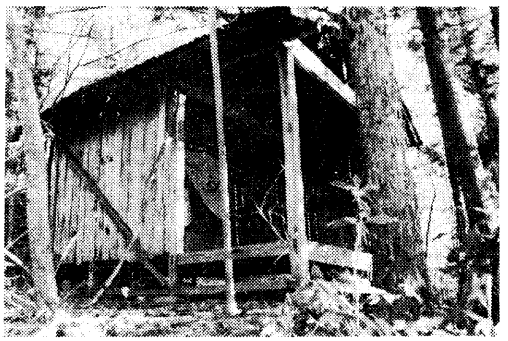

天神社（竹之島）

八幡神社

鎮座地　一色二三四三番地（平）

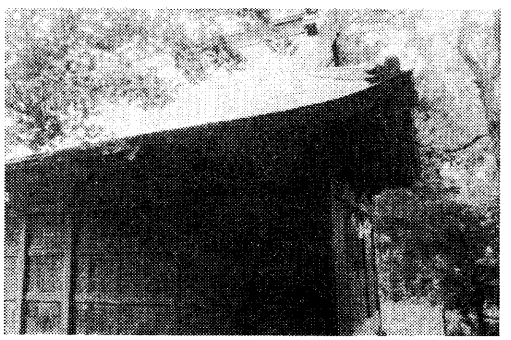

金刀比羅社（南原）

旧社格　村社
祭　神　誉田別命
祭　日　七月十五日・十月二十五日
本　殿　桁一・二メートル・梁〇・九一メートル
拝　殿　桁五・四五メートル・梁三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　五九四平方メートル
境内社
　山神社祭神大山津見命石祠一宇
　稲荷神社祭神稲倉魂命石祠二宇
　疱瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命
由　緒　不詳

愛鷹神社

鎮座地　一色一三六三番地（宮ノ脇）
旧社格　村社
祭　神　味耜高彦根命　大己貴命
祭　日　七月十五日
本　殿　〇・四五メートル―一・二〇メートル
拝　殿　五・四五メートル―七・二七メートル
幣　殿　三・六四メートル―三・六四メートル
鳥　居　一基
境内地　四九五平方メートル
境内社
　稲荷社九社祭神稲倉魂命祠十四宇
　天王社祭神素盞嗚命石祠一宇
　山神社祭神大山津見命祠八宇
　曾我神社祭神不詳祠一宇

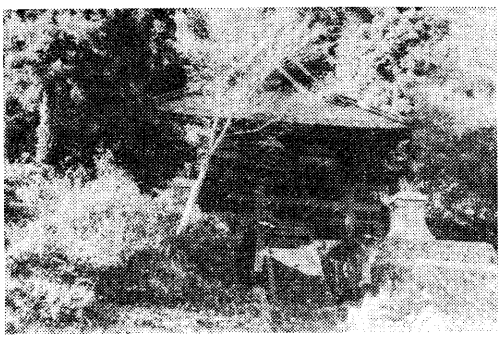

愛鷹神社（一色宮ノ脇）

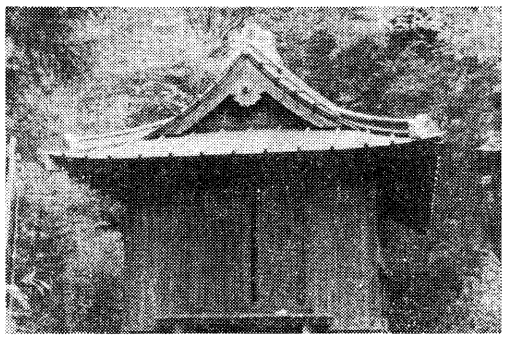

熊野大神社（一色和田）

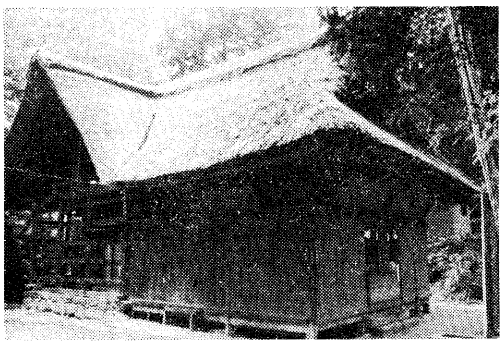

熊野大神社（下部湯向）

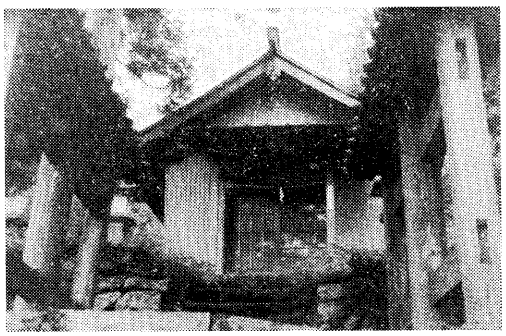

八幡神社（一色平）

大神社祭神大日靈命祠一宇
金山神社祭神金山彦命祠一宇

由　緒

創立年不詳なれども伝えによれば慶安年間の創建という。享保年間社殿建築、明和年間拝殿建設、孝明天皇の御宇元治元年改築し、明治四十四年清水地内の子之神社を合併して今日に至る。また元文年中禁裡勅願にて祭神足高大明神を味耜高彦根命とし社名足高社を愛鷹神社と改める。

熊野大神社

鎮座地	下部二三番地（湯向）
旧社格	村社
祭　神	速玉男命・伊佐奈岐命・素盞嗚命
祭　日	五月十五日・七月十五日
本　殿	桁三・六四メートル　梁一・八二メートル
拝　殿	桁五・四五メートル　梁三・六四メートル
神楽殿	桁三・六四メートル　梁三・六四メートル
手洗場	一箇所
鳥　居	一基
境　内	四六二平方メートル
境内神	一社

由　緒

人皇第五十四代仁明天皇の承和三年、甲斐国主藤原貞雄二男修理太夫正信疥癬を病み川合の郷知温辺の湯をお訪ねになり入浴してたちまち全治す。その夜丑の上刻頃枕元に神霊が現われ「我は熊野権現なり。汝温泉より未申の方へ湯の保護神として我を祀るべし」と。霊夢覚めて驚き入りこれによって熊野三社大権現を祀り神殿並びに拝殿を建立す。後堀河天皇の寛治年度甲斐源氏新羅三郎義光公巨摩郡十谷村のあ

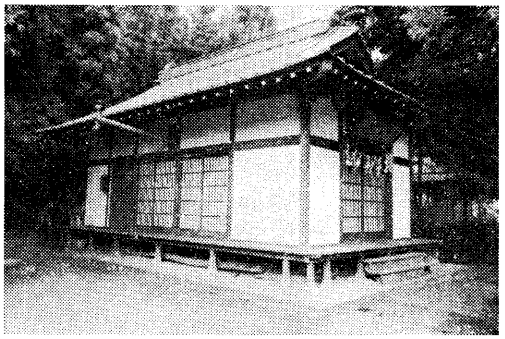

山神社（上之平）

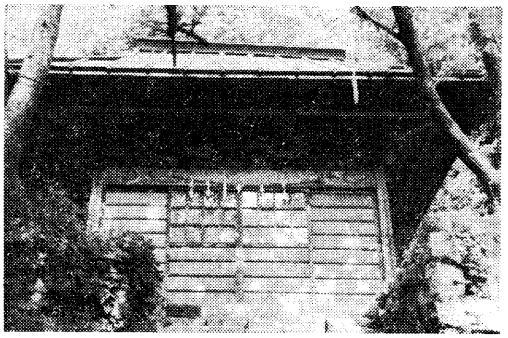

山神社（廻沢）

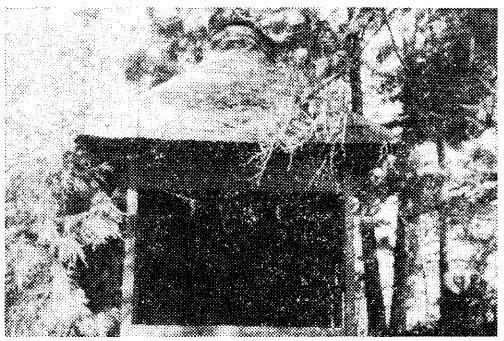

山神社（大子）

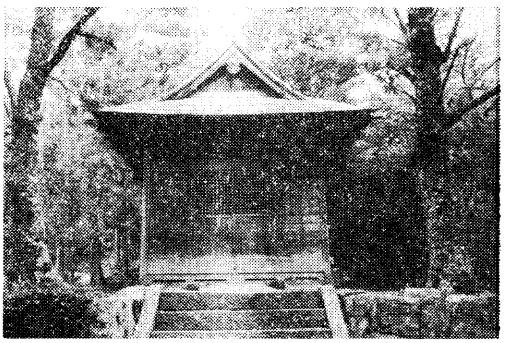

山神社（湯ノ奥）

たり源氏岳に御在城中、戦時兵士の深手浅手切疵打身等を受けたる者入浴して三日にして全治するので義光公以来武田氏歴代、傷病兵の隠し湯として著名である。寛政十一年には本殿屋根を檜皮葺きに葺き替え、昭和四十八年四月一日本殿及び棟札と制札を町の文化財に指定されて今日に至る。毎年五月十四日かくし湯祭りの一環として松葉杖供養祭が行われている。

山神社
鎮座地　下部三五七番地（廻沢）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　五月十五日・十月十五日
本　殿　一・五メートル―二・四〇メートル
拝　殿　三・六四メートル―五・四五メートル
境　内　四六二平方メートル
由　緒　享保十五年十一月十五日創建

山神社
鎮座地　湯之奥一番地（久保平）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　七月十七日・十月十七日
本　殿　桁一・八二メートル・梁三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　一一五・五平方メートル
境内社　稲荷社祭神宇賀魂命祠一宇
　　痘瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命

道明神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇

由　緒　不詳

山神社

鎮座地　上之平六四〇番地（寺ノ前）

旧社格　村社

祭　神　大山祇命

祭　日　七月十五日・十月十五日

本　殿　〇・六一メートル・〇・七六メートル

拝　殿　五・四五メートル・七・二七メートル

鳥　居　一基

境内地　二九〇・四平方メートル

境内社

天神社祭神菅原道真祠一宇

道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇

由　緒

明治四十三年三月二十九日付第八五九四号を以て土地二六七・三平方メートル払い下げ許可。同五月一日拝殿削除方出願により許可。

山神社

鎮座地　大子三〇四五番地（下田和）

旧社格　村社

祭　神　大山祇命

祭　日　七月十五日

本　殿　間口〇・四二メートル・奥行〇・六三メートル

拝　殿　間口二・七三メートル・奥行四・五五メートル

鳥　居　一基

境　内　一〇八九平方メートル

由　緒

宝暦四年九月十九日鎮座、弘化四年四月十九日火災のため全焼につき再建

天神社

鎮座地　波高島九九一番地（竹ノ沢）

旧社格　村社

祭　神　菅原道真

祭　日　七月十五日

本　殿　桁〇・六七メートル梁〇・七六メートル

拝　殿　桁六・三六メートル　梁四・五五メートル

鳥　居　一基

境　内　一一八・八平方メートル

境内社

道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命

痘瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命

由　緒

承保三年三月二十五日創建、昭和三十四年九月二十六日伊勢湾台風により社殿全壊につき昭和三十八年再建する。

若宮八幡宮

鎮座地　波高島一番地（若宮）

旧社格　無格社

祭　神　大鷦鷯命

祭　日　七月十五日

本　殿　間口一・五メートル・奥行〇・六一メートル

拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル

境　内　四〇二・六平方メートル

由　緒

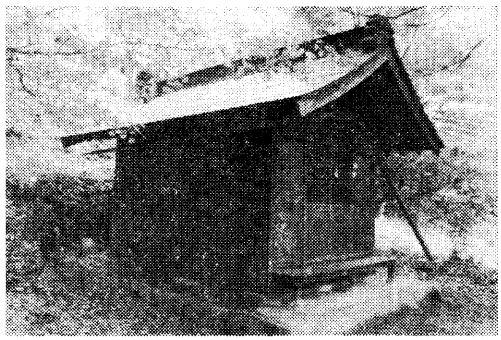

金比羅宮（波高島）

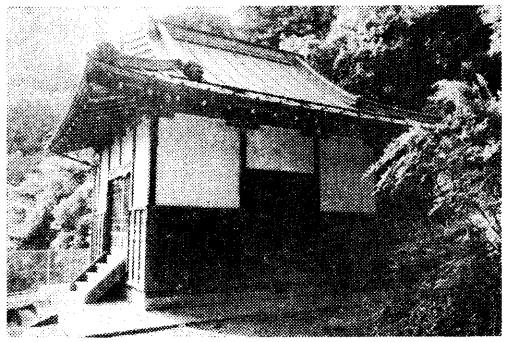

天神社（波高島）

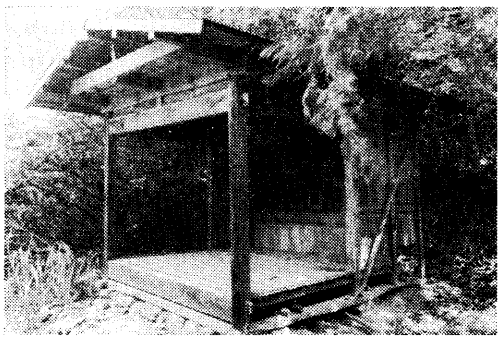

天神社（桃ケ窪）

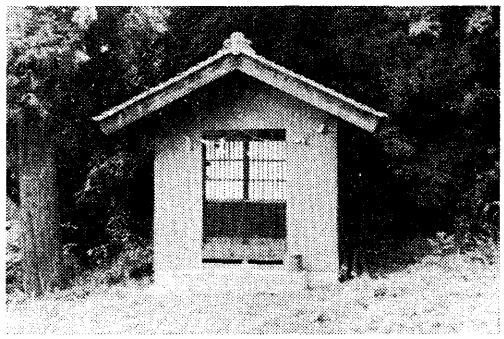

若宮八幡宮（波高島）

天文十九年八月二十八日大風洪水のため常葉若宮八幡宮を吹き落し流失。波高島穴山梅雪家臣佐野庄五郎信義拾い上げて前島に鎮座す。後現在地に遷座する。天文八年八月ともいう。

金刀比羅宮

鎮座地　波高島八三〇番地（高通）
旧社格　無格社
祭　神　大物主神・崇徳天皇
祭　日　四月十日
本　殿　間口一・八二メートル・奥行〇・六一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル
境　内　二一七・八平方メートル
由　緒　創建年月日は不詳なれども長年の間に御祭神が紛失したので、昭和四十年佐野一郎が四国象頭山金刀比羅宮に詣で、改めて御祭神を勧請して来て奉祀する。

天神社

鎮座地　桃ケ窪一八四番地（松森）
旧社格　村社
祭　神　菅原道真
祭　日　六月二十三日・九月二十三日
本　殿　間口一・八二メートル奥行〇・三〇メートル
拝　殿　桁一・八二メートル梁一・八二メートル
境　内　八九・一平方メートル
境内社　道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命
由　緒　文亀三年穴山甲斐守信綱家臣佐野庄次右衛門尉、武田信虎公に従いて

上洛し京都北野天神社に参詣、お守りとして御神像を拝受し来り同年二月三日居宅丑寅の方へ祀ったが、明治十四年松森地内の敷地を奉納してその地に遷座したという。然し川向・桃ケ窪が無人部落となったので今は荒廃するに任せてある。

熊野八幡神社

鎮座地　清沢六五六番地（細尾）
旧社格　村社
祭　神　伊佐奈岐命・誉田別命・味耜高彦根命
祭　日　七月十五日
本　殿　桁二・七三メートル梁一・八二メートル
拝　殿　桁八・一六メートル梁四・五五メートル
鳥　居　一基
境　内　二三一平方メートル
境内社
大神社祭神大日霊命祠一宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
道祖神祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
稲荷社祭神宇賀魂命祠一宇
津島神社祭神大己貴命・素盞男命・少彦名命
由　緒　安徳天皇養和元年三月五日創建、明治十三年五月十二日訓令乙第九二号を以て清沢六五二番地ノ二、一畝一八歩を境内地に編入

八王子神社

鎮座地　大炊平二七番地（上ノ畑）
旧社格　村社
祭　神　五男三女命
祭　日　十月十七日
本　殿　桁一・四五メートル梁〇・九一メートル
拝　殿　桁七・二七メートル梁三・六四メートル
境　内　一六五平方メートル
境内社
大神社祭神大日霊命祠一宇
痘瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
由　緒　承保三年四月十五日創建

曾我神社

鎮座地　大炊平二七二番地（立道）
旧社格　村社
祭　神　五十多気留命
祭　日　十月十七日
本　殿　桁一・三六メートル梁〇・九一メートル
拝　殿　桁七・二七メートル梁三・六四メートル
境　内　三三〇平方メートル
境内社
稲荷社祭神稲倉魂命祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
道祖神祭神猿田彦命・天鈿女命
由　緒
文応元年三月十日創建。明治四十三年七月七日指令第四〇七七号ノ五を以て土地一八一・五平方メートル払い下げ済み。

天神社

鎮座地　岩欠二〇四七番地（大半目）

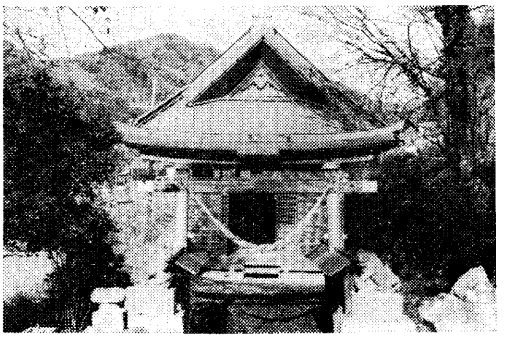

熊野八幡神社（清沢）

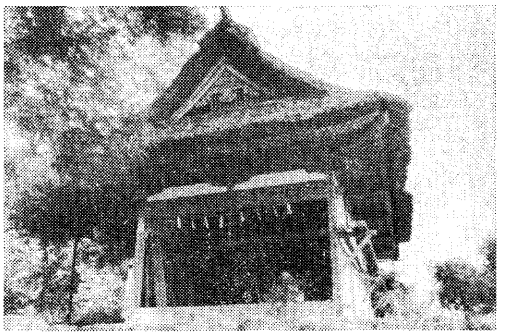

曽我神社（大炊平）

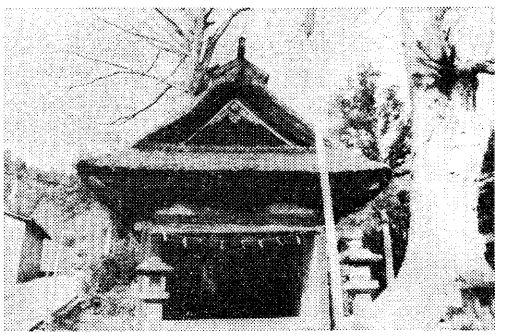

八王子神社（大炊平）

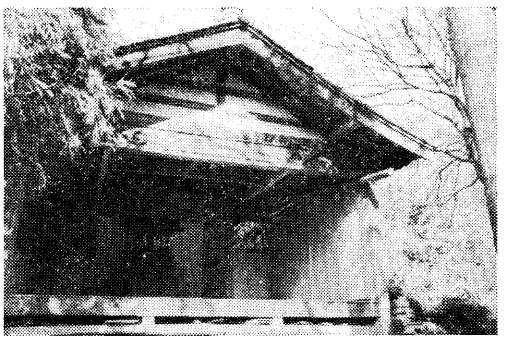

天神社（岩欠）

旧社格　村社
祭　神　菅原道真
祭　日　七月十五日
本　殿　桁一・二〇メートル梁〇・九一メートル
拝　殿　桁三・六四メートル梁二・七三メートル
鳥　居　一基
境　内　五二・八平方メートル
境内社
道祖神祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
山神社祭神大山祇命祠二宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
稲荷社祭神宇賀魂命祠五宇
痘瘡大神祭神大己貴命・素盞嗚男命・少彦名命
由　緒
元和八年五月十日創建にかかり、大正二年二月十一日火災のため本殿拝殿ともに焼失。その後再建して現在に至る。

愛鷹神社
鎮座地　岩欠八二二番地（西河原）
旧社格　村社
祭　神　味耜高彦根命
祭　日　七月十五日
本　殿　桁三・六四メートル梁二・一メートル
拝　殿　桁四・五五メートル梁三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　五〇八・二平方メートル
境内社
稲荷神社祭神宇賀魂命祠一宇

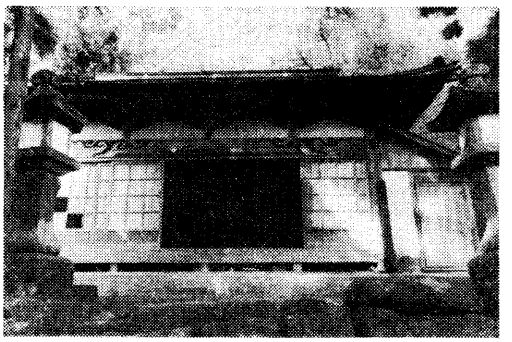

愛鷹神社（岩欠）

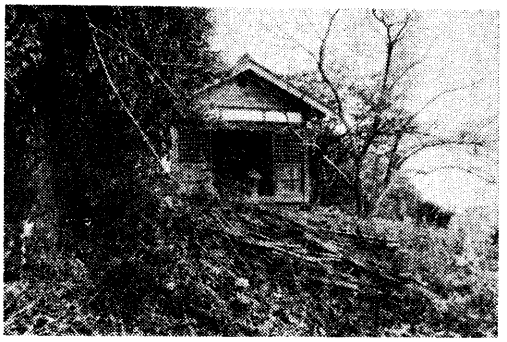

八王子神社（杉山）

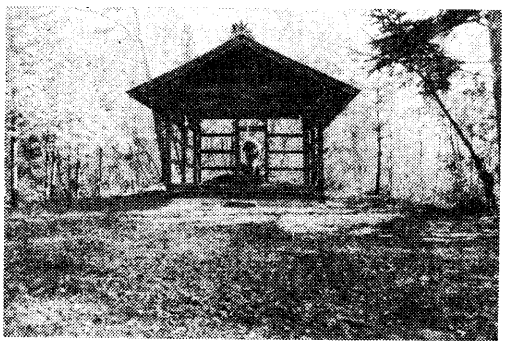

浅間神社（岩欠・北川）

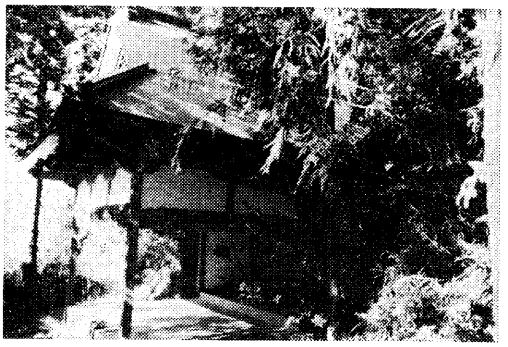

山神社（和名場）

若宮八幡祭神大鶴鸏命祠一宇
日本総社天主神祭神不詳祠一宇
山神社祭神日本武尊・島岩長命・大山祇命
由　緒　元亀三年八月十日創建

浅間神社
鎮座地　岩欠二七五番地（江路）
　　北川四六九九番地（前坂）
　　北川四七〇〇番地（前坂）
旧社格　無格社
祭　神　木花開耶姫命
祭　日　八月二十一日
本　殿　無し。御影石の石碑を御神体とす。
拝　殿　間口三・六四メートル奥行五・四五メートル
境　内　九九平方メートル
由　緒　明治二十年長塩の小林藤右衛門と小林久平が扶桑教信仰のために祀ったもので、本殿は無く御影石の石碑を御神体としてその前に拝殿がある。長塩と岩欠の境界にあるため両部落で祭祀を行っている。その後拝殿は台風のため二回倒壊したが、昭和三十八年再々建して今日に至っている。

八王子神社
鎮座地　杉山一二三番地（寺前）
旧社格　村社
祭　神　五男三女命
祭　日　七月十五日・十月十七日
本　殿　桁二・〇六メートル梁〇・八四メートル

拝　殿　桁四・八五メートル梁三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　三九・六平方メートル
境内社
大神社祭神大日靈命祀一宇祠一守
金山社祭神金山彦命祠一宇
痘瘡神社祭神大己貴命・素盞男命・少彦名命
山神社祭神大山祇命祠二宇
由　緒　文応元年九月十日創建

山神社
鎮座地　杉山七六一番地（和名場）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　七月十七日・十月十七日
本　殿　桁〇・六七メートル梁〇・六一メートル
拝　殿　桁六・三六メートル梁一間〇・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　二五七・七平方メートル
境内社
山神社祭神大山祇命祠一宇
痘瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命
大神社祭神大日靈命祠一宇
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
由　緒
文亀三年九月二日創建、天明二年十二月二十二日及び明治十二年旧八月三日社殿改築をしたるも、昭和六年一月二十四日火災のため焼失につき同十八年五月九日らさに新築する。

八幡神社
鎮座地　杉山一八二二番地（栃代）
旧社格　村社
祭　神　誉田別命
祭　日　七月十五日
本　殿　桁一・九七メートル梁一・六六メートル
拝　殿　桁八・一八メートル梁五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　三〇三・六平方メートル
境内社
大神社祭神大日靈命祠一宇
浅間神社祭神木花開耶媛命祠一宇
稲荷神社祭神宇賀魂命祠一宇
天王社祭神素盞嗚命祠一宇
由　緒
建治元年三月十五日創建、天保五年九月社殿改築大工棟梁岩欠村磯野半左衛門義村。神宝五人張りの弓は鎮西八郎為朝の物也という。鏃に為朝と刻せり。また天正中の平鈴あり。昭和五十四年四月町の文化財に指定される。

山神社
鎮座地　杉山一九二三番地ノ内一（羽前場）
旧社格　無格社
祭　神　大山祇命
祭　日　八月十七日
本　殿　間口一・八二メートル奥行一・八二メートル
拝　殿　間口五・四五メートル奥行四・五五メートル

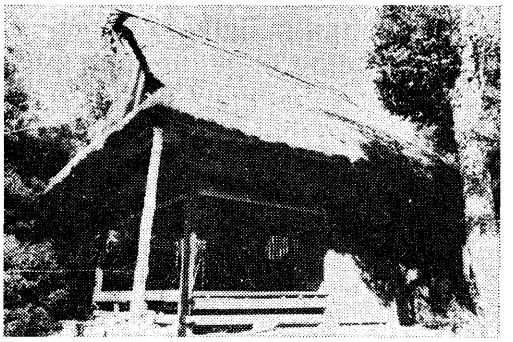

八幡神社（栃代）

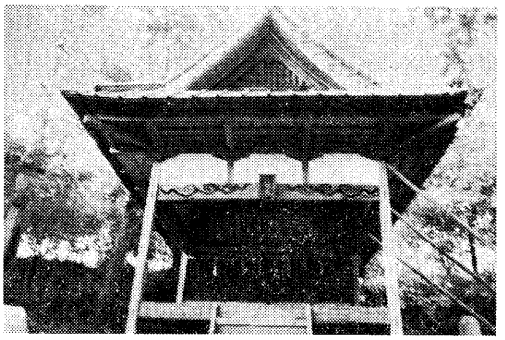

八幡神社（市之瀬）

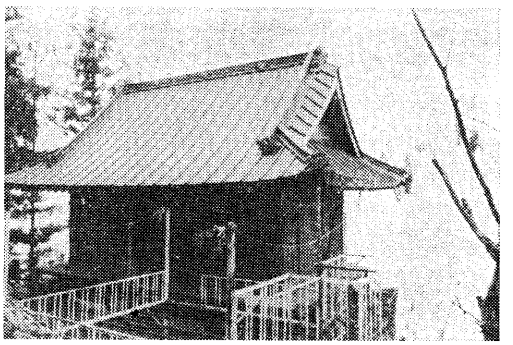

山神社（羽前場）

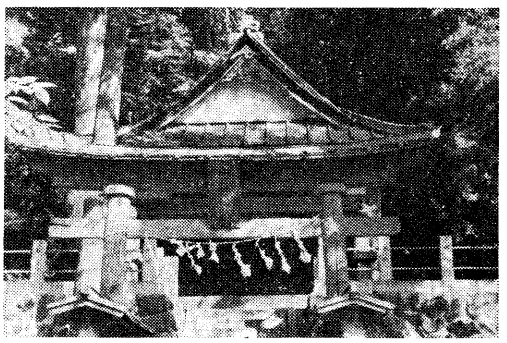

山神社（北川）

鳥　居　一基
境　内　五五・四平方メートル
由　緒　弘長元年伊豆国三嶋大社から神霊を勧請して山頂近くへ祀ったのであるが、鉱山閉鎖後の文政四年山腹へ遷座しこの時杉山村中が氏子となる。然しこの場所も参詣に不便を感ずるのでさらに明治三十一年現在地羽前場へ遷座して今日に至る。

八幡神社
鎮座地　市之瀬一六六六番地（宮林）
旧社格　村社
祭　神　誉田別命
祭　日　七月十五日・九月十九日
本　殿　桁二・五八メートル梁一・六六メートル
拝　殿　桁三・六四メートル梁二・七三メートル
鳥　居　一基
境　内　三一三・五平方メートル
境内社　道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命
由　緒　初め宮狩沢へ鎮座したが慶長十三年現在地宮林へ遷座して今日に至る。

山神社
鎮座地　北川一〇八一番地（宮ノ前）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　七月十五日
本　殿　桁〇・九一メートル梁〇・九一メートル

拝　殿　桁六・三六メートル梁五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　四六八・六平方メートル
境内社
大神社祭神大日靈命祠一宇
金山社祭神金山彦命祠一宇
山神社祭神大山祇命祠二宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
八幡神社祭神誉田別命祠一宇
御崎神社祭神稲倉魂命祠一宇
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
痘瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命
稲荷神社祭神宇賀魂命祠二宇

由　緒
承久の頃鍛冶惣右衛門工業の傍開懇に従事す。因りて伝家の御鏡を奉じ山野守護神大山祇命を祀ると口碑に伝う。慶長年中間口一間奥行二間の拝殿を改築し、更に宝暦年中再改築、天明年中本殿を奥に設けて神祠を奉置す。
明治十五年大風のため破壊、同年十月再営して現在に至る。境内にケヤキその他の巨木あり社叢として昭和五十四年四月町の文化財に指定される。

八幡神社
鎮座地　北川二一四一番地（東畑）
旧社格　村社
祭　神　誉田別命
祭　日　九月十九日
本　殿　間口〇・六一メートル奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル奥行五・四五メートル
鳥　居　一基
鳥　居　一基
境　内　二三七・六平方メートル
境内社
大神社祭神大日靈命祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
稲荷神社祭神宇賀魂命祠一宇

由　緒　不詳

山神社
鎮座地　北川三七四五番地（西横手）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　七月十四日・十月十九日
本　殿　間口一・八二メートル・奥行一・八二メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　一九八平方メートル
境内社
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠四宇

由　緒
天保十二年十二月吉辰創建・明治五年火災にかかり再建、更に大正二年台風災害により倒壊したのでこの機会に二本松から現在地西横手に遷座して十月十七日再々建する。然し社殿老朽となりたるため昭和五十二年四月九日社殿を改築して今日に至る。

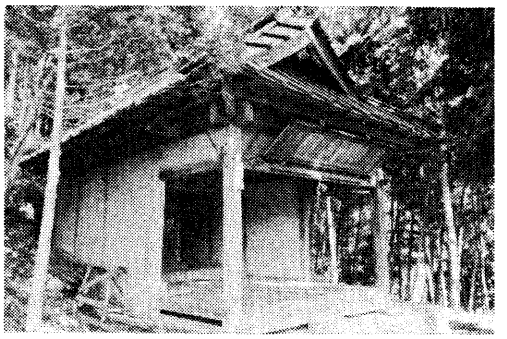

八幡神社（北川東畑）

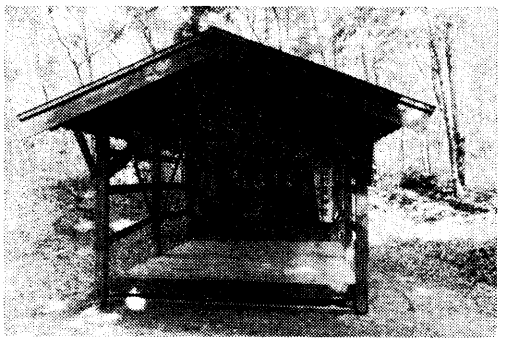

金比羅宮（北川大丸山）

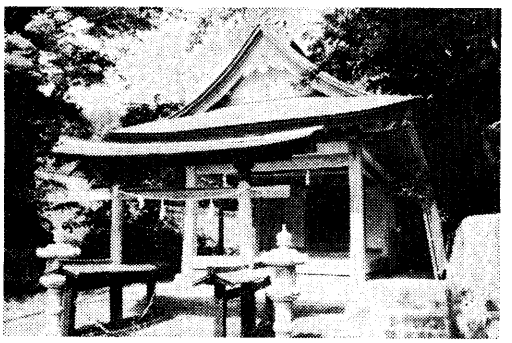

山神社（北川西横手）

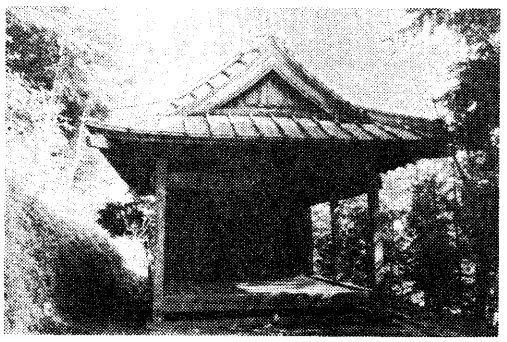

山神社（古関屋敷平）

金刀比羅宮

鎮座地　北川三一三三番地（大丸山）
旧社格　無格社
祭　神　大物主命・崇徳天皇
祭　日　陰暦八月十五日
本　殿　間口三・六四メートル奥行〇・六一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル奥行四・五五メートル
境　内　六六平方メートル
由　緒　不詳

山神社

鎮座地　古関三七七一番地（屋敷平）
旧社格　村社
祭　神　大山祇命
祭　日　六月十五日
本　殿　間口〇・六一メートル・奥行〇・六一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　一三二平方メートル
境内社　なし
由　緒　創建年月日は不詳なれども、大正元年十月十五日県指令丙第八三二号を以て古関村家の前山神社を合併したが、同三年五月分離して現在に至る。

十五所大神社

鎮座地　三沢九七〇番地（宮ノ前）
旧社格　村社
祭　神　稲倉魂命・若年神・御年神・津長井神・栄井神・素盞嗚命・

水分神・波比岐神・庭高津日神・大地主神・稚産霊神・大倉津神・大年神・宇気持命・生井神

祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　桁二・七三メートル梁二・七三メートル
拝　殿　間口七・二七メートル奥行六・三六メートル
社務所　桁一〇・九一メートル・梁七・二七メートル
神輿庫　桁三・六四メートル・梁五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　一五九〇・六平方メートル
境内社
忠魂碑祭神久那土村戦病没軍人一基
大神社祭神大日霊命祠一宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
若宮八幡社祭神大鷦鷯命祠一宇
阿夫利社祭神大雷命・大山祇命・高雷竜命
御崎社祭神宇賀魂命祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
三峯神社祭神大山祇命祠一宇

由　緒

鎮座年月日は不詳なれども寛永五年大出水の被害に対し同八年川除奉行松平九左衛門源光綱三沢村へ来村十五所神社へ参拝祈願後「濁らずばいかに祈らんみたらしの同じ流れの清き御影を」の歌を詠じて奉納する。以来夏の祭典には神霊三沢川へ渡幸することが例となる。

承応三年本殿拝殿全焼す。正徳五年再建宝暦十三年二月八日神祇管領長上家から御幣御勧請並に御附文御額字共頂戴、明治四十年二月十六日県告示第三十一号を以て久那土村から神饌幣帛供進村社に指定された。昭和十四年社務所新築、昭和二十四年一月二十五日指令第八〇九号により現境内三沢九七〇番地四八二坪無償譲与される。同年九月進駐軍の命により小学校敷地から撤去された忠魂碑を境内へ遷座する。昭和四十一年十一月三日拝殿改築落成。

伊勢神明社

鎮座地　三沢五二一二番地（大石）
旧社格　村社
祭　神　大日霊命
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・九一メートル
拝　殿　桁四・五五メートル梁三・六四メートル
一基
鳥　居　三六三平方メートル
境　内　牛頭天王社祭神素盞嗚命祠一宇
境内社　創建年月日は詳かならざれども文政十二年境内へ牛頭天王社を祀る。
由　緒

十五所大神社

鎮座地　三沢四四三八番地（楠田）
旧社格　村社
祭　神　稲倉魂命・若年神・御年神・津長井神・栄井神・素盞嗚命・水分神・波比岐神・庭高津日神・大地主神・稚産霊神・大倉津神・大年神・宇気持命・生井神
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　間口二・七三メートル・奥行二・七三メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行九・〇九メートル
鳥　居　一基
境　内　三七二・九平方メートル
境内社　なし
由　緒　慶長九年九月十九日創建

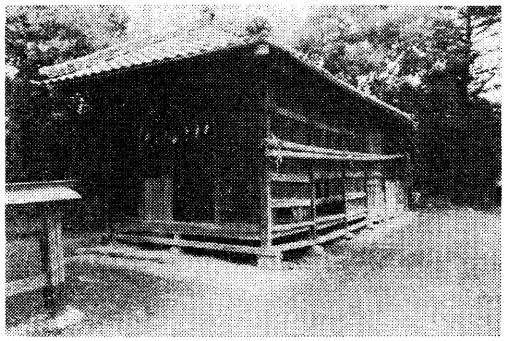

十五所大神社（楠田）

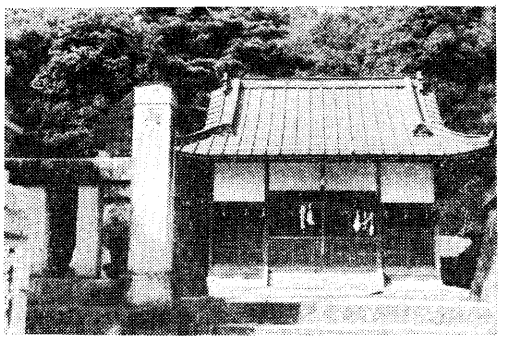

十五所大神社（三沢）

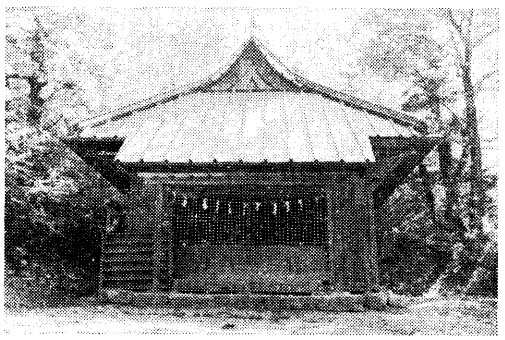

伊勢神明社（上田原）

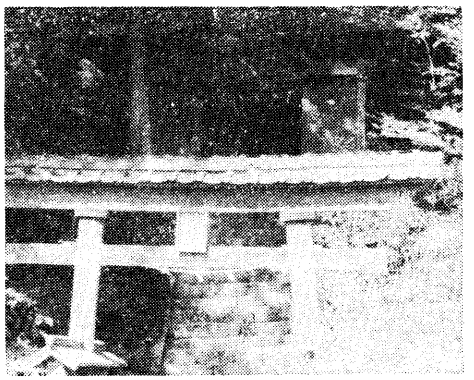

伊勢神明社（大石）

伊勢神明社

鎮座地　上田原二二四三番地（村東）

旧社格　村社

祭　神　大日霊命・誉田別命・稲倉魂命・若年神・御年神・津長井神・栄井神・素盞嗚命・水分神・波比岐神・庭高津日神・大地主神・稚産霊神・大倉津神・大年神・宇気持命・生井神

祭　日　七月十五日・十月二十五日

本　殿　間口一・八二メートル・奥行一・八二メートル

拝　殿　間口五・四五メートル・奥行三・六四メートル

鳥　居　一基

境　内　三二〇・一平方メートル

境内社　山神社祭神大山祇命祠二宇

稲荷社祭神稲倉魂命祠二宇

疱瘡神社祭神大己貴命・素盞嗚命・少彦名命

由　緒　元亀三年国主武田の命により穴山梅雪神殿拝殿を創建すと伝えられる。天保六年二月本殿拝殿とも改築、明治四年八幡神社及び十五所神社を合併して今日に至る。

阿夫利社

鎮座地　三沢二三八六番地（代ノ田）

旧社格　無格社

祭　神　大山祇命・大雷神・高龗神・大物主命・崇徳天皇

祭　日　九月一日（石尊祭）

本　殿　間口〇・六一メートル奥行〇・六一メートル

拝　殿　間口九・〇九メートル奥行四・五五メートル

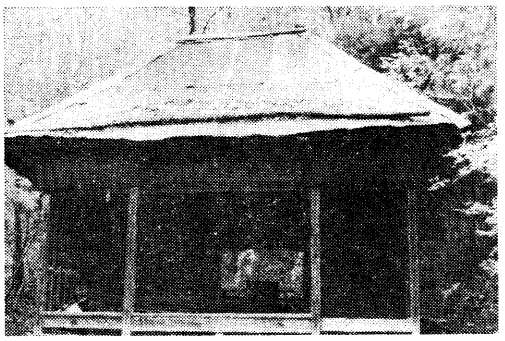

五所神社（鍛冶屋沢）

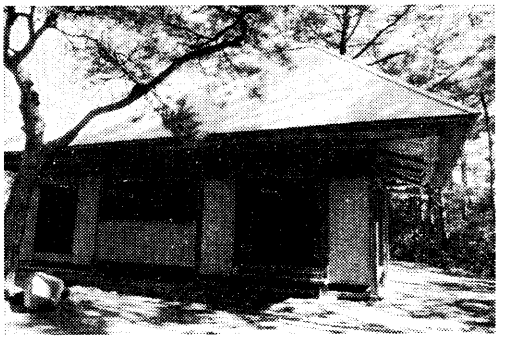

阿夫利（三沢代田）

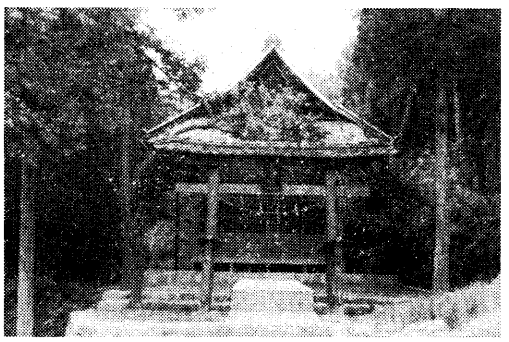

天満天神社（樋田）

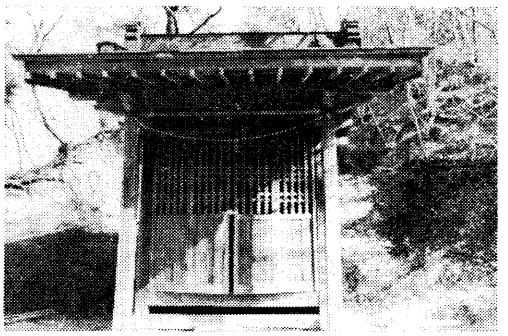

御崎神社（三沢水穴）

鳥　居　一基
境　内　三三〇平方メートル
境内社　なし
由　緒　寛文三年創建。天明二年七月七日金比羅宮を併せ祀る。

御崎神社
鎮座地　三沢二六五一番地（水穴）
旧社格　無格社
祭　神　宇賀魂命
祭　日　七月二十七日
本　殿　間口〇・三〇メートル奥行〇・六一メートル（三祠）
拝　殿　間口一・八二メートル・奥行一・八二メートル
境　内　一六・五平方メートル
由　緒　創建年月日不詳。従前開持部落に鎮座していたが、昭和二年富士身延鉄道敷設の際現在地へ遷座する。

五社神社
鎮座地　車田六六九番地（鍛冶屋沢）
旧社格　無格社
祭　神　木花開耶姫命・蚕影大神・猿田彦命・伊弉諾命・伊弉冉命・日本武尊
祭　日　四月十五日
本　殿　御祭神は石碑五体にて拝殿の奥屋外に鎮座す。
拝　殿　間口三・六四メートル奥行二・七三メートル
境　内　一九八平方メートル
由　緒

昭和初年大草組内各所に鎮座する浅間明神・蚕影大神・お天狗様・三峯神社・東屋権現の五社を勧請して現在地に合祀したものである。

天満天神社

鎮座地　樋田三八〇番地（宮ノ脇）
旧社格　村社
祭　神　天穂日命・菅原道真
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　桁一・八二メートル・梁〇・九一メートル
拝　殿　八・一八メートル・梁四・五五メートル
鳥　居　一基
境　内　七九八・六平方メートル
境内社　蚕影神社祭神蚕影大神祠一宇

由　緒

創建年月不詳なれども後年菅原道真公を併祀して天神社を天満天神社と改む。

神明社

鎮座地　熊沢九六一番地（向山）
旧社格　村社
祭　神　天照大神・豊受大神
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　桁一・八二メートル・梁一・八二メートル
拝　殿　桁六・三六メートル・梁四・五五メートル
鳥　居　一基
境　内　九〇四・二平方メートル
境内社　道祖神社祭神猿田彦命石祠一宇
秋葉神社祭神加久槌命祠一宇
津島天王社祭神素盞嗚命祠一宇
石尊社祭神日本武尊祠一宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
疱瘡神社祭神煩大人神祠一宇
稲荷社祭神宇賀魂命祠一宇
金比羅社祭神崇徳天皇祠一宇
皇太神社祭神天照大神祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
御崎神社祭神宇賀魂命祠一宇
十五所神社祭神若年神外十四神祠一宇

由　緒

延宝六年宮ノ脇地内四二一番地へ鎮座したが明治二十二年九月十一日の台風で全壊し更に翌二十三年四月一日境内大崩落のため明治三十年四月六日現在地に移転遷座する。明治四十一年十一月十一日付指令丙第二三六五号を以て字宮ノ脇地内第四五八番地鎮座無格社天白社を合併の件許可により同四十二年二月十四日合祀す。大正八年七月十四日石段と鳥居を新築して現在に至る。

四社大神社

鎮座地　久保二六三番地（中村）
旧社格　村社
祭　神　金山彦命・大己貴命・建御名方命・菅原道真
祭　日　十一月二十三日
本　殿　桁三・六四メートル・梁〇・六一メートル
拝　殿　桁五・四五メートル・梁三・六四メートル
鳥　居　一基

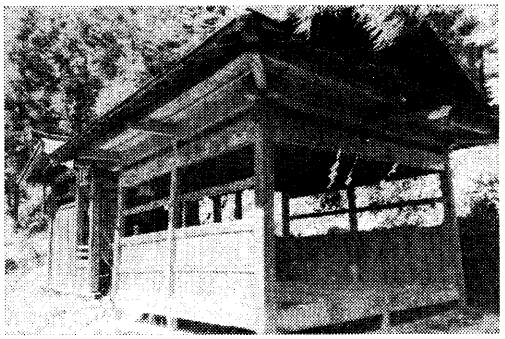

諏訪神社（領）

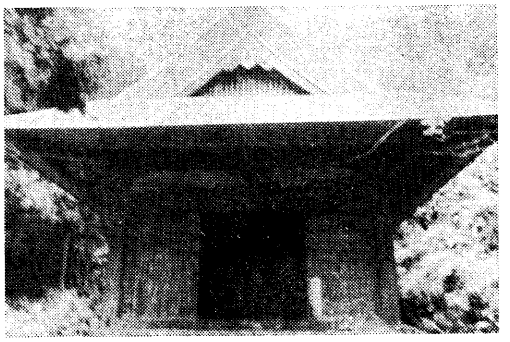

神明社（熊沢）

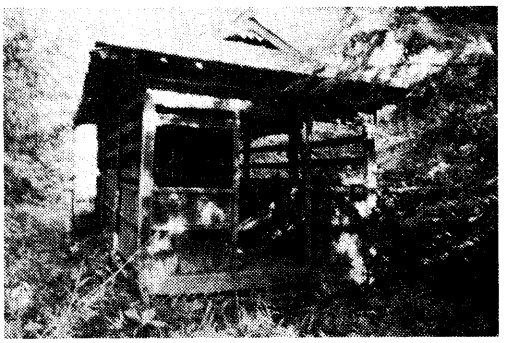

諏訪・山神社（大山）

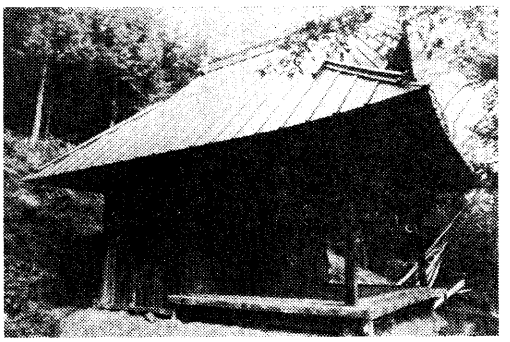

四社大神社（久保）

境　内　一四八五平方メートル

境内社　道祖神社を祀っていたが、大正二年九月九日廃社

由　緒　慶応元年村内各地に祀ってあった金山大権現・諏訪大明神・山王大権現・天神社に対し吉田家から御玉串を勧請。それより四社一宮相殿となる。

諏訪神社

鎮座地　嶺一一二番地（中塚）

旧社格　村社

祭　神　建御名方命・大山祇命・菅原道真

祭　日　七月十五日・十一月二十三日

本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・六一メートル

拝　殿　桁五・四五メートル・梁三・六四メートル

渡　殿　桁一・二〇メートル・梁一・八二メートル

鳥　居　一基

境　内　五九四平方メートル

境内社　道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇

由　緒　天和二年の創建にて元治元年拝殿を建立し、明治四年上地御検分の上境内は官有地となったが終戦後無償払い下げとなる。明治四十二年四月五日付願同月十九日山梨県指令丙第九一八号を以て間角所在の山神社及び天神社を諏訪神社へ合併の件許可につき同月二十一日合併済み。更に明治四十五年一月十七日県指令丙第三六六号許可により社殿を改築して現在に至る。

諏訪・山神社

鎮座地　大山九〇五番地（大崩）
旧社格　村社
祭　神　建御名方命・大山祇命
祭　日　七月十五日・十一月二十三日
本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・六一メートル
拝　殿　桁四・五五メートル・梁二・七三メートル
鳥　居　一基
境　内　一〇〇〇平方メートル
境内社
道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命祠一宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
由　緒
創建年月日は不詳なれども昭和二十年下大山夏作鎮座の諏訪神社を合併して現在に至る。

車田神社

鎮座地　車田一二二三番地（家ノ前）
旧社格　村社
祭　神　稲倉魂命・大日靈命
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　間口〇・七六メートル・奥行〇・六一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行七・二七メートル
鳥　居　一基
境　内　九九〇平方メートル
境内社
由　緒
創建年月日不詳。慶応元年吉田殿より御玉串納勧請。昭和二十四年七月十四日同字一七八六番地（今井）鎮座の神明社を合祀して社名を車田神社と称す。

浅間神社

鎮座地　切房木一一一九番地（朝日）
旧社格　村社
祭　神　木花開耶姫命・金山彦命・宇賀魂命
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　間口〇・九一メートル・奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行八・一八メートル
鳥　居　一基
境　内　五九四平方メートル
境内社
八幡神社祭神誉田別命祠一宇
由　緒
天明二年六月九日日向中村地内へ鎮座、寛政九年七月十七日現在地へ遷座、天保十三年四月社殿奉造替、慶応元年吉田殿より御玉串納勧請、明治十四年十一月十五日社殿再々建、明治四十一年十二月四日付県指令第二六〇九号で坊屋敷鎮座の金山神社及び御崎鎮座の御崎神社を浅間神社へ合併の件許可により同月十八日遷座合祀す。昭和八年十一月十九日社殿拡張工事落成。同二十九年屋根を鉄板張りにふき替えて現在に至る。

神明社

鎮座地　切房木五九六番地（宮之脇）
旧社格　村社
祭　神　大日靈命
祭　日　七月十五日・十一月三日

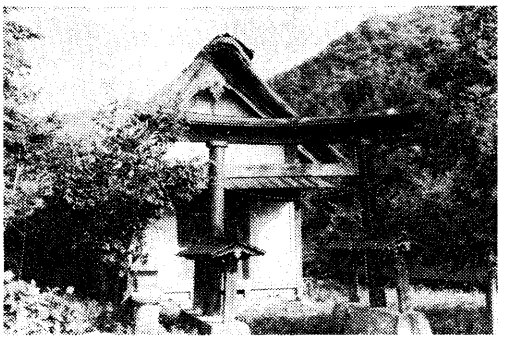

神明社（切房木）

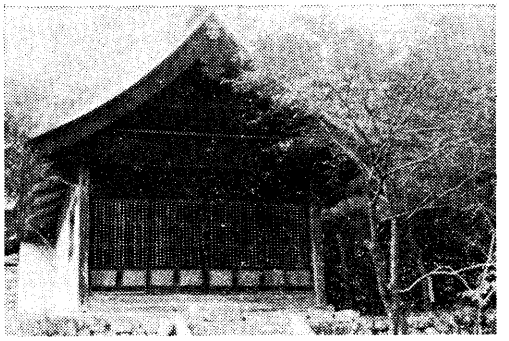

車田神社（車田）



八王子社（道）

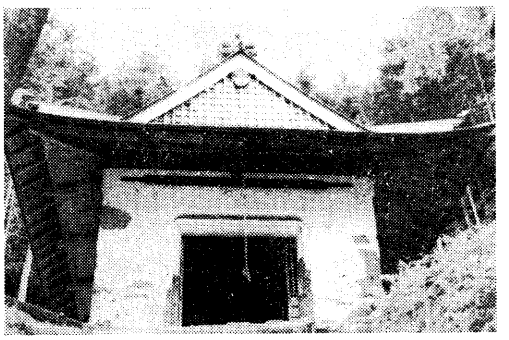

浅間神社（切房木朝日）

本　殿　間口〇・九一メートル・奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　二四〇・九平方メートル
境内社
稲荷社祭神宇賀魂命祠一宇
道祖神社祭神猿田彦命石祠一宇
秋葉神社祭神加具土命石祠一宇
八幡神社祭神誉田別命祠一宇
天神社祭神菅原道真祠一宇
疱瘡神社祭神頓大人神祠一宇
琴平神社祭神崇徳天皇祠一宇

由　緒

元亀二年祖先この地に来り伊勢大神を産土神として祀り山野などの開墾に従事したと伝えられている。其の後貞享二年九月九日及び元禄七年九月、明和二年九月等拝殿その他建造修繕す。最近では昭和十年五月十五日拝殿拡張工事を行って現在に至る。

八王子神社

鎮座地　道七八三番地（宮前）
旧社格　村社
祭　神　天忍穂耳命・天菩卑能命・天津日子根命・活津日子根命・熊野久須毘命・多紀理比売命・市来島比売命・多岐都比売命
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　間口〇・九一メートル・奥行一・八二メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行一〇・九一メートル
鳥　居　一基
境　内　一〇五六平方メートル

境内社
　金山神社祭神金山彦命祠一宇
　伊勢神社祭神大日霊命祠一宇
由　緒
　不詳なれども天保十二年吉田殿より御玉串納勧請、昭和四十九年七月二十三日（宮司加藤善吉代）社殿を大改修して現在に至る。

白山神社
鎮座地　道一一四九番地（上宮前）
旧社格　村社
祭　神　菊理媛命・伊左奈美命・大物主命、崇徳天皇
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　間口〇・九一メートル・奥行一・八二メートル
拝　殿　間口五・四五メートル・奥行八・一八メートル
鳥　居　一基
境　内　二四〇・九平方メートル
境内社
　道祖神社祭神猿田彦命・天鈿女命石祠一宇
　金刀比羅社祭神大己貴命・崇徳天皇祠一宇
　秋葉神社祭神加具土命祠一宇
由　緒
　創建年月日は不詳なれども天保十二年五月社殿を改築し、明治初期和田地内の金刀比羅神社を合祀す。なお幕末ころから水船村が氏子となっていたが終戦後の昭和二十三年独自に浅間神社を創建してその氏子となったので脱退す。昭和四十九年十一月二日（宮司加藤善吉代）に再び社殿を改築して今日に至る。

八幡神社
鎮座地　道一三五九番地（椚尾）
旧社格　村社
祭　神　誉田別命
祭　日　七月十五日・十一月三日
本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・六一メートル
拝　殿　桁三・六四メートル・梁二・七三メートル
境　内　七九・二平方メートル
境内社
　山神社祭神大山祇命祠一宇
献　緒
　創建年月日不詳なれども明治十五年八月十五日拝殿再建、さらに昭和二年十月十日社殿改築落成して今日に至る。

浅間神社
鎮座地　水船三四五番地（棒向）
旧社格　無格社
祭　神　木花開耶姫命・宇賀魂命・日本武尊
祭　日　七月二十一日
本　殿　間口〇・六一メートル・奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行六・三六メートル
境　内　四九・五平方メートル
境内社
　蚕影神社祭神蚕影大神
由　緒
　安政五年水船下村中村熊吉屋敷内に祀った稲荷大明神を明治十三年神社仏閣整理の際、廃社して建物を小林仲吉が買取り、自分が信仰する扶桑教の社殿として棒向地内に建立して浅間堂と称した。昭和二十三年堂宇を改築するとともに元の祭神稲荷神社と吾妻邪神社を合祀して

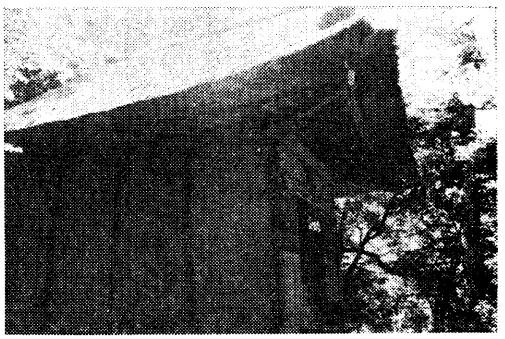

浅間神社（水船棒向）

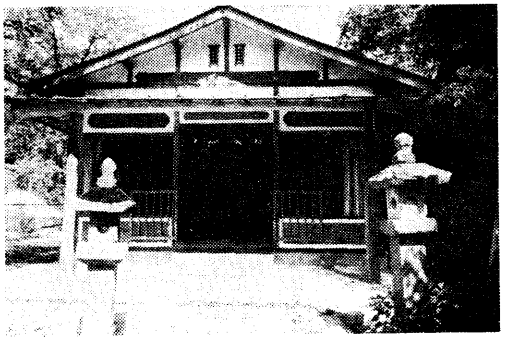

白山神社（道上宮前）

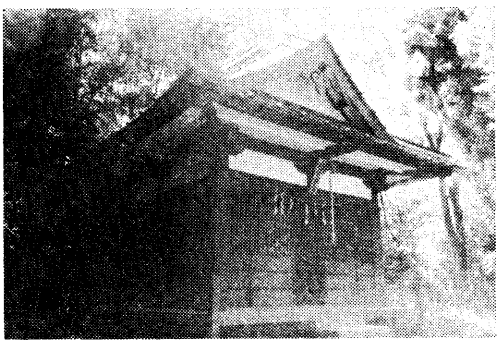

諏訪神社（水船宮前）

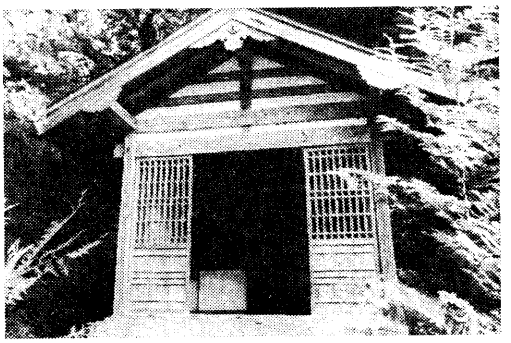

八幡神社（椚尾）

新たに浅間神社と称し、白山神社から脱退した水船区民が氏子となり水船の総氏神とした。

諏訪神社
鎮座地　水船二八六番地（宮前）
旧社格　村社
祭神　建御名方命
祭日　七月十五日・十一月三日
本殿　間口〇・七六メートル・奥行〇・九一メートル
拝殿　間口三・六四メートル・奥行八・一八メートル
鳥居　一基
境内　四四二・二平方メートル
境内社
疱瘡神社祭神煩大人神祠一宇
稲荷神社祭神保食神祠一宇
由緒
正応元年創建・文明十七年再建。もと水船・芝草共同の神社であったが幕末ころ紛争を生じ水船村は脱退して道村白山神社の氏子となったので芝草単独の氏神となる。慶応元年三月御告文御額字を拝受したが明治三十六年九月八日火災のため全焼。翌三十七年十一月二十日再建竣工して今日に至る。

天白天神社
鎮座地　芝草五〇四番地（中村）
旧社格　無格社
祭神　菅原道真
祭日　十一月三日
本殿　間口一・二〇メートル奥行〇・九一メートル

拝　殿　間口三・六四メートル・奥行九・〇九メートル
境　内　六九・三平方メートル
由　緒
天保五年十月七日創建、大正十年三月二十六日境内地を久那土村から諏訪神社へ払い下げる。昭和五十五年九月二十八日拝殿を改築する。

諏訪神社
鎮座地　古関一三八二番地（宮ノ平）
旧社格　村社
祭　神　建御名方命・八坂刀売命
祭　日　七月十五日・十月二十三日
本　殿　桁三・六四メートル・梁四・五五メートル
拝　殿　桁七・二七メートル・梁一〇・九一メートル
渡廊下　桁三・六四メートル・梁一・八二メートル
鳥　居　一基
境　内　一七八二平方メートル
境内社
大神社祭神大日霊命祠一宇
三宮司社祭神
天神社祭神菅原道真祠一宇
若宮社祭神仁徳天皇祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
八王子社祭神五男三女命祠一宇
道祖神社祭神猿田彦命祠一宇
秋葉社祭神加具土命祠一宇
金刀比羅社祭神崇徳天皇祠一宇
由　緒
仁和三年六月十二日創建、享禄元年十一月焼失、天文十九年三月十一日改築嘉永元年二月拝殿建立（大工伊藤豊兵衛）明治四十年二月十六日県告示第三十一号により古関村神饌幣帛供進村社に指定さる。

神明社
鎮座地　古関二〇九三番地（神明）
旧社格　村社
祭　神　大日霊命
石　祠　一基
境　内　六・六平方メートル
由　緒
創建年月日不詳。従来の石祠が古くなったので昭和五十三年八月改築する。

天満天神社
鎮座地　古関四一六五番地（田ノ上）
旧社格　村社
祭　神　菅原道真・建御名方命・大山祇命
祭　日　七月十五日・十月十七日
本　殿　〇・六一メートル・〇・三〇メートル〇・三〇メートル・〇・四五メートル〇・二四メートル・〇・三〇メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　五九四平方メートル
由　緒
もと三か所に祀ってあった天神社と諏訪社と山神社を合祀して現在地に鎮座奉斎す。

山神社

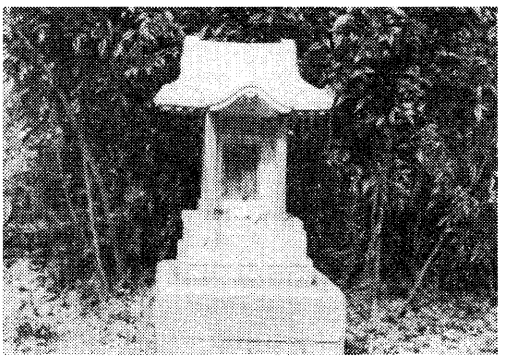

神明社（神明）

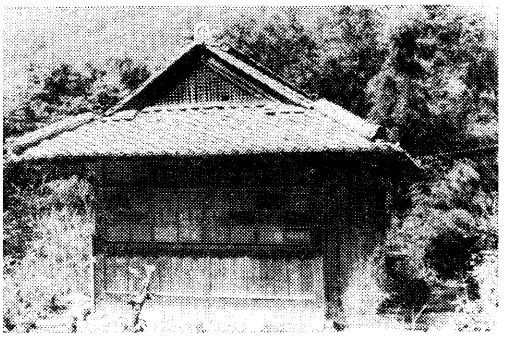

天白天神社（芝草）

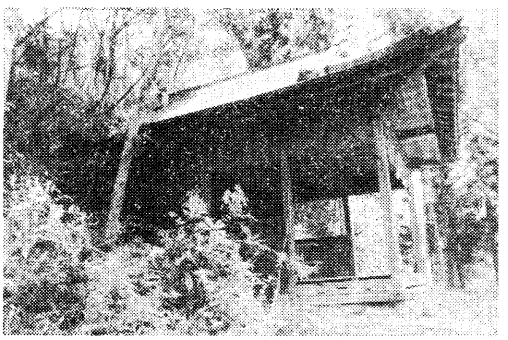

天満天神社（田之上）

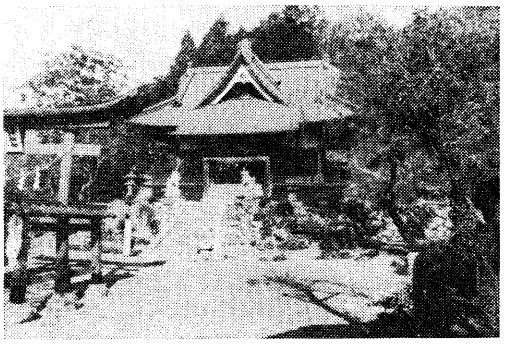

諏訪神社（古関）

鎮座地　古関三三九七番地（家ノ前）
旧社格　村社
祭神　大山祇命
祭日　七月十五日・十月十七日
本殿　桁〇・三〇メートル・梁〇・三〇メートル
拝殿　桁四・五五メートル・梁三・六四メートル
鳥居　一基
境内　一〇五二・七平方メートル
境内社　大神社祭神大日霊命祠一宇
　山神社祭神大山祇命祠一宇

由緒

創建年月日不詳。大正元年十月十五日県指令丙第八三二号を以て同村屋敷平山神社へ合併の件許可される。大正三年五月分離復元して境内地を大蔵省から払い下げて今日に至る。木喰五行上人作の御祭神大山祇命の木像は昭和四十三年十二月十二日山梨県教育委員会告示第七号を以て県民俗資料として指定される。

諏訪神社
鎮座地　釜額一三四五番地（上手屋敷）
旧社格　村社
祭神　建御名方命・大山祇命
祭日　七月十二日・十月二十日
本殿　間口〇・九一メートル奥行〇・九一メートル
拝殿　間口三・六四メートル奥行六・三六メートル
鳥居　一基
境内　五一四・八平方メートル
境内社

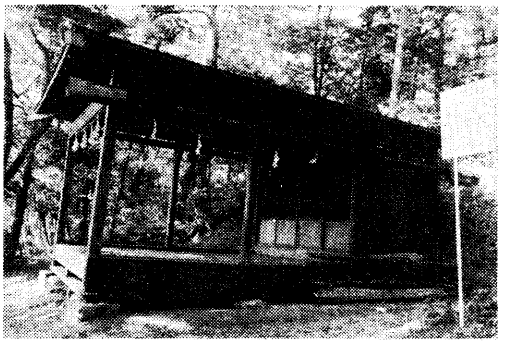

山神社（古関家の前）

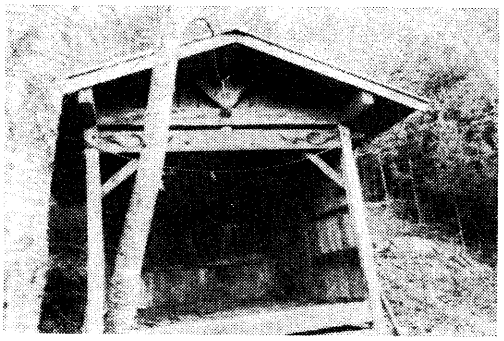

天照大神社（釜額）

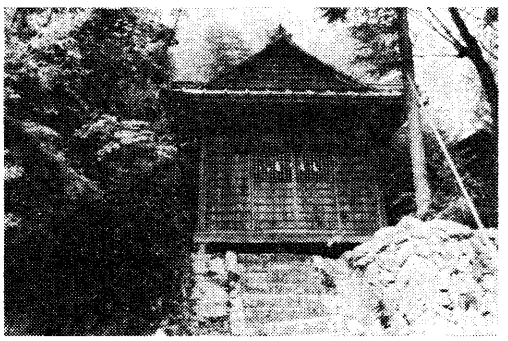

諏訪神社（釜額）



子神社（中之倉）

津島神社祭神素盞嗚命石祠一宇
富士岳神社祭神木花開耶姫命祠一宇
金刀比羅社祭神崇徳天皇祠一宇
天満宮祭神菅原道真祠一宇
疱瘡大神祭神煩大人神祠一宇

由　緒

人皇第五十八代光孝天皇の仁和三年六月十二日此の地の氏子赤池の祖が奉祀したと伝えられている。始めは石祠であったが後伏見天皇の正安三年に至って社殿を建築、更に天文三年に至り氏神と定め宝永・安永年間の氏神明細帳今尚存す。文政十一年六月吉日本殿を奉造替。明治四十二年六月一日丙第一三二二号を以て、釜額水上無格社山神社を合併今日に至る。

天照大神社

鎮座地　釜額六〇五番地（水上）
旧社格　無格社
祭　神　天照皇大神
祭　日　正月二十日
本　殿　間口〇・三〇メートル・奥行〇・三〇メートル
拝　殿　間口二・七三メートル・奥行三・六四メートル
境　内　一三二平方メートル
境内社
　山神社祭神大山祇命祠一宇
由　緒
創建年月日不詳。明治六年無格社に列す。

子神社

鎮座地　中之倉一二七二番地（小沢）

旧社格　村社
祭神　大国主命・大日霊命・豊受姫命・建御名方命
祭日　七月二十二日・十月二十二日
本殿　桁一・五七メートル・梁〇・九六メートル
拝殿　桁四・五五メートル・梁七・二七メートル
幣殿　桁〇・四五メートル・〇・七六メートル
鳥居　一基
境内　一三二平方メートル
境内社
八王子社祭神五男三女命祠一宇
金刀比羅社祭神崇徳天皇祠一宇
山神社祭神大山祇命祠一宇
由緒
後奈良天皇の天文三年大和国から神霊を勧請奉祀す。宝暦二年大風のため破壊したので同五年本殿を同十二年拝殿を再建。明治四十四年十月二十五日県指令第七一〇八号を以て字燈所在伊勢神明社及び字辻所在諏訪神社を子ノ神社へ合併の件許可さる。大正二年四月三日県指令第二二一五号を以て同村無格社伊勢社を子ノ神社へ合併の件許可される。昭和二十八年四月十日拝殿改築落成して現在に至る。

天満天神社
鎮座地　瀬戸二七七番地（峠）
旧社格　村社
祭神　菅原道真
祭日　七月十五日・十月十五日
本殿　間口〇・六一メートル奥行〇・四五メートル
拝殿　間口四・五五メートル・奥行六・三六メートル
鳥居　一基
境内　一一八・八平方メートル
由緒
天暦三年京都北野天神社から分霊勧請し、正暦五年本殿及び拝殿を建築したが享保三年風雨のため破損したので、文政七年十月本殿を再建する。昭和十一年四月二十日火災のため全焼につき、同十三年七月二十一日再々建して現在に至る。

諏訪神社
鎮座地　瀬戸四七〇番地（夏作）
旧社格　村社
祭神　建御名方命
祭日　七月十五日・十月二十三日
本殿　桁一・八二メートル・梁〇・九一メートル
拝殿　桁四・五五メートル・梁八・一八メートル
鳥居　一基
境内　一四三・七八平方メートル
境内社　天神社祭神菅原道真祠一宇
由緒
字山口に湖水あり（今も痕跡あり）その湖畔へ信州諏訪大社から勧請した神霊を祀って諏訪神社と称す。その後天慶九年平族瀬戸某現在地に遷座し、明暦年中本殿拝殿を建立したが寛文年間風雨のため破損したので寛政十年二月再々建（大工棟梁下山村石川七良左エ門）文政十二年三月拝殿奉造替。大正七年九月二十四日暴風雨のため倒壊、その後再建して今日に至る。

八王子諏訪神社
鎮座地　大磯小磯四七一七番地（八王子横手）
旧社格　村社

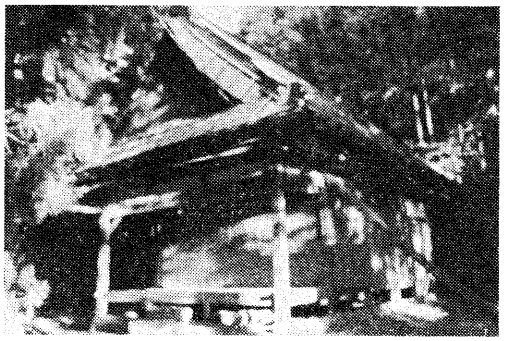

八王子諏訪神社（大磯小磯）

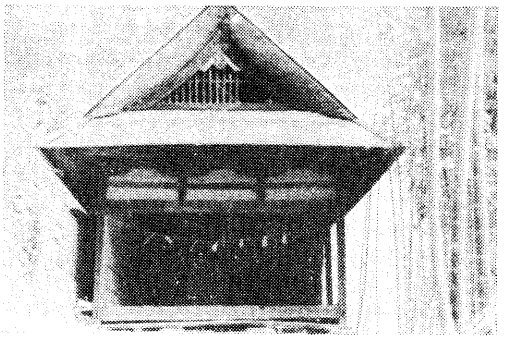

天満天神（瀬戸峠）

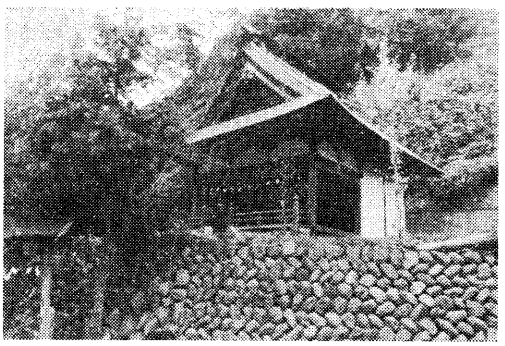

諏訪神社（根子楮畑）

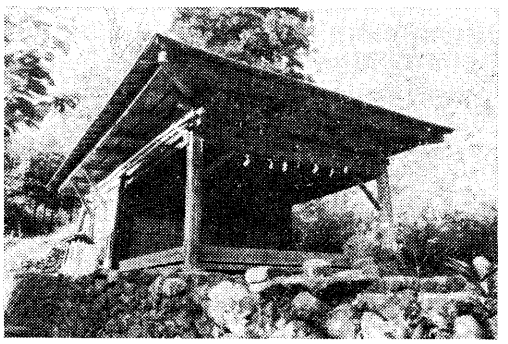

諏訪神社（瀬戸夏作）

祭　神　天忍穂耳命・天菩卑命・天津比古根命・活津比古根命・熊野久須毘命・多紀理比売命・市来島比売命・多岐都比売命・建御名方命

祭　日　九月十八日

本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・六一メートル

拝　殿　桁五・四五メートル・梁三・六四メートル

鳥　居　一基

境　内　四二九平方メートル

境内社　大神社祭神大日霊命祠一宇

由　緒　天慶六年平族小磯の某兄弟来住して諏訪神社を祀り、元禄三年九月横手に八王子神社を祀る。明治八年二月十三日この八王子神社に諏訪神社と他に祀ってあった伊勢神明社二社を併せ祀り、その時社殿を改築して現在に至る。

諏訪神社

鎮座地　根子五一八番地（夏作）

旧社格　村社

祭　神　建御名方命

祭　日　十月十七日

本　殿　桁〇・四六メートル・梁〇・四六メートル

拝　殿　桁五・四五メートル・梁四・五五メートル

鳥　居　一基

境　内　九九〇平方メートル

境内社　山神社祭神大山祇命祠一宇

阿夫利社祭神大山祇命祠一宇

由　緒　寛保元年十二月伊勢国住人赤池重左衛門尉子息によって本殿再建、大工岩間村角左衛門。鳥居は明和三年、拝殿は宝暦六年それぞれ改築する。天保四年六月三十日社殿再建

諏訪神社
鎮座地　根子二六七四番地（楮畑）
旧社格　村社
祭　神　建御名方命・菅原道真・五男三女命・大己貴命・根子弾正
祭　日　七月十五日・十月十七日
本　殿　桁〇・六四メートル・梁〇・五一メートル
拝　殿　桁六・三六メートル・梁五・四五メートル
鳥　居　一基
境　内　六三二・六一平方メートル
由　緒　創建年月日は不詳なれども嘉永四年六月十三日社殿を改築す。大工古関村伊藤豊兵衛。明治十三年九月七日馬門所在八王子社及び金山所在天神社を合併し、翌十四年十月一日社殿を改築、さらに大正九年八月三日県指令丙第三一号を以て馬門地内村社根之神社を合併の件許可される。

大森神社
鎮座地　根子四六二七番地（大森）
旧社格　無格社
祭　神　国常立命
祭　日　特に定日なし
本　殿　（二基）間口〇・四五メートル、奥行〇・六一メートル、間口〇・三〇メートル、奥行〇・四五メートル
拝　殿　間口二・七三メートル、奥行二・七三メートル
境　内　一〇五・六平方メートル
由　緒　創建年月日は不詳なれども文化元年六月二十二日拝殿、本殿共に再建す。赤池左衛門尉の家臣大森某の氏神なり。

伊勢神明社
鎮座地　折門八七七番地（沢）
旧社格　村社
祭　神　大日霊命・建御名方命
祭　日　特に定日なく毎年道造りの際行う
本　殿　間口一・五〇メートル・奥行一・五〇メートル
拝　殿　間口四・五五メートル・奥行五・四五メートル
境　内　二九七平方メートル
由　緒　創建年月日は不詳なれども天和元年社殿を再建す。その後沢部落下の平の諏訪神社（天暦九年沢の重郎が創建した社）が山崩れのため倒壊したので伊勢神明社へ合併する。

愛鷹神社
鎮座地　折門二一〇番地（下折門）
旧社格　村社
祭　神　味耜高彦根命
本　殿　間口一・三五メートル・奥行一・五〇メートル
拝　殿
境　内　一四八・五平方メートル
由　緒　正保元年創建、寛保二年社殿再建、更に明和二年改築したが昭和四十

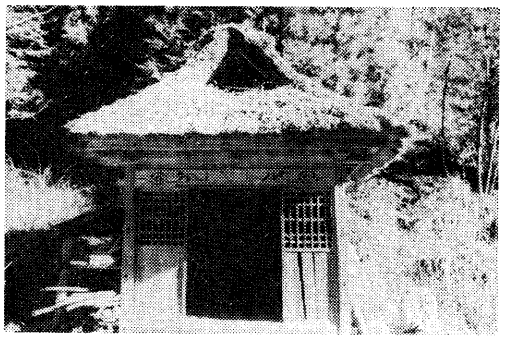

大森神社（根子大森）

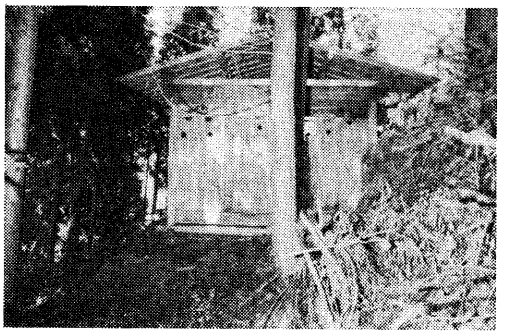

伊勢神明社（折門）

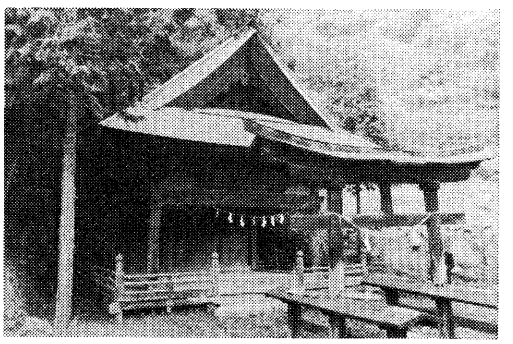

諏訪神社（根子夏作）

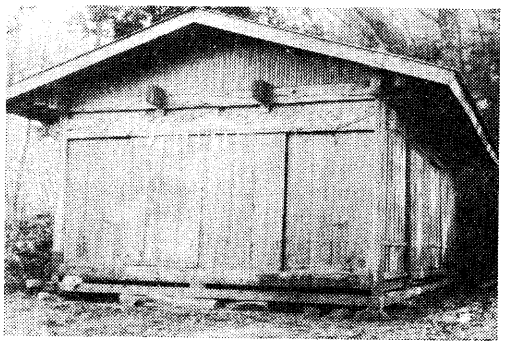

皇太神社（折門御弟子）

七年四月無人部落となったため、荒廃するに委せ拝殿は既に無し。

皇太神社
鎮座地　折門八二六番地（御弟子）
旧社格　村社
祭　神　天照大神・五男三女命
祭　日　四月三日・十一月三日
本　殿　間口一・〇五メートル・奥行一・〇五メートル
拝　殿　間口四・五五メートル・奥行五・四五メートル
境　内　二六四平方メートル
境内社
由　緒

元禄八年折門村が高萩村から分村の際、高萩村の天神社から神霊を勧請奉祀し、大正元年十一月十一日県指令丙第一二三六号を以て大八坂の諏訪八王子社を合併したが、昭和三十二年二月十日分離したので単独となり、さらに昭和四十四年折門の八王子社（元和九年武田の落人小林某創建）を合併、昭和五十二年草ぶき屋根を鉄板ぶきにふき替えて今日に至る。

諏訪神社
鎮座地　折門八三四番地（御弟子）
旧社格　村社
祭　神　建御名方命
祭　日　七月二十四日
本　殿　間口〇・九一メートル奥行一・二〇メートル
拝　殿　間口二・七三メートル・奥行三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　九九平方メートル

由　緒

寛永十九年創建。天和二年社殿再建、さらに寛政九年拝殿を再建す、大工古関村惣兵衛。昭和三十四年台風により社殿倒壊、再建して現在に至る。

金山神社
鎮座地　八坂三〇七番地（三ツ沢）
旧社格　村社
祭　神　金山彦命・大山祇命・菅原道真
祭　日　四月三日・十一月三日
本　殿　間口〇・九一メートル・奥行〇・九一メートル
拝　殿　間口三・六四メートル・奥行二・七三メートル
境　内　一三八・六平方メートル
由　緒

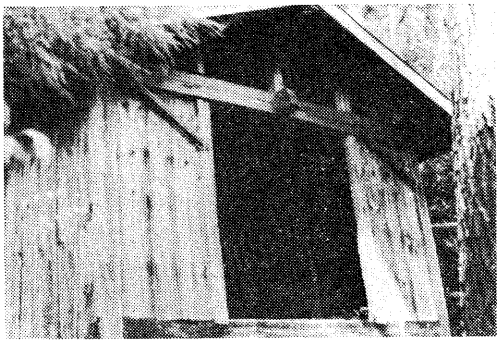

金山神社（八坂三ツ沢）

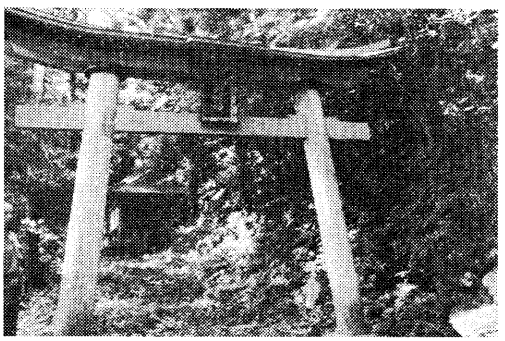

諏訪八王子神社（八坂）

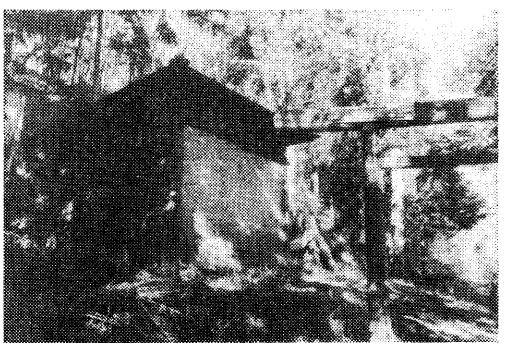

諏訪神社（折門御弟子）

天正四年山神社を鎮座。明和元年四月二十八日金山権現を合祀する。社殿に町の文化財諸商売役免許の鑑札百三枚を所蔵す。

諏訪八王子神社
鎮座地　八坂一五五番地（大八坂）
旧社格　村社
祭　神　建御名方命・五男三女命・今福伊予守善正
祭　日　四月三日・十一月三日
本　殿　桁〇・九一メートル・梁〇・九一メートル
拝　殿　桁三・六四メートル・梁三・六四メートル
鳥　居　一基
境　内　一二八七・〇平方メートル
境内社
山神社祭神大山祇命祠一宇
姥神社祭神受持神祠一宇
由　緒

創建年月日は不詳。社宝に伊予守の脇差。大小槍・矢ノ根などがあり。宝暦五年今福伊予守善正を追祀する。明和五年疱瘡の心願によって鳥居を建立する。大工高萩村彦四郎。大正元年十一月十一日、県指令丙第一二三六号許可により折門皇太神社へ合併したが和昭三十二年二月十日分離復帰す。昭和四十年三月二十五日鳥居を再建して現在に至る。

第二章　寺　院

第一節　仏　教

一　仏教

仏陀、すなわち釈迦牟尼仏が説いた教えであり、一般に釈尊、または仏さまといっている。この教えは経、律、論（三蔵）の三つより構成されている教典であり、〝迷いを転じて悟りを開かしむ〟という宗教である。

この起こりは、今から二五〇〇年前（紀元前四六二―二八二）釈尊によって説かれたもので、仏陀とは、古代インド語のブダハ（目ざめた者、覚者）という音を仏陀という文字にあてはめた言葉であり、そのほかに世尊、如来、天人師というように、仏陀という言葉も含めて十種の呼び方がある。また釈迦牟尼仏とは、釈迦は釈迦族のことであり、牟尼は聖者ということ、仏は仏陀の省略であるので、総じて釈迦族出身の尊い仏さまということである。

またこの釈尊のことを一般には「仏」といっていることは「法を説く」「迷いをほどく」という意味から「ほとけ」といっているが、これはわが国固有の呼び方で、その根拠は定かではない。

二　釈尊の生涯

釈尊は、北インド（現在のネパールの一地方にあった一小国）のカピラエ城の王子として生まれた。幼時より国王となるための教育を受け、技芸、文武、学術などを学び、非凡な才能を発揮した。十六歳で結婚、一子をもうけたが、恵まれた王宮生活をおくりながらも、若き日の釈尊は（人はどうして生老病死等の四苦八苦に悩み苦しまねばならないか）を常に考え、この人生苦の解決に、二九歳の七月十五日夜、「我人生苦を解脱する道を得ざれば、再びこの城に帰らじ」と誓いを立てて、その地位、名誉、妻子を捨てて城を出て、修行の道にはいったのである。

貴族生活になれたこの王子の、山林での修業は言語に絶したものであるが良く堪えた。やがて、前覚山苦行林という山林にはいり、六年間の苦行にはいった。この苦行は断穀行と呼ばれるもので、一切の穀物を食とせず、水と木の実を常食としてその生命の存続をはかり、一心に坐禅瞑想にはいるという修業である。この修業は自分ひとりのための修業でなく、すべての人々のための修業であることから、慈心行とも呼ばれている。日本にこの修業法がはいったのは平安時代であり、木食行と呼ばれ、やがて多くの木食上人を生み、本町丸畑の木喰上人などの誕生を見たのである。

この六か年の修業は釈尊の人格構成に役立ったのである。やがてこの修業を終えて山林を出、近くの川で身を清め、ある長者の娘のすすめる牛乳の粥を食し、心身の疲れをいやし、ほど遠からぬ菩提樹の下で二一日間の瞑想にはいり、ついに三五歳にして大悟し、仏陀となった。

以来四十五年間、八〇歳に至るまで一日も休むことなく、人々を教化したのである。この教えが仏教経典といわれるものである。

三　仏教の本質

釈尊の説かれた教えの本質は、迷いや苦しみを断ち切り、深い智恵をもつ境地（涅槃）にはいらせること、そこにはいらせる中道の生活である。

すなわち人生は一切皆苦であり、諸行無常である。この二つの理法により、人間を含め万物は諸法無我であり、この動かし難い事実を体認するとき、苦しむべき何の理由もなくなる。その心境に至らせる道として、中道という八聖道を説き、何ものにもとらわれない心静かな境地に至らせることが本質である。

この八聖道とは、一、正しい見方　二、正しい思惟　三、正しい言葉　四、正しい行為　五、正しい生活　六、正しい努力　七、正しい心の保

ち方八、正しい心の落ち着き、の八つである。

このようにして、仏教とはあくまでも他にたよらず、自ら努力し法そのものによって生きて行く自覚的宗教であった。

しかし反面、在来の個人的な戒めとして、生き物を殺すなかれ、盗むなかれ、邪淫を行うなかれ、いつわりを語るなかれ、酒を多く飲むなかれ、と説き、家庭を守り正しい職業に従事して、他人の利益をはかり、精励努力して名誉財産を得て、死後には極楽の世界に生まれることをすすめている。また僧侶には、戒・定・慧の三つをすすめて、多くの戒律をもうけて仏、菩薩の道を説いている。

これらの教えを編集したものが仏教経典であり、現在各宗派で読まれているものはこの一部である。

第二節　仏教の移り変わり

一　古代（大和朝廷まで）

仏教がわが国に伝来したのは、公伝として六世紀、欽明天皇十三（五五二）年とされている。このことは、古事記の欽明帝の項に

「冬十月、百済の聖明王、更の名を聖王、使者を遣して釈迦仏の金銅一軀、幡蓋若干、経論若干巻を献じる云々」

とあり、敏達天皇五（五七四）年に百済国王が経論若干巻、律師、禅師、呪術師、比丘尼、造仏師、造寺工六人をわが国へ派遣したことなどにより急速に大陸文化がわが国に与えた影響は大きくなっていった。この大陸文化は、仏教を中心とした文化でもあった。

聖徳太子（五七四―六二二）の出現により、推古天皇三（五九五）年、高句麗より学僧慧慈の来日があり、太子自ら慧慈を師として仏教を深く学んだということにより、推古天皇の摂政となると、国内統一として中央集権政治の確立をしようとした。その国内人心統一策として仏教思想をとり入れ三宝興隆の詔書を出し、自ら勝鬘経、法華経を天皇に講じ、唯摩経も加えて三経の義疏（注釈書）を著し、さきに来日した造仏師、造寺工などの支援を得て法隆寺、広隆寺、元興寺などの寺を建てた。そして自ら参詣し、また寺ごとに四月八日を灌仏会とし、七月十五日を盂蘭盆会として仏事を行わせ、仏法興隆を図ったのである。

推古十五（六〇七）年、遣随使の派遣により、先進国の学術文化及び政治上の諸制度を多くとり入れ、中央集権政治の確立を急速に図ることが聖徳太子のねらいであったが、仏教思想による人心の安定もその政策の一つであった。

大化二（六四六）年、大化改新の詔を出し、律令国家へと踏み出したと同時に、仏教が国家宗教へと移行していく時代でもあった。

この顕著な例は、天武天皇十四（六八一）年、仏法興隆の詔として「諸国の家ごとに仏舎仏像をつくらしめて、礼拝供養のこと」の詔書である。このことが、わが国の仏壇の始まりである。

以上この時代を、大和朝廷時代とも言われており、氏姓社会の末期、中央集権国家移行への時代であり、その確立の道への足がためとして、新しい宗教たる仏教によって、一つに結ばれた国家を作ろうとして仏教を広めたのである。

二　奈良時代

「青丹よし寧楽の都は……」とうたわれた奈良時代は、南都のロマンともいうべき仏教美術の粋を誇った時代であった。

西暦八世紀、約七〇余年の間であった。

和銅三（七一〇）年、元明天皇が奈良の都に平城京を遷都してから七〇有余年、律令国家として中央集権制政治への確立をしようとする時代であり、中国においては東アジア全域を支配して一大帝国となった唐の代であり、仏教を国教として栄えた国であった。

中でも仁王経、金光明経を所依の経典とし、祭政のよりどころとした密

教であった。そしてこの経典の読誦と流布が、天災、疾病などの厄難からのがれ、国家が栄える、という思想により、その密教が鎮護国家の宗教となった。

こうした仏教を中心として発展した唐文化が、遣唐使の前後一二回に及ぶ派遣によって、わが国にもその影響を与え、これらの経典の信仰が盛んになり、次第に国教としての位置を高めていった。

天平九（七三七）年、全国に痘瘡疫癘が大流行するや、全国に多数の死者があり、国情が騒然としてきたことから天平十三年三月、聖武天皇は国分寺建立の詔を出し、金光明経、法華経が護国鎮護の経典として、これらの寺に納経し祈願した。これが国分寺と国分尼寺の建立である。

この伽藍配置は、金堂、講堂、七重塔、経堂、鐘楼、回廊、中門、南大門よりなり、中国様式に建てられている。

次いで天平十五（七四三）年十月、国家の安泰と国民の繁栄を祈念するため、大仏建立の詔を出し、八か年の歳月を経て天平勝宝四年四月、大仏を完成させ、国を挙げて開眼供養を行った。これを東大寺といい、諸国の寺の代表であるという意味から、東大寺の名称が付けられた。

またこの時代に六宗がはいってきた。これを南都六宗と称し、倶舎、成実、律、法相、三論、華厳の六宗派であった。この宗派は学問仏教であり各寺々の中で僧侶はその教義を学んでいた。

そのほか寺院の代表的なものは西大寺、法隆寺、興福寺、薬師寺、元興寺、大安寺などがあり、その仏像や壁画、彫刻などに至っては、現在に至るまでその美を誇っている。

それに付随して金工、漆工、織工に至るまで、その輸入技術を同化して、その手法においてもそのあざやかさにおいても、現在も及ばないものがあるといわれている。

文芸方面においては、万葉集、懐風藻などがつくられ、その内容は、浄土の世界、因果、輪廻などの仏教的なものをうたったものが多く、仏教文化華やかな時代であった。これを天平文化といっている。然しこれらの文化は貴族社会に限られ、一般民衆には無縁であった。

三　平安時代

天応元（七八一）年、桓武天皇即位より鎌倉幕府が成立するまで、およそ四世紀半を平安時代といい、新しい仏教を中心として、これまた栄えた時代である。

奈良時代末期になって、国家財政の逼迫と律令制政治の行き詰まりなどにより国状が乱れてきた。この原因は、奈良を中心として諸国に国分寺などの諸大寺の建立と、それに伴う経営のための国費の過重負担、一般民衆の税のとりたてによる疲弊、寺領の拡大と僧侶の専横と非行化、中でも僧道鏡の国政への関与、天皇位への野望により、中央集権政治の危機が生じた時代であり、その国づくりの建て直しに、桓武天皇は延暦十三（七九四）年、京都に都づくりをした。これを平安京といい、平安楽土建設の理想を求めて名付けられたのである。

そしてその国づくりに新しい仏教を求めたのである。これが最澄の開いた天台宗であり、空海の真言宗であった。いずれも山野で修業する山岳仏教といわれる教団であった。

奈良仏教は官僧として地位を与えられ、都を中心にして発展したので都仏教といっていた。

この新しい仏教は、すべての人々の成仏を是認する教えであり、その成仏は、きびしい自己内省により、仏教の説くきびしい戒律の上にあって始めて得られる。との教義であった。

この教えは奈良時代には見られなかったものである。そして奈良時代の仏教が独善排他的であり、貴族主義的であったので、天皇は国民の自制を求めるため、この仏教をよりどころとして保護したのである。然しこの教団は、国家の管理より脱却して自主的な宗団組織をつくり、一般民衆の教化にあたった。

寛平六（八九四）年、遣唐使が廃止されたが、いままでに流入された大

陸文化は、よくこれをわが国民性が同化し、そしゃくした結果、わが国固有の文化を形成したのである。

その代表的なものを挙げると、片仮名、平仮名の発明である。これは密教などの仏教聖典の訓読みの必要から、漢字の略符号として作られ発展したものであり、文芸面においては「源氏物語」「枕草子」などの作品が生まれてきた。仏画においては、阿弥陀仏などの浄土思想の絵が描かれ、そのほか山水画においては、日本人独特の感情である「心のみやび」を中心とした淡泊な山水、花鳥が中心となった絵画が生まれた。

寺院の建立にあっては、宇治の平等院、また六勝寺などの建立があり、浄土教を中心とした弥陀の世界観がその壁画などに見られ、仏像とともにその美観を誇った。

中でも、奥州平泉を中心とした中尊寺や、その金堂は平安文化の傑作であろう。これを藤原文化といっている。

これら浄土思想を盛りあげたのは、寛和元（九八五）年、源信の「往生要集」である。

この書は往生極楽に経文を集め、往生のためには念仏の行が必要であると説き、極楽の世界や地獄の世界を具体的に示し、穢土の厭うべき心と、浄土の欣求すべきことを説いたもので、この時代及び後世に大きな影響を与えた。

そのほか浄土思想を発展させ、念仏の行によって往生極楽を説いて諸国を遊行した空也上人があった。

彼は、背に仏像と経典を負い、法螺を吹きならし、金鼓をたたいて念仏を唱え、布施で得たものはすぐさまこじきや貧民に与え、その中に念仏を広めた。彼のことを「市の聖」「阿弥陀聖」とも呼んでいる。

浄土教の発達によって、人間の住む世界を穢土とみる考えと、仏教でいう仏滅後一か年以降は末法であるという思想とからみ合い、末法思想が生まれてきた。併せてこの浄土教の発達が仏教の日本化の現象であり、絶対の仏が人間を救わんがために、諸所に迹を垂れて神となって現れる思想が生まれてきた。これを本地垂迹説といっている。

以上平安時代を仏教を中心にその流れを述べてきたが、奈良時代の仏教は中国仏教のうけ入れにとどまり、この時代にはいって新しい仏教の日本化の現象であり、また民衆の生活への浸透が特徴であった。

四　鎌倉時代

源頼朝が治承四（一一八〇）年、挙兵し、鎌倉に武家政治をつくった。これを鎌倉幕府と称し、北条氏がこれを引き継いで、元弘三（一三三三）年滅亡するまでのおよそ一五三年間を鎌倉時代といっている。

この時代の特質は、新仏教の民衆化と高僧の傑出であり、仏教美術も独特の文化をつくり出した時代である。

この時代の背景は、平安末期ごろより荘園制度の弊害による、武士の勃興と僧兵の出現であり、保元、平治の乱にみるような群雄割拠の時代でもあった。また天災地変、飢餓、疫病などによって社会不安が高まり、鎌倉時代の初期までこの状態が続いていた。このため一般民衆の苦しみは想像に絶したものだった。たとえば、飢餓と疫病のため、一つの村が白骨の原野になったことも珍しくなく、農民の中には飢えのため、わが子を食うものもいたといわれていた。

この世情不安の中に、一般民衆は救いを政治と宗教に求めたが、政治の力も仏教教団も、これら民衆を救う力を失ってしまっていた。

ここに誕生してきたのが念仏、題目、禅であった。この新しい仏教教団は民衆に生きる希望を与えた。浄土宗、浄土真宗、時宗、臨済宗、曹洞宗、日蓮宗であり、それぞれの武士階級、農民の支持を得て漸次発展していった。

すなわち法然の開いた浄土宗は、いつどこでも誰でもできる、ただ一回の念仏で極楽往生ができると説き、浄土真宗を開いた親鸞は、人間の無知をすすめ、ひたすら念仏で救われると説き、時宗を開いた一遍は、念仏を唱えるだけで安心立命を得ると説いた。また臨済宗の栄西、曹洞宗の道元

は、ともに禅を中心として武士階級に広まり、日蓮は、題目の唱題によって唱題成仏を主張した。

またこの時代を代表する文芸に「平治物語絵詞」があり、これらの絵画は、前時代の優美な曲線的なものより、男性的であらあらしく、質実剛健なものがその特徴であり、その端的なあらわれは運慶、湛慶、快慶らの彫刻作品にその特質が見られるのである。

その例は、東大寺南大門の金剛力士像や、興福寺北円堂の運慶作の弥勒菩薩像、その他湛慶の多聞天、吉祥天像などの彫刻はこの時代の代表作といわれている。

そのほか水墨画などによる絵画は禅の影響を受けて、ものの静かさを表している作品が多くなった。

五　室町時代

延元三（一三三八）年、足利尊氏によって鎌倉幕府が亡び、代わって京都室町に足利幕府が開かれた。これを室町時代といい、この時代は東山文化を中心に発展し、わが国「ルネッサンス」（文芸復興）の時代を迎えた。そして室町中期以降、荘園制度の弊害により下剋上が発生し、群雄割拠の時代となり織田、豊臣の時代にはいり、比叡山、高野山の焼き打ち、粉河寺の焼き打ちなどにより、仏教界の改革時代にはいっていった。

先ず第一に「ルネッサンス時代」を迎えたということは、足利三代将軍義満の代に天下を平定され、一応平和の時代を迎え、人口の増加とともに京都を中心として商工業（針づくり、弓作り、瓦焼き、紙すき、傘張り、豆腐作り、酒造りなど）が発達し、交通も発達していった。併せて能、狂言、雑能茶道、絵画などが発達し、特に京鎌五山を中心として来日、あるいは入宋した僧の影響により漢文、漢詩などが発展し、禅思想の影響により清澄、枯淡な日本独特な山水画を形成してきた。代表的な画家に雪舟、小栗宗湛などを輩出してきた。

またこの五山を中心として、印刷技術の流入で禅籍、漢籍などの刊行物が発刊された。

仏教美術にあっては、足利三代将軍義満建立の金閣寺、八代将軍義政の銀閣寺が建立され、その風格は禅思想、宋文化、公家文化、武家風を融合させて造られた室町文化の傑出であった。

応仁元（一四六七）年正月、応仁の乱が起こり戦国時代にはいっていった。

この時に誕生したのが下剋上の風潮である。これは重税の対抗手段としての農民の自衛組織であり、自治体組織であり、これが発展して郷村と呼ばれる地域連合体となった。そしてこの集団を支配し、課税を加えようとしたとき、彼らは強訴や集団の力で武器などをもって抵抗した。これを土一揆、または百姓一揆と呼んだ。また浄土真宗系の一向宗信徒がこの郷村と結び付き、農民とこの門徒組織を利用してここに一向一揆が発生した。これらは教団の拡張という宗是より利用されたものであるが、その裏には極楽往生という思想が死を恐れさせなかった、ということにより宗教が結びついたものであった。

この事件に刺激され、京都を中心として町衆という組織が生まれてきた。そしてこの組織の中に法華思想が浸透していった。

この理由は、応仁の乱によって京都の町が焼野原となったとき、京都の商人が中心となって復興されたのであるが、その力を結集させたのが法華思想であった。この世界の浄土化と、日蓮の積極的な現実開拓精神が受け入れられ、やがてその大半以上が法華信者となり、日蓮宗寺院も六〇余ケ寺建立され、民衆の支持を受けて栄えた。

この民衆の中より発生したのが芸能であり、商工業の発展であり「洛中洛外図屏風」にも見られる信仰と遊興の町として発展した。

やがて一向一揆が近畿地方にその勢力を伸ばしてくるようになり、その自衛のため、民衆も武器をもってこれと衝突するようになり、ここに法華一揆が生まれてきた。

天文元（一五三二）年、山科の本願寺を焼き打ちしたときの法華一揆の

集団は、その数一万余、騎馬の行進四、五百騎といわれ、その行進は市中を圧するものがあったといわれる。この争乱を天文法華の乱といった。

やがて織田信長の天下統一となったが、寺領の拡大とその寺の防衛上、僧兵をかかえて封建的なふるまいをしていた比叡山、高野山、興福寺など信長の命に服さない寺院は、天下統一の安定策につながらないと、これらの山を焼き打ちにし、ほとんどが灰じんに帰し、比叡山など僧侶合わせて数千人が殺害されたといわれている。そして土一揆、一向一揆、法華一揆も、その政権の安定と共に自然消滅となった。

次いで豊臣秀吉も「天下統一は寺院にあり」として、天正十三年、根来寺、和歌山の粉河寺をも焼き払い、寺院集団は完全に解体されていった。

その後秀吉は、経済面より寺院を弱体化し、政権の支配下におき、一般民衆の平和策に利用することを考え、比叡山、高野山寺の焼き打ちと弾圧を加えた寺にも再興させ、東西本願寺も建立させ、そして保護しつつ統制をはかっていった。

六　江戸時代

徳川家康の天下統一により、江戸幕府がつくられ「天下統一は寺院にあり」として、仏教弾圧から仏教利用に変わった政策となった。

そして寺院を政治的、経済的に統制し、幕府の権力下に編成していった。それが寺院法度の制度である。この制度の時期は二つの時期に大別される。第一期は慶長末年から元和二年、第二期は寛文五年である。

慶長末年―元和二年は、徳川幕府の政治的基盤がほぼ確定した時代で、寺院の権威とその経済力のはく奪であり、寛文五（一六六五）年は諸宗寺院法度が制定された。

前者は、寺院住持の資格、本末制度に関すること、檀家制度に関すること、徒党禁止、国法にそむく者の処置、寺院修理の制限、寺領売買の禁止、師弟契約の規制であり、後者は僧侶の衣服、檀方、建立寺院、住職契約の事、金銀をもって後任契約することの禁止、女人の寺中宿泊の禁止などである。

ついで寛永十二（一六三五）年十一月、幕府の宗教行政は寺社奉行の設置をもって本格化したのである。それに至るまでは、日蓮宗の不受不施派の禁圧、寺院本末帳の作成などを経ている。

この内容は、寺社および寺社領に関する行政裁判であり、そのほか僧尼、神官、楽人、検校、陰陽師、碁・将棋所なども監督する役目にもなっていた。

次に檀家制度についてであるが、この起りは寛文五年の諸宗寺院法度制度において、檀家に檀那寺の選択権をもたせているが、日本人全体が必ずどこかの寺の檀家としての関係をもつようになったのは、キリシタン摘発のため、寺院が寺請の業務を行うようになってからである。当所はキリシタンの勢力が早くから強かった長崎や京都であり、この制度は武士階級にまでおよび、寛永十四、十五年の島原の乱以後、この制度が全国的に徹底したのである。

この寺請証文は、婚姻、旅行、移転、奉公などに際して、寺より発行された一種の身分証明書で、宗旨手形、宗門送り状ともいわれるもので、その末尾には

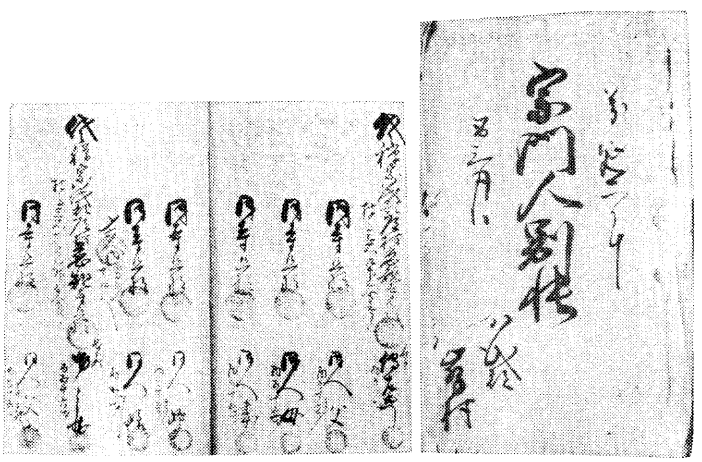

宗門人別帳

「右の者共われ等一家の菩提の旦那にて御座候こと実正也　もしキリシタン宗旨にて候とわきより訴人御座候ハヾ　愚僧まかり出で申しわけ可仕候……」とある。この制度によって全国の人民は必ず寺院の檀家になることが強制されたのである。

またこの制度は庶民と寺とを、信仰的にも法的にも強く結びつけたもので、自後の寺院経営を豊かに支えることになった。

この時代、新しい仏教としてはいってきたのは、隠元の黄檗宗であった。隠元は承応三（一六五四）年に来日し、やがて徳川家綱の保護を受けて、宇治に黄檗山万福寺を創建した。この宗派は禅の一派であり念仏と禅が中心であり、現在もその作法は明調で行い、読経などは明語でされている。

次いで、貞享四（一六八七）年七月に出された「ころびバテレン摘発」の条件を記した文書は、「常々寺へ参詣仕候也、其寺付届常体仕候也、数珠等持参致シ父母之忌日参り　又　寺仏等相構香花等供候也、其趣檀那寺吟味可遂候事」

また元禄四（一六九一）年、「宗門檀那請合之掟」の中には、十五条にわたり各宗の祖師忌、盆、彼岸会、先祖の命日は必ず菩提寺ですべきこと、寺の修理などまた仏像などの購入についても、各身分相応に喜捨すべきことなどが明細にかかれた掟が出された。

このようにキリシタン弾圧という手段により、寺院に保護を加え、幕府の政権安定策に利用したのである。徳川三百年の歴史は、この寺院の統制と、その利用によって続いたことも大きな原因であろう。

七　近代

慶応三（一八六七）年十一月、徳川慶喜の大政奉還、翌明治元年正月の王政復古の大号令発布により明治政府が誕生し、近代の幕明けとなった。

この時は、王政復古にともなう廃仏毀釈と仏教学の開花及び新宗教団体の勃興である。

廃仏毀釈

明治元年三月十七日、明治政府は神社に奉仕する僧侶の還俗を命じ、同二十八日神仏分離令を出して、神社の権現、菩薩などの仏教用語を廃し、本地垂迹説を撤去し、神社の経巻、仏具を取り除かせた。

この直接の原因は、明治政府の皇道主義、神道主義政策に基づき、また江戸末期の外国との交易などによる諸外国の軍事面とのかね合いで、富国強兵、殖産政策によって、財政的利益をその寺院整理で得ようとする下心があったのである。しかしその廃仏毀釈は数年でおさまった。

仏教界では、この分離令は仏教界の自立の機会としてうけとめ、犠牲、災難として受けとめたにすぎなかった。

僧侶の肉食、妻帯をとく

明治五（一八七二）年、政府は

自今、僧侶肉食妻帯蓄髪等、勝手たるべきこと。但し法要の外は、人民一般の服着用苦しからず候事」

と令して以後今日まで仏教界はそれを引きついでいるわけだが、政府が率先して僧侶の破戒、反仏教的生活を認めたことになったが、このことは仏教伝来と共に仏教教団が国家の保護とその管理下においていたことへの反撥であり、皇道主義、神道主義に徹することの表明にすぎなかった一つの意志表示でもあった。

然し仏教界も落ちついて、やがて梵語仏典、仏教大辞典、大正新脩大蔵経、国訳一切経なども発刊され、仏教界も発展していった。ことに鈴木大拙は禅の哲学的体系を組み立て、禅思想を欧米に普及した。

新宗教の勃興

明治政府の神道主義により、大本教、金光教、黒住教などがおこり、また仏教を介在として創価学会、霊友会、立正佼成会、孝道教団、解脱会などが生まれ、その他の教団として生長の家、世界救世教、ＰＬ教団などが生まれてきた。

これらの新宗教の発生は、いずれも社会不安の中に派生した小市民的な民衆の中に浸透し、発展した宗教であった。

八　現在日本の宗教

明治以来の富国強兵・殖産興業の政策より戦争へと突入、第二次世界大戦、そして敗戦。その過程の中で国教である国家神道が民衆に根強く喰いこんで、仏教を信仰する家でも神棚を併せ持つ重層信仰と、戦後特に発展した特定の新宗教に入っている二重所属という形と、さらには自己の信ずる宗教以外は全く絶縁するという三つの形態に分かれているのが、我が国宗教界の現状であろうと思う。

前の三例の第一は葬儀や仏事・お盆などの行事については檀家としてその所属寺院に結びつき、神社の祭祀などの行事には氏子として奉仕する場合をいい、国民の大部分がこれに属している。第二は自己の所属している特定の宗教の奉仕活動や布教活動に従事しながら、葬儀や仏事となれば所属寺院に結びつくというもので、第三はその宗教を強く信じて、他の宗教を拒否している宗教団体、あるいは信者である。

いずれにしても各教団ともその宗教の目的に向かってその教団の発展に文書活動、または宗教家の布教活動などにより、その本来の目的に向かって進んでいる。そしてその目標とするところはいずれも世直しである。即ち地上への神の示す「天国の実現」であり、仏教の示す「寂光土の建設」である。

そこで現在日本の諸宗教を概説してみると、その頂点とするところは「財団法人日本宗教連盟」であり、その下に神道系の「宗教法人神社本庁」「教派神道連合会」がある、仏教系として「財団法人全日本仏教会」、キリスト教系に「日本キリスト教連合会」新宗教の「財団法人新日本宗教団体連合会」の五連合組織がある。さらにこれを分類すると次の通りである。

◎神道系　修養捧誠会　松緑神道大和山
◎仏教系　法相宗　華厳宗　真宗　天台宗　曹洞宗　臨済宗　黄檗宗　律宗　真言宗　融通念仏宗、時宗、日蓮宗、浄土宗
◎キリスト系　カソリック系、プロテスタント系
◎仏教系新宗教　念法真教　孝道教団　解脱会　真如苑　国柱会　日本山妙法寺大僧伽　霊友会教団　妙智会教団　仏所護念会教団　立正佼成会　創価学会その他
◎諸教の教団　円応教　生長の家　世界救世教　PL教団　善隣会　天照皇大神宮教　世界キリスト教統一神霊協会　天理教その他

第三節　各宗派の由来と寺記

一　各宗派の由来

古くより下部町における宗派は真言宗、曹洞宗、日蓮宗、臨済宗、修験道などであったが、現在では曹洞宗、日蓮宗の二宗のみで、他宗派については檀徒もなく寺院本来の宗教活動がなされていないので曹洞宗、日蓮宗についてその概要をたどってみよう。

曹洞宗

坐禅の修業を根本にするところから「坐禅をやる宗旨だ」という意味で禅宗といっているが、正しくは「曹洞宗」（そうとうしゅう）という。

曹洞宗は日本禅宗三派の一宗派で、釈尊より中国を経て、代々の祖師方が受けつがれてきた宗派である。

曹洞宗の名称の起こりについては、中国の曹渓六祖、大鑑慧能禅師と、洞山良价悟本禅師の禅風をつぐものとして名付けられた一派であるが、日本では今から七百三十六年ほど前、道元禅師「高祖仏性伝東国師承陽大師」（一二〇〇―一二五三）を宗祖として開創され、四代目の瑩山紹瑾（けいざんじょうきん）「太祖

弘徳円明国師常済大師」（一二六六―一三二五）により地方発展の道が開かれた。

道元は内大臣久我道親の子として生まれ、母の死により無常を感じて出家し、はじめ比叡山で天台を学び、栄西の弟子明全から禅を学んだ。

貞応二癸未（一二二三）年、二十四歳の時明全と共に宋に渡り、天童山にて洞山一三世如浄禅師（一一六三―一二二八）に師事すること三年にして印可（悟りの証明）を受け、釈尊より五十一代目の祖師となられ、帰国して建仁寺にはいった。

ついで山城に興聖寺を建て、僧堂を開き、普勧坐禅儀を撰して、坐禅を基本とする正伝の仏法を説いた。

寛元二甲辰（一二四四）年、波多野義重の請により北越にはいり、吉峰寺を開き大仏寺を建立し、のち永平寺と改め、ここを根本道場として名利や権勢を避け、坐禅をすべきことを説き続けた。代表的な著述としては「正法眼蔵九十五巻」「永井広録十巻」がある。

瑩山は、永平道元下三世の法孫にして、徹通義介の法を嗣ぎ釈尊下五十四代の祖師となる。

正和二癸丑（一三一三）年、能登酒井の庄に洞谷山永光寺を建立し、ついで元亨三癸亥（一三二三）年櫛比の庄に総持寺を開いた（明治三十一年四月祝融の禍にあうも鶴見に移転再建され大本山となる）

瑩山は、道元の古淡なる禅風に固執することなく、道元の否定した祈禱や儀式などをとり入れて、道元禅の民衆化につとめ、教線を開拓していった。

山梨に初めて曹洞宗が伝えられたのは、明峰素哲（一二七七―一三五〇）の嗣雪山玄杲（一八三二）によってである。

明峰は、明峰派の派祖として知られ、日本曹洞宗太祖瑩山紹瑾に法を嗣ぎ、永光寺、総持寺に住し、その法嗣は二六人とも三十余人ともいわれ、中でも雪山玄杲は最も傑出し、明峰十二門派のひとりと称せられた。

雪山は当時西郡の領主であった大井春明の請により、師明峰の会下を辞して入峡し、小林の南明寺を開創するに至った。しかし当時の西郡は旧仏教が盛んであって明王寺、最勝寺、小室山妙法寺など、改宗された錚々たる日蓮宗寺院に伍して、曹洞禅の布教伝道は容易なことではなかったろうと伝えられている。しかるに雪山はあらゆる困難をも克服して、大井氏から南明寺開山のすすめをも辞し、後明徳四癸酉（一三九三）年三月、または貞治二年とも六年ともいうが、当時真言宗の廃寺同様であった下部町道の慈観寺を再興し、曹洞禅の鼓舞につとめた。

次いで甲州にはいったのは、法王派といい順徳天皇の皇子といわれる寒巌義尹の法流で華蔵義曇十三哲のひとりとして知られる鶏岳永金で、南都留の夏狩に宝鏡寺を開き、末寺二十か寺を数えるようになり、曹洞宗は大いに発展した。さらにここを拠点として郡内に法王派の種をまき、さらに総持寺二世峨山紹碩による峨山派は傑出せる人材も多く、永平寺をしのぐに至り曹洞宗の主流といわれるに至った。

享禄三庚寅（一五三〇）年、河内の領主穴山甲斐守信綱（一株義松）は身延町下山華岳（嶽）山竜雲寺を開基するにあたり、峨山、通幻、了庵の流れをくむ甲府市古府中町万年山大泉寺（武田信虎開基）開山天桂禅長の弟子悦江聚歓を請して開山とした。

悦江は行、学兼備の高僧として知られ、信玄は深く帰依されていたのであるが、師は竜雲寺在山僅かにして永禄六癸亥（一五六三）年八月四日、七十六歳にして示寂した。

しかしその弟子からは多くの人材を輩出し、本町においては久那土地区に四か寺、旧下部地区に六か寺の開山を請している。その後移転した寺もその地において法灯は消えることなく護持されている。

日蓮宗

ア　日蓮宗の概要

立正大師日蓮聖人を開祖とする宗派で、開宗は建長五（一二五三）年四月二十八日である。

本尊は、南無妙法蓮華経を主題とした十界互具の曼荼羅及び一塔両尊四

士の木像であり、経典は法華経である。

この宗の総本山は身延山久遠寺である。

イ　日蓮聖人の生涯

貞応元（一二二二）年二月十六日房州（千葉県）小湊に生まれ、一六歳で出家し、同地の清澄寺で仏教を学び、是性坊蓮長といった。次いで鎌倉、比叡山、高野山に学んだ。そして法華経が釈尊の教えの核心であるという自覚に立って開宗したのである。

やがて聖人は、鎌倉の町で辻説法をし禅、浄土、律などの他宗を批判しながら法華経の教えを説いた。当時天災、地変、飢饉が多く、一般民衆は疲弊の極に達し、政治が混乱していたので聖人は正法が失われている故であるとして、北条執権に「立正安国論」をたてまつった。このようにして、他宗の批判とともに、他宗よりの迫害が多く、伊豆の伽岩の法難、小松原の法難、竜口の法難などを受け、文永八（一二七一）年には佐渡へ流された。その間「開目抄」「観心本尊抄」などをあらわし、多くの人々が入信し、その教化は佐渡ケ島全島にわたった。

三か年の刑を終え、鎌倉に帰り「三度国を諫めて用いられずば、山に入る」との古聖賢の例にならい、波木井の領主南部六郎実長の招請を受けて身延山に入り、草庵をむすんで多くの弟子を育成した。

然し、この身延山九か年の生活により健康を害し、弘安五（一二八二）年九月、常陸の温泉で療養するため身延山を下り、その途中武蔵国池上（東京都大田区池上）の池上宗仲の館に立ちより病が重くなり、弘安五年十月十三日六老僧を定めたうえ、経一麿（後の日像聖人）に帝都開教を委嘱して六十一年の生涯を閉じた。

日蓮聖人は身延山を下るに当たって次のような御遺文を残している。

「この山は九箇年の間心安らかに法華経を読誦し給ひし山なれば、たとえいづくにて死し候とも墓をば身延山に建てさせ給へ。未来際までも心は身延山に住むべく候」と。また「身延の山は吹く風もゆらぐ木草も妙法の五字を唱へずといふ事なし日蓮が弟子檀那等はこの山を本として参るべし。これ即ち霊山の契りなり」とも「この山は天竺の霊山にも勝れ、日域の比叡山にも勝れたり」と、聖人が如何に身延山を愛しておられたかがこの一文でわかる。

日蓮宗ではこの御遺文によって、身延山を総本山と定めて現在に至っている。

日蓮聖人はあらゆる迫害を受けながら、これに屈することなく、法難に逢うごとにますます自己の信念を固めて行ったので、世人からは頑固一点張りの硬骨漢のように思われているが、硬骨の反面極めて涙もろい人であったことが次の御遺文などによってうかがい知ることができる。

「日蓮はあす佐渡へまかるなり。今宵の寒きにつけても牢の中の有様思いやられて痛わしくこそ候へ」。これは佐渡遠流の前夜、土牢に苦しむ弟子日朗に当てた書である。また、「鳥は鳴けども涙なし、日蓮は泣かねども涙ひまなし」。これらの文書によっても硬骨漢一点張りでなく、慈愛に満ちた人であったことが知られる。

後、延文三（一三五八）年、後光厳天皇から大菩薩号を賜わり、さらに大正天皇から「立正大師」と大師号を勅諡された。

今や教線は日に発展し、全国津々浦々に唱題の声を聞かぬところもなく、五千二百有余の寺院と七千五百余人の僧侶を有して、立正平和の国土建設を目指している。

二　寺記

本町における寺院の建立は、神亀五（七二八）年から、江戸中期ころまでのもので、中途改宗した寺も何か寺かある。寺の由緒は甲斐国寺記及び加藤善吉著下部町郷土史年表を参考にしながら、編集過程で集められた資料も併せ記載してある。本寺記中三か寺が他県へ移転としてあるが、これは本質的移転ではなく、明治初年に出された新規寺院建立の禁止によって、やむなく山号や寺名を譲渡したものである。

地区別宗派別寺院一覧表

宗派本末	寺院名	部落	備考
下部地区			
曹洞宗　南明寺末	常幸院	常葉	
〃　常幸院末	東前院	常葉	
〃	宗泉院	杉山	
〃	明珠院	常葉	
〃	玉泉寺	杉山	廃寺
〃	大泉寺	杉山	廃寺
〃	宝蔵寺	大炊平	廃寺
〃	法光寺	清沢	廃寺
〃	正因寺	常葉	廃寺
〃	光林寺	常葉	廃寺
〃	来光寺	常葉	廃寺
〃	竜沢寺	常葉	廃寺
〃	慈了院	常葉	廃寺
〃	慈照院末	下部	
〃	南明寺末	上之平	廃寺
〃	慈照院末	清沢	
〃	竜雲寺末	清沢	
〃	清沢寺	波高島	
〃	大竜寺	一色	
〃	願光院	一色	
〃	西方院	湯之奥	廃寺
〃	松葉院	一色	廃寺
〃	願光院末	一色	長野県大町市へ移転
〃	陽光寺	一色	
〃	深向院末	長泉寺	
〃	光岳寺末	久保	廃寺
〃	竜雲寺末	市之瀬	
〃	慈観寺末	岩欠	
〃	妙円寺末	岩欠	
日蓮宗　久遠寺末	妙円寺	市之瀬	
〃	常法寺	岩欠	
〃	正福寺	北川	
〃	受性坊	長塩	廃寺
〃	妙立寺	北川	福岡県大牟田市へ移転
〃	有明寺	杉山	
久那土地区			
日蓮正宗　富士大石寺末	清久寺	道	
〃	慈観寺	道	
曹洞宗　南明寺末	竜泉寺	切房木	廃寺
〃　慈観寺末	西方寺	切房木	廃寺
〃	住安寺	熊沢	廃寺
〃	昌寿寺	芝草	廃寺
〃	聖庵	芝草	廃寺
〃	水船庵	水船	廃寺
〃	満蔵院	切房木	廃寺
〃	白泉院	車田	廃寺
〃	東前院	大山	廃寺
〃	地逸庵	三沢	廃寺
〃	玉峰寺	嶺	
〃	光沢寺	三沢	
〃	長松院	三沢	
〃	永明院	上田原	
〃	延命院	車田	廃寺
〃	妙円寺	長泉寺	

曹洞宗	円通寺末	無量寺	上田原	廃寺
日蓮宗	久遠寺末	法円寺	車田	
〃	妙円寺末	潮縁坊	三沢	
臨済宗	南松院末	瑞応寺	三沢	
古関地区				
曹洞宗	南明寺末	方外院	瀬戸	
〃	方外院末	満福寺	根子	
〃	〃	長沢寺	釜額	
〃	〃	昌安寺	瀬戸	廃寺
〃	〃	徳岩院	瀬戸	愛知県岩倉市へ移転
〃	〃	広泉院	古関	廃寺
〃	〃	宝珠院	古関	廃寺
〃	〃	西福寺	大磯小磯	
〃	慈観寺末	永寿庵	古関	廃寺
〃	〃	興福寺	折門	廃寺
〃	〃	普見庵	折門	廃寺
〃	〃	慈眼庵	折門	廃寺
〃	〃	西栄寺	古関	廃寺
〃	〃	地蔵院	中之倉	廃寺
〃	〃	長盛寺	中之倉	廃寺
〃	〃	磯善院	大磯小磯	廃寺

竜光山宗泉院

所在地　杉山七七九番地（和名場）
宗　旨　曹洞宗常幸院末
本　尊　薬師瑠璃光如来
開　山　常幸院第五世舜山玄堯和尚
境　内　一七八平方メートル
由　緒　寛永二年七月常幸院五世舜山玄堯和尚開山、山号を竜高山または霊光山ともいう。昭和六年一月二十四日堂宇全焼。以来無堂宇無住のまま現在に至る。

大杉山有明寺

所在地　杉山一四七番地（寺前）
宗　旨　日蓮正宗富士大石寺末
本　尊　中央十界勧請板曼荼羅
開　山　大石寺第九世日有聖人
境　内　七四九・一平方メートル
由　緒　文明三年九月二十九日（文安四年ともいう）多宝富士大日蓮華山大石寺第九世日有聖人（在職六十余年）晩年杉山の地に隠棲して有明寺を開創し文明十四年九月二十九日同寺において遷化する。八十余歳、南条氏。享保三年二月二十六日全焼、古文書など一切焼失す。後元禄年間有明房日徳聖人本堂庫裡を再建する。よって聖人を中興と称す。しかしそれ以来二百余年の歳月を経て老朽がはなはだしいため、昭和三十五年九月二十九日全部改築して面目を一新する。伝記によれば同寺に参詣して祈願すれば癩病が平癒するといわれている。なお年中行事としては毎年九月二十九日開山忌法要が営まれている。

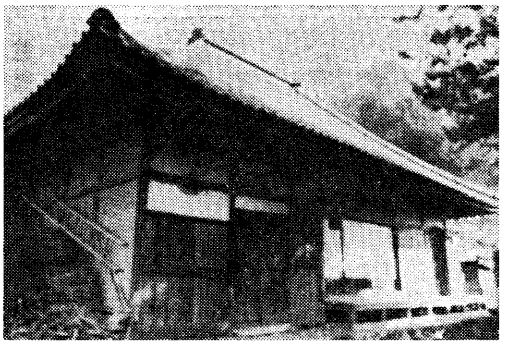

清沢寺

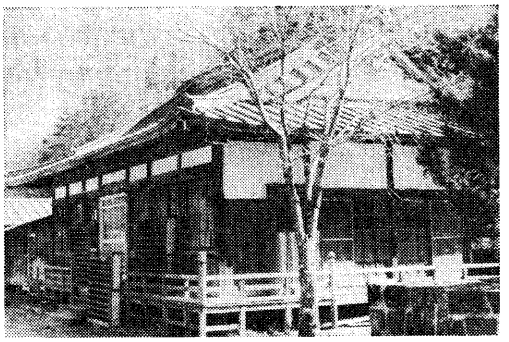

有明寺

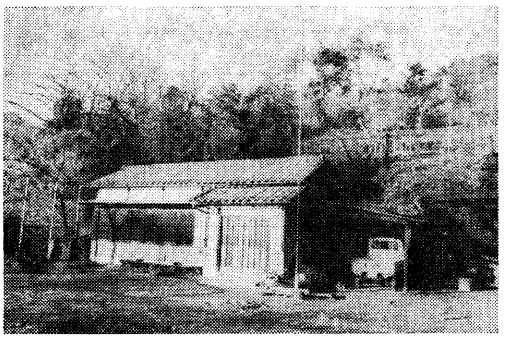

正福寺

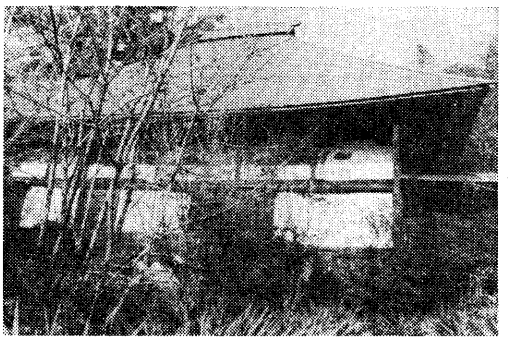

常法寺

大橋山玉泉寺（杉山）寛永七年ころ常幸院六世日岬閑朔和尚開山。年月日不詳廃寺。

巌水山大泉寺（杉山）年月日不詳、常幸院二世渓屋自健和尚開山。年月日不詳廃寺

正覚山常法寺

所在地　岩欠二〇七四番地（大半目）
宗　旨　日蓮宗妙圓寺末
本　尊　十界勧請曼荼羅
開　山　身延山真静坊主春陽坊日授聖人
境　内　五九〇七平方メートル
由　緒　天正十四年（享禄三年ともいう）春陽坊日授聖人の開創にかかり、延宝四年二月十六日住持恵眼院日了聖人釈迦立像を安置す。始め身延山真静坊末であったが、昭和十五年から妙圓寺末となって現在に至る。

太平山宝蔵寺（大炊平）寛永十四年二月三日、常幸院七世天雄真竜和尚開山。昭和四十一年三月十二日常幸院へ合併

霊正山清沢寺

所在地　清沢九六二番地（寺の下）
宗　旨　曹洞宗竜雲寺末
本　尊　不動明王
開　山　竜雲寺牛外九呑和尚
開　基　不　詳
境　内　五三六平方メートル
由　緒　明応元年六月二日開創　堂舎八・一メートル　梁間一〇・九メートル　観音堂桁三・六メートル　梁間一・八メートル

細尾山法光寺（清沢）元和八年四月三日、常幸院五世舜山玄堯和尚開山。
昭和四十一年三月十二日常幸院合併

小松山受性坊（長塩）応永年間北条時文一宇の堂を建て日蓮聖人の像を安置する。後宝暦五年受性坊と名づく。開山受性坊日真聖人
（俗名北条真左ヱ門）なれど昭和二十八年三月三十一日廃寺となる。

北栄山正福寺

所在地　北川一一二番地（古屋敷）
宗　旨　日蓮宗妙圓寺末
本　尊　十界勧請曼荼羅
開　山　法光山十五世歓喜律師日仙聖人
境　内　五六四・三〇平方メートル
由　緒

永禄七年七月朔日開創。昭和三十七年伽藍を改築して現在は北川区の公民館として使用され、境内はチビッコ広場となっている。

法受山妙立寺（北川）永禄五年三月四日、妙圓寺第十二世常命院日帝聖人開山。昭和十四年六月十九日福岡県大牟田市南船津町へ移転

法光山妙圓寺

所在地　市之瀬九二番地（中村）
宗　旨　日蓮宗身延山久遠寺直末
本　尊　十界勧請曼荼羅
開　山　妙音公信蔵阿闍梨松林院日行聖人
開　基　大壇那地頭馬場丹後守忠次公
境　内　二四四・八六平方メートル
由　緒

元、市之瀬村大坊坂に在って真言宗常命院（一に円乗坊ともいう）と言っていたが、建治元年宗祖日蓮聖人甲州巡化の際この寺に立ち寄り、住持法喜坊と大檀那馬場丹後守忠次公が信伏して日蓮宗に改宗、三月二十八日丹後守の館を寺としてここに法光山妙圓寺を開創した。

法喜坊は、日蓮聖人の孫弟子九老僧の一人日行聖人を請うて開山とし、祖師尊像御作の日法聖人を第二祖とし地頭馬場丹後守入道常葉院日瀬聖人を第三祖として自からは第四世に甘んじ法喜阿闍梨妙圓院日栄と号した。

開山日行聖人は当山在山中身延山に登山して親しく日蓮聖人に給仕をされたが建治二年三月八日遷化した。九十二才。大野氏。

応永年間回廊を、文安年間七面堂を、応仁年間庫裡玄関を、文亀年間梵鐘鋳造及び鐘楼を、天文年間開山堂などをそれぞれ建立し、永禄元年には小室山末から身延直末となり永禄七年には祖師堂を建立して落居の本照寺、内船の内船寺と共に日蓮宗東河内三山と言われるようになったが、惜しくも慶長十九年十一月二十六日火災のために祖師堂・宝蔵・総門を残して全焼してしまった。この時住持第十七世圓因坊日祐聖人は古文書を取り出すため火中に入り焼死遷化した。

慶安四年位牌堂建立、正徳二年五月客殿・七面堂、天明五年七月庫裡・長屋、天保十四年祖師堂をそれぞれ再建する。

以上の経過を経て慶応四年現在、寺の規模は甲斐国社記寺記によると

本堂　一〇・九一メートル・一六・三八メートル　祖師堂一二・七四メートル　祈禱堂二・七三メートル四面　七面堂四・五五メートル一・八二メートル　鬼子母神堂五・四五メートル六・三六メートル権現堂三・六四メートル四面　庫裡九・〇九メートル一六・三八メートル　土蔵四・五五メートル四面　本願所三・六四メートル四面　長屋二・七三メートル一〇・九一メートル　木部屋二・七三メートル一二・七四メートル門三・〇メートル　塔中圓常坊五・四五メートル七・三七メートル　光雲坊三・六四メートル五・四五メートル　仙応坊四・五五メートル一〇・〇メートル

右のように結構壮麗を極めていたことがわかる。しかし明治二十年八月二日又々火災のため祖師堂・七面堂・権現堂を除く全伽藍を烏有に帰した。よって翌二十一年本堂（一四・五六メートル・一三・六五メートル）

及び庫裡を再建、昭和二十五年十一月には祖師堂の屋根を銅板にふき替え翌二十六年四月老朽化した庫裡を改築して現在に至る。

年中行事としては二月の節分会、春秋彼岸の虫切り、四月の千部会、八月の施餓鬼会など。

金竜山常幸院

所在地　常葉四三九番地（五条下）
宗　旨　曹洞宗南明寺末
本　尊　釈迦牟尼仏
開　山　南明寺第三世梅林禅芳和尚
開　基　月心常幸庵主
境　内　二一三一平方メートル
由　緒

元和二年南明寺三世梅林禅芳和尚開山す。一に開山を天正四年あるいは文和元年ともいう。馬場丹後守の墳寺といわれ曹洞宗内においては別格地と称し上位の資格階級を有する寺院で、昭和二十七年以前は随意会地といい、末寺十二か寺を有する名刹であった。

武田信玄公の帰依も厚く黒印一石九斗二合をくだし置かれたという。延宝五年八月十五日全焼。さらに明治十八年三月十二日佐藤仙喝和尚の代に庫裡から発火し本堂・衆寮外全焼し貴重なる寺記などを烏有に帰したことは惜しみても余りあることである。年中行事としては毎年八月一日施餓鬼会をしている。山内の規模を社記寺記によって記すと本堂二三・六六メートル一六・三八メートル　庫裡二一・八四メートル一四・五六メートル　衆寮一六・三八メートル七・二七メートル　山門七・二七メートル五・四五メートル　惣門三・六四メートル二・七三メートル　地蔵堂三・六四メートル五・四五メートル　十王堂二・七メートル四方　土蔵五・五メートル三・六メートル　厨七・三メートル三・六メートル

昭和五十四年三月三十日新たに鐘楼を建築して現在に至る。

常葉山東前院

所在地　常葉一〇七三番地（白代）
宗　旨　曹洞宗常幸院末
本　尊　地蔵菩薩
開　山　常幸院第二世渓屋自健和尚
開　基　馬場五郎左衛門
境　内　七六九平方メートル
由　緒

元亀三年常幸院二世渓屋自健和尚開山。開基馬場五郎左衛門が常葉四郎左衛門信泰を討ち取ったため、その菩提を弔うべく建立。故に山号を常葉山と称す。という。一に開創を文亀二年または天正十八年八月ともいう。

社記寺記によると

本堂　一四・五五メートル九・〇九メートル
庫裡　一〇・九一メートル七・二七メートル
地蔵堂　一・二〇メートル四方

明治九年一月四日地蔵堂全焼したが、同十一年三月十九日住職富川明道と佐野義山両人にて再建勧請する。年中行事は新年祈願。釈尊誕生会・彼岸会・お盆・開山忌など。

古屋山正因寺（常葉）慶長十年常幸院四世用山義存和尚開山、心源伝公上座開基。天保三年火災のため全焼再建不能のため、常幸院へ合併す。

小林山光林寺（常葉）寛永三年ころ常幸院六世日岬閣朔和尚開山。明治十年十月十五日常幸院へ合併す。

梅立山来光寺（常葉）寛永十六年ころ常幸院八世一堂竜海和尚開山。年月

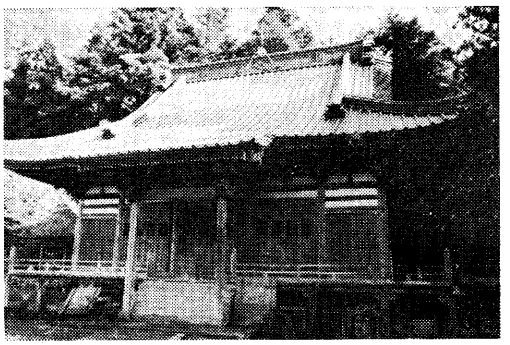

妙　園　寺

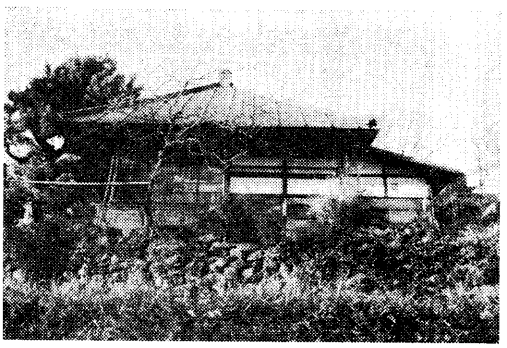

東　前　院

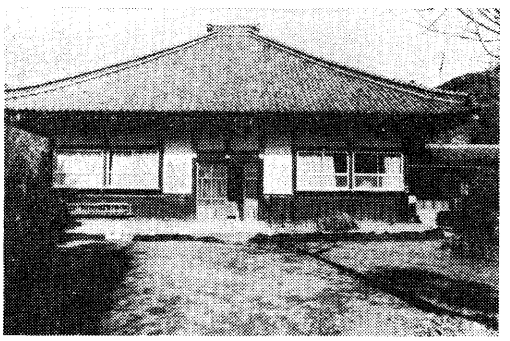

常　光　院

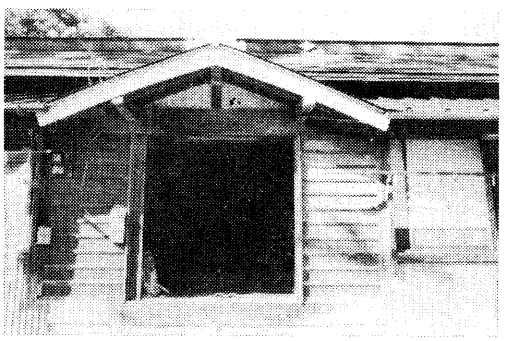

明　珠　院

日不詳廃寺

延福山竜沢寺（常葉）寛永十三年ころ常幸院七世天雄真竜和尚開山、一に山号を徳石山ともいう。明治十年九月二十六日常幸院へ合併

滝島山慈了院（常葉）寛永十六年十二月、常幸院八世一堂竜海和尚開山。佐野平六左衛門（徳山悲了庵主）開基。一に開創を明応二年ともいう。また院号を滝島山徳正院慈了庵ともいう。昭和五十年一月十七日常幸院へ合併す。

檜平山明珠院

所在地　常葉四四三四番地（田尾入）
宗　旨　曹洞宗常幸院末
本　尊　地蔵菩薩
開　山　常幸院第四世用山義存和尚
境　内　六一〇平方メートル
由　緒　慶長十五年十二月、常幸院四世用山義存和尚開山。社記寺記によれば寺の規模は
本　堂　一〇・九一メートル七・二七メートル　庫裡九・〇九メートル五・四五メートル
厨　九・〇九メートル三・六四メートル
明治六年九月二十七日午前四時失火のため寺一宇、物置一か所全焼。その後本堂兼庫裡を再建して、現在に至る。
年中行事は、八月の施餓鬼会、同盂蘭盆会、春秋の彼岸会
普門山慈照院
所在地　下部七八番地（大村）
宗　旨　曹洞宗南明寺末

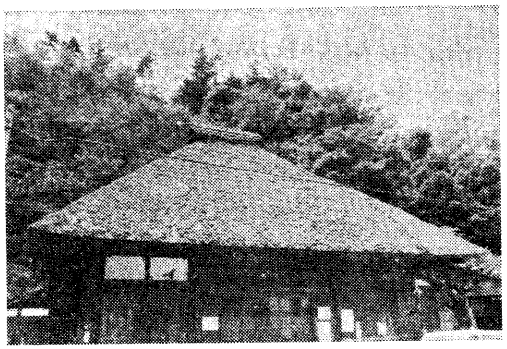

慈照院

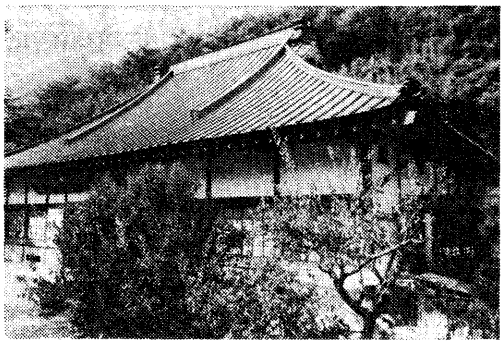

慈観寺

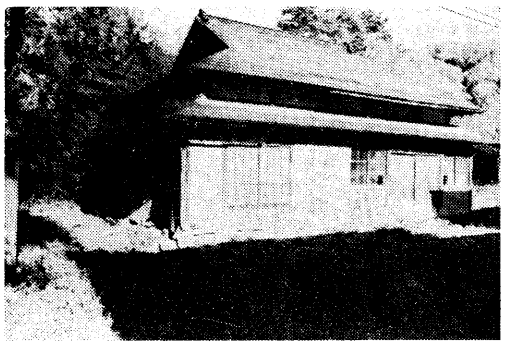

願光院

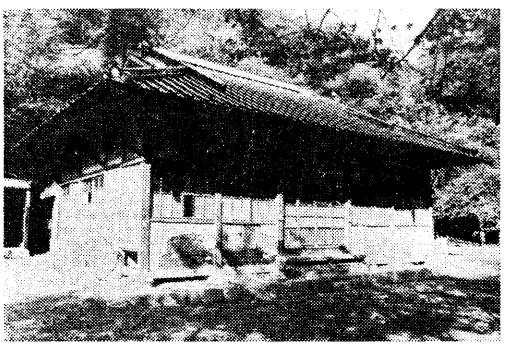

清久寺

本　尊　十一面観世音菩薩
開　山　南明寺第十一世天恕禅雞和尚
境　内　五二一・四〇平方メートル
由　緒

天文十三年三月三日あるいは弘治三年南明寺十一世天恕禅雞和尚開山で熊野神社の神宮寺であった。甲州第二十番の札所で、その御詠歌は次の通りである。

後の世はなほたのもしやこの世にて
　人を扶ける薬湯のもと
世を救う慈悲のまなこに照らされて
　普門に遊ぶ身こそ楽しき

湯奥山西方院（湯之奥）　慶長十一年、下山竜雲寺八世道巳外尊和尚開山。能繁浄芸庵主開基。年月日不詳廃寺のうえ、青年の夜学会場として使用していたが、戦後公民館となる。

光輝山法林寺（上野平）　寛永十五年ころ普門山慈照院真竜和尚開山。明治七年三月許可により廃寺となる。

永寿山大竜寺

所在地　波高島七八三番地（東畑）
宗　旨　曹洞宗下山竜雲寺末
本　尊　薬師瑠璃光如来
開　山　竜雲寺徹山寿泉和尚
開　基　覚室首座
境　内　四五二・一平方メートル
由　緒

慶長十一年正月竜雲寺徹山寿泉和尚開山、明治十年旧九月八日火災発

生して類焼の難に遭い古記録などを失う。以来再建せず現在に至る。

東光山願光院

所在地　一色四〇一八番地（芦田）

宗　旨　曹洞宗下山竜雲寺末

本　尊　薬師瑠璃光如来

開　山　下山竜雲寺澆屋順額和尚

開　基　古泉和尚

境　内　六九四・〇二平方メートル

由　緒

元和元年下山竜雲寺澆屋順額和尚開山。一に山号を薬王山ともいう。社記寺記によると本堂桁間一二・七四メートル　梁間二三・六六メートル　玄関庫裡造り込み。とあるが現在は改修整備されている。

岩泉山陽光寺（一色）文禄元年、下山竜雲寺八世道巳外尊和尚願光院末として開山。実岸首座開基。終戦直後長野県大町市へ移転し、跡は公民館として使用されている。

万年山松葉院（一色）慶長十九年ころ下山竜雲寺大岐九道和尚開山、年月日不詳廃寺

葉柴山昌寿寺（芝草）宝徳元年ころ慈観寺三世雲海麟晃和尚開山。明治七年六月十日廃寺。

際境山教聖庵（芝草）慶長十三年ころ慈観寺九世希算儀道和尚開山。明治七年六月十日廃寺

応化山水船庵（水船）文禄三年ころ慈観寺八世真岩嶺達和尚開山。明治三十二年一月三十一日堂宇焼失につき慈観寺へ合併。

巌竜山慈観寺

所在地　道一四三番地（寺前）

宗　旨　曹洞宗南明寺末

本　尊　聖観世音菩薩

開　山　南明寺第二世雪山玄杲大和尚

開　基　行基菩薩

境　内　二、八九七平方メートル

由　緒

神亀五年六月二十日行基菩薩開創、はじめ真言宗であったが明徳四年（一に北朝の貞治六年三月二十日ともいう）雪山玄杲和尚を招じて開山となし曹洞宗となる。

雪山玄杲は洞谷山永光寺（石川県羽咋市酒井町）明峰素哲の神足として知られ、甲州西郡の領主大井春明に請ぜられて甲州にはじめて曹洞宗を伝えまた南明寺を開創したが師の明峰を開山に推し、自身は第二世に甘んじたといわれる。また雪山の高弟月谷玄宝は慈観寺を再興したが、師と同じく雪山を開山として請じ、自からは二世にとどまるという師弟共に名利を離れた高僧であった。

山内の主な規模は社記寺記によれば次のとおりである。

本堂二二・八メートル一六・四メートル中雀門二・七メートル一・八メートル庫裡一八・二メートル一〇・九メートル山門四・六メートル三・六メートル書院八・二メートル四・六メートル十五堂四・六メートル三・六メートル玄関五・五メートル三・六メートル鐘楼堂二・七メートル二・七メートル開山堂七・三メートル五・五メートル土蔵九・一メートル五・五メートル経蔵七・三メートル五・五メートル回廊八・二メートル一・八メートル衆寮一二・七メートル六・四メートル雪隠三・六メートル二・七メートル禅堂六・四メートル五・五メートル厩七・二七メートル二・七メート

ル惣門三・六メートル三・六メートル

甲斐国志には「黒印五石、千体地蔵宝庫等二十数棟の伽藍頗る清麗、末寺二十四ケ寺随意会七寺の一なり」とあり。

随意会とは曹洞宗寺院の格式の一で普通寺院に対し特別の格式を持つ寺院をいい、当山は貞治六年三月二十日曹洞宗法地となり、天明六年五月二十日随意会地として関東五刹に加えられた。

往時は二十数棟の伽藍が建てられていたのであるが、度重なる天災地変のため諸堂も取りこわされ本堂・庫裡・経蔵・土蔵・鐘楼堂を残すのみとなったが戦後増穂町千手院の総門を贈与されて建立し、近く開山六百遠忌を迎えんとし、丈室の改築、諸堂の整備、参道の拡張などがなされた。

本尊聖観世音菩薩は行基の作と伝えられ、三尺の立像であり早くから「火伏せの観音」として知られている。

元文二年大般若経六百巻を備え、毎年陰暦二月一日般若経の転読がなされ、大般若会を厳修して、災害の除去・雨乞・虫よけ・病気平癒の祈願が行われた。なお年中行事として八月二日施餓鬼会も行われている。文化十三年駿州志太郡桂島村梅林院から、一切経六七七一巻輪転書架つきを譲り受け、経堂を建てて保存している。この一切経は鉄眼版として知られ、黄檗山の鉄眼道光和尚が開版から十三年を費やし、用いられた版木六万余枚といわれ、甲府柳町小野崎喜平という人が梅林院へ納めたもので、下部町では昭和四十四年四月一日重要文化財に指定した。

山梨では財政に恵まれない寺が多く、殊に徒弟の養成は容易ではなかった。三十五世香雲師は法類・末寺・檀徒・篤志家など広く県外にまで呼びかけ僧堂の設立を提唱し、遂に明治三十三年十二月八日宗務院から認可僧堂（本山以外の寺に設置することを認可された僧侶の養成機関）の設置をみとめられ、同三十四年四月十五日開単式を挙げるに至った。これは講師五名により常に三十人の青年僧に対し行き届いた僧風教育がなされ、大正末期まで続き宗門教育への貢献は高く評価された。

昭和三十四年九月二十六日伊勢湾台風により間口一一メートル奥行二〇メートルの庫裡が倒壊、本堂・鐘楼堂・経蔵などにわたり大きな被害を受けたが、その後庫裡は新築され、他もそれぞれ復旧工事を完成した。

慈観寺は東河内の札所で、御詠歌は次の通り

　たのもしな身を忘れても世のために
　　たてし誓いぞあわれみの寺

またテレビ山梨選の甲斐百八霊場の内第九十七番献歌は

　法の灯の千歳絶えせぬ堂村の
　　めぐみは深き　み仏の寺（加藤善吉献詠）

この寺にはもと二十四か寺の末寺が、あったがそのうち十八か寺は本寺に合併したり廃寺になっている。

南谷山清久寺

所在地　道一六九番地（和田前）
宗　旨　曹洞宗慈観寺末
本　尊　聖観世音菩薩
開　山　慈観寺第二世月谷玄宝和尚
境　内　六六八平方メートル
由　緒

応永三十一年三月、慈観寺第二世で道元七世の法孫、月谷玄宝和尚の開山にして始め大慈庵と称していたが、明暦二年南谷山清久寺と改称す。社記寺記によると本堂は桁間一四・五六メートル・梁間四・五五メートル、庫裡・衆寮・土蔵・惣門（元治元年大風により倒壊）など整備されていたが現在は本堂のみで、戦後は区の集会場として使用されている。

中尾山西方寺

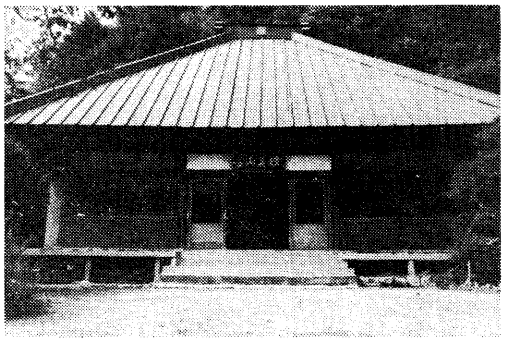

法　圓　寺

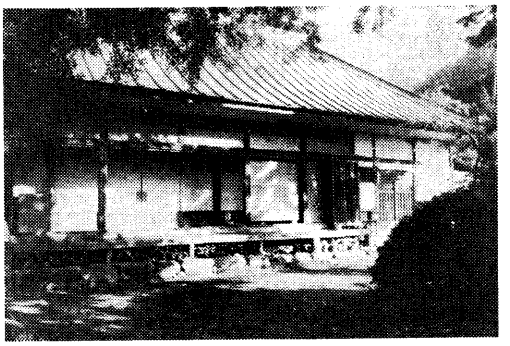

西　方　寺

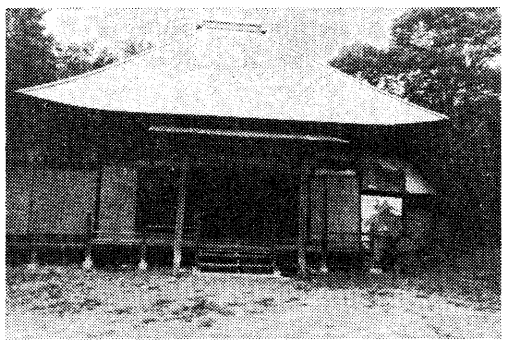

住　安　寺

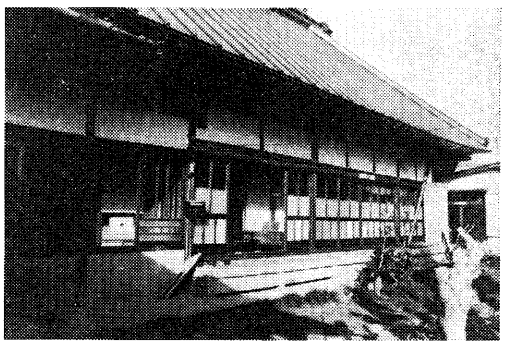

竜　泉　寺

所在地　切房木八三七番地（御崎）
宗　旨　曹洞宗慈観寺末
本　尊　阿弥陀如来
開　山　慈観寺三世雲海麟晃和尚・法地開山慈観寺三十三世玄年巨保和尚
法地開基　海仙心月尼首座
境　内　七八四平方メートル
由　緒

宝徳二年慈観寺三世雲海麟晃和尚の開山（一に天文十三年慈観寺六世伝室玄隆和尚ともいう）にして中興繁葉春茂和尚の時客殿建立の節本尊阿弥陀如来を安置す。宝暦二年三沢村上田市兵衛柱材の施主となって堂宇を改築する。もと平僧地であったが明治十五年十二月二十三日慈観寺三十三世玄年巨保和尚によって法地格となる。よって同師を法地開山と称す。また西野村中込八右衛門妹は私金八十両を投じて寺所有の質地を受け戻したので法地開基に列す。当寺は東河内領第十八番札所で、御詠歌は次の通りである。

極楽を遠く思うな西方寺
蓮のうてなも拝む手のうち。

祥雲山竜泉寺
所在地　切房木二三三番地（新井）
宗　旨　曹洞宗慈観寺末
本　尊　聖観世音菩薩
開　山　慈観寺第二世月谷玄宝和尚
境　内　八六五平方メートル
由　緒

年月日不詳、慈観寺第二世月谷玄宝和尚開山。社記寺記によると本堂桁一〇・九メートル・梁三・六メートル・庫裡九・〇メートルに七・

三メートルとあるが、右堂宇は明治元年六月二十六日夜火災により全焼したので後に満蔵院を廃寺の上、建物を移築再建して現在に至る。

大木山満蔵院（切房木）天文三年、慈観寺五世禅室永牧和尚開創。年月不詳慈観寺へ合併。

体具山法圓寺

所在地　車田六〇七番地（家ノ前）
宗　旨　身延山久遠寺直末
本　尊　十界勧請曼荼羅
開　山　身延山第十一世加賀阿闍梨行学院日朝聖人
境　内　二九四九・二一平方メートル
由　緒

元真言宗体圓坊といっていた所、文明十八年身延山十一世行学院日朝聖人来村の砌り、住職義圓信伏して日蓮宗に改宗、寺号を改めて体具山法圓寺と称し、名を多宝院日圓と賜わり第二世となって上人号を許さる。始め身延山花の坊末に属したが、元亀年間第四世速成院日到大徳の時、身延山久遠寺直末となる。昭和四十七年庫裡を改築さらに同五十三年七面堂を改築して現在に至る。

年中行事として陀羅尼会・彼岸法要・白泉院・延命院追悼会・施餓鬼会・七面祭典などを行っている。

済度山白泉院（車田）年月不詳、慈観寺二世月谷玄宝和尚開山。年月不詳廃寺。

富応山延命院（車田）六郷町落居曹洞宗光岳寺末。年月日不詳光岳寺満室和尚開山。年月日不詳廃寺。

金林山住安寺

所在地　熊沢六四八番地（家の前）
宗　旨　曹洞宗慈観寺末
本　尊　虚空蔵菩薩
開　山　慈観寺四世覚室智円和尚
境　内　八二九・三五平方メートル
由　緒　建立年月日不詳、慶応元年三月十七日焼失、明治十七年再建現在に至る。

慈眼山長泉寺（久保）甲西町宮沢曹洞宗深向院末。開基・開山・創建・廃寺ともに不詳、境内跡は現在三保小学校敷地となっている。

富向山玉峯寺

所在地　嶺六二番地（宿爪）
宗　旨　曹洞宗下山竜雲寺末
本　尊　地蔵菩薩
開　山　下山竜雲寺八世道巳外尊和尚
開　基　堯天首座
境　内　四八六・七平方メートル
由　緒

正徳三年下山竜雲寺八世道巳外尊和尚開山、本尊は愛宕地蔵菩薩と称し、京都大仏師水行による彫刻といい、御丈一尺一寸金箔彩色也。火除の利益ありと伝う、寺号を旭峯寺、開創を宝徳三年ともいう。

瑠光山東前院（大山）寛永元年ころ慈観寺八世真岩嶺達和尚開山。年月日不詳、慈観寺へ合併

薬王山光沢寺

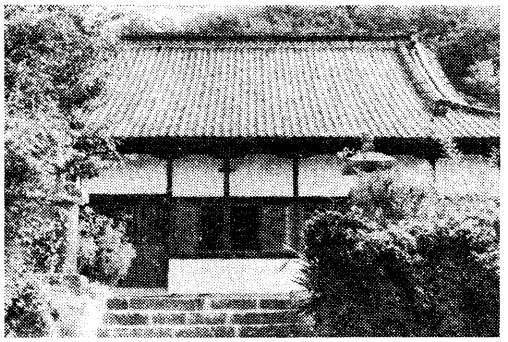

長松院

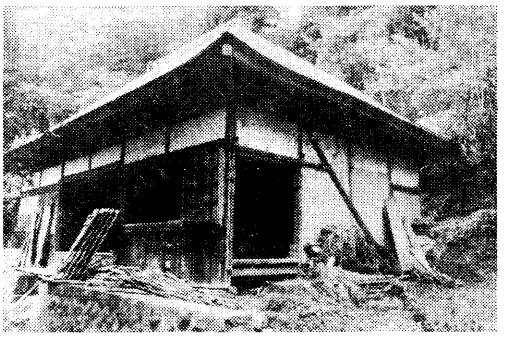

玉峯寺

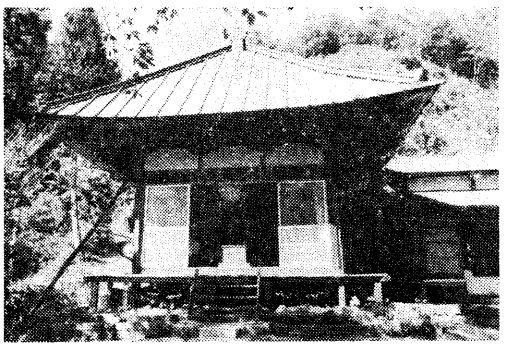

潮緑坊（正法寺）

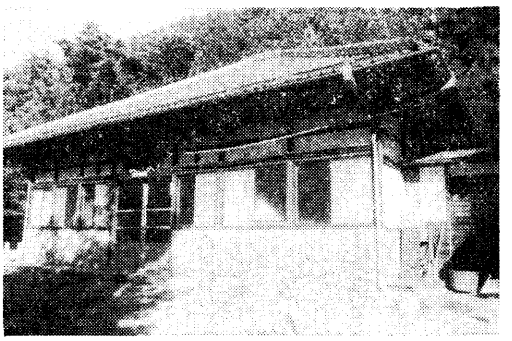

光沢寺

所在地　三沢八八一番地（塩貝）
宗　旨　曹洞宗竜雲寺末
本　尊　薬師瑠璃光如来
開　山　下山竜雲寺澆屋順額和尚
開　基　上田豊後尉
境　内　六九三・〇〇平方メートル
由　緒
享禄元年五月三日（一に寛正三年ともいう）下山竜雲寺澆屋順額和尚開山、上田豊後尉開基にて山内の規模は社記寺記によると本堂一一・八三メートル一〇・九一メートル　庫裡一〇・九一メートル七・二七メートル昭和二十九年本堂屋根を瓦にふき替え庫裡を改築して現在に至る。

萬松山長松院
所在地　三沢二八一六番地（開持）
宗　旨　曹洞宗下山竜雲寺末
本　尊　地蔵菩薩
開　山　下山竜雲寺悦江聚観和尚
開　基　武田浪士深沢宮内之助清綱三代平太夫
境　内　四〇五・四平方メートル
由　緒
元和元年二月十日勅諡悦江聚観和尚を勧請開山として開創する。開基武田の浪士深沢宮内之助三代平太夫は、戒名を成国春風と称す。山内の規模は社記寺記によると。
本堂　一七・三メートル一一・八メートル　庫裡一三・六メートル七・三メートル　惣門一・七メートル三・六メートル　土蔵　五・五メートル三・六メートル　観音堂五・四メートル三・六メートル
昭和三十八年本堂を改修し、昭和四十八年庫裡を改築し道路を整備し

て今日に至る。年中行事は、春秋彼岸の施餓鬼会、盂蘭盆会、修正会など

大黒山潮縁坊（正法寺）

所在地　三沢一二三五番地（西林）
宗　旨　日蓮宗妙圓寺末
本　尊　十界勧請曼荼羅
開　山　身延山三十六世六牙院日潮聖人
開　基　深沢主膳
境　内　三三九・九平方メートル
由　緒

往昔日蓮聖人甲州巡教のみぎり当地に来り深沢本家に宿泊、その厚遇に謝するため、木枕でご自像を彫り残されたので当主深沢主膳その高徳に報ゆるため弘安七年祖師堂を建立して祀ったと伝えられている。その後延享元年五月二十三日身延山三十六世六牙院日潮聖人当山に参詣して本尊を授与し潮縁坊と命名す。近年正法寺と称し年中行事としてお会式・星祭・大黒天祭・異生万霊供養法会などを営んでいる。

慈眼山瑞応寺

所在地　三沢一〇二七番地（宮ノ前）
宗　旨　臨済宗下山南松院末
本　尊　観音大士
開　山　下山南松院清心宗公座元
開　基　河内領主穴山四代伊豆守信友公
境　内　三九六平方メートル
由　緒

永禄三年清心宗公座元開山、開基穴山信友公（法諱劍公義鉄大居士）天文二十二年月日不明、穴山信友から瑞応寺へ宛てたお墨付あり。これによって開創は永禄三年にあらざることを知る。

明治中ころから無檀無住となり、昭和十四年近隣有力者によって改築され現在は住宅となっている。しかし春秋彼岸の例祭は毎年継続して行われている。

願王山地逸庵（三沢）年月日不詳、慈観寺十四世天国恩長和尚開山。年月日不詳、慈観寺へ合併。

東光山永明院

所在地　上田原五四九番地（入沢）
宗　旨　曹洞宗下山竜雲寺末
本　尊　薬師瑠璃光如来
開　山　下山竜雲寺八世道巳外尊和尚
開　基　武田伊賀守永明院殿真叟道金居士
境　内　六六〇平方メートル
由　緒

永正十七年正翁斉なる者、三洲行者ケ岳から医王仏を迎えて、東光山永明庵を開創する。はじめ永明庵と称したが、天文年中上田原の領主武田伊賀守堂宇を建立して永明院と改め、天正二年下山竜雲寺八世道巳外尊和尚開山す。開基武田伊賀守は天正六年戦死につき当寺に葬る。昭和十六年参道の石段を改修して現在に至る。年中行事としては、七月末日に先祖代々の施餓鬼会を奉修している。

福寿山無量寺（上田原）中富町宮木曹洞宗円通寺末。慶長十四年十二月十五日、円通寺六世夫仙太驚和尚開山。則扇首座開基。年月日不詳、円通寺へ合併。

長栄山興福寺（折門）正保三年ころ慈観寺十世五天玄国和尚開山。明治十年廃寺合併の上折門学校として建物を使用する。

徳永山普見庵（折門）慶長十二年ころ慈観寺九世希山儀道和尚開山。年月日不詳廃寺。

寿福山慈眼庵（折門）承応元年ころ慈観寺十世五天玄国和尚開山。年月日不詳廃寺。

銅金山満福寺（根子）元和七年三月五日方外院四世通谷寿泉和尚開山。銅山開発者美濃国住人赤堀重太郎開基。昭和三十六年四月二十日方外院に合併。堂宇補修のうえ集会場とする。

竜湖山方外院

所在地　瀬戸一三五番地（寺中）
宗　旨　曹洞宗南明寺末
本　尊　如意輪観世音菩薩
開　山　南明寺第三世梅林禅芳和尚
開　基　道光浄林居士
境　内　二五一八平方メートル
由　緒

始め方外庵と称し貞治元年本栖村赤坂に開創す。本尊如意輪観世音は行基の作と伝えられ武田信玄公三河に赴く際この地で雷雨に会い一歩も進めなくなった時、かすかに灯火が見えたので行って見たら観音像が立っていた。信玄主従が武運長久を祈ったところたちまち晴天となり難なく出発することができたといわれている。霊験あらたかとあって天文八年には供物料として御朱印七石、永禄年中にも数通の判物を下された上地頭渡辺囚獄をして川尻の長崎に移転せしめた。然し長崎も場所がら参詣に不便を感ずるのでさらに丸山に移した。慶長二年またまた瀬戸村の現在地に移転して竜湖山方外院と称した。

社記寺記によれば

本堂　一八・二メートル一三・三五メートル　庫裡　一八・八一八一メートル一〇・九一メートル
書院四・五五メートル五・四五メートル　衆寮　一一・八三メートル九・〇九メートル　山門　五・四五メートル四・五五メートル
鐘楼堂　二・七三メートル四方　惣門　二・七三メートル四方　経堂三・六四メートル四方

本尊如意輪観音は延寿安産に効験があるといわれ「子授け観音」として参詣者が多い。山門楼上には正法護持の十六羅漢が安置され、祭典の時は参拝者が多かったが、今は危険に付き登楼が禁止されている。本堂正面には間口一ぱいの大額が掲げられて、それには無数の馬があらゆる姿態で描かれている。世にこれを千匹馬という。昔、馬の霊が附近の田の稲を食ったので、霊を慰めるため掲げられたといい伝えている。

この寺は甲州第二十七番札所として旧地にあった時の御詠歌は

さやからで風もたえせぬ西の湖
　月もろともに浄土なるらん

瀬戸へ移されてからの御詠歌は

本栖にて流れも清き川尻の
　大悲の願いまた浮かぶ瀬戸

またテレビ山梨選の甲斐百八霊場の内第九十七番献歌は

千匹の馬おどり居る大絵馬を
　仰ぎて祈る身のすこやかを（加藤善吉献詠）

境内には大正十年二月二十六日落成の忠魂堂があり、古関地区出身の戦病没者の霊を祀っている。年中行事は二月観音大祭・八月大施餓鬼会・春秋彼岸の慰霊祭。（二月の観音大祭には災害除去・五穀豊饒・世界平和を祈願して大般若経が転読されている）

神宮山昌安寺（瀬戸）寛永七年ころ方外院四世通谷寿仙和尚開山、また慶

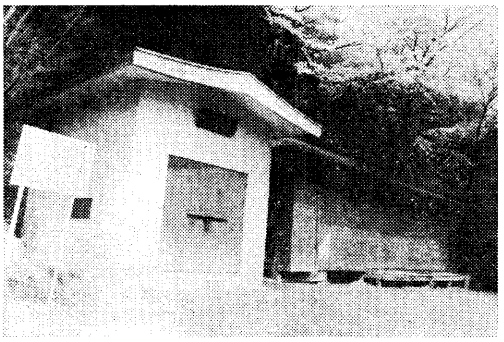

永寿庵

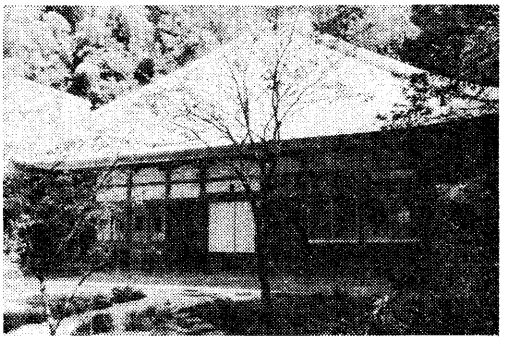

永明院

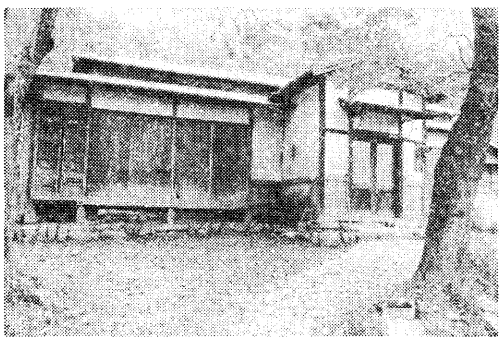

長沢寺

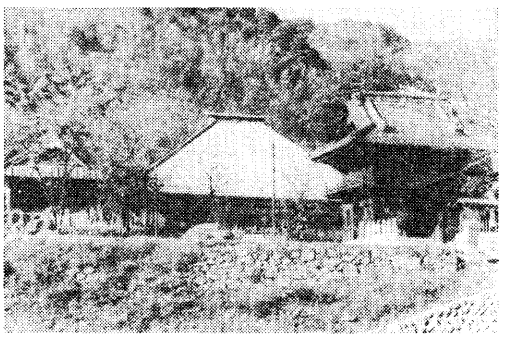

方外院

安二年開創ともいう。明治年間廃寺。

福寿山徳岩院（瀬戸）　慶長十八年ころ方外院三世徳岩善舜和尚開山。権大僧都大越家宝寿法印開基にて山号を聚福山ともいう。大正五年ころ愛知県岩倉市中本町へ移転

見命山永寿庵

所在地　古関三七七二番地（屋敷平）

宗　旨　曹洞宗慈観寺末

本　尊　五智如来

開　山　慈観寺七世通山全達和尚

境　内　八四四・一六平方メートル

由　緒

永禄九年ころ開創。本尊五智如来は寛政一二年一〇月二五日木喰上人日本回国の旅から帰り彫刻の上安置したもので、上人八十三歳の作である。昭和四十三年十二月十二日山梨県教育委員会告示第七号をもって県民俗資料として指定され、さらに昭和四十四年七月二十日境内に山口青邨の句碑が建立された。

くさぎの花さかりに匂う微笑仏

本尊五智如来は木喰五行上人作で、昭和四十三年十二月県の民俗資料として指定される。年月日不詳廃寺となったが、昭和五十四年テレビ山梨選による甲斐百八霊場の内第九十九番献歌は

木喰の法の手になる微笑仏

五智の如来は皆光り居り（加藤善吉献詠）

古関山広泉院（古関）

天正十一年方外院二世随応養順和尚開山、慶岩座元開基、一に寛永十六年六月開山ともいう。甲州第十七番の霊場であったが、昭和三十六

年八月二日方外院へ合併。

岩水山宝珠庵（古関）元和二年、方外院四世通谷寿仙和尚開山、昭和十八年九月一日方外院へ合併。

無量山西栄寺（古関）明暦元年ころ慈観寺十一世梅翁普寒和尚開山。始め西来庵と称す。明治十七年月日不詳慈観寺へ合併。

延命山地蔵院（中之倉）永禄九年ころ慈観寺七世通山全達和尚開山。年月日不詳廃寺。

薬王山長盛寺（中之倉）延徳二年ころ慈観寺四世覚室智円和尚開山。明治三年十月十三日全焼、昭和四十四年五月二十八日慈観寺へ合併

金松山長沢寺

所在地　釜額七八二番地（渡場）
宗旨　曹洞宗
本尊　阿弥陀如来
開山　方外院二世随応養順和尚
境内　二四四平方メートル
由緒

文禄元年開創、昭和二十一年十二月十六日全焼に付赤池信一氏住宅を寄進して再建し、建物は区の集会場とする。年中行事として彼岸の中日には部落全員が集まって先祖供養の御詠歌が奉詠されている。

竜亀山磯善院（大磯小磯）大永四年、慈観寺二世月谷玄宝和尚開山。寛延三年境内の観音堂焼失に付き峯山へ移転再建して磯善院で支配する。年月日不詳慈観寺へ合併

小磯山西福寺（大磯小磯）寛永七年ころ方外院四世通谷寿泉和尚開山。一に開山を慶安二年ともいう。昭和十八年九月一日方外院へ合併。

なおこのほかに明治六年一月廃止された修験道があり、廃止の時期において町内の修験道は次の通りであった。

岩欠村　三条院・金竜院
大磯小磯村　貴宝院・光学院
下部村　円蔵院
常葉村　福寿院
北川村　仙命院
瀬戸村　玉正院・大照院
道村　大教院（常楽院）
上田原村　成就院・常宝院

第三章　キリスト教

キリストとは、ギリシャ語のイエーズース・クリストに由来し、我が国においてはイエス・キリストと呼んでいる。このイエス・キリストが生まれたのは西暦紀元元年十二月二十五日とする。キリストは三〇歳のときパプステマのヨハネより洗礼を受け、神の啓示にあい、それからは伝導生活にはいったといわれる。

このことについて福音書に

イエスはヨルダンの流れに身を清め、ヨハネより聖なる儀式を受けた瞬間、「汝は我が愛子なり、我汝を喜ぶ」という神の声をきき、イエスは神の強い召命を受け、教主メシヤとして、また神の子として、唯一絶対の神への信仰を説いたのである。その後三年にして、彼の十二使徒のひとり、イスカリオテのユダに裏切られ十字架の上で死亡した。その三日後、イエスは復活して神の子となったとの信仰が加わり、多くの信奉者を得るに至った。

このキリスト教は、現在においてはその信奉者が、仏教、イスラム教（回教）とならんで世界三大宗教の一つと数えられるまでに発展していった。

我が国に伝来し　は天文十八（一五四九）年、フランシスコ・ザビエルの鹿児島上陸以来、日本に布教されてきたが、天正十五（一五八七）年、豊臣秀吉のバテレン追放、慶長十八（一六一三）年、徳川家康のキリシタン禁止令、宣教師の国外追放と、キリスト教伝導にとっては迫害の時代であった。然し明治を迎え諸外国との外交の関係上、明治六（一八七三）年、その禁止令を解いたが、このキリスト教の伝来により、我が国が西欧との文化交流によって、学術・文化の発展に及ぼす影響は大きく、日本文化史上に大きな足跡を残した。

〇キリスト教の神について

キリスト教の神は、他の宗教でいう神というような存在をもっていない。すなわちキリスト教は神という特別な神はないのである。

キリスト教では神について次のように説明している。人生は常に無常であり絶対の安心は考えられない。また真実や美を求めても、それは永く持続することはできない。毎日が苦しみ、悩み、うれいであり、常に四苦八苦に満ちている。然しそんな生活の中に、今日より明日へと強く生きようとする。この希望を与え、生きる力を与え、また生命を与え、その生命を奪い去ってしまう。この不思議な力を神と言っているのである。

歴史の中のイスラエル人は、その過酷の自然の中で、また悲惨な国の歴史より、人生苦の姿を「ヤーウエー」、あるがままに「在りて在るもの」として、明日への希望に生きたのである。イエスはこの不思議な力、神秘な力を、私を愛している「父なる神」と呼び、またこの神秘な力を「聖霊によって生きる」といったのである。

〇祈りについて

祈りの末尾に「アーメン」という言葉で結ばれているが、この言葉はヘブル語であって、「真実その通り」という意味である。「主への祈り」の全文を紹介してみると

天にましますわれらの父よ、御名を聖となさしめたまえ、御国を来らしめたまえ、御心を天におけるが如く、地にも行わしめたまえ、我らの日用の糧を今日も与えたまえ、我らが罪を犯すものを我らが赦すが如く、我らが罪をも赦したまえ、我らを試練にあわせず、罪より救い出したまえ国も力も栄も世々に父のものなればなり、アーメン

〇キリスト教の主な行事

(1)復活祭（イースター）

イースターの訳語、キリストが十字架上にて生命を召され、死後三日にして復活したことを祝う日であり、三月または四月に行われる。その祝日の算定は、春分後の第一の満月のあとの日曜日とされている。キリスト教徒にとっては、一年中で最大の祝日であり、この日を前後して罪を懺悔、告白することと、聖体拝領することが、キリスト教信者の義務とされている。

(2)誕生日（クリスマス）十二月二十五日

キリストの誕生を祝う日である。サンタクロースの物語は、黒海地方にニコラスという主教（牧師）が、貧者に匿名で贈り物をしたという故事によって、物語り化し伝えられたものである。

(3)洗礼

キリスト教の信者となるための儀式で、この洗礼によって人が神の子として新生することを意味し、それによって原罪と自罪、およびすべての罪が完全にゆるされ、神の恩寵によって神の子となり、天国に入る権利が与えられ、また教会の一員となれるということである。

○本町における救世軍

本町にはキリスト教の一派、救世軍があった。

大正四年、久那土村三沢土木請負業上田康吉（当時四七歳）は請負工事の不振により印判外交員となり、関東方面へ出張中栃木県足利町において、たまたま救世軍山室軍平の集まりに出てキリストの救いを受けた。以来熱心な信者となり、日夜信仰に励むと同時に家族はもちろん、一般民衆への文書伝道や言論による布教も怠らず、大正十年には甲府小隊の久那土支隊として曹長に任ぜられ、昭和二年には自宅付近に二階建の会館を建設し、救世軍久那土小隊となって毎週甲府小隊から講師を招いて日曜学校を経営し、時には東京から山室中将を招き、村民を集めて講演会を開いたり、農民福音学校を開くなど活発な宗教活動を続けていた。

昭和十五年九月、英国に本営を持つ国際的宗教団体という理由で解散を命ぜられ、名称を救世団久那土支部と変更した。昭和二十一年初夏、上田曹長は惜しくも逝去してしまった。同年九月救世軍は再建して、救世軍甲府小隊久那土分隊となった。しかし指導者を失って信者は徐々に少数となって、毎年クリスマスの行事をする程度となった。会館もいつしか取り払われて畑となり、昔をしのぶよすがもなくなってしまった。

第四章　神祠・仏堂

町内には神社や寺院にも属せず、社殿や堂宇を有して立派に祀られている神仏が多い。これらの神仏には季節の花などが手向けられ、いまなお地域の厚い信仰をあつめている。

本章では、神祠仏堂を有するもののみを取り上げて記述することとし、個人が祀った屋敷神的のものは除くことにした。

○北原子安地蔵堂

創建年月日は不詳、常葉日向古屋敷地内元正因寺附近に祀られていた。本尊は子安地蔵尊で、安産に霊験あらたかだといわれている。大正四年旧正月、現在地に改築の上遷座したもので、堂宇は三・六メートル四面・祭典は毎年七月二十四日に行っている。堂内には御輿もあり、昔は祭典日に御輿の渡幸もあってにぎわったものである。

○上埜妙法神

市之瀬上埜にあり、創建年月日は不明だが昭和十年に堂宇を改築して、一・八二メートル四方トタンぶきの堂宇とした。本尊は妙法大善神で、従来上埜だけであったが、改築を機会に下埜部落も合流して、現在は市之瀬日向組全部で一月十五日に祭典を行っている。

○下埜御崎社

市之瀬下埜にあり、祭神は倉稲魂命。昭和五・六年ころ改築して、間口一・八二メートル、奥行二・七三メートル、トタンぶきにした。昔から下埜部落全体で毎年二月初午の日に祭典を挙行している。

○阿弥陀堂

大炊平四七八番地の一（宮の前）境内約九〇平方メートル。本尊は阿弥陀如来であって、明治二十亥年一月願主当村中としてある。堂宇は間口二・七三メートル、奥行四・五五メートル草ぶきで、祭典は昔は七月十三日に村中集まって六斎念仏を修したものらしいが、今は行われていない。

○十二天王社

長塩鍛冶屋部落にある。本尊として梵天・地天・日天・月天・帝釈天・焔魔天・水天・毘沙門天・火天・羅刹天・風天・伊舎那天の十二天王を祀っている。創建の時は不明だが（文化四卯年十月一日の棟札あり）堂宇修繕は大正十五年八月十五日竣工、間口五・四五メートル、奥行五・四五メートル、草葺屋根、昭和三十三年七月十五日屋根替工事を施して現在に至る。なお毎年七月十五日長塩全部落で祭典を執行している。昔は遠方からの参詣もあって盛んだった。

○横手地蔵堂

所在地は東横手。明治初年創建。本尊は地蔵菩薩。終戦直後南沢の地蔵堂が台風で倒壊したのでそこの本尊を遷座してここに併祀した。堂宇は間口三・六四メートル、奥行六・三六メートル、祭典は毎年八月二十三日に執行している。

○一色子安地蔵堂

昔、峰部落に地すべりがあったとき部落の老人がこの等身大の石地蔵尊を背負って避難し、地すべりがおさまってから立派なお堂を建てて祀った。然しこれも終戦直後台風のため倒壊してしまった。そこで部落の陽光寺が長野県へ移転したまま無住になっているので、その跡を改築して間口一〇・九〇メートル、奥行三・六四メートル亜鉛板ぶきの公民館を建てたので

その中へ安置して春は四月、秋は十月部落中でお祭りをしている。

○鬼子母神堂

三沢奥抔にあり、伝説にいう。文永十一年八月、高祖日蓮聖人が当村通行の際自から祖師像ならびに鬼子母神像を刻み祖師像は日向に祖師堂（現在の正法寺）を建て鬼子母神像は奥抔に鬼子母神堂を建てて祀った。今の公民館（間口八・二メートル奥行一〇・九メートル亜鉛板葺）である。この鬼子母神像はその後何かの理由で江戸に遷され、現在某所の鬼子母神堂の本尊として祀られている。よって奥抔ではその後へ同形の物を作成して現在安置し毎月十二日に組中集まってお題目を上げて礼拝している。

なお例大祭は毎年七月二十九日でこの鬼子母神の守護があるため、昔から奥抔には子供の災害と火災が起きたことがないといわれている。

○阿弥陀堂

三沢矢の花に在り、創建年月不詳。本尊は阿弥陀如来で、以前大道・割子組で稚蚕飼育所として使用するに手狭のため大正八年堂宇を間口七・二七メートル、奥行五・四五メートル亜鉛板葺二階建に改築拡張し、現在は集会場として使用している。大正の初期ころまでは阿弥陀講があって毎年定期的に集合して大きな数珠を繰って百万遍を唱えたものである。

○愛宕地蔵堂

京都愛宕山から勧請したらしいが、その理由・年月日ともに不詳。始め割子入りの望月清兵衛所有地に五・四五メートル四方の堂宇を築いてそこに鎮座し、組中で崇敬していたが七、八年以前この敷地を買収すると共に草屋根が荒廃のため亜鉛板に葺き替えて今日に及んでいる。祭典は七月・十二月各二十五日。

○開持観音堂

天保六年七月、深沢佐平治夫妻が四国八十八か所の遍路をすませて後奉納し部落一同で祀ったもので、本尊は観音菩薩である。年数を経たため堂宇は荒廃し、昭和二十七年ころ改築した。間口三・六四メートル、奥行七・二七メートル、二階建てトタンぶきとし組の集会場を兼ねている。毎年九月十八日開持部落全体で祭典を執行している。

○輪鳴地蔵

通称勝坂（かんざか）正しくは大字三沢字地蔵沢にある。由来については一切不明であるが、伝説としては第十二編第三章第四節口碑伝説の項に掲げたような話が残っている。村人はさっそくここにお堂を建てて地蔵尊を祀った。その後堂宇を改築して今は間口三・六三メートル、奥行五・四五メートル、トタンぶきの集会場になっている。祭典は八月二十四日と十二月一日である。

○大石地蔵堂

年月不詳、三沢大石地内に地蔵尊を祀り、ここに寛政四年五月切藤喜四郎、上田常七の両人によって庚申を併祀する。堂宇の間口は一・八メートル、奥行七・七三メートルで、毎年八月二十四日祭典を行っている。最近遠方から入学試験合格祈願などで参詣する者もふえてきた。

○明神堂

上田原二二四〇番地にあり開創年月日は不詳。四九・五平方メートルの境内に四・五五メートル、五・四五メートルの堂宇があり、日蓮聖人が建長五年清澄山旭ケ森で立教開宗をした時の姿、俗称「朝日の祖師像」が安置され、さらに年月不詳、附近の鬼子母神を併祀して共に部落の信者によって護持され、毎年十月二十五日例祭を行っている。

○岩船地蔵堂

切房木五七四番地字地蔵堂にあり。享保四年（一七一九）十月八日下野国（栃木県）下都賀郡岩船村岩船山高勝寺から勧請したもので五・四五メートル四方草葺の堂宇を建立して祀った。然し近年屋根は亜鉛板に葺替え毎年七月十六日に祭典を行っている。

○奥山半僧坊

明治の中ころ、切房木の赤池兵左衛門が先達となって切房木区民で農商講を組織し、静岡県奥山村（現引佐町）方広寺から半僧坊を勧請して来て葉船沢の奥湯の脇へ祀り毎年盛大の祭典を執行したのであるが、時代の推移と共に衰微して来たので大正四年間口三・六三メートル、奥行五・四五メートル瓦葺の堂宇を西方寺境内へ移転遷座したものである。その際、西方寺の須弥壇に祀ってあった弁天様を併祀して以来、毎年一月十五日祭典を行っている。

○妙見堂

車田部落の背後に聳え立つ高萩山の支峰にあり、万延元年三月摂津国（大阪府）能勢真如寺妙見堂から勧請奉祀したもので、本尊は北辰妙見大菩薩、明治三十年参道に四段九四級の石段完成。大正二年秋堂宇増築拡張、間口三・六四メートル、奥行九・〇九メートル亜鉛板葺、境内一一一五・四平方メートルを有し毎年四月十五日部落全体で祭典を営んでいる。

○水船地蔵堂

鎮座の時及び由緒など一切不明。地蔵菩薩を本尊とし、大正年代堂宇が荒廃して来たので大改修を施し間口一〇・九〇メートル、奥行三・六三メートル瓦葺とし、この時から部落の集会場として使用している。祭典は八月二十二日部落中で行う。

○通地（かようち）の地蔵堂

大磯小磯のうち八王子横手に祀ってあり、「通称通地（かようち）のお地蔵様」と呼ばれている。創建の時や由緒については不明だが三・六三メートル四方草葺の堂宇で昔は毎月二十四日に盛大なお祭りをしていた。然し昭和十二年道路改修の結果人通りが無くなり自然とお祭りも絶えてしまった。最近老人が病気になったり相ついで死亡したりするので易を占って貰ったら「お地蔵様のお祭りを廃したからだ」とのことで現在また春秋二期にお祭りをするようになった。昔は日照りが続くと若い衆が夜間ひそかに地蔵尊を担いで区長の庭へ飾りつけて置き、雨が降れば部落中で盛大なお祭りを挙行し、若し降らなければ地蔵尊を川の中へ沈めたものであるが、これらも昔がたりとなってしまった。と古老は話している。

○峯山観音堂

大磯の竜亀山磯善院境内に創建年月不明の観音堂があったが寛延三（一七五〇）年、この観音堂は火災のため焼失してしまった。よってこれを機会に峯山部落の要望により同部落へ移転再建し先規の通り磯善院で支配していた。その磯善院も近年本寺慈観寺へ合併して廃寺となってしまった。この観音堂の堂宇は間口二・七三メートル、奥行三・六三メートル亜鉛板ぶきで一部を精米所に使用している。

○古関地区忠魂堂

大正の初年から中ころへかけて各町村の在郷軍人会では競って英霊奉斎の聖業を始めた。即ち富里村では諏訪神社境内へ招魂社を、久那土村では小学校敷地へ忠魂碑を建立した。古関村では瀬戸方外院境内に間口七・二七メートル、奥行四・五五メートル瓦葺の忠魂堂を建立し大正十年二月二十六日盛大な入仏式を挙行した。以来毎年彼岸に慰霊祭を厳修している。

○根子地蔵堂

根子蔵屋敷四、二〇六番地にあり。間口三・六三メートル、奥行四・五

四メートル亜鉛板葺。元根子四、一六五番地にあったが荒廃したので、大正六年九月建て替えることになった。その時五軒屋の根子弾正を祀ったお堂が諏訪神社へ合併して廃社になったままあるので、その建物を譲り受けて改築することになり、改築を機会に現在地へ遷したものである。

その時の大工は、道村の佐野道太郎、屋根職は樋田の河西左京世話人は小林六兵衛ほか三人である。さらに昭和五十四年四月八日草葺屋根を亜鉛板に葺き替えた。祭典は春秋彼岸に行っている。

○峠の観音堂

折門ターノミヤにあり。開創の時は不詳だが本尊は三十三体の観音像、堂宇は間口三・六三メートル、奥行五・四五メートルの草葺屋根で丸畑の岩松長右衛門詠ずるところの歌の大額が懸けてある。祭典は四月・十一月各三日で部落が無人になった関係上、三十三体の観音像が紛失することをおそれて現在は御弟子の諏訪神社へ遷してある。

○不動堂

釜額中瀬地内にある不動堂は、以前字滝の前に鎮座していたのを道路工事のため昭和五十五年三月現在地へ遷座したもので、本尊は不動明王。堂宇は間口三・六三メートル、奥行六・三六メートルである。戦前は毎年祭典を執行していたが戦後は絶えてしまった。

○樋田の阿弥陀堂

天正八年八月十九日慈観寺八世真岩嶺達和尚開山、始め久遠庵と称す。

第五章　教団宗教・講

第一節　神道的教団

教団宗教は、これを大別して神道的教団と、仏教的教団及びその他の三つに分類することができる。いずれも所属神社や仏閣などを持つ教団である。そのうち神道的教団としては、幕末期より出現したといわれる左の一三派があった。

宗派神道一三派

名　称	宗派独立公認年次	主　祭　神	教　祖	昭和八年信者数
扶桑教	明治　十五　年	天御中主神等	長谷川角行	四八六、九四六
実行教	〃　十五　年	〃	柴田　花守	四〇三、五一九
黒住教	〃　九　年	天照大神等	黒住　宗忠	五五一、二三六
禊　教	〃　二十九年	天御中主神等	井上　正鉄	三三七、二八三
天理教	〃　四十一年	天理王命	中山　美伎	四、一一八、二三八
金光教	〃　三十三年	天地金乃神	川手文次郎	七四七、八六九
神理教	〃　二十七年	饒速日命	佐野　経彦	一、四一二、三三二
大成教	〃　十五　年	天御中主神	平山　省斎	七二八、三七三
神習教	〃　十五　年	〃	桜辻　規清	七三九、三八一
御嶽教	〃　十五　年	国常立命大貴己命小彦名命	下山　応助	二、〇三八、六四七
修成派	〃　九　年	天御中主神等	新田　邦光	四一一、八〇一
神道本局	〃　十七　年	〃	芳村　正秉	一、二〇六、七七八
大社教	〃　十五　年	大国主命	千家　尊福	三、三四三、四七七

以上が宗教神道として、昭和八年現在わが国に存在していた神道教団であって、各地方の郷村に根強く生き続けているのである。

わが下部町には、その後神道的教団ともいうべきいくつかの教団が存在していたので摘記する。

一　天理教

中山美伎の神がかりに基づく創唱系神道で、幕末期、大和国山辺郡庄屋村（天理市三島町）中山善兵衛の妻みきが四一才の時、夫と長男が同時に病気にかかり、修験者の市兵衛に祈とうを依頼した際加持台となり、天保九年十月二十六日神がかりによって天啓をさずかり、身の因縁、地場屋敷の因縁、旬刻限の理を本として『欲しい、惜しい、かわいい、腹立ち、高慢、欲のほこり』の八つを払うことを説き、親神天理王命を奉斉主神とし十柱（国常立神、面足神、国狭槌命、明読命、雲誌命、惶根命、帝釈天、大戸辺命伊弉冊命）の古典神をおき、御筆先、御神楽歌『悪しきを払うて助け給え天理王の命』、おさしずを根本原典として宗教活動を展開することによって無限のご利益が得られるという天理の教えである。

二　金光教

教派神道の一派で、安政六年十月二十一日岡山県の寒村、占見村の川手文次が、教主（今教大陣）今神の啓示によって立教したといわれている。この派は天神の活の神すなわち今神を信じ、信心即霊験を主張する教理である。

三　世界救世教

創始者は岡田茂吉、明治十五年に生まれる。神霊学を学び大正十五年、

神の啓示を受け、昭和十八年一月一日「大日本観音会」を創立し、昭和二十五年、宗教法人世界救世教と改称し、現在に至っている。

別名「お光り教」と呼ばれ、てのひらより出る霊光によって相手の霊も清められ、その病もいえるとされ、その応用が田畑の農作物にも及ぶとされ、自然農法をすすめた。

教義

一、神は光にして光のあるところ平和と幸福と教義あり

一、無名暗黒には紛争と欠乏と病あり、光と栄えを欲する者は来たれ

一、来りて神の御名を奉称せよ、さらば救われん

といった光の家づくりを中心に諸種の教えを説いている。

またこの教団の目的とするところは、この人間界の三大苦とされている病、貧、争を根絶した地上天国の建設がその骨子となっている。

崇　神　大光明真神（みろくおおかみ）

経　典　天国の礎五巻その他

信徒数　不詳　全国信者数約七〇万名

本部は静岡県熱海市桃山町二六番一号にあり、山梨県には支部の峡南布教所常葉出張所（常葉九一四）が設けられている。

第二節　仏教的教団

この稿は、下部町における仏教的教団のみを挙げて概略説明とする。

一　妙智会教団

創始者は宮本ミツである。明治三十三年四月十五日、千葉県九十九里町に生まれ、大正七年、宮本孝平と結婚し、霊友会教団に入会する。昭和二十五年十月霊友会を退会、妙智会教団を設立する。

名称の由来　創始者宮本ミツの「神示」によって名付けられた。

教義　法華経による先祖供養を行践することを目的とし、宮本孝平が唱え信条とした「忍善」を生活の基本とし、懺悔をもって自己人格向上の指針としている。

本　尊　十界互具曼荼羅

信徒数　約五十名（本町）全国信者数約七〇万名

聖　地　孝平の誕生地九十九里町

二　立正佼成会教団

庭野日敬と長沼妙佼とによって昭和十三年三月五日、霊友会より分派して立正佼成会を創設した。

教義　法華経による個人と社会国家の成仏であり、その方法として「法座」を中心としている。法座とは、法を中心とした語り合いの場のことであり、個人の懺悔や信仰上の問題について語り合い、人格の向上を図り、仏国土の建設を目標としている。その主要な活動として「明るい社会づくり運動」の提唱者となり、国際的には「世界宗教者平和会議」の推進者ともなって、一教団としての範囲を超えた運動を行っている。

本　尊　久遠実成釈迦牟尼仏

経　典　法華三部経

信徒数　約三十名（本町）全国信者数約四八〇万名

三　創価学会

初代会長は牧口常三郎であり、明治四年六月六日、新潟県に生まれる。札幌師範学校に学び、後に小学校長となる。

明治三十四年上京。人生地理学を発刊、後にこの書を元として、「人生の目的は価値創造にあり」として、創価教育学会の理念を生みだした。

昭和三年、日蓮正宗大石寺に入信、昭和十二年、創価教育学会なる会を組織した。

教義　御本尊である十界互具の曼荼羅を固く信じて、王仏冥合（おうぶつみょうごう）、すな

わち一国の政治が日蓮の仏教思想と合致したとき、その国家が住みよい理想郷となる。それが個人の真の幸福生活の確立である。その確立には「日蓮正宗のよき信者であれ」として折伏を行っている。

本　尊　日蓮聖人弘安二年に書かれた曼荼羅
経　典　法華経
信徒数　約三〇〇名（本町）全国信者数約一千八〇〇万名

第三節　その他の教団

一　生長の家

昭和五年三月一日、谷口雅春によって創立された。

昭和四年、神示を受け、自己の使命を悟り、昭和五年「生長の家」誌を発刊、「生命の実相」四十巻を発刊し、この教団の根本経典とする。

昭和十一年、教化団体「生長の家」と正式に名称をとる。昭和二十四年、宗教法人「生長の家」教団として確立する。

教義　「生」とは無限の個人の生命、「長」とはその生命の無限の広がりであり、その交わる中心が「家」となり、その家は全宇宙の集結したところなりとして、神聖人間観を打ち立てている。そして国家観として、天皇を中心とした「日本国実相顕現」という教えを打ち出している。

その信者は、毎朝行うとされている「神想観」の礼拝がある。この思想は「物質はない、肉体もない、人は神のいのちそのものである。」という観点から、神を想う観行、瞑想、祈りの行が中心である。さらに月一回、相愛会と呼ばれる集会が会員の家で開かれる。

教　典　生命の実相四十巻など
信徒数　不詳　全国信者数二五五万名

第四節　講

○伊勢講　伊勢神宮は国民信仰の中心で、一生に一度お伊勢参りをすることが一つの念願であったので、多くの村（部落）には伊勢講がたてられた。代参は講中からおおむね二人宛が選ばれ、正月の松の内に出かけた。富士川を下って岩渕に出、東海道を上った。代参人は抽籤できめ、費用は部落負担であった。帰村後はお札を配り村へ報告をした。昭和十年ころには伊勢講はほとんどなくなった。

○秋葉講　下部町のほとんどの部落には、境内社あるいは路傍などに木をくりぬいた祠の中に、秋葉神社のお札が納められている。このお札は遠州秋葉山に火伏せの神として祀る迦具土神の分霊である。本町内の多くの村々には秋葉講がたてられ、講中より抽籤できめられた代参者二人は正月の初詣でをしてお札を戴き、帰村後は各戸に配って台所に祀った。費用は村負担か半分補助程度のものが多かった。

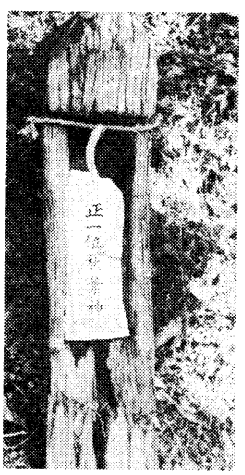

代参講帳（瀬戸区）

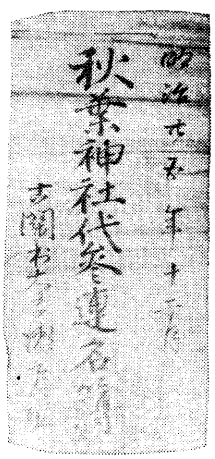

秋葉神（中之倉）

火の利用は人間の生活上不可欠な要素であって、旧石器時代から照明用に、食物の料理に、焼き物に、あるいは暖房用として、猛獣撃退用として広く使われたものであろう。人間も他の動物と同じように火をおそれ避けていたものと思われるが木々の摩擦とか落雷などの偶然の結果として

火を得、利用することによって文化発展の基をひらいた。地震、雷の天災と共に火災は昔から最も恐れられていた災害である。日本の家屋の建材や水利の悪条件によって、しばしば大火災に見舞われたので、この神への信仰が厚くなったのであろう。長い間続けられた秋葉講代参制度も戦時食糧難の時代を迎えて多くの部落では中止されたが、今だに秋葉講を継続している部落もある。

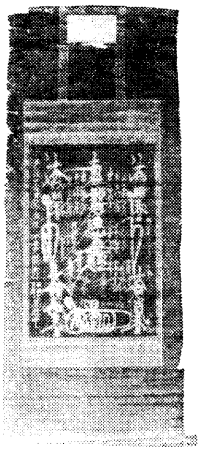

二十三夜講掛軸

○二十三夜講　二十三夜塔は大草や道部落になどに祀られている。この講は陰暦二十三夜の月を信仰するという月待ちの行事で、普通は一月、五月、九月、十一月に行われたものである。室町時代に貴族社会に広く行われた優雅な行事であるとされているが、江戸時代には民間でも広く行われ、講をたて徳大勢至大菩薩の掛軸を掲げて月の出を待つ信仰であったが、今は飲食を中心に娯楽の要素も多分に含まれるようになった。「おさんやさん」とか、これに庚申講を兼ねながら、今なお町内では数か所の部落でこの行事が行われている。

塔の多くは明治時代のもので、月待ちの行事が如何に盛んであったかを物語っている。

○太子講　太子講は所によってやり方も違うようであるが、テーシコウといって、その土地の職工、大工、左官、石工、木びき職などのいわゆる職人達が、日を定めて部落の当番にあたる親方の家に集まって、聖徳太子の掛軸を掲げ、檜の葉の上に野菜、菓子などの供物を供え、酒食を共にしながらお祝いする行事であるが、今では料理屋を利用して太子講を催す場合もある。この日はお互いの仕事の打合せや、手間代の相談、苦心談などを語り合いながら、歓をつくすことが主な内容であった。



庚申象



庚申塔（釜額）

○庚申講　庚申塔（像）は下部町内では三八体を数える。庚申の信仰は干支の庚申にあたる日の禁忌行事を中心とする信仰である。庚申塔（像）は青面金剛菩薩をまつり、その下方あるいは台石には不見、不聞、不言の猿三匹を刻んであるものや、自然石の文字碑も多い。

その起こりは遠く、中国の道教守庚申に由来する禁忌の思想からきたもので、我が国に伝えられたのは平安時代であるという。室町から江戸時代へかけて盛んに行われたが、その後神道と仏教の混交によって、神家では猿田彦命を、仏家では青面金剛菩薩と帝釈天を祭神としてまつり講中によって庚申待ちという祭事が行われた。

人間の体中には青姑、白姑、血姑の三匹の尸（虫）または彭（虫）がいて、庚申の夜人々の睡眠中に身体をぬけ出して昇天し、天帝にその人の罪やあやまちを告げて命をとらせるという信仰から、その夜は潔斉して徹夜し、三尸の昇天を阻もうとする行事である。また別に庚申の夜身ごもった子は不吉であるという俗説から、夫婦共寝をしないのが通例ともなっていた。

庚申の日は年に六回あるが、庚申講はその度ごとに講中の家を輪番に回り、祭神をまつってその前で鐘をたたきながら「コウシンデーコウシンデー、マイタリマイタリソワカー、ビールシャノーナムカダラハラソワカー」と呪文（真言）数百回唱えるのが、庚申待ちの祭事で、その後は徹夜して酒食をし、団子を二つもらって朝方帰宅したものである。

この風習はひとり下部町のみでなく、昔から全国一般に行われ、信仰とともに庶民の娯楽や社交場ともなっていたのである。この庚申講も時代の推移と共に衰え、明治のころから全く忘られ、今日では庚申塔（像）のみが、当時の遺物として建てられているに過ぎない。しかし切房木新井組では、天明五年から始められた庚申待ちと、明治のころから二十三夜の月待ちの行事と併せて、徳大勢至菩薩の掛軸と六臂の青面金剛の像をまつり、お三夜様と称して、一月、五月、九月、十一月の二十三日当番の家へ集まって、今なお継続して行われている。今は新暦のことでもあるし、遅くとも十一時ころには団子二個もらって帰るという、昔のおもかげの一端をのこしている。

○山ノ神講　山を守り、山の安全をつかさどる神として、全国的に広く信仰された神で、大山祇命がまつられている。

下部町は昔から林産物に恵まれていたので、山の仕事も多く従事者も多かった。また鉱業も八か所で経営された歴史もあるところから、守護神として山ノ神をまつり、無事安全を祈願したもので、事業所をはじめ山の入り口、または境内社としてほとんどの部落にまつられている。

一月十七日を祭例の日と定め、あるいはこの日を「山の神の冠おとし」ともいい、山ノ神が冠の落ちるのも忘れて懸命に狩猟をする日として、一日山へはいってはならない習慣にもなっている。また同好の人達によって山ノ神講もたてられ、月の十七日には講中を輪番にまわり、山ノ神をまつって酒食を共にしたものである。

○石尊講　石尊社の本社は、神奈川県雨降山にまつられてある阿夫利神社で、大山石尊大権現（大山祇命）をまつる。この石尊大権現は勝負の神ともされて、江戸の講中では一丈もある大刀を背負い、雨降山に登山参詣したともいわれ、また雨乞い祈願には霊験あらたかであるところから、農耕利益神として信仰されている。

祭典にはフジサン、コミタケ、セキソンダイコンゲン、ダイテングショウテングアイミンノウジノ、イチンライハイ、キミョウチョウライ、サアンゲサアンゲ、ロッコウションジョウと唱えながら、石尊垢離といって沐浴して、心身を清めたものである。

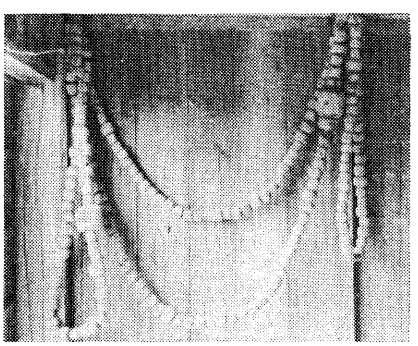

百万遍念仏講　数珠

○金毘羅講　薬師十二神将の一神である金毘羅大権現をまつる、本社は香川県琴平町にある金刀比羅神社である。普通は武装をした憤怒の姿である。大物主命は垂迹の姿であるとし、室町のころから海神として、また海上安全の守護神として、漁民はもとより一般庶民の信仰を集めている。本町に昭和の始めころまでは講があり、二人ずつで代参した記録もあるが、今は全く行われていない。

○百万遍念仏講　元弘元（一三三一）年、後醍醐天皇の代、疫病が大流行をした折、京都智恩寺の八世空円が天皇の命によって、七日間百万遍の念仏を行ったところ霊験があったので、百万遍の称号を賜わり勅願寺となった。

江戸時代には、僧侶や一般の人たちが大勢集まって輪をつくり、数珠を繰りまわしてみんなで念仏を唱えるという法要で、本町内にはこの大きな数珠や、それにまつわる碑が清沢、大草、大炊平区に大切に保管され建立されている。芝草区からは回数の記録が発見されているが、百万遍唱えるには幾日も要したようである。

湯之奥部落では百万遍念仏が今なお継承され、正月二十三日を百万遍念仏の日と定め年一回行っている。当番は輪番制で、当日は朝から当番の家に集まってお飾りなどの準備しを、午後は部屋の中央に飾られたお柱を中心に円座をつくり、念仏を唱えるという方式であるが、数珠は用いられてはいない。終了後はかざりの綱をもらって帰り玄関に備え魔除けにするという風習である。この百万遍念仏は加持祈禱か法要のために行われたかは、つまびらかではない。

第六章　民間信仰

第一節　概　説

民間信仰とは、神道や仏教のように教団の組織や、教理も体系をもなさず、心願成就のために個々断片的にある民衆集団によって支えられている信仰である。したがってその内容も種々さまざまである。一部には自然宗教としての高い宗教的権威をもっているものもあれば、逆に単なる俗信や迷信の域を脱し得ないものもある。全般的に民間信仰は呪術宗教的色彩が強く、また発願成就という現世利益的でもある。しかしながら民間信仰は、宗教と社会とを結ぶ機能はもっているが、高度の教理をもち組織化された神道や仏教教団の宗教現象や信仰行為とは、おのずから性格を異にしている。また仏教のように特定の教義や、教理を創唱制定した宗祖とか教祖が存在しないのが普通である。

人間が、唯一絶対なる神仏を信仰し帰依することによって自らを慰め、無常を見きわめ、安心立命をこい願うことは生物本来の姿であって、人それぞれの神仏をまつって信仰の対象とし、大願成就を祈るという依頼心から生まれたものが、いわゆる民間信仰である。

第二節　路傍の神仏

路傍の神仏は、いわゆる民間信仰の対象の神仏であって、一定の組織も教理もなく、信仰者は郷村の大衆である。願いをかなえ村を守護する神仏としての民間信仰が、着実に定着して、今なお季節の草花や果物が供せられて、その信仰の深さを感じさせる。

我が下部町においても、民間信仰の路傍の神仏がすべての村（部落）の中心に、あるいは村境に小さな祠や碑石を建てて厚くまつられている。その数は次の通りである。

	神仏別	体数	備考
1	道祖神	一三五	
2	庚申（塔・像）	三八	
3	地蔵菩薩	二七	
4	観世音菩薩	一一〇	
5	秋葉神	一四四	
6	山之神		
7	蚕影神		
8	稲荷神		
9	鬼子母神		
10	二十三夜塔		
11	御崎神		
12	その他		山之神、屋敷神など

一　道祖神

道祖神は、所によっては塞の神とも呼ばれ、ほとんど全国くまなくまつられている。その中でも山梨、長野、神奈川県は他県に比して多い。山梨県の道祖神は長野、神奈川などの隣接県のものと大同小異で、大部分が江戸時代の作になるものが多い。その御神体は単身像、男女双神像を主とするものと、丸石、男根型の石棒の陽石、女性性器型の陰石や、そのどちらとも判別のつかない奇形の天然石を御神体としてまつるものもある。その

起源も古く、古代人の信仰の遺物として貴重な資料と考えなければならない。

我が下部町における御神体は男女双神の石像が大多数である。（御弟子の双神像の道祖神は下部町文化財指定）単神像、文字碑、石の祠及び丸石、石棒の陽石、その他天然石等さまざまである。元来道祖神は庶民によって守り続けられて今日に至ったもので、政治的な保護を受けたり、統治の道具立ての役目を果たしてきた神社や仏閣とは違って、雨露にさらされても朽ちない石祠で作られたことでもあろう。

道祖神は部落境やつじなど至るところで見かけられ最も親しみ深い神様であり、また道祖神については人それぞれによって解釈も違うほど多様なのである。民族学辞典によれば、岐神（ふなとのかみ）衝神（ちまたのかみ）道神（たむけのかみ）塞神（さえのかみ）などともいい、また道陸神（どうろくじん）などともいわれるが、下部町における今までの調査によれば、その大半は猿田彦命（さるたひこのみこと）と天鈿女命（あめのうずめのみこと）の二神がまつられ、道祖神様と呼ばれ親しまれている。

道祖神は行路の神、旅行安全の神なる道神の信仰や縁結びの信仰、さらには防障防塞の神で、外部から襲い来る疫病、悪霊などを村境や峠、つじ橋のたもとなどで防ぎ止める神様であり、また生者と死者、人間界と幽冥界との境をつかさどる神とも習合された。また仏教渡来とともに六道輪回の思想から六道つじなどと仏教的解説化も進み、本地垂迹を説き、ついには六地蔵、六観音などとも合わせまつるようになった。

下部町における双神像の中には、肩を組み手をとり合っているもの、女神が子を抱き男神がしゃくをもつもの、一片の由布を持ち合っているものなどが多いが、さらに型姿体別に分析してみると次のようになる。

部落	型姿体	建立年月日
清沢菅久保	舟後光握手型双神像	不詳
清沢	舟後光木綿持型双神像	年不詳十月吉日
大炊平	流造石祠型	文化五年辰正月十一日
〃	舟後光型双神像	不詳
〃	舟後光型双神像	年不詳　八月七日
岩欠下	流造石祠型	寛政七年卯九月
〃	舟後光型双神像	不詳
岩欠上	御幣型双神像	寛政六年寅天六月吉日
〃	自然石文字碑型	明和三年八月
杉山	起舟後光握手型双神像	寛延四歳未六月十四日
和名場原	舟後光御幣型双神像	不詳
〃	欠落不詳	不詳
〃	起舟後光合掌型	不詳
栃代	起舟後光木綿持型双神像	明和六年丑十月吉日
横手	玉垣合掌型双神像	不詳
屋敷南沢	城郭御幣型双神像	文政二年卯正月吉日
丸畑笠	城郭起舟後光御幣型双神像	不詳
大曽里	舟後光握手型双神像	不詳
大曽里	石祠型	嘉永六丑年正月十四日
〃	石祠型	不詳
古屋敷	舟後光木綿持型双神像	宝暦八寅天〇月十四日
向川	起舟後光御幣型双神像	寛政三亥天九月吉日

部落	型姿体	建立年月日
紙屋	起舟後光型双神像	天明三年五月吉日
鍛冶屋	流造石祠型	明治二十三年庚寅正月十四日
〃	握手型双神像	不詳
市之瀬日陰	起舟後光御幣型双神像	寛政四年子四月十四日
市之瀬日向	破風木綿持型双神像	不詳
〃	球形型	寛政二年正月〇日
境畑	破風御幣型双神像	天明二年創立大正元年十二月再建
五条	自然石文字碑型	昭和二十九年四月
酒屋中島	石祠型	不詳
日向	笠付型双神像	寛延四辛未年
〃	舟後光握手型双神像	天明二年寅三月十四日
昭和組	自然石文字碑型	不詳
山口	木綿持型双神像	昭和十四年六月吉日
川窪	破風御幣型双神像	宝暦六年丙子十二月吉日
宮之平	石祠型	明治四年未十二月
〃	流造石祠型	天明六年九月吉日
杉ノ木	舟後光御幣型双神像	文化十二年
〃	双神像	宝暦六子年正月十四日
出口	流造石祠型	宝暦六子年
竹之島	流造石祠型	明治二十一年一月十四日
上之平	流造石祠型	弘化二年巳十二月吉日
大子	城郭石祠型	不詳
波高島	流造石祠型	文化十二年八月吉日
桃ケ窪	城郭石祠型	不詳
川向	石祠型	不詳
下部横道	自然石文字碑型	昭和七年四月十四日
廻沢	自然石文字碑型	昭和三十二年一月十四日
島	石祠型	昭和三年八月十五日
島上	石祠型	昭和二十六年四月十四日
湯町	石祠型	不詳
湯之奥	流造石祠型	寛政元年酉十一月吉日
一色和平	流造石祠型双神像	昭和三年四月十四日再
一色宮の前	流造石祠型	天明二年寅十一月吉日
〃	板碑型双神像	明治十五年壬午年芳十一月吉日
清水	合掌型双神像	不詳
芝草	木祠起舟後光型双神像	不詳
水船	起舟後光握手型双神像	不詳
道椚尾	起舟後光握手型双神像	明和三年丙戌十月大吉日
道上	石祠型	大正十四年四月十四日
〃	起舟後光型双神像	不詳
道下	木祠木綿持型双神像	不詳
〃	木祠木綿持型双神像	不詳
〃	自然石	不詳
切房木上	破風型双神像	宝暦二申年
〃 新井	起舟後光木綿持型双神像	明和元年
〃 下	玉垣起舟後光合掌型双神像	不詳

車田	自然石文字碑型	明治三十三年八月	
〃	舟後光型双神像	不詳	
樋田	玉垣石祠型	寛政三年亥十月吉日	
〃	玉垣破風合掌型双神像	不詳	
熊沢	自然石文字碑型	文久元年辛酉三月吉日	
久保	球形型	不詳	
〃	握手型双神像	不詳	
嶺	合掌型双神像	不詳	
大山上	起舟後光握手型双神像	安永二己天九月大吉日	
大山下	起舟後光握手型双神像	安永二己天九月吉祥日	
大草	球形型	安政卯年竜集丁巳孟夏穀旦	
塩貝	丸彫握手型双神像	不詳	
〃	自然石文字碑型	明治廿三年正月建	
十五所神社裏	舟後光握手型双神像	八月吉日	
〃	石棒型	不詳	
〃	石棒型	不詳	
〃	石棒型	不詳	
〃	石祠型	不詳	
〃	舟後光御幣型双神像	寛政十一年	
日向	自然石文字碑型	大正七年二月二十五日	
開持	舟後光木綿持型双神像	明和三年戌三月吉日	
割子	流造石祠型	寛政十一年未十月吉日	
奥抔	流造石祠型	昭和十九年十一月	
大石	流造石祠型	寛政十二庚	
〃	舟後光合掌型双神像	不詳	

楠田	石祠型	不詳	
平松	起舟後光木綿持型双神像	明和七年四月十四日	
上田原	起舟後光合掌型双神像	不詳	
〃	石祠型	嘉永二年極月吉日	
丸畑田之上	舟後光握手型双神像	不詳	
〃向川	石棒型	享保六年八月十二日	
〃	合掌型双神像	昭和八年八月十五日	
〃	自然石文字碑型	不詳	
宮之平	玉垣御幣型双神像	不詳	
〃	合掌型双神像	不詳	
〃	合掌型双神像	不詳	
馬場松葉	玉垣舟後光型双神像	昭和二十五年一月十四日	
新井	板碑合掌型双神像	大正七年三月吉日	
釜額下	自然石	不詳	
〃	舟後光型	不詳	
〃	舟後光御幣型双神像	寛政三年亥六月一日	
釜額上	破風御幣型双神像	不詳	
中之倉	起舟後光握手型双神像	明和四年丁亥八月大吉日	
中屋敷	起舟後光握手型双神像	明和四年丁亥八月大吉日	
瀬戸	舟後光合掌型双神像	不詳	
〃	笠付文字碑型	明和九年十月〇日	
〃	流造石祠型	安永五年四月吉日	
根子下	舟後光型双神像	不詳	
〃	舟後光型双神像	不詳	
〃日照	起舟後光型双神像	不詳	

部落	型姿体	建立年月日
根子五軒屋	舟後光型双神像	不詳
〃沢之上峠	舟後光型双神像	不詳
八坂	起舟後光型双神像	不詳
三ツ沢	起舟後光御幣型双神像	不詳
折門上	起舟後光型双神像	不詳
折門下	起舟後光握手型双神像	明和六巳丑年十月吉日
御弟子沢	起舟後光型双神像	不詳
上小磯	起舟後光握手型双神像	明和六年巳丑九月吉日
八王子	舟後光型双神像	不詳
〃	破風握手型双神像	不詳
八王子	舟後光型双神像	不詳
仏僧	笠付文字碑型	慶応元年十月吉日
〃	双身像	不詳
峰山	合掌型双神像	不詳
峰山部落	起舟後光型双神像	不詳
	起舟後光合掌型双神像	寛政八年酉辰十月吉日

このように数多くの道祖神が、旅行安全や縁結び、または部落の安全を守護する神として厚くまつられている。

道祖神の祭礼は、正月十四日―十五日を中心に行われる。「ドンドン焼き」には神前に供えたくわ形とか、門松や書き初めなどを一緒に燃やす。そうすると字が上手になるとか「繭玉飾り」の団子を焼いて食べればかぜをひかないとか、「お山飾り」の柳を輪にして屋根になげておくと火難、水難、疫病その他の災難から免れることができるとも信じられている。また所によれば「嫁祝い」「嫁のしりたたき」とか「しりつまみ」「おかたぶち」など縁結びにちなんだしきたりも、その日に限って許されるという風習も残されている。またカツの木で作られた、片面には奉納、猿田彦命、願主、誰々と書いた刀やきね、あるいはアホンダレと称する一メートルもの人型を供え、五穀の豊じょうと家内の安全祈願の風習も町内には今なお残されている。

二　庚申塔（像）（本編四章第四節参照）

三　地蔵菩薩

地蔵菩薩は釈尊の入滅後弥勒菩薩が仏となって出世するまでの間、無仏の世界に住して六道の衆生を化道するという菩薩で、宗派とは関係なく衆生とともに六道（天、人、修羅、餓鬼、畜生、地獄）を輪回して、六道に悩み苦しむ衆生を済度する菩薩と信じられている。また末法相の仏として、いかなる仏の救済からも見放された衆生に、最後の手をさしのべて救ってくれるという菩薩であり、俗信としては小児の生長を見守り、不幸にして若死した時はその死後を救いとってくれる仏とも信じられて、平安のころから厚く信仰された。このお地蔵様は五穀の豊じょう、人々の悩みや苦しみを救ってくれる霊験のことや、あるいは置かれる場所などによって田植え地蔵、田刈り地蔵、火伏せ地蔵、屋根葺き地蔵、刺抜き地蔵とも、子安地蔵、延命地蔵、親子地蔵、腹帯地蔵、雨降り地蔵、勝軍地蔵などとも呼ばれる。庶民の生活と非常にかかわりが深く、信仰もますます厚くなった。さらに六道を示現するということから我が国固有の道祖神信仰と結びついて辻地蔵（六地蔵）とも呼ばれ、村や村人を守る守護仏ともなって路傍に立ち民衆とのつながりはますます深くなった。今でもお地蔵様には季節の草花や果物が供えられたり、大願成就というのぼりや、真新しい座布とんやよだれかけが上げられている。信仰の深さを物語っているのではないだろ

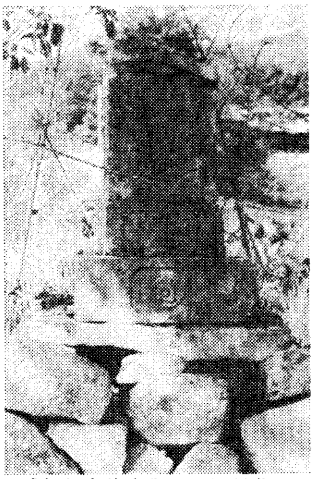

城郭起舟後光御幣型双神像
（古関・丸畑）



自然石文字碑型（熊沢）



舟後光握手型双神像（菅久保）

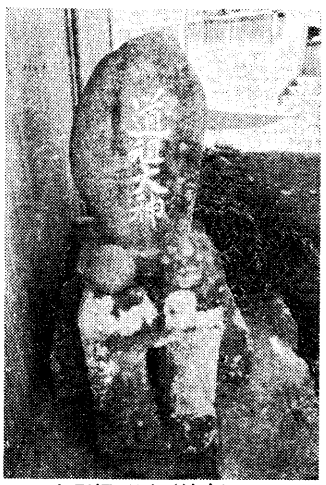

丸彫握手型（前方）
（三沢・塩貝）

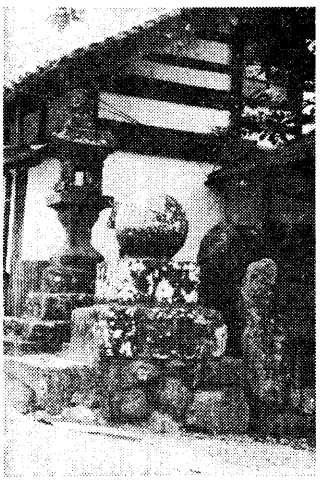

球形型（三沢・大草）

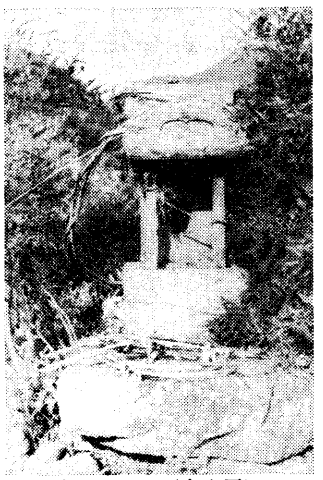

流造石祠型（上之平）

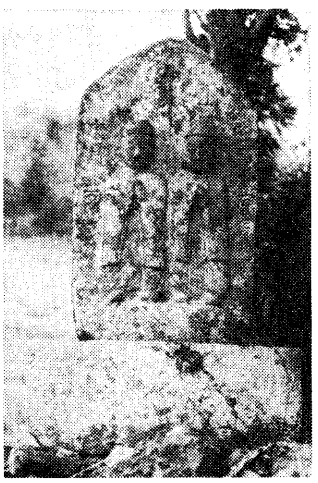

起舟後光型双神像
（峰山）



板碑合掌型双神像
（古関・新井）



笠付型双神像（常葉・日向）

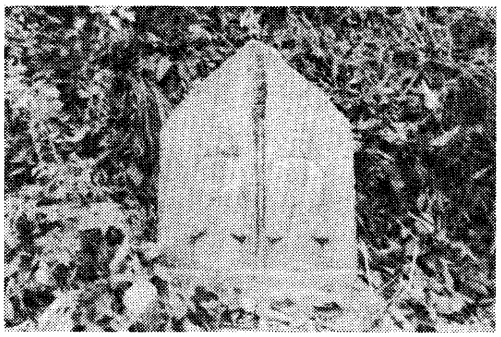

舟後光型双神像（根子下組）

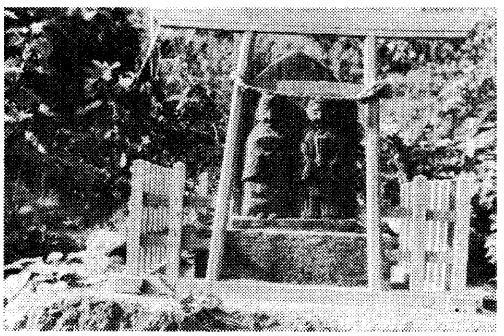

舟後光型双神像（古関・馬橋・松葉）

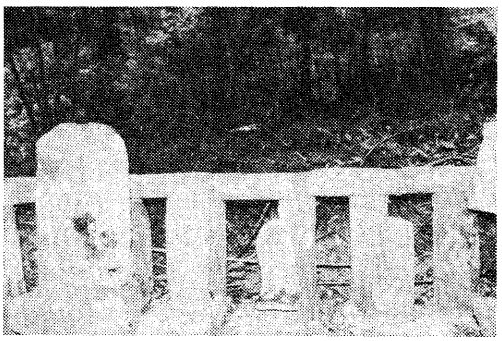

石棒型（中央）（三沢・日向）

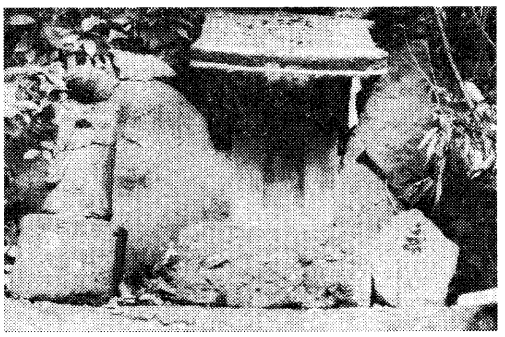

石祠型（湯町）

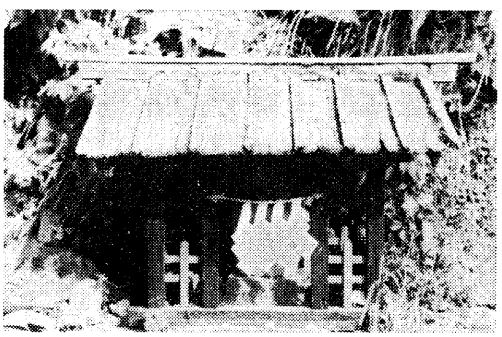

木祠起舟後光型双神像（芝草）

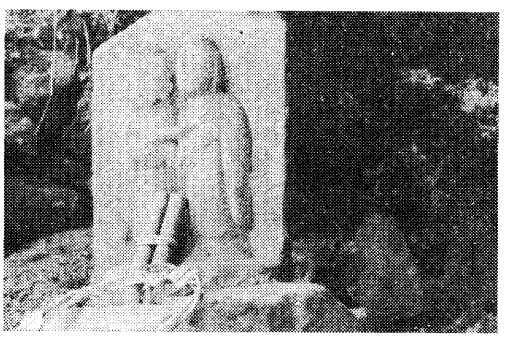

起舟後光木綿持型双神像（栃代）

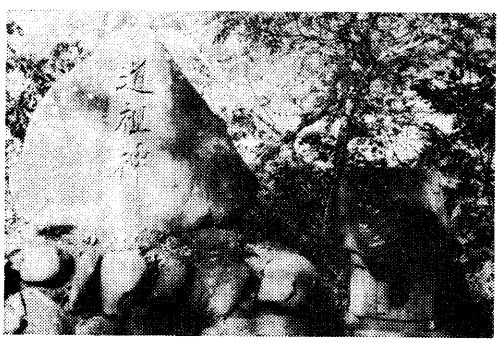

自然石文字碑型（昭和組）

うか。

現在下部町にも多くの地蔵様がまつられているが、その一例を挙げてみることにする。

(1) 六地蔵

村を守る守護神として信仰されているが、六道において民衆の苦患を救うという六種の地蔵様で、地獄道を化す檀陀地蔵、餓鬼道を化す宝珠地蔵、畜生道を化す宝印地蔵、阿修羅道を化す持地地蔵、人間道を化す除蓋地蔵、天道を化す日光地蔵など諸菩薩の総称である。

(2) 杵地蔵

市之瀬から岩欠へ越える峠を地蔵峠と呼び、その頂上に杵地蔵がまつられている。嫁とり、婿とり、その他甲乙いずれかの判断に迷う時などにもお願いする。願いがかなうならば地蔵様は軽く持ち上げられ、かなえられない時は重くて持ち上げられないともいう。この陽石は三つに折れて日本国内にはあるが、これはその一つでほかの二つの所在は明らかではないと伝えられている。

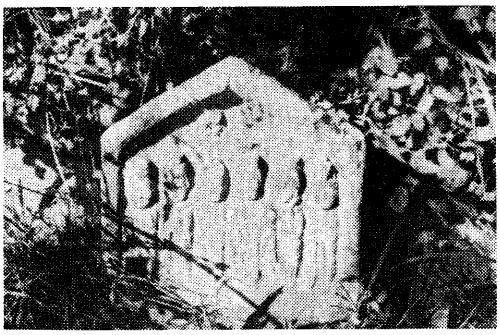

六地蔵（折門区）

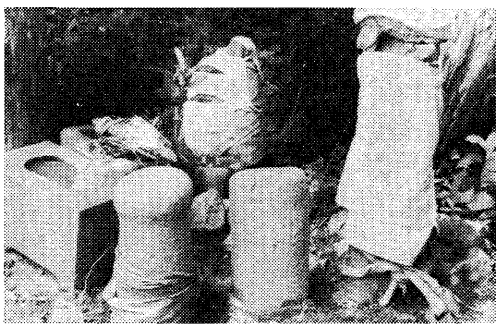

杵地蔵（市之瀬）

(3) 子安地蔵

杉山区和名場の路傍にいつも笑顔で鎮座している、福徳円満な石地蔵がある。

この地蔵尊は「子安地蔵」と言って昔から安産に効験があるところから妊婦の参詣者が多く、未だかって祈願した妊婦で難産をした者がないということで近所はもちろん、遠方からも参詣者がある。祈願した者は産後お礼参りのため再び参詣して白布の頭巾と涎掛を奉納するので、それらが溜って地蔵尊は幾枚もの頭巾や涎掛に埋まって嬉しそうである。毎年七月二十四日に部落中でお祭りをしているが、このお祭りも他部落からの参詣者で賑わう。

(4) 雨乞い地蔵

所により雨乞いの祈とうもいろいろあるが、日照りが長く続いて畑作はもちろん水田までもひびわれるような時には、どこの村（部落）でも雨乞いをしたものである。大炊平では雨乞い渕の岩の上に寺の本尊をまつり、声を揃えて「天竺天王十天王、雨の御用頼むぞ」と唱え、祈りをささげると霊験あらたかであったともいう。

四　観世音菩薩

観世音菩薩は観音、観世音、または観自在とも呼ばれ、あらゆる厄難から救い、求めるものを与え、招福除災の現世利益の思想を代表する菩薩で勢至菩薩とともに阿弥陀如来のわき侍として、庶民から厚い信仰を得ている。観世音菩薩は人々を救済するために、人々の性質と願いによって三三種の身形になって現れ、願うものの福徳を成就させる。また人々がその観



地蔵尊（和名場）



観世音（大磯・小磯）

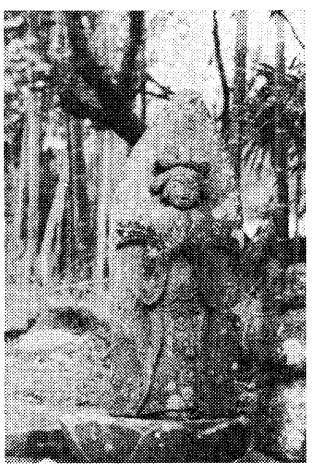

馬頭観音（常葉）

世音菩薩の名を唱える音声に感じて、大慈大悲（苦を救い楽を与える）を垂れ庶民を苦界から救う菩薩であり、その尊形によって聖観音、千手観音、准提観音、十一面観音、不空羂索観音、馬頭観音、如意輪観音などと呼ばれる。この七観音を尊形によって区別すると次のようになる。

(1) 馬頭観音

仏教でいう八大明王の一人で、頭上に馬頭をいただき憤怒の相をした観世音菩薩の化身とされ、普通は三面八臂で蓮華台の上に座禅を組んでいる仏様である。馬頭明王ともいい、多くは馬の守護仏として、江戸時代から広く信仰された。

下部町には四二体の馬頭観音がまつられているが、観音像は少なく多くは「馬頭観世音」という文字碑で、各部落の古道の難場と思われる路傍に建てられている。これは農耕や運搬などに苦楽を共にした飼い馬が、作業中不慮の死をとげた時、その傍らに建て愛馬の死後を供養する風習による供養碑である。往古は道路事情も悪く輸送機関もなかった。下部町の各部落（村）の明細帳によれば「農作間には薪を伐り、市川大門村、岩間村へ売り出し候」とあるように、農産物の輸送や生活必需品の搬入まですべて馬の力によらなければならなかった。従ってほとんどの農家で馬を飼い、家族同様の愛情がそそがれていた。今だに季節の花が手向けられ、信仰の厚さを物語っている。

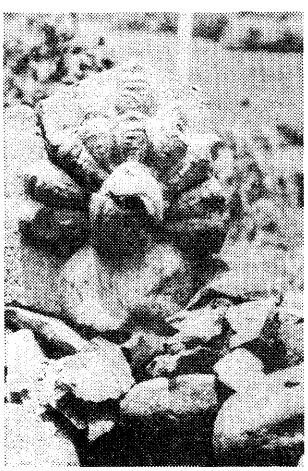

十一面観音（古関）

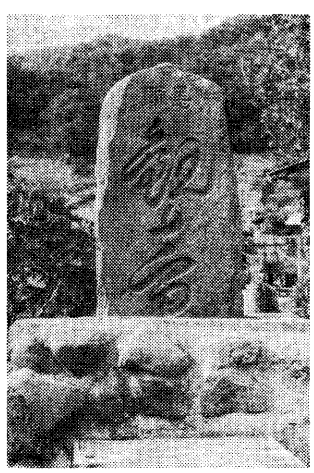

馬頭観音（車田）

(2) 聖観音

観世音菩薩の総称を聖観音といい、左手に蓮華を持ち、宝冠中に阿弥陀の化仏をつけ、右手を開いた形をして、衆生を済度するために、種々の身を現ずる大慈大悲の菩薩で、普通観音様と呼ばれるのはこの聖観音である。

(3) 千手観音

千手千眼観自在菩薩ともいい、一切の衆生を済度するために、千の手と千の眼を得たいと願った姿である。各手のてのひらに一眼をつけている。千は満数ですべての手と眼は、その慈悲の働きの

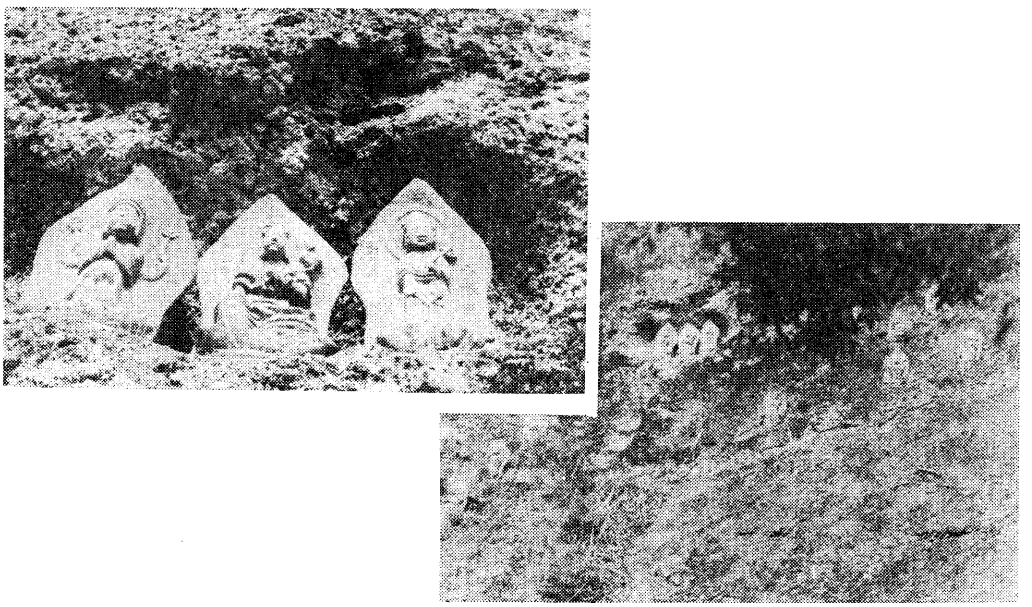

三十三観音の一部（和平）

無量無辺であって、あらゆる面に行きわたりて一切の願いをかなえてくれる観音である。

(4) 十一面観音

十一の小面を有する観世音で、前の三面は慈悲の相、左三面は目を見張って怒る相、右三面は白いきばを出している相、後は暴悪大笑の相で、頂上の仏面は仏果（仏道の修業によって得られた成仏の結果）で、救済の働きが多面的であることを表している。

(5) 不空羂索観音

大慈大悲の羂索をもって、生死の苦海に浮沈する衆生を済度する観音様で、陀羅尼を唱えれば、現世において二〇種、臨終において八種の御利益があるという。普通三面八臂、三面六臂の像で手には錫杖、仏子、蓮華、羂索などを持つ観音である。

(6) 如意輪観音

頂けいに宝装厳があって、如意宝珠、宝輪、数珠、開花蓮華などを持っている。一切衆生に人生における罪業を滅して、悟りの大知恵と財宝を与え願望を成就させる観音様である。俗間では延命・安産・火難よけ・賢明になるなどの功徳があるという信仰が厚い。

(7) 准提観音

七観音または六観音の一人、胎臓界曼荼羅遍知院に位し、三目十八臂の観音として、主として衆生のために除災、延命、求児の諸願をかなえる観音である。

五　三十三観音

観音様が三三身姿を変え現じて、衆生を救済しようとする大慈悲、衆生

の苦しみを救う観音様の優れた救済力の御利益は無限といわれている。西国三三番とか、板東三三札所とかいわれ、白一色の着物の巡礼者がその霊場をまわり発願したものであろうが、三三体の観音様を一か所に勧請したものが我が下部町にもある。この一色地内嵐山の大岩壁上の三十三観音（現在二八体）は、天保元庚寅（一八三〇）年、今を去る一四八年前の正月、内藤斧右衛門翁が村の繁栄と村民の安泰を祈り併せて自家一族の安全、息災、延命の大願を立て、一念奮起して西国三三番の札所の観音巡りを企て老の身で畿内十余国の霊場を納経祈願して回った。大願成就を記念して、天保十二辛丑年十二月、この大岩壁に三三体の観世音を勧請し、時の常幸院第一八世蘭応盤山大和尚によって盛大なる開眼供養が営まれた。以来一三〇年間、毎年旧暦初午の日を期して祭りを盛大に行い、部落の繁栄と安泰を祈願するしきたりになっていたが、近年は四月十五日に変更された。

六　蚕影神

蚕影さん（おしら神ともいう）ともいい、養蚕の盛んな地方では蚕の守護神として厚くまつられている。蚕影神は桑葉を持ち、乗馬姿の女神像、馬鳴菩薩が御神体といわれている。

本町には十基以上の蚕影神がまつられているがすべて文字碑である。養蚕が盛んであったことを物語っている。

七　稲荷神

稲荷神は、五穀をつかさどる宇賀御魂命（うがのみたまのみこと）（また倉稲魂命、保食神）をまつり、はじめは田の神的性格をもち農家より厚い信仰を得ていた。稲荷信仰が隆盛になったのは江戸時代からで、武家の守護神として屋敷神に厚くまつった。このころから各種の産業がおこるにつれ、授福開運の神として町家、商人もまたこれを勧請して広く一般に信仰されるようになった。

我が下部町においても家敷神として、また路傍などにも多くまつられているのが見受けられる。宇賀御魂命は御饌津神（みけつがみ）ともいわれ、三狐神（みけつがみ）とこじつけ書かれたことから、キツネは稲荷様の御使いであろうという俗信や稲荷の本地荼枳尼天（だきにてん）が狐霊の夜叉であるとか、キツネにまつわる不思議な伝説から、キツネを霊獣視した民間信仰となり、キツネは神の使者であると信ずるようになった。

八　秋葉神（本編四章四節参照）

九　山ノ神（右同）

十　その他の神仏

その他下部町内に路傍の神仏としてまつられてあるものに、次のような神仏が小さなほこらを建て、あるいは野ざらしの種々の形態でまつられ、それぞれの方式をもって祭典が行われている。

(1)　子安様

出口の山腹には子安様がまつられている。石の祠で安政四年九月の建立である。祭神はつまびらかではない。神前には穴をあけた杓が、新旧数多く上げられている。願かけをして安産をした婦人が納めたものであろう。

(2)　御崎様

宇賀御魂命をまつる農業神である。一説には貴人や旅人の道案内をする鳥や、サルや、キツネだとも、また非業の死を遂げた凶魂を鎮めるためにまつった神であるともいわれている。

(3)　疱瘡神

祭神として大己貴命、素盞嗚命、少彦名命をまつってある。ほとんど氏神の境内社であるが、天然痘の勢いがさかんで治療が困難であったことを

物語っている。

(4) **三界万霊塔**

下部町には所々に三界万霊塔が見受けられるが、多くは江戸末期に建てられたものである。過去・現在・未来の三界における人間をはじめとしてすべてのものの霊を供養するための塔である。

(5) **二十三夜塔**（本編四章四節参照）

(6) **石尊神**（右同）

(7) **金毘羅大権現**（右同）

以上は下部町内に実在する路傍の神仏であるが、中には御神体も起源も建立年月日も定かでないものもある。科学の進歩した今日でも「困る時の神だのみ」が通用する。いわんや科学の未開の時代は自然現象から疾病に至るまですべて神がかり的なものと解釈して、神仏にすがって病気がすっかり直ることを祈願したものである。われわれの先祖が日常の生活苦をも顧みず、とうとい金を出して像を刻み、祠を建ててこれを厚くまつった信仰心と心のあたたかさをしみじみと感じさせられる。

第三節　屋敷神と氏の神

屋敷神をまつることは古くから行われていた。江戸時代から武家の守護神として稲荷神をまつったことから一般化し、家屋や屋敷内を守護する神、邸内神、内神、氏神ともいい、広くまつられるようになった。祭神は一定しないが先祖、天神社、八幡社、稲荷社、熊野社、神明社、秋葉社など、その他思い思いに勧請して家運の隆昌と氏族の繁栄を祈願した。

屋敷神は同族神として先祖をまつることから、氏神として村落共同体の守護神としてまつられた。この同族集団は内部では地類とよび、周囲からは何々家のマキともよばれ、マキの中では大屋、隠居、新屋などのよび名もある。同族の墓地もあって先祖を中心に墓碑がならんでいる。こうした地類やマキの氏神は、いずれも子孫を保護するという祭礼の対象となり、先祖の霊を供養し子孫の繁栄を祈る自然宗教として、他の神仏と容易に習合する特徴を備えて今日に及んでいる。

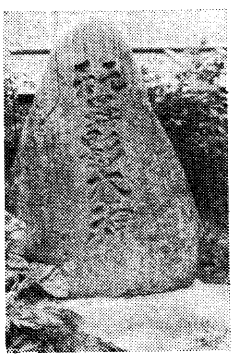

蚕影大神（切房木）

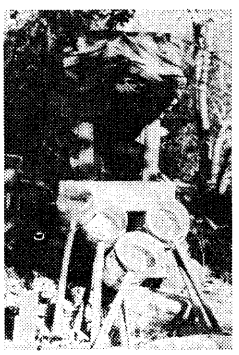

子安神（出口）



三十三夜塔（道）



万霊塔（大山）

第12編

家と生活

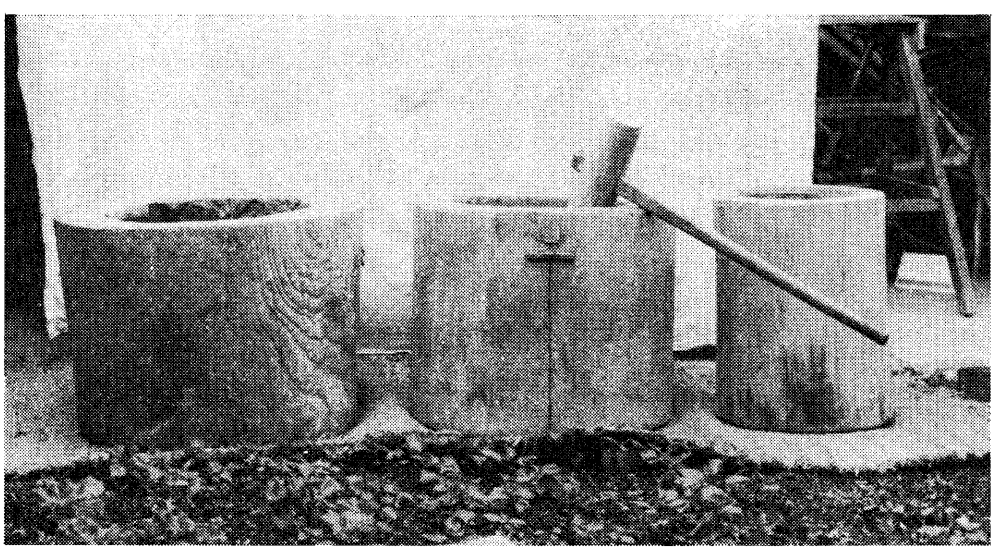

農民生活をしのぶうすときね

第一章　家

「家庭」「家庭生活」または「家族」、「家族生活」という言葉は、日常使用する言葉であるが、慣用的にも法律的にも、その意味がはっきりきまっているわけではない。過度経済力集中排除法（昭和二十二年）は、「この法律で家族とは、本人並びにその配偶者および三親等内の親族をいう」と規定しているが、その他には、定義的な規定は見当らない。しかし憲法は「家族」を認め、民法は「同居の親族」または「夫婦は同居し」と規定し、且つ「日常家事」という語を使用し、家族生活または家庭生活の存在を認めている。さらに戸籍法は、夫婦とその子とを一つの共同生活として、一つの戸籍を編製し、国民健康保険法は「組合員の世帯に属する者」を被保険者とし、生活保護法は、世帯を単位として保護の要否および程度を定め、住民登録法も世帯を単位としている。これら各種の規定を総合すれば、「夫婦と親子からなる同一世帯の共同生活」を指して、家庭生活または家族生活というべきでる。

第一節　家の制度の移り変わり

家という語は、人々が居住する建物、またはそこに共同生活を営む集団（家族）を意味するように使われてきた。イヘはヘ（戸）が転化したものであり、ヘ（戸）はかまどと同義である。分家することをかまどを分けるとも古くから言われている。

古代（飛鳥）は氏族社会といわれ、氏が村落を形成していた。氏上は族の長として統制していたが、その氏を構成している単位は小家族であった。

律令制（七一八）と共に公地公民の原則に立って、班田制、郷里制、戸制がしかれた。その結果、一郷を五〇戸と定め、各戸の主を戸主とした。この戸は法制上の単位で、通常数戸の家から成立ち戸主の統制に服した。前者を郷戸といい、後者を房戸といって単婚家族であった。此の外令制は次のことを規定して、父権父系を確立した法の制定をしている。

・戸主権の設定
・子による相続、嫡子優位の家産分割相続
・一夫多妻と婚姻における男性の優位

戸の相続は家名と祖先の祭祀をうけつぐことを意味する。家督を相続する嫡子は総領であり族長である。嫡子の選定はもっぱら家長の指定によるか近親合議によったが、嫡出長子が選ばれるのが不文律であった。その他の子女は家産については応分の分与を受けるが、家をなしても家督（族長）の統制に服していた。

平安朝に入り律令制はその統治力を失い、墾田永世私有の許可によって班田制から荘園へと変化は大きく展開して、名主の家が出現、その名主や荘園内部の有力者から武家が興り、武家の家連合が一族一門一家などの呼称をもつ族団をつくり、この族団が武家社会の基礎をなした。

室町の後期にいたり、総領優位の財産相続慣行が一般化し、次男以下は家長の扶養下にはいることになって、家長の地位の継承を意味した家督の意義は、更に家産をも含めた同義語ともなって、家督相続は全く長子に固定するようになった。

江戸時代になって、兵農分離の政策によって、農民の中には政治にも軍事にも働き得る人々が、百姓に固定され、生産活動に従事しなければならなかった。秀吉の実施したいわゆる太閤検地ハ、耕作者としての地位は確立されたが、本百姓の身分は居村に繋縛されることになった。特に田畑の永代売買の禁止、田畑分割相続の禁止、転業移住の禁止などの中におかれた百姓は、居村の安寧と自家の存続維持に専念するよりほか道がなかった。従って家は生産活動の基盤となり、共同体協力の単位であることから、家成員の役割配分にさまざまな変化をあたえた。江戸の中期には農民

の家においても、嫡長男単独相続が支配的となり、親権父権の強い男性優位の家庭生活が一般化している。

明治維新は四民平等の原則に立って身分の秩序は廃棄されたが、新政府は統治の基盤対策として家をとりあげ、明治四（一八七一）年の戸籍法の制定により、家を戸籍のうえにとらえやがて明治十九（一八八六）年新戸籍法の実施を経た後、明治三十一（一八九八）年の民法典の制定となった。この民法典によって戸主が生まれ、戸主は親権、夫権、戸主権をもって家を統率するが、戸主は家督の相続人たる長男によって継承され、同時に全財産を相続した。この家制度は産業立国や富国強兵などに大いに役立つ結果となり、忠孝一本の国体観の一翼として国策に協力したことになった。

家は近年まで長い間家族の支配形態にあったが、これを一貫する原則は「家は永世存続すべきものである」この原則に従って、諸制度諸規範が生まれた。つまり家長は長男による継承が支配的であり、家の権威権力はほとんど家長が掌握し、家の財産はもちろん、家職、家業なども家長が継承して、家族生活の安定と持続をはかり、更に発展させて次代へ伝えなければならなかった。そこで家長は家族に対する指導統制の権を持つと共に、又生活保障の責任も負わねばならなかった。その外に出身の伝統を示す家姓、家紋、氏神同族神の祭祀、祖先の祭祀、旦那寺、墓地、位牌などと、精神的家産もすべて伝承しなければならない。これらは家の伝統的権威である。家族はこうした伝統的権威の共有によって、家族意識を高めて容易に承服をし協力もし得たのである。此の家長を中心として家族の位置役割が整い、生活が運営できたのが、日本の伝統的家族の家である（喜多野清一氏による）

一　戸主権と諸規範

家督を相続する長子には家族を統率する権利（戸主権）を認め、片務的に家族を扶養する義務を負わされていた。たとえば家族に対する居所指定権、入家去家についての同意権、婚姻、養子縁組についての同意権、また家の解体を防ぎ結束を強めるために、原則として廃家を禁止し、法定の推定家督相続人の去家を禁じ前戸主と同一の家に属することを要件とした。また子は同一の家に在る親の親権に服するものとし、扶養の義務の有無及び順位なども家を同じくするか否かによって、差別を設けていた。

この家の制度を前提として、更に多くの附属的制度が設けられた。入籍、離籍、分家、一家創立、廃家、絶家、廃絶家の再興、隠居、法定推定家督相続人、入夫婚姻、婿養子、継親子関係、嫡母庶子関係などである。

二　親族会制度

この制度は民主的な親族的会議としても運営できる性格をもっていたが、家制度を維持する支柱たる性格もあった。実際の運用状況は後者に傾き、戸主権の代理行使や、家督の相続……等で、家の維持のためには個人の自由も束縛するようなことが少なくなかった。さらに家制度とは直接にかかわりのない婚姻、養子、親権の制度は、基本的には家制度の影響を多分に受けていた。即ち婚姻においては男子優位の建て前をとり、養子制度においては、家のための養子たる色彩が強く、親権は家のため、親のための親権制度として運用される傾向があった。ところが、家の制度には、次のような欠点があることを指摘された。

(1) 家は、実際の親族共同生活とはなはだしくかけ離れていること、旧法上の家は、戸籍簿上同一戸籍に記載されているにすぎないところの形式的団体であって、実際の親族的共同生活に合致するものではなかった。

(2) 戸主もまた、単なる戸籍簿上の存在にすぎないこと。戸主は、家の主宰者として、または家族の統率者及び扶養義務者として実質を持っていなかった。

(3) 戸主権と並んで親権、夫権を認めていたために、複雑な関係が起こること。戸主の指図と、親権者、または、夫の命令とが二途に出ることも少なくなかった。

(4) 家の制度の経済的支柱である家督相続制度が不公平であること。

(5) 家の制度が新憲法の規定に抵触するようになったこと。

昭和二十一年に憲法が改正になり、個人的人格権の尊重を定め、人格の平等を規定し、婚姻及び家族に関する制度は、すべて個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて制定されなければならないとした。

改正法では、家の制度及びこれに伴う制度を全廃して、民主主義的な自由平等を基調とする親族制度に改めた。

新しい親族制度は、夫婦及び未成年の子を中心としている。夫婦は、互いに同居協力して生活を営み新戸籍を作り、分籍及び転籍などでは、夫婦一体でなされ、親権も共同して行い、各人みな自由平等の地位となって、男女間の差別待遇は全廃され、従来の夫権や支配権はなくなった。離婚原因も夫婦平等であり、相続上の男女不平等も除かれた。戸主権のような特権的地位もなくなり、すべて自由と平等の大原則が確保された。相続制度も共同均分相続となり、配偶者の相続権も認められた。子の地位も尊重されて養子制度及び親権制度においては、子の保護の面が強化された。新法上の家庭制度は、実際に家庭的共同生活を営んでいる夫婦及びその間に養育される子女で、同一世帯で構成されている。（永田菊四郎・伊藤利夫による）

しかし共同生活単位として、家形式を温存しがちな下部町の家族生活においては、今なお次のようなことが行われている。

(1) 祖父母、父母、息子夫婦が戸籍上では別々に編製されているが、同一の家に共同生活して何の不審も感じない。

(2) 父母の扶養は子の平等の義務であるが、長子だけの義務のように考えたり

(3) 家産は平等に相続すべき権利を放棄して、長子だけの相続を是認している。

(4) 結婚には世帯主の承認、つまり戸主権まがいのことを当然と考えている。

本町においての江戸末期の家制度下における諸問題がどのようにして解決されたかは、諸証文や御役所村役人中への訴訟などによってその一端をうかがい知ることができるが、人間の尊厳性も、両性の平等も認められないままに、処理し解決されたように思われる。

昔から「小糠三合もったら婿には行くな」と云う諺がある。気苦労の多い婿養子などには行くなということであろう。それほど婿養子は遺跡（移籍居跡）といってさげすまれていたのである。村の会合ではいくつになっても席は一番下座であり、村用仕事でも骨の折れる仕事とか、いやな仕事に就かなければならなかった。

婿養子をとる場合には遺跡証文が取交わされた。

差上申御吟味下証文之事

八代郡三沢村百姓兼兵衛より三七并妹きの同人夫佐平次江相懸御訴申上げ候兼兵衛親弥五右エ門きの方へ佐平次を仲人致候所佐平次儀四年以前より兄半右エ門方へ罷越居候所きのと縁組は切れ不申候得とも佐平次荷物之儀兼兵御方へ預置申候弥五右エ門儀去酉年中病死候得ハ右荷物渡方ニ差支候間以御威光誰方へ成とも荷物受取候様被仰付被下度奉願上候ニ付三七佐平次きの親類組合被御召出御吟味受候処三七親与右エ門存命之内佐平次を貰請遺跡証文も有之上ハ与右エ門存寄通持高内割呉可申旨段々御利解被下置候ニ付村役人并郷宿善八三七方へ異見仕右遺跡証文三通高割渡百姓相応に家作も致呉候筈而熟談仕然上は双方より御願筋無御座候御吟味御免被成下度奉願上候右之通威光を以相済難有仕合奉存候依之一同連印証文差上申処如件

文化十二年亥十月

三沢村
百姓 兼 兵 衛㊞
三 七㊞
組合 与一左衛門㊞

親類　常右衛門㊞
佐平次㊞
き　の㊞
親類　半左衛門㊞
長百姓　勝右衛門㊞
御宿　善　八㊞

この文書は遺跡証文の不履行を訴えたが、相談が整ったので御吟味下げの願いである。証文の中に「持高之内割呉」とか「百姓相応に家作も致呉」などと書かれている。つまり家産（田畑）の分与とか、百姓に見合う家を建てるという、極めて好条件がつけられている。

居跡証文

一、我等儀　男子無之ニ附　下部村宇兵衛殿御世話以　貴殿末子勝兵衛殿居跡ニ貰請娘寅吉与夫婦ニいたし跡相続為致候上我等村高弐石五斗其余越石之分者隠居見相除キ尤御年貢之儀不残本家ニ而相勤可申候尤両親死後ニおよび候ハ不残所持可致候万一女男ヲ嫌ひ候ハ所領二ツ割若又男女ヲ嫌ヒ出走等有之ハ身抜ニ可致申候為後日居跡証文仍而如件、

十二月吉日　大炊平村　茂重郎
親類惣代　歌右エ門
又右エ門

湯奥村
与市兵衛殿

この文書には、家督の相続のこと、隠居見、年貢の納め方、両親死後の財産の処理、または女が男を嫌い、男が女を嫌って離縁になった時の条件などが、遺跡証文として取り交わされている。

三　相続

人は、権利義務の主体であるが、必らず死亡する。死亡すれば、権利義務の主体でないことになり、その権利義務は、消散するおそれがある。消散すると、死亡した者ばかりでなく、いろいろの人々（親族や債務者など）が迷惑をしたり損害をこうむる。そこで、人が死亡した場合、その死亡者の権利義務を承継する制度を定め、これらの危険を防止せねばならない。このように、人の死亡を原因として、死亡者の財産上の権利義務を包括的に承継する制度を相続といい、死亡者、即ち、相続される人を被相続人、相続する人を相続人、相続される権利義務を相続財産と呼ぶ。

相続に関する事柄というのは、たとえば、相続はいつ開始するか、どんな人が相続人となるか、相続人が多数ある場合にはどんな割合で相続するか（相続分）、相続人に移転させる権利義務はどんなものか、またどんなふうに移転させるか、被相続人が生前において遺留分以外の処分相続の承認または、放棄の手続きや効果、相続人の不明な場合における遺産の始末などである。これらのことをハッキリと規定しておかないと、争いが起ったり、間違いが生じやすい。これらのことについての規則を、相続法という、わが国では、これを、主として、民法に規定している。

従来の相続制度は、家督相続と遺産相続の二本建で、しかも、家督相続の持つ現実的意識は、極めて重要であった。家督相続は「家」の制度を前提として、家族に対する支配権として、戸主権と、家族の労働によって得られたものをも含む家の財産としての戸主名義の全財産とを承継する制度であった。しかも、家督相続は、単独相続制で、原則として、長男子が独占的に承継し、且つ男子が女子に優先し、最大の協力者たる配偶者の相続をも認めなかった。だから、遺産相続が価値ある働きをみせる余地がなかった。家督相続は、不平等で封建的なものであるにもかかわらず、明治以来、わが国の中央集権的専制国家組織の完成と、資本主義経済組織の発達に十分な役割を果たしたのである。

家族に対する支配、統制の権能としての戸主権の連綿承継は、「家」を構成単位とする家族的中央集権を組み立てる紐帯として、法律的にも精神的にも大きな役割りを果たし得た。こうした紐帯があって始めて、天皇を頂点とするピラミッド型の国家組織による事実上の専制政治が、比較的容易に行なわれたのである。更に、家の財産を戸主名義で、一個人に集中し、更に、これを単独で承継してゆくことは、資本の集中化と分散防止のため大きな役割りを果たしたのである。資本の集中化と分散防止が、明治以降のわが国のぜい弱な資本主義の発達に、著しい寄与をしたことは疑う余地はない。しかし、家の制度の歴史でも述べたが、新しい遺産相続は、新憲法により、封建的な「家」の制度を廃止して、人を家の拘束から解放し、個人の尊厳と両性の本質的平等を宣言した。この憲法の精神に従い、家の制度は廃止され、家督相続の制度も存続が許されなくなった。

新しい相続制度は、純然たる個人の財産相続の一本化となった。そして死後扶養の期待を有すべき近親者を相続人とし、その相続人の地位も長幼性別に関係なく平等に取扱うようになった。即ち、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹などの順序に従い、配偶者は、常に相続人とし、その法定相続人のほかに指定または選定の相続人は認めないのである。同順位、同種類の相続人は、男女長幼の別なく共同均分に相続することにした。殊に配偶者の相続権を認め、これを最も優遇したことは、まことに理由あることである。配偶者は、扶養関係においても、他の一方に対して最も近接した一身同体的な関係にあるので、配偶者が死亡すれば、その遺産によって生存保障を受けるのは当然である。他面、配偶者は、相互に協力して夫婦生活を維持し、夫の名義によって取得した財産も実質的には共有とみるべきである。又離婚の場合、これが分割の意味もあって、財産分与請求が認められるのであるから、財産分与なくして夫が死亡すれば、妻はその遺産に対して同様な権利を有してもいいわけである。この様な理由から、配偶者の相続権が特別扱いをされた。しかし、新相続制度にも悩みがあり、共同均分相続を採用したことによって、家産の細分化を来し、悪平等にも陥るということもある。殊に農村においては、さらでだに、零細農として維持困難とされているのに、この上相続の都度細分されては、農業の経営が不可能になってゆくのである。このことは、家族の資産、労力の協同によって成立っている家庭的中小商工業についてもいえるのである。農地、農業用器具、店舗、中小生産設備等が、企業として成立ち得る最低のものであるから、これを事実上分割しては、企業としてはつぶれてしまう。これからの企業資本が、従来は、法律的にも、戸主単独所有の形になっていたので、たとえ、実質的に家産だとしても、分割することが許されなかった。しかるに、共同均分相続によって、法律上、分割されるときは、事実上の分割阻止を、各相続人の任意の協力にまつほかない。ところが、弱少な企業資本では、これら相続人全員の生活を維持するだけの収益をあげられないので、勢い、分割解体されて処分せられ、金に換えられるという結果を避けられないであろう。そこで、殊に、その弊害の大きい農業資産については、農業資産相続特例法案が考慮せられたが、憲法違反の疑いがあるなどの理由で、実現をみるに至っていない。しかし、実際には数人の子



明治３年の戸籍簿

が相続したとき、長男以外の相続人が全員放棄して、長子単独相続を実際上行っている。これによって、農業資産の細分化を防いでいる。本町においてもこうした形が多い。

四　戸籍

戸籍が国家の制度として広く行われるようになったのは、大化の改新以後のことである。孝徳帝白雉三（六五二）年四月「戸籍を作り班田収授の法を行う」とあり、人民の把握には戸籍の制が設けられた。戸籍は班田収授の基礎及び氏姓や家系を正すための原簿とした。

寛永十四（一六三七）年の島原の乱以後、幕府は切支丹の信仰を厳禁し、天領には寛文四（一六六四）年に宗門人別改めの専門の役人をおき、毎年宗門改を行いそれを記帳する「宗門人別改帳」とか「宗門人別帳」が作成された。宗門人別改帳には戸主その他奉公人に至るまで全員記載して、家族構成、性別、年齢、続柄、旦那寺の証印（寺請）更に持高、奉公人の奉公期間、家族人数、他所への奉公出入、出産、死亡などが記されている。又寛永十一（一六四四）年には、人口の把握と取締りや課税、農地政策（土地売買の禁止、農民の離村禁止）確立のために人別改が行われたが、幕末に至り切支丹信徒の活動の絶えるに従って、宗門人別帳は形式化して、重点は人別改めに移った。住民の取締りを寺院、名主、五人組頭、名主に行わせ、人民の出入を一般も記入させたもので、戸籍台帳としての機能も十分果たし得た。

戸籍は人の身分の関係を登録し、これを公証する公文書である。身分関係というのは、親子とか、夫婦とかいう親族法上の地位のことで、人が如何なる身分関係にあるかによって、その法律上の権利義務は異なるが、これを明確にしておかなければ近代社会の秩序を保つことができない。身分関係は一つの法律関係であるから公簿に登録して、具体的に明確にする必要がある。戸籍はそのための法律的手段である。民法は如何なる者が親子であり、また夫婦であるか、その権利義務は如何なる内容のものであるか等について規定している。

またこれ等の身分関係の発生、消滅等の多くを戸籍上の届出に結びつけている。実体上の身分の変動が、戸籍の上に反映され戸籍を見れば、各人の身分関係がわかるようになっている、戸籍は市町村の区域に本籍を定める一組の夫婦およびこれと氏を同じくする子を単位として編製された、身分登録の文書である。

五　本籍

本籍とは、戸籍に記載されるべき者が戸籍を編製する市町村を特定するために、日本国内の一定の場所である。

明治四年太政官布告に基づく壬申戸籍は「住居の地に就いて」これを編製したものであって、当時においては、本籍はすなわち住所であった。その後における経済事情の変化や、交通の発達に伴って、本籍を離れて住居を移転するものが多く、今日では本籍は住居と必ずしも一致するものではない。本籍は戸籍を編製する市町村を特定するために定めた場所であるから、日本の領土内であるいずれの場所にこれを定めるかは、自由である。

安永六年酉三月八代郡柴草村（現下部町芝草）名主勘左衛門より、市川御役所に出された宗門人別帳には次のように記されている。

一、耶蘇宗門改為御制禁密ニ弘之族有之と相見自今無油断之条向後者遂穿鑿を候役人を定常ニ無油断家中並ニ領内改之不審成者無之様ニ可申付候若し此上切支丹宗門領内ニ有之を他所ゟ顕ニをいてハ可為不念事

一、切支丹宗門其所ニ有之義ハ名主五人組可存候所ニ此以前ゟ高札ニ茂候旨趣令違背不申出候ハヽ可被行罪科之旨兼て申聞せ相改候様ニ可申付事、

一、切支丹宗門近年怪敷者共不令露顕法をも弘能切支丹ハ不出進めをも致候程之者深く隠連可有之候間精ヲ出念入遂穿鑿逮候様ニ急度可申付事

附り宗門訴人之肖ハ此以前ゟ御定通り御褒美可被下候事

寛文四年十月

右御条目之通り堅相守若し不審成者共有之ハ早速可申出候事
一、此以前ゟ切支丹宗門転候者ハ勿論或ハ転或ハ死失候者之類族多里という共可申出候事
一、何連之門流共誰弟子共不知僧尼有之可申出候事
一、僧俗共ニ尋常ニ替勤行仕候仏具其外怪敷物所持仕者有之ハ可申出候事
一、切支丹宗門御制禁止之高札損候故文字見兼候ハヽ可申出事
一、不受不施悲田宗之者有之は可申出事、
右之通り被仰渡候承知仕奉畏候村中之者僧俗男女乞喰非人穢多等迄壱人茂不残当歳以上宗旨人別ニ相改申候所疑敷者無御座候若し隠置地所ゟ顕候ハヽ当人ハ不及申親類縁者名主五人組如何様之曲事ニも可被仰付候為其銘々旦那寺之印形取置村中連判を以指上申候依而如件

安永六酉年　三月

八代都柴草村
名　主　勘左衛門㊞
年百姓　萩右衛門㊞
百姓代　久左衛門㊞

一　代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石九升

儀左衛門　当酉六十六才
同人妻　当酉五三才
同寺旦那　同人女子　お　七　当酉廿才
同寺旦那　同人男子　六之助　当酉十四才
同寺旦那　同人女子　お志やうふ　当酉十二才
同寺旦那　同人男子　午之助　当酉四才
〆六人内　男　三人
女　三人

高九斗五升七合

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　勘石衛門　当酉四十才
同寺旦那　同人妻　当酉三十才
同寺旦那　同人女子　お志も　当酉十四才
同寺旦那　同人男子　八五郎　当酉十才
〆四人内　男　二人
女　二人

高壱石八升五合

一　代々禅宗道村慈観寺旦那　勝之丞　当酉四十才
同寺旦那　同人妻　当酉三十才
同寺旦那　同人母　当酉五十才
同寺旦那　同人男子　圧五郎　当酉一才
〆四人内　男　二人
女　二人

高一石二升八合六勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　仲右衛門　当酉三十才
同寺旦那　同人妻　当酉三十才
同寺旦那　同人母　当酉七十才
同寺旦那　同人男子　九重郎　当酉五才
〆四人内　男　二人
女　二人

高五斗二升五合五勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　岡右衛門　当酉四十九才
同寺旦那　同人妻　当酉三十五才
同寺旦那　同人男子　富　松　当酉八才
同寺旦那　同人男子　忠　蔵　当酉四才
〆四人内　男　三人
女　壱人

高一石二斗五件五合九勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　助左衛門　当酉七十八才
同寺旦那　同人妻　当酉六十八才
同寺旦那　同人男子　佐次右衛門　当酉三十才
同寺旦那　同人妻　当酉二十五才
同寺旦那　同人男子　三五郎　当酉一才
〆五人　男　三人
女　二人

高一石二斗七升一合

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　吉右衛門　当酉六十才
同寺旦那　同人妻　当酉四十八才
同寺旦那　同人男子　忠七　当酉十六才
同寺旦那　同人女子　おけさ　当酉十四才
〆四人内　男二人　女二人

高八斗七升七合二勺

一代に禅宗道村慈観寺旦那　庄右衛門　当酉三十九才
同寺旦那　同人妻　当酉三十六才
同寺旦那　同人男子　千之丞　当酉二十才
同寺旦那　同人女子　おさん　当酉十七才
同寺旦那　同人男子　久次郎　当酉七才
同寺旦那　同人女子　おくり　当酉四才
〆六人内　男三人　女三人

高一石三升二合一勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　重兵衛　当酉四十才
同寺旦那　同人妻　当酉三十二才
同寺旦那　同人女子　おせち　当酉十七才
〆三人内　男一人　女二人

高六斗一升合一勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　市右衛門　当酉五十七才
同寺旦那　同人妻　当酉五十才
同寺旦那　同人女子　おかん　当酉十七才
〆三人内　男壱人　女弐人

高壱石六斗四升弐合壱勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　辰五郎　当酉十八才
〆壱人

高六升

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　源八　当酉五十八才
同寺旦那　同人男子　松五郎　当酉十八才
〆男弐人

高五斗壱升五合九勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　忠兵衛　当酉五十才
同寺旦那　同人妻　当酉四十四才
同寺旦那　同人男子　長五郎　当酉十四才
同寺旦那　同人女子　おあき　当酉十二才
同寺旦那　同人男子　太郎　当酉六才
同寺旦那　同人女子　おのふ　当酉三才
〆六人内　男三人　女三人

高壱石弐升四合五勺

一、禅宗道村慈観寺旦那　金兵衛　当酉六十才
同寺旦那　同人妻　当酉五十六才
同寺旦那　同人男子　勝右衛門　当酉二十六才
同寺旦那　同人妻　当酉二十才
同寺旦那　同人男子　政五郎　当酉十四才
〆五人内　男三人　女弐人

高五斗五升八勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　重郎右衛門　当酉四十二才
同寺旦那　同人妻　当酉四十三才
同寺旦那　同人女子　おけさ　当酉十七才
同寺旦那　同人女子　おまつ　当酉十二才
同寺旦那同人女子　おとわ　当酉三才
〆五人内　男壱人　女四人

高壱石弐斗三升六合九勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　常右衛門　当酉五十六才

同時旦那　同人妻　当酉四十八才
同時旦那　同人男子　幸右衛門　当酉二十四才
同寺旦那　同人妻　当酉十七才
同寺旦那　同人男子　仙太郎　当酉十四才
同寺旦那　同人女子　おつる　当酉十一才
同寺旦那　同人男子　三五郎　当酉八才
〆七人内　男四人　女三人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石弐斗四升五合八勺
萩右衛門　当酉二十八才
同寺旦那　同人妻　当酉二十五才
同寺旦那　同人女子　おすて　当酉壱才
同寺旦那　同人下女　おふゆ　当酉十二才
〆四人　男壱人　女三人　馬壱疋

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石壱斗壱升七合七勺
万右衛門　当酉四十六才
同寺旦那　同人妻　当酉四十四才
同寺旦那　同人男子　八百蔵　当酉五才
〆三人内　男弐人　女壱人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高九斗七升弐合五勺
清兵衛　当酉五十才
同寺旦那　同人妻　当酉三十八才
同寺旦那　同人母　当酉六十八才
〆三人内　男壱人　女弐人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高八斗六升壱勺
与四右衛門　当酉六十三才
同寺旦那　同人妻　当酉五十六才
同寺旦那　千右衛門　当酉三十才
同寺旦那　同人妻　当酉二十才
〆四人内　男弐人　女弐人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石九斗弐升七合五勺
勘左衛門　当酉三十九才
同寺旦那　同人妻　当酉二十五才
同寺旦那　同人男子　勝太郎　当酉六才
同寺旦那　同人男子　重太郎　当酉二才
〆四人内　男三人　女壱人　馬壱疋

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高八斗六升四合二勺
喜左衛門　当酉七十才
同寺旦那　同人子　権左衛門　当酉二十七才
〆男弐人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石五斗弐升九合五勺
甚左衛門　当酉七十才
同寺旦那　同人妻　当酉六十一才
同寺旦那　同人子　清右衛門　当酉三十才
同寺旦那　同人子　辰之助　当酉五才
〆四人内　男三人　女壱人

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　高壱石弐斗七升弐合壱勺
忠右衛門　当酉五十六才
同寺旦那　同人妻　当酉四十八才
同寺旦那　同人男子　友右衛門　当酉二十四才
同寺旦那　同人男子　忠蔵　当酉二十才
同寺旦那　同人男子　富松　当酉十五才
同寺旦那　同人女子　おちよ　当酉六才
同寺旦那　同人男子　六助　当酉三才
〆七人内　男五人　女弐人

高弐石七斗三升四合七勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　重左衛門　当酉六十一才
同寺旦那　同人妻　当酉五十才
同寺旦那　同人子　作之丞　当酉二十九才
同寺旦那　同人妻　当酉二十二才
〆四人内　男　弐人
女　弐二
高三石八斗八升

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　久左衛門　当酉五十六才
同寺旦那　同人妻　当酉五十二才
同寺旦那　同人子　幸左衛門　当酉二十五才
同寺旦那　同人妻　当酉十七才
同寺旦那　同人男子　牛松　当酉十二才
同寺旦那　同人女子　おあき　当酉八才
同寺旦那　同人女子　おとめ　当酉五才
〆七人内　男　三人
女　四人　馬壱疋
高七斗三升壱合六勺

一、代々禅宗道村慈観寺旦那　奥右衛門　当酉五十六才
同寺旦那　同人妻　当酉四十五才
同寺旦那　同人男子　忠次郎　当酉十八才
同寺旦那　同人女子　お志ゆん　当酉五才
〆四人内　男　弐人
女　弐人
高三斗三升八合九勺

一、代々禅宗道村御慈観寺旦那　六郎右衛門　当酉七十才
同寺旦那　同人妻　当酉七十才
同寺旦那　同人男子　幸七　当酉二十四才
〆三人内　男　弐人
女　壱人

一、甲刕八代郡道村慈観寺末寺禅宗　柴草村昌寿寺無住
高壱石斗七合七勺

一、甲刕八代郡道村慈観寺末寺禅宗　柴草村教昌庵無住
高三斗三升弐合三勺

惣人数〆百拾八人内　男　六拾四人
女　五拾四人

右之者共代々旦那ニ紛無御座候ニ付銘〻名所印形取之差上申候若し御法度之宗門之由訴人御座候ハゞ拙寺罷出急度為申披可仕候以上

一、甲州巨摩郡小林村南明寺末寺　道村慈観寺㊞
住寺覚勇花押
高五石八斗出作
家数　廿八軒　馬三疋
内
一、寺弐ケ所　無住ニ御座候

右者当酉年宗門人別相改村中大小之百姓其外水呑非人等ニ至迄村中徘徊仕候者壱人茂不残宗旨相改書面之通り少茂相違無御座候為其銘々之印形仕り差上申候為後日依而如件

安永六酉年三月
甲刕八代郡柴草村
名主　勘左衛門
長百姓　萩右衛門
百姓代　久左衛門

柴村藤三郎　様
御役所

右之内
他村より入人弐人女
一、八代郡三沢村幸左衛門姪　幸左衛門妻
一、同郡根子村友右衛門子　萩右衛門下女
右之内

出生三人　男　弐人
　　女　壱人

一、当酉年出生仕　　同人女子
一、当酉年出生仕　　作次右衛門男子
一、当酉年出生仕　　勝之丞男子
　右之内他所江奉公出人
一、巨摩郡はなわむら忠三郎方ニ奉公仕候　　おひち
一、八代郡市川村八郎左衛門方ニ奉公仕申候　　六之助
一、同郡　高田村藤四郎方に奉公仕候　　お志やうふ
一、同郡　高田村勝左衛門方ニ奉公仕候　　おくり
一、同郡岩間村次郎左衛門方ニ奉公仕候　　忠七
一、同郡　岩間村角左衛門方ニ奉公仕候　　千之丞
一、同郡岩間村六郎左衛門方ニ奉公候　　権左衛門
一、八代郡あみくら長兵衛方ニ奉公仕候　　長五郎
一、同郡道村忠兵衛方ニ奉公仕候　　おけさ
一、同郡宮原村ほかん方ニ奉公仕候　　岡右衛門
一、同郡市川村善林寺方ニ奉公仕候　　忠蔵
一、同郡市川村喜八方ニ奉公仕候　　富松
　人数〆拾弐人内男　八人
　　女　四人

　死失之事

一、去改後　死失仕候　　徳之丞子
一、去御改後　死失仕候　　忠兵衛子
一、去御改役　死失仕候　　清右衛門妻
一、去御改後　死失仕候　　勘左衛門子
一、去御改後　死失仕候　　千右衛門子
　人数〆五人　男　三人
　　女　弐人

本町における最近の戸籍取扱件数を年度別にあげれば表のとおりである

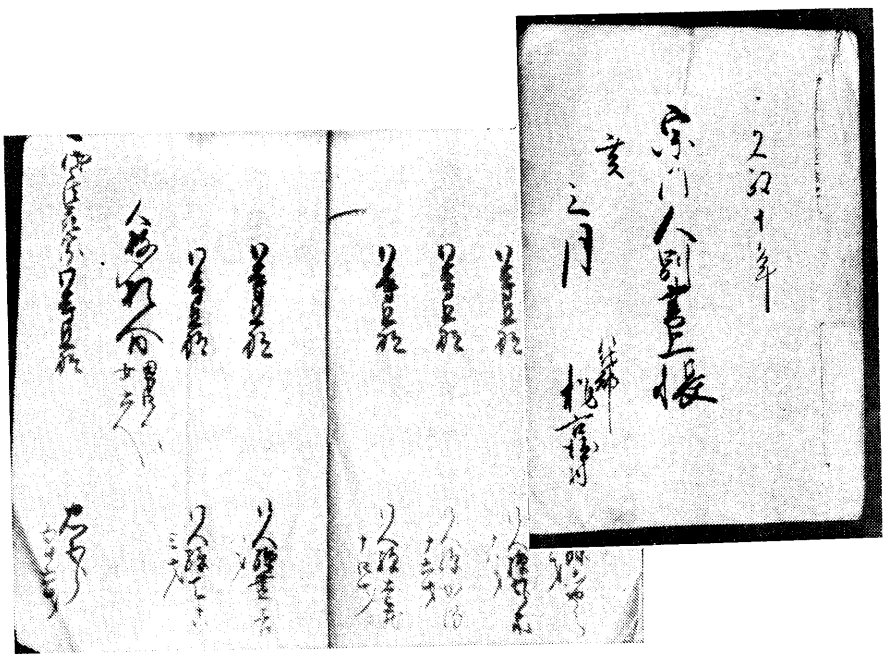

宗門人別書上帳（佐野正美蔵）

五　住民登録

明治四年四月四日太政官布告の戸籍法制定の趣旨の冒頭に「戸籍人員ヲ詳ニシテ猥リナラザラシムルハ政務ノ最モ先ジ、重ズル所ナリ、夫レ全国民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ俟タズ、然ルニ其保護スベキ人民ヲ詳ニセズ、何ヲ以テ其保護スベキコトヲ得ンヤ。是レ政府戸籍ヲ詳カニセザルベカラザル儀ナリ」というのが戸籍編製の基本的理由として、先ず山梨県政務は所在名称を明確にするため、明治五年正月十八日に、山梨県を八十区に分け、八代を一六区に分けた。本町の折門、八坂は一一区に属し、山家は一二区に、熊沢、嶺、久保、大山、磯、根子、芝草、瀬戸は一三区に、三沢、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、釜額は一四区に、上田原、一色、市之瀬、北川、岩欠、杉山、大炊平、清沢、常葉、上之平、波高島、桃窪、下部、湯之奥は一五区に属して、戸籍編製の場所を各人の住所地とした。また戸(家)を単位として編製する建前をとっていた。従って、壬申戸籍は身分登録を兼ねた住民登録簿であった。当時の戸籍事務の管掌機関は、一区ごとに、戸長、副戸長が置かれ、その区内における戸数、人数生死及出入のそれぞれを把握し、また管轄庁(当該府県庁)には戸籍吏員が置かれていた、その後時勢の変遷と人情の推移によって戸籍法中何箇所かを整備改正し、形式的にはややその近代化を獲得したが、本質的にはさしたる変革はなく、明治三十一年戸籍法を一段と整備し、明治三十一年七月十六日民法、親族相続編が施行されたが、同法は重要な家族法上の関係を戸籍の届出にかかわらしめ、家族制度の維持を図ることを目的とした。

家族制度の裏付けとなる戸籍は、家を単位とし、戸主をもとにして、その家に属する者の身分関係を登録することになったのである。これは産業経済の発展と交通機関の発達によって、家族の生活関係も複雑化し、家族共同体の全員が終生一定の場所に居住することは困難となり、本籍地を離れて他の土地へ移住する者の居住関係を把握する制度が必然的に生じ、ここに居住関係を登録することを目的として、大正四年四月一日寄留制度が施行された。

寄留制度は、実際生活に即した居住の事実を明らかにすることを目的としたものであるが、同制度は、九〇日以上本籍地外に居住する者について、居住関係の深浅により、住所寄留簿又は居所寄留簿に登録し、本籍地に居住する者については寄留簿の登載から除外した。したがって、当該市町村における住民の居住関係を知るためには、住所寄留簿及び居所寄留簿のほか戸籍簿を調査しなければこれを把握することはできなかった。寄留制度から受ける利用価値は、学事、兵事の事務及び印鑑証明を得る程度の極めて少範囲に限られていたので、住民の積極的な届出を期待したが、実効をあげることはできなかった。

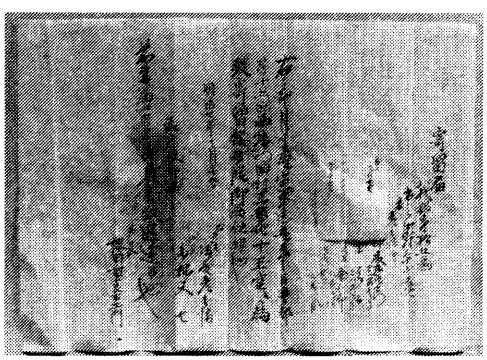

寄留届

住民全部を登録し市町村行政が簡易な処理によってより以上の効果をあげるべき制度への改革の機運が高まり「寄留制度要綱」を基にして「住民登録制度要綱」を作成、昭和二十六年六月八日「住民登録法」として公布、翌二十七年七月一日より施行された。

戦後日本の復興は、世界各国が予想だにし得なかったほど急速の進歩を遂げた。占領のきづながとかれて復興の鍬が大地に打ちおろされたのは、平和条約発効の昭和二十七年である。以来この住民登録制度は、国土の復興と共に基礎が確立された。

第二次世界戦争の終結を契機として、民主主義強化というポッダム宣言の趣旨にそって、政治、経済、文化、その他あらゆる分野に新局面を開いた。

戸籍取扱件数

下部町役場調

事件の種類＼年度	昭41年	昭42年	昭43年	昭44年	昭45年	昭46年	昭47年	昭48年	昭49年	昭50年	昭51年	昭52年	昭53年	昭54年
出生	227	274	250	250	229	224	238	247	213	232	207	202	227	191
認知	9	8			6	4	2	1	3	7	4	3	2	
養子縁組	20	15	18	25	13	16	37	21	17	12	22	24	18	11
養子離縁		2	3		1	3	6	1	2	2	4	1	1	3
婚姻	335	334	275	334	336	307	348	311	286	318	252	246	278	236
離婚	18	21	16	23	10	18	17	18	14	17	18	19	15	11
親権後見		1	8			7		2	4	1	4	1	1	2
死亡	125	122	100	125	115	142	105	127	98	105	117	108	129	119
失踪	1		1		1		1		3					1
復氏			1		2		1	1	1		1	1	2	
姻続関係終了			1				1						1	
相続人廃除														
入籍	9	8	5	14	8	3	7	8	16	7	22	15	18	11
分籍	1	1	1	1	5	4	5	2		2	1	1	3	5
帰化			8		1		4						1	
国籍喪失			1			1								
氏の変更													1	
名の変更	1	1	1	2		1	2		1		1			1
転籍	52	57	44	54	64	65	68	70	49	81	50	59	67	56
就籍						1								
訂正更正	52	21	28	16	12	13	22	15	21	24	19	11	28	11
追完					1	1	1		5		1	3	2	
その他	1	1	3	1					4				3	
法77条の2 75条の2												6	2	3
合計	851	866	764	845	804	810	865	824	737	808	723	700	799	661

昭和二十二年五月三日、民主主義を基盤として日本国憲法が施行、同時に地方自治法は、憲法の精神にそった新しい地方自治制度を確立して、住民自治の面を画期的に拡充した。地方自治もその民主主義に則り「住民の、住民による住民のための自治」という地方自治の理想像を具現した。地方公共団体は、一定の区域と住民と住民及び自治権をその構成要素とするものであるが、住民こそは、自治権の主体であり、住民たる資格を有することは選挙権、その他地方自治に参与する権利を有する、他方市町村民税等の公課を負担する義務を負うものである、このように地方自治の主権者たる住民を把握することが、地方自治の出発点であることから、市町村の住民を公簿に登録する必要が生ずる、住民登録制度は寄留制度を改革して創設したものといわれながら、実は地方自治制度の生々発展のために必要な制度として誕生したものである、住民登録制度はこのような目的から法第一条に「この法律は、市町村においてその住民を登録することによって、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正簡易な処理に資することを目的とする」とうたわれている。

住民基本台帳

明治四年四月四日戸籍法則が制定されて以来、住民登録制度に至るまで幾多の変遷を重ねて来たが、人間社会の進歩と共に、あらゆる分野において分業と専門化が進んで来たので、従来の住民登録法では対応できなくなり、住民基本台帳法が制定された。

地方自治制度が成立して三十有余年、その制度のもとにおいて地方公共団体はその住民の意志によって、またその負担で福祉増進を図ることを任務としているので、構成員たる住民を常に明確に把握しておくことが、地方自治の基盤である。これによって健全な運営を期することができる。これらのことを基に、昭和四十二年七月二十五日法律第八一号をもって住民基本台帳法が公布され、同年十一月十日から施行された。

第一条この法律は、市町村（特別区を含む、以下同じ）において、住民関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする」とあり、

住民に関する正確な記録を整備しておくことは、住民を対象とする行政を適正に行ない、また住民の正しい権利の行使を保証するために、欠くべからざるものである、これまで市町村における住民の地位を記録する各種の台帳に関する制度、およびそのための届出は、各種の行政ごとに定められていた。

住民の利便、行政の近代化及び能率化の見地からも、改善を要する点が少なくなかった、これらの情勢にかんがみ、その趣旨に基づいて設けられたのが、住民登録基本台帳法である。この制度の施行により、住民の転出入、転居、出生、死亡、変更、記載、修正や消除等、また国民年金、国民健康保険の取得、喪失その他選挙や米穀の配給などすべてが、異動の届出により完了するように一本化されている。

住民票は個人を単位として作成され、氏名、生年月日、性別、続柄、住所、本籍、世帯主などの身分関係と、前述の取得、喪失、選挙権の有無等が記載され、世帯ごとに区分されている、これらの台帳を基に、適正なる地方自治行政がなされている。

第二節　名字と家紋

一　名字

(一)　名字の起こり

姓のことを「みょうじ」といい、これを「名字」とも「苗字」とも書く。苗字の苗は草木の苗のことで、子孫のことを苗裔ともいうことから、江戸時代以前は名字と書いたものが、苗字と書かれるようになった。

昔他人の田畑と区別するために、自分の田畑にそれぞれ名前をつけた、そのうち田畑の名前がその田畑を耕作する家の呼び名となったともいわれる。他方江戸時代門名と称しておのおのを区別するために、その家がある位置、方位、自然環境、職業などからつけられた。たとえば、たつみち、森下、宮脇、坂下などという家名がつけられた。

このようにして家の呼び名とか門名から生まれた名字も少なくない。

大古は氏族制度であって、同一の祖先より出た者が一定地に居住して、一集団をつくった。この血族集団を氏族と称した。その職業は代々世襲であった。宗家を氏上といい氏族の成員を氏人と称した、氏人はそれぞれ家を構え、その家はまた多くの奴隷をもつことが普通であった。その氏族の称は職業または居住地の名をとった。

氏上は氏人を支配して政務を行ったが、支配の方式として部を設けた。有力な豪族は私有民を拡大し、これに自己の名をつけて大伴部・蘇我部と呼んだ、これを曲部、民部といい農産物を納めたり力役に従う義務も負っていた。中には技能の仕事に従事する職業集団もあって、有力な氏族ほど多数の部をもっていた。朝廷内においても中臣氏は祭祀を、大伴氏は軍事を、その他有力な氏がそれぞれ政務を分掌して世襲した。特技の部を率いて専門的な職掌をもつ者は伴造に任命されて、朝廷の職務組織は発展していった。

姓ははじめ氏人が氏上に対する尊敬の意の私称であったが、朝廷の勢力が拡大するとともに、氏は天皇から臣、連、首、君、直などのように、主長を現わす姓と、神主、県主、史など職掌を現わす姓を賜わり、蘇我臣とか大伴連と世襲の称号をもち呼ばれるようになった。

天武天皇十三（六八五）年には、あらためて直人、朝臣、宿弥、忌寸、道師、臣、連、稲置など八種の姓を定め、官職には関係なく天皇に近い子孫からというようにして、家格を示すものとして与えた。

大化の改新により官職が世襲でなく、個人の能力に応じてそれぞれ任命され、姓の意義も大いに変った。公地公民制が敷かれて、部民の大部分は公民となり氏上の支配権は失われた。平安朝になると源・平・藤・橘の四氏のほかは、数氏に限られるということは、四氏が特に有力であったということであろう。

名字とは実名と字を一つにした名称で、実名と字をもつような習慣が伝えられたのは奈良時代のことである。戸籍があった時代のことだから本名を変えることはできなかったが、字は容易にかえることができた。この字が特定の家集団の家名として用いられるようになったのは、大化の改新後氏上がその実権を失った平安中期頃からである。



根子村苗字帳

公家では有力な藤原氏が多くの門流を生みその居住地や家領にある菩堤寺や山荘の名を称号した、武士においても源平その他の武士も根拠地を定めてそこに名字集団をつくった。

徳川時代になると、神主に名字、特に功労のあった者には名字帯刀が許されたが、それ以外に名字帯刀が許されたのは士分の者に限られていた。一般庶民百姓もそれぞれ名字はもっていたが、公に名字を書くことも、名乗ることも許されなかったが、寺の過去帳とか墓碑の中などに名字を発見することができる。

法律または法規では氏を「し」とも「うじ」ともいい、名字を名前、つまり姓名を法規では「氏名」といって、今では氏と姓は全く同じに考えられている。現在苗字は十万近くあるともいわれている。

明治三年九月の太政官令では「平民ニ苗字ヲ許ス」と布告し、明治八年二月十三日布告第二二号は「平民ドモニ苗字を許ス旨ヲ、明治三年九月布告シタガ、今後ハカナラズ苗字を唱エヨ、但シ祖先ノ苗字ガワカラヌ者ハアタラシイ苗字ヲツケヨロシイ」と布告されて、姓名の形が確立した。

(二) 本町の苗字

苗字の大部分は前記のように、居住地や所領、氏にゆかりのある土地から得たもの、その他官職、職業、または氏に地名の一部をつけたもの、観世、木阿弥などの人名、動・植物名を苗字としたものなど多種多様である。

本町における苗字は、前掲のごとく、各地に一般的に見られる苗字で、地名から得たと思われるものが最も多く、門名、氏に地名、職業から得た苗字等さまざまである。

明治五年壬申戸籍の調査結果によれば、附籍分の苗字は四七種六〇戸で、本籍分（B欄）は、九二種一、五二三戸である。また昭和五十三年一月現在、住民登録基本台帳調（C欄）は二八三種二、一九二世帯となっている。

一番多い苗字は小林二〇二世帯、続いて赤池二〇〇世帯、伊藤一七一世帯、「渡辺」一五八世帯、「佐野」一五三世帯の順となっている。

明治五年（一〇六年前）と比較して、世帯数に大きな変動はないが、苗字数が多いことは、早くから鉱山が開かれたり、名湯下部温泉があることや山資源の伐採搬出、富士身延鉄道、国道三〇〇号線の開通などの諸原因によるものと思われるが、いずれにしても他町村に比して、生活圏、経済圏がすぐれているためではなかろうか。

二 家紋

日本の紋章は、氏族や家の標識としての紋様であって、家紋、定紋、紋所などとも呼ばれてきた。

公家、武家の紋章は、その家が属する氏族の系譜上から見た称号、名字の図紋、一般庶民の場合はやはり苗字とのつながりをもつ図紋が多く用いられている。

(一) 家紋のおこり

家紋は乗り物とか、旗幕などに家の目印しとして用いられたのがはじまりで、平安中期頃からとも、源頼朝以後ともいわれている。紋章は先ず公家社会におこり、次いで武家社会におこったが、紋章の必要性とか意義については大いに異なる。

○公家

公家としては、次のようにして用いられはじめた。

1、宮廷に出入りする際、自分の車を区別するための紋様。

2、正装の時束帯の袍に使う紋章。

3、祖先の由緒に基づく紋様。

十一世紀前半頃は牛車の持主の紋様を用いて、一代限りであったが、家格も家職もその家に世襲的に定着し、旧儀、先例を重んずる意識がつよくなるにつれて、牛車の紋様も父祖のものを子孫が踏襲して、その家の紋章となったもので、平安中期以後門地門閥を重んずる風が盛んになり、殊に儀式などにおいて、自家標識としての家紋を容易に識別できる便利さと共

に、ますます重要視されるようになった。

○武家

武家の紋章は、戦場における敵味方彼我識別のために陣幕、旗差物、楯などに描いた紋様からとされており、公家の優雅なものとかわり、簡略で識別容易なものが用いられた。鎌倉室町の戦乱期を迎えて、旗幕はもちろん衣服や調度品に、文亀の頃からは、幟、馬標などまでに家紋をつけた。従って一軍の将たるものは、地方群雄の家紋まで熟知しなければならない時代となった。更に江戸時代には、泰平の世となるにつれて、家紋は武家の威儀を正すに必要なものとなり、登城とか参勤交替の際会う行列のために家紋を知ることが必要となり、家格に応じた礼儀作法をしなければならず、用途は大きな変革を迎えた。

○庶民

元禄時代を迎えて家紋の装飾化がおこり、伊達紋、加賀紋、鹿子紋、比翼紋、崩し紋などが盛んになった。当時商業の盛んになるにつれ、金力を蓄えた庶民の間にも武家以上に紋様を好む風が流行した。

明治以降衣服制度の改正によって、礼服は洋服にかわり、家紋の必要性も使用も次第に減少したが、その紋章の種類は多種多様で、自然紋、建造物・器具紋、文字・図符紋、動物紋、植物紋、文様紋など四、七〇〇種類にも及んでいるが、最近生活様式の変化と、家族制度の崩壊によって、その存在価値も薄れようとしているが、まだまだ生活上重要なポイントとして、一つの形式の中に生きている。

(二) 本町の家紋

本町に於いても、昭和二十五、六年頃まではどこの家に行っても弓張提灯が長押にかけられ、提灯には必ず大きな家紋と、戸主の名や屋号が描かれていて、ローソクの火がゆらぐのにつれて、家紋は一段と鮮やかに浮かび、その家を浮き彫りにする効果があった。

また礼服には一つ紋、三つ紋、五つ紋、七つ紋などがあり、羽織袴に威儀を正したものである。最近では着る者も少なくなってきたが、系譜を重んじ家柄を尊ぶ日本人、わけても本町などにおいては家紋を尊重する風が年輩の人々の間に根強く残っている。

本町の家紋の数は名字ほど多くはないが、調査にあたって、家紋を知らない、家紋がない、転出のため家紋が判らず未調査の部分も相当多いがその数と種類は別表「町内家紋調べ」のとおりで、植物紋四三種一、二三九世帯で一番多く、続いて文様紋二九種三一五世帯、自然紋五種二四二世帯建造物・器具紋六種二二九世帯、動物紋八種一九四世帯、文字・図符紋五種六世帯となっている。又紋章名別に分類すれば、「下り藤」が二二一世帯で一番多く、続いて「丸に違い矢」二一九世帯、「五三桐」一六一世帯、「中輪に五三桐」一三八世帯、「丸に荒枝付右三階松」一一四世帯、「丸に違い鷹の羽」一〇九世帯の順になっている。

名字別に使用している紋章をあげれば別表のとおりである。

町内家紋調

分類	紋章名	世帯
茗荷	丸に抱き茗荷	一四
蔦	蔦	一
	丸に蔦	二
竹・笹	九枚笹	二
	根笹	一二
	丸に根笹	五
沢瀉	立ち沢瀉	五
	丸に立ち沢瀉	五
	向う花沢瀉	九
竜胆・葛	笹竜胆	一五
	丸に笹竜胆	一

植物紋

麻

三つ麻の葉　一

菊

菊水　二
中輪に半菊一の字　三

桐

五三の桐　一六一
中輪に五三の桐　一三八
二重丸に五三の桐　五
花桐　一

藤

下り藤　二二一
丸に下り藤　三八
那須藤　一六
上り藤　一七
丸に上り藤　五

葵

丸に三つ葵　九

梅・梅鉢

丸に梅鉢　二六

片喰

丸に片喰　一
丸に剣片喰　八
剣片喰　三

橘

丸に橘　七五
彦根橘　四

桔梗

桔梗　四
丸に桔梗　二九
八重桔梗　三

松

丸に荒枝付き右三階松　一一四

柏

丸に三つ柏　二三
抱き柏　一

梶

立ち梶の葉　五〇
丸に立ち尾の葉　九六

中輪に抱き柏

蔓柏

丸に蔓柏

五つ捻じ柏

三
三
六
一

文字図符紋

字

丸に山の字　二
丸に合の字　二
丸に井の字　一
丸に賀の字　一
八角に三の字　一

蝶

揚羽蝶　一
丸に揚羽蝶　一〇
対揚羽蝶　一

動物紋

鷹・鷹の羽

丸に違い鷹の羽　一〇九
丸に右重ね違い鷹の羽　三
中輪に並び鷹の羽　一

鶴

鶴の丸　六四

鹿角

丸に抱き角　五

器具紋

矢

違い矢　四
丸に違い矢　二一九

車・槍

丸に槍車　一

釘抜

釘抜　二

轡

轡　二

剣

四つの剣菱　一

丸に二つ引両　一八

引両・鱗	丸に三つ引両	四
	丸に三つ鱗	一四
亀甲	亀甲に違い鷹の羽	三
菱	三階菱	二七
	丸に三階菱	八
	武田菱	二
	丸に中陰武田菱	一四
	丸に割菱	四
	三つ盛菱	二
	寄せ三つ菱	一
花菱	花菱	四
	丸に花菱	四九
	丸に剣花菱	一
巴	右三つ巴	七
	丸に右三つ巴	三
	左二つ巴	一
木瓜	木瓜	一四
	丸に木瓜	四二
	細輪に三つ盛木瓜	一六
	木瓜に四つ目	一
	庵木瓜	五三
目結	十一割隅立て四つ目	一
輪違い	丸に三つ輪違い	一
石畳	丸に四つ石	二
	中輪に堅三つ石	一二
井筒・井桁	丸に隅立て井筒	九
	丸に平井筒	一

文極紋

自然紋	星・曜	井桁
		渡辺星（三星に一の字）
		丸に三星に一の字
		七曜
		九曜
		丸に九曜

		一
		七九
		七六
		六
		五一
		三〇

町内の家紋

分類	苗字
茗荷	樋川・斉藤・浦田・神宮寺・大矢・川口・森川
蔦	磯辺・川戸・小渕
竹・笹	竹内・竹之内・鈴木・笹本・志村・鳥屋尾・前島・大山・奥野・清水・服部・大森
沢瀉	田中・古屋・佐田・花形・松沢・小泉・堀水
竜胆・葛	鈴木・青木・有馬・奥野
麻	河村
菊	和田・宮沢
桐	桐戸・二宮・小松・小林・桜田・幡野・高橋・若林・土橋・切金・久保田・伊藤・依田・石部・奈良・宮下・岩倉・滝田・猪之尾・須田・田渡・亀井・長沢・米山・安田・長谷川・根岸
藤	伊藤・加藤・遠藤・内藤・斉藤・後藤・藤巻・藤田・藤沢・若狭・依田・杉本・中野・新井・小池・畠山・松永・忠地・上戸・木内・増田・岩崎・下原・川田・青柳・金子
葵	佐野
梅・梅鉢	池田・今村・小林・中村・伊藤・山下・筒井・玉木・入野・杉山
片喰	金川・萩原・鮎川・内田・福島・森川
橘	清田・今村・磯野・横森・村重・阿部・塩崎・若林・久保・立川・山中・依田・美馬
桔梗	渡辺・原田・太田・小里・曽谷・佐竹・両角・玉島・鯉渕・道村
松	小松・村松・岩松・生松・松木・深沢・保坂・中沢・岩崎・増本・串松・南条

柏	河西・門西・笠井・磯野・石部・佐野・古屋・都築・遅沢・浅原・浅川・田中・米沢
梶	佐野・門西・幡野
宇字	山宮・合津・井出・気賀沢・河野
蝶	岡島・芝原・柴原・小川・加賀美
鷹・鷹の羽	高野・大原・赤池・赤井・鈴木・高橋・鷹野・田貝・吉川・大勝・古川・古山・奥山・高木・石田・若林・漏田・藤本・小板・高柿・田村・小山・吉村・川見・石垣・田辺・神山・小池・土橋
鶴	上田・小林・上畑・森
鹿角	近藤・相沢
矢車・槌	赤池・上田・矢野・・井上・山中・赤井・佐藤・春沢・山丸・池川
釘抜	小松・吉田
轡	小沢
剣	樋口
引両・鱗	北条・丹沢・長田・山本・三神・三浦・二宮
亀甲	田村
菱	保坂・堀内・中込・水上・武田・芦沢・林田・穴山・平林・有泉・有田・岩本・秋山
花菱	小林・日向・鈴木・田中・堀内・熊谷・永関・黒田・若尾・横田・
巴	山田・野口・野村
木瓜	伊藤・深沢・馬場・笠井・伊東・旭・佐々木・金山・鬼頭・谷口
目結	高梨・狩野・土屋・綿織
輪違い	原
石畳	北条
井筒・井	草間・今福
	松井・井出
星・曜	渡辺・望月・北条・長田・井上・村松・丸山・市川・高地・木村・今井


八重桔梗


丸に橘


丸に梅鉢


那須藤


二重丸に五三桐


菊水


抱き柏


彦根橘


丸に片喰


上り藤


花桐


中輪に半菊一の字


丸に三つ柏

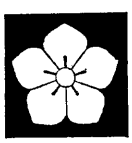
桔梗


丸に剣片喰


丸に上り藤


下り藤


五三桐


丸に桔梗


剣片喰


丸に荒枝付右三階松


丸に下り藤


中輪に五三桐

建造物・器紋


違い矢


丸に違い矢


四の剣菱


釘　抜


轡

動物紋


揚羽蝶


丸に揚羽蝶


対揚羽蝶


丸に違い鷹の羽


丸に右重ね
違い鷹の羽


中輪に並び鷹の羽


鶴の丸


丸に抱き角

文字図符紋


丸に山の字


丸に合の字


丸に井の字


丸に賀の字


八角に三の字


九枚笹


根　笹


丸に根笹


立ち沢瀉


丸に立ち沢瀉


向う花沢瀉


笹竜胆


六つ花竜胆


三つ麻の葉


中輪に抱き柏


蔓　柏


丸に蔓柏


五つ捻じ柏


立ち梶の葉


丸に立ち梶の葉


丸に抱き茗荷


蔦


丸に蔦

文様紋


丸に二つ引両


三つ盛菱


丸に木瓜


丸に平井筒


三星に一の字

自然紋


丸に三つ引両


寄せ三つ菱


細輪に三つ盛木瓜


井　桁


丸に三星に一の字


丸に三つ鱗


花　菱


木爪に四つ目

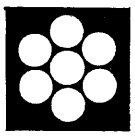
七　曜


亀甲に違い鷹の羽


丸に花菱


庵木瓜

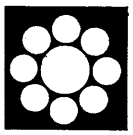
九　曜


三階菱


丸に剣花菱

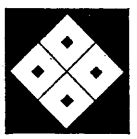
十一割隅立て四つ目

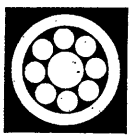
丸に九曜


丸に三階菱


右三つ巴


丸に三つ輪違い


武田菱


丸に三つ巴


丸に四つ石


丸に中陰武田菱


左二つ巴


中輪に竪三つ石


丸に割菱


木　爪


丸に隅立て井筒

下部町苗字一覧

凡例　A　明治５年現在壬申戸籍附籍分
　　B　明治５年現在壬申戸籍本籍分
　　C　昭和53年１月現在住民登録世帯数

苗字	A	B	C	苗字	A	B	C	苗字	A	B	C
小林	5	196	202	今福			12	秋山			3
赤池	2	183	200	中村		10	11	佐々木			3
伊藤		106	171	斉藤			10	青柳		1	3
渡辺	3	135	158	古屋		10	10	杉本			3
佐野	1	133	153	岩崎			9	野口		3	3
望月	3	34	77	松井		3	9	小山			3
内藤	1	61	62	切金		5	9	丸山			3
上田		75	61	高橋	1	4	8	志村			3
遠藤		38	57	山田			7	奥野		4	3
高野		27	41	長田			7	田村			3
磯野	1	22	40	鷹野			7	加賀美		7	3
日向		33	37	若林		7	7	曽谷		3	3
深沢		37	37	山本		3	7	芝原		1	3
依田	1	26	36	春沢		10	7	岩倉	1	1	3
二宮		18	29	井上			6	佐藤	1	3	3
石部	2	19	27	門西		6	6	小池		2	3
土橋		20	25	村松	1	4	5	米澤			3
小松	2	14	25	萩原		3	5	矢崎			3
今村		13	25	竹内		3	5	矢野		2	3
保坂		21	21	柴原		2	5	浅原			3
鈴木		12	20	加藤		3	4	三浦			3
中澤		20	19	笠井		1	4	宮下			2
大原		18	18	山丸			4	山下			2
櫻田	1	11	18	中込			4	赤井		3	2
馬場		13	16	伊東		1	4	藤巻			2
若狭		11	15	近藤	1	6	4	小澤			2
河西		6	14	竹之内		2	4	樋川		1	2
田中		12	14	串松		3	4	幡野			2
北條		13	14	阿部			4	岩本		2	2
岩松		10	14	旭			4	小泉			2
原田		5	13	池田		3	4	河野			2
桐戸		12	13	玉木		2	3	武田			2
太田	1	6	13	丹澤	1		3	藤田			2
堀内		7	12	宮澤		1	3	草間			2

苗字	A	B	C	苗字	A	B	C	苗字	A	B	C
市川	1		2	上戸		2	1	天野			1
田辺			2	小板			1	川田			1
雨宮			2	吉村			1	鯉渕			1
井出			2	谷口			1	若松			1
石垣			2	立川			1	杉山			1
畠山	1		2	金子			1	野村			1
佐田		2	2	大森			1	滝田			1
山中			2	高梨			1	木内			1
両角			2	小渕			1	井口			1
熊谷			2	相澤		3	1	成澤			1
新井			2	清田			1	蛇岩			1
金山			2	大山			1	坂間			1
森川		1	2	村重			1	神山			1
森			2	野中			1	片田			1
水上			2	小川	1		1	金川			1
鮎川			2	大滝			1	相山			1
和田			2	笠嶋			1	安田			1
山宮		1	2	前島			1	笹本			1
松永			2	本波			1	川見			1
嘉藤			1	横森			1	塩崎			1
永関			1	木永			1	奥村			1
堀田		1	1	下原			1	黒田			1
鳥屋尾			1	米山			1	南條			1
吉川			1	奈良			1	中野		1	1
鬼頭			1	樋口			2	三井			1
横田			1	大勝			1	佐竹			1
久保			1	古山			1	内田			1
遅澤			1	山口		1	1	入野			1
筒井			1	森山			1	小俣			1
池川			1	須田			1	名取			1
玉島			1	前田			1	藤本			1
上畑		1	1	都築			1	池嶋			1
岡嶋			1	上松			1	猪之尾			1
高木			1	金野			1	千野			1
三神			1	石坂			1	河村			1
長澤			1	甲渡			1	山川			1

苗字	A	B	C	苗字	A	B	C	苗字	A	B	C
美馬			1	永山			1	直木			1
浅川			1	谷亀			1	寺木		1	
芦澤			1	木村			1	永持		1	
門野			1	川口			1	長持		1	
若尾			1	古川			1	吉井		1	
木地			1	有馬			1	水谷		1	
椿			1	米窪			1	桂川		1	
根岸			1	忠地			1	石井		1	
大矢			1	高山			1	梅田		1	
福島			1	堀水			1	和世田		1	
清水			1	吉田		2	1	品川	1		
奥山			1	久保田			1	宮本	1		
林田			1	長谷川			1	村野	1		
古宮			1	川戸			1	桃川	1		
神宮寺			1	後藤			1	滝浪	1		
高屋敷			1	亀井			1	宮村	1		
磯辺			1	武井			1	富川	1		
小里			1	増本			1	古関	1		
坂下			1	花形			1	福井	1		
狩野			1	石田			1	山見	1		
合津			1	気賀澤			1	小野	1		
木川			1	道村			1	中嶋	3		
池端			1	増田			1	窪田	1		
信田			1	松木		1	1	巻田	1		
日吉			1	漏田			1	滝川	1		
服部			1	錦織			1	根銅	1		
藤澤			1	今井			1	富本	1		
沖倉			1	浦田		1	1	沢木	1		
高地			1	南			1	森戸	1		
穴山			1	原			1	水野	1		
平林			1	青木			1	萬松	1		
松澤			1	田貝			1	橋本	1		
土屋			1	溝之上			1	宮川	1		
高柿			1	西			1	蟹江	1		
星川			1	有田		1	1	山寺	1		
有泉			1	生松		4	1		1		

A　47種　60戸　　B　92種　1,523戸　　C　283種　2,192世帯

第二章　生　活

第一節　衣食住の変遷

一　衣

昔の衣生活は極めて素朴単純で、晴れ着、平常着、仕事着の区別もなく、ただ寒暑を防ぎ、仕事をするに都合のよい程度に出来ていたのではないだろうか。縄文期の狩猟採集の時期にあっては、一部では北京系の毛皮、他方では南方系の樹皮等が衣料として用いられていたようである。

弥生時代には水稲栽培がはじまり、出土品に布目のあとがあることなどから機織りも行われていたことは確実で、樹皮草茎の繊維から織られたものであろう。

魏志倭人伝によれば（二〇〇～三〇〇弥生時代）

「男子はみな顔や体に入墨をしている。髪を美豆良にして、木棉の布を頭に巻き、衣服は横巾の布のところどころを結んでなつぎ、余り縫うことをしない、女子は髪を左右に分けて曲げて結び、衣服は一枚の布の中央に穴をあけ、そこから頭を通して着る。イネや麻を栽培し、養蚕をして絹糸をつむぎ良質の麻布や絹布を織った。」

と書かれていることから、男子は横布（袈裟衣）を着、女子は貫頭衣を着ていたことが想像される。

(一)　織物の原料

衣服の繊維には綿花、絹、羊毛、合成繊維などがある。それ以前には樹皮の繊維によって布を織った。楮、楮（しな）、藤、麻等でこれらの樹皮を水にさらして甘皮を除き、残る繊維を織物に利用した。

イ　木綿

我が国に始めて綿製品が輸入されたのは十四世紀で、綿花が栽培されるようになったのは、天正年間（一五七三～九一）からであるという。天保十年の村明細帳（熊沢村）には「女は農作間木綿糸とり申候」とあるように、糸をとり布を織ることは、女子の大きな仕事であった。山梨県においても徳川時代を通じて、綿花の栽培は極めて盛んであったが、明治中頃より養蚕がようやく盛んになるに及んで、その栽培面積は逐次減少し、明治三十五、六年以後は綿糸を購入して綿布を織るようになった。木綿を栽培する頃は、綿花から着物に仕上げるまで、総べて女子の仕事であった。

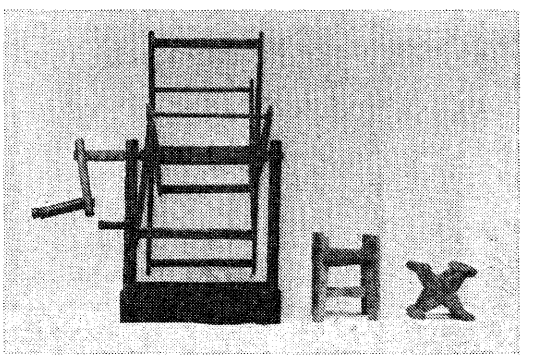

糸車

綿花から糸を紡ぐまでの工程は、

一　綿花を日光に干してよく乾燥させる。

二　ろくろにかけて種子をとり除く。

三　種子を除いた綿花を平にして、弓を槌で打ちその振動によって綿をほかす。

四　ほかした綿を適当な大きさに板の上に並べ、箸でこれを巻いて、拇指大の紐状の「よりっこ」を作る。

五　よりっこを車にかけて細い糸を紡ぐ。

六　つむいだ糸を水に浸した後、二、三本を合わせ、撚をかけて糸をつくる。

染色は紺屋がでて染めるまでは、総べて家庭で染めあげたもので、染料

は植物から取ったものである。

ネズミ色＝　桐の消し炭を粉にしてザルでこし、そのなかへ糸を入れて煮たてる。

黄　色＝　クチナシのサヤを釜に入れて暖め、皮をとり糸を入れて煮たてる。

黒　色＝　栗の花を使って染める。

このようにしてすべて野原や山に生えている植物を利用して、自分の手で染色をしたものである。

江戸時代から明治、大正へかけて、女の人のヨナベといって、旧暦八月朔の翌晩から翌年三月の節句まで必ず糸とりをした。「八朔の泣き饅頭」という諺があるのは、農家の嫁の労働の辛さを表わした言葉であろう。木綿布は尊いものであったし、またその布を売って生活の費用にもあてていた。天保四年六月、十六ヶ村惣代として根子村（現下部町根子）の八之丞が、次のような嘆願書を出している。

乍恐以書付奉願上候

東河内領山附拾六ヶ村一同惣代を以奉申上候当国木綿布之儀壱反曲尺三丈四尺規定ニ御座候処追々猥ニ相成候ニ付今般甲府町太物屋仲間並ニ仲買之者共惣代八日町宗十郎清兵衛両人願出候ニ付向後為取締与木綿商売致候者共江鑑札相渡当国織出し之木綿布ニ者年行事之者改印いたし尺不足之分ハ取引不致筈

御勤番御支配様ゟ御達有之候趣之御触御座候所然処当国木綿布之儀相定候織屋と申者無之郡中村々御百姓作間ニ婦女子之営業ニ而用向之席ニ持参売払又者仲間之者にも勝手ニ売払右価を以農具等買調其外御用達候上御年貢御上納之手当之一助ニも仕且又小前百姓等作間渡世ニ右仲買ニも勝手次第ニ相稼来候処鑑札無之者仲買不相成候而者自ら在々仲買之者共甲府町商人之手下共ニ相附仲買立勝手仲買致候義不相成附而者相場一定致し〆買〆売可仕誠ニ以歎敷御義ニ御座候

且改印無之布取引不相成候者　無拠右年行事江持参改印を相頼候様成行可申処当村者無賃ニ而改印致可申候得共往々者判賃可取巧ミニ而若不差出候得者彼是申紛手間取可申左様相成候得者農用ニ無暇小百姓之者共迷惑仕候儀ニ而自然農業之差支相成困窮之百姓御年貢御上納上方疎ニ相成国中一統衰徴之基ニ御座候　尤布尺規定之儀者向後御触之趣を以猥之儀無之様、村々名主許ニ而精々可申聞候且又駿府御目附様江相場書差上候節者差支に相成候　様甲府町之者共申立候義可有御座候得共右布に尺短長者聊之儀ニ而全く地合善悪に依り相場相立可申儀与奉存候処種々之儀相巧ミ品能申立利得貪り可申ニ与奉存候間何卒格別之御賢慮を以右之趣御照察被成下鑑札改印之儀無之是迄之通り在之者共勝手商売相成年貢御上納之手当融通宜様被仰付被下置度偏ニ奉願上候右願之趣御聞済被下置候ハ、郡中一統相助難有仕合奉存候以上

天保四年六月　　十六ヶ村惣代　根子村　八之亟

此の願書の趣旨は、

甲斐の国においては木綿布一反は曲尺三丈四尺に規定されているが、近年乱れて尺不足にもなっているので、甲府町の木綿布商売の人々が木綿布商売を渡世にしている人には鑑札を渡し、木綿布にも改印（商品証明）して、尺不足の布は売買してはならないと、

御勤番御支配様から右様のお達があったとの御触れがあったが、当国にては定められた木綿布の織屋もなく郡中の村々にて作間稼ぎ（農閑期）に婦女子が自家用として織っている。家庭で必要以外のものは壱反なり弐反なり売って、その代金で農機具を購入したり、御年貢の御上納にもあてている。

鑑札のない者が仲買いができないならば、買占め売り惜しみによって相場は高値になる。また改印についても判賃なども取り利得を貪るであろう。木綿布の値段はその長短ではなしに地合によって決められるべきものだ。甲府商人の言うこともよく理解できるが、それでは他に暇のない百姓達の農業にも差支えるのだから以前の通り改印や鑑札がなくても、売買できるようにしてほしい。

当時既に木綿を作り、糸にし、染め上げて織り綿布とすることが、農閑期における婦女子の大事な仕事であり副業であったことが理解される。

ロ　絹

養蚕業は、元来中国ではじめられたものが、三〇〇年（応神天皇）頃に伝えられたものであるともいわれているが、第十六代仁徳天皇（三一三～三九九）の御代「秦氏を全国に分配して、養蚕紡織業の発達普及をはからしむ」とあることから、この頃既に絹糸をとり紡織されていたことがわかる。山梨県政六十年誌によれば「上古秦の徐福という者富士山麓に来り日本に帰化して、養蚕を伝えた」とも、また「孝謙天皇天平宝字五（七五三）年甲斐国司山口沙弥麿が養蚕織物を伝えたともいうが詳かではない」ともいっている。いずれにしても本県の養蚕業は、遠く古代に始まっていると考えられるが、徳川幕府の直領となってからも養蚕を農家の副業として勧めたが、飼育方法や繰糸法などは極めて幼稚であった。従って絹織物業の生産は極めて少なかったので、貴重なものとされ、武士階級以上でなければ用いることはできなかった。広く庶民に愛用されるようになったのは、江戸中期以後のことで、次の文書はそのことを裏書きするものと考えられる。

天保十四年卯六月
被仰渡御請印帳
八代郡市野瀬村

一、百姓身分ニ而絹、紬着用者勿論、婦人腰帯はぶき子供依類やつ口并諸ニ用ひ申間舗事
一、怒（ぬ）り下駄、雪沓（せった）、婦（ふ）じくら草履相用ひ申間舗事
一、小間物渡世いたし候者村内江為立入申間舗事
一、従先般被渡候き怒類者不及申在ニ村ニおいて奢ケ間舗品売買致間敷且又諸色高値売渡申間舗事
右之通り村中堅く相守可申依って惣百姓御請印形仕候以上
名主、徳兵衛　外四六名㊞

下部町においては、明治の中頃から養蚕が漸く盛んとなり、明治の終り頃には殆んどの家で養蚕をするようになった。大正中期には好景気に支えられて、ますます盛んになり全盛を極めた。屑繭から糸をとり家織を織った。娘の嫁入りの時には母親はせっせと織って、布団や着物などにこしらえて持たせたものである。その後織機の発達によって大量に生産されるようになった。

交換経済の時代を迎えると、手内職ではたってゆかず、「チャンカラチャンカラ」という機織りの音は、全く聞かれなくなってしまった。「機屋と姑さんは置き場に困る」ともいわれる程無縁になったのは、昭和の時代にはいってからである。

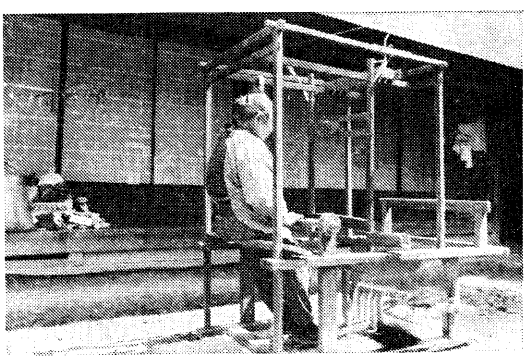

織　機（横手）

ハ　羊毛　毛織物の中で、狭義では羊毛＝ウールをいい、広義では山羊の毛＝カシミヤ、モヘヤ、ラクダの毛＝アルパカ、ビキューナ、兎の毛などをいう。羊は紀元前七世紀頃メソポタミヤ地方で飼育されたという。

羊毛の輸入が急に増加したのは、明治初年省庁の制服の制定、軍隊制度や警察制度がしかれて制服が採用されるようになってからのことである。

明治十年には、羊毛の輸入は全体の二〇パーセントにも達する程になった。毛織物としてはモスリン、セル、毛布、ラシャ等であった。

本町においてセルやモスリンが一般に使用されるようになったのは大正時代へはいってからのことである。その後毛糸、織毛物は下着類としても多く利用され。紳士服、婦人服を問わず、最高の服地は毛織物であることに間違いはない。

ニ　科学繊維　人間が自分の手で繊維をつくろうとした歴史は古い。シャルドンネが明治二十二（一八八九）年、パリーの博覧会に、人造絹糸として出品したのが最初である。日本では明治四十二年高等学校でビスコース

法、人造絹糸の研究がはじめられ、大正七（一九一八）年帝国人造絹糸株式会社が設立されたのが、工業的出発点となった。本町で使用されるようになったのは、昭和二、三年頃である。外見的には本絹とみまちがうように見えるが、保温力や弾力性が少なく、水に弱いという欠点もあった。衣類としては好まれなかったが、軍事優先の時代で綿布の代用として、広く使用された。

ホ　合成繊維　合成繊維は、石油、石炭、天然ガス、水、空気などを合成して造る繊維の総称である。昭和七（一九三二）年カローザスによって初めてナイロンの合成に成功した。我が国では昭和十四（一九三九）年京都帝国大学からビニロンの合成が発表されると同時に、鐘渕化学のカネビヤンが発表された。合成繊維にはナイロン、ビニロン、テトロン等アクリル系繊維と塩化ビニール系繊維とがあるが、何れも高い熱には弱い欠点はあるものの、強い摩擦力にも耐え、弾力性、耐水性、保温性など、勝れた性質をもっているので、現在では絹糸、羊毛などと混紡した繊維が多く、愛用されるようになった。

(二)　衣服の変遷

衣服は寒暑を防ぐための保温とか、力学的作用から身を守るために、或は威厳を示し或は美しく見せるための装飾用として、いろいろの立場から材料を求めて今日に及んでいるが、大別すると、平常着、仕事着、晴れ着と分けられる。

(イ)　平常着（ふだん着）

明治以前の平常着は、仕事着と兼用であることが多く、極めて素朴な物が用いられて、単に寒さをしのぐ程度のものであったが、明治中頃より仕事着以外に、平常着を持つようになった。

明治中期以前の服装はすべて家織であるために、大人も子供も男女を問わず、ほとんど同じような縞模様の柄であった。夏は単衣の長着、冬は布子（綿入れ）の長着に半纏をまとうか、または袖なし（チャンチャンコ）を着、男は兵子帯（三尺）をしめ、子供はひこおび（着物の付け紐）のついた着物を着た。女は合せ帯をしめ大人も子供も前掛をして、着物の汚れやきれるのを防いだ。着物は体に合わせて上げ（縫上げ、肩上げ）をして、順次伸していき、数年間同じ着物を着ることが通例であった。着物や半纏の袖は長袖、鯉口袖といわれているもので、衿は黒、又は紺の掛衿をかけた。強い、汚れないという点において勝れていた。柄は大人も子供も大差なく、白、紺、藍、茶等の細い縞のあるものが多く、当時は一度調整された着物は、きれるまで自分のものであった。

羽織は道服とも打掛けともいわれ、もともと陣羽織として武士が着用したものであったが、後、名主や村役人等身分によって着用を許され、明治以後は誰でも着ることが許された。許されたとはいっても、誰でもが持っていたというものではなく、儀式の時などは親分から借り受けて着たという話も、今に伝えられている。

一般社会の種々相が上から下へ移っていくように、特権階級の人のみに許されていた衣服が、一般庶民が着るようになることは当然のことで、明治維新はこれが急激に行われた時代であり、更に外国崇拝の思想と共にはいってきた洋服は、我が国の服装史においても類を見ない大きな変革をもたらした。これらの影響として、元禄袖や筒袖が普通のものとされるように変化してきた。

柄の変化　家織の技術の進歩によって、縞模様に限られていた柄は、綾織絣が用いられるようになり、更に小紋柄等も家織布に染めるようになった。青年達が絣の着物を平常着として着るようになったのは、大正の中期頃からで、女子も年齢に応じた絣を着た。大正絣と名称が残っているように絣が大流行して、一世を風靡した。他方矢絣、久留米絣などの流行も此の頃からであった。

仕立ては、元来冬は布子が多かったが、大正中頃より漸次袷になって、綿入れは老人や子供のみのもののようになった。これは下着として毛織物メリヤス等が普及された為と見られる。夏の衣服については大正の初め頃までは、縞飛白や縮が主なものであったが、大正中期頃より浴衣模様風の

ものが平常着風の柄合に変わって、遂に平常着として着るようになった。大正にはり機械染の方法が進歩し、美麗な模様物が安価に得られるようになったので、平常着も家織絣模様一点張りから、年齢や好みによってそれぞれの地質や柄物を着るようになった。明治年間には袷から単衣に移る時にはネルが用いられたが、昭和にはいってからはセルが多く用いられるようになった。

洋服　明治三年制服が定められて、洋服への第一歩がはじまった。明治の中頃には男子教師は洋服（詰襟）を着はじめたが、女教師が洋服にかわったのは大正の末から昭和へかけてである。一般の勤め人が洋服を着はじめたのも此の頃からである。中学校や高等女学校（高校）が制服として洋服を採用し始めたのも、大正から昭和へかけてのことである。これらの影響を受けて子供達は同型の洋服を着はじめた。服地はほとんど水色か無地のギンガム、ポプリンか、格子べんけい縞の綾織木綿で、男は夏は霜降、冬は黒の小倉の服であった。しかし女子の冬服はまだ実用されなかったが、昭和十年頃になって洋服になった。

此の頃になると一般の大人もほとんど洋服になり、婦人服として簡単服が登場した。軽く働き易いということで一般に愛用されるようになった。

昭和十五年第二次世界大戦中、国防色（カーキ色）の国民服（折襟、詰襟型）帽子や儀礼章も制定され、女子は和服を半分にした上衣に、カルサン（モンペ）が普及した。此の頃から防空頭巾の携行も強いられるようになった。当時の男子の服装は国民服に帽子、巻脚絆にズック靴であり、女子のカルサンは前布と後布に分かれていて、紐で結ぶようになっていた。衣料についても厳しい統制がしかれ、昭和十七（一九四二）年二月には衣料切符制がしかれ、戦後二十六年まで数量、質共に制限されて、苦しい生活を送った。

戦後食料事情の逼迫と、貨幣価値の暴落が相つぎ、都市の衣料と、田舎の食料の物々交換が行われ、箪笥の中の衣料は仕立てなおされて、平常着や晴着に姿をかえ、古い着物でカルサンをつくり、布団地、木綿風呂敷や五月幟までが、服やカルサンにつくりなおされた。厚い帯芯で足袋の底や子供の靴なども作られた。経済復興と共に、男女とも洋服となり、殊に女子の服装は色彩もカラフルに、型も日本人にマッチして、美しい姿になった。

(ロ)　仕事着（野良着）

昔は平常着は新しく、仕事着は古い着物ということが通例であったが、仕事着は仕事をし易いように工夫改善されて、今日に至っている。

維新以前は、木綿を栽培し、糸をつむぎ、綿布に織り、自家で調製するという、いわゆる自給自足の時代で、衣料は特に貴重なものとされていた。男は褌か（夏）股引きをはき、着古した筒袖の平常着の裾を兵児帯にはさみ、いわゆる「しりっぱしょり」をしてわらじを履き、頬かむりをするというのが、当時の野良装束であった。後になって肘の方が稍ふくらみをもって、働き易いように工夫された「うでんぼう」を着るようになった。大正の中頃より野良着の上下が売り出されるようになってシャツやズボン、地下足袋などが、うでんぼう、わらじなどにとってかわり着用するようになった。冬は綿入れの筒袖半纏やチャンチャンコを着た。女子は古い平常着を繕い、腰巻きが半分見える程度にはしょって、手甲に襷がけ、手拭をあねさんかぶりにかぶった姿が、野良へ行く装束であった。田植は又格別で、腰巻を新調したりして、襷をかけ、あねさんかぶりのあでやかな姿も見られた。

雨の日の作業や暑い時には、ケデーと称する藁で編んだ蓑を着るか、着ゴザといって畳表を二重にして、中に油紙をあて、背中がぬれないように工夫されたものも着た。

戦争がようやく激しくなった昭和十四・五年には、カルサンが普及して、野良着として着用するようになって、能率的活動的な服装となった。

職人の作業衣は紺色に白く屋号などを染めぬいたいわゆる印半纏に、トンブリと称する大きなポケットのついた腹掛をして、紺の股引に紺の足袋、麻裏草履をはいた。大正の中頃より乗馬型ズボンが愛用されてきた。ま

た呉服屋の商人は、木綿の長着に屋号を染めぬいた法被を着て前掛をし、角帯をしめて麻裏草履をはいていた。すべてといってもよいほど、その服装がその職業を現わしていたが、戦後は全く自由な服装となった。水田作業などは裸足で行われていたが、今はゴム足袋か、或は特製の水田用ゴム長靴が用いられ、わらにかわってビニール製のカッパを着、菅笠は麦藁帽子、婦人は作業帽子というように変ってきた。

(ハ)　晴　着

ふだん着のほかに晴れの日に着る晴着、又はよそゆき、おとっときなども呼んだ着物がある。維新以前は貧富の差がはげしく、食べることに精いっぱいの時代であったが、時代が進み生活にも多少のゆとりがでて、晴着ももてるようになった。

明治、大正の時代となって、男子は家織の縞の重ねが普通となり、女子は本裁ちのメリンス、銘仙、富士絹などで作るのが普通とされてきたが、戦後は一大変革を来たして、男子はほとんど洋服になり、女子の和服は年輩の人に若干見られるが、ほとんど洋服に一変した。

(ニ)　式　服

結婚式又は葬礼とか、公の場所に出る時などに着装するのが礼服、または式服という。明治五(一八七二)年に太政官布告によって大礼服着用が制度化され、これによって、一般の通常礼服が規定されたことから礼服がはじまり、明治十年九月判任官以下の者は、羽織袴を以って通常礼装に準ずることが、太政官によって通達された。

羽織と袴、戦前には吉凶何れにかかわらず人に接する場合には、羽織袴を着用することが、一般男子の礼装であった。羽織は天正年間頃は、チリ除けに茶人がまとったものであるが、江戸時代には武士の道中用の服であって、士分の者か、或は村三役以外のものは着ることができなかった。袴は袷の肩衣に対する下部、すなわち平袴のことである。襠高(股割れ)の袴は、乗馬用のもので野外服であったものが、文久二年襠高袴が室内礼装用と認められたのである。江戸末期には数種類に分化して、下層では麻布や綿布によって、股引(ふんごみ)カルサンなどに変化していった。

吉事の場合

お宮詣りの祝着

男子は生まれて三十二日目、女児は三十一日目に産明と称して、始めて氏神に詣でる。この時は親元又は近親者から祝着が贈られる。上衣は潤袖の黒定紋附の羽二重、又は友禅縮緬小紋裾模様等にて、一ツ身又は三ツ身に仕立て上げた産着である。昔は七子、綾織等の家織を無地又は小紋に染め、一ツ身に仕立てたものであるが、最近では柄模様等が派手になって、男子は腰模様が普通である。これを当日は赤ん坊の晴着として一枚ないし五枚位重ねて着せ、首から七五三縄を掛けて神社へ参拝する。参拝が終るとこの七五三縄は男児は向って左の石へ、女児は右の石にかけて帰る。これは出生児を氏神に報告し、併せてその子どもの将来の無事息災を祈ったのである。

七五三の祝着は、最近都会の風潮を受けて、ぼつぼつ見受けられるようになったが、未だ一般的ではないので省略する。

結婚の式服

昔の結婚式については、家柄、財産、結婚年齢、生活様式、習慣等によって種々の段階があって、一概に断定することはできない。

花嫁　明治の初め頃は江戸時代の流れで綿帽子を被り、白衣裳(白無垢)であったが、明治の中頃より、上衣は黒染、下衣に白を着た。帯は白繻子、長襦袢、袖や襟出しに色が見える程度に変化した。その後島田髷に角隠しをし、小袖(留袖裾模様)に小はま縮緬のネズミ、白の三枚重を着、帯は別珍の丸帯、これにピンク又は白縮緬一丈を結んで、左横に下げた。これをおつるしといった。嫁入りの日には結納として贈られた着物や草履をはいた。お色直しには角隠しをとり縮緬の着物を、袖口裾を三つ重ねの比翼にしたものに着替え、披露宴に出た。大正期には裾模様を染めた江戸妻(留袖)が広く着られるようになり。昭和十年頃からは振袖がぼつぼつ着られるようになった。このような花嫁姿が昭和三十四、五年頃まで

続いた。この頃までは、結婚式も披露宴も自宅で行われたが、以後式場や披露宴を会館とかホテルなどでするようになると、経済性、合理性という考え方から貸衣裳を利用するものも多くなって、総模様の振袖、打ち掛けを着るようになって、ますます華美となった。また最近は白い打ちかけが多く使用されるようになった。純白は純潔で汚れがないという意味と、婚家でどのようにも染めることができるということをも含み、角隠しはわきみをしないで、ひたすら夫に仕えるという意味がこめられているという。被い物は古くは被衣という布で顔をかくし、その後綿帽子になってからは、披露の時だけ顔がよく見えるように角隠しのみ着用するようになった。最近では色直しに洋装する者もあり一様ではない。

花嫁　家紋を衣服につけるようになったのは、鎌倉時代からのようであるが、徳川時代には初めは小さかったが、元禄の頃より五～六センチと大きくなった。当時は何人でも用いることは自由となり、その数も初めは五ツ紋は村方三役と親分のみに限られていたが、次第に一般庶民でも礼服に五ツ紋をつけることも自由になった。羽織は士分か村方三役以外は着ることを許されなかったので、黒の紋附きの家織の絹つむぎの紋附羽織に袴で、男の服装はあまり変化がなかった。最近特設の会場で式をするようになって、モーニングを着用するようになり、更に純白の洋服に着替えするようになった。

列席者の服装　列席者は通常の礼装、つまり和服では羽織袴であったが近年ではモーニング、または略服を着用し、白ネクタイをするようになり、女子は紋附裾模様又は紋附羽織である。近年洋服の着用者も見られるようになった。

凶事に関する服装・葬儀は人生最後の儀礼であるから、厳粛なる式典を執行し、故人崇敬の誠を現わすような服装が用いられた。明治初め頃の祝儀の服装は上衣が黒で、下衣が白であったことから、葬儀には逆に上衣は白、下衣に黒を着て、白帯をしめて白むくといったが、昭和の初め頃から黒の着物に黒の紋附羽織を着るようになった。近年は黒の洋服を着る者も逐次多くなった。男子は黒の紋附羽織に袴であったが、近年はモーニング又は略服に黒のネクタイをしめるのが一般的の服装である。

(三)　寝室と寝具

本町には寝室寝具に関する記録がないので、つまびらかにすることには出来ないが、他地方の記録を載せて参考にする。元来寝室寝具は公開をはばかるものであるから、藁床とか藁布団の事実は、自然に消滅して、現在に伝わらなかったのではなかろうか。

瀬川清子氏「きもの」によれば、

昭和十年頃、福島県の農家の主人の話として、昔は寝室は一坪半の室で、場所は家の奥、三方壁に囲まれているのが原則。そこには床板が張ってない土間から床下の高さ一尺五寸位板囲いして、籾殻をつめ、その上に藁を敷き、その上にネゴザという敷物を敷いて寝る。私のお母さんが嫁にくる時はネゴザだけを持ってきた。

伊豆石廊崎の老女は、

大昔はわらを敷いて寝た、布団はなかった。私が十八の時嫁にくるのにネゴザを持って来た。

三河の老人は、

昔は畳のある家は庄屋とお寺さんばかりで、多くの民家ではシキワラといって、座敷一面藁を敷きその上に莚を敷いて寝た。

此のような話が新潟、長野、秋田、京都、山口などいくつかの例として載っている。木綿栽培も盛んであったが、衣料面に多く使用されて、寝具の原料にするだけの余裕はなかったのだろう。わらの寝床に寝たことは、東北地方や僻辺の地ばかりでなく、国民の大部分の経て来た道であって、ひとり山梨のみが例外であったとは思われない。昔の建物には納戸という部屋があって、わらの寝床が用意されて、その中へもぐり込んで安らかな一夜を過したのは、江戸の中期頃まで続いたと思われる。

その後わら布団が考案されたので、ネコダ（ネゴザ）の上にわらを敷き、アカトリと称する敷布をしき、木綿布を何枚か縫い合わせたユブスマとか

着物より大きく、寒さを防ぐ被り着物であるヨブスマをかけて寝た。此の頃のわら布団は重要な寝具であった。綿入れの布団が普及するに従って使用は少なくなったが、冬期とか病人に限り藁布団の上に綿入れの布団を敷いて、老人たちの保温寝具として、昭和の初め頃まで愛用された。

ヨブスマが後に衿や袖もある夜着となった。夜着は綿を厚く入れた寝具で、昭和の初め頃まではどこの家でも愛用した。嫁入りの時には必ず持参する寝具で、唐草模様のものが多く、中には紋のはいった夜着もあった。

寝るにはまるねといって、平常着のまま寝る場合と、素裸で寝る習慣もあった。夜着は肩を温くつつみこんで、寝具としては素晴しい機能をもっていたが、昭和十年頃には全く見られないようになった。此の頃から多くの家で寝まき、かいまきが使用されるようになった。最近では夏掛け、冬掛けなどの区別もあり、カバーをつけて清潔な寝具を使うようになった。

維新以前は男女共に髷を結っていたので、箱枕を使用していたが、明治四（一八七一）年には断髪令が出て、坊主頭や、ざんぎり頭になって箱枕が使われるようになったが女子は大正終頃まで髷を結っている人が多く、遅くまで箱枕が使用された。

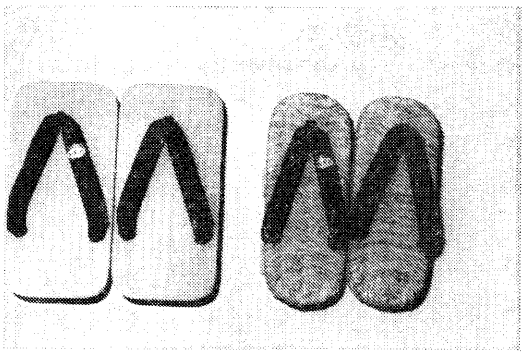

こま下駄と麻裏草履

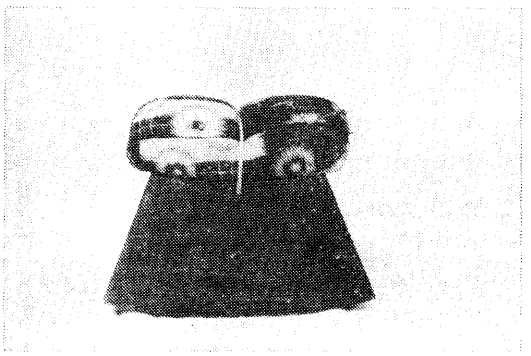

箱　枕

(四) 蚊　張　蚊張は戦前までは大抵の家で使用していたが、戦後は環境衛生も行き届き、衛生思想が普及して、便所の改善、下水の処理、排水施設の改善によって、蚊の発生も少なくなって、蚊張を使用する家も減少している。

(五) 下　着　昔は一般に晒木綿で作られた半身衣で、肌襦袢といった。明治中期頃からシャツが用いられ、終り頃にはメリヤスの下着類が出まわるようになった。下衣は股引（フンゴミ）というもので、江戸時代から使用され、多くは家織自家製のものであった。女子は股引ははかず、腰巻をしめた。赤色系統のものが多かった。一般婦人がズロースを用いるようになったのは、昭和十年前後で、小学校、高等女学校児童生徒が着用しはじめたのは、昭和の始め頃からである。いずれにしても下着の変化は、女子の服装の変化や活動変化のためには、大きな役割を果たした。

(六) 履き物　昔はうちばきは草履で、野良ばきや旅には草鞋が用いられた。材料は藁、竹の皮、みちしば、布片などが用いられた。江戸中期頃には下駄が流行し、塗り下駄表附下駄や、麻裏草履（ふじくら）も此の頃からはくようになった。大正の初め頃からゴム靴をはくようになったが、革靴が一般に使用されるようになったのは、洋服が着用されるようになった昭和十五、六年頃かである。地下足袋がはかれるようになると、草鞋は全くはかれないようになった。戦後になると、外出には革靴、家ばきはつっかけかサンダルが用いられ、女子のはきものとしては革靴の他、サンダルやつっかけも多い。

(七) 足　袋　足袋は自家製のものが多く用いられ、明治頃の足袋は紐で結ぶようになっていた。こはぜをかけるようになったのは、ずっと後のことである。生地はコール天か、シュスであり、女子はコール天の色物かベッチンで、礼装用は白のキャラコであった。洋服が普及するに伴って、足

袋をはく人は少く、靴下が多くはかれるようになった。

(八)　髪　型　髪型は服装や生活様式などの変化に伴って、民族的時代的特徴を反映させながら、現在に及んでいる。太古には美豆良（角髪）に結ったものであるが、飛鳥時代（六八二）には男女供結髪令が発せられ、明治四年には散髪令が発せられた。

長い髪を根元で束ねて長い分は切り捨てるチョンマゲの姿が長い間続き、明治四年に散髪令が出た。更に明治十六年にはバリカンが輸入されて、子供は三分刈りに、大人は多少の変化や流行はあっても、今日風な髪型になった。終戦後は欧米の髪型の影響を受けて、幼児、児童、生徒までが長髪にかわり、昭和四十七年頃からタレントの姿をまねて、長髪にする青年が多くなった。

女子の髪型は、前髪におさげ髪、三つ編みを後に垂らし、リボンをつけた姿が見受けられた。昭和の初め頃よりオカッパと称して耳たぶがわずかに見える程に短くした髪型が流行したが、現在では長髪にすることが流行している。娘は十六、七になると桃割れ、銀杏返し、高島田などに結って、晴れの姿に色どりを添えた。人妻になると丸髷や勝山に結い、日露戦争後は「行方不明」「二百三高地」という髪型が流行した。一般家庭婦人の正装は丸髷、労働する時は後にまとめて櫛にからげた髪型であった。島田や丸髷に結った姿は大正末頃まで見られたが、その後姿を消した。のちに七三に分けて後で大きく束ねたが、昭和十六、七年頃よりパーマネントが流行し、戦時中、一時中断されたが、戦後は老いも若きもすべてパーマネントをかけるようになった。初めの頃は雀の巣などと悪口をいわれたが、技術の向上と手入れの上達は服装にもよくマッチさせ、特に近年洋カツラや染髪技術の進歩と相まって、若く美しくという人間欲求を満足させている。

(九)　帽　子　帽子は一般的に防寒防暑または危険防止として、頭部を保護するために用いられた。冠位制度の制定などにより、儀礼或いは整容など、頭部の装飾として用いられて、今日に及んでいる。維新以前一般農民は男女を問わず手拭で間に合わせるか、菅笠、まんじゅ笠が使用され、大正の頃から麦藁帽子が用いられるようになった。明治になり、外人崇拝と外国文明の輸入に伴って帽子も輸入された。男子は夏はパナマ帽、カンカン帽、冬季は中折帽が愛用された。また店の丁稚小僧や職人は鳥打帽が多く愛用された。戦時中は戦闘帽とか国民帽などが着用され、防空頭巾の携行が強制された。戦後はほとんどかぶらないようになった。しかし特殊な職業、特殊な目的のためにかぶった帽子や頭巾は多種多様である。戦前は制服に学帽をかぶることは校則できめられ、誇りとされていたが、戦後は全く自由で、小学校の児童はほとんどかぶらず、好みの野球帽をかぶり、低学年の児童は交通安全という立場から黄色の帽子を使用している。女子は洋服にそれぞれ似合う季節の帽子をかぶるようになった。

(一〇)　傘　笠と区別するために「さしがさ」または「からかさ」ともいう。長柄の傘が始めて伝えられたのは、欽明天皇十三（五五二）年といわれ、ろくろを使って自由に開閉できる傘は、文禄三（一五九四）年、納屋助左衛門がルソンから伝えたものであるという。柄の短いものは元禄のころからである。

・蛇の目傘　元禄時代から用いられたというが、本町で使用され始めた時代は不明である。昭和の中頃まで晴着を着る時、よそゆきの時には使用された。

・番傘　厚紙に荏油をひいて仕立ててあるが、頑丈で安価のため明治の初めから用いられた。江戸では太黒傘といわれた。一般家庭でも商店でも屋号や戸主名などを書き目印とした。戦前にはどこの家にも五、六本は用意されていたが、今はほとんど見られない。

・日傘　江戸時代には大人も愛用した。昭和の初め頃までは娘達に使用されたが、現在はレース仕立てに装飾が施され、僅かながら使用されている。

・こうもり傘　幕末に輸入された洋傘で、こうもり傘ともいわれ、昭和十年代より流行し、戦後は番傘にかわって使用されるようになった。昭和三

十年代には折たたみ傘が、五十年代にはワンタッチの洋傘が使用されるようになった。

すべて衣料は寒暑をしのぎ、身体を保護するものであったが、時代が進むに従って地域、性別の差を生じ、階級、職業、年齢にふさわしい衣料が選択され、天候、作業、旅行用として目的にかなった衣料が考案されているが、今後ますます華美の度を加えていくことであろう。

二　食

農業によって食糧を生産することを知らなかった時代には、草木やその実、または野生の鳥獣などを捕えて食べて生活していた。その後農業を基本として生活が安定してくると、米は非常にとうとく物日や諸行事以外は炊かなかった。殊に下部町は交通の便も悪く耕地も狭かったので、粗末な物を食べていたのではないだろうか。

これ等の窮状は諸文献にも明らかな如く、年貢は五公五民とも六公四民ともいわれ、年収入の半分以上は、年貢として上納し、残りで年間の諸経費がまかなわれていた。当時の土地売り渡し証文によれば「年貢に詰り土地売り渡申候」と記され、子どもの多い家では口べらしのために奉公に出す例も多く、その一端を窺い知ることができる。統治者の「生かさず殺さず」のきびしい方針は、苛酷をすぎ、天保騒動となって、歴史にも残り後世にまで語り継がれている。



貯穀取集小前帳（峰村）

肥料は入会山から刈りとって来た堆肥か、厩肥ですべて自家製である。北富士の入会権をめぐって死闘が繰り返される如く、本町でも入会権をめぐる出入訴訟は絶えまなく続いた。入会権の問題は百姓の死活を制する程重要なものであった。

病虫害を薬品で予防・消毒することはつい最近のことで、当時は虫送りと称して、鐘や太鼓で村境まで送り出すという行事が行われた。また長い日照りで干害を受けても揚水灌漑は不可能な時代で、何年かには必ずやってくる大飢饉になやまされていた。

当時大飢饉に備えるため、夫食貯穀米として夏は麦、秋には籾を一人につき二合づつ郷蔵に蓄え、また飢饉には飢人調べをして貯穀を拝借、飢を凌いだという文書は各村（部落）から発見される。為政者とすればその飢

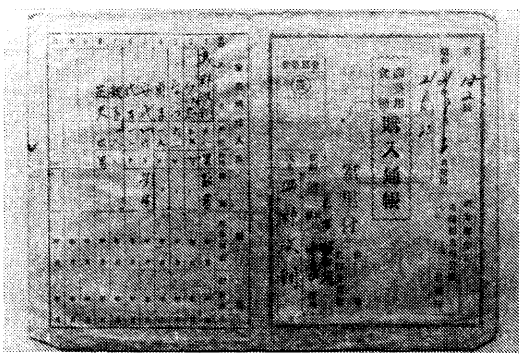

食糧購入通帳

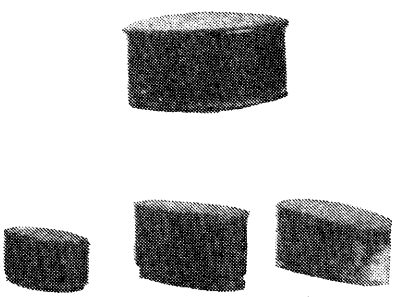

めんぱとめしつぎ

饉対策としていろいろな方法を講じている。

夫食養可相成品々貯方教諭書（意訳）

一、不作の年は夫食拝借願いを出すけれども、一秋の不作だけで食べ物がないなどと申すは不埒の事だ平常の心掛次第で一年や半年の飢を凌ぐようにしなければならない。そのためにはその土地にはその土地に適応する作物を作るのはもとより、木の実の草の根たりとも採り貯えておくこと

二、春中日照り続きで水が不足して苗が植えられない時、又は苗が水腐して植付不可能の時は届け出で、検分を受けてその時点で収獲出来そうな作物を植えること。稗栗は時期が多少ずれてもよくまた田畑にでも作れる物だから春の気候をよく考えて作物を決定すること。

三、薏苡仁（ずずたま）は麦にもまさる食料になる作物で砂地やせ地などでもよく収穫できるものであるから、株間や土堤に植付けて、収穫し貯えること

四、暮蓧（やまいも）　何首烏（かしう）　馬草薢（ところ）　括夢（からすうり）　蒟蒻（こんにゃく）　葛（くず）、蕨（わらび）は米麦にもおとらない食料となるべきもので自然と野山にはえるものだから木の成長にも関係のない持林御林山中へ植え付けて収穫すること

五　豌豆は荒れ畑畔にもよく出来る作物である特に二月蒔五・六月頃収穫でき又その時蒔附けすれば八月には収穫できる作物である。狭い空地でも利用することは大切なことである

六　御林山（御料地）の内で木のない所にはかや・くり・しいなどの木を植え実を年々とって蓄えること。

右のようなことについては、天明三年にも夫食養になる木の実、草の根その他何なりとも貯えおくように仰渡され十二月中受証文を出すようにしておいたが申出た村は一村もなく、まことは村役人の怠慢である。役人は実意をもって監督し世話して作付け植付け状況などを報告すると

これは飢饉に備えて、平時から食料となる植物を栽培して、其の根や実を蓄えようとの達しである。事実カヤの実をたべて飢えをしのいだ話が、一色では今でも語りつがれている。

㈠　晴の食事

食物の内容としては、平常の食物も、晴の食物も、必らずしも材料の優劣ではなく、何か改まった食物を作って食べ、平常食と差別して来た日本人の食生活の習慣から来たものであろう。昭和十年頃までは、晴の日の食事として、赤飯、餅、団子などがあげられる。

赤　飯（こわめし）　産の神の飯・お七夜・誕生日・宮参り・結婚式入営・除隊・入学卒業祝・古稀・還暦・病気全快・上棟、氏神の祭、菩提寺の祭等の人生儀礼には、赤飯を炊いて祝い食べ合う習俗となり、自分の家ばかりでなく近隣へも配って、共に晴の食事をしてもらうことに意義があった。更に五月苗代をこしらえた時は、やこうめ（うるち米へ大豆をまぜてふかす）を粥かき棒（けえたてげえ）にのせ、水口に供えて、田の神の依代とする風習や、十一月二十日のえびす講には、サンマ飯（サンマのまぜ御飯）を食べる習慣もあった。総じて夜はソバを打ち、ひや麦などの粉食が多かった。

餅　お正月、桃の節句、お盆、十日夜（旧十月十日）、上棟式、出産後里親の持参する力餅、満一歳の立ち餅、彼岸のボタ餅、端午の節句の柏餅、麦の蒔き上げのボタ餅、何れも祝いの餅として、もち米をふかして搗いたり、雑穀をまぜて、粟餅、黍餅、豆餅、コブ餅や、特に桃の節句のひな壇に供える菱餅には、蓬をまぜて草餅を搗いた。

団　子　小正月の繭玉、厄除け団子、十五夜と十三夜の月見団子

「中日ボタモチ明け団子」という伝承もあって、春秋の彼岸の明けには団子を供え、月見団子は年配の人たちにとっては、又なつかしい思い出もある。

正月料理　雑煮、湯うどん、いわしめざしの尾頭つきと、おせち料理（野菜の煮物）、大根なます、たこ、かずの子、かまぼこ及び吸い物等である。

七草がゆ　一月七日の朝炊く。春の七草（ナズナ、ゴギョウ、ハコベ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ）を入れたかゆをたべた。戦後は簡略化されて、七種がゆを食べない家が多い。

小豆がゆ　一月十五日には小豆粥を食べて、無病息災を祈り、なり木

いじめにも小豆粥が使われた。夜はソバ、湯うどんを食べた。

桃の節句と端午の節句　桃の節句には赤飯を炊き、菱餅、白酒を供え端午の節句には柏餅をこしらえて、それぞれ子どもの成長を祝った。

えびす講　一月二十日は百姓えびすの日である。小豆飯にけんちん汁、尾頭つきのいわし、めざしで祝ったが、今日ではえびす講を祝う家は少い。

繭玉（団子バラ）　料理ではないが一月十四日につくる。野菜の形、繭、カマス、巾着などの形にこしらえて、樫の木にさして飾り、豊作を祈り、生活の豊かになることを祈った。

大晦の料理　御飯に尾頭つきの魚、けんちん汁が出されたが、今は年越しそばを食べる家が多くなった。

結婚披露宴　昔は赤飯に豆腐の吸い物、皿盛には尾頭つき、つぼには煮豆、小皿にはごまめ、ひらには野菜の煮物、キンピラ、大根のなます、すべて婚家で行う例であったが、昭和三十五、六年頃から、結婚式は自宅では行われないようになった。

㈡　凶事の料理

葬式の料理　葬式は精進料理で、白米の御飯に豆腐または、ふの汁である。皿には野菜の煮つけ、ひらには油揚げの煮つけ、つぼには煮豆かシミコンで、会葬者全員に出した。だから式の時刻は十二時というのが常識であったが、現在では近親者以外には食事は出さないように簡素化された。

盆料理　そうめん、ひやむぎ、餅などをついてあべかわにして供えた。

㈢　平常食

労働のはげしい農民は一日五食である。すなわち朝めし、十時頃なかいれ、正午に昼めし、四時頃ようだけ、夜は夕めしを食べた。更に藁細工とか木綿紡ぎのよなべをする秋から冬にかけては、ようなごという夜食も食べた。なかいれ、ようだけなどの中間食は、やく餅、あんびんなどと季節の野菜を煮つけたものや、甘藷などをふかしたものが用いられたが、今日ではむすびとかお菓子のようなものが、当てられている。

「朝はやく餅・昼はすばく・夜はのしいれ」と言われたように、昔は麦や雑穀が農民の主食であった。季節によっては多少の違いはあるが、朝はやくもち、あんびん、ねりもち（ブッツブシ）が常食であり、昼はすばくか半めし、夜はのしいれか、ほうとうが常食であった。

ヤクモチとうもろこしの粉をこね、円盤状にまるめてホウロクで焼き、いろりのぬく灰で焼き上げた。

アンビンとうもろこしの粉、又は甘藷の粉をこね、円盤状にまるめて釜でふかしたもの

オジヤ　雑炊のことで、特に残りの冷たい御飯に野菜を多く入れて量をふやした。

ネリモチ甘藷を薄く輪切りにしてゆで、適当に小麦粉を入れ、または豆類などを入れた食料。

コウセン大麦を煎って粉にしたもの。

スバク　丸麦を時間をかけてゆっくりえまし、味噌汁などをかけて食べる。後で専用のお汁も考案された。

半めし　米と麦の半々の御飯のことで、押麦が使用されるようになったのは、昭和以降のことである。

ノシイレいわゆるホウトウのことで、野菜と汁をよく煮た中へ手製の麺を入れて製したものである。

ホウトウケエガラボウトウ、ツマミボウトウともいい、小麦粉をかたくねったものを適当の大きさにちぎっておつゆの中に入れて作る（ツミイレ、スイトンともいう）。

㈣　戦前戦後の食糧

昭和十三年四月国家総動員法、昭和十四年米穀配給統制法等の発布によ

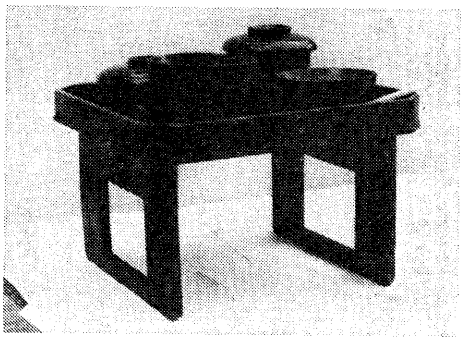

接待用の膳椀

り、どこの家でも保有米を残して供出するか、不足の家では配給を受けることになった。昭和十七年には食糧管理法によって、芋類、雑穀類すべての食糧が統制になって、代用食としてそれらが配給になり、混ぜて食べるようになった。戦争がますます激しくなるに従って、統制も次第にきびしく、内容は悪化するばかりであった。

戦争末期から終戦直後にかけて、配給の遅配欠配の連続で、食糧事情は極度の窮地に達し、麦、芋類が主食であった。学童がヤブカンゾウやヒユ類の野草を採って食料として供出したのも此の頃のことである。

敗戦後もひどい食糧不足が続いたが、米国の放出物資の小麦粉、缶詰、豆粕、干あんず、脱脂粉乳の配給と、野草採取でやっと飢えを凌いだ。昭和二十五年から物資の配給価格統制が廃止となったが、間接統制によって価格を安定させ、同三十年以降供出も申告制となって、漸く食糧事情が安定した。昭和三十五、六年頃から諸産業の発達に伴って、農業人口は減少しこの頃から麦の使用量は少くなった。

戦後、児童生徒の食生活の改善と体位の向上をめざして、国庫補助による給食が実施された。昭和二十四年十月一日下部保育所、同二十八年四月一日常葉保育所、同二十九年四月一日久那土保育所、同三十一年五月一日古関保育所、同三十二年六月一日波高島保育所が、また昭和二十九年六月三日学校給食法の施行によって、同三十四年三月下部小学校、同三十七年三月久那土小学校、同年十二月下部中学校、同四十一年二月古関小学校、同四十二年二月古関中学校でそれぞれ実施された。

(4)　食器及び調理用具

食事にはどこの家でもテーブルを使用するようになったが、大正の頃までは膳箱を使用した。膳箱は一人分の食器を入れておくふたつきの箱で、ふたを裏返して膳がわりに使用した。食器は食事の度毎に洗わずに食事後の湯茶でゆすぐ程度であって、膳箱を準備するのは子供の仕事であった。旧家では客接待用の定紋付の朱塗りの膳、椀、平・つぼ等が用意されてあったが、今は全く使用されていない。

平常使用する食器或いは容器には、陶磁器、土器、金属器、木器、漆器等いろいろあるが、漆器が一時流行したこともあるが、安価な瀬戸物がこれにかわった。昭和四十年頃から汁椀用にプラスチック製品も出はじめ、菓子容器、重箱類はほとんど合成樹脂によってつくられるようになった。

祝儀の時、米を持って行く鉢や弁当を入れるメンパは大正時代まで使用された。水は竹筒やひょうたんに入れたものが水筒にかわり、酒を入れる木製のやなという容器も大正年代まで使用された。食物を煮る、焼く、煎る器具として、羽釜、鍋、ホーロク、わたしなどが、またうどんや餅をつくるのに、のし板、のし棒、臼、杵、手すくい、水かめ、笊、きりだめなどの道具が使用されたが、現在は食器、調理用具は一変した。

昭和三十年代になり、新生活運動が定着し、簡易水道が普及した。及び、これを契機として、台所改善が行われ、へっついがガスレンジに変り、風呂場も家の中に設け、タイル張プラスチック製などに改善された。

デードコ（土間）にはクド（へっつい）があり、薪を燃して食べものを煮た。居間の中程にはヒジロ（いろり）があって、自在かぎが天井からつり下げられ、冬は一家団欒の場であり、よなべをする場所でもあった。薪を燃していつでも湯が沸いているが、野菜などを煮るのに多く用いられた。おかげで天井は漆黒であった。

このヒジロは、昭和の年代にはいるとまもなく姿を消したが、両者とも煙突がないので家の中は煙がもうもうとたちこめていた。クドは、昭和三



原始民族の住居の型式

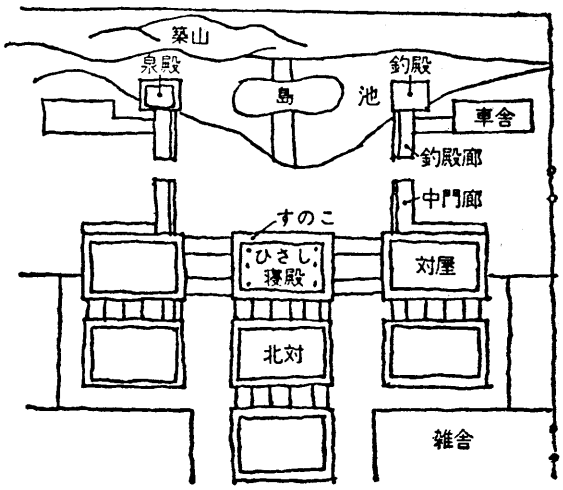

寝殿造りの平面（家屋雑考から）

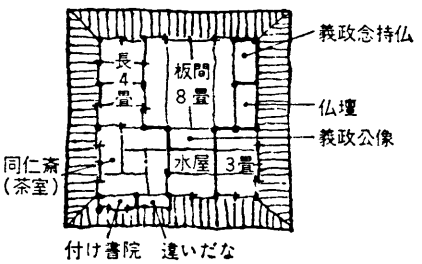

慈照寺東求堂

十五・六年頃からガスレンジ等にかわっていった。風呂をわかすには薪であったが、多くはプロパンガス、石油、重油などに、また炬燵には炭を用いたが、電気などの便利なものとなり、明るい衛生的な生活ができるようになった。

三　住

約一四〇〇年前仏教が大陸からわが国に渡来し、多くの文化をもたらす以前の住まいは、原始民族の住居そのままであったと考えられる。そして、それには五つの型を遺跡の発掘などからうかがい知ることができる。一、洞くつ、二、横穴　三、たて穴、四、平地、五、高床の住まい型式がある。

現在残されている建造物、建築物（住まい）を時代別にみると

㈠　飛鳥奈良時代のすまい

飛鳥時代は仏寺建築のれい明の時代で、壮大な堂塔が多数建立され、それにつづく奈良時代は仏寺建築の隆盛はもとより、宮殿建築もおおいに発展した時代であった。しかし、住宅として今日残されているものでは、わずかに法隆寺東院伝法堂があるのみである。

㈡　平安時代のすまい

平安時代には、寝殿造りという住居形式ができあがったが、この住居形式は歴史的にみた場合、最も原始的で幼稚な前の時代から一躍して発展した重要な住居形式である。

㈢　鎌倉室町時代のすまい

これらの時代は、政治的勢力が公卿、貴族から武家に移ったことが最も特徴あるところで、宋朝の禅宗の文化をいれ、鎌倉の武家文化の特殊性を開拓した時代である。すなわち、鎌倉、室町時代の住宅は、前の時代の公

卿、貴族によって興った寝殿造りの遺風と、新しく鎌倉に興って武家造り、一名主殿造りと室町に興った初期の書院造りの三形式が中心となった

武家造りの主殿は、日本の住宅の基本型ともいえる。四つ目の間取りとなっている。これは部屋の区分と格付けが生み出されたことを示すもので、上古の寝殿造りが単室住家であったのに対して一棟の中にいく室かをもった形式が、この主殿造りにて完成されたとみてよいであろう。またこの主殿造りに見られる建具類は、明り障子、腰障子、遣り戸、ふすま障子、杉障子（杉戸）、舞良戸等の書入れがあるが、室町時代の武家造りでは敷居、かもい等ができて、これからの建具を用いたのであるが、寝殿造

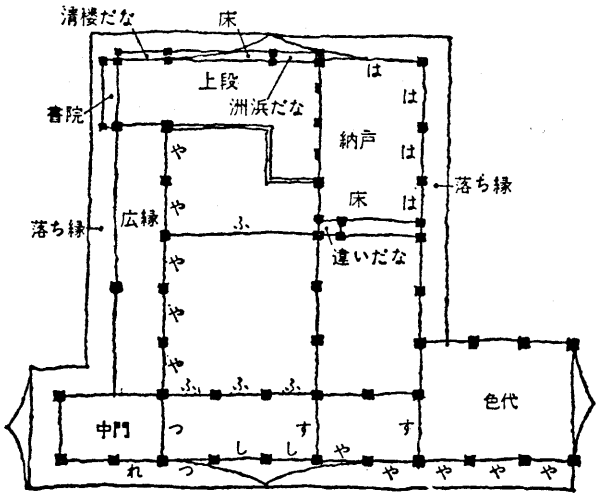

は…張付　し…しとみど（蔀戸）　れ…れんじ（連子）　や…やりど（遣戸）
ふ…ふすま（襖）障子　つ…妻戸　す…杉障子

武家造り（主殿造り）の平面

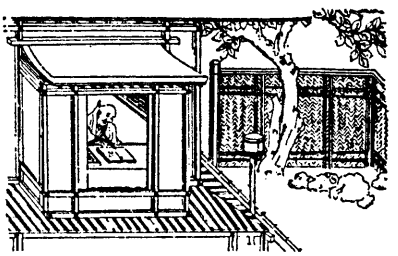

付け書院

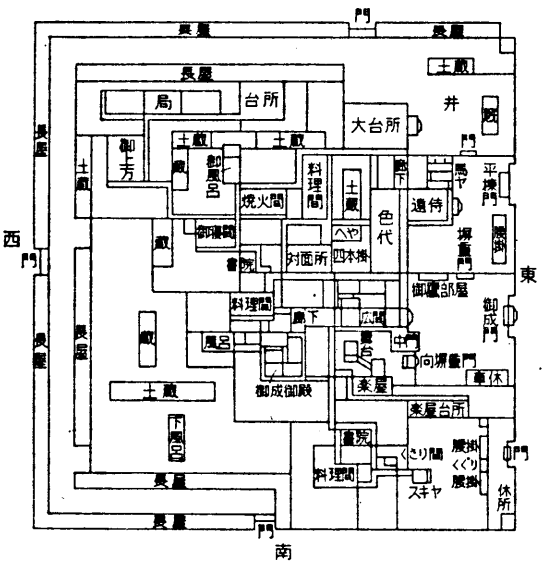

「匠明」屋敷図

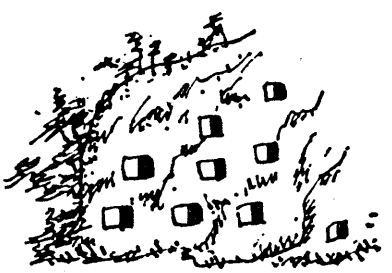

横穴住居（吉見の百穴）

りの妻戸や、しもや戸等と混ぜて使っている点や、室町時代以降、すなわち、書院造り完成以降の床や棚、書院などを併用している点、武家造りは寝殿造りと書院造りの中間の過渡形式であるということができる。

鎌倉時代以降、一般の住宅にも書院がつけられた。その他生活様式上の大きな変化は、畳を室内全面に敷きつめるようになったこと、また、ふとんを敷いて寝るということが行なわれるようになったのも、大きな生活様式の変化である。

㈣　桃山江戸時代のすまい

武家と禅宗を中心とした枯淡、素朴な鎌倉、室町の文化は、桃山時代に入って大規模な建築が続々起こされ、その手法や装飾は豪華となり、室町末に発展をした書院造りの形は桃山時代に完成された。また屋敷の構成も従来の住宅にみられなかった特色がある。その屋敷の様子を伝える指図によると、南に中門をもち、車寄せに軒から破風を設けた広間を中心とした。邸内の大半は接客のための御殿で占め、居住のための御殿が独立し、その両者に連絡する台所があり、台所を囲んで下働きのものたちの建物が建てられていた。（一六〇八年にしるされた匠明五巻に関する殿屋集より）当時の武家屋敷の一典型として描いたものと考えられる。

江戸時代は、階級差別のはなはだしい時代で、公家、武家、一般民衆、特殊民、僧家等区別が厳然としてあった。ことにその中で、武家と民衆とは、江戸時代の全期を通じて主潮をなしていて、生活文化の基調を型造っていた。

桃山時代の建物おもてまわりに、引通し雨戸が用いられ、吹きさらしであった広縁の外側に明り障子を立て、全面を明るくすることに成功したのも江戸時代の特色で、本町にもこの当時の建築物は残されているが、ほとんどが、これらの特色部分は改造されている。

㈤　近代の住宅

明治時代に入り、一般庶民も自由に好みの住まいを建築することが可能になった。また一方、明治政府の欧米諸外国との外交関係を結ぶ政策によって、欧米文化をとり入れることになり、住宅の様式も大きく変化してきたのである。すなわち、西洋文化の導入は、住宅の平面構成や、建築構造のうえに大きな影響をあたえている。

建築構造のうえでは、木造洋風建築と洋風れんが造りの技術の導入であり、住宅の平面構成のうえでは、接客空間の洋風化であった。在来の書院造りの和風住宅に、接客の目的の洋風住宅が付け加わったもので、家族の生活は書院造りの和風住宅の中で、従来と少しも変わらない封建的家族制度がつづけられたのである。この様式は、はじめは上流階級の邸宅に興った住宅様式であったが、漸次一般大衆の中流住宅にも和洋折衷住宅として浸透してゆき、日本人の二重生活を明らかに象徴しているものであるといえる。

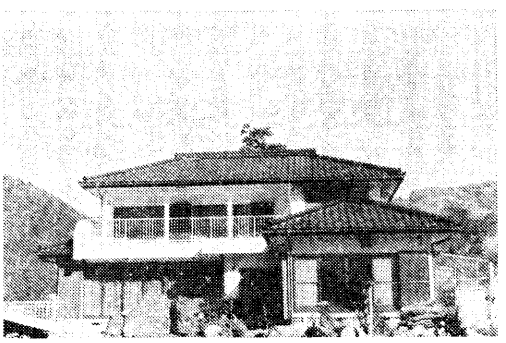

近代住宅（市之瀬）

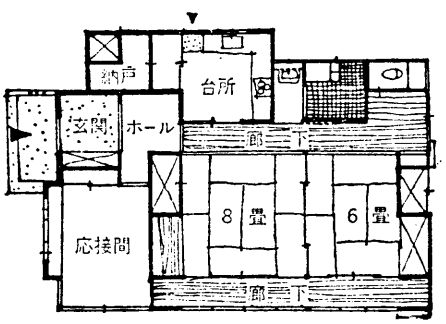

第２次世界大戦に至るまでの都市の一戸建て住宅例

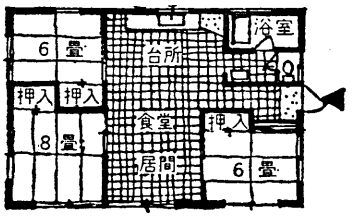

中央居間形の設計

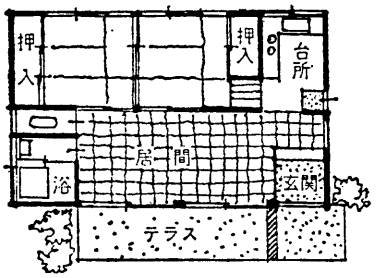

片廊下形の設計

うことがいえる。

大正時代になって、住宅の中心に廊下を通じ、そこを通って各室に行けるような間取りが流行した。これはある意味では、従来わが国の住まいでは考えられなかった部屋の独立、すなわちプライバシーの確立を考えるようになった現われである。

しかし、この場合も、家族の中のプライバシーでなく、客と家族、又は主人と召使いの間の生活空間の分離にとどまっているが、数個の独立した室空間をもうけようと考えるようになったのは、大きな進歩である。

(六)　第二次世界大戦後の住宅

わが国の文化は急速に変化したが、住まいもその影響を著しくうけ、住生活の様式や、住まいに対しての要求、建て方や、間取りなどが大きく変化した。

封建時代からの伝統である住宅における接客第一主義から、家族のための快適な生活が第一に考えられた家族団らんの空間、プライバシーの確立、家事の合理化、設備の高度化など、快適な居住空間をめざして、近代的な住宅が出現するに至った。本町においても台所改善から快適な家族のための住宅へと新築、改造築等がされ、建築文化は進歩している。

(七)　間取り

個人の生活が異なるように、家の間取りもその住人の生活を反映して異なる。藩政時代の村の地域共同体では大部分の人は、就労も同一条件下にあった。まして、家を建てる場合は労力の相互交換で村中が労力を提供したようである。専門職といっても平素は他の村の人と同じ生活をしている人達の副業的なものであり、資材もその土地の産物を用いる以上、間取り、構造、意匠とも類型的なものとなるのは当然のことであり、その地方の特色というものが濃厚に表現された。

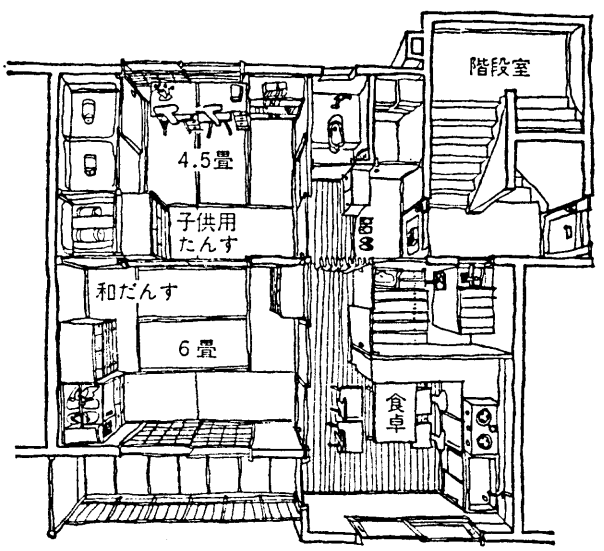

公団住宅の間取り（２ＤＫ）

間取り分類は、一つは居住部分の部屋数によって分けられるのが通常で、現在の日本民家の大部分は、履物のまま入る土間と履物を脱いで上がる高床部分から成り立っていることは、日本民家の特徴である。

現在もっとも一般的である田の字型についても、その住まい方や発展過程は大いに異なる。無土間型は高床のみから成り、南方的な色彩が濃厚であり、また竪穴あるいは平地住居の流れを汲むのに、土座住といって土間にもみがらやむしろ類を敷いて居室とするものがあって、北陸から東北地方に多く、その他の中央部は上下足併用の一般型で、これは平地住居の一隅に寝台状の高床部分が発生し、それが漸次機能の分化によって発展したようである。また高床住居に別の炊事場が接続合体したと考えられる合体説もある。部屋の配置形式からいえば、東北部の裏日本側に広間型が多いのに対し、西南部表日本側では二間取りや、四間取りの整型が比較的多いようである。

日本文化は大まかに、南方系と北方系に大別される。北方系は積雪のため屋内作業場が必要であるので、広い土間が要求され室面積も比較的大型である。

単室　単室とは、高床または土座のみの一室で、土間を付属した一室住まいと区別するために言う言葉である。

ひと間住まい　ひと間住まいとは、土間のほかに高床一室を持ち、土間境は開放されている住まいで、全国的に見られる。

二間取り型　江戸時代の農家や、現在の低位層民家に多く、作業部の土間の他に、広間的な多用室と寝室を兼ねた表向き部屋と横分割の二形式がある。

三間取り型　民家の間取りの基本となるもので、一応生活機能の分化が完成されたものと考えられる。DK的広間と寝間の二室からなる二間取りに、少し格式張った座敷を付加した形である。

四間取り型　民家の先進地であった近畿地方では、江戸時代の初期にこの形式が普及し、一応民家の完成された基本型として複雑な発展を

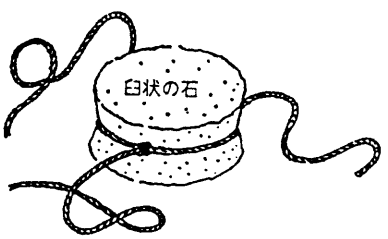

亀甲当（かめのこあて）
平鋤・平亀ともいう

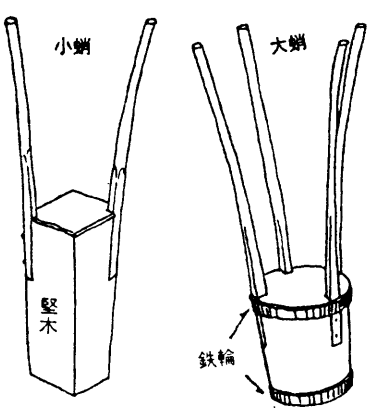

胴搗き（地搗き）の道具

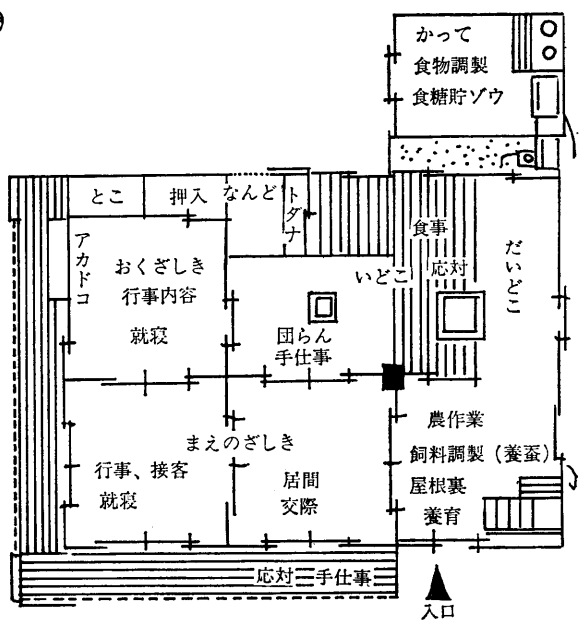

整型4間取り（下部温泉，石部家）

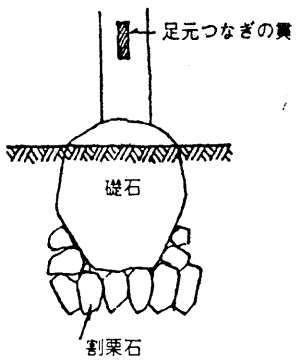

石場建ての柱

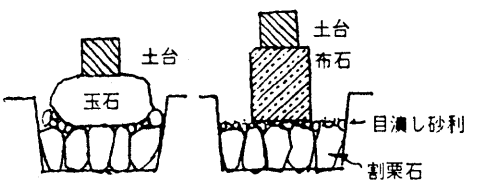

玉石地形と布石地形

し、本町にもこれを基本とした間取りがある。下部温泉郷の石部家は四室のうち、三室までが座敷として用いられ、いどこは家族団らん、家事、手仕事の部屋となっている。座敷部分にはかね折りに回り縁がつき、床脇に「あかどこ」（明り床）と呼ぶ出書院がついている。この間取りの特徴は、家族の集るだいどこ、いどこから他の部屋へ直接入ることができる、ことである。

(7)　建築様式と間取り

構造

〈基礎〉

(一)堀立て柱　古代の住居はすべて掘立柱であった。六〇―八〇センチ位の深さの穴を掘って柱をさし込み、周囲に土を埋め戻してつき固め、柱を固定した。この形式は台風、雪崩の力に対して抵抗力が大きいため、東北地方では明治の初めころまであったようである。

(二)石場建て　礎石を据えてその上に柱を建てる工法で、自然石のままで河原などで採れる角の丸くなった「玉石」あるいは「ごろた石」と呼ばれる漬物石の大きさのものである。

基礎の種類には、「壺基礎」「布基礎」「べた基礎」があり、昔から基礎工事に使用された用具として、割栗石を突き固める「地搗き」「胴搗き」があり、大規模のものとして「ヨイトマケ」の「櫓胴搗き」「真棒胴搗き」がある。

(三)土台敷き　江戸後期民家に普及したようであった。柱の立つ下部には礎石を据え、その間には「差し石」とか「覗き石」を土台下に敷きつめる方法で本町にも最近まで残されていた。

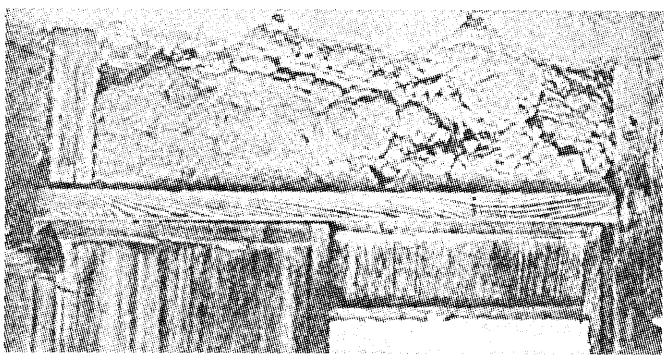

高　床

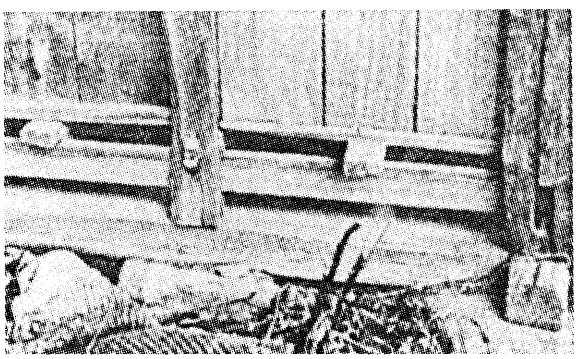

土座床

〈床〉

土座床　間取りのところで述べたように、わが国の民家の形式は、土座と高床で、現在の民家は、この二つが融合したものと考えられる。土座住まいは近畿北部の山間部から、北陸、信州北部を経て東北地方に至る地域に分布しているのは防寒上からと考えられる。地表を一〇～二〇センチほど堀り下げて一面に籾殻を敷き込み、その上にむしろを敷き、さらに上敷ござを敷くのが通常で、床に敷く材料として、ぬかの他にかや、芦、ひえ殻、藁類で、これらのものは中空のため湿気を防ぎ、断熱の効果となったようである。

高床　居住床面が高く、わが国では、通常四五センチから一メートル前後で、床組の一般的工法は、柱間に大引を約九〇センチ～一メートル間隔に架け、それに根太を約四五センチ間隔に打ち板を貼る。大引には約一メートルから二メートル間隔に床束を建て礎石で受ける。

〈床の間〉

床の起源　古い民家は四方下屋造りになっていて、上屋、下屋の境に柱列ができる。この下屋部分を利用して縁側や押入などに発達した。又妻の下屋部分に仏壇や信仰の対象物を置いたもので、漸次こうしたものが床の間の形式をとり入れて発達したものが民家における床の間の発生と思われる。

床の間の起源説は「川島宙次著書」によると、一つは鎌倉時代の釈家（僧の住居）において、壁に仏画を掛け、前に押板と呼ぶ厚板を置き、そこに燭台、香炉、花瓶の三具足を置いたものが始まりで、後に武家住宅にも、とり入れられ発達したのが通説のようである。二は鎌倉時代以降中国より軸装画が多量に輸入されて、その鑑賞の場所として床の間が発達したという説、三は書院造りにおける上段小間が漸次簡素化されて床の間になった説で、床の間は畳面より一段高ク黒漆塗りの框を入れ、畳を敷きつめて「上段床」などと呼ばれるのはこの名残りをとどめるものであるというので、この説が最も合理性があると思われる。

現在でも正式の床は畳を敷くのが普通とされ、茶席などは時によって、上位の客が床の間に坐っても作法にはずれないと聞き、そうした用途のものが、その後一般美術工芸の発達や、茶道、華道、香道などの流行にともなって、室内装飾品の観賞場所へと移り変わったものと考えられているようで、長年月の間に木割や比例に洗練が加えられ、座敷に欠くことのできない室内構成として、一般民家にも普及したといわれている。

妻床・平床　民家の原型的な間取りには、座敷というものがなかった

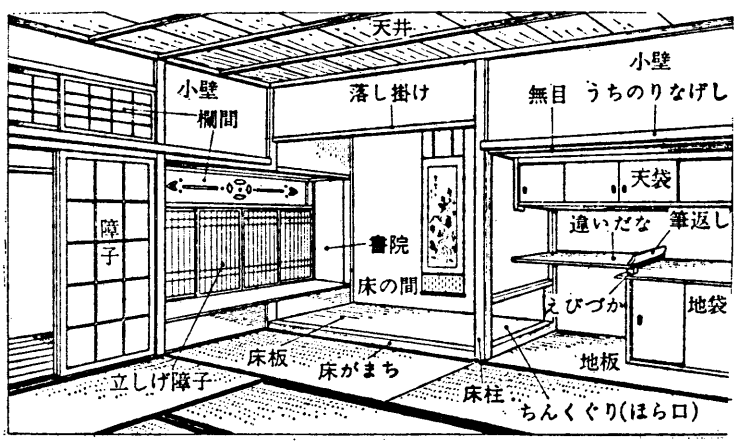

床と書院

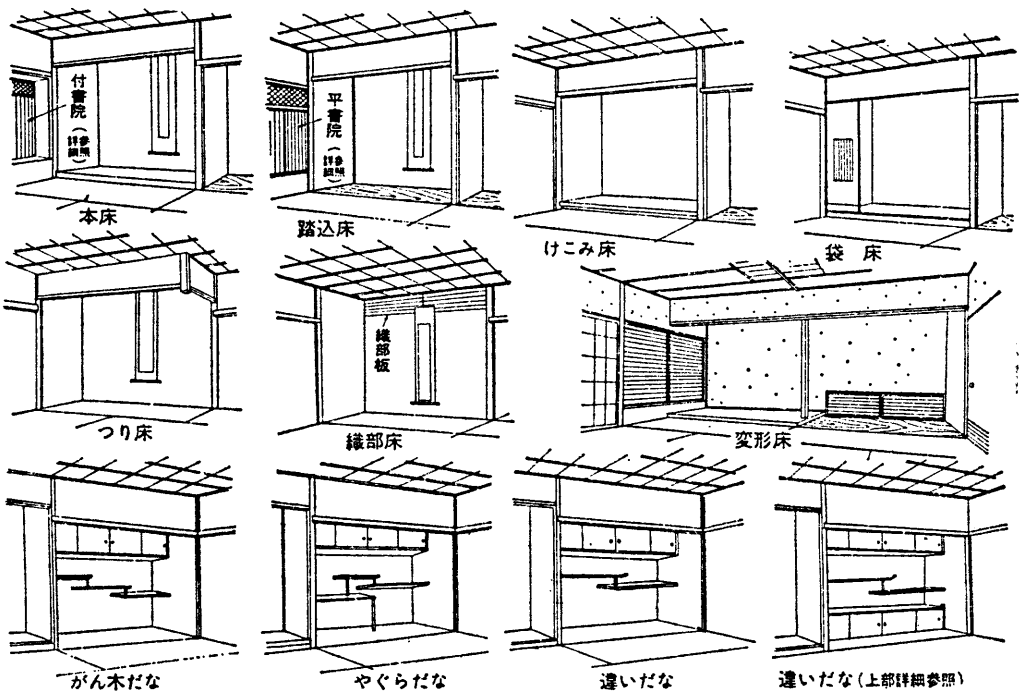

書院，床，棚のいろいろ

が、生活の向上や経済の余裕ができると、上位層の風習をまねて一般民家の家でも座敷をつくったが、農民には無縁のもので、床の間を作っても、そこに飾る品はなく、古びた軸を飾るか、畳の置場となっていたようである。時に一般農家には座敷や、床、棚、長押や板天井を施すことを禁ずる制令を出されていたようであるが、それが守られず、床の間などを作る農民が絶えなかったようで、貧しい生活をしいられながらも他の家の釣合、見栄などから制令をおかしてまでも、床の間を備えた座敷を作ったようである。

名主、庄屋、肝煎といった役家は役人を接待するために座敷は必要とされ、床、棚を設けることを許されていたようである。正式の座敷は上段の間を備え、床、棚、はもちろん書院、長押をつけ、回り縁をめぐらし、上便所を付属させるのが普通であって、出入りする役人、僧侶、医者などはその縁側が正規の入口であった。

一般民家の座敷は四間取りの場合は、上手表側で、広間型の場合は上手に二部屋鍵座敷としてつけ、四間取りのとき最も上の手の妻側に床をつけるのを「妻床」といい、奥の納戸境に設けるのを「平床」という。

書院　書院は僧房において、写経や書見のためのもので、縁側に張り出して作られた窓付きの造り付け机で、これを「出府机」「出文机」とか「出文棚」といって鎌倉時代より始まったとされている。これに硯、筆墨文箱などの文房具を飾るのが流行して、床の間と結合して重要な座敷の飾りとして発達した。縁に突き出た書院を「出書院」「付書院」、突出さない簡略なつくりを「平書院」という。書院の窓は上部に板欄間をはめ、下部を四枚建ての障子とするのが通常で、その変化として、「丸窓」「角柄窓」「火灯窓」「下地窓」などがある。書院の別名として「明り書院」「書院床」といわれ、山梨では「明り床」とか「あかどこ」とも言われている。

〈屋　根〉

屋根の形は、民家を分類するに大切な要素であるが、地域性や建物により格差がある。

屋根ふき材料は昔は、草、木、樹皮などの自然材を使用したが、本町の草屋根は主にかや屋根か、小麦殻屋根であった。一家の屋根替には大量のかやが必要であり、大量のかやを個人で貯えることは不可能であるため組員が持ち寄りふき替えをした。かやは四十年前後の耐久性があるので、一代に一度ぐらい組員や親戚などの手伝いによってふき替えられ、お祝も盛大に行なわれた。かやの量、かや大工賃や、その他の費用がかさんで容易なことではなかったので、かや替無尽などをたて、村中で屋根替えが行なわれたようである。

明治三十四年杉山区栃代組の萱替無尽規約書によれば、

第一条、萱刈之義者壱戸壱業壮健ナル者壱人宛ニ限ル、四尺二寸タバ四把宛日ニ参度弐日之ヲ無尽トス、当日其家親戚ト雖モ助人入山刈採ヲスル事ニ決定候

第二条、萱無尽之外ニ壱日ナリ弐日迄ハ当家依頼ニテハ無異議、刈採可致候其日ハ、当家ニ於テ食事等可致候、勿論夕刻ハ御酒可出事、

第三条　萱刈道作リハ当家ニテ可致、且ツまた萱刈取中ハ毎朝早天ニ毎戸ヲ起シ廻ル事

第四条　穀物之義ハ小掛夏大麦弐升トス、大掛ハ弐升壱杯トス、之ヲ掛送り可致候、前書仝断秋ハ籾小掛大掛弐季ヲ舛同断之事、

第五条　萱大工地働壱人ハ各自家於テ飯食致シ助合可申候事

第六条　縄之義ハ当組中ハ親戚他人ヲ不分各戸弐拾房宛大掛小掛区別ナク掛送リ可申候事

第七条　道木之義者弐間以上六本宛毎戸ニ於テ当家迄持行普請竣工之節ハ又各自ニテ持戻り可致候事

第八条　萱替普請中ハ当家必要有之候節親戚並ニ他人ト雖モ何時テモ助言可致候事、

第九条　萱大工呼之義者、親戚他人ト雖モ当家御亭主職何人ニテモ毎戸ニ於テ壱飯宛、御招可致事、

第十条、萱替無尽世話人之義ハ見送壱人当組長壱人都合弐人ヲ以テ、諸般尽力可致候事、

第十一条　棟上並日待ヲ合セテ壱度ニ決定候、夕刻ハ神酒猶御福粥ニテ当組中ハ男女共不残御招キ可致候其節ハ職人之義者当家適宜トス

旦ツ又明朝ハ壱軒主人及子供ヲ招キ其家之都合ニ依リ酒食何ニテモ馳走可致候、仝日御丸之義者日待之祝賀トシテ多少不抱神前ヘ供ヘ而已之ヲ其衆中ヘ頂戴スル事ヲ可致事

第十二条、諸般無尽有之候ニ付、当組中ハ親戚他人共ニ金穀ヲ以テ普請見舞更ニ無之事、

明治三十四年旧十一月二日

右之通り栃代組一同熟議前書之条々及帳薄調整順次相廻シ壱通ハ組長ヘ備付、壱通ハ各家当番ヘ相廻し依之姓名調印之上決定堅く相守可申候

新無尽始当家　小林伊左ェ門
古無尽末番見送人　小林文二郎
組長　小林甚左ェ門
他十名

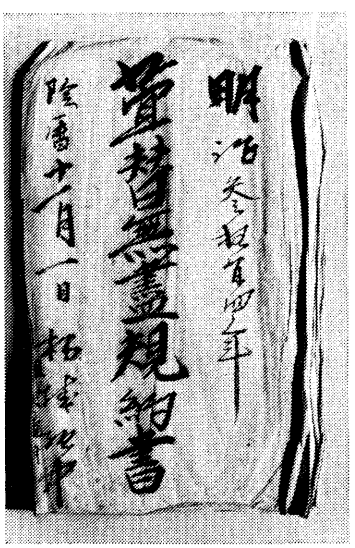
萱替無尽規約書（栃代部落）

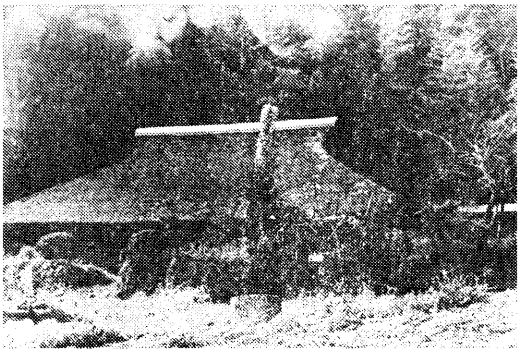

古い民家（一色）

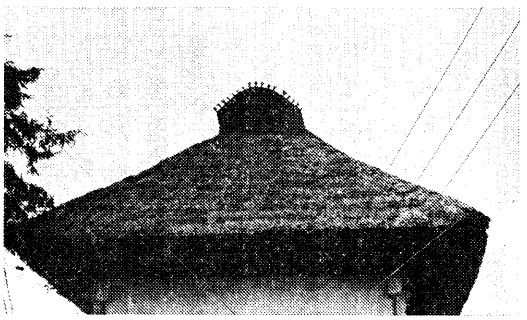

寄棟造り（下部町切房木）

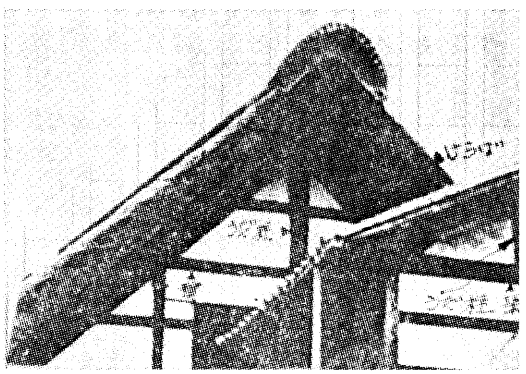

切妻造り

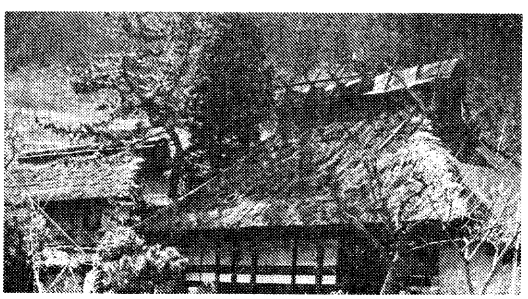

入母屋造り（下部町常葉）

寄棟造り　寄棟造りは、堅実で荘重なつくりで、全国で最も広い範囲に分布している。寄棟造りは、別名「四柱造り」「四つ屋根」ともいわれる。寄棟造りの主流は、四国、九州などであったが、江戸時代の交通の発達により、東に多くなり一般に「東家」とも呼ばれる。

山梨では「つぶし屋根」と呼ばれているもので、本町における寄棟草葺屋根は、大きな家屋にはあまりなく、倉庫、物置、長屋類の小建物の屋根に多く見られる。

切妻造り　最も単純な屋根で、草屋根に多く、漁村や宿駅の街村に多く「宿屋造り」ともいう。

草屋根の切妻屋根は、山梨の「切破風造り」が代表的な一つとされている。板屋根の切妻屋根は信州の「本棟造り」がある。

草葺きの技法として、草は流れの方向に葺くのが原則であるが、両側の斜めの辺「けらば」「そばのき」の箇所の草がさばけて止めようがないので、斜めに葺いて、軒先と同じように草の小口を見せる。そのために棟の長さを軒先より長くし、上にゆくに従って覆いかぶさるように葺いてゆくので、これを「ころび」と呼ぶ。甲州の切破風造りは全国でも珍しく、妻の構造は、白壁で、柱、梁、貫が直線で、「うだ柱」で棟を支え、合掌造りの小屋組と違った独特の造りで本町にも最近まで残されていたが妻の壁面が荒土のため、この切妻は風雨にさらされ易いので保存維持が容易でなく現在はほとんど残されていない。

入母屋造り　入母屋造りは、切妻と寄棟の組み合わせの形で、宮殿、社寺の屋根形を模したもので、原型は、切妻造りの身舎（もや）の四方に、庇を葺き下した型とするもので「錣葺き（しころ）」「四方錣」ともいう。

破風口には、三角形の穴の部分に種々の飾りがあるが、階層差によって制限される地方もあった。この入母屋造りは現在でも本町に残されているが、萱、麦等がなくなってきて葺替えが大変であるため、型はそのままに

して、亜鉛銅板葺とされているのが多い。

甲造り　「甲造り」「兜造り」とも書く。

「甲造り」は養蚕に屋根裏を使うための工夫からの造り方で、入母屋造りとともに切妻と寄棟の複合で、養蚕に必要な採光、通風を考えての型である。

この型は養蚕から考えられた型故、享保以降のものと思われる。

この屋根は、静岡北部から山梨県の南部西部にかけて富士川流域一帯に見られ、本町にも数家に立派に保存維持されている。専門用語としては「半切妻」と呼ばれる。妻壁に屋垂れを二段に付けた「富士系二重甲」もある。

寄棟造りから甲屋根に改造移行した骨組みもあり、在来の寄棟小屋組の棟を延ばして、小屋組みとした形もある。

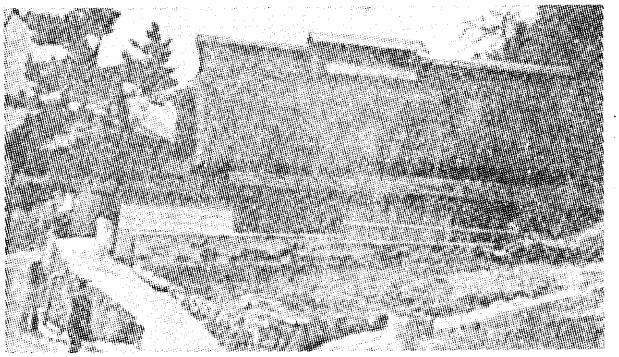

甲造り妻入り（下部町古関）

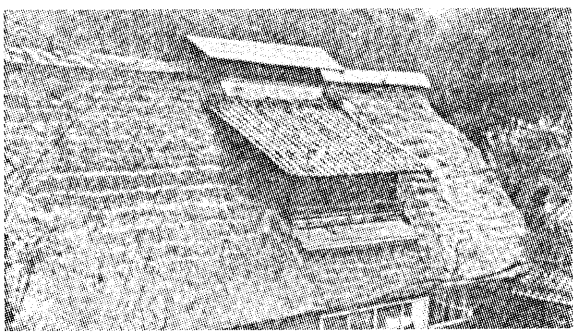

くれぐしの寄棟甲造り（突上げ屋根㊙）（下部町一色）

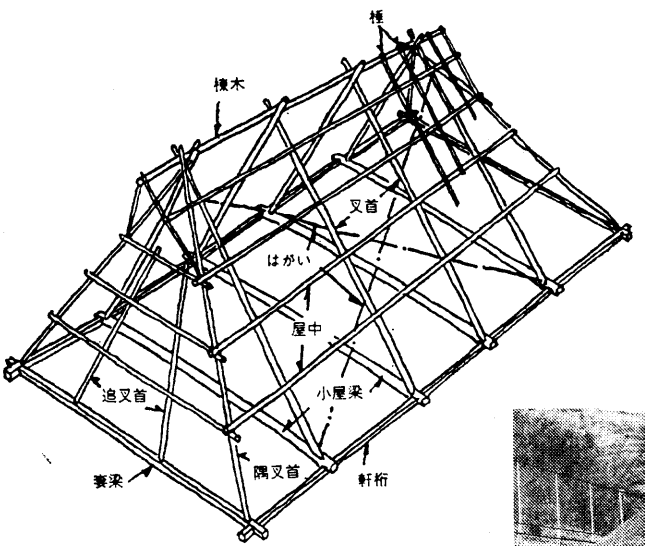

一般的な叉首組と各部の名称

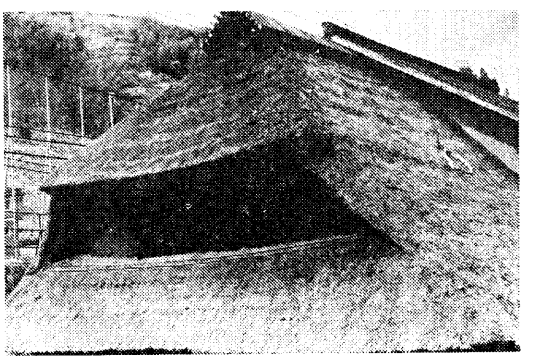

寄棟系甲造り（下部町古関）

第二節　住居と生活

1　住居地

住居地の選定は、原始民族の頃より周囲の自然環境のよいところが選ばれてつくられたと考えられる。当町内の居住地についても、旧富里村、旧久那土村、旧古関村、旧共和村等、大部分が共通している。まず屋敷の選定について考えられたと思う事は、その土地の自然環境に大きく影響されるとともに、その家の職業や身分、及び生産関係や社会的関係にも支配され拘束された。

屋敷の選定は、第一条件として、自然環境が屋敷に適することが必要であって、風水害などの諸災害に対して安全でなければならない。さらに飲用水に近く、（清水の湧き出るところ）水はけや日あたりがよいゆるやかな南面傾斜地が選ばれた。

第二条件としては、生業関係がある。農業の場合は耕地に近いこと、林業では山林に近いこと、商業や企業を営む場合は、交通の要所など人が集まりやすいところなどの条件が必要である。

第三条件としては、社会的関係がある。職業、地位、身分、資産、部落や集落への貢献度など、それぞれの階級に相応した住居でなければならなかった。これは、家の建築にさいして親戚、近隣、組、部落などの血縁、地縁の集団の協力を得なければならないため、その者たちが相応と認められる程度の屋敷であり、家屋の構えでなければならなかった。もしもこれに反するような場合は、これらの集団から協力を得ることができないのはもちろん、社会秩序を乱すものとして非難されたとも伝えられている。

これらの諸条件にあった屋敷になるところは、きわめて少ないため、防風林をつくったり、かけドイ（樋）で水を引いてきたり、または井戸を掘るなどして不備を補い。社会的条件によるものは、古い慣習によるもので、首領の家を中心に部落が広がっていった。しかし、部落形式は氏神や寺院が部落の高い場所につくられ、首領の家より原則として高い場所には一般の家はつくることができないが、隠居などによる特別な場合にのみ高い場所に建てることができた。

2　屋敷

分家して家を造るときは、屋敷や家の構は、本家よりすぐれたものを建築することの出来ない制限があったばかりでなく、組や部落の人々から身分相応と認められる程度のものでなければならなかった。

家敷内の建物の配置は、農家の場合、中心には母屋を配し、付属建物には納屋、馬屋、便所、木小屋、土蔵などが造られた。納屋、馬屋、便所は続けて一棟に造り、土蔵は階下を穀物と味噌の貯蔵のための部屋に分け、二階は衣類等を入れるように造る場合が多かった。しかし、土蔵を建てるようになったのは、江戸末期からで、それもとくに富裕な家だけで、さらに石灰で白く仕上げた。白壁の土蔵は村内で数棟あるのみであった。土蔵はタツミ蔵（南東）または、イヌイ蔵（北西）が良いといわれ、母屋からその方角に多く建てられた。

このほか、名主等の村役を長期間つとめた家では、長屋門を造ることが許された。長屋は世帯をもった下人などが住み、それに納屋や馬屋などが附随していた。

母屋の前部は穀類を乾燥させる際に、ムシロ（筵）を多く敷けるように広い庭がとってあり、また、屋敷のまわりには樹木を植えることが多く、防風の目的のために、カシやケヤキが植えられ、そのほか果物のなる樹木も多く、カキの木をはじめ、梅、モモ、スモモ、ユズなどが植えられた。

3　用水施設

飲用水の施設

南斜面の日あたりのよい住居地は、用水が遠くなることが多く、これを

補うため各種の施設がなされた。大がかりなものは、部落共同で造る場合が多く、湧水や自然流水を、丸太にみぞを堀ったトイ（樋）や竹トイで引き出し、部落の中央に、クリや松の厚い板でつくった水舟（ミズブネ）に貯水して共同で使用した。その水舟には、水をくみ出す柄のついたひしゃくが備えつけてあった。この水舟のある場所を別に「水場」とも呼び、畑から取ってきた食物を洗うときや洗たくの時などに使用された。

家の中で使用する水は、流し場のわきにすえつけた水ガメや水桶「コガ」に、かつぎ桶で水ブネや井戸からくんで貯水しておいた。

縦井戸の場合、水面が深いのでつるべが使用され続いて車井戸となった。昭和になると、手あおりの揚水ポンプが普及しだし、昭和二十年（二九四五）以降にはほとんどがそれとなり、さらに昭和三十五年（一九六〇）ごろには電気モーターによる自動揚水ポンプに変ってきた。

また、かけどいで水をよんでいたところは、簡易水道に変り、昭和五十二年（一九七七）頃には、ほとんどの部落に水道が完備された。

イ　雑用水

近くの川や沢から田用水を主目的として、みぞ（堀）をつくって、部落の中を通して、農産物の洗い場としたり、洗たくや掃除に用いるとともに防火用水としての用途も兼ねていた。

4　屋号

家またはその屋敷には屋号がつけられていることが多く、農家や商家には屋号（家名）があり、とくに江戸時代までは名字を公称する事ができなかったため、より多く用いられた。

当町でも古い習慣と生活の便利さから、今なお屋号が使われている。また、当町には広い耕地を有する集落もないが、首領を中心として形成された部落のあとが残っている。

部落の中心となった家の多くにつけられた屋号としては、大家、本家などがある。

集落の配置基本図

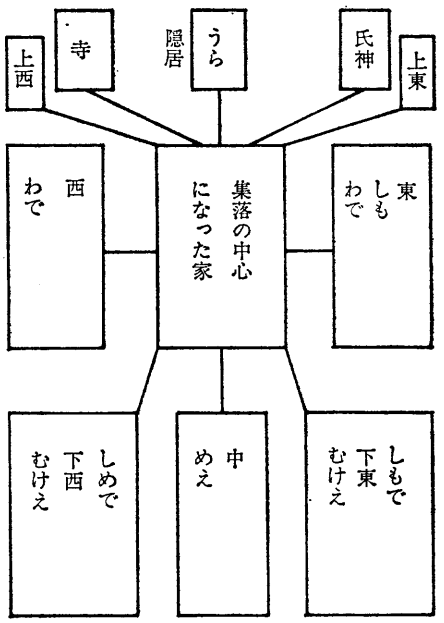

方角、位置によるものとしては、東、西、中、上、下等があり、これに大の字を付して、大西（おおにし）大上（おおうえ）上東、下東、上西、下西等の屋号がつけられた。又、集落を中心としたものでなく、神社、寺、堂などの目標物からつけられたものに、宮の下、立道（タツミチ）等の屋号もつけられた。

地形や地名によるものとしては、クボ（窪、久保）日影、清水屋、橋本屋、原、道下、道上、角屋などがある。職業の名称が残ったものとしては本陣、問屋、紺屋、酒屋、醤油屋、油屋、鍛冶屋、店、車屋、桶屋、豆腐屋、乾物屋、足袋屋等があり、新しくつくられた家につけたものには、新屋（にいや）（あたらしや）新宅（シンタク）隠居などがある。

商家で多くつけられたものとしては、松、竹、梅、藤、桜等の屋号がつけられ、大黒屋、恵比寿屋、末広、福屋、大田屋、寿などの外、伊勢屋、大和屋、近江屋、駿河屋などの地名を用いたところもある。

5　間取りと住まい方

ア　農家の間取りは通称「田の字型」「四間式」といわれるもので奥行き

より間口が大きい横長に造られ、部屋の配置は一定していた。

農家の部屋は、家族が使用する部屋と来客のために使用する部屋とに大きく分けられ、いろりのある部屋とイドコ（居間）が家族の使用する部屋であり、座敷と奥の座敷が来客用に使用されていた。当町においては、養蚕をする家が多く、外観は平屋建てであって、内部は中二階形式につくられており、二階が養蚕の専用の場として使用されていた。又炊事場（勝手）は普通家の東側で、おだれを出してつくられることが多かった。勝手が西側にある場合は、水利の関係や屋敷の取り方などの特別事情によるものである。また、向きが東や西の家では勝手は北側につくられていた。

㈠　イロリバタ（居間）

イロリのある部屋でヒジロバタと呼ぶところが多い。古くは炊事場とヒジロバタとは境がなく、その周辺を勝手場とよんでいた。その為ヒジロバタを勝手と今でも呼んでいる家庭がかなりある。勝手（炊事場）とヒジロバタの間に建具が立つようになったのは、昭和三十（一九五五）年頃になってからの家である。

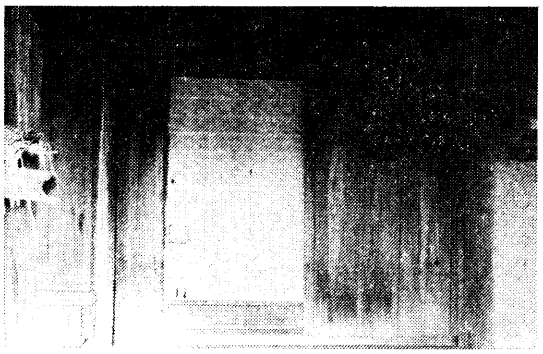

大戸とくぐり戸

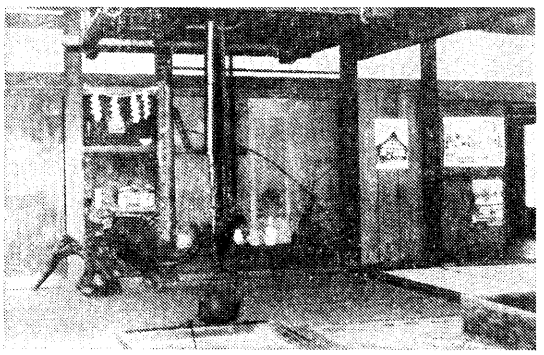

いろりと自在かぎ

ヒジロバタは居間であり、生活の中心となり、いろいろな風習が残っていた。いろりのまわりは座る位置も決っており、こたつに変わった現在でもその名残りが多少残っている。土間から向かって正面が横座といい主人の席で、そこからはその家全部を見わたすことができる位置である。勝手に近い座がカカ座、嫁座といわれ、主婦の座である。座敷に近い席が客座であり、土間に近い座が下座で、使用人等がすわり「キジリ」ともいわれた。いろりには、天井から釣り下げられたオカゲサマ（オカギサマ・自在カギ）があり、松でコイ、竹で筒、梅の木でカギの棒をつくり、松竹梅がそろうので、縁起が良いといわれ、多くつくられた。近世末からはカギの先だけが鉄製で自由に回転できるようにつくられ、近代になると全部が鉄製のものも出てきた。いろりで火を燃やしたのは昭和の初期（一九六五）まで続き、いろりの大きさは四尺（一メートル二十センチ）四方位で、その土地柄や家の大きさによって多少の差があった。いろりの目的は、煮炊きや暖房、夜間の作業の照明に利用され、残った木灰は、カリ肥料として貴重な肥料であった。その為灰が多く取れるようなものを燃やした。ヒジロバタは、食事や一家団らんの場であり、隣人との交歓の場でもあり、また、夜なべ仕事の場でもあった。オカゲサマはお荒神様の異名もあり、神聖なものと考え、いろいろな慣習があった。又現在町内の多くの家で使われている三尺角（九十センチ）の堀コタツは、いろりを改良して造ったものから受け継がれてきたとも考えられる。

㈡　勝手

下部町内では調理場や台所を勝手ともよび、ほとんどが土間によって構成され、母屋に、おだれ（片屋根）をつけて、そこを勝手場として利用していた。

養蚕、林業等の野良仕事が主な仕事であったので、食事の準備等を容易に行なう為に、働く場所は、土間によって構成されていた。第二次世界大

戦以後の生活改善により、従来の暗い土間の勝手場は、主婦の労働条件や環境衛生の面から、明るいガラス窓や天窓がつけられ、土で造られていたクド（かまど）も年々改良され、効率のよいかまどがつかわれるようになった。又この頃より、食事をするにも土間で椅子を用いて食事をする家もあった。時を同じくして、簡易水道や揚水ポンプ等の普及により、水道の蛇口が用いられるようになり、燃料も電気、プロパン、石油等が利用され、住居の改善の中でも勝手は最も進んでいた。

㈢玄関

江戸時代においては、来客の為の専用の玄関をつくることは禁止されており、役人等の多く出入りする家にのみ玄関をつくる事がゆるされていた。多くはダイドコと呼ばれる作業場と勝手を一緒にした形の土間につけられており、大戸とクグリ戸という片引き違い戸によって造られていた。その形は昭和二十年頃まで多少はのこっていたが生活改善により、広い土間が板敷きの床となり、玄関も、生活を営むうえの動線の基点とも考えられ、家を象徴する重要な役割を果すようになった。

㈣ふろ

ふろは、本来保健衛生と休養の両面をそなえているものであるが、当地方は、農家が多く、昭和二十（一九四五）年以前においては、その本来の目的よりも、ふろの湯を肥料として大溜におとしてたくわえておく習慣があった。従って施設や設備も、大溜に近い場所で、家の片すみとか、長屋や、おだれ（片屋根）等の中につくられていた。入浴の方法も隣り近所に互いに連絡し合って交互にお湯をわかしたり、何回もわかしなおして、無駄なく入浴していた。

近年化学肥料の入手が容易になった事や、住生活の改善にともなって、母屋の中に近代的な浴室がつくられるようになり、今迄の木製のオケからタイル・プラスチック・ステンレス等がつかわれるようになった。燃料もまきから効率のよい石油やガス、さらに太陽利用の温水器等に移行してきている。

㈤便所

便所は、単なる排せつ物の捨て場でなく、肥料をつくってためておく重要な場所でもあった。そのため、多くの農家では、母屋には便所がなく、農耕に都合のよい別棟の納屋や馬屋の近くなどに設けられた。江戸時代には特別の家のみに許された、上雪隠と呼ばれた室内便所がつくられたが、一般住民や農家には程遠いものであった。室内便所が現在のように普及し始めたのは、昭和三十年（一九五五）年ごろからであった。

便所が肥料をためておく役割りが強かったので、ふろ場とのつながりも重要な要素でもあった。又、大便は別棟の便所に行くが、小便は、トマグチと称する玄関わきの小便所を使用していた家も多く、経済的にも化学肥料の少ない時代であったので、下肥（人糞、尿）は大事な肥料であって、ふろの水から洗面の水、蚕のふんなどを増量してその用に供した。

当町においても、近年水洗便所の普及が急速に進み、近代建築とともに、母屋に一体となった衛生的な便所が増加している。

6　文化生活

文化生活とは、家庭生活で至便な新しい文化的生活用品の利用によって営まれる科学的・合理的な生活様式をいうのであって、わが国の国民生活の水準は戦後急速に高まり、どんな山間へき地の家庭といえども、電気器具のない家はほとんどない状態になっている。わが下部町においても例外であるはずはなく、昭和五十三年八月下部町役場企画観光課が、町内の女子中学生の援助を得て戸別調査をした結果によれば、電気器具等の所有台数は次の通りである。

また照明器具の変遷についても戦後の発達もさる事ながら、遠い昔にさかのぼって考えるとその進歩の大きいのにただ驚く外はない。

旧幕府時代の一般家庭の照明用具としては、加工した灰皿の上で「ヤニ」のしみた松の木を細く割ったものをたいて、そのあかりを利用したものである。やや時代が進むと、高さ一メートルぐらいの台の上に金属製の皿を

種別＼地区別	下部地区	久那土地区	古関地区	計
扇風機	一、五〇三	八九七	四六〇	二、八六〇
ルームクーラー	二〇三	七三	一五	二九一
ルームエアコン	四〇	一五	六	六一
電気ストーブ	二四五	一二六	六一	四三二
ガスストーブ	八九	三〇	一八	一三七
石油ストーブ	一、三一九	八四九	四四〇	二、六〇八
セントラルヒティング	五七	二二	九	八八
電子レンジ	三〇六	一六五	六三	五三四
ステレオ	四四六	二七〇	一一八	八三四
ビデオコーダー	一一二	五五	二三	一九〇

載せ、その上で前記のような松を燃やしたので、朝起きてみると鼻から顔がすすで真黒くなっていたという、いわゆる松明（たいまつ）である。

この外に「行灯」（あんどん）というものがあった。底面が三〇センチ四方くらいの四角形、高さ一メートル内外の角柱型で、四隅に柱があり四面には障子がはめてあって、中段に「トーゲ」という陶器製の皿を載せ、これに灯油（たねあぶら）をため、トウスミもしくはもめん製のひもに浸透させて点火するもので、専ら来客などの際の座敷用のものであった。

明治になって「手燭」（てしょく）というものが使われた。直径七センチ、深さ三センチ程の丸型の亜鉛板でできた容器で、上面中央の突起にある穴にもめんで編んだひもを通して、灯油を注いで点火したものである。これは軽便で携帯用の灯ろうの中に入れると携帯にも便利であった。

ローソクを燃料として前だけを照らす「がんどうぢょうちん」も持ち歩くには便利なもので、現今の懐中電灯にも比すべきものであろうか。

明治も半ば頃になると、西洋の文物が輸入された。その中に「洋灯」（ランプ）がある。ガラス製の油つぼに「芯」を通す金具がついている。手燭と同じ原理だが油煙が広がらないように煙突兼用のホヤがあり、「芯」の調節で光度も調節ができ、更に反射用の笠もあるのでその照度は従来の照明具とは比較にならない程明るく、また便利であった。当時の子供は学校から帰ってくると、明るいうちに石油を補充しホヤ磨きをすることが一つの日課になっていた。

更に大正時代に入り、身延西谷に身延電灯株式会社が創立され、大正四年頃から久那土地区へ電気を供給する話が起こり、村では何回か協議を重ねた後ようやく大正七年三月十日久那土方面の三沢・樋田・車田・切房木だけ電灯がともるようになった。これが町内で最も早い電灯点火である。当時はどこの家でも五しょっ光か十しょく光を一灯つけただけであるが、その明るさに皆驚きの目を見張った。正に照明界における一大革命という

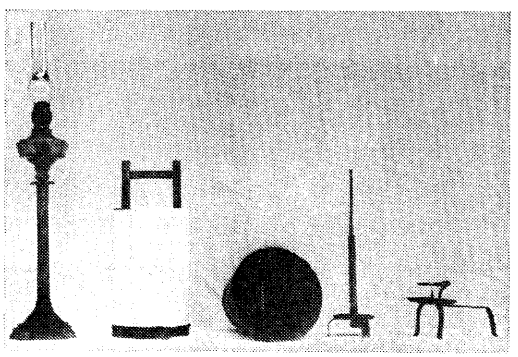

照明用具のいろいろ（三沢深沢天通蔵）

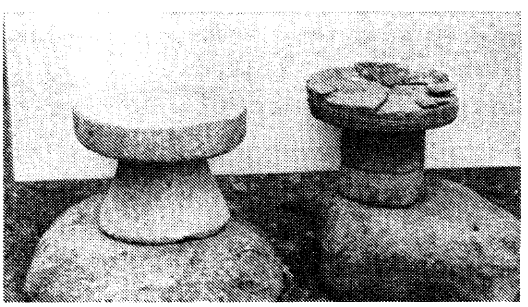

松明をもやした台（常葉依田長典蔵）

べきである。その後徐々に各地区に点灯するようになって、現在は町内余す所なく点灯しているばかりでなく、要所要所には街灯もともされるようになった。

一方これより別に折八地区の沢及び三つ沢、湯の奥、栃代、堀切の各部落には水力発電機があって、各戸へ電気を供給していたが、沢の発電所は発足後数年にして閉鎖してしまい、三つ沢は東京電力から電気が供給されるまで続いた。昭和の初年湯の奥に、昭和二十四・五年頃栃代に、いずれも水力自家発電機が設けられたが、両方とも三つ沢と同じ経路をたどっている。

大正から昭和へかけて東京電力の供給範囲が広がり、昭和四十三年ころは全町くまなく電灯がともるようになった。その経過を表示すれば次の通りである。

年　月　日	点　灯　区　域
大正七・三・一〇	三沢・樋田・車田・切房木
〃　八・	市之瀬
〃　九・一・	道・水船・芝草　大磯小磯・古関・瀬戸
〃　九・秋	常葉・上之平・下部
〃　一〇・	波高島・大炊平・岩欠・和名場
〃　一二・五	一色
〃　一二・一〇・	長塩・北川・丸畑
〃　一三・一一・	熊沢
〃　一四・夏	上田原
昭和元・一二・三一	三保
〃　二・	釜額・中之倉
〃　三・四・三	根子
〃　二〇・秋	湯之奥
〃　二二・九	折門・八坂
〃　四三・	栃代

第三章　習俗・習慣

第一節　年中行事

年中行事という言葉が使われはじめたのは中世以降のことで、現在では昔ながらの正しい意味と、年がら年中という別の意味で使われることが多い。昔は自然を暦として生活したことから、季節のけじめをつけるため特別の日を設けてその日を節といい、その日は作物の豊じょうと太平を祝い、願う日でもあった。徳川時代になって、年中行事は神社の祭祀とその催しを意味するようになった。現在では生活習慣を含めて年々繰り返される行事をさすが、本来の意味は伝統性のつよい信仰行事や習慣行事をさすものである。したがって、これらの年中行事を知ることは、日本人の信仰形態や生活と生産などを知る上で極めて大切なことである。

年中行事は、各部落によって多少特殊的なものもあるが、おおむね大同小異である。近年においては、急激な社会変化の影響を受けて伝統的行事が次第にうすれ、本来の意義とは隔りを感ずる形式的行事へと変わりつつあるものもある。

特に第二次大戦後は、人のものの考え方や価値観の多様化により、行事の簡素化や合理化等がすすみ極めて外形的な面が多くなってきている。

我が下部町を見るときに、本来自然を相手の仕事が多く、我々の祖先は自然と闘い、村人たちはこの自然から被る災害を免れるために、連帯して災害の防止、家人の息災、作物の豊じょうを祈願し、ある時は氏神に、道祖神に、山の神に、地蔵さんにと神仏に頼り、その神仏への行事は子々孫々へと伝承されてきた。我々はこの古来からの伝統に従ってそれぞれの部落が行事を定着させ、遵奉し、継承してきたのである。行事の簡略化の傾向にあるにせよ、幸いにして春夏秋冬、生活の中には依然として年中行事が生き続けている。長い歴史の中で多少の変化は当然のこと、祖先の意を体し、往時をしのびつつ、月を追い日に従って伝承行事を列挙しながら、変化をもたらす社会背景をも考慮に入れて記述する。

一月

正月には歳神様をまつる。歳神とは年徳神のことで、年穀の神のことである。したがって、正月の行事の中にはその年の豊作を祝い、祈る行事が多い。この正月は、月齢を基準にして一月十五日（大陰暦）の満月の日を望の正月として祝っていたが、唐制の朔正月が移入されてからは、これを公式の大正月といい、望の正月を小正月として重複して祝うようになった。

一、門松

望の正月を祝う頃には、歳神だなの両側に小さい松が結びつけられていたが、朔正月が行われるようになって門神を信じるようになった。この門神の依代として常磐木を飾り、家の繁栄を祝うようになったのが門松を立てる理由である。門松は、玄関先又は庭に適当な間隔をあけて芯の立った二本の松を梅や竹を添えて立てる。その根は御脚と称するくいに添えて新なわでしっかり結わえ、松の芯にはお注連（おしんめえ＝しめ飾り）を結びつける。正月の三日間だけは、家で食べるものはすべて松の先にお供えする習慣もある。門松は一夜松といって嫌うところから三十日に準備する。梅や竹を添えるようになったのは鎌倉時代以後のことである。

二、注連縄

玄関入口には注連縄を張り、丁寧な家ではこれに交譲木（ゆずりは）又はカシ葉、羊歯（裏白）だいだい（又はみかん）、柿、昆布、ごまめ（小魚）、木炭等を飾るがこれらはすべて縁起ものであり、交譲木＝家系が絶えない　裏白＝長寿　だいだい＝代々栄える　柿＝家喜　昆布＝よろこぶ　ごまめ＝御頭になる　木炭＝すみよい　とされている。

三、歳神だな

十二月三十一日につくる。新しいわらで注連縄を作り、座敷の中央に歳神だなを新しくつり下げて歳神をまつる。歳神だなは恵方だなともいい明けの方に向けて作られたものである。お神名「年徳神」を注連縄の中央にはさみ神をまつる。その下に鏡もち（おそんねえ）、お酒、盛物（洗米、柿、栗、海老、慰斗飽（のしあわび）、だいだい、田作等）をそなえる。家によってはお金をますに入れて供え、神聖な元日を迎える。これらはすべて歳神に感謝し、家運の隆昌を願う縁起もので占められているが、現在では大分趣をかえている。

元日は未明に起きて若水をくみ、神だなには灯明をともす。かくして一家団らん。まず大福茶をすすめ、屠蘇をくみ、雑煮もち（家によってはうどん）を食べる。食べ終わってからは衣装を改め、産土神社並びに村内の神社に初まいりする。昭和三十年代後半より自家用自動車が急激に普及し、初詣でも遠く県外に及ぶようになった。

部落によっては、神社に一同相会し互いに御慶を述べる。特に支那事変以降の戦時においては一同相会し、聖上の万歳を奉祝し、戦勝を祈願した。更には小学校において住民一般の祝賀の会同をなしたものである。戦後は、隣保単位で御年始（一同会して祝宴）を行う所も多い。

二日（初売り初仕事）

この朝は神殿に諸物を供し、家中で雑煮を食べる。

仕事始めはその家によって異なるが、農家ではなわを一、二房なって神殿に供する例もあった。また、初荷、初売りなどといって商家は忙しく、特に福引き、景品を出すことなどによって買い物客は早朝より動きはじめ、商店の町方は大いににぎわった。現在は個々の商店の営みもあるが、大手メーカーや問屋等が貨物自動車を連ね、のぼりを立てて音楽を流しながら往来し、正月三が日に景気をつけている。

三日（歳神送り）

元日より三日までを三が日といい、歳神さんをあきの方（歳神遊行の吉方）へ送る。三が日は「人々鼓腹昇平を楽しみ、童女嬉戯して余念なし」といわれたが、今日ではテレビの普及により、番組視聴にふける者が多くなってきている。また、神主はこの日回礼をするのを例としていた。

四日（御用始め）

婦人の年始日とされている所もあり、婦人は三が日の労から解放される。国中寺院年礼を勤む（裏見寒話）とされ、坊さんは三日間の年始を遠慮してこの日から年始回りをする。役場等官庁では御用始めとしている。

五日（五間日）

この日までを五間日といい、仕事をこの日まで五か日休むを例としていた。

六日（初山）

初山といい、男子は山に登ってまきを切ることになっている。「初山ばっさり、吸い物どっさり」といってまきは御祝儀に少し切ってきて、お祝いの酒食はたんまりふるまうといったことわざが民間に行き渡っていた。

七日（七草がゆ）

七草の節句ともいい、七草を用いて雑炊をつくり、神殿や門松に供し、家族の者もこれを食べて祝う。

この日松飾りを撤去する。

八日（初肥出し）

初肥出しと称して下肥をくみ出す。これは松飾りを撤せざるうちはけがれなりとして、この間のくみ出しをいみ嫌う習慣になっている。

十一日（田植え日）

田植え日といい、もちがゆをつくって神殿に供し、家族共にこれを食べる。苗代田にゆき、飾り松を苗としてさし立て、お神酒を注ぎ、供物をまいて、耕し初めの式を行なう。

この日しめ飾りと称し、村人達が集まって道祖神祭礼の準備を行なう。お飾りは部落によって多種多様であるが、「お山」とか「やなぎ」と称す飾りは町内数か所で現在も行なわれている。

「お山」は、大ざおの中間に大きな竹輪をはめ、これより四方に頭に幣を

付したさおを上方斜めに出す。その本に長い造花を垂らし、中心の大ざおには白扇をもって日月の形を作る。四方に出したさおになわを張り、これに飾りをつけた小袋（おこん袋と称す）数十個をつるし、輪の下方より大綱を四方に張って支える。日本一の富士山になぞらえお山飾りという。

十四日（道祖神祭礼）

左義長、木勧進などともいう。各戸のしめ飾りをはずして集め、つじつじの道祖神の前にてこれをやく。農家では繭団子や野菜、穀類、札の形の団子をつくり、カシや梅の木にさして飾って、蚕や農作物の豊作を祈る。夕方家族の人数分の団子を道祖神に供え、「ドンド焼」の火で焼き、家に持ち帰る。家族はこれを食べることによって風邪をひかないとするまじない的な風習がある。

また、カシの木を切ってきて、長さ七十センチくらいに玉切り、正月の門松の芯を真ん中に入れてくいに結わえて飾る。子どもはこの夜白粉をつけて化粧し、カツノキで作ったわき差しを持って遊びまわった。家庭ではカツノキのはしや十五日の小豆がゆの粥立木（けえたてげえ）を作る。

ドンド焼きは歳神にささげた試筆や門松、古くなったダルマ等を持ちよって焼くところもある。



繭玉飾り（団子飾）



お山飾り

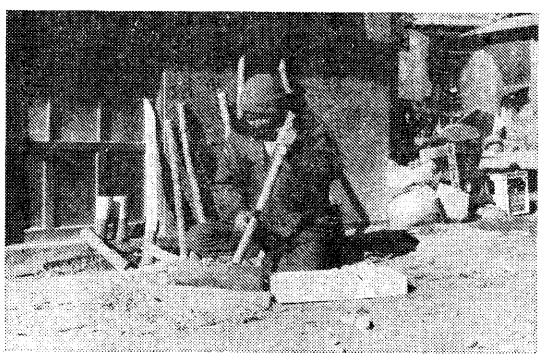

かつ（ぬるで）の木のそなえもの作り

部落によっては、去年婚儀のあった家でお神酒を奉納し、部落の人々にふるまうところもある。長塩では、正月の十四日夕、正装した一行が神楽宮を長持にのせ組々の道祖神を巡拝して舞を奉納する。その後新婚家庭を歴訪して悪魔払いをし、家族に祝辞をのべて新婦のくむお茶をうけて帰る。獅子頭の残っている部落の数は多い。往古は多くの部落でしし舞いをして悪魔払いをしたことだろう。

道祖神の祭礼は古くから行なわれたもので、町内にはお山飾り（やなぎ）をして十四日正月を祝う部落がふるさと運動とともに年々増加する傾向にある。

昔から道祖神祭礼の準備は若者の奉仕によって行なわれたが、現在では青年は勤め人が多いので年寄りや子どもが多くなってきている。正月の十三日ともなれば、未婚の若者たちがお山を飾り、前年結婚した者に鳥目を出させ、多寡を争って口論したりしてみだらに流れたりする傾向があっ

た。これは制しても聞かない。「十三日より十五日に至りては道祖神の霊、無妻の者にのり移りて斯く騒動せしむ。これを堅く制すれば神のとがめを受く」と伝えいわれた。安永四年、常葉村の「若者定メ書」は、若者達の諸事について行動を律したのも、その状況を知ることができる。正月十四日の道祖神祭りは、元禄二年その筋から禁止されたが、その年七月大水難があり、神罰によるものとして、翌三年から復活してこれを許された。

十五日（十五日の祭礼）

十五日正月、十五日祭礼ともいう。この朝は小豆がゆを煮て食べる。これを食べるとその年は疫病にかからないという。このかゆは太ばし（カツノキ）にて食べることを例としている。また、カツノキにて作った双柱をかゆの中に立て、米粒のつき方によって年の豊じょうを占う行事を行なった後、苗代田を作るとき水口にこれを立てる。

なり木ぜめ、十五日朝、柿やすももも等果樹類の幹を「なるか　ならぬか　ならなきゃこの木をぶっきるぞ」と言いながら持っているなたで傷をつけ「なった　なった」と小豆がゆをあげてくるならわしが戦前までは続いていたが、今は全く見られない。

成人の日

昔は十五歳になると「元服」といって髪を結い名を改めたが、明治初年徴兵令の発布により徴兵検査の時を以って成人を祝うようになり、戦後は満二十歳になった青年男女が成人になったことを祝い、励ます日として、昭和二十三年から国民の祝祭日と定められ、家庭でのお祝いと町の式典を行なうようになった。

十六日（藪入り）

昔は、商店の奉公人にしても職人の弟子にしても一年中休みなく、朝暗いうちから夜遅くまで働かされたが、正月と盆の十六日はやぶ入りと称し休みが与えられる。この時ばかりは生家へ帰るか、演芸を見てゆっくり休養した。農家は年貢を納めるためにまずい物を食べながらぼろを着、一年中無休で働かされたものであるが、この日ばかりは「地獄のかまのふたもあく日」といって仕事を休んだ。また、秋葉講を行なう部落もある。

十七日（お山神祭り）

竹で弓矢を作り、これを携えて山の神にもうで、神殿にささげてから一、二発的を射て神に供える。また、釜で湯を沸騰させ、ささの葉で参けい者に浴びせておはらいの行事を行なうところもあった。また、この日は「冠おとし」ともいって、山の神様が弓を射るので山に入ることは禁じられている。

二十日（二十日正月）

骨正月又は羽子板くだきともいって、正月の最終日とされている。

部落によっては、おなわ打ちと称し、組人相会して代馬（しろうま）の馬具の手入れをしたり、田植え用の縄をなったり、組同志の田植えの日取りを打ち合わせて当番の家でお日待ちを行なったりする風習があった。また、この日に歳神を飾るたなを撤去することになっていた。

二月

三日又は四日（節分）

節分とは立春の前夜をいう。季節の変わり目に当たって陰と陽との対立により災が生じるから、この邪気を払う行事が必要であった。この日は長い竹ざおの先の目かご又は手すくいに、山からとってきたバリバリン（かやに似た木）の枝やヒイラギの枝にめざしを刺したものを添えて、軒より高く立てる。鬼の目といわれ、網の目、ヒイラギのとげ、魚の臭さ等から魔よけと見る人も多い。また、バリバリンを燃やしながら大豆をホーロクで七回いる。いり豆は部屋ごとに「福は内、鬼は外、鬼の目をぶっつぶせ」と大声で叫びながらまく。節分は、今では家庭だけでなく多くの寺院や神社での催しとなり、年男による豆まきで鬼を追い払う行事として行なわれている。

また、鳥獣の口やきとして、ヒイラギ又は割りばしにイワシの頭を刺して火にあぶりながら「鳥の口焼きツーツー、すずめの口焼きツーツー、う

さぎの口焼きツーツー」とつばをかけて焼き、翌日戸口へかかげた。これは鳥獣による被害を少なくする願いであったろうと思われる。

十一日（建国記念の日）

戦前の紀元節。官公署学校等をはじめ、国民の祝祭日として一般に国旗を立て祝意を表す。昭和四十二（一九六七）年、建国記念の日と制定され様々な行事が行なわれる。

八日（針供養）

昭和の初めごろまでは、この日を針供養の日として、折れたり曲ったりした針をコンニャクにさして供養をした。今日でも、この日に針を使うと針でけがをするとして、針使いを一日休むという習慣が残っている。

十四日（聖バレンタインデー）

この日は女が男へ愛を打ち明けてもよい日だとされ、若者の間でチョコレートなどを贈ることが行なわれはじめている。

三月

三日（ひな祭り）

桃の節句、ひな祭り、女の節句などという。旧暦や一月遅れの四月三日に行なうところもある。出産初回の女児のいる家では、特に初節句と称し親せきや知人を招いて酒食をふるまう。また、親せきや知人はひな人形や織物などを贈り物とする。

ひな祭りはその家に応じて種々あるが、一般に御殿造りを模し、内裏びな、三人官女、五人ばやし、俗人、武者びな、市松人形又は紙びな、諸道具等をひな壇に飾り、白酒、緑紅白のひしもちを供えて祝う。

上古においては、三月の第一己の日（上己の節句）に人形に厄を移して川に流すというおはらいの行事であったが、次第にうすれ、女児の良縁を願う行事となり、人形は嫁入り道具の一つに数えられるようになった。更に元禄のころよりは、ひな段を設けて飾るようになり、今日の原型をなすようになった。

二十一日（春分の日）

自然をたたえ、生物をいつくしむという主旨で制定された国民の祝日で、彼岸の中日ともいう。祖先を供養し、ぼたもちを作り、寺参りや墓もうでを行なう。戦前の春季皇霊祭にあたる。

二十五日（春の社日）

社日には、だん紙等を三角に折って桑又は竹にさし屋敷内の畑に立て、小豆飯を炊いて供える。土を動かすことを忌み、農工、土工を行なわない。

特に田畑に下肥を施すとたたりがあるといわれている。

四月

三日

終戦前は、神武天皇がおかくれになった日として神武天皇祭といい、一般国民は休業し、各戸国旗を立てて弔意を表した。

農家では蚕影さんの祭典を行なうところもあった。また近年植樹祭の日

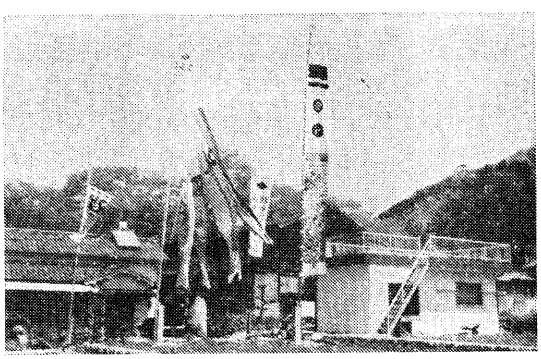

端午の節句

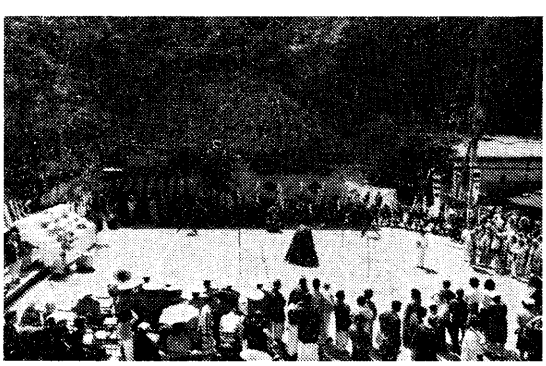

松葉杖供養祭

ともなってきている。

八日（灌仏会）

お釈迦様の誕生日として、各寺院では灌仏会を行ない、参けい者はお釈迦様の頭から甘茶を注ぎかけてお参りし、寺では甘茶などを施した。民家では昭和の初めごろまでは「お釈迦こごり」をこしらえて誕生を祝った。

二十九日（天皇誕生日）

国民祝日の一つで、天皇は明治三十四年四月二十九日誕生した。この日は一般参賀も許される。終戦前は天長節といった。

五月

一日（メーデー）

第二次世界大戦後、労働者の祭典日とし、県下では労働者及び農民が甲府に集まって、大会や市内行進などを行なう。

二日あるいは三日（八十八夜）

八十八夜の別れ霜といって、降霜はこのころまでであり、立春から数えて八十八日目に当たる。「八十八夜のかぎ上がり」といわれ、農民の種をまく目標とされた。

三日（憲法記念日）

昭和二十二年五月三日、新憲法が施行され、この日を記念して国民の祝祭日となった。

五日（端午の節句）

五月の節句、男の節句、子どもの節句ともいう。端午の節句というのは、五月はじめの午の日ということで、午と五の音が同じことから五月五日と定められた。昔はこの日を悪日、として、災難をのがれる魔よけのために、しょうぶやよもぎを屋根にさした。後、武人の人形や武具を門口に立てるようになった。これが五月人形を飾るように変化した。しょうぶの節句は尚武の節句といわれて男児の成長を祝う行事となった。のぼりやこいのぼりは、もともと旗指物であった。かしわもちを作って神前に供え、室内には武者人形や武具ににせたがん具、かぶと等を飾り、戸外には定紋武者等を染めぬいたのぼりや吹き流しのこい等を立てる。また、出産後初回の男児がいる家では初節句と称し、親せきや知人よりこれらの飾り物が贈られる。

この日、しょうぶの葉で頭を巻くと頭痛がなおる、しょうぶ湯に浴すると疫病をさけることができるとする習俗もある。また、「子供の日」として国民の祝祭日となったのは、戦後のことである。

十四日―十五日（信玄公隠し湯祭り）

昭和四十一年から、下部の観光と結びつけて、二日間にわたり県内外の観光客でにぎわう。

（十四日）松葉づえ供養祭

松葉づえに頼った湯治客も治って、熊野神社につえを奉納して帰る。このつえを供養するとともに熊野神社の祭りをあわせた全国でも珍しい祭りである。

（十五日）湯権現祭

芸者の手踊りや民謡踊りに武者行列も加わって行なわれ、下部の一大祭りとして発展している。

中（六月終わりごろ）

五月（旧暦）の「ちゅう」といって、田植えの最も盛んな時期である。親せきや隣近所が結と称シて手助けしながら、男子は馬遣小番（地ならし苗そそぎ）を行ない、婦女は早乙女として菅笠、ござ等を新調して身を装い、田植えうた等を歌いながらにぎやかに田植えを行なった。初田、終田の二回は各家庭とも赤飯、かしわもちなどを作って祝う。部落全部の田植えが終わると「馬ぐわ洗い」と称シて一郷同時に農休みを例とした。

しかし、昭和四十年代に入って科学技術の進歩により農機具が普及し、昔日の面影は次第に消えようとしている。

中は田植えの最盛期であるが、午の日だけは田植えをさける風習もあり、更に半夏生（七月二、三日）までに終わらなければ籾はとれないとされていた。

七月

七日（七夕祭り）（現行八月七日）

本来は旧七月七日のことで、その日の行事も含めて七夕といい、星祭りともいう。朝早く里芋の葉の露をとって墨をすり、五色の色紙、短冊、又は紙を短冊形に切ったものに牽牛、織女の二星にちなみ詩歌を書いて、若竹の枝に結びつけ、庭に立てる。供えものとしては灯明、お酒、果物、野菜等である。

特にこの祭りは、幼児を持つ家庭や保育園、小学校の低学年を対象として行なうことが多い。

古来我が国では、棚織女（たなばたつめ）が水辺の機屋にこもり神の来臨を待つという伝承が、中国思想の影響をうけて今日のような星祭り、牽牛と織女という星の出会いというようになった。ものだろう。

十三日（旧）

この日から十六日までを盂蘭盆会と称シ、先祖代々の精霊を供養する。

（現行八月十三日）この日の夕方は門や庭先などで火をたく。これを迎え火という。各戸とも精霊だなを設ケ、先祖及び知音等の位牌を立てる。なす馬をつくり、食物を供し、香をたく。水や花を手向け、所によってはしんこもちを供する。子供のために親せき縁者は彩色したちょうちんを贈答したり、家によっては買って、毎夜これに点火しては三三五五組をなして練り歩いたものである。

各家では岐阜ちょうちんを軒先につるし、親類縁者が集まって夜の一時を過ごす。前年の盆会以後に死者があった家は新盆と称し、親類縁者が訪問して焼香する。また、当月の初めより終わりまで戸前に高灯を掲げるところもあった。

十六日は俗に「地獄のかまのふたもあく」といい、町内ではやぶ入りといって雇い人等は父母のもとへ帰してもらえた。また、この日には精霊だなを撤去し、たなに敷いたススキで舟をつくり、なす馬や供物をのせて、火を点じて川に流す。夕方にはまた門や庭先で火をたき、送り火とする。

昭和十五、六年ころまでは毎夜寺や神社等の広場に集まって、老若男女混じって円陣をつくり盆踊りをした。所によっては盆踊り大会まで催し、優勝旗を争いながら盛大に行なわれたものである。昭和五十年代に入って、青年団主催とか公民館が中心となってようやく盆踊りが復活しようとしている。

十五日（中元）

一月十五日を上元、七月十五日を中元、十月十五日を下元といった。上元は小正月、中元は盆の行事で、生き盆すなわち両親の生きているものが行なう盆で親や目上の人に感謝の意をこめて贈り物をした。今日では多少意味が異なり、平常お世話になる人に感謝のしるしとして贈り物をする。

十七日（山神祭）

栃代の山神祭など例祭として、近郊から老若男女参けいしてにぎわう。

下旬（虫送り）

昔は稲作は最も重要な作物であったため、稲の安全育成を願って、どこの村（部落）でも虫送りの行事が盛大に行なわれたものである。上田原の部落では昭和十五年ころまでこの行事が行なわれていた。七月下旬の晴天の夜、各家では長い松明をつくり、村境（深町との境）から松明に火をつけて鐘や太鼓を打ちならしながら段西まで送るという行事で、途中三か所（村境、中、村境）で坊さんがじゅ文を唱え祈とうした。

八月

一日（八朔）

文字通り旧八月一日のことで、今は月おくれの九月一日をいう所が多い。また、この日は二百十日にも近いところから農家では「荒れ日」として特に注意する。昔はこの日に豊作を願う行事を行なった。その名残りだろうか。今でもまんじゅうを作るが、本町ではこれを「八朔の泣きまんじゅう」という。このころになると、夜が長くなるので、百姓家ではこのまんじゅうを食べれば、来春までどんな寒い夜でもきびしい夜なべをしなければならなかった。そのようなところから泣きまんじゅうといったのだろ

うか。

十五日（旧）

十五夜（名月）といい、枝豆、芋、野菜、果物、月見団子などを供え、ススキなどもかざって月見を行なう。この夜だけは、子供が供え物をひそかに取り去ってもよいという風習もあって、子供たちは団子つきの道具などをこしらえ楽しい一夜であった。

（ヒャクハットウとナギンデー）

所によって若干の相違はあるが、八月一日・七日・十三―十六日（昔は旧七月）の六回、夕刻からヒャクハットウやナギンデーをして精霊の迎え火、送り火の行事が行なわれた。各家から麦わらをもらい集め、新盆の家からはナギンデーの松の木をもらう。松の木には麦わらで編んだ杯をとりつけて、河原ないしは広場に立てる。これをナギンデーという。また、河原や広場又は道などに一束ずつ麦わらを並べ、これをヒャクハットウという。いずれも部落民のよく見える場所に準備する。夕方になると、時を見計らい、合図によって一斉に火がつけられ、炎が夏の夜空をあかあかと染めて燃えあがる、まことに壮観な子供の行事である。ヒャクハットウは百八炬火のなまりで、昔は山頂又は墓から家まで一〇八本の松明を立て、順に点火して精霊を迎え入れたり送ったりした。また、ナギンデーは一般には投げ松明ともいわれ、今も各部落で行なわれているが、麦作がだんだん少なくなったことから昭和四十五、六年ころからは麦わらのかわりに、石油を布きれをつめたかんに入れて百八炬火をするように変わってきた。

九月

九日（重陽の節句）

菊見の節句と称して仕事を休んだ。旧例では五節句の一つであった。また、初九日と称シ氏神祭りを行なう部落もある。

（二百十日、二百二十日）

立春から起算した日にあたり、共に「荒れ日」と称して、農家では皆天候に異変が起こらないように祈った。

十三日（十三夜　旧）

この日の夕方、十三夜とか後の月見とかいって月（後の名月）を観賞する風習があり、団子を作り、果物や野菜などを供える。

二十一日（彼岸の中日　秋季皇霊祭）

春の彼岸と同じで祖先を供養し、寺もうでや墓参等を行なう。

十月

十日（十日夜）刈上祭

農家では、朝小さい団子を作り、わらづとに入れて屋敷神やお稲荷さんに供した。稲を刈り終わると、どの家でも夕方からもちをついて豊じょうを祝う。お田の神様はその杵の音を聞いて里から山へお帰りになると考えられていた。そのようなことから俗歌にも「朝かなり　晩はなおよし十日夜」と歌われた。

浄土宗寺院の壇徒は、親族・知己を招いてきょう応した。しかし、太陽暦を用いるようになってからは一定していない。

「体育の日」

また、この日は「体育の日」といって祝日の一つで、昭和三十九年のこの日東京オリンピックが開催されたのを記念して制定された。

十七日（神嘗祭）

戦前は神嘗祭として、毎年その年の新穀でつくった神酒と神饌を伊勢神宮に奉る祭日で、官公署学校等では国旗を掲げ休業した。

二十日（恵比須講）

恵比須、恵比寿、夷、戎。蛭子も夷と同じ語源である。おいべっ様（おえびす様）ともいい、七福神の一つで、家の福を増し家を繁盛させる神様と信じられている。

十九日は百姓恵比須ともいわれ、赤飯を炊いててんこもり（山盛り）にしたものを供える風習が今なお残されている。

町方の商家では、十月二十日をあきない恵比須と称シ、得意先に物を贈り、招待して酒宴を催し、特に銭の出し入れをせず銭を桝に入れて供え、

大売り出しをするのが通例であった。

十一月

三日（文化の日）

嘉永五（一八五二）年十一月三日、明治天皇が誕生なされた。したがって、明治の時代は天長節として祝い、昭和二（一九二七）年には明治節を制定して明治天皇の遺徳を仰ぎ、四方拝とともに四大節の一つに数えられたが、昭和二十三年に廃止された。昭和二十二（一九四七）年十一月三日に新憲法が公布されたのを記念して、昭和二十三年には十一月三日が「文化の日」として制定された。この日は国民の祝日として一般に休業する。他方この日を中心として文化祭などが催され文化行事が行なわれる。

十五日（七五三）

髪置（三歳の男女）、袴着＝袴をつける儀式（五歳の男）、帯解又は帯直し＝帯を結ぶ儀式（七歳の女）の子のいる家では、各々新しく衣服を整えて神社にもうでる。

このころは稲刈りや麦まきが盛んであり、まき終われば「まき上げ」と称しておはぎ、赤飯を作って祝う所がある。まき上げには、五目飯にさんまがつきものであった。

二十三日（勤労感謝の日）

戦前は新嘗祭とよばれ、神に新穀を供え祭り、天皇自ら新穀を召し上がる日として、各地で新穀感謝祭が行なわれたが、戦後廃止された。昭和二十三年七月二十日「勤労感謝の日」と定めた。国民祝日の一つで、勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝し合う日とした。

十二月

一日（水神祭）

この日川辺もしくは井戸に、白紙ヲ外に赤紙を内にして三角形に折りたたみ、棒又は竹にはさんで、なべ墨で目のように点を書いて立てる。これにもち等を供えて水神をまつる。

八日（針供養）

この日を「御事納め」といい、通俗に御事八日といわれている。婦人はこの日一日針仕事を休み、コンニャクや豆腐に折れた針や曲がった針をさして供え、後で針をぬいて食べる。一年間使った針を供養するためであるが、今ではこの風習も針仕事をしている者だけに残されている。

（冬至）

日は十二月二十二日又は二十三日。かぼちゃを食べる日となっていて「かぼちゃを炊いて食う。これ寒中の病よけとなる」といわれている。

三十日（晦）

二十五日から迎年の支度として、すす払い、もちつきを行ない、その後歳神様の飾りつけをする。棚には、おそなえもちを供え、十二枚のお注連をつるし、たなの両側には松を飾りつける。また、戸間口、井戸、かまど、ふろ場、便所、倉庫、農具等年間を通じて使うものには各々お注連をはる。

三十一日（おもっせ）

夜は頭つきの魚を食べ、一晩中眠らずにすごしたものである。この日は本年中の諸勘定の取り引きも今日限りであるとして、夜半過ぎまで人の門戸をたたき、往来もあって忙しい一夜である。最近ではテレビによる紅白歌合戦などあって、ゆく年くる年の催しとして家庭の茶の間をにぎわしている。

第二節　風俗・習慣

「郷に入りては　郷に従え」ということわざがある。どこの部落へ行っても異なった風俗があり、習慣がある。これらの風俗や習慣は、その土地の産業、気候、地味、地勢などその土地の風土によって長い間つちかわれたもので、その起源にはまたそれなりの理由がある。

私たちの郷土にも、昔から引き継がれた習慣とか風習が数多く残されている。この風俗や習慣によって、地域社会の協同性や連帯性を維持してい

る面が多かった。そうした風俗や習慣も社会の激しい移り変わりによって分解され、本町で特徴的なものも次第にその姿を消そうとしている。そのうち冠婚葬祭にはまだ多くの習慣が残っているので、以下出産、結婚、葬祭について記してみよう。

一　誕生

懐妊すると、五か月目に「ゆうじゃく祝い」といって里親より祝いのもち及び腹帯（岩田帯）などを贈って見舞う。もちは隣家に配る所もある。この月の戌の日に帯をつけることを例とし、この日に行なえば安産であるといわれている。

出産すれば、直ちに近所の者が手伝って「産の神の飯」を炊いて神様に供え、近所の見舞い人にごちそうした。男親が四十二歳の時に生まれた子供は厄を背負って生まれてきたので、かごに入れて他家の門口に捨てた。置かれた家ではその子を拾って捨てた家に届ける。これを拾い親といい、すべて相談の上のことである。



宮参り

えい児出生のあと、七日目には「七夜の祝い」と称して命名式を行ない親せき、知人等を招いて祝宴をなし、赤飯などを配る。場合によっては二十七夜か三十参夜に行なうこともある。三〇日目には産明（女子は三十一日目、男子は三三日目に行なう所もある）といって、里親や親せきでもらった衣裳を着せ、産土神社に参拝し、生涯の幸福を祈る。なおこの衣装を着せたまま帰途に懇親の家を回礼する。親しい家では扇子と真綿に百匁を包んで結びつけて贈る。真綿は白髪になぞらえ、銭は百歳の長寿を祝うという。また、この日は里方へ行き一晩泊まることを例とする。

誕生日、毎年この日に赤飯を炊き、懇親の家に贈り、祝宴を行なう家もある。

七五三　髪置（三歳の男女）袴着（五歳の男）帯解（七歳の女）等の祝いは次第にくずれてきている。

厄年　男子は二、七、二五、四二歳、女子は三、一三、一九、三三歳等をやく年といい、祈とうや厄よけを行なう。特に男子の四二歳は親せきや知己から祝い物を贈られたり、祝宴を開いて会飲する。近年になっては、同級会などをして、公共のために記念品などを寄進する例が多くなってきている。

祝い年　六〇、七〇、七七、八八、九九歳等は、還暦、古稀、喜寿、米寿、白寿の祝いと称して賀寿の宴を開く風習があり、近年生活が向上するにつれて結婚後満二五、五〇、六〇年等を銀婚式、金婚式、ダイヤモンド婚式と称して賀式を行なうものが多くなった。

二　結婚（御祝儀、祝言）

結婚は人生の運命を分ける最も重大な事であるだけに、慎重でなければならない事は今も昔も全くかわりはない。昔は貧富によって多少の差異はあったようである。家中心の考えから個人尊重思想に変わり、封建主義から民主主義へと時代が変わって、結婚観も大いに変わって恋愛結婚も許される時代となった。昔は見合い結婚が多く、親同士の相談によって相手が決定され、それに従わざるを得なかった場合が多かったので、結婚にまつわる悲劇が今も数多く、語り継がれていることが少なくない。当時は、家柄、血統、財産等が重要視された時代であり、他方自分の生活を維持するのも容易でなかったので、親類をふやさないという配慮もあって、村内（部落内）結婚や血族結婚が比較的多かった。

結婚年齢は旧法時代（明治初期）では制限がなく自由に結婚できたので、地域によって多少の相違はあったろうが、一般的には早婚で女は一

三、四歳から二〇歳前後、男は一七、八歳から二三歳前後が多かった。

その後情報機関とか交通機関が発達するに伴い結婚観も変わって、学歴、容姿、評判等が重要な条件になったが、最近では、教育の重要視、職業の多様化などで年齢は晩婚型になった。

(一)　連れ出し（盗み出し、ひっかつぎ）

二人の仲は相思相愛ではあるが、ある条件のために両親の承諾を得られない場合も多かったし、どうしても結婚したいと熱望する場合にはやむなく「連れ出し」という非常手段をとった。連れ出しというのは、両親の承諾を得ないままに無理に娘を連れ出し、二人でよそで生活するという略奪結婚の風習である。この時親は捨てるといい、後日拾い親が現われ、そこを家として嫁入りをするという平穏な解決策の途も開かれていた。中には子供が生まれてはじめて両親も許すという例もあった。特殊の事例としては、娘の家の財産事情で結婚費用を省くために故意にその風習をとり入れるということもあった。

(二)　仲人（媒しゃく人）

仲人は双方の間に立って周旋し、この間に下見や見合いを行なわせる。当事者はもちろん両家共に合意に達するまでの労をとらなければならないので、仲人の占める役割は非常に大きいものであった。また、すべての責任を負わなければならないので、双方にとって最も信頼のおける人が選ばれた。地類とか親類の中での有力者とか有識者、名望家あるいは過去において大いに世話になった人などに依頼したが、最近では職場の上司とか知名人、地域の有力者に依頼することが多く、昔とは性格的にもだいぶ変わってきたように思われる。

(三)　親分

もらう方でお願いする役である。結婚後には双方の親代わりとして万端の相談にあずかり、また、保証人的な面もあった。親分は親類の中で最も頼りになる人が選ばれた。結婚式の当日鉄漿付道具等を贈ることから鉄漿親ともよばれ、実父母の如く「おとうさん、おかあさん」とよばれた。

(四)　足入れ

足入れは結婚の形式の一つで、子宝はあるか、家のためになるか、家風に合うかなどの一つのテスト期間として婚姻届も出さない。もしある期間内において、親の意に合わないような場合には実家に帰されたという、家を中心に考えた封建時代の女性軽視の風潮であった。他面、御祝言というと嫁入り支度やごちそう等多額な費用がかかって容易でなかったので、祝言をやや簡単にして経費を省くという考えをとり入れた場合と、更に婚家の労働不足を補う仮祝言という意味で行なわれた場合がある。したがって事情によっては改めて本祝言を行なったのである。

(五)　たもと酒（口固めの酒）

見合い等で双方が合意に達した場合には、気が変わらないようにとか略奪結婚を防ぐ意味でこの風習があった。これは仲人が嫁方へ出かけ、適当に酒を買って飲みかわし固い約束がなされた。親分子分の杯とか固い約束には必ず杯をとりかわした風習があり、杯をとりかわすことは固い約束を意味するものであった。逆に杯をかえすということもある。

(六)　酒入れ

結婚の約束の決定には形式が伴う。たもと酒が済むと大安吉日を選んで酒入れをする。つまり仲人が婿方より酒・さかなを持参して嫁方の両親及び近親者と酒を汲みかわす。この行事によって正式に婚約が成立したのである。酒を入れていくたるを柳だる（家内喜多留）といって青竹のタガがかかった角のあるうるし塗りの赤いたるが使われた。酒のほかにするめ（寿留女）こんぶ（子産婦）末広等又はこんぶとごまめ（尾頭付）麻を水引で結んで持参する場合もあった。

(七)　元世話

結婚相手の候補者が選ばれた場合、直接に話をすることはさけて、相手方に対して話しやすく説得力のある人を親類、地類、近所の中から選び結婚に対する交渉をすすめる。交渉の過程では、相手方の代表として仲人と共に結婚成立に努力し、成立後は元世話として重要な役割を果たさなけれ

ばならない。

(八) 結納

酒入れが済むと結納取り替わしの式を行う。婿側からは酒こう（酒と酒のさかな）をたずさえて相手方の家へおもむく。嫁方では親類、縁者を招いて待つ。丁寧な家では島台（松竹梅尉姥鶴亀の飾り）を飾って待ち、婿方から小袖、帯などの目録にするめ、こんぶ、麻（共しらが）、末広などを三宝に載せて贈り、先方からは羽織、はかま代などの目録を贈る。後結婚日等細かい相談がなされ、親類縁者に結婚の知らせをして式は終わり、酒をくみかわして終わる。近ごろでは、結納に関する品物や目録がセットで販売されるようになって、町も田舎もほとんど同じようになった。

(九) 結婚式

結婚式の順序、形式は、しきたりにより必ずしも一様ではないが、昔はすべて家ですませたもので、親類や近所の人たちは前日からごちそうなどの準備に忙殺される。

当日には、まず婿入りがある。仲人、親分を先頭として婿、添え婿及び三親等内（将来親せき付き合いをする人）の人々が嫁方へおもむく。（途中元世話の家で休憩する時、嫁の代理の迎え嫁の行事もあった）一同着座すると、仲人が相手方に対して紹介をする。これを名乗りという。諸行事が終わると、先方では元世話を先頭に花嫁、添え嫁三親等内の親せきを伴っておちょうちんを下げ婚家へおもむく。婚家ではちょうちんをつけて迎え、案内する。花嫁が到着する以前に嫁入り道具が届けられる。嫁入りの荷物としては両掛、たんす（着物を含む）、長持（戸だな、夜具を含む）等の諸調度品から酒だるまで荷背負夫に託して届ける。

全員着座すると、元世話が婿方に対して名乗りをし、三、三、九度の杯となる。お神酒をちょうしに入れたものを雄蝶、雌蝶といい、両親のいる男女の子供が選ばれてしゃくをする。まず仲人から嫁に差し出す。この時雄蝶雌蝶は同時に三度しゃくをし、次に婿というふうにして、三度取り交わす。これを夫婦杯という。次に婿と嫁の父母、祖父母、兄弟姉妹と交わし、親子、兄弟、姉妹の杯といって身内となる。それから親せきの杯ともいって杯を左右よりまわして仲人がおさめ杯事を終わる。済むと親分から鉄漿付け道具一式が贈られ式が終わりとなる。式後花嫁はお勝手におはぐろをつけ、披露宴にうつる。この宴が夜中の二、三時ごろまで続くことは珍しい事ではなかった。この間に、花嫁は二、三回色直しといって着物を着替える。

昔は、部落内の老若男女が婚家におし寄せて障子に穴をあけ、卑わいな言葉を発しながらみるのが慣習であって、障子に穴を多くあけられるほど婚家でも喜んだものである。中にはばかにして笑ったり、悪口を言ったりして騒ぎ乱すこともあった。

戦後になって、三十年ころから家以外に式場を求めるようになって神前結婚の形式がほとんどである。まず双方が着座すると、名刺の交換と同時に双方が座席の順に当事者との関係や氏名等紹介して神事にはいる。神事は祝詞、三三九度の杯、誓いの詞、指輪の交換、婚姻届に署名押印して終わる。その後披露宴になるが、司会者には青年団とか有志の中から選ばれた人がつとめ、にぎやかに進行し、宴が終わると二人は新婚旅行に出かけるというようになって昔の弊風はなくなった。

翌日新婦（新婿）は、まず舅、姑の案内にて産土神社にもうで、隣保組を回礼する。また、婚家にて知人、隣保を招いて（お茶よび）新婚披露の祝宴をする家もある。最近では、新婚旅行から帰ってからする。

三　葬式

不幸があると、組合（組ともいう。五人組の名残りか）、近隣の親せきが集まり、相談して式の日時を決める。電話のない時代には、遠方へは電報で知らせるか、一〇キロ（二里半）範囲くらいは飛脚（式の日時を知らせる人）をたてなければならない。飛脚は二人が一組となって、夜中でも山坂を越えて一刻も早く不幸と葬式の日時を知らせる。すべて役割を分担して、隣保相助けて葬式を行った。諸係には飛脚、物品購入係、諸準備係、（女）、当日には帳場係（村役人がなるところが多い）、接待係がある。土

葬時代には、抱き合い組といって隣接する他の組の他人衆によって六斉、かまば（穴掘り人足等）などを勤めていただいた。

死去の夜から埋葬前夜までは、親せき、知己が相寄り通夜を行う。葬儀は死去の翌日行うのが一般的で、友引の日にはやや時刻をずらして遅く行う。

葬儀には、喪主は羽織、はかまで正装をする。親送り、兄弟送り、伯叔父母送りなどを送り人と称し、男子は羽織袴婦人は白小そでを着、男女とも白布をえりからかけた。家によって喪主は帯刀、ほかの男子は鳥追がさをかぶったとも伝えられている。現在では、喪主はモーニングも多く、婦人は黒の喪服を着るようになった。その法式は、僧りょの数によって片鉢、両鉢、三仏事、五仏事等があり、縁故の寺院も会葬することがあるが、これを調経という。式は、出棺の式は家で行い本式は寺で行って日がくしを立てたが、所によっては出棺の式も本式も家で行うこともある。会葬者には酒食をごちそうしたが、近年になって一般には、会葬者は霊前に焼香をし香料をあげる。告別式にのみ立ち会い随時帰るようになった。送葬の翌日には、僧りょ、親族、知己を招き、供物をなし、読経、焼香を行って墓参する。これを取越七日又は仕揚という。近年は葬式終了後、払い七日として一日で終わるようになった。中陰といって死後七日毎に法要を行って死者の追福を祈り、四十九日を満中陰とも膳上げともいい、その後は一年、三年、七年、一三年、一七年、二五年、三三年、五〇年（松を植える）百年等と回忌、供養を行い、これを法事という。

法事に関連して、昔から念仏講や送り念仏の慣行があった。釜額部落では、ある家に不幸があると部落中の人々が集まって念仏を唱えた。この念仏は各地にみられたが、今は次第に失われようとしている。

古い文献中に、天明二（一七八二）年、三沢村住人忠左エ門は三沢村御役人に対して、送り念仏の慣習を崩さないように若者どもを指導してほしいとして「乍恐以書付ヲ奉願上候」の奉願書を寄せている。

当村六斉之義古キ六斉より指南任罷有候所村内之義候得は弟子より師匠江勤ミ代りとして師匠之家に不幸有之節ハ送り念物可相唱旨前々之師匠より被申伝候ニ付拙者共へ申伝置候而送念仏執行致来リ候所ニ今度忠左エ門死去致候節若者共如何相心得候弥送り念仏執行不仕左候而は前ニと仕来リ相潰れ拙者共計ニ不限村祈禱共に相潰れ可申上奉存候、依之右若者共御召出御吟味被成下前々之仕来リ相立候様偏奉願上候以上

古六斉は仕来りによって不幸のあった家で送り念仏をする例になっていたが、当時の六斉が送り念仏をしなかったことについて古六斉とのいさかの次のような文書もある

此度六斉江掛合古六斉之内忠左エ門、七郎右エ門御役元へ訴出候は古き六斉之家ニ不幸有之節ハ六斉罷出送リ念仏御執行致筈ニ申伝置候処忠左エ門親死去仕候節執行不致ニ付御吟味願上則私共も古き六斉ニ御座候故申伝之訳御糺ニ御座候

一、甚右エ門、勝右エ門、安左エ門、儀は師匠之家ニ不幸有之候節ハ送リ念仏執行致様古六斉被申候間則師匠之家ニ不幸有之候節ハ送リ念仏執行仕当時の六斉へも念仏教へ候内右之趣咄し仕則私共仲間之内五左エ門並安左エ門家不幸之有候節頼も不仕候へ共当時之六斉志を以送リ念仏執行致請申候外仲間之内ニハ当時六斉へ渡候而より以来、不幸無御座候右申伝之義当六斉へ慥ニ申渡候覚も無御座候へ共執行致請候へは仕来りと存罷有申候右御尋ニ付申上候処相違無御座候御事

一、千蔵儀は先達而六斉仲間ニ而撞鐘建立仕り候節私人不承知之義御座候其節より諸事仲間寄合並念仏講へも出合不仕候へは当時之六斉へ私儀は何に而も右躰之義申伝候覚無御座候右御尋ニ付申上候様相違無御座候御事

一、五左エ門儀は遙跡より六斉仲間ニ加り候へば古六斉より申伝えし義曽而不奉存候且つ亦当時之六斉へも念仏教へも不仕候へば何ニ而も申渡候義も無御座候勿論私家ニ不幸有之候節頼も不仕候へ共当時之六斉志ニ而送り念仏執行致請申候右御尋ニ付申上候処違無御座候御事

一、伝左エ門儀も近々に六斉仲間へ加り候へば古六斉より申伝候義不奉存且つ亦当時之六斉へ渡候節も念仏教も不仕候へば何ニ而も申伝之義も無御座候勿論私共儀は古き六斉之家ニ付私共六斉仲間ニ不幸之節は送り念仏執行仕候故仕来りと奉存候右御尋ニ付申上相違無御座候御事

右ケ条を以申上候通り相違無御座候以上

天明三年卯六月

甚右エ門　勝右エ門　与右エ門　五左エ門　伝左エ門

村御役人中様

このようにして、不幸のあった場合には村をあげて念仏が行われていたのである。

なお、冠婚葬祭については昔から簡素化が唱えられてきたが、その一例として天保十三（一八四二）年寅八月に根子村では村決めを行っている。

被仰渡候条々之事

一、名主長百姓あさ、木綿、羽織之外着ス間敷事

一、平百姓ハ羽織等一切不相成候事

一、氏神其外祭礼等ニよびよハれ致間敷事

附り右祝等ニ酒さかな不相成候事



簡営化の村極（根子区蔵）

一、死失等有之候節酒一切無用之事

一、念仏百万遍之儀無用可仕事

右之通被仰渡候間急度可相守旨村中大小之百姓不残寄合読聞セ候処右条々一々承知奉畏候間小前一同請印仕候処依而如件

作右エ門　㊞

外四十八人省略

根子村名主次兵衛

長百姓半左エ門

同　利兵衛

同　重左エ門

同　八兵衛

百姓代幸蔵

同　半右エ門

生活簡素化については、昔からしばしば申し合せや取り決めをするのだが暫くすると崩れてしまう。時には政府が主唱して「消費節約」の申し合せをした時もあり、「公私経済緊縮」の取り決めをした時もあり、或は町村又は部落単位で「消費生活の簡素化」を決議した事もあったが法律や規程と違って単なる申し合せであるため、いつも竜頭蛇尾に終るのが常であった。

最も新しい申し合せとしては、葬祭の自粛に関するもののみではあるが、昭和四十六年十二月制定の「下部町葬祭実施要綱」である。下部町ではこれが制定に先立ち、町内からアンケートを取って、これを基に種々検討の結果まとめたのが左記要綱である。

葬祭実施要綱

一、原則として火葬とする。

二、祭壇を使用する場合は、町で備えつけのものを利用する。

三、花輪は二本以内とする。

四、霊前に生花（造花を含む）を供える場合は一対とする。

五、組香奠は三百円以内とする。

六、香奠返しの額は二百円以内とする。

七、お悔みはお金でする。

八、食事を出す場合は親戚および手伝いのみに出す。

九、僧侶・神官は努めて少人数とする。

昭和四十六年十二月

下部町教育委員会

下　部　町

制定以来約十年を経た今日、この要綱も時代の進むに従って時世に添わない箇所が生じてきた。たとえば第五項の組香奠の如き、又第六項の香奠返しの如き、定められた金額が既に過去のものとなってしまったので、必然的に守られぬ部分が生じてきたため、この要綱も早晩見直さるべき時期に来ていると思われる。

第三節　俗信・迷信

俗信は古代の信仰及びじゅ術が宗教にまで高められることなく、民間に退化しつつ残存したもので、その中心は前兆予知、占い、禁忌、まじないである。これにまつわる唱え言、民間療法、ことわざ、よう怪変化や幽霊なども含まれて今に伝えられ、神仏の信仰とは異なった形で民間に少なからず影響を与えているものである。したがって、今日の科学的なものの見方からすれば不合理な面が多く、論理的にも根拠のないものが多い。

迷信は、俗信の内で社会や個人に対し実害があると考えられるものが多く、社会にとって何らかの悪い影響を与えるものもある。

これらの俗信、迷信も近代化の中で次第に忘れられようとしている。言葉自体としては覚えていても、現実面では無視されていることが多い。

だが、丙午、御柱、厄年をはじめ婚事、葬事等人間の生死や将来に関するものにはまだまだこだわる人が多く、あえて逆わないようにしている。

㈠葬事に関するもの

・着物を左前に着てはいけない。
・洗たく物を北向きに干してはいけない。
・木のはしと竹のはしで物をはさんではいけない。
・北まくらに寝るものではない。
・ご飯を山盛りにして真ん中にはしをたててはいけない。
・友引きの日の葬儀は時刻をずらせる。葬列の先頭にはちょうちんをつける。
・カラスが鳴くと葬式がある。
・盆の月の死者の頭には小さいざる（こんどうし）をかぶせる。
・足袋をはいて寝ると仏様になる。
・左回りはいけない。
・食物をはしとはしでやりとりしてはいけない。
・ウドンゲの花（かげろうの卵）が咲くと不幸がある。
・墓の土まんじゅうを踏むとはゴンザ（じんましん）が出る。
・米を一升ますではかるとき、向こうから、はかれば不幸の米となる。
・同じ家で年に二回不幸があると、三回目として槌を埋める。

以上は、葬事のときに仏様に対して行う風習と同じようなことはすべていけないということである。

㈡農事に関するもの

・へびの話をしては蚕にわるい。養蚕時には長虫という。
・野菜の種をまくとき四日にまくと死菜、九日にまくと苦菜といい、四日、九日を除いて蒔く。
・稲苗を束ねたわらの中に稲苗を植えると葬式米になる。
・三日苗は植えてはいけない。
・午の日に田植えをしてはいけない。
・正月の十七日に山に入るとけがをする。
・戌の日に麦をまきはじめると豊作である。
・そば、麦をまくとき、作落しをすると不幸になる。

これらは、言葉だけが伝えられて残っている。

㈢夜に関するもの

・新しい履き物は、夜おろすものではない。
・日が暮れてから塩を買いに行くと、火を呼ぶ（火事になる）からいけない。
・病気見舞いは、夕方、夜間はいけない。
・夜つめを切ると望みがかなえられない。出世ができない。親の死に目にあえない。
・夜笛を吹くと幽霊が出る。
・おむつを夜干しておくと、夜泣きをする。
・朝のクモは福グモ、夜のクモは盗っとグモ。

このなかで、病気見舞いは現在でも使われている。

㈣夢に関するもの

・早朝の夢は正夢である。
・火事の夢は運が良い。
・歯のぬけた夢をみると人が死ぬ。
・人の亡くなった夢をみると子供が生まれる。
・へびが家の中に入ってくる夢は金がたまる。
・仏のことを夢みると人が集まる。
言葉として語り伝えられている。

㈤日時、方角に関するもの

・巳の日に新しい反物を裁つと、身をたつといって、そでに涙が絶えない。
・鬼門を忌みきらう。
・四間二間を死に軒、四角四面、三角屋敷、四方を道に囲まれている家は不吉とされている。
・八日の旅立ちと七日帰りを忌む。
・元日に針を使ってはいけない。
・元日に針を使うと、一年中金が残らない。
・梅の木を北東に植えると秀才が生まれる。
・一夜松といって、旧暦で三十一日がなかったころはみそか、現代では大みそかに門松を飾らない。
・かまどの灰は四日、八日に取ってはいけない。
・結婚は四の日はいけない。
・お盆の月と彼岸中は、病気見舞いをさける。
・一日、五日、十五日、二十五日及び仏滅の日は、病気見舞いをしてはいけない。
・結婚式等めでたい事は仏滅をきらい、大安の日、友引きの日を選ぶ。
・家を建てたり修理しりするときは、方角をよくみる。
・月の初めに病気になると、治るのがおそい。
・月の一日に髪を洗うと、女の愛きょうを洗い落とす。
・結婚、建築、正月行事については、まだまだ俗信や迷信が相当多く残されている。

㈥天候に関するもの

・朝雨と女の腕まくりには恐れるな。朝雨は少いということ
・夕にじ（夕焼ケ）は百年の照り、朝にじ（朝やけ）は川越すな（朝にじはその日大こう水になる）大水でかえれないということ
・ねこが顔を洗うとき、耳をこせば雨が降る。
・すずめがあまりさえずるときは雨が降る。
・鎌を立てると強い風がやむ。
・縁の下の石がぬれると雨が降る。
・はちが低い所へ巣をつくる年は、大風が多い。
・高い所へつくるときは水害がある。
・大雪はその年の豊作。
・月にかさ雲がかかると明日は雨が降る。
天候に関する伝承は、経験から出たものが多く、比較的よく使われている。

㈦衣に関するもの

・出がけの縫い物は、けがのもと。
・旅の出がけにげたが割れると、その日はきっと難を受ける。
・ほうきを逆さにして手ぬぐいをかぶせると、長居の客が帰る。
・機屋を火にくべると気狂いになる。
以上、衣に関するものは一般にいわれていたが、最近では着物を着ることが少ないので、あまり使われていない。

㈧食に関するもの

・赤飯にお茶をかけると、結婚式に赤い雪が降る。
・ご飯をこぼすとばちがあたる。
・茶柱が立つと縁起がよい。

・子供がお茶を飲むと風が吹く。
・毎朝梅干しを食べると、昼間星が見える。
・さかさ水（水へ湯を注ぐ）は縁起がわるい。
・お産の直後にかぼちゃや里芋を食べてはいけない。
・寝ながら食べると角がはえる。
・冬至にかぼちゃを食べると中風にならない。夏に病まない。
・仏前のご飯を子供が食べると覚えがわるくなる。
・ドンド焼きの団子を食べると虫歯にならない。風邪をひかない。
・とろを食べた茶わんでお茶を飲むと中風になる。
・朝茶はその日の難をのがれる。
・結婚式のときに割りばしを使うと離縁になる。
・秋なすは嫁にはくれるな。
・食後すぐ寝ると牛になる。
・赤飯のお返しはいけない。

食に関するものは比較的に合理的、教訓的なものが多く、またユーモア的である。

(ル)住に関するもの

・便所の南側に南天を植えると中風にならない。
・ぼけの花を縁の下に入れると火事になる。
・ねずみが一度にいなくなると火事になる。
・逆さくいは打ってはいけない。
・逆さ柱のある家は栄えない。
・玄関の敷居を踏むのは、主人の頭を踏むと同じ。
・屋敷内にいるへびを殺すとたたりがある。

以上、言葉としてはよく使われている。

(ヲ)神仏に関するもの

・子供が夕方遅くまで遊んでいると「かくれ神さん」に連れて行かれる。
・新しく便所を建てるとき、神様の怒りに触れないように鏡と化粧品を埋める。また、井戸を掘るときや埋めるときにはくしを入れる。女性の神様であると伝えられている。
・恵比寿様に供えたご飯を食べると縁遠い。

(ワ)そのほか

・五黄の寅と丙午の女とは結婚するものではない。丙午の女は七人の夫をとり殺す
・結婚するとき、年齢の差が四目、十目はわるい。
・妊婦がかますに腰をかけると口の大きい子が生まれる。
・妊婦がうさぎを食べると三つ口の子が生まれる。
・妊婦は戌の日に腹帯をつけるとよい。
・新しい履き物は上からはいて下りてはいけない。
・新しい履き物の緒が切れると悪いことがある。
・同じ日に二人が別の方向へ旅立つのはよくない。
・三人で写真をとると、真中の人は早死する。
・かまどにまきを逆さにくべると逆子が生まれる。
・つばめが巣くう家には幸運が舞い込む。
・歯が抜けたとき、上歯は縁の下へ、下歯は屋根へ投げ捨てる。
・十五夜と十三夜は片見月をするものではない。
・ものもらいが出たときは、便所へ行ってへそに塩をぬると治る。
・朝藤、夜縄といって燃すことを禁ず。
・四と九の数は、縁起が悪い。

以上、数多くの俗信・迷信が今なお言葉として伝わり、他意もなく気軽に言葉として出てくるものが多い。そして、これらの俗信は、我が下部町だけではなく、広範囲に広がっているものもある。

第四節　口碑・伝説

いずこの土地へ行っても、昔から伝えられている説話がある。我が下部

町においても、それぞれの地域に結びついて川や樹や石等や又はいろいろな動物と人間の事柄が、あたかも真実のごとく語り継がれている。この伝説によって、私たちは先祖の生活を類推しある程度の歴史性を知ることができよう。

したがって、この項では口碑とか伝説といった厳密な分けをせずに、広い意味での伝説としていくつかを取り上げた。

矢落沢

昔、八坂に今福伊予守という郷士が住み、東八代郡浅利には浅利与一という弓の名人が住んでいた。直線にして九キロメートルもあるのに、浅利氏は今福氏に矢文をもってたびたび通信をした。浅利の弓建の森(弓建場)から文を結びつけた矢を射ると、その矢は二つの峠を越えて八坂に届き、矢の落ちた所を矢落沢と呼んだ。矢が通過したと思われる辺りには矢中という所があり、また八坂の両方の山の中腹に矢場見(矢文)という所もある。最近道路工事の際、矢落沢から鉄製の矢じりが数個発掘された。

川尻千軒

昔、本栖湖畔の川尻には武田信玄公の金山があった。これを本栖城主に警備させ、金鉱発掘の人たちでにぎわい川尻千軒といわれた。

武田氏滅亡後は金掘も衰微して民家も退転し、今はその廃坑と石うすが残っている。大東亜戦争当時に一時採掘したこともある。また、石うすは心ない者によって持ち去られてしまった。

犬石

古関の地頭若狭之助は、ある日愛犬をつれて本栖湖へ狩りに行った。途中一休みすると眠気をおぼえ仮睡した。すると愛犬がしきりにほえ、ついには主人のひざ頭にかみついた。彼は腹をたてて一刀のもとに犬の首を切り落とすと、その首は傍らのやぶの中に飛びこんだ。見れば、やぶの中には大きなへびが口を開けて構えていたから、彼は太刀をふるって退治した。そして忠犬の遺体を持ち帰り、丁重に葬ってやった。この墓碑を犬石といい伝えている。

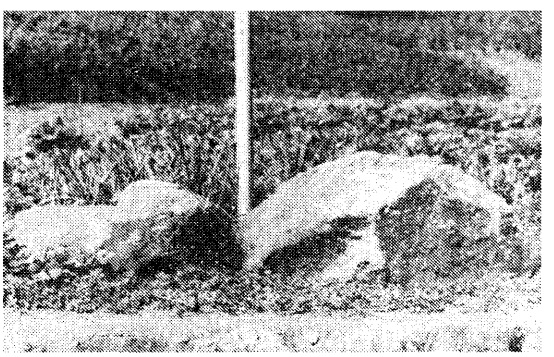

犬石（古関）

瀬戸の観音

竜湖山方外院は、行基作と伝える如意輪観世音を安置し、本州第二十七番札所になっている。如意輪観世音は、もと本栖の赤坂という所にあった。信玄が三河の国遠征の際に、一天にわかにかき曇り豪雨が襲来した。信玄は路傍の森に雨やどりしたところ、光り輝やく観世音を拝むことができ、その観世音の御加護によって戦勝したという。

その後、観世音は本栖湖の長崎、丸山に移され(現在観音堂と呼ぶ)慶長二(一五九七)年ごろ瀬戸へ移った。しかし、観音像の台座には「本栖寺」と書いてあり、後に本栖の人々が本栖に返すよう要求したので、瀬戸の人たちが、台座の字を消そうとして削ると、そこから血が出たと伝えられている。

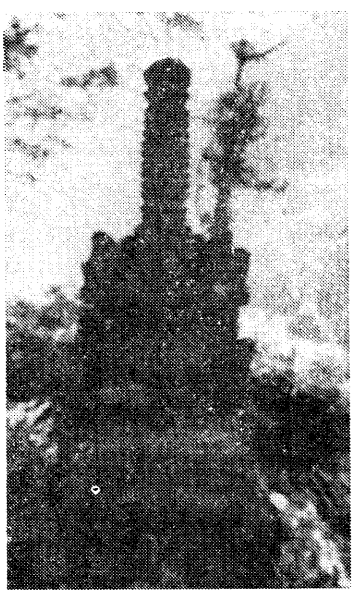

曽我氏墓碑
(宝きょう印塔)
(大磯小磯)

大磯小磯部落

鎌倉時代の初期に曾我氏がここに来て、陣場という所に陣を張ったが、戦いに敗れて自害した。今ここを自害沢といい、こけむした曾我氏の墓碑（宝きょう印塔）が残っている。

その妻虎御前は妊娠していたが一子を連れて相模の大磯から訪ねてきた。主人の死を聞き、大磯地内の焼間に隠れ、やがて子を生んだ。連れてきた子とともに二子を養育し、後兄に大磯、弟に小磯の両部落を開かせたという。

たかあげまこ岩

道下組の日向裏山の高萩地内に、たかあげまこ岩という珍しい地名がある。昔、土地の人々が年寄をきらって六〇歳以上の老人を背負っていっては捨てた姥捨山であると伝えられている。

豆まき桜

昔、道字椚尾（くぬぎを）というところに源氏の落武者が来て住み、源氏に縁故の深い鶴ヶ岡八幡を勧請して八幡神社を建てた。神社へ行く途中に樹齢千数百年という古木の桜があって、これを豆まき桜と呼んだ。西河内地方や、鴨狩ではこの桜を見て「東河内の豆まき桜が咲いたら豆をまけ」と言って豆をまく時期の目安にしていた。この木も今はない。ちなみに、この桜の切り口は八畳敷きもあって、信州から職人を頼み一週間がかりで切ったと伝えられている。今二代目が植えられている。



輪鳴り地蔵

輪鳴り地蔵

昔、武田信玄が勝坂峠で休息した時眠気を催し、夢の中に地蔵様の姿を拝した。信玄は目め覚ると腰の矢立てをとって、付近の石に「地蔵尊」と書き厚く供養した。

後に今川義元の大軍がこの坂下まで押し寄せたところ、山の雑木がみな武田勢に見え、異様なうなり声が聞こえたので、敵は驚いて逃げ去り武田軍は大勝を博したという。うなったのは地蔵にかけてあった金の輪が風に当たって鳴ったもので、地蔵を輪鳴り地蔵と呼んだ。そして、戦いに勝ったこの坂を勝坂と称した。

信玄公のかくし湯

景行天皇の御代、甲斐の国造塩海足尼が国内巡視の際霊湯を発見し、その姓をとって塩部（下部）の湯と名づけたのがこの温泉地の由来とされている。遠き戦国の世に、武田信玄公が信州、駿州、遠州と破竹の勢いで進撃し、多数の負傷者を出したにもかかわらずなお将兵が陸続と出陣するさまを敵方で不思議に思い、ひそかに探索したところ、下部の温泉で傷はたちまち治るためとわかったという。世にこれを信玄公の隠し湯といい、傷や打撲傷に特効があるので、戦傷の将兵が湯治をした名湯である。

熊野神社

甲斐国守藤原朝臣貞男の次男修理大夫正信は、非常に信仰深い人で日ごろから紀州の熊野権現をあがめていたが、疥癬（かいせん）の病にかかりたまたま下部の湯に療養に来たある夜、夢にこつ然と熊野の神示があり、「この山上に我をまつれよ」と告げて消え去った。正信は神示のあった山頂に一社を建立し熊野権現を勧請した。これが熊野神社の発祥である。

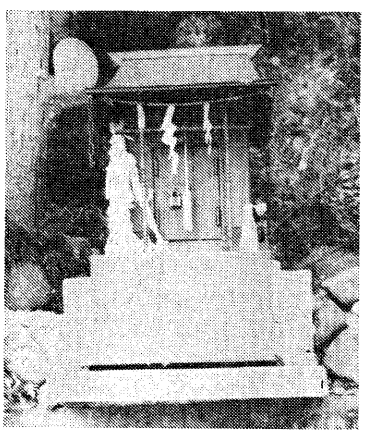

牛石の祠

牛石

武田信玄は、ある日湯之奥の金山を視察した。自慢の愛牛の背にまたがり、わずかの供人を連れて採鉱の

様子をすみずみまで見て廻ったその帰路のことである。傾斜のはげしい山坂の七曲がりに曲がりくねった下り坂にさしかかった時、何に驚いたのか牛がにわかに暴れ出した。信玄公大いに驚いたが、それよりもろうばいしたのは供人である。あわてて牛を押さえようとしたが、たけり立った牛は制止などきかずに背中の信玄公を一振りにふり落とすと、疾風をまいて突っ走り、あっという間もなく路傍の大石に激突して死亡した。一瞬の出来事で色を失った供人は自責の念にかられ、これも制止する信玄公の声も聞かず割腹して相果てた。起きてしまったことは致し方がない。つまらぬことで大切な家臣を失った信玄公はいたく哀れみを感じ、従者と愛牛を大石の傍らにねんごろに葬った。以来、この石を人呼んで「牛石」と言うようになったと伝えられている。

名刀「蛇丸」

湯之奥には門西家という重要文化財に指定されている旧家があり、家代々に伝わる無銘の名刀がある。ある日のこと、門西氏はこの刀を持って近くの波高島（昔はここから富士川下りの舟が発着した）に舟積みされた荷を受け取りに行った。途中のこと、上之平という部落近くの河原まで来たとき、ふと気がつくと腰の名刀が影も形もなくなっている。驚いて来た道をあわてて引き返すと、ちょうど向こうから一人の村人が来るので問いただすと「刀は見えなかったが、少し下手の河原に一匹のへびがいたので石を投げて殺してしまった」と言う。急いでその場所へ行ってみると、へびの姿はなく、探していた刀があった。不思議なこともあるものだと思いながら刀を取り上げ刀身を抜いてみると、これまで何ともなかったつばもと五寸ばかりのところに大きな歯こぼれがある。半信半疑の面持ちで帰宅したが、このことが村中のうわさになり、刀はいつしか「蛇丸」と呼ばれるようになった。

湯之奥千軒

湯之奥の東方静岡県境の毛無山にかけて、信玄公時代全盛をきわめた内山、中山、茅小屋などの金鉱山があった。穴山氏に属し、穴山氏富強の源をなしたという。当時湯之奥千軒といわれるほど栄え、現在でも往時をしのぶ豪勢な役宅や金採掘に色を添えた女郎屋敷の跡、廃坑、石うす、作業中に死亡した者のこけむした墓などが残っている。

菅の窪の神主様

菅の窪の神主様といわれた竹内源次右衛門は、下部の赤痢病の家へ加持祈禱に頼まれていき、自分も赤痢になり、途中隔離病舎へ収容された。療養中のある日、高熱の中で夢まくらに大山祇命が現れ「我ハ岳の山の神である。そなたの信心にめでて明朝は立てるようにするであろう。くれぐれも信心を怠らぬようにせよ」と言って消えてしまった。源次右衛門は神慮によってたちまち全快したので、霊験あらたかな山の神様へ感謝のあまりお礼参りをすべく雨河内の奥人跡未踏の岳を目ざし神袋まで登ったところ、果たしてだれがまつったのか相当古いほこらを発見した。それから毎日参けいしたが、なにしろ不便な所であるので、その後ここを奥宮とし、近郷近在の人々の協力を得て新たに桑木山ろく字大明神の大岩の下へ分霊して里宮として社殿を建立したという。毎年三月十七日が例祭になっている。

ねじり坊

昔のある秋の夕方、つるべ落としの日が栗山の方へ沈みかけたころ、一人の法印が市之瀬の農家を訪ね、恐れおののきながら「旅の行者で大乗院と申す者、無頼の者に追われて難渋しております。峠へかかればすぐ追いつかれてしまうので、ぜひ一時身を隠れさせてくださらぬか」と哀願したが、正直な家の主は「隠してあげてもよいが、もしわかった時はおれまでどんな目に合うかわからん。気の毒だがお断りする」と戸を閉めてしまった。法印はやむなく峠の登り口まで歩いてやぶの中へ隠れたが、とうとう追手に見つかりその場で殺されてしまった。非業の最期を遂げた法印のために、村人たちはなきがらを葬り、農家では祠と一種かわったねじり捧状の墓碑を建てねんごろに供養した以来毎年春秋の彼岸にはお祭りをして亡霊を慰めている。以来ねじり坊という

竜が淵と紫雲の大藤

上之平の水神様の岩の上には千年を誇る大けやきがあって、古いふじが巻きつき花の盛りにはなんともいわれぬながめだったので、村人は「紫雲の大ふじ」とたたえ我が家の紋所と定めていた。渕のそこにある大きなほら穴には竜華のお姫様が住んでいて、ときおり現れては岩に咲くふじの花をながめていたというが、安政の地震で仲尾沢が崩れてこの渕を埋めてしまい、以来竜華のお姫様も現われず今日におよんだという。

撃たれた美女

栃代金山の坑道の入口付近にある日美女が立っていた。坑夫たちは驚いて猟師に話すと、猟師は「きつねかたぬきの仕業だろう」と言いながら早速行って鉄砲で撃った。すると美女はたちまち消えてしまい、同時に猟師もその場に倒れ、死んでしまった。このことがあって以来、鉱山はいくら掘っても金が出なくなってしまったと伝えられている。

若宮八幡宮

天文十九年は大飢饉に襲われたうえ、その八月二十八日夜来の暴風雨によって古関川も栃代川も増水し、常葉の宮之平や奥田付近は一面濁流の海と化した。昔から岬の先端に鎮座していた若宮八幡宮は跡形もなく流されてしまった。波高島の佐野庄五郎信義は被害状況視察のため前島まで行き、富士川の濁流に阻まれて海のようになった常葉川の右岸に若宮八幡の御神体が漂着しているのを発見した。拾い上げて自宅に安置していたが、林組の氏神として富士川左岸にまつり、この地を若宮と呼ぶようになった。竹之島の鳥居島は、その時若宮の鳥居が漂着したところだという。

湯之奥の大ガレ

信玄公が湯之奥鉱山の採掘を始めて以来、金山三千軒と言われるほど盛況なころの話。

ある年従業者慰安のため大がかりな芝居をした役者の中に、目だって美しい女がいた。だれも知らぬ人だというので、芝居のあと村人がつけて入沢の奥へ行くと途中で消えてしまった。三日間続けたが同じことなので、きつねかたぬきの仕業だろうと翌日お宮（今の宮屋敷）付近で引きがねを引くと、たちまち役者は消えうせ、落雷かと思われる大音響とともにあたりは真暗闇になってしまった。二時間ほどで明るくなると、お寺（今の寺屋敷）の向こうの大沢のはるか上方山頂付近に目も届かぬほどのがけ崩れができているではないか。村人達は山の神のたたりではないかと深くおそれをいだいたという。この大きながけは今も残っていて遠くからでも望む事ができる。



湯の奥大ガレ

お上人道

杉山の禅寺大泉寺住職のまくらもとに、ある夜童子が現われ「栃代山の岩の上に徳の高い坊さんが休んでいるからこの寺へお迎えせよ。」といって消えた。住職は早速同じ夢を見たという檀家の二人と連れ立って栃代山へ登ると七尋岩の上に高僧が休んでいるので今の次第を申し上げたところ「富士大石寺の日有と申す者、お迎えまことに有り難く存ずる。」と礼を述べ大泉寺に到着し、付近に一寺を建立し大杉山有明寺と称した。時に文明十四年のことである。以来毎年七月七日、大石寺から法主の代僧が有明寺へ参詣する習わしとな



七尋岩（栃代）

り、杉山、和名場、栃代の村人達は七尋岩までお出迎え、代僧はまず大泉寺で旅仕度を解いて有明寺に入ることが常例になったという。

蜘蛛淵

下部温泉郷のけい谷で、駅から約一キロ奥の金白沢に底知れぬ滝つぼがある。ある日の夕方、ここにつり糸を垂れている一人の男があった。昼でさえうす暗いような所とて鬼気迫るものがあったが、波間に躍る尺余の銀鱗目あての彼はただ一心に水面をにらんでいた。その時渕の中から大きなクモが現われて、彼の足に糸を巻きつけては水中に入り、同じような動作をくり返すこと数回におよんだ。ようやく我にかえった男はこれに気づき巻きつけられた糸をそっとはずして傍らの枯れ木にかけた。不思議なことに底から「ヨーシ」とかすかに聞こえたかと思う瞬間、雷雨と共に枯れ木の丸太はものすごい地響きをたてて渕の中に引っぱりこまれてしまった。男はその日限り、つりざおを折って捨てたという。

桃ケ窪

御領主様が下部の湯へお出ましになった時、馬に乗ろうとせず、常葉川を隔てた東の山の中腹に咲き誇っている桃林を見て、行きたいとのこと。急しゅんな山のこととて案内もできず困り果てていると庄次右衛門という者がまかり出、背負子へ箱を荷造って領主を腰かけさせ三キロも登った。来て見れば武陵桃源郷もかくやと思われるほどの鮮やかさ。用意の酒で主従一同を歓待したので「ほうびとして目通りの山全部を与えるであろう。この地を以後桃ケ窪と称するがよい。」との御下命。庄次右衛門は賜った山を管理するためここに住んだという。

兄弟湯

下部温泉の先祖と駿河の富士郡根場村（今は静岡県富士宮市根場）の先祖は兄弟だったそうである。そのため昔下部では根場の人には無賃で入浴させたり、湯をくませたりしていたという。ある時、根場の人が湯を竹筒へついで持ち帰る途中、中の倉峠へ差しかかってひと休みしようと腰をおろす拍子に湯をこぼしてしまった。すると不思議やそこから湯気があがってチョロチョロと湯がわきだした。それは下部の湯と同じにおいで、効能も極めて顕著であるというので、以来中の倉の村人は、くんできては傷口を洗って治している。この湯の近くへお山の神様をまつり、湯は「下部の兄弟湯」と称し、現在もわき出ているという。

お春岩

川向部落の名主の家に目鼻立ちの秀でたお春という美しい娘がいた。いつしか恋ごころが芽生え独り座敷へひきこもる日が多くなった。両親も心配して相手の男を聞きだそうとしたが、「どうせ及ばぬ恋だから」とかたくなに拒んで一人悩み続けていた。ある日、家人の留守を見計らって家を抜けだし、がけの上から身を投げて哀れ十八歳の花はつぼみのまま散ってしまった。以来この岩を「お春岩」というようになった。不思議な事にその時からこの岩は天気のよい日は白っぽい色だが、雨が降る前には黒ずんでくるので、村人達は「お春の涙雨の前兆だ。」といって霊を慰める一方、天気測定の目安にもしていたという。

権現滝

清沢細尾地内の沢を奥深くさかのぼって行くと高さ十メートルほどの見事な滝がある。大昔は権現様がまつってあったので村人はこの滝を権現滝

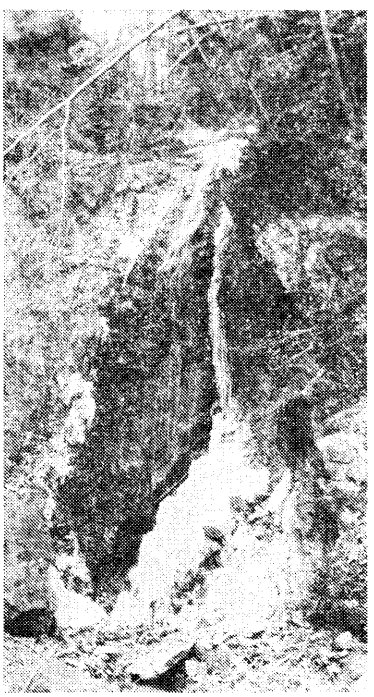

権現滝（清沢）

と呼び、付近からはこんこんと大量の鉱泉がわき出していた。ある夏のこと、近くへ山仕事に行っていた女衆数人があまりの暑さにたえかねて、事もあろうに権現様の前で素っ裸になり滝つぼで水浴を始めた。その時一天にわかに曇って雷鳴がしたかと思うとパカパカと馬の走る音がした途端にわき出ていた鉱泉の量が急に細くなった。時を同じくして下部温泉では量がぐっとふえたという。「女衆の神前をはばからない無礼に、権現様が立腹して湯を下部へ持っていってしまったのだろう。」と細尾の人達は結論づけたという。今もその時の馬の足あとが岩に残っている。

政親淵

横手の政親さんは長塩へ祇園祭りに招かれて行っていたが、その日はいつになく暑く汗が流れでるような日だった。今の紙屋橋の下に、古関川の水が岩に激突し青く澄んだ底知れぬ深い淵があった。政親さんは裸になるやいなやこの淵へ飛びこんでそのまま姿が見えなくなり、しばらくして下手の太郎石に死体となって漂着したので村中大騒ぎとなった。昔からその淵には河童がいて人を引きずり込むといわれていたのだが、部落の違う政親さんは知らなかったのだ。うわさが事実となって証明されたので、その淵を「政親淵」と呼んで近よる人もないようになった。

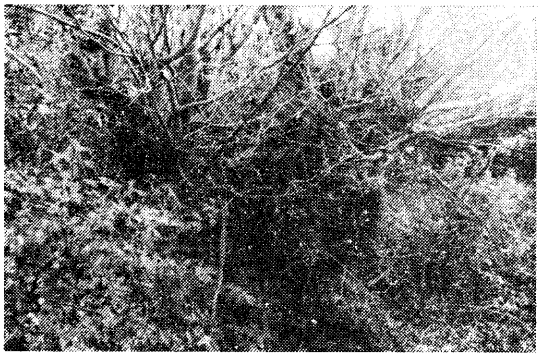

乳の木さま（杉山）

乳の木さま

杉山有明寺開山日有上人は、幼にして富士大石寺八世日影上人の徒弟となり後に第九世となった。荒廃しきった寺を維持再興する事に全力を注ぎ、所期の目的を達したので杉山に隠せいした。文明十四年九月、上人八十余歳となり、この世になすべき事は成し終わったので、同月二十三日多数の信者を集め寺のわきに生身を埋めた。竹筒を通して棺の中の読経が聞こえたが七日目にパッタリ止んだので、この日を命日にしたという。生前愛用した銀杏のつえを下山上沢寺の故事によって境内にさし立てたところ活着して巨木となり、不思議なことに幹から乳色の水がわき出た。乳の少ない婦人は祈願後この水を御符水としていただくという。

勝負平の血洗池

昔、勝坂の戦いで敗れた望月四郎左衛門は、敵の目を避け栃代山を越して都留へ落ちのびるべく大炊平地内石小山にさしかかり、山腹のくぼ地を発見してのどをうるおした。「郡内へ行っても仕方ない。ここに住み時をみて一旗上げよう。」と付近に隠れ住んだ。幾年か過ぎ、領内巡視にきた馬場丹後守忠次に発見されて一対一の勝負となった。体力の衰えている四郎左衛門はたちまち討たれてしまった。忠次は遺体にしばらく合掌し、我にかえって刀や具足についた血を清水で洗い落として立ち去った。以来、村人はくぼ地を「勝負平」といい、清水を「血洗池」と呼ぶようになった。

三条院淵

時は文化・文政のころ、下岩欠に三条院真開という修験道の行者があった。俗に法印様といって山岳宗教の行者である。平素は加持祈禱をして回るが、一たびほら貝が鳴り響けばその音はあたりを震撼させなく子も黙るほどの威圧感を持っていた。三条院淵は、この真開法印が毎日水垢離の修行をした所で、厳寒の候に氷を割っての水浴はよほど信仰心に徹した人でなければ勤まらなかったであろう。村人達はその都度集まって、震える手で合掌して見守ったという。青味がかった水をたたえ底知れぬほど深く、うっそうと生い茂った木々の枝が暗いほど覆いかぶさっていた淵も、今は土砂に埋もれて、せせらぎが静かな音をたてて流れる浅瀬となっている。

水恋鳥

一年で一番忙しい五月の農繁期になった。岩欠のある農家では、老夫婦が麦の手入れ、田植えの準備と朝から晩まで食事をする暇もない。馬を一

頭飼っていたが、このところ幾日も水を与えられず飼葉は放り込んだまま、見るも哀れな状態となり馬はやせ細ってついに餓死してしまった。夫婦は手が回りかねて死なせたことを大変悔いて厚く葬った。それからというもの毎年五月の農繁期ころになると小さい鳥が来て「ヒョロ、ヒョロ、ロー」と哀調を帯びた声でさえずりながら水を飲むという。村人達は馬の霊が鳥になって水を飲みに来るのだといって、この鳥を水恋鳥といい鳥の声を聞くと「馬おけに水があるか」と馬に水を与えるようにしているという。

和平のお地蔵様

一色の和平から常葉へ行く峠の上に峰部落があり、お堂があって福徳円満の相をしたお地蔵様がまつってあった。ある年の秋、幾日も大雨が降りすごい地鳴りとともに地すべりが始まった。近くの周兵衛は家の事も忘れ、お堂へ駆け込んだ。不思議や五百キロもある地蔵様が軽々とおぶさった。地すべりで部落は三百メートルもすべり落ち、一色川は土砂でせき止められ家も田畑も水に没した。村人は協力して排水し、お地蔵様のために新しく花天井のある立派なお堂を建て盛大なお供養をした。春風秋雨二百年余り。お堂も荒れたので、陽光寺跡に建設した公民館の中へおうつし申した。お地蔵様は、災難よけ、眼病平癒、子授け等に霊験あらたかといわれている。

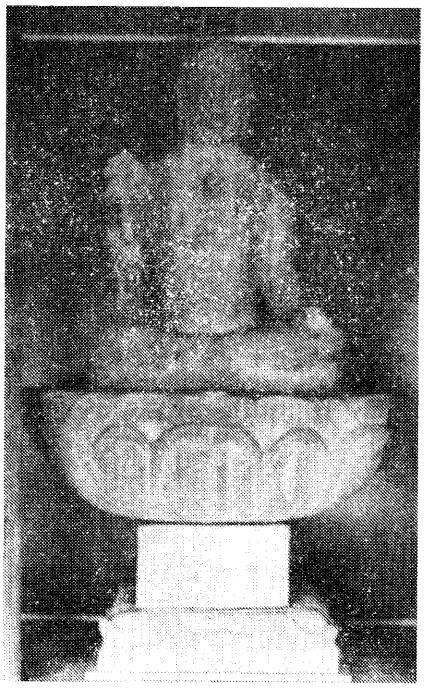

和平の地蔵様

牛首

山口部落から急しゅんな山道を登り、山頂に達して右へ曲がると、一本の老松が天を突いて立ち、根元に古い石のほこらがまつられている。望月四郎左衛門の墓だという。反対側の岳山へ続く尾根に牛首という所がある。戦国の昔、勝負平で馬場五郎左衛門と望月四郎左衛門が一騎討ちをした時、武運つたなく四郎左衛門が逃げる後を追って五郎左衛門がここまで来て討ちとった。そのため昔は「討ち首」といったが、いつの時代にか牛首というようになった。また、四郎左衛門の「常葉村分へ埋めてくれ。」という遺言により、村境を少し入った松の根元へ葬ったという。

桟敷松

大石と楠田の間の馬場平に今は枯れてしまったが桟敷松という巨木があった。昔、楠垈（くすぬた）の大家小松某は先祖が平家の落武者であるところから武術を怠らず、常に馬術を練っていた。特に毎年九月十九日の十五所神社の祭典日には流鏑馬（やぶさめ）を奉納することになっていて、この松を利用して桟敷をしつらえ近郷から押しかける見物人の席にしたためこの名がついたという。武家政治も終わって明治となり、昔風の武術は通用しなくなってこの行事はやめた。妻が余る資産に物をいわせて華美な生活をしたため家は没落し、誇り高い家系は絶えてしまった。今、大庭の

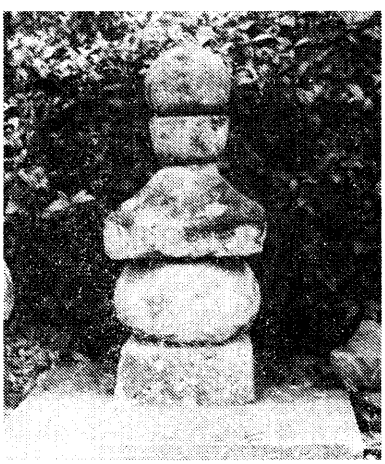

大庭の五輪塔（楠田）

桑畑にさびしく残る二基の五輪塔がわずかに人の世の栄枯盛衰を物語っている。

ヤンブイ塚

大石峠を下りきった上田原部落の入口のかたすみに一つの塚がある。昔一人の法印がやってきて付近をうろつき、次々と悪事を働いた。村人は現場を見ないので捕えられずにいた。ある晩、寄り合いがあり夜中になってもお散らしにならない。四っ半どき（午後十一時）ごろ突然山の上で「ドロボー」と大声がするので皆が外へとび出すと、くせ者が追いかけられて下ってくる。待ち伏せて捕らえてみたら何とまあ、例の法印ではないか。大石で夜ばいをしたという。村人はうっぷんが爆発し、口々にののしりながらなぐり殺してしまった。なきがらを埋めたのがこの塚で、「山伏塚」というのだが、なまって「ヤンブイ塚」という。

塩が池

上田原の小松広三さん宅の庭すみに直径一・五メートル深さ三メートルぐらいの古池がある。十数年前までは数軒で飲用水として水をくんでいた。昔、駿河から紺がすりの筒そでに赤い前掛けをした美しい娘が塩を売りにきた。今年も娘は下田原の船着場へ荷を上げ、一部を背負ってやってきた。どうやら好きな人ができているらしく、その男が山から下って来るのが目について、娘はうれしさに近道をしようと池のそばを通ったとたん足をすべらせ、荷物もろとも転げ込んでしまった。幸い直ぐ救い出され一命は助かったものの一叭の塩は全部水に溶けてしまった。



塩ケ池（上田原）

その時からこの水は塩辛くなって「塩が池」と呼ばれるようになった。今も澄んだ水をたたえているが、なめるとわずかに塩辛い味がするという。

デードブチ

何百年か昔のこと。ある時のこう水で車田法円寺の下の渕へ大きな太鼓の胴が流れついたので、名主六左衛門が拾い上げ、新しく革を張りかえて法円寺へ納めた。寺では毎日、勤行、時報、村人招集等にこの太鼓を使っていた。その後樋の沢奥の共有地を開墾することになり、村人は太鼓を合図に幾日もかかって広い面積のアラクを完成した。そのころは小坂の山岸一帯は一面沼だった。翌年、大きな集中豪雨があって、アラクはことごとく流れ、その土砂で今まで何の取柄もなかった沼は一朝にして美田と化した。村人達は太鼓と深い因縁があろうかと感謝して、太鼓の漂着した所をデードブチ（大胴渕）と呼んでいるが、その太鼓の方はどうなってしまったのかわからない。

奥杯の大藤

奥杯は久那土の村名発祥の地で古い部落である。昔は川のはん濫、火事、裏山の崩壊等災害を受けた。今も「いやの奥杯流れど焼けど、助けたいのは子の神様とお房さん」というわらべ歌が残っているが、子の神様とは山の神と共にまつられている部落の守護神であり、お房さんとは子供のころ火事で焼け死ぬところを鬼子母神様のお陰で助かった美人である。そのあらたかな霊験によって奥杯では子供の災害はないといわれる。これらの神々をまつった境内に御神木の大藤がある。昔、枝を伐ったため部落中ハヤリ病に悩んだという。隔年開花で、咲いた年は実が音をたててはじけるそうである。

鏡餅の変

久保村の名主惣右衛門の家では正月十一日の朝鏡開きをすることになり、身を清め、灯明を献げ、下げようとしたところ鏡もちの天地が一塊になって離れない。名主に選ばれた最初の年であり村中豊作と祈ったのに何としたことだろう。村一番の物知りの宇兵衛様はしばらく考え「天地が一

塊になってしまえば日月の恵みを受けられないばかりか鏡のような月を望むこともできない。よって望月姓を名乗る家は、今後鏡もちはつくらぬがよい。」と言った。以来望月姓の家では、のしもちを供えるようになって今日に至っているという。

樋田の天神社

「樋田には過ぎたるものが三つあり、お宮と橋と清正公」と昔からいわれている。その一つ、天神社は創建の年月は不明だが、祭神は天照大御神の御子で出雲の国造の祖天穂日尊がまつられていた。武田、今川が勝坂で戦った時、武田軍は敵をはさみ討ちにしようと二手に分かれたが、このうちの一軍が通過の途次戦勝祈願をしたのがこのお宮である。幸いにも勝坂峠で大勝を博したので、戦後武田家からの御下賜金で立派な社殿を造営したという。そのため軍神として戦争の都度参詣祈願者でにぎわったそうだ。現在の社殿は明治二十八年日清戦勝記念の改築になるものだが、この時天満天神社として菅原道真公を合祀して文武両道の神社となり、学問の神様としても知られるようになった。

長者の池

初夏のある日、峨ケ岳の支脈である切房木・久保村境の山頂へ服装は立派ではないが由緒ありげな二組の夫婦が子づれでトボトボ登ってきた。わいている泉でのどを潤し、付近の平地に住むことにした。刀を大切にしまいこんでおくのをみると落人らしい。再び世に出る日を待ちながら慣れぬ百姓生活をおくるうちに夫婦も老境にはいってしまった。一旗上げる夢も失い、付近へ小さなお堂を建て阿弥陀如来をまつった。山の上は永住に不便なので、家財を携え今の切房木へ下った。山頂の泉は「長者の池」と称し今も清水がわき、ほとりに池大明神がまつられている。住みついた所は「長者の屋敷」と称し今は畑になっている。お堂は御崎地内に移転し、寺号を西方寺と命名して今なお栄えている。

書き替えられた棟札

水船地内に芝草の氏神諏訪神社が鎮座している。元水船・芝草両村の氏神だったらしいが「芝草のもの」と言いだしたので、水船は「鎮座地が水船分だから水船の物。」と双方主張し、結局代官所の裁断を仰ぐことになった。市川代官所では、証拠調べとしてお宮の棟札を調査。両村名主立ち会いの上改めたところ水船村とあるので水船の名主は喜んだが、村名のところだけかんなで削って書き替えてあることが発見され、書き替える前は芝草村とあったに違いないという事で芝草村の物と判決が下った。止むなく水船村では隣村道村白山神社の氏子にしてもらっていたが、戦後従来からあった「お浅間様」を浅間神社として独自の氏神様を持つようになった。

お地蔵淵

切房木の岩船地蔵堂の屋敷は、昔は川向こうまで届いて高さも今の何倍とあり、奥は湖水になっていた。いつのころか大地震でこの堤が崩れ、わずかに残った岩に磯川（今の三沢川）が激突して巴のようなうずを巻いたので巴渕とよんでいた。底の岩の根には河童が住んでいた。村の人寄りの時には膳椀の準備など頼むと、膳椀をそろえて貸してくれたが、ある時、お膳を一枚しまいこんで返さなかった人がいたので、河童は怒って、それ以来貸さなくなったという。その人は悔いて謝罪のしるしにその膳に商売道具のノミを一丁載せて返したがきめはなかった。三日目の朝、鴨狩の高前寺の渕にその膳が浮いていたことから、始めて巴渕の洞穴が高前寺の渕へ通じているものとわかり、切房木村の人々はかたくそれを信じていた。享保四年下野国岩舟村から地蔵尊を勧請しここにまつったので以来巴渕をお地蔵渕とよんでいる。

旅の火

天明七年暮れの事、連年の凶作で百姓は塗炭の苦しみを味わっている時、ワデ道村の喜右衛門はやっと工面してもちをついていた。その時信州の自休という法印が火にあたりにきて、「ああ旅の火は暖かい。」と言った。それが茶毘（火葬）の火と聞こえたからたまらない。家中で捕り押さえ杵でつき殺してしまった。それからというものこの家ではもちをつく度に臼の中が赤くなり血のにおいさえしたので、石塔をたて霊を厚く弔った。

以来餅が赤くなるのは止んだが、家はその後絶えてしまった。

楼のつえ

師走の末切房木のお地蔵様下の道端に霜を真白くかぶって男が死んでいた。年貢を納めに出かけた古関の名主庄右衛門とわかり、弁当が首にしばりつけてあるだけで五両二分は財布ごとなくなっている。付近の河原で血のついた桜の木のつえが発見された。大捕物陣がしかれ、幾日か過ぎて、事件の前日に隣の五兵衛に朝早く代官所に行くからと月代(さかやき)をそってもらったことがわかった。大金を持って出かけることを知っているのは五兵衛だけだから犯人に違いないのだが証拠がない。家の裏藪を丹念に調べると桜のつえとピッタり合う切り株が見つかり、五兵衛はおとなしくなわを頂戴した。

法印様（切房木）

昔、一人の法印がほら貝を吹きながら托鉢に廻ってきてお経塚で一休みし、集まった村人に「火事が起きないよう祈ってやる。」と、わからぬじゅ文を唱えた後逆さ貝を吹いたので、村人は口々に怒りだした。この地方では逆さ貝を吹けば火事が起き、音が聞こえる範囲は全部焼けてしまうといわれていたので、かえって火事が起こるよう祈っているというのである。役人は法印を高手小手に縛り、首だけ出して道端に埋め、そばに竹鋸をおいて通行人は首を一ひきずつ切って通ることとした。法印は火事が起きないことを祈りながら息絶えた。一年たち、「火事が起きなかったのは法印様が死ぬまで祈ってくれたからだ。」と村人は墓石を建てた。建てた瞬間、白い石は首のあたりから袈裟掛に赤茶けたという。

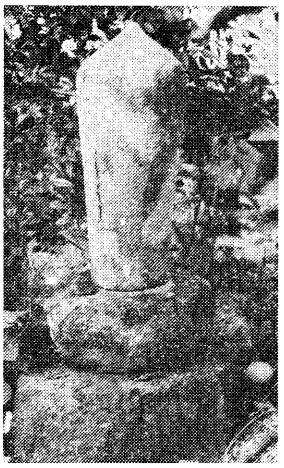

法印様

熊沢の里

熊沢部落に、今は無住だが金林山住安寺という寺がある。境内はこの付近一帯を支配していた熊沢信広（武田保満の六男）の館跡であるという。信広の子に藤の方という美しい娘があった。後南朝第七代市河尊雅親王が長禄の変で熊野の高福寺に難を避け、御負傷を養生しておられた時、近侍としておそばに仕えたのが藤の方で、お生みになったのが第八代（後南朝最後の天皇）熊野宮信雅親王であるという。親王は後に皇籍離脱の上、母方の姓「熊沢」を名乗った。その子孫が終戦後熊沢天皇として名乗り出た熊沢寛道である。わずかに残る菊花御紋章のかわらや武田菱の幕などによって往古をしのぶことが出来るという。

嶺のお庚申様

嶺の真門の宅地内に屋敷神としてお庚申様がまつられている。このお庚申様は願い事をした後で御神体を抱き上げると、効験があるときは軽く上がるが、ないときは重くなるというので遠方からもお伺いに来る人があるそうだ。八月二十日の御縁日には参けい人はお堂に入り異口同音に「庚申デー庚申デーマイタリマイタリソワカ……」と真言を唱えにぎやかだという。ある晩、何者かが忍び込んで御神体を背負い出したところ、村はずれまで来た時急に重くなり、一歩も歩けなくなったので、道端におろして逃げてしまった。村はずれで光りを放っている庚申様が発見されてもとのお堂へ安置されたという。このような昔話が今も語り継がれている。

法山

富士川を隔てた東方の山に金色の後光がさしているのが西島村の話題となった。若者数人が光の元を探しにたずねたずねて行くと古関村地内の法山であった。見上げる岩壁に七字のお題目の字が輝いているではないか。土地の老人は「昔、日蓮上人が来て末法万年の衆生を救うための道場を開こうとしたが山の規模が小さいのであきらめて身延山を開いた。日蓮上人が此の地を立ち去る時に岩に爪で題目を書いて行ったので、この山を法山と称し、この岩を爪書きの曼陀羅岩といっている。」という。法華経の御威徳が後光となって現われたのだと知り、若者達は期せずして合掌し、尊い曼陀羅岩を伏し拝んで帰ったという。

きつねと馬方

古関の作兵衛は今日もから馬をひき家路に向かった。この道五〇年毎日木炭を馬につけ往復している道だから夜道は何とも思わない。照坂峠にかかると子供が降りてくる。「みやげを買って来とうか。」と孫の甚太郎だ。「まてよ！　峠を越えるはずがねえ。きつねかたぬきに違いねえ」こらしめてくれずと考えて馬にのせ、途中道が悪いから落ちないようにと荷なわで鞍へしばりつけた。頂上で「小便」とせめたがほどかずに家までつれて来て、本物の甚太郎に「きつねを焼いてくれら。」と言ったので、狐はついに馬の背中で正体を現した。泣いて謝り、峠の方へとんで帰った。次の晩峠を通ると、「ケツあぶりじん爺が通らあ、ケツあぶりじん爺が通らあ」という声がした。

渡場の阿弥陀様

釜額ワデ屋敷諏訪神社の脇を登ると長坂御料林の中にあるくぼ地につきあたる。昔はそこが大きい湖だった。ある時中の倉のおばさんが湖で腰巻を洗ったところ、その晩から大雨が降り三日たっても止まず、満水になってついに山津波を起こして釜額川の濁流は家も畑も一のみにした。人々はこのたたりに恐れおののいたという。川岸の長沢寺はいち速く流され、本尊の阿弥陀様は四キロも川下の古関の村はずれで拾われた。その阿弥陀様を、村中で一番広く、高くてながめのいい渡場へまつった。その後村では雨ごいの時には総出で阿弥陀様を背負って川尻へ行き、本栖湖へ何回も沈めて砂まみれにし、また背負い返して元のようにまつれば必ず雨が降るというので、明治の初めころまで続いたという。

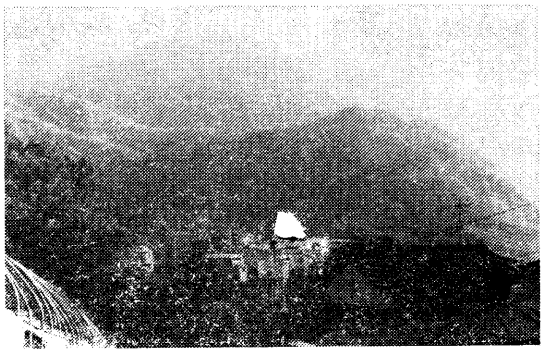

曼陀羅岩のある法山（古関）

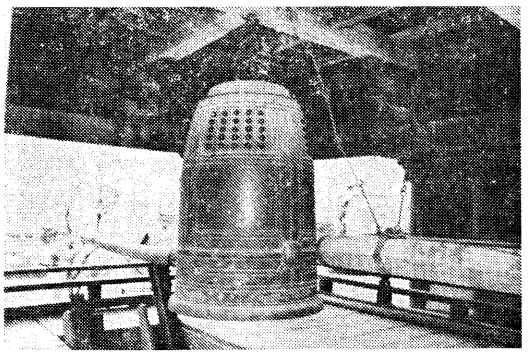

方外院の鐘（瀬戸）

はずれた褌

根子の金山では、幾代目かの鉱山主が従業員慰安のためと称し江戸から大相撲を連れて来て興行を見せた。当日は鉱山付近の田を幾枚も借り、地元では全戸戸締めで見物に行く有様。群衆は鉱山主の成功をほめたたえるほどの盛況ぶりであった。ところが。ひと月ともたたぬうちに鉱山主は山を閉鎖して逃げるように引き揚げてしまった。経営が極度に困難だったため、だれかに経営権を売り渡そうと好況を見せかけた大芝居とわかり、あいた口がふさがらなかったのは地元の衆ばかりではなく、世人に「あて事と褌は云々」を事実をもって証明したものであった。

方外院の鐘

本栖湖畔長崎の方外庵を村の方へ移すについて釜額、中の倉、古関、瀬戸の名主が相談したが、皆自分の村へ取りたくて話がまとまらず、結局明朝一番先に観音堂へ行った村へ移すことに決まった。どの家でも日が高いうちに寝てしまった。瀬戸の衆は暗くなるや足音をしのばせて他村を通り他村の名主たちが眼ざめるころには車をひいて峠をおりてきた。他村の衆は「大鐘ぐれえ残ってるら。」とかけ上がっていくと、瀬戸の衆が大鐘を運んでくるのに出合った。他の村の人々は多勢だったのでその鐘を取りにかかった。瀬戸の人々は大急ぎで逃げるうちに荷なわがゆるんで大鐘がずり落ちたがなおすひまもなかったので、なわを鐘の竜頭へかけて村まで運ん

だ。寺中という所へお堂を造って本尊をまつり、前の方に鐘楼を建てて大鐘をつったその時の疵というのが今も鐘に残っている。

孝行役人

元文二年の春のこと。代官所のお役人が丸畑へ来るので、村人は手製の山かごで長塩まで出向き、坂道のことゆえ交代でかついで横手まで登った。ここで向川の六兵衛がかつごうとしたら「そなたはかつぐに及ばぬ。」とのお言葉。不思議には思ったが、年だからだろうと勝手に決めていた。やがて用事もすんでまた指定宿まで送りつけた。その夜皆寝しずまったころ、六兵衛の家の戸をたたく者があり、開けてみると昼間のお役人である。このお役人は幾年も前に家をとび出したままの息子とわかり涙を流して喜んだ。なつかしさのあまり民情視察と銘うって訪ねてきたという。両親に金十両を与えて夜の明けぬうちに立ち去った。この役人こそ今を時めく木喰上人の若き日の姿である。

黄金千両・漆千本

昭和二十二年春、食糧増産のため今まで顧みられなかった山奥も開墾がすすめられていた。梅の渡場と松葉沢の間の低い尾根のふもとに水田をつくるべく開墾していた人は、急に体一面に鳥はだがたち不快を訴えてその場へ倒れてしまった。我に返り仕事を切上げて帰宅したが同じことが三日間続けておこった。ただ事でないと尾根に登って見ると松の根元に石碑が立っていて碑面に人の姿が無造作に刻んである。人跡まれな深山幽谷なだけに恐ろしくなり開墾を断念したという。この平地は、昔自害沢で死んだ夫をたずねてきた妻が持ってきた大金をうめた所で、開墾がすすむと大金が掘られるので心霊が予防線を張ったのだろうとか。昔から此の地は専らの評判であった。「梅と松とのその間に黄金千両、漆千本」という歌がある。果たして、この不思議な事件と関係があるのであろうか。

道心平

御弟子の先祖が住んでいたという長者の屋敷が部落の下の林の中に残っている。長者が一番心配した事は巨万の富をいかに完全に保管するかだった。ある日、高僧の御弟子が訪ねて来たので、この小僧を泊め、夜千両箱を背負わせては山中に運び深い穴を掘って埋めた。第二の心配がおこり、口止めするために帰る途中に小僧を丸太で打ち殺した。長者も年波には勝てず間もなく世を去ったが、寝床の下から紙片が出てきた。「朝日さす夕日輝くこの丘に、黄金千貫金が千貫」見はらしのよい尾根に宝きょう印塔が建っていて、近くに小僧の墓もある、ここを「道心平」と言っている。部落名の御弟子もこれに関連しているのではなかろうか。

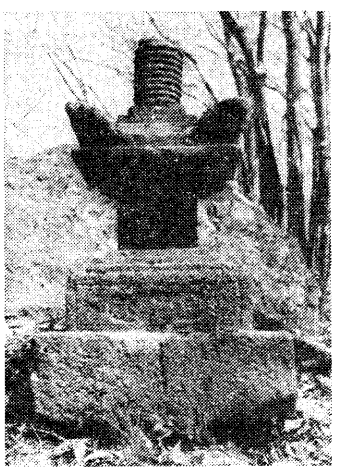

長者の墓（御弟子）

人肌観音

竜湖山方外院は、昔本栖湖畔長崎から瀬戸へ移転してきた甲州第二十七番観音霊場で、今も瀬戸観音とよばれている。本尊の如意輪観世音像は行基菩薩の御作で人はだと同じ体温があるという。武田晴信公ていし髪して仏門に入ってからこの寺に参けいし、その話を聞くや須弥壇に上がり、お厨子のとびらに手をかけようとした瞬間壇下へ投げ落された。信玄公もこれには参り、さすが一国の主も額づいて無礼をおわびしたという。おわびのしるしに先祖以来伝わる武田菱の紋章の使用を許可し御朱印地七石を賜ったという。東河内領五十九か村中、御朱印地の寺は方外院のみとのことである。

お駒の寝床と泥棒淵

反木川の左岸に旧道があり、道から少し上がったところの大岩の下に奥深い自然のほら穴がある。村人はここを「お駒の寝床」とよび夕方からはこの道を避けていた。近くに人家もなくお駒というこじきが住みついていた。銅山盛んなころで、村で物もらいをし穴で寝ていた。一方どろぼうも

入りこんで被害者が続出。ある晩見張り番が賊を見つけて追いかけると、お駒の寝床の前まで来て激流逆まく反木川に飛び込み、姿が見えなくなった。それ以来お駒もいなくなったので、村人の中には「昼間お駒がこじきをしながら様子を見、その間どろぼうは寝て、夜になると交代で稼いでいたのだ。」と推測する者もあったが、果たしてどうであったろうか。

第五節　童歌・民謡

一

童歌（わらべうた）には、子供自体が歌うものと、大人たちが歌って聞かせるものとがある。内容的には子守歌、まりつき歌、お手玉歌、遊ばせ歌等に分けて考えられ、歌うものと歌いながら動作を伴うものとになっている。また、全国的に普及してきたものと、その地方独特のものとがある。

私たちの町でも、古くから歌われた数多くの童歌が伝承されてきたが、社会の進運と生活文化の向上は人々の考えや子供たちの興味と遊びなどを大きく変えてしまった。童歌とか民謡は、長い間にその地方や生活によってつちかわされたものを、たとえほかから移入されたものでも長い間にはその土地に定着して歌いつがれたなじみ深いものである。これらの童歌は、子供の世界からは遠くはなれ、テレビから流れ出る流行歌やまんがの主題歌が歌われるようになって、全く過去のものとなってしまった。

○俵のねずみ
俵のねずみが米食って　チュウ
ちゅうすけどん　どっこいしょ
ありゃまずこりゃまず一本ぬけたりしょ

○だるまさん
だるまさんだるまさん　にらめっこしましょ
笑うとだめよ　あっぷっぷ

○ずいずいずっころばし
ずいずいずっころばし　ごまみそずい
ちゃつぼにおわれてとっぴんしゃん
ぬけたらどんどこしょ
俵のねずみがこみょ食って　チュウ
チュウ　チュウ　チュウ
おとさんがよんでも　おかさんがよんでも
いきっこなしよ
井戸のまわりでお茶わんかいたの　だあれ

○とおりゃんせ
とおりゃんせ　とおりゃんせ
ここはどこの細道じゃ
天神様の細道じゃ
ちょっと通してくだしゃんせ
ご用のないもの通しゃせぬ
この子の七つのお祝いにお札を納めに参ります
行きはよいよい帰りはこわい
こわいながらも
とおりゃんせ　とおりゃんせ

○ひらいた　ひらいた
ひらいた　ひらいた
なんの花がひらいた
れんげの花がひらいた
ひらいたと思ったら
いつのまにかつぼんだ
つぼんだ　つぼんだ
なんの花がつぼんだ
れんげの花がつぼんだ

つぼんだと思ったら
いつのまにかひらいた
　○かごめ
かごめかごめ
かごの中のとりはいついつでやる
夜明けの晩に
つるとかめがすべった
後ろの正面　だあれ
　○大寒小寒
大寒　小寒
山から小僧が泣いてきた
だんごの一つもくれてやれ
　○いっちくたっちく
いっちくたっちく
たあえもさまのおとひめは
みかん食いたし銭はなし
銭箱さがしてどやされた
　○おっちゃんどこだえ
おっちゃんどこだえ
下部の奥だよ
茶のこはなんだえ
お麦のこうせん
裏口あければぱっぱっとまいだす
　○羅漢さん
らかんさんがそろったらまわそうじゃないか
エンヤサノエンヤサ
エンヤサノエンヤサ
　○見えた見えた
見えた見えた
どなたが見えた
どなたのかげに
だれだれさんのかげに
大あたり（おけんとちがい）
　○かげんなるものは
おんにいかげんになるものは
地神　こうじん　ばちあたり
ぼんにゃぼっくり死ぐように
お正月やむように
　○人まねこまね
人まね　こまね
あかや（酒や）のきつね
鉄砲もってぶっさあれ
　○こうもりこうもりこ
こうもりこ　こうもりこ
じょうりきりょ　くれんじょ
　○とんび　とんび
とんび　とんび
おらがの柿のきょ三年めぐれ
　○からすからす
からす　からす
われんうちゃやけるぞ
早く行って水かけろ
しゃくなきゃかせるぞ
水なきゃくれるぞ
　○あんぽんたん
越中富山のはんごんたん

はなくそまるめて千金丹
これを食うもの　あんぽんたん

一ぬけ二ぬけ

一ぬけ　二ぬけ　三ぬけさくら
桜の下のくそぼうず
はちにちんこさされて
痛いともいえず
かゆいともいえず
ただ泣くばかり

○子供のけんか

子供と子供でけんかして
ひとさん　ひとさん聞いてくれ
子供のけんかに親がでて
なかなかすまないこのけんか
くすりやのおだんなが
ちょいとわけた

○ほたるこい

ほたるこ　ほたるこ
こっちのみずあ甘いぞ
あっちのみずあにがいぞ
ほたるこ　ほたるこ

○そうだ村の村長さん

そうだ　そうだ
そうだ村の村長さんが
ソーダ飲んで死んだそうだ
そうだ
葬式まんじゅうまいそうだ

○お月さん

お月さん　いくつ
十三に　七つ
まだとしゃわかいな
おんぼこもって
だれにだかいしょ
おちょぼにだかしょ
おちょぼはどけえった
油買いに　茶買いに
油屋のめえで　氷ですべってころんで
油一升こぼした
太郎どんの犬と次郎どんの犬で
みんななめてしまった
その犬どうした
てえこに張りもうした
そのてえこどうした
火にくべてもうした
そのへえどうした
○○かけもうした
○○どうした
ゆんべわけえしゅがみんな食べもうした

○ねんねんねこのけつ

ねんねんねこのけつへ
がにがはいこんだ
ひっぱてもひっぱても
また　はいこんだ
おばちゃんそりょみて
はなたらした

○上がり目

上がり目　下がり目
ぐるりとまわってねこの目

○さよなら三角

さよなら三角　またきて四角
四角はとうふ　とうふは白い
白いはうさぎ　うさぎははねる
はねるはのみ　のみは赤い
赤いはりんご　りんごはうまい
うまいはバナナ　バナナは長い
長いははしご　はしごはこわい
こわいは幽霊　幽霊は消える
消えるは電気　電気は光る
光るはおやじのはげ頭

○じょうりきじょうめ

じょうりきじょうめ　二じょうめ
三じょうめ桜
桜の下を
ごうじめくらがつえついて通れ
通らば通れ
どっちか一方ぬけたら　チャンポイヨ

○花いちもんめ

勝ってうれしい花いちもんめ
負けてくやしい花いちもんめ
隣のおばさん　ちょいと来ておくれ
鬼がこわくていかれない
おはちかぶってちょいと来ておくれ
それでもこわくていかれない
○○さんがほしい
・・さんがほしい
（ジャンケン　ポイ）

○陸軍の乃木さん

陸軍の乃木さんががいせんす
すずめ　めじろ　ロシヤ　やばん国
クロバトキン　金玉　マカロフ
ふんどし　しめた　たかじゃっぽ
ポンチクリン
手まり歌
　おねんじょ
おねんじょねんじょ
お寺のかね女
しもくの下で赤子を生んで
えべすこうに　こうべすこ
今夜のばんは○○さんの番だよ
おとすというと
おしりをまくる
しっかりこと渡せ
渡さにゃはじよ
はじはじ一もんめ

○正月せえ（しょうがんせえ）

正月せえ
　障子あければ銀世界
　鼓の音やら歌の声　ササ歌の声
二月せえ
　にんじょまんじょの墓参り
　今日は彼岸の中日よササ中日よ
三月せえ

桜花よりひいなさん
飾って喜ぶ内裏さん　ササ内裏さん

四月せえ
死んでまたくるお釈迦様
お茶のこびしゃくでかけてやれ
ササかけてやれ

五月せえ
ごんごん縞矢の前かけを
お正月くるときゃとっといで
ササとっといで

六月せえ
ろくろく田の草とらないで
お米がとれないで腹が立つ　ササ腹が立つ

七月せえ
質屋のお倉を大切に
入れたり出したり混雑だ　ササ混雑だ

八月せえ
はちに刺されて泣いてくる
あいたい痛い泣いてくる　ササ泣いてくる

九月せえ
苦しまぎれのおふくろさん
とうさんかあさん大切に　ササ大切に

十月せえ
重箱つるしてどこへ行く
私しゃえびすこのお使いに　ササお使いに

霜月せえ
霜が降ったり雪が降る
私しゃこの月苦労する　ササ苦労する

十二月せえ
しわのよりたるばあさんが
若い娘の手をひいて　ササ手をひいて

〇おしはる　こはる
おしはる小春　やれむすめ
おらがの女房になるならば
母さん糸は絹糸で
姉さん糸は桃色で
だれにやるかと問うたらば
父さん死んで今日六日
明日は七日の墓まいり
お墓まいりに行ったらば
赤いぼたんが咲いていて
一本ぬいちゃ　ギーリギリ
二本ぬいちゃ　ギーリギリ
三本目にゃ日が暮れて
家へ帰ってみたらば
母さん一人でお茶わかし
姉さんどこだと問うたらば
姉さんねぎやへねぎ買いに
兄さんどこだと問うたらば
兄さん肉屋へ肉買いに
十で一貫貸しました

〇あんたがたどこさ
あんたがたどこさ　肥後さ
肥後どこさ　熊本さ
熊本どこさ　船場さ
船場山にはたぬきがおってさ

それを猟師が鉄砲でぶってさ
煮てさ　焼いてさ　食ってさ
それを木の葉でちょいとかくせ

○一里とらいらい

一里とらいらい
らっきょ食ってしっし
しんげれもちゃ　きゃっきゃ
キャベツで　ほい

○日露戦争

いちれつ談判破裂して
日露の戦争はじまった
さっさと逃げるはロシヤの兵
死んでもつくすは日本の兵
五万の兵を引きつれて
六人残してみなごろし
七月八日のたたかいで
ハルピンまでも攻めいって
クロバトキンの首をとり
東郷大将ばんばんざい

○ひとつひとつ

ひとつひとつ　ふたつふたつ
みっつみっつ　よっつよっつ
いつついつつ　むっつむっつ
ななつななつ　やっつやっつ
ここのつで
いちじく　にんじん　さんしょう　しいたけ
向かえて七草　八草
くわえて　とうよ

たくさんあがれ
おさよさんにみえてもころばんしょ
お手玉歌

○武夫となみ子

一番はじめは一の宮
二は日光東照宮
三は佐倉の宗五郎
四はまた信濃の善光寺
五つつは出雲の大社
六つ村々鎮守様
七つ成田の不動さん
八つ八幡の八幡宮
九つ高野の弘法さん
十で東京心願寺
これほど心願かけたのに
浪子の病は治らない
武夫が戦地にたつときに
白き真白きハンカチをうちふりながら
ねえあなた　早く帰ってちょうだいよ
ゴウゴウゴウとたつ汽車は
武夫と浪子の別れ汽車
鳴いて血を吐くホトトギス
二度と会われぬ汽車の窓
まずまず一貫貸しました

○川中島

妻女山は霧ふかし
千曲の川は波荒し
はるかに聞こゆるつわものか

昇る朝日に旗たてて
きらめくままにキラッキラッキラッ
車がえしの陣ぞなえ
めぐる合図のときのこえ
合わせる甲斐のほこ仕事
敵はこの方駆けめぐる
川中島の戦いは
語るも聞くも勇ましや

○おさらい（お手玉の数により異なる）

おひとつ　おひとつ　おひとつ　おひとつ
おひとつ　おひとつ
おろしておさらい
おふたつ　おふたつ　おふたつ
おとしておさらい
おみなでおさらい
ていしゃば　岩渕　南部　米倉　おさらい
おつうめ　おつうめ　おつうめ　おさらい
おん馬の乗り替え（六回）
こう橋ょこう橋しょ通れ（六回）
こう橋ょこう橋しょ通れ（三回二個ずつ）
大きい橋ょこう橋しょ通れ（一回六個一まとめ）

二

民謡は、一般にいう、どこで、だれによってつくられたかということは不明なものが多く、いつともなく口から口へと伝承され今日に至っている。わけても盆歌は一番おそくまで残されていたが、最近では新民謡となって、かつての馬子歌や田植え歌などは全く歌われなくなった。

盆歌

盆が来たそでお寺の庭へ
切子灯ろうのひがみえる

お月ゃちょろり出て山腰ょてらす
娘しゅすの帯ゃ腰ょてらす

この歌は、明治から大正のころまで歌われたと思われるが、このころ同時に流行したものに馬八節や縁故節があった。縁故節、粘土節は現在でも歌われている。

昭和に入っては木曾節が主流をなし、本町においても終戦直後まで盆踊りとして全盛時代をつくった。

○木曾節

木曾のな　なかのりさん
木曾の御岳さんは　なんじゃらほい
夏でも寒い　ヨイヨイヨイ
ヨイヨイヨイノヨイヨイヨイ

新民謡

○下部音頭

作詞　関根利根雄
作曲　関本京静

一、富士と身延がすそかにかき合わせ　コラショイ
　あいの富士川　桜のかげに
　招く下部の湯のけむり
　ヨイヨイヨイトコ　シャシャントナ
　下部よいとこお湯の里　お湯の里
二、一度おいでよ　青葉のころは　コラショイ
　あゆのしぶきに浴衣がぬれりゃ
　お湯の情けに身もぬれる
三、呼ぶは湯の香か　かじかの声か　コラショイ

五湖を鏡に薄紅つけて
月もこよいはあいにくる

四、昔武田のつわものたちが　コラショイ
傷をなおした隠し湯どころ
渡るかりにも　しのぶ夢

五、身延参りのちょっと道すがら　コラショイ
行きに寄ろうか　帰りに寄ろうか
いっそ行きにも帰りにも

○下部小唄

作詞　野口雨情
作曲　中山晋平

一、朝の下部は　権現様の
杉の木にまで霧が立つ　霧が立つ
ヨイヨイヨイショコラ　霧が立つ
二、なくなひぐらし　今日来たばかり
明日も下部にわしゃ泊まる　わしゃ泊まる
ヨイヨイヨイショウラ　わしゃ泊まる
三、天狗岩から　川下見れば
水に小石が流される　流される
ヨイヨイヨイショコラ　流される
四、今日は下部も　信玄公の
隠し湯なれど隠されぬ　隠されぬ
ヨイヨイヨイショコラ　隠されぬ
五、枯れた枝さえ降る白雪に
冬は下部の花と咲く　花と咲く
ヨイヨイヨイショコラ　花と咲く

六、桜並木の　桜の下で
下部を出るときゃそでしぼる　そでしぼる
ヨイヨイヨイショコラ　そでしぼる

○甲駿行進曲

有泉翠軒補修

一、甲駿連絡　三時間
行けば甲州　空はれて
富士身電車のここちよさ
二、繭の大宮　後にして
のりの芝川　富士製紙
日蓮聖地の身延山
三、響く太鼓に　法の音
千古不滅の法華宗
下部温泉　名も高き

○古関音頭

作詞　赤池栄作
作曲

一、ハア　身延参りや　富士五湖まわり
ヨイショナー　コラセー
あいの古関ゃ　ソレよい宿場
ヨイショナー　コラセー
二、ハア　中の倉には　米麦千俵
やれさ炊き出す　釜額
三、ハア　聖橋から　ちょっと見てごらん
山の上だよ　丸畑
四、ハア　山の川原の　くぐり岩くぐりゃ
いつか根子　それ雨となる
五、月の出潮の　大磯小磯
田んぼにゃ　黄金の波がたつ

○本栖音頭

赤池英至補作

一、波の長崎　丸木の舟で
越えてかよった　金山の町
あれさ川尻　観音堂に
思い出せとか　思い出せとか
蟬が鳴く

二、竜ケ岳　朝霧晴れて
踊る姫鱒　さかさ富士
渡り鳥さえ　思いを秘めて
夢の本栖か　夢の本栖が
忘らりょか

○久那土音頭

作詞　村民有志
作曲　一瀬正造

一、山にネ　山に抱かれて村なみ家なみヨ
明けりゃ朝もや〳〵春がすみ　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　春がすみ
（くり返す）

二、かじかネ　かじかほろほろ三沢の川辺ヨ
流す思いは〳〵あいの色　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　あいの色

三、招くネ　招く尾花にまんまる月もヨ
君もそぞろと〳〵ぬれている　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　ぬれている

四、雪のネ　雪の寒さも情けにとけてヨ
来れば帰さぬ〳〵久那土むら　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　久那土むら

五、峠ネ　峠くだれば小鳥もないてヨ
田原桜の〳〵並木道　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　並木道

六、雨はネ　雨は降る降る城山くれるヨ
長松院かえ〳〵鐘がなる　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　鐘がなる

七、紅葉ネ　紅葉もえたつ伝水山にヨ
今日も流れる〳〵うろこ雲　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　うろこ雲

八、夢のネ　夢のかけ橋　天神橋にヨ
影はだれやら〳〵おぼろ月　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　おぼろ月

九、ここはネ　ここは熊沢山ばと野ばとヨ
夜のとばりを〳〵さめて鳴く　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　さめて鳴く

十、松のネ　松の緑も妙見様もヨ
かすむばかりに〳〵花吹雪　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　花吹雪

十一山はネ　山は丸山　時雨がかかるヨ
君のたもとも〳〵ぬれやせぬか　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　ぬれやせぬか

十二南無やネ　南無や大悲のみ仏ねむるヨ
あれは慈観寺〳〵母の寺　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　母の寺

十三泣いてネ　泣いて別れた水船橋にヨ
月も木の葉も〳〵影をおく　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　影をおく

十四今日ネ　今日も夕焼け照坂もえるヨ
母をよぶ子の〳〵声がする　サテコリャ
サテ　ナーヨヤレソレ　声がする

○田原小唄

一、朝もやはれて　梅が香かおる
　ほのぼのかおる　田原の里は
二、桃やぁんずの花さきこぼれ
　ひばり舞う舞う　田原の里は
三、月影清ら　富士川堤
　尾花きらきら　田原の里は
四、秋葉山から見おろす錦
　穂波なみうつ　田原の里は

○切房木音頭

作詞　赤池政男

一、桜並木を窓辺にながめ
　今日も行く行く　観光バス
二、夏の大堰（せぎ）　青田の海よ
　やがて帆あげる　宝船
三、ねじりはち巻きそろいのハッピ
　みこし勇まし　秋祭り
四、だれがつけたか長者の池に
　今も黄金の水がわく
五、春の桜と紅葉の秋と
　雪のながめは西方寺
六、夏の涼みについさそわれて
　観音参りの竜泉寺
七、願いごとなら岩舟地蔵
　真心祈る　わしの胸
八、月がほほ笑む　中村橋に
　老いも若きも夕涼み
九、清きながめの地蔵がぶちに
　つり糸たれる　太公望
十、ながめ美し　御崎の橋は
　おらが切房木の新名所

第六節　方　言

本町の方言は地勢的にみて、東南は御坂山系を境界として郡内や静岡県に接し、また西は富士川を隔てて南巨摩郡に隣接して、共々古くは河内領としての交流が行われていたのであった。

身延線の開通までは、交通不便な山間の地であるために、その影響は大きく独自の方言が発達したものと考えられる。町内においては、山つき地帯と身延線沿いの地帯とではわずかな相違がみられるが、大きな違いはない。今や交通の便も開け各地との往来も多くなり、普通教育の普及と県内外との交流が盛んになるにつれて、方言も次第にきょう正され、山間部のほかは一般に標準語を使用するようになってきた。

方言の中で特に注目したいのは、武田信玄公が戦略上つくったといわれる隠し言葉である。普通の言葉の反対語が方言として通用している。例えば、ぶんださず（出かけよう）、ひっちゃばかず（破ろう）、うんねず（寝よう）というように、動詞の下に否定の助動詞をつけたもので、「何何ず」といった形のものである。ほかに「できる」と「でる」という言葉で、「お月さんが出てとか、仕事ができた。」というところを「お月さんができて、とか仕事がでた。」とか「太陽ができたから、洗たくがでる。」といったたぐいのものがある。更に「くんでください。」と言えば「組んでください、仲良くしてください。」という意味のところ、山梨では「取り替えてください。」という意味で通用している。これらの反対語は、信玄公が敵をあざむくために使用された隠し言葉として強く信じられている。（上野晴朗氏「甲斐国忍者考」）「道具を修理して使え。」と言うところを「破損して使え」「とか「満腹になったからご飯を食べよう。」という反対語も使用されていた。

次に本町の方言を列記してみることにする。

一、「あ段、い段音」の「え段音」に転ずるもの

たいこ（太鼓）――てえこ　　はい（灰）――へえ

はやし（林）――へえし　　いえ（家）――ええ

あまえる――あめえる　　あんばい――あんべえ

二、「す」と「そ」との転倒せるもの

すずしい（涼しい）――そぞしい

すそ（裾）――そそ

あそぶ（遊ぶ）――あすぶ

三、「の」の「ん」に転ずるもの

きもの（着物）――きもん

いものつる――いもんつる

四、「も」の「ぼ又はご」に転ずるもの

ひも――ひぼ　　やもめ――やごめ

五、鼻音を添えるもの

とび――とんび　　わらじ――わらんじ

あまり――あんまり

六、促音を添えるもの

にわとり――にわっとり　　やはり――やっぱり

あめふり――あめっぷり　　ひととび――ひとっとび

七、上下の音の転倒せるもの

ひふきだけ（火吹き竹）――ふひきだけ

ちゃがま（茶釜）――ちゃまが

いとごも（糸菰）――いともご

八、助詞「は」または「を」を添える場合、音便上多様に変化する

イ、あ段音

山は――山あ　　川は――川あ

山を――山あ　　川を――川あ

ロ、い段音

月は――つきゃあ　　星は――ほしゃあ

月を――つきょう　　星を――ほしょう

ハ、う段音

菊は――きかあ　　はすは――はさあ

菊を――きくう　　はすを――はすう

ニ、え段音

酒は――さきゃあ　　梅は――うみゃあ

酒を――さきょう　　梅を――うみょう

ホ、お段音

ねこは――ねかあ　　人は――ひたあ

ねこを――ねこう　　人を――ひとう

九、「では」の助動詞を添えるもの

これでは（これにては）――これじゃあ

雪では（雪にては）――雪じゃあ

十、「たい」が変化するもの

会いたい――あいてえ　　行きたい――いきてえ

痛い――いてえ　　書きたい――かきてえ

十一「こう」が変化するもの

行こう――いかだあ

焼こう――やかだあ

十二接頭語を添えるもの

イ、ぶん

なぐる――ぶんなぐる　　出かける――ぶんだす

まくる――ぶんまくる

ロ、ぶっ

こぼす――ぶっこぼす　　こわす――ぶっこわす

たたく――ぶったたく　　とばす――ぶっとばす

ハ、うっ

くれる——うっくれる　はいる——うっぺえる
死ぬ——うっちぐ　へる——うっぺる

ニ、ひっ

かつぐ——ひっかつぐ　かく——ひっかく
かける——ひっかける

ホ、しゃ、しゃら

つら——しゃっつら
きたない——しゃらっきたねえ

ヘ、ひん

まげる——ひんまげる
まける——ひんまける

十三接尾語を添えるもの

イ、ぽい

あらい——あらっぽい

ロ、ぼう

けち——けちんぼう　おし——おおしんぼう

ハ、ちょう

びく——びくっちょう　先——さきっちょう

ニ、べえ

牛——うしんべえ

ホ、ちょ（打ち消し）

かまうな——かまっちょ　言うな——いっちょ
するな——しちょ　行くな——いっちょ

方言

（あ）

動　ああむく（ああぬく）　あおむく
名　あいこ　両方同じになる
名　あいさ　あいだ

代　あいつ　あの人
動　あい〳〵　歩〳〵
代　あいつらあ　あの人たち
形　あいてえ　痛い　会いたい
名　あいやん　兄さん
動　あかす　知らせる
名　あかげんつう　髪の毛が赤い
名　あかめ　おいかわのおす
名　あかんべえ　いやなことを断る
名　あかんべろん　あかんべ
句　あぐちをかく　あぐらをする
名　あくび　あけび
代　あこ　あそこ
名　あこい　かかと
名　あがりばな　上がり口
名　あくったま　悪いやつ
名　あさぎ　朝
名　あさしがた　朝の間に
名　あさっぱら　早朝
名　あしいれ　略式の婚礼、体だけ婚家へ行くこと
名　あしたなさ　明朝
名　あしったれ　足長ばち
句　あすびっしゃあだあ　遊んでいながら
動　あすべっし　遊びなさい
名　あたまっぴき　軟化病になった蚕
句　あちゃねえ　あてがない、目的物がない
名　あっけらかん　あきれた様子
代　あっこ　あそこ

名　あったらこと　惜しいこと
句　あっちんとう　むこうの人達
動　あっとう　あった
動　あつらあさる　頼まれる
名　あてずっぽ　あて推量
名　あとっしゃり　あとずさり
名　あとめ　後妻
名　あなっぽり　葬式の穴を堀ること、及び堀る人
名　あなんぼうす　穴
名　あにい　年寄りが若い男の人を言う、兄
副　あのくに　あんなに
代　あのし　あの人たち
代　あのもん　あの人
動　あばける　暴れる
名　あまんどう　実の小さい山がき
動　あめえる　甘える
句　あめをくれる　相手を油断させる
句　雨っぷりしゃあだ　雨の降っている間に
名　あら　白米になりきれぬもみ
副　あらかた　たいがい
名　あらく　開墾した畑
動　あらける　火をかきたてる
動　あらす　堕胎する、木をおとす
名　あらぶき　簡単なわらぶき屋根、風が荒い
句　ありいすら　あるでしょう
名　ありき　わら屋根をふく時の足場の横木、小使
名　ありんどう　あり
名　あれえまわし　食後の洗い物

名　あわんぶく　あわ
名　あんねえ　しゅうとめが嫁を呼ぶ、年上の人が隣の若い婦人を呼ぶ
副　あんねえに　あんなに
名　あんびん　さつまいも、とうもろこしの粉で作るふかした食物
名　あんべえ　かげん、様子
名　あんま　乳
名　あんやん　兄さん
（い）
動　いいくめる　言い込める
動　いいこうす　力をいれて言い続ける
名　いいごと　小言、文句
動　いいそっけえる　言いそびれる
動　いかあ　行く
形　いかい　大きい（いかくする＝育てる）「いかい人」
句　いかかい　行こう
句　いかかずか　行こうか
句　いかんじょ　行きましょう
名　いき　ゆげ
句　いきいさあ　行きますよ
句　いきいしょ　行きましょう
句　いきしっけえ　行くに従って
名　いきしな　行くついでに
動　いきっつく　行きつく
形動　いきなり　だらしないさま、急に
句　いきゃがった　行ってしまった
句　いきやった　行き会った

名　いきやり　楽しかったこと、息抜き
名　いぐち　いびき
名　いぐちぐ　物がくいちがうこと
動　いぐる（いびる）　いじる
動　いけん・いけさらん　行けない、いけない（事）
動　いごく　動く
名　いしがけ　石がき
動　いじくる　いじる
名　いじゃある　台所で使うざる
名　いじやし　むやみに食物をほしがる者
形　いじっれってえ　思うようにならずいらいらする
名　いちづれ　一番仲良の友達
名　いちら（いちり）　……まま
副　いっさら　少しも、全然
名　いっしょうまっしょう　一生涯
句　いったっつら　言（行）ったでしょう
句　いっちょ　いうな行くな
名　いと　間
句　いとうか　いたのですか
名　いとがね　はりがね
名　いどこ　居間
名　いとこがたり　いとこ同士の結婚
副　いとど　なおさら
名　いととり　製糸工場で働く女
副　いな　へんな、おかしな、悪い
句　いなやつ（もん）　いやなやついやな人
名　いねご　リンパ腺のはれ
名　いびすすき　ひょうそう

名　いびたれ　寝小便
動　いびる　いじる、もてあそぶ
動　いぼう　化のうする
副　いまっと　もっと
副　いまかじぶん　今ごろ
副　いまっと　もう少し
動　いろう　借りる
感　いんにえ（いんにゃ）（う）　いいえ
動　うきる　歯がうく
動　うくさる　腐る
動　うさあれ　行ってしまえ
名　うし　稲をかけるために組み立てた木・稲架
名　うしんべえ　牛
名　うそっこき　うそつき
動　うたある　ぬかる
動　うちやすれる　忘れる
動　うちょちる　落ちる
副　うっこざっこ　子供の多いさま
動　うっちぐ　死ぬ
動　うっちゃる　捨てる
動　うっちろ　しなさい
動　うっぱしる　行き去る
名　うてげえし　口答え
副　うでっこき　精いっぱい
動　うてる　腐る
動　うでる　ゆでる
動　うなう　耕す

名 うまいれ　田畑へ行く道
名 うまし　晩秋に実をとり自然にやわらかくしたかき
名 うむし　屋根のむね
動 うむす　蒸す
名 うらっぽ　物の先端
名 うんま　乳
（え）
名 ええ　家
形動 ええかげん　いいかげん
形動 ええからかん　いいかげん
副 ええかん　たくさん
名 ええさ　間
動 ええしろう　侮ってあしらう
句 ええたりもんだり　一度決まった事をまたやりなおして、決めかねる。
名 ええて　相手
名 ええまち　けが、あやまち
名 えったんぼう　新平民
句 えてている　要領をよく知っている
名 えびんづる　山ぶどう
名 えぶくろ　鳥獣などの胃
動 えべ　行こう
句 えべっしゃあ　行きませんか
名 えまし　麦をゆっくりたいて柔らかくしたもの
動 えみしゃける　熟してわれる
動 えます　丸麦をゆっくり煮る
動 えむ　熟す
形 えらい　たいそう、多い、苦しい
動 えれる　入れる
名 えんさ　縁側
句 えんで　行って
名 えんのこ　犬の子
名 えんぺつ　えんぴつ
（お）
名 おあったか　愚か者
副 おあてえ　幸いに
句 おあんなって　食べてください
名 おいべっさん　恵比寿様
動 おいのこす　おいこす
動 おいる　芽が出る、生える
代 おいんとう　おまえたち
動 おえばす　めんどうかける
動 おえる　こわれる、腐る
句 おえんなさる　太陽が沈む
句 おおきん（な）（よ）　ありがとう
副 おおけん　大体に、概略に
名 おおご　長男、長女
名 おおしんぼう　おしの人
形 おおこっぺえ　こせこせしないで大胆
名 おおずか　大きい足
副 おおなと　無理に、わざと
句 おおふう　大まかで気前がよい
名 おおぶくちょ　物惜しみしない人
名 おおまくれえ　大食漢
名 おおます　甲州ます、おおます一升は京ます三升
名 おかあん　母親

名　おかうなぎ　へび
名　おかげさん　いろりの自在かぎ
名　おかた　同僚の妻のこと
名　おかっさん　嫁さん、自分（他人）の妻
形　おかしい　おもしろい
名　おかんけ　勧化の変わったもの、寺社修理、祭りの寄付
名　おき　赤くこおった炭火
名　おくりっと　葬式の時野辺送りをする身内の人
句　おくんなって　ください
名　おけえ　おかゆ
名　おけえこ　養蚕、習いごと
名　おけえやく　おせじ
名　おこうこ　つけ物
名　おごっそう　ごちそう
名　おさかや　よだれかけ
句　おさがりなって　おふろにはいってください
形　おさくい　なれやすい
名　おざら・おおめん　めん類
名　おさんけえり　しかえし
名　おさんせに　さい銭
名　おしきせ　晩しゃく、奉公にでてもらう着物
名　おしたし　しょう油
名　おしめえ　終わり
名　おじや　雑炊
名　おしゃか　製品にならないもの
名　おじやっか　がさつき女
名　おしゃり　白きょう病で死んだ蚕
名　おじゃん　中止になること、不成功

形　おしょうしい　恥ずかしい
名　おじょうもん　娘
名　おしょうりょうとんぼ　赤とんぼ
動　おしらかす　後から押す
名　おじんぎ　慶弔のあいさつや金品、遠慮
名　おせえ　おかず
名　おせんがじ　千か寺参りの求者（千のお寺まいりをする人）
形　おぞい　おぞましい、悪賢い
副　おそっぱめ　遅い時刻
形　おそしゅう　夕方のあいさつ
名　おそんねえ　鏡もち
名　おだ（をあげる）　気えんをあげる
名　おたま　お手玉
名　おだら　うどん、めん類
名　おだれ　ひさし
名　おちゃっぱり　上っぱり
動　おちゃらかす　ちゃかす
名　おちゅべ　お世辞
動　おちょちる　落ちる
句　おちんぶりをかく　すねること
動　おっかながる　こわがる
句　おつかれなって　疲れたでしょう、夕方のあいさつ
名　おつきょうさん　お月さん
名　おっくう（がる）　面倒（がる）
名　おっこ　菓子（幼児語）
動　おっこう（くさびを）　さしこむ
動　おっこずめる　押しこむ、人をいじめてやっつける

動　おっこぼす　　こぼす
動　おっこむ　　どなり込む、文句を言いに行く
動　おっころぶ　　ころぶ、倒れる
句　おったてに結ぶ　　逆に結ぶ
動　おったつ　　立つ
動　おっちゃらかす　　ちゃかす
名　おっちゃん　　おじさん、他家の男の人
名　おっと　　酒（幼児語）
動　おっぽろう　　追い払う
名　おつぼ木　　植木、庭木
名　おでえじん　　財産家、金持ち
名　おでえもく　　お題目
名　おでえろさん　　内裏びな
名　おでく　　人形
名　おてんごむし　　かぶと虫
名　おてんたら　　こび、へつらい
名　おとうじん　　わけのわからない人
句　おとがとおい　　次に生まれる子との間が幾年もあるうすばか
句　おとがねえ　　血のめぐりの悪い
名　おとき　　手紙がこない
名　おとこし　　法事
名　おとっちゃん　　男性、夫
名　おとっとき　　お父さん
名　おとてえ　　とっておきの尊いもの
名　おとぼれえ　　一昨日
名　おなけえ　　葬式
名　おなべ　　妻
　　夜仕事をする

名　おにっこ　　おにごっこ
名　おねえり　　みこしをねること
名　おばあ　　祖母、先母
名　おばく　　麦ばかりのめし
名　おはしん　　裁縫
名　おばやん　　四〇歳くらいの女の人の総称
名　おばんし　　炊事をする人
名　おはんねえり　　米や銭を紙に包んで神仏に供えたもの
名　おぼうじゃあ　　ひざ
名　おぼこさん　　蚕
代名　おまん・おめえ　　相手を呼ぶとき（あなた）
動　おやす　　こわす、終わらせる
名　おゆうじゃく　　妊娠五か月目の戌の日の見舞
名　おようじゃ　　昼間と夕食の間のごはん又はお茶
名　おらが　　私の家
動　おろぬく　　間引く
副　おんこう　　大げさ
動　おんげえす　　行ってすぐ帰る
代　おんし　　あなた、おまえ
名　おんなし　　妻、女性
代　おんに　　私に
代　おんの　　おれ、おまえ（幼児語）
名　おんぼやき　　死人をやく、又はやく人
句　おんぼろさんぼろ　　ぼろぼろになった衣服
　　（か）
名　かあぎ　　流木
句　かあざあ　　さあ食べよう
名　があたく　　素直でない乱暴者

名　かあち　代わり
名　かあながれ　水死人
動　かあばる　乾燥して固くなる
名　かあぼし　川をせきとめてする漁
名　があもく・があむく　川藻（も）
動　かあら　川原
名　がある・げえる　かえる
句　かあれん　食べられない
形　かいい　かゆい
形動　かえええぎだ　かわいそうだ
形動　かええしい　かわいい
名　かかりっと　たよられる人、時にはすねかじり
動　かかる　動物が交尾する、やっかいになる
名　がき　小児をののしっていうば
名　がけえ　家の構え、人の体格等の外見
句　かげんが悪い　気分が悪い
名　がさ　かさ、量
形動　がさつ　粗暴でぞんざいなこと
名　かざっぱな　雪の降りはじめ
名　がし　強情な性格、強い体
動　かじくる　かじる
句　かしょう　貸してくれ
名　かずけ　かこつけること
動　かずける　蚕が脱皮して桑を食べ始める
名　かすげえ　かすがい
名　かたぐそ　けち
名　かたびら　嫁いだ夏、生家の親から送る夏の着物
動　かためる　戸や障子を閉ざす

動　かたる　加わる
名　かっこ　げた幼児語
形　かったりい　だるい
名　かっちき　草をきざんで肥料にしたもの
名　がっちょうけん　子供の物の奪い合い
動　かっぱろう　盗む、草を刈りはらう
名　かてっぽう　片方
動　かてる　加える
副　がとう　たくさん・非常に
名　かなんぶう　こがねむし
名　がに・がにんべえ　かに
動　かにんする　許す
句　かのうめえ　かなわないでしょう
名　かばり　毛針
名　かぼちゃ　かぼちゃ
名　かぶつ　株・根子
動　かまあれる　いじめられる
名　かまいたち　気圧の関係で受ける裂傷
動　かまける　夢中になる
名　かみすり　かみそり
名　かみず　桑の実
動　かもう　いじめる
動　からげる　まきつける
名　からまめ　落下生・南きん豆
名　がれ　山の崩れたところ
名　かわべた　川岸
名　かんから　空きかん
名　かんでえぎ　切ったまき

名　がんどう
（き）
名　きげ
名　きじり
名　きしゃご
動　きしゃばる
名　きずけえ
名　きたりもん
句　きっしゃあ
副　きっちら
名　ぎっちょ
名　きっつけ
名　きっぽし
句　きつら
動　きとう
副　きなりに
名　きにょう
名　きび
名　きびしょ
名　きもっきれ
形動　きもなが
名　きもん
名　ぎょうさ
名　きょうばん（一升）
名　きりだめ
名　きりばん
名　きんぎれ
（く）
のこぎり
きね
ろばたのまきを置くところ
おはじき
いばる・でしゃばる
うちとけないこと
よそから来た人
いらっしゃい
ちょうど、きちんと
左きき
土寄せ
さつまいものきり干し
来たでしょう
来た
自由に、気ままに
昨日
気味
きゅうす
短気な人
気長
着物
行儀行儀作法
大ますに対して京ます（共通の一升）
ひや麦の水をきるはこ
まな板
木片
句　くいくい
句　くいてえ
名　くいやけ
名　くさ
動　くさぐ
名　ぐしゃんぼ（ぼん）
動　くすがる
名　くすべ
動　くずる
句　くせがつく
名　くそっかあ
動　くそっこなし
名　くそむすび
動　くたばる
名　くちろんじ
句　くちょうきいちょ
形　くちょうしい
動　（目を）くっちゃぐ
名　ぐっちゃり
動　くっつく
名　くで
名　くど
名　くね
動　くねる
形　くぼい
名　くぼったま
動　くむ（くみっこ）
動　くらあせる
食べながら
食べたい
食べ残り
湿しん　おでき
かぐ
わからずや
つきささる
ほくろ
小言をいう
作物が病気になる
表皮
めちゃめちゃにけなす
結びっきり
死ぬ
口論
口をきくな
くやしい　残念だ
（目を）閉じる
ぬかるみ
相思の仲になる
糸などがもつれること
かまど
竹やぶ
年齢以上にふける
へこんでいる
へこんでいる所
交換する（交換すること（名））
なぐりつける

句　くりょう　ください
名　ぐるい　周囲　まわり
動　くるう　戯れ遊ぶ
動　くるむ　包む
名　くるみ　足のくるぶし
句　くれっか　あげようか
名　くろ　畑などのすみ　境
句　くわざあ　食べよう
動　くわずけ(る)　蚕がならんで起きた直後桑をやること
動　くんのむ　物をのみ込む

（け）

助　…け(飲むけ)　疑問　質問を表す(飲みますか)
動　けえ　食べなさい
名　けえがら　たまじゃくし
名　けえき　甲斐絹
名　けえし　にわとりの糞
名　けえしゃく　耕作
副　げえに　大して
動　けえだす　くみ出す
名　けえぼし　たまり水をくみ出して魚をとること
名　けえむし　毛虫
句　げえもねえ　つまらないこと
句　けえりしな　帰りついでに
動　けえる　消える　帰る　交換する
名　げえる　かえる
名　けきりむし　かみきりむし
動　けける　上にのせる
名　げす　げすっぴ　程度の低い　最下位
名　げすいた　こたつの上に置く板
句　けたっくそわりい　縁起がわるい　気持ちがわるい
動　けっからかす　けたおす
句　けつかあれ　そうしていろ
形　けったりい　だるい
動　けっちる　便秘する
動　けっつまじく　つまづく
名　けでえ　わらでつくったみの
名　けば　まゆの外側の糸
形　けぶってえ　けむたい
句　けもけじゃらもない　なに一つない
句　けもない　なに一つない
形　げもねえ　つまらない
動　けやす　消す
名　けんごうず　米のとぎじる
名　けんつく　ひじ鉄
接　けんど　けれども
名　けんびき　肩のすじ　苦労事　心配事
副　けんぺえに　おうへいに
副　けんまく　怒った顔つき　散らしたありさま

（こ）

接頭　こ　こでっかい
助動　ごいす　ございます
動　こう（ふところに）こいる　（ふところに）入れる
動　こうし　きなさい
句　ごうぎ　もない　とても立派だ
名　ごうじ　便所のうじ
名　こうしゃ　功者　ませている

形動　こうしゃっぺえ　生意気
名　ごうせえ　立派なもの
名　こうち　一かたまりの部落の呼称
接　こうちゃあ　これからは　今後は
句　ごうのうがきかん　思うように体が動かない
句　こうべえがのろい　動作が緩慢　こう配がゆるい
形動　ごえんけん　無関係
名　こが　大きなおけ
句　こきんわりい　気にくわない
動　こぎる　値切る　小さく切る
動　こく　ののしって言う
名　こくそ　蚕のくそ
動　こぐる　くぐる
代　ここうらあ　この辺
名　こさ　陰
名　ござなおし　兄が死亡し弟が兄嫁を妻にする。
動　こじくれる　すねる
句　こしょうかける　腰を下ろす　邪魔をする
動　こしょげる　ごぼうの黒い皮を包丁のみねではぐこと
名　こしり　蚕のふん
名　ごしゅうぎ　結婚式のこと
形　こすい　小さい　ずるい
動　こづく　なぐる
名　こずみ　芋などの小さいもの
動　こずむ　沈でんする
動　こせえる　作る　こしらえる
名　こせみち　せまい道
動　こそくる　修理する

形　こそっぽい　表面があらい
名　こたが　小さいおけ
名　ごたく　不平　言いぐさ
接尾　－こっきり　－かぎり
名　ごっそう　ごちそう
代　こっちゃあ　こちらは
形動　ごっちょう　疲れる
句　こっちんとう　こちらの人たち
動　こでえる　成長が止まる
動　こなす　けなす　脱穀する
句　こねえだ　この間
動　このがる　かがむ
副　このくに　こんなに
名　こば　柱などの角はし
名　こばし　千束こき
動　こびっつく　こげつく
名　こびっつけ　こげたご飯
名　こましゃくれ　大人びた子供
名　こまんざあれ　くま手
名　ごまんぜえ　万歳（まんざい）
名　ごもしん　お願い
名　こもっせい　十二月三十日
句　これっくそ　こんなに少量
名　ごろっち　ふくろう
名　ごろはち　ごはんぢゃわん
名　こわめし　赤飯
句　こんけえ　このくらい
副　こんだぁ　今度は

句　こんつれえ(こんくれえ)このくらい　こんなこと
名　こんどうし　小さいざる
形　こんぴい　小さい
名　こんぶくろ　小さい袋
名　こんぼ　ねこや犬の前あし
名　こんぼう　子牛
名　こんぼうす　小さいうす
（さ）
助動　ざあ（行かざあ）　さそいかけ（行こう）
動　さある　さわる
句　ざあてに　……くせに　……であるのに
感動　さいなあよ　さようなら
名　さかさみず　水に湯を注ぐこと
形　さがしい　けわしい　傾斜が急な様子
動　さくる　うねを作る　人をおだてる
動　ささっけえす　探すためにかき回して散らかす
句　ささらほうさら　めちゃくちゃ　さんざんなさま
形　さしい　久しい
名　さっき　先ほど　先刻
形　さぶい　寒い
動　さぼかす　ほうる
名　さぼし　しゃく婦
名　ざまく　だらしのない様
名　さまさんじょう　目もあてられない様子
形　さめしい　寂しい
接尾　さら（箱さら）　…ごと（箱といっしょにみんな）
動　さらべえやめろ　やめろ（自暴自棄）
助　……さる（行けさる）　可能の意味（行ける）

副　さんざっぱら　さんざんに　長い間
名　さんじゅうばれえ　後始末をしないでほうっておく事
動　さんじらかす　散らかす
名　ざんまく　一面とりちらかっているさま
（し）
助　し（行けし）　命令形　意味を強める（行け）
名　しあさって　明明後日
句　しいちょ　強要しないで
名　しいれせき　百日せき
動　しいれる　せきこむ
句　しかしか植える　間のないように植える
動　しがれる　よく熟す
名　しき　底
動　しぐ　死ぬ
句　しこういう（する）　身分不相応なことを言う（する）
形　じこうしい　多い　たくさん
動　しこうす　ひっきりなしに続ける
動　しそっけえる　しそこなう
名　したじ　うどん類のしる
名　じだら（じだらく）　だらしないさま
形　じちなし　無器用　いくじなし
動　しちょ　するな
動　しつける　稲の苗を植える
名　しった　器の底
名　しっちく　じゃんけん
名　しりっぱね　後ろへはねたどろ
名　しっぷり　一番しまい

動　しとう　　したする
句　しないいかっこうがいい
動　しにる　　内出血する
名　しのうこうしゃく　いろいろな文句をいう
動　しはんねえる　しはじめる
名　しはんいし　土台石
形　しびてえ　ずうずうしい　横着
名　しびびい　からすのえんどう
動　じぶくれる　すねる
名　じぶり　本降り
名　じべた　土の上
名　しみったれ　けち
動　しみる　寒さで野菜が腐る
動　しめえ、しまっちめえ、しまいなさい　止めよう
名　しめし　おむつ
動　しもう　しまう　終わりにする
名　しゃあくむ　驚いて動けなくなる。
名　しゃあだ　仕業
副　しゃあだに　いつも
名　しゃえん　野菜をつくる畑　菜園
名　しゃえんもん　野菜
名　じゃくろ　ざくろ
動　しゃける　さける
動　しゃばく　破る
動　しゃべくる　しゃべる
動　じゃれる　ふざける
名　しゃんこ　すわる（幼児語）
名　しゅん　季節や時期の到来時

名　じょうぐち　道から家への入り口
副　じょうじゅう　常に　たびたび
句　しょうづく　ひどい目にあう
副　じょうぶ　すっかり　たいそう
名　じょうり　ぞうり
名　しょく　すわり机
句　しょくすぎる　よすぎる　分に過ぎること
動　じょける　ふざける
副　しょっちゅう　始終
名　しょっぱな　物事のはじめ　最初
動　じょる　料理する
句　しょんねえ　仕方がない
名　しょんべん　小便
動　しらばっくれる　知らぬふりをする
句　しらんら　しらないか　しらないだろう
形　しわい　しぶとい
名　じんぎ　冠婚葬祭の贈答のあいさつや金品
名　しんたく（しんや）　分家
動　しんでる　供物を上げる
動　しんど　しない
名　しんとう　芯　中心
動　しんどう　死んだ

（す）
助動　ず（止めず）　……しょう（止めましょう）
名　すいこき　すいっぱ
名　すいほろこが　据えふろおけ
名　ずうてえ　身体
名　ずか　足

動　すく　　編む
名　ずく　　根性「ずくがある」
名　ずくし　　熟したかき
名　ずくなし　　根性なし、なまけ者
名　すくも　　麦をこいた後のから
動　ずくらむ　　すわり込む
動　すぐる　　わらの外皮とり整える
名　すげえ　　わらを結び束ねるのに用いるもの、対（ひとすげえ＝一対）
形　すけねえ　　少ない
動　すける　　手伝う
動　すげる　　つなぎあわせる
動　ずっこける　　ゆるんでずり落ちる
動　すっこむ　　引っ込む
形　すっちょうねえ　　愛想がない
動　すっぽかす　　投げつける
動　すっぽらかす　　投げやりにする
副　ずでえ　　いっこうに
副　ずでえこうでえ　　いっこうに
名　すどう　　下着なしで着物をじかに着る
形　ずねえ　　ずぶとい、ずうずうしい
動　すびる　　はれ物のはれがひく
形　ずぶとい　　ずうずうしい
―ずら　―ずれえ　　―でしょう「そうずら」
動　する　　損する
形　ずるい　　ゆるい
動　ずるける　　なまける　不貞
名　すれっからし　　悪い意味で世の善悪を知りつくしている人
名　ずんぐり　　どんぐり、家で作ったこま
（せ）
名　せえ　　身長、背丈
せえ　　故　（おまえのせえにする）
動　せえする　　いじりまわす
形動　せえせえ（―する）　　あきあきしたさま（気持ちがさっぱりする）
名　せえそく　　催促
名　せえだいも　　馬鈴しょ　じゃがいも
名　せえたら　　余計な世話「せえたらしちょ」
名　せえはれえ　　はたき
名　せき　　余地
名　せぎ　　人工水路
動　せける　　あわてる、せっこむ
動　せっこうかける　　督促する
名　せっとう　　ほほじろ
名　せっとう豆　　うずら豆
形　せばい　　狭い
動　せぶる　　境界を動かして自分の土地にする
名　せんころ　　先日
名　せんぞにきる　　細かくきざむこと
副　せんに　　前に
名　せんみつ　　うそつき
（そ）
名　そうとめ　　田植え女
名　そうよめ　　花嫁につきそう女の子
代　そけえら　　その辺
名　そこし　　そこひ
動　そぜえる　　ふざける

名　そそ
形　そぞしい
動　そそぼる

接尾　〇〇ぞっき
　そっきりばかぁ
副　そっくらあげる
形動　そっくらだ
形　そっけねえ
句　―そっける
名　そっぷり
名　そのいちら
句　そのかあち
副　そのくに
動　ぞびきだす
動　そべえる
形　そぼれえ
副　それきい
句　それこさ
動　そろす
動　ぞろびく
副　そんけえ
句　そんつれえ
副　そんねえ

（た）

名　たあごと
名　たあし
名　たあた
名　たいしょう
名　だいどこ
動　たおす　たおれる
名　たかし
名　たかすんぼう
名　たかば
動　たかる
動　たくる
名　ただいも
名　たたきだいく
副　だたらくたら
名　たちっこ
形　だちゃねえ（だちもねえ）
名　たっつき
名　たてこうずい
名　たぼけえり
名　たぼこ
名　だぼら
形動　たまか
名　ためんじり
形　たやあねえ
　だれん　だれんな
名　だんごばら
名　たんび

（ち）

名　ちあんめえ
名　ちぎ

すそ
涼しい
わらくずなど手ですくってふんわりさせること
混ぜ物がないこと
ただそれだけ
すべて全部、
にていること、そっくり
無愛想な、充分でない
機会を失う「行きそっける」
そぶり
そのまま
その代わり
そんなに
引きずり出す
戯れる、ふざける
うるさい
それだけ
それこそは
そろえる
粉にしないように簡単にうすでひく
そのくらい「そんけえでいいわ」
そのような
そんなに

たわごと、理屈にあわぬこと
たわし
たび（幼児語）

第三人称「彼」の代わりに使う
勝手、土間
損をさせる、損をする
竹馬
竹筒
高いげた
とまる、病気が伝染する
まくり上げる
里芋
下手な大工
むやみに
巣立ったばかりのひな
もんぺの一種
つまらない
雨が激しく降るさま
たばこ入れ
たばこ
ほら
倹約でひかえめ
下水だめ
容易である、たやすい
だれがそんなことをするものかの略
団子花、一月十四日に団子を飾るかしの木
度、たび「行くたんびに……」

血の病、お産のあとなどで血のおさまらないこと
大きな天びんばかり

名　ちく
名　ちぐっか
名　ちそ
形　ちっくい
形　ちっくりい
副　ちっと
形　ちゃくい
名　ちゃのこ
動　ちゃべくる
名　ちゃまが
名　ちゃら
動　ちゃらかす
形　ちゃらっこい
名　ちゃんかけら
名　ちゃんなべ
形　ちゅうちゅう
名　ちゅうべえ
形動　ちょうきゅう
動　ちょうしづく
動　ちょうす
名　ちょうちょんめえ
句　ちょこまかする
副　ちょっくら
句　ちょべちょべする
動　ちらかす
名　ちりめんぼうし
名　ちんぎり
名　ちんだらかあけ

げんこつ
不ぞろい
しそ
小さい
小さい
少し
ずるい、横着な
朝飯
よくしゃべる
茶がま
冗談
茶化す
丈夫でない、こわれやすい
せと物のかけら
ほうろうびきのなべ
衣類が小さすぎてきゅうくつ
おべっか、おてんたら
きちんとしたさま、正しい
いい気になる、ふざける
おだてる
ちょう
ちょこちょこ差し出口する
ちょっと
余計なことをする
乱雑にする
しらすぼし
片足ではねまわる
血まみれ

形　ちんぴい
句　ちんぷりをかく

（つ）

名　ついじ
動　ついやす（つやす）
動　つかまる
形　つがもない
名　つぎつぎどうこ
動　つくじる
動　つくすぐ
動　つくどれる
動　つくなる
動　つくねる
名　つけぎ
　つけこ
動　つっくむ
動　つっこびる
名　つつったけ
名　つつっぽ
動　つっとうす
動　つっぺえる
名　つばくら
形　つべてえ
名　つぼ
名　つぼあし
名　つぼっくち
名　つまんばり
名　つめくそ

小さい
すねる

石がき
はれもののうみを出す
すがりつく、捕えられる
とんでもない
すぎな
つつく
針などをさす
やわらかくて形がくずれる
積み重なる
積み重ねる
物をもらった時その容器に添えて返す品物
もちを小さくまるめ、あんこをつけたもの
崩れる
こげる
着物や衣服の丈
筒そで
さしこむ
水たまりにはいりこむ
つぼめ
冷たい
たにし
素足
小さい口
ひょうそう
ほんのわずか

動　つめじくる
名　つよ
動　つらまる
名　つりぼし
名　つるしんぼ
名　つるしんぼう
名　つるっぱし
動　つるむ
動　つんだす
動　つんできる
動　つんむらかす
（て）
名　ていも
感動　てえ
助　……てえ
副　てえげえ
名　てえこ
名　でえこ
名　でえこくばしら
名　でえじぼうじ
名　でえどこ
名　てえら
名　でえり
動　でかす
動　できさらん
名　できもん
名　でく
名　でくなり

つねる
つえ
捕えられる
落下さん
既製服
干しがき
つるはし
動物が交尾する
出す
無断で嫁が実家に帰る
そそうをする

山芋
あれまあ
……たい「会いてえ」
たいがい
太鼓
大根
大黒柱
大切、大事
勝手、台所
平ら、あぐら
公道から玄関まで
出す
できない　でられない。
湿しん、はれ物
人形、役に立たない人
容ぼうとか顔つき、格好

名　てくらがり
動　てくる
名　手ぐれえ
名　てこじりもん
句　てごっちょにいかん
副　でし……
句　てしっこにゃあいかん
動　でっかあす
名　てっくり

名　てっぺん
名　でっぽうけ
名　てねげえ
名　でばっぽうけえ
名　てばっぽうなし
名　てびれえ
名　てぼたん
名　てまっけえり
名　てめえ
名　てめえんとう
名　てよう
名　でろ
名　てんこもり
名　てんじく
副　てんづけ
名　てんでに
動　てんどう
（と）

灯が手のかげになって手もとがくらくなる
歩く
手まね
もてあます人
思うようにならない、手に負えない
ぜひ……
自分の力ではどうにもならない
出会う
両腕を胸の前でぐるぐる回す小さな子供の遊び
一ばん高いところ
出放題
手ぬぐい
無計画、出たとこ勝負
物持ちの悪い人
盆にのせず素手で給仕すること
線香花火
労働交換　ゆい
おまえ
おまえたち
手入れ、世話
どろ
山もり
空、天
最初から
めいめいに、おのおのに
手伝う

名　とい（といみ）
名　とうがき
名　どうきん
名　どうご
副　……どうし
名　とうすみ
名　とうせんばっこ
名　どうづき
動　どうづく
名　とうねっこ
句　どうぶつをいう
句　とおりがいい

名　とが
動　とがめる
副　とけえてに
名　とこ
名　とこば
名　ところとっぱし
動　どじくれる
動　とじばる
動　どぜえる
動　とちぐるう
句　とつかもない
動　とっちげえる
名　とっつき
動　とっつく

病気見舞
いちじく
ぞうきん
道具
通して、常に「泣きどうし」
灯明のしん
とうせんば
地固め、地突きの作業
強くうつ、なぐる
当歳馬、子馬
わけのわからないひとり言
話がよくわかる、理解が早い。家の血統がよい
無慈悲な行い、わかわいそう
傷が化のうする、問いただす
ときたま　ときどき
ところ
床屋
あちらこちら
すねる
くっつき合う
悪ふざけをする
友だちどうしでふざける
とんでもない
とり違える
最初、第一印象、家の入り口「とっつきが悪い」
仕事をはじめる

名　とっとき
動　とっぱらう
句　とっぴょうしもねえ
動　とっぺえす
名　とびっこ、とびっくら
名　どびんちょ
名　とびんずる
動　とぶ
名　どぶづけ　どぶ
名　とまぐち
名　とゆ
動　とんがらす
動　とんがらかす
名　どんじり
動　とんのける
動　とんびゃあがる
動　とんびょうりる
名　とんびょくりん
（な）
動　ないないする
動　なおる

名　なかいれ（なけえれ）
名　ながさあ
名　ながしもと
名　なかっせえ
名　ながっちり
名　ながむし

しまってある大事なもの
取りはらう
途方もない
からかう、子供をあやす
かけっこ
おたまじゃくし
おたまじゃくし
走る
ぬかみそづけ
家の入り口
とい
とがらす
とがらす
最後
かたづける
はね上がる
とび下りる
落ちつきのない人

しまう（幼児語）
あとを継ぐ　兄が死んだ後、弟が兄嫁を妻にすること
午前十時ころのお茶
長さは
台所、流し
長子と末子の間の子
長居をする人
へび

名　ながや　物置
助動　……なって（おくんなって）　敬語の助動詞（ください）
名　なつば　夏の間
名　なつまめ　そら豆
動　なでくる　なでまわす
副　なにょう　何を
動　なまける　気分が悪くて食がすすまない
形　なましい　生である
名　なめくじら　なめくじ
名　なめみそ　金山寺みそ
動　ならぶ　蚕が脱皮の時桑を食べなくなる
名　なりくだもの　果物
名　なりんぼう　レプラ患者
形　なるい　ゆるやか　強くない
名　なれえ・なでえ　傾斜　はす（ななめ）
名　なれえで　習いはじめ　未熟者
句　なんしい　何をするために「なんしいきとうだ」
句　なんたらこんにも　否定の意に使う
句　なんちゅうこんずら　なんということでしょう
句　なんちょうにも　何分にも　なんとかして
名　なんばん　唐がらし
句　なんぼうでも　いくらでも
副　なんぼか　いくらか
句　なんぼもねえ　いくらもない
（に）
名　にいえ　新しい家　分家
形　にいしい　新しい
形動　にいやか　にぎやか

名　にお・にょお　稲むら・稲束を積み重ねたもの
形　にくっちい　にくたらしい
動　にじくる　荷を背負子にくくりつける
動　にせる　着物などが似合うようす
動　にのう　肩にかつぎ手で荷物を運ぶ
名　にわおき　蚕が四眠からさめる時
名　にわっとり　にわとり
名　にわならび　蚕が四眠にはいる時
（ぬ）
名　ぬいあげ　腰あげ
動　ぬかす　仲間からはずす　言う
形　ぬくとい　暖かい
動　ぬくとまる　暖まる
動　ぬくめる　暖める　にわとりが抱卵する
形　ぬこい　小さい
動　ぬたくる　あたり一面ぬりつぶす
動　ぬたびる　ぬる
形　ぬるい　微温
名　ぬわ　庭
（ね）
名　ねえ　苗
助動　ねえ　ない「ひまがねえ」
名　ねえずくい（し）　ご飯のたきたて
名　ねえどこ　苗床
動　ねえちょ　泣くな
名　ねえつぶれ　中止になること
名　ねえどり・ねえどろ　煮たった湯又はしる
名　ねえま　苗代

名　ねえやん　姉　ねえさん
名　ねえら　ねこ　馬などの内臓の病気
動　ねえる　眠る　煮える
名　ねこだ（ざ）　大きなむしろ
名　ねずみたけ　ほうきたけ
名　ねしな　ねながら
名　ねた　しかえしの意味でする乱暴
形　ねちっこい　念入りだ　ねばりづよい
動　ねちょ　寝るな
副　ねっこさあら　根のついたまま　跡もなく全部
名　ねびる　のびる
名　ねぶ　ねむの木
名　ねぶつ　ねぶとのはれ物
動　ねめる　ねらう　にらむ
名　ねりくり　さつまいもに小麦粉をまぜて塩味をつけた食料
動　ねりくる　練る　こねる
名　ねんねこ　ねんねこばんてん
（の）
句　のうたらもねえ　むだなこと　役に立たない
名　のうてんき　少し足りない人
名　のうなし　役に立たない人
名　のうのさん　神仏（幼児語）
句　のうもねえ　つまらない事だ
句　のうもなく　身分相応の程度を越えた場合につかう
名　のげえり　葬送からの帰り
動　のさばる　横へいに振るまう
名　のしいれ　のしこみ　名　のしんぼう　もちやめん類をのす時用いる棒
動　のす　木に登る　やっつける、めん類を薄く広げる
形　のっき　いっしょうけんめいやる
動　のっくむ　飲みこむ
動　のっける　上にのせる
動　のっこす　追い越す
動　のっぷす　のっぷせる　おさえこむ
名　ののこ　綿入れの着物
形　のぶい　ずうずうしい
形　のぶてえ　ずうずうしい　大胆
名　のめ　のんめ　ものもらい
動　のめこむ　すべりこむ
動　のめす　はり倒す　打つ
名　のらくろ　なまけ者　打つ
名　のり　のりっこ　協力するまた共有物
副　のろくさ　のろのろ
動　のんばめる　のどにつかえる
（は）
名　はあき　ほうき
副　はいく　早く
助　…ばか　…ばっか　ばかり（およそ）…ばかし
名　はくさ　歯そうのうろう
動　はぐしゃれる　ふざける
名　はくしょん　くしゃみ
形　はげっちい　すばしこい
名　はじっこ　端
形　はしっこい　すばやい　かしこい
動　はしゃあぐ　ふざけたわむれる

名　ばそく　即死
名　はだしったび　地下足袋
副　はだって　わざわざ
名　はち　頭
名　はっかけばばぁ　彼岸花
名　ばっちらけえっこ　物を取り合ってするけんか
動　ばっちらこう　取りっこする
名　はつどまり　結婚三日目の里帰り
名　はづな　手綱
名　はっぱ　おしまい（幼児語）
名　はな　こうじ　最初
名　はなっかさん　花嫁
名　はなんがあ　病気で鼻がなくなった人
名　はにち　歯ぐき
名　はねぼく　不合格
名　はば　田畑のあぜの傾斜地
名　ばば　きたないもの（幼児語）
名　はばき　脚はん
名　はばぎ　気前がいいこと
形　はばったい　おなかが張った感じ
形　ばばっちい　きたない（幼児語）
動　はばむ　お乳などが張った状態
名　はまいか　涼み台
名　はまが　はがま　飯たきがま
名　はらみっとう　妊婦
名　ばりき（ばりきひき）　荷馬車（荷馬車をひく人）
名　ばりばりん　もみの木
名　はるた　はるった　一毛田　一年中水がたまっている田

名　ばんげえ　夕方　夜
名　ばんじょう　大工
名　はんぞう　浅いおけ
句　はんだ　はずだ
名　ばんしょ　ばんちょう　順番がまわってくること
副　はんで　早く、しばしば
副　ばんてっけえり　代わりばんこに
副　ばんてに　〃
名　はんどうさく　半分の収穫
動　はんなある　始まる
動　はんねえる　始める
名　ばんびろ　横はばの広いこと
名　はんべら　半分
（ひ）
名　ひあええ　家と家の狭い間
副　びいたらびいたら　けじめをつけずにぐずぐずしている様子
名　ひいる　ひる
名　ひがた　ひなた
動　ひきる　成熟した蚕の体が透明になる
名　びく　びくっちょ　悪意をもって女の子を言う
動　ひけらかす　自慢する
名　ひこおび　小児の着物のつけひも
名　ひざっこぞう　ひざ
名　ひじきり　不精者
動　ひしぐ　手づかみにする
名　びしょ、びしょまい　皮の薄い繭
名　ひじろ　いろり
動　ひだす　穀物などを箕に入れて塵やしいななどと仕分

形　ひだりい
名　ひちや
名　ひつ
名　ひっかけら
動　ひっかしぐ
名　びっくら
名　ひっくりけえさ
名　びっこしゃっこ
動　ひっこすける
副　びっしり（ら）
動　ひっちゃばく
動　ひっちゃる
動　ひっちょう
動　ひっつかめる
動　ひっつれる
動　ひっぽかす
動　ひっぽなげる
名　ひてえぐち
名　ひとかたき（け）
副　ひとくさり
名　ひとくされ
名　ひとこ　ひところ
名　ひとすげえ
副　ひとっきり
名　ひとっとこ
句　ひとっとし
副　ひとっぱ　ひとっぱし

ける
空腹なさま　だるい
質屋
室
かけら
傾く
驚くさま
さかさ
はき物が揃わないとき
抜ける
すきまなく　たくさん
破る
後へさがる
背負う
捕まえる
親類関係にある
投げ出す
投げる
額
一度分の食事
しばらく
ずぶぬれ
ふところ
一つがい　一対
しばらくの間
同じところ
同じ年齢
少し

形　ひどろい　ひどろしい
動　ひねくる
名　ひぶれ
名　ひぼ
名　ひまっくらし
動　ひやかす　ひよかす
形　ひやずい
形　ひやっこい
名　ひょうな
名　ひようとり
名　ぴよんこ
名　ひら
形　ひらびってえ
動　ひる
名　ひる
名　ひるまっから
名　びんぎ
動　ひんぐりけえす
動　ひんづぶす
名　びんた
名　びんたあ
句　ひんよりいる

（ふ）

名　ふい
名　ふいきだけ
名　ふいきん
名　ぶきっちょ
名　ふきぶり

まぶしい
ひねる
夜火をともしてする漁
ひも
ひまつぶし
水に浸す
年より若くみえる　子供っぽい
冷たい
ひよこ　ひな
日当で雇われている人
ひな
山、屋根の斜面
平たい
大小便をする
にんにく
午後
伝言
ねんざする
ふみつぶす
ほほをたたくこと
やけどのあと
そのままにしておく

だめになること
火吹き竹
ふきん
不器用
暴風雨

名　ぶく　忌服　喪中
名　ふくべ　出産して一か月未満の間
名　ふじくら　ひょうたん
名　ぶす　ぶすっつら　麻裏草履
　ぶすっか　ふすっか　無愛想な顔
形　ふだっぽい　あてもなくぶらぶら歩く
動　ぶちかある　しめっぽい
動　ぶちゃある　あお向けに寝る　倒れる
動　ぶちょうちる　捨てる
動　ぶっかる　ぶっかある　落ちる
動　ぶっけえす　倒れる
動　ぶっこぬく　裏がえしする
動　ぶっさろう　抜く
動　ぶったくる　なぐる
名　ぶっちげえ　覆いをとる
動　ぶっちゃばく　たがいちがい
動　ぶっつかる　破る
名　ぶって　突きあたる
名　ぶに　魚をとる竹であんだ道具
名　ふり　分けまえ
名　ふりてんごく　下ばきを着けてないこと
　ふりまわすこと
形　ふるしい　古い
名　ふるしき　ふろしき
動　ふれえる　ふるえる
句　ぶんきもねえ　程度を越えたこと
名　ふんごみ　ももひき
名　ふんずき　踏みくわ（畑をほりおこす道具）

動　ふんだくる　奪う
動　ぶんだす　出かける
動　ふんづける　ふみつける
　（へ）
副　へえ　もう　もはや「へえ行くだか」
名　へえ　灰　はえ
名　べえ　倍
名　へえし　林
動　へえす　幼児をあやす　ねこがじゃれる
動　へえとう　履いた　掃いた
名　へえび　へび
動　へえる　入る
動　へぐ　はぐ　そぐ
動　へずる　少くする
動　へぞる　へどる　乾くために反る
名　へた　舌
名　へたっくそ　下手
副　べたに　一面にずっと広がっているとき
名　へちょむくれ　ばかな奴だというとき
名　べったんこ　めんこ
動　へっつける　押しつける
名　べつなべ　一緒に暮らすが別々に煮炊きして食べること
名　へぼ（へぼうり）　野菜などの形の悪いもの（形の悪いうり）
副　へま　不手際
名　へんからもない　おもむきがない　味がない
動　へんげえる　変える
　（ほ）
名　ほい　新芽

句　ほうええ
名　ほうえん
句　ほうか（え）　ほうけ
名　ほうこ
名　ぼうじっきれ（くり）
句　ほうずら
名　ほうっかぶり
動　ほうつれる
名　ほうつれもん
名　ほうりまんが
句　ほおって
動　ほかす
動　ほきだす
名　ほく
動　ほぐす　ほずす
名　ぼこ
名　ぼこみ
名　ぼさ
動　ほじくる
接　ほして　ほうして
副　ほっくそ　そっくそ
名　ぼっこう
名　ほった
代　ほっち
名　ほっち　ぼっち
動　ぼなく
句　ほのいちら
句　ほのかあち
句　ほのくれえ
代　ほれ
名　ぼんじろ
句　ほんじゃあ
句　ほんだから
句　ほんどうってん
名　ぼんのくどう
名　ぼんぼ　ぼっぽ
（ま）
名　まぁ
名　まあり
名　まき
動　まくらかあす
名　まくり
動　まくる
動　まくろう
句　ましょくに合わん
名　まずき
名　ませんぼう
名　まち
句　まちょう
動　まちる
副　まっくろさんぼう
副　まっと　いまっと
形動　まて
副　まどろっこい
名　まねばし
動　ままあやく
そういえ
法印
そうですか
化け物
短い棒ぎれ
そうでしょう
ほほかぶり
一定の宿所なしに遊び歩く
定職もなくぶらついている人
ふりまんが（土の塊をくだく農具）
そうであるから
綿を打ち直す
吐き出す
きざみたばこのすいがら
ほどく
赤子　子ども
出産祝い
やぶ　草むら
掘る
そして
わずか
ぼろ
柿などのへた
そちら
せん
泣く　泣きわめく
そのまま
そのかわり
そのくらい
それ
大豆
それでは
それだから
そうだけれども
ぼんのくぼ　くびのうしろ
腹（幼児語）　ふところ
前「うちのまあ」
まり　周囲
家分かれの一族
やっつける　なぐる
うすべり
めくる
食べる
割にあわない　役に立たない
精麦
馬屋の入口の横木
堤
待ってくれ
待つ
一目散に
もっと　もう少し
まじめ
のろのろしている様子
大きく長いはし　菜箸
あわてる

名　まめえ　まゆ（眉）あきらめ（仕方ない・どうにでもなれ）

形　まめってえ　よく働く「あの嫁はまめってえ」

動　まよう　弁償する

句　まるかって　一緒に力を合わせて

動　まるける　束ねる

名　まるてんぼう　丸太棒

形　まるまっちい　丸い

句　まるぬき　瓜ふたつ　よく似てる

名　まんごうもん　丈夫なもの

副　まんだら　まんざら

名　まんま　ご飯（幼児語）

名　（その）まんま（み）　（その）まま

句　みがいる　実がじゅくす

形　みぐせえ　見苦しい　みっともない

名　みごう　稲の穂のついている元の細い茎

名　みごてえ　立派に見える

句　みしょう　見せてくれ

名　みしろ　むしろ

名　みずら　うわべ

名　みそっちょ　みそさざい

名　みそっぱ　色が変わった子供の虫歯

名　みたくなし　品のない女　不器量

形　みだましい　よく働く

動　みちょ　見るな

形　みっともねえ　はずかしい

名　みつめ　結婚式後三日目の里帰り

名　みてくりょ　外見

名　みてくりょう　外見「みてくれが悪い」

名　みのくち　水口

形　みみっちい　けちでこまかい

名　みみっとう　耳の遠い人

句　みやあがれ　「見ろ」をののしって言う

形　みりっこい　水気を含んでやわらかい

動　みんじょ　見よう

名　みんなん　みなさん

（む）

名　むいから　麦わら

動　むかあさる　嫁にいく

名　むかありどき　満一年経つこと

名　むきがき　ころがき

句　むきになる　本気になる

副　むくてつ　全く

名　むくろんじ　むくの実

動　むける　ひながかえる

副　むしょうに　急に

形動　むてっこうじ　むてっぽうなさま

名　むねえた　胸　胸板

副　むりと　わざわざ

動　むる　漏る

形　むるい　もろい

（め）

名　めえ　めえかけ　前　繭　前掛け

動　めえる　見える

名　めかご　目のあらい竹かご

名　めしつぎ　ふつうのおはちより小さい丸い器、黒ぬりで中は赤い。
副　めた　やたらに　むやみに
副　めためた　しばしば　たびたび
名　めっきい　めっかち　片目
名　めっくそ　ほんのわずか　目やに
名　めっくり玉　目玉　眼球
動　めっける　見つける
名　めっぱ　目のふちのはれ物などのあとのひきつったもの
名　めっぱじき　獣おどし
副　めっぱりこ　見たとおり　きっちり
句　めっぱまわす　目も回るほど忙しくする
名　めめず　みみず
名　めんば　曲げ物でつくったべんとう箱
（も）
名　もいしゃり　燃えさし
動　もいる　燃える
名　もぐち　門口
名　もしき　まき　たきぎ
名　もず　養蚕につかうまぶし
名　もちぐさ　よもぎ
名　もちゃあすび　もて遊ぶもの
動　もちゃげる　持ち上げる
動　もつ　子供を産む
句　もってえつける　もったいぶる
形　もってえねえ　もったいない
名　もといと（たあ）　以前（は）
名　もとえ　元結い
動　もどす　吐く
名　もとどり　結婚のとき嫁方の親元を頼まれ、いろいろ世話をする人
名　ものび　いろいろの行事のある日
名　もみそ　もみの木
形動　もめくちゃ　もみくちゃ
動　ももかす　ももす　くすぐる
名　ももっこぞう　ひざ
形　ももってえ（ちい）　くすぐったい
名　ももんがあ　むささび　化け物　幽霊
名　もや　そだ　細いまき
名　もん　者
名　もんどこ　紋所　家紋
（や）
動　やあがる　いやがる
名　やうつり　引っ越し
名　やえんぼう　さる
名　やくばん　たばこ盆
副　やくやく　わざわざ
名　やけっつり　やけどのあと
名　やこぼし　家をこわすこと
名　やごめ　やもめ
名　やこうめ　うるち米といった大豆をふかした食べ物
動　やじがる　いやがる
動　やしなう　ご飯を口に入れて食べさせる
名　やせえ　野菜
形　やせってえ　うるさい　忙しい

形　やたかしい
副　やたらくたら
名　やっけえ
形　やっこい
句　やっちょし
副　やっとこしょ
名　やてっとう
動　やとう
名　やな
名　やにゃあさって
形　やぶせってえ
名　やまいぬ
副　やみくも
形　ややっこしい
名　やんめ
（ゆ）
名　ゆい
動　ゆいげえし
名　ゆうごう
名　ゆきわれまめ
動　ゆすぐ
名　ゆずり
名　ゆたん
名　ゆびすすき
名　ゆんべ
（よ）
名　よいっぱれえ
名　ようざけ

騒々しい
むやみ
やっかい
やわらかい
やらないでいなさい
やっと　ようよう
雇い人
熟蚕をまぶしに入れる
酒を入れる細長いたる
明明後日
うっとうしい
おおかみ
無理に
複雑な
はやり目　急性血膜炎
仕事の助け合い
手間がえし
夕顔
そらまめ
すすぐ
形見分け
まゆを入れる大きな袋
ひょうそう
ゆうべ　昨夜
夜遅くまで起きている人
三時のお茶

名　ようだち
名　ようなご
名　ようめし
名　よき
形　よごい
名　よこお
名　よこっちょ
名　よこびんた
名　よしず
動　よせっし
動　よそる　よそう
形　よたい
名　よた　よたもん
名　よたか
動　よっちゃばる
名　よっぴてえ
名　よっぱれえ
句　よてんいい
名　よてん
動　よばあれる
動　よまあれる
名　よめ　よめさく
動　よもう
動　よる
動　よろげる
名　よろっかける
動　よろぶ

夕立
夜食
夕飯
おの
あくがあってしぶい
げたの緒
横の方
ほほをなぐる
がまずみ
よしなさい
飯を盛る
悪い
性質・性格の悪い人　無頼漢
夜おそくまで起きている人
寄り集まる
夜どおし
よっぱらい　酔った人
得意なこと
かつぎ棒を二本使って四人でかつぐこと
招かれる　ごちそうになる
しかられる
平行にいかずはんぱになったうね
しかる
えらぶ
穀物を水中で洗い、入り混じっている物を取り除く
よろける
傾く

名　よんがらよっぴて　夜通し
（ら）
助動　ら（行ったら）　推量を表す（行ったでしょう）
名　らくわん　らくがん　千菓子
句　らちもねえ　つまらないこと
句　らちゃあねえ　仕事・話が進展しない
句　らちあかん　右同
句　らちんわりい　力説する　いばる
（り）
動　りきむ　賢い人
名　りこうもん　鳥やけものを解体する
動　りょうる　言うことがよくわからない
（れ）
句　れつんまあらん　ろくに　不充分
（ろ）
副　ろくすっぽう　役に立たない　まともでない
名　ろくでなし
（わ）
名　わけえし　若い衆　若い夫婦
名　わからんじん　わからずや
形　わきゃあねえ　たやすい
名　わくさ　わきが
句　わけにする　食べ残す
副　わざっと　心ばかり　ほんの少々
名　わたりもん　旅を渡り歩イてきた人
名　わっかぁ　表面　外面
句　わっこうする　一定の量より更に上積みする
名　わっぱ　輪　車輪

名　わで・わでほう　上の方
動　わにる・わにっかする　ふざける
名　わぬり　上塗り
名　わらんじ　わらじ
形　わりい　悪い
副　わりかた（し）　そのわりに
名　わりっくち　悪口
名　わりっき　まき　割り木
代　われんとう　おまえたち

第13編

史跡・名勝

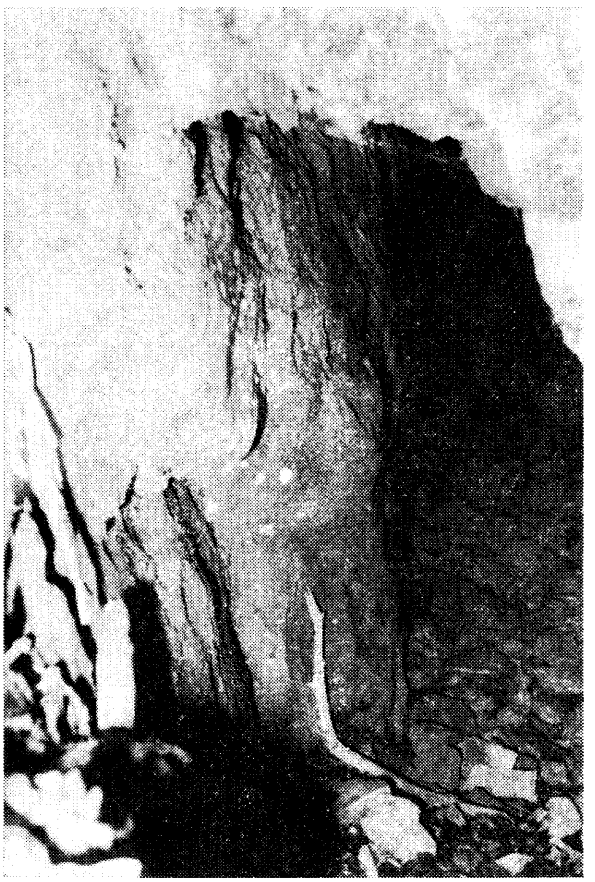

湯之奥釜山の坑道入口

四百年の歴史をたたえて坑道内の水はどこまでも澄んでいる

第一章　史　跡

第一節　郷土と遺跡

一　常葉氏館跡

甲斐国志には「本村ニ古墳一基アリ、里人常葉殿ノ墓ト云ヒ伝フ」と記してあり、大系図には「秋山太郎光朝ノ二男常葉小次郎光季……兄ハ下山ノ庄ニアリ」と記してあり、また西郡（増穂町）高尾寺の棟札に「嘉吉三年癸亥八月二十二日両旦那云云朝臣常葉丹後守光泰……」（国志土庶部）とある。

西郡筋からの出自である常葉氏と、高尾寺とは古くからの縁故であったのであろう。常葉氏の祖父加賀美次郎遠光は、甲斐源氏の中では栄達の士であったといわれ、遠光の長男光朝も権力の裏にあって、常に優遇されていたといわれる。常葉氏の父光朝は平重盛の娘婿で、俗にいう小松内府の女婿であったので、平素は京都にあって公達と交り、将来の栄達は約束されていたのであるが、治承四（一一八〇）年高倉ノ宮の令旨が全国に伝わるや、源氏の旗あげとなって、秋山光朝の立場は一転して最悪の状態になった。甲斐源氏の一族として富士川の合戦に出陣はしたものの、平重盛の女婿という立場は否定することはできなかった。

文治元（一一八五）年の秋鎌倉の頼朝勢に攻めたてられ、秋山村（現甲西町秋山）の北方雨鳴山（海抜六三一）に立てこもったが、武運つたなく自害して果てたのである。秋山光朝は二八歳の時であった。

光朝が雨鳴山の合戦に敗れた後は、子等は一時甲斐の国から国外に逃れて、諸国を流浪していたのであるが、再び入国して河内領下山の地と、東河内常葉の村にそれぞれ住居を定めたものと伝えている。しかしその後の常葉氏の系譜は、甲斐源氏の主流で最も躍動した武田三代（信虎、信玄、勝頼）までは、常葉氏の事績についてはつまびらかではなく、西郡の鷹尾寺の再建にその記録を残すのみであって、どのような経過をたどったものかは資料的には全く乏しい。特に常葉氏の居住地といわれた五条平から、常葉氏の系譜が何時どのような経緯で消滅しているのか、村人の間に語り伝えられてきた口碑伝承以外にはすべてのことが不明である。

信虎の時代が終わり、永禄八（一五六五）年信玄の嫡子義信が謀反を企てたという事件が起きたのだが、この事件に常葉氏も連座して処分され、家は断絶してしまったと言う口碑伝承がある。言い伝えによれば、事件の主謀者とみられていた飯富兵部とは、日頃親しく交際していたので、二人は既に内通していたものと信玄から強く疑われ、穴山氏の家臣に成敗されたという説である。

しかしこの事件の中には常葉氏の氏名は見えず、その時の立場は不明である。常葉氏の館跡に建つ常葉山東前院は、常葉氏の菩堤を弔うために建てられたものだと伝えられている。元亀三（一五七二）年馬場五郎左衛門が開基となって、創建したものだという。



五条ケ丘常葉氏館跡

なお五条平（下部小中学校の建つ場所）白代を中心として、城の下、お屋敷、石等などの地名もあり、いまなお往古の時代の面影を留めている。

江戸時代初期のころまでは、五条平を御城平、白代を城台、五条平北側常葉川沿いの部落を関口、または関道と呼び書いてもいたが、現在は

石等と記している。寛永二（一六二五）年七月地名変更の際現在のように改称されたのである。

二　馬場丹後守館跡

国志人物部によると、馬場丹後守忠次は、天正十（一五八二）年まで生きた人物である。しかし、法光山妙円寺の寺記には、鎌倉時代の建治三（一二七七）年、馬場丹後守忠次が日蓮宗に改宗したものと記しており、国志と寺記では時代的にも大きなずれがある。

しかし丹後守忠次や八左衛門は、他の書物にも元亀、天正の時代に生きた人物として登場をしている。したがって、ここに記述する馬場氏館跡の事項については、甲斐国志人物部等に掲載されているものを軸としてすすめたものである。

国志仏寺の部に「法光山妙円寺（市ノ瀬）寺記云フ、建治三丁丑年興立ス開山ハ九老僧ノ一人、日行ナリ、本ト真言宗ニテ初メ坊平ト云フ所ニアリシヲ、馬場丹後守忠次其ノ居ヲ捨テテ之ヲ移セリ、即チ今ノ地ナリ、忠次ノ法名ハ日瀬ト云フ、木像アリ」と記している。

この記載だけでは、直ちに市之瀬中村を、馬場氏発祥の地としたり、また館跡とするには尚早と思われるのだが、北川部落、宝受山妙立寺の甲斐国志仏寺の部には「寺記ニ云フ、市ノ瀬ノ住人馬場丹後守の子孫八左衛門ノ女死ス、因ツテ冥福ノタメニ此ノ寺ヲ立テ茶湯（ママ）ノ地ヲ寄ス、法名妙来木像アリ云云」とあり、市之瀬の住人馬場丹後守と明らかに記している。

常葉川一つ隔てた妙立寺は、古くは穴山氏も関係したと伝えられる寺であったが、昭和十四年大牟田市へ移転のため、今は廃寺となっているが、甲斐国志仏寺部の内容には興味深いものがある。しかし馬場氏の発祥の地と言われる市之瀬平からは、資料となり得る子細なものはほとんど見い出せず、国志や社寺記等で述べているもの以外は、わずかに残る口碑や伝承だけであり、しかも長い年月を経ているだけに、いかにも断片的なものだけしか伝えてはいない。

また国志人物部には、常幸院に、昌巌院笑岩道快居士、天正十（一五八二）年六月二十一日の馬場丹後守の牌子（はいし）のあったことを記している。このことはすでに市之瀬村を出たと思われる馬場氏が、常葉村の常幸院と深い関係を持ち始めていたことを語り、常葉村に移住していたことを示すものであろうか。

一郷の長（おさ）が、住居を突然変えるという出来事は、恐らく個々の理由からではなく、その背景にはかなりの切迫していた事情があったものと思われる。

丹後守は、天正十年に没しているが、天文十六（一五四七）年には五五ケ条からなる甲州法度が制定され、あらゆる問題が見直しを迫られていた時期であった。

武田氏は、領国外進出に備え、戦時においては寄親寄子、同心被官の制度を採用して、大同団結を呼びかけ、更に家臣団に対してはきびしい統制、年貢、夫役、訴訟、貸借等にいたるまで規制したものが甲州法度である。この法度にこたえた各地の大名は、在地武士団（地主）の支配体制の強化策を更におし進めたのである。

馬場氏も穴山家臣団の「寄子」の一員であり、「寄親」穴山氏の動きには常に追従し、人心の掌握と生産性の向上を図っていたものと思われる。このような状況の中で、常葉村近郷の領主として、栃代川筋、常葉川中央の場所に進出を余儀なくされたものであろう。

丹後守が、市之瀬中村の地を立ち去る時の状況を語り伝えたものと思える口碑のなかに

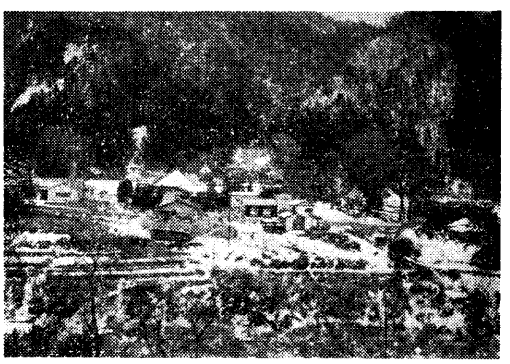

お屋敷　馬場丹後守館跡

「丹後守はそれまで坊平（宮ノ平）にあったという円乗坊を捨てさせて、己が家敷の中村に新たな寺院を再建し、やがて川下の村へ立ち去ったという。丹後屋敷の付近には小山のような大岩があったと伝え、その大岩の脇に馬を止め、丹後守の一行はそこから出掛けたので、いつからか里人は大岩を丹後岩と呼んできた」

という。

しかし、今妙円寺の付近には、大岩も大石も見当たらず、口碑にはそれなりに意味はあるものの、里人はどこを指さし何を語っているのだろうか。

常葉入りした初期、どこに館を構えていたものか、この事についても参考になり得る手がかりは見当たらず、推測の域は出ないものの、今常幸院前方には「お屋敷」と呼ぶ地名がある。このような地名はどこにでも多く見られるが、ここに言うお屋敷の周辺には馬場氏が早い時点から深いかかわりをもっていた東前院、諏訪神社、常幸院があり、お屋敷はそのほぼ中央の場所に位置している。

常葉川左岸であり、一段高い台地ではあるが、付近には地下水も湧き、飲用水にはこと欠かない場所である。また石等の地内には一部分ではあるが旧墓地も残り、傍らには馬場氏のなかで最も初期の段階に分家したと伝えられる住居者もおり、これ等の立地条件から推し量ると、お屋敷と呼ぶ一帯が第二の館跡とも考えられる。

馬場氏の系譜の中で最もの関心事は、天正十年武田氏滅亡の前後、激流の中で穴山家臣団の一員だったと言われる（武田武士の系譜・土橋治重著）八左衛門の消息についてのことであろうが、国志人物部には

「大久保石見守ノ下役人トモ記シ謂フニ、穴山家没シテ後ニ、大久保石見守ニ属シ、彼ガ事ニ坐シテ預リ人ニ為タルナランカ此ニ所謂、馬場八左衛門ガ党ナルベシ」

とあり、いずれにしても武田家滅亡後もわずかな期間ではあったのだが、穴山家内において健在であったことも伺われ、更に天正十五（一五八五）年主家没落後は、新たに大久保石見守の元に属していたのである。

石見守が、大久保長安と呼ばれて、穴山家から河内の金山支配を任されて保山にいた際（新田治郎説）八左衛門は長安と何等かの接触があったものであろう。

長安は、武田氏滅亡後、徳川家康に見い出されるや破格の出世をして大久保石見守となり、旧武田の遺臣達を数多く抱えたと伝えている。その中に旧穴山家臣の馬場八左衛門もいたのである。なお馬場丹後守忠次の事績について、武田武士の系譜（土橋治重著）から索引すると、三方が原の合戦において丹後守忠次は、兜首を二つとり感状をもらったと記している。

三方が原の合戦とは、元亀三（一五七二）年十二月二十二日、浜松城の北約一〇キロの三方が原において、浜松城から出撃してきた八千の徳川軍と（武田氏軍記）甲州軍二万が、死力を尽くして戦った有名な合戦である。総大将であった信玄は、この時、

ただたのめ、たのむ八幡の神風に
浜松が枝は、倒れざらめや

と軍神に奉る歌をよみ、出陣して行ったという。

丹後守忠次のものと伝えられる供養碑は、現在常葉北畑地内に在り、空風火水地から成る五輪塔であるが、今は水輪の部分だけが辛うじて残り、他の部分は破損や風化がはげしくて、わずかに残る水輪から推測し、約二尺前後（伊豆石）のものであったと思われる。

卵塔場と呼んでいる墓地は、なだらかな傾斜地で、約二三〇坪の面積に広がり、一族の者の碑が集中し墓碑群を形成している。

最も上段の位置にある、丹後守の供養碑といわれるものを中心に、六・七尺前方の両脇には二基ずつ計四基の五輪塔があり、いずれも二尺前後のものであったと思われるのだが、やはり紛失した部分が多く、破損もしており、原型もすっかり失われている。更に下段の東寄りの位置には宝篋印塔が一基あり、比較的大型の碑であったものと推定されるのだが、やはり見るかげもなく破損をしており、蓋石の四隅の馬耳形突起はほとんど欠け

落ちて、建立年月日等も識別することはできない。

三　若狭玄蕃頭館跡

古関村の伝承によれば往古、鎌倉の時代、古関村近郷の支配者としてきたのは源氏の流れをくむ若狭玄蕃頭であった。

山あいの村を次々と掌握していった玄蕃頭は、反木川、常葉川の合流点から約一五〇メートル反木川右岸をさかのぼると、中央上段に位置して広大なる館を構えた。村人達は名門の支配者若狭氏を快く迎えたという。

若狭玄蕃頭の系譜や館跡であったことを立証する手がかりは何一つ見当たらないが、館跡だったと伝えられる周辺には、今も若狭姓を名乗る一族十数戸の家や、全盛時をしのばせるにふさわしい館跡や当時を物語る地名や、呼び名も数多く残っている。

館は広壮なる坪の内を囲い、栄華を極めたものであろう。今なおその跡地を「ツボンチ」と呼び、またお上屋敷と呼ばれた館の付近を「上村」、弓矢の練習場である的場を「松葉」、軍馬の調練場である馬場を「馬場」、器具やその他のものの処理場や洗い物をする洗物川を「アレー」、宰領という仕事の割り振りを指図する役職を持った者の住宅のあった所を「セーラー」、作事奉行の所在地、作業平を「サグンデーラ」などと今は呼ぶ。それぞれ数百年の歳月の流れの中で、土地言葉に訛ってはいても、往古の名残を今に伝えている。

館跡（古関中学校校庭）の東北に位置する所には、犬石と呼び伝えられている大小二個の石塚がある。

玄蕃頭遊猟中、しばしの憩いのひと時、藤づるの陰より玄蕃頭をねらう大蛇がいた。愛犬は主人を守らんとして吠え、猛り狂った。そも知らぬ玄蕃頭は身の危険とばかり、犬の首を一刀のもとに切り捨てた。その瞬間、首がはね上がり、大蛇にかみ付かんとする様を見て、はじめてわがあやまちなるを知り、悔悟して、その犬の骸を厚く葬り、二個の石を据えて墓標としたという。後の人はこれを犬石と呼び今に伝えている。

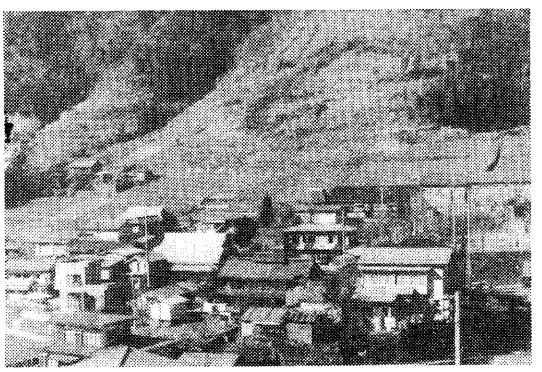

若狭玄蕃頭館跡

これは玄蕃頭の家紋、さがり藤と犬の字にまつわる伝承でもある。

館跡の裏手（中学校校庭西の端）には、若狭一族によってしばしば供養が施されてきた大石があったが、昭和二十四年、中学校建設に当たり除去された。その石の下からは、八基の五輪の塔と二個の骨つぼが出土されている。

五輪の塔は、その年代を追う作風からも、また場所やその周囲の状況からも、まさしく若狭玄蕃頭とその一族の物である事に全く疑う余地を残さない。

その五輪の塔は一族によって玄蕃頭をまつっていた若宮神社に移されていたのであるが、その後御神体は諏訪神社に合祀され、いつしかその建物も朽ち果ててしまった。

その後、若狭姓を名乗る一族によって、昭和四十九年、間口二・八〇メートル、奥行一・三〇メートルに改築された若宮堂の中に安置されている。毎年秋の彼岸には供養が執り行われ、手厚く保存されている。

碑の材質は伊豆石であり、その五輪の組み合わせもまたこの人達の手でなされたものであろう。紛失した部分もあるために、八基いずれもちぐはぐで奇異に感ずるが、若干の入れかえ、組みかえを考慮すれば、ほとんど完全に原形に復する事も容易であるやに思われる。

碑は大きいもので高さ八〇センチ、小さいもので六〇センチ位かと想像できる。八基のうち三基の塔の最下位、地輪の部分には、納骨室と思われる空室が見られ、発掘の際、その中から骨らしき物も取り出されたと伝えられている。

古関村及び近郷の支配者若狭玄蕃頭の亜流を、更に定かにするためにはあまりにも資料に乏しく、その直系といわれる末裔も、明治の初めこの地を離れて今所在も定かではなく、口碑伝承すらもこれを語る十分な資料とはいえない。しかし周囲の状況や史跡、あるいは村人達による口碑伝承などから按ずるに、その最盛期にはかなりの勢力を持ち、山あいの多くの村々を掌握支配していたことを想像するにかたくない。

四　今福家に伝わる遺書

今福家に伝わる今福氏遺書は、作成年不詳のものと、文政九年の作成になるものと二通がある。

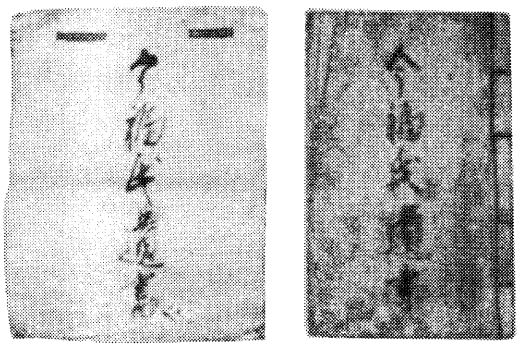

今福家に伝わる遺書

「今福伊予守善正生国ハ、奥州安達郡今福ト云ウ所ノ産ニシテ、安部家ノ臣ナリシガ、天喜五（一〇五七）年ニ安部家ダンゼツノ時浪人トナリ、夫ヨリ国国遍歴シテ、其ノ子孫甲斐ノ国ニ来リ」というから、九百余年も昔のことである。これらの文献は経過の概略を知るものとして貴重なものである。

文政九年遺書の最後の稿には、

「此ノ今福伊予守善正ヨリノ遺書ハ、甲陽歴代武田鏡ニ明白也、今八坂之浪人家遺書ニ不見江ニ付、甲陽歴代改メ此所ニ印ス、先祖伊予守浪人ノ時ヨリ当文政九年迄ノ年数ハ凡ソ六百余年ニ相成、武田十三代ニ相勤メ此ノ家ニ来リ病死セシ今福丹後浪人ヨリハ、当文政九戊年迄ハ、凡ソ弐百四十四年ニナル、此ノ甲陽歴代改主ハ、当国八代郡大石和筋二ノ宮ノ庄、二ツ川南里日願ノ郷、佐藤瑞英改之書印スモノナリ、当年七十七才ノ老盲故孫善吉十三才ニテ代筆、書之」と結んでいる。

このようにして書き綴られてきた文献は、その都度備忘的に書き留めておいたものか、あるいは家系門閥について後世までも語り継がれてきたものを整理したものか、いずれかであろうが、それぞれの専門分野から見れば、矛盾や疑問の箇所があることもまたやむを得ないことであろう。

今福善九郎（浄閑）は、一条忠頼に仕えた大忠臣であったが、主人への諫言が容れられないところから、病気と偽り申して八坂へ引きこもったのは、七百二十有余年前のことである。浄閑の孫に善九郎と市左衛門の二人の男子があった。

兄善九郎の子孫は代々八坂に住居していた。人里遠く離れ、道らしい道もなかったのであろう七百二十有余年の昔から、幾度かの分家を繰り返し、移住者があればこれを同化して、住居周辺を開拓して、苦しい生活に耐えてきたのであろう。

一方市左衛門の子孫は、武田十三代に仕えて、侍大将としてはなばなしい道を歩んできたが、今福丹後は武田滅亡に際して勝頼にお供しようとする悲願も絶たれ、やむなく祖先の眠る八坂の地を尋ね、滝野と結婚して一子善九郎をもうけた。時に天正十一年八月十五日であった。そして此の遺書は「此ノ八坂ニ住居候ハ此ノ浪人ノ子孫也」と結んでいる。

八坂部落の上には、樹齢数百年を経たかとも思われるような数本のモミの根元に、せきとう（善正屋敷ともいう）から移されたという立派な宝篋印塔が昔の武将の面影をしのばせるかのように、静かに部落を見おろしている。

今福氏遺書（年代不詳）

今福伊予守善正生国者　奥列安達郡今福ト云所之産ニシテ安部家之臣ナリシガ天喜五年ニ安部家ダンゼツ之時浪人トナリ、夫ゟ国々遍歴シテ其ノ子孫甲斐国ニ来リ、康元年中ノ比小山一条ノ城主一条ノ治郎忠頼ニツカイテ　今福善九郎トテ

大忠臣ノ者也　然ルニ一条治郎忠頼謀叛反逆ノ企テ、相列北条ト一味シテノ鎌倉江テキタイノ様子　依之テ忠臣タル今福善九郎主人江カンゲン　昔カ今ニイタル迄謀叛反逆ノ企テ本望トケタル者ナシ　此ノ度ノ企テ止リタマエト数度カンゲンスルトイエドモ、御取用無之三度イサメテシリゾクハ臣ノ習　此儘勤メイテ主人ノメツボウ見ルモ残念ナリトヲモイ病気ト申云引込御イトマヲ願イ　刻ニ是迄数度カンゲンセシ故主人モ今福ヲハ心ヨカラスヲモイシ故ニ　早速御イトマ下サル　実ニ良薬口ニニカシ　禁言耳ニサカラウノタトエ　是ヨリ善九郎ハ小山一条ノ城ヲ立ノキ　御城ヨリ辰巳ニ当リ八坂ト云山家ニ引籠リ、髪ヲヲロシ浄閑ト改名シテ浪人ヲ立テ　住居スナレトモ大忠臣ナルモノナレバ　主人ト頼ミシ忠頼ノ武運長久ノタメ本国奥刕之氏神滝ノ尾ノ明神江、重代伝ワル来国光ノ刀ヲ家来ニ持セ遣シ　奉納シテ主人ノ武運長久ヲイノルトイエトモ　天是ヲユルサツ謀叛ノ様子鎌倉ヘキコエケレバ　天野藤遠京ニメイゼラレ　忠頼鎌倉ニテ切腹ス

此ノ時小山一条之城ハハキ地トナリ　跡ニ一連寺ト云尼寺立也　浄閑ハ元ヨリ酒ヲスキナレバ　日日是ヲタノシミトシテクラシケル　若キ時ハ軍ニ出立ノ節モ軍中エナメシ皮ニテ金紋ヲ付タルスリ笈ヲ二ツ宛馬ニ付行シ人也

浄閑狂歌ニ

酒ハただのま称ハすま能浦淋シ
　すぐれば明石こへば高砂

奥刕滝の尾明神ニ奉納ノ来国光ノ刀ノ銘ニ曰　奥刕ノ大守安部之頼時之家臣今福伊予守善正先祖カラ用ノケン此利剣ヲ以テ千人切イタス者也ト有　此ノ刀ノサヤ金紋ハ立テ鷹ノ羽之定紋裏ニ者見ダレ大根之紋所阿里　今ニ御神前ニ加テ有リ然ルニ此ノ浄閑ニ弐人男子アリ　兄ヲ善九郎ト云　弟ヲ市十郎ト云　親浄閑者八拾四才ニテ死去ス

戒名ハ　冷光院芳誉善正浄閑居士ト云　是ゟ三代目今福善九郎　弟市左衛門ト云　此市左衛門嫡子別家シテ今福善右エ門ト云　此別家ニ二人之男子阿里　兄ヲ市重郎弟ヲ辰之助ト云シカ　此ノ辰之助先祖浄閑ノ代ヨリノ書物改見テ残念ニヲモイ拾六才ニテ家出シテ国々遍歴シテ　剣術ヲ修行シテ廿二才之時応永年中之比ヨリ武田ノ家ニ来リ　安芸守信満公ニ御奉公仕リ　夫ゟ数代武田ニ相勤メ度々ノ合戦ニ高名ニテ　武田之侍大将トナリ　今福伊予守ト名乗リシ者　辰之介ゟ三代目ノ孫也　伊予守之嫡男ヲ今福丹後ト云　親之跡ヲ請取侍大将ヲ相勤メ　此丹後ゟ二代目今福善九郎ト云　信昌公御代ニ石和八幡之社地ニテ跡部上総与合戦之時善九郎高名ニテ数ケ所之手負打死ス　此嫡男今福善九郎ト親之名ヲ取

信虎公御代ニ者度々ノ合戦ニ高名ニテ　信虎公之御カン状七通迄取晴信公御代ニ者甲斐国ニテ内藤修理馬場美濃守原隼人今福善九郎トテ名高四人ノ侍大将ニテ善九郎ハ四奉行ヲカ子相勤メル　于時天文廿年晴信公三十壱才ニテ御法躰被成徳栄軒信玄与改タマイ　此時信玄公御上意ニテ原美濃守法躰シテ清岩ト改　小幡山城日意ト改　山本勘介ハ道鬼ト改　今福善九郎ハ浄閑ト改　法躰スル此時ヨリ駿刕久能山之城ニ在城シテ　武者百八十騎ヲ預リ此嫡男今福市左衛門トテ　是者百七十騎の侍大将ニテ　信刕諏方高嶋之城ニ在城ス　親浄閑ハ永禄四年九月信刕川中嶋合戦ニ討死ス　時ニ天正元年正月節野田ノ城　菅沼利八郎ヲセメタマヒシトキニ信玄公御手負被成　四月十二日御他界ナ里　是ゟ今福市左衛門改名シテ善九郎ト名乗リ　勝頼公ニ付奉リ所々之合戦ニ高名セシガ　東上列膳ノ城ヲ勝頼公スハダニテセメタマイシ時　此善九郎モ数ケ所手負　引込後嫡子今福丹後江渡ス于時ニ丹後ハ十八才ナレドモ　親善九郎ニヲトラザル者ニテ　数度ノ合戦ニ壱度モ不手負高名セシガ　天正十年午三月勝頼公郡内岩殿之城江御籠城之節　八代郡二ノ宮庄日願之郷迄御供仕候得共　笹子峠ニ小山田陣取御手向イ之様子故　是ゟ御先祖武田安芸守信満公御籠城之跡　天目山与言所へ御引込ニ付御供仕候

侍大将足軽大将八十三人　此所ニ而御イトマ被下ニ付　達テ御供願ウトイエドモ　勝頼公仰ニ者若討死モイタス時ニ者　大勢ニテハ大将之恥辱ナリト仰ニ付無拠此所ヨリ御イトマゴイ仕リ　大持沢ト云山ヲ越上岩崎ト云所江出　徳巌院ト云寺ニテ相談　是ゟハカレニハカレニ引込　是今之武田浪人也

此時ニ今福丹後モ先祖浄閑之子孫八坂与云所ニ有由承リ尋行テ見レハ　其子孫浪人ヲ立今福市左衛門トテ是有ニ付　此所ニ足ヲ留メ　又何処へカ相勤世ノサカリヲナサントヲモイシニ　此市左衛門ニ娘壱人有　其名ヲ滝野トテ十人ナミニモスグレシ女也　市左衛門者跡取ノ男子ナケレハサイハイヲモイ、此丹後ヲ地走シテ留置内ニ　若キ者之事ナレハイツトナク此滝野ニ馴込仕シヲ幸イニ　別家ノ者共取持テ祝言サセシニ　其年之内ニ滝野身持トナリ　当ル年天正十一年八月十五日ニ男子誕生ス　親市左衛門之悦ヒハ不及申　別家親類大キニ悦ヒケレドモ　丹後ハ今一度武門ヲカガヤカサントヲモイシ故　カリノ祝儀ニ足ヲトメラレ　此子誕生セシ故ゼヒナク市左衛門ノ跡ヲ立浪人トナリ、此子ヲ善九郎ト云シガ　丹後

死去後此之善九郎跡ヲ立浪人シ　此子孫代々浪人立　今善正屋舗ト申ハ　此先祖安部家之臣伊予守也一条治郎忠頼之臣トナリ　夫ゟ武田十三代ヲ勤メ　天正十年三月ゟ浪人トナリ　此八坂ニ住居候ハ　此浪人之子孫也

五　根子弾正之助の墓

甲斐国志、古蹟の部に「本村子ノ神社の傍ニアリ五輪塔ナリ、又赤池左衛門家実ナル者、本村ニ住シ、入道シテ道高ト号シキ、今宅蹟ヲ隠居屋敷ト唱ヘ来レリト云、按ズルニ根子、赤池共ニ他州ヨリ来リシ由ヲ云、伝フレバ乱世ヲ避ケテ山中ニ逃レシ人ナルヤ又云小林小六ト云者初メ大磯ノ長者屋敷ニ居リ本村ニ移レリ、今其処ニ古屋敷ト呼ブトモ云事アリ皆在住ノ士ニテ古関ノ警固ニ充ツル人ナランカ」とあり。

また社記に、「根(子)ノ神ハ長尾景勝之家臣根子弾正之助氏神也、弾正之助ノ奉納物有之候同人墓等茂有之、拝殿ハ天明八申年再建大工当処代右衛門鳥居ハ寛政十二申年立ル　本殿雨屋無シ　岩ヲ深く切テ其岩之内へ勧請ナリ　寛政十二年建鳥居高壱丈」とある。

国志古蹟の部に見るかぎりでは、根子氏や、赤池氏、小林氏の三氏は、共に乱世を避けて、河内の奥深い山中にはいって来たものであろうと記し、年代等についても触れず、また三氏は同列の者であったかのように記しており、いずれも判然としないものがある。

しかし社記などから見ると、反木川筋においては根子氏が早い時期からかなりの勢力を持ち、流域の一帯を掌握していたかのように思える。

はるか川下の部落である古関の馬場(ばんば)の神社の創建もしており、(明治三十二年焼失)流域の各部落に建つ神社等の修築に、其のほとんどが根子弾正正之助、若しくはその末孫と思われる者が根深く関係をしている。

なお社記では、根子弾正之助は越後の長尾景勝の家臣であったとも記し、岩を深く掘り、その岩の内に本殿を造り、根(子)の神を氏神として勧請し、弾正之助が奉納したという武具もあり、そばには同人の墓もあると記している。

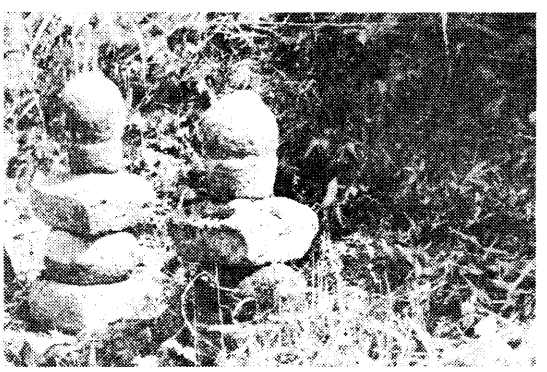

根子弾正之助の墓

その後拝殿や鳥居は、創建以来幾度か再建されて来たといわれるが、大正九年八月三日、諏訪神社内に合祀したものである。

氏子からの伝えでは、合祀する前社の周辺には三本の大ケヤキが茂り、伸びきった巨樹は部落までを覆い、生活にさえ危険を感じさせるようになっていた。さりとて氏子達には神木である森木を倒す事もできず、衆議の末、ようやく根(子)の神を楮畑の諏訪神社に合祀することを決めたものだという。

本殿が祀られていたという洞穴は、凝灰角礫岩の露出した部分を掘り抜いており、奥行き一・四〇メートル、高さ一・五〇メートル、横幅一・三〇メートルのほぼ四角柱形の洞穴である。今は土石にうずもれながらも、その形跡ははっきりととどめている。

弾正之助の物と伝えられている五輪の塔が一基在り、火輪の部分が紛失はしているものの、作風から見て明らかに江戸時代以前の物と思われる。碑の材質は伊豆石でできている。

いずれにしても、国志の古蹟部や社・寺記では、わずかな記事の掲載しかしておらず、根子弾正之助の姿を更に定かなものとするにははなはだ資料に乏しいが、ちまたに伝えられるものの中には弾正の姿を髣髴(ほうふつ)させるものがある。

天正六(一五七八)年の春、越後の国上杉謙信は、西上を目前にして突然倒れてしまった。上杉家内はたちまち継嗣問題が起こり、領国内は景勝派と景虎派の二派に分裂してしまい騒然となった。この期を見のがさなかっ

た甲斐の武田勝頼は、景勝が有利と見て景勝方に加勢をし妹の於菊姫を景勝の元に嫁がせたのである。天正七（一五七九）年十月の事であったという。

甲府の屋形から越後の春日山までの長い道程であったのだが、その時の於菊姫の警護の将が、河内の根子弾正であったというのである。姫と共に越後に行った弾正は、その後扶持を得て上杉家の家臣となったと伝えている。しかし何故に甲斐に再びもどらねばならなかったのか、その前後の状況については資料的にはもちろん、口碑伝承ですら定かなものはない。

江戸時代の末期まで、反木川の流域では根子氏を姓としていた者が数戸あったと言われていたが、明治時代となるや、一時期ではあるが郷名を姓とすることは禁止になった。この時に根子の姓から赤池の姓へと改姓をしたものであろう。丁度この時期、楮畑の諏訪神社は改築時であったと思われ、工事の内容を残す記録の中に、偶然にも根子氏の名字の改姓の経緯を示す資料が保存されていたのである。

六　古関、番所跡

古関の番所は、富士川沿い岩間宿と富士郡根原とを結ぶ街道のほぼ中間の地にあり、駿河路に最も接近し、軍事上からも、また経済上からも塩や生魚の搬入路であり、欠くことの出来ない関所であったと伝えている。

甲州の三大往還の一つと言われていた中道往還が尾根一つ越えた隣接地にあり、中道往還に事故ある時は、甲駿街道がただちにこれに代わり、その役割を果たしてきたという。

往古の時代からの経緯については判然としないものもあるのだが、武田時代においてはすでに番所は設置されていたが、一時中絶していたのを宝永二年山家村の番所を移転復活したものとも伝えており、甲斐二十五関の中に数えられていたと言う。

古関と呼ぶ地名の起こりも此の番所に起因しているものであろうと言われている。

街道も時代の進展に伴い道筋も変化してきており、その都度番所にも栄枯盛衰のときもあった。番所は関所とも呼ぶ、または口留番所とも呼んできた。

江戸時代に入ると、番所の任務を遂行するために「口留番所定書」なるものを定めている。

特にきびしく規定していたもののなかでは一般の者の通行は絶対に時間外は許されなかった事である。朝むつどき（六時）から門を開け、夕方むつどき（六時）には門を閉じていたのである。

更にきびしく詮議していたもののなかに出穀、出女、丸竹であったと言われており、穀類の持ち出しや、火薬類の取り締まりが特にきびしかったということであろう。

番所詰めの役人は地元の村人（中之倉、古関、釜額）が昼二人、夜四人でこれに代わり出役していた。しかしその見返りとして村に割り当てられる租税等から人足賃は天引きとしていたものである。一般通行者はそれぞれの在所の村名主の発行する通行手形によって通過が許され、社寺への参詣には僧侶神官の発行による通行手形によって通行が可能であった。

回り道をすると関所破りの重罪に問われている。また回り道を案内した者も同罪であったと言われ、関所破りは最重罪犯として取り扱われ、処分は極刑であり、磔（はりつけ）の刑であったと言われている。

番士の詰める番小屋には鉄砲、指股（さすまた）、突棒、鋸（もじり）等

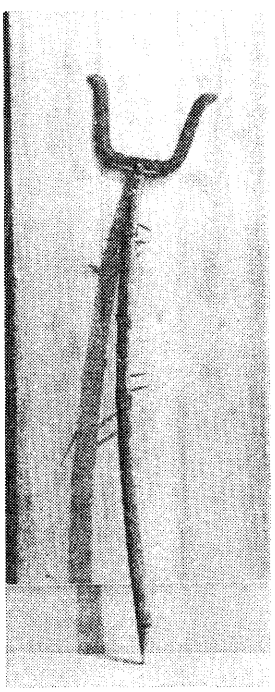

さすまた

が常備されていた。挙動不審と思われる者は尋問し、急きょ捕縛もし、ただちに陣屋に通報していたのである。しかし平時のときでも御陣屋からは時折検分もあったという。

富士川筋なら岩間宿から岩渕まで十五、六里（七二キロくらい）、下り舟なら半日の所要時間であったともいうが、荷物を積んだ上り船なら三日近くもかかっている。

古関の番所を通過する甲駿街道は、東海道吉原宿を夕方三時に出ても、夜中には岩間の宿に着ける最短距離にあり、人馬往来はたえず、街道の賑わいは絶えなかったというが、明治二（一八六九）年新政府の手により、諸国の関所は廃止と決まり、交通制限は撤廃されたのである。

自由に通行が可能になった本県でも、各地にあった番所は閉鎖され、番所の建物は明治五（一九七二）年五月、地元古関村に払い下げと決まり撤去されたのである。

人も馬も長い年月にわたり通い続けて来た甲駿街道も、その後の道路網の変革により廃道となるや、まだ日も浅い歳月ではあるが、時代の流れは早く、番所跡にはかつての面影はほとんどなく、石仏一体と、そこここに散乱する石積に、僅かにその跡を留めているにすぎない。

第二節　鉱　山

一　湯の奥金山

㈠　我が国の産金

わが国の産金は、十六世紀ごろまではそのほとんどが東北地方においてのみ採取されていたものだと言われている。銀山については西日本の石見生野に始まった。金山については、甲斐・信濃・駿河の各地から興ってきたものだといわれ、更に北陸に広がりを見せ、やがて金鉱石の中から山金採取が始められたという過程であった。

十六世紀も中期になると、戦国大名の領域拡大の狂奔が始まり、軍用品を主軸に商品の流通はさらに拡大して、日本船独自の対外貿易も盛んになるや、金鉱山の開発にはますます拍車が掛かっていったのである。

天文二（一五三三）年、それまですでに中国大陸において行われていたという金銀の精錬法が渡来してきたことによって、鉱山の開発は新段階を迎えたといわれる。博多地方の有力貿易商、神谷一族がそれである。神谷寿貞は、宗舟、桂寿（朝鮮人と思われる）という二人の精錬士を伴って帰朝し、金鉱石の中から金銀を取り出す方法に成功したのが最初のことであり、わが国鉱業史上画期的な出来事であったといわれる。

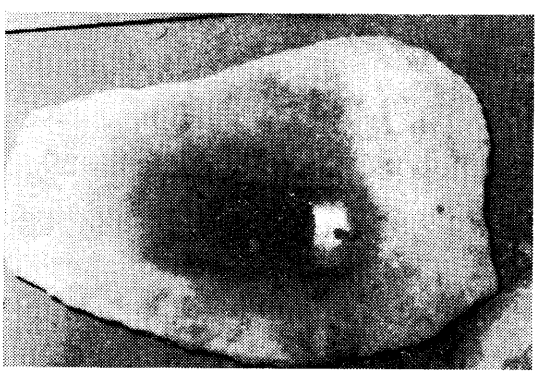

鉱石を砕いた石うす

宗舟、桂寿という二人の吹き士が伝えたという精錬法は、銀鉱石に鉛鉱を加えて灰爐の中に入れて、炭火にゆるやかに熔し吹けば、鉛は酸化して灰の中に沈み、銀は中央に集まる。この灰吹銀を採取するという、灰吹精錬法であったと伝えている。

戦国大名や地方豪族にとって、わずかな量で強力な力が発揮でき、米銭等に代わって使用も容易であり、軍用品はもとより、遠く離れた戦場においても物資の購入が容易であったので、金銀の価値は更に増大していった。

開発が急速に進み、生産が拡大するにしたがい、都市には金屋、銀屋と呼ぶ業者も出現し、領主からも手厚い保護が与えられるようになった。

甲斐においては、松木、野中、志村、山下の諸氏があったと言われており、武田氏最盛時には、領国内を中心に、採掘経営した金山は大小合わせて三七か所にも達していたといわれ、全国統一を願望していた武田氏の財政―政策の一環として見のがすことは、できないであろう。

江戸時代金貨の鋳造所を金座といい、銀貨の鋳造所を銀座といった。

(二)　金掘り大名と言われる穴山氏の系譜

河内の領主といっても、一般的には七代目と思われている信君（梅雪）と、その父である信友の二人の親子であろう。一本系図によると穴山氏の系譜は、武田家十代目信武の子義武を穴山氏の祖としており、北巨摩郡の穴山に住したので、在姓を取り穴山氏となったとされている。義武には子供がなく、武田十四代目の信重の子信介を再び嗣子として、迎えたものであると言われている。

二代目の満春は、応永二十三（一四一六）年上杉禅秀の乱に介入し、応永二十四年五月都留郡で没したという。三代目の信介は信重の子として生まれており、満春の嗣子となって穴山姓を名乗り、この信介が初めて河内領にはいって来たものだと見られているが、年代等については全く不明とされている。

しかし明徳三（一三九二）年足利幕府が成立、翌四年には南北朝の統一がなされた。その時長い間河内にあった南部氏が、甲州河内を捨てて奥州の本宗に合流すべく、下向していったものと見られ、その時期南部の土地に、三代目穴山信介がはいったものではないかと思われる。

穴山氏は、信介の代から足跡がかなりはっきりとしているのだが、宝徳三（一四五〇）年三月十九日に没し、下山の天輪寺に牌子を置き、その後、信懸、信綱、信友、信君と続くのだが、いずれにしても永正年間（一五〇四―一五二〇）の時点にあっては、その支配は南部地方のみで、河内領の完全支配までには至っていなかったと思われ、信綱の子伊豆守信友は、永正三（一五〇六）年の生まれであり、永禄三（一五六〇）年十二月十六日に没している。南部に圓蔵院を建立して墳寺とした。

天文初年、信君は武田信虎の娘をめとり、やがて河内領内一帯に支配権を確立し、信君は居館も南部から領内の中央下山の地に移したものと思われる。この時期から、最も穴山氏の充実した活躍期になるのだが、永禄十一（一五六八）年信玄が駿河進攻作戦を行った時、興津の横山に普請をし、その城代を命じられていたのであるが、以来信君は駿河との関係が急速に深まっていったのである。

天正三（一五七五）年からは、江尻城主（清水）となった。甲斐の武将とすれば、おそらく初めての事と思われる。天主閣をもつ城まで築き、武田氏の代官として在城したのであるが、天正三（一五七五）年五月長篠の合戦には戦場を離れていた。居城の江尻は街道筋であり、浜松にも近く、時の流れを外から見た時に、天下の情勢の推移は甲斐の誰よりも早く掌握していたものと思われ、主家である武田氏の命運の尽きた事を信君は既に見きわめていたものであろう。

穴山信君は、長篠の作戦には参加したものの、後詰めとなって戦闘には加わらず、武田軍の敗戦を見届けるや、いち速く江尻の城に引き揚げてしまったことに、甲斐は驚倒し、今なお疑問視される所であるが、江尻の城主でもあり、他日に期する所があったのであろうか。

天正十（一五八二）年ごろ既に家康とは内通していたといわれる信君は、身の保全にと黄金千枚（二万両）と、甲斐美人と言われた秋山越前守の女と、市川十郎左衛門の女二人を家康に贈り、金掘り大名と言われていた一面を見せている。家康から信長に取りなしてもらい、甲州河内領の安全と、江尻の一部を安堵されたお礼にと、安土の信長のもとにおもむいたのが天正十一（一五八三）年五月十一日のことであったと言われている。

三日間にわたって家康と共に盛大なもてなしを受け、京都見物までしているのだが、六月二日京都の本能寺に宿泊していた信長は、明智光秀のために誅（ちゅう）せられた。その情報に接した信君は、急ぎ帰国しようとしたのであるが、途中一揆の集団に襲われて、京都の宇治において落命したといわれている。異説はいろいろあるが、いずれにしても信君は、再び甲斐に戻ることはできなかった。今清水市靈泉寺には信君の墓碑がある。

(三)　採掘は何時ごろから始められたか

信玄の父信虎が、大永七（一五二七）年ごろから、信州への侵入の計画を立てていたのであるが、そのころ河内領の穴山氏は、永正年間（一五〇四―

一五二〇）の初頭において、まだ河内領の完全支配には至らず、領内の限られた地域でのみでの支配者にすぎなかった。

天文三（一五三四）年正月吉日、初めて穴山信友からの官途状が出てくる。発給文書とすれば初見の物と言われているが、更に同年六月四日には早川入りの保・黒桂の金鉱山に関連する文書が出ており、天文三年の時点で金鉱山関係の代官を任命している。

つづら山同はう山の事代官之儀申付候　かせぎ山さかい候はん事かんようにたるべし　仍如件

天文三年六月四日

この文書は穴山信君が保・黒桂（つづら）両金鉱山の経営について、能力のある地方郷士を選び、採掘経営を委任しているものと思われるのであるが、山金に関する文書の中では、最も早期のものであるとされている。この文書から見ても、河内の地方においては、天文の初期のころには既に採掘稼業が始まっていた事が明かである。

しかし、金銀図録において近藤重吉は「甲金は其始めを詳にせず」とも記している。甲斐国志でも「甲金は其の始め詳ならず」とある。

天文八（一五三九）年五月ごろになると、ようやく穴山氏の支配権は東河内領内にも広がりをみせ始め、瀬戸観音（下部町）に庇護を与えている。これは集落と人心を把握するためのものであったのであろう。天文十（一五四一）年になり、甲斐の国主は信虎から信玄へと交代し、信虎の時代は終わって甲斐の最盛期を迎える幕明けとなった。

穴山氏の活動は、この時期からいよいよ活発化してくる。穴山氏は系譜の上からは武田氏の分流となっているのであるが、武田氏とはたえず重縁関係を結んできており、武田家臣団の中では特殊な存在であった。しかも、甲斐の最南端でもあり、きびしい国境沿いという立場からも、領内の採掘権はもとより、領土外（駿河）の採掘権までも委任されていたものと思われる。

天文十二（一五四三）年には、東河内領に初めて穴山氏からの発給文書が現れている。金鉱山関係湯之奥村佐野縫殿右衛門尉にあてたものであり、竹藪（やぶ）の規制に関するものであった。東河内で金鉱山に関連したものとすれば、最初のものであり、時代に多少の誤差はあるとしても、天文十二（一五四三）年前後から、湯之奥金山の採掘は始められたものと思われる。

湯之奥金山中山の金山峠（かなやまとうげ）裏側には、富士郡麓金山があり、既に今川氏が開発して、採掘は始まっていたものと言われているが、永禄十一（一五六八）年信玄が第一回の駿河進攻を行った時、興津の横山に興津城を普請し、甲斐に通じる富士川筋の守りとしながら、国境沿いにあったすべての金鉱山を占拠して、採掘権は穴山氏に全面的に委任したと言われている。

穴山氏に経営権が移るや、富士金山を始め、安倍川上流の梅ヶ島金山等、旧今川領内の金山衆は、河内領の各地にあった金山と、技術交流ばかりではなく、金山衆や一般坑夫等の人物交流までも行ったものと思われる。

㈣　東河内金山の最盛時について

甲斐を中心に経営されていた武田金山は、最盛時には三十数か所にも達していたものと言われ、西河内地方の山間地においても、天文時代の以前から、すでに稼業はされていたという形跡もあるのだが、天文年度（一五三二）にはいるや、河内領の領主から各地の豪族に対して、発給文書が目立って多くなってくるのを見ると、武田金山の中では、代表格だったとも言われている湯之奥金山や、川尻金山などは、天文時代の半ばごろには既にかなりの採掘量があったものと思われる。

天文十（一五四一）年武田氏の系譜は信虎から信玄の時代へと移行して、武田氏の領国拡大の意欲はますます盛んなものとなっていった。甲州軍は向う所敵なしの時代に突入して行き、それと並行して、黄金の必要度は更に増大していったのであるが、これ等の財政的裏付けである各地の武田金

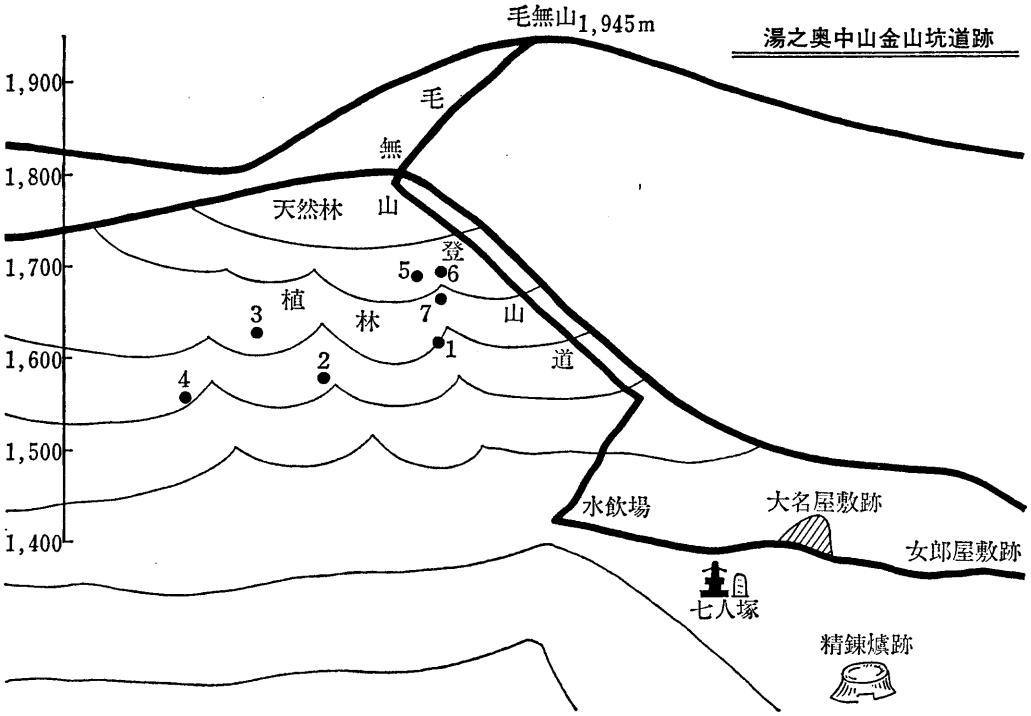

山は、総力を挙げて採掘に躍起であったと思われる。この時期が甲斐金山の最も充実していた時代であったといえよう。

本栖川尻金山にしても、栃代金山にしても、最盛時の状況については資料的に乏しく、具体的内容は知るすべもなく、推測の範囲を出ないが、湯之奥金山については、部分的ではあるが、ほぼその外郭を知ることが出来る。

湯之奥金山は中山、内山、茅小屋の三か所において採掘していたものと言われているが、この三か所の中では、毛無山系の中で最も県境に近い地蔵峠の南西において経営された中山金山が、比較的資料には恵まれている。特に中山金山の最盛時を思わせるものとして、次のような記録がある。

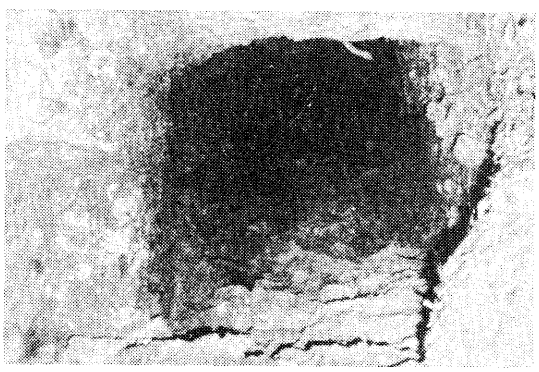

第二坑道

今度　深沢城において別に奉公致し候間　御ほうびのため甲斐において　籾子百五十表下しおかれ候　跡部美作の所へ催促いたすべき之旨　仰せいださるもの也
仍如件
元亀二辛未
二月十五日　山県三郎兵衛奉之
中山の金山衆十人

とある。元亀元（一五七〇）年から甲州軍団は御殿場の深沢城を攻めたのであるが、城方が頑強に抵抗して来た。元亀二年正月、再び攻め立てたのだ

が損傷は増すばかりであった。思いあまった信玄は中山の金山衆を城崩しのために動員をかけた時のことである。この文面から見れば、金山衆十人となっており、中山金山の組織が複数あり、金掘りの集団が十の組織に分かれ、組頭が十人いたことになる。湯之奥金山の規模と最盛時の状況を知る上からも、貴重な一文と言えよう。また此の文書を見る限りでは一人の間歩主を頂点に、それぞれの配下の坑夫たちに、城崩しの恩賞を分け与えているものであろうが、間歩主の組下に、坑夫がどのように配置されていたものかは定かではないが、中山金山の歴史の中で、この時代が最も盛況を極めた時期であったことは確かである。

中山千軒という言葉が語り伝えられてきたが、中山に千軒あったはずもないが、しかし天文十（一五四三）年採掘開始以来、天正の末期ごろまではかなりの戸数と、人数を抱えた村であったと思われる。それらのことを裏付けるものとして、湯之奥村の名主ではないかと思われる者が、神官を相手取って訴訟問題を起こしている。

八代郡湯ノ奥村分内　御山続
字中山と申処御座候今般神主
河内支配之社地中山に七ケ所
有之申上候

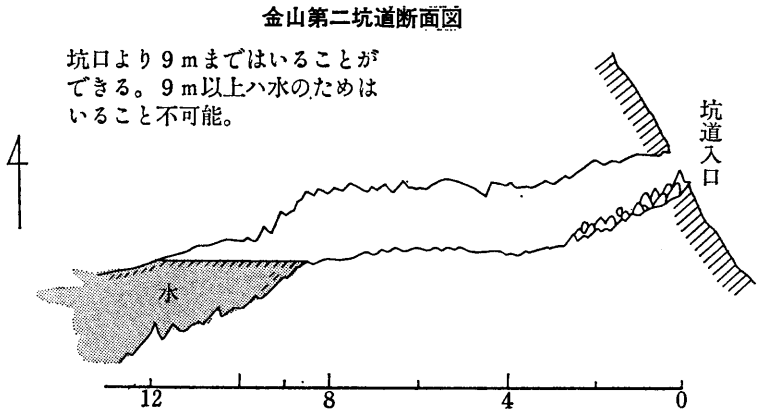

調査日　昭和52年11月11日
調査者　町誌編さん室

このような書き出しになっている、湯之奥村の市兵衛なる者が神主を相手どり、石和の代官所に訴訟を起こした長文の一節である。河内守（神主）は、中山に在る七社分の社地は自分のものであると主張しており、神域の樹木の伐採をはじめたのだが、これは明らかに間違いであるので、調べてほしいと訴え出たものである。

この資料から見る限りでも、中山には鉱夫等の守護神であった金山神社が七社も祀られていた訳で、最盛時の中山村はかなりの集落であったことが想像される。なお、中山に在った坑夫等の守護、金山神社の御神体は、天明以前閉山に際して下部村熊野神社内に祀られることになり、現在熊野神社内に合祀されている。

㈤　支配者と坑夫

金鉱山の金山衆や坑夫等は、自からの立場と利益を守るために、強力な統率者を輩出させてきたが、組織的な集団化を進める過程で、どのような経過を経ているか、資料的には定かではないが、天正十（一五八二）年武田氏以降においても、金山衆は徳川家康との間で、五十三ケ条からなる山法を交わしているところから見ても、あくまでも技術を持った集団であるが、直接的には主従の関係を持っていない仕組であったのだろうか。しかし、鉱夫等すべてが士分的優遇者ではなく、武力集団のような金掘衆だけが、金山衆と呼ばれたものと思われる。

金掘衆は、金山衆、芝金衆、渡り職衆と区分されていた。金山衆は有望な山と見られていた金山のみに配置され、芝金衆といわれていた坑夫達は比較的平地の里で稼業し、特定の主人は持たず職場を求めて常に移動していた金掘衆を渡り職衆と呼んでいたといわれている。

平時には他の坑夫よりもはるかに厚遇されていたという金山衆は、一朝有事の際は常に戦場までも動員されていた。記録に残るものだけでも、元亀元（一五七〇）年から始まる信玄の御殿場深沢城の攻略から、三河の野田城の攻略、長篠の戦陣、大阪夏の陣、島原の乱まで、戦国史を飾る戦場に

は、くまなく出陣している。武田氏以降もほとんどの戦陣に動員されていたのではないかと思われる。

このような、はなやかな一面もあった金山衆も、武田氏が没落して、江戸期に入るころには、有望と見られていた各地の武田金山も、良質の鉱脈はほとんど掘り尽くされていたといわれる。特に湯之奥金山は明暦から寛文を過ぎると金筋はさらにせばまり、天和（一六七二）貞享（一六八七）の年代になると、中山、内山、茅小屋と三か村あった村も、わずかな戸数に減ってしまい、どの村もその日の生活にさえ事欠く状況になってきた。

江戸期になると、支配は甲府代官、石和、市川代官と代わってくるのだが、貞享三（一六八六）寅七月になると、茅小屋村の間歩主九左衛門は、甲府代官所に、生活に追われる金山村の窮状を訴え始めている。

「今度代官様の御慈悲によって、御米もいただいて命もつながりました。また借用した金で質入れしていた妻子の品々も、すべて請け出すことが出来ました」（意訳）という謝礼手紙も出している。また、

「今採掘している分け前については、御公儀様が六分、残り四分を間歩主並びに掘り子の分となっているのだが、この取り極めは二十年も前、まだ山が間歩盛りの時取り極めたものであるので、この取り極めをもう一度改めてほしい」と訴えもしている。既に貧鉱化しきっている金筋を追い、命をつないでいる金山村の様子がにじみ出ている。頼る所は代官所より外にはなかったのであろうが、資料から見る限りでは、坑夫からの願い出の筋に対して、代官は意外と寛容な態度で接している。湯之奥金山末期の状況や、時代の支配者と坑夫等との関係を知る上からも、興味深いものである。

(六)　坑夫等の暮らし

金山衆と呼ばれていたいわゆる武力集団のような坑夫等の暮らしや生活は、一時的なものであったにせよ、かなりはなやかな一面もあったであろうが、しかし、一般坑夫等は、毎日が暗黒な場での稼業であり、生活であった。日の目を見ず、湿り気や、湧き水の激しい坑道での作業は、坑夫等にとっては過酷な重労働であったものと思われる。

坑内で、採光のためにたいまつをもやし、鉱石を掘り出すために、大量な笹を燃やした。換気設備も不完全であったので、ほとんどの坑夫たちは慢性的にのどを痛め、肺を冒されたものが続出したといわれている。

「羽州金山見聞記」によれば、ほとんどの坑夫はいずれも短命で、四十二三歳ごろには判でおしたように死亡したと記されている。従って、山で働く坑夫たちは、四十二歳で行う厄年を、誰もが三十二、三歳で済ませていたという。坑内での作業は、ほとんどの者が裸であったといわれているが、いつ崩れるかも知れない岩石の身に迫る危険を、肌ですばやく感じとるためのものであったともいわれている。

湯之奥金山跡に見るかぎりでは、屋敷跡付近にかなりの墓碑群がある。江戸時代初期の寛文、承応の物から元禄年間のものが立ち、支配者たちの物ばかりではなく、一般坑夫等の墓碑も見られる。貞享以前には禁止令もしかれて、一般庶民は供養塔は建ててはならないという時代のことを考えれば、坑夫たちは敬神崇祖の念が厚かったばかりではなく、間府（まご）盛りのころは生活にも多少の余裕もあり、金山に働く者の特例も認められていたのではなかろうか。

坑内で仲間が呼び合うときは自分たちの胸を叩いて合図をし合ったものだといわれ、口笛は嫌われていたという。江戸期にはいると、女性の入坑は夫婦者以外は固く禁じられていたというが、戦国期においては自由であったといわれている。

閉山前後

甲州八代郡河内領中山村金掘役割付之事

一　永四百六拾弐文　戸数六戸

右之通当子金掘役相極之間極月廿日以前

急度可皆済者也

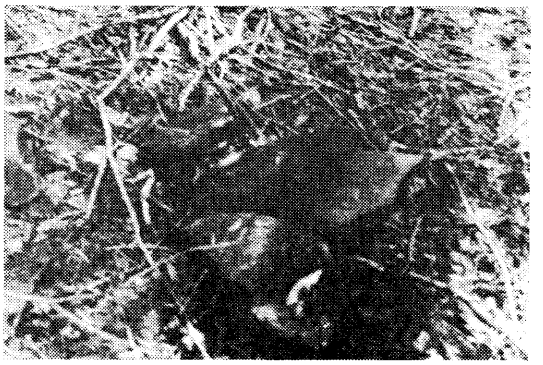

散乱する鉱石を砕いたひきうす

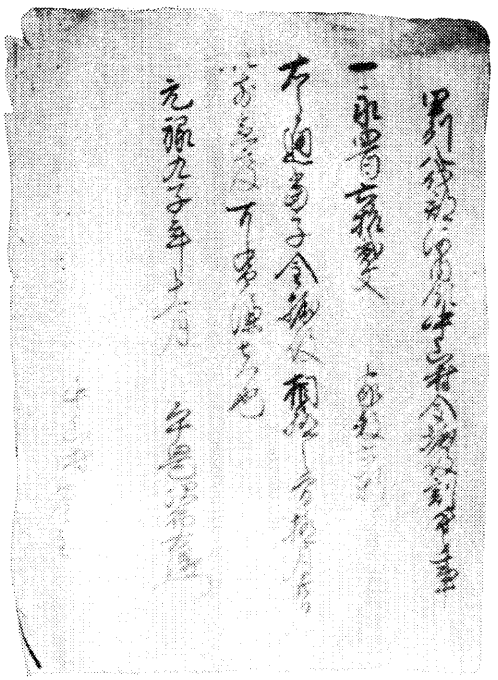

金掘役割付之文書

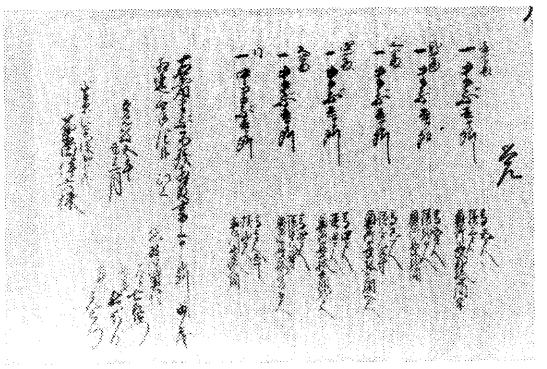

間歩（坑道）改めの文書

元禄九子年十一月

平岡次郎右衛門㊞

中山村名主へ

とあり、元禄九（一六九六）年十一月、代官平岡次郎右衛門から湯之奥金山中山村の名主に対して、村に割付けてある分について十二月二十日以前にはきっと納めるようにと、通知したものである。

元禄年間も半ばを過ぎるころになると、中山村もとみにさびれて、わずか六戸の村になってしまった。この時、内山、茅小屋の両村は、すでに思い思いに土地を求めて離散して、廃墟の村となっていた。以来中山においては安永年間末期に廃村となるまで、細々ながら金掘り稼業は続けられていたのである、しかし、元禄九年から安永末までの間については、資料的には定かではないが、安永末期のころ湯之奥金山最後の中山村も遂に廃村となっているが、天明十（一七九〇）年五月、湯之奥の名主が差し出している諸色明細帳に、天明前後の状況を次のように伝えている。

「天明八（一七八八）年から九十三四年以前までは茅小屋　内山　中山の三か所に金掘りの村もあり　金筋を追って稼業をしていたが　金筋が段々少く生活費もかさみ　金掘りは思い思いに土地を求めて移動してしまい　天明元年の頃には最早一人もおらず　山は閉山しています」

諸色明細帳は、村の名主が村の出来ごとや周囲の状況など、見たままを書いて差し出すものであって、閉山間際の経過を知る上で貴重な資料といえよう。

この記録によると、安永末期には中山金山もいちおう閉山となったのであるが、しかしその後も採掘するノミの音が全く途絶えたわけではなかった。幕府としては、湯之奥金山を完全に放棄することにはかなりのためらいを見せ、再掘を希望する者には、許可制として鉱区を設定して、自由に

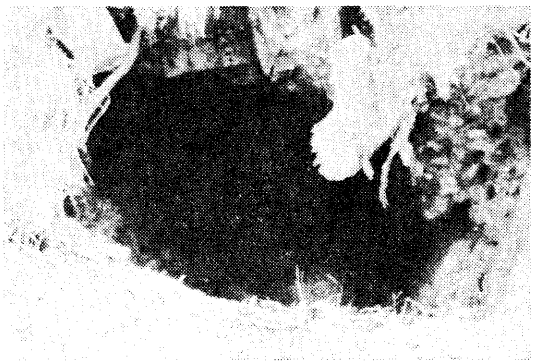

第五坑道

入山を許可していたのである。

採掘開始以来二百五十年にわたって続けられて来た山だけに、閉山後も再掘を希望して入山する鉱山師はあとを絶たなかったといい、山を訪れる人数は驚くばかりのものであったという。しかし、次第にせばまり行く金筋には勝てず、長い期間にわたって採掘した者はなく、長い者でも一、二年の間に下山してしまったといわれている。特に天明時代の甲府勤番堀内粂之亟は、湯之奥金山に大きな期待を寄せていた勤番の一人だったと言えよう。あまり当てにもならないような山師でも次々に送り込み、天明八（一七八八）年には作州の目きき（岡山県の専門家）まで入山させて、鉱山を見分させている。他方、湯之奥村の名主や百姓代表などに対しては、もし経営が盛んになった時には、村の者だけですべての物資が支障なく上下運般が出来るか、などと問い合わせまでしている。この問い合わせに対して、代官が思う程に百姓代表は興味を示さず、「山はあまり当にもならないが、当方が望む通りに運搬費がいただけるならば」と気のない返事をしている。

長い間金山との深いかかわりあいをもってきた湯之奥村の村人たちは、自分たちの肌を通して金鉱山の衰えを感じとったのであろうか。廃村後約十年、天明八年前後の中山金山の周辺を伝えているものである。

㈦　湯之奥の砂金採り

金鉱山が採掘経営されていたような場所においては、いずれもその下流で砂金とりが盛んにおこなわれていたといわれるが、良質の金鉱石を生む鉱脈は、そのほとんどの場所が、きびしい山間地と相場は決まっていたものである。

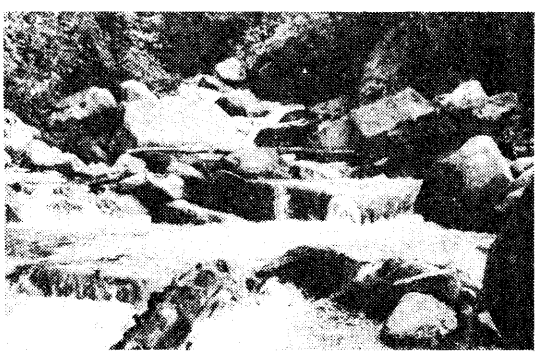

砂金を採取した入沢

長い間の浸食作用によって、露出していた鉱床が崩れたり、土石流と共に押し出したりして、やがては支流から本流へと流され、粉砕されて、よどんだ場所に金が沈滞している所を採取するものであるが、カズサ鍬で砂金を含んだ砂を掘り寄せ、ジョレンですくいあげてユリバチに入れ、またはネコザの上を水と共に流して砂金を取り出し、フイゴにかけるというごく素朴な採取方法であったといわれ、他方岩石の割れ目にはさまり、水勢に洗われながら止まっている砂金は特に良質のものであったと言われている。金山峠方面から流れ出る中山沢や、内山、茅小屋方面から流れ出る入りの沢などにおいては、村人だけでなく、近郷の砂金取りが終日おしかけていた。特に強い風雨によって山が荒れた時などは、格好の場所を選ぶ砂金流しの人々で、連日大賑わいであったと伝えている。

砂金採取についての資料は、近世の物しか出ていないので、往古のことについては言い伝え以外には不明である。明治二十七（一八九四）年七月三日付のもので、湯之奥部落民一同が協議決定した砂金掘り区則がある。

砂金掘区則

第一条　砂金採収致度人ハ誰人ヲ不問該道具携帯シタル者ハ壱人ニ付金拾銭ヅツ区長ヘ即納ノ事

第二条　一条ノ金拾銭ハ一ケ月金拾銭ノ事
第三条　該業ヲ止メ帰宅シタル後再度来リタル時ハ一ケ月内ト雖尚金拾銭ヲ請求ノ事
第四条　宿泊ハ壱泊金三銭五厘トス
第五条　壱泊金三銭五厘ノ内金五厘ハ区内益金ノ事
第六条　該業ヲ行ヒ近隣日々通ヒヲ以テスル人ハ第一条ノ金拾銭ハ勿論壱人ニ付一日壱銭ヅツ区長ヘ収納スベシ
右之条々区内一同協議之上決定候也
明治廿七年七月三日
湯之奥区

(六)　中山金山跡からの出土品

発掘調査は、昭和四十(一九六五)年ころから始められたのであるが、いままでの調査では、中山金山跡がほとんどであった。しかも集落跡と思われる比較的平坦地のみでの発掘調査であった。

したがって、今後更に広範囲の調査が望まれるのだが、いままでの発掘調査から見ると、長い年月にわたり土中に深く埋もれて来ただけに、そのほとんどの出土品は陶器類であった。出土品のほとんどは地下三十センチ前後であり、主な物は茶の湯等に使用されていたと思われる天目茶碗等であった。それ等の出土により、その時代の使用者の階層や、集落での生活の状況を推し量るには好資料であったと言えよう。

磁器や陶器類は、美濃、有田(伊万里)、瀬戸(愛知県)の各地で生産された物であるが、それぞれが特徴と系統をよく伝えており、製造年代等もあきらかに戦国期か、あるいは桃山時代の物であったと言われており、更にさかのぼった時代の物もあるのではないかと言われている。

陶器類の移入経路について(富士川舟運慶長十二(一六〇七)年より)甲州路への搬入は、伊那谷を通る信州経由であったと思われるのであるが、天目茶碗等を始め、これ等の陶器類が戦国の時代に海抜一五〇〇メートルの、きびしい高冷地(中山)に運ばれていたことは、甲斐主力金山の一つだったと伝えられる湯之奥金山(中山)の歴史の跡がしのばれ興味深いものがある。

昭和四十年ごろから調査は個々には、すでに進められていたのであるが、同四十四(一九六九)年から、加藤為夫が指導する市川高校社研クラブ部員が五回にわたり登山し、調査をしており(中山遺跡)成果をあげている。

これまで発掘し整理されている出土品(加藤先生の稿要約)

○「瀬戸系」　天目釉丸碗胴部―底部

縁は欠けており高台もほとんど欠けていた。上薬は底の方の境目まで流れ、先端は玉のようにふくらみ、下は掛けはずしてある。

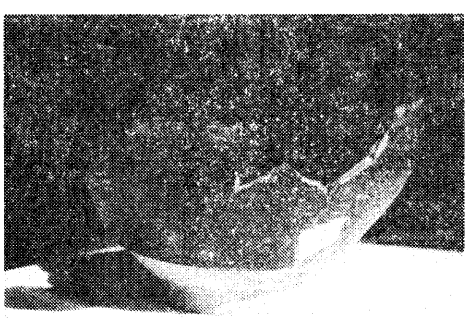

出土した天目茶碗

鉄釉　灯明皿　口縁部

天目茶碗(完器の三分の二)

大破しているが、縁から高台まではつながっていて、口径十一センチ、高さ六センチ、高台の径五センチ、内面は上薬溜、現在瀬戸捧窯から出土している天目茶碗と土も上薬も完全に一致している。

○「美濃系」

黄瀬戸胆礬釉大皿底部

高台の直径は、残存部分から推して約十五センチと思われ、口径は不明であるが、三十センチを越えるものと思われる。黄瀬戸の製産地は瀬戸

ではなく美濃の諸窯であると思われ、桃山期を中心として短期間の製造期間であったと言われている。（丹礬とは硫酸銅から成る鉱物である）

志野釉手塩皿（完器の三分の二）

長石を原料としている。白志野釉を糸尻に残し全部に施している。内面には径三・五センチの八弁の輪花が彫ってあり、糸尻には十字形の窯印を深く彫ってある碁笥底（碁石を入れる容器のように、なめらかな底）直径十一センチ、高台の径五センチ、上薬はなく、糸尻の胎土（土器の原料）は美しく、べに色であった。

瀬戸黒釉筒形片口（完器の三分の一）

飯食用器の部類であり、口径十四センチ、高さ九センチであり、べた底であった。内側には、縁下三センチに上薬が施してあり、糸尻には上薬はない。

○「有田系」伊万里

有田焼と称される磁器の製造は、我が国陶芸史上画期的な変化であったといわれ、文禄時代（一五九二）数百人の朝鮮陶工の渡来によるものであったと言われ、李参平が、有田皿山の磁鉄発見により、最初の製造となったと伝えられている。（一六〇四）湯之奥金山、中山からの出土の磁器は、古伊万里の特色を示すものが多数であった。

白磁呉順弧文碗部分（完器の四分の一）

口径八センチ　高台三・五センチ高さ五センチ

青白磁、手塩底部

呉須は、前者より発色は良好であり、朝鮮半島では、よく用いられている網目文を高台から画いている。

白磁蘭花文猪口部分（完器の三分の一）

上薬下の呉須の蘭花文の発色良好、上薬のほとんど純白に近く、染付け蘭花文や、高台糸尻のかけはずし等が古伊万里の性格をよく示している。

白磁蘭花文徳利底部

小形徳利の底部は、あげ高台。これも春蘭を染付けてあった。糸尻にも上薬が塗ってあり、上薬は青白磁に近く、糸尻の兜巾（ときん）もはっきりしいかにも初期の型であった。

江戸時代になり正保の年代になると、我が国にも赤絵の陶器類が初めて登場してきた。

陶工柿右衛門といわれた陶工師（酒井田喜左ヱ門）（諸説もあるが）により、その技法に成功したのである。

赤絵の陶器類は、江戸時代の末期にいたるも、なお高価であり、貴重品とされていたのであるが、その赤絵の陶器類は、いまだに金山からは出土はしていない。

この事からみても、柿右衛門が赤絵の技法を完成した正保の年代には、湯之奥金山もすでに最盛時はすぎ、衰退の一途をたどっていた時期であり、高価な赤絵の陶器類などの搬入はもはや望めなかったというものであろうか。

支配者の物だったにせよ、高価な天目茶碗等が使用されていた時代の金山は、天文時代の末期から、天正十年ごろまでであろうと思われるが、その年代以降についても、明暦―寛文の年代までは、遺跡の周辺に残る支配者等の墓碑から、推測してみても、金山はまだかなり盛大に稼業は続けられていたものと思われるのだが、この年代まで下がると、金山の金筋はせばまり、生活もせばまってきていたものと思われる。

二　川尻金山の遺跡

川尻金山は、栃代金山のほぼ裏側に位置し、本栖湖に面している。天子山系の雨ケ岳に続く尾根を振り分けて、栃代金山とは同質の鉱脈を引き合い、遺跡の周辺を水源とした金山沢が流れ、平日の水量はわずかなものであるが、水あかも付かず、冷たく澄みきった清流は、いかにも金鉱山特有の金明水である。

往古から長い間にわたってわずかな金鉱石を得るために、採掘に採掘を重ねてきたが、坑道はいずれも急斜面の山腹に掘られて、そこから運びだされていたズリ（貧鉱、岩石）は、いったん風雨に襲われると大量の土石流と共に、本栖湖畔まで一気に押し流され、湖畔を埋めつくしている土砂は、黄金の夢に執着して来た人々のすさまじいばかりの足跡であろう。

川尻金山も、武田金山の中では主力の金山であったと伝え、富士金山に根を張っていた金山衆竹川一族が、川尻にも勢力を張っていたと言う伝承もあり、川尻千軒という言葉も残っているように、最盛時にはかなり盛大なものであったといわれている。閉山すると村人はたちまち離散して、廃虚の村と化してしまい、おそらく付近の村々へ移住して同化したものと思われ、経営の内容や経過については不明の点が多く、資料的なものはすべて埋没してしまったものと思われていたが、最近になり川尻金山末期の状況が、部分的ではあるがようやく判明してきている。

寛永二十一（一六四四）年十二月三日には、鎌額川尻村にも御縄調査があった。村に石高拾壱石壱斗五升の割附がなされている。この割附の石高から推定すれば、その集落は十五、六戸から構成されていた寒村であったと思われる。この経過から見ても、川尻村は武田滅亡後も新たな支配体制の中で、細々ながらも寛永年度のころまで採掘が継続されていたのである。

更に遺跡の周辺には、一本木村と呼んでいた金山の村もあったことを伝えている。村中には精霊が宿ると言われていた程の大木があったことから、やがて一本木村と呼ぶようになったと、今伝えられている。

中山金山遺跡出土陶磁器

番号	場所	出土年時	器形用途	釉，文様	産地	質
1	オオオキカカウウキアククカアカカイケケエカカ	昭44.11.23	皿底部	黄瀬戸，たんぱん	濃	陶
2		〃　〃	手塩部分	鼠志野	美	〃
3		〃　〃	手塩部分	志野	同	〃
4		〃　〃	摺鉢部分	鬼板釉（鉄釉）	同	炻
5		昭46. 7.21	燈明皿部分	鬼板（鉄釉）	瀬	磁
6		〃　〃	手塩部分	染付，梅花文	瀬	磁
7		〃　〃	〃　〃	〃　梅花文	有	磁
8		昭46. 7.28	碗，胴部	天目釉	有	炻
9		〃　〃	皿，底部	灰釉呉須染付山水画	瀬？	陶
10		〃　〃	燈明皿部分	鬼板釉（鉄釉）	戸	炻
11		〃　〃	碗底部	染付，花弁文	田	磁
12		〃　〃	碗底部	染付弧文	田	磁
13		〃　〃	ぐいのみ底部	染付弧文	田	磁
14		昭46. 7.29	手塩先部分	志野見込に劃花	濃	陶
15		〃　〃	碗底部	染付網目文	田	磁
16		〃　〃	手塩底部	染付つる草文	田	磁
17		〃　〃	大皿口縁部	鬼板釉（鉄釉）	戸	炻
18		昭46. 8.22	天目碗大部分	天目釉	戸	陶
19		〃　〃	筒形片口	瀬戸黒釉，鉄釉	濃	陶
20		〃　〃	香炉口部分	銅釉	濃	陶
21		〃　〃	碗部分	灰釉，ガラス状帯青色	田	陶
22		昭49. 7.21	猪口底部	染付蘭花文	田	磁
23		〃　〃	徳利底部	染付蘭花文	田	磁

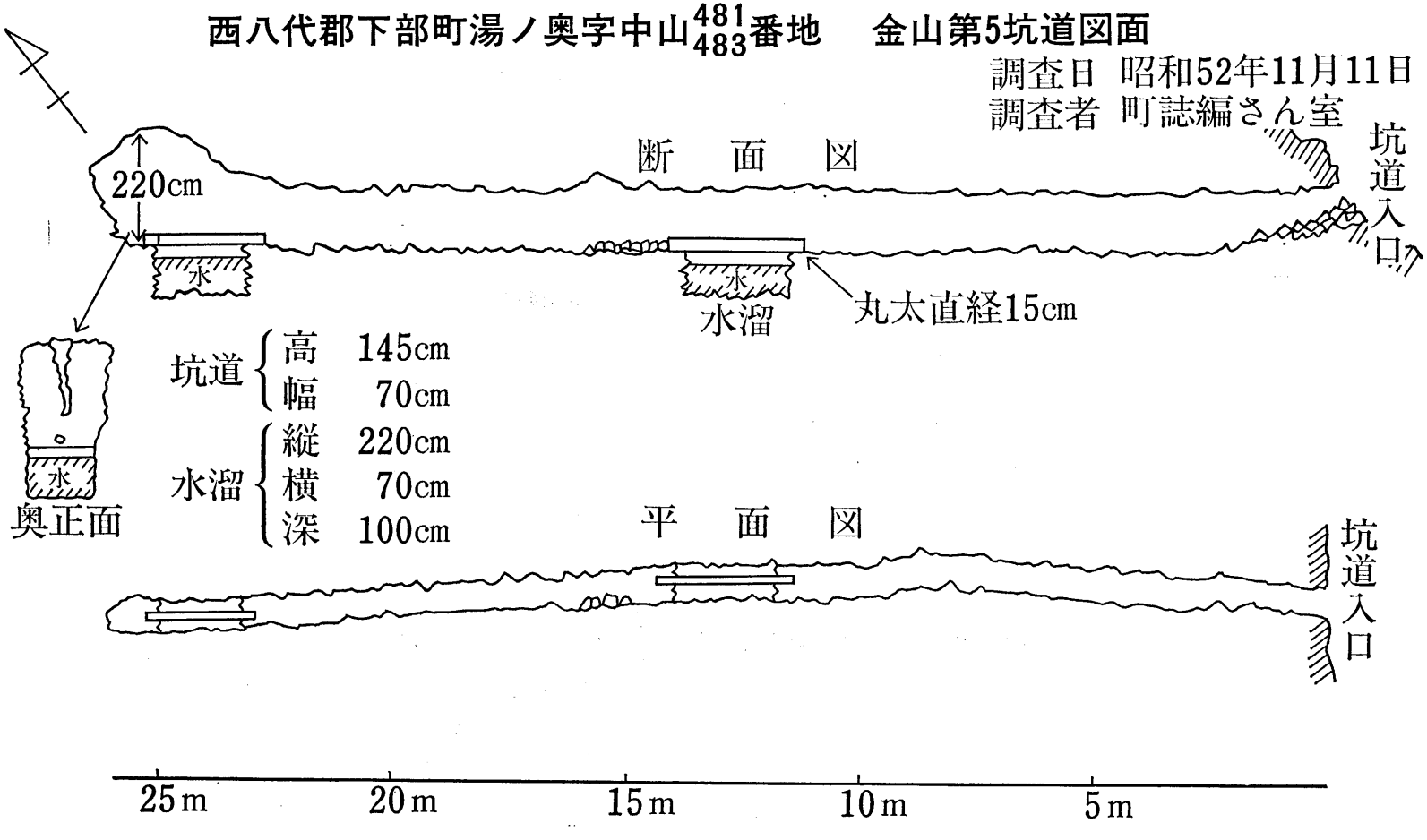
西八代郡下部町湯ノ奥字中山481 483番地　金山第5坑道図面
調査日　昭和52年11月11日
調査者　町誌編さん室
断　面　図
220cm
坑道入口
水
水溜
丸太直径15cm
坑道　高　145cm
幅　70cm
水溜　縦　220cm
横　70cm
深　100cm
奥正面
平　面　図
坑道入口
25m
20m
15m
10m
5m

しかし、川尻、一本木両村が、いずれの場所であったかは、未だに定かではない。

近年になって、元川尻金山関係者の墓標ではなかろうかと思われる石塔を見たという者が現れた。それによると、十四、五年前（昭和四十年ごろ）数人の猟師仲間と獲物を追って、竜ケ岳山頂付近を走り抜けようとしていた時の出来ごとだったと言うが、三十基以上が立ち並ぶ墓碑群の中に足を踏み入れて、異様な光景に改めて見直したと語っている。

雨ケ岳から本栖湖、青木ケ原方面に向かって突起している最も高い部分が竜ケ岳である。海抜一四四〇メートル、山頂附近の斜面はなだらかではあるが、二メートル以上のスズ竹に覆われている。証言者を案内役とし、調査団を編成して、遺跡調査も行われたが、密生するスズ竹にはばまれて難行し、調査は不成功に終わった。墓碑群を見たという目撃者の証言している内容から、信頼性の高いものであると推測される。



鎌額川尻村の古文書（釜額地域）



坑夫の墓碑群があったといわれる龍ケ岳

長期間にわたって消息の途絶えていた川尻金山は、大正の初期露出していた良質の金鉱石が、偶然にもハンターによって発見されて、黄金への夢が再びよみがえってきた。

昭和五年には鉱山師立川が入山して、昭和金山として一回目の採掘を開始したのである。露天掘りがそのほとんどであったといわれている、五年間程の採掘で、昭和十年には次の経営者深沢政敏に採掘権は移っていたという。

当時採掘した鉱石の運搬は、小舟で本栖まで、本栖から吉田までは馬車や馬の背にたよっていた。吉田から日立鉱山精錬所までは鉄道で輸送していたものであるが、多額の運搬費がかかり、経営困難に追いやられる理由はここにもあったと思われる。深沢にしても、間もなく経営続行不可能に陥り、新たに富岳金山株式会社が設立された。

採掘は三号坑から開始された。（昭和金山は六号坑まであった）川尻金山はこのころから経営は軌道に乗ったといわれているが、昭和十五年ごろには折からの戦時体制下の産金国策に従って、各地の金鉱山は総力を挙げて増産計画を立てたのであった。川尻金山も更に一〇〇余名の増員計画を立て、新たに赤池信一（下部町釜額出身）が所長に就任して増産にまい進好成績をあげた。

当時全国各地で操業していた金鉱山は、一五一か所にも達していたといわれるが、川尻金山は全国優良金山十番目というはなやかな時代もあった。しかし昭和十八年には、新たな戦局展開によって、金鉱山整備令が発令されるという事態となって、同年八月三十一日山は閉山となり、以来採掘は全く中止された状態である。

三　栃代金山と遺跡

栃代川の最上流地点において採掘は始まったと言われているが、開始された年代等については、周辺の部落からも、また資料となるような関連文書も残っておらず、経営内容などについてはほとんど不明である。

金山に関係すると思われる部落の人々の伝承によれば、山神社は栃代山を三回にわたって遷座したものと言われる。金掘り衆にとって、職業の危険から身の保全を護るために、信仰心はあつく、常に採掘現場近くに山神社を祀ったものであり、採掘現場が移動する度毎に遷座したものと思われる。

栃代金山の経営者も穴山氏であったのだが、湯之奥金山に比べるとはるかに小規模経営と思われる。天正二十一年六月（銘のママ）太田四方助なる人物が金山の安全を祈願して、栃代部落の山之神社に平鈴を寄進奉納している。太田氏は富士郡麓金山を始め、各地の武田金山に根を張る金山衆の系列を踏む一族であったといわれ、富士郡の金山衆には竹川藤左衛門、石川佐渡守、太田伊賀守といった二十二人衆がいたと伝えられるが、今川の命運が尽きたと見るや、竹川を筆頭に武田につき、やがて武田の没落と共に家康についている。織田、徳川の連合軍が甲州をめざして迫った時、勝頼は天目山のふもと田野において自害したのであるが、その五日前、天正十年三月六日、家康は富士郡の金山衆に印判状を出して味方に加わるよう要請している。その中に太田の氏名が出ているが、この経過からみても、栃代金山はたとえ小規模の鉱山であったにせよ、毛無山系の武田金山と一連のものであったことが明らかである。

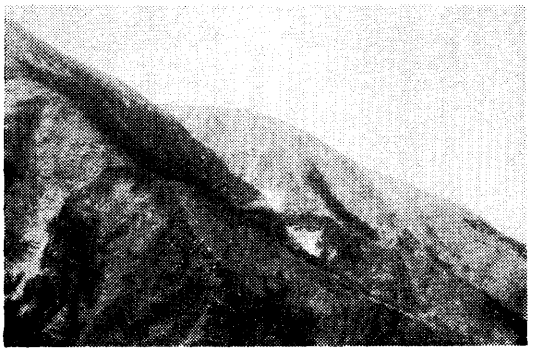

栃代金山



満福鉱山跡（根子）

毛無山系雨ケ岳に続く尾根を振り分けて、川尻金山と鉱脈を引き合う、その金づるを追っていたのであるが、大正のころまで採掘現場であった周辺には、石臼などの遺物が散乱していたというが、今は山も荒れ、ほとんど目に触れることはできない。

山で働く者の守護神であったという山神社は、亀山天皇弘長年間（一二六一～一二六三）約七百年前、伊豆国三島大明神から分社勧請してきたものであるが、最初に勧請したといわれる場所は、海抜一五〇〇メートルの大小屋と呼ぶ奥山であったと伝えられている。文政四（一八二一）年には数百メートル下流の現在地に程近い所に遷座してきたものであるが、明治三十一（一八九八）年には杉山区民すべてが氏子となって、現在の地、羽前場一九二三内一番地にお迎えしたものである。

羽前場と呼ぶ地名は各地にも見られるが、飲米場（ハンマイバ）がハマエハと訛ったものであろうと思われる。これは今の飯場のことである。

栃代山は、金鉱山だけではなく、銅山としても何回か採掘されており、部落の周辺を始め、至る所に年代不明の坑道跡と思われる場所が見られる。

四　満福鉱山とその遺跡

パノラマ台（曽呂木山）を水源とする反木川が八坂峠から流出する川を併せ、常葉川に合流する地点まで、約九キロメートル、満福鉱山はそのほぼ中間の地に位置している。

初期のころから鉱山の採掘現場は満福寺付近からだったと伝えられ、流域の中央で経営されていた銅山は平たん地であり、村中でもあったので、

比較的地の利を得ていたものの、あまりにも川沿いであり、鉱脈を追い、堀り進んでいた坑道は、反木川の川底よりはるかに深く、坑道の中で働く人と、間断なく浸入してくる湧き水との、長いたたかいの日日でもあったと伝えられている。

満福鉱山の採掘始業については、その年代等明らかではないが、元和七（一六二一）年、銅山の開発者だったと伝えられている美濃国住人赤堀重太郎が、銅山受難者のために、自ら開基者となって、地蔵菩薩を本尊として、銅根山満福寺を創建したと伝えている。また慶長十七（一六一二）年のころ、隣村の折角村にも八代鉱山と呼ぶ銅山もあったと言われており、すでにこの時期には盛んに採掘していたと伝えている所から、満福銅山も八代銅山とはほぼ同年代ごろの採掘開始であったものと思われる。

元和年間、落盤事故により大惨事を起こしたと言われるころも、満福寺付近からの竪坑であったと言われており、今でも満福寺付近の田畑から焼石や赤土が時折出土すると言われている。往古の時代は採掘と精錬とが一貫作業であったと伝えているところから、赤土や焼石が出土する場所が当時の精錬場跡であったろうと思われる。

明治・昭和と再び採掘計画が始まり、明治四十年代の時も満福寺の裏山際から始まった竪坑は、やがて反木川の川底を通り抜けて、中村部落の地下を縦横に掘り進んでいたといわれている。最も盛んであった明治四十三四年ころには、鉱床に仕掛けるハッパ（爆破）の音が、中村の部落の下で朝夕耳に達したものだと、古老は今もなお当時を語っている。明治年代盛んに採取していた時の通洞坑は、満福寺の軒下であった、また竪坑でもあったので、今は土石で深く埋められている。

現在はその周辺の山際に、横穴が一か所わずかに当時の跡をとどめているに過ぎない。四十年代経営の時も採掘・選鉱・精錬と鉱山周辺において一貫作業であったが、やや下流の平担地を選び精錬所が設置された。

鉱石を焼くために、足踏式ではあるが革のジャバラを使ったバフウ（フイゴ）という仕掛けをして風を送った。設備は単純そのものではあるが、当時としては大掛かりなものであったろう。縦十尺、横二尺、高さ十尺余りの四角錐状の箱の中に空気を密閉圧縮して、強風を溶鉱炉の中に送り込んで銅鉱石を溶解し、純粋の銅を採取するという工法であった。

最盛時における就業労務者は数百名を数え、業務執行代表者石井千太郎、鉱山長中元甫之を中心に、盛大に経営されていたという。

銅山が最も盛況であったという明治四十四（一九一一）年夏七月二十七日、金山神社祭礼のときは、神前に大幟二十本を供えて神楽を舞い、祭の余興には東京本場の相撲力士を招いて、晴天の三日間、奉納相撲が行われたという。草深い山村に東京本場の相撲がきたのである。群衆はむらがって、根子始まって以来の大珍事であった。

明治四十三年ころまでは、流域の村々にさまざまな収益をもたらした満福銅山は、このころ思わぬ事態に直面していた。現在で言う公害の発生である。

鉱石を焼き、純正な銅を精錬する過程で発生する亜硫酸ガスや、流出した汚水が反木川に流入して、流域での農作物に被害が発生しはじめたのである。驚いた住民は、ただちに採掘の中止を叫びながら、銅山に押しかけたのである。更には満福寺裏山にあった根子分校までが、煙害をうけるのではないかと議論は沸騰して、遂に根子分校移転問題にまで発展した。

この時、銅山側は被害物件に対する補償金として、三二七円七〇銭を流域の部落に支払った。補償金問題については、精錬場設置の際、銅山側と土地の所有者や部落住民との間で協議して、取りかわした契約書に基づいて支払ったものである。契約書第四条には

鉱毒ノタメ諸般ノ被害ヲ生ズル時　鉱業権者ニ於イテ損害賠償スルモノトス　但シ両者間ニ於イテ被害高ヲ決定シ得ザル時ハ　郡村長区長ニ依托シ　其ノ評価ヲ定メ　其ノ評価額ハ相互ニ於イテ異議スル事ヲ得ズ

とあり、契約書は十条までで構成されているが、流域の住人も、精錬場設

置にあたっては、あらゆる問題を想定していたのであろう。耕作物はもとより、川沿いに茂る一本のくるみに至るまで、被害物件の対象となっていたのである。

しかし煙害や鉱毒の問題が発生後、わずかな年月が過ぎると、銅山は採掘を中止したのである。煙害や鉱毒のためであったのか、あるいは貧鉱による経営不振であったのか、経緯についてはつまびらかではない。

昭和の年代になると、各種の産業は拡大発展期を迎えていた。鉱山開発もそれに伴って各地で活発化していった。この時期、満福寺鉱山も再び操業を再開したのである。明治年代の通洞坑跡から始められ、今もその附近には廃鉱石のボタ山と、通洞坑跡が一か所その名ごりをとどめている。

鉱脈を追っていた坑道は、反木川上流方向五、六〇メートル、斜面は約二十度やがて垂直に下がる竪坑となる。一番坑から始まり、最も地底である五番坑までは四、五〇メートルもあり、一定の間隔を保ちながら二、三、四番坑と横に掘られていたという。

昭和時代の経営になると、坑夫や選鉱婦は三十人前後就業していたといわれ、排水は既に動力化されて、施設はかなり現代化されてはきたものの、採掘現場が地上から深く遠く離れるに従って、浸水もはげしくなり、採掘作業はそれだけ困難が増すばかりであった。排水作業は盆も正月もなく、年中無休で続けられたという。

経営困難であったためなのか、経営者はわずかな年月に何人ともなく次々と交代して、昭和四十六年六月全く閉山されてしまった。

五　常葉銅山跡

甲斐常葉駅から約千メートル、国道三〇〇号線沿い、境畑の地内右上一帯（海抜二五〇メートル）には鉱石を採掘した坑道跡や、流れたズリ（貧鉱石や岩石）の形跡は至る所に見られる。約五〇度の急斜面の雑木林の中には、山稼ぎの者たちの信仰を集めた山ノ神を祀り、二尺の丈に満たない石碑の裏面には

鉱山師　武田　衛門　　手代　山本新助
山　方　松田万右衛門　〃　伊藤金七
寸　甫　小野寺彦七　　〃　中岡正次
組　頭　村上久兵衛

以上常葉銅山に深く関係していたと思われる七名の名前と、安永三年三月吉日の年代が刻まれている。おそらく採掘期間中か、または閉山の際建立したものであろう。甲斐国志にも「常葉地内に銅山跡あり」と記されているように、甲斐国志が編さんされた文化十一（一八一四）年ころには既に閉山されていたのである。百年以上も閉ざされていた常葉銅山は、大正の初期藤田鉱業の経営によって採掘が再開されたのである。

採掘が始まった大正五（一九一六）年春から、藤田鉱業が常葉銅山に投じた資本金はわずか三か年間に約三〇万円にも達していたと村人は語っているが、大正八年八月突然操業は停止された。地元関係者にとっては、全く青天のへきれきの出来事であった。

地元民である望月敦、近所の米沢英三等は、銅山経営の続行と更には北川地内妙法鉱山や古関鉱山の採掘を図り、当時甲府市に在住していた鉱山師谷亀英三（神奈川県出身）の入山を説得して、藤田鉱業から採掘権を取得、昭和十七年から同二十まで谷亀によって経営されたのであるが、同二十一年から日本電化鉱業に採掘権を移譲して、同二十五年まで操業は続行されたが、それ以降山は閉山となっている。常葉銅山の採掘権は現在銅和鉱業が取得して管理している。

甲州鉱山の特徴は、良質鉱脈が帯状ではなく、そのほとんどが脈玉（ヒダマ吊鐘状）であると言われており、常葉銅山の鉱脈もその典型的なものであったという。

銅山の採掘は、安永年間の前後から繰り返されて来たのだが、最も大掛かりの経営だったのは、藤田鉱業の経営による大正の初期のころであったと言われている。当時の鉱山関係者は、常葉銅山の将来性については長期間有望であり、やがては栃代川流域の部落が見える所までも掘り進むこと

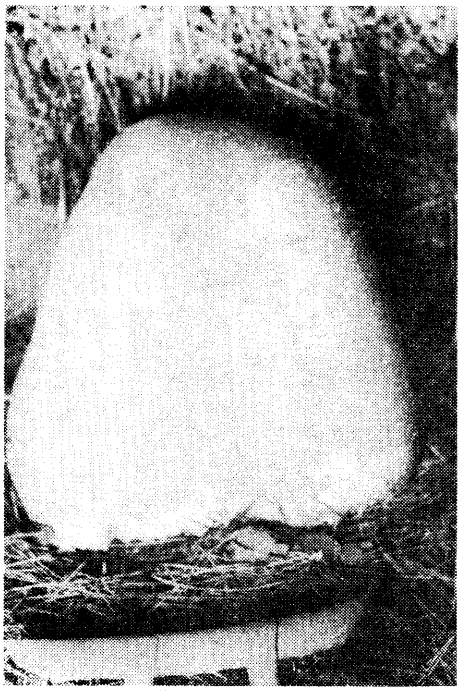
常葉銅山山ノ神


常葉銅山跡

が可能であると語り、常葉銅山にかける期待はすさまじいものがあった。事実境畑や市之瀬平には、鉱山関係者や坑夫たちの住宅や長屋が一朝にして出現し、その棟数は数十棟にも達したという。増え続ける坑夫のためにと、鉱山側では病院を建設し、さらには芝居小屋までも特設した程であった。藤田鉱業が常葉銅山に賭ける意気込みに、地元部落はわきたつような活気を見せていたという。

六　常葉金山跡

昭和四年七月編さんの郷土誌、富里村青年団編によると、「大正六年七月、本村の太田吉次郎発見し、東京千代田某の開坑を試みたる三ツ沢、山ノ神の二鉱坑あるも、雨河内川上流河底に臨み居る故、探坑困難なり、然れども良質の鉱脈数多くあり、その面積三六万七、八〇〇坪を有し、金銅鉱を以て目的とす、前記二鉱山（広野、中山）の裏山なり、都川村の望月某の所有に属す」とある。

郷土誌にいう常葉金山は、雨河内川沿い上流の二か所において採掘経営がされ、山ノ神、三ツ沢の周辺が現場であったと記している。

雨河内川の総延長は約六・五キロメートルある。下部川に合流する地点から上流に約四キロメートル、川幅もようやくわずかに広がりを見せ始めると、ややなだらかな場所に出る。この付近一帯が郷土誌にいう通称山ノ神の採掘現場であったものであろう。

山ノ神の採掘現場でも、数か所において鉱脈を追った坑道があったと言われているが、今その形跡はかろうじて一か所だけ確認ができるに過ぎない。

海抜八二〇メートル、深い谷間は日照時間も短く、湿地帯特有の草木は広範囲にわたって繁茂し、堆積する廃鉱石の上にまで生い茂っており、採掘時の経営はかなりの規模であったものと思われる。しかし土砂の流失ははげしく、今確認できる坑道跡は入り口周辺までも厚い土石でうずもれかけているが、幸いにも坑道内に流れ込んでいる土砂は意外に少なく、鉱脈を追っていた往時の形跡をはっきりととどめている。

坑口は高さ約一・五メートル、横幅一・二メートル、掘り進んだ坑道の深さは二五メートルであった。また三ツ沢付近においても採掘はかなり進んでいたと言われるが、坑道跡らしきものはほとんど見当たらず、わずかに残る廃鉱石などの堆積から推測し、山神社（大岩の下に勧請）より上流五、六〇〇メートル、海抜約一、〇三〇メートル付近であったものと思わ

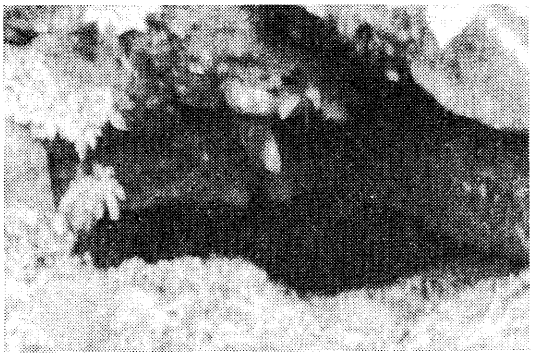

常葉金山跡，土砂に埋もれた抗口（雨河内）

れる。

金山峠や常葉山の山ひだは左右から垂直になって川底まで迫り、水量も意外に多く、折り重なる岩石の間を縫う水音は異様な音色を発している。常葉金山の裏山には、すでに戦国時代から始まっていた湯之奥金山内山、茅小屋があり、これらの金山とは互いに鉱脈を引き合っていたものであろう。

三ツ沢付近の鉱脈は、極めて良質なものであったと言われているが、そのほとんどの鉱脈は川底に向かい、それだけに浸水がはげしく、採掘作業は常に困難なものであったという。

数年間続いた経営は、予想していなかった土地所有権問題が起こり、間もなく閉山となったのであるが、それまでの常葉金山は現場での精錬方法はいっさいとらず、運び出した鉱石は現場においてすべて選鉱し、馬の背や人の背により搬出していたのである。

雨河内川沿いにはまだ道路らしいものはなかった大正年代のことであり、近郷の農婦などが主な運び役であったという。海抜約九〇〇メートルの牛首峠まで上り、常葉方面に下りた者もあったと言われているが、大半の者はそのまま尾根伝いに南下し、やがて常葉川を渡り竹の島部落で一休息し、再び川沿いに歩き波高島の舟着き場までという道順であったのだが、通常の者で一日一回歩き、一二、三銭のかせぎ高となり、背負った鉱石は平均五〇キロ前後であったという。

第二章　名　勝

第一節　本栖湖とその周辺

一　本栖湖

本栖湖は標高九〇二メートル、湖面積は四・九平方キロ、水深一三八メートル、透明度一八メートル、湖岸線一〇・四キロ、富士箱根伊豆国立公園内の富士五湖の一つである。五湖の中では最も多く自然が保たれ、殊に北岸から竜ケ岳を結ぶ約半分は本町の区域に属し、周囲には川尻金山、駿州往還など歴史的なゆかりの地も多く、神秘と静寂さとをたたえた美しい湖である。

また富士五湖の中では一番深く、平均水温は四度ぐらいであって、冬でも結氷することはない。

貞観六（八六四）年富士山の噴火で流れ出した溶岩流によって、西湖と精進湖が二つに分けられた時、既に本栖湖は一つの湖として存在していたといわれている。従って本栖湖は山中・河口湖に次ぎ、三番目の湖ということができる。

本栖湖は堰止湖で、不透水性の御坂山層にさえぎられ、青木ケ原溶岩によって堰止められた貯溜水で、水源は主として湖底の湧水（富士山の伏流水）であるので、富士山の降雨量は水位と密接な関係がある。

本栖湖に棲む主な魚類は、ウナギ、フナ、コイ、ニジマス、アユ、ウグイ、ヒメマス、ナマズ、ドジョウ、アブラハヤ、オイカワ（ギンバヤ）等である。冷水性のヒメマスは、本栖湖が最南限だといわれている。

昭和四十三年には、車で周遊できる湖岸道路が完成して、湖畔には下部町社会福祉協議会経営の児童厚生施設本栖キャンプ場をはじめ、私設のキャンプ場等が設備されているなかで、乱開発防止によってようやく仙境を保ち、夏の涼を求め秋の紅葉をめでて、観光客は年間約六万五千、その数も年々上昇しているといわれている。本栖湖畔には県営スポーツセンター・本栖ロッジなどもある。また本栖湖畔からのハイキングコースとして、パノラマ台、精進、紅葉台へ通ずる道も開けている。

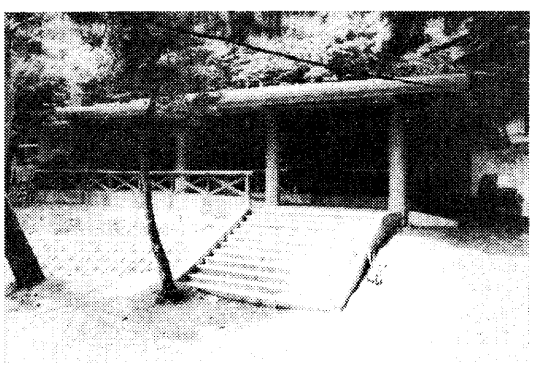

本栖キャンプ場

パノラマ台からの展望はすばらしく、正面に富士山を仰ぎ、大きく広がる裾野には本栖、精進湖をはじめ、はるかに遠く山中湖まで五湖を望み、西方は八ケ岳や南アルプスの連峰を一望に収めることができる。

大正十一年十月には、今上天皇摂政のみぎり、パノラマ台にお登りになり、翌年には英国皇太子もこの地に御来遊になったゆかりの深い所である。

本栖湖の水利用については、相当古い時代から考えられていた。箱根用水が寛文三年火山灰の地区にかんがいして農民の貧困を救ったように、享保八（一七二三）年には端足峠に地底トンネルを掘って、猪之頭方面の火山灰の地区にかんがいしようとしたくわだてに対して、常葉川筋の住民が反対した文書も発見されている。また昭和三十二年一月十八日には、日軽金による冬期発電所も建設されたり、全国モーターボート競走会連合会の本栖研修所なども設立された。

二　本栖発電所

富士五湖の一つである本栖湖の水利をめぐっては、電源開発の面で各方面から期待がかけられていたが、開発の前提となる水利調査が再開されることになったのは、昭和二十六年六月のことである。

ところが、これをめぐって県議会でもその年二月議会で論争が行われ、まだその結論は完全についておらず、成り行きが注目されているのに、この水利調査となったのである。

由来、本栖湖水の開発は早くから話題に上っていたが、この利用をめぐって古くから本栖・精進・西湖の三湖連絡説と、更に静岡県芝川の水源説があり、これが開発のひっかかりとなっていた。

そこで県では昭和十九年東京大学の津屋博士らに依頼して、地質学的の調査を行ったが、その結果、本栖湖の水は精進・西湖にも川筋にも関連性がないと断定された。そこで県では更にこの調査の裏付けを行うため、実際に本栖湖の湖面を低下して西湖・精進両湖、芝川筋の水位に影響があるかどうかを確かめることとなったのである。

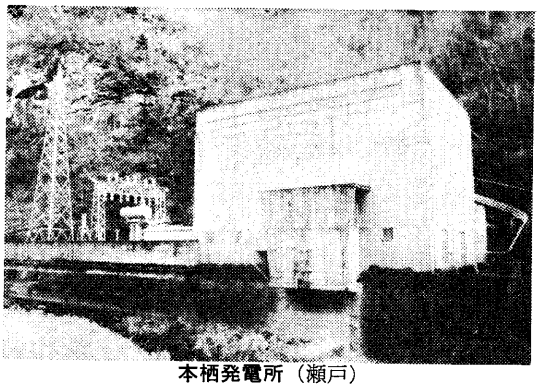
本栖発電所（瀬戸）

調査の方法には、本栖湖の湖面を下げるのと、西湖の湖面を下げるのと二つあるが、本栖湖の湖面低下の方がはるかに経済的で、しかも西湖・精進湖と芝川との関係が同時に調査できるというので選ばれた。もし西湖の湖面を低下するとなると、延長一、三二〇メートルと大規模の揚水施設を作らねばならなくなる。

この調査工事は、昭和十八年十月当時の内務省から許可を受けて昭和十九年三月から県直営、飛島組の請負で開始されたが、その後戦局の激化から昭和二十年九月、四〇%を仕上げたところでいったん中止、終戦後県では工事再開のため昭和二十四年九月調査工事の期間延長を申請したが、経済事情が好転せずなかなか着工できなかった。しかしこの放水で西八代郡栄村に発電所を持つ日本軽金属株式会社は、発電量がふえるので工事費二、五〇〇万円をポンと寄附し、これによっていよいよ六月から山形組の手で再開することとなった。

しかし本栖湖の水利調査は単なる実験工事というだけでなく、政治的にもいろいろ複雑なものを含んでいる。郡内側では本栖湖の水は当然西湖を通じて桂川へ落とし、既設の日本発送電（現東京電力）の施設を使って発電する方が合理的だと主張するし、他方富士川筋では本栖湖の水を利用して発電所を新設するほか開田計画も考えており、この二つが対立していた。

ここに一つ、議会その他で割り切れない問題となっているのは、学理的に独立湖と決定された本栖湖を何故に多額の経費をかけてトンネルを掘り実験する必要があるのか。またいったんトンネルをあけて水を富士川に落とせば水利調査が終わってもそのまま引き続いて富士川放水が続けられるではないかという点である。

これに対して県当局では、この水利調査はあくまでも調査であって湖水の利用はあくまでも調査の結果により総合開発審議会にかけて決定する。といっていた。本栖湖の水は大きな電力資源であり、これを開発することは本県だけではなく国家的に見ても大きなプラスとなる。本栖湖の水深は一三八メートル、この水をわずか五メートル使用するとしてもその水量は実に二、三〇〇万トン、ダムを造ってこれだけの水をためようとすれば一〇億円（当時の金額で）以上の工事費がかかる。またこの水を水力発電に利用する場合、反木川に放流すれば現在の有効落差四五七・二メートルとなる。

常葉川（中之倉）への放水は三年間の試験期間を経て調査の上、水位が戻らなかったり、他湖の水が減ったらこの水門は閉ざされたまま永久に開かないことになっていたのである。他湖との連絡がないと断定された三年後に初めて発電問題が起きることになるのである。県土木部の田中技師は

当時「いろいろ世間で発電問題をとりあげ、日軽・日発と騒いでいるが我々の仕事はそんなことではない。多年のナゾを秘めた本栖湖の性質をじっくり調査し、五湖の関係を調べるのが任務だ。水力として使えることが知れた場合は当然高い落差に物をいわせれば二万キロワットの発電所が二つ出来るけれども我々としては三年間本栖と五湖・芝川などの水利調査以外は全く考えられないことだ。何とかして魔湖を征服したい水利調査だ。世間ではあまりにも結論を急ぎ電力問題に結びつけて考えるからおかしな問題が生まれてくる」と述懐していた。

工事費を日軽金が全部支払う条件になっているが、日軽金としてはもし水利調査の結果、水力発電が可能となれば日軽・日発・県直営いずれかの型で発電所ができるにしても一度電気を起こした水は常葉川から富士川に流れて日軽金の塩の沢ダムが口をあけて待っている。もし本栖発電が日軽金直営になって更にその水を富士川に流せば一石二鳥である。他社が発電したにしろ結果は水を塩の沢ダムでもらえる。仮に三年間の渇水期にこの水をもらっただけでも相当の利益があるのではないかと世上での話題であった。

地元古関村はこの工事にあらゆる援助を惜しまなかった。「神秘に満ちたおらが湖の解明に科学的な目を向けているからだ。発電問題はずっと末のこと。政治的な考えは捨てて何とか大自然にいどむ本工事を立派に完成させたい」とは当時湖をにらんで赤池長治村長が力説した言葉だ。

本栖湖放水について上九一色村では、湖面は上九一色村の分だから水も我が方のものだと主張して反対した。古関村では半分は古関村の分だと主張して譲らなかった。上九一色村では「それなら湖面の境界線へ施設をして上九一色側の水が減らぬようにせよ」と抗議をするなど笑えぬ場面もあった。なおこの外、郡内地方でも南北都留で両郡の町村会長や議長会長を先頭にして県議会へ陳情する外、静岡県でも芝川沿岸はもちろん富士郡の町村全部がこぞって強硬に反対したものである。

このように意見が交錯している中で県としては時代の要請として総合開発の立場から何とか天与の資源を活用しようとして、昭和二十六・二十七・二十八年の三か年に及ぶ試験の結果、他に影響のないことが確認されたので、更に放水路を瀬戸の山中地内まで延長したのである。

このような経過を経て日本軽金属株式会社本栖発電所は建設の運びとなった。多数の反対を押し切って事がこれまで運ぶに至ったのは、陰の力として活躍した人々が多数あったことを忘れてはならない。昭和二十六年二月十八日には本栖湖水利調査促進委員会（会長古関村長赤池長治・幅会長富里村長石部孝・委員両村議会議員）を結成し、水利調査が終わった所でこれを本栖湖電源開発期成同盟会と改称して引き続き活躍したのである。

この発電所は使用水量毎秒三・二立方メートル、出力一万二、三〇〇ワットで、総工費十二億円を要した外、被害補償料として常葉川下流の古関村及び富里村へ膨大な金額が支払われた。

昭和三十二年一月十八日午後二時待望の発電が開始された。この発電所は無人で、遠隔地で操作をする仕組みになっており、毎年十一月末から翌年三月末までの四か月間と放水期間が定められている上、湖面の水位が八九八メートル以下になると放水を停止しなければならない事になっている。下部町としては、この発電所の設置によって、毎年三〇〇万円内外の固定資産税の財源を得た事になった。最後にこの発電所建設計画に当たりその水を利用して切房木にも発電所設置の計画があったことを附記しておく。

三　本栖研修所

本栖湖畔の下部町中之倉二九二七番地に、社団法人全国モーターボート競走会連合会の本栖研修所がある。

この研修所は、モーターボート競走の選手、審判員、検査員の養成及び再教育をはじめ、モーターボート競走関係者の研修を行うための機関として、昭和四十一年十一月開設されたものである。

一号館、二号館、武道館、更衣棟、別館及び整備室が整然とならび、敷地面積六〇、二六〇平方メートル、延床面積は一三、六五〇平方メートル

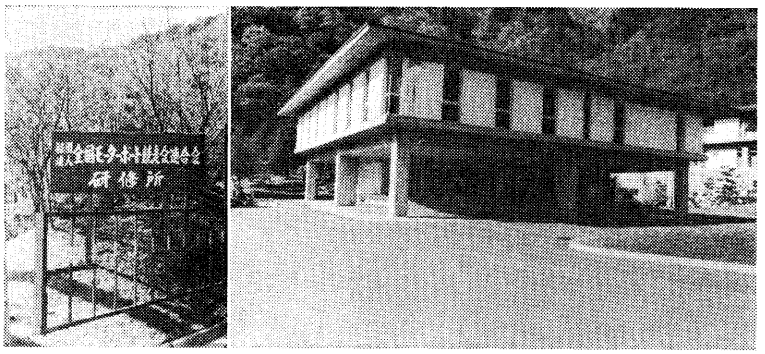

全国モーターボート競走会本栖研修所

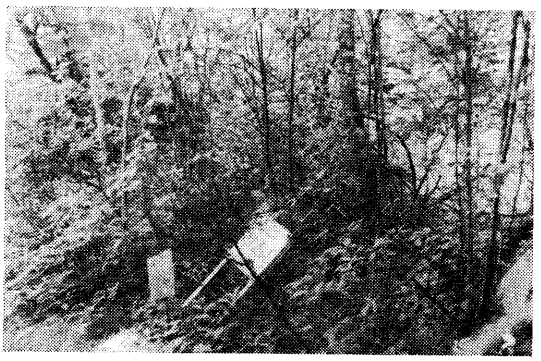

中山金山大名屋敷跡



毛無山山頂附近の自然林

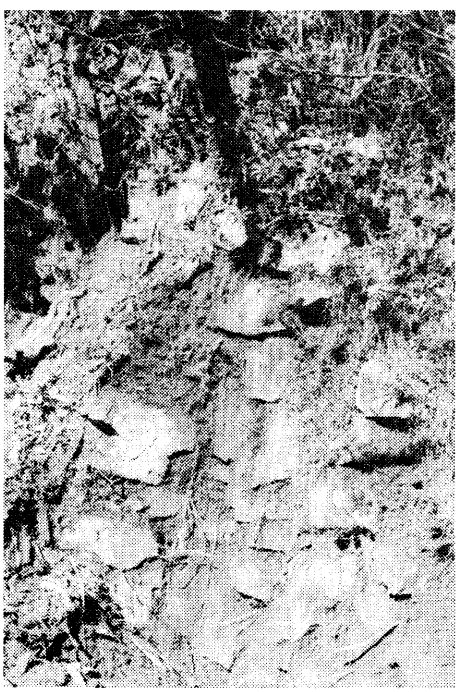

中山金山女郎屋敷跡の石垣

あり、総工費約一四億円を要して完成した建物である。研修所の教育は、選手及び審判員、検査員として、必要な知識・技能を習得させるとともに、社会から信頼される人格形成を基本方針として「厳正な規律と礼法」を実践目標としており、恵まれた環境の中で、厳しい躾による訓練と、楽しい団体生活が続けられている。

国立公園区域内のため、自然の美観をそこなわないように、周囲には多くの樹木が植えられ、自然と融合できるよう工夫されている。

紺碧に澄んだ湖上に、すざましいエンジンの音をとどろかせ、水しぶきをあげて疾走する様は、日本一の富士山を背景に実に壮観である。

第二節　毛無山

毛無山は下部町の南東、静岡県境を画する山系に属し、本栖湖南岸から竜ヶ岳、雨ヶ岳、毛無山、天子ヶ岳と続き、標高一、九四五メートルで、その山系中の最高峰である。頂上には建設省国土地理院（旧陸軍参謀本部測量部）の一等三角点があり、登山道沿いには穴山氏とのゆかりの地も多く、かつては毛無山登山競走も行われた格好のハイキングコースである。

下部町湯町から登山口まで七キロ、徒歩で約二時間半、車で約三〇分でたどり着く。往古は下部川をさかのぼって駿州へ抜ける間道でもあって、重要視された道である。今は湯之奥猪之頭林道の開削が進み、登山口まで容易に車で行くことができる。途中湯之奥には国の重要文化財である門西家があるが、門西家は穴山代官や金山奉行を勤めた旧家である。

登山口からおよそ一七キロ、標高一四〇〇メートル付近には、武田氏時代中山金山の隆盛を極めたころの掘り子のものと思われる屋敷跡が、あたかも段段畑のように沢に面して並んでいる。更に小高く南側に面した平らな所を女郎屋敷跡とよび、わずかに残る石がきが昔を今に語っているように思えてならない。更に行くと中山村を一望できる位置に大名屋敷跡がある。今は草茂り老松高くそびえて昔をしのぶよすがもないが、門西家保存の古文書にもあるように、今なお中山千軒と語り継がれている。中山村も金山の閉山とともにちょう落の一途をたどり、栄枯盛衰は世のならいとはいいながら、うたた感無量のものがある。

登山道沿いにはいくつかのズリ跡らしきものがみられるが、おそらくこの辺一帯坑道が多かったのであろう。更に標高一、六〇〇メートル付近の沿道には、今なお七ツの坑道（間歩）が確認されている。そのあたりから自然林になる。ゆるやかな尾根の沿道は、ツガ・モミなど、万古斧鉞のはいらない天然針葉樹林が続き、登山口からおよそ三、四キロ、三時間半にして頂上に到着する。

頂上からのちょう望はすばらしく、特に正面間近に仰ぐ雄大な富士山は絶景である。眼下には朝霧高原から田貫湖方面一帯に開けた広大なすそ野があり、あたかも緑の毛せんをしきつめたようなながめもまた毛無山ならではの景観である。遠くは甲府盆地から甲武信岳、西には南アルプスの連峰はるか南方には駿河湾から伊豆半島を一望の内におさめることができる。

帰りには尾根伝いに本栖湖や、静岡県麓部落へも下山することができる。

なお毛無山一、二〇〇メートル以上に分布する植物を列挙すれば

イワガラミ、オニドコロ、センニンソウ、タイアザミ、ヤブレガサ、ウラハソウ、シノダケ、サンカクヅル、エビネ、ウリハダカエデ、ホタルヅル、アセビ（馬酔木）、ガマズミ、モチツツジ、アカシデ、コハウチワカエデ、ウダイカンバ、イタドリ、イモノキ、コミネカエデ、ヒメシャラ、コアジサイ、ヤマハンノキ、ウラジロ、ヒメノガリヤス、ツガ、ナツヅタ、センノキ、ミズナラ、ヤクシメソウ、リョウブ、ヤマハコグサ、バツコヤナギ、アケボノスミレ、ヤマゴボウ、サルトリイバラ、ウラジロモミ、ヒロハツリバチ、シシウド、シモツケソウ、ニガイチゴ、オニシオガマギリ、ブナ、カラマツ、コメツガ、ヤマボウシ、ハクサンオミナヘシ、ホツツジ、ハカリノメ、ホソエノウリハダカエデ、ハコネギク、ホソバトリカブト（猛毒）、シオガマギク、トウゴクミツバツツジ、オトギリソウ、ダテカンバ、オオバギボシ、オヤマゴボウ、クジイバラ等が登山道沿いに見られる。

第三章　天然・自然記念物

第一節　天然記念物

一　一色のニッケイ

指定年月日　昭和三十六年十二月七日県指定
所在地　一色四七一三番地
所有　依田和幸

ニッケイは中国雲南省に産し、クスノ木科に属する常緑高木で、本県における栽植は珍しいものである。ニッケイの輸入は享保年間（一七一六～一七三五）に中国からなされたもので、原産は東南アジヤだといわれている。

本樹は根回り三、〇メートル、目通り幹囲一・六メートル、枝下二・七メートル、枝張り東西八・七メートル、南北一四・四メートル、樹高八・〇メートルで枝葉ともよく繁茂し、樹冠円形にして、ニッケイとしては代表的な樹形を示している。樹齢はおよそ二〇〇年といわれるが、樹勢は極めて旺盛である。中国説に従えば、その初期のものと思われる名木である。

樹皮（幹または根）を乾燥したものを肉桂皮（にっけいひ）と称し、薬用・菓子・香料として用い、細根をそのまま一〇センチメートルぐらいに切って束ね、俗に「ニッキ」と称し、昔は駄菓子の代用として子どもに愛用されたが、昭和十年ころには全くその姿を消した。

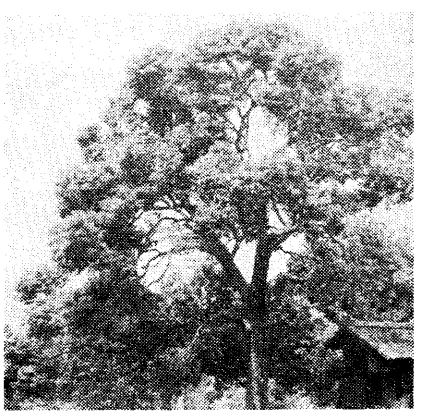

一色のニッケイ

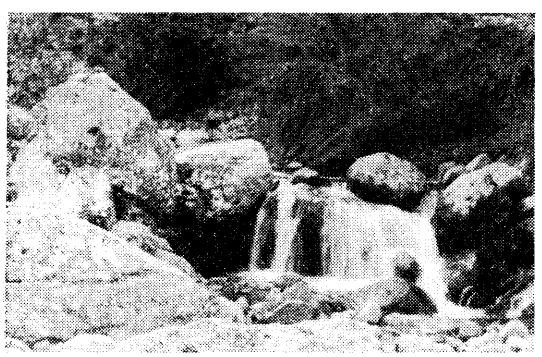



ハコネサンショウウオの生息地（栃代）

第二節　自然記念物

一　栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地

昭和四十八年十二月十五日県指定自然記念物（動物）

場所・下部町大字栃代地内

栃代川と犬吠沢との合流点から栃代橋の間の河川敷（延長一、一七〇メートル）は、ハコネサンショウウオの生息地である。環境の変化に対して極めて敏感であるため、今日急激に減っている動物の一つである。

県下にはヒダサンショウウオとハコネサンショウウオの二種の生息が確認されているが、栃代川のように人家の近くで比較的流量の多い河川に生息していることは珍しい。この貴重なハコネサンショウウオと生息地の保護につとめなければならない。

ハコネサンショウウオは両生類有尾目・サンショウウオ科で、全長一二・〇～一七・〇センチぐらいで、雄は雌より一般に大きい。背面は紫褐色で、頭から尾にかけて朱色の帯が縦走する。ときにはこの帯が途中で切れて斑紋状になる。腹面は赤みをおびた淡褐色、胴部は円筒形で、前後肢間の肋条は背面で一四～一五本、尾部は頭胴部よりも長く、ことに雄はいちじるしい。尾部の前半は円筒形で、後半はしだいに側扁し、末端はひれ状になる。じょ口蓋歯列は、内枝と外枝の長さが同じくらいで横列した二つの孤状になる。後肢は五趾で、雌は前後肢とも繁殖期になると、ふつう指趾端に鋭い黒い爪ができる。雄は後肢が肥大し、第五趾の外縁がひだになり、足裏全面に黒い突起ができる。五～七月ごろ、谷川の巨岩のすきまなどに産卵、卵のうは円筒形で、細長い付着茎で岩壁に付着、卵は白色または淡黄色で、径五ミリあまり、一つの卵のうの卵数は五～七くらいで、近畿以東の本州、四国の山地に分布している。

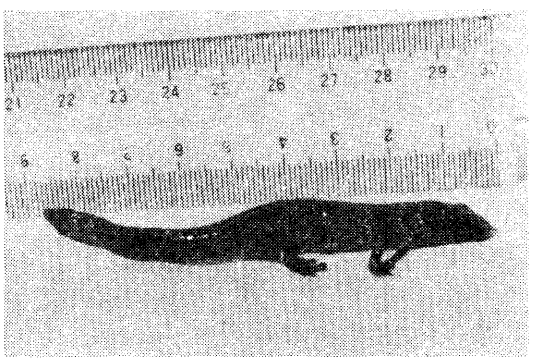

ハコネサンショウウオ

第四章　文化財

第一節　指定有形文化財

一　国指定の重要文化財門西家

所有者　門西正勝

所在地　下部町湯之奥二五五番地

指定年月日　昭和三十九年五月二十九日

門西家のある湯之奥部落の中央を通る道は、昔甲州と駿河とを結ぶ往還で、おおむねこの街道に沿うようにして林道湯之奥猪之頭線の開削工事が進められている。当時の湯之奥村には往還沿いに関所もあったほどの要所でもあり、門西家の先祖は代官にも任命されてこの付近一円を支配していたことは、当家に伝わる古文書によって明らかである。

門西家は、古く室町時代（天文年間）から住居を構えていたことが知られる旧家で、天文七（一五三八）年七月寂佐野常之進の位はいをはじめ同家の沿革を示す多数の古文書が保存されており、家系の古さを物語っている。

古文書によれば、天文十二（一五四三）年佐野縫殿右衛門尉のとき穴山家の代官を勤めており、後慶長二（一五九七）年には姓を門西と改め、江戸時代を通じて湯之奥金山（中山・内山・茅小屋の三金山）を管理するほか、関守や名主役を勤めた。また、幕府調達の木材を湯之奥山にて伐採していかだを組み、常葉川や富士川や海を利用して水路江戸まで搬出した記録もあって、重要な役割を果たしながら幕末にいたった。

住宅の建築については資料もなく明らかではないが、様式、手法から推定して江戸中期初頭のころの建物であろうというのが定説のようである。古制をよく現している民家である。桁行七間半（一三・五メートル）、梁間六

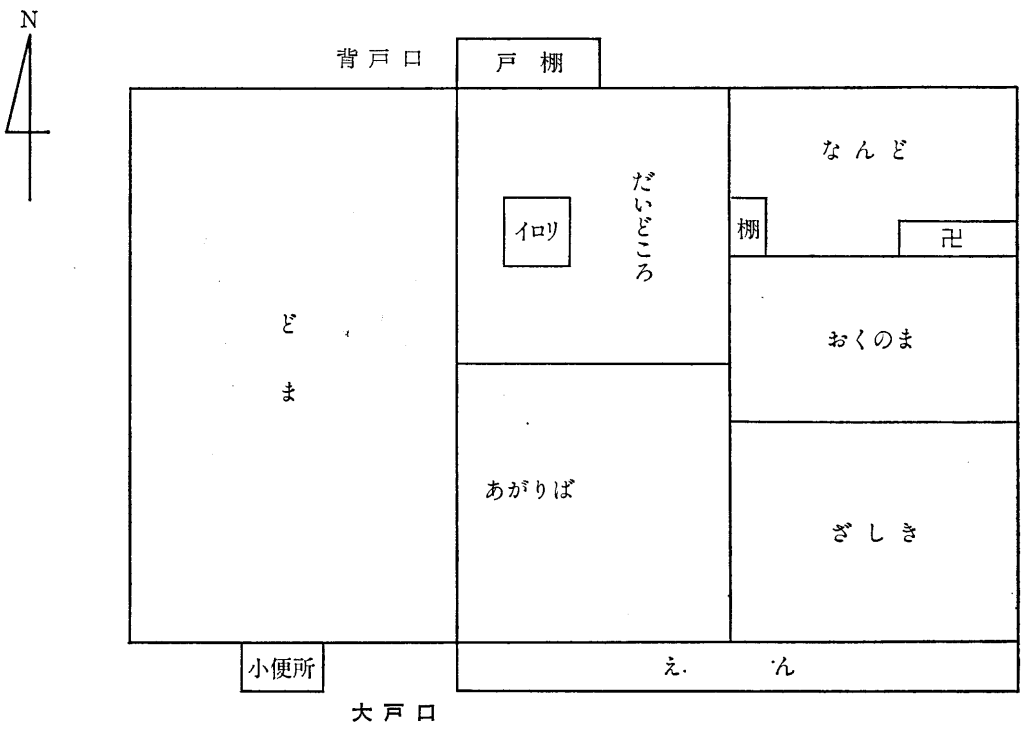

門西家間取略図

間（一〇・八メートル）の規模をもち、屋根は入母屋造り、平入、かやぶきでほぼ南西に面して建てられている。

正面中央西寄りに大戸口を開いて出入り口とし、その東側にはぬれ縁がつけられている。またこの建物は広間型形式の建築で、その特筆すべきは大きな規模と梁組構造が整然としていることである。木割が太く、これらの手法はこの住宅が古くかつ由緒があることを示している。

土間、広間、居住部分が並列しているこの間取りは、日本民家の中でも重要な型の一つである。大戸口を入って広い土間が西半分を占め、北すみにかまどと流し場をしつらえ、大戸口に対して対称の位置に背戸口も開いている。

梁組構造は、大黒柱を主軸として、相対する柱の天端に大きな梁を桁行・梁行ともに架け渡し、自然に曲がった材を巧妙に使って縦横に組み合わせたものである。梁上に束をたてて、重ねて交差する貫を通した構架を作り、これに叉首組の小屋をかけた深い屋根を見せる。妻飾りはきつね（木連）格子で棟には千木を取りつけてある。ここでは構造的な要素と造形的な美しさとの調和が見せ場となっている。この構架は河内地域に多く分布する虹梁造と呼ばれる方法で、高野家住宅（塩山市甘草屋敷）にみられる棟持柱の構架を用いる甲州型民家とは大いに異なる。

山梨県下の住宅（民家）建築としては、青梅街道筋から国中へ入る切妻造りと富士川流域（河内）から入る入母屋造りとに二分されるが、門西家は富士川流域から入る入母屋造りの代表的な遺構であって極めて重要な建造物である。住宅は生活様式の変遷によって幾度かの増改築の跡がみられるが、幸い主体部はよく旧状が保存されていたので、貴重な建物として昭和三十九年五月二十九日国指定の重要文化財になり、昭和四十四年十二月三十一日解体修理工事を完了、旧規に復した。

なお富士川流域にみられる入母屋造り、寄棟造りは、今日よくみられるようなかぶと造りへと移行する。

重要文化財門西家住宅

(一)

規模		
桁行（桁行両端柱真々）		一四・四メートル
梁行		一〇・〇メートル
軒の出（側柱真より茅負竹外側まで）	正面側	一・二メートル
	側面側	〇・六メートル
	背面側	〇・六メートル
軒高（柱礎石上端より茅負下端角まで）	正面側	二・四メートル
（柱礎石上端より茅　負竹外下角まで）	側面側	三・一メートル
（〃　　）	背面側	三・一一メートル
棟高（柱石上端より大棟化粧棟木まで）		九・〇メートル
平面積		一三四・八六平方メートル
軒面積		二〇八・九八平方メートル
屋根面積		三〇三・〇〇平方メートル

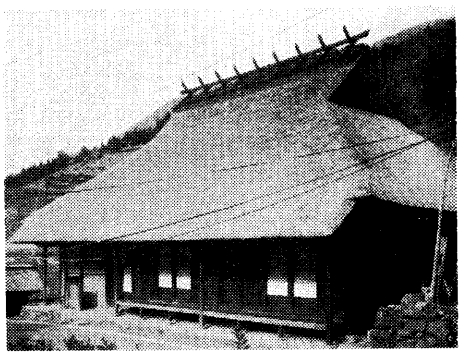

門西家写真

区分	規模状況
総括	桁行　一四・四メートル 梁行　一〇・〇メートル 一重入母屋造平入かやぶき
平面	母屋中央に「あがりば」「だいどころ」を設け右に「ざしき」「おくのま」「なんど」左に「どま」と区分した「ひろま型」
基礎	柱、縁束、床束、雨落し葛石、西側基壇積石共すべて野面石「どま」は三和土叩き
軸部	柱は角柱、大引、足堅貫、壁腰貫内法貫土間と「あがりば」「だいどころ」境通りより右側折置にて地梁を架し桁をのせる左部は京呂構隅柱は四本共直接桁を受ける
床回り　あがりば	ふき板張り
床回り　だいどころ	板張り　ゴザ敷き
床回り　ざしき	床板張り　上に畳敷き
床回り　おくのま	床板張り　上に畳敷き
床回り　なんど	床板張り　上に畳敷き
側回り柱間装置　正面　あがりば　西の間	土壁
側回り柱間装置　正面　あがりば　東の間	西端¼間袖板壁付板戸引違内障子一本内法上板壁 東端¼間袖板壁付板戸引違内障子一本内法上板壁
側回り柱間装置　正面　ま　西端の間	土壁
側回り柱間装置　正面　ま　中央の間	大戸々口　内法上板壁
側回り柱間装置　正面　ま　東端の間	西端¼間袖板壁付板戸引違内障子一本内法上板壁 東端¼間袖板壁付板戸引違内障子一本内法上板壁

側回り柱間装置			内部柱間装置	
正面	東面	背面	西面	
ざしき　西端の間	ざしき　南の間　北の間	どま　東の間	どま　北端の間	どまあがりば境　南の間　北の間
ざしき　中央の間	おくのま　南の間　北の間	どま　中の間	どま　他五間共	あがりばとざしき境　南の間　北の間
ざしき　東端の間	なんど　南の間　北の間	どま　西の間		あがりばとおくの間境
内法より下竪嵌板壁　上土壁（縁なし） 右同	内法より下竪嵌板壁　上土壁（縁なし） 右同	だいどころ　東の間　西の間 なんど　東の間　中の間　西の間	南寄り¼土壁　引違明障子　外戸袋付雨戸 土壁 土壁下部夢想窓	吹抜き 吹抜き 板戸引違　内法上梁迄土壁 板戸引違　内法上梁迄土壁
内法より下　竪嵌板壁 内法より下板戸引違　内明障子一本引上土壁 右同	竪嵌板壁 竪嵌板壁 竪嵌板壁	だいどころ　西の間 なんど　西の間	土間ゆかの出入り口　西半間袖板壁付板戸片引内法上竪嵌板壁 二段張出し戸棚	竪嵌板壁　内法上梁迄土壁
内法より下竪嵌板壁　上土壁（縁なし） 内法より下板戸引違　明障子一本上土壁（縁なし）	竪嵌板壁 竪嵌板壁　北¼明取りガラス窓	なんど　南の間　北の間	西寄りに袖板壁付板戸片引	

内部柱間装置	ざしきとおくの間境	東の間 西の間	板戸引違　内法上梁迄土壁	
	おくの間なんど境	東の間 中の間 西の間	浅い仏壇前面板戸四枚引違　内法上梁迄土壁 竪嵌板壁　内法上梁迄土壁 右　同	
	だいどころ　おくの間境		鉄砲床　内法上梁迄土壁	
	なんどだいどころ境	南の間 北の間	浅い二段棚　内法上梁迄土壁 引違板戸　内法上梁迄土壁	
	あがりばだいどころ境		吹抜き	
	どまだいどころ境		上り框　吹抜き	
縁廻り土庇（張出し部）	正面	どま	土庇　中の間に便所	
		あがりばざしき	くれ縁	
	東側面		土庇	
	背面	なんど	土庇	
		だいどころ	西の間張り出し棚　土庇	
		どま	土庇	
	西側面		土庇	
天井長押	どま だいどころ あがりばざしき おくのまなんど		なし なし なし なし なし	
小屋組			入母屋造　桁首組（東小屋貫）	
屋根			茅葺　千木取付	

二　木喰仏と木喰の遺品

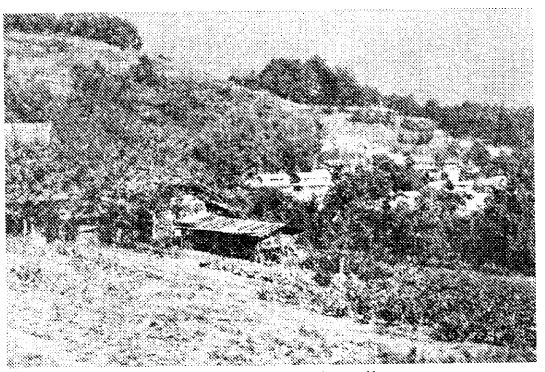

木喰の生まれた丸畑部落

木喰は享保三（一七一八）年甲斐国東河内領古関丸畑（山梨県下部町丸畑）向川の伊藤六兵衛の二男に生まれている。今もこの丸畑向川の部落にはその家系が続いており、木喰の兄甚五右衛門や弟治左衛門の家に伝わる碑や、自伝風の四国堂心願鏡、その他の遺品や、後裔による木喰の足跡踏査等の資料によれば、

木喰は一四才の時志をたてて江戸に出た。

「サマ〳〵ムリヤウノ、ホウカウヲハゲミ、タビ〳〵出世スル事、タビタビアルトイヘドモ、ウンキタラザレバ、ロウ人スル事、ドドニヲヨブ……」

とあり、とにかく二〇才のころは相当な身分を得ていたことが伺える。

二二才の時、相模国（神奈川県）大山不動尊に心願があって参詣、その折古義真言宗の僧、大徳によって仏門にはいり、仏道修業を重ねる。四五才になり日本回国の大願をおこし、常陸国（茨城県）羅漢寺の住職木食観海上人から「木食戒」をつぎ、更に修業を重ねて五六才で日本回国の途につき、九三才で没している。

彼の回国巡礼の足どりは、北は北海道から南は九州の果てまで、その旅の跡をひろえば、日本中の地名を網羅するに近いことが、木喰の御宿帳、納経帳によって明らかである。

更に木喰は、全国を歩み続けるだけでなく、木食戒を受けて以来、五穀と魚肉、そして火食と塩味を断った修業が生涯続けられ、同時に千余体に

及ぶ仏像彫刻の奉納、数知れない揮毫も合わせて行われている。

奥羽の出羽湯殿山に現存するミイラ仏などは、生きながら、己れの肉体から次第に油気や水分をなくし、入定していくための木食行をした行者達であった。

出羽の木食行者は、木食行をして生気を失っていくのに対して、この丸畑の木喰はますますエネルギッシュに生き続けている。死、即ち入定するための木食行と、生のための木食行、この違いはどこから生まれてくるのだろうか。

五六才から日本回国を三八年間、しかも彫像しながら、また木食行を続けながら回国を続けたわけである。木喰の活力は、唯々精神力以外に答えは見当たらない。

木喰は初め「三界無庵無仏木食行者行道」と自ら名乗り、七六才日向国（宮崎県）西都市の国分寺住職の折「天一自在法門木喰五行菩薩」に改め、更に晩年八九才の十二月に至り、京都の清源寺において、十六羅漢像の彫像の際、「神通光明明満仙人」と署名を変えている。

神通光明とは何ものにもとらわれない境地をさすのであろうか。事実、清源寺の諸像は、無碍の境地にふさわしく、数多くの木喰仏の中でも、ひときわ円熟味が深く、際立った光芒を放っている。とくに片目をつぶってウインクしている像、右手に盃を持って左手で顔をおさえながら酒つぼをかかえている像、あるいは合掌してにこやかに笑う像など、変幻の妙を発揮した十六羅漢像の彫技は妙技の形容がそのまま当てはまる。

三回改めた名前も、「行者」から「菩薩」、そして「仙人」に至っている。このあたりにも木喰の精神が徐々に仏界に招かれていく事が伺える。

木喰の心のうちをたづぬれば
　われより外に、知る人もなし

木喰の行跡は、世界の宗教史上、また彫刻史上さん然と輝いている。しかし木喰の内面にひそむ思想、信仰についてはいまだしの感も残る。

彼は神道、仏教、儒教のそれぞれの特徴を生かして受け入れ、三道一元の信仰に安住していた。木喰の仏教は、あくまでも自己の体験をとおしてその真髄に到達している。

旅のそら　ういもつらいもわが心
　悟りにまさる　修業なりけり

と詠んでいるように、苦難の体験をとおしてのみ悟りにはいることができるとしていた。

木喰は真言宗の僧であったが、一宗に仏法を限る事を好まず、その旨とするところは真言念仏ではあったが、その外、儒、道、神などの信仰が一体となって、木喰の信仰内容を形成していた。

木喰の仏教観は、差別を無差別とする開会思想にたっているが、木喰の修業のよりどころとしていた法門は、真言、念仏、法華である。法華によって国家の安穏を祈願し、真言をもって自身の災厄をのがれ、念仏をもって極楽往生を願っていた。

木喰の「懺悔諸鏡」享和二年によれば、「過去の悪業の因縁を滅し、未来の善果を受くるには『懺悔』あるのみである」と記してある。日々の反省、「懺悔」が生きながらにして菩薩の道を歩むものであるとしている。また木喰の日々の修業の心構えは「勘忍」であった。

木喰の衆生済度はなにやらん
　唯かんにんが　修業なりけり
長旅や　修業の道は　変るとも
　唯勘忍が　路銭なりけり
勘忍の　二字はすなはち　父と母
　心のうちに、つねがけにせよ

回国三八年、旅行く先、未知の人に食を乞い、ねぐらを借りての衆生済度の修業には、ただ、勘忍の二字が生涯の大事を成就させたのである。

村、町の人々に受け入れられた近世の回国行者は、多くは何かの特技をもっていた。その特技をとおして村人たちになじむのが近道であった。

木喰の特技には、まず加持があった。彼の加持は、単に病人の患部に手

を置き、あるいは墨を一―二滴落とし、真言か十念を与えるだけだったらしいが、病苦はたちどころに癒えたといい、彼の行く所すぐに病人が集まったという伝えが、各地に残っている。

医者に恵まれず、たいていは素人療法かマジナイでがまんしていた田舎の人々にとって、それがどんなにかありがたい救いであったか想像にかたくない。

木喰のもっていたもう一つの特技は、仏像彫刻と、その像を通じてにじみ出る、あたたかい心であった。木喰の彫刻は、我が国十九世紀初頭における驚異にあたいすべき存在であった。

わが国の仏像彫刻は、一応鎌倉時代をもって終わるといわれているが、伝統ある技術はその末期（南北朝時代）禅刹に拝される祖師の頂相彫刻へと継承された。室町以降は昔日のおもかげを失い、とくに江戸時代ともなれば、全く救い難い状態に落ちこんでしまう。優れた技術者の多くは、江戸という時代の趣好、要請にこたえ方向を転換して建築彫刻へとはしった。このような情勢下にこつ然と現れたのが、美濃の円空であり、半僧半俗の身で五穀火食を避け、木の実、草の根を常食とする甲斐丸畑の木喰である。

円空が、丸木を縦にみかん割りにして生まれる三角形の稜角を正面とするのに対して、木喰は丸太を鋸で切断、広い木肌を前面として刻む。そして、仏、菩薩を荒削りをしながら、下方から順次上部へと仕上げてゆくのである。作品の特色は、おおむね顔面の中央に大きな団子鼻を置き、ほほ骨を丸く高くし、口辺を極端にまで深くけずり、豊満なあごを貯えて微笑の相を現す。一見、誰の目にもその独特の手法を通して判断がつく。衣襞の断面は丸味ある曲線で統一され、それがまたすこぶる力強い帯状配列を示すのである。

江戸期の仏像彫刻が、形のみにとらわれ、全く魂の抜け去ったものに対し、基礎的修練を経ていないとしか見られない木喰が、すごい迫力をもつ精神性の強烈な独自の作域にたっての彫刻造形を形成しているのである。彼は伝統をもたず、在来の技工の門をくぐらず、またそれを知ろうとしなかった。誰に師事したという事もなく、たくさん拝した霊場の仏像のまねをもしていない。全く彼自らが体得した信仰の内容を、自己流に表現したもので、その独特の作風は、当時としては奇抜極まるものであった。

作には推移があり進展があった。木喰仏は決して一朝にして笑みをたたえ得たのではない。晩年に至るに従って微笑を、そして柔和なえみを見せるに至ったのは、木喰の仏道への会得でもあろうし、浄土への理想が表現されたものではなかろうか。

当時の仏師達は職工であって、信心の有無とは必ずしも関係はなかった。伝統の上に立つ仏師たちは、のっぺりとした仕上げの上に、美しくにぎやかな彩色をした。そのような中に生きた芸術家達からは、木喰の土くさい作品は、下手物としてかたづけられ、とても礼拝の対象などとして考えてはもらえなかった。仏様とはおよそ次元の違うものであり、批評の限りではなく、黙殺されていた。

木喰の仏像を受け入れてくれたのは、田舎の素朴な人達であった。

封建体制の桎梏に苦しむ民衆の多くは、一切の穀類を断つという厳しい戒を守りながら、回国修業する木喰のような回国聖に、民衆の苦難を代わって引き受けてくれているというイメージを重ね合わせて、喜んで迎え入れた。難解な教義をもち、しかも封建支配の末端にくみこまれてしまった既成の寺院仏教とは違って、その修業のきびしさや、稚拙ではあるが自由でおおらかさをたたえたその仏像に、民衆は強い共感を覚え、またあたたかな救いの安らぎを感じとっていた。

木喰仏は、わずかな例外を除いて、完全なる一本彫成である。手首はもとより、光背、蓮台、岩坐に至るまで一本で造られている。これほどの一本造りは、木寄法のなかった平安中期以前の日本彫刻史上にも珍しい。また極めてわずかな初期のものの中に全身彩色をみるだけで、大抵は素木のままで、わずかに頭髪や眉、岩角などの墨、唇や不動尊の肌に緑青を入れたのを見る程度である。

この事も伝統に立つ職業仏師たちにはうなづけなかったことである。

こうした木喰仏が理解されるようになったのは、近代思想に影響されて、伝統が自由になったためである。そしてそこに見られる手法が理解され、美が肯定されたのは、木喰没後百年を経た大正年代であった。

仏は荘厳に作られるべきもの、高い須弥壇の上から衆生に対する、超人的なものでなくてはならないとした仏師達の伝統に対して、木喰の仏は、いかにも人間くさい、人間そのままの、今まで庶民がはるかに高く遠く、手の届かないものとしていた仏を、ぐっと身近に引き寄せて見せてくれたという点において、信仰上に果たした役割は高く評価されている。

木喰仏の顔は、年の進むにつれてだんだん丸くなり、田舎の百姓に多く見かけるような団子鼻のたくましい丸顔である。その和歌などに見られるように、丸いという事を大変好み、強調した。それは柔和、愛きょう、忍に通じて、木喰の精神的な生長を語るものである。木喰仏の第一の特徴は、その笑いにある。まことに仏の笑いは木喰に始まり、木喰に終わる。微笑は木喰の宗教であり、人々はその明るい笑いにあたためられて、木喰の周囲に集ったという。木喰仏も始めから笑っていたわけではない。初期のものはかなりまじめな顔であり、順次くだけてだんだん微笑になり、なんのくったくもない明るい笑いに変わっていく。そして相対座してくつろいで語り合える仏になる。この道程は、木喰自身の修業の深さ、豊かさを如実に示している。

この笑いは、はじめから型成として与えられたものではなくて、永い修業ののちにおのずから滲み出た姿というより外はない。その意味で木喰仏は、木喰自身なのである。

木喰以前の日本彫刻史には、仏の笑いはなかった。推古仏の表情を微笑として述べたものは多いが、それは単に唇の両端が上ぞりになっているだけで、ほほにも、目にも、何の笑いらしいものはなく、やさしい表情というにとどまる。

木喰仏は、伝統を破って笑いを表現した。ほほ、目、鼻、唇、それから顔全体で笑っている。衆生と座を同じくして語りかける。それでいて笑いが進むにつれていよいよ人間味が加わり、木喰の回国修業は、このいかにも気持ちよさそうな、明るい笑いに到達する。

八九才、木喰は京都清源寺で心持ちよく刃を執っていた。そして刻んでいるうちに、はげしい宗教的恍惚におそわれ、仏をもって人間に近づけようと考え、笑う仏より更に一歩進めて、酒を手にしてはずかしがって顔を衣の端でかくしている仏、また何かふざけてウィンクしている仏、更に自分までが、十六羅漢の一人におさまってしまっている。そしてすっかり我が意を得て、ついに自ら仙人をもって任ずるようになり、六〇〇才の寿命を信じ、更に千体の彫像にいどんでいる。

かつて木喰の研究家、柳宗悦は次のように述べている。

「彼の作に示される様式はほとんど在来の見方を覆している。彼の彫刻は、彼に始まると云い得ないであろうか。同じ類型は竺土にもなく、唐土にもなく、鮮土にもなく、又日土にもないであろう。彼を、日本が生んだ最も固有の仏師として回顧する日が来るであろう。」

木喰は、回国修業の中で、千体を越える仏像の外に数知れない和歌をも残し、揮毫もまた枚挙にいとまがない。

木喰は字を書くにも、歌を詠むにも、無関心、無とん着で、何等の技巧も修辞もない。極めて簡素であって、文学的価値は望まれないが、ただ木喰の信仰の燃焼が手に伝って、彫刻となり、また口にもれて歌詞となったのであろうか。全く木喰の達し得た悟得によって、止むに止まれぬ信仰の発露が、仏像となり、歌詞となったと思われる。

木喰の仏像が、他に類似を許さないと同じように、和歌もまた、独自の世界を占めているのである。

木喰の一生は、家なく、妻なく、財なく、更に欲も我もない生涯であって、家を出てから、三界に家なきこと八〇年、沙門の身となって法に生きること七二年、戒を守り身を修むること三十有八年、踏みし里程上下二万キロ、刻みし仏体一千余体、徹底した体験主義者として、これがわれわれ

に示された木喰の一生である。

木喰仏各県別所在数（昭和五十五年五月末日現在）

北海道	三四体
岩手県	一体
秋田県	一体
栃木県	二二体
福島県	二体
群馬県	二体
東京都	一三体
埼玉県	一体
千葉県	一体
神奈川県	六体
新潟県	二六四体
山梨県	二五体
静岡県	五三体
長野県	二七体
愛知県	六体
滋賀県	五体
京都府	三四体
大阪府	二体
兵庫県	二九体
広島県	二体
鳥取県	九体
島根県	二体
山口県	五一体
徳島県	一体
香川県	一体
愛媛県	二体
高知県	一体
大分県	一体
宮崎県	一四体
熊本県	一体
長崎県	二体

合計三一都道府県に木像六一五体、石仏四体の合わせて六一九体が発見されている。

外に奥尻町誌によれば一七体の初期の木像がある。

回国供養碑

北海道熊石町法蔵寺に一基

下部町丸畑伊藤勇家に一基、計二基がある。

木喰の木彫奉納は、安永七（一七七八）年六一歳北海道江差に始まり、文化五（一八〇八）年九一歳、甲府市教安寺にて終わっている。その間一、二〇〇余体の彫像を奉納しているものと思われるが、現在六一五体の発見と、火災その他で失った尊像の確認を加えると七〇〇体余を知ることができる。

(2)木喰上人略年譜

享保三戌（一七一八）年

現在の山梨県西八代郡下部町丸畑向川の伊藤六兵衛の二男として生まれる。

兄の甚五右衛門生家を相続、弟治左衛門分家す（慈観寺の過去帳、柳宗悦木喰上人生家の系譜日向保編、木喰上人の生家等による）

享保十六亥（一七三一）年　一四歳

故郷を出奔し、江戸に出て奉公するが、多くの職を変え流浪を重ねる。

元文元申（一七三六）年　一九歳

役を得て、故郷を検分したという伝えが残る。

元文四未（一七三九）年　二二歳

相州大山不動尊へ参籠、伊勢原市子易町で、古義真言宗の僧、大徳によ

って仏門にはいる。

以来四五才に至るまでの間、関東各地の寺々の住職を遍歴修業する。

宝暦十二午（一七六二）年　四五歳

日本回国を志し、常陸国（茨城県）城東大内山羅漢寺開山木食観海上人より木食戒を受け、行道と名乗り、弥勒信仰を起こし、以来十一年間の修業にはいる。十二月羅漢寺炎上、明和、安永中に再建なる。

安永二己（一七七三）年　五六歳

弥勒信仰になぞらえて、五、六（ゴ、ロク）の歳の二月二十一日、相州大山不動を振り出しに、日本回国への第一歩を踏み出し、「納経帳」「万人講帳」を誌しはじめる。武州、上州、豆州を回り、再び相州にはいる。五月鎌倉地方を遍歴する。

「木食行者行道」と名乗り、「三界無庵無仏」と肩書した。

安永三午（一七七四）年　五七歳

甲州にはいり富士登山をし、秩父霊場、房総霊地をめぐる。

安永四未（一七七五）年　五八歳

野州に長くとどまり、再び総州、常州を回る。足利の鑁阿寺では、二十日間参籠。四月故郷の母が死没。十二月師の観海上人、七八歳で羅漢寺にて没す。

安永五申（一七七六）年　五九歳

常州の黒子千妙寺で百日参籠、更に奥州、羽州にはいる。十二月盤城常福寺に参籠、石の唐獅子（からじし）をのこす。

安永六酉（一七七七）年　六〇歳

江戸を指し甲州にはいり、七月七日初めて故郷丸畑に帰省、一ケ月を甚五右衛門家で過ごす。再び北上し、十一月奥州に戻る。弟子の白道を従える。白道も甲州の人である。

（父六兵衛の、四国、西国、秩父、坂東、甲州の順礼の納経帳を手引きとして持って出る）

安永七戌（一七七八）年　六一歳

陸前、陸中、陸奥を経て、六月北海道に渡り、大田山に参詣、このころより初期の作品をのこす。

安永八亥（一七七九）年　六二歳

江差金剛寺に五月二十四日子安地蔵をのこす。竜宝寺に薬師如来を、法蔵寺に回国中供養碑をのこす。

安永九子（一七八〇）年　六三歳

五月十四日、北海道を離れる。阿弥陀仏国々御宿帳を誌し始める。奥州、陸中、陸前を経て、九月二十一日下野下都賀郡栃窪（栃木県）に約五ケ月滞在、薬師三尊、十二神将、その他をのこす。

安永十丑（一七八一）年　六四歳

栃窪（天明元）に二体の作品をのこし、二月二十一日ここをたち、江戸、上州を経て信州にはいり、弟子白道と別れ越後にはいる。五月二十二日佐渡小木に上陸、約四年間佐渡にとどまり、その間各地を遍歴してお堂仏像、揮毫をのこす。

天明二寅（一七八二）年　六五歳

佐渡檀特山にお堂を建立、歌集「集堂帳」を起草。

天明四辰（一七八四）年　六七歳

梅津村にあり、吉井村秋津に地蔵堂を建立。

天明五巳（一七八五）年　六八歳

梅津村平沢に九品堂を建立、本尊九品仏、自刻像等を刻む、揮毫ものこす。五月十五日佐渡水津をたつ。越後を下り信州にはいり、上州、武州を経て、九月十二日故郷丸畑のシンゴヘモンの家に二十六日まで滞在、十月より甲府九ケ寺（一蓮寺、千松院、府中八幡宮、苑光院、神明宮、広厳寺、里垣善光寺、法城寺、玄昌寺）に五〇日間の参籠、十二月二十七日大願成就。

天明六午（一七八六）年　六九歳

甲州中郡筋にて托鉢（たくはつ）姿の甥（弟治左衛門の一子で通称甥坊主）と合う。この甥は子供のころ全身やけどを負い、妻帯することもなく、中巨摩郡下の

寺（西郡飯野村福蔵院）にあずけられ、以後木喰に従う。
武川筋に六日間滞在、三月二十一日韮崎市中ノ割に地蔵菩薩像を、折居に聖観世音像をのこす。県下にのこる初期の作である。
信州、美濃、尾州、飛弾、越中、能州の諸寺に詣でる。
天明七未（一七八七）年　七〇歳
泉州、河州、丹波、京を経て再び江州、続いて大和の諸寺に詣で、摂津、播磨、美作、備前、備中より一回目の四国遍路をする。
讃岐は五月中旬、予州、土州、阿州と回る。十月初旬は淡路島、続いて讃州、十一月十九日金比羅宮参詣。
天明八申（一七八八）年　七一歳
二月道後温泉に滞在、高松市鬼無の円蔵寺に閻魔大王を刻む。予州を経て三月、九州豊後国佐賀関に渡る。四月臼杵を経て、二十四日日向国（宮崎県）国分寺に詣で、求められてこの勅願所の住職として約十か月間を過ごす。この間九州全土を遍歴する。
寛政三亥（一七九一）年　七四歳
住職として三年目の正月二十三日、国分寺炎上し再建の大願をおこす。
本尊五智如来の勧進をはじめる。
寛政四子（一七九二）年　七五歳
九州阿蘇坂梨にあり。
寛政五丑（一七九三）年　七六歳
国分寺伽藍を再建し、本尊五智如来及び自刻像成る。三界無庵無仏木喰行者行道を改め、天一自在法門木喰五行菩薩と名乗り、「木食」を固有名詞化した「木喰」と誌すようになる。
寛政七卯（一七九五）年　七八歳
四月日向国（宮崎県）を出発し、隅州を経て熊本にはいり菅原神社に子安観音像を刻み、十月長崎にはいる。十一月長崎市高林寺に淮胝観音像を、妙相寺に自刻像をのこす。
寛政九巳（一七九七）年　八〇歳
佐渡原に釈迦大像をのこし、三月日向国国分寺に帰る。四月八日国分寺を辞して一遍路の身となる。当時から扁額、揮毫等に「勅願所日州国分寺隠居事」と誌すようになる。
六月二十四日　九州を離れ八月山陰に入る。
十二月長門国（山口県）福栄村願行寺のカヤの立木に、薬師如来像を刻む。今、生きて往時を偲ばせる。この地方に多くの仏像をのこす。
寛政十午（一七九八）年　八一歳
三月末長門国より石州にはいる。五月出雲大社参詣、伯耆、因幡、但馬、丹後、若狭と遍歴し、七月再び伯耆にはいってこの地方に仏像をのこす。
美作、備前、備中、安芸と山陽地方を一巡する。
寛政十一未（一七九九）年　八二歳
四月周防三田尻より遠崎に、そこから四国に渡り、二回目の四国遍路をはじめる。三津浜から順次に札を納め、予州（伊予三島市）光明庵に如意輪観世音と子安観世音をのこし、讃州、阿州（徳島県）板野町愛染庵に如意輪観世音、土州（高知県）に虚空蔵菩薩像をのこす。再び三津浜より瀬戸内海を舟行して、十二月二日大阪に上陸、続いて山城、近江、伊勢、尾張、三河に仏像をのこし、遠州にはいる。故郷に向かう。途次駿河路に多くの仏像をのこす。このころから微笑をたたえる。
寛政十二申（一八〇〇）年　八三歳
狩宿に十王堂を建立、十王尊像、奪衣婆を刻む。民家に内仏をものこす。
三月奥山方広寺、五月歌集「心願」成る。浜北、森町、藤枝、焼津、岡部、静岡市内に多くの作仏をのこす。興津を経て宍原、万沢を経て九月十三日、身延山に日本回国最後の納経をすます。
九月十五日、帯金浄仙院にはいり四十五日間とどまる。薬師堂を建立し、本尊薬師如来像を刻み奉納、民家に多くの揮毫ものこす。
ここで日本回国の大願ついに成る。十月二十五日帯金をたち、故郷丸畑

の生家に帰る。
暮れのうちに永寿庵の修理をして長い間の願望であった本尊五智如来を刻んで祀る。

寛政十三酉（一八〇一）年　八四歳
享和元年正月十二日塩之沢金竜寺に日蓮大師像を納め、釜額の長沢寺に阿弥陀如来、二月生家の裏手の山之神社に山之神三神を祀り、四国堂建立を発願し、生家の裏の屋敷内に仮の草庵をむすび、そこで二月二十一日山之神の像を刻み、二十四日自身の像を刻む。続いて三月六日、祖師弘法大師を手始めに四国の八十八か所の本尊霊山寺から順次八十八番寺の本尊へと手を下し、十一月晦日、弘法大師、自刻像、大黒天及び八十八体仏、合わせて九十一体が完成、その間十月十五日には日本回国満願成就の供養碑を建てる。
八十八体仏の彫刻を終えると、間もなくそれを祀る四国堂建立にとりかかる。
十二月三日より寒中修業にはいる。

享和二戌（一八〇二）年　八五歳
正月三日寒中修業終わる。月末四国堂完成。二月八日開眼法会、四国堂心願鏡及び「懺悔経諸鏡」を起草、三月故郷を立ち再び遍路の身となり信州にはいり各地に作仏をのこす。上州にはいり年末三国峠を越え越後にはいる。

享和四子（一八〇四）年　八七歳
四月三島郡関原白鳥宝生寺にとどまり、自刻像並びに三十三体仏の彫像を刻む。隣村安田鳥越に大日如来をつくる。十月下旬批杷島に十王堂を建立し、十王尊像を刻み祀る。
小国太郎丸真福寺に仁王を刻み、背銘に十八大願と記す。

文化二丑（一八〇五）年　八八歳
二月中頸城郡にはいり、大清水大泉寺にはいり弘法大師、興教大師像と生木に立木地蔵を刻む。三月下旬、東頸城郡大平大安寺にはいり、十六羅漢米寿自刻像を作る。六月刈羽郡高浜村椎谷坂の下観音堂に十三仏を刻んで祀る。三島郡にはいり南魚沼にはいる。九日町塩沢町その他各地に多くの作像をのこす。

文化三寅（一八〇六）年　八九歳
四月上州を経て信州にはいる。岡谷、下諏訪地方に作仏をのこす。五月十九日虚空蔵菩薩を刻み、現在丸畑の四国堂に祀られてある。
十月丹波国船井郡諸畑蔭涼庵に薬師三尊。十二月清源寺に十六羅漢を刻み、霊夢により天一自在法門木喰五行菩薩を神通光明木喰五行明満仙人と改む。
十一月二十七日、弟子丹海、佐渡にて没す。

文化四卯（一八〇七）年　九〇歳
三月丹波国船井郡高原村竜泉寺に、釈迦、阿難、迦葉の三尊と九〇歳の自刻像をのこす。
摂津国（兵庫県）上阿古谷毘沙門堂に自刻像外六体を祀り、猪名川東光寺に、十王尊像、自刻像、立木観世音、外この地方に多くの微笑仏をのこす。
秋再び信州にもどり、九月十六日下諏訪の慈雲寺に阿弥陀如来像をのこす。現存せる最終作である。
この時甥（通称甥坊主）に邂逅（かいこう）木喰六九歳の時より従っていた甥も、いつか木喰と離れて以来、信州から北巨摩あたりで托鉢坊主をしていたと伝えられ、木喰の老いた身を気づかって帰郷をすすめたけれども、「昔からジョウ州には約束事があって、どうしても行かねばならぬ」と固辞する伯父の身を案じ、木喰の後を従ったと伝えられている。

文化五辰（一八〇八）年　九一歳
三月甲府市善光寺に大幅阿弥陀如来画像を描き奉納、四月十四、五、六の三日間に七観音像を刻み、教安寺に奉納（昭和二十年の戦災にて焼失）

文化七午（一八〇九）年　九三歳
教安寺（甲府）に最終を飾る。七観音を奉納したあと全く消息を断ち、終

焉の地は不明だが、丸畑の生家や、近隣に伝えられる口碑によれば「入寂の時居合わせた甥に、遺品を生家に届ける事を託し、入寂の地を漏らす事をかたく禁じたという」。

その背負櫃をはじめ遺品は、今は伊藤平巌の家に伝わって保存されている。ジョウ州とは常陸国（茨城県）であり、木喰四五歳の時木食戒を受けた土地である。木食戒を受けた者にとっては、最後は入定である。木喰も終焉の地をここにきめていたのではないだろうか。弥勒信仰に従って五、六にちなんで五六歳で旅に立ち、逆の日、文化七年六月五日を入定の日と決めたのではないだろうか。

常州（茨城県）の羅漢寺の周辺こそが木喰入定の地であり、昔からの約束とは、この入定の事ではないだろうか。いずれにしてもわからない。

中世の聖たちの偶像的存在であった高野の遍僧達は「出家遁世の本意は、道のほとり、野辺の間にて死せんことを期したりしぞかし」といい、旅に生き、旅に死する回国聖の理想を示した。これは生にも、死にも執着をすてることが悟りであり、往生の正路であると、無数の、無名の聖たちが、名も墓ものこすことなく、野辺に朽ちはてて、仏の教えを人々の心の中にのこした。

木喰も　いづくの果か　行き倒れ
　犬かからすの　えじきなるらん

木喰はすぐれた芸術をのこしたが、これも回国聖を理想とした彼の本意であったかどうか疑問である。

彼に終焉の地がないという事は、彼がほんとうの聖をつらぬいた最後の執念だったかも知れない。

故郷丸畑における業績

寛政十二（一八〇〇）年、八三歳の木喰は、故郷丸畑に急ぐ途次駿河路の山村に七か月を費して優れた作品をのこしたが、そのころから木喰仏は特有な微笑をうかべはじめ、同時に群像製作へと開眼していった。

久能山、駿河国分寺や八幡宮に詣で、駒越、江尻を経て一ノ宮に参詣し、興津そして宍原を過ぎれば甲斐の国である。道はだんだん故郷へと近づいている。

万沢に一夜を明かし、日蓮宗総本山身延山へ詣でて納経を済ます。三日間をこの霊山にとどまり、十五日には富士川を東に渡り帯金浄仙院にはいり、滞在すること四五日、薬師堂を建立して薬師如来を彫納する。村には多くの曼陀羅や掛軸なども残っている。

木喰の長い長い回国遍路の旅は、ここで一段落を告げたのである。

ママ「ヨヨソ日本国々、山々、タケタケ島々ノ修業ヲ心ニカケテ、日本アラアラ成就ニイタル」

浄仙院にて日本回国の満願をはたした木喰は、その喜びの中で八三歳の老いの身をけって十月二十五日丸畑入りをしたのであった。

しゃばにきて、故郷の道をうち忘れ
　和尚も人に　道をたずねる

とはこの時の歌である。日本回国の大願を果たし、なつかしい故郷丸畑に帰れども、そこには休むひまもない仕事が待っていた。

荒れ果てた永寿庵の修理と本尊の彫像である。暮れのうちに開眼供養をし、真言宗の回国聖にふさわしく、金剛界、大日如来を中心に、五智如来を奉納し、沈みゆく村人達の信仰心を呼びさまし、併せて父母の菩提をとむらった。

越えて寛政十三（一八〇一）年正月十二日、塩之沢金竜寺に日蓮大師像を奉納、釜額の村人から招きを受けて訪ね、長沢寺に阿弥陀如来を奉納した。身の丈七九、二センチ、表現はなはだ堅固であり、雨乞いの仏として霊験あらたかだったと伝えられている。惜しむらくは昭和二十一年、釜額の大火の際焼失しまっている。背面に寛政十三酉歳正月二十八日成就とあった。

村の本尊を刻み、日蓮大師像を金竜寺に、長沢寺に阿弥陀如来を刻ん

で、再び順礼の旅に立とうとするが、丸畑をはじめ近くの村々の人達までが申し合わせて、なおも木喰に滞留をすすめた。

四国堂のすべてが完成したのは、享和二（一八〇二）年の八五歳の正月末であった。続いて二月八日、開眼の法会をつとめている。

その月の二十一日、彼は二つの稿本を草した。一つは「四国堂心願鏡」と題し、四国堂の縁起と、併せて自叙伝を記したもの、他の一つは「懺悔経諸鏡」と題し、真言の宗旨を短く述べたものである。

また四国堂に奉納された額面二枚には、それぞれ次の歌一首ずつが刻まれてある。

四国どう　ぼたいのみちは　とうくとも
　ちか道みれば　なむあみだ仏
　寛政三酉歳十一月晦日

四国堂　二世あんらくは　なにやらん
　天下泰平　国土あんおん
　寛政三酉歳極月十八日

いずれも自署花押がある。「どう」は「堂」と「道」とをかけたものである。

また八十八体仏彫像の完成と相前後して建てられた、自筆自刻の回国供養碑は「四国堂心願鏡」に誌されているように、八三歳にして果たし得た大願成就の一つのモニュメントと考えられる。

天下和順当村願主
梵　奉納大乗妙典日本廻国供養等
日月清明　木喰五行　花押

碑の横面には

寛政十三酉十月十五日

と刻してある。

また多くの書軸なども残しているが、今はその数も少ない。

木喰が、故郷丸畑にとどまった二ケ年余りの間に彫刻した仏体は、前記のものの外にわずかあり、総計九八体である。八十八体仏の彫刻の大願は成就したが、まだ「日本千体仏」の心願は終わりを告げてはいない。享和二年二月二十八日、彼は自ら松板で背負櫃を作り、「四国堂心願鏡」「懺悔経諸鏡」「納経帳」「万人講帳」「御宿帳」「歌集」などを納めて背負い、八五才の三月、休む間もなく故郷丸畑を立って、漂然として最後の旅路に立ったのである。

木喰の生まれた山里は、常葉川に洗われ、その谷から突き上げるようにせり上がった傾斜地に、田ノ上、向川、屋敷、南沢、水の上、横手の六部落が、天に続く段々畑を背にはいつくように点在し、周囲は栃代山をはじ

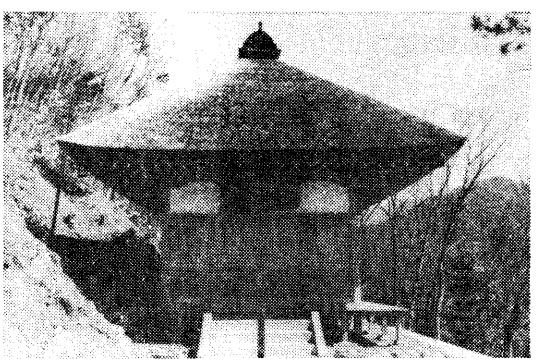

復元された四国堂（丸畑）

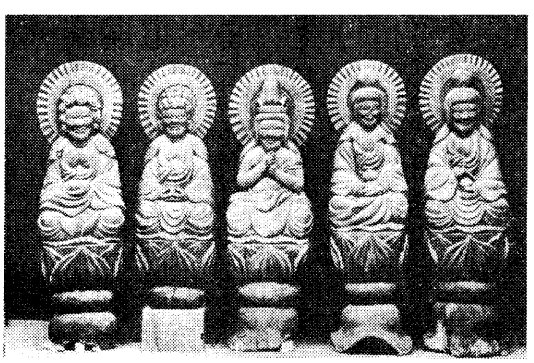

五智如来像（丸畑永寿庵蔵）

め七・八〇〇メートルを越す山々が重なり、空気は透明であたりの景色は四季それぞれにあざやかである。

この父母の地丸畑の山里こそ、驚嘆すべき彼のエネルギーと、社会の底辺に深く浸透せしめた信仰の心をはぐくんだ地であり、長い放浪のあいだ、夢寐にも忘れ得なかった精神的基地であったことは少しの疑う予地もない。

木喰の生涯を通じ最大の心血を注いで建てられたその四国堂は、長い風雪と世相のうつろいの中で、大正八年惜しくも解体の運命にあい、仏像は四散し、あるものは戦火に焼かれ、あるものは他所に安住の地を移し、またあるものはそのゆくえすら定かでないものがある。

しょせん木像に永遠のいのちを求めることは不可能ではあるが、四国堂解体によって木喰仏が世に問われるきっかけとなるが、それはまた、創造のよろこびに徹し、報いられることを期待しなかった無心の遊行僧木喰の面目をいみじくも象徴しているようだ。

そして今、幻の四国堂が昭和五十三年、木喰生誕二六〇年を期に、丸畑の親族、並びに木喰会等によって復元され、虚空蔵菩薩、子安観世音、廻国供養碑等の奉納により、また格天井に画かれた木喰に寄せる心の数々、釘一本にまで込められた人々の善意によってともされた四国堂は、木喰のお堂にふさわしく、今そこを訪れる人々に何かを語りかけているようだ。

(5)文化財指定物件

○五智如来像

下部町古関字丸畑永寿庵蔵

昭和四十三年十二月十二日県指定

材質　トチ材

木像　素地

寛政十二年十二月　八三歳　作

高さ

阿閦如来　八四・七センチ

宝生如来　八四・〇センチ

大日如来　八四・〇センチ

阿弥陀如来　八四・〇センチ

釈迦如来　八四・〇センチ

背面の文字ははくすんで解続できない。

永寿庵は丸畑の生家の菩提寺である。曹洞宗の名刹、道村厳竜山慈観寺の末寺で、同寺第七世、通山全達和尚の開山であり、寺地を五回ほど変えて現在に至る。無住の時代が長く、像は昭和四十三年文化財指定に伴い保存庫に移され、寺は部落の公会堂的役割を果たしている。

寛政十二(一八〇〇)年八三歳の十月、日本回国の大願を成就して故郷入りした木喰は、休むひまもなく荒れ果てた永寿庵を修理して、真言宗の回国聖にふさわしく、金剛会大日如来を中心に五智如来を奉納、村人達の沈みゆく信仰心を呼びさまし、併せて父母の菩提をとむらった。

○山神の像

下部町古関字丸畑向川　山之神社蔵

昭和四十三年十二月十二日　県指定

材質　トチ材

木像　素地

寛政十三年二月二十一日　八四歳作

高さ　七二・五センチ

背面

聖朝安穏増寶寿

梵　山神三神　正作



山神の像



右薬師如来像、左馬頭観世音
（丸畑、小林一郎所蔵）

天一自在法門
天下安楽興正法　木喰五行菩薩
寛政十三酉年　二月
二十一日成就八十四才　花押

生家の裏手にある部落の氏神でもある山之神社に、岩座に腰、足を踏みおろし、頭髪を逆立て、目をむいたおそろしい山の神の像を奉納した。

そのはげしい表情は、女人の山入をきらった怒りの形相であり、自然の中に神を見た、日本人の古い信仰感情が表れている、他に類例を見ない神像である。

山村で生活する部落の人達は、日によりその表情が変わって見えるといい、その信仰は深く、今でも七月十五日と十月十七日にはお祭を続けている。

○馬頭観世音・薬師如来像
下部町北川字丸畑　小林一郎所蔵
昭和四十三年十二月十二日　県指定
材質　トチ材
木像　素地
高さ
馬頭観世音　七二・五センチ
薬師如来　七二・〇センチ
寛政十三年　八四歳作

○千手観世音・聖観世音
下部町北川字丸畑　岩松正治所蔵
昭和四十三年十二月十二日県指定
材質　トチ材
木像　素地



千手観世音，聖観世音（丸畑岩松正治所蔵）

高さ

千手観世音　七三・五センチ

聖観世音　七二・六センチ

寛政十三年　八四歳作

共に背面の文字はくすんでいて不明である。寛政十三年日本回国大願成就の供養のため彫像した。四国霊場の本尊八十八体の内の仏達であるが、四国堂心願鏡の中で述べているように、最後まで寄進、労力人足等、万事心がけ協力してくれた南沢の三家（小林　岩松・生松家）に、内仏として与えられたものである。

○木喰の遺品

下部町古関丸畑、伊藤平巌所蔵

昭和四十三年十二月十二日県指定

1納経帳

安永二（一七七三）年二月十一日―天明五（一七八五）年八月十八日

六八歳

一部寛政三（一七九一）年九月分を含む

和紙とじ　四〇四ページ

一六・八センチ×二三・九センチ

2奉納（納経帳）

寛政十一（一七九九）年五月十五日―十一月六日　八二歳

和紙とじ　二二ページ

二〇・〇センチ×二七、三センチ

3奉納妙経（納経帳）

寛政十一（一七九九）年七月十二日―十一月中旬　八二歳

和紙とじ　二二ページ

一九・五センチ×二七・〇センチ

4奉経（納経帳）

寛政十一（一七九九）年十月二十日―寛政十二（一八〇〇）年九月十三日

八二―八三歳

5南無阿弥陀仏国々御宿帳

安永九（一七八〇）年五月十四日―天明八（一七八八）年四月二十日―寛政十一（一七九九）年四月二十六日　六三―八二歳

和紙とじ　三七ページ

一二・二センチ×三四・二センチ

6国々御屋ト帳（御宿帳）

寛政九（一七九七）年四月八日―寛政十二（一八〇〇）年十月二十五日

八〇―八三歳

和紙とじ　八八ページ

一四・七センチ×四四、〇センチ

7万人講帳

安永二（一七七三）年二月十一日―寛政八（一七九六）年　五六―七九歳

和紙とじ

十六・五センチ×三三・九センチ

8集堂帳（和歌集）

天明二（一七八二）年十二月十八日　六五歳

和紙とじ　表紙共一〇ページ

一二・〇センチ×三四・〇センチ

9青表紙（和歌集）

寛政八（一七九六）年一月六日　七九歳

和紙とじ　表紙共六六ページ

10心願（和歌集）

寛政十二（一八〇〇）年五月十八日　八三歳

和紙とじ　表紙共一六ページ

二〇・一センチ×二八・〇センチ

11無表題（御詠歌集）

享和二（一八〇二）年二月十八日　八五歳
和紙、和とじ本　表紙共一〇八ページ
一五・二センチ×二一・〇センチ

12四国八十八ケ所詠歌（御詠歌集）
享和三（一八〇三）年七月十四日　未完成　八六歳
和紙　表紙共一二ページ
一八・一センチ×二六・六センチ

13西国三十三ケ所（御詠歌集）
和紙とじ　表紙共三六ページ
一五・〇センチ×一七・〇センチ

14題　菊、紅葉（歌集）
和紙とじ　表紙共一〇四ページ
一六・五センチ×二四・〇センチ

15新宅屋札次第
和紙とじ　表紙共一六ページ
一八・〇センチ×二三・五センチ

16光明仏御堂建立勧進帳
和紙とじ　表紙共一二ページ
二二・五センチ×二八・五センチ

17護符版木
安永元年二月十八日
一二・〇センチ×三八・五センチ
三八・二センチ×一一・七センチ

18神徳丸
年代不詳
表紙共四五ページ
二四・〇センチ×一五・〇センチ

19西国順礼手引
宝暦十三（一七六三）年二月二十二日―七月十二日
父六兵衛の遺品

20四国八十八ケ所心願
寛政十三（一八〇一）年二月十二日　八四歳
和紙とじ　表紙共一二ページ
一八・一センチ×二六・六センチ

21拾三人講丸札
享和二（一八〇二）年二月八日　八五歳
直径二四・〇センチの円板

22四国堂心願鏡
享和二（一八〇二）年二月二十一日　八五歳
和紙とじ　表紙共一四ページ

23懺悔経諸鏡
享和二（一八〇二）年二月二十一日　八五歳
和紙とじ　表紙共一〇ページ
一八・〇センチ×二七・〇センチ

24背負櫃
享和二（一八〇二）年二月二十八日　八五歳
二二・〇センチ×四四・〇センチ×二四・〇センチ

25薬師如来画像図軸
文化三（一八〇六）年八月四日　八九歳
一六・五センチ×六六・〇センチ

26神通光明明満聖人霊位
文化七（一九〇〇）年六月五日
円寂木喰五行明満聖人品位

①～㉖は丸畑，伊藤平巖氏所有県指定文化財

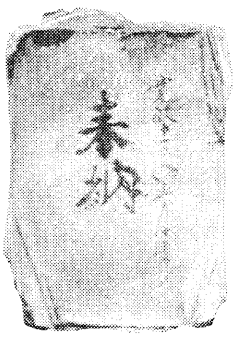

②奉納（納経帳）

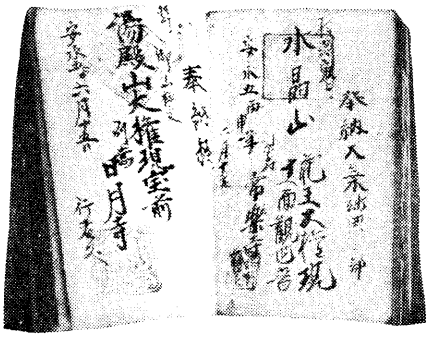

①　納　経　帳



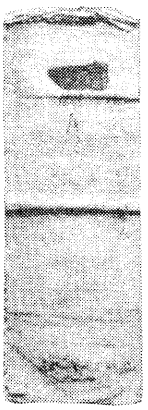

⑥国々御宿帳

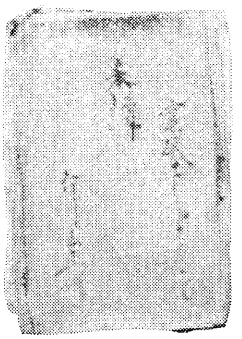

④奉経（納経帳）

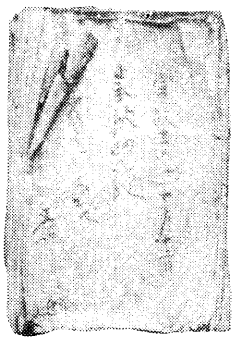

③奉納妙経（納経帳）



⑤南無阿弥陀仏国々御宿帳と内容の一部

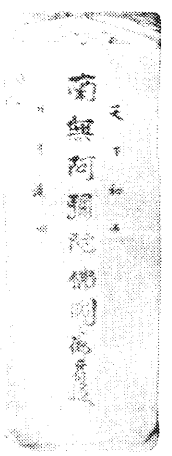





⑦万人講帳と内容の一部



⑨青表紙（和歌集）

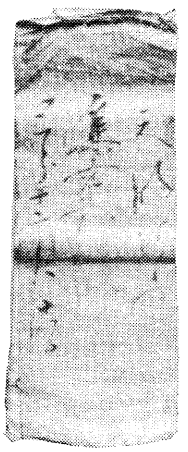

⑧集堂帳（和歌集）

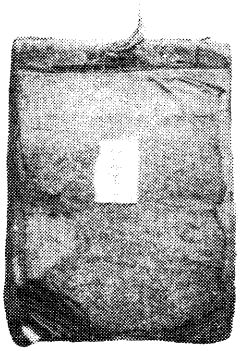

⑪無表題（御詠歌集）



⑩心願（和歌集）

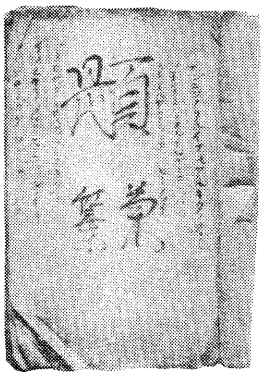

⑭題菊・紅葉（歌集）



⑬西国三十三ケ所
（御詠歌集）



⑫四国八十八ケ所の御詠歌

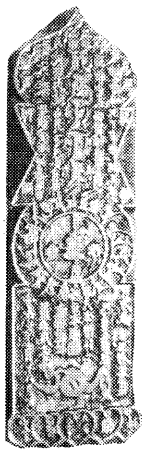

⑰護符版木



⑯光明仏御堂建立勧進帳



⑮新宅屋札次第

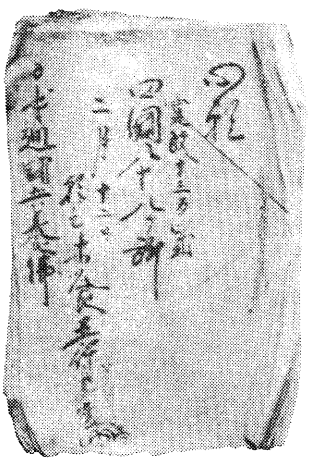

⑳四国八十八ケ所心願

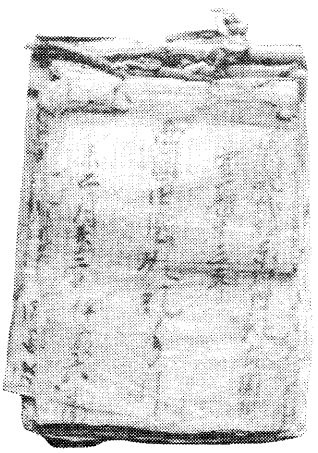

⑲西国順礼手引

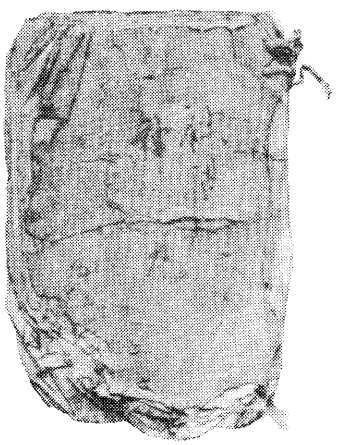

⑱神　徳　丸

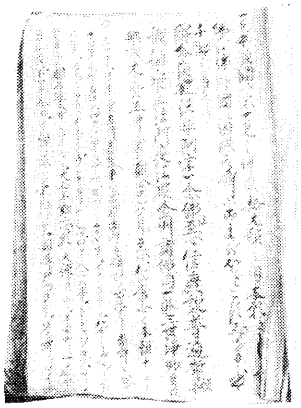



㉒四国堂心願鏡と内容の一部



㉑拾三人講丸札



㉕薬師如来画・（軸）



㉔背負櫃

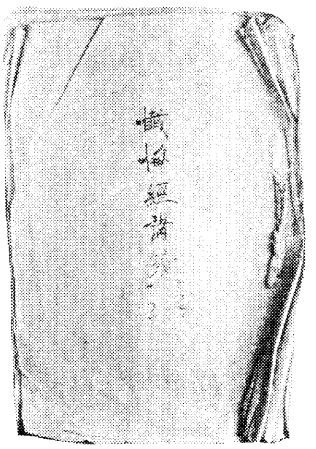

㉓懺悔経諸鏡

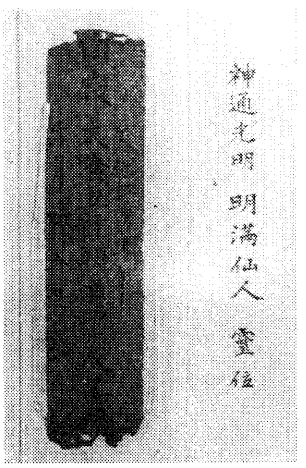

㉖木喰の位はい

○　その他の遺作

ア　マツコ堂の木喰仏

下部町古関字田之上組蔵

弘法大師像　六五・七センチ
十一面観世音　六七・〇センチ
千手観世音　六七・〇センチ
虚空蔵菩薩　五六・〇センチ

木像　素地
材質　トチ材
寛政十三年　八十四歳作

昔は部落の上にあったお堂に安置されていたが、明治の時代そのお堂が火災にあったので、大正末期に部落のどこからでも望むことのできる墾望（地名）の尾根かげの質素な祠に安置された。

すでに朽ちかけたこれらの木喰仏は、元四国八十八か所の木像として彫刻され、内仏として南沢三軒に与えられた内の二体（生松家奉納）と、四国堂から分納した三体の仏達である。

昭和五十三年、四国堂復元にともない、その内の子安観世音一体を四国堂に納め、残る四体は昭和五十四年三月二十五日田之上組によって同地に建てられたマツコ堂に祀られ同部落によって手厚く保存されている。



廻国供養碑（丸畑，伊藤勇所蔵）

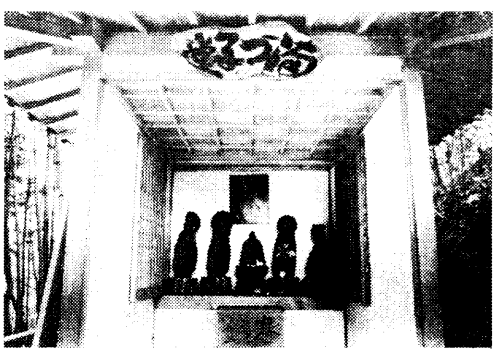

マツコ堂の木喰仏（田之上組所蔵）

イ廻国供養碑

下部町古関字向川伊藤勇所蔵

材質　自然石
高さ　五九・〇センチ

碑面

天下和順當村願主
梵　日本廻国供養等
日月清明木喰五行　花押

側面に　寛政十三年一月十五日建立

四国堂八十八体仏完成と前後して建てた木喰の自筆自刻の廻国碑は寛政十三年十月、八三歳にして果たし得た。日本回国大願成就の記念碑であって、昭和五十三年十月復元された四国堂の中に祀られている。

ウ六字名号軸

下部町三沢　上田誠所蔵

二七・〇センチ×一一三・〇センチ

軸面

国王国中　寛政十二申年十一月二十八日コレヲ書
梵　南無阿弥陀仏
父母安楽　天一自在法門

木喰八十三才花押
五行菩薩

エ六字名号軸
下部町上田原　佐野公明所蔵
一九・五センチ×一〇〇・七センチ
軸面
国王国中　寛政十二申年十一月二十八日コレヲ書
梵　南無阿弥陀仏　天一自在法門
父母安楽　木喰八十三歳花押
五行菩薩

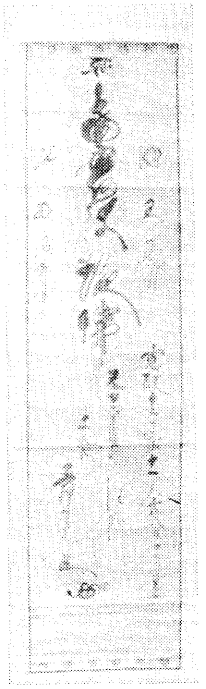

六字名号軸（上田原，佐野公明蔵）

オ書軸　和歌
下部町切房木　加藤善吉所蔵
二六・五センチ×九八・〇センチ
軸面
長久はながくひさしきわが心
寿　心にとへばい津も長久
天一自在法門　八十三才
木喰五行菩薩花押

日付はないが、寛政十二（一八〇〇）年八三歳の十月二十五日、日本回国大願を成就して、丸畑の生家に帰ったころのものと思われる。
休むひまもなく永寿庵の修理と本尊の五智如来の彫像にかかっているのであるが、昼はほとんど近隣の村々を回り、加持、祈禱を施し、ゆかりの所にはこうして書軸等をのこしているのであるが、かつて切房木の邑は昔から木喰とはかかわりのある土地であって、何軒かにこうした書軸が与えられているのであるが、これはその内の一幅である。

カ軸
下部町北川字　生松一男所蔵
三一・〇センチ×一三七・五センチ
軸面
聖朝安穏増宝寿　稲荷大明神
秋葉山之神大権現　大七福神
日光山東照宮大権現　天満大自在神
天照大社大権現　日本大小之神社
金毘羅山之神大権現　仁徳大善神
当謝小氏神

キ虚空像菩薩像
下部町古関字向川　伊藤勇四国堂所蔵
高さ　二一・〇センチ
文化三年五月十九日作
木喰八九歳の時、長野県岡谷において彫刻したもので、上野晴朗を通じて、昭和五十三年十一月、復元された四国堂に納められた。

ク子安観世音像
下部町古関字向川　伊藤勇四国堂所蔵
高さ　七四・〇センチ

寛政十三年　八四歳作

四国堂仏として彫刻され、その後田之上部落のお堂に分納された三体の内の一体である。昭和五十三年十月、復元された四国堂に、田之上部落から返納された。

三　慈観寺の一切経・書架・経蔵

管理者　慈観寺

所在地　下部町道

指定年月日　昭和四十四年四月一日町指定

巌竜山慈観寺は神亀五（七二八）年行基菩薩の開創と伝えられ、本尊聖観世音像は行基一刀三礼の作といわれている。

その後、六百数十年間真言宗の道場として続いたが、明徳四（一三九三）年三月二十日南明寺二世月谷玄宝和尚によって曹洞宗に転じ（一に貞治二年九月あるいは同六年ともいう）南明寺の筆頭末寺となった。

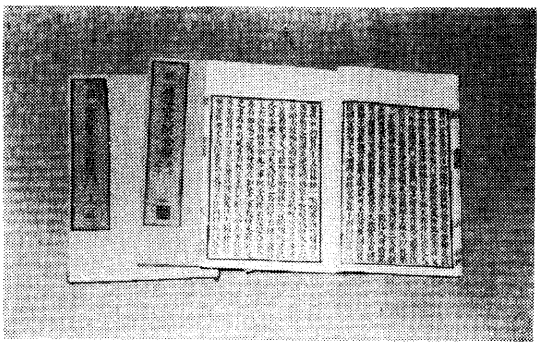

慈観寺の一切経

この慈観寺の経蔵に保存されている木版和綴の経本、一、八八三冊六、〇〇〇巻に及ぶ一切経とそれを収蔵する輪転書架は、文化十三年慈観寺第二二世一山文英和尚の代、駿州志太郡桂島村（現静岡県志太郡岡部町）谷川山梅林院から移譲されたものである。

梅林院は明治十五年十月十五日火災に遭い、文献がことごとく焼失したので、移譲の理由については知る由もないが、伝えによればその昔甲府柳町小野崎喜平が梅林院へ納めた物だという。

鴨狩の船着場から道村までの移送にあたっては、馬の背で七駄半。その後に僧俗多数が行列をつくって続いたという。文英和尚は境内西側に間口六・四メートル奥行五・九六メートルの経蔵を建てて所蔵すると共に、寺門の経営に尽くす所が大きかったので、その手腕を買われて、天保年間迎えられて本山南明寺第三八世に晋山し、慈観寺では中興の祖と仰いでいる。

輪転書架は高さ三・八五メートル、塔身の周囲は五・二メートルの八角塔で、中心軸の上部は天井で支えられ、下部は台石が柱軸を受けて自由に回るところから、通称回り塔ともいい、屋根は複雑な組手で支え、台座は極彩色を施した彫刻があり、江戸中期の作で極めて貴重なものである。台石の一辺は〇・四メートル、台座の一辺が一メートル、塔身の一辺が〇・六五メートル、下段の高さ一・七二メートルで〇・三一×〇・三二×〇・二〇メートルの抽出が四〇個、中段は開き戸になっている。

ここに収められている一切経は、宇治の黄檗山の鉄眼道光和尚が出版したいわゆる「鉄眼版」で、和尚は江戸時代初期の黄檗宗の僧で、諱を道光といい、寛永七年肥後国益城郡に生まれ、十三歳の時出家明暦元年隠元和尚が来日するやその門に入り、弟子木庵に従って法を嗣いだ。宇治の黄檗山に宝蔵院を始め諸寺を創立し、常に経論を講じて名声高く、天和二年の大飢饉には、一切経出版のため集めた巨額の浄財を難民救済になげうって救世の大士とまであがめられた。

その後更に辛苦を重ねて浄財を集め、遂に十余年を経て出版に成功した。よって世にこれを鉄眼版一切経という。その功により昭和七年宝蔵国師の諡号（おくりな）を賜わった。

このように貴重な慈観寺の一切経がしかも全部そろっているという事で、下部町では輪転書架と経蔵を含めて重要文化財に指定した。

四　熊野権現神社本殿と棟札及び制札

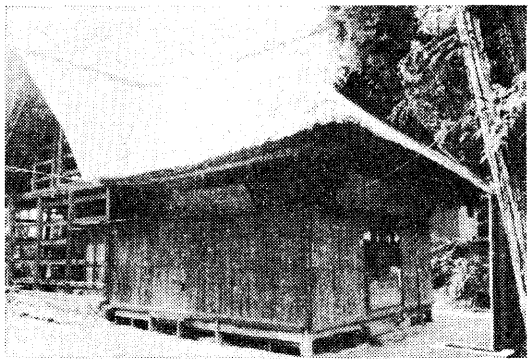

熊野権現神社の拝殿（中に本殿がある）

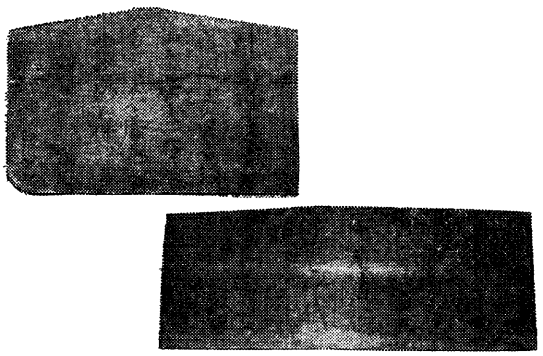

熊野権現神社の棟札，制札

管　理　者　下部区
所　在　地　下部町下部
指定年月日　昭和四十八年四月一日町指定

○熊野権現神社本殿

熊野神社は別称を湯権現または温泉宮と呼ばれていたこの社殿は乱石積の基壇上に自然石の礎石を置き、井桁に組んだ土台の上に建てた東面する三間社流れ造り桧皮葺の社殿である。

身舎は桁行三・五三メートルで、正面に向拝をつける。柱数は前後八本、すべて円柱。桁行に架された頭貫は両端柱からの出が木鼻化されず肘木として天竺様皿斗つきの巻斗をおき、連三斗を受け、他の中間の四柱は挙鼻付平三斗組で、ともに通肘木をのせて丸桁を受ける。

正面に幣軸構を設け、両開き板扉を釣り込み、側・背面を横板張とする。正面と側面に擬宝珠付高欄付切縁をめぐらし両側の後端に脇障子を建て、縁長押・内法長押をまわす。

向拝は一間とし面取角柱の上端に虹梁状の頭貫を架すが、その両端は木鼻化されない肘木となるなど、身舎と同一手法で連三斗、丸桁をうける。

身舎との繋ぎに両端柱から袖切・眉付の虹梁一・六七メートルを架し、正面には昇高欄つき木階五級をそなえる。

妻飾りは斗拱の上に袖切・眉・鰭尻つきの虹梁を渡し、杈首や杈首束の成り及び幅に変化のない豕杈首組とし、大斗を乗せ、舟肘木によって化粧棟木を受ける。

化粧棟木には身舎・向拝の丸桁とことなって外側端に増しがないため支外桯は外側に行くに従い勾配が緩い。軒は二軒繁桯、その形態は優れている。破風板は後補のためか、そのえがく曲線は前後流れとも丸桁辺で特に折れていない。懸魚は猪の目、棟は箱棟である。

同神社の棟札及び制札

一、補修棟札一枚

（寛政十一年五月吉日屋根替の際のもの）

下部村熊野権現社本殿屋根桧皮葺替

西河内領大野村　加賀美角之亟
同　加賀美吉五郎
同　身延村　太田　文蔵
同　小倉　市蔵
世話人　石部　茂八

二、制札一枚

（八月二十九日付穴山信君花押のもの）

穴山信君
花押

権現社中禁制

右当社々壇之内落書之事一切停止之也
但舞殿以下之事不及禁者也仍如件
八月二十九日（天正三年推定）

三、禁制一枚

（天正十六年二月十六日徳川家康からの物）

於当権現山薪伐採事堅令停止之若違犯之族有之者可処罪科者也仍如件

天正十六年二月十六日

神社の由緒

熊野神社は熊野大神社（昔は熊野権現といった）といい、大字下部字大村に鎮座する。第五十四代仁明天皇の承和三年（八三六）九月十五日甲斐国守藤原朝臣貞雄の二男修理太夫正信が病を得て、紀州熊野権現に祈り下部温泉に入浴したところ数日にして全治し、その夜夢に神像が現れて「我は熊野権現なり、汝温泉より未申の方（南西の方向）に我を祀るべし。然らば永く温泉を保護すべし」といって消えてしまった。

霊夢に感じた正信は直ちに大村の地をトして熊野三社大権現（速玉男命・伊弉諾命・事解男命）を御祭神として神社を創建したという。第七十三代堀河天皇の寛治年間宮殿建替、八十三代土御門天皇の御宇拝殿建替、百六代正親町天皇の御代宮殿風災により大破につき、天正二年九月十五日穴山伊豆守信君神殿宮殿共再建、その後部分的にはしばしば修理を施しつつ現在に至っている。

天正年間武田家から永一貫三百文賜わり、江戸時代の寛文年間には神祗官吉田家から正一位を贈られ明治四十三年六月七日には境内社七社を合祀した。

近年交通事故などによる湯治客が不用になった松葉杖を奉納して帰るので、毎年信玄公かくし湯祭りの一環として松葉杖供養をするようになった。この神社の祭日は古来三月十五日と九月十九日の二回で、春祭りには神楽を奉納し、秋祭りには神輿（みこし）の渡幸があったが、今は観光行事と併せて毎年五月十四日に松葉杖供養、翌十五日には神輿の渡幸が行われている。

五　八坂金山神社諸商売役免許木札（鑑札）

管理者　八坂区

所在地　下部町八坂字三ツ沢金山神社

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

「右以先御印判諸役御免許之上者自今以後不レ可レ有二相違一……」という、天正五年二月の御朱印によって「諸商売役免許」の鑑札が九一色郷村村の住民に渡された。この鑑札が、諸商売に対する税金の免除、三役の伝馬入用、六尺給米、蔵前入用を免除したり、また甲斐国志に「馬子一人ニ馬弐匹又三匹ヲ牽ク駅場ニ口銭ヲ収ル事ナク、又他所ニ店ヲ開クニ可否ヲ論ズル者ナシ……」という風に、諸商売に対する諸役が免除され、特権が与えられた。これは信玄、勝頼、家康といずれの時代もほとんど共通であった。



諸商売役免許木札（鑑札）

甲州において最も長期間にわたって免除されていた郷村は、早川渓谷の最北端の奈良田村（現早川町）と、中郡筋の八代郡九一色郷拾四か村のみであったと言われている。

諸商売役免許は、すでに信玄在世の時代から行なわれていたと伝えられているが、天正三（一五七五）年五月、信玄のあとを継いだ勝頼も、九一色郷の住民に対しては朱印状をあたえ、諸商売役免許を新たに与えている。

長篠の合戦において信長に完敗した勝頼は、天正五（一五七七）年には領国内の在地武士団に対して、再度の忠誠と結束の強化を呼びかけ、起請文まで提出させているが、この時期甲駿国境の九一色郷拾四か村の住民に対して、重税とは裏腹に、武田家の当主として、諸役免除の措置を講じたのである。

天正十（一五八二）年三月になり、甲斐武田氏が田野において崩壊すると、七月駿府を発した徳川家康は、甲斐最古の道といわれる中道往還を選び、九一色郷十七騎に代表される武士団に身辺の警護と道案内を命じながら、本栖、精進、古関へと入峡してきたのである。入峡した家康は、真言宗の寺院吉祥寺に休憩したといわれているが、その時きびしい山里を見て、田畑の少ない山峡の村人にいたく同情し、十四か村の住民に対して諸商売役免許の御朱印状をたまわったと言うものである。

信玄、勝頼、家康といずれの支配者のときも、辺地への救護策であったと伝えてはいるものの、しかし、その時点においては、救護策もさる事ながら朱印状をださざるを得なかった実情も抱えていたものではなかろうか。

最も初期の支配者であった信玄の時代にしても、各地の大名は領域拡大のために狂奔していた時期であり、甲斐の周辺も騒然とし、肉身といえども気も許せない時代であった。特にきびしい国境沿いの住民に対しては、無視していることの出来ないものがあったのであろう。

また天正十年の家康の入峡の際にしても、旧武田の遺臣達は、武田氏に代わった家康が、今後どのような手段を用いて甲州を経営してゆくのか、関心は大であったと思われ、家康にしても甲州経営の第一歩であり、これ等の経過を思うとき、支配者の朱印状はただ単なる辺地への救護策だけのものであったとも思われないが、しかし以来約三百年間のあいだ、一郷に住する住民にとっては免税の措置や、その由来は別として、諸役免許の措置が辺地住民の暮らしに大きく寄与してきた事だけは事実であろう。

鑑札が盛んに利用されていた時代には、九一色郷十四か村で六四二枚にも達していたときもあったといわれている。

行商した村人の行く先は、近郷近隣の村だけではなく、遠くは江戸の方面から、信州は越後境まで出張って行き、ほとんどの者が親子何代にも渡って顔なじみであったという。

鑑札は長い間にわたって利用されてきただけに、鑑札にまつわる話題も数多く残り、歴史の長さを物語っている。

各地に出かけていった馬子や、若者達が御朱印状をかさにきて、所かまわず威張りちらし、乱暴を働いたというような話題は尽きないが、その鑑札の一部分の物が、元九一色郷内であった八坂部落内（三ツ沢）の氏神金山神社に保存されていたのである。昭和五十二（一九七七）年七月に発見されたものであるが、木札で出来た鑑札は、さまざまな年代の物であり、比較的江戸時代の物が多く、甲府県（明治二年）発行の木札が最も新しい物であった。

昭和二十九年十一月三日、下九一色郷の村人は大部分が大塚・上野と合併した。この時、八坂、折門の両部落の住民は、最も近い隣村であった古関村（下部町）に合併してきたのである。

木札の鑑札は、一〇三枚が現在保存されている。木札は将棋の駒型をしており、材質については特定の物ではない。裏には当時の代官の氏名の上に焼き印が押してある。表には諸商売役免許と中央に、その左に村名が記してある。縦六～八センチ、横五～六センチのものがほとんどであるが、時代によって多少大小の差異がある。

六　栃代若宮八幡神社鰐口

管理者　栃代区

所在地　下部町杉山字栃代

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

鉦（カネ）鼓（ツツミ）を二つに張り合わせたような形をしていて、上方に釣り手を付け、下縁どりは一文字に口をあけたように鋳造された物である。

鰐口という呼び名はその形からきていると言われており、社殿あるいは仏堂前の軒下につるし、参拝者が布で編んである綱を振り動かして打ち鳴らす法具である。しかし地方によっては、金鼓（ゴング）金口、打具、打鳴、打金と呼んでいるところもあるという。

関東地方ではほとんどの土地で鰐口と通称呼んでいる。長い間、参拝者から親しまれてきた物であるが、鰐口そのものは日本古来からの物ではなく、源流は朝鮮半島からの伝来であったと言われている。

我が国最古の物は長保三（一〇〇一）年といわれているが、山梨県内において確認されているものは貞応三（一二二四）年が最古のものである。慶長年間（一五九六―一六一四）以前の銘のあるもので、現在発見されているものは拾数箇しかなく、現存している鰐口はほとんどが県文化財として指定されている。

栃代、若宮八幡神社に保存されている鰐口には天正二十一年の銘があり、山梨県内に現存している物とすれば比較的古い年代にさかのぼったものと言えよう。

直径二七センチ、丸みを帯びた銅板で出来ており、鰐口の上方には御山神とあり、右下に向かって縁辺りには祈願と奉納者である太田四方助の氏名が刻んである。左縁辺りには奉納された年月を刻み、家次と鋳造者の氏名も残している。山で働く者の守護神とされていた山神に、金山経営の盛大と、坑夫等の安全操業を祈念し奉納したものである。

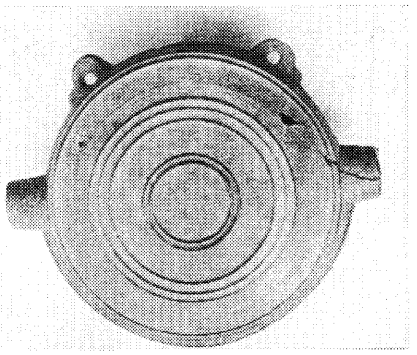

若宮八幡神社の鰐口（栃代）

この鰐口には天正二十一年六月と刻まれているが、文禄二（一五九三）年の誤りで、天正二十一年は実在しなかった年代であり、誤り刻んだものと思われる。当時の金山経営の状況を知るには他に手掛かりがほとんどなく、現存する資料とすれば唯一の、貴重な物である。

戦国時代もようやく終幕に近づき、地方においては戦乱も収拾の方向に向かい、戦禍の火は遠のいていった。この時期、深い山里で暮らす鉱夫等にとっては、時の流れや年号の事などは無縁の出来事であったのであろう。

鰐口の寄進者である太田氏と其の一族は、穴山氏が経営した各地の金山には初期のころからその名は見えていて、採掘経営には深く関係していたものと思われる。

栃代金山は、天正十年前後、甲斐武田勝頼の時代をすぎると、一応山は閉山していたものと思われていたのであるが、信玄以来武力集団とも呼ばれていた金山衆の一味の者が、文禄の年代に至ってもなお金山にその名を連ねているところから、武田氏滅亡後もなお盛大に稼業していたものと思われる。

七　上折門道祖神

管理者　折門区

所在地　下部町折門字御弟子地区

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

この道祖神は双体道祖神で、向かって右に男神、左に女神、舟形の石に立体的に彫刻されている。

石の大きさは底辺が横二五センチ、縦一四センチ、高さ四九センチ、中程の一番広いところで三〇センチ、裏は平面でのみの跡はない。

上部の突端から約一〇センチ下がったところに二神の頭部があり、下部は底面から九センチのところで終わっている。

神体の横幅は、男神が二二センチ、女神は二一センチでやや細目である。両神共腰を下ろした格好で性器を露出し、体長は三〇・五センチ、顔の長さは一〇センチ、幅六センチ、目から顎まで四センチ、鼻下二センチ、口下は一・二センチで両神ともほぼ同じである。両膝を立て、膝の高さは六センチで、男神の右手は女神と握手し、左手は不自然ながら陰茎を握っている。この陰茎は付け根から一センチ程度で折れている。女神は右手



上折門道祖神

で子供を抱き、左手は男神と握手している。子供の顔は長さ二・五センチ、幅二センチで、目、鼻、口が簡単に刻み込まれている。女神の陰部は上方に向かって次第に深く、最上部は腹部に向かって一センチ程刻み込まれている。

両神共、体の割合に比し性器が大胆にも大きく刻まれている。石材は土地の砂岩質で建立の年月は不明であるが、風化の状態からみて古いものではないかと思われる。

このように性器を露出した道祖神は、県内には類例をみない珍しいものである。

この道祖神は上折門部落に建立されたものであるが、昭和四十七年四月部落が無人となったので、盗難を恐れ、地元の人々の話し合いにより、同五十二年九月御弟子部落の道祖神場に移転祭祀したものである。

八　一色のクスノキ

所　有　者　依　田　克巳

所　在　地　下部町一色三九八八番地

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

一色部落の中央、依田喜直宅地内にあり、樹齢は三〇〇年以上と推定される。

地上八〇センチで幹囲二・八〇メートル、根回り四・八〇メートル、地上一メートルのところで二本に分かれている。

常緑大高木で芳香があり、葉は互生し、表面は光沢があり、長さ七～一〇センチになる卵形で三本脈が目立つ。五月ごろ葉腋から長い花柄を出し、白黄色の小さな鐘形花を円錐状につける。晩秋、径約八ミリの暗紫色の果実を結び、幹、根、葉から樟脳をとる。材質は虫害に強い、俗に「なんじゃもんじゃの木」ともいう。

この種の北限に近く、このような巨木は珍しく貴重な存在である。

九　常葉諏訪神社の大ケヤキ等

管　理　者　常葉諏訪神社

所　在　地　下部町常葉諏訪神社境内

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

諏訪信仰は、狩猟、農耕の守護神として、信濃国（長野県諏訪地方）から始まり、中世よりは武神としても信仰をあつめた。

諏訪神社は全国に広く祀られ、山梨県下においても一二二社（甲斐国志）を数えるという。常葉諏訪神社もそのうちの一社であるが、社記などの参考文献によると、信濃国諏訪大社から勧請してきたものといわれており、建治元（一二七五）年三月十五日のことであったと伝えている。

以来数回にわたり境内や拝殿などは整備されてきたものと言われているが、もっとも現在の建物に改築されたのは、文化二（一八〇五）年の中秋のころであったという。

村人による伝承に、そのころの社はうつそうと茂った深い森木の中にあったものだという。数十年前までは境内やその附近に、杉や大ケヤキの根

株と推定される遺物が、時折露出してきたことがあったと伝えられている。

耕作地や宅地化の造成が進むにつれて、境内の区画も次第に整備され、今日の姿に形成されてきたものだと思われる。したがって、今に残る境内の立ち木の大部分は、森木として移植したものではなく、すでに以前からこの地に自生していたものがそのままに残ったものだと思われ、杉の巨木や大ケヤキの樹齢は四～五〇〇年は経過しているものと推定される。

スギ九本、サクラ四本、ケヤキ五本、カヤ二本、エノキ四本、

樹齢が五〇〇年はくだらないと推定されるもののなかで、大杉は目通り幹囲四・一〇メートルの巨樹があり、ケヤキでは目通り幹囲五・二〇メートル、樹高は大杉と共に四五メートルである。

エノキの主なものは目通りの幹囲が二・二〇メートル、樹高は一〇メートルである。

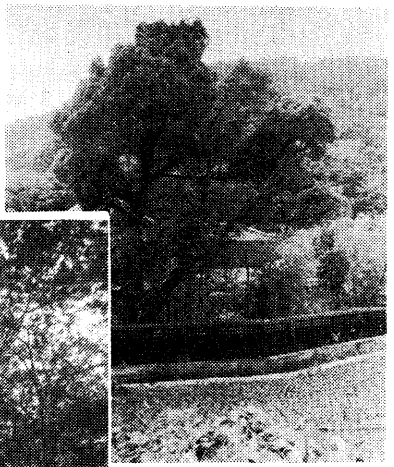

一色のクスノキ



諏訪神社の大ケヤキ等

指定されているほとんどの樹木は樹勢は盛んであるが、大杉の二、三本についてはすでに芯が止まっている。

常葉川、栃代川の中間にあってはさまれている尾根は、丘状になりながら、やがて栃代川の合流地点までゆるやかに突出しているのだが、海抜約二五〇メートルの段丘上の平坦地にある社の周辺には、風よけになるものはほとんどなく、川下から吹き上げてくる強風の風道にもあたり、老齢化の進んでいる数本の大杉については、今後大きく生長することは望めないが、枝張りなどは旺盛なものがある。

県内には、県指定天然記念物の大杉は八指があり、これに次ぐ巨樹はかなりあるという。

杉はスギ科の大高木であり、青森県以南、南は九州屋久島までの広範囲にわたって生育しており、全国的にみても、山梨県地方は杉の生育には比較的適している土地とされ、特に県南部に適し、また、富士山麓地方の青木ケ原の樹海には一部分ではあるが完全自生している地帯があると言われている。

ケヤキはニレ科の落葉高木で、主に暖帯地方から温帯地方にかけて適地とされており、県内にはいたる所に繁殖し、日本一といわれる巨樹（目通り幹囲一七メートル）が本県若草町には育っていることでよくしられている。

常葉諏訪神社境内の大ケヤキは、若草町の巨樹には及ばないが、樹勢もあり、樹形もよく、堂々たるものといえよう。

またエノキはニレ科に属し、落葉高木で、丘陵地帯や平坦地でも繁殖し、生長するにしたがい横への枝張は更に進み、昔から各地の往還筋や一里塚などにはきまって植えられていたものだという。

里に近いエノキの木の茂る場所といえば、きまって祠などが祀られていたものだといわれているように、昔から人々とエノキとの関係は深く、地名の起こりや伝説なども各地には数多く生まれ、なじみの深い樹木である。

カヤも指定されているが、カヤはイチイ科に属し、その多くは山地に自

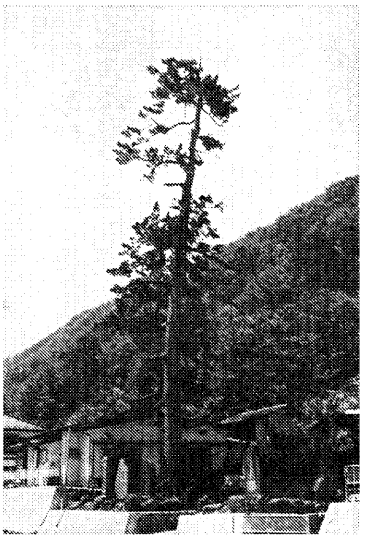

妙円寺大門のクロマツ（市之瀬）

生し、各地で見られるが、県内では峡南地方に最も適しているといわれ、巨樹といわれるものは社寺の境内に特に多い。

大杉や、大ケヤキがまだ幼樹期であったころは、常葉の村もすでに集落としての形成は最早完全に整えていたものと思われるのだが、甲斐の覇者武田氏と、連携する河内の領主穴山氏は、末端までの支配権を確立するために東奔西走していた時期であった。

以来常葉村の高台から、移り変わる時の流れや、一郷一村の歩みを共に見つづけてきたものであろう。

いずれにしても天然記念物社叢として、指定保護されている諏訪神社の森木は、境内に自生してから数百年、風雪に耐えてきただけに希少価値の高いものである。

十　妙円寺大門クロマツ

管　理　者　妙円寺

所　在　地　下部町市之瀬妙円寺境内

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

市之瀬の妙円寺門前にあり、樹齢約三〇〇年、いつごろかは定かでないが「妙法の松」といわれている。

根幹囲三・一メートル、枝張りは東五・二メートル、西四・八メートル、南八・〇メートル、北三・七メートル、枝下五・五メートル、樹高約二二メートルで、昭和五十四年道路拡幅工事のため、根元が一・五メートル程埋め立てられた。それ以前根幹は四・二メートルであった。

クロマツは、マツ科の常緑木マツ属の一種で、二本の葉が一つの短枝についている。

樹皮は黒灰色で深く亀裂し、古くなればはがれてゆく。木理はあらく工作しやすく弾性がある。葉は強剛で雄松ともいう。松脂が強い。花は単性花で雄雌花とも珠花で鱗片からなるが、雄花は新芽のころ、端に一～二個つき紫赤色雌雄同株の風媒花である。

十一　嶺の大ケヤキ等

所　有　者　岩崎真人

所　在　地　下部町嶺一四七番地

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

岩崎家の屋敷内にあって、屋敷の守護神猿田彦尊を祀る庚申堂の御神木で、大正のはじめころまでは六本あり、扇状に高くそびえていたが、同八年の台風により東南隅の一本が倒れ、更に伊勢湾台風により東北隅の一本が

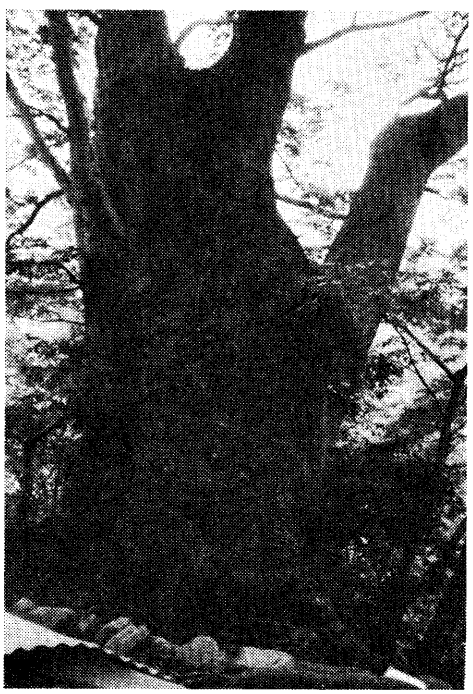

嶺の大ケヤキ等

捻られ、幹に大きな亀裂が生じて昭和三十七年に倒れ、現在その数四本。西側にあるものは、南にやや傾き、幹囲五・七〇メートル、地上四メートルのところで三本に分かれている。太いもので幹囲四メートル、枝張りは約一六・五メートルにもおよぶ。

二本目は幹囲五・七〇メートル、地上四メートルのところで三本に分かれ、樹高約二五メートル。三本目と四本目は相合されているが、地上二・五〇メートルのところで分かれている。三本目の幹囲は分かれているところで三・九五メートル、樹高は約二五メートル。

四本目は、地上四メートルのところで二本に分かれ、幹囲は二・八五メートル、他は一・九〇メートル、樹高約三〇メートルである。

以上四本は、いずれも樹齢約八五〇余年を経ていて樹勢は盛んである。なおこのケヤキと縁の深い言い伝えのある同じ樹齢と思われる巨大な一本杉（樹高約三五メートル、幹囲七メートル）が北約一〇〇メートルの地点にそびえている。

ケヤキの樹皮は灰褐色で、若枝と若葉には細毛が密生し、葉は互生し短柄があり、長さ三～七センチの長卵形で先がとがり、基部は心臓形で縁に鋸歯があり、春新葉と同時に淡黄緑色の小花が開く。雄花は新枝の基部に多数集まってつき、雌花は先の方の葉腋に一～三箇ずつつく。果実は灰黒色で径四ミリぐらいの球形で材質は堅い。

十二　奥抔のフジ

管　理　者　奥抔組
所　在　地　下部町三沢一六四八番地
指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

三沢奥抔部落の山すそにあり、幹囲一・二〇メートル、地上四〇センチのところで三本に分かれ、一・六〇メートル上方で一本のように密着している。樹齢約一二〇年である。

三〇センチ程離れた幹囲二・二七メートルのエノキに巻きついている・

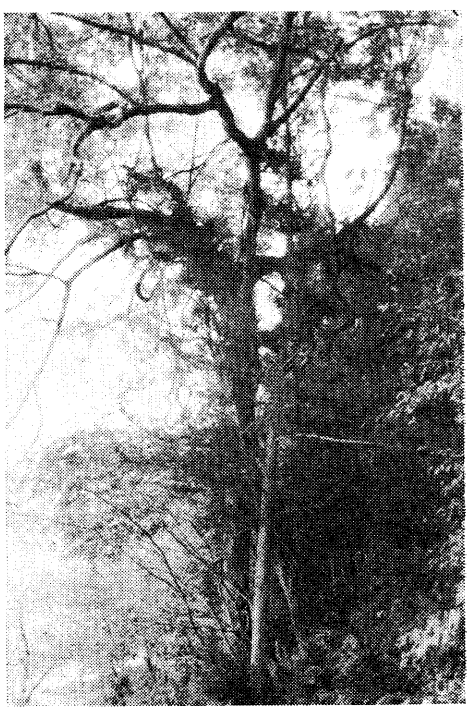

奥抔のフジ

樹高約二五メートル、開花の多少は隔年で今年（昭和五十四年）は花の少ない年にあたる。葉は一一～一九個の小葉からなる奇数羽状複葉で、各小葉は長楕円形で、花期ごろには黄緑で長さ四・五センチぐらいになる。五月ごろ淡紫色の蝶形花が四〇センチぐらい長く房状にたれ下がって咲く。

結実の多い年には、実が熟すると昼夜を問わず大きな音をたてて、殻がはじけて種子が飛び散る。その際屋根に種子が落ちた家は、繁栄するといって喜ばれている。

十三　八坂のミズナラ

管　理　者　八坂区
所　在　地　下部町八坂字大平地内
指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

八坂区大平の道下、八坂区有林内傾斜地にあって、根回り五・六メートル、幹囲四・三五メートル、枝張は、東方一〇・五五メートル、西方一一メートル、南方六・五メートル、北方一〇・五〇メートルで、樹高二三・



八坂のミズナラ

五〇メートル、樹齢四五〇年と推定される。樹勢は盛んにしてミズナラの巨樹として、貴重な存在である。

落葉高木で、葉は枝先に密生し倒卵形で縁に粗い鋸歯があり、長さ一〇～二〇センチ、五月ころ花被のない小さな単性花を穂状につける。雄花穂はひも状で新枝の基部から垂れ長さ六～九センチ、雌花穂は短く葉腋につく。果実は卵状長楕円形で長さ約二・五センチ、殻斗は椀状で外面に鱗片を密生する。

本町においては、海抜五〇〇～六〇〇メートル以上の地帯で生育している。

十四　湯之奥群生ウラジロガシ

管　理　者　山　神　社

所　在　地　下部町湯之奥山神社境内

指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

湯之奥部落の山神社境内、主に参道の東斜面一帯に、自然林として他の雑木とともに、多数のウラジロガシが群生し社叢をなしている。

身延山、七面山とともに、群生ウラジロガシの北限で貴重なものである。

群生ウラジロガシの中には、幹囲二メートル以上の古木が数本あり、特に太いものは、幹囲四メートル、樹高約一五メートル、全枝を斜面に差出した変形的な樹型をしているものもあり、古木（二本）の樹幹はほとんど空洞となり、樹勢も大分衰えがみえるが、他は旺盛であり、樹齢三〇〇年以上と推定される。

葉は、先がとがった長楕円形で、長さ五～一〇センチぐらいで、縁には鋸歯があり、裏面には初め絹毛が密生するが後無毛となり、蠟状物質を分泌して白色を帯びる。五月ごろ黄褐色で尾状の花穂を新しい枝先の葉腋につける。どんぐりは大形で殻斗は外面に数層の横輪があり、「やなぎがし」ともよんでいる。



湯之奥群生ウラジロガシ

十五　長塩山神社社叢

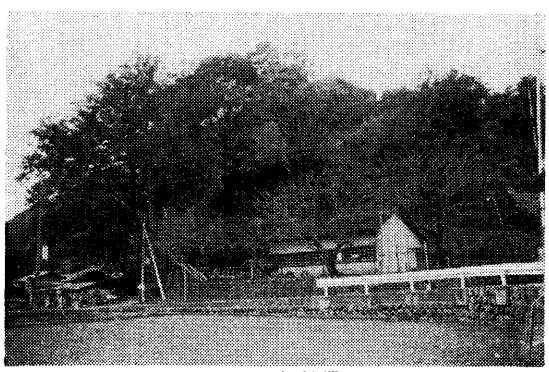

長塩山神社社叢

管理者　山神社
所在地　下部町北川字長塩
指定年月日　昭和五十四年四月一日町指定

長塩山神社には、大山祇命が祭神として祀られている。

この大山祇命は、愛知県越智郡大三島の大山祇神社を初め、全国各地に、山を司る神として奉祀されている。

かつて承久年間、鍛冶屋村の惣右衛門は開墾に従事しており、守護神である山神を祀ることを祈念していたという。そして神地を、川を隔てた高台にある現在の地に求めて、ここに勧請したと伝えられている。

当時この地には大エノキの木が自生しており、この木の下に石祠を建てて、家伝の御鏡を奉納し、山の守護神である大山祇命を神霊として祀り、この大エノキを御神木として仰ぎ尊んできたという。

慶長年間、間口一間半（二・七〇メートル）、奥行き二間（三・六〇メートル）の拝殿が建立され、以来夏の六月十七日をもって村人達により祭典が執り行われてきたと伝えられる。

拝殿と共に境内もまた整備され、境内にあるケヤキやその間に混生しているカエデやカヤ、その他の木々は社の森となすべく、大事にされてきたものだと伝えられている。

宝暦年間に改築された社殿も、明治十五年の台風によって破壊され、同年十月再建された。

明治二十五年の村社由諸並びに財産調査書によれば、

「かつて御神木として、長い年月、村人達から尊ばれてきた大エノキは、当時はすでにその形骸すらないが、社の森木としてのケヤキやカエデ、カヤ、スギ、その他の木々はうっそうとして境内を覆っており、社殿はその森木の中に完全に影を秘めていた」といわれる。

そしてその後も旺盛なる成長を続けて現在に残り、なお樹勢も盛んである。

下部町から指定文化財（天然記念物）社叢として保護を受けている。

ケヤキ　七本
カエデ　六本
カヤ　二本
スギ　一本
その他

ケヤキはニレ科の落葉高木で、暖帯から温帯地方にかけて適地とされており、この地方もその気候風土に属するため、その成長に適しているのであろう。

樹齢四〇〇年ぐらいと推定されるケヤキの中で、最も大きなものは
根回り　八、〇〇メートル
目通り幹囲　四、七〇メートル
地上約七、〇〇メートルの所で三幹に分かれている。
枝張り　東に約一〇、〇〇メートル
南に約一五、〇〇メートル
北に約　五、〇〇メートル

に生長している。この大ケヤキの外にも、それに匹敵するケヤキが二本あり、それぞれ、目通り幹囲四・〇〇メートルに達しているが、その内一本は根元の近くが大きな空洞（うろ）となっている。

また社殿南石段下にも大小四本がある。

カエデの大きなものは、社殿の裏に見られ
目通り幹囲　二、四〇メートル
地上三、〇〇メートルの所で三幹に分かれている。
枝張り　西に約八、〇〇メートル
北に約八、〇〇メートル

に生長している。

またこの外にも五本のカエデがあるが、いずれも目通り、幹囲二・〇〇メートル前後の大木で、ケヤキ、カエデとも樹勢は旺盛である。社殿を囲むかのように、カヤの木、杉の木がおい茂り、春の新緑はひときわその影

をこくし、秋のカエデは常緑樹の中に映えて、山の神社にふさわしい壮厳な社叢を呈している。

第二節　指定無形文化財

一　長塩の獅子舞

管　理　者　長塩獅子舞保存会
所　在　地　下部町北川字長塩
指定年月日　昭和四十五年四月一日町指定

長塩地区は向川、紙屋、鍛冶屋、大曾里の四つの組に分れている。この部落には江戸時代から正月の行事として、獅子舞が舞い継がれてきた。町内いくつかの部落に獅子がしらや諸道具のあることから、昔は信仰と娯楽を兼ねた獅子舞が多くの村々で舞われたことが想像される。長塩の獅子舞は、昔の姿のままを今に伝える郷土芸能として香り高く、文化的にも、歴史的にも極めて高い価値があるということができる。

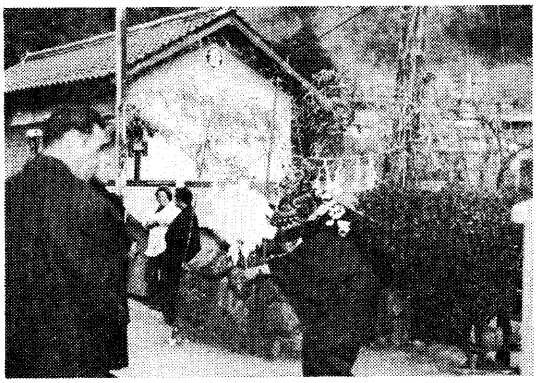
長塩の獅子舞

この獅子舞は明和四（一七六七）年にはじめられたといい伝えはあるが、文化十二（一八一五）年正月の古文書には、

北川長塩之儀四平五拾判一同是迄獅子罷置申候処　若者定メ之儀者十五才以上三十五才迄之内世話人壱平壱人づつ四人ニ而諸事仕候云々略又先年四平一同買置候ニ付諸道具割合申出云々以下略

すなわち文化十一年には改めて諸道具を買い整えたという記録である。この文書から考えれば、二百年以前からこの地に伝承されていることが伺われる。

また天保十（一八三九）年の若者人別帳の定めによれば、

先前取極置候儀者十五才以上三十五才迄之内若居者人別ニ差加之申候筈　諸事相談之儀者壱ト平壱人宛世話人ニ而諸相談可仕候　若シ四人ニ而取計イ兼候儀者双方立合諸相談仕リ事起らぬ様致可申候　若者名前二五人連名略

というように、獅子舞いの運営は一五才以上三五才以下の若い衆にゆだねられていたが、運営上の問題からか、あるいは村全体の行事とするためかはつまびらかではないが、弘化三（一八四六）年正月十七日には次のように改革されている。

若者議定書に依れば、一ト平壱人宛四人の世話人相仕立置取計い可申候　若シ取計い兼候儀者中老頭四人御頼置候間御掛合申し諸事取計い可申　然ル上者若者ニ於て違背申間敷候事
一　中老頭頼方之儀者　年々若者ニ而入札仕り高札之御方御頼可申候事
一　若衆頭之儀者右中老頭ニ而差札被成下候者ニ而相勤可申候事
前書之通り取極候上者右頭之者申付候儀者違背無之急度御相勤可申筈ニ一同対談仕候為念　仍而定書如件……

とある。運営について四人の世話人で取り計らい、難しい問題については四人の中老頭とよく相談して、取り計うようにときめ、更には中老頭、若衆頭の選び方なども決められている。こうして長塩の獅子舞は、若い者が中心となって、新しい組織によって運営された。

嘉永五（一八五二）年十二月には、神楽宮もなければとあって、甲府八日町の建具屋清兵衛方から神楽宮一式を四両二五匁で買った記録もある。農

閑期、盆、正月などには、他村から講師を招いて練習を重ねることが、獅子復習勘定帳は物語っている。

明治四十四（一九一一）年には、従来の若居連中を「長塩郷友義団」と改称し、若衆頭を団長と称し、中老頭を理事と称した。以来道統を伝えて来たが、現在は「長塩獅子舞保存会」と改称して会長、副会長、評議員、理事、演芸部長とするような制をとっている。

獅子舞が行われるのは正月十四日である。この日の夕刻皇太神宮の御神酒で浄め、会長・理事・演芸部長を先頭に成装した一行は、天照皇太神を遷座した神楽宮を長持ちの上に安置して担ぐ。これに供奉して長塩部落四か所の道祖神を歴拝して、獅子舞を奉納して祭事を終わり、続いて新婚家庭を訪問して祝いの行事に移る。

おかめ、ひょっとこが座敷にはいり、獅子が悪魔払いを舞って着席すれば、勝手元に待機していた花嫁、花婿、親族、縁者が逐次座敷に出て、会長以下の祝いのことばを受け、これにお礼を述べ、花嫁がお茶を振る舞って、次の行事に移る。おかめ、ひょっとこは、半紙を巻き丁寧に水引をかけた、道祖神の神木と称する誇大に模造した木製の男根を塗膳（ぬりぜん）に捧げもって、花嫁に捧げる。これが終われば予定の会場で演芸に移るのである。

長塩部落に伝承されている芸能は、獅子舞、和藤内、非人仇討、獅子段物（お染久松、梅川忠兵衛）神楽万才　桂万才　江戸万才　歌万才　恵比須万才　婿万才　岡崎おかめ　神楽おかめなど十二種目である。正月十四日道祖神の祭りは、夫婦円満　家内安全　五穀豊穣願いを兼ねて現在も行なわれている。

長塩演芸の一部を紹介すると、

数え唄（なぞなぞ）

一つとせえー　広い世間をせまくして
　一つ二つをなぞにかけ
　といて見なされ面白いわいな

二つとせえー　風呂場のけんかとかけまして
　上野の戦争ととくわいな
　ぬき身で騒ぐじゃないかいな

三ツとせえー　三子の夜這（よば）いとかけまして
　石童丸ととくわいな
　腹へ上って父をさがすじゃないかいな

四つとせえー　夜店のステッキとかけまして
　おしゃれはげ頭ととくわいな
　一本ならべじゃないかいな

五つとせえー　いがんだ松の木とかけまして
　電報配達ととくわいな
　柱にやならぬじゃないかいな

六つとせえー　むずかしい英語の手紙とかけまして
　姑（しゅうと）ばあさんととくわいな
　読めにくいじゃないかいな

七つとせえー　夏降る夕立とかけまして
　うちの父親ととくわいな
　降る鳴り光る（来るなり叱る）じゃないかいな

八つとせえー　破れた障子とかけまして
　冬のうぐいすととくわいな
　春を待つではないかいな

九つとせえー　紺屋の職人とかけまして
名人の将棋ととくわいな
つめてが黒いじゃないかいな

十とせえー　豆腐屋の慾張りぢいとかけまして
太閤殿下ととくいわな
からまでせめるじゃないかいな

第三節　その他

一　方外院千匹馬の大額

所在地　下部町大字瀬戸

瀬戸・竜湖山方外院（曹洞宗）は、甲州三三番の内第二七番の観音霊場である。この寺の本堂正面に千匹馬の大額が、廊下の鴨居上左右いっぱいに掲げられている。横一九・四二メートル、縦二・二四メートルの大額で縁は黒塗りである。

総桐材造りの額に描かれた馬千匹、前方の馬には色彩が施され、奉納者の住所と名前が書き込まれ、馬の鞍に金紋がつけられているものもある。

この千匹馬の大額奉納のいわれは、安政の飢饉の折、稲の不作を嘆き、観音様に祈願した信仰深い老人に「馬の霊が飢えて稲を食するゆえ、各地より一人一匹の馬を奉納せよ」との霊夢があり、馬の大額を奉納のうえ、村人が一心に祈願したところ、翌年より豊作になったと伝えられている。

大額の右側に奉献千匹馬額と篆書体で大書され、本願人内藤重蔵、小林重良左衛門、渡辺清左衛門、赤池文蔵、渡辺宗兵衛の五名が並び、その下に二四名合わせて二九名が書き込まれ、当山一八世竜吟代発願、明治五年玄黙灘竜集八月十五日成就之矣、と記された横七七センチ、縦一三五センチの墨書の縁で囲まれている。

また、鉄物施主として御弟子小林半左衛門、金具施主折門村渡辺常兵衛、同苗八左衛門、中之倉村渡辺伊左衛門、赤池久右衛門、額板施主樋田村渡辺房吉とある。

蒲団施主として、左上部に一四人の男の名前があり、二人を除く一二人には妻、娘、母などと書かれている。

この人達の右に大工伊藤豊兵衛、伊藤平治右衛門、その下に、この千匹馬を描いた常陽陳人天麗渡辺墨と書かれてあり、三立亭極大、塩野可津女、椿斉玉峰と三人の名前が記され、それぞれ判が押され、右方に補助、色彩方とあり、最後に請元、文斉薫一と記名捺印されている。

額の桐板は厚さ約二センチ、長さ一・七六センチ幅は一定していないが、板の継ぎ目七ケ所を竹釘で止めてあり、八本の金具で支えられている。

この大額に千匹馬を描いた天麗は、茨城県茨城郡安居村（現、東茨城郡岩間町）の出身、文化五年辰三月十日生まれで、三沢の上田信昌方に寄寓、同家で病死臨済宗瑞応寺（三沢、日向）境内にその墓がある。

天巌寿麗信士常陽画伯渡辺天麗之墓、明治十九年十二月十七日病死と刻まれている。千匹馬は、天麗が六五才のとき描いたものである。

献額の人々は、近郷近在はもとより遠くは甲府辺までに及び、当時交通不便の時代まことに大事業であったことが伺がわれる。

以後、例祭日には、ふだん、荷付け、荷運びと重労働にあえいでいた馬に盛装を施して参詣するという風景も近年まで見られ、今なお絵馬がところ狭しと並んでいる。

この大額完成までについやされた費用は、残念ながら知るすべもないが、相当巨額にのぼっていることであろう。

また、これが完成したのは明治五年八月十五日であるが、掲揚の時には多数の善男善女が集まって、にぎやかな大祭が行われたことが想像できる。絵馬としてはその大きさにおいて、おそらく他に類例を見ない逸品であろうと思われる。

付　　録

下部町世帯主名簿

下部町誌執筆分担表

下部誌編さん室職員

参　考　文　献

下部町誌編さん審議会委員

編集を終えて

編　集　後　記

下部町世帯主名簿

昭和五十五年十一月二十四日現在住民基本台帳による。
変体仮名はひらがな、旧漢字は新漢字使用

下部地区

清沢

小林　正道　竹之内久三　小林　林　小林　一美　小林千代松
小林　山治　青木　マツ　磯野　弘毅　竹ノ内さゑ志　竹ノ内みさを
竹之内博三　竹内　武彦　竹内　喜一　小林　キヨ　依田　謹
渡辺　武男　渡辺英一郎　小林うめよ　磯野　薫　竹内獅猛太
小林　熊雄　磯野　信玄　磯野　将玄　小林　喜正　磯野　義一
小林　茂男　渡辺　競　渡辺　幹男　小林　哲哉

大炊平

渡辺　徳治　渡辺　竹男　伊藤　良作　伊藤　茂　田貝　安夫
渡辺　一　伊藤　唯信　伊藤　好政　伊藤　昭三　伊藤　哲夫
渡辺　勝巳　伊藤　一男　伊藤　古寿　渡辺　和彦　渡辺　健一
渡辺　正晴　渡辺　重義　渡辺　等　渡辺　祐男　渡辺　勇
渡辺　清　渡辺　栄　渡辺　貢　溝之上ウメ　渡辺　公男
渡辺　真一

岩欠

渡辺　章三　渡辺　泰匡　渡辺　弘三　渡辺　千秋　渡辺　文夫
渡辺　半七　渡辺　正也　渡辺　晃吉　渡辺　唯夫　磯野　一喜
磯野　七郎　渡辺　募　磯野　玲　渡辺　哲雄　磯野　浩行
磯野　武一　渡辺　友枝　渡辺　博文　渡辺　末雄　渡辺　君好
渡辺　良造　磯野むつ子　赤池　昭人　赤池　福一　原　良辨
赤池　幸光　渡辺　晏行　赤池　政子　磯野　栄一　赤池　ひさ
赤池　晴男　岩倉　精一　赤池てる子　赤池　昭光　赤池　静子
渡辺　みつ　西　ゆき代　渡辺　力雄　渡辺　恒雄　赤池　澄子

杉山

小林　坦功　小林　常康　小林　孝治　小林　庸男　小林　和市
鈴木　岩喜　小林　淑造　大平　信勝

和名場

小林　健二　小林　知則　小林　康良　小林　清治　小林　利臣
小林　軍治　小林　寿　小林　安正　小林　操　小林　正勝
小林　政次　小林　功利　小林　辰正　小林　昭

栃代

赤池　昇　松永ちよじ　小林城一郎　小林幾太郎　小林　隆規
小林　治江　小林　善富　赤池　陽悦　小林　虎一　芝原　治一
渡辺　量一　柴原　昌成　柴原　宗矩　芝原　誠司

北川

村松　智重　小林　勝造　小林　正　小林　美次　北条　清
小林　賢志　門西　良明　小林　武臣　門西志津江　小林　義弘
小林　昭二　小林　義仁　宮脇東洋資　佐野　聖子　小林　豊
小林　寛　小林　吉行　小林登志子　小林　祥一　小林　保義
赤池　強

長塩

磯野　典正　磯野　武一　磯野　家綱　磯野　寿貞　磯野玄太郎
磯野　孝代　磯野　洋子　串松　宗吉　串松　一男　串松　亀吉
有田　清　磯野　正一　磯野　満房　磯野　孝行　北条　容位
北条　寛　北条　七郎　北条　利男　北条　保義　北条　弘征

北条　仁臣　北条　貴人　北条　恵　北条　儀史　北条　宝収
磯野　真治　磯野　安男　磯野文太郎　赤池　保位　赤池　芳春
磯野　正雄　磯野　忠勝　赤池　武胤　赤池袈裟則　赤池　政八
小林　孝晴　小林　義彦　小林　昭雄　小林　只典　小林　英雄
小林　源一　小林　守　小林　真一　小林　小春　小林　義彦
小林　光治　沼田　数枝

丸畑

岩松　金作　赤池　至　岩松　富房　岩松　常寿　岩松みゆき
岩松　長　岩松　寿憲　岩松　卓徳　岩松　岩男　岩松　政夫
生松　一男　岩松　正清　生松　喜貞　小林　一郎　岩松　正治
伊藤　寿雄　伊藤　昭三　伊藤　一義　伊藤　吉久　伊藤まき江
伊藤ともゑ　伊藤　誠　伊藤武三郎　伊藤　志利　伊藤　一三
伊藤　実　伊藤　民一　伊藤たか代

市之瀬

小林　孝　小林　義昭　小林　光章　小林　次雄　小林　誠二
小林　公明　小林　久政　小林　昭三　桜田　正吉　北条　一男
桜田　貞雄　桜田　一雄　北条かず江　桜田　一野　小林　美一
桜田　仁　小林　公男　桜田　林　桜田　弘　桜田　芳久
桜田　嘉人　桜田　潔　今村　和仁　桜田　泰雄　高野　千朋
桜田いね子　桜田　親光　小林　春男　桜田　芳夫　小林　むつ
小林　俊治　高野　光秋　桜田　利雄　小林　進　川口　盛三
星川　武植　古宮　梅子　小林　茂　山宮富士男　桜田　近
小林　安一　青柳　真浄　伊藤　武子　伊藤　静　小林　忠重
小林　治郎　小林　勇夫　小林　戞皖　小林　重久　小林　卯一
小林　清伸　小林　薫　小林　一　小林　道昭　小林　巌
小林　利得　小林　廸男　高野　勉　小林　最将　小林　重昌
小林　宣行　小林　正徳　矢野　勇　矢野　正文　谷亀きみじ
桜田　喜寛　小林　博二　小林　光　小林宮三郎　小林　あき

小林　末男　赤池　敏　木村　国一　磯野　久治　佐野　久一
小林ユキヱ　小林　文雄　小林　春利　小林　孝之　小林　勇
阿部　昌三　小林　作一

境畑

望月佐太郎　望月　公平　望月　郁夫　望月比登美　望月　敦
望月喜久代　杉本　正夫　高橋とみ子　遠藤　芳雄　保坂とらこ
遠藤　哲次　望月　定則　太田　明男　太田　利男　杉本　浩二
高山　敏夫　杉本　秀夫　佐野　光信　高野　寿夫　保坂ふみゑ
高野　淳　遠藤正太郎　堀内　紀二　山本　次美　渡辺　真澄
三橋　哲雄　笠井　光喜　切金　一徳

五条

赤池　公　望月　七郎　切金　堅造　切金　功　古屋はつ子
小林　寛　切金　正　馬場　隆　小林　岩雄　小松　徳三
古川　清　望月　昭作　松井　大中　古屋　正雄　有馬　百代
古屋　信春

常葉・山口

佐野　良平　佐野たま江　渡辺よ志子　米窪　睦雄　忠地てつ江
渡辺　文三　渡辺　志光　渡辺　富晴　小松　光国　渡辺　金明
望月はるゑ　小松　清正　小松　菊治　大原　渉　望月ふじ江
小松鹿之助　佐野福太郎　小松　俊仁　小松　豊親　小松　渉
小松　正　佐野　要　赤池　とし　松永美代子　小林　光明
小林　忠弘

常葉・東

望月　貢　佐野　正雄　望月　将男　望月　雄喜　望月　実
小林　英雄　杉本　明男　松井　美次　小林　静子　山本　慶治
山本　勝美　磯野　哲雄　松井はるよ　松井　満　山本かつ代

石部　光二　松井　三郎　松井　公美　堀水はるゑ　渡辺　友江
吉田　潤子　磯野　照雄　渡辺富美夫　渡辺　照次　渡辺　静男
渡辺　尚昭　遠藤　英玄　望月　吉弘　久保田　清　内藤　勝照
田中菊次郎　藤田　和男　二宮　英男　渡辺　善次　渡辺　岩雄
川戸　喜一　鈴木　利郎　磯野　勝　小林　和一　渡辺　照雄
小林善二郎　渡辺　斎　堀内　光典　小林　ヨシ　望月　武
太田　桂弘　磯野　周子　斉藤　ノブ　和田　裕良　松井　竜道
佐野　強　佐野　利孝　磯野　厚　水上てる子　水上　武男
渡辺　輝男　小林　桂　二宮　一雄　小林　吉行　柴原　充宏
渡辺　昌志　赤池　万逸

常葉・宮ノ平

赤池　公行　鮎川　忠雄　依田　金晴　依田　秋江　依田　里子
村松　久義　佐野　和行　岩倉　叶一　依田　利子　依田　正範
依田　正彦　遠藤　鉄三　渡辺　左次　佐々木喜四郎　小林　鉄雄
依田　徳郎　依田　良平　依田　三男　依田　文男　依田　弘明
依田　操子　依田　長典　後藤　一喜　伊藤　清　赤池　金生
亀井　進

常葉・酒屋中島

渡辺　弘貴　小林　茂子　渡辺　孝平　渡辺　得一　渡辺　繁雄
渡辺　祐二　渡辺　嘉子　渡辺　藤子　渡辺　洋三　渡辺　太郎
渡辺　国民　渡辺きよ志　渡辺ふみゑ　渡辺　正男　渡辺　孝公
渡辺　貞雄　小林　末一　渡辺　光子　渡辺　照枝

常葉・昭和組

柴原　啓典　馬場　辰彦　小林　せい
小林　文敏　増本トシエ　堀内　理　石川　恵裕　馬場　安子
小林ひでよ　小松富佐子　鮎川　正男　花形　鉄夫　岩本　忠四
中沢　喜幸　今村　和郎　小林　花恵　佐野さだよ
佐野　静　山本　和正　渡辺　一之

石田四男衛　小林　俊則　岩倉　正行　伊藤　義雄　山宮　種次
深沢喜久男　中込初太郎　気賀沢久男　小林　進　小林　正吾
桜田　要　佐野　まさ　幡野　力　小林千代子　道村みのる
小林　文雄　佐野千代作　小林　久恵　小林　旭雄　遠藤ともゑ
小林　享　遠藤　弘行　渡辺ソデ子　常木　昊　森　梅雄
望月　市造　美馬　寿　小林　初茂　小林　良作　小林　新生
長谷川俊夫　伊藤　和文　小林　浩　春沢　能男　太田　弘
依田　武広　若林　克彦　小林まさゑ　切金　誠　小林　亀松
渡辺　忠和　小林　幸久　望月　幸久　若林　茂　春原　命正
依田とり子　浅川　清　佐野　宗重　熊谷ひさこ　熊谷　整
佐野　寿章　芦沢　健拓　阿部　幹　若尾　幸彦　三浦　加平
小林　勝徳　赤池　茂　伊藤　勝子　伊藤　広　畠山　由信
渡辺　朝光　前田　弘之　米沢　理策　渡辺ふでよ　赤池　稔
望月　真澄　小林　正

常葉・日向

高橋　完　小林一二三　切金　昭三　切金かつ江　切金　一夫
高橋　末男　古屋トヨジ　高橋　政重　松井　弘司　河西つい子
高橋　一雄　小泉　高信　小林　孝　小林　三雄　小林　治則
小林　勇　小林　桃枝　小林　繁仁　小林　忠信　馬場　一治
馬場　文雄　田中うし子　小林　喜八　小林　勤透　小林　貞利
渡辺　殷　馬場　尚　小林たによ　小林　清一　旭　義子
高橋　善仁　切金　文夫　大矢　常吉　春沢　良人　椿　祥一
根岸　良子　佐野八千代　蛇岩　孝　早川　峰子　小林　貢
福島　いと　小林　勲　赤池　貴敬　馬場　孝　馬場　敏子
馬場ともゑ　上田　秀明　馬場　武一　清水　五郎　小林　規男
奥山　猛夫　伊東　信雪　小林　義久　小林　久　小林　勇
佐野　裕　林田富登務　馬場　光王　柴原　正人　小林　寛永
小林　郁夫　若林　又一　河西千代子　河西　義家　柴原　忠信
金山　栄蔵　馬場　勝子　志村　好文　磯野　徳一　森川　正市

赤池　時雄　秋山兵治郎
赤池　鉄男　佐野　趣雄
馬場　勘一　馬場　達治
馬場　武臣　金山　ふゆ
太田　忠信　望月　達平
渡辺　はつ　神宮寺　孝

常葉・杉ノ木

佐野　昭三　高野　保
高野　千歳　佐野　望
佐野　一男　佐野　武雄
佐野　能久

赤池　忠則　赤池　寛　望月　芳江
中村　孝也　小林　吾市　森川　繁明
望月イツジ　望月　重義　馬場　勝美
田村　吾郎　伊藤　恒一　田村　花江
古宮　相武　渡辺与四郎　太田　公
内藤よし子　内藤　忠幸　渡辺　英一

佐野　好美　佐野　高松　佐野　真
加賀美正二　佐野　広　佐野　正
佐野　重雄　小林ハルエ　佐野　照明

常葉・出口

狩野　敏男　堀内敬次郎　佐野　富広　佐野　勝　堀内　政人
佐野　清　堀内としえ　渡辺　三郎　堀内　一壹　堀内　伴登
堀内ふじ江　堀内　喜敏　堀内十代三　内藤　克忠　高橋　加代
堀内　紀仁

常葉・竹之島

太田　荘次　曾谷　尚郎　曾谷新八郎　佐野　うら　山中　武作
小松正次郎　佐野さかゑ　佐野　武仁　佐野　次男　浅原　茂治
佐野　弘　佐野　章八　佐野　忠義　曾谷　和弘　太田　次郎
太田　秀　太田　茂　佐野　定道　佐野　郁雄　太田　重吉
佐野　慎　太田　久則　佐野　藤敬　佐野　雪雄　太田　忠夫
佐野　功　佐野　操　佐野　睦男

上之平

遠藤　義仁　佐野　隆喜　佐野　健一　佐野　天利　佐野　宗治
佐野　公治　佐野　とく　佐野　儀雄　佐野　茂　佐野　信次

遠藤徳四郎　合津　秋衛　和田　徳仁　佐野　均　佐野　文雄
遠藤　薫　遠藤あい子　遠藤　栄　佐野　謙二　遠藤　一哲
遠藤　義安　遠藤　要　遠藤　芳久　遠藤　斌　遠藤　次郎
遠藤　進　小林　寛志　遠藤　勉　市川　笹市　佐野　克夫
佐野　豊一　遠藤　竹雄　佐野昭十郎　佐野　博文　遠藤　公夫
遠藤　久美　遠藤　みや　佐野　敏史　佐野まさ子　遠藤　一城
遠藤　重善　遠藤　金作　佐野　勝　佐野　国男　遠藤　森重
遠藤　昭治　木川　徳重　遠藤　好文　依田たゞよ　遠藤ふじ江
遠藤　訓益　遠藤　軍規　佐野　義平　遠藤　美知　遠藤かずゑ
池端　清吉　信田　栄司　鈴木　虎市　佐野　重栄　日吉　孝臣
若林　麗子　佐野　信英　佐野　万平　佐野　三平　大久保重範

大子

遠藤なな代　遠藤　輝子　遠藤　千之

波高島

高野　昴　高野　林　高野　正次　高野　安夫　服部　秀雄
佐野　裕康　遠藤　潔　藤沢　一二　遠藤　和好　遠藤ひめじ
遠藤　良一　遠藤　好男　沖倉　万吉　高地万次郎　佐野　恒義
佐野　忠　高野喜美子　穴山い与子　遠藤喜代野　遠藤　利明
米沢　広　高野　佳雅　佐野　敏政　平林今朝幸　鈴木　政雄
遠藤　隆一　佐野　近造　松沢　巻安　井出　次男　高野　保
高野　弥生　鈴木　百枝　鈴木　進　遠藤　秀明　鈴木　清
鈴木　勝治　磯辺　嘉国　高野　一正　高野　孝　高野　政章
小里　兼雄　土屋　淑子　高野　哲太郎　高野　誠　佐野　盛貞
山本　孝　高野　文夫　高野百々代　高柿　孝市　佐野　寿信
佐野　勲　佐野　一郎　中村　隆昭　依田　美枝　鈴木　義治
望月　孝明　高野不二也　穴山　洋　高野　千並　中川　圭司
高野　しげ　高野　三次　高野　高喜　穴山　林　高野　力
佐野　公治　遠藤　静子　遠藤　寛　高野　智　佐野　光江

佐野きみよ　高野　敏彦　佐野　幸晴　佐野　一郎　有泉　邦男
佐野　久　森　八千代　鈴木　徹　佐野　幸男　鈴木　光春
佐野　一男　佐野　寅二　佐野　正美　佐野　由雄　鈴木　九市
鈴木　強　高野　次男　伊藤　武文　佐野　政義　伊藤　春子

下部

矢崎　道弥　田渡　笑子　藤田　斉男　芳沢　進次　浅川　哲哉
笠井　彰　望月よしゑ　川田　照郷　武田　忠義　遠藤　静一
鯉渕　泉　岩松　一本　伊藤　成子　杉山　栄　佐野　昭男
滝田トシコ　木内　忠夫　竹内才一郎　樋口繁太郎　佐野　昶吉
市川　菊雄　深沢　玉作　山丸　ツル　望月　幸作　田辺　藤雄
小林　常弘　渡辺　秀一　田渡　豊子　斉藤　実　雨宮　徹
成沢　静知　浅原　昭治　小林　時政　渡辺　公吉　今村　朝臣
丸山ヒサコ　渡辺　正　井口　四郎　田辺　要三　遠藤　静
阿部安太郎　柿本　茂　野村レツフ　遠藤敬次郎　矢崎　崇
平林　栄　佐々木　多　渡辺　貞治　岩間サツキ　菅原　雄二
神山　美也　清水　三郎　笹本　静子　野崎オキエ　金川　剛
佐野喜代野　井出　徳雄　佐野　昴　鈴木　俊一　小林　亮典
宮下　初江　旭　大三　旭　嘉恵子　相山　幸子　安田　静子
石垣　光子　原田　種嘉　宮下　滋朝　加藤きみ江　川見トミ子
雨宮　良子　塩崎　好江　依田　つぎ　深沢　国勝　黒田　嘉夫
亀山　末子　依田　久子　原田　隆夫　志村　留一　小林　真
南条　一　石部多弥志　石部　孟　中野　智一　望月　佳治
石部　知足　三井　とよ　石部源治郎　小山　忠　高橋　叶
依田　喜史　石部　保政　遠藤　和夫　石部　秀美　小山　良男
石部　政春　石部　教子　旭　寛　中込　春雄　草間喜枝子
須田　トヨ　前田久美子　依田　守勝　望月　幸一　今村孝太郎
佐野　正民　佐野　嘉臣　佐野アサエ　都築　ヨシ　佐竹　昭治
茅野　秀巳　望月　一郎　石部　栄　渡辺　紘一　佐田　勝義
石部日出士　内田　伉　依田　孝重　依田　英三　堀内　旺
石部　正三　入野　伸一　中込　松柏　石部　万史　石部　克男
藤本ハル子　清水喜代子　田村　茂子　石坂　祐治　鈴木はる江
草間　克六　江上　良学　膽吹　文男　千野　寅一　小松　公仁
小林　一男　丸山　正清　加賀美一美　石部　市則　石部　邦夫
石部　尚　石部　和元　門西　高義　石部　孝明　石部　全
石部　欣一　依田　良雄　佐野　明　三森　元行　依田　仁
望月　寛　石部　薫　石部　能章　石部　光男　石部　茂久
山中　重昭　石部　忠好　猪之尾幸雄　野口　芳子　両角　正一
佐野　義晴　河村　文男　佐野　国雄　依田　政重　宮下　愛子
増田　春雄　山本　正光　内藤　秀雄　佐田　勝義　石部　正則
石垣　静夫　佐野　太一　佐野　正一　佐野　友一　佐野　俊律
渡辺　馨　小林　昨　小林　友次　小林　利延　小林　千秋
松木　たま　渡辺　直市　松木　孝一　松木　大二　佐野　孝二
漏田　幾三　錦織　規　名取　茂子　矢崎真知子　望月　政巳
両角　正紀　伊藤　茂

湯之奥

佐田　武一　望月　貞義　望月　静馬　今井仲太郎　門西　公
望月　尹代　望月　一人　門西　正勝　門西　茂男　望月　文三
佐野　豊茂　浦田　博　望月つねこ　佐田まつ子　望月　要
望月忠太郎　南　譲

一色

近藤　昭平　近藤　利雄　深沢　照美　内藤　喜照　佐藤　正良
佐藤はるじ　新井きく江　佐藤やす子　加賀美　悟　佐野　章
小林加津江　佐野　邦基　佐野　滋　佐野　元蔵　萩原　キミ
萩原　照男　加賀美暦晴　萩原　賢一　古屋　昭治　佐野　君子
古屋　寛作　古屋　繁　古屋　政子　古屋　悟　依田　始
萩原　久子　佐野　寿彦　青柳　晴義　小林太一郎　依田　克己
望月　茂　内藤　衛人　内藤　輝雄　鈴木　正一　宮沢　密生

佐野いくよ　依田あやこ　依田かつ子　佐野　尊　佐野　吉文
佐野　喜幸　佐野　二郎　近藤　義治　近藤　一布　依田かい子

和平

内藤　俊輔　内藤　政道　内藤　ふじ　春沢　おと　春沢　晶
内藤　俊雄　春沢　礼次　内藤　清一　内藤　利治　内藤　豊春
内藤　俊一　内藤　庚　内藤　義清　内藤　次郎　内藤　芳基
内藤　友次

久那土地区

三沢・日向

遠藤ふみこ　玉木　節子　深沢　忍　深沢　亀雄　深沢　一雄
久保　肇　深沢　嘉元　深沢さく江　上田　唯治　上田　朋芳
上田　孝子　深沢　正司　小山　晴美　遠藤　武　小沢　昭二
深沢　猿三　長田富士雄　小林　等　小林　益子　望月　貞子
深沢　貞義

三沢・塩貝

池川　君子　若林　栄　若林　一郎　伊藤　忠治　伊藤　昭
上田　正巳　上田　宏行　上田　英清　上田　清明　山田　秀司
上田　正典　上田　尚光　伊藤　昭　上田　勝造　小沢　清丸
保坂　良吉　保坂　重雄　上田　登　村重　智勝　鈴木　芳一
上田　昭喜　鈴木かつよ　田中　誠明　遠藤　義良　遅沢　久之
筒井　充　筒井　光員　岩本　英正　小林　英一　二宮　安雄
上田　五郎　上田　栄蔵

三沢・大草

上田雪太郎　小林　一治　上田　晴子　上田　直臣　上田　利男
上田　竜雄　上田　幸嘉　上田　茂　上田　久夫　上田　芳雄
上田　夏男　上田きみ江　中込　米蔵　上田　美子　上田　実
上田　芳雄　上田　直三　井上　茂一　中村　茂之　上田　一治
望月　仲次　望月　玉治　上田　武　上田　公夫　岩松　武文
丹沢　群　高野　正彦　小板　洋　上田　一夫　日向　重一
丹沢　武光　丹沢　久校　日向　泰子　上田　重喜　守岡　茂
上田　常子　上田久仁男　上田かくよ　上田　昌蔵　上田　利明
斉藤　照雄　上田　徳美　上田　照夫　上田　喜照　上田　喜彦
上田　正巳　上田　清　若林　利文

町営住宅

井上　喜男　小松　正幸　望月　利憲　中村　友光　内藤　辰男
望月　文一　小林　嘉昭　北条　春美　渡辺　邦雄　山下登志栄
桜田　利光　赤池つね子　籠島　哲　土橋　正機　小松　武正
伊藤　静夫　佐々木良一　小林　勝利　土橋　善夫　斉藤　清

三沢・開持

玉島　勝雄　小池　徳嗣　小池　文枝　上畑　忠義　岩松　良弘
井上　登　岡島　昭　磯野　明光　三神まさ子　深沢　晴雄
高木　貞夫　深沢　脩二　上田　尚一　上田　和作　笠井　政信
上田　晴喜　深沢　一正　小松　天一　上田　寿男　上田　文子
上田　智　伊藤　勲

三沢・大道

小林　菊男　望月　幸恵　深沢　補策　保坂日出男　桐戸　米喜
深沢　覚　深沢　正光　渡辺　弘行　保坂　要　上田次郎作
上田おぜん　保坂　正志　保坂　孝一　桐戸　正　伊藤　卓
保坂不二男　保坂　一雄　保坂　維一　保坂　朝夫　保坂　武

長沢　唯男　深沢　喜久　桐戸　銀作

三沢・劃子

保坂　武甫　深沢姫実雄　赤池　弘光　保坂　重治　河西　一
小林　五雄　保坂　譲　山下みず代　望月　千秋　保坂　美明
深沢　武文　望月三千雄　望月　千勝　深沢　幸雄　保坂　和人
伊藤　博方　保坂　勇一　望月　正一　深沢　和彦　保坂　重信
三枝　修

三沢・奥抔

深沢　東生　上戸とくよ　今村　茂雄　今村　実　今村　建夫
今村　幸恵　今村　富保　今村　昭雄　今村　三得　今村　千仁
原田もとの　今村　春男　山丸　公寛　今村　清治　今村　史夫
今村　武道　山丸　久　井川　繁雄

三沢・大石

桐戸　良一　桐戸　肇　桐戸　寿子　桐戸　斉　桐戸　要
桐戸　徹　大原　安植　桐戸　朝雄　桐戸　勇　桐戸　初雄
上田　喜晴

三沢・登組

小松　喜辰　高野　茂利　高野　孝行　今村　文男　今村　高
高野　紅　高野　静喜　高野　美徳　高野　重哲　今村　栄晴
今村　嘉文　小松　昇　高野　勇　小林　一成　高野　俊彦
小松　正明　小松　章　小松　重信　小松ふみ江　吉村　一男
日向都女子

三沢・店向

大原　孝憲　深沢　成寿　望月　英雄　金子　春　今村　要
大森　寿明　丸山　巻藤　佐野ヒサヨ　渡辺　武久　今村　恵一

今村　一平　望月　保男　長田　吉卓　遠藤　輝　深沢　良男
小林　茂　古屋　重範　上田　誠　宮沢　正成　赤池　光夫
小泉　寅治　志村をいさ　小松　操　大原　宏一　上田　武徳
山本　仁作　深沢一二三　深沢三樹子　小松　和元　伊藤　公夫
上田　敏雄　上田　利久　深沢　浦子　保坂寿太郎　保坂　喜義
今村延五郎　大山　繁一　河西　軍治　笠井　忠光　望月　伴作
渡辺　竹都　深沢　治栄　遠藤　圓吉　小林　幸男　井上なみ江
小林　種重　今村　友一　村松　司信　小松　慶吉　桐戸敬三郎
高野　久喜　依田　三郎　谷口　隆子　深沢　純雄　秋山　元広
立川　猶治　朝比奈一夫　矢野　将民
深沢　汎

樋田

伊藤　真　河西　寛　渡辺　善嗣　小渕滝三郎
伊藤　正　渡辺　善家　笠井　茂伸　渡辺　賢　伊藤　一
河西くめよ　伊藤　行男　河西　純雄　河西　桂　伊藤　一夫
小林　晋一　伊藤　孟彦　渡辺　好雄　渡辺　公男　伊藤　真司
河西　要介　渡辺　哲夫　伊藤　八郎　渡辺　晴雄　渡辺　訓仁
河西　重雄　河西　孝貴　小林　嘉之　伊藤　武士　渡辺　知男
渡辺　太郎　伊藤　英治　赤池　シヅ　河西　猛　伊藤　映雄
伊藤　絹子　渡辺　渡　河西うめ子

熊沢

伊藤　一　渡辺　忠文　伊藤くら子　伊藤　栄是　伊藤　要
伊藤　昇　伊藤　信晴　伊藤　義昭　伊藤　初男　伊藤　博幸
伊藤　睦　伊藤　孝　伊藤　誠　伊藤　勇正　伊藤　力雄
伊藤　晃　伊藤　重利　伊藤　重治　伊藤　栄一　伊藤ヒロヨ
伊藤　芳　伊藤　雅彦　伊藤　勇　伊藤　久子　伊藤　誠治
深沢　美幸

車田

日向 康夫　日向 英明　桶川 恒雄　日向 林子　伊藤 真巳
日向 致誠　日向 重信　日向 重雄　日向 三郎　日向 重征
日向 正信　日向 等　日向 繁幸　井上 友治　日向 善光
今村 公樹　小林 勝　日向 正四　青柳 信司　日向 一枝
日向 文雄　日向 退助　渡辺 孝昭　日向 勇　小林 次男
小林 亮　土橋 佐市　土橋 喜啓　二宮 信隆　土橋 啓道
日向うめ子　土橋 金六　望月 秀夫　土橋 三雄　土橋 義文
二宮 勝　二宮 伝作　二宮 正已　二宮 三俊　二宮 保房
二宮 勝治　田中 まさ　二宮 貞憲　二宮きくえ　遠藤 澄正
遠藤 寛五　二宮 忠義　二宮 利治　二宮 正弘　玉木 旭
土橋 正雄　二宮 輝明　佐野 進　永関よしの　日向 正直
二宮 喜昭　日向 正彦　高野 一　日向 謙　土橋 恵範
二宮 秋夫　日向 金春　小林 茂男　日向まつ乃　日向 政利
日向富士雄　日向 正人　日向 房樹　日向 仲治　日向 善一
堀田 稔彦　渡辺 伯代　玉木富美雄　日向志摩男　日向 武之
佐野 良正　日向 健　日向 徳達　佐野 明愃　二宮 仁蔵
二宮 登　土橋 輝雄　日向 庚男　望月貫一郎

切房木

小林 りせ　赤井 正志　赤池 恵子　幡野 重雄　赤池 政男
赤池 孝子　小林 正巳　赤池 金作　赤池 功　池田 繁治
池田 映仁　赤池 行嘉　赤池 正一　赤池 武光　赤池 久江
赤池 謙次　赤池 忠治　赤池 忠　赤池 孝　赤池 樹律
赤池喜久雄　赤池 良雄　伊藤 忠義　赤池 位兄　杉本よし子
赤池 一尹　赤池 勇　鳥屋尾文雄　赤池 武徳　池田 一孝
望月 勉　望月 節枝　赤池 景治　加藤 博　加藤 善吉
加藤 祥治　依田 章典　大原 一郎　中沢 親　中沢 一四
中沢 邦吉　中沢はつ子　中沢 忠雄　中沢 利正　中沢 美二
中沢 徳雄　中沢 公則　中沢 光広　中沢 嘉元　小林 直行
中沢 博　中沢 弘喜　中沢 要　中沢 常雄　直木 とら
池田をとく　赤池 和彦　大原 光一　小林 武久

道

佐野 要　赤池 波子　佐野 常義　赤池 銑一　赤池 敏子
小林 力　赤池はつよ　赤池 正広　佐野 正重　鈴木 孝
野口 健一　小林 知則　小林多喜造　小林よしの　小林 悟
小林ミサヲ　小林 利典　小林たね子　佐野 久嘉　山田 忠
山田 省吾　山田 君江　山田 忠徳　山田 保　山田 好訓
赤池 清光　吉川 さだ　佐野 主道　佐野 種子　小林 茂
佐野 憲男　小林 啓惟　小林 照政　鬼頭とみ子　佐野 要
佐野 仁志　佐野 貢　佐野 かね　佐野 種重　赤池 喜官
佐野ハル子　佐野 和之　佐野 重良　赤池 友広　佐野 金義
佐野 公喜　赤池 延好　佐野 毎弘　佐野 仲正　佐野 一
佐野 美光　佐野 信子　横田とみ子　佐野 正美　佐野 義弘
岩松まつ江

水船

中村 虎男　中村 金雄　中村 忠夫　中村 義教　中村 栄一
中村 芳一　中村 五雄　小林 兼一　小林 貢　秋山 昌平
小林 文義　小林 位徳　小林 智　小林 猛志　小林 孝正
小林 保男　小林 晃信　高梨 つね

芝草

内藤 武夫　内藤 信康　内藤はるよ　内藤 信明　内藤みどり
内藤 政一　内藤 利男　内藤ヨリコ　内藤 進　内藤 紘子
内藤もとゑ　内藤 夏　内藤 武司　内藤 孝昌　内藤 勝平
内藤 保伸　赤池 スイ　内藤 昌春　伊藤 美巳　伊藤 三枝
斉藤ゆき江　赤池 光博　渡辺 薫　赤池 孝　内藤 隆

横

伊藤 喜文　伊藤 尚文　岩崎 伝　村松 建夫　岩崎 福徳
藤巻 重雄　藤巻 忠重　岩崎 啓三　村松 寿保　岩崎 真人
岩崎 芳房　岩崎 栄一　岩崎 徳雄　岩崎ゆきじ

山家

伊藤 一夫　伊藤 司郎　伊藤 政子　伊藤 孝喜　鷹野 直彦
伊藤 虎夫　鷹野 義行　鷹野 林　鷹野なかよ　鷹野 重光
鷹野 直徳　鷹野 圭一

久保

長田 久　内藤 一夫　土橋ともゑ　岩崎 鉄雄　長田かほる
長田 豊春　長田すみ子　長田千代恵　土橋 克巳　望月 忠義
内藤 弘　内藤たか志　望月 君代　望月 正和　望月多賀治
望月 一宏　望月 政一　望月 直　望月 清　望月 房男
望月 政男　望月 朝治　望月 孝　望月 辰造　望月 米子
望月 教次　望月寿美子

大山

伊藤 晋　佐野 保房　伊藤 友長　渡辺 強　渡辺 要訓
赤池 宗則

上田原

小林 定雄　大原 真一　奥野 輝子　二宮 美仁　二宮 直
大原 隆雄　大原 正司　二宮 位重　小松はるよ　小松 宝
相沢 岩雄　佐野 末子　高野 忠次　佐野 親夫　大原 政男
佐野 正仁　佐野 金秋　佐野 靖夫　佐野 貢　佐野貴代子
佐野 公明　清田 泰寿　佐野 実　大原 丈　原田マサエ
原田 平作　小松 武長　二宮 一幹　原田 勝成　原田 良和
大原 半弥　二宮 千一　二宮 義作　高野 忠昭　大原 開一
二宮 三男　渡辺 重一　大原 節子　二宮 すみ　大原 秋男
小松 広三　大原 哲郎　大原 芳郎　大原 吉造　二宮 六一
奥野 照吉　奥野 菊枝　望月 忠三　山口 展也　小林 菊造
大原 三男

古関地区

古関・馬場

渡辺 昌朋　渡辺 文弘　内藤 富夫　渡辺 久子　渡辺 豊
春沢 旭　赤池 本晴　渡辺登美子　渡辺 幸雄　渡辺 満芳
渡辺 武　渡辺 守　渡辺仁一郎

古関・松葉

渡辺 勉　渡辺 智隆　渡辺 修策　渡辺 勇　小川 由郎
野中 伴春　渡辺 勝　伊藤 香　斉藤 信明　若狭 辨一
伊藤 至　伊藤ちよ子　伊藤はるじ　伊藤う志の　赤池 信秋
望月 幸隆　渡辺 百恵　伊藤 国一　伊藤 是行　篠原 恭子

古関・上平

伊藤 智子　土橋 参郎　内藤 定男　田中 喜一　若狭 和儀
磯野とよ子　若狭熊太郎　若狭 なみ　若狭 行雄　平井 澄夫
若狭 重美　若狭富士雄　若狭 政雄　若狭 重信　田中 弘
田中 和郎　田中 政子　前嶋 良子

古関・下組

赤池 一司　土橋 覚　土橋今朝男　土橋 公夫　土橋 清俊
渡辺 正子　大滝 弘　下原 郡喜　伊藤 由信　土橋 晴俊
田中 洋子　土橋 文位　内藤 次男　土橋 清孝　内藤浜二郎
内藤 延雄　伊藤美千枝　内藤 誉子　本波 甚作　内藤 昭作
土橋 英夫　内藤 聞　若狭 孝之　土橋 兵正　土橋 重夫

赤池　益臣　若狭　民子　丸山　古悦

古関・宮ノ平

赤池　政彦　伊藤　源康　米山　元吉　伊藤庄太郎　伊藤　松彦
伊藤　和合　伊藤　宗正　伊藤　良雄　伊藤　実　伊藤　松雄
伊藤　孝　伊藤造酉男　伊藤　忠安　伊藤　清正　伊東　位男
若狭軍太郎　伊藤　俊男　赤池みず江　伊藤　和男　土橋　精一
若狭　金男　田中　勝

古関・丸畑

伊藤さとよ　伊藤　長　伊藤　昭正　伊藤　平巌　伊藤　勇
伊藤千代子　伊藤キヨノ　赤池　四郎　伊藤　金保　伊藤　達夫
赤池　彦達　赤池　静治　赤池シゲヲ　赤池平八郎　赤池　政文
伊藤　晴雄　伊藤　英雄　伊藤　春次　伊藤　勇　伊藤まさじ
伊藤　学　伊藤　太郎　伊藤　貴好　伊藤　大一　赤池　あき

釜額

赤池　修　赤池　篤　赤池　輝朔　赤池　重朗　赤池　良寿
赤池　一三　赤池　一雄　渡辺　郁雄　赤池三千雄　赤池　菊光
赤池　宗信　赤池　正　赤池　菊夫　赤池　直　赤池　安
赤池三千江　赤池　勝夫　赤池　知治　赤池　清正　赤池　義一
赤池　好　横森　辰夫　赤池　敏正

中之倉

赤池　祭直　渡辺　雄一　渡辺　晴雄　赤池　竹市　赤池　博忠
渡辺富美蔵　内藤　ヒサ　渡辺とも江　渡辺　将樹　伊藤　春三
伊藤　好一　伊藤　恭一　伊藤　弘子　渡辺　貞光　伊藤　敏夫
赤池　重忠　赤池　利雄　赤池　清市　伊藤　正雄　伊藤　達雄
赤池　久男　伊藤　孝喜　渡辺　貞一　赤池　友男　渡辺　皇保
渡辺つね代　赤池　茂芳　赤池まさよ　赤池百々代　赤池　武

赤池　武弘　赤池ことじ　赤池　喜伴　赤池　茂　赤池　宗朝
赤池　政二　赤池　武正　赤池　正位　赤池　博臣　赤池　孝雄
渡辺　夏　赤池　信一　赤池　宏文　遠山　守　橋本　真樹
水沼　絹代　早川　清一　板谷　茂樹　結城　信弥　若女井　正
古藤寿二郎　西山　昇一

瀬戸

渡辺　公代　赤池　友幸　赤池　う志　赤池　嘉雄　赤池　元清
赤池　清子　赤池　竜三　武田　ぬる　渡辺　紘一
渡辺　公男　渡辺　行雄　渡辺　定夫　赤池よ志の　赤池　保
赤池　大作　赤池　昌孝　赤池　正義　渡辺　久子　渡辺　武
渡辺　清仁　渡辺　常子　渡辺　タミ　渡辺　吉広　渡辺　諫
渡辺久によ　渡辺　兵治　渡辺もとよ　渡井　渡　小林　一次
松井　潔　一瀬　宏

根子

河野　好志　赤池やすの　赤池　一之
赤池　渡　赤池　貢　赤池　清治　赤池喜美恵　赤池　繁
赤池　公陛　赤池　晴雄　赤池　吉久　赤池　睦志　赤池　義金
赤池　宗治　赤池ノ一夫　赤池　明　赤池　弘　赤池　熾
赤池　義宗　赤池　織よ　山口ふきゑ　赤池　武彦　赤池　熊雄
赤池　好二　赤池　秀一　赤池　文夫　赤池　伸一　赤池　寶
赤池　太良　赤池　清志　赤池　武則　古山　久　赤池　正寿
小林　兼一　小林　玉恵　赤池　計　赤池　知行　赤池　松重
小林　隆輝　小林　操子　赤池ふみ子　小林　栄三　赤池　勝正
赤池　正　赤池シズカ　小林　元政　小林　菊男　小林　実
小林　正臣　小林　進　小林ふみ江　小林　信夫　小林　定幸
大勝　當徳　赤池　福栄　赤池　輝男　小林　健保
赤池ちゑ子　森山　元作　赤池きよみ　小林　貞基

大磯小磯

伊藤　操　伊藤　茂　伊藤　昭一　伊藤　孝貴　伊藤　本家
伊藤　輝一　伊藤ユミノ　伊藤　伍一　伊藤　真一　伊藤　知美
伊藤　桂一　伊藤　忠玄　高野　武治　伊藤　公教　赤池　英至
赤池　審　伊藤智恵子　赤池　孝行　田中　晴一　赤池　正男
赤池　孝友　田中　兵衛　樋川モモヨ　田中　重治　田中　徳一
田中　文広　伊藤　天士　赤池　徳喜　赤池　重幸　赤池百合子
伊藤　典慶　赤池　義則　赤池　克巳　赤池　国弐　赤池　義治
赤池　敏臣　内藤　信一　伊東　久直　伊東多子美　内藤　重政
内藤　正男　村松くらの　内藤　金男　伊藤かづゑ　伊藤　正孝
伊藤　政武　伊藤　直臣　伊藤　呈一

折門

赤池　山子　内藤　忠雄　内藤　一　内藤　清治　内藤　茂
赤池　三美　赤池　久経　赤池　慶喜　小林　吉邦　小林　春江
小林　光雄　小林　金吉

八坂

今福　幸光　今福　ふさ　今福　静男　今福　正孝　今福高次郎
今福　要　今福　輝行　今福　久重　今福　誠　今福　歳文

下部町誌執筆分担表

編	章	節	執筆者氏名
第一編　総論	第一章 第二章 第三章		遠藤　斌
第二編　自然環境	第一章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節　第七節　第八節	佐野昭男
	第二章	第一節　第二節　第三節	渡辺徳治
	第三章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節　第七節　第八節	赤池政彦
	第四章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節　第七節	宮沢正成
第三編　町の歴史	第一章	第一節　第二節　第三節	小林兼一
	第二章	第一節　第二節　第三節	
	第三章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節 第七節　第八節　第九節　第十節　第十一節　第十二節	土橋金六
	第四章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節	赤池直
	第五章	第一節　第二節　第三節	小林庸男
第四編　集落と人口	第一章	第一節　第二節　第三節　第四節	渡辺富美夫
	第二章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節	深沢嘉元
第五編　自治のあゆみ	第一章	第一節　第二節　第三節　第四節　第五節　第六節　第七節　第八節	加藤善吉
	第二章	第一節　第二節　第三節　第四節	赤池光夫
	第三章	第一節　第二節　第三節	上田雪太郎 加藤善吉
	第四章	第一節　第二節	加藤善吉

第六編 産業と経済	第一章	第一節 第二節	二宮正己
	第二章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節	
	第三章	第一節 第二節 第三節 第四節	
	第四章	第一節 第二節	上田喜照
	第五章	第一節 第二節	二宮正己
	第六章	第一節 第二節 第三節 第四節	小林直行
	第七章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節	二宮正己
	第八章	第一節 第二節 第三節 第四節	
	第九章		
	第十章	第一節 第二節 第三節 第四節	
第七編 教育と文化	第一章	第一節 第二節	佐野慎
	第二章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節	二宮美仁
	第三章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節 第七節 第八節 第九節 第十節	佐野利孝
	第四章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節	桐戸敬三郎
第八編 厚生と衛生	第一章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節	小松操 渡辺武男
	第二章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節	小松操 二宮貞憲
	第三章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節	小松操 桜田勉
第九編 交通運輸と通信	第一章	第一節 第二節	太田弘
		第三節 第四節	若林一郎
		第五節 第六節	太田弘
	第二章	第一節 第二節	日向退助

第十編 治安と消防	第一章	第一節 第二節 第三節	赤池福一
	第二章	第一節 第二節 第三節 第四節	小林康良
	第三章	第一節 第二節	
	第四章	第一節 第二節 第三節 第四節	内藤延雄
	第五章	第一節 第二節 第三節	望月多賀治
第十一編 宗教	第一章	第一節 第二節 第三節 第四節	依田長典
	第二章	第一節 第二節 第三節	青柳真浄 鳥屋尾文雄
	第三章		青柳真浄
	第四章		青柳真浄 鳥屋尾文雄 幡野力
	第五章	第一節 第二節 第三節 第四節	
	第六章	第一節 第二節 第三節	幡野力
第十二編 家と生活	第一章	第一節 第二節	小板洋
	第二章	第一節	深沢直枝 渡辺訓仁 小板洋
		第二節	小板洋 渡辺訓仁
	第三章	第一節 第二節 第三節 第四節 第五節 第六節	赤池英至
第十三編 史跡・名勝・天然・自然記念物・文化財	第一章	第一節	二宮秋夫 岩倉正行 伊藤勇
		第二節	岩倉正行
	第二章	第一節	二宮秋夫
		第二節	佐田武一

第三章	第一節	佐田武一
	第二節	岩倉正行
第四章	第一節	岩倉正行 佐田武一 伊藤勇 二宮秋夫
	第二節	伊藤勇
	第三節	二宮秋夫

下部町誌編さん室職員（編さん審議会・編集委員会事務局）

職	氏名	住所	就・退職年月日	備考
室長	上田茂	下部町三沢	昭五一・八・一～五六・三・三一	
主査	村重智勝	下部町三沢	昭五一・八・一～五二・三・三一	退職
係長	渡辺和彦	下部町大炊平	昭五二・四・一～五二・五・三一	異動
主査係長	伊藤哲夫	下部町大炊平	昭五五・四・二二～五五・四・三〇	退職
嘱託職員	伊藤要	下部町熊沢	昭五一・一〇・一～五六・三・三一	
〃	加藤善吉	下部町切房木	昭五二・六・二〇～五六・三・三一	
〃	太田悦子	下部町常葉	昭五三・四・一一～五四・八・三一	退職
〃	土橋ますみ	下部町車田	昭五五・四・一～五六・三・三一	

（註）昭和五六・三・三一町誌編さん室廃止

参考文献

書名	著者	
山梨県の気象―気象七五年報	甲府測候所	山梨県地質誌
山梨県災害誌	〃	山梨県の温泉
山梨県気象四〇年報	〃	甲陽軍鑑
農業気象ハンドブック	〃	山梨県の歴史
山日災害資料	〃	甲州文庫資料
日本気象資料	〃	甲州文庫目録
甲斐国志	松平定能	郡司及采女制度の研究
綜合郷土史年表		甲州大小切騒動と富岡敬明
山梨県の主要動植物	山梨県教育委員会	岩間村誌
山梨の植物	植松春雄	コンサイス世界年長
南アルプスの植物	〃	甲州風土記
山梨の草木	〃	大日本百科事典
植物の生態の観察と研究	沼田真編	下部町郷土史年表
生態学からみた自然	吉良竜夫	日本の歴史
帰化植物	長田武正・富士 堯	御支配代々記
富士の自然	長田武正	古山日記
人里の植物	〃	甲斐国四郡高帳
野山の木	堀田 満	甲斐国における近代的村落の展開過程
山の植物	清水建美	新編甲州古文書
山梨生物	山梨生物同好会編	甲斐史
野外学習路資料	江草小学校編	甲斐郷土史
自然保護教育	身延中学校編	趣味の甲斐史
中学生のための自然保護読本	山梨県編	武田信玄のすべて
動物図鑑	学習研究社	定本武田信玄
山梨の鳥	山梨日日新聞社	山梨の百年
		信玄の黄金遺跡と埋蔵金
		郷土史事典（山梨県）
		日本史概説上・下
		山梨県地質誌編纂委員会
		山梨大学学芸学部
		磯貝正義・服部治則
		磯貝正義・飯田文弥
		県立図書館
		〃
		磯貝正義
		野沢昌康
		佐藤森三
		三省堂編集所編
		上野晴朗
		小学館
		加藤善吉
		読売新聞社
		鷹野源正臣
		県立図書館
		萩野三七・柴辻俊六
		土屋操編
		〃
		磯貝正義編
		〃
		佐藤森三・上野晴朗・飯田文弥
		泉昌彦
		手塚寿男編
		石母田正・松島栄一

六国史　小学館
日本書記　〃
日本の歴史　甘粕健
考古資料の見方（遺跡編）　眼部治則・清水茂夫校注
考古資料の見方（遺物編）　山本寿々雄
妙法寺記　山梨師範学校発行
山梨県の考古学　西八代郡役所
総合郷土研究　上野晴朗
西八代郡誌　磯貝正義
甲斐武田氏　ほるぷ出版社
武田信玄　NHKサービスセンター
山梨の百年　山川出版社
甲州風土記　司馬遼太郎
山梨県の歴史　山梨県発行
坂の上の雲　山梨県発行
山梨県政六十年誌　山梨県立図書館
山梨県政百年史　林貞夫
山梨県史　甲府郵便局八十年誌刊行会
新修甲州法制史　渡辺嗣雄編
甲府郵便局八十年誌　郵政省編
殉国散華芳魂録　山梨県教育委員会
郵政百年のあゆみ　角川書店
山梨県教育百年史　成毛鉄二
山梨県恩賜県有財産下賜六十周年記念誌　山梨県時事新聞社
日本史辞典　山梨県
新版戸籍の実務とその理解
日本経済の百年
山梨県政七十年誌

山梨県統計年鑑　山梨県総務部
山梨県町村合併誌　山梨県
総合社会教育　久那土村教育委員会
峡南の郷土（一―一六号）　峡南郷土研究会
西八代郡の現況　西八代地方県民室
山梨の土地　山梨県土地対策課
甲斐地名考　佐藤八郎
山梨県百科辞典　山梨日日新聞社
農業サンサス結果報告書
大正山梨県誌　佐藤源太郎
町村取調書　山梨県誌編纂会
下部町土地宝典
明治十二年以降富里村会議録　富里村
明治二十年以降久那土会議録　久那土村
明治三十八年以降古関村会議録　古関村
昭和三十一年以降下部町会議録　下部町
山梨県共済組合二十周年誌
山梨の社会福祉二十年史　山梨県社会福祉協議会
山梨県警察史　山梨県警察本部
学制百年史　文部省
山梨県勢総覧
切房木の今昔　加藤善吉
共和村郷土史
日本の税金のあゆみ　東京国税局
国勢要覧
甲斐史料集成　萩原頼平
日本史年表　河出書房
甲斐郷土史年表　萩原頼平

地方史研究必携	岩波書店	
甲州騒動史物語	山県登	
化学ライブカリー（水と環境）	山梨県厚生部	
衛生統計年報	〃	
衛生統計書	〃	
日本疾病史		
山梨県蚕糸業概史	山梨県蚕糸業概史刊行会	
山梨県蚕糸要鑑	山梨県蚕友会	
絹の道（山梨県蚕糸業の歩み）	山梨日日新聞社	
山梨県政要覧	山梨県	
日本農地制度史編	土屋喬雄	
農民と教育	小倉武一	
農村負債整理の制度と概念	山梨県	
一般社会新研究	木村茂夫	
県の現況（県勢計画策定資料）	山梨県	
基礎資料	〃	
明治以降における農業技術の発達	農業技術協会	
団報（一―三号）	久那土村青年団	
学習指導要領	ぎょうせい	
山梨のいしぶみ	山梨日日新聞社	
逓信六十年史	逓信七十年史刊行会	
甲府郵便局八十年史	甲府郵便局八十一年誌刊行会	
山梨の電信電話	山梨電気通信部	
関東電信電話百年史	関東電気通信局	
郵政百年のあゆみ	郵政省編	
山梨県土木事務概要		
富士山麓史	富士急行株式会社	
消防年報	山梨県	
峡南消防年報	峡南消防本部	
山梨県消防現勢	峡中日報社	
交通年鑑	山梨県警察本部	
甲斐文化財散歩	伊藤祖孝	
木喰五行上人	日向保	
人間釈迦（第一部）	高橋信次	
仏教宗派事典	金剛秀友	
社記・寺記	山梨県立図書館	
慈観寺縁起	加藤善吉	
南明寺年譜	森大器編	
信者宝典	富森禅雄	
布教必携	曹洞宗々務庁	
方外院縁起	方外院	
ゴータマ・ブック	中村元	
釈尊の生涯	水野弘元	
釈尊の人と思想（上・下）	増谷文雄外	
インド仏教史	雲井昭善	
新時代の仏教	友松円諦	
仏教の入門	岩本裕	
仏教の入門	花山勝友	
日本の仏教史	赤松俊秀外	
原始仏教	中村元	
坐禅ひとすじの沙門道元	今枝愛真	
仏教の原点	水野弘元	
ブリタニカ国際大百科事典		
仏教と宗派	小笠原秋水	
初期の宗教	玉城康四郎	
シャクソン伝	岡教	

日蓮聖人御遺文集	平楽寺書店	
世界の宗教と教典総説	自由国民社	
国体の淵源	渡辺俊	
神代御系譜	吉田松陰	
学芸百科事典	旺文社	
玉川百科大辞典	誠文堂新光社	
神道辞典	堀書店	
大日本地誌大系	雄山閣	
体系日本史叢書	山川出版社	
日本古代史の旅	小学館	
日本神話と祭祀	有精堂	
祭りの構造	倉林正次	
日本の祭りと芸能	新井恒易	
古事記評釈	中島悦次	
出雲神話	松前健	
古代の神道観	神社本庁	
国家神道	村上重良	
神社・日本史小百科	岡田米夫	
武田信玄伝	広瀬広一	
歴史と旅・日本の家紋	鈴木亨	
古事記	福永武彦訳	
住居学	武田満す	
滅びゆく民家	川島寅次	
家庭法学	永田菊四郎・伊藤利夫	
住民基本台帳小六法	自治省行政局	
富沢町の生活文化	富沢町役場	
姓氏・家紋・花押	萩原七三彦	
日本姓氏事典	新人物往来社	
戸籍の実務とその理論	成毛鉄二	
武田信玄の経綸と修養	渡辺世祐	
信玄	武田八洲満	
武田信玄	新田次郎	
甲斐近世史の研究	磯貝正義・村上道	
武田軍記	小林計一郎	
武田武士の系譜	土橋重治	
甲斐武田士	上野晴朗	
武田信玄	奥野高広	
信玄遺骨物語	林貞夫	
土肥金山		
日本鉱山集落	川崎茂	
武田信玄合戦記	坂本徳一	
信玄の黄金と遺跡	泉昌彦	
柳宗悦全集第九巻	柳宗悦	
木喰上人生家の系譜	〃	
峡中家歴鑑	米山信八編	
日本国語大辞典	小学館	
文献資料調査の実務	木村磯編	
民族資料調査整理の実務	西垣晴次編	
地方史と考古学	甘粕健編	
郷土資料の活用	杉山博他編	
日本の歴史	家永三郎編	
下部町総合開発誌	下部町	
甲斐路（一―二九号）	山梨郷土研究会	
山梨の自然		
山梨県農業委員会二十周年記念誌山梨県農業会議		

下部町誌編さん審議会委員

会長　学職経験者　依田　守勝
副会長　〃　赤池　謙次
委員　役場職員　遠藤　好男
〃　〃　上田　照夫
〃　〃　佐野　功
〃　〃　河西　桂
〃　〃　内藤　義清
〃　〃　有田　哲夫
〃　〃　赤池　修
〃　〃　伊藤　源康
〃　〃　渡辺　勝
〃　〃　磯野　弥
〃　〃　小林　道昭
〃　〃　伊藤　孝貴
〃　〃　渡辺　重保
〃　〃　伊藤　松彦
〃　議会議員　草間　克六
〃　〃　小林　一
〃　〃　伊藤　忠治
〃　〃　磯野　武一
〃　〃　遠藤　義安
〃　〃　小林　正吾
〃　〃　土橋　精一
〃　〃　望月　幸男
〃　〃　佐野　隆喜
〃　〃　渡辺　貢

委員　議会議員　樋川　恒雄
〃　〃　赤池　繁
〃　〃　小林　貢
〃　〃　日向　謙
〃　〃　中野　智一
〃　〃　保坂　武甫
〃　〃　伊藤　郁郎
〃　教育委員　日向　勇
〃　〃　渡辺　武彦
〃　〃　青柳　真浄
〃　学校長　石部　寛仁
〃　〃　松井　美次
〃　〃　小林千代晴
〃　〃　小林　兼一
〃　〃　小林　和夫
〃　〃　串松秀太郎
〃　〃　渡辺　勉
〃　公民館長　小林　亮
〃　学識経験者　川田喜美恵
〃　〃　佐野　寿章
〃　〃　磯野ひさよ
〃　〃　内藤　俊輔
〃　〃　小林　知則
〃　〃　小林　祥一
〃　〃　保坂不二男
〃　〃　伊藤　友長
〃　〃　日向富士雄
〃　〃　深沢　良男

委員　学識経験者　渡辺　晴雄
〃　〃　赤池　輝朔
〃　〃　伊藤　知美
〃　〃　伊藤　平巌
〃　〃　今福　ふさ

町誌編集委員会委員

委員長　（上之平）　遠藤　斌
委員　（切房木）　加藤　善吉
〃　（常　葉）　佐野　利孝
〃　（三　沢）　赤池　光夫
〃　（釜　額）　赤池　直
〃　（下　部）　佐野　昭男
〃　（大炊平）　渡辺　徳治
〃　（古　関）　赤池　政彦
〃　（常　葉）　渡辺富美夫
〃　（杉　山）　小林　庸男
〃　（車　田）　土橋　金六
〃　（上之平）　佐野　茂
〃　（上田原）　佐野　公明
〃　（三　沢）　深沢　嘉元
〃　（常　葉）　佐野　勝
〃　（三　沢）　上田　正巳
〃　（常　葉）　幡野　力
〃　（三　沢）　上田雪太郎
〃　（岩　欠）　赤池　福一
〃　（車　田）　二宮　正巳
〃　（切房木）　小林　直行

委員　（三　沢）　上田　喜照
〃　（上田原）　二宮　美仁
〃　（三　沢）　桐戸敬三郎
〃　（樋　田）　渡辺　訓仁
〃　（三　沢）　深沢　直枝
〃　（常　葉）　佐野　慎
〃　（車　田）　二宮　貞憲
〃　（市之瀬）　桜田　勉
〃　（清　沢）　渡辺　武男
〃　（三　沢）　小松　操
〃　（三　沢）　若林　一郎
〃　（車　田）　日向　退助
〃　（常　葉）　太田　弘
〃　（車　田）　二宮　秋夫
〃　（古　関）　内藤　延雄
〃　（三　沢）　宮沢　正成
〃　（杉　山）　小林　康良
〃　（市之瀬）　青柳　真浄
〃　（切房木）　鳥屋尾文雄
〃　（常　葉）　依田　長典
〃　（湯之奥）　佐田　武一
〃　（常　葉）　岩倉　正行
〃　（古　関）　伊藤　勇
〃　（大磯小磯）　赤池　英至
〃　（三　沢）　小板　洋
〃　（久　保）　望月多賀治
〃　（水　船）　小林　兼一
〃　（常　葉）　馬場　武臣

退任

編集を終えて

編集委員長　遠藤斌

「よくもまァ……」　編集を終えて私の感慨は、この一言につきる。昨年十一月初め、原稿が出そろったという報告をうけたときには、この感慨と驚きをこめてひとりごちた。

「……編集委員が各編にわかれてそれぞれの部会を形づくり、協力と工夫の話合いの場をもつ。こうしてようやく編集の態勢がととのえられたかに思える。……中心となるひとりの郷土史家もなく、町条例のワクをはめられた組織と人数だけがめだつ計画をまえにして、唐突に（委員長に）互選され、途方にくれたあの委嘱の日を思えば、これは大きな第一歩といってよいかも知れない。……目下編さん室の努力で収集された各地区や旧家に秘蔵される古文書や記録が各部会に区分けされるとともに、参考書目をふくめてこれを補いながら編集のめどをつけてゆく。……各部会が独立しながら協力してゆくあいだに、ねらいや取り上げ方にもおたがい理解が深まり、大きく前進できることを信じる……」

ここに引用した小文は、私が「大きな第一歩」として『町誌編集部会だより』第一号に寄せたものである。（昭和五十二年七月三十一日発行）編集委員会委員委嘱の日は五十一年十月四日にさかのぼるから、委員会発足とこれがさらに調査・執筆態勢へと発展してゆく難航ぶりはおよそ推測されるだろう。一方、各部落の古文書や記録などの借り上げもなかなか困難がともなったように聞いている。この間の編さん室同人の労は大いに多としなければならない。

しかも、町当局の町誌編さん計画は、新町が発足して二十年、昭和五十五年には二十五周年を迎えるとあって、その記念事業の一環として策定され、五十五年九月三十日を発行予定として進められていたのである。この点で、編さん同人の焦燥は察するにあまりある。保存されるべき行政上の古文書や記録が敗戦時に焼却されたり放てきされて、資料のうえで難儀したこともいいわけにはならない。

私は、これまで近代政治社会思想ないしはその歴史を学んで、学問や知識の世界をかいま見てきたとはいえ、郷土誌史のごときは全く縁のないしろうとにすぎないが、当初編集委員会で、資料の収集・執筆にあたって、歴史観のごときはさておき、せめて記述には出典を明らかにすること、いい伝えや伝説は歴史的事実と区別すること、門閥主義にとらわれないことなどを一応お願いした。

たとえば、木喰にまつわるいい伝えの一つに、「故郷を出て六年目の二〇歳のころ、市川役所の役人となって道路検分のために古関村に来た」というのがある。そしてかごのうちから簾をあげてなつかしい郷里の人たちを眺めているうち、かごをになおうとした老父六兵衛に気づき、名主に休養をとらせるように命じたうえ、その夜ひそかに父母をたずねて、出奔をわび金子を贈ったというのである。（日向保編『木喰五行上人』）

木喰は一般に、享保三（一七一八）年に生まれ、文化七（一八一〇）年に没したという考証が行われている。一方、市川代官所は明和二（一七六五）年に駿府組屋町陣屋の出張陣屋になったのがその初めである。この伝説は少なくとも、当時の封建的身分制からいってうなずけないばかりか、年代的にも全く矛盾している。願望伝説の一つと思えば、当時の農民の苦しい生活と役人の横暴をうかがうには足りようが。

どのような事情から編さんされた町誌にしても、形をなしたからにはすすんで批判に供し、謙虚に耳をかたむけなければならない。ただ、他の町村誌についてよく聞くように、部外者の手をわずらわすことなく、またさしたる年月をかけることもなくして、編集・執筆ともに町内で委嘱された町民自身の努力に成ったことだけは自負してよいだろう。このことは同時に、いつかよりよい町誌に改訂しうるしっかりした足がかりが、町内にきずかれたことを意味する。町誌の編集という知的所産がそれぞれの部落に

還元活用され、まさに過渡期にある共同体づくりの第一歩となれば、と私は夢みている。じじつ、本来、町誌はその責任の一端をになっているのである。

終わりに、編集委員諸兄のご努力に敬意とともに謝意を表したい。またあわただしく目を通す労をとられた編さん審議会委員諸賢にもここでひと言御礼を申し上げておきたい。

昭和五十六年三月

編集後記

新町発足二十五周年記念事業の一環として、町では町誌の編さんを企図し、下部町誌編さん室が設けられたのは、昭和五十一年八月一日のことであった。

同年九月には町内のそれぞれの分野から審議会委員が、十月には四八名の編集委員が選任された。審議会において「下部町誌編さん計画」が決められたのは、十二月もそろそろ終りころであった。翌五十二年一月には、編集委員会内に一三の部会を構成して、執筆分担が決められ、各委員による資料収集や調査研究が開始された。

一応組織づくりはできたものの、編集知識の乏しい私達は、史誌発刊の町村を尋ねて、基礎知識を学ぶことは焦眉の急であり、また事実を確かめるために、毛無山や竜ケ岳を実地踏査して、熊の足跡におびえたり、野猿の叫びを聞いたりもした。他方町誌編さんに欠かせないものは、各部落で保存する中近世古文書であろう。古文書の収集もさることながら、古文書解読辞典を片手に読解作業を続けることは更に困難をきわめた。また地域によっては部落ぐるみ離村して、廃虚と化した茅屋に、回顧の涙をしぼったこともあった。このような状態の中で、文書類の散逸などによって、一部資料が稀薄になったことも残念であると同時に、古いものの保存のむずかしさも痛感した次第である。

資料の収集にあたっては、貴い資料を快く提供しご協力下さった関係各位に心からお礼を申し上げたいと思います。

下部町誌の特色は、下部町在住の編集委員によって、これらの資料が十分に使われて、厳しい自然条件や支配体制の中に生きた、我々の先祖の確かな歩みを、それぞれ専門の分野から忠実にとらえて書き上げた町誌とはいえないだろうか……。

本日ここに下部町誌の完成を心から喜ぶとともに、編さんにあたって絶大なご指導、ご助言を戴いた多くの方々や、株式会社サンニチ印刷の関係者に厚くお礼を申し上げて、編集の後記と致します。

昭和五十六年三月

下部町誌編さん室長　上田　茂

下部町誌

昭和56年12月10日　印刷
昭和56年12月25日　発行

編集　下部町誌編纂委員会

発行者　下部町

印刷所　株式会社　サンニチ印刷
甲府市北口二丁目6

発行所　下部町役場
山梨県西八代郡下部町常葉